学校における教育の情報化の実態等に関する調査結果〔確定値〕
（令和6年度）

文部科学省では、令和６年度「学校における教育の情報化の実態等に関する調査」を、令和７年３月１日現在（児童生徒数については令和７年５月１日現在）で行った。

また、本調査中「教員のＩＣＴ活用指導力の状況」については、文部科学省「教員のＩＣＴ活用指導力チェックリストの改訂等に関する検討会」において、平成30年度に取りまとめられた４つの大項目（Ａ～Ｄ）と１６の小項目（Ａ１～Ｄ４）からなるチェックリストに基づき、授業を行う全教員が自己評価を行う形で調査を行った。

その調査結果は、以下のとおりである。

調査項目（令和７年３月現在）

１．コンピュータ整備の実態等

（１）コンピュータの台数・・１

（２）コンピュータの周辺機器設置場所（ネットワーク対応状況）・・・・・・・・・・・・・・・・・・・２

（３）コンピュータの周辺機器台数・・３

（４）研修の受講状況等・・４

（５）校務支援システムの整備状況・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・５

（６）遠隔教育の実施状況・・６

２．インターネットへの接続状況等

（１）接続方式種別・・９

（２）固定系通信を離床している場合の回線種別・契約種別・接続回線速度別・・・・・・・・10

（３）移動系通信を利用している場合の回線種別・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・13

（４）有害情報への対応状況・・・14

３．教員のＩＣＴ活用指導力の状況

（合計、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校）・・15

＜参考＞

１．都道府県別「コンピュータの設置状況」及び「インターネット接続状況」の実態

（合計、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校）・・29

２．都道府県別「教員のＩＣＴ活用指導力」の状況・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・43

３．　市町村別「コンピュータの設置状況」及び「インターネット接続状況」の実態

（合計、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校）･57

１．コンピュータ整備の実態等

（１）コンピュータの台数

学校種	学校数	児童生徒数	教員数	授業を担当している教員数	学習者用PC台数	Ｄのうちコンピュータ教室占有PC台数	児童生徒一人当たりの学習者用PC台数	指導者用PC台数	Ｆのうちコンピュータ教室占有PC台数	校務用PC台数	Ｈのうちコンピュータ教室占有PC台数	指導者用と校務用の兼用PC台数	Ｊのうちコンピュータ教室占有PC台数	教員の指導者用PC整備率	教員の校務用PC整備率
		Ａ	Ｂ	Ｃ	Ｄ	Ｅ	Ｄ／Ａ	Ｆ	Ｇ	Ｈ	Ｉ	Ｊ	Ｋ	Ｆ＋Ｊ／Ｂ	Ｈ＋Ｊ／Ｂ
	校	人	人	人	台	台	台／人	台	台	台				%	%
小学校（前年度）	18,432	5,932,900	401,774	333,064	6,354,551	***	1.1	563,258	***	502,624	***	***	***	140.2	125.1
小学校	18,271	5,825,949	402,395	335,589	6,172,728	95,622	1.1	426,200	6,154	393,641	1,519	129,735	513	138.2	130.1
中学校（前年度）	9,001	2,903,150	226,551	193,639	3,181,095	***	1.1	302,465	***	283,092	***	***	***	133.5	125.0
中学校	8,945	2,867,856	226,467	194,597	3,096,888	115,740	1.1	233,482	4,974	217,351	791	73,351	421	135.5	128.4
義務教育学校（前年度）	201	72,048	6,951	5,810	78,791	***	1.1	9,584	***	8,808	***	***	***	137.9	126.7
義務教育学校	232	75,951	7,860	6,554	82,345	2,178	1.1	7,688	102	7,203	3	3,091	42	137.1	131.0
高等学校（前年度）	3,455	1,954,758	156,850	141,543	2,044,698	***	1.0	211,642	***	223,489	***	***	***	134.9	142.5
高等学校	3,439	1,951,282	159,539	145,209	2,293,304	264,239	1.2	178,346	10,736	172,564	2,507	54,197	1,365	145.8	142.1
高等学校（専門学科・総合学科単独及び複数学科設置校）（前年度）	1,840	1,006,682	89,299	80,700	1,150,647	***	1.1	120,280	***	131,223	***	***	***	134.7	146.9
高等学校（専門学科・総合学科単独及び複数学科設置校）	1,835	1,005,353	91,038	82,884	1,258,856	191,542	1.3	99,030	8,194	97,580	1,791	34,529	902	146.7	145.1
中等教育学校（前年度）	35	23,678	1,804	1,630	26,230	***	1.1	3,267	***	2,240	***	***	***	181.1	124.2
中等教育学校	35	23,853	1,835	1,670	27,066	1,916	1.1	2,409	110	1,744	1	523	16	159.8	123.5
特別支援学校（前年度）	1,114	146,507	81,769	71,248	162,491	***	1.1	78,173	***	97,852	***	***	***	95.6	119.7
特別支援学校	1,126	150,367	82,715	72,709	174,925	17,926	1.2	63,945	1,768	75,132	853	27,250	343	110.3	123.8
合計（前年度）	32,238	11,033,041	875,699	746,934	11,847,856	***	1.1	1,168,389	***	1,118,105	***	***	***	133.4	127.7
合計	32,048	10,895,258	880,811	756,328	11,847,256	497,621	1.1	912,070	23,844	867,635	5,674	288,147	2,700	136.3	131.2

注１）「児童生徒数」は、令和６年５月１日現在の児童生徒数。
注２）「教員」とは、校長、副校長、教頭、主幹教諭、指導教諭、教諭、助教諭、養護教諭、養護助教諭、栄養教諭、常勤講師をいう。
注３）「授業を担当している教員」とは、各教科等の授業を定期的に担当している教員をいう。授業を一時的・臨時的に担当する教員は含まない。
注４）「指導者用ＰＣ」とは教員が使用するために配備されたものをいう。教職員が主として校務用に利用しているＰＣ（校務用ＰＣ）や校務用ＰＣと兼用のＰＣは含まない。
注５）「教員の校務用ＰＣ」とは、指導者用PCや指導者用ＰＣとの兼用ＰＣ以外の、主として教員が校務専用に使用するコンピュータのことをいう。
注６）「学習者用ＰＣ」とは、児童生徒が使用するために配備されたものをいう。
注７）高等学校（専門学科・総合学科単独及び複数学科設置校）は高等学校の内数である。

（２）コンピュータの周辺機器設置場所（ネットワーク対応状況）

設置場所	教室等数 A	Aのうち、大型提示装置を設置している教室等数 B	割合 B／A	Aのうち、実物投影装置を設置している教室等数 C	割合 C／A	Aのうち、校内LAN接続している教室等数 D	割合 D／A	Dのうち、無線LAN接続教室等数 E	割合 E／D	移動系通信を利用している学校の普通教室等数 F	割合 F／A	移動系通信を利用している学校の内、無線LAN整備済みの普通教室の数 G	割合 G／A	無線LAN又は移動通信システム（LTE等）によりインターネット接続を行う普通教室数 E＋(F－G)	割合 (E＋(F－G))/A
	室	室	%	室	%	室	%	室	%	室	%	室	%	室	%
小学校（普通教室）	277,211	258,704	93.3	136,854	49.4	274,570	99.0	267,937	97.6	24,913	9.0	17,305	6.2	275,545	99.4
小学校（特別教室）	130,531	61,339	47.0	21,488	16.5	115,891	88.8	105,872	91.4	***	***	***	***	***	***
小学校（コンピュータ教室）	8,507	4,580	53.8	2,304	27.1	7,921	93.1	6,859	86.6	***	***	***	***	***	***
小学校（体育館）	18,394	6,278	34.1	633	3.4	14,655	79.7	14,116	96.3	***	***	***	***	***	***
小学校（その他）	158,631	25,773	16.2	8,569	5.4	107,470	67.7	87,905	81.8	***	***	***	***	***	***
小学校（小計）	593,274	356,674	60.1	169,848	28.6	520,508	87.7	482,690	92.7	***	***	***	***	***	***
中学校（普通教室）	114,880	105,117	91.5	30,672	26.7	113,682	99.0	111,371	98.0	9,951	8.7	7,196	6.3	114,126	99.3
中学校（特別教室）	95,888	48,835	50.9	16,191	16.9	85,052	88.7	78,249	92.0	***	***	***	***	***	***
中学校（コンピュータ教室）	6,126	3,668	59.9	1,786	29.2	5,772	94.2	4,970	86.1	***	***	***	***	***	***
中学校（体育館）	11,754	4,871	41.4	410	3.5	8,485	72.2	8,097	95.4	***	***	***	***	***	***
中学校（その他）	96,304	13,763	14.3	4,197	4.4	63,470	65.9	51,470	81.1	***	***	***	***	***	***
中学校（小計）	324,952	176,254	54.2	53,256	16.4	276,461	85.1	254,157	91.9	***	***	***	***	***	***
義務教育学校（普通教室）	4,287	3,946	92.0	1,758	41.0	4,281	99.9	4,260	99.5	504	11.8	485	11.3	4,279	99.8
義務教育学校（特別教室）	2,514	1,558	62.0	592	23.5	2,357	93.8	2,218	94.1	***	***	***	***	***	***
義務教育学校（コンピュータ教室）	141	100	70.9	44	31.2	136	96.5	127	93.4	***	***	***	***	***	***
義務教育学校（体育館）	354	152	42.9	16	4.5	280	79.1	273	97.5	***	***	***	***	***	***
義務教育学校（その他）	3,002	530	17.7	141	4.7	2,225	74.1	1,985	89.2	***	***	***	***	***	***
義務教育学校（小計）	10,298	6,286	61.0	2,551	24.8	9,279	90.1	8,863	95.5	***	***	***	***	***	***
高等学校（普通教室）	60,401	56,220	93.1	10,600	17.5	60,199	99.7	60,055	99.8	1,321	2.2	1,240	2.1	60,136	99.6
高等学校（専門学科・総合学科単独及び複数学科設置校）（普通教室）	32,170	29,983	93.2	6,717	20.9	32,056	99.6	31,984	99.8	805	2.5	768	2.4	32,021	99.5
高等学校（特別教室）	86,849	29,675	34.2	7,090	8.2	70,808	81.5	56,140	79.3	***	***	***	***	***	***
高等学校（専門学科・総合学科単独及び複数学科設置校）（特別教室）	58,864	16,934	28.8	4,550	7.7	46,127	78.4	35,574	77.1	***	***	***	***	***	***
高等学校（コンピュータ教室）	8,429	6,160	73.1	4,220	50.1	7,958	94.4	5,484	68.9	***	***	***	***	***	***
高等学校（専門学科・総合学科単独及び複数学科設置校）（コンピュータ教室）	6,083	4,336	71.3	3,109	51.1	5,782	95.1	3,834	66.3	***	***	***	***	***	***
高等学校（体育館）	7,425	1,925	25.9	123	1.7	4,510	60.7	3,979	88.2	***	***	***	***	***	***
高等学校（専門学科・総合学科単独及び複数学科設置校）（体育館）	3,968	994	25.1	72	1.8	2,471	62.3	2,185	88.4	***	***	***	***	***	***
高等学校（その他）	55,279	7,481	13.5	1,882	3.4	37,954	68.7	26,013	68.5	***	***	***	***	***	***
高等学校（専門学科・総合学科単独及び複数学科設置校）（その他）	30,385	3,891	12.8	1,008	3.3	20,647	68.0	13,906	67.4	***	***	***	***	***	***
高等学校（小計）	218,368	101,438	46.5	23,916	11.0	181,403	83.1	151,645	83.6	***	***	***	***	***	***
高等学校（専門学科・総合学科単独及び複数学科設置校）（小計）	131,475	56,138	42.7	15,456	11.8	107,083	81.4	87,481	81.7	***	***	***	***	***	***
中等教育学校（普通教室）	730	711	97.4	83	11.4	730	100.0	730	100.0	64	8.8	64	8.8	730	100.0
中等教育学校（特別教室）	682	417	61.1	84	12.3	617	90.5	551	89.3	***	***	***	***	***	***
中等教育学校（コンピュータ教室）	60	53	88.3	21	35.0	58	96.7	45	77.6	***	***	***	***	***	***
中等教育学校（体育館）	83	25	30.1	1	1.2	45	54.2	42	93.3	***	***	***	***	***	***
中等教育学校（その他）	480	80	16.7	7	1.5	270	56.3	143	53.0	***	***	***	***	***	***
中等教育学校（小計）	2,035	1,286	63.2	196	9.6	1,720	84.5	1,511	87.8	***	***	***	***	***	***
特別支援学校（普通教室）	30,618	19,668	64.2	3,109	10.2	30,348	99.1	29,844	98.3	847	2.8	661	2.2	30,030	98.1
特別支援学校（特別教室）	16,002	5,748	35.9	814	5.1	14,653	91.6	13,330	91.0	***	***	***	***	***	***
特別支援学校（コンピュータ教室）	1,349	848	62.9	404	29.9	1,285	95.3	1,110	86.4	***	***	***	***	***	***
特別支援学校（体育館）	1,178	587	49.8	56	4.8	966	82.0	922	95.4	***	***	***	***	***	***
特別支援学校（その他）	13,947	2,390	17.1	534	3.8	10,517	75.4	8,978	85.4	***	***	***	***	***	***
特別支援学校（小計）	63,094	29,241	46.3	4,917	7.8	57,761	91.5	54,114	93.7	***	***	***	***	***	***
合計（普通教室）	488,127	444,366	91.0	183,076	37.5	483,810	99.1	474,197	98.0	37,600	7.7	26,951	5.5	484,846	99.3
合計（特別教室）	332,466	147,572	44.4	46,259	13.9	289,378	87.0	256,360	88.6	***	***	***	***	***	***
合計（コンピュータ教室）	24,612	15,409	62.6	8,779	35.7	23,130	94.0	18,595	80.4	***	***	***	***	***	***
合計（体育館）	39,188	13,838	35.3	1,239	3.2	28,941	73.9	27,429	94.8	***	***	***	***	***	***
合計（その他）	327,643	50,017	15.3	15,330	4.7	221,906	67.7	176,494	79.5	***	***	***	***	***	***
合計（小計）	1,212,021	671,179	55.4	254,684	21.0	1,047,132	86.4	952,980	91.0	***	***	***	***	***	***

注１）「大型提示装置を設置している教室等数」とは、大型提示装置（「プロジェクタ」「大型ディスプレイ（TVチューナーの有無は問わない。）」「電子黒板」）を設置している教室をいう。
注２）「校内ＬＡＮ接続している教室等数」とは、有線・無線にかかわらず、校内ＬＡＮやインターネットに接続できる教室をいう。
注３）「特別教室」とは、小学校においては理科教室、生活教室、音楽教室、図画工作教室、家庭教室及び図書室その他の特別の施設設備が恒常的に設置してある室をいい、
　　中学校においては理科教室、音楽教室、美術教室、技術教室、家庭教室、外国語教室及び図書室その他の特別の施設設備が恒常的に設置してある室をいい、
　　高等学校では、理科教室その他の教科のための教室及び図書室その他の特別の施設設備が恒常的に設置してある室をいう。
注４）「その他」とは、コンピュータ教室、普通教室及び特別教室以外の教室等をいう。
注５）高等学校（専門学科・総合学科単独及び複数学科設置校）は高等学校の内数である。

（３）コンピュータの周辺機器台数

設置場所	教室等数（再掲）	実物投影機	プロジェクタ	大型ディスプレイ	電子黒板	充電保管庫	モバイルバッテリー
	室	台	台	台	台	台	台
小学校（普通教室）	277,211	135,284	36,491	155,173	104,244	200,282	41,091
小学校（特別教室）	130,531	20,329	11,963	42,028	18,535	7,707	689
小学校（コンピュータ教室）	8,507	3,744	5,221	1,892	1,464	3,328	3,103
小学校（その他）	177,025	10,905	23,243	20,119	5,784	19,980	11,331
小学校（小計）	593,274	170,262	76,918	219,212	130,027	231,297	56,214
中学校（普通教室）	114,880	29,699	19,811	56,710	40,908	81,683	13,380
中学校（特別教室）	95,888	15,574	11,799	31,865	13,802	3,747	420
中学校（コンピュータ教室）	6,126	2,206	2,944	1,192	790	1,914	1,564
中学校（その他）	108,058	5,033	13,632	11,203	3,491	11,319	5,538
中学校（小計）	324,952	52,512	48,186	100,970	58,991	98,663	20,902
義務教育学校（普通教室）	4,287	1,646	759	1,902	1,793	2,518	7
義務教育学校（特別教室）	2,514	576	372	877	555	79	2
義務教育学校（コンピュータ教室）	141	44	107	27	24	78	4
義務教育学校（その他）	3,356	157	519	440	221	342	60
義務教育学校（小計）	10,298	2,423	1,757	3,246	2,593	3,017	73
高等学校（普通教室）	60,401	10,058	31,537	5,502	29,716	14,126	3,048
高等学校（専門学科・総合学科単独及び複数学科設置校）（普通教室）	32,170	6,428	16,196	2,673	16,422	8,485	2,320
高等学校（特別教室）	86,849	6,570	19,442	11,055	9,345	2,608	984
高等学校（専門学科・総合学科単独及び複数学科設置校）（特別教室）	58,864	4,114	11,290	6,175	5,636	1,573	279
高等学校（コンピュータ教室）	8,429	4,237	6,110	1,242	1,102	1,402	779
高等学校（専門学科・総合学科単独及び複数学科設置校）（コンピュータ教室）	6,083	3,138	4,164	677	751	633	417
高等学校（その他）	62,704	2,330	9,476	3,703	2,225	6,072	6,492
高等学校（専門学科・総合学科単独及び複数学科設置校）（その他）	34,353	1,217	4,834	1,996	1,145	3,061	3,365
高等学校（小計）	218,368	23,195	66,568	21,503	42,393	24,208	11,303
高等学校（専門学科・総合学科単独及び複数学科設置校）（小計）	131,475	14,897	36,487	11,522	23,959	13,752	6,381
中等教育学校（普通教室）	730	65	272	120	451	286	30
中等教育学校（特別教室）	682	78	209	159	124	41	0
中等教育学校（コンピュータ教室）	60	20	41	29	15	3	2
中等教育学校（その他）	563	6	122	47	27	87	4
中等教育学校（小計）	2,035	169	644	355	617	417	36
特別支援学校（普通教室）	30,618	3,033	3,698	12,536	6,125	4,537	373
特別支援学校（特別教室）	16,002	731	1,588	4,287	1,626	660	103
特別支援学校（コンピュータ教室）	1,349	693	1,148	515	306	876	560
特別支援学校（その他）	15,125	707	2,307	2,584	737	3,086	612
特別支援学校（小計）	63,094	5,164	8,741	19,922	8,794	9,159	1,648
合計（普通教室）	488,127	179,785	92,568	231,943	183,237	303,432	57,929
合計（特別教室）	332,466	43,858	45,373	90,271	43,987	14,842	2,198
合計（コンピュータ教室）	24,612	10,944	15,571	4,897	3,701	7,601	6,012
合計（その他）	366,831	19,138	49,299	38,096	12,485	40,886	24,037
合計（小計）	1,212,021	253,725	202,814	365,208	243,415	366,761	90,176

注１）　機器の設置場所は主として利用している教室等により分類する。
注２）　プロジェクタ及び大型ディスプレイのうち、電子黒板として使用するものについては電子黒板でカウントする。
注３）「特別教室」とは、小学校においては理科教室、生活教室、音楽教室、図画工作教室、家庭教室及び図書室
その他の特別の施設設備が恒常的に設置してある室をいい、中学校においては理科教室、音楽教室、美術教室、技術教室、
家庭教室、外国語教室及び図書室その他の特別の施設設備が恒常的に設置してある室をいい、高等学校では、
理科教室その他の教科のための教室及び図書室その他の特別の施設設備が恒常的に設置してある室をいう。
注４）「その他」とは、コンピュータ教室、普通教室及び特別教室以外の余裕教室及び体育館をいう。
注５）高等学校（専門学科・総合学科単独及び複数学科設置校）は高等学校の内数である。

（４）研修の受講状況

学校種	教員数（再掲）	授業を担当している教員数（再掲）	令和６年度中にICT活用指導力の状況の各項目に関する研修を受講した教員数	割合	研修を受講した回数	研修の実施主体（国・独立行政法人）	割合	研修の実施主体（都道府県）	割合	研修の実施主体（市(区)町村）	割合	研修の実施主体（学校）	割合	研修の実施主体（教科等の研究会）	割合	研修を受講した回数（再掲）	研修の実施主体（民間(企業、ＮＰＯ等)）	割合	研修の実施主体（各種学会）	割合	研修の実施主体（その他）	割合	研修を受講した教員１人当たりの平均受講回数
		A	B	B／A	C	D	D／C	E	E／C	F	F／C	G	G／C	H	H／C	C	I	I／C	J	J／C	K	K／C	C／B
	人	人	人	%	回	回	%	回	%	回	%	回	%	回	%	回	回	%	回	%	回	%	回／人
小学校	402,395	335,589	256,498	76.4	627,372	6,865	1.1	20,830	3.3	119,562	19.1	398,639	63.5	48,644	7.8	627,372	24,805	4.0	2,762	0.4	5,265	0.8	2.4
中学校	226,467	194,597	137,241	70.5	296,125	3,065	1.0	11,754	4.0	59,234	20.0	179,139	60.5	28,610	9.7	296,125	10,844	3.7	1,224	0.4	2,255	0.8	2.2
義務教育学校	7,860	6,554	5,337	81.4	12,681	124	1.0	466	3.7	2,564	20.2	7,523	59.3	1,230	9.7	12,681	554	4.4	82	0.6	138	1.1	2.4
高等学校	159,539	145,209	100,730	69.4	210,469	3,074	1.5	40,922	19.4	2,897	1.4	128,384	61.0	15,929	7.6	210,469	8,599	4.1	1,622	0.8	9,042	4.3	2.1
高等学校（専門学科・総合学科単独及び複数学科設置校）	91,038	82,884	57,990	70.0	121,585	1,907	1.6	24,647	20.3	1,653	1.4	73,923	60.8	9,307	7.7	121,585	4,920	4.0	949	0.8	4,279	3.5	2.1
中等教育学校	1,835	1,670	1,163	69.6	2,128	18	0.8	121	5.7	51	2.4	1,713	80.5	105	4.9	2,128	75	3.5	24	1.1	21	1.0	1.8
特別支援学校	82,715	72,709	55,209	75.9	123,589	1,816	1.5	19,465	15.7	3,494	2.8	85,109	68.9	5,593	4.5	123,589	3,479	2.8	1,118	0.9	3,515	2.8	2.2
合計	880,811	756,328	556,178	73.5	1,272,364	14,962	1.2	93,558	7.4	187,802	14.8	800,507	62.9	100,111	7.9	1,272,364	48,356	3.8	6,832	0.5	20,236	1.6	2.3

注１）１人の教員が複数の研修を受講している場合も、「１人」とカウントする。（実人数）
注２）令和７年３月末日までの間に受講予定の教員も含む。
注３）「教員」とは、校長、副校長、教頭、主幹教諭、指導教諭、教諭、助教諭、養護教諭、養護助教諭、栄養教諭、常勤講師、再任用職員（フルタイム）をいう。
注４）「授業を担当している教員」とは、各教科等の授業を定期的に担当している教員をいう。授業を一時的・臨時的に担当する教員は含まない。
注５）高等学校（専門学科・総合学科単独及び複数学科設置校）は高等学校の内数である。

（５）校務支援システムの整備状況等

学校種	学校数（再掲） A	統合型校務支援システムを整備している学校数 B	割合 B／A	統合型校務支援システムを整備していない学校数 C	割合 C／A
	校	校	%	校	%
小学校	18,271	17,305	94.7	966	5.3
中学校	8,945	8,427	94.2	518	5.8
義務教育学校	232	200	86.2	32	13.8
高等学校	3,439	3,416	99.3	23	0.7
高等学校（専門学科・総合学科単独及び複数学科設置校）	1,835	1,821	99.2	14	0.8
中等教育学校	35	33	94.3	2	5.7
特別支援学校	1,126	1,006	89.3	120	10.7
合計	32,048	30,387	94.8	1,661	5.2

注１）「統合型校務支援システム」は、教務系（成績処理、出欠管理、時数等）・保健系（健康診断票、保健室管理等）、指導要録等の学籍関係、学校事務系などを統合した機能を有している
　　システムをいう。なお、教職員等が作成したエクセルやアクセス等のマクロプログラムは含まない。
注２）高等学校（専門学科・総合学科単独及び複数学科設置校）は高等学校の内数である。

（６）遠隔教育の実施状況

学校種	学校数（再掲） A	実施している B	割合 B／A	意向はあるが実施できていない C	割合 C／A	実施していない D	割合 D／A
	校	校	%	校	%	校	%
小学校	18,271	10,605	58.0	1,515	8.3	6,151	33.7
中学校	8,945	5,056	56.5	791	8.8	3,098	34.6
義務教育学校	232	176	75.9	18	7.8	38	16.4
高等学校	3,439	1,697	49.3	299	8.7	1,443	42.0
高等学校（専門学科・総合学科単独及び複数学科設置校）	1,835	856	46.6	171	9.3	808	44.0
中等教育学校	35	25	71.4	2	5.7	8	22.9
特別支援学校	1,126	724	64.3	52	4.6	350	31.1
合計	32,048	18,283	57.0	2,677	8.4	11,088	34.6

注１）「遠隔教育」とは「遠隔システム」を活用した同時双方向で行う教育をいう。
（「『遠隔教育の推進に向けた施策方針』の策定について（通知）」（文部科学省、平成30年9月20日））
注２）高等学校（専門学科・総合学科単独及び複数学科設置校）は高等学校の内数である。

（６）遠隔教育の実施状況

学校種	学校数（再掲） A	実施している B	割合 B／A	Bのうち、「合同授業型」の遠隔授業を実施している学校 E	割合 E／B	Bのうち、「教師支援型」の遠隔授業を実施している学校 F	割合 F／B	Bのうち、「教科・科目充実型」の遠隔授業を実施している学校 G	割合 G／B	Bのうち、個々の児童生徒の状況に応じた遠隔教育を実施している学校 H	割合 H／B
	校	校	%	校	%	校	%	校	%	校	%
小学校	18,271	10,605	58.0	6,087	57.4	4,607	43.4			7,087	66.8
中学校	8,945	5,056	56.5	2,405	47.6	1,746	34.5	150	3.0	3,663	72.4
義務教育学校	232	176	75.9	115	65.3	71	40.3	8	4.5	106	60.2
高等学校	3,439	1,697	49.3	686	40.4	743	43.8	217	12.8	1,152	67.9
高等学校（専門学科・総合学科単独及び複数学科設置校）	1,835	856	46.6	349	40.8	384	44.9	76	8.9	586	68.5
中等教育学校	35	25	71.4	14	56.0	16	64.0	7	28.0	14	56.0
特別支援学校	1,126	724	64.3	465	64.2	218	30.1	39	5.4	570	78.7
合計	32,048	18,283	57.0	9,772	53.4	7,401	40.5	421	5.5	12,592	68.9

注１）「遠隔教育」とは「遠隔システム」を活用した同時双方向で行う教育をいう。
（「『遠隔教育の推進に向けた施策方針』の策定について（通知）」（文部科学省、平成30年9月20日））
注２）「合同授業型」とは、教師が児童生徒等に対面で授業を行う複数の教室等を遠隔により接続することで、児童生徒が多様な意見や考えに触れたり、協働して学習に取り組んだりする機会の充実を図る遠隔教育の形態をいう。
注３）「教師支援型」とは、外部人材等の専門家と、児童生徒や教師がいる教室等を遠隔により接続することで、児童生徒の学習活動の質を高めるとともに、教師の資質向上を図る遠隔教育の形態をいう。
注４）「教科・科目充実型」とは、学校教育法施行規則第77条の２（中学校等）、第88条の３（高等学校等）に基づき、当該教科の免許状を保有する教師による授業を遠隔により提供することで、生徒の多様な科目選択を可能とすること等により、学習機会の充実を図るものをいう。なお、小学校での活用は想定されない。
注５）「教科・科目充実型」の遠隔授業を実施している学校の割合は、「教科・科目充実型」の遠隔授業を実施している学校の総数を、遠隔教育を実施していると答えた学校の総数から、遠隔教育を実施していると答えた小学校の総数を引いた数で除した値である。
注６）一つの遠隔授業が「合同授業型」、「教師支援型」、「教科・科目充実型」の複数の類型に該当する場合は、当てはまる類型を全て選択すること。
注７）「個々の児童生徒の状況に応じた遠隔教育」とは、外国人児童生徒等への日本語指導、病気療養児・不登校児童生徒等に対する学習指導等の個々の児童生徒の状況に応じた遠隔教育の形態をいう。
注８）高等学校（専門学科・総合学科単独及び複数学科設置校）は高等学校の内数である。

（６）遠隔教育の実施状況

学校種	学校数（再掲） A	実施している B	割合 B／A	Bのうち、ほぼ毎日遠隔教育を実施している学校 I	割合 I／B	Bのうち、週３日以上遠隔教育を実施している学校 J	割合 J／B	Bのうち、週１日以上遠隔教育を実施している学校 K	割合 K／B	Bのうち、月１日以上遠隔教育を実施している学校 L	割合 L／B	Bのうち、年に３日以上遠隔教育を実施している学校 M	割合 M／B	Bのうち、年に３日未満遠隔教育を実施している学校 N	割合 N／B
	校	校	%	校	%	校	%	校	%	校	%	校	%	校	%
小学校	18,271	10,605	58.0	1,511	14.2	695	6.6	1,180	11.1	1,539	14.5	3,342	31.5	2,338	22.0
中学校	8,945	5,056	56.5	1,564	30.9	463	9.2	541	10.7	617	12.2	1,183	23.4	688	13.6
義務教育学校	232	176	75.9	25	14.2	8	4.5	14	8.0	31	17.6	71	40.3	27	15.3
高等学校	3,439	1,697	49.3	448	26.4	169	10.0	178	10.5	186	11.0	515	30.3	201	11.8
高等学校（専門学科・総合学科単独及び複数学科設置校）	1,835	856	46.6	211	24.6	82	9.6	92	10.7	83	9.7	277	32.4	111	13.0
中等教育学校	35	25	71.4	8	32.0	4	16.0	3	12.0	1	4.0	6	24.0	3	12.0
特別支援学校	1,126	724	64.3	77	10.6	52	7.2	125	17.3	151	20.9	211	29.1	108	14.9
合計	32,048	18,283	57.0	3,633	19.9	1,391	7.6	2,041	11.2	2,525	13.8	5,328	29.1	3,365	18.4

注１）「遠隔教育」とは「遠隔システム」を活用した同時双方向で行う教育をいう。
（「『遠隔教育の推進に向けた施策方針』の策定について（通知）」（文部科学省、平成30年9月20日））
注２）「合同授業型」とは、教師が児童生徒等に対面で授業を行う複数の教室等を遠隔により接続することで、児童生徒が多様な意見や考えに触れたり、協働して学習に取り組んだりする機会の充実を図る遠隔教育の形態をいう。
注３）「教師支援型」とは、外部人材等の専門家と、児童生徒や教師がいる教室等を遠隔により接続することで、児童生徒の学習活動の質を高めるとともに、教師の資質向上を図る遠隔教育の形態をいう。
注４）「教科・科目充実型」とは、学校教育法施行規則第77条の２（中学校等）、第88条の３（高等学校等）に基づき、当該教科の免許状を保有する教師による授業を遠隔により提供することで、生徒の多様な科目選択を可能とすること等により、学習機会の充実を図るものをいう。なお、小学校での活用は想定されない。
注５）一つの遠隔授業が「合同授業型」、「教師支援型」、「教科・科目充実型」の複数の類型に該当する場合は、当てはまる類型を全て選択すること。
注６）「個々の児童生徒の状況に応じた遠隔教育」とは、外国人児童生徒等への日本語指導、病気療養児・不登校児童生徒等に対する学習指導等の個々の児童生徒の状況に応じた遠隔教育の形態をいう。
注７）高等学校（専門学科・総合学科単独及び複数学科設置校）は高等学校の内数である。

２．インターネットへの接続状況等

（１）接続方回線種別

学校種	学校数（再掲） A	集約接続（固定系通信） B	割合 B／A	直接接続（固定系通信） C	割合 C／A	直接接続（移動系通信） D	割合 D／A	集約接続（固定系通信）と直接接続（固定系通信）を併用 E	割合 E／A	集約接続（固定系通信）と直接接続（移動系通信）を併用 F	割合 F／A	直接接続（固定系通信）と直接接続（移動系通信）を併用 G	割合 G／A	未接続 H	割合 H／A
	校	校	%	校	%	校	%	校	%	校	%	校	%	校	%
小学校	18,271	5,439	29.8	10,542	57.7	514	2.8	622	3.4	573	3.1	581	3.2	0	0.0
中学校	8,945	2,577	28.8	5,249	58.7	223	2.5	322	3.6	270	3.0	303	3.4	1	0.0
義務教育学校	232	60	25.9	141	60.8	5	2.2	6	2.6	11	4.7	9	3.9	0	0.0
高等学校	3,439	885	25.7	2,199	63.9	5	0.1	264	7.7	73	2.1	13	0.4	0	0.0
高等学校（専門学科・総合学科単独及び複数学科設置校）	1,835	468	25.5	1,178	64.2	2	0.1	140	7.6	42	2.3	5	0.3	0	0.0
中等教育学校	35	5	14.3	24	68.6	1	2.9	4	11.4	1	2.9	0	0.0	0	0.0
特別支援学校	1,126	331	29.4	685	60.8	5	0.4	71	6.3	30	2.7	4	0.4	0	0.0
合計	32,048	9,297	29.0	18,840	58.8	753	2.3	1,289	4.0	958	3.0	910	2.8	1	0.0

注１）集約接続（固定系通信）とは、庁舎やデータセンター等の集約拠点に集約してから、インターネットに接続する形態をいう。
注２）直接接続（固定系通信）とは、学校から直接インターネットに接続する形態のことをいう。
注３）直接接続（移動系通信）とは、モバイル通信（ＬＴＥ等）を用いて各端末から直接インターネットに接続する形態のことをいう。
注４）高等学校（専門学科・総合学科単独及び複数学科設置校）は高等学校の内数である。

（２）固定系通信を利用している場合の回線種別・契約種別・接続回線速度別

学校種	移動系通信による接続を除く学校数	集約接続	割合	Bのうち、光ファイバー	割合	Bのうち、CATV（光ファイバー）	割合	Bのうち、CATV（光ファイバー以外）	割合	Bのうち、その他	割合	直接接続	割合	Gのうち、光ファイバー	割合	Gのうち、CATV（光ファイバー）	割合	Gのうち、CATV（光ファイバー以外）	割合	Gのうち、その他	割合	集約接続と直接接続（固定系通信）を併用	割合	Lのうち、光ファイバー	割合	Lのうち、CATV（光ファイバー）	割合	Lのうち、CATV（光ファイバー以外）	割合	Lのうち、その他	割合	集約接続と直接接続（移動系通信）を併用	割合	Qのうち、光ファイバー	割合	Qのうち、CATV（光ファイバー）	割合	Qのうち、CATV（光ファイバー以外）	割合	Qのうち、その他	割合	集約接続と直接接続（移動系通信）を併用	割合	Vのうち、光ファイバー	割合	Vのうち、CATV（光ファイバー）	割合	Vのうち、CATV（光ファイバー以外）	割合	Vのうち、その他	割合
	A	B	B／A	C	C／B	D	D／B	E	E／B	F	F／B	G	G／A	H	H／G	I	I／G	J	J／G	K	K／G	L	L／A	M	M／L	N	N／L	O	O／L	P	P／L	Q	Q／A	R	R／G	S	S／Q	T	T／Q	U	U／Q	X	X／V	Y	Y／V	Z	Z／V
	校	校	%	校	%	校	%	校	%	校	%	校	%	校	%	校	%	校	%	校	%	校	%	校	%	校	%	校	%	校	%	校	%	校	%	校	%	校	%	校	%	校	%	校	%	校	%	校	%
小学校	17,757	5,439	30.6	4,680	86.0	686	12.6	22	0.4	51	0.9	10,542	59.4	9,102	86.3	1,364	12.9	66	0.6	10	0.1	622	3.5	545	87.6	72	11.6	0	0.0	5	0.8	573	3.2	467	81.5	99	17.3	1	0.2	6	1.0	581	3.3	481	82.8	78	13.4	19	3.3	3	0.5
中学校	8,721	2,577	29.5	2,244	87.1	302	11.7	5	0.2	26	1.0	5,249	60.2	4,559	86.9	657	12.5	31	0.6	2	0.0	322	3.7	282	87.6	38	11.8	0	0.0	2	0.6	270	3.1	234	86.7	34	12.6	1	0.4	1	0.4	303	3.5	261	86.1	32	10.6	10	3.3	0	0
義務教育学校	227	60	26.4	52	86.7	8	13.3	0	0.0	0	0.0	141	62.1	129	91.5	11	7.8	0	0.0	1	0.7	6	2.6	6	100.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	11	4.8	10	90.9	1	9.1	0	0.0	0	0.0	9	4	7	77.8	2	22.2	0	0	0	0
高等学校	3,434	885	25.8	837	94.6	47	5.3	1	0.1	0	0.0	2,199	64.0	2,070	94.1	126	5.7	2	0.1	1	0.0	264	7.7	262	99.2	2	0.8	0	0.0	0	0.0	73	2.1	72	98.6	1	1.4	0	0.0	0	0.0	13	0.4	12	92.3	1	7.7	0	0	0	0
高等学校（専門学科・総合学科単独及び複数学科設置校）	1,833	468	25.5	446	95.3	21	4.5	1	0.2	0	0.0	1,178	64.3	1,096	93.0	81	6.9	1	0.1	0	0.0	140	7.6	139	99.3	1	0.7	0	0.0	0	0.0	42	2.3	42	100.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	5	0.3	5	100	0	0	0	0	0	0
中等教育学校	34	5	14.7	5	100.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	24	70.6	24	100.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	4	11.8	4	100.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	1	2.9	1	100.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
特別支援学校	1,121	331	29.5	314	94.9	17	5.1	0	0.0	0	0.0	685	61.1	647	94.5	38	5.5	0	0.0	0	0.0	71	6.3	69	97.2	2	2.8	0	0.0	0	0.0	30	2.7	30	100.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	4	0.4	3	75	1	25	0	0	0	0
合計	31,294	9,297	29.7	8,132	87.5	1,060	11.4	28	0.3	77	0.8	18,840	60.2	16,531	87.7	2,196	11.7	99	0.5	14	0.1	1,289	4.1	1,168	90.6	114	8.8	0	0.0	7	0.5	958	3.1	814	85.0	135	14.1	2	0.2	7	0.7	910	2.9	764	84	114	12.5	29	3.2	3	0.3

注１）集約接続の場合は、学校から集約拠点（集約網）へ接続している部分の回線について回答
注２）直接接続（固定系通信）の場合は、学校からインターネットへ接続している部分の回線について回答
注３）高等学校（専門学科・総合学科単独及び複数学科設置校）は高等学校の内数である。

（２）固定系通信を利用している場合の回線種別・契約種別・接続回線速度別

学校種	移動系通信による接続を除く学校数	光ファイバー	Ｂのうちベストエフォート型	割合	Ｂのうちギャランティ型	割合	CATV（光ファイバー）	Ｅのうちベストエフォート型	割合	Ｅのうちギャランティ型	割合	CATV（光ファイバー以外）	Ｈのうちベストエフォート型	割合	Ｈのうちギャランティ型	割合	その他	Ｋのうちベストエフォート型	割合	Ｋのうちギャランティ型	割合
	A	B	C	C／B	D	D／B	E	F	F／E	G	G／E	H	I	I／H	J	J／H	K	L	L／K	M	M／K
	校	校	校	%	校	%	校	校	%	校	%	校	校	%	校	%	校	校	%	校	%
小学校	17,757	15,275	13,439	88.0	1,836	12.0	2,299	2,081	90.5	218	9.5	108	104	96.3	4	3.7	75	47	62.7	28	37.3
中学校	8,721	7,580	6,680	88.1	900	11.9	1,063	958	90.1	105	9.9	47	46	97.9	1	2.1	31	18	58.1	13	41.9
義務教育学校	227	204	189	92.6	15	7.4	22	20	90.9	2	9.1	0	0	0.0	0	0.0	1	0	0.0	1	100.0
高等学校	3,434	3,253	2,357	72.5	896	27.5	177	129	72.9	48	27.1	3	2	66.7	1	33.3	1	1	100.0	0	0.0
高等学校（専門学科・総合学科単独及び複数学科設置校）	1,833	1,728	1,317	76.2	411	23.8	103	81	78.6	22	21.4	2	1	50.0	1	50.0	0	0	0.0	0	0.0
中等教育学校	34	34	25	73.5	9	26.5	0	0	0.0	0	0.0	0	0	0.0	0	0.0	0	0	0.0	0	0.0
特別支援学校	1,121	1,063	787	74.0	276	26.0	58	42	72.4	16	27.6	0	0	0.0	0	0.0	0	0	0.0	0	0.0
合計	31,294	27,409	23,477	85.7	3,932	14.3	3,619	3,230	89.3	389	10.7	158	152	96.2	6	3.8	108	66	61.1	42	38.9

注）高等学校（専門学科・総合学科単独及び複数学科設置校）は高等学校の内数である。

（２）固定系通信を利用している場合の回線種別・契約種別・接続回線速度別

| 学校種 | 光ファイバー（ベストエフォート型）
A | A のうち100Mbps未満 | A のうち100Mbps～1Gbps未満 | A のうち1Gbps | A のうち20Mbps | A のうち5Mbps | A のうち40Mbps | A のうち10Mbps | A のうち100Mbps～1Gbps未満 | A のうち1Gbps以上 | 光ファイバー（ギャランティ型）
B | B のうち100Mbps未満 | B のうち100Mbps～1Gbps未満 | B のうち1Gbps | B のうち20Mbps | B のうち5Mbps | B のうち40Mbps | B のうち10Mbps | B のうち100Mbps～1Gbps未満 | B のうち1Gbps以上 | ATM（光ファイバー）（ベストエフォート型）
C | C のうち100Mbps未満 | C のうち100Mbps～1Gbps未満 | C のうち1Gbps | C のうち20Mbps | C のうち5Mbps | C のうち40Mbps | C のうち10Mbps | C のうち100Mbps～1Gbps未満 | C のうち1Gbps以上 | ATM（光ファイバー）（ギャランティ型）
D | D のうち100Mbps未満 | D のうち100Mbps～1Gbps未満 | D のうち1Gbps | D のうち20Mbps | D のうち5Mbps | D のうち40Mbps | D のうち10Mbps | D のうち100Mbps～1Gbps未満 | D のうち1Gbps以上 | ATM（光ファイバー）（ベストエフォート型）
E | E のうち100Mbps未満 | E のうち100Mbps～1Gbps未満 | E のうち1Gbps | E のうち20Mbps | E のうち5Mbps | E のうち40Mbps | E のうち10Mbps | E のうち100Mbps～1Gbps未満 | E のうち1Gbps以上 | ATM（光ファイバー）（ギャランティ型）
F | F のうち100Mbps未満 | F のうち100Mbps～1Gbps未満 | F のうち1Gbps | F のうち20Mbps | F のうち5Mbps | F のうち40Mbps | F のうち10Mbps | F のうち100Mbps～1Gbps未満 | F のうち1Gbps以上 | その他（ベストエフォート型）
G | G のうち100Mbps未満 | G のうち100Mbps～1Gbps未満 | G のうち1Gbps | G のうち20Mbps | G のうち5Mbps | G のうち40Mbps | G のうち10Mbps | G のうち100Mbps～1Gbps未満 | G のうち1Gbps以上 | その他（ギャランティ型）
H | H のうち100Mbps未満 | H のうち100Mbps～1Gbps未満 | H のうち1Gbps | H のうち20Mbps | H のうち5Mbps | H のうち40Mbps | H のうち10Mbps | H のうち100Mbps～1Gbps未満 | H のうち1Gbps以上 |
|---|---|---

（３）移動系通信を利用している場合の回線種別

学校種	移動系通信を利用している学校数 A	Ａのうち４Ｇ又はＬＴＥ B	割合 B／A	Ａのうち５Ｇ C	割合 C／A	Ａのうちその他 D	割合 D／A
	校	校	%	校	%	校	%
小学校	1,668	1,497	89.7	71	4.3	100	6.0
中学校	796	700	87.9	39	4.9	57	7.2
義務教育学校	25	23	92.0	1	4.0	1	4.0
高等学校	91	82	90.1	4	4.4	5	5.5
高等学校（専門学科・総合学科単独及び複数学科設置校）	49	42	85.7	3	6.1	4	8.2
中等教育学校	2	1	50.0	1	50.0	0	0.0
特別支援学校	39	39	100.0	0	0.0	0	0.0
合計	2,621	2,342	89.4	116	4.4	163	6.2

注）高等学校（専門学科・総合学科単独及び複数学科設置校）は高等学校の内数である。

（４）有害情報への対応状況

学校種	学校数（再掲） A	フィルタリングの有無（している） B	割合 B／A	フィルタリングの有無（していない） C	割合 C／A	ウイルス対策の有無（している） D	割合 D／A	ウイルス対策の有無（していない） E	割合 E／A
	校	校	%	校	%	校	%	校	%
小学校	18,271	18,229	99.8	42	0.2	18,051	98.8	220	1.2
中学校	8,945	8,920	99.7	25	0.3	8,831	98.7	114	1.3
義務教育学校	232	231	99.6	1	0.4	230	99.1	2	0.9
高等学校	3,439	3,439	100.0	0	0.0	3,439	100.0	0	0.0
高等学校（専門学科・総合学科単独及び複数学科設置校）	1,835	1,835	100.0	0	0.0	1,835	100.0	0	0.0
中等教育学校	35	35	100.0	0	0.0	35	100.0	0	0.0
特別支援学校	1,126	1,126	100.0	0	0.0	1,125	99.9	1	0.1
合計	32,048	31,980	99.8	68	0.2	31,711	98.9	337	1.1

注１）フィルタリングソフト又は、契約プロバイダが提供するフィルタリングサービスを利用している等、何らかの方法によりフィルタリングをしている場合は、「フィルタリングをしている」に分類。（ウイルス対策についても同様。）
注２）高等学校（専門学科・総合学科単独及び複数学科設置校）は高等学校の内数である。

３．教員のＩＣＴ活用指導力の状況

【令和６年度において授業を担当している教員】

（１）合計

		「できる」若しくは「ややできる」（人）	「できる」若しくは「ややできる」（%）	大項目平均（%）
Ａ 教材研究・指導の準備・評価・校務などにICTを活用する能力				
A1	教育効果を上げるために，コンピュータやインターネットなどの利用場面を計画して活用する。	691,104	91.4	90.7
A2	授業で使う教材や校務分掌に必要な資料などを集めたり，保護者・地域との連携に必要な情報を発信したりするためにインターネットなどを活用する。	687,623	90.9	
A3	授業に必要なプリントや提示資料，学級経営や校務分掌に必要な文書や資料などを作成するために，ワープロソフト，表計算ソフトやプレゼンテーションソフトなどを活用する。	706,833	93.5	
A4	学習状況を把握するために児童生徒の作品・レポート・ワークシートなどをコンピュータなどを活用して記録・整理し，評価に活用する。	657,283	86.9	
Ｂ 授業にICTを活用して指導する能力				
B1	児童生徒の興味・関心を高めたり，課題を明確につかませたり，学習内容を的確にまとめさせたりするために，コンピュータや提示装置などを活用して資料などを効果的に提示する。	679,662	89.9	82.2
B2	児童生徒に互いの意見・考え方・作品などを共有させたり，比較検討させたりするために，コンピュータや提示装置などを活用して児童生徒の意見などを効果的に提示する。	613,618	81.1	
B3	知識の定着や技能の習熟をねらいとして，学習用ソフトウェアなどを活用して，繰り返し学習する課題や児童生徒一人一人の理解・習熟の程度に応じた課題などに取り組ませる。	603,764	79.8	
B4	グループで話し合って考えをまとめたり，協働してレポート・資料・作品などを制作したりするなどの学習の際に，コンピュータやソフトウェアなどを効果的に活用させる。	591,089	78.2	
Ｃ 児童生徒のICT活用を指導する能力				
C1	学習活動に必要な，コンピュータなどの基本的な操作技能（文字入力やファイル操作など）を児童生徒が身に付けることができるように指導する。	660,645	87.3	83.1
C2	児童生徒がコンピュータやインターネットなどを活用して，情報を収集したり，目的に応じた情報や信頼できる情報を選択したりできるように指導する。	669,160	88.5	
C3	児童生徒がワープロソフト・表計算ソフト・プレゼンテーションソフトなどを活用して，調べたことや自分の考えを整理したり，文章・表・グラフ・図などに分かりやすくまとめたりすることができるように指導する。	602,671	79.7	
C4	児童生徒が互いの考えを交換し共有して話合いなどができるように，コンピュータやソフトウェアなどを活用することを指導する。	581,954	76.9	
Ｄ 情報活用の基盤となる知識や態度について指導する能力				
D1	児童生徒が情報社会への参画にあたって自らの行動に責任を持ち，相手のことを考え，自他の権利を尊重して，ルールやマナーを守って情報を集めたり発信したりできるように指導する。	683,337	90.3	89.2
D2	児童生徒がインターネットなどを利用する際に，反社会的な行為や違法な行為，ネット犯罪などの危険を適切に回避したり，健康面に留意して適切に利用したりできるように指導する。	690,798	91.3	
D3	児童生徒が情報セキュリティの基本的な知識を身に付け，パスワードを適切に設定・管理するなど，コンピュータやインターネットを安全に利用できるように指導する。	658,296	87.0	
D4	児童生徒がコンピュータやインターネットの便利さに気付き，学習に活用したり，その仕組みを理解したりしようとする意欲が育まれるように指導する。	664,993	87.9	

３．教員のＩＣＴ活用指導力の状況

【令和６年度において授業を担当している教員】

（２）小学校

		「できる」若しくは「ややできる」（人）	「できる」若しくは「ややできる」（%）	大項目平均（%）
Ａ 教材研究・指導の準備・評価・校務などにICTを活用する能力				
A1	教育効果を上げるために，コンピュータやインターネットなどの利用場面を計画して活用する。	310,129	92.4	91.3
A2	授業で使う教材や校務分掌に必要な資料などを集めたり，保護者・地域との連携に必要な情報を発信したりするためにインターネットなどを活用する。	306,689	91.4	
A3	授業に必要なプリントや提示資料，学級経営や校務分掌に必要な文書や資料などを作成するために，ワープロソフト，表計算ソフトやプレゼンテーションソフトなどを活用する。	313,043	93.3	
A4	学習状況を把握するために児童生徒の作品・レポート・ワークシートなどをコンピュータなどを活用して記録・整理し，評価に活用する。	295,789	88.1	
Ｂ 授業にICTを活用して指導する能力				
B1	児童生徒の興味・関心を高めたり，課題を明確につかませたり，学習内容を的確にまとめさせたりするために，コンピュータや提示装置などを活用して資料などを効果的に提示する。	306,441	91.3	85.2
B2	児童生徒に互いの意見・考え方・作品などを共有させたり，比較検討させたりするために，コンピュータや提示装置などを活用して児童生徒の意見などを効果的に提示する。	282,283	84.1	
B3	知識の定着や技能の習熟をねらいとして，学習用ソフトウェアなどを活用して，繰り返し学習する課題や児童生徒一人一人の理解・習熟の程度に応じた課題などに取り組ませる。	286,164	85.3	
B4	グループで話し合って考えをまとめたり，協働してレポート・資料・作品などを制作したりするなどの学習の際に，コンピュータやソフトウェアなどを効果的に活用させる。	268,156	79.9	
Ｃ 児童生徒のICT活用を指導する能力				
C1	学習活動に必要な，コンピュータなどの基本的な操作技能（文字入力やファイル操作など）を児童生徒が身に付けることができるように指導する。	303,994	90.6	85.2
C2	児童生徒がコンピュータやインターネットなどを活用して，情報を収集したり，目的に応じた情報や信頼できる情報を選択したりできるように指導する。	303,721	90.5	
C3	児童生徒がワープロソフト・表計算ソフト・プレゼンテーションソフトなどを活用して，調べたことや自分の考えを整理したり，文章・表・グラフ・図などに分かりやすくまとめたりすることができるように指導する。	269,558	80.3	
C4	児童生徒が互いの考えを交換し共有して話合いなどができるように，コンピュータやソフトウェアなどを活用することを指導する。	266,444	79.4	
Ｄ 情報活用の基盤となる知識や態度について指導する能力				
D1	児童生徒が情報社会への参画にあたって自らの行動に責任を持ち，相手のことを考え，自他の権利を尊重して，ルールやマナーを守って情報を集めたり発信したりできるように指導する。	311,187	92.7	92.1
D2	児童生徒がインターネットなどを利用する際に，反社会的な行為や違法な行為，ネット犯罪などの危険を適切に回避したり，健康面に留意して適切に利用したりできるように指導する。	314,243	93.6	
D3	児童生徒が情報セキュリティの基本的な知識を身に付け，パスワードを適切に設定・管理するなど，コンピュータやインターネットを安全に利用できるように指導する。	304,039	90.6	
D4	児童生徒がコンピュータやインターネットの便利さに気付き，学習に活用したり，その仕組みを理解したりしようとする意欲が育まれるように指導する。	306,817	91.4	

３．教員のＩＣＴ活用指導力の状況

【令和６年度において授業を担当している教員】

（３）中学校

		「できる」若しくは「ややできる」（人）	「できる」若しくは「ややできる」（%）	大項目平均（%）
Ａ 教材研究・指導の準備・評価・校務などにICTを活用する能力				
A1	教育効果を上げるために，コンピュータやインターネットなどの利用場面を計画して活用する。	174,442	89.6	89.5
A2	授業で使う教材や校務分掌に必要な資料などを集めたり，保護者・地域との連携に必要な情報を発信したりするためにインターネットなどを活用する。	173,772	89.3	
A3	授業に必要なプリントや提示資料，学級経営や校務分掌に必要な文書や資料などを作成するために，ワープロソフト，表計算ソフトやプレゼンテーションソフトなどを活用する。	181,574	93.3	
A4	学習状況を把握するために児童生徒の作品・レポート・ワークシートなどをコンピュータなどを活用して記録・整理し，評価に活用する。	166,536	85.6	
Ｂ 授業にICTを活用して指導する能力				
B1	児童生徒の興味・関心を高めたり，課題を明確につかませたり，学習内容を的確にまとめさせたりするために，コンピュータや提示装置などを活用して資料などを効果的に提示する。	172,435	88.6	79.6
B2	児童生徒に互いの意見・考え方・作品などを共有させたり，比較検討させたりするために，コンピュータや提示装置などを活用して児童生徒の意見などを効果的に提示する。	153,052	78.7	
B3	知識の定着や技能の習熟をねらいとして，学習用ソフトウェアなどを活用して，繰り返し学習する課題や児童生徒一人一人の理解・習熟の程度に応じた課題などに取り組ませる。	144,624	74.3	
B4	グループで話し合って考えをまとめたり，協働してレポート・資料・作品などを制作したりするなどの学習の際に，コンピュータやソフトウェアなどを効果的に活用させる。	149,837	77.0	
Ｃ 児童生徒のICT活用を指導する能力				
C1	学習活動に必要な，コンピュータなどの基本的な操作技能（文字入力やファイル操作など）を児童生徒が身に付けることができるように指導する。	164,369	84.5	81.5
C2	児童生徒がコンピュータやインターネットなどを活用して，情報を収集したり，目的に応じた情報や信頼できる情報を選択したりできるように指導する。	169,660	87.2	
C3	児童生徒がワープロソフト・表計算ソフト・プレゼンテーションソフトなどを活用して，調べたことや自分の考えを整理したり，文章・表・グラフ・図などに分かりやすくまとめたりすることができるように指導する。	153,750	79.0	
C4	児童生徒が互いの考えを交換し共有して話合いなどができるように，コンピュータやソフトウェアなどを活用することを指導する。	146,979	75.5	
Ｄ 情報活用の基盤となる知識や態度について指導する能力				
D1	児童生徒が情報社会への参画にあたって自らの行動に責任を持ち，相手のことを考え，自他の権利を尊重して，ルールやマナーを守って情報を集めたり発信したりできるように指導する。	174,410	89.6	87.6
D2	児童生徒がインターネットなどを利用する際に，反社会的な行為や違法な行為，ネット犯罪などの危険を適切に回避したり，健康面に留意して適切に利用したりできるように指導する。	176,375	90.6	
D3	児童生徒が情報セキュリティの基本的な知識を身に付け，パスワードを適切に設定・管理するなど，コンピュータやインターネットを安全に利用できるように指導する。	164,944	84.8	
D4	児童生徒がコンピュータやインターネットの便利さに気付き，学習に活用したり，その仕組みを理解したりしようとする意欲が育まれるように指導する。	166,171	85.4	

３．教員のＩＣＴ活用指導力の状況

【令和６年度において授業を担当している教員】

（４）義務教育学校

		「できる」若しくは「ややできる」（人）	「できる」若しくは「ややできる」（%）	大項目平均（%）
Ａ 教材研究・指導の準備・評価・校務などにICTを活用する能力				
A1	教育効果を上げるために，コンピュータやインターネットなどの利用場面を計画して活用する。	6,122	93.4	93.2
A2	授業で使う教材や校務分掌に必要な資料などを集めたり，保護者・地域との連携に必要な情報を発信したりするためにインターネットなどを活用する。	6,118	93.3	
A3	授業に必要なプリントや提示資料，学級経営や校務分掌に必要な文書や資料などを作成するために，ワープロソフト，表計算ソフトやプレゼンテーションソフトなどを活用する。	6,248	95.3	
A4	学習状況を把握するために児童生徒の作品・レポート・ワークシートなどをコンピュータなどを活用して記録・整理し，評価に活用する。	5,946	90.7	
Ｂ 授業にICTを活用して指導する能力				
B1	児童生徒の興味・関心を高めたり，課題を明確につかませたり，学習内容を的確にまとめさせたりするために，コンピュータや提示装置などを活用して資料などを効果的に提示する。	6,100	93.1	87.5
B2	児童生徒に互いの意見・考え方・作品などを共有させたり，比較検討させたりするために，コンピュータや提示装置などを活用して児童生徒の意見などを効果的に提示する。	5,683	86.7	
B3	知識の定着や技能の習熟をねらいとして，学習用ソフトウェアなどを活用して，繰り返し学習する課題や児童生徒一人一人の理解・習熟の程度に応じた課題などに取り組ませる。	5,653	86.3	
B4	グループで話し合って考えをまとめたり，協働してレポート・資料・作品などを制作したりするなどの学習の際に，コンピュータやソフトウェアなどを効果的に活用させる。	5,516	84.2	
Ｃ 児童生徒のICT活用を指導する能力				
C1	学習活動に必要な，コンピュータなどの基本的な操作技能（文字入力やファイル操作など）を児童生徒が身に付けることができるように指導する。	5,934	90.5	87.4
C2	児童生徒がコンピュータやインターネットなどを活用して，情報を収集したり，目的に応じた情報や信頼できる情報を選択したりできるように指導する。	6,008	91.7	
C3	児童生徒がワープロソフト・表計算ソフト・プレゼンテーションソフトなどを活用して，調べたことや自分の考えを整理したり，文章・表・グラフ・図などに分かりやすくまとめたりすることができるように指導する。	5,541	84.5	
C4	児童生徒が互いの考えを交換し共有して話合いなどができるように，コンピュータやソフトウェアなどを活用することを指導する。	5,433	82.9	
Ｄ 情報活用の基盤となる知識や態度について指導する能力				
D1	児童生徒が情報社会への参画にあたって自らの行動に責任を持ち，相手のことを考え，自他の権利を尊重して，ルールやマナーを守って情報を集めたり発信したりできるように指導する。	6,144	93.7	92.7
D2	児童生徒がインターネットなどを利用する際に，反社会的な行為や違法な行為，ネット犯罪などの危険を適切に回避したり，健康面に留意して適切に利用したりできるように指導する。	6,191	94.5	
D3	児童生徒が情報セキュリティの基本的な知識を身に付け，パスワードを適切に設定・管理するなど，コンピュータやインターネットを安全に利用できるように指導する。	5,948	90.8	
D4	児童生徒がコンピュータやインターネットの便利さに気付き，学習に活用したり，その仕組みを理解したりしようとする意欲が育まれるように指導する。	6,019	91.8	

３．教員のＩＣＴ活用指導力の状況

【令和６年度において授業を担当している教員】

（５）高等学校

		高等学校	高等学校	高等学校	専門学科・総合学科単独及び複数学科設置校	専門学科・総合学科単独及び複数学科設置校	専門学科・総合学科単独及び複数学科設置校
		「できる」若しくは「ややできる」	「できる」若しくは「ややできる」	大項目平均	「できる」若しくは「ややできる」	「できる」若しくは「ややできる」	大項目平均
		（人）	（%）	（%）	（人）	（%）	（%）
Ａ 教材研究・指導の準備・評価・校務などにICTを活用する能力							
A1	教育効果を上げるために，コンピュータやインターネットなどの利用場面を計画して活用する。	133,994	92.3	92.4	76,519	92.3	92.4
A2	授業で使う教材や校務分掌に必要な資料などを集めたり，保護者・地域との連携に必要な情報を発信したりするためにインターネットなどを活用する。	134,656	92.7		76,708	92.5	
A3	授業に必要なプリントや提示資料，学級経営や校務分掌に必要な文書や資料などを作成するために，ワープロソフト，表計算ソフトやプレゼンテーションソフトなどを活用する。	138,529	95.4		79,114	95.5	
A4	学習状況を把握するために児童生徒の作品・レポート・ワークシートなどをコンピュータなどを活用して記録・整理し，評価に活用する。	129,654	89.3		74,087	89.4	
Ｂ 授業にICTを活用して指導する能力							
B1	児童生徒の興味・関心を高めたり，課題を明確につかませたり，学習内容を的確にまとめさせたりするために，コンピュータや提示装置などを活用して資料などを効果的に提示する。	131,009	90.2	82.8	74,903	90.4	82.9
B2	児童生徒に互いの意見・考え方・作品などを共有させたり，比較検討させたりするために，コンピュータや提示装置などを活用して児童生徒の意見などを効果的に提示する。	118,457	81.6		67,672	81.6	
B3	知識の定着や技能の習熟をねらいとして，学習用ソフトウェアなどを活用して，繰り返し学習する課題や児童生徒一人一人の理解・習熟の程度に応じた課題などに取り組ませる。	113,816	78.4		64,969	78.4	
B4	グループで話し合って考えをまとめたり，協働してレポート・資料・作品などを制作したりするなどの学習の際に，コンピュータやソフトウェアなどを効果的に活用させる。	117,566	81.0		67,269	81.2	
Ｃ 児童生徒のICT活用を指導する能力							
C1	学習活動に必要な，コンピュータなどの基本的な操作技能（文字入力やファイル操作など）を児童生徒が身に付けることができるように指導する。	126,861	87.4	85.1	72,930	88.0	85.7
C2	児童生徒がコンピュータやインターネットなどを活用して，情報を収集したり，目的に応じた情報や信頼できる情報を選択したりできるように指導する。	129,598	89.2		74,316	89.7	
C3	児童生徒がワープロソフト・表計算ソフト・プレゼンテーションソフトなどを活用して，調べたことや自分の考えを整理したり，文章・表・グラフ・図などに分かりやすくまとめたりすることができるように指導する。	122,539	84.4		70,683	85.3	
C4	児童生徒が互いの考えを交換し共有して話合いなどができるように，コンピュータやソフトウェアなどを活用することを指導する。	115,276	79.4		66,144	79.8	
Ｄ 情報活用の基盤となる知識や態度について指導する能力							
D1	児童生徒が情報社会への参画にあたって自らの行動に責任を持ち，相手のことを考え，自他の権利を尊重して，ルールやマナーを守って情報を集めたり発信したりできるように指導する。	131,629	90.6	88.9	75,086	90.6	89.0
D2	児童生徒がインターネットなどを利用する際に，反社会的な行為や違法な行為，ネット犯罪などの危険を適切に回避したり，健康面に留意して適切に利用したりできるように指導する。	132,419	91.2		75,512	91.1	
D3	児童生徒が情報セキュリティの基本的な知識を身に付け，パスワードを適切に設定・管理するなど，コンピュータやインターネットを安全に利用できるように指導する。	126,179	86.9		72,146	87.0	
D4	児童生徒がコンピュータやインターネットの便利さに気付き，学習に活用したり，その仕組みを理解したりしようとする意欲が育まれるように指導する。	126,403	87.0		72,351	87.3	

注）高等学校（専門学科・総合学科単独及び複数学科設置校）は高等学校の内数である。

３．教員のＩＣＴ活用指導力の状況

【令和６年度において授業を担当している教員】

（６）中等教育学校

		「できる」若しくは「ややできる」（人）	「できる」若しくは「ややできる」（%）	大項目平均（%）
Ａ 教材研究・指導の準備・評価・校務などにICTを活用する能力				
A1	教育効果を上げるために，コンピュータやインターネットなどの利用場面を計画して活用する。	1,600	95.8	95.6
A2	授業で使う教材や校務分掌に必要な資料などを集めたり，保護者・地域との連携に必要な情報を発信したりするためにインターネットなどを活用する。	1,593	95.4	
A3	授業に必要なプリントや提示資料，学級経営や校務分掌に必要な文書や資料などを作成するために，ワープロソフト，表計算ソフトやプレゼンテーションソフトなどを活用する。	1,629	97.5	
A4	学習状況を把握するために児童生徒の作品・レポート・ワークシートなどをコンピュータなどを活用して記録・整理し，評価に活用する。	1,563	93.6	
Ｂ 授業にICTを活用して指導する能力				
B1	児童生徒の興味・関心を高めたり，課題を明確につかませたり，学習内容を的確にまとめさせたりするために，コンピュータや提示装置などを活用して資料などを効果的に提示する。	1,573	94.2	88.8
B2	児童生徒に互いの意見・考え方・作品などを共有させたり，比較検討させたりするために，コンピュータや提示装置などを活用して児童生徒の意見などを効果的に提示する。	1,464	87.7	
B3	知識の定着や技能の習熟をねらいとして，学習用ソフトウェアなどを活用して，繰り返し学習する課題や児童生徒一人一人の理解・習熟の程度に応じた課題などに取り組ませる。	1,414	84.7	
B4	グループで話し合って考えをまとめたり，協働してレポート・資料・作品などを制作したりするなどの学習の際に，コンピュータやソフトウェアなどを効果的に活用させる。	1,480	88.6	
Ｃ 児童生徒のICT活用を指導する能力				
C1	学習活動に必要な，コンピュータなどの基本的な操作技能（文字入力やファイル操作など）を児童生徒が身に付けることができるように指導する。	1,506	90.2	89.6
C2	児童生徒がコンピュータやインターネットなどを活用して，情報を収集したり，目的に応じた情報や信頼できる情報を選択したりできるように指導する。	1,555	93.1	
C3	児童生徒がワープロソフト・表計算ソフト・プレゼンテーションソフトなどを活用して，調べたことや自分の考えを整理したり，文章・表・グラフ・図などに分かりやすくまとめたりすることができるように指導する。	1,484	88.9	
C4	児童生徒が互いの考えを交換し共有して話合いなどができるように，コンピュータやソフトウェアなどを活用することを指導する。	1,441	86.3	
Ｄ 情報活用の基盤となる知識や態度について指導する能力				
D1	児童生徒が情報社会への参画にあたって自らの行動に責任を持ち，相手のことを考え，自他の権利を尊重して，ルールやマナーを守って情報を集めたり発信したりできるように指導する。	1,579	94.6	92.5
D2	児童生徒がインターネットなどを利用する際に，反社会的な行為や違法な行為，ネット犯罪などの危険を適切に回避したり，健康面に留意して適切に利用したりできるように指導する。	1,567	93.8	
D3	児童生徒が情報セキュリティの基本的な知識を身に付け，パスワードを適切に設定・管理するなど，コンピュータやインターネットを安全に利用できるように指導する。	1,515	90.7	
D4	児童生徒がコンピュータやインターネットの便利さに気付き，学習に活用したり，その仕組みを理解したりしようとする意欲が育まれるように指導する。	1,521	91.1	

３．教員のＩＣＴ活用指導力の状況

【令和６年度において授業を担当している教員】

（７）特別支援学校

		「できる」若しくは「ややできる」（人）	「できる」若しくは「ややできる」（%）	大項目平均（%）
Ａ 教材研究・指導の準備・評価・校務などにICTを活用する能力				
A1	教育効果を上げるために，コンピュータやインターネットなどの利用場面を計画して活用する。	64,817	89.1	87.1
A2	授業で使う教材や校務分掌に必要な資料などを集めたり，保護者・地域との連携に必要な情報を発信したりするためにインターネットなどを活用する。	64,795	89.1	
A3	授業に必要なプリントや提示資料，学級経営や校務分掌に必要な文書や資料などを作成するために，ワープロソフト，表計算ソフトやプレゼンテーションソフトなどを活用する。	65,810	90.5	
A4	学習状況を把握するために児童生徒の作品・レポート・ワークシートなどをコンピュータなどを活用して記録・整理し，評価に活用する。	57,795	79.5	
Ｂ 授業にICTを活用して指導する能力				
B1	児童生徒の興味・関心を高めたり，課題を明確につかませたり，学習内容を的確にまとめさせたりするために，コンピュータや提示装置などを活用して資料などを効果的に提示する。	62,104	85.4	74.1
B2	児童生徒に互いの意見・考え方・作品などを共有させたり，比較検討させたりするために，コンピュータや提示装置などを活用して児童生徒の意見などを効果的に提示する。	52,679	72.5	
B3	知識の定着や技能の習熟をねらいとして，学習用ソフトウェアなどを活用して，繰り返し学習する課題や児童生徒一人一人の理解・習熟の程度に応じた課題などに取り組ませる。	52,093	71.6	
B4	グループで話し合って考えをまとめたり，協働してレポート・資料・作品などを制作したりするなどの学習の際に，コンピュータやソフトウェアなどを効果的に活用させる。	48,534	66.8	
Ｃ 児童生徒のICT活用を指導する能力				
C1	学習活動に必要な，コンピュータなどの基本的な操作技能（文字入力やファイル操作など）を児童生徒が身に付けることができるように指導する。	57,981	79.7	73.2
C2	児童生徒がコンピュータやインターネットなどを活用して，情報を収集したり，目的に応じた情報や信頼できる情報を選択したりできるように指導する。	58,618	80.6	
C3	児童生徒がワープロソフト・表計算ソフト・プレゼンテーションソフトなどを活用して，調べたことや自分の考えを整理したり，文章・表・グラフ・図などに分かりやすくまとめたりすることができるように指導する。	49,799	68.5	
C4	児童生徒が互いの考えを交換し共有して話合いなどができるように，コンピュータやソフトウェアなどを活用することを指導する。	46,381	63.8	
Ｄ 情報活用の基盤となる知識や態度について指導する能力				
D1	児童生徒が情報社会への参画にあたって自らの行動に責任を持ち，相手のことを考え，自他の権利を尊重して，ルールやマナーを守って情報を集めたり発信したりできるように指導する。	58,388	80.3	79.8
D2	児童生徒がインターネットなどを利用する際に，反社会的な行為や違法な行為，ネット犯罪などの危険を適切に回避したり，健康面に留意して適切に利用したりできるように指導する。	60,003	82.5	
D3	児童生徒が情報セキュリティの基本的な知識を身に付け，パスワードを適切に設定・管理するなど，コンピュータやインターネットを安全に利用できるように指導する。	55,671	76.6	
D4	児童生徒がコンピュータやインターネットの便利さに気付き，学習に活用したり，その仕組みを理解したりしようとする意欲が育まれるように指導する。	58,062	79.9	

３－２．教員のＩＣＴ活用指導力の状況

【令和６年度において授業を担当している教員】

（１）合計

		できる	できる	できる 大項目平均	ややできる	ややできる	ややできる 大項目平均	あまりできない	あまりできない	あまりできない 大項目平均	ほとんどできない	ほとんどできない	ほとんどできない 大項目平均
		（人）	（%）	（%）	（人）	（%）	（%）	（人）	（%）	（%）	（人）	（%）	（%）
A 教材研究・指導の準備・評価・校務などにICTを活用する能力													
A1	教育効果を上げるために，コンピュータやインターネットなどの利用場面を計画して活用する。	357,537	47.3	49.3	333,567	44.1	41.3	57,967	7.7	8.2	7,257	1.0	1.2
A2	授業で使う教材や校務分掌に必要な資料などを集めたり，保護者・地域との連携に必要な情報を発信したりするためにインターネットなどを活用する。	370,426	49.0		317,197	41.9		60,025	7.9		8,680	1.1	
A3	授業に必要なプリントや提示資料，学級経営や校務分掌に必要な文書や資料などを作成するために，ワープロソフト，表計算ソフトやプレゼンテーションソフトなどを活用する。	421,525	55.7		285,308	37.7		43,102	5.7		6,393	0.8	
A4	学習状況を把握するために児童生徒の作品・レポート・ワークシートなどをコンピュータなどを活用して記録・整理し，評価に活用する。	342,523	45.3		314,760	41.6		85,591	11.3		13,454	1.8	
B 授業にICTを活用して指導する能力													
B1	児童生徒の興味・関心を高めたり，課題を明確につかませたり，学習内容を的確にまとめさせたりするために，コンピュータや提示装置などを活用して資料などを効果的に提示する。	342,329	45.3	37.2	337,333	44.6	45.1	67,721	9.0	15.3	8,945	1.2	2.5
B2	児童生徒に互いの意見・考え方・作品などを共有させたり，比較検討させたりするために，コンピュータや提示装置などを活用して児童生徒の意見などを効果的に提示する。	271,729	35.9		341,889	45.2		123,118	16.3		19,592	2.6	
B3	知識の定着や技能の習熟をねらいとして，学習用ソフトウェアなどを活用して，繰り返し学習する課題や児童生徒一人一人の理解・習熟の程度に応じた課題などに取り組ませる。	257,370	34.0		346,394	45.8		130,455	17.2		22,109	2.9	
B4	グループで話し合って考えをまとめたり，協働してレポート・資料・作品などを制作したりするなどの学習の際に，コンピュータやソフトウェアなどを効果的に活用させる。	252,584	33.4		338,505	44.8		140,497	18.6		24,742	3.3	
C 児童生徒のICT活用を指導する能力													
C1	学習活動に必要な，コンピュータなどの基本的な操作技能（文字入力やファイル操作など）を児童生徒が身に付けることができるように指導する。	318,438	42.1	37.4	342,207	45.2	45.7	82,263	10.9	14.5	13,420	1.8	2.4
C2	児童生徒がコンピュータやインターネットなどを活用して，情報を収集したり，目的に応じた情報や信頼できる情報を選択したりできるように指導する。	316,150	41.8		353,010	46.7		75,561	10.0		11,607	1.5	
C3	児童生徒がワープロソフト・表計算ソフト・プレゼンテーションソフトなどを活用して，調べたことや自分の考えを整理したり，文章・表・グラフ・図などに分かりやすくまとめたりすることができるように指導する。	258,050	34.1		344,621	45.6		131,023	17.3		22,634	3.0	
C4	児童生徒が互いの考えを交換し共有して話合いなどができるように，コンピュータやソフトウェアなどを活用することを指導する。	239,566	31.7		342,388	45.3		148,325	19.6		26,049	3.4	
D 情報活用の基盤となる知識や態度について指導する能力													
D1	児童生徒が情報社会への参画にあたって自らの行動に責任を持ち，相手のことを考え，自他の権利を尊重して，ルールやマナーを守って情報を集めたり発信したりできるように指導する。	332,240	43.9	42.7	351,097	46.4	46.5	63,386	8.4	9.5	9,605	1.3	1.4
D2	児童生徒がインターネットなどを利用する際に，反社会的な行為や違法な行為，ネット犯罪などの危険を適切に回避したり，健康面に留意して適切に利用したりできるように指導する。	348,886	46.1		341,912	45.2		57,070	7.5		8,460	1.1	
D3	児童生徒が情報セキュリティの基本的な知識を身に付け，パスワードを適切に設定・管理するなど，コンピュータやインターネットを安全に利用できるように指導する。	310,083	41.0		348,213	46.0		85,523	11.3		12,509	1.7	
D4	児童生徒がコンピュータやインターネットの便利さに気付き，学習に活用したり，その仕組みを理解したりしようとする意欲が育まれるように指導する。	300,403	39.7		364,590	48.2		80,678	10.7		10,657	1.4	

３－２．教員のＩＣＴ活用指導力の状況

【令和６年度において授業を担当している教員】

（２）小学校

		できる	できる	できる 大項目平均	やや できる	やや できる	ややできる 大項目平均	あまり できない	あまり できない	あまりできない 大項目平均	ほとんど できない	ほとんど できない	ほとんどできない 大項目平均
		（人）	（%）	（%）	（人）	（%）	（%）	（人）	（%）	（%）	（人）	（%）	（%）
A 教材研究・指導の準備・評価・校務などにICTを活用する能力													
A1	教育効果を上げるために，コンピュータやインターネットなどの利用場面を計画して活用する。	161,620	48.2	49.8	148,509	44.3	41.6	23,456	7.0	7.8	2,004	0.6	0.9
A2	授業で使う教材や校務分掌に必要な資料などを集めたり，保護者・地域との連携に必要な情報を発信したりするためにインターネットなどを活用する。	166,404	49.6		140,285	41.8		25,907	7.7		2,993	0.9	
A3	授業に必要なプリントや提示資料，学級経営や校務分掌に必要な文書や資料などを作成するために，ワープロソフト，表計算ソフトやプレゼンテーションソフトなどを活用する。	184,165	54.9		128,878	38.4		20,152	6.0		2,394	0.7	
A4	学習状況を把握するために児童生徒の作品・レポート・ワークシートなどをコンピュータなどを活用して記録・整理し，評価に活用する。	155,636	46.4		140,153	41.8		35,181	10.5		4,619	1.4	
B 授業にICTを活用して指導する能力													
B1	児童生徒の興味・関心を高めたり，課題を明確につかませたり，学習内容を的確にまとめさせたりするために，コンピュータや提示装置などを活用して資料などを効果的に提示する。	156,612	46.7	39.8	149,829	44.6	45.4	26,552	7.9	13.2	2,596	0.8	1.7
B2	児童生徒に互いの意見・考え方・作品などを共有させたり，比較検討させたりするために，コンピュータや提示装置などを活用して児童生徒の意見などを効果的に提示する。	130,213	38.8		152,070	45.3		47,228	14.1		6,078	1.8	
B3	知識の定着や技能の習熟をねらいとして，学習用ソフトウェアなどを活用して，繰り返し学習する課題や児童生徒一人一人の理解・習熟の程度に応じた課題などに取り組ませる。	130,354	38.8		155,810	46.4		44,078	13.1		5,347	1.6	
B4	グループで話し合って考えをまとめたり，協働してレポート・資料・作品などを制作したりするなどの学習の際に，コンピュータやソフトウェアなどを効果的に活用させる。	116,639	34.8		151,517	45.1		58,752	17.5		8,681	2.6	
C 児童生徒のICT活用を指導する能力													
C1	学習活動に必要な，コンピュータなどの基本的な操作技能（文字入力やファイル操作など）を児童生徒が身に付けることができるように指導する。	151,242	45.1	39.0	152,752	45.5	46.2	28,295	8.4	13.0	3,300	1.0	1.8
C2	児童生徒がコンピュータやインターネットなどを活用して，情報を収集したり，目的に応じた情報や信頼できる情報を選択したりできるように指導する。	146,072	43.5		157,649	47.0		28,557	8.5		3,311	1.0	
C3	児童生徒がワープロソフト・表計算ソフト・プレゼンテーションソフトなどを活用して，調べたことや自分の考えを整理したり，文章・表・グラフ・図などに分かりやすくまとめたりすることができるように指導する。	113,719	33.9		155,839	46.4		57,558	17.2		8,473	2.5	
C4	児童生徒が互いの考えを交換し共有して話合いなどができるように，コンピュータやソフトウェアなどを活用することを指導する。	111,991	33.4		154,453	46.0		60,394	18.0		8,751	2.6	
D 情報活用の基盤となる知識や態度について指導する能力													
D1	児童生徒が情報社会への参画にあたって自らの行動に責任を持ち，相手のことを考え，自他の権利を尊重して，ルールやマナーを守って情報を集めたり発信したりできるように指導する。	158,416	47.2	46.5	152,771	45.5	45.6	21,875	6.5	7.1	2,527	0.8	0.8
D2	児童生徒がインターネットなどを利用する際に，反社会的な行為や違法な行為，ネット犯罪などの危険を適切に回避したり，健康面に留意して適切に利用したりできるように指導する。	166,911	49.7		147,332	43.9		19,230	5.7		2,116	0.6	
D3	児童生徒が情報セキュリティの基本的な知識を身に付け，パスワードを適切に設定・管理するなど，コンピュータやインターネットを安全に利用できるように指導する。	151,800	45.2		152,239	45.4		28,454	8.5		3,096	0.9	
D4	児童生徒がコンピュータやインターネットの便利さに気付き，学習に活用したり，その仕組みを理解したりしようとする意欲が育まれるように指導する。	146,626	43.7		160,191	47.7		26,263	7.8		2,509	0.7	

３－２．教員のＩＣＴ活用指導力の状況

【令和６年度において授業を担当している教員】

（３）中学校

		できる	できる	できる 大項目平均	やや できる	やや できる	ややできる 大項目平均	あまり できない	あまり できない	あまりできない 大項目平均	ほとんど できない	ほとんど できない	ほとんどできない 大項目平均
		（人）	（%）	（%）	（人）	（%）	（%）	（人）	（%）	（%）	（人）	（%）	（%）
A 教材研究・指導の準備・評価・校務などにICTを活用する能力													
A1	教育効果を上げるために，コンピュータやインターネットなどの利用場面を計画して活用する。	90,896	46.7	49.9	83,546	42.9	39.6	17,596	9.0	9.0	2,559	1.3	1.5
A2	授業で使う教材や校務分掌に必要な資料などを集めたり，保護者・地域との連携に必要な情報を発信したりするためにインターネットなどを活用する。	94,322	48.5		79,450	40.8		17,821	9.2		3,004	1.5	
A3	授業に必要なプリントや提示資料，学級経営や校務分掌に必要な文書や資料などを作成するために，ワープロソフト，表計算ソフトやプレゼンテーションソフトなどを活用する。	112,990	58.1		68,584	35.2		11,132	5.7		1,891	1.0	
A4	学習状況を把握するために児童生徒の作品・レポート・ワークシートなどをコンピュータなどを活用して記録・整理し，評価に活用する。	90,059	46.3		76,477	39.3		23,603	12.1		4,458	2.3	
B 授業にICTを活用して指導する能力													
B1	児童生徒の興味・関心を高めたり，課題を明確につかませたり，学習内容を的確にまとめさせたりするために，コンピュータや提示装置などを活用して資料などを効果的に提示する。	89,028	45.7	36.7	83,407	42.9	42.9	19,150	9.8	17.1	3,012	1.5	3.3
B2	児童生徒に互いの意見・考え方・作品などを共有させたり，比較検討させたりするために，コンピュータや提示装置などを活用して児童生徒の意見などを効果的に提示する。	69,068	35.5		83,984	43.2		35,056	18.0		6,489	3.3	
B3	知識の定着や技能の習熟をねらいとして，学習用ソフトウェアなどを活用して，繰り返し学習する課題や児童生徒一人一人の理解・習熟の程度に応じた課題などに取り組ませる。	60,903	31.3		83,721	43.0		41,537	21.3		8,436	4.3	
B4	グループで話し合って考えをまとめたり，協働してレポート・資料・作品などを制作したりするなどの学習の際に，コンピュータやソフトウェアなどを効果的に活用させる。	66,731	34.3		83,106	42.7		37,238	19.1		7,522	3.9	
C 児童生徒のICT活用を指導する能力													
C1	学習活動に必要な，コンピュータなどの基本的な操作技能（文字入力やファイル操作など）を児童生徒が身に付けることができるように指導する。	79,667	40.9	37.7	84,702	43.5	43.9	25,766	13.2	15.6	4,462	2.3	2.8
C2	児童生徒がコンピュータやインターネットなどを活用して，情報を収集したり，目的に応じた情報や信頼できる情報を選択したりできるように指導する。	81,905	42.1		87,755	45.1		21,521	11.1		3,416	1.8	
C3	児童生徒がワープロソフト・表計算ソフト・プレゼンテーションソフトなどを活用して，調べたことや自分の考えを整理したり，文章・表・グラフ・図などに分かりやすくまとめたりすることができるように指導する。	68,771	35.3		84,979	43.7		34,502	17.7		6,345	3.3	
C4	児童生徒が互いの考えを交換し共有して話合いなどができるように，コンピュータやソフトウェアなどを活用することを指導する。	62,959	32.4		84,020	43.2		39,860	20.5		7,758	4.0	
D 情報活用の基盤となる知識や態度について指導する能力													
D1	児童生徒が情報社会への参画にあたって自らの行動に責任を持ち，相手のことを考え，自他の権利を尊重して，ルールやマナーを守って情報を集めたり発信したりできるように指導する。	85,443	43.9	42.0	88,967	45.7	45.6	17,601	9.0	10.9	2,586	1.3	1.5
D2	児童生徒がインターネットなどを利用する際に，反社会的な行為や違法な行為，ネット犯罪などの危険を適切に回避したり，健康面に留意して適切に利用したりできるように指導する。	89,463	46.0		86,912	44.7		15,942	8.2		2,280	1.2	
D3	児童生徒が情報セキュリティの基本的な知識を身に付け，パスワードを適切に設定・管理するなど，コンピュータやインターネットを安全に利用できるように指導する。	77,232	39.7		87,712	45.1		25,840	13.3		3,813	2.0	
D4	児童生徒がコンピュータやインターネットの便利さに気付き，学習に活用したり，その仕組みを理解したりしようとする意欲が育まれるように指導する。	74,449	38.3		91,722	47.1		25,076	12.9		3,350	1.7	

３－２．教員のＩＣＴ活用指導力の状況

【令和６年度において授業を担当している教員】

（４）義務教育学校

		できる	できる	できる 大項目平均	やや できる	やや できる	ややできる 大項目平均	あまり できない	あまり できない	あまりできない 大項目平均	ほとんど できない	ほとんど できない	ほとんどできない 大項目平均
		（人）	（%）	（%）	（人）	（%）	（%）	（人）	（%）	（%）	（人）	（%）	（%）
A 教材研究・指導の準備・評価・校務などにICTを活用する能力													
A1	教育効果を上げるために，コンピュータやインターネットなどの利用場面を計画して活用する。	3,594	54.8	57.1	2,528	38.6	36.1	390	6.0	6.1	42	0.6	0.7
A2	授業で使う教材や校務分掌に必要な資料などを集めたり，保護者・地域との連携に必要な情報を発信したりするためにインターネットなどを活用する。	3,702	56.5		2,416	36.9		384	5.9		52	0.8	
A3	授業に必要なプリントや提示資料，学級経営や校務分掌に必要な文書や資料などを作成するために，ワープロソフト，表計算ソフトやプレゼンテーションソフトなどを活用する。	4,158	63.4		2,090	31.9		275	4.2		31	0.5	
A4	学習状況を把握するために児童生徒の作品・レポート・ワークシートなどをコンピュータなどを活用して記録・整理し，評価に活用する。	3,520	53.7		2,426	37.0		542	8.3		66	1.0	
B 授業にICTを活用して指導する能力													
B1	児童生徒の興味・関心を高めたり，課題を明確につかませたり，学習内容を的確にまとめさせたりするために，コンピュータや提示装置などを活用して資料などを効果的に提示する。	3,483	53.1	46.5	2,617	39.9	41.1	417	6.4	11.0	37	0.6	1.5
B2	児童生徒に互いの意見・考え方・作品などを共有させたり，比較検討させたりするために，コンピュータや提示装置などを活用して児童生徒の意見などを効果的に提示する。	2,976	45.4		2,707	41.3		768	11.7		103	1.6	
B3	知識の定着や技能の習熟をねらいとして，学習用ソフトウェアなどを活用して，繰り返し学習する課題や児童生徒一人一人の理解・習熟の程度に応じた課題などに取り組ませる。	2,911	44.4		2,742	41.8		793	12.1		108	1.6	
B4	グループで話し合って考えをまとめたり，協働してレポート・資料・作品などを制作したりするなどの学習の際に，コンピュータやソフトウェアなどを効果的に活用させる。	2,813	42.9		2,703	41.2		900	13.7		138	2.1	
C 児童生徒のICT活用を指導する能力													
C1	学習活動に必要な，コンピュータなどの基本的な操作技能（文字入力やファイル操作など）を児童生徒が身に付けることができるように指導する。	3,258	49.7	45.1	2,676	40.8	42.4	552	8.4	11.0	68	1.0	1.5
C2	児童生徒がコンピュータやインターネットなどを活用して，情報を収集したり，目的に応じた情報や信頼できる情報を選択したりできるように指導する。	3,226	49.2		2,782	42.4		479	7.3		67	1.0	
C3	児童生徒がワープロソフト・表計算ソフト・プレゼンテーションソフトなどを活用して，調べたことや自分の考えを整理したり，文章・表・グラフ・図などに分かりやすくまとめたりすることができるように指導する。	2,702	41.2		2,839	43.3		887	13.5		126	1.9	
C4	児童生徒が互いの考えを交換し共有して話合いなどができるように，コンピュータやソフトウェアなどを活用することを指導する。	2,626	40.1		2,807	42.8		978	14.9		143	2.2	
D 情報活用の基盤となる知識や態度について指導する能力													
D1	児童生徒が情報社会への参画にあたって自らの行動に責任を持ち，相手のことを考え，自他の権利を尊重して，ルールやマナーを守って情報を集めたり発信したりできるように指導する。	3,429	52.3	50.8	2,715	41.4	41.9	368	5.6	6.6	42	0.6	0.7
D2	児童生徒がインターネットなどを利用する際に，反社会的な行為や違法な行為，ネット犯罪などの危険を適切に回避したり，健康面に留意して適切に利用したりできるように指導する。	3,567	54.4		2,624	40.0		320	4.9		43	0.7	
D3	児童生徒が情報セキュリティの基本的な知識を身に付け，パスワードを適切に設定・管理するなど，コンピュータやインターネットを安全に利用できるように指導する。	3,175	48.4		2,773	42.3		546	8.3		60	0.9	
D4	児童生徒がコンピュータやインターネットの便利さに気付き，学習に活用したり，その仕組みを理解したりしようとする意欲が育まれるように指導する。	3,140	47.9		2,879	43.9		491	7.5		44	0.7	

３－２．教員のＩＣＴ活用指導力の状況

【令和６年度において授業を担当している教員】

（５）高等学校

		高等学校 できる (人)	高等学校 できる (%)	高等学校 できる 大項目平均 (%)	高等学校 やや できる (人)	高等学校 やや できる (%)	高等学校 ややできる 大項目平均 (%)	高等学校 あまり できない (人)	高等学校 あまり できない (%)	高等学校 あまりできない 大項目平均 (%)	高等学校 ほとんど できない (人)	高等学校 ほとんど できない (%)	高等学校 ほとんどできない 大項目平均 (%)
A 教材研究・指導の準備・評価・校務などにICTを活用する能力													
A1	教育効果を上げるために，コンピュータやインターネットなどの利用場面を計画して活用する。	72,679	50.1	52.5	61,315	42.2	39.9	9,750	6.7	6.5	1,465	1.0	1.0
A2	授業で使う教材や校務分掌に必要な資料などを集めたり，保護者・地域との連携に必要な情報を発信したりするためにインターネットなどを活用する。	75,455	52.0		59,201	40.8		9,133	6.3		1,420	1.0	
A3	授業に必要なプリントや提示資料，学級経営や校務分掌に必要な文書や資料などを作成するために，ワープロソフト，表計算ソフトやプレゼンテーションソフトなどを活用する。	86,870	59.8		51,659	35.6		5,746	4.0		934	0.6	
A4	学習状況を把握するために児童生徒の作品・レポート・ワークシートなどをコンピュータなどを活用して記録・整理し，評価に活用する。	70,158	48.3		59,496	41.0		13,361	9.2		2,194	1.5	
B 授業にICTを活用して指導する能力													
B1	児童生徒の興味・関心を高めたり，課題を明確につかませたり，学習内容を的確にまとめさせたりするために，コンピュータや提示装置などを活用して資料などを効果的に提示する。	67,796	46.7	37.6	63,213	43.5	45.2	12,404	8.5	14.6	1,796	1.2	2.6
B2	児童生徒に互いの意見・考え方・作品などを共有させたり，比較検討させたりするために，コンピュータや提示装置などを活用して児童生徒の意見などを効果的に提示する。	51,957	35.8		66,500	45.8		22,852	15.7		3,900	2.7	
B3	知識の定着や技能の習熟をねらいとして，学習用ソフト・ウェアなどを活用して，繰り返し学習する課題や児童生徒一人一人の理解・習熟の程度に応じた課題などに取り組ませる。	46,667	32.1		67,149	46.2		26,338	18.1		5,055	3.5	
B4	グループで話し合って考えをまとめたり，協働してレポート・資料・作品などを制作したりするなどの学習の際に，コンピュータやソフトウェアなどを効果的に活用させる。	51,779	35.7		65,787	45.3		23,360	16.1		4,283	2.9	
C 児童生徒のICT活用を指導する能力													
C1	学習活動に必要な，コンピュータなどの基本的な操作技能（文字入力やファイル操作など）を児童生徒が身に付けることができるように指導する。	62,999	43.4	40.0	63,862	44.0	45.1	15,557	10.7	12.7	2,791	1.9	2.2
C2	児童生徒がコンピュータやインターネットなどを活用して，情報を収集したり，目的に応じた情報や信頼できる情報を選択したりできるように指導する。	63,748	43.9		65,850	45.3		13,431	9.2		2,180	1.5	
C3	児童生徒がワープロソフト・表計算ソフト・プレゼンテーションソフトなどを活用して，調べたことや自分の考えを整理したり，文章・表・グラフ・図などに分かりやすくまとめたりすることができるように指導する。	57,169	39.4		65,370	45.0		19,282	13.3		3,388	2.3	
C4	児童生徒が互いの考えを交換し共有して話合いなどができるように，コンピュータやソフトウェアなどを活用することを指導する。	48,644	33.5		66,632	45.9		25,330	17.4		4,603	3.2	
D 情報活用の基盤となる知識や態度について指導する能力													
D1	児童生徒が情報社会への参画にあたって自らの行動に責任を持ち，相手のことを考え，自他の権利を尊重して，ルールやマナーを守って情報を集めたり発信したりできるように指導する。	64,324	44.3	42.3	67,305	46.4	46.6	11,799	8.1	9.6	1,781	1.2	1.4
D2	児童生徒がインターネットなどを利用する際に，反社会的な行為や違法な行為，ネット犯罪などの危険を適切に回避したり，健康面に留意して適切に利用したりできるように指導する。	66,485	45.8		65,934	45.4		11,127	7.7		1,663	1.1	
D3	児童生徒が情報セキュリティの基本的な知識を身に付け，パスワードを適切に設定・管理するなど，コンピュータやインターネットを安全に利用できるように指導する。	58,467	40.3		67,712	46.6		16,498	11.4		2,532	1.7	
D4	児童生徒がコンピュータやインターネットの便利さに気付き，学習に活用したり，その仕組みを理解したりしようとする意欲が育まれるように指導する。	56,604	39.0		69,799	48.1		16,441	11.3		2,365	1.6	

		専門学科・総合学科 単独及び 複数学科設置校 できる (人)	専門学科・総合学科 単独及び 複数学科設置校 できる (%)	専門学科・総合学科 単独及び 複数学科設置校 できる 大項目平均 (%)	専門学科・総合学科 単独及び 複数学科設置校 やや できる (人)	専門学科・総合学科 単独及び 複数学科設置校 やや できる (%)	専門学科・総合学科 単独及び 複数学科設置校 ややできる 大項目平均 (%)	専門学科・総合学科 単独及び 複数学科設置校 あまり できない (人)	専門学科・総合学科 単独及び 複数学科設置校 あまり できない (%)	専門学科・総合学科 単独及び 複数学科設置校 あまりできない 大項目平均 (%)	専門学科・総合学科 単独及び 複数学科設置校 ほとんど できない (人)	専門学科・総合学科 単独及び 複数学科設置校 ほとんど できない (%)	専門学科・総合学科 単独及び 複数学科設置校 ほとんどできない 大項目平均 (%)
A 教材研究・指導の準備・評価・校務などにICTを活用する能力													
A1	教育効果を上げるために，コンピュータやインターネットなどの利用場面を計画して活用する。	41,627	50.2	52.6	34,892	42.1	39.8	5,550	6.7	6.5	815	1.0	1.0
A2	授業で使う教材や校務分掌に必要な資料などを集めたり，保護者・地域との連携に必要な情報を発信したりするためにインターネットなどを活用する。	42,770	51.6		33,938	40.9		5,331	6.4		845	1.0	
A3	授業に必要なプリントや提示資料，学級経営や校務分掌に必要な文書や資料などを作成するために，ワープロソフト，表計算ソフトやプレゼンテーションソフトなどを活用する。	49,936	60.2		29,178	35.2		3,242	3.9		528	0.6	
A4	学習状況を把握するために児童生徒の作品・レポート・ワークシートなどをコンピュータなどを活用して記録・整理し，評価に活用する。	40,208	48.5		33,879	40.9		7,556	9.1		1,241	1.5	
B 授業にICTを活用して指導する能力													
B1	児童生徒の興味・関心を高めたり，課題を明確につかませたり，学習内容を的確にまとめさせたりするために，コンピュータや提示装置などを活用して資料などを効果的に提示する。	38,817	46.8	37.7	36,086	43.5	45.2	6,991	8.4	14.5	990	1.2	2.6
B2	児童生徒に互いの意見・考え方・作品などを共有させたり，比較検討させたりするために，コンピュータや提示装置などを活用して児童生徒の意見などを効果的に提示する。	29,670	35.8		38,002	45.8		13,002	15.7		2,210	2.7	
B3	知識の定着や技能の習熟をねらいとして，学習用ソフト・ウェアなどを活用して，繰り返し学習する課題や児童生徒一人一人の理解・習熟の程度に応じた課題などに取り組ませる。	26,597	32.1		38,372	46.3		15,012	18.1		2,903	3.5	
B4	グループで話し合って考えをまとめたり，協働してレポート・資料・作品などを制作したりするなどの学習の際に，コンピュータやソフトウェアなどを効果的に活用させる。	29,808	36.0		37,461	45.2		13,170	15.9		2,445	2.9	
C 児童生徒のICT活用を指導する能力													
C1	学習活動に必要な，コンピュータなどの基本的な操作技能（文字入力やファイル操作など）を児童生徒が身に付けることができるように指導する。	36,969	44.6	41.0	35,961	43.4	44.7	8,432	10.2	12.2	1,522	1.8	2.1
C2	児童生徒がコンピュータやインターネットなどを活用して，情報を収集したり，目的に応じた情報や信頼できる情報を選択したりできるように指導する。	37,019	44.7		37,297	45.0		7,392	8.9		1,176	1.4	
C3	児童生徒がワープロソフト・表計算ソフト・プレゼンテーションソフトなどを活用して，調べたことや自分の考えを整理したり，文章・表・グラフ・図などに分かりやすくまとめたりすることができるように指導する。	33,775	40.7		36,908	44.5		10,381	12.5		1,820	2.2	
C4	児童生徒が互いの考えを交換し共有して話合いなどができるように，コンピュータやソフトウェアなどを活用することを指導する。	28,245	34.1		37,899	45.7		14,130	17.0		2,610	3.1	
D 情報活用の基盤となる知識や態度について指導する能力													
D1	児童生徒が情報社会への参画にあたって自らの行動に責任を持ち，相手のことを考え，自他の権利を尊重して，ルールやマナーを守って情報を集めたり発信したりできるように指導する。	36,867	44.5	42.6	38,219	46.1	46.4	6,789	8.2	9.6	1,009	1.2	1.4
D2	児童生徒がインターネットなどを利用する際に，反社会的な行為や違法な行為，ネット犯罪などの危険を適切に回避したり，健康面に留意して適切に利用したりできるように指導する。	38,001	45.8		37,511	45.3		6,435	7.8		937	1.1	
D3	児童生徒が情報セキュリティの基本的な知識を身に付け，パスワードを適切に設定・管理するなど，コンピュータやインターネットを安全に利用できるように指導する。	33,764	40.7		38,382	46.3		9,298	11.2		1,440	1.7	
D4	児童生徒がコンピュータやインターネットの便利さに気付き，学習に活用したり，その仕組みを理解したりしようとする意欲が育まれるように指導する。	32,707	39.5		39,644	47.8		9,202	11.1		1,331	1.6	

注）高等学校（専門学科・総合学科単独及び複数学科設置校）は高等学校の内数である。

３－２．教員のＩＣＴ活用指導力の状況

【令和６年度において授業を担当している教員】

（６）中等教育学校

		できる	できる	できる 大項目平均	やや できる	やや できる	ややできる 大項目平均	あまり できない	あまり できない	あまりできない 大項目平均	ほとんど できない	ほとんど できない	ほとんどできない 大項目平均
		（人）	（%）	（%）	（人）	（%）	（%）	（人）	（%）	（%）	（人）	（%）	（%）
A 教材研究・指導の準備・評価・校務などにICTを活用する能力													
A1	教育効果を上げるために，コンピュータやインターネットなどの利用場面を計画して活用する。	1,020	61.1	63.6	580	34.7	31.9	67	4.0	4.1	3	0.2	0.4
A2	授業で使う教材や校務分掌に必要な資料などを集めたり，保護者・地域との連携に必要な情報を発信したりするためにインターネットなどを活用する。	1,060	63.5		533	31.9		71	4.3		6	0.4	
A3	授業に必要なプリントや提示資料，学級経営や校務分掌に必要な文書や資料などを作成するために，ワープロソフト，表計算ソフトやプレゼンテーションソフトなどを活用する。	1,167	69.9		462	27.7		37	2.2		4	0.2	
A4	学習状況を把握するために児童生徒の作品・レポート・ワークシートなどをコンピュータなどを活用して記録・整理し，評価に活用する。	1,004	60.1		559	33.5		96	5.7		11	0.7	
B 授業にICTを活用して指導する能力													
B1	児童生徒の興味・関心を高めたり，課題を明確につかませたり，学習内容を的確にまとめさせたりするために，コンピュータや提示装置などを活用して資料などを効果的に提示する。	991	59.3	50.6	582	34.9	38.2	88	5.3	9.7	9	0.5	1.6
B2	児童生徒に互いの意見・考え方・作品などを共有させたり，比較検討させたりするために，コンピュータや提示装置などを活用して児童生徒の意見などを効果的に提示する。	823	49.3		641	38.4		177	10.6		29	1.7	
B3	知識の定着や技能の習熟をねらいとして，学習用ソフトウェアなどを活用して，繰り返し学習する課題や児童生徒一人一人の理解・習熟の程度に応じた課題などに取り組ませる。	744	44.6		670	40.1		218	13.1		38	2.3	
B4	グループで話し合って考えをまとめたり，協働してレポート・資料・作品などを制作したりするなどの学習の際に，コンピュータやソフトウェアなどを効果的に活用させる。	821	49.2		659	39.5		162	9.7		28	1.7	
C 児童生徒のICT活用を指導する能力													
C1	学習活動に必要な，コンピュータなどの基本的な操作技能（文字入力やファイル操作など）を児童生徒が身に付けることができるように指導する。	888	53.2	51.1	618	37.0	38.5	136	8.1	9.0	28	1.7	1.4
C2	児童生徒がコンピュータやインターネットなどを活用して，情報を収集したり，目的に応じた情報や信頼できる情報を選択したりできるように指導する。	915	54.8		640	38.3		101	6.0		14	0.8	
C3	児童生徒がワープロソフト・表計算ソフト・プレゼンテーションソフトなどを活用して，調べたことや自分の考えを整理したり，文章・表・グラフ・図などに分かりやすくまとめたりすることができるように指導する。	823	49.3		661	39.6		162	9.7		24	1.4	
C4	児童生徒が互いの考えを交換し共有して話合いなどができるように，コンピュータやソフトウェアなどを活用することを指導する。	786	47.1		655	39.2		200	12.0		29	1.7	
D 情報活用の基盤となる知識や態度について指導する能力													
D1	児童生徒が情報社会への参画にあたって自らの行動に責任を持ち，相手のことを考え，自他の権利を尊重して，ルールやマナーを守って情報を集めたり発信したりできるように指導する。	942	56.4	53.2	637	38.1	39.4	82	4.9	6.7	9	0.5	0.7
D2	児童生徒がインターネットなどを利用する際に，反社会的な行為や違法な行為，ネット犯罪などの危険を適切に回避したり，健康面に留意して適切に利用したりできるように指導する。	950	56.9		617	36.9		92	5.5		11	0.7	
D3	児童生徒が情報セキュリティの基本的な知識を身に付け，パスワードを適切に設定・管理するなど，コンピュータやインターネットを安全に利用できるように指導する。	821	49.2		694	41.6		140	8.4		15	0.9	
D4	児童生徒がコンピュータやインターネットの便利さに気付き，学習に活用したり，その仕組みを理解したりしようとする意欲が育まれるように指導する。	838	50.2		683	40.9		135	8.1		14	0.8	

３－２．教員のＩＣＴ活用指導力の状況

【令和６年度において授業を担当している教員】

（７）特別支援学校

		できる	できる	できる 大項目平均	やや できる	やや できる	ややできる 大項目平均	あまり できない	あまり できない	あまりできない 大項目平均	ほとんど できない	ほとんど できない	ほとんどできない 大項目平均
		（人）	（%）	（%）	（人）	（%）	（%）	（人）	（%）	（%）	（人）	（%）	（%）
A 教材研究・指導の準備・評価・校務などにICTを活用する能力													
A1	教育効果を上げるために，コンピュータやインターネットなどの利用場面を計画して活用する。	27,728	38.1	38.3	37,089	51.0	48.7	6,708	9.2	11.0	1,184	1.6	1.9
A2	授業で使う教材や校務分掌に必要な資料などを集めたり，保護者・地域との連携に必要な情報を発信したりするためにインターネットなどを活用する。	29,483	40.5		35,312	48.6		6,709	9.2		1,205	1.7	
A3	授業に必要なプリントや提示資料，学級経営や校務分掌に必要な文書や資料などを作成するために，ワープロソフト，表計算ソフトやプレゼンテーションソフトなどを活用する。	32,175	44.3		33,635	46.3		5,760	7.9		1,139	1.6	
A4	学習状況を把握するために児童生徒の作品・レポート・ワークシートなどをコンピュータなどを活用して記録・整理し，評価に活用する。	22,146	30.5		35,649	49.0		12,808	17.6		2,106	2.9	
B 授業にICTを活用して指導する能力													
B1	児童生徒の興味・関心を高めたり，課題を明確につかませたり，学習内容を的確にまとめさせたりするために，コンピュータや提示装置などを活用して資料などを効果的に提示する。	24,419	33.6	24.3	37,685	51.8	49.8	9,110	12.5	21.9	1,495	2.1	4.0
B2	児童生徒に互いの意見・考え方・作品などを共有させたり，比較検討させたりするために，コンピュータや提示装置などを活用して児童生徒の意見などを効果的に提示する。	16,692	23.0		35,987	49.5		17,037	23.4		2,993	4.1	
B3	知識の定着や技能の習熟をねらいとして，学習用ソフトウェアなどを活用して，繰り返し学習する課題や児童生徒一人一人の理解・習熟の程度に応じた課題などに取り組ませる。	15,791	21.7		36,302	49.9		17,491	24.1		3,125	4.3	
B4	グループで話し合って考えをまとめたり，協働してレポート・資料・作品などを制作したりするなどの学習の際に，コンピュータやソフトウェアなどを効果的に活用させる。	13,801	19.0		34,733	47.8		20,085	27.6		4,090	5.6	
C 児童生徒のICT活用を指導する能力													
C1	学習活動に必要な，コンピュータなどの基本的な操作技能（文字入力やファイル操作など）を児童生徒が身に付けることができるように指導する。	20,384	28.0	23.4	37,597	51.7	49.7	11,957	16.4	21.9	2,771	3.8	5.0
C2	児童生徒がコンピュータやインターネットなどを活用して，情報を収集したり，目的に応じた情報や信頼できる情報を選択したりできるように指導する。	20,284	27.9		38,334	52.7		11,472	15.8		2,619	3.6	
C3	児童生徒がワープロソフト・表計算ソフト・プレゼンテーションソフトなどを活用して，調べたことや自分の考えを整理したり，文章・表・グラフ・図などに分かりやすくまとめたりすることができるように指導する。	14,866	20.4		34,933	48.0		18,632	25.6		4,278	5.9	
C4	児童生徒が互いの考えを交換し共有して話合いなどができるように，コンピュータやソフトウェアなどを活用することを指導する。	12,560	17.3		33,821	46.5		21,563	29.7		4,765	6.6	
D 情報活用の基盤となる知識や態度について指導する能力													
D1	児童生徒が情報社会への参画にあたって自らの行動に責任を持ち，相手のことを考え，自他の権利を尊重して，ルールやマナーを守って情報を集めたり発信したりできるように指導する。	19,686	27.1	27.0	38,702	53.2	52.8	11,661	16.0	16.6	2,660	3.7	3.6
D2	児童生徒がインターネットなどを利用する際に，反社会的な行為や違法な行為，ネット犯罪などの危険を適切に回避したり，健康面に留意して適切に利用したりできるように指導する。	21,510	29.6		38,493	52.9		10,359	14.2		2,347	3.2	
D3	児童生徒が情報セキュリティの基本的な知識を身に付け，パスワードを適切に設定・管理するなど，コンピュータやインターネットを安全に利用できるように指導する。	18,588	25.6		37,083	51.0		14,045	19.3		2,993	4.1	
D4	児童生徒がコンピュータやインターネットの便利さに気付き，学習に活用したり，その仕組みを理解したりしようとする意欲が育まれるように指導する。	18,746	25.8		39,316	54.1		12,272	16.9		2,375	3.3	

○都道府県別「コンピュータの設置状況」及び「インターネット接続状況」の実態（合計）

（令和７年３月１日現在）

都道府県別 （合計）	学校数 校	児童生徒数 人	普通教室数 室	学習者用PC総台数 台	児童生徒一人当たりの学習者用PC台数 台／人	普通教室の大型提示装置整備率 %	普通教室の校内LAN整備率 %	普通教室の無線LAN整備率 %	普通教室の移動通信システム（LTE等）整備率 %	移動系通信を利用している学校の内、無線LAN整備済みの普通教室の数 室	無線LAN又は移動系通信によりインターネット接続を行う普通教室の割合 %	回線速度の契約理論値 ベストエフォート型 %	回線速度の契約理論値 ギャランティ型 %
北海道	1,778	420,252	21,826	465,165	1.1	83.5	99.1	98.8	2.3	433	99.2	83.0	17.0
青森県	459	99,790	5,398	112,527	1.1	87.2	99.5	99.5	5.3	270	99.9	99.3	0.7
岩手県	489	102,941	5,409	114,790	1.1	73.4	97.4	91.4	15.8	483	98.2	97.4	2.6
宮城県	645	201,837	9,525	233,672	1.2	88.7	99.2	93.4	6.1	16	99.4	91.8	8.2
秋田県	335	74,454	3,784	85,427	1.1	85.4	99.6	98.9	***	***	98.9	99.7	0.3
山形県	377	89,413	4,582	98,796	1.1	86.6	99.1	98.6	1.3	57	98.7	100.0	0.0
福島県	674	159,767	8,102	177,985	1.1	94.1	97.5	96.5	22.0	1,513	99.8	98.1	1.9
茨城県	779	256,529	12,226	275,132	1.1	95.3	100.0	100.0	3.7	456	100.0	99.0	1.0
栃木県	560	173,122	7,991	191,214	1.1	95.7	99.9	99.8	14.3	1,141	99.8	95.9	4.1
群馬県	543	171,495	7,983	199,192	1.2	88.4	86.9	86.5	14.5	90	99.8	99.1	0.9
埼玉県	1,405	639,628	24,896	656,533	1.0	94.1	98.8	98.7	13.5	3,060	99.9	95.5	4.5
千葉県	1,283	533,139	21,941	560,959	1.1	86.0	99.8	99.7	0.2	36	99.7	77.2	22.8
東京都	2,131	977,033	37,842	1,039,080	1.1	92.1	99.6	95.8	18.5	5,524	99.8	84.0	16.0
神奈川県	1,456	756,067	29,437	825,094	1.1	88.4	99.2	98.7	1.6	424	98.8	53.3	46.7
新潟県	779	188,677	9,381	204,450	1.1	87.9	99.6	99.2	***	***	99.2	96.7	3.3
富山県	300	89,480	4,282	98,939	1.1	90.9	100.0	100.0	4.1	176	100.0	97.7	2.3
石川県	328	102,498	4,577	110,786	1.1	92.3	99.2	99.0	0.3	4	99.2	80.1	19.9
福井県	289	72,212	3,607	78,725	1.1	90.9	99.7	96.1	8.4	200	99.0	99.6	0.4
山梨県	288	69,378	3,837	78,208	1.1	85.1	99.5	99.3	***	***	99.3	75.7	24.3
長野県	631	189,010	8,858	206,860	1.1	92.6	99.7	99.0	3.1	219	99.7	79.8	20.2
岐阜県	604	186,186	8,900	203,536	1.1	91.8	99.4	84.9	20.5	545	99.2	66.2	33.8
静岡県	865	318,571	13,440	360,572	1.1	95.6	98.7	96.5	13.1	1,289	100.0	87.5	12.5
愛知県	1,579	712,811	28,999	756,045	1.1	95.5	99.2	98.6	1.4	233	99.2	58.8	41.2
三重県	566	163,127	7,709	185,902	1.1	95.9	99.5	99.4	11.8	899	99.4	91.3	8.7
滋賀県	378	145,936	6,613	154,865	1.1	95.9	99.1	96.1	3.2	18	99.0	78.3	21.7
京都府	597	203,662	9,366	218,504	1.1	92.8	99.5	98.6	1.7	157	98.6	77.1	22.9
大阪府	1,626	713,867	31,822	780,437	1.1	85.7	99.5	98.2	11.3	3,350	99.0	94.5	5.5
兵庫県	1,258	492,957	20,846	527,426	1.1	95.1	99.6	99.4	7.2	1,499	99.4	82.7	17.3
奈良県	325	112,403	5,257	122,582	1.1	86.2	98.7	97.6	3.4	150	98.2	76.8	23.2
和歌山県	388	82,192	4,373	92,114	1.1	96.4	99.8	99.5	2.7	119	99.5	98.5	1.5
鳥取県	203	51,450	2,818	56,760	1.1	95.3	99.9	99.9	1.4	40	99.9	74.4	25.6
島根県	334	64,865	3,581	68,863	1.1	91.8	99.8	99.0	2.0	55	99.4	65.2	34.8
岡山県	592	174,385	8,086	191,435	1.1	95.1	99.7	99.5	0.4	31	99.6	60.8	39.2
広島県	782	250,782	11,356	277,861	1.1	93.5	99.9	99.9	0.1	11	99.9	89.6	10.4
山口県	479	114,726	6,060	128,508	1.1	92.4	99.0	96.3	12.1	537	99.5	94.2	5.8
徳島県	284	64,457	3,470	72,048	1.1	91.5	99.9	99.7	0.0	1	99.7	98.9	1.1
香川県	255	87,638	4,130	93,951	1.1	86.2	98.0	97.2	7.2	286	97.5	98.8	1.2
愛媛県	458	118,583	5,550	133,235	1.1	98.5	99.7	97.0	14.8	657	99.9	93.4	6.6
高知県	318	53,686	3,412	62,004	1.2	84.6	99.2	99.1	6.9	228	99.3	100.0	0.0
福岡県	1,176	484,554	20,893	527,751	1.1	91.8	99.4	98.6	2.1	413	98.8	97.1	2.9
佐賀県	291	83,270	4,156	91,520	1.1	96.6	98.7	95.8	16.5	535	99.4	88.8	11.2
長崎県	541	120,750	6,242	136,262	1.1	92.5	97.1	94.6	22.1	1,078	99.5	97.2	2.8
熊本県	560	169,977	7,970	182,646	1.1	97.8	99.3	63.3	41.5	391	99.9	85.5	14.5
大分県	422	104,165	5,338	114,046	1.1	91.9	99.4	98.9	***	***	98.9	100.0	0.0
宮崎県	402	106,036	5,180	115,274	1.1	90.0	99.7	99.5	1.4	73	99.5	100.0	0.0
鹿児島県	756	158,411	8,705	171,743	1.1	90.1	99.2	97.7	1.2	50	98.3	99.3	0.7
沖縄県	480	189,089	8,371	207,832	1.1	89.0	99.5	98.3	2.6	204	98.5	93.8	6.2
合　　計	32,048	10,895,258	488,127	11,847,256	1.1	91.0	99.1	97.1	7.7	26,951	99.3	86.0	14.0

注１）「児童生徒数」は、令和６年５月１日現在の児童生徒数。
注２）「学習者用ＰＣ」とは、教育用ＰＣのうち、児童生徒が使用するために配備されたものをいう。
注３）「児童生徒一人当たりの学習者用PC台数」は、「学習者用ＰＣ総台数」を令和６年５月１日現在の児童生徒数で除して算出した値である。
注４）「普通教室の大型提示装置整備率」は、大型提示装置を設置している普通教室の総数を普通教室の総数で除して算出した値である。
注５）「普通教室の校内ＬＡＮ整備率」は、校内ＬＡＮを整備する普通教室の総数を普通教室の総数で除して算出した値である。
注６）「普通教室の無線ＬＡＮ整備率」は、無線ＬＡＮを整備する普通教室の総数を普通教室の総数で除して算出した値である。

○都道府県別「コンピュータの設置状況」及び「インターネット接続状況」の実態（合計）

（令和７年３月１日現在）

都道府県別 （合計）	教員数 人	授業を担当している教員数 人	指導者用PC台数 台	指導者用PC整備率 %	教員の校務用PC台数 台	教員の校務用PC整備率 %	統合型校務支援システム整備率 %	遠隔教育実施率 %	遠隔教育を実施している学校のうち、「合同授業型」の遠隔授業の実施率 %	遠隔教育を実施している学校のうち、「教師支援型」の遠隔授業の実施率 %	遠隔教育を実施している学校のうち、「教科・科目充実型」の遠隔授業の実施率 %	遠隔教育を実施している学校のうち、個々の児童生徒の状況に応じた遠隔教育の実施率 %
北海道	40,797	34,156	47,516	116.5	56,060	137.4	89.3	62.9	61.5	37.5	12.4	65.1
青森県	10,017	8,672	12,667	126.5	13,315	132.9	64.3	45.5	48.3	25.4	0.0	75.6
岩手県	10,309	8,626	11,750	114.0	13,391	129.9	90.8	39.3	41.7	37.5	9.9	54.2
宮城県	17,133	14,555	23,227	135.6	26,373	153.9	80.8	57.5	46.4	34.8	7.1	75.2
秋田県	7,466	6,461	8,882	119.0	9,588	128.4	82.7	36.4	59.0	41.0	0.0	51.6
山形県	8,473	7,384	10,910	128.8	10,706	126.4	92.0	54.9	47.8	33.8	0.0	71.0
福島県	14,910	13,126	19,279	129.3	20,219	135.6	93.8	44.5	57.7	36.0	3.2	61.7
茨城県	21,645	18,713	27,491	127.0	29,371	135.7	99.0	63.9	59.8	43.4	3.0	67.3
栃木県	14,547	12,546	16,815	115.6	17,674	121.5	98.4	55.5	52.1	38.6	0.0	70.4
群馬県	14,339	12,239	18,665	130.2	18,877	131.6	91.3	41.4	48.9	40.9	1.0	68.9
埼玉県	44,515	39,009	55,804	125.4	54,457	122.3	96.9	70.3	50.3	47.1	0.3	81.2
千葉県	39,002	33,171	53,114	136.2	49,623	127.2	99.4	68.4	63.0	44.5	1.0	79.4
東京都	65,785	57,793	110,413	167.8	89,729	136.4	100.0	65.0	48.3	37.8	17.7	76.2
神奈川県	54,205	46,129	78,682	145.2	66,606	122.9	96.1	46.1	50.5	37.7	1.0	76.6
新潟県	17,109	14,929	24,866	145.3	21,349	124.8	99.4	64.8	50.5	29.1	11.6	72.1
富山県	7,604	6,826	10,715	140.9	10,166	133.7	100.0	55.7	48.5	32.9	0.0	64.7
石川県	8,082	7,118	13,965	172.8	11,556	143.0	99.1	69.2	53.3	37.0	2.2	70.9
福井県	6,526	5,775	9,329	143.0	9,109	139.6	67.1	65.7	60.5	50.0	0.0	66.3
山梨県	7,084	5,844	8,461	119.4	9,242	130.5	97.6	65.3	65.4	47.9	35.3	83.5
長野県	17,169	14,223	23,989	139.7	22,168	129.1	97.1	67.8	54.2	36.7	2.7	76.4
岐阜県	15,753	13,804	21,372	135.7	19,893	126.3	100.0	62.3	62.5	51.6	0.0	69.1
静岡県	23,858	21,053	26,420	110.7	29,391	123.2	99.8	58.0	47.4	43.0	2.9	69.1
愛知県	49,994	44,530	64,945	129.9	62,635	125.3	99.7	44.6	43.4	41.4	0.3	59.9
三重県	13,646	11,717	20,610	151.0	17,650	129.3	77.4	67.7	47.0	33.9	2.4	76.8
滋賀県	11,616	9,999	15,617	134.4	13,492	116.2	100.0	46.3	48.6	51.4	0.0	66.3
京都府	17,447	14,174	31,177	178.7	30,538	175.0	96.0	39.2	48.7	39.3	4.5	64.1
大阪府	56,923	48,751	72,277	127.0	72,066	126.6	98.2	56.2	43.4	38.4	2.5	79.2
兵庫県	38,596	33,317	45,151	117.0	47,697	123.6	99.8	54.0	55.8	39.8	1.5	61.9
奈良県	9,674	8,259	12,788	132.2	12,040	124.5	96.0	58.2	55.0	53.4	3.7	67.7
和歌山県	8,302	6,960	10,701	128.9	10,267	123.7	99.2	51.0	52.5	42.9	1.5	62.1
鳥取県	5,419	4,634	6,919	127.7	7,631	140.8	95.6	50.2	47.1	36.3	0.0	75.5
島根県	6,873	5,936	9,036	131.5	9,122	132.7	83.5	42.2	56.7	33.3	17.7	63.1
岡山県	15,292	12,657	23,167	151.5	23,376	152.9	96.6	52.5	59.2	38.6	3.1	67.5
広島県	20,274	16,513	35,994	177.5	27,716	136.7	82.6	50.1	54.1	39.5	9.6	61.2
山口県	10,709	9,453	16,233	151.6	14,214	132.7	100.0	77.9	68.4	50.7	0.0	53.4
徳島県	6,386	5,720	9,006	141.0	8,332	130.5	100.0	59.9	52.9	50.0	0.0	60.6
香川県	7,344	6,637	10,078	137.2	9,193	125.2	92.5	48.6	47.6	33.9	1.9	71.0
愛媛県	10,136	8,955	14,734	145.4	14,065	138.8	100.0	68.3	62.0	47.6	6.2	54.6
高知県	6,233	5,180	9,842	157.9	10,806	173.4	100.0	56.3	52.5	30.7	18.2	62.6
福岡県	36,585	30,193	45,776	125.1	46,080	126.0	85.3	69.2	45.0	45.2	6.0	75.4
佐賀県	7,885	6,909	12,241	155.2	10,305	130.7	99.7	54.0	49.7	29.9	8.5	77.1
長崎県	11,420	9,874	16,133	141.3	17,154	150.2	97.4	52.7	51.2	35.8	5.5	60.4
熊本県	14,430	11,924	21,405	148.3	19,586	135.7	100.0	64.8	60.1	40.5	9.5	64.5
大分県	9,168	7,683	13,772	150.2	11,983	130.7	100.0	58.3	62.2	45.9	4.0	50.0
宮崎県	9,793	8,295	14,900	152.1	14,615	149.2	96.8	41.3	54.2	34.3	0.0	49.4
鹿児島県	15,422	12,948	16,852	109.3	17,946	116.4	98.3	48.3	71.2	45.2	8.2	42.2
沖縄県	14,916	12,958	16,531	110.8	18,410	123.4	90.0	51.5	66.4	44.9	1.0	54.7
合　　計	880,811	756,328	1,200,217	136.3	1,155,782	131.2	94.8	57.0	53.4	40.5	5.5	68.9

注１）「教員」とは、校長、副校長、教頭、主幹教諭、指導教諭、教諭、助教諭、養護教諭、養護助教諭、栄養教諭、常勤講師、再任用職員（フルタイム）をいう。
注２）「授業を担当している教員」とは、各教科等の授業を定期的に担当している教員をいう。授業を一時的・臨時的に担当する教員は含まない。
注３）「指導者用ＰＣ」とは、教員が使用するために配備されたものをいう。教職員が主として校務用に利用しているコンピュータ（校務用コンピュータ）は含まない。
注４）「指導者用ＰＣ整備率」とは指導者用ＰＣの総数を教員の総数で除して算出した値である。
注５）「教員の校務用ＰＣ」とは、主として教員が校務に使用するコンピュータのことをいう。
注６）「教員の校務用ＰＣ整備率」は、校務用ＰＣの総数を総教員数で除して算出した値である。
注７）「統合型校務支援システム」は、教務系（成績処理、出欠管理、時数等）・保健系（健康診断票、保健室管理等）、指導要録等の学籍関係、学校事務系など統合して
　　機能を有しているシステムをいう。
注８）「遠隔教育」は、遠隔システムを活用した同時双方向型で行う教育をいう。（「『遠隔教育の推進に向けた施策方針』の策定について（通知）」（文部科学省、平成30年9月20日））

○都道府県別「コンピュータの設置状況」及び「インターネット接続状況」の実態（小学校）

（令和７年３月１日現在）

都道府県別 （小学校）	学校数 校	児童生徒数 人	普通教室数 室	学習者用PC総台数 台	児童生徒一人当たりの学習者用PC台数 台／人	普通教室の大型提示装置整備率 %	普通教室の校内LAN整備率 %	普通教室の無線LAN整備率 %	普通教室の移動通信システム（LTE等）整備率 %	移動系通信を利用している学校の内、無線LAN整備済みの普通教室の数 室	無線LAN又は移動系通信によりインターネット接続を行う普通教室の割合 %	回線速度の契約理論値 ベストエフォート型 %	回線速度の契約理論値 ギャランティ型 %
北海道	921	214,403	11,981	235,486	1.1	90.3	98.9	98.7	2.7	303	98.9	96.4	3.6
青森県	248	50,574	2,899	54,196	1.1	88.2	99.4	99.3	6.9	182	99.9	99.2	0.8
岩手県	265	50,960	2,913	54,019	1.1	72.8	96.6	90.5	19.9	337	98.9	96.8	3.2
宮城県	346	104,839	5,217	116,999	1.1	90.9	99.3	91.7	7.7	1	99.4	90.3	9.7
秋田県	172	34,553	1,919	37,168	1.1	84.9	99.6	99.4	***	***	99.4	99.4	0.6
山形県	218	45,035	2,565	46,641	1.0	91.5	98.4	97.7	1.1	26	97.9	100.0	0.0
福島県	370	80,547	4,393	84,873	1.1	96.6	97.4	96.4	4.2	37	99.8	98.3	1.7
茨城県	431	125,488	6,592	131,496	1.0	95.0	100.0	100.0	4.4	289	100.0	98.6	1.4
栃木県	330	87,868	4,469	96,352	1.1	95.4	99.8	99.6	17.9	799	99.7	95.8	4.2
群馬県	297	86,004	4,343	92,895	1.1	89.6	84.0	84.0	16.7	39	99.8	99.3	0.7
埼玉県	790	347,944	14,276	370,092	1.1	96.6	98.4	98.3	15.7	2,009	99.9	94.7	5.3
千葉県	746	291,609	12,689	308,035	1.1	91.1	99.9	99.7	0.2	26	99.7	74.3	25.7
東京都	1,259	591,377	22,501	621,910	1.1	97.4	99.5	93.7	23.0	3,811	99.8	95.3	4.7
神奈川県	845	422,039	17,326	448,814	1.1	90.8	99.4	99.0	1.9	312	99.1	58.3	41.7
新潟県	430	95,165	5,318	99,890	1.0	91.3	99.6	99.2	***	***	99.2	96.5	3.5
富山県	170	44,587	2,339	47,901	1.1	93.3	100.0	100.0	5.4	126	100.0	97.1	2.9
石川県	189	52,819	2,590	55,210	1.0	95.6	99.1	99.1	0.2	0	99.3	91.0	9.0
福井県	183	36,704	1,955	38,761	1.1	93.5	99.5	95.9	11.0	141	99.7	99.4	0.6
山梨県	166	35,059	2,126	36,104	1.0	90.5	99.4	99.3	***	***	99.3	72.3	27.7
長野県	345	94,406	4,899	98,814	1.0	90.5	99.5	98.4	3.5	115	99.6	75.8	24.2
岐阜県	338	93,068	4,719	96,649	1.0	95.1	99.7	82.2	25.6	410	99.1	76.0	24.0
静岡県	474	168,007	7,393	178,448	1.1	97.2	98.4	95.6	16.1	872	100.0	84.5	15.5
愛知県	959	386,264	17,069	403,238	1.0	96.6	99.1	98.2	1.7	161	98.9	54.5	45.5
三重県	341	82,831	4,374	86,767	1.0	96.6	99.5	99.2	14.7	635	99.4	90.6	9.4
滋賀県	218	75,793	3,626	78,933	1.0	96.0	99.6	96.1	3.6	0	99.6	95.1	4.9
京都府	342	109,229	5,132	114,707	1.1	96.4	99.7	98.6	1.5	77	98.7	87.5	12.5
大阪府	960	395,702	19,021	422,049	1.1	87.3	99.8	98.6	13.5	2,383	99.5	94.1	5.9
兵庫県	717	260,801	11,774	269,650	1.0	95.4	99.7	99.4	8.7	1,022	99.4	95.7	4.3
奈良県	178	57,866	2,949	60,381	1.0	88.0	98.4	97.1	4.4	106	97.9	74.0	26.0
和歌山県	226	40,217	2,409	42,776	1.1	96.3	99.9	99.8	3.3	79	99.8	98.7	1.3
鳥取県	111	26,231	1,532	27,622	1.1	94.2	99.9	99.9	2.0	30	99.9	88.3	11.7
島根県	193	31,785	1,979	32,694	1.0	91.5	99.6	98.3	2.7	39	99.1	59.5	40.5
岡山県	360	90,913	4,674	97,182	1.1	95.8	99.5	99.3	0.1	2	99.3	70.8	29.2
広島県	439	135,413	6,601	149,003	1.1	93.0	99.9	99.8	0.2	11	99.8	89.1	10.9
山口県	270	59,459	3,229	62,967	1.1	91.2	99.4	95.5	15.5	371	99.6	96.1	3.9
徳島県	160	31,279	1,865	34,149	1.1	94.3	99.9	99.9	0.1	1	99.9	100.0	0.0
香川県	152	45,414	2,314	47,759	1.1	91.1	98.3	97.1	9.1	205	97.4	99.3	0.7
愛媛県	267	61,078	3,187	65,502	1.1	98.6	99.7	94.9	18.3	421	100.0	93.7	6.3
高知県	176	28,590	1,834	30,277	1.1	89.1	98.8	98.7	6.5	115	99.0	100.0	0.0
福岡県	698	267,998	12,229	287,337	1.1	92.3	99.7	99.2	1.9	213	99.4	96.5	3.5
佐賀県	157	41,423	2,290	43,840	1.1	98.3	98.1	94.6	21.5	390	99.1	87.6	12.4
長崎県	303	63,763	3,610	68,896	1.1	95.2	96.5	94.0	26.2	742	99.6	96.8	3.2
熊本県	323	92,187	4,556	94,317	1.0	98.9	99.0	54.5	51.2	263	99.9	82.7	17.3
大分県	246	52,609	2,871	55,628	1.1	95.6	98.9	98.5	***	***	98.5	100.0	0.0
宮崎県	225	55,410	2,874	57,803	1.0	95.8	99.7	99.4	1.7	48	99.4	100.0	0.0
鹿児島県	461	82,746	5,026	86,982	1.1	94.1	99.8	97.9	1.5	44	98.4	99.3	0.7
沖縄県	256	97,893	4,764	101,516	1.0	92.4	99.2	99.1	2.6	112	99.3	93.5	6.5
合　　計	18,271	5,825,949	277,211	6,172,728	1.1	93.3	99.0	96.7	9.0	17,305	99.4	88.3	11.7

注１）「児童生徒数」は、令和６年５月１日現在の児童生徒数。
注２）「学習者用ＰＣ」とは、教育用ＰＣのうち、児童生徒が使用するために配備されたものをいう。
注３）「児童生徒一人当たりの学習者用PC台数」は、「学習者用ＰＣ総台数」を令和６年５月１日現在の児童生徒数で除して算出した値である。
注４）「普通教室の大型提示装置整備率」は、大型提示装置を設置している普通教室の総数を普通教室の総数で除して算出した値である。
注５）「普通教室の校内ＬＡＮ整備率」は、校内ＬＡＮを整備する普通教室の総数を普通教室の総数で除して算出した値である。
注６）「普通教室の無線ＬＡＮ整備率」は、無線ＬＡＮを整備する普通教室の総数を普通教室の総数で除して算出した値である。

○都道府県別「コンピュータの設置状況」及び「インターネット接続状況」の実態（小学校）

（令和７年３月１日現在）

都道府県別 （小学校）	教員数 人	授業を担当している教員数 人	指導者用PC台数 台	指導者用PC整備率 %	教員の校務用PC台数 台	教員の校務用PC整備率 %	統合型校務支援システム整備率 %	遠隔教育実施率 %	遠隔教育を実施している学校のうち、「合同授業型」の遠隔授業の実施率 %	遠隔教育を実施している学校のうち、「教師支援型」の遠隔授業の実施率 %	遠隔教育を実施している学校のうち、「教科・科目充実型」の遠隔授業の実施率 %	遠隔教育を実施している学校のうち、個々の児童生徒の状況に応じた遠隔教育の実施率 %
北海道	18,085	14,494	21,623	119.6	23,952	132.4	87.4	64.5	69.2	41.9	***	60.9
青森県	4,192	3,497	5,379	128.3	5,410	129.1	58.1	45.6	53.1	28.3	***	71.7
岩手県	4,286	3,351	4,944	115.4	5,454	127.3	93.6	38.1	46.5	39.6	***	48.5
宮城県	7,534	6,113	9,348	124.1	11,760	156.1	76.9	54.0	52.9	43.9	***	72.2
秋田県	2,851	2,397	3,595	126.1	3,734	131.0	79.1	39.0	70.1	37.3	***	40.3
山形県	3,725	3,103	4,469	120.0	4,917	132.0	97.7	51.8	53.1	36.3	***	69.0
福島県	6,101	5,215	7,737	126.8	8,171	133.9	92.4	47.3	62.9	43.4	***	52.6
茨城県	9,022	7,553	11,001	121.9	10,792	119.6	98.6	62.2	63.4	46.6	***	62.3
栃木県	6,550	5,487	7,864	120.1	8,174	124.8	98.2	57.9	54.5	40.3	***	69.1
群馬県	6,296	5,201	8,270	131.4	8,271	131.4	95.3	42.1	44.8	46.4	***	70.4
埼玉県	20,306	17,565	25,363	124.9	24,584	121.1	96.8	77.5	50.5	49.0	***	83.0
千葉県	18,247	15,037	27,697	151.8	22,963	125.8	99.5	76.0	64.4	48.5	***	79.4
東京都	33,796	29,359	53,029	156.9	47,126	139.4	99.9	64.7	48.0	38.6	***	80.8
神奈川県	26,370	21,904	45,758	173.5	32,492	123.2	98.5	44.1	50.4	44.8	***	76.4
新潟県	7,645	6,615	11,071	144.8	9,524	124.6	99.3	67.4	57.6	31.0	***	71.7
富山県	3,332	2,903	4,772	143.2	4,631	139.0	100.0	55.9	56.8	29.5	***	54.7
石川県	3,686	3,139	5,487	148.9	5,040	136.7	99.5	73.0	61.6	40.6	***	64.5
福井県	2,907	2,466	4,173	143.6	3,914	134.6	63.9	63.4	63.8	51.7	***	60.3
山梨県	3,254	2,546	3,690	113.4	4,323	132.9	98.2	62.0	76.7	54.4	***	82.5
長野県	7,172	5,686	9,159	127.7	9,718	135.5	97.1	69.6	62.5	35.8	***	72.1
岐阜県	6,751	5,790	10,262	152.0	8,765	129.8	100.0	60.7	69.3	56.6	***	63.9
静岡県	10,521	9,152	12,437	118.2	13,163	125.1	100.0	62.0	53.4	46.9	***	67.3
愛知県	24,189	21,092	30,997	128.1	30,009	124.1	99.8	43.3	47.2	49.9	***	56.1
三重県	6,416	5,309	7,745	120.7	7,893	123.0	74.8	62.8	53.3	35.0	***	70.6
滋賀県	5,207	4,344	7,181	137.9	6,322	121.4	100.0	56.0	54.1	53.3	***	64.8
京都府	7,453	5,838	13,112	175.9	12,802	171.8	95.0	36.3	53.2	46.8	***	56.5
大阪府	27,264	22,762	38,996	143.0	35,979	132.0	97.9	57.2	42.3	39.9	***	80.9
兵庫県	17,448	14,578	20,582	118.0	21,095	120.9	100.0	57.2	61.5	43.4	***	59.0
奈良県	4,372	3,651	5,554	127.0	5,608	128.3	97.8	60.7	56.5	54.6	***	72.2
和歌山県	3,599	2,894	4,957	137.7	4,564	126.8	99.6	58.4	56.8	47.7	***	55.3
鳥取県	2,270	1,846	2,637	116.2	3,020	133.0	100.0	47.7	50.9	32.1	***	75.5
島根県	2,844	2,373	3,759	132.2	3,833	134.8	84.5	40.9	67.1	27.8	***	57.0
岡山県	7,045	5,575	9,551	135.6	9,697	137.6	95.8	50.3	65.7	34.3	***	60.2
広島県	9,687	7,623	14,518	149.9	12,936	133.5	80.9	48.7	59.3	42.5	***	61.2
山口県	4,594	3,913	6,661	145.0	5,550	120.8	100.0	84.1	74.4	50.2	***	50.7
徳島県	2,733	2,358	4,077	149.2	3,531	129.2	100.0	58.1	57.0	49.5	***	58.1
香川県	3,277	2,888	5,028	153.4	4,152	126.7	90.8	46.7	46.5	32.4	***	71.8
愛媛県	4,429	3,802	6,603	149.1	5,902	133.3	100.0	68.5	68.3	47.0	***	49.7
高知県	2,528	1,985	4,498	177.9	3,597	142.3	100.0	51.7	62.6	38.5	***	61.5
福岡県	17,526	13,816	20,810	118.7	22,186	126.6	83.0	69.2	47.0	51.8	***	74.1
佐賀県	3,386	2,923	5,300	156.5	4,478	132.3	100.0	54.8	53.5	26.7	***	74.4
長崎県	5,169	4,377	7,564	146.3	7,356	142.3	97.0	52.1	55.7	38.0	***	55.7
熊本県	6,658	5,337	9,800	147.2	8,434	126.7	100.0	66.9	64.4	44.9	***	61.1
大分県	3,880	3,152	6,501	167.6	5,072	130.7	100.0	59.8	70.1	42.9	***	41.5
宮崎県	4,253	3,453	7,360	173.1	6,930	162.9	100.0	36.9	66.3	33.7	***	36.1
鹿児島県	7,163	5,733	7,825	109.2	8,105	113.2	100.0	52.7	74.9	46.5	***	37.4
沖縄県	6,376	5,394	7,191	112.8	7,447	116.8	89.5	55.5	68.3	43.7	***	58.5
合　　計	402,395	335,589	555,935	138.2	523,376	130.1	94.7	58.0	57.4	43.4	***	66.8

注１）「教員」とは、校長、副校長、教頭、主幹教諭、指導教諭、教諭、助教諭、養護教諭、養護助教諭、栄養教諭、常勤講師、再任用職員（フルタイム）をいう。
注２）「授業を担当している教員」とは、各教科等の授業を定期的に担当している教員をいう。授業を一時的・臨時的に担当する教員は含まない。
注３）「指導者用ＰＣ」とは、教員が使用するために配備されたものをいう。教職員が主として校務用に利用しているコンピュータ（校務用コンピュータ）は含まない。
注４）「指導者用ＰＣ整備率」とは指導者用ＰＣの総数を教員の総数で除して算出した値である。
注５）「教員の校務用ＰＣ」とは、主として教員が校務に使用するコンピュータのことをいう。
注６）「教員の校務用ＰＣ整備率」は、校務用ＰＣの総数を総教員数で除して算出した値である。
注７）「統合型校務支援システム」は、教務系（成績処理、出欠管理、時数等）・保健系（健康診断票、保健室管理等）、指導要録等の学籍関係、学校事務系など統合して
　　機能を有しているシステムをいう。
注８）「遠隔教育」は、遠隔システムを活用した同時双方向型で行う教育をいう。（「『遠隔教育の推進に向けた施策方針』の策定について（通知）」（文部科学省、平成30年9月20日））

○都道府県別「コンピュータの設置状況」及び「インターネット接続状況」の実態（中学校）

（令和７年３月１日現在）

都道府県別 （中学校）	学校数 校	児童生徒数 人	普通教室数 室	学習者用PC総台数 台	児童生徒一人当たりの学習者用PC台数 台／人	普通教室の大型提示装置整備率 %	普通教室の校内LAN整備率 %	普通教室の無線LAN整備率 %	普通教室の移動通信システム（LTE等）整備率 %	移動系通信を利用している学校の内、無線LAN整備済みの普通教室の数 室	無線LAN又は移動系通信によりインターネット接続を行う普通教室の割合 %	回線速度の契約理論値 ベストエフォート型 %	回線速度の契約理論値 ギャランティ型 %
北海道	536	113,532	5,285	126,161	1.1	87.0	99.5	99.4	2.1	110	99.4	96.4	3.6
青森県	145	26,951	1,350	29,798	1.1	79.3	99.5	99.5	6.6	88	99.6	99.3	0.7
岩手県	143	27,785	1,281	29,958	1.1	81.4	97.3	89.4	21.2	146	99.2	97.0	3.0
宮城県	189	54,255	2,321	62,815	1.2	88.1	98.8	92.2	7.1	1	99.2	90.3	9.7
秋田県	101	19,746	934	22,565	1.1	83.0	100.0	99.6	***	***	99.6	100.0	0.0
山形県	93	24,850	1,128	26,403	1.1	84.1	99.9	99.6	1.0	11	99.6	100.0	0.0
福島県	197	42,053	1,921	47,647	1.1	92.4	97.2	97.0	4.2	26	99.9	97.4	2.6
茨城県	211	64,726	2,860	68,392	1.1	91.9	100.0	100.0	4.0	115	100.0	99.1	0.9
栃木県	148	46,512	1,925	51,171	1.1	92.7	100.0	99.9	17.1	328	99.9	93.9	6.1
群馬県	150	45,855	1,896	50,739	1.1	87.5	83.8	83.8	17.3	23	99.8	98.0	2.0
埼玉県	412	172,306	5,985	184,008	1.1	94.6	98.9	98.7	15.6	871	99.8	94.8	5.3
千葉県	360	142,767	5,240	151,632	1.1	88.4	99.8	99.7	0.2	10	99.7	73.3	26.7
東京都	606	228,906	8,082	244,982	1.1	95.7	99.6	97.9	19.7	1,464	99.5	96.1	3.9
神奈川県	406	195,789	6,821	214,143	1.1	88.8	98.8	98.2	2.1	112	98.7	62.1	37.9
新潟県	221	49,825	2,286	53,632	1.1	82.3	99.5	98.7	***	***	98.7	95.0	5.0
富山県	73	23,797	912	25,593	1.1	91.4	100.0	100.0	5.5	50	100.0	97.3	2.7
石川県	80	27,309	1,031	28,796	1.1	92.3	99.5	99.4	0.4	0	99.8	91.1	8.9
福井県	70	19,711	843	21,806	1.1	96.4	100.0	96.6	10.3	59	99.9	100.0	0.0
山梨県	80	18,234	842	18,905	1.0	81.1	99.2	98.3	***	***	98.3	70.0	30.0
長野県	180	49,710	2,238	53,470	1.1	93.7	99.8	99.7	3.5	79	99.7	76.1	23.9
岐阜県	171	50,251	2,146	53,108	1.1	93.2	98.3	79.1	26.0	135	98.8	78.9	21.1
静岡県	255	88,404	3,483	95,090	1.1	97.0	98.4	95.7	15.6	396	99.9	85.7	14.3
愛知県	410	195,367	6,949	205,401	1.1	96.9	99.0	98.8	1.8	72	99.6	54.2	45.8
三重県	149	43,529	1,845	46,915	1.1	94.3	99.7	99.6	14.3	264	99.6	89.3	10.7
滋賀県	96	38,779	1,601	41,468	1.1	97.1	99.7	96.4	3.3	0	99.8	93.3	6.7
京都府	158	53,480	2,150	58,027	1.1	94.5	98.5	97.6	1.2	25	97.6	85.2	14.8
大阪府	451	192,671	7,832	207,312	1.1	83.7	99.6	98.7	12.8	920	99.7	93.3	6.7
兵庫県	330	127,027	4,655	135,841	1.1	94.8	99.4	99.1	9.2	427	99.1	94.8	5.2
奈良県	94	28,887	1,206	30,720	1.1	84.2	98.3	96.8	3.9	44	97.0	72.0	28.0
和歌山県	114	20,076	996	22,544	1.1	95.2	99.8	99.8	3.0	30	99.8	97.4	2.6
鳥取県	53	13,295	655	14,120	1.1	95.4	99.8	99.8	***	***	99.8	88.7	11.3
島根県	90	16,310	823	17,369	1.1	88.0	100.0	99.9	2.1	16	100.0	57.3	42.7
岡山県	148	46,126	1,868	49,507	1.1	96.9	99.8	99.8	1.6	29	99.8	66.9	33.1
広島県	225	65,516	2,586	72,765	1.1	94.0	99.9	99.8	***	***	99.8	86.7	13.3
山口県	140	30,988	1,472	35,005	1.1	90.4	98.2	95.4	15.1	160	99.7	94.7	5.3
徳島県	79	16,150	792	17,835	1.1	96.8	100.0	99.6	***	***	99.6	100.0	0.0
香川県	64	23,297	954	24,810	1.1	87.2	97.4	97.2	9.1	81	97.8	98.4	1.6
愛媛県	125	31,406	1,277	34,500	1.1	97.3	99.6	99.5	17.9	227	99.6	89.3	10.7
高知県	89	12,446	747	14,585	1.2	83.5	99.3	99.1	7.4	53	99.3	100.0	0.0
福岡県	325	132,599	5,091	143,499	1.1	94.7	99.5	98.7	2.5	121	98.8	97.5	2.5
佐賀県	83	21,368	925	23,582	1.1	98.2	99.0	94.3	21.0	145	99.6	84.7	15.3
長崎県	162	32,405	1,465	35,469	1.1	93.4	96.0	92.2	27.8	307	99.0	96.5	3.5
熊本県	158	46,944	1,942	49,666	1.1	94.7	99.5	56.7	49.6	128	99.7	81.3	18.7
大分県	115	27,662	1,213	30,808	1.1	92.8	99.9	98.8	***	***	98.8	100.0	0.0
宮崎県	122	27,904	1,188	29,277	1.0	92.3	99.6	99.5	2.2	25	99.6	100.0	0.0
鹿児島県	195	42,668	1,897	45,528	1.1	90.7	97.7	96.2	1.2	6	97.0	100.0	0.0
沖縄県	143	47,682	1,941	49,521	1.0	93.1	99.5	98.1	4.8	92	98.2	90.6	9.4
合　　計	8,945	2,867,856	114,880	3,096,888	1.1	91.5	99.0	96.9	8.7	7,196	99.3	88.3	11.7

注１）「児童生徒数」は、令和６年５月１日現在の児童生徒数。
注２）「学習者用ＰＣ」とは、教育用ＰＣのうち、児童生徒が使用するために配備されたものをいう。
注３）「児童生徒一人当たりの学習者用PC台数」は、「学習者用ＰＣ総台数」を令和６年５月１日現在の児童生徒数で除して算出した値である。
注４）「普通教室の大型提示装置整備率」は、大型提示装置を設置している普通教室の総数を普通教室の総数で除して算出した値である。
注５）「普通教室の校内ＬＡＮ整備率」は、校内ＬＡＮを整備する普通教室の総数を普通教室の総数で除して算出した値である。
注６）「普通教室の無線ＬＡＮ整備率」は、無線ＬＡＮを整備する普通教室の総数を普通教室の総数で除して算出した値である。

○都道府県別「コンピュータの設置状況」及び「インターネット接続状況」の実態（中学校）

（令和７年３月１日現在）

都道府県別 （中学校）	教員数 人	授業を担当している教員数 人	指導者用PC台数 台	指導者用PC整備率 %	教員の校務用PC台数 台	教員の校務用PC整備率 %	統合型校務支援システム整備率 %	遠隔教育実施率 %	遠隔教育を実施している学校のうち、「合同授業型」の遠隔授業の実施率 %	遠隔教育を実施している学校のうち、「教師支援型」の遠隔授業の実施率 %	遠隔教育を実施している学校のうち、「教科・科目充実型」の遠隔授業の実施率 %	遠隔教育を実施している学校のうち、個々の児童生徒の状況に応じた遠隔教育の実施率 %
北海道	10,832	9,139	12,674	117.0	14,087	130.0	87.1	58.8	55.6	29.2	6.7	67.6
青森県	2,798	2,446	3,532	126.2	3,465	123.8	58.6	46.2	38.8	13.4	0.0	85.1
岩手県	2,645	2,258	3,213	121.5	3,307	125.0	90.9	39.2	33.9	28.6	3.6	67.9
宮城県	4,555	4,027	5,574	122.4	6,872	150.9	77.2	61.9	40.2	18.8	3.4	76.1
秋田県	1,946	1,662	2,385	122.6	2,512	129.1	80.2	32.7	39.4	39.4	0.0	60.6
山形県	2,103	1,878	2,835	134.8	2,687	127.8	94.6	63.4	30.5	23.7	0.0	78.0
福島県	3,833	3,354	5,146	134.3	5,103	133.1	92.9	44.2	50.6	23.0	3.4	74.7
茨城県	5,350	4,584	6,664	124.6	6,353	118.7	99.1	63.0	59.4	43.6	4.5	69.9
栃木県	3,860	3,246	4,272	110.7	4,607	119.4	98.0	59.5	51.1	37.5	0.0	70.5
群馬県	3,683	3,123	5,101	138.5	4,760	129.2	94.7	42.0	47.6	30.2	0.0	74.6
埼玉県	11,447	9,973	14,320	125.1	13,807	120.6	96.1	69.9	49.7	43.4	0.3	78.1
千葉県	10,163	8,725	14,535	143.0	12,714	125.1	99.4	74.7	62.1	39.0	1.1	80.3
東京都	15,649	13,704	25,300	161.7	22,681	144.9	100.0	64.5	40.9	32.5	4.6	75.7
神奈川県	13,720	11,842	22,116	161.2	15,906	115.9	97.8	47.0	50.8	26.2	1.6	76.4
新潟県	4,511	3,922	6,374	141.3	5,576	123.6	99.1	65.6	38.6	21.4	2.8	79.3
富山県	1,781	1,575	2,525	141.8	2,390	134.2	100.0	49.3	33.3	33.3	0.0	80.6
石川県	2,007	1,761	2,758	137.4	2,573	128.2	98.8	52.5	54.8	42.9	2.4	69.0
福井県	1,660	1,450	2,045	123.2	2,047	123.3	58.6	62.9	50.0	38.6	0.0	79.5
山梨県	1,784	1,445	2,136	119.7	2,499	140.1	97.5	71.3	45.6	38.6	38.6	89.5
長野県	4,606	3,763	5,798	125.9	5,875	127.6	96.1	63.9	40.9	26.1	1.7	83.5
岐阜県	3,975	3,423	5,692	143.2	4,917	123.7	100.0	67.8	59.5	50.0	0.0	77.6
静岡県	6,334	5,579	7,404	116.9	7,870	124.3	100.0	53.7	43.8	31.4	0.0	68.6
愛知県	13,363	12,036	17,051	127.6	16,405	122.8	99.8	40.7	36.5	32.9	0.0	61.7
三重県	3,603	3,092	4,530	125.7	4,388	121.8	71.8	71.1	38.7	34.0	2.8	84.9
滋賀県	2,997	2,605	3,893	129.9	3,492	116.5	100.0	33.3	31.3	53.1	0.0	71.9
京都府	4,462	3,668	7,802	174.9	7,512	168.4	95.6	33.5	39.6	32.1	1.9	66.0
大阪府	15,298	13,013	20,736	135.5	19,460	127.2	98.2	55.2	42.6	39.0	0.0	76.7
兵庫県	9,572	8,294	10,735	112.2	11,384	118.9	100.0	53.0	46.3	24.6	0.6	68.0
奈良県	2,386	2,068	3,317	139.0	3,175	133.1	96.8	52.1	59.2	57.1	2.0	67.3
和歌山県	2,051	1,709	2,819	137.4	2,623	127.9	98.2	47.4	46.3	29.6	0.0	77.8
鳥取県	1,305	1,144	1,667	127.7	1,782	136.6	100.0	47.2	36.0	32.0	0.0	92.0
島根県	1,722	1,453	2,296	133.3	2,216	128.7	72.2	40.0	41.7	30.6	11.1	75.0
岡山県	3,873	3,199	5,416	139.8	5,247	135.5	98.0	48.0	53.5	39.4	2.8	70.4
広島県	5,150	4,207	8,397	163.0	7,396	143.6	83.1	54.7	46.3	35.8	7.3	59.3
山口県	2,761	2,380	4,081	147.8	3,343	121.1	100.0	82.1	58.3	51.3	0.0	59.1
徳島県	1,537	1,357	2,094	136.2	2,090	136.0	100.0	62.0	44.9	46.9	0.0	65.3
香川県	1,899	1,724	2,619	137.9	2,321	122.2	92.2	48.4	54.8	32.3	0.0	67.7
愛媛県	2,546	2,209	3,625	142.4	3,512	137.9	100.0	69.6	52.9	41.4	0.0	67.8
高知県	1,497	1,207	2,480	165.7	2,056	137.3	100.0	59.6	43.4	18.9	3.8	73.6
福岡県	9,888	8,303	11,735	118.7	12,341	124.8	84.0	70.5	43.2	35.8	7.9	75.5
佐賀県	1,982	1,716	2,934	148.0	2,629	132.6	100.0	51.8	46.5	18.6	11.6	83.7
長崎県	2,978	2,549	3,948	132.6	4,186	140.6	97.5	56.2	40.7	27.5	1.1	73.6
熊本県	3,935	3,207	5,939	150.9	4,833	122.8	100.0	62.7	51.5	30.3	5.1	70.7
大分県	2,282	1,893	3,463	151.8	2,840	124.5	100.0	58.3	49.3	50.7	0.0	58.2
宮崎県	2,456	2,144	4,187	170.5	3,955	161.0	100.0	41.0	40.0	38.0	0.0	56.0
鹿児島県	3,891	3,284	4,389	112.8	4,459	114.6	99.0	39.5	64.9	46.8	9.1	42.9
沖縄県	3,791	3,257	4,281	112.9	4,449	117.4	85.3	53.1	64.5	52.6	1.3	48.7
合　　計	226,467	194,597	306,833	135.5	290,702	128.4	94.2	56.5	47.6	34.5	3.0	72.4

注１）「教員」とは、校長、副校長、教頭、主幹教諭、指導教諭、教諭、助教諭、養護教諭、養護助教諭、栄養教諭、常勤講師、再任用職員（フルタイム）をいう。
注２）「授業を担当している教員」とは、各教科等の授業を定期的に担当している教員をいう。授業を一時的・臨時的に担当する教員は含まない。
注３）「指導者用ＰＣ」とは、教員が使用するために配備されたものをいう。教職員が主として校務用に利用しているコンピュータ（校務用コンピュータ）は含まない。
注４）「指導者用ＰＣ整備率」とは指導者用ＰＣの総数を教員の総数で除して算出した値である。
注５）「教員の校務用ＰＣ」とは、主として教員が校務に使用するコンピュータのことをいう。
注６）「教員の校務用ＰＣ整備率」は、校務用ＰＣの総数を総教員数で除して算出した値である。
注７）「統合型校務支援システム」は、教務系（成績処理、出欠管理、時数等）・保健系（健康診断票、保健室管理等）、指導要録等の学籍関係、学校事務系など統合して
　　機能を有しているシステムをいう。
注８）「遠隔教育」は、遠隔システムを活用した同時双方向型で行う教育をいう。（「『遠隔教育の推進に向けた施策方針』の策定について（通知）」（文部科学省、平成30年9月20日））

○都道府県別「コンピュータの設置状況」及び「インターネット接続状況」の実態（義務教育学校）

（令和７年３月１日現在）

都道府県別 （義務教育学校）	学校数 校	児童生徒数 人	普通教室数 室	学習者用PC総台数 台	児童生徒一人当たりの学習者用PC台数 台／人	普通教室の大型提示装置整備率 %	普通教室の校内LAN整備率 %	普通教室の無線LAN整備率 %	普通教室の移動通信システム（LTE等）整備率 %	移動系通信を利用している学校の内、無線LAN整備済みの普通教室の数 室	無線LAN又は移動系通信によりインターネット接続を行う普通教室の割合 %	回線速度の契約理論値 ベストエフォート型 %	回線速度の契約理論値 ギャランティ型 %
北海道	28	3,036	337	3,517	1.2	83.4	99.1	99.1	3.3	11	99.1	96.2	3.8
青森県	***	***	***	***	***	***	***	***	***	***	***	***	***
岩手県	1	578	23	578	1.0	100.0	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
宮城県	4	1,590	99	1,933	1.2	84.8	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
秋田県	3	382	36	503	1.3	58.3	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
山形県	3	1,157	63	1,278	1.1	69.8	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
福島県	9	1,784	124	2,082	1.2	97.6	100.0	100.0	8.1	10	100.0	88.9	11.1
茨城県	16	10,472	495	10,963	1.0	97.2	100.0	100.0	10.5	52	100.0	100.0	0.0
栃木県	6	2,431	123	2,645	1.1	99.2	100.0	100.0	11.4	14	100.0	100.0	0.0
群馬県	4	875	64	944	1.1	92.2	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
埼玉県	3	770	38	926	1.2	89.5	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
千葉県	4	1,797	91	1,906	1.1	86.8	98.9	97.8	***	***	97.8	75.0	25.0
東京都	10	9,496	333	10,703	1.1	99.7	100.0	100.0	61.6	205	100.0	100.0	0.0
神奈川県	5	2,545	131	2,832	1.1	84.7	100.0	100.0	***	***	100.0	40.0	60.0
新潟県	1	783	35	799	1.0	82.9	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
富山県	4	420	44	434	1.0	97.7	100.0	97.7	***	***	97.7	100.0	0.0
石川県	3	220	26	244	1.1	80.8	100.0	100.0	***	***	100.0	66.7	33.3
福井県	***	***	***	***	***	***	***	***	***	***	***	***	***
山梨県	***	***	***	***	***	***	***	***	***	***	***	***	***
長野県	5	691	70	721	1.0	80.0	100.0	100.0	35.7	25	100.0	66.7	33.3
岐阜県	6	2,118	113	2,189	1.0	96.5	100.0	88.5	11.5	0	100.0	83.3	16.7
静岡県	3	341	34	411	1.2	97.1	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
愛知県	2	422	29	493	1.2	96.6	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
三重県	1	225	13	242	1.1	100.0	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
滋賀県	2	443	29	481	1.1	89.7	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
京都府	10	3,681	191	3,775	1.0	100.0	100.0	100.0	***	***	100.0	80.0	20.0
大阪府	11	7,219	352	7,654	1.1	84.4	100.0	100.0	13.4	47	100.0	90.9	9.1
兵庫県	9	4,306	204	4,594	1.1	99.5	100.0	100.0	7.4	15	100.0	77.8	22.2
奈良県	9	2,601	158	2,741	1.1	88.0	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
和歌山県	1	767	30	765	1.0	100.0	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
鳥取県	6	981	72	1,139	1.2	100.0	100.0	100.0	13.9	10	100.0	100.0	0.0
島根県	2	1,001	48	1,034	1.0	93.8	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
岡山県	4	974	65	1,001	1.0	93.8	100.0	100.0	***	***	100.0	50.0	50.0
広島県	8	2,462	156	2,559	1.0	79.5	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
山口県	***	***	***	***	***	***	***	***	***	***	***	***	***
徳島県	***	***	***	***	***	***	***	***	***	***	***	***	***
香川県	***	***	***	***	***	***	***	***	***	***	***	***	***
愛媛県	***	***	***	***	***	***	***	***	***	***	***	***	***
高知県	4	349	39	461	1.3	82.1	100.0	100.0	15.4	6	100.0	100.0	0.0
福岡県	8	3,018	159	3,224	1.1	99.4	100.0	100.0	49.7	79	100.0	87.5	12.5
佐賀県	6	2,184	135	2,403	1.1	97.8	100.0	100.0	***	***	100.0	83.3	16.7
長崎県	2	43	11	64	1.5	100.0	100.0	100.0	100.0	11	100.0	100.0	0.0
熊本県	4	430	53	525	1.2	100.0	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
大分県	3	1,190	54	1,301	1.1	92.6	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
宮崎県	5	735	62	843	1.1	87.1	96.8	96.8	***	***	96.8	100.0	0.0
鹿児島県	17	1,434	148	1,438	1.0	97.3	100.0	95.9	4.1	0	100.0	100.0	0.0
沖縄県	***	***	***	***	***	***	***	***	***	***	***	***	***
合　　計	232	75,951	4,287	82,345	1.1	92.0	99.9	99.4	11.8	485	99.8	92.1	7.9

注１）「児童生徒数」は、令和６年５月１日現在の児童生徒数。
注２）「学習者用ＰＣ」とは、教育用ＰＣのうち、児童生徒が使用するために配備されたものをいう。
注３）「児童生徒一人当たりの学習者用PC台数」は、「学習者用ＰＣ総台数」を令和６年５月１日現在の児童生徒数で除して算出した値である。
注４）「普通教室の大型提示装置整備率」は、大型提示装置を設置している普通教室の総数を普通教室の総数で除して算出した値である。
注５）「普通教室の校内ＬＡＮ整備率」は、校内ＬＡＮを整備する普通教室の総数を普通教室の総数で除して算出した値である。
注６）「普通教室の無線ＬＡＮ整備率」は、無線ＬＡＮを整備する普通教室の総数を普通教室の総数で除して算出した値である。

○都道府県別「コンピュータの設置状況」及び「インターネット接続状況」の実態（義務教育学校）

（令和７年３月１日現在）

都道府県別 （義務教育学校）	教員数 人	授業を担当している教員数 人	指導者用PC台数 台	指導者用PC整備率 %	教員の校務用PC台数 台	教員の校務用PC整備率 %	統合型校務支援システム整備率 %	遠隔教育実施率 %	遠隔教育を実施している学校のうち、「合同授業型」の遠隔授業の実施率 %	遠隔教育を実施している学校のうち、「教師支援型」の遠隔授業の実施率 %	遠隔教育を実施している学校のうち、「教科・科目充実型」の遠隔授業の実施率 %	遠隔教育を実施している学校のうち、個々の児童生徒の状況に応じた遠隔教育の実施率 %
北海道	649	541	796	122.7	775	119.4	85.7	75.0	85.7	28.6	4.8	52.4
青森県	***	***	***	***	***	***	***	***	***	***	***	***
岩手県	44	39	34	77.3	48	109.1	100.0	0.0	***	***	***	***
宮城県	155	138	269	173.5	310	200.0	75.0	25.0	100.0	0.0	0.0	0.0
秋田県	77	67	66	85.7	105	136.4	66.7	33.3	0.0	0.0	0.0	100.0
山形県	119	106	88	73.9	169	142.0	33.3	33.3	100.0	0.0	0.0	0.0
福島県	234	183	474	202.6	371	158.5	100.0	77.8	42.9	42.9	0.0	71.4
茨城県	750	674	783	104.4	902	120.3	100.0	87.5	64.3	57.1	0.0	71.4
栃木県	206	188	300	145.6	256	124.3	100.0	83.3	40.0	20.0	0.0	60.0
群馬県	108	88	207	191.7	161	149.1	100.0	75.0	100.0	66.7	0.0	33.3
埼玉県	86	72	87	101.2	119	138.4	66.7	0.0	***	***	***	***
千葉県	165	140	178	107.9	227	137.6	100.0	100.0	0.0	25.0	0.0	100.0
東京都	598	542	1,139	190.5	841	140.6	100.0	80.0	62.5	50.0	0.0	100.0
神奈川県	219	193	508	232.0	305	139.3	100.0	60.0	100.0	33.3	0.0	66.7
新潟県	54	50	61	113.0	68	125.9	100.0	0.0	***	***	***	***
富山県	92	78	83	90.2	119	129.3	100.0	100.0	100.0	0.0	0.0	0.0
石川県	50	42	83	166.0	67	134.0	100.0	100.0	100.0	0.0	33.3	66.7
福井県	***	***	***	***	***	***	***	***	***	***	***	***
山梨県	***	***	***	***	***	***	***	***	***	***	***	***
長野県	130	103	152	116.9	176	135.4	80.0	40.0	0.0	100.0	0.0	100.0
岐阜県	189	159	221	116.9	250	132.3	100.0	83.3	60.0	60.0	0.0	60.0
静岡県	64	56	103	160.9	76	118.8	100.0	100.0	66.7	66.7	0.0	33.3
愛知県	54	46	92	170.4	91	168.5	100.0	50.0	0.0	100.0	0.0	0.0
三重県	25	19	19	76.0	29	116.0	100.0	100.0	0.0	0.0	0.0	100.0
滋賀県	60	48	64	106.7	71	118.3	100.0	50.0	0.0	0.0	0.0	0.0
京都府	386	306	505	130.8	511	132.4	100.0	60.0	50.0	83.3	0.0	66.7
大阪府	674	521	1,072	159.1	827	122.7	90.9	81.8	55.6	33.3	0.0	66.7
兵庫県	393	341	422	107.4	490	124.7	100.0	77.8	42.9	28.6	0.0	71.4
奈良県	296	229	319	107.8	375	126.7	55.6	88.9	50.0	37.5	12.5	37.5
和歌山県	47	39	85	180.9	55	117.0	100.0	100.0	100.0	0.0	0.0	100.0
鳥取県	144	124	234	162.5	220	152.8	100.0	83.3	80.0	40.0	0.0	20.0
島根県	71	65	154	216.9	87	122.5	100.0	50.0	100.0	100.0	100.0	100.0
岡山県	173	124	180	104.0	171	98.8	100.0	100.0	50.0	75.0	25.0	100.0
広島県	306	209	351	114.7	332	108.5	50.0	87.5	85.7	28.6	0.0	71.4
山口県	***	***	***	***	***	***	***	***	***	***	***	***
徳島県	***	***	***	***	***	***	***	***	***	***	***	***
香川県	***	***	***	***	***	***	***	***	***	***	***	***
愛媛県	***	***	***	***	***	***	***	***	***	***	***	***
高知県	80	64	166	207.5	110	137.5	100.0	50.0	100.0	0.0	0.0	0.0
福岡県	317	251	329	103.8	410	129.3	87.5	62.5	40.0	20.0	0.0	60.0
佐賀県	236	208	348	147.5	341	144.5	83.3	100.0	50.0	33.3	0.0	66.7
長崎県	25	20	49	196.0	45	180.0	100.0	50.0	100.0	100.0	0.0	100.0
熊本県	97	74	160	164.9	172	177.3	100.0	100.0	50.0	50.0	0.0	100.0
大分県	90	77	164	182.2	121	134.4	100.0	66.7	50.0	50.0	0.0	100.0
宮崎県	116	97	156	134.5	145	125.0	100.0	100.0	80.0	40.0	0.0	0.0
鹿児島県	281	233	278	98.9	346	123.1	35.3	88.2	93.3	46.7	20.0	53.3
沖縄県	***	***	***	***	***	***	***	***	***	***	***	***
合　　計	7,860	6,554	10,779	137.1	10,294	131.0	86.2	75.9	65.3	40.3	4.5	60.2

注１）「教員」とは、校長、副校長、教頭、主幹教諭、指導教諭、教諭、助教諭、養護教諭、養護助教諭、栄養教諭、常勤講師、再任用職員（フルタイム）をいう。
注２）「授業を担当している教員」とは、各教科等の授業を定期的に担当している教員をいう。授業を一時的・臨時的に担当する教員は含まない。
注３）「指導者用ＰＣ」とは、教員が使用するために配備されたものをいう。教職員が主として校務用に利用しているコンピュータ（校務用コンピュータ）は含まない。
注４）「指導者用ＰＣ整備率」とは指導者用ＰＣの総数を教員の総数で除して算出した値である。
注５）「教員の校務用ＰＣ」とは、主として教員が校務に使用するコンピュータのことをいう。
注６）「教員の校務用ＰＣ整備率」は、校務用ＰＣの総数を総教員数で除して算出した値である。
注７）「統合型校務支援システム」は、教務系（成績処理、出欠管理、時数等）・保健系（健康診断票、保健室管理等）、指導要録等の学籍関係、学校事務系など統合して
　　機能を有しているシステムをいう。
注８）「遠隔教育」は、遠隔システムを活用した同時双方向型で行う教育をいう。（「『遠隔教育の推進に向けた施策方針』の策定について（通知）」（文部科学省、平成30年9月20日））

○都道府県別「コンピュータの設置状況」及び「インターネット接続状況」の実態（高等学校）

（令和７年３月１日現在）

都道府県別（高等学校）	学校数 校	学校数（専門学科・総合学科単独及び複数学科設置校） 校	児童生徒数 人	児童生徒数（専門学科・総合学科単独及び複数学科設置校） 人	普通教室数 室	普通教室数（専門学科・総合学科単独及び複数学科設置校） 室	学習者用PC総台数 台	学習者用PC総台数（専門学科・総合学科単独及び複数学科設置校） 台	児童生徒一人当たりの学習者用PC台数 台／人	児童生徒一人当たりの学習者用PC台数（専門学科・総合学科単独及び複数学科設置校） 台／人	普通教室の大型提示装置整備率 %	普通教室の大型提示装置整備率（専門学科・総合学科単独及び複数学科設置校） %	普通教室の校内LAN整備率 %	普通教室の校内LAN整備率（専門学科・総合学科単独及び複数学科設置校） %	普通教室の無線LAN整備率 %	普通教室の無線LAN整備率（専門学科・総合学科単独及び複数学科設置校） %	普通教室の移動通信システム（LTE等）整備率 %	普通教室の移動通信システム（LTE等）整備率（専門学科・総合学科単独及び複数学科設置校） %	移動系通信を利用している学校の内、無線LAN整備済みの普通教室の数 室	移動系通信を利用している学校の内、無線LAN整備済みの普通教室の数（専門学科・総合学科単独及び複数学科設置校） 室	無線LAN又は移動系通信によりインターネット接続を行う普通教室の割合 %	無線LAN又は移動系通信によりインターネット接続を行う普通教室の割合（専門学科・総合学科単独及び複数学科設置校） %	回線速度の契約理論値ベストエフォート型 %	回線速度の契約理論値ベストエフォート型（専門学科・総合学科単独及び複数学科設置校） %	回線速度の契約理論値ギャランティ型 %	回線速度の契約理論値ギャランティ型（専門学科・総合学科単独及び複数学科設置校） %
北海道	220	98	82,124	38,894	2,802	1,277	92,264	43,831	1.1	1.1	52.9	54.3	99.9	100.0	99.4	99.3	0.3	0.2	9	3	99.4	99.3	17.3	20.4	82.7	79.6
青森県	46	27	20,614	11,820	730	443	26,488	16,399	1.3	1.4	94.2	95.0	100.0	100.0	100.0	100.0	***	***	***	***	100.0	100.0	100.0	100.0	0.0	0.0
岩手県	65	34	22,267	12,780	799	463	28,060	17,002	1.3	1.3	91.0	88.3	99.0	98.3	97.2	97.4	***	***	***	***	97.2	97.4	100.0	100.0	0.0	0.0
宮城県	78	42	37,772	19,864	1,296	710	48,858	28,481	1.3	1.4	96.3	95.8	99.5	99.6	99.3	99.6	1.1	***	14	***	99.3	99.6	98.7	100.0	1.3	0.0
秋田県	45	28	18,510	12,424	657	446	23,795	16,849	1.3	1.4	93.6	93.9	100.0	100.0	97.3	96.9	***	***	***	***	97.3	96.9	100.0	100.0	0.0	0.0
山形県	45	32	17,220	13,335	509	384	23,250	18,148	1.4	1.4	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	***	***	***	***	100.0	100.0	100.0	100.0	0.0	0.0
福島県	73	40	33,017	19,387	1,078	663	40,451	25,449	1.2	1.3	89.7	90.0	96.9	95.2	94.8	94.4	89.3	96.4	909	602	99.8	100.0	100.0	100.0	0.0	0.0
茨城県	94	44	49,128	23,440	1,425	677	57,106	28,430	1.2	1.2	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	***	***	***	***	100.0	100.0	100.0	100.0	0.0	0.0
栃木県	60	30	33,787	15,860	1,002	492	38,123	19,525	1.1	1.2	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	***	***	***	***	100.0	100.0	100.0	100.0	0.0	0.0
群馬県	64	33	35,039	18,509	1,040	549	50,568	27,951	1.4	1.5	92.6	92.3	98.3	100.0	98.3	100.0	1.7	***	0	***	100.0	100.0	100.0	100.0	0.0	0.0
埼玉県	142	67	108,769	46,515	3,027	1,387	92,374	44,707	0.8	1.0	99.6	99.7	100.0	100.0	100.0	100.0	5.2	4.3	156	60	100.0	100.0	100.0	100.0	0.0	0.0
千葉県	128	54	89,171	37,990	2,638	1,118	90,202	40,424	1.0	1.1	83.9	87.9	100.0	99.9	100.0	99.9	***	***	***	***	100.0	99.9	99.2	98.1	0.8	1.9
東京都	186	65	127,104	34,372	3,918	1,216	139,057	39,849	1.1	1.2	97.1	93.2	100.0	100.0	100.0	100.0	***	***	***	***	100.0	100.0	3.8	6.2	96.2	93.8
神奈川県	149	42	125,608	28,881	3,646	1,008	147,041	38,247	1.2	1.3	92.0	89.1	98.1	95.6	97.5	94.3	***	***	***	***	97.5	94.3	12.8	19.0	87.2	81.0
新潟県	84	37	37,364	19,527	1,116	562	43,788	24,221	1.2	1.2	99.5	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	***	***	***	***	100.0	100.0	100.0	100.0	0.0	0.0
富山県	39	28	19,518	14,507	656	495	23,588	17,590	1.2	1.2	96.5	96.8	100.0	100.0	100.0	100.0	***	***	***	***	100.0	100.0	100.0	100.0	0.0	0.0
石川県	45	20	20,819	10,560	637	323	25,050	13,484	1.2	1.3	97.6	95.4	100.0	100.0	100.0	100.0	0.6	***	4	***	100.0	100.0	24.4	15.0	75.6	85.0
福井県	25	18	14,853	10,717	524	395	17,129	13,514	1.2	1.3	98.5	99.5	100.0	100.0	98.9	98.5	***	***	***	***	98.9	98.5	100.0	100.0	0.0	0.0
山梨県	29	19	15,061	9,824	581	382	21,937	14,466	1.5	1.5	80.6	82.2	100.0	100.0	100.0	100.0	***	***	***	***	100.0	100.0	100.0	100.0	0.0	0.0
長野県	82	42	41,503	22,090	1,206	649	51,029	28,873	1.2	1.3	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	***	***	***	***	100.0	100.0	100.0	100.0	0.0	0.0
岐阜県	66	41	38,060	22,850	1,257	741	48,024	30,981	1.3	1.4	99.4	99.1	100.0	100.0	100.0	100.0	***	***	***	***	100.0	100.0	3.0	4.9	97.0	95.1
静岡県	93	55	56,916	36,249	1,663	1,075	80,576	53,785	1.4	1.5	99.8	99.9	100.0	100.0	100.0	100.0	1.3	2.0	21	21	100.0	100.0	100.0	100.0	0.0	0.0
愛知県	165	90	123,254	61,969	3,453	1,786	138,709	73,456	1.1	1.2	90.1	91.3	99.9	100.0	99.9	100.0	***	***	***	***	99.9	100.0	90.9	87.8	9.1	12.2
三重県	57	39	34,728	24,685	1,016	707	50,023	34,801	1.4	1.4	98.8	99.3	99.1	100.0	99.1	100.0	***	***	***	***	99.1	100.0	98.2	100.0	1.8	0.0
滋賀県	46	22	28,547	14,134	897	439	31,932	16,843	1.1	1.2	92.1	91.6	98.0	99.5	95.8	96.6	2.9	***	18	***	96.7	96.6	0.0	0.0	100.0	100.0
京都府	63	39	34,242	20,059	1,193	714	38,640	23,214	1.1	1.2	91.9	91.7	99.8	100.0	99.4	99.9	1.8	3.1	22	22	99.4	99.9	15.9	20.5	84.1	79.5
大阪府	154	83	108,202	55,927	3,108	1,641	131,267	70,077	1.2	1.3	97.8	98.0	100.0	100.0	99.9	100.0	***	***	***	***	99.9	100.0	100.0	100.0	0.0	0.0
兵庫県	154	77	93,949	50,158	3,024	1,577	107,685	60,740	1.1	1.2	99.1	98.4	100.0	100.0	99.9	100.0	0.6	1.1	18	18	99.9	100.0	11.0	15.6	89.0	84.4
奈良県	34	23	21,520	11,643	651	392	27,046	16,018	1.3	1.4	97.1	96.9	100.0	100.0	100.0	100.0	***	***	***	***	100.0	100.0	91.2	87.0	8.8	13.0
和歌山県	37	26	19,491	15,506	610	478	24,160	19,429	1.2	1.3	99.8	99.8	99.8	99.8	99.7	99.6	1.6	2.1	10	10	99.7	99.6	100.0	100.0	0.0	0.0
鳥取県	24	15	10,208	5,095	323	180	12,803	6,890	1.3	1.4	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	***	***	***	***	100.0	100.0	0.0	0.0	100.0	100.0
島根県	37	24	14,719	10,175	445	322	16,640	13,008	1.1	1.3	98.0	100.0	100.0	100.0	99.6	99.4	***	***	***	***	99.6	99.4	100.0	100.0	0.0	0.0
岡山県	64	44	33,163	22,236	1,014	719	39,550	27,974	1.2	1.3	99.1	99.3	100.0	100.0	100.0	100.0	***	***	***	***	100.0	100.0	6.3	2.3	93.8	97.7
広島県	90	36	43,775	19,830	1,344	612	49,478	22,128	1.1	1.1	96.8	95.6	100.0	100.0	100.0	100.0	***	***	***	***	100.0	100.0	97.8	94.4	2.2	5.6
山口県	55	38	21,692	16,193	803	607	27,270	21,252	1.3	1.3	99.1	98.8	100.0	100.0	99.6	99.7	0.9	0.5	6	3	99.8	99.7	82.4	78.4	17.6	21.6
徳島県	33	24	15,203	11,087	538	409	18,011	13,497	1.2	1.2	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	***	***	***	***	100.0	100.0	100.0	100.0	0.0	0.0
香川県	30	18	17,801	9,848	629	357	19,753	11,725	1.1	1.2	70.6	67.5	97.5	97.8	97.1	97.8	***	***	***	***	97.1	97.8	96.7	94.4	3.3	5.6
愛媛県	53	34	22,487	14,136	673	444	28,531	19,234	1.3	1.4	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	1.3	2.0	9	9	100.0	100.0	100.0	100.0	0.0	0.0
高知県	34	18	11,548	7,978	570	375	15,546	10,511	1.3	1.3	86.7	84.0	100.0	100.0	100.0	100.0	4.6	5.3	26	20	100.0	100.0	100.0	100.0	0.0	0.0
福岡県	104	55	73,373	36,661	2,120	1,032	84,135	43,536	1.1	1.2	98.7	99.0	100.0	100.0	100.0	100.0	***	***	***	***	100.0	100.0	99.0	98.2	1.0	1.8
佐賀県	35	21	17,024	9,896	492	281	19,863	12,204	1.2	1.2	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	***	***	***	***	100.0	100.0	100.0	100.0	0.0	0.0
長崎県	57	38	22,778	16,437	769	555	29,704	21,749	1.3	1.3	99.3	99.3	100.0	100.0	100.0	100.0	2.3	***	18	***	100.0	100.0	100.0	100.0	0.0	0.0
熊本県	52	37	28,095	18,764	928	650	35,210	24,838	1.3	1.3	99.6	99.4	100.0	100.0	100.0	100.0	***	***	***	***	100.0	100.0	100.0	100.0	0.0	0.0
大分県	40	23	21,103	12,221	748	424	24,554	14,583	1.2	1.2	95.2	94.8	100.0	100.0	100.0	100.0	***	***	***	***	100.0	100.0	100.0	100.0	0.0	0.0
宮崎県	36	32	20,407	18,395	701	645	25,420	23,662	1.2	1.3	94.4	94.3	100.0	100.0	100.0	100.0	***	***	***	***	100.0	100.0	100.0	100.0	0.0	0.0
鹿児島県	68	48	28,789	19,789	1,011	718	34,397	23,487	1.2	1.2	66.2	61.8	98.5	97.9	98.5	97.9	***	***	***	***	98.5	97.9	97.1	95.8	2.9	4.2
沖縄県	59	35	40,960	22,136	1,134	651	54,219	31,794	1.3	1.4	97.5	95.7	100.0	100.0	99.8	99.7	***	***	***	***	99.8	99.7	100.0	100.0	0.0	0.0
合　計	3,439	1,835	1,951,282	1,005,353	60,401	32,170	2,293,304	1,258,856	1.2	1.3	93.1	93.2	99.7	99.6	99.4	99.4	2.2	2.5	1,240	768	99.6	99.5	72.5	76.3	27.5	23.7

注１）「児童生徒数」は、令和６年５月１日現在の児童生徒数。
注２）「学習者用ＰＣ」とは、教育用ＰＣのうち、児童生徒が使用するために配備されたものをいう。
注３）「児童生徒一人当たりの学習者用PC台数」は、「学習者用ＰＣ総台数」を令和６年５月１日現在の児童生徒数で除して算出した値である。
注４）「普通教室の大型提示装置整備率」は、大型提示装置を設置している普通教室の総数を普通教室の総数で除して算出した値である。
注５）「普通教室の校内ＬＡＮ整備率」は、校内ＬＡＮを整備する普通教室の総数を普通教室の総数で除して算出した値である。
注６）「普通教室の無線ＬＡＮ整備率」は、無線ＬＡＮを整備する普通教室の総数を普通教室の総数で除して算出した値である。

○都道府県別「コンピュータの設置状況」及び「インターネット接続状況」の実態（高等学校）

（令和7

都道府県別 （高等学校）	教員数 人	教員数 （専門学科・総合学科単独及び複数学科設置校） 人	授業を担当している教員数 人	授業を担当している教員数 （専門学科・総合学科単独及び複数学科設置校） 人	指導者用PC台数 台	指導者用PC台数 （専門学科・総合学科単独及び複数学科設置校） 台	指導者用PC整備率 %	指導者用PC整備率 （専門学科・総合学科単独及び複数学科設置校） %	教員の校務用PC台数 台	教員の校務用PC台数 （専門学科・総合学科単独及び複数学科設置校） 台	教員の校務用PC整備率 %	教員の校務用PC整備率 （専門学科・総合学科単独及び複数学科設置校） %	統合型校務支援システム整備率 %	統合型校務支援システム整備率 （専門学科・総合学科単独及び複数学科設置校） %	遠隔教育実施率 %	遠隔教育実施率 （専門学科・総合学科単独及び複数学科設置校） %	遠隔教育を実施している学校のうち、「合同授業型」の遠隔授業の実施率 %	遠隔教育を実施している学校のうち、「合同授業型」の遠隔授業の実施率 （専門学科・総合学科単独及び複数学科設置校） %	遠隔教育を実施している学校のうち、「教師支援型」の遠隔授業の実施率 %	遠隔教育を実施している学校のうち、「教師支援型」の遠隔授業の実施率 （専門学科・総合学科単独及び複数学科設置校） %	遠隔教育を実施している学校のうち、「教科・科目充実型」の遠隔授業の実施率 %	遠隔教育を実施している学校のうち、「教科・科目充実型」の遠隔授業の実施率 （専門学科・総合学科単独及び複数学科設置校） %	遠隔教育を実施している学校のうち、個々の児童生徒の状況に応じた遠隔教育の実施率 %
北海道	7,444	3,679	6,654	3,324	9,150	4,422	122.9	120.2	12,037	5,811	161.7	158.0	99.5	99.0	62.7	55.1	37.7	40.7	38.4	40.7	28.3	16.7	71.7
青森県	1,981	1,202	1,792	1,092	2,561	1,603	129.3	133.4	3,166	1,846	159.8	153.6	100.0	100.0	37.0	44.4	35.3	33.3	35.3	41.7	0.0	0.0	64.7
岩手県	2,359	1,461	2,105	1,314	2,351	1,467	99.7	100.4	3,191	1,977	135.3	135.3	100.0	100.0	40.0	38.2	30.8	38.5	50.0	38.5	26.9	15.4	42.3
宮城県	3,251	1,853	2,915	1,674	5,810	3,475	178.7	187.5	5,282	3,087	162.5	166.6	100.0	100.0	64.1	54.8	30.0	34.8	42.0	43.5	14.0	4.3	86.0
秋田県	1,767	1,210	1,630	1,118	1,937	1,336	109.6	110.4	2,303	1,607	130.3	132.8	97.8	96.4	33.3	35.7	53.3	50.0	66.7	60.0	0.0	0.0	66.7
山形県	1,785	1,366	1,624	1,239	2,795	2,084	156.6	152.6	2,096	1,641	117.4	120.1	100.0	100.0	48.9	56.3	45.5	44.4	54.5	66.7	0.0	0.0	68.2
福島県	3,184	2,046	2,908	1,861	4,351	2,972	136.7	145.3	4,676	3,044	146.9	148.8	100.0	100.0	17.8	27.5	30.8	36.4	30.8	36.4	0.0	0.0	84.6
茨城県	4,089	2,051	3,758	1,897	6,291	3,110	153.9	151.6	7,957	4,139	194.6	201.8	100.0	100.0	69.1	63.6	40.0	25.0	26.2	17.9	1.5	0.0	76.9
栃木県	2,694	1,489	2,489	1,367	2,932	1,434	108.8	96.3	3,241	1,770	120.3	118.9	100.0	100.0	31.7	26.7	26.3	25.0	36.8	25.0	0.0	0.0	78.9
群馬県	2,769	1,547	2,515	1,395	3,574	2,285	129.1	147.7	3,932	2,385	142.0	154.2	100.0	100.0	34.4	30.3	50.0	50.0	50.0	60.0	0.0	0.0	54.5
埼玉県	7,998	3,800	7,300	3,447	11,205	5,442	140.1	143.2	10,757	5,315	134.5	139.9	100.0	100.0	43.0	41.8	50.8	53.6	45.9	50.0	0.0	0.0	77.0
千葉県	6,754	3,147	6,200	2,883	6,067	3,480	89.8	110.6	9,346	4,615	138.4	146.6	99.2	98.1	10.9	14.8	35.7	37.5	42.9	25.0	0.0	0.0	64.3
東京都	9,478	3,383	8,579	2,976	19,800	6,658	208.9	196.8	11,776	4,399	124.2	130.0	100.0	100.0	66.7	64.6	67.7	64.3	52.4	54.8	54.0	57.1	46.8
神奈川県	9,034	2,814	8,240	2,539	7,230	2,090	80.0	74.3	11,902	3,553	131.7	126.3	99.3	100.0	42.3	40.5	46.0	47.1	33.3	29.4	0.0	0.0	76.2
新潟県	2,970	1,594	2,684	1,458	5,645	2,843	190.1	178.4	3,959	2,051	133.3	128.7	100.0	100.0	51.2	45.9	34.9	23.5	37.2	29.4	44.2	52.9	53.5
富山県	1,625	1,259	1,537	1,194	2,320	1,782	142.8	141.5	2,037	1,617	125.4	128.4	100.0	100.0	53.8	42.9	33.3	50.0	61.9	66.7	0.0	0.0	81.0
石川県	1,726	871	1,602	815	4,632	2,413	268.4	277.0	2,960	1,375	171.5	157.9	97.8	95.0	75.6	65.0	14.7	30.8	23.5	30.8	0.0	0.0	94.1
福井県	1,262	955	1,204	916	2,785	2,153	220.7	225.4	1,905	1,429	151.0	149.6	100.0	100.0	84.0	83.3	61.9	60.0	76.2	73.3	0.0	0.0	66.7
山梨県	1,359	952	1,226	857	1,921	1,227	141.4	128.9	1,647	1,127	121.2	118.4	100.0	100.0	69.0	57.9	55.0	45.5	45.0	27.3	30.0	18.2	70.0
長野県	3,596	2,110	3,272	1,921	7,251	3,930	201.6	186.3	4,453	2,601	123.8	123.3	100.0	100.0	68.3	61.9	48.2	50.0	60.7	53.8	5.4	3.8	76.8
岐阜県	3,270	2,102	2,968	1,897	4,517	2,900	138.1	138.0	4,180	2,728	127.8	129.8	100.0	100.0	54.5	53.7	33.3	27.3	33.3	22.7	0.0	0.0	66.7
静岡県	4,299	2,879	3,945	2,669	5,102	3,494	118.7	121.4	5,334	3,458	124.1	120.1	97.8	98.2	57.0	52.7	20.8	24.1	47.2	41.4	11.3	10.3	79.2
愛知県	8,657	4,918	7,897	4,486	12,449	7,256	143.8	147.5	11,548	6,694	133.4	136.1	99.4	98.9	58.2	54.4	28.1	26.5	21.9	18.4	0.0	0.0	74.0
三重県	2,527	1,822	2,306	1,662	6,113	4,305	241.9	236.3	3,979	3,046	157.5	167.2	100.0	100.0	82.5	82.1	36.2	40.6	36.2	46.9	0.0	0.0	89.4
滋賀県	2,127	1,107	1,942	1,018	3,104	1,721	145.9	155.5	2,431	1,294	114.3	116.9	100.0	100.0	21.7	22.7	30.0	20.0	40.0	20.0	0.0	0.0	60.0
京都府	3,150	1,978	2,843	1,784	6,735	4,549	213.8	230.0	6,441	4,500	204.5	227.5	100.0	100.0	54.0	56.4	35.3	36.4	26.5	22.7	11.8	13.6	76.5
大阪府	8,558	5,044	7,817	4,603	9,344	5,123	109.2	101.6	10,963	6,296	128.1	124.8	100.0	100.0	50.6	48.2	44.9	42.5	29.5	27.5	2.6	2.5	76.9
兵庫県	7,375	4,158	6,756	3,825	9,816	5,596	133.1	134.6	10,250	5,997	139.0	144.2	100.0	100.0	38.3	36.4	50.8	50.0	64.4	71.4	5.1	7.1	52.5
奈良県	1,663	1,047	1,535	968	2,511	1,546	151.0	147.7	1,844	1,188	110.9	113.5	94.1	91.3	50.0	39.1	35.3	55.6	58.8	55.6	5.9	0.0	47.1
和歌山県	1,707	1,355	1,546	1,235	1,813	1,435	106.2	105.9	2,044	1,582	119.7	116.8	100.0	100.0	13.5	15.4	0.0	0.0	60.0	50.0	20.0	25.0	20.0
鳥取県	1,120	661	1,011	583	1,832	1,047	163.6	158.4	1,769	1,072	157.9	162.2	100.0	100.0	58.3	53.3	42.9	50.0	57.1	50.0	0.0	0.0	64.3
島根県	1,461	1,061	1,344	975	1,804	1,359	123.5	128.1	1,964	1,423	134.4	134.1	100.0	100.0	43.2	37.5	25.0	33.3	43.8	66.7	12.5	22.2	56.3
岡山県	2,936	2,071	2,652	1,866	6,159	4,285	209.8	206.9	6,156	4,381	209.7	211.5	96.9	100.0	68.8	75.0	43.2	45.5	52.3	48.5	2.3	0.0	84.1
広島県	3,502	1,738	3,131	1,568	9,372	4,577	267.6	263.3	5,134	2,534	146.6	145.8	90.0	88.9	37.8	27.8	38.2	40.0	38.2	30.0	23.5	20.0	61.8
山口県	2,111	1,644	1,975	1,542	3,185	2,543	150.9	154.7	3,396	2,549	160.9	155.0	100.0	100.0	40.0	39.5	68.2	66.7	59.1	66.7	0.0	0.0	40.9
徳島県	1,431	1,081	1,352	1,025	1,907	1,412	133.3	130.6	1,821	1,387	127.3	128.3	100.0	100.0	60.6	62.5	40.0	46.7	60.0	66.7	0.0	0.0	45.0
香川県	1,506	936	1,415	880	1,761	1,196	116.9	127.8	1,877	1,203	124.6	128.5	100.0	100.0	56.7	44.4	41.2	50.0	47.1	62.5	0.0	0.0	70.6
愛媛県	2,158	1,486	1,999	1,384	2,985	2,148	138.3	144.5	3,219	2,305	149.2	155.1	100.0	100.0	62.3	61.8	45.5	42.9	60.6	66.7	21.2	9.5	42.4
高知県	1,510	996	1,380	921	1,975	1,285	130.8	129.0	3,619	2,433	239.7	244.3	100.0	100.0	64.7	44.4	18.2	37.5	40.9	62.5	63.6	37.5	40.9
福岡県	5,280	2,907	4,689	2,555	8,219	4,271	155.7	146.9	6,864	3,912	130.0	134.6	99.0	98.2	61.5	56.4	31.3	25.8	43.8	48.4	0.0	0.0	81.3
佐賀県	1,505	911	1,374	836	2,637	1,752	175.2	192.3	1,958	1,252	130.1	137.4	100.0	100.0	48.6	42.9	35.3	44.4	64.7	77.8	0.0	0.0	76.5
長崎県	2,218	1,631	1,991	1,466	3,443	2,630	155.2	161.3	4,196	3,057	189.2	187.4	98.2	97.4	38.6	31.6	36.4	41.7	59.1	66.7	27.3	8.3	36.4
熊本県	2,522	1,813	2,277	1,651	3,571	2,664	141.6	146.9	4,073	3,048	161.5	168.1	100.0	100.0	51.9	54.1	48.1	45.0	55.6	55.0	33.3	25.0	63.0
大分県	1,916	1,161	1,711	1,033	2,488	1,545	129.9	133.1	2,751	1,746	143.6	150.4	100.0	100.0	40.0	39.1	37.5	33.3	62.5	55.6	25.0	33.3	50.0
宮崎県	1,972	1,785	1,743	1,575	2,342	2,128	118.8	119.2	2,349	2,140	119.1	119.9	100.0	100.0	44.4	40.6	18.8	23.1	37.5	38.5	0.0	0.0	81.3
鹿児島県	2,712	1,977	2,465	1,801	3,021	2,201	111.4	111.3	3,339	2,455	123.1	124.2	100.0	100.0	29.4	20.8	25.0	40.0	35.0	30.0	0.0	0.0	80.0
沖縄県	3,221	1,980	2,911	1,789	3,730	2,385	115.8	120.5	4,639	3,040	144.0	153.5	100.0	100.0	23.7	25.7	64.3	66.7	57.1	66.7	0.0	0.0	21.4
合　　計	159,539	91,038	145,209	82,884	232,543	133,559	145.8	146.7	226,761	132,109	142.1	145.1	99.3	99.2	49.3	46.6	40.4	40.8	43.8	44.9	12.8	8.9	67.9

注１）「教員」とは、校長、副校長、教頭、主幹教諭、指導教諭、教諭、助教諭、養護教諭、養護助教諭、栄養教諭、常勤講師、再任用職員（フルタイム）をいう。
注２）「授業を担当している教員」とは、各教科等の授業を定期的に担当している教員をいう。授業を一時的・臨時的に担当する教員は含まない。
注３）「指導者用ＰＣ」とは、教員が使用するために配備されたものをいう。教職員が主として校務用に利用しているコンピュータ（校務用コンピュータ）は含まない。
注４）「指導者用ＰＣ整備率」とは指導者用ＰＣの総数を教員の総数で除して算出した値である。
注５）「教員の校務用ＰＣ」とは、主として教員が校務に使用するコンピュータのことをいう。
注６）「教員の校務用ＰＣ整備率」は、校務用ＰＣの総数を総教員数で除して算出した値である。
注７）「統合型校務支援システム」は、教務系（成績処理、出欠管理、時数等）・保健系（健康診断票、保健室管理等）、指導要録等の学籍関係、学校事務系など統合して
　　機能を有しているシステムをいう。
注８）「遠隔教育」は、遠隔システムを活用した同時双方向型で行う教育をいう。（「『遠隔教育の推進に向けた施策方針』の策定について（通知）」（文部科学省、平成30年9月20日））

○都道府県別「コンピュータの設置状況」及び「インターネット接続状況」の実態（中等教育学校）

（令和７年３月１日現在）

都道府県別 （中等教育学校）	学校数 校	児童生徒数 人	普通教室数 室	学習者用PC総台数 台	児童生徒一人当たりの学習者用PC台数 台／人	普通教室の大型提示装置整備率 %	普通教室の校内LAN整備率 %	普通教室の無線LAN整備率 %	普通教室の移動通信システム（LTE等）整備率 %	移動系通信を利用している学校の内、無線LAN整備済みの普通教室の数 室	無線LAN又は移動系通信によりインターネット接続を行う普通教室の割合 %	回線速度の契約理論値 ベストエフォート型 %	回線速度の契約理論値 ギャランティ型 %
北海道	2	1,380	40	1,516	1.1	100.0	100.0	100.0	***	***	100.0	50.0	50.0
青森県	***	***	***	***	***	***	***	***	***	***	***	***	***
岩手県	***	***	***	***	***	***	***	***	***	***	***	***	***
宮城県	1	811	24	1,077	1.3	100.0	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
秋田県	***	***	***	***	***	***	***	***	***	***	***	***	***
山形県	***	***	***	***	***	***	***	***	***	***	***	***	***
福島県	***	***	***	***	***	***	***	***	***	***	***	***	***
茨城県	3	2,114	51	2,191	1.0	100.0	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
栃木県	***	***	***	***	***	***	***	***	***	***	***	***	***
群馬県	2	1,481	49	1,745	1.2	98.0	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
埼玉県	1	925	24	940	1.0	100.0	100.0	100.0	100.0	24	100.0	0.0	0.0
千葉県	1	477	12	498	1.0	100.0	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
東京都	6	5,576	169	5,963	1.1	100.0	100.0	100.0	23.7	40	100.0	16.7	83.3
神奈川県	2	1,878	69	2,230	1.2	73.9	100.0	100.0	***	***	100.0	50.0	50.0
新潟県	7	2,917	96	3,239	1.1	100.0	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
富山県	***	***	***	***	***	***	***	***	***	***	***	***	***
石川県	***	***	***	***	***	***	***	***	***	***	***	***	***
福井県	***	***	***	***	***	***	***	***	***	***	***	***	***
山梨県	***	***	***	***	***	***	***	***	***	***	***	***	***
長野県	***	***	***	***	***	***	***	***	***	***	***	***	***
岐阜県	***	***	***	***	***	***	***	***	***	***	***	***	***
静岡県	***	***	***	***	***	***	***	***	***	***	***	***	***
愛知県	***	***	***	***	***	***	***	***	***	***	***	***	***
三重県	***	***	***	***	***	***	***	***	***	***	***	***	***
滋賀県	***	***	***	***	***	***	***	***	***	***	***	***	***
京都府	***	***	***	***	***	***	***	***	***	***	***	***	***
大阪府	***	***	***	***	***	***	***	***	***	***	***	***	***
兵庫県	1	461	24	501	1.1	100.0	100.0	100.0	***	***	100.0	0.0	100.0
奈良県	***	***	***	***	***	***	***	***	***	***	***	***	***
和歌山県	***	***	***	***	***	***	***	***	***	***	***	***	***
鳥取県	***	***	***	***	***	***	***	***	***	***	***	***	***
島根県	***	***	***	***	***	***	***	***	***	***	***	***	***
岡山県	1	939	28	1,121	1.2	100.0	100.0	100.0	***	***	100.0	0.0	100.0
広島県	1	687	24	767	1.1	100.0	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
山口県	1	575	18	831	1.4	100.0	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
徳島県	1	812	24	898	1.1	100.0	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
香川県	***	***	***	***	***	***	***	***	***	***	***	***	***
愛媛県	3	2,123	70	2,579	1.2	100.0	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
高知県	***	***	***	***	***	***	***	***	***	***	***	***	***
福岡県	1	482	2	697	1.4	100.0	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
佐賀県	***	***	***	***	***	***	***	***	***	***	***	***	***
長崎県	***	***	***	***	***	***	***	***	***	***	***	***	***
熊本県	***	***	***	***	***	***	***	***	***	***	***	***	***
大分県	***	***	***	***	***	***	***	***	***	***	***	***	***
宮崎県	1	215	6	273	1.3	100.0	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
鹿児島県	***	***	***	***	***	***	***	***	***	***	***	***	***
沖縄県	***	***	***	***	***	***	***	***	***	***	***	***	***
合　　計	35	23,853	730	27,066	1.1	97.4	100.0	100.0	8.8	64	100.0	73.5	26.5

注１）「児童生徒数」は、令和６年５月１日現在の児童生徒数。
注２）「学習者用ＰＣ」とは、教育用ＰＣのうち、児童生徒が使用するために配備されたものをいう。
注３）「児童生徒一人当たりの学習者用PC台数」は、「学習者用ＰＣ総台数」を令和６年５月１日現在の児童生徒数で除して算出した値である。
注４）「普通教室の大型提示装置整備率」は、大型提示装置を設置している普通教室の総数を普通教室の総数で除して算出した値である。
注５）「普通教室の校内ＬＡＮ整備率」は、校内ＬＡＮを整備する普通教室の総数を普通教室の総数で除して算出した値である。
注６）「普通教室の無線ＬＡＮ整備率」は、無線ＬＡＮを整備する普通教室の総数を普通教室の総数で除して算出した値である。

○都道府県別「コンピュータの設置状況」及び「インターネット接続状況」の実態（中等教育学校）

（令和７年３月１日現在）

都道府県別 （中等教育学校）	教員数 人	授業を担当している教員数 人	指導者用PC台数 台	指導者用PC整備率 %	教員の校務用PC台数 台	教員の校務用PC整備率 %	統合型校務支援システム整備率 %	遠隔教育実施率 %	遠隔教育を実施している学校のうち、「合同授業型」の遠隔授業の実施率 %	遠隔教育を実施している学校のうち、「教師支援型」の遠隔授業の実施率 %	遠隔教育を実施している学校のうち、「教科・科目充実型」の遠隔授業の実施率 %	遠隔教育を実施している学校のうち、個々の児童生徒の状況に応じた遠隔教育の実施率 %
北海道	110	103	201	182.7	162	147.3	100.0	50.0	0.0	100.0	100.0	100.0
青森県	***	***	***	***	***	***	***	***	***	***	***	***
岩手県	***	***	***	***	***	***	***	***	***	***	***	***
宮城県	65	56	60	92.3	95	146.2	100.0	0.0	***	***	***	***
秋田県	***	***	***	***	***	***	***	***	***	***	***	***
山形県	***	***	***	***	***	***	***	***	***	***	***	***
福島県	***	***	***	***	***	***	***	***	***	***	***	***
茨城県	150	133	196	130.7	157	104.7	100.0	100.0	33.3	66.7	0.0	66.7
栃木県	***	***	***	***	***	***	***	***	***	***	***	***
群馬県	132	123	176	133.3	146	110.6	50.0	50.0	0.0	0.0	0.0	100.0
埼玉県	97	90	156	160.8	32	33.0	100.0	100.0	0.0	100.0	0.0	100.0
千葉県	32	30	77	240.6	32	100.0	100.0	100.0	0.0	0.0	0.0	100.0
東京都	353	318	782	221.5	445	126.1	100.0	83.3	80.0	40.0	60.0	60.0
神奈川県	118	110	122	103.4	233	197.5	100.0	50.0	100.0	100.0	0.0	0.0
新潟県	247	228	367	148.6	269	108.9	100.0	85.7	83.3	66.7	33.3	0.0
富山県	***	***	***	***	***	***	***	***	***	***	***	***
石川県	***	***	***	***	***	***	***	***	***	***	***	***
福井県	***	***	***	***	***	***	***	***	***	***	***	***
山梨県	***	***	***	***	***	***	***	***	***	***	***	***
長野県	***	***	***	***	***	***	***	***	***	***	***	***
岐阜県	***	***	***	***	***	***	***	***	***	***	***	***
静岡県	***	***	***	***	***	***	***	***	***	***	***	***
愛知県	***	***	***	***	***	***	***	***	***	***	***	***
三重県	***	***	***	***	***	***	***	***	***	***	***	***
滋賀県	***	***	***	***	***	***	***	***	***	***	***	***
京都府	***	***	***	***	***	***	***	***	***	***	***	***
大阪府	***	***	***	***	***	***	***	***	***	***	***	***
兵庫県	40	34	42	105.0	38	95.0	100.0	0.0	***	***	***	***
奈良県	***	***	***	***	***	***	***	***	***	***	***	***
和歌山県	***	***	***	***	***	***	***	***	***	***	***	***
鳥取県	***	***	***	***	***	***	***	***	***	***	***	***
島根県	***	***	***	***	***	***	***	***	***	***	***	***
岡山県	65	59	104	160.0	109	167.7	100.0	100.0	100.0	100.0	0.0	100.0
広島県	46	40	47	102.2	69	150.0	0.0	0.0	***	***	***	***
山口県	58	57	74	127.6	74	127.6	100.0	100.0	0.0	100.0	0.0	0.0
徳島県	66	62	72	109.1	72	109.1	100.0	100.0	0.0	0.0	0.0	100.0
香川県	***	***	***	***	***	***	***	***	***	***	***	***
愛媛県	168	157	200	119.0	242	144.0	100.0	66.7	50.0	100.0	50.0	100.0
高知県	***	***	***	***	***	***	***	***	***	***	***	***
福岡県	52	40	216	415.4	48	92.3	100.0	0.0	***	***	***	***
佐賀県	***	***	***	***	***	***	***	***	***	***	***	***
長崎県	***	***	***	***	***	***	***	***	***	***	***	***
熊本県	***	***	***	***	***	***	***	***	***	***	***	***
大分県	***	***	***	***	***	***	***	***	***	***	***	***
宮崎県	36	30	40	111.1	44	122.2	100.0	100.0	100.0	100.0	0.0	100.0
鹿児島県	***	***	***	***	***	***	***	***	***	***	***	***
沖縄県	***	***	***	***	***	***	***	***	***	***	***	***
合　　計	1,835	1,670	2,932	159.8	2,267	123.5	94.3	71.4	56.0	64.0	28.0	56.0

注１）「教員」とは、校長、副校長、教頭、主幹教諭、指導教諭、教諭、助教諭、養護教諭、養護助教諭、栄養教諭、常勤講師、再任用職員（フルタイム）をいう。
注２）「授業を担当している教員」とは、各教科等の授業を定期的に担当している教員をいう。授業を一時的・臨時的に担当する教員は含まない。
注３）「指導者用ＰＣ」とは、教員が使用するために配備されたものをいう。教職員が主として校務用に利用しているコンピュータ（校務用コンピュータ）は含まない。
注４）「指導者用ＰＣ整備率」とは指導者用ＰＣの総数を教員の総数で除して算出した値である。
注５）「教員の校務用ＰＣ」とは、主として教員が校務に使用するコンピュータのことをいう。
注６）「教員の校務用ＰＣ整備率」は、校務用ＰＣの総数を総教員数で除して算出した値である。
注７）「統合型校務支援システム」は、教務系（成績処理、出欠管理、時数等）・保健系（健康診断票、保健室管理等）、指導要録等の学籍関係、学校事務系など統合して
　　機能を有しているシステムをいう。
注８）「遠隔教育」は、遠隔システムを活用した同時双方向型で行う教育をいう。（「『遠隔教育の推進に向けた施策方針』の策定について（通知）」（文部科学省、平成30年9月20日））

○都道府県別「コンピュータの設置状況」及び「インターネット接続状況」の実態（特別支援学校）

（令和７年３月１日現在）

都道府県別 （特別支援学校）	学校数 校	児童生徒数 人	普通教室数 室	学習者用PC総台数 台	児童生徒一人当たりの学習者用PC台数 台／人	普通教室の大型提示装置整備率 %	普通教室の校内LAN整備率 %	普通教室の無線LAN整備率 %	普通教室の移動通信システム（LTE等）整備率 %	移動系通信を利用している学校の内、無線LAN整備済みの普通教室の数 室	無線LAN又は移動系通信によりインターネット接続を行う普通教室の割合 %	回線速度の契約理論値 ベストエフォート型 %	回線速度の契約理論値 ギャランティ型 %
北海道	71	5,777	1,381	6,221	1.1	73.1	97.6	96.2	3.5	0	99.7	12.7	87.3
青森県	20	1,651	419	2,045	1.2	93.6	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
岩手県	15	1,351	393	2,175	1.6	14.0	100.0	92.1	***	***	92.1	100.0	0.0
宮城県	27	2,570	568	1,990	0.8	54.0	99.6	99.6	***	***	99.6	100.0	0.0
秋田県	14	1,263	238	1,396	1.1	80.3	97.1	97.1	***	***	97.1	100.0	0.0
山形県	18	1,151	317	1,224	1.1	37.2	100.0	100.0	6.3	20	100.0	100.0	0.0
福島県	25	2,366	586	2,932	1.2	88.7	99.7	97.4	93.2	531	100.0	100.0	0.0
茨城県	24	4,601	803	4,984	1.1	100.0	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
栃木県	16	2,524	472	2,923	1.2	100.0	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
群馬県	26	2,241	591	2,301	1.0	73.1	95.8	90.5	14.2	28	100.0	100.0	0.0
埼玉県	57	8,914	1,546	8,193	0.9	58.6	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
千葉県	44	7,318	1,271	8,686	1.2	28.6	99.4	98.7	***	***	98.7	95.5	4.5
東京都	64	14,574	2,839	16,465	1.1	32.1	100.0	100.0	0.1	4	100.0	7.8	92.2
神奈川県	49	8,208	1,444	10,034	1.2	48.9	100.0	99.5	***	***	99.5	18.4	81.6
新潟県	36	2,623	530	3,102	1.2	51.3	99.8	98.7	***	***	98.7	100.0	0.0
富山県	14	1,158	331	1,423	1.2	61.0	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
石川県	11	1,331	293	1,486	1.1	52.9	96.9	94.9	***	***	94.9	45.5	54.5
福井県	11	944	285	1,029	1.1	42.1	99.6	91.2	***	***	91.2	100.0	0.0
山梨県	13	1,024	288	1,262	1.2	65.3	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
長野県	19	2,700	445	2,826	1.0	92.6	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
岐阜県	23	2,689	665	3,566	1.3	48.4	100.0	93.2	6.8	0	100.0	4.3	95.7
静岡県	40	4,903	867	6,047	1.2	67.9	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
愛知県	43	7,504	1,499	8,204	1.1	89.1	99.6	98.4	***	***	98.4	74.4	25.6
三重県	18	1,814	461	1,955	1.1	89.6	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
滋賀県	16	2,374	460	2,051	0.9	98.5	96.1	96.1	***	***	96.1	0.0	100.0
京都府	24	3,030	700	3,355	1.1	61.1	100.0	100.0	4.7	33	100.0	37.5	62.5
大阪府	50	10,073	1,509	12,155	1.2	51.0	94.8	85.8	***	***	85.8	98.0	2.0
兵庫県	47	6,413	1,165	9,155	1.4	82.8	99.1	99.1	2.3	17	100.0	37.0	63.0
奈良県	10	1,529	293	1,694	1.1	50.9	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
和歌山県	10	1,641	328	1,869	1.1	93.3	99.4	96.0	***	***	96.0	100.0	0.0
鳥取県	9	735	236	1,076	1.5	94.5	100.0	100.0	***	***	100.0	0.0	100.0
島根県	12	1,050	286	1,126	1.1	94.4	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
岡山県	15	2,270	437	3,074	1.4	71.2	99.8	99.8	***	***	99.8	0.0	100.0
広島県	19	2,929	645	3,289	1.1	92.9	100.0	100.0	***	***	100.0	94.7	5.3
山口県	13	2,012	538	2,435	1.2	95.2	98.0	97.8	***	***	97.8	100.0	0.0
徳島県	11	1,013	251	1,155	1.1	34.3	99.2	98.4	***	***	98.4	72.7	27.3
香川県	9	1,126	233	1,629	1.4	76.4	100.0	97.9	***	***	97.9	100.0	0.0
愛媛県	10	1,489	343	2,123	1.4	100.0	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
高知県	15	753	222	1,135	1.5	45.5	100.0	100.0	12.6	28	100.0	100.0	0.0
福岡県	40	7,084	1,292	8,859	1.3	62.6	95.9	90.7	***	***	90.7	100.0	0.0
佐賀県	10	1,271	314	1,832	1.4	74.5	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
長崎県	17	1,761	387	2,129	1.2	49.9	100.0	99.0	***	***	99.0	100.0	0.0
熊本県	23	2,321	491	2,928	1.3	95.9	99.8	97.4	2.4	0	99.8	95.5	4.5
大分県	18	1,601	452	1,755	1.1	60.6	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
宮崎県	13	1,365	349	1,658	1.2	25.2	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
鹿児島県	15	2,774	623	3,398	1.2	92.6	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
沖縄県	22	2,554	532	2,576	1.0	25.0	100.0	89.3	***	***	89.3	100.0	0.0
合　　計	1,126	150,367	30,618	174,925	1.2	64.2	99.1	97.5	2.8	661	98.1	74.0	26.0

注１）「児童生徒数」は、令和６年５月１日現在の児童生徒数。
注２）「学習者用ＰＣ」とは、教育用ＰＣのうち、児童生徒が使用するために配備されたものをいう。
注３）「児童生徒一人当たりの学習者用PC台数」は、「学習者用ＰＣ総台数」を令和６年５月１日現在の児童生徒数で除して算出した値である。
注４）「普通教室の大型提示装置整備率」は、大型提示装置を設置している普通教室の総数を普通教室の総数で除して算出した値である。
注５）「普通教室の校内ＬＡＮ整備率」は、校内ＬＡＮを整備する普通教室の総数を普通教室の総数で除して算出した値である。
注６）「普通教室の無線ＬＡＮ整備率」は、無線ＬＡＮを整備する普通教室の総数を普通教室の総数で除して算出した値である。

○都道府県別「コンピュータの設置状況」及び「インターネット接続状況」の実態（特別支援学校）

（令和７年３月１日現在）

都道府県別 （特別支援学校）	教員数 人	授業を担当している教員数 人	指導者用PC台数 台	指導者用PC整備率 %	教員の校務用PC台数 台	教員の校務用PC整備率 %	統合型校務支援システム整備率 %	遠隔教育実施率 %	遠隔教育を実施している学校のうち、「合同授業型」の遠隔授業の実施率 %	遠隔教育を実施している学校のうち、「教師支援型」の遠隔授業の実施率 %	遠隔教育を実施している学校のうち、「教科・科目充実型」の遠隔授業の実施率 %	遠隔教育を実施している学校のうち、個々の児童生徒の状況に応じた遠隔教育の実施率 %
北海道	3,677	3,225	3,072	83.5	5,047	137.3	98.6	70.4	64.0	38.0	6.0	84.0
青森県	1,046	937	1,195	114.2	1,274	121.8	100.0	60.0	75.0	50.0	0.0	75.0
岩手県	975	873	1,208	123.9	1,391	142.7	0.0	60.0	66.7	33.3	0.0	66.7
宮城県	1,573	1,306	2,166	137.7	2,054	130.6	100.0	59.3	62.5	25.0	12.5	75.0
秋田県	825	705	899	109.0	934	113.2	100.0	42.9	66.7	33.3	0.0	83.3
山形県	741	673	723	97.6	837	113.0	0.0	66.7	83.3	25.0	0.0	66.7
福島県	1,558	1,466	1,571	100.8	1,898	121.8	100.0	72.0	66.7	27.8	5.6	66.7
茨城県	2,284	2,011	2,556	111.9	3,210	140.5	100.0	62.5	86.7	40.0	0.0	86.7
栃木県	1,237	1,136	1,447	117.0	1,396	112.9	100.0	50.0	75.0	25.0	0.0	87.5
群馬県	1,351	1,189	1,337	99.0	1,607	118.9	7.7	42.3	90.9	18.2	9.1	54.5
埼玉県	4,581	4,009	4,673	102.0	5,158	112.6	98.2	45.6	53.8	42.3	0.0	80.8
千葉県	3,641	3,039	4,560	125.2	4,341	119.2	97.7	52.3	69.6	17.4	0.0	73.9
東京都	5,911	5,291	10,363	175.3	6,860	116.1	100.0	67.2	58.1	27.9	30.2	76.7
神奈川県	4,744	3,840	2,948	62.1	5,768	121.6	30.6	81.6	52.5	32.5	0.0	82.5
新潟県	1,682	1,430	1,348	80.1	1,953	116.1	100.0	58.3	57.1	28.6	0.0	85.7
富山県	774	733	1,015	131.1	989	127.8	100.0	78.6	36.4	18.2	0.0	90.9
石川県	613	574	1,005	163.9	916	149.4	100.0	90.9	50.0	20.0	0.0	90.0
福井県	697	655	326	46.8	1,243	178.3	100.0	81.8	66.7	22.2	0.0	77.8
山梨県	687	627	714	103.9	773	112.5	84.6	61.5	87.5	37.5	25.0	87.5
長野県	1,665	1,399	1,629	97.8	1,946	116.9	100.0	78.9	53.3	33.3	0.0	86.7
岐阜県	1,568	1,464	680	43.4	1,781	113.6	100.0	60.9	64.3	35.7	0.0	85.7
静岡県	2,640	2,321	1,374	52.0	2,948	111.7	100.0	37.5	53.3	53.3	0.0	80.0
愛知県	3,731	3,459	4,356	116.8	4,582	122.8	100.0	60.5	84.6	30.8	3.8	57.7
三重県	1,075	991	2,203	204.9	1,361	126.6	100.0	83.3	53.3	13.3	6.7	66.7
滋賀県	1,225	1,060	1,375	112.2	1,176	96.0	100.0	62.5	60.0	40.0	0.0	80.0
京都府	1,996	1,519	3,023	151.5	3,272	163.9	100.0	70.8	70.6	17.6	0.0	88.2
大阪府	5,129	4,638	2,129	41.5	4,837	94.3	100.0	56.0	64.3	32.1	25.0	78.6
兵庫県	3,768	3,314	3,554	94.3	4,440	117.8	95.7	59.6	46.4	32.1	0.0	82.1
奈良県	957	776	1,087	113.6	1,038	108.5	100.0	70.0	57.1	14.3	0.0	85.7
和歌山県	898	772	1,027	114.4	981	109.2	100.0	60.0	50.0	50.0	0.0	100.0
鳥取県	580	509	549	94.7	840	144.8	0.0	55.6	40.0	40.0	0.0	80.0
島根県	775	701	1,023	132.0	1,022	131.9	100.0	75.0	77.8	66.7	44.4	77.8
岡山県	1,200	1,048	1,757	146.4	1,996	166.3	100.0	66.7	50.0	30.0	0.0	90.0
広島県	1,583	1,303	3,309	209.0	1,849	116.8	100.0	73.7	64.3	35.7	0.0	71.4
山口県	1,185	1,128	2,232	188.4	1,851	156.2	100.0	61.5	50.0	25.0	0.0	87.5
徳島県	619	591	856	138.3	818	132.1	100.0	63.6	100.0	57.1	0.0	100.0
香川県	662	610	670	101.2	843	127.3	100.0	55.6	40.0	20.0	20.0	80.0
愛媛県	835	788	1,321	158.2	1,190	142.5	100.0	80.0	87.5	62.5	0.0	62.5
高知県	618	544	723	117.0	1,424	230.4	100.0	73.3	72.7	9.1	0.0	72.7
福岡県	3,522	3,094	4,467	126.8	4,231	120.1	100.0	82.5	54.5	21.2	6.1	84.8
佐賀県	776	688	1,022	131.7	899	115.9	100.0	50.0	60.0	60.0	20.0	80.0
長崎県	1,030	937	1,129	109.6	1,371	133.1	100.0	76.5	92.3	23.1	0.0	61.5
熊本県	1,218	1,029	1,935	158.9	2,074	170.3	100.0	73.9	76.5	17.6	0.0	64.7
大分県	1,000	850	1,156	115.6	1,199	119.9	100.0	77.8	71.4	35.7	0.0	92.9
宮崎県	960	828	815	84.9	1,192	124.2	0.0	84.6	63.6	9.1	0.0	90.9
鹿児島県	1,375	1,233	1,339	97.4	1,697	123.4	100.0	66.7	90.0	20.0	0.0	60.0
沖縄県	1,528	1,396	1,329	87.0	1,875	122.7	100.0	68.2	60.0	6.7	0.0	80.0
合　　計	82,715	72,709	91,195	110.3	102,382	123.8	89.3	64.3	64.2	30.1	5.4	78.7

注１）「教員」とは、校長、副校長、教頭、主幹教諭、指導教諭、教諭、助教諭、養護教諭、養護助教諭、栄養教諭、常勤講師、再任用職員（フルタイム）をいう。
注２）「授業を担当している教員」とは、各教科等の授業を定期的に担当している教員をいう。授業を一時的・臨時的に担当する教員は含まない。
注３）「指導者用ＰＣ」とは、教員が使用するために配備されたものをいう。教職員が主として校務用に利用しているコンピュータ（校務用コンピュータ）は含まない。
注４）「指導者用ＰＣ整備率」とは指導者用ＰＣの総数を教員の総数で除して算出した値である。
注５）「教員の校務用ＰＣ」とは、主として教員が校務に使用するコンピュータのことをいう。
注６）「教員の校務用ＰＣ整備率」は、校務用ＰＣの総数を総教員数で除して算出した値である。
注７）「統合型校務支援システム」は、教務系（成績処理、出欠管理、時数等）・保健系（健康診断票、保健室管理等）、指導要録等の学籍関係、学校事務系など統合して
　　機能を有しているシステムをいう。
注８）「遠隔教育」は、遠隔システムを活用した同時双方向型で行う教育をいう。（「『遠隔教育の推進に向けた施策方針』の策定について（通知）」（文部科学省、平成30年9月20日））

○都道府県別「教員のＩＣＴ活用指導力」の状況（「できる」若しくは「ややできる」と回答した教員の割合の大項目別平均）及び研修を受講した教員の割合（合計）

【令和６年度において授業を担当している教員】　　（令和７年３月１日現在）

都道府県別（合計）	大項目Ａ 平均	大項目Ｂ 平均	大項目Ｃ 平均	大項目Ｄ 平均	令和６年度中にICT活用指導力の状況の各項目に関する研修を受講した教員の割合
北海道	91.2	82.7	84.9	90.6	69.6
青森県	88.4	77.4	79.1	84.9	63.2
岩手県	88.6	77.8	79.6	87.4	68.3
宮城県	88.7	78.8	80.1	86.9	64.9
秋田県	88.0	75.7	78.4	85.1	72.9
山形県	89.7	79.3	81.6	87.7	60.0
福島県	89.6	79.0	80.4	87.9	64.3
茨城県	96.6	93.1	94.0	96.3	87.2
栃木県	91.0	81.3	83.9	91.1	78.0
群馬県	88.7	77.7	78.6	86.9	58.8
埼玉県	91.0	82.9	83.8	89.6	70.0
千葉県	88.3	78.2	79.6	87.5	61.4
東京都	91.6	84.4	84.9	90.6	84.5
神奈川県	89.2	81.5	82.4	88.0	66.5
新潟県	91.1	80.5	81.6	88.6	65.1
富山県	91.6	81.4	84.8	90.0	76.6
石川県	93.4	85.6	86.7	91.7	89.7
福井県	91.4	79.6	81.5	88.3	66.6
山梨県	91.5	83.1	84.4	90.7	84.9
長野県	91.1	81.7	82.2	87.6	88.2
岐阜県	91.9	85.0	85.8	91.3	95.8
静岡県	90.6	82.4	83.5	89.7	77.7
愛知県	87.5	77.4	78.6	86.4	67.7
三重県	92.7	86.9	86.6	91.5	75.0
滋賀県	91.7	85.0	85.6	90.7	73.4
京都府	91.3	83.2	82.9	88.9	73.7
大阪府	89.7	82.0	81.2	87.5	65.1
兵庫県	91.3	81.9	83.0	88.3	71.6
奈良県	89.8	79.6	81.2	87.7	68.7
和歌山県	90.5	79.6	81.9	89.0	92.3
鳥取県	91.8	84.2	84.5	89.7	74.9
島根県	89.0	76.8	80.2	85.8	67.6
岡山県	94.0	90.5	90.8	94.6	91.9
広島県	89.9	80.6	81.7	89.2	62.6
山口県	91.0	82.4	82.8	87.5	88.2
徳島県	96.1	92.2	92.1	95.6	83.2
香川県	88.6	77.1	78.1	86.5	68.8
愛媛県	99.2	98.4	98.4	99.1	89.7
高知県	90.9	82.6	82.7	87.6	64.2
福岡県	89.6	81.5	81.9	89.2	72.8
佐賀県	91.4	82.2	84.7	90.8	76.0
長崎県	90.3	80.2	81.6	88.2	78.6
熊本県	93.8	88.3	87.2	92.3	81.7
大分県	91.4	85.9	84.9	90.0	93.5
宮崎県	90.2	81.9	81.6	86.3	74.2
鹿児島県	89.7	81.3	81.7	87.0	90.5
沖縄県	92.2	82.0	82.5	89.0	66.3
合計	90.7	82.2	83.1	89.2	73.5

注）「研修を受講した教員」には、令和７年３月末日までの間に受講予定の教員も含む。

○都道府県別「教員のＩＣＴ活用指導力」の状況（「できる」若しくは「ややできる」と回答した教員の割合の大項目別平均）及び研修を受講した教員の割合（小学校）

【令和６年度において授業を担当している教員】　　（令和７年３月１日現在）

都道府県別（小学校）	大項目Ａ 平均	大項目Ｂ 平均	大項目Ｃ 平均	大項目Ｄ 平均	令和６年度中にICT活用指導力の状況の各項目に関する研修を受講した教員の割合
北海道	92.6	87.0	88.5	93.8	74.8
青森県	89.1	81.7	81.9	89.1	63.3
岩手県	85.4	74.8	76.3	87.5	67.0
宮城県	89.3	82.4	82.8	90.4	60.4
秋田県	89.7	79.5	81.2	90.2	83.1
山形県	90.9	83.7	84.8	92.4	60.8
福島県	91.9	85.7	85.8	93.4	73.4
茨城県	97.9	96.2	96.5	98.6	89.5
栃木県	92.0	85.3	86.7	94.1	73.6
群馬県	87.7	79.4	79.5	89.3	67.1
埼玉県	92.3	86.8	87.1	93.2	79.4
千葉県	89.5	82.2	82.6	91.3	68.9
東京都	92.5	86.9	86.9	93.3	79.8
神奈川県	89.6	84.1	83.8	90.6	69.1
新潟県	93.5	87.0	86.3	93.0	74.0
富山県	93.0	86.0	88.2	93.8	82.7
石川県	94.4	89.6	89.3	95.2	91.4
福井県	92.9	84.1	83.8	91.7	75.7
山梨県	91.0	84.5	84.8	92.2	89.4
長野県	89.8	79.5	79.4	87.8	87.4
岐阜県	92.5	86.8	86.7	93.9	94.4
静岡県	89.3	82.9	83.4	90.7	72.0
愛知県	86.9	77.8	78.4	87.6	75.2
三重県	94.3	90.8	89.7	95.1	82.4
滋賀県	92.6	87.7	88.0	92.8	84.1
京都府	90.8	85.4	84.1	90.8	72.4
大阪府	90.4	84.6	84.4	91.5	72.2
兵庫県	93.6	88.0	88.1	93.4	78.3
奈良県	89.7	83.0	82.7	88.9	62.7
和歌山県	90.7	83.6	84.5	91.5	94.5
鳥取県	92.3	87.4	86.3	92.9	77.5
島根県	91.0	81.9	83.7	91.4	67.8
岡山県	92.7	89.3	89.6	94.5	91.5
広島県	90.5	84.1	83.9	92.7	56.9
山口県	94.1	90.1	89.3	93.6	97.9
徳島県	94.6	89.9	89.2	94.3	80.9
香川県	89.4	80.8	80.9	90.3	71.6
愛媛県	99.0	98.4	98.2	99.0	89.6
高知県	90.7	87.1	85.3	92.4	75.9
福岡県	89.7	82.9	82.8	91.2	76.4
佐賀県	92.0	85.0	86.1	93.0	81.6
長崎県	91.1	83.4	83.9	92.4	71.5
熊本県	94.9	90.3	87.8	94.0	85.7
大分県	93.6	90.7	89.5	94.5	92.9
宮崎県	90.9	85.3	83.3	89.4	76.3
鹿児島県	92.8	88.3	87.1	92.6	91.1
沖縄県	91.1	83.4	82.4	91.8	68.3
合計	91.3	85.2	85.2	92.1	76.4

注）「研修を受講した教員」には、令和７年３月末日までの間に受講予定の教員も含む。

○都道府県別「教員のＩＣＴ活用指導力」の状況（「できる」若しくは「ややできる」と回答した教員の割合の大項目別平均）及び研修を受講した教員の割合（中学校）

【令和６年度において授業を担当している教員】　　（令和７年３月１日現在）

都道府県別（中学校）	大項目Ａ 平均	大項目Ｂ 平均	大項目Ｃ 平均	大項目Ｄ 平均	令和６年度中にICT活用指導力の状況の各項目に関する研修を受講した教員の割合
北海道	91.5	82.3	85.7	91.4	64.5
青森県	86.2	74.1	76.6	82.4	52.1
岩手県	85.8	70.3	73.3	81.1	53.7
宮城県	86.3	75.2	77.9	84.8	50.5
秋田県	90.2	78.5	82.3	87.6	74.1
山形県	87.4	75.2	80.2	85.4	47.8
福島県	89.0	78.4	79.3	86.7	68.5
茨城県	97.9	95.6	96.4	98.1	88.0
栃木県	89.2	79.6	82.7	89.1	61.3
群馬県	89.0	77.6	78.8	86.4	60.7
埼玉県	90.1	81.0	83.3	88.5	66.4
千葉県	85.8	74.0	76.4	85.1	65.6
東京都	91.1	82.6	84.2	89.7	80.9
神奈川県	88.3	79.5	81.6	87.0	65.3
新潟県	90.6	79.7	80.8	87.5	63.5
富山県	85.9	71.7	78.5	83.5	77.8
石川県	89.6	79.6	83.4	88.1	95.7
福井県	91.6	82.4	84.7	89.5	62.8
山梨県	90.2	81.5	83.8	90.6	85.3
長野県	90.4	79.8	82.8	86.8	88.9
岐阜県	94.3	86.6	88.0	93.9	92.8
静岡県	86.9	75.2	77.8	84.7	69.5
愛知県	87.0	74.1	76.8	85.2	69.8
三重県	93.8	88.0	87.5	92.1	79.0
滋賀県	89.4	81.2	82.7	87.8	72.2
京都府	89.7	80.0	79.0	86.0	57.6
大阪府	89.1	79.0	79.8	86.3	64.0
兵庫県	89.3	78.7	81.2	87.3	73.8
奈良県	88.8	75.7	78.0	86.1	55.9
和歌山県	91.4	81.2	84.6	90.4	91.5
鳥取県	90.7	83.0	83.7	87.0	63.6
島根県	86.3	72.8	78.7	83.3	55.1
岡山県	90.2	83.2	83.9	89.9	88.9
広島県	87.5	76.1	78.3	85.2	53.4
山口県	89.5	78.3	78.4	85.9	94.1
徳島県	94.6	88.1	88.2	93.0	67.9
香川県	83.2	66.5	68.2	79.4	64.6
愛媛県	98.5	97.2	97.2	98.2	82.5
高知県	92.6	86.0	86.7	88.9	76.3
福岡県	86.4	76.2	77.8	85.2	71.8
佐賀県	88.2	76.1	80.3	86.9	72.3
長崎県	91.3	80.7	83.1	87.9	70.3
熊本県	91.4	84.1	84.1	89.8	77.1
大分県	90.1	85.4	84.7	90.1	88.0
宮崎県	87.7	78.9	79.9	82.9	67.4
鹿児島県	90.2	82.0	81.4	84.8	88.9
沖縄県	93.2	84.4	85.8	91.3	68.2
合計	89.5	79.6	81.5	87.6	70.5

注）「研修を受講した教員」には、令和７年３月末日までの間に受講予定の教員も含む。

○都道府県別「教員のＩＣＴ活用指導力」の状況（「できる」若しくは「ややできる」と回答した教員の割合の大項目別平均）及び研修を受講した教員の割合（義務教育

【令和６年度において授業を担当している教員】　　（令和７年３月１日現在）

都道府県別（義務教育学校）	大項目Ａ 平均	大項目Ｂ 平均	大項目Ｃ 平均	大項目Ｄ 平均	令和６年度中にICT活用指導力の状況の各項目に関する研修を受講した教員の割合
北海道	94.6	89.8	90.2	94.1	87.8
青森県	***	***	***	***	***
岩手県	82.7	80.1	74.4	85.9	0.0
宮城県	92.6	82.1	85.3	91.8	50.7
秋田県	91.8	86.9	87.7	93.3	79.1
山形県	93.9	76.9	85.6	84.4	100.0
福島県	90.0	82.5	80.5	89.1	69.9
茨城県	98.8	96.5	97.3	98.7	85.2
栃木県	91.5	87.0	87.4	91.9	94.7
群馬県	92.0	85.2	86.9	89.5	80.7
埼玉県	90.3	83.7	78.1	84.4	100.0
千葉県	85.5	78.8	82.1	85.7	100.0
東京都	94.1	91.7	91.2	94.1	83.0
神奈川県	93.9	91.7	91.8	93.1	74.1
新潟県	93.5	79.0	90.5	91.0	100.0
富山県	93.3	90.1	92.6	94.9	98.7
石川県	98.8	96.4	95.8	97.6	97.6
福井県	***	***	***	***	***
山梨県	***	***	***	***	***
長野県	93.4	85.9	86.9	92.0	94.2
岐阜県	95.4	91.8	91.2	97.2	98.7
静岡県	87.1	74.6	67.0	82.1	51.8
愛知県	91.8	78.8	80.4	92.9	97.8
三重県	100.0	97.4	97.4	98.7	100.0
滋賀県	95.8	90.6	91.1	95.8	100.0
京都府	96.1	91.8	90.5	96.5	54.2
大阪府	90.8	84.1	80.8	90.8	76.4
兵庫県	92.0	83.1	81.2	93.8	72.1
奈良県	90.3	80.5	79.0	85.5	49.8
和歌山県	99.4	99.4	97.4	99.4	100.0
鳥取県	92.5	85.7	86.3	91.5	85.5
島根県	97.7	96.2	98.1	99.2	100.0
岡山県	93.8	90.5	91.3	94.6	96.0
広島県	89.6	82.1	81.1	89.2	35.4
山口県	***	***	***	***	***
徳島県	***	***	***	***	***
香川県	***	***	***	***	***
愛媛県	***	***	***	***	***
高知県	94.1	89.5	89.5	93.0	68.8
福岡県	82.0	70.8	71.2	83.1	100.0
佐賀県	94.7	87.1	88.2	92.5	94.7
長崎県	100.0	96.3	97.5	98.8	100.0
熊本県	98.3	97.0	95.9	97.6	100.0
大分県	91.2	88.6	85.7	93.2	92.2
宮崎県	94.3	87.1	88.1	91.5	100.0
鹿児島県	96.6	94.8	94.6	95.5	100.0
沖縄県	***	***	***	***	***
合計	93.2	87.5	87.4	92.7	81.4

注）「研修を受講した教員」には、令和７年３月末日までの間に受講予定の教員も含む。

○都道府県別「教員のＩＣＴ活用指導力」の状況（「できる」若しくは「ややできる」と回答した教員の割合の大項目別平均）及び研修を受講した教員の割合（高等学校）

【令和６年度において授業を担当している教員】　　（令和７年３月１日現在）

都道府県別（高等学校）	大項目Ａ平均	（専門学科・総合学科単独及び複数学科設置校）	大項目Ｂ平均	（専門学科・総合学科単独及び複数学科設置校）	大項目Ｃ平均	（専門学科・総合学科単独及び複数学科設置校）	大項目Ｄ平均	（専門学科・総合学科単独及び複数学科設置校）	令和６年度中にICT活用指導力の状況の各項目に関する研修を受講した教員の割合	（専門学科・総合学科単独及び複数学科設置校）
北海道	90.3	90.3	79.6	80.5	82.5	83.4	88.2	88.6	64.4	64.3
青森県	91.9	91.5	79.3	79.4	82.5	83.3	86.6	86.3	62.6	62.5
岩手県	95.2	94.8	88.3	88.1	90.4	91.1	93.8	93.6	80.2	76.6
宮城県	91.6	91.9	78.6	80.3	80.9	82.7	85.9	86.6	87.2	89.2
秋田県	87.9	88.7	72.3	74.1	75.8	78.1	80.8	82.4	51.6	53.9
山形県	90.5	90.9	79.4	79.0	81.9	81.7	85.1	85.3	65.8	63.0
福島県	86.2	85.7	70.6	70.7	75.7	76.6	82.9	82.5	45.4	47.4
茨城県	94.7	93.7	88.1	86.7	90.2	89.1	92.9	91.9	82.4	79.0
栃木県	92.0	91.9	77.1	77.0	82.5	83.0	88.8	88.3	99.0	99.2
群馬県	91.9	92.0	80.1	82.8	82.7	85.2	88.2	89.3	34.4	34.2
埼玉県	93.0	93.1	83.6	83.3	84.5	85.1	90.5	90.5	50.1	55.0
千葉県	89.5	91.1	75.8	79.2	79.3	82.4	84.6	86.2	45.4	49.9
東京都	91.2	91.3	83.1	83.8	84.3	86.0	88.4	89.3	97.8	97.8
神奈川県	93.4	91.7	85.7	83.3	87.5	85.6	90.3	88.3	63.0	63.1
新潟県	90.6	90.4	75.4	77.1	80.4	81.8	87.6	87.0	46.1	44.0
富山県	93.9	94.0	85.4	85.4	89.0	89.2	91.4	91.6	59.0	63.7
石川県	95.5	95.5	85.9	84.7	88.0	87.4	90.7	91.0	78.2	77.3
福井県	90.8	91.2	75.7	76.8	82.1	82.3	87.7	87.9	51.3	44.2
山梨県	92.3	92.0	81.0	80.8	83.8	83.8	87.1	86.5	73.6	76.0
長野県	96.9	97.0	93.6	92.9	92.9	93.9	94.1	94.3	90.7	89.2
岐阜県	92.0	92.6	86.1	87.8	88.3	89.7	90.4	91.1	100.0	100.0
静岡県	96.2	96.2	89.1	89.0	90.7	90.7	93.8	94.0	92.3	91.8
愛知県	90.9	90.5	83.0	82.5	84.7	84.7	88.1	87.3	47.4	48.0
三重県	88.8	88.7	78.1	78.6	80.6	80.9	84.8	84.0	59.4	60.9
滋賀県	95.8	96.7	90.1	91.8	91.2	92.8	94.4	95.0	49.8	49.4
京都府	95.7	96.5	87.7	89.5	89.8	91.9	92.1	94.7	90.5	87.0
大阪府	91.2	91.7	79.8	80.6	81.2	82.7	84.1	85.1	46.7	47.1
兵庫県	91.5	91.7	78.7	79.2	81.5	82.6	84.9	85.2	58.1	54.8
奈良県	93.6	93.5	82.9	82.6	87.3	87.2	91.6	91.1	89.1	86.7
和歌山県	92.3	92.2	77.4	76.5	81.7	81.1	88.4	87.8	89.3	91.8
鳥取県	92.8	92.6	81.6	82.3	84.5	86.1	87.7	88.6	80.3	88.5
島根県	91.1	91.7	76.9	78.3	80.0	81.6	83.8	85.0	68.9	62.7
岡山県	99.1	98.9	98.2	98.0	98.5	98.3	98.8	98.6	95.5	96.7
広島県	93.1	92.7	83.5	82.5	85.6	85.8	90.7	90.4	87.2	86.8
山口県	92.2	91.6	81.2	79.7	85.2	84.1	87.4	86.6	73.8	75.1
徳島県	98.7	98.3	97.0	96.4	97.3	96.7	98.7	98.4	95.0	95.4
香川県	93.2	92.2	82.9	82.1	86.1	86.1	90.5	90.0	64.9	62.3
愛媛県	99.8	99.8	99.2	99.0	99.4	99.2	99.8	99.8	93.2	91.1
高知県	90.5	91.8	76.9	77.9	79.4	80.8	83.1	84.5	38.0	34.6
福岡県	96.1	95.0	91.9	90.0	93.2	91.9	95.6	94.8	65.7	66.7
佐賀県	96.1	97.0	87.5	88.9	91.4	92.6	96.7	97.0	61.1	64.6
長崎県	89.3	88.8	77.3	76.2	80.9	80.4	84.7	84.3	95.5	94.2
熊本県	93.7	92.7	88.8	87.8	89.3	88.5	91.4	90.6	76.4	75.5
大分県	90.3	89.6	81.6	80.7	81.4	80.7	86.0	84.9	98.4	98.9
宮崎県	90.8	91.0	79.8	80.2	82.7	83.5	85.8	86.5	74.1	78.7
鹿児島県	86.0	86.4	71.7	70.6	77.5	78.0	83.8	83.9	95.5	97.8
沖縄県	94.1	94.5	81.4	82.1	84.5	85.4	87.2	87.8	67.4	65.3
合計	92.4	92.4	82.8	82.9	85.1	85.7	88.9	89.0	69.4	70.0

注）「研修を受講した教員」には、令和７年３月末日までの間に受講予定の教員も含む。

○都道府県別「教員のＩＣＴ活用指導力」の状況（「できる」若しくは「ややできる」と回答した教員の割合の大項目別平均）及び研修を受講した教員の割合（中等教育
【令和６年度において授業を担当している教員】　（令和７年３月１日現在）

都道府県別（中等教育学校）	大項目Ａ 平均	大項目Ｂ 平均	大項目Ｃ 平均	大項目Ｄ 平均	令和６年度中にICT活用指導力の状況の各項目に関する研修を受講した教員の割合
北海道	96.6	85.4	83.0	84.5	27.2
青森県	***	***	***	***	***
岩手県	***	***	***	***	***
宮城県	92.0	83.9	87.1	97.3	82.1
秋田県	***	***	***	***	***
山形県	***	***	***	***	***
福島県	***	***	***	***	***
茨城県	96.8	92.9	93.6	95.7	100.0
栃木県	***	***	***	***	***
群馬県	95.5	81.5	83.9	91.3	62.6
埼玉県	98.3	94.4	95.6	95.6	74.4
千葉県	91.7	79.2	77.5	84.2	3.3
東京都	95.3	89.4	89.9	92.7	98.4
神奈川県	95.0	92.0	89.8	90.7	54.5
新潟県	92.1	82.8	86.1	90.9	17.1
富山県	***	***	***	***	***
石川県	***	***	***	***	***
福井県	***	***	***	***	***
山梨県	***	***	***	***	***
長野県	***	***	***	***	***
岐阜県	***	***	***	***	***
静岡県	***	***	***	***	***
愛知県	***	***	***	***	***
三重県	***	***	***	***	***
滋賀県	***	***	***	***	***
京都府	***	***	***	***	***
大阪府	***	***	***	***	***
兵庫県	92.6	79.4	77.2	85.3	26.5
奈良県	***	***	***	***	***
和歌山県	***	***	***	***	***
鳥取県	***	***	***	***	***
島根県	***	***	***	***	***
岡山県	98.3	97.0	97.9	99.6	98.3
広島県	89.4	69.4	72.5	75.6	5.0
山口県	91.7	80.3	83.3	81.6	87.7
徳島県	100.0	99.6	100.0	99.6	96.8
香川県	***	***	***	***	***
愛媛県	99.8	99.4	99.4	99.8	95.5
高知県	***	***	***	***	***
福岡県	99.4	90.6	91.9	97.5	100.0
佐賀県	***	***	***	***	***
長崎県	***	***	***	***	***
熊本県	***	***	***	***	***
大分県	***	***	***	***	***
宮崎県	98.3	97.5	97.5	98.3	100.0
鹿児島県	***	***	***	***	***
沖縄県	***	***	***	***	***
合計	95.6	88.8	89.6	92.5	69.6

注）「研修を受講した教員」には、令和７年３月末日までの間に受講予定の教員も含む。

○都道府県別「教員のＩＣＴ活用指導力」の状況（「できる」若しくは「ややできる」と回答した教員の割合の大項目別平均）及び研修を受講した教員の割合（特別支援
【令和６年度において授業を担当している教員】　（令和７年３月１日現在）

都道府県別（特別支援学校）	大項目Ａ 平均	大項目Ｂ 平均	大項目Ｃ 平均	大項目Ｄ 平均	令和６年度中にICT活用指導力の状況の各項目に関する研修を受講した教員の割合
北海道	85.0	69.2	69.8	78.3	69.1
青森県	85.3	65.8	68.7	73.0	93.4
岩手県	93.0	83.4	82.8	87.9	85.3
宮城県	86.8	72.7	71.3	78.8	80.9
秋田県	76.7	63.4	65.0	71.1	84.4
山形県	87.9	70.5	69.9	79.3	70.4
福島県	89.1	73.1	73.3	81.4	59.5
茨城県	91.7	83.8	84.7	89.0	85.7
栃木県	88.7	75.1	76.5	86.8	98.5
群馬県	84.2	64.6	63.6	74.5	67.5
埼玉県	83.8	69.4	68.9	75.1	73.5
千葉県	87.5	75.8	74.7	81.5	44.1
東京都	88.0	76.7	75.7	81.5	97.6
神奈川県	80.2	62.6	65.0	71.1	62.3
新潟県	82.5	62.0	63.4	73.1	70.5
富山県	93.1	75.2	74.7	85.2	84.7
石川県	93.0	81.4	78.6	86.5	93.0
福井県	86.3	63.6	64.4	74.0	68.7
山梨県	95.3	85.6	85.1	91.7	87.9
長野県	84.6	67.5	66.7	73.1	83.7
岐阜県	83.3	71.4	71.4	76.1	100.0
静岡県	95.4	86.6	85.9	90.8	95.3
愛知県	85.2	73.7	72.7	79.3	60.6
三重県	90.4	82.2	81.2	85.0	58.2
滋賀県	85.7	73.1	72.4	81.7	74.3
京都府	88.1	72.0	73.3	81.3	90.3
大阪府	85.9	81.5	70.0	76.9	62.7
兵庫県	85.0	69.4	68.9	74.9	64.8
奈良県	85.4	67.9	71.7	79.7	95.5
和歌山県	83.9	64.3	66.2	77.5	91.5
鳥取県	90.6	80.3	79.2	87.7	78.0
島根県	83.5	66.0	69.9	74.5	87.2
岡山県	99.2	99.1	98.9	99.2	93.2
広島県	86.5	67.7	71.1	78.6	72.8
山口県	80.9	66.4	65.3	70.5	67.2
徳島県	99.7	99.2	99.2	99.6	98.8
香川県	89.1	76.5	74.4	79.2	76.1
愛媛県	99.9	99.8	99.9	99.9	100.0
高知県	88.2	72.2	72.3	78.1	60.7
福岡県	88.4	74.7	72.2	81.3	67.3
佐賀県	86.2	73.7	75.1	79.2	85.8
長崎県	86.1	70.1	67.5	76.7	98.3
熊本県	95.1	89.9	88.5	93.1	86.3
大分県	88.1	78.1	75.4	81.3	98.2
宮崎県	92.3	79.0	75.0	81.9	78.7
鹿児島県	80.0	63.9	63.9	72.0	80.0
沖縄県	90.0	72.2	71.0	76.5	51.4
合計	87.1	74.1	73.2	79.8	75.9

注）「研修を受講した教員」には、令和７年３月末日までの間に受講予定の教員も含む。

○都道府県別「教員のＩＣＴ活用指導力」の状況（「できる」、「ややできる」、「あまりできない」及び「ほとんどできない」と回答した教員の割合の大項目別平均）（合計）

【令和６年度において授業を担当している教員】

（令和７年３月１日現在）

都道府県別（合計）	大項目Ａ 平均				大項目Ｂ 平均				大項目Ｃ 平均				大項目Ｄ 平均			
	できる	ややできる	あまりできない	ほとんどできない	できる	ややできる	あまりできない	ほとんどできない	できる	ややできる	あまりできない	ほとんどできない	できる	ややできる	あまりできない	ほとんどできない
北海道	54.7	36.5	7.9	0.9	42.6	40.0	15.2	2.1	45.1	39.8	13.2	1.9	51.4	39.1	8.3	1.1
青森県	40.8	47.6	10.5	1.1	28.7	48.6	20.1	2.5	29.7	49.4	18.7	2.2	32.5	52.5	13.6	1.4
岩手県	44.5	44.1	10.4	1.0	32.0	45.8	19.3	2.9	34.3	45.3	17.8	2.6	39.0	48.4	11.3	1.3
宮城県	39.7	49.0	10.2	1.1	27.8	51.0	18.6	2.6	28.3	51.7	17.5	2.4	32.4	54.5	11.8	1.3
秋田県	37.6	50.3	10.7	1.4	25.2	50.5	21.7	2.6	26.6	51.9	19.2	2.4	30.2	54.9	13.6	1.3
山形県	47.0	42.6	8.9	1.4	33.7	45.6	17.7	3.0	35.8	45.8	15.6	2.8	40.4	47.3	10.9	1.4
福島県	42.7	46.8	9.4	1.0	31.3	47.8	18.3	2.7	32.0	48.5	17.0	2.6	38.3	49.6	10.7	1.3
茨城県	71.6	25.0	3.1	0.3	62.0	31.1	6.1	0.8	63.1	30.8	5.3	0.7	68.0	28.3	3.3	0.4
栃木県	42.0	49.0	8.1	0.9	31.3	50.0	16.4	2.3	33.2	50.7	14.1	2.0	39.4	51.7	8.0	0.9
群馬県	42.8	45.9	10.2	1.2	30.6	47.1	19.4	2.9	30.3	48.3	18.5	3.0	36.3	50.5	11.6	1.5
埼玉県	52.4	38.6	7.5	1.5	40.2	42.7	14.5	2.6	40.2	43.6	13.6	2.6	46.0	43.6	8.8	1.6
千葉県	44.1	44.2	10.1	1.5	31.5	46.7	18.5	3.2	32.3	47.4	17.4	3.0	38.4	49.1	10.8	1.7
東京都	51.6	40.0	7.3	1.1	39.8	44.7	13.6	2.0	39.3	45.6	13.1	2.0	45.8	44.8	8.2	1.2
神奈川県	46.4	42.8	9.3	1.5	36.2	45.2	15.7	2.9	35.8	46.6	14.8	2.8	40.6	47.4	10.2	1.8
新潟県	49.6	41.5	7.7	1.2	33.8	46.7	16.9	2.6	34.1	47.5	15.7	2.6	40.7	47.9	9.9	1.5
富山県	50.8	40.7	7.6	0.8	36.0	45.5	16.4	2.1	38.8	46.0	13.6	1.7	43.7	46.2	9.1	0.9
石川県	49.6	43.7	5.9	0.7	38.0	47.7	12.8	1.5	38.1	48.6	11.9	1.4	44.2	47.5	7.5	0.8
福井県	49.3	42.1	7.9	0.8	34.9	44.7	18.5	1.9	35.6	45.9	16.6	1.9	41.6	46.7	10.6	1.1
山梨県	48.0	43.5	7.5	1.0	36.3	46.8	14.8	2.1	37.7	46.7	13.7	1.9	43.3	47.4	8.3	0.9
長野県	52.6	38.4	7.7	1.2	39.1	42.6	15.4	2.9	39.7	42.5	14.9	2.9	42.5	45.1	10.8	1.6
岐阜県	49.6	42.3	7.1	1.0	38.1	46.9	12.9	2.1	39.3	46.5	12.3	1.9	45.6	45.7	7.7	1.0
静岡県	44.7	46.0	8.2	1.2	32.1	50.3	15.2	2.4	32.4	51.1	14.3	2.1	37.3	52.4	9.3	1.1
愛知県	40.4	47.1	10.7	1.8	28.1	49.3	18.9	3.7	29.1	49.6	17.9	3.5	34.3	52.1	11.7	1.9
三重県	53.0	39.7	6.3	1.0	42.6	44.3	11.4	1.7	41.1	45.5	11.5	1.9	46.0	45.5	7.5	1.1
滋賀県	49.9	41.8	7.2	1.1	36.7	48.3	12.8	2.3	36.9	48.7	12.3	2.1	41.9	48.7	8.0	1.3
京都府	50.1	41.2	7.6	1.0	36.9	46.2	14.6	2.2	38.3	44.6	14.6	2.5	43.8	45.1	9.8	1.3
大阪府	51.4	38.4	8.8	1.5	38.1	43.9	15.0	3.0	36.7	44.6	15.7	3.1	41.2	46.4	10.6	1.8
兵庫県	53.6	37.7	7.5	1.3	39.9	42.0	15.2	2.9	39.9	43.1	13.9	3.0	44.0	44.3	9.9	1.8
奈良県	46.5	43.3	8.9	1.3	34.2	45.4	17.4	3.0	34.0	47.2	15.8	3.0	37.2	50.5	10.7	1.6
和歌山県	46.9	43.7	8.5	1.0	33.6	46.0	17.9	2.5	34.4	47.5	15.7	2.4	40.0	49.0	9.7	1.3
鳥取県	38.9	53.0	8.0	0.2	27.8	56.4	15.4	0.4	28.3	56.2	15.3	0.2	30.5	59.3	10.2	0.1
島根県	46.8	42.2	9.6	1.3	32.6	44.3	19.4	3.7	35.2	44.9	17.1	2.7	36.8	49.0	12.9	1.4
岡山県	60.2	33.8	5.0	1.0	52.7	37.8	7.8	1.7	52.0	38.9	7.6	1.6	56.4	38.2	4.6	0.8
広島県	48.1	41.7	8.9	1.2	36.1	44.5	16.7	2.7	36.1	45.7	15.5	2.7	42.5	46.7	9.3	1.5
山口県	50.2	40.7	7.9	1.2	39.1	43.3	15.1	2.6	37.9	44.9	14.6	2.6	42.3	45.2	10.9	1.5
徳島県	64.0	32.1	3.6	0.3	50.9	41.3	7.2	0.6	50.7	41.4	7.2	0.7	58.1	37.5	4.1	0.3
香川県	41.2	47.3	10.2	1.2	28.9	48.3	19.5	3.3	28.7	49.4	18.7	3.2	34.9	51.6	12.0	1.5
愛媛県	74.4	24.8	0.8	0.1	66.1	32.3	1.4	0.1	65.9	32.5	1.5	0.1	71.0	28.0	0.9	0.0
高知県	41.0	49.9	8.2	0.9	29.9	52.7	15.3	2.1	29.7	53.1	15.0	2.2	33.0	54.6	10.8	1.6
福岡県	51.2	38.4	8.9	1.5	38.7	42.8	15.3	3.1	39.6	42.2	15.0	3.1	46.6	42.6	9.3	1.6
佐賀県	50.3	41.1	7.7	0.9	34.8	47.4	15.4	2.3	36.4	48.3	13.1	2.3	43.3	47.5	7.8	1.4
長崎県	45.4	44.9	8.9	0.8	31.4	48.9	17.5	2.2	32.6	49.0	16.3	2.1	37.4	50.8	10.7	1.1
熊本県	54.0	39.8	5.6	0.6	40.6	47.7	10.6	1.1	39.1	48.1	11.5	1.3	44.9	47.5	6.9	0.7
大分県	46.0	45.4	7.7	0.9	37.0	49.0	12.6	1.5	34.6	50.3	13.4	1.7	39.9	50.1	8.9	1.0
宮崎県	39.8	50.4	8.6	1.1	30.7	51.2	15.5	2.6	28.3	53.2	16.1	2.3	28.8	57.4	12.4	1.3
鹿児島県	45.8	43.9	8.9	1.4	35.2	46.1	16.3	2.4	34.4	47.3	15.7	2.5	38.3	48.7	11.4	1.6
沖縄県	51.6	40.5	6.9	0.9	35.7	46.3	15.8	2.2	36.7	45.8	15.0	2.5	42.3	46.7	9.6	1.3
合計	49.3	41.3	8.2	1.2	37.2	45.1	15.3	2.5	37.4	45.7	14.5	2.4	42.7	46.5	9.5	1.4

○都道府県別「教員のＩＣＴ活用指導力」の状況（「できる」、「ややできる」、「あまりできない」及び「ほとんどできない」と回答した教員の割合の大項目別平均）（小学校）

【令和６年度において授業を担当している教員】

（令和７年３月１日現在）

都道府県別（小学校）	大項目Ａ 平均				大項目Ｂ 平均				大項目Ｃ 平均				大項目Ｄ 平均			
	できる	ややできる	あまりできない	ほとんどできない	できる	ややできる	あまりできない	ほとんどできない	できる	ややできる	あまりできない	ほとんどできない	できる	ややできる	あまりできない	ほとんどできない
北海道	56.2	36.4	6.8	0.6	46.2	40.8	11.8	1.2	48.7	39.9	10.4	1.1	56.2	37.5	5.7	0.5
青森県	38.6	50.5	10.2	0.7	30.3	51.3	16.9	1.5	30.1	51.7	16.9	1.3	34.9	54.2	10.3	0.6
岩手県	35.8	49.6	13.5	1.1	25.3	49.4	22.2	3.1	26.3	49.9	20.8	2.9	33.5	54.1	11.5	1.0
宮城県	37.8	51.5	10.0	0.8	28.5	54.0	16.1	1.5	28.2	54.6	15.7	1.5	34.3	56.1	9.2	0.5
秋田県	36.3	53.4	9.4	0.9	25.9	53.6	18.6	1.9	26.7	54.5	17.0	1.8	32.7	57.4	9.0	0.8
山形県	48.7	42.2	8.1	1.0	37.3	46.4	14.5	1.9	38.7	46.0	13.3	1.9	46.0	46.4	6.8	0.7
福島県	46.2	45.7	7.7	0.4	37.3	48.4	13.4	1.0	36.7	49.1	13.1	1.1	45.4	48.0	6.4	0.3
茨城県	77.8	20.1	1.9	0.1	71.7	24.6	3.6	0.2	71.4	25.1	3.3	0.2	79.0	19.6	1.3	0.1
栃木県	46.7	45.2	7.6	0.5	37.1	48.2	13.4	1.3	37.2	49.4	12.0	1.3	47.7	46.4	5.5	0.4
群馬県	41.1	46.6	11.2	1.0	30.4	49.0	18.3	2.3	29.6	50.0	18.1	2.3	37.6	51.7	9.9	0.8
埼玉県	53.1	39.2	6.8	0.9	43.2	43.6	11.6	1.5	42.7	44.4	11.2	1.7	50.0	43.2	6.0	0.8
千葉県	43.3	46.2	9.5	1.0	33.5	48.6	15.9	1.9	33.4	49.2	15.4	2.0	41.2	50.2	7.9	0.7
東京都	53.2	39.4	6.6	0.9	43.0	43.9	11.6	1.5	41.5	45.5	11.5	1.6	50.0	43.3	5.9	0.8
神奈川県	45.8	43.8	9.1	1.3	37.5	46.5	13.8	2.1	35.5	48.3	14.0	2.2	42.6	48.1	8.2	1.2
新潟県	51.7	41.7	6.1	0.5	37.9	49.1	11.8	1.1	36.4	49.9	12.5	1.2	45.1	47.8	6.5	0.5
富山県	56.3	36.7	6.4	0.6	42.7	43.3	12.7	1.3	45.1	43.1	10.5	1.3	52.7	41.1	5.7	0.5
石川県	54.1	40.3	5.1	0.5	45.5	44.0	9.4	1.0	44.6	44.6	9.5	1.2	54.2	41.0	4.5	0.2
福井県	50.4	42.5	6.5	0.6	38.1	46.0	14.6	1.2	37.2	46.6	14.8	1.3	45.8	45.9	7.6	0.7
山梨県	49.5	41.5	8.0	1.1	39.7	44.8	13.6	2.0	39.3	45.5	13.2	2.0	47.2	45.1	6.8	1.0
長野県	49.9	39.8	9.1	1.2	36.9	42.6	17.6	2.9	36.0	43.4	17.5	3.1	41.7	46.0	10.9	1.3
岐阜県	50.4	42.0	6.7	0.8	41.1	45.7	11.6	1.6	40.3	46.4	11.7	1.6	50.1	43.8	5.6	0.5
静岡県	44.8	44.5	9.4	1.2	34.4	48.4	15.2	1.9	34.3	49.1	14.6	2.0	41.0	49.7	8.5	0.9
愛知県	41.0	45.9	11.5	1.6	30.4	47.4	19.1	3.1	30.7	47.7	18.5	3.1	37.8	49.8	11.0	1.4
三重県	55.2	39.0	5.2	0.6	47.3	43.5	8.3	0.9	44.8	44.9	9.2	1.1	52.7	42.4	4.4	0.4
滋賀県	52.3	40.2	6.6	0.8	40.6	47.2	11.1	1.2	39.5	48.5	10.8	1.2	46.3	46.5	6.6	0.5
京都府	48.1	42.7	8.2	1.0	37.2	48.2	12.9	1.6	36.0	48.0	13.7	2.2	43.5	47.3	8.3	0.9
大阪府	50.1	40.3	8.5	1.1	39.5	45.2	13.4	1.9	37.9	46.5	13.7	1.9	45.3	46.2	7.6	0.9
兵庫県	58.1	35.6	5.6	0.7	46.2	41.9	10.4	1.5	45.2	42.8	10.2	1.7	51.4	41.9	5.8	0.8
奈良県	48.2	41.6	8.9	1.4	38.7	44.3	14.7	2.4	35.9	46.8	14.6	2.7	39.5	49.4	9.7	1.5
和歌山県	47.4	43.3	8.5	0.8	38.2	45.4	14.8	1.6	37.9	46.5	14.2	1.4	44.0	47.5	8.0	0.5
鳥取県	38.2	54.1	7.7	0.1	29.5	57.9	12.5	0.1	28.7	57.6	13.5	0.1	35.5	57.4	7.1	0.0
島根県	45.3	45.7	8.2	0.8	34.2	47.7	15.6	2.4	36.7	47.0	14.3	2.0	41.4	50.0	8.2	0.5
岡山県	54.7	37.9	6.5	0.9	49.5	39.8	9.3	1.4	46.7	42.9	9.1	1.3	53.2	41.3	4.9	0.6
広島県	45.4	45.1	8.7	0.8	35.8	48.4	14.3	1.5	34.2	49.7	14.5	1.6	44.0	48.7	6.7	0.6
山口県	51.8	42.4	5.1	0.7	43.4	46.7	8.9	1.0	40.3	49.0	9.4	1.2	47.7	45.9	5.7	0.6
徳島県	55.2	39.3	5.0	0.4	42.5	47.4	9.3	0.8	40.5	48.7	9.8	1.0	49.3	45.0	5.2	0.5
香川県	41.9	47.6	9.6	1.0	32.1	48.6	17.2	2.1	32.0	48.9	16.9	2.2	41.2	49.1	9.0	0.7
愛媛県	72.7	26.3	1.0	0.0	65.3	33.2	1.5	0.1	64.2	34.0	1.8	0.1	71.3	27.6	1.0	0.0
高知県	40.6	50.1	8.5	0.8	32.4	54.7	11.7	1.2	30.6	54.7	13.3	1.5	38.5	53.9	7.0	0.6
福岡県	50.7	39.0	9.0	1.3	40.8	42.1	14.6	2.5	41.3	41.5	14.6	2.6	49.4	41.8	7.7	1.0
佐賀県	52.5	39.5	7.5	0.4	38.1	46.9	13.5	1.5	38.5	47.6	12.5	1.5	47.7	45.3	6.5	0.5
長崎県	46.9	44.2	8.2	0.7	35.4	48.0	14.9	1.7	35.5	48.4	14.3	1.8	43.9	48.5	7.1	0.6
熊本県	51.3	43.6	4.8	0.3	39.6	50.7	9.2	0.6	36.7	51.2	11.3	0.9	43.6	50.5	5.7	0.3
大分県	48.9	44.7	6.0	0.4	42.0	48.7	8.8	0.6	37.9	51.6	9.8	0.7	45.7	48.8	5.2	0.3
宮崎県	41.6	49.3	8.4	0.7	33.6	51.7	13.4	1.3	29.8	53.4	15.2	1.6	32.5	56.9	10.0	0.6
鹿児島県	51.7	41.1	6.6	0.6	44.6	43.7	10.5	1.1	41.4	45.7	11.5	1.5	45.8	46.8	6.8	0.6
沖縄県	48.9	42.3	8.0	0.9	36.8	46.6	14.5	2.0	35.8	46.6	14.7	2.8	46.7	45.1	7.1	1.1
合計	49.8	41.6	7.8	0.9	39.8	45.4	13.2	1.7	39.0	46.2	13.0	1.8	46.5	45.6	7.1	0.8

○都道府県別「教員のＩＣＴ活用指導力」の状況（「できる」、「ややできる」、「あまりできない」及び「ほとんどできない」と回答した教員の割合の大項目別平均）（中学校）

【令和６年度において授業を担当している教員】

（令和７年３月１日現在）

都道府県別（中学校）	大項目Ａ 平均				大項目Ｂ 平均				大項目Ｃ 平均				大項目Ｄ 平均			
	できる	ややできる	あまりできない	ほとんどできない	できる	ややできる	あまりできない	ほとんどできない	できる	ややできる	あまりできない	ほとんどできない	できる	ややできる	あまりできない	ほとんどできない
北海道	59.0	32.5	7.5	1.0	45.4	36.9	15.4	2.3	48.9	36.9	12.6	1.7	54.9	36.6	7.8	0.8
青森県	40.4	45.7	12.3	1.5	27.9	46.2	22.5	3.3	28.1	48.5	20.6	2.7	28.9	53.5	15.8	1.8
岩手県	40.8	45.0	12.7	1.5	28.0	42.3	25.4	4.3	30.1	43.2	23.3	3.4	32.9	48.2	17.0	2.0
宮城県	39.8	46.4	12.0	1.7	27.4	47.8	21.4	3.4	28.5	49.4	19.0	3.1	31.7	53.1	13.4	1.8
秋田県	42.1	48.0	9.2	0.6	27.7	50.8	19.6	1.9	29.8	52.6	16.2	1.5	33.6	54.0	11.9	0.5
山形県	47.5	40.0	10.3	2.2	32.9	42.3	20.4	4.4	37.0	43.2	16.5	3.4	39.4	46.0	12.8	1.8
福島県	47.6	41.4	9.7	1.3	34.8	43.6	18.3	3.3	35.1	44.2	17.9	2.8	41.7	45.0	11.9	1.4
茨城県	77.6	20.3	2.0	0.1	69.0	26.6	3.8	0.6	70.8	25.7	3.2	0.3	74.1	23.9	1.8	0.2
栃木県	45.6	43.6	9.3	1.4	33.7	45.9	17.4	2.9	35.6	47.2	15.1	2.2	42.7	46.4	9.7	1.2
群馬県	46.2	42.8	9.8	1.2	34.3	43.4	19.4	3.0	33.2	45.6	18.2	3.0	38.7	47.6	12.1	1.5
埼玉県	52.8	37.2	8.4	1.5	39.5	41.5	16.0	3.1	40.7	42.6	14.0	2.6	44.8	43.7	10.0	1.5
千葉県	43.6	42.2	12.0	2.2	30.4	43.6	21.5	4.5	31.5	44.9	19.8	3.8	36.6	48.5	12.7	2.2
東京都	54.6	36.5	7.6	1.3	40.8	41.7	15.0	2.4	41.9	42.3	13.6	2.2	46.8	42.9	9.1	1.2
神奈川県	47.5	40.8	9.9	1.9	35.6	43.9	17.2	3.3	37.0	44.7	15.5	2.9	40.5	46.5	11.3	1.7
新潟県	49.9	40.7	7.9	1.5	33.7	46.1	17.2	3.1	33.5	47.4	16.0	3.2	39.0	48.5	10.9	1.6
富山県	41.4	44.5	12.4	1.7	27.9	43.7	23.7	4.7	29.1	49.4	18.4	3.0	34.0	49.5	14.8	1.7
石川県	47.5	42.1	8.9	1.5	34.4	45.2	17.6	2.8	35.9	47.6	14.6	2.0	38.9	49.2	10.3	1.6
福井県	53.3	38.2	7.7	0.8	38.7	43.7	15.7	1.9	39.4	45.3	13.7	1.6	43.8	45.6	9.8	0.8
山梨県	50.0	40.2	8.4	1.5	37.8	43.7	15.4	3.1	41.0	42.8	13.8	2.4	47.5	43.1	8.5	0.9
長野県	53.8	36.5	8.2	1.4	38.3	41.5	16.7	3.5	40.2	42.6	14.4	2.8	41.3	45.5	11.3	1.9
岐阜県	53.3	41.0	5.3	0.4	41.5	45.1	11.8	1.6	42.5	45.5	11.0	1.0	49.5	44.4	5.7	0.4
静岡県	42.4	44.5	11.1	2.0	29.2	46.0	20.8	4.0	30.3	47.6	18.8	3.3	33.5	51.2	13.6	1.8
愛知県	41.9	45.0	11.2	1.9	28.2	45.9	21.4	4.5	30.1	46.6	19.4	3.8	35.6	49.6	12.9	1.8
三重県	57.4	36.4	5.5	0.7	45.1	42.9	10.6	1.4	42.5	45.0	11.0	1.5	46.1	46.0	7.2	0.7
滋賀県	50.3	39.1	9.0	1.6	36.0	45.2	15.4	3.4	37.0	45.7	15.0	2.4	40.2	47.6	10.7	1.4
京都府	49.4	40.3	8.7	1.6	35.7	44.3	16.8	3.2	36.4	42.6	18.0	3.0	40.4	45.6	12.3	1.7
大阪府	51.7	37.4	8.9	2.0	37.5	41.5	16.8	4.3	37.1	42.6	16.4	3.8	41.6	44.6	11.6	2.1
兵庫県	51.5	37.8	8.9	1.8	37.5	41.2	17.4	3.9	39.3	41.9	15.1	3.7	42.9	44.5	10.6	2.1
奈良県	49.5	39.3	9.5	1.7	34.8	40.9	19.6	4.7	35.9	42.1	17.5	4.5	40.0	46.1	11.8	2.0
和歌山県	49.3	42.1	7.8	0.8	34.8	46.5	16.5	2.3	35.3	49.4	13.5	1.9	40.1	50.2	8.5	1.1
鳥取県	41.9	48.9	9.0	0.3	29.9	53.1	16.5	0.5	30.2	53.5	15.9	0.3	28.2	58.8	12.7	0.3
島根県	48.2	38.1	11.1	2.6	31.9	40.9	21.0	6.2	35.7	43.0	17.8	3.5	35.2	48.1	15.2	1.5
岡山県	50.8	39.4	7.4	2.4	42.0	41.2	12.5	4.3	42.5	41.4	12.4	3.7	44.2	45.7	8.3	1.8
広島県	43.0	44.5	10.5	2.0	29.6	46.4	20.0	3.9	30.1	48.2	18.2	3.5	34.9	50.3	12.6	2.2
山口県	48.1	41.3	9.1	1.4	34.3	44.0	18.8	2.9	32.9	45.5	18.8	2.8	39.0	46.9	12.8	1.4
徳島県	53.9	40.7	5.0	0.4	35.8	52.3	11.1	0.8	36.4	51.8	10.8	1.0	43.4	49.5	6.8	0.3
香川県	37.2	46.0	14.5	2.3	23.7	42.8	26.5	6.9	21.2	47.0	25.8	6.0	25.2	54.2	17.8	2.7
愛媛県	70.8	27.8	1.3	0.2	62.8	34.4	2.4	0.4	63.9	33.3	2.5	0.3	67.0	31.3	1.7	0.1
高知県	46.4	46.2	6.8	0.6	33.8	52.2	13.0	1.0	34.1	52.5	12.6	0.8	33.7	55.2	10.6	0.5
福岡県	50.0	36.3	11.1	2.5	37.1	39.1	18.7	5.1	38.0	39.8	17.7	4.5	44.1	41.1	12.4	2.4
佐賀県	48.4	39.8	10.5	1.3	32.4	43.7	20.7	3.2	33.6	46.7	17.1	2.6	39.1	47.7	11.3	1.9
長崎県	49.2	42.1	8.2	0.6	34.4	46.3	17.5	1.8	35.4	47.7	15.3	1.6	38.2	49.7	11.2	0.9
熊本県	52.0	39.5	7.5	1.1	39.3	44.8	13.9	2.0	37.4	46.7	13.9	1.9	42.7	47.1	9.0	1.2
大分県	45.9	44.2	8.5	1.4	37.7	47.7	12.7	1.9	35.3	49.5	13.0	2.2	42.0	48.1	8.7	1.2
宮崎県	39.6	48.1	10.7	1.6	29.3	49.5	18.0	3.1	29.6	50.3	17.6	2.6	27.8	55.1	15.6	1.6
鹿児島県	48.7	41.5	8.5	1.3	36.1	45.9	15.2	2.7	35.4	46.0	15.6	3.0	37.1	47.7	13.2	1.9
沖縄県	57.1	36.1	6.0	0.8	42.2	42.2	13.7	1.9	45.0	40.8	12.9	1.3	49.0	42.3	8.0	0.7
合計	49.9	39.6	9.0	1.5	36.7	42.9	17.1	3.3	37.7	43.9	15.6	2.8	42.0	45.6	10.9	1.5

○都道府県別「教員のＩＣＴ活用指導力」の状況（「できる」、「ややできる」、「あまりできない」及び「ほとんどできない」と回答した教員の割合の大項目別平均）（義務教育学校）

【令和６年度において授業を担当している教員】

（令和７年３月１日現在）

都道府県別（義務教育学校）	大項目Ａ 平均				大項目Ｂ 平均				大項目Ｃ 平均				大項目Ｄ 平均			
	できる	ややできる	あまりできない	ほとんどできない	できる	ややできる	あまりできない	ほとんどできない	できる	ややできる	あまりできない	ほとんどできない	できる	ややできる	あまりできない	ほとんどできない
北海道	68.1	26.5	5.0	0.4	55.1	34.7	8.8	1.4	56.2	34.0	9.1	0.7	63.9	30.2	5.6	0.2
青森県	***	***	***	***	***	***	***	***	***	***	***	***	***	***	***	***
岩手県	21.8	60.9	16.7	0.6	23.7	56.4	16.7	3.2	20.5	53.8	23.1	2.6	28.8	57.1	12.2	1.9
宮城県	33.5	59.1	6.7	0.7	25.7	56.3	17.2	0.7	20.8	64.5	13.9	0.7	29.9	62.0	7.4	0.7
秋田県	44.4	47.4	8.2	0.0	32.1	54.9	12.7	0.4	28.7	59.0	12.3	0.0	32.5	60.8	6.7	0.0
山形県	50.7	43.2	6.1	0.0	32.5	44.3	22.4	0.7	31.6	54.0	13.7	0.7	31.8	52.6	15.6	0.0
福島県	52.0	38.0	7.9	2.0	39.8	42.8	14.2	3.3	36.5	44.0	15.3	4.2	41.7	47.4	9.0	1.9
茨城県	79.3	19.5	1.2	0.0	73.2	23.3	3.3	0.3	72.6	24.7	2.6	0.1	75.0	23.7	1.3	0.0
栃木県	54.1	37.4	8.0	0.5	43.1	43.9	11.6	1.5	39.1	48.3	11.2	1.5	46.8	45.1	7.4	0.7
群馬県	59.1	33.0	7.1	0.9	39.8	45.5	13.6	1.1	44.6	42.3	12.2	0.9	54.0	35.5	9.9	0.6
埼玉県	56.6	33.7	6.9	2.8	44.4	39.2	13.5	2.8	35.4	42.7	17.7	4.2	37.8	46.5	12.5	3.1
千葉県	35.9	49.6	13.4	1.1	26.3	52.5	19.1	2.1	24.3	57.9	16.3	1.6	34.5	51.3	12.7	1.6
東京都	63.9	30.3	5.4	0.5	59.9	31.8	7.9	0.4	55.0	36.2	8.2	0.6	62.9	31.2	5.6	0.3
神奈川県	61.3	32.6	4.9	1.2	58.0	33.7	7.1	1.2	54.4	37.4	7.5	0.6	52.2	40.9	6.1	0.8
新潟県	43.0	50.5	6.5	0.0	24.0	55.0	19.5	1.5	34.5	56.0	9.5	0.0	30.0	61.0	9.0	0.0
富山県	56.4	36.9	6.4	0.3	45.2	44.9	9.6	0.3	48.4	44.2	7.1	0.3	56.4	38.5	4.5	0.6
石川県	65.5	33.3	1.2	0.0	52.4	44.0	3.0	0.6	52.4	43.5	3.0	1.2	61.3	36.3	2.4	0.0
福井県	***	***	***	***	***	***	***	***	***	***	***	***	***	***	***	***
山梨県	***	***	***	***	***	***	***	***	***	***	***	***	***	***	***	***
長野県	60.0	33.5	5.8	0.7	46.8	39.1	12.9	1.2	47.6	39.3	12.1	1.0	50.7	41.3	7.5	0.5
岐阜県	48.0	47.5	4.6	0.0	45.3	46.5	7.7	0.5	40.6	50.6	8.2	0.6	46.4	50.8	2.8	0.0
静岡県	30.8	56.3	12.5	0.4	20.1	54.5	20.5	4.9	17.4	49.6	27.7	5.4	27.7	54.5	14.3	3.6
愛知県	48.4	43.5	8.2	0.0	22.8	56.0	21.2	0.0	23.4	57.1	19.6	0.0	29.9	63.0	7.1	0.0
三重県	60.5	39.5	0.0	0.0	52.6	44.7	2.6	0.0	61.8	35.5	2.6	0.0	60.5	38.2	1.3	0.0
滋賀県	45.8	50.0	4.2	0.0	41.7	49.0	8.9	0.5	30.7	60.4	8.9	0.0	38.5	57.3	4.2	0.0
京都府	58.7	37.3	3.8	0.2	44.9	47.0	7.6	0.6	44.8	45.8	8.7	0.7	55.1	41.3	3.2	0.3
大阪府	53.4	37.5	7.6	1.5	42.6	41.5	13.2	2.7	36.9	44.0	15.9	3.3	47.6	43.2	7.8	1.4
兵庫県	53.7	38.3	7.0	1.0	37.7	45.5	13.6	3.2	37.5	43.7	14.4	4.4	51.0	42.8	5.6	0.5
奈良県	49.2	41.0	9.0	0.8	33.2	47.3	17.0	2.5	30.8	48.3	17.9	3.1	35.9	49.6	13.1	1.4
和歌山県	61.5	37.8	0.6	0.0	48.7	50.6	0.6	0.0	48.7	48.7	2.6	0.0	62.8	36.5	0.6	0.0
鳥取県	44.4	48.2	7.1	0.4	35.7	50.0	12.9	1.4	34.5	51.8	13.1	0.6	32.3	59.3	8.5	0.0
島根県	83.5	14.2	1.9	0.4	71.9	24.2	3.5	0.4	78.5	19.6	1.9	0.0	72.3	26.9	0.8	0.0
岡山県	61.1	32.7	5.8	0.4	56.5	34.1	8.7	0.8	56.0	35.3	7.9	0.8	60.3	34.3	3.6	1.8
広島県	46.2	43.4	9.8	0.6	33.4	48.7	16.4	1.6	35.4	45.7	17.7	1.2	33.1	56.1	9.8	1.0
山口県	***	***	***	***	***	***	***	***	***	***	***	***	***	***	***	***
徳島県	***	***	***	***	***	***	***	***	***	***	***	***	***	***	***	***
香川県	***	***	***	***	***	***	***	***	***	***	***	***	***	***	***	***
愛媛県	***	***	***	***	***	***	***	***	***	***	***	***	***	***	***	***
高知県	51.2	43.0	5.9	0.0	45.7	43.8	9.8	0.8	41.4	48.0	10.5	0.0	35.2	57.8	6.6	0.4
福岡県	50.0	32.0	13.8	4.2	34.7	36.2	22.7	6.5	32.8	38.4	22.5	6.3	37.7	45.3	13.9	3.0
佐賀県	56.3	38.5	4.8	0.5	39.8	47.4	12.0	0.8	44.2	44.0	10.7	1.1	45.3	47.2	6.9	0.6
長崎県	82.5	17.5	0.0	0.0	60.0	36.3	3.8	0.0	71.3	26.3	2.5	0.0	75.0	23.8	1.3	0.0
熊本県	61.1	37.2	1.7	0.0	47.3	49.7	3.0	0.0	49.7	46.3	4.1	0.0	54.1	43.6	2.4	0.0
大分県	56.8	34.4	7.8	1.0	46.4	42.2	11.0	0.3	39.9	45.8	13.0	1.3	51.9	41.2	6.5	0.3
宮崎県	41.5	52.8	5.7	0.0	28.1	59.0	12.4	0.5	24.2	63.9	11.1	0.8	34.3	57.2	7.5	1.0
鹿児島県	48.8	47.7	3.0	0.4	41.3	53.5	5.0	0.1	43.3	51.3	4.8	0.5	43.3	52.1	4.3	0.2
沖縄県	***	***	***	***	***	***	***	***	***	***	***	***	***	***	***	***
合計	57.1	36.1	6.1	0.7	46.5	41.1	11.0	1.5	45.1	42.4	11.0	1.5	50.8	41.9	6.6	0.7

○都道府県別「教員のＩＣＴ活用指導力」の状況（「できる」、「ややできる」、「あまりできない」及び「ほとんどできない」と回答した教員の割合の大項目別平均）（高等学校）

【令和６年度において授業を担当している教員】

（令和７年３月１日現在）

都道府県別（高等学校）	大項目Ａ 平均 できる	〈専門学科・総合学科単独及び複数学科設置校〉	ややできる	〈専門学科・総合学科単独及び複数学科設置校〉	あまりできない	〈専門学科・総合学科単独及び複数学科設置校〉	ほとんどできない	〈専門学科・総合学科単独及び複数学科設置校〉
北海道	54.2	54.7	36.1	35.6	8.3	8.2	1.4	1.5
青森県	52.0	52.5	39.9	38.9	6.9	7.1	1.1	1.4
岩手県	55.5	57.6	39.7	37.2	4.3	4.6	0.6	0.6
宮城県	46.6	47.4	45.0	44.5	7.3	7.0	1.1	1.1
秋田県	38.7	40.3	49.2	48.5	10.5	10.0	1.6	1.3
山形県	48.2	48.0	42.3	42.9	8.5	8.2	1.0	0.9
福島県	35.7	36.4	50.5	49.2	12.0	12.4	1.8	1.9
茨城県	59.1	53.0	35.5	40.7	4.5	5.1	0.9	1.2
栃木県	37.1	39.4	55.0	52.5	7.0	6.9	1.0	1.2
群馬県	48.4	51.9	43.5	40.1	7.1	7.2	0.9	0.8
埼玉県	57.3	54.3	35.8	38.8	6.0	5.9	1.0	1.0
千葉県	47.7	50.0	41.8	41.1	9.0	7.8	1.5	1.1
東京都	51.5	52.6	39.7	38.8	7.2	7.4	1.6	1.2
神奈川県	53.4	50.7	40.0	41.0	5.9	7.4	0.7	0.9
新潟県	53.1	53.3	37.5	37.1	8.0	8.0	1.4	1.6
富山県	56.3	56.9	37.7	37.1	5.4	5.3	0.7	0.7
石川県	47.4	47.0	48.1	48.5	4.3	4.2	0.3	0.3
福井県	51.1	52.3	39.7	38.9	8.4	7.8	0.8	0.9
山梨県	43.8	42.8	48.5	49.3	7.4	7.6	0.3	0.4
長野県	60.5	61.7	36.3	35.3	2.7	2.6	0.4	0.4
岐阜県	52.4	54.6	39.6	38.0	6.8	6.5	1.2	0.9
静岡県	51.2	50.7	44.9	45.5	3.4	3.5	0.4	0.3
愛知県	39.5	42.1	51.4	48.4	7.7	7.8	1.4	1.6
三重県	46.9	48.3	41.8	40.3	9.0	8.8	2.2	2.5
滋賀県	51.9	52.8	43.9	43.9	3.6	2.7	0.6	0.6
京都府	61.1	61.1	34.7	35.4	3.9	3.2	0.4	0.3
大阪府	58.5	58.8	32.7	32.9	7.6	7.2	1.1	1.1
兵庫県	55.3	56.2	36.2	35.5	7.1	7.0	1.3	1.4
奈良県	45.8	45.3	47.8	48.2	5.6	5.7	0.8	0.7
和歌山県	49.5	49.9	42.7	42.3	6.9	6.8	0.8	0.9
鳥取県	41.5	40.6	51.3	52.1	6.9	7.2	0.3	0.2
島根県	52.6	53.7	38.5	38.0	8.0	7.4	1.0	0.9
岡山県	78.4	77.6	20.7	21.3	0.9	1.0	0.1	0.1
広島県	63.6	63.1	29.4	29.5	5.8	6.1	1.1	1.2
山口県	60.5	59.2	31.7	32.4	6.8	7.4	0.9	1.0
徳島県	82.3	79.3	16.4	19.0	1.2	1.5	0.1	0.2
香川県	46.2	44.5	47.0	47.7	6.3	7.1	0.5	0.7
愛媛県	79.9	77.4	19.9	22.4	0.2	0.2	0.0	0.0
高知県	40.2	42.8	50.3	49.0	8.2	7.0	1.2	1.2
福岡県	57.0	54.8	39.1	40.2	3.5	4.3	0.4	0.6
佐賀県	54.7	60.0	41.4	37.0	3.6	2.8	0.3	0.1
長崎県	43.5	43.7	45.8	45.1	9.5	10.0	1.2	1.2
熊本県	62.3	60.2	31.3	32.6	5.4	6.2	0.9	1.1
大分県	44.9	43.5	45.4	46.1	8.7	9.4	1.0	1.0
宮崎県	39.3	39.0	51.5	52.0	7.7	7.7	1.4	1.3
鹿児島県	38.3	38.1	47.8	48.4	11.6	11.6	2.4	2.0
沖縄県	53.6	54.6	40.4	39.8	5.2	4.7	0.8	0.8
合計	52.5	52.6	39.9	39.8	6.5	6.5	1.0	1.0

都道府県別（高等学校）	大項目Ｂ 平均 できる	〈専門学科・総合学科単独及び複数学科設置校〉	ややできる	〈専門学科・総合学科単独及び複数学科設置校〉	あまりできない	〈専門学科・総合学科単独及び複数学科設置校〉	ほとんどできない	〈専門学科・総合学科単独及び複数学科設置校〉
北海道	40.4	41.4	39.2	39.1	17.2	16.5	3.2	3.0
青森県	33.9	36.1	45.4	43.3	17.7	17.5	3.0	3.1
岩手県	40.1	41.7	48.2	46.4	10.1	10.3	1.6	1.5
宮城県	30.2	30.4	48.4	50.0	17.7	16.2	3.7	3.5
秋田県	26.2	27.8	46.1	46.3	23.9	22.5	3.8	3.4
山形県	33.4	34.3	46.0	44.7	17.5	17.9	3.1	3.1
福島県	23.0	24.1	47.6	46.7	24.2	24.2	5.1	5.0
茨城県	45.0	39.6	43.1	47.1	10.0	11.0	1.9	2.3
栃木県	23.8	25.2	53.4	51.8	19.6	19.3	3.2	3.6
群馬県	33.5	37.4	46.6	45.4	16.9	14.7	2.9	2.5
埼玉県	42.8	39.6	40.8	43.6	14.1	14.3	2.3	2.5
千葉県	31.0	34.0	44.8	45.2	19.9	17.4	4.3	3.4
東京都	37.3	38.8	45.8	44.9	14.2	13.6	2.7	2.7
神奈川県	41.0	37.5	44.7	45.7	12.3	14.5	2.0	2.2
新潟県	32.4	34.4	43.0	42.7	21.0	18.8	3.7	4.1
富山県	38.6	38.9	46.8	46.6	12.8	12.7	1.9	1.9
石川県	32.3	31.4	53.5	53.3	13.0	13.9	1.1	1.3
福井県	33.3	35.1	42.4	41.7	21.7	20.7	2.7	2.5
山梨県	30.6	29.7	50.3	51.1	17.4	17.5	1.6	1.7
長野県	49.4	50.4	44.2	42.5	5.5	6.0	0.9	1.2
岐阜県	36.8	39.1	49.3	48.7	11.9	10.5	1.9	1.7
静岡県	36.4	35.9	52.7	53.2	9.3	9.6	1.5	1.4
愛知県	26.2	28.0	56.8	54.5	14.1	14.4	2.8	3.0
三重県	33.4	34.6	44.7	44.0	18.0	17.3	3.9	4.1
滋賀県	37.2	40.7	52.9	51.1	8.5	6.9	1.5	1.3
京都府	44.5	45.0	43.2	44.5	10.8	9.5	1.5	1.1
大阪府	38.5	38.4	41.3	42.3	17.1	16.2	3.1	3.1
兵庫県	38.7	39.9	40.0	39.3	17.5	17.3	3.8	3.5
奈良県	31.8	30.0	51.1	52.6	15.0	15.1	2.2	2.3
和歌山県	30.9	30.1	46.5	46.5	19.7	20.7	3.0	2.7
鳥取県	25.7	26.1	55.9	56.2	17.9	17.2	0.5	0.5
島根県	35.8	37.3	41.1	41.0	19.8	18.9	3.3	2.8
岡山県	69.5	68.7	28.7	29.4	1.7	1.8	0.1	0.2
広島県	50.4	49.3	33.0	33.3	13.8	14.6	2.7	2.9
山口県	45.8	44.3	35.4	35.4	15.5	16.6	3.3	3.6
徳島県	72.6	68.8	24.4	27.7	2.6	3.2	0.4	0.4
香川県	30.1	28.0	52.8	54.1	15.1	16.1	1.9	1.8
愛媛県	69.4	66.4	29.8	32.6	0.7	1.0	0.0	0.0
高知県	26.0	27.9	50.9	50.0	19.2	18.6	3.9	3.6
福岡県	41.5	40.1	50.4	50.0	7.2	8.7	0.9	1.3
佐賀県	37.4	41.3	50.1	47.6	11.7	10.8	0.8	0.4
長崎県	26.1	26.8	51.2	49.3	19.0	20.1	3.7	3.8
熊本県	45.6	43.5	43.1	44.4	10.1	10.9	1.2	1.3
大分県	33.0	31.6	48.6	49.2	16.2	16.8	2.2	2.4
宮崎県	30.7	30.5	49.1	49.7	15.6	15.4	4.6	4.4
鹿児島県	23.2	23.4	48.4	47.2	24.4	25.1	3.9	4.3
沖縄県	31.3	32.6	50.1	49.5	16.4	15.7	2.2	2.2
合計	37.6	37.7	45.2	45.2	14.6	14.5	2.6	2.6

都道府県別（高等学校）	大項目Ｃ 平均 できる	〈専門学科・総合学科単独及び複数学科設置校〉	ややできる	〈専門学科・総合学科単独及び複数学科設置校〉	あまりできない	〈専門学科・総合学科単独及び複数学科設置校〉	ほとんどできない	〈専門学科・総合学科単独及び複数学科設置校〉
北海道	43.0	45.2	39.5	38.3	14.6	13.8	2.9	2.8
青森県	37.5	40.6	45.0	42.8	15.0	13.9	2.5	2.8
岩手県	44.8	47.6	45.5	43.5	8.6	8.0	1.0	0.9
宮城県	32.3	33.7	48.6	49.0	16.1	14.7	3.0	2.6
秋田県	27.4	29.4	48.4	48.7	20.7	18.7	3.5	3.2
山形県	36.0	36.9	45.9	44.8	15.6	15.8	2.5	2.5
福島県	26.7	29.0	49.0	47.5	20.0	19.3	4.3	4.1
茨城県	48.2	42.8	42.0	46.3	8.3	9.0	1.5	2.0
栃木県	30.5	33.1	52.1	49.9	14.8	13.8	2.6	3.2
群馬県	35.4	40.0	47.3	45.1	14.7	12.8	2.6	2.1
埼玉県	42.9	40.9	41.6	44.2	13.4	12.6	2.1	2.3
千葉県	34.1	36.9	45.2	45.5	17.1	14.8	3.6	2.8
東京都	38.9	41.8	45.4	44.1	13.2	11.9	2.5	2.2
神奈川県	42.2	40.9	45.3	44.6	10.8	12.7	1.7	1.8
新潟県	37.1	39.3	43.3	42.5	16.5	14.9	3.1	3.3
富山県	45.2	46.8	43.8	42.4	9.6	9.3	1.4	1.4
石川県	34.3	35.4	53.7	52.0	11.2	11.6	0.8	1.0
福井県	36.9	39.3	45.1	43.0	16.0	15.7	2.0	2.0
山梨県	33.9	33.1	49.9	50.8	14.9	14.9	1.3	1.3
長野県	51.2	52.3	41.6	41.7	6.4	5.3	0.7	0.7
岐阜県	42.9	45.8	45.4	43.9	10.0	9.1	1.7	1.2
静岡県	36.9	36.9	53.7	53.8	8.2	8.2	1.2	1.1
愛知県	28.7	31.8	56.0	52.9	12.8	12.6	2.5	2.7
三重県	36.3	38.0	44.3	42.9	15.7	15.0	3.7	4.1
滋賀県	39.2	42.4	52.0	50.4	7.7	6.4	1.1	0.9
京都府	50.9	51.6	38.9	40.3	8.9	7.2	1.3	0.9
大阪府	38.7	40.1	42.5	42.6	15.8	14.4	3.0	3.0
兵庫県	39.7	41.5	41.8	41.1	15.0	14.5	3.5	2.9
奈良県	35.9	34.8	51.4	52.4	11.2	11.7	1.5	1.1
和歌山県	34.8	34.0	46.9	47.0	15.9	16.8	2.4	2.1
鳥取県	29.0	29.4	55.5	56.7	15.1	13.8	0.4	0.1
島根県	38.5	40.9	41.5	40.6	17.4	16.6	2.6	1.9
岡山県	72.0	71.3	26.5	27.0	1.4	1.6	0.1	0.1
広島県	52.3	52.6	33.4	33.2	11.6	11.3	2.7	2.9
山口県	47.9	47.1	37.3	37.0	12.4	13.3	2.4	2.6
徳島県	75.0	71.4	22.3	25.3	2.4	2.9	0.3	0.4
香川県	33.8	33.2	52.3	52.9	12.4	12.6	1.5	1.4
愛媛県	70.9	68.4	28.6	30.8	0.6	0.8	0.0	0.0
高知県	28.8	31.0	50.7	49.8	16.9	15.5	3.7	3.7
福岡県	45.2	44.4	48.0	47.5	6.0	7.0	0.8	1.1
佐賀県	41.7	47.2	49.7	45.4	7.9	7.0	0.7	0.5
長崎県	30.4	31.1	50.4	49.3	16.4	17.0	2.7	2.7
熊本県	47.9	46.3	41.5	42.2	9.4	10.1	1.3	1.4
大分県	33.3	33.7	48.1	47.0	16.4	16.9	2.2	2.3
宮崎県	29.5	29.5	53.2	53.9	14.1	13.8	3.1	2.8
鹿児島県	27.1	27.9	50.4	50.1	19.0	18.4	3.4	3.6
沖縄県	35.0	37.4	49.5	48.0	13.7	13.0	1.7	1.7
合計	40.0	41.0	45.1	44.7	12.7	12.2	2.2	2.1

都道府県別（高等学校）	大項目Ｄ 平均 できる	〈専門学科・総合学科単独及び複数学科設置校〉	ややできる	〈専門学科・総合学科単独及び複数学科設置校〉	あまりできない	〈専門学科・総合学科単独及び複数学科設置校〉	ほとんどできない	〈専門学科・総合学科単独及び複数学科設置校〉
北海道	47.2	48.4	40.9	40.2	10.2	9.5	1.7	1.9
青森県	41.3	42.7	45.3	43.6	11.6	11.6	1.8	2.1
岩手県	48.6	50.2	45.2	43.4	5.4	5.4	0.8	0.9
宮城県	33.5	35.0	52.4	51.6	12.1	11.5	2.0	1.9
秋田県	28.3	30.7	52.5	51.8	17.5	16.0	1.8	1.6
山形県	37.9	38.2	47.2	47.1	13.2	13.1	1.7	1.6
福島県	29.5	31.1	53.4	51.5	14.8	15.2	2.3	2.2
茨城県	51.9	47.5	41.0	44.5	6.0	6.6	1.2	1.5
栃木県	28.9	30.0	59.9	58.3	10.1	10.4	1.1	1.3
群馬県	39.1	43.8	49.1	45.5	10.5	9.5	1.3	1.2
埼玉県	48.6	46.8	41.9	43.7	8.4	8.6	1.1	0.9
千葉県	38.2	40.7	46.4	45.4	13.2	11.9	2.2	1.9
東京都	42.2	43.5	46.2	45.8	9.7	9.2	1.9	1.5
神奈川県	44.5	41.5	45.8	46.8	8.5	10.4	1.2	1.3
新潟県	42.7	44.2	44.9	42.8	10.8	10.9	1.6	2.1
富山県	45.9	46.5	45.5	45.1	7.7	7.5	0.9	0.8
石川県	37.8	37.4	52.9	53.6	8.7	8.1	0.6	1.0
福井県	40.3	42.9	47.4	45.0	11.1	10.9	1.2	1.2
山梨県	34.1	33.3	53.0	53.3	11.9	12.3	1.0	1.1
長野県	51.1	51.7	43.0	42.6	5.3	5.1	0.6	0.7
岐阜県	43.5	44.5	46.9	46.6	8.5	8.0	1.1	0.9
静岡県	40.4	40.2	53.4	53.8	5.5	5.4	0.7	0.7
愛知県	29.4	31.6	58.8	55.6	10.2	11.0	1.6	1.8
三重県	36.2	36.7	48.6	47.3	12.5	13.0	2.6	3.0
滋賀県	42.5	43.4	51.9	51.6	5.0	4.6	0.5	0.4
京都府	53.8	55.1	38.2	39.6	7.3	4.9	0.7	0.4
大阪府	35.7	36.9	48.4	48.2	13.6	12.8	2.3	2.2
兵庫県	39.9	41.4	45.1	43.8	12.7	12.5	2.4	2.3
奈良県	37.0	33.9	54.7	57.2	7.4	8.1	1.0	0.8
和歌山県	39.8	38.6	48.5	49.2	10.0	10.5	1.7	1.8
鳥取県	28.4	28.4	59.4	60.2	12.0	11.2	0.3	0.2
島根県	38.6	41.1	45.2	44.0	14.4	13.5	1.8	1.4
岡山県	73.9	73.4	24.9	25.2	1.1	1.3	0.1	0.1
広島県	54.4	55.2	36.3	35.1	8.1	8.3	1.3	1.3
山口県	47.9	46.4	39.5	40.2	11.1	11.8	1.5	1.6
徳島県	81.6	78.6	17.1	19.8	1.2	1.5	0.1	0.1
香川県	37.5	35.8	53.0	54.3	8.6	9.2	0.9	0.7
愛媛県	74.0	71.3	25.9	28.5	0.2	0.2	0.0	0.0
高知県	29.3	31.0	53.8	53.5	13.8	12.5	3.1	3.0
福岡県	52.0	49.7	43.5	45.2	4.0	4.6	0.5	0.6
佐賀県	48.3	53.5	48.4	43.5	3.1	2.8	0.2	0.2
長崎県	30.8	31.6	53.9	52.7	13.6	14.0	1.7	1.7
熊本県	51.8	50.4	39.7	40.2	7.5	8.1	1.0	1.2
大分県	34.1	34.4	51.9	50.6	12.5	13.2	1.5	1.9
宮崎県	27.9	27.9	57.8	58.6	12.4	11.9	1.8	1.6
鹿児島県	32.4	31.4	51.4	52.5	13.9	14.0	2.3	2.1
沖縄県	34.4	36.3	52.8	51.5	11.5	10.9	1.3	1.3
合計	42.3	42.6	46.6	46.4	9.6	9.6	1.4	1.4

○都道府県別「教員のＩＣＴ活用指導力」の状況（「できる」、「ややできる」、「あまりできない」及び「ほとんどできない」と回答した教員の割合の大項目別平均）（中等教育学校）

【令和６年度において授業を担当している教員】

（令和７年３月１日現在）

都道府県別（中等教育学校）	大項目Ａ 平均				大項目Ｂ 平均				大項目Ｃ 平均				大項目Ｄ 平均			
	できる	ややできる	あまりできない	ほとんどできない	できる	ややできる	あまりできない	ほとんどできない	できる	ややできる	あまりできない	ほとんどできない	できる	ややできる	あまりできない	ほとんどできない
北海道	48.3	48.3	3.4	0.0	33.5	51.9	14.1	0.5	34.7	48.3	15.8	1.2	34.7	49.8	13.3	2.2
青森県	***	***	***	***	***	***	***	***	***	***	***	***	***	***	***	***
岩手県	***	***	***	***	***	***	***	***	***	***	***	***	***	***	***	***
宮城県	62.1	29.9	6.7	1.3	49.6	34.4	16.1	0.0	49.6	37.5	12.9	0.0	56.3	41.1	2.7	0.0
秋田県	***	***	***	***	***	***	***	***	***	***	***	***	***	***	***	***
山形県	***	***	***	***	***	***	***	***	***	***	***	***	***	***	***	***
福島県	***	***	***	***	***	***	***	***	***	***	***	***	***	***	***	***
茨城県	74.1	22.7	3.2	0.0	64.1	28.8	6.2	0.9	65.6	28.0	6.4	0.0	66.0	29.7	4.3	0.0
栃木県	***	***	***	***	***	***	***	***	***	***	***	***	***	***	***	***
群馬県	46.7	48.8	4.3	0.2	37.4	44.1	17.3	1.2	29.3	54.7	15.7	0.4	39.8	51.4	8.7	0.0
埼玉県	86.7	11.7	1.7	0.0	77.8	16.7	4.7	0.8	73.6	21.9	4.4	0.0	69.7	25.8	4.4	0.0
千葉県	59.2	32.5	7.5	0.8	46.7	32.5	12.5	8.3	45.0	32.5	20.0	2.5	38.3	45.8	13.3	2.5
東京都	63.8	31.5	3.5	1.2	46.7	42.7	8.3	2.3	47.6	42.3	8.0	2.1	47.5	45.2	5.6	1.7
神奈川県	69.3	25.7	5.0	0.0	58.9	33.2	6.1	1.8	58.6	31.1	7.0	3.2	50.2	40.5	8.6	0.7
新潟県	58.6	33.6	7.7	0.2	43.8	39.0	14.6	2.6	45.5	40.6	10.9	3.1	54.1	36.8	8.9	0.2
富山県	***	***	***	***	***	***	***	***	***	***	***	***	***	***	***	***
石川県	***	***	***	***	***	***	***	***	***	***	***	***	***	***	***	***
福井県	***	***	***	***	***	***	***	***	***	***	***	***	***	***	***	***
山梨県	***	***	***	***	***	***	***	***	***	***	***	***	***	***	***	***
長野県	***	***	***	***	***	***	***	***	***	***	***	***	***	***	***	***
岐阜県	***	***	***	***	***	***	***	***	***	***	***	***	***	***	***	***
静岡県	***	***	***	***	***	***	***	***	***	***	***	***	***	***	***	***
愛知県	***	***	***	***	***	***	***	***	***	***	***	***	***	***	***	***
三重県	***	***	***	***	***	***	***	***	***	***	***	***	***	***	***	***
滋賀県	***	***	***	***	***	***	***	***	***	***	***	***	***	***	***	***
京都府	***	***	***	***	***	***	***	***	***	***	***	***	***	***	***	***
大阪府	***	***	***	***	***	***	***	***	***	***	***	***	***	***	***	***
兵庫県	37.5	55.1	7.4	0.0	22.8	56.6	17.6	2.9	32.4	44.9	19.1	3.7	38.2	47.1	10.3	4.4
奈良県	***	***	***	***	***	***	***	***	***	***	***	***	***	***	***	***
和歌山県	***	***	***	***	***	***	***	***	***	***	***	***	***	***	***	***
鳥取県	***	***	***	***	***	***	***	***	***	***	***	***	***	***	***	***
島根県	***	***	***	***	***	***	***	***	***	***	***	***	***	***	***	***
岡山県	76.7	21.6	1.7	0.0	63.1	33.9	3.0	0.0	64.4	33.5	2.1	0.0	66.9	32.6	0.4	0.0
広島県	45.6	43.8	10.6	0.0	28.1	41.3	27.5	3.1	25.6	46.9	23.1	4.4	29.4	46.3	22.5	1.9
山口県	45.2	46.5	7.9	0.4	33.3	46.9	18.0	1.8	36.4	46.9	14.9	1.8	28.9	52.6	18.0	0.4
徳島県	90.7	9.3	0.0	0.0	83.5	16.1	0.4	0.0	81.0	19.0	0.0	0.0	86.3	13.3	0.4	0.0
香川県	***	***	***	***	***	***	***	***	***	***	***	***	***	***	***	***
愛媛県	73.4	26.4	0.2	0.0	61.5	37.9	0.6	0.0	63.9	35.5	0.6	0.0	67.7	32.2	0.2	0.0
高知県	***	***	***	***	***	***	***	***	***	***	***	***	***	***	***	***
福岡県	57.5	41.9	0.6	0.0	41.9	48.8	8.8	0.6	50.6	41.3	8.1	0.0	64.4	33.1	2.5	0.0
佐賀県	***	***	***	***	***	***	***	***	***	***	***	***	***	***	***	***
長崎県	***	***	***	***	***	***	***	***	***	***	***	***	***	***	***	***
熊本県	***	***	***	***	***	***	***	***	***	***	***	***	***	***	***	***
大分県	***	***	***	***	***	***	***	***	***	***	***	***	***	***	***	***
宮崎県	58.3	40.0	0.8	0.8	46.7	50.8	0.0	2.5	54.2	43.3	2.5	0.0	45.8	52.5	1.7	0.0
鹿児島県	***	***	***	***	***	***	***	***	***	***	***	***	***	***	***	***
沖縄県	***	***	***	***	***	***	***	***	***	***	***	***	***	***	***	***
合計	63.6	31.9	4.1	0.4	50.6	38.2	9.7	1.6	51.1	38.5	9.0	1.4	53.2	39.4	6.7	0.7

○都道府県別「教員のＩＣＴ活用指導力」の状況（「できる」、「ややできる」、「あまりできない」及び「ほとんどできない」と回答した教員の割合の大項目別平均）（特別支援学校）

【令和６年度において授業を担当している教員】

（令和７年３月１日現在）

都道府県別（特別支援学校）	大項目Ａ 平均				大項目Ｂ 平均				大項目Ｃ 平均				大項目Ｄ 平均			
	できる	ややできる	あまりできない	ほとんどできない	できる	ややできる	あまりできない	ほとんどできない	できる	ややできる	あまりできない	ほとんどできない	できる	ややできる	あまりできない	ほとんどできない
北海道	34.3	50.7	13.5	1.5	21.6	47.6	27.0	3.8	20.8	49.0	25.6	4.6	27.4	51.0	18.1	3.5
青森県	28.7	56.6	13.3	1.4	14.6	51.2	30.8	3.4	17.1	51.7	27.9	3.4	16.2	56.8	24.4	2.6
岩手県	62.1	30.9	6.5	0.5	49.0	34.5	14.3	2.2	50.7	32.2	14.1	3.1	53.3	34.6	10.3	1.8
宮城県	33.1	53.7	12.1	1.1	19.6	53.1	24.2	3.1	19.5	51.8	24.8	3.9	22.7	56.1	19.3	1.8
秋田県	28.5	48.2	19.0	4.3	14.2	49.3	32.7	3.8	16.3	48.7	30.5	4.5	17.3	53.8	25.1	3.8
山形県	35.1	52.7	10.1	2.1	20.5	50.0	24.9	4.6	19.2	50.7	24.5	5.6	24.5	54.8	17.6	3.1
福島県	32.0	57.2	10.0	0.9	17.2	55.9	24.3	2.6	17.8	55.5	22.9	3.9	22.4	59.1	15.9	2.7
茨城県	55.3	36.4	7.7	0.6	37.7	46.1	14.6	1.6	39.3	45.4	13.2	2.1	40.8	48.2	10.0	1.0
栃木県	17.8	71.0	9.9	1.4	10.7	64.4	22.0	2.9	12.0	64.5	20.4	3.1	11.2	75.6	10.9	2.3
群馬県	28.0	56.2	13.7	2.1	14.1	50.5	30.4	5.0	13.6	50.0	29.5	6.9	17.2	57.2	20.5	5.0
埼玉県	38.1	45.7	11.5	4.8	23.2	46.2	23.9	6.7	22.1	46.8	23.4	7.7	26.7	48.4	18.5	6.4
千葉県	42.6	44.9	10.2	2.3	25.8	50.0	20.3	3.9	25.4	49.3	20.7	4.6	30.4	51.2	15.0	3.5
東京都	33.1	54.9	11.0	1.0	20.4	56.2	20.9	2.5	19.1	56.7	21.3	3.0	23.8	57.7	16.5	2.0
神奈川県	29.7	50.4	16.6	3.3	18.8	43.8	29.6	7.8	18.6	46.5	26.0	9.0	20.5	50.6	22.4	6.5
新潟県	31.6	50.9	14.0	3.5	16.6	45.4	31.7	6.2	17.6	45.8	29.6	7.0	19.2	53.8	21.5	5.4
富山県	37.4	55.7	6.6	0.2	20.4	54.8	23.9	0.9	20.2	54.5	24.4	0.9	23.2	62.0	14.2	0.6
石川県	37.0	56.1	6.4	0.6	22.5	59.0	17.0	1.5	18.4	60.1	18.9	2.5	23.0	63.5	12.0	1.6
福井県	33.1	53.1	12.5	1.3	17.3	46.3	33.5	2.9	18.7	45.6	31.1	4.6	23.5	50.5	22.6	3.4
山梨県	46.0	49.3	4.1	0.6	30.6	55.1	13.3	1.1	30.7	54.4	13.2	1.8	35.6	56.2	7.5	0.8
長野県	41.5	43.1	13.0	2.4	25.7	41.7	26.6	5.9	25.3	41.5	26.0	7.2	27.8	45.3	22.1	4.8
岐阜県	32.0	51.3	13.9	2.8	20.4	51.0	23.2	5.4	20.1	51.3	22.4	6.3	22.6	53.5	19.7	4.2
静岡県	38.6	56.8	4.2	0.4	23.0	63.6	11.7	1.6	22.5	63.3	12.8	1.4	27.0	63.8	8.3	0.9
愛知県	33.0	52.3	10.9	3.8	18.1	55.6	20.2	6.1	16.5	56.2	20.3	7.0	19.5	59.8	15.2	5.5
三重県	42.0	48.4	8.2	1.4	30.9	51.4	15.4	2.4	28.2	53.0	15.2	3.6	32.0	53.0	12.7	2.3
滋賀県	35.4	50.3	12.0	2.3	21.2	52.0	21.4	5.5	21.8	50.6	20.4	7.1	27.3	54.5	13.0	5.3
京都府	37.3	50.8	10.5	1.4	22.9	49.0	24.6	3.4	26.7	46.6	22.0	4.7	32.7	48.7	15.8	2.9
大阪府	44.3	41.5	11.9	2.2	32.4	49.0	14.1	4.5	25.7	44.2	23.5	6.5	27.8	49.2	18.2	4.9
兵庫県	35.6	49.4	12.6	2.4	21.1	48.3	25.8	4.8	18.8	50.1	25.2	5.9	22.3	52.7	21.0	4.1
奈良県	31.3	54.0	13.9	0.7	17.0	50.9	29.2	2.9	17.3	54.4	25.2	3.1	19.9	59.8	17.9	2.4
和歌山県	33.5	50.4	13.4	2.7	18.4	45.9	30.2	5.5	17.7	48.4	26.6	7.3	23.5	54.0	18.9	3.6
鳥取県	28.0	62.6	9.3	0.0	18.9	61.3	19.3	0.5	19.6	59.6	20.8	0.0	20.9	66.8	12.3	0.0
島根県	34.5	49.0	15.2	1.4	18.4	47.6	29.7	4.3	19.1	50.9	26.3	3.8	17.9	56.5	22.3	3.3
岡山県	70.7	28.6	0.6	0.2	59.1	40.1	0.6	0.3	57.1	41.7	0.8	0.3	65.7	33.5	0.7	0.1
広島県	44.0	42.5	12.1	1.4	24.5	43.2	26.6	5.7	27.9	43.2	21.8	7.1	31.8	46.7	16.4	5.0
山口県	31.5	49.4	16.4	2.6	22.6	43.8	27.8	5.8	22.4	43.0	27.4	7.3	21.7	48.8	24.4	5.1
徳島県	77.5	22.3	0.3	0.0	66.2	33.0	0.8	0.0	65.5	33.8	0.8	0.0	70.3	29.3	0.4	0.0
香川県	38.2	50.9	9.7	1.2	25.1	51.4	21.1	2.4	22.3	52.1	21.9	3.7	26.5	52.7	17.6	3.2
愛媛県	78.9	21.0	0.1	0.0	72.0	27.8	0.2	0.0	68.1	31.8	0.1	0.0	74.3	25.6	0.1	0.0
高知県	31.4	56.8	10.2	1.6	19.7	52.6	24.4	3.4	17.2	55.1	22.7	4.9	20.1	58.0	18.1	3.8
福岡県	47.5	40.9	10.2	1.5	29.5	45.1	21.5	3.8	28.3	44.0	22.6	5.2	33.0	48.3	15.2	3.4
佐賀県	35.2	51.0	10.6	3.2	20.0	53.7	19.3	7.0	21.3	53.8	16.8	8.1	24.9	54.4	14.1	6.6
長崎県	31.6	54.5	12.8	1.1	14.9	55.3	26.8	3.0	15.1	52.4	28.4	4.1	17.8	58.9	20.6	2.7
熊本県	54.8	40.4	4.6	0.2	38.4	51.5	9.2	0.9	36.9	51.7	10.0	1.5	42.6	50.5	6.0	0.9
大分県	36.5	51.7	10.6	1.2	23.8	54.3	19.6	2.3	23.1	52.2	21.8	2.9	24.6	56.7	16.4	2.2
宮崎県	33.5	58.8	6.8	0.9	21.7	57.3	18.1	2.8	15.9	59.1	21.4	3.6	16.8	65.2	15.6	2.5
鹿児島県	25.2	54.8	16.9	3.1	12.2	51.7	31.5	4.6	12.4	51.4	31.0	5.1	17.8	54.2	24.3	3.7
沖縄県	45.5	44.4	8.7	1.3	25.4	46.8	24.0	3.8	24.1	46.9	23.1	6.0	26.3	50.2	19.3	4.2
合計	38.3	48.7	11.0	1.9	24.3	49.8	21.9	4.0	23.4	49.7	21.9	5.0	27.0	52.8	16.6	3.6

C市役所村（面置町）別「コンピュータの設置状況」及び「インターネット接続状況」の実態（合計）

（令和7年2月1日現在）

都道府県名	市区町村名	学校数	児童生徒数	普通教室数	学習系PC総台数	児童生徒一人当たりの学習系PC台数	普通教室のLAN配線数	普通教室のLAN配線率	普通教室の無線LAN整備率	普通教室の無線通信ネットワーク（有線・無線）整備率	校務用通信ネットワーク（ファイアーウォール等）を整備されている学校数	校務用PCの台数合計（教育委員会・学校分）を含む	校務系ネットワークの利用形態（ファイアーウォール・ルーター）トンネルフォーク型	校務系ネットワークの利用形態（ファイアーウォール・ルーター）ゲートウェイ型
都道府県	市区町村	学校	人	教室	台	台/人	教室	%	%	%	校	台	%	%
北海道		236	77,599	3,782	87,068	1.1	34.7	99.1	98.3	1.5	3	99.8	4.7	95.3
札幌市		210	127,899	5,253	151,076	1.1	100.0	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
函館市		36	13,570	700	14,511	1.1	93.9	97.9	97.9	2.0	14	97.9	100.0	0.0
小樽市		29	3,627	328	4,166	1.2	96.3	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
旭川市		77	28,901	1,111	31,264	1.1	91.1	97.7	97.7	***	***	97.7	100.0	0.0
室蘭市		16	4,411	212	4,904	1.1	93.5	99.1	99.1	***	***	99.1	0.0	100.0
釧路市		41	9,630	560	9,963	1.0	88.9	96.5	96.5	***	***	96.5	97.6	2.4
帯広市		46	11,926	600	13,133	1.1	94.2	99.8	99.5	***	***	99.5	100.0	0.0
北見市		38	7,292	470	7,676	1.1	94.3	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
夕張市		7	914	17	400	0.5	100.0	100.0	100.0	***	***	100.0	50.0	50.0
岩見沢市		34	5,005	274	5,900	1.0	97.8	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
網走市		16	2,990	141	3,090	1.0	95.0	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
留萌市		7	1,012	76	1,200	1.2	89.5	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
苫小牧市		37	12,430	613	12,711	1.0	97.4	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
稚内市		16	1,926	142	2,167	1.1	76.9	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
美唄市		4	869	52	1,174	1.4	90.4	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
芦別市		3	470	36	526	1.1	83.3	100.0	100.0	55.6	20	100.0	100.0	0.0
士別市		20	4,758	400	5,125	1.0	89.3	99.3	99.3	***	***	99.3	100.0	0.0
名寄市		2	364	28	415	1.1	92.1	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
三笠市		8	1,100	79	1,138	1.0	87.3	96.2	94.9	***	***	94.9	100.0	0.0
根室市		11	936	61	1,144	1.2	76.9	96.7	96.7	33.3	30	96.7	100.0	0.0
千歳市		10	1,855	122	1,855	1.1	72.8	99.2	99.2	***	***	99.2	100.0	0.0
滝川市		5	471	27	467	1.0	76.4	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
砂川市		10	1,318	126	1,261	1.0	72.8	97.8	97.8	***	***	97.8	100.0	0.0
歌志内市		27	3,767	239	8,977	1.2	97.8	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
深川市		10	2,906	153	3,466	1.2	91.5	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
富良野市		6	840	65	1,042	1.2	89.2	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
登別市		1	65	13	140	2.5	89.2	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
恵庭市		8	1,265	76	1,014	1.0	80.3	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
伊達市		10	1,271	111	1,412	1.1	86.5	80.2	80.2	20.7	1	100.0	100.0	0.0
北広島市		12	2,626	152	2,710	1.0	89.5	100.0	98.7	***	***	98.7	100.0	0.0
石狩市		13	5,474	239	5,836	1.1	93.9	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
青森市		9	1,966	108	2,152	1.1	87.0	100.0	100.0	100.0	108	100.0	0.0	0.0
弘前市		16	4,063	184	4,400	1.1	90.7	99.0	96.5	***	***	96.5	100.0	0.0
八戸市		16	4,366	211	4,575	1.0	96.7	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
むつ市		16	3,060	188	3,460	1.1	92.8	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
五所川原市		3	770	39	845	1.1	89.7	100.0	97.4	***	***	97.4	100.0	0.0
十和田市		2	161	12	294	1.8	91.7	91.7	91.7	100.0	11	100.0	100.0	0.0
三沢市		4	196	18	259	1.3	100.0	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
弘前市		3	132	20	190	1.2	80.0	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
七戸町		4	331	24	365	1.2	75.1	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
六戸町		2	146	15	206	1.4	93.3	86.7	86.7	***	***	86.7	100.0	0.0
七飯町		4	1,011	113	2,000	1.8	91.4	100.0	100.0	8.0	9	100.0	85.7	14.3
鹿部町		2	199	14	280	1.3	85.7	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
森町		5	761	47	815	1.1	89.4	100.0	100.0	80.9	36	100.0	100.0	0.0
八雲町		11	866	79	878	1.0	90.3	100.0	100.0	100.0	75	100.0	100.0	0.0
長万部町		2	243	13	281	1.1	23.1	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
江差町		5	312	38	412	1.3	73.7	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
上ノ国町		2	232	25	237	1.0	80.0	100.0	80.0	***	***	80.0	100.0	0.0
厚沢部町		4	218	27	240	1.1	96.3	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
乙部町		3	154	19	182	1.1	100.0	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
奥尻町		4	159	26	278	1.7	76.9	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
今金町		3	392	21	399	1.2	95.2	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
セコタン町		8	232	43	344	1.0	57.4	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
島牧村		2	64	13	82	1.3	100.0	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
寿都町		3	186	20	217	1.3	100.0	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
黒松内町		4	177	21	180	1.0	81.0	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
蘭越町		3	295	24	290	1.0	83.3	91.7	91.7	***	***	91.7	100.0	0.0
ニセコ町		4	518	35	563	1.1	97.6	83.9	67.9	***	***	67.9	50.0	50.0
真狩村		3	177	17	227	1.3	47.1	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
留寿都村		3	132	18	214	1.2	88.9	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
喜茂別町		3	96	14	96	1.0	100.0	78.6	78.6	100.0	11	100.0	100.0	0.0
京極町		2	178	12	207	1.2	91.7	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
倶知安町		8	1,124	74	1,159	1.0	70.3	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
共和町		4	351	30	546	1.5	83.3	90.0	90.0	***	***	90.0	100.0	0.0
岩内町		4	640	45	705	1.1	52.2	82.2	82.2	***	***	82.2	100.0	0.0
泊村		2	70	10	115	1.5	90.0	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
神恵内村		2	32	4	80	2.5	100.0	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
積丹町		3	87	11	91	1.0	90.2	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
古平町		2	126	14	142	1.1	85.7	100.0	92.9	***	***	92.9	100.0	0.0
仁木町		4	224	18	300	1.8	88.9	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
余市町		7	1,066	63	1,273	1.2	88.3	88.9	88.9	***	***	88.9	100.0	0.0
赤井川村		2	51	15	117	1.8	100.0	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
南幌町		2	466	29	515	1.1	79.9	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
奥尻町		2	270	14	312	1.1	93.5	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
静内町		2	155	14	126	1.2	100.0	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
三石町		2	270	19	360	1.3	88.4	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
浦河町		2	622	34	632	1.0	88.2	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
様似町		4	463	46	685	1.0	91.5	100.0	100.0	***	***	100.0	0.0	100.0
日高町		2	125	18	170	1.4	93.8	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
新ひだか町		7	98	13	146	1.5	100.0	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
新ひだか町		2	488	18	556	1.1	100.0	100.0	100.0	***	***	100.0	50.0	50.0
浦河町		2	130	19	170	1.4	68.7	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
様似町		2	137	13	180	1.2	91.7	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
日高町		2	157	14	170	1.2	100.0	100.0	71.4	***	***	71.4	100.0	0.0
浦河町		2	98	13	140	1.6	69.2	100.0	100.0	***	***	100.0	50.0	50.0
様似町		2	141	18	244	1.7	75.0	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
日高町		2	462	30	506	1.1	90.0	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
新ひだか町		4	953	54	1,106	1.1	83.3	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
浦河町		2	420	22	500	1.2	88.8	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
様似町		1	224	17	218	1.0	100.0	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
日高町		2	130	18	180	1.4	55.6	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
三石町		2	136	12	251	1.8	100.0	100.0	100.0	***	***	100.0	0.0	100.0
浦河町		5	760	44	770	1.0	88.6	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
様似町		2	410	64	614	1.0	88.6	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
上富良野町		4	898	51	798	1.1	0.0	62.7	62.7	***	***	62.7	100.0	0.0
中富良野町		6	323	33	411	1.3	46.5	90.9	90.9	***	***	90.9	100.0	0.0
南富良野町		4	201	29	311	1.5	89.2	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
占冠村		2	52	18	52	1.0	100.0	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
当別町		2	185	15	214	1.2	80.0	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
鶴居村		3	207	19	272	1.3	76.9	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
弟子屈町		3	172	10	192	1.1	40.0	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
鶴居村		4	210	21	276	1.3	61.9	100.0	90.5	***	***	90.5	100.0	0.0
標茶町釧路		3	120	10	180	1.5	90.0	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
弟子屈		2	90	13	112	1.3	69.2	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
釧路湿原		4	110	19	189	1.7	89.5	100.0	100.0	10.5	2	100.0	100.0	0.0
鶴居村		2	191	14	280	1.5	100.0	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
白糠町		2	180	22	180	1.1	81.8	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
足寄町		2	189	17	172	1.0	88.2	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
別海町		7	362	28	382	1.1	100.0	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
釧路町		2	64	9	72	1.1	100.0	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
厚岸町		2	142	11	218	1.5	90.9	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
浦幌町		2	162	15	208	1.3	80.0	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
標茶町		5	212	29	290	1.4	89.0	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
弟子屈町		2	110	14	288	1.5	57.1	100.0	100.0	***	***	100.0	50.0	50.0
鶴居村		2	87	13	80	1.0	76.9	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
白糠町		10	404	52	400	1.0	71.7	100.0	100.0	***	***	100.0	90.0	10.0
釧路町		4	226	20	226	1.0	85.0	95.0	95.0	***	***	95.0	100.0	0.0
厚岸町		5	131	27	151	1.2	88.9	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
浦幌町		2	165	14	138	1.3	92.9	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
中標津町根室	4	138	20	180	1.8	85.0	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
別海町	4	157	18	172	1.1	100.0	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
釧路町	5	1,080	81	1,361	1.3	67.9	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
厚岸町	2	234	18	290	1.3	100.0	100.0	100.0	***	***	100.0	0.0	100.0
浦幌町	4	705	53	844	1.1	67.9	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
釧路町	2	298	11	364	1.8	100.0	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
白糠町	2	320	20	380	1.2	100.0	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
別海町根室	5	347	32	462	1.3	93.8	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
釧路町	2	180	19	184	1.1	68.4	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
厚岸町	4	351	28	402	1.1	92.9	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
浦幌町	12	1,164	110	1,308	1.1	70.5	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
釧路町	7	440	60	567	1.3	81.7	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
厚岸町	2	117	13	146	1.2	100.0	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
浦幌町	3	260	23	315	1.2	73.9	100.0	100.0	26.1	3	100.0	100.0	0.0
釧路町根室	2	51	10	81	1.2	90.0	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
厚岸町	2	251	24	304	1.2	70.8	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
浦幌町	5	585	42	669	1.3	81.0	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
釧路町	4	195	23	213	1.1	92.6	91.3	91.3	***	***	91.3	100.0	0.0
厚岸町	3	171	14	195	1.1	78.6	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
浦幌町	4	367	34	398	1.1	97.0	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
釧路町	4	334	33	410	1.2	89.7	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
釧路湿原	5	390	47	430	1.1	68.1	95.7	87.2	***	***	87.2	80.0	20.0
釧路町	3	466	25	463	1.0	88.0	100.0	100.0	84.0	16	100.0	100.0	0.0
白糠町	4	436	31	486	1.1	96.8	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
釧路町	9	768	49	874	1.4	72.3	100.0	100.0	***	***	100.0	88.9	11.1
釧路町	7	326	39	330	1.0	92.1	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
釧路町	2	311	21	377	1.0	66.7	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
釧路町	7	657	55	782	1.2	92.7	96.4	96.4	10.0	4	100.0	100.0	0.0
釧路町	2	213	18	218	1.0	62.5	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
釧路町	4	394	32	438	1.1	93.8	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
釧路町	6	1,380	71	1,386	1.0	89.9	100.0	100.0	***	***	100.0	83.3	16.7
釧路町	16	3,556	216	3,888	1.1	73.8	99.1	99.1	***	***	99.1	100.0	0.0
釧路町	5	501	27	696	1.3	76.3	100.0	100.0	21.8	6	100.0	100.0	0.0
釧路町	2	300	26	339	1.0	73.1	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
釧路町	7	436	28	472	1.1	94.7	100.0	100.0	***	***	100.0	28.6	71.4
釧路町	5	345	41	447	1.3	93.7	95.1	95.1	9.8	2	95.1	100.0	0.0
釧路町	4	565	35	725	1.2	91.4	100.0	100.0	57.1	20	100.0	100.0	0.0
釧路町	7	1,489	90	1,730	1.2	85.6	100.0	100.0	56.7	51	100.0	100.0	0.0
釧路町	3	300	26	351	1.0	76.9	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
釧路町	3	229	24	340	1.5	58.3	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
釧路町	2	365	26	490	1.3	84.6	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
釧路町	2	352	32	426	1.2	84.4	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
釧路町	12	1,570	100	2,213	1.1	93.3	100.0	100.0	***	***	100.0	0.0	100.0
釧路町	2	303	29	398	1.2	44.8	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
釧路町	3	157	22	190	1.2	77.3	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
釧路町	5	392	24	426	1.2	73.5	100.0	87.1	***	***	87.1	100.0	0.0
釧路町	5	409	37	477	1.2	81.1	94.6	94.6	***	***	94.6	100.0	0.0
釧路町	7	131	12	176	1.5	75.0	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
釧路町	4	256	24	335	1.3	83.3	95.8	95.8	***	***	95.8	100.0	0.0
釧路町	9	1,210	88	1,325	1.1	93.0	100.0	98.9	***	***	98.9	100.0	0.0
釧路町	6	462	48	472	1.0	93.8	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
釧路町	6	409	51	529	1.3	74.5	100.0	98.1	***	***	98.1	100.0	0.0
釧路町	5	467	62	589	1.2	87.7	91.9	87.1	***	***	87.1	100.0	0.0
釧路町	6	330	39	408	1.3	84.6	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
釧路町	5	172	27	180	1.1	74.1	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
釧路町	4	340	48	477	1.4	91.9	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
釧路町	16	1,126	114	1,211	1.1	91.2	95.6	95.6	***	***	95.6	100.0	0.0
釧路町釧路	7	1,786	102	2,366	1.3	82.1	87.1	87.1	***	***	87.1	100.0	0.0
釧路町	6	386	32	430	1.1	96.8	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
釧路町	5	395	20	401	1.0	80.0	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0

| | | |

○市区町村（設置者）別「コンピュータの設置状況」及び「インターネット接続状況」の実態（合計）

（令和７年３月１日現在）

市　区　町　村　別 （　合　計　）	教員数 人	授業を担当している教員数 人	指導者用PC台数 台	指導者用PC整備率 %	教員の校務用PC台数 台	教員の校務用PC整備率 %	統合型校務支援システム整備率 %	遠隔教育実施率 %	遠隔教育を実施している学校のうち、「合同授業型」の遠隔授業の実施率 %	遠隔教育を実施している学校のうち、「教師支援型」の遠隔授業の実施率 %	遠隔教育を実施している学校のうち、「教科・科目充実型」の遠隔授業の実施率 %	遠隔教育を実施している学校のうち、個々の児童生徒の状況に応じた遠隔教育の実施率 %
北海道	9,987	8,872	10,476	104.9	15,448	154.7	99.6	64.8	46.4	39.8	25.3	75.3
札幌市	8,767	7,285	11,124	126.9	11,995	136.8	100.0	46.8	49.0	25.5	0.0	75.9
函館市	1,167	975	1,015	87.0	1,475	126.4	100.0	50.0	51.7	34.5	0.0	79.3
小樽市	547	458	619	113.2	727	132.9	100.0	75.9	50.0	22.7	0.0	81.8
旭川市	1,764	1,459	2,030	115.1	2,899	164.3	100.0	58.4	44.4	26.7	0.0	71.1
室蘭市	352	291	417	118.5	417	118.5	100.0	50.0	37.5	12.5	0.0	100.0
釧路市	951	778	1,167	122.7	1,103	116.0	100.0	70.7	72.4	58.6	46.2	62.1
帯広市	1,007	867	1,095	108.7	1,109	110.1	100.0	80.0	62.5	56.3	0.0	81.3
北見市	749	634	977	130.4	856	114.3	100.0	61.1	63.6	18.2	0.0	86.4
夕張市	36	29	31	86.1	49	136.1	100.0	50.0	100.0	0.0	0.0	100.0
岩見沢市	508	428	598	117.7	667	131.3	100.0	41.7	60.0	50.0	0.0	70.0
網走市	255	217	303	118.8	367	143.9	100.0	66.7	40.0	30.0	0.0	80.0
留萌市	134	105	191	142.5	177	132.1	100.0	85.7	83.3	16.7	0.0	50.0
苫小牧市	948	817	889	93.8	1,043	110.0	100.0	37.8	78.6	50.0	40.0	64.3
稚内市	232	183	265	114.2	306	131.9	50.0	37.5	83.3	66.7	0.0	66.7
美唄市	84	74	264	314.3	121	144.0	100.0	75.0	100.0	33.3	0.0	66.7
芦別市	57	47	72	126.3	83	145.6	100.0	33.3	0.0	100.0	0.0	100.0
江別市	627	527	677	108.0	685	109.3	100.0	68.0	29.4	47.1	0.0	58.8
赤平市	46	37	55	119.6	61	132.6	100.0	50.0	100.0	0.0	0.0	0.0
紋別市	147	118	156	106.1	186	126.5	100.0	75.0	66.7	100.0	0.0	66.7
士別市	154	121	203	131.8	187	121.4	100.0	54.5	83.3	16.7	100.0	50.0
名寄市	183	149	235	128.4	247	135.0	100.0	50.0	80.0	40.0	0.0	40.0
三笠市	73	53	75	102.7	75	102.7	100.0	60.0	0.0	33.3	0.0	66.7
根室市	216	167	247	114.4	261	120.8	100.0	60.0	66.7	16.7	0.0	83.3
千歳市	592	467	472	79.7	656	110.8	100.0	100.0	100.0	7.4	0.0	7.4
滝川市	273	241	118	43.2	353	129.3	100.0	60.0	33.3	33.3	25.0	83.3
砂川市	103	84	111	107.8	109	105.8	100.0	33.3	100.0	0.0	0.0	0.0
歌志内市	23	20	30	130.4	30	130.4	100.0	0.0	***	***	***	***
深川市	126	98	171	135.7	179	142.1	87.5	25.0	100.0	0.0	0.0	0.0
富良野市	165	140	309	187.3	288	174.5	90.0	80.0	62.5	37.5	0.0	75.0
登別市	237	185	238	100.4	264	111.4	100.0	46.2	16.7	16.7	0.0	66.7
恵庭市	377	300	367	97.3	406	107.7	100.0	69.2	33.3	33.3	0.0	88.9
伊達市	181	155	298	164.6	271	149.7	100.0	33.3	66.7	66.7	0.0	33.3
北広島市	323	264	443	137.2	518	160.4	100.0	87.5	57.1	14.3	0.0	85.7
石狩市	362	293	321	88.7	442	122.1	100.0	68.8	45.5	54.5	0.0	72.7
北斗市	303	249	313	103.3	352	116.2	18.8	75.0	91.7	25.0	0.0	41.7
当別町	84	71	71	84.5	107	127.4	100.0	33.3	100.0	0.0	0.0	100.0
新篠津村	28	21	22	78.6	35	125.0	100.0	100.0	50.0	0.0	0.0	100.0
松前町	39	28	74	189.7	53	135.9	100.0	75.0	33.3	66.7	0.0	66.7
福島町	31	22	53	171.0	39	125.8	100.0	33.3	100.0	0.0	0.0	0.0
知内町	57	45	32	56.1	76	133.3	75.0	75.0	66.7	33.3	0.0	100.0
木古内町	28	21	25	89.3	38	135.7	100.0	100.0	50.0	100.0	0.0	50.0
七飯町	180	151	240	133.3	201	111.7	100.0	50.0	75.0	50.0	0.0	50.0
鹿部町	31	24	28	90.3	37	119.4	100.0	50.0	0.0	100.0	0.0	0.0
森町	91	70	151	165.9	135	148.4	100.0	60.0	33.3	0.0	0.0	100.0
八雲町	129	105	132	102.3	149	115.5	0.0	100.0	72.7	36.4	0.0	81.8
長万部町	27	20	31	114.8	33	122.2	100.0	50.0	0.0	0.0	0.0	100.0
江差町	67	54	90	134.3	98	146.3	0.0	60.0	66.7	33.3	0.0	66.7
上ノ国町	41	33	42	102.4	49	119.5	100.0	33.3	100.0	100.0	0.0	0.0
厚沢部町	47	34	104	221.3	59	125.5	50.0	100.0	100.0	75.0	0.0	25.0
乙部町	35	27	20	57.1	42	120.0	0.0	100.0	33.3	33.3	0.0	66.7
奥尻町	51	43	67	131.4	70	137.3	100.0	100.0	50.0	75.0	0.0	100.0
今金町	40	34	53	132.5	47	117.5	100.0	33.3	100.0	0.0	0.0	0.0
せたな町	73	57	64	87.7	96	131.5	100.0	100.0	83.3	50.0	0.0	100.0
島牧村	25	19	27	108.0	28	112.0	0.0	100.0	100.0	50.0	0.0	100.0
寿都町	35	27	49	140.0	32	91.4	100.0	100.0	66.7	66.7	0.0	66.7

黒松内町	48	38	48	100.0	49	102.1	100.0	50.0	100.0	0.0	0.0	0.0
蘭越町	41	32	41	100.0	67	163.4	100.0	66.7	50.0	0.0	0.0	100.0
ニセコ町	60	41	83	138.3	80	133.3	100.0	75.0	66.7	33.3	0.0	100.0
真狩村	40	33	38	95.0	84	210.0	100.0	100.0	0.0	0.0	0.0	100.0
留寿都村	37	28	63	170.3	59	159.5	100.0	100.0	0.0	66.7	0.0	100.0
喜茂別町	25	19	32	128.0	39	156.0	100.0	100.0	100.0	33.3	0.0	0.0
京極町	32	25	20	62.5	42	131.3	100.0	0.0	***	***	***	***
倶知安町	107	81	133	124.3	124	115.9	100.0	100.0	100.0	100.0	0.0	100.0
共和町	50	40	54	108.0	62	124.0	100.0	100.0	100.0	25.0	0.0	75.0
岩内町	67	54	72	107.5	84	125.4	0.0	75.0	66.7	66.7	0.0	66.7
泊村	25	19	33	132.0	48	192.0	50.0	100.0	100.0	0.0	0.0	50.0
神恵内村	18	13	25	138.9	26	144.4	0.0	100.0	50.0	0.0	0.0	100.0
積丹町	34	24	45	132.4	43	126.5	40.0	100.0	80.0	60.0	100.0	20.0
古平町	29	22	31	106.9	57	196.6	100.0	100.0	0.0	50.0	0.0	50.0
仁木町	48	37	83	172.9	84	175.0	100.0	25.0	0.0	100.0	0.0	100.0
余市町	102	77	104	102.0	126	123.5	100.0	71.4	40.0	100.0	0.0	60.0
赤井川村	27	20	47	174.1	43	159.3	100.0	66.7	100.0	50.0	0.0	50.0
南幌町	50	43	67	134.0	75	150.0	100.0	50.0	100.0	0.0	0.0	0.0
奈井江町	32	26	44	137.5	27	84.4	100.0	50.0	100.0	0.0	0.0	0.0
上砂川町	27	21	41	151.9	49	181.5	100.0	100.0	50.0	0.0	0.0	100.0
由仁町	40	35	35	87.5	54	135.0	100.0	50.0	0.0	0.0	0.0	100.0
長沼町	73	54	143	195.9	88	120.5	100.0	0.0	***	***	***	***
栗山町	69	59	89	129.0	105	152.2	100.0	100.0	100.0	0.0	0.0	100.0
月形町	27	20	89	329.6	46	170.4	100.0	0.0	***	***	***	***
浦臼町	25	19	32	128.0	36	144.0	100.0	0.0	***	***	***	***
新十津川町	43	36	52	120.9	52	120.9	100.0	0.0	***	***	***	***
妹背牛町	31	25	45	145.2	47	151.6	100.0	0.0	***	***	***	***
秩父別町	27	20	53	196.3	38	140.7	100.0	50.0	100.0	0.0	0.0	0.0
雨竜町	28	22	18	64.3	38	135.7	100.0	0.0	***	***	***	***
北竜町	25	19	38	152.0	45	180.0	100.0	50.0	100.0	100.0	0.0	0.0
沼田町	29	23	49	169.0	42	144.8	100.0	100.0	100.0	50.0	0.0	100.0
鷹栖町	56	46	87	155.4	77	137.5	66.7	66.7	100.0	0.0	0.0	0.0
東神楽町	93	79	166	178.5	126	135.5	75.0	100.0	75.0	25.0	0.0	50.0
当麻町	50	41	63	126.0	58	116.0	0.0	66.7	50.0	50.0	0.0	100.0
比布町	36	30	40	111.1	44	122.2	100.0	100.0	100.0	0.0	0.0	0.0
愛別町	34	28	30	88.2	53	155.9	50.0	50.0	100.0	0.0	0.0	0.0
上川町	30	23	2	6.7	43	143.3	0.0	50.0	0.0	0.0	0.0	100.0
東川町	88	71	172	195.5	124	140.9	100.0	100.0	80.0	60.0	0.0	60.0
美瑛町	119	96	148	124.4	185	155.5	57.1	100.0	57.1	28.6	0.0	28.6
上富良野町	107	77	108	100.9	108	100.9	75.0	0.0	***	***	***	***
中富良野町	48	38	67	139.6	85	177.1	25.0	75.0	33.3	66.7	0.0	100.0
南富良野町	54	45	84	155.6	72	133.3	25.0	100.0	75.0	75.0	0.0	50.0
占冠村	28	23	39	139.3	32	114.3	33.3	33.3	100.0	0.0	0.0	100.0
和寒町	30	23	67	223.3	49	163.3	50.0	100.0	50.0	50.0	0.0	50.0
剣淵町	46	36	91	197.8	75	163.0	100.0	0.0	***	***	***	***
下川町	34	25	55	161.8	47	138.2	100.0	0.0	***	***	***	***
美深町	44	36	58	131.8	53	120.5	0.0	100.0	100.0	0.0	50.0	0.0
音威子府村	27	21	37	137.0	37	137.0	33.3	66.7	100.0	100.0	0.0	50.0
中川町	24	18	23	95.8	34	141.7	100.0	50.0	0.0	0.0	0.0	100.0
幌加内町	45	34	75	166.7	79	175.6	50.0	50.0	100.0	0.0	0.0	100.0
増毛町	32	23	59	184.4	40	125.0	100.0	100.0	50.0	100.0	0.0	100.0
小平町	36	28	28	77.8	46	127.8	100.0	66.7	100.0	50.0	0.0	0.0
苫前町	41	31	48	117.1	56	136.6	100.0	100.0	66.7	0.0	0.0	66.7
羽幌町	65	51	84	129.2	88	135.4	100.0	71.4	100.0	80.0	50.0	40.0
初山別村	17	13	25	147.1	28	164.7	0.0	50.0	100.0	0.0	0.0	0.0
遠別町	29	22	66	227.6	35	120.7	100.0	50.0	100.0	0.0	0.0	100.0
天塩町	38	32	48	126.3	50	131.6	100.0	100.0	100.0	0.0	0.0	33.3
猿払村	49	34	69	140.8	67	136.7	20.0	60.0	100.0	0.0	0.0	0.0
浜頓別町	31	24	63	203.2	61	196.8	100.0	50.0	0.0	0.0	0.0	100.0
中頓別町	28	22	29	103.6	28	100.0	100.0	100.0	0.0	50.0	0.0	50.0
枝幸町	104	80	121	116.3	119	114.4	10.0	80.0	87.5	50.0	0.0	25.0

豊富町	41	35	50	122.0	50	122.0	100.0	75.0	33.3	33.3	0.0	100.0
礼文町	44	32	60	136.4	57	129.5	0.0	20.0	100.0	100.0	0.0	100.0
利尻町	31	23	30	96.8	56	180.6	100.0	100.0	100.0	33.3	0.0	0.0
利尻富士町	44	29	46	104.5	65	147.7	100.0	75.0	33.3	66.7	0.0	66.7
幌延町	41	33	43	104.9	53	129.3	100.0	100.0	100.0	0.0	100.0	0.0
美幌町	115	98	157	136.5	135	117.4	100.0	20.0	100.0	100.0	0.0	100.0
津別町	35	28	36	102.9	38	108.6	100.0	100.0	0.0	100.0	0.0	100.0
斜里町	86	76	106	123.3	133	154.7	100.0	75.0	33.3	33.3	0.0	66.7
清里町	39	32	54	138.5	53	135.9	100.0	100.0	0.0	50.0	0.0	100.0
小清水町	38	33	45	118.4	46	121.1	100.0	50.0	100.0	100.0	0.0	100.0
訓子府町	46	40	55	119.6	76	165.2	100.0	100.0	66.7	66.7	0.0	66.7
置戸町	30	24	30	100.0	38	126.7	100.0	100.0	50.0	50.0	0.0	100.0
佐呂間町	55	43	80	145.5	66	120.0	100.0	100.0	100.0	75.0	0.0	50.0
遠軽町	188	152	194	103.2	188	100.0	100.0	66.7	70.0	60.0	40.0	30.0
湧別町	95	82	122	128.4	121	127.4	71.4	85.7	100.0	66.7	0.0	50.0
滝上町	29	22	55	189.7	40	137.9	100.0	100.0	50.0	0.0	0.0	50.0
興部町	41	28	34	82.9	67	163.4	100.0	66.7	0.0	0.0	0.0	100.0
西興部村	25	18	43	172.0	37	148.0	0.0	100.0	50.0	0.0	0.0	100.0
雄武町	44	34	68	154.5	54	122.7	100.0	100.0	100.0	0.0	0.0	0.0
大空町	92	75	80	87.0	109	118.5	100.0	60.0	33.3	66.7	50.0	33.3
豊浦町	40	30	72	180.0	62	155.0	100.0	75.0	100.0	33.3	0.0	33.3
壮瞥町	38	31	55	144.7	55	144.7	100.0	33.3	100.0	0.0	0.0	100.0
白老町	88	70	94	106.8	103	117.0	100.0	66.7	75.0	25.0	0.0	75.0
厚真町	59	46	65	110.2	74	125.4	100.0	50.0	100.0	100.0	0.0	100.0
洞爺湖町	68	50	94	138.2	75	110.3	100.0	60.0	100.0	33.3	0.0	66.7
安平町	62	50	108	174.2	68	109.7	100.0	66.7	100.0	50.0	0.0	100.0
むかわ町	63	49	78	123.8	89	141.3	100.0	100.0	100.0	75.0	0.0	50.0
日高町	119	88	165	138.7	178	149.6	11.1	44.4	75.0	0.0	0.0	25.0
平取町	67	54	58	86.6	78	116.4	100.0	42.9	100.0	66.7	0.0	66.7
新冠町	41	35	54	131.7	46	112.2	100.0	0.0	***	***	***	***
浦河町	97	77	136	140.2	135	139.2	100.0	57.1	100.0	75.0	0.0	25.0
様似町	25	19	20	80.0	45	180.0	100.0	0.0	***	***	***	***
えりも町	69	53	75	108.7	83	120.3	33.3	83.3	60.0	80.0	0.0	60.0
新ひだか町	118	103	159	134.7	179	151.7	100.0	66.7	100.0	25.0	0.0	75.0
音更町	337	287	413	122.6	532	157.9	100.0	87.5	71.4	21.4	0.0	42.9
士幌町	95	80	90	94.7	115	121.1	100.0	60.0	100.0	66.7	0.0	66.7
上士幌町	42	35	130	309.5	130	309.5	0.0	50.0	100.0	100.0	0.0	100.0
鹿追町	85	66	89	104.7	109	128.2	0.0	100.0	85.7	85.7	0.0	28.6
新得町	71	56	104	146.5	83	116.9	0.0	80.0	100.0	0.0	50.0	25.0
清水町	73	62	103	141.1	92	126.0	0.0	75.0	100.0	33.3	0.0	100.0
芽室町	141	122	137	97.2	155	109.9	100.0	57.1	75.0	75.0	0.0	25.0
中札内村	45	35	37	82.2	65	144.4	100.0	66.7	0.0	50.0	0.0	100.0
更別村	43	33	61	141.9	55	127.9	100.0	100.0	66.7	66.7	0.0	100.0
大樹町	44	40	38	86.4	55	125.0	50.0	0.0	***	***	***	***
広尾町	50	39	55	110.0	72	144.0	33.3	66.7	50.0	50.0	0.0	100.0
幕別町	231	195	244	105.6	270	116.9	100.0	69.2	55.6	44.4	40.0	55.6
池田町	41	31	82	200.0	64	156.1	100.0	100.0	0.0	50.0	0.0	100.0
豊頃町	39	30	91	233.3	78	200.0	100.0	100.0	100.0	33.3	0.0	0.0
本別町	62	44	41	66.1	73	117.7	0.0	60.0	66.7	66.7	0.0	0.0
足寄町	56	44	83	148.2	71	126.8	0.0	100.0	80.0	80.0	0.0	80.0
陸別町	25	18	38	152.0	36	144.0	0.0	50.0	0.0	0.0	0.0	100.0
浦幌町	47	36	43	91.5	64	136.2	100.0	75.0	100.0	0.0	50.0	33.3
釧路町	155	125	260	167.7	261	168.4	100.0	100.0	77.8	11.1	0.0	55.6
厚岸町	90	71	90	100.0	100	111.1	100.0	50.0	33.3	0.0	0.0	66.7
浜中町	110	86	89	80.9	121	110.0	11.1	88.9	37.5	87.5	0.0	62.5
標茶町	102	77	117	114.7	36	35.3	33.3	66.7	83.3	33.3	0.0	33.3
弟子屈町	67	49	99	147.8	131	195.5	33.3	83.3	80.0	80.0	0.0	20.0
鶴居村	54	40	80	148.1	72	133.3	100.0	100.0	80.0	60.0	0.0	0.0
白糠町	74	60	88	118.9	62	83.8	100.0	75.0	100.0	0.0	0.0	0.0
別海町	229	178	289	126.2	321	140.2	37.5	75.0	75.0	41.7	0.0	66.7
中標津町	185	165	225	121.6	237	128.1	0.0	100.0	100.0	0.0	0.0	0.0

標津町	67	52	69	103.0	93	138.8	100.0	100.0	100.0	50.0	0.0	75.0
羅臼町	50	40	64	128.0	61	122.0	100.0	100.0	100.0	33.3	0.0	100.0
合　　計	40,797	34,156	47,516	116.5	56,060	137.4	89.3	62.9	61.5	37.5	12.4	65.1

注１）「教員」とは、校長、副校長、教頭、主幹教諭、指導教諭、教諭、助教諭、養護教諭、養護助教諭、栄養教諭、常勤講師、再任用職員（フルタイム）をいう。
注２）「授業を担当している教員」とは、各教科等の授業を定期的に担当している教員をいう。授業を一時的・臨時的に担当する教員は含まない。
注３）「指導者用ＰＣ」とは、教員が使用するために配備されたものをいう。教職員が主として校務用に利用しているコンピュータ（校務用コンピュータ）は含まない。
注４）「指導者用ＰＣ整備率」とは指導者用ＰＣの総数を教員の総数で除して算出した値である。
注５）「教員の校務用ＰＣ」とは、主として教員が校務に使用するコンピュータのことをいう。
注６）「教員の校務用ＰＣ整備率」は、校務用ＰＣの総数を総教員数で除して算出した値である。
注７）「統合型校務支援システム」は、教務系（成績処理、出欠管理、時数等）・保健系（健康診断票、保健室管理等）、指導要録等の学籍関係、学校事務系など統合して
機能を有しているシステムをいう。
注８）「遠隔教育」は、遠隔システムを活用した同時双方向型で行う教育をいう。（「『遠隔教育の推進に向けた施策方針』の策定について（通知）」（文部科学省、平成30年9月20日））
注９）「合同授業型」とは、教師が児童生徒等に対面で授業を行う複数の教室等を遠隔により接続することで、児童生徒が多様な意見や考えに触れたり、協働して学習に取り組んだり
する機会の充実を図る遠隔教育の形態をいう。
注10）「教師支援型」とは、外部人材等の専門家と、児童生徒や教師がいる教室等を遠隔により接続することで、児童生徒の学習活動の質を高めるとともに、
教師の資質向上を図る遠隔教育の形態をいう。
注11）「教科・科目充実型」とは、学校教育法施行規則第77条の２（中学校等）、第88条の３（高等学校等）に基づき、当該教科の免許状を保有する教師による
授業を遠隔により提供することで、生徒の多様な科目選択を可能とすること等により、学習機会の充実を図るものをいう。なお、小学校での活用は想定されない。
注12）遠隔教育を実施している学校のうち、「教科・科目充実型」の遠隔教育の実施率は、「教科・科目充実型」の遠隔授業を実施している学校の総数を、
遠隔教育を実施していると答えた学校の総数から、遠隔教育を実施していると答えた小学校の総数を引いた数で除した値である。
注13）「個々の児童生徒の状況に応じた遠隔教育」とは、外国人児童生徒等への日本語指導、病気療養児・不登校児童生徒等に対する学習指導等の
個々の児童生徒の状況に応じた遠隔教育の形態をいう。

C市区町村（設置者）別「コンピュータの設置状況」及び「インターネット接続状況」の実態（小学校）

（令和7年3月1日現在）

都道府県名	学校数	児童生徒数	普通教室数	学習者用PCの台数	児童生徒一人当たりの学習者用PCの台数	普通教室のLAN配線率	普通教室のLAN配線率（100Mbps）	普通教室の無線LAN配線率	普通教室の無線LAN（ギガビット）配線率	指導者用PCを通信可能な状態にしている教員（本務）の数を教員数（本務）で割った数	校務へのICT利用を教育委員会・学校の方針として義務付けている学校の割合	校務系ネットワークの構成 ネットフォート型	校務系ネットワークの構成 ゲートウェイ型
（ａ）	（ｂ）	（ｃ）	（ｄ）	（ｅ）＝（ｃ／ｂ）	（ｆ）＝（ｄ／ｂ）	（ｇ）	（ｈ）	（ｉ）	（ｊ）	（ｋ）	（ｌ）	（ｍ）	（ｎ）
札幌市	186	86,707	3,557	96,363	1.1	100.0	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
函館市	38	5,414	461	5,672	1.1	98.7	98.7	98.7	1.1	5	98.7	100.0	0.0
小樽市	17	1,550	219	4,235	1.2	94.4	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
旭川市	51	13,172	761	13,801	1.0	94.2	98.7	98.7	***	***	98.7	100.0	0.0
室蘭市	9	2,059	142	2,200	1.1	88.9	88.9	88.9	***	***	88.9	0.0	100.0
釧路市	20	3,795	269	3,838	1.0	91.2	100.0	100.0	***	***	100.0	90.9	4.5
帯広市	26	4,970	393	7,725	1.1	88.0	96.7	96.2	***	***	96.2	100.0	0.0
北見市	22	4,693	314	4,812	1.0	96.2	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
夕張市	1	129	11	290	2.2	100.0	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
岩見沢市	14	3,041	173	3,088	1.0	87.8	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
網走市	9	1,216	89	1,316	1.0	90.1	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
留萌市	5	642	54	807	1.3	85.2	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
苫小牧市	22	6,046	411	8,230	1.0	90.8	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
稚内市	10	1,268	93	1,260	1.1	86.6	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
美唄市	2	551	28	717	1.3	96.1	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
芦別市	2	260	20	361	1.2	82.1	100.0	100.0	71.4	30	100.0	100.0	0.0
江別市	17	5,842	267	6,000	1.0	89.5	98.7	98.7	***	***	98.7	100.0	0.0
赤平市	1	215	19	225	1.0	73.7	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
紋別市	5	705	56	731	1.0	85.7	94.6	92.9	***	***	92.9	100.0	0.0
士別市	8	559	59	630	1.1	71.2	100.0	100.0	32.2	18	100.0	100.0	0.0
名寄市	8	1,088	80	1,190	1.1	73.8	98.8	98.8	***	***	98.8	100.0	0.0
三笠市	2	240	25	325	1.3	76.0	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
滝川市	4	701	54	730	1.0	88.5	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
砂川市	10	1,140	229	5,941	1.2	36.7	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
歌志内市	5	1,413	91	1,693	1.2	93.4	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
深川市	5	536	50	670	1.2	34.5	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
富良野市	6	670	58	679	1.0	79.3	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
登別市	8	764	69	880	1.1	88.4	88.1	88.1	53.3	1	100.0	100.0	0.0
恵庭市	8	1,764	108	1,840	1.0	96.1	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
伊達市	8	3,561	156	3,835	1.1	93.8	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
北広島市	8	1,222	67	1,366	1.1	93.8	100.0	100.0	100.0	67	100.0	0.0	0.0
石狩市	6	2,647	129	2,840	1.1	89.1	96.4	87.7	***	***	87.7	100.0	0.0
当別町	9	2,649	128	2,990	1.0	91.1	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
北斗市	11	1,901	142	2,063	1.1	81.8	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
当別町	1	212	11	240	1.2	90.9	100.0	90.9	***	***	90.9	100.0	0.0
鶴角市町	1	126	9	156	1.2	87.5	87.5	87.5	100.0	1	100.0	100.0	0.0
江差町	3	123	15	172	1.4	100.0	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
蘭越町	2	95	11	90	0.9	90.9	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
ニセコ町	2	120	11	151	1.1	90.9	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
倶知安町	1	81	10	110	1.4	90.0	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
二海町	4	1,226	68	1,272	1.0	92.6	100.0	100.0	13.2	6	100.0	100.0	0.0
真狩村	1	115	10	186	1.5	80.0	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
留寿都村	3	466	22	492	1.0	84.6	100.0	100.0	72.7	28	100.0	100.0	0.0
八雲町	3	532	52	560	1.0	92.3	100.0	100.0	100.0	52	100.0	100.0	0.0
長万部町	1	146	9	152	1.1	0.0	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
江差町	5	187	27	230	1.2	74.1	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
ムイ町	2	147	18	186	1.0	61.1	100.0	72.2	***	***	72.2	100.0	0.0
厚沢部町	2	151	20	186	1.1	100.0	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
乙部町	2	87	13	90	1.1	100.0	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
奥尻町	2	70	14	97	1.4	100.0	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
今金町	2	176	12	208	1.4	91.7	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
せたな町	3	202	26	209	1.0	61.5	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
島牧村	1	45	8	56	1.2	100.0	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
寿都町	2	106	13	135	1.2	100.0	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
黒松内町	2	105	12	150	1.0	83.3	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
蘭越町	2	200	19	202	1.0	94.2	89.5	89.5	***	***	89.5	100.0	0.0
ニセコ町	2	288	20	273	1.0	90.0	90.0	90.0	***	***	90.0	50.0	50.0
倶知安町	1	77	10	96	1.3	70.0	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
共和町	1	80	9	102	1.3	75.0	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
岩内町	2	62	11	62	1.0	100.0	72.7	72.7	100.0	8	100.0	100.0	0.0
泊村	1	106	8	136	1.3	87.5	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
神恵内村	5	793	56	815	1.1	71.4	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
余市町	2	255	23	360	1.4	78.3	87.0	87.0	***	***	87.0	100.0	0.0
古平町	2	350	35	400	1.0	54.5	75.8	75.8	***	***	75.8	100.0	0.0
仁木	1	44	5	60	1.5	100.0	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
積丹町	1	30	3	36	1.5	100.0	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
倶知安	4	56	12	56	1.0	83.3	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
古平町	1	65	10	87	1.3	90.0	100.0	90.0	***	***	90.0	100.0	0.0
仁木町	2	117	9	200	1.7	100.0	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
余市町	4	659	41	801	1.2	78.0	92.7	92.7	***	***	92.7	100.0	0.0
古平小学	2	45	10	76	1.8	100.0	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
美唄市	1	206	18	260	1.1	77.8	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
茂辺地学	1	176	10	176	1.0	70.0	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
上砂川町	1	66	9	87	1.0	100.0	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
浦臼町	1	185	13	218	1.2	53.8	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
新十津川	1	311	22	276	1.0	81.8	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
奥尻町	3	408	34	425	1.0	91.2	100.0	100.0	***	***	100.0	0.0	100.0
月形町	1	80	10	105	1.3	100.0	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
浦河町	1	55	8	83	1.5	100.0	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
様似太田町	1	336	12	361	1.1	100.0	100.0	100.0	***	***	100.0	0.0	100.0
静内中央	1	73	11	92	1.3	81.8	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
静内西町	1	100	9	134	1.3	88.9	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
浦河町	1	84	9	120	1.4	100.0	100.0	77.8	***	***	77.8	100.0	0.0
三石町	1	61	10	90	1.5	80.0	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
浦河町	1	86	8	147	1.5	100.0	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
静内町	2	288	24	306	1.1	87.5	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
新冠町	3	646	26	705	1.1	91.7	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
浦河町	3	273	20	310	1.1	80.0	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
様似町	1	68	10	96	1.1	80.0	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
上川町	1	89	9	104	1.0	100.0	100.0	100.0	***	***	100.0	0.0	100.0
美幸町	4	518	20	530	1.0	91.4	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
新冠町	1	270	45	277	1.0	77.8	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
上富良野町	3	442	39	464	1.0	0.0	51.3	51.3	***	***	51.3	100.0	0.0
中富良野町	2	187	24	272	1.4	41.7	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
南富良野町	2	114	18	118	1.0	88.1	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
占冠村	1	30	5	39	1.0	100.0	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
知東村	1	106	10	115	1.1	80.0	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
知東村	1	91	9	81	1.0	77.8	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
下川町	1	114	6	117	1.0	16.7	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
美深町	2	134	13	180	1.5	69.2	100.0	84.6	***	***	84.6	100.0	0.0
美深市西町	1	11	4	11	1.0	75.0	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
中川町	1	55	10	76	1.4	80.0	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
音威子府村	2	42	8	56	1.3	100.0	100.0	100.0	20.0	2	100.0	100.0	0.0
音威子	1	110	11	167	1.4	100.0	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
士別市	2	185	18	171	1.1	81.3	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
美深町	2	106	14	114	1.1	85.7	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
剣淵町	3	202	17	206	1.0	100.0	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
和寒小学	1	44	8	42	1.0	100.0	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
美瑛町	1	93	6	139	1.5	100.0	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
当麻町	2	166	9	178	1.1	100.0	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
東川町	4	140	24	199	1.3	70.8	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
美瑛町	1	121	11	147	1.2	100.0	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
中富良野	1	54	8	56	1.0	87.5	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
富良野	2	259	28	280	1.0	78.9	100.0	100.0	***	***	100.0	85.7	14.3
美瑛町	2	138	12	138	1.0	75.0	91.7	91.7	***	***	91.7	100.0	0.0
上川町	2	80	19	91	1.1	84.2	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
美瑛町	2	71	11	105	1.5	90.9	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
当麻北小学	2	85	12	126	1.5	83.3	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
美瑛町	2	102	12	117	1.1	100.0	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
美瑛町	3	871	58	871	1.0	72.4	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
美瑛町	1	153	12	164	1.1	100.0	100.0	100.0	***	***	100.0	0.0	100.0
美瑛町	2	437	30	511	1.2	83.3	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
美瑛町	1	182	8	206	1.4	100.0	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
上富良野	1	210	14	271	1.3	100.0	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
西中富良	2	204	22	299	1.3	90.9	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
東中央	1	110	13	131	1.1	100.0	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
富良野東	3	149	21	267	1.8	95.2	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
富良野	6	722	71	767	1.1	76.4	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
富良野	4	160	23	173	1.1	87.0	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
東中央	1	10	10	96	1.0	100.0	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
麻布町	2	178	17	183	1.0	82.4	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
西麻布村	1	34	8	30	1.0	100.0	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
麻布	2	159	17	227	1.4	100.0	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
大岸町	2	250	27	425	1.4	81.5	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
麻布	2	124	18	182	1.1	88.9	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
広尾町	1	85	8	99	1.2	100.0	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
広尾町	4	414	42	412	1.0	88.7	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
豊頃町	2	216	21	246	1.1	71.4	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
浦幌町	3	258	36	257	1.0	69.4	94.4	83.3	***	***	83.3	66.7	33.3
足寄町	1	117	10	117	1.0	80.0	100.0	100.0	100.0	10	100.0	100.0	0.0
上士幌	2	277	20	278	1.0	100.0	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
足寄町	4	423	37	551	1.2	70.3	100.0	100.0	***	***	100.0	75.0	25.0
陸別町	2	159	17	227	1.4	100.0	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
浦幌町	1	251	14	247	1.0	100.0	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
浦幌	4	407	20	397	1.0	94.3	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
浦幌町	1	117	11	180	1.4	94.5	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
ＣＩＣ本町	4	199	19	202	1.0	100.0	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
釧ＣＩＣ小	3	867	48	880	1.0	93.5	100.0	100.0	***	***	100.0	66.7	33.3
釧路市	11	2,152	148	2,215	1.1	77.8	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
大楽毛	2	266	23	264	1.0	94.0	100.0	100.0	22.0	8	100.0	100.0	0.0
大楽毛	1	216	19	229	1.1	76.9	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
昭和	5	277	27	264	1.0	92.6	100.0	100.0	***	***	100.0	20.0	80.0
春採	2	211	29	266	1.3	46.2	92.3	92.3	***	***	92.3	100.0	0.0
東光	2	349	26	350	1.0	100.0	100.0	100.0	76.9	20	100.0	100.0	0.0
美原	6	946	57	1,067	1.1	88.4	100.0	100.0	89.5	51	100.0	100.0	0.0
ＣＩＣ北中	2	187	17	190	1.0	94.1	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
芦谷中	2	146	16	180	1.2	87.5	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
大楽毛	1	233	18	225	1.0	100.0	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
広葉町	2	226	22	240	1.1	88.4	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
鳥取中	8	1,257	75	1,262	1.1	96.0	100.0	100.0	***	***	100.0	0.0	100.0
北陽中	1	186	20	186	1.0	45.5	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
星園町	2	104	18	117	1.1	88.9	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
北中中	1	210	20	240	1.1	70.0	100.0	90.0	***	***	90.0	100.0	0.0
文苑町	4	268	21	212	1.2	77.4	93.5	93.5	***	***	93.5	100.0	0.0
桜町中	1	68	9	93	1.4	66.7	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
緑町中	2	165	14	180	1.1	92.9	92.9	92.9	***	***	92.9	100.0	0.0
武佐中	5	807	58	806	1.0	100.0	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
東中中	3	295	32	292	1.0	100.0	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
北大中	4	241	26	261	1.1	96.2	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
東陽中	5	299	44	378	1.3	88.2	100.0	93.2	***	***	93.2	100.0	0.0
光洋中央	4	217	28	288	1.2	92.1	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
星園中	3	116	18	118	1.0	73.3	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
白樺中	1	8	9	27	3.4	100.0	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
北陽中	8	760	69	764	1.1	97.1	92.8	92.8	***	***	92.8	100.0	0.0
大楽毛東	3	1,018	57	1,204	1.3	88.4	94.7	94.7	***	***	94.7	100.0	0.0
東小中	2	200	23	204	1.0	100.0	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
星園中	2	189	14	214	1.4	75.0	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
合計	921	214,802	11,981	235,486	1.1	90.3	98.9	98.7	2.7	205	98.9	94.4	3.8

注１）「児童生徒数」は、特別支援学校の児童生徒数を除く。

注２）「学習者用PC」とは、教育用パソコンであり、学習者用端末（タブレット）、学習者用端末（ノート）、学習者用端末（デスクトップ）の合計数であり、校務用のものは含まない。

注３）「児童生徒一人当たりの学習者用PC台数」は、「学習者用PC台数」を「児童生徒数」で割った数であり、小数点以下第2位を四捨五入している。

注４）「普通教育の大学院の普通教育科」は、大学院の学術研究分野として、いわゆる普通教育の総合的な普通教育の研究の場として設けられ、「学校」である。
注５）「普通教育の研究」は、人々の普通教育（注１）、特殊（注２）の学習者の「全人的発達」の研究を「普通教育の研究」として、「学校」である。
注６）「普通教育の特殊」は、人々の普通教育（注１）、特殊（注２）の学習者の「全人的発達」の研究を「普通教育の研究」として、「学校」である。

○市区町村（設置者）別「コンピュータの設置状況」及び「インターネット接続状況」の実態（小学校）

（令和７年３月１日現在）

市　区　町　村　別 （　小　学　校　）	教員数 人	授業を担当している教員数 人	指導者用PC台数 台	指導者用PC整備率 %	教員の校務用PC台数 台	教員の校務用PC整備率 %	統合型校務支援システム整備率 %	遠隔教育実施率 %	遠隔教育を実施している学校のうち、「合同授業型」の遠隔授業の実施率 %	遠隔教育を実施している学校のうち、「教師支援型」の遠隔授業の実施率 %	遠隔教育を実施している学校のうち、「教科・科目充実型」の遠隔授業の実施率 %	遠隔教育を実施している学校のうち、個々の児童生徒の状況に応じた遠隔教育の実施率 %
札幌市	5,103	4,064	6,316	123.8	7,069	138.5	100.0	49.0	46.4	33.0	***	78.4
函館市	708	573	549	77.5	886	125.1	100.0	50.0	57.9	36.8	***	78.9
小樽市	328	277	349	106.4	419	127.7	100.0	70.6	75.0	33.3	***	75.0
旭川市	1,157	929	1,343	116.1	1,897	164.0	100.0	58.8	36.7	30.0	***	70.0
室蘭市	216	179	262	121.3	262	121.3	100.0	55.6	20.0	20.0	***	100.0
釧路市	582	452	718	123.4	690	118.6	100.0	64.0	75.0	62.5	***	62.5
帯広市	590	503	639	108.3	669	113.4	100.0	88.0	59.1	63.6	***	81.8
北見市	457	389	643	140.7	513	112.3	100.0	68.2	80.0	26.7	***	80.0
夕張市	19	16	14	73.7	27	142.1	100.0	0.0	***	***	***	***
岩見沢市	283	233	339	119.8	355	125.4	100.0	35.7	80.0	60.0	***	80.0
網走市	154	131	188	122.1	225	146.1	100.0	66.7	50.0	33.3	***	83.3
留萌市	92	69	128	139.1	144	156.5	100.0	100.0	100.0	20.0	***	40.0
苫小牧市	578	497	569	98.4	627	108.5	100.0	40.9	77.8	33.3	***	55.6
稚内市	148	113	142	95.9	190	128.4	50.0	50.0	100.0	80.0	***	60.0
美唄市	49	45	171	349.0	62	126.5	100.0	50.0	100.0	100.0	***	100.0
芦別市	38	31	51	134.2	59	155.3	100.0	50.0	0.0	100.0	***	100.0
江別市	420	351	451	107.4	451	107.4	100.0	64.7	27.3	63.6	***	54.5
赤平市	28	23	28	100.0	40	142.9	100.0	0.0	***	***	***	***
紋別市	96	75	100	104.2	129	134.4	100.0	100.0	60.0	100.0	***	60.0
士別市	81	62	97	119.8	108	133.3	100.0	66.7	100.0	25.0	***	25.0
名寄市	109	83	150	137.6	151	138.5	100.0	33.3	100.0	50.0	***	50.0
三笠市	32	22	41	128.1	41	128.1	100.0	50.0	0.0	100.0	***	0.0
根室市	92	70	108	117.4	113	122.8	100.0	75.0	66.7	33.3	***	100.0
千歳市	373	303	322	86.3	440	118.0	100.0	100.0	100.0	11.1	***	5.6
滝川市	140	118	32	22.9	180	128.6	100.0	33.3	0.0	100.0	***	50.0
砂川市	78	61	73	93.6	82	105.1	100.0	40.0	100.0	0.0	***	0.0
深川市	92	70	127	138.0	138	150.0	100.0	33.3	100.0	0.0	***	0.0
富良野市	97	81	187	192.8	187	192.8	100.0	83.3	80.0	40.0	***	80.0
登別市	147	111	144	98.0	163	110.9	100.0	37.5	33.3	33.3	***	33.3
恵庭市	234	181	228	97.4	231	98.7	100.0	62.5	20.0	20.0	***	80.0
伊達市	108	92	156	144.4	115	106.5	100.0	20.0	100.0	100.0	***	0.0
北広島市	193	151	265	137.3	319	165.3	100.0	88.9	62.5	25.0	***	87.5
石狩市	209	168	190	90.9	254	121.5	100.0	77.8	42.9	71.4	***	85.7
北斗市	196	155	178	90.8	225	114.8	0.0	81.8	88.9	22.2	***	44.4
当別町	18	14	17	94.4	26	144.4	100.0	100.0	100.0	0.0	***	100.0
新篠津村	14	10	11	78.6	21	150.0	100.0	100.0	0.0	0.0	***	100.0
松前町	24	17	53	220.8	35	145.8	100.0	66.7	50.0	50.0	***	50.0
福島町	17	11	25	147.1	22	129.4	100.0	50.0	100.0	0.0	***	0.0
知内町	20	15	27	135.0	31	155.0	50.0	100.0	100.0	50.0	***	100.0
木古内町	15	11	13	86.7	18	120.0	100.0	100.0	0.0	100.0	***	100.0
七飯町	91	74	146	160.4	104	114.3	100.0	50.0	100.0	50.0	***	50.0
鹿部町	17	13	16	94.1	21	123.5	100.0	100.0	0.0	100.0	***	0.0
森町	54	39	90	166.7	92	170.4	100.0	33.3	0.0	0.0	***	100.0
八雲町	76	63	78	102.6	87	114.5	0.0	100.0	85.7	14.3	***	71.4
長万部町	16	12	17	106.3	18	112.5	100.0	0.0	***	***	***	***
江差町	41	33	59	143.9	65	158.5	0.0	33.3	100.0	0.0	***	0.0
上ノ国町	25	20	28	112.0	29	116.0	100.0	50.0	100.0	100.0	***	0.0
厚沢部町	33	23	52	157.6	40	121.2	33.3	100.0	100.0	66.7	***	0.0
乙部町	19	14	14	73.7	22	115.8	0.0	100.0	0.0	0.0	***	100.0
奥尻町	20	18	23	115.0	24	120.0	100.0	100.0	100.0	100.0	***	100.0
今金町	27	21	38	140.7	29	107.4	100.0	50.0	100.0	0.0	***	0.0
せたな町	35	27	26	74.3	47	134.3	100.0	100.0	100.0	66.7	***	100.0
島牧村	12	10	12	100.0	13	108.3	0.0	100.0	100.0	0.0	***	100.0
寿都町	22	17	32	145.5	16	72.7	100.0	100.0	100.0	100.0	***	50.0
黒松内町	28	22	24	85.7	25	89.3	100.0	50.0	100.0	0.0	***	0.0
蘭越町	27	21	29	107.4	42	155.6	100.0	100.0	50.0	0.0	***	100.0

ニセコ町	34	20	63	185.3	47	138.2	100.0	100.0	100.0	50.0	***	100.0
真狩村	14	12	13	92.9	29	207.1	100.0	100.0	0.0	0.0	***	100.0
留寿都村	11	7	17	154.5	23	209.1	100.0	100.0	0.0	0.0	***	100.0
喜茂別町	14	11	18	128.6	22	157.1	100.0	100.0	100.0	50.0	***	0.0
京極町	21	17	4	19.0	26	123.8	100.0	0.0	***	***	***	***
倶知安町	78	57	99	126.9	92	117.9	100.0	100.0	100.0	100.0	***	100.0
共和町	35	28	40	114.3	43	122.9	100.0	100.0	100.0	33.3	***	100.0
岩内町	35	28	50	142.9	47	134.3	0.0	50.0	0.0	100.0	***	100.0
泊村	10	8	16	160.0	30	300.0	0.0	100.0	100.0	0.0	***	100.0
神恵内村	7	4	20	285.7	13	185.7	0.0	100.0	100.0	0.0	***	100.0
積丹町	21	14	19	90.5	26	123.8	25.0	100.0	100.0	50.0	***	25.0
古平町	17	13	20	117.6	20	117.6	100.0	100.0	0.0	100.0	***	0.0
仁木町	23	16	40	173.9	25	108.7	100.0	0.0	***	***	***	***
余市町	60	44	63	105.0	75	125.0	100.0	100.0	50.0	100.0	***	50.0
赤井川村	16	11	37	231.3	28	175.0	100.0	100.0	100.0	50.0	***	50.0
南幌町	32	28	32	100.0	40	125.0	100.0	100.0	100.0	0.0	***	0.0
奈井江町	19	16	19	100.0	25	131.6	100.0	0.0	***	***	***	***
上砂川町	14	11	13	92.9	21	150.0	100.0	100.0	0.0	0.0	***	100.0
由仁町	21	19	19	90.5	28	133.3	100.0	0.0	***	***	***	***
長沼町	49	33	82	167.3	56	114.3	100.0	0.0	***	***	***	***
栗山町	46	40	55	119.6	72	156.5	100.0	100.0	100.0	0.0	***	100.0
月形町	16	12	32	200.0	30	187.5	100.0	0.0	***	***	***	***
浦臼町	12	9	23	191.7	19	158.3	100.0	0.0	***	***	***	***
新十津川町	26	22	34	130.8	34	130.8	100.0	0.0	***	***	***	***
妹背牛町	16	13	25	156.3	29	181.3	100.0	0.0	***	***	***	***
秩父別町	14	11	35	250.0	21	150.0	100.0	100.0	100.0	0.0	***	0.0
雨竜町	14	11	12	85.7	22	157.1	100.0	0.0	***	***	***	***
北竜町	12	9	21	175.0	17	141.7	100.0	0.0	***	***	***	***
沼田町	17	14	24	141.2	20	117.6	100.0	100.0	100.0	100.0	***	100.0
鷹栖町	38	31	60	157.9	51	134.2	100.0	100.0	100.0	0.0	***	0.0
東神楽町	65	54	98	150.8	92	141.5	66.7	100.0	100.0	33.3	***	33.3
当麻町	32	26	38	118.8	33	103.1	0.0	100.0	50.0	50.0	***	100.0
愛別町	20	17	14	70.0	28	140.0	100.0	100.0	100.0	0.0	***	0.0
上川町	16	12	1	6.3	26	162.5	0.0	100.0	0.0	0.0	***	100.0
東川町	62	48	93	150.0	88	141.9	100.0	100.0	75.0	50.0	***	50.0
美瑛町	81	66	105	129.6	135	166.7	60.0	100.0	80.0	40.0	***	20.0
上富良野町	77	55	88	114.3	88	114.3	100.0	0.0	***	***	***	***
中富良野町	31	24	47	151.6	63	203.2	33.3	66.7	50.0	100.0	***	100.0
南富良野町	26	20	45	173.1	38	146.2	0.0	100.0	100.0	100.0	***	50.0
占冠村	8	6	8	100.0	8	100.0	100.0	0.0	***	***	***	***
和寒町	16	12	31	193.8	23	143.8	100.0	100.0	0.0	100.0	***	100.0
剣淵町	14	10	37	264.3	22	157.1	100.0	0.0	***	***	***	***
下川町	18	13	15	83.3	29	161.1	100.0	0.0	***	***	***	***
美深町	22	19	34	154.5	28	127.3	0.0	100.0	100.0	0.0	***	0.0
音威子府村	5	4	8	160.0	6	120.0	0.0	100.0	100.0	100.0	***	100.0
中川町	12	9	7	58.3	20	166.7	100.0	100.0	0.0	0.0	***	100.0
幌加内町	17	13	39	229.4	26	152.9	50.0	100.0	100.0	0.0	***	100.0
増毛町	18	12	45	250.0	20	111.1	100.0	100.0	100.0	100.0	***	100.0
小平町	23	18	17	73.9	31	134.8	100.0	100.0	100.0	50.0	***	0.0
苫前町	25	18	20	80.0	35	140.0	100.0	100.0	100.0	0.0	***	50.0
羽幌町	29	20	38	131.0	40	137.9	100.0	100.0	100.0	100.0	***	33.3
初山別村	8	5	9	112.5	12	150.0	0.0	100.0	100.0	0.0	***	0.0
遠別町	15	11	45	300.0	15	100.0	100.0	100.0	100.0	0.0	***	100.0
天塩町	24	21	25	104.2	35	145.8	100.0	100.0	100.0	0.0	***	0.0
猿払村	35	23	51	145.7	50	142.9	0.0	50.0	100.0	0.0	***	0.0
浜頓別町	18	14	28	155.6	26	144.4	100.0	100.0	0.0	0.0	***	100.0
中頓別町	14	12	15	107.1	15	107.1	100.0	100.0	0.0	100.0	***	0.0
枝幸町	63	48	67	106.3	75	119.0	14.3	85.7	100.0	33.3	***	0.0
豊富町	24	19	27	112.5	27	112.5	100.0	50.0	0.0	0.0	***	100.0
礼文町	21	15	31	147.6	28	133.3	0.0	33.3	100.0	100.0	***	100.0
利尻町	16	12	15	93.8	26	162.5	100.0	100.0	100.0	50.0	***	0.0

利尻富士町	21	13	17	81.0	22	104.8	100.0	100.0	50.0	50.0	***	50.0
幌延町	23	20	21	91.3	30	130.4	100.0	100.0	100.0	0.0	***	0.0
美幌町	76	65	107	140.8	82	107.9	100.0	0.0	***	***	***	***
津別町	19	15	18	94.7	20	105.3	100.0	100.0	0.0	100.0	***	100.0
斜里町	47	42	53	112.8	70	148.9	100.0	50.0	100.0	0.0	***	0.0
清里町	24	20	32	133.3	33	137.5	100.0	100.0	0.0	100.0	***	100.0
小清水町	24	22	30	125.0	29	120.8	100.0	100.0	100.0	100.0	***	100.0
訓子府町	32	26	26	81.3	35	109.4	100.0	100.0	50.0	100.0	***	50.0
置戸町	17	14	18	105.9	21	123.5	100.0	100.0	0.0	100.0	***	100.0
佐呂間町	37	29	59	159.5	44	118.9	100.0	100.0	100.0	100.0	***	33.3
遠軽町	96	77	98	102.1	96	100.0	100.0	62.5	80.0	40.0	***	20.0
湧別町	32	26	38	118.8	39	121.9	50.0	75.0	100.0	66.7	***	33.3
滝上町	16	12	41	256.3	22	137.5	100.0	100.0	100.0	0.0	***	0.0
興部町	27	18	33	122.2	31	114.8	100.0	100.0	0.0	0.0	***	100.0
西興部村	14	10	32	228.6	20	142.9	0.0	100.0	100.0	0.0	***	100.0
雄武町	28	21	50	178.6	33	117.9	100.0	100.0	100.0	0.0	***	0.0
大空町	45	37	47	104.4	54	120.0	100.0	50.0	0.0	100.0	***	100.0
豊浦町	28	21	61	217.9	44	157.1	100.0	100.0	100.0	33.3	***	33.3
壮瞥町	12	9	22	183.3	20	166.7	100.0	0.0	***	***	***	***
白老町	59	47	65	110.2	69	116.9	100.0	100.0	75.0	25.0	***	75.0
厚真町	30	23	27	90.0	36	120.0	100.0	100.0	100.0	100.0	***	100.0
洞爺湖町	40	28	61	152.5	44	110.0	100.0	100.0	100.0	33.3	***	66.7
安平町	13	10	15	115.4	15	115.4	100.0	0.0	***	***	***	***
むかわ町	36	27	36	100.0	48	133.3	100.0	100.0	100.0	100.0	***	50.0
日高町	53	38	81	152.8	62	117.0	0.0	25.0	100.0	0.0	***	0.0
平取町	45	36	35	77.8	51	113.3	100.0	40.0	100.0	100.0	***	50.0
新冠町	25	23	38	152.0	30	120.0	100.0	0.0	***	***	***	***
浦河町	56	44	81	144.6	73	130.4	100.0	50.0	100.0	100.0	***	50.0
様似町	13	10	11	84.6	25	192.3	100.0	0.0	***	***	***	***
えりも町	35	25	43	122.9	46	131.4	25.0	100.0	75.0	75.0	***	75.0
新ひだか町	76	65	108	142.1	119	156.6	100.0	66.7	100.0	50.0	***	100.0
音更町	224	190	268	119.6	374	167.0	100.0	81.8	77.8	22.2	***	33.3
士幌町	44	35	54	122.7	65	147.7	100.0	66.7	100.0	50.0	***	50.0
上士幌町	21	19	110	523.8	110	523.8	0.0	100.0	100.0	100.0	***	100.0
鹿追町	52	40	55	105.8	54	103.8	0.0	100.0	100.0	100.0	***	20.0
新得町	31	24	53	171.0	36	116.1	0.0	100.0	100.0	0.0	***	50.0
清水町	39	34	58	148.7	47	120.5	0.0	100.0	100.0	50.0	***	100.0
芽室町	81	71	63	77.8	95	117.3	100.0	50.0	100.0	50.0	***	0.0
中札内村	29	22	19	65.5	41	141.4	100.0	50.0	0.0	0.0	***	100.0
更別村	27	20	44	163.0	35	129.6	100.0	100.0	100.0	50.0	***	100.0
大樹町	27	26	18	66.7	35	129.6	0.0	0.0	***	***	***	***
広尾町	34	26	33	97.1	48	141.2	50.0	100.0	50.0	50.0	***	100.0
幕別町	137	116	147	107.3	160	116.8	100.0	50.0	100.0	50.0	***	50.0
池田町	25	17	46	184.0	37	148.0	100.0	100.0	0.0	0.0	***	100.0
豊頃町	23	18	43	187.0	29	126.1	100.0	100.0	100.0	50.0	***	0.0
本別町	35	24	29	82.9	39	111.4	0.0	66.7	100.0	50.0	***	0.0
足寄町	38	29	60	157.9	50	131.6	0.0	100.0	100.0	100.0	***	75.0
陸別町	12	8	16	133.3	21	175.0	0.0	0.0	***	***	***	***
浦幌町	23	18	21	91.3	33	143.5	100.0	50.0	100.0	0.0	***	0.0
釧路町	88	70	161	183.0	156	177.3	100.0	100.0	100.0	0.0	***	60.0
厚岸町	47	37	47	100.0	56	119.1	100.0	33.3	0.0	0.0	***	100.0
浜中町	50	38	46	92.0	54	108.0	0.0	75.0	66.7	100.0	***	33.3
標茶町	62	46	73	117.7	23	37.1	33.3	66.7	100.0	25.0	***	25.0
弟子屈町	42	31	70	166.7	76	181.0	25.0	75.0	100.0	66.7	***	0.0
鶴居村	32	23	48	150.0	40	125.0	100.0	100.0	100.0	33.3	***	0.0
白糠町	6	4	17	283.3	17	283.3	100.0	100.0	100.0	0.0	***	0.0
別海町	124	95	155	125.0	151	121.8	37.5	87.5	85.7	42.9	***	57.1
中標津町	86	77	116	134.9	106	123.3	0.0	100.0	100.0	0.0	***	0.0
標津町	38	29	37	97.4	53	139.5	100.0	100.0	100.0	100.0	***	100.0
羅臼町	34	26	38	111.8	41	120.6	100.0	100.0	100.0	50.0	***	100.0
合　　計	18,085	14,494	21,623	119.6	23,952	132.4	87.4	64.5	69.2	41.9	***	60.9

注１）「教員」とは、校長、副校長、教頭、主幹教諭、指導教諭、教諭、助教諭、養護教諭、養護助教諭、栄養教諭、常勤講師、再任用職員（フルタイム）をいう。
注２）「授業を担当している教員」とは、各教科等の授業を定期的に担当している教員をいう。授業を一時的・臨時的に担当する教員は含まない。
注３）「指導者用ＰＣ」とは、教員が使用するために配備されたものをいう。教職員が主として校務用に利用しているコンピュータ（校務用コンピュータ）は含まない。
注４）「指導者用ＰＣ整備率」とは指導者用ＰＣの総数を教員の総数で除して算出した値である。
注５）「教員の校務用ＰＣ」とは、主として教員が校務に使用するコンピュータのことをいう。
注６）「教員の校務用ＰＣ整備率」は、校務用ＰＣの総数を総教員数で除して算出した値である。
注７）「統合型校務支援システム」は、教務系（成績処理、出欠管理、時数等）・保健系（健康診断票、保健室管理等）、指導要録等の学籍関係、学校事務系など統合して
機能を有しているシステムをいう。
注８）「遠隔教育」は、遠隔システムを活用した同時双方向型で行う教育をいう。（「『遠隔教育の推進に向けた施策方針』の策定について（通知）」（文部科学省、平成30年9月20日））
注９）「合同授業型」とは、教師が児童生徒等に対面で授業を行う複数の教室等を遠隔により接続することで、児童生徒が多様な意見や考えに触れたり、協働して学習に取り組んだり
する機会の充実を図る遠隔教育の形態をいう。
注10）「教師支援型」とは、外部人材等の専門家と、児童生徒や教師がいる教室等を遠隔により接続することで、児童生徒の学習活動の質を高めるとともに、
教師の資質向上を図る遠隔教育の形態をいう。
注11）「教科・科目充実型」とは、学校教育法施行規則第77条の２（中学校等）、第88条の３（高等学校等）に基づき、当該教科の免許状を保有する教師による
授業を遠隔により提供することで、生徒の多様な科目選択を可能とすること等により、学習機会の充実を図るものをいう。なお、小学校での活用は想定されない。
注12）遠隔教育を実施している学校のうち、「教科・科目充実型」の遠隔教育の実施率は、「教科・科目充実型」の遠隔授業を実施している学校の総数を、
遠隔教育を実施していると答えた学校の総数から、遠隔教育を実施していると答えた小学校の総数を引いた数で除した値である。
注13）「個々の児童生徒の状況に応じた遠隔教育」とは、外国人児童生徒等への日本語指導、病気療養児・不登校児童生徒等に対する学習指導等の
個々の児童生徒の状況に応じた遠隔教育の形態をいう。

C市区町村（別置市）別「コンピュータの設置状況」及び「インターネット接続状況」の実態（中学校）

（令和７年５月１日現在）

都道府県名	学校数	児童生徒数	普通教室数	学習系PC総台数	児童生徒一人当たりの学習系PC台数	普通教室のLAN配線率	普通教室のPC用LAN回線率	普通教室の無線LAN整備率	普通教室の無線LAN整備率（ルータ、ハブ等）整備率	校務系通信を可能とするネットワークを導入、常時の利用を許されている教室数	無線LANの利用を可能とするネットワークを導入している教室の割合	校務系データの保存場所（サーバ、ＮＡＳ等）をインフォーマル型	校務系データの保存場所（サーバ、ＮＡＳ等）をギャランティ型
中学校	学校	人	教室	台	台	%	%	%	%	教室	%	%	%
札幌市	88	43,920	1,489	47,038	1.1	100.0	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
函館市	18	4,510	193	4,800	1.1	94.8	100.0	100.0	4.7	9	100.0	100.0	0.0
小樽市	12	2,017	107	2,046	1.0	90.1	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
旭川市	26	7,139	320	7,547	1.1	72.4	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
室蘭市	7	1,558	69	1,756	1.1	88.9	100.0	100.0	***	***	100.0	0.0	100.0
釧路市	14	3,270	161	3,451	1.1	84.0	98.2	98.2	***	***	98.2	100.0	0.0
帯広市	13	3,766	164	4,261	1.1	75.6	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
北見市	12	2,931	144	3,115	1.1	88.6	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
夕張市	1	85	6	140	1.6	100.0	100.0	100.0	***	***	100.0	0.0	100.0
岩見沢市	6	1,762	87	1,777	1.0	91.1	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
網走市	8	776	32	776	1.0	100.0	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
苫小牧市	12	3,711	22	496	1.3	100.0	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
美唄市	14	4,320	192	4,388	1.0	76.3	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
芦別市	8	858	50	811	1.2	80.0	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
赤平市	2	318	19	457	1.4	100.0	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
三笠市	1	177	9	177	1.0	87.5	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
江別市	8	2,910	113	3,031	1.0	88.5	98.2	98.2	***	***	98.2	100.0	0.0
赤井川村	1	145	9	190	1.3	100.0	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
恵庭市	3	395	23	405	1.0	91.3	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
北広島市	6	361	29	478	1.3	86.2	100.0	100.0	24.1	7	100.0	100.0	0.0
石狩市	5	535	31	646	1.2	80.6	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
江差町	2	124	9	221	1.8	77.8	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
倶知安町	2	367	20	367	1.0	76.9	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
千歳市	8	2,821	100	3,036	1.2	100.0	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
滝川市	3	862	29	992	1.2	94.9	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
砂川市	1	304	15	307	1.0	73.3	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
歌志内市	2	335	18	335	1.0	83.3	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
深川市	2	461	22	501	1.1	78.8	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
富良野市	5	342	44	888	1.0	97.7	100.0	95.5	***	***	95.5	100.0	0.0
登別市	5	1,893	72	2,016	1.1	94.4	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
伊達市	2	765	24	805	1.2	91.2	100.0	100.0	100.0	36	100.0	0.0	0.0
北広島市	7	1,646	65	1,877	1.1	93.8	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
石狩市	6	1,461	64	1,580	1.1	95.3	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
北斗市	5	1,139	56	1,406	1.3	87.5	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
当別町	1	137	6	157	1.1	83.3	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
新篠津村	1	50	4	86	1.7	100.0	100.0	100.0	100.0	4	100.0	0.0	0.0
江別市	1	73	3	87	1.2	100.0	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
蘭島市	1	37	9	72	1.9	66.7	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
紋別市	1	82	6	88	1.0	33.3	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
大空町東	1	81	5	90	1.5	100.0	80.0	80.0	***	***	80.0	100.0	0.0
七飯町	2	613	23	635	1.0	34.5	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
恵庭市	1	84	4	92	1.1	100.0	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
豊浦	2	263	14	202	1.1	100.0	100.0	100.0	100.0	14	100.0	100.0	0.0
八雲町	4	317	22	218	1.0	87.5	100.0	100.0	100.0	22	100.0	100.0	0.0
長万部町	1	94	4	96	1.0	75.0	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
江差町	2	115	11	153	1.8	72.7	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
ﾆｾｺ町	1	88	7	88	1.0	57.1	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
厚沢部町	1	67	7	67	1.0	85.7	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
乙部町	1	67	6	67	1.0	100.0	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
奥尻町	1	36	6	72	2.0	50.0	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
今金町	1	106	9	112	1.1	100.0	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
ｾｺﾏﾅｲ町	2	130	17	135	1.0	76.5	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
島牧村	1	18	3	24	1.3	100.0	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
寿都町	1	80	3	92	1.3	100.0	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
黒松内町	2	72	9	71	1.0	77.8	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
蘭越町	1	95	5	91	1.0	80.0	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
ﾆｾｺ町	1	144	8	146	1.0	100.0	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
留寿都	1	41	4	41	1.0	25.0	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
喜茂別町	1	46	3	52	1.1	100.0	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
京極町	1	34	3	34	1.0	100.0	100.0	100.0	100.0	2	100.0	100.0	0.0
倶知安	1	68	4	85	1.0	100.0	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
岩内町	1	278	18	274	1.0	66.7	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
共和町	1	126	7	182	1.4	100.0	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
泊町	2	252	12	300	1.2	83.3	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
ﾆｾｺ村	1	31	5	50	1.6	80.0	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
積丹町	1	13	1	25	2.0	100.0	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
古平町	1	31	5	35	1.1	100.0	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
仁木町	1	44	4	46	1.0	75.0	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
余市町	2	87	10	158	1.8	80.0	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
赤井川	2	347	22	472	1.4	50.0	81.8	81.8	***	***	81.8	100.0	0.0
ﾆｾｺ村	1	29	3	38	1.3	100.0	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
美唄市	1	152	11	155	1.0	72.7	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
芦別市立東	1	97	6	132	1.4	50.0	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
上砂川町	1	37	3	62	1.7	100.0	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
由仁町	1	90	6	141	1.6	100.0	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
長沼町	1	201	12	255	1.0	100.0	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
栗山町	1	250	12	290	1.0	100.0	100.0	100.0	***	***	100.0	0.0	100.0
月形町	1	49	6	85	1.4	83.3	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
浦臼町	1	43	3	62	1.3	100.0	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
新十津川町	1	153	6	195	1.3	100.0	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
妹背牛町	1	59	7	90	1.4	42.9	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
秩父別町	1	37	3	42	1.1	100.0	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
雨竜町	1	52	5	50	0.9	100.0	100.0	80.0	***	***	80.0	100.0	0.0
北竜町	1	30	3	51	1.5	100.0	100.0	100.0	***	***	100.0	0.0	100.0
沼田町	1	43	10	67	2.3	80.0	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
鷹栖町	1	164	8	170	1.0	100.0	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
東神楽町	1	217	18	278	1.1	66.7	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
当麻町	1	160	12	192	1.2	50.0	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
美瑛町	1	41	8	84	2.0	50.0	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
上富良野	1	48	3	67	1.8	100.0	100.0	100.0	***	***	100.0	0.0	100.0
東川町	1	242	9	240	1.0	77.8	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
美瑛町	2	238	19	237	1.0	47.4	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
上富良野東	1	206	12	216	1.1	0.0	100.0	100.0	***	***	100.0	0.0	100.0
中富良野	1	125	9	138	1.1	66.7	66.7	66.7	***	***	66.7	100.0	0.0
南富良野	1	38	5	61	2.1	80.0	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
占冠村	1	8	4	9	1.0	100.0	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
和寒町	1	71	5	98	1.4	80.0	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
剣淵町	1	56	7	81	1.4	71.4	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
下川町	1	59	4	75	1.2	75.0	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
美深町	2	88	8	90	1.1	50.0	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
音威子府村	1	7	2	7	1.0	100.0	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
ﾍﾞﾂﾌﾞ町	1	20	2	20	1.0	100.0	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
美幌西中	1	24	5	46	1.9	80.0	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
津別町	1	73	3	113	1.5	100.0	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
斜里町	1	45	6	56	1.3	83.3	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
清里町	1	62	3	66	1.0	100.0	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
小清水	3	145	8	146	1.0	100.0	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
訓子府町	1	20	3	26	1.3	100.0	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
置戸町	1	50	5	77	1.5	80.0	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
佐呂間	1	56	6	130	2.3	50.0	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
常呂町	1	64	5	96	1.5	80.0	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
大空町東	1	52	5	118	2.3	80.0	100.0	100.0	***	***	100.0	0.0	100.0
川湯中央	1	33	5	38	1.0	80.0	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
白滝中	1	145	15	146	1.0	53.3	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
留辺蘂	2	90	8	99	1.0	100.0	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
丸瀬布	2	51	8	60	1.2	100.0	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
白滝東	1	34	3	31	0.9	100.0	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
生田原北東	2	53	8	61	1.2	87.5	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
遠軽中	2	55	7	55	1.0	100.0	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
湧別中	2	410	23	518	1.2	95.5	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
佐呂間	1	81	6	131	1.6	100.0	100.0	100.0	***	***	100.0	0.0	100.0
紋別東	1	244	11	240	1.0	72.7	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
紋別南	1	104	5	146	1.4	100.0	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
ﾆｾｺ東中	1	109	4	115	1.1	100.0	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
西小中央	1	123	10	162	1.3	100.0	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
新川中	1	58	6	63	1.1	0.0	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
北北海道	1	112	7	160	1.5	85.7	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
函館中	7	402	39	502	1.2	94.9	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
美原中	1	87	9	118	1.3	100.0	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
桔梗中	1	44	5	66	1.5	100.0	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
高丘中	1	87	6	132	1.5	50.0	100.0	100.0	100.0	6	100.0	0.0	0.0
亀田東中	1	117	6	92	1.5	75.0	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
亀田中	1	187	7	187	1.2	14.3	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
大野中	2	178	12	294	1.6	75.0	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
東陵中	1	71	5	71	1.0	80.0	80.0	80.0	***	***	80.0	100.0	0.0
七飯中	1	44	3	70	1.6	0.0	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
北陽中	2	247	22	325	1.3	68.2	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
亀田中	2	115	12	182	1.6	66.7	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
赤川中	2	132	11	173	1.3	63.6	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
古川中	1	50	4	57	1.1	50.0	100.0	100.0	100.0	4	100.0	100.0	0.0
ﾆｾｺ中	2	159	11	251	1.6	90.9	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
北陽中	4	246	24	266	1.0	75.0	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
桜岡中	2	114	9	114	1.0	77.8	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
東野中	1	100	7	130	1.1	0.0	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
東中央	2	235	20	297	1.1	90.0	90.0	90.0	20.0	4	100.0	100.0	0.0
高丘中	1	76	3	137	1.8	80.0	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
ﾆｾｺ東中	1	114	7	114	1.0	71.4	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
亀田北中	2	465	25	466	1.0	72.0	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
東野中	5	1,206	46	1,263	1.1	86.2	97.1	97.1	***	***	97.1	100.0	0.0
八雲中	1	151	8	190	1.3	100.0	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
上ノ国中	1	106	7	110	1.0	57.1	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
恵山中	2	159	11	189	1.2	100.0	100.0	100.0	***	***	100.0	50.0	50.0
南茅部中	2	122	11	157	1.3	54.5	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
東中央	2	236	9	275	1.6	66.7	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
大野中	3	544	23	713	1.3	60.9	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
ﾆｾｺ中	1	123	9	133	1.0	44.4	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
亀田中	1	83	8	150	1.8	0.0	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
上磯中	1	132	8	170	1.3	50.0	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
北星中	1	126	10	177	1.4	80.0	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
東中央	5	713	30	826	1.2	86.7	100.0	100.0	***	***	100.0	0.0	100.0
北斗中	1	113	9	182	1.6	44.4	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
恵庭中	1	53	6	72	1.4	100.0	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
北斗中	1	113	14	161	1.4	78.6	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
北星中	1	142	8	165	1.2	100.0	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
東光中	1	53	3	63	1.6	100.0	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
湯川中	2	93	10	192	1.8	70.0	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
亀田中	4	403	28	518	1.3	78.6	100.0	94.4	***	***	94.4	100.0	0.0
東中央	3	170	18	179	1.1	81.3	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
北大附	4	113	19	145	1.3	63.2	100.0	89.5	***	***	89.5	100.0	0.0
東陵中	3	189	18	211	1.1	66.7	72.2	72.2	***	***	72.2	100.0	0.0
本町東中	2	127	11	180	1.4	90.9	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
西茂辺	2	56	8	67	1.2	75.0	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
三陵中	1	8	9	27	3.0	100.0	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
北海中	8	426	45	467	1.1	82.2	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
大横川中	2	555	30	734	1.3	86.7	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
東光中	2	131	10	186	1.3	90.0	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
銭亀中	1	116	4	121	1.1	100.0	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
市	336	113,532	5,205	126,161	1.1	87.9	99.5	99.4	2.1	116	99.4	99.4	3.8

注①：「児童生徒数」は、特別支援学校の児童生徒数を除く。
注②：「学習系PC」とは、教育用パソコンであり、管理用の校務用PCとは別に設置されている教育のためのPCをさす。
注③：「児童生徒一人当たりの学習系PC台数」は、「学習系PC総台数」を「学校数×学生数×学級編成基準数」で除した数値であり、「1」を超えると配備する。

注４）「普通教育の大学院の普通教育科」は、大学院の学術研究分野として、いわゆる普通教育の総合的な普通教育の研究の場として設けられ、「学校」である。
注５）「普通教育の研究」は、人々の普通教育（注１）、特殊（注２）の学習者の「全人的発達」の研究を「普通教育の研究」として、「学校」である。
注６）「普通教育の特殊」は、人々の普通教育（注１）、特殊（注２）の学習者の「全人的発達」の研究を「普通教育の研究」として、「学校」である。

○市区町村（設置者）別「コンピュータの設置状況」及び「インターネット接続状況」の実態（中学校）

（令和７年３月１日現在）

市　区　町　村　別 （　中　学　校　）	教員数 人	授業を担当している教員数 人	指導者用PC台数 台	指導者用PC整備率 %	教員の校務用PC台数 台	教員の校務用PC整備率 %	統合型校務支援システム整備率 %	遠隔教育実施率 %	遠隔教育を実施している学校のうち、「合同授業型」の遠隔授業の実施率 %	遠隔教育を実施している学校のうち、「教師支援型」の遠隔授業の実施率 %	遠隔教育を実施している学校のうち、「教科・科目充実型」の遠隔授業の実施率 %	遠隔教育を実施している学校のうち、個々の児童生徒の状況に応じた遠隔教育の実施率 %
札幌市	2,931	2,559	3,395	115.8	3,835	130.8	100.0	39.8	53.8	7.7	0.0	64.1
函館市	389	338	355	91.3	471	121.1	100.0	44.4	37.5	37.5	0.0	87.5
小樽市	219	181	270	123.3	308	140.6	100.0	83.3	20.0	10.0	0.0	90.0
旭川市	607	530	687	113.2	1,002	165.1	100.0	57.7	60.0	20.0	0.0	73.3
室蘭市	136	112	155	114.0	155	114.0	100.0	42.9	66.7	0.0	0.0	100.0
釧路市	306	269	375	122.5	339	110.8	100.0	85.7	66.7	58.3	50.0	58.3
帯広市	322	279	351	109.0	343	106.5	100.0	61.5	75.0	50.0	0.0	87.5
北見市	270	225	309	114.4	318	117.8	100.0	53.8	28.6	0.0	0.0	100.0
夕張市	17	13	17	100.0	22	129.4	100.0	100.0	100.0	0.0	0.0	100.0
岩見沢市	181	154	199	109.9	207	114.4	100.0	44.4	50.0	50.0	0.0	50.0
網走市	101	86	115	113.9	142	140.6	100.0	66.7	25.0	25.0	0.0	75.0
留萌市	42	36	63	150.0	33	78.6	100.0	50.0	0.0	0.0	0.0	100.0
苫小牧市	349	303	303	86.8	395	113.2	100.0	28.6	75.0	100.0	50.0	75.0
稚内市	84	70	123	146.4	116	138.1	50.0	16.7	0.0	0.0	0.0	100.0
美唄市	35	29	93	265.7	59	168.6	100.0	100.0	100.0	0.0	0.0	50.0
芦別市	19	16	21	110.5	24	126.3	100.0	0.0	***	***	***	***
江別市	207	176	226	109.2	234	113.0	100.0	75.0	33.3	16.7	0.0	66.7
赤平市	18	14	27	150.0	21	116.7	100.0	100.0	100.0	0.0	0.0	0.0
紋別市	51	43	56	109.8	57	111.8	100.0	33.3	100.0	100.0	0.0	100.0
士別市	63	51	93	147.6	67	106.3	100.0	50.0	50.0	0.0	100.0	100.0
名寄市	59	53	65	110.2	74	125.4	100.0	66.7	50.0	0.0	0.0	50.0
三笠市	27	21	33	122.2	16	59.3	100.0	50.0	0.0	0.0	0.0	100.0
根室市	47	39	55	117.0	58	123.4	100.0	50.0	0.0	0.0	0.0	100.0
千歳市	219	164	150	68.5	216	98.6	100.0	100.0	100.0	0.0	0.0	11.1
滝川市	78	71	28	35.9	106	135.9	100.0	100.0	66.7	0.0	33.3	100.0
砂川市	25	23	38	152.0	27	108.0	100.0	0.0	***	***	***	***
深川市	34	28	44	129.4	41	120.6	50.0	0.0	***	***	***	***
富良野市	52	45	63	121.2	61	117.3	100.0	66.7	0.0	50.0	0.0	100.0
登別市	90	74	94	104.4	101	112.2	100.0	60.0	0.0	0.0	0.0	100.0
恵庭市	143	119	139	97.2	175	122.4	100.0	80.0	50.0	50.0	0.0	100.0
伊達市	61	53	119	195.1	125	204.9	100.0	33.3	0.0	0.0	0.0	100.0
北広島市	130	113	178	136.9	199	153.1	100.0	85.7	50.0	0.0	0.0	83.3
石狩市	137	114	119	86.9	167	121.9	100.0	50.0	33.3	33.3	0.0	66.7
北斗市	107	94	135	126.2	127	118.7	60.0	60.0	100.0	33.3	0.0	33.3
当別町	16	13	20	125.0	31	193.8	100.0	0.0	***	***	***	***
新篠津村	14	11	11	78.6	14	100.0	100.0	100.0	100.0	0.0	0.0	100.0
松前町	15	11	21	140.0	18	120.0	100.0	100.0	0.0	100.0	0.0	100.0
福島町	14	11	28	200.0	17	121.4	100.0	0.0	***	***	***	***
知内町	16	12	4	25.0	20	125.0	100.0	100.0	0.0	0.0	0.0	100.0
木古内町	13	10	12	92.3	20	153.8	100.0	100.0	100.0	100.0	0.0	0.0
七飯町	51	46	54	105.9	54	105.9	100.0	50.0	100.0	0.0	0.0	0.0
鹿部町	14	11	12	85.7	16	114.3	100.0	0.0	***	***	***	***
森町	37	31	61	164.9	43	116.2	100.0	100.0	50.0	0.0	0.0	100.0
八雲町	53	42	54	101.9	62	117.0	0.0	100.0	50.0	75.0	0.0	100.0
長万部町	11	8	14	127.3	15	136.4	100.0	100.0	0.0	0.0	0.0	100.0
江差町	26	21	31	119.2	33	126.9	0.0	100.0	50.0	50.0	0.0	100.0
上ノ国町	16	13	14	87.5	20	125.0	100.0	0.0	***	***	***	***
厚沢部町	14	11	52	371.4	19	135.7	100.0	100.0	100.0	100.0	0.0	100.0
乙部町	16	13	6	37.5	20	125.0	0.0	100.0	100.0	100.0	0.0	0.0
奥尻町	15	12	28	186.7	28	186.7	100.0	100.0	0.0	0.0	0.0	100.0
今金町	13	13	15	115.4	18	138.5	100.0	0.0	***	***	***	***
せたな町	38	30	38	100.0	49	128.9	100.0	100.0	66.7	33.3	0.0	100.0
島牧村	13	9	15	115.4	15	115.4	0.0	100.0	100.0	100.0	0.0	100.0
寿都町	13	10	17	130.8	16	123.1	100.0	100.0	0.0	0.0	0.0	100.0
黒松内町	20	16	24	120.0	24	120.0	100.0	50.0	100.0	0.0	0.0	0.0
蘭越町	14	11	12	85.7	25	178.6	100.0	0.0	***	***	***	***

ニセコ町	15	12	9	60.0	15	100.0	100.0	100.0	0.0	0.0	0.0	100.0
真狩村	13	10	13	100.0	27	207.7	100.0	100.0	0.0	0.0	0.0	100.0
留寿都村	12	9	23	191.7	20	166.7	100.0	100.0	0.0	100.0	0.0	100.0
喜茂別町	11	8	14	127.3	17	154.5	100.0	100.0	100.0	0.0	0.0	0.0
京極町	11	8	16	145.5	16	145.5	100.0	0.0	***	***	***	***
倶知安町	29	24	34	117.2	32	110.3	100.0	100.0	100.0	100.0	0.0	100.0
共和町	15	12	14	93.3	19	126.7	100.0	100.0	100.0	0.0	0.0	0.0
岩内町	32	26	22	68.8	37	115.6	0.0	100.0	100.0	50.0	0.0	50.0
泊村	15	11	17	113.3	18	120.0	100.0	100.0	100.0	0.0	0.0	0.0
神恵内村	11	9	5	45.5	13	118.2	0.0	100.0	0.0	0.0	0.0	100.0
積丹町	13	10	26	200.0	17	130.8	100.0	100.0	0.0	100.0	100.0	0.0
古平町	12	9	11	91.7	37	308.3	100.0	100.0	0.0	0.0	0.0	100.0
仁木町	25	21	43	172.0	59	236.0	100.0	50.0	0.0	100.0	0.0	100.0
余市町	42	33	41	97.6	51	121.4	100.0	33.3	0.0	100.0	0.0	100.0
赤井川村	11	9	10	90.9	15	136.4	100.0	0.0	***	***	***	***
南幌町	18	15	35	194.4	35	194.4	100.0	0.0	***	***	***	***
奈井江町	13	10	25	192.3	2	15.4	100.0	100.0	100.0	0.0	0.0	0.0
上砂川町	13	10	28	215.4	28	215.4	100.0	100.0	100.0	0.0	0.0	100.0
由仁町	19	16	16	84.2	26	136.8	100.0	100.0	0.0	0.0	0.0	100.0
長沼町	24	21	61	254.2	32	133.3	100.0	0.0	***	***	***	***
栗山町	23	19	34	147.8	33	143.5	100.0	100.0	100.0	0.0	0.0	100.0
月形町	11	8	57	518.2	16	145.5	100.0	0.0	***	***	***	***
浦臼町	13	10	9	69.2	17	130.8	100.0	0.0	***	***	***	***
新十津川町	17	14	18	105.9	18	105.9	100.0	0.0	***	***	***	***
妹背牛町	15	12	20	133.3	18	120.0	100.0	0.0	***	***	***	***
秩父別町	13	9	18	138.5	17	130.8	100.0	0.0	***	***	***	***
雨竜町	14	11	6	42.9	16	114.3	100.0	0.0	***	***	***	***
北竜町	13	10	17	130.8	28	215.4	100.0	100.0	100.0	100.0	0.0	0.0
沼田町	12	9	25	208.3	22	183.3	100.0	100.0	100.0	0.0	0.0	100.0
鷹栖町	18	15	27	150.0	26	144.4	0.0	0.0	***	***	***	***
東神楽町	28	25	68	242.9	34	121.4	100.0	100.0	0.0	0.0	0.0	100.0
当麻町	18	15	25	138.9	25	138.9	0.0	0.0	***	***	***	***
愛別町	14	11	16	114.3	25	178.6	0.0	0.0	***	***	***	***
上川町	14	11	1	7.1	17	121.4	0.0	0.0	***	***	***	***
東川町	26	23	79	303.8	36	138.5	100.0	100.0	100.0	100.0	0.0	100.0
美瑛町	38	30	43	113.2	50	131.6	50.0	100.0	0.0	0.0	0.0	50.0
上富良野町	30	22	20	66.7	20	66.7	0.0	0.0	***	***	***	***
中富良野町	17	14	20	117.6	22	129.4	0.0	100.0	0.0	0.0	0.0	100.0
南富良野町	14	13	14	100.0	18	128.6	0.0	100.0	100.0	100.0	0.0	100.0
占冠村	9	8	9	100.0	9	100.0	0.0	0.0	***	***	***	***
和寒町	14	11	36	257.1	26	185.7	0.0	100.0	100.0	0.0	0.0	0.0
剣淵町	15	12	24	160.0	26	173.3	100.0	0.0	***	***	***	***
下川町	16	12	40	250.0	18	112.5	100.0	0.0	***	***	***	***
美深町	22	17	24	109.1	25	113.6	0.0	100.0	100.0	0.0	50.0	0.0
音威子府村	7	5	10	142.9	9	128.6	0.0	100.0	100.0	100.0	0.0	0.0
中川町	12	9	16	133.3	14	116.7	100.0	0.0	***	***	***	***
幌加内町	15	10	32	213.3	32	213.3	0.0	0.0	***	***	***	***
増毛町	14	11	14	100.0	20	142.9	100.0	100.0	0.0	100.0	0.0	100.0
小平町	13	10	11	84.6	15	115.4	100.0	0.0	***	***	***	***
苫前町	16	13	28	175.0	21	131.3	100.0	100.0	0.0	0.0	0.0	100.0
羽幌町	26	23	35	134.6	32	123.1	100.0	66.7	100.0	50.0	50.0	50.0
初山別村	9	8	16	177.8	16	177.8	0.0	0.0	***	***	***	***
遠別町	14	11	21	150.0	20	142.9	100.0	0.0	***	***	***	***
天塩町	14	11	23	164.3	15	107.1	100.0	100.0	100.0	0.0	0.0	100.0
猿払村	14	11	18	128.6	17	121.4	100.0	100.0	100.0	0.0	0.0	0.0
浜頓別町	13	10	35	269.2	35	269.2	100.0	0.0	***	***	***	***
中頓別町	14	10	14	100.0	13	92.9	100.0	100.0	0.0	0.0	0.0	100.0
枝幸町	41	32	54	131.7	44	107.3	0.0	66.7	50.0	100.0	0.0	100.0
豊富町	17	16	23	135.3	23	135.3	100.0	100.0	50.0	50.0	0.0	100.0
礼文町	23	17	29	126.1	29	126.1	0.0	0.0	***	***	***	***
利尻町	15	11	15	100.0	30	200.0	100.0	100.0	100.0	0.0	0.0	0.0

利尻富士町	23	16	29	126.1	43	187.0	100.0	50.0	0.0	100.0	0.0	100.0
幌延町	18	13	22	122.2	23	127.8	100.0	100.0	100.0	0.0	100.0	0.0
美幌町	39	33	50	128.2	53	135.9	100.0	50.0	100.0	100.0	0.0	100.0
津別町	16	13	18	112.5	18	112.5	100.0	100.0	0.0	100.0	0.0	100.0
斜里町	19	17	22	115.8	31	163.2	100.0	100.0	0.0	0.0	0.0	100.0
清里町	15	12	22	146.7	20	133.3	100.0	100.0	0.0	0.0	0.0	100.0
小清水町	14	11	15	107.1	17	121.4	100.0	0.0	***	***	***	***
訓子府町	14	14	29	207.1	41	292.9	100.0	100.0	100.0	0.0	0.0	100.0
置戸町	13	10	12	92.3	17	130.8	100.0	100.0	100.0	0.0	0.0	100.0
佐呂間町	18	14	21	116.7	22	122.2	100.0	100.0	100.0	0.0	0.0	100.0
遠軽町	92	75	96	104.3	92	100.0	100.0	71.4	60.0	80.0	40.0	40.0
湧別町	17	14	21	123.5	19	111.8	100.0	100.0	100.0	100.0	0.0	0.0
滝上町	13	10	14	107.7	18	138.5	100.0	100.0	0.0	0.0	0.0	100.0
興部町	14	10	1	7.1	36	257.1	100.0	0.0	***	***	***	***
西興部村	11	8	11	100.0	17	154.5	0.0	100.0	0.0	0.0	0.0	100.0
雄武町	16	13	18	112.5	21	131.3	100.0	100.0	100.0	0.0	0.0	0.0
大空町	31	25	32	103.2	31	100.0	100.0	50.0	100.0	0.0	0.0	0.0
豊浦町	12	9	11	91.7	18	150.0	100.0	0.0	***	***	***	***
壮瞥町	15	12	29	193.3	19	126.7	100.0	0.0	***	***	***	***
白老町	29	23	29	100.0	34	117.2	100.0	0.0	***	***	***	***
厚真町	29	23	38	131.0	38	131.0	100.0	0.0	***	***	***	***
洞爺湖町	28	22	33	117.9	31	110.7	100.0	0.0	***	***	***	***
安平町	13	10	19	146.2	19	146.2	100.0	100.0	100.0	0.0	0.0	100.0
むかわ町	27	22	42	155.6	41	151.9	100.0	100.0	100.0	50.0	0.0	50.0
日高町	50	41	76	152.0	105	210.0	0.0	50.0	100.0	0.0	0.0	0.0
平取町	22	18	23	104.5	27	122.7	100.0	50.0	100.0	0.0	0.0	100.0
新冠町	16	12	16	100.0	16	100.0	100.0	0.0	***	***	***	***
浦河町	41	33	55	134.1	62	151.2	100.0	66.7	100.0	50.0	0.0	0.0
様似町	12	9	9	75.0	20	166.7	100.0	0.0	***	***	***	***
えりも町	13	10	13	100.0	16	123.1	0.0	0.0	***	***	***	***
新ひだか町	42	38	51	121.4	60	142.9	100.0	66.7	100.0	0.0	0.0	50.0
音更町	113	97	145	128.3	158	139.8	100.0	100.0	60.0	20.0	0.0	60.0
士幌町	25	22	26	104.0	25	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	0.0	100.0
上士幌町	21	16	20	95.2	20	95.2	0.0	0.0	***	***	***	***
鹿追町	33	26	34	103.0	55	166.7	0.0	100.0	50.0	50.0	0.0	50.0
新得町	29	23	39	134.5	32	110.3	0.0	50.0	100.0	0.0	0.0	0.0
清水町	34	28	45	132.4	45	132.4	0.0	50.0	100.0	0.0	0.0	100.0
芽室町	60	51	74	123.3	60	100.0	100.0	66.7	50.0	100.0	0.0	50.0
中札内村	16	13	18	112.5	24	150.0	100.0	100.0	0.0	100.0	0.0	100.0
更別村	16	13	17	106.3	20	125.0	100.0	100.0	0.0	100.0	0.0	100.0
大樹町	17	14	20	117.6	20	117.6	100.0	0.0	***	***	***	***
広尾町	16	13	22	137.5	24	150.0	0.0	0.0	***	***	***	***
幕別町	94	79	97	103.2	110	117.0	100.0	100.0	20.0	40.0	40.0	60.0
池田町	16	14	36	225.0	27	168.8	100.0	100.0	0.0	100.0	0.0	100.0
豊頃町	16	12	48	300.0	49	306.3	100.0	100.0	100.0	0.0	0.0	0.0
本別町	27	20	12	44.4	34	125.9	0.0	50.0	0.0	100.0	0.0	0.0
足寄町	18	15	23	127.8	21	116.7	0.0	100.0	0.0	0.0	0.0	100.0
陸別町	13	10	22	169.2	15	115.4	0.0	100.0	0.0	0.0	0.0	100.0
浦幌町	24	18	22	91.7	31	129.2	100.0	100.0	100.0	0.0	50.0	50.0
釧路町	67	55	99	147.8	105	156.7	100.0	100.0	50.0	25.0	0.0	50.0
厚岸町	43	34	43	100.0	44	102.3	100.0	66.7	50.0	0.0	0.0	50.0
浜中町	43	34	24	55.8	48	111.6	0.0	100.0	25.0	75.0	0.0	100.0
標茶町	40	31	44	110.0	13	32.5	33.3	66.7	50.0	50.0	0.0	50.0
弟子屈町	25	18	29	116.0	55	220.0	50.0	100.0	50.0	100.0	0.0	50.0
鶴居村	22	17	32	145.5	32	145.5	100.0	100.0	50.0	100.0	0.0	0.0
白糠町	9	8	17	188.9	17	188.9	100.0	100.0	100.0	0.0	0.0	0.0
別海町	105	83	134	127.6	170	161.9	37.5	62.5	60.0	40.0	0.0	80.0
中標津町	50	46	54	108.0	67	134.0	0.0	100.0	100.0	0.0	0.0	0.0
標津町	29	23	32	110.3	40	137.9	100.0	100.0	100.0	0.0	0.0	50.0
羅臼町	16	14	26	162.5	20	125.0	100.0	100.0	100.0	0.0	0.0	100.0
合　　計	10,832	9,139	12,674	117.0	14,087	130.0	87.1	58.8	55.6	29.2	6.7	67.6

注１）「教員」とは、校長、副校長、教頭、主幹教諭、指導教諭、教諭、助教諭、養護教諭、養護助教諭、栄養教諭、常勤講師、再任用職員（フルタイム）をいう。
注２）「授業を担当している教員」とは、各教科等の授業を定期的に担当している教員をいう。授業を一時的・臨時的に担当する教員は含まない。
注３）「指導者用ＰＣ」とは、教員が使用するために配備されたものをいう。教職員が主として校務用に利用しているコンピュータ（校務用コンピュータ）は含まない。
注４）「指導者用ＰＣ整備率」とは指導者用ＰＣの総数を教員の総数で除して算出した値である。
注５）「教員の校務用ＰＣ」とは、主として教員が校務に使用するコンピュータのことをいう。
注６）「教員の校務用ＰＣ整備率」は、校務用ＰＣの総数を総教員数で除して算出した値である。
注７）「統合型校務支援システム」は、教務系（成績処理、出欠管理、時数等）・保健系（健康診断票、保健室管理等）、指導要録等の学籍関係、学校事務系など統合して
機能を有しているシステムをいう。
注８）「遠隔教育」は、遠隔システムを活用した同時双方向型で行う教育をいう。（「『遠隔教育の推進に向けた施策方針』の策定について（通知）」（文部科学省、平成30年9月20日））
注９）「合同授業型」とは、教師が児童生徒等に対面で授業を行う複数の教室等を遠隔により接続することで、児童生徒が多様な意見や考えに触れたり、協働して学習に取り組んだり
する機会の充実を図る遠隔教育の形態をいう。
注10）「教師支援型」とは、外部人材等の専門家と、児童生徒や教師がいる教室等を遠隔により接続することで、児童生徒の学習活動の質を高めるとともに、
教師の資質向上を図る遠隔教育の形態をいう。
注11）「教科・科目充実型」とは、学校教育法施行規則第77条の２（中学校等）、第88条の３（高等学校等）に基づき、当該教科の免許状を保有する教師による
授業を遠隔により提供することで、生徒の多様な科目選択を可能とすること等により、学習機会の充実を図るものをいう。なお、小学校での活用は想定されない。
注12）遠隔教育を実施している学校のうち、「教科・科目充実型」の遠隔教育の実施率は、「教科・科目充実型」の遠隔授業を実施している学校の総数を、
遠隔教育を実施していると答えた学校の総数から、遠隔教育を実施していると答えた小学校の総数を引いた数で除した値である。
注13）「個々の児童生徒の状況に応じた遠隔教育」とは、外国人児童生徒等への日本語指導、病気療養児・不登校児童生徒等に対する学習指導等の
個々の児童生徒の状況に応じた遠隔教育の形態をいう。

○市区町村（設置者）別「コンピュータの設置状況」及び「インターネット接続状況」の実態（義務教育学校）

市　区　町　村　別 （義務教育学校）	学校数 校	児童生徒数 人	普通教室数 室	学習者用PC総台数 台	児童生徒一人当たりの学習者用PC台数 台／人	普通教室の大型提示装置整備率 %	普通教室の校内LAN整備率 %	普通教室の無線LAN整備率 %	普通教室の移動通信システム（LTE等）整備率 %
札幌市	1	100	9	106	1.1	100.0	100.0	100.0	***
函館市	1	63	12	62	1.0	75.0	100.0	100.0	***
釧路市	1	62	12	85	1.4	83.3	100.0	100.0	***
帯広市	1	492	29	563	1.1	100.0	100.0	100.0	***
北見市	1	48	12	49	1.0	100.0	100.0	100.0	***
苫小牧市	1	64	9	65	1.0	100.0	100.0	100.0	***
名寄市	1	22	11	25	1.1	54.5	100.0	100.0	***
根室市	4	218	46	219	1.0	78.3	93.5	93.5	***
歌志内市	1	60	13	149	2.5	69.2	100.0	100.0	***
富良野市	1	26	9	31	1.2	100.0	100.0	100.0	***
伊達市	1	20	7	21	1.1	100.0	100.0	100.0	100.0
石狩市	1	39	8	43	1.1	100.0	100.0	100.0	***
当別町	1	426	22	441	1.0	90.9	100.0	100.0	***
七飯町	2	122	22	127	1.0	72.7	100.0	100.0	***
比布町	1	224	17	218	1.0	100.0	100.0	100.0	***
占冠村	1	13	7	14	1.1	100.0	100.0	100.0	***
斜里町	1	74	12	84	1.1	75.0	100.0	100.0	***
湧別町	2	213	28	276	1.3	71.4	100.0	100.0	***
安平町	1	302	9	315	1.0	66.7	100.0	100.0	***
新得町	1	12	4	24	2.0	100.0	100.0	100.0	100.0
白糠町	2	328	30	423	1.3	96.7	100.0	100.0	***
中標津町	1	108	9	177	1.6	0.0	100.0	100.0	***
合　計	28	3,036	337	3,517	1.2	83.4	99.1	99.1	3.3

注１）「児童生徒数」は、令和６年５月１日現在の児童生徒数。
注２）「学習者用ＰＣ」とは、教育用ＰＣのうち、児童生徒が使用するために配備されたものをいう。
注３）「児童生徒一人当たりの学習者用PC台数」は、「学習者用ＰＣ総台数」を令和６年５月１日現在の児童生徒数で除して算出した値である。
注４）「普通教室の大型提示装置整備率」は、大型提示装置を設置している普通教室の総数を普通教室の総数で除して算出した値である。
注５）「普通教室の校内ＬＡＮ整備率」は、校内ＬＡＮを整備する普通教室の総数を普通教室の総数で除して算出した値である。
注６）「普通教室の無線ＬＡＮ整備率」は、無線ＬＡＮを整備する普通教室の総数を普通教室の総数で除して算出した値である。

（令和７年３月１日現在）

移動系通信を利用している学校の内、無線LAN整備済みの普通教室の数 室	無線LAN又は移動系通信によりインターネット接続を行う普通教室の割合 %	回線速度の契約理論値 ベストエフォート型 %	回線速度の契約理論値 ギャランティ型 %
***	100.0	100.0	0.0
***	100.0	100.0	0.0
***	100.0	100.0	0.0
***	100.0	100.0	0.0
***	100.0	100.0	0.0
***	100.0	100.0	0.0
***	100.0	100.0	0.0
***	93.5	100.0	0.0
***	100.0	100.0	0.0
***	100.0	100.0	0.0
7	100.0	0.0	0.0
***	100.0	100.0	0.0
***	100.0	100.0	0.0
***	100.0	50.0	50.0
***	100.0	100.0	0.0
***	100.0	100.0	0.0
***	100.0	100.0	0.0
***	100.0	100.0	0.0
***	100.0	100.0	0.0
4	100.0	0.0	0.0
***	100.0	100.0	0.0
***	100.0	100.0	0.0
11	99.1	96.2	3.8

○市区町村（設置者）別「コンピュータの設置状況」及び「インターネット接続状況」の実態（義務教育学校）

（令和７年３月１日現在）

市　区　町　村　別 （義務教育学校）	教員数 人	授業を担当している教員数 人	指導者用PC台数 台	指導者用PC整備率 %	教員の校務用PC台数 台	教員の校務用PC整備率 %	統合型校務支援システム整備率 %	遠隔教育実施率 %	遠隔教育を実施している学校のうち、「合同授業型」の遠隔授業の実施率 %	遠隔教育を実施している学校のうち、「教師支援型」の遠隔授業の実施率 %	遠隔教育を実施している学校のうち、「教科・科目充実型」の遠隔授業の実施率 %	遠隔教育を実施している学校のうち、個々の児童生徒の状況に応じた遠隔教育の実施率 %
札幌市	21	17	29	138.1	35	166.7	100.0	100.0	0.0	0.0	0.0	100.0
函館市	19	16	13	68.4	22	115.8	100.0	100.0	100.0	0.0	0.0	0.0
釧路市	19	16	27	142.1	27	142.1	100.0	100.0	100.0	0.0	0.0	100.0
帯広市	53	46	55	103.8	51	96.2	100.0	100.0	100.0	0.0	0.0	100.0
北見市	22	20	25	113.6	25	113.6	100.0	0.0	***	***	***	***
苫小牧市	21	17	17	81.0	21	100.0	100.0	100.0	100.0	0.0	0.0	100.0
名寄市	15	13	20	133.3	22	146.7	100.0	100.0	100.0	100.0	0.0	0.0
根室市	77	58	84	109.1	90	116.9	100.0	50.0	100.0	0.0	0.0	50.0
歌志内市	23	20	30	130.4	30	130.4	100.0	0.0	***	***	***	***
富良野市	16	14	59	368.8	40	250.0	0.0	100.0	100.0	0.0	0.0	0.0
伊達市	12	10	23	191.7	31	258.3	100.0	100.0	100.0	100.0	0.0	0.0
石狩市	16	11	12	75.0	21	131.3	100.0	100.0	100.0	0.0	0.0	0.0
当別町	50	44	34	68.0	50	100.0	100.0	0.0	***	***	***	***
七飯町	38	31	40	105.3	43	113.2	100.0	50.0	0.0	100.0	0.0	100.0
比布町	36	30	40	111.1	44	122.2	100.0	100.0	100.0	0.0	0.0	0.0
占冠村	11	9	22	200.0	15	136.4	0.0	100.0	100.0	0.0	0.0	100.0
斜里町	20	17	31	155.0	32	160.0	100.0	100.0	0.0	100.0	0.0	100.0
湧別町	46	42	63	137.0	63	137.0	100.0	100.0	100.0	50.0	0.0	100.0
安平町	36	30	74	205.6	34	94.4	100.0	100.0	100.0	100.0	0.0	100.0
新得町	11	9	12	109.1	15	136.4	0.0	100.0	100.0	0.0	100.0	0.0
白糠町	59	48	54	91.5	28	47.5	100.0	50.0	100.0	0.0	0.0	0.0
中標津町	28	23	32	114.3	36	128.6	0.0	100.0	100.0	0.0	0.0	0.0
合　計	649	541	796	122.7	775	119.4	85.7	75.0	85.7	28.6	4.8	52.4

注１）「教員」とは、校長、副校長、教頭、主幹教諭、指導教諭、教諭、助教諭、養護教諭、養護助教諭、栄養教諭、常勤講師、再任用職員（フルタイム）をいう。
注２）「授業を担当している教員」とは、各教科等の授業を定期的に担当している教員をいう。授業を一時的・臨時的に担当する教員は含まない。
注３）「指導者用ＰＣ」とは、教員が使用するために配備されたものをいう。教職員が主として校務用に利用しているコンピュータ（校務用コンピュータ）は含まない。
注４）「指導者用ＰＣ整備率」とは指導者用ＰＣの総数を教員の総数で除して算出した値である。
注５）「教員の校務用ＰＣ」とは、主として教員が校務に使用するコンピュータのことをいう。
注６）「教員の校務用ＰＣ整備率」は、校務用ＰＣの総数を総教員数で除して算出した値である。
注７）「統合型校務支援システム」は、教務系（成績処理、出欠管理、時数等）・保健系（健康診断票、保健室管理等）、指導要録等の学籍関係、学校事務系など統合して
　　機能を有しているシステムをいう。
注８）「遠隔教育」は、遠隔システムを活用した同時双方向型で行う教育をいう。（「『遠隔教育の推進に向けた施策方針』の策定について（通知）」（文部科学省、平成30年9月20日））
注９）「合同授業型」とは、教師が児童生徒等に対面で授業を行う複数の教室等を遠隔により接続することで、児童生徒が多様な意見や考えに触れたり、協働して学習に取り組んだり
　　する機会の充実を図る遠隔教育の形態をいう。
注10）「教師支援型」とは、外部人材等の専門家と、児童生徒や教師がいる教室等を遠隔により接続することで、児童生徒の学習活動の質を高めるとともに、
　　教師の資質向上を図る遠隔教育の形態をいう。
注11）「教科・科目充実型」とは、学校教育法施行規則第77条の２（中学校等）、第88条の３（高等学校等）に基づき、当該教科の免許状を保有する教師による
　　授業を遠隔により提供することで、生徒の多様な科目選択を可能とすること等により、学習機会の充実を図るものをいう。なお、小学校での活用は想定されない。
注12）遠隔教育を実施している学校のうち、「教科・科目充実型」の遠隔教育の実施率は、「教科・科目充実型」の遠隔授業を実施している学校の総数を、
　　遠隔教育を実施していると答えた学校の総数から、遠隔教育を実施していると答えた小学校の総数を引いた数で除した値である。
注13）「個々の児童生徒の状況に応じた遠隔教育」とは、外国人児童生徒等への日本語指導、病気療養児・不登校児童生徒等に対する学習指導等の
　　個々の児童生徒の状況に応じた遠隔教育の形態をいう。

○市区町村（設置者）別「コンピュータの設置状況」及び「インターネット接続状況」の実態（高等学校）

（令和７年３月１日現在）

市区町村別（高等学校）	学校数	学校数（専門学科・総合学科単独及び複数学科設置校）	児童生徒数	児童生徒数（専門学科・総合学科単独及び複数学科設置校）	普通教室数	普通教室数（専門学科・総合学科単独及び複数学科設置校）	学習者用PC総台数	学習者用PC総台数（専門学科・総合学科単独及び複数学科設置校）	児童生徒一人当たりの学習者用PC台数	児童生徒一人当たりの学習者用PC台数（専門学科・総合学科単独及び複数学科設置校）	普通教室の大型提示装置整備率	普通教室の大型提示装置整備率（専門学科・総合学科単独及び複数学科設置校）	普通教室の校内LAN整備率	普通教室の校内LAN整備率（専門学科・総合学科単独及び複数学科設置校）	普通教室の無線LAN整備率	普通教室の無線LAN整備率（専門学科・総合学科単独及び複数学科設置校）	普通教室の移動通信システム（LTE等）整備率	普通教室の移動通信システム（LTE等）整備率（専門学科・総合学科単独及び複数学科設置校）	移動系通信を利用している学校の内、無線LAN整備済みの普通教室の数	移動系通信を利用している学校の内、無線LAN整備済みの普通教室の数（専門学科・総合学科単独及び複数学科設置校）	無線LAN又は移動系通信によりインターネット接続を行う普通教室の割合	無線LAN又は移動系通信によりインターネット接続を行う普通教室の割合（専門学科・総合学科単独及び複数学科設置校）	回線速度の契約理論値ベストエフォート型	回線速度の契約理論値ベストエフォート型（専門学科・総合学科単独及び複数学科設置校）	回線速度の契約理論値ギャランティ型	回線速度の契約理論値ギャランティ型（専門学科・総合学科単独及び複数学科設置校）
	校	校	人	人	室	室	台	台	台／人	台／人	%	%	%	%	%	%	%	%	室	室	%	%	%	%	%	%	%
北海道	189	82	71,703	34,575	2,455	1,124	80,693	38,746	1.1	1.1	48.4	49.3	100.0	100.0	99.5	99.4	0.4	0.3	9	3	99.5	99.4	4.2	6.1	95.8	93.9
札幌市	7	2	6,118	1,660	162	54	6,206	1,714	1.0	1.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	***	***	***	***	100.0	100.0	100.0	100.0	0.0	0.0
函館市	1	***	627	***	34	***	676	***	1.1	***	55.9	***	100.0	***	100.0	***	***	***	***	***	100.0	***	100.0	***	0.0	***
釧路市	1	***	589	***	15	***	589	***	1.0	***	0.0	***	100.0	***	100.0	***	***	***	***	***	100.0	***	100.0	***	0.0	***
帯広市	1	1	591	591	15	15	584	584	1.0	1.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	***	***	***	***	100.0	100.0	100.0	100.0	0.0	0.0
岩見沢市	1	1	552	552	15	15	741	741	1.3	1.3	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	***	***	***	***	100.0	100.0	100.0	100.0	0.0	0.0
士別市	1	***	16	***	3	***	36	***	2.3	***	100.0	***	0.0	***	0.0	***	***	***	***	***	0.0	***	100.0	***	0.0	***
三笠市	1	1	99	99	3	3	141	141	1.4	1.4	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	***	***	***	***	100.0	100.0	100.0	100.0	0.0	0.0
滝川市	1	1	635	635	23	23	801	801	1.3	1.3	78.3	78.3	100.0	100.0	100.0	100.0	***	***	***	***	100.0	100.0	100.0	100.0	0.0	0.0
知内町	1	***	129	***	6	***	166	***	1.3	***	100.0	***	100.0	***	100.0	***	***	***	***	***	100.0	***	100.0	***	0.0	***
奥尻町	1	***	53	***	6	***	109	***	2.1	***	50.0	***	100.0	***	100.0	***	***	***	***	***	100.0	***	100.0	***	0.0	***
ニセコ町	1	1	88	88	4	4	144	144	1.6	1.6	100.0	100.0	100.0	100.0	50.0	50.0	***	***	***	***	50.0	50.0	0.0	0.0	100.0	100.0
真狩村	1	1	59	59	3	3	97	97	1.6	1.6	0.0	0.0	100.0	100.0	100.0	100.0	***	***	***	***	100.0	100.0	100.0	100.0	0.0	0.0
留寿都村	1	1	46	46	6	6	60	60	1.3	1.3	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	***	***	***	***	100.0	100.0	100.0	100.0	0.0	0.0
南富良野町	1	***	49	***	3	***	114	***	2.3	***	100.0	***	100.0	***	100.0	***	***	***	***	***	100.0	***	100.0	***	0.0	***
剣淵町	1	1	57	57	3	3	100	100	1.8	1.8	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	***	***	***	***	100.0	100.0	100.0	100.0	0.0	0.0
音威子府村	1	1	110	110	3	3	148	148	1.3	1.3	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	***	***	***	***	100.0	100.0	100.0	100.0	0.0	0.0
幌加内町	1	1	44	44	6	6	20	20	0.5	0.5	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	***	***	***	***	100.0	100.0	100.0	100.0	0.0	0.0
羽幌町	1	***	15	***	3	***	24	***	1.6	***	100.0	***	100.0	***	100.0	***	***	***	***	***	100.0	***	100.0	***	0.0	***
大空町	1	1	111	111	3	3	150	150	1.4	1.4	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	***	***	***	***	100.0	100.0	100.0	100.0	0.0	0.0
壮瞥町	1	1	42	42	3	3	26	26	0.6	0.6	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	***	***	***	***	100.0	100.0	100.0	100.0	0.0	0.0
日高町	1	***	30	***	4	***	55	***	1.8	***	75.0	***	100.0	***	100.0	***	***	***	***	***	100.0	***	100.0	***	0.0	***
えりも町	1	***	81	***	6	***	122	***	1.5	***	100.0	***	100.0	***	100.0	***	***	***	***	***	100.0	***	100.0	***	0.0	***
士幌町	1	1	120	120	6	6	240	240	2.0	2.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	***	***	***	***	100.0	100.0	100.0	100.0	0.0	0.0
浜中町	1	***	55	***	6	***	103	***	1.9	***	16.7	***	100.0	***	100.0	***	***	***	***	***	100.0	***	100.0	***	0.0	***
中標津町	1	1	105	105	6	6	119	119	1.1	1.1	0.0	0.0	100.0	100.0	100.0	100.0	***	***	***	***	100.0	100.0	100.0	100.0	0.0	0.0
合計	220	98	82,124	38,894	2,802	1,277	92,264	43,831	1.1	1.1	52.9	54.3	99.9	100.0	99.4	99.3	0.3	0.2	9	3	99.4	99.3	17.3	20.4	82.7	79.6

注１）「児童生徒数」は、令和６年５月１日現在の児童生徒数。
注２）「学習者用ＰＣ」とは、教育用ＰＣのうち、児童生徒が使用するために配備されたものをいう。
注３）「児童生徒一人当たりの学習者用PC台数」は、「学習者用ＰＣ総台数」を令和６年５月１日現在の児童生徒数で除して算出した値である。
注４）「普通教室の大型提示装置整備率」は、大型提示装置を設置している普通教室の総数を普通教室の総数で除して算出した値である。
注５）「普通教室の校内ＬＡＮ整備率」は、校内ＬＡＮを整備する普通教室の総数を普通教室の総数で除して算出した値である。
注６）「普通教室の無線ＬＡＮ整備率」は、無線ＬＡＮを整備する普通教室の総数を普通教室の総数で除して算出した値である。

○市区町村（設置者）別「コンピュータの設置状況」及び「インターネット接続状況」の実態（高等学校）

（令和７年３月１日現在）

市区町村別（高等学校）	教員数	教員数（専門学科・総合学科単独及び複数学科設置校）	授業を担当している教員数	授業を担当している教員数（専門学科・総合学科単独及び複数学科設置校）	指導者用PC台数	指導者用PC台数（専門学科・総合学科単独及び複数学科設置校）	指導者用PC整備率	指導者用PC整備率（専門学科・総合学科単独及び複数学科設置校）	教員の校務用PC台数	教員の校務用PC台数（専門学科・総合学科単独及び複数学科設置校）	教員の校務用PC整備率	教員の校務用PC整備率（専門学科・総合学科単独及び複数学科設置校）	統合型校務支援システム整備率	統合型校務支援システム整備率（専門学科・総合学科単独及び複数学科設置校）	遠隔教育実施率	遠隔教育実施率（専門学科・総合学科単独及び複数学科設置校）	遠隔教育を実施している学校のうち、「合同授業型」の遠隔授業の実施率	遠隔教育を実施している学校のうち、「合同授業型」の遠隔授業の実施率（専門学科・総合学	遠隔教育を実施している学校のうち、「教師支援型」の遠隔授業の実施率	遠隔教育を実施している学校のうち、「教師支援型」の遠隔授業の実施率（専門学科・総合学	遠隔教育を実施している学校のうち、「教科・科目充実型」の遠隔授業の実施率	遠隔教育を実施している学校のうち、「教科・科目充実型」の遠隔授業の実施率（専門学	遠隔教育を実施している学校のうち、個々の児童生徒の状況に応じた遠隔教育の実施率	遠隔教育を実施している学校のうち、個々の児童生徒の状況に応じた遠隔教育の実施率（専門学
	人	人	人	人	台	台	%	%	台	台	%	%	%	%	%	%	%	%	%	%	%	%	%	%
北海道	6,463	3,241	5,770	2,930	7,632	3,941	118.1	121.6	10,662	5,124	165.0	158.1	100.0	100.0	63.0	53.7	40.3	45.5	39.5	45.5	31.9	18.2	72.3	70.5
札幌市	449	126	419	118	955	175	212.7	138.9	633	226	141.0	179.4	100.0	100.0	57.1	50.0	50.0	0.0	25.0	0.0	0.0	0.0	100.0	100.0
函館市	51	***	48	***	98	***	192.2	***	96	***	188.2	***	100.0	***	100.0	***	0.0	***	0.0	***	0.0	***	100.0	***
釧路市	44	***	41	***	47	***	106.8	***	47	***	106.8	***	100.0	***	0.0	***	***	***	***	***	***	***	***	***
帯広市	42	42	39	39	50	50	119.0	119.0	46	46	109.5	109.5	100.0	100.0	100.0	100.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
岩見沢市	44	44	41	41	60	60	136.4	136.4	105	105	238.6	238.6	100.0	100.0	100.0	100.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	100.0	100.0
士別市	10	***	8	***	13	***	130.0	***	12	***	120.0	***	100.0	***	0.0	***	***	***	***	***	***	***	***	***
三笠市	14	14	10	10	1	1	7.1	7.1	18	18	128.6	128.6	100.0	100.0	100.0	100.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	100.0	100.0
滝川市	55	55	52	52	58	58	105.5	105.5	67	67	121.8	121.8	100.0	100.0	100.0	100.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	100.0	100.0
知内町	21	***	18	***	1	***	4.8	***	25	***	119.0	***	100.0	***	0.0	***	***	***	***	***	***	***	***	***
奥尻町	16	***	13	***	16	***	100.0	***	18	***	112.5	***	100.0	***	100.0	***	0.0	***	100.0	***	0.0	***	100.0	***
ニセコ町	11	11	9	9	11	11	100.0	100.0	18	18	163.6	163.6	100.0	100.0	0.0	0.0	***	***	***	***	***	***	***	***
真狩村	13	13	11	11	12	12	92.3	92.3	28	28	215.4	215.4	100.0	100.0	100.0	100.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	100.0	100.0
留寿都村	14	14	12	12	23	23	164.3	164.3	16	16	114.3	114.3	100.0	100.0	100.0	100.0	0.0	0.0	100.0	100.0	0.0	0.0	100.0	100.0
南富良野町	14	***	12	***	25	***	178.6	***	16	***	114.3	***	100.0	***	100.0	***	0.0	***	0.0	***	0.0	***	0.0	***
剣淵町	17	17	14	14	30	30	176.5	176.5	27	27	158.8	158.8	100.0	100.0	0.0	0.0	***	***	***	***	***	***	***	***
音威子府村	15	15	12	12	19	19	126.7	126.7	22	22	146.7	146.7	100.0	100.0	0.0	0.0	***	***	***	***	***	***	***	***
幌加内町	13	13	11	11	4	4	30.8	30.8	21	21	161.5	161.5	100.0	100.0	0.0	0.0	***	***	***	***	***	***	***	***
羽幌町	10	***	8	***	11	***	110.0	***	16	***	160.0	***	100.0	***	0.0	***	***	***	***	***	***	***	***	***
大空町	16	16	13	13	1	1	6.3	6.3	24	24	150.0	150.0	100.0	100.0	100.0	100.0	0.0	0.0	100.0	100.0	100.0	100.0	0.0	0.0
壮瞥町	11	11	10	10	4	4	36.4	36.4	16	16	145.5	145.5	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	0.0	0.0	0.0	0.0	100.0	100.0
日高町	16	***	9	***	8	***	50.0	***	11	***	68.8	***	100.0	***	100.0	***	0.0	***	0.0	***	0.0	***	100.0	***
えりも町	21	***	18	***	19	***	90.5	***	21	***	100.0	***	100.0	***	100.0	***	0.0	***	100.0	***	0.0	***	0.0	***
士幌町	26	26	23	23	10	10	38.5	38.5	25	25	96.2	96.2	100.0	100.0	0.0	0.0	***	***	***	***	***	***	***	***
浜中町	17	***	14	***	19	***	111.8	***	19	***	111.8	***	100.0	***	100.0	***	0.0	***	100.0	***	0.0	***	0.0	***
中標津町	21	21	19	19	23	23	109.5	109.5	28	28	133.3	133.3	0.0	0.0	100.0	100.0	100.0	100.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
合計	7,444	3,679	6,654	3,324	9,150	4,422	122.9	120.2	12,037	5,811	161.7	158.0	99.5	99.0	62.7	55.1	37.7	40.7	38.4	40.7	28.3	16.7	71.7	70.4

注１）「教員」とは、校長、副校長、教頭、主幹教諭、指導教諭、教諭、助教諭、養護教諭、養護助教諭、栄養教諭、常勤講師、再任用職員（フルタイム）をいう。
注２）「授業を担当している教員」とは、各教科等の授業を定期的に担当している教員をいう。授業を一時的・臨時的に担当する教員は含まない。
注３）「指導者用ＰＣ」とは、教員が使用するために配備されたものをいう。教職員が主として校務用に利用しているコンピュータ（校務用コンピュータ）は含まない。
注４）「指導者用ＰＣ整備率」とは指導者用ＰＣの総数を教員の総数で除して算出した値である。
注５）「教員の校務用ＰＣ」とは、主として教員が校務に使用するコンピュータのことをいう。
注６）「教員の校務用ＰＣ整備率」は、校務用ＰＣの総数を総教員数で除して算出した値である。
注７）「統合型校務支援システム」は、教務系（成績処理、出欠管理、時数等）・保健系（健康診断票、保健室管理等）、指導要録等の学籍関係、学校事務系など統合して
機能を有しているシステムをいう。
注８）「遠隔教育」は、遠隔システムを活用した同時双方向型で行う教育をいう。（「『遠隔教育の推進に向けた施策方針』の策定について（通知）」（文部科学省、平成30年9月20日））
注９）「合同授業型」とは、教師が児童生徒等に対面で授業を行う複数の教室等を遠隔により接続することで、児童生徒が多様な意見や考えに触れたり、協働して学習に取り組んだり
する機会の充実を図る遠隔教育の形態をいう。
注10）「教師支援型」とは、外部人材等の専門家と、児童生徒や教師がいる教室等を遠隔により接続することで、児童生徒の学習活動の質を高めるとともに、
教師の資質向上を図る遠隔教育の形態をいう。
注11）「教科・科目充実型」とは、学校教育法施行規則第77条の２（中学校等）、第88条の３（高等学校等）に基づき、当該教科の免許状を保有する教師による
授業を遠隔により提供することで、生徒の多様な科目選択を可能とすること等により、学習機会の充実を図るものをいう。なお、小学校での活用は想定されない。
注12）遠隔教育を実施している学校のうち、「教科・科目充実型」の遠隔教育の実施率は、「教科・科目充実型」の遠隔授業を実施している学校の総数を、
遠隔教育を実施していると答えた学校の総数から、遠隔教育を実施していると答えた小学校の総数を引いた数で除した値である。
注13）「個々の児童生徒の状況に応じた遠隔教育」とは、外国人児童生徒等への日本語指導、病気療養児・不登校児童生徒等に対する学習指導等の
個々の児童生徒の状況に応じた遠隔教育の形態をいう。

○市区町村（設置者）別「コンピュータの設置状況」及び「インターネット接続状況」の実態（中等教育学校）

市　区　町　村　別 （中等教育学校）	学校数 校	児童生徒数 人	普通教室数 室	学習者用PC総台数 台	児童生徒一人当たりの学習者用PC台数 台／人	普通教室の大型提示装置整備率 %
北海道	1	450	12	580	1.3	100.0
札幌市	1	930	28	936	1.0	100.0
合　計	2	1,380	40	1,516	1.1	100.0

注１）「児童生徒数」は、令和６年５月１日現在の児童生徒数。
注２）「学習者用ＰＣ」とは、教育用ＰＣのうち、児童生徒が使用するために配備されたものをいう。
注３）「児童生徒一人当たりの学習者用PC台数」は、「学習者用ＰＣ総台数」を令和６年５月１日現在の児童生徒数で除して算出した値であ
注４）「普通教室の大型提示装置整備率」は、大型提示装置を設置している普通教室の総数を普通教室の総数で除して算出した値である。
注５）「普通教室の校内ＬＡＮ整備率」は、校内ＬＡＮを整備する普通教室の総数を普通教室の総数で除して算出した値である。
注６）「普通教室の無線ＬＡＮ整備率」は、無線ＬＡＮを整備する普通教室の総数を普通教室の総数で除して算出した値である。

（令和７年３月１日現在）

普通教室の校内LAN整備率 %	普通教室の無線LAN整備率 %	普通教室の移動通信システム（LTE等）整備率 %	移動系通信を利用している学校の内、無線LAN整備済みの普通教室の数 室	無線LAN又は移動系通信によりインターネット接続を行う普通教室の割合 %	回線速度の契約理論値 ベストエフォート型 %	回線速度の契約理論値 ギャランティ型 %
100.0	100.0	***	***	100.0	0.0	100.0
100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
100.0	100.0	***	***	100.0	50.0	50.0

る。

○市区町村（設置者）別「コンピュータの設置状況」及び「インターネット接続状況」の実態（中等教育学校）

（令和７年３月１日現在）

市　区　町　村　別 （中等教育学校）	教員数 人	授業を担当している教員数 人	指導者用PC台数 台	指導者用PC整備率 %	教員の校務用PC台数 台	教員の校務用PC整備率 %	統合型校務支援システム整備率 %	遠隔教育実施率 %	遠隔教育を実施している学校のうち、「合同授業型」の遠隔授業の実施率 %	遠隔教育を実施している学校のうち、「教師支援型」の遠隔授業の実施率 %	遠隔教育を実施している学校のうち、「教科・科目充実型」の遠隔授業の実施率 %	遠隔教育を実施している学校のうち、個々の児童生徒の状況に応じた遠隔教育の実施率 %
北海道	33	30	43	130.3	57	172.7	100.0	100.0	0.0	100.0	100.0	100.0
札幌市	77	73	158	205.2	105	136.4	100.0	0.0	***	***	***	***
合　計	110	103	201	182.7	162	147.3	100.0	50.0	0.0	100.0	100.0	100.0

注１）「教員」とは、校長、副校長、教頭、主幹教諭、指導教諭、教諭、助教諭、養護教諭、養護助教諭、栄養教諭、常勤講師、再任用職員（フルタイム）をいう。
注２）「授業を担当している教員」とは、各教科等の授業を定期的に担当している教員をいう。授業を一時的・臨時的に担当する教員は含まない。
注３）「指導者用ＰＣ」とは、教員が使用するために配備されたものをいう。教職員が主として校務用に利用しているコンピュータ（校務用コンピュータ）は含まない。
注４）「指導者用ＰＣ整備率」とは指導者用ＰＣの総数を教員の総数で除して算出した値である。
注５）「教員の校務用ＰＣ」とは、主として教員が校務に使用するコンピュータのことをいう。
注６）「教員の校務用ＰＣ整備率」は、校務用ＰＣの総数を総教員数で除して算出した値である。
注７）「統合型校務支援システム」は、教務系（成績処理、出欠管理、時数等）・保健系（健康診断票、保健室管理等）、指導要録等の学籍関係、学校事務系など統合して
　　機能を有しているシステムをいう。
注８）「遠隔教育」は、遠隔システムを活用した同時双方向型で行う教育をいう。（「『遠隔教育の推進に向けた施策方針』の策定について（通知）」（文部科学省、平成30年9月20日））
注９）「合同授業型」とは、教師が児童生徒等に対面で授業を行う複数の教室等を遠隔により接続することで、児童生徒が多様な意見や考えに触れたり、協働して学習に取り組んだり
　　する機会の充実を図る遠隔教育の形態をいう。
注10）「教師支援型」とは、外部人材等の専門家と、児童生徒や教師がいる教室等を遠隔により接続することで、児童生徒の学習活動の質を高めるとともに、
　　教師の資質向上を図る遠隔教育の形態をいう。
注11）「教科・科目充実型」とは、学校教育法施行規則第77条の２（中学校等）、第88条の３（高等学校等）に基づき、当該教科の免許状を保有する教師による
　　授業を遠隔により提供することで、生徒の多様な科目選択を可能とすること等により、学習機会の充実を図るものをいう。なお、小学校での活用は想定されない。
注12）遠隔教育を実施している学校のうち、「教科・科目充実型」の遠隔教育の実施率は、「教科・科目充実型」の遠隔授業を実施している学校の総数を、
　　遠隔教育を実施していると答えた学校の総数から、遠隔教育を実施していると答えた小学校の総数を引いた数で除した値である。
注13）「個々の児童生徒の状況に応じた遠隔教育」とは、外国人児童生徒等への日本語指導、病気療養児・不登校児童生徒等に対する学習指導等の
　　個々の児童生徒の状況に応じた遠隔教育の形態をいう。

○市区町村（設置者）別「コンピュータの設置状況」及び「インターネット接続状況」の実態（特別支援学校）

市　区　町　村　別 （特別支援学校）	学校数 校	児童生徒数 人	普通教室数 室	学習者用PC総台数 台	児童生徒一人当たりの学習者用PC台数 台／人	普通教室の大型提示装置整備率 %
北海道	66	5,436	1,315	5,795	1.1	71.8
札幌市	5	341	66	426	1.2	100.0
合　計	71	5,777	1,381	6,221	1.1	73.1

注１）「児童生徒数」は、令和６年５月１日現在の児童生徒数。
注２）「学習者用ＰＣ」とは、教育用ＰＣのうち、児童生徒が使用するために配備されたものをいう。
注３）「児童生徒一人当たりの学習者用PC台数」は、「学習者用ＰＣ総台数」を令和６年５月１日現在の児童生徒数で除して算出した値であ
注４）「普通教室の大型提示装置整備率」は、大型提示装置を設置している普通教室の総数を普通教室の総数で除して算出した値である。
注５）「普通教室の校内ＬＡＮ整備率」は、校内ＬＡＮを整備する普通教室の総数を普通教室の総数で除して算出した値である。
注６）「普通教室の無線ＬＡＮ整備率」は、無線ＬＡＮを整備する普通教室の総数を普通教室の総数で除して算出した値である。

（令和７年３月１日現在）

普通教室の校内LAN整備率 %	普通教室の無線LAN整備率 %	普通教室の移動通信システム（LTE等）整備率 %	移動系通信を利用している学校の内、無線LAN整備済みの普通教室の数 室	無線LAN又は移動系通信によりインターネット接続を行う普通教室の割合 %	回線速度の契約理論値 ベストエフォート型 %	回線速度の契約理論値 ギャランティ型 %
97.5	96.0	3.7	0	99.7	6.1	93.9
100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
97.6	96.2	3.5	0	99.7	12.7	87.3

る。

○市区町村（設置者）別「コンピュータの設置状況」及び「インターネット接続状況」の実態（特別支援学校）

（令和７年３月１日現在）

市　区　町　村　別 （特別支援学校）	教員数 人	授業を担当している教員数 人	指導者用PC台数 台	指導者用PC整備率 %	教員の校務用PC台数 台	教員の校務用PC整備率 %	統合型校務支援システム整備率 %	遠隔教育実施率 %	遠隔教育を実施している学校のうち、「合同授業型」の遠隔授業の実施率 %	遠隔教育を実施している学校のうち、「教師支援型」の遠隔授業の実施率 %	遠隔教育を実施している学校のうち、「教科・科目充実型」の遠隔授業の実施率 %	遠隔教育を実施している学校のうち、個々の児童生徒の状況に応じた遠隔教育の実施率 %
北海道	3,491	3,072	2,801	80.2	4,729	135.5	98.5	69.7	63.0	39.1	6.5	82.6
札幌市	186	153	271	145.7	318	171.0	100.0	80.0	75.0	25.0	0.0	100.0
合　計	3,677	3,225	3,072	83.5	5,047	137.3	98.6	70.4	64.0	38.0	6.0	84.0

注１）「教員」とは、校長、副校長、教頭、主幹教諭、指導教諭、教諭、助教諭、養護教諭、養護助教諭、栄養教諭、常勤講師、再任用職員（フルタイム）をいう。
注２）「授業を担当している教員」とは、各教科等の授業を定期的に担当している教員をいう。授業を一時的・臨時的に担当する教員は含まない。
注３）「指導者用ＰＣ」とは、教員が使用するために配備されたものをいう。教職員が主として校務用に利用しているコンピュータ（校務用コンピュータ）は含まない。
注４）「指導者用ＰＣ整備率」とは指導者用ＰＣの総数を教員の総数で除して算出した値である。
注５）「教員の校務用ＰＣ」とは、主として教員が校務に使用するコンピュータのことをいう。
注６）「教員の校務用ＰＣ整備率」は、校務用ＰＣの総数を総教員数で除して算出した値である。
注７）「統合型校務支援システム」は、教務系（成績処理、出欠管理、時数等）・保健系（健康診断票、保健室管理等）、指導要録等の学籍関係、学校事務系など統合して
　　機能を有しているシステムをいう。
注８）「遠隔教育」は、遠隔システムを活用した同時双方向型で行う教育をいう。（「『遠隔教育の推進に向けた施策方針』の策定について（通知）」（文部科学省、平成30年9月20日））
注９）「合同授業型」とは、教師が児童生徒等に対面で授業を行う複数の教室等を遠隔により接続することで、児童生徒が多様な意見や考えに触れたり、協働して学習に取り組んだり
　　する機会の充実を図る遠隔教育の形態をいう。
注10）「教師支援型」とは、外部人材等の専門家と、児童生徒や教師がいる教室等を遠隔により接続することで、児童生徒の学習活動の質を高めるとともに、
　　教師の資質向上を図る遠隔教育の形態をいう。
注11）「教科・科目充実型」とは、学校教育法施行規則第77条の２（中学校等）、第88条の３（高等学校等）に基づき、当該教科の免許状を保有する教師による
　　授業を遠隔により提供することで、生徒の多様な科目選択を可能とすること等により、学習機会の充実を図るものをいう。なお、小学校での活用は想定されない。
注12）遠隔教育を実施している学校のうち、「教科・科目充実型」の遠隔教育の実施率は、「教科・科目充実型」の遠隔授業を実施している学校の総数を、
　　遠隔教育を実施していると答えた学校の総数から、遠隔教育を実施していると答えた小学校の総数を引いた数で除した値である。
注13）「個々の児童生徒の状況に応じた遠隔教育」とは、外国人児童生徒等への日本語指導、病気療養児・不登校児童生徒等に対する学習指導等の
　　個々の児童生徒の状況に応じた遠隔教育の形態をいう。

○市区町村（設置者）別「コンピュータの設置状況」及び「インターネット接続状況」の実態（合計）

（令和７年３月１日現在）

市区町村別 （合計）	学校数 校	児童生徒数 人	普通教室数 室	学習者用PC総台数 台	児童生徒一人当たりの学習者用PC台数 台／人	普通教室の大型提示装置整備率 %	普通教室の校内LAN整備率 %	普通教室の無線LAN整備率 %	普通教室の移動通信システム（LTE等）整備率 %	移動系通信を利用している学校の内、無線LAN整備済みの普通教室の数 室	無線LAN又は移動系通信によりインターネット接続を行う普通教室の割合 %	回線速度の契約理論値 ベストエフォート型 %	回線速度の契約理論値 ギャランティ型 %
青森県	67	22,487	1,155	28,779	1.3	94.0	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
青森市	61	17,556	857	17,858	1.0	91.4	100.0	100.0	1.2	10	100.0	100.0	0.0
弘前市	48	9,760	542	10,436	1.1	86.3	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
八戸市	65	15,468	738	16,360	1.1	89.0	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
黒石市	6	1,880	91	2,176	1.2	82.4	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
五所川原市	17	3,023	177	3,067	1.0	71.2	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
十和田市	23	3,747	223	3,956	1.1	80.7	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
三沢市	12	2,824	138	3,309	1.2	71.7	100.0	100.0	15.9	22	100.0	100.0	0.0
むつ市	21	3,419	218	3,821	1.1	96.8	91.7	91.7	100.0	200	100.0	100.0	0.0
つがる市	12	1,705	113	1,874	1.1	74.3	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
平川市	13	2,012	124	2,104	1.0	89.5	97.6	96.8	***	***	96.8	100.0	0.0
平内町	4	555	39	572	1.0	76.9	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
今別町	2	52	10	70	1.3	90.0	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
蓬田村	2	172	14	235	1.4	64.3	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
外ヶ浜町	4	151	27	315	2.1	85.2	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
鰺ヶ沢町	3	413	24	438	1.1	58.3	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
深浦町	5	270	32	287	1.1	78.1	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
西目屋村	1	72	8	72	1.0	100.0	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
藤崎町	5	1,016	52	1,061	1.0	88.5	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
大鰐町	2	385	20	469	1.2	50.0	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
田舎館村	2	544	24	561	1.0	91.7	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
板柳町	5	710	43	988	1.4	88.4	100.0	100.0	18.6	8	100.0	100.0	0.0
鶴田町	2	755	36	889	1.2	86.1	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
中泊町	6	453	41	587	1.3	78.0	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
野辺地町	3	659	36	742	1.1	72.2	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
七戸町	5	826	49	873	1.1	49.0	100.0	100.0	16.3	8	100.0	100.0	0.0
六戸町	5	850	50	988	1.2	78.0	100.0	100.0	***	***	100.0	60.0	40.0
横浜町	2	217	12	292	1.3	91.7	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
東北町	5	1,033	61	1,086	1.1	90.2	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
六ヶ所村	7	589	46	837	1.4	97.8	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
おいらせ町	8	2,066	102	2,093	1.0	98.0	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
大間町	3	286	23	326	1.1	73.9	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
東通村	2	351	27	464	1.3	59.3	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
風間浦村	2	72	12	166	2.3	91.7	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
佐井村	3	59	14	76	1.3	64.3	100.0	100.0	7.1	1	100.0	100.0	0.0
三戸町	3	484	27	574	1.2	88.9	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
五戸町	7	865	59	1,130	1.3	76.3	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
田子町	2	223	13	311	1.4	92.3	100.0	100.0	100.0	13	100.0	100.0	0.0
南部町	6	913	53	1,259	1.4	79.2	98.1	98.1	15.1	8	98.1	80.0	20.0
階上町	6	765	56	911	1.2	73.2	94.6	94.6	***	***	94.6	100.0	0.0
新郷村	2	103	12	115	1.1	100.0	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
合計	459	99,790	5,398	112,527	1.1	87.2	99.5	99.5	5.3	270	99.9	99.3	0.7

注１）「児童生徒数」は、令和６年５月１日現在の児童生徒数。
注２）「学習者用ＰＣ」とは、教育用ＰＣのうち、児童生徒が使用するために配備されたものをいう。
注３）「児童生徒一人当たりの学習者用PC台数」は、「学習者用ＰＣ総台数」を令和６年５月１日現在の児童生徒数で除して算出した値である。
注４）「普通教室の大型提示装置整備率」は、大型提示装置を設置している普通教室の総数を普通教室の総数で除して算出した値である。
注５）「普通教室の校内ＬＡＮ整備率」は、校内ＬＡＮを整備する普通教室の総数を普通教室の総数で除して算出した値である。
注６）「普通教室の無線ＬＡＮ整備率」は、無線ＬＡＮを整備する普通教室の総数を普通教室の総数で除して算出した値である。

○市区町村（設置者）別「コンピュータの設置状況」及び「インターネット接続状況」の実態（合計）

（令和７年３月１日現在）

市　区　町　村　別 （　合　計　）	教員数 人	授業を担当している教員数 人	指導者用PC台数 台	指導者用PC整備率 %	教員の校務用PC台数 台	教員の校務用PC整備率 %	統合型校務支援システム整備率 %	遠隔教育実施率 %	遠隔教育を実施している学校のうち、「合同授業型」の遠隔授業の実施率 %	遠隔教育を実施している学校のうち、「教師支援型」の遠隔授業の実施率 %	遠隔教育を実施している学校のうち、「教科・科目充実型」の遠隔授業の実施率 %	遠隔教育を実施している学校のうち、個々の児童生徒の状況に応じた遠隔教育の実施率 %
青森県	3,044	2,744	3,771	123.9	4,457	146.4	100.0	43.3	51.7	41.4	0.0	69.0
青森市	1,320	1,175	1,392	105.5	1,713	129.8	100.0	88.5	48.1	22.2	0.0	90.7
弘前市	898	783	980	109.1	1,003	111.7	0.0	8.3	50.0	25.0	0.0	25.0
八戸市	1,203	1,011	2,208	183.5	1,356	112.7	100.0	56.9	45.9	13.5	0.0	81.1
黒石市	138	122	166	120.3	161	116.7	0.0	0.0	***	***	***	***
五所川原市	292	257	322	110.3	369	126.4	0.0	29.4	40.0	0.0	0.0	80.0
十和田市	392	323	347	88.5	420	107.1	8.7	21.7	60.0	20.0	0.0	40.0
三沢市	233	196	358	153.6	337	144.6	8.3	8.3	100.0	0.0	0.0	0.0
むつ市	355	292	445	125.4	435	122.5	100.0	61.9	53.8	23.1	0.0	76.9
つがる市	197	164	205	104.1	277	140.6	0.0	41.7	20.0	40.0	0.0	100.0
平川市	201	173	220	109.5	248	123.4	100.0	53.8	57.1	42.9	0.0	57.1
平内町	66	55	66	100.0	89	134.8	100.0	75.0	33.3	66.7	0.0	66.7
今別町	17	13	19	111.8	40	235.3	100.0	50.0	0.0	100.0	0.0	100.0
蓬田村	26	21	27	103.8	31	119.2	100.0	50.0	0.0	0.0	0.0	100.0
外ヶ浜町	39	30	59	151.3	54	138.5	100.0	100.0	100.0	50.0	0.0	50.0
鰺ヶ沢町	41	36	79	192.7	65	158.5	0.0	66.7	100.0	0.0	0.0	0.0
深浦町	57	46	109	191.2	110	193.0	0.0	0.0	***	***	***	***
西目屋村	12	8	9	75.0	14	116.7	0.0	0.0	***	***	***	***
藤崎町	89	76	105	118.0	120	134.8	100.0	40.0	0.0	50.0	0.0	100.0
大鰐町	34	29	40	117.6	39	114.7	100.0	50.0	0.0	0.0	0.0	100.0
田舎館村	40	33	27	67.5	58	145.0	100.0	50.0	0.0	0.0	0.0	100.0
板柳町	73	61	105	143.8	95	130.1	40.0	20.0	0.0	0.0	0.0	100.0
鶴田町	58	51	45	77.6	72	124.1	100.0	100.0	0.0	0.0	0.0	100.0
中泊町	67	55	97	144.8	110	164.2	33.3	33.3	0.0	100.0	0.0	50.0
野辺地町	55	46	89	161.8	105	190.9	100.0	66.7	0.0	0.0	0.0	100.0
七戸町	94	71	71	75.5	111	118.1	0.0	20.0	0.0	100.0	0.0	0.0
六戸町	85	73	119	140.0	141	165.9	20.0	20.0	100.0	0.0	0.0	0.0
横浜町	29	22	41	141.4	31	106.9	0.0	0.0	***	***	***	***
東北町	95	78	166	174.7	130	136.8	20.0	0.0	***	***	***	***
六ヶ所村	91	75	151	165.9	153	168.1	100.0	57.1	50.0	50.0	0.0	100.0
おいらせ町	162	137	184	113.6	204	125.9	12.5	0.0	***	***	***	***
大間町	42	28	49	116.7	56	133.3	0.0	0.0	***	***	***	***
東通村	43	34	72	167.4	68	158.1	100.0	0.0	***	***	***	***
風間浦村	20	16	49	245.0	32	160.0	100.0	100.0	50.0	50.0	0.0	100.0
佐井村	24	20	47	195.8	43	179.2	0.0	33.3	100.0	0.0	0.0	0.0
三戸町	53	44	52	98.1	63	118.9	0.0	66.7	50.0	0.0	0.0	50.0
五戸町	105	91	103	98.1	147	140.0	100.0	42.9	66.7	0.0	0.0	66.7
田子町	25	20	35	140.0	43	172.0	100.0	50.0	100.0	0.0	0.0	100.0
南部町	94	77	145	154.3	169	179.8	100.0	66.7	50.0	0.0	0.0	100.0
階上町	83	66	71	85.5	101	121.7	100.0	100.0	66.7	33.3	0.0	33.3
新郷村	25	20	22	88.0	45	180.0	0.0	100.0	50.0	0.0	0.0	50.0
合　　計	10,017	8,672	12,667	126.5	13,315	132.9	64.3	45.5	48.3	25.4	0.0	75.6

注１）「教員」とは、校長、副校長、教頭、主幹教諭、指導教諭、教諭、助教諭、養護教諭、養護助教諭、栄養教諭、常勤講師、再任用職員（フルタイム）をいう。
注２）「授業を担当している教員」とは、各教科等の授業を定期的に担当している教員をいう。授業を一時的・臨時的に担当する教員は含まない。
注３）「指導者用ＰＣ」とは、教員が使用するために配備されたものをいう。教職員が主として校務用に利用しているコンピュータ（校務用コンピュータ）は含まない。
注４）「指導者用ＰＣ整備率」とは指導者用ＰＣの総数を教員の総数で除して算出した値である。
注５）「教員の校務用ＰＣ」とは、主として教員が校務に使用するコンピュータのことをいう。
注６）「教員の校務用ＰＣ整備率」は、校務用ＰＣの総数を総教員数で除して算出した値である。
注７）「統合型校務支援システム」は、教務系（成績処理、出欠管理、時数等）・保健系（健康診断票、保健室管理等）、指導要録等の学籍関係、学校事務系など統合して
機能を有しているシステムをいう。
注８）「遠隔教育」は、遠隔システムを活用した同時双方向型で行う教育をいう。（「『遠隔教育の推進に向けた施策方針』の策定について（通知）」（文部科学省、平成30年9月20日））
注９）「合同授業型」とは、教師が児童生徒等に対面で授業を行う複数の教室等を遠隔により接続することで、児童生徒が多様な意見や考えに触れたり、協働して学習に取り組んだり
する機会の充実を図る遠隔教育の形態をいう。
注10）「教師支援型」とは、外部人材等の専門家と、児童生徒や教師がいる教室等を遠隔により接続することで、児童生徒の学習活動の質を高めるとともに、
教師の資質向上を図る遠隔教育の形態をいう。
注11）「教科・科目充実型」とは、学校教育法施行規則第77条の２（中学校等）、第88条の３（高等学校等）に基づき、当該教科の免許状を保有する教師による
授業を遠隔により提供することで、生徒の多様な科目選択を可能とすること等により、学習機会の充実を図るものをいう。なお、小学校での活用は想定されない。
注12）遠隔教育を実施している学校のうち、「教科・科目充実型」の遠隔教育の実施率は、「教科・科目充実型」の遠隔授業を実施している学校の総数を、
遠隔教育を実施していると答えた学校の総数から、遠隔教育を実施していると答えた小学校の総数を引いた数で除した値である。
注13）「個々の児童生徒の状況に応じた遠隔教育」とは、外国人児童生徒等への日本語指導、病気療養児・不登校児童生徒等に対する学習指導等の
個々の児童生徒の状況に応じた遠隔教育の形態をいう。

○市区町村（設置者）別「コンピュータの設置状況」及び「インターネット接続状況」の実態（小学校）

（令和７年３月１日現在）

市区町村別 （小学校）	学校数 校	児童生徒数 人	普通教室数 室	学習者用PC総台数 台	児童生徒一人当たりの学習者用PC台数 台／人	普通教室の大型提示装置整備率 %	普通教室の校内LAN整備率 %	普通教室の無線LAN整備率 %	普通教室の移動通信システム（LTE等）整備率 %	移動系通信を利用している学校の内、無線LAN整備済みの普通教室の数 室	無線LAN又は移動系通信によりインターネット接続を行う普通教室の割合 %	回線速度の契約理論値 ベストエフォート型 %	回線速度の契約理論値 ギャランティ型 %
青森市	42	11,363	586	11,568	1.0	93.0	100.0	100.0	1.7	10	100.0	100.0	0.0
弘前市	32	6,498	387	6,958	1.1	91.5	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
八戸市	41	10,083	494	10,615	1.1	91.5	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
黒石市	4	1,242	62	1,442	1.2	83.9	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
五所川原市	11	1,990	116	2,019	1.0	90.5	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
十和田市	14	2,532	151	2,635	1.0	88.1	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
三沢市	7	1,868	96	2,131	1.1	61.5	100.0	100.0	22.9	22	100.0	100.0	0.0
むつ市	12	2,196	150	2,488	1.1	96.0	88.7	88.7	100.0	133	100.0	100.0	0.0
つがる市	7	1,123	74	1,129	1.0	79.7	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
平川市	9	1,338	85	1,343	1.0	94.1	98.8	97.6	***	***	97.6	100.0	0.0
平内町	3	349	30	355	1.0	76.7	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
今別町	1	38	7	37	1.0	85.7	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
蓬田村	1	107	9	136	1.3	66.7	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
外ヶ浜町	2	93	14	189	2.0	100.0	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
鰺ヶ沢町	2	250	16	250	1.0	50.0	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
深浦町	3	169	21	182	1.1	71.4	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
西目屋村	1	72	8	72	1.0	100.0	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
藤崎町	3	658	34	658	1.0	88.2	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
大鰐町	1	253	13	281	1.1	46.2	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
田舎館村	1	340	15	357	1.1	100.0	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
板柳町	4	455	31	617	1.4	90.3	100.0	100.0	25.8	8	100.0	100.0	0.0
鶴田町	1	494	24	586	1.2	83.3	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
中泊町	4	275	28	357	1.3	78.6	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
野辺地町	2	426	25	485	1.1	68.0	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
七戸町	3	528	32	561	1.1	53.1	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
六戸町	3	571	37	637	1.1	94.6	100.0	100.0	***	***	100.0	66.7	33.3
横浜町	1	137	9	175	1.3	88.9	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
東北町	3	691	44	743	1.1	88.6	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
六ヶ所村	4	381	34	509	1.3	100.0	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
おいらせ町	5	1,404	71	1,423	1.0	98.6	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
大間町	2	175	16	215	1.2	62.5	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
東通村	1	220	18	294	1.3	38.9	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
風間浦村	1	43	8	91	2.1	87.5	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
佐井村	2	34	9	39	1.1	44.4	100.0	100.0	11.1	1	100.0	100.0	0.0
三戸町	2	292	18	364	1.2	83.3	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
五戸町	4	558	39	697	1.2	87.2	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
田子町	1	141	8	188	1.3	100.0	100.0	100.0	100.0	8	100.0	100.0	0.0
南部町	3	596	33	749	1.3	93.9	100.0	100.0	***	***	100.0	66.7	33.3
階上町	4	527	39	545	1.0	71.8	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
新郷村	1	64	8	76	1.2	100.0	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
合計	248	50,574	2,899	54,196	1.1	88.2	99.4	99.3	6.9	182	99.9	99.2	0.8

注１）「児童生徒数」は、令和６年５月１日現在の児童生徒数。
注２）「学習者用ＰＣ」とは、教育用ＰＣのうち、児童生徒が使用するために配備されたものをいう。
注３）「児童生徒一人当たりの学習者用PC台数」は、「学習者用ＰＣ総台数」を令和６年５月１日現在の児童生徒数で除して算出した値である。
注４）「普通教室の大型提示装置整備率」は、大型提示装置を設置している普通教室の総数を普通教室の総数で除して算出した値である。
注５）「普通教室の校内ＬＡＮ整備率」は、校内ＬＡＮを整備する普通教室の総数を普通教室の総数で除して算出した値である。
注６）「普通教室の無線ＬＡＮ整備率」は、無線ＬＡＮを整備する普通教室の総数を普通教室の総数で除して算出した値である。

○市区町村（設置者）別「コンピュータの設置状況」及び「インターネット接続状況」の実態（小学校）

（令和７年３月１日現在）

市　区　町　村　別 （　小　学　校　）	教員数 人	授業を担当している教員数 人	指導者用PC台数 台	指導者用PC整備率 %	教員の校務用PC台数 台	教員の校務用PC整備率 %	統合型校務支援システム整備率 %	遠隔教育実施率 %	遠隔教育を実施している学校のうち、「合同授業型」の遠隔授業の実施率 %	遠隔教育を実施している学校のうち、「教師支援型」の遠隔授業の実施率 %	遠隔教育を実施している学校のうち、「教科・科目充実型」の遠隔授業の実施率 %	遠隔教育を実施している学校のうち、個々の児童生徒の状況に応じた遠隔教育の実施率 %
青森市	824	720	904	109.7	1,117	135.6	100.0	85.7	47.2	25.0	***	91.7
弘前市	561	480	653	116.4	627	111.8	0.0	9.4	33.3	33.3	***	33.3
八戸市	697	582	1,310	187.9	802	115.1	100.0	56.1	47.8	13.0	***	78.3
黒石市	85	74	103	121.2	98	115.3	0.0	0.0	***	***	***	***
五所川原市	176	151	197	111.9	227	129.0	0.0	27.3	66.7	0.0	***	66.7
十和田市	246	194	197	80.1	255	103.7	7.1	21.4	100.0	33.3	***	0.0
三沢市	136	112	202	148.5	194	142.6	14.3	0.0	***	***	***	***
むつ市	205	164	285	139.0	262	127.8	100.0	58.3	85.7	28.6	***	57.1
つがる市	113	92	111	98.2	173	153.1	0.0	57.1	25.0	50.0	***	100.0
平川市	129	109	141	109.3	162	125.6	100.0	55.6	80.0	60.0	***	40.0
平内町	44	37	42	95.5	54	122.7	100.0	66.7	50.0	100.0	***	50.0
今別町	10	8	10	100.0	16	160.0	100.0	100.0	0.0	100.0	***	100.0
蓬田村	13	11	14	107.7	15	115.4	100.0	100.0	0.0	0.0	***	100.0
外ヶ浜町	19	15	28	147.4	28	147.4	100.0	100.0	100.0	50.0	***	50.0
鰺ヶ沢町	24	21	28	116.7	38	158.3	0.0	50.0	100.0	0.0	***	0.0
深浦町	33	26	38	115.2	55	166.7	0.0	0.0	***	***	***	***
西目屋村	12	8	9	75.0	14	116.7	0.0	0.0	***	***	***	***
藤崎町	50	41	49	98.0	70	140.0	100.0	0.0	***	***	***	***
大鰐町	18	16	23	127.8	20	111.1	100.0	0.0	***	***	***	***
田舎館村	20	17	14	70.0	28	140.0	100.0	0.0	***	***	***	***
板柳町	47	38	78	166.0	63	134.0	25.0	25.0	0.0	0.0	***	100.0
鶴田町	35	30	24	68.6	49	140.0	100.0	100.0	0.0	0.0	***	100.0
中泊町	43	33	63	146.5	65	151.2	50.0	50.0	0.0	100.0	***	50.0
野辺地町	33	26	44	133.3	46	139.4	100.0	50.0	0.0	0.0	***	100.0
七戸町	53	40	39	73.6	63	118.9	0.0	33.3	0.0	100.0	***	0.0
六戸町	54	46	72	133.3	105	194.4	33.3	0.0	***	***	***	***
横浜町	17	11	24	141.2	17	100.0	0.0	0.0	***	***	***	***
東北町	58	46	103	177.6	72	124.1	0.0	0.0	***	***	***	***
六ヶ所村	53	43	93	175.5	95	179.2	100.0	75.0	66.7	66.7	***	100.0
おいらせ町	98	82	121	123.5	134	136.7	20.0	0.0	***	***	***	***
大間町	25	16	27	108.0	32	128.0	0.0	0.0	***	***	***	***
東通村	21	14	43	204.8	40	190.5	100.0	0.0	***	***	***	***
風間浦村	9	7	24	266.7	16	177.8	100.0	100.0	0.0	0.0	***	100.0
佐井村	14	12	27	192.9	18	128.6	0.0	50.0	100.0	0.0	***	0.0
三戸町	32	25	33	103.1	43	134.4	0.0	100.0	50.0	0.0	***	50.0
五戸町	61	53	63	103.3	83	136.1	100.0	50.0	50.0	0.0	***	50.0
田子町	13	10	12	92.3	24	184.6	100.0	100.0	100.0	0.0	***	100.0
南部町	47	38	63	134.0	99	210.6	100.0	33.3	100.0	0.0	***	100.0
階上町	51	39	58	113.7	65	127.5	100.0	100.0	75.0	50.0	***	25.0
新郷村	13	10	10	76.9	26	200.0	0.0	100.0	100.0	0.0	***	0.0
合　　計	4,192	3,497	5,379	128.3	5,410	129.1	58.1	45.6	53.1	28.3	***	71.7

注１）「教員」とは、校長、副校長、教頭、主幹教諭、指導教諭、教諭、助教諭、養護教諭、養護助教諭、栄養教諭、常勤講師、再任用職員（フルタイム）をいう。
注２）「授業を担当している教員」とは、各教科等の授業を定期的に担当している教員をいう。授業を一時的・臨時的に担当する教員は含まない。
注３）「指導者用ＰＣ」とは、教員が使用するために配備されたものをいう。教職員が主として校務用に利用しているコンピュータ（校務用コンピュータ）は含まない。
注４）「指導者用ＰＣ整備率」とは指導者用ＰＣの総数を教員の総数で除して算出した値である。
注５）「教員の校務用ＰＣ」とは、主として教員が校務に使用するコンピュータのことをいう。
注６）「教員の校務用ＰＣ整備率」は、校務用ＰＣの総数を総教員数で除して算出した値である。
注７）「統合型校務支援システム」は、教務系（成績処理、出欠管理、時数等）・保健系（健康診断票、保健室管理等）、指導要録等の学籍関係、学校事務系など統合して
機能を有しているシステムをいう。
注８）「遠隔教育」は、遠隔システムを活用した同時双方向型で行う教育をいう。（「『遠隔教育の推進に向けた施策方針』の策定について（通知）」（文部科学省、平成30年9月20日））
注９）「合同授業型」とは、教師が児童生徒等に対面で授業を行う複数の教室等を遠隔により接続することで、児童生徒が多様な意見や考えに触れたり、協働して学習に取り組んだり
する機会の充実を図る遠隔教育の形態をいう。
注10）「教師支援型」とは、外部人材等の専門家と、児童生徒や教師がいる教室等を遠隔により接続することで、児童生徒の学習活動の質を高めるとともに、
教師の資質向上を図る遠隔教育の形態をいう。
注11）「教科・科目充実型」とは、学校教育法施行規則第77条の２（中学校等）、第88条の３（高等学校等）に基づき、当該教科の免許状を保有する教師による
授業を遠隔により提供することで、生徒の多様な科目選択を可能とすること等により、学習機会の充実を図るものをいう。なお、小学校での活用は想定されない。
注12）遠隔教育を実施している学校のうち、「教科・科目充実型」の遠隔教育の実施率は、「教科・科目充実型」の遠隔授業を実施している学校の総数を、
遠隔教育を実施していると答えた学校の総数から、遠隔教育を実施していると答えた小学校の総数を引いた数で除した値である。
注13）「個々の児童生徒の状況に応じた遠隔教育」とは、外国人児童生徒等への日本語指導、病気療養児・不登校児童生徒等に対する学習指導等の
個々の児童生徒の状況に応じた遠隔教育の形態をいう。

○市区町村（設置者）別「コンピュータの設置状況」及び「インターネット接続状況」の実態（中学校）

（令和７年３月１日現在）

市区町村別（中学校）	学校数	児童生徒数	普通教室数	学習者用PC総台数	児童生徒一人当たりの学習者用PC台数	普通教室の大型提示装置整備率	普通教室の校内LAN整備率	普通教室の無線LAN整備率	普通教室の移動通信システム（LTE等）整備率	移動系通信を利用している学校の内、無線LAN整備済みの普通教室の数	無線LAN又は移動系通信によりインターネット接続を行う普通教室の割合	回線速度の契約理論値 ベストエフォート型	回線速度の契約理論値 ギャランティ型
	校	人	室	台	台／人	%	%	%	%	室	%	%	%
青森県	1	222	6	246	1.1	100.0	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
青森市	19	6,193	271	6,290	1.0	87.8	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
弘前市	16	3,262	155	3,478	1.1	73.5	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
八戸市	24	5,385	244	5,745	1.1	84.0	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
黒石市	2	638	29	734	1.2	79.3	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
五所川原市	6	1,033	61	1,048	1.0	34.4	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
十和田市	9	1,215	72	1,321	1.1	65.3	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
三沢市	5	956	42	1,178	1.2	95.2	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
むつ市	9	1,223	68	1,333	1.1	98.5	98.5	98.5	100.0	67	100.0	100.0	0.0
つがる市	5	582	39	745	1.3	64.1	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
平川市	4	674	39	761	1.1	79.5	94.9	94.9	***	***	94.9	100.0	0.0
平内町	1	206	9	217	1.1	77.8	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
今別町	1	14	3	33	2.4	100.0	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
蓬田村	1	65	5	99	1.5	60.0	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
外ヶ浜町	2	58	13	126	2.2	69.2	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
鰺ヶ沢町	1	163	8	188	1.2	75.0	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
深浦町	2	101	11	105	1.0	90.9	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
藤崎町	2	358	18	403	1.1	88.9	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
大鰐町	1	132	7	188	1.4	57.1	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
田舎館村	1	204	9	204	1.0	77.8	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
板柳町	1	255	12	371	1.5	83.3	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
鶴田町	1	261	12	303	1.2	91.7	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
中泊町	2	178	13	230	1.3	76.9	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
野辺地町	1	233	11	257	1.1	81.8	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
七戸町	2	298	17	312	1.0	41.2	100.0	100.0	47.1	8	100.0	100.0	0.0
六戸町	2	279	13	351	1.3	30.8	100.0	100.0	***	***	100.0	50.0	50.0
横浜町	1	80	3	117	1.5	100.0	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
東北町	2	342	17	343	1.0	94.1	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
六ヶ所村	3	208	12	328	1.6	91.7	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
おいらせ町	3	662	31	670	1.0	96.8	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
大間町	1	111	7	111	1.0	100.0	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
東通村	1	131	9	170	1.3	100.0	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
風間浦村	1	29	4	75	2.6	100.0	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
佐井村	1	25	5	37	1.5	100.0	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
三戸町	1	192	9	210	1.1	100.0	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
五戸町	3	307	20	433	1.4	55.0	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
田子町	1	82	5	123	1.5	80.0	100.0	100.0	100.0	5	100.0	100.0	0.0
南部町	3	317	20	510	1.6	55.0	95.0	95.0	40.0	8	95.0	100.0	0.0
階上町	2	238	17	366	1.5	76.5	82.4	82.4	***	***	82.4	100.0	0.0
新郷村	1	39	4	39	1.0	100.0	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
合計	145	26,951	1,350	29,798	1.1	79.3	99.5	99.5	6.6	88	99.6	99.3	0.7

注１）「児童生徒数」は、令和６年５月１日現在の児童生徒数。
注２）「学習者用ＰＣ」とは、教育用ＰＣのうち、児童生徒が使用するために配備されたものをいう。
注３）「児童生徒一人当たりの学習者用PC台数」は、「学習者用ＰＣ総台数」を令和６年５月１日現在の児童生徒数で除して算出した値である。
注４）「普通教室の大型提示装置整備率」は、大型提示装置を設置している普通教室の総数を普通教室の総数で除して算出した値である。
注５）「普通教室の校内ＬＡＮ整備率」は、校内ＬＡＮを整備する普通教室の総数を普通教室の総数で除して算出した値である。
注６）「普通教室の無線ＬＡＮ整備率」は、無線ＬＡＮを整備する普通教室の総数を普通教室の総数で除して算出した値である。

○市区町村（設置者）別「コンピュータの設置状況」及び「インターネット接続状況」の実態（中学校）

（令和７年３月１日現在）

市　区　町　村　別 （　中　学　校　）	教員数 人	授業を担当している教員数 人	指導者用PC台数 台	指導者用PC整備率 %	教員の校務用PC台数 台	教員の校務用PC整備率 %	統合型校務支援システム整備率 %	遠隔教育実施率 %	遠隔教育を実施している学校のうち、「合同授業型」の遠隔授業の実施率 %	遠隔教育を実施している学校のうち、「教師支援型」の遠隔授業の実施率 %	遠隔教育を実施している学校のうち、「教科・科目充実型」の遠隔授業の実施率 %	遠隔教育を実施している学校のうち、個々の児童生徒の状況に応じた遠隔教育の実施率 %
青森県	17	15	15	88.2	17	100.0	100.0	0.0	***	***	***	***
青森市	496	455	488	98.4	596	120.2	100.0	94.7	50.0	16.7	0.0	88.9
弘前市	337	303	327	97.0	376	111.6	0.0	6.3	100.0	0.0	0.0	0.0
八戸市	506	429	898	177.5	554	109.5	100.0	58.3	42.9	14.3	0.0	85.7
黒石市	53	48	63	118.9	63	118.9	0.0	0.0	***	***	***	***
五所川原市	116	106	125	107.8	142	122.4	0.0	33.3	0.0	0.0	0.0	100.0
十和田市	146	129	150	102.7	165	113.0	11.1	22.2	0.0	0.0	0.0	100.0
三沢市	97	84	156	160.8	143	147.4	0.0	20.0	100.0	0.0	0.0	0.0
むつ市	150	128	160	106.7	173	115.3	100.0	66.7	16.7	16.7	0.0	100.0
つがる市	84	72	94	111.9	104	123.8	0.0	20.0	0.0	0.0	0.0	100.0
平川市	72	64	79	109.7	86	119.4	100.0	50.0	0.0	0.0	0.0	100.0
平内町	22	18	24	109.1	35	159.1	100.0	100.0	0.0	0.0	0.0	100.0
今別町	7	5	9	128.6	24	342.9	100.0	0.0	***	***	***	***
蓬田村	13	10	13	100.0	16	123.1	100.0	0.0	***	***	***	***
外ヶ浜町	20	15	31	155.0	26	130.0	100.0	100.0	100.0	50.0	0.0	50.0
鰺ヶ沢町	17	15	51	300.0	27	158.8	0.0	100.0	100.0	0.0	0.0	0.0
深浦町	24	20	71	295.8	55	229.2	0.0	0.0	***	***	***	***
藤崎町	39	35	56	143.6	50	128.2	100.0	100.0	0.0	50.0	0.0	100.0
大鰐町	16	13	17	106.3	19	118.8	100.0	100.0	0.0	0.0	0.0	100.0
田舎館村	20	16	13	65.0	30	150.0	100.0	100.0	0.0	0.0	0.0	100.0
板柳町	26	23	27	103.8	32	123.1	100.0	0.0	***	***	***	***
鶴田町	23	21	21	91.3	23	100.0	100.0	100.0	0.0	0.0	0.0	100.0
中泊町	24	22	34	141.7	45	187.5	0.0	0.0	***	***	***	***
野辺地町	22	20	45	204.5	59	268.2	100.0	100.0	0.0	0.0	0.0	100.0
七戸町	41	31	32	78.0	48	117.1	0.0	0.0	***	***	***	***
六戸町	31	27	47	151.6	36	116.1	0.0	50.0	100.0	0.0	0.0	0.0
横浜町	12	11	17	141.7	14	116.7	0.0	0.0	***	***	***	***
東北町	37	32	63	170.3	58	156.8	50.0	0.0	***	***	***	***
六ヶ所村	38	32	58	152.6	58	152.6	100.0	33.3	0.0	0.0	0.0	100.0
おいらせ町	64	55	63	98.4	70	109.4	0.0	0.0	***	***	***	***
大間町	17	12	22	129.4	24	141.2	0.0	0.0	***	***	***	***
東通村	22	20	29	131.8	28	127.3	100.0	0.0	***	***	***	***
風間浦村	11	9	25	227.3	16	145.5	100.0	100.0	100.0	100.0	0.0	100.0
佐井村	10	8	20	200.0	25	250.0	0.0	0.0	***	***	***	***
三戸町	21	19	19	90.5	20	95.2	0.0	0.0	***	***	***	***
五戸町	44	38	40	90.9	64	145.5	100.0	33.3	100.0	0.0	0.0	100.0
田子町	12	10	23	191.7	19	158.3	100.0	0.0	***	***	***	***
南部町	47	39	82	174.5	70	148.9	100.0	100.0	33.3	0.0	0.0	100.0
階上町	32	27	13	40.6	36	112.5	100.0	100.0	50.0	0.0	0.0	50.0
新郷村	12	10	12	100.0	19	158.3	0.0	100.0	0.0	0.0	0.0	100.0
合　　計	2,798	2,446	3,532	126.2	3,465	123.8	58.6	46.2	38.8	13.4	0.0	85.1

注１）「教員」とは、校長、副校長、教頭、主幹教諭、指導教諭、教諭、助教諭、養護教諭、養護助教諭、栄養教諭、常勤講師、再任用職員（フルタイム）をいう。
注２）「授業を担当している教員」とは、各教科等の授業を定期的に担当している教員をいう。授業を一時的・臨時的に担当する教員は含まない。
注３）「指導者用ＰＣ」とは、教員が使用するために配備されたものをいう。教職員が主として校務用に利用しているコンピュータ（校務用コンピュータ）は含まない。
注４）「指導者用ＰＣ整備率」とは指導者用ＰＣの総数を教員の総数で除して算出した値である。
注５）「教員の校務用ＰＣ」とは、主として教員が校務に使用するコンピュータのことをいう。
注６）「教員の校務用ＰＣ整備率」は、校務用ＰＣの総数を総教員数で除して算出した値である。
注７）「統合型校務支援システム」は、教務系（成績処理、出欠管理、時数等）・保健系（健康診断票、保健室管理等）、指導要録等の学籍関係、学校事務系など統合して
　　機能を有しているシステムをいう。
注８）「遠隔教育」は、遠隔システムを活用した同時双方向型で行う教育をいう。（「『遠隔教育の推進に向けた施策方針』の策定について（通知）」（文部科学省、平成30年9月20日））
注９）「合同授業型」とは、教師が児童生徒等に対面で授業を行う複数の教室等を遠隔により接続することで、児童生徒が多様な意見や考えに触れたり、協働して学習に取り組んだり
　　する機会の充実を図る遠隔教育の形態をいう。
注10）「教師支援型」とは、外部人材等の専門家と、児童生徒や教師がいる教室等を遠隔により接続することで、児童生徒の学習活動の質を高めるとともに、
　　教師の資質向上を図る遠隔教育の形態をいう。
注11）「教科・科目充実型」とは、学校教育法施行規則第77条の２（中学校等）、第88条の３（高等学校等）に基づき、当該教科の免許状を保有する教師による
　　授業を遠隔により提供することで、生徒の多様な科目選択を可能とすること等により、学習機会の充実を図るものをいう。なお、小学校での活用は想定されない。
注12）遠隔教育を実施している学校のうち、「教科・科目充実型」の遠隔教育の実施率は、「教科・科目充実型」の遠隔授業を実施している学校の総数を、
　　遠隔教育を実施していると答えた学校の総数から、遠隔教育を実施していると答えた小学校の総数を引いた数で除した値である。
注13）「個々の児童生徒の状況に応じた遠隔教育」とは、外国人児童生徒等への日本語指導、病気療養児・不登校児童生徒等に対する学習指導等の
　　個々の児童生徒の状況に応じた遠隔教育の形態をいう。

○市区町村（設置者）別「コンピュータの設置状況」及び「インターネット接続状況」の実態（義務教育学校）

市　区　町　村　別 （義務教育学校）	学校数 校	児童生徒数 人	普通教室数 室	学習者用PC総台数 台	児童生徒一人当たりの学習者用PC台数 台／人	普通教室の大型提示装置整備率 %
合　計	***	***	***	***	***	***

注１）「児童生徒数」は、令和６年５月１日現在の児童生徒数。
注２）「学習者用ＰＣ」とは、教育用ＰＣのうち、児童生徒が使用するために配備されたものをいう。
注３）「児童生徒一人当たりの学習者用PC台数」は、「学習者用ＰＣ総台数」を令和６年５月１日現在の児童生徒数で除して算出した値であ
注４）「普通教室の大型提示装置整備率」は、大型提示装置を設置している普通教室の総数を普通教室の総数で除して算出した値である。
注５）「普通教室の校内ＬＡＮ整備率」は、校内ＬＡＮを整備する普通教室の総数を普通教室の総数で除して算出した値である。
注６）「普通教室の無線ＬＡＮ整備率」は、無線ＬＡＮを整備する普通教室の総数を普通教室の総数で除して算出した値である。

（令和７年３月１日現在）

普通教室の校内LAN整備率 %	普通教室の無線LAN整備率 %	普通教室の移動通信システム（LTE等）整備率 %	移動系通信を利用している学校の内、無線LAN整備済みの普通教室の数 室	無線LAN又は移動系通信によりインターネット接続を行う普通教室の割合 %	回線速度の契約理論値 ベストエフォート型 %	回線速度の契約理論値 ギャランティ型 %
***	***	***	***	***	***	***

る。

○市区町村（設置者）別「コンピュータの設置状況」及び「インターネット接続状況」の実態（義務教育学校）

（令和７年３月１日現在）

市　区　町　村　別 （義務教育学校）	教員数 人	授業を担当している教員数 人	指導者用PC台数 台	指導者用PC整備率 %	教員の校務用PC台数 台	教員の校務用PC整備率 %	統合型校務支援システム整備率 %	遠隔教育実施率 %	遠隔教育を実施している学校のうち、「合同授業型」の遠隔授業の実施率 %	遠隔教育を実施している学校のうち、「教師支援型」の遠隔授業の実施率 %	遠隔教育を実施している学校のうち、「教科・科目充実型」の遠隔授業の実施率 %	遠隔教育を実施している学校のうち、個々の児童生徒の状況に応じた遠隔教育の実施率 %
合　　計	***	***	***	***	***	***	***	***	***	***	***	***

注１）「教員」とは、校長、副校長、教頭、主幹教諭、指導教諭、教諭、助教諭、養護教諭、養護助教諭、栄養教諭、常勤講師、再任用職員（フルタイム）をいう。
注２）「授業を担当している教員」とは、各教科等の授業を定期的に担当している教員をいう。授業を一時的・臨時的に担当する教員は含まない。
注３）「指導者用ＰＣ」とは、教員が使用するために配備されたものをいう。教職員が主として校務用に利用しているコンピュータ（校務用コンピュータ）は含まない。
注４）「指導者用ＰＣ整備率」とは指導者用ＰＣの総数を教員の総数で除して算出した値である。
注５）「教員の校務用ＰＣ」とは、主として教員が校務に使用するコンピュータのことをいう。
注６）「教員の校務用ＰＣ整備率」は、校務用ＰＣの総数を総教員数で除して算出した値である。
注７）「統合型校務支援システム」は、教務系（成績処理、出欠管理、時数等）・保健系（健康診断票、保健室管理等）、指導要録等の学籍関係、学校事務系など統合して
機能を有しているシステムをいう。
注８）「遠隔教育」は、遠隔システムを活用した同時双方向型で行う教育をいう。（「『遠隔教育の推進に向けた施策方針』の策定について（通知）」（文部科学省、平成30年9月20日））
注９）「合同授業型」とは、教師が児童生徒等に対面で授業を行う複数の教室等を遠隔により接続することで、児童生徒が多様な意見や考えに触れたり、協働して学習に取り組んだり
する機会の充実を図る遠隔教育の形態をいう。
注10）「教師支援型」とは、外部人材等の専門家と、児童生徒や教師がいる教室等を遠隔により接続することで、児童生徒の学習活動の質を高めるとともに、
教師の資質向上を図る遠隔教育の形態をいう。
注11）「教科・科目充実型」とは、学校教育法施行規則第77条の２（中学校等）、第88条の３（高等学校等）に基づき、当該教科の免許状を保有する教師による
授業を遠隔により提供することで、生徒の多様な科目選択を可能とすること等により、学習機会の充実を図るものをいう。なお、小学校での活用は想定されない。
注12）遠隔教育を実施している学校のうち、「教科・科目充実型」の遠隔教育の実施率は、「教科・科目充実型」の遠隔授業を実施している学校の総数を、
遠隔教育を実施していると答えた学校の総数から、遠隔教育を実施していると答えた小学校の総数を引いた数で除した値である。
注13）「個々の児童生徒の状況に応じた遠隔教育」とは、外国人児童生徒等への日本語指導、病気療養児・不登校児童生徒等に対する学習指導等の
個々の児童生徒の状況に応じた遠隔教育の形態をいう。

○市区町村（設置者）別「コンピュータの設置状況」及び「インターネット接続状況」の実態（高等学校）

（令和７年３月１日現在）

市区町村別（高等学校）	学校数	学校数（専門学科・総合学科単独及び複数学科設置校）	児童生徒数	児童生徒数（専門学科・総合学科単独及び複数学科設置校）	普通教室数	普通教室数（専門学科・総合学科単独及び複数学科設置校）	学習者用PC総台数	学習者用PC総台数（専門学科・総合学科単独及び複数学科設置校）	児童生徒一人当たりの学習者用PC台数	児童生徒一人当たりの学習者用PC台数（専門学科・総合学科単独及び複数学科設置校）	普通教室の大型提示装置整備率	普通教室の大型提示装置整備率（専門学科・総合学科単独及び複数学科設置校）	普通教室の校内LAN整備率	普通教室の校内LAN整備率（専門学科・総合学科単独及び複数学科設置校）	普通教室の無線LAN整備率	普通教室の無線LAN整備率（専門学科・総合学科単独及び複数学科設置校）	普通教室の移動通信システム（LTE等）整備率	普通教室の移動通信システム（LTE等）整備率（専門学科・総合学科単独及び複数学科設置校）	移動系通信を利用している学校の内、無線LAN整備済みの普通教室の数	移動系通信を利用している学校の内、無線LAN整備済みの普通教室の数（専門学科・総合学科単独及び複数学科設置校）	無線LAN又は移動系通信によりインターネット接続を行う普通教室の割合	無線LAN又は移動系通信によりインターネット接続を行う普通教室の割合（専門学科・総合学科単独及び複数学科設置校）	回線速度の契約理論値ベストエフォート型	回線速度の契約理論値ベストエフォート型（専門学科・総合学科単独及び複数学科設置校）	回線速度の契約理論値ギャランティ型	回線速度の契約理論値ギャランティ型（専門学科・総合学科単独及び複数学科設置校）
	校	校	人	人	室	室	台	台	台／人	台／人	%	%	%	%	%	%	%	%	室	室	%	%	%	%	%	%
青森県	46	27	20,614	11,820	730	443	26,488	16,399	1.3	1.4	94.2	95.0	100.0	100.0	100.0	100.0	***	***	***	***	100.0	100.0	100.0	100.0	0.0	0.0
合計	46	27	20,614	11,820	730	443	26,488	16,399	1.3	1.4	94.2	95.0	100.0	100.0	100.0	100.0	***	***	***	***	100.0	100.0	100.0	100.0	0.0	0.0

注１）「児童生徒数」は、令和６年５月１日現在の児童生徒数。
注２）「学習者用ＰＣ」とは、教育用ＰＣのうち、児童生徒が使用するために配備されたものをいう。
注３）「児童生徒一人当たりの学習者用PC台数」は、「学習者用ＰＣ総台数」を令和６年５月１日現在の児童生徒数で除して算出した値である。
注４）「普通教室の大型提示装置整備率」は、大型提示装置を設置している普通教室の総数を普通教室の総数で除して算出した値である。
注５）「普通教室の校内ＬＡＮ整備率」は、校内ＬＡＮを整備する普通教室の総数を普通教室の総数で除して算出した値である。
注６）「普通教室の無線ＬＡＮ整備率」は、無線ＬＡＮを整備する普通教室の総数を普通教室の総数で除して算出した値である。

○市区町村（設置者）別「コンピュータの設置状況」及び「インターネット接続状況」の実態（高等学校）

（令和７年３月１日現在）

市区町村別（高等学校）	教員数	教員数（専門学科・総合学科単独及び複数学科設置校）	授業を担当している教員数	授業を担当している教員数（専門学科・総合学科単独及び複数学科設置校）	指導者用PC台数	指導者用PC台数（専門学科・総合学科単独及び複数学科設置校）	指導者用PC整備率	指導者用PC整備率（専門学科・総合学科単独及び複数学科設置校）	教員の校務用PC台数	教員の校務用PC台数（専門学科・総合学科単独及び複数学科設置校）	教員の校務用PC整備率	教員の校務用PC整備率（専門学科・総合学科単独及び複数学科設置校）	統合型校務支援システム整備率	統合型校務支援システム整備率（専門学科・総合学科単独及び複数学科設置校）	遠隔教育実施率	遠隔教育実施率（専門学科・総合学科単独及び複数学科設置校）	遠隔教育を実施している学校のうち、「合同授業型」の遠隔授業の実施率	遠隔教育を実施している学校のうち、「合同授業型」の遠隔授業の実施率（専門学科・総合学	遠隔教育を実施している学校のうち、「教師支援型」の遠隔授業の実施率	遠隔教育を実施している学校のうち、「教師支援型」の遠隔授業の実施率（専門学科・総合学	遠隔教育を実施している学校のうち、「教科・科目充実型」の遠隔授業の実施率	遠隔教育を実施している学校のうち、「教科・科目充実型」の遠隔授業の実施率（専門学	遠隔教育を実施している学校のうち、個々の児童生徒の状況に応じた遠隔教育の実施率	遠隔教育を実施している学校のうち、個々の児童生徒の状況に応じた遠隔教育の実施率（専門学
	人	人	人	人	台	台	%	%	台	台	%	%	%	%	%	%	%	%	%	%	%	%	%	%
青森県	1,981	1,202	1,792	1,092	2,561	1,603	129.3	133.4	3,166	1,846	159.8	153.6	100.0	100.0	37.0	44.4	35.3	33.3	35.3	41.7	0.0	0.0	64.7	66.7
合計	1,981	1,202	1,792	1,092	2,561	1,603	129.3	133.4	3,166	1,846	159.8	153.6	100.0	100.0	37.0	44.4	35.3	33.3	35.3	41.7	0.0	0.0	64.7	66.7

注１）「教員」とは、校長、副校長、教頭、主幹教諭、指導教諭、教諭、助教諭、養護教諭、養護助教諭、栄養教諭、常勤講師、再任用職員（フルタイム）をいう。
注２）「授業を担当している教員」とは、各教科等の授業を定期的に担当している教員をいう。授業を一時的・臨時的に担当する教員は含まない。
注３）「指導者用ＰＣ」とは、教員が使用するために配備されたものをいう。教職員が主として校務用に利用しているコンピュータ（校務用コンピュータ）は含まない。
注４）「指導者用ＰＣ整備率」とは指導者用ＰＣの総数を教員の総数で除して算出した値である。
注５）「教員の校務用ＰＣ」とは、主として教員が校務に使用するコンピュータのことをいう。
注６）「教員の校務用ＰＣ整備率」は、校務用ＰＣの総数を総教員数で除して算出した値である。
注７）「統合型校務支援システム」は、教務系（成績処理、出欠管理、時数等）・保健系（健康診断票、保健室管理等）、指導要録等の学籍関係、学校事務系など統合して機能を有しているシステムをいう。
注８）「遠隔教育」は、遠隔システムを活用した同時双方向型で行う教育をいう。（「『遠隔教育の推進に向けた施策方針』の策定について（通知）」（文部科学省、平成30年9月20日））
注９）「合同授業型」とは、教師が児童生徒等に対面で授業を行う複数の教室等を遠隔により接続することで、児童生徒が多様な意見や考えに触れたり、協働して学習に取り組んだりする機会の充実を図る遠隔教育の形態をいう。
注10）「教師支援型」とは、外部人材等の専門家と、児童生徒や教師がいる教室等を遠隔により接続することで、児童生徒の学習活動の質を高めるとともに、教師の資質向上を図る遠隔教育の形態をいう。
注11）「教科・科目充実型」とは、学校教育法施行規則第77条の２（中学校等）、第88条の３（高等学校等）に基づき、当該教科の免許状を保有する教師による授業を遠隔により提供することで、生徒の多様な科目選択を可能とすること等により、学習機会の充実を図るものをいう。なお、小学校での活用は想定されない。
注12）遠隔教育を実施している学校のうち、「教科・科目充実型」の遠隔教育の実施率は、「教科・科目充実型」の遠隔授業を実施している学校の総数を、遠隔教育を実施していると答えた学校の総数から、遠隔教育を実施していると答えた小学校の総数を引いた数で除した値である。
注13）「個々の児童生徒の状況に応じた遠隔教育」とは、外国人児童生徒等への日本語指導、病気療養児・不登校児童生徒等に対する学習指導等の個々の児童生徒の状況に応じた遠隔教育の形態をいう。

○市区町村（設置者）別「コンピュータの設置状況」及び「インターネット接続状況」の実態（中等教育学校）

市　区　町　村　別 （中等教育学校）	学校数 校	児童生徒数 人	普通教室数 室	学習者用PC総台数 台	児童生徒一人当たりの学習者用PC台数 台／人	普通教室の大型提示装置整備率 %
合　計	***	***	***	***	***	***

注１）「児童生徒数」は、令和６年５月１日現在の児童生徒数。
注２）「学習者用ＰＣ」とは、教育用ＰＣのうち、児童生徒が使用するために配備されたものをいう。
注３）「児童生徒一人当たりの学習者用PC台数」は、「学習者用ＰＣ総台数」を令和６年５月１日現在の児童生徒数で除して算出した値であ
注４）「普通教室の大型提示装置整備率」は、大型提示装置を設置している普通教室の総数を普通教室の総数で除して算出した値である。
注５）「普通教室の校内ＬＡＮ整備率」は、校内ＬＡＮを整備する普通教室の総数を普通教室の総数で除して算出した値である。
注６）「普通教室の無線ＬＡＮ整備率」は、無線ＬＡＮを整備する普通教室の総数を普通教室の総数で除して算出した値である。

（令和７年３月１日現在）

普通教室の校内LAN整備率 %	普通教室の無線LAN整備率 %	普通教室の移動通信システム（LTE等）整備率 %	移動系通信を利用している学校の内、無線LAN整備済みの普通教室の数 室	無線LAN又は移動系通信によりインターネット接続を行う普通教室の割合 %	回線速度の契約理論値 ベストエフォート型 %	回線速度の契約理論値 ギャランティ型 %
***	***	***	***	***	***	***

る。

○市区町村（設置者）別「コンピュータの設置状況」及び「インターネット接続状況」の実態（中等教育学校）

（令和７年３月１日現在）

市　区　町　村　別 （中等教育学校）	教員数 人	授業を担当している教員数 人	指導者用PC台数 台	指導者用PC整備率 %	教員の校務用PC台数 台	教員の校務用PC整備率 %	統合型校務支援システム整備率 %	遠隔教育実施率 %	遠隔教育を実施している学校のうち、「合同授業型」の遠隔授業の実施率 %	遠隔教育を実施している学校のうち、「教師支援型」の遠隔授業の実施率 %	遠隔教育を実施している学校のうち、「教科・科目充実型」の遠隔授業の実施率 %	遠隔教育を実施している学校のうち、個々の児童生徒の状況に応じた遠隔教育の実施率 %
合　　計	***	***	***	***	***	***	***	***	***	***	***	***

注１）「教員」とは、校長、副校長、教頭、主幹教諭、指導教諭、教諭、助教諭、養護教諭、養護助教諭、栄養教諭、常勤講師、再任用職員（フルタイム）をいう。
注２）「授業を担当している教員」とは、各教科等の授業を定期的に担当している教員をいう。授業を一時的・臨時的に担当する教員は含まない。
注３）「指導者用ＰＣ」とは、教員が使用するために配備されたものをいう。教職員が主として校務用に利用しているコンピュータ（校務用コンピュータ）は含まない。
注４）「指導者用ＰＣ整備率」とは指導者用ＰＣの総数を教員の総数で除して算出した値である。
注５）「教員の校務用ＰＣ」とは、主として教員が校務に使用するコンピュータのことをいう。
注６）「教員の校務用ＰＣ整備率」は、校務用ＰＣの総数を総教員数で除して算出した値である。
注７）「統合型校務支援システム」は、教務系（成績処理、出欠管理、時数等）・保健系（健康診断票、保健室管理等）、指導要録等の学籍関係、学校事務系など統合して
　　機能を有しているシステムをいう。
注８）「遠隔教育」は、遠隔システムを活用した同時双方向型で行う教育をいう。（「『遠隔教育の推進に向けた施策方針』の策定について（通知）」（文部科学省、平成30年9月20日））
注９）「合同授業型」とは、教師が児童生徒等に対面で授業を行う複数の教室等を遠隔により接続することで、児童生徒が多様な意見や考えに触れたり、協働して学習に取り組んだり
　　する機会の充実を図る遠隔教育の形態をいう。
注10）「教師支援型」とは、外部人材等の専門家と、児童生徒や教師がいる教室等を遠隔により接続することで、児童生徒の学習活動の質を高めるとともに、
　　教師の資質向上を図る遠隔教育の形態をいう。
注11）「教科・科目充実型」とは、学校教育法施行規則第77条の２（中学校等）、第88条の３（高等学校等）に基づき、当該教科の免許状を保有する教師による
　　授業を遠隔により提供することで、生徒の多様な科目選択を可能とすること等により、学習機会の充実を図るものをいう。なお、小学校での活用は想定されない。
注12）遠隔教育を実施している学校のうち、「教科・科目充実型」の遠隔教育の実施率は、「教科・科目充実型」の遠隔授業を実施している学校の総数を、
　　遠隔教育を実施していると答えた学校の総数から、遠隔教育を実施していると答えた小学校の総数を引いた数で除した値である。
注13）「個々の児童生徒の状況に応じた遠隔教育」とは、外国人児童生徒等への日本語指導、病気療養児・不登校児童生徒等に対する学習指導等の
　　個々の児童生徒の状況に応じた遠隔教育の形態をいう。

○市区町村（設置者）別「コンピュータの設置状況」及び「インターネット接続状況」の実態（特別支援学校）

市　区　町　村　別 （特別支援学校）	学校数 校	児童生徒数 人	普通教室数 室	学習者用PC総台数 台	児童生徒一人当たりの学習者用PC台数 台／人	普通教室の大型提示装置整備率 %
青森県	20	1,651	419	2,045	1.2	93.6
合　計	20	1,651	419	2,045	1.2	93.6

注１）「児童生徒数」は、令和６年５月１日現在の児童生徒数。
注２）「学習者用ＰＣ」とは、教育用ＰＣのうち、児童生徒が使用するために配備されたものをいう。
注３）「児童生徒一人当たりの学習者用PC台数」は、「学習者用ＰＣ総台数」を令和６年５月１日現在の児童生徒数で除して算出した値であ
注４）「普通教室の大型提示装置整備率」は、大型提示装置を設置している普通教室の総数を普通教室の総数で除して算出した値である。
注５）「普通教室の校内ＬＡＮ整備率」は、校内ＬＡＮを整備する普通教室の総数を普通教室の総数で除して算出した値である。
注６）「普通教室の無線ＬＡＮ整備率」は、無線ＬＡＮを整備する普通教室の総数を普通教室の総数で除して算出した値である。

（令和７年３月１日現在）

普通教室の校内LAN整備率 %	普通教室の無線LAN整備率 %	普通教室の移動通信システム（LTE等）整備率 %	移動系通信を利用している学校の内、無線LAN整備済みの普通教室の数 室	無線LAN又は移動系通信によりインターネット接続を行う普通教室の割合 %	回線速度の契約理論値 ベストエフォート型 %	回線速度の契約理論値 ギャランティ型 %
100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0

る。

○市区町村（設置者）別「コンピュータの設置状況」及び「インターネット接続状況」の実態（特別支援学校）

（令和７年３月１日現在）

市　区　町　村　別 （特別支援学校）	教員数 人	授業を担当している教員数 人	指導者用PC台数 台	指導者用PC整備率 %	教員の校務用PC台数 台	教員の校務用PC整備率 %	統合型校務支援システム整備率 %	遠隔教育実施率 %	遠隔教育を実施している学校のうち、「合同授業型」の遠隔授業の実施率 %	遠隔教育を実施している学校のうち、「教師支援型」の遠隔授業の実施率 %	遠隔教育を実施している学校のうち、「教科・科目充実型」の遠隔授業の実施率 %	遠隔教育を実施している学校のうち、個々の児童生徒の状況に応じた遠隔教育の実施率 %
青森県	1,046	937	1,195	114.2	1,274	121.8	100.0	60.0	75.0	50.0	0.0	75.0
合　計	1,046	937	1,195	114.2	1,274	121.8	100.0	60.0	75.0	50.0	0.0	75.0

注１）「教員」とは、校長、副校長、教頭、主幹教諭、指導教諭、教諭、助教諭、養護教諭、養護助教諭、栄養教諭、常勤講師、再任用職員（フルタイム）をいう。
注２）「授業を担当している教員」とは、各教科等の授業を定期的に担当している教員をいう。授業を一時的・臨時的に担当する教員は含まない。
注３）「指導者用ＰＣ」とは、教員が使用するために配備されたものをいう。教職員が主として校務用に利用しているコンピュータ（校務用コンピュータ）は含まない。
注４）「指導者用ＰＣ整備率」とは指導者用ＰＣの総数を教員の総数で除して算出した値である。
注５）「教員の校務用ＰＣ」とは、主として教員が校務に使用するコンピュータのことをいう。
注６）「教員の校務用ＰＣ整備率」は、校務用ＰＣの総数を総教員数で除して算出した値である。
注７）「統合型校務支援システム」は、教務系（成績処理、出欠管理、時数等）・保健系（健康診断票、保健室管理等）、指導要録等の学籍関係、学校事務系など統合して
　　機能を有しているシステムをいう。
注８）「遠隔教育」は、遠隔システムを活用した同時双方向型で行う教育をいう。（「『遠隔教育の推進に向けた施策方針』の策定について（通知）」（文部科学省、平成30年9月20日））
注９）「合同授業型」とは、教師が児童生徒等に対面で授業を行う複数の教室等を遠隔により接続することで、児童生徒が多様な意見や考えに触れたり、協働して学習に取り組んだり
　　する機会の充実を図る遠隔教育の形態をいう。
注10）「教師支援型」とは、外部人材等の専門家と、児童生徒や教師がいる教室等を遠隔により接続することで、児童生徒の学習活動の質を高めるとともに、
　　教師の資質向上を図る遠隔教育の形態をいう。
注11）「教科・科目充実型」とは、学校教育法施行規則第77条の２（中学校等）、第88条の３（高等学校等）に基づき、当該教科の免許状を保有する教師による
　　授業を遠隔により提供することで、生徒の多様な科目選択を可能とすること等により、学習機会の充実を図るものをいう。なお、小学校での活用は想定されない。
注12）遠隔教育を実施している学校のうち、「教科・科目充実型」の遠隔教育の実施率は、「教科・科目充実型」の遠隔授業を実施している学校の総数を、
　　遠隔教育を実施していると答えた学校の総数から、遠隔教育を実施していると答えた小学校の総数を引いた数で除した値である。
注13）「個々の児童生徒の状況に応じた遠隔教育」とは、外国人児童生徒等への日本語指導、病気療養児・不登校児童生徒等に対する学習指導等の
　　個々の児童生徒の状況に応じた遠隔教育の形態をいう。

○市区町村（設置者）別「コンピュータの設置状況」及び「インターネット接続状況」の実態（合計）

（令和７年３月１日現在）

市　区　町　村　別 （　合　計　）	学校数 校	児童生徒数 人	普通教室数 室	学習者用PC総台数 台	児童生徒一人当たりの学習者用PC台数 台／人	普通教室の大型提示装置整備率 %	普通教室の校内LAN整備率 %	普通教室の無線LAN整備率 %	普通教室の移動通信システム（LTE等）整備率 %	移動系通信を利用している学校の内、無線LAN整備済みの普通教室の数 室	無線LAN又は移動系通信によりインターネット接続を行う普通教室の割合 %	回線速度の契約理論値 ベストエフォート型 %	回線速度の契約理論値 ギャランティ型 %
岩手県	80	23,006	1,177	29,556	1.3	65.2	99.3	95.5	***	***	95.5	100.0	0.0
盛岡市	65	20,640	898	21,380	1.0	59.6	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
宮古市	24	2,798	178	3,144	1.1	88.8	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
大船渡市	15	2,002	132	2,084	1.0	90.9	98.5	97.7	100.0	129	100.0	100.0	0.0
花巻市	27	6,252	307	6,360	1.0	72.3	98.4	95.4	***	***	95.4	100.0	0.0
北上市	23	6,880	321	7,028	1.0	73.2	76.0	0.0	100.0	0	100.0	0.0	0.0
久慈市	21	2,162	157	2,457	1.1	95.5	99.4	99.4	***	***	99.4	100.0	0.0
遠野市	14	1,484	112	1,765	1.2	78.6	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
一関市	35	6,752	392	7,578	1.1	81.4	90.8	88.3	100.0	346	100.0	100.0	0.0
陸前高田市	10	971	65	1,018	1.0	83.1	98.5	98.5	***	***	98.5	100.0	0.0
釜石市	14	1,714	108	1,711	1.0	94.4	100.0	99.1	***	***	99.1	100.0	0.0
二戸市	11	1,492	76	1,676	1.1	86.8	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
八幡平市	14	1,304	104	1,482	1.1	85.6	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
奥州市	25	7,583	356	7,766	1.0	80.9	99.2	96.1	***	***	96.1	100.0	0.0
滝沢市	15	4,706	198	4,870	1.0	63.1	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
雫石町	6	1,006	62	1,095	1.1	51.6	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
葛巻町	7	234	37	282	1.2	73.0	100.0	100.0	***	***	100.0	28.6	71.4
岩手町	6	630	44	920	1.5	93.2	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
紫波町	8	2,538	110	2,579	1.0	80.0	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
矢巾町	6	2,082	93	2,189	1.1	87.1	97.8	97.8	***	***	97.8	100.0	0.0
西和賀町	4	212	25	219	1.0	40.0	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
金ケ崎町	6	1,094	61	1,196	1.1	78.7	93.4	88.5	***	***	88.5	100.0	0.0
平泉町	3	484	31	552	1.1	83.9	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
住田町	3	213	21	214	1.0	76.2	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
大槌町	3	682	32	722	1.1	100.0	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
山田町	3	836	40	862	1.0	62.5	100.0	100.0	20.0	8	100.0	100.0	0.0
岩泉町	8	439	37	457	1.0	89.2	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
田野畑村	2	184	13	230	1.3	100.0	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
普代村	2	115	15	137	1.2	60.0	93.3	93.3	***	***	93.3	100.0	0.0
軽米町	4	455	37	532	1.2	75.7	97.3	97.3	***	***	97.3	100.0	0.0
野田村	2	275	16	325	1.2	81.3	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
九戸村	6	307	34	390	1.3	88.2	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
洋野町	10	836	72	1,245	1.5	73.6	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
一戸町	7	573	48	769	1.3	95.8	100.0	100.0	***	***	100.0	0.0	100.0
合　計	489	102,941	5,409	114,790	1.1	73.4	97.4	91.4	15.8	483	98.2	97.4	2.6

注１）「児童生徒数」は、令和６年５月１日現在の児童生徒数。
注２）「学習者用ＰＣ」とは、教育用ＰＣのうち、児童生徒が使用するために配備されたものをいう。
注３）「児童生徒一人当たりの学習者用PC台数」は、「学習者用ＰＣ総台数」を令和６年５月１日現在の児童生徒数で除して算出した値である。
注４）「普通教室の大型提示装置整備率」は、大型提示装置を設置している普通教室の総数を普通教室の総数で除して算出した値である。
注５）「普通教室の校内ＬＡＮ整備率」は、校内ＬＡＮを整備する普通教室の総数を普通教室の総数で除して算出した値である。
注６）「普通教室の無線ＬＡＮ整備率」は、無線ＬＡＮを整備する普通教室の総数を普通教室の総数で除して算出した値である。

○市区町村（設置者）別「コンピュータの設置状況」及び「インターネット接続状況」の実態（合計）

（令和７年３月１日現在）

市　区　町　村　別 （　合　計　）	教員数 人	授業を担当している教員数 人	指導者用PC台数 台	指導者用PC整備率 %	教員の校務用PC台数 台	教員の校務用PC整備率 %	統合型校務支援システム整備率 %	遠隔教育実施率 %	遠隔教育を実施している学校のうち、「合同授業型」の遠隔授業の実施率 %	遠隔教育を実施している学校のうち、「教師支援型」の遠隔授業の実施率 %	遠隔教育を実施している学校のうち、「教科・科目充実型」の遠隔授業の実施率 %	遠隔教育を実施している学校のうち、個々の児童生徒の状況に応じた遠隔教育の実施率 %
岩手県	3,291	2,939	3,513	106.7	4,533	137.7	81.3	42.5	41.2	47.1	20.6	47.1
盛岡市	1,472	1,206	1,268	86.1	1,541	104.7	100.0	26.2	29.4	29.4	0.0	70.6
宮古市	321	253	718	223.7	540	168.2	0.0	33.3	37.5	37.5	0.0	62.5
大船渡市	223	176	208	93.3	246	110.3	100.0	20.0	66.7	33.3	100.0	33.3
花巻市	503	411	521	103.6	590	117.3	100.0	22.2	33.3	33.3	0.0	50.0
北上市	529	438	617	116.6	579	109.5	100.0	69.6	50.0	25.0	0.0	75.0
久慈市	261	213	373	142.9	411	157.5	100.0	38.1	50.0	50.0	0.0	12.5
遠野市	170	138	200	117.6	232	136.5	100.0	21.4	0.0	66.7	0.0	33.3
一関市	607	493	711	117.1	764	125.9	100.0	25.7	33.3	44.4	0.0	77.8
陸前高田市	128	98	225	175.8	233	182.0	100.0	70.0	85.7	14.3	0.0	42.9
釜石市	201	153	208	103.5	237	117.9	100.0	42.9	33.3	50.0	0.0	83.3
二戸市	154	120	184	119.5	176	114.3	100.0	36.4	75.0	50.0	0.0	25.0
八幡平市	173	128	201	116.2	213	123.1	100.0	42.9	50.0	50.0	0.0	50.0
奥州市	575	477	756	131.5	772	134.3	100.0	32.0	50.0	50.0	0.0	25.0
滝沢市	327	285	340	104.0	401	122.6	100.0	26.7	25.0	75.0	0.0	0.0
雫石町	93	75	67	72.0	128	137.6	100.0	33.3	0.0	50.0	0.0	50.0
葛巻町	64	43	88	137.5	77	120.3	14.3	57.1	50.0	0.0	0.0	50.0
岩手町	81	67	91	112.3	104	128.4	100.0	33.3	0.0	50.0	100.0	50.0
紫波町	179	151	165	92.2	208	116.2	100.0	62.5	40.0	40.0	0.0	80.0
矢巾町	141	112	205	145.4	204	144.7	100.0	100.0	0.0	0.0	0.0	100.0
西和賀町	45	36	45	100.0	57	126.7	100.0	75.0	0.0	66.7	0.0	66.7
金ケ崎町	100	81	129	129.0	154	154.0	100.0	50.0	0.0	0.0	0.0	100.0
平泉町	47	38	67	142.6	66	140.4	100.0	33.3	100.0	100.0	0.0	100.0
住田町	37	26	25	67.6	54	145.9	100.0	33.3	0.0	0.0	0.0	100.0
大槌町	64	54	61	95.3	75	117.2	100.0	66.7	50.0	0.0	0.0	50.0
山田町	64	53	80	125.0	82	128.1	100.0	66.7	50.0	0.0	0.0	50.0
岩泉町	76	60	94	123.7	108	142.1	100.0	75.0	50.0	33.3	0.0	33.3
田野畑村	27	18	22	81.5	39	144.4	100.0	100.0	50.0	0.0	0.0	50.0
普代村	21	16	14	66.7	32	152.4	100.0	0.0	***	***	***	***
軽米町	49	36	113	230.6	95	193.9	100.0	50.0	50.0	50.0	0.0	0.0
野田村	31	26	39	125.8	47	151.6	100.0	50.0	100.0	0.0	0.0	100.0
九戸村	54	40	76	140.7	72	133.3	100.0	33.3	100.0	50.0	0.0	0.0
洋野町	121	103	205	169.4	214	176.9	100.0	50.0	80.0	40.0	0.0	60.0
一戸町	80	63	121	151.3	107	133.8	100.0	57.1	25.0	50.0	0.0	50.0
合　計	10,309	8,626	11,750	114.0	13,391	129.9	90.8	39.3	41.7	37.5	9.9	54.2

注１）「教員」とは、校長、副校長、教頭、主幹教諭、指導教諭、教諭、助教諭、養護教諭、養護助教諭、栄養教諭、常勤講師、再任用職員（フルタイム）をいう。
注２）「授業を担当している教員」とは、各教科等の授業を定期的に担当している教員をいう。授業を一時的・臨時的に担当する教員は含まない。
注３）「指導者用ＰＣ」とは、教員が使用するために配備されたものをいう。教職員が主として校務用に利用しているコンピュータ（校務用コンピュータ）は含まない。
注４）「指導者用ＰＣ整備率」とは指導者用ＰＣの総数を教員の総数で除して算出した値である。
注５）「教員の校務用ＰＣ」とは、主として教員が校務に使用するコンピュータのことをいう。
注６）「教員の校務用ＰＣ整備率」は、校務用ＰＣの総数を総教員数で除して算出した値である。
注７）「統合型校務支援システム」は、教務系（成績処理、出欠管理、時数等）・保健系（健康診断票、保健室管理等）、指導要録等の学籍関係、学校事務系など統合して
機能を有しているシステムをいう。
注８）「遠隔教育」は、遠隔システムを活用した同時双方向型で行う教育をいう。（「『遠隔教育の推進に向けた施策方針』の策定について（通知）」（文部科学省、平成30年9月20日））
注９）「合同授業型」とは、教師が児童生徒等に対面で授業を行う複数の教室等を遠隔により接続することで、児童生徒が多様な意見や考えに触れたり、協働して学習に取り組んだり
する機会の充実を図る遠隔教育の形態をいう。
注10）「教師支援型」とは、外部人材等の専門家と、児童生徒や教師がいる教室等を遠隔により接続することで、児童生徒の学習活動の質を高めるとともに、
教師の資質向上を図る遠隔教育の形態をいう。
注11）「教科・科目充実型」とは、学校教育法施行規則第77条の２（中学校等）、第88条の３（高等学校等）に基づき、当該教科の免許状を保有する教師による
授業を遠隔により提供することで、生徒の多様な科目選択を可能とすること等により、学習機会の充実を図るものをいう。なお、小学校での活用は想定されない。
注12）遠隔教育を実施している学校のうち、「教科・科目充実型」の遠隔教育の実施率は、「教科・科目充実型」の遠隔授業を実施している学校の総数を、
遠隔教育を実施していると答えた学校の総数から、遠隔教育を実施していると答えた小学校の総数を引いた数で除した値である。
注13）「個々の児童生徒の状況に応じた遠隔教育」とは、外国人児童生徒等への日本語指導、病気療養児・不登校児童生徒等に対する学習指導等の
個々の児童生徒の状況に応じた遠隔教育の形態をいう。

○市区町村（設置者）別「コンピュータの設置状況」及び「インターネット接続状況」の実態（小学校）

（令和７年３月１日現在）

市区町村別（小学校）	学校数	児童生徒数	普通教室数	学習者用PC総台数	児童生徒一人当たりの学習者用PC台数	普通教室の大型提示装置整備率	普通教室の校内LAN整備率	普通教室の無線LAN整備率	普通教室の移動通信システム（LTE等）整備率	移動系通信を利用している学校の内、無線LAN整備済みの普通教室の数	無線LAN又は移動系通信によりインターネット接続を行う普通教室の割合	回線速度の契約理論値 ベストエフォート型	回線速度の契約理論値 ギャランティ型
	校	人	室	台	台／人	%	%	%	%	室	%	%	%
盛岡市	41	12,965	601	13,360	1.0	44.9	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
宮古市	13	1,825	116	1,857	1.0	88.8	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
大船渡市	11	1,297	98	1,361	1.0	89.8	98.0	98.0	100.0	96	100.0	100.0	0.0
花巻市	16	4,112	206	4,150	1.0	68.9	98.5	94.2	***	***	94.2	100.0	0.0
北上市	14	4,484	211	4,565	1.0	73.5	70.1	0.0	100.0	0	100.0	0.0	0.0
久慈市	13	1,324	106	1,545	1.2	95.3	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
遠野市	11	941	85	1,151	1.2	82.4	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
一関市	21	4,321	264	4,919	1.1	80.3	90.5	88.3	100.0	233	100.0	100.0	0.0
陸前高田市	8	632	57	653	1.0	80.7	98.2	98.2	***	***	98.2	100.0	0.0
釜石市	9	1,098	76	1,098	1.0	93.4	100.0	98.7	***	***	98.7	100.0	0.0
二戸市	8	957	65	1,089	1.1	87.7	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
八幡平市	10	848	79	997	1.2	84.8	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
奥州市	18	4,881	244	5,058	1.0	84.4	100.0	95.5	***	***	95.5	100.0	0.0
滝沢市	9	3,066	137	3,166	1.0	67.9	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
雫石町	5	642	46	672	1.0	39.1	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
葛巻町	4	144	23	148	1.0	73.9	100.0	100.0	***	***	100.0	25.0	75.0
岩手町	3	405	28	506	1.2	96.4	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
紫波町	5	1,681	76	1,722	1.0	78.9	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
矢巾町	4	1,383	63	1,410	1.0	84.1	96.8	96.8	***	***	96.8	100.0	0.0
西和賀町	2	127	16	134	1.1	43.8	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
金ケ崎町	5	714	45	770	1.1	84.4	100.0	93.3	***	***	93.3	100.0	0.0
平泉町	2	322	23	329	1.0	78.3	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
住田町	2	133	17	134	1.0	70.6	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
大槌町	1	77	6	77	1.0	100.0	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
山田町	2	557	28	568	1.0	89.3	100.0	100.0	28.6	8	100.0	100.0	0.0
岩泉町	5	282	26	297	1.1	92.3	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
田野畑村	1	115	8	140	1.2	100.0	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
普代村	1	73	9	95	1.3	66.7	88.9	88.9	***	***	88.9	100.0	0.0
軽米町	3	274	30	322	1.2	70.0	96.7	96.7	***	***	96.7	100.0	0.0
野田村	1	192	11	195	1.0	72.7	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
九戸村	5	195	27	232	1.2	88.9	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
洋野町	7	532	52	818	1.5	69.2	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
一戸町	5	361	34	481	1.3	94.1	100.0	100.0	***	***	100.0	0.0	100.0
合計	265	50,960	2,913	54,019	1.1	72.8	96.6	90.5	19.9	337	98.9	96.8	3.2

注１）「児童生徒数」は、令和６年５月１日現在の児童生徒数。
注２）「学習者用ＰＣ」とは、教育用ＰＣのうち、児童生徒が使用するために配備されたものをいう。
注３）「児童生徒一人当たりの学習者用PC台数」は、「学習者用ＰＣ総台数」を令和６年５月１日現在の児童生徒数で除して算出した値である。
注４）「普通教室の大型提示装置整備率」は、大型提示装置を設置している普通教室の総数を普通教室の総数で除して算出した値である。
注５）「普通教室の校内ＬＡＮ整備率」は、校内ＬＡＮを整備する普通教室の総数を普通教室の総数で除して算出した値である。
注６）「普通教室の無線ＬＡＮ整備率」は、無線ＬＡＮを整備する普通教室の総数を普通教室の総数で除して算出した値である。

○市区町村（設置者）別「コンピュータの設置状況」及び「インターネット接続状況」の実態（小学校）

（令和７年３月１日現在）

市　区　町　村　別 （　小　学　校　）	教員数 人	授業を担当している教員数 人	指導者用PC台数 台	指導者用PC整備率 %	教員の校務用PC台数 台	教員の校務用PC整備率 %	統合型校務支援システム整備率 %	遠隔教育実施率 %	遠隔教育を実施している学校のうち、「合同授業型」の遠隔授業の実施率 %	遠隔教育を実施している学校のうち、「教師支援型」の遠隔授業の実施率 %	遠隔教育を実施している学校のうち、「教科・科目充実型」の遠隔授業の実施率 %	遠隔教育を実施している学校のうち、個々の児童生徒の状況に応じた遠隔教育の実施率 %
盛岡市	871	680	714	82.0	940	107.9	100.0	24.4	30.0	30.0	***	80.0
宮古市	183	137	428	233.9	299	163.4	0.0	30.8	25.0	75.0	***	50.0
大船渡市	148	114	138	93.2	161	108.8	100.0	18.2	100.0	50.0	***	0.0
花巻市	307	246	313	102.0	358	116.6	100.0	18.8	33.3	33.3	***	33.3
北上市	328	263	362	110.4	323	98.5	100.0	71.4	50.0	30.0	***	90.0
久慈市	149	120	201	134.9	233	156.4	100.0	46.2	66.7	50.0	***	0.0
遠野市	121	96	144	119.0	169	139.7	100.0	18.2	0.0	50.0	***	50.0
一関市	358	276	434	121.2	463	129.3	100.0	14.3	33.3	33.3	***	100.0
陸前高田市	86	66	174	202.3	175	203.5	100.0	75.0	83.3	16.7	***	50.0
釜石市	122	90	124	101.6	148	121.3	100.0	33.3	33.3	66.7	***	66.7
二戸市	101	74	123	121.8	113	111.9	100.0	25.0	50.0	50.0	***	50.0
八幡平市	110	77	134	121.8	139	126.4	100.0	30.0	66.7	66.7	***	66.7
奥州市	367	295	430	117.2	451	122.9	100.0	44.4	50.0	50.0	***	25.0
滝沢市	201	171	207	103.0	255	126.9	100.0	33.3	33.3	66.7	***	0.0
雫石町	65	51	42	64.6	93	143.1	100.0	20.0	0.0	100.0	***	0.0
葛巻町	35	23	45	128.6	45	128.6	0.0	75.0	66.7	0.0	***	33.3
岩手町	45	36	45	100.0	55	122.2	100.0	33.3	0.0	100.0	***	0.0
紫波町	115	96	102	88.7	133	115.7	100.0	80.0	25.0	50.0	***	75.0
矢巾町	89	66	103	115.7	135	151.7	100.0	100.0	0.0	0.0	***	100.0
西和賀町	24	19	22	91.7	31	129.2	100.0	50.0	0.0	100.0	***	0.0
金ケ崎町	70	55	102	145.7	121	172.9	100.0	60.0	0.0	0.0	***	100.0
平泉町	31	24	43	138.7	43	138.7	100.0	0.0	***	***	***	***
住田町	24	16	13	54.2	36	150.0	100.0	50.0	0.0	0.0	***	100.0
大槌町	11	8	6	54.5	14	127.3	100.0	100.0	100.0	0.0	***	0.0
山田町	41	33	48	117.1	52	126.8	100.0	100.0	50.0	0.0	***	50.0
岩泉町	41	31	51	124.4	60	146.3	100.0	80.0	75.0	50.0	***	0.0
田野畑村	16	10	11	68.8	23	143.8	100.0	100.0	100.0	0.0	***	0.0
普代村	8	7	7	87.5	19	237.5	100.0	0.0	***	***	***	***
軽米町	34	23	72	211.8	75	220.6	100.0	66.7	50.0	50.0	***	0.0
野田村	17	15	18	105.9	25	147.1	100.0	0.0	***	***	***	***
九戸村	40	29	55	137.5	51	127.5	100.0	40.0	100.0	50.0	***	0.0
洋野町	78	66	146	187.2	143	183.3	100.0	42.9	100.0	33.3	***	33.3
一戸町	50	38	87	174.0	73	146.0	100.0	60.0	33.3	66.7	***	33.3
合　　計	4,286	3,351	4,944	115.4	5,454	127.3	93.6	38.1	46.5	39.6	***	48.5

注１）「教員」とは、校長、副校長、教頭、主幹教諭、指導教諭、教諭、助教諭、養護教諭、養護助教諭、栄養教諭、常勤講師、再任用職員（フルタイム）をいう。
注２）「授業を担当している教員」とは、各教科等の授業を定期的に担当している教員をいう。授業を一時的・臨時的に担当する教員は含まない。
注３）「指導者用ＰＣ」とは、教員が使用するために配備されたものをいう。教職員が主として校務用に利用しているコンピュータ（校務用コンピュータ）は含まない。
注４）「指導者用ＰＣ整備率」とは指導者用ＰＣの総数を教員の総数で除して算出した値である。
注５）「教員の校務用ＰＣ」とは、主として教員が校務に使用するコンピュータのことをいう。
注６）「教員の校務用ＰＣ整備率」は、校務用ＰＣの総数を総教員数で除して算出した値である。
注７）「統合型校務支援システム」は、教務系（成績処理、出欠管理、時数等）・保健系（健康診断票、保健室管理等）、指導要録等の学籍関係、学校事務系など統合して
　　機能を有しているシステムをいう。
注８）「遠隔教育」は、遠隔システムを活用した同時双方向型で行う教育をいう。（「『遠隔教育の推進に向けた施策方針』の策定について（通知）」（文部科学省、平成30年9月20日））
注９）「合同授業型」とは、教師が児童生徒等に対面で授業を行う複数の教室等を遠隔により接続することで、児童生徒が多様な意見や考えに触れたり、協働して学習に取り組んだり
　　する機会の充実を図る遠隔教育の形態をいう。
注10）「教師支援型」とは、外部人材等の専門家と、児童生徒や教師がいる教室等を遠隔により接続することで、児童生徒の学習活動の質を高めるとともに、
　　教師の資質向上を図る遠隔教育の形態をいう。
注11）「教科・科目充実型」とは、学校教育法施行規則第77条の２（中学校等）、第88条の３（高等学校等）に基づき、当該教科の免許状を保有する教師による
　　授業を遠隔により提供することで、生徒の多様な科目選択を可能とすること等により、学習機会の充実を図るものをいう。なお、小学校での活用は想定されない。
注12）遠隔教育を実施している学校のうち、「教科・科目充実型」の遠隔教育の実施率は、「教科・科目充実型」の遠隔授業を実施している学校の総数を、
　　遠隔教育を実施していると答えた学校の総数から、遠隔教育を実施していると答えた小学校の総数を引いた数で除した値である。
注13）「個々の児童生徒の状況に応じた遠隔教育」とは、外国人児童生徒等への日本語指導、病気療養児・不登校児童生徒等に対する学習指導等の
　　個々の児童生徒の状況に応じた遠隔教育の形態をいう。

○市区町村（設置者）別「コンピュータの設置状況」及び「インターネット接続状況」の実態（中学校）

（令和７年３月１日現在）

市区町村別（中学校）	学校数	児童生徒数	普通教室数	学習者用PC総台数	児童生徒一人当たりの学習者用PC台数	普通教室の大型提示装置整備率	普通教室の校内LAN整備率	普通教室の無線LAN整備率	普通教室の移動通信システム（LTE等）整備率	移動系通信を利用している学校の内、無線LAN整備済みの普通教室の数	無線LAN又は移動系通信によりインターネット接続を行う普通教室の割合	回線速度の契約理論値 ベストエフォート型	回線速度の契約理論値 ギャランティ型
	校	人	室	台	台／人	%	%	%	%	室	%	%	%
岩手県	1	211	6	282	1.3	100.0	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
盛岡市	23	6,852	276	7,059	1.0	88.4	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
宮古市	11	973	62	1,287	1.3	88.7	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
大船渡市	4	705	34	723	1.0	94.1	100.0	97.1	100.0	33	100.0	100.0	0.0
花巻市	11	2,140	101	2,210	1.0	79.2	98.0	98.0	***	***	98.0	100.0	0.0
北上市	9	2,396	110	2,463	1.0	72.7	87.3	0.0	100.0	0	100.0	0.0	0.0
久慈市	8	838	51	912	1.1	96.1	98.0	98.0	***	***	98.0	100.0	0.0
遠野市	3	543	27	614	1.1	66.7	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
一関市	14	2,431	128	2,659	1.1	83.6	91.4	88.3	100.0	113	100.0	100.0	0.0
陸前高田市	2	339	8	365	1.1	100.0	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
釜石市	5	616	32	613	1.0	96.9	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
二戸市	3	535	11	587	1.1	81.8	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
八幡平市	4	456	25	485	1.1	88.0	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
奥州市	7	2,702	112	2,708	1.0	73.2	97.3	97.3	***	***	97.3	100.0	0.0
滝沢市	6	1,640	61	1,704	1.0	52.5	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
雫石町	1	364	16	423	1.2	87.5	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
葛巻町	3	90	14	134	1.5	71.4	100.0	100.0	***	***	100.0	33.3	66.7
岩手町	3	225	16	414	1.8	87.5	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
紫波町	3	857	34	857	1.0	82.4	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
矢巾町	2	699	30	779	1.1	93.3	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
西和賀町	2	85	9	85	1.0	33.3	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
金ケ崎町	1	380	16	426	1.1	62.5	75.0	75.0	***	***	75.0	100.0	0.0
平泉町	1	162	8	223	1.4	100.0	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
住田町	1	80	4	80	1.0	100.0	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
大槌町	1	27	3	67	2.5	100.0	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
山田町	1	279	12	294	1.1	0.0	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
岩泉町	3	157	11	160	1.0	81.8	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
田野畑村	1	69	5	90	1.3	100.0	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
普代村	1	42	6	42	1.0	50.0	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
軽米町	1	181	7	210	1.2	100.0	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
野田村	1	83	5	130	1.6	100.0	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
九戸村	1	112	7	158	1.4	85.7	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
洋野町	3	304	20	427	1.4	85.0	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
一戸町	2	212	14	288	1.4	100.0	100.0	100.0	***	***	100.0	0.0	100.0
合計	143	27,785	1,281	29,958	1.1	81.4	97.3	89.4	21.2	146	99.2	97.0	3.0

注１）「児童生徒数」は、令和６年５月１日現在の児童生徒数。
注２）「学習者用ＰＣ」とは、教育用ＰＣのうち、児童生徒が使用するために配備されたものをいう。
注３）「児童生徒一人当たりの学習者用PC台数」は、「学習者用ＰＣ総台数」を令和６年５月１日現在の児童生徒数で除して算出した値である。
注４）「普通教室の大型提示装置整備率」は、大型提示装置を設置している普通教室の総数を普通教室の総数で除して算出した値である。
注５）「普通教室の校内ＬＡＮ整備率」は、校内ＬＡＮを整備する普通教室の総数を普通教室の総数で除して算出した値である。
注６）「普通教室の無線ＬＡＮ整備率」は、無線ＬＡＮを整備する普通教室の総数を普通教室の総数で除して算出した値である。

○市区町村（設置者）別「コンピュータの設置状況」及び「インターネット接続状況」の実態（中学校）

（令和７年３月１日現在）

市　区　町　村　別 （　中　学　校　）	教員数 人	授業を担当している教員数 人	指導者用PC台数 台	指導者用PC整備率 %	教員の校務用PC台数 台	教員の校務用PC整備率 %	統合型校務支援システム整備率 %	遠隔教育実施率 %	遠隔教育を実施している学校のうち、「合同授業型」の遠隔授業の実施率 %	遠隔教育を実施している学校のうち、「教師支援型」の遠隔授業の実施率 %	遠隔教育を実施している学校のうち、「教科・科目充実型」の遠隔授業の実施率 %	遠隔教育を実施している学校のうち、個々の児童生徒の状況に応じた遠隔教育の実施率 %
岩手県	18	16	16	88.9	18	100.0	100.0	0.0	***	***	***	***
盛岡市	540	471	492	91.1	534	98.9	100.0	26.1	33.3	33.3	0.0	50.0
宮古市	138	116	290	210.1	241	174.6	0.0	36.4	50.0	0.0	0.0	75.0
大船渡市	75	62	70	93.3	85	113.3	100.0	25.0	0.0	0.0	100.0	100.0
花巻市	196	165	208	106.1	232	118.4	100.0	27.3	33.3	33.3	0.0	66.7
北上市	201	175	255	126.9	256	127.4	100.0	66.7	50.0	16.7	0.0	50.0
久慈市	112	93	172	153.6	178	158.9	100.0	25.0	0.0	50.0	0.0	50.0
遠野市	49	42	56	114.3	63	128.6	100.0	33.3	0.0	100.0	0.0	0.0
一関市	249	217	277	111.2	301	120.9	100.0	42.9	33.3	50.0	0.0	66.7
陸前高田市	42	32	51	121.4	58	138.1	100.0	50.0	100.0	0.0	0.0	0.0
釜石市	79	63	84	106.3	89	112.7	100.0	60.0	33.3	33.3	0.0	100.0
二戸市	53	46	61	115.1	63	118.9	100.0	66.7	100.0	50.0	0.0	0.0
八幡平市	63	51	67	106.3	74	117.5	100.0	75.0	33.3	33.3	0.0	33.3
奥州市	208	182	326	156.7	321	154.3	100.0	0.0	***	***	***	***
滝沢市	126	114	133	105.6	146	115.9	100.0	16.7	0.0	100.0	0.0	0.0
雫石町	28	24	25	89.3	35	125.0	100.0	100.0	0.0	0.0	0.0	100.0
葛巻町	29	20	43	148.3	32	110.3	33.3	33.3	0.0	0.0	0.0	100.0
岩手町	36	31	46	127.8	49	136.1	100.0	33.3	0.0	0.0	100.0	100.0
紫波町	64	55	63	98.4	75	117.2	100.0	33.3	100.0	0.0	0.0	100.0
矢巾町	52	46	102	196.2	69	132.7	100.0	100.0	0.0	0.0	0.0	100.0
西和賀町	21	17	23	109.5	26	123.8	100.0	100.0	0.0	50.0	0.0	100.0
金ケ崎町	30	26	27	90.0	33	110.0	100.0	0.0	***	***	***	***
平泉町	16	14	24	150.0	23	143.8	100.0	100.0	100.0	100.0	0.0	100.0
住田町	13	10	12	92.3	18	138.5	100.0	0.0	***	***	***	***
大槌町	9	7	21	233.3	13	144.4	100.0	100.0	0.0	0.0	0.0	100.0
山田町	23	20	32	139.1	30	130.4	100.0	0.0	***	***	***	***
岩泉町	35	29	43	122.9	48	137.1	100.0	66.7	0.0	0.0	0.0	100.0
田野畑村	11	8	11	100.0	16	145.5	100.0	100.0	0.0	0.0	0.0	100.0
普代村	13	9	7	53.8	13	100.0	100.0	0.0	***	***	***	***
軽米町	15	13	41	273.3	20	133.3	100.0	0.0	***	***	***	***
野田村	14	11	21	150.0	22	157.1	100.0	100.0	100.0	0.0	0.0	100.0
九戸村	14	11	21	150.0	21	150.0	100.0	0.0	***	***	***	***
洋野町	43	37	59	137.2	71	165.1	100.0	66.7	50.0	50.0	0.0	100.0
一戸町	30	25	34	113.3	34	113.3	100.0	50.0	0.0	0.0	0.0	100.0
合　　計	2,645	2,258	3,213	121.5	3,307	125.0	90.9	39.2	33.9	28.6	3.6	67.9

注１）「教員」とは、校長、副校長、教頭、主幹教諭、指導教諭、教諭、助教諭、養護教諭、養護助教諭、栄養教諭、常勤講師、再任用職員（フルタイム）をいう。
注２）「授業を担当している教員」とは、各教科等の授業を定期的に担当している教員をいう。授業を一時的・臨時的に担当する教員は含まない。
注３）「指導者用ＰＣ」とは、教員が使用するために配備されたものをいう。教職員が主として校務用に利用しているコンピュータ（校務用コンピュータ）は含まない。
注４）「指導者用ＰＣ整備率」とは指導者用ＰＣの総数を教員の総数で除して算出した値である。
注５）「教員の校務用ＰＣ」とは、主として教員が校務に使用するコンピュータのことをいう。
注６）「教員の校務用ＰＣ整備率」は、校務用ＰＣの総数を総教員数で除して算出した値である。
注７）「統合型校務支援システム」は、教務系（成績処理、出欠管理、時数等）・保健系（健康診断票、保健室管理等）、指導要録等の学籍関係、学校事務系など統合して
機能を有しているシステムをいう。
注８）「遠隔教育」は、遠隔システムを活用した同時双方向型で行う教育をいう。（「『遠隔教育の推進に向けた施策方針』の策定について（通知）」（文部科学省、平成30年9月20日））
注９）「合同授業型」とは、教師が児童生徒等に対面で授業を行う複数の教室等を遠隔により接続することで、児童生徒が多様な意見や考えに触れたり、協働して学習に取り組んだり
する機会の充実を図る遠隔教育の形態をいう。
注10）「教師支援型」とは、外部人材等の専門家と、児童生徒や教師がいる教室等を遠隔により接続することで、児童生徒の学習活動の質を高めるとともに、
教師の資質向上を図る遠隔教育の形態をいう。
注11）「教科・科目充実型」とは、学校教育法施行規則第77条の２（中学校等）、第88条の３（高等学校等）に基づき、当該教科の免許状を保有する教師による
授業を遠隔により提供することで、生徒の多様な科目選択を可能とすること等により、学習機会の充実を図るものをいう。なお、小学校での活用は想定されない。
注12）遠隔教育を実施している学校のうち、「教科・科目充実型」の遠隔教育の実施率は、「教科・科目充実型」の遠隔授業を実施している学校の総数を、
遠隔教育を実施していると答えた学校の総数から、遠隔教育を実施していると答えた小学校の総数を引いた数で除した値である。
注13）「個々の児童生徒の状況に応じた遠隔教育」とは、外国人児童生徒等への日本語指導、病気療養児・不登校児童生徒等に対する学習指導等の
個々の児童生徒の状況に応じた遠隔教育の形態をいう。

○市区町村（設置者）別「コンピュータの設置状況」及び「インターネット接続状況」の実態（義務教育学校）

市　区　町　村　別 （義務教育学校）	学校数 校	児童生徒数 人	普通教室数 室	学習者用PC総台数 台	児童生徒一人当たりの学習者用PC台数 台／人	普通教室の大型提示装置整備率 %
大槌町	1	578	23	578	1.0	100.0
合　計	1	578	23	578	1.0	100.0

注１）「児童生徒数」は、令和６年５月１日現在の児童生徒数。
注２）「学習者用ＰＣ」とは、教育用ＰＣのうち、児童生徒が使用するために配備されたものをいう。
注３）「児童生徒一人当たりの学習者用PC台数」は、「学習者用ＰＣ総台数」を令和６年５月１日現在の児童生徒数で除して算出した値であ
注４）「普通教室の大型提示装置整備率」は、大型提示装置を設置している普通教室の総数を普通教室の総数で除して算出した値である。
注５）「普通教室の校内ＬＡＮ整備率」は、校内ＬＡＮを整備する普通教室の総数を普通教室の総数で除して算出した値である。
注６）「普通教室の無線ＬＡＮ整備率」は、無線ＬＡＮを整備する普通教室の総数を普通教室の総数で除して算出した値である。

（令和７年３月１日現在）

普通教室の校内LAN整備率 %	普通教室の無線LAN整備率 %	普通教室の移動通信システム（LTE等）整備率 %	移動系通信を利用している学校の内、無線LAN整備済みの普通教室の数 室	無線LAN又は移動系通信によりインターネット接続を行う普通教室の割合 %	回線速度の契約理論値 ベストエフォート型 %	回線速度の契約理論値 ギャランティ型 %
100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0

る。

○市区町村（設置者）別「コンピュータの設置状況」及び「インターネット接続状況」の実態（義務教育学校）

（令和７年３月１日現在）

市　区　町　村　別 （義務教育学校）	教員数 人	授業を担当している教員数 人	指導者用PC台数 台	指導者用PC整備率 %	教員の校務用PC台数 台	教員の校務用PC整備率 %	統合型校務支援システム整備率 %	遠隔教育実施率 %	遠隔教育を実施している学校のうち、「合同授業型」の遠隔授業の実施率 %	遠隔教育を実施している学校のうち、「教師支援型」の遠隔授業の実施率 %	遠隔教育を実施している学校のうち、「教科・科目充実型」の遠隔授業の実施率 %	遠隔教育を実施している学校のうち、個々の児童生徒の状況に応じた遠隔教育の実施率 %
大槌町	44	39	34	77.3	48	109.1	100.0	0.0	***	***	***	***
合　計	44	39	34	77.3	48	109.1	100.0	0.0	***	***	***	***

注１）「教員」とは、校長、副校長、教頭、主幹教諭、指導教諭、教諭、助教諭、養護教諭、養護助教諭、栄養教諭、常勤講師、再任用職員（フルタイム）をいう。
注２）「授業を担当している教員」とは、各教科等の授業を定期的に担当している教員をいう。授業を一時的・臨時的に担当する教員は含まない。
注３）「指導者用ＰＣ」とは、教員が使用するために配備されたものをいう。教職員が主として校務用に利用しているコンピュータ（校務用コンピュータ）は含まない。
注４）「指導者用ＰＣ整備率」とは指導者用ＰＣの総数を教員の総数で除して算出した値である。
注５）「教員の校務用ＰＣ」とは、主として教員が校務に使用するコンピュータのことをいう。
注６）「教員の校務用ＰＣ整備率」は、校務用ＰＣの総数を総教員数で除して算出した値である。
注７）「統合型校務支援システム」は、教務系（成績処理、出欠管理、時数等）・保健系（健康診断票、保健室管理等）、指導要録等の学籍関係、学校事務系など統合して
　　機能を有しているシステムをいう。
注８）「遠隔教育」は、遠隔システムを活用した同時双方向型で行う教育をいう。（「『遠隔教育の推進に向けた施策方針』の策定について（通知）」（文部科学省、平成30年9月20日））
注９）「合同授業型」とは、教師が児童生徒等に対面で授業を行う複数の教室等を遠隔により接続することで、児童生徒が多様な意見や考えに触れたり、協働して学習に取り組んだり
　　する機会の充実を図る遠隔教育の形態をいう。
注10）「教師支援型」とは、外部人材等の専門家と、児童生徒や教師がいる教室等を遠隔により接続することで、児童生徒の学習活動の質を高めるとともに、
　　教師の資質向上を図る遠隔教育の形態をいう。
注11）「教科・科目充実型」とは、学校教育法施行規則第77条の２（中学校等）、第88条の３（高等学校等）に基づき、当該教科の免許状を保有する教師による
　　授業を遠隔により提供することで、生徒の多様な科目選択を可能とすること等により、学習機会の充実を図るものをいう。なお、小学校での活用は想定されない。
注12）遠隔教育を実施している学校のうち、「教科・科目充実型」の遠隔教育の実施率は、「教科・科目充実型」の遠隔授業を実施している学校の総数を、
　　遠隔教育を実施していると答えた学校の総数から、遠隔教育を実施していると答えた小学校の総数を引いた数で除した値である。
注13）「個々の児童生徒の状況に応じた遠隔教育」とは、外国人児童生徒等への日本語指導、病気療養児・不登校児童生徒等に対する学習指導等の
　　個々の児童生徒の状況に応じた遠隔教育の形態をいう。

○市区町村（設置者）別「コンピュータの設置状況」及び「インターネット接続状況」の実態（高等学校）

（令和７年３月１日現在）

市区町村別（高等学校）	学校数	学校数（専門学科・総合学科単独及び複数学科設置校）	児童生徒数	児童生徒数（専門学科・総合学科単独及び複数学科設置校）	普通教室数	普通教室数（専門学科・総合学科単独及び複数学科設置校）	学習者用PC総台数	学習者用PC総台数（専門学科・総合学科単独及び複数学科設置校）	児童生徒一人当たりの学習者用PC台数	児童生徒一人当たりの学習者用PC台数（専門学科・総合学科単独及び複数学科設置校）	普通教室の大型提示装置整備率	普通教室の大型提示装置整備率（専門学科・総合学科単独及び複数学科設置校）	普通教室の校内LAN整備率	普通教室の校内LAN整備率（専門学科・総合学科単独及び複数学科設置校）	普通教室の無線LAN整備率	普通教室の無線LAN整備率（専門学科・総合学科単独及び複数学科設置校）	普通教室の移動通信システム（LTE等）整備率	普通教室の移動通信システム（LTE等）整備率（専門学科・総合学科単独及び複数学科設置校）	移動系通信を利用している学校の内、無線LAN整備済みの普通教室の数	移動系通信を利用している学校の内、無線LAN整備済みの普通教室の数（専門学科・総合学科単独及び複数学科設置校）	無線LAN又は移動系通信によりインターネット接続を行う普通教室の割合	無線LAN又は移動系通信によりインターネット接続を行う普通教室の割合（専門学科・総合学科単独及び複数学科設置校）	回線速度の契約理論値ベストエフォート型	回線速度の契約理論値ベストエフォート型（専門学科・総合学科単独及び複数学科設置校）	回線速度の契約理論値ギャランティ型	回線速度の契約理論値ギャランティ型（専門学科・総合学科単独及び複数学科設置校）
	校	校	人	人	室	室	台	台	台／人	台／人	%	%	%	%	%	%	%	%	室	室	%	%	%	%	%	%	%	%
岩手県	64	33	21,444	11,957	778	442	27,099	16,041	1.3	1.3	90.7	87.8	99.0	98.2	97.2	97.3	***	***	***	***	97.2	97.3	100.0	100.0	0.0	0.0
盛岡市	1	1	823	823	21	21	961	961	1.2	1.2	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	***	***	***	***	100.0	100.0	100.0	100.0	0.0	0.0
合計	65	34	22,267	12,780	799	463	28,060	17,002	1.3	1.3	91.0	88.3	99.0	98.3	97.2	97.4	***	***	***	***	97.2	97.4	100.0	100.0	0.0	0.0

注１）「児童生徒数」は、令和６年５月１日現在の児童生徒数。
注２）「学習者用ＰＣ」とは、教育用ＰＣのうち、児童生徒が使用するために配備されたものをいう。
注３）「児童生徒一人当たりの学習者用PC台数」は、「学習者用ＰＣ総台数」を令和６年５月１日現在の児童生徒数で除して算出した値である。
注４）「普通教室の大型提示装置整備率」は、大型提示装置を設置している普通教室の総数を普通教室の総数で除して算出した値である。
注５）「普通教室の校内ＬＡＮ整備率」は、校内ＬＡＮを整備する普通教室の総数を普通教室の総数で除して算出した値である。
注６）「普通教室の無線ＬＡＮ整備率」は、無線ＬＡＮを整備する普通教室の総数を普通教室の総数で除して算出した値である。

○市区町村（設置者）別「コンピュータの設置状況」及び「インターネット接続状況」の実態（高等学校）

（令和７年３月１日現在）

市区町村別（高等学校）	教員数	教員数（専門学科・総合学科単独及び複数学科設置校）	授業を担当している教員数	授業を担当している教員数（専門学科・総合学科単独及び複数学科設置校）	指導者用PC台数	指導者用PC台数（専門学科・総合学科単独及び複数学科設置校）	指導者用PC整備率	指導者用PC整備率（専門学科・総合学科単独及び複数学科設置校）	教員の校務用PC台数	教員の校務用PC台数（専門学科・総合学科単独及び複数学科設置校）	教員の校務用PC整備率	教員の校務用PC整備率（専門学科・総合学科単独及び複数学科設置校）	統合型校務支援システム整備率	統合型校務支援システム整備率（専門学科・総合学科単独及び複数学科設置校）	遠隔教育実施率	遠隔教育実施率（専門学科・総合学科単独及び複数学科設置校）	遠隔教育を実施している学校のうち、「合同授業型」の遠隔授業の実施率	遠隔教育を実施している学校のうち、「合同授業型」の遠隔授業の実施率（専門学科・総合学	遠隔教育を実施している学校のうち、「教師支援型」の遠隔授業の実施率	遠隔教育を実施している学校のうち、「教師支援型」の遠隔授業の実施率（専門学科・総合学	遠隔教育を実施している学校のうち、「教科・科目充実型」の遠隔授業の実施率	遠隔教育を実施している学校のうち、「教科・科目充実型」の遠隔授業の実施率（専門学	遠隔教育を実施している学校のうち、個々の児童生徒の状況に応じた遠隔教育の実施率	遠隔教育を実施している学校のうち、個々の児童生徒の状況に応じた遠隔教育の実施率（専門学
	人	人	人	人	台	台	%	%	台	台	%	%	%	%	%	%	%	%	%	%	%	%	%	%
岩手県	2,298	1,400	2,050	1,259	2,289	1,405	99.6	100.4	3,124	1,910	135.9	136.4	100.0	100.0	39.1	36.4	32.0	41.7	52.0	41.7	28.0	16.7	40.0	50.0
盛岡市	61	61	55	55	62	62	101.6	101.6	67	67	109.8	109.8	100.0	100.0	100.0	100.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	100.0	100.0
合計	2,359	1,461	2,105	1,314	2,351	1,467	99.7	100.4	3,191	1,977	135.3	135.3	100.0	100.0	40.0	38.2	30.8	38.5	50.0	38.5	26.9	15.4	42.3	53.8

注１）「教員」とは、校長、副校長、教頭、主幹教諭、指導教諭、教諭、助教諭、養護教諭、養護助教諭、栄養教諭、常勤講師、再任用職員（フルタイム）をいう。
注２）「授業を担当している教員」とは、各教科等の授業を定期的に担当している教員をいう。授業を一時的・臨時的に担当する教員は含まない。
注３）「指導者用ＰＣ」とは、教員が使用するために配備されたものをいう。教職員が主として校務用に利用しているコンピュータ（校務用コンピュータ）は含まない。
注４）「指導者用ＰＣ整備率」とは指導者用ＰＣの総数を教員の総数で除して算出した値である。
注５）「教員の校務用ＰＣ」とは、主として教員が校務に使用するコンピュータのことをいう。
注６）「教員の校務用ＰＣ整備率」は、校務用ＰＣの総数を総教員数で除して算出した値である。
注７）「統合型校務支援システム」は、教務系（成績処理、出欠管理、時数等）・保健系（健康診断票、保健室管理等）、指導要録等の学籍関係、学校事務系など統合して機能を有しているシステムをいう。
注８）「遠隔教育」は、遠隔システムを活用した同時双方向型で行う教育をいう。（「『遠隔教育の推進に向けた施策方針』の策定について（通知）」（文部科学省、平成30年9月20日））
注９）「合同授業型」とは、教師が児童生徒等に対面で授業を行う複数の教室等を遠隔により接続することで、児童生徒が多様な意見や考えに触れたり、協働して学習に取り組んだりする機会の充実を図る遠隔教育の形態をいう。
注10）「教師支援型」とは、外部人材等の専門家と、児童生徒や教師がいる教室等を遠隔により接続することで、児童生徒の学習活動の質を高めるとともに、教師の資質向上を図る遠隔教育の形態をいう。
注11）「教科・科目充実型」とは、学校教育法施行規則第77条の２（中学校等）、第88条の３（高等学校等）に基づき、当該教科の免許状を保有する教師による授業を遠隔により提供することで、生徒の多様な科目選択を可能とすること等により、学習機会の充実を図るものをいう。なお、小学校での活用は想定されない。
注12）遠隔教育を実施している学校のうち、「教科・科目充実型」の遠隔教育の実施率は、「教科・科目充実型」の遠隔授業を実施している学校の総数を、遠隔教育を実施していると答えた学校の総数から、遠隔教育を実施していると答えた小学校の総数を引いた数で除した値である。
注13）「個々の児童生徒の状況に応じた遠隔教育」とは、外国人児童生徒等への日本語指導、病気療養児・不登校児童生徒等に対する学習指導等の個々の児童生徒の状況に応じた遠隔教育の形態をいう。

○市区町村（設置者）別「コンピュータの設置状況」及び「インターネット接続状況」の実態（中等教育学校）

市　区　町　村　別 （中等教育学校）	学校数 校	児童生徒数 人	普通教室数 室	学習者用PC総台数 台	児童生徒一人当たりの学習者用PC台数 台／人	普通教室の大型提示装置整備率 %
合　計	***	***	***	***	***	***

注１）「児童生徒数」は、令和６年５月１日現在の児童生徒数。
注２）「学習者用ＰＣ」とは、教育用ＰＣのうち、児童生徒が使用するために配備されたものをいう。
注３）「児童生徒一人当たりの学習者用PC台数」は、「学習者用ＰＣ総台数」を令和６年５月１日現在の児童生徒数で除して算出した値であ
注４）「普通教室の大型提示装置整備率」は、大型提示装置を設置している普通教室の総数を普通教室の総数で除して算出した値である。
注５）「普通教室の校内ＬＡＮ整備率」は、校内ＬＡＮを整備する普通教室の総数を普通教室の総数で除して算出した値である。
注６）「普通教室の無線ＬＡＮ整備率」は、無線ＬＡＮを整備する普通教室の総数を普通教室の総数で除して算出した値である。

（令和７年３月１日現在）

普通教室の校内LAN整備率 %	普通教室の無線LAN整備率 %	普通教室の移動通信システム（LTE等）整備率 %	移動系通信を利用している学校の内、無線LAN整備済みの普通教室の数 室	無線LAN又は移動系通信によりインターネット接続を行う普通教室の割合 %	回線速度の契約理論値 ベストエフォート型 %	回線速度の契約理論値 ギャランティ型 %
***	***	***	***	***	***	***

る。

○市区町村（設置者）別「コンピュータの設置状況」及び「インターネット接続状況」の実態（中等教育学校）

（令和７年３月１日現在）

市　区　町　村　別 （中等教育学校）	教員数 人	授業を担当している教員数 人	指導者用PC台数 台	指導者用PC整備率 %	教員の校務用PC台数 台	教員の校務用PC整備率 %	統合型校務支援システム整備率 %	遠隔教育実施率 %	遠隔教育を実施している学校のうち、「合同授業型」の遠隔授業の実施率 %	遠隔教育を実施している学校のうち、「教師支援型」の遠隔授業の実施率 %	遠隔教育を実施している学校のうち、「教科・科目充実型」の遠隔授業の実施率 %	遠隔教育を実施している学校のうち、個々の児童生徒の状況に応じた遠隔教育の実施率 %
合　　計	***	***	***	***	***	***	***	***	***	***	***	***

注１）「教員」とは、校長、副校長、教頭、主幹教諭、指導教諭、教諭、助教諭、養護教諭、養護助教諭、栄養教諭、常勤講師、再任用職員（フルタイム）をいう。
注２）「授業を担当している教員」とは、各教科等の授業を定期的に担当している教員をいう。授業を一時的・臨時的に担当する教員は含まない。
注３）「指導者用ＰＣ」とは、教員が使用するために配備されたものをいう。教職員が主として校務用に利用しているコンピュータ（校務用コンピュータ）は含まない。
注４）「指導者用ＰＣ整備率」とは指導者用ＰＣの総数を教員の総数で除して算出した値である。
注５）「教員の校務用ＰＣ」とは、主として教員が校務に使用するコンピュータのことをいう。
注６）「教員の校務用ＰＣ整備率」は、校務用ＰＣの総数を総教員数で除して算出した値である。
注７）「統合型校務支援システム」は、教務系（成績処理、出欠管理、時数等）・保健系（健康診断票、保健室管理等）、指導要録等の学籍関係、学校事務系など統合して
　　機能を有しているシステムをいう。
注８）「遠隔教育」は、遠隔システムを活用した同時双方向型で行う教育をいう。（「『遠隔教育の推進に向けた施策方針』の策定について（通知）」（文部科学省、平成30年9月20日））
注９）「合同授業型」とは、教師が児童生徒等に対面で授業を行う複数の教室等を遠隔により接続することで、児童生徒が多様な意見や考えに触れたり、協働して学習に取り組んだり
　　する機会の充実を図る遠隔教育の形態をいう。
注10）「教師支援型」とは、外部人材等の専門家と、児童生徒や教師がいる教室等を遠隔により接続することで、児童生徒の学習活動の質を高めるとともに、
　　教師の資質向上を図る遠隔教育の形態をいう。
注11）「教科・科目充実型」とは、学校教育法施行規則第77条の２（中学校等）、第88条の３（高等学校等）に基づき、当該教科の免許状を保有する教師による
　　授業を遠隔により提供することで、生徒の多様な科目選択を可能とすること等により、学習機会の充実を図るものをいう。なお、小学校での活用は想定されない。
注12）遠隔教育を実施している学校のうち、「教科・科目充実型」の遠隔教育の実施率は、「教科・科目充実型」の遠隔授業を実施している学校の総数を、
　　遠隔教育を実施していると答えた学校の総数から、遠隔教育を実施していると答えた小学校の総数を引いた数で除した値である。
注13）「個々の児童生徒の状況に応じた遠隔教育」とは、外国人児童生徒等への日本語指導、病気療養児・不登校児童生徒等に対する学習指導等の
　　個々の児童生徒の状況に応じた遠隔教育の形態をいう。

○市区町村（設置者）別「コンピュータの設置状況」及び「インターネット接続状況」の実態（特別支援学校）

市　区　町　村　別 （特別支援学校）	学校数 校	児童生徒数 人	普通教室数 室	学習者用PC総台数 台	児童生徒一人当たりの学習者用PC台数 台／人	普通教室の大型提示装置整備率 %
岩手県	15	1,351	393	2,175	1.6	14.0
合　計	15	1,351	393	2,175	1.6	14.0

注１）「児童生徒数」は、令和６年５月１日現在の児童生徒数。
注２）「学習者用ＰＣ」とは、教育用ＰＣのうち、児童生徒が使用するために配備されたものをいう。
注３）「児童生徒一人当たりの学習者用PC台数」は、「学習者用ＰＣ総台数」を令和６年５月１日現在の児童生徒数で除して算出した値であ
注４）「普通教室の大型提示装置整備率」は、大型提示装置を設置している普通教室の総数を普通教室の総数で除して算出した値である。
注５）「普通教室の校内ＬＡＮ整備率」は、校内ＬＡＮを整備する普通教室の総数を普通教室の総数で除して算出した値である。
注６）「普通教室の無線ＬＡＮ整備率」は、無線ＬＡＮを整備する普通教室の総数を普通教室の総数で除して算出した値である。

（令和７年３月１日現在）

普通教室の校内LAN整備率 %	普通教室の無線LAN整備率 %	普通教室の移動通信システム（LTE等）整備率 %	移動系通信を利用している学校の内、無線LAN整備済みの普通教室の数 室	無線LAN又は移動系通信によりインターネット接続を行う普通教室の割合 %	回線速度の契約理論値 ベストエフォート型 %	回線速度の契約理論値 ギャランティ型 %
100.0	92.1	***	***	92.1	100.0	0.0
100.0	92.1	***	***	92.1	100.0	0.0

る。

○市区町村（設置者）別「コンピュータの設置状況」及び「インターネット接続状況」の実態（特別支援学校）

（令和７年３月１日現在）

市　区　町　村　別 （特別支援学校）	教員数 人	授業を担当している教員数 人	指導者用PC台数 台	指導者用PC整備率 %	教員の校務用PC台数 台	教員の校務用PC整備率 %	統合型校務支援システム整備率 %	遠隔教育実施率 %	遠隔教育を実施している学校のうち、「合同授業型」の遠隔授業の実施率 %	遠隔教育を実施している学校のうち、「教師支援型」の遠隔授業の実施率 %	遠隔教育を実施している学校のうち、「教科・科目充実型」の遠隔授業の実施率 %	遠隔教育を実施している学校のうち、個々の児童生徒の状況に応じた遠隔教育の実施率 %
岩手県	975	873	1,208	123.9	1,391	142.7	0.0	60.0	66.7	33.3	0.0	66.7
合　計	975	873	1,208	123.9	1,391	142.7	0.0	60.0	66.7	33.3	0.0	66.7

注１）「教員」とは、校長、副校長、教頭、主幹教諭、指導教諭、教諭、助教諭、養護教諭、養護助教諭、栄養教諭、常勤講師、再任用職員（フルタイム）をいう。
注２）「授業を担当している教員」とは、各教科等の授業を定期的に担当している教員をいう。授業を一時的・臨時的に担当する教員は含まない。
注３）「指導者用ＰＣ」とは、教員が使用するために配備されたものをいう。教職員が主として校務用に利用しているコンピュータ（校務用コンピュータ）は含まない。
注４）「指導者用ＰＣ整備率」とは指導者用ＰＣの総数を教員の総数で除して算出した値である。
注５）「教員の校務用ＰＣ」とは、主として教員が校務に使用するコンピュータのことをいう。
注６）「教員の校務用ＰＣ整備率」は、校務用ＰＣの総数を総教員数で除して算出した値である。
注７）「統合型校務支援システム」は、教務系（成績処理、出欠管理、時数等）・保健系（健康診断票、保健室管理等）、指導要録等の学籍関係、学校事務系など統合して
　　機能を有しているシステムをいう。
注８）「遠隔教育」は、遠隔システムを活用した同時双方向型で行う教育をいう。（「『遠隔教育の推進に向けた施策方針』の策定について（通知）」（文部科学省、平成30年9月20日））
注９）「合同授業型」とは、教師が児童生徒等に対面で授業を行う複数の教室等を遠隔により接続することで、児童生徒が多様な意見や考えに触れたり、協働して学習に取り組んだり
　　する機会の充実を図る遠隔教育の形態をいう。
注10）「教師支援型」とは、外部人材等の専門家と、児童生徒や教師がいる教室等を遠隔により接続することで、児童生徒の学習活動の質を高めるとともに、
　　教師の資質向上を図る遠隔教育の形態をいう。
注11）「教科・科目充実型」とは、学校教育法施行規則第77条の２（中学校等）、第88条の３（高等学校等）に基づき、当該教科の免許状を保有する教師による
　　授業を遠隔により提供することで、生徒の多様な科目選択を可能とすること等により、学習機会の充実を図るものをいう。なお、小学校での活用は想定されない。
注12）遠隔教育を実施している学校のうち、「教科・科目充実型」の遠隔教育の実施率は、「教科・科目充実型」の遠隔授業を実施している学校の総数を、
　　遠隔教育を実施していると答えた学校の総数から、遠隔教育を実施していると答えた小学校の総数を引いた数で除した値である。
注13）「個々の児童生徒の状況に応じた遠隔教育」とは、外国人児童生徒等への日本語指導、病気療養児・不登校児童生徒等に対する学習指導等の
　　個々の児童生徒の状況に応じた遠隔教育の形態をいう。

○市区町村（設置者）別「コンピュータの設置状況」及び「インターネット接続状況」の実態（合計）

（令和７年３月１日現在）

市区町村別 （合計）	学校数 校	児童生徒数 人	普通教室数 室	学習者用PC総台数 台	児童生徒一人当たりの学習者用PC台数 台／人	普通教室の大型提示装置整備率 %	普通教室の校内LAN整備率 %	普通教室の無線LAN整備率 %	普通教室の移動通信システム（LTE等）整備率 %	移動系通信を利用している学校の内、無線LAN整備済みの普通教室の数 室	無線LAN又は移動系通信によりインターネット接続を行う普通教室の割合 %	回線速度の契約理論値 ベストエフォート型 %	回線速度の契約理論値 ギャランティ型 %
宮城県	101	37,834	1,768	46,982	1.2	84.8	99.5	99.4	***	***	99.4	100.0	0.0
仙台市	190	79,018	3,298	89,763	1.1	91.8	99.2	99.2	0.1	2	99.2	100.0	0.0
石巻市	50	9,073	529	10,374	1.1	88.1	98.7	2.6	100.0	14	100.0	0.0	100.0
塩竈市	12	3,453	163	3,518	1.0	90.2	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
気仙沼市	21	3,227	197	4,178	1.3	99.5	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
白石市	15	1,954	123	2,014	1.0	64.2	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
名取市	15	7,523	302	8,164	1.1	88.1	99.0	99.0	***	***	99.0	100.0	0.0
角田市	7	1,661	88	1,906	1.1	92.0	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
多賀城市	10	4,922	206	5,239	1.1	94.2	99.0	98.5	***	***	98.5	100.0	0.0
岩沼市	8	3,507	150	3,667	1.0	97.3	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
登米市	31	5,035	305	6,299	1.3	87.2	99.3	99.3	***	***	99.3	100.0	0.0
栗原市	18	3,718	226	3,734	1.0	87.2	98.2	98.2	***	***	98.2	100.0	0.0
東松島市	11	2,913	175	5,451	1.9	92.6	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
大崎市	29	8,857	434	9,602	1.1	84.1	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
富谷市	13	5,208	233	6,000	1.2	92.7	100.0	98.7	***	***	98.7	100.0	0.0
蔵王町	8	705	60	881	1.2	83.3	100.0	98.3	***	***	98.3	100.0	0.0
七ヶ宿町	2	69	12	130	1.9	91.7	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
大河原町	5	1,921	87	2,074	1.1	90.8	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
村田町	4	631	36	757	1.2	63.9	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
柴田町	9	2,538	137	2,811	1.1	78.8	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
川崎町	5	439	35	589	1.3	85.7	97.1	97.1	***	***	97.1	100.0	0.0
丸森町	3	681	32	776	1.1	93.8	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
亘理町	10	2,349	120	2,397	1.0	94.2	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
山元町	5	693	44	791	1.1	95.5	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
松島町	4	743	46	836	1.1	93.5	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
七ヶ浜町	5	1,169	68	1,301	1.1	92.6	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
利府町	9	3,140	143	3,527	1.1	90.9	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
大和町	8	2,472	121	2,558	1.0	77.7	99.2	95.0	***	***	95.0	100.0	0.0
大郷町	2	538	25	641	1.2	92.0	100.0	100.0	***	***	100.0	0.0	100.0
大衡村	2	549	24	609	1.1	100.0	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
色麻町	1	432	30	734	1.7	70.0	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
加美町	10	1,405	93	1,412	1.0	86.0	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
涌谷町	4	860	49	1,081	1.3	93.9	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
美里町	9	1,619	93	1,743	1.1	84.9	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
女川町	2	318	21	398	1.3	71.4	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
南三陸町	7	663	52	735	1.1	75.0	67.3	0.0	100.0	0	100.0	0.0	0.0
合計	645	201,837	9,525	233,672	1.2	88.7	99.2	93.4	6.1	16	99.4	91.8	8.2

注１）「児童生徒数」は、令和６年５月１日現在の児童生徒数。
注２）「学習者用ＰＣ」とは、教育用ＰＣのうち、児童生徒が使用するために配備されたものをいう。
注３）「児童生徒一人当たりの学習者用PC台数」は、「学習者用ＰＣ総台数」を令和６年５月１日現在の児童生徒数で除して算出した値である。
注４）「普通教室の大型提示装置整備率」は、大型提示装置を設置している普通教室の総数を普通教室の総数で除して算出した値である。
注５）「普通教室の校内ＬＡＮ整備率」は、校内ＬＡＮを整備する普通教室の総数を普通教室の総数で除して算出した値である。
注６）「普通教室の無線ＬＡＮ整備率」は、無線ＬＡＮを整備する普通教室の総数を普通教室の総数で除して算出した値である。

○市区町村（設置者）別「コンピュータの設置状況」及び「インターネット接続状況」の実態（合計）

（令和７年３月１日現在）

市　区　町　村　別 （　合　計　）	教員数 人	授業を担当している教員数 人	指導者用PC台数 台	指導者用PC整備率 %	教員の校務用PC台数 台	教員の校務用PC整備率 %	統合型校務支援システム整備率 %	遠隔教育実施率 %	遠隔教育を実施している学校のうち、「合同授業型」の遠隔授業の実施率 %	遠隔教育を実施している学校のうち、「教師支援型」の遠隔授業の実施率 %	遠隔教育を実施している学校のうち、「教科・科目充実型」の遠隔授業の実施率 %	遠隔教育を実施している学校のうち、個々の児童生徒の状況に応じた遠隔教育の実施率 %
宮城県	4,518	3,962	7,723	170.9	6,587	145.8	100.0	64.4	36.9	40.0	13.8	86.2
仙台市	5,467	4,643	5,085	93.0	9,174	167.8	100.0	58.9	52.7	36.6	9.8	75.0
石巻市	864	707	1,124	130.1	1,204	139.4	2.0	58.0	44.8	20.7	0.0	62.1
塩竈市	267	223	242	90.6	323	121.0	100.0	41.7	20.0	20.0	0.0	100.0
気仙沼市	352	292	418	118.8	436	123.9	100.0	57.1	58.3	33.3	0.0	58.3
白石市	221	175	214	96.8	268	121.3	100.0	60.0	66.7	55.6	0.0	66.7
名取市	471	419	760	161.4	901	191.3	100.0	53.3	62.5	25.0	0.0	62.5
角田市	141	123	186	131.9	171	121.3	0.0	100.0	42.9	57.1	0.0	85.7
多賀城市	319	274	562	176.2	436	136.7	100.0	50.0	40.0	40.0	0.0	80.0
岩沼市	230	188	283	123.0	295	128.3	100.0	100.0	50.0	62.5	0.0	87.5
登米市	498	408	784	157.4	708	142.2	100.0	67.7	38.1	28.6	0.0	71.4
栗原市	350	294	404	115.4	530	151.4	100.0	33.3	33.3	33.3	0.0	100.0
東松島市	217	188	224	103.2	331	152.5	100.0	18.2	50.0	50.0	0.0	100.0
大崎市	683	576	1,305	191.1	1,139	166.8	0.0	65.5	57.9	21.1	0.0	63.2
富谷市	339	288	724	213.6	712	210.0	100.0	46.2	0.0	50.0	0.0	83.3
蔵王町	113	93	127	112.4	157	138.9	0.0	62.5	40.0	40.0	0.0	80.0
七ヶ宿町	34	23	56	164.7	46	135.3	100.0	50.0	0.0	0.0	0.0	100.0
大河原町	148	126	173	116.9	164	110.8	100.0	60.0	33.3	33.3	0.0	100.0
村田町	69	58	82	118.8	87	126.1	0.0	75.0	33.3	33.3	0.0	66.7
柴田町	219	169	269	122.8	355	162.1	0.0	33.3	66.7	66.7	0.0	33.3
川崎町	63	50	101	160.3	95	150.8	0.0	60.0	66.7	66.7	0.0	33.3
丸森町	58	47	65	112.1	65	112.1	100.0	66.7	50.0	0.0	0.0	100.0
亘理町	194	165	259	133.5	260	134.0	100.0	70.0	57.1	14.3	0.0	57.1
山元町	71	58	121	170.4	100	140.8	100.0	20.0	100.0	100.0	0.0	100.0
松島町	69	60	95	137.7	94	136.2	100.0	100.0	50.0	25.0	0.0	100.0
七ヶ浜町	103	86	122	118.4	123	119.4	100.0	60.0	33.3	0.0	0.0	66.7
利府町	221	173	273	123.5	273	123.5	100.0	44.4	0.0	0.0	0.0	100.0
大和町	190	157	300	157.9	228	120.0	100.0	50.0	100.0	75.0	0.0	75.0
大郷町	41	33	145	353.7	55	134.1	100.0	0.0	***	***	***	***
大衡村	37	34	92	248.6	51	137.8	100.0	0.0	***	***	***	***
色麻町	42	35	113	269.0	114	271.4	100.0	0.0	***	***	***	***
加美町	154	128	174	113.0	215	139.6	100.0	50.0	40.0	20.0	0.0	80.0
涌谷町	72	60	139	193.1	100	138.9	0.0	0.0	***	***	***	***
美里町	157	135	268	170.7	256	163.1	0.0	77.8	42.9	28.6	0.0	42.9
女川町	33	27	99	300.0	55	166.7	100.0	50.0	0.0	0.0	0.0	100.0
南三陸町	108	78	116	107.4	265	245.4	100.0	14.3	0.0	0.0	0.0	100.0
合　計	17,133	14,555	23,227	135.6	26,373	153.9	80.8	57.5	46.4	34.8	7.1	75.2

注１）「教員」とは、校長、副校長、教頭、主幹教諭、指導教諭、教諭、助教諭、養護教諭、養護助教諭、栄養教諭、常勤講師、再任用職員（フルタイム）をいう。
注２）「授業を担当している教員」とは、各教科等の授業を定期的に担当している教員をいう。授業を一時的・臨時的に担当する教員は含まない。
注３）「指導者用ＰＣ」とは、教員が使用するために配備されたものをいう。教職員が主として校務用に利用しているコンピュータ（校務用コンピュータ）は含まない。
注４）「指導者用ＰＣ整備率」とは指導者用ＰＣの総数を教員の総数で除して算出した値である。
注５）「教員の校務用ＰＣ」とは、主として教員が校務に使用するコンピュータのことをいう。
注６）「教員の校務用ＰＣ整備率」は、校務用ＰＣの総数を総教員数で除して算出した値である。
注７）「統合型校務支援システム」は、教務系（成績処理、出欠管理、時数等）・保健系（健康診断票、保健室管理等）、指導要録等の学籍関係、学校事務系など統合して
　　機能を有しているシステムをいう。
注８）「遠隔教育」は、遠隔システムを活用した同時双方向型で行う教育をいう。（「『遠隔教育の推進に向けた施策方針』の策定について（通知）」（文部科学省、平成30年9月20日））
注９）「合同授業型」とは、教師が児童生徒等に対面で授業を行う複数の教室等を遠隔により接続することで、児童生徒が多様な意見や考えに触れたり、協働して学習に取り組んだり
　　する機会の充実を図る遠隔教育の形態をいう。
注10）「教師支援型」とは、外部人材等の専門家と、児童生徒や教師がいる教室等を遠隔により接続することで、児童生徒の学習活動の質を高めるとともに、
　　教師の資質向上を図る遠隔教育の形態をいう。
注11）「教科・科目充実型」とは、学校教育法施行規則第77条の２（中学校等）、第88条の３（高等学校等）に基づき、当該教科の免許状を保有する教師による
　　授業を遠隔により提供することで、生徒の多様な科目選択を可能とすること等により、学習機会の充実を図るものをいう。なお、小学校での活用は想定されない。
注12）遠隔教育を実施している学校のうち、「教科・科目充実型」の遠隔教育の実施率は、「教科・科目充実型」の遠隔授業を実施している学校の総数を、
　　遠隔教育を実施していると答えた学校の総数から、遠隔教育を実施していると答えた小学校の総数を引いた数で除した値である。
注13）「個々の児童生徒の状況に応じた遠隔教育」とは、外国人児童生徒等への日本語指導、病気療養児・不登校児童生徒等に対する学習指導等の
　　個々の児童生徒の状況に応じた遠隔教育の形態をいう。

○市区町村（設置者）別「コンピュータの設置状況」及び「インターネット接続状況」の実態（小学校）

（令和７年３月１日現在）

市区町村別（小学校）	学校数	児童生徒数	普通教室数	学習者用PC総台数	児童生徒一人当たりの学習者用PC台数	普通教室の大型提示装置整備率	普通教室の校内LAN整備率	普通教室の無線LAN整備率	普通教室の移動通信システム（LTE等）整備率	移動系通信を利用している学校の内、無線LAN整備済みの普通教室の数	無線LAN又は移動系通信によりインターネット接続を行う普通教室の割合	回線速度の契約理論値 ベストエフォート型	回線速度の契約理論値 ギャランティ型
	校	人	室	台	台／人	%	%	%	%	室	%	%	%
仙台市	119	50,656	2,175	56,113	1.1	93.4	99.4	99.4	0.0	1	99.4	100.0	0.0
石巻市	32	5,718	365	6,125	1.1	90.1	98.6	0.0	100.0	0	100.0	0.0	100.0
塩竈市	7	2,311	113	2,346	1.0	89.4	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
気仙沼市	12	2,059	129	2,598	1.3	100.0	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
白石市	10	1,237	91	1,286	1.0	68.1	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
名取市	10	4,688	198	5,101	1.1	87.4	98.5	98.5	***	***	98.5	100.0	0.0
角田市	5	998	61	1,136	1.1	91.8	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
多賀城市	6	3,326	144	3,541	1.1	95.8	98.6	97.9	***	***	97.9	100.0	0.0
岩沼市	4	2,302	103	2,381	1.0	97.1	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
登米市	21	3,241	213	4,056	1.3	93.4	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
栗原市	11	2,135	141	2,141	1.0	85.8	98.6	98.6	***	***	98.6	100.0	0.0
東松島市	8	1,927	127	3,900	2.0	92.1	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
大崎市	18	5,689	287	6,236	1.1	84.7	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
富谷市	8	3,240	153	3,687	1.1	89.5	100.0	98.0	***	***	98.0	100.0	0.0
蔵王町	5	463	43	500	1.1	86.0	100.0	97.7	***	***	97.7	100.0	0.0
七ヶ宿町	1	45	7	54	1.2	100.0	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
大河原町	3	1,235	59	1,288	1.0	91.5	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
村田町	2	400	25	451	1.1	52.0	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
柴田町	6	1,672	93	1,814	1.1	86.0	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
川崎町	3	274	27	321	1.2	81.5	96.3	96.3	***	***	96.3	100.0	0.0
丸森町	2	433	21	509	1.2	100.0	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
亘理町	6	1,518	83	1,516	1.0	94.0	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
山元町	4	474	34	510	1.1	94.1	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
松島町	3	497	34	554	1.1	97.1	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
七ヶ浜町	3	754	48	824	1.1	89.6	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
利府町	6	2,051	101	2,233	1.1	91.1	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
大和町	6	1,605	90	1,625	1.0	87.8	98.9	93.3	***	***	93.3	100.0	0.0
大郷町	1	348	17	435	1.3	100.0	100.0	100.0	***	***	100.0	0.0	100.0
大衡村	1	386	16	406	1.1	100.0	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
加美町	8	887	70	893	1.0	84.3	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
涌谷町	3	553	33	662	1.2	90.9	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
美里町	6	1,068	62	1,070	1.0	85.5	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
女川町	1	210	16	250	1.2	68.8	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
南三陸町	5	439	38	437	1.0	78.9	78.9	0.0	100.0	0	100.0	0.0	0.0
合計	346	104,839	5,217	116,999	1.1	90.9	99.3	91.7	7.7	1	99.4	90.3	9.7

注１）「児童生徒数」は、令和６年５月１日現在の児童生徒数。
注２）「学習者用ＰＣ」とは、教育用ＰＣのうち、児童生徒が使用するために配備されたものをいう。
注３）「児童生徒一人当たりの学習者用PC台数」は、「学習者用ＰＣ総台数」を令和６年５月１日現在の児童生徒数で除して算出した値である。
注４）「普通教室の大型提示装置整備率」は、大型提示装置を設置している普通教室の総数を普通教室の総数で除して算出した値である。
注５）「普通教室の校内ＬＡＮ整備率」は、校内ＬＡＮを整備する普通教室の総数を普通教室の総数で除して算出した値である。
注６）「普通教室の無線ＬＡＮ整備率」は、無線ＬＡＮを整備する普通教室の総数を普通教室の総数で除して算出した値である。

○市区町村（設置者）別「コンピュータの設置状況」及び「インターネット接続状況」の実態（小学校）

（令和７年３月１日現在）

市　区　町　村　別 （　小　学　校　）	教員数 人	授業を担当している教員数 人	指導者用PC台数 台	指導者用PC整備率 %	教員の校務用PC台数 台	教員の校務用PC整備率 %	統合型校務支援システム整備率 %	遠隔教育実施率 %	遠隔教育を実施している学校のうち、「合同授業型」の遠隔授業の実施率 %	遠隔教育を実施している学校のうち、「教師支援型」の遠隔授業の実施率 %	遠隔教育を実施している学校のうち、「教科・科目充実型」の遠隔授業の実施率 %	遠隔教育を実施している学校のうち、個々の児童生徒の状況に応じた遠隔教育の実施率 %
仙台市	3,191	2,614	2,919	91.5	5,341	167.4	100.0	59.7	54.9	45.1	***	77.5
石巻市	522	415	668	128.0	708	135.6	0.0	62.5	45.0	20.0	***	70.0
塩竈市	164	132	149	90.9	185	112.8	100.0	28.6	50.0	50.0	***	100.0
気仙沼市	199	160	241	121.1	251	126.1	100.0	50.0	66.7	50.0	***	33.3
白石市	134	101	123	91.8	163	121.6	100.0	60.0	66.7	66.7	***	50.0
名取市	282	242	511	181.2	595	211.0	100.0	50.0	80.0	40.0	***	60.0
角田市	92	79	125	135.9	109	118.5	0.0	100.0	60.0	80.0	***	80.0
多賀城市	204	173	382	187.3	248	121.6	100.0	50.0	0.0	66.7	***	100.0
岩沼市	129	107	166	128.7	171	132.6	100.0	100.0	50.0	75.0	***	100.0
登米市	308	248	524	170.1	438	142.2	100.0	76.2	43.8	37.5	***	68.8
栗原市	192	153	245	127.6	317	165.1	100.0	36.4	25.0	50.0	***	100.0
東松島市	143	122	161	112.6	238	166.4	100.0	25.0	50.0	50.0	***	100.0
大崎市	398	326	720	180.9	673	169.1	0.0	61.1	63.6	36.4	***	63.6
富谷市	207	166	420	202.9	400	193.2	100.0	25.0	0.0	100.0	***	50.0
蔵王町	68	56	81	119.1	93	136.8	0.0	60.0	33.3	33.3	***	100.0
七ヶ宿町	23	14	27	117.4	15	65.2	100.0	0.0	***	***	***	***
大河原町	91	75	106	116.5	96	105.5	100.0	33.3	0.0	0.0	***	100.0
村田町	37	30	41	110.8	45	121.6	0.0	50.0	0.0	100.0	***	100.0
柴田町	146	102	175	119.9	233	159.6	0.0	33.3	100.0	50.0	***	50.0
川崎町	39	30	65	166.7	51	130.8	0.0	66.7	50.0	100.0	***	50.0
丸森町	36	27	37	102.8	38	105.6	100.0	50.0	100.0	0.0	***	100.0
亘理町	116	99	163	140.5	164	141.4	100.0	66.7	75.0	25.0	***	50.0
山元町	51	40	106	207.8	75	147.1	100.0	25.0	100.0	100.0	***	100.0
松島町	47	41	63	134.0	60	127.7	100.0	100.0	66.7	33.3	***	100.0
七ヶ浜町	67	54	84	125.4	74	110.4	100.0	33.3	100.0	0.0	***	0.0
利府町	141	108	176	124.8	176	124.8	100.0	33.3	0.0	0.0	***	100.0
大和町	127	99	201	158.3	165	129.9	100.0	33.3	100.0	50.0	***	50.0
大郷町	22	17	76	345.5	29	131.8	100.0	0.0	***	***	***	***
大衡村	23	20	63	273.9	29	126.1	100.0	0.0	***	***	***	***
加美町	107	87	117	109.3	155	144.9	100.0	37.5	33.3	33.3	***	66.7
涌谷町	50	39	96	192.0	67	134.0	0.0	0.0	***	***	***	***
美里町	92	76	169	183.7	155	168.5	0.0	66.7	50.0	50.0	***	25.0
女川町	15	13	78	520.0	29	193.3	100.0	0.0	***	***	***	***
南三陸町	71	48	70	98.6	174	245.1	100.0	0.0	***	***	***	***
合　　計	7,534	6,113	9,348	124.1	11,760	156.1	76.9	54.0	52.9	43.9	***	72.2

注１）「教員」とは、校長、副校長、教頭、主幹教諭、指導教諭、教諭、助教諭、養護教諭、養護助教諭、栄養教諭、常勤講師、再任用職員（フルタイム）をいう。
注２）「授業を担当している教員」とは、各教科等の授業を定期的に担当している教員をいう。授業を一時的・臨時的に担当する教員は含まない。
注３）「指導者用ＰＣ」とは、教員が使用するために配備されたものをいう。教職員が主として校務用に利用しているコンピュータ（校務用コンピュータ）は含まない。
注４）「指導者用ＰＣ整備率」とは指導者用ＰＣの総数を教員の総数で除して算出した値である。
注５）「教員の校務用ＰＣ」とは、主として教員が校務に使用するコンピュータのことをいう。
注６）「教員の校務用ＰＣ整備率」は、校務用ＰＣの総数を総教員数で除して算出した値である。
注７）「統合型校務支援システム」は、教務系（成績処理、出欠管理、時数等）・保健系（健康診断票、保健室管理等）、指導要録等の学籍関係、学校事務系など統合して
機能を有しているシステムをいう。
注８）「遠隔教育」は、遠隔システムを活用した同時双方向型で行う教育をいう。（「『遠隔教育の推進に向けた施策方針』の策定について（通知）」（文部科学省、平成30年9月20日））
注９）「合同授業型」とは、教師が児童生徒等に対面で授業を行う複数の教室等を遠隔により接続することで、児童生徒が多様な意見や考えに触れたり、協働して学習に取り組んだり
する機会の充実を図る遠隔教育の形態をいう。
注10）「教師支援型」とは、外部人材等の専門家と、児童生徒や教師がいる教室等を遠隔により接続することで、児童生徒の学習活動の質を高めるとともに、
教師の資質向上を図る遠隔教育の形態をいう。
注11）「教科・科目充実型」とは、学校教育法施行規則第77条の２（中学校等）、第88条の３（高等学校等）に基づき、当該教科の免許状を保有する教師による
授業を遠隔により提供することで、生徒の多様な科目選択を可能とすること等により、学習機会の充実を図るものをいう。なお、小学校での活用は想定されない。
注12）遠隔教育を実施している学校のうち、「教科・科目充実型」の遠隔教育の実施率は、「教科・科目充実型」の遠隔授業を実施している学校の総数を、
遠隔教育を実施していると答えた学校の総数から、遠隔教育を実施していると答えた小学校の総数を引いた数で除した値である。
注13）「個々の児童生徒の状況に応じた遠隔教育」とは、外国人児童生徒等への日本語指導、病気療養児・不登校児童生徒等に対する学習指導等の
個々の児童生徒の状況に応じた遠隔教育の形態をいう。

○市区町村（設置者）別「コンピュータの設置状況」及び「インターネット接続状況」の実態（中学校）

（令和７年３月１日現在）

市区町村別 （中学校）	学校数 校	児童生徒数 人	普通教室数 室	学習者用PC総台数 台	児童生徒一人当たりの学習者用PC台数 台／人	普通教室の大型提示装置整備率 %	普通教室の校内LAN整備率 %	普通教室の無線LAN整備率 %	普通教室の移動通信システム（LTE等）整備率 %	移動系通信を利用している学校の内、無線LAN整備済みの普通教室の数 室	無線LAN又は移動系通信によりインターネット接続を行う普通教室の割合 %	回線速度の契約理論値 ベストエフォート型 %	回線速度の契約理論値 ギャランティ型 %
宮城県	2	628	20	741	1.2	100.0	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
仙台市	65	24,760	997	28,412	1.1	91.3	98.6	98.6	0.1	1	98.6	100.0	0.0
石巻市	17	3,010	150	3,803	1.3	82.0	98.7	0.0	100.0	0	100.0	0.0	100.0
塩竈市	5	1,142	50	1,172	1.0	92.0	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
気仙沼市	9	1,168	68	1,580	1.4	98.5	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
白石市	5	717	32	728	1.0	53.1	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
名取市	4	2,376	83	2,568	1.1	86.7	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
角田市	2	663	27	770	1.2	92.6	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
多賀城市	4	1,596	62	1,698	1.1	90.3	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
岩沼市	4	1,205	47	1,286	1.1	97.9	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
登米市	10	1,794	92	2,243	1.3	72.8	97.8	97.8	***	***	97.8	100.0	0.0
栗原市	6	1,213	62	1,223	1.0	85.5	96.8	96.8	***	***	96.8	100.0	0.0
東松島市	3	986	48	1,551	1.6	93.8	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
大崎市	10	2,839	122	3,032	1.1	84.4	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
富谷市	5	1,968	80	2,313	1.2	98.8	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
蔵王町	3	242	17	381	1.6	76.5	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
七ヶ宿町	1	24	5	76	3.2	80.0	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
大河原町	2	686	28	786	1.1	89.3	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
村田町	2	231	11	306	1.3	90.9	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
柴田町	3	866	44	997	1.2	63.6	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
川崎町	2	165	8	268	1.6	100.0	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
丸森町	1	248	11	267	1.1	81.8	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
亘理町	4	831	37	881	1.1	94.6	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
山元町	1	219	10	281	1.3	100.0	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
松島町	1	246	12	282	1.1	83.3	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
七ヶ浜町	2	415	20	477	1.1	100.0	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
利府町	3	1,089	42	1,294	1.2	90.5	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
大和町	2	867	31	933	1.1	48.4	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
大郷町	1	190	8	206	1.1	75.0	100.0	100.0	***	***	100.0	0.0	100.0
大衡村	1	163	8	203	1.2	100.0	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
加美町	2	518	23	519	1.0	91.3	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
涌谷町	1	307	16	419	1.4	100.0	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
美里町	3	551	31	673	1.2	83.9	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
女川町	1	108	5	148	1.4	80.0	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
南三陸町	2	224	14	298	1.3	64.3	35.7	0.0	100.0	0	100.0	0.0	0.0
合計	189	54,255	2,321	62,815	1.2	88.1	98.8	92.2	7.1	1	99.2	90.3	9.7

注１）「児童生徒数」は、令和６年５月１日現在の児童生徒数。
注２）「学習者用ＰＣ」とは、教育用ＰＣのうち、児童生徒が使用するために配備されたものをいう。
注３）「児童生徒一人当たりの学習者用PC台数」は、「学習者用ＰＣ総台数」を令和６年５月１日現在の児童生徒数で除して算出した値である。
注４）「普通教室の大型提示装置整備率」は、大型提示装置を設置している普通教室の総数を普通教室の総数で除して算出した値である。
注５）「普通教室の校内ＬＡＮ整備率」は、校内ＬＡＮを整備する普通教室の総数を普通教室の総数で除して算出した値である。
注６）「普通教室の無線ＬＡＮ整備率」は、無線ＬＡＮを整備する普通教室の総数を普通教室の総数で除して算出した値である。

○市区町村（設置者）別「コンピュータの設置状況」及び「インターネット接続状況」の実態（中学校）

（令和７年３月１日現在）

市　区　町　村　別 （　中　学　校　）	教員数 人	授業を担当している教員数 人	指導者用PC台数 台	指導者用PC整備率 %	教員の校務用PC台数 台	教員の校務用PC整備率 %	統合型校務支援システム整備率 %	遠隔教育実施率 %	遠隔教育を実施している学校のうち、「合同授業型」の遠隔授業の実施率 %	遠隔教育を実施している学校のうち、「教師支援型」の遠隔授業の実施率 %	遠隔教育を実施している学校のうち、「教科・科目充実型」の遠隔授業の実施率 %	遠隔教育を実施している学校のうち、個々の児童生徒の状況に応じた遠隔教育の実施率 %
宮城県	39	33	67	171.8	45	115.4	100.0	100.0	50.0	100.0	0.0	100.0
仙台市	1,899	1,707	1,841	96.9	3,038	160.0	100.0	58.5	47.4	21.1	10.5	73.7
石巻市	309	266	401	129.8	402	130.1	0.0	52.9	44.4	22.2	0.0	44.4
塩竈市	103	91	93	90.3	138	134.0	100.0	60.0	0.0	0.0	0.0	100.0
気仙沼市	153	132	177	115.7	185	120.9	100.0	66.7	50.0	16.7	0.0	83.3
白石市	87	74	91	104.6	105	120.7	100.0	60.0	66.7	33.3	0.0	100.0
名取市	149	141	208	139.6	255	171.1	100.0	75.0	33.3	0.0	0.0	66.7
角田市	49	44	61	124.5	62	126.5	0.0	100.0	0.0	0.0	0.0	100.0
多賀城市	115	101	180	156.5	188	163.5	100.0	50.0	100.0	0.0	0.0	50.0
岩沼市	101	81	117	115.8	124	122.8	100.0	100.0	50.0	50.0	0.0	75.0
登米市	190	160	260	136.8	270	142.1	100.0	50.0	20.0	0.0	0.0	80.0
栗原市	120	106	127	105.8	151	125.8	100.0	33.3	50.0	0.0	0.0	100.0
東松島市	74	66	63	85.1	93	125.7	100.0	0.0	***	***	***	***
大崎市	250	218	502	200.8	383	153.2	0.0	70.0	42.9	0.0	0.0	71.4
富谷市	132	122	304	230.3	312	236.4	100.0	80.0	0.0	25.0	0.0	100.0
蔵王町	45	37	46	102.2	64	142.2	0.0	66.7	50.0	50.0	0.0	50.0
七ヶ宿町	11	9	29	263.6	31	281.8	100.0	100.0	0.0	0.0	0.0	100.0
大河原町	57	51	67	117.5	68	119.3	100.0	100.0	50.0	50.0	0.0	100.0
村田町	32	28	41	128.1	42	131.3	0.0	100.0	50.0	0.0	0.0	50.0
柴田町	73	67	94	128.8	122	167.1	0.0	33.3	0.0	100.0	0.0	0.0
川崎町	24	20	36	150.0	44	183.3	0.0	50.0	100.0	0.0	0.0	0.0
丸森町	22	20	28	127.3	27	122.7	100.0	100.0	0.0	0.0	0.0	100.0
亘理町	78	66	96	123.1	96	123.1	100.0	75.0	33.3	0.0	0.0	66.7
山元町	20	18	15	75.0	25	125.0	100.0	0.0	***	***	***	***
松島町	22	19	32	145.5	34	154.5	100.0	100.0	0.0	0.0	0.0	100.0
七ヶ浜町	36	32	38	105.6	49	136.1	100.0	100.0	0.0	0.0	0.0	100.0
利府町	80	65	97	121.3	97	121.3	100.0	66.7	0.0	0.0	0.0	100.0
大和町	63	58	99	157.1	63	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	0.0	100.0
大郷町	19	16	69	363.2	26	136.8	100.0	0.0	***	***	***	***
大衡村	14	14	29	207.1	22	157.1	100.0	0.0	***	***	***	***
加美町	47	41	57	121.3	60	127.7	100.0	100.0	50.0	0.0	0.0	100.0
涌谷町	22	21	43	195.5	33	150.0	0.0	0.0	***	***	***	***
美里町	65	59	99	152.3	101	155.4	0.0	100.0	33.3	0.0	0.0	66.7
女川町	18	14	21	116.7	26	144.4	100.0	100.0	0.0	0.0	0.0	100.0
南三陸町	37	30	46	124.3	91	245.9	100.0	50.0	0.0	0.0	0.0	100.0
合　　計	4,555	4,027	5,574	122.4	6,872	150.9	77.2	61.9	40.2	18.8	3.4	76.1

注１）「教員」とは、校長、副校長、教頭、主幹教諭、指導教諭、教諭、助教諭、養護教諭、養護助教諭、栄養教諭、常勤講師、再任用職員（フルタイム）をいう。
注２）「授業を担当している教員」とは、各教科等の授業を定期的に担当している教員をいう。授業を一時的・臨時的に担当する教員は含まない。
注３）「指導者用ＰＣ」とは、教員が使用するために配備されたものをいう。教職員が主として校務用に利用しているコンピュータ（校務用コンピュータ）は含まない。
注４）「指導者用ＰＣ整備率」とは指導者用ＰＣの総数を教員の総数で除して算出した値である。
注５）「教員の校務用ＰＣ」とは、主として教員が校務に使用するコンピュータのことをいう。
注６）「教員の校務用ＰＣ整備率」は、校務用ＰＣの総数を総教員数で除して算出した値である。
注７）「統合型校務支援システム」は、教務系（成績処理、出欠管理、時数等）・保健系（健康診断票、保健室管理等）、指導要録等の学籍関係、学校事務系など統合して
　　機能を有しているシステムをいう。
注８）「遠隔教育」は、遠隔システムを活用した同時双方向型で行う教育をいう。（「『遠隔教育の推進に向けた施策方針』の策定について（通知）」（文部科学省、平成30年9月20日））
注９）「合同授業型」とは、教師が児童生徒等に対面で授業を行う複数の教室等を遠隔により接続することで、児童生徒が多様な意見や考えに触れたり、協働して学習に取り組んだり
　　する機会の充実を図る遠隔教育の形態をいう。
注10）「教師支援型」とは、外部人材等の専門家と、児童生徒や教師がいる教室等を遠隔により接続することで、児童生徒の学習活動の質を高めるとともに、
　　教師の資質向上を図る遠隔教育の形態をいう。
注11）「教科・科目充実型」とは、学校教育法施行規則第77条の２（中学校等）、第88条の３（高等学校等）に基づき、当該教科の免許状を保有する教師による
　　授業を遠隔により提供することで、生徒の多様な科目選択を可能とすること等により、学習機会の充実を図るものをいう。なお、小学校での活用は想定されない。
注12）遠隔教育を実施している学校のうち、「教科・科目充実型」の遠隔教育の実施率は、「教科・科目充実型」の遠隔授業を実施している学校の総数を、
　　遠隔教育を実施していると答えた学校の総数から、遠隔教育を実施していると答えた小学校の総数を引いた数で除した値である。
注13）「個々の児童生徒の状況に応じた遠隔教育」とは、外国人児童生徒等への日本語指導、病気療養児・不登校児童生徒等に対する学習指導等の
　　個々の児童生徒の状況に応じた遠隔教育の形態をいう。

○市区町村（設置者）別「コンピュータの設置状況」及び「インターネット接続状況」の実態（義務教育学校）

市　区　町　村　別 （義務教育学校）	学校数 校	児童生徒数 人	普通教室数 室	学習者用PC総台数 台	児童生徒一人当たりの学習者用PC台数 台／人	普通教室の大型提示装置整備率 %
名取市	1	459	21	495	1.1	100.0
栗原市	1	370	23	370	1.0	100.0
大崎市	1	329	25	334	1.0	76.0
色麻町	1	432	30	734	1.7	70.0
合　計	4	1,590	99	1,933	1.2	84.8

注１）「児童生徒数」は、令和６年５月１日現在の児童生徒数。
注２）「学習者用ＰＣ」とは、教育用ＰＣのうち、児童生徒が使用するために配備されたものをいう。
注３）「児童生徒一人当たりの学習者用PC台数」は、「学習者用ＰＣ総台数」を令和６年５月１日現在の児童生徒数で除して算出した値であ
注４）「普通教室の大型提示装置整備率」は、大型提示装置を設置している普通教室の総数を普通教室の総数で除して算出した値である。
注５）「普通教室の校内ＬＡＮ整備率」は、校内ＬＡＮを整備する普通教室の総数を普通教室の総数で除して算出した値である。
注６）「普通教室の無線ＬＡＮ整備率」は、無線ＬＡＮを整備する普通教室の総数を普通教室の総数で除して算出した値である。

（令和７年３月１日現在）

普通教室の校内LAN整備率 %	普通教室の無線LAN整備率 %	普通教室の移動通信システム（LTE等）整備率 %	移動系通信を利用している学校の内、無線LAN整備済みの普通教室の数 室	無線LAN又は移動系通信によりインターネット接続を行う普通教室の割合 %	回線速度の契約理論値 ベストエフォート型 %	回線速度の契約理論値 ギャランティ型 %
100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0

る。

○市区町村（設置者）別「コンピュータの設置状況」及び「インターネット接続状況」の実態（義務教育学校）

（令和７年３月１日現在）

市　区　町　村　別 （義務教育学校）	教員数 人	授業を担当している教員数 人	指導者用PC台数 台	指導者用PC整備率 %	教員の校務用PC台数 台	教員の校務用PC整備率 %	統合型校務支援システム整備率 %	遠隔教育実施率 %	遠隔教育を実施している学校のうち、「合同授業型」の遠隔授業の実施率 %	遠隔教育を実施している学校のうち、「教師支援型」の遠隔授業の実施率 %	遠隔教育を実施している学校のうち、「教科・科目充実型」の遠隔授業の実施率 %	遠隔教育を実施している学校のうち、個々の児童生徒の状況に応じた遠隔教育の実施率 %
名取市	40	36	41	102.5	51	127.5	100.0	0.0	***	***	***	***
栗原市	38	35	32	84.2	62	163.2	100.0	0.0	***	***	***	***
大崎市	35	32	83	237.1	83	237.1	0.0	100.0	100.0	0.0	0.0	0.0
色麻町	42	35	113	269.0	114	271.4	100.0	0.0	***	***	***	***
合　　計	155	138	269	173.5	310	200.0	75.0	25.0	100.0	0.0	0.0	0.0

注１）「教員」とは、校長、副校長、教頭、主幹教諭、指導教諭、教諭、助教諭、養護教諭、養護助教諭、栄養教諭、常勤講師、再任用職員（フルタイム）をいう。
注２）「授業を担当している教員」とは、各教科等の授業を定期的に担当している教員をいう。授業を一時的・臨時的に担当する教員は含まない。
注３）「指導者用ＰＣ」とは、教員が使用するために配備されたものをいう。教職員が主として校務用に利用しているコンピュータ（校務用コンピュータ）は含まない。
注４）「指導者用ＰＣ整備率」とは指導者用ＰＣの総数を教員の総数で除して算出した値である。
注５）「教員の校務用ＰＣ」とは、主として教員が校務に使用するコンピュータのことをいう。
注６）「教員の校務用ＰＣ整備率」は、校務用ＰＣの総数を総教員数で除して算出した値である。
注７）「統合型校務支援システム」は、教務系（成績処理、出欠管理、時数等）・保健系（健康診断票、保健室管理等）、指導要録等の学籍関係、学校事務系など統合して
　　機能を有しているシステムをいう。
注８）「遠隔教育」は、遠隔システムを活用した同時双方向型で行う教育をいう。（「『遠隔教育の推進に向けた施策方針』の策定について（通知）」（文部科学省、平成30年9月20日））
注９）「合同授業型」とは、教師が児童生徒等に対面で授業を行う複数の教室等を遠隔により接続することで、児童生徒が多様な意見や考えに触れたり、協働して学習に取り組んだり
　　する機会の充実を図る遠隔教育の形態をいう。
注10）「教師支援型」とは、外部人材等の専門家と、児童生徒や教師がいる教室等を遠隔により接続することで、児童生徒の学習活動の質を高めるとともに、
　　教師の資質向上を図る遠隔教育の形態をいう。
注11）「教科・科目充実型」とは、学校教育法施行規則第77条の２（中学校等）、第88条の３（高等学校等）に基づき、当該教科の免許状を保有する教師による
　　授業を遠隔により提供することで、生徒の多様な科目選択を可能とすること等により、学習機会の充実を図るものをいう。なお、小学校での活用は想定されない。
注12）遠隔教育を実施している学校のうち、「教科・科目充実型」の遠隔教育の実施率は、「教科・科目充実型」の遠隔授業を実施している学校の総数を、
　　遠隔教育を実施していると答えた学校の総数から、遠隔教育を実施していると答えた小学校の総数を引いた数で除した値である。
注13）「個々の児童生徒の状況に応じた遠隔教育」とは、外国人児童生徒等への日本語指導、病気療養児・不登校児童生徒等に対する学習指導等の
　　個々の児童生徒の状況に応じた遠隔教育の形態をいう。

○市区町村（設置者）別「コンピュータの設置状況」及び「インターネット接続状況」の実態（高等学校）

（令和７年３月１日現在）

市区町村別（高等学校）	学校数	学校数（専門学科・総合学科単独及び複数学科設置校）	児童生徒数	児童生徒数（専門学科・総合学科単独及び複数学科設置校）	普通教室数	普通教室数（専門学科・総合学科単独及び複数学科設置校）	学習者用PC総台数	学習者用PC総台数（専門学科・総合学科単独及び複数学科設置校）	児童生徒一人当たりの学習者用PC台数	児童生徒一人当たりの学習者用PC台数（専門学科・総合学科単独及び複数学科設置校）	普通教室の大型提示装置整備率	普通教室の大型提示装置整備率（専門学科・総合学科単独及び複数学科設置校）	普通教室の校内LAN整備率	普通教室の校内LAN整備率（専門学科・総合学科単独及び複数学科設置校）	普通教室の無線LAN整備率	普通教室の無線LAN整備率（専門学科・総合学科単独及び複数学科設置校）	普通教室の移動通信システム（LTE等）整備率	普通教室の移動通信システム（LTE等）整備率（専門学科・総合学科単独及び複数学科設置校）	移動系通信を利用している学校の内、無線LAN整備済みの普通教室の数	移動系通信を利用している学校の内、無線LAN整備済みの普通教室の数（専門学科・総合学科単独及び複数学科設置校）	無線LAN又は移動系通信によりインターネット接続を行う普通教室の割合	無線LAN又は移動系通信によりインターネット接続を行う普通教室の割合（専門学科・総合学科単独及び複数学科設置校）	回線速度の契約理論値ベストエフォート型	回線速度の契約理論値ベストエフォート型（専門学科・総合学科単独及び複数学科設置校）	回線速度の契約理論値ギャランティ型	回線速度の契約理論値ギャランティ型（専門学科・総合学科単独及び複数学科設置校）
	校	校	人	人	室	室	台	台	台／人	台／人	%	%	%	%	%	%	%	%	室	室	%	%	%	%	%	%
宮城県	73	40	34,796	18,285	1,210	680	44,406	25,935	1.3	1.4	96.9	96.2	99.5	99.6	99.3	99.6	***	***	***	***	99.3	99.6	100.0	100.0	0.0	0.0
仙台市	4	2	2,631	1,579	72	30	4,006	2,546	1.5	1.6	84.7	86.7	100.0	100.0	100.0	100.0	***	***	***	***	100.0	100.0	100.0	100.0	0.0	0.0
石巻市	1	***	345	***	14	***	446	***	1.3	***	100.0	***	100.0	***	100.0	***	100.0	***	14	***	100.0	***	0.0	***	100.0	***
合計	78	42	37,772	19,864	1,296	710	48,858	28,481	1.3	1.4	96.3	95.8	99.5	99.6	99.3	99.6	1.1	***	14	***	99.3	99.6	98.7	100.0	1.3	0.0

注１）「児童生徒数」は、令和６年５月１日現在の児童生徒数。
注２）「学習者用ＰＣ」とは、教育用ＰＣのうち、児童生徒が使用するために配備されたものをいう。
注３）「児童生徒一人当たりの学習者用PC台数」は、「学習者用ＰＣ総台数」を令和６年５月１日現在の児童生徒数で除して算出した値である。
注４）「普通教室の大型提示装置整備率」は、大型提示装置を設置している普通教室の総数を普通教室の総数で除して算出した値である。
注５）「普通教室の校内ＬＡＮ整備率」は、校内ＬＡＮを整備する普通教室の総数を普通教室の総数で除して算出した値である。
注６）「普通教室の無線ＬＡＮ整備率」は、無線ＬＡＮを整備する普通教室の総数を普通教室の総数で除して算出した値である。

○市区町村（設置者）別「コンピュータの設置状況」及び「インターネット接続状況」の実態（高等学校）

（令和７年３月１日現在）

市区町村別（高等学校）	教員数	教員数（専門学科・総合学科単独及び複数学科設置校）	授業を担当している教員数	授業を担当している教員数（専門学科・総合学科単独及び複数学科設置校）	指導者用PC台数	指導者用PC台数（専門学科・総合学科単独及び複数学科設置校）	指導者用PC整備率	指導者用PC整備率（専門学科・総合学科単独及び複数学科設置校）	教員の校務用PC台数	教員の校務用PC台数（専門学科・総合学科単独及び複数学科設置校）	教員の校務用PC整備率	教員の校務用PC整備率（専門学科・総合学科単独及び複数学科設置校）	統合型校務支援システム整備率	統合型校務支援システム整備率（専門学科・総合学科単独及び複数学科設置校）	遠隔教育実施率	遠隔教育実施率（専門学科・総合学科単独及び複数学科設置校）	遠隔教育を実施している学校のうち、「合同授業型」の遠隔授業の実施率	遠隔教育を実施している学校のうち、「合同授業型」の遠隔授業の実施率（専門学科・総合学	遠隔教育を実施している学校のうち、「教師支援型」の遠隔授業の実施率	遠隔教育を実施している学校のうち、「教師支援型」の遠隔授業の実施率（専門学科・総合学	遠隔教育を実施している学校のうち、「教科・科目充実型」の遠隔授業の実施率	遠隔教育を実施している学校のうち、「教科・科目充実型」の遠隔授業の実施率（専門学	遠隔教育を実施している学校のうち、個々の児童生徒の状況に応じた遠隔教育の実施率	遠隔教育を実施している学校のうち、個々の児童生徒の状況に応じた遠隔教育の実施率（専門学
	人	人	人	人	台	台	%	%	台	台	%	%	%	%	%	%	%	%	%	%	%	%	%	%
宮城県	2,988	1,726	2,686	1,557	5,491	3,316	183.8	192.1	4,616	2,770	154.5	160.5	100.0	100.0	65.8	52.5	29.2	33.3	41.7	42.9	14.6	4.8	89.6	95.2
仙台市	230	127	203	117	264	159	114.8	125.2	572	317	248.7	249.6	100.0	100.0	50.0	100.0	50.0	50.0	50.0	50.0	0.0	0.0	0.0	0.0
石巻市	33	***	26	***	55	***	166.7	***	94	***	284.8	***	100.0	***	0.0	***	***	***	***	***	***	***	***	***
合計	3,251	1,853	2,915	1,674	5,810	3,475	178.7	187.5	5,282	3,087	162.5	166.6	100.0	100.0	64.1	54.8	30.0	34.8	42.0	43.5	14.0	4.3	86.0	87.0

注１）「教員」とは、校長、副校長、教頭、主幹教諭、指導教諭、教諭、助教諭、養護教諭、養護助教諭、栄養教諭、常勤講師、再任用職員（フルタイム）をいう。
注２）「授業を担当している教員」とは、各教科等の授業を定期的に担当している教員をいう。授業を一時的・臨時的に担当する教員は含まない。
注３）「指導者用ＰＣ」とは、教員が使用するために配備されたものをいう。教職員が主として校務用に利用しているコンピュータ（校務用コンピュータ）は含まない。
注４）「指導者用ＰＣ整備率」とは指導者用ＰＣの総数を教員の総数で除して算出した値である。
注５）「教員の校務用ＰＣ」とは、主として教員が校務に使用するコンピュータのことをいう。
注６）「教員の校務用ＰＣ整備率」は、校務用ＰＣの総数を総教員数で除して算出した値である。
注７）「統合型校務支援システム」は、教務系（成績処理、出欠管理、時数等）・保健系（健康診断票、保健室管理等）、指導要録等の学籍関係、学校事務系など統合して機能を有しているシステムをいう。
注８）「遠隔教育」は、遠隔システムを活用した同時双方向型で行う教育をいう。（「『遠隔教育の推進に向けた施策方針』の策定について（通知）」（文部科学省、平成30年9月20日））
注９）「合同授業型」とは、教師が児童生徒等に対面で授業を行う複数の教室等を遠隔により接続することで、児童生徒が多様な意見や考えに触れたり、協働して学習に取り組んだりする機会の充実を図る遠隔教育の形態をいう。
注10）「教師支援型」とは、外部人材等の専門家と、児童生徒や教師がいる教室等を遠隔により接続することで、児童生徒の学習活動の質を高めるとともに、教師の資質向上を図る遠隔教育の形態をいう。
注11）「教科・科目充実型」とは、学校教育法施行規則第77条の２（中学校等）、第88条の３（高等学校等）に基づき、当該教科の免許状を保有する教師による授業を遠隔により提供することで、生徒の多様な科目選択を可能とすること等により、学習機会の充実を図るものをいう。なお、小学校での活用は想定されない。
注12）遠隔教育を実施している学校のうち、「教科・科目充実型」の遠隔教育の実施率は、「教科・科目充実型」の遠隔授業を実施している学校の総数を、遠隔教育を実施していると答えた学校の総数から、遠隔教育を実施していると答えた小学校の総数を引いた数で除した値である。
注13）「個々の児童生徒の状況に応じた遠隔教育」とは、外国人児童生徒等への日本語指導、病気療養児・不登校児童生徒等に対する学習指導等の個々の児童生徒の状況に応じた遠隔教育の形態をいう。

○市区町村（設置者）別「コンピュータの設置状況」及び「インターネット接続状況」の実態（中等教育学校）

市　区　町　村　別 （中等教育学校）	学校数 校	児童生徒数 人	普通教室数 室	学習者用PC総台数 台	児童生徒一人当たりの学習者用PC台数 台／人	普通教室の大型提示装置整備率 %
仙台市	1	811	24	1,077	1.3	100.0
合　計	1	811	24	1,077	1.3	100.0

注１）「児童生徒数」は、令和６年５月１日現在の児童生徒数。
注２）「学習者用ＰＣ」とは、教育用ＰＣのうち、児童生徒が使用するために配備されたものをいう。
注３）「児童生徒一人当たりの学習者用PC台数」は、「学習者用ＰＣ総台数」を令和６年５月１日現在の児童生徒数で除して算出した値であ
注４）「普通教室の大型提示装置整備率」は、大型提示装置を設置している普通教室の総数を普通教室の総数で除して算出した値である。
注５）「普通教室の校内ＬＡＮ整備率」は、校内ＬＡＮを整備する普通教室の総数を普通教室の総数で除して算出した値である。
注６）「普通教室の無線ＬＡＮ整備率」は、無線ＬＡＮを整備する普通教室の総数を普通教室の総数で除して算出した値である。

（令和７年３月１日現在）

普通教室の校内LAN整備率 %	普通教室の無線LAN整備率 %	普通教室の移動通信システム（LTE等）整備率 %	移動系通信を利用している学校の内、無線LAN整備済みの普通教室の数 室	無線LAN又は移動系通信によりインターネット接続を行う普通教室の割合 %	回線速度の契約理論値 ベストエフォート型 %	回線速度の契約理論値 ギャランティ型 %
100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0

る。

○市区町村（設置者）別「コンピュータの設置状況」及び「インターネット接続状況」の実態（中等教育学校）

（令和７年３月１日現在）

市　区　町　村　別 （中等教育学校）	教員数 人	授業を担当している教員数 人	指導者用PC台数 台	指導者用PC整備率 %	教員の校務用PC台数 台	教員の校務用PC整備率 %	統合型校務支援システム整備率 %	遠隔教育実施率 %	遠隔教育を実施している学校のうち、「合同授業型」の遠隔授業の実施率 %	遠隔教育を実施している学校のうち、「教師支援型」の遠隔授業の実施率 %	遠隔教育を実施している学校のうち、「教科・科目充実型」の遠隔授業の実施率 %	遠隔教育を実施している学校のうち、個々の児童生徒の状況に応じた遠隔教育の実施率 %
仙台市	65	56	60	92.3	95	146.2	100.0	0.0	***	***	***	***
合　計	65	56	60	92.3	95	146.2	100.0	0.0	***	***	***	***

注１）「教員」とは、校長、副校長、教頭、主幹教諭、指導教諭、教諭、助教諭、養護教諭、養護助教諭、栄養教諭、常勤講師、再任用職員（フルタイム）をいう。
注２）「授業を担当している教員」とは、各教科等の授業を定期的に担当している教員をいう。授業を一時的・臨時的に担当する教員は含まない。
注３）「指導者用ＰＣ」とは、教員が使用するために配備されたものをいう。教職員が主として校務用に利用しているコンピュータ（校務用コンピュータ）は含まない。
注４）「指導者用ＰＣ整備率」とは指導者用ＰＣの総数を教員の総数で除して算出した値である。
注５）「教員の校務用ＰＣ」とは、主として教員が校務に使用するコンピュータのことをいう。
注６）「教員の校務用ＰＣ整備率」は、校務用ＰＣの総数を総教員数で除して算出した値である。
注７）「統合型校務支援システム」は、教務系（成績処理、出欠管理、時数等）・保健系（健康診断票、保健室管理等）、指導要録等の学籍関係、学校事務系など統合して
　　機能を有しているシステムをいう。
注８）「遠隔教育」は、遠隔システムを活用した同時双方向型で行う教育をいう。（「『遠隔教育の推進に向けた施策方針』の策定について（通知）」（文部科学省、平成30年9月20日））
注９）「合同授業型」とは、教師が児童生徒等に対面で授業を行う複数の教室等を遠隔により接続することで、児童生徒が多様な意見や考えに触れたり、協働して学習に取り組んだり
　　する機会の充実を図る遠隔教育の形態をいう。
注10）「教師支援型」とは、外部人材等の専門家と、児童生徒や教師がいる教室等を遠隔により接続することで、児童生徒の学習活動の質を高めるとともに、
　　教師の資質向上を図る遠隔教育の形態をいう。
注11）「教科・科目充実型」とは、学校教育法施行規則第77条の２（中学校等）、第88条の３（高等学校等）に基づき、当該教科の免許状を保有する教師による
　　授業を遠隔により提供することで、生徒の多様な科目選択を可能とすること等により、学習機会の充実を図るものをいう。なお、小学校での活用は想定されない。
注12）遠隔教育を実施している学校のうち、「教科・科目充実型」の遠隔教育の実施率は、「教科・科目充実型」の遠隔授業を実施している学校の総数を、
　　遠隔教育を実施していると答えた学校の総数から、遠隔教育を実施していると答えた小学校の総数を引いた数で除した値である。
注13）「個々の児童生徒の状況に応じた遠隔教育」とは、外国人児童生徒等への日本語指導、病気療養児・不登校児童生徒等に対する学習指導等の
　　個々の児童生徒の状況に応じた遠隔教育の形態をいう。

○市区町村（設置者）別「コンピュータの設置状況」及び「インターネット接続状況」の実態（特別支援学校）

市　区　町　村　別 （特別支援学校）	学校数 校	児童生徒数 人	普通教室数 室	学習者用PC総台数 台	児童生徒一人当たりの学習者用PC台数 台／人	普通教室の大型提示装置整備率 %
宮城県	26	2,410	538	1,835	0.8	57.1
仙台市	1	160	30	155	1.0	0.0
合　計	27	2,570	568	1,990	0.8	54.0

注１）「児童生徒数」は、令和６年５月１日現在の児童生徒数。
注２）「学習者用ＰＣ」とは、教育用ＰＣのうち、児童生徒が使用するために配備されたものをいう。
注３）「児童生徒一人当たりの学習者用PC台数」は、「学習者用ＰＣ総台数」を令和６年５月１日現在の児童生徒数で除して算出した値であ
注４）「普通教室の大型提示装置整備率」は、大型提示装置を設置している普通教室の総数を普通教室の総数で除して算出した値である。
注５）「普通教室の校内ＬＡＮ整備率」は、校内ＬＡＮを整備する普通教室の総数を普通教室の総数で除して算出した値である。
注６）「普通教室の無線ＬＡＮ整備率」は、無線ＬＡＮを整備する普通教室の総数を普通教室の総数で除して算出した値である。

（令和７年３月１日現在）

普通教室の校内LAN整備率 %	普通教室の無線LAN整備率 %	普通教室の移動通信システム（LTE等）整備率 %	移動系通信を利用している学校の内、無線LAN整備済みの普通教室の数 室	無線LAN又は移動系通信によりインターネット接続を行う普通教室の割合 %	回線速度の契約理論値 ベストエフォート型 %	回線速度の契約理論値 ギャランティ型 %
99.6	99.6	***	***	99.6	100.0	0.0
100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
99.6	99.6	***	***	99.6	100.0	0.0

る。

○市区町村（設置者）別「コンピュータの設置状況」及び「インターネット接続状況」の実態（特別支援学校）

（令和７年３月１日現在）

市　区　町　村　別 （特別支援学校）	教員数 人	授業を担当している教員数 人	指導者用PC台数 台	指導者用PC整備率 %	教員の校務用PC台数 台	教員の校務用PC整備率 %	統合型校務支援システム整備率 %	遠隔教育実施率 %	遠隔教育を実施している学校のうち、「合同授業型」の遠隔授業の実施率 %	遠隔教育を実施している学校のうち、「教師支援型」の遠隔授業の実施率 %	遠隔教育を実施している学校のうち、「教科・科目充実型」の遠隔授業の実施率 %	遠隔教育を実施している学校のうち、個々の児童生徒の状況に応じた遠隔教育の実施率 %
宮城県	1,491	1,243	2,165	145.2	1,926	129.2	100.0	57.7	60.0	26.7	13.3	73.3
仙台市	82	63	1	1.2	128	156.1	100.0	100.0	100.0	0.0	0.0	100.0
合　計	1,573	1,306	2,166	137.7	2,054	130.6	100.0	59.3	62.5	25.0	12.5	75.0

注１）「教員」とは、校長、副校長、教頭、主幹教諭、指導教諭、教諭、助教諭、養護教諭、養護助教諭、栄養教諭、常勤講師、再任用職員（フルタイム）をいう。
注２）「授業を担当している教員」とは、各教科等の授業を定期的に担当している教員をいう。授業を一時的・臨時的に担当する教員は含まない。
注３）「指導者用ＰＣ」とは、教員が使用するために配備されたものをいう。教職員が主として校務用に利用しているコンピュータ（校務用コンピュータ）は含まない。
注４）「指導者用ＰＣ整備率」とは指導者用ＰＣの総数を教員の総数で除して算出した値である。
注５）「教員の校務用ＰＣ」とは、主として教員が校務に使用するコンピュータのことをいう。
注６）「教員の校務用ＰＣ整備率」は、校務用ＰＣの総数を総教員数で除して算出した値である。
注７）「統合型校務支援システム」は、教務系（成績処理、出欠管理、時数等）・保健系（健康診断票、保健室管理等）、指導要録等の学籍関係、学校事務系など統合して
　　機能を有しているシステムをいう。
注８）「遠隔教育」は、遠隔システムを活用した同時双方向型で行う教育をいう。（「『遠隔教育の推進に向けた施策方針』の策定について（通知）」（文部科学省、平成30年9月20日））
注９）「合同授業型」とは、教師が児童生徒等に対面で授業を行う複数の教室等を遠隔により接続することで、児童生徒が多様な意見や考えに触れたり、協働して学習に取り組んだり
　　する機会の充実を図る遠隔教育の形態をいう。
注10）「教師支援型」とは、外部人材等の専門家と、児童生徒や教師がいる教室等を遠隔により接続することで、児童生徒の学習活動の質を高めるとともに、
　　教師の資質向上を図る遠隔教育の形態をいう。
注11）「教科・科目充実型」とは、学校教育法施行規則第77条の２（中学校等）、第88条の３（高等学校等）に基づき、当該教科の免許状を保有する教師による
　　授業を遠隔により提供することで、生徒の多様な科目選択を可能とすること等により、学習機会の充実を図るものをいう。なお、小学校での活用は想定されない。
注12）遠隔教育を実施している学校のうち、「教科・科目充実型」の遠隔教育の実施率は、「教科・科目充実型」の遠隔授業を実施している学校の総数を、
　　遠隔教育を実施していると答えた学校の総数から、遠隔教育を実施していると答えた小学校の総数を引いた数で除した値である。
注13）「個々の児童生徒の状況に応じた遠隔教育」とは、外国人児童生徒等への日本語指導、病気療養児・不登校児童生徒等に対する学習指導等の
　　個々の児童生徒の状況に応じた遠隔教育の形態をいう。

○市区町村（設置者）別「コンピュータの設置状況」及び「インターネット接続状況」の実態（合計）

市　区　町　村　別 （　合　計　）	学校数 校	児童生徒数 人	普通教室数 室	学習者用PC総台数 台	児童生徒一人当たりの学習者用PC台数 台／人	普通教室の大型提示装置整備率 %	普通教室の校内LAN整備率 %	普通教室の無線LAN整備率 %	普通教室の移動通信システム（LTE等）整備率 %	移動系通信を利用している学校の内、無線LAN整備済みの普通教室の数 室
秋田県	60	19,353	892	24,932	1.3	90.0	99.2	97.2	***	***
秋田市	63	19,754	856	20,119	1.0	100.0	99.9	99.5	***	***
能代市	13	2,468	138	3,104	1.3	56.5	100.0	100.0	***	***
横手市	20	5,010	260	5,890	1.2	86.9	100.0	100.0	***	***
大館市	25	3,695	235	4,069	1.1	40.0	97.9	97.9	***	***
男鹿市	8	1,024	67	1,155	1.1	85.1	100.0	100.0	***	***
湯沢市	12	2,135	112	2,556	1.2	100.0	100.0	100.0	***	***
鹿角市	10	1,666	96	1,733	1.0	70.8	100.0	95.8	***	***
由利本荘市	23	4,424	225	5,186	1.2	91.1	100.0	100.0	***	***
潟上市	9	2,049	99	2,227	1.1	52.5	100.0	100.0	***	***
大仙市	30	4,545	276	4,603	1.0	89.1	100.0	100.0	***	***
北秋田市	10	1,433	95	1,475	1.0	84.2	100.0	100.0	***	***
にかほ市	7	1,307	64	1,864	1.4	98.4	100.0	100.0	***	***
仙北市	11	1,258	79	1,417	1.1	94.9	100.0	100.0	***	***
小坂町	2	214	12	280	1.3	100.0	100.0	100.0	***	***
上小阿仁村	2	65	10	66	1.0	90.0	100.0	100.0	***	***
藤里町	1	129	12	160	1.2	91.7	100.0	100.0	***	***
三種町	8	680	54	973	1.4	77.8	98.1	94.4	***	***
八峰町	3	235	19	242	1.0	100.0	100.0	100.0	***	***
五城目町	2	366	24	443	1.2	100.0	100.0	100.0	***	***
八郎潟町	2	251	16	276	1.1	81.3	100.0	100.0	***	***
井川町	1	196	14	283	1.4	0.0	100.0	100.0	***	***
大潟村	2	206	12	206	1.0	75.0	100.0	100.0	***	***
美郷町	4	1,080	54	1,114	1.0	88.9	100.0	100.0	***	***
羽後町	5	799	52	872	1.1	51.9	100.0	100.0	***	***
東成瀬村	2	112	11	182	1.6	27.3	100.0	100.0	***	***
合　計	335	74,454	3,784	85,427	1.1	85.4	99.6	98.9	***	***

注１）「児童生徒数」は、令和６年５月１日現在の児童生徒数。
注２）「学習者用ＰＣ」とは、教育用ＰＣのうち、児童生徒が使用するために配備されたものをいう。
注３）「児童生徒一人当たりの学習者用PC台数」は、「学習者用ＰＣ総台数」を令和６年５月１日現在の児童生徒数で除して算出した値である。
注４）「普通教室の大型提示装置整備率」は、大型提示装置を設置している普通教室の総数を普通教室の総数で除して算出した値である。
注５）「普通教室の校内ＬＡＮ整備率」は、校内ＬＡＮを整備する普通教室の総数を普通教室の総数で除して算出した値である。
注６）「普通教室の無線ＬＡＮ整備率」は、無線ＬＡＮを整備する普通教室の総数を普通教室の総数で除して算出した値である。

（令和７年３月１日現在）

無線LAN又は移動系通信によりインターネット接続を行う普通教室の割合 %	回線速度の契約理論値 ベストエフォート型 %	回線速度の契約理論値 ギャランティ型 %
97.2	100.0	0.0
99.5	100.0	0.0
100.0	92.3	7.7
100.0	100.0	0.0
97.9	100.0	0.0
100.0	100.0	0.0
100.0	100.0	0.0
95.8	100.0	0.0
100.0	100.0	0.0
100.0	100.0	0.0
100.0	100.0	0.0
100.0	100.0	0.0
100.0	100.0	0.0
100.0	100.0	0.0
100.0	100.0	0.0
100.0	100.0	0.0
100.0	100.0	0.0
100.0	100.0	0.0
94.4	100.0	0.0
100.0	100.0	0.0
100.0	100.0	0.0
100.0	100.0	0.0
100.0	100.0	0.0
100.0	100.0	0.0
100.0	100.0	0.0
100.0	100.0	0.0
100.0	100.0	0.0
98.9	99.7	0.3

○市区町村（設置者）別「コンピュータの設置状況」及び「インターネット接続状況」の実態（合計）

（令和７年３月１日現在）

市　区　町　村　別 （　合　計　）	教員数 人	授業を担当している教員数 人	指導者用PC台数 台	指導者用PC整備率 %	教員の校務用PC台数 台	教員の校務用PC整備率 %	統合型校務支援システム整備率 %	遠隔教育実施率 %	遠隔教育を実施している学校のうち、「合同授業型」の遠隔授業の実施率 %	遠隔教育を実施している学校のうち、「教師支援型」の遠隔授業の実施率 %	遠隔教育を実施している学校のうち、「教科・科目充実型」の遠隔授業の実施率 %	遠隔教育を実施している学校のうち、個々の児童生徒の状況に応じた遠隔教育の実施率 %
秋田県	2,573	2,307	2,834	110.1	3,219	125.1	100.0	35.0	57.1	57.1	0.0	76.2
秋田市	1,354	1,166	1,646	121.6	1,536	113.4	98.4	30.2	26.3	52.6	0.0	57.9
能代市	234	200	255	109.0	312	133.3	100.0	61.5	75.0	37.5	0.0	37.5
横手市	416	361	465	111.8	546	131.3	0.0	85.0	82.4	23.5	0.0	41.2
大館市	396	321	437	110.4	535	135.1	100.0	32.0	75.0	62.5	0.0	12.5
男鹿市	122	98	117	95.9	179	146.7	100.0	37.5	66.7	0.0	0.0	33.3
湯沢市	219	184	266	121.5	273	124.7	100.0	50.0	66.7	33.3	0.0	33.3
鹿角市	171	146	168	98.2	168	98.2	100.0	40.0	50.0	75.0	0.0	50.0
由利本荘市	386	333	742	192.2	590	152.8	100.0	4.3	100.0	0.0	0.0	0.0
潟上市	167	144	212	126.9	228	136.5	100.0	44.4	0.0	50.0	0.0	75.0
大仙市	466	395	582	124.9	612	131.3	100.0	40.0	66.7	33.3	0.0	50.0
北秋田市	165	142	201	121.8	242	146.7	100.0	30.0	66.7	0.0	0.0	66.7
にかほ市	117	97	100	85.5	181	154.7	0.0	0.0	***	***	***	***
仙北市	153	124	218	142.5	225	147.1	0.0	63.6	57.1	28.6	0.0	57.1
小坂町	27	23	35	129.6	38	140.7	100.0	0.0	***	***	***	***
上小阿仁村	21	18	9	42.9	21	100.0	0.0	0.0	***	***	***	***
藤里町	28	24	15	53.6	49	175.0	100.0	0.0	***	***	***	***
三種町	101	83	92	91.1	136	134.7	100.0	0.0	***	***	***	***
八峰町	39	30	58	148.7	70	179.5	0.0	33.3	0.0	0.0	0.0	100.0
五城目町	38	33	80	210.5	61	160.5	100.0	100.0	50.0	50.0	0.0	50.0
八郎潟町	25	21	73	292.0	50	200.0	0.0	0.0	***	***	***	***
井川町	28	24	32	114.3	32	114.3	0.0	0.0	***	***	***	***
大潟村	27	24	16	59.3	30	111.1	100.0	100.0	100.0	50.0	0.0	100.0
美郷町	86	73	71	82.6	108	125.6	0.0	0.0	***	***	***	***
羽後町	82	70	122	148.8	98	119.5	0.0	40.0	100.0	0.0	0.0	0.0
東成瀬村	25	20	36	144.0	49	196.0	0.0	100.0	50.0	50.0	0.0	50.0
合　計	7,466	6,461	8,882	119.0	9,588	128.4	82.7	36.4	59.0	41.0	0.0	51.6

注１）「教員」とは、校長、副校長、教頭、主幹教諭、指導教諭、教諭、助教諭、養護教諭、養護助教諭、栄養教諭、常勤講師、再任用職員（フルタイム）をいう。
注２）「授業を担当している教員」とは、各教科等の授業を定期的に担当している教員をいう。授業を一時的・臨時的に担当する教員は含まない。
注３）「指導者用ＰＣ」とは、教員が使用するために配備されたものをいう。教職員が主として校務用に利用しているコンピュータ（校務用コンピュータ）は含まない。
注４）「指導者用ＰＣ整備率」とは指導者用ＰＣの総数を教員の総数で除して算出した値である。
注５）「教員の校務用ＰＣ」とは、主として教員が校務に使用するコンピュータのことをいう。
注６）「教員の校務用ＰＣ整備率」は、校務用ＰＣの総数を総教員数で除して算出した値である。
注７）「統合型校務支援システム」は、教務系（成績処理、出欠管理、時数等）・保健系（健康診断票、保健室管理等）、指導要録等の学籍関係、学校事務系など統合して
　　機能を有しているシステムをいう。
注８）「遠隔教育」は、遠隔システムを活用した同時双方向型で行う教育をいう。（「『遠隔教育の推進に向けた施策方針』の策定について（通知）」（文部科学省、平成30年9月20日））
注９）「合同授業型」とは、教師が児童生徒等に対面で授業を行う複数の教室等を遠隔により接続することで、児童生徒が多様な意見や考えに触れたり、協働して学習に取り組んだり
　　する機会の充実を図る遠隔教育の形態をいう。
注10）「教師支援型」とは、外部人材等の専門家と、児童生徒や教師がいる教室等を遠隔により接続することで、児童生徒の学習活動の質を高めるとともに、
　　教師の資質向上を図る遠隔教育の形態をいう。
注11）「教科・科目充実型」とは、学校教育法施行規則第77条の２（中学校等）、第88条の３（高等学校等）に基づき、当該教科の免許状を保有する教師による
　　授業を遠隔により提供することで、生徒の多様な科目選択を可能とすること等により、学習機会の充実を図るものをいう。なお、小学校での活用は想定されない。
注12）遠隔教育を実施している学校のうち、「教科・科目充実型」の遠隔教育の実施率は、「教科・科目充実型」の遠隔授業を実施している学校の総数を、
　　遠隔教育を実施していると答えた学校の総数から、遠隔教育を実施していると答えた小学校の総数を引いた数で除した値である。
注13）「個々の児童生徒の状況に応じた遠隔教育」とは、外国人児童生徒等への日本語指導、病気療養児・不登校児童生徒等に対する学習指導等の
　　個々の児童生徒の状況に応じた遠隔教育の形態をいう。

○市区町村（設置者）別「コンピュータの設置状況」及び「インターネット接続状況」の実態（小学校）

市　区　町　村　別 （　小　学　校　）	学校数 校	児童生徒数 人	普通教室数 室	学習者用PC総台数 台	児童生徒一人当たりの学習者用PC台数 台／人	普通教室の大型提示装置整備率 %	普通教室の校内LAN整備率 %	普通教室の無線LAN整備率 %	普通教室の移動通信システム（LTE等）整備率 %
秋田市	41	12,419	563	12,458	1.0	100.0	99.8	99.3	***
能代市	7	1,532	89	1,885	1.2	50.6	100.0	100.0	***
横手市	14	3,180	175	3,765	1.2	82.9	100.0	100.0	***
大館市	17	2,384	161	2,462	1.0	48.4	96.9	96.9	***
男鹿市	6	641	49	743	1.2	83.7	100.0	100.0	***
湯沢市	6	1,341	73	1,610	1.2	100.0	100.0	100.0	***
鹿角市	6	1,020	62	1,051	1.0	69.4	100.0	100.0	***
由利本荘市	13	2,767	146	3,180	1.1	89.0	100.0	100.0	***
潟上市	6	1,383	69	1,437	1.0	56.5	100.0	100.0	***
大仙市	20	2,934	195	2,956	1.0	93.3	100.0	100.0	***
北秋田市	6	847	57	876	1.0	93.0	100.0	100.0	***
にかほ市	4	824	43	1,122	1.4	100.0	100.0	100.0	***
仙北市	6	767	52	794	1.0	96.2	100.0	100.0	***
小坂町	1	131	9	136	1.0	100.0	100.0	100.0	***
上小阿仁村	1	44	7	45	1.0	85.7	100.0	100.0	***
三種町	5	418	40	581	1.4	97.5	97.5	92.5	***
八峰町	2	141	15	144	1.0	100.0	100.0	100.0	***
五城目町	1	233	15	272	1.2	100.0	100.0	100.0	***
八郎潟町	1	154	9	175	1.1	66.7	100.0	100.0	***
大潟村	1	129	8	129	1.0	75.0	100.0	100.0	***
美郷町	3	702	37	721	1.0	83.8	100.0	100.0	***
羽後町	4	493	37	515	1.0	40.5	100.0	100.0	***
東成瀬村	1	69	8	111	1.6	37.5	100.0	100.0	***
合　　計	172	34,553	1,919	37,168	1.1	84.9	99.6	99.4	***

注１）「児童生徒数」は、令和６年５月１日現在の児童生徒数。
注２）「学習者用ＰＣ」とは、教育用ＰＣのうち、児童生徒が使用するために配備されたものをいう。
注３）「児童生徒一人当たりの学習者用PC台数」は、「学習者用ＰＣ総台数」を令和６年５月１日現在の児童生徒数で除して算出した値である。
注４）「普通教室の大型提示装置整備率」は、大型提示装置を設置している普通教室の総数を普通教室の総数で除して算出した値である。
注５）「普通教室の校内ＬＡＮ整備率」は、校内ＬＡＮを整備する普通教室の総数を普通教室の総数で除して算出した値である。
注６）「普通教室の無線ＬＡＮ整備率」は、無線ＬＡＮを整備する普通教室の総数を普通教室の総数で除して算出した値である。

（令和７年３月１日現在）

移動系通信を利用している学校の内、無線LAN整備済みの普通教室の数 室	無線LAN又は移動系通信によりインターネット接続を行う普通教室の割合 %	回線速度の契約理論値 ベストエフォート型 %	回線速度の契約理論値 ギャランティ型 %
***	99.3	100.0	0.0
***	100.0	85.7	14.3
***	100.0	100.0	0.0
***	96.9	100.0	0.0
***	100.0	100.0	0.0
***	100.0	100.0	0.0
***	100.0	100.0	0.0
***	100.0	100.0	0.0
***	100.0	100.0	0.0
***	100.0	100.0	0.0
***	100.0	100.0	0.0
***	100.0	100.0	0.0
***	100.0	100.0	0.0
***	100.0	100.0	0.0
***	100.0	100.0	0.0
***	92.5	100.0	0.0
***	100.0	100.0	0.0
***	100.0	100.0	0.0
***	100.0	100.0	0.0
***	100.0	100.0	0.0
***	100.0	100.0	0.0
***	100.0	100.0	0.0
***	100.0	100.0	0.0
***	99.4	99.4	0.6

○市区町村（設置者）別「コンピュータの設置状況」及び「インターネット接続状況」の実態（小学校）

（令和７年３月１日現在）

市　区　町　村　別 （　小　学　校　）	教員数 人	授業を担当している教員数 人	指導者用PC台数 台	指導者用PC整備率 %	教員の校務用PC台数 台	教員の校務用PC整備率 %	統合型校務支援システム整備率 %	遠隔教育実施率 %	遠隔教育を実施している学校のうち、「合同授業型」の遠隔授業の実施率 %	遠隔教育を実施している学校のうち、「教師支援型」の遠隔授業の実施率 %	遠隔教育を実施している学校のうち、「教科・科目充実型」の遠隔授業の実施率 %	遠隔教育を実施している学校のうち、個々の児童生徒の状況に応じた遠隔教育の実施率 %
秋田市	799	681	951	119.0	906	113.4	100.0	29.3	25.0	58.3	***	58.3
能代市	133	116	156	117.3	181	136.1	100.0	85.7	100.0	16.7	***	33.3
横手市	255	221	300	117.6	349	136.9	0.0	92.9	100.0	23.1	***	23.1
大館市	246	195	287	116.7	333	135.4	100.0	41.2	85.7	57.1	***	14.3
男鹿市	78	64	76	97.4	123	157.7	100.0	33.3	100.0	0.0	***	0.0
湯沢市	117	97	134	114.5	144	123.1	100.0	66.7	100.0	25.0	***	25.0
鹿角市	96	82	100	104.2	109	113.5	100.0	16.7	100.0	100.0	***	0.0
由利本荘市	217	185	431	198.6	334	153.9	100.0	7.7	100.0	0.0	***	0.0
潟上市	102	87	126	123.5	140	137.3	100.0	50.0	0.0	66.7	***	66.7
大仙市	284	239	351	123.6	360	126.8	100.0	45.0	55.6	33.3	***	66.7
北秋田市	90	76	116	128.9	141	156.7	100.0	16.7	100.0	0.0	***	100.0
にかほ市	64	55	61	95.3	95	148.4	0.0	0.0	***	***	***	***
仙北市	82	66	148	180.5	136	165.9	0.0	66.7	50.0	25.0	***	75.0
小坂町	15	13	18	120.0	19	126.7	100.0	0.0	***	***	***	***
上小阿仁村	11	8	6	54.5	11	100.0	0.0	0.0	***	***	***	***
三種町	62	50	50	80.6	76	122.6	100.0	0.0	***	***	***	***
八峰町	26	20	47	180.8	49	188.5	0.0	0.0	***	***	***	***
五城目町	24	21	48	200.0	26	108.3	100.0	100.0	0.0	100.0	***	0.0
八郎潟町	13	10	31	238.5	30	230.8	0.0	0.0	***	***	***	***
大潟村	15	12	8	53.3	17	113.3	100.0	100.0	100.0	100.0	***	100.0
美郷町	56	45	44	78.6	74	132.1	0.0	0.0	***	***	***	***
羽後町	54	44	90	166.7	66	122.2	0.0	25.0	100.0	0.0	***	0.0
東成瀬村	12	10	16	133.3	15	125.0	0.0	100.0	100.0	0.0	***	0.0
合　　計	2,851	2,397	3,595	126.1	3,734	131.0	79.1	39.0	70.1	37.3	***	40.3

注１）「教員」とは、校長、副校長、教頭、主幹教諭、指導教諭、教諭、助教諭、養護教諭、養護助教諭、栄養教諭、常勤講師、再任用職員（フルタイム）をいう。
注２）「授業を担当している教員」とは、各教科等の授業を定期的に担当している教員をいう。授業を一時的・臨時的に担当する教員は含まない。
注３）「指導者用ＰＣ」とは、教員が使用するために配備されたものをいう。教職員が主として校務用に利用しているコンピュータ（校務用コンピュータ）は含まない。
注４）「指導者用ＰＣ整備率」とは指導者用ＰＣの総数を教員の総数で除して算出した値である。
注５）「教員の校務用ＰＣ」とは、主として教員が校務に使用するコンピュータのことをいう。
注６）「教員の校務用ＰＣ整備率」は、校務用ＰＣの総数を総教員数で除して算出した値である。
注７）「統合型校務支援システム」は、教務系（成績処理、出欠管理、時数等）・保健系（健康診断票、保健室管理等）、指導要録等の学籍関係、学校事務系など統合して
　　機能を有しているシステムをいう。
注８）「遠隔教育」は、遠隔システムを活用した同時双方向型で行う教育をいう。（「『遠隔教育の推進に向けた施策方針』の策定について（通知）」（文部科学省、平成30年9月20日））
注９）「合同授業型」とは、教師が児童生徒等に対面で授業を行う複数の教室等を遠隔により接続することで、児童生徒が多様な意見や考えに触れたり、協働して学習に取り組んだり
　　する機会の充実を図る遠隔教育の形態をいう。
注10）「教師支援型」とは、外部人材等の専門家と、児童生徒や教師がいる教室等を遠隔により接続することで、児童生徒の学習活動の質を高めるとともに、
　　教師の資質向上を図る遠隔教育の形態をいう。
注11）「教科・科目充実型」とは、学校教育法施行規則第77条の２（中学校等）、第88条の３（高等学校等）に基づき、当該教科の免許状を保有する教師による
　　授業を遠隔により提供することで、生徒の多様な科目選択を可能とすること等により、学習機会の充実を図るものをいう。なお、小学校での活用は想定されない。
注12）遠隔教育を実施している学校のうち、「教科・科目充実型」の遠隔教育の実施率は、「教科・科目充実型」の遠隔授業を実施している学校の総数を、
　　遠隔教育を実施していると答えた学校の総数から、遠隔教育を実施していると答えた小学校の総数を引いた数で除した値である。
注13）「個々の児童生徒の状況に応じた遠隔教育」とは、外国人児童生徒等への日本語指導、病気療養児・不登校児童生徒等に対する学習指導等の
　　個々の児童生徒の状況に応じた遠隔教育の形態をいう。

○市区町村（設置者）別「コンピュータの設置状況」及び「インターネット接続状況」の実態（中学校）

市　区　町　村　別 （　中　学　校　）	学校数 校	児童生徒数 人	普通教室数 室	学習者用PC総台数 台	児童生徒一人当たりの学習者用PC台数 台／人	普通教室の大型提示装置整備率 %	普通教室の校内LAN整備率 %	普通教室の無線LAN整備率 %	普通教室の移動通信システム（LTE等）整備率 %
秋田県	3	458	21	924	2.0	100.0	100.0	100.0	***
秋田市	20	6,457	269	6,478	1.0	100.0	100.0	100.0	***
能代市	6	936	49	1,219	1.3	67.3	100.0	100.0	***
横手市	6	1,830	85	2,125	1.2	95.3	100.0	100.0	***
大館市	8	1,311	74	1,607	1.2	21.6	100.0	100.0	***
男鹿市	2	383	18	412	1.1	88.9	100.0	100.0	***
湯沢市	6	794	39	946	1.2	100.0	100.0	100.0	***
鹿角市	4	646	34	682	1.1	73.5	100.0	88.2	***
由利本荘市	10	1,657	79	2,006	1.2	94.9	100.0	100.0	***
潟上市	3	666	30	790	1.2	43.3	100.0	100.0	***
大仙市	10	1,611	81	1,647	1.0	79.0	100.0	100.0	***
北秋田市	3	529	28	539	1.0	60.7	100.0	100.0	***
にかほ市	3	483	21	742	1.5	95.2	100.0	100.0	***
仙北市	5	491	27	623	1.3	92.6	100.0	100.0	***
小坂町	1	83	3	144	1.7	100.0	100.0	100.0	***
上小阿仁村	1	21	3	21	1.0	100.0	100.0	100.0	***
三種町	3	262	14	392	1.5	21.4	100.0	100.0	***
八峰町	1	94	4	98	1.0	100.0	100.0	100.0	***
五城目町	1	133	9	171	1.3	100.0	100.0	100.0	***
八郎潟町	1	97	7	101	1.0	100.0	100.0	100.0	***
大潟村	1	77	4	77	1.0	75.0	100.0	100.0	***
美郷町	1	378	17	393	1.0	100.0	100.0	100.0	***
羽後町	1	306	15	357	1.2	80.0	100.0	100.0	***
東成瀬村	1	43	3	71	1.7	0.0	100.0	100.0	***
合　　計	101	19,746	934	22,565	1.1	83.0	100.0	99.6	***

注１）「児童生徒数」は、令和６年５月１日現在の児童生徒数。
注２）「学習者用ＰＣ」とは、教育用ＰＣのうち、児童生徒が使用するために配備されたものをいう。
注３）「児童生徒一人当たりの学習者用PC台数」は、「学習者用ＰＣ総台数」を令和６年５月１日現在の児童生徒数で除して算出した値である。
注４）「普通教室の大型提示装置整備率」は、大型提示装置を設置している普通教室の総数を普通教室の総数で除して算出した値である。
注５）「普通教室の校内ＬＡＮ整備率」は、校内ＬＡＮを整備する普通教室の総数を普通教室の総数で除して算出した値である。
注６）「普通教室の無線ＬＡＮ整備率」は、無線ＬＡＮを整備する普通教室の総数を普通教室の総数で除して算出した値である。

（令和７年３月１日現在）

移動系通信を利用している学校の内、無線LAN整備済みの普通教室の数 室	無線LAN又は移動系通信によりインターネット接続を行う普通教室の割合 %	回線速度の契約理論値 ベストエフォート型 %	回線速度の契約理論値 ギャランティ型 %
***	100.0	100.0	0.0
***	100.0	100.0	0.0
***	100.0	100.0	0.0
***	100.0	100.0	0.0
***	100.0	100.0	0.0
***	100.0	100.0	0.0
***	100.0	100.0	0.0
***	88.2	100.0	0.0
***	100.0	100.0	0.0
***	100.0	100.0	0.0
***	100.0	100.0	0.0
***	100.0	100.0	0.0
***	100.0	100.0	0.0
***	100.0	100.0	0.0
***	100.0	100.0	0.0
***	100.0	100.0	0.0
***	100.0	100.0	0.0
***	100.0	100.0	0.0
***	100.0	100.0	0.0
***	100.0	100.0	0.0
***	100.0	100.0	0.0
***	100.0	100.0	0.0
***	100.0	100.0	0.0
***	99.6	100.0	0.0

○市区町村（設置者）別「コンピュータの設置状況」及び「インターネット接続状況」の実態（中学校）

（令和７年３月１日現在）

市　区　町　村　別 （　中　学　校　）	教員数 人	授業を担当している教員数 人	指導者用PC台数 台	指導者用PC整備率 %	教員の校務用PC台数 台	教員の校務用PC整備率 %	統合型校務支援システム整備率 %	遠隔教育実施率 %	遠隔教育を実施している学校のうち、「合同授業型」の遠隔授業の実施率 %	遠隔教育を実施している学校のうち、「教師支援型」の遠隔授業の実施率 %	遠隔教育を実施している学校のうち、「教科・科目充実型」の遠隔授業の実施率 %	遠隔教育を実施している学校のうち、個々の児童生徒の状況に応じた遠隔教育の実施率 %
秋田県	50	39	62	124.0	77	154.0	100.0	33.3	0.0	100.0	0.0	100.0
秋田市	486	418	631	129.8	535	110.1	100.0	30.0	33.3	33.3	0.0	66.7
能代市	101	84	99	98.0	131	129.7	100.0	33.3	0.0	100.0	0.0	50.0
横手市	161	140	165	102.5	197	122.4	0.0	66.7	25.0	25.0	0.0	100.0
大館市	150	126	150	100.0	202	134.7	100.0	12.5	0.0	100.0	0.0	0.0
男鹿市	44	34	41	93.2	56	127.3	100.0	50.0	0.0	0.0	0.0	100.0
湯沢市	102	87	132	129.4	129	126.5	100.0	33.3	0.0	50.0	0.0	50.0
鹿角市	75	64	68	90.7	59	78.7	100.0	75.0	33.3	66.7	0.0	66.7
由利本荘市	169	148	311	184.0	256	151.5	100.0	0.0	***	***	***	***
潟上市	65	57	86	132.3	88	135.4	100.0	33.3	0.0	0.0	0.0	100.0
大仙市	182	156	231	126.9	252	138.5	100.0	30.0	100.0	33.3	0.0	0.0
北秋田市	54	47	66	122.2	77	142.6	100.0	33.3	100.0	0.0	0.0	0.0
にかほ市	53	42	39	73.6	86	162.3	0.0	0.0	***	***	***	***
仙北市	71	58	70	98.6	89	125.4	0.0	60.0	66.7	33.3	0.0	33.3
小坂町	12	10	17	141.7	19	158.3	100.0	0.0	***	***	***	***
上小阿仁村	10	10	3	30.0	10	100.0	0.0	0.0	***	***	***	***
三種町	39	33	42	107.7	60	153.8	100.0	0.0	***	***	***	***
八峰町	13	10	11	84.6	21	161.5	0.0	100.0	0.0	0.0	0.0	100.0
五城目町	14	12	32	228.6	35	250.0	100.0	100.0	100.0	0.0	0.0	100.0
八郎潟町	12	11	42	350.0	20	166.7	0.0	0.0	***	***	***	***
大潟村	12	12	8	66.7	13	108.3	100.0	100.0	100.0	0.0	0.0	100.0
美郷町	30	28	27	90.0	34	113.3	0.0	0.0	***	***	***	***
羽後町	28	26	32	114.3	32	114.3	0.0	100.0	100.0	0.0	0.0	0.0
東成瀬村	13	10	20	153.8	34	261.5	0.0	100.0	0.0	100.0	0.0	100.0
合　　計	1,946	1,662	2,385	122.6	2,512	129.1	80.2	32.7	39.4	39.4	0.0	60.6

注１）「教員」とは、校長、副校長、教頭、主幹教諭、指導教諭、教諭、助教諭、養護教諭、養護助教諭、栄養教諭、常勤講師、再任用職員（フルタイム）をいう。
注２）「授業を担当している教員」とは、各教科等の授業を定期的に担当している教員をいう。授業を一時的・臨時的に担当する教員は含まない。
注３）「指導者用ＰＣ」とは、教員が使用するために配備されたものをいう。教職員が主として校務用に利用しているコンピュータ（校務用コンピュータ）は含まない。
注４）「指導者用ＰＣ整備率」とは指導者用ＰＣの総数を教員の総数で除して算出した値である。
注５）「教員の校務用ＰＣ」とは、主として教員が校務に使用するコンピュータのことをいう。
注６）「教員の校務用ＰＣ整備率」は、校務用ＰＣの総数を総教員数で除して算出した値である。
注７）「統合型校務支援システム」は、教務系（成績処理、出欠管理、時数等）・保健系（健康診断票、保健室管理等）、指導要録等の学籍関係、学校事務系など統合して
　　機能を有しているシステムをいう。
注８）「遠隔教育」は、遠隔システムを活用した同時双方向型で行う教育をいう。（「『遠隔教育の推進に向けた施策方針』の策定について（通知）」（文部科学省、平成30年9月20日））
注９）「合同授業型」とは、教師が児童生徒等に対面で授業を行う複数の教室等を遠隔により接続することで、児童生徒が多様な意見や考えに触れたり、協働して学習に取り組んだり
　　する機会の充実を図る遠隔教育の形態をいう。
注10）「教師支援型」とは、外部人材等の専門家と、児童生徒や教師がいる教室等を遠隔により接続することで、児童生徒の学習活動の質を高めるとともに、
　　教師の資質向上を図る遠隔教育の形態をいう。
注11）「教科・科目充実型」とは、学校教育法施行規則第77条の２（中学校等）、第88条の３（高等学校等）に基づき、当該教科の免許状を保有する教師による
　　授業を遠隔により提供することで、生徒の多様な科目選択を可能とすること等により、学習機会の充実を図るものをいう。なお、小学校での活用は想定されない。
注12）遠隔教育を実施している学校のうち、「教科・科目充実型」の遠隔教育の実施率は、「教科・科目充実型」の遠隔授業を実施している学校の総数を、
　　遠隔教育を実施していると答えた学校の総数から、遠隔教育を実施していると答えた小学校の総数を引いた数で除した値である。
注13）「個々の児童生徒の状況に応じた遠隔教育」とは、外国人児童生徒等への日本語指導、病気療養児・不登校児童生徒等に対する学習指導等の
　　個々の児童生徒の状況に応じた遠隔教育の形態をいう。

○市区町村（設置者）別「コンピュータの設置状況」及び「インターネット接続状況」の実態（義務教育学校）

市　区　町　村　別 （義務教育学校）	学校数 校	児童生徒数 人	普通教室数 室	学習者用PC総台数 台	児童生徒一人当たりの学習者用PC台数 台／人	普通教室の大型提示装置整備率 %
北秋田市	1	57	10	60	1.1	100.0
藤里町	1	129	12	160	1.2	91.7
井川町	1	196	14	283	1.4	0.0
合　計	3	382	36	503	1.3	58.3

注１）「児童生徒数」は、令和６年５月１日現在の児童生徒数。
注２）「学習者用ＰＣ」とは、教育用ＰＣのうち、児童生徒が使用するために配備されたものをいう。
注３）「児童生徒一人当たりの学習者用PC台数」は、「学習者用ＰＣ総台数」を令和６年５月１日現在の児童生徒数で除して算出した値であ
注４）「普通教室の大型提示装置整備率」は、大型提示装置を設置している普通教室の総数を普通教室の総数で除して算出した値である。
注５）「普通教室の校内ＬＡＮ整備率」は、校内ＬＡＮを整備する普通教室の総数を普通教室の総数で除して算出した値である。
注６）「普通教室の無線ＬＡＮ整備率」は、無線ＬＡＮを整備する普通教室の総数を普通教室の総数で除して算出した値である。

（令和７年３月１日現在）

普通教室の校内LAN整備率 %	普通教室の無線LAN整備率 %	普通教室の移動通信システム（LTE等）整備率 %	移動系通信を利用している学校の内、無線LAN整備済みの普通教室の数 室	無線LAN又は移動系通信によりインターネット接続を行う普通教室の割合 %	回線速度の契約理論値 ベストエフォート型 %	回線速度の契約理論値 ギャランティ型 %
100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0

る。

○市区町村（設置者）別「コンピュータの設置状況」及び「インターネット接続状況」の実態（義務教育学校）

（令和７年３月１日現在）

市　区　町　村　別 （義務教育学校）	教員数 人	授業を担当している教員数 人	指導者用PC台数 台	指導者用PC整備率 %	教員の校務用PC台数 台	教員の校務用PC整備率 %	統合型校務支援システム整備率 %	遠隔教育実施率 %	遠隔教育を実施している学校のうち、「合同授業型」の遠隔授業の実施率 %	遠隔教育を実施している学校のうち、「教師支援型」の遠隔授業の実施率 %	遠隔教育を実施している学校のうち、「教科・科目充実型」の遠隔授業の実施率 %	遠隔教育を実施している学校のうち、個々の児童生徒の状況に応じた遠隔教育の実施率 %
北秋田市	21	19	19	90.5	24	114.3	100.0	100.0	0.0	0.0	0.0	100.0
藤里町	28	24	15	53.6	49	175.0	100.0	0.0	***	***	***	***
井川町	28	24	32	114.3	32	114.3	0.0	0.0	***	***	***	***
合　　計	77	67	66	85.7	105	136.4	66.7	33.3	0.0	0.0	0.0	100.0

注１）「教員」とは、校長、副校長、教頭、主幹教諭、指導教諭、教諭、助教諭、養護教諭、養護助教諭、栄養教諭、常勤講師、再任用職員（フルタイム）をいう。
注２）「授業を担当している教員」とは、各教科等の授業を定期的に担当している教員をいう。授業を一時的・臨時的に担当する教員は含まない。
注３）「指導者用ＰＣ」とは、教員が使用するために配備されたものをいう。教職員が主として校務用に利用しているコンピュータ（校務用コンピュータ）は含まない。
注４）「指導者用ＰＣ整備率」とは指導者用ＰＣの総数を教員の総数で除して算出した値である。
注５）「教員の校務用ＰＣ」とは、主として教員が校務に使用するコンピュータのことをいう。
注６）「教員の校務用ＰＣ整備率」は、校務用ＰＣの総数を総教員数で除して算出した値である。
注７）「統合型校務支援システム」は、教務系（成績処理、出欠管理、時数等）・保健系（健康診断票、保健室管理等）、指導要録等の学籍関係、学校事務系など統合して
機能を有しているシステムをいう。
注８）「遠隔教育」は、遠隔システムを活用した同時双方向型で行う教育をいう。（「『遠隔教育の推進に向けた施策方針』の策定について（通知）」（文部科学省、平成30年9月20日））
注９）「合同授業型」とは、教師が児童生徒等に対面で授業を行う複数の教室等を遠隔により接続することで、児童生徒が多様な意見や考えに触れたり、協働して学習に取り組んだり
する機会の充実を図る遠隔教育の形態をいう。
注10）「教師支援型」とは、外部人材等の専門家と、児童生徒や教師がいる教室等を遠隔により接続することで、児童生徒の学習活動の質を高めるとともに、
教師の資質向上を図る遠隔教育の形態をいう。
注11）「教科・科目充実型」とは、学校教育法施行規則第77条の２（中学校等）、第88条の３（高等学校等）に基づき、当該教科の免許状を保有する教師による
授業を遠隔により提供することで、生徒の多様な科目選択を可能とすること等により、学習機会の充実を図るものをいう。なお、小学校での活用は想定されない。
注12）遠隔教育を実施している学校のうち、「教科・科目充実型」の遠隔教育の実施率は、「教科・科目充実型」の遠隔授業を実施している学校の総数を、
遠隔教育を実施していると答えた学校の総数から、遠隔教育を実施していると答えた小学校の総数を引いた数で除した値である。
注13）「個々の児童生徒の状況に応じた遠隔教育」とは、外国人児童生徒等への日本語指導、病気療養児・不登校児童生徒等に対する学習指導等の
個々の児童生徒の状況に応じた遠隔教育の形態をいう。

○市区町村（設置者）別「コンピュータの設置状況」及び「インターネット接続状況」の実態（高等学校）

（令和７年３月１日現在）

市区町村別（高等学校）	学校数	学校数（専門学科・総合学科単独及び複数学科設置校）	児童生徒数	児童生徒数（専門学科・総合学科単独及び複数学科設置校）	普通教室数	普通教室数（専門学科・総合学科単独及び複数学科設置校）	学習者用PC総台数	学習者用PC総台数（専門学科・総合学科単独及び複数学科設置校）	児童生徒一人当たりの学習者用PC台数	児童生徒一人当たりの学習者用PC台数（専門学科・総合学科単独及び複数学科設置校）	普通教室の大型提示装置整備率	普通教室の大型提示装置整備率（専門学科・総合学科単独及び複数学科設置校）	普通教室の校内LAN整備率	普通教室の校内LAN整備率（専門学科・総合学科単独及び複数学科設置校）	普通教室の無線LAN整備率	普通教室の無線LAN整備率（専門学科・総合学科単独及び複数学科設置校）	普通教室の移動通信システム（LTE等）整備率	普通教室の移動通信システム（LTE等）整備率（専門学科・総合学科単独及び複数学科設置校）	移動系通信を利用している学校の内、無線LAN整備済みの普通教室の数	移動系通信を利用している学校の内、無線LAN整備済みの普通教室の数（専門学科・総合学科単独及び複数学科設置校）	無線LAN又は移動系通信によりインターネット接続を行う普通教室の割合	無線LAN又は移動系通信によりインターネット接続を行う普通教室の割合（専門学科・総合学科単独及び複数学科設置校）	回線速度の契約理論値ベストエフォート型	回線速度の契約理論値ベストエフォート型（専門学科・総合学科単独及び複数学科設置校）	回線速度の契約理論値ギャランティ型	回線速度の契約理論値ギャランティ型（専門学科・総合学科単独及び複数学科設置校）
	校	校	人	人	室	室	台	台	台／人	台／人	%	%	%	%	%	%	%	%	室	室	%	%	%	%	%	%
秋田県	43	27	17,632	11,754	633	428	22,612	15,907	1.3	1.4	93.4	93.7	100.0	100.0	97.2	96.7	***	***	***	***	97.2	96.7	100.0	100.0	0.0	0.0
秋田市	2	1	878	670	24	18	1,183	942	1.3	1.4	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	***	***	***	***	100.0	100.0	100.0	100.0	0.0	0.0
合計	45	28	18,510	12,424	657	446	23,795	16,849	1.3	1.4	93.6	93.9	100.0	100.0	97.3	96.9	***	***	***	***	97.3	96.9	100.0	100.0	0.0	0.0

注１）「児童生徒数」は、令和６年５月１日現在の児童生徒数。
注２）「学習者用ＰＣ」とは、教育用ＰＣのうち、児童生徒が使用するために配備されたものをいう。
注３）「児童生徒一人当たりの学習者用PC台数」は、「学習者用ＰＣ総台数」を令和６年５月１日現在の児童生徒数で除して算出した値である。
注４）「普通教室の大型提示装置整備率」は、大型提示装置を設置している普通教室の総数を普通教室の総数で除して算出した値である。
注５）「普通教室の校内ＬＡＮ整備率」は、校内ＬＡＮを整備する普通教室の総数を普通教室の総数で除して算出した値である。
注６）「普通教室の無線ＬＡＮ整備率」は、無線ＬＡＮを整備する普通教室の総数を普通教室の総数で除して算出した値である。

○市区町村（設置者）別「コンピュータの設置状況」及び「インターネット接続状況」の実態（高等学校）

（令和７年３月１日現在）

市区町村別（高等学校）	教員数	教員数（専門学科・総合学科単独及び複数学科設置校）	授業を担当している教員数	授業を担当している教員数（専門学科・総合学科単独及び複数学科設置校）	指導者用PC台数	指導者用PC台数（専門学科・総合学科単独及び複数学科設置校）	指導者用PC整備率	指導者用PC整備率（専門学科・総合学科単独及び複数学科設置校）	教員の校務用PC台数	教員の校務用PC台数（専門学科・総合学科単独及び複数学科設置校）	教員の校務用PC整備率	教員の校務用PC整備率（専門学科・総合学科単独及び複数学科設置校）	統合型校務支援システム整備率	統合型校務支援システム整備率（専門学科・総合学科単独及び複数学科設置校）	遠隔教育実施率	遠隔教育実施率（専門学科・総合学科単独及び複数学科設置校）	遠隔教育を実施している学校のうち、「合同授業型」の遠隔授業の実施率	遠隔教育を実施している学校のうち、「合同授業型」の遠隔授業の実施率（専門学科・総合学	遠隔教育を実施している学校のうち、「教師支援型」の遠隔授業の実施率	遠隔教育を実施している学校のうち、「教師支援型」の遠隔授業の実施率（専門学科・総合学	遠隔教育を実施している学校のうち、「教科・科目充実型」の遠隔授業の実施率	遠隔教育を実施している学校のうち、「教科・科目充実型」の遠隔授業の実施率（専門学	遠隔教育を実施している学校のうち、個々の児童生徒の状況に応じた遠隔教育の実施率	遠隔教育を実施している学校のうち、個々の児童生徒の状況に応じた遠隔教育の実施率（専門学
	人	人	人	人	台	台	%	%	台	台	%	%	%	%	%	%	%	%	%	%	%	%	%	%
秋田県	1,698	1,161	1,563	1,070	1,873	1,312	110.3	113.0	2,208	1,535	130.0	132.2	100.0	100.0	32.6	33.3	57.1	55.6	64.3	55.6	0.0	0.0	71.4	88.9
秋田市	69	49	67	48	64	24	92.8	49.0	95	72	137.7	146.9	50.0	0.0	50.0	100.0	0.0	0.0	100.0	100.0	0.0	0.0	0.0	0.0
合計	1,767	1,210	1,630	1,118	1,937	1,336	109.6	110.4	2,303	1,607	130.3	132.8	97.8	96.4	33.3	35.7	53.3	50.0	66.7	60.0	0.0	0.0	66.7	80.0

注１）「教員」とは、校長、副校長、教頭、主幹教諭、指導教諭、教諭、助教諭、養護教諭、養護助教諭、栄養教諭、常勤講師、再任用職員（フルタイム）をいう。
注２）「授業を担当している教員」とは、各教科等の授業を定期的に担当している教員をいう。授業を一時的・臨時的に担当する教員は含まない。
注３）「指導者用ＰＣ」とは、教員が使用するために配備されたものをいう。教職員が主として校務用に利用しているコンピュータ（校務用コンピュータ）は含まない。
注４）「指導者用ＰＣ整備率」とは指導者用ＰＣの総数を教員の総数で除して算出した値である。
注５）「教員の校務用ＰＣ」とは、主として教員が校務に使用するコンピュータのことをいう。
注６）「教員の校務用ＰＣ整備率」は、校務用ＰＣの総数を総教員数で除して算出した値である。
注７）「統合型校務支援システム」は、教務系（成績処理、出欠管理、時数等）・保健系（健康診断票、保健室管理等）、指導要録等の学籍関係、学校事務系など統合して機能を有しているシステムをいう。
注８）「遠隔教育」は、遠隔システムを活用した同時双方向型で行う教育をいう。（「『遠隔教育の推進に向けた施策方針』の策定について（通知）」（文部科学省、平成30年9月20日））
注９）「合同授業型」とは、教師が児童生徒等に対面で授業を行う複数の教室等を遠隔により接続することで、児童生徒が多様な意見や考えに触れたり、協働して学習に取り組んだりする機会の充実を図る遠隔教育の形態をいう。
注10）「教師支援型」とは、外部人材等の専門家と、児童生徒や教師がいる教室等を遠隔により接続することで、児童生徒の学習活動の質を高めるとともに、教師の資質向上を図る遠隔教育の形態をいう。
注11）「教科・科目充実型」とは、学校教育法施行規則第77条の２（中学校等）、第88条の３（高等学校等）に基づき、当該教科の免許状を保有する教師による授業を遠隔により提供することで、生徒の多様な科目選択を可能とすること等により、学習機会の充実を図るものをいう。なお、小学校での活用は想定されない。
注12）遠隔教育を実施している学校のうち、「教科・科目充実型」の遠隔教育の実施率は、「教科・科目充実型」の遠隔授業を実施している学校の総数を、遠隔教育を実施していると答えた学校の総数から、遠隔教育を実施していると答えた小学校の総数を引いた数で除した値である。
注13）「個々の児童生徒の状況に応じた遠隔教育」とは、外国人児童生徒等への日本語指導、病気療養児・不登校児童生徒等に対する学習指導等の個々の児童生徒の状況に応じた遠隔教育の形態をいう。

○市区町村（設置者）別「コンピュータの設置状況」及び「インターネット接続状況」の実態（中等教育学校）

市　区　町　村　別 （中等教育学校）	学校数 校	児童生徒数 人	普通教室数 室	学習者用PC総台数 台	児童生徒一人当たりの学習者用PC台数 台／人	普通教室の大型提示装置整備率 %
合　計	***	***	***	***	***	***

注１）「児童生徒数」は、令和６年５月１日現在の児童生徒数。
注２）「学習者用ＰＣ」とは、教育用ＰＣのうち、児童生徒が使用するために配備されたものをいう。
注３）「児童生徒一人当たりの学習者用PC台数」は、「学習者用ＰＣ総台数」を令和６年５月１日現在の児童生徒数で除して算出した値であ
注４）「普通教室の大型提示装置整備率」は、大型提示装置を設置している普通教室の総数を普通教室の総数で除して算出した値である。
注５）「普通教室の校内ＬＡＮ整備率」は、校内ＬＡＮを整備する普通教室の総数を普通教室の総数で除して算出した値である。
注６）「普通教室の無線ＬＡＮ整備率」は、無線ＬＡＮを整備する普通教室の総数を普通教室の総数で除して算出した値である。

（令和７年３月１日現在）

普通教室の校内LAN整備率 %	普通教室の無線LAN整備率 %	普通教室の移動通信システム（LTE等）整備率 %	移動系通信を利用している学校の内、無線LAN整備済みの普通教室の数 室	無線LAN又は移動系通信によりインターネット接続を行う普通教室の割合 %	回線速度の契約理論値 ベストエフォート型 %	回線速度の契約理論値 ギャランティ型 %
***	***	***	***	***	***	***

る。

○市区町村（設置者）別「コンピュータの設置状況」及び「インターネット接続状況」の実態（中等教育学校）

（令和７年３月１日現在）

市　区　町　村　別 （中等教育学校）	教員数 人	授業を担当している教員数 人	指導者用PC台数 台	指導者用PC整備率 %	教員の校務用PC台数 台	教員の校務用PC整備率 %	統合型校務支援システム整備率 %	遠隔教育実施率 %	遠隔教育を実施している学校のうち、「合同授業型」の遠隔授業の実施率 %	遠隔教育を実施している学校のうち、「教師支援型」の遠隔授業の実施率 %	遠隔教育を実施している学校のうち、「教科・科目充実型」の遠隔授業の実施率 %	遠隔教育を実施している学校のうち、個々の児童生徒の状況に応じた遠隔教育の実施率 %
合　　計	***	***	***	***	***	***	***	***	***	***	***	***

注１）「教員」とは、校長、副校長、教頭、主幹教諭、指導教諭、教諭、助教諭、養護教諭、養護助教諭、栄養教諭、常勤講師、再任用職員（フルタイム）をいう。
注２）「授業を担当している教員」とは、各教科等の授業を定期的に担当している教員をいう。授業を一時的・臨時的に担当する教員は含まない。
注３）「指導者用ＰＣ」とは、教員が使用するために配備されたものをいう。教職員が主として校務用に利用しているコンピュータ（校務用コンピュータ）は含まない。
注４）「指導者用ＰＣ整備率」とは指導者用ＰＣの総数を教員の総数で除して算出した値である。
注５）「教員の校務用ＰＣ」とは、主として教員が校務に使用するコンピュータのことをいう。
注６）「教員の校務用ＰＣ整備率」は、校務用ＰＣの総数を総教員数で除して算出した値である。
注７）「統合型校務支援システム」は、教務系（成績処理、出欠管理、時数等）・保健系（健康診断票、保健室管理等）、指導要録等の学籍関係、学校事務系など統合して
　　機能を有しているシステムをいう。
注８）「遠隔教育」は、遠隔システムを活用した同時双方向型で行う教育をいう。（「『遠隔教育の推進に向けた施策方針』の策定について（通知）」（文部科学省、平成30年9月20日））
注９）「合同授業型」とは、教師が児童生徒等に対面で授業を行う複数の教室等を遠隔により接続することで、児童生徒が多様な意見や考えに触れたり、協働して学習に取り組んだり
　　する機会の充実を図る遠隔教育の形態をいう。
注10）「教師支援型」とは、外部人材等の専門家と、児童生徒や教師がいる教室等を遠隔により接続することで、児童生徒の学習活動の質を高めるとともに、
　　教師の資質向上を図る遠隔教育の形態をいう。
注11）「教科・科目充実型」とは、学校教育法施行規則第77条の２（中学校等）、第88条の３（高等学校等）に基づき、当該教科の免許状を保有する教師による
　　授業を遠隔により提供することで、生徒の多様な科目選択を可能とすること等により、学習機会の充実を図るものをいう。なお、小学校での活用は想定されない。
注12）遠隔教育を実施している学校のうち、「教科・科目充実型」の遠隔教育の実施率は、「教科・科目充実型」の遠隔授業を実施している学校の総数を、
　　遠隔教育を実施していると答えた学校の総数から、遠隔教育を実施していると答えた小学校の総数を引いた数で除した値である。
注13）「個々の児童生徒の状況に応じた遠隔教育」とは、外国人児童生徒等への日本語指導、病気療養児・不登校児童生徒等に対する学習指導等の
　　個々の児童生徒の状況に応じた遠隔教育の形態をいう。

○市区町村（設置者）別「コンピュータの設置状況」及び「インターネット接続状況」の実態（特別支援学校）

市　区　町　村　別 （特別支援学校）	学校数 校	児童生徒数 人	普通教室数 室	学習者用PC総台数 台	児童生徒一人当たりの学習者用PC台数 台／人	普通教室の大型提示装置整備率 %
秋田県	14	1,263	238	1,396	1.1	80.3
合　計	14	1,263	238	1,396	1.1	80.3

注１）「児童生徒数」は、令和６年５月１日現在の児童生徒数。
注２）「学習者用ＰＣ」とは、教育用ＰＣのうち、児童生徒が使用するために配備されたものをいう。
注３）「児童生徒一人当たりの学習者用PC台数」は、「学習者用ＰＣ総台数」を令和６年５月１日現在の児童生徒数で除して算出した値であ
注４）「普通教室の大型提示装置整備率」は、大型提示装置を設置している普通教室の総数を普通教室の総数で除して算出した値である。
注５）「普通教室の校内ＬＡＮ整備率」は、校内ＬＡＮを整備する普通教室の総数を普通教室の総数で除して算出した値である。
注６）「普通教室の無線ＬＡＮ整備率」は、無線ＬＡＮを整備する普通教室の総数を普通教室の総数で除して算出した値である。

（令和７年３月１日現在）

普通教室の校内LAN整備率 %	普通教室の無線LAN整備率 %	普通教室の移動通信システム（LTE等）整備率 %	移動系通信を利用している学校の内、無線LAN整備済みの普通教室の数 室	無線LAN又は移動系通信によりインターネット接続を行う普通教室の割合 %	回線速度の契約理論値 ベストエフォート型 %	回線速度の契約理論値 ギャランティ型 %
97.1	97.1	***	***	97.1	100.0	0.0
97.1	97.1	***	***	97.1	100.0	0.0

る。

○市区町村（設置者）別「コンピュータの設置状況」及び「インターネット接続状況」の実態（特別支援学校）

（令和７年３月１日現在）

市　区　町　村　別 （特別支援学校）	教員数 人	授業を担当している教員数 人	指導者用PC台数 台	指導者用PC整備率 %	教員の校務用PC台数 台	教員の校務用PC整備率 %	統合型校務支援システム整備率 %	遠隔教育実施率 %	遠隔教育を実施している学校のうち、「合同授業型」の遠隔授業の実施率 %	遠隔教育を実施している学校のうち、「教師支援型」の遠隔授業の実施率 %	遠隔教育を実施している学校のうち、「教科・科目充実型」の遠隔授業の実施率 %	遠隔教育を実施している学校のうち、個々の児童生徒の状況に応じた遠隔教育の実施率 %
秋田県	825	705	899	109.0	934	113.2	100.0	42.9	66.7	33.3	0.0	83.3
合　計	825	705	899	109.0	934	113.2	100.0	42.9	66.7	33.3	0.0	83.3

注１）「教員」とは、校長、副校長、教頭、主幹教諭、指導教諭、教諭、助教諭、養護教諭、養護助教諭、栄養教諭、常勤講師、再任用職員（フルタイム）をいう。
注２）「授業を担当している教員」とは、各教科等の授業を定期的に担当している教員をいう。授業を一時的・臨時的に担当する教員は含まない。
注３）「指導者用ＰＣ」とは、教員が使用するために配備されたものをいう。教職員が主として校務用に利用しているコンピュータ（校務用コンピュータ）は含まない。
注４）「指導者用ＰＣ整備率」とは指導者用ＰＣの総数を教員の総数で除して算出した値である。
注５）「教員の校務用ＰＣ」とは、主として教員が校務に使用するコンピュータのことをいう。
注６）「教員の校務用ＰＣ整備率」は、校務用ＰＣの総数を総教員数で除して算出した値である。
注７）「統合型校務支援システム」は、教務系（成績処理、出欠管理、時数等）・保健系（健康診断票、保健室管理等）、指導要録等の学籍関係、学校事務系など統合して
　　機能を有しているシステムをいう。
注８）「遠隔教育」は、遠隔システムを活用した同時双方向型で行う教育をいう。（「『遠隔教育の推進に向けた施策方針』の策定について（通知）」（文部科学省、平成30年9月20日））
注９）「合同授業型」とは、教師が児童生徒等に対面で授業を行う複数の教室等を遠隔により接続することで、児童生徒が多様な意見や考えに触れたり、協働して学習に取り組んだり
　　する機会の充実を図る遠隔教育の形態をいう。
注10）「教師支援型」とは、外部人材等の専門家と、児童生徒や教師がいる教室等を遠隔により接続することで、児童生徒の学習活動の質を高めるとともに、
　　教師の資質向上を図る遠隔教育の形態をいう。
注11）「教科・科目充実型」とは、学校教育法施行規則第77条の２（中学校等）、第88条の３（高等学校等）に基づき、当該教科の免許状を保有する教師による
　　授業を遠隔により提供することで、生徒の多様な科目選択を可能とすること等により、学習機会の充実を図るものをいう。なお、小学校での活用は想定されない。
注12）遠隔教育を実施している学校のうち、「教科・科目充実型」の遠隔教育の実施率は、「教科・科目充実型」の遠隔授業を実施している学校の総数を、
　　遠隔教育を実施していると答えた学校の総数から、遠隔教育を実施していると答えた小学校の総数を引いた数で除した値である。
注13）「個々の児童生徒の状況に応じた遠隔教育」とは、外国人児童生徒等への日本語指導、病気療養児・不登校児童生徒等に対する学習指導等の
　　個々の児童生徒の状況に応じた遠隔教育の形態をいう。

○市区町村（設置者）別「コンピュータの設置状況」及び「インターネット接続状況」の実態（合計）

（令和７年３月１日現在）

市区町村別 （合計）	学校数 校	児童生徒数 人	普通教室数 室	学習者用PC総台数 台	児童生徒一人当たりの学習者用PC台数 台／人	普通教室の大型提示装置整備率 %	普通教室の校内LAN整備率 %	普通教室の無線LAN整備率 %	普通教室の移動通信システム（LTE等）整備率 %	移動系通信を利用している学校の内、無線LAN整備済みの普通教室の数 室	無線LAN又は移動系通信によりインターネット接続を行う普通教室の割合 %	回線速度の契約理論値 ベストエフォート型 %	回線速度の契約理論値 ギャランティ型 %
山形県	64	17,930	817	23,693	1.3	75.6	100.0	100.0	2.4	20	100.0	100.0	0.0
山形市	52	17,572	795	18,251	1.0	99.7	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
米沢市	21	5,147	251	5,265	1.0	98.0	100.0	99.6	***	***	99.6	100.0	0.0
鶴岡市	37	7,944	453	7,961	1.0	84.3	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
酒田市	28	6,091	334	6,160	1.0	73.4	95.5	91.9	***	***	91.9	100.0	0.0
新庄市	9	2,262	127	2,439	1.1	58.3	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
寒河江市	12	3,049	155	3,304	1.1	91.0	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
上山市	7	1,593	88	1,754	1.1	92.0	96.6	96.6	***	***	96.6	100.0	0.0
村山市	9	1,258	88	1,348	1.1	87.5	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
長井市	8	1,696	87	1,849	1.1	92.0	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
天童市	16	4,770	234	4,865	1.0	89.3	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
東根市	14	3,916	186	4,095	1.0	94.6	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
尾花沢市	7	846	60	986	1.2	91.7	98.3	98.3	***	***	98.3	100.0	0.0
南陽市	9	2,055	108	2,052	1.0	90.7	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
山辺町	3	1,010	53	1,141	1.1	88.7	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
中山町	3	695	39	695	1.0	92.3	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
河北町	7	1,174	70	1,314	1.1	91.4	74.3	74.3	***	***	74.3	100.0	0.0
西川町	2	228	14	267	1.2	100.0	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
朝日町	4	302	26	431	1.4	38.5	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
大江町	5	485	32	593	1.2	31.3	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
大石田町	4	360	31	394	1.1	80.6	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
金山町	2	312	15	336	1.1	100.0	86.7	86.7	***	***	86.7	100.0	0.0
最上町	3	502	34	513	1.0	91.2	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
舟形町	2	275	15	312	1.1	86.7	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
真室川町	4	398	32	452	1.1	100.0	93.8	93.8	***	***	93.8	100.0	0.0
大蔵村	2	211	13	355	1.7	84.6	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
鮭川村	2	250	16	304	1.2	100.0	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
戸沢村	1	221	15	267	1.2	100.0	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
高畠町	7	1,647	85	1,701	1.0	100.0	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
川西町	6	875	57	885	1.0	93.0	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
小国町	4	417	30	477	1.1	73.3	100.0	90.0	100.0	27	100.0	100.0	0.0
白鷹町	5	824	51	825	1.0	98.0	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
飯豊町	5	451	37	588	1.3	86.5	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
三川町	4	625	30	669	1.1	73.3	100.0	100.0	33.3	10	100.0	100.0	0.0
庄内町	7	1,295	71	1,508	1.2	83.1	97.2	91.5	***	***	91.5	100.0	0.0
遊佐町	2	727	33	747	1.0	87.9	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
合計	377	89,413	4,582	98,796	1.1	86.6	99.1	98.6	1.3	57	98.7	100.0	0.0

注１）「児童生徒数」は、令和６年５月１日現在の児童生徒数。
注２）「学習者用ＰＣ」とは、教育用ＰＣのうち、児童生徒が使用するために配備されたものをいう。
注３）「児童生徒一人当たりの学習者用PC台数」は、「学習者用ＰＣ総台数」を令和６年５月１日現在の児童生徒数で除して算出した値である。
注４）「普通教室の大型提示装置整備率」は、大型提示装置を設置している普通教室の総数を普通教室の総数で除して算出した値である。
注５）「普通教室の校内ＬＡＮ整備率」は、校内ＬＡＮを整備する普通教室の総数を普通教室の総数で除して算出した値である。
注６）「普通教室の無線ＬＡＮ整備率」は、無線ＬＡＮを整備する普通教室の総数を普通教室の総数で除して算出した値である。

○市区町村（設置者）別「コンピュータの設置状況」及び「インターネット接続状況」の実態（合計）

（令和７年３月１日現在）

市区町村別（合計）	教員数	授業を担当している教員数	指導者用PC台数	指導者用PC整備率	教員の校務用PC台数	教員の校務用PC整備率	統合型校務支援システム整備率	遠隔教育実施率	遠隔教育を実施している学校のうち、「合同授業型」の遠隔授業の実施率	遠隔教育を実施している学校のうち、「教師支援型」の遠隔授業の実施率	遠隔教育を実施している学校のうち、「教科・科目充実型」の遠隔授業の実施率	遠隔教育を実施している学校のうち、個々の児童生徒の状況に応じた遠隔教育の実施率
	人	人	台	%	台	%	%	%	%	%	%	%
山形県	2,493	2,261	3,457	138.7	2,860	114.7	71.9	51.6	60.6	42.4	0.0	69.7
山形市	1,242	1,090	1,368	110.1	1,467	118.1	100.0	42.3	54.5	36.4	0.0	50.0
米沢市	398	338	451	113.3	529	132.9	100.0	66.7	64.3	71.4	0.0	57.1
鶴岡市	706	581	794	112.5	943	133.6	100.0	62.2	39.1	26.1	0.0	82.6
酒田市	512	450	634	123.8	611	119.3	100.0	60.7	35.3	35.3	0.0	64.7
新庄市	228	202	128	56.1	317	139.0	11.1	33.3	33.3	33.3	0.0	66.7
寒河江市	239	205	445	186.2	345	144.4	100.0	100.0	58.3	25.0	0.0	66.7
上山市	137	122	146	106.6	176	128.5	100.0	100.0	28.6	14.3	0.0	85.7
村山市	130	110	191	146.9	150	115.4	100.0	44.4	25.0	50.0	0.0	50.0
長井市	140	119	188	134.3	144	102.9	100.0	37.5	0.0	0.0	0.0	100.0
天童市	373	334	426	114.2	507	135.9	100.0	43.8	71.4	28.6	0.0	57.1
東根市	312	250	432	138.5	299	95.8	100.0	71.4	40.0	40.0	0.0	100.0
尾花沢市	98	82	122	124.5	140	142.9	100.0	0.0	***	***	***	***
南陽市	160	141	168	105.0	175	109.4	100.0	66.7	33.3	16.7	0.0	83.3
山辺町	86	71	108	125.6	80	93.0	100.0	33.3	0.0	100.0	0.0	0.0
中山町	54	47	101	187.0	81	150.0	100.0	33.3	0.0	0.0	0.0	100.0
河北町	110	94	160	145.5	155	140.9	100.0	85.7	83.3	50.0	0.0	50.0
西川町	26	20	23	88.5	67	257.7	100.0	100.0	50.0	50.0	0.0	100.0
朝日町	46	34	91	197.8	105	228.3	100.0	25.0	0.0	0.0	0.0	100.0
大江町	52	46	59	113.5	68	130.8	60.0	60.0	100.0	100.0	0.0	66.7
大石田町	54	45	56	103.7	85	157.4	100.0	75.0	0.0	0.0	0.0	100.0
金山町	36	31	48	133.3	57	158.3	100.0	50.0	100.0	0.0	0.0	100.0
最上町	52	45	47	90.4	80	153.8	100.0	0.0	***	***	***	***
舟形町	26	21	69	265.4	55	211.5	100.0	50.0	0.0	0.0	0.0	100.0
真室川町	53	44	108	203.8	92	173.6	100.0	50.0	50.0	0.0	0.0	50.0
大蔵村	23	17	19	82.6	49	213.0	100.0	0.0	***	***	***	***
鮭川村	28	23	62	221.4	55	196.4	100.0	100.0	0.0	0.0	0.0	100.0
戸沢村	27	23	41	151.9	47	174.1	100.0	100.0	100.0	0.0	0.0	0.0
高畠町	126	107	139	110.3	153	121.4	100.0	57.1	50.0	0.0	0.0	100.0
川西町	89	75	187	210.1	120	134.8	100.0	50.0	66.7	33.3	0.0	33.3
小国町	50	43	94	188.0	102	204.0	50.0	50.0	50.0	0.0	0.0	50.0
白鷹町	79	68	94	119.0	122	154.4	100.0	60.0	0.0	0.0	0.0	100.0
飯豊町	52	43	128	246.2	88	169.2	100.0	40.0	50.0	0.0	0.0	100.0
三川町	59	51	66	111.9	91	154.2	100.0	50.0	50.0	50.0	0.0	100.0
庄内町	123	105	183	148.8	197	160.2	100.0	71.4	40.0	40.0	0.0	80.0
遊佐町	54	46	77	142.6	94	174.1	100.0	50.0	0.0	0.0	0.0	100.0
合計	8,473	7,384	10,910	128.8	10,706	126.4	92.0	54.9	47.8	33.8	0.0	71.0

注１）「教員」とは、校長、副校長、教頭、主幹教諭、指導教諭、教諭、助教諭、養護教諭、養護助教諭、栄養教諭、常勤講師、再任用職員（フルタイム）をいう。
注２）「授業を担当している教員」とは、各教科等の授業を定期的に担当している教員をいう。授業を一時的・臨時的に担当する教員は含まない。
注３）「指導者用ＰＣ」とは、教員が使用するために配備されたものをいう。教職員が主として校務用に利用しているコンピュータ（校務用コンピュータ）は含まない。
注４）「指導者用ＰＣ整備率」とは指導者用ＰＣの総数を教員の総数で除して算出した値である。
注５）「教員の校務用ＰＣ」とは、主として教員が校務に使用するコンピュータのことをいう。
注６）「教員の校務用ＰＣ整備率」は、校務用ＰＣの総数を総教員数で除して算出した値である。
注７）「統合型校務支援システム」は、教務系（成績処理、出欠管理、時数等）・保健系（健康診断票、保健室管理等）、指導要録等の学籍関係、学校事務系など統合して
機能を有しているシステムをいう。
注８）「遠隔教育」は、遠隔システムを活用した同時双方向型で行う教育をいう。（「『遠隔教育の推進に向けた施策方針』の策定について（通知）」（文部科学省、平成30年9月20日））
注９）「合同授業型」とは、教師が児童生徒等に対面で授業を行う複数の教室等を遠隔により接続することで、児童生徒が多様な意見や考えに触れたり、協働して学習に取り組んだり
する機会の充実を図る遠隔教育の形態をいう。
注10）「教師支援型」とは、外部人材等の専門家と、児童生徒や教師がいる教室等を遠隔により接続することで、児童生徒の学習活動の質を高めるとともに、
教師の資質向上を図る遠隔教育の形態をいう。
注11）「教科・科目充実型」とは、学校教育法施行規則第77条の２（中学校等）、第88条の３（高等学校等）に基づき、当該教科の免許状を保有する教師による
授業を遠隔により提供することで、生徒の多様な科目選択を可能とすること等により、学習機会の充実を図るものをいう。なお、小学校での活用は想定されない。
注12）遠隔教育を実施している学校のうち、「教科・科目充実型」の遠隔教育の実施率は、「教科・科目充実型」の遠隔授業を実施している学校の総数を、
遠隔教育を実施していると答えた学校の総数から、遠隔教育を実施していると答えた小学校の総数を引いた数で除した値である。
注13）「個々の児童生徒の状況に応じた遠隔教育」とは、外国人児童生徒等への日本語指導、病気療養児・不登校児童生徒等に対する学習指導等の
個々の児童生徒の状況に応じた遠隔教育の形態をいう。

○市区町村（設置者）別「コンピュータの設置状況」及び「インターネット接続状況」の実態（小学校）

（令和７年３月１日現在）

市区町村別 （小学校）	学校数 校	児童生徒数 人	普通教室数 室	学習者用PC総台数 台	児童生徒一人当たりの学習者用PC台数 台／人	普通教室の大型提示装置整備率 %	普通教室の校内LAN整備率 %	普通教室の無線LAN整備率 %	普通教室の移動通信システム（LTE等）整備率 %	移動系通信を利用している学校の内、無線LAN整備済みの普通教室の数 室	無線LAN又は移動系通信によりインターネット接続を行う普通教室の割合 %	回線速度の契約理論値 ベストエフォート型 %	回線速度の契約理論値 ギャランティ型 %
山形市	36	10,955	533	11,053	1.0	99.8	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
米沢市	14	3,217	164	3,268	1.0	98.8	100.0	99.4	***	***	99.4	100.0	0.0
鶴岡市	26	5,090	321	5,100	1.0	90.0	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
酒田市	21	3,914	229	3,942	1.0	84.7	93.4	88.2	***	***	88.2	100.0	0.0
新庄市	4	867	51	918	1.1	51.0	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
寒河江市	9	1,998	111	2,088	1.0	87.4	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
上山市	4	1,024	61	1,093	1.1	88.5	95.1	95.1	***	***	95.1	100.0	0.0
村山市	7	811	59	831	1.0	91.5	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
長井市	6	1,082	61	1,199	1.1	91.8	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
天童市	12	3,199	170	3,245	1.0	98.2	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
東根市	9	2,655	128	2,760	1.0	96.1	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
尾花沢市	5	548	44	603	1.1	90.9	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
南陽市	6	1,306	71	1,304	1.0	94.4	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
山辺町	2	651	37	715	1.1	83.8	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
中山町	2	466	25	466	1.0	96.0	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
河北町	6	763	53	871	1.1	88.7	66.0	66.0	***	***	66.0	100.0	0.0
西川町	1	147	8	147	1.0	100.0	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
朝日町	3	189	19	274	1.4	36.8	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
大江町	3	313	22	355	1.1	36.4	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
大石田町	3	233	25	258	1.1	76.0	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
金山町	1	201	10	224	1.1	100.0	80.0	80.0	***	***	80.0	100.0	0.0
最上町	2	315	24	326	1.0	87.5	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
舟形町	1	178	10	188	1.1	90.0	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
真室川町	3	270	25	294	1.1	100.0	92.0	92.0	***	***	92.0	100.0	0.0
大蔵村	1	122	8	214	1.8	100.0	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
鮭川村	1	161	11	181	1.1	100.0	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
高畠町	6	1,036	60	1,080	1.0	100.0	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
川西町	5	561	44	565	1.0	90.9	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
小国町	2	252	19	300	1.2	78.9	100.0	84.2	100.0	16	100.0	100.0	0.0
白鷹町	4	502	37	502	1.0	100.0	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
飯豊町	4	298	29	376	1.3	93.1	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
三川町	3	421	29	435	1.0	72.4	100.0	100.0	34.5	10	100.0	100.0	0.0
庄内町	5	838	46	1,014	1.2	87.0	95.7	95.7	***	***	95.7	100.0	0.0
遊佐町	1	452	21	452	1.0	81.0	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
合計	218	45,035	2,565	46,641	1.0	91.5	98.4	97.7	1.1	26	97.9	100.0	0.0

注１）「児童生徒数」は、令和６年５月１日現在の児童生徒数。
注２）「学習者用ＰＣ」とは、教育用ＰＣのうち、児童生徒が使用するために配備されたものをいう。
注３）「児童生徒一人当たりの学習者用PC台数」は、「学習者用ＰＣ総台数」を令和６年５月１日現在の児童生徒数で除して算出した値である。
注４）「普通教室の大型提示装置整備率」は、大型提示装置を設置している普通教室の総数を普通教室の総数で除して算出した値である。
注５）「普通教室の校内ＬＡＮ整備率」は、校内ＬＡＮを整備する普通教室の総数を普通教室の総数で除して算出した値である。
注６）「普通教室の無線ＬＡＮ整備率」は、無線ＬＡＮを整備する普通教室の総数を普通教室の総数で除して算出した値である。

○市区町村（設置者）別「コンピュータの設置状況」及び「インターネット接続状況」の実態（小学校）

（令和７年３月１日現在）

市　区　町　村　別 （　小　学　校　）	教員数 人	授業を担当している教員数 人	指導者用PC台数 台	指導者用PC整備率 %	教員の校務用PC台数 台	教員の校務用PC整備率 %	統合型校務支援システム整備率 %	遠隔教育実施率 %	遠隔教育を実施している学校のうち、「合同授業型」の遠隔授業の実施率 %	遠隔教育を実施している学校のうち、「教師支援型」の遠隔授業の実施率 %	遠隔教育を実施している学校のうち、「教科・科目充実型」の遠隔授業の実施率 %	遠隔教育を実施している学校のうち、個々の児童生徒の状況に応じた遠隔教育の実施率 %
山形市	742	633	796	107.3	854	115.1	100.0	44.4	56.3	31.3	***	50.0
米沢市	243	195	253	104.1	349	143.6	100.0	78.6	72.7	81.8	***	54.5
鶴岡市	455	361	463	101.8	582	127.9	100.0	53.8	50.0	42.9	***	78.6
酒田市	330	286	398	120.6	403	122.1	100.0	52.4	36.4	36.4	***	63.6
新庄市	84	72	47	56.0	113	134.5	25.0	25.0	100.0	0.0	***	100.0
寒河江市	161	134	306	190.1	248	154.0	100.0	100.0	77.8	33.3	***	55.6
上山市	85	76	86	101.2	113	132.9	100.0	100.0	50.0	0.0	***	75.0
村山市	89	73	131	147.2	105	118.0	100.0	42.9	33.3	66.7	***	33.3
長井市	95	79	100	105.3	105	110.5	100.0	16.7	0.0	0.0	***	100.0
天童市	252	224	261	103.6	361	143.3	100.0	33.3	100.0	25.0	***	50.0
東根市	195	152	283	145.1	187	95.9	100.0	77.8	42.9	28.6	***	100.0
尾花沢市	66	54	82	124.2	94	142.4	100.0	0.0	***	***	***	***
南陽市	98	85	101	103.1	106	108.2	100.0	50.0	0.0	0.0	***	100.0
山辺町	58	45	48	82.8	50	86.2	100.0	0.0	***	***	***	***
中山町	34	29	62	182.4	60	176.5	100.0	0.0	***	***	***	***
河北町	81	67	131	161.7	120	148.1	100.0	83.3	100.0	40.0	***	40.0
西川町	13	9	8	61.5	31	238.5	100.0	100.0	0.0	100.0	***	100.0
朝日町	30	21	34	113.3	48	160.0	100.0	33.3	0.0	0.0	***	100.0
大江町	29	25	36	124.1	39	134.5	66.7	66.7	100.0	100.0	***	100.0
大石田町	38	31	30	78.9	59	155.3	100.0	66.7	0.0	0.0	***	100.0
金山町	18	15	21	116.7	30	166.7	100.0	0.0	***	***	***	***
最上町	33	28	29	87.9	52	157.6	100.0	0.0	***	***	***	***
舟形町	14	11	43	307.1	29	207.1	100.0	0.0	***	***	***	***
真室川町	37	30	77	208.1	61	164.9	100.0	33.3	0.0	0.0	***	100.0
大蔵村	13	10	11	84.6	26	200.0	100.0	0.0	***	***	***	***
鮭川村	16	13	30	187.5	37	231.3	100.0	100.0	0.0	0.0	***	100.0
高畠町	83	70	98	118.1	111	133.7	100.0	50.0	66.7	0.0	***	100.0
川西町	66	54	138	209.1	85	128.8	100.0	40.0	50.0	50.0	***	50.0
小国町	26	22	49	188.5	58	223.1	50.0	50.0	100.0	0.0	***	0.0
白鷹町	54	45	65	120.4	89	164.8	100.0	75.0	0.0	0.0	***	100.0
飯豊町	37	30	59	159.5	67	181.1	100.0	25.0	0.0	0.0	***	100.0
三川町	39	33	41	105.1	67	171.8	100.0	66.7	50.0	50.0	***	100.0
庄内町	80	66	117	146.3	128	160.0	100.0	80.0	50.0	50.0	***	75.0
遊佐町	31	25	35	112.9	50	161.3	100.0	0.0	***	***	***	***
合　　計	3,725	3,103	4,469	120.0	4,917	132.0	97.7	51.8	53.1	36.3	***	69.0

注１）「教員」とは、校長、副校長、教頭、主幹教諭、指導教諭、教諭、助教諭、養護教諭、養護助教諭、栄養教諭、常勤講師、再任用職員（フルタイム）をいう。
注２）「授業を担当している教員」とは、各教科等の授業を定期的に担当している教員をいう。授業を一時的・臨時的に担当する教員は含まない。
注３）「指導者用ＰＣ」とは、教員が使用するために配備されたものをいう。教職員が主として校務用に利用しているコンピュータ（校務用コンピュータ）は含まない。
注４）「指導者用ＰＣ整備率」とは指導者用ＰＣの総数を教員の総数で除して算出した値である。
注５）「教員の校務用ＰＣ」とは、主として教員が校務に使用するコンピュータのことをいう。
注６）「教員の校務用ＰＣ整備率」は、校務用ＰＣの総数を総教員数で除して算出した値である。
注７）「統合型校務支援システム」は、教務系（成績処理、出欠管理、時数等）・保健系（健康診断票、保健室管理等）、指導要録等の学籍関係、学校事務系など統合して
　　機能を有しているシステムをいう。
注８）「遠隔教育」は、遠隔システムを活用した同時双方向型で行う教育をいう。（「『遠隔教育の推進に向けた施策方針』の策定について（通知）」（文部科学省、平成30年9月20日））
注９）「合同授業型」とは、教師が児童生徒等に対面で授業を行う複数の教室等を遠隔により接続することで、児童生徒が多様な意見や考えに触れたり、協働して学習に取り組んだり
　　する機会の充実を図る遠隔教育の形態をいう。
注10）「教師支援型」とは、外部人材等の専門家と、児童生徒や教師がいる教室等を遠隔により接続することで、児童生徒の学習活動の質を高めるとともに、
　　教師の資質向上を図る遠隔教育の形態をいう。
注11）「教科・科目充実型」とは、学校教育法施行規則第77条の２（中学校等）、第88条の３（高等学校等）に基づき、当該教科の免許状を保有する教師による
　　授業を遠隔により提供することで、生徒の多様な科目選択を可能とすること等により、学習機会の充実を図るものをいう。なお、小学校での活用は想定されない。
注12）遠隔教育を実施している学校のうち、「教科・科目充実型」の遠隔教育の実施率は、「教科・科目充実型」の遠隔授業を実施している学校の総数を、
　　遠隔教育を実施していると答えた学校の総数から、遠隔教育を実施していると答えた小学校の総数を引いた数で除した値である。
注13）「個々の児童生徒の状況に応じた遠隔教育」とは、外国人児童生徒等への日本語指導、病気療養児・不登校児童生徒等に対する学習指導等の
　　個々の児童生徒の状況に応じた遠隔教育の形態をいう。

○市区町村（設置者）別「コンピュータの設置状況」及び「インターネット接続状況」の実態（中学校）

（令和７年３月１日現在）

市区町村別 （中学校）	学校数 校	児童生徒数 人	普通教室数 室	学習者用PC総台数 台	児童生徒一人当たりの学習者用PC台数 台／人	普通教室の大型提示装置整備率 %	普通教室の校内LAN整備率 %	普通教室の無線LAN整備率 %	普通教室の移動通信システム（LTE等）整備率 %	移動系通信を利用している学校の内、無線LAN整備済みの普通教室の数 室	無線LAN又は移動系通信によりインターネット接続を行う普通教室の割合 %	回線速度の契約理論値 ベストエフォート型 %	回線速度の契約理論値 ギャランティ型 %
山形県	2	396	12	480	1.2	100.0	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
山形市	15	5,780	241	5,937	1.0	99.6	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
米沢市	7	1,930	87	1,997	1.0	96.6	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
鶴岡市	11	2,854	132	2,861	1.0	70.5	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
酒田市	7	2,177	105	2,218	1.0	48.6	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
新庄市	3	459	28	510	1.1	67.9	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
寒河江市	3	1,051	44	1,216	1.2	100.0	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
上山市	3	569	27	661	1.2	100.0	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
村山市	2	447	29	517	1.2	79.3	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
長井市	2	614	26	650	1.1	92.3	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
天童市	4	1,571	64	1,620	1.0	65.6	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
東根市	5	1,261	58	1,335	1.1	91.4	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
尾花沢市	2	298	16	383	1.3	93.8	93.8	93.8	***	***	93.8	100.0	0.0
南陽市	3	749	37	748	1.0	83.8	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
山辺町	1	359	16	426	1.2	100.0	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
中山町	1	229	14	229	1.0	85.7	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
河北町	1	411	17	443	1.1	100.0	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
西川町	1	81	6	120	1.5	100.0	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
朝日町	1	113	7	157	1.4	42.9	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
大江町	2	172	10	238	1.4	20.0	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
大石田町	1	127	6	136	1.1	100.0	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
金山町	1	111	5	112	1.0	100.0	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
最上町	1	187	10	187	1.0	100.0	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
舟形町	1	97	5	124	1.3	80.0	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
真室川町	1	128	7	158	1.2	100.0	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
大蔵村	1	89	5	141	1.6	60.0	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
鮭川村	1	89	5	123	1.4	100.0	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
高畠町	1	611	25	621	1.0	100.0	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
川西町	1	314	13	320	1.0	100.0	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
小国町	2	165	11	177	1.1	63.6	100.0	100.0	100.0	11	100.0	100.0	0.0
白鷹町	1	322	14	323	1.0	92.9	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
飯豊町	1	153	8	212	1.4	62.5	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
三川町	1	204	1	234	1.1	100.0	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
庄内町	2	457	25	494	1.1	76.0	100.0	84.0	***	***	84.0	100.0	0.0
遊佐町	1	275	12	295	1.1	100.0	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
合計	93	24,850	1,128	26,403	1.1	84.1	99.9	99.6	1.0	11	99.6	100.0	0.0

注１）「児童生徒数」は、令和６年５月１日現在の児童生徒数。
注２）「学習者用ＰＣ」とは、教育用ＰＣのうち、児童生徒が使用するために配備されたものをいう。
注３）「児童生徒一人当たりの学習者用PC台数」は、「学習者用ＰＣ総台数」を令和６年５月１日現在の児童生徒数で除して算出した値である。
注４）「普通教室の大型提示装置整備率」は、大型提示装置を設置している普通教室の総数を普通教室の総数で除して算出した値である。
注５）「普通教室の校内ＬＡＮ整備率」は、校内ＬＡＮを整備する普通教室の総数を普通教室の総数で除して算出した値である。
注６）「普通教室の無線ＬＡＮ整備率」は、無線ＬＡＮを整備する普通教室の総数を普通教室の総数で除して算出した値である。

○市区町村（設置者）別「コンピュータの設置状況」及び「インターネット接続状況」の実態（中学校）

（令和７年３月１日現在）

市区町村別（中学校）	教員数	授業を担当している教員数	指導者用PC台数	指導者用PC整備率	教員の校務用PC台数	教員の校務用PC整備率	統合型校務支援システム整備率	遠隔教育実施率	遠隔教育を実施している学校のうち、「合同授業型」の遠隔授業の実施率	遠隔教育を実施している学校のうち、「教師支援型」の遠隔授業の実施率	遠隔教育を実施している学校のうち、「教科・科目充実型」の遠隔授業の実施率	遠隔教育を実施している学校のうち、個々の児童生徒の状況に応じた遠隔教育の実施率
	人	人	台	%	台	%	%	%	%	%	%	%
山形県	33	25	46	139.4	30	90.9	100.0	0.0	***	***	***	***
山形市	434	396	465	107.1	510	117.5	100.0	33.3	60.0	40.0	0.0	60.0
米沢市	155	143	198	127.7	180	116.1	100.0	42.9	33.3	33.3	0.0	66.7
鶴岡市	251	220	331	131.9	361	143.8	100.0	81.8	22.2	0.0	0.0	88.9
酒田市	182	164	236	129.7	208	114.3	100.0	85.7	33.3	33.3	0.0	66.7
新庄市	52	47	34	65.4	82	157.7	0.0	66.7	0.0	50.0	0.0	50.0
寒河江市	78	71	139	178.2	97	124.4	100.0	100.0	0.0	0.0	0.0	100.0
上山市	52	46	60	115.4	63	121.2	100.0	100.0	0.0	33.3	0.0	100.0
村山市	41	37	60	146.3	45	109.8	100.0	50.0	0.0	0.0	0.0	100.0
長井市	45	40	88	195.6	39	86.7	100.0	100.0	0.0	0.0	0.0	100.0
天童市	121	110	165	136.4	146	120.7	100.0	75.0	33.3	33.3	0.0	66.7
東根市	117	98	149	127.4	112	95.7	100.0	60.0	33.3	66.7	0.0	100.0
尾花沢市	32	28	40	125.0	46	143.8	100.0	0.0	***	***	***	***
南陽市	62	56	67	108.1	69	111.3	100.0	100.0	66.7	33.3	0.0	66.7
山辺町	28	26	60	214.3	30	107.1	100.0	100.0	0.0	100.0	0.0	0.0
中山町	20	18	39	195.0	21	105.0	100.0	100.0	0.0	0.0	0.0	100.0
河北町	29	27	29	100.0	35	120.7	100.0	100.0	0.0	100.0	0.0	100.0
西川町	13	11	15	115.4	36	276.9	100.0	100.0	100.0	0.0	0.0	100.0
朝日町	16	13	57	356.3	57	356.3	100.0	0.0	***	***	***	***
大江町	23	21	23	100.0	29	126.1	50.0	50.0	100.0	100.0	0.0	0.0
大石田町	16	14	26	162.5	26	162.5	100.0	100.0	0.0	0.0	0.0	100.0
金山町	18	16	27	150.0	27	150.0	100.0	100.0	100.0	0.0	0.0	100.0
最上町	19	17	18	94.7	28	147.4	100.0	0.0	***	***	***	***
舟形町	12	10	26	216.7	26	216.7	100.0	100.0	0.0	0.0	0.0	100.0
真室川町	16	14	31	193.8	31	193.8	100.0	100.0	100.0	0.0	0.0	0.0
大蔵村	10	7	8	80.0	23	230.0	100.0	0.0	***	***	***	***
鮭川村	12	10	32	266.7	18	150.0	100.0	100.0	0.0	0.0	0.0	100.0
高畠町	43	37	41	95.3	42	97.7	100.0	100.0	0.0	0.0	0.0	100.0
川西町	23	21	49	213.0	35	152.2	100.0	100.0	100.0	0.0	0.0	0.0
小国町	24	21	45	187.5	44	183.3	50.0	50.0	0.0	0.0	0.0	100.0
白鷹町	25	23	29	116.0	33	132.0	100.0	0.0	***	***	***	***
飯豊町	15	13	69	460.0	21	140.0	100.0	100.0	100.0	0.0	0.0	100.0
三川町	20	18	25	125.0	24	120.0	100.0	0.0	***	***	***	***
庄内町	43	39	66	153.5	69	160.5	100.0	50.0	0.0	0.0	0.0	100.0
遊佐町	23	21	42	182.6	44	191.3	100.0	100.0	0.0	0.0	0.0	100.0
合計	2,103	1,878	2,835	134.8	2,687	127.8	94.6	63.4	30.5	23.7	0.0	78.0

注１）「教員」とは、校長、副校長、教頭、主幹教諭、指導教諭、教諭、助教諭、養護教諭、養護助教諭、栄養教諭、常勤講師、再任用職員（フルタイム）をいう。
注２）「授業を担当している教員」とは、各教科等の授業を定期的に担当している教員をいう。授業を一時的・臨時的に担当する教員は含まない。
注３）「指導者用ＰＣ」とは、教員が使用するために配備されたものをいう。教職員が主として校務用に利用しているコンピュータ（校務用コンピュータ）は含まない。
注４）「指導者用ＰＣ整備率」とは指導者用ＰＣの総数を教員の総数で除して算出した値である。
注５）「教員の校務用ＰＣ」とは、主として教員が校務に使用するコンピュータのことをいう。
注６）「教員の校務用ＰＣ整備率」は、校務用ＰＣの総数を総教員数で除して算出した値である。
注７）「統合型校務支援システム」は、教務系（成績処理、出欠管理、時数等）・保健系（健康診断票、保健室管理等）、指導要録等の学籍関係、学校事務系など統合して
機能を有しているシステムをいう。
注８）「遠隔教育」は、遠隔システムを活用した同時双方向型で行う教育をいう。（「『遠隔教育の推進に向けた施策方針』の策定について（通知）」（文部科学省、平成30年9月20日））
注９）「合同授業型」とは、教師が児童生徒等に対面で授業を行う複数の教室等を遠隔により接続することで、児童生徒が多様な意見や考えに触れたり、協働して学習に取り組んだり
する機会の充実を図る遠隔教育の形態をいう。
注10）「教師支援型」とは、外部人材等の専門家と、児童生徒や教師がいる教室等を遠隔により接続することで、児童生徒の学習活動の質を高めるとともに、
教師の資質向上を図る遠隔教育の形態をいう。
注11）「教科・科目充実型」とは、学校教育法施行規則第77条の２（中学校等）、第88条の３（高等学校等）に基づき、当該教科の免許状を保有する教師による
授業を遠隔により提供することで、生徒の多様な科目選択を可能とすること等により、学習機会の充実を図るものをいう。なお、小学校での活用は想定されない。
注12）遠隔教育を実施している学校のうち、「教科・科目充実型」の遠隔教育の実施率は、「教科・科目充実型」の遠隔授業を実施している学校の総数を、
遠隔教育を実施していると答えた学校の総数から、遠隔教育を実施していると答えた小学校の総数を引いた数で除した値である。
注13）「個々の児童生徒の状況に応じた遠隔教育」とは、外国人児童生徒等への日本語指導、病気療養児・不登校児童生徒等に対する学習指導等の
個々の児童生徒の状況に応じた遠隔教育の形態をいう。

○市区町村（設置者）別「コンピュータの設置状況」及び「インターネット接続状況」の実態（義務教育学校）

市　区　町　村　別 （義務教育学校）	学校数 校	児童生徒数 人	普通教室数 室	学習者用PC総台数 台	児童生徒一人当たりの学習者用PC台数 台／人	普通教室の大型提示装置整備率 %
新庄市	2	936	48	1,011	1.1	60.4
戸沢村	1	221	15	267	1.2	100.0
合　計	3	1,157	63	1,278	1.1	69.8

注１）「児童生徒数」は、令和６年５月１日現在の児童生徒数。
注２）「学習者用ＰＣ」とは、教育用ＰＣのうち、児童生徒が使用するために配備されたものをいう。
注３）「児童生徒一人当たりの学習者用PC台数」は、「学習者用ＰＣ総台数」を令和６年５月１日現在の児童生徒数で除して算出した値であ
注４）「普通教室の大型提示装置整備率」は、大型提示装置を設置している普通教室の総数を普通教室の総数で除して算出した値である。
注５）「普通教室の校内ＬＡＮ整備率」は、校内ＬＡＮを整備する普通教室の総数を普通教室の総数で除して算出した値である。
注６）「普通教室の無線ＬＡＮ整備率」は、無線ＬＡＮを整備する普通教室の総数を普通教室の総数で除して算出した値である。

（令和７年３月１日現在）

普通教室の校内LAN整備率 %	普通教室の無線LAN整備率 %	普通教室の移動通信システム（LTE等）整備率 %	移動系通信を利用している学校の内、無線LAN整備済みの普通教室の数 室	無線LAN又は移動系通信によりインターネット接続を行う普通教室の割合 %	回線速度の契約理論値 ベストエフォート型 %	回線速度の契約理論値 ギャランティ型 %
100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0

る。

○市区町村（設置者）別「コンピュータの設置状況」及び「インターネット接続状況」の実態（義務教育学校）

（令和７年３月１日現在）

市　区　町　村　別 （義務教育学校）	教員数 人	授業を担当している教員数 人	指導者用PC台数 台	指導者用PC整備率 %	教員の校務用PC台数 台	教員の校務用PC整備率 %	統合型校務支援システム整備率 %	遠隔教育実施率 %	遠隔教育を実施している学校のうち、「合同授業型」の遠隔授業の実施率 %	遠隔教育を実施している学校のうち、「教師支援型」の遠隔授業の実施率 %	遠隔教育を実施している学校のうち、「教科・科目充実型」の遠隔授業の実施率 %	遠隔教育を実施している学校のうち、個々の児童生徒の状況に応じた遠隔教育の実施率 %
新庄市	92	83	47	51.1	122	132.6	0.0	0.0	***	***	***	***
戸沢村	27	23	41	151.9	47	174.1	100.0	100.0	100.0	0.0	0.0	0.0
合　計	119	106	88	73.9	169	142.0	33.3	33.3	100.0	0.0	0.0	0.0

注１）「教員」とは、校長、副校長、教頭、主幹教諭、指導教諭、教諭、助教諭、養護教諭、養護助教諭、栄養教諭、常勤講師、再任用職員（フルタイム）をいう。
注２）「授業を担当している教員」とは、各教科等の授業を定期的に担当している教員をいう。授業を一時的・臨時的に担当する教員は含まない。
注３）「指導者用ＰＣ」とは、教員が使用するために配備されたものをいう。教職員が主として校務用に利用しているコンピュータ（校務用コンピュータ）は含まない。
注４）「指導者用ＰＣ整備率」とは指導者用ＰＣの総数を教員の総数で除して算出した値である。
注５）「教員の校務用ＰＣ」とは、主として教員が校務に使用するコンピュータのことをいう。
注６）「教員の校務用ＰＣ整備率」は、校務用ＰＣの総数を総教員数で除して算出した値である。
注７）「統合型校務支援システム」は、教務系（成績処理、出欠管理、時数等）・保健系（健康診断票、保健室管理等）、指導要録等の学籍関係、学校事務系など統合して
　　機能を有しているシステムをいう。
注８）「遠隔教育」は、遠隔システムを活用した同時双方向型で行う教育をいう。（「『遠隔教育の推進に向けた施策方針』の策定について（通知）」（文部科学省、平成30年9月20日））
注９）「合同授業型」とは、教師が児童生徒等に対面で授業を行う複数の教室等を遠隔により接続することで、児童生徒が多様な意見や考えに触れたり、協働して学習に取り組んだり
　　する機会の充実を図る遠隔教育の形態をいう。
注10）「教師支援型」とは、外部人材等の専門家と、児童生徒や教師がいる教室等を遠隔により接続することで、児童生徒の学習活動の質を高めるとともに、
　　教師の資質向上を図る遠隔教育の形態をいう。
注11）「教科・科目充実型」とは、学校教育法施行規則第77条の２（中学校等）、第88条の３（高等学校等）に基づき、当該教科の免許状を保有する教師による
　　授業を遠隔により提供することで、生徒の多様な科目選択を可能とすること等により、学習機会の充実を図るものをいう。なお、小学校での活用は想定されない。
注12）遠隔教育を実施している学校のうち、「教科・科目充実型」の遠隔教育の実施率は、「教科・科目充実型」の遠隔授業を実施している学校の総数を、
　　遠隔教育を実施していると答えた学校の総数から、遠隔教育を実施していると答えた小学校の総数を引いた数で除した値である。
注13）「個々の児童生徒の状況に応じた遠隔教育」とは、外国人児童生徒等への日本語指導、病気療養児・不登校児童生徒等に対する学習指導等の
　　個々の児童生徒の状況に応じた遠隔教育の形態をいう。

○市区町村（設置者）別「コンピュータの設置状況」及び「インターネット接続状況」の実態（高等学校）

（令和７年３月１日現在）

市区町村別（高等学校）	学校数	学校数（専門学科・総合学科単独及び複数学科設置校）	児童生徒数	児童生徒数（専門学科・総合学科単独及び複数学科設置校）	普通教室数	普通教室数（専門学科・総合学科単独及び複数学科設置校）	学習者用PC総台数	学習者用PC総台数（専門学科・総合学科単独及び複数学科設置校）	児童生徒一人当たりの学習者用PC台数	児童生徒一人当たりの学習者用PC台数（専門学科・総合学科単独及び複数学科設置校）	普通教室の大型提示装置整備率	普通教室の大型提示装置整備率（専門学科・総合学科単独及び複数学科設置校）	普通教室の校内LAN整備率	普通教室の校内LAN整備率（専門学科・総合学科単独及び複数学科設置校）	普通教室の無線LAN整備率	普通教室の無線LAN整備率（専門学科・総合学科単独及び複数学科設置校）	普通教室の移動通信システム（LTE等）整備率	普通教室の移動通信システム（LTE等）整備率（専門学科・総合学科単独及び複数学科設置校）	移動系通信を利用している学校の内、無線LAN整備済みの普通教室の数	移動系通信を利用している学校の内、無線LAN整備済みの普通教室の数（専門学科・総合学科単独及び複数学科設置校）	無線LAN又は移動系通信によりインターネット接続を行う普通教室の割合	無線LAN又は移動系通信によりインターネット接続を行う普通教室の割合（専門学科・総合学科単独及び複数学科設置校）	回線速度の契約理論値ベストエフォート型	回線速度の契約理論値ベストエフォート型（専門学科・総合学科単独及び複数学科設置校）	回線速度の契約理論値ギャランティ型	回線速度の契約理論値ギャランティ型（専門学科・総合学科単独及び複数学科設置校）
	校	校	人	人	室	室	台	台	台／人	台／人	%	%	%	%	%	%	%	%	室	室	%	%	%	%	%	%
山形県	44	31	16,383	12,498	488	363	21,989	16,887	1.3	1.4	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	***	***	***	***	100.0	100.0	100.0	100.0	0.0	0.0
山形市	1	1	837	837	21	21	1,261	1,261	1.5	1.5	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	***	***	***	***	100.0	100.0	100.0	100.0	0.0	0.0
合計	45	32	17,220	13,335	509	384	23,250	18,148	1.4	1.4	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	***	***	***	***	100.0	100.0	100.0	100.0	0.0	0.0

注１）「児童生徒数」は、令和６年５月１日現在の児童生徒数。
注２）「学習者用ＰＣ」とは、教育用ＰＣのうち、児童生徒が使用するために配備されたものをいう。
注３）「児童生徒一人当たりの学習者用PC台数」は、「学習者用ＰＣ総台数」を令和６年５月１日現在の児童生徒数で除して算出した値である。
注４）「普通教室の大型提示装置整備率」は、大型提示装置を設置している普通教室の総数を普通教室の総数で除して算出した値である。
注５）「普通教室の校内ＬＡＮ整備率」は、校内ＬＡＮを整備する普通教室の総数を普通教室の総数で除して算出した値である。
注６）「普通教室の無線ＬＡＮ整備率」は、無線ＬＡＮを整備する普通教室の総数を普通教室の総数で除して算出した値である。

○市区町村（設置者）別「コンピュータの設置状況」及び「インターネット接続状況」の実態（高等学校）

（令和７年３月１日現在）

市区町村別（高等学校）	教員数	教員数（専門学科・総合学科単独及び複数学科設置校）	授業を担当している教員数	授業を担当している教員数（専門学科・総合学科単独及び複数学科設置校）	指導者用PC台数	指導者用PC台数（専門学科・総合学科単独及び複数学科設置校）	指導者用PC整備率	指導者用PC整備率（専門学科・総合学科単独及び複数学科設置校）	教員の校務用PC台数	教員の校務用PC台数（専門学科・総合学科単独及び複数学科設置校）	教員の校務用PC整備率	教員の校務用PC整備率（専門学科・総合学科単独及び複数学科設置校）	統合型校務支援システム整備率	統合型校務支援システム整備率（専門学科・総合学科単独及び複数学科設置校）	遠隔教育実施率	遠隔教育実施率（専門学科・総合学科単独及び複数学科設置校）	遠隔教育を実施している学校のうち、「合同授業型」の遠隔授業の実施率	遠隔教育を実施している学校のうち、「合同授業型」の遠隔授業の実施率（専門学科・総合学	遠隔教育を実施している学校のうち、「教師支援型」の遠隔授業の実施率	遠隔教育を実施している学校のうち、「教師支援型」の遠隔授業の実施率（専門学科・総合学	遠隔教育を実施している学校のうち、「教科・科目充実型」の遠隔授業の実施率	遠隔教育を実施している学校のうち、「教科・科目充実型」の遠隔授業の実施率（専門学	遠隔教育を実施している学校のうち、個々の児童生徒の状況に応じた遠隔教育の実施率	遠隔教育を実施している学校のうち、個々の児童生徒の状況に応じた遠隔教育の実施率（専門学
	人	人	人	人	台	台	%	%	台	台	%	%	%	%	%	%	%	%	%	%	%	%	%	%
山形県	1,719	1,300	1,563	1,178	2,688	1,977	156.4	152.1	1,993	1,538	115.9	118.3	100.0	100.0	47.7	54.8	47.6	47.1	52.4	64.7	0.0	0.0	71.4	70.6
山形市	66	66	61	61	107	107	162.1	162.1	103	103	156.1	156.1	100.0	100.0	100.0	100.0	0.0	0.0	100.0	100.0	0.0	0.0	0.0	0.0
合計	1,785	1,366	1,624	1,239	2,795	2,084	156.6	152.6	2,096	1,641	117.4	120.1	100.0	100.0	48.9	56.3	45.5	44.4	54.5	66.7	0.0	0.0	68.2	66.7

注１）「教員」とは、校長、副校長、教頭、主幹教諭、指導教諭、教諭、助教諭、養護教諭、養護助教諭、栄養教諭、常勤講師、再任用職員（フルタイム）をいう。
注２）「授業を担当している教員」とは、各教科等の授業を定期的に担当している教員をいう。授業を一時的・臨時的に担当する教員は含まない。
注３）「指導者用ＰＣ」とは、教員が使用するために配備されたものをいう。教職員が主として校務用に利用しているコンピュータ（校務用コンピュータ）は含まない。
注４）「指導者用ＰＣ整備率」とは指導者用ＰＣの総数を教員の総数で除して算出した値である。
注５）「教員の校務用ＰＣ」とは、主として教員が校務に使用するコンピュータのことをいう。
注６）「教員の校務用ＰＣ整備率」は、校務用ＰＣの総数を総教員数で除して算出した値である。
注７）「統合型校務支援システム」は、教務系（成績処理、出欠管理、時数等）・保健系（健康診断票、保健室管理等）、指導要録等の学籍関係、学校事務系など統合して機能を有しているシステムをいう。
注８）「遠隔教育」は、遠隔システムを活用した同時双方向型で行う教育をいう。（「『遠隔教育の推進に向けた施策方針』の策定について（通知）」（文部科学省、平成30年9月20日））
注９）「合同授業型」とは、教師が児童生徒等に対面で授業を行う複数の教室等を遠隔により接続することで、児童生徒が多様な意見や考えに触れたり、協働して学習に取り組んだりする機会の充実を図る遠隔教育の形態をいう。
注10）「教師支援型」とは、外部人材等の専門家と、児童生徒や教師がいる教室等を遠隔により接続することで、児童生徒の学習活動の質を高めるとともに、教師の資質向上を図る遠隔教育の形態をいう。
注11）「教科・科目充実型」とは、学校教育法施行規則第77条の２（中学校等）、第88条の３（高等学校等）に基づき、当該教科の免許状を保有する教師による授業を遠隔により提供することで、生徒の多様な科目選択を可能とすること等により、学習機会の充実を図るものをいう。なお、小学校での活用は想定されない。
注12）遠隔教育を実施している学校のうち、「教科・科目充実型」の遠隔教育の実施率は、「教科・科目充実型」の遠隔授業を実施している学校の総数を、遠隔教育を実施していると答えた学校の総数から、遠隔教育を実施していると答えた小学校の総数を引いた数で除した値である。
注13）「個々の児童生徒の状況に応じた遠隔教育」とは、外国人児童生徒等への日本語指導、病気療養児・不登校児童生徒等に対する学習指導等の個々の児童生徒の状況に応じた遠隔教育の形態をいう。

○市区町村（設置者）別「コンピュータの設置状況」及び「インターネット接続状況」の実態（中等教育学校）

市　区　町　村　別 （中等教育学校）	学校数 校	児童生徒数 人	普通教室数 室	学習者用PC総台数 台	児童生徒一人当たりの学習者用PC台数 台／人	普通教室の大型提示装置整備率 %
合　計	***	***	***	***	***	***

注１）「児童生徒数」は、令和６年５月１日現在の児童生徒数。
注２）「学習者用ＰＣ」とは、教育用ＰＣのうち、児童生徒が使用するために配備されたものをいう。
注３）「児童生徒一人当たりの学習者用PC台数」は、「学習者用ＰＣ総台数」を令和６年５月１日現在の児童生徒数で除して算出した値であ
注４）「普通教室の大型提示装置整備率」は、大型提示装置を設置している普通教室の総数を普通教室の総数で除して算出した値である。
注５）「普通教室の校内ＬＡＮ整備率」は、校内ＬＡＮを整備する普通教室の総数を普通教室の総数で除して算出した値である。
注６）「普通教室の無線ＬＡＮ整備率」は、無線ＬＡＮを整備する普通教室の総数を普通教室の総数で除して算出した値である。

（令和７年３月１日現在）

普通教室の校内LAN整備率 %	普通教室の無線LAN整備率 %	普通教室の移動通信システム（LTE等）整備率 %	移動系通信を利用している学校の内、無線LAN整備済みの普通教室の数 室	無線LAN又は移動系通信によりインターネット接続を行う普通教室の割合 %	回線速度の契約理論値 ベストエフォート型 %	回線速度の契約理論値 ギャランティ型 %
***	***	***	***	***	***	***

る。

○市区町村（設置者）別「コンピュータの設置状況」及び「インターネット接続状況」の実態（中等教育学校）

（令和７年３月１日現在）

市　区　町　村　別 （中等教育学校）	教員数 人	授業を担当している教員数 人	指導者用PC台数 台	指導者用PC整備率 %	教員の校務用PC台数 台	教員の校務用PC整備率 %	統合型校務支援システム整備率 %	遠隔教育実施率 %	遠隔教育を実施している学校のうち、「合同授業型」の遠隔授業の実施率 %	遠隔教育を実施している学校のうち、「教師支援型」の遠隔授業の実施率 %	遠隔教育を実施している学校のうち、「教科・科目充実型」の遠隔授業の実施率 %	遠隔教育を実施している学校のうち、個々の児童生徒の状況に応じた遠隔教育の実施率 %
合　　計	***	***	***	***	***	***	***	***	***	***	***	***

注１）「教員」とは、校長、副校長、教頭、主幹教諭、指導教諭、教諭、助教諭、養護教諭、養護助教諭、栄養教諭、常勤講師、再任用職員（フルタイム）をいう。
注２）「授業を担当している教員」とは、各教科等の授業を定期的に担当している教員をいう。授業を一時的・臨時的に担当する教員は含まない。
注３）「指導者用ＰＣ」とは、教員が使用するために配備されたものをいう。教職員が主として校務用に利用しているコンピュータ（校務用コンピュータ）は含まない。
注４）「指導者用ＰＣ整備率」とは指導者用ＰＣの総数を教員の総数で除して算出した値である。
注５）「教員の校務用ＰＣ」とは、主として教員が校務に使用するコンピュータのことをいう。
注６）「教員の校務用ＰＣ整備率」は、校務用ＰＣの総数を総教員数で除して算出した値である。
注７）「統合型校務支援システム」は、教務系（成績処理、出欠管理、時数等）・保健系（健康診断票、保健室管理等）、指導要録等の学籍関係、学校事務系など統合して
　　機能を有しているシステムをいう。
注８）「遠隔教育」は、遠隔システムを活用した同時双方向型で行う教育をいう。（「『遠隔教育の推進に向けた施策方針』の策定について（通知）」（文部科学省、平成30年9月20日））
注９）「合同授業型」とは、教師が児童生徒等に対面で授業を行う複数の教室等を遠隔により接続することで、児童生徒が多様な意見や考えに触れたり、協働して学習に取り組んだり
　　する機会の充実を図る遠隔教育の形態をいう。
注10）「教師支援型」とは、外部人材等の専門家と、児童生徒や教師がいる教室等を遠隔により接続することで、児童生徒の学習活動の質を高めるとともに、
　　教師の資質向上を図る遠隔教育の形態をいう。
注11）「教科・科目充実型」とは、学校教育法施行規則第77条の２（中学校等）、第88条の３（高等学校等）に基づき、当該教科の免許状を保有する教師による
　　授業を遠隔により提供することで、生徒の多様な科目選択を可能とすること等により、学習機会の充実を図るものをいう。なお、小学校での活用は想定されない。
注12）遠隔教育を実施している学校のうち、「教科・科目充実型」の遠隔教育の実施率は、「教科・科目充実型」の遠隔授業を実施している学校の総数を、
　　遠隔教育を実施していると答えた学校の総数から、遠隔教育を実施していると答えた小学校の総数を引いた数で除した値である。
注13）「個々の児童生徒の状況に応じた遠隔教育」とは、外国人児童生徒等への日本語指導、病気療養児・不登校児童生徒等に対する学習指導等の
　　個々の児童生徒の状況に応じた遠隔教育の形態をいう。

○市区町村（設置者）別「コンピュータの設置状況」及び「インターネット接続状況」の実態（特別支援学校）

市　区　町　村　別 （特別支援学校）	学校数 校	児童生徒数 人	普通教室数 室	学習者用PC総台数 台	児童生徒一人当たりの学習者用PC台数 台／人	普通教室の大型提示装置整備率 %
山形県	18	1,151	317	1,224	1.1	37.2
合　計	18	1,151	317	1,224	1.1	37.2

注１）「児童生徒数」は、令和６年５月１日現在の児童生徒数。
注２）「学習者用ＰＣ」とは、教育用ＰＣのうち、児童生徒が使用するために配備されたものをいう。
注３）「児童生徒一人当たりの学習者用PC台数」は、「学習者用ＰＣ総台数」を令和６年５月１日現在の児童生徒数で除して算出した値であ
注４）「普通教室の大型提示装置整備率」は、大型提示装置を設置している普通教室の総数を普通教室の総数で除して算出した値である。
注５）「普通教室の校内ＬＡＮ整備率」は、校内ＬＡＮを整備する普通教室の総数を普通教室の総数で除して算出した値である。
注６）「普通教室の無線ＬＡＮ整備率」は、無線ＬＡＮを整備する普通教室の総数を普通教室の総数で除して算出した値である。

（令和７年３月１日現在）

普通教室の校内LAN整備率 %	普通教室の無線LAN整備率 %	普通教室の移動通信システム（LTE等）整備率 %	移動系通信を利用している学校の内、無線LAN整備済みの普通教室の数 室	無線LAN又は移動系通信によりインターネット接続を行う普通教室の割合 %	回線速度の契約理論値 ベストエフォート型 %	回線速度の契約理論値 ギャランティ型 %
100.0	100.0	6.3	20	100.0	100.0	0.0
100.0	100.0	6.3	20	100.0	100.0	0.0

る。

○市区町村（設置者）別「コンピュータの設置状況」及び「インターネット接続状況」の実態（特別支援学校）

（令和７年３月１日現在）

市　区　町　村　別 （特別支援学校）	教員数 人	授業を担当している教員数 人	指導者用PC台数 台	指導者用PC整備率 %	教員の校務用PC台数 台	教員の校務用PC整備率 %	統合型校務支援システム整備率 %	遠隔教育実施率 %	遠隔教育を実施している学校のうち、「合同授業型」の遠隔授業の実施率 %	遠隔教育を実施している学校のうち、「教師支援型」の遠隔授業の実施率 %	遠隔教育を実施している学校のうち、「教科・科目充実型」の遠隔授業の実施率 %	遠隔教育を実施している学校のうち、個々の児童生徒の状況に応じた遠隔教育の実施率 %
山形県	741	673	723	97.6	837	113.0	0.0	66.7	83.3	25.0	0.0	66.7
合　計	741	673	723	97.6	837	113.0	0.0	66.7	83.3	25.0	0.0	66.7

注１）「教員」とは、校長、副校長、教頭、主幹教諭、指導教諭、教諭、助教諭、養護教諭、養護助教諭、栄養教諭、常勤講師、再任用職員（フルタイム）をいう。
注２）「授業を担当している教員」とは、各教科等の授業を定期的に担当している教員をいう。授業を一時的・臨時的に担当する教員は含まない。
注３）「指導者用ＰＣ」とは、教員が使用するために配備されたものをいう。教職員が主として校務用に利用しているコンピュータ（校務用コンピュータ）は含まない。
注４）「指導者用ＰＣ整備率」とは指導者用ＰＣの総数を教員の総数で除して算出した値である。
注５）「教員の校務用ＰＣ」とは、主として教員が校務に使用するコンピュータのことをいう。
注６）「教員の校務用ＰＣ整備率」は、校務用ＰＣの総数を総教員数で除して算出した値である。
注７）「統合型校務支援システム」は、教務系（成績処理、出欠管理、時数等）・保健系（健康診断票、保健室管理等）、指導要録等の学籍関係、学校事務系など統合して
　　機能を有しているシステムをいう。
注８）「遠隔教育」は、遠隔システムを活用した同時双方向型で行う教育をいう。（「『遠隔教育の推進に向けた施策方針』の策定について（通知）」（文部科学省、平成30年9月20日））
注９）「合同授業型」とは、教師が児童生徒等に対面で授業を行う複数の教室等を遠隔により接続することで、児童生徒が多様な意見や考えに触れたり、協働して学習に取り組んだり
　　する機会の充実を図る遠隔教育の形態をいう。
注10）「教師支援型」とは、外部人材等の専門家と、児童生徒や教師がいる教室等を遠隔により接続することで、児童生徒の学習活動の質を高めるとともに、
　　教師の資質向上を図る遠隔教育の形態をいう。
注11）「教科・科目充実型」とは、学校教育法施行規則第77条の２（中学校等）、第88条の３（高等学校等）に基づき、当該教科の免許状を保有する教師による
　　授業を遠隔により提供することで、生徒の多様な科目選択を可能とすること等により、学習機会の充実を図るものをいう。なお、小学校での活用は想定されない。
注12）遠隔教育を実施している学校のうち、「教科・科目充実型」の遠隔教育の実施率は、「教科・科目充実型」の遠隔授業を実施している学校の総数を、
　　遠隔教育を実施していると答えた学校の総数から、遠隔教育を実施していると答えた小学校の総数を引いた数で除した値である。
注13）「個々の児童生徒の状況に応じた遠隔教育」とは、外国人児童生徒等への日本語指導、病気療養児・不登校児童生徒等に対する学習指導等の
　　個々の児童生徒の状況に応じた遠隔教育の形態をいう。

○市区町村（設置者）別「コンピュータの設置状況」及び「インターネット接続状況」の実態（合計）

（令和７年３月１日現在）

市区町村別 （合計）	学校数 校	児童生徒数 人	普通教室数 室	学習者用PC総台数 台	児童生徒一人当たりの学習者用PC台数 台／人	普通教室の大型提示装置整備率 %	普通教室の校内LAN整備率 %	普通教室の無線LAN整備率 %	普通教室の移動通信システム（LTE等）整備率 %	移動系通信を利用している学校の内、無線LAN整備済みの普通教室の数 室	無線LAN又は移動系通信によりインターネット接続を行う普通教室の割合 %	回線速度の契約理論値 ベストエフォート型 %	回線速度の契約理論値 ギャランティ型 %
福島県	99	35,707	1,649	43,889	1.2	89.3	97.9	95.7	92.4	1,455	99.9	100.0	0.0
福島市	64	18,081	851	20,615	1.1	99.1	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
会津若松市	28	7,858	376	8,207	1.0	100.0	100.0	100.0	***	***	100.0	89.3	10.7
郡山市	77	23,914	1,122	25,460	1.1	100.0	100.0	96.3	3.7	0	100.0	100.0	0.0
いわき市	93	22,765	1,086	22,890	1.0	97.4	99.4	99.2	***	***	99.2	100.0	0.0
白河市	20	4,304	218	4,576	1.1	88.5	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
須賀川市	25	5,750	282	5,872	1.0	99.6	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
喜多方市	24	3,089	199	3,123	1.0	89.4	20.1	18.6	100.0	37	100.0	0.0	0.0
相馬市	13	2,629	135	2,819	1.1	100.0	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
二本松市	23	3,417	214	3,988	1.2	82.2	99.5	99.5	***	***	99.5	100.0	0.0
田村市	13	2,201	113	2,340	1.1	66.4	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
南相馬市	17	3,125	178	3,319	1.1	96.1	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
伊達市	18	3,656	213	4,032	1.1	98.1	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
本宮市	10	2,422	127	2,639	1.1	96.9	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
桑折町	5	728	46	912	1.3	97.8	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
国見町	2	420	25	512	1.2	88.0	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
川俣町	3	525	29	780	1.5	69.0	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
大玉村	3	840	38	948	1.1	97.4	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
鏡石町	3	1,038	49	1,154	1.1	67.3	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
天栄村	5	301	28	453	1.5	92.9	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
下郷町	4	267	25	374	1.4	88.0	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
檜枝岐村	2	46	10	55	1.2	100.0	100.0	100.0	***	***	100.0	0.0	100.0
只見町	4	194	24	233	1.2	87.5	100.0	100.0	***	***	100.0	0.0	100.0
南会津町	11	739	69	778	1.1	100.0	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
北塩原村	4	128	21	140	1.1	95.2	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
西会津町	2	279	19	424	1.5	84.2	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
磐梯町	3	256	21	255	1.0	76.2	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
猪苗代町	3	825	38	888	1.1	86.8	100.0	100.0	28.9	11	100.0	100.0	0.0
会津坂下町	3	964	46	1,095	1.1	100.0	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
湯川村	3	226	18	249	1.1	100.0	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
柳津町	3	191	15	195	1.0	100.0	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
三島町	2	58	9	68	1.2	100.0	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
金山町	3	49	9	95	1.9	100.0	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
昭和村	2	38	10	44	1.2	100.0	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
会津美里町	6	1,180	67	1,484	1.3	89.6	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
西郷村	8	1,678	88	1,741	1.0	95.5	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
泉崎村	3	498	30	636	1.3	83.3	100.0	96.7	***	***	96.7	100.0	0.0
中島村	3	391	19	435	1.1	100.0	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
矢吹町	5	1,310	61	1,312	1.0	70.5	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
棚倉町	5	989	55	1,025	1.0	80.0	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
矢祭町	2	387	22	464	1.2	81.8	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
塙町	3	519	27	585	1.1	96.3	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
鮫川村	2	174	12	290	1.7	100.0	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
石川町	3	836	43	920	1.1	90.7	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
玉川村	3	456	26	496	1.1	100.0	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
平田村	3	363	23	441	1.2	95.7	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
浅川町	2	417	21	492	1.2	61.9	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
古殿町	2	277	22	380	1.4	86.4	100.0	100.0	***	***	100.0	50.0	50.0
三春町	8	1,207	86	1,215	1.0	95.3	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
小野町	2	584	32	749	1.3	100.0	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
広野町	2	266	13	282	1.1	100.0	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
楢葉町	2	218	13	285	1.3	100.0	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
富岡町	2	81	12	82	1.0	100.0	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
川内村	1	71	10	77	1.1	100.0	100.0	100.0	100.0	10	100.0	100.0	0.0
大熊町	1	34	10	52	1.5	90.0	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
双葉町	3	38	16	76	2.0	100.0	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
浪江町	2	72	26	112	1.6	100.0	100.0	100.0	***	***	100.0	0.0	100.0
葛尾村	2	20	6	26	1.3	100.0	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
新地町	4	590	37	804	1.4	100.0	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
飯舘村	1	81	13	103	1.3	92.3	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
合計	674	159,767	8,102	177,985	1.1	94.1	97.5	96.5	22.0	1,513	99.8	98.1	1.9

注１）「児童生徒数」は、令和６年５月１日現在の児童生徒数。
注２）「学習者用ＰＣ」とは、教育用ＰＣのうち、児童生徒が使用するために配備されたものをいう。
注３）「児童生徒一人当たりの学習者用PC台数」は、「学習者用ＰＣ総台数」を令和６年５月１日現在の児童生徒数で除して算出した値である。
注４）「普通教室の大型提示装置整備率」は、大型提示装置を設置している普通教室の総数を普通教室の総数で除して算出した値である。
注５）「普通教室の校内ＬＡＮ整備率」は、校内ＬＡＮを整備する普通教室の総数を普通教室の総数で除して算出した値である。
注６）「普通教室の無線ＬＡＮ整備率」は、無線ＬＡＮを整備する普通教室の総数を普通教室の総数で除して算出した値である。

○市区町村（設置者）別「コンピュータの設置状況」及び「インターネット接続状況」の実態（合計）

（令和７年３月１日現在）

市区町村別 （合計）	教員数 人	授業を担当している教員数 人	指導者用PC台数 台	指導者用PC整備率 %	教員の校務用PC台数 台	教員の校務用PC整備率 %	統合型校務支援システム整備率 %	遠隔教育実施率 %	遠隔教育を実施している学校のうち、「合同授業型」の遠隔授業の実施率 %	遠隔教育を実施している学校のうち、「教師支援型」の遠隔授業の実施率 %	遠隔教育を実施している学校のうち、「教科・科目充実型」の遠隔授業の実施率 %	遠隔教育を実施している学校のうち、個々の児童生徒の状況に応じた遠隔教育の実施率 %
福島県	4,722	4,355	5,893	124.8	6,551	138.7	100.0	32.3	53.1	31.3	3.1	75.0
福島市	1,299	1,143	1,432	110.2	1,535	118.2	100.0	100.0	82.8	35.9	0.0	57.8
会津若松市	600	513	976	162.7	866	144.3	100.0	46.4	23.1	15.4	0.0	100.0
郡山市	1,636	1,432	1,872	114.4	2,178	133.1	100.0	29.9	47.8	52.2	0.0	65.2
いわき市	1,741	1,530	1,685	96.8	2,041	117.2	100.0	23.7	54.5	31.8	0.0	54.5
白河市	363	313	404	111.3	536	147.7	100.0	45.0	66.7	11.1	0.0	55.6
須賀川市	441	379	1,004	227.7	574	130.2	100.0	0.0	***	***	***	***
喜多方市	319	270	213	66.8	363	113.8	100.0	29.2	71.4	28.6	0.0	57.1
相馬市	245	197	301	122.9	319	130.2	100.0	23.1	33.3	33.3	0.0	100.0
二本松市	325	274	587	180.6	478	147.1	100.0	56.5	38.5	30.8	0.0	53.8
田村市	202	172	278	137.6	294	145.5	100.0	61.5	62.5	25.0	0.0	75.0
南相馬市	304	256	571	187.8	487	160.2	100.0	58.8	30.0	20.0	0.0	70.0
伊達市	329	288	411	124.9	417	126.7	100.0	55.6	40.0	20.0	0.0	80.0
本宮市	198	171	342	172.7	282	142.4	100.0	50.0	60.0	40.0	0.0	80.0
桑折町	74	62	145	195.9	101	136.5	100.0	80.0	100.0	50.0	0.0	0.0
国見町	40	34	66	165.0	55	137.5	100.0	50.0	100.0	0.0	100.0	100.0
川俣町	50	44	126	252.0	61	122.0	100.0	33.3	100.0	0.0	0.0	0.0
大玉村	59	53	112	189.8	80	135.6	100.0	33.3	100.0	100.0	0.0	0.0
鏡石町	67	59	88	131.3	89	132.8	100.0	0.0	***	***	***	***
天栄村	49	41	79	161.2	71	144.9	80.0	80.0	0.0	75.0	0.0	50.0
下郷町	51	38	30	58.8	68	133.3	100.0	25.0	100.0	100.0	0.0	100.0
檜枝岐村	16	14	30	187.5	24	150.0	0.0	100.0	100.0	0.0	100.0	0.0
只見町	38	31	42	110.5	73	192.1	100.0	100.0	50.0	50.0	0.0	25.0
南会津町	128	103	153	119.5	214	167.2	0.0	36.4	75.0	25.0	0.0	25.0
北塩原村	36	29	41	113.9	54	150.0	0.0	50.0	100.0	100.0	100.0	50.0
西会津町	27	24	42	155.6	49	181.5	0.0	100.0	100.0	50.0	0.0	0.0
磐梯町	33	25	40	121.2	49	148.5	66.7	33.3	100.0	0.0	0.0	100.0
猪苗代町	62	55	93	150.0	87	140.3	33.3	33.3	0.0	100.0	0.0	100.0
会津坂下町	74	67	88	118.9	97	131.1	100.0	33.3	0.0	0.0	0.0	100.0
湯川村	32	25	26	81.3	44	137.5	0.0	33.3	0.0	0.0	0.0	100.0
柳津町	34	25	55	161.8	54	158.8	33.3	66.7	100.0	100.0	0.0	50.0
三島町	17	13	17	100.0	26	152.9	0.0	100.0	50.0	50.0	0.0	50.0
金山町	22	16	29	131.8	34	154.5	0.0	66.7	100.0	0.0	0.0	50.0
昭和村	14	11	19	135.7	26	185.7	0.0	50.0	100.0	0.0	0.0	0.0
会津美里町	110	98	184	167.3	213	193.6	100.0	66.7	25.0	25.0	0.0	50.0
西郷村	142	124	143	100.7	148	104.2	100.0	12.5	0.0	100.0	0.0	0.0
泉崎村	47	39	37	78.7	58	123.4	100.0	0.0	***	***	***	***
中島村	36	28	42	116.7	93	258.3	100.0	33.3	0.0	100.0	0.0	0.0
矢吹町	95	84	95	100.0	108	113.7	100.0	20.0	0.0	0.0	0.0	100.0
棚倉町	81	70	137	169.1	114	140.7	0.0	100.0	40.0	40.0	0.0	80.0
矢祭町	40	34	111	277.5	58	145.0	100.0	100.0	50.0	50.0	0.0	50.0
塙町	40	34	53	132.5	62	155.0	100.0	66.7	50.0	50.0	0.0	0.0
鮫川村	25	19	83	332.0	26	104.0	100.0	0.0	***	***	***	***
石川町	64	57	129	201.6	112	175.0	100.0	33.3	100.0	0.0	0.0	0.0
玉川村	42	35	61	145.2	84	200.0	100.0	100.0	33.3	100.0	0.0	33.3
平田村	39	32	74	189.7	69	176.9	100.0	33.3	0.0	0.0	0.0	100.0
浅川町	35	31	51	145.7	51	145.7	100.0	50.0	0.0	0.0	0.0	100.0
古殿町	27	22	60	222.2	64	237.0	100.0	100.0	100.0	50.0	0.0	50.0
三春町	119	97	169	142.0	150	126.1	100.0	12.5	100.0	0.0	0.0	0.0
小野町	42	37	66	157.1	60	142.9	100.0	100.0	0.0	0.0	0.0	100.0
広野町	30	24	50	166.7	80	266.7	100.0	100.0	0.0	100.0	0.0	100.0
楢葉町	27	22	49	181.5	42	155.6	100.0	100.0	50.0	50.0	0.0	100.0
富岡町	25	19	15	60.0	37	148.0	100.0	50.0	0.0	0.0	0.0	100.0
川内村	22	17	48	218.2	48	218.2	100.0	100.0	100.0	100.0	0.0	100.0
大熊町	21	14	37	176.2	31	147.6	100.0	100.0	0.0	100.0	0.0	0.0
双葉町	26	20	54	207.7	46	176.9	100.0	100.0	0.0	66.7	0.0	33.3

浪江町	25	22	43	172.0	32	128.0	100.0	0.0	***	***	***	***
葛尾村	17	13	31	182.4	17	100.0	0.0	100.0	100.0	0.0	0.0	50.0
新地町	58	49	124	213.8	101	174.1	100.0	100.0	100.0	75.0	0.0	75.0
飯舘村	28	23	43	153.6	38	135.7	100.0	100.0	100.0	0.0	0.0	100.0
合　　計	14,910	13,126	19,279	129.3	20,219	135.6	93.8	44.5	57.7	36.0	3.2	61.7

注１）「教員」とは、校長、副校長、教頭、主幹教諭、指導教諭、教諭、助教諭、養護教諭、養護助教諭、栄養教諭、常勤講師、再任用職員（フルタイム）をいう。
注２）「授業を担当している教員」とは、各教科等の授業を定期的に担当している教員をいう。授業を一時的・臨時的に担当する教員は含まない。
注３）「指導者用ＰＣ」とは、教員が使用するために配備されたものをいう。教職員が主として校務用に利用しているコンピュータ（校務用コンピュータ）は含まない。
注４）「指導者用ＰＣ整備率」とは指導者用ＰＣの総数を教員の総数で除して算出した値である。
注５）「教員の校務用ＰＣ」とは、主として教員が校務に使用するコンピュータのことをいう。
注６）「教員の校務用ＰＣ整備率」は、校務用ＰＣの総数を総教員数で除して算出した値である。
注７）「統合型校務支援システム」は、教務系（成績処理、出欠管理、時数等）・保健系（健康診断票、保健室管理等）、指導要録等の学籍関係、学校事務系など統合して
機能を有しているシステムをいう。
注８）「遠隔教育」は、遠隔システムを活用した同時双方向型で行う教育をいう。（「『遠隔教育の推進に向けた施策方針』の策定について（通知）」（文部科学省、平成30年9月20日））
注９）「合同授業型」とは、教師が児童生徒等に対面で授業を行う複数の教室等を遠隔により接続することで、児童生徒が多様な意見や考えに触れたり、協働して学習に取り組んだり
する機会の充実を図る遠隔教育の形態をいう。
注10）「教師支援型」とは、外部人材等の専門家と、児童生徒や教師がいる教室等を遠隔により接続することで、児童生徒の学習活動の質を高めるとともに、
教師の資質向上を図る遠隔教育の形態をいう。
注11）「教科・科目充実型」とは、学校教育法施行規則第77条の２（中学校等）、第88条の３（高等学校等）に基づき、当該教科の免許状を保有する教師による
授業を遠隔により提供することで、生徒の多様な科目選択を可能とすること等により、学習機会の充実を図るものをいう。なお、小学校での活用は想定されない。
注12）遠隔教育を実施している学校のうち、「教科・科目充実型」の遠隔教育の実施率は、「教科・科目充実型」の遠隔授業を実施している学校の総数を、
遠隔教育を実施していると答えた学校の総数から、遠隔教育を実施していると答えた小学校の総数を引いた数で除した値である。
注13）「個々の児童生徒の状況に応じた遠隔教育」とは、外国人児童生徒等への日本語指導、病気療養児・不登校児童生徒等に対する学習指導等の
個々の児童生徒の状況に応じた遠隔教育の形態をいう。

○市区町村（設置者）別「コンピュータの設置状況」及び「インターネット接続状況」の実態（小学校）

（令和７年３月１日現在）

市区町村別 （小学校）	学校数 校	児童生徒数 人	普通教室数 室	学習者用PC総台数 台	児童生徒一人当たりの学習者用PC台数 台／人	普通教室の大型提示装置整備率 %	普通教室の校内LAN整備率 %	普通教室の無線LAN整備率 %	普通教室の移動通信システム（LTE等）整備率 %	移動系通信を利用している学校の内、無線LAN整備済みの普通教室の数 室	無線LAN又は移動系通信によりインターネット接続を行う普通教室の割合 %	回線速度の契約理論値 ベストエフォート型 %	回線速度の契約理論値 ギャランティ型 %
福島市	43	11,853	561	13,083	1.1	98.6	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
会津若松市	17	4,795	242	4,969	1.0	100.0	100.0	100.0	***	***	100.0	94.1	5.9
郡山市	50	15,541	768	15,952	1.0	100.0	100.0	94.5	5.5	0	100.0	100.0	0.0
いわき市	59	15,245	762	15,271	1.0	99.2	99.3	99.0	***	***	99.0	100.0	0.0
白河市	13	2,745	150	2,816	1.0	95.3	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
須賀川市	15	3,614	186	3,693	1.0	100.0	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
喜多方市	17	2,053	144	2,084	1.0	95.1	25.7	25.7	100.0	37	100.0	0.0	0.0
相馬市	9	1,730	96	1,867	1.1	100.0	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
二本松市	16	2,243	154	2,466	1.1	79.2	99.4	99.4	***	***	99.4	100.0	0.0
田村市	7	1,417	77	1,440	1.0	61.0	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
南相馬市	11	2,102	129	2,186	1.0	96.1	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
伊達市	12	2,446	157	2,662	1.1	98.1	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
本宮市	7	1,596	90	1,643	1.0	97.8	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
桑折町	4	484	36	621	1.3	97.2	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
国見町	1	276	17	293	1.1	82.4	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
川俣町	1	328	16	451	1.4	100.0	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
大玉村	2	582	28	652	1.1	96.4	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
鏡石町	2	704	34	742	1.1	97.1	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
天栄村	4	192	22	308	1.6	90.9	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
下郷町	3	156	18	218	1.4	88.9	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
檜枝岐村	1	31	7	37	1.2	100.0	100.0	100.0	***	***	100.0	0.0	100.0
只見町	3	125	19	133	1.1	84.2	100.0	100.0	***	***	100.0	0.0	100.0
南会津町	7	469	49	491	1.0	100.0	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
北塩原村	2	73	13	83	1.1	100.0	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
西会津町	1	191	9	207	1.1	100.0	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
磐梯町	2	165	15	164	1.0	80.0	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
猪苗代町	2	538	27	550	1.0	81.5	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
会津坂下町	2	613	30	700	1.1	100.0	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
湯川村	2	149	14	166	1.1	100.0	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
柳津町	2	124	11	128	1.0	100.0	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
三島町	1	43	6	42	1.0	100.0	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
金山町	2	34	6	62	1.8	100.0	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
昭和村	1	26	7	28	1.1	100.0	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
会津美里町	3	583	33	657	1.1	90.9	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
西郷村	5	1,119	61	1,112	1.0	93.4	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
泉崎村	2	325	21	409	1.3	76.2	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
中島村	2	251	13	292	1.2	100.0	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
矢吹町	4	857	43	860	1.0	97.7	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
棚倉町	4	625	39	626	1.0	82.1	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
矢祭町	1	249	14	290	1.2	85.7	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
塙町	2	339	19	391	1.2	94.7	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
鮫川村	1	104	8	185	1.8	100.0	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
石川町	2	499	27	514	1.0	96.3	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
玉川村	2	285	17	315	1.1	100.0	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
平田村	2	228	15	287	1.3	93.3	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
浅川町	1	256	13	325	1.3	100.0	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
古殿町	1	148	14	217	1.5	78.6	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
三春町	6	796	58	802	1.0	100.0	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
小野町	1	363	20	423	1.2	100.0	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
広野町	1	141	8	141	1.0	100.0	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
楢葉町	1	153	9	184	1.2	100.0	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
富岡町	1	61	8	60	1.0	100.0	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
双葉町	2	21	12	50	2.4	100.0	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
浪江町	1	48	13	57	1.2	100.0	100.0	100.0	***	***	100.0	0.0	100.0
葛尾村	1	16	3	16	1.0	100.0	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
新地町	3	397	25	452	1.1	100.0	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
合計	370	80,547	4,393	84,873	1.1	96.6	97.4	96.4	4.2	37	99.8	98.3	1.7

注１）「児童生徒数」は、令和６年５月１日現在の児童生徒数。
注２）「学習者用ＰＣ」とは、教育用ＰＣのうち、児童生徒が使用するために配備されたものをいう。
注３）「児童生徒一人当たりの学習者用PC台数」は、「学習者用ＰＣ総台数」を令和６年５月１日現在の児童生徒数で除して算出した値である。
注４）「普通教室の大型提示装置整備率」は、大型提示装置を設置している普通教室の総数を普通教室の総数で除して算出した値である。
注５）「普通教室の校内ＬＡＮ整備率」は、校内ＬＡＮを整備する普通教室の総数を普通教室の総数で除して算出した値である。
注６）「普通教室の無線ＬＡＮ整備率」は、無線ＬＡＮを整備する普通教室の総数を普通教室の総数で除して算出した値である。

○市区町村（設置者）別「コンピュータの設置状況」及び「インターネット接続状況」の実態（小学校）

（令和７年３月１日現在）

市　区　町　村　別 （　小　学　校　）	教員数 人	授業を担当している教員数 人	指導者用PC台数 台	指導者用PC整備率 %	教員の校務用PC台数 台	教員の校務用PC整備率 %	統合型校務支援システム整備率 %	遠隔教育実施率 %	遠隔教育を実施している学校のうち、「合同授業型」の遠隔授業の実施率 %	遠隔教育を実施している学校のうち、「教師支援型」の遠隔授業の実施率 %	遠隔教育を実施している学校のうち、「教科・科目充実型」の遠隔授業の実施率 %	遠隔教育を実施している学校のうち、個々の児童生徒の状況に応じた遠隔教育の実施率 %
福島市	759	658	818	107.8	910	119.9	100.0	100.0	86.0	44.2	***	58.1
会津若松市	334	288	492	147.3	506	151.5	100.0	35.3	16.7	16.7	***	100.0
郡山市	982	848	1,117	113.7	1,362	138.7	100.0	32.0	43.8	62.5	***	68.8
いわき市	1,077	943	1,031	95.7	1,224	113.6	100.0	28.8	58.8	35.3	***	47.1
白河市	220	188	245	111.4	323	146.8	100.0	38.5	80.0	0.0	***	40.0
須賀川市	253	216	570	225.3	332	131.2	100.0	0.0	***	***	***	***
喜多方市	209	175	138	66.0	230	110.0	100.0	35.3	66.7	33.3	***	50.0
相馬市	162	123	213	131.5	214	132.1	100.0	22.2	0.0	0.0	***	100.0
二本松市	207	172	325	157.0	306	147.8	100.0	56.3	44.4	44.4	***	44.4
田村市	113	96	160	141.6	165	146.0	100.0	42.9	100.0	66.7	***	33.3
南相馬市	190	161	369	194.2	335	176.3	100.0	54.5	33.3	16.7	***	66.7
伊達市	209	183	275	131.6	267	127.8	100.0	41.7	60.0	40.0	***	60.0
本宮市	127	111	198	155.9	164	129.1	100.0	57.1	75.0	50.0	***	75.0
桑折町	52	43	103	198.1	74	142.3	100.0	100.0	100.0	50.0	***	0.0
国見町	23	20	27	117.4	24	104.3	100.0	0.0	***	***	***	***
川俣町	24	21	61	254.2	25	104.2	100.0	0.0	***	***	***	***
大玉村	38	34	56	147.4	48	126.3	100.0	50.0	100.0	100.0	***	0.0
鏡石町	44	38	58	131.8	58	131.8	100.0	0.0	***	***	***	***
天栄村	33	27	65	197.0	53	160.6	75.0	75.0	0.0	100.0	***	33.3
下郷町	31	26	24	77.4	44	141.9	100.0	33.3	100.0	100.0	***	100.0
檜枝岐村	8	7	15	187.5	12	150.0	0.0	100.0	100.0	0.0	***	0.0
只見町	25	19	40	160.0	50	200.0	100.0	100.0	66.7	66.7	***	0.0
南会津町	73	59	89	121.9	126	172.6	0.0	57.1	75.0	25.0	***	25.0
北塩原村	17	13	14	82.4	27	158.8	0.0	50.0	100.0	100.0	***	0.0
西会津町	15	14	32	213.3	25	166.7	0.0	100.0	100.0	0.0	***	0.0
磐梯町	23	18	29	126.1	33	143.5	50.0	50.0	100.0	0.0	***	100.0
猪苗代町	38	33	39	102.6	47	123.7	0.0	50.0	0.0	100.0	***	100.0
会津坂下町	45	40	48	106.7	55	122.2	100.0	50.0	0.0	0.0	***	100.0
湯川村	22	18	16	72.7	26	118.2	0.0	0.0	***	***	***	***
柳津町	21	15	30	142.9	29	138.1	0.0	50.0	100.0	100.0	***	100.0
三島町	8	6	9	112.5	13	162.5	0.0	100.0	100.0	100.0	***	0.0
金山町	14	10	13	92.9	18	128.6	0.0	100.0	100.0	0.0	***	50.0
昭和村	7	5	8	114.3	16	228.6	0.0	100.0	100.0	0.0	***	0.0
会津美里町	46	42	44	95.7	60	130.4	100.0	66.7	50.0	50.0	***	50.0
西郷村	86	76	86	100.0	90	104.7	100.0	20.0	0.0	100.0	***	0.0
泉崎村	29	23	29	100.0	38	131.0	100.0	0.0	***	***	***	***
中島村	20	16	25	125.0	57	285.0	100.0	50.0	0.0	100.0	***	0.0
矢吹町	65	56	64	98.5	77	118.5	100.0	25.0	0.0	0.0	***	100.0
棚倉町	53	45	93	175.5	70	132.1	0.0	100.0	50.0	50.0	***	75.0
矢祭町	25	21	66	264.0	33	132.0	100.0	100.0	0.0	0.0	***	100.0
塙町	24	21	41	170.8	33	137.5	100.0	100.0	50.0	50.0	***	0.0
鮫川村	12	10	33	275.0	24	200.0	100.0	0.0	***	***	***	***
石川町	37	33	45	121.6	70	189.2	100.0	0.0	***	***	***	***
玉川村	26	21	32	123.1	36	138.5	100.0	100.0	50.0	100.0	***	0.0
平田村	24	19	44	183.3	47	195.8	100.0	0.0	***	***	***	***
浅川町	17	15	30	176.5	30	176.5	100.0	0.0	***	***	***	***
古殿町	14	11	23	164.3	26	185.7	100.0	100.0	100.0	0.0	***	0.0
三春町	80	63	108	135.0	107	133.8	100.0	16.7	100.0	0.0	***	0.0
小野町	21	19	34	161.9	28	133.3	100.0	100.0	0.0	0.0	***	100.0
広野町	16	13	25	156.3	40	250.0	100.0	100.0	0.0	100.0	***	100.0
楢葉町	14	11	29	207.1	22	157.1	100.0	100.0	100.0	0.0	***	100.0
富岡町	14	11	8	57.1	18	128.6	100.0	100.0	0.0	0.0	***	100.0
双葉町	15	11	34	226.7	34	226.7	100.0	100.0	0.0	100.0	***	0.0
浪江町	11	10	22	200.0	16	145.5	100.0	0.0	***	***	***	***
葛尾村	10	7	12	120.0	8	80.0	0.0	100.0	100.0	0.0	***	0.0
新地町	39	33	83	212.8	66	169.2	100.0	100.0	100.0	66.7	***	66.7

合　　計	6,101	5,215	7,737	126.8	8,171	133.9	92.4	47.3	62.9	43.4	***	52.6

注１）「教員」とは、校長、副校長、教頭、主幹教諭、指導教諭、教諭、助教諭、養護教諭、養護助教諭、栄養教諭、常勤講師、再任用職員（フルタイム）をいう。
注２）「授業を担当している教員」とは、各教科等の授業を定期的に担当している教員をいう。授業を一時的・臨時的に担当する教員は含まない。
注３）「指導者用ＰＣ」とは、教員が使用するために配備されたものをいう。教職員が主として校務用に利用しているコンピュータ（校務用コンピュータ）は含まない。
注４）「指導者用ＰＣ整備率」とは指導者用ＰＣの総数を教員の総数で除して算出した値である。
注５）「教員の校務用ＰＣ」とは、主として教員が校務に使用するコンピュータのことをいう。
注６）「教員の校務用ＰＣ整備率」は、校務用ＰＣの総数を総教員数で除して算出した値である。
注７）「統合型校務支援システム」は、教務系（成績処理、出欠管理、時数等）・保健系（健康診断票、保健室管理等）、指導要録等の学籍関係、学校事務系など統合して
機能を有しているシステムをいう。
注８）「遠隔教育」は、遠隔システムを活用した同時双方向型で行う教育をいう。（「『遠隔教育の推進に向けた施策方針』の策定について（通知）」（文部科学省、平成30年9月20日））
注９）「合同授業型」とは、教師が児童生徒等に対面で授業を行う複数の教室等を遠隔により接続することで、児童生徒が多様な意見や考えに触れたり、協働して学習に取り組んだり
する機会の充実を図る遠隔教育の形態をいう。
注10）「教師支援型」とは、外部人材等の専門家と、児童生徒や教師がいる教室等を遠隔により接続することで、児童生徒の学習活動の質を高めるとともに、
教師の資質向上を図る遠隔教育の形態をいう。
注11）「教科・科目充実型」とは、学校教育法施行規則第77条の２（中学校等）、第88条の３（高等学校等）に基づき、当該教科の免許状を保有する教師による
授業を遠隔により提供することで、生徒の多様な科目選択を可能とすること等により、学習機会の充実を図るものをいう。なお、小学校での活用は想定されない。
注12）遠隔教育を実施している学校のうち、「教科・科目充実型」の遠隔教育の実施率は、「教科・科目充実型」の遠隔授業を実施している学校の総数を、
遠隔教育を実施していると答えた学校の総数から、遠隔教育を実施していると答えた小学校の総数を引いた数で除した値である。
注13）「個々の児童生徒の状況に応じた遠隔教育」とは、外国人児童生徒等への日本語指導、病気療養児・不登校児童生徒等に対する学習指導等の
個々の児童生徒の状況に応じた遠隔教育の形態をいう。

○市区町村（設置者）別「コンピュータの設置状況」及び「インターネット接続状況」の実態（中学校）

（令和７年３月１日現在）

市区町村別 （中学校）	学校数 校	児童生徒数 人	普通教室数 室	学習者用PC総台数 台	児童生徒一人当たりの学習者用PC台数 台／人	普通教室の大型提示装置整備率 %	普通教室の校内LAN整備率 %	普通教室の無線LAN整備率 %	普通教室の移動通信システム（LTE等）整備率 %	移動系通信を利用している学校の内、無線LAN整備済みの普通教室の数 室	無線LAN又は移動系通信によりインターネット接続を行う普通教室の割合 %	回線速度の契約理論値 ベストエフォート型 %	回線速度の契約理論値 ギャランティ型 %
福島県	2	449	15	646	1.4	100.0	100.0	100.0	100.0	15	100.0	100.0	0.0
福島市	20	6,103	260	7,392	1.2	100.0	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
会津若松市	9	2,446	97	2,620	1.1	100.0	100.0	100.0	***	***	100.0	88.9	11.1
郡山市	25	7,970	329	9,036	1.1	100.0	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
いわき市	34	7,520	324	7,619	1.0	93.2	99.7	99.7	***	***	99.7	100.0	0.0
白河市	7	1,559	68	1,760	1.1	73.5	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
須賀川市	9	1,881	86	1,914	1.0	98.8	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
喜多方市	7	1,036	55	1,039	1.0	74.5	5.5	0.0	100.0	0	100.0	0.0	0.0
相馬市	4	899	39	952	1.1	100.0	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
二本松市	7	1,174	60	1,522	1.3	90.0	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
田村市	6	784	36	900	1.1	77.8	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
南相馬市	6	1,023	49	1,133	1.1	95.9	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
伊達市	6	1,210	56	1,370	1.1	98.2	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
本宮市	3	826	37	996	1.2	94.6	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
桑折町	1	244	10	291	1.2	100.0	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
国見町	1	144	8	219	1.5	100.0	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
川俣町	2	197	13	329	1.7	30.8	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
大玉村	1	258	10	296	1.1	100.0	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
鏡石町	1	334	15	412	1.2	0.0	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
天栄村	1	109	6	145	1.3	100.0	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
下郷町	1	111	7	156	1.4	85.7	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
檜枝岐村	1	15	3	18	1.2	100.0	100.0	100.0	***	***	100.0	0.0	100.0
只見町	1	69	5	100	1.4	100.0	100.0	100.0	***	***	100.0	0.0	100.0
南会津町	4	270	20	287	1.1	100.0	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
北塩原村	2	55	8	57	1.0	87.5	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
西会津町	1	88	10	217	2.5	70.0	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
磐梯町	1	91	6	91	1.0	66.7	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
猪苗代町	1	287	11	338	1.2	100.0	100.0	100.0	100.0	11	100.0	100.0	0.0
会津坂下町	1	351	16	395	1.1	100.0	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
湯川村	1	77	4	83	1.1	100.0	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
柳津町	1	67	4	67	1.0	100.0	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
三島町	1	15	3	26	1.7	100.0	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
金山町	1	15	3	33	2.2	100.0	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
昭和村	1	12	3	16	1.3	100.0	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
会津美里町	2	274	15	332	1.2	80.0	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
西郷村	3	559	27	629	1.1	100.0	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
泉崎村	1	173	9	227	1.3	100.0	100.0	88.9	***	***	88.9	100.0	0.0
中島村	1	140	6	143	1.0	100.0	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
矢吹町	1	453	18	452	1.0	5.6	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
棚倉町	1	364	16	399	1.1	75.0	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
矢祭町	1	138	8	174	1.3	75.0	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
塙町	1	180	8	194	1.1	100.0	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
鮫川村	1	70	4	105	1.5	100.0	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
石川町	1	337	16	406	1.2	81.3	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
玉川村	1	171	9	181	1.1	100.0	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
平田村	1	135	8	154	1.1	100.0	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
浅川町	1	161	8	167	1.0	0.0	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
古殿町	1	129	8	163	1.3	100.0	100.0	100.0	***	***	100.0	0.0	100.0
三春町	2	411	28	413	1.0	85.7	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
小野町	1	221	12	326	1.5	100.0	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
広野町	1	125	5	141	1.1	100.0	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
楢葉町	1	65	4	101	1.6	100.0	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
富岡町	1	20	4	22	1.1	100.0	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
双葉町	1	17	4	26	1.5	100.0	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
浪江町	1	24	13	55	2.3	100.0	100.0	100.0	***	***	100.0	0.0	100.0
葛尾村	1	4	3	10	2.5	100.0	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
新地町	1	193	12	352	1.8	100.0	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
合計	197	42,053	1,921	47,647	1.1	92.4	97.2	97.0	4.2	26	99.9	97.4	2.6

注１）「児童生徒数」は、令和６年５月１日現在の児童生徒数。
注２）「学習者用ＰＣ」とは、教育用ＰＣのうち、児童生徒が使用するために配備されたものをいう。
注３）「児童生徒一人当たりの学習者用PC台数」は、「学習者用ＰＣ総台数」を令和６年５月１日現在の児童生徒数で除して算出した値である。
注４）「普通教室の大型提示装置整備率」は、大型提示装置を設置している普通教室の総数を普通教室の総数で除して算出した値である。
注５）「普通教室の校内ＬＡＮ整備率」は、校内ＬＡＮを整備する普通教室の総数を普通教室の総数で除して算出した値である。
注６）「普通教室の無線ＬＡＮ整備率」は、無線ＬＡＮを整備する普通教室の総数を普通教室の総数で除して算出した値である。

○市区町村（設置者）別「コンピュータの設置状況」及び「インターネット接続状況」の実態（中学校）

（令和７年３月１日現在）

市　区　町　村　別 （　中　学　校　）	教員数 人	授業を担当している教員数 人	指導者用PC台数 台	指導者用PC整備率 %	教員の校務用PC台数 台	教員の校務用PC整備率 %	統合型校務支援システム整備率 %	遠隔教育実施率 %	遠隔教育を実施している学校のうち、「合同授業型」の遠隔授業の実施率 %	遠隔教育を実施している学校のうち、「教師支援型」の遠隔授業の実施率 %	遠隔教育を実施している学校のうち、「教科・科目充実型」の遠隔授業の実施率 %	遠隔教育を実施している学校のうち、個々の児童生徒の状況に応じた遠隔教育の実施率 %
福島県	40	34	31	77.5	38	95.0	100.0	100.0	100.0	50.0	0.0	50.0
福島市	480	432	554	115.4	564	117.5	100.0	100.0	75.0	20.0	0.0	60.0
会津若松市	200	177	339	169.5	280	140.0	100.0	55.6	40.0	20.0	0.0	100.0
郡山市	608	546	690	113.5	755	124.2	100.0	24.0	50.0	16.7	0.0	66.7
いわき市	664	587	654	98.5	817	123.0	100.0	14.7	40.0	20.0	0.0	80.0
白河市	143	125	159	111.2	213	149.0	100.0	57.1	50.0	25.0	0.0	75.0
須賀川市	168	147	386	229.8	215	128.0	100.0	0.0	***	***	***	***
喜多方市	110	95	75	68.2	133	120.9	100.0	14.3	100.0	0.0	0.0	100.0
相馬市	83	74	88	106.0	105	126.5	100.0	25.0	100.0	100.0	0.0	100.0
二本松市	118	102	262	222.0	172	145.8	100.0	57.1	25.0	0.0	0.0	75.0
田村市	89	76	118	132.6	129	144.9	100.0	83.3	40.0	0.0	0.0	100.0
南相馬市	114	95	202	177.2	152	133.3	100.0	66.7	25.0	25.0	0.0	75.0
伊達市	120	105	136	113.3	150	125.0	100.0	83.3	20.0	0.0	0.0	100.0
本宮市	71	60	144	202.8	118	166.2	100.0	33.3	0.0	0.0	0.0	100.0
桑折町	22	19	42	190.9	27	122.7	100.0	0.0	***	***	***	***
国見町	17	14	39	229.4	31	182.4	100.0	100.0	100.0	0.0	100.0	100.0
川俣町	26	23	65	250.0	36	138.5	100.0	50.0	100.0	0.0	0.0	0.0
大玉村	21	19	56	266.7	32	152.4	100.0	0.0	***	***	***	***
鏡石町	23	21	30	130.4	31	134.8	100.0	0.0	***	***	***	***
天栄村	16	14	14	87.5	18	112.5	100.0	100.0	0.0	0.0	0.0	100.0
下郷町	20	12	6	30.0	24	120.0	100.0	0.0	***	***	***	***
檜枝岐村	8	7	15	187.5	12	150.0	0.0	100.0	100.0	0.0	100.0	0.0
只見町	13	12	2	15.4	23	176.9	100.0	100.0	0.0	0.0	0.0	100.0
南会津町	55	44	64	116.4	88	160.0	0.0	0.0	***	***	***	***
北塩原村	19	16	27	142.1	27	142.1	0.0	50.0	100.0	100.0	100.0	100.0
西会津町	12	10	10	83.3	24	200.0	0.0	100.0	100.0	100.0	0.0	0.0
磐梯町	10	7	11	110.0	16	160.0	100.0	0.0	***	***	***	***
猪苗代町	24	22	54	225.0	40	166.7	100.0	0.0	***	***	***	***
会津坂下町	29	27	40	137.9	42	144.8	100.0	0.0	***	***	***	***
湯川村	10	7	10	100.0	18	180.0	0.0	100.0	0.0	0.0	0.0	100.0
柳津町	13	10	25	192.3	25	192.3	100.0	100.0	100.0	100.0	0.0	0.0
三島町	9	7	8	88.9	13	144.4	0.0	100.0	0.0	0.0	0.0	100.0
金山町	8	6	16	200.0	16	200.0	0.0	0.0	***	***	***	***
昭和村	7	6	11	157.1	10	142.9	0.0	0.0	***	***	***	***
会津美里町	33	29	52	157.6	67	203.0	100.0	50.0	0.0	0.0	0.0	0.0
西郷村	56	48	57	101.8	58	103.6	100.0	0.0	***	***	***	***
泉崎村	18	16	8	44.4	20	111.1	100.0	0.0	***	***	***	***
中島村	16	12	17	106.3	36	225.0	100.0	0.0	***	***	***	***
矢吹町	30	28	31	103.3	31	103.3	100.0	0.0	***	***	***	***
棚倉町	28	25	44	157.1	44	157.1	0.0	100.0	0.0	0.0	0.0	100.0
矢祭町	15	13	45	300.0	25	166.7	100.0	100.0	100.0	100.0	0.0	0.0
塙町	16	13	12	75.0	29	181.3	100.0	0.0	***	***	***	***
鮫川村	13	9	50	384.6	2	15.4	100.0	0.0	***	***	***	***
石川町	27	24	84	311.1	42	155.6	100.0	100.0	100.0	0.0	0.0	0.0
玉川村	16	14	29	181.3	48	300.0	100.0	100.0	0.0	100.0	0.0	100.0
平田村	15	13	30	200.0	22	146.7	100.0	100.0	0.0	0.0	0.0	100.0
浅川町	18	16	21	116.7	21	116.7	100.0	100.0	0.0	0.0	0.0	100.0
古殿町	13	11	37	284.6	38	292.3	100.0	100.0	100.0	100.0	0.0	100.0
三春町	39	34	61	156.4	43	110.3	100.0	0.0	***	***	***	***
小野町	21	18	32	152.4	32	152.4	100.0	100.0	0.0	0.0	0.0	100.0
広野町	14	11	25	178.6	40	285.7	100.0	100.0	0.0	100.0	0.0	100.0
楢葉町	13	11	20	153.8	20	153.8	100.0	100.0	0.0	100.0	0.0	100.0
富岡町	11	8	7	63.6	19	172.7	100.0	0.0	***	***	***	***
双葉町	11	9	20	181.8	12	109.1	100.0	100.0	0.0	0.0	0.0	100.0
浪江町	14	12	21	150.0	16	114.3	100.0	0.0	***	***	***	***
葛尾村	7	6	19	271.4	9	128.6	0.0	100.0	100.0	0.0	0.0	100.0

新地町	19	16	41	215.8	35	184.2	100.0	100.0	100.0	100.0	0.0	100.0
合　　計	3,833	3,354	5,146	134.3	5,103	133.1	92.9	44.2	50.6	23.0	3.4	74.7

注１）「教員」とは、校長、副校長、教頭、主幹教諭、指導教諭、教諭、助教諭、養護教諭、養護助教諭、栄養教諭、常勤講師、再任用職員（フルタイム）をいう。
注２）「授業を担当している教員」とは、各教科等の授業を定期的に担当している教員をいう。授業を一時的・臨時的に担当する教員は含まない。
注３）「指導者用ＰＣ」とは、教員が使用するために配備されたものをいう。教職員が主として校務用に利用しているコンピュータ（校務用コンピュータ）は含まない。
注４）「指導者用ＰＣ整備率」とは指導者用ＰＣの総数を教員の総数で除して算出した値である。
注５）「教員の校務用ＰＣ」とは、主として教員が校務に使用するコンピュータのことをいう。
注６）「教員の校務用ＰＣ整備率」は、校務用ＰＣの総数を総教員数で除して算出した値である。
注７）「統合型校務支援システム」は、教務系（成績処理、出欠管理、時数等）・保健系（健康診断票、保健室管理等）、指導要録等の学籍関係、学校事務系など統合して
機能を有しているシステムをいう。
注８）「遠隔教育」は、遠隔システムを活用した同時双方向型で行う教育をいう。（「『遠隔教育の推進に向けた施策方針』の策定について（通知）」（文部科学省、平成30年9月20日））
注９）「合同授業型」とは、教師が児童生徒等に対面で授業を行う複数の教室等を遠隔により接続することで、児童生徒が多様な意見や考えに触れたり、協働して学習に取り組んだり
する機会の充実を図る遠隔教育の形態をいう。
注10）「教師支援型」とは、外部人材等の専門家と、児童生徒や教師がいる教室等を遠隔により接続することで、児童生徒の学習活動の質を高めるとともに、
教師の資質向上を図る遠隔教育の形態をいう。
注11）「教科・科目充実型」とは、学校教育法施行規則第77条の２（中学校等）、第88条の３（高等学校等）に基づき、当該教科の免許状を保有する教師による
授業を遠隔により提供することで、生徒の多様な科目選択を可能とすること等により、学習機会の充実を図るものをいう。なお、小学校での活用は想定されない。
注12）遠隔教育を実施している学校のうち、「教科・科目充実型」の遠隔教育の実施率は、「教科・科目充実型」の遠隔授業を実施している学校の総数を、
遠隔教育を実施していると答えた学校の総数から、遠隔教育を実施していると答えた小学校の総数を引いた数で除した値である。
注13）「個々の児童生徒の状況に応じた遠隔教育」とは、外国人児童生徒等への日本語指導、病気療養児・不登校児童生徒等に対する学習指導等の
個々の児童生徒の状況に応じた遠隔教育の形態をいう。

○市区町村（設置者）別「コンピュータの設置状況」及び「インターネット接続状況」の実態（義務教育学校）

市　区　町　村　別 （義務教育学校）	学校数 校	児童生徒数 人	普通教室数 室	学習者用PC総台数 台	児童生徒一人当たりの学習者用PC台数 台／人	普通教室の大型提示装置整備率 %
会津若松市	2	617	37	618	1.0	100.0
郡山市	2	403	25	472	1.2	100.0
須賀川市	1	255	10	265	1.0	100.0
会津美里町	1	323	19	495	1.5	94.7
川内村	1	71	10	77	1.1	100.0
大熊町	1	34	10	52	1.5	90.0
飯舘村	1	81	13	103	1.3	92.3
合　計	9	1,784	124	2,082	1.2	97.6

注１）「児童生徒数」は、令和６年５月１日現在の児童生徒数。
注２）「学習者用ＰＣ」とは、教育用ＰＣのうち、児童生徒が使用するために配備されたものをいう。
注３）「児童生徒一人当たりの学習者用PC台数」は、「学習者用ＰＣ総台数」を令和６年５月１日現在の児童生徒数で除して算出した値であ
注４）「普通教室の大型提示装置整備率」は、大型提示装置を設置している普通教室の総数を普通教室の総数で除して算出した値である。
注５）「普通教室の校内ＬＡＮ整備率」は、校内ＬＡＮを整備する普通教室の総数を普通教室の総数で除して算出した値である。
注６）「普通教室の無線ＬＡＮ整備率」は、無線ＬＡＮを整備する普通教室の総数を普通教室の総数で除して算出した値である。

（令和７年３月１日現在）

普通教室の校内LAN整備率 %	普通教室の無線LAN整備率 %	普通教室の移動通信システム（LTE等）整備率 %	移動系通信を利用している学校の内、無線LAN整備済みの普通教室の数 室	無線LAN又は移動系通信によりインターネット接続を行う普通教室の割合 %	回線速度の契約理論値 ベストエフォート型 %	回線速度の契約理論値 ギャランティ型 %
100.0	100.0	***	***	100.0	50.0	50.0
100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
100.0	100.0	100.0	10	100.0	100.0	0.0
100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
100.0	100.0	8.1	10	100.0	88.9	11.1

る。

○市区町村（設置者）別「コンピュータの設置状況」及び「インターネット接続状況」の実態（義務教育学校）

（令和７年３月１日現在）

市　区　町　村　別 （義務教育学校）	教員数 人	授業を担当している教員数 人	指導者用PC台数 台	指導者用PC整備率 %	教員の校務用PC台数 台	教員の校務用PC整備率 %	統合型校務支援システム整備率 %	遠隔教育実施率 %	遠隔教育を実施している学校のうち、「合同授業型」の遠隔授業の実施率 %	遠隔教育を実施している学校のうち、「教師支援型」の遠隔授業の実施率 %	遠隔教育を実施している学校のうち、「教科・科目充実型」の遠隔授業の実施率 %	遠隔教育を実施している学校のうち、個々の児童生徒の状況に応じた遠隔教育の実施率 %
会津若松市	66	48	145	219.7	80	121.2	100.0	100.0	0.0	0.0	0.0	100.0
郡山市	46	38	65	141.3	61	132.6	100.0	50.0	100.0	100.0	0.0	0.0
須賀川市	20	16	48	240.0	27	135.0	100.0	0.0	***	***	***	***
会津美里町	31	27	88	283.9	86	277.4	100.0	100.0	0.0	0.0	0.0	100.0
川内村	22	17	48	218.2	48	218.2	100.0	100.0	100.0	100.0	0.0	100.0
大熊町	21	14	37	176.2	31	147.6	100.0	100.0	0.0	100.0	0.0	0.0
飯舘村	28	23	43	153.6	38	135.7	100.0	100.0	100.0	0.0	0.0	100.0
合　　計	234	183	474	202.6	371	158.5	100.0	77.8	42.9	42.9	0.0	71.4

注１）「教員」とは、校長、副校長、教頭、主幹教諭、指導教諭、教諭、助教諭、養護教諭、養護助教諭、栄養教諭、常勤講師、再任用職員（フルタイム）をいう。
注２）「授業を担当している教員」とは、各教科等の授業を定期的に担当している教員をいう。授業を一時的・臨時的に担当する教員は含まない。
注３）「指導者用ＰＣ」とは、教員が使用するために配備されたものをいう。教職員が主として校務用に利用しているコンピュータ（校務用コンピュータ）は含まない。
注４）「指導者用ＰＣ整備率」とは指導者用ＰＣの総数を教員の総数で除して算出した値である。
注５）「教員の校務用ＰＣ」とは、主として教員が校務に使用するコンピュータのことをいう。
注６）「教員の校務用ＰＣ整備率」は、校務用ＰＣの総数を総教員数で除して算出した値である。
注７）「統合型校務支援システム」は、教務系（成績処理、出欠管理、時数等）・保健系（健康診断票、保健室管理等）、指導要録等の学籍関係、学校事務系など統合して機能を有しているシステムをいう。
注８）「遠隔教育」は、遠隔システムを活用した同時双方向型で行う教育をいう。（「『遠隔教育の推進に向けた施策方針』の策定について（通知）」（文部科学省、平成30年9月20日））
注９）「合同授業型」とは、教師が児童生徒等に対面で授業を行う複数の教室等を遠隔により接続することで、児童生徒が多様な意見や考えに触れたり、協働して学習に取り組んだりする機会の充実を図る遠隔教育の形態をいう。
注10）「教師支援型」とは、外部人材等の専門家と、児童生徒や教師がいる教室等を遠隔により接続することで、児童生徒の学習活動の質を高めるとともに、教師の資質向上を図る遠隔教育の形態をいう。
注11）「教科・科目充実型」とは、学校教育法施行規則第77条の２（中学校等）、第88条の３（高等学校等）に基づき、当該教科の免許状を保有する教師による授業を遠隔により提供することで、生徒の多様な科目選択を可能とすること等により、学習機会の充実を図るものをいう。なお、小学校での活用は想定されない。
注12）遠隔教育を実施している学校のうち、「教科・科目充実型」の遠隔教育の実施率は、「教科・科目充実型」の遠隔授業を実施している学校の総数を、遠隔教育を実施していると答えた学校の総数から、遠隔教育を実施していると答えた小学校の総数を引いた数で除した値である。
注13）「個々の児童生徒の状況に応じた遠隔教育」とは、外国人児童生徒等への日本語指導、病気療養児・不登校児童生徒等に対する学習指導等の個々の児童生徒の状況に応じた遠隔教育の形態をいう。

○市区町村（設置者）別「コンピュータの設置状況」及び「インターネット接続状況」の実態（高等学校）

（令和７年３月１日現在）

市区町村別（高等学校）	学校数	学校数（専門学科・総合学科単独及び複数学科設置校）	児童生徒数	児童生徒数（専門学科・総合学科単独及び複数学科設置校）	普通教室数	普通教室数（専門学科・総合学科単独及び複数学科設置校）	学習者用PC総台数	学習者用PC総台数（専門学科・総合学科単独及び複数学科設置校）	児童生徒一人当たりの学習者用PC台数	児童生徒一人当たりの学習者用PC台数（専門学科・総合学科単独及び複数学科設置校）	普通教室の大型提示装置整備率	普通教室の大型提示装置整備率（専門学科・総合学科単独及び複数学科設置校）	普通教室の校内LAN整備率	普通教室の校内LAN整備率（専門学科・総合学科単独及び複数学科設置校）	普通教室の無線LAN整備率	普通教室の無線LAN整備率（専門学科・総合学科単独及び複数学科設置校）	普通教室の移動通信システム（LTE等）整備率	普通教室の移動通信システム（LTE等）整備率（専門学科・総合学科単独及び複数学科設置校）	移動系通信を利用している学校の内、無線LAN整備済みの普通教室の数	移動系通信を利用している学校の内、無線LAN整備済みの普通教室の数（専門学科・総合学科単独及び複数学科設置校）	無線LAN又は移動系通信によりインターネット接続を行う普通教室の割合	無線LAN又は移動系通信によりインターネット接続を行う普通教室の割合（専門学科・総合学科単独及び複数学科設置校）	回線速度の契約理論値ベストエフォート型	回線速度の契約理論値ベストエフォート型（専門学科・総合学科単独及び複数学科設置校）	回線速度の契約理論値ギャランティ型	回線速度の契約理論値ギャランティ型（専門学科・総合学科単独及び複数学科設置校）
	校	校	人	人	室	室	台	台	台／人	台／人	%	%	%	%	%	%	%	%	室	室	%	%	%	%	%	%
福島県	73	40	33,017	19,387	1,078	663	40,451	25,449	1.2	1.3	89.7	90.0	96.9	95.2	94.8	94.4	89.3	96.4	909	602	99.8	100.0	100.0	100.0	0.0	0.0
合計	73	40	33,017	19,387	1,078	663	40,451	25,449	1.2	1.3	89.7	90.0	96.9	95.2	94.8	94.4	89.3	96.4	909	602	99.8	100.0	100.0	100.0	0.0	0.0

注１）「児童生徒数」は、令和６年５月１日現在の児童生徒数。
注２）「学習者用ＰＣ」とは、教育用ＰＣのうち、児童生徒が使用するために配備されたものをいう。
注３）「児童生徒一人当たりの学習者用PC台数」は、「学習者用ＰＣ総台数」を令和６年５月１日現在の児童生徒数で除して算出した値である。
注４）「普通教室の大型提示装置整備率」は、大型提示装置を設置している普通教室の総数を普通教室の総数で除して算出した値である。
注５）「普通教室の校内ＬＡＮ整備率」は、校内ＬＡＮを整備する普通教室の総数を普通教室の総数で除して算出した値である。
注６）「普通教室の無線ＬＡＮ整備率」は、無線ＬＡＮを整備する普通教室の総数を普通教室の総数で除して算出した値である。

○市区町村（設置者）別「コンピュータの設置状況」及び「インターネット接続状況」の実態（高等学校）

（令和７年３月１日現在）

市区町村別（高等学校）	教員数	教員数（専門学科・総合学科単独及び複数学科設置校）	授業を担当している教員数	授業を担当している教員数（専門学科・総合学科単独及び複数学科設置校）	指導者用PC台数	指導者用PC台数（専門学科・総合学科単独及び複数学科設置校）	指導者用PC整備率	指導者用PC整備率（専門学科・総合学科単独及び複数学科設置校）	教員の校務用PC台数	教員の校務用PC台数（専門学科・総合学科単独及び複数学科設置校）	教員の校務用PC整備率	教員の校務用PC整備率（専門学科・総合学科単独及び複数学科設置校）	統合型校務支援システム整備率	統合型校務支援システム整備率（専門学科・総合学科単独及び複数学科設置校）	遠隔教育実施率	遠隔教育実施率（専門学科・総合学科単独及び複数学科設置校）	遠隔教育を実施している学校のうち、「合同授業型」の遠隔授業の実施率	遠隔教育を実施している学校のうち、「合同授業型」の遠隔授業の実施率（専門学科・総合学	遠隔教育を実施している学校のうち、「教師支援型」の遠隔授業の実施率	遠隔教育を実施している学校のうち、「教師支援型」の遠隔授業の実施率（専門学科・総合学	遠隔教育を実施している学校のうち、「教科・科目充実型」の遠隔授業の実施率	遠隔教育を実施している学校のうち、「教科・科目充実型」の遠隔授業の実施率（専門学	遠隔教育を実施している学校のうち、個々の児童生徒の状況に応じた遠隔教育の実施率	遠隔教育を実施している学校のうち、個々の児童生徒の状況に応じた遠隔教育の実施率（専門学
	人	人	人	人	台	台	%	%	台	台	%	%	%	%	%	%	%	%	%	%	%	%	%	%
福島県	3,184	2,046	2,908	1,861	4,351	2,972	136.7	145.3	4,676	3,044	146.9	148.8	100.0	100.0	17.8	27.5	30.8	36.4	30.8	36.4	0.0	0.0	84.6	81.8
合計	3,184	2,046	2,908	1,861	4,351	2,972	136.7	145.3	4,676	3,044	146.9	148.8	100.0	100.0	17.8	27.5	30.8	36.4	30.8	36.4	0.0	0.0	84.6	81.8

注１）「教員」とは、校長、副校長、教頭、主幹教諭、指導教諭、教諭、助教諭、養護教諭、養護助教諭、栄養教諭、常勤講師、再任用職員（フルタイム）をいう。
注２）「授業を担当している教員」とは、各教科等の授業を定期的に担当している教員をいう。授業を一時的・臨時的に担当する教員は含まない。
注３）「指導者用ＰＣ」とは、教員が使用するために配備されたものをいう。教職員が主として校務用に利用しているコンピュータ（校務用コンピュータ）は含まない。
注４）「指導者用ＰＣ整備率」とは指導者用ＰＣの総数を教員の総数で除して算出した値である。
注５）「教員の校務用ＰＣ」とは、主として教員が校務に使用するコンピュータのことをいう。
注６）「教員の校務用ＰＣ整備率」は、校務用ＰＣの総数を総教員数で除して算出した値である。
注７）「統合型校務支援システム」は、教務系（成績処理、出欠管理、時数等）・保健系（健康診断票、保健室管理等）、指導要録等の学籍関係、学校事務系など統合して機能を有しているシステムをいう。
注８）「遠隔教育」は、遠隔システムを活用した同時双方向型で行う教育をいう。（「『遠隔教育の推進に向けた施策方針』の策定について（通知）」（文部科学省、平成30年9月20日））
注９）「合同授業型」とは、教師が児童生徒等に対面で授業を行う複数の教室等を遠隔により接続することで、児童生徒が多様な意見や考えに触れたり、協働して学習に取り組んだりする機会の充実を図る遠隔教育の形態をいう。
注10）「教師支援型」とは、外部人材等の専門家と、児童生徒や教師がいる教室等を遠隔により接続することで、児童生徒の学習活動の質を高めるとともに、教師の資質向上を図る遠隔教育の形態をいう。
注11）「教科・科目充実型」とは、学校教育法施行規則第77条の２（中学校等）、第88条の３（高等学校等）に基づき、当該教科の免許状を保有する教師による授業を遠隔により提供することで、生徒の多様な科目選択を可能とすること等により、学習機会の充実を図るものをいう。なお、小学校での活用は想定されない。
注12）遠隔教育を実施している学校のうち、「教科・科目充実型」の遠隔教育の実施率は、「教科・科目充実型」の遠隔授業を実施している学校の総数を、遠隔教育を実施していると答えた学校の総数から、遠隔教育を実施していると答えた小学校の総数を引いた数で除した値である。
注13）「個々の児童生徒の状況に応じた遠隔教育」とは、外国人児童生徒等への日本語指導、病気療養児・不登校児童生徒等に対する学習指導等の個々の児童生徒の状況に応じた遠隔教育の形態をいう。

○市区町村（設置者）別「コンピュータの設置状況」及び「インターネット接続状況」の実態（中等教育学校）

市　区　町　村　別 （中等教育学校）	学校数 校	児童生徒数 人	普通教室数 室	学習者用PC総台数 台	児童生徒一人当たりの学習者用PC台数 台／人	普通教室の大型提示装置整備率 %
合　計	***	***	***	***	***	***

注１）「児童生徒数」は、令和６年５月１日現在の児童生徒数。
注２）「学習者用ＰＣ」とは、教育用ＰＣのうち、児童生徒が使用するために配備されたものをいう。
注３）「児童生徒一人当たりの学習者用PC台数」は、「学習者用ＰＣ総台数」を令和６年５月１日現在の児童生徒数で除して算出した値であ
注４）「普通教室の大型提示装置整備率」は、大型提示装置を設置している普通教室の総数を普通教室の総数で除して算出した値である。
注５）「普通教室の校内ＬＡＮ整備率」は、校内ＬＡＮを整備する普通教室の総数を普通教室の総数で除して算出した値である。
注６）「普通教室の無線ＬＡＮ整備率」は、無線ＬＡＮを整備する普通教室の総数を普通教室の総数で除して算出した値である。

（令和７年３月１日現在）

普通教室の校内LAN整備率 %	普通教室の無線LAN整備率 %	普通教室の移動通信システム（LTE等）整備率 %	移動系通信を利用している学校の内、無線LAN整備済みの普通教室の数 室	無線LAN又は移動系通信によりインターネット接続を行う普通教室の割合 %	回線速度の契約理論値 ベストエフォート型 %	回線速度の契約理論値 ギャランティ型 %
***	***	***	***	***	***	***

る。

○市区町村（設置者）別「コンピュータの設置状況」及び「インターネット接続状況」の実態（中等教育学校）

（令和７年３月１日現在）

市　区　町　村　別 （中等教育学校）	教員数 人	授業を担当している教員数 人	指導者用PC台数 台	指導者用PC整備率 %	教員の校務用PC台数 台	教員の校務用PC整備率 %	統合型校務支援システム整備率 %	遠隔教育実施率 %	遠隔教育を実施している学校のうち、「合同授業型」の遠隔授業の実施率 %	遠隔教育を実施している学校のうち、「教師支援型」の遠隔授業の実施率 %	遠隔教育を実施している学校のうち、「教科・科目充実型」の遠隔授業の実施率 %	遠隔教育を実施している学校のうち、個々の児童生徒の状況に応じた遠隔教育の実施率 %
合　　計	***	***	***	***	***	***	***	***	***	***	***	***

注１）「教員」とは、校長、副校長、教頭、主幹教諭、指導教諭、教諭、助教諭、養護教諭、養護助教諭、栄養教諭、常勤講師、再任用職員（フルタイム）をいう。
注２）「授業を担当している教員」とは、各教科等の授業を定期的に担当している教員をいう。授業を一時的・臨時的に担当する教員は含まない。
注３）「指導者用ＰＣ」とは、教員が使用するために配備されたものをいう。教職員が主として校務用に利用しているコンピュータ（校務用コンピュータ）は含まない。
注４）「指導者用ＰＣ整備率」とは指導者用ＰＣの総数を教員の総数で除して算出した値である。
注５）「教員の校務用ＰＣ」とは、主として教員が校務に使用するコンピュータのことをいう。
注６）「教員の校務用ＰＣ整備率」は、校務用ＰＣの総数を総教員数で除して算出した値である。
注７）「統合型校務支援システム」は、教務系（成績処理、出欠管理、時数等）・保健系（健康診断票、保健室管理等）、指導要録等の学籍関係、学校事務系など統合して
　　機能を有しているシステムをいう。
注８）「遠隔教育」は、遠隔システムを活用した同時双方向型で行う教育をいう。（「『遠隔教育の推進に向けた施策方針』の策定について（通知）」（文部科学省、平成30年9月20日））
注９）「合同授業型」とは、教師が児童生徒等に対面で授業を行う複数の教室等を遠隔により接続することで、児童生徒が多様な意見や考えに触れたり、協働して学習に取り組んだり
　　する機会の充実を図る遠隔教育の形態をいう。
注10）「教師支援型」とは、外部人材等の専門家と、児童生徒や教師がいる教室等を遠隔により接続することで、児童生徒の学習活動の質を高めるとともに、
　　教師の資質向上を図る遠隔教育の形態をいう。
注11）「教科・科目充実型」とは、学校教育法施行規則第77条の２（中学校等）、第88条の３（高等学校等）に基づき、当該教科の免許状を保有する教師による
　　授業を遠隔により提供することで、生徒の多様な科目選択を可能とすること等により、学習機会の充実を図るものをいう。なお、小学校での活用は想定されない。
注12）遠隔教育を実施している学校のうち、「教科・科目充実型」の遠隔教育の実施率は、「教科・科目充実型」の遠隔授業を実施している学校の総数を、
　　遠隔教育を実施していると答えた学校の総数から、遠隔教育を実施していると答えた小学校の総数を引いた数で除した値である。
注13）「個々の児童生徒の状況に応じた遠隔教育」とは、外国人児童生徒等への日本語指導、病気療養児・不登校児童生徒等に対する学習指導等の
　　個々の児童生徒の状況に応じた遠隔教育の形態をいう。

○市区町村（設置者）別「コンピュータの設置状況」及び「インターネット接続状況」の実態（特別支援学校）

市　区　町　村　別 （特別支援学校）	学校数 校	児童生徒数 人	普通教室数 室	学習者用PC総台数 台	児童生徒一人当たりの学習者用PC台数 台／人	普通教室の大型提示装置整備率 %
福島県	24	2,241	556	2,792	1.2	88.1
福島市	1	125	30	140	1.1	100.0
合　計	25	2,366	586	2,932	1.2	88.7

注１）「児童生徒数」は、令和６年５月１日現在の児童生徒数。
注２）「学習者用ＰＣ」とは、教育用ＰＣのうち、児童生徒が使用するために配備されたものをいう。
注３）「児童生徒一人当たりの学習者用PC台数」は、「学習者用ＰＣ総台数」を令和６年５月１日現在の児童生徒数で除して算出した値であ
注４）「普通教室の大型提示装置整備率」は、大型提示装置を設置している普通教室の総数を普通教室の総数で除して算出した値である。
注５）「普通教室の校内ＬＡＮ整備率」は、校内ＬＡＮを整備する普通教室の総数を普通教室の総数で除して算出した値である。
注６）「普通教室の無線ＬＡＮ整備率」は、無線ＬＡＮを整備する普通教室の総数を普通教室の総数で除して算出した値である。

（令和７年３月１日現在）

普通教室の校内LAN整備率 %	普通教室の無線LAN整備率 %	普通教室の移動通信システム（LTE等）整備率 %	移動系通信を利用している学校の内、無線LAN整備済みの普通教室の数 室	無線LAN又は移動系通信によりインターネット接続を行う普通教室の割合 %	回線速度の契約理論値 ベストエフォート型 %	回線速度の契約理論値 ギャランティ型 %
99.6	97.3	98.2	531	100.0	100.0	0.0
100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
99.7	97.4	93.2	531	100.0	100.0	0.0

る。

○市区町村（設置者）別「コンピュータの設置状況」及び「インターネット接続状況」の実態（特別支援学校）

（令和７年３月１日現在）

市　区　町　村　別 （特別支援学校）	教員数 人	授業を担当している教員数 人	指導者用PC台数 台	指導者用PC整備率 %	教員の校務用PC台数 台	教員の校務用PC整備率 %	統合型校務支援システム整備率 %	遠隔教育実施率 %	遠隔教育を実施している学校のうち、「合同授業型」の遠隔授業の実施率 %	遠隔教育を実施している学校のうち、「教師支援型」の遠隔授業の実施率 %	遠隔教育を実施している学校のうち、「教科・科目充実型」の遠隔授業の実施率 %	遠隔教育を実施している学校のうち、個々の児童生徒の状況に応じた遠隔教育の実施率 %
福島県	1,498	1,413	1,511	100.9	1,837	122.6	100.0	70.8	64.7	29.4	5.9	70.6
福島市	60	53	60	100.0	61	101.7	100.0	100.0	100.0	0.0	0.0	0.0
合　計	1,558	1,466	1,571	100.8	1,898	121.8	100.0	72.0	66.7	27.8	5.6	66.7

注１）「教員」とは、校長、副校長、教頭、主幹教諭、指導教諭、教諭、助教諭、養護教諭、養護助教諭、栄養教諭、常勤講師、再任用職員（フルタイム）をいう。
注２）「授業を担当している教員」とは、各教科等の授業を定期的に担当している教員をいう。授業を一時的・臨時的に担当する教員は含まない。
注３）「指導者用ＰＣ」とは、教員が使用するために配備されたものをいう。教職員が主として校務用に利用しているコンピュータ（校務用コンピュータ）は含まない。
注４）「指導者用ＰＣ整備率」とは指導者用ＰＣの総数を教員の総数で除して算出した値である。
注５）「教員の校務用ＰＣ」とは、主として教員が校務に使用するコンピュータのことをいう。
注６）「教員の校務用ＰＣ整備率」は、校務用ＰＣの総数を総教員数で除して算出した値である。
注７）「統合型校務支援システム」は、教務系（成績処理、出欠管理、時数等）・保健系（健康診断票、保健室管理等）、指導要録等の学籍関係、学校事務系など統合して
　　機能を有しているシステムをいう。
注８）「遠隔教育」は、遠隔システムを活用した同時双方向型で行う教育をいう。（「『遠隔教育の推進に向けた施策方針』の策定について（通知）」（文部科学省、平成30年9月20日））
注９）「合同授業型」とは、教師が児童生徒等に対面で授業を行う複数の教室等を遠隔により接続することで、児童生徒が多様な意見や考えに触れたり、協働して学習に取り組んだり
　　する機会の充実を図る遠隔教育の形態をいう。
注10）「教師支援型」とは、外部人材等の専門家と、児童生徒や教師がいる教室等を遠隔により接続することで、児童生徒の学習活動の質を高めるとともに、
　　教師の資質向上を図る遠隔教育の形態をいう。
注11）「教科・科目充実型」とは、学校教育法施行規則第77条の２（中学校等）、第88条の３（高等学校等）に基づき、当該教科の免許状を保有する教師による
　　授業を遠隔により提供することで、生徒の多様な科目選択を可能とすること等により、学習機会の充実を図るものをいう。なお、小学校での活用は想定されない。
注12）遠隔教育を実施している学校のうち、「教科・科目充実型」の遠隔教育の実施率は、「教科・科目充実型」の遠隔授業を実施している学校の総数を、
　　遠隔教育を実施していると答えた学校の総数から、遠隔教育を実施していると答えた小学校の総数を引いた数で除した値である。
注13）「個々の児童生徒の状況に応じた遠隔教育」とは、外国人児童生徒等への日本語指導、病気療養児・不登校児童生徒等に対する学習指導等の
　　個々の児童生徒の状況に応じた遠隔教育の形態をいう。

○市区町村（設置者）別「コンピュータの設置状況」及び「インターネット接続状況」の実態（合計）

（令和７年３月１日現在）

市区町村別 （合計）	学校数 校	児童生徒数 人	普通教室数 室	学習者用PC総台数 台	児童生徒一人当たりの学習者用PC台数 台／人	普通教室の大型提示装置整備率 %	普通教室の校内LAN整備率 %	普通教室の無線LAN整備率 %	普通教室の移動通信システム（LTE等）整備率 %	移動系通信を利用している学校の内、無線LAN整備済みの普通教室の数 室	無線LAN又は移動系通信によりインターネット接続を行う普通教室の割合 %	回線速度の契約理論値 ベストエフォート型 %	回線速度の契約理論値 ギャランティ型 %
茨城県	130	57,264	2,291	65,941	1.2	100.0	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
水戸市	48	18,865	832	19,013	1.0	90.1	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
日立市	39	10,120	536	11,399	1.1	89.7	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
土浦市	23	9,180	423	9,180	1.0	100.0	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
古河市	32	9,657	484	11,225	1.2	97.3	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
石岡市	20	4,543	247	4,971	1.1	89.5	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
結城市	12	3,607	195	3,930	1.1	100.0	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
龍ケ崎市	16	4,944	257	5,200	1.1	91.4	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
下妻市	12	2,988	167	3,335	1.1	86.8	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
常総市	18	4,112	225	4,275	1.0	93.8	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
常陸太田市	15	2,523	150	2,529	1.0	98.7	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
高萩市	7	1,603	80	1,780	1.1	96.3	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
北茨城市	15	2,553	144	2,767	1.1	95.8	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
笠間市	16	5,126	244	5,126	1.0	88.9	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
取手市	20	6,354	319	6,356	1.0	93.4	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
牛久市	13	6,366	263	6,416	1.0	99.6	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
つくば市	50	22,881	994	23,018	1.0	100.0	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
ひたちなか市	25	11,266	568	11,464	1.0	99.6	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
鹿嶋市	17	4,681	238	4,740	1.0	96.6	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
潮来市	9	1,711	103	1,953	1.1	83.5	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
守谷市	13	6,044	258	6,187	1.0	98.8	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
常陸大宮市	15	2,270	141	2,290	1.0	100.0	100.0	100.0	100.0	141	100.0	100.0	0.0
那珂市	14	3,780	189	3,882	1.0	97.9	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
筑西市	21	6,688	356	7,009	1.0	82.9	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
坂東市	17	3,477	214	3,550	1.0	90.7	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
稲敷市	12	1,969	118	2,531	1.3	100.0	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
かすみがうら市	7	2,607	143	3,070	1.2	88.8	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
桜川市	13	2,365	141	2,377	1.0	95.7	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
神栖市	22	6,972	338	7,676	1.1	98.8	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
行方市	7	1,918	104	1,918	1.0	96.2	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
鉾田市	11	2,768	142	3,217	1.2	96.5	100.0	100.0	100.0	142	100.0	100.0	0.0
つくばみらい市	13	5,024	220	5,191	1.0	97.7	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
小美玉市	9	3,324	173	3,590	1.1	94.2	100.0	100.0	100.0	173	100.0	100.0	0.0
茨城町	6	1,945	94	2,121	1.1	88.3	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
大洗町	4	900	53	1,064	1.2	71.7	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
城里町	7	963	61	1,190	1.2	95.1	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
東海村	8	3,222	163	3,334	1.0	90.2	100.0	100.0	***	***	100.0	0.0	100.0
大子町	10	658	65	765	1.2	90.8	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
美浦村	4	783	59	878	1.1	78.0	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
阿見町	10	3,767	183	3,794	1.0	91.3	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
河内町	1	358	22	430	1.2	81.8	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
八千代町	7	1,414	81	1,425	1.0	74.1	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
五霞町	2	449	27	486	1.1	81.5	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
境町	7	1,826	91	1,840	1.0	93.4	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
利根町	2	694	30	699	1.0	100.0	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
合計	779	256,529	12,226	275,132	1.1	95.3	100.0	100.0	3.7	456	100.0	99.0	1.0

注１）「児童生徒数」は、令和６年５月１日現在の児童生徒数。
注２）「学習者用ＰＣ」とは、教育用ＰＣのうち、児童生徒が使用するために配備されたものをいう。
注３）「児童生徒一人当たりの学習者用PC台数」は、「学習者用ＰＣ総台数」を令和６年５月１日現在の児童生徒数で除して算出した値である。
注４）「普通教室の大型提示装置整備率」は、大型提示装置を設置している普通教室の総数を普通教室の総数で除して算出した値である。
注５）「普通教室の校内ＬＡＮ整備率」は、校内ＬＡＮを整備する普通教室の総数を普通教室の総数で除して算出した値である。
注６）「普通教室の無線ＬＡＮ整備率」は、無線ＬＡＮを整備する普通教室の総数を普通教室の総数で除して算出した値である。

○市区町村（設置者）別「コンピュータの設置状況」及び「インターネット接続状況」の実態（合計）

（令和７年３月１日現在）

市　区　町　村　別 （　合　計　）	教員数 人	授業を担当している教員数 人	指導者用PC台数 台	指導者用PC整備率 %	教員の校務用PC台数 台	教員の校務用PC整備率 %	統合型校務支援システム整備率 %	遠隔教育実施率 %	遠隔教育を実施している学校のうち、「合同授業型」の遠隔授業の実施率 %	遠隔教育を実施している学校のうち、「教師支援型」の遠隔授業の実施率 %	遠隔教育を実施している学校のうち、「教科・科目充実型」の遠隔授業の実施率 %	遠隔教育を実施している学校のうち、個々の児童生徒の状況に応じた遠隔教育の実施率 %
茨城県	6,585	5,961	9,240	140.3	11,395	173.0	100.0	70.0	46.2	33.0	1.1	79.1
水戸市	1,271	1,098	2,460	193.5	1,365	107.4	100.0	62.5	80.0	53.3	0.0	83.3
日立市	910	761	1,300	142.9	1,244	136.7	100.0	64.1	68.0	36.0	0.0	56.0
土浦市	551	459	758	137.6	744	135.0	100.0	13.0	0.0	100.0	0.0	0.0
古河市	737	627	676	91.7	860	116.7	100.0	53.1	17.6	64.7	0.0	41.2
石岡市	392	335	363	92.6	488	124.5	100.0	85.0	58.8	41.2	25.0	76.5
結城市	309	257	364	117.8	416	134.6	100.0	58.3	71.4	71.4	0.0	42.9
龍ケ崎市	354	306	411	116.1	482	136.2	100.0	18.8	0.0	0.0	0.0	100.0
下妻市	269	233	329	122.3	330	122.7	100.0	25.0	66.7	0.0	0.0	33.3
常総市	376	315	401	106.6	448	119.1	100.0	33.3	66.7	50.0	0.0	66.7
常陸太田市	266	228	253	95.1	326	122.6	100.0	93.3	50.0	21.4	0.0	78.6
高萩市	137	120	183	133.6	166	121.2	100.0	0.0	***	***	***	***
北茨城市	265	212	281	106.0	312	117.7	100.0	40.0	83.3	0.0	0.0	33.3
笠間市	367	315	415	113.1	433	118.0	100.0	56.3	66.7	55.6	0.0	77.8
取手市	472	390	506	107.2	508	107.6	100.0	80.0	81.3	75.0	0.0	93.8
牛久市	401	352	448	111.7	486	121.2	100.0	84.6	36.4	36.4	0.0	72.7
つくば市	1,450	1,264	1,561	107.7	1,637	112.9	100.0	100.0	100.0	46.0	0.0	58.0
ひたちなか市	737	634	674	91.5	780	105.8	100.0	60.0	40.0	40.0	0.0	86.7
鹿嶋市	353	287	360	102.0	444	125.8	100.0	47.1	62.5	75.0	0.0	50.0
潮来市	152	119	247	162.5	234	153.9	100.0	33.3	33.3	33.3	0.0	100.0
守谷市	352	305	705	200.3	451	128.1	100.0	100.0	76.9	38.5	0.0	61.5
常陸大宮市	231	184	259	112.1	268	116.0	100.0	73.3	18.2	27.3	0.0	90.9
那珂市	295	248	287	97.3	334	113.2	100.0	64.3	100.0	77.8	0.0	88.9
筑西市	539	472	557	103.3	613	113.7	100.0	76.2	43.8	43.8	16.7	56.3
坂東市	317	269	308	97.2	322	101.6	100.0	64.7	63.6	18.2	0.0	36.4
稲敷市	203	166	243	119.7	260	128.1	100.0	83.3	10.0	0.0	0.0	100.0
かすみがうら市	206	182	227	110.2	224	108.7	100.0	57.1	50.0	50.0	0.0	75.0
桜川市	238	200	250	105.0	275	115.5	100.0	76.9	80.0	30.0	0.0	70.0
神栖市	524	430	525	100.2	578	110.3	100.0	59.1	61.5	46.2	0.0	23.1
行方市	157	129	238	151.6	220	140.1	100.0	100.0	14.3	57.1	0.0	71.4
鉾田市	233	193	255	109.4	281	120.6	100.0	90.9	100.0	50.0	100.0	20.0
つくばみらい市	367	279	398	108.4	456	124.3	100.0	76.9	90.0	70.0	0.0	80.0
小美玉市	258	226	248	96.1	262	101.6	100.0	77.8	42.9	85.7	0.0	57.1
茨城町	135	122	147	108.9	161	119.3	100.0	16.7	0.0	100.0	0.0	100.0
大洗町	83	71	126	151.8	108	130.1	100.0	50.0	50.0	50.0	0.0	50.0
城里町	100	81	160	160.0	169	169.0	100.0	57.1	75.0	50.0	0.0	50.0
東海村	208	180	283	136.1	277	133.2	0.0	25.0	50.0	0.0	0.0	100.0
大子町	121	91	132	109.1	155	128.1	100.0	60.0	50.0	50.0	0.0	66.7
美浦村	72	56	72	100.0	72	100.0	100.0	100.0	100.0	0.0	0.0	0.0
阿見町	244	218	256	104.9	298	122.1	100.0	50.0	40.0	60.0	0.0	60.0
河内町	37	29	37	100.0	37	100.0	100.0	100.0	0.0	0.0	0.0	100.0
八千代町	126	103	129	102.4	129	102.4	100.0	57.1	50.0	75.0	0.0	75.0
五霞町	43	38	115	267.4	68	158.1	100.0	50.0	100.0	0.0	0.0	100.0
境町	151	125	187	123.8	196	129.8	100.0	42.9	0.0	66.7	0.0	66.7
利根町	51	43	117	229.4	59	115.7	100.0	0.0	***	***	***	***
合　計	21,645	18,713	27,491	127.0	29,371	135.7	99.0	63.9	59.8	43.4	3.0	67.3

注１）「教員」とは、校長、副校長、教頭、主幹教諭、指導教諭、教諭、助教諭、養護教諭、養護助教諭、栄養教諭、常勤講師、再任用職員（フルタイム）をいう。
注２）「授業を担当している教員」とは、各教科等の授業を定期的に担当している教員をいう。授業を一時的・臨時的に担当する教員は含まない。
注３）「指導者用ＰＣ」とは、教員が使用するために配備されたものをいう。教職員が主として校務用に利用しているコンピュータ（校務用コンピュータ）は含まない。
注４）「指導者用ＰＣ整備率」とは指導者用ＰＣの総数を教員の総数で除して算出した値である。
注５）「教員の校務用ＰＣ」とは、主として教員が校務に使用するコンピュータのことをいう。
注６）「教員の校務用ＰＣ整備率」は、校務用ＰＣの総数を総教員数で除して算出した値である。
注７）「統合型校務支援システム」は、教務系（成績処理、出欠管理、時数等）・保健系（健康診断票、保健室管理等）、指導要録等の学籍関係、学校事務系など統合して
　　機能を有しているシステムをいう。
注８）「遠隔教育」は、遠隔システムを活用した同時双方向型で行う教育をいう。（「『遠隔教育の推進に向けた施策方針』の策定について（通知）」（文部科学省、平成30年9月20日））
注９）「合同授業型」とは、教師が児童生徒等に対面で授業を行う複数の教室等を遠隔により接続することで、児童生徒が多様な意見や考えに触れたり、協働して学習に取り組んだり
　　する機会の充実を図る遠隔教育の形態をいう。
注10）「教師支援型」とは、外部人材等の専門家と、児童生徒や教師がいる教室等を遠隔により接続することで、児童生徒の学習活動の質を高めるとともに、
　　教師の資質向上を図る遠隔教育の形態をいう。
注11）「教科・科目充実型」とは、学校教育法施行規則第77条の２（中学校等）、第88条の３（高等学校等）に基づき、当該教科の免許状を保有する教師による
　　授業を遠隔により提供することで、生徒の多様な科目選択を可能とすること等により、学習機会の充実を図るものをいう。なお、小学校での活用は想定されない。
注12）遠隔教育を実施している学校のうち、「教科・科目充実型」の遠隔教育の実施率は、「教科・科目充実型」の遠隔授業を実施している学校の総数を、
　　遠隔教育を実施していると答えた学校の総数から、遠隔教育を実施していると答えた小学校の総数を引いた数で除した値である。

注13）「個々の児童生徒の状況に応じた遠隔教育」とは、外国人児童生徒等への日本語指導、病気療養児・不登校児童生徒等に対する学習指導等の個々の児童生徒の状況に応じた遠隔教育の形態をいう。

○市区町村（設置者）別「コンピュータの設置状況」及び「インターネット接続状況」の実態（小学校）

（令和７年３月１日現在）

市　区　町　村　別 （　小　学　校　）	学校数 校	児童生徒数 人	普通教室数 室	学習者用PC総台数 台	児童生徒一人当たりの学習者用PC台数 台／人	普通教室の大型提示装置整備率 %	普通教室の校内LAN整備率 %	普通教室の無線LAN整備率 %	普通教室の移動通信システム（LTE等）整備率 %	移動系通信を利用している学校の内、無線LAN整備済みの普通教室の数 室	無線LAN又は移動系通信によりインターネット接続を行う普通教室の割合 %	回線速度の契約理論値 ベストエフォート型 %	回線速度の契約理論値 ギャランティ型 %
水戸市	32	12,597	570	12,693	1.0	91.4	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
日立市	23	6,387	343	7,158	1.1	91.5	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
土浦市	15	5,754	274	5,754	1.0	100.0	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
古河市	23	6,457	355	7,639	1.2	96.3	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
石岡市	15	2,966	179	3,195	1.1	91.1	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
結城市	9	2,385	136	2,555	1.1	100.0	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
龍ケ崎市	11	3,221	181	3,390	1.1	91.7	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
下妻市	9	1,962	119	2,171	1.1	81.5	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
常総市	13	2,614	161	2,752	1.1	98.8	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
常陸太田市	8	1,724	104	1,730	1.0	99.0	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
高萩市	4	1,046	54	1,180	1.1	94.4	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
北茨城市	11	1,659	100	1,759	1.1	96.0	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
笠間市	10	3,178	161	3,178	1.0	86.3	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
取手市	14	4,195	227	4,196	1.0	95.6	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
牛久市	7	3,965	162	4,016	1.0	99.4	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
つくば市	32	12,251	555	12,353	1.0	100.0	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
ひたちなか市	17	7,176	367	7,290	1.0	99.5	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
鹿嶋市	12	3,190	169	3,239	1.0	97.6	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
潮来市	5	1,156	73	1,399	1.2	90.4	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
守谷市	9	4,131	186	4,130	1.0	100.0	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
常陸大宮市	11	1,485	104	1,499	1.0	100.0	100.0	100.0	100.0	104	100.0	100.0	0.0
那珂市	9	2,521	131	2,614	1.0	96.9	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
筑西市	15	3,747	220	3,874	1.0	86.8	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
坂東市	13	2,260	151	2,291	1.0	95.4	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
稲敷市	8	1,237	82	1,606	1.3	100.0	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
かすみがうら市	4	1,402	80	1,679	1.2	90.0	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
桜川市	8	1,125	77	1,124	1.0	98.7	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
神栖市	14	4,617	233	4,886	1.1	98.3	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
行方市	4	1,255	69	1,255	1.0	94.2	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
鉾田市	7	1,835	100	2,083	1.1	97.0	100.0	100.0	100.0	100	100.0	100.0	0.0
つくばみらい市	9	3,562	159	3,633	1.0	99.4	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
小美玉市	5	1,518	85	1,631	1.1	92.9	100.0	100.0	100.0	85	100.0	100.0	0.0
茨城町	4	1,277	63	1,371	1.1	87.3	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
大洗町	2	574	35	687	1.2	74.3	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
城里町	5	612	45	748	1.2	95.6	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
東海村	6	2,119	118	2,191	1.0	87.3	100.0	100.0	***	***	100.0	0.0	100.0
大子町	6	384	47	449	1.2	89.4	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
美浦村	3	512	41	602	1.2	78.0	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
阿見町	7	2,583	121	2,592	1.0	100.0	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
八千代町	5	912	53	919	1.0	83.0	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
五霞町	1	292	16	320	1.1	68.8	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
境町	5	1,232	67	1,248	1.0	100.0	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
利根町	1	413	19	417	1.0	100.0	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
合　　計	431	125,488	6,592	131,496	1.0	95.0	100.0	100.0	4.4	289	100.0	98.6	1.4

注１）「児童生徒数」は、令和６年５月１日現在の児童生徒数。
注２）「学習者用ＰＣ」とは、教育用ＰＣのうち、児童生徒が使用するために配備されたものをいう。
注３）「児童生徒一人当たりの学習者用PC台数」は、「学習者用ＰＣ総台数」を令和６年５月１日現在の児童生徒数で除して算出した値である。
注４）「普通教室の大型提示装置整備率」は、大型提示装置を設置している普通教室の総数を普通教室の総数で除して算出した値である。
注５）「普通教室の校内ＬＡＮ整備率」は、校内ＬＡＮを整備する普通教室の総数を普通教室の総数で除して算出した値である。
注６）「普通教室の無線ＬＡＮ整備率」は、無線ＬＡＮを整備する普通教室の総数を普通教室の総数で除して算出した値である。

○市区町村（設置者）別「コンピュータの設置状況」及び「インターネット接続状況」の実態（小学校）

（令和７年３月１日現在）

市　区　町　村　別 （　小　学　校　）	教員数 人	授業を担当している教員数 人	指導者用PC台数 台	指導者用PC整備率 %	教員の校務用PC台数 台	教員の校務用PC整備率 %	統合型校務支援システム整備率 %	遠隔教育実施率 %	遠隔教育を実施している学校のうち、「合同授業型」の遠隔授業の実施率 %	遠隔教育を実施している学校のうち、「教師支援型」の遠隔授業の実施率 %	遠隔教育を実施している学校のうち、「教科・科目充実型」の遠隔授業の実施率 %	遠隔教育を実施している学校のうち、個々の児童生徒の状況に応じた遠隔教育の実施率 %
水戸市	796	677	1,548	194.5	838	105.3	100.0	62.5	85.0	55.0	***	80.0
日立市	483	408	701	145.1	667	138.1	100.0	60.9	78.6	35.7	***	42.9
土浦市	327	266	437	133.6	454	138.8	100.0	6.7	0.0	100.0	***	0.0
古河市	489	411	454	92.8	561	114.7	100.0	52.2	25.0	66.7	***	25.0
石岡市	254	215	237	93.3	324	127.6	100.0	86.7	46.2	38.5	***	76.9
結城市	206	165	248	120.4	284	137.9	100.0	66.7	66.7	66.7	***	33.3
龍ケ崎市	227	193	274	120.7	310	136.6	100.0	0.0	***	***	***	***
下妻市	180	155	213	118.3	214	118.9	100.0	22.2	50.0	0.0	***	50.0
常総市	246	202	272	110.6	291	118.3	100.0	38.5	60.0	60.0	***	60.0
常陸太田市	147	127	134	91.2	177	120.4	100.0	87.5	71.4	28.6	***	57.1
高萩市	83	72	102	122.9	94	113.3	100.0	0.0	***	***	***	***
北茨城市	173	134	180	104.0	204	117.9	100.0	45.5	80.0	0.0	***	40.0
笠間市	211	178	234	110.9	257	121.8	100.0	50.0	80.0	80.0	***	80.0
取手市	300	254	324	108.0	324	108.0	100.0	85.7	83.3	75.0	***	91.7
牛久市	219	194	243	111.0	252	115.1	100.0	85.7	33.3	33.3	***	66.7
つくば市	730	632	833	114.1	826	113.2	100.0	100.0	100.0	46.9	***	59.4
ひたちなか市	443	378	406	91.6	473	106.8	100.0	76.5	30.8	30.8	***	84.6
鹿嶋市	231	185	231	100.0	285	123.4	100.0	33.3	75.0	75.0	***	50.0
潮来市	85	65	117	137.6	145	170.6	100.0	20.0	100.0	0.0	***	100.0
守谷市	234	202	470	200.9	299	127.8	100.0	100.0	88.9	44.4	***	44.4
常陸大宮市	154	119	178	115.6	178	115.6	100.0	81.8	22.2	33.3	***	100.0
那珂市	177	153	174	98.3	207	116.9	100.0	66.7	100.0	66.7	***	100.0
筑西市	311	268	327	105.1	365	117.4	100.0	66.7	20.0	40.0	***	40.0
坂東市	212	178	208	98.1	216	101.9	100.0	61.5	62.5	25.0	***	37.5
稲敷市	123	100	168	136.6	161	130.9	100.0	87.5	0.0	0.0	***	100.0
かすみがうら市	105	89	115	109.5	125	119.0	100.0	50.0	50.0	50.0	***	100.0
桜川市	122	96	127	104.1	142	116.4	100.0	87.5	71.4	42.9	***	57.1
神栖市	315	262	322	102.2	350	111.1	100.0	57.1	50.0	50.0	***	37.5
行方市	96	78	141	146.9	126	131.3	100.0	100.0	0.0	50.0	***	75.0
鉾田市	146	119	145	99.3	171	117.1	100.0	85.7	100.0	66.7	***	16.7
つくばみらい市	258	184	265	102.7	305	118.2	100.0	88.9	87.5	62.5	***	87.5
小美玉市	110	96	118	107.3	114	103.6	100.0	100.0	60.0	80.0	***	60.0
茨城町	83	76	96	115.7	106	127.7	100.0	25.0	0.0	100.0	***	100.0
大洗町	48	42	75	156.3	59	122.9	100.0	50.0	100.0	0.0	***	100.0
城里町	64	51	96	150.0	95	148.4	100.0	80.0	75.0	50.0	***	50.0
東海村	135	115	183	135.6	184	136.3	0.0	33.3	50.0	0.0	***	100.0
大子町	65	49	65	100.0	93	143.1	100.0	66.7	50.0	50.0	***	75.0
美浦村	47	36	47	100.0	47	100.0	100.0	100.0	100.0	0.0	***	0.0
阿見町	162	143	165	101.9	189	116.7	100.0	28.6	0.0	100.0	***	0.0
八千代町	79	63	82	103.8	82	103.8	100.0	40.0	50.0	50.0	***	50.0
五霞町	22	20	72	327.3	36	163.6	100.0	0.0	***	***	***	***
境町	98	80	111	113.3	130	132.7	100.0	40.0	0.0	50.0	***	100.0
利根町	26	23	63	242.3	32	123.1	100.0	0.0	***	***	***	***
合　　計	9,022	7,553	11,001	121.9	10,792	119.6	98.6	62.2	63.4	46.6	***	62.3

注１）「教員」とは、校長、副校長、教頭、主幹教諭、指導教諭、教諭、助教諭、養護教諭、養護助教諭、栄養教諭、常勤講師、再任用職員（フルタイム）をいう。
注２）「授業を担当している教員」とは、各教科等の授業を定期的に担当している教員をいう。授業を一時的・臨時的に担当する教員は含まない。
注３）「指導者用ＰＣ」とは、教員が使用するために配備されたものをいう。教職員が主として校務用に利用しているコンピュータ（校務用コンピュータ）は含まない。
注４）「指導者用ＰＣ整備率」とは指導者用ＰＣの総数を教員の総数で除して算出した値である。
注５）「教員の校務用ＰＣ」とは、主として教員が校務に使用するコンピュータのことをいう。
注６）「教員の校務用ＰＣ整備率」は、校務用ＰＣの総数を総教員数で除して算出した値である。
注７）「統合型校務支援システム」は、教務系（成績処理、出欠管理、時数等）・保健系（健康診断票、保健室管理等）、指導要録等の学籍関係、学校事務系など統合して
　　機能を有しているシステムをいう。
注８）「遠隔教育」は、遠隔システムを活用した同時双方向型で行う教育をいう。（「『遠隔教育の推進に向けた施策方針』の策定について（通知）」（文部科学省、平成30年9月20日））
注９）「合同授業型」とは、教師が児童生徒等に対面で授業を行う複数の教室等を遠隔により接続することで、児童生徒が多様な意見や考えに触れたり、協働して学習に取り組んだり
　　する機会の充実を図る遠隔教育の形態をいう。
注10）「教師支援型」とは、外部人材等の専門家と、児童生徒や教師がいる教室等を遠隔により接続することで、児童生徒の学習活動の質を高めるとともに、
　　教師の資質向上を図る遠隔教育の形態をいう。
注11）「教科・科目充実型」とは、学校教育法施行規則第77条の２（中学校等）、第88条の３（高等学校等）に基づき、当該教科の免許状を保有する教師による
　　授業を遠隔により提供することで、生徒の多様な科目選択を可能とすること等により、学習機会の充実を図るものをいう。なお、小学校での活用は想定されない。
注12）遠隔教育を実施している学校のうち、「教科・科目充実型」の遠隔教育の実施率は、「教科・科目充実型」の遠隔授業を実施している学校の総数を、
　　遠隔教育を実施していると答えた学校の総数から、遠隔教育を実施していると答えた小学校の総数を引いた数で除した値である。
注13）「個々の児童生徒の状況に応じた遠隔教育」とは、外国人児童生徒等への日本語指導、病気療養児・不登校児童生徒等に対する学習指導等の
　　個々の児童生徒の状況に応じた遠隔教育の形態をいう。

○市区町村（設置者）別「コンピュータの設置状況」及び「インターネット接続状況」の実態（中学校）

（令和７年３月１日現在）

市区町村別 （中学校）	学校数 校	児童生徒数 人	普通教室数 室	学習者用PC総台数 台	児童生徒一人当たりの学習者用PC台数 台／人	普通教室の大型提示装置整備率 %	普通教室の校内LAN整備率 %	普通教室の無線LAN整備率 %	普通教室の移動通信システム（LTE等）整備率 %	移動系通信を利用している学校の内、無線LAN整備済みの普通教室の数 室	無線LAN又は移動系通信によりインターネット接続を行う普通教室の割合 %	回線速度の契約理論値 ベストエフォート型 %	回線速度の契約理論値 ギャランティ型 %
茨城県	10	1,559	39	1,811	1.2	100.0	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
水戸市	15	6,141	253	6,192	1.0	87.0	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
日立市	14	3,520	157	3,993	1.1	83.4	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
土浦市	7	2,960	126	2,960	1.0	100.0	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
古河市	9	3,200	129	3,586	1.1	100.0	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
石岡市	5	1,577	68	1,776	1.1	85.3	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
結城市	3	1,222	59	1,375	1.1	100.0	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
龍ケ崎市	5	1,723	76	1,810	1.1	90.8	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
下妻市	3	1,026	48	1,164	1.1	100.0	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
常総市	5	1,498	64	1,523	1.0	81.3	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
常陸太田市	7	799	46	799	1.0	97.8	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
高萩市	3	557	26	600	1.1	100.0	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
北茨城市	4	894	44	1,008	1.1	95.5	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
笠間市	5	1,749	69	1,749	1.0	95.7	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
取手市	6	2,159	92	2,160	1.0	88.0	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
牛久市	5	2,111	82	2,110	1.0	100.0	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
つくば市	14	5,040	218	5,056	1.0	100.0	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
ひたちなか市	7	3,579	171	3,649	1.0	100.0	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
鹿嶋市	5	1,491	69	1,501	1.0	94.2	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
潮来市	4	555	30	554	1.0	66.7	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
守谷市	4	1,913	72	2,057	1.1	95.8	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
常陸大宮市	4	785	37	791	1.0	100.0	100.0	100.0	100.0	37	100.0	100.0	0.0
那珂市	5	1,259	58	1,268	1.0	100.0	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
筑西市	5	2,014	92	2,098	1.0	69.6	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
坂東市	4	1,217	63	1,259	1.0	79.4	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
稲敷市	4	732	36	925	1.3	100.0	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
かすみがうら市	2	815	40	858	1.1	80.0	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
桜川市	4	658	35	671	1.0	85.7	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
神栖市	8	2,355	105	2,790	1.2	100.0	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
行方市	3	663	35	663	1.0	100.0	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
鉾田市	4	933	42	1,134	1.2	95.2	100.0	100.0	100.0	42	100.0	100.0	0.0
つくばみらい市	4	1,462	61	1,558	1.1	93.4	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
小美玉市	2	849	36	892	1.1	100.0	100.0	100.0	100.0	36	100.0	100.0	0.0
茨城町	2	668	31	750	1.1	90.3	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
大洗町	2	326	18	377	1.2	66.7	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
城里町	2	351	16	442	1.3	93.8	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
東海村	2	1,103	45	1,143	1.0	97.8	100.0	100.0	***	***	100.0	0.0	100.0
大子町	4	274	18	316	1.2	94.4	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
美浦村	1	271	18	276	1.0	77.8	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
阿見町	3	1,184	62	1,202	1.0	74.2	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
八千代町	2	502	28	506	1.0	57.1	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
五霞町	1	157	11	166	1.1	100.0	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
境町	2	594	24	592	1.0	75.0	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
利根町	1	281	11	282	1.0	100.0	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
合計	211	64,726	2,860	68,392	1.1	91.9	100.0	100.0	4.0	115	100.0	99.1	0.9

注１）「児童生徒数」は、令和６年５月１日現在の児童生徒数。
注２）「学習者用ＰＣ」とは、教育用ＰＣのうち、児童生徒が使用するために配備されたものをいう。
注３）「児童生徒一人当たりの学習者用PC台数」は、「学習者用ＰＣ総台数」を令和６年５月１日現在の児童生徒数で除して算出した値である。
注４）「普通教室の大型提示装置整備率」は、大型提示装置を設置している普通教室の総数を普通教室の総数で除して算出した値である。
注５）「普通教室の校内ＬＡＮ整備率」は、校内ＬＡＮを整備する普通教室の総数を普通教室の総数で除して算出した値である。
注６）「普通教室の無線ＬＡＮ整備率」は、無線ＬＡＮを整備する普通教室の総数を普通教室の総数で除して算出した値である。

○市区町村（設置者）別「コンピュータの設置状況」及び「インターネット接続状況」の実態（中学校）

（令和７年３月１日現在）

市　区　町　村　別 （　中　学　校　）	教員数 人	授業を担当している教員数 人	指導者用PC台数 台	指導者用PC整備率 %	教員の校務用PC台数 台	教員の校務用PC整備率 %	統合型校務支援システム整備率 %	遠隔教育実施率 %	遠隔教育を実施している学校のうち、「合同授業型」の遠隔授業の実施率 %	遠隔教育を実施している学校のうち、「教師支援型」の遠隔授業の実施率 %	遠隔教育を実施している学校のうち、「教科・科目充実型」の遠隔授業の実施率 %	遠隔教育を実施している学校のうち、個々の児童生徒の状況に応じた遠隔教育の実施率 %
茨城県	151	124	300	198.7	173	114.6	100.0	80.0	25.0	62.5	0.0	87.5
水戸市	452	401	870	192.5	501	110.8	100.0	66.7	70.0	50.0	0.0	90.0
日立市	318	271	467	146.9	448	140.9	100.0	71.4	50.0	30.0	0.0	70.0
土浦市	194	167	276	142.3	244	125.8	100.0	14.3	0.0	100.0	0.0	0.0
古河市	248	216	222	89.5	299	120.6	100.0	55.6	0.0	60.0	0.0	80.0
石岡市	138	120	126	91.3	164	118.8	100.0	80.0	100.0	50.0	25.0	75.0
結城市	103	92	116	112.6	132	128.2	100.0	33.3	100.0	100.0	0.0	100.0
龍ケ崎市	127	113	137	107.9	172	135.4	100.0	60.0	0.0	0.0	0.0	100.0
下妻市	89	78	116	130.3	116	130.3	100.0	33.3	100.0	0.0	0.0	0.0
常総市	130	113	129	99.2	157	120.8	100.0	20.0	100.0	0.0	0.0	100.0
常陸太田市	119	101	119	100.0	149	125.2	100.0	100.0	28.6	14.3	0.0	100.0
高萩市	54	48	81	150.0	72	133.3	100.0	0.0	***	***	***	***
北茨城市	92	78	101	109.8	108	117.4	100.0	25.0	100.0	0.0	0.0	0.0
笠間市	130	114	145	111.5	142	109.2	100.0	60.0	66.7	33.3	0.0	66.7
取手市	172	136	182	105.8	184	107.0	100.0	66.7	75.0	75.0	0.0	100.0
牛久市	148	128	164	110.8	179	120.9	100.0	80.0	50.0	50.0	0.0	75.0
つくば市	414	350	435	105.1	416	100.5	100.0	100.0	100.0	35.7	0.0	50.0
ひたちなか市	252	220	232	92.1	256	101.6	100.0	14.3	100.0	100.0	0.0	100.0
鹿嶋市	122	102	129	105.7	159	130.3	100.0	80.0	50.0	75.0	0.0	50.0
潮来市	67	54	130	194.0	89	132.8	100.0	50.0	0.0	50.0	0.0	100.0
守谷市	118	103	235	199.2	152	128.8	100.0	100.0	50.0	25.0	0.0	100.0
常陸大宮市	77	65	81	105.2	90	116.9	100.0	50.0	0.0	0.0	0.0	50.0
那珂市	118	95	113	95.8	127	107.6	100.0	60.0	100.0	100.0	0.0	66.7
筑西市	158	143	159	100.6	176	111.4	100.0	100.0	80.0	60.0	20.0	80.0
坂東市	105	91	100	95.2	106	101.0	100.0	75.0	66.7	0.0	0.0	33.3
稲敷市	80	66	75	93.8	99	123.8	100.0	75.0	33.3	0.0	0.0	100.0
かすみがうら市	65	58	64	98.5	66	101.5	100.0	50.0	0.0	0.0	0.0	100.0
桜川市	74	64	81	109.5	91	123.0	100.0	50.0	100.0	0.0	0.0	100.0
神栖市	209	168	203	97.1	228	109.1	100.0	62.5	80.0	40.0	0.0	0.0
行方市	61	51	97	159.0	94	154.1	100.0	100.0	33.3	66.7	0.0	66.7
鉾田市	87	74	110	126.4	110	126.4	100.0	100.0	100.0	25.0	100.0	25.0
つくばみらい市	109	95	133	122.0	151	138.5	100.0	50.0	100.0	100.0	0.0	50.0
小美玉市	64	55	67	104.7	64	100.0	100.0	50.0	0.0	100.0	0.0	100.0
茨城町	52	46	51	98.1	55	105.8	100.0	0.0	***	***	***	***
大洗町	35	29	51	145.7	49	140.0	100.0	50.0	0.0	100.0	0.0	0.0
城里町	36	30	64	177.8	74	205.6	100.0	0.0	***	***	***	***
東海村	73	65	100	137.0	93	127.4	0.0	0.0	***	***	***	***
大子町	56	42	67	119.6	62	110.7	100.0	50.0	50.0	50.0	0.0	50.0
美浦村	25	20	25	100.0	25	100.0	100.0	100.0	100.0	0.0	0.0	0.0
阿見町	82	75	91	111.0	109	132.9	100.0	100.0	66.7	33.3	0.0	100.0
八千代町	47	40	47	100.0	47	100.0	100.0	100.0	50.0	100.0	0.0	100.0
五霞町	21	18	43	204.8	32	152.4	100.0	100.0	100.0	0.0	0.0	100.0
境町	53	45	76	143.4	66	124.5	100.0	50.0	0.0	100.0	0.0	0.0
利根町	25	20	54	216.0	27	108.0	100.0	0.0	***	***	***	***
合　　計	5,350	4,584	6,664	124.6	6,353	118.7	99.1	63.0	59.4	43.6	4.5	69.9

注１）「教員」とは、校長、副校長、教頭、主幹教諭、指導教諭、教諭、助教諭、養護教諭、養護助教諭、栄養教諭、常勤講師、再任用職員（フルタイム）をいう。
注２）「授業を担当している教員」とは、各教科等の授業を定期的に担当している教員をいう。授業を一時的・臨時的に担当する教員は含まない。
注３）「指導者用ＰＣ」とは、教員が使用するために配備されたものをいう。教職員が主として校務用に利用しているコンピュータ（校務用コンピュータ）は含まない。
注４）「指導者用ＰＣ整備率」とは指導者用ＰＣの総数を教員の総数で除して算出した値である。
注５）「教員の校務用ＰＣ」とは、主として教員が校務に使用するコンピュータのことをいう。
注６）「教員の校務用ＰＣ整備率」は、校務用ＰＣの総数を総教員数で除して算出した値である。
注７）「統合型校務支援システム」は、教務系（成績処理、出欠管理、時数等）・保健系（健康診断票、保健室管理等）、指導要録等の学籍関係、学校事務系など統合して機能を有しているシステムをいう。
注８）「遠隔教育」は、遠隔システムを活用した同時双方向型で行う教育をいう。（「『遠隔教育の推進に向けた施策方針』の策定について（通知）」（文部科学省、平成30年9月20日））
注９）「合同授業型」とは、教師が児童生徒等に対面で授業を行う複数の教室等を遠隔により接続することで、児童生徒が多様な意見や考えに触れたり、協働して学習に取り組んだりする機会の充実を図る遠隔教育の形態をいう。
注10）「教師支援型」とは、外部人材等の専門家と、児童生徒や教師がいる教室等を遠隔により接続することで、児童生徒の学習活動の質を高めるとともに、教師の資質向上を図る遠隔教育の形態をいう。
注11）「教科・科目充実型」とは、学校教育法施行規則第77条の２（中学校等）、第88条の３（高等学校等）に基づき、当該教科の免許状を保有する教師による授業を遠隔により提供することで、生徒の多様な科目選択を可能とすること等により、学習機会の充実を図るものをいう。なお、小学校での活用は想定されない。
注12）遠隔教育を実施している学校のうち、「教科・科目充実型」の遠隔教育の実施率は、「教科・科目充実型」の遠隔授業を実施している学校の総数を、遠隔教育を実施していると答えた学校の総数から、遠隔教育を実施していると答えた小学校の総数を引いた数で除した値である。
注13）「個々の児童生徒の状況に応じた遠隔教育」とは、外国人児童生徒等への日本語指導、病気療養児・不登校児童生徒等に対する学習指導等の個々の児童生徒の状況に応じた遠隔教育の形態をいう。

○市区町村（設置者）別「コンピュータの設置状況」及び「インターネット接続状況」の実態（義務教育学校）

市　区　町　村　別 （義務教育学校）	学校数 校	児童生徒数 人	普通教室数 室	学習者用PC総台数 台	児童生徒一人当たりの学習者用PC台数 台／人	普通教室の大型提示装置整備率 %
水戸市	1	127	9	128	1.0	100.0
日立市	1	75	9	97	1.3	100.0
土浦市	1	466	23	466	1.0	100.0
笠間市	1	199	14	199	1.0	85.7
牛久市	1	290	19	290	1.0	100.0
つくば市	4	5,590	221	5,609	1.0	100.0
ひたちなか市	1	511	30	525	1.0	100.0
筑西市	1	927	44	1,037	1.1	90.9
かすみがうら市	1	390	23	533	1.4	100.0
桜川市	1	582	29	582	1.0	100.0
小美玉市	2	957	52	1,067	1.1	92.3
河内町	1	358	22	430	1.2	81.8
合　計	16	10,472	495	10,963	1.0	97.2

注１）「児童生徒数」は、令和６年５月１日現在の児童生徒数。
注２）「学習者用ＰＣ」とは、教育用ＰＣのうち、児童生徒が使用するために配備されたものをいう。
注３）「児童生徒一人当たりの学習者用PC台数」は、「学習者用ＰＣ総台数」を令和６年５月１日現在の児童生徒数で除して算出した値であ
注４）「普通教室の大型提示装置整備率」は、大型提示装置を設置している普通教室の総数を普通教室の総数で除して算出した値である。
注５）「普通教室の校内ＬＡＮ整備率」は、校内ＬＡＮを整備する普通教室の総数を普通教室の総数で除して算出した値である。
注６）「普通教室の無線ＬＡＮ整備率」は、無線ＬＡＮを整備する普通教室の総数を普通教室の総数で除して算出した値である。

（令和７年３月１日現在）

普通教室の校内LAN整備率 %	普通教室の無線LAN整備率 %	普通教室の移動通信システム（LTE等）整備率 %	移動系通信を利用している学校の内、無線LAN整備済みの普通教室の数 室	無線LAN又は移動系通信によりインターネット接続を行う普通教室の割合 %	回線速度の契約理論値 ベストエフォート型 %	回線速度の契約理論値 ギャランティ型 %
100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
100.0	100.0	100.0	52	100.0	100.0	0.0
100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
100.0	100.0	10.5	52	100.0	100.0	0.0

る。

○市区町村（設置者）別「コンピュータの設置状況」及び「インターネット接続状況」の実態（義務教育学校）

（令和７年３月１日現在）

市　区　町　村　別 （義務教育学校）	教員数 人	授業を担当している教員数 人	指導者用PC台数 台	指導者用PC整備率 %	教員の校務用PC台数 台	教員の校務用PC整備率 %	統合型校務支援システム整備率 %	遠隔教育実施率 %	遠隔教育を実施している学校のうち、「合同授業型」の遠隔授業の実施率 %	遠隔教育を実施している学校のうち、「教師支援型」の遠隔授業の実施率 %	遠隔教育を実施している学校のうち、「教科・科目充実型」の遠隔授業の実施率 %	遠隔教育を実施している学校のうち、個々の児童生徒の状況に応じた遠隔教育の実施率 %
水戸市	23	20	42	182.6	26	113.0	100.0	0.0	***	***	***	***
日立市	20	17	29	145.0	27	135.0	100.0	100.0	100.0	100.0	0.0	100.0
土浦市	30	26	45	150.0	46	153.3	100.0	100.0	0.0	100.0	0.0	0.0
笠間市	26	23	36	138.5	34	130.8	100.0	100.0	0.0	0.0	0.0	100.0
牛久市	34	30	41	120.6	55	161.8	100.0	100.0	0.0	0.0	0.0	100.0
つくば市	306	282	293	95.8	395	129.1	100.0	100.0	100.0	75.0	0.0	75.0
ひたちなか市	42	36	36	85.7	51	121.4	100.0	100.0	100.0	100.0	0.0	100.0
筑西市	70	61	71	101.4	72	102.9	100.0	100.0	100.0	0.0	0.0	100.0
かすみがうら市	36	35	48	133.3	33	91.7	100.0	100.0	100.0	100.0	0.0	0.0
桜川市	42	40	42	100.0	42	100.0	100.0	100.0	100.0	0.0	0.0	100.0
小美玉市	84	75	63	75.0	84	100.0	100.0	50.0	0.0	100.0	0.0	0.0
河内町	37	29	37	100.0	37	100.0	100.0	100.0	0.0	0.0	0.0	100.0
合　計	750	674	783	104.4	902	120.3	100.0	87.5	64.3	57.1	0.0	71.4

注１）「教員」とは、校長、副校長、教頭、主幹教諭、指導教諭、教諭、助教諭、養護教諭、養護助教諭、栄養教諭、常勤講師、再任用職員（フルタイム）をいう。
注２）「授業を担当している教員」とは、各教科等の授業を定期的に担当している教員をいう。授業を一時的・臨時的に担当する教員は含まない。
注３）「指導者用ＰＣ」とは、教員が使用するために配備されたものをいう。教職員が主として校務用に利用しているコンピュータ（校務用コンピュータ）は含まない。
注４）「指導者用ＰＣ整備率」とは指導者用ＰＣの総数を教員の総数で除して算出した値である。
注５）「教員の校務用ＰＣ」とは、主として教員が校務に使用するコンピュータのことをいう。
注６）「教員の校務用ＰＣ整備率」は、校務用ＰＣの総数を総教員数で除して算出した値である。
注７）「統合型校務支援システム」は、教務系（成績処理、出欠管理、時数等）・保健系（健康診断票、保健室管理等）、指導要録等の学籍関係、学校事務系など統合して機能を有しているシステムをいう。
注８）「遠隔教育」は、遠隔システムを活用した同時双方向型で行う教育をいう。（「『遠隔教育の推進に向けた施策方針』の策定について（通知）」（文部科学省、平成30年9月20日））
注９）「合同授業型」とは、教師が児童生徒等に対面で授業を行う複数の教室等を遠隔により接続することで、児童生徒が多様な意見や考えに触れたり、協働して学習に取り組んだりする機会の充実を図る遠隔教育の形態をいう。
注10）「教師支援型」とは、外部人材等の専門家と、児童生徒や教師がいる教室等を遠隔により接続することで、児童生徒の学習活動の質を高めるとともに、教師の資質向上を図る遠隔教育の形態をいう。
注11）「教科・科目充実型」とは、学校教育法施行規則第77条の２（中学校等）、第88条の３（高等学校等）に基づき、当該教科の免許状を保有する教師による授業を遠隔により提供することで、生徒の多様な科目選択を可能とすること等により、学習機会の充実を図るものをいう。なお、小学校での活用は想定されない。
注12）遠隔教育を実施している学校のうち、「教科・科目充実型」の遠隔教育の実施率は、「教科・科目充実型」の遠隔授業を実施している学校の総数を、遠隔教育を実施していると答えた学校の総数から、遠隔教育を実施していると答えた小学校の総数を引いた数で除した値である。
注13）「個々の児童生徒の状況に応じた遠隔教育」とは、外国人児童生徒等への日本語指導、病気療養児・不登校児童生徒等に対する学習指導等の個々の児童生徒の状況に応じた遠隔教育の形態をいう。

○市区町村（設置者）別「コンピュータの設置状況」及び「インターネット接続状況」の実態（高等学校）

（令和７年３月１日現在）

市区町村別（高等学校）	学校数	学校数（専門学科・総合学科単独及び複数学科設置校）	児童生徒数	児童生徒数（専門学科・総合学科単独及び複数学科設置校）	普通教室数	普通教室数（専門学科・総合学科単独及び複数学科設置校）	学習者用PC総台数	学習者用PC総台数（専門学科・総合学科単独及び複数学科設置校）	児童生徒一人当たりの学習者用PC台数	児童生徒一人当たりの学習者用PC台数（専門学科・総合学科単独及び複数学科設置校）	普通教室の大型提示装置整備率	普通教室の大型提示装置整備率（専門学科・総合学科単独及び複数学科設置校）	普通教室の校内LAN整備率	普通教室の校内LAN整備率（専門学科・総合学科単独及び複数学科設置校）	普通教室の無線LAN整備率	普通教室の無線LAN整備率（専門学科・総合学科単独及び複数学科設置校）	普通教室の移動通信システム（LTE等）整備率	普通教室の移動通信システム（LTE等）整備率（専門学科・総合学科単独及び複数学科設置校）	移動系通信を利用している学校の内、無線LAN整備済みの普通教室の数	移動系通信を利用している学校の内、無線LAN整備済みの普通教室の数（専門学科・総合学科単独及び複数学科設置校）	無線LAN又は移動系通信によりインターネット接続を行う普通教室の割合	無線LAN又は移動系通信によりインターネット接続を行う普通教室の割合（専門学科・総合学科単独及び複数学科設置校）	回線速度の契約理論値ベストエフォート型	回線速度の契約理論値ベストエフォート型（専門学科・総合学科単独及び複数学科設置校）	回線速度の契約理論値ギャランティ型	回線速度の契約理論値ギャランティ型（専門学科・総合学科単独及び複数学科設置校）
	校	校	人	人	室	室	台	台	台／人	台／人	%	%	%	%	%	%	%	%	室	室	%	%	%	%	%	%
茨城県	94	44	49,128	23,440	1,425	677	57,106	28,430	1.2	1.2	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	***	***	***	***	100.0	100.0	100.0	100.0	0.0	0.0
合計	94	44	49,128	23,440	1,425	677	57,106	28,430	1.2	1.2	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	***	***	***	***	100.0	100.0	100.0	100.0	0.0	0.0

注１）「児童生徒数」は、令和６年５月１日現在の児童生徒数。
注２）「学習者用ＰＣ」とは、教育用ＰＣのうち、児童生徒が使用するために配備されたものをいう。
注３）「児童生徒一人当たりの学習者用PC台数」は、「学習者用ＰＣ総台数」を令和６年５月１日現在の児童生徒数で除して算出した値である。
注４）「普通教室の大型提示装置整備率」は、大型提示装置を設置している普通教室の総数を普通教室の総数で除して算出した値である。
注５）「普通教室の校内ＬＡＮ整備率」は、校内ＬＡＮを整備する普通教室の総数を普通教室の総数で除して算出した値である。
注６）「普通教室の無線ＬＡＮ整備率」は、無線ＬＡＮを整備する普通教室の総数を普通教室の総数で除して算出した値である。

○市区町村（設置者）別「コンピュータの設置状況」及び「インターネット接続状況」の実態（高等学校）

（令和７年３月１日現在）

市区町村別（高等学校）	教員数	教員数（専門学科・総合学科単独及び複数学科設置校）	授業を担当している教員数	授業を担当している教員数（専門学科・総合学科単独及び複数学科設置校）	指導者用PC台数	指導者用PC台数（専門学科・総合学科単独及び複数学科設置校）	指導者用PC整備率	指導者用PC整備率（専門学科・総合学科単独及び複数学科設置校）	教員の校務用PC台数	教員の校務用PC台数（専門学科・総合学科単独及び複数学科設置校）	教員の校務用PC整備率	教員の校務用PC整備率（専門学科・総合学科単独及び複数学科設置校）	統合型校務支援システム整備率	統合型校務支援システム整備率（専門学科・総合学科単独及び複数学科設置校）	遠隔教育実施率	遠隔教育実施率（専門学科・総合学科単独及び複数学科設置校）	遠隔教育を実施している学校のうち、「合同授業型」の遠隔授業の実施率	遠隔教育を実施している学校のうち、「合同授業型」の遠隔授業の実施率（専門学科・総合学	遠隔教育を実施している学校のうち、「教師支援型」の遠隔授業の実施率	遠隔教育を実施している学校のうち、「教師支援型」の遠隔授業の実施率（専門学科・総合学	遠隔教育を実施している学校のうち、「教科・科目充実型」の遠隔授業の実施率	遠隔教育を実施している学校のうち、「教科・科目充実型」の遠隔授業の実施率（専門学	遠隔教育を実施している学校のうち、個々の児童生徒の状況に応じた遠隔教育の実施率	遠隔教育を実施している学校のうち、個々の児童生徒の状況に応じた遠隔教育の実施率（専門学
	人	人	人	人	台	台	%	%	台	台	%	%	%	%	%	%	%	%	%	%	%	%	%	%
茨城県	4,089	2,051	3,758	1,897	6,291	3,110	153.9	151.6	7,957	4,139	194.6	201.8	100.0	100.0	69.1	63.6	40.0	25.0	26.2	17.9	1.5	0.0	76.9	78.6
合計	4,089	2,051	3,758	1,897	6,291	3,110	153.9	151.6	7,957	4,139	194.6	201.8	100.0	100.0	69.1	63.6	40.0	25.0	26.2	17.9	1.5	0.0	76.9	78.6

注１）「教員」とは、校長、副校長、教頭、主幹教諭、指導教諭、教諭、助教諭、養護教諭、養護助教諭、栄養教諭、常勤講師、再任用職員（フルタイム）をいう。
注２）「授業を担当している教員」とは、各教科等の授業を定期的に担当している教員をいう。授業を一時的・臨時的に担当する教員は含まない。
注３）「指導者用ＰＣ」とは、教員が使用するために配備されたものをいう。教職員が主として校務用に利用しているコンピュータ（校務用コンピュータ）は含まない。
注４）「指導者用ＰＣ整備率」とは指導者用ＰＣの総数を教員の総数で除して算出した値である。
注５）「教員の校務用ＰＣ」とは、主として教員が校務に使用するコンピュータのことをいう。
注６）「教員の校務用ＰＣ整備率」は、校務用ＰＣの総数を総教員数で除して算出した値である。
注７）「統合型校務支援システム」は、教務系（成績処理、出欠管理、時数等）・保健系（健康診断票、保健室管理等）、指導要録等の学籍関係、学校事務系など統合して機能を有しているシステムをいう。
注８）「遠隔教育」は、遠隔システムを活用した同時双方向型で行う教育をいう。（「『遠隔教育の推進に向けた施策方針』の策定について（通知）」（文部科学省、平成30年9月20日））
注９）「合同授業型」とは、教師が児童生徒等に対面で授業を行う複数の教室等を遠隔により接続することで、児童生徒が多様な意見や考えに触れたり、協働して学習に取り組んだりする機会の充実を図る遠隔教育の形態をいう。
注10）「教師支援型」とは、外部人材等の専門家と、児童生徒や教師がいる教室等を遠隔により接続することで、児童生徒の学習活動の質を高めるとともに、教師の資質向上を図る遠隔教育の形態をいう。
注11）「教科・科目充実型」とは、学校教育法施行規則第77条の２（中学校等）、第88条の３（高等学校等）に基づき、当該教科の免許状を保有する教師による授業を遠隔により提供することで、生徒の多様な科目選択を可能とすること等により、学習機会の充実を図るものをいう。なお、小学校での活用は想定されない。
注12）遠隔教育を実施している学校のうち、「教科・科目充実型」の遠隔教育の実施率は、「教科・科目充実型」の遠隔授業を実施している学校の総数を、遠隔教育を実施していると答えた学校の総数から、遠隔教育を実施していると答えた小学校の総数を引いた数で除した値である。
注13）「個々の児童生徒の状況に応じた遠隔教育」とは、外国人児童生徒等への日本語指導、病気療養児・不登校児童生徒等に対する学習指導等の個々の児童生徒の状況に応じた遠隔教育の形態をいう。

○市区町村（設置者）別「コンピュータの設置状況」及び「インターネット接続状況」の実態（中等教育学校）

市　区　町　村　別 （中等教育学校）	学校数 校	児童生徒数 人	普通教室数 室	学習者用PC総台数 台	児童生徒一人当たりの学習者用PC台数 台／人	普通教室の大型提示装置整備率 %
茨城県	3	2,114	51	2,191	1.0	100.0
合　計	3	2,114	51	2,191	1.0	100.0

注１）「児童生徒数」は、令和６年５月１日現在の児童生徒数。
注２）「学習者用ＰＣ」とは、教育用ＰＣのうち、児童生徒が使用するために配備されたものをいう。
注３）「児童生徒一人当たりの学習者用PC台数」は、「学習者用ＰＣ総台数」を令和６年５月１日現在の児童生徒数で除して算出した値であ
注４）「普通教室の大型提示装置整備率」は、大型提示装置を設置している普通教室の総数を普通教室の総数で除して算出した値である。
注５）「普通教室の校内ＬＡＮ整備率」は、校内ＬＡＮを整備する普通教室の総数を普通教室の総数で除して算出した値である。
注６）「普通教室の無線ＬＡＮ整備率」は、無線ＬＡＮを整備する普通教室の総数を普通教室の総数で除して算出した値である。

（令和７年３月１日現在）

普通教室の校内LAN整備率 %	普通教室の無線LAN整備率 %	普通教室の移動通信システム（LTE等）整備率 %	移動系通信を利用している学校の内、無線LAN整備済みの普通教室の数 室	無線LAN又は移動系通信によりインターネット接続を行う普通教室の割合 %	回線速度の契約理論値 ベストエフォート型 %	回線速度の契約理論値 ギャランティ型 %
100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0

る。

○市区町村（設置者）別「コンピュータの設置状況」及び「インターネット接続状況」の実態（中等教育学校）

（令和７年３月１日現在）

市　区　町　村　別 （中等教育学校）	教員数 人	授業を担当している教員数 人	指導者用PC台数 台	指導者用PC整備率 %	教員の校務用PC台数 台	教員の校務用PC整備率 %	統合型校務支援システム整備率 %	遠隔教育実施率 %	遠隔教育を実施している学校のうち、「合同授業型」の遠隔授業の実施率 %	遠隔教育を実施している学校のうち、「教師支援型」の遠隔授業の実施率 %	遠隔教育を実施している学校のうち、「教科・科目充実型」の遠隔授業の実施率 %	遠隔教育を実施している学校のうち、個々の児童生徒の状況に応じた遠隔教育の実施率 %
茨城県	150	133	196	130.7	157	104.7	100.0	100.0	33.3	66.7	0.0	66.7
合　計	150	133	196	130.7	157	104.7	100.0	100.0	33.3	66.7	0.0	66.7

注１）「教員」とは、校長、副校長、教頭、主幹教諭、指導教諭、教諭、助教諭、養護教諭、養護助教諭、栄養教諭、常勤講師、再任用職員（フルタイム）をいう。
注２）「授業を担当している教員」とは、各教科等の授業を定期的に担当している教員をいう。授業を一時的・臨時的に担当する教員は含まない。
注３）「指導者用ＰＣ」とは、教員が使用するために配備されたものをいう。教職員が主として校務用に利用しているコンピュータ（校務用コンピュータ）は含まない。
注４）「指導者用ＰＣ整備率」とは指導者用ＰＣの総数を教員の総数で除して算出した値である。
注５）「教員の校務用ＰＣ」とは、主として教員が校務に使用するコンピュータのことをいう。
注６）「教員の校務用ＰＣ整備率」は、校務用ＰＣの総数を総教員数で除して算出した値である。
注７）「統合型校務支援システム」は、教務系（成績処理、出欠管理、時数等）・保健系（健康診断票、保健室管理等）、指導要録等の学籍関係、学校事務系など統合して
　　機能を有しているシステムをいう。
注８）「遠隔教育」は、遠隔システムを活用した同時双方向型で行う教育をいう。（「『遠隔教育の推進に向けた施策方針』の策定について（通知）」（文部科学省、平成30年9月20日））
注９）「合同授業型」とは、教師が児童生徒等に対面で授業を行う複数の教室等を遠隔により接続することで、児童生徒が多様な意見や考えに触れたり、協働して学習に取り組んだり
　　する機会の充実を図る遠隔教育の形態をいう。
注10）「教師支援型」とは、外部人材等の専門家と、児童生徒や教師がいる教室等を遠隔により接続することで、児童生徒の学習活動の質を高めるとともに、
　　教師の資質向上を図る遠隔教育の形態をいう。
注11）「教科・科目充実型」とは、学校教育法施行規則第77条の２（中学校等）、第88条の３（高等学校等）に基づき、当該教科の免許状を保有する教師による
　　授業を遠隔により提供することで、生徒の多様な科目選択を可能とすること等により、学習機会の充実を図るものをいう。なお、小学校での活用は想定されない。
注12）遠隔教育を実施している学校のうち、「教科・科目充実型」の遠隔教育の実施率は、「教科・科目充実型」の遠隔授業を実施している学校の総数を、
　　遠隔教育を実施していると答えた学校の総数から、遠隔教育を実施していると答えた小学校の総数を引いた数で除した値である。
注13）「個々の児童生徒の状況に応じた遠隔教育」とは、外国人児童生徒等への日本語指導、病気療養児・不登校児童生徒等に対する学習指導等の
　　個々の児童生徒の状況に応じた遠隔教育の形態をいう。

○市区町村（設置者）別「コンピュータの設置状況」及び「インターネット接続状況」の実態（特別支援学校）

市　区　町　村　別 （特別支援学校）	学校数 校	児童生徒数 人	普通教室数 室	学習者用PC総台数 台	児童生徒一人当たりの学習者用PC台数 台／人	普通教室の大型提示装置整備率 %
茨城県	23	4,463	776	4,833	1.1	100.0
日立市	1	138	27	151	1.1	100.0
合　計	24	4,601	803	4,984	1.1	100.0

注１）「児童生徒数」は、令和６年５月１日現在の児童生徒数。
注２）「学習者用ＰＣ」とは、教育用ＰＣのうち、児童生徒が使用するために配備されたものをいう。
注３）「児童生徒一人当たりの学習者用PC台数」は、「学習者用ＰＣ総台数」を令和６年５月１日現在の児童生徒数で除して算出した値であ
注４）「普通教室の大型提示装置整備率」は、大型提示装置を設置している普通教室の総数を普通教室の総数で除して算出した値である。
注５）「普通教室の校内ＬＡＮ整備率」は、校内ＬＡＮを整備する普通教室の総数を普通教室の総数で除して算出した値である。
注６）「普通教室の無線ＬＡＮ整備率」は、無線ＬＡＮを整備する普通教室の総数を普通教室の総数で除して算出した値である。

（令和７年３月１日現在）

普通教室の校内LAN整備率 %	普通教室の無線LAN整備率 %	普通教室の移動通信システム（LTE等）整備率 %	移動系通信を利用している学校の内、無線LAN整備済みの普通教室の数 室	無線LAN又は移動系通信によりインターネット接続を行う普通教室の割合 %	回線速度の契約理論値 ベストエフォート型 %	回線速度の契約理論値 ギャランティ型 %
100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0

る。

○市区町村（設置者）別「コンピュータの設置状況」及び「インターネット接続状況」の実態（特別支援学校）

（令和７年３月１日現在）

市　区　町　村　別 （特別支援学校）	教員数 人	授業を担当している教員数 人	指導者用PC台数 台	指導者用PC整備率 %	教員の校務用PC台数 台	教員の校務用PC整備率 %	統合型校務支援システム整備率 %	遠隔教育実施率 %	遠隔教育を実施している学校のうち、「合同授業型」の遠隔授業の実施率 %	遠隔教育を実施している学校のうち、「教師支援型」の遠隔授業の実施率 %	遠隔教育を実施している学校のうち、「教科・科目充実型」の遠隔授業の実施率 %	遠隔教育を実施している学校のうち、個々の児童生徒の状況に応じた遠隔教育の実施率 %
茨城県	2,195	1,946	2,453	111.8	3,108	141.6	100.0	65.2	86.7	40.0	0.0	86.7
日立市	89	65	103	115.7	102	114.6	100.0	0.0	***	***	***	***
合　計	2,284	2,011	2,556	111.9	3,210	140.5	100.0	62.5	86.7	40.0	0.0	86.7

注１）「教員」とは、校長、副校長、教頭、主幹教諭、指導教諭、教諭、助教諭、養護教諭、養護助教諭、栄養教諭、常勤講師、再任用職員（フルタイム）をいう。
注２）「授業を担当している教員」とは、各教科等の授業を定期的に担当している教員をいう。授業を一時的・臨時的に担当する教員は含まない。
注３）「指導者用ＰＣ」とは、教員が使用するために配備されたものをいう。教職員が主として校務用に利用しているコンピュータ（校務用コンピュータ）は含まない。
注４）「指導者用ＰＣ整備率」とは指導者用ＰＣの総数を教員の総数で除して算出した値である。
注５）「教員の校務用ＰＣ」とは、主として教員が校務に使用するコンピュータのことをいう。
注６）「教員の校務用ＰＣ整備率」は、校務用ＰＣの総数を総教員数で除して算出した値である。
注７）「統合型校務支援システム」は、教務系（成績処理、出欠管理、時数等）・保健系（健康診断票、保健室管理等）、指導要録等の学籍関係、学校事務系など統合して
　　機能を有しているシステムをいう。
注８）「遠隔教育」は、遠隔システムを活用した同時双方向型で行う教育をいう。（「『遠隔教育の推進に向けた施策方針』の策定について（通知）」（文部科学省、平成30年9月20日））
注９）「合同授業型」とは、教師が児童生徒等に対面で授業を行う複数の教室等を遠隔により接続することで、児童生徒が多様な意見や考えに触れたり、協働して学習に取り組んだり
　　する機会の充実を図る遠隔教育の形態をいう。
注10）「教師支援型」とは、外部人材等の専門家と、児童生徒や教師がいる教室等を遠隔により接続することで、児童生徒の学習活動の質を高めるとともに、
　　教師の資質向上を図る遠隔教育の形態をいう。
注11）「教科・科目充実型」とは、学校教育法施行規則第77条の２（中学校等）、第88条の３（高等学校等）に基づき、当該教科の免許状を保有する教師による
　　授業を遠隔により提供することで、生徒の多様な科目選択を可能とすること等により、学習機会の充実を図るものをいう。なお、小学校での活用は想定されない。
注12）遠隔教育を実施している学校のうち、「教科・科目充実型」の遠隔教育の実施率は、「教科・科目充実型」の遠隔授業を実施している学校の総数を、
　　遠隔教育を実施していると答えた学校の総数から、遠隔教育を実施していると答えた小学校の総数を引いた数で除した値である。
注13）「個々の児童生徒の状況に応じた遠隔教育」とは、外国人児童生徒等への日本語指導、病気療養児・不登校児童生徒等に対する学習指導等の
　　個々の児童生徒の状況に応じた遠隔教育の形態をいう。

○市区町村（設置者）別「コンピュータの設置状況」及び「インターネット接続状況」の実態（合計）

市　区　町　村　別 （　合　計　）	学校数 校	児童生徒数 人	普通教室数 室	学習者用PC総台数 台	児童生徒一人当たりの学習者用PC台数 台／人	普通教室の大型提示装置整備率 %	普通教室の校内LAN整備率 %	普通教室の無線LAN整備率 %	普通教室の移動通信システム（LTE等）整備率 %	移動系通信を利用している学校の内、無線LAN整備済みの普通教室の数 室
栃木県	79	37,152	1,501	41,921	1.1	100.0	100.0	100.0	***	***
宇都宮市	94	38,241	1,610	42,032	1.1	96.8	100.0	99.8	***	***
足利市	33	8,699	409	9,076	1.0	87.5	100.0	100.0	***	***
栃木市	42	10,591	508	12,362	1.2	95.3	100.0	100.0	***	***
佐野市	24	7,743	375	8,029	1.0	100.0	100.0	100.0	***	***
鹿沼市	34	6,531	372	6,868	1.1	94.9	100.0	100.0	100.0	372
日光市	34	4,437	258	4,904	1.1	76.0	100.0	100.0	***	***
小山市	35	12,587	584	13,486	1.1	97.6	100.0	100.0	100.0	584
真岡市	23	6,183	300	6,663	1.1	98.3	100.0	100.0	***	***
大田原市	27	4,949	262	5,220	1.1	95.0	100.0	100.0	***	***
矢板市	9	1,924	99	2,019	1.0	100.0	100.0	100.0	***	***
那須塩原市	27	8,820	429	9,641	1.1	96.5	100.0	100.0	***	***
さくら市	8	3,655	149	4,148	1.1	100.0	100.0	100.0	***	***
那須烏山市	7	1,449	83	1,694	1.2	83.1	100.0	100.0	***	***
下野市	12	4,477	202	5,687	1.3	99.0	99.5	99.5	***	***
上三川町	10	2,404	111	2,699	1.1	98.2	100.0	98.2	100.0	109
益子町	7	1,558	75	1,919	1.2	96.0	100.0	100.0	***	***
茂木町	5	596	42	642	1.1	100.0	100.0	100.0	***	***
市貝町	4	747	41	748	1.0	100.0	100.0	100.0	***	***
芳賀町	4	1,198	56	1,199	1.0	100.0	100.0	100.0	***	***
壬生町	10	2,895	166	3,423	1.2	89.2	100.0	100.0	***	***
野木町	7	1,742	101	1,746	1.0	72.3	100.0	96.0	***	***
塩谷町	4	517	30	606	1.2	96.7	100.0	100.0	***	***
高根沢町	8	2,020	95	2,263	1.1	93.7	100.0	100.0	***	***
那須町	8	1,273	78	1,333	1.0	88.5	97.4	97.4	100.0	76
那珂川町	5	734	55	886	1.2	85.5	89.1	89.1	***	***
合　計	560	173,122	7,991	191,214	1.1	95.7	99.9	99.8	14.3	1,141

注１）「児童生徒数」は、令和６年５月１日現在の児童生徒数。
注２）「学習者用ＰＣ」とは、教育用ＰＣのうち、児童生徒が使用するために配備されたものをいう。
注３）「児童生徒一人当たりの学習者用PC台数」は、「学習者用ＰＣ総台数」を令和６年５月１日現在の児童生徒数で除して算出した値である。
注４）「普通教室の大型提示装置整備率」は、大型提示装置を設置している普通教室の総数を普通教室の総数で除して算出した値である。
注５）「普通教室の校内ＬＡＮ整備率」は、校内ＬＡＮを整備する普通教室の総数を普通教室の総数で除して算出した値である。
注６）「普通教室の無線ＬＡＮ整備率」は、無線ＬＡＮを整備する普通教室の総数を普通教室の総数で除して算出した値である。

（令和７年３月１日現在）

無線LAN又は移動系通信によりインターネット接続を行う普通教室の割合 %	回線速度の契約理論値 ベストエフォート型 %	回線速度の契約理論値 ギャランティ型 %
100.0	100.0	0.0
99.8	100.0	0.0
100.0	100.0	0.0
100.0	100.0	0.0
100.0	100.0	0.0
100.0	100.0	0.0
100.0	100.0	0.0
100.0	100.0	0.0
100.0	0.0	100.0
100.0	100.0	0.0
100.0	100.0	0.0
100.0	100.0	0.0
100.0	100.0	0.0
100.0	100.0	0.0
99.5	100.0	0.0
100.0	100.0	0.0
100.0	100.0	0.0
100.0	100.0	0.0
100.0	100.0	0.0
100.0	100.0	0.0
100.0	100.0	0.0
96.0	100.0	0.0
100.0	100.0	0.0
100.0	100.0	0.0
100.0	100.0	0.0
89.1	100.0	0.0
99.8	95.9	4.1

○市区町村（設置者）別「コンピュータの設置状況」及び「インターネット接続状況」の実態（合計）

（令和７年３月１日現在）

市　区　町　村　別 （　合　計　）	教員数 人	授業を担当している教員数 人	指導者用PC台数 台	指導者用PC整備率 %	教員の校務用PC台数 台	教員の校務用PC整備率 %	統合型校務支援システム整備率 %	遠隔教育実施率 %	遠隔教育を実施している学校のうち、「合同授業型」の遠隔授業の実施率 %	遠隔教育を実施している学校のうち、「教師支援型」の遠隔授業の実施率 %	遠隔教育を実施している学校のうち、「教科・科目充実型」の遠隔授業の実施率 %	遠隔教育を実施している学校のうち、個々の児童生徒の状況に応じた遠隔教育の実施率 %
栃木県	3,984	3,672	4,447	111.6	4,691	117.7	100.0	35.4	42.9	35.7	0.0	78.6
宇都宮市	2,483	2,096	1,606	64.7	2,877	115.9	100.0	51.1	37.5	37.5	0.0	64.6
足利市	653	552	1,090	166.9	773	118.4	100.0	60.6	40.0	35.0	0.0	85.0
栃木市	833	687	895	107.4	1,076	129.2	100.0	66.7	67.9	46.4	0.0	53.6
佐野市	591	529	747	126.4	622	105.2	100.0	91.7	36.4	36.4	0.0	90.9
鹿沼市	630	523	842	133.7	916	145.4	100.0	29.4	20.0	10.0	0.0	90.0
日光市	529	412	635	120.0	679	128.4	100.0	55.9	73.7	21.1	0.0	36.8
小山市	893	765	1,172	131.2	1,275	142.8	100.0	40.0	42.9	64.3	0.0	57.1
真岡市	482	413	540	112.0	554	114.9	100.0	78.3	50.0	27.8	0.0	77.8
大田原市	450	380	517	114.9	560	124.4	100.0	70.4	78.9	31.6	0.0	73.7
矢板市	175	144	290	165.7	246	140.6	88.9	44.4	25.0	50.0	0.0	75.0
那須塩原市	760	592	1,251	164.6	815	107.2	100.0	70.4	47.4	52.6	0.0	94.7
さくら市	247	219	487	197.2	284	115.0	100.0	100.0	50.0	62.5	0.0	12.5
那須烏山市	134	125	170	126.9	170	126.9	100.0	28.6	100.0	100.0	0.0	100.0
下野市	306	273	410	134.0	412	134.6	100.0	58.3	71.4	28.6	0.0	85.7
上三川町	186	165	211	113.4	154	82.8	100.0	40.0	75.0	25.0	0.0	100.0
益子町	129	109	175	135.7	213	165.1	100.0	42.9	0.0	33.3	0.0	100.0
茂木町	70	56	74	105.7	93	132.9	100.0	80.0	100.0	50.0	0.0	75.0
市貝町	75	59	82	109.3	99	132.0	100.0	25.0	100.0	0.0	0.0	0.0
芳賀町	88	76	130	147.7	156	177.3	100.0	100.0	100.0	0.0	0.0	100.0
壬生町	240	205	275	114.6	300	125.0	100.0	80.0	50.0	50.0	0.0	75.0
野木町	174	135	135	77.6	135	77.6	100.0	71.4	100.0	80.0	0.0	20.0
塩谷町	57	47	97	170.2	93	163.2	100.0	50.0	100.0	0.0	0.0	0.0
高根沢町	160	136	182	113.8	192	120.0	100.0	12.5	0.0	100.0	0.0	0.0
那須町	129	107	235	182.2	153	118.6	0.0	100.0	50.0	25.0	0.0	87.5
那珂川町	89	69	120	134.8	136	152.8	100.0	100.0	60.0	60.0	0.0	80.0
合　計	14,547	12,546	16,815	115.6	17,674	121.5	98.4	55.5	52.1	38.6	0.0	70.4

注１）「教員」とは、校長、副校長、教頭、主幹教諭、指導教諭、教諭、助教諭、養護教諭、養護助教諭、栄養教諭、常勤講師、再任用職員（フルタイム）をいう。
注２）「授業を担当している教員」とは、各教科等の授業を定期的に担当している教員をいう。授業を一時的・臨時的に担当する教員は含まない。
注３）「指導者用ＰＣ」とは、教員が使用するために配備されたものをいう。教職員が主として校務用に利用しているコンピュータ（校務用コンピュータ）は含まない。
注４）「指導者用ＰＣ整備率」とは指導者用ＰＣの総数を教員の総数で除して算出した値である。
注５）「教員の校務用ＰＣ」とは、主として教員が校務に使用するコンピュータのことをいう。
注６）「教員の校務用ＰＣ整備率」は、校務用ＰＣの総数を総教員数で除して算出した値である。
注７）「統合型校務支援システム」は、教務系（成績処理、出欠管理、時数等）・保健系（健康診断票、保健室管理等）、指導要録等の学籍関係、学校事務系など統合して
　　機能を有しているシステムをいう。
注８）「遠隔教育」は、遠隔システムを活用した同時双方向型で行う教育をいう。（「『遠隔教育の推進に向けた施策方針』の策定について（通知）」（文部科学省、平成30年9月20日））
注９）「合同授業型」とは、教師が児童生徒等に対面で授業を行う複数の教室等を遠隔により接続することで、児童生徒が多様な意見や考えに触れたり、協働して学習に取り組んだり
　　する機会の充実を図る遠隔教育の形態をいう。
注10）「教師支援型」とは、外部人材等の専門家と、児童生徒や教師がいる教室等を遠隔により接続することで、児童生徒の学習活動の質を高めるとともに、
　　教師の資質向上を図る遠隔教育の形態をいう。
注11）「教科・科目充実型」とは、学校教育法施行規則第77条の２（中学校等）、第88条の３（高等学校等）に基づき、当該教科の免許状を保有する教師による
　　授業を遠隔により提供することで、生徒の多様な科目選択を可能とすること等により、学習機会の充実を図るものをいう。なお、小学校での活用は想定されない。
注12）遠隔教育を実施している学校のうち、「教科・科目充実型」の遠隔教育の実施率は、「教科・科目充実型」の遠隔授業を実施している学校の総数を、
　　遠隔教育を実施していると答えた学校の総数から、遠隔教育を実施していると答えた小学校の総数を引いた数で除した値である。
注13）「個々の児童生徒の状況に応じた遠隔教育」とは、外国人児童生徒等への日本語指導、病気療養児・不登校児童生徒等に対する学習指導等の
　　個々の児童生徒の状況に応じた遠隔教育の形態をいう。

○市区町村（設置者）別「コンピュータの設置状況」及び「インターネット接続状況」の実態（小学校）

市　区　町　村　別 （　小　学　校　）	学校数 校	児童生徒数 人	普通教室数 室	学習者用PC総台数 台	児童生徒一人当たりの学習者用PC台数 台／人	普通教室の大型提示装置整備率 %	普通教室の校内LAN整備率 %	普通教室の無線LAN整備率 %	普通教室の移動通信システム（LTE等）整備率 %	移動系通信を利用している学校の内、無線LAN整備済みの普通教室の数 室
宇都宮市	69	25,573	1,139	28,305	1.1	96.2	100.0	99.7	***	***
足利市	22	5,723	290	5,998	1.0	92.8	100.0	100.0	***	***
栃木市	29	6,907	352	7,917	1.1	97.4	100.0	100.0	***	***
佐野市	16	4,349	229	4,354	1.0	100.0	100.0	100.0	***	***
鹿沼市	24	4,300	261	4,326	1.0	94.6	100.0	100.0	100.0	261
日光市	20	2,822	170	3,032	1.1	81.8	100.0	100.0	***	***
小山市	24	8,112	405	8,846	1.1	98.0	100.0	100.0	100.0	405
真岡市	14	4,021	203	4,312	1.1	98.0	100.0	100.0	***	***
大田原市	18	3,255	185	3,360	1.0	95.7	100.0	100.0	***	***
矢板市	6	1,249	68	1,280	1.0	100.0	100.0	100.0	***	***
那須塩原市	17	5,624	285	6,258	1.1	95.4	100.0	100.0	***	***
さくら市	6	2,446	104	2,783	1.1	100.0	100.0	100.0	***	***
那須烏山市	5	904	53	1,132	1.3	88.7	100.0	100.0	***	***
下野市	8	2,410	120	3,193	1.3	98.3	99.2	99.2	***	***
上三川町	7	1,577	78	1,769	1.1	97.4	100.0	98.7	100.0	77
益子町	4	987	49	1,144	1.2	98.0	100.0	100.0	***	***
茂木町	4	368	33	414	1.1	100.0	100.0	100.0	***	***
市貝町	3	479	28	479	1.0	100.0	100.0	100.0	***	***
芳賀町	3	808	39	809	1.0	100.0	100.0	100.0	***	***
壬生町	8	1,847	118	2,214	1.2	85.6	100.0	100.0	***	***
野木町	5	1,180	72	1,183	1.0	88.9	100.0	94.4	***	***
塩谷町	3	319	22	343	1.1	95.5	100.0	100.0	***	***
高根沢町	6	1,311	68	1,480	1.1	91.2	100.0	100.0	***	***
那須町	6	840	58	860	1.0	84.5	96.6	96.6	100.0	56
那珂川町	3	457	40	561	1.2	95.0	85.0	85.0	***	***
合　　計	330	87,868	4,469	96,352	1.1	95.4	99.8	99.6	17.9	799

注１）「児童生徒数」は、令和６年５月１日現在の児童生徒数。
注２）「学習者用ＰＣ」とは、教育用ＰＣのうち、児童生徒が使用するために配備されたものをいう。
注３）「児童生徒一人当たりの学習者用PC台数」は、「学習者用ＰＣ総台数」を令和６年５月１日現在の児童生徒数で除して算出した値である。
注４）「普通教室の大型提示装置整備率」は、大型提示装置を設置している普通教室の総数を普通教室の総数で除して算出した値である。
注５）「普通教室の校内ＬＡＮ整備率」は、校内ＬＡＮを整備する普通教室の総数を普通教室の総数で除して算出した値である。
注６）「普通教室の無線ＬＡＮ整備率」は、無線ＬＡＮを整備する普通教室の総数を普通教室の総数で除して算出した値である。

（令和７年３月１日現在）

無線LAN又は移動系通信によりインターネット接続を行う普通教室の割合 %	回線速度の契約理論値 ベストエフォート型 %	回線速度の契約理論値 ギャランティ型 %
99.7	100.0	0.0
100.0	100.0	0.0
100.0	100.0	0.0
100.0	100.0	0.0
100.0	100.0	0.0
100.0	100.0	0.0
100.0	100.0	0.0
100.0	0.0	100.0
100.0	100.0	0.0
100.0	100.0	0.0
100.0	100.0	0.0
100.0	100.0	0.0
100.0	100.0	0.0
99.2	100.0	0.0
100.0	100.0	0.0
100.0	100.0	0.0
100.0	100.0	0.0
100.0	100.0	0.0
100.0	100.0	0.0
100.0	100.0	0.0
94.4	100.0	0.0
100.0	100.0	0.0
100.0	100.0	0.0
100.0	100.0	0.0
85.0	100.0	0.0
99.7	95.8	4.2

○市区町村（設置者）別「コンピュータの設置状況」及び「インターネット接続状況」の実態（小学校）

（令和７年３月１日現在）

市　区　町　村　別 （　小　学　校　）	教員数 人	授業を担当している教員数 人	指導者用PC台数 台	指導者用PC整備率 %	教員の校務用PC台数 台	教員の校務用PC整備率 %	統合型校務支援システム整備率 %	遠隔教育実施率 %	遠隔教育を実施している学校のうち、「合同授業型」の遠隔授業の実施率 %	遠隔教育を実施している学校のうち、「教師支援型」の遠隔授業の実施率 %	遠隔教育を実施している学校のうち、「教科・科目充実型」の遠隔授業の実施率 %	遠隔教育を実施している学校のうち、個々の児童生徒の状況に応じた遠隔教育の実施率 %
宇都宮市	1,587	1,345	1,138	71.7	1,872	118.0	100.0	43.5	36.7	40.0	***	63.3
足利市	407	353	724	177.9	489	120.1	100.0	50.0	54.5	36.4	***	72.7
栃木市	520	432	565	108.7	692	133.1	100.0	65.5	84.2	26.3	***	68.4
佐野市	322	282	406	126.1	330	102.5	100.0	87.5	42.9	42.9	***	85.7
鹿沼市	385	321	531	137.9	594	154.3	100.0	33.3	12.5	12.5	***	87.5
日光市	305	236	371	121.6	414	135.7	100.0	55.0	72.7	27.3	***	36.4
小山市	551	475	745	135.2	818	148.5	100.0	50.0	33.3	66.7	***	58.3
真岡市	296	247	326	110.1	340	114.9	100.0	85.7	50.0	25.0	***	75.0
大田原市	291	241	321	110.3	352	121.0	100.0	66.7	83.3	41.7	***	66.7
矢板市	114	90	186	163.2	160	140.4	100.0	33.3	50.0	50.0	***	50.0
那須塩原市	450	357	761	169.1	486	108.0	100.0	70.6	41.7	50.0	***	100.0
さくら市	162	139	329	203.1	183	113.0	100.0	100.0	33.3	83.3	***	16.7
那須烏山市	82	75	104	126.8	110	134.1	100.0	40.0	100.0	100.0	***	100.0
下野市	169	148	232	137.3	233	137.9	100.0	75.0	66.7	33.3	***	100.0
上三川町	117	103	141	120.5	80	68.4	100.0	42.9	66.7	33.3	***	100.0
益子町	74	64	108	145.9	111	150.0	100.0	50.0	0.0	50.0	***	100.0
茂木町	50	40	54	108.0	71	142.0	100.0	100.0	100.0	50.0	***	75.0
市貝町	50	38	57	114.0	67	134.0	100.0	33.3	100.0	0.0	***	0.0
芳賀町	59	50	85	144.1	108	183.1	100.0	100.0	100.0	0.0	***	100.0
壬生町	154	129	184	119.5	202	131.2	100.0	75.0	33.3	66.7	***	83.3
野木町	118	87	87	73.7	87	73.7	100.0	80.0	100.0	75.0	***	0.0
塩谷町	40	33	68	170.0	64	160.0	100.0	33.3	100.0	0.0	***	0.0
高根沢町	107	91	119	111.2	130	121.5	100.0	16.7	0.0	100.0	***	0.0
那須町	87	71	147	169.0	103	118.4	0.0	100.0	33.3	0.0	***	83.3
那珂川町	53	40	75	141.5	78	147.2	100.0	100.0	100.0	66.7	***	66.7
合　　計	6,550	5,487	7,864	120.1	8,174	124.8	98.2	57.9	54.5	40.3	***	69.1

注１）「教員」とは、校長、副校長、教頭、主幹教諭、指導教諭、教諭、助教諭、養護教諭、養護助教諭、栄養教諭、常勤講師、再任用職員（フルタイム）をいう。
注２）「授業を担当している教員」とは、各教科等の授業を定期的に担当している教員をいう。授業を一時的・臨時的に担当する教員は含まない。
注３）「指導者用ＰＣ」とは、教員が使用するために配備されたものをいう。教職員が主として校務用に利用しているコンピュータ（校務用コンピュータ）は含まない。
注４）「指導者用ＰＣ整備率」とは指導者用ＰＣの総数を教員の総数で除して算出した値である。
注５）「教員の校務用ＰＣ」とは、主として教員が校務に使用するコンピュータのことをいう。
注６）「教員の校務用ＰＣ整備率」は、校務用ＰＣの総数を総教員数で除して算出した値である。
注７）「統合型校務支援システム」は、教務系（成績処理、出欠管理、時数等）・保健系（健康診断票、保健室管理等）、指導要録等の学籍関係、学校事務系など統合して
　　機能を有しているシステムをいう。
注８）「遠隔教育」は、遠隔システムを活用した同時双方向型で行う教育をいう。（「『遠隔教育の推進に向けた施策方針』の策定について（通知）」（文部科学省、平成30年9月20日））
注９）「合同授業型」とは、教師が児童生徒等に対面で授業を行う複数の教室等を遠隔により接続することで、児童生徒が多様な意見や考えに触れたり、協働して学習に取り組んだり
　　する機会の充実を図る遠隔教育の形態をいう。
注10）「教師支援型」とは、外部人材等の専門家と、児童生徒や教師がいる教室等を遠隔により接続することで、児童生徒の学習活動の質を高めるとともに、
　　教師の資質向上を図る遠隔教育の形態をいう。
注11）「教科・科目充実型」とは、学校教育法施行規則第77条の２（中学校等）、第88条の３（高等学校等）に基づき、当該教科の免許状を保有する教師による
　　授業を遠隔により提供することで、生徒の多様な科目選択を可能とすること等により、学習機会の充実を図るものをいう。なお、小学校での活用は想定されない。
注12）遠隔教育を実施している学校のうち、「教科・科目充実型」の遠隔教育の実施率は、「教科・科目充実型」の遠隔授業を実施している学校の総数を、
　　遠隔教育を実施していると答えた学校の総数から、遠隔教育を実施していると答えた小学校の総数を引いた数で除した値である。
注13）「個々の児童生徒の状況に応じた遠隔教育」とは、外国人児童生徒等への日本語指導、病気療養児・不登校児童生徒等に対する学習指導等の
　　個々の児童生徒の状況に応じた遠隔教育の形態をいう。

○市区町村（設置者）別「コンピュータの設置状況」及び「インターネット接続状況」の実態（中学校）

市　区　町　村　別 （　中　学　校　）	学校数 校	児童生徒数 人	普通教室数 室	学習者用PC総台数 台	児童生徒一人当たりの学習者用PC台数 台／人	普通教室の大型提示装置整備率 %	普通教室の校内LAN整備率 %	普通教室の無線LAN整備率 %	普通教室の移動通信システム（LTE等）整備率 %	移動系通信を利用している学校の内、無線LAN整備済みの普通教室の数 室
栃木県	3	841	27	875	1.0	100.0	100.0	100.0	***	***
宇都宮市	25	12,668	471	13,727	1.1	98.1	100.0	99.8	***	***
足利市	11	2,976	119	3,078	1.0	74.8	100.0	100.0	***	***
栃木市	13	3,684	156	4,445	1.2	90.4	100.0	100.0	***	***
佐野市	6	2,299	94	2,512	1.1	100.0	100.0	100.0	***	***
鹿沼市	10	2,231	111	2,542	1.1	95.5	100.0	100.0	100.0	111
日光市	14	1,615	88	1,872	1.2	64.8	100.0	100.0	***	***
小山市	10	4,216	165	4,370	1.0	96.4	100.0	100.0	100.0	165
真岡市	9	2,162	97	2,351	1.1	99.0	100.0	100.0	***	***
大田原市	9	1,694	77	1,860	1.1	93.5	100.0	100.0	***	***
矢板市	3	675	31	739	1.1	100.0	100.0	100.0	***	***
那須塩原市	8	2,916	120	3,082	1.1	99.2	100.0	100.0	***	***
さくら市	2	1,209	45	1,365	1.1	100.0	100.0	100.0	***	***
那須烏山市	2	545	30	562	1.0	73.3	100.0	100.0	***	***
下野市	3	1,270	49	1,583	1.2	100.0	100.0	100.0	***	***
上三川町	3	827	33	930	1.1	100.0	100.0	97.0	100.0	32
益子町	3	571	26	775	1.4	92.3	100.0	100.0	***	***
茂木町	1	228	9	228	1.0	100.0	100.0	100.0	***	***
市貝町	1	268	13	269	1.0	100.0	100.0	100.0	***	***
芳賀町	1	390	17	390	1.0	100.0	100.0	100.0	***	***
壬生町	2	1,048	48	1,209	1.2	97.9	100.0	100.0	***	***
野木町	2	562	29	563	1.0	31.0	100.0	100.0	***	***
塩谷町	1	198	8	263	1.3	100.0	100.0	100.0	***	***
高根沢町	2	709	27	783	1.1	100.0	100.0	100.0	***	***
那須町	2	433	20	473	1.1	100.0	100.0	100.0	100.0	20
那珂川町	2	277	15	325	1.2	60.0	100.0	100.0	***	***
合　　計	148	46,512	1,925	51,171	1.1	92.7	100.0	99.9	17.1	328

注１）「児童生徒数」は、令和６年５月１日現在の児童生徒数。
注２）「学習者用ＰＣ」とは、教育用ＰＣのうち、児童生徒が使用するために配備されたものをいう。
注３）「児童生徒一人当たりの学習者用PC台数」は、「学習者用ＰＣ総台数」を令和６年５月１日現在の児童生徒数で除して算出した値である。
注４）「普通教室の大型提示装置整備率」は、大型提示装置を設置している普通教室の総数を普通教室の総数で除して算出した値である。
注５）「普通教室の校内ＬＡＮ整備率」は、校内ＬＡＮを整備する普通教室の総数を普通教室の総数で除して算出した値である。
注６）「普通教室の無線ＬＡＮ整備率」は、無線ＬＡＮを整備する普通教室の総数を普通教室の総数で除して算出した値である。

（令和７年３月１日現在）

無線LAN又は移動系通信によりインターネット接続を行う普通教室の割合 %	回線速度の契約理論値 ベストエフォート型 %	回線速度の契約理論値 ギャランティ型 %
100.0	100.0	0.0
99.8	100.0	0.0
100.0	100.0	0.0
100.0	100.0	0.0
100.0	100.0	0.0
100.0	100.0	0.0
100.0	100.0	0.0
100.0	100.0	0.0
100.0	0.0	100.0
100.0	100.0	0.0
100.0	100.0	0.0
100.0	100.0	0.0
100.0	100.0	0.0
100.0	100.0	0.0
100.0	100.0	0.0
100.0	100.0	0.0
100.0	100.0	0.0
100.0	100.0	0.0
100.0	100.0	0.0
100.0	100.0	0.0
100.0	100.0	0.0
100.0	100.0	0.0
100.0	100.0	0.0
100.0	100.0	0.0
100.0	100.0	0.0
100.0	100.0	0.0
100.0	100.0	0.0
100.0	100.0	0.0
99.9	93.9	6.1

○市区町村（設置者）別「コンピュータの設置状況」及び「インターネット接続状況」の実態（中学校）

（令和７年３月１日現在）

市　区　町　村　別 （　中　学　校　）	教員数 人	授業を担当している教員数 人	指導者用PC台数 台	指導者用PC整備率 %	教員の校務用PC台数 台	教員の校務用PC整備率 %	統合型校務支援システム整備率 %	遠隔教育実施率 %	遠隔教育を実施している学校のうち、「合同授業型」の遠隔授業の実施率 %	遠隔教育を実施している学校のうち、「教師支援型」の遠隔授業の実施率 %	遠隔教育を実施している学校のうち、「教科・科目充実型」の遠隔授業の実施率 %	遠隔教育を実施している学校のうち、個々の児童生徒の状況に応じた遠隔教育の実施率 %
栃木県	53	47	68	128.3	54	101.9	100.0	33.3	100.0	100.0	0.0	0.0
宇都宮市	896	751	468	52.2	1,005	112.2	100.0	72.0	38.9	33.3	0.0	66.7
足利市	246	199	366	148.8	284	115.4	100.0	81.8	22.2	33.3	0.0	100.0
栃木市	313	255	330	105.4	384	122.7	100.0	69.2	33.3	88.9	0.0	22.2
佐野市	180	163	227	126.1	194	107.8	100.0	100.0	33.3	33.3	0.0	100.0
鹿沼市	245	202	311	126.9	322	131.4	100.0	20.0	50.0	0.0	0.0	100.0
日光市	224	176	264	117.9	265	118.3	100.0	57.1	75.0	12.5	0.0	37.5
小山市	318	270	392	123.3	417	131.1	100.0	20.0	100.0	50.0	0.0	50.0
真岡市	186	166	214	115.1	214	115.1	100.0	66.7	50.0	33.3	0.0	83.3
大田原市	159	139	196	123.3	208	130.8	100.0	77.8	71.4	14.3	0.0	85.7
矢板市	61	54	104	170.5	86	141.0	66.7	66.7	0.0	50.0	0.0	100.0
那須塩原市	268	198	410	153.0	273	101.9	100.0	62.5	60.0	60.0	0.0	100.0
さくら市	85	80	158	185.9	101	118.8	100.0	100.0	100.0	0.0	0.0	0.0
那須烏山市	52	50	66	126.9	60	115.4	100.0	0.0	***	***	***	***
下野市	86	78	107	124.4	117	136.0	100.0	0.0	***	***	***	***
上三川町	69	62	70	101.4	74	107.2	100.0	33.3	100.0	0.0	0.0	100.0
益子町	55	45	67	121.8	102	185.5	100.0	33.3	0.0	0.0	0.0	100.0
茂木町	20	16	20	100.0	22	110.0	100.0	0.0	***	***	***	***
市貝町	25	21	25	100.0	32	128.0	100.0	0.0	***	***	***	***
芳賀町	29	26	45	155.2	48	165.5	100.0	100.0	100.0	0.0	0.0	100.0
壬生町	86	76	91	105.8	98	114.0	100.0	100.0	100.0	0.0	0.0	50.0
野木町	56	48	48	85.7	48	85.7	100.0	50.0	100.0	100.0	0.0	100.0
塩谷町	17	14	29	170.6	29	170.6	100.0	100.0	100.0	0.0	0.0	0.0
高根沢町	53	45	63	118.9	62	117.0	100.0	0.0	***	***	***	***
那須町	42	36	88	209.5	50	119.0	0.0	100.0	100.0	100.0	0.0	100.0
那珂川町	36	29	45	125.0	58	161.1	100.0	100.0	0.0	50.0	0.0	100.0
合　計	3,860	3,246	4,272	110.7	4,607	119.4	98.0	59.5	51.1	37.5	0.0	70.5

注１）「教員」とは、校長、副校長、教頭、主幹教諭、指導教諭、教諭、助教諭、養護教諭、養護助教諭、栄養教諭、常勤講師、再任用職員（フルタイム）をいう。
注２）「授業を担当している教員」とは、各教科等の授業を定期的に担当している教員をいう。授業を一時的・臨時的に担当する教員は含まない。
注３）「指導者用ＰＣ」とは、教員が使用するために配備されたものをいう。教職員が主として校務用に利用しているコンピュータ（校務用コンピュータ）は含まない。
注４）「指導者用ＰＣ整備率」とは指導者用ＰＣの総数を教員の総数で除して算出した値である。
注５）「教員の校務用ＰＣ」とは、主として教員が校務に使用するコンピュータのことをいう。
注６）「教員の校務用ＰＣ整備率」は、校務用ＰＣの総数を総教員数で除して算出した値である。
注７）「統合型校務支援システム」は、教務系（成績処理、出欠管理、時数等）・保健系（健康診断票、保健室管理等）、指導要録等の学籍関係、学校事務系など統合して
　　機能を有しているシステムをいう。
注８）「遠隔教育」は、遠隔システムを活用した同時双方向型で行う教育をいう。（「『遠隔教育の推進に向けた施策方針』の策定について（通知）」（文部科学省、平成30年9月20日））
注９）「合同授業型」とは、教師が児童生徒等に対面で授業を行う複数の教室等を遠隔により接続することで、児童生徒が多様な意見や考えに触れたり、協働して学習に取り組んだり
　　する機会の充実を図る遠隔教育の形態をいう。
注10）「教師支援型」とは、外部人材等の専門家と、児童生徒や教師がいる教室等を遠隔により接続することで、児童生徒の学習活動の質を高めるとともに、
　　教師の資質向上を図る遠隔教育の形態をいう。
注11）「教科・科目充実型」とは、学校教育法施行規則第77条の２（中学校等）、第88条の３（高等学校等）に基づき、当該教科の免許状を保有する教師による
　　授業を遠隔により提供することで、生徒の多様な科目選択を可能とすること等により、学習機会の充実を図るものをいう。なお、小学校での活用は想定されない。
注12）遠隔教育を実施している学校のうち、「教科・科目充実型」の遠隔教育の実施率は、「教科・科目充実型」の遠隔授業を実施している学校の総数を、
　　遠隔教育を実施していると答えた学校の総数から、遠隔教育を実施していると答えた小学校の総数を引いた数で除した値である。
注13）「個々の児童生徒の状況に応じた遠隔教育」とは、外国人児童生徒等への日本語指導、病気療養児・不登校児童生徒等に対する学習指導等の
　　個々の児童生徒の状況に応じた遠隔教育の形態をいう。

○市区町村（設置者）別「コンピュータの設置状況」及び「インターネット接続状況」の実態（義務教育学校）

市　区　町　村　別 （義務教育学校）	学校数 校	児童生徒数 人	普通教室数 室	学習者用PC総台数 台	児童生徒一人当たりの学習者用PC台数 台／人	普通教室の大型提示装置整備率 %
佐野市	2	1,095	52	1,163	1.1	100.0
小山市	1	259	14	270	1.0	100.0
那須塩原市	2	280	24	301	1.1	95.8
下野市	1	797	33	911	1.1	100.0
合　計	6	2,431	123	2,645	1.1	99.2

注１）「児童生徒数」は、令和６年５月１日現在の児童生徒数。
注２）「学習者用ＰＣ」とは、教育用ＰＣのうち、児童生徒が使用するために配備されたものをいう。
注３）「児童生徒一人当たりの学習者用PC台数」は、「学習者用ＰＣ総台数」を令和６年５月１日現在の児童生徒数で除して算出した値であ
注４）「普通教室の大型提示装置整備率」は、大型提示装置を設置している普通教室の総数を普通教室の総数で除して算出した値である。
注５）「普通教室の校内ＬＡＮ整備率」は、校内ＬＡＮを整備する普通教室の総数を普通教室の総数で除して算出した値である。
注６）「普通教室の無線ＬＡＮ整備率」は、無線ＬＡＮを整備する普通教室の総数を普通教室の総数で除して算出した値である。

（令和７年３月１日現在）

普通教室の校内LAN整備率 %	普通教室の無線LAN整備率 %	普通教室の移動通信システム（LTE等）整備率 %	移動系通信を利用している学校の内、無線LAN整備済みの普通教室の数 室	無線LAN又は移動系通信によりインターネット接続を行う普通教室の割合 %	回線速度の契約理論値 ベストエフォート型 %	回線速度の契約理論値 ギャランティ型 %
100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
100.0	100.0	100.0	14	100.0	100.0	0.0
100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
100.0	100.0	11.4	14	100.0	100.0	0.0

る。

○市区町村（設置者）別「コンピュータの設置状況」及び「インターネット接続状況」の実態（義務教育学校）

（令和７年３月１日現在）

市　区　町　村　別 （義務教育学校）	教員数 人	授業を担当している教員数 人	指導者用PC台数 台	指導者用PC整備率 %	教員の校務用PC台数 台	教員の校務用PC整備率 %	統合型校務支援システム整備率 %	遠隔教育実施率 %	遠隔教育を実施している学校のうち、「合同授業型」の遠隔授業の実施率 %	遠隔教育を実施している学校のうち、「教師支援型」の遠隔授業の実施率 %	遠隔教育を実施している学校のうち、「教科・科目充実型」の遠隔授業の実施率 %	遠隔教育を実施している学校のうち、個々の児童生徒の状況に応じた遠隔教育の実施率 %
佐野市	89	84	114	128.1	98	110.1	100.0	100.0	0.0	0.0	0.0	100.0
小山市	24	20	35	145.8	40	166.7	100.0	0.0	***	***	***	***
那須塩原市	42	37	80	190.5	56	133.3	100.0	100.0	50.0	50.0	0.0	50.0
下野市	51	47	71	139.2	62	121.6	100.0	100.0	100.0	0.0	0.0	0.0
合　計	206	188	300	145.6	256	124.3	100.0	83.3	40.0	20.0	0.0	60.0

注１）「教員」とは、校長、副校長、教頭、主幹教諭、指導教諭、教諭、助教諭、養護教諭、養護助教諭、栄養教諭、常勤講師、再任用職員（フルタイム）をいう。
注２）「授業を担当している教員」とは、各教科等の授業を定期的に担当している教員をいう。授業を一時的・臨時的に担当する教員は含まない。
注３）「指導者用ＰＣ」とは、教員が使用するために配備されたものをいう。教職員が主として校務用に利用しているコンピュータ（校務用コンピュータ）は含まない。
注４）「指導者用ＰＣ整備率」とは指導者用ＰＣの総数を教員の総数で除して算出した値である。
注５）「教員の校務用ＰＣ」とは、主として教員が校務に使用するコンピュータのことをいう。
注６）「教員の校務用ＰＣ整備率」は、校務用ＰＣの総数を総教員数で除して算出した値である。
注７）「統合型校務支援システム」は、教務系（成績処理、出欠管理、時数等）・保健系（健康診断票、保健室管理等）、指導要録等の学籍関係、学校事務系など統合して
　　機能を有しているシステムをいう。
注８）「遠隔教育」は、遠隔システムを活用した同時双方向型で行う教育をいう。（「『遠隔教育の推進に向けた施策方針』の策定について（通知）」（文部科学省、平成30年9月20日））
注９）「合同授業型」とは、教師が児童生徒等に対面で授業を行う複数の教室等を遠隔により接続することで、児童生徒が多様な意見や考えに触れたり、協働して学習に取り組んだり
　　する機会の充実を図る遠隔教育の形態をいう。
注10）「教師支援型」とは、外部人材等の専門家と、児童生徒や教師がいる教室等を遠隔により接続することで、児童生徒の学習活動の質を高めるとともに、
　　教師の資質向上を図る遠隔教育の形態をいう。
注11）「教科・科目充実型」とは、学校教育法施行規則第77条の２（中学校等）、第88条の３（高等学校等）に基づき、当該教科の免許状を保有する教師による
　　授業を遠隔により提供することで、生徒の多様な科目選択を可能とすること等により、学習機会の充実を図るものをいう。なお、小学校での活用は想定されない。
注12）遠隔教育を実施している学校のうち、「教科・科目充実型」の遠隔教育の実施率は、「教科・科目充実型」の遠隔授業を実施している学校の総数を、
　　遠隔教育を実施していると答えた学校の総数から、遠隔教育を実施していると答えた小学校の総数を引いた数で除した値である。
注13）「個々の児童生徒の状況に応じた遠隔教育」とは、外国人児童生徒等への日本語指導、病気療養児・不登校児童生徒等に対する学習指導等の
　　個々の児童生徒の状況に応じた遠隔教育の形態をいう。

○市区町村（設置者）別「コンピュータの設置状況」及び「インターネット接続状況」の実態（高等学校）

（令和７年３月１日現在）

市区町村別（高等学校）	学校数	学校数（専門学科・総合学科単独及び複数学科設置校）	児童生徒数	児童生徒数（専門学科・総合学科単独及び複数学科設置校）	普通教室数	普通教室数（専門学科・総合学科単独及び複数学科設置校）	学習者用PC総台数	学習者用PC総台数（専門学科・総合学科単独及び複数学科設置校）	児童生徒一人当たりの学習者用PC台数	児童生徒一人当たりの学習者用PC台数（専門学科・総合学科単独及び複数学科設置校）	普通教室の大型提示装置整備率	普通教室の大型提示装置整備率（専門学科・総合学科単独及び複数学科設置校）	普通教室の校内LAN整備率	普通教室の校内LAN整備率（専門学科・総合学科単独及び複数学科設置校）	普通教室の無線LAN整備率	普通教室の無線LAN整備率（専門学科・総合学科単独及び複数学科設置校）	普通教室の移動通信システム（LTE等）整備率	普通教室の移動通信システム（LTE等）整備率（専門学科・総合学科単独及び複数学科設置校）	移動系通信を利用している学校の内、無線LAN整備済みの普通教室の数	移動系通信を利用している学校の内、無線LAN整備済みの普通教室の数（専門学科・総合学科単独及び複数学科設置校）	無線LAN又は移動系通信によりインターネット接続を行う普通教室の割合	無線LAN又は移動系通信によりインターネット接続を行う普通教室の割合（専門学科・総合学科単独及び複数学科設置校）	回線速度の契約理論値ベストエフォート型	回線速度の契約理論値ベストエフォート型（専門学科・総合学科単独及び複数学科設置校）	回線速度の契約理論値ギャランティ型	回線速度の契約理論値ギャランティ型（専門学科・総合学科単独及び複数学科設置校）
	校	校	人	人	室	室	台	台	台／人	台／人	%	%	%	%	%	%	%	%	室	室	%	%	%	%	%	%
栃木県	60	30	33,787	15,860	1,002	492	38,123	19,525	1.1	1.2	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	***	***	***	***	100.0	100.0	100.0	100.0	0.0	0.0
合計	60	30	33,787	15,860	1,002	492	38,123	19,525	1.1	1.2	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	***	***	***	***	100.0	100.0	100.0	100.0	0.0	0.0

注１）「児童生徒数」は、令和６年５月１日現在の児童生徒数。
注２）「学習者用ＰＣ」とは、教育用ＰＣのうち、児童生徒が使用するために配備されたものをいう。
注３）「児童生徒一人当たりの学習者用PC台数」は、「学習者用ＰＣ総台数」を令和６年５月１日現在の児童生徒数で除して算出した値である。
注４）「普通教室の大型提示装置整備率」は、大型提示装置を設置している普通教室の総数を普通教室の総数で除して算出した値である。
注５）「普通教室の校内ＬＡＮ整備率」は、校内ＬＡＮを整備する普通教室の総数を普通教室の総数で除して算出した値である。
注６）「普通教室の無線ＬＡＮ整備率」は、無線ＬＡＮを整備する普通教室の総数を普通教室の総数で除して算出した値である。

○市区町村（設置者）別「コンピュータの設置状況」及び「インターネット接続状況」の実態（高等学校）

（令和７年３月１日現在）

市区町村別（高等学校）	教員数	教員数（専門学科・総合学科単独及び複数学科設置校）	授業を担当している教員数	授業を担当している教員数（専門学科・総合学科単独及び複数学科設置校）	指導者用PC台数	指導者用PC台数（専門学科・総合学科単独及び複数学科設置校）	指導者用PC整備率	指導者用PC整備率（専門学科・総合学科単独及び複数学科設置校）	教員の校務用PC台数	教員の校務用PC台数（専門学科・総合学科単独及び複数学科設置校）	教員の校務用PC整備率	教員の校務用PC整備率（専門学科・総合学科単独及び複数学科設置校）	統合型校務支援システム整備率	統合型校務支援システム整備率（専門学科・総合学科単独及び複数学科設置校）	遠隔教育実施率	遠隔教育実施率（専門学科・総合学科単独及び複数学科設置校）	遠隔教育を実施している学校のうち、「合同授業型」の遠隔授業の実施率	遠隔教育を実施している学校のうち、「合同授業型」の遠隔授業の実施率（専門学科・総合学	遠隔教育を実施している学校のうち、「教師支援型」の遠隔授業の実施率	遠隔教育を実施している学校のうち、「教師支援型」の遠隔授業の実施率（専門学科・総合学	遠隔教育を実施している学校のうち、「教科・科目充実型」の遠隔授業の実施率	遠隔教育を実施している学校のうち、「教科・科目充実型」の遠隔授業の実施率（専門学	遠隔教育を実施している学校のうち、個々の児童生徒の状況に応じた遠隔教育の実施率	遠隔教育を実施している学校のうち、個々の児童生徒の状況に応じた遠隔教育の実施率（専門学
	人	人	人	人	台	台	%	%	台	台	%	%	%	%	%	%	%	%	%	%	%	%	%	%
栃木県	2,694	1,489	2,489	1,367	2,932	1,434	108.8	96.3	3,241	1,770	120.3	118.9	100.0	100.0	31.7	26.7	26.3	25.0	36.8	25.0	0.0	0.0	78.9	62.5
合計	2,694	1,489	2,489	1,367	2,932	1,434	108.8	96.3	3,241	1,770	120.3	118.9	100.0	100.0	31.7	26.7	26.3	25.0	36.8	25.0	0.0	0.0	78.9	62.5

注１）「教員」とは、校長、副校長、教頭、主幹教諭、指導教諭、教諭、助教諭、養護教諭、養護助教諭、栄養教諭、常勤講師、再任用職員（フルタイム）をいう。
注２）「授業を担当している教員」とは、各教科等の授業を定期的に担当している教員をいう。授業を一時的・臨時的に担当する教員は含まない。
注３）「指導者用ＰＣ」とは、教員が使用するために配備されたものをいう。教職員が主として校務用に利用しているコンピュータ（校務用コンピュータ）は含まない。
注４）「指導者用ＰＣ整備率」とは指導者用ＰＣの総数を教員の総数で除して算出した値である。
注５）「教員の校務用ＰＣ」とは、主として教員が校務に使用するコンピュータのことをいう。
注６）「教員の校務用ＰＣ整備率」は、校務用ＰＣの総数を総教員数で除して算出した値である。
注７）「統合型校務支援システム」は、教務系（成績処理、出欠管理、時数等）・保健系（健康診断票、保健室管理等）、指導要録等の学籍関係、学校事務系など統合して機能を有しているシステムをいう。
注８）「遠隔教育」は、遠隔システムを活用した同時双方向型で行う教育をいう。（「『遠隔教育の推進に向けた施策方針』の策定について（通知）」（文部科学省、平成30年9月20日））
注９）「合同授業型」とは、教師が児童生徒等に対面で授業を行う複数の教室等を遠隔により接続することで、児童生徒が多様な意見や考えに触れたり、協働して学習に取り組んだりする機会の充実を図る遠隔教育の形態をいう。
注10）「教師支援型」とは、外部人材等の専門家と、児童生徒や教師がいる教室等を遠隔により接続することで、児童生徒の学習活動の質を高めるとともに、教師の資質向上を図る遠隔教育の形態をいう。
注11）「教科・科目充実型」とは、学校教育法施行規則第77条の２（中学校等）、第88条の３（高等学校等）に基づき、当該教科の免許状を保有する教師による授業を遠隔により提供することで、生徒の多様な科目選択を可能とすること等により、学習機会の充実を図るものをいう。なお、小学校での活用は想定されない。
注12）遠隔教育を実施している学校のうち、「教科・科目充実型」の遠隔教育の実施率は、「教科・科目充実型」の遠隔授業を実施している学校の総数を、遠隔教育を実施していると答えた学校の総数から、遠隔教育を実施していると答えた小学校の総数を引いた数で除した値である。
注13）「個々の児童生徒の状況に応じた遠隔教育」とは、外国人児童生徒等への日本語指導、病気療養児・不登校児童生徒等に対する学習指導等の個々の児童生徒の状況に応じた遠隔教育の形態をいう。

○市区町村（設置者）別「コンピュータの設置状況」及び「インターネット接続状況」の実態（中等教育学校）

市　区　町　村　別 （中等教育学校）	学校数 校	児童生徒数 人	普通教室数 室	学習者用PC総台数 台	児童生徒一人当たりの学習者用PC台数 台／人	普通教室の大型提示装置整備率 %
合　計	***	***	***	***	***	***

注１）「児童生徒数」は、令和６年５月１日現在の児童生徒数。
注２）「学習者用ＰＣ」とは、教育用ＰＣのうち、児童生徒が使用するために配備されたものをいう。
注３）「児童生徒一人当たりの学習者用PC台数」は、「学習者用ＰＣ総台数」を令和６年５月１日現在の児童生徒数で除して算出した値であ
注４）「普通教室の大型提示装置整備率」は、大型提示装置を設置している普通教室の総数を普通教室の総数で除して算出した値である。
注５）「普通教室の校内ＬＡＮ整備率」は、校内ＬＡＮを整備する普通教室の総数を普通教室の総数で除して算出した値である。
注６）「普通教室の無線ＬＡＮ整備率」は、無線ＬＡＮを整備する普通教室の総数を普通教室の総数で除して算出した値である。

（令和７年３月１日現在）

普通教室の校内LAN整備率 %	普通教室の無線LAN整備率 %	普通教室の移動通信システム（LTE等）整備率 %	移動系通信を利用している学校の内、無線LAN整備済みの普通教室の数 室	無線LAN又は移動系通信によりインターネット接続を行う普通教室の割合 %	回線速度の契約理論値 ベストエフォート型 %	回線速度の契約理論値 ギャランティ型 %
***	***	***	***	***	***	***

る。

○市区町村（設置者）別「コンピュータの設置状況」及び「インターネット接続状況」の実態（中等教育学校）

（令和７年３月１日現在）

市　区　町　村　別 （中等教育学校）	教員数 人	授業を担当している教員数 人	指導者用PC台数 台	指導者用PC整備率 %	教員の校務用PC台数 台	教員の校務用PC整備率 %	統合型校務支援システム整備率 %	遠隔教育実施率 %	遠隔教育を実施している学校のうち、「合同授業型」の遠隔授業の実施率 %	遠隔教育を実施している学校のうち、「教師支援型」の遠隔授業の実施率 %	遠隔教育を実施している学校のうち、「教科・科目充実型」の遠隔授業の実施率 %	遠隔教育を実施している学校のうち、個々の児童生徒の状況に応じた遠隔教育の実施率 %
合　　計	***	***	***	***	***	***	***	***	***	***	***	***

注１）「教員」とは、校長、副校長、教頭、主幹教諭、指導教諭、教諭、助教諭、養護教諭、養護助教諭、栄養教諭、常勤講師、再任用職員（フルタイム）をいう。
注２）「授業を担当している教員」とは、各教科等の授業を定期的に担当している教員をいう。授業を一時的・臨時的に担当する教員は含まない。
注３）「指導者用ＰＣ」とは、教員が使用するために配備されたものをいう。教職員が主として校務用に利用しているコンピュータ（校務用コンピュータ）は含まない。
注４）「指導者用ＰＣ整備率」とは指導者用ＰＣの総数を教員の総数で除して算出した値である。
注５）「教員の校務用ＰＣ」とは、主として教員が校務に使用するコンピュータのことをいう。
注６）「教員の校務用ＰＣ整備率」は、校務用ＰＣの総数を総教員数で除して算出した値である。
注７）「統合型校務支援システム」は、教務系（成績処理、出欠管理、時数等）・保健系（健康診断票、保健室管理等）、指導要録等の学籍関係、学校事務系など統合して
　　機能を有しているシステムをいう。
注８）「遠隔教育」は、遠隔システムを活用した同時双方向型で行う教育をいう。（「『遠隔教育の推進に向けた施策方針』の策定について（通知）」（文部科学省、平成30年9月20日））
注９）「合同授業型」とは、教師が児童生徒等に対面で授業を行う複数の教室等を遠隔により接続することで、児童生徒が多様な意見や考えに触れたり、協働して学習に取り組んだり
　　する機会の充実を図る遠隔教育の形態をいう。
注10）「教師支援型」とは、外部人材等の専門家と、児童生徒や教師がいる教室等を遠隔により接続することで、児童生徒の学習活動の質を高めるとともに、
　　教師の資質向上を図る遠隔教育の形態をいう。
注11）「教科・科目充実型」とは、学校教育法施行規則第77条の２（中学校等）、第88条の３（高等学校等）に基づき、当該教科の免許状を保有する教師による
　　授業を遠隔により提供することで、生徒の多様な科目選択を可能とすること等により、学習機会の充実を図るものをいう。なお、小学校での活用は想定されない。
注12）遠隔教育を実施している学校のうち、「教科・科目充実型」の遠隔教育の実施率は、「教科・科目充実型」の遠隔授業を実施している学校の総数を、
　　遠隔教育を実施していると答えた学校の総数から、遠隔教育を実施していると答えた小学校の総数を引いた数で除した値である。
注13）「個々の児童生徒の状況に応じた遠隔教育」とは、外国人児童生徒等への日本語指導、病気療養児・不登校児童生徒等に対する学習指導等の
　　個々の児童生徒の状況に応じた遠隔教育の形態をいう。

○市区町村（設置者）別「コンピュータの設置状況」及び「インターネット接続状況」の実態（特別支援学校）

市　区　町　村　別 （特別支援学校）	学校数 校	児童生徒数 人	普通教室数 室	学習者用PC総台数 台	児童生徒一人当たりの学習者用PC台数 台／人	普通教室の大型提示装置整備率 %
栃木県	16	2,524	472	2,923	1.2	100.0
合　計	16	2,524	472	2,923	1.2	100.0

注１）「児童生徒数」は、令和６年５月１日現在の児童生徒数。
注２）「学習者用ＰＣ」とは、教育用ＰＣのうち、児童生徒が使用するために配備されたものをいう。
注３）「児童生徒一人当たりの学習者用PC台数」は、「学習者用ＰＣ総台数」を令和６年５月１日現在の児童生徒数で除して算出した値であ
注４）「普通教室の大型提示装置整備率」は、大型提示装置を設置している普通教室の総数を普通教室の総数で除して算出した値である。
注５）「普通教室の校内ＬＡＮ整備率」は、校内ＬＡＮを整備する普通教室の総数を普通教室の総数で除して算出した値である。
注６）「普通教室の無線ＬＡＮ整備率」は、無線ＬＡＮを整備する普通教室の総数を普通教室の総数で除して算出した値である。

（令和７年３月１日現在）

普通教室の校内LAN整備率 %	普通教室の無線LAN整備率 %	普通教室の移動通信システム（LTE等）整備率 %	移動系通信を利用している学校の内、無線LAN整備済みの普通教室の数 室	無線LAN又は移動系通信によりインターネット接続を行う普通教室の割合 %	回線速度の契約理論値 ベストエフォート型 %	回線速度の契約理論値 ギャランティ型 %
100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0

る。

○市区町村（設置者）別「コンピュータの設置状況」及び「インターネット接続状況」の実態（特別支援学校）

（令和７年３月１日現在）

市　区　町　村　別 （特別支援学校）	教員数 人	授業を担当している教員数 人	指導者用PC台数 台	指導者用PC整備率 %	教員の校務用PC台数 台	教員の校務用PC整備率 %	統合型校務支援システム整備率 %	遠隔教育実施率 %	遠隔教育を実施している学校のうち、「合同授業型」の遠隔授業の実施率 %	遠隔教育を実施している学校のうち、「教師支援型」の遠隔授業の実施率 %	遠隔教育を実施している学校のうち、「教科・科目充実型」の遠隔授業の実施率 %	遠隔教育を実施している学校のうち、個々の児童生徒の状況に応じた遠隔教育の実施率 %
栃木県	1,237	1,136	1,447	117.0	1,396	112.9	100.0	50.0	75.0	25.0	0.0	87.5
合　計	1,237	1,136	1,447	117.0	1,396	112.9	100.0	50.0	75.0	25.0	0.0	87.5

注１）「教員」とは、校長、副校長、教頭、主幹教諭、指導教諭、教諭、助教諭、養護教諭、養護助教諭、栄養教諭、常勤講師、再任用職員（フルタイム）をいう。
注２）「授業を担当している教員」とは、各教科等の授業を定期的に担当している教員をいう。授業を一時的・臨時的に担当する教員は含まない。
注３）「指導者用ＰＣ」とは、教員が使用するために配備されたものをいう。教職員が主として校務用に利用しているコンピュータ（校務用コンピュータ）は含まない。
注４）「指導者用ＰＣ整備率」とは指導者用ＰＣの総数を教員の総数で除して算出した値である。
注５）「教員の校務用ＰＣ」とは、主として教員が校務に使用するコンピュータのことをいう。
注６）「教員の校務用ＰＣ整備率」は、校務用ＰＣの総数を総教員数で除して算出した値である。
注７）「統合型校務支援システム」は、教務系（成績処理、出欠管理、時数等）・保健系（健康診断票、保健室管理等）、指導要録等の学籍関係、学校事務系など統合して
　　機能を有しているシステムをいう。
注８）「遠隔教育」は、遠隔システムを活用した同時双方向型で行う教育をいう。（「『遠隔教育の推進に向けた施策方針』の策定について（通知）」（文部科学省、平成30年9月20日））
注９）「合同授業型」とは、教師が児童生徒等に対面で授業を行う複数の教室等を遠隔により接続することで、児童生徒が多様な意見や考えに触れたり、協働して学習に取り組んだり
　　する機会の充実を図る遠隔教育の形態をいう。
注10）「教師支援型」とは、外部人材等の専門家と、児童生徒や教師がいる教室等を遠隔により接続することで、児童生徒の学習活動の質を高めるとともに、
　　教師の資質向上を図る遠隔教育の形態をいう。
注11）「教科・科目充実型」とは、学校教育法施行規則第77条の２（中学校等）、第88条の３（高等学校等）に基づき、当該教科の免許状を保有する教師による
　　授業を遠隔により提供することで、生徒の多様な科目選択を可能とすること等により、学習機会の充実を図るものをいう。なお、小学校での活用は想定されない。
注12）遠隔教育を実施している学校のうち、「教科・科目充実型」の遠隔教育の実施率は、「教科・科目充実型」の遠隔授業を実施している学校の総数を、
　　遠隔教育を実施していると答えた学校の総数から、遠隔教育を実施していると答えた小学校の総数を引いた数で除した値である。
注13）「個々の児童生徒の状況に応じた遠隔教育」とは、外国人児童生徒等への日本語指導、病気療養児・不登校児童生徒等に対する学習指導等の
　　個々の児童生徒の状況に応じた遠隔教育の形態をいう。

○市区町村（設置者）別「コンピュータの設置状況」及び「インターネット接続状況」の実態（合計）

（令和７年３月１日現在）

市区町村別 （合計）	学校数 校	児童生徒数 人	普通教室数 室	学習者用PC総台数 台	児童生徒一人当たりの学習者用PC台数 台／人	普通教室の大型提示装置整備率 %	普通教室の校内LAN整備率 %	普通教室の無線LAN整備率 %	普通教室の移動通信システム（LTE等）整備率 %	移動系通信を利用している学校の内、無線LAN整備済みの普通教室の数 室	無線LAN又は移動系通信によりインターネット接続を行う普通教室の割合 %	回線速度の契約理論値 ベストエフォート型 %	回線速度の契約理論値 ギャランティ型 %
群馬県	85	34,375	1,507	49,573	1.4	84.3	100.0	97.9	3.9	28	100.0	98.8	1.2
前橋市	71	23,285	1,063	23,946	1.0	97.6	3.2	3.2	100.0	34	100.0	100.0	0.0
高崎市	85	27,836	1,279	28,814	1.0	75.5	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
桐生市	27	6,457	321	7,393	1.1	98.1	99.1	99.1	***	***	99.1	100.0	0.0
伊勢崎市	35	16,549	717	19,719	1.2	87.7	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
太田市	42	18,241	758	19,938	1.1	85.0	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
沼田市	20	2,774	188	3,241	1.2	89.9	99.5	99.5	***	***	99.5	100.0	0.0
館林市	16	5,034	243	5,798	1.2	99.2	99.6	99.6	***	***	99.6	100.0	0.0
渋川市	23	4,518	239	4,690	1.0	97.9	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
藤岡市	16	4,004	185	4,665	1.2	85.9	100.0	100.0	8.6	16	100.0	100.0	0.0
富岡市	16	3,053	161	3,482	1.1	96.3	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
安中市	13	3,224	164	4,097	1.3	98.8	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
みどり市	12	3,540	177	3,773	1.1	94.9	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
榛東村	3	1,165	53	1,293	1.1	98.1	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
吉岡町	3	2,142	89	2,150	1.0	95.5	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
上野村	2	73	10	85	1.2	100.0	100.0	100.0	***	***	100.0	50.0	50.0
神流町	2	35	11	61	1.7	100.0	100.0	100.0	***	***	100.0	0.0	100.0
下仁田町	2	194	14	282	1.5	85.7	100.0	100.0	57.1	8	100.0	100.0	0.0
南牧村	1	20	8	28	1.4	100.0	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
甘楽町	4	836	40	876	1.0	95.0	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
中之条町	4	782	48	880	1.1	93.8	87.5	87.5	20.8	4	100.0	100.0	0.0
長野原町	3	251	26	321	1.3	84.6	88.5	88.5	***	***	88.5	100.0	0.0
嬬恋村	3	513	31	657	1.3	100.0	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
草津町	2	267	15	312	1.2	86.7	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
高山村	2	192	14	194	1.0	92.9	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
東吾妻町	6	633	56	699	1.1	85.7	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
片品村	2	183	13	211	1.2	69.2	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
川場村	2	226	14	250	1.1	78.6	100.0	100.0	***	***	100.0	50.0	50.0
昭和村	4	489	32	508	1.0	90.6	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
みなかみ町	7	908	58	986	1.1	100.0	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
玉村町	7	2,363	114	2,373	1.0	80.7	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
板倉町	3	833	38	1,072	1.3	97.4	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
明和町	3	781	34	793	1.0	97.1	97.1	97.1	***	***	97.1	100.0	0.0
千代田町	3	761	41	840	1.1	80.5	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
大泉町	7	2,909	129	2,921	1.0	94.6	97.7	97.7	***	***	97.7	100.0	0.0
邑楽町	6	1,694	75	1,976	1.2	98.7	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
利根沼田学校組合	1	355	18	295	0.8	94.4	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
合計	543	171,495	7,983	199,192	1.2	88.4	86.9	86.5	14.5	90	99.8	99.1	0.9

注１）「児童生徒数」は、令和６年５月１日現在の児童生徒数。
注２）「学習者用ＰＣ」とは、教育用ＰＣのうち、児童生徒が使用するために配備されたものをいう。
注３）「児童生徒一人当たりの学習者用PC台数」は、「学習者用ＰＣ総台数」を令和６年５月１日現在の児童生徒数で除して算出した値である。
注４）「普通教室の大型提示装置整備率」は、大型提示装置を設置している普通教室の総数を普通教室の総数で除して算出した値である。
注５）「普通教室の校内ＬＡＮ整備率」は、校内ＬＡＮを整備する普通教室の総数を普通教室の総数で除して算出した値である。
注６）「普通教室の無線ＬＡＮ整備率」は、無線ＬＡＮを整備する普通教室の総数を普通教室の総数で除して算出した値である。

○市区町村（設置者）別「コンピュータの設置状況」及び「インターネット接続状況」の実態（合計）

（令和７年３月１日現在）

市区町村別（合計）	教員数	授業を担当している教員数	指導者用PC台数	指導者用PC整備率	教員の校務用PC台数	教員の校務用PC整備率	統合型校務支援システム整備率	遠隔教育実施率	遠隔教育を実施している学校のうち、「合同授業型」の遠隔授業の実施率	遠隔教育を実施している学校のうち、「教師支援型」の遠隔授業の実施率	遠隔教育を実施している学校のうち、「教科・科目充実型」の遠隔授業の実施率	遠隔教育を実施している学校のうち、個々の児童生徒の状況に応じた遠隔教育の実施率
	人	人	台	%	台	%	%	%	%	%	%	%
群馬県	3,815	3,424	4,450	116.6	5,105	133.8	70.6	37.6	62.5	40.6	3.1	56.3
前橋市	1,682	1,442	1,881	111.8	1,664	98.9	100.0	33.8	29.2	37.5	0.0	79.2
高崎市	2,007	1,672	2,627	130.9	2,256	112.4	100.0	34.1	51.7	31.0	0.0	75.9
桐生市	565	477	657	116.3	660	116.8	100.0	14.8	25.0	25.0	0.0	75.0
伊勢崎市	1,115	964	1,541	138.2	2,050	183.9	100.0	17.1	16.7	33.3	0.0	100.0
太田市	1,206	1,046	1,539	127.6	1,725	143.0	100.0	38.1	56.3	43.8	0.0	75.0
沼田市	321	255	393	122.4	442	137.7	100.0	70.0	57.1	28.6	0.0	71.4
館林市	374	323	560	149.7	448	119.8	100.0	50.0	50.0	37.5	0.0	62.5
渋川市	403	313	890	220.8	546	135.5	100.0	52.2	66.7	50.0	0.0	58.3
藤岡市	324	265	448	138.3	507	156.5	100.0	62.5	30.0	50.0	0.0	90.0
富岡市	296	224	386	130.4	427	144.3	100.0	81.3	38.5	61.5	0.0	69.2
安中市	270	220	341	126.3	335	124.1	100.0	61.5	50.0	62.5	0.0	37.5
みどり市	278	237	515	185.3	384	138.1	100.0	50.0	50.0	66.7	0.0	66.7
榛東村	99	78	120	121.2	135	136.4	100.0	100.0	0.0	66.7	0.0	66.7
吉岡町	135	120	141	104.4	135	100.0	100.0	66.7	100.0	0.0	0.0	0.0
上野村	18	14	27	150.0	33	183.3	0.0	100.0	50.0	50.0	0.0	100.0
神流町	21	14	27	128.6	32	152.4	0.0	100.0	50.0	50.0	0.0	0.0
下仁田町	27	18	26	96.3	44	163.0	100.0	100.0	100.0	50.0	0.0	100.0
南牧村	16	13	19	118.8	28	175.0	100.0	100.0	100.0	0.0	0.0	0.0
甘楽町	69	54	75	108.7	79	114.5	100.0	25.0	0.0	100.0	0.0	100.0
中之条町	81	67	509	628.4	203	250.6	0.0	25.0	0.0	0.0	0.0	100.0
長野原町	44	34	79	179.5	61	138.6	0.0	33.3	0.0	0.0	0.0	100.0
嬬恋村	50	39	53	106.0	45	90.0	0.0	0.0	***	***	***	***
草津町	32	25	43	134.4	43	134.4	100.0	50.0	100.0	0.0	0.0	0.0
高山村	28	22	45	160.7	49	175.0	0.0	50.0	0.0	0.0	0.0	100.0
東吾妻町	92	76	139	151.1	109	118.5	0.0	50.0	0.0	0.0	0.0	100.0
片品村	27	21	53	196.3	39	144.4	100.0	100.0	100.0	50.0	0.0	50.0
川場村	30	21	17	56.7	46	153.3	100.0	50.0	100.0	0.0	0.0	0.0
昭和村	57	42	65	114.0	77	135.1	100.0	75.0	66.7	0.0	0.0	100.0
みなかみ町	103	80	177	171.8	167	162.1	100.0	42.9	100.0	33.3	0.0	100.0
玉村町	194	158	178	91.8	204	105.2	100.0	42.9	66.7	100.0	0.0	100.0
板倉町	71	58	68	95.8	95	133.8	100.0	33.3	0.0	0.0	0.0	100.0
明和町	57	47	70	122.8	75	131.6	100.0	100.0	66.7	33.3	0.0	0.0
千代田町	61	51	97	159.0	109	178.7	100.0	66.7	50.0	50.0	0.0	50.0
大泉町	206	182	206	100.0	239	116.0	100.0	14.3	100.0	100.0	0.0	0.0
邑楽町	124	105	178	143.5	224	180.6	100.0	66.7	0.0	50.0	0.0	75.0
利根沼田学校組合	41	38	25	61.0	57	139.0	100.0	0.0	***	***	***	***
合計	14,339	12,239	18,665	130.2	18,877	131.6	91.3	41.4	48.9	40.9	1.0	68.9

注１）「教員」とは、校長、副校長、教頭、主幹教諭、指導教諭、教諭、助教諭、養護教諭、養護助教諭、栄養教諭、常勤講師、再任用職員（フルタイム）をいう。
注２）「授業を担当している教員」とは、各教科等の授業を定期的に担当している教員をいう。授業を一時的・臨時的に担当する教員は含まない。
注３）「指導者用ＰＣ」とは、教員が使用するために配備されたものをいう。教職員が主として校務用に利用しているコンピュータ（校務用コンピュータ）は含まない。
注４）「指導者用ＰＣ整備率」とは指導者用ＰＣの総数を教員の総数で除して算出した値である。
注５）「教員の校務用ＰＣ」とは、主として教員が校務に使用するコンピュータのことをいう。
注６）「教員の校務用ＰＣ整備率」は、校務用ＰＣの総数を総教員数で除して算出した値である。
注７）「統合型校務支援システム」は、教務系（成績処理、出欠管理、時数等）・保健系（健康診断票、保健室管理等）、指導要録等の学籍関係、学校事務系など統合して
機能を有しているシステムをいう。
注８）「遠隔教育」は、遠隔システムを活用した同時双方向型で行う教育をいう。（「『遠隔教育の推進に向けた施策方針』の策定について（通知）」（文部科学省、平成30年9月20日））
注９）「合同授業型」とは、教師が児童生徒等に対面で授業を行う複数の教室等を遠隔により接続することで、児童生徒が多様な意見や考えに触れたり、協働して学習に取り組んだり
する機会の充実を図る遠隔教育の形態をいう。
注10）「教師支援型」とは、外部人材等の専門家と、児童生徒や教師がいる教室等を遠隔により接続することで、児童生徒の学習活動の質を高めるとともに、
教師の資質向上を図る遠隔教育の形態をいう。
注11）「教科・科目充実型」とは、学校教育法施行規則第77条の２（中学校等）、第88条の３（高等学校等）に基づき、当該教科の免許状を保有する教師による
授業を遠隔により提供することで、生徒の多様な科目選択を可能とすること等により、学習機会の充実を図るものをいう。なお、小学校での活用は想定されない。
注12）遠隔教育を実施している学校のうち、「教科・科目充実型」の遠隔教育の実施率は、「教科・科目充実型」の遠隔授業を実施している学校の総数を、
遠隔教育を実施していると答えた学校の総数から、遠隔教育を実施していると答えた小学校の総数を引いた数で除した値である。
注13）「個々の児童生徒の状況に応じた遠隔教育」とは、外国人児童生徒等への日本語指導、病気療養児・不登校児童生徒等に対する学習指導等の
個々の児童生徒の状況に応じた遠隔教育の形態をいう。

○市区町村（設置者）別「コンピュータの設置状況」及び「インターネット接続状況」の実態（小学校）

（令和７年３月１日現在）

市区町村別 （小学校）	学校数 校	児童生徒数 人	普通教室数 室	学習者用PC総台数 台	児童生徒一人当たりの学習者用PC台数 台／人	普通教室の大型提示装置整備率 %	普通教室の校内LAN整備率 %	普通教室の無線LAN整備率 %	普通教室の移動通信システム（LTE等）整備率 %	移動系通信を利用している学校の内、無線LAN整備済みの普通教室の数 室	無線LAN又は移動系通信によりインターネット接続を行う普通教室の割合 %	回線速度の契約理論値 ベストエフォート型 %	回線速度の契約理論値 ギャランティ型 %
前橋市	48	14,839	712	15,241	1.0	98.6	4.4	4.4	100.0	31	100.0	100.0	0.0
高崎市	58	17,909	878	17,995	1.0	75.2	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
桐生市	16	3,638	199	3,871	1.1	98.5	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
伊勢崎市	23	10,402	488	12,687	1.2	83.8	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
太田市	24	10,788	473	11,341	1.1	88.8	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
沼田市	11	1,787	122	2,042	1.1	94.3	99.2	99.2	***	***	99.2	100.0	0.0
館林市	11	3,205	168	3,771	1.2	100.0	99.4	99.4	***	***	99.4	100.0	0.0
渋川市	14	2,873	162	2,990	1.0	98.8	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
藤岡市	11	2,489	120	3,040	1.2	98.3	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
富岡市	11	1,942	117	2,155	1.1	96.6	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
安中市	10	2,069	118	2,692	1.3	98.3	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
みどり市	7	2,299	113	2,430	1.1	92.9	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
榛東村	2	803	42	880	1.1	97.6	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
吉岡町	2	1,428	62	1,439	1.0	93.5	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
上野村	1	57	7	65	1.1	100.0	100.0	100.0	***	***	100.0	0.0	100.0
神流町	1	20	7	37	1.9	100.0	100.0	100.0	***	***	100.0	0.0	100.0
下仁田町	1	122	8	157	1.3	75.0	100.0	100.0	100.0	8	100.0	100.0	0.0
甘楽町	3	525	28	526	1.0	92.9	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
中之条町	2	481	31	505	1.0	90.3	80.6	80.6	19.4	0	100.0	100.0	0.0
長野原町	2	152	19	183	1.2	78.9	84.2	84.2	***	***	84.2	100.0	0.0
嬬恋村	2	323	22	445	1.4	100.0	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
草津町	1	174	10	199	1.1	100.0	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
高山村	1	121	9	123	1.0	100.0	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
東吾妻町	5	397	44	433	1.1	81.8	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
片品村	1	103	8	127	1.2	75.0	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
川場村	1	141	9	147	1.0	66.7	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
昭和村	3	305	24	324	1.1	87.5	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
みなかみ町	6	595	47	605	1.0	100.0	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
玉村町	5	1,530	75	1,539	1.0	81.3	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
板倉町	2	493	27	722	1.5	100.0	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
明和町	2	485	23	496	1.0	95.7	95.7	95.7	***	***	95.7	100.0	0.0
千代田町	2	490	30	544	1.1	76.7	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
大泉町	4	1,929	90	1,931	1.0	92.2	96.7	96.7	***	***	96.7	100.0	0.0
邑楽町	4	1,090	51	1,213	1.1	98.0	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
合計	297	86,004	4,343	92,895	1.1	89.6	84.0	84.0	16.7	39	99.8	99.3	0.7

注１）「児童生徒数」は、令和６年５月１日現在の児童生徒数。
注２）「学習者用ＰＣ」とは、教育用ＰＣのうち、児童生徒が使用するために配備されたものをいう。
注３）「児童生徒一人当たりの学習者用PC台数」は、「学習者用ＰＣ総台数」を令和６年５月１日現在の児童生徒数で除して算出した値である。
注４）「普通教室の大型提示装置整備率」は、大型提示装置を設置している普通教室の総数を普通教室の総数で除して算出した値である。
注５）「普通教室の校内ＬＡＮ整備率」は、校内ＬＡＮを整備する普通教室の総数を普通教室の総数で除して算出した値である。
注６）「普通教室の無線ＬＡＮ整備率」は、無線ＬＡＮを整備する普通教室の総数を普通教室の総数で除して算出した値である。

○市区町村（設置者）別「コンピュータの設置状況」及び「インターネット接続状況」の実態（小学校）

（令和７年３月１日現在）

市区町村別 （小学校）	教員数 人	授業を担当している教員数 人	指導者用PC台数 台	指導者用PC整備率 %	教員の校務用PC台数 台	教員の校務用PC整備率 %	統合型校務支援システム整備率 %	遠隔教育実施率 %	遠隔教育を実施している学校のうち、「合同授業型」の遠隔授業の実施率 %	遠隔教育を実施している学校のうち、「教師支援型」の遠隔授業の実施率 %	遠隔教育を実施している学校のうち、「教科・科目充実型」の遠隔授業の実施率 %	遠隔教育を実施している学校のうち、個々の児童生徒の状況に応じた遠隔教育の実施率 %
前橋市	1,003	846	1,164	116.1	988	98.5	100.0	37.5	22.2	33.3	***	88.9
高崎市	1,243	1,014	1,544	124.2	1,368	110.1	100.0	36.2	57.1	33.3	***	76.2
桐生市	305	252	330	108.2	351	115.1	100.0	6.3	0.0	0.0	***	100.0
伊勢崎市	645	555	926	143.6	1,280	198.4	100.0	13.0	33.3	33.3	***	100.0
太田市	664	578	799	120.3	894	134.6	100.0	29.2	42.9	57.1	***	71.4
沼田市	180	146	221	122.8	249	138.3	100.0	72.7	50.0	37.5	***	62.5
館林市	239	204	353	147.7	286	119.7	100.0	54.5	50.0	33.3	***	50.0
渋川市	239	180	520	217.6	310	129.7	100.0	57.1	50.0	62.5	***	50.0
藤岡市	203	158	318	156.7	343	169.0	100.0	63.6	28.6	57.1	***	85.7
富岡市	202	147	261	129.2	264	130.7	100.0	81.8	44.4	55.6	***	77.8
安中市	183	145	200	109.3	232	126.8	100.0	50.0	40.0	80.0	***	40.0
みどり市	156	134	307	196.8	220	141.0	100.0	42.9	66.7	66.7	***	66.7
榛東村	55	51	71	129.1	80	145.5	100.0	100.0	0.0	100.0	***	50.0
吉岡町	87	77	85	97.7	116	133.3	100.0	100.0	100.0	0.0	***	0.0
上野村	8	7	12	150.0	16	200.0	0.0	100.0	100.0	100.0	***	100.0
神流町	11	7	13	118.2	15	136.4	0.0	100.0	0.0	100.0	***	0.0
下仁田町	16	10	15	93.8	21	131.3	100.0	100.0	100.0	100.0	***	100.0
甘楽町	46	35	35	76.1	53	115.2	100.0	33.3	0.0	100.0	***	100.0
中之条町	43	35	137	318.6	153	355.8	0.0	50.0	0.0	0.0	***	100.0
長野原町	30	23	38	126.7	39	130.0	0.0	50.0	0.0	0.0	***	100.0
嬬恋村	31	25	37	119.4	22	71.0	0.0	0.0	***	***	***	***
草津町	17	14	23	135.3	23	135.3	100.0	100.0	100.0	0.0	***	0.0
高山村	14	11	23	164.3	26	185.7	0.0	0.0	***	***	***	***
東吾妻町	68	55	115	169.1	86	126.5	0.0	40.0	0.0	0.0	***	100.0
片品村	15	12	38	253.3	22	146.7	100.0	100.0	100.0	0.0	***	0.0
川場村	17	12	14	82.4	27	158.8	100.0	0.0	***	***	***	***
昭和村	40	28	41	102.5	52	130.0	100.0	66.7	50.0	0.0	***	100.0
みなかみ町	76	57	123	161.8	110	144.7	100.0	50.0	100.0	33.3	***	100.0
玉村町	130	102	118	90.8	140	107.7	100.0	60.0	66.7	100.0	***	100.0
板倉町	45	36	38	84.4	55	122.2	100.0	0.0	***	***	***	***
明和町	36	29	40	111.1	55	152.8	100.0	100.0	50.0	50.0	***	0.0
千代田町	39	32	65	166.7	73	187.2	100.0	50.0	100.0	100.0	***	0.0
大泉町	129	116	131	101.6	154	119.4	100.0	25.0	100.0	100.0	***	0.0
邑楽町	81	68	115	142.0	148	182.7	100.0	75.0	0.0	66.7	***	66.7
合計	6,296	5,201	8,270	131.4	8,271	131.4	95.3	42.1	44.8	46.4	***	70.4

注１）「教員」とは、校長、副校長、教頭、主幹教諭、指導教諭、教諭、助教諭、養護教諭、養護助教諭、栄養教諭、常勤講師、再任用職員（フルタイム）をいう。
注２）「授業を担当している教員」とは、各教科等の授業を定期的に担当している教員をいう。授業を一時的・臨時的に担当する教員は含まない。
注３）「指導者用ＰＣ」とは、教員が使用するために配備されたものをいう。教職員が主として校務用に利用しているコンピュータ（校務用コンピュータ）は含まない。
注４）「指導者用ＰＣ整備率」とは指導者用ＰＣの総数を教員の総数で除して算出した値である。
注５）「教員の校務用ＰＣ」とは、主として教員が校務に使用するコンピュータのことをいう。
注６）「教員の校務用ＰＣ整備率」は、校務用ＰＣの総数を総教員数で除して算出した値である。
注７）「統合型校務支援システム」は、教務系（成績処理、出欠管理、時数等）・保健系（健康診断票、保健室管理等）、指導要録等の学籍関係、学校事務系など統合して
機能を有しているシステムをいう。
注８）「遠隔教育」は、遠隔システムを活用した同時双方向型で行う教育をいう。（「『遠隔教育の推進に向けた施策方針』の策定について（通知）」（文部科学省、平成30年9月20日））
注９）「合同授業型」とは、教師が児童生徒等に対面で授業を行う複数の教室等を遠隔により接続することで、児童生徒が多様な意見や考えに触れたり、協働して学習に取り組んだり
する機会の充実を図る遠隔教育の形態をいう。
注10）「教師支援型」とは、外部人材等の専門家と、児童生徒や教師がいる教室等を遠隔により接続することで、児童生徒の学習活動の質を高めるとともに、
教師の資質向上を図る遠隔教育の形態をいう。
注11）「教科・科目充実型」とは、学校教育法施行規則第77条の２（中学校等）、第88条の３（高等学校等）に基づき、当該教科の免許状を保有する教師による
授業を遠隔により提供することで、生徒の多様な科目選択を可能とすること等により、学習機会の充実を図るものをいう。なお、小学校での活用は想定されない。
注12）遠隔教育を実施している学校のうち、「教科・科目充実型」の遠隔教育の実施率は、「教科・科目充実型」の遠隔授業を実施している学校の総数を、
遠隔教育を実施していると答えた学校の総数から、遠隔教育を実施していると答えた小学校の総数を引いた数で除した値である。
注13）「個々の児童生徒の状況に応じた遠隔教育」とは、外国人児童生徒等への日本語指導、病気療養児・不登校児童生徒等に対する学習指導等の
個々の児童生徒の状況に応じた遠隔教育の形態をいう。

○市区町村（設置者）別「コンピュータの設置状況」及び「インターネット接続状況」の実態（中学校）

（令和７年３月１日現在）

市区町村別 （中学校）	学校数 校	児童生徒数 人	普通教室数 室	学習者用PC総台数 台	児童生徒一人当たりの学習者用PC台数 台／人	普通教室の大型提示装置整備率 %	普通教室の校内LAN整備率 %	普通教室の無線LAN整備率 %	普通教室の移動通信システム（LTE等）整備率 %	移動系通信を利用している学校の内、無線LAN整備済みの普通教室の数 室	無線LAN又は移動系通信によりインターネット接続を行う普通教室の割合 %	回線速度の契約理論値 ベストエフォート型 %	回線速度の契約理論値 ギャランティ型 %
群馬県	1	35	3	85	2.4	100.0	100.0	100.0	***	***	100.0	0.0	100.0
前橋市	21	7,592	308	7,764	1.0	95.1	1.0	1.0	100.0	3	100.0	100.0	0.0
高崎市	25	8,953	349	9,753	1.1	72.8	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
桐生市	9	2,049	92	2,469	1.2	96.7	96.7	96.7	***	***	96.7	100.0	0.0
伊勢崎市	11	5,408	205	6,213	1.1	95.6	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
太田市	16	5,893	229	6,767	1.1	75.5	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
沼田市	9	987	66	1,199	1.2	81.8	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
館林市	5	1,829	75	2,027	1.1	97.3	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
渋川市	9	1,645	77	1,700	1.0	96.1	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
藤岡市	5	1,515	65	1,625	1.1	63.1	100.0	100.0	24.6	16	100.0	100.0	0.0
富岡市	5	1,111	44	1,327	1.2	95.5	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
安中市	3	1,155	46	1,405	1.2	100.0	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
みどり市	4	1,217	55	1,305	1.1	98.2	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
榛東村	1	362	11	413	1.1	100.0	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
吉岡町	1	714	27	711	1.0	100.0	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
上野村	1	16	3	20	1.3	100.0	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
神流町	1	15	4	24	1.6	100.0	100.0	100.0	***	***	100.0	0.0	100.0
下仁田町	1	72	6	125	1.7	100.0	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
甘楽町	1	311	12	350	1.1	100.0	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
中之条町	2	301	17	375	1.2	100.0	100.0	100.0	23.5	4	100.0	100.0	0.0
長野原町	1	99	7	138	1.4	100.0	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
嬬恋村	1	190	9	212	1.1	100.0	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
草津町	1	93	5	113	1.2	60.0	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
高山村	1	71	5	71	1.0	80.0	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
東吾妻町	1	236	12	266	1.1	100.0	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
片品村	1	80	5	84	1.1	60.0	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
川場村	1	85	5	103	1.2	100.0	100.0	100.0	***	***	100.0	0.0	100.0
昭和村	1	184	8	184	1.0	100.0	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
みなかみ町	1	313	11	381	1.2	100.0	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
玉村町	2	833	39	834	1.0	79.5	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
板倉町	1	340	11	350	1.0	90.9	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
明和町	1	296	11	297	1.0	100.0	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
千代田町	1	271	11	296	1.1	90.9	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
大泉町	3	980	39	990	1.0	100.0	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
邑楽町	2	604	24	763	1.3	100.0	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
合計	150	45,855	1,896	50,739	1.1	87.5	83.8	83.8	17.3	23	99.8	98.0	2.0

注１）「児童生徒数」は、令和６年５月１日現在の児童生徒数。
注２）「学習者用ＰＣ」とは、教育用ＰＣのうち、児童生徒が使用するために配備されたものをいう。
注３）「児童生徒一人当たりの学習者用PC台数」は、「学習者用ＰＣ総台数」を令和６年５月１日現在の児童生徒数で除して算出した値である。
注４）「普通教室の大型提示装置整備率」は、大型提示装置を設置している普通教室の総数を普通教室の総数で除して算出した値である。
注５）「普通教室の校内ＬＡＮ整備率」は、校内ＬＡＮを整備する普通教室の総数を普通教室の総数で除して算出した値である。
注６）「普通教室の無線ＬＡＮ整備率」は、無線ＬＡＮを整備する普通教室の総数を普通教室の総数で除して算出した値である。

○市区町村（設置者）別「コンピュータの設置状況」及び「インターネット接続状況」の実態（中学校）

（令和７年３月１日現在）

市　区　町　村　別 （　中　学　校　）	教員数 人	授業を担当している教員数 人	指導者用PC台数 台	指導者用PC整備率 %	教員の校務用PC台数 台	教員の校務用PC整備率 %	統合型校務支援システム整備率 %	遠隔教育実施率 %	遠隔教育を実施している学校のうち、「合同授業型」の遠隔授業の実施率 %	遠隔教育を実施している学校のうち、「教師支援型」の遠隔授業の実施率 %	遠隔教育を実施している学校のうち、「教科・科目充実型」の遠隔授業の実施率 %	遠隔教育を実施している学校のうち、個々の児童生徒の状況に応じた遠隔教育の実施率 %
群馬県	16	10	20	125.0	20	125.0	100.0	0.0	***	***	***	***
前橋市	567	497	598	105.5	550	97.0	100.0	23.8	40.0	60.0	0.0	60.0
高崎市	658	564	884	134.3	764	116.1	100.0	32.0	37.5	25.0	0.0	75.0
桐生市	184	157	210	114.1	214	116.3	100.0	22.2	0.0	0.0	0.0	50.0
伊勢崎市	396	340	519	131.1	695	175.5	100.0	18.2	0.0	50.0	0.0	100.0
太田市	421	360	491	116.6	603	143.2	100.0	56.3	66.7	33.3	0.0	77.8
沼田市	141	109	172	122.0	193	136.9	100.0	66.7	66.7	16.7	0.0	83.3
館林市	135	119	207	153.3	162	120.0	100.0	40.0	50.0	50.0	0.0	100.0
渋川市	164	133	370	225.6	236	143.9	100.0	44.4	100.0	25.0	0.0	75.0
藤岡市	121	107	130	107.4	164	135.5	100.0	60.0	33.3	33.3	0.0	100.0
富岡市	94	77	125	133.0	163	173.4	100.0	80.0	25.0	75.0	0.0	50.0
安中市	87	75	141	162.1	103	118.4	100.0	100.0	66.7	33.3	0.0	33.3
みどり市	107	91	168	157.0	136	127.1	100.0	50.0	0.0	50.0	0.0	100.0
榛東村	44	27	49	111.4	55	125.0	100.0	100.0	0.0	0.0	0.0	100.0
吉岡町	48	43	56	116.7	19	39.6	100.0	0.0	***	***	***	***
上野村	10	7	15	150.0	17	170.0	0.0	100.0	0.0	0.0	0.0	100.0
神流町	10	7	14	140.0	17	170.0	0.0	100.0	100.0	0.0	0.0	0.0
下仁田町	11	8	11	100.0	23	209.1	100.0	100.0	100.0	0.0	0.0	100.0
甘楽町	23	19	40	173.9	26	113.0	100.0	0.0	***	***	***	***
中之条町	38	32	372	978.9	50	131.6	0.0	0.0	***	***	***	***
長野原町	14	11	41	292.9	22	157.1	0.0	0.0	***	***	***	***
嬬恋村	19	14	16	84.2	23	121.1	0.0	0.0	***	***	***	***
草津町	15	11	20	133.3	20	133.3	100.0	0.0	***	***	***	***
高山村	14	11	22	157.1	23	164.3	0.0	100.0	0.0	0.0	0.0	100.0
東吾妻町	24	21	24	100.0	23	95.8	0.0	100.0	0.0	0.0	0.0	100.0
片品村	12	9	15	125.0	17	141.7	100.0	100.0	100.0	100.0	0.0	100.0
川場村	13	9	3	23.1	19	146.2	100.0	100.0	100.0	0.0	0.0	0.0
昭和村	17	14	24	141.2	25	147.1	100.0	100.0	100.0	0.0	0.0	100.0
みなかみ町	27	23	54	200.0	57	211.1	100.0	0.0	***	***	***	***
玉村町	64	56	60	93.8	64	100.0	100.0	0.0	***	***	***	***
板倉町	26	22	30	115.4	40	153.8	100.0	100.0	0.0	0.0	0.0	100.0
明和町	21	18	30	142.9	20	95.2	100.0	100.0	100.0	0.0	0.0	0.0
千代田町	22	19	32	145.5	36	163.6	100.0	100.0	0.0	0.0	0.0	100.0
大泉町	77	66	75	97.4	85	110.4	100.0	0.0	***	***	***	***
邑楽町	43	37	63	146.5	76	176.7	100.0	50.0	0.0	0.0	0.0	100.0
合　　計	3,683	3,123	5,101	138.5	4,760	129.2	94.7	42.0	47.6	30.2	0.0	74.6

注１）「教員」とは、校長、副校長、教頭、主幹教諭、指導教諭、教諭、助教諭、養護教諭、養護助教諭、栄養教諭、常勤講師、再任用職員（フルタイム）をいう。
注２）「授業を担当している教員」とは、各教科等の授業を定期的に担当している教員をいう。授業を一時的・臨時的に担当する教員は含まない。
注３）「指導者用ＰＣ」とは、教員が使用するために配備されたものをいう。教職員が主として校務用に利用しているコンピュータ（校務用コンピュータ）は含まない。
注４）「指導者用ＰＣ整備率」とは指導者用ＰＣの総数を教員の総数で除して算出した値である。
注５）「教員の校務用ＰＣ」とは、主として教員が校務に使用するコンピュータのことをいう。
注６）「教員の校務用ＰＣ整備率」は、校務用ＰＣの総数を総教員数で除して算出した値である。
注７）「統合型校務支援システム」は、教務系（成績処理、出欠管理、時数等）・保健系（健康診断票、保健室管理等）、指導要録等の学籍関係、学校事務系など統合して
　　機能を有しているシステムをいう。
注８）「遠隔教育」は、遠隔システムを活用した同時双方向型で行う教育をいう。（「『遠隔教育の推進に向けた施策方針』の策定について（通知）」（文部科学省、平成30年9月20日））
注９）「合同授業型」とは、教師が児童生徒等に対面で授業を行う複数の教室等を遠隔により接続することで、児童生徒が多様な意見や考えに触れたり、協働して学習に取り組んだり
　　する機会の充実を図る遠隔教育の形態をいう。
注10）「教師支援型」とは、外部人材等の専門家と、児童生徒や教師がいる教室等を遠隔により接続することで、児童生徒の学習活動の質を高めるとともに、
　　教師の資質向上を図る遠隔教育の形態をいう。
注11）「教科・科目充実型」とは、学校教育法施行規則第77条の２（中学校等）、第88条の３（高等学校等）に基づき、当該教科の免許状を保有する教師による
　　授業を遠隔により提供することで、生徒の多様な科目選択を可能とすること等により、学習機会の充実を図るものをいう。なお、小学校での活用は想定されない。
注12）遠隔教育を実施している学校のうち、「教科・科目充実型」の遠隔教育の実施率は、「教科・科目充実型」の遠隔授業を実施している学校の総数を、
　　遠隔教育を実施していると答えた学校の総数から、遠隔教育を実施していると答えた小学校の総数を引いた数で除した値である。
注13）「個々の児童生徒の状況に応じた遠隔教育」とは、外国人児童生徒等への日本語指導、病気療養児・不登校児童生徒等に対する学習指導等の
　　個々の児童生徒の状況に応じた遠隔教育の形態をいう。

○市区町村（設置者）別「コンピュータの設置状況」及び「インターネット接続状況」の実態（義務教育学校）

市　区　町　村　別 （義務教育学校）	学校数 校	児童生徒数 人	普通教室数 室	学習者用PC総台数 台	児童生徒一人当たりの学習者用PC台数 台／人	普通教室の大型提示装置整備率 %
桐生市	1	53	12	63	1.2	100.0
太田市	1	778	35	815	1.0	85.7
みどり市	1	24	9	38	1.6	100.0
南牧村	1	20	8	28	1.4	100.0
合　計	4	875	64	944	1.1	92.2

注１）「児童生徒数」は、令和６年５月１日現在の児童生徒数。
注２）「学習者用ＰＣ」とは、教育用ＰＣのうち、児童生徒が使用するために配備されたものをいう。
注３）「児童生徒一人当たりの学習者用PC台数」は、「学習者用ＰＣ総台数」を令和６年５月１日現在の児童生徒数で除して算出した値であ
注４）「普通教室の大型提示装置整備率」は、大型提示装置を設置している普通教室の総数を普通教室の総数で除して算出した値である。
注５）「普通教室の校内ＬＡＮ整備率」は、校内ＬＡＮを整備する普通教室の総数を普通教室の総数で除して算出した値である。
注６）「普通教室の無線ＬＡＮ整備率」は、無線ＬＡＮを整備する普通教室の総数を普通教室の総数で除して算出した値である。

（令和７年３月１日現在）

普通教室の校内LAN整備率 %	普通教室の無線LAN整備率 %	普通教室の移動通信システム（LTE等）整備率 %	移動系通信を利用している学校の内、無線LAN整備済みの普通教室の数 室	無線LAN又は移動系通信によりインターネット接続を行う普通教室の割合 %	回線速度の契約理論値 ベストエフォート型 %	回線速度の契約理論値 ギャランティ型 %
100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0

る。

○市区町村（設置者）別「コンピュータの設置状況」及び「インターネット接続状況」の実態（義務教育学校）

（令和７年３月１日現在）

市　区　町　村　別 （義務教育学校）	教員数 人	授業を担当している教員数 人	指導者用PC台数 台	指導者用PC整備率 %	教員の校務用PC台数 台	教員の校務用PC整備率 %	統合型校務支援システム整備率 %	遠隔教育実施率 %	遠隔教育を実施している学校のうち、「合同授業型」の遠隔授業の実施率 %	遠隔教育を実施している学校のうち、「教師支援型」の遠隔授業の実施率 %	遠隔教育を実施している学校のうち、「教科・科目充実型」の遠隔授業の実施率 %	遠隔教育を実施している学校のうち、個々の児童生徒の状況に応じた遠隔教育の実施率 %
桐生市	20	16	47	235.0	27	135.0	100.0	100.0	100.0	100.0	0.0	100.0
太田市	57	47	101	177.2	78	136.8	100.0	0.0	***	***	***	***
みどり市	15	12	40	266.7	28	186.7	100.0	100.0	100.0	100.0	0.0	0.0
南牧村	16	13	19	118.8	28	175.0	100.0	100.0	100.0	0.0	0.0	0.0
合　計	108	88	207	191.7	161	149.1	100.0	75.0	100.0	66.7	0.0	33.3

注１）「教員」とは、校長、副校長、教頭、主幹教諭、指導教諭、教諭、助教諭、養護教諭、養護助教諭、栄養教諭、常勤講師、再任用職員（フルタイム）をいう。
注２）「授業を担当している教員」とは、各教科等の授業を定期的に担当している教員をいう。授業を一時的・臨時的に担当する教員は含まない。
注３）「指導者用ＰＣ」とは、教員が使用するために配備されたものをいう。教職員が主として校務用に利用しているコンピュータ（校務用コンピュータ）は含まない。
注４）「指導者用ＰＣ整備率」とは指導者用ＰＣの総数を教員の総数で除して算出した値である。
注５）「教員の校務用ＰＣ」とは、主として教員が校務に使用するコンピュータのことをいう。
注６）「教員の校務用ＰＣ整備率」は、校務用ＰＣの総数を総教員数で除して算出した値である。
注７）「統合型校務支援システム」は、教務系（成績処理、出欠管理、時数等）・保健系（健康診断票、保健室管理等）、指導要録等の学籍関係、学校事務系など統合して
機能を有しているシステムをいう。
注８）「遠隔教育」は、遠隔システムを活用した同時双方向型で行う教育をいう。（「『遠隔教育の推進に向けた施策方針』の策定について（通知）」（文部科学省、平成30年9月20日））
注９）「合同授業型」とは、教師が児童生徒等に対面で授業を行う複数の教室等を遠隔により接続することで、児童生徒が多様な意見や考えに触れたり、協働して学習に取り組んだり
する機会の充実を図る遠隔教育の形態をいう。
注10）「教師支援型」とは、外部人材等の専門家と、児童生徒や教師がいる教室等を遠隔により接続することで、児童生徒の学習活動の質を高めるとともに、
教師の資質向上を図る遠隔教育の形態をいう。
注11）「教科・科目充実型」とは、学校教育法施行規則第77条の２（中学校等）、第88条の３（高等学校等）に基づき、当該教科の免許状を保有する教師による
授業を遠隔により提供することで、生徒の多様な科目選択を可能とすること等により、学習機会の充実を図るものをいう。なお、小学校での活用は想定されない。
注12）遠隔教育を実施している学校のうち、「教科・科目充実型」の遠隔教育の実施率は、「教科・科目充実型」の遠隔授業を実施している学校の総数を、
遠隔教育を実施していると答えた学校の総数から、遠隔教育を実施していると答えた小学校の総数を引いた数で除した値である。
注13）「個々の児童生徒の状況に応じた遠隔教育」とは、外国人児童生徒等への日本語指導、病気療養児・不登校児童生徒等に対する学習指導等の
個々の児童生徒の状況に応じた遠隔教育の形態をいう。

○市区町村（設置者）別「コンピュータの設置状況」及び「インターネット接続状況」の実態（高等学校）

（令和７年３月１日現在）

市区町村別（高等学校）	学校数	学校数（専門学科・総合学科単独及び複数学科設置校）	児童生徒数	児童生徒数（専門学科・総合学科単独及び複数学科設置校）	普通教室数	普通教室数（専門学科・総合学科単独及び複数学科設置校）	学習者用PC数	学習者用PC総台数（専門学科・総合学科単独及び複数学科設置校）	児童生徒一人当たりの学習者用PC台数	児童生徒一人当たりの学習者用PC台数（専門学科・総合学科単独及び複数学科設置校）	普通教室の大型提示装置整備率	普通教室の大型提示装置整備率（専門学科・総合学科単独及び複数学科設置校）	普通教室の校内LAN整備率	普通教室の校内LAN整備率（専門学科・総合学科単独及び複数学科設置校）	普通教室の無線LAN整備率	普通教室の無線LAN整備率（専門学科・総合学科単独及び複数学科設置校）	普通教室の移動通信システム（LTE等）整備率	普通教室の移動通信システム（LTE等）整備率（専門学科・総合学科単独及び複数学科設置校）	移動系通信を利用している学校の内、無線LAN整備済みの普通教室の数	移動系通信を利用している学校の内、無線LAN整備済みの普通教室の数（専門学科・総合学科単独及び複数学科設置校）	無線LAN又は移動系通信によりインターネット接続を行う普通教室の割合	無線LAN又は移動系通信によりインターネット接続を行う普通教室の割合（専門学科・総合学科単独及び複数学科設置校）	回線速度の契約理論値ベストエフォート型	回線速度の契約理論値ベストエフォート型（専門学科・総合学科単独及び複数学科設置校）	回線速度の契約理論値ギャランティ型	回線速度の契約理論値ギャランティ型（専門学科・総合学科単独及び複数学科設置校）
	校	校	人	人	室	室	台	台	台／人	台／人	%	%	%	%	%	%	%	%	室	室	%	%	%	%	%	%
群馬県	59	30	31,649	16,655	941	492	46,573	25,651	1.5	1.5	91.9	91.7	100.0	100.0	100.0	100.0	***	***	***	***	100.0	100.0	100.0	100.0	0.0	0.0
前橋市	1	***	705	***	18	***	783	***	1.1	***	100.0	***	0.0	***	0.0	***	100.0	***	0	***	100.0	***	100.0	***	0.0	***
高崎市	1	***	831	***	24	***	912	***	1.1	***	100.0	***	100.0	***	100.0	***	***	***	***	***	100.0	***	100.0	***	0.0	***
桐生市	1	1	717	717	18	18	990	990	1.4	1.4	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	***	***	***	***	100.0	100.0	100.0	100.0	0.0	0.0
太田市	1	1	782	782	21	21	1,015	1,015	1.3	1.3	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	***	***	***	***	100.0	100.0	100.0	100.0	0.0	0.0
利根沼田学校組合	1	1	355	355	18	18	295	295	0.8	0.8	94.4	94.4	100.0	100.0	100.0	100.0	***	***	***	***	100.0	100.0	100.0	100.0	0.0	0.0
合計	64	33	35,039	18,509	1,040	549	50,568	27,951	1.4	1.5	92.6	92.3	98.3	100.0	98.3	100.0	1.7	***	0	***	100.0	100.0	100.0	100.0	0.0	0.0

注１）「児童生徒数」は、令和６年５月１日現在の児童生徒数。
注２）「学習者用ＰＣ」とは、教育用ＰＣのうち、児童生徒が使用するために配備されたものをいう。
注３）「児童生徒一人当たりの学習者用PC台数」は、「学習者用ＰＣ総台数」を令和６年５月１日現在の児童生徒数で除して算出した値である。
注４）「普通教室の大型提示装置整備率」は、大型提示装置を設置している普通教室の総数を普通教室の総数で除して算出した値である。
注５）「普通教室の校内ＬＡＮ整備率」は、校内ＬＡＮを整備する普通教室の総数を普通教室の総数で除して算出した値である。
注６）「普通教室の無線ＬＡＮ整備率」は、無線ＬＡＮを整備する普通教室の総数を普通教室の総数で除して算出した値である。

○市区町村（設置者）別「コンピュータの設置状況」及び「インターネット接続状況」の実態（高等学校）

（令和７年３月１日現在）

市区町村別（高等学校）	教員数	教員数（専門学科・総合学科単独及び複数学科設置校）	授業を担当している教員数	授業を担当している教員数（専門学科・総合学科単独及び複数学科設置校）	指導者用PC台数	指導者用PC台数（専門学科・総合学科単独及び複数学科設置校）	指導者用PC整備率	指導者用PC整備率（専門学科・総合学科単独及び複数学科設置校）	教員の校務用PC台数	教員の校務用PC台数（専門学科・総合学科単独及び複数学科設置校）	教員の校務用PC整備率	教員の校務用PC整備率（専門学科・総合学科単独及び複数学科設置校）	統合型校務支援システム整備率	統合型校務支援システム整備率（専門学科・総合学科単独及び複数学科設置校）	遠隔教育実施率	遠隔教育実施率（専門学科・総合学科単独及び複数学科設置校）	遠隔教育を実施している学校のうち、「合同授業型」の遠隔授業の実施率	遠隔教育を実施している学校のうち、「合同授業型」の遠隔授業の実施率（専門学科・総合学	遠隔教育を実施している学校のうち、「教師支援型」の遠隔授業の実施率	遠隔教育を実施している学校のうち、「教師支援型」の遠隔授業の実施率（専門学科・総合学	遠隔教育を実施している学校のうち、「教科・科目充実型」の遠隔授業の実施率	遠隔教育を実施している学校のうち、「教科・科目充実型」の遠隔授業の実施率（専門学	遠隔教育を実施している学校のうち、個々の児童生徒の状況に応じた遠隔教育の実施率	遠隔教育を実施している学校のうち、個々の児童生徒の状況に応じた遠隔教育の実施率（専門学
	人	人	人	人	台	台	%	%	台	台	%	%	%	%	%	%	%	%	%	%	%	%	%	%
群馬県	2,500	1,386	2,262	1,244	3,159	2,042	126.4	147.3	3,528	2,110	141.1	152.2	100.0	100.0	35.6	33.3	47.6	50.0	52.4	60.0	0.0	0.0	57.1	50.0
前橋市	53	***	50	***	62	***	117.0	***	65	***	122.6	***	100.0	***	100.0	***	100.0	***	0.0	***	0.0	***	0.0	***
高崎市	55	***	52	***	110	***	200.0	***	64	***	116.4	***	100.0	***	0.0	***	***	***	***	***	***	***	***	***
桐生市	56	56	52	52	70	70	125.0	125.0	68	68	121.4	121.4	100.0	100.0	0.0	0.0	***	***	***	***	***	***	***	***
太田市	64	64	61	61	148	148	231.3	231.3	150	150	234.4	234.4	100.0	100.0	0.0	0.0	***	***	***	***	***	***	***	***
利根沼田学校組合	41	41	38	38	25	25	61.0	61.0	57	57	139.0	139.0	100.0	100.0	0.0	0.0	***	***	***	***	***	***	***	***
合計	2,769	1,547	2,515	1,395	3,574	2,285	129.1	147.7	3,932	2,385	142.0	154.2	100.0	100.0	34.4	30.3	50.0	50.0	50.0	60.0	0.0	0.0	54.5	50.0

注１）「教員」とは、校長、副校長、教頭、主幹教諭、指導教諭、教諭、助教諭、養護教諭、養護助教諭、栄養教諭、常勤講師、再任用職員（フルタイム）をいう。
注２）「授業を担当している教員」とは、各教科等の授業を定期的に担当している教員をいう。授業を一時的・臨時的に担当する教員は含まない。
注３）「指導者用ＰＣ」とは、教員が使用するために配備されたものをいう。教職員が主として校務用に利用しているコンピュータ（校務用コンピュータ）は含まない。
注４）「指導者用ＰＣ整備率」とは指導者用ＰＣの総数を教員の総数で除して算出した値である。
注５）「教員の校務用ＰＣ」とは、主として教員が校務に使用するコンピュータのことをいう。
注６）「教員の校務用ＰＣ整備率」は、校務用ＰＣの総数を総教員数で除して算出した値である。
注７）「統合型校務支援システム」は、教務系（成績処理、出欠管理、時数等）・保健系（健康診断票、保健室管理等）、指導要録等の学籍関係、学校事務系など統合して機能を有しているシステムをいう。
注８）「遠隔教育」は、遠隔システムを活用した同時双方向型で行う教育をいう。（「『遠隔教育の推進に向けた施策方針』の策定について（通知）」（文部科学省、平成30年9月20日））
注９）「合同授業型」とは、教師が児童生徒等に対面で授業を行う複数の教室等を遠隔により接続することで、児童生徒が多様な意見や考えに触れたり、協働して学習に取り組んだりする機会の充実を図る遠隔教育の形態をいう。
注10）「教師支援型」とは、外部人材等の専門家と、児童生徒や教師がいる教室等を遠隔により接続することで、児童生徒の学習活動の質を高めるとともに、教師の資質向上を図る遠隔教育の形態をいう。
注11）「教科・科目充実型」とは、学校教育法施行規則第77条の２（中学校等）、第88条の３（高等学校等）に基づき、当該教科の免許状を保有する教師による授業を遠隔により提供することで、生徒の多様な科目選択を可能とすること等により、学習機会の充実を図るものをいう。なお、小学校での活用は想定されない。
注12）遠隔教育を実施している学校のうち、「教科・科目充実型」の遠隔教育の実施率は、「教科・科目充実型」の遠隔授業を実施している学校の総数を、遠隔教育を実施していると答えた学校の総数から、遠隔教育を実施していると答えた小学校の総数を引いた数で除した値である。
注13）「個々の児童生徒の状況に応じた遠隔教育」とは、外国人児童生徒等への日本語指導、病気療養児・不登校児童生徒等に対する学習指導等の個々の児童生徒の状況に応じた遠隔教育の形態をいう。

○市区町村（設置者）別「コンピュータの設置状況」及び「インターネット接続状況」の実態（中等教育学校）

市　区　町　村　別 （中等教育学校）	学校数 校	児童生徒数 人	普通教室数 室	学習者用PC総台数 台	児童生徒一人当たりの学習者用PC台数 台／人	普通教室の大型提示装置整備率 %
群馬県	1	742	25	926	1.2	96.0
伊勢崎市	1	739	24	819	1.1	100.0
合　計	2	1,481	49	1,745	1.2	98.0

注１）「児童生徒数」は、令和６年５月１日現在の児童生徒数。
注２）「学習者用ＰＣ」とは、教育用ＰＣのうち、児童生徒が使用するために配備されたものをいう。
注３）「児童生徒一人当たりの学習者用PC台数」は、「学習者用ＰＣ総台数」を令和６年５月１日現在の児童生徒数で除して算出した値であ
注４）「普通教室の大型提示装置整備率」は、大型提示装置を設置している普通教室の総数を普通教室の総数で除して算出した値である。
注５）「普通教室の校内ＬＡＮ整備率」は、校内ＬＡＮを整備する普通教室の総数を普通教室の総数で除して算出した値である。
注６）「普通教室の無線ＬＡＮ整備率」は、無線ＬＡＮを整備する普通教室の総数を普通教室の総数で除して算出した値である。

（令和７年３月１日現在）

普通教室の校内LAN整備率 %	普通教室の無線LAN整備率 %	普通教室の移動通信システム（LTE等）整備率 %	移動系通信を利用している学校の内、無線LAN整備済みの普通教室の数 室	無線LAN又は移動系通信によりインターネット接続を行う普通教室の割合 %	回線速度の契約理論値 ベストエフォート型 %	回線速度の契約理論値 ギャランティ型 %
100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0

る。

○市区町村（設置者）別「コンピュータの設置状況」及び「インターネット接続状況」の実態（中等教育学校）

（令和７年３月１日現在）

市　区　町　村　別 （中等教育学校）	教員数 人	授業を担当している教員数 人	指導者用PC台数 台	指導者用PC整備率 %	教員の校務用PC台数 台	教員の校務用PC整備率 %	統合型校務支援システム整備率 %	遠隔教育実施率 %	遠隔教育を実施している学校のうち、「合同授業型」の遠隔授業の実施率 %	遠隔教育を実施している学校のうち、「教師支援型」の遠隔授業の実施率 %	遠隔教育を実施している学校のうち、「教科・科目充実型」の遠隔授業の実施率 %	遠隔教育を実施している学校のうち、個々の児童生徒の状況に応じた遠隔教育の実施率 %
群馬県	58	54	80	137.9	71	122.4	0.0	0.0	***	***	***	***
伊勢崎市	74	69	96	129.7	75	101.4	100.0	100.0	0.0	0.0	0.0	100.0
合　計	132	123	176	133.3	146	110.6	50.0	50.0	0.0	0.0	0.0	100.0

注１）「教員」とは、校長、副校長、教頭、主幹教諭、指導教諭、教諭、助教諭、養護教諭、養護助教諭、栄養教諭、常勤講師、再任用職員（フルタイム）をいう。
注２）「授業を担当している教員」とは、各教科等の授業を定期的に担当している教員をいう。授業を一時的・臨時的に担当する教員は含まない。
注３）「指導者用ＰＣ」とは、教員が使用するために配備されたものをいう。教職員が主として校務用に利用しているコンピュータ（校務用コンピュータ）は含まない。
注４）「指導者用ＰＣ整備率」とは指導者用ＰＣの総数を教員の総数で除して算出した値である。
注５）「教員の校務用ＰＣ」とは、主として教員が校務に使用するコンピュータのことをいう。
注６）「教員の校務用ＰＣ整備率」は、校務用ＰＣの総数を総教員数で除して算出した値である。
注７）「統合型校務支援システム」は、教務系（成績処理、出欠管理、時数等）・保健系（健康診断票、保健室管理等）、指導要録等の学籍関係、学校事務系など統合して
　　機能を有しているシステムをいう。
注８）「遠隔教育」は、遠隔システムを活用した同時双方向型で行う教育をいう。（「『遠隔教育の推進に向けた施策方針』の策定について（通知）」（文部科学省、平成30年9月20日））
注９）「合同授業型」とは、教師が児童生徒等に対面で授業を行う複数の教室等を遠隔により接続することで、児童生徒が多様な意見や考えに触れたり、協働して学習に取り組んだり
　　する機会の充実を図る遠隔教育の形態をいう。
注10）「教師支援型」とは、外部人材等の専門家と、児童生徒や教師がいる教室等を遠隔により接続することで、児童生徒の学習活動の質を高めるとともに、
　　教師の資質向上を図る遠隔教育の形態をいう。
注11）「教科・科目充実型」とは、学校教育法施行規則第77条の２（中学校等）、第88条の３（高等学校等）に基づき、当該教科の免許状を保有する教師による
　　授業を遠隔により提供することで、生徒の多様な科目選択を可能とすること等により、学習機会の充実を図るものをいう。なお、小学校での活用は想定されない。
注12）遠隔教育を実施している学校のうち、「教科・科目充実型」の遠隔教育の実施率は、「教科・科目充実型」の遠隔授業を実施している学校の総数を、
　　遠隔教育を実施していると答えた学校の総数から、遠隔教育を実施していると答えた小学校の総数を引いた数で除した値である。
注13）「個々の児童生徒の状況に応じた遠隔教育」とは、外国人児童生徒等への日本語指導、病気療養児・不登校児童生徒等に対する学習指導等の
　　個々の児童生徒の状況に応じた遠隔教育の形態をいう。

○市区町村（設置者）別「コンピュータの設置状況」及び「インターネット接続状況」の実態（特別支援学校）

市　区　町　村　別 （特別支援学校）	学校数 校	児童生徒数 人	普通教室数 室	学習者用PC総台数 台	児童生徒一人当たりの学習者用PC台数 台／人	普通教室の大型提示装置整備率 %
群馬県	24	1,949	538	1,989	1.0	70.4
前橋市	1	149	25	158	1.1	100.0
高崎市	1	143	28	154	1.1	100.0
合　計	26	2,241	591	2,301	1.0	73.1

注１）「児童生徒数」は、令和６年５月１日現在の児童生徒数。
注２）「学習者用ＰＣ」とは、教育用ＰＣのうち、児童生徒が使用するために配備されたものをいう。
注３）「児童生徒一人当たりの学習者用PC台数」は、「学習者用ＰＣ総台数」を令和６年５月１日現在の児童生徒数で除して算出した値であ
注４）「普通教室の大型提示装置整備率」は、大型提示装置を設置している普通教室の総数を普通教室の総数で除して算出した値である。
注５）「普通教室の校内ＬＡＮ整備率」は、校内ＬＡＮを整備する普通教室の総数を普通教室の総数で除して算出した値である。
注６）「普通教室の無線ＬＡＮ整備率」は、無線ＬＡＮを整備する普通教室の総数を普通教室の総数で除して算出した値である。

（令和７年３月１日現在）

普通教室の校内LAN整備率 %	普通教室の無線LAN整備率 %	普通教室の移動通信システム（LTE等）整備率 %	移動系通信を利用している学校の内、無線LAN整備済みの普通教室の数 室	無線LAN又は移動系通信によりインターネット接続を行う普通教室の割合 %	回線速度の契約理論値 ベストエフォート型 %	回線速度の契約理論値 ギャランティ型 %
100.0	94.2	11.0	28	100.0	100.0	0.0
0.0	0.0	100.0	0	100.0	100.0	0.0
100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
95.8	90.5	14.2	28	100.0	100.0	0.0

る。

○市区町村（設置者）別「コンピュータの設置状況」及び「インターネット接続状況」の実態（特別支援学校）

（令和７年３月１日現在）

市　区　町　村　別 （特別支援学校）	教員数 人	授業を担当している教員数 人	指導者用PC台数 台	指導者用PC整備率 %	教員の校務用PC台数 台	教員の校務用PC整備率 %	統合型校務支援システム整備率 %	遠隔教育実施率 %	遠隔教育を実施している学校のうち、「合同授業型」の遠隔授業の実施率 %	遠隔教育を実施している学校のうち、「教師支援型」の遠隔授業の実施率 %	遠隔教育を実施している学校のうち、「教科・科目充実型」の遠隔授業の実施率 %	遠隔教育を実施している学校のうち、個々の児童生徒の状況に応じた遠隔教育の実施率 %
群馬県	1,241	1,098	1,191	96.0	1,486	119.7	0.0	45.8	90.9	18.2	9.1	54.5
前橋市	59	49	57	96.6	61	103.4	100.0	0.0	***	***	***	***
高崎市	51	42	89	174.5	60	117.6	100.0	0.0	***	***	***	***
合　　計	1,351	1,189	1,337	99.0	1,607	118.9	7.7	42.3	90.9	18.2	9.1	54.5

注１）「教員」とは、校長、副校長、教頭、主幹教諭、指導教諭、教諭、助教諭、養護教諭、養護助教諭、栄養教諭、常勤講師、再任用職員（フルタイム）をいう。
注２）「授業を担当している教員」とは、各教科等の授業を定期的に担当している教員をいう。授業を一時的・臨時的に担当する教員は含まない。
注３）「指導者用ＰＣ」とは、教員が使用するために配備されたものをいう。教職員が主として校務用に利用しているコンピュータ（校務用コンピュータ）は含まない。
注４）「指導者用ＰＣ整備率」とは指導者用ＰＣの総数を教員の総数で除して算出した値である。
注５）「教員の校務用ＰＣ」とは、主として教員が校務に使用するコンピュータのことをいう。
注６）「教員の校務用ＰＣ整備率」は、校務用ＰＣの総数を総教員数で除して算出した値である。
注７）「統合型校務支援システム」は、教務系（成績処理、出欠管理、時数等）・保健系（健康診断票、保健室管理等）、指導要録等の学籍関係、学校事務系など統合して
機能を有しているシステムをいう。
注８）「遠隔教育」は、遠隔システムを活用した同時双方向型で行う教育をいう。（「『遠隔教育の推進に向けた施策方針』の策定について（通知）」（文部科学省、平成30年9月20日））
注９）「合同授業型」とは、教師が児童生徒等に対面で授業を行う複数の教室等を遠隔により接続することで、児童生徒が多様な意見や考えに触れたり、協働して学習に取り組んだり
する機会の充実を図る遠隔教育の形態をいう。
注10）「教師支援型」とは、外部人材等の専門家と、児童生徒や教師がいる教室等を遠隔により接続することで、児童生徒の学習活動の質を高めるとともに、
教師の資質向上を図る遠隔教育の形態をいう。
注11）「教科・科目充実型」とは、学校教育法施行規則第77条の２（中学校等）、第88条の３（高等学校等）に基づき、当該教科の免許状を保有する教師による
授業を遠隔により提供することで、生徒の多様な科目選択を可能とすること等により、学習機会の充実を図るものをいう。なお、小学校での活用は想定されない。
注12）遠隔教育を実施している学校のうち、「教科・科目充実型」の遠隔教育の実施率は、「教科・科目充実型」の遠隔授業を実施している学校の総数を、
遠隔教育を実施していると答えた学校の総数から、遠隔教育を実施していると答えた小学校の総数を引いた数で除した値である。
注13）「個々の児童生徒の状況に応じた遠隔教育」とは、外国人児童生徒等への日本語指導、病気療養児・不登校児童生徒等に対する学習指導等の
個々の児童生徒の状況に応じた遠隔教育の形態をいう。

○市区町村（設置者）別「コンピュータの設置状況」及び「インターネット接続状況」の実態（合計）

（令和７年３月１日現在）

市区町村別（合計）	学校数	児童生徒数	普通教室数	学習者用PC総台数	児童生徒一人当たりの学習者用PC台数	普通教室の大型提示装置整備率	普通教室の校内LAN整備率	普通教室の無線LAN整備率	普通教室の移動通信システム（LTE等）整備率	移動系通信を利用している学校の内、無線LAN整備済みの普通教室の数	無線LAN又は移動系通信によりインターネット接続を行う普通教室の割合	回線速度の契約理論値 ベストエフォート型	回線速度の契約理論値 ギャランティ型
	校	人	室	台	台／人	%	%	%	%	室	%	%	%
埼玉県	191	112,525	4,378	94,959	0.8	85.2	100.0	100.0	3.0	132	100.0	100.0	0.0
さいたま市	168	104,172	3,562	107,776	1.0	98.8	100.0	100.0	1.3	48	100.0	100.0	0.0
川越市	56	26,481	968	26,981	1.0	100.0	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
熊谷市	44	12,975	594	13,953	1.1	97.1	98.3	98.0	***	***	98.0	100.0	0.0
川口市	81	43,886	1,617	44,388	1.0	93.7	96.7	96.7	97.2	1,518	100.0	100.0	0.0
行田市	20	4,981	227	5,626	1.1	91.6	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
秩父市	21	3,907	197	4,484	1.1	92.4	100.0	99.0	***	***	99.0	100.0	0.0
所沢市	47	23,092	846	23,104	1.0	100.0	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
飯能市	19	5,183	229	5,292	1.0	100.0	100.0	100.0	100.0	229	100.0	100.0	0.0
加須市	30	7,646	356	7,675	1.0	98.0	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
本庄市	16	5,368	250	5,932	1.1	90.8	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
東松山市	16	6,582	306	7,043	1.1	77.8	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
春日部市	34	14,789	638	15,766	1.1	86.1	98.6	98.6	***	***	98.6	100.0	0.0
狭山市	23	9,307	360	10,023	1.1	95.0	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
羽生市	14	3,497	162	3,803	1.1	96.9	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
鴻巣市	25	8,025	316	8,142	1.0	99.7	100.0	100.0	100.0	316	100.0	100.0	0.0
深谷市	29	10,078	447	11,805	1.2	97.5	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
上尾市	34	16,131	592	17,115	1.1	99.0	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
草加市	32	16,900	627	17,112	1.0	100.0	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
越谷市	44	25,622	927	26,458	1.0	100.0	100.0	100.0	***	***	100.0	0.0	100.0
蕨市	10	4,640	170	5,860	1.3	98.8	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
戸田市	18	11,578	455	16,119	1.4	100.0	100.0	100.0	***	***	100.0	0.0	100.0
入間市	27	9,769	396	9,790	1.0	91.9	52.5	50.5	100.0	200	100.0	0.0	0.0
朝霞市	15	11,086	366	11,197	1.0	99.7	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
志木市	12	5,964	215	6,227	1.0	100.0	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
和光市	12	6,282	225	6,622	1.1	100.0	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
新座市	23	12,650	468	14,419	1.1	100.0	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
桶川市	11	5,179	195	5,270	1.0	96.4	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
久喜市	31	10,042	447	11,146	1.1	96.9	96.2	94.2	100.0	421	100.0	100.0	0.0
北本市	11	3,876	156	4,207	1.1	95.5	99.4	99.4	***	***	99.4	100.0	0.0
八潮市	15	6,259	248	7,920	1.3	100.0	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
富士見市	18	8,391	334	8,402	1.0	92.8	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
三郷市	26	10,688	434	11,962	1.1	98.4	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
蓮田市	13	4,015	152	4,701	1.2	98.7	100.0	99.3	***	***	99.3	100.0	0.0
坂戸市	19	6,984	299	7,870	1.1	96.3	99.7	99.7	***	***	99.7	100.0	0.0
幸手市	12	3,039	140	3,448	1.1	98.6	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
鶴ヶ島市	13	4,529	191	5,168	1.1	86.9	99.0	99.0	***	***	99.0	100.0	0.0
日高市	10	3,709	133	4,239	1.1	53.4	99.2	99.2	***	***	99.2	100.0	0.0
吉川市	12	6,056	263	6,489	1.1	82.1	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
ふじみ野市	19	8,909	347	9,728	1.1	94.8	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
白岡市	10	3,918	159	4,065	1.0	97.5	100.0	100.0	100.0	159	100.0	100.0	0.0
伊奈町	7	3,666	139	4,002	1.1	96.4	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
三芳町	8	2,798	105	3,076	1.1	100.0	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
毛呂山町	6	1,747	89	2,179	1.2	74.2	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
越生町	3	566	34	575	1.0	97.1	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
滑川町	4	1,871	72	1,964	1.0	76.4	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
嵐山町	5	1,038	58	1,072	1.0	84.5	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
小川町	8	1,388	78	1,645	1.2	76.9	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
川島町	6	1,061	57	1,268	1.2	100.0	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
吉見町	7	935	61	1,094	1.2	90.2	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
鳩山町	4	601	38	694	1.2	100.0	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
ときがわ町	5	568	34	607	1.1	100.0	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
横瀬町	2	485	24	564	1.2	100.0	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
皆野町	4	578	34	637	1.1	88.2	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
長瀞町	2	396	18	441	1.1	100.0	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
小鹿野町	5	579	46	741	1.3	100.0	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
東秩父村	2	94	13	115	1.2	100.0	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
美里町	4	725	53	856	1.2	83.0	69.8	69.8	100.0	37	100.0	0.0	0.0
神川町	5	814	53	919	1.1	81.1	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
上里町	7	2,118	97	2,334	1.1	100.0	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
寄居町	9	1,891	95	2,151	1.1	98.9	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
宮代町	7	2,305	102	2,355	1.0	85.3	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
杉戸町	9	2,802	124	2,824	1.0	96.8	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
松伏町	5	1,892	80	2,134	1.1	83.8	98.8	98.8	***	***	98.8	100.0	0.0
合計	1,405	639,628	24,896	656,533	1.0	94.1	98.8	98.7	13.5	3,060	99.9	95.5	4.5

注１）「児童生徒数」は、令和６年５月１日現在の児童生徒数。
注２）「学習者用ＰＣ」とは、教育用ＰＣのうち、児童生徒が使用するために配備されたものをいう。
注３）「児童生徒一人当たりの学習者用PC台数」は、「学習者用ＰＣ総台数」を令和６年５月１日現在の児童生徒数で除して算出した値である。
注４）「普通教室の大型提示装置整備率」は、大型提示装置を設置している普通教室の総数を普通教室の総数で除して算出した値である。
注５）「普通教室の校内ＬＡＮ整備率」は、校内ＬＡＮを整備する普通教室の総数を普通教室の総数で除して算出した値である。
注６）「普通教室の無線ＬＡＮ整備率」は、無線ＬＡＮを整備する普通教室の総数を普通教室の総数で除して算出した値である。

○市区町村（設置者）別「コンピュータの設置状況」及び「インターネット接続状況」の実態（合計）

（令和７年３月１日現在）

市区町村別（合計）	教員数	授業を担当している教員数	指導者用PC台数	指導者用PC整備率	教員の校務用PC台数	教員の校務用PC整備率	統合型校務支援システム整備率	遠隔教育実施率	遠隔教育を実施している学校のうち、「合同授業型」の遠隔授業の実施率	遠隔教育を実施している学校のうち、「教師支援型」の遠隔授業の実施率	遠隔教育を実施している学校のうち、「教科・科目充実型」の遠隔授業の実施率	遠隔教育を実施している学校のうち、個々の児童生徒の状況に応じた遠隔教育の実施率
	人	人	台	%	台	%	%	%	%	%	%	%
埼玉県	12,040	10,824	15,033	124.9	15,111	125.5	99.0	42.9	50.0	43.9	0.0	79.3
さいたま市	5,931	5,154	5,574	94.0	6,404	108.0	100.0	79.8	57.5	39.6	0.0	73.9
川越市	1,559	1,394	1,694	108.7	1,675	107.4	100.0	96.4	0.0	100.0	0.0	100.0
熊谷市	964	838	733	76.0	1,049	108.8	100.0	63.6	57.1	64.3	0.0	57.1
川口市	2,458	2,142	2,636	107.2	2,768	112.6	100.0	79.0	48.4	62.5	0.0	79.7
行田市	381	315	588	154.3	580	152.2	90.0	60.0	83.3	41.7	0.0	75.0
秩父市	364	298	437	120.1	492	135.2	100.0	81.0	52.9	41.2	0.0	94.1
所沢市	1,293	1,130	1,558	120.5	1,568	121.3	100.0	100.0	19.1	10.6	0.0	100.0
飯能市	392	329	421	107.4	455	116.1	100.0	100.0	52.6	36.8	0.0	94.7
加須市	580	482	596	102.8	620	106.9	100.0	46.7	57.1	21.4	0.0	50.0
本庄市	401	346	919	229.2	442	110.2	100.0	75.0	66.7	25.0	0.0	83.3
東松山市	419	378	282	67.3	498	118.9	100.0	68.8	36.4	36.4	0.0	72.7
春日部市	953	809	1,286	134.9	1,158	121.5	0.0	61.8	52.4	52.4	0.0	76.2
狭山市	563	508	731	129.8	799	141.9	100.0	100.0	43.5	21.7	0.0	87.0
羽生市	276	244	325	117.8	337	122.1	100.0	21.4	66.7	33.3	0.0	66.7
鴻巣市	533	445	552	103.6	597	112.0	100.0	64.0	56.3	43.8	0.0	62.5
深谷市	704	583	1,216	172.7	889	126.3	100.0	86.2	60.0	56.0	0.0	84.0
上尾市	907	784	741	81.7	1,185	130.7	100.0	100.0	100.0	97.1	0.0	97.1
草加市	932	806	1,048	112.4	1,051	112.8	100.0	56.3	44.4	61.1	0.0	83.3
越谷市	1,391	1,232	1,792	128.8	1,576	113.3	100.0	61.4	44.4	37.0	0.0	66.7
蕨市	276	243	297	107.6	368	133.3	100.0	100.0	20.0	60.0	0.0	80.0
戸田市	636	530	1,696	266.7	850	133.6	100.0	100.0	100.0	94.4	0.0	88.9
入間市	620	530	674	108.7	657	106.0	100.0	48.1	69.2	46.2	0.0	46.2
朝霞市	549	484	1,140	207.7	571	104.0	100.0	100.0	20.0	26.7	0.0	100.0
志木市	339	296	578	170.5	471	138.9	100.0	100.0	25.0	0.0	0.0	91.7
和光市	360	319	407	113.1	565	156.9	100.0	100.0	83.3	58.3	0.0	100.0
新座市	712	628	1,344	188.8	1,160	162.9	100.0	100.0	69.6	56.5	0.0	73.9
桶川市	303	267	375	123.8	328	108.3	100.0	45.5	0.0	0.0	0.0	80.0
久喜市	698	601	1,419	203.3	1,440	206.3	100.0	80.6	80.0	76.0	0.0	68.0
北本市	249	212	258	103.6	413	165.9	100.0	100.0	0.0	9.1	0.0	100.0
八潮市	381	333	15	3.9	442	116.0	100.0	66.7	50.0	20.0	0.0	90.0
富士見市	527	472	597	113.3	597	113.3	100.0	33.3	33.3	50.0	0.0	83.3
三郷市	653	568	1,264	193.6	808	123.7	100.0	61.5	50.0	37.5	0.0	87.5
蓮田市	281	239	465	165.5	405	144.1	100.0	0.0	***	***	***	***
坂戸市	501	437	1,460	291.4	655	130.7	100.0	57.9	54.5	36.4	0.0	72.7
幸手市	252	212	293	116.3	313	124.2	100.0	100.0	66.7	66.7	0.0	100.0
鶴ヶ島市	319	277	286	89.7	332	104.1	100.0	100.0	38.5	30.8	0.0	84.6
日高市	269	240	386	143.5	443	164.7	100.0	20.0	100.0	0.0	0.0	100.0
吉川市	342	305	516	150.9	378	110.5	100.0	83.3	80.0	70.0	0.0	70.0
ふじみ野市	494	440	838	169.6	565	114.4	100.0	100.0	36.8	15.8	0.0	100.0
白岡市	265	231	280	105.7	271	102.3	100.0	50.0	40.0	60.0	0.0	100.0
伊奈町	215	185	269	125.1	251	116.7	100.0	57.1	50.0	25.0	0.0	75.0
三芳町	175	154	232	132.6	206	117.7	100.0	62.5	60.0	60.0	0.0	100.0
毛呂山町	133	109	69	51.9	215	161.7	100.0	50.0	33.3	33.3	0.0	100.0
越生町	53	45	65	122.6	77	145.3	0.0	100.0	100.0	0.0	0.0	0.0
滑川町	112	102	148	132.1	133	118.8	100.0	75.0	0.0	0.0	0.0	100.0
嵐山町	94	84	149	158.5	132	140.4	100.0	40.0	100.0	0.0	0.0	100.0
小川町	137	118	146	106.6	176	128.5	100.0	87.5	14.3	42.9	0.0	100.0
川島町	99	87	138	139.4	125	126.3	100.0	50.0	0.0	66.7	0.0	66.7
吉見町	106	87	125	117.9	110	103.8	100.0	85.7	83.3	16.7	100.0	83.3
鳩山町	67	56	83	123.9	87	129.9	100.0	50.0	0.0	0.0	0.0	100.0
ときがわ町	69	58	60	87.0	86	124.6	100.0	80.0	25.0	25.0	0.0	50.0
横瀬町	39	34	48	123.1	54	138.5	100.0	100.0	100.0	50.0	0.0	100.0
皆野町	64	54	79	123.4	87	135.9	100.0	75.0	0.0	66.7	0.0	66.7
長瀞町	34	29	40	117.6	52	152.9	100.0	50.0	100.0	0.0	0.0	100.0
小鹿野町	70	60	130	185.7	100	142.9	100.0	60.0	33.3	66.7	0.0	66.7

東秩父村	28	22	49	175.0	60	214.3	100.0	100.0	100.0	100.0	0.0	100.0
美里町	68	56	69	101.5	87	127.9	100.0	0.0	***	***	***	***
神川町	92	75	208	226.1	197	214.1	100.0	60.0	66.7	66.7	0.0	66.7
上里町	151	130	174	115.2	184	121.9	100.0	42.9	66.7	33.3	0.0	66.7
寄居町	161	139	214	132.9	206	128.0	100.0	100.0	0.0	0.0	0.0	100.0
宮代町	164	138	214	130.5	188	114.6	100.0	100.0	100.0	14.3	0.0	14.3
杉戸町	187	164	181	96.8	195	104.3	100.0	44.4	100.0	50.0	0.0	25.0
松伏町	130	118	164	126.2	163	125.4	60.0	0.0	***	***	***	***
合　　計	44,515	39,009	55,804	125.4	54,457	122.3	96.9	70.3	50.3	47.1	0.3	81.2

注１）「教員」とは、校長、副校長、教頭、主幹教諭、指導教諭、教諭、助教諭、養護教諭、養護助教諭、栄養教諭、常勤講師、再任用職員（フルタイム）をいう。
注２）「授業を担当している教員」とは、各教科等の授業を定期的に担当している教員をいう。授業を一時的・臨時的に担当する教員は含まない。
注３）「指導者用ＰＣ」とは、教員が使用するために配備されたものをいう。教職員が主として校務用に利用しているコンピュータ（校務用コンピュータ）は含まない。
注４）「指導者用ＰＣ整備率」とは指導者用ＰＣの総数を教員の総数で除して算出した値である。
注５）「教員の校務用ＰＣ」とは、主として教員が校務に使用するコンピュータのことをいう。
注６）「教員の校務用ＰＣ整備率」は、校務用ＰＣの総数を総教員数で除して算出した値である。
注７）「統合型校務支援システム」は、教務系（成績処理、出欠管理、時数等）・保健系（健康診断票、保健室管理等）、指導要録等の学籍関係、学校事務系など統合して
機能を有しているシステムをいう。
注８）「遠隔教育」は、遠隔システムを活用した同時双方向型で行う教育をいう。（「『遠隔教育の推進に向けた施策方針』の策定について（通知）」（文部科学省、平成30年9月20日））
注９）「合同授業型」とは、教師が児童生徒等に対面で授業を行う複数の教室等を遠隔により接続することで、児童生徒が多様な意見や考えに触れたり、協働して学習に取り組んだり
する機会の充実を図る遠隔教育の形態をいう。
注10）「教師支援型」とは、外部人材等の専門家と、児童生徒や教師がいる教室等を遠隔により接続することで、児童生徒の学習活動の質を高めるとともに、
教師の資質向上を図る遠隔教育の形態をいう。
注11）「教科・科目充実型」とは、学校教育法施行規則第77条の２（中学校等）、第88条の３（高等学校等）に基づき、当該教科の免許状を保有する教師による
授業を遠隔により提供することで、生徒の多様な科目選択を可能とすること等により、学習機会の充実を図るものをいう。なお、小学校での活用は想定されない。
注12）遠隔教育を実施している学校のうち、「教科・科目充実型」の遠隔教育の実施率は、「教科・科目充実型」の遠隔授業を実施している学校の総数を、
遠隔教育を実施していると答えた学校の総数から、遠隔教育を実施していると答えた小学校の総数を引いた数で除した値である。
注13）「個々の児童生徒の状況に応じた遠隔教育」とは、外国人児童生徒等への日本語指導、病気療養児・不登校児童生徒等に対する学習指導等の
個々の児童生徒の状況に応じた遠隔教育の形態をいう。

○市区町村（設置者）別「コンピュータの設置状況」及び「インターネット接続状況」の実態（小学校）

（令和７年３月１日現在）

市　区　町　村　別 （　小　学　校　）	学校数 校	児童生徒数 人	普通教室数 室	学習者用PC総台数 台	児童生徒一人当たりの学習者用PC台数 台／人	普通教室の大型提示装置整備率 %	普通教室の校内LAN整備率 %	普通教室の無線LAN整備率 %	普通教室の移動通信システム（LTE等）整備率 %	移動系通信を利用している学校の内、無線LAN整備済みの普通教室の数 室	無線LAN又は移動系通信によりインターネット接続を行う普通教室の割合 %	回線速度の契約理論値 ベストエフォート型 %	回線速度の契約理論値 ギャランティ型 %
さいたま市	104	68,585	2,438	70,742	1.0	98.9	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
川越市	32	16,908	649	17,225	1.0	100.0	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
熊谷市	28	8,536	409	9,026	1.1	96.1	97.6	97.3	***	***	97.3	100.0	0.0
川口市	52	28,661	1,110	28,877	1.0	94.1	96.4	96.4	100.0	1,070	100.0	100.0	0.0
行田市	12	3,218	151	3,586	1.1	96.7	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
秩父市	13	2,546	137	2,988	1.2	98.5	100.0	98.5	***	***	98.5	100.0	0.0
所沢市	32	15,558	598	15,560	1.0	100.0	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
飯能市	12	3,450	161	3,472	1.0	100.0	100.0	100.0	100.0	161	100.0	100.0	0.0
加須市	22	4,906	254	4,925	1.0	98.8	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
本庄市	12	3,548	177	3,885	1.1	92.7	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
東松山市	11	4,382	219	4,682	1.1	75.8	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
春日部市	22	9,411	428	10,070	1.1	84.6	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
狭山市	15	6,078	265	6,580	1.1	94.3	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
羽生市	11	2,297	123	2,517	1.1	95.9	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
鴻巣市	17	5,340	223	5,426	1.0	100.0	100.0	100.0	100.0	223	100.0	100.0	0.0
深谷市	19	6,592	313	7,387	1.1	98.7	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
上尾市	22	10,786	412	11,310	1.0	99.3	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
草加市	21	11,269	440	11,409	1.0	100.0	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
越谷市	29	17,236	657	17,393	1.0	100.0	100.0	100.0	***	***	100.0	0.0	100.0
蕨市	7	3,215	123	4,120	1.3	98.4	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
戸田市	12	7,888	330	11,828	1.5	100.0	100.0	100.0	***	***	100.0	0.0	100.0
入間市	16	6,456	268	6,469	1.0	95.9	44.4	44.4	100.0	119	100.0	0.0	0.0
朝霞市	10	7,712	262	7,817	1.0	100.0	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
志木市	8	4,147	156	4,324	1.0	100.0	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
和光市	9	4,350	165	4,468	1.0	100.0	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
新座市	17	8,459	336	9,667	1.1	100.0	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
桶川市	7	3,430	135	3,523	1.0	97.0	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
久喜市	21	6,655	315	7,191	1.1	96.2	95.9	93.0	100.0	293	100.0	100.0	0.0
北本市	7	2,560	105	2,709	1.1	97.1	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
八潮市	10	4,223	178	5,309	1.3	100.0	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
富士見市	11	5,648	223	5,651	1.0	93.7	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
三郷市	18	7,447	316	8,309	1.1	99.7	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
蓮田市	8	2,673	110	3,072	1.1	99.1	100.0	99.1	***	***	99.1	100.0	0.0
坂戸市	12	4,470	208	5,110	1.1	96.2	99.5	99.5	***	***	99.5	100.0	0.0
幸手市	9	1,890	102	2,170	1.1	98.0	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
鶴ヶ島市	8	2,968	128	3,316	1.1	91.4	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
日高市	4	1,962	63	2,324	1.2	46.0	98.4	98.4	***	***	98.4	100.0	0.0
吉川市	8	4,015	179	4,307	1.1	84.4	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
ふじみ野市	13	5,972	251	6,749	1.1	93.2	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
白岡市	6	2,676	116	2,689	1.0	96.6	100.0	100.0	100.0	116	100.0	100.0	0.0
伊奈町	4	2,307	92	2,541	1.1	98.9	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
三芳町	5	1,792	72	1,960	1.1	100.0	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
毛呂山町	4	1,081	65	1,350	1.2	84.6	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
越生町	2	353	23	354	1.0	100.0	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
滑川町	3	1,276	52	1,324	1.0	96.2	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
嵐山町	3	683	40	717	1.0	87.5	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
小川町	5	855	51	1,022	1.2	72.5	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
川島町	4	672	37	779	1.2	100.0	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
吉見町	6	599	50	716	1.2	92.0	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
鳩山町	3	405	28	416	1.0	100.0	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
ときがわ町	3	360	23	376	1.0	100.0	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
横瀬町	1	307	15	327	1.1	100.0	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
皆野町	3	344	25	363	1.1	84.0	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
長瀞町	1	247	10	284	1.1	100.0	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
小鹿野町	4	324	34	446	1.4	100.0	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
東秩父村	1	59	8	80	1.4	100.0	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
美里町	3	474	43	566	1.2	79.1	62.8	62.8	100.0	27	100.0	0.0	0.0
神川町	4	522	41	608	1.2	75.6	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
上里町	5	1,348	67	1,510	1.1	100.0	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
寄居町	6	1,237	67	1,404	1.1	98.5	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
宮代町	4	1,578	66	1,627	1.0	100.0	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
杉戸町	6	1,798	82	1,808	1.0	100.0	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
松伏町	3	1,200	52	1,332	1.1	96.2	98.1	98.1	***	***	98.1	100.0	0.0
合　　計	790	347,944	14,276	370,092	1.1	96.6	98.4	98.3	15.7	2,009	99.9	94.7	5.3

注１）「児童生徒数」は、令和６年５月１日現在の児童生徒数。
注２）「学習者用ＰＣ」とは、教育用ＰＣのうち、児童生徒が使用するために配備されたものをいう。
注３）「児童生徒一人当たりの学習者用PC台数」は、「学習者用ＰＣ総台数」を令和６年５月１日現在の児童生徒数で除して算出した値である。
注４）「普通教室の大型提示装置整備率」は、大型提示装置を設置している普通教室の総数を普通教室の総数で除して算出した値である。
注５）「普通教室の校内ＬＡＮ整備率」は、校内ＬＡＮを整備する普通教室の総数を普通教室の総数で除して算出した値である。
注６）「普通教室の無線ＬＡＮ整備率」は、無線ＬＡＮを整備する普通教室の総数を普通教室の総数で除して算出した値である。

○市区町村（設置者）別「コンピュータの設置状況」及び「インターネット接続状況」の実態（小学校）

（令和７年３月１日現在）

市　区　町　村　別 （　小　学　校　）	教員数 人	授業を担当している教員数 人	指導者用PC台数 台	指導者用PC整備率 %	教員の校務用PC台数 台	教員の校務用PC整備率 %	統合型校務支援システム整備率 %	遠隔教育実施率 %	遠隔教育を実施している学校のうち、「合同授業型」の遠隔授業の実施率 %	遠隔教育を実施している学校のうち、「教師支援型」の遠隔授業の実施率 %	遠隔教育を実施している学校のうち、「教科・科目充実型」の遠隔授業の実施率 %	遠隔教育を実施している学校のうち、個々の児童生徒の状況に応じた遠隔教育の実施率 %
さいたま市	3,546	3,058	3,164	89.2	3,802	107.2	100.0	83.7	51.7	34.5	***	73.6
川越市	927	841	967	104.3	981	105.8	100.0	100.0	0.0	100.0	***	100.0
熊谷市	589	517	456	77.4	656	111.4	100.0	60.7	70.6	58.8	***	58.8
川口市	1,490	1,284	1,526	102.4	1,651	110.8	100.0	84.6	47.7	70.5	***	86.4
行田市	225	185	320	142.2	317	140.9	91.7	58.3	85.7	42.9	***	57.1
秩父市	223	184	242	108.5	282	126.5	100.0	69.2	66.7	44.4	***	88.9
所沢市	846	733	1,032	122.0	1,028	121.5	100.0	100.0	28.1	15.6	***	100.0
飯能市	243	205	258	106.2	278	114.4	100.0	100.0	66.7	50.0	***	91.7
加須市	385	314	388	100.8	409	106.2	100.0	54.5	50.0	16.7	***	58.3
本庄市	275	233	750	272.7	304	110.5	100.0	66.7	62.5	37.5	***	100.0
東松山市	267	240	181	67.8	326	122.1	100.0	81.8	33.3	44.4	***	77.8
春日部市	589	494	784	133.1	694	117.8	0.0	72.7	50.0	56.3	***	68.8
狭山市	355	323	434	122.3	516	145.4	100.0	100.0	40.0	26.7	***	86.7
羽生市	193	168	218	113.0	231	119.7	100.0	27.3	66.7	33.3	***	66.7
鴻巣市	351	290	365	104.0	396	112.8	100.0	70.6	50.0	50.0	***	75.0
深谷市	441	375	769	174.4	592	134.2	100.0	94.7	61.1	50.0	***	83.3
上尾市	562	480	405	72.1	736	131.0	100.0	100.0	100.0	100.0	***	100.0
草加市	594	508	637	107.2	683	115.0	100.0	47.6	60.0	70.0	***	80.0
越谷市	894	793	1,145	128.1	1,020	114.1	100.0	69.0	40.0	40.0	***	80.0
蕨市	183	160	190	103.8	255	139.3	100.0	100.0	14.3	42.9	***	100.0
戸田市	428	342	1,102	257.5	561	131.1	100.0	100.0	100.0	91.7	***	83.3
入間市	386	331	427	110.6	410	106.2	100.0	62.5	60.0	40.0	***	60.0
朝霞市	363	321	733	201.9	375	103.3	100.0	100.0	30.0	30.0	***	100.0
志木市	225	195	369	164.0	331	147.1	100.0	100.0	37.5	0.0	***	87.5
和光市	248	219	283	114.1	399	160.9	100.0	100.0	77.8	55.6	***	100.0
新座市	465	404	934	200.9	798	171.6	100.0	100.0	76.5	70.6	***	70.6
桶川市	192	165	253	131.8	210	109.4	100.0	57.1	0.0	0.0	***	75.0
久喜市	451	390	915	202.9	931	206.4	100.0	76.2	75.0	81.3	***	75.0
北本市	157	133	207	131.8	256	163.1	100.0	100.0	0.0	14.3	***	100.0
八潮市	249	217	10	4.0	286	114.9	100.0	70.0	42.9	14.3	***	85.7
富士見市	315	282	336	106.7	336	106.7	100.0	36.4	25.0	75.0	***	100.0
三郷市	434	380	898	206.9	540	124.4	100.0	66.7	41.7	41.7	***	91.7
蓮田市	171	144	337	197.1	259	151.5	100.0	0.0	***	***	***	***
坂戸市	316	279	917	290.2	424	134.2	100.0	58.3	42.9	42.9	***	85.7
幸手市	169	145	206	121.9	219	129.6	100.0	100.0	66.7	66.7	***	100.0
鶴ヶ島市	195	174	181	92.8	205	105.1	100.0	100.0	37.5	50.0	***	87.5
日高市	119	111	170	142.9	187	157.1	100.0	0.0	***	***	***	***
吉川市	219	194	300	137.0	243	111.0	100.0	87.5	71.4	71.4	***	85.7
ふじみ野市	320	286	541	169.1	366	114.4	100.0	100.0	38.5	23.1	***	100.0
白岡市	172	152	170	98.8	173	100.6	100.0	83.3	40.0	60.0	***	100.0
伊奈町	124	106	166	133.9	151	121.8	100.0	75.0	33.3	33.3	***	100.0
三芳町	108	97	149	138.0	123	113.9	100.0	60.0	100.0	100.0	***	100.0
毛呂山町	86	68	44	51.2	138	160.5	100.0	75.0	33.3	33.3	***	100.0
越生町	34	28	42	123.5	44	129.4	0.0	100.0	100.0	0.0	***	0.0
滑川町	76	69	84	110.5	91	119.7	100.0	100.0	0.0	0.0	***	100.0
嵐山町	60	53	85	141.7	81	135.0	100.0	66.7	100.0	0.0	***	100.0
小川町	80	70	97	121.3	116	145.0	100.0	100.0	20.0	20.0	***	100.0
川島町	61	53	88	144.3	68	111.5	100.0	50.0	0.0	50.0	***	50.0
吉見町	81	67	87	107.4	81	100.0	100.0	83.3	80.0	0.0	***	80.0
鳩山町	48	40	56	116.7	59	122.9	100.0	33.3	0.0	0.0	***	100.0
ときがわ町	40	33	35	87.5	50	125.0	100.0	66.7	50.0	0.0	***	50.0
横瀬町	22	19	23	104.5	26	118.2	100.0	100.0	100.0	100.0	***	100.0
皆野町	43	36	52	120.9	58	134.9	100.0	66.7	0.0	100.0	***	50.0
長瀞町	17	15	21	123.5	25	147.1	100.0	0.0	***	***	***	***
小鹿野町	45	38	90	200.0	70	155.6	100.0	50.0	50.0	100.0	***	50.0
東秩父村	13	11	14	107.7	20	153.8	100.0	100.0	100.0	100.0	***	100.0

美里町	42	36	44	104.8	62	147.6	100.0	0.0	***	***	***	***
神川町	65	52	79	121.5	68	104.6	100.0	75.0	66.7	66.7	***	66.7
上里町	95	80	114	120.0	121	127.4	100.0	40.0	100.0	50.0	***	50.0
寄居町	101	88	121	119.8	132	130.7	100.0	100.0	0.0	0.0	***	100.0
宮代町	97	81	136	140.2	116	119.6	100.0	100.0	100.0	25.0	***	25.0
杉戸町	118	103	110	93.2	123	104.2	100.0	50.0	100.0	66.7	***	33.3
松伏町	78	73	106	135.9	95	121.8	100.0	0.0	***	***	***	***
合　　計	20,306	17,565	25,363	124.9	24,584	121.1	96.8	77.5	50.5	49.0	***	83.0

注１）「教員」とは、校長、副校長、教頭、主幹教諭、指導教諭、教諭、助教諭、養護教諭、養護助教諭、栄養教諭、常勤講師、再任用職員（フルタイム）をいう。
注２）「授業を担当している教員」とは、各教科等の授業を定期的に担当している教員をいう。授業を一時的・臨時的に担当する教員は含まない。
注３）「指導者用ＰＣ」とは、教員が使用するために配備されたものをいう。教職員が主として校務用に利用しているコンピュータ（校務用コンピュータ）は含まない。
注４）「指導者用ＰＣ整備率」とは指導者用ＰＣの総数を教員の総数で除して算出した値である。
注５）「教員の校務用ＰＣ」とは、主として教員が校務に使用するコンピュータのことをいう。
注６）「教員の校務用ＰＣ整備率」は、校務用ＰＣの総数を総教員数で除して算出した値である。
注７）「統合型校務支援システム」は、教務系（成績処理、出欠管理、時数等）・保健系（健康診断票、保健室管理等）、指導要録等の学籍関係、学校事務系など統合して
機能を有しているシステムをいう。
注８）「遠隔教育」は、遠隔システムを活用した同時双方向型で行う教育をいう。（「『遠隔教育の推進に向けた施策方針』の策定について（通知）」（文部科学省、平成30年9月20日））
注９）「合同授業型」とは、教師が児童生徒等に対面で授業を行う複数の教室等を遠隔により接続することで、児童生徒が多様な意見や考えに触れたり、協働して学習に取り組んだり
する機会の充実を図る遠隔教育の形態をいう。
注10）「教師支援型」とは、外部人材等の専門家と、児童生徒や教師がいる教室等を遠隔により接続することで、児童生徒の学習活動の質を高めるとともに、
教師の資質向上を図る遠隔教育の形態をいう。
注11）「教科・科目充実型」とは、学校教育法施行規則第77条の２（中学校等）、第88条の３（高等学校等）に基づき、当該教科の免許状を保有する教師による
授業を遠隔により提供することで、生徒の多様な科目選択を可能とすること等により、学習機会の充実を図るものをいう。なお、小学校での活用は想定されない。
注12）遠隔教育を実施している学校のうち、「教科・科目充実型」の遠隔教育の実施率は、「教科・科目充実型」の遠隔授業を実施している学校の総数を、
遠隔教育を実施していると答えた学校の総数から、遠隔教育を実施していると答えた小学校の総数を引いた数で除した値である。
注13）「個々の児童生徒の状況に応じた遠隔教育」とは、外国人児童生徒等への日本語指導、病気療養児・不登校児童生徒等に対する学習指導等の
個々の児童生徒の状況に応じた遠隔教育の形態をいう。

○市区町村（設置者）別「コンピュータの設置状況」及び「インターネット接続状況」の実態（中学校）

（令和７年３月１日現在）

市　区　町　村　別 （　中　学　校　）	学校数 校	児童生徒数 人	普通教室数 室	学習者用PC総台数 台	児童生徒一人当たりの学習者用PC台数 台／人	普通教室の大型提示装置整備率 %	普通教室の校内LAN整備率 %	普通教室の無線LAN整備率 %	普通教室の移動通信システム（LTE等）整備率 %	移動系通信を利用している学校の内、無線LAN整備済みの普通教室の数 室	無線LAN又は移動系通信によりインターネット接続を行う普通教室の割合 %	回線速度の契約理論値 ベストエフォート型 %	回線速度の契約理論値 ギャランティ型 %
埼玉県	1	239	6	304	1.3	100.0	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
さいたま市	58	31,679	994	32,759	1.0	98.3	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
川越市	22	8,696	289	8,957	1.0	100.0	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
熊谷市	16	4,439	185	4,927	1.1	99.5	100.0	99.5	***	***	99.5	100.0	0.0
川口市	28	13,772	461	13,825	1.0	92.2	97.2	97.2	100.0	448	100.0	100.0	0.0
行田市	8	1,763	76	2,040	1.2	81.6	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
秩父市	8	1,361	60	1,496	1.1	78.3	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
所沢市	15	7,534	248	7,544	1.0	100.0	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
飯能市	7	1,733	68	1,820	1.1	100.0	100.0	100.0	100.0	68	100.0	100.0	0.0
加須市	8	2,740	102	2,750	1.0	96.1	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
本庄市	4	1,820	73	2,047	1.1	86.3	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
東松山市	5	2,200	87	2,361	1.1	82.8	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
春日部市	11	5,178	198	5,455	1.1	88.4	95.5	95.5	***	***	95.5	100.0	0.0
狭山市	8	3,229	95	3,443	1.1	96.8	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
羽生市	3	1,200	39	1,286	1.1	100.0	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
鴻巣市	8	2,685	93	2,716	1.0	98.9	100.0	100.0	100.0	93	100.0	100.0	0.0
深谷市	10	3,486	134	4,418	1.3	94.8	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
上尾市	12	5,345	180	5,805	1.1	98.3	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
草加市	11	5,631	187	5,703	1.0	100.0	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
越谷市	15	8,386	270	9,065	1.1	100.0	100.0	100.0	***	***	100.0	0.0	100.0
蕨市	3	1,425	47	1,740	1.2	100.0	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
戸田市	6	3,690	125	4,291	1.2	100.0	100.0	100.0	***	***	100.0	0.0	100.0
入間市	11	3,313	128	3,321	1.0	83.6	69.5	63.3	100.0	81	100.0	0.0	0.0
朝霞市	5	3,374	104	3,380	1.0	99.0	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
志木市	4	1,817	59	1,903	1.0	100.0	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
和光市	3	1,932	60	2,154	1.1	100.0	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
新座市	6	4,191	132	4,752	1.1	100.0	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
桶川市	4	1,749	60	1,747	1.0	95.0	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
久喜市	10	3,387	132	3,955	1.2	98.5	97.0	97.0	100.0	128	100.0	100.0	0.0
北本市	4	1,316	51	1,498	1.1	92.2	98.0	98.0	***	***	98.0	100.0	0.0
八潮市	5	2,036	70	2,611	1.3	100.0	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
富士見市	6	2,659	92	2,659	1.0	94.6	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
三郷市	8	3,241	118	3,653	1.1	94.9	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
蓮田市	5	1,342	42	1,629	1.2	97.6	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
坂戸市	7	2,514	91	2,760	1.1	96.7	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
幸手市	3	1,149	38	1,278	1.1	100.0	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
鶴ヶ島市	5	1,561	63	1,852	1.2	77.8	96.8	96.8	***	***	96.8	100.0	0.0
日高市	4	1,177	44	1,230	1.0	45.5	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
吉川市	4	2,041	84	2,182	1.1	77.4	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
ふじみ野市	6	2,937	96	2,979	1.0	99.0	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
白岡市	4	1,242	43	1,376	1.1	100.0	100.0	100.0	100.0	43	100.0	100.0	0.0
伊奈町	3	1,359	47	1,461	1.1	91.5	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
三芳町	3	1,006	33	1,116	1.1	100.0	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
毛呂山町	2	666	24	829	1.2	45.8	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
越生町	1	213	11	221	1.0	90.9	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
滑川町	1	595	20	640	1.1	25.0	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
嵐山町	2	355	18	355	1.0	77.8	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
小川町	3	533	27	623	1.2	85.2	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
川島町	2	389	20	489	1.3	100.0	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
吉見町	1	336	11	378	1.1	81.8	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
鳩山町	1	196	10	278	1.4	100.0	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
ときがわ町	2	208	11	231	1.1	100.0	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
横瀬町	1	178	9	237	1.3	100.0	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
皆野町	1	234	9	274	1.2	100.0	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
長瀞町	1	149	8	157	1.1	100.0	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
小鹿野町	1	255	12	295	1.2	100.0	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
東秩父村	1	35	5	35	1.0	100.0	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
美里町	1	251	10	290	1.2	100.0	100.0	100.0	100.0	10	100.0	0.0	0.0
神川町	1	292	12	311	1.1	100.0	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
上里町	2	770	30	824	1.1	100.0	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
寄居町	3	654	28	747	1.1	100.0	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
宮代町	3	727	36	728	1.0	58.3	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
杉戸町	3	1,004	42	1,016	1.0	90.5	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
松伏町	2	692	28	802	1.2	60.7	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
合　　計	412	172,306	5,985	184,008	1.1	94.6	98.9	98.7	15.6	871	99.8	94.8	5.3

注１）「児童生徒数」は、令和６年５月１日現在の児童生徒数。
注２）「学習者用ＰＣ」とは、教育用ＰＣのうち、児童生徒が使用するために配備されたものをいう。
注３）「児童生徒一人当たりの学習者用PC台数」は、「学習者用ＰＣ総台数」を令和６年５月１日現在の児童生徒数で除して算出した値である。
注４）「普通教室の大型提示装置整備率」は、大型提示装置を設置している普通教室の総数を普通教室の総数で除して算出した値である。
注５）「普通教室の校内ＬＡＮ整備率」は、校内ＬＡＮを整備する普通教室の総数を普通教室の総数で除して算出した値である。
注６）「普通教室の無線ＬＡＮ整備率」は、無線ＬＡＮを整備する普通教室の総数を普通教室の総数で除して算出した値である。

○市区町村（設置者）別「コンピュータの設置状況」及び「インターネット接続状況」の実態（中学校）

（令和７年３月１日現在）

市区町村別（中学校）	教員数	授業を担当している教員数	指導者用PC台数	指導者用PC整備率	教員の校務用PC台数	教員の校務用PC整備率	統合型校務支援システム整備率	遠隔教育実施率	遠隔教育を実施している学校のうち、「合同授業型」の遠隔授業の実施率	遠隔教育を実施している学校のうち、「教師支援型」の遠隔授業の実施率	遠隔教育を実施している学校のうち、「教科・科目充実型」の遠隔授業の実施率	遠隔教育を実施している学校のうち、個々の児童生徒の状況に応じた遠隔教育の実施率
	人	人	台	%	台	%	%	%	%	%	%	%
埼玉県	18	14	33	183.3	32	177.8	0.0	0.0	***	***	***	***
さいたま市	1,983	1,737	1,793	90.4	2,094	105.6	100.0	74.1	67.4	46.5	0.0	72.1
川越市	558	486	591	105.9	610	109.3	100.0	100.0	0.0	100.0	0.0	100.0
熊谷市	375	321	277	73.9	393	104.8	100.0	68.8	36.4	72.7	0.0	54.5
川口市	837	738	905	108.1	917	109.6	100.0	67.9	52.6	42.1	0.0	68.4
行田市	156	130	268	171.8	263	168.6	87.5	62.5	80.0	40.0	0.0	100.0
秩父市	141	114	195	138.3	210	148.9	100.0	100.0	37.5	37.5	0.0	100.0
所沢市	447	397	526	117.7	540	120.8	100.0	100.0	0.0	0.0	0.0	100.0
飯能市	149	124	163	109.4	177	118.8	100.0	100.0	28.6	14.3	0.0	100.0
加須市	195	168	208	106.7	211	108.2	100.0	25.0	100.0	50.0	0.0	0.0
本庄市	126	113	169	134.1	138	109.5	100.0	100.0	75.0	0.0	0.0	50.0
東松山市	152	138	101	66.4	172	113.2	100.0	40.0	50.0	0.0	0.0	50.0
春日部市	338	294	472	139.6	429	126.9	0.0	45.5	60.0	40.0	0.0	100.0
狭山市	208	185	297	142.8	283	136.1	100.0	100.0	50.0	12.5	0.0	87.5
羽生市	83	76	107	128.9	106	127.7	100.0	0.0	***	***	***	***
鴻巣市	182	155	187	102.7	201	110.4	100.0	50.0	75.0	25.0	0.0	25.0
深谷市	263	208	447	170.0	297	112.9	100.0	70.0	57.1	71.4	0.0	85.7
上尾市	345	304	336	97.4	449	130.1	100.0	100.0	100.0	91.7	0.0	91.7
草加市	338	298	411	121.6	368	108.9	100.0	72.7	25.0	50.0	0.0	87.5
越谷市	497	439	647	130.2	556	111.9	100.0	46.7	57.1	28.6	0.0	28.6
蕨市	93	83	107	115.1	113	121.5	100.0	100.0	33.3	100.0	0.0	33.3
戸田市	208	188	594	285.6	289	138.9	100.0	100.0	100.0	100.0	0.0	100.0
入間市	234	199	247	105.6	247	105.6	100.0	27.3	100.0	66.7	0.0	0.0
朝霞市	186	163	407	218.8	196	105.4	100.0	100.0	0.0	20.0	0.0	100.0
志木市	114	101	209	183.3	140	122.8	100.0	100.0	0.0	0.0	0.0	100.0
和光市	112	100	124	110.7	166	148.2	100.0	100.0	100.0	66.7	0.0	100.0
新座市	247	224	410	166.0	362	146.6	100.0	100.0	50.0	16.7	0.0	83.3
桶川市	111	102	122	109.9	118	106.3	100.0	25.0	0.0	0.0	0.0	100.0
久喜市	247	211	504	204.0	509	206.1	100.0	90.0	88.9	66.7	0.0	55.6
北本市	92	79	51	55.4	157	170.7	100.0	100.0	0.0	0.0	0.0	100.0
八潮市	132	116	5	3.8	156	118.2	100.0	60.0	66.7	33.3	0.0	100.0
富士見市	165	147	185	112.1	185	112.1	100.0	16.7	0.0	0.0	0.0	100.0
三郷市	219	188	366	167.1	268	122.4	100.0	50.0	75.0	25.0	0.0	75.0
蓮田市	110	95	128	116.4	146	132.7	100.0	0.0	***	***	***	***
坂戸市	185	158	543	293.5	231	124.9	100.0	57.1	75.0	25.0	0.0	50.0
幸手市	83	67	87	104.8	94	113.3	100.0	100.0	66.7	66.7	0.0	100.0
鶴ヶ島市	124	103	105	84.7	127	102.4	100.0	100.0	40.0	0.0	0.0	80.0
日高市	90	78	159	176.7	172	191.1	100.0	50.0	100.0	0.0	0.0	100.0
吉川市	123	111	216	175.6	135	109.8	100.0	75.0	100.0	66.7	0.0	33.3
ふじみ野市	174	154	297	170.7	199	114.4	100.0	100.0	33.3	0.0	0.0	100.0
白岡市	93	79	110	118.3	98	105.4	100.0	0.0	***	***	***	***
伊奈町	91	79	103	113.2	100	109.9	100.0	33.3	100.0	0.0	0.0	0.0
三芳町	67	57	83	123.9	83	123.9	100.0	66.7	0.0	0.0	0.0	100.0
毛呂山町	47	41	25	53.2	77	163.8	100.0	0.0	***	***	***	***
越生町	19	17	23	121.1	33	173.7	0.0	100.0	100.0	0.0	0.0	0.0
滑川町	36	33	64	177.8	42	116.7	100.0	0.0	***	***	***	***
嵐山町	34	31	64	188.2	51	150.0	100.0	0.0	***	***	***	***
小川町	57	48	49	86.0	60	105.3	100.0	66.7	0.0	100.0	0.0	100.0
川島町	38	34	50	131.6	57	150.0	100.0	50.0	0.0	100.0	0.0	100.0
吉見町	25	20	38	152.0	29	116.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
鳩山町	19	16	27	142.1	28	147.4	100.0	100.0	0.0	0.0	0.0	100.0
ときがわ町	29	25	25	86.2	36	124.1	100.0	100.0	0.0	50.0	0.0	50.0
横瀬町	17	15	25	147.1	28	164.7	100.0	100.0	100.0	0.0	0.0	100.0
皆野町	21	18	27	128.6	29	138.1	100.0	100.0	0.0	0.0	0.0	100.0
長瀞町	17	14	19	111.8	27	158.8	100.0	100.0	100.0	0.0	0.0	100.0
小鹿野町	25	22	40	160.0	30	120.0	100.0	100.0	0.0	0.0	0.0	100.0

東秩父村	15	11	35	233.3	40	266.7	100.0	100.0	100.0	100.0	0.0	100.0
美里町	26	20	25	96.2	25	96.2	100.0	0.0	***	***	***	***
神川町	27	23	129	477.8	129	477.8	100.0	0.0	***	***	***	***
上里町	56	50	60	107.1	63	112.5	100.0	50.0	0.0	0.0	0.0	100.0
寄居町	60	51	93	155.0	74	123.3	100.0	100.0	0.0	0.0	0.0	100.0
宮代町	67	57	78	116.4	72	107.5	100.0	100.0	100.0	0.0	0.0	0.0
杉戸町	69	61	71	102.9	72	104.3	100.0	33.3	100.0	0.0	0.0	0.0
松伏町	52	45	58	111.5	68	130.8	0.0	0.0	***	***	***	***
合　　計	11,447	9,973	14,320	125.1	13,807	120.6	96.1	69.9	49.7	43.4	0.3	78.1

注１）「教員」とは、校長、副校長、教頭、主幹教諭、指導教諭、教諭、助教諭、養護教諭、養護助教諭、栄養教諭、常勤講師、再任用職員（フルタイム）をいう。
注２）「授業を担当している教員」とは、各教科等の授業を定期的に担当している教員をいう。授業を一時的・臨時的に担当する教員は含まない。
注３）「指導者用ＰＣ」とは、教員が使用するために配備されたものをいう。教職員が主として校務用に利用しているコンピュータ（校務用コンピュータ）は含まない。
注４）「指導者用ＰＣ整備率」とは指導者用ＰＣの総数を教員の総数で除して算出した値である。
注５）「教員の校務用ＰＣ」とは、主として教員が校務に使用するコンピュータのことをいう。
注６）「教員の校務用ＰＣ整備率」は、校務用ＰＣの総数を総教員数で除して算出した値である。
注７）「統合型校務支援システム」は、教務系（成績処理、出欠管理、時数等）・保健系（健康診断票、保健室管理等）、指導要録等の学籍関係、学校事務系など統合して
機能を有しているシステムをいう。
注８）「遠隔教育」は、遠隔システムを活用した同時双方向型で行う教育をいう。（「『遠隔教育の推進に向けた施策方針』の策定について（通知）」（文部科学省、平成30年9月20日））
注９）「合同授業型」とは、教師が児童生徒等に対面で授業を行う複数の教室等を遠隔により接続することで、児童生徒が多様な意見や考えに触れたり、協働して学習に取り組んだり
する機会の充実を図る遠隔教育の形態をいう。
注10）「教師支援型」とは、外部人材等の専門家と、児童生徒や教師がいる教室等を遠隔により接続することで、児童生徒の学習活動の質を高めるとともに、
教師の資質向上を図る遠隔教育の形態をいう。
注11）「教科・科目充実型」とは、学校教育法施行規則第77条の２（中学校等）、第88条の３（高等学校等）に基づき、当該教科の免許状を保有する教師による
授業を遠隔により提供することで、生徒の多様な科目選択を可能とすること等により、学習機会の充実を図るものをいう。なお、小学校での活用は想定されない。
注12）遠隔教育を実施している学校のうち、「教科・科目充実型」の遠隔教育の実施率は、「教科・科目充実型」の遠隔授業を実施している学校の総数を、
遠隔教育を実施していると答えた学校の総数から、遠隔教育を実施していると答えた小学校の総数を引いた数で除した値である。
注13）「個々の児童生徒の状況に応じた遠隔教育」とは、外国人児童生徒等への日本語指導、病気療養児・不登校児童生徒等に対する学習指導等の
個々の児童生徒の状況に応じた遠隔教育の形態をいう。

○市区町村（設置者）別「コンピュータの設置状況」及び「インターネット接続状況」の実態（義務教育学校）

市　区　町　村　別 （義務教育学校）	学校数 校	児童生徒数 人	普通教室数 室	学習者用PC総台数 台	児童生徒一人当たりの学習者用PC台数 台／人	普通教室の大型提示装置整備率 %
春日部市	1	200	12	241	1.2	100.0
日高市	2	570	26	685	1.2	84.6
合　計	3	770	38	926	1.2	89.5

注１）「児童生徒数」は、令和６年５月１日現在の児童生徒数。
注２）「学習者用ＰＣ」とは、教育用ＰＣのうち、児童生徒が使用するために配備されたものをいう。
注３）「児童生徒一人当たりの学習者用PC台数」は、「学習者用ＰＣ総台数」を令和６年５月１日現在の児童生徒数で除して算出した値であ
注４）「普通教室の大型提示装置整備率」は、大型提示装置を設置している普通教室の総数を普通教室の総数で除して算出した値である。
注５）「普通教室の校内ＬＡＮ整備率」は、校内ＬＡＮを整備する普通教室の総数を普通教室の総数で除して算出した値である。
注６）「普通教室の無線ＬＡＮ整備率」は、無線ＬＡＮを整備する普通教室の総数を普通教室の総数で除して算出した値である。

（令和７年３月１日現在）

普通教室の校内LAN整備率 %	普通教室の無線LAN整備率 %	普通教室の移動通信システム（LTE等）整備率 %	移動系通信を利用している学校の内、無線LAN整備済みの普通教室の数 室	無線LAN又は移動系通信によりインターネット接続を行う普通教室の割合 %	回線速度の契約理論値 ベストエフォート型 %	回線速度の契約理論値 ギャランティ型 %
100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0

る。

○市区町村（設置者）別「コンピュータの設置状況」及び「インターネット接続状況」の実態（義務教育学校）

（令和７年３月１日現在）

市　区　町　村　別 （義務教育学校）	教員数 人	授業を担当している教員数 人	指導者用PC台数 台	指導者用PC整備率 %	教員の校務用PC台数 台	教員の校務用PC整備率 %	統合型校務支援システム整備率 %	遠隔教育実施率 %	遠隔教育を実施している学校のうち、「合同授業型」の遠隔授業の実施率 %	遠隔教育を実施している学校のうち、「教師支援型」の遠隔授業の実施率 %	遠隔教育を実施している学校のうち、「教科・科目充実型」の遠隔授業の実施率 %	遠隔教育を実施している学校のうち、個々の児童生徒の状況に応じた遠隔教育の実施率 %
春日部市	26	21	30	115.4	35	134.6	0.0	0.0	***	***	***	***
日高市	60	51	57	95.0	84	140.0	100.0	0.0	***	***	***	***
合　計	86	72	87	101.2	119	138.4	66.7	0.0	***	***	***	***

注１）「教員」とは、校長、副校長、教頭、主幹教諭、指導教諭、教諭、助教諭、養護教諭、養護助教諭、栄養教諭、常勤講師、再任用職員（フルタイム）をいう。
注２）「授業を担当している教員」とは、各教科等の授業を定期的に担当している教員をいう。授業を一時的・臨時的に担当する教員は含まない。
注３）「指導者用ＰＣ」とは、教員が使用するために配備されたものをいう。教職員が主として校務用に利用しているコンピュータ（校務用コンピュータ）は含まない。
注４）「指導者用ＰＣ整備率」とは指導者用ＰＣの総数を教員の総数で除して算出した値である。
注５）「教員の校務用ＰＣ」とは、主として教員が校務に使用するコンピュータのことをいう。
注６）「教員の校務用ＰＣ整備率」は、校務用ＰＣの総数を総教員数で除して算出した値である。
注７）「統合型校務支援システム」は、教務系（成績処理、出欠管理、時数等）・保健系（健康診断票、保健室管理等）、指導要録等の学籍関係、学校事務系など統合して
　　機能を有しているシステムをいう。
注８）「遠隔教育」は、遠隔システムを活用した同時双方向型で行う教育をいう。（「『遠隔教育の推進に向けた施策方針』の策定について（通知）」（文部科学省、平成30年9月20日））
注９）「合同授業型」とは、教師が児童生徒等に対面で授業を行う複数の教室等を遠隔により接続することで、児童生徒が多様な意見や考えに触れたり、協働して学習に取り組んだり
　　する機会の充実を図る遠隔教育の形態をいう。
注10）「教師支援型」とは、外部人材等の専門家と、児童生徒や教師がいる教室等を遠隔により接続することで、児童生徒の学習活動の質を高めるとともに、
　　教師の資質向上を図る遠隔教育の形態をいう。
注11）「教科・科目充実型」とは、学校教育法施行規則第77条の２（中学校等）、第88条の３（高等学校等）に基づき、当該教科の免許状を保有する教師による
　　授業を遠隔により提供することで、生徒の多様な科目選択を可能とすること等により、学習機会の充実を図るものをいう。なお、小学校での活用は想定されない。
注12）遠隔教育を実施している学校のうち、「教科・科目充実型」の遠隔教育の実施率は、「教科・科目充実型」の遠隔授業を実施している学校の総数を、
　　遠隔教育を実施していると答えた学校の総数から、遠隔教育を実施していると答えた小学校の総数を引いた数で除した値である。
注13）「個々の児童生徒の状況に応じた遠隔教育」とは、外国人児童生徒等への日本語指導、病気療養児・不登校児童生徒等に対する学習指導等の
　　個々の児童生徒の状況に応じた遠隔教育の形態をいう。

○市区町村（設置者）別「コンピュータの設置状況」及び「インターネット接続状況」の実態（高等学校）

（令和７年３月１日現在）

市区町村別（高等学校）	学校数	学校数（専門学科・総合学科単独及び複数学科設置校）	児童生徒数	児童生徒数（専門学科・総合学科単独及び複数学科設置校）	普通教室数	普通教室数（専門学科・総合学科単独及び複数学科設置校）	学習者用PC総台数	学習者用PC総台数（専門学科・総合学科単独及び複数学科設置校）	児童生徒一人当たりの学習者用PC台数	児童生徒一人当たりの学習者用PC台数（専門学科・総合学科単独及び複数学科設置校）	普通教室の大型提示装置整備率	普通教室の大型提示装置整備率（専門学科・総合学科単独及び複数学科設置校）	普通教室の校内LAN整備率	普通教室の校内LAN整備率（専門学科・総合学科単独及び複数学科設置校）	普通教室の無線LAN整備率	普通教室の無線LAN整備率（専門学科・総合学科単独及び複数学科設置校）	普通教室の移動通信システム（LTE等）整備率	普通教室の移動通信システム（LTE等）整備率（専門学科・総合学科単独及び複数学科設置校）	移動系通信を利用している学校の内、無線LAN整備済みの普通教室の数	移動系通信を利用している学校の内、無線LAN整備済みの普通教室の数（専門学科・総合学科単独及び複数学科設置校）	無線LAN又は移動系通信によりインターネット接続を行う普通教室の割合	無線LAN又は移動系通信によりインターネット接続を行う普通教室の割合（専門学科・総合学科単独及び複数学科設置校）	回線速度の契約理論値ベストエフォート型	回線速度の契約理論値ベストエフォート型（専門学科・総合学科単独及び複数学科設置校）	回線速度の契約理論値ギャランティ型	回線速度の契約理論値ギャランティ型（専門学科・総合学科単独及び複数学科設置校）
	校	校	人	人	室	室	台	台	台／人	台／人	%	%	%	%	%	%	%	%	室	室	%	%	%	%	%	%
埼玉県	137	64	103,600	43,258	2,885	1,293	86,694	41,131	0.8	1.0	99.6	99.7	100.0	100.0	100.0	100.0	4.6	2.8	132	36	100.0	100.0	100.0	100.0	0.0	0.0
さいたま市	3	1	2,885	973	72	24	3,245	1,141	1.1	1.2	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	33.3	100.0	24	24	100.0	100.0	100.0	0.0	0.0	0.0
川越市	1	1	831	831	24	24	749	749	0.9	0.9	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	***	***	***	***	100.0	100.0	100.0	100.0	0.0	0.0
川口市	1	1	1,453	1,453	46	46	1,686	1,686	1.2	1.2	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	***	***	***	***	100.0	100.0	100.0	100.0	0.0	0.0
合計	142	67	108,769	46,515	3,027	1,387	92,374	44,707	0.8	1.0	99.6	99.7	100.0	100.0	100.0	100.0	5.2	4.3	156	60	100.0	100.0	100.0	100.0	0.0	0.0

注１）「児童生徒数」は、令和６年５月１日現在の児童生徒数。
注２）「学習者用ＰＣ」とは、教育用ＰＣのうち、児童生徒が使用するために配備されたものをいう。
注３）「児童生徒一人当たりの学習者用PC台数」は、「学習者用ＰＣ総台数」を令和６年５月１日現在の児童生徒数で除して算出した値である。
注４）「普通教室の大型提示装置整備率」は、大型提示装置を設置している普通教室の総数を普通教室の総数で除して算出した値である。
注５）「普通教室の校内ＬＡＮ整備率」は、校内ＬＡＮを整備する普通教室の総数を普通教室の総数で除して算出した値である。
注６）「普通教室の無線ＬＡＮ整備率」は、無線ＬＡＮを整備する普通教室の総数を普通教室の総数で除して算出した値である。

○市区町村（設置者）別「コンピュータの設置状況」及び「インターネット接続状況」の実態（高等学校）

（令和７年３月１日現在）

市区町村別（高等学校）	教員数	教員数（専門学科・総合学科単独及び複数学科設置校）	授業を担当している教員数	授業を担当している教員数（専門学科・総合学科単独及び複数学科設置校）	指導者用PC台数	指導者用PC台数（専門学科・総合学科単独及び複数学科設置校）	指導者用PC整備率	指導者用PC整備率（専門学科・総合学科単独及び複数学科設置校）	教員の校務用PC台数	教員の校務用PC台数（専門学科・総合学科単独及び複数学科設置校）	教員の校務用PC整備率	教員の校務用PC整備率（専門学科・総合学科単独及び複数学科設置校）	統合型校務支援システム整備率	統合型校務支援システム整備率（専門学科・総合学科単独及び複数学科設置校）	遠隔教育実施率	遠隔教育実施率（専門学科・総合学科単独及び複数学科設置校）	遠隔教育を実施している学校のうち、「合同授業型」の遠隔授業の実施率	遠隔教育を実施している学校のうち、「合同授業型」の遠隔授業の実施率（専門学科・総合学	遠隔教育を実施している学校のうち、「教師支援型」の遠隔授業の実施率	遠隔教育を実施している学校のうち、「教師支援型」の遠隔授業の実施率（専門学科・総合学	遠隔教育を実施している学校のうち、「教科・科目充実型」の遠隔授業の実施率	遠隔教育を実施している学校のうち、「教科・科目充実型」の遠隔授業の実施率（専門学	遠隔教育を実施している学校のうち、個々の児童生徒の状況に応じた遠隔教育の実施率	遠隔教育を実施している学校のうち、個々の児童生徒の状況に応じた遠隔教育の実施率（専門学
	人	人	人	人	台	台	%	%	台	台	%	%	%	%	%	%	%	%	%	%	%	%	%	%
埼玉県	7,612	3,554	6,942	3,219	10,547	5,064	138.6	142.5	10,141	4,993	133.2	140.5	100.0	100.0	42.3	40.6	50.0	53.8	44.8	46.2	0.0	0.0	77.6	61.5
さいたま市	205	65	192	62	344	64	167.8	98.5	359	65	175.1	100.0	100.0	100.0	66.7	100.0	100.0	100.0	50.0	100.0	0.0	0.0	100.0	100.0
川越市	50	50	46	46	109	109	218.0	218.0	57	57	114.0	114.0	100.0	100.0	0.0	0.0	***	***	***	***	***	***	***	***
川口市	131	131	120	120	205	205	156.5	156.5	200	200	152.7	152.7	100.0	100.0	100.0	100.0	0.0	0.0	100.0	100.0	0.0	0.0	0.0	0.0
合計	7,998	3,800	7,300	3,447	11,205	5,442	140.1	143.2	10,757	5,315	134.5	139.9	100.0	100.0	43.0	41.8	50.8	53.6	45.9	50.0	0.0	0.0	77.0	60.7

注１）「教員」とは、校長、副校長、教頭、主幹教諭、指導教諭、教諭、助教諭、養護教諭、養護助教諭、栄養教諭、常勤講師、再任用職員（フルタイム）をいう。
注２）「授業を担当している教員」とは、各教科等の授業を定期的に担当している教員をいう。授業を一時的・臨時的に担当する教員は含まない。
注３）「指導者用ＰＣ」とは、教員が使用するために配備されたものをいう。教職員が主として校務用に利用しているコンピュータ（校務用コンピュータ）は含まない。
注４）「指導者用ＰＣ整備率」とは指導者用ＰＣの総数を教員の総数で除して算出した値である。
注５）「教員の校務用ＰＣ」とは、主として教員が校務に使用するコンピュータのことをいう。
注６）「教員の校務用ＰＣ整備率」は、校務用ＰＣの総数を総教員数で除して算出した値である。
注７）「統合型校務支援システム」は、教務系（成績処理、出欠管理、時数等）・保健系（健康診断票、保健室管理等）、指導要録等の学籍関係、学校事務系など統合して機能を有しているシステムをいう。
注８）「遠隔教育」は、遠隔システムを活用した同時双方向型で行う教育をいう。（「『遠隔教育の推進に向けた施策方針』の策定について（通知）」（文部科学省、平成30年9月20日））
注９）「合同授業型」とは、教師が児童生徒等に対面で授業を行う複数の教室等を遠隔により接続することで、児童生徒が多様な意見や考えに触れたり、協働して学習に取り組んだりする機会の充実を図る遠隔教育の形態をいう。
注10）「教師支援型」とは、外部人材等の専門家と、児童生徒や教師がいる教室等を遠隔により接続することで、児童生徒の学習活動の質を高めるとともに、教師の資質向上を図る遠隔教育の形態をいう。
注11）「教科・科目充実型」とは、学校教育法施行規則第77条の２（中学校等）、第88条の３（高等学校等）に基づき、当該教科の免許状を保有する教師による授業を遠隔により提供することで、生徒の多様な科目選択を可能とすること等により、学習機会の充実を図るものをいう。なお、小学校での活用は想定されない。
注12）遠隔教育を実施している学校のうち、「教科・科目充実型」の遠隔教育の実施率は、「教科・科目充実型」の遠隔授業を実施している学校の総数を、遠隔教育を実施していると答えた学校の総数から、遠隔教育を実施していると答えた小学校の総数を引いた数で除した値である。
注13）「個々の児童生徒の状況に応じた遠隔教育」とは、外国人児童生徒等への日本語指導、病気療養児・不登校児童生徒等に対する学習指導等の個々の児童生徒の状況に応じた遠隔教育の形態をいう。

○市区町村（設置者）別「コンピュータの設置状況」及び「インターネット接続状況」の実態（中等教育学校）

市　区　町　村　別 （中等教育学校）	学校数 校	児童生徒数 人	普通教室数 室	学習者用PC総台数 台	児童生徒一人当たりの学習者用PC台数 台／人	普通教室の大型提示装置整備率 %
さいたま市	1	925	24	940	1.0	100.0
合　計	1	925	24	940	1.0	100.0

注１）「児童生徒数」は、令和６年５月１日現在の児童生徒数。
注２）「学習者用ＰＣ」とは、教育用ＰＣのうち、児童生徒が使用するために配備されたものをいう。
注３）「児童生徒一人当たりの学習者用PC台数」は、「学習者用ＰＣ総台数」を令和６年５月１日現在の児童生徒数で除して算出した値であ
注４）「普通教室の大型提示装置整備率」は、大型提示装置を設置している普通教室の総数を普通教室の総数で除して算出した値である。
注５）「普通教室の校内ＬＡＮ整備率」は、校内ＬＡＮを整備する普通教室の総数を普通教室の総数で除して算出した値である。
注６）「普通教室の無線ＬＡＮ整備率」は、無線ＬＡＮを整備する普通教室の総数を普通教室の総数で除して算出した値である。

（令和７年３月１日現在）

普通教室の校内LAN整備率 %	普通教室の無線LAN整備率 %	普通教室の移動通信システム（LTE等）整備率 %	移動系通信を利用している学校の内、無線LAN整備済みの普通教室の数 室	無線LAN又は移動系通信によりインターネット接続を行う普通教室の割合 %	回線速度の契約理論値 ベストエフォート型 %	回線速度の契約理論値 ギャランティ型 %
100.0	100.0	100.0	24	100.0	0.0	0.0
100.0	100.0	100.0	24	100.0	0.0	0.0

る。

○市区町村（設置者）別「コンピュータの設置状況」及び「インターネット接続状況」の実態（中等教育学校）

（令和７年３月１日現在）

市　区　町　村　別 （中等教育学校）	教員数 人	授業を担当している教員数 人	指導者用PC台数 台	指導者用PC整備率 %	教員の校務用PC台数 台	教員の校務用PC整備率 %	統合型校務支援システム整備率 %	遠隔教育実施率 %	遠隔教育を実施している学校のうち、「合同授業型」の遠隔授業の実施率 %	遠隔教育を実施している学校のうち、「教師支援型」の遠隔授業の実施率 %	遠隔教育を実施している学校のうち、「教科・科目充実型」の遠隔授業の実施率 %	遠隔教育を実施している学校のうち、個々の児童生徒の状況に応じた遠隔教育の実施率 %
さいたま市	97	90	156	160.8	32	33.0	100.0	100.0	0.0	100.0	0.0	100.0
合　　計	97	90	156	160.8	32	33.0	100.0	100.0	0.0	100.0	0.0	100.0

注１）「教員」とは、校長、副校長、教頭、主幹教諭、指導教諭、教諭、助教諭、養護教諭、養護助教諭、栄養教諭、常勤講師、再任用職員（フルタイム）をいう。
注２）「授業を担当している教員」とは、各教科等の授業を定期的に担当している教員をいう。授業を一時的・臨時的に担当する教員は含まない。
注３）「指導者用ＰＣ」とは、教員が使用するために配備されたものをいう。教職員が主として校務用に利用しているコンピュータ（校務用コンピュータ）は含まない。
注４）「指導者用ＰＣ整備率」とは指導者用ＰＣの総数を教員の総数で除して算出した値である。
注５）「教員の校務用ＰＣ」とは、主として教員が校務に使用するコンピュータのことをいう。
注６）「教員の校務用ＰＣ整備率」は、校務用ＰＣの総数を総教員数で除して算出した値である。
注７）「統合型校務支援システム」は、教務系（成績処理、出欠管理、時数等）・保健系（健康診断票、保健室管理等）、指導要録等の学籍関係、学校事務系など統合して
　　機能を有しているシステムをいう。
注８）「遠隔教育」は、遠隔システムを活用した同時双方向型で行う教育をいう。（「『遠隔教育の推進に向けた施策方針』の策定について（通知）」（文部科学省、平成30年9月20日））
注９）「合同授業型」とは、教師が児童生徒等に対面で授業を行う複数の教室等を遠隔により接続することで、児童生徒が多様な意見や考えに触れたり、協働して学習に取り組んだり
　　する機会の充実を図る遠隔教育の形態をいう。
注10）「教師支援型」とは、外部人材等の専門家と、児童生徒や教師がいる教室等を遠隔により接続することで、児童生徒の学習活動の質を高めるとともに、
　　教師の資質向上を図る遠隔教育の形態をいう。
注11）「教科・科目充実型」とは、学校教育法施行規則第77条の２（中学校等）、第88条の３（高等学校等）に基づき、当該教科の免許状を保有する教師による
　　授業を遠隔により提供することで、生徒の多様な科目選択を可能とすること等により、学習機会の充実を図るものをいう。なお、小学校での活用は想定されない。
注12）遠隔教育を実施している学校のうち、「教科・科目充実型」の遠隔教育の実施率は、「教科・科目充実型」の遠隔授業を実施している学校の総数を、
　　遠隔教育を実施していると答えた学校の総数から、遠隔教育を実施していると答えた小学校の総数を引いた数で除した値である。
注13）「個々の児童生徒の状況に応じた遠隔教育」とは、外国人児童生徒等への日本語指導、病気療養児・不登校児童生徒等に対する学習指導等の
　　個々の児童生徒の状況に応じた遠隔教育の形態をいう。

○市区町村（設置者）別「コンピュータの設置状況」及び「インターネット接続状況」の実態（特別支援学校）

市　区　町　村　別 （特別支援学校）	学校数 校	児童生徒数 人	普通教室数 室	学習者用PC総台数 台	児童生徒一人当たりの学習者用PC台数 台／人	普通教室の大型提示装置整備率 %
埼玉県	53	8,686	1,487	7,961	0.9	57.3
さいたま市	2	98	34	90	0.9	100.0
川越市	1	46	6	50	1.1	100.0
富士見市	1	84	19	92	1.1	73.7
合　計	57	8,914	1,546	8,193	0.9	58.6

注１）「児童生徒数」は、令和６年５月１日現在の児童生徒数。
注２）「学習者用ＰＣ」とは、教育用ＰＣのうち、児童生徒が使用するために配備されたものをいう。
注３）「児童生徒一人当たりの学習者用PC台数」は、「学習者用ＰＣ総台数」を令和６年５月１日現在の児童生徒数で除して算出した値であ
注４）「普通教室の大型提示装置整備率」は、大型提示装置を設置している普通教室の総数を普通教室の総数で除して算出した値である。
注５）「普通教室の校内ＬＡＮ整備率」は、校内ＬＡＮを整備する普通教室の総数を普通教室の総数で除して算出した値である。
注６）「普通教室の無線ＬＡＮ整備率」は、無線ＬＡＮを整備する普通教室の総数を普通教室の総数で除して算出した値である。

（令和７年３月１日現在）

普通教室の校内LAN整備率 %	普通教室の無線LAN整備率 %	普通教室の移動通信システム（LTE等）整備率 %	移動系通信を利用している学校の内、無線LAN整備済みの普通教室の数 室	無線LAN又は移動系通信によりインターネット接続を行う普通教室の割合 %	回線速度の契約理論値 ベストエフォート型 %	回線速度の契約理論値 ギャランティ型 %
100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0

る。

○市区町村（設置者）別「コンピュータの設置状況」及び「インターネット接続状況」の実態（特別支援学校）

（令和７年３月１日現在）

市　区　町　村　別 （特別支援学校）	教員数 人	授業を担当している教員数 人	指導者用PC台数 台	指導者用PC整備率 %	教員の校務用PC台数 台	教員の校務用PC整備率 %	統合型校務支援システム整備率 %	遠隔教育実施率 %	遠隔教育を実施している学校のうち、「合同授業型」の遠隔授業の実施率 %	遠隔教育を実施している学校のうち、「教師支援型」の遠隔授業の実施率 %	遠隔教育を実施している学校のうち、「教科・科目充実型」の遠隔授業の実施率 %	遠隔教育を実施している学校のうち、個々の児童生徒の状況に応じた遠隔教育の実施率 %
埼玉県	4,410	3,868	4,453	101.0	4,938	112.0	98.1	45.3	50.0	41.7	0.0	83.3
さいたま市	100	77	117	117.0	117	117.0	100.0	50.0	100.0	100.0	0.0	100.0
川越市	24	21	27	112.5	27	112.5	100.0	0.0	***	***	***	***
富士見市	47	43	76	161.7	76	161.7	100.0	100.0	100.0	0.0	0.0	0.0
合　　計	4,581	4,009	4,673	102.0	5,158	112.6	98.2	45.6	53.8	42.3	0.0	80.8

注１）「教員」とは、校長、副校長、教頭、主幹教諭、指導教諭、教諭、助教諭、養護教諭、養護助教諭、栄養教諭、常勤講師、再任用職員（フルタイム）をいう。
注２）「授業を担当している教員」とは、各教科等の授業を定期的に担当している教員をいう。授業を一時的・臨時的に担当する教員は含まない。
注３）「指導者用ＰＣ」とは、教員が使用するために配備されたものをいう。教職員が主として校務用に利用しているコンピュータ（校務用コンピュータ）は含まない。
注４）「指導者用ＰＣ整備率」とは指導者用ＰＣの総数を教員の総数で除して算出した値である。
注５）「教員の校務用ＰＣ」とは、主として教員が校務に使用するコンピュータのことをいう。
注６）「教員の校務用ＰＣ整備率」は、校務用ＰＣの総数を総教員数で除して算出した値である。
注７）「統合型校務支援システム」は、教務系（成績処理、出欠管理、時数等）・保健系（健康診断票、保健室管理等）、指導要録等の学籍関係、学校事務系など統合して
機能を有しているシステムをいう。
注８）「遠隔教育」は、遠隔システムを活用した同時双方向型で行う教育をいう。（「『遠隔教育の推進に向けた施策方針』の策定について（通知）」（文部科学省、平成30年9月20日））
注９）「合同授業型」とは、教師が児童生徒等に対面で授業を行う複数の教室等を遠隔により接続することで、児童生徒が多様な意見や考えに触れたり、協働して学習に取り組んだり
する機会の充実を図る遠隔教育の形態をいう。
注10）「教師支援型」とは、外部人材等の専門家と、児童生徒や教師がいる教室等を遠隔により接続することで、児童生徒の学習活動の質を高めるとともに、
教師の資質向上を図る遠隔教育の形態をいう。
注11）「教科・科目充実型」とは、学校教育法施行規則第77条の２（中学校等）、第88条の３（高等学校等）に基づき、当該教科の免許状を保有する教師による
授業を遠隔により提供することで、生徒の多様な科目選択を可能とすること等により、学習機会の充実を図るものをいう。なお、小学校での活用は想定されない。
注12）遠隔教育を実施している学校のうち、「教科・科目充実型」の遠隔教育の実施率は、「教科・科目充実型」の遠隔授業を実施している学校の総数を、
遠隔教育を実施していると答えた学校の総数から、遠隔教育を実施していると答えた小学校の総数を引いた数で除した値である。
注13）「個々の児童生徒の状況に応じた遠隔教育」とは、外国人児童生徒等への日本語指導、病気療養児・不登校児童生徒等に対する学習指導等の
個々の児童生徒の状況に応じた遠隔教育の形態をいう。

○市区町村（設置者）別「コンピュータの設置状況」及び「インターネット接続状況」の実態（合計）

（令和７年３月１日現在）

市区町村別 （合計）	学校数 校	児童生徒数 人	普通教室数 室	学習者用PC総台数 台	児童生徒一人当たりの学習者用PC台数 台／人	普通教室の大型提示装置整備率 %	普通教室の校内LAN整備率 %	普通教室の無線LAN整備率 %	普通教室の移動通信システム（LTE等）整備率 %	移動系通信を利用している学校の内、無線LAN整備済みの普通教室の数 室	無線LAN又は移動系通信によりインターネット接続を行う普通教室の割合 %	回線速度の契約理論値 ベストエフォート型 %	回線速度の契約理論値 ギャランティ型 %
千葉県	160	89,420	3,590	91,514	1.0	64.9	99.8	99.6	***	***	99.6	100.0	0.0
千葉市	167	68,348	2,673	73,009	1.1	96.7	100.0	100.0	***	***	100.0	2.4	97.6
銚子市	17	3,403	188	3,772	1.1	86.2	98.9	98.9	***	***	98.9	100.0	0.0
市川市	56	31,339	1,152	31,409	1.0	96.2	99.8	99.7	***	***	99.7	100.0	0.0
船橋市	84	49,130	1,742	51,444	1.0	99.3	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
館山市	13	2,582	160	2,946	1.1	97.5	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
木更津市	30	10,488	449	11,174	1.1	99.1	99.8	99.8	***	***	99.8	100.0	0.0
松戸市	67	33,772	1,249	34,948	1.0	99.4	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
野田市	31	10,477	482	11,628	1.1	83.4	99.2	99.0	***	***	99.0	100.0	0.0
茂原市	18	5,336	235	5,515	1.0	57.4	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
成田市	29	9,832	460	9,904	1.0	93.9	100.0	98.3	***	***	98.3	100.0	0.0
佐倉市	34	11,432	506	11,430	1.0	94.5	99.4	99.4	***	***	99.4	0.0	100.0
東金市	12	3,666	176	3,824	1.0	78.4	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
旭市	20	4,268	247	4,722	1.1	95.1	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
習志野市	24	13,923	518	14,808	1.1	92.1	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
柏市	64	33,363	1,335	35,674	1.1	54.8	100.0	100.0	***	***	100.0	0.0	100.0
勝浦市	6	669	61	846	1.3	85.2	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
市原市	61	18,216	822	18,304	1.0	98.2	99.8	99.8	***	***	99.8	100.0	0.0
流山市	29	19,193	696	19,655	1.0	80.6	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
八千代市	30	14,987	561	15,682	1.0	91.1	99.5	99.5	***	***	99.5	0.0	100.0
我孫子市	19	8,234	375	8,940	1.1	96.8	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
鴨川市	10	1,618	98	1,707	1.1	73.5	98.0	95.9	***	***	95.9	100.0	0.0
鎌ケ谷市	14	7,527	279	7,978	1.1	100.0	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
君津市	19	4,961	244	5,228	1.1	95.1	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
富津市	11	2,230	120	2,501	1.1	87.5	98.3	98.3	***	***	98.3	100.0	0.0
浦安市	26	11,678	461	13,811	1.2	89.6	98.9	98.9	***	***	98.9	100.0	0.0
四街道市	17	7,853	316	7,881	1.0	94.0	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
袖ケ浦市	12	5,397	224	5,591	1.0	95.5	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
八街市	13	3,770	188	4,446	1.2	98.9	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
印西市	27	10,989	473	11,460	1.0	95.1	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
白井市	14	5,155	220	5,801	1.1	88.6	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
富里市	10	3,135	136	3,668	1.2	94.9	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
南房総市	11	1,813	99	1,818	1.0	75.8	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
匝瑳市	13	2,130	151	2,515	1.2	67.5	100.0	100.0	17.9	27	100.0	100.0	0.0
香取市	22	3,997	231	4,053	1.0	76.6	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
山武市	15	2,625	160	2,854	1.1	86.9	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
いすみ市	12	2,021	126	2,065	1.0	43.7	97.6	97.6	***	***	97.6	100.0	0.0
大網白里市	10	3,169	139	3,432	1.1	94.2	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
酒々井町	3	1,155	39	1,444	1.3	100.0	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
栄町	5	1,035	55	1,040	1.0	100.0	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
神崎町	3	311	26	369	1.2	80.8	92.3	92.3	***	***	92.3	100.0	0.0
多古町	4	779	44	951	1.2	100.0	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
東庄町	2	733	39	800	1.1	84.6	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
九十九里町	4	672	42	992	1.5	100.0	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
芝山町	2	396	27	528	1.3	81.5	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
横芝光町	7	1,427	76	1,523	1.1	77.6	100.0	94.7	***	***	94.7	100.0	0.0
一宮町	3	993	42	1,240	1.2	78.6	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
睦沢町	2	419	22	453	1.1	100.0	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
長生村	4	783	45	974	1.2	93.3	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
白子町	4	597	32	684	1.1	96.9	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
長柄町	3	304	23	359	1.2	95.7	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
長南町	2	351	20	406	1.2	95.0	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
大多喜町	3	451	26	498	1.1	76.9	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
御宿町	2	263	15	265	1.0	60.0	86.7	86.7	60.0	9	86.7	100.0	0.0
鋸南町	2	305	20	415	1.4	50.0	100.0	100.0	***	***	100.0	50.0	50.0
布施学校組合	1	19	6	61	3.2	100.0	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
合計	1,283	533,139	21,941	560,959	1.1	86.0	99.8	99.7	0.2	36	99.7	77.2	22.8

注１）「児童生徒数」は、令和６年５月１日現在の児童生徒数。
注２）「学習者用ＰＣ」とは、教育用ＰＣのうち、児童生徒が使用するために配備されたものをいう。
注３）「児童生徒一人当たりの学習者用PC台数」は、「学習者用ＰＣ総台数」を令和６年５月１日現在の児童生徒数で除して算出した値である。
注４）「普通教室の大型提示装置整備率」は、大型提示装置を設置している普通教室の総数を普通教室の総数で除して算出した値である。
注５）「普通教室の校内ＬＡＮ整備率」は、校内ＬＡＮを整備する普通教室の総数を普通教室の総数で除して算出した値である。
注６）「普通教室の無線ＬＡＮ整備率」は、無線ＬＡＮを整備する普通教室の総数を普通教室の総数で除して算出した値である。

○市区町村（設置者）別「コンピュータの設置状況」及び「インターネット接続状況」の実態（合計）

（令和７年３月１日現在）

市区町村別 （合計）	教員数 人	授業を担当している教員数 人	指導者用PC台数 台	指導者用PC整備率 %	教員の校務用PC台数 台	教員の校務用PC整備率 %	統合型校務支援システム整備率 %	遠隔教育実施率 %	遠隔教育を実施している学校のうち、「合同授業型」の遠隔授業の実施率 %	遠隔教育を実施している学校のうち、「教師支援型」の遠隔授業の実施率 %	遠隔教育を実施している学校のうち、「教科・科目充実型」の遠隔授業の実施率 %	遠隔教育を実施している学校のうち、個々の児童生徒の状況に応じた遠隔教育の実施率 %
千葉県	9,504	8,433	9,276	97.6	12,550	132.0	100.0	20.6	54.5	33.3	0.0	72.7
千葉市	4,446	3,695	10,465	235.4	6,536	147.0	99.4	91.6	67.3	52.3	0.0	83.7
銚子市	325	284	386	118.8	515	158.5	100.0	41.2	42.9	0.0	0.0	57.1
市川市	1,921	1,601	1,903	99.1	2,343	122.0	100.0	82.1	47.8	26.1	0.0	80.4
船橋市	2,815	2,391	4,148	147.4	3,464	123.1	98.8	79.8	49.3	34.3	0.0	83.6
館山市	252	218	363	144.0	291	115.5	100.0	38.5	40.0	60.0	0.0	20.0
木更津市	715	632	151	21.1	754	105.5	100.0	93.3	71.4	46.4	0.0	75.0
松戸市	2,095	1,651	2,744	131.0	2,142	102.2	100.0	47.8	56.3	34.4	33.3	78.1
野田市	738	634	690	93.5	941	127.5	100.0	100.0	90.3	93.5	0.0	100.0
茂原市	396	327	532	134.3	496	125.3	100.0	66.7	83.3	50.0	0.0	66.7
成田市	711	595	803	112.9	939	132.1	100.0	65.5	47.4	26.3	0.0	78.9
佐倉市	773	685	1,786	231.0	1,034	133.8	100.0	76.5	61.5	46.2	0.0	73.1
東金市	279	238	356	127.6	572	205.0	100.0	58.3	42.9	28.6	0.0	100.0
旭市	378	319	349	92.3	410	108.5	100.0	70.0	42.9	28.6	0.0	64.3
習志野市	819	694	910	111.1	920	112.3	100.0	91.7	86.4	90.9	0.0	100.0
柏市	1,961	1,691	3,950	201.4	2,282	116.4	100.0	82.8	67.9	34.0	0.0	77.4
勝浦市	90	77	249	276.7	123	136.7	100.0	100.0	100.0	100.0	0.0	100.0
市原市	1,305	1,134	1,166	89.3	1,639	125.6	100.0	96.7	86.4	93.2	0.0	86.4
流山市	1,179	902	1,004	85.2	1,147	97.3	100.0	82.8	50.0	33.3	0.0	91.7
八千代市	949	758	1,170	123.3	1,037	109.3	100.0	20.0	16.7	33.3	0.0	100.0
我孫子市	579	485	1,709	295.2	729	125.9	100.0	100.0	89.5	84.2	0.0	100.0
鴨川市	162	140	190	117.3	192	118.5	100.0	30.0	100.0	33.3	0.0	66.7
鎌ケ谷市	456	355	628	137.7	585	128.3	100.0	100.0	100.0	7.1	0.0	0.0
君津市	391	323	565	144.5	498	127.4	100.0	36.8	100.0	42.9	0.0	57.1
富津市	196	168	201	102.6	266	135.7	100.0	81.8	33.3	55.6	0.0	88.9
浦安市	733	597	1,000	136.4	1,129	154.0	100.0	76.9	55.0	35.0	0.0	80.0
四街道市	461	409	850	184.4	521	113.0	100.0	100.0	35.3	11.8	0.0	94.1
袖ケ浦市	338	298	253	74.9	364	107.7	100.0	0.0	***	***	***	***
八街市	275	254	507	184.4	325	118.2	100.0	92.3	33.3	50.0	0.0	66.7
印西市	678	569	826	121.8	750	110.6	100.0	100.0	59.3	14.8	0.0	74.1
白井市	319	287	447	140.1	379	118.8	100.0	57.1	50.0	25.0	0.0	75.0
富里市	230	181	261	113.5	253	110.0	100.0	90.0	88.9	0.0	0.0	100.0
南房総市	186	157	191	102.7	224	120.4	100.0	0.0	***	***	***	***
匝瑳市	237	194	210	88.6	250	105.5	100.0	30.8	50.0	0.0	0.0	25.0
香取市	388	332	580	149.5	497	128.1	100.0	63.6	85.7	35.7	0.0	64.3
山武市	264	222	247	93.6	326	123.5	100.0	73.3	27.3	36.4	0.0	90.9
いすみ市	204	176	238	116.7	249	122.1	100.0	58.3	14.3	28.6	0.0	71.4
大網白里市	232	196	255	109.9	293	126.3	100.0	60.0	33.3	33.3	0.0	100.0
酒々井町	81	76	258	318.5	261	322.2	100.0	66.7	100.0	50.0	0.0	100.0
栄町	90	77	85	94.4	98	108.9	100.0	60.0	33.3	33.3	0.0	66.7
神崎町	40	32	84	210.0	62	155.0	100.0	100.0	33.3	33.3	0.0	33.3
多古町	72	62	78	108.3	84	116.7	100.0	100.0	50.0	25.0	0.0	75.0
東庄町	56	51	86	153.6	69	123.2	100.0	0.0	***	***	***	***
九十九里町	68	56	109	160.3	87	127.9	100.0	75.0	100.0	33.3	0.0	100.0
芝山町	35	33	46	131.4	46	131.4	100.0	100.0	0.0	0.0	0.0	100.0
横芝光町	136	115	136	100.0	182	133.8	100.0	100.0	71.4	0.0	0.0	28.6
一宮町	68	55	82	120.6	84	123.5	0.0	100.0	66.7	33.3	0.0	66.7
睦沢町	41	31	49	119.5	49	119.5	100.0	50.0	100.0	0.0	0.0	0.0
長生村	70	59	82	117.1	83	118.6	75.0	100.0	100.0	100.0	0.0	75.0
白子町	60	50	58	96.7	74	123.3	100.0	100.0	0.0	0.0	0.0	100.0
長柄町	42	36	51	121.4	70	166.7	100.0	33.3	100.0	0.0	0.0	0.0
長南町	38	33	205	539.5	221	581.6	100.0	0.0	***	***	***	***
大多喜町	49	40	40	81.6	52	106.1	100.0	33.3	100.0	0.0	0.0	0.0
御宿町	33	28	40	121.2	74	224.2	100.0	100.0	50.0	50.0	0.0	0.0
鋸南町	33	27	51	154.5	49	148.5	0.0	50.0	0.0	0.0	0.0	100.0
布施学校組合	10	8	15	150.0	13	130.0	100.0	0.0	***	***	***	***

合　　計	39,002	33,171	53,114	136.2	49,623	127.2	99.4	68.4	63.0	44.5	1.0	79.4

注１）「教員」とは、校長、副校長、教頭、主幹教諭、指導教諭、教諭、助教諭、養護教諭、養護助教諭、栄養教諭、常勤講師、再任用職員（フルタイム）をいう。
注２）「授業を担当している教員」とは、各教科等の授業を定期的に担当している教員をいう。授業を一時的・臨時的に担当する教員は含まない。
注３）「指導者用ＰＣ」とは、教員が使用するために配備されたものをいう。教職員が主として校務用に利用しているコンピュータ（校務用コンピュータ）は含まない。
注４）「指導者用ＰＣ整備率」とは指導者用ＰＣの総数を教員の総数で除して算出した値である。
注５）「教員の校務用ＰＣ」とは、主として教員が校務に使用するコンピュータのことをいう。
注６）「教員の校務用ＰＣ整備率」は、校務用ＰＣの総数を総教員数で除して算出した値である。
注７）「統合型校務支援システム」は、教務系（成績処理、出欠管理、時数等）・保健系（健康診断票、保健室管理等）、指導要録等の学籍関係、学校事務系など統合して
機能を有しているシステムをいう。
注８）「遠隔教育」は、遠隔システムを活用した同時双方向型で行う教育をいう。（「『遠隔教育の推進に向けた施策方針』の策定について（通知）」（文部科学省、平成30年9月20日））
注９）「合同授業型」とは、教師が児童生徒等に対面で授業を行う複数の教室等を遠隔により接続することで、児童生徒が多様な意見や考えに触れたり、協働して学習に取り組んだり
する機会の充実を図る遠隔教育の形態をいう。
注10）「教師支援型」とは、外部人材等の専門家と、児童生徒や教師がいる教室等を遠隔により接続することで、児童生徒の学習活動の質を高めるとともに、
教師の資質向上を図る遠隔教育の形態をいう。
注11）「教科・科目充実型」とは、学校教育法施行規則第77条の２（中学校等）、第88条の３（高等学校等）に基づき、当該教科の免許状を保有する教師による
授業を遠隔により提供することで、生徒の多様な科目選択を可能とすること等により、学習機会の充実を図るものをいう。なお、小学校での活用は想定されない。
注12）遠隔教育を実施している学校のうち、「教科・科目充実型」の遠隔教育の実施率は、「教科・科目充実型」の遠隔授業を実施している学校の総数を、
遠隔教育を実施していると答えた学校の総数から、遠隔教育を実施していると答えた小学校の総数を引いた数で除した値である。
注13）「個々の児童生徒の状況に応じた遠隔教育」とは、外国人児童生徒等への日本語指導、病気療養児・不登校児童生徒等に対する学習指導等の
個々の児童生徒の状況に応じた遠隔教育の形態をいう。

○市区町村（設置者）別「コンピュータの設置状況」及び「インターネット接続状況」の実態（小学校）

（令和７年３月１日現在）

市区町村別 （小学校）	学校数 校	児童生徒数 人	普通教室数 室	学習者用PC総台数 台	児童生徒一人当たりの学習者用PC台数 台／人	普通教室の大型提示装置整備率 %	普通教室の校内LAN整備率 %	普通教室の無線LAN整備率 %	普通教室の移動通信システム（LTE等）整備率 %	移動系通信を利用している学校の内、無線LAN整備済みの普通教室の数 室	無線LAN又は移動系通信によりインターネット接続を行う普通教室の割合 %	回線速度の契約理論値 ベストエフォート型 %	回線速度の契約理論値 ギャランティ型 %
千葉市	107	44,203	1,811	47,235	1.1	97.3	100.0	100.0	***	***	100.0	0.0	100.0
銚子市	11	1,603	120	1,710	1.1	85.0	98.3	98.3	***	***	98.3	100.0	0.0
市川市	38	21,621	798	21,665	1.0	98.2	99.9	99.9	***	***	99.9	100.0	0.0
船橋市	55	31,958	1,160	33,801	1.1	99.4	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
館山市	10	1,598	121	1,880	1.2	97.5	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
木更津市	18	7,001	313	7,411	1.1	99.0	99.7	99.7	***	***	99.7	100.0	0.0
松戸市	45	22,230	860	22,947	1.0	100.0	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
野田市	20	6,766	339	7,233	1.1	82.3	99.1	99.1	***	***	99.1	100.0	0.0
茂原市	12	3,425	160	3,576	1.0	68.8	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
成田市	19	5,792	285	5,850	1.0	96.1	100.0	97.2	***	***	97.2	100.0	0.0
佐倉市	23	7,508	352	7,503	1.0	94.6	100.0	100.0	***	***	100.0	0.0	100.0
東金市	8	2,380	117	2,417	1.0	87.2	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
旭市	15	2,782	174	3,116	1.1	94.3	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
習志野市	16	8,895	354	9,383	1.1	98.3	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
柏市	42	22,125	933	23,802	1.1	56.1	100.0	100.0	***	***	100.0	0.0	100.0
勝浦市	5	430	51	538	1.3	82.4	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
市原市	40	11,841	572	11,880	1.0	99.0	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
流山市	19	13,908	531	14,161	1.0	75.0	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
八千代市	19	9,792	380	10,150	1.0	90.3	99.2	99.2	***	***	99.2	0.0	100.0
我孫子市	13	5,457	261	5,929	1.1	98.5	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
鴨川市	7	1,029	71	1,083	1.1	74.6	97.2	94.4	***	***	94.4	100.0	0.0
鎌ケ谷市	9	4,880	189	5,149	1.1	100.0	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
君津市	12	3,294	173	3,480	1.1	95.4	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
富津市	8	1,413	83	1,623	1.1	91.6	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
浦安市	17	8,202	331	9,537	1.2	94.0	98.5	98.5	***	***	98.5	100.0	0.0
四街道市	12	5,288	220	5,287	1.0	95.0	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
袖ケ浦市	7	3,762	160	3,881	1.0	95.0	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
八街市	9	2,316	131	2,757	1.2	98.5	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
印西市	18	7,808	340	8,113	1.0	99.1	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
白井市	9	3,267	147	3,777	1.2	100.0	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
富里市	7	2,026	94	2,401	1.2	95.7	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
南房総市	6	1,180	71	1,186	1.0	83.1	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
匝瑳市	10	1,361	110	1,578	1.2	74.5	100.0	100.0	15.5	17	100.0	100.0	0.0
香取市	15	2,521	164	2,570	1.0	78.0	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
山武市	11	1,661	111	1,766	1.1	97.3	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
いすみ市	9	1,266	91	1,280	1.0	46.2	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
大網白里市	7	1,991	96	2,239	1.1	92.7	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
酒々井町	2	730	25	853	1.2	100.0	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
栄町	4	668	39	673	1.0	100.0	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
神崎町	2	207	20	246	1.2	75.0	90.0	90.0	***	***	90.0	100.0	0.0
多古町	3	503	33	615	1.2	100.0	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
東庄町	1	471	22	480	1.0	72.7	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
九十九里町	3	418	31	656	1.6	100.0	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
芝山町	1	254	19	336	1.3	78.9	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
横芝光町	5	924	54	938	1.0	70.4	100.0	92.6	***	***	92.6	100.0	0.0
一宮町	2	631	28	792	1.3	92.9	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
睦沢町	1	271	14	303	1.1	100.0	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
長生村	3	494	31	589	1.2	93.5	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
白子町	3	389	24	422	1.1	95.8	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
長柄町	2	183	16	198	1.1	93.8	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
長南町	1	231	12	240	1.0	91.7	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
大多喜町	2	281	18	314	1.1	77.8	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
御宿町	1	162	9	150	0.9	100.0	100.0	100.0	100.0	9	100.0	100.0	0.0
鋸南町	1	193	14	275	1.4	28.6	100.0	100.0	***	***	100.0	0.0	100.0
布施学校組合	1	19	6	61	3.2	100.0	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
合計	746	291,609	12,689	308,035	1.1	91.1	99.9	99.7	0.2	26	99.7	74.3	25.7

注１）「児童生徒数」は、令和６年５月１日現在の児童生徒数。
注２）「学習者用ＰＣ」とは、教育用ＰＣのうち、児童生徒が使用するために配備されたものをいう。
注３）「児童生徒一人当たりの学習者用PC台数」は、「学習者用ＰＣ総台数」を令和６年５月１日現在の児童生徒数で除して算出した値である。
注４）「普通教室の大型提示装置整備率」は、大型提示装置を設置している普通教室の総数を普通教室の総数で除して算出した値である。
注５）「普通教室の校内ＬＡＮ整備率」は、校内ＬＡＮを整備する普通教室の総数を普通教室の総数で除して算出した値である。
注６）「普通教室の無線ＬＡＮ整備率」は、無線ＬＡＮを整備する普通教室の総数を普通教室の総数で除して算出した値である。

○市区町村（設置者）別「コンピュータの設置状況」及び「インターネット接続状況」の実態（小学校）

（令和７年３月１日現在）

市　区　町　村　別 （　小　学　校　）	教員数 人	授業を担当している教員数 人	指導者用PC台数 台	指導者用PC整備率 %	教員の校務用PC台数 台	教員の校務用PC整備率 %	統合型校務支援システム整備率 %	遠隔教育実施率 %	遠隔教育を実施している学校のうち、「合同授業型」の遠隔授業の実施率 %	遠隔教育を実施している学校のうち、「教師支援型」の遠隔授業の実施率 %	遠隔教育を実施している学校のうち、「教科・科目充実型」の遠隔授業の実施率 %	遠隔教育を実施している学校のうち、個々の児童生徒の状況に応じた遠隔教育の実施率 %
千葉市	2,635	2,115	6,329	240.2	4,038	153.2	100.0	92.5	74.7	59.6	***	82.8
銚子市	165	139	183	110.9	198	120.0	100.0	36.4	50.0	0.0	***	50.0
市川市	1,219	989	1,199	98.4	1,456	119.4	100.0	73.7	35.7	35.7	***	89.3
船橋市	1,642	1,368	2,583	157.3	2,083	126.9	100.0	81.8	51.1	33.3	***	86.7
館山市	168	141	271	161.3	200	119.0	100.0	50.0	40.0	60.0	***	20.0
木更津市	442	387	91	20.6	468	105.9	100.0	88.9	81.3	50.0	***	75.0
松戸市	1,272	1,000	1,852	145.6	1,288	101.3	100.0	51.1	52.2	39.1	***	78.3
野田市	474	403	422	89.0	609	128.5	100.0	100.0	95.0	100.0	***	100.0
茂原市	257	204	307	119.5	309	120.2	100.0	75.0	100.0	44.4	***	55.6
成田市	386	324	467	121.0	523	135.5	100.0	52.6	40.0	30.0	***	80.0
佐倉市	477	420	1,190	249.5	660	138.4	100.0	78.3	61.1	55.6	***	72.2
東金市	178	149	236	132.6	361	202.8	100.0	50.0	50.0	50.0	***	100.0
旭市	249	208	229	92.0	266	106.8	100.0	80.0	41.7	25.0	***	66.7
習志野市	518	423	547	105.6	558	107.7	100.0	100.0	81.3	87.5	***	100.0
柏市	1,225	1,057	2,654	216.7	1,427	116.5	100.0	90.5	71.1	34.2	***	86.8
勝浦市	63	52	164	260.3	85	134.9	100.0	100.0	100.0	100.0	***	100.0
市原市	810	697	707	87.3	1,035	127.8	100.0	97.5	79.5	92.3	***	79.5
流山市	809	603	727	89.9	800	98.9	100.0	84.2	50.0	43.8	***	87.5
八千代市	597	464	707	118.4	626	104.9	100.0	15.8	0.0	66.7	***	100.0
我孫子市	378	311	1,000	264.6	469	124.1	100.0	100.0	84.6	76.9	***	100.0
鴨川市	105	88	118	112.4	123	117.1	100.0	42.9	100.0	33.3	***	66.7
鎌ケ谷市	282	207	380	134.8	371	131.6	100.0	100.0	100.0	11.1	***	0.0
君津市	231	200	341	147.6	297	128.6	100.0	33.3	100.0	50.0	***	75.0
富津市	128	110	131	102.3	177	138.3	100.0	75.0	33.3	66.7	***	83.3
浦安市	492	384	663	134.8	747	151.8	100.0	70.6	66.7	33.3	***	83.3
四街道市	296	260	538	181.8	333	112.5	100.0	100.0	25.0	16.7	***	91.7
袖ケ浦市	215	189	169	78.6	233	108.4	100.0	0.0	***	***	***	***
八街市	164	149	402	245.1	224	136.6	100.0	88.9	37.5	50.0	***	62.5
印西市	445	374	555	124.7	498	111.9	100.0	100.0	55.6	11.1	***	66.7
白井市	186	169	280	150.5	234	125.8	100.0	55.6	60.0	20.0	***	80.0
富里市	134	109	173	129.1	146	109.0	100.0	85.7	83.3	0.0	***	100.0
南房総市	102	88	98	96.1	110	107.8	100.0	0.0	***	***	***	***
匝瑳市	156	129	139	89.1	173	110.9	100.0	30.0	66.7	0.0	***	33.3
香取市	245	207	442	180.4	307	125.3	100.0	66.7	100.0	40.0	***	60.0
山武市	173	142	170	98.3	213	123.1	100.0	72.7	25.0	50.0	***	100.0
いすみ市	138	114	164	118.8	173	125.4	100.0	66.7	0.0	16.7	***	66.7
大網白里市	147	122	163	110.9	191	129.9	100.0	71.4	20.0	40.0	***	100.0
酒々井町	52	49	174	334.6	176	338.5	100.0	50.0	100.0	100.0	***	100.0
栄町	64	53	61	95.3	72	112.5	100.0	50.0	0.0	50.0	***	100.0
神崎町	24	19	33	137.5	35	145.8	100.0	100.0	50.0	50.0	***	0.0
多古町	50	42	53	106.0	57	114.0	100.0	100.0	66.7	33.3	***	66.7
東庄町	32	30	68	212.5	36	112.5	100.0	0.0	***	***	***	***
九十九里町	45	35	82	182.2	58	128.9	100.0	100.0	100.0	33.3	***	100.0
芝山町	18	18	27	150.0	27	150.0	100.0	100.0	0.0	0.0	***	100.0
横芝光町	88	73	85	96.6	120	136.4	100.0	100.0	100.0	0.0	***	0.0
一宮町	41	33	55	134.1	55	134.1	0.0	100.0	100.0	50.0	***	50.0
睦沢町	24	17	27	112.5	27	112.5	100.0	100.0	100.0	0.0	***	0.0
長生村	45	38	57	126.7	59	131.1	66.7	100.0	100.0	100.0	***	66.7
白子町	42	34	42	100.0	51	121.4	100.0	100.0	0.0	0.0	***	100.0
長柄町	25	21	32	128.0	40	160.0	100.0	50.0	100.0	0.0	***	0.0
長南町	20	19	20	100.0	27	135.0	100.0	0.0	***	***	***	***
大多喜町	30	25	26	86.7	30	100.0	100.0	0.0	***	***	***	***
御宿町	16	14	13	81.3	46	287.5	100.0	100.0	0.0	100.0	***	0.0
鋸南町	18	14	36	200.0	25	138.9	0.0	100.0	0.0	0.0	***	100.0
布施学校組合	10	8	15	150.0	13	130.0	100.0	0.0	***	***	***	***
合　　計	18,247	15,037	27,697	151.8	22,963	125.8	99.5	76.0	64.4	48.5	***	79.4

注１）「教員」とは、校長、副校長、教頭、主幹教諭、指導教諭、教諭、助教諭、養護教諭、養護助教諭、栄養教諭、常勤講師、再任用職員（フルタイム）をいう。
注２）「授業を担当している教員」とは、各教科等の授業を定期的に担当している教員をいう。授業を一時的・臨時的に担当する教員は含まない。
注３）「指導者用ＰＣ」とは、教員が使用するために配備されたものをいう。教職員が主として校務用に利用しているコンピュータ（校務用コンピュータ）は含まない。
注４）「指導者用ＰＣ整備率」とは指導者用ＰＣの総数を教員の総数で除して算出した値である。
注５）「教員の校務用ＰＣ」とは、主として教員が校務に使用するコンピュータのことをいう。
注６）「教員の校務用ＰＣ整備率」は、校務用ＰＣの総数を総教員数で除して算出した値である。
注７）「統合型校務支援システム」は、教務系（成績処理、出欠管理、時数等）・保健系（健康診断票、保健室管理等）、指導要録等の学籍関係、学校事務系など統合して
機能を有しているシステムをいう。
注８）「遠隔教育」は、遠隔システムを活用した同時双方向型で行う教育をいう。（「『遠隔教育の推進に向けた施策方針』の策定について（通知）」（文部科学省、平成30年9月20日））
注９）「合同授業型」とは、教師が児童生徒等に対面で授業を行う複数の教室等を遠隔により接続することで、児童生徒が多様な意見や考えに触れたり、協働して学習に取り組んだり
する機会の充実を図る遠隔教育の形態をいう。
注10）「教師支援型」とは、外部人材等の専門家と、児童生徒や教師がいる教室等を遠隔により接続することで、児童生徒の学習活動の質を高めるとともに、
教師の資質向上を図る遠隔教育の形態をいう。
注11）「教科・科目充実型」とは、学校教育法施行規則第77条の２（中学校等）、第88条の３（高等学校等）に基づき、当該教科の免許状を保有する教師による
授業を遠隔により提供することで、生徒の多様な科目選択を可能とすること等により、学習機会の充実を図るものをいう。なお、小学校での活用は想定されない。
注12）遠隔教育を実施している学校のうち、「教科・科目充実型」の遠隔教育の実施率は、「教科・科目充実型」の遠隔授業を実施している学校の総数を、
遠隔教育を実施していると答えた学校の総数から、遠隔教育を実施していると答えた小学校の総数を引いた数で除した値である。
注13）「個々の児童生徒の状況に応じた遠隔教育」とは、外国人児童生徒等への日本語指導、病気療養児・不登校児童生徒等に対する学習指導等の
個々の児童生徒の状況に応じた遠隔教育の形態をいう。

○市区町村（設置者）別「コンピュータの設置状況」及び「インターネット接続状況」の実態（中学校）

（令和７年３月１日現在）

市区町村別 （中学校）	学校数 校	児童生徒数 人	普通教室数 室	学習者用PC総台数 台	児童生徒一人当たりの学習者用PC台数 台／人	普通教室の大型提示装置整備率 %	普通教室の校内LAN整備率 %	普通教室の無線LAN整備率 %	普通教室の移動通信システム（LTE等）整備率 %	移動系通信を利用している学校の内、無線LAN整備済みの普通教室の数 室	無線LAN又は移動系通信によりインターネット接続を行う普通教室の割合 %	回線速度の契約理論値 ベストエフォート型 %	回線速度の契約理論値 ギャランティ型 %
千葉県	2	478	15	484	1.0	100.0	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
千葉市	54	21,577	744	23,169	1.1	96.0	100.0	100.0	***	***	100.0	0.0	100.0
銚子市	5	1,018	48	1,123	1.1	91.7	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
市川市	15	9,099	305	9,125	1.0	98.7	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
船橋市	26	15,551	493	15,816	1.0	99.4	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
館山市	3	984	39	1,066	1.1	97.4	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
木更津市	12	3,487	136	3,763	1.1	99.3	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
松戸市	21	10,591	353	11,496	1.1	100.0	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
野田市	11	3,711	143	4,395	1.2	86.0	99.3	98.6	***	***	98.6	100.0	0.0
茂原市	6	1,911	75	1,939	1.0	33.3	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
成田市	8	3,163	126	3,175	1.0	91.3	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
佐倉市	11	3,924	154	3,927	1.0	94.2	98.1	98.1	***	***	98.1	0.0	100.0
東金市	4	1,286	59	1,407	1.1	61.0	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
旭市	5	1,486	73	1,606	1.1	97.3	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
習志野市	7	4,083	140	4,258	1.0	92.1	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
柏市	21	10,294	373	10,772	1.0	48.3	100.0	100.0	***	***	100.0	0.0	100.0
勝浦市	1	239	10	308	1.3	100.0	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
市原市	21	6,375	250	6,424	1.0	96.4	99.2	99.2	***	***	99.2	100.0	0.0
流山市	10	5,285	165	5,494	1.0	98.8	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
八千代市	10	4,681	158	4,911	1.0	94.3	100.0	100.0	***	***	100.0	0.0	100.0
我孫子市	6	2,777	114	3,011	1.1	93.0	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
鴨川市	3	589	27	624	1.1	70.4	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
鎌ケ谷市	5	2,647	90	2,829	1.1	100.0	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
君津市	7	1,667	71	1,748	1.0	94.4	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
富津市	3	817	37	878	1.1	78.4	94.6	94.6	***	***	94.6	100.0	0.0
浦安市	9	3,476	130	4,274	1.2	78.5	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
四街道市	5	2,565	96	2,594	1.0	91.7	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
袖ケ浦市	5	1,635	64	1,710	1.0	96.9	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
八街市	4	1,454	57	1,689	1.2	100.0	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
印西市	9	3,181	133	3,347	1.1	85.0	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
白井市	5	1,888	73	2,024	1.1	65.8	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
富里市	3	1,109	42	1,267	1.1	92.9	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
南房総市	5	633	28	632	1.0	57.1	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
匝瑳市	3	769	41	937	1.2	48.8	100.0	100.0	24.4	10	100.0	100.0	0.0
香取市	7	1,476	67	1,483	1.0	73.1	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
山武市	4	964	49	1,088	1.1	63.3	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
いすみ市	3	755	35	785	1.0	37.1	91.4	91.4	***	***	91.4	100.0	0.0
大網白里市	3	1,178	43	1,193	1.0	97.7	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
酒々井町	1	425	14	591	1.4	100.0	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
栄町	1	367	16	367	1.0	100.0	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
神崎町	1	104	6	123	1.2	100.0	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
多古町	1	276	11	336	1.2	100.0	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
東庄町	1	262	17	320	1.2	100.0	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
九十九里町	1	254	11	336	1.3	100.0	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
芝山町	1	142	8	192	1.4	87.5	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
横芝光町	2	503	22	585	1.2	95.5	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
一宮町	1	362	14	448	1.2	50.0	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
睦沢町	1	148	8	150	1.0	100.0	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
長生村	1	289	14	385	1.3	92.9	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
白子町	1	208	8	262	1.3	100.0	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
長柄町	1	121	7	161	1.3	100.0	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
長南町	1	120	8	166	1.4	100.0	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
大多喜町	1	170	8	184	1.1	75.0	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
御宿町	1	101	6	115	1.1	0.0	66.7	66.7	***	***	66.7	100.0	0.0
鋸南町	1	112	6	140	1.3	100.0	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
合計	360	142,767	5,240	151,632	1.1	88.4	99.8	99.7	0.2	10	99.7	73.3	26.7

注１）「児童生徒数」は、令和６年５月１日現在の児童生徒数。
注２）「学習者用ＰＣ」とは、教育用ＰＣのうち、児童生徒が使用するために配備されたものをいう。
注３）「児童生徒一人当たりの学習者用PC台数」は、「学習者用ＰＣ総台数」を令和６年５月１日現在の児童生徒数で除して算出した値である。
注４）「普通教室の大型提示装置整備率」は、大型提示装置を設置している普通教室の総数を普通教室の総数で除して算出した値である。
注５）「普通教室の校内ＬＡＮ整備率」は、校内ＬＡＮを整備する普通教室の総数を普通教室の総数で除して算出した値である。
注６）「普通教室の無線ＬＡＮ整備率」は、無線ＬＡＮを整備する普通教室の総数を普通教室の総数で除して算出した値である。

○市区町村（設置者）別「コンピュータの設置状況」及び「インターネット接続状況」の実態（中学校）

（令和７年３月１日現在）

市区町村別（中学校）	教員数	授業を担当している教員数	指導者用PC台数	指導者用PC整備率	教員の校務用PC台数	教員の校務用PC整備率	統合型校務支援システム整備率	遠隔教育実施率	遠隔教育を実施している学校のうち、「合同授業型」の遠隔授業の実施率	遠隔教育を実施している学校のうち、「教師支援型」の遠隔授業の実施率	遠隔教育を実施している学校のうち、「教科・科目充実型」の遠隔授業の実施率	遠隔教育を実施している学校のうち、個々の児童生徒の状況に応じた遠隔教育の実施率
	人	人	台	%	台	%	%	%	%	%	%	%
千葉県	33	28	11	33.3	50	151.5	100.0	100.0	0.0	100.0	0.0	100.0
千葉市	1,463	1,270	3,457	236.3	2,158	147.5	100.0	94.4	54.9	39.2	0.0	84.3
銚子市	96	83	98	102.1	111	115.6	100.0	60.0	33.3	0.0	0.0	66.7
市川市	579	513	585	101.0	723	124.9	100.0	100.0	66.7	13.3	0.0	73.3
船橋市	915	786	1,294	141.4	1,109	121.2	100.0	76.9	50.0	40.0	0.0	75.0
館山市	84	77	92	109.5	91	108.3	100.0	0.0	***	***	***	***
木更津市	273	245	60	22.0	286	104.8	100.0	100.0	58.3	41.7	0.0	75.0
松戸市	759	591	819	107.9	733	96.6	100.0	42.9	66.7	22.2	33.3	77.8
野田市	264	231	268	101.5	332	125.8	100.0	100.0	81.8	81.8	0.0	100.0
茂原市	139	123	225	161.9	187	134.5	100.0	50.0	33.3	66.7	0.0	100.0
成田市	237	197	234	98.7	293	123.6	100.0	87.5	71.4	14.3	0.0	71.4
佐倉市	296	265	596	201.4	374	126.4	100.0	72.7	62.5	25.0	0.0	75.0
東金市	101	89	120	118.8	211	208.9	100.0	75.0	33.3	0.0	0.0	100.0
旭市	129	111	120	93.0	144	111.6	100.0	40.0	50.0	50.0	0.0	50.0
習志野市	236	210	287	121.6	292	123.7	100.0	85.7	100.0	100.0	0.0	100.0
柏市	672	574	1,155	171.9	760	113.1	100.0	71.4	60.0	33.3	0.0	53.3
勝浦市	27	25	85	314.8	38	140.7	100.0	100.0	100.0	100.0	0.0	100.0
市原市	495	437	459	92.7	604	122.0	100.0	95.2	100.0	95.0	0.0	100.0
流山市	370	299	277	74.9	347	93.8	100.0	80.0	50.0	12.5	0.0	100.0
八千代市	305	253	412	135.1	356	116.7	100.0	20.0	50.0	0.0	0.0	100.0
我孫子市	201	174	709	352.7	260	129.4	100.0	100.0	100.0	100.0	0.0	100.0
鴨川市	57	52	72	126.3	69	121.1	100.0	0.0	***	***	***	***
鎌ケ谷市	174	148	248	142.5	214	123.0	100.0	100.0	100.0	0.0	0.0	0.0
君津市	160	123	224	140.0	201	125.6	100.0	42.9	100.0	33.3	0.0	33.3
富津市	68	58	70	102.9	89	130.9	100.0	100.0	33.3	33.3	0.0	100.0
浦安市	241	213	337	139.8	382	158.5	100.0	88.9	37.5	37.5	0.0	75.0
四街道市	165	149	312	189.1	188	113.9	100.0	100.0	60.0	0.0	0.0	100.0
袖ケ浦市	123	109	84	68.3	131	106.5	100.0	0.0	***	***	***	***
八街市	111	105	105	94.6	101	91.0	100.0	100.0	25.0	50.0	0.0	75.0
印西市	233	195	271	116.3	252	108.2	100.0	100.0	66.7	22.2	0.0	88.9
白井市	133	118	167	125.6	145	109.0	100.0	60.0	33.3	33.3	0.0	66.7
富里市	96	72	88	91.7	107	111.5	100.0	100.0	100.0	0.0	0.0	100.0
南房総市	84	69	93	110.7	114	135.7	100.0	0.0	***	***	***	***
匝瑳市	81	65	71	87.7	77	95.1	100.0	33.3	0.0	0.0	0.0	0.0
香取市	143	125	138	96.5	190	132.9	100.0	57.1	50.0	25.0	0.0	75.0
山武市	91	80	77	84.6	113	124.2	100.0	75.0	33.3	0.0	0.0	66.7
いすみ市	66	62	74	112.1	76	115.2	100.0	33.3	100.0	100.0	0.0	100.0
大網白里市	85	74	92	108.2	102	120.0	100.0	33.3	100.0	0.0	0.0	100.0
酒々井町	29	27	84	289.7	85	293.1	100.0	100.0	100.0	0.0	0.0	100.0
栄町	26	24	24	92.3	26	100.0	100.0	100.0	100.0	0.0	0.0	0.0
神崎町	16	13	51	318.8	27	168.8	100.0	100.0	0.0	0.0	0.0	100.0
多古町	22	20	25	113.6	27	122.7	100.0	100.0	0.0	0.0	0.0	100.0
東庄町	24	21	18	75.0	33	137.5	100.0	0.0	***	***	***	***
九十九里町	23	21	27	117.4	29	126.1	100.0	0.0	***	***	***	***
芝山町	17	15	19	111.8	19	111.8	100.0	100.0	0.0	0.0	0.0	100.0
横芝光町	48	42	51	106.3	62	129.2	100.0	100.0	0.0	0.0	0.0	100.0
一宮町	27	22	27	100.0	29	107.4	0.0	100.0	0.0	0.0	0.0	100.0
睦沢町	17	14	22	129.4	22	129.4	100.0	0.0	***	***	***	***
長生村	25	21	25	100.0	24	96.0	100.0	100.0	100.0	100.0	0.0	100.0
白子町	18	16	16	88.9	23	127.8	100.0	100.0	0.0	0.0	0.0	100.0
長柄町	17	15	19	111.8	30	176.5	100.0	0.0	***	***	***	***
長南町	18	14	185	1027.8	194	1077.8	100.0	0.0	***	***	***	***
大多喜町	19	15	14	73.7	22	115.8	100.0	100.0	100.0	0.0	0.0	0.0
御宿町	17	14	27	158.8	28	164.7	100.0	100.0	100.0	0.0	0.0	0.0
鋸南町	15	13	15	100.0	24	160.0	0.0	0.0	***	***	***	***
合計	10,163	8,725	14,535	143.0	12,714	125.1	99.4	74.7	62.1	39.0	1.1	80.3

注１）「教員」とは、校長、副校長、教頭、主幹教諭、指導教諭、教諭、助教諭、養護教諭、養護助教諭、栄養教諭、常勤講師、再任用職員（フルタイム）をいう。
注２）「授業を担当している教員」とは、各教科等の授業を定期的に担当している教員をいう。授業を一時的・臨時的に担当する教員は含まない。
注３）「指導者用ＰＣ」とは、教員が使用するために配備されたものをいう。教職員が主として校務用に利用しているコンピュータ（校務用コンピュータ）は含まない。
注４）「指導者用ＰＣ整備率」とは指導者用ＰＣの総数を教員の総数で除して算出した値である。
注５）「教員の校務用ＰＣ」とは、主として教員が校務に使用するコンピュータのことをいう。
注６）「教員の校務用ＰＣ整備率」は、校務用ＰＣの総数を総教員数で除して算出した値である。
注７）「統合型校務支援システム」は、教務系（成績処理、出欠管理、時数等）・保健系（健康診断票、保健室管理等）、指導要録等の学籍関係、学校事務系など統合して
機能を有しているシステムをいう。
注８）「遠隔教育」は、遠隔システムを活用した同時双方向型で行う教育をいう。（「『遠隔教育の推進に向けた施策方針』の策定について（通知）」（文部科学省、平成30年9月20日））
注９）「合同授業型」とは、教師が児童生徒等に対面で授業を行う複数の教室等を遠隔により接続することで、児童生徒が多様な意見や考えに触れたり、協働して学習に取り組んだり
する機会の充実を図る遠隔教育の形態をいう。
注10）「教師支援型」とは、外部人材等の専門家と、児童生徒や教師がいる教室等を遠隔により接続することで、児童生徒の学習活動の質を高めるとともに、
教師の資質向上を図る遠隔教育の形態をいう。
注11）「教科・科目充実型」とは、学校教育法施行規則第77条の２（中学校等）、第88条の３（高等学校等）に基づき、当該教科の免許状を保有する教師による
授業を遠隔により提供することで、生徒の多様な科目選択を可能とすること等により、学習機会の充実を図るものをいう。なお、小学校での活用は想定されない。
注12）遠隔教育を実施している学校のうち、「教科・科目充実型」の遠隔教育の実施率は、「教科・科目充実型」の遠隔授業を実施している学校の総数を、
遠隔教育を実施していると答えた学校の総数から、遠隔教育を実施していると答えた小学校の総数を引いた数で除した値である。
注13）「個々の児童生徒の状況に応じた遠隔教育」とは、外国人児童生徒等への日本語指導、病気療養児・不登校児童生徒等に対する学習指導等の
個々の児童生徒の状況に応じた遠隔教育の形態をいう。

○市区町村（設置者）別「コンピュータの設置状況」及び「インターネット接続状況」の実態（義務教育学校）

市　区　町　村　別 （義務教育学校）	学校数 校	児童生徒数 人	普通教室数 室	学習者用PC総台数 台	児童生徒一人当たりの学習者用PC台数 台／人	普通教室の大型提示装置整備率 %
市川市	1	406	19	406	1.0	89.5
成田市	2	877	49	879	1.0	87.8
八千代市	1	514	23	621	1.2	82.6
合　計	4	1,797	91	1,906	1.1	86.8

注１）「児童生徒数」は、令和６年５月１日現在の児童生徒数。
注２）「学習者用ＰＣ」とは、教育用ＰＣのうち、児童生徒が使用するために配備されたものをいう。
注３）「児童生徒一人当たりの学習者用PC台数」は、「学習者用ＰＣ総台数」を令和６年５月１日現在の児童生徒数で除して算出した値であ
注４）「普通教室の大型提示装置整備率」は、大型提示装置を設置している普通教室の総数を普通教室の総数で除して算出した値である。
注５）「普通教室の校内ＬＡＮ整備率」は、校内ＬＡＮを整備する普通教室の総数を普通教室の総数で除して算出した値である。
注６）「普通教室の無線ＬＡＮ整備率」は、無線ＬＡＮを整備する普通教室の総数を普通教室の総数で除して算出した値である。

（令和７年３月１日現在）

普通教室の校内LAN整備率 %	普通教室の無線LAN整備率 %	普通教室の移動通信システム（LTE等）整備率 %	移動系通信を利用している学校の内、無線LAN整備済みの普通教室の数 室	無線LAN又は移動系通信によりインターネット接続を行う普通教室の割合 %	回線速度の契約理論値 ベストエフォート型 %	回線速度の契約理論値 ギャランティ型 %
94.7	89.5	***	***	89.5	100.0	0.0
100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
100.0	100.0	***	***	100.0	0.0	100.0
98.9	97.8	***	***	97.8	75.0	25.0

る。

○市区町村（設置者）別「コンピュータの設置状況」及び「インターネット接続状況」の実態（義務教育学校）

（令和７年３月１日現在）

市　区　町　村　別 （義務教育学校）	教員数 人	授業を担当している教員数 人	指導者用PC台数 台	指導者用PC整備率 %	教員の校務用PC台数 台	教員の校務用PC整備率 %	統合型校務支援システム整備率 %	遠隔教育実施率 %	遠隔教育を実施している学校のうち、「合同授業型」の遠隔授業の実施率 %	遠隔教育を実施している学校のうち、「教師支援型」の遠隔授業の実施率 %	遠隔教育を実施している学校のうち、「教科・科目充実型」の遠隔授業の実施率 %	遠隔教育を実施している学校のうち、個々の児童生徒の状況に応じた遠隔教育の実施率 %
市川市	30	25	25	83.3	49	163.3	100.0	100.0	0.0	0.0	0.0	100.0
成田市	88	74	102	115.9	123	139.8	100.0	100.0	0.0	50.0	0.0	100.0
八千代市	47	41	51	108.5	55	117.0	100.0	100.0	0.0	0.0	0.0	100.0
合　　計	165	140	178	107.9	227	137.6	100.0	100.0	0.0	25.0	0.0	100.0

注１）「教員」とは、校長、副校長、教頭、主幹教諭、指導教諭、教諭、助教諭、養護教諭、養護助教諭、栄養教諭、常勤講師、再任用職員（フルタイム）をいう。
注２）「授業を担当している教員」とは、各教科等の授業を定期的に担当している教員をいう。授業を一時的・臨時的に担当する教員は含まない。
注３）「指導者用ＰＣ」とは、教員が使用するために配備されたものをいう。教職員が主として校務用に利用しているコンピュータ（校務用コンピュータ）は含まない。
注４）「指導者用ＰＣ整備率」とは指導者用ＰＣの総数を教員の総数で除して算出した値である。
注５）「教員の校務用ＰＣ」とは、主として教員が校務に使用するコンピュータのことをいう。
注６）「教員の校務用ＰＣ整備率」は、校務用ＰＣの総数を総教員数で除して算出した値である。
注７）「統合型校務支援システム」は、教務系（成績処理、出欠管理、時数等）・保健系（健康診断票、保健室管理等）、指導要録等の学籍関係、学校事務系など統合して
機能を有しているシステムをいう。
注８）「遠隔教育」は、遠隔システムを活用した同時双方向型で行う教育をいう。（「『遠隔教育の推進に向けた施策方針』の策定について（通知）」（文部科学省、平成30年9月20日））
注９）「合同授業型」とは、教師が児童生徒等に対面で授業を行う複数の教室等を遠隔により接続することで、児童生徒が多様な意見や考えに触れたり、協働して学習に取り組んだり
する機会の充実を図る遠隔教育の形態をいう。
注10）「教師支援型」とは、外部人材等の専門家と、児童生徒や教師がいる教室等を遠隔により接続することで、児童生徒の学習活動の質を高めるとともに、
教師の資質向上を図る遠隔教育の形態をいう。
注11）「教科・科目充実型」とは、学校教育法施行規則第77条の２（中学校等）、第88条の３（高等学校等）に基づき、当該教科の免許状を保有する教師による
授業を遠隔により提供することで、生徒の多様な科目選択を可能とすること等により、学習機会の充実を図るものをいう。なお、小学校での活用は想定されない。
注12）遠隔教育を実施している学校のうち、「教科・科目充実型」の遠隔教育の実施率は、「教科・科目充実型」の遠隔授業を実施している学校の総数を、
遠隔教育を実施していると答えた学校の総数から、遠隔教育を実施していると答えた小学校の総数を引いた数で除した値である。
注13）「個々の児童生徒の状況に応じた遠隔教育」とは、外国人児童生徒等への日本語指導、病気療養児・不登校児童生徒等に対する学習指導等の
個々の児童生徒の状況に応じた遠隔教育の形態をいう。

○市区町村（設置者）別「コンピュータの設置状況」及び「インターネット接続状況」の実態（高等学校）

（令和７年３月１日現在）

市区町村別（高等学校）	学校数	学校数（専門学科・総合学科単独及び複数学科設置校）	児童生徒数	児童生徒数（専門学科・総合学科単独及び複数学科設置校）	普通教室数	普通教室数（専門学科・総合学科単独及び複数学科設置校）	学習者用PC総台数	学習者用PC総台数（専門学科・総合学科単独及び複数学科設置校）	児童生徒一人当たりの学習者用PC台数	児童生徒一人当たりの学習者用PC台数（専門学科・総合学科単独及び複数学科設置校）	普通教室の大型提示装置整備率	普通教室の大型提示装置整備率（専門学科・総合学科単独及び複数学科設置校）	普通教室の校内LAN整備率	普通教室の校内LAN整備率（専門学科・総合学科単独及び複数学科設置校）	普通教室の無線LAN整備率	普通教室の無線LAN整備率（専門学科・総合学科単独及び複数学科設置校）	普通教室の移動通信システム（LTE等）整備率	普通教室の移動通信システム（LTE等）整備率（専門学科・総合学科単独及び複数学科設置校）	移動系通信を利用している学校の内、無線LAN整備済みの普通教室の数	移動系通信を利用している学校の内、無線LAN整備済みの普通教室の数（専門学科・総合学科単独及び複数学科設置校）	無線LAN又は移動系通信によりインターネット接続を行う普通教室の割合	無線LAN又は移動系通信によりインターネット接続を行う普通教室の割合（専門学科・総合学科単独及び複数学科設置校）	回線速度の契約理論値ベストエフォート型	回線速度の契約理論値ベストエフォート型（専門学科・総合学科単独及び複数学科設置校）	回線速度の契約理論値ギャランティ型	回線速度の契約理論値ギャランティ型（専門学科・総合学科単独及び複数学科設置校）
	校	校	人	人	室	室	台	台	台／人	台／人	%	%	%	%	%	%	%	%	室	室	%	%	%	%	%	%	%
千葉県	121	47	82,701	31,520	2,455	935	83,293	33,515	1.0	1.1	84.2	89.5	100.0	100.0	100.0	100.0	***	***	***	***	100.0	100.0	100.0	100.0	0.0	0.0
千葉市	2	2	1,668	1,668	44	44	1,850	1,850	1.1	1.1	95.5	95.5	97.7	97.7	97.7	97.7	***	***	***	***	97.7	97.7	100.0	100.0	0.0	0.0
銚子市	1	1	782	782	20	20	939	939	1.2	1.2	80.0	80.0	100.0	100.0	100.0	100.0	***	***	***	***	100.0	100.0	100.0	100.0	0.0	0.0
船橋市	1	1	1,180	1,180	30	30	1,348	1,348	1.1	1.1	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	***	***	***	***	100.0	100.0	100.0	100.0	0.0	0.0
松戸市	1	1	951	951	36	36	505	505	0.5	0.5	80.6	80.6	100.0	100.0	100.0	100.0	***	***	***	***	100.0	100.0	100.0	100.0	0.0	0.0
習志野市	1	1	945	945	24	24	1,167	1,167	1.2	1.2	0.0	0.0	100.0	100.0	100.0	100.0	***	***	***	***	100.0	100.0	100.0	100.0	0.0	0.0
柏市	1	1	944	944	29	29	1,100	1,100	1.2	1.2	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	***	***	***	***	100.0	100.0	0.0	0.0	100.0	100.0
合計	128	54	89,171	37,990	2,638	1,118	90,202	40,424	1.0	1.1	83.9	87.9	100.0	99.9	100.0	99.9	***	***	***	***	100.0	99.9	99.2	98.1	0.8	1.9

注１）「児童生徒数」は、令和６年５月１日現在の児童生徒数。
注２）「学習者用ＰＣ」とは、教育用ＰＣのうち、児童生徒が使用するために配備されたものをいう。
注３）「児童生徒一人当たりの学習者用PC台数」は、「学習者用ＰＣ総台数」を令和６年５月１日現在の児童生徒数で除して算出した値である。
注４）「普通教室の大型提示装置整備率」は、大型提示装置を設置している普通教室の総数を普通教室の総数で除して算出した値である。
注５）「普通教室の校内ＬＡＮ整備率」は、校内ＬＡＮを整備する普通教室の総数を普通教室の総数で除して算出した値である。
注６）「普通教室の無線ＬＡＮ整備率」は、無線ＬＡＮを整備する普通教室の総数を普通教室の総数で除して算出した値である。

○市区町村（設置者）別「コンピュータの設置状況」及び「インターネット接続状況」の実態（高等学校）

（令和７年３月１日現在）

市区町村別（高等学校）	教員数	教員数（専門学科・総合学科単独及び複数学科設置校）	授業を担当している教員数	授業を担当している教員数（専門学科・総合学科単独及び複数学科設置校）	指導者用PC台数	指導者用PC台数（専門学科・総合学科単独及び複数学科設置校）	指導者用PC整備率	指導者用PC整備率（専門学科・総合学科単独及び複数学科設置校）	教員の校務用PC台数	教員の校務用PC台数（専門学科・総合学科単独及び複数学科設置校）	教員の校務用PC整備率	教員の校務用PC整備率（専門学科・総合学科単独及び複数学科設置校）	統合型校務支援システム整備率	統合型校務支援システム整備率（専門学科・総合学科単独及び複数学科設置校）	遠隔教育実施率	遠隔教育実施率（専門学科・総合学科単独及び複数学科設置校）	遠隔教育を実施している学校のうち、「合同授業型」の遠隔授業の実施率	遠隔教育を実施している学校のうち、「合同授業型」の遠隔授業の実施率（専門学科・総合学	遠隔教育を実施している学校のうち、「教師支援型」の遠隔授業の実施率	遠隔教育を実施している学校のうち、「教師支援型」の遠隔授業の実施率（専門学科・総合学	遠隔教育を実施している学校のうち、「教科・科目充実型」の遠隔授業の実施率	遠隔教育を実施している学校のうち、「教科・科目充実型」の遠隔授業の実施率（専門学	遠隔教育を実施している学校のうち、個々の児童生徒の状況に応じた遠隔教育の実施率	遠隔教育を実施している学校のうち、個々の児童生徒の状況に応じた遠隔教育の実施率（専門学
	人	人	人	人	台	台	%	%	台	台	%	%	%	%	%	%	%	%	%	%	%	%	%	%
千葉県	6,259	2,652	5,741	2,424	5,374	2,787	85.9	105.1	8,676	3,945	138.6	148.8	100.0	100.0	9.9	12.8	33.3	33.3	41.7	16.7	0.0	0.0	58.3	66.7
千葉市	135	135	126	126	179	179	132.6	132.6	73	73	54.1	54.1	100.0	100.0	50.0	50.0	100.0	100.0	100.0	100.0	0.0	0.0	100.0	100.0
銚子市	64	64	62	62	105	105	164.1	164.1	206	206	321.9	321.9	100.0	100.0	0.0	0.0	***	***	***	***	***	***	***	***
船橋市	103	103	90	90	119	119	115.5	115.5	105	105	101.9	101.9	0.0	0.0	100.0	100.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	100.0	100.0
松戸市	64	64	60	60	73	73	114.1	114.1	121	121	189.1	189.1	100.0	100.0	0.0	0.0	***	***	***	***	***	***	***	***
習志野市	65	65	61	61	76	76	116.9	116.9	70	70	107.7	107.7	100.0	100.0	0.0	0.0	***	***	***	***	***	***	***	***
柏市	64	64	60	60	141	141	220.3	220.3	95	95	148.4	148.4	100.0	100.0	0.0	0.0	***	***	***	***	***	***	***	***
合計	6,754	3,147	6,200	2,883	6,067	3,480	89.8	110.6	9,346	4,615	138.4	146.6	99.2	98.1	10.9	14.8	35.7	37.5	42.9	25.0	0.0	0.0	64.3	75.0

注１）「教員」とは、校長、副校長、教頭、主幹教諭、指導教諭、教諭、助教諭、養護教諭、養護助教諭、栄養教諭、常勤講師、再任用職員（フルタイム）をいう。
注２）「授業を担当している教員」とは、各教科等の授業を定期的に担当している教員をいう。授業を一時的・臨時的に担当する教員は含まない。
注３）「指導者用ＰＣ」とは、教員が使用するために配備されたものをいう。教職員が主として校務用に利用しているコンピュータ（校務用コンピュータ）は含まない。
注４）「指導者用ＰＣ整備率」とは指導者用ＰＣの総数を教員の総数で除して算出した値である。
注５）「教員の校務用ＰＣ」とは、主として教員が校務に使用するコンピュータのことをいう。
注６）「教員の校務用ＰＣ整備率」は、校務用ＰＣの総数を総教員数で除して算出した値である。
注７）「統合型校務支援システム」は、教務系（成績処理、出欠管理、時数等）・保健系（健康診断票、保健室管理等）、指導要録等の学籍関係、学校事務系など統合して機能を有しているシステムをいう。
注８）「遠隔教育」は、遠隔システムを活用した同時双方向型で行う教育をいう。（「『遠隔教育の推進に向けた施策方針』の策定について（通知）」（文部科学省、平成30年9月20日））
注９）「合同授業型」とは、教師が児童生徒等に対面で授業を行う複数の教室等を遠隔により接続することで、児童生徒が多様な意見や考えに触れたり、協働して学習に取り組んだりする機会の充実を図る遠隔教育の形態をいう。
注10）「教師支援型」とは、外部人材等の専門家と、児童生徒や教師がいる教室等を遠隔により接続することで、児童生徒の学習活動の質を高めるとともに、教師の資質向上を図る遠隔教育の形態をいう。
注11）「教科・科目充実型」とは、学校教育法施行規則第77条の２（中学校等）、第88条の３（高等学校等）に基づき、当該教科の免許状を保有する教師による授業を遠隔により提供することで、生徒の多様な科目選択を可能とすること等により、学習機会の充実を図るものをいう。なお、小学校での活用は想定されない。
注12）遠隔教育を実施している学校のうち、「教科・科目充実型」の遠隔教育の実施率は、「教科・科目充実型」の遠隔授業を実施している学校の総数を、遠隔教育を実施していると答えた学校の総数から、遠隔教育を実施していると答えた小学校の総数を引いた数で除した値である。
注13）「個々の児童生徒の状況に応じた遠隔教育」とは、外国人児童生徒等への日本語指導、病気療養児・不登校児童生徒等に対する学習指導等の個々の児童生徒の状況に応じた遠隔教育の形態をいう。

○市区町村（設置者）別「コンピュータの設置状況」及び「インターネット接続状況」の実態（中等教育学校）

市　区　町　村　別 （中等教育学校）	学校数 校	児童生徒数 人	普通教室数 室	学習者用PC総台数 台	児童生徒一人当たりの学習者用PC台数 台／人	普通教室の大型提示装置整備率 %
千葉市	1	477	12	498	1.0	100.0
合　計	1	477	12	498	1.0	100.0

注１）「児童生徒数」は、令和６年５月１日現在の児童生徒数。
注２）「学習者用ＰＣ」とは、教育用ＰＣのうち、児童生徒が使用するために配備されたものをいう。
注３）「児童生徒一人当たりの学習者用PC台数」は、「学習者用ＰＣ総台数」を令和６年５月１日現在の児童生徒数で除して算出した値であ
注４）「普通教室の大型提示装置整備率」は、大型提示装置を設置している普通教室の総数を普通教室の総数で除して算出した値である。
注５）「普通教室の校内ＬＡＮ整備率」は、校内ＬＡＮを整備する普通教室の総数を普通教室の総数で除して算出した値である。
注６）「普通教室の無線ＬＡＮ整備率」は、無線ＬＡＮを整備する普通教室の総数を普通教室の総数で除して算出した値である。

（令和７年３月１日現在）

普通教室の校内LAN整備率 %	普通教室の無線LAN整備率 %	普通教室の移動通信システム（LTE等）整備率 %	移動系通信を利用している学校の内、無線LAN整備済みの普通教室の数 室	無線LAN又は移動系通信によりインターネット接続を行う普通教室の割合 %	回線速度の契約理論値 ベストエフォート型 %	回線速度の契約理論値 ギャランティ型 %
100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0

る。

○市区町村（設置者）別「コンピュータの設置状況」及び「インターネット接続状況」の実態（中等教育学校）

（令和７年３月１日現在）

市　区　町　村　別 （中等教育学校）	教員数 人	授業を担当している教員数 人	指導者用PC台数 台	指導者用PC整備率 %	教員の校務用PC台数 台	教員の校務用PC整備率 %	統合型校務支援システム整備率 %	遠隔教育実施率 %	遠隔教育を実施している学校のうち、「合同授業型」の遠隔授業の実施率 %	遠隔教育を実施している学校のうち、「教師支援型」の遠隔授業の実施率 %	遠隔教育を実施している学校のうち、「教科・科目充実型」の遠隔授業の実施率 %	遠隔教育を実施している学校のうち、個々の児童生徒の状況に応じた遠隔教育の実施率 %
千葉市	32	30	77	240.6	32	100.0	100.0	100.0	0.0	0.0	0.0	100.0
合　計	32	30	77	240.6	32	100.0	100.0	100.0	0.0	0.0	0.0	100.0

注１）「教員」とは、校長、副校長、教頭、主幹教諭、指導教諭、教諭、助教諭、養護教諭、養護助教諭、栄養教諭、常勤講師、再任用職員（フルタイム）をいう。
注２）「授業を担当している教員」とは、各教科等の授業を定期的に担当している教員をいう。授業を一時的・臨時的に担当する教員は含まない。
注３）「指導者用ＰＣ」とは、教員が使用するために配備されたものをいう。教職員が主として校務用に利用しているコンピュータ（校務用コンピュータ）は含まない。
注４）「指導者用ＰＣ整備率」とは指導者用ＰＣの総数を教員の総数で除して算出した値である。
注５）「教員の校務用ＰＣ」とは、主として教員が校務に使用するコンピュータのことをいう。
注６）「教員の校務用ＰＣ整備率」は、校務用ＰＣの総数を総教員数で除して算出した値である。
注７）「統合型校務支援システム」は、教務系（成績処理、出欠管理、時数等）・保健系（健康診断票、保健室管理等）、指導要録等の学籍関係、学校事務系など統合して
　　機能を有しているシステムをいう。
注８）「遠隔教育」は、遠隔システムを活用した同時双方向型で行う教育をいう。（「『遠隔教育の推進に向けた施策方針』の策定について（通知）」（文部科学省、平成30年9月20日））
注９）「合同授業型」とは、教師が児童生徒等に対面で授業を行う複数の教室等を遠隔により接続することで、児童生徒が多様な意見や考えに触れたり、協働して学習に取り組んだり
　　する機会の充実を図る遠隔教育の形態をいう。
注10）「教師支援型」とは、外部人材等の専門家と、児童生徒や教師がいる教室等を遠隔により接続することで、児童生徒の学習活動の質を高めるとともに、
　　教師の資質向上を図る遠隔教育の形態をいう。
注11）「教科・科目充実型」とは、学校教育法施行規則第77条の２（中学校等）、第88条の３（高等学校等）に基づき、当該教科の免許状を保有する教師による
　　授業を遠隔により提供することで、生徒の多様な科目選択を可能とすること等により、学習機会の充実を図るものをいう。なお、小学校での活用は想定されない。
注12）遠隔教育を実施している学校のうち、「教科・科目充実型」の遠隔教育の実施率は、「教科・科目充実型」の遠隔授業を実施している学校の総数を、
　　遠隔教育を実施していると答えた学校の総数から、遠隔教育を実施していると答えた小学校の総数を引いた数で除した値である。
注13）「個々の児童生徒の状況に応じた遠隔教育」とは、外国人児童生徒等への日本語指導、病気療養児・不登校児童生徒等に対する学習指導等の
　　個々の児童生徒の状況に応じた遠隔教育の形態をいう。

○市区町村（設置者）別「コンピュータの設置状況」及び「インターネット接続状況」の実態（特別支援学校）

市　区　町　村　別 （特別支援学校）	学校数 校	児童生徒数 人	普通教室数 室	学習者用PC総台数 台	児童生徒一人当たりの学習者用PC台数 台／人	普通教室の大型提示装置整備率 %
千葉県	37	6,241	1,120	7,737	1.2	22.1
千葉市	3	423	62	257	0.6	87.1
市川市	2	213	30	213	1.0	20.0
船橋市	2	441	59	479	1.1	96.6
合　計	44	7,318	1,271	8,686	1.2	28.6

注１）「児童生徒数」は、令和６年５月１日現在の児童生徒数。
注２）「学習者用ＰＣ」とは、教育用ＰＣのうち、児童生徒が使用するために配備されたものをいう。
注３）「児童生徒一人当たりの学習者用PC台数」は、「学習者用ＰＣ総台数」を令和６年５月１日現在の児童生徒数で除して算出した値であ
注４）「普通教室の大型提示装置整備率」は、大型提示装置を設置している普通教室の総数を普通教室の総数で除して算出した値である。
注５）「普通教室の校内ＬＡＮ整備率」は、校内ＬＡＮを整備する普通教室の総数を普通教室の総数で除して算出した値である。
注６）「普通教室の無線ＬＡＮ整備率」は、無線ＬＡＮを整備する普通教室の総数を普通教室の総数で除して算出した値である。

（令和７年３月１日現在）

普通教室の校内LAN整備率 %	普通教室の無線LAN整備率 %	普通教室の移動通信システム（LTE等）整備率 %	移動系通信を利用している学校の内、無線LAN整備済みの普通教室の数 室	無線LAN又は移動系通信によりインターネット接続を行う普通教室の割合 %	回線速度の契約理論値 ベストエフォート型 %	回線速度の契約理論値 ギャランティ型 %
99.3	98.6	***	***	98.6	100.0	0.0
100.0	100.0	***	***	100.0	33.3	66.7
100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
99.4	98.7	***	***	98.7	95.5	4.5

る。

○市区町村（設置者）別「コンピュータの設置状況」及び「インターネット接続状況」の実態（特別支援学校）

（令和７年３月１日現在）

市　区　町　村　別 （特別支援学校）	教員数 人	授業を担当している教員数 人	指導者用PC台数 台	指導者用PC整備率 %	教員の校務用PC台数 台	教員の校務用PC整備率 %	統合型校務支援システム整備率 %	遠隔教育実施率 %	遠隔教育を実施している学校のうち、「合同授業型」の遠隔授業の実施率 %	遠隔教育を実施している学校のうち、「教師支援型」の遠隔授業の実施率 %	遠隔教育を実施している学校のうち、「教科・科目充実型」の遠隔授業の実施率 %	遠隔教育を実施している学校のうち、個々の児童生徒の状況に応じた遠隔教育の実施率 %
千葉県	3,212	2,664	3,891	121.1	3,824	119.1	100.0	51.4	73.7	21.1	0.0	78.9
千葉市	181	154	423	233.7	235	129.8	66.7	33.3	0.0	0.0	0.0	100.0
市川市	93	74	94	101.1	115	123.7	100.0	100.0	100.0	0.0	0.0	0.0
船橋市	155	147	152	98.1	167	107.7	100.0	50.0	0.0	0.0	0.0	100.0
合　計	3,641	3,039	4,560	125.2	4,341	119.2	97.7	52.3	69.6	17.4	0.0	73.9

注１）「教員」とは、校長、副校長、教頭、主幹教諭、指導教諭、教諭、助教諭、養護教諭、養護助教諭、栄養教諭、常勤講師、再任用職員（フルタイム）をいう。
注２）「授業を担当している教員」とは、各教科等の授業を定期的に担当している教員をいう。授業を一時的・臨時的に担当する教員は含まない。
注３）「指導者用ＰＣ」とは、教員が使用するために配備されたものをいう。教職員が主として校務用に利用しているコンピュータ（校務用コンピュータ）は含まない。
注４）「指導者用ＰＣ整備率」とは指導者用ＰＣの総数を教員の総数で除して算出した値である。
注５）「教員の校務用ＰＣ」とは、主として教員が校務に使用するコンピュータのことをいう。
注６）「教員の校務用ＰＣ整備率」は、校務用ＰＣの総数を総教員数で除して算出した値である。
注７）「統合型校務支援システム」は、教務系（成績処理、出欠管理、時数等）・保健系（健康診断票、保健室管理等）、指導要録等の学籍関係、学校事務系など統合して
機能を有しているシステムをいう。
注８）「遠隔教育」は、遠隔システムを活用した同時双方向型で行う教育をいう。（「『遠隔教育の推進に向けた施策方針』の策定について（通知）」（文部科学省、平成30年9月20日））
注９）「合同授業型」とは、教師が児童生徒等に対面で授業を行う複数の教室等を遠隔により接続することで、児童生徒が多様な意見や考えに触れたり、協働して学習に取り組んだり
する機会の充実を図る遠隔教育の形態をいう。
注10）「教師支援型」とは、外部人材等の専門家と、児童生徒や教師がいる教室等を遠隔により接続することで、児童生徒の学習活動の質を高めるとともに、
教師の資質向上を図る遠隔教育の形態をいう。
注11）「教科・科目充実型」とは、学校教育法施行規則第77条の２（中学校等）、第88条の３（高等学校等）に基づき、当該教科の免許状を保有する教師による
授業を遠隔により提供することで、生徒の多様な科目選択を可能とすること等により、学習機会の充実を図るものをいう。なお、小学校での活用は想定されない。
注12）遠隔教育を実施している学校のうち、「教科・科目充実型」の遠隔教育の実施率は、「教科・科目充実型」の遠隔授業を実施している学校の総数を、
遠隔教育を実施していると答えた学校の総数から、遠隔教育を実施していると答えた小学校の総数を引いた数で除した値である。
注13）「個々の児童生徒の状況に応じた遠隔教育」とは、外国人児童生徒等への日本語指導、病気療養児・不登校児童生徒等に対する学習指導等の
個々の児童生徒の状況に応じた遠隔教育の形態をいう。

○市区町村（設置者）別「コンピュータの設置状況」及び「インターネット接続状況」の実態（合計）

（令和７年３月１日現在）

市　区　町　村　別 （　合　計　）	学校数 校	児童生徒数 人	普通教室数 室	学習者用PC総台数 台	児童生徒一人当たりの学習者用PC台数 台／人	普通教室の大型提示装置整備率 %	普通教室の校内LAN整備率 %	普通教室の無線LAN整備率 %	普通教室の移動通信システム（LTE等）整備率 %	移動系通信を利用している学校の内、無線LAN整備済みの普通教室の数 室	無線LAN又は移動系通信によりインターネット接続を行う普通教室の割合 %	回線速度の契約理論値 ベストエフォート型 %	回線速度の契約理論値 ギャランティ型 %
東京都	256	148,737	6,949	163,412	1.1	70.9	100.0	100.0	***	***	100.0	2.7	97.3
千代田区	11	4,902	193	5,911	1.2	100.0	100.0	100.0	100.0	193	100.0	100.0	0.0
中央区	22	11,190	391	12,430	1.1	100.0	100.0	100.0	100.0	391	100.0	0.0	100.0
港区	29	13,260	469	15,437	1.2	94.5	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
新宿区	40	13,056	546	13,858	1.1	98.9	100.0	100.0	100.0	546	100.0	100.0	0.0
文京区	30	13,628	509	14,971	1.1	95.5	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
台東区	26	9,361	377	11,196	1.2	91.8	100.0	91.5	97.1	334	100.0	100.0	0.0
墨田区	35	14,494	524	15,444	1.1	100.0	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
江東区	69	33,875	1,202	36,719	1.1	99.0	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
品川区	46	23,115	842	26,832	1.2	99.0	100.0	100.0	100.0	842	100.0	100.0	0.0
目黒区	31	13,024	520	15,061	1.2	97.7	95.2	91.0	100.0	473	100.0	0.0	0.0
大田区	88	40,304	1,571	40,823	1.0	97.0	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
世田谷区	90	49,619	1,730	51,997	1.0	96.9	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
渋谷区	26	9,553	354	10,142	1.1	100.0	100.0	96.6	100.0	342	100.0	0.0	100.0
中野区	29	14,671	533	16,618	1.1	98.5	100.0	97.7	***	***	97.7	100.0	0.0
杉並区	64	29,582	1,127	31,180	1.1	94.7	99.3	97.5	1.9	21	97.5	100.0	0.0
豊島区	30	12,056	478	12,291	1.0	97.9	99.6	94.4	100.0	451	100.0	0.0	0.0
北区	44	18,994	681	21,175	1.1	100.0	100.0	100.0	1.2	8	100.0	100.0	0.0
荒川区	34	12,337	447	14,168	1.1	100.0	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
板橋区	74	32,874	1,126	33,026	1.0	100.0	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
練馬区	98	46,767	1,665	47,480	1.0	99.3	98.4	30.6	100.0	509	100.0	100.0	0.0
足立区	102	42,549	1,631	43,688	1.0	100.0	100.0	100.0	3.6	58	100.0	100.0	0.0
葛飾区	74	28,976	1,169	31,876	1.1	100.0	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
江戸川区	98	46,588	1,489	47,405	1.0	100.0	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
八王子市	107	37,165	1,427	40,126	1.1	100.0	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
立川市	28	12,342	435	12,880	1.0	100.0	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
武蔵野市	18	8,496	319	9,226	1.1	89.3	99.1	98.7	***	***	98.7	100.0	0.0
三鷹市	22	13,030	441	13,234	1.0	100.0	100.0	100.0	100.0	441	100.0	100.0	0.0
青梅市	28	8,041	405	8,775	1.1	89.9	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
府中市	33	19,000	713	19,523	1.0	100.0	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
昭島市	19	8,178	333	8,258	1.0	96.7	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
調布市	28	16,100	575	16,682	1.0	100.0	100.0	100.0	100.0	575	100.0	100.0	0.0
町田市	62	30,193	1,137	30,680	1.0	92.1	97.6	97.6	***	***	97.6	100.0	0.0
小金井市	14	8,533	296	8,756	1.0	92.9	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
小平市	27	14,614	510	14,921	1.0	100.0	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
日野市	25	13,627	528	15,140	1.1	89.2	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
東村山市	23	10,364	372	10,910	1.1	98.9	98.1	97.8	2.2	0	100.0	100.0	0.0
国分寺市	15	8,668	297	8,927	1.0	100.0	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
国立市	11	4,644	197	4,952	1.1	84.3	100.0	100.0	***	***	100.0	0.0	100.0
福生市	10	3,227	162	3,236	1.0	100.0	100.0	100.0	100.0	162	100.0	100.0	0.0
狛江市	10	5,324	187	5,718	1.1	100.0	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
東大和市	15	6,268	239	6,340	1.0	91.6	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
清瀬市	14	5,257	220	5,239	1.0	90.0	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
東久留米市	19	8,320	339	8,387	1.0	88.5	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
武蔵村山市	14	5,572	221	5,833	1.0	58.4	99.1	99.1	14.9	31	100.0	100.0	0.0
多摩市	26	9,575	390	9,815	1.0	83.8	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
稲城市	18	7,696	308	7,709	1.0	92.2	88.0	33.4	100.0	103	100.0	0.0	0.0
羽村市	10	3,816	161	4,228	1.1	94.4	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
あきる野市	16	5,750	258	5,750	1.0	84.9	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
西東京市	27	14,188	517	14,783	1.0	99.2	100.0	100.0	***	***	100.0	74.1	25.9
瑞穂町	7	2,160	87	2,234	1.0	67.8	100.0	86.2	***	***	86.2	100.0	0.0
日の出町	5	1,456	60	1,511	1.0	100.0	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
檜原村	2	82	12	109	1.3	83.3	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
奥多摩町	3	204	20	257	1.3	85.0	100.0	100.0	100.0	20	100.0	100.0	0.0
大島町	6	432	36	488	1.1	94.4	86.1	86.1	***	***	86.1	100.0	0.0
利島村	1	24	1	39	1.6	100.0	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
新島村	4	158	21	181	1.1	95.2	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
神津島村	2	158	11	183	1.2	100.0	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
三宅村	2	134	16	136	1.0	93.8	93.8	93.8	100.0	15	100.0	100.0	0.0
御蔵島村	2	38	9	50	1.3	100.0	100.0	100.0	100.0	9	100.0	0.0	100.0
八丈町	6	459	31	480	1.0	100.0	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
青ヶ島村	2	9	6	18	2.0	0.0	100.0	100.0	***	***	100.0	0.0	100.0
小笠原村	4	219	22	226	1.0	100.0	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
合　計	2,131	977,033	37,842	1,039,080	1.1	92.1	99.6	95.8	18.5	5,524	99.8	84.0	16.0

注１）「児童生徒数」は、令和６年５月１日現在の児童生徒数。
注２）「学習者用ＰＣ」とは、教育用ＰＣのうち、児童生徒が使用するために配備されたものをいう。
注３）「児童生徒一人当たりの学習者用PC台数」は、「学習者用ＰＣ総台数」を令和６年５月１日現在の児童生徒数で除して算出した値である。
注４）「普通教室の大型提示装置整備率」は、大型提示装置を設置している普通教室の総数を普通教室の総数で除して算出した値である。
注５）「普通教室の校内ＬＡＮ整備率」は、校内ＬＡＮを整備する普通教室の総数を普通教室の総数で除して算出した値である。
注６）「普通教室の無線ＬＡＮ整備率」は、無線ＬＡＮを整備する普通教室の総数を普通教室の総数で除して算出した値である。

○市区町村（設置者）別「コンピュータの設置状況」及び「インターネット接続状況」の実態（合計）

（令和７年３月１日現在）

市　区　町　村　別 （　合　計　）	教員数 人	授業を担当している教員数 人	指導者用PC台数 台	指導者用PC整備率 %	教員の校務用PC台数 台	教員の校務用PC整備率 %	統合型校務支援システム整備率 %	遠隔教育実施率 %	遠隔教育を実施している学校のうち、「合同授業型」の遠隔授業の実施率 %	遠隔教育を実施している学校のうち、「教師支援型」の遠隔授業の実施率 %	遠隔教育を実施している学校のうち、「教科・科目充実型」の遠隔授業の実施率 %	遠隔教育を実施している学校のうち、個々の児童生徒の状況に応じた遠隔教育の実施率 %
東京都	15,789	14,234	31,149	197.3	19,110	121.0	100.0	66.4	65.9	46.5	50.0	53.5
千代田区	341	302	563	165.1	563	165.1	100.0	45.5	80.0	60.0	0.0	60.0
中央区	657	556	945	143.8	916	139.4	100.0	45.5	80.0	50.0	25.0	90.0
港区	758	661	1,928	254.4	1,084	143.0	100.0	44.8	38.5	46.2	0.0	69.2
新宿区	854	712	900	105.4	1,201	140.6	100.0	37.5	40.0	13.3	0.0	66.7
文京区	791	675	893	112.9	1,104	139.6	100.0	66.7	45.0	35.0	0.0	70.0
台東区	577	480	964	167.1	764	132.4	100.0	50.0	61.5	46.2	0.0	61.5
墨田区	945	805	1,086	114.9	1,870	197.9	100.0	97.1	52.9	35.3	30.0	55.9
江東区	1,841	1,609	2,365	128.5	4,755	258.3	100.0	100.0	0.0	0.0	0.0	100.0
品川区	1,375	1,209	3,335	242.5	2,061	149.9	100.0	95.7	45.5	61.4	0.0	68.2
目黒区	802	708	961	119.8	1,110	138.4	100.0	100.0	16.1	29.0	0.0	93.5
大田区	2,347	2,057	5,474	233.2	3,481	148.3	100.0	65.9	60.3	46.6	0.0	75.9
世田谷区	2,752	2,433	4,086	148.5	3,212	116.7	100.0	58.9	54.7	26.4	0.0	83.0
渋谷区	590	515	1,041	176.4	1,041	176.4	100.0	100.0	100.0	96.2	12.5	100.0
中野区	785	692	1,679	213.9	1,217	155.0	100.0	100.0	93.1	34.5	0.0	62.1
杉並区	1,753	1,542	2,010	114.7	2,469	140.8	100.0	42.2	48.1	33.3	16.7	55.6
豊島区	733	636	823	112.3	984	134.2	100.0	100.0	43.3	36.7	25.0	100.0
北区	1,299	1,052	1,306	100.5	1,392	107.2	100.0	38.6	58.8	52.9	50.0	76.5
荒川区	793	689	2,586	326.1	1,306	164.7	100.0	100.0	55.9	52.9	0.0	82.4
板橋区	1,912	1,666	4,069	212.8	2,474	129.4	100.0	100.0	44.6	28.4	0.0	87.8
練馬区	2,735	2,394	4,656	170.2	3,776	138.1	100.0	33.7	45.5	36.4	11.1	69.7
足立区	2,638	2,254	3,201	121.3	3,672	139.2	100.0	52.9	50.0	38.9	11.1	70.4
葛飾区	1,778	1,496	2,602	146.3	2,602	146.3	100.0	66.2	49.0	49.0	0.0	67.3
江戸川区	2,558	2,256	4,278	167.2	3,525	137.8	100.0	89.8	3.4	0.0	0.0	100.0
八王子市	2,483	2,158	4,855	195.5	3,233	130.2	100.0	45.8	53.1	40.8	0.0	67.3
立川市	739	654	707	95.7	1,177	159.3	100.0	0.0	***	***	***	***
武蔵野市	464	426	744	160.3	683	147.2	100.0	72.2	30.8	30.8	0.0	84.6
三鷹市	675	630	1,902	281.8	1,042	154.4	100.0	100.0	4.5	4.5	0.0	100.0
青梅市	641	533	653	101.9	888	138.5	100.0	50.0	57.1	42.9	0.0	78.6
府中市	1,079	977	1,504	139.4	1,395	129.3	100.0	45.5	60.0	13.3	0.0	80.0
昭島市	493	438	515	104.5	644	130.6	100.0	100.0	26.3	31.6	0.0	100.0
調布市	909	802	1,500	165.0	1,204	132.5	100.0	57.1	43.8	50.0	0.0	75.0
町田市	1,925	1,661	1,886	98.0	2,207	114.6	100.0	45.2	60.7	35.7	12.5	60.7
小金井市	451	406	489	108.4	589	130.6	100.0	42.9	66.7	66.7	0.0	100.0
小平市	839	759	1,076	128.2	884	105.4	100.0	51.9	42.9	50.0	0.0	85.7
日野市	811	715	1,231	151.8	1,231	151.8	100.0	64.0	37.5	37.5	0.0	62.5
東村山市	597	532	1,438	240.9	882	147.7	100.0	73.9	70.6	64.7	0.0	64.7
国分寺市	474	425	561	118.4	597	125.9	100.0	26.7	100.0	75.0	0.0	50.0
国立市	325	278	268	82.5	433	133.2	100.0	0.0	***	***	***	***
福生市	266	238	607	228.2	307	115.4	100.0	80.0	50.0	25.0	0.0	100.0
狛江市	317	276	457	144.2	363	114.5	100.0	100.0	100.0	50.0	0.0	100.0
東大和市	365	322	422	115.6	402	110.1	100.0	60.0	55.6	55.6	0.0	66.7
清瀬市	320	287	389	121.6	423	132.2	100.0	64.3	77.8	66.7	0.0	44.4
東久留米市	497	439	540	108.7	675	135.8	100.0	42.1	50.0	50.0	0.0	87.5
武蔵村山市	398	324	484	121.6	434	109.0	100.0	21.4	0.0	33.3	0.0	100.0
多摩市	655	570	915	139.7	829	126.6	100.0	57.7	60.0	40.0	0.0	73.3
稲城市	460	402	661	143.7	706	153.5	100.0	83.3	46.7	26.7	0.0	86.7
羽村市	264	232	346	131.1	324	122.7	100.0	70.0	28.6	28.6	0.0	71.4
あきる野市	380	335	1,254	330.0	476	125.3	100.0	100.0	43.8	50.0	0.0	93.8
西東京市	805	722	1,250	155.3	1,013	125.8	100.0	88.9	70.8	45.8	0.0	83.3
瑞穂町	148	134	157	106.1	172	116.2	100.0	28.6	100.0	100.0	0.0	50.0
日の出町	117	98	83	70.9	146	124.8	100.0	100.0	0.0	100.0	0.0	100.0
檜原村	29	23	35	120.7	44	151.7	100.0	50.0	100.0	0.0	0.0	100.0
奥多摩町	44	35	64	145.5	57	129.5	100.0	100.0	33.3	100.0	0.0	66.7
大島町	86	73	96	111.6	125	145.3	100.0	50.0	100.0	33.3	0.0	0.0
利島村	20	17	33	165.0	27	135.0	100.0	100.0	100.0	100.0	0.0	100.0

新島村	58	43	79	136.2	87	150.0	100.0	100.0	100.0	50.0	0.0	25.0
神津島村	32	25	34	106.3	34	106.3	100.0	100.0	50.0	100.0	0.0	100.0
三宅村	32	26	38	118.8	37	115.6	100.0	50.0	0.0	100.0	0.0	0.0
御蔵島村	22	18	44	200.0	32	145.5	100.0	0.0	***	***	***	***
八丈町	89	68	112	125.8	144	161.8	83.3	66.7	50.0	50.0	0.0	50.0
青ヶ島村	21	16	32	152.4	42	200.0	100.0	100.0	0.0	100.0	0.0	50.0
小笠原村	52	43	52	100.0	52	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	0.0	100.0
合　　計	65,785	57,793	110,413	167.8	89,729	136.4	100.0	65.0	48.3	37.8	17.7	76.2

注１）「教員」とは、校長、副校長、教頭、主幹教諭、指導教諭、教諭、助教諭、養護教諭、養護助教諭、栄養教諭、常勤講師、再任用職員（フルタイム）をいう。
注２）「授業を担当している教員」とは、各教科等の授業を定期的に担当している教員をいう。授業を一時的・臨時的に担当する教員は含まない。
注３）「指導者用ＰＣ」とは、教員が使用するために配備されたものをいう。教職員が主として校務用に利用しているコンピュータ（校務用コンピュータ）は含まない。
注４）「指導者用ＰＣ整備率」とは指導者用ＰＣの総数を教員の総数で除して算出した値である。
注５）「教員の校務用ＰＣ」とは、主として教員が校務に使用するコンピュータのことをいう。
注６）「教員の校務用ＰＣ整備率」は、校務用ＰＣの総数を総教員数で除して算出した値である。
注７）「統合型校務支援システム」は、教務系（成績処理、出欠管理、時数等）・保健系（健康診断票、保健室管理等）、指導要録等の学籍関係、学校事務系など統合して
　　機能を有しているシステムをいう。
注８）「遠隔教育」は、遠隔システムを活用した同時双方向型で行う教育をいう。（「『遠隔教育の推進に向けた施策方針』の策定について（通知）」（文部科学省、平成30年9月20日））
注９）「合同授業型」とは、教師が児童生徒等に対面で授業を行う複数の教室等を遠隔により接続することで、児童生徒が多様な意見や考えに触れたり、協働して学習に取り組んだり
　　する機会の充実を図る遠隔教育の形態をいう。
注10）「教師支援型」とは、外部人材等の専門家と、児童生徒や教師がいる教室等を遠隔により接続することで、児童生徒の学習活動の質を高めるとともに、
　　教師の資質向上を図る遠隔教育の形態をいう。
注11）「教科・科目充実型」とは、学校教育法施行規則第77条の２（中学校等）、第88条の３（高等学校等）に基づき、当該教科の免許状を保有する教師による
　　授業を遠隔により提供することで、生徒の多様な科目選択を可能とすること等により、学習機会の充実を図るものをいう。なお、小学校での活用は想定されない。
注12）遠隔教育を実施している学校のうち、「教科・科目充実型」の遠隔教育の実施率は、「教科・科目充実型」の遠隔授業を実施している学校の総数を、
　　遠隔教育を実施していると答えた学校の総数から、遠隔教育を実施していると答えた小学校の総数を引いた数で除した値である。
注13）「個々の児童生徒の状況に応じた遠隔教育」とは、外国人児童生徒等への日本語指導、病気療養児・不登校児童生徒等に対する学習指導等の
　　個々の児童生徒の状況に応じた遠隔教育の形態をいう。

○市区町村（設置者）別「コンピュータの設置状況」及び「インターネット接続状況」の実態（小学校）

（令和７年３月１日現在）

市　区　町　村　別 （　小　学　校　）	学校数 校	児童生徒数 人	普通教室数 室	学習者用PC総台数 台	児童生徒一人当たりの学習者用PC台数 台／人	普通教室の大型提示装置整備率 %	普通教室の校内LAN整備率 %	普通教室の無線LAN整備率 %	普通教室の移動通信システム（LTE等）整備率 %	移動系通信を利用している学校の内、無線LAN整備済みの普通教室の数 室	無線LAN又は移動系通信によりインターネット接続を行う普通教室の割合 %	回線速度の契約理論値 ベストエフォート型 %	回線速度の契約理論値 ギャランティ型 %
東京都	1	205	13	205	1.0	100.0	100.0	100.0	***	***	100.0	0.0	100.0
千代田区	8	3,325	123	3,814	1.1	100.0	100.0	100.0	100.0	123	100.0	100.0	0.0
中央区	17	9,365	330	10,374	1.1	100.0	100.0	100.0	100.0	330	100.0	0.0	100.0
港区	19	10,930	375	12,211	1.1	99.5	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
新宿区	29	10,144	420	10,783	1.1	98.6	100.0	100.0	100.0	420	100.0	100.0	0.0
文京区	20	11,227	414	12,298	1.1	95.2	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
台東区	19	7,087	281	8,031	1.1	95.7	100.0	88.6	100.0	249	100.0	100.0	0.0
墨田区	25	10,473	391	10,840	1.0	100.0	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
江東区	45	24,584	900	26,590	1.1	98.7	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
品川区	31	14,311	536	16,282	1.1	99.6	100.0	100.0	100.0	536	100.0	100.0	0.0
目黒区	22	10,159	404	11,623	1.1	98.5	95.3	95.3	100.0	385	100.0	0.0	0.0
大田区	59	29,318	1,145	29,517	1.0	97.3	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
世田谷区	61	37,870	1,334	39,562	1.0	96.5	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
渋谷区	18	7,550	281	7,968	1.1	100.0	100.0	95.7	100.0	269	100.0	0.0	100.0
中野区	20	11,041	408	12,347	1.1	98.0	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
杉並区	40	22,468	818	23,516	1.0	98.0	99.4	99.4	2.6	21	99.4	100.0	0.0
豊島区	22	9,301	373	9,491	1.0	98.9	99.5	99.5	100.0	371	100.0	0.0	0.0
北区	32	13,493	493	15,024	1.1	100.0	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
荒川区	24	8,963	333	10,062	1.1	100.0	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
板橋区	51	23,493	830	23,609	1.0	100.0	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
練馬区	65	33,543	1,241	34,029	1.0	99.4	97.8	6.8	100.0	85	100.0	100.0	0.0
足立区	67	29,127	1,135	29,813	1.0	100.0	100.0	100.0	1.8	20	100.0	100.0	0.0
葛飾区	49	20,289	813	22,348	1.1	100.0	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
江戸川区	66	32,055	1,077	32,643	1.0	100.0	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
八王子市	69	23,656	968	25,438	1.1	100.0	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
立川市	19	8,562	314	8,920	1.0	100.0	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
武蔵野市	12	6,479	245	7,043	1.1	92.2	98.8	98.4	***	***	98.4	100.0	0.0
三鷹市	15	9,455	326	9,573	1.0	100.0	100.0	100.0	100.0	326	100.0	100.0	0.0
青梅市	17	5,216	264	5,751	1.1	92.0	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
府中市	22	13,074	492	13,394	1.0	100.0	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
昭島市	13	5,591	240	5,652	1.0	96.3	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
調布市	20	11,659	433	12,035	1.0	100.0	100.0	100.0	100.0	433	100.0	100.0	0.0
町田市	42	20,220	801	20,546	1.0	92.3	96.6	96.6	***	***	96.6	100.0	0.0
小金井市	9	6,273	223	6,389	1.0	92.4	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
小平市	19	10,213	369	10,430	1.0	100.0	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
日野市	17	9,309	373	10,343	1.1	89.3	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
東村山市	15	6,828	253	7,187	1.1	100.0	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
国分寺市	10	6,295	218	6,456	1.0	100.0	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
国立市	8	3,304	156	3,489	1.1	96.2	100.0	100.0	***	***	100.0	0.0	100.0
福生市	7	2,131	104	2,140	1.0	100.0	100.0	100.0	100.0	104	100.0	100.0	0.0
狛江市	6	3,927	141	4,068	1.0	100.0	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
東大和市	10	4,223	171	4,261	1.0	90.6	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
清瀬市	9	3,525	148	3,493	1.0	98.0	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
東久留米市	12	5,743	247	5,771	1.0	88.3	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
武蔵村山市	9	3,632	158	3,850	1.1	55.7	100.0	100.0	8.2	13	100.0	100.0	0.0
多摩市	17	6,528	274	6,684	1.0	81.8	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
稲城市	12	5,445	237	5,458	1.0	89.9	88.6	40.1	100.0	95	100.0	0.0	0.0
羽村市	7	2,464	111	2,733	1.1	96.4	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
あきる野市	10	3,731	170	3,731	1.0	98.2	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
西東京市	18	9,928	374	10,282	1.0	98.9	100.0	100.0	***	***	100.0	61.1	38.9
瑞穂町	5	1,421	62	1,483	1.0	56.5	100.0	80.6	***	***	80.6	100.0	0.0
日の出町	3	943	42	969	1.0	100.0	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
檜原村	1	59	7	75	1.3	100.0	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
奥多摩町	2	141	14	194	1.4	100.0	100.0	100.0	100.0	14	100.0	100.0	0.0
大島町	3	290	22	291	1.0	95.5	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
新島村	2	98	15	96	1.0	93.3	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
神津島村	1	106	7	107	1.0	100.0	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
三宅村	1	96	11	98	1.0	100.0	100.0	100.0	100.0	11	100.0	100.0	0.0
御蔵島村	1	29	6	35	1.2	100.0	100.0	100.0	100.0	6	100.0	0.0	100.0
八丈町	3	318	20	319	1.0	100.0	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
青ヶ島村	1	6	3	9	1.5	0.0	100.0	100.0	***	***	100.0	0.0	100.0
小笠原村	2	138	14	137	1.0	100.0	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
合　　計	1,259	591,377	22,501	621,910	1.1	97.4	99.5	93.7	23.0	3,811	99.8	95.3	4.7

注１）「児童生徒数」は、令和６年５月１日現在の児童生徒数。
注２）「学習者用ＰＣ」とは、教育用ＰＣのうち、児童生徒が使用するために配備されたものをいう。
注３）「児童生徒一人当たりの学習者用PC台数」は、「学習者用ＰＣ総台数」を令和６年５月１日現在の児童生徒数で除して算出した値である。
注４）「普通教室の大型提示装置整備率」は、大型提示装置を設置している普通教室の総数を普通教室の総数で除して算出した値である。
注５）「普通教室の校内ＬＡＮ整備率」は、校内ＬＡＮを整備する普通教室の総数を普通教室の総数で除して算出した値である。
注６）「普通教室の無線ＬＡＮ整備率」は、無線ＬＡＮを整備する普通教室の総数を普通教室の総数で除して算出した値である。

○市区町村（設置者）別「コンピュータの設置状況」及び「インターネット接続状況」の実態（小学校）

（令和７年３月１日現在）

市　区　町　村　別 （　小　学　校　）	教員数 人	授業を担当している教員数 人	指導者用PC台数 台	指導者用PC整備率 %	教員の校務用PC台数 台	教員の校務用PC整備率 %	統合型校務支援システム整備率 %	遠隔教育実施率 %	遠隔教育を実施している学校のうち、「合同授業型」の遠隔授業の実施率 %	遠隔教育を実施している学校のうち、「教師支援型」の遠隔授業の実施率 %	遠隔教育を実施している学校のうち、「教科・科目充実型」の遠隔授業の実施率 %	遠隔教育を実施している学校のうち、個々の児童生徒の状況に応じた遠隔教育の実施率 %
東京都	15	11	53	353.3	18	120.0	100.0	0.0	***	***	***	***
千代田区	227	203	333	146.7	333	146.7	100.0	50.0	75.0	75.0	***	75.0
中央区	545	460	733	134.5	709	130.1	100.0	35.3	100.0	50.0	***	83.3
港区	571	495	1,351	236.6	769	134.7	100.0	47.4	55.6	44.4	***	55.6
新宿区	607	500	644	106.1	847	139.5	100.0	34.5	50.0	10.0	***	70.0
文京区	584	511	631	108.0	801	137.2	100.0	60.0	50.0	41.7	***	58.3
台東区	420	340	627	149.3	532	126.7	100.0	52.6	70.0	60.0	***	60.0
墨田区	657	561	743	113.1	1,276	194.2	100.0	96.0	45.8	37.5	***	58.3
江東区	1,259	1,103	1,601	127.2	3,208	254.8	100.0	100.0	0.0	0.0	***	100.0
品川区	791	689	1,967	248.7	1,289	163.0	100.0	93.5	41.4	55.2	***	69.0
目黒区	586	522	691	117.9	806	137.5	100.0	100.0	18.2	31.8	***	90.9
大田区	1,613	1,415	3,590	222.6	2,289	141.9	100.0	66.1	59.0	48.7	***	82.1
世田谷区	1,996	1,758	2,783	139.4	2,301	115.3	100.0	63.9	56.4	23.1	***	82.1
渋谷区	431	379	723	167.7	723	167.7	100.0	100.0	100.0	100.0	***	100.0
中野区	555	489	1,201	216.4	855	154.1	100.0	100.0	90.0	40.0	***	55.0
杉並区	1,164	1,041	1,347	115.7	1,633	140.3	100.0	37.5	53.3	53.3	***	53.3
豊島区	534	462	618	115.7	730	136.7	100.0	100.0	40.9	31.8	***	100.0
北区	935	735	917	98.1	963	103.0	100.0	34.4	54.5	54.5	***	72.7
荒川区	550	477	1,742	316.7	945	171.8	100.0	100.0	58.3	54.2	***	87.5
板橋区	1,318	1,127	2,785	211.3	1,647	125.0	100.0	100.0	45.1	33.3	***	92.2
練馬区	1,873	1,622	3,311	176.8	2,538	135.5	100.0	36.9	45.8	33.3	***	66.7
足立区	1,763	1,496	2,073	117.6	2,353	133.5	100.0	53.7	50.0	44.4	***	77.8
葛飾区	1,174	983	1,711	145.7	1,711	145.7	100.0	63.3	58.1	48.4	***	71.0
江戸川区	1,700	1,497	2,846	167.4	2,290	134.7	100.0	89.4	3.4	0.0	***	100.0
八王子市	1,538	1,338	3,086	200.7	1,990	129.4	100.0	44.9	58.1	48.4	***	80.6
立川市	502	443	466	92.8	777	154.8	100.0	0.0	***	***	***	***
武蔵野市	331	307	524	158.3	476	143.8	100.0	75.0	44.4	44.4	***	77.8
三鷹市	446	423	1,278	286.5	696	156.1	100.0	100.0	6.7	6.7	***	100.0
青梅市	384	326	465	121.1	529	137.8	100.0	47.1	50.0	62.5	***	100.0
府中市	699	640	982	140.5	869	124.3	100.0	59.1	53.8	15.4	***	76.9
昭島市	318	281	342	107.5	439	138.1	100.0	100.0	30.8	30.8	***	100.0
調布市	643	555	1,042	162.1	844	131.3	100.0	45.0	66.7	66.7	***	77.8
町田市	1,256	1,068	1,239	98.6	1,459	116.2	100.0	47.6	55.0	45.0	***	60.0
小金井市	311	281	336	108.0	390	125.4	100.0	33.3	66.7	66.7	***	100.0
小平市	582	531	755	129.7	589	101.2	100.0	52.6	50.0	60.0	***	80.0
日野市	540	467	810	150.0	810	150.0	100.0	64.7	45.5	54.5	***	54.5
東村山市	378	336	902	238.6	550	145.5	100.0	80.0	66.7	66.7	***	66.7
国分寺市	321	287	361	112.5	392	122.1	100.0	20.0	100.0	100.0	***	50.0
国立市	230	194	204	88.7	300	130.4	100.0	0.0	***	***	***	***
福生市	168	147	410	244.0	208	123.8	100.0	85.7	66.7	33.3	***	100.0
狛江市	219	191	263	120.1	246	112.3	100.0	100.0	100.0	83.3	***	100.0
東大和市	238	210	282	118.5	265	111.3	100.0	50.0	60.0	80.0	***	100.0
清瀬市	201	182	224	111.4	251	124.9	100.0	55.6	100.0	60.0	***	40.0
東久留米市	329	292	339	103.0	444	135.0	100.0	41.7	60.0	40.0	***	80.0
武蔵村山市	238	195	327	137.4	266	111.8	100.0	22.2	0.0	50.0	***	100.0
多摩市	422	367	641	151.9	549	130.1	100.0	58.8	90.0	30.0	***	80.0
稲城市	311	273	452	145.3	486	156.3	100.0	83.3	60.0	20.0	***	90.0
羽村市	177	155	220	124.3	210	118.6	100.0	71.4	20.0	0.0	***	100.0
あきる野市	227	202	783	344.9	283	124.7	100.0	100.0	30.0	40.0	***	90.0
西東京市	533	474	822	154.2	699	131.1	100.0	88.9	81.3	37.5	***	81.3
瑞穂町	93	84	96	103.2	114	122.6	100.0	40.0	100.0	100.0	***	50.0
日の出町	66	57	68	103.0	96	145.5	100.0	100.0	0.0	100.0	***	100.0
檜原村	15	12	15	100.0	20	133.3	100.0	0.0	***	***	***	***
奥多摩町	28	22	48	171.4	40	142.9	100.0	100.0	50.0	100.0	***	50.0
大島町	38	33	43	113.2	58	152.6	100.0	66.7	100.0	50.0	***	0.0
新島村	28	19	25	89.3	50	178.6	100.0	100.0	100.0	0.0	***	0.0

神津島村	15	11	15	100.0	15	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	***	100.0
三宅村	17	14	22	129.4	19	111.8	100.0	100.0	0.0	100.0	***	0.0
御蔵島村	11	8	22	200.0	16	145.5	100.0	0.0	***	***	***	***
八丈町	41	31	58	141.5	69	168.3	66.7	66.7	100.0	50.0	***	50.0
青ヶ島村	8	6	16	200.0	21	262.5	100.0	100.0	0.0	100.0	***	100.0
小笠原村	26	21	25	96.2	25	96.2	100.0	100.0	100.0	100.0	***	100.0
合　　計	33,796	29,359	53,029	156.9	47,126	139.4	99.9	64.7	48.0	38.6	***	80.8

注１）「教員」とは、校長、副校長、教頭、主幹教諭、指導教諭、教諭、助教諭、養護教諭、養護助教諭、栄養教諭、常勤講師、再任用職員（フルタイム）をいう。
注２）「授業を担当している教員」とは、各教科等の授業を定期的に担当している教員をいう。授業を一時的・臨時的に担当する教員は含まない。
注３）「指導者用ＰＣ」とは、教員が使用するために配備されたものをいう。教職員が主として校務用に利用しているコンピュータ（校務用コンピュータ）は含まない。
注４）「指導者用ＰＣ整備率」とは指導者用ＰＣの総数を教員の総数で除して算出した値である。
注５）「教員の校務用ＰＣ」とは、主として教員が校務に使用するコンピュータのことをいう。
注６）「教員の校務用ＰＣ整備率」は、校務用ＰＣの総数を総教員数で除して算出した値である。
注７）「統合型校務支援システム」は、教務系（成績処理、出欠管理、時数等）・保健系（健康診断票、保健室管理等）、指導要録等の学籍関係、学校事務系など統合して
　　機能を有しているシステムをいう。
注８）「遠隔教育」は、遠隔システムを活用した同時双方向型で行う教育をいう。（「『遠隔教育の推進に向けた施策方針』の策定について（通知）」（文部科学省、平成30年9月20日））
注９）「合同授業型」とは、教師が児童生徒等に対面で授業を行う複数の教室等を遠隔により接続することで、児童生徒が多様な意見や考えに触れたり、協働して学習に取り組んだり
　　する機会の充実を図る遠隔教育の形態をいう。
注10）「教師支援型」とは、外部人材等の専門家と、児童生徒や教師がいる教室等を遠隔により接続することで、児童生徒の学習活動の質を高めるとともに、
　　教師の資質向上を図る遠隔教育の形態をいう。
注11）「教科・科目充実型」とは、学校教育法施行規則第77条の２（中学校等）、第88条の３（高等学校等）に基づき、当該教科の免許状を保有する教師による
　　授業を遠隔により提供することで、生徒の多様な科目選択を可能とすること等により、学習機会の充実を図るものをいう。なお、小学校での活用は想定されない。
注12）遠隔教育を実施している学校のうち、「教科・科目充実型」の遠隔教育の実施率は、「教科・科目充実型」の遠隔授業を実施している学校の総数を、
　　遠隔教育を実施していると答えた学校の総数から、遠隔教育を実施していると答えた小学校の総数を引いた数で除した値である。
注13）「個々の児童生徒の状況に応じた遠隔教育」とは、外国人児童生徒等への日本語指導、病気療養児・不登校児童生徒等に対する学習指導等の
　　個々の児童生徒の状況に応じた遠隔教育の形態をいう。

○市区町村（設置者）別「コンピュータの設置状況」及び「インターネット接続状況」の実態（中学校）

（令和７年３月１日現在）

市　区　町　村　別 （　中　学　校　）	学校数 校	児童生徒数 人	普通教室数 室	学習者用PC総台数 台	児童生徒一人当たりの学習者用PC台数 台／人	普通教室の大型提示装置整備率 %	普通教室の校内LAN整備率 %	普通教室の無線LAN整備率 %	普通教室の移動通信システム（LTE等）整備率 %	移動系通信を利用している学校の内、無線LAN整備済みの普通教室の数 室	無線LAN又は移動系通信によりインターネット接続を行う普通教室の割合 %	回線速度の契約理論値 ベストエフォート型 %	回線速度の契約理論値 ギャランティ型 %
東京都	5	2,479	106	3,184	1.3	96.2	100.0	100.0	***	***	100.0	0.0	100.0
千代田区	2	661	30	957	1.4	100.0	100.0	100.0	100.0	30	100.0	100.0	0.0
中央区	5	1,825	61	2,056	1.1	100.0	100.0	100.0	100.0	61	100.0	0.0	100.0
港区	10	2,330	94	3,226	1.4	74.5	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
新宿区	10	2,872	122	3,034	1.1	100.0	100.0	100.0	100.0	122	100.0	100.0	0.0
文京区	10	2,401	95	2,673	1.1	96.8	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
台東区	7	2,274	96	3,165	1.4	80.2	100.0	100.0	88.5	85	100.0	100.0	0.0
墨田区	10	4,021	133	4,604	1.1	100.0	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
江東区	23	7,997	262	8,732	1.1	100.0	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
品川区	9	2,968	101	3,878	1.3	95.0	100.0	100.0	100.0	101	100.0	100.0	0.0
目黒区	9	2,865	116	3,438	1.2	94.8	94.8	75.9	100.0	88	100.0	0.0	0.0
大田区	28	10,967	420	11,281	1.0	96.2	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
世田谷区	29	11,749	396	12,435	1.1	98.5	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
渋谷区	8	2,003	73	2,174	1.1	100.0	100.0	100.0	100.0	73	100.0	0.0	100.0
中野区	9	3,630	125	4,271	1.2	100.0	100.0	90.4	***	***	90.4	100.0	0.0
杉並区	23	6,933	273	7,472	1.1	93.8	98.9	91.6	***	***	91.6	100.0	0.0
豊島区	8	2,755	105	2,800	1.0	94.3	100.0	76.2	100.0	80	100.0	0.0	0.0
北区	11	4,506	149	5,006	1.1	100.0	100.0	100.0	5.4	8	100.0	100.0	0.0
荒川区	10	3,374	114	4,106	1.2	100.0	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
板橋区	22	9,350	290	9,384	1.0	100.0	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
練馬区	33	13,224	424	13,451	1.0	98.8	100.0	100.0	100.0	424	100.0	100.0	0.0
足立区	35	13,422	496	13,875	1.0	100.0	100.0	100.0	7.7	38	100.0	100.0	0.0
葛飾区	24	8,673	352	9,497	1.1	100.0	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
江戸川区	32	14,533	412	14,762	1.0	100.0	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
八王子市	37	12,162	411	13,238	1.1	100.0	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
立川市	9	3,780	121	3,960	1.0	100.0	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
武蔵野市	6	2,017	74	2,183	1.1	79.7	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
三鷹市	7	3,575	115	3,661	1.0	100.0	100.0	100.0	100.0	115	100.0	100.0	0.0
青梅市	11	2,825	141	3,024	1.1	85.8	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
府中市	11	5,926	221	6,129	1.0	100.0	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
昭島市	6	2,587	93	2,606	1.0	97.8	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
調布市	8	4,441	142	4,647	1.0	100.0	100.0	100.0	100.0	142	100.0	100.0	0.0
町田市	20	9,973	336	10,134	1.0	91.7	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
小金井市	5	2,260	73	2,367	1.0	94.5	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
小平市	8	4,401	141	4,491	1.0	100.0	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
日野市	8	4,318	155	4,797	1.1	89.0	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
東村山市	8	3,536	119	3,723	1.1	96.6	94.1	93.3	6.7	0	100.0	100.0	0.0
国分寺市	5	2,373	79	2,471	1.0	100.0	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
国立市	3	1,340	41	1,463	1.1	39.0	100.0	100.0	***	***	100.0	0.0	100.0
福生市	3	1,096	58	1,096	1.0	100.0	100.0	100.0	100.0	58	100.0	100.0	0.0
狛江市	4	1,397	46	1,650	1.2	100.0	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
東大和市	5	2,045	68	2,079	1.0	94.1	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
清瀬市	5	1,732	72	1,746	1.0	73.6	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
東久留米市	7	2,577	92	2,616	1.0	89.1	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
武蔵村山市	5	1,940	63	1,983	1.0	65.1	96.8	96.8	31.7	18	100.0	100.0	0.0
多摩市	9	3,047	116	3,131	1.0	88.8	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
稲城市	6	2,251	71	2,251	1.0	100.0	85.9	11.3	100.0	8	100.0	0.0	0.0
羽村市	3	1,352	50	1,495	1.1	90.0	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
あきる野市	6	2,019	88	2,019	1.0	59.1	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
西東京市	9	4,260	143	4,501	1.1	100.0	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
瑞穂町	2	739	25	751	1.0	96.0	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
日の出町	2	513	18	542	1.1	100.0	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
檜原村	1	23	5	34	1.5	60.0	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
奥多摩町	1	63	6	63	1.0	50.0	100.0	100.0	100.0	6	100.0	100.0	0.0
大島町	3	142	14	197	1.4	92.9	64.3	64.3	***	***	64.3	100.0	0.0
新島村	2	60	6	85	1.4	100.0	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
神津島村	1	52	4	76	1.5	100.0	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
三宅村	1	38	5	38	1.0	80.0	80.0	80.0	100.0	4	100.0	100.0	0.0
御蔵島村	1	9	3	15	1.7	100.0	100.0	100.0	100.0	3	100.0	0.0	100.0
八丈町	3	141	11	161	1.1	100.0	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
青ヶ島村	1	3	3	9	3.0	0.0	100.0	100.0	***	***	100.0	0.0	100.0
小笠原村	2	81	8	89	1.1	100.0	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
合　　計	606	228,906	8,082	244,982	1.1	95.7	99.6	97.9	19.7	1,464	99.5	96.1	3.9

注１）「児童生徒数」は、令和６年５月１日現在の児童生徒数。
注２）「学習者用ＰＣ」とは、教育用ＰＣのうち、児童生徒が使用するために配備されたものをいう。
注３）「児童生徒一人当たりの学習者用PC台数」は、「学習者用ＰＣ総台数」を令和６年５月１日現在の児童生徒数で除して算出した値である。
注４）「普通教室の大型提示装置整備率」は、大型提示装置を設置している普通教室の総数を普通教室の総数で除して算出した値である。
注５）「普通教室の校内ＬＡＮ整備率」は、校内ＬＡＮを整備する普通教室の総数を普通教室の総数で除して算出した値である。
注６）「普通教室の無線ＬＡＮ整備率」は、無線ＬＡＮを整備する普通教室の総数を普通教室の総数で除して算出した値である。

○市区町村（設置者）別「コンピュータの設置状況」及び「インターネット接続状況」の実態（中学校）

（令和７年３月１日現在）

市　区　町　村　別 （　中　学　校　）	教員数 人	授業を担当している教員数 人	指導者用PC台数 台	指導者用PC整備率 %	教員の校務用PC台数 台	教員の校務用PC整備率 %	統合型校務支援システム整備率 %	遠隔教育実施率 %	遠隔教育を実施している学校のうち、「合同授業型」の遠隔授業の実施率 %	遠隔教育を実施している学校のうち、「教師支援型」の遠隔授業の実施率 %	遠隔教育を実施している学校のうち、「教科・科目充実型」の遠隔授業の実施率 %	遠隔教育を実施している学校のうち、個々の児童生徒の状況に応じた遠隔教育の実施率 %
東京都	234	213	433	185.0	357	152.6	100.0	60.0	66.7	33.3	66.7	0.0
千代田区	48	38	102	212.5	102	212.5	100.0	0.0	***	***	***	***
中央区	112	96	212	189.3	207	184.8	100.0	80.0	50.0	50.0	25.0	100.0
港区	187	166	577	308.6	315	168.4	100.0	40.0	0.0	50.0	0.0	100.0
新宿区	214	182	218	101.9	306	143.0	100.0	40.0	25.0	25.0	0.0	50.0
文京区	207	164	262	126.6	303	146.4	100.0	80.0	37.5	25.0	0.0	87.5
台東区	157	140	337	214.6	232	147.8	100.0	42.9	33.3	0.0	0.0	66.7
墨田区	288	244	343	119.1	594	206.3	100.0	100.0	70.0	30.0	30.0	50.0
江東区	517	446	682	131.9	1,381	267.1	100.0	100.0	0.0	0.0	0.0	100.0
品川区	208	177	551	264.9	302	145.2	100.0	100.0	44.4	88.9	0.0	44.4
目黒区	216	186	270	125.0	304	140.7	100.0	100.0	11.1	22.2	0.0	100.0
大田区	724	635	1,841	254.3	1,165	160.9	100.0	64.3	61.1	44.4	0.0	66.7
世田谷区	756	675	1,303	172.4	911	120.5	100.0	48.3	50.0	35.7	0.0	85.7
渋谷区	159	136	318	200.0	318	200.0	100.0	100.0	100.0	87.5	12.5	100.0
中野区	230	203	478	207.8	362	157.4	100.0	100.0	100.0	22.2	0.0	77.8
杉並区	516	435	652	126.4	751	145.5	100.0	52.2	41.7	8.3	16.7	58.3
豊島区	199	174	205	103.0	254	127.6	100.0	100.0	50.0	50.0	25.0	100.0
北区	306	266	329	107.5	358	117.0	100.0	54.5	66.7	50.0	50.0	83.3
荒川区	243	212	844	347.3	361	148.6	100.0	100.0	50.0	50.0	0.0	70.0
板橋区	582	529	1,250	214.8	797	136.9	100.0	100.0	40.9	18.2	0.0	77.3
練馬区	862	772	1,345	156.0	1,238	143.6	100.0	27.3	44.4	44.4	11.1	77.8
足立区	875	758	1,128	128.9	1,319	150.7	100.0	51.4	50.0	27.8	11.1	55.6
葛飾区	596	509	863	144.8	863	144.8	100.0	70.8	35.3	47.1	0.0	58.8
江戸川区	858	759	1,432	166.9	1,235	143.9	100.0	90.6	3.4	0.0	0.0	100.0
八王子市	866	749	1,622	187.3	1,136	131.2	100.0	48.6	44.4	27.8	0.0	44.4
立川市	237	211	241	101.7	400	168.8	100.0	0.0	***	***	***	***
武蔵野市	133	119	220	165.4	207	155.6	100.0	66.7	0.0	0.0	0.0	100.0
三鷹市	229	207	624	272.5	346	151.1	100.0	100.0	0.0	0.0	0.0	100.0
青梅市	257	207	188	73.2	359	139.7	100.0	54.5	66.7	16.7	0.0	50.0
府中市	380	337	522	137.4	526	138.4	100.0	18.2	100.0	0.0	0.0	100.0
昭島市	175	157	173	98.9	205	117.1	100.0	100.0	16.7	33.3	0.0	100.0
調布市	266	247	458	172.2	360	135.3	100.0	87.5	14.3	28.6	0.0	71.4
町田市	669	593	647	96.7	748	111.8	100.0	40.0	75.0	12.5	12.5	62.5
小金井市	140	125	153	109.3	199	142.1	100.0	60.0	66.7	66.7	0.0	100.0
小平市	257	228	321	124.9	295	114.8	100.0	50.0	25.0	25.0	0.0	100.0
日野市	271	248	421	155.4	421	155.4	100.0	62.5	20.0	0.0	0.0	80.0
東村山市	219	196	536	244.7	332	151.6	100.0	62.5	80.0	60.0	0.0	60.0
国分寺市	153	138	200	130.7	205	134.0	100.0	40.0	100.0	50.0	0.0	50.0
国立市	95	84	64	67.4	133	140.0	100.0	0.0	***	***	***	***
福生市	98	91	197	201.0	99	101.0	100.0	66.7	0.0	0.0	0.0	100.0
狛江市	98	85	194	198.0	117	119.4	100.0	100.0	100.0	0.0	0.0	100.0
東大和市	127	112	140	110.2	137	107.9	100.0	80.0	50.0	25.0	0.0	25.0
清瀬市	119	105	165	138.7	172	144.5	100.0	80.0	50.0	75.0	0.0	50.0
東久留米市	168	147	201	119.6	231	137.5	100.0	42.9	33.3	66.7	0.0	100.0
武蔵村山市	160	129	157	98.1	168	105.0	100.0	20.0	0.0	0.0	0.0	100.0
多摩市	233	203	274	117.6	280	120.2	100.0	55.6	0.0	60.0	0.0	60.0
稲城市	149	129	209	140.3	220	147.7	100.0	83.3	20.0	40.0	0.0	80.0
羽村市	87	77	126	144.8	114	131.0	100.0	66.7	50.0	100.0	0.0	0.0
あきる野市	153	133	471	307.8	193	126.1	100.0	100.0	66.7	66.7	0.0	100.0
西東京市	272	248	428	157.4	314	115.4	100.0	88.9	50.0	62.5	0.0	87.5
瑞穂町	55	50	61	110.9	58	105.5	100.0	0.0	***	***	***	***
日の出町	51	41	15	29.4	50	98.0	100.0	100.0	0.0	100.0	0.0	100.0
檜原村	14	11	20	142.9	24	171.4	100.0	100.0	100.0	0.0	0.0	100.0
奥多摩町	16	13	16	100.0	17	106.3	100.0	100.0	0.0	100.0	0.0	100.0
大島町	48	40	53	110.4	67	139.6	100.0	33.3	100.0	0.0	0.0	0.0
新島村	30	24	54	180.0	37	123.3	100.0	100.0	100.0	100.0	0.0	50.0

神津島村	17	14	19	111.8	19	111.8	100.0	100.0	0.0	100.0	0.0	100.0
三宅村	15	12	16	106.7	18	120.0	100.0	0.0	***	***	***	***
御蔵島村	11	10	22	200.0	16	145.5	100.0	0.0	***	***	***	***
八丈町	48	37	54	112.5	75	156.3	100.0	66.7	0.0	50.0	0.0	50.0
青ヶ島村	13	10	16	123.1	21	161.5	100.0	100.0	0.0	100.0	0.0	0.0
小笠原村	26	22	27	103.8	27	103.8	100.0	100.0	100.0	100.0	0.0	100.0
合　　計	15,649	13,704	25,300	161.7	22,681	144.9	100.0	64.5	40.9	32.5	4.6	75.7

注１）「教員」とは、校長、副校長、教頭、主幹教諭、指導教諭、教諭、助教諭、養護教諭、養護助教諭、栄養教諭、常勤講師、再任用職員（フルタイム）をいう。
注２）「授業を担当している教員」とは、各教科等の授業を定期的に担当している教員をいう。授業を一時的・臨時的に担当する教員は含まない。
注３）「指導者用ＰＣ」とは、教員が使用するために配備されたものをいう。教職員が主として校務用に利用しているコンピュータ（校務用コンピュータ）は含まない。
注４）「指導者用ＰＣ整備率」とは指導者用ＰＣの総数を教員の総数で除して算出した値である。
注５）「教員の校務用ＰＣ」とは、主として教員が校務に使用するコンピュータのことをいう。
注６）「教員の校務用ＰＣ整備率」は、校務用ＰＣの総数を総教員数で除して算出した値である。
注７）「統合型校務支援システム」は、教務系（成績処理、出欠管理、時数等）・保健系（健康診断票、保健室管理等）、指導要録等の学籍関係、学校事務系など統合して
　　機能を有しているシステムをいう。
注８）「遠隔教育」は、遠隔システムを活用した同時双方向型で行う教育をいう。（「『遠隔教育の推進に向けた施策方針』の策定について（通知）」（文部科学省、平成30年9月20日））
注９）「合同授業型」とは、教師が児童生徒等に対面で授業を行う複数の教室等を遠隔により接続することで、児童生徒が多様な意見や考えに触れたり、協働して学習に取り組んだり
　　する機会の充実を図る遠隔教育の形態をいう。
注10）「教師支援型」とは、外部人材等の専門家と、児童生徒や教師がいる教室等を遠隔により接続することで、児童生徒の学習活動の質を高めるとともに、
　　教師の資質向上を図る遠隔教育の形態をいう。
注11）「教科・科目充実型」とは、学校教育法施行規則第77条の２（中学校等）、第88条の３（高等学校等）に基づき、当該教科の免許状を保有する教師による
　　授業を遠隔により提供することで、生徒の多様な科目選択を可能とすること等により、学習機会の充実を図るものをいう。なお、小学校での活用は想定されない。
注12）遠隔教育を実施している学校のうち、「教科・科目充実型」の遠隔教育の実施率は、「教科・科目充実型」の遠隔授業を実施している学校の総数を、
　　遠隔教育を実施していると答えた学校の総数から、遠隔教育を実施していると答えた小学校の総数を引いた数で除した値である。
注13）「個々の児童生徒の状況に応じた遠隔教育」とは、外国人児童生徒等への日本語指導、病気療養児・不登校児童生徒等に対する学習指導等の
　　個々の児童生徒の状況に応じた遠隔教育の形態をいう。

○市区町村（設置者）別「コンピュータの設置状況」及び「インターネット接続状況」の実態（義務教育学校）

市　区　町　村　別 （義務教育学校）	学校数 校	児童生徒数 人	普通教室数 室	学習者用PC総台数 台	児童生徒一人当たりの学習者用PC台数 台／人	普通教室の大型提示装置整備率 %
江東区	1	1,294	40	1,397	1.1	100.0
品川区	6	5,836	205	6,672	1.1	99.5
北区	1	995	39	1,145	1.2	100.0
八王子市	1	1,347	48	1,450	1.1	100.0
利島村	1	24	1	39	1.6	100.0
合　計	10	9,496	333	10,703	1.1	99.7

注１）「児童生徒数」は、令和６年５月１日現在の児童生徒数。
注２）「学習者用ＰＣ」とは、教育用ＰＣのうち、児童生徒が使用するために配備されたものをいう。
注３）「児童生徒一人当たりの学習者用PC台数」は、「学習者用ＰＣ総台数」を令和６年５月１日現在の児童生徒数で除して算出した値であ
注４）「普通教室の大型提示装置整備率」は、大型提示装置を設置している普通教室の総数を普通教室の総数で除して算出した値である。
注５）「普通教室の校内ＬＡＮ整備率」は、校内ＬＡＮを整備する普通教室の総数を普通教室の総数で除して算出した値である。
注６）「普通教室の無線ＬＡＮ整備率」は、無線ＬＡＮを整備する普通教室の総数を普通教室の総数で除して算出した値である。

（令和７年３月１日現在）

普通教室の校内LAN整備率 %	普通教室の無線LAN整備率 %	普通教室の移動通信システム（LTE等）整備率 %	移動系通信を利用している学校の内、無線LAN整備済みの普通教室の数 室	無線LAN又は移動系通信によりインターネット接続を行う普通教室の割合 %	回線速度の契約理論値 ベストエフォート型 %	回線速度の契約理論値 ギャランティ型 %
100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
100.0	100.0	100.0	205	100.0	100.0	0.0
100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
100.0	100.0	61.6	205	100.0	100.0	0.0

る。

○市区町村（設置者）別「コンピュータの設置状況」及び「インターネット接続状況」の実態（義務教育学校）

（令和７年３月１日現在）

市　区　町　村　別 （義務教育学校）	教員数 人	授業を担当している教員数 人	指導者用PC台数 台	指導者用PC整備率 %	教員の校務用PC台数 台	教員の校務用PC整備率 %	統合型校務支援システム整備率 %	遠隔教育実施率 %	遠隔教育を実施している学校のうち、「合同授業型」の遠隔授業の実施率 %	遠隔教育を実施している学校のうち、「教師支援型」の遠隔授業の実施率 %	遠隔教育を実施している学校のうち、「教科・科目充実型」の遠隔授業の実施率 %	遠隔教育を実施している学校のうち、個々の児童生徒の状況に応じた遠隔教育の実施率 %
江東区	65	60	82	126.2	166	255.4	100.0	100.0	0.0	0.0	0.0	100.0
品川区	376	343	817	217.3	470	125.0	100.0	100.0	66.7	50.0	0.0	100.0
北区	58	51	60	103.4	71	122.4	100.0	0.0	***	***	***	***
八王子市	79	71	147	186.1	107	135.4	100.0	0.0	***	***	***	***
利島村	20	17	33	165.0	27	135.0	100.0	100.0	100.0	100.0	0.0	100.0
合　計	598	542	1,139	190.5	841	140.6	100.0	80.0	62.5	50.0	0.0	100.0

注１）「教員」とは、校長、副校長、教頭、主幹教諭、指導教諭、教諭、助教諭、養護教諭、養護助教諭、栄養教諭、常勤講師、再任用職員（フルタイム）をいう。
注２）「授業を担当している教員」とは、各教科等の授業を定期的に担当している教員をいう。授業を一時的・臨時的に担当する教員は含まない。
注３）「指導者用ＰＣ」とは、教員が使用するために配備されたものをいう。教職員が主として校務用に利用しているコンピュータ（校務用コンピュータ）は含まない。
注４）「指導者用ＰＣ整備率」とは指導者用ＰＣの総数を教員の総数で除して算出した値である。
注５）「教員の校務用ＰＣ」とは、主として教員が校務に使用するコンピュータのことをいう。
注６）「教員の校務用ＰＣ整備率」は、校務用ＰＣの総数を総教員数で除して算出した値である。
注７）「統合型校務支援システム」は、教務系（成績処理、出欠管理、時数等）・保健系（健康診断票、保健室管理等）、指導要録等の学籍関係、学校事務系など統合して
　　機能を有しているシステムをいう。
注８）「遠隔教育」は、遠隔システムを活用した同時双方向型で行う教育をいう。（「『遠隔教育の推進に向けた施策方針』の策定について（通知）」（文部科学省、平成30年9月20日））
注９）「合同授業型」とは、教師が児童生徒等に対面で授業を行う複数の教室等を遠隔により接続することで、児童生徒が多様な意見や考えに触れたり、協働して学習に取り組んだり
　　する機会の充実を図る遠隔教育の形態をいう。
注10）「教師支援型」とは、外部人材等の専門家と、児童生徒や教師がいる教室等を遠隔により接続することで、児童生徒の学習活動の質を高めるとともに、
　　教師の資質向上を図る遠隔教育の形態をいう。
注11）「教科・科目充実型」とは、学校教育法施行規則第77条の２（中学校等）、第88条の３（高等学校等）に基づき、当該教科の免許状を保有する教師による
　　授業を遠隔により提供することで、生徒の多様な科目選択を可能とすること等により、学習機会の充実を図るものをいう。なお、小学校での活用は想定されない。
注12）遠隔教育を実施している学校のうち、「教科・科目充実型」の遠隔教育の実施率は、「教科・科目充実型」の遠隔授業を実施している学校の総数を、
　　遠隔教育を実施していると答えた学校の総数から、遠隔教育を実施していると答えた小学校の総数を引いた数で除した値である。
注13）「個々の児童生徒の状況に応じた遠隔教育」とは、外国人児童生徒等への日本語指導、病気療養児・不登校児童生徒等に対する学習指導等の
　　個々の児童生徒の状況に応じた遠隔教育の形態をいう。

○市区町村（設置者）別「コンピュータの設置状況」及び「インターネット接続状況」の実態（高等学校）

（令和７年３月１日現在）

市区町村別（高等学校）	学校数	学校数（専門学科・総合学科単独及び複数学科設置校）	児童生徒数	児童生徒数（専門学科・総合学科単独及び複数学科設置校）	普通教室数	普通教室数（専門学科・総合学科単独及び複数学科設置校）	学習者用PC総台数	学習者用PC総台数（専門学科・総合学科単独及び複数学科設置校）	児童生徒一人当たりの学習者用PC台数	児童生徒一人当たりの学習者用PC台数（専門学科・総合学科単独及び複数学科設置校）	普通教室の大型提示装置整備率	普通教室の大型提示装置整備率（専門学科・総合学科単独及び複数学科設置校）	普通教室の校内LAN整備率	普通教室の校内LAN整備率（専門学科・総合学科単独及び複数学科設置校）	普通教室の無線LAN整備率	普通教室の無線LAN整備率（専門学科・総合学科単独及び複数学科設置校）	普通教室の移動通信システム（LTE等）整備率	普通教室の移動通信システム（LTE等）整備率（専門学科・総合学科単独及び複数学科設置校）	移動系通信を利用している学校の内、無線LAN整備済みの普通教室の数	移動系通信を利用している学校の内、無線LAN整備済みの普通教室の数（専門学科・総合学科単独及び複数学科設置校）	無線LAN又は移動系通信によりインターネット接続を行う普通教室の割合	無線LAN又は移動系通信によりインターネット接続を行う普通教室の割合（専門学科・総合学科単独及び複数学科設置校）	回線速度の契約理論値ベストエフォート型	回線速度の契約理論値ベストエフォート型（専門学科・総合学科単独及び複数学科設置校）	回線速度の契約理論値ギャランティ型	回線速度の契約理論値ギャランティ型（専門学科・総合学科単独及び複数学科設置校）
	校	校	人	人	室	室	台	台	台／人	台／人	%	%	%	%	%	%	%	%	室	室	%	%	%	%	%	%
東京都	186	65	127,104	34,372	3,918	1,216	139,057	39,849	1.1	1.2	97.1	93.2	100.0	100.0	100.0	100.0	***	***	***	***	100.0	100.0	3.8	6.2	96.2	93.8
合計	186	65	127,104	34,372	3,918	1,216	139,057	39,849	1.1	1.2	97.1	93.2	100.0	100.0	100.0	100.0	***	***	***	***	100.0	100.0	3.8	6.2	96.2	93.8

注１）「児童生徒数」は、令和６年５月１日現在の児童生徒数。
注２）「学習者用ＰＣ」とは、教育用ＰＣのうち、児童生徒が使用するために配備されたものをいう。
注３）「児童生徒一人当たりの学習者用PC台数」は、「学習者用ＰＣ総台数」を令和６年５月１日現在の児童生徒数で除して算出した値である。
注４）「普通教室の大型提示装置整備率」は、大型提示装置を設置している普通教室の総数を普通教室の総数で除して算出した値である。
注５）「普通教室の校内ＬＡＮ整備率」は、校内ＬＡＮを整備する普通教室の総数を普通教室の総数で除して算出した値である。
注６）「普通教室の無線ＬＡＮ整備率」は、無線ＬＡＮを整備する普通教室の総数を普通教室の総数で除して算出した値である。

○市区町村（設置者）別「コンピュータの設置状況」及び「インターネット接続状況」の実態（高等学校）

（令和７年３月１日現在）

市区町村別（高等学校）	教員数	教員数（専門学科・総合学科単独及び複数学科設置校）	授業を担当している教員数	授業を担当している教員数（専門学科・総合学科単独及び複数学科設置校）	指導者用PC台数	指導者用PC台数（専門学科・総合学科単独及び複数学科設置校）	指導者用PC整備率	指導者用PC整備率（専門学科・総合学科単独及び複数学科設置校）	教員の校務用PC台数	教員の校務用PC台数（専門学科・総合学科単独及び複数学科設置校）	教員の校務用PC整備率	教員の校務用PC整備率（専門学科・総合学科単独及び複数学科設置校）	統合型校務支援システム整備率	統合型校務支援システム整備率（専門学科・総合学科単独及び複数学科設置校）	遠隔教育実施率	遠隔教育実施率（専門学科・総合学科単独及び複数学科設置校）	遠隔教育を実施している学校のうち、「合同授業型」の遠隔授業の実施率	遠隔教育を実施している学校のうち、「合同授業型」の遠隔授業の実施率（専門学科・総合学	遠隔教育を実施している学校のうち、「教師支援型」の遠隔授業の実施率	遠隔教育を実施している学校のうち、「教師支援型」の遠隔授業の実施率（専門学科・総合学	遠隔教育を実施している学校のうち、「教科・科目充実型」の遠隔授業の実施率	遠隔教育を実施している学校のうち、「教科・科目充実型」の遠隔授業の実施率（専門学	遠隔教育を実施している学校のうち、個々の児童生徒の状況に応じた遠隔教育の実施率	遠隔教育を実施している学校のうち、個々の児童生徒の状況に応じた遠隔教育の実施率（専門学
	人	人	人	人	台	台	%	%	台	台	%	%	%	%	%	%	%	%	%	%	%	%	%	%
東京都	9,478	3,383	8,579	2,976	19,800	6,658	208.9	196.8	11,776	4,399	124.2	130.0	100.0	100.0	66.7	64.6	67.7	64.3	52.4	54.8	54.0	57.1	46.8	47.6
合計	9,478	3,383	8,579	2,976	19,800	6,658	208.9	196.8	11,776	4,399	124.2	130.0	100.0	100.0	66.7	64.6	67.7	64.3	52.4	54.8	54.0	57.1	46.8	47.6

注１）「教員」とは、校長、副校長、教頭、主幹教諭、指導教諭、教諭、助教諭、養護教諭、養護助教諭、栄養教諭、常勤講師、再任用職員（フルタイム）をいう。
注２）「授業を担当している教員」とは、各教科等の授業を定期的に担当している教員をいう。授業を一時的・臨時的に担当する教員は含まない。
注３）「指導者用ＰＣ」とは、教員が使用するために配備されたものをいう。教職員が主として校務用に利用しているコンピュータ（校務用コンピュータ）は含まない。
注４）「指導者用ＰＣ整備率」とは指導者用ＰＣの総数を教員の総数で除して算出した値である。
注５）「教員の校務用ＰＣ」とは、主として教員が校務に使用するコンピュータのことをいう。
注６）「教員の校務用ＰＣ整備率」は、校務用ＰＣの総数を総教員数で除して算出した値である。
注７）「統合型校務支援システム」は、教務系（成績処理、出欠管理、時数等）・保健系（健康診断票、保健室管理等）、指導要録等の学籍関係、学校事務系など統合して機能を有しているシステムをいう。
注８）「遠隔教育」は、遠隔システムを活用した同時双方向型で行う教育をいう。（「『遠隔教育の推進に向けた施策方針』の策定について（通知）」（文部科学省、平成30年9月20日））
注９）「合同授業型」とは、教師が児童生徒等に対面で授業を行う複数の教室等を遠隔により接続することで、児童生徒が多様な意見や考えに触れたり、協働して学習に取り組んだりする機会の充実を図る遠隔教育の形態をいう。
注10）「教師支援型」とは、外部人材等の専門家と、児童生徒や教師がいる教室等を遠隔により接続することで、児童生徒の学習活動の質を高めるとともに、教師の資質向上を図る遠隔教育の形態をいう。
注11）「教科・科目充実型」とは、学校教育法施行規則第77条の２（中学校等）、第88条の３（高等学校等）に基づき、当該教科の免許状を保有する教師による授業を遠隔により提供することで、生徒の多様な科目選択を可能とすること等により、学習機会の充実を図るものをいう。なお、小学校での活用は想定されない。
注12）遠隔教育を実施している学校のうち、「教科・科目充実型」の遠隔教育の実施率は、「教科・科目充実型」の遠隔授業を実施している学校の総数を、遠隔教育を実施していると答えた学校の総数から、遠隔教育を実施していると答えた小学校の総数を引いた数で除した値である。
注13）「個々の児童生徒の状況に応じた遠隔教育」とは、外国人児童生徒等への日本語指導、病気療養児・不登校児童生徒等に対する学習指導等の個々の児童生徒の状況に応じた遠隔教育の形態をいう。

○市区町村（設置者）別「コンピュータの設置状況」及び「インターネット接続状況」の実態（中等教育学校）

市　区　町　村　別 （中等教育学校）	学校数 校	児童生徒数 人	普通教室数 室	学習者用PC総台数 台	児童生徒一人当たりの学習者用PC台数 台／人	普通教室の大型提示装置整備率 %
東京都	5	4,660	129	4,823	1.0	100.0
千代田区	1	916	40	1,140	1.2	100.0
合　計	6	5,576	169	5,963	1.1	100.0

注１）「児童生徒数」は、令和６年５月１日現在の児童生徒数。
注２）「学習者用ＰＣ」とは、教育用ＰＣのうち、児童生徒が使用するために配備されたものをいう。
注３）「児童生徒一人当たりの学習者用PC台数」は、「学習者用ＰＣ総台数」を令和６年５月１日現在の児童生徒数で除して算出した値であ
注４）「普通教室の大型提示装置整備率」は、大型提示装置を設置している普通教室の総数を普通教室の総数で除して算出した値である。
注５）「普通教室の校内ＬＡＮ整備率」は、校内ＬＡＮを整備する普通教室の総数を普通教室の総数で除して算出した値である。
注６）「普通教室の無線ＬＡＮ整備率」は、無線ＬＡＮを整備する普通教室の総数を普通教室の総数で除して算出した値である。

（令和７年３月１日現在）

普通教室の校内LAN整備率 %	普通教室の無線LAN整備率 %	普通教室の移動通信システム（LTE等）整備率 %	移動系通信を利用している学校の内、無線LAN整備済みの普通教室の数 室	無線LAN又は移動系通信によりインターネット接続を行う普通教室の割合 %	回線速度の契約理論値 ベストエフォート型 %	回線速度の契約理論値 ギャランティ型 %
100.0	100.0	***	***	100.0	0.0	100.0
100.0	100.0	100.0	40	100.0	100.0	0.0
100.0	100.0	23.7	40	100.0	16.7	83.3

る。

○市区町村（設置者）別「コンピュータの設置状況」及び「インターネット接続状況」の実態（中等教育学校）

（令和７年３月１日現在）

市　区　町　村　別 （中等教育学校）	教員数 人	授業を担当している教員数 人	指導者用PC台数 台	指導者用PC整備率 %	教員の校務用PC台数 台	教員の校務用PC整備率 %	統合型校務支援システム整備率 %	遠隔教育実施率 %	遠隔教育を実施している学校のうち、「合同授業型」の遠隔授業の実施率 %	遠隔教育を実施している学校のうち、「教師支援型」の遠隔授業の実施率 %	遠隔教育を実施している学校のうち、「教科・科目充実型」の遠隔授業の実施率 %	遠隔教育を実施している学校のうち、個々の児童生徒の状況に応じた遠隔教育の実施率 %
東京都	287	257	654	227.9	317	110.5	100.0	80.0	75.0	50.0	75.0	75.0
千代田区	66	61	128	193.9	128	193.9	100.0	100.0	100.0	0.0	0.0	0.0
合　　計	353	318	782	221.5	445	126.1	100.0	83.3	80.0	40.0	60.0	60.0

注１）「教員」とは、校長、副校長、教頭、主幹教諭、指導教諭、教諭、助教諭、養護教諭、養護助教諭、栄養教諭、常勤講師、再任用職員（フルタイム）をいう。
注２）「授業を担当している教員」とは、各教科等の授業を定期的に担当している教員をいう。授業を一時的・臨時的に担当する教員は含まない。
注３）「指導者用ＰＣ」とは、教員が使用するために配備されたものをいう。教職員が主として校務用に利用しているコンピュータ（校務用コンピュータ）は含まない。
注４）「指導者用ＰＣ整備率」とは指導者用ＰＣの総数を教員の総数で除して算出した値である。
注５）「教員の校務用ＰＣ」とは、主として教員が校務に使用するコンピュータのことをいう。
注６）「教員の校務用ＰＣ整備率」は、校務用ＰＣの総数を総教員数で除して算出した値である。
注７）「統合型校務支援システム」は、教務系（成績処理、出欠管理、時数等）・保健系（健康診断票、保健室管理等）、指導要録等の学籍関係、学校事務系など統合して
　　機能を有しているシステムをいう。
注８）「遠隔教育」は、遠隔システムを活用した同時双方向型で行う教育をいう。（「『遠隔教育の推進に向けた施策方針』の策定について（通知）」（文部科学省、平成30年9月20日））
注９）「合同授業型」とは、教師が児童生徒等に対面で授業を行う複数の教室等を遠隔により接続することで、児童生徒が多様な意見や考えに触れたり、協働して学習に取り組んだり
　　する機会の充実を図る遠隔教育の形態をいう。
注10）「教師支援型」とは、外部人材等の専門家と、児童生徒や教師がいる教室等を遠隔により接続することで、児童生徒の学習活動の質を高めるとともに、
　　教師の資質向上を図る遠隔教育の形態をいう。
注11）「教科・科目充実型」とは、学校教育法施行規則第77条の２（中学校等）、第88条の３（高等学校等）に基づき、当該教科の免許状を保有する教師による
　　授業を遠隔により提供することで、生徒の多様な科目選択を可能とすること等により、学習機会の充実を図るものをいう。なお、小学校での活用は想定されない。
注12）遠隔教育を実施している学校のうち、「教科・科目充実型」の遠隔教育の実施率は、「教科・科目充実型」の遠隔授業を実施している学校の総数を、
　　遠隔教育を実施していると答えた学校の総数から、遠隔教育を実施していると答えた小学校の総数を引いた数で除した値である。
注13）「個々の児童生徒の状況に応じた遠隔教育」とは、外国人児童生徒等への日本語指導、病気療養児・不登校児童生徒等に対する学習指導等の
　　個々の児童生徒の状況に応じた遠隔教育の形態をいう。

○市区町村（設置者）別「コンピュータの設置状況」及び「インターネット接続状況」の実態（特別支援学校）

市　区　町　村　別 （特別支援学校）	学校数 校	児童生徒数 人	普通教室数 室	学習者用PC総台数 台	児童生徒一人当たりの学習者用PC台数 台／人	普通教室の大型提示装置整備率 %
東京都	59	14,289	2,783	16,143	1.1	31.7
新宿区	1	40	4	41	1.0	100.0
大田区	1	19	6	25	1.3	100.0
杉並区	1	181	36	192	1.1	25.0
板橋区	1	31	6	33	1.1	100.0
葛飾区	1	14	4	31	2.2	100.0
合　計	64	14,574	2,839	16,465	1.1	32.1

注１）「児童生徒数」は、令和６年５月１日現在の児童生徒数。
注２）「学習者用ＰＣ」とは、教育用ＰＣのうち、児童生徒が使用するために配備されたものをいう。
注３）「児童生徒一人当たりの学習者用PC台数」は、「学習者用ＰＣ総台数」を令和６年５月１日現在の児童生徒数で除して算出した値であ
注４）「普通教室の大型提示装置整備率」は、大型提示装置を設置している普通教室の総数を普通教室の総数で除して算出した値である。
注５）「普通教室の校内ＬＡＮ整備率」は、校内ＬＡＮを整備する普通教室の総数を普通教室の総数で除して算出した値である。
注６）「普通教室の無線ＬＡＮ整備率」は、無線ＬＡＮを整備する普通教室の総数を普通教室の総数で除して算出した値である。

（令和７年３月１日現在）

普通教室の校内LAN整備率 %	普通教室の無線LAN整備率 %	普通教室の移動通信システム（LTE等）整備率 %	移動系通信を利用している学校の内、無線LAN整備済みの普通教室の数 室	無線LAN又は移動系通信によりインターネット接続を行う普通教室の割合 %	回線速度の契約理論値 ベストエフォート型 %	回線速度の契約理論値 ギャランティ型 %
100.0	100.0	***	***	100.0	0.0	100.0
100.0	100.0	100.0	4	100.0	100.0	0.0
100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
100.0	100.0	0.1	4	100.0	7.8	92.2

る。

○市区町村（設置者）別「コンピュータの設置状況」及び「インターネット接続状況」の実態（特別支援学校）

（令和７年３月１日現在）

市　区　町　村　別 （特別支援学校）	教員数 人	授業を担当している教員数 人	指導者用PC台数 台	指導者用PC整備率 %	教員の校務用PC台数 台	教員の校務用PC整備率 %	統合型校務支援システム整備率 %	遠隔教育実施率 %	遠隔教育を実施している学校のうち、「合同授業型」の遠隔授業の実施率 %	遠隔教育を実施している学校のうち、「教師支援型」の遠隔授業の実施率 %	遠隔教育を実施している学校のうち、「教科・科目充実型」の遠隔授業の実施率 %	遠隔教育を実施している学校のうち、個々の児童生徒の状況に応じた遠隔教育の実施率 %
東京都	5,775	5,174	10,209	176.8	6,642	115.0	100.0	66.1	59.0	28.2	33.3	76.9
新宿区	33	30	38	115.2	48	145.5	100.0	100.0	0.0	0.0	0.0	100.0
大田区	10	7	43	430.0	27	270.0	100.0	100.0	100.0	0.0	0.0	0.0
杉並区	73	66	11	15.1	85	116.4	100.0	0.0	***	***	***	***
板橋区	12	10	34	283.3	30	250.0	100.0	100.0	100.0	0.0	0.0	100.0
葛飾区	8	4	28	350.0	28	350.0	100.0	100.0	0.0	100.0	0.0	100.0
合　計	5,911	5,291	10,363	175.3	6,860	116.1	100.0	67.2	58.1	27.9	30.2	76.7

注１）「教員」とは、校長、副校長、教頭、主幹教諭、指導教諭、教諭、助教諭、養護教諭、養護助教諭、栄養教諭、常勤講師、再任用職員（フルタイム）をいう。
注２）「授業を担当している教員」とは、各教科等の授業を定期的に担当している教員をいう。授業を一時的・臨時的に担当する教員は含まない。
注３）「指導者用ＰＣ」とは、教員が使用するために配備されたものをいう。教職員が主として校務用に利用しているコンピュータ（校務用コンピュータ）は含まない。
注４）「指導者用ＰＣ整備率」とは指導者用ＰＣの総数を教員の総数で除して算出した値である。
注５）「教員の校務用ＰＣ」とは、主として教員が校務に使用するコンピュータのことをいう。
注６）「教員の校務用ＰＣ整備率」は、校務用ＰＣの総数を総教員数で除して算出した値である。
注７）「統合型校務支援システム」は、教務系（成績処理、出欠管理、時数等）・保健系（健康診断票、保健室管理等）、指導要録等の学籍関係、学校事務系など統合して
　　機能を有しているシステムをいう。
注８）「遠隔教育」は、遠隔システムを活用した同時双方向型で行う教育をいう。（「『遠隔教育の推進に向けた施策方針』の策定について（通知）」（文部科学省、平成30年9月20日））
注９）「合同授業型」とは、教師が児童生徒等に対面で授業を行う複数の教室等を遠隔により接続することで、児童生徒が多様な意見や考えに触れたり、協働して学習に取り組んだり
　　する機会の充実を図る遠隔教育の形態をいう。
注10）「教師支援型」とは、外部人材等の専門家と、児童生徒や教師がいる教室等を遠隔により接続することで、児童生徒の学習活動の質を高めるとともに、
　　教師の資質向上を図る遠隔教育の形態をいう。
注11）「教科・科目充実型」とは、学校教育法施行規則第77条の２（中学校等）、第88条の３（高等学校等）に基づき、当該教科の免許状を保有する教師による
　　授業を遠隔により提供することで、生徒の多様な科目選択を可能とすること等により、学習機会の充実を図るものをいう。なお、小学校での活用は想定されない。
注12）遠隔教育を実施している学校のうち、「教科・科目充実型」の遠隔教育の実施率は、「教科・科目充実型」の遠隔授業を実施している学校の総数を、
　　遠隔教育を実施していると答えた学校の総数から、遠隔教育を実施していると答えた小学校の総数を引いた数で除した値である。
注13）「個々の児童生徒の状況に応じた遠隔教育」とは、外国人児童生徒等への日本語指導、病気療養児・不登校児童生徒等に対する学習指導等の
　　個々の児童生徒の状況に応じた遠隔教育の形態をいう。

○市区町村（設置者）別「コンピュータの設置状況」及び「インターネット接続状況」の実態（合計）

（令和７年３月１日現在）

市区町村別 （合計）	学校数 校	児童生徒数 人	普通教室数 室	学習者用PC総台数 台	児童生徒一人当たりの学習者用PC台数 台／人	普通教室の大型提示装置整備率 %	普通教室の校内LAN整備率 %	普通教室の無線LAN整備率 %	普通教室の移動通信システム（LTE等）整備率 %	移動系通信を利用している学校の内、無線LAN整備済みの普通教室の数 室	無線LAN又は移動系通信によりインターネット接続を行う普通教室の割合 %	回線速度の契約理論値 ベストエフォート型 %	回線速度の契約理論値 ギャランティ型 %
神奈川県	165	120,561	4,350	140,241	1.2	79.9	99.4	98.9	***	***	98.9	9.7	90.3
横浜市	505	256,180	10,084	288,062	1.1	92.1	99.5	98.9	***	***	98.9	0.0	100.0
川崎市	175	107,586	3,977	111,548	1.0	86.6	97.5	97.0	***	***	97.0	100.0	0.0
相模原市	106	48,632	1,908	49,180	1.0	91.5	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
横須賀市	72	25,310	1,168	26,940	1.1	79.2	99.1	99.1	***	***	99.1	100.0	0.0
平塚市	45	17,577	740	19,642	1.1	96.9	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
鎌倉市	25	10,733	427	11,271	1.1	89.2	91.6	91.6	100.0	391	100.0	0.0	100.0
藤沢市	55	33,788	1,175	34,676	1.0	97.2	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
小田原市	36	12,373	554	12,872	1.0	93.3	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
茅ヶ崎市	32	18,723	665	19,157	1.0	93.5	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
逗子市	8	3,609	143	3,834	1.1	65.7	99.3	99.3	***	***	99.3	100.0	0.0
三浦市	11	2,068	122	2,285	1.1	67.2	90.2	82.8	***	***	82.8	100.0	0.0
秦野市	22	10,846	452	11,020	1.0	90.3	99.3	99.3	***	***	99.3	100.0	0.0
厚木市	36	15,729	681	16,376	1.0	72.4	100.0	97.4	***	***	97.4	100.0	0.0
大和市	28	17,298	656	17,500	1.0	86.7	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
伊勢原市	14	6,851	285	7,509	1.1	96.8	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
海老名市	19	10,486	384	10,967	1.0	93.0	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
座間市	17	8,983	357	10,043	1.1	94.7	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
南足柄市	8	2,754	118	3,180	1.2	100.0	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
綾瀬市	15	6,677	280	7,538	1.1	94.6	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
葉山町	6	2,576	102	2,761	1.1	72.5	98.0	98.0	***	***	98.0	100.0	0.0
寒川町	8	3,855	146	3,965	1.0	94.5	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
大磯町	6	2,213	98	2,435	1.1	79.6	98.0	96.9	***	***	96.9	100.0	0.0
二宮町	5	1,715	78	1,897	1.1	85.9	96.2	96.2	***	***	96.2	100.0	0.0
中井町	3	500	25	626	1.3	100.0	96.0	96.0	***	***	96.0	100.0	0.0
大井町	4	1,185	55	1,531	1.3	94.5	98.2	98.2	***	***	98.2	100.0	0.0
松田町	3	622	32	664	1.1	78.1	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
山北町	2	531	27	576	1.1	96.3	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
開成町	3	1,683	72	1,767	1.0	72.2	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
箱根町	4	359	33	480	1.3	93.9	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
真鶴町	2	297	19	366	1.2	84.2	89.5	89.5	***	***	89.5	100.0	0.0
湯河原町	4	1,049	55	1,368	1.3	89.1	98.2	98.2	41.8	22	100.0	75.0	25.0
愛川町	9	2,552	154	2,652	1.0	75.3	100.0	91.6	***	***	91.6	100.0	0.0
清川村	3	166	15	165	1.0	33.3	100.0	73.3	100.0	11	100.0	100.0	0.0
合計	1,456	756,067	29,437	825,094	1.1	88.4	99.2	98.7	1.6	424	98.8	53.3	46.7

注１）「児童生徒数」は、令和６年５月１日現在の児童生徒数。
注２）「学習者用ＰＣ」とは、教育用ＰＣのうち、児童生徒が使用するために配備されたものをいう。
注３）「児童生徒一人当たりの学習者用PC台数」は、「学習者用ＰＣ総台数」を令和６年５月１日現在の児童生徒数で除して算出した値である。
注４）「普通教室の大型提示装置整備率」は、大型提示装置を設置している普通教室の総数を普通教室の総数で除して算出した値である。
注５）「普通教室の校内ＬＡＮ整備率」は、校内ＬＡＮを整備する普通教室の総数を普通教室の総数で除して算出した値である。
注６）「普通教室の無線ＬＡＮ整備率」は、無線ＬＡＮを整備する普通教室の総数を普通教室の総数で除して算出した値である。

○市区町村（設置者）別「コンピュータの設置状況」及び「インターネット接続状況」の実態（合計）

（令和７年３月１日現在）

市　区　町　村　別 （　合　計　）	教員数 人	授業を担当している教員数 人	指導者用PC台数 台	指導者用PC整備率 %	教員の校務用PC台数 台	教員の校務用PC整備率 %	統合型校務支援システム整備率 %	遠隔教育実施率 %	遠隔教育を実施している学校のうち、「合同授業型」の遠隔授業の実施率 %	遠隔教育を実施している学校のうち、「教師支援型」の遠隔授業の実施率 %	遠隔教育を実施している学校のうち、「教科・科目充実型」の遠隔授業の実施率 %	遠隔教育を実施している学校のうち、個々の児童生徒の状況に応じた遠隔教育の実施率 %
神奈川県	11,303	10,004	7,486	66.2	14,490	128.2	83.0	49.7	48.8	34.1	0.0	78.0
横浜市	17,565	14,632	40,323	229.6	23,273	132.5	98.8	54.7	49.3	38.0	0.0	83.0
川崎市	6,936	5,840	6,936	100.0	7,559	109.0	100.0	44.6	52.6	39.7	0.0	76.9
相模原市	3,318	2,750	3,507	105.7	3,243	97.7	100.0	33.0	60.0	31.4	14.3	65.7
横須賀市	1,964	1,679	2,201	112.1	2,575	131.1	100.0	33.3	58.3	37.5	0.0	58.3
平塚市	1,232	1,010	2,410	195.6	1,185	96.2	100.0	42.2	47.4	31.6	0.0	68.4
鎌倉市	730	627	832	114.0	820	112.3	100.0	32.0	100.0	37.5	0.0	25.0
藤沢市	1,964	1,655	1,671	85.1	2,039	103.8	98.2	41.8	26.1	30.4	0.0	87.0
小田原市	899	789	1,176	130.8	1,096	121.9	100.0	41.7	60.0	46.7	0.0	66.7
茅ヶ崎市	1,042	927	1,288	123.6	1,564	150.1	100.0	31.3	10.0	50.0	0.0	90.0
逗子市	254	212	246	96.9	285	112.2	100.0	62.5	100.0	40.0	0.0	60.0
三浦市	200	163	197	98.5	243	121.5	90.9	36.4	100.0	25.0	0.0	50.0
秦野市	769	670	847	110.1	881	114.6	100.0	36.4	37.5	12.5	0.0	100.0
厚木市	1,061	901	2,005	189.0	1,242	117.1	100.0	47.2	35.3	52.9	14.3	76.5
大和市	1,096	961	2,362	215.5	1,185	108.1	100.0	53.6	33.3	26.7	0.0	80.0
伊勢原市	487	434	515	105.7	578	118.7	92.9	21.4	33.3	0.0	0.0	100.0
海老名市	623	552	1,327	213.0	832	133.5	100.0	36.8	57.1	28.6	0.0	85.7
座間市	572	494	670	117.1	656	114.7	100.0	64.7	36.4	36.4	0.0	45.5
南足柄市	212	185	165	77.8	265	125.0	12.5	12.5	100.0	100.0	0.0	0.0
綾瀬市	475	379	528	111.2	553	116.4	100.0	26.7	75.0	75.0	0.0	75.0
葉山町	189	160	218	115.3	224	118.5	100.0	16.7	100.0	100.0	0.0	100.0
寒川町	239	204	265	110.9	288	120.5	100.0	12.5	0.0	100.0	0.0	0.0
大磯町	159	140	182	114.5	179	112.6	66.7	66.7	50.0	50.0	0.0	75.0
二宮町	127	107	175	137.8	231	181.9	100.0	60.0	100.0	100.0	100.0	33.3
中井町	49	38	67	136.7	73	149.0	100.0	0.0	***	***	***	***
大井町	92	79	113	122.8	113	122.8	100.0	100.0	100.0	25.0	0.0	0.0
松田町	53	43	66	124.5	94	177.4	100.0	33.3	100.0	100.0	0.0	0.0
山北町	44	37	47	106.8	57	129.5	100.0	50.0	100.0	100.0	0.0	0.0
開成町	104	87	113	108.7	113	108.7	100.0	66.7	50.0	50.0	0.0	100.0
箱根町	66	53	54	81.8	75	113.6	100.0	75.0	100.0	0.0	0.0	100.0
真鶴町	31	23	46	148.4	59	190.3	100.0	100.0	50.0	100.0	0.0	100.0
湯河原町	98	79	314	320.4	213	217.3	100.0	0.0	***	***	***	***
愛川町	215	185	248	115.3	258	120.0	11.1	33.3	0.0	33.3	0.0	100.0
清川村	37	30	82	221.6	65	175.7	0.0	33.3	100.0	0.0	0.0	0.0
合　計	54,205	46,129	78,682	145.2	66,606	122.9	96.1	46.1	50.5	37.7	1.0	76.6

注１）「教員」とは、校長、副校長、教頭、主幹教諭、指導教諭、教諭、助教諭、養護教諭、養護助教諭、栄養教諭、常勤講師、再任用職員（フルタイム）をいう。
注２）「授業を担当している教員」とは、各教科等の授業を定期的に担当している教員をいう。授業を一時的・臨時的に担当する教員は含まない。
注３）「指導者用ＰＣ」とは、教員が使用するために配備されたものをいう。教職員が主として校務用に利用しているコンピュータ（校務用コンピュータ）は含まない。
注４）「指導者用ＰＣ整備率」とは指導者用ＰＣの総数を教員の総数で除して算出した値である。
注５）「教員の校務用ＰＣ」とは、主として教員が校務に使用するコンピュータのことをいう。
注６）「教員の校務用ＰＣ整備率」は、校務用ＰＣの総数を総教員数で除して算出した値である。
注７）「統合型校務支援システム」は、教務系（成績処理、出欠管理、時数等）・保健系（健康診断票、保健室管理等）、指導要録等の学籍関係、学校事務系など統合して
機能を有しているシステムをいう。
注８）「遠隔教育」は、遠隔システムを活用した同時双方向型で行う教育をいう。（「『遠隔教育の推進に向けた施策方針』の策定について（通知）」（文部科学省、平成30年9月20日））
注９）「合同授業型」とは、教師が児童生徒等に対面で授業を行う複数の教室等を遠隔により接続することで、児童生徒が多様な意見や考えに触れたり、協働して学習に取り組んだり
する機会の充実を図る遠隔教育の形態をいう。
注10）「教師支援型」とは、外部人材等の専門家と、児童生徒や教師がいる教室等を遠隔により接続することで、児童生徒の学習活動の質を高めるとともに、
教師の資質向上を図る遠隔教育の形態をいう。
注11）「教科・科目充実型」とは、学校教育法施行規則第77条の２（中学校等）、第88条の３（高等学校等）に基づき、当該教科の免許状を保有する教師による
授業を遠隔により提供することで、生徒の多様な科目選択を可能とすること等により、学習機会の充実を図るものをいう。なお、小学校での活用は想定されない。
注12）遠隔教育を実施している学校のうち、「教科・科目充実型」の遠隔教育の実施率は、「教科・科目充実型」の遠隔授業を実施している学校の総数を、
遠隔教育を実施していると答えた学校の総数から、遠隔教育を実施していると答えた小学校の総数を引いた数で除した値である。
注13）「個々の児童生徒の状況に応じた遠隔教育」とは、外国人児童生徒等への日本語指導、病気療養児・不登校児童生徒等に対する学習指導等の
個々の児童生徒の状況に応じた遠隔教育の形態をいう。

○市区町村（設置者）別「コンピュータの設置状況」及び「インターネット接続状況」の実態（小学校）

（令和７年３月１日現在）

市区町村別（小学校）	学校数	児童生徒数	普通教室数	学習者用PC総台数	児童生徒一人当たりの学習者用PC台数	普通教室の大型提示装置整備率	普通教室の校内LAN整備率	普通教室の無線LAN整備率	普通教室の移動通信システム（LTE等）整備率	移動系通信を利用している学校の内、無線LAN整備済みの普通教室の数	無線LAN又は移動系通信によりインターネット接続を行う普通教室の割合	回線速度の契約理論値 ベストエフォート型	回線速度の契約理論値 ギャランティ型
	校	人	室	台	台／人	%	%	%	%	室	%	%	%
横浜市	336	169,199	6,928	187,418	1.1	93.8	99.4	98.9	***	***	98.9	0.0	100.0
川崎市	114	72,963	2,758	73,988	1.0	89.6	99.1	98.7	***	***	98.7	100.0	0.0
相模原市	69	32,336	1,307	32,653	1.0	90.1	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
横須賀市	46	15,672	783	16,781	1.1	72.4	99.4	99.4	***	***	99.4	100.0	0.0
平塚市	29	11,611	510	12,529	1.1	97.6	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
鎌倉市	16	7,352	309	7,430	1.0	90.0	96.8	96.8	100.0	299	100.0	0.0	100.0
藤沢市	35	22,950	815	23,059	1.0	97.1	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
小田原市	25	8,138	393	8,490	1.0	95.9	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
茅ヶ崎市	19	12,688	465	12,993	1.0	95.3	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
逗子市	5	2,532	102	2,650	1.0	65.7	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
三浦市	8	1,312	88	1,426	1.1	73.9	90.9	80.7	***	***	80.7	100.0	0.0
秦野市	13	7,021	298	7,143	1.0	92.6	99.3	99.3	***	***	99.3	100.0	0.0
厚木市	23	10,212	462	10,635	1.0	71.6	100.0	97.6	***	***	97.6	100.0	0.0
大和市	19	11,721	475	11,871	1.0	86.3	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
伊勢原市	10	4,574	205	5,025	1.1	95.6	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
海老名市	13	7,092	278	7,511	1.1	91.7	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
座間市	11	5,933	247	6,525	1.1	96.0	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
南足柄市	5	1,746	82	2,054	1.2	100.0	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
綾瀬市	10	4,324	195	4,897	1.1	92.8	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
葉山町	4	1,751	73	1,936	1.1	82.2	98.6	98.6	***	***	98.6	100.0	0.0
寒川町	5	2,578	95	2,608	1.0	100.0	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
大磯町	3	1,454	65	1,533	1.1	76.9	96.9	95.4	***	***	95.4	100.0	0.0
二宮町	3	1,135	53	1,179	1.0	90.6	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
中井町	2	305	17	366	1.2	100.0	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
大井町	3	744	41	962	1.3	92.7	97.6	97.6	***	***	97.6	100.0	0.0
松田町	2	413	24	454	1.1	75.0	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
山北町	1	342	19	385	1.1	100.0	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
開成町	2	1,150	54	1,232	1.1	63.0	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
箱根町	3	232	24	276	1.2	91.7	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
真鶴町	1	196	10	223	1.1	100.0	80.0	80.0	***	***	80.0	100.0	0.0
湯河原町	3	618	40	834	1.3	90.0	97.5	97.5	20.0	7	100.0	100.0	0.0
愛川町	6	1,638	104	1,640	1.0	81.7	100.0	87.5	***	***	87.5	100.0	0.0
清川村	1	107	7	108	1.0	0.0	100.0	85.7	100.0	6	100.0	100.0	0.0
合計	845	422,039	17,326	448,814	1.1	90.8	99.4	99.0	1.9	312	99.1	58.3	41.7

注１）「児童生徒数」は、令和６年５月１日現在の児童生徒数。
注２）「学習者用ＰＣ」とは、教育用ＰＣのうち、児童生徒が使用するために配備されたものをいう。
注３）「児童生徒一人当たりの学習者用PC台数」は、「学習者用ＰＣ総台数」を令和６年５月１日現在の児童生徒数で除して算出した値である。
注４）「普通教室の大型提示装置整備率」は、大型提示装置を設置している普通教室の総数を普通教室の総数で除して算出した値である。
注５）「普通教室の校内ＬＡＮ整備率」は、校内ＬＡＮを整備する普通教室の総数を普通教室の総数で除して算出した値である。
注６）「普通教室の無線ＬＡＮ整備率」は、無線ＬＡＮを整備する普通教室の総数を普通教室の総数で除して算出した値である。

○市区町村（設置者）別「コンピュータの設置状況」及び「インターネット接続状況」の実態（小学校）

（令和７年３月１日現在）

市　区　町　村　別 （　小　学　校　）	教員数 人	授業を担当している教員数 人	指導者用PC台数 台	指導者用PC整備率 %	教員の校務用PC台数 台	教員の校務用PC整備率 %	統合型校務支援システム整備率 %	遠隔教育実施率 %	遠隔教育を実施している学校のうち、「合同授業型」の遠隔授業の実施率 %	遠隔教育を実施している学校のうち、「教師支援型」の遠隔授業の実施率 %	遠隔教育を実施している学校のうち、「教科・科目充実型」の遠隔授業の実施率 %	遠隔教育を実施している学校のうち、個々の児童生徒の状況に応じた遠隔教育の実施率 %
横浜市	10,713	8,794	25,841	241.2	14,079	131.4	100.0	49.7	46.1	44.3	***	86.2
川崎市	4,106	3,408	4,106	100.0	4,540	110.6	100.0	41.2	53.2	51.1	***	76.6
相模原市	2,093	1,684	2,755	131.6	2,586	123.6	100.0	40.6	60.7	32.1	***	71.4
横須賀市	1,156	979	1,306	113.0	1,471	127.2	100.0	28.3	61.5	61.5	***	46.2
平塚市	780	621	1,603	205.5	691	88.6	100.0	48.3	57.1	42.9	***	57.1
鎌倉市	485	412	519	107.0	542	111.8	100.0	31.3	100.0	40.0	***	40.0
藤沢市	1,187	1,018	1,150	96.9	1,246	105.0	100.0	37.1	38.5	46.2	***	76.9
小田原市	581	505	773	133.0	717	123.4	100.0	40.0	60.0	70.0	***	60.0
茅ヶ崎市	651	576	831	127.6	1,066	163.7	100.0	42.1	12.5	50.0	***	87.5
逗子市	173	143	162	93.6	183	105.8	100.0	80.0	100.0	25.0	***	75.0
三浦市	128	104	120	93.8	155	121.1	87.5	50.0	100.0	25.0	***	50.0
秦野市	462	412	512	110.8	535	115.8	100.0	30.8	25.0	25.0	***	100.0
厚木市	665	550	1,252	188.3	776	116.7	100.0	43.5	40.0	60.0	***	80.0
大和市	724	634	1,566	216.3	774	106.9	100.0	52.6	20.0	30.0	***	70.0
伊勢原市	324	285	327	100.9	390	120.4	90.0	30.0	33.3	0.0	***	100.0
海老名市	407	350	857	210.6	538	132.2	100.0	46.2	50.0	33.3	***	83.3
座間市	351	301	430	122.5	416	118.5	100.0	72.7	37.5	37.5	***	50.0
南足柄市	128	110	94	73.4	173	135.2	20.0	20.0	100.0	100.0	***	0.0
綾瀬市	329	247	299	90.9	343	104.3	100.0	30.0	66.7	66.7	***	66.7
葉山町	131	110	150	114.5	149	113.7	100.0	0.0	***	***	***	***
寒川町	149	124	167	112.1	185	124.2	100.0	0.0	***	***	***	***
大磯町	92	81	108	117.4	100	108.7	66.7	66.7	100.0	50.0	***	50.0
二宮町	73	64	124	169.9	140	191.8	100.0	66.7	100.0	100.0	***	0.0
中井町	28	21	38	135.7	43	153.6	100.0	0.0	***	***	***	***
大井町	62	53	77	124.2	77	124.2	100.0	100.0	100.0	33.3	***	0.0
松田町	30	24	42	140.0	70	233.3	100.0	50.0	100.0	100.0	***	0.0
山北町	22	19	24	109.1	27	122.7	100.0	0.0	***	***	***	***
開成町	71	57	79	111.3	79	111.3	100.0	50.0	0.0	0.0	***	100.0
箱根町	47	37	36	76.6	53	112.8	100.0	100.0	100.0	0.0	***	100.0
真鶴町	16	12	17	106.3	26	162.5	100.0	100.0	0.0	100.0	***	100.0
湯河原町	62	47	206	332.3	140	225.8	100.0	0.0	***	***	***	***
愛川町	128	108	151	118.0	164	128.1	16.7	33.3	0.0	50.0	***	100.0
清川村	16	14	36	225.0	18	112.5	0.0	0.0	***	***	***	***
合　　計	26,370	21,904	45,758	173.5	32,492	123.2	98.5	44.1	50.4	44.8	***	76.4

注１）「教員」とは、校長、副校長、教頭、主幹教諭、指導教諭、教諭、助教諭、養護教諭、養護助教諭、栄養教諭、常勤講師、再任用職員（フルタイム）をいう。
注２）「授業を担当している教員」とは、各教科等の授業を定期的に担当している教員をいう。授業を一時的・臨時的に担当する教員は含まない。
注３）「指導者用ＰＣ」とは、教員が使用するために配備されたものをいう。教職員が主として校務用に利用しているコンピュータ（校務用コンピュータ）は含まない。
注４）「指導者用ＰＣ整備率」とは指導者用ＰＣの総数を教員の総数で除して算出した値である。
注５）「教員の校務用ＰＣ」とは、主として教員が校務に使用するコンピュータのことをいう。
注６）「教員の校務用ＰＣ整備率」は、校務用ＰＣの総数を総教員数で除して算出した値である。
注７）「統合型校務支援システム」は、教務系（成績処理、出欠管理、時数等）・保健系（健康診断票、保健室管理等）、指導要録等の学籍関係、学校事務系など統合して
　　機能を有しているシステムをいう。
注８）「遠隔教育」は、遠隔システムを活用した同時双方向型で行う教育をいう。（「『遠隔教育の推進に向けた施策方針』の策定について（通知）」（文部科学省、平成30年9月20日））
注９）「合同授業型」とは、教師が児童生徒等に対面で授業を行う複数の教室等を遠隔により接続することで、児童生徒が多様な意見や考えに触れたり、協働して学習に取り組んだり
　　する機会の充実を図る遠隔教育の形態をいう。
注10）「教師支援型」とは、外部人材等の専門家と、児童生徒や教師がいる教室等を遠隔により接続することで、児童生徒の学習活動の質を高めるとともに、
　　教師の資質向上を図る遠隔教育の形態をいう。
注11）「教科・科目充実型」とは、学校教育法施行規則第77条の２（中学校等）、第88条の３（高等学校等）に基づき、当該教科の免許状を保有する教師による
　　授業を遠隔により提供することで、生徒の多様な科目選択を可能とすること等により、学習機会の充実を図るものをいう。なお、小学校での活用は想定されない。
注12）遠隔教育を実施している学校のうち、「教科・科目充実型」の遠隔教育の実施率は、「教科・科目充実型」の遠隔授業を実施している学校の総数を、
　　遠隔教育を実施していると答えた学校の総数から、遠隔教育を実施していると答えた小学校の総数を引いた数で除した値である。
注13）「個々の児童生徒の状況に応じた遠隔教育」とは、外国人児童生徒等への日本語指導、病気療養児・不登校児童生徒等に対する学習指導等の
　　個々の児童生徒の状況に応じた遠隔教育の形態をいう。

○市区町村（設置者）別「コンピュータの設置状況」及び「インターネット接続状況」の実態（中学校）

（令和７年３月１日現在）

市区町村別 （中学校）	学校数 校	児童生徒数 人	普通教室数 室	学習者用PC総台数 台	児童生徒一人当たりの学習者用PC台数 台／人	普通教室の大型提示装置整備率 %	普通教室の校内LAN整備率 %	普通教室の無線LAN整備率 %	普通教室の移動通信システム（LTE等）整備率 %	移動系通信を利用している学校の内、無線LAN整備済みの普通教室の数 室	無線LAN又は移動系通信によりインターネット接続を行う普通教室の割合 %	回線速度の契約理論値 ベストエフォート型 %	回線速度の契約理論値 ギャランティ型 %
横浜市	144	75,454	2,580	85,514	1.1	89.9	99.7	98.7	***	***	98.7	0.0	100.0
川崎市	52	29,929	970	32,311	1.1	83.6	96.7	96.3	***	***	96.3	100.0	0.0
相模原市	35	16,170	579	16,389	1.0	94.3	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
横須賀市	23	8,467	323	8,940	1.1	91.6	98.5	98.5	***	***	98.5	100.0	0.0
平塚市	16	5,966	230	7,113	1.2	95.2	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
鎌倉市	9	3,381	118	3,841	1.1	87.3	78.0	78.0	100.0	92	100.0	0.0	100.0
藤沢市	19	10,678	329	11,457	1.1	97.6	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
小田原市	11	4,235	161	4,382	1.0	87.0	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
茅ヶ崎市	13	6,035	200	6,164	1.0	89.5	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
逗子市	3	1,077	41	1,184	1.1	65.9	97.6	97.6	***	***	97.6	100.0	0.0
三浦市	3	756	34	859	1.1	50.0	88.2	88.2	***	***	88.2	100.0	0.0
秦野市	9	3,825	154	3,877	1.0	85.7	99.4	99.4	***	***	99.4	100.0	0.0
厚木市	13	5,517	219	5,741	1.0	74.0	100.0	96.8	***	***	96.8	100.0	0.0
大和市	9	5,577	181	5,629	1.0	87.8	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
伊勢原市	4	2,277	80	2,484	1.1	100.0	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
海老名市	6	3,394	106	3,456	1.0	96.2	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
座間市	6	3,050	110	3,518	1.2	91.8	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
南足柄市	3	1,008	36	1,126	1.1	100.0	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
綾瀬市	5	2,353	85	2,641	1.1	98.8	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
葉山町	2	825	29	825	1.0	48.3	96.6	96.6	***	***	96.6	100.0	0.0
寒川町	3	1,277	51	1,357	1.1	84.3	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
大磯町	3	759	33	902	1.2	84.8	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
二宮町	2	580	25	718	1.2	76.0	88.0	88.0	***	***	88.0	100.0	0.0
中井町	1	195	8	260	1.3	100.0	87.5	87.5	***	***	87.5	100.0	0.0
大井町	1	441	14	569	1.3	100.0	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
松田町	1	209	8	210	1.0	87.5	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
山北町	1	189	8	191	1.0	87.5	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
開成町	1	533	18	535	1.0	100.0	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
箱根町	1	127	9	204	1.6	100.0	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
真鶴町	1	101	9	143	1.4	66.7	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
湯河原町	1	431	15	534	1.2	86.7	100.0	100.0	100.0	15	100.0	0.0	100.0
愛川町	3	914	50	1,012	1.1	62.0	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
清川村	2	59	8	57	1.0	62.5	100.0	62.5	100.0	5	100.0	100.0	0.0
合計	406	195,789	6,821	214,143	1.1	88.8	98.8	98.2	2.1	112	98.7	62.1	37.9

注１）「児童生徒数」は、令和６年５月１日現在の児童生徒数。
注２）「学習者用ＰＣ」とは、教育用ＰＣのうち、児童生徒が使用するために配備されたものをいう。
注３）「児童生徒一人当たりの学習者用PC台数」は、「学習者用ＰＣ総台数」を令和６年５月１日現在の児童生徒数で除して算出した値である。
注４）「普通教室の大型提示装置整備率」は、大型提示装置を設置している普通教室の総数を普通教室の総数で除して算出した値である。
注５）「普通教室の校内ＬＡＮ整備率」は、校内ＬＡＮを整備する普通教室の総数を普通教室の総数で除して算出した値である。
注６）「普通教室の無線ＬＡＮ整備率」は、無線ＬＡＮを整備する普通教室の総数を普通教室の総数で除して算出した値である。

○市区町村（設置者）別「コンピュータの設置状況」及び「インターネット接続状況」の実態（中学校）

（令和７年３月１日現在）

市区町村別 （中学校）	教員数 人	授業を担当している教員数 人	指導者用PC台数 台	指導者用PC整備率 %	教員の校務用PC台数 台	教員の校務用PC整備率 %	統合型校務支援システム整備率 %	遠隔教育実施率 %	遠隔教育を実施している学校のうち、「合同授業型」の遠隔授業の実施率 %	遠隔教育を実施している学校のうち、「教師支援型」の遠隔授業の実施率 %	遠隔教育を実施している学校のうち、「教科・科目充実型」の遠隔授業の実施率 %	遠隔教育を実施している学校のうち、個々の児童生徒の状況に応じた遠隔教育の実施率 %
横浜市	5,071	4,358	12,149	239.6	6,736	132.8	100.0	63.2	54.9	27.5	0.0	79.1
川崎市	2,104	1,789	2,104	100.0	2,155	102.4	100.0	50.0	46.2	19.2	0.0	76.9
相模原市	1,173	1,023	682	58.1	592	50.5	100.0	20.0	57.1	28.6	14.3	42.9
横須賀市	644	562	710	110.2	864	134.2	100.0	43.5	60.0	10.0	0.0	70.0
平塚市	452	389	807	178.5	494	109.3	100.0	31.3	20.0	0.0	0.0	100.0
鎌倉市	245	215	313	127.8	278	113.5	100.0	33.3	100.0	33.3	0.0	0.0
藤沢市	688	562	513	74.6	702	102.0	100.0	47.4	0.0	11.1	0.0	100.0
小田原市	318	284	403	126.7	379	119.2	100.0	45.5	60.0	0.0	0.0	80.0
茅ヶ崎市	391	351	457	116.9	498	127.4	100.0	15.4	0.0	50.0	0.0	100.0
逗子市	81	69	84	103.7	102	125.9	100.0	33.3	100.0	100.0	0.0	0.0
三浦市	72	59	77	106.9	88	122.2	100.0	0.0	***	***	***	***
秦野市	307	258	335	109.1	346	112.7	100.0	44.4	50.0	0.0	0.0	100.0
厚木市	396	351	753	190.2	466	117.7	100.0	53.8	28.6	42.9	14.3	71.4
大和市	372	327	796	214.0	411	110.5	100.0	55.6	60.0	20.0	0.0	100.0
伊勢原市	163	149	188	115.3	188	115.3	100.0	0.0	***	***	***	***
海老名市	216	202	470	217.6	294	136.1	100.0	16.7	100.0	0.0	0.0	100.0
座間市	221	193	240	108.6	240	108.6	100.0	50.0	33.3	33.3	0.0	33.3
南足柄市	84	75	71	84.5	92	109.5	0.0	0.0	***	***	***	***
綾瀬市	146	132	229	156.8	210	143.8	100.0	20.0	100.0	100.0	0.0	100.0
葉山町	58	50	68	117.2	75	129.3	100.0	50.0	100.0	100.0	0.0	100.0
寒川町	90	80	98	108.9	103	114.4	100.0	33.3	0.0	100.0	0.0	0.0
大磯町	67	59	74	110.4	79	117.9	66.7	66.7	0.0	50.0	0.0	100.0
二宮町	54	43	51	94.4	91	168.5	100.0	50.0	100.0	100.0	100.0	100.0
中井町	21	17	29	138.1	30	142.9	100.0	0.0	***	***	***	***
大井町	30	26	36	120.0	36	120.0	100.0	100.0	100.0	0.0	0.0	0.0
松田町	23	19	24	104.3	24	104.3	100.0	0.0	***	***	***	***
山北町	22	18	23	104.5	30	136.4	100.0	100.0	100.0	100.0	0.0	0.0
開成町	33	30	34	103.0	34	103.0	100.0	100.0	100.0	100.0	0.0	100.0
箱根町	19	16	18	94.7	22	115.8	100.0	0.0	***	***	***	***
真鶴町	15	11	29	193.3	33	220.0	100.0	100.0	100.0	100.0	0.0	100.0
湯河原町	36	32	108	300.0	73	202.8	100.0	0.0	***	***	***	***
愛川町	87	77	97	111.5	94	108.0	0.0	33.3	0.0	0.0	0.0	100.0
清川村	21	16	46	219.0	47	223.8	0.0	50.0	100.0	0.0	0.0	0.0
合計	13,720	11,842	22,116	161.2	15,906	115.9	97.8	47.0	50.8	26.2	1.6	76.4

注１）「教員」とは、校長、副校長、教頭、主幹教諭、指導教諭、教諭、助教諭、養護教諭、養護助教諭、栄養教諭、常勤講師、再任用職員（フルタイム）をいう。
注２）「授業を担当している教員」とは、各教科等の授業を定期的に担当している教員をいう。授業を一時的・臨時的に担当する教員は含まない。
注３）「指導者用ＰＣ」とは、教員が使用するために配備されたものをいう。教職員が主として校務用に利用しているコンピュータ（校務用コンピュータ）は含まない。
注４）「指導者用ＰＣ整備率」とは指導者用ＰＣの総数を教員の総数で除して算出した値である。
注５）「教員の校務用ＰＣ」とは、主として教員が校務に使用するコンピュータのことをいう。
注６）「教員の校務用ＰＣ整備率」は、校務用ＰＣの総数を総教員数で除して算出した値である。
注７）「統合型校務支援システム」は、教務系（成績処理、出欠管理、時数等）・保健系（健康診断票、保健室管理等）、指導要録等の学籍関係、学校事務系など統合して
機能を有しているシステムをいう。
注８）「遠隔教育」は、遠隔システムを活用した同時双方向型で行う教育をいう。（「『遠隔教育の推進に向けた施策方針』の策定について（通知）」（文部科学省、平成30年9月20日））
注９）「合同授業型」とは、教師が児童生徒等に対面で授業を行う複数の教室等を遠隔により接続することで、児童生徒が多様な意見や考えに触れたり、協働して学習に取り組んだり
する機会の充実を図る遠隔教育の形態をいう。
注10）「教師支援型」とは、外部人材等の専門家と、児童生徒や教師がいる教室等を遠隔により接続することで、児童生徒の学習活動の質を高めるとともに、
教師の資質向上を図る遠隔教育の形態をいう。
注11）「教科・科目充実型」とは、学校教育法施行規則第77条の２（中学校等）、第88条の３（高等学校等）に基づき、当該教科の免許状を保有する教師による
授業を遠隔により提供することで、生徒の多様な科目選択を可能とすること等により、学習機会の充実を図るものをいう。なお、小学校での活用は想定されない。
注12）遠隔教育を実施している学校のうち、「教科・科目充実型」の遠隔教育の実施率は、「教科・科目充実型」の遠隔授業を実施している学校の総数を、
遠隔教育を実施していると答えた学校の総数から、遠隔教育を実施していると答えた小学校の総数を引いた数で除した値である。
注13）「個々の児童生徒の状況に応じた遠隔教育」とは、外国人児童生徒等への日本語指導、病気療養児・不登校児童生徒等に対する学習指導等の
個々の児童生徒の状況に応じた遠隔教育の形態をいう。

○市区町村（設置者）別「コンピュータの設置状況」及び「インターネット接続状況」の実態（義務教育学校）

市　区　町　村　別 （義務教育学校）	学校数 校	児童生徒数 人	普通教室数 室	学習者用PC総台数 台	児童生徒一人当たりの学習者用PC台数 台／人	普通教室の大型提示装置整備率 %
横浜市	3	2,419	109	2,694	1.1	81.7
相模原市	2	126	22	138	1.1	100.0
合　計	5	2,545	131	2,832	1.1	84.7

注１）「児童生徒数」は、令和６年５月１日現在の児童生徒数。
注２）「学習者用ＰＣ」とは、教育用ＰＣのうち、児童生徒が使用するために配備されたものをいう。
注３）「児童生徒一人当たりの学習者用PC台数」は、「学習者用ＰＣ総台数」を令和６年５月１日現在の児童生徒数で除して算出した値であ
注４）「普通教室の大型提示装置整備率」は、大型提示装置を設置している普通教室の総数を普通教室の総数で除して算出した値である。
注５）「普通教室の校内ＬＡＮ整備率」は、校内ＬＡＮを整備する普通教室の総数を普通教室の総数で除して算出した値である。
注６）「普通教室の無線ＬＡＮ整備率」は、無線ＬＡＮを整備する普通教室の総数を普通教室の総数で除して算出した値である。

（令和７年３月１日現在）

普通教室の校内LAN整備率 %	普通教室の無線LAN整備率 %	普通教室の移動通信システム（LTE等）整備率 %	移動系通信を利用している学校の内、無線LAN整備済みの普通教室の数 室	無線LAN又は移動系通信によりインターネット接続を行う普通教室の割合 %	回線速度の契約理論値 ベストエフォート型 %	回線速度の契約理論値 ギャランティ型 %
100.0	100.0	***	***	100.0	0.0	100.0
100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
100.0	100.0	***	***	100.0	40.0	60.0

る。

○市区町村（設置者）別「コンピュータの設置状況」及び「インターネット接続状況」の実態（義務教育学校）

（令和７年３月１日現在）

市　区　町　村　別 （義務教育学校）	教員数 人	授業を担当している教員数 人	指導者用PC台数 台	指導者用PC整備率 %	教員の校務用PC台数 台	教員の校務用PC整備率 %	統合型校務支援システム整備率 %	遠隔教育実施率 %	遠隔教育を実施している学校のうち、「合同授業型」の遠隔授業の実施率 %	遠隔教育を実施している学校のうち、「教師支援型」の遠隔授業の実施率 %	遠隔教育を実施している学校のうち、「教科・科目充実型」の遠隔授業の実施率 %	遠隔教育を実施している学校のうち、個々の児童生徒の状況に応じた遠隔教育の実施率 %
横浜市	167	150	438	262.3	240	143.7	100.0	100.0	100.0	33.3	0.0	66.7
相模原市	52	43	70	134.6	65	125.0	100.0	0.0	***	***	***	***
合　　計	219	193	508	232.0	305	139.3	100.0	60.0	100.0	33.3	0.0	66.7

注１）「教員」とは、校長、副校長、教頭、主幹教諭、指導教諭、教諭、助教諭、養護教諭、養護助教諭、栄養教諭、常勤講師、再任用職員（フルタイム）をいう。
注２）「授業を担当している教員」とは、各教科等の授業を定期的に担当している教員をいう。授業を一時的・臨時的に担当する教員は含まない。
注３）「指導者用ＰＣ」とは、教員が使用するために配備されたものをいう。教職員が主として校務用に利用しているコンピュータ（校務用コンピュータ）は含まない。
注４）「指導者用ＰＣ整備率」とは指導者用ＰＣの総数を教員の総数で除して算出した値である。
注５）「教員の校務用ＰＣ」とは、主として教員が校務に使用するコンピュータのことをいう。
注６）「教員の校務用ＰＣ整備率」は、校務用ＰＣの総数を総教員数で除して算出した値である。
注７）「統合型校務支援システム」は、教務系（成績処理、出欠管理、時数等）・保健系（健康診断票、保健室管理等）、指導要録等の学籍関係、学校事務系など統合して
　　機能を有しているシステムをいう。
注８）「遠隔教育」は、遠隔システムを活用した同時双方向型で行う教育をいう。（「『遠隔教育の推進に向けた施策方針』の策定について（通知）」（文部科学省、平成30年9月20日））
注９）「合同授業型」とは、教師が児童生徒等に対面で授業を行う複数の教室等を遠隔により接続することで、児童生徒が多様な意見や考えに触れたり、協働して学習に取り組んだり
　　する機会の充実を図る遠隔教育の形態をいう。
注10）「教師支援型」とは、外部人材等の専門家と、児童生徒や教師がいる教室等を遠隔により接続することで、児童生徒の学習活動の質を高めるとともに、
　　教師の資質向上を図る遠隔教育の形態をいう。
注11）「教科・科目充実型」とは、学校教育法施行規則第77条の２（中学校等）、第88条の３（高等学校等）に基づき、当該教科の免許状を保有する教師による
　　授業を遠隔により提供することで、生徒の多様な科目選択を可能とすること等により、学習機会の充実を図るものをいう。なお、小学校での活用は想定されない。
注12）遠隔教育を実施している学校のうち、「教科・科目充実型」の遠隔教育の実施率は、「教科・科目充実型」の遠隔授業を実施している学校の総数を、
　　遠隔教育を実施していると答えた学校の総数から、遠隔教育を実施していると答えた小学校の総数を引いた数で除した値である。
注13）「個々の児童生徒の状況に応じた遠隔教育」とは、外国人児童生徒等への日本語指導、病気療養児・不登校児童生徒等に対する学習指導等の
　　個々の児童生徒の状況に応じた遠隔教育の形態をいう。

○市区町村（設置者）別「コンピュータの設置状況」及び「インターネット接続状況」の実態（高等学校）

（令和７年３月１日現在）

市区町村別（高等学校）	学校数	学校数（専門学科・総合学科単独及び複数学科設置校）	児童生徒数	児童生徒数（専門学科・総合学科単独及び複数学科設置校）	普通教室数	普通教室数（専門学科・総合学科単独及び複数学科設置校）	学習者用PC総台数	学習者用PC総台数（専門学科・総合学科単独及び複数学科設置校）	児童生徒一人当たりの学習者用PC台数	児童生徒一人当たりの学習者用PC台数（専門学科・総合学科単独及び複数学科設置校）	普通教室の大型提示装置整備率	普通教室の大型提示装置整備率（専門学科・総合学科単独及び複数学科設置校）	普通教室の校内LAN整備率	普通教室の校内LAN整備率（専門学科・総合学科単独及び複数学科設置校）	普通教室の無線LAN整備率	普通教室の無線LAN整備率（専門学科・総合学科単独及び複数学科設置校）	普通教室の移動通信システム（LTE等）整備率	普通教室の移動通信システム（LTE等）整備率（専門学科・総合学科単独及び複数学科設置校）	移動系通信を利用している学校の内、無線LAN整備済みの普通教室の数	移動系通信を利用している学校の内、無線LAN整備済みの普通教室の数（専門学科・総合学科単独及び複数学科設置校）	無線LAN又は移動系通信によりインターネット接続を行う普通教室の割合	無線LAN又は移動系通信によりインターネット接続を行う普通教室の割合（専門学科・総合学科単独及び複数学科設置校）	回線速度の契約理論値ベストエフォート型	回線速度の契約理論値ベストエフォート型（専門学科・総合学科単独及び複数学科設置校）	回線速度の契約理論値ギャランティ型	回線速度の契約理論値ギャランティ型（専門学科・総合学科単独及び複数学科設置校）
	校	校	人	人	室	室	台	台	台／人	台／人	%	%	%	%	%	%	%	%	室	室	%	%	%	%	%	%	%
神奈川県	134	33	112,767	21,249	3,264	758	131,454	28,760	1.2	1.4	92.7	89.6	99.2	99.7	98.5	98.0	***	***	***	***	98.5	98.0	9.7	9.1	90.3	90.9
横浜市	9	4	7,667	3,379	214	103	10,124	5,161	1.3	1.5	98.6	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	***	***	***	***	100.0	100.0	0.0	0.0	100.0	100.0
川崎市	5	4	4,055	3,134	144	123	4,305	3,168	1.1	1.0	65.3	74.8	70.8	65.9	70.8	65.9	***	***	***	***	70.8	65.9	100.0	100.0	0.0	0.0
横須賀市	1	1	1,119	1,119	24	24	1,158	1,158	1.0	1.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	***	***	***	***	100.0	100.0	100.0	100.0	0.0	0.0
合計	149	42	125,608	28,881	3,646	1,008	147,041	38,247	1.2	1.3	92.0	89.1	98.1	95.6	97.5	94.3	***	***	***	***	97.5	94.3	12.8	19.0	87.2	81.0

注１）「児童生徒数」は、令和６年５月１日現在の児童生徒数。
注２）「学習者用ＰＣ」とは、教育用ＰＣのうち、児童生徒が使用するために配備されたものをいう。
注３）「児童生徒一人当たりの学習者用PC台数」は、「学習者用ＰＣ総台数」を令和６年５月１日現在の児童生徒数で除して算出した値である。
注４）「普通教室の大型提示装置整備率」は、大型提示装置を設置している普通教室の総数を普通教室の総数で除して算出した値である。
注５）「普通教室の校内ＬＡＮ整備率」は、校内ＬＡＮを整備する普通教室の総数を普通教室の総数で除して算出した値である。
注６）「普通教室の無線ＬＡＮ整備率」は、無線ＬＡＮを整備する普通教室の総数を普通教室の総数で除して算出した値である。

○市区町村（設置者）別「コンピュータの設置状況」及び「インターネット接続状況」の実態（高等学校）

（令和７年３月１日現在）

市区町村別（高等学校）	教員数	教員数（専門学科・総合学科単独及び複数学科設置校）	授業を担当している教員数	授業を担当している教員数（専門学科・総合学科単独及び複数学科設置校）	指導者用PC台数	指導者用PC台数（専門学科・総合学科単独及び複数学科設置校）	指導者用PC整備率	指導者用PC整備率（専門学科・総合学科単独及び複数学科設置校）	教員の校務用PC台数	教員の校務用PC台数（専門学科・総合学科単独及び複数学科設置校）	教員の校務用PC整備率	教員の校務用PC整備率（専門学科・総合学科単独及び複数学科設置校）	統合型校務支援システム整備率	統合型校務支援システム整備率（専門学科・総合学科単独及び複数学科設置校）	遠隔教育実施率	遠隔教育実施率（専門学科・総合学科単独及び複数学科設置校）	遠隔教育を実施している学校のうち、「合同授業型」の遠隔授業の実施率	遠隔教育を実施している学校のうち、「合同授業型」の遠隔授業の実施率（専門学科・総合学	遠隔教育を実施している学校のうち、「教師支援型」の遠隔授業の実施率	遠隔教育を実施している学校のうち、「教師支援型」の遠隔授業の実施率（専門学科・総合学	遠隔教育を実施している学校のうち、「教科・科目充実型」の遠隔授業の実施率	遠隔教育を実施している学校のうち、「教科・科目充実型」の遠隔授業の実施率（専門学	遠隔教育を実施している学校のうち、個々の児童生徒の状況に応じた遠隔教育の実施率	遠隔教育を実施している学校のうち、個々の児童生徒の状況に応じた遠隔教育の実施率（専門学
	人	人	人	人	台	台	%	%	台	台	%	%	%	%	%	%	%	%	%	%	%	%	%	%
神奈川県	7,950	2,123	7,255	1,912	5,886	1,305	74.0	61.5	10,583	2,721	133.1	128.2	100.0	100.0	41.0	39.4	45.5	46.2	30.9	23.1	0.0	0.0	76.4	84.6
横浜市	633	315	581	293	849	365	134.1	115.9	755	344	119.3	109.2	88.9	100.0	55.6	50.0	40.0	50.0	40.0	50.0	0.0	0.0	60.0	100.0
川崎市	359	284	320	250	359	284	100.0	100.0	423	347	117.8	122.2	100.0	100.0	60.0	50.0	66.7	50.0	66.7	50.0	0.0	0.0	100.0	100.0
横須賀市	92	92	84	84	136	136	147.8	147.8	141	141	153.3	153.3	100.0	100.0	0.0	0.0	***	***	***	***	***	***	***	***
合計	9,034	2,814	8,240	2,539	7,230	2,090	80.0	74.3	11,902	3,553	131.7	126.3	99.3	100.0	42.3	40.5	46.0	47.1	33.3	29.4	0.0	0.0	76.2	88.2

注１）「教員」とは、校長、副校長、教頭、主幹教諭、指導教諭、教諭、助教諭、養護教諭、養護助教諭、栄養教諭、常勤講師、再任用職員（フルタイム）をいう。
注２）「授業を担当している教員」とは、各教科等の授業を定期的に担当している教員をいう。授業を一時的・臨時的に担当する教員は含まない。
注３）「指導者用ＰＣ」とは、教員が使用するために配備されたものをいう。教職員が主として校務用に利用しているコンピュータ（校務用コンピュータ）は含まない。
注４）「指導者用ＰＣ整備率」とは指導者用ＰＣの総数を教員の総数で除して算出した値である。
注５）「教員の校務用ＰＣ」とは、主として教員が校務に使用するコンピュータのことをいう。
注６）「教員の校務用ＰＣ整備率」は、校務用ＰＣの総数を総教員数で除して算出した値である。
注７）「統合型校務支援システム」は、教務系（成績処理、出欠管理、時数等）・保健系（健康診断票、保健室管理等）、指導要録等の学籍関係、学校事務系など統合して機能を有しているシステムをいう。
注８）「遠隔教育」は、遠隔システムを活用した同時双方向型で行う教育をいう。（「『遠隔教育の推進に向けた施策方針』の策定について（通知）」（文部科学省、平成30年9月20日））
注９）「合同授業型」とは、教師が児童生徒等に対面で授業を行う複数の教室等を遠隔により接続することで、児童生徒が多様な意見や考えに触れたり、協働して学習に取り組んだりする機会の充実を図る遠隔教育の形態をいう。
注10）「教師支援型」とは、外部人材等の専門家と、児童生徒や教師がいる教室等を遠隔により接続することで、児童生徒の学習活動の質を高めるとともに、教師の資質向上を図る遠隔教育の形態をいう。
注11）「教科・科目充実型」とは、学校教育法施行規則第77条の２（中学校等）、第88条の３（高等学校等）に基づき、当該教科の免許状を保有する教師による授業を遠隔により提供することで、生徒の多様な科目選択を可能とすること等により、学習機会の充実を図るものをいう。なお、小学校での活用は想定されない。
注12）遠隔教育を実施している学校のうち、「教科・科目充実型」の遠隔教育の実施率は、「教科・科目充実型」の遠隔授業を実施している学校の総数を、遠隔教育を実施していると答えた学校の総数から、遠隔教育を実施していると答えた小学校の総数を引いた数で除した値である。
注13）「個々の児童生徒の状況に応じた遠隔教育」とは、外国人児童生徒等への日本語指導、病気療養児・不登校児童生徒等に対する学習指導等の個々の児童生徒の状況に応じた遠隔教育の形態をいう。

○市区町村（設置者）別「コンピュータの設置状況」及び「インターネット接続状況」の実態（中等教育学校）

市　区　町　村　別 （中等教育学校）	学校数 校	児童生徒数 人	普通教室数 室	学習者用PC総台数 台	児童生徒一人当たりの学習者用PC台数 台／人	普通教室の大型提示装置整備率 %
神奈川県	2	1,878	69	2,230	1.2	73.9
合　計	2	1,878	69	2,230	1.2	73.9

注１）「児童生徒数」は、令和６年５月１日現在の児童生徒数。
注２）「学習者用ＰＣ」とは、教育用ＰＣのうち、児童生徒が使用するために配備されたものをいう。
注３）「児童生徒一人当たりの学習者用PC台数」は、「学習者用ＰＣ総台数」を令和６年５月１日現在の児童生徒数で除して算出した値であ
注４）「普通教室の大型提示装置整備率」は、大型提示装置を設置している普通教室の総数を普通教室の総数で除して算出した値である。
注５）「普通教室の校内ＬＡＮ整備率」は、校内ＬＡＮを整備する普通教室の総数を普通教室の総数で除して算出した値である。
注６）「普通教室の無線ＬＡＮ整備率」は、無線ＬＡＮを整備する普通教室の総数を普通教室の総数で除して算出した値である。

（令和７年３月１日現在）

普通教室の校内LAN整備率 %	普通教室の無線LAN整備率 %	普通教室の移動通信システム（LTE等）整備率 %	移動系通信を利用している学校の内、無線LAN整備済みの普通教室の数 室	無線LAN又は移動系通信によりインターネット接続を行う普通教室の割合 %	回線速度の契約理論値 ベストエフォート型 %	回線速度の契約理論値 ギャランティ型 %
100.0	100.0	***	***	100.0	50.0	50.0
100.0	100.0	***	***	100.0	50.0	50.0

る。

○市区町村（設置者）別「コンピュータの設置状況」及び「インターネット接続状況」の実態（中等教育学校）

（令和７年３月１日現在）

市　区　町　村　別 （中等教育学校）	教員数 人	授業を担当している教員数 人	指導者用PC台数 台	指導者用PC整備率 %	教員の校務用PC台数 台	教員の校務用PC整備率 %	統合型校務支援システム整備率 %	遠隔教育実施率 %	遠隔教育を実施している学校のうち、「合同授業型」の遠隔授業の実施率 %	遠隔教育を実施している学校のうち、「教師支援型」の遠隔授業の実施率 %	遠隔教育を実施している学校のうち、「教科・科目充実型」の遠隔授業の実施率 %	遠隔教育を実施している学校のうち、個々の児童生徒の状況に応じた遠隔教育の実施率 %
神奈川県	118	110	122	103.4	233	197.5	100.0	50.0	100.0	100.0	0.0	0.0
合　計	118	110	122	103.4	233	197.5	100.0	50.0	100.0	100.0	0.0	0.0

注１）「教員」とは、校長、副校長、教頭、主幹教諭、指導教諭、教諭、助教諭、養護教諭、養護助教諭、栄養教諭、常勤講師、再任用職員（フルタイム）をいう。
注２）「授業を担当している教員」とは、各教科等の授業を定期的に担当している教員をいう。授業を一時的・臨時的に担当する教員は含まない。
注３）「指導者用ＰＣ」とは、教員が使用するために配備されたものをいう。教職員が主として校務用に利用しているコンピュータ（校務用コンピュータ）は含まない。
注４）「指導者用ＰＣ整備率」とは指導者用ＰＣの総数を教員の総数で除して算出した値である。
注５）「教員の校務用ＰＣ」とは、主として教員が校務に使用するコンピュータのことをいう。
注６）「教員の校務用ＰＣ整備率」は、校務用ＰＣの総数を総教員数で除して算出した値である。
注７）「統合型校務支援システム」は、教務系（成績処理、出欠管理、時数等）・保健系（健康診断票、保健室管理等）、指導要録等の学籍関係、学校事務系など統合して
　　機能を有しているシステムをいう。
注８）「遠隔教育」は、遠隔システムを活用した同時双方向型で行う教育をいう。（「『遠隔教育の推進に向けた施策方針』の策定について（通知）」（文部科学省、平成30年9月20日））
注９）「合同授業型」とは、教師が児童生徒等に対面で授業を行う複数の教室等を遠隔により接続することで、児童生徒が多様な意見や考えに触れたり、協働して学習に取り組んだり
　　する機会の充実を図る遠隔教育の形態をいう。
注10）「教師支援型」とは、外部人材等の専門家と、児童生徒や教師がいる教室等を遠隔により接続することで、児童生徒の学習活動の質を高めるとともに、
　　教師の資質向上を図る遠隔教育の形態をいう。
注11）「教科・科目充実型」とは、学校教育法施行規則第77条の２（中学校等）、第88条の３（高等学校等）に基づき、当該教科の免許状を保有する教師による
　　授業を遠隔により提供することで、生徒の多様な科目選択を可能とすること等により、学習機会の充実を図るものをいう。なお、小学校での活用は想定されない。
注12）遠隔教育を実施している学校のうち、「教科・科目充実型」の遠隔教育の実施率は、「教科・科目充実型」の遠隔授業を実施している学校の総数を、
　　遠隔教育を実施していると答えた学校の総数から、遠隔教育を実施していると答えた小学校の総数を引いた数で除した値である。
注13）「個々の児童生徒の状況に応じた遠隔教育」とは、外国人児童生徒等への日本語指導、病気療養児・不登校児童生徒等に対する学習指導等の
　　個々の児童生徒の状況に応じた遠隔教育の形態をいう。

○市区町村（設置者）別「コンピュータの設置状況」及び「インターネット接続状況」の実態（特別支援学校）

市　区　町　村　別 （特別支援学校）	学校数 校	児童生徒数 人	普通教室数 室	学習者用PC総台数 台	児童生徒一人当たりの学習者用PC台数 台／人	普通教室の大型提示装置整備率 %
神奈川県	29	5,916	1,017	6,557	1.1	39.2
横浜市	13	1,441	253	2,312	1.6	66.8
川崎市	4	639	105	944	1.5	66.7
横須賀市	2	52	38	61	1.2	100.0
藤沢市	1	160	31	160	1.0	96.8
合　計	49	8,208	1,444	10,034	1.2	48.9

注１）「児童生徒数」は、令和６年５月１日現在の児童生徒数。
注２）「学習者用ＰＣ」とは、教育用ＰＣのうち、児童生徒が使用するために配備されたものをいう。
注３）「児童生徒一人当たりの学習者用PC台数」は、「学習者用ＰＣ総台数」を令和６年５月１日現在の児童生徒数で除して算出した値であ
注４）「普通教室の大型提示装置整備率」は、大型提示装置を設置している普通教室の総数を普通教室の総数で除して算出した値である。
注５）「普通教室の校内ＬＡＮ整備率」は、校内ＬＡＮを整備する普通教室の総数を普通教室の総数で除して算出した値である。
注６）「普通教室の無線ＬＡＮ整備率」は、無線ＬＡＮを整備する普通教室の総数を普通教室の総数で除して算出した値である。

（令和７年３月１日現在）

普通教室の校内LAN整備率 %	普通教室の無線LAN整備率 %	普通教室の移動通信システム（LTE等）整備率 %	移動系通信を利用している学校の内、無線LAN整備済みの普通教室の数 室	無線LAN又は移動系通信によりインターネット接続を行う普通教室の割合 %	回線速度の契約理論値 ベストエフォート型 %	回線速度の契約理論値 ギャランティ型 %
100.0	100.0	***	***	100.0	6.9	93.1
100.0	100.0	***	***	100.0	0.0	100.0
100.0	93.3	***	***	93.3	100.0	0.0
100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
100.0	99.5	***	***	99.5	18.4	81.6

る。

○市区町村（設置者）別「コンピュータの設置状況」及び「インターネット接続状況」の実態（特別支援学校）

（令和７年３月１日現在）

市　区　町　村　別 （特別支援学校）	教員数 人	授業を担当している教員数 人	指導者用PC台数 台	指導者用PC整備率 %	教員の校務用PC台数 台	教員の校務用PC整備率 %	統合型校務支援システム整備率 %	遠隔教育実施率 %	遠隔教育を実施している学校のうち、「合同授業型」の遠隔授業の実施率 %	遠隔教育を実施している学校のうち、「教師支援型」の遠隔授業の実施率 %	遠隔教育を実施している学校のうち、「教科・科目充実型」の遠隔授業の実施率 %	遠隔教育を実施している学校のうち、個々の児童生徒の状況に応じた遠隔教育の実施率 %
神奈川県	3,235	2,639	1,478	45.7	3,674	113.6	3.4	89.7	53.8	38.5	0.0	84.6
横浜市	981	749	1,046	106.6	1,463	149.1	61.5	76.9	40.0	30.0	0.0	80.0
川崎市	367	323	367	100.0	441	120.2	100.0	50.0	100.0	0.0	0.0	50.0
横須賀市	72	54	49	68.1	99	137.5	100.0	50.0	0.0	0.0	0.0	100.0
藤沢市	89	75	8	9.0	91	102.2	0.0	100.0	100.0	0.0	0.0	100.0
合　計	4,744	3,840	2,948	62.1	5,768	121.6	30.6	81.6	52.5	32.5	0.0	82.5

注１）「教員」とは、校長、副校長、教頭、主幹教諭、指導教諭、教諭、助教諭、養護教諭、養護助教諭、栄養教諭、常勤講師、再任用職員（フルタイム）をいう。
注２）「授業を担当している教員」とは、各教科等の授業を定期的に担当している教員をいう。授業を一時的・臨時的に担当する教員は含まない。
注３）「指導者用ＰＣ」とは、教員が使用するために配備されたものをいう。教職員が主として校務用に利用しているコンピュータ（校務用コンピュータ）は含まない。
注４）「指導者用ＰＣ整備率」とは指導者用ＰＣの総数を教員の総数で除して算出した値である。
注５）「教員の校務用ＰＣ」とは、主として教員が校務に使用するコンピュータのことをいう。
注６）「教員の校務用ＰＣ整備率」は、校務用ＰＣの総数を総教員数で除して算出した値である。
注７）「統合型校務支援システム」は、教務系（成績処理、出欠管理、時数等）・保健系（健康診断票、保健室管理等）、指導要録等の学籍関係、学校事務系など統合して
　　機能を有しているシステムをいう。
注８）「遠隔教育」は、遠隔システムを活用した同時双方向型で行う教育をいう。（「『遠隔教育の推進に向けた施策方針』の策定について（通知）」（文部科学省、平成30年9月20日））
注９）「合同授業型」とは、教師が児童生徒等に対面で授業を行う複数の教室等を遠隔により接続することで、児童生徒が多様な意見や考えに触れたり、協働して学習に取り組んだり
　　する機会の充実を図る遠隔教育の形態をいう。
注10）「教師支援型」とは、外部人材等の専門家と、児童生徒や教師がいる教室等を遠隔により接続することで、児童生徒の学習活動の質を高めるとともに、
　　教師の資質向上を図る遠隔教育の形態をいう。
注11）「教科・科目充実型」とは、学校教育法施行規則第77条の２（中学校等）、第88条の３（高等学校等）に基づき、当該教科の免許状を保有する教師による
　　授業を遠隔により提供することで、生徒の多様な科目選択を可能とすること等により、学習機会の充実を図るものをいう。なお、小学校での活用は想定されない。
注12）遠隔教育を実施している学校のうち、「教科・科目充実型」の遠隔教育の実施率は、「教科・科目充実型」の遠隔授業を実施している学校の総数を、
　　遠隔教育を実施していると答えた学校の総数から、遠隔教育を実施していると答えた小学校の総数を引いた数で除した値である。
注13）「個々の児童生徒の状況に応じた遠隔教育」とは、外国人児童生徒等への日本語指導、病気療養児・不登校児童生徒等に対する学習指導等の
　　個々の児童生徒の状況に応じた遠隔教育の形態をいう。

○市区町村（設置者）別「コンピュータの設置状況」及び「インターネット接続状況」の実態（合計）

（令和

市区町村別 （合計）	学校数 校	児童生徒数 人	普通教室数 室	学習者用PC総台数 台	児童生徒一人当たりの学習者用PC台数 台／人	普通教室の大型提示装置整備率 %	普通教室の校内LAN整備率 %	普通教室の無線LAN整備率 %	普通教室の移動通信システム（LTE等）整備率 %	移動系通信を利用している学校の内、無線LAN整備済みの普通教室の数 室	無線LAN又は移動系通信によりインターネット接続を行う普通教室の割合 %	回線速度の契約理論値ベストエフォート型 %
新潟県	114	40,251	1,529	47,298	1.2	88.8	99.9	99.5	***	***	99.5	100.0
新潟市	168	56,381	2,569	59,929	1.1	96.4	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0
長岡市	83	18,402	980	18,574	1.0	90.1	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0
三条市	28	6,347	346	6,521	1.0	78.6	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0
柏崎市	30	4,897	291	4,919	1.0	75.3	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0
新発田市	25	6,774	359	6,981	1.0	79.4	99.7	97.5	***	***	97.5	20.0
小千谷市	14	2,269	141	2,513	1.1	87.2	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0
加茂市	11	1,406	83	1,479	1.1	100.0	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0
十日町市	28	3,011	194	3,098	1.0	72.2	100.0	99.5	***	***	99.5	100.0
見附市	13	2,825	162	2,893	1.0	78.4	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0
村上市	20	3,131	209	3,245	1.0	85.6	94.7	88.5	***	***	88.5	100.0
燕市	19	5,227	255	5,737	1.1	96.9	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0
糸魚川市	18	2,359	166	2,365	1.0	83.1	100.0	99.4	***	***	99.4	100.0
妙高市	11	1,958	116	2,108	1.1	82.8	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0
五泉市	13	2,947	160	3,066	1.0	85.6	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0
上越市	67	12,282	690	14,066	1.1	79.3	99.6	98.0	***	***	98.0	100.0
阿賀野市	11	2,717	156	2,838	1.0	86.5	99.4	99.4	***	***	99.4	100.0
佐渡市	35	2,993	224	3,397	1.1	64.7	94.2	92.9	***	***	92.9	100.0
魚沼市	13	2,072	134	2,261	1.1	91.8	99.3	99.3	***	***	99.3	61.5
南魚沼市	21	4,008	227	4,084	1.0	86.3	99.6	99.1	***	***	99.1	100.0
胎内市	9	1,815	102	2,017	1.1	89.2	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0
聖籠町	4	1,319	69	1,336	1.0	92.8	100.0	100.0	***	***	100.0	75.0
弥彦村	2	544	31	625	1.1	58.1	93.5	93.5	***	***	93.5	100.0
田上町	3	642	36	782	1.2	86.1	97.2	97.2	***	***	97.2	100.0
阿賀町	5	364	37	467	1.3	97.3	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0
出雲崎町	2	222	16	254	1.1	18.8	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0
湯沢町	2	402	24	427	1.1	83.3	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0
津南町	4	469	32	468	1.0	90.6	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0
刈羽村	2	342	17	343	1.0	94.1	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0
関川村	2	273	20	324	1.2	100.0	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0
粟島浦村	2	28	6	35	1.3	100.0	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0
合計	779	188,677	9,381	204,450	1.1	87.9	99.6	99.2	***	***	99.2	96.7

注１）「児童生徒数」は、令和６年５月１日現在の児童生徒数。
注２）「学習者用ＰＣ」とは、教育用ＰＣのうち、児童生徒が使用するために配備されたものをいう。
注３）「児童生徒一人当たりの学習者用PC台数」は、「学習者用ＰＣ総台数」を令和６年５月１日現在の児童生徒数で除して算出した値である。
注４）「普通教室の大型提示装置整備率」は、大型提示装置を設置している普通教室の総数を普通教室の総数で除して算出した値である。
注５）「普通教室の校内ＬＡＮ整備率」は、校内ＬＡＮを整備する普通教室の総数を普通教室の総数で除して算出した値である。
注６）「普通教室の無線ＬＡＮ整備率」は、無線ＬＡＮを整備する普通教室の総数を普通教室の総数で除して算出した値である。

7年3月1日現在）

回線速度の契約理論値ギャランティ型
%
0.0
0.0
0.0
0.0
0.0
80.0
0.0
0.0
0.0
0.0
0.0
0.0
0.0
0.0
0.0
0.0
0.0
0.0
0.0
0.0
38.5
0.0
0.0
25.0
0.0
0.0
0.0
0.0
0.0
0.0
0.0
0.0
0.0
3.3

○市区町村（設置者）別「コンピュータの設置状況」及び「インターネット接続状況」の実態（合計）

（令和７年３月１日現在）

市　区　町　村　別 （　合　計　）	教員数 人	授業を担当している教員数 人	指導者用PC台数 台	指導者用PC整備率 %	教員の校務用PC台数 台	教員の校務用PC整備率 %	統合型校務支援システム整備率 %	遠隔教育実施率 %	遠隔教育を実施している学校のうち、「合同授業型」の遠隔授業の実施率 %	遠隔教育を実施している学校のうち、「教師支援型」の遠隔授業の実施率 %	遠隔教育を実施している学校のうち、「教科・科目充実型」の遠隔授業の実施率 %	遠隔教育を実施している学校のうち、個々の児童生徒の状況に応じた遠隔教育の実施率 %
新潟県	4,156	3,737	6,509	156.6	5,437	130.8	100.0	55.3	44.4	36.5	33.3	55.6
新潟市	4,063	3,575	6,718	165.3	4,555	112.1	100.0	60.1	45.5	33.7	0.0	68.3
長岡市	1,670	1,411	2,400	143.7	2,018	120.8	100.0	88.0	54.8	27.4	0.0	76.7
三条市	548	482	613	111.9	726	132.5	100.0	50.0	42.9	14.3	0.0	92.9
柏崎市	467	409	801	171.5	622	133.2	100.0	53.3	50.0	37.5	0.0	62.5
新発田市	573	512	691	120.6	780	136.1	100.0	44.0	27.3	9.1	0.0	72.7
小千谷市	285	238	279	97.9	309	108.4	100.0	64.3	55.6	44.4	0.0	100.0
加茂市	151	131	192	127.2	201	133.1	100.0	72.7	37.5	12.5	25.0	75.0
十日町市	371	313	436	117.5	444	119.7	100.0	64.3	61.1	22.2	0.0	55.6
見附市	284	258	506	178.2	329	115.8	100.0	76.9	50.0	20.0	0.0	100.0
村上市	346	280	294	85.0	459	132.7	100.0	55.0	54.5	27.3	0.0	90.9
燕市	416	365	746	179.3	594	142.8	100.0	89.5	64.7	5.9	0.0	70.6
糸魚川市	288	249	408	141.7	406	141.0	100.0	77.8	85.7	35.7	25.0	64.3
妙高市	231	196	290	125.5	309	133.8	100.0	54.5	50.0	66.7	50.0	83.3
五泉市	243	213	299	123.0	299	123.0	100.0	53.8	28.6	14.3	0.0	100.0
上越市	1,136	977	1,360	119.7	1,222	107.6	100.0	80.6	48.1	16.7	0.0	79.6
阿賀野市	221	201	294	133.0	315	142.5	100.0	36.4	100.0	25.0	0.0	75.0
佐渡市	403	327	502	124.6	598	148.4	100.0	48.6	64.7	47.1	0.0	58.8
魚沼市	206	175	205	99.5	327	158.7	92.3	76.9	40.0	30.0	0.0	70.0
南魚沼市	378	322	434	114.8	498	131.7	100.0	76.2	37.5	25.0	0.0	68.8
胎内市	167	144	275	164.7	207	124.0	100.0	88.9	50.0	37.5	0.0	87.5
聖籠町	115	100	112	97.4	144	125.2	100.0	50.0	50.0	0.0	0.0	50.0
弥彦村	47	39	75	159.6	68	144.7	100.0	100.0	100.0	100.0	0.0	100.0
田上町	56	49	66	117.9	61	108.9	100.0	100.0	100.0	100.0	0.0	66.7
阿賀町	67	51	83	123.9	89	132.8	100.0	40.0	0.0	0.0	0.0	100.0
出雲崎町	26	22	43	165.4	43	165.4	0.0	0.0	***	***	***	***
湯沢町	38	36	73	192.1	55	144.7	100.0	100.0	0.0	0.0	0.0	100.0
津南町	58	49	45	77.6	103	177.6	100.0	75.0	33.3	0.0	0.0	100.0
刈羽村	48	30	52	108.3	49	102.1	100.0	50.0	100.0	0.0	0.0	0.0
関川村	37	26	49	132.4	53	143.2	100.0	50.0	100.0	100.0	100.0	100.0
粟島浦村	14	12	16	114.3	29	207.1	0.0	100.0	100.0	100.0	0.0	50.0
合　計	17,109	14,929	24,866	145.3	21,349	124.8	99.4	64.8	50.5	29.1	11.6	72.1

注１）「教員」とは、校長、副校長、教頭、主幹教諭、指導教諭、教諭、助教諭、養護教諭、養護助教諭、栄養教諭、常勤講師、再任用職員（フルタイム）をいう。
注２）「授業を担当している教員」とは、各教科等の授業を定期的に担当している教員をいう。授業を一時的・臨時的に担当する教員は含まない。
注３）「指導者用ＰＣ」とは、教員が使用するために配備されたものをいう。教職員が主として校務用に利用しているコンピュータ（校務用コンピュータ）は含まない。
注４）「指導者用ＰＣ整備率」とは指導者用ＰＣの総数を教員の総数で除して算出した値である。
注５）「教員の校務用ＰＣ」とは、主として教員が校務に使用するコンピュータのことをいう。
注６）「教員の校務用ＰＣ整備率」は、校務用ＰＣの総数を総教員数で除して算出した値である。
注７）「統合型校務支援システム」は、教務系（成績処理、出欠管理、時数等）・保健系（健康診断票、保健室管理等）、指導要録等の学籍関係、学校事務系など統合して
　　機能を有しているシステムをいう。
注８）「遠隔教育」は、遠隔システムを活用した同時双方向型で行う教育をいう。（「『遠隔教育の推進に向けた施策方針』の策定について（通知）」（文部科学省、平成30年9月20日））
注９）「合同授業型」とは、教師が児童生徒等に対面で授業を行う複数の教室等を遠隔により接続することで、児童生徒が多様な意見や考えに触れたり、協働して学習に取り組んだり
　　する機会の充実を図る遠隔教育の形態をいう。
注10）「教師支援型」とは、外部人材等の専門家と、児童生徒や教師がいる教室等を遠隔により接続することで、児童生徒の学習活動の質を高めるとともに、
　　教師の資質向上を図る遠隔教育の形態をいう。
注11）「教科・科目充実型」とは、学校教育法施行規則第77条の２（中学校等）、第88条の３（高等学校等）に基づき、当該教科の免許状を保有する教師による
　　授業を遠隔により提供することで、生徒の多様な科目選択を可能とすること等により、学習機会の充実を図るものをいう。なお、小学校での活用は想定されない。
注12）遠隔教育を実施している学校のうち、「教科・科目充実型」の遠隔教育の実施率は、「教科・科目充実型」の遠隔授業を実施している学校の総数を、
　　遠隔教育を実施していると答えた学校の総数から、遠隔教育を実施していると答えた小学校の総数を引いた数で除した値である。
注13）「個々の児童生徒の状況に応じた遠隔教育」とは、外国人児童生徒等への日本語指導、病気療養児・不登校児童生徒等に対する学習指導等の
　　個々の児童生徒の状況に応じた遠隔教育の形態をいう。

○市区町村（設置者）別「コンピュータの設置状況」及び「インターネット接続状況」の実態（小学校）

（令和

市　区　町　村　別 （　小　学　校　）	学校数 校	児童生徒数 人	普通教室数 室	学習者用PC総台数 台	児童生徒一人当たりの学習者用PC台数 台／人	普通教室の大型提示装置整備率 %	普通教室の校内LAN整備率 %	普通教室の無線LAN整備率 %	普通教室の移動通信システム（LTE等）整備率 %	移動系通信を利用している学校の内、無線LAN整備済みの普通教室の数 室	無線LAN又は移動系通信によりインターネット接続を行う普通教室の割合 %	回線速度の契約理論値ベストエフォート型 %
新潟市	106	35,991	1,705	38,344	1.1	95.9	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0
長岡市	54	11,706	636	11,823	1.0	97.6	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0
三条市	19	3,624	216	3,723	1.0	85.6	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0
柏崎市	19	3,198	199	3,213	1.0	81.9	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0
新発田市	15	4,435	255	4,471	1.0	89.0	99.6	97.3	***	***	97.3	20.0
小千谷市	8	1,377	88	1,515	1.1	86.4	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0
加茂市	6	887	54	935	1.1	100.0	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0
十日町市	17	1,992	133	2,045	1.0	81.2	100.0	99.2	***	***	99.2	100.0
見附市	8	1,838	110	1,869	1.0	88.2	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0
村上市	13	2,123	149	2,194	1.0	86.6	94.6	90.6	***	***	90.6	100.0
燕市	14	3,448	183	3,715	1.1	99.5	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0
糸魚川市	13	1,469	113	1,479	1.0	89.4	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0
妙高市	7	1,268	84	1,271	1.0	86.9	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0
五泉市	9	1,893	116	1,968	1.0	89.7	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0
上越市	47	8,095	508	8,985	1.1	78.0	99.4	98.2	***	***	98.2	100.0
阿賀野市	7	1,752	98	1,764	1.0	93.9	99.0	99.0	***	***	99.0	100.0
佐渡市	22	1,945	155	2,085	1.1	81.3	96.1	95.5	***	***	95.5	100.0
魚沼市	8	1,347	93	1,445	1.1	94.6	100.0	100.0	***	***	100.0	62.5
南魚沼市	16	2,546	155	2,546	1.0	97.4	99.4	99.4	***	***	99.4	100.0
胎内市	5	1,210	70	1,238	1.0	97.1	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0
聖籠町	3	879	50	885	1.0	96.0	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0
弥彦村	1	339	19	400	1.2	89.5	89.5	89.5	***	***	89.5	100.0
田上町	2	412	25	497	1.2	84.0	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0
阿賀町	3	221	25	252	1.1	100.0	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0
出雲崎町	1	148	10	149	1.0	0.0	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0
湯沢町	1	261	16	276	1.1	100.0	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0
津南町	3	353	25	352	1.0	96.0	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0
刈羽村	1	223	13	223	1.0	92.3	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0
関川村	1	174	12	217	1.2	100.0	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0
粟島浦村	1	11	3	11	1.0	100.0	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0
合　　計	430	95,165	5,318	99,890	1.0	91.3	99.6	99.2	***	***	99.2	96.5

注１）「児童生徒数」は、令和６年５月１日現在の児童生徒数。
注２）「学習者用ＰＣ」とは、教育用ＰＣのうち、児童生徒が使用するために配備されたものをいう。
注３）「児童生徒一人当たりの学習者用PC台数」は、「学習者用ＰＣ総台数」を令和６年５月１日現在の児童生徒数で除して算出した値である。
注４）「普通教室の大型提示装置整備率」は、大型提示装置を設置している普通教室の総数を普通教室の総数で除して算出した値である。
注５）「普通教室の校内ＬＡＮ整備率」は、校内ＬＡＮを整備する普通教室の総数を普通教室の総数で除して算出した値である。
注６）「普通教室の無線ＬＡＮ整備率」は、無線ＬＡＮを整備する普通教室の総数を普通教室の総数で除して算出した値である。

7年3月1日現在）

回線速度の契約理論値ギャランティ型
%
0.0
0.0
0.0
0.0
80.0
0.0
0.0
0.0
0.0
0.0
0.0
0.0
0.0
0.0
0.0
0.0
0.0
37.5
0.0
0.0
0.0
0.0
0.0
0.0
0.0
0.0
0.0
0.0
0.0
3.5

○市区町村（設置者）別「コンピュータの設置状況」及び「インターネット接続状況」の実態（小学校）

（令和７年３月１日現在）

市　区　町　村　別 （　小　学　校　）	教員数 人	授業を担当している教員数 人	指導者用PC台数 台	指導者用PC整備率 %	教員の校務用PC台数 台	教員の校務用PC整備率 %	統合型校務支援システム整備率 %	遠隔教育実施率 %	遠隔教育を実施している学校のうち、「合同授業型」の遠隔授業の実施率 %	遠隔教育を実施している学校のうち、「教師支援型」の遠隔授業の実施率 %	遠隔教育を実施している学校のうち、「教科・科目充実型」の遠隔授業の実施率 %	遠隔教育を実施している学校のうち、個々の児童生徒の状況に応じた遠隔教育の実施率 %
新潟市	2,282	2,001	4,063	178.0	2,629	115.2	100.0	64.2	47.1	39.7	***	70.6
長岡市	938	801	1,340	142.9	1,138	121.3	100.0	87.0	61.7	25.5	***	76.6
三条市	321	279	345	107.5	419	130.5	100.0	52.6	60.0	20.0	***	90.0
柏崎市	286	258	510	178.3	374	130.8	100.0	47.4	77.8	33.3	***	55.6
新発田市	358	323	422	117.9	488	136.3	100.0	46.7	28.6	0.0	***	71.4
小千谷市	150	126	152	101.3	160	106.7	100.0	50.0	100.0	75.0	***	100.0
加茂市	83	72	106	127.7	108	130.1	100.0	66.7	25.0	25.0	***	75.0
十日町市	216	187	269	124.5	264	122.2	100.0	58.8	50.0	20.0	***	50.0
見附市	154	141	263	170.8	184	119.5	100.0	87.5	57.1	14.3	***	100.0
村上市	227	180	198	87.2	293	129.1	100.0	53.8	85.7	42.9	***	85.7
燕市	276	238	523	189.5	423	153.3	100.0	92.9	61.5	7.7	***	69.2
糸魚川市	175	155	219	125.1	247	141.1	100.0	76.9	90.0	30.0	***	50.0
妙高市	130	114	183	140.8	183	140.8	100.0	57.1	75.0	75.0	***	75.0
五泉市	159	136	194	122.0	196	123.3	100.0	55.6	40.0	20.0	***	100.0
上越市	749	646	903	120.6	823	109.9	100.0	78.7	54.1	24.3	***	73.0
阿賀野市	137	124	156	113.9	191	139.4	100.0	42.9	100.0	33.3	***	66.7
佐渡市	238	190	300	126.1	356	149.6	100.0	54.5	66.7	50.0	***	58.3
魚沼市	130	107	106	81.5	195	150.0	87.5	75.0	50.0	50.0	***	66.7
南魚沼市	233	195	275	118.0	318	136.5	100.0	75.0	33.3	16.7	***	66.7
胎内市	99	87	164	165.7	124	125.3	100.0	80.0	100.0	75.0	***	75.0
聖籠町	79	68	76	96.2	95	120.3	100.0	66.7	50.0	0.0	***	50.0
弥彦村	28	22	50	178.6	39	139.3	100.0	100.0	100.0	100.0	***	100.0
田上町	34	30	45	132.4	40	117.6	100.0	100.0	100.0	100.0	***	50.0
阿賀町	42	32	44	104.8	47	111.9	100.0	33.3	0.0	0.0	***	100.0
出雲崎町	14	11	21	150.0	22	157.1	0.0	0.0	***	***	***	***
湯沢町	22	21	48	218.2	28	127.3	100.0	100.0	0.0	0.0	***	100.0
津南町	43	37	33	76.7	72	167.4	100.0	66.7	50.0	0.0	***	100.0
刈羽村	19	16	33	173.7	26	136.8	100.0	100.0	100.0	0.0	***	0.0
関川村	18	14	25	138.9	32	177.8	100.0	0.0	***	***	***	***
粟島浦村	5	4	5	100.0	10	200.0	0.0	100.0	100.0	100.0	***	0.0
合　　計	7,645	6,615	11,071	144.8	9,524	124.6	99.3	67.4	57.6	31.0	***	71.7

注１）「教員」とは、校長、副校長、教頭、主幹教諭、指導教諭、教諭、助教諭、養護教諭、養護助教諭、栄養教諭、常勤講師、再任用職員（フルタイム）をいう。
注２）「授業を担当している教員」とは、各教科等の授業を定期的に担当している教員をいう。授業を一時的・臨時的に担当する教員は含まない。
注３）「指導者用ＰＣ」とは、教員が使用するために配備されたものをいう。教職員が主として校務用に利用しているコンピュータ（校務用コンピュータ）は含まない。
注４）「指導者用ＰＣ整備率」とは指導者用ＰＣの総数を教員の総数で除して算出した値である。
注５）「教員の校務用ＰＣ」とは、主として教員が校務に使用するコンピュータのことをいう。
注６）「教員の校務用ＰＣ整備率」は、校務用ＰＣの総数を総教員数で除して算出した値である。
注７）「統合型校務支援システム」は、教務系（成績処理、出欠管理、時数等）・保健系（健康診断票、保健室管理等）、指導要録等の学籍関係、学校事務系など統合して
　　機能を有しているシステムをいう。
注８）「遠隔教育」は、遠隔システムを活用した同時双方向型で行う教育をいう。（「『遠隔教育の推進に向けた施策方針』の策定について（通知）」（文部科学省、平成30年9月20日））
注９）「合同授業型」とは、教師が児童生徒等に対面で授業を行う複数の教室等を遠隔により接続することで、児童生徒が多様な意見や考えに触れたり、協働して学習に取り組んだり
　　する機会の充実を図る遠隔教育の形態をいう。
注10）「教師支援型」とは、外部人材等の専門家と、児童生徒や教師がいる教室等を遠隔により接続することで、児童生徒の学習活動の質を高めるとともに、
　　教師の資質向上を図る遠隔教育の形態をいう。
注11）「教科・科目充実型」とは、学校教育法施行規則第77条の２（中学校等）、第88条の３（高等学校等）に基づき、当該教科の免許状を保有する教師による
　　授業を遠隔により提供することで、生徒の多様な科目選択を可能とすること等により、学習機会の充実を図るものをいう。なお、小学校での活用は想定されない。
注12）遠隔教育を実施している学校のうち、「教科・科目充実型」の遠隔教育の実施率は、「教科・科目充実型」の遠隔授業を実施している学校の総数を、
　　遠隔教育を実施していると答えた学校の総数から、遠隔教育を実施していると答えた小学校の総数を引いた数で除した値である。
注13）「個々の児童生徒の状況に応じた遠隔教育」とは、外国人児童生徒等への日本語指導、病気療養児・不登校児童生徒等に対する学習指導等の
　　個々の児童生徒の状況に応じた遠隔教育の形態をいう。

○市区町村（設置者）別「コンピュータの設置状況」及び「インターネット接続状況」の実態（中学校）

（令和

市　区　町　村　別 （　中　学　校　）	学校数 校	児童生徒数 人	普通教室数 室	学習者用PC総台数 台	児童生徒一人当たりの学習者用PC台数 台／人	普通教室の大型提示装置整備率 %	普通教室の校内LAN整備率 %	普通教室の無線LAN整備率 %	普通教室の移動通信システム（LTE等）整備率 %	移動系通信を利用している学校の内、無線LAN整備済みの普通教室の数 室	無線LAN又は移動系通信によりインターネット接続を行う普通教室の割合 %	回線速度の契約理論値ベストエフォート型 %
新潟市	57	18,314	753	19,364	1.1	96.9	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0
長岡市	27	6,402	295	6,448	1.0	88.8	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0
三条市	8	1,940	95	1,999	1.0	61.1	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0
柏崎市	11	1,699	92	1,706	1.0	60.9	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0
新発田市	10	2,339	104	2,510	1.1	55.8	100.0	98.1	***	***	98.1	20.0
小千谷市	5	837	43	943	1.1	86.0	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0
加茂市	5	519	29	544	1.0	100.0	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0
十日町市	10	985	55	1,014	1.0	58.2	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0
見附市	4	931	40	953	1.0	75.0	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0
村上市	7	1,008	60	1,051	1.0	83.3	95.0	83.3	***	***	83.3	100.0
燕市	5	1,779	72	2,022	1.1	90.3	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0
糸魚川市	4	864	45	861	1.0	82.2	100.0	97.8	***	***	97.8	100.0
妙高市	3	649	31	791	1.2	74.2	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0
五泉市	4	1,054	44	1,098	1.0	75.0	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0
上越市	20	4,187	182	5,081	1.2	83.0	100.0	97.3	***	***	97.3	100.0
阿賀野市	4	965	58	1,074	1.1	74.1	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0
佐渡市	13	1,048	69	1,312	1.3	27.5	89.9	87.0	***	***	87.0	100.0
魚沼市	5	725	41	816	1.1	85.4	97.6	97.6	***	***	97.6	60.0
南魚沼市	4	1,391	56	1,467	1.1	80.4	100.0	98.2	***	***	98.2	100.0
胎内市	4	605	32	779	1.3	71.9	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0
聖籠町	1	440	19	451	1.0	84.2	100.0	100.0	***	***	100.0	0.0
弥彦村	1	205	12	225	1.1	8.3	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0
田上町	1	230	11	285	1.2	90.9	90.9	90.9	***	***	90.9	100.0
阿賀町	2	143	12	215	1.5	91.7	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0
出雲崎町	1	74	6	105	1.4	50.0	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0
湯沢町	1	141	8	151	1.1	50.0	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0
津南町	1	116	7	116	1.0	71.4	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0
刈羽村	1	119	4	120	1.0	100.0	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0
関川村	1	99	8	107	1.1	100.0	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0
粟島浦村	1	17	3	24	1.4	100.0	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0
合　　計	221	49,825	2,286	53,632	1.1	82.3	99.5	98.7	***	***	98.7	95.0

注１）「児童生徒数」は、令和６年５月１日現在の児童生徒数。
注２）「学習者用ＰＣ」とは、教育用ＰＣのうち、児童生徒が使用するために配備されたものをいう。
注３）「児童生徒一人当たりの学習者用PC台数」は、「学習者用ＰＣ総台数」を令和６年５月１日現在の児童生徒数で除して算出した値である。
注４）「普通教室の大型提示装置整備率」は、大型提示装置を設置している普通教室の総数を普通教室の総数で除して算出した値である。
注５）「普通教室の校内ＬＡＮ整備率」は、校内ＬＡＮを整備する普通教室の総数を普通教室の総数で除して算出した値である。
注６）「普通教室の無線ＬＡＮ整備率」は、無線ＬＡＮを整備する普通教室の総数を普通教室の総数で除して算出した値である。

7年3月1日現在）

回線速度の契約理論値ギャランティ型
%
0.0
0.0
0.0
0.0
80.0
0.0
0.0
0.0
0.0
0.0
0.0
0.0
0.0
0.0
0.0
0.0
0.0
40.0
0.0
0.0
100.0
0.0
0.0
0.0
0.0
0.0
0.0
0.0
0.0
0.0
5.0

○市区町村（設置者）別「コンピュータの設置状況」及び「インターネット接続状況」の実態（中学校）

（令和７年３月１日現在）

市　区　町　村　別 （　中　学　校　）	教員数 人	授業を担当している教員数 人	指導者用PC台数 台	指導者用PC整備率 %	教員の校務用PC台数 台	教員の校務用PC整備率 %	統合型校務支援システム整備率 %	遠隔教育実施率 %	遠隔教育を実施している学校のうち、「合同授業型」の遠隔授業の実施率 %	遠隔教育を実施している学校のうち、「教師支援型」の遠隔授業の実施率 %	遠隔教育を実施している学校のうち、「教科・科目充実型」の遠隔授業の実施率 %	遠隔教育を実施している学校のうち、個々の児童生徒の状況に応じた遠隔教育の実施率 %
新潟市	1,393	1,261	2,212	158.8	1,568	112.6	100.0	54.4	45.2	22.6	0.0	61.3
長岡市	577	492	889	154.1	723	125.3	100.0	88.9	41.7	25.0	0.0	79.2
三条市	173	153	207	119.7	239	138.2	100.0	50.0	0.0	0.0	0.0	100.0
柏崎市	181	151	291	160.8	248	137.0	100.0	63.6	14.3	42.9	0.0	71.4
新発田市	215	189	269	125.1	292	135.8	100.0	40.0	25.0	25.0	0.0	75.0
小千谷市	96	81	91	94.8	110	114.6	100.0	80.0	0.0	25.0	0.0	100.0
加茂市	68	59	86	126.5	93	136.8	100.0	80.0	50.0	0.0	25.0	75.0
十日町市	133	108	144	108.3	155	116.5	100.0	80.0	75.0	25.0	0.0	62.5
見附市	89	78	167	187.6	98	110.1	100.0	75.0	33.3	33.3	0.0	100.0
村上市	119	100	96	80.7	166	139.5	100.0	57.1	0.0	0.0	0.0	100.0
燕市	140	127	223	159.3	171	122.1	100.0	80.0	75.0	0.0	0.0	75.0
糸魚川市	91	76	163	179.1	128	140.7	100.0	75.0	66.7	33.3	33.3	100.0
妙高市	68	53	77	113.2	89	130.9	100.0	66.7	0.0	50.0	50.0	100.0
五泉市	84	77	105	125.0	103	122.6	100.0	50.0	0.0	0.0	0.0	100.0
上越市	387	331	457	118.1	399	103.1	100.0	85.0	35.3	0.0	0.0	94.1
阿賀野市	84	77	138	164.3	124	147.6	100.0	25.0	100.0	0.0	0.0	100.0
佐渡市	165	137	202	122.4	242	146.7	100.0	38.5	60.0	40.0	0.0	60.0
魚沼市	76	68	99	130.3	132	173.7	100.0	80.0	25.0	0.0	0.0	75.0
南魚沼市	102	88	113	110.8	130	127.5	100.0	75.0	33.3	66.7	0.0	66.7
胎内市	68	57	111	163.2	83	122.1	100.0	100.0	0.0	0.0	0.0	100.0
聖籠町	36	32	36	100.0	49	136.1	100.0	0.0	***	***	***	***
弥彦村	19	17	25	131.6	29	152.6	100.0	100.0	100.0	100.0	0.0	100.0
田上町	22	19	21	95.5	21	95.5	100.0	100.0	100.0	100.0	0.0	100.0
阿賀町	25	19	39	156.0	42	168.0	100.0	50.0	0.0	0.0	0.0	100.0
出雲崎町	12	11	22	183.3	21	175.0	0.0	0.0	***	***	***	***
湯沢町	16	15	25	156.3	27	168.8	100.0	100.0	0.0	0.0	0.0	100.0
津南町	15	12	12	80.0	31	206.7	100.0	100.0	0.0	0.0	0.0	100.0
刈羽村	29	14	19	65.5	23	79.3	100.0	0.0	***	***	***	***
関川村	19	12	24	126.3	21	110.5	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
粟島浦村	9	8	11	122.2	19	211.1	0.0	100.0	100.0	100.0	0.0	100.0
合　　計	4,511	3,922	6,374	141.3	5,576	123.6	99.1	65.6	38.6	21.4	2.8	79.3

注１）「教員」とは、校長、副校長、教頭、主幹教諭、指導教諭、教諭、助教諭、養護教諭、養護助教諭、栄養教諭、常勤講師、再任用職員（フルタイム）をいう。
注２）「授業を担当している教員」とは、各教科等の授業を定期的に担当している教員をいう。授業を一時的・臨時的に担当する教員は含まない。
注３）「指導者用ＰＣ」とは、教員が使用するために配備されたものをいう。教職員が主として校務用に利用しているコンピュータ（校務用コンピュータ）は含まない。
注４）「指導者用ＰＣ整備率」とは指導者用ＰＣの総数を教員の総数で除して算出した値である。
注５）「教員の校務用ＰＣ」とは、主として教員が校務に使用するコンピュータのことをいう。
注６）「教員の校務用ＰＣ整備率」は、校務用ＰＣの総数を総教員数で除して算出した値である。
注７）「統合型校務支援システム」は、教務系（成績処理、出欠管理、時数等）・保健系（健康診断票、保健室管理等）、指導要録等の学籍関係、学校事務系など統合して
機能を有しているシステムをいう。
注８）「遠隔教育」は、遠隔システムを活用した同時双方向型で行う教育をいう。（「『遠隔教育の推進に向けた施策方針』の策定について（通知）」（文部科学省、平成30年9月20日））
注９）「合同授業型」とは、教師が児童生徒等に対面で授業を行う複数の教室等を遠隔により接続することで、児童生徒が多様な意見や考えに触れたり、協働して学習に取り組んだり
する機会の充実を図る遠隔教育の形態をいう。
注10）「教師支援型」とは、外部人材等の専門家と、児童生徒や教師がいる教室等を遠隔により接続することで、児童生徒の学習活動の質を高めるとともに、
教師の資質向上を図る遠隔教育の形態をいう。
注11）「教科・科目充実型」とは、学校教育法施行規則第77条の２（中学校等）、第88条の３（高等学校等）に基づき、当該教科の免許状を保有する教師による
授業を遠隔により提供することで、生徒の多様な科目選択を可能とすること等により、学習機会の充実を図るものをいう。なお、小学校での活用は想定されない。
注12）遠隔教育を実施している学校のうち、「教科・科目充実型」の遠隔教育の実施率は、「教科・科目充実型」の遠隔授業を実施している学校の総数を、
遠隔教育を実施していると答えた学校の総数から、遠隔教育を実施していると答えた小学校の総数を引いた数で除した値である。
注13）「個々の児童生徒の状況に応じた遠隔教育」とは、外国人児童生徒等への日本語指導、病気療養児・不登校児童生徒等に対する学習指導等の
個々の児童生徒の状況に応じた遠隔教育の形態をいう。

○市区町村（設置者）別「コンピュータの設置状況」及び「インターネット接続状況」の実態（義務教育学校）

市　区　町　村　別 （義務教育学校）	学校数 校	児童生徒数 人	普通教室数 室	学習者用PC総台数 台	児童生徒一人当たりの学習者用PC台数 台／人	普通教室の大型提示装置整備率 %
三条市	1	783	35	799	1.0	82.9
合　計	1	783	35	799	1.0	82.9

注１）「児童生徒数」は、令和６年５月１日現在の児童生徒数。
注２）「学習者用ＰＣ」とは、教育用ＰＣのうち、児童生徒が使用するために配備されたものをいう。
注３）「児童生徒一人当たりの学習者用PC台数」は、「学習者用ＰＣ総台数」を令和６年５月１日現在の児童生徒数で除して算出した値であ
注４）「普通教室の大型提示装置整備率」は、大型提示装置を設置している普通教室の総数を普通教室の総数で除して算出した値である。
注５）「普通教室の校内ＬＡＮ整備率」は、校内ＬＡＮを整備する普通教室の総数を普通教室の総数で除して算出した値である。
注６）「普通教室の無線ＬＡＮ整備率」は、無線ＬＡＮを整備する普通教室の総数を普通教室の総数で除して算出した値である。

（令和７年３月１日現在）

普通教室の校内LAN整備率 %	普通教室の無線LAN整備率 %	普通教室の移動通信システム（LTE等）整備率 %	移動系通信を利用している学校の内、無線LAN整備済みの普通教室の数 室	無線LAN又は移動系通信によりインターネット接続を行う普通教室の割合 %	回線速度の契約理論値 ベストエフォート型 %	回線速度の契約理論値 ギャランティ型 %
100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0

る。

○市区町村（設置者）別「コンピュータの設置状況」及び「インターネット接続状況」の実態（義務教育学校）

（令和７年３月１日現在）

市　区　町　村　別 （義務教育学校）	教員数 人	授業を担当している教員数 人	指導者用PC台数 台	指導者用PC整備率 %	教員の校務用PC台数 台	教員の校務用PC整備率 %	統合型校務支援システム整備率 %	遠隔教育実施率 %	遠隔教育を実施している学校のうち、「合同授業型」の遠隔授業の実施率 %	遠隔教育を実施している学校のうち、「教師支援型」の遠隔授業の実施率 %	遠隔教育を実施している学校のうち、「教科・科目充実型」の遠隔授業の実施率 %	遠隔教育を実施している学校のうち、個々の児童生徒の状況に応じた遠隔教育の実施率 %
三条市	54	50	61	113.0	68	125.9	100.0	0.0	***	***	***	***
合　計	54	50	61	113.0	68	125.9	100.0	0.0	***	***	***	***

注１）「教員」とは、校長、副校長、教頭、主幹教諭、指導教諭、教諭、助教諭、養護教諭、養護助教諭、栄養教諭、常勤講師、再任用職員（フルタイム）をいう。
注２）「授業を担当している教員」とは、各教科等の授業を定期的に担当している教員をいう。授業を一時的・臨時的に担当する教員は含まない。
注３）「指導者用ＰＣ」とは、教員が使用するために配備されたものをいう。教職員が主として校務用に利用しているコンピュータ（校務用コンピュータ）は含まない。
注４）「指導者用ＰＣ整備率」とは指導者用ＰＣの総数を教員の総数で除して算出した値である。
注５）「教員の校務用ＰＣ」とは、主として教員が校務に使用するコンピュータのことをいう。
注６）「教員の校務用ＰＣ整備率」は、校務用ＰＣの総数を総教員数で除して算出した値である。
注７）「統合型校務支援システム」は、教務系（成績処理、出欠管理、時数等）・保健系（健康診断票、保健室管理等）、指導要録等の学籍関係、学校事務系など統合して
　　機能を有しているシステムをいう。
注８）「遠隔教育」は、遠隔システムを活用した同時双方向型で行う教育をいう。（「『遠隔教育の推進に向けた施策方針』の策定について（通知）」（文部科学省、平成30年9月20日））
注９）「合同授業型」とは、教師が児童生徒等に対面で授業を行う複数の教室等を遠隔により接続することで、児童生徒が多様な意見や考えに触れたり、協働して学習に取り組んだり
　　する機会の充実を図る遠隔教育の形態をいう。
注10）「教師支援型」とは、外部人材等の専門家と、児童生徒や教師がいる教室等を遠隔により接続することで、児童生徒の学習活動の質を高めるとともに、
　　教師の資質向上を図る遠隔教育の形態をいう。
注11）「教科・科目充実型」とは、学校教育法施行規則第77条の２（中学校等）、第88条の３（高等学校等）に基づき、当該教科の免許状を保有する教師による
　　授業を遠隔により提供することで、生徒の多様な科目選択を可能とすること等により、学習機会の充実を図るものをいう。なお、小学校での活用は想定されない。
注12）遠隔教育を実施している学校のうち、「教科・科目充実型」の遠隔教育の実施率は、「教科・科目充実型」の遠隔授業を実施している学校の総数を、
　　遠隔教育を実施していると答えた学校の総数から、遠隔教育を実施していると答えた小学校の総数を引いた数で除した値である。
注13）「個々の児童生徒の状況に応じた遠隔教育」とは、外国人児童生徒等への日本語指導、病気療養児・不登校児童生徒等に対する学習指導等の
　　個々の児童生徒の状況に応じた遠隔教育の形態をいう。

○市区町村（設置者）別「コンピュータの設置状況」及び「インターネット接続状況」の実態（高等学校）

（令和７年３月１日現在）

市区町村別（高等学校）	学校数	学校数（専門学科・総合学科単独及び複数学科設置校）	児童生徒数	児童生徒数（専門学科・総合学科単独及び複数学科設置校）	普通教室数	普通教室数（専門学科・総合学科単独及び複数学科設置校）	学習者用PC総台数	学習者用PC総台数（専門学科・総合学科単独及び複数学科設置校）	児童生徒一人当たりの学習者用PC台数	児童生徒一人当たりの学習者用PC台数（専門学科・総合学科単独及び複数学科設置校）	普通教室の大型提示装置整備率	普通教室の大型提示装置整備率（専門学科・総合学科単独及び複数学科設置校）	普通教室の校内LAN整備率	普通教室の校内LAN整備率（専門学科・総合学科単独及び複数学科設置校）	普通教室の無線LAN整備率	普通教室の無線LAN整備率（専門学科・総合学科単独及び複数学科設置校）	普通教室の移動通信システム（LTE等）整備率	普通教室の移動通信システム（LTE等）整備率（専門学科・総合学科単独及び複数学科設置校）	移動系通信を利用している学校の内、無線LAN整備済みの普通教室の数	移動系通信を利用している学校の内、無線LAN整備済みの普通教室の数（専門学科・総合学科単独及び複数学科設置校）	無線LAN又は移動系通信によりインターネット接続を行う普通教室の割合	無線LAN又は移動系通信によりインターネット接続を行う普通教室の割合（専門学科・総合学科単独及び複数学科設置校）	回線速度の契約理論値ベストエフォート型	回線速度の契約理論値ベストエフォート型（専門学科・総合学科単独及び複数学科設置校）	回線速度の契約理論値ギャランティ型	回線速度の契約理論値ギャランティ型（専門学科・総合学科単独及び複数学科設置校）
	校	校	人	人	室	室	台	台	台／人	台／人	%	%	%	%	%	%	%	%	室	室	%	%	%	%	%	%	%
新潟県	82	36	36,286	18,814	1,081	544	42,581	23,459	1.2	1.2	99.4	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	***	***	***	***	100.0	100.0	100.0	100.0	0.0	0.0
新潟市	2	1	1,078	713	35	18	1,207	762	1.1	1.1	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	***	***	***	***	100.0	100.0	100.0	100.0	0.0	0.0
合計	84	37	37,364	19,527	1,116	562	43,788	24,221	1.2	1.2	99.5	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	***	***	***	***	100.0	100.0	100.0	100.0	0.0	0.0

注１）「児童生徒数」は、令和６年５月１日現在の児童生徒数。
注２）「学習者用ＰＣ」とは、教育用ＰＣのうち、児童生徒が使用するために配備されたものをいう。
注３）「児童生徒一人当たりの学習者用PC台数」は、「学習者用ＰＣ総台数」を令和６年５月１日現在の児童生徒数で除して算出した値である。
注４）「普通教室の大型提示装置整備率」は、大型提示装置を設置している普通教室の総数を普通教室の総数で除して算出した値である。
注５）「普通教室の校内ＬＡＮ整備率」は、校内ＬＡＮを整備する普通教室の総数を普通教室の総数で除して算出した値である。
注６）「普通教室の無線ＬＡＮ整備率」は、無線ＬＡＮを整備する普通教室の総数を普通教室の総数で除して算出した値である。

○市区町村（設置者）別「コンピュータの設置状況」及び「インターネット接続状況」の実態（高等学校）

（令和７年３月１日現在）

市区町村別（高等学校）	教員数	教員数（専門学科・総合学科単独及び複数学科設置校）	授業を担当している教員数	授業を担当している教員数（専門学科・総合学科単独及び複数学科設置校）	指導者用PC台数	指導者用PC台数（専門学科・総合学科単独及び複数学科設置校）	指導者用PC整備率	指導者用PC整備率（専門学科・総合学科単独及び複数学科設置校）	教員の校務用PC台数	教員の校務用PC台数（専門学科・総合学科単独及び複数学科設置校）	教員の校務用PC整備率	教員の校務用PC整備率（専門学科・総合学科単独及び複数学科設置校）	統合型校務支援システム整備率	統合型校務支援システム整備率（専門学科・総合学科単独及び複数学科設置校）	遠隔教育実施率	遠隔教育実施率（専門学科・総合学科単独及び複数学科設置校）	遠隔教育を実施している学校のうち、「合同授業型」の遠隔授業の実施率	遠隔教育を実施している学校のうち、「合同授業型」の遠隔授業の実施率（専門学科・総合学	遠隔教育を実施している学校のうち、「教師支援型」の遠隔授業の実施率	遠隔教育を実施している学校のうち、「教師支援型」の遠隔授業の実施率（専門学科・総合学	遠隔教育を実施している学校のうち、「教科・科目充実型」の遠隔授業の実施率	遠隔教育を実施している学校のうち、「教科・科目充実型」の遠隔授業の実施率（専門学	遠隔教育を実施している学校のうち、個々の児童生徒の状況に応じた遠隔教育の実施率	遠隔教育を実施している学校のうち、個々の児童生徒の状況に応じた遠隔教育の実施率（専門学
	人	人	人	人	台	台	%	%	台	台	%	%	%	%	%	%	%	%	%	%	%	%	%	%
新潟県	2,861	1,535	2,586	1,403	5,496	2,756	192.1	179.5	3,840	1,982	134.2	129.1	100.0	100.0	52.4	47.2	34.9	23.5	37.2	29.4	44.2	52.9	53.5	64.7
新潟市	109	59	98	55	149	87	136.7	147.5	119	69	109.2	116.9	100.0	100.0	0.0	0.0	***	***	***	***	***	***	***	***
合計	2,970	1,594	2,684	1,458	5,645	2,843	190.1	178.4	3,959	2,051	133.3	128.7	100.0	100.0	51.2	45.9	34.9	23.5	37.2	29.4	44.2	52.9	53.5	64.7

注１）「教員」とは、校長、副校長、教頭、主幹教諭、指導教諭、教諭、助教諭、養護教諭、養護助教諭、栄養教諭、常勤講師、再任用職員（フルタイム）をいう。
注２）「授業を担当している教員」とは、各教科等の授業を定期的に担当している教員をいう。授業を一時的・臨時的に担当する教員は含まない。
注３）「指導者用ＰＣ」とは、教員が使用するために配備されたものをいう。教職員が主として校務用に利用しているコンピュータ（校務用コンピュータ）は含まない。
注４）「指導者用ＰＣ整備率」とは指導者用ＰＣの総数を教員の総数で除して算出した値である。
注５）「教員の校務用ＰＣ」とは、主として教員が校務に使用するコンピュータのことをいう。
注６）「教員の校務用ＰＣ整備率」は、校務用ＰＣの総数を総教員数で除して算出した値である。
注７）「統合型校務支援システム」は、教務系（成績処理、出欠管理、時数等）・保健系（健康診断票、保健室管理等）、指導要録等の学籍関係、学校事務系など統合して機能を有しているシステムをいう。
注８）「遠隔教育」は、遠隔システムを活用した同時双方向型で行う教育をいう。（「『遠隔教育の推進に向けた施策方針』の策定について（通知）」（文部科学省、平成30年9月20日））
注９）「合同授業型」とは、教師が児童生徒等に対面で授業を行う複数の教室等を遠隔により接続することで、児童生徒が多様な意見や考えに触れたり、協働して学習に取り組んだりする機会の充実を図る遠隔教育の形態をいう。
注10）「教師支援型」とは、外部人材等の専門家と、児童生徒や教師がいる教室等を遠隔により接続することで、児童生徒の学習活動の質を高めるとともに、教師の資質向上を図る遠隔教育の形態をいう。
注11）「教科・科目充実型」とは、学校教育法施行規則第77条の２（中学校等）、第88条の３（高等学校等）に基づき、当該教科の免許状を保有する教師による授業を遠隔により提供することで、生徒の多様な科目選択を可能とすること等により、学習機会の充実を図るものをいう。なお、小学校での活用は想定されない。
注12）遠隔教育を実施している学校のうち、「教科・科目充実型」の遠隔教育の実施率は、「教科・科目充実型」の遠隔授業を実施している学校の総数を、遠隔教育を実施していると答えた学校の総数から、遠隔教育を実施していると答えた小学校の総数を引いた数で除した値である。
注13）「個々の児童生徒の状況に応じた遠隔教育」とは、外国人児童生徒等への日本語指導、病気療養児・不登校児童生徒等に対する学習指導等の個々の児童生徒の状況に応じた遠隔教育の形態をいう。

○市区町村（設置者）別「コンピュータの設置状況」及び「インターネット接続状況」の実態（中等教育学校）

市　区　町　村　別 （中等教育学校）	学校数 校	児童生徒数 人	普通教室数 室	学習者用PC総台数 台	児童生徒一人当たりの学習者用PC台数 台／人	普通教室の大型提示装置整備率 %
新潟県	6	2,253	78	2,569	1.1	100.0
新潟市	1	664	18	670	1.0	100.0
合　計	7	2,917	96	3,239	1.1	100.0

注１）「児童生徒数」は、令和６年５月１日現在の児童生徒数。
注２）「学習者用ＰＣ」とは、教育用ＰＣのうち、児童生徒が使用するために配備されたものをいう。
注３）「児童生徒一人当たりの学習者用PC台数」は、「学習者用ＰＣ総台数」を令和６年５月１日現在の児童生徒数で除して算出した値であ
注４）「普通教室の大型提示装置整備率」は、大型提示装置を設置している普通教室の総数を普通教室の総数で除して算出した値である。
注５）「普通教室の校内ＬＡＮ整備率」は、校内ＬＡＮを整備する普通教室の総数を普通教室の総数で除して算出した値である。
注６）「普通教室の無線ＬＡＮ整備率」は、無線ＬＡＮを整備する普通教室の総数を普通教室の総数で除して算出した値である。

（令和７年３月１日現在）

普通教室の校内LAN整備率 %	普通教室の無線LAN整備率 %	普通教室の移動通信システム（LTE等）整備率 %	移動系通信を利用している学校の内、無線LAN整備済みの普通教室の数 室	無線LAN又は移動系通信によりインターネット接続を行う普通教室の割合 %	回線速度の契約理論値 ベストエフォート型 %	回線速度の契約理論値 ギャランティ型 %
100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0

る。

○市区町村（設置者）別「コンピュータの設置状況」及び「インターネット接続状況」の実態（中等教育学校）

（令和７年３月１日現在）

市　区　町　村　別 （中等教育学校）	教員数 人	授業を担当している教員数 人	指導者用PC台数 台	指導者用PC整備率 %	教員の校務用PC台数 台	教員の校務用PC整備率 %	統合型校務支援システム整備率 %	遠隔教育実施率 %	遠隔教育を実施している学校のうち、「合同授業型」の遠隔授業の実施率 %	遠隔教育を実施している学校のうち、「教師支援型」の遠隔授業の実施率 %	遠隔教育を実施している学校のうち、「教科・科目充実型」の遠隔授業の実施率 %	遠隔教育を実施している学校のうち、個々の児童生徒の状況に応じた遠隔教育の実施率 %
新潟県	186	169	292	157.0	220	118.3	100.0	100.0	83.3	66.7	33.3	0.0
新潟市	61	59	75	123.0	49	80.3	100.0	0.0	***	***	***	***
合　計	247	228	367	148.6	269	108.9	100.0	85.7	83.3	66.7	33.3	0.0

注１）「教員」とは、校長、副校長、教頭、主幹教諭、指導教諭、教諭、助教諭、養護教諭、養護助教諭、栄養教諭、常勤講師、再任用職員（フルタイム）をいう。
注２）「授業を担当している教員」とは、各教科等の授業を定期的に担当している教員をいう。授業を一時的・臨時的に担当する教員は含まない。
注３）「指導者用ＰＣ」とは、教員が使用するために配備されたものをいう。教職員が主として校務用に利用しているコンピュータ（校務用コンピュータ）は含まない。
注４）「指導者用ＰＣ整備率」とは指導者用ＰＣの総数を教員の総数で除して算出した値である。
注５）「教員の校務用ＰＣ」とは、主として教員が校務に使用するコンピュータのことをいう。
注６）「教員の校務用ＰＣ整備率」は、校務用ＰＣの総数を総教員数で除して算出した値である。
注７）「統合型校務支援システム」は、教務系（成績処理、出欠管理、時数等）・保健系（健康診断票、保健室管理等）、指導要録等の学籍関係、学校事務系など統合して
　　機能を有しているシステムをいう。
注８）「遠隔教育」は、遠隔システムを活用した同時双方向型で行う教育をいう。（「『遠隔教育の推進に向けた施策方針』の策定について（通知）」（文部科学省、平成30年9月20日））
注９）「合同授業型」とは、教師が児童生徒等に対面で授業を行う複数の教室等を遠隔により接続することで、児童生徒が多様な意見や考えに触れたり、協働して学習に取り組んだり
　　する機会の充実を図る遠隔教育の形態をいう。
注10）「教師支援型」とは、外部人材等の専門家と、児童生徒や教師がいる教室等を遠隔により接続することで、児童生徒の学習活動の質を高めるとともに、
　　教師の資質向上を図る遠隔教育の形態をいう。
注11）「教科・科目充実型」とは、学校教育法施行規則第77条の２（中学校等）、第88条の３（高等学校等）に基づき、当該教科の免許状を保有する教師による
　　授業を遠隔により提供することで、生徒の多様な科目選択を可能とすること等により、学習機会の充実を図るものをいう。なお、小学校での活用は想定されない。
注12）遠隔教育を実施している学校のうち、「教科・科目充実型」の遠隔教育の実施率は、「教科・科目充実型」の遠隔授業を実施している学校の総数を、
　　遠隔教育を実施していると答えた学校の総数から、遠隔教育を実施していると答えた小学校の総数を引いた数で除した値である。
注13）「個々の児童生徒の状況に応じた遠隔教育」とは、外国人児童生徒等への日本語指導、病気療養児・不登校児童生徒等に対する学習指導等の
　　個々の児童生徒の状況に応じた遠隔教育の形態をいう。

○市区町村（設置者）別「コンピュータの設置状況」及び「インターネット接続状況」の実態（特別支援学校）

市　区　町　村　別 （特別支援学校）	学校数 校	児童生徒数 人	普通教室数 室	学習者用PC総台数 台	児童生徒一人当たりの学習者用PC台数 台／人	普通教室の大型提示装置整備率 %
新潟県	26	1,712	370	2,148	1.3	55.1
新潟市	2	334	58	344	1.0	100.0
長岡市	2	294	49	303	1.0	0.0
小千谷市	1	55	10	55	1.0	100.0
十日町市	1	34	6	39	1.1	0.0
見附市	1	56	12	71	1.3	0.0
糸魚川市	1	26	8	25	1.0	0.0
妙高市	1	41	1	46	1.1	0.0
南魚沼市	1	71	16	71	1.0	0.0
合　計	36	2,623	530	3,102	1.2	51.3

注１）「児童生徒数」は、令和６年５月１日現在の児童生徒数。
注２）「学習者用ＰＣ」とは、教育用ＰＣのうち、児童生徒が使用するために配備されたものをいう。
注３）「児童生徒一人当たりの学習者用PC台数」は、「学習者用ＰＣ総台数」を令和６年５月１日現在の児童生徒数で除して算出した値であ
注４）「普通教室の大型提示装置整備率」は、大型提示装置を設置している普通教室の総数を普通教室の総数で除して算出した値である。
注５）「普通教室の校内ＬＡＮ整備率」は、校内ＬＡＮを整備する普通教室の総数を普通教室の総数で除して算出した値である。
注６）「普通教室の無線ＬＡＮ整備率」は、無線ＬＡＮを整備する普通教室の総数を普通教室の総数で除して算出した値である。

（令和７年３月１日現在）

普通教室の校内LAN整備率 %	普通教室の無線LAN整備率 %	普通教室の移動通信システム（LTE等）整備率 %	移動系通信を利用している学校の内、無線LAN整備済みの普通教室の数 室	無線LAN又は移動系通信によりインターネット接続を行う普通教室の割合 %	回線速度の契約理論値 ベストエフォート型 %	回線速度の契約理論値 ギャランティ型 %
99.7	98.1	***	***	98.1	100.0	0.0
100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
99.8	98.7	***	***	98.7	100.0	0.0

る。

○市区町村（設置者）別「コンピュータの設置状況」及び「インターネット接続状況」の実態（特別支援学校）

（令和７年３月１日現在）

市　区　町　村　別 （特別支援学校）	教員数 人	授業を担当している教員数 人	指導者用PC台数 台	指導者用PC整備率 %	教員の校務用PC台数 台	教員の校務用PC整備率 %	統合型校務支援システム整備率 %	遠隔教育実施率 %	遠隔教育を実施している学校のうち、「合同授業型」の遠隔授業の実施率 %	遠隔教育を実施している学校のうち、「教師支援型」の遠隔授業の実施率 %	遠隔教育を実施している学校のうち、「教科・科目充実型」の遠隔授業の実施率 %	遠隔教育を実施している学校のうち、個々の児童生徒の状況に応じた遠隔教育の実施率 %
新潟県	1,109	982	721	65.0	1,377	124.2	100.0	53.8	57.1	21.4	0.0	85.7
新潟市	218	156	219	100.5	190	87.2	100.0	100.0	0.0	0.0	0.0	100.0
長岡市	155	118	171	110.3	157	101.3	100.0	100.0	50.0	100.0	0.0	50.0
小千谷市	39	31	36	92.3	39	100.0	100.0	100.0	100.0	0.0	0.0	100.0
十日町市	22	18	23	104.5	25	113.6	100.0	0.0	***	***	***	***
見附市	41	39	76	185.4	47	114.6	100.0	0.0	***	***	***	***
糸魚川市	22	18	26	118.2	31	140.9	100.0	100.0	100.0	100.0	0.0	100.0
妙高市	33	29	30	90.9	37	112.1	100.0	0.0	***	***	***	***
南魚沼市	43	39	46	107.0	50	116.3	100.0	100.0	100.0	0.0	0.0	100.0
合　　計	1,682	1,430	1,348	80.1	1,953	116.1	100.0	58.3	57.1	28.6	0.0	85.7

注１）「教員」とは、校長、副校長、教頭、主幹教諭、指導教諭、教諭、助教諭、養護教諭、養護助教諭、栄養教諭、常勤講師、再任用職員（フルタイム）をいう。
注２）「授業を担当している教員」とは、各教科等の授業を定期的に担当している教員をいう。授業を一時的・臨時的に担当する教員は含まない。
注３）「指導者用ＰＣ」とは、教員が使用するために配備されたものをいう。教職員が主として校務用に利用しているコンピュータ（校務用コンピュータ）は含まない。
注４）「指導者用ＰＣ整備率」とは指導者用ＰＣの総数を教員の総数で除して算出した値である。
注５）「教員の校務用ＰＣ」とは、主として教員が校務に使用するコンピュータのことをいう。
注６）「教員の校務用ＰＣ整備率」は、校務用ＰＣの総数を総教員数で除して算出した値である。
注７）「統合型校務支援システム」は、教務系（成績処理、出欠管理、時数等）・保健系（健康診断票、保健室管理等）、指導要録等の学籍関係、学校事務系など統合して
　　機能を有しているシステムをいう。
注８）「遠隔教育」は、遠隔システムを活用した同時双方向型で行う教育をいう。（「『遠隔教育の推進に向けた施策方針』の策定について（通知）」（文部科学省、平成30年9月20日））
注９）「合同授業型」とは、教師が児童生徒等に対面で授業を行う複数の教室等を遠隔により接続することで、児童生徒が多様な意見や考えに触れたり、協働して学習に取り組んだり
　　する機会の充実を図る遠隔教育の形態をいう。
注10）「教師支援型」とは、外部人材等の専門家と、児童生徒や教師がいる教室等を遠隔により接続することで、児童生徒の学習活動の質を高めるとともに、
　　教師の資質向上を図る遠隔教育の形態をいう。
注11）「教科・科目充実型」とは、学校教育法施行規則第77条の２（中学校等）、第88条の３（高等学校等）に基づき、当該教科の免許状を保有する教師による
　　授業を遠隔により提供することで、生徒の多様な科目選択を可能とすること等により、学習機会の充実を図るものをいう。なお、小学校での活用は想定されない。
注12）遠隔教育を実施している学校のうち、「教科・科目充実型」の遠隔教育の実施率は、「教科・科目充実型」の遠隔授業を実施している学校の総数を、
　　遠隔教育を実施していると答えた学校の総数から、遠隔教育を実施していると答えた小学校の総数を引いた数で除した値である。
注13）「個々の児童生徒の状況に応じた遠隔教育」とは、外国人児童生徒等への日本語指導、病気療養児・不登校児童生徒等に対する学習指導等の
　　個々の児童生徒の状況に応じた遠隔教育の形態をいう。

○市区町村（設置者）別「コンピュータの設置状況」及び「インターネット接続状況」の実態（合計）

市　区　町　村　別 （　合　計　）	学校数 校	児童生徒数 人	普通教室数 室	学習者用PC総台数 台	児童生徒一人当たりの学習者用PC台数 台／人	普通教室の大型提示装置整備率 %	普通教室の校内LAN整備率 %
富山県	52	20,657	976	24,978	1.2	84.9	100.0
富山市	90	28,054	1,232	31,411	1.1	91.9	100.0
高岡市	33	10,710	508	10,853	1.0	96.9	100.0
魚津市	7	2,405	116	2,410	1.0	90.5	100.0
氷見市	14	2,431	144	2,445	1.0	88.9	100.0
滑川市	9	2,424	119	2,828	1.2	84.0	100.0
黒部市	11	2,842	136	3,036	1.1	97.8	100.0
砺波市	12	3,479	176	3,654	1.1	93.8	100.0
小矢部市	9	1,738	92	1,753	1.0	95.7	100.0
南砺市	15	2,967	170	3,030	1.0	95.3	100.0
射水市	21	6,763	326	6,776	1.0	90.2	100.0
舟橋村	2	306	12	473	1.5	100.0	100.0
上市町	7	1,124	74	1,233	1.1	93.2	100.0
立山町	7	1,673	84	2,011	1.2	95.2	100.0
入善町	8	1,349	83	1,394	1.0	86.7	100.0
朝日町	3	558	34	654	1.2	97.1	100.0
合　計	300	89,480	4,282	98,939	1.1	90.9	100.0

注１）「児童生徒数」は、令和６年５月１日現在の児童生徒数。
注２）「学習者用ＰＣ」とは、教育用ＰＣのうち、児童生徒が使用するために配備されたものをいう。
注３）「児童生徒一人当たりの学習者用PC台数」は、「学習者用ＰＣ総台数」を令和６年５月１日現在の児童生徒数で除して算出した値である。
注４）「普通教室の大型提示装置整備率」は、大型提示装置を設置している普通教室の総数を普通教室の総数で除して算出した値である。
注５）「普通教室の校内ＬＡＮ整備率」は、校内ＬＡＮを整備する普通教室の総数を普通教室の総数で除して算出した値である。
注６）「普通教室の無線ＬＡＮ整備率」は、無線ＬＡＮを整備する普通教室の総数を普通教室の総数で除して算出した値である。

（令和７年３月１日現在）

普通教室の無線LAN整備率 %	普通教室の移動通信システム（LTE等）整備率 %	移動系通信を利用している学校の内、無線LAN整備済みの普通教室の数 室	無線LAN又は移動系通信によりインターネット接続を行う普通教室の割合 %	回線速度の契約理論値 ベストエフォート型 %	回線速度の契約理論値 ギャランティ型 %
100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
100.0	***	***	100.0	0.0	100.0
99.3	***	***	99.3	100.0	0.0
100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
100.0	100.0	176	100.0	100.0	0.0
100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
100.0	4.1	176	100.0	97.7	2.3

○市区町村（設置者）別「コンピュータの設置状況」及び「インターネット接続状況」の実態（合計）

（令和７年３月１日現在）

市　区　町　村　別 （　合　計　）	教員数 人	授業を担当している教員数 人	指導者用PC台数 台	指導者用PC整備率 %	教員の校務用PC台数 台	教員の校務用PC整備率 %	統合型校務支援システム整備率 %	遠隔教育実施率 %	遠隔教育を実施している学校のうち、「合同授業型」の遠隔授業の実施率 %	遠隔教育を実施している学校のうち、「教師支援型」の遠隔授業の実施率 %	遠隔教育を実施している学校のうち、「教科・科目充実型」の遠隔授業の実施率 %	遠隔教育を実施している学校のうち、個々の児童生徒の状況に応じた遠隔教育の実施率 %
富山県	2,371	2,245	3,302	139.3	2,993	126.2	100.0	59.6	35.5	48.4	0.0	83.9
富山市	1,971	1,704	3,484	176.8	3,054	154.9	100.0	46.7	59.5	40.5	0.0	45.2
高岡市	788	703	913	115.9	913	115.9	100.0	100.0	42.4	24.2	0.0	69.7
魚津市	175	154	208	118.9	200	114.3	100.0	42.9	0.0	33.3	0.0	33.3
氷見市	234	202	243	103.8	357	152.6	100.0	71.4	70.0	0.0	0.0	40.0
滑川市	179	158	272	152.0	202	112.8	100.0	66.7	66.7	50.0	0.0	66.7
黒部市	219	192	293	133.8	316	144.3	100.0	36.4	0.0	25.0	0.0	75.0
砺波市	258	233	277	107.4	290	112.4	100.0	25.0	33.3	0.0	0.0	100.0
小矢部市	145	128	165	113.8	187	129.0	100.0	44.4	50.0	0.0	0.0	75.0
南砺市	287	247	307	107.0	392	136.6	100.0	46.7	71.4	14.3	0.0	57.1
射水市	506	456	512	101.2	562	111.1	100.0	38.1	25.0	37.5	0.0	75.0
舟橋村	32	25	48	150.0	52	162.5	100.0	50.0	0.0	0.0	0.0	100.0
上市町	115	99	123	107.0	159	138.3	100.0	71.4	80.0	60.0	0.0	80.0
立山町	132	115	304	230.3	258	195.5	100.0	28.6	100.0	0.0	0.0	100.0
入善町	138	118	193	139.9	164	118.8	100.0	62.5	20.0	20.0	0.0	80.0
朝日町	54	47	71	131.5	67	124.1	100.0	100.0	100.0	66.7	0.0	33.3
合　計	7,604	6,826	10,715	140.9	10,166	133.7	100.0	55.7	48.5	32.9	0.0	64.7

注１）「教員」とは、校長、副校長、教頭、主幹教諭、指導教諭、教諭、助教諭、養護教諭、養護助教諭、栄養教諭、常勤講師、再任用職員（フルタイム）をいう。
注２）「授業を担当している教員」とは、各教科等の授業を定期的に担当している教員をいう。授業を一時的・臨時的に担当する教員は含まない。
注３）「指導者用ＰＣ」とは、教員が使用するために配備されたものをいう。教職員が主として校務用に利用しているコンピュータ（校務用コンピュータ）は含まない。
注４）「指導者用ＰＣ整備率」とは指導者用ＰＣの総数を教員の総数で除して算出した値である。
注５）「教員の校務用ＰＣ」とは、主として教員が校務に使用するコンピュータのことをいう。
注６）「教員の校務用ＰＣ整備率」は、校務用ＰＣの総数を総教員数で除して算出した値である。
注７）「統合型校務支援システム」は、教務系（成績処理、出欠管理、時数等）・保健系（健康診断票、保健室管理等）、指導要録等の学籍関係、学校事務系など統合して
　　機能を有しているシステムをいう。
注８）「遠隔教育」は、遠隔システムを活用した同時双方向型で行う教育をいう。（「『遠隔教育の推進に向けた施策方針』の策定について（通知）」（文部科学省、平成30年9月20日））
注９）「合同授業型」とは、教師が児童生徒等に対面で授業を行う複数の教室等を遠隔により接続することで、児童生徒が多様な意見や考えに触れたり、協働して学習に取り組んだり
　　する機会の充実を図る遠隔教育の形態をいう。
注10）「教師支援型」とは、外部人材等の専門家と、児童生徒や教師がいる教室等を遠隔により接続することで、児童生徒の学習活動の質を高めるとともに、
　　教師の資質向上を図る遠隔教育の形態をいう。
注11）「教科・科目充実型」とは、学校教育法施行規則第77条の２（中学校等）、第88条の３（高等学校等）に基づき、当該教科の免許状を保有する教師による
　　授業を遠隔により提供することで、生徒の多様な科目選択を可能とすること等により、学習機会の充実を図るものをいう。なお、小学校での活用は想定されない。
注12）遠隔教育を実施している学校のうち、「教科・科目充実型」の遠隔教育の実施率は、「教科・科目充実型」の遠隔授業を実施している学校の総数を、
　　遠隔教育を実施していると答えた学校の総数から、遠隔教育を実施していると答えた小学校の総数を引いた数で除した値である。
注13）「個々の児童生徒の状況に応じた遠隔教育」とは、外国人児童生徒等への日本語指導、病気療養児・不登校児童生徒等に対する学習指導等の
　　個々の児童生徒の状況に応じた遠隔教育の形態をいう。

○市区町村（設置者）別「コンピュータの設置状況」及び「インターネット接続状況」の実態（小学校）

市　区　町　村　別 （　小　学　校　）	学校数 校	児童生徒数 人	普通教室数 室	学習者用PC総台数 台	児童生徒一人当たりの学習者用PC台数 台／人	普通教室の大型提示装置整備率 %
富山市	64	18,450	900	20,589	1.1	93.3
高岡市	20	6,903	341	6,982	1.0	96.8
魚津市	5	1,539	81	1,536	1.0	92.6
氷見市	9	1,454	93	1,464	1.0	90.3
滑川市	7	1,618	87	1,796	1.1	86.2
黒部市	9	1,823	102	1,941	1.1	97.1
砺波市	8	2,220	126	2,357	1.1	92.9
小矢部市	5	1,132	61	1,143	1.0	95.1
南砺市	7	1,863	104	1,863	1.0	95.2
射水市	15	4,419	233	4,415	1.0	88.8
舟橋村	1	194	8	309	1.6	100.0
上市町	6	713	58	813	1.1	94.8
立山町	6	1,068	63	1,359	1.3	96.8
入善町	6	837	58	883	1.1	86.2
朝日町	2	354	24	451	1.3	100.0
合　　計	170	44,587	2,339	47,901	1.1	93.3

注１）「児童生徒数」は、令和６年５月１日現在の児童生徒数。
注２）「学習者用ＰＣ」とは、教育用ＰＣのうち、児童生徒が使用するために配備されたものをいう。
注３）「児童生徒一人当たりの学習者用PC台数」は、「学習者用ＰＣ総台数」を令和６年５月１日現在の児童生徒数で除して算出した値である
注４）「普通教室の大型提示装置整備率」は、大型提示装置を設置している普通教室の総数を普通教室の総数で除して算出した値である。
注５）「普通教室の校内ＬＡＮ整備率」は、校内ＬＡＮを整備する普通教室の総数を普通教室の総数で除して算出した値である。
注６）「普通教室の無線ＬＡＮ整備率」は、無線ＬＡＮを整備する普通教室の総数を普通教室の総数で除して算出した値である。

（令和７年３月１日現在）

普通教室の校内LAN整備率	普通教室の無線LAN整備率	普通教室の移動通信システム（LTE等）整備率	移動系通信を利用している学校の内、無線LAN整備済みの普通教室の数	無線LAN又は移動系通信によりインターネット接続を行う普通教室の割合	回線速度の契約理論値 ベストエフォート型	回線速度の契約理論値 ギャランティ型
%	%	%	室	%	%	%
100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
100.0	100.0	***	***	100.0	0.0	100.0
100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
100.0	100.0	100.0	126	100.0	100.0	0.0
100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
100.0	100.0	5.4	126	100.0	97.1	2.9

る。

○市区町村（設置者）別「コンピュータの設置状況」及び「インターネット接続状況」の実態（小学校）

（令和７年３月１日現在）

市　区　町　村　別 （　小　学　校　）	教員数 人	授業を担当している教員数 人	指導者用PC台数 台	指導者用PC整備率 %	教員の校務用PC台数 台	教員の校務用PC整備率 %	統合型校務支援システム整備率 %	遠隔教育実施率 %	遠隔教育を実施している学校のうち、「合同授業型」の遠隔授業の実施率 %	遠隔教育を実施している学校のうち、「教師支援型」の遠隔授業の実施率 %	遠隔教育を実施している学校のうち、「教科・科目充実型」の遠隔授業の実施率 %	遠隔教育を実施している学校のうち、個々の児童生徒の状況に応じた遠隔教育の実施率 %
富山市	1,287	1,107	2,388	185.5	2,083	161.8	100.0	51.6	60.6	45.5	***	36.4
高岡市	466	419	501	107.5	546	117.2	100.0	100.0	50.0	10.0	***	70.0
魚津市	113	98	138	122.1	118	104.4	100.0	40.0	0.0	0.0	***	50.0
氷見市	135	115	134	99.3	208	154.1	100.0	66.7	100.0	0.0	***	16.7
滑川市	123	108	161	130.9	126	102.4	100.0	71.4	80.0	40.0	***	60.0
黒部市	150	128	208	138.7	226	150.7	100.0	33.3	0.0	33.3	***	66.7
砺波市	163	148	187	114.7	185	113.5	100.0	25.0	0.0	0.0	***	100.0
小矢部市	88	78	85	96.6	99	112.5	100.0	40.0	50.0	0.0	***	50.0
南砺市	149	129	148	99.3	196	131.5	100.0	57.1	75.0	25.0	***	75.0
射水市	337	301	335	99.4	382	113.4	100.0	33.3	40.0	60.0	***	60.0
舟橋村	19	15	23	121.1	27	142.1	100.0	100.0	0.0	0.0	***	100.0
上市町	84	71	92	109.5	121	144.0	100.0	66.7	75.0	75.0	***	75.0
立山町	92	80	191	207.6	157	170.7	100.0	33.3	100.0	0.0	***	100.0
入善町	92	77	130	141.3	110	119.6	100.0	66.7	25.0	0.0	***	75.0
朝日町	34	29	51	150.0	47	138.2	100.0	100.0	100.0	50.0	***	50.0
合　計	3,332	2,903	4,772	143.2	4,631	139.0	100.0	55.9	56.8	29.5	***	54.7

注１）「教員」とは、校長、副校長、教頭、主幹教諭、指導教諭、教諭、助教諭、養護教諭、養護助教諭、栄養教諭、常勤講師、再任用職員（フルタイム）をいう。
注２）「授業を担当している教員」とは、各教科等の授業を定期的に担当している教員をいう。授業を一時的・臨時的に担当する教員は含まない。
注３）「指導者用ＰＣ」とは、教員が使用するために配備されたものをいう。教職員が主として校務用に利用しているコンピュータ（校務用コンピュータ）は含まない。
注４）「指導者用ＰＣ整備率」とは指導者用ＰＣの総数を教員の総数で除して算出した値である。
注５）「教員の校務用ＰＣ」とは、主として教員が校務に使用するコンピュータのことをいう。
注６）「教員の校務用ＰＣ整備率」は、校務用ＰＣの総数を総教員数で除して算出した値である。
注７）「統合型校務支援システム」は、教務系（成績処理、出欠管理、時数等）・保健系（健康診断票、保健室管理等）、指導要録等の学籍関係、学校事務系など統合して機能を有しているシステムをいう。
注８）「遠隔教育」は、遠隔システムを活用した同時双方向型で行う教育をいう。（「『遠隔教育の推進に向けた施策方針』の策定について（通知）」（文部科学省、平成30年9月20日））
注９）「合同授業型」とは、教師が児童生徒等に対面で授業を行う複数の教室等を遠隔により接続することで、児童生徒が多様な意見や考えに触れたり、協働して学習に取り組んだりする機会の充実を図る遠隔教育の形態をいう。
注10）「教師支援型」とは、外部人材等の専門家と、児童生徒や教師がいる教室等を遠隔により接続することで、児童生徒の学習活動の質を高めるとともに、教師の資質向上を図る遠隔教育の形態をいう。
注11）「教科・科目充実型」とは、学校教育法施行規則第77条の２（中学校等）、第88条の３（高等学校等）に基づき、当該教科の免許状を保有する教師による授業を遠隔により提供することで、生徒の多様な科目選択を可能とすること等により、学習機会の充実を図るものをいう。なお、小学校での活用は想定されない。
注12）遠隔教育を実施している学校のうち、「教科・科目充実型」の遠隔教育の実施率は、「教科・科目充実型」の遠隔授業を実施している学校の総数を、遠隔教育を実施していると答えた学校の総数から、遠隔教育を実施していると答えた小学校の総数を引いた数で除した値である。
注13）「個々の児童生徒の状況に応じた遠隔教育」とは、外国人児童生徒等への日本語指導、病気療養児・不登校児童生徒等に対する学習指導等の個々の児童生徒の状況に応じた遠隔教育の形態をいう。

○市区町村（設置者）別「コンピュータの設置状況」及び「インターネット接続状況」の実態（中学校）

市　区　町　村　別 （　中　学　校　）	学校数 校	児童生徒数 人	普通教室数 室	学習者用PC総台数 台	児童生徒一人当たりの学習者用PC台数 台／人	普通教室の大型提示装置整備率 %
富山市	26	9,604	332	10,822	1.1	88.0
高岡市	11	3,592	141	3,638	1.0	100.0
魚津市	2	866	35	874	1.0	85.7
氷見市	4	864	38	865	1.0	84.2
滑川市	2	806	32	1,032	1.3	78.1
黒部市	2	1,019	34	1,095	1.1	100.0
砺波市	4	1,259	50	1,297	1.0	96.0
小矢部市	4	606	31	610	1.0	96.8
南砺市	6	993	50	1,049	1.1	94.0
射水市	6	2,344	93	2,361	1.0	93.5
舟橋村	1	112	4	164	1.5	100.0
上市町	1	411	16	420	1.0	87.5
立山町	1	605	21	652	1.1	90.5
入善町	2	512	25	511	1.0	88.0
朝日町	1	204	10	203	1.0	90.0
合　　計	73	23,797	912	25,593	1.1	91.4

注１）「児童生徒数」は、令和６年５月１日現在の児童生徒数。
注２）「学習者用ＰＣ」とは、教育用ＰＣのうち、児童生徒が使用するために配備されたものをいう。
注３）「児童生徒一人当たりの学習者用PC台数」は、「学習者用ＰＣ総台数」を令和６年５月１日現在の児童生徒数で除して算出した値である
注４）「普通教室の大型提示装置整備率」は、大型提示装置を設置している普通教室の総数を普通教室の総数で除して算出した値である。
注５）「普通教室の校内ＬＡＮ整備率」は、校内ＬＡＮを整備する普通教室の総数を普通教室の総数で除して算出した値である。
注６）「普通教室の無線ＬＡＮ整備率」は、無線ＬＡＮを整備する普通教室の総数を普通教室の総数で除して算出した値である。

（令和７年３月１日現在）

普通教室の校内LAN整備率	普通教室の無線LAN整備率	普通教室の移動通信システム（LTE等）整備率	移動系通信を利用している学校の内、無線LAN整備済みの普通教室の数	無線LAN又は移動系通信によりインターネット接続を行う普通教室の割合	回線速度の契約理論値 ベストエフォート型	回線速度の契約理論値 ギャランティ型
%	%	%	室	%	%	%
100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
100.0	100.0	***	***	100.0	0.0	100.0
100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
100.0	100.0	100.0	50	100.0	100.0	0.0
100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
100.0	100.0	5.5	50	100.0	97.3	2.7

る。

○市区町村（設置者）別「コンピュータの設置状況」及び「インターネット接続状況」の実態（中学校）

（令和７年３月１日現在）

市　区　町　村　別 （　中　学　校　）	教員数 人	授業を担当している教員数 人	指導者用PC台数 台	指導者用PC整備率 %	教員の校務用PC台数 台	教員の校務用PC整備率 %	統合型校務支援システム整備率 %	遠隔教育実施率 %	遠隔教育を実施している学校のうち、「合同授業型」の遠隔授業の実施率 %	遠隔教育を実施している学校のうち、「教師支援型」の遠隔授業の実施率 %	遠隔教育を実施している学校のうち、「教科・科目充実型」の遠隔授業の実施率 %	遠隔教育を実施している学校のうち、個々の児童生徒の状況に応じた遠隔教育の実施率 %
富山市	684	597	1,096	160.2	971	142.0	100.0	34.6	55.6	22.2	0.0	77.8
高岡市	266	234	354	133.1	303	113.9	100.0	100.0	27.3	54.5	0.0	72.7
魚津市	62	56	70	112.9	82	132.3	100.0	50.0	0.0	100.0	0.0	0.0
氷見市	78	69	93	119.2	116	148.7	100.0	75.0	0.0	0.0	0.0	100.0
滑川市	56	50	111	198.2	76	135.7	100.0	50.0	0.0	100.0	0.0	100.0
黒部市	69	64	85	123.2	90	130.4	100.0	50.0	0.0	0.0	0.0	100.0
砺波市	95	85	90	94.7	105	110.5	100.0	25.0	100.0	0.0	0.0	100.0
小矢部市	57	50	80	140.4	88	154.4	100.0	50.0	50.0	0.0	0.0	100.0
南砺市	95	83	117	123.2	141	148.4	100.0	16.7	0.0	0.0	0.0	100.0
射水市	169	155	177	104.7	180	106.5	100.0	50.0	0.0	0.0	0.0	100.0
舟橋村	13	10	25	192.3	25	192.3	100.0	0.0	***	***	***	***
上市町	31	28	31	100.0	38	122.6	100.0	100.0	100.0	0.0	0.0	100.0
立山町	40	35	113	282.5	101	252.5	100.0	0.0	***	***	***	***
入善町	46	41	63	137.0	54	117.4	100.0	50.0	0.0	100.0	0.0	100.0
朝日町	20	18	20	100.0	20	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	0.0	0.0
合　計	1,781	1,575	2,525	141.8	2,390	134.2	100.0	49.3	33.3	33.3	0.0	80.6

注１）「教員」とは、校長、副校長、教頭、主幹教諭、指導教諭、教諭、助教諭、養護教諭、養護助教諭、栄養教諭、常勤講師、再任用職員（フルタイム）をいう。
注２）「授業を担当している教員」とは、各教科等の授業を定期的に担当している教員をいう。授業を一時的・臨時的に担当する教員は含まない。
注３）「指導者用ＰＣ」とは、教員が使用するために配備されたものをいう。教職員が主として校務用に利用しているコンピュータ（校務用コンピュータ）は含まない。
注４）「指導者用ＰＣ整備率」とは指導者用ＰＣの総数を教員の総数で除して算出した値である。
注５）「教員の校務用ＰＣ」とは、主として教員が校務に使用するコンピュータのことをいう。
注６）「教員の校務用ＰＣ整備率」は、校務用ＰＣの総数を総教員数で除して算出した値である。
注７）「統合型校務支援システム」は、教務系（成績処理、出欠管理、時数等）・保健系（健康診断票、保健室管理等）、指導要録等の学籍関係、学校事務系など統合して機能を有しているシステムをいう。
注８）「遠隔教育」は、遠隔システムを活用した同時双方向型で行う教育をいう。（「『遠隔教育の推進に向けた施策方針』の策定について（通知）」（文部科学省、平成30年9月20日））
注９）「合同授業型」とは、教師が児童生徒等に対面で授業を行う複数の教室等を遠隔により接続することで、児童生徒が多様な意見や考えに触れたり、協働して学習に取り組んだりする機会の充実を図る遠隔教育の形態をいう。
注10）「教師支援型」とは、外部人材等の専門家と、児童生徒や教師がいる教室等を遠隔により接続することで、児童生徒の学習活動の質を高めるとともに、教師の資質向上を図る遠隔教育の形態をいう。
注11）「教科・科目充実型」とは、学校教育法施行規則第77条の２（中学校等）、第88条の３（高等学校等）に基づき、当該教科の免許状を保有する教師による授業を遠隔により提供することで、生徒の多様な科目選択を可能とすること等により、学習機会の充実を図るものをいう。なお、小学校での活用は想定されない。
注12）遠隔教育を実施している学校のうち、「教科・科目充実型」の遠隔教育の実施率は、「教科・科目充実型」の遠隔授業を実施している学校の総数を、遠隔教育を実施していると答えた学校の総数から、遠隔教育を実施していると答えた小学校の総数を引いた数で除した値である。
注13）「個々の児童生徒の状況に応じた遠隔教育」とは、外国人児童生徒等への日本語指導、病気療養児・不登校児童生徒等に対する学習指導等の個々の児童生徒の状況に応じた遠隔教育の形態をいう。

○市区町村（設置者）別「コンピュータの設置状況」及び「インターネット接続状況」の実態（義務教育学校）

市　区　町　村　別 （義務教育学校）	学校数 校	児童生徒数 人	普通教室数 室	学習者用PC総台数 台	児童生徒一人当たりの学習者用PC台数 台／人	普通教室の大型提示装置整備率 %
高岡市	1	196	15	200	1.0	100.0
氷見市	1	113	13	116	1.0	92.3
南砺市	2	111	16	118	1.1	100.0
合　計	4	420	44	434	1.0	97.7

注１）「児童生徒数」は、令和６年５月１日現在の児童生徒数。
注２）「学習者用ＰＣ」とは、教育用ＰＣのうち、児童生徒が使用するために配備されたものをいう。
注３）「児童生徒一人当たりの学習者用PC台数」は、「学習者用ＰＣ総台数」を令和６年５月１日現在の児童生徒数で除して算出した値であ
注４）「普通教室の大型提示装置整備率」は、大型提示装置を設置している普通教室の総数を普通教室の総数で除して算出した値である。
注５）「普通教室の校内ＬＡＮ整備率」は、校内ＬＡＮを整備する普通教室の総数を普通教室の総数で除して算出した値である。
注６）「普通教室の無線ＬＡＮ整備率」は、無線ＬＡＮを整備する普通教室の総数を普通教室の総数で除して算出した値である。

（令和７年３月１日現在）

普通教室の校内LAN整備率 %	普通教室の無線LAN整備率 %	普通教室の移動通信システム（LTE等）整備率 %	移動系通信を利用している学校の内、無線LAN整備済みの普通教室の数 室	無線LAN又は移動系通信によりインターネット接続を行う普通教室の割合 %	回線速度の契約理論値 ベストエフォート型 %	回線速度の契約理論値 ギャランティ型 %
100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
100.0	92.3	***	***	92.3	100.0	0.0
100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
100.0	97.7	***	***	97.7	100.0	0.0

る。

○市区町村（設置者）別「コンピュータの設置状況」及び「インターネット接続状況」の実態（義務教育学校）

（令和７年３月１日現在）

市　区　町　村　別 （義務教育学校）	教員数 人	授業を担当している教員数 人	指導者用PC台数 台	指導者用PC整備率 %	教員の校務用PC台数 台	教員の校務用PC整備率 %	統合型校務支援システム整備率 %	遠隔教育実施率 %	遠隔教育を実施している学校のうち、「合同授業型」の遠隔授業の実施率 %	遠隔教育を実施している学校のうち、「教師支援型」の遠隔授業の実施率 %	遠隔教育を実施している学校のうち、「教科・科目充実型」の遠隔授業の実施率 %	遠隔教育を実施している学校のうち、個々の児童生徒の状況に応じた遠隔教育の実施率 %
高岡市	28	25	25	89.3	31	110.7	100.0	100.0	100.0	0.0	0.0	0.0
氷見市	21	18	16	76.2	33	157.1	100.0	100.0	100.0	0.0	0.0	0.0
南砺市	43	35	42	97.7	55	127.9	100.0	100.0	100.0	0.0	0.0	0.0
合　　計	92	78	83	90.2	119	129.3	100.0	100.0	100.0	0.0	0.0	0.0

注１）「教員」とは、校長、副校長、教頭、主幹教諭、指導教諭、教諭、助教諭、養護教諭、養護助教諭、栄養教諭、常勤講師、再任用職員（フルタイム）をいう。
注２）「授業を担当している教員」とは、各教科等の授業を定期的に担当している教員をいう。授業を一時的・臨時的に担当する教員は含まない。
注３）「指導者用ＰＣ」とは、教員が使用するために配備されたものをいう。教職員が主として校務用に利用しているコンピュータ（校務用コンピュータ）は含まない。
注４）「指導者用ＰＣ整備率」とは指導者用ＰＣの総数を教員の総数で除して算出した値である。
注５）「教員の校務用ＰＣ」とは、主として教員が校務に使用するコンピュータのことをいう。
注６）「教員の校務用ＰＣ整備率」は、校務用ＰＣの総数を総教員数で除して算出した値である。
注７）「統合型校務支援システム」は、教務系（成績処理、出欠管理、時数等）・保健系（健康診断票、保健室管理等）、指導要録等の学籍関係、学校事務系など統合して
機能を有しているシステムをいう。
注８）「遠隔教育」は、遠隔システムを活用した同時双方向型で行う教育をいう。（「『遠隔教育の推進に向けた施策方針』の策定について（通知）」（文部科学省、平成30年9月20日））
注９）「合同授業型」とは、教師が児童生徒等に対面で授業を行う複数の教室等を遠隔により接続することで、児童生徒が多様な意見や考えに触れたり、協働して学習に取り組んだり
する機会の充実を図る遠隔教育の形態をいう。
注10）「教師支援型」とは、外部人材等の専門家と、児童生徒や教師がいる教室等を遠隔により接続することで、児童生徒の学習活動の質を高めるとともに、
教師の資質向上を図る遠隔教育の形態をいう。
注11）「教科・科目充実型」とは、学校教育法施行規則第77条の２（中学校等）、第88条の３（高等学校等）に基づき、当該教科の免許状を保有する教師による
授業を遠隔により提供することで、生徒の多様な科目選択を可能とすること等により、学習機会の充実を図るものをいう。なお、小学校での活用は想定されない。
注12）遠隔教育を実施している学校のうち、「教科・科目充実型」の遠隔教育の実施率は、「教科・科目充実型」の遠隔授業を実施している学校の総数を、
遠隔教育を実施していると答えた学校の総数から、遠隔教育を実施していると答えた小学校の総数を引いた数で除した値である。
注13）「個々の児童生徒の状況に応じた遠隔教育」とは、外国人児童生徒等への日本語指導、病気療養児・不登校児童生徒等に対する学習指導等の
個々の児童生徒の状況に応じた遠隔教育の形態をいう。

○市区町村（設置者）別「コンピュータの設置状況」及び「インターネット接続状況」の実態（高等学校）

（令和７年３月１日現在）

市区町村別（高等学校）	学校数	学校数（専門学科・総合学科単独及び複数学科設置校）	児童生徒数	児童生徒数（専門学科・総合学科単独及び複数学科設置校）	普通教室数	普通教室数（専門学科・総合学科単独及び複数学科設置校）	学習者用PC総台数	学習者用PC総台数（専門学科・総合学科単独及び複数学科設置校）	児童生徒一人当たりの学習者用PC台数	児童生徒一人当たりの学習者用PC台数（専門学科・総合学科単独及び複数学科設置校）	普通教室の大型提示装置整備率	普通教室の大型提示装置整備率（専門学科・総合学科単独及び複数学科設置校）	普通教室の校内LAN整備率	普通教室の校内LAN整備率（専門学科・総合学科単独及び複数学科設置校）	普通教室の無線LAN整備率	普通教室の無線LAN整備率（専門学科・総合学科単独及び複数学科設置校）	普通教室の移動通信システム（LTE等）整備率	普通教室の移動通信システム（LTE等）整備率（専門学科・総合学科単独及び複数学科設置校）	移動系通信を利用している学校の内、無線LAN整備済みの普通教室の数	移動系通信を利用している学校の内、無線LAN整備済みの普通教室の数（専門学科・総合学科単独及び複数学科設置校）	無線LAN又は移動系通信によりインターネット接続を行う普通教室の割合	無線LAN又は移動系通信によりインターネット接続を行う普通教室の割合（専門学科・総合学科単独及び複数学科設置校）	回線速度の契約理論値ベストエフォート型	回線速度の契約理論値ベストエフォート型（専門学科・総合学科単独及び複数学科設置校）	回線速度の契約理論値ギャランティ型	回線速度の契約理論値ギャランティ型（専門学科・総合学科単独及び複数学科設置校）
	校	校	人	人	室	室	台	台	台／人	台／人	%	%	%	%	%	%	%	%	室	室	%	%	%	%	%	%	%
富山県	39	28	19,518	14,507	656	495	23,588	17,590	1.2	1.2	96.5	96.8	100.0	100.0	100.0	100.0	***	***	***	***	100.0	100.0	100.0	100.0	0.0	0.0
合計	39	28	19,518	14,507	656	495	23,588	17,590	1.2	1.2	96.5	96.8	100.0	100.0	100.0	100.0	***	***	***	***	100.0	100.0	100.0	100.0	0.0	0.0

注１）「児童生徒数」は、令和６年５月１日現在の児童生徒数。
注２）「学習者用ＰＣ」とは、教育用ＰＣのうち、児童生徒が使用するために配備されたものをいう。
注３）「児童生徒一人当たりの学習者用PC台数」は、「学習者用ＰＣ総台数」を令和６年５月１日現在の児童生徒数で除して算出した値である。
注４）「普通教室の大型提示装置整備率」は、大型提示装置を設置している普通教室の総数を普通教室の総数で除して算出した値である。
注５）「普通教室の校内ＬＡＮ整備率」は、校内ＬＡＮを整備する普通教室の総数を普通教室の総数で除して算出した値である。
注６）「普通教室の無線ＬＡＮ整備率」は、無線ＬＡＮを整備する普通教室の総数を普通教室の総数で除して算出した値である。

○市区町村（設置者）別「コンピュータの設置状況」及び「インターネット接続状況」の実態（高等学校）

（令和７年３月１日現在）

市区町村別（高等学校）	教員数	教員数（専門学科・総合学科単独及び複数学科設置校）	授業を担当している教員数	授業を担当している教員数（専門学科・総合学科単独及び複数学科設置校）	指導者用PC台数	指導者用PC台数（専門学科・総合学科単独及び複数学科設置校）	指導者用PC整備率	指導者用PC整備率（専門学科・総合学科単独及び複数学科設置校）	教員の校務用PC台数	教員の校務用PC台数（専門学科・総合学科単独及び複数学科設置校）	教員の校務用PC整備率	教員の校務用PC整備率（専門学科・総合学科単独及び複数学科設置校）	統合型校務支援システム整備率	統合型校務支援システム整備率（専門学科・総合学科単独及び複数学科設置校）	遠隔教育実施率	遠隔教育実施率（専門学科・総合学科単独及び複数学科設置校）	遠隔教育を実施している学校のうち、「合同授業型」の遠隔授業の実施率	遠隔教育を実施している学校のうち、「合同授業型」の遠隔授業の実施率（専門学科・総合学	遠隔教育を実施している学校のうち、「教師支援型」の遠隔授業の実施率	遠隔教育を実施している学校のうち、「教師支援型」の遠隔授業の実施率（専門学科・総合学	遠隔教育を実施している学校のうち、「教科・科目充実型」の遠隔授業の実施率	遠隔教育を実施している学校のうち、「教科・科目充実型」の遠隔授業の実施率（専門学	遠隔教育を実施している学校のうち、個々の児童生徒の状況に応じた遠隔教育の実施率	遠隔教育を実施している学校のうち、個々の児童生徒の状況に応じた遠隔教育の実施率（専門学
	人	人	人	人	台	台	%	%	台	台	%	%	%	%	%	%	%	%	%	%	%	%	%	%
富山県	1,625	1,259	1,537	1,194	2,320	1,782	142.8	141.5	2,037	1,617	125.4	128.4	100.0	100.0	53.8	42.9	33.3	50.0	61.9	66.7	0.0	0.0	81.0	66.7
合計	1,625	1,259	1,537	1,194	2,320	1,782	142.8	141.5	2,037	1,617	125.4	128.4	100.0	100.0	53.8	42.9	33.3	50.0	61.9	66.7	0.0	0.0	81.0	66.7

注１）「教員」とは、校長、副校長、教頭、主幹教諭、指導教諭、教諭、助教諭、養護教諭、養護助教諭、栄養教諭、常勤講師、再任用職員（フルタイム）をいう。
注２）「授業を担当している教員」とは、各教科等の授業を定期的に担当している教員をいう。授業を一時的・臨時的に担当する教員は含まない。
注３）「指導者用ＰＣ」とは、教員が使用するために配備されたものをいう。教職員が主として校務用に利用しているコンピュータ（校務用コンピュータ）は含まない。
注４）「指導者用ＰＣ整備率」とは指導者用ＰＣの総数を教員の総数で除して算出した値である。
注５）「教員の校務用ＰＣ」とは、主として教員が校務に使用するコンピュータのことをいう。
注６）「教員の校務用ＰＣ整備率」は、校務用ＰＣの総数を総教員数で除して算出した値である。
注７）「統合型校務支援システム」は、教務系（成績処理、出欠管理、時数等）・保健系（健康診断票、保健室管理等）、指導要録等の学籍関係、学校事務系など統合して機能を有しているシステムをいう。
注８）「遠隔教育」は、遠隔システムを活用した同時双方向型で行う教育をいう。（「『遠隔教育の推進に向けた施策方針』の策定について（通知）」（文部科学省、平成30年9月20日））
注９）「合同授業型」とは、教師が児童生徒等に対面で授業を行う複数の教室等を遠隔により接続することで、児童生徒が多様な意見や考えに触れたり、協働して学習に取り組んだりする機会の充実を図る遠隔教育の形態をいう。
注10）「教師支援型」とは、外部人材等の専門家と、児童生徒や教師がいる教室等を遠隔により接続することで、児童生徒の学習活動の質を高めるとともに、教師の資質向上を図る遠隔教育の形態をいう。
注11）「教科・科目充実型」とは、学校教育法施行規則第77条の２（中学校等）、第88条の３（高等学校等）に基づき、当該教科の免許状を保有する教師による授業を遠隔により提供することで、生徒の多様な科目選択を可能とすること等により、学習機会の充実を図るものをいう。なお、小学校での活用は想定されない。
注12）遠隔教育を実施している学校のうち、「教科・科目充実型」の遠隔教育の実施率は、「教科・科目充実型」の遠隔授業を実施している学校の総数を、遠隔教育を実施していると答えた学校の総数から、遠隔教育を実施していると答えた小学校の総数を引いた数で除した値である。
注13）「個々の児童生徒の状況に応じた遠隔教育」とは、外国人児童生徒等への日本語指導、病気療養児・不登校児童生徒等に対する学習指導等の個々の児童生徒の状況に応じた遠隔教育の形態をいう。

○市区町村（設置者）別「コンピュータの設置状況」及び「インターネット接続状況」の実態（中等教育学校）

市　区　町　村　別 （中等教育学校）	学校数 校	児童生徒数 人	普通教室数 室	学習者用PC総台数 台	児童生徒一人当たりの学習者用PC台数 台／人	普通教室の大型提示装置整備率 %
合　計	***	***	***	***	***	***

注１）「児童生徒数」は、令和６年５月１日現在の児童生徒数。
注２）「学習者用ＰＣ」とは、教育用ＰＣのうち、児童生徒が使用するために配備されたものをいう。
注３）「児童生徒一人当たりの学習者用PC台数」は、「学習者用ＰＣ総台数」を令和６年５月１日現在の児童生徒数で除して算出した値であ
注４）「普通教室の大型提示装置整備率」は、大型提示装置を設置している普通教室の総数を普通教室の総数で除して算出した値である。
注５）「普通教室の校内ＬＡＮ整備率」は、校内ＬＡＮを整備する普通教室の総数を普通教室の総数で除して算出した値である。
注６）「普通教室の無線ＬＡＮ整備率」は、無線ＬＡＮを整備する普通教室の総数を普通教室の総数で除して算出した値である。

（令和７年３月１日現在）

普通教室の校内LAN整備率 %	普通教室の無線LAN整備率 %	普通教室の移動通信システム（LTE等）整備率 %	移動系通信を利用している学校の内、無線LAN整備済みの普通教室の数 室	無線LAN又は移動系通信によりインターネット接続を行う普通教室の割合 %	回線速度の契約理論値 ベストエフォート型 %	回線速度の契約理論値 ギャランティ型 %
***	***	***	***	***	***	***

る。

○市区町村（設置者）別「コンピュータの設置状況」及び「インターネット接続状況」の実態（中等教育学校）

（令和７年３月１日現在）

市　区　町　村　別 （中等教育学校）	教員数 人	授業を担当している教員数 人	指導者用PC台数 台	指導者用PC整備率 %	教員の校務用PC台数 台	教員の校務用PC整備率 %	統合型校務支援システム整備率 %	遠隔教育実施率 %	遠隔教育を実施している学校のうち、「合同授業型」の遠隔授業の実施率 %	遠隔教育を実施している学校のうち、「教師支援型」の遠隔授業の実施率 %	遠隔教育を実施している学校のうち、「教科・科目充実型」の遠隔授業の実施率 %	遠隔教育を実施している学校のうち、個々の児童生徒の状況に応じた遠隔教育の実施率 %
合　　計	***	***	***	***	***	***	***	***	***	***	***	***

注１）「教員」とは、校長、副校長、教頭、主幹教諭、指導教諭、教諭、助教諭、養護教諭、養護助教諭、栄養教諭、常勤講師、再任用職員（フルタイム）をいう。
注２）「授業を担当している教員」とは、各教科等の授業を定期的に担当している教員をいう。授業を一時的・臨時的に担当する教員は含まない。
注３）「指導者用ＰＣ」とは、教員が使用するために配備されたものをいう。教職員が主として校務用に利用しているコンピュータ（校務用コンピュータ）は含まない。
注４）「指導者用ＰＣ整備率」とは指導者用ＰＣの総数を教員の総数で除して算出した値である。
注５）「教員の校務用ＰＣ」とは、主として教員が校務に使用するコンピュータのことをいう。
注６）「教員の校務用ＰＣ整備率」は、校務用ＰＣの総数を総教員数で除して算出した値である。
注７）「統合型校務支援システム」は、教務系（成績処理、出欠管理、時数等）・保健系（健康診断票、保健室管理等）、指導要録等の学籍関係、学校事務系など統合して
　　機能を有しているシステムをいう。
注８）「遠隔教育」は、遠隔システムを活用した同時双方向型で行う教育をいう。（「『遠隔教育の推進に向けた施策方針』の策定について（通知）」（文部科学省、平成30年9月20日））
注９）「合同授業型」とは、教師が児童生徒等に対面で授業を行う複数の教室等を遠隔により接続することで、児童生徒が多様な意見や考えに触れたり、協働して学習に取り組んだり
　　する機会の充実を図る遠隔教育の形態をいう。
注10）「教師支援型」とは、外部人材等の専門家と、児童生徒や教師がいる教室等を遠隔により接続することで、児童生徒の学習活動の質を高めるとともに、
　　教師の資質向上を図る遠隔教育の形態をいう。
注11）「教科・科目充実型」とは、学校教育法施行規則第77条の２（中学校等）、第88条の３（高等学校等）に基づき、当該教科の免許状を保有する教師による
　　授業を遠隔により提供することで、生徒の多様な科目選択を可能とすること等により、学習機会の充実を図るものをいう。なお、小学校での活用は想定されない。
注12）遠隔教育を実施している学校のうち、「教科・科目充実型」の遠隔教育の実施率は、「教科・科目充実型」の遠隔授業を実施している学校の総数を、
　　遠隔教育を実施していると答えた学校の総数から、遠隔教育を実施していると答えた小学校の総数を引いた数で除した値である。
注13）「個々の児童生徒の状況に応じた遠隔教育」とは、外国人児童生徒等への日本語指導、病気療養児・不登校児童生徒等に対する学習指導等の
　　個々の児童生徒の状況に応じた遠隔教育の形態をいう。

○市区町村（設置者）別「コンピュータの設置状況」及び「インターネット接続状況」の実態（特別支援学校）

市　区　町　村　別 （特別支援学校）	学校数 校	児童生徒数 人	普通教室数 室	学習者用PC総台数 台	児童生徒一人当たりの学習者用PC台数 台／人	普通教室の大型提示装置整備率 %
富山県	13	1,139	320	1,390	1.2	61.3
高岡市	1	19	11	33	1.7	54.5
合　計	14	1,158	331	1,423	1.2	61.0

注１）「児童生徒数」は、令和６年５月１日現在の児童生徒数。
注２）「学習者用ＰＣ」とは、教育用ＰＣのうち、児童生徒が使用するために配備されたものをいう。
注３）「児童生徒一人当たりの学習者用PC台数」は、「学習者用ＰＣ総台数」を令和６年５月１日現在の児童生徒数で除して算出した値であ
注４）「普通教室の大型提示装置整備率」は、大型提示装置を設置している普通教室の総数を普通教室の総数で除して算出した値である。
注５）「普通教室の校内ＬＡＮ整備率」は、校内ＬＡＮを整備する普通教室の総数を普通教室の総数で除して算出した値である。
注６）「普通教室の無線ＬＡＮ整備率」は、無線ＬＡＮを整備する普通教室の総数を普通教室の総数で除して算出した値である。

（令和７年３月１日現在）

普通教室の校内LAN整備率 %	普通教室の無線LAN整備率 %	普通教室の移動通信システム（LTE等）整備率 %	移動系通信を利用している学校の内、無線LAN整備済みの普通教室の数 室	無線LAN又は移動系通信によりインターネット接続を行う普通教室の割合 %	回線速度の契約理論値 ベストエフォート型 %	回線速度の契約理論値 ギャランティ型 %
100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0

る。

○市区町村（設置者）別「コンピュータの設置状況」及び「インターネット接続状況」の実態（特別支援学校）

（令和７年３月１日現在）

市　区　町　村　別 （特別支援学校）	教員数 人	授業を担当している教員数 人	指導者用PC台数 台	指導者用PC整備率 %	教員の校務用PC台数 台	教員の校務用PC整備率 %	統合型校務支援システム整備率 %	遠隔教育実施率 %	遠隔教育を実施している学校のうち、「合同授業型」の遠隔授業の実施率 %	遠隔教育を実施している学校のうち、「教師支援型」の遠隔授業の実施率 %	遠隔教育を実施している学校のうち、「教科・科目充実型」の遠隔授業の実施率 %	遠隔教育を実施している学校のうち、個々の児童生徒の状況に応じた遠隔教育の実施率 %
富山県	746	708	982	131.6	956	128.2	100.0	76.9	40.0	20.0	0.0	90.0
高岡市	28	25	33	117.9	33	117.9	100.0	100.0	0.0	0.0	0.0	100.0
合　計	774	733	1,015	131.1	989	127.8	100.0	78.6	36.4	18.2	0.0	90.9

注１）「教員」とは、校長、副校長、教頭、主幹教諭、指導教諭、教諭、助教諭、養護教諭、養護助教諭、栄養教諭、常勤講師、再任用職員（フルタイム）をいう。
注２）「授業を担当している教員」とは、各教科等の授業を定期的に担当している教員をいう。授業を一時的・臨時的に担当する教員は含まない。
注３）「指導者用ＰＣ」とは、教員が使用するために配備されたものをいう。教職員が主として校務用に利用しているコンピュータ（校務用コンピュータ）は含まない。
注４）「指導者用ＰＣ整備率」とは指導者用ＰＣの総数を教員の総数で除して算出した値である。
注５）「教員の校務用ＰＣ」とは、主として教員が校務に使用するコンピュータのことをいう。
注６）「教員の校務用ＰＣ整備率」は、校務用ＰＣの総数を総教員数で除して算出した値である。
注７）「統合型校務支援システム」は、教務系（成績処理、出欠管理、時数等）・保健系（健康診断票、保健室管理等）、指導要録等の学籍関係、学校事務系など統合して
　　機能を有しているシステムをいう。
注８）「遠隔教育」は、遠隔システムを活用した同時双方向型で行う教育をいう。（「『遠隔教育の推進に向けた施策方針』の策定について（通知）」（文部科学省、平成30年9月20日））
注９）「合同授業型」とは、教師が児童生徒等に対面で授業を行う複数の教室等を遠隔により接続することで、児童生徒が多様な意見や考えに触れたり、協働して学習に取り組んだり
　　する機会の充実を図る遠隔教育の形態をいう。
注10）「教師支援型」とは、外部人材等の専門家と、児童生徒や教師がいる教室等を遠隔により接続することで、児童生徒の学習活動の質を高めるとともに、
　　教師の資質向上を図る遠隔教育の形態をいう。
注11）「教科・科目充実型」とは、学校教育法施行規則第77条の２（中学校等）、第88条の３（高等学校等）に基づき、当該教科の免許状を保有する教師による
　　授業を遠隔により提供することで、生徒の多様な科目選択を可能とすること等により、学習機会の充実を図るものをいう。なお、小学校での活用は想定されない。
注12）遠隔教育を実施している学校のうち、「教科・科目充実型」の遠隔教育の実施率は、「教科・科目充実型」の遠隔授業を実施している学校の総数を、
　　遠隔教育を実施していると答えた学校の総数から、遠隔教育を実施していると答えた小学校の総数を引いた数で除した値である。
注13）「個々の児童生徒の状況に応じた遠隔教育」とは、外国人児童生徒等への日本語指導、病気療養児・不登校児童生徒等に対する学習指導等の
　　個々の児童生徒の状況に応じた遠隔教育の形態をいう。

○市区町村（設置者）別「コンピュータの設置状況」及び「インターネット接続状況」の実態（合計）

市　区　町　村　別 （　合　計　）	学校数 校	児童生徒数 人	普通教室数 室	学習者用PC総台数 台	児童生徒一人当たりの学習者用PC台数 台／人	普通教室の大型提示装置整備率 %	普通教室の校内LAN整備率 %	普通教室の無線LAN整備率 %
石川県	55	21,349	909	25,447	1.2	83.2	99.0	98.3
金沢市	80	33,439	1,321	35,185	1.1	100.0	100.0	100.0
七尾市	14	2,883	156	2,973	1.0	88.5	98.1	98.1
小松市	33	8,754	404	8,812	1.0	93.3	99.8	99.8
輪島市	***	***	***	***	***	***	***	***
珠洲市	11	375	69	558	1.5	89.9	97.1	97.1
加賀市	23	4,053	217	4,118	1.0	90.8	99.5	99.5
羽咋市	7	1,143	62	1,178	1.0	100.0	100.0	100.0
かほく市	9	2,898	123	3,022	1.0	100.0	98.4	97.6
白山市	28	9,154	426	9,631	1.1	89.7	100.0	100.0
能美市	11	4,101	179	4,746	1.2	91.1	94.4	94.4
野々市市	7	4,821	179	4,954	1.0	97.2	100.0	100.0
川北町	4	610	35	770	1.3	97.1	100.0	100.0
津幡町	11	3,074	139	3,120	1.0	99.3	100.0	100.0
内灘町	9	2,132	104	2,216	1.0	69.2	92.3	92.3
志賀町	4	964	60	1,014	1.1	63.3	98.3	98.3
宝達志水町	6	651	50	679	1.0	96.0	100.0	100.0
中能登町	4	1,210	56	1,425	1.2	100.0	100.0	100.0
穴水町	3	280	24	287	1.0	95.8	100.0	100.0
能登町	9	607	64	651	1.1	96.9	100.0	100.0
合　計	328	102,498	4,577	110,786	1.1	92.3	99.2	99.0

注１）「児童生徒数」は、令和６年５月１日現在の児童生徒数。
注２）「学習者用ＰＣ」とは、教育用ＰＣのうち、児童生徒が使用するために配備されたものをいう。
注３）「児童生徒一人当たりの学習者用PC台数」は、「学習者用ＰＣ総台数」を令和６年５月１日現在の児童生徒数で除して算出した値である。
注４）「普通教室の大型提示装置整備率」は、大型提示装置を設置している普通教室の総数を普通教室の総数で除して算出した値である。
注５）「普通教室の校内ＬＡＮ整備率」は、校内ＬＡＮを整備する普通教室の総数を普通教室の総数で除して算出した値である。
注６）「普通教室の無線ＬＡＮ整備率」は、無線ＬＡＮを整備する普通教室の総数を普通教室の総数で除して算出した値である。

（令和７年３月１日現在）

普通教室の移動通信システム（LTE等）整備率	移動系通信を利用している学校の内、無線LAN整備済みの普通教室の数	無線LAN又は移動系通信によりインターネット接続を行う普通教室の割合	回線速度の契約理論値 ベストエフォート型	回線速度の契約理論値 ギャランティ型
%	室	%	%	%
0.4	4	98.3	25.5	74.5
***	***	100.0	100.0	0.0
***	***	98.1	100.0	0.0
***	***	99.8	100.0	0.0
***	***	***	***	***
***	***	97.1	90.9	9.1
***	***	99.5	0.0	100.0
***	***	100.0	100.0	0.0
***	***	97.6	100.0	0.0
***	***	100.0	100.0	0.0
***	***	94.4	100.0	0.0
***	***	100.0	100.0	0.0
***	***	100.0	100.0	0.0
***	***	100.0	100.0	0.0
7.7	0	100.0	100.0	0.0
***	***	98.3	100.0	0.0
***	***	100.0	100.0	0.0
***	***	100.0	100.0	0.0
***	***	100.0	100.0	0.0
***	***	100.0	100.0	0.0
0.3	4	99.2	80.1	19.9

○市区町村（設置者）別「コンピュータの設置状況」及び「インターネット接続状況」の実態（合計）

（令和７年３月１日現在）

市　区　町　村　別 （　合　計　）	教員数 人	授業を担当している教員数 人	指導者用PC台数 台	指導者用PC整備率 %	教員の校務用PC台数 台	教員の校務用PC整備率 %	統合型校務支援システム整備率 %	遠隔教育実施率 %	遠隔教育を実施している学校のうち、「合同授業型」の遠隔授業の実施率 %	遠隔教育を実施している学校のうち、「教師支援型」の遠隔授業の実施率 %	遠隔教育を実施している学校のうち、「教科・科目充実型」の遠隔授業の実施率 %	遠隔教育を実施している学校のうち、個々の児童生徒の状況に応じた遠隔教育の実施率 %
石川県	2,255	2,095	5,524	245.0	3,792	168.2	100.0	76.4	23.8	21.4	0.0	92.9
金沢市	2,086	1,824	3,636	174.3	2,555	122.5	98.8	55.0	50.0	36.4	0.0	75.0
七尾市	241	206	358	148.5	349	144.8	100.0	42.9	83.3	66.7	50.0	83.3
小松市	676	577	752	111.2	939	138.9	100.0	87.9	65.5	27.6	0.0	58.6
輪島市	***	***	***	***	***	***	***	***	***	***	***	***
珠洲市	124	98	184	148.4	192	154.8	100.0	100.0	90.9	36.4	25.0	54.5
加賀市	374	320	451	120.6	564	150.8	100.0	65.2	80.0	40.0	0.0	46.7
羽咋市	105	88	161	153.3	162	154.3	100.0	71.4	40.0	40.0	0.0	80.0
かほく市	197	173	276	140.1	287	145.7	100.0	44.4	50.0	25.0	0.0	75.0
白山市	631	548	495	78.4	825	130.7	100.0	67.9	36.8	47.4	0.0	68.4
能美市	287	257	397	138.3	340	118.5	100.0	54.5	50.0	50.0	0.0	83.3
野々市市	252	225	416	165.1	358	142.1	100.0	71.4	80.0	40.0	0.0	40.0
川北町	64	55	202	315.6	92	143.8	100.0	75.0	66.7	33.3	0.0	33.3
津幡町	216	188	244	113.0	251	116.2	100.0	90.9	50.0	10.0	0.0	60.0
内灘町	152	130	229	150.7	243	159.9	77.8	44.4	50.0	25.0	0.0	50.0
志賀町	77	68	157	203.9	142	184.4	100.0	100.0	0.0	25.0	0.0	75.0
宝達志水町	80	67	115	143.8	115	143.8	100.0	83.3	100.0	80.0	0.0	80.0
中能登町	92	80	136	147.8	134	145.7	100.0	75.0	33.3	66.7	0.0	66.7
穴水町	65	33	106	163.1	65	100.0	100.0	100.0	66.7	66.7	0.0	0.0
能登町	108	86	126	116.7	151	139.8	100.0	100.0	88.9	88.9	0.0	100.0
合　計	8,082	7,118	13,965	172.8	11,556	143.0	99.1	69.2	53.3	37.0	2.2	70.9

注１）「教員」とは、校長、副校長、教頭、主幹教諭、指導教諭、教諭、助教諭、養護教諭、養護助教諭、栄養教諭、常勤講師、再任用職員（フルタイム）をいう。
注２）「授業を担当している教員」とは、各教科等の授業を定期的に担当している教員をいう。授業を一時的・臨時的に担当する教員は含まない。
注３）「指導者用ＰＣ」とは、教員が使用するために配備されたものをいう。教職員が主として校務用に利用しているコンピュータ（校務用コンピュータ）は含まない。
注４）「指導者用ＰＣ整備率」とは指導者用ＰＣの総数を教員の総数で除して算出した値である。
注５）「教員の校務用ＰＣ」とは、主として教員が校務に使用するコンピュータのことをいう。
注６）「教員の校務用ＰＣ整備率」は、校務用ＰＣの総数を総教員数で除して算出した値である。
注７）「統合型校務支援システム」は、教務系（成績処理、出欠管理、時数等）・保健系（健康診断票、保健室管理等）、指導要録等の学籍関係、学校事務系など統合して機能を有しているシステムをいう。
注８）「遠隔教育」は、遠隔システムを活用した同時双方向型で行う教育をいう。（「『遠隔教育の推進に向けた施策方針』の策定について（通知）」（文部科学省、平成30年9月20日））
注９）「合同授業型」とは、教師が児童生徒等に対面で授業を行う複数の教室等を遠隔により接続することで、児童生徒が多様な意見や考えに触れたり、協働して学習に取り組んだりする機会の充実を図る遠隔教育の形態をいう。
注10）「教師支援型」とは、外部人材等の専門家と、児童生徒や教師がいる教室等を遠隔により接続することで、児童生徒の学習活動の質を高めるとともに、教師の資質向上を図る遠隔教育の形態をいう。
注11）「教科・科目充実型」とは、学校教育法施行規則第77条の２（中学校等）、第88条の３（高等学校等）に基づき、当該教科の免許状を保有する教師による授業を遠隔により提供することで、生徒の多様な科目選択を可能とすること等により、学習機会の充実を図るものをいう。なお、小学校での活用は想定されない。
注12）遠隔教育を実施している学校のうち、「教科・科目充実型」の遠隔教育の実施率は、「教科・科目充実型」の遠隔授業を実施している学校の総数を、遠隔教育を実施していると答えた学校の総数から、遠隔教育を実施していると答えた小学校の総数を引いた数で除した値である。
注13）「個々の児童生徒の状況に応じた遠隔教育」とは、外国人児童生徒等への日本語指導、病気療養児・不登校児童生徒等に対する学習指導等の個々の児童生徒の状況に応じた遠隔教育の形態をいう。

○市区町村（設置者）別「コンピュータの設置状況」及び「インターネット接続状況」の実態（小学校）

市　区　町　村　別 （　小　学　校　）	学校数 校	児童生徒数 人	普通教室数 室	学習者用PC総台数 台	児童生徒一人当たりの学習者用PC台数 台／人	普通教室の大型提示装置整備率 %	普通教室の校内LAN整備率 %	普通教室の無線LAN整備率 %
金沢市	54	21,860	921	22,795	1.0	100.0	100.0	100.0
七尾市	10	1,816	113	1,884	1.0	85.0	98.2	98.2
小松市	22	5,375	277	5,371	1.0	92.4	99.6	99.6
輪島市	***	***	***	***	***	***	***	***
珠洲市	7	209	45	312	1.5	93.3	95.6	95.6
加賀市	17	2,596	159	2,649	1.0	89.9	99.4	99.4
羽咋市	5	757	46	784	1.0	100.0	100.0	100.0
かほく市	6	1,993	90	1,997	1.0	100.0	97.8	97.8
白山市	19	6,092	305	6,345	1.0	90.5	100.0	100.0
能美市	8	2,696	129	3,123	1.2	91.5	92.2	92.2
野々市市	5	3,255	129	3,325	1.0	96.1	100.0	100.0
川北町	3	403	28	468	1.2	96.4	100.0	100.0
津幡町	9	2,023	105	2,061	1.0	99.0	100.0	100.0
内灘町	7	1,402	77	1,480	1.1	92.2	94.8	94.8
志賀町	2	590	35	621	1.1	91.4	97.1	97.1
宝達志水町	5	411	39	439	1.1	100.0	100.0	100.0
中能登町	3	774	40	949	1.2	100.0	100.0	100.0
穴水町	2	173	14	179	1.0	100.0	100.0	100.0
能登町	5	394	38	428	1.1	97.4	100.0	100.0
合　　計	189	52,819	2,590	55,210	1.0	95.6	99.1	99.1

注１）「児童生徒数」は、令和６年５月１日現在の児童生徒数。
注２）「学習者用ＰＣ」とは、教育用ＰＣのうち、児童生徒が使用するために配備されたものをいう。
注３）「児童生徒一人当たりの学習者用PC台数」は、「学習者用ＰＣ総台数」を令和６年５月１日現在の児童生徒数で除して算出した値である。
注４）「普通教室の大型提示装置整備率」は、大型提示装置を設置している普通教室の総数を普通教室の総数で除して算出した値である。
注５）「普通教室の校内ＬＡＮ整備率」は、校内ＬＡＮを整備する普通教室の総数を普通教室の総数で除して算出した値である。
注６）「普通教室の無線ＬＡＮ整備率」は、無線ＬＡＮを整備する普通教室の総数を普通教室の総数で除して算出した値である。

（令和７年３月１日現在）

普通教室の移動通信システム（LTE等）整備率	移動系通信を利用している学校の内、無線LAN整備済みの普通教室の数	無線LAN又は移動系通信によりインターネット接続を行う普通教室の割合	回線速度の契約理論値 ベストエフォート型	回線速度の契約理論値 ギャランティ型
%	室	%	%	%
***	***	100.0	100.0	0.0
***	***	98.2	100.0	0.0
***	***	99.6	100.0	0.0
***	***	***	***	***
***	***	95.6	100.0	0.0
***	***	99.4	0.0	100.0
***	***	100.0	100.0	0.0
***	***	97.8	100.0	0.0
***	***	100.0	100.0	0.0
***	***	92.2	100.0	0.0
***	***	100.0	100.0	0.0
***	***	100.0	100.0	0.0
***	***	100.0	100.0	0.0
5.2	0	100.0	100.0	0.0
***	***	97.1	100.0	0.0
***	***	100.0	100.0	0.0
***	***	100.0	100.0	0.0
***	***	100.0	100.0	0.0
***	***	100.0	100.0	0.0
0.2	0	99.3	91.0	9.0

○市区町村（設置者）別「コンピュータの設置状況」及び「インターネット接続状況」の実態（小学校）

（令和７年３月１日現在）

市　区　町　村　別 （　小　学　校　）	教員数 人	授業を担当している教員数 人	指導者用PC台数 台	指導者用PC整備率 %	教員の校務用PC台数 台	教員の校務用PC整備率 %	統合型校務支援システム整備率 %	遠隔教育実施率 %	遠隔教育を実施している学校のうち、「合同授業型」の遠隔授業の実施率 %	遠隔教育を実施している学校のうち、「教師支援型」の遠隔授業の実施率 %	遠隔教育を実施している学校のうち、「教科・科目充実型」の遠隔授業の実施率 %	遠隔教育を実施している学校のうち、個々の児童生徒の状況に応じた遠隔教育の実施率 %
金沢市	1,301	1,119	2,312	177.7	1,636	125.7	100.0	66.7	47.2	30.6	***	75.0
七尾市	154	129	221	143.5	222	144.2	100.0	40.0	100.0	75.0	***	75.0
小松市	404	338	460	113.9	566	140.1	100.0	86.4	78.9	26.3	***	47.4
輪島市	***	***	***	***	***	***	***	***	***	***	***	***
珠洲市	67	52	99	147.8	93	138.8	100.0	100.0	100.0	57.1	***	42.9
加賀市	249	209	326	130.9	403	161.8	100.0	70.6	83.3	41.7	***	50.0
羽咋市	70	57	117	167.1	140	200.0	100.0	60.0	0.0	33.3	***	100.0
かほく市	130	113	170	130.8	189	145.4	100.0	50.0	66.7	0.0	***	66.7
白山市	406	350	359	88.4	531	130.8	100.0	73.7	28.6	57.1	***	78.6
能美市	189	169	259	137.0	220	116.4	100.0	62.5	60.0	60.0	***	80.0
野々市市	165	147	289	175.2	232	140.6	100.0	80.0	75.0	50.0	***	25.0
川北町	40	35	117	292.5	64	160.0	100.0	66.7	100.0	50.0	***	0.0
津幡町	149	125	171	114.8	178	119.5	100.0	100.0	44.4	11.1	***	66.7
内灘町	109	92	151	138.5	182	167.0	85.7	42.9	66.7	33.3	***	33.3
志賀町	45	41	116	257.8	93	206.7	100.0	100.0	0.0	0.0	***	100.0
宝達志水町	59	50	89	150.8	83	140.7	100.0	100.0	100.0	80.0	***	80.0
中能登町	56	49	99	176.8	87	155.4	100.0	100.0	33.3	66.7	***	66.7
穴水町	37	20	61	164.9	40	108.1	100.0	100.0	100.0	50.0	***	0.0
能登町	56	44	71	126.8	81	144.6	100.0	100.0	80.0	80.0	***	100.0
合　　計	3,686	3,139	5,487	148.9	5,040	136.7	99.5	73.0	61.6	40.6	***	64.5

注１）「教員」とは、校長、副校長、教頭、主幹教諭、指導教諭、教諭、助教諭、養護教諭、養護助教諭、栄養教諭、常勤講師、再任用職員（フルタイム）をいう。
注２）「授業を担当している教員」とは、各教科等の授業を定期的に担当している教員をいう。授業を一時的・臨時的に担当する教員は含まない。
注３）「指導者用ＰＣ」とは、教員が使用するために配備されたものをいう。教職員が主として校務用に利用しているコンピュータ（校務用コンピュータ）は含まない。
注４）「指導者用ＰＣ整備率」とは指導者用ＰＣの総数を教員の総数で除して算出した値である。
注５）「教員の校務用ＰＣ」とは、主として教員が校務に使用するコンピュータのことをいう。
注６）「教員の校務用ＰＣ整備率」は、校務用ＰＣの総数を総教員数で除して算出した値である。
注７）「統合型校務支援システム」は、教務系（成績処理、出欠管理、時数等）・保健系（健康診断票、保健室管理等）、指導要録等の学籍関係、学校事務系など統合して
　　機能を有しているシステムをいう。
注８）「遠隔教育」は、遠隔システムを活用した同時双方向型で行う教育をいう。（「『遠隔教育の推進に向けた施策方針』の策定について（通知）」（文部科学省、平成30年9月20日））
注９）「合同授業型」とは、教師が児童生徒等に対面で授業を行う複数の教室等を遠隔により接続することで、児童生徒が多様な意見や考えに触れたり、協働して学習に取り組んだり
　　する機会の充実を図る遠隔教育の形態をいう。
注10）「教師支援型」とは、外部人材等の専門家と、児童生徒や教師がいる教室等を遠隔により接続することで、児童生徒の学習活動の質を高めるとともに、
　　教師の資質向上を図る遠隔教育の形態をいう。
注11）「教科・科目充実型」とは、学校教育法施行規則第77条の２（中学校等）、第88条の３（高等学校等）に基づき、当該教科の免許状を保有する教師による
　　授業を遠隔により提供することで、生徒の多様な科目選択を可能とすること等により、学習機会の充実を図るものをいう。なお、小学校での活用は想定されない。
注12）遠隔教育を実施している学校のうち、「教科・科目充実型」の遠隔教育の実施率は、「教科・科目充実型」の遠隔授業を実施している学校の総数を、
　　遠隔教育を実施していると答えた学校の総数から、遠隔教育を実施していると答えた小学校の総数を引いた数で除した値である。
注13）「個々の児童生徒の状況に応じた遠隔教育」とは、外国人児童生徒等への日本語指導、病気療養児・不登校児童生徒等に対する学習指導等の
　　個々の児童生徒の状況に応じた遠隔教育の形態をいう。

○市区町村（設置者）別「コンピュータの設置状況」及び「インターネット接続状況」の実態（中学校）

市　区　町　村　別 （　中　学　校　）	学校数 校	児童生徒数 人	普通教室数 室	学習者用PC総台数 台	児童生徒一人当たりの学習者用PC台数 台／人	普通教室の大型提示装置整備率 %	普通教室の校内LAN整備率 %	普通教室の無線LAN整備率 %
石川県	1	358	9	499	1.4	100.0	100.0	100.0
金沢市	25	10,864	382	11,300	1.0	100.0	100.0	100.0
七尾市	4	1,067	43	1,089	1.0	97.7	97.7	97.7
小松市	9	2,756	103	2,765	1.0	96.1	100.0	100.0
輪島市	***	***	***	***	***	***	***	***
珠洲市	2	125	10	180	1.4	90.0	100.0	100.0
加賀市	6	1,457	58	1,469	1.0	93.1	100.0	100.0
羽咋市	2	386	16	394	1.0	100.0	100.0	100.0
かほく市	3	905	33	1,025	1.1	100.0	100.0	97.0
白山市	9	3,062	121	3,286	1.1	87.6	100.0	100.0
能美市	3	1,405	50	1,623	1.2	90.0	100.0	100.0
野々市市	2	1,566	50	1,629	1.0	100.0	100.0	100.0
川北町	1	207	7	302	1.5	100.0	100.0	100.0
津幡町	2	1,051	34	1,059	1.0	100.0	100.0	100.0
内灘町	2	730	27	736	1.0	3.7	85.2	85.2
志賀町	2	374	25	393	1.1	24.0	100.0	100.0
宝達志水町	1	240	11	240	1.0	81.8	100.0	100.0
中能登町	1	436	16	476	1.1	100.0	100.0	100.0
穴水町	1	107	10	108	1.0	90.0	100.0	100.0
能登町	4	213	26	223	1.0	96.2	100.0	100.0
合　　計	80	27,309	1,031	28,796	1.1	92.3	99.5	99.4

注１）「児童生徒数」は、令和６年５月１日現在の児童生徒数。
注２）「学習者用ＰＣ」とは、教育用ＰＣのうち、児童生徒が使用するために配備されたものをいう。
注３）「児童生徒一人当たりの学習者用PC台数」は、「学習者用ＰＣ総台数」を令和６年５月１日現在の児童生徒数で除して算出した値である。
注４）「普通教室の大型提示装置整備率」は、大型提示装置を設置している普通教室の総数を普通教室の総数で除して算出した値である。
注５）「普通教室の校内ＬＡＮ整備率」は、校内ＬＡＮを整備する普通教室の総数を普通教室の総数で除して算出した値である。
注６）「普通教室の無線ＬＡＮ整備率」は、無線ＬＡＮを整備する普通教室の総数を普通教室の総数で除して算出した値である。

（令和７年３月１日現在）

普通教室の移動通信システム（LTE等）整備率	移動系通信を利用している学校の内、無線LAN整備済みの普通教室の数	無線LAN又は移動系通信によりインターネット接続を行う普通教室の割合	回線速度の契約理論値 ベストエフォート型	回線速度の契約理論値 ギャランティ型
%	室	%	%	%
***	***	100.0	0.0	100.0
***	***	100.0	100.0	0.0
***	***	97.7	100.0	0.0
***	***	100.0	100.0	0.0
***	***	***	***	***
***	***	100.0	100.0	0.0
***	***	100.0	0.0	100.0
***	***	100.0	100.0	0.0
***	***	97.0	100.0	0.0
***	***	100.0	100.0	0.0
***	***	100.0	100.0	0.0
***	***	100.0	100.0	0.0
***	***	100.0	100.0	0.0
***	***	100.0	100.0	0.0
14.8	0	100.0	100.0	0.0
***	***	100.0	100.0	0.0
***	***	100.0	100.0	0.0
***	***	100.0	100.0	0.0
***	***	100.0	100.0	0.0
***	***	100.0	100.0	0.0
0.4	0	99.8	91.1	8.9

○市区町村（設置者）別「コンピュータの設置状況」及び「インターネット接続状況」の実態（中学校）

（令和７年３月１日現在）

市　区　町　村　別 （　中　学　校　）	教員数 人	授業を担当している教員数 人	指導者用PC台数 台	指導者用PC整備率 %	教員の校務用PC台数 台	教員の校務用PC整備率 %	統合型校務支援システム整備率 %	遠隔教育実施率 %	遠隔教育を実施している学校のうち、「合同授業型」の遠隔授業の実施率 %	遠隔教育を実施している学校のうち、「教師支援型」の遠隔授業の実施率 %	遠隔教育を実施している学校のうち、「教科・科目充実型」の遠隔授業の実施率 %	遠隔教育を実施している学校のうち、個々の児童生徒の状況に応じた遠隔教育の実施率 %
石川県	21	19	46	219.0	44	209.5	100.0	0.0	***	***	***	***
金沢市	718	641	1,212	168.8	841	117.1	100.0	28.0	71.4	57.1	0.0	71.4
七尾市	87	77	137	157.5	127	146.0	100.0	50.0	50.0	50.0	50.0	100.0
小松市	212	184	212	100.0	295	139.2	100.0	88.9	37.5	37.5	0.0	75.0
輪島市	***	***	***	***	***	***	***	***	***	***	***	***
珠洲市	29	23	35	120.7	60	206.9	100.0	100.0	50.0	0.0	0.0	100.0
加賀市	125	111	125	100.0	161	128.8	100.0	50.0	66.7	33.3	0.0	33.3
羽咋市	35	31	44	125.7	22	62.9	100.0	100.0	100.0	50.0	0.0	50.0
かほく市	67	60	106	158.2	98	146.3	100.0	33.3	0.0	100.0	0.0	100.0
白山市	225	198	136	60.4	294	130.7	100.0	55.6	60.0	20.0	0.0	40.0
能美市	98	88	138	140.8	120	122.4	100.0	33.3	0.0	0.0	0.0	100.0
野々市市	87	78	127	146.0	126	144.8	100.0	50.0	100.0	0.0	0.0	100.0
川北町	24	20	85	354.2	28	116.7	100.0	100.0	0.0	0.0	0.0	100.0
津幡町	67	63	73	109.0	73	109.0	100.0	50.0	100.0	0.0	0.0	0.0
内灘町	43	38	78	181.4	61	141.9	50.0	50.0	0.0	0.0	0.0	100.0
志賀町	32	27	41	128.1	49	153.1	100.0	100.0	0.0	50.0	0.0	50.0
宝達志水町	21	17	26	123.8	32	152.4	100.0	0.0	***	***	***	***
中能登町	36	31	37	102.8	47	130.6	100.0	0.0	***	***	***	***
穴水町	28	13	45	160.7	25	89.3	100.0	100.0	0.0	100.0	0.0	0.0
能登町	52	42	55	105.8	70	134.6	100.0	100.0	100.0	100.0	0.0	100.0
合　　計	2,007	1,761	2,758	137.4	2,573	128.2	98.8	52.5	54.8	42.9	2.4	69.0

注１）「教員」とは、校長、副校長、教頭、主幹教諭、指導教諭、教諭、助教諭、養護教諭、養護助教諭、栄養教諭、常勤講師、再任用職員（フルタイム）をいう。
注２）「授業を担当している教員」とは、各教科等の授業を定期的に担当している教員をいう。授業を一時的・臨時的に担当する教員は含まない。
注３）「指導者用ＰＣ」とは、教員が使用するために配備されたものをいう。教職員が主として校務用に利用しているコンピュータ（校務用コンピュータ）は含まない。
注４）「指導者用ＰＣ整備率」とは指導者用ＰＣの総数を教員の総数で除して算出した値である。
注５）「教員の校務用ＰＣ」とは、主として教員が校務に使用するコンピュータのことをいう。
注６）「教員の校務用ＰＣ整備率」は、校務用ＰＣの総数を総教員数で除して算出した値である。
注７）「統合型校務支援システム」は、教務系（成績処理、出欠管理、時数等）・保健系（健康診断票、保健室管理等）、指導要録等の学籍関係、学校事務系など統合して機能を有しているシステムをいう。
注８）「遠隔教育」は、遠隔システムを活用した同時双方向型で行う教育をいう。（「『遠隔教育の推進に向けた施策方針』の策定について（通知）」（文部科学省、平成30年9月20日））
注９）「合同授業型」とは、教師が児童生徒等に対面で授業を行う複数の教室等を遠隔により接続することで、児童生徒が多様な意見や考えに触れたり、協働して学習に取り組んだりする機会の充実を図る遠隔教育の形態をいう。
注10）「教師支援型」とは、外部人材等の専門家と、児童生徒や教師がいる教室等を遠隔により接続することで、児童生徒の学習活動の質を高めるとともに、教師の資質向上を図る遠隔教育の形態をいう。
注11）「教科・科目充実型」とは、学校教育法施行規則第77条の２（中学校等）、第88条の３（高等学校等）に基づき、当該教科の免許状を保有する教師による授業を遠隔により提供することで、生徒の多様な科目選択を可能とすること等により、学習機会の充実を図るものをいう。なお、小学校での活用は想定されない。
注12）遠隔教育を実施している学校のうち、「教科・科目充実型」の遠隔教育の実施率は、「教科・科目充実型」の遠隔授業を実施している学校の総数を、遠隔教育を実施していると答えた学校の総数から、遠隔教育を実施していると答えた小学校の総数を引いた数で除した値である。
注13）「個々の児童生徒の状況に応じた遠隔教育」とは、外国人児童生徒等への日本語指導、病気療養児・不登校児童生徒等に対する学習指導等の個々の児童生徒の状況に応じた遠隔教育の形態をいう。

○市区町村（設置者）別「コンピュータの設置状況」及び「インターネット接続状況」の実態（義務教育学校）

市　区　町　村　別 （義務教育学校）	学校数 校	児童生徒数 人	普通教室数 室	学習者用PC総台数 台	児童生徒一人当たりの学習者用PC台数 台／人	普通教室の大型提示装置整備率 %
小松市	1	179	12	178	1.0	83.3
珠洲市	2	41	14	66	1.6	78.6
合　計	3	220	26	244	1.1	80.8

注１）「児童生徒数」は、令和６年５月１日現在の児童生徒数。
注２）「学習者用ＰＣ」とは、教育用ＰＣのうち、児童生徒が使用するために配備されたものをいう。
注３）「児童生徒一人当たりの学習者用PC台数」は、「学習者用ＰＣ総台数」を令和６年５月１日現在の児童生徒数で除して算出した値であ
注４）「普通教室の大型提示装置整備率」は、大型提示装置を設置している普通教室の総数を普通教室の総数で除して算出した値である。
注５）「普通教室の校内ＬＡＮ整備率」は、校内ＬＡＮを整備する普通教室の総数を普通教室の総数で除して算出した値である。
注６）「普通教室の無線ＬＡＮ整備率」は、無線ＬＡＮを整備する普通教室の総数を普通教室の総数で除して算出した値である。

（令和７年３月１日現在）

普通教室の校内LAN整備率 %	普通教室の無線LAN整備率 %	普通教室の移動通信システム（LTE等）整備率 %	移動系通信を利用している学校の内、無線LAN整備済みの普通教室の数 室	無線LAN又は移動系通信によりインターネット接続を行う普通教室の割合 %	回線速度の契約理論値 ベストエフォート型 %	回線速度の契約理論値 ギャランティ型 %
100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
100.0	100.0	***	***	100.0	50.0	50.0
100.0	100.0	***	***	100.0	66.7	33.3

る。

○市区町村（設置者）別「コンピュータの設置状況」及び「インターネット接続状況」の実態（義務教育学校）

（令和７年３月１日現在）

市　区　町　村　別 （義務教育学校）	教員数 人	授業を担当している教員数 人	指導者用PC台数 台	指導者用PC整備率 %	教員の校務用PC台数 台	教員の校務用PC整備率 %	統合型校務支援システム整備率 %	遠隔教育実施率 %	遠隔教育を実施している学校のうち、「合同授業型」の遠隔授業の実施率 %	遠隔教育を実施している学校のうち、「教師支援型」の遠隔授業の実施率 %	遠隔教育を実施している学校のうち、「教科・科目充実型」の遠隔授業の実施率 %	遠隔教育を実施している学校のうち、個々の児童生徒の状況に応じた遠隔教育の実施率 %
小松市	22	19	33	150.0	28	127.3	100.0	100.0	100.0	0.0	0.0	100.0
珠洲市	28	23	50	178.6	39	139.3	100.0	100.0	100.0	0.0	50.0	50.0
合　計	50	42	83	166.0	67	134.0	100.0	100.0	100.0	0.0	33.3	66.7

注１）「教員」とは、校長、副校長、教頭、主幹教諭、指導教諭、教諭、助教諭、養護教諭、養護助教諭、栄養教諭、常勤講師、再任用職員（フルタイム）をいう。
注２）「授業を担当している教員」とは、各教科等の授業を定期的に担当している教員をいう。授業を一時的・臨時的に担当する教員は含まない。
注３）「指導者用ＰＣ」とは、教員が使用するために配備されたものをいう。教職員が主として校務用に利用しているコンピュータ（校務用コンピュータ）は含まない。
注４）「指導者用ＰＣ整備率」とは指導者用ＰＣの総数を教員の総数で除して算出した値である。
注５）「教員の校務用ＰＣ」とは、主として教員が校務に使用するコンピュータのことをいう。
注６）「教員の校務用ＰＣ整備率」は、校務用ＰＣの総数を総教員数で除して算出した値である。
注７）「統合型校務支援システム」は、教務系（成績処理、出欠管理、時数等）・保健系（健康診断票、保健室管理等）、指導要録等の学籍関係、学校事務系など統合して
機能を有しているシステムをいう。
注８）「遠隔教育」は、遠隔システムを活用した同時双方向型で行う教育をいう。（「『遠隔教育の推進に向けた施策方針』の策定について（通知）」（文部科学省、平成30年9月20日））
注９）「合同授業型」とは、教師が児童生徒等に対面で授業を行う複数の教室等を遠隔により接続することで、児童生徒が多様な意見や考えに触れたり、協働して学習に取り組んだり
する機会の充実を図る遠隔教育の形態をいう。
注10）「教師支援型」とは、外部人材等の専門家と、児童生徒や教師がいる教室等を遠隔により接続することで、児童生徒の学習活動の質を高めるとともに、
教師の資質向上を図る遠隔教育の形態をいう。
注11）「教科・科目充実型」とは、学校教育法施行規則第77条の２（中学校等）、第88条の３（高等学校等）に基づき、当該教科の免許状を保有する教師による
授業を遠隔により提供することで、生徒の多様な科目選択を可能とすること等により、学習機会の充実を図るものをいう。なお、小学校での活用は想定されない。
注12）遠隔教育を実施している学校のうち、「教科・科目充実型」の遠隔教育の実施率は、「教科・科目充実型」の遠隔授業を実施している学校の総数を、
遠隔教育を実施していると答えた学校の総数から、遠隔教育を実施していると答えた小学校の総数を引いた数で除した値である。
注13）「個々の児童生徒の状況に応じた遠隔教育」とは、外国人児童生徒等への日本語指導、病気療養児・不登校児童生徒等に対する学習指導等の
個々の児童生徒の状況に応じた遠隔教育の形態をいう。

○市区町村（設置者）別「コンピュータの設置状況」及び「インターネット接続状況」の実態（高等学校）

（令和７年３月１日現在）

市区町村別（高等学校）	学校数	学校数（専門学科・総合学科単独及び複数学科設置校）	児童生徒数	児童生徒数（専門学科・総合学科単独及び複数学科設置校）	普通教室数	普通教室数（専門学科・総合学科単独及び複数学科設置校）	学習者用PC総台数	学習者用PC総台数（専門学科・総合学科単独及び複数学科設置校）	児童生徒一人当たりの学習者用PC台数	児童生徒一人当たりの学習者用PC台数（専門学科・総合学科単独及び複数学科設置校）	普通教室の大型提示装置整備率	普通教室の大型提示装置整備率（専門学科・総合学科単独及び複数学科設置校）	普通教室の校内LAN整備率	普通教室の校内LAN整備率（専門学科・総合学科単独及び複数学科設置校）	普通教室の無線LAN整備率	普通教室の無線LAN整備率（専門学科・総合学科単独及び複数学科設置校）	普通教室の移動通信システム（LTE等）整備率	普通教室の移動通信システム（LTE等）整備率（専門学科・総合学科単独及び複数学科設置校）	移動系通信を利用している学校の内、無線LAN整備済みの普通教室の数	移動系通信を利用している学校の内、無線LAN整備済みの普通教室の数（専門学科・総合学科単独及び複数学科設置校）	無線LAN又は移動系通信によりインターネット接続を行う普通教室の割合	無線LAN又は移動系通信によりインターネット接続を行う普通教室の割合（専門学科・総合学科単独及び複数学科設置校）	回線速度の契約理論値ベストエフォート型	回線速度の契約理論値ベストエフォート型（専門学科・総合学科単独及び複数学科設置校）	回線速度の契約理論値ギャランティ型	回線速度の契約理論値ギャランティ型（専門学科・総合学科単独及び複数学科設置校）
	校	校	人	人	室	室	台	台	台／人	台／人	%	%	%	%	%	%	%	%	室	室	%	%	%	%	%	%
石川県	43	19	19,660	9,845	607	305	23,462	12,394	1.2	1.3	97.5	95.1	100.0	100.0	100.0	100.0	0.7	***	4	***	100.0	100.0	20.9	10.5	79.1	89.5
金沢市	1	1	715	715	18	18	1,090	1,090	1.5	1.5	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	***	***	***	***	100.0	100.0	100.0	100.0	0.0	0.0
小松市	1	***	444	***	12	***	498	***	1.1	***	100.0	***	100.0	***	100.0	***	***	***	***	***	100.0	***	100.0	***	0.0	***
合計	45	20	20,819	10,560	637	323	25,050	13,484	1.2	1.3	97.6	95.4	100.0	100.0	100.0	100.0	0.6	***	4	***	100.0	100.0	24.4	15.0	75.6	85.0

注１）「児童生徒数」は、令和６年５月１日現在の児童生徒数。
注２）「学習者用ＰＣ」とは、教育用ＰＣのうち、児童生徒が使用するために配備されたものをいう。
注３）「児童生徒一人当たりの学習者用PC台数」は、「学習者用ＰＣ総台数」を令和６年５月１日現在の児童生徒数で除して算出した値である。
注４）「普通教室の大型提示装置整備率」は、大型提示装置を設置している普通教室の総数を普通教室の総数で除して算出した値である。
注５）「普通教室の校内ＬＡＮ整備率」は、校内ＬＡＮを整備する普通教室の総数を普通教室の総数で除して算出した値である。
注６）「普通教室の無線ＬＡＮ整備率」は、無線ＬＡＮを整備する普通教室の総数を普通教室の総数で除して算出した値である。

○市区町村（設置者）別「コンピュータの設置状況」及び「インターネット接続状況」の実態（高等学校）

（令和７年３月１日現在）

市区町村別（高等学校）	教員数	教員数（専門学科・総合学科単独及び複数学科設置校）	授業を担当している教員数	授業を担当している教員数（専門学科・総合学科単独及び複数学科設置校）	指導者用PC台数	指導者用PC台数（専門学科・総合学科単独及び複数学科設置校）	指導者用PC整備率	指導者用PC整備率（専門学科・総合学科単独及び複数学科設置校）	教員の校務用PC台数	教員の校務用PC台数（専門学科・総合学科単独及び複数学科設置校）	教員の校務用PC整備率	教員の校務用PC整備率（専門学科・総合学科単独及び複数学科設置校）	統合型校務支援システム整備率	統合型校務支援システム整備率（専門学科・総合学科単独及び複数学科設置校）	遠隔教育実施率	遠隔教育実施率（専門学科・総合学科単独及び複数学科設置校）	遠隔教育を実施している学校のうち、「合同授業型」の遠隔授業の実施率	遠隔教育を実施している学校のうち、「合同授業型」の遠隔授業の実施率（専門学科・総合学	遠隔教育を実施している学校のうち、「教師支援型」の遠隔授業の実施率	遠隔教育を実施している学校のうち、「教師支援型」の遠隔授業の実施率（専門学科・総合学	遠隔教育を実施している学校のうち、「教科・科目充実型」の遠隔授業の実施率	遠隔教育を実施している学校のうち、「教科・科目充実型」の遠隔授業の実施率（専門学	遠隔教育を実施している学校のうち、個々の児童生徒の状況に応じた遠隔教育の実施率	遠隔教育を実施している学校のうち、個々の児童生徒の状況に応じた遠隔教育の実施率（専門学
	人	人	人	人	台	台	%	%	台	台	%	%	%	%	%	%	%	%	%	%	%	%	%	%
石川県	1,621	804	1,502	751	4,473	2,301	275.9	286.2	2,832	1,297	174.7	161.3	100.0	100.0	74.4	63.2	15.6	33.3	21.9	25.0	0.0	0.0	93.8	100.0
金沢市	67	67	64	64	112	112	167.2	167.2	78	78	116.4	116.4	0.0	0.0	100.0	100.0	0.0	0.0	100.0	100.0	0.0	0.0	100.0	100.0
小松市	38	***	36	***	47	***	123.7	***	50	***	131.6	***	100.0	***	100.0	***	0.0	***	0.0	***	0.0	***	100.0	***
合計	1,726	871	1,602	815	4,632	2,413	268.4	277.0	2,960	1,375	171.5	157.9	97.8	95.0	75.6	65.0	14.7	30.8	23.5	30.8	0.0	0.0	94.1	100.0

注１）「教員」とは、校長、副校長、教頭、主幹教諭、指導教諭、教諭、助教諭、養護教諭、養護助教諭、栄養教諭、常勤講師、再任用職員（フルタイム）をいう。
注２）「授業を担当している教員」とは、各教科等の授業を定期的に担当している教員をいう。授業を一時的・臨時的に担当する教員は含まない。
注３）「指導者用ＰＣ」とは、教員が使用するために配備されたものをいう。教職員が主として校務用に利用しているコンピュータ（校務用コンピュータ）は含まない。
注４）「指導者用ＰＣ整備率」とは指導者用ＰＣの総数を教員の総数で除して算出した値である。
注５）「教員の校務用ＰＣ」とは、主として教員が校務に使用するコンピュータのことをいう。
注６）「教員の校務用ＰＣ整備率」は、校務用ＰＣの総数を総教員数で除して算出した値である。
注７）「統合型校務支援システム」は、教務系（成績処理、出欠管理、時数等）・保健系（健康診断票、保健室管理等）、指導要録等の学籍関係、学校事務系など統合して機能を有しているシステムをいう。
注８）「遠隔教育」は、遠隔システムを活用した同時双方向型で行う教育をいう。（「『遠隔教育の推進に向けた施策方針』の策定について（通知）」（文部科学省、平成30年9月20日））
注９）「合同授業型」とは、教師が児童生徒等に対面で授業を行う複数の教室等を遠隔により接続することで、児童生徒が多様な意見や考えに触れたり、協働して学習に取り組んだりする機会の充実を図る遠隔教育の形態をいう。
注10）「教師支援型」とは、外部人材等の専門家と、児童生徒や教師がいる教室等を遠隔により接続することで、児童生徒の学習活動の質を高めるとともに、教師の資質向上を図る遠隔教育の形態をいう。
注11）「教科・科目充実型」とは、学校教育法施行規則第77条の２（中学校等）、第88条の３（高等学校等）に基づき、当該教科の免許状を保有する教師による授業を遠隔により提供することで、生徒の多様な科目選択を可能とすること等により、学習機会の充実を図るものをいう。なお、小学校での活用は想定されない。
注12）遠隔教育を実施している学校のうち、「教科・科目充実型」の遠隔教育の実施率は、「教科・科目充実型」の遠隔授業を実施している学校の総数を、遠隔教育を実施していると答えた学校の総数から、遠隔教育を実施していると答えた小学校の総数を引いた数で除した値である。
注13）「個々の児童生徒の状況に応じた遠隔教育」とは、外国人児童生徒等への日本語指導、病気療養児・不登校児童生徒等に対する学習指導等の個々の児童生徒の状況に応じた遠隔教育の形態をいう。

○市区町村（設置者）別「コンピュータの設置状況」及び「インターネット接続状況」の実態（中等教育学校）

市　区　町　村　別 （中等教育学校）	学校数 校	児童生徒数 人	普通教室数 室	学習者用PC総台数 台	児童生徒一人当たりの学習者用PC台数 台／人	普通教室の大型提示装置整備率 %
合　計	***	***	***	***	***	***

注１）「児童生徒数」は、令和６年５月１日現在の児童生徒数。
注２）「学習者用ＰＣ」とは、教育用ＰＣのうち、児童生徒が使用するために配備されたものをいう。
注３）「児童生徒一人当たりの学習者用PC台数」は、「学習者用ＰＣ総台数」を令和６年５月１日現在の児童生徒数で除して算出した値であ
注４）「普通教室の大型提示装置整備率」は、大型提示装置を設置している普通教室の総数を普通教室の総数で除して算出した値である。
注５）「普通教室の校内ＬＡＮ整備率」は、校内ＬＡＮを整備する普通教室の総数を普通教室の総数で除して算出した値である。
注６）「普通教室の無線ＬＡＮ整備率」は、無線ＬＡＮを整備する普通教室の総数を普通教室の総数で除して算出した値である。

（令和７年３月１日現在）

普通教室の校内LAN整備率 %	普通教室の無線LAN整備率 %	普通教室の移動通信システム（LTE等）整備率 %	移動系通信を利用している学校の内、無線LAN整備済みの普通教室の数 室	無線LAN又は移動系通信によりインターネット接続を行う普通教室の割合 %	回線速度の契約理論値 ベストエフォート型 %	回線速度の契約理論値 ギャランティ型 %
***	***	***	***	***	***	***

る。

○市区町村（設置者）別「コンピュータの設置状況」及び「インターネット接続状況」の実態（中等教育学校）

（令和７年３月１日現在）

市　区　町　村　別 （中等教育学校）	教員数 人	授業を担当している教員数 人	指導者用PC台数 台	指導者用PC整備率 %	教員の校務用PC台数 台	教員の校務用PC整備率 %	統合型校務支援システム整備率 %	遠隔教育実施率 %	遠隔教育を実施している学校のうち、「合同授業型」の遠隔授業の実施率 %	遠隔教育を実施している学校のうち、「教師支援型」の遠隔授業の実施率 %	遠隔教育を実施している学校のうち、「教科・科目充実型」の遠隔授業の実施率 %	遠隔教育を実施している学校のうち、個々の児童生徒の状況に応じた遠隔教育の実施率 %
合　　計	***	***	***	***	***	***	***	***	***	***	***	***

注１）「教員」とは、校長、副校長、教頭、主幹教諭、指導教諭、教諭、助教諭、養護教諭、養護助教諭、栄養教諭、常勤講師、再任用職員（フルタイム）をいう。
注２）「授業を担当している教員」とは、各教科等の授業を定期的に担当している教員をいう。授業を一時的・臨時的に担当する教員は含まない。
注３）「指導者用ＰＣ」とは、教員が使用するために配備されたものをいう。教職員が主として校務用に利用しているコンピュータ（校務用コンピュータ）は含まない。
注４）「指導者用ＰＣ整備率」とは指導者用ＰＣの総数を教員の総数で除して算出した値である。
注５）「教員の校務用ＰＣ」とは、主として教員が校務に使用するコンピュータのことをいう。
注６）「教員の校務用ＰＣ整備率」は、校務用ＰＣの総数を総教員数で除して算出した値である。
注７）「統合型校務支援システム」は、教務系（成績処理、出欠管理、時数等）・保健系（健康診断票、保健室管理等）、指導要録等の学籍関係、学校事務系など統合して
　　機能を有しているシステムをいう。
注８）「遠隔教育」は、遠隔システムを活用した同時双方向型で行う教育をいう。（「『遠隔教育の推進に向けた施策方針』の策定について（通知）」（文部科学省、平成30年9月20日））
注９）「合同授業型」とは、教師が児童生徒等に対面で授業を行う複数の教室等を遠隔により接続することで、児童生徒が多様な意見や考えに触れたり、協働して学習に取り組んだり
　　する機会の充実を図る遠隔教育の形態をいう。
注10）「教師支援型」とは、外部人材等の専門家と、児童生徒や教師がいる教室等を遠隔により接続することで、児童生徒の学習活動の質を高めるとともに、
　　教師の資質向上を図る遠隔教育の形態をいう。
注11）「教科・科目充実型」とは、学校教育法施行規則第77条の２（中学校等）、第88条の３（高等学校等）に基づき、当該教科の免許状を保有する教師による
　　授業を遠隔により提供することで、生徒の多様な科目選択を可能とすること等により、学習機会の充実を図るものをいう。なお、小学校での活用は想定されない。
注12）遠隔教育を実施している学校のうち、「教科・科目充実型」の遠隔教育の実施率は、「教科・科目充実型」の遠隔授業を実施している学校の総数を、
　　遠隔教育を実施していると答えた学校の総数から、遠隔教育を実施していると答えた小学校の総数を引いた数で除した値である。
注13）「個々の児童生徒の状況に応じた遠隔教育」とは、外国人児童生徒等への日本語指導、病気療養児・不登校児童生徒等に対する学習指導等の
　　個々の児童生徒の状況に応じた遠隔教育の形態をいう。

○市区町村（設置者）別「コンピュータの設置状況」及び「インターネット接続状況」の実態（特別支援学校）

市　区　町　村　別 （特別支援学校）	学校数 校	児童生徒数 人	普通教室数 室	学習者用PC総台数 台	児童生徒一人当たりの学習者用PC台数 台／人	普通教室の大型提示装置整備率 %
石川県	11	1,331	293	1,486	1.1	52.9
合　計	11	1,331	293	1,486	1.1	52.9

注１）「児童生徒数」は、令和６年５月１日現在の児童生徒数。
注２）「学習者用ＰＣ」とは、教育用ＰＣのうち、児童生徒が使用するために配備されたものをいう。
注３）「児童生徒一人当たりの学習者用PC台数」は、「学習者用ＰＣ総台数」を令和６年５月１日現在の児童生徒数で除して算出した値であ
注４）「普通教室の大型提示装置整備率」は、大型提示装置を設置している普通教室の総数を普通教室の総数で除して算出した値である。
注５）「普通教室の校内ＬＡＮ整備率」は、校内ＬＡＮを整備する普通教室の総数を普通教室の総数で除して算出した値である。
注６）「普通教室の無線ＬＡＮ整備率」は、無線ＬＡＮを整備する普通教室の総数を普通教室の総数で除して算出した値である。

（令和７年３月１日現在）

普通教室の校内LAN整備率 %	普通教室の無線LAN整備率 %	普通教室の移動通信システム（LTE等）整備率 %	移動系通信を利用している学校の内、無線LAN整備済みの普通教室の数 室	無線LAN又は移動系通信によりインターネット接続を行う普通教室の割合 %	回線速度の契約理論値 ベストエフォート型 %	回線速度の契約理論値 ギャランティ型 %
96.9	94.9	***	***	94.9	45.5	54.5
96.9	94.9	***	***	94.9	45.5	54.5

る。

○市区町村（設置者）別「コンピュータの設置状況」及び「インターネット接続状況」の実態（特別支援学校）

（令和７年３月１日現在）

市　区　町　村　別 （特別支援学校）	教員数 人	授業を担当している教員数 人	指導者用PC台数 台	指導者用PC整備率 %	教員の校務用PC台数 台	教員の校務用PC整備率 %	統合型校務支援システム整備率 %	遠隔教育実施率 %	遠隔教育を実施している学校のうち、「合同授業型」の遠隔授業の実施率 %	遠隔教育を実施している学校のうち、「教師支援型」の遠隔授業の実施率 %	遠隔教育を実施している学校のうち、「教科・科目充実型」の遠隔授業の実施率 %	遠隔教育を実施している学校のうち、個々の児童生徒の状況に応じた遠隔教育の実施率 %
石川県	613	574	1,005	163.9	916	149.4	100.0	90.9	50.0	20.0	0.0	90.0
合　計	613	574	1,005	163.9	916	149.4	100.0	90.9	50.0	20.0	0.0	90.0

注１）「教員」とは、校長、副校長、教頭、主幹教諭、指導教諭、教諭、助教諭、養護教諭、養護助教諭、栄養教諭、常勤講師、再任用職員（フルタイム）をいう。
注２）「授業を担当している教員」とは、各教科等の授業を定期的に担当している教員をいう。授業を一時的・臨時的に担当する教員は含まない。
注３）「指導者用ＰＣ」とは、教員が使用するために配備されたものをいう。教職員が主として校務用に利用しているコンピュータ（校務用コンピュータ）は含まない。
注４）「指導者用ＰＣ整備率」とは指導者用ＰＣの総数を教員の総数で除して算出した値である。
注５）「教員の校務用ＰＣ」とは、主として教員が校務に使用するコンピュータのことをいう。
注６）「教員の校務用ＰＣ整備率」は、校務用ＰＣの総数を総教員数で除して算出した値である。
注７）「統合型校務支援システム」は、教務系（成績処理、出欠管理、時数等）・保健系（健康診断票、保健室管理等）、指導要録等の学籍関係、学校事務系など統合して
機能を有しているシステムをいう。
注８）「遠隔教育」は、遠隔システムを活用した同時双方向型で行う教育をいう。（「『遠隔教育の推進に向けた施策方針』の策定について（通知）」（文部科学省、平成30年9月20日））
注９）「合同授業型」とは、教師が児童生徒等に対面で授業を行う複数の教室等を遠隔により接続することで、児童生徒が多様な意見や考えに触れたり、協働して学習に取り組んだり
する機会の充実を図る遠隔教育の形態をいう。
注10）「教師支援型」とは、外部人材等の専門家と、児童生徒や教師がいる教室等を遠隔により接続することで、児童生徒の学習活動の質を高めるとともに、
教師の資質向上を図る遠隔教育の形態をいう。
注11）「教科・科目充実型」とは、学校教育法施行規則第77条の２（中学校等）、第88条の３（高等学校等）に基づき、当該教科の免許状を保有する教師による
授業を遠隔により提供することで、生徒の多様な科目選択を可能とすること等により、学習機会の充実を図るものをいう。なお、小学校での活用は想定されない。
注12）遠隔教育を実施している学校のうち、「教科・科目充実型」の遠隔教育の実施率は、「教科・科目充実型」の遠隔授業を実施している学校の総数を、
遠隔教育を実施していると答えた学校の総数から、遠隔教育を実施していると答えた小学校の総数を引いた数で除した値である。
注13）「個々の児童生徒の状況に応じた遠隔教育」とは、外国人児童生徒等への日本語指導、病気療養児・不登校児童生徒等に対する学習指導等の
個々の児童生徒の状況に応じた遠隔教育の形態をいう。

○市区町村（設置者）別「コンピュータの設置状況」及び「インターネット接続状況」の実態（合計）

市　区　町　村　別 （　合　計　）	学校数 校	児童生徒数 人	普通教室数 室	学習者用PC総台数 台	児童生徒一人当たりの学習者用PC台数 台／人	普通教室の大型提示装置整備率 %	普通教室の校内LAN整備率 %
福井県	37	16,065	818	18,428	1.1	78.9	99.9
福井市	74	18,829	862	19,833	1.1	90.8	100.0
敦賀市	16	4,832	224	5,318	1.1	98.7	99.1
小浜市	11	2,166	114	2,242	1.0	99.1	99.1
大野市	11	1,986	116	2,001	1.0	97.4	96.6
勝山市	12	1,399	101	1,417	1.0	95.0	98.0
鯖江市	15	5,777	255	6,385	1.1	94.5	100.0
あわら市	9	1,776	97	1,860	1.0	84.5	100.0
越前市	25	6,004	288	6,626	1.1	99.3	100.0
坂井市	24	6,968	302	7,359	1.1	92.1	100.0
永平寺町	9	1,255	83	1,297	1.0	97.6	100.0
池田町	2	109	11	167	1.5	100.0	100.0
南越前町	5	681	45	873	1.3	95.6	100.0
越前町	12	1,396	94	1,540	1.1	97.9	100.0
美浜町	4	554	35	711	1.3	100.0	100.0
高浜町	6	704	42	746	1.1	100.0	100.0
おおい町	6	662	45	798	1.2	93.3	100.0
若狭町	11	1,049	75	1,124	1.1	97.3	100.0
合　計	289	72,212	3,607	78,725	1.1	90.9	99.7

注１）「児童生徒数」は、令和６年５月１日現在の児童生徒数。
注２）「学習者用ＰＣ」とは、教育用ＰＣのうち、児童生徒が使用するために配備されたものをいう。
注３）「児童生徒一人当たりの学習者用PC台数」は、「学習者用ＰＣ総台数」を令和６年５月１日現在の児童生徒数で除して算出した値である。
注４）「普通教室の大型提示装置整備率」は、大型提示装置を設置している普通教室の総数を普通教室の総数で除して算出した値である。
注５）「普通教室の校内ＬＡＮ整備率」は、校内ＬＡＮを整備する普通教室の総数を普通教室の総数で除して算出した値である。
注６）「普通教室の無線ＬＡＮ整備率」は、無線ＬＡＮを整備する普通教室の総数を普通教室の総数で除して算出した値である。

（令和７年３月１日現在）

普通教室の無線LAN整備率 %	普通教室の移動通信システム（LTE等）整備率 %	移動系通信を利用している学校の内、無線LAN整備済みの普通教室の数 室	無線LAN又は移動系通信によりインターネット接続を行う普通教室の割合 %	回線速度の契約理論値 ベストエフォート型 %	回線速度の契約理論値 ギャランティ型 %
96.2	***	***	96.2	100.0	0.0
100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
99.1	***	***	99.1	100.0	0.0
99.1	***	***	99.1	100.0	0.0
96.6	100.0	112	100.0	100.0	0.0
6.9	100.0	7	100.0	0.0	0.0
100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
99.3	***	***	99.3	100.0	0.0
99.7	***	***	99.7	100.0	0.0
94.0	100.0	78	100.0	0.0	0.0
100.0	27.3	3	100.0	100.0	0.0
100.0	***	***	100.0	80.0	20.0
100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
96.1	8.4	200	99.0	99.6	0.4

○市区町村（設置者）別「コンピュータの設置状況」及び「インターネット接続状況」の実態（合計）

（令和７年３月１日現在）

市　区　町　村　別 （　合　計　）	教員数 人	授業を担当している教員数 人	指導者用PC台数 台	指導者用PC整備率 %	教員の校務用PC台数 台	教員の校務用PC整備率 %	統合型校務支援システム整備率 %	遠隔教育実施率 %	遠隔教育を実施している学校のうち、「合同授業型」の遠隔授業の実施率 %	遠隔教育を実施している学校のうち、「教師支援型」の遠隔授業の実施率 %	遠隔教育を実施している学校のうち、「教科・科目充実型」の遠隔授業の実施率 %	遠隔教育を実施している学校のうち、個々の児童生徒の状況に応じた遠隔教育の実施率 %
福井県	1,980	1,876	3,170	160.1	3,175	160.4	100.0	83.8	61.3	58.1	0.0	71.0
福井市	1,405	1,194	1,756	125.0	1,688	120.1	1.4	48.6	55.6	44.4	0.0	61.1
敦賀市	338	294	497	147.0	416	123.1	100.0	50.0	25.0	25.0	0.0	87.5
小浜市	184	159	228	123.9	236	128.3	100.0	100.0	63.6	63.6	0.0	72.7
大野市	186	160	289	155.4	307	165.1	100.0	54.5	33.3	50.0	0.0	100.0
勝山市	158	133	250	158.2	231	146.2	100.0	75.0	33.3	33.3	0.0	66.7
鯖江市	377	331	600	159.2	471	124.9	100.0	40.0	50.0	83.3	0.0	83.3
あわら市	165	142	102	61.8	175	106.1	100.0	88.9	62.5	25.0	0.0	62.5
越前市	466	406	843	180.9	614	131.8	100.0	76.0	63.2	63.2	0.0	31.6
坂井市	507	447	514	101.4	528	104.1	100.0	50.0	75.0	50.0	0.0	83.3
永平寺町	138	116	240	173.9	278	201.4	0.0	77.8	42.9	42.9	0.0	100.0
池田町	22	16	32	145.5	35	159.1	0.0	100.0	100.0	0.0	0.0	100.0
南越前町	73	60	86	117.8	124	169.9	100.0	40.0	100.0	0.0	0.0	50.0
越前町	159	132	243	152.8	197	123.9	100.0	91.7	63.6	36.4	0.0	72.7
美浜町	60	54	91	151.7	136	226.7	100.0	75.0	66.7	66.7	0.0	66.7
高浜町	80	72	174	217.5	179	223.8	100.0	83.3	80.0	80.0	0.0	20.0
おおい町	89	68	112	125.8	139	156.2	100.0	83.3	100.0	100.0	0.0	80.0
若狭町	139	115	102	73.4	180	129.5	0.0	81.8	88.9	33.3	0.0	44.4
合　　計	6,526	5,775	9,329	143.0	9,109	139.6	67.1	65.7	60.5	50.0	0.0	66.3

注１）「教員」とは、校長、副校長、教頭、主幹教諭、指導教諭、教諭、助教諭、養護教諭、養護助教諭、栄養教諭、常勤講師、再任用職員（フルタイム）をいう。
注２）「授業を担当している教員」とは、各教科等の授業を定期的に担当している教員をいう。授業を一時的・臨時的に担当する教員は含まない。
注３）「指導者用ＰＣ」とは、教員が使用するために配備されたものをいう。教職員が主として校務用に利用しているコンピュータ（校務用コンピュータ）は含まない。
注４）「指導者用ＰＣ整備率」とは指導者用ＰＣの総数を教員の総数で除して算出した値である。
注５）「教員の校務用ＰＣ」とは、主として教員が校務に使用するコンピュータのことをいう。
注６）「教員の校務用ＰＣ整備率」は、校務用ＰＣの総数を総教員数で除して算出した値である。
注７）「統合型校務支援システム」は、教務系（成績処理、出欠管理、時数等）・保健系（健康診断票、保健室管理等）、指導要録等の学籍関係、学校事務系など統合して
　　機能を有しているシステムをいう。
注８）「遠隔教育」は、遠隔システムを活用した同時双方向型で行う教育をいう。（「『遠隔教育の推進に向けた施策方針』の策定について（通知）」（文部科学省、平成30年9月20日））
注９）「合同授業型」とは、教師が児童生徒等に対面で授業を行う複数の教室等を遠隔により接続することで、児童生徒が多様な意見や考えに触れたり、協働して学習に取り組んだり
　　する機会の充実を図る遠隔教育の形態をいう。
注10）「教師支援型」とは、外部人材等の専門家と、児童生徒や教師がいる教室等を遠隔により接続することで、児童生徒の学習活動の質を高めるとともに、
　　教師の資質向上を図る遠隔教育の形態をいう。
注11）「教科・科目充実型」とは、学校教育法施行規則第77条の２（中学校等）、第88条の３（高等学校等）に基づき、当該教科の免許状を保有する教師による
　　授業を遠隔により提供することで、生徒の多様な科目選択を可能とすること等により、学習機会の充実を図るものをいう。なお、小学校での活用は想定されない。
注12）遠隔教育を実施している学校のうち、「教科・科目充実型」の遠隔教育の実施率は、「教科・科目充実型」の遠隔授業を実施している学校の総数を、
　　遠隔教育を実施していると答えた学校の総数から、遠隔教育を実施していると答えた小学校の総数を引いた数で除した値である。
注13）「個々の児童生徒の状況に応じた遠隔教育」とは、外国人児童生徒等への日本語指導、病気療養児・不登校児童生徒等に対する学習指導等の
　　個々の児童生徒の状況に応じた遠隔教育の形態をいう。

○市区町村（設置者）別「コンピュータの設置状況」及び「インターネット接続状況」の実態（小学校）

市　区　町　村　別 （　小　学　校　）	学校数 校	児童生徒数 人	普通教室数 室	学習者用PC総台数 台	児童生徒一人当たりの学習者用PC台数 台／人	普通教室の大型提示装置整備率 %	普通教室の校内LAN整備率 %
福井市	51	12,451	587	12,627	1.0	89.8	100.0
敦賀市	11	3,174	153	3,479	1.1	98.0	98.7
小浜市	9	1,413	83	1,416	1.0	98.8	98.8
大野市	9	1,336	89	1,349	1.0	96.6	95.5
勝山市	9	904	71	915	1.0	94.4	97.2
鯖江市	12	3,716	178	4,216	1.1	92.7	100.0
あわら市	7	1,168	66	1,164	1.0	78.8	100.0
越前市	17	3,939	197	4,235	1.1	99.0	100.0
坂井市	19	4,540	223	4,741	1.0	91.0	100.0
永平寺町	6	784	56	796	1.0	98.2	100.0
池田町	1	69	8	91	1.3	100.0	100.0
南越前町	4	428	34	595	1.4	97.1	100.0
越前町	8	883	64	953	1.1	98.4	100.0
美浜町	3	367	23	488	1.3	100.0	100.0
高浜町	4	457	28	467	1.0	100.0	100.0
おおい町	4	413	31	519	1.3	93.5	100.0
若狭町	9	662	64	710	1.1	96.9	100.0
合　　計	183	36,704	1,955	38,761	1.1	93.5	99.5

注１）「児童生徒数」は、令和６年５月１日現在の児童生徒数。
注２）「学習者用ＰＣ」とは、教育用ＰＣのうち、児童生徒が使用するために配備されたものをいう。
注３）「児童生徒一人当たりの学習者用PC台数」は、「学習者用ＰＣ総台数」を令和６年５月１日現在の児童生徒数で除して算出した値である。
注４）「普通教室の大型提示装置整備率」は、大型提示装置を設置している普通教室の総数を普通教室の総数で除して算出した値である。
注５）「普通教室の校内ＬＡＮ整備率」は、校内ＬＡＮを整備する普通教室の総数を普通教室の総数で除して算出した値である。
注６）「普通教室の無線ＬＡＮ整備率」は、無線ＬＡＮを整備する普通教室の総数を普通教室の総数で除して算出した値である。

（令和７年３月１日現在）

普通教室の無線LAN整備率 %	普通教室の移動通信システム（LTE等）整備率 %	移動系通信を利用している学校の内、無線LAN整備済みの普通教室の数 室	無線LAN又は移動系通信によりインターネット接続を行う普通教室の割合 %	回線速度の契約理論値 ベストエフォート型 %	回線速度の契約理論値 ギャランティ型 %
100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
98.7	***	***	98.7	100.0	0.0
98.8	***	***	98.8	100.0	0.0
95.5	100.0	85	100.0	100.0	0.0
7.0	100.0	5	100.0	0.0	0.0
100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
99.0	***	***	99.0	100.0	0.0
100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
91.1	100.0	51	100.0	0.0	0.0
100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
100.0	***	***	100.0	75.0	25.0
100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
95.9	11.0	141	99.7	99.4	0.6

○市区町村（設置者）別「コンピュータの設置状況」及び「インターネット接続状況」の実態（小学校）

（令和７年３月１日現在）

市　区　町　村　別 （　小　学　校　）	教員数 人	授業を担当している教員数 人	指導者用PC台数 台	指導者用PC整備率 %	教員の校務用PC台数 台	教員の校務用PC整備率 %	統合型校務支援システム整備率 %	遠隔教育実施率 %	遠隔教育を実施している学校のうち、「合同授業型」の遠隔授業の実施率 %	遠隔教育を実施している学校のうち、「教師支援型」の遠隔授業の実施率 %	遠隔教育を実施している学校のうち、「教科・科目充実型」の遠隔授業の実施率 %	遠隔教育を実施している学校のうち、個々の児童生徒の状況に応じた遠隔教育の実施率 %
福井市	866	728	1,108	127.9	1,032	119.2	2.0	49.0	60.0	52.0	***	56.0
敦賀市	210	178	340	161.9	282	134.3	100.0	54.5	16.7	33.3	***	83.3
小浜市	125	108	172	137.6	167	133.6	100.0	100.0	77.8	66.7	***	66.7
大野市	131	111	207	158.0	202	154.2	100.0	44.4	50.0	25.0	***	100.0
勝山市	107	90	148	138.3	162	151.4	100.0	77.8	28.6	28.6	***	57.1
鯖江市	242	211	431	178.1	309	127.7	100.0	41.7	60.0	80.0	***	80.0
あわら市	110	92	68	61.8	109	99.1	100.0	85.7	66.7	33.3	***	50.0
越前市	288	248	601	208.7	388	134.7	100.0	70.6	58.3	75.0	***	25.0
坂井市	335	291	329	98.2	379	113.1	100.0	47.4	77.8	44.4	***	88.9
永平寺町	88	73	156	177.3	196	222.7	0.0	83.3	40.0	40.0	***	100.0
池田町	10	8	25	250.0	15	150.0	0.0	100.0	100.0	0.0	***	100.0
南越前町	52	41	59	113.5	89	171.2	100.0	25.0	100.0	0.0	***	0.0
越前町	96	82	161	167.7	116	120.8	100.0	100.0	75.0	37.5	***	62.5
美浜町	42	36	88	209.5	88	209.5	100.0	100.0	66.7	66.7	***	66.7
高浜町	52	47	140	269.2	145	278.8	100.0	100.0	100.0	75.0	***	25.0
おおい町	54	43	69	127.8	97	179.6	100.0	100.0	100.0	100.0	***	75.0
若狭町	99	79	71	71.7	138	139.4	0.0	77.8	85.7	42.9	***	28.6
合　　計	2,907	2,466	4,173	143.6	3,914	134.6	63.9	63.4	63.8	51.7	***	60.3

注１）「教員」とは、校長、副校長、教頭、主幹教諭、指導教諭、教諭、助教諭、養護教諭、養護助教諭、栄養教諭、常勤講師、再任用職員（フルタイム）をいう。
注２）「授業を担当している教員」とは、各教科等の授業を定期的に担当している教員をいう。授業を一時的・臨時的に担当する教員は含まない。
注３）「指導者用ＰＣ」とは、教員が使用するために配備されたものをいう。教職員が主として校務用に利用しているコンピュータ（校務用コンピュータ）は含まない。
注４）「指導者用ＰＣ整備率」とは指導者用ＰＣの総数を教員の総数で除して算出した値である。
注５）「教員の校務用ＰＣ」とは、主として教員が校務に使用するコンピュータのことをいう。
注６）「教員の校務用ＰＣ整備率」は、校務用ＰＣの総数を総教員数で除して算出した値である。
注７）「統合型校務支援システム」は、教務系（成績処理、出欠管理、時数等）・保健系（健康診断票、保健室管理等）、指導要録等の学籍関係、学校事務系など統合して
機能を有しているシステムをいう。
注８）「遠隔教育」は、遠隔システムを活用した同時双方向型で行う教育をいう。（「『遠隔教育の推進に向けた施策方針』の策定について（通知）」（文部科学省、平成30年9月20日））
注９）「合同授業型」とは、教師が児童生徒等に対面で授業を行う複数の教室等を遠隔により接続することで、児童生徒が多様な意見や考えに触れたり、協働して学習に取り組んだり
する機会の充実を図る遠隔教育の形態をいう。
注10）「教師支援型」とは、外部人材等の専門家と、児童生徒や教師がいる教室等を遠隔により接続することで、児童生徒の学習活動の質を高めるとともに、
教師の資質向上を図る遠隔教育の形態をいう。
注11）「教科・科目充実型」とは、学校教育法施行規則第77条の２（中学校等）、第88条の３（高等学校等）に基づき、当該教科の免許状を保有する教師による
授業を遠隔により提供することで、生徒の多様な科目選択を可能とすること等により、学習機会の充実を図るものをいう。なお、小学校での活用は想定されない。
注12）遠隔教育を実施している学校のうち、「教科・科目充実型」の遠隔教育の実施率は、「教科・科目充実型」の遠隔授業を実施している学校の総数を、
遠隔教育を実施していると答えた学校の総数から、遠隔教育を実施していると答えた小学校の総数を引いた数で除した値である。
注13）「個々の児童生徒の状況に応じた遠隔教育」とは、外国人児童生徒等への日本語指導、病気療養児・不登校児童生徒等に対する学習指導等の
個々の児童生徒の状況に応じた遠隔教育の形態をいう。

○市区町村（設置者）別「コンピュータの設置状況」及び「インターネット接続状況」の実態（中学校）

市　区　町　村　別 （　中　学　校　）	学校数 校	児童生徒数 人	普通教室数 室	学習者用PC総台数 台	児童生徒一人当たりの学習者用PC台数 台／人	普通教室の大型提示装置整備率 %	普通教室の校内LAN整備率 %
福井県	1	268	9	270	1.0	100.0	100.0
福井市	23	6,378	275	7,206	1.1	93.1	100.0
敦賀市	5	1,658	71	1,839	1.1	100.0	100.0
小浜市	2	753	31	826	1.1	100.0	100.0
大野市	2	650	27	652	1.0	100.0	100.0
勝山市	3	495	30	502	1.0	96.7	100.0
鯖江市	3	2,061	77	2,169	1.1	98.7	100.0
あわら市	2	608	31	696	1.1	96.8	100.0
越前市	8	2,065	91	2,391	1.2	100.0	100.0
坂井市	5	2,428	79	2,618	1.1	94.9	100.0
永平寺町	3	471	27	501	1.1	96.3	100.0
池田町	1	40	3	76	1.9	100.0	100.0
南越前町	1	253	11	278	1.1	90.9	100.0
越前町	4	513	30	587	1.1	96.7	100.0
美浜町	1	187	12	223	1.2	100.0	100.0
高浜町	2	247	14	279	1.1	100.0	100.0
おおい町	2	249	14	279	1.1	92.9	100.0
若狭町	2	387	11	414	1.1	100.0	100.0
合　　計	70	19,711	843	21,806	1.1	96.4	100.0

注１）「児童生徒数」は、令和６年５月１日現在の児童生徒数。
注２）「学習者用ＰＣ」とは、教育用ＰＣのうち、児童生徒が使用するために配備されたものをいう。
注３）「児童生徒一人当たりの学習者用PC台数」は、「学習者用ＰＣ総台数」を令和６年５月１日現在の児童生徒数で除して算出した値である。
注４）「普通教室の大型提示装置整備率」は、大型提示装置を設置している普通教室の総数を普通教室の総数で除して算出した値である。
注５）「普通教室の校内ＬＡＮ整備率」は、校内ＬＡＮを整備する普通教室の総数を普通教室の総数で除して算出した値である。
注６）「普通教室の無線ＬＡＮ整備率」は、無線ＬＡＮを整備する普通教室の総数を普通教室の総数で除して算出した値である。

（令和７年３月１日現在）

普通教室の無線LAN整備率 %	普通教室の移動通信システム（LTE等）整備率 %	移動系通信を利用している学校の内、無線LAN整備済みの普通教室の数 室	無線LAN又は移動系通信によりインターネット接続を行う普通教室の割合 %	回線速度の契約理論値 ベストエフォート型 %	回線速度の契約理論値 ギャランティ型 %
100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
100.0	100.0	27	100.0	100.0	0.0
6.7	100.0	2	100.0	0.0	0.0
100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
98.7	***	***	98.7	100.0	0.0
100.0	100.0	27	100.0	0.0	0.0
100.0	100.0	3	100.0	100.0	0.0
100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
96.6	10.3	59	99.9	100.0	0.0

○市区町村（設置者）別「コンピュータの設置状況」及び「インターネット接続状況」の実態（中学校）

（令和７年３月１日現在）

市　区　町　村　別 （　中　学　校　）	教員数 人	授業を担当している教員数 人	指導者用PC台数 台	指導者用PC整備率 %	教員の校務用PC台数 台	教員の校務用PC整備率 %	統合型校務支援システム整備率 %	遠隔教育実施率 %	遠隔教育を実施している学校のうち、「合同授業型」の遠隔授業の実施率 %	遠隔教育を実施している学校のうち、「教師支援型」の遠隔授業の実施率 %	遠隔教育を実施している学校のうち、「教科・科目充実型」の遠隔授業の実施率 %	遠隔教育を実施している学校のうち、個々の児童生徒の状況に応じた遠隔教育の実施率 %
福井県	21	17	59	281.0	27	128.6	100.0	100.0	0.0	0.0	0.0	100.0
福井市	539	466	648	120.2	656	121.7	0.0	47.8	45.5	27.3	0.0	72.7
敦賀市	128	116	157	122.7	134	104.7	100.0	40.0	50.0	0.0	0.0	100.0
小浜市	59	51	56	94.9	69	116.9	100.0	100.0	0.0	50.0	0.0	100.0
大野市	55	49	82	149.1	105	190.9	100.0	100.0	0.0	100.0	0.0	100.0
勝山市	51	43	102	200.0	69	135.3	100.0	66.7	50.0	50.0	0.0	100.0
鯖江市	135	120	169	125.2	162	120.0	100.0	33.3	0.0	100.0	0.0	100.0
あわら市	55	50	34	61.8	66	120.0	100.0	100.0	50.0	0.0	0.0	100.0
越前市	178	158	242	136.0	226	127.0	100.0	87.5	71.4	42.9	0.0	42.9
坂井市	172	156	185	107.6	149	86.6	100.0	60.0	66.7	66.7	0.0	66.7
永平寺町	50	43	84	168.0	82	164.0	0.0	66.7	50.0	50.0	0.0	100.0
池田町	12	8	7	58.3	20	166.7	0.0	100.0	100.0	0.0	0.0	100.0
南越前町	21	19	27	128.6	35	166.7	100.0	100.0	100.0	0.0	0.0	100.0
越前町	63	50	82	130.2	81	128.6	100.0	75.0	33.3	33.3	0.0	100.0
美浜町	18	18	3	16.7	48	266.7	100.0	0.0	***	***	***	***
高浜町	28	25	34	121.4	34	121.4	100.0	50.0	0.0	100.0	0.0	0.0
おおい町	35	25	43	122.9	42	120.0	100.0	50.0	100.0	100.0	0.0	100.0
若狭町	40	36	31	77.5	42	105.0	0.0	100.0	100.0	0.0	0.0	100.0
合　　計	1,660	1,450	2,045	123.2	2,047	123.3	58.6	62.9	50.0	38.6	0.0	79.5

注１）「教員」とは、校長、副校長、教頭、主幹教諭、指導教諭、教諭、助教諭、養護教諭、養護助教諭、栄養教諭、常勤講師、再任用職員（フルタイム）をいう。
注２）「授業を担当している教員」とは、各教科等の授業を定期的に担当している教員をいう。授業を一時的・臨時的に担当する教員は含まない。
注３）「指導者用ＰＣ」とは、教員が使用するために配備されたものをいう。教職員が主として校務用に利用しているコンピュータ（校務用コンピュータ）は含まない。
注４）「指導者用ＰＣ整備率」とは指導者用ＰＣの総数を教員の総数で除して算出した値である。
注５）「教員の校務用ＰＣ」とは、主として教員が校務に使用するコンピュータのことをいう。
注６）「教員の校務用ＰＣ整備率」は、校務用ＰＣの総数を総教員数で除して算出した値である。
注７）「統合型校務支援システム」は、教務系（成績処理、出欠管理、時数等）・保健系（健康診断票、保健室管理等）、指導要録等の学籍関係、学校事務系など統合して
機能を有しているシステムをいう。
注８）「遠隔教育」は、遠隔システムを活用した同時双方向型で行う教育をいう。（「『遠隔教育の推進に向けた施策方針』の策定について（通知）」（文部科学省、平成30年9月20日））
注９）「合同授業型」とは、教師が児童生徒等に対面で授業を行う複数の教室等を遠隔により接続することで、児童生徒が多様な意見や考えに触れたり、協働して学習に取り組んだり
する機会の充実を図る遠隔教育の形態をいう。
注10）「教師支援型」とは、外部人材等の専門家と、児童生徒や教師がいる教室等を遠隔により接続することで、児童生徒の学習活動の質を高めるとともに、
教師の資質向上を図る遠隔教育の形態をいう。
注11）「教科・科目充実型」とは、学校教育法施行規則第77条の２（中学校等）、第88条の３（高等学校等）に基づき、当該教科の免許状を保有する教師による
授業を遠隔により提供することで、生徒の多様な科目選択を可能とすること等により、学習機会の充実を図るものをいう。なお、小学校での活用は想定されない。
注12）遠隔教育を実施している学校のうち、「教科・科目充実型」の遠隔教育の実施率は、「教科・科目充実型」の遠隔授業を実施している学校の総数を、
遠隔教育を実施していると答えた学校の総数から、遠隔教育を実施していると答えた小学校の総数を引いた数で除した値である。
注13）「個々の児童生徒の状況に応じた遠隔教育」とは、外国人児童生徒等への日本語指導、病気療養児・不登校児童生徒等に対する学習指導等の
個々の児童生徒の状況に応じた遠隔教育の形態をいう。

○市区町村（設置者）別「コンピュータの設置状況」及び「インターネット接続状況」の実態（義務教育学校）

市　区　町　村　別 （義務教育学校）	学校数 校	児童生徒数 人	普通教室数 室	学習者用PC総台数 台	児童生徒一人当たりの学習者用PC台数 台／人	普通教室の大型提示装置整備率 %
合　計	***	***	***	***	***	***

注１）「児童生徒数」は、令和６年５月１日現在の児童生徒数。
注２）「学習者用ＰＣ」とは、教育用ＰＣのうち、児童生徒が使用するために配備されたものをいう。
注３）「児童生徒一人当たりの学習者用PC台数」は、「学習者用ＰＣ総台数」を令和６年５月１日現在の児童生徒数で除して算出した値であ
注４）「普通教室の大型提示装置整備率」は、大型提示装置を設置している普通教室の総数を普通教室の総数で除して算出した値である。
注５）「普通教室の校内ＬＡＮ整備率」は、校内ＬＡＮを整備する普通教室の総数を普通教室の総数で除して算出した値である。
注６）「普通教室の無線ＬＡＮ整備率」は、無線ＬＡＮを整備する普通教室の総数を普通教室の総数で除して算出した値である。

（令和７年３月１日現在）

普通教室の校内LAN整備率 %	普通教室の無線LAN整備率 %	普通教室の移動通信システム（LTE等）整備率 %	移動系通信を利用している学校の内、無線LAN整備済みの普通教室の数 室	無線LAN又は移動系通信によりインターネット接続を行う普通教室の割合 %	回線速度の契約理論値 ベストエフォート型 %	回線速度の契約理論値 ギャランティ型 %
***	***	***	***	***	***	***

る。

○市区町村（設置者）別「コンピュータの設置状況」及び「インターネット接続状況」の実態（義務教育学校）

（令和７年３月１日現在）

市　区　町　村　別 （義務教育学校）	教員数 人	授業を担当している教員数 人	指導者用PC台数 台	指導者用PC整備率 %	教員の校務用PC台数 台	教員の校務用PC整備率 %	統合型校務支援システム整備率 %	遠隔教育実施率 %	遠隔教育を実施している学校のうち、「合同授業型」の遠隔授業の実施率 %	遠隔教育を実施している学校のうち、「教師支援型」の遠隔授業の実施率 %	遠隔教育を実施している学校のうち、「教科・科目充実型」の遠隔授業の実施率 %	遠隔教育を実施している学校のうち、個々の児童生徒の状況に応じた遠隔教育の実施率 %
合　　計	***	***	***	***	***	***	***	***	***	***	***	***

注１）「教員」とは、校長、副校長、教頭、主幹教諭、指導教諭、教諭、助教諭、養護教諭、養護助教諭、栄養教諭、常勤講師、再任用職員（フルタイム）をいう。
注２）「授業を担当している教員」とは、各教科等の授業を定期的に担当している教員をいう。授業を一時的・臨時的に担当する教員は含まない。
注３）「指導者用ＰＣ」とは、教員が使用するために配備されたものをいう。教職員が主として校務用に利用しているコンピュータ（校務用コンピュータ）は含まない。
注４）「指導者用ＰＣ整備率」とは指導者用ＰＣの総数を教員の総数で除して算出した値である。
注５）「教員の校務用ＰＣ」とは、主として教員が校務に使用するコンピュータのことをいう。
注６）「教員の校務用ＰＣ整備率」は、校務用ＰＣの総数を総教員数で除して算出した値である。
注７）「統合型校務支援システム」は、教務系（成績処理、出欠管理、時数等）・保健系（健康診断票、保健室管理等）、指導要録等の学籍関係、学校事務系など統合して
機能を有しているシステムをいう。
注８）「遠隔教育」は、遠隔システムを活用した同時双方向型で行う教育をいう。（「『遠隔教育の推進に向けた施策方針』の策定について（通知）」（文部科学省、平成30年9月20日））
注９）「合同授業型」とは、教師が児童生徒等に対面で授業を行う複数の教室等を遠隔により接続することで、児童生徒が多様な意見や考えに触れたり、協働して学習に取り組んだり
する機会の充実を図る遠隔教育の形態をいう。
注10）「教師支援型」とは、外部人材等の専門家と、児童生徒や教師がいる教室等を遠隔により接続することで、児童生徒の学習活動の質を高めるとともに、
教師の資質向上を図る遠隔教育の形態をいう。
注11）「教科・科目充実型」とは、学校教育法施行規則第77条の２（中学校等）、第88条の３（高等学校等）に基づき、当該教科の免許状を保有する教師による
授業を遠隔により提供することで、生徒の多様な科目選択を可能とすること等により、学習機会の充実を図るものをいう。なお、小学校での活用は想定されない。
注12）遠隔教育を実施している学校のうち、「教科・科目充実型」の遠隔教育の実施率は、「教科・科目充実型」の遠隔授業を実施している学校の総数を、
遠隔教育を実施していると答えた学校の総数から、遠隔教育を実施していると答えた小学校の総数を引いた数で除した値である。
注13）「個々の児童生徒の状況に応じた遠隔教育」とは、外国人児童生徒等への日本語指導、病気療養児・不登校児童生徒等に対する学習指導等の
個々の児童生徒の状況に応じた遠隔教育の形態をいう。

○市区町村（設置者）別「コンピュータの設置状況」及び「インターネット接続状況」の実態（高等学校）

（令和７年３月１日現在）

市区町村別（高等学校）	学校数	学校数（専門学科・総合学科単独及び複数学科設置校）	児童生徒数	児童生徒数（専門学科・総合学科単独及び複数学科設置校）	普通教室数	普通教室数（専門学科・総合学科単独及び複数学科設置校）	学習者用PC総台数	学習者用PC総台数（専門学科・総合学科単独及び複数学科設置校）	児童生徒一人当たりの学習者用PC台数	児童生徒一人当たりの学習者用PC台数（専門学科・総合学科単独及び複数学科設置校）	普通教室の大型提示装置整備率	普通教室の大型提示装置整備率（専門学科・総合学科単独及び複数学科設置校）	普通教室の校内LAN整備率	普通教室の校内LAN整備率（専門学科・総合学科単独及び複数学科設置校）	普通教室の無線LAN整備率	普通教室の無線LAN整備率（専門学科・総合学科単独及び複数学科設置校）	普通教室の移動通信システム（LTE等）整備率	普通教室の移動通信システム（LTE等）整備率（専門学科・総合学科単独及び複数学科設置校）	移動系通信を利用している学校の内、無線LAN整備済みの普通教室の数	移動系通信を利用している学校の内、無線LAN整備済みの普通教室の数（専門学科・総合学科単独及び複数学科設置校）	無線LAN又は移動系通信によりインターネット接続を行う普通教室の割合	無線LAN又は移動系通信によりインターネット接続を行う普通教室の割合（専門学科・総合学科単独及び複数学科設置校）	回線速度の契約理論値ベストエフォート型	回線速度の契約理論値ベストエフォート型（専門学科・総合学科単独及び複数学科設置校）	回線速度の契約理論値ギャランティ型	回線速度の契約理論値ギャランティ型（専門学科・総合学科単独及び複数学科設置校）
	校	校	人	人	室	室	台	台	台／人	台／人	%	%	%	%	%	%	%	%	室	室	%	%	%	%	%	%
福井県	25	18	14,853	10,717	524	395	17,129	13,514	1.2	1.3	98.5	99.5	100.0	100.0	98.9	98.5	***	***	***	***	98.9	98.5	100.0	100.0	0.0	0.0
合計	25	18	14,853	10,717	524	395	17,129	13,514	1.2	1.3	98.5	99.5	100.0	100.0	98.9	98.5	***	***	***	***	98.9	98.5	100.0	100.0	0.0	0.0

注１）「児童生徒数」は、令和６年５月１日現在の児童生徒数。
注２）「学習者用ＰＣ」とは、教育用ＰＣのうち、児童生徒が使用するために配備されたものをいう。
注３）「児童生徒一人当たりの学習者用PC台数」は、「学習者用ＰＣ総台数」を令和６年５月１日現在の児童生徒数で除して算出した値である。
注４）「普通教室の大型提示装置整備率」は、大型提示装置を設置している普通教室の総数を普通教室の総数で除して算出した値である。
注５）「普通教室の校内ＬＡＮ整備率」は、校内ＬＡＮを整備する普通教室の総数を普通教室の総数で除して算出した値である。
注６）「普通教室の無線ＬＡＮ整備率」は、無線ＬＡＮを整備する普通教室の総数を普通教室の総数で除して算出した値である。

○市区町村（設置者）別「コンピュータの設置状況」及び「インターネット接続状況」の実態（高等学校）

（令和７年３月１日現在）

市区町村別（高等学校）	教員数	教員数（専門学科・総合学科単独及び複数学科設置校）	授業を担当している教員数	授業を担当している教員数（専門学科・総合学科単独及び複数学科設置校）	指導者用PC台数	指導者用PC台数（専門学科・総合学科単独及び複数学科設置校）	指導者用PC整備率	指導者用PC整備率（専門学科・総合学科単独及び複数学科設置校）	教員の校務用PC台数	教員の校務用PC台数（専門学科・総合学科単独及び複数学科設置校）	教員の校務用PC整備率	教員の校務用PC整備率（専門学科・総合学科単独及び複数学科設置校）	統合型校務支援システム整備率	統合型校務支援システム整備率（専門学科・総合学科単独及び複数学科設置校）	遠隔教育実施率	遠隔教育実施率（専門学科・総合学科単独及び複数学科設置校）	遠隔教育を実施している学校のうち、「合同授業型」の遠隔授業の実施率	遠隔教育を実施している学校のうち、「合同授業型」の遠隔授業の実施率（専門学科・総合学	遠隔教育を実施している学校のうち、「教師支援型」の遠隔授業の実施率	遠隔教育を実施している学校のうち、「教師支援型」の遠隔授業の実施率（専門学科・総合学	遠隔教育を実施している学校のうち、「教科・科目充実型」の遠隔授業の実施率	遠隔教育を実施している学校のうち、「教科・科目充実型」の遠隔授業の実施率（専門学	遠隔教育を実施している学校のうち、個々の児童生徒の状況に応じた遠隔教育の実施率	遠隔教育を実施している学校のうち、個々の児童生徒の状況に応じた遠隔教育の実施率（専門学
	人	人	人	人	台	台	%	%	台	台	%	%	%	%	%	%	%	%	%	%	%	%	%	%
福井県	1,262	955	1,204	916	2,785	2,153	220.7	225.4	1,905	1,429	151.0	149.6	100.0	100.0	84.0	83.3	61.9	60.0	76.2	73.3	0.0	0.0	66.7	66.7
合計	1,262	955	1,204	916	2,785	2,153	220.7	225.4	1,905	1,429	151.0	149.6	100.0	100.0	84.0	83.3	61.9	60.0	76.2	73.3	0.0	0.0	66.7	66.7

注１）「教員」とは、校長、副校長、教頭、主幹教諭、指導教諭、教諭、助教諭、養護教諭、養護助教諭、栄養教諭、常勤講師、再任用職員（フルタイム）をいう。
注２）「授業を担当している教員」とは、各教科等の授業を定期的に担当している教員をいう。授業を一時的・臨時的に担当する教員は含まない。
注３）「指導者用ＰＣ」とは、教員が使用するために配備されたものをいう。教職員が主として校務用に利用しているコンピュータ（校務用コンピュータ）は含まない。
注４）「指導者用ＰＣ整備率」とは指導者用ＰＣの総数を教員の総数で除して算出した値である。
注５）「教員の校務用ＰＣ」とは、主として教員が校務に使用するコンピュータのことをいう。
注６）「教員の校務用ＰＣ整備率」は、校務用ＰＣの総数を総教員数で除して算出した値である。
注７）「統合型校務支援システム」は、教務系（成績処理、出欠管理、時数等）・保健系（健康診断票、保健室管理等）、指導要録等の学籍関係、学校事務系など統合して機能を有しているシステムをいう。
注８）「遠隔教育」は、遠隔システムを活用した同時双方向型で行う教育をいう。（「『遠隔教育の推進に向けた施策方針』の策定について（通知）」（文部科学省、平成30年9月20日））
注９）「合同授業型」とは、教師が児童生徒等に対面で授業を行う複数の教室等を遠隔により接続することで、児童生徒が多様な意見や考えに触れたり、協働して学習に取り組んだりする機会の充実を図る遠隔教育の形態をいう。
注10）「教師支援型」とは、外部人材等の専門家と、児童生徒や教師がいる教室等を遠隔により接続することで、児童生徒の学習活動の質を高めるとともに、教師の資質向上を図る遠隔教育の形態をいう。
注11）「教科・科目充実型」とは、学校教育法施行規則第77条の２（中学校等）、第88条の３（高等学校等）に基づき、当該教科の免許状を保有する教師による授業を遠隔により提供することで、生徒の多様な科目選択を可能とすること等により、学習機会の充実を図るものをいう。なお、小学校での活用は想定されない。
注12）遠隔教育を実施している学校のうち、「教科・科目充実型」の遠隔教育の実施率は、「教科・科目充実型」の遠隔授業を実施している学校の総数を、遠隔教育を実施していると答えた学校の総数から、遠隔教育を実施していると答えた小学校の総数を引いた数で除した値である。
注13）「個々の児童生徒の状況に応じた遠隔教育」とは、外国人児童生徒等への日本語指導、病気療養児・不登校児童生徒等に対する学習指導等の個々の児童生徒の状況に応じた遠隔教育の形態をいう。

○市区町村（設置者）別「コンピュータの設置状況」及び「インターネット接続状況」の実態（中等教育学校）

市　区　町　村　別 （中等教育学校）	学校数 校	児童生徒数 人	普通教室数 室	学習者用PC総台数 台	児童生徒一人当たりの学習者用PC台数 台／人	普通教室の大型提示装置整備率 %
合　計	***	***	***	***	***	***

注１）「児童生徒数」は、令和６年５月１日現在の児童生徒数。
注２）「学習者用ＰＣ」とは、教育用ＰＣのうち、児童生徒が使用するために配備されたものをいう。
注３）「児童生徒一人当たりの学習者用PC台数」は、「学習者用ＰＣ総台数」を令和６年５月１日現在の児童生徒数で除して算出した値であ
注４）「普通教室の大型提示装置整備率」は、大型提示装置を設置している普通教室の総数を普通教室の総数で除して算出した値である。
注５）「普通教室の校内ＬＡＮ整備率」は、校内ＬＡＮを整備する普通教室の総数を普通教室の総数で除して算出した値である。
注６）「普通教室の無線ＬＡＮ整備率」は、無線ＬＡＮを整備する普通教室の総数を普通教室の総数で除して算出した値である。

（令和７年３月１日現在）

普通教室の校内LAN整備率 %	普通教室の無線LAN整備率 %	普通教室の移動通信システム（LTE等）整備率 %	移動系通信を利用している学校の内、無線LAN整備済みの普通教室の数 室	無線LAN又は移動系通信によりインターネット接続を行う普通教室の割合 %	回線速度の契約理論値 ベストエフォート型 %	回線速度の契約理論値 ギャランティ型 %
***	***	***	***	***	***	***

る。

○市区町村（設置者）別「コンピュータの設置状況」及び「インターネット接続状況」の実態（中等教育学校）

（令和７年３月１日現在）

市　区　町　村　別 （中等教育学校）	教員数 人	授業を担当している教員数 人	指導者用PC台数 台	指導者用PC整備率 %	教員の校務用PC台数 台	教員の校務用PC整備率 %	統合型校務支援システム整備率 %	遠隔教育実施率 %	遠隔教育を実施している学校のうち、「合同授業型」の遠隔授業の実施率 %	遠隔教育を実施している学校のうち、「教師支援型」の遠隔授業の実施率 %	遠隔教育を実施している学校のうち、「教科・科目充実型」の遠隔授業の実施率 %	遠隔教育を実施している学校のうち、個々の児童生徒の状況に応じた遠隔教育の実施率 %
合　　計	***	***	***	***	***	***	***	***	***	***	***	***

注１）「教員」とは、校長、副校長、教頭、主幹教諭、指導教諭、教諭、助教諭、養護教諭、養護助教諭、栄養教諭、常勤講師、再任用職員（フルタイム）をいう。
注２）「授業を担当している教員」とは、各教科等の授業を定期的に担当している教員をいう。授業を一時的・臨時的に担当する教員は含まない。
注３）「指導者用ＰＣ」とは、教員が使用するために配備されたものをいう。教職員が主として校務用に利用しているコンピュータ（校務用コンピュータ）は含まない。
注４）「指導者用ＰＣ整備率」とは指導者用ＰＣの総数を教員の総数で除して算出した値である。
注５）「教員の校務用ＰＣ」とは、主として教員が校務に使用するコンピュータのことをいう。
注６）「教員の校務用ＰＣ整備率」は、校務用ＰＣの総数を総教員数で除して算出した値である。
注７）「統合型校務支援システム」は、教務系（成績処理、出欠管理、時数等）・保健系（健康診断票、保健室管理等）、指導要録等の学籍関係、学校事務系など統合して
　　機能を有しているシステムをいう。
注８）「遠隔教育」は、遠隔システムを活用した同時双方向型で行う教育をいう。（「『遠隔教育の推進に向けた施策方針』の策定について（通知）」（文部科学省、平成30年9月20日））
注９）「合同授業型」とは、教師が児童生徒等に対面で授業を行う複数の教室等を遠隔により接続することで、児童生徒が多様な意見や考えに触れたり、協働して学習に取り組んだり
　　する機会の充実を図る遠隔教育の形態をいう。
注10）「教師支援型」とは、外部人材等の専門家と、児童生徒や教師がいる教室等を遠隔により接続することで、児童生徒の学習活動の質を高めるとともに、
　　教師の資質向上を図る遠隔教育の形態をいう。
注11）「教科・科目充実型」とは、学校教育法施行規則第77条の２（中学校等）、第88条の３（高等学校等）に基づき、当該教科の免許状を保有する教師による
　　授業を遠隔により提供することで、生徒の多様な科目選択を可能とすること等により、学習機会の充実を図るものをいう。なお、小学校での活用は想定されない。
注12）遠隔教育を実施している学校のうち、「教科・科目充実型」の遠隔教育の実施率は、「教科・科目充実型」の遠隔授業を実施している学校の総数を、
　　遠隔教育を実施していると答えた学校の総数から、遠隔教育を実施していると答えた小学校の総数を引いた数で除した値である。
注13）「個々の児童生徒の状況に応じた遠隔教育」とは、外国人児童生徒等への日本語指導、病気療養児・不登校児童生徒等に対する学習指導等の
　　個々の児童生徒の状況に応じた遠隔教育の形態をいう。

○市区町村（設置者）別「コンピュータの設置状況」及び「インターネット接続状況」の実態（特別支援学校）

市　区　町　村　別 （特別支援学校）	学校数 校	児童生徒数 人	普通教室数 室	学習者用PC総台数 台	児童生徒一人当たりの学習者用PC台数 台／人	普通教室の大型提示装置整備率 %
福井県	11	944	285	1,029	1.1	42.1
合　計	11	944	285	1,029	1.1	42.1

注１）「児童生徒数」は、令和６年５月１日現在の児童生徒数。
注２）「学習者用ＰＣ」とは、教育用ＰＣのうち、児童生徒が使用するために配備されたものをいう。
注３）「児童生徒一人当たりの学習者用PC台数」は、「学習者用ＰＣ総台数」を令和６年５月１日現在の児童生徒数で除して算出した値であ
注４）「普通教室の大型提示装置整備率」は、大型提示装置を設置している普通教室の総数を普通教室の総数で除して算出した値である。
注５）「普通教室の校内ＬＡＮ整備率」は、校内ＬＡＮを整備する普通教室の総数を普通教室の総数で除して算出した値である。
注６）「普通教室の無線ＬＡＮ整備率」は、無線ＬＡＮを整備する普通教室の総数を普通教室の総数で除して算出した値である。

（令和７年３月１日現在）

普通教室の校内LAN整備率 %	普通教室の無線LAN整備率 %	普通教室の移動通信システム（LTE等）整備率 %	移動系通信を利用している学校の内、無線LAN整備済みの普通教室の数 室	無線LAN又は移動系通信によりインターネット接続を行う普通教室の割合 %	回線速度の契約理論値 ベストエフォート型 %	回線速度の契約理論値 ギャランティ型 %
99.6	91.2	***	***	91.2	100.0	0.0
99.6	91.2	***	***	91.2	100.0	0.0

る。

○市区町村（設置者）別「コンピュータの設置状況」及び「インターネット接続状況」の実態（特別支援学校）

（令和７年３月１日現在）

市　区　町　村　別 （特別支援学校）	教員数 人	授業を担当している教員数 人	指導者用PC台数 台	指導者用PC整備率 %	教員の校務用PC台数 台	教員の校務用PC整備率 %	統合型校務支援システム整備率 %	遠隔教育実施率 %	遠隔教育を実施している学校のうち、「合同授業型」の遠隔授業の実施率 %	遠隔教育を実施している学校のうち、「教師支援型」の遠隔授業の実施率 %	遠隔教育を実施している学校のうち、「教科・科目充実型」の遠隔授業の実施率 %	遠隔教育を実施している学校のうち、個々の児童生徒の状況に応じた遠隔教育の実施率 %
福井県	697	655	326	46.8	1,243	178.3	100.0	81.8	66.7	22.2	0.0	77.8
合　計	697	655	326	46.8	1,243	178.3	100.0	81.8	66.7	22.2	0.0	77.8

注１）「教員」とは、校長、副校長、教頭、主幹教諭、指導教諭、教諭、助教諭、養護教諭、養護助教諭、栄養教諭、常勤講師、再任用職員（フルタイム）をいう。
注２）「授業を担当している教員」とは、各教科等の授業を定期的に担当している教員をいう。授業を一時的・臨時的に担当する教員は含まない。
注３）「指導者用ＰＣ」とは、教員が使用するために配備されたものをいう。教職員が主として校務用に利用しているコンピュータ（校務用コンピュータ）は含まない。
注４）「指導者用ＰＣ整備率」とは指導者用ＰＣの総数を教員の総数で除して算出した値である。
注５）「教員の校務用ＰＣ」とは、主として教員が校務に使用するコンピュータのことをいう。
注６）「教員の校務用ＰＣ整備率」は、校務用ＰＣの総数を総教員数で除して算出した値である。
注７）「統合型校務支援システム」は、教務系（成績処理、出欠管理、時数等）・保健系（健康診断票、保健室管理等）、指導要録等の学籍関係、学校事務系など統合して
　　機能を有しているシステムをいう。
注８）「遠隔教育」は、遠隔システムを活用した同時双方向型で行う教育をいう。（「『遠隔教育の推進に向けた施策方針』の策定について（通知）」（文部科学省、平成30年9月20日））
注９）「合同授業型」とは、教師が児童生徒等に対面で授業を行う複数の教室等を遠隔により接続することで、児童生徒が多様な意見や考えに触れたり、協働して学習に取り組んだり
　　する機会の充実を図る遠隔教育の形態をいう。
注10）「教師支援型」とは、外部人材等の専門家と、児童生徒や教師がいる教室等を遠隔により接続することで、児童生徒の学習活動の質を高めるとともに、
　　教師の資質向上を図る遠隔教育の形態をいう。
注11）「教科・科目充実型」とは、学校教育法施行規則第77条の２（中学校等）、第88条の３（高等学校等）に基づき、当該教科の免許状を保有する教師による
　　授業を遠隔により提供することで、生徒の多様な科目選択を可能とすること等により、学習機会の充実を図るものをいう。なお、小学校での活用は想定されない。
注12）遠隔教育を実施している学校のうち、「教科・科目充実型」の遠隔教育の実施率は、「教科・科目充実型」の遠隔授業を実施している学校の総数を、
　　遠隔教育を実施していると答えた学校の総数から、遠隔教育を実施していると答えた小学校の総数を引いた数で除した値である。
注13）「個々の児童生徒の状況に応じた遠隔教育」とは、外国人児童生徒等への日本語指導、病気療養児・不登校児童生徒等に対する学習指導等の
　　個々の児童生徒の状況に応じた遠隔教育の形態をいう。

○市区町村（設置者）別「コンピュータの設置状況」及び「インターネット接続状況」の実態（合計）

市　区　町　村　別 （　合　計　）	学校数 校	児童生徒数 人	普通教室数 室	学習者用PC総台数 台	児童生徒一人当たりの学習者用PC台数 台／人	普通教室の大型提示装置整備率 %	普通教室の校内LAN整備率 %	普通教室の無線LAN整備率 %	普通教室の移動通信システム（LTE等）整備率 %	移動系通信を利用している学校の内、無線LAN整備済みの普通教室の数 室	無線LAN又は移動系通信によりインターネット接続を行う普通教室の割合 %
山梨県	40	14,977	833	21,784	1.5	74.4	100.0	100.0	***	***	100.0
甲府市	38	11,831	586	12,161	1.0	94.2	99.7	99.7	***	***	99.7
富士吉田市	11	3,142	159	3,243	1.0	96.9	100.0	100.0	***	***	100.0
都留市	10	1,823	98	2,159	1.2	86.7	100.0	100.0	***	***	100.0
山梨市	11	2,223	137	2,298	1.0	89.8	100.0	100.0	***	***	100.0
大月市	7	1,022	71	1,178	1.2	77.5	100.0	100.0	***	***	100.0
韮崎市	7	1,739	92	1,754	1.0	93.5	100.0	98.9	***	***	98.9
南アルプス市	22	5,402	291	5,450	1.0	76.6	100.0	100.0	***	***	100.0
北杜市	19	3,164	169	3,302	1.0	82.8	100.0	99.4	***	***	99.4
甲斐市	16	5,887	289	5,949	1.0	88.2	97.6	95.2	***	***	95.2
笛吹市	19	4,595	257	4,641	1.0	93.0	100.0	100.0	***	***	100.0
上野原市	7	1,071	70	1,195	1.1	88.6	100.0	100.0	***	***	100.0
甲州市	17	1,880	150	1,894	1.0	82.7	98.7	98.7	***	***	98.7
中央市	9	2,246	113	2,254	1.0	87.6	95.6	95.6	***	***	95.6
市川三郷町	10	879	77	906	1.0	92.2	98.7	98.7	***	***	98.7
早川町	3	43	16	58	1.3	100.0	100.0	100.0	***	***	100.0
身延町	4	391	33	454	1.2	97.0	100.0	100.0	***	***	100.0
南部町	4	342	31	372	1.1	80.6	96.8	96.8	***	***	96.8
富士川町	5	891	48	928	1.0	70.8	97.9	97.9	***	***	97.9
昭和町	4	1,938	88	2,062	1.1	93.2	100.0	100.0	***	***	100.0
道志村	2	77	12	114	1.5	100.0	100.0	100.0	***	***	100.0
西桂町	2	286	19	347	1.2	57.9	100.0	100.0	***	***	100.0
忍野村	2	862	28	894	1.0	67.9	100.0	100.0	***	***	100.0
山中湖村	3	328	22	370	1.1	81.8	100.0	100.0	***	***	100.0
鳴沢村	1	139	8	169	1.2	100.0	100.0	100.0	***	***	100.0
富士河口湖町	10	1,603	104	1,612	1.0	91.3	100.0	100.0	***	***	100.0
小菅村	2	36	9	66	1.8	100.0	100.0	100.0	***	***	100.0
丹波山村	2	21	9	33	1.6	100.0	100.0	100.0	***	***	100.0
河口湖南中学校組合	1	540	18	561	1.0	33.3	100.0	100.0	***	***	100.0
合　計	288	69,378	3,837	78,208	1.1	85.1	99.5	99.3	***	***	99.3

注１）「児童生徒数」は、令和６年５月１日現在の児童生徒数。
注２）「学習者用ＰＣ」とは、教育用ＰＣのうち、児童生徒が使用するために配備されたものをいう。
注３）「児童生徒一人当たりの学習者用PC台数」は、「学習者用ＰＣ総台数」を令和６年５月１日現在の児童生徒数で除して算出した値である。
注４）「普通教室の大型提示装置整備率」は、大型提示装置を設置している普通教室の総数を普通教室の総数で除して算出した値である。
注５）「普通教室の校内ＬＡＮ整備率」は、校内ＬＡＮを整備する普通教室の総数を普通教室の総数で除して算出した値である。
注６）「普通教室の無線ＬＡＮ整備率」は、無線ＬＡＮを整備する普通教室の総数を普通教室の総数で除して算出した値である。

（令和７年３月１日現在）

回線速度の契約理論値ベストエフォート型 %	回線速度の契約理論値ギャランティ型 %
100.0	0.0
100.0	0.0
100.0	0.0
100.0	0.0
0.0	100.0
100.0	0.0
100.0	0.0
0.0	100.0
10.5	89.5
100.0	0.0
100.0	0.0
100.0	0.0
0.0	100.0
100.0	0.0
90.0	10.0
100.0	0.0
100.0	0.0
100.0	0.0
100.0	0.0
75.0	25.0
100.0	0.0
100.0	0.0
50.0	50.0
100.0	0.0
100.0	0.0
100.0	0.0
100.0	0.0
100.0	0.0
100.0	0.0
75.7	24.3

○市区町村（設置者）別「コンピュータの設置状況」及び「インターネット接続状況」の実態（合計）

（令和７年３月１日現在）

市　区　町　村　別 （　合　計　）	教員数 人	授業を担当している教員数 人	指導者用PC台数 台	指導者用PC整備率 %	教員の校務用PC台数 台	教員の校務用PC整備率 %	統合型校務支援システム整備率 %	遠隔教育実施率 %	遠隔教育を実施している学校のうち、「合同授業型」の遠隔授業の実施率 %	遠隔教育を実施している学校のうち、「教師支援型」の遠隔授業の実施率 %	遠隔教育を実施している学校のうち、「教科・科目充実型」の遠隔授業の実施率 %	遠隔教育を実施している学校のうち、個々の児童生徒の状況に応じた遠隔教育の実施率 %
山梨県	1,934	1,762	2,508	129.7	2,300	118.9	95.0	67.5	66.7	44.4	29.6	74.1
甲府市	957	780	1,111	116.1	1,114	116.4	100.0	100.0	92.1	92.1	84.6	100.0
富士吉田市	256	214	332	129.7	423	165.2	100.0	9.1	0.0	0.0	0.0	100.0
都留市	181	145	264	145.9	234	129.3	100.0	40.0	75.0	75.0	0.0	50.0
山梨市	215	177	300	139.5	283	131.6	100.0	45.5	40.0	40.0	0.0	80.0
大月市	129	92	106	82.2	200	155.0	100.0	71.4	80.0	60.0	0.0	0.0
韮崎市	170	130	240	141.2	246	144.7	100.0	57.1	50.0	0.0	0.0	100.0
南アルプス市	473	376	297	62.8	565	119.5	100.0	86.4	47.4	26.3	14.3	94.7
北杜市	352	257	647	183.8	479	136.1	100.0	73.7	64.3	71.4	57.1	85.7
甲斐市	446	374	398	89.2	515	115.5	100.0	68.8	27.3	27.3	0.0	90.9
笛吹市	431	350	405	94.0	507	117.6	100.0	15.8	33.3	33.3	0.0	66.7
上野原市	114	92	95	83.3	154	135.1	100.0	71.4	60.0	40.0	0.0	80.0
甲州市	252	196	330	131.0	389	154.4	100.0	82.4	71.4	42.9	25.0	71.4
中央市	188	157	225	119.7	293	155.9	44.4	44.4	25.0	0.0	0.0	100.0
市川三郷町	135	107	172	127.4	212	157.0	100.0	70.0	71.4	28.6	0.0	100.0
早川町	34	26	46	135.3	47	138.2	100.0	66.7	100.0	0.0	100.0	50.0
身延町	58	43	60	103.4	101	174.1	100.0	0.0	***	***	***	***
南部町	54	43	63	116.7	76	140.7	100.0	100.0	75.0	50.0	0.0	100.0
富士川町	107	85	70	65.4	138	129.0	100.0	60.0	66.7	33.3	100.0	66.7
昭和町	153	107	199	130.1	226	147.7	100.0	50.0	100.0	50.0	100.0	100.0
道志村	27	17	30	111.1	33	122.2	100.0	100.0	100.0	0.0	0.0	100.0
西桂町	34	24	58	170.6	110	323.5	100.0	50.0	0.0	0.0	0.0	100.0
忍野村	66	45	168	254.5	178	269.7	100.0	50.0	0.0	0.0	0.0	100.0
山中湖村	46	37	53	115.2	60	130.4	100.0	33.3	0.0	0.0	0.0	100.0
鳴沢村	18	13	9	50.0	23	127.8	100.0	0.0	***	***	***	***
富士河口湖町	173	138	178	102.9	215	124.3	100.0	80.0	62.5	25.0	50.0	62.5
小菅村	21	14	26	123.8	22	104.8	100.0	100.0	50.0	0.0	100.0	50.0
丹波山村	23	14	17	73.9	50	217.4	100.0	0.0	***	***	***	***
河口湖南中学校組合	37	29	54	145.9	49	132.4	100.0	100.0	100.0	0.0	0.0	100.0
合　　計	7,084	5,844	8,461	119.4	9,242	130.5	97.6	65.3	65.4	47.9	35.3	83.5

注１）「教員」とは、校長、副校長、教頭、主幹教諭、指導教諭、教諭、助教諭、養護教諭、養護助教諭、栄養教諭、常勤講師、再任用職員（フルタイム）をいう。
注２）「授業を担当している教員」とは、各教科等の授業を定期的に担当している教員をいう。授業を一時的・臨時的に担当する教員は含まない。
注３）「指導者用ＰＣ」とは、教員が使用するために配備されたものをいう。教職員が主として校務用に利用しているコンピュータ（校務用コンピュータ）は含まない。
注４）「指導者用ＰＣ整備率」とは指導者用ＰＣの総数を教員の総数で除して算出した値である。
注５）「教員の校務用ＰＣ」とは、主として教員が校務に使用するコンピュータのことをいう。
注６）「教員の校務用ＰＣ整備率」は、校務用ＰＣの総数を総教員数で除して算出した値である。
注７）「統合型校務支援システム」は、教務系（成績処理、出欠管理、時数等）・保健系（健康診断票、保健室管理等）、指導要録等の学籍関係、学校事務系など統合して
　　機能を有しているシステムをいう。
注８）「遠隔教育」は、遠隔システムを活用した同時双方向型で行う教育をいう。（「『遠隔教育の推進に向けた施策方針』の策定について（通知）」（文部科学省、平成30年9月20日））
注９）「合同授業型」とは、教師が児童生徒等に対面で授業を行う複数の教室等を遠隔により接続することで、児童生徒が多様な意見や考えに触れたり、協働して学習に取り組んだり
　　する機会の充実を図る遠隔教育の形態をいう。
注10）「教師支援型」とは、外部人材等の専門家と、児童生徒や教師がいる教室等を遠隔により接続することで、児童生徒の学習活動の質を高めるとともに、
　　教師の資質向上を図る遠隔教育の形態をいう。
注11）「教科・科目充実型」とは、学校教育法施行規則第77条の２（中学校等）、第88条の３（高等学校等）に基づき、当該教科の免許状を保有する教師による
　　授業を遠隔により提供することで、生徒の多様な科目選択を可能とすること等により、学習機会の充実を図るものをいう。なお、小学校での活用は想定されない。
注12）遠隔教育を実施している学校のうち、「教科・科目充実型」の遠隔教育の実施率は、「教科・科目充実型」の遠隔授業を実施している学校の総数を、
　　遠隔教育を実施していると答えた学校の総数から、遠隔教育を実施していると答えた小学校の総数を引いた数で除した値である。
注13）「個々の児童生徒の状況に応じた遠隔教育」とは、外国人児童生徒等への日本語指導、病気療養児・不登校児童生徒等に対する学習指導等の
　　個々の児童生徒の状況に応じた遠隔教育の形態をいう。

○市区町村（設置者）別「コンピュータの設置状況」及び「インターネット接続状況」の実態（小学校）

市　区　町　村　別 （　小　学　校　）	学校数 校	児童生徒数 人	普通教室数 室	学習者用PC総台数 台	児童生徒一人当たりの学習者用PC台数 台／人	普通教室の大型提示装置整備率 %	普通教室の校内LAN整備率 %	普通教室の無線LAN整備率 %	普通教室の移動通信システム（LTE等）整備率 %	移動系通信を利用している学校の内、無線LAN整備済みの普通教室の数 室	無線LAN又は移動系通信によりインターネット接続を行う普通教室の割合 %
甲府市	25	7,325	399	7,370	1.0	95.2	99.5	99.5	***	***	99.5
富士吉田市	7	2,079	114	2,165	1.0	98.2	100.0	100.0	***	***	100.0
都留市	7	1,195	74	1,449	1.2	90.5	100.0	100.0	***	***	100.0
山梨市	8	1,457	98	1,457	1.0	92.9	100.0	100.0	***	***	100.0
大月市	5	613	52	748	1.2	76.9	100.0	100.0	***	***	100.0
韮崎市	5	1,119	65	1,118	1.0	98.5	100.0	98.5	***	***	98.5
南アルプス市	15	3,571	212	3,611	1.0	73.1	100.0	100.0	***	***	100.0
北杜市	9	1,732	102	1,763	1.0	82.4	100.0	100.0	***	***	100.0
甲斐市	11	3,925	210	3,963	1.0	91.9	97.6	97.1	***	***	97.1
笛吹市	14	3,037	184	3,060	1.0	97.3	100.0	100.0	***	***	100.0
上野原市	4	692	42	739	1.1	95.2	100.0	100.0	***	***	100.0
甲州市	13	1,230	115	1,240	1.0	83.5	98.3	98.3	***	***	98.3
中央市	7	1,480	78	1,495	1.0	94.9	100.0	100.0	***	***	100.0
市川三郷町	6	600	55	624	1.0	90.9	98.2	98.2	***	***	98.2
早川町	2	27	12	38	1.4	100.0	100.0	100.0	***	***	100.0
身延町	3	235	25	283	1.2	96.0	100.0	100.0	***	***	100.0
南部町	3	209	23	217	1.0	82.6	95.7	95.7	***	***	95.7
富士川町	3	557	31	558	1.0	100.0	96.8	96.8	***	***	96.8
昭和町	3	1,325	65	1,447	1.1	95.4	100.0	100.0	***	***	100.0
道志村	1	52	7	56	1.1	100.0	100.0	100.0	***	***	100.0
西桂町	1	192	12	230	1.2	66.7	100.0	100.0	***	***	100.0
忍野村	1	573	27	573	1.0	66.7	100.0	100.0	***	***	100.0
山中湖村	2	234	13	236	1.0	92.3	100.0	100.0	***	***	100.0
鳴沢村	1	139	8	169	1.2	100.0	100.0	100.0	***	***	100.0
富士河口湖町	8	1,426	91	1,435	1.0	95.6	100.0	100.0	***	***	100.0
小菅村	1	20	6	38	1.9	100.0	100.0	100.0	***	***	100.0
丹波山村	1	15	6	22	1.5	100.0	100.0	100.0	***	***	100.0
合　　計	166	35,059	2,126	36,104	1.0	90.5	99.4	99.3	***	***	99.3

注１）「児童生徒数」は、令和６年５月１日現在の児童生徒数。
注２）「学習者用ＰＣ」とは、教育用ＰＣのうち、児童生徒が使用するために配備されたものをいう。
注３）「児童生徒一人当たりの学習者用PC台数」は、「学習者用ＰＣ総台数」を令和６年５月１日現在の児童生徒数で除して算出した値である。
注４）「普通教室の大型提示装置整備率」は、大型提示装置を設置している普通教室の総数を普通教室の総数で除して算出した値である。
注５）「普通教室の校内ＬＡＮ整備率」は、校内ＬＡＮを整備する普通教室の総数を普通教室の総数で除して算出した値である。
注６）「普通教室の無線ＬＡＮ整備率」は、無線ＬＡＮを整備する普通教室の総数を普通教室の総数で除して算出した値である。

（令和７年３月１日現在）

回線速度の契約理論値 ベストエフォート型 %	回線速度の契約理論値 ギャランティ型 %
100.0	0.0
100.0	0.0
100.0	0.0
0.0	100.0
100.0	0.0
100.0	0.0
0.0	100.0
0.0	100.0
100.0	0.0
100.0	0.0
100.0	0.0
0.0	100.0
100.0	0.0
100.0	0.0
100.0	0.0
100.0	0.0
100.0	0.0
100.0	0.0
100.0	0.0
100.0	0.0
100.0	0.0
100.0	0.0
0.0	100.0
100.0	0.0
100.0	0.0
100.0	0.0
100.0	0.0
100.0	0.0
72.3	27.7

○市区町村（設置者）別「コンピュータの設置状況」及び「インターネット接続状況」の実態（小学校）

（令和７年３月１日現在）

市　区　町　村　別 （　小　学　校　）	教員数 人	授業を担当している教員数 人	指導者用PC台数 台	指導者用PC整備率 %	教員の校務用PC台数 台	教員の校務用PC整備率 %	統合型校務支援システム整備率 %	遠隔教育実施率 %	遠隔教育を実施している学校のうち、「合同授業型」の遠隔授業の実施率 %	遠隔教育を実施している学校のうち、「教師支援型」の遠隔授業の実施率 %	遠隔教育を実施している学校のうち、「教科・科目充実型」の遠隔授業の実施率 %	遠隔教育を実施している学校のうち、個々の児童生徒の状況に応じた遠隔教育の実施率 %
甲府市	588	455	666	113.3	663	112.8	100.0	100.0	96.0	96.0	***	100.0
富士吉田市	169	137	211	124.9	260	153.8	100.0	0.0	***	***	***	***
都留市	122	96	166	136.1	150	123.0	100.0	57.1	75.0	75.0	***	50.0
山梨市	146	119	196	134.2	187	128.1	100.0	50.0	50.0	50.0	***	75.0
大月市	90	65	64	71.1	136	151.1	100.0	80.0	100.0	50.0	***	0.0
韮崎市	106	85	149	140.6	147	138.7	100.0	40.0	50.0	0.0	***	100.0
南アルプス市	300	240	214	71.3	361	120.3	100.0	80.0	66.7	33.3	***	91.7
北杜市	161	124	347	215.5	226	140.4	100.0	77.8	100.0	85.7	***	85.7
甲斐市	296	244	271	91.6	347	117.2	100.0	72.7	37.5	37.5	***	87.5
笛吹市	285	225	276	96.8	343	120.4	100.0	14.3	50.0	50.0	***	50.0
上野原市	66	54	66	100.0	91	137.9	100.0	50.0	100.0	50.0	***	100.0
甲州市	172	133	204	118.6	275	159.9	100.0	76.9	80.0	50.0	***	70.0
中央市	129	102	169	131.0	208	161.2	57.1	42.9	0.0	0.0	***	100.0
市川三郷町	78	62	105	134.6	130	166.7	100.0	83.3	80.0	40.0	***	100.0
早川町	19	14	22	115.8	32	168.4	100.0	50.0	100.0	0.0	***	100.0
身延町	38	29	38	100.0	66	173.7	100.0	0.0	***	***	***	***
南部町	37	29	39	105.4	47	127.0	100.0	100.0	100.0	66.7	***	100.0
富士川町	57	48	45	78.9	80	140.4	100.0	66.7	50.0	0.0	***	50.0
昭和町	112	71	83	74.1	110	98.2	100.0	33.3	100.0	0.0	***	100.0
道志村	15	9	20	133.3	18	120.0	100.0	100.0	100.0	0.0	***	100.0
西桂町	21	15	31	147.6	66	314.3	100.0	0.0	***	***	***	***
忍野村	34	24	99	291.2	110	323.5	100.0	0.0	***	***	***	***
山中湖村	28	22	32	114.3	38	135.7	100.0	0.0	***	***	***	***
鳴沢村	18	13	9	50.0	23	127.8	100.0	0.0	***	***	***	***
富士河口湖町	143	115	150	104.9	171	119.6	100.0	75.0	66.7	16.7	***	66.7
小菅村	9	7	12	133.3	9	100.0	100.0	100.0	100.0	0.0	***	0.0
丹波山村	15	9	6	40.0	29	193.3	100.0	0.0	***	***	***	***
合　　計	3,254	2,546	3,690	113.4	4,323	132.9	98.2	62.0	76.7	54.4	***	82.5

注１）「教員」とは、校長、副校長、教頭、主幹教諭、指導教諭、教諭、助教諭、養護教諭、養護助教諭、栄養教諭、常勤講師、再任用職員（フルタイム）をいう。
注２）「授業を担当している教員」とは、各教科等の授業を定期的に担当している教員をいう。授業を一時的・臨時的に担当する教員は含まない。
注３）「指導者用ＰＣ」とは、教員が使用するために配備されたものをいう。教職員が主として校務用に利用しているコンピュータ（校務用コンピュータ）は含まない。
注４）「指導者用ＰＣ整備率」とは指導者用ＰＣの総数を教員の総数で除して算出した値である。
注５）「教員の校務用ＰＣ」とは、主として教員が校務に使用するコンピュータのことをいう。
注６）「教員の校務用ＰＣ整備率」は、校務用ＰＣの総数を総教員数で除して算出した値である。
注７）「統合型校務支援システム」は、教務系（成績処理、出欠管理、時数等）・保健系（健康診断票、保健室管理等）、指導要録等の学籍関係、学校事務系など統合して
　　機能を有しているシステムをいう。
注８）「遠隔教育」は、遠隔システムを活用した同時双方向型で行う教育をいう。（「『遠隔教育の推進に向けた施策方針』の策定について（通知）」（文部科学省、平成30年9月20日））
注９）「合同授業型」とは、教師が児童生徒等に対面で授業を行う複数の教室等を遠隔により接続することで、児童生徒が多様な意見や考えに触れたり、協働して学習に取り組んだり
　　する機会の充実を図る遠隔教育の形態をいう。
注10）「教師支援型」とは、外部人材等の専門家と、児童生徒や教師がいる教室等を遠隔により接続することで、児童生徒の学習活動の質を高めるとともに、
　　教師の資質向上を図る遠隔教育の形態をいう。
注11）「教科・科目充実型」とは、学校教育法施行規則第77条の２（中学校等）、第88条の３（高等学校等）に基づき、当該教科の免許状を保有する教師による
　　授業を遠隔により提供することで、生徒の多様な科目選択を可能とすること等により、学習機会の充実を図るものをいう。なお、小学校での活用は想定されない。
注12）遠隔教育を実施している学校のうち、「教科・科目充実型」の遠隔教育の実施率は、「教科・科目充実型」の遠隔授業を実施している学校の総数を、
　　遠隔教育を実施していると答えた学校の総数から、遠隔教育を実施していると答えた小学校の総数を引いた数で除した値である。
注13）「個々の児童生徒の状況に応じた遠隔教育」とは、外国人児童生徒等への日本語指導、病気療養児・不登校児童生徒等に対する学習指導等の
　　個々の児童生徒の状況に応じた遠隔教育の形態をいう。

○市区町村（設置者）別「コンピュータの設置状況」及び「インターネット接続状況」の実態（中学校）

市　区　町　村　別 （　中　学　校　）	学校数 校	児童生徒数 人	普通教室数 室	学習者用PC総台数 台	児童生徒一人当たりの学習者用PC台数 台／人	普通教室の大型提示装置整備率 %	普通教室の校内LAN整備率 %	普通教室の無線LAN整備率 %	普通教室の移動通信システム（LTE等）整備率 %	移動系通信を利用している学校の内、無線LAN整備済みの普通教室の数 室	無線LAN又は移動系通信によりインターネット接続を行う普通教室の割合 %
甲府市	12	3,750	163	3,809	1.0	90.8	100.0	100.0	***	***	100.0
富士吉田市	4	1,063	45	1,078	1.0	93.3	100.0	100.0	***	***	100.0
都留市	3	628	24	710	1.1	75.0	100.0	100.0	***	***	100.0
山梨市	3	766	39	841	1.1	82.1	100.0	100.0	***	***	100.0
大月市	2	409	19	430	1.1	78.9	100.0	100.0	***	***	100.0
韮崎市	2	620	27	636	1.0	81.5	100.0	100.0	***	***	100.0
南アルプス市	7	1,831	79	1,839	1.0	86.1	100.0	100.0	***	***	100.0
北杜市	9	1,080	55	1,106	1.0	80.0	100.0	98.2	***	***	98.2
甲斐市	5	1,962	79	1,986	1.0	78.5	97.5	89.9	***	***	89.9
笛吹市	5	1,558	73	1,581	1.0	82.2	100.0	100.0	***	***	100.0
上野原市	3	379	28	456	1.2	78.6	100.0	100.0	***	***	100.0
甲州市	4	650	35	654	1.0	80.0	100.0	100.0	***	***	100.0
中央市	2	766	35	759	1.0	71.4	85.7	85.7	***	***	85.7
市川三郷町	4	279	22	282	1.0	95.5	100.0	100.0	***	***	100.0
早川町	1	16	4	20	1.3	100.0	100.0	100.0	***	***	100.0
身延町	1	156	8	171	1.1	100.0	100.0	100.0	***	***	100.0
南部町	1	133	8	155	1.2	75.0	100.0	100.0	***	***	100.0
富士川町	2	334	17	370	1.1	17.6	100.0	100.0	***	***	100.0
昭和町	1	613	23	615	1.0	87.0	100.0	100.0	***	***	100.0
道志村	1	25	5	58	2.3	100.0	100.0	100.0	***	***	100.0
西桂町	1	94	7	117	1.2	42.9	100.0	100.0	***	***	100.0
忍野村	1	289	1	321	1.1	100.0	100.0	100.0	***	***	100.0
山中湖村	1	94	9	134	1.4	66.7	100.0	100.0	***	***	100.0
富士河口湖町	2	177	13	177	1.0	61.5	100.0	100.0	***	***	100.0
小菅村	1	16	3	28	1.8	100.0	100.0	100.0	***	***	100.0
丹波山村	1	6	3	11	1.8	100.0	100.0	100.0	***	***	100.0
河口湖南中学校組合	1	540	18	561	1.0	33.3	100.0	100.0	***	***	100.0
合　　計	80	18,234	842	18,905	1.0	81.1	99.2	98.3	***	***	98.3

注１）「児童生徒数」は、令和６年５月１日現在の児童生徒数。
注２）「学習者用ＰＣ」とは、教育用ＰＣのうち、児童生徒が使用するために配備されたものをいう。
注３）「児童生徒一人当たりの学習者用PC台数」は、「学習者用ＰＣ総台数」を令和６年５月１日現在の児童生徒数で除して算出した値である。
注４）「普通教室の大型提示装置整備率」は、大型提示装置を設置している普通教室の総数を普通教室の総数で除して算出した値である。
注５）「普通教室の校内ＬＡＮ整備率」は、校内ＬＡＮを整備する普通教室の総数を普通教室の総数で除して算出した値である。
注６）「普通教室の無線ＬＡＮ整備率」は、無線ＬＡＮを整備する普通教室の総数を普通教室の総数で除して算出した値である。

（令和７年３月１日現在）

回線速度の契約理論値ベストエフォート型 %	回線速度の契約理論値ギャランティ型 %
100.0	0.0
100.0	0.0
100.0	0.0
0.0	100.0
100.0	0.0
100.0	0.0
0.0	100.0
11.1	88.9
100.0	0.0
100.0	0.0
100.0	0.0
0.0	100.0
100.0	0.0
75.0	25.0
100.0	0.0
100.0	0.0
100.0	0.0
100.0	0.0
0.0	100.0
100.0	0.0
100.0	0.0
100.0	0.0
100.0	0.0
100.0	0.0
100.0	0.0
100.0	0.0
100.0	0.0
100.0	0.0
70.0	30.0

○市区町村（設置者）別「コンピュータの設置状況」及び「インターネット接続状況」の実態（中学校）

（令和７年３月１日現在）

市　区　町　村　別 （　中　学　校　）	教員数 人	授業を担当している教員数 人	指導者用PC台数 台	指導者用PC整備率 %	教員の校務用PC台数 台	教員の校務用PC整備率 %	統合型校務支援システム整備率 %	遠隔教育実施率 %	遠隔教育を実施している学校のうち、「合同授業型」の遠隔授業の実施率 %	遠隔教育を実施している学校のうち、「教師支援型」の遠隔授業の実施率 %	遠隔教育を実施している学校のうち、「教科・科目充実型」の遠隔授業の実施率 %	遠隔教育を実施している学校のうち、個々の児童生徒の状況に応じた遠隔教育の実施率 %
甲府市	304	268	368	121.1	386	127.0	100.0	100.0	91.7	91.7	91.7	100.0
富士吉田市	87	77	121	139.1	163	187.4	100.0	25.0	0.0	0.0	0.0	100.0
都留市	59	49	98	166.1	84	142.4	100.0	0.0	***	***	***	***
山梨市	69	58	104	150.7	96	139.1	100.0	33.3	0.0	0.0	0.0	100.0
大月市	39	27	42	107.7	64	164.1	100.0	50.0	0.0	100.0	0.0	0.0
韮崎市	64	45	91	142.2	99	154.7	100.0	100.0	50.0	0.0	0.0	100.0
南アルプス市	173	136	83	48.0	204	117.9	100.0	100.0	14.3	14.3	14.3	100.0
北杜市	144	99	250	173.6	198	137.5	100.0	77.8	28.6	57.1	57.1	85.7
甲斐市	150	130	127	84.7	168	112.0	100.0	60.0	0.0	0.0	0.0	100.0
笛吹市	146	125	129	88.4	164	112.3	100.0	20.0	0.0	0.0	0.0	100.0
上野原市	48	38	29	60.4	63	131.3	100.0	100.0	33.3	33.3	0.0	66.7
甲州市	80	63	126	157.5	114	142.5	100.0	100.0	50.0	25.0	25.0	75.0
中央市	59	55	56	94.9	85	144.1	0.0	50.0	100.0	0.0	0.0	100.0
市川三郷町	57	45	67	117.5	82	143.9	100.0	50.0	50.0	0.0	0.0	100.0
早川町	15	12	24	160.0	15	100.0	100.0	100.0	100.0	0.0	100.0	0.0
身延町	20	14	22	110.0	35	175.0	100.0	0.0	***	***	***	***
南部町	17	14	24	141.2	29	170.6	100.0	100.0	0.0	0.0	0.0	100.0
富士川町	50	37	25	50.0	58	116.0	100.0	50.0	100.0	100.0	100.0	100.0
昭和町	41	36	116	282.9	116	282.9	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
道志村	12	8	10	83.3	15	125.0	100.0	100.0	100.0	0.0	0.0	100.0
西桂町	13	9	27	207.7	44	338.5	100.0	100.0	0.0	0.0	0.0	100.0
忍野村	32	21	69	215.6	68	212.5	100.0	100.0	0.0	0.0	0.0	100.0
山中湖村	18	15	21	116.7	22	122.2	100.0	100.0	0.0	0.0	0.0	100.0
富士河口湖町	30	23	28	93.3	44	146.7	100.0	100.0	50.0	50.0	50.0	50.0
小菅村	12	7	14	116.7	13	108.3	100.0	100.0	0.0	0.0	100.0	100.0
丹波山村	8	5	11	137.5	21	262.5	100.0	0.0	***	***	***	***
河口湖南中学校組合	37	29	54	145.9	49	132.4	100.0	100.0	100.0	0.0	0.0	100.0
合　　計	1,784	1,445	2,136	119.7	2,499	140.1	97.5	71.3	45.6	38.6	38.6	89.5

注１）「教員」とは、校長、副校長、教頭、主幹教諭、指導教諭、教諭、助教諭、養護教諭、養護助教諭、栄養教諭、常勤講師、再任用職員（フルタイム）をいう。
注２）「授業を担当している教員」とは、各教科等の授業を定期的に担当している教員をいう。授業を一時的・臨時的に担当する教員は含まない。
注３）「指導者用ＰＣ」とは、教員が使用するために配備されたものをいう。教職員が主として校務用に利用しているコンピュータ（校務用コンピュータ）は含まない。
注４）「指導者用ＰＣ整備率」とは指導者用ＰＣの総数を教員の総数で除して算出した値である。
注５）「教員の校務用ＰＣ」とは、主として教員が校務に使用するコンピュータのことをいう。
注６）「教員の校務用ＰＣ整備率」は、校務用ＰＣの総数を総教員数で除して算出した値である。
注７）「統合型校務支援システム」は、教務系（成績処理、出欠管理、時数等）・保健系（健康診断票、保健室管理等）、指導要録等の学籍関係、学校事務系など統合して
　　機能を有しているシステムをいう。
注８）「遠隔教育」は、遠隔システムを活用した同時双方向型で行う教育をいう。（「『遠隔教育の推進に向けた施策方針』の策定について（通知）」（文部科学省、平成30年9月20日））
注９）「合同授業型」とは、教師が児童生徒等に対面で授業を行う複数の教室等を遠隔により接続することで、児童生徒が多様な意見や考えに触れたり、協働して学習に取り組んだり
　　する機会の充実を図る遠隔教育の形態をいう。
注10）「教師支援型」とは、外部人材等の専門家と、児童生徒や教師がいる教室等を遠隔により接続することで、児童生徒の学習活動の質を高めるとともに、
　　教師の資質向上を図る遠隔教育の形態をいう。
注11）「教科・科目充実型」とは、学校教育法施行規則第77条の２（中学校等）、第88条の３（高等学校等）に基づき、当該教科の免許状を保有する教師による
　　授業を遠隔により提供することで、生徒の多様な科目選択を可能とすること等により、学習機会の充実を図るものをいう。なお、小学校での活用は想定されない。
注12）遠隔教育を実施している学校のうち、「教科・科目充実型」の遠隔教育の実施率は、「教科・科目充実型」の遠隔授業を実施している学校の総数を、
　　遠隔教育を実施していると答えた学校の総数から、遠隔教育を実施していると答えた小学校の総数を引いた数で除した値である。
注13）「個々の児童生徒の状況に応じた遠隔教育」とは、外国人児童生徒等への日本語指導、病気療養児・不登校児童生徒等に対する学習指導等の
　　個々の児童生徒の状況に応じた遠隔教育の形態をいう。

○市区町村（設置者）別「コンピュータの設置状況」及び「インターネット接続状況」の実態（義務教育学校）

市　区　町　村　別 （義務教育学校）	学校数 校	児童生徒数 人	普通教室数 室	学習者用PC総台数 台	児童生徒一人当たりの学習者用PC台数 台／人	普通教室の大型提示装置整備率 %
合　計	***	***	***	***	***	***

注１）「児童生徒数」は、令和６年５月１日現在の児童生徒数。
注２）「学習者用ＰＣ」とは、教育用ＰＣのうち、児童生徒が使用するために配備されたものをいう。
注３）「児童生徒一人当たりの学習者用PC台数」は、「学習者用ＰＣ総台数」を令和６年５月１日現在の児童生徒数で除して算出した値であ
注４）「普通教室の大型提示装置整備率」は、大型提示装置を設置している普通教室の総数を普通教室の総数で除して算出した値である。
注５）「普通教室の校内ＬＡＮ整備率」は、校内ＬＡＮを整備する普通教室の総数を普通教室の総数で除して算出した値である。
注６）「普通教室の無線ＬＡＮ整備率」は、無線ＬＡＮを整備する普通教室の総数を普通教室の総数で除して算出した値である。

（令和７年３月１日現在）

普通教室の校内LAN整備率 %	普通教室の無線LAN整備率 %	普通教室の移動通信システム（LTE等）整備率 %	移動系通信を利用している学校の内、無線LAN整備済みの普通教室の数 室	無線LAN又は移動系通信によりインターネット接続を行う普通教室の割合 %	回線速度の契約理論値 ベストエフォート型 %	回線速度の契約理論値 ギャランティ型 %
***	***	***	***	***	***	***

る。

○市区町村（設置者）別「コンピュータの設置状況」及び「インターネット接続状況」の実態（義務教育学校）

（令和７年３月１日現在）

市　区　町　村　別 （義務教育学校）	教員数 人	授業を担当している教員数 人	指導者用PC台数 台	指導者用PC整備率 %	教員の校務用PC台数 台	教員の校務用PC整備率 %	統合型校務支援システム整備率 %	遠隔教育実施率 %	遠隔教育を実施している学校のうち、「合同授業型」の遠隔授業の実施率 %	遠隔教育を実施している学校のうち、「教師支援型」の遠隔授業の実施率 %	遠隔教育を実施している学校のうち、「教科・科目充実型」の遠隔授業の実施率 %	遠隔教育を実施している学校のうち、個々の児童生徒の状況に応じた遠隔教育の実施率 %
合　　計	***	***	***	***	***	***	***	***	***	***	***	***

注１）「教員」とは、校長、副校長、教頭、主幹教諭、指導教諭、教諭、助教諭、養護教諭、養護助教諭、栄養教諭、常勤講師、再任用職員（フルタイム）をいう。
注２）「授業を担当している教員」とは、各教科等の授業を定期的に担当している教員をいう。授業を一時的・臨時的に担当する教員は含まない。
注３）「指導者用ＰＣ」とは、教員が使用するために配備されたものをいう。教職員が主として校務用に利用しているコンピュータ（校務用コンピュータ）は含まない。
注４）「指導者用ＰＣ整備率」とは指導者用ＰＣの総数を教員の総数で除して算出した値である。
注５）「教員の校務用ＰＣ」とは、主として教員が校務に使用するコンピュータのことをいう。
注６）「教員の校務用ＰＣ整備率」は、校務用ＰＣの総数を総教員数で除して算出した値である。
注７）「統合型校務支援システム」は、教務系（成績処理、出欠管理、時数等）・保健系（健康診断票、保健室管理等）、指導要録等の学籍関係、学校事務系など統合して
機能を有しているシステムをいう。
注８）「遠隔教育」は、遠隔システムを活用した同時双方向型で行う教育をいう。（「『遠隔教育の推進に向けた施策方針』の策定について（通知）」（文部科学省、平成30年9月20日））
注９）「合同授業型」とは、教師が児童生徒等に対面で授業を行う複数の教室等を遠隔により接続することで、児童生徒が多様な意見や考えに触れたり、協働して学習に取り組んだり
する機会の充実を図る遠隔教育の形態をいう。
注10）「教師支援型」とは、外部人材等の専門家と、児童生徒や教師がいる教室等を遠隔により接続することで、児童生徒の学習活動の質を高めるとともに、
教師の資質向上を図る遠隔教育の形態をいう。
注11）「教科・科目充実型」とは、学校教育法施行規則第77条の２（中学校等）、第88条の３（高等学校等）に基づき、当該教科の免許状を保有する教師による
授業を遠隔により提供することで、生徒の多様な科目選択を可能とすること等により、学習機会の充実を図るものをいう。なお、小学校での活用は想定されない。
注12）遠隔教育を実施している学校のうち、「教科・科目充実型」の遠隔教育の実施率は、「教科・科目充実型」の遠隔授業を実施している学校の総数を、
遠隔教育を実施していると答えた学校の総数から、遠隔教育を実施していると答えた小学校の総数を引いた数で除した値である。
注13）「個々の児童生徒の状況に応じた遠隔教育」とは、外国人児童生徒等への日本語指導、病気療養児・不登校児童生徒等に対する学習指導等の
個々の児童生徒の状況に応じた遠隔教育の形態をいう。

○市区町村（設置者）別「コンピュータの設置状況」及び「インターネット接続状況」の実態（高等学校）

（令和７年３月１日現在）

市区町村別（高等学校）	学校数	学校数（専門学科・総合学科単独及び複数学科設置校）	児童生徒数	児童生徒数（専門学科・総合学科単独及び複数学科設置校）	普通教室数	普通教室数（専門学科・総合学科単独及び複数学科設置校）	学習者用PC総台数	学習者用PC総台数（専門学科・総合学科単独及び複数学科設置校）	児童生徒一人当たりの学習者用PC台数	児童生徒一人当たりの学習者用PC台数（専門学科・総合学科単独及び複数学科設置校）	普通教室の大型提示装置整備率	普通教室の大型提示装置整備率（専門学科・総合学科単独及び複数学科設置校）	普通教室の校内LAN整備率	普通教室の校内LAN整備率（専門学科・総合学科単独及び複数学科設置校）	普通教室の無線LAN整備率	普通教室の無線LAN整備率（専門学科・総合学科単独及び複数学科設置校）	普通教室の移動通信システム（LTE等）整備率	普通教室の移動通信システム（LTE等）整備率（専門学科・総合学科単独及び複数学科設置校）	移動系通信を利用している学校の内、無線LAN整備済みの普通教室の数	移動系通信を利用している学校の内、無線LAN整備済みの普通教室の数（専門学科・総合学科単独及び複数学科設置校）	無線LAN又は移動系通信によりインターネット接続を行う普通教室の割合	無線LAN又は移動系通信によりインターネット接続を行う普通教室の割合（専門学科・総合学科単独及び複数学科設置校）	回線速度の契約理論値ベストエフォート型	回線速度の契約理論値ベストエフォート型（専門学科・総合学科単独及び複数学科設置校）	回線速度の契約理論値ギャランティ型	回線速度の契約理論値ギャランティ型（専門学科・総合学科単独及び複数学科設置校）
	校	校	人	人	室	室	台	台	台／人	台／人	%	%	%	%	%	%	%	%	室	室	%	%	%	%	%	%
山梨県	27	18	13,953	9,068	545	358	20,522	13,484	1.5	1.5	79.3	81.0	100.0	100.0	100.0	100.0	***	***	***	***	100.0	100.0	100.0	100.0	0.0	0.0
甲府市	1	1	756	756	24	24	982	982	1.3	1.3	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	***	***	***	***	100.0	100.0	100.0	100.0	0.0	0.0
北杜市	1	***	352	***	12	***	433	***	1.2	***	100.0	***	100.0	***	100.0	***	***	***	***	***	100.0	***	100.0	***	0.0	***
合計	29	19	15,061	9,824	581	382	21,937	14,466	1.5	1.5	80.6	82.2	100.0	100.0	100.0	100.0	***	***	***	***	100.0	100.0	100.0	100.0	0.0	0.0

注１）「児童生徒数」は、令和６年５月１日現在の児童生徒数。
注２）「学習者用ＰＣ」とは、教育用ＰＣのうち、児童生徒が使用するために配備されたものをいう。
注３）「児童生徒一人当たりの学習者用PC台数」は、「学習者用ＰＣ総台数」を令和６年５月１日現在の児童生徒数で除して算出した値である。
注４）「普通教室の大型提示装置整備率」は、大型提示装置を設置している普通教室の総数を普通教室の総数で除して算出した値である。
注５）「普通教室の校内ＬＡＮ整備率」は、校内ＬＡＮを整備する普通教室の総数を普通教室の総数で除して算出した値である。
注６）「普通教室の無線ＬＡＮ整備率」は、無線ＬＡＮを整備する普通教室の総数を普通教室の総数で除して算出した値である。

○市区町村（設置者）別「コンピュータの設置状況」及び「インターネット接続状況」の実態（高等学校）

（令和７年３月１日現在）

市区町村別（高等学校）	教員数	教員数（専門学科・総合学科単独及び複数学科設置校）	授業を担当している教員数	授業を担当している教員数（専門学科・総合学科単独及び複数学科設置校）	指導者用PC台数	指導者用PC台数（専門学科・総合学科単独及び複数学科設置校）	指導者用PC整備率	指導者用PC整備率（専門学科・総合学科単独及び複数学科設置校）	教員の校務用PC台数	教員の校務用PC台数（専門学科・総合学科単独及び複数学科設置校）	教員の校務用PC整備率	教員の校務用PC整備率（専門学科・総合学科単独及び複数学科設置校）	統合型校務支援システム整備率	統合型校務支援システム整備率（専門学科・総合学科単独及び複数学科設置校）	遠隔教育実施率	遠隔教育実施率（専門学科・総合学科単独及び複数学科設置校）	遠隔教育を実施している学校のうち、「合同授業型」の遠隔授業の実施率	遠隔教育を実施している学校のうち、「合同授業型」の遠隔授業の実施率（専門学科・総合学	遠隔教育を実施している学校のうち、「教師支援型」の遠隔授業の実施率	遠隔教育を実施している学校のうち、「教師支援型」の遠隔授業の実施率（専門学科・総合学	遠隔教育を実施している学校のうち、「教科・科目充実型」の遠隔授業の実施率	遠隔教育を実施している学校のうち、「教科・科目充実型」の遠隔授業の実施率（専門学	遠隔教育を実施している学校のうち、個々の児童生徒の状況に応じた遠隔教育の実施率	遠隔教育を実施している学校のうち、個々の児童生徒の状況に応じた遠隔教育の実施率（専門学
	人	人	人	人	台	台	%	%	台	台	%	%	%	%	%	%	%	%	%	%	%	%	%	%
山梨県	1,247	887	1,135	800	1,794	1,150	143.9	129.7	1,527	1,062	122.5	119.7	100.0	100.0	70.4	55.6	57.9	50.0	47.4	30.0	31.6	20.0	68.4	80.0
甲府市	65	65	57	57	77	77	118.5	118.5	65	65	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	100.0	100.0
北杜市	47	***	34	***	50	***	106.4	***	55	***	117.0	***	100.0	***	0.0	***	***	***	***	***	***	***	***	***
合計	1,359	952	1,226	857	1,921	1,227	141.4	128.9	1,647	1,127	121.2	118.4	100.0	100.0	69.0	57.9	55.0	45.5	45.0	27.3	30.0	18.2	70.0	81.8

注１）「教員」とは、校長、副校長、教頭、主幹教諭、指導教諭、教諭、助教諭、養護教諭、養護助教諭、栄養教諭、常勤講師、再任用職員（フルタイム）をいう。
注２）「授業を担当している教員」とは、各教科等の授業を定期的に担当している教員をいう。授業を一時的・臨時的に担当する教員は含まない。
注３）「指導者用ＰＣ」とは、教員が使用するために配備されたものをいう。教職員が主として校務用に利用しているコンピュータ（校務用コンピュータ）は含まない。
注４）「指導者用ＰＣ整備率」とは指導者用ＰＣの総数を教員の総数で除して算出した値である。
注５）「教員の校務用ＰＣ」とは、主として教員が校務に使用するコンピュータのことをいう。
注６）「教員の校務用ＰＣ整備率」は、校務用ＰＣの総数を総教員数で除して算出した値である。
注７）「統合型校務支援システム」は、教務系（成績処理、出欠管理、時数等）・保健系（健康診断票、保健室管理等）、指導要録等の学籍関係、学校事務系など統合して機能を有しているシステムをいう。
注８）「遠隔教育」は、遠隔システムを活用した同時双方向型で行う教育をいう。（「『遠隔教育の推進に向けた施策方針』の策定について（通知）」（文部科学省、平成30年9月20日））
注９）「合同授業型」とは、教師が児童生徒等に対面で授業を行う複数の教室等を遠隔により接続することで、児童生徒が多様な意見や考えに触れたり、協働して学習に取り組んだりする機会の充実を図る遠隔教育の形態をいう。
注10）「教師支援型」とは、外部人材等の専門家と、児童生徒や教師がいる教室等を遠隔により接続することで、児童生徒の学習活動の質を高めるとともに、教師の資質向上を図る遠隔教育の形態をいう。
注11）「教科・科目充実型」とは、学校教育法施行規則第77条の２（中学校等）、第88条の３（高等学校等）に基づき、当該教科の免許状を保有する教師による授業を遠隔により提供することで、生徒の多様な科目選択を可能とすること等により、学習機会の充実を図るものをいう。なお、小学校での活用は想定されない。
注12）遠隔教育を実施している学校のうち、「教科・科目充実型」の遠隔教育の実施率は、「教科・科目充実型」の遠隔授業を実施している学校の総数を、遠隔教育を実施していると答えた学校の総数から、遠隔教育を実施していると答えた小学校の総数を引いた数で除した値である。
注13）「個々の児童生徒の状況に応じた遠隔教育」とは、外国人児童生徒等への日本語指導、病気療養児・不登校児童生徒等に対する学習指導等の個々の児童生徒の状況に応じた遠隔教育の形態をいう。

○市区町村（設置者）別「コンピュータの設置状況」及び「インターネット接続状況」の実態（中等教育学校）

市　区　町　村　別 （中等教育学校）	学校数 校	児童生徒数 人	普通教室数 室	学習者用PC総台数 台	児童生徒一人当たりの学習者用PC台数 台／人	普通教室の大型提示装置整備率 %
合　計	***	***	***	***	***	***

注１）「児童生徒数」は、令和６年５月１日現在の児童生徒数。
注２）「学習者用ＰＣ」とは、教育用ＰＣのうち、児童生徒が使用するために配備されたものをいう。
注３）「児童生徒一人当たりの学習者用PC台数」は、「学習者用ＰＣ総台数」を令和６年５月１日現在の児童生徒数で除して算出した値であ
注４）「普通教室の大型提示装置整備率」は、大型提示装置を設置している普通教室の総数を普通教室の総数で除して算出した値である。
注５）「普通教室の校内ＬＡＮ整備率」は、校内ＬＡＮを整備する普通教室の総数を普通教室の総数で除して算出した値である。
注６）「普通教室の無線ＬＡＮ整備率」は、無線ＬＡＮを整備する普通教室の総数を普通教室の総数で除して算出した値である。

（令和７年３月１日現在）

普通教室の校内LAN整備率 %	普通教室の無線LAN整備率 %	普通教室の移動通信システム（LTE等）整備率 %	移動系通信を利用している学校の内、無線LAN整備済みの普通教室の数 室	無線LAN又は移動系通信によりインターネット接続を行う普通教室の割合 %	回線速度の契約理論値 ベストエフォート型 %	回線速度の契約理論値 ギャランティ型 %
***	***	***	***	***	***	***

る。

○市区町村（設置者）別「コンピュータの設置状況」及び「インターネット接続状況」の実態（中等教育学校）

（令和７年３月１日現在）

市　区　町　村　別 （中等教育学校）	教員数 人	授業を担当している教員数 人	指導者用PC台数 台	指導者用PC整備率 %	教員の校務用PC台数 台	教員の校務用PC整備率 %	統合型校務支援システム整備率 %	遠隔教育実施率 %	遠隔教育を実施している学校のうち、「合同授業型」の遠隔授業の実施率 %	遠隔教育を実施している学校のうち、「教師支援型」の遠隔授業の実施率 %	遠隔教育を実施している学校のうち、「教科・科目充実型」の遠隔授業の実施率 %	遠隔教育を実施している学校のうち、個々の児童生徒の状況に応じた遠隔教育の実施率 %
合　　計	***	***	***	***	***	***	***	***	***	***	***	***

注１）「教員」とは、校長、副校長、教頭、主幹教諭、指導教諭、教諭、助教諭、養護教諭、養護助教諭、栄養教諭、常勤講師、再任用職員（フルタイム）をいう。
注２）「授業を担当している教員」とは、各教科等の授業を定期的に担当している教員をいう。授業を一時的・臨時的に担当する教員は含まない。
注３）「指導者用ＰＣ」とは、教員が使用するために配備されたものをいう。教職員が主として校務用に利用しているコンピュータ（校務用コンピュータ）は含まない。
注４）「指導者用ＰＣ整備率」とは指導者用ＰＣの総数を教員の総数で除して算出した値である。
注５）「教員の校務用ＰＣ」とは、主として教員が校務に使用するコンピュータのことをいう。
注６）「教員の校務用ＰＣ整備率」は、校務用ＰＣの総数を総教員数で除して算出した値である。
注７）「統合型校務支援システム」は、教務系（成績処理、出欠管理、時数等）・保健系（健康診断票、保健室管理等）、指導要録等の学籍関係、学校事務系など統合して
　　機能を有しているシステムをいう。
注８）「遠隔教育」は、遠隔システムを活用した同時双方向型で行う教育をいう。（「『遠隔教育の推進に向けた施策方針』の策定について（通知）」（文部科学省、平成30年9月20日））
注９）「合同授業型」とは、教師が児童生徒等に対面で授業を行う複数の教室等を遠隔により接続することで、児童生徒が多様な意見や考えに触れたり、協働して学習に取り組んだり
　　する機会の充実を図る遠隔教育の形態をいう。
注10）「教師支援型」とは、外部人材等の専門家と、児童生徒や教師がいる教室等を遠隔により接続することで、児童生徒の学習活動の質を高めるとともに、
　　教師の資質向上を図る遠隔教育の形態をいう。
注11）「教科・科目充実型」とは、学校教育法施行規則第77条の２（中学校等）、第88条の３（高等学校等）に基づき、当該教科の免許状を保有する教師による
　　授業を遠隔により提供することで、生徒の多様な科目選択を可能とすること等により、学習機会の充実を図るものをいう。なお、小学校での活用は想定されない。
注12）遠隔教育を実施している学校のうち、「教科・科目充実型」の遠隔教育の実施率は、「教科・科目充実型」の遠隔授業を実施している学校の総数を、
　　遠隔教育を実施していると答えた学校の総数から、遠隔教育を実施していると答えた小学校の総数を引いた数で除した値である。
注13）「個々の児童生徒の状況に応じた遠隔教育」とは、外国人児童生徒等への日本語指導、病気療養児・不登校児童生徒等に対する学習指導等の
　　個々の児童生徒の状況に応じた遠隔教育の形態をいう。

○市区町村（設置者）別「コンピュータの設置状況」及び「インターネット接続状況」の実態（特別支援学校）

市　区　町　村　別 （特別支援学校）	学校数 校	児童生徒数 人	普通教室数 室	学習者用PC総台数 台	児童生徒一人当たりの学習者用PC台数 台／人	普通教室の大型提示装置整備率 %
山梨県	13	1,024	288	1,262	1.2	65.3
合　計	13	1,024	288	1,262	1.2	65.3

注１）「児童生徒数」は、令和６年５月１日現在の児童生徒数。
注２）「学習者用ＰＣ」とは、教育用ＰＣのうち、児童生徒が使用するために配備されたものをいう。
注３）「児童生徒一人当たりの学習者用PC台数」は、「学習者用ＰＣ総台数」を令和６年５月１日現在の児童生徒数で除して算出した値であ
注４）「普通教室の大型提示装置整備率」は、大型提示装置を設置している普通教室の総数を普通教室の総数で除して算出した値である。
注５）「普通教室の校内ＬＡＮ整備率」は、校内ＬＡＮを整備する普通教室の総数を普通教室の総数で除して算出した値である。
注６）「普通教室の無線ＬＡＮ整備率」は、無線ＬＡＮを整備する普通教室の総数を普通教室の総数で除して算出した値である。

（令和７年３月１日現在）

普通教室の校内LAN整備率 %	普通教室の無線LAN整備率 %	普通教室の移動通信システム（LTE等）整備率 %	移動系通信を利用している学校の内、無線LAN整備済みの普通教室の数 室	無線LAN又は移動系通信によりインターネット接続を行う普通教室の割合 %	回線速度の契約理論値 ベストエフォート型 %	回線速度の契約理論値 ギャランティ型 %
100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0

る。

○市区町村（設置者）別「コンピュータの設置状況」及び「インターネット接続状況」の実態（特別支援学校）

（令和７年３月１日現在）

市　区　町　村　別 （特別支援学校）	教員数 人	授業を担当している教員数 人	指導者用PC台数 台	指導者用PC整備率 %	教員の校務用PC台数 台	教員の校務用PC整備率 %	統合型校務支援システム整備率 %	遠隔教育実施率 %	遠隔教育を実施している学校のうち、「合同授業型」の遠隔授業の実施率 %	遠隔教育を実施している学校のうち、「教師支援型」の遠隔授業の実施率 %	遠隔教育を実施している学校のうち、「教科・科目充実型」の遠隔授業の実施率 %	遠隔教育を実施している学校のうち、個々の児童生徒の状況に応じた遠隔教育の実施率 %
山梨県	687	627	714	103.9	773	112.5	84.6	61.5	87.5	37.5	25.0	87.5
合　計	687	627	714	103.9	773	112.5	84.6	61.5	87.5	37.5	25.0	87.5

注１）「教員」とは、校長、副校長、教頭、主幹教諭、指導教諭、教諭、助教諭、養護教諭、養護助教諭、栄養教諭、常勤講師、再任用職員（フルタイム）をいう。
注２）「授業を担当している教員」とは、各教科等の授業を定期的に担当している教員をいう。授業を一時的・臨時的に担当する教員は含まない。
注３）「指導者用ＰＣ」とは、教員が使用するために配備されたものをいう。教職員が主として校務用に利用しているコンピュータ（校務用コンピュータ）は含まない。
注４）「指導者用ＰＣ整備率」とは指導者用ＰＣの総数を教員の総数で除して算出した値である。
注５）「教員の校務用ＰＣ」とは、主として教員が校務に使用するコンピュータのことをいう。
注６）「教員の校務用ＰＣ整備率」は、校務用ＰＣの総数を総教員数で除して算出した値である。
注７）「統合型校務支援システム」は、教務系（成績処理、出欠管理、時数等）・保健系（健康診断票、保健室管理等）、指導要録等の学籍関係、学校事務系など統合して
　　機能を有しているシステムをいう。
注８）「遠隔教育」は、遠隔システムを活用した同時双方向型で行う教育をいう。（「『遠隔教育の推進に向けた施策方針』の策定について（通知）」（文部科学省、平成30年9月20日））
注９）「合同授業型」とは、教師が児童生徒等に対面で授業を行う複数の教室等を遠隔により接続することで、児童生徒が多様な意見や考えに触れたり、協働して学習に取り組んだり
　　する機会の充実を図る遠隔教育の形態をいう。
注10）「教師支援型」とは、外部人材等の専門家と、児童生徒や教師がいる教室等を遠隔により接続することで、児童生徒の学習活動の質を高めるとともに、
　　教師の資質向上を図る遠隔教育の形態をいう。
注11）「教科・科目充実型」とは、学校教育法施行規則第77条の２（中学校等）、第88条の３（高等学校等）に基づき、当該教科の免許状を保有する教師による
　　授業を遠隔により提供することで、生徒の多様な科目選択を可能とすること等により、学習機会の充実を図るものをいう。なお、小学校での活用は想定されない。
注12）遠隔教育を実施している学校のうち、「教科・科目充実型」の遠隔教育の実施率は、「教科・科目充実型」の遠隔授業を実施している学校の総数を、
　　遠隔教育を実施していると答えた学校の総数から、遠隔教育を実施していると答えた小学校の総数を引いた数で除した値である。
注13）「個々の児童生徒の状況に応じた遠隔教育」とは、外国人児童生徒等への日本語指導、病気療養児・不登校児童生徒等に対する学習指導等の
　　個々の児童生徒の状況に応じた遠隔教育の形態をいう。

〇市区町村（設置者）別「コンピュータの設置状況」及び「インターネット接続状況」の実態（合計）

（令和７年３月１日現在）

市　区　町　村　別 （　合　計　）	学校数 校	児童生徒数 人	普通教室数 室	学習者用PC総台数 台	児童生徒一人当たりの学習者用PC台数 台／人	普通教室の大型提示装置整備率 %	普通教室の校内LAN整備率 %	普通教室の無線LAN整備率 %	普通教室の移動通信システム（LTE等）整備率 %	移動系通信を利用している学校の内、無線LAN整備済みの普通教室の数 室	無線LAN又は移動系通信によりインターネット接続を行う普通教室の割合 %	回線速度の契約理論値 ベストエフォート型 %	回線速度の契約理論値 ギャランティ型 %
長野県	101	44,182	1,646	53,745	1.2	98.0	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
長野市	77	25,802	1,160	26,359	1.0	86.2	99.6	99.5	***	***	99.5	77.9	22.1
松本市	51	16,817	771	17,440	1.0	92.0	99.7	99.2	***	***	99.2	100.0	0.0
上田市	35	11,056	520	11,794	1.1	91.3	100.0	100.0	***	***	100.0	0.0	100.0
岡谷市	11	3,045	159	3,393	1.1	100.0	100.0	100.0	***	***	100.0	0.0	100.0
飯田市	28	7,368	354	7,548	1.0	96.3	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
諏訪市	10	3,362	166	3,556	1.1	94.0	100.0	100.0	***	***	100.0	0.0	100.0
須坂市	16	3,630	184	3,639	1.0	90.2	98.9	98.9	***	***	98.9	100.0	0.0
小諸市	8	2,872	134	2,925	1.0	75.4	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
伊那市	21	5,049	279	5,147	1.0	93.2	100.0	99.6	***	***	99.6	100.0	0.0
駒ヶ根市	7	2,341	114	2,806	1.2	81.6	100.0	100.0	100.0	114	100.0	100.0	0.0
中野市	11	3,150	158	3,363	1.1	84.2	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
大町市	7	1,475	104	1,524	1.0	58.7	82.7	46.2	100.0	48	100.0	0.0	0.0
飯山市	9	1,160	85	1,393	1.2	83.5	100.0	90.6	***	***	90.6	100.0	0.0
茅野市	13	4,142	187	4,142	1.0	98.4	100.0	100.0	***	***	100.0	0.0	100.0
塩尻市	13	4,630	219	4,682	1.0	95.4	100.0	100.0	***	***	100.0	0.0	100.0
佐久市	21	7,408	339	7,493	1.0	97.6	100.0	100.0	***	***	100.0	95.2	4.8
千曲市	13	4,200	198	4,627	1.1	98.0	99.5	99.5	***	***	99.5	0.0	100.0
東御市	7	2,187	112	2,188	1.0	98.2	100.0	100.0	4.5	5	100.0	100.0	0.0
安曇野市	17	6,986	321	7,652	1.1	98.4	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
小海町	1	142	7	142	1.0	100.0	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
川上村	3	258	20	295	1.1	85.0	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
南牧村	3	188	20	212	1.1	95.0	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
南相木村	1	55	7	57	1.0	100.0	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
北相木村	1	49	6	52	1.1	100.0	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
佐久穂町	2	687	28	788	1.1	67.9	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
軽井沢町	4	1,445	65	1,522	1.1	100.0	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
御代田町	3	1,240	53	1,306	1.1	88.7	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
立科町	2	385	26	450	1.2	80.8	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
青木村	2	262	18	296	1.1	77.8	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
長和町	2	196	16	225	1.1	100.0	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
下諏訪町	4	1,163	57	1,319	1.1	96.5	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
富士見町	4	1,017	50	1,137	1.1	98.0	100.0	100.0	***	***	100.0	0.0	100.0
原村	2	614	24	670	1.1	100.0	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
辰野町	5	1,136	61	1,206	1.1	100.0	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
箕輪町	6	1,886	92	2,042	1.1	98.9	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
飯島町	3	610	38	617	1.0	84.2	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
南箕輪村	3	1,540	68	1,553	1.0	100.0	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
中川村	3	382	24	389	1.0	95.8	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
宮田村	2	739	35	855	1.2	100.0	100.0	100.0	65.7	23	100.0	100.0	0.0
松川町	3	963	48	1,131	1.2	100.0	100.0	100.0	***	***	100.0	66.7	33.3
高森町	3	1,096	48	1,162	1.1	91.7	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
阿南町	6	240	34	332	1.4	97.1	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
阿智村	6	507	50	554	1.1	70.0	100.0	94.0	***	***	94.0	66.7	33.3
平谷村	1	17	6	20	1.2	83.3	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
根羽村	1	48	9	48	1.0	100.0	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
下條村	2	258	17	334	1.3	47.1	100.0	100.0	***	***	100.0	50.0	50.0
売木村	2	39	9	46	1.2	100.0	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
天龍村	2	36	9	40	1.1	100.0	100.0	100.0	100.0	9	100.0	0.0	0.0
泰阜村	2	106	10	127	1.2	100.0	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
喬木村	3	479	30	481	1.0	90.0	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
豊丘村	3	539	32	817	1.5	87.5	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
大鹿村	2	65	11	80	1.2	100.0	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
上松町	2	236	17	253	1.1	64.7	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
南木曽町	2	251	23	330	1.3	87.0	95.7	95.7	***	***	95.7	100.0	0.0
木祖村	2	152	14	239	1.6	100.0	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
王滝村	1	11	5	16	1.5	100.0	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
大桑村	2	166	13	175	1.1	84.6	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
木曽町	7	569	53	628	1.1	90.6	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
麻績村	2	128	14	163	1.3	92.9	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
生坂村	2	98	11	105	1.1	90.9	100.0	100.0	72.7	8	100.0	100.0	0.0
山形村	1	442	21	457	1.0	100.0	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
朝日村	1	204	10	225	1.1	100.0	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
筑北村	2	185	14	187	1.0	78.6	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
池田町	3	583	34	702	1.2	88.2	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
松川村	2	667	34	755	1.1	94.1	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
白馬村	3	597	34	668	1.1	100.0	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
小谷村	2	161	10	158	1.0	90.0	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
坂城町	4	880	52	1,086	1.2	100.0	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
小布施町	2	882	34	981	1.1	94.1	100.0	97.1	***	***	97.1	100.0	0.0
高山村	2	410	28	478	1.2	89.3	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
山ノ内町	4	577	33	604	1.0	90.9	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
木島平村	2	316	19	324	1.0	100.0	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
野沢温泉村	2	198	14	215	1.1	92.9	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
信濃町	1	396	25	424	1.1	100.0	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
小川村	2	120	13	155	1.3	76.9	100.0	100.0	***	***	100.0	50.0	50.0
飯綱町	3	646	35	700	1.1	85.7	100.0	100.0	34.3	12	100.0	100.0	0.0
栄村	2	62	12	69	1.1	83.3	100.0	100.0	***	***	100.0	0.0	100.0
上田市長和町中学校組	1	173	11	264	1.5	90.9	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
辰野町塩尻市小学校組	1	104	8	111	1.1	100.0	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
松本市山形村朝日村中	1	376	16	462	1.2	100.0	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
塩尻市辰野町中学校組	1	58	5	92	1.6	100.0	100.0	100.0	***	***	100.0	0.0	100.0
小海町北相木村南相木	1	113	8	113	1.0	87.5	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
合　　計	631	189,010	8,858	206,860	1.1	92.6	99.7	99.0	3.1	219	99.7	79.8	20.2

注１）「児童生徒数」は、令和６年５月１日現在の児童生徒数。
注２）「学習者用ＰＣ」とは、教育用ＰＣのうち、児童生徒が使用するために配備されたものをいう。
注３）「児童生徒一人当たりの学習者用PC台数」は、「学習者用ＰＣ総台数」を令和６年５月１日現在の児童生徒数で除して算出した値である。
注４）「普通教室の大型提示装置整備率」は、大型提示装置を設置している普通教室の総数を普通教室の総数で除して算出した値である。
注５）「普通教室の校内ＬＡＮ整備率」は、校内ＬＡＮを整備する普通教室の総数を普通教室の総数で除して算出した値である。
注６）「普通教室の無線ＬＡＮ整備率」は、無線ＬＡＮを整備する普通教室の総数を普通教室の総数で除して算出した値である。

○市区町村（設置者）別「コンピュータの設置状況」及び「インターネット接続状況」の実態（合計）

（令和７年３月１日現在）

市区町村別 （合計）	教員数 人	授業を担当している教員数 人	指導者用PC台数 台	指導者用PC整備率 %	教員の校務用PC台数 台	教員の校務用PC整備率 %	統合型校務支援システム整備率 %	遠隔教育実施率 %	遠隔教育を実施している学校のうち、「合同授業型」の遠隔授業の実施率 %	遠隔教育を実施している学校のうち、「教師支援型」の遠隔授業の実施率 %	遠隔教育を実施している学校のうち、「教科・科目充実型」の遠隔授業の実施率 %	遠隔教育を実施している学校のうち、個々の児童生徒の状況に応じた遠隔教育の実施率 %
長野県	5,228	4,642	8,865	169.6	6,376	122.0	100.0	70.3	49.3	56.3	4.2	78.9
長野市	1,889	1,530	1,888	99.9	2,382	126.1	100.0	75.3	63.8	29.3	0.0	75.9
松本市	1,297	1,036	1,088	83.9	1,690	130.3	98.0	51.0	53.8	30.8	0.0	84.6
上田市	832	679	865	104.0	750	90.1	100.0	60.0	52.4	33.3	0.0	66.7
岡谷市	252	195	482	191.3	384	152.4	0.0	63.6	28.6	14.3	0.0	100.0
飯田市	622	489	609	97.9	759	122.0	100.0	60.7	82.4	35.3	25.0	52.9
諏訪市	248	216	387	156.0	380	153.2	100.0	90.0	77.8	33.3	0.0	33.3
須坂市	338	249	452	133.7	467	138.2	100.0	68.8	27.3	54.5	0.0	72.7
小諸市	216	170	227	105.1	248	114.8	100.0	62.5	20.0	0.0	0.0	80.0
伊那市	468	364	554	118.4	529	113.0	100.0	57.1	25.0	8.3	0.0	83.3
駒ヶ根市	171	148	249	145.6	231	135.1	100.0	57.1	0.0	50.0	0.0	100.0
中野市	251	211	383	152.6	356	141.8	100.0	63.6	42.9	42.9	0.0	85.7
大町市	170	143	218	128.2	216	127.1	100.0	71.4	80.0	60.0	0.0	80.0
飯山市	135	107	170	125.9	226	167.4	100.0	66.7	66.7	33.3	0.0	66.7
茅野市	294	249	380	129.3	509	173.1	100.0	100.0	100.0	46.2	0.0	100.0
塩尻市	357	301	549	153.8	496	138.9	100.0	69.2	33.3	33.3	0.0	88.9
佐久市	548	455	576	105.1	599	109.3	100.0	76.2	31.3	25.0	0.0	81.3
千曲市	305	257	733	240.3	393	128.9	100.0	100.0	15.4	15.4	0.0	92.3
東御市	162	141	186	114.8	202	124.7	100.0	85.7	83.3	50.0	0.0	50.0
安曇野市	540	422	957	177.2	764	141.5	100.0	52.9	44.4	44.4	0.0	77.8
小海町	16	12	12	75.0	16	100.0	100.0	100.0	0.0	0.0	***	100.0
川上村	42	31	43	102.4	61	145.2	100.0	33.3	0.0	0.0	0.0	100.0
南牧村	40	31	111	277.5	91	227.5	100.0	100.0	66.7	0.0	0.0	66.7
南相木村	12	8	8	66.7	18	150.0	100.0	0.0	***	***	***	***
北相木村	10	7	17	170.0	14	140.0	100.0	0.0	***	***	***	***
佐久穂町	69	49	115	166.7	93	134.8	100.0	100.0	50.0	0.0	0.0	100.0
軽井沢町	107	92	135	126.2	102	95.3	100.0	75.0	66.7	66.7	0.0	66.7
御代田町	88	69	106	120.5	105	119.3	100.0	33.3	0.0	100.0	0.0	100.0
立科町	40	32	52	130.0	61	152.5	100.0	0.0	***	***	***	***
青木村	37	33	101	273.0	57	154.1	100.0	100.0	50.0	100.0	0.0	0.0
長和町	28	19	70	250.0	46	164.3	100.0	100.0	100.0	0.0	***	50.0
下諏訪町	88	74	171	194.3	120	136.4	100.0	25.0	0.0	0.0	0.0	100.0
富士見町	78	65	97	124.4	120	153.8	100.0	50.0	50.0	100.0	0.0	100.0
原村	43	36	43	100.0	53	123.3	100.0	100.0	0.0	0.0	0.0	100.0
辰野町	121	79	96	79.3	160	132.2	100.0	80.0	25.0	50.0	0.0	75.0
箕輪町	161	117	364	226.1	289	179.5	100.0	100.0	16.7	50.0	0.0	83.3
飯島町	57	48	88	154.4	82	143.9	100.0	66.7	100.0	50.0	0.0	50.0
南箕輪村	104	90	101	97.1	148	142.3	100.0	100.0	66.7	0.0	0.0	100.0
中川村	38	32	69	181.6	84	221.1	100.0	100.0	33.3	33.3	0.0	100.0
宮田村	52	45	80	153.8	68	130.8	100.0	50.0	0.0	0.0	0.0	100.0
松川町	73	61	110	150.7	99	135.6	100.0	33.3	100.0	0.0	0.0	100.0
高森町	69	59	72	104.3	111	160.9	0.0	66.7	50.0	50.0	0.0	100.0
阿南町	67	47	83	123.9	92	137.3	100.0	83.3	60.0	20.0	0.0	60.0
阿智村	77	57	91	118.2	116	150.6	100.0	66.7	100.0	25.0	0.0	75.0
平谷村	9	5	9	100.0	40	444.4	100.0	100.0	100.0	100.0	***	0.0
根羽村	22	16	38	172.7	23	104.5	0.0	0.0	***	***	***	***
下條村	31	24	39	125.8	44	141.9	100.0	100.0	100.0	50.0	0.0	100.0
売木村	17	12	12	70.6	18	105.9	100.0	100.0	100.0	0.0	0.0	100.0
天龍村	14	10	23	164.3	29	207.1	0.0	100.0	100.0	50.0	100.0	100.0
泰阜村	23	16	39	169.6	45	195.7	100.0	100.0	50.0	50.0	0.0	100.0
喬木村	43	35	47	109.3	59	137.2	100.0	66.7	100.0	50.0	0.0	0.0
豊丘村	54	44	73	135.2	68	125.9	100.0	33.3	100.0	100.0	0.0	100.0
大鹿村	24	16	35	145.8	4	16.7	100.0	50.0	100.0	0.0	0.0	0.0
上松町	31	26	52	167.7	51	164.5	100.0	50.0	100.0	0.0	0.0	0.0
南木曽町	30	23	47	156.7	39	130.0	100.0	50.0	0.0	0.0	0.0	100.0
木祖村	26	19	33	126.9	43	165.4	100.0	50.0	0.0	0.0	0.0	100.0

王滝村	9	5	5	55.6	19	211.1	100.0	0.0	***	***	***	***
大桑村	35	19	43	122.9	43	122.9	100.0	0.0	***	***	***	***
木曽町	93	71	88	94.6	155	166.7	100.0	42.9	100.0	33.3	0.0	33.3
麻績村	30	23	46	153.3	42	140.0	100.0	100.0	100.0	0.0	0.0	50.0
生坂村	22	16	30	136.4	41	186.4	100.0	0.0	***	***	***	***
山形村	30	25	92	306.7	56	186.7	100.0	100.0	0.0	0.0	***	100.0
朝日村	17	13	28	164.7	28	164.7	100.0	0.0	***	***	***	***
筑北村	30	24	46	153.3	45	150.0	100.0	100.0	100.0	50.0	0.0	50.0
池田町	50	41	104	208.0	86	172.0	100.0	100.0	66.7	33.3	0.0	66.7
松川村	52	43	120	230.8	83	159.6	100.0	50.0	0.0	100.0	0.0	100.0
白馬村	55	45	76	138.2	90	163.6	100.0	33.3	0.0	100.0	0.0	100.0
小谷村	26	20	57	219.2	45	173.1	100.0	100.0	100.0	0.0	0.0	100.0
坂城町	80	65	116	145.0	137	171.3	100.0	75.0	100.0	33.3	0.0	66.7
小布施町	53	45	102	192.5	88	166.0	100.0	100.0	50.0	0.0	0.0	50.0
高山村	40	35	68	170.0	50	125.0	100.0	50.0	100.0	100.0	0.0	100.0
山ノ内町	58	44	95	163.8	88	151.7	100.0	25.0	0.0	100.0	0.0	100.0
木島平村	33	26	51	154.5	15	45.5	100.0	50.0	100.0	0.0	0.0	0.0
野沢温泉村	26	19	28	107.7	45	173.1	100.0	100.0	100.0	0.0	0.0	50.0
信濃町	43	36	41	95.3	65	151.2	100.0	100.0	0.0	100.0	0.0	100.0
小川村	35	23	33	94.3	47	134.3	100.0	100.0	100.0	50.0	0.0	100.0
飯綱町	69	43	108	156.5	85	123.2	100.0	100.0	0.0	0.0	0.0	100.0
栄村	24	17	31	129.2	43	179.2	100.0	100.0	50.0	50.0	0.0	100.0
上田市長和町中学校組	22	20	1	4.5	31	140.9	100.0	0.0	***	***	***	***
辰野町塩尻市小学校組	13	10	11	84.6	18	138.5	100.0	0.0	***	***	***	***
松本市山形村朝日村中	27	26	30	111.1	51	188.9	100.0	100.0	100.0	100.0	0.0	100.0
塩尻市辰野町中学校組	13	10	23	176.9	24	184.6	100.0	100.0	100.0	0.0	0.0	0.0
小海町北相木村南相木	20	16	16	80.0	22	110.0	100.0	100.0	0.0	100.0	0.0	0.0
合　　計	17,169	14,223	23,989	139.7	22,168	129.1	97.1	67.8	54.2	36.7	2.7	76.4

注１）「教員」とは、校長、副校長、教頭、主幹教諭、指導教諭、教諭、助教諭、養護教諭、養護助教諭、栄養教諭、常勤講師、再任用職員（フルタイム）をいう。
注２）「授業を担当している教員」とは、各教科等の授業を定期的に担当している教員をいう。授業を一時的・臨時的に担当する教員は含まない。
注３）「指導者用ＰＣ」とは、教員が使用するために配備されたものをいう。教職員が主として校務用に利用しているコンピュータ（校務用コンピュータ）は含まない。
注４）「指導者用ＰＣ整備率」とは指導者用ＰＣの総数を教員の総数で除して算出した値である。
注５）「教員の校務用ＰＣ」とは、主として教員が校務に使用するコンピュータのことをいう。
注６）「教員の校務用ＰＣ整備率」は、校務用ＰＣの総数を総教員数で除して算出した値である。
注７）「統合型校務支援システム」は、教務系（成績処理、出欠管理、時数等）・保健系（健康診断票、保健室管理等）、指導要録等の学籍関係、学校事務系など統合して
機能を有しているシステムをいう。
注８）「遠隔教育」は、遠隔システムを活用した同時双方向型で行う教育をいう。（「『遠隔教育の推進に向けた施策方針』の策定について（通知）」（文部科学省、平成30年9月20日））
注９）「合同授業型」とは、教師が児童生徒等に対面で授業を行う複数の教室等を遠隔により接続することで、児童生徒が多様な意見や考えに触れたり、協働して学習に取り組んだり
する機会の充実を図る遠隔教育の形態をいう。
注10）「教師支援型」とは、外部人材等の専門家と、児童生徒や教師がいる教室等を遠隔により接続することで、児童生徒の学習活動の質を高めるとともに、
教師の資質向上を図る遠隔教育の形態をいう。
注11）「教科・科目充実型」とは、学校教育法施行規則第77条の２（中学校等）、第88条の３（高等学校等）に基づき、当該教科の免許状を保有する教師による
授業を遠隔により提供することで、生徒の多様な科目選択を可能とすること等により、学習機会の充実を図るものをいう。なお、小学校での活用は想定されない。
注12）遠隔教育を実施している学校のうち、「教科・科目充実型」の遠隔教育の実施率は、「教科・科目充実型」の遠隔授業を実施している学校の総数を、
遠隔教育を実施していると答えた学校の総数から、遠隔教育を実施していると答えた小学校の総数を引いた数で除した値である。
注13）「個々の児童生徒の状況に応じた遠隔教育」とは、外国人児童生徒等への日本語指導、病気療養児・不登校児童生徒等に対する学習指導等の
個々の児童生徒の状況に応じた遠隔教育の形態をいう。

○市区町村（設置者）別「コンピュータの設置状況」及び「インターネット接続状況」の実態（小学校）

（令和７年３月１日現在）

市区町村別 （小学校）	学校数 校	児童生徒数 人	普通教室数 室	学習者用PC総台数 台	児童生徒一人当たりの学習者用PC台数 台／人	普通教室の大型提示装置整備率 %	普通教室の校内LAN整備率 %	普通教室の無線LAN整備率 %	普通教室の移動通信システム（LTE等）整備率 %	移動系通信を利用している学校の内、無線LAN整備済みの普通教室の数 室	無線LAN又は移動系通信によりインターネット接続を行う普通教室の割合 %	回線速度の契約理論値 ベストエフォート型 %	回線速度の契約理論値 ギャランティ型 %
長野市	53	16,726	798	16,901	1.0	82.1	99.6	99.5	***	***	99.5	77.4	22.6
松本市	29	11,172	543	11,586	1.0	89.9	99.8	99.3	***	***	99.3	100.0	0.0
上田市	24	7,279	359	7,729	1.1	93.0	100.0	100.0	***	***	100.0	0.0	100.0
岡谷市	7	1,981	103	2,221	1.1	100.0	100.0	100.0	***	***	100.0	0.0	100.0
飯田市	19	4,741	237	4,862	1.0	96.2	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
諏訪市	6	2,201	113	2,262	1.0	95.6	100.0	100.0	***	***	100.0	0.0	100.0
須坂市	11	2,350	126	2,323	1.0	89.7	99.2	99.2	***	***	99.2	100.0	0.0
小諸市	6	1,855	93	1,906	1.0	65.6	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
伊那市	15	3,345	200	3,350	1.0	92.5	100.0	99.5	***	***	99.5	100.0	0.0
駒ヶ根市	5	1,498	77	1,758	1.2	80.5	100.0	100.0	100.0	77	100.0	100.0	0.0
中野市	7	2,088	98	2,155	1.0	96.9	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
大町市	4	835	57	898	1.1	45.6	68.4	1.8	100.0	1	100.0	0.0	0.0
飯山市	7	745	61	819	1.1	83.6	100.0	88.5	***	***	88.5	100.0	0.0
茅野市	9	2,769	125	2,769	1.0	98.4	100.0	100.0	***	***	100.0	0.0	100.0
塩尻市	8	3,114	146	3,139	1.0	94.5	100.0	100.0	***	***	100.0	0.0	100.0
佐久市	14	4,931	234	4,988	1.0	97.9	100.0	100.0	***	***	100.0	92.9	7.1
千曲市	9	2,820	138	3,101	1.1	98.6	99.3	99.3	***	***	99.3	0.0	100.0
東御市	5	1,415	81	1,416	1.0	97.5	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
安曇野市	10	4,607	211	4,967	1.1	97.6	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
小海町	1	142	7	142	1.0	100.0	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
川上村	2	182	15	184	1.0	80.0	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
南牧村	2	115	14	132	1.1	100.0	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
南相木村	1	55	7	57	1.0	100.0	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
北相木村	1	49	6	52	1.1	100.0	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
佐久穂町	1	442	15	517	1.2	100.0	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
軽井沢町	3	1,008	48	1,084	1.1	100.0	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
御代田町	2	838	37	905	1.1	83.8	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
立科町	1	252	18	300	1.2	77.8	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
青木村	1	177	13	208	1.2	76.9	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
長和町	2	196	16	225	1.1	100.0	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
下諏訪町	2	764	37	778	1.0	97.3	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
富士見町	3	672	35	697	1.0	97.1	100.0	100.0	***	***	100.0	0.0	100.0
原村	1	412	15	420	1.0	100.0	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
辰野町	4	719	43	748	1.0	100.0	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
箕輪町	5	1,169	63	1,318	1.1	98.4	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
飯島町	2	415	25	422	1.0	84.0	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
南箕輪村	2	1,039	47	1,044	1.0	100.0	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
中川村	2	234	16	237	1.0	93.8	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
宮田村	1	465	23	545	1.2	100.0	100.0	100.0	100.0	23	100.0	100.0	0.0
松川町	2	630	32	722	1.1	100.0	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
高森町	2	698	33	727	1.0	87.9	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
阿南町	4	153	26	166	1.1	96.2	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
阿智村	5	329	40	376	1.1	65.0	100.0	92.5	***	***	92.5	60.0	40.0
平谷村	1	17	6	20	1.2	83.3	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
下條村	1	164	9	170	1.0	22.2	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
売木村	1	18	6	26	1.4	100.0	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
天龍村	1	27	6	27	1.0	100.0	100.0	100.0	100.0	6	100.0	0.0	0.0
泰阜村	1	72	7	87	1.2	100.0	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
喬木村	2	302	21	304	1.0	85.7	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
豊丘村	2	335	23	515	1.5	82.6	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
大鹿村	1	42	7	45	1.1	100.0	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
上松町	1	148	12	164	1.1	58.3	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
南木曽町	1	138	14	190	1.4	78.6	92.9	92.9	***	***	92.9	100.0	0.0
木祖村	1	95	8	172	1.8	100.0	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
王滝村	1	11	5	16	1.5	100.0	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
大桑村	1	105	8	105	1.0	100.0	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
木曽町	4	346	37	385	1.1	91.9	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
麻績村	1	94	9	97	1.0	88.9	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
生坂村	1	65	8	66	1.0	87.5	100.0	100.0	100.0	8	100.0	0.0	0.0
山形村	1	442	21	457	1.0	100.0	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
朝日村	1	204	10	225	1.1	100.0	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
筑北村	1	120	9	121	1.0	88.9	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
池田町	2	388	24	428	1.1	87.5	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
松川村	1	435	22	485	1.1	90.9	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
白馬村	2	362	24	429	1.2	100.0	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
小谷村	1	98	6	95	1.0	100.0	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
坂城町	3	566	39	669	1.2	100.0	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
小布施町	1	572	22	625	1.1	100.0	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
高山村	1	253	14	260	1.0	100.0	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
山ノ内町	3	379	23	406	1.1	87.0	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
木島平村	1	209	12	212	1.0	100.0	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
野沢温泉村	1	140	9	158	1.1	100.0	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
小川村	1	69	8	73	1.1	87.5	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
飯綱町	2	415	23	467	1.1	91.3	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
栄村	1	44	8	48	1.1	75.0	100.0	100.0	***	***	100.0	0.0	100.0
辰野町塩尻市小学校組合	1	104	8	111	1.1	100.0	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
合計	345	94,406	4,899	98,814	1.0	90.5	99.5	98.4	3.5	115	99.6	75.8	24.2

注１）「児童生徒数」は、令和６年５月１日現在の児童生徒数。
注２）「学習者用ＰＣ」とは、教育用ＰＣのうち、児童生徒が使用するために配備されたものをいう。
注３）「児童生徒一人当たりの学習者用PC台数」は、「学習者用ＰＣ総台数」を令和６年５月１日現在の児童生徒数で除して算出した値である。
注４）「普通教室の大型提示装置整備率」は、大型提示装置を設置している普通教室の総数を普通教室の総数で除して算出した値である。
注５）「普通教室の校内ＬＡＮ整備率」は、校内ＬＡＮを整備する普通教室の総数を普通教室の総数で除して算出した値である。
注６）「普通教室の無線ＬＡＮ整備率」は、無線ＬＡＮを整備する普通教室の総数を普通教室の総数で除して算出した値である。

○市区町村（設置者）別「コンピュータの設置状況」及び「インターネット接続状況」の実態（小学校）

（令和７年３月１日現在）

市　区　町　村　別 （　小　学　校　）	教員数 人	授業を担当している教員数 人	指導者用PC台数 台	指導者用PC整備率 %	教員の校務用PC台数 台	教員の校務用PC整備率 %	統合型校務支援システム整備率 %	遠隔教育実施率 %	遠隔教育を実施している学校のうち、「合同授業型」の遠隔授業の実施率 %	遠隔教育を実施している学校のうち、「教師支援型」の遠隔授業の実施率 %	遠隔教育を実施している学校のうち、「教科・科目充実型」の遠隔授業の実施率 %	遠隔教育を実施している学校のうち、個々の児童生徒の状況に応じた遠隔教育の実施率 %
長野市	1,154	905	1,258	109.0	1,503	130.2	100.0	75.5	70.0	37.5	***	72.5
松本市	747	618	633	84.7	1,046	140.0	100.0	51.7	60.0	20.0	***	73.3
上田市	526	423	540	102.7	504	95.8	100.0	58.3	71.4	42.9	***	57.1
岡谷市	159	115	298	187.4	226	142.1	0.0	71.4	20.0	0.0	***	100.0
飯田市	380	295	317	83.4	452	118.9	100.0	68.4	84.6	30.8	***	46.2
諏訪市	148	130	223	150.7	208	140.5	100.0	100.0	66.7	33.3	***	33.3
須坂市	192	141	300	156.3	285	148.4	100.0	63.6	28.6	71.4	***	85.7
小諸市	147	110	161	109.5	169	115.0	100.0	66.7	25.0	0.0	***	75.0
伊那市	297	227	305	102.7	344	115.8	100.0	73.3	27.3	9.1	***	81.8
駒ヶ根市	101	86	139	137.6	147	145.5	100.0	40.0	0.0	50.0	***	100.0
中野市	146	119	249	170.5	207	141.8	100.0	71.4	60.0	40.0	***	100.0
大町市	83	70	133	160.2	107	128.9	100.0	100.0	100.0	75.0	***	75.0
飯山市	94	72	122	129.8	188	200.0	100.0	71.4	80.0	20.0	***	60.0
茅野市	187	158	252	134.8	340	181.8	100.0	100.0	100.0	55.6	***	100.0
塩尻市	213	179	379	177.9	311	146.0	100.0	62.5	60.0	40.0	***	80.0
佐久市	354	286	373	105.4	400	113.0	100.0	71.4	50.0	30.0	***	80.0
千曲市	195	162	463	237.4	248	127.2	100.0	100.0	22.2	22.2	***	88.9
東御市	102	89	111	108.8	122	119.6	100.0	100.0	80.0	60.0	***	40.0
安曇野市	318	249	609	191.5	460	144.7	100.0	50.0	60.0	60.0	***	80.0
小海町	16	12	12	75.0	16	100.0	100.0	100.0	0.0	0.0	***	100.0
川上村	25	19	25	100.0	34	136.0	100.0	0.0	***	***	***	***
南牧村	25	19	69	276.0	64	256.0	100.0	100.0	100.0	0.0	***	50.0
南相木村	12	8	8	66.7	18	150.0	100.0	0.0	***	***	***	***
北相木村	10	7	17	170.0	14	140.0	100.0	0.0	***	***	***	***
佐久穂町	28	23	65	232.1	44	157.1	100.0	100.0	100.0	0.0	***	100.0
軽井沢町	70	61	85	121.4	100	142.9	100.0	66.7	50.0	100.0	***	50.0
御代田町	47	41	65	138.3	63	134.0	100.0	50.0	0.0	100.0	***	100.0
立科町	23	18	22	95.7	26	113.0	100.0	0.0	***	***	***	***
青木村	19	15	41	215.8	29	152.6	100.0	100.0	0.0	100.0	***	0.0
長和町	28	19	70	250.0	46	164.3	100.0	100.0	100.0	0.0	***	50.0
下諏訪町	48	41	60	125.0	60	125.0	100.0	50.0	0.0	0.0	***	100.0
富士見町	50	41	69	138.0	71	142.0	100.0	66.7	50.0	100.0	***	100.0
原村	24	20	27	112.5	31	129.2	100.0	100.0	0.0	0.0	***	100.0
辰野町	65	49	60	92.3	106	163.1	100.0	75.0	33.3	66.7	***	66.7
箕輪町	113	74	253	223.9	223	197.3	100.0	100.0	20.0	40.0	***	80.0
飯島町	35	29	66	188.6	60	171.4	100.0	100.0	100.0	50.0	***	50.0
南箕輪村	67	57	59	88.1	82	122.4	100.0	100.0	50.0	0.0	***	100.0
中川村	23	17	23	100.0	57	247.8	100.0	100.0	50.0	50.0	***	100.0
宮田村	29	25	31	106.9	29	100.0	100.0	0.0	***	***	***	***
松川町	46	40	38	82.6	59	128.3	100.0	50.0	100.0	0.0	***	100.0
高森町	42	36	34	81.0	74	176.2	0.0	100.0	50.0	50.0	***	100.0
阿南町	40	27	44	110.0	54	135.0	100.0	75.0	100.0	33.3	***	33.3
阿智村	53	36	61	115.1	76	143.4	100.0	80.0	100.0	25.0	***	75.0
平谷村	9	5	9	100.0	40	444.4	100.0	100.0	100.0	100.0	***	0.0
下條村	18	14	13	72.2	21	116.7	100.0	100.0	100.0	100.0	***	100.0
売木村	8	4	4	50.0	8	100.0	100.0	100.0	100.0	0.0	***	100.0
天龍村	6	4	16	266.7	16	266.7	0.0	100.0	100.0	0.0	***	100.0
泰阜村	12	8	6	50.0	15	125.0	100.0	100.0	100.0	0.0	***	100.0
喬木村	25	19	29	116.0	36	144.0	100.0	100.0	100.0	50.0	***	0.0
豊丘村	32	26	26	81.3	41	128.1	100.0	0.0	***	***	***	***
大鹿村	12	8	17	141.7	1	8.3	100.0	0.0	***	***	***	***
上松町	17	15	24	141.2	26	152.9	100.0	0.0	***	***	***	***
南木曽町	13	10	18	138.5	2	15.4	100.0	0.0	***	***	***	***
木祖村	13	9	12	92.3	22	169.2	100.0	100.0	0.0	0.0	***	100.0
王滝村	9	5	5	55.6	19	211.1	100.0	0.0	***	***	***	***
大桑村	21	9	21	100.0	18	85.7	100.0	0.0	***	***	***	***

木曽町	51	39	61	119.6	84	164.7	100.0	75.0	100.0	33.3	***	33.3
麻績村	14	10	20	142.9	16	114.3	100.0	100.0	100.0	0.0	***	0.0
生坂村	12	9	10	83.3	19	158.3	100.0	0.0	***	***	***	***
山形村	30	25	92	306.7	56	186.7	100.0	100.0	0.0	0.0	***	100.0
朝日村	17	13	28	164.7	28	164.7	100.0	0.0	***	***	***	***
筑北村	13	10	12	92.3	13	100.0	100.0	100.0	100.0	0.0	***	0.0
池田町	29	23	69	237.9	51	175.9	100.0	100.0	50.0	50.0	***	100.0
松川村	29	24	40	137.9	40	137.9	100.0	0.0	***	***	***	***
白馬村	31	25	49	158.1	51	164.5	100.0	0.0	***	***	***	***
小谷村	14	11	27	192.9	28	200.0	100.0	100.0	100.0	0.0	***	100.0
坂城町	53	43	82	154.7	97	183.0	100.0	66.7	100.0	50.0	***	50.0
小布施町	30	26	53	176.7	49	163.3	100.0	100.0	100.0	0.0	***	0.0
高山村	21	18	22	104.8	22	104.8	100.0	100.0	100.0	100.0	***	100.0
山ノ内町	36	26	68	188.9	55	152.8	100.0	33.3	0.0	100.0	***	100.0
木島平村	17	14	25	147.1	1	5.9	100.0	100.0	100.0	0.0	***	0.0
野沢温泉村	11	8	12	109.1	25	227.3	100.0	100.0	100.0	0.0	***	100.0
小川村	17	12	6	35.3	25	147.1	100.0	100.0	100.0	100.0	***	100.0
飯綱町	46	27	80	173.9	58	126.1	100.0	100.0	0.0	0.0	***	100.0
栄村	12	9	23	191.7	14	116.7	100.0	100.0	100.0	100.0	***	100.0
辰野町塩尻市小学校組	13	10	11	84.6	18	138.5	100.0	0.0	***	***	***	***
合　　計	7,172	5,686	9,159	127.7	9,718	135.5	97.1	69.6	62.5	35.8	***	72.1

注１）「教員」とは、校長、副校長、教頭、主幹教諭、指導教諭、教諭、助教諭、養護教諭、養護助教諭、栄養教諭、常勤講師、再任用職員（フルタイム）をいう。
注２）「授業を担当している教員」とは、各教科等の授業を定期的に担当している教員をいう。授業を一時的・臨時的に担当する教員は含まない。
注３）「指導者用ＰＣ」とは、教員が使用するために配備されたものをいう。教職員が主として校務用に利用しているコンピュータ（校務用コンピュータ）は含まない。
注４）「指導者用ＰＣ整備率」とは指導者用ＰＣの総数を教員の総数で除して算出した値である。
注５）「教員の校務用ＰＣ」とは、主として教員が校務に使用するコンピュータのことをいう。
注６）「教員の校務用ＰＣ整備率」は、校務用ＰＣの総数を総教員数で除して算出した値である。
注７）「統合型校務支援システム」は、教務系（成績処理、出欠管理、時数等）・保健系（健康診断票、保健室管理等）、指導要録等の学籍関係、学校事務系など統合して
　　機能を有しているシステムをいう。
注８）「遠隔教育」は、遠隔システムを活用した同時双方向型で行う教育をいう。（「『遠隔教育の推進に向けた施策方針』の策定について（通知）」（文部科学省、平成30年9月20日））
注９）「合同授業型」とは、教師が児童生徒等に対面で授業を行う複数の教室等を遠隔により接続することで、児童生徒が多様な意見や考えに触れたり、協働して学習に取り組んだり
　　する機会の充実を図る遠隔教育の形態をいう。
注10）「教師支援型」とは、外部人材等の専門家と、児童生徒や教師がいる教室等を遠隔により接続することで、児童生徒の学習活動の質を高めるとともに、
　　教師の資質向上を図る遠隔教育の形態をいう。
注11）「教科・科目充実型」とは、学校教育法施行規則第77条の２（中学校等）、第88条の３（高等学校等）に基づき、当該教科の免許状を保有する教師による
　　授業を遠隔により提供することで、生徒の多様な科目選択を可能とすること等により、学習機会の充実を図るものをいう。なお、小学校での活用は想定されない。
注12）遠隔教育を実施している学校のうち、「教科・科目充実型」の遠隔教育の実施率は、「教科・科目充実型」の遠隔授業を実施している学校の総数を、
　　遠隔教育を実施していると答えた学校の総数から、遠隔教育を実施していると答えた小学校の総数を引いた数で除した値である。
注13）「個々の児童生徒の状況に応じた遠隔教育」とは、外国人児童生徒等への日本語指導、病気療養児・不登校児童生徒等に対する学習指導等の
　　個々の児童生徒の状況に応じた遠隔教育の形態をいう。

○市区町村（設置者）別「コンピュータの設置状況」及び「インターネット接続状況」の実態（中学校）

（令和７年３月１日現在）

市　区　町　村　別 （　中　学　校　）	学校数 校	児童生徒数 人	普通教室数 室	学習者用PC総台数 台	児童生徒一人当たりの学習者用PC台数 台／人	普通教室の大型提示装置整備率 %	普通教室の校内LAN整備率 %	普通教室の無線LAN整備率 %	普通教室の移動通信システム（LTE等）整備率 %	移動系通信を利用している学校の内、無線LAN整備済みの普通教室の数 室	無線LAN又は移動系通信によりインターネット接続を行う普通教室の割合 %	回線速度の契約理論値 ベストエフォート型 %	回線速度の契約理論値 ギャランティ型 %
長野県	2	480	12	490	1.0	100.0	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
長野市	23	8,609	350	8,892	1.0	95.1	99.4	99.4	***	***	99.4	78.3	21.7
松本市	22	5,645	228	5,854	1.0	96.9	99.6	99.1	***	***	99.1	100.0	0.0
上田市	11	3,777	161	4,065	1.1	87.6	100.0	100.0	***	***	100.0	0.0	100.0
岡谷市	4	1,064	56	1,172	1.1	100.0	100.0	100.0	***	***	100.0	0.0	100.0
飯田市	9	2,627	117	2,686	1.0	96.6	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
諏訪市	4	1,161	53	1,294	1.1	90.6	100.0	100.0	***	***	100.0	0.0	100.0
須坂市	4	1,246	53	1,282	1.0	90.6	98.1	98.1	***	***	98.1	100.0	0.0
小諸市	2	1,017	41	1,019	1.0	97.6	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
伊那市	6	1,704	79	1,797	1.1	94.9	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
駒ヶ根市	2	843	37	1,048	1.2	83.8	100.0	100.0	100.0	37	100.0	100.0	0.0
中野市	4	1,062	60	1,208	1.1	63.3	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
大町市	1	476	22	461	1.0	100.0	100.0	100.0	100.0	22	100.0	0.0	0.0
飯山市	2	415	24	574	1.4	83.3	100.0	95.8	***	***	95.8	100.0	0.0
茅野市	4	1,373	62	1,373	1.0	98.4	100.0	100.0	***	***	100.0	0.0	100.0
塩尻市	4	1,433	62	1,459	1.0	100.0	100.0	100.0	***	***	100.0	0.0	100.0
佐久市	7	2,477	105	2,505	1.0	97.1	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
千曲市	4	1,380	60	1,526	1.1	96.7	100.0	100.0	***	***	100.0	0.0	100.0
東御市	2	772	31	772	1.0	100.0	100.0	100.0	16.1	5	100.0	100.0	0.0
安曇野市	7	2,379	110	2,685	1.1	100.0	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
川上村	1	76	5	111	1.5	100.0	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
南牧村	1	73	6	80	1.1	83.3	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
佐久穂町	1	245	13	271	1.1	30.8	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
軽井沢町	1	437	17	438	1.0	100.0	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
御代田町	1	402	16	401	1.0	100.0	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
立科町	1	133	8	150	1.1	87.5	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
青木村	1	85	5	88	1.0	80.0	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
下諏訪町	2	399	20	541	1.4	95.0	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
富士見町	1	345	15	440	1.3	100.0	100.0	100.0	***	***	100.0	0.0	100.0
原村	1	202	9	250	1.2	100.0	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
辰野町	1	417	18	458	1.1	100.0	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
箕輪町	1	717	29	724	1.0	100.0	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
飯島町	1	195	13	195	1.0	84.6	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
南箕輪村	1	501	21	509	1.0	100.0	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
中川村	1	148	8	152	1.0	100.0	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
宮田村	1	274	12	310	1.1	100.0	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
松川町	1	333	16	409	1.2	100.0	100.0	100.0	***	***	100.0	0.0	100.0
高森町	1	398	15	435	1.1	100.0	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
阿南町	2	87	8	166	1.9	100.0	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
阿智村	1	178	10	178	1.0	90.0	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
下條村	1	94	8	164	1.7	75.0	100.0	100.0	***	***	100.0	0.0	100.0
売木村	1	21	3	20	1.0	100.0	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
天龍村	1	9	3	13	1.4	100.0	100.0	100.0	100.0	3	100.0	0.0	0.0
泰阜村	1	34	3	40	1.2	100.0	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
喬木村	1	177	9	177	1.0	100.0	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
豊丘村	1	204	9	302	1.5	100.0	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
大鹿村	1	23	4	35	1.5	100.0	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
上松町	1	88	5	89	1.0	80.0	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
南木曽町	1	113	9	140	1.2	100.0	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
木祖村	1	57	6	67	1.2	100.0	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
大桑村	1	61	5	70	1.1	60.0	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
木曽町	3	223	16	243	1.1	87.5	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
麻績村	1	34	5	66	1.9	100.0	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
生坂村	1	33	3	39	1.2	100.0	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
筑北村	1	65	5	66	1.0	60.0	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
池田町	1	195	10	274	1.4	90.0	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
松川村	1	232	12	270	1.2	100.0	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
白馬村	1	235	10	239	1.0	100.0	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
小谷村	1	63	4	63	1.0	75.0	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
坂城町	1	314	13	417	1.3	100.0	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
小布施町	1	310	12	356	1.1	83.3	100.0	91.7	***	***	91.7	100.0	0.0
高山村	1	157	14	218	1.4	78.6	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
山ノ内町	1	198	10	198	1.0	100.0	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
木島平村	1	107	7	112	1.0	100.0	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
野沢温泉村	1	58	5	57	1.0	80.0	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
小川村	1	51	5	82	1.6	60.0	100.0	100.0	***	***	100.0	0.0	100.0
飯綱町	1	231	12	233	1.0	75.0	100.0	100.0	100.0	12	100.0	0.0	0.0
栄村	1	18	4	21	1.2	100.0	100.0	100.0	***	***	100.0	0.0	100.0
上田市長和町中学校組	1	173	11	264	1.5	90.9	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
松本市山形村朝日村中	1	376	16	462	1.2	100.0	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
塩尻市辰野町中学校組	1	58	5	92	1.6	100.0	100.0	100.0	***	***	100.0	0.0	100.0
小海町北相木村南相木	1	113	8	113	1.0	87.5	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
合　　計	180	49,710	2,238	53,470	1.1	93.7	99.8	99.7	3.5	79	99.7	76.1	23.9

注１）「児童生徒数」は、令和６年５月１日現在の児童生徒数。
注２）「学習者用ＰＣ」とは、教育用ＰＣのうち、児童生徒が使用するために配備されたものをいう。
注３）「児童生徒一人当たりの学習者用PC台数」は、「学習者用ＰＣ総台数」を令和６年５月１日現在の児童生徒数で除して算出した値である。
注４）「普通教室の大型提示装置整備率」は、大型提示装置を設置している普通教室の総数を普通教室の総数で除して算出した値である。
注５）「普通教室の校内ＬＡＮ整備率」は、校内ＬＡＮを整備する普通教室の総数を普通教室の総数で除して算出した値である。
注６）「普通教室の無線ＬＡＮ整備率」は、無線ＬＡＮを整備する普通教室の総数を普通教室の総数で除して算出した値である。

○市区町村（設置者）別「コンピュータの設置状況」及び「インターネット接続状況」の実態（中学校）

（令和７年３月１日現在）

市　区　町　村　別 （　中　学　校　）	教員数 人	授業を担当している教員数 人	指導者用PC台数 台	指導者用PC整備率 %	教員の校務用PC台数 台	教員の校務用PC整備率 %	統合型校務支援システム整備率 %	遠隔教育実施率 %	遠隔教育を実施している学校のうち、「合同授業型」の遠隔授業の実施率 %	遠隔教育を実施している学校のうち、「教師支援型」の遠隔授業の実施率 %	遠隔教育を実施している学校のうち、「教科・科目充実型」の遠隔授業の実施率 %	遠隔教育を実施している学校のうち、個々の児童生徒の状況に応じた遠隔教育の実施率 %
長野県	33	28	43	130.3	50	151.5	100.0	100.0	50.0	50.0	0.0	100.0
長野市	696	589	588	84.5	839	120.5	100.0	73.9	47.1	11.8	0.0	82.4
松本市	550	418	455	82.7	644	117.1	95.5	50.0	45.5	45.5	0.0	100.0
上田市	306	256	325	106.2	246	80.4	100.0	63.6	14.3	14.3	0.0	85.7
岡谷市	93	80	184	197.8	158	169.9	0.0	50.0	50.0	50.0	0.0	100.0
飯田市	242	194	292	120.7	307	126.9	100.0	44.4	75.0	50.0	25.0	75.0
諏訪市	100	86	164	164.0	172	172.0	100.0	75.0	100.0	33.3	0.0	33.3
須坂市	119	87	136	114.3	149	125.2	100.0	75.0	33.3	33.3	0.0	33.3
小諸市	69	60	66	95.7	79	114.5	100.0	50.0	0.0	0.0	0.0	100.0
伊那市	171	137	249	145.6	185	108.2	100.0	16.7	0.0	0.0	0.0	100.0
駒ヶ根市	70	62	110	157.1	84	120.0	100.0	100.0	0.0	50.0	0.0	100.0
中野市	105	92	134	127.6	149	141.9	100.0	50.0	0.0	50.0	0.0	50.0
大町市	43	39	33	76.7	50	116.3	100.0	100.0	0.0	0.0	0.0	100.0
飯山市	41	35	48	117.1	38	92.7	100.0	50.0	0.0	100.0	0.0	100.0
茅野市	107	91	128	119.6	169	157.9	100.0	100.0	100.0	25.0	0.0	100.0
塩尻市	123	105	149	121.1	156	126.8	100.0	75.0	0.0	0.0	0.0	100.0
佐久市	194	169	203	104.6	199	102.6	100.0	85.7	0.0	16.7	0.0	83.3
千曲市	110	95	270	245.5	145	131.8	100.0	100.0	0.0	0.0	0.0	100.0
東御市	60	52	75	125.0	80	133.3	100.0	50.0	100.0	0.0	0.0	100.0
安曇野市	222	173	348	156.8	304	136.9	100.0	57.1	25.0	25.0	0.0	75.0
川上村	17	12	18	105.9	27	158.8	100.0	100.0	0.0	0.0	0.0	100.0
南牧村	15	12	42	280.0	27	180.0	100.0	100.0	0.0	0.0	0.0	100.0
佐久穂町	41	26	50	122.0	49	119.5	100.0	100.0	0.0	0.0	0.0	100.0
軽井沢町	37	31	50	135.1	2	5.4	100.0	100.0	100.0	0.0	0.0	100.0
御代田町	41	28	41	100.0	42	102.4	100.0	0.0	***	***	***	***
立科町	17	14	30	176.5	35	205.9	100.0	0.0	***	***	***	***
青木村	18	18	60	333.3	28	155.6	100.0	100.0	100.0	100.0	0.0	0.0
下諏訪町	40	33	111	277.5	60	150.0	100.0	0.0	***	***	***	***
富士見町	28	24	28	100.0	49	175.0	100.0	0.0	***	***	***	***
原村	19	16	16	84.2	22	115.8	100.0	100.0	0.0	0.0	0.0	100.0
辰野町	56	30	36	64.3	54	96.4	100.0	100.0	0.0	0.0	0.0	100.0
箕輪町	48	43	111	231.3	66	137.5	100.0	100.0	0.0	100.0	0.0	100.0
飯島町	22	19	22	100.0	22	100.0	100.0	0.0	***	***	***	***
南箕輪村	37	33	42	113.5	66	178.4	100.0	100.0	100.0	0.0	0.0	100.0
中川村	15	15	46	306.7	27	180.0	100.0	100.0	0.0	0.0	0.0	100.0
宮田村	23	20	49	213.0	39	169.6	100.0	100.0	0.0	0.0	0.0	100.0
松川町	27	21	72	266.7	40	148.1	100.0	0.0	***	***	***	***
高森町	27	23	38	140.7	37	137.0	0.0	0.0	***	***	***	***
阿南町	27	20	39	144.4	38	140.7	100.0	100.0	0.0	0.0	0.0	100.0
阿智村	24	21	30	125.0	40	166.7	100.0	0.0	***	***	***	***
下條村	13	10	26	200.0	23	176.9	100.0	100.0	100.0	0.0	0.0	100.0
売木村	9	8	8	88.9	10	111.1	100.0	100.0	100.0	0.0	0.0	100.0
天龍村	8	6	7	87.5	13	162.5	0.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
泰阜村	11	8	33	300.0	30	272.7	100.0	100.0	0.0	100.0	0.0	100.0
喬木村	18	16	18	100.0	23	127.8	100.0	0.0	***	***	***	***
豊丘村	22	18	47	213.6	27	122.7	100.0	100.0	100.0	100.0	0.0	100.0
大鹿村	12	8	18	150.0	3	25.0	100.0	100.0	100.0	0.0	0.0	0.0
上松町	14	11	28	200.0	25	178.6	100.0	100.0	100.0	0.0	0.0	0.0
南木曽町	17	13	29	170.6	37	217.6	100.0	100.0	0.0	0.0	0.0	100.0
木祖村	13	10	21	161.5	21	161.5	100.0	0.0	***	***	***	***
大桑村	14	10	22	157.1	25	178.6	100.0	0.0	***	***	***	***
木曽町	42	32	27	64.3	71	169.0	100.0	0.0	***	***	***	***
麻績村	16	13	26	162.5	26	162.5	100.0	100.0	100.0	0.0	0.0	100.0
生坂村	10	7	20	200.0	22	220.0	100.0	0.0	***	***	***	***
筑北村	17	14	34	200.0	32	188.2	100.0	100.0	100.0	100.0	0.0	100.0
池田町	21	18	35	166.7	35	166.7	100.0	100.0	100.0	0.0	0.0	0.0

松川村	23	19	80	347.8	43	187.0	100.0	100.0	0.0	100.0	0.0	100.0
白馬村	24	20	27	112.5	39	162.5	100.0	100.0	0.0	100.0	0.0	100.0
小谷村	12	9	30	250.0	17	141.7	100.0	100.0	100.0	0.0	0.0	100.0
坂城町	27	22	34	125.9	40	148.1	100.0	100.0	100.0	0.0	0.0	100.0
小布施町	23	19	49	213.0	39	169.6	100.0	100.0	0.0	0.0	0.0	100.0
高山村	19	17	46	242.1	28	147.4	100.0	0.0	***	***	***	***
山ノ内町	22	18	27	122.7	33	150.0	100.0	0.0	***	***	***	***
木島平村	16	12	26	162.5	14	87.5	100.0	0.0	***	***	***	***
野沢温泉村	15	11	16	106.7	20	133.3	100.0	100.0	100.0	0.0	0.0	0.0
小川村	18	11	27	150.0	22	122.2	100.0	100.0	100.0	0.0	0.0	100.0
飯綱町	23	16	28	121.7	27	117.4	100.0	100.0	0.0	0.0	0.0	100.0
栄村	12	8	8	66.7	29	241.7	100.0	100.0	0.0	0.0	0.0	100.0
上田市長和町中学校組	22	20	1	4.5	31	140.9	100.0	0.0	***	***	***	***
松本市山形村朝日村中	27	26	30	111.1	51	188.9	100.0	100.0	100.0	100.0	0.0	100.0
塩尻市辰野町中学校組	13	10	23	176.9	24	184.6	100.0	100.0	100.0	0.0	0.0	0.0
小海町北相木村南相木	20	16	16	80.0	22	110.0	100.0	100.0	0.0	100.0	0.0	0.0
合　　計	4,606	3,763	5,798	125.9	5,875	127.6	96.1	63.9	40.9	26.1	1.7	83.5

注１）「教員」とは、校長、副校長、教頭、主幹教諭、指導教諭、教諭、助教諭、養護教諭、養護助教諭、栄養教諭、常勤講師、再任用職員（フルタイム）をいう。
注２）「授業を担当している教員」とは、各教科等の授業を定期的に担当している教員をいう。授業を一時的・臨時的に担当する教員は含まない。
注３）「指導者用ＰＣ」とは、教員が使用するために配備されたものをいう。教職員が主として校務用に利用しているコンピュータ（校務用コンピュータ）は含まない。
注４）「指導者用ＰＣ整備率」とは指導者用ＰＣの総数を教員の総数で除して算出した値である。
注５）「教員の校務用ＰＣ」とは、主として教員が校務に使用するコンピュータのことをいう。
注６）「教員の校務用ＰＣ整備率」は、校務用ＰＣの総数を総教員数で除して算出した値である。
注７）「統合型校務支援システム」は、教務系（成績処理、出欠管理、時数等）・保健系（健康診断票、保健室管理等）、指導要録等の学籍関係、学校事務系など統合して
機能を有しているシステムをいう。
注８）「遠隔教育」は、遠隔システムを活用した同時双方向型で行う教育をいう。（「『遠隔教育の推進に向けた施策方針』の策定について（通知）」（文部科学省、平成30年9月20日））
注９）「合同授業型」とは、教師が児童生徒等に対面で授業を行う複数の教室等を遠隔により接続することで、児童生徒が多様な意見や考えに触れたり、協働して学習に取り組んだり
する機会の充実を図る遠隔教育の形態をいう。
注10）「教師支援型」とは、外部人材等の専門家と、児童生徒や教師がいる教室等を遠隔により接続することで、児童生徒の学習活動の質を高めるとともに、
教師の資質向上を図る遠隔教育の形態をいう。
注11）「教科・科目充実型」とは、学校教育法施行規則第77条の２（中学校等）、第88条の３（高等学校等）に基づき、当該教科の免許状を保有する教師による
授業を遠隔により提供することで、生徒の多様な科目選択を可能とすること等により、学習機会の充実を図るものをいう。なお、小学校での活用は想定されない。
注12）遠隔教育を実施している学校のうち、「教科・科目充実型」の遠隔教育の実施率は、「教科・科目充実型」の遠隔授業を実施している学校の総数を、
遠隔教育を実施していると答えた学校の総数から、遠隔教育を実施していると答えた小学校の総数を引いた数で除した値である。
注13）「個々の児童生徒の状況に応じた遠隔教育」とは、外国人児童生徒等への日本語指導、病気療養児・不登校児童生徒等に対する学習指導等の
個々の児童生徒の状況に応じた遠隔教育の形態をいう。

○市区町村（設置者）別「コンピュータの設置状況」及び「インターネット接続状況」の実態（義務教育学校）

市　区　町　村　別 （義務教育学校）	学校数 校	児童生徒数 人	普通教室数 室	学習者用PC総台数 台	児童生徒一人当たりの学習者用PC台数 台／人	普通教室の大型提示装置整備率 %
大町市	2	164	25	165	1.0	52.0
塩尻市	1	83	11	84	1.0	81.8
根羽村	1	48	9	48	1.0	100.0
信濃町	1	396	25	424	1.1	100.0
合　計	5	691	70	721	1.0	80.0

注１）「児童生徒数」は、令和６年５月１日現在の児童生徒数。
注２）「学習者用ＰＣ」とは、教育用ＰＣのうち、児童生徒が使用するために配備されたものをいう。
注３）「児童生徒一人当たりの学習者用PC台数」は、「学習者用ＰＣ総台数」を令和６年５月１日現在の児童生徒数で除して算出した値であ
注４）「普通教室の大型提示装置整備率」は、大型提示装置を設置している普通教室の総数を普通教室の総数で除して算出した値である。
注５）「普通教室の校内ＬＡＮ整備率」は、校内ＬＡＮを整備する普通教室の総数を普通教室の総数で除して算出した値である。
注６）「普通教室の無線ＬＡＮ整備率」は、無線ＬＡＮを整備する普通教室の総数を普通教室の総数で除して算出した値である。

（令和７年３月１日現在）

普通教室の校内LAN整備率 %	普通教室の無線LAN整備率 %	普通教室の移動通信システム（LTE等）整備率 %	移動系通信を利用している学校の内、無線LAN整備済みの普通教室の数 室	無線LAN又は移動系通信によりインターネット接続を行う普通教室の割合 %	回線速度の契約理論値 ベストエフォート型 %	回線速度の契約理論値 ギャランティ型 %
100.0	100.0	100.0	25	100.0	0.0	0.0
100.0	100.0	***	***	100.0	0.0	100.0
100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
100.0	100.0	35.7	25	100.0	66.7	33.3

る。

○市区町村（設置者）別「コンピュータの設置状況」及び「インターネット接続状況」の実態（義務教育学校）

（令和７年３月１日現在）

市　区　町　村　別 （義務教育学校）	教員数 人	授業を担当している教員数 人	指導者用PC台数 台	指導者用PC整備率 %	教員の校務用PC台数 台	教員の校務用PC整備率 %	統合型校務支援システム整備率 %	遠隔教育実施率 %	遠隔教育を実施している学校のうち、「合同授業型」の遠隔授業の実施率 %	遠隔教育を実施している学校のうち、「教師支援型」の遠隔授業の実施率 %	遠隔教育を実施している学校のうち、「教科・科目充実型」の遠隔授業の実施率 %	遠隔教育を実施している学校のうち、個々の児童生徒の状況に応じた遠隔教育の実施率 %
大町市	44	34	52	118.2	59	134.1	100.0	0.0	***	***	***	***
塩尻市	21	17	21	100.0	29	138.1	100.0	100.0	0.0	100.0	0.0	100.0
根羽村	22	16	38	172.7	23	104.5	0.0	0.0	***	***	***	***
信濃町	43	36	41	95.3	65	151.2	100.0	100.0	0.0	100.0	0.0	100.0
合　計	130	103	152	116.9	176	135.4	80.0	40.0	0.0	100.0	0.0	100.0

注１）「教員」とは、校長、副校長、教頭、主幹教諭、指導教諭、教諭、助教諭、養護教諭、養護助教諭、栄養教諭、常勤講師、再任用職員（フルタイム）をいう。
注２）「授業を担当している教員」とは、各教科等の授業を定期的に担当している教員をいう。授業を一時的・臨時的に担当する教員は含まない。
注３）「指導者用ＰＣ」とは、教員が使用するために配備されたものをいう。教職員が主として校務用に利用しているコンピュータ（校務用コンピュータ）は含まない。
注４）「指導者用ＰＣ整備率」とは指導者用ＰＣの総数を教員の総数で除して算出した値である。
注５）「教員の校務用ＰＣ」とは、主として教員が校務に使用するコンピュータのことをいう。
注６）「教員の校務用ＰＣ整備率」は、校務用ＰＣの総数を総教員数で除して算出した値である。
注７）「統合型校務支援システム」は、教務系（成績処理、出欠管理、時数等）・保健系（健康診断票、保健室管理等）、指導要録等の学籍関係、学校事務系など統合して
　　機能を有しているシステムをいう。
注８）「遠隔教育」は、遠隔システムを活用した同時双方向型で行う教育をいう。（「『遠隔教育の推進に向けた施策方針』の策定について（通知）」（文部科学省、平成30年9月20日））
注９）「合同授業型」とは、教師が児童生徒等に対面で授業を行う複数の教室等を遠隔により接続することで、児童生徒が多様な意見や考えに触れたり、協働して学習に取り組んだり
　　する機会の充実を図る遠隔教育の形態をいう。
注10）「教師支援型」とは、外部人材等の専門家と、児童生徒や教師がいる教室等を遠隔により接続することで、児童生徒の学習活動の質を高めるとともに、
　　教師の資質向上を図る遠隔教育の形態をいう。
注11）「教科・科目充実型」とは、学校教育法施行規則第77条の２（中学校等）、第88条の３（高等学校等）に基づき、当該教科の免許状を保有する教師による
　　授業を遠隔により提供することで、生徒の多様な科目選択を可能とすること等により、学習機会の充実を図るものをいう。なお、小学校での活用は想定されない。
注12）遠隔教育を実施している学校のうち、「教科・科目充実型」の遠隔教育の実施率は、「教科・科目充実型」の遠隔授業を実施している学校の総数を、
　　遠隔教育を実施していると答えた学校の総数から、遠隔教育を実施していると答えた小学校の総数を引いた数で除した値である。
注13）「個々の児童生徒の状況に応じた遠隔教育」とは、外国人児童生徒等への日本語指導、病気療養児・不登校児童生徒等に対する学習指導等の
　　個々の児童生徒の状況に応じた遠隔教育の形態をいう。

○市区町村（設置者）別「コンピュータの設置状況」及び「インターネット接続状況」の実態（高等学校）

（令和７年３月１日現在）

市区町村別（高等学校）	学校数	学校数（専門学科・総合学科単独及び複数学科設置校）	児童生徒数	児童生徒数（専門学科・総合学科単独及び複数学科設置校）	普通教室数	普通教室数（専門学科・総合学科単独及び複数学科設置校）	学習者用PC総台数	学習者用PC総台数（専門学科・総合学科単独及び複数学科設置校）	児童生徒一人当たりの学習者用PC台数	児童生徒一人当たりの学習者用PC台数（専門学科・総合学科単独及び複数学科設置校）	普通教室の大型提示装置整備率	普通教室の大型提示装置整備率（専門学科・総合学科単独及び複数学科設置校）	普通教室の校内LAN整備率	普通教室の校内LAN整備率（専門学科・総合学科単独及び複数学科設置校）	普通教室の無線LAN整備率	普通教室の無線LAN整備率（専門学科・総合学科単独及び複数学科設置校）	普通教室の移動通信システム（LTE等）整備率	普通教室の移動通信システム（LTE等）整備率（専門学科・総合学科単独及び複数学科設置校）	移動系通信を利用している学校の内、無線LAN整備済みの普通教室の数	移動系通信を利用している学校の内、無線LAN整備済みの普通教室の数（専門学科・総合学科単独及び複数学科設置校）	無線LAN又は移動系通信によりインターネット接続を行う普通教室の割合	無線LAN又は移動系通信によりインターネット接続を行う普通教室の割合（専門学科・総合学科単独及び複数学科設置校）	回線速度の契約理論値ベストエフォート型	回線速度の契約理論値ベストエフォート型（専門学科・総合学科単独及び複数学科設置校）	回線速度の契約理論値ギャランティ型	回線速度の契約理論値ギャランティ型（専門学科・総合学科単独及び複数学科設置校）
	校	校	人	人	室	室	台	台	台／人	台／人	%	%	%	%	%	%	%	%	室	室	%	%	%	%	%	%
長野県	81	41	41,036	21,623	1,194	637	50,463	28,307	1.2	1.3	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	***	***	***	***	100.0	100.0	100.0	100.0	0.0	0.0
長野市	1	1	467	467	12	12	566	566	1.2	1.2	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	***	***	***	***	100.0	100.0	100.0	100.0	0.0	0.0
合計	82	42	41,503	22,090	1,206	649	51,029	28,873	1.2	1.3	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	***	***	***	***	100.0	100.0	100.0	100.0	0.0	0.0

注１）「児童生徒数」は、令和６年５月１日現在の児童生徒数。
注２）「学習者用ＰＣ」とは、教育用ＰＣのうち、児童生徒が使用するために配備されたものをいう。
注３）「児童生徒一人当たりの学習者用PC台数」は、「学習者用ＰＣ総台数」を令和６年５月１日現在の児童生徒数で除して算出した値である。
注４）「普通教室の大型提示装置整備率」は、大型提示装置を設置している普通教室の総数を普通教室の総数で除して算出した値である。
注５）「普通教室の校内ＬＡＮ整備率」は、校内ＬＡＮを整備する普通教室の総数を普通教室の総数で除して算出した値である。
注６）「普通教室の無線ＬＡＮ整備率」は、無線ＬＡＮを整備する普通教室の総数を普通教室の総数で除して算出した値である。

○市区町村（設置者）別「コンピュータの設置状況」及び「インターネット接続状況」の実態（高等学校）

（令和７年３月１日現在）

市区町村別（高等学校）	教員数	教員数（専門学科・総合学科単独及び複数学科設置校）	授業を担当している教員数	授業を担当している教員数（専門学科・総合学科単独及び複数学科設置校）	指導者用PC台数	指導者用PC台数（専門学科・総合学科単独及び複数学科設置校）	指導者用PC整備率	指導者用PC整備率（専門学科・総合学科単独及び複数学科設置校）	教員の校務用PC台数	教員の校務用PC台数（専門学科・総合学科単独及び複数学科設置校）	教員の校務用PC整備率	教員の校務用PC整備率（専門学科・総合学科単独及び複数学科設置校）	統合型校務支援システム整備率	統合型校務支援システム整備率（専門学科・総合学科単独及び複数学科設置校）	遠隔教育実施率	遠隔教育実施率（専門学科・総合学科単独及び複数学科設置校）	遠隔教育を実施している学校のうち、「合同授業型」の遠隔授業の実施率	遠隔教育を実施している学校のうち、「合同授業型」の遠隔授業の実施率（専門学科・総合学	遠隔教育を実施している学校のうち、「教師支援型」の遠隔授業の実施率	遠隔教育を実施している学校のうち、「教師支援型」の遠隔授業の実施率（専門学科・総合学	遠隔教育を実施している学校のうち、「教科・科目充実型」の遠隔授業の実施率	遠隔教育を実施している学校のうち、「教科・科目充実型」の遠隔授業の実施率（専門学	遠隔教育を実施している学校のうち、個々の児童生徒の状況に応じた遠隔教育の実施率	遠隔教育を実施している学校のうち、個々の児童生徒の状況に応じた遠隔教育の実施率（専門学
	人	人	人	人	台	台	%	%	台	台	%	%	%	%	%	%	%	%	%	%	%	%	%	%
長野県	3,557	2,071	3,236	1,885	7,209	3,888	202.7	187.7	4,413	2,561	124.1	123.7	100.0	100.0	67.9	61.0	47.3	48.0	61.8	56.0	5.5	4.0	76.4	80.0
長野市	39	39	36	36	42	42	107.7	107.7	40	40	102.6	102.6	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	0.0	0.0	0.0	0.0	100.0	100.0
合計	3,596	2,110	3,272	1,921	7,251	3,930	201.6	186.3	4,453	2,601	123.8	123.3	100.0	100.0	68.3	61.9	48.2	50.0	60.7	53.8	5.4	3.8	76.8	80.8

注１）「教員」とは、校長、副校長、教頭、主幹教諭、指導教諭、教諭、助教諭、養護教諭、養護助教諭、栄養教諭、常勤講師、再任用職員（フルタイム）をいう。
注２）「授業を担当している教員」とは、各教科等の授業を定期的に担当している教員をいう。授業を一時的・臨時的に担当する教員は含まない。
注３）「指導者用ＰＣ」とは、教員が使用するために配備されたものをいう。教職員が主として校務用に利用しているコンピュータ（校務用コンピュータ）は含まない。
注４）「指導者用ＰＣ整備率」とは指導者用ＰＣの総数を教員の総数で除して算出した値である。
注５）「教員の校務用ＰＣ」とは、主として教員が校務に使用するコンピュータのことをいう。
注６）「教員の校務用ＰＣ整備率」は、校務用ＰＣの総数を総教員数で除して算出した値である。
注７）「統合型校務支援システム」は、教務系（成績処理、出欠管理、時数等）・保健系（健康診断票、保健室管理等）、指導要録等の学籍関係、学校事務系など統合して機能を有しているシステムをいう。
注８）「遠隔教育」は、遠隔システムを活用した同時双方向型で行う教育をいう。（「『遠隔教育の推進に向けた施策方針』の策定について（通知）」（文部科学省、平成30年9月20日））
注９）「合同授業型」とは、教師が児童生徒等に対面で授業を行う複数の教室等を遠隔により接続することで、児童生徒が多様な意見や考えに触れたり、協働して学習に取り組んだりする機会の充実を図る遠隔教育の形態をいう。
注10）「教師支援型」とは、外部人材等の専門家と、児童生徒や教師がいる教室等を遠隔により接続することで、児童生徒の学習活動の質を高めるとともに、教師の資質向上を図る遠隔教育の形態をいう。
注11）「教科・科目充実型」とは、学校教育法施行規則第77条の２（中学校等）、第88条の３（高等学校等）に基づき、当該教科の免許状を保有する教師による授業を遠隔により提供することで、生徒の多様な科目選択を可能とすること等により、学習機会の充実を図るものをいう。なお、小学校での活用は想定されない。
注12）遠隔教育を実施している学校のうち、「教科・科目充実型」の遠隔教育の実施率は、「教科・科目充実型」の遠隔授業を実施している学校の総数を、遠隔教育を実施していると答えた学校の総数から、遠隔教育を実施していると答えた小学校の総数を引いた数で除した値である。
注13）「個々の児童生徒の状況に応じた遠隔教育」とは、外国人児童生徒等への日本語指導、病気療養児・不登校児童生徒等に対する学習指導等の個々の児童生徒の状況に応じた遠隔教育の形態をいう。

○市区町村（設置者）別「コンピュータの設置状況」及び「インターネット接続状況」の実態（中等教育学校）

市　区　町　村　別 （中等教育学校）	学校数 校	児童生徒数 人	普通教室数 室	学習者用PC総台数 台	児童生徒一人当たりの学習者用PC台数 台／人	普通教室の大型提示装置整備率 %
合　計	***	***	***	***	***	***

注１）「児童生徒数」は、令和６年５月１日現在の児童生徒数。
注２）「学習者用ＰＣ」とは、教育用ＰＣのうち、児童生徒が使用するために配備されたものをいう。
注３）「児童生徒一人当たりの学習者用PC台数」は、「学習者用ＰＣ総台数」を令和６年５月１日現在の児童生徒数で除して算出した値であ
注４）「普通教室の大型提示装置整備率」は、大型提示装置を設置している普通教室の総数を普通教室の総数で除して算出した値である。
注５）「普通教室の校内ＬＡＮ整備率」は、校内ＬＡＮを整備する普通教室の総数を普通教室の総数で除して算出した値である。
注６）「普通教室の無線ＬＡＮ整備率」は、無線ＬＡＮを整備する普通教室の総数を普通教室の総数で除して算出した値である。

（令和７年３月１日現在）

普通教室の校内LAN整備率 %	普通教室の無線LAN整備率 %	普通教室の移動通信システム（LTE等）整備率 %	移動系通信を利用している学校の内、無線LAN整備済みの普通教室の数 室	無線LAN又は移動系通信によりインターネット接続を行う普通教室の割合 %	回線速度の契約理論値 ベストエフォート型 %	回線速度の契約理論値 ギャランティ型 %
***	***	***	***	***	***	***

る。

○市区町村（設置者）別「コンピュータの設置状況」及び「インターネット接続状況」の実態（中等教育学校）

（令和７年３月１日現在）

市　区　町　村　別 （中等教育学校）	教員数 人	授業を担当している教員数 人	指導者用PC台数 台	指導者用PC整備率 %	教員の校務用PC台数 台	教員の校務用PC整備率 %	統合型校務支援システム整備率 %	遠隔教育実施率 %	遠隔教育を実施している学校のうち、「合同授業型」の遠隔授業の実施率 %	遠隔教育を実施している学校のうち、「教師支援型」の遠隔授業の実施率 %	遠隔教育を実施している学校のうち、「教科・科目充実型」の遠隔授業の実施率 %	遠隔教育を実施している学校のうち、個々の児童生徒の状況に応じた遠隔教育の実施率 %
合　　計	***	***	***	***	***	***	***	***	***	***	***	***

注１）「教員」とは、校長、副校長、教頭、主幹教諭、指導教諭、教諭、助教諭、養護教諭、養護助教諭、栄養教諭、常勤講師、再任用職員（フルタイム）をいう。
注２）「授業を担当している教員」とは、各教科等の授業を定期的に担当している教員をいう。授業を一時的・臨時的に担当する教員は含まない。
注３）「指導者用ＰＣ」とは、教員が使用するために配備されたものをいう。教職員が主として校務用に利用しているコンピュータ（校務用コンピュータ）は含まない。
注４）「指導者用ＰＣ整備率」とは指導者用ＰＣの総数を教員の総数で除して算出した値である。
注５）「教員の校務用ＰＣ」とは、主として教員が校務に使用するコンピュータのことをいう。
注６）「教員の校務用ＰＣ整備率」は、校務用ＰＣの総数を総教員数で除して算出した値である。
注７）「統合型校務支援システム」は、教務系（成績処理、出欠管理、時数等）・保健系（健康診断票、保健室管理等）、指導要録等の学籍関係、学校事務系など統合して
　　機能を有しているシステムをいう。
注８）「遠隔教育」は、遠隔システムを活用した同時双方向型で行う教育をいう。（「『遠隔教育の推進に向けた施策方針』の策定について（通知）」（文部科学省、平成30年9月20日））
注９）「合同授業型」とは、教師が児童生徒等に対面で授業を行う複数の教室等を遠隔により接続することで、児童生徒が多様な意見や考えに触れたり、協働して学習に取り組んだり
　　する機会の充実を図る遠隔教育の形態をいう。
注10）「教師支援型」とは、外部人材等の専門家と、児童生徒や教師がいる教室等を遠隔により接続することで、児童生徒の学習活動の質を高めるとともに、
　　教師の資質向上を図る遠隔教育の形態をいう。
注11）「教科・科目充実型」とは、学校教育法施行規則第77条の２（中学校等）、第88条の３（高等学校等）に基づき、当該教科の免許状を保有する教師による
　　授業を遠隔により提供することで、生徒の多様な科目選択を可能とすること等により、学習機会の充実を図るものをいう。なお、小学校での活用は想定されない。
注12）遠隔教育を実施している学校のうち、「教科・科目充実型」の遠隔教育の実施率は、「教科・科目充実型」の遠隔授業を実施している学校の総数を、
　　遠隔教育を実施していると答えた学校の総数から、遠隔教育を実施していると答えた小学校の総数を引いた数で除した値である。
注13）「個々の児童生徒の状況に応じた遠隔教育」とは、外国人児童生徒等への日本語指導、病気療養児・不登校児童生徒等に対する学習指導等の
　　個々の児童生徒の状況に応じた遠隔教育の形態をいう。

○市区町村（設置者）別「コンピュータの設置状況」及び「インターネット接続状況」の実態（特別支援学校）

市　区　町　村　別 （特別支援学校）	学校数 校	児童生徒数 人	普通教室数 室	学習者用PC総台数 台	児童生徒一人当たりの学習者用PC台数 台／人	普通教室の大型提示装置整備率 %
長野県	18	2,666	440	2,792	1.0	92.5
須坂市	1	34	5	34	1.0	100.0
合　計	19	2,700	445	2,826	1.0	92.6

注１）「児童生徒数」は、令和６年５月１日現在の児童生徒数。
注２）「学習者用ＰＣ」とは、教育用ＰＣのうち、児童生徒が使用するために配備されたものをいう。
注３）「児童生徒一人当たりの学習者用PC台数」は、「学習者用ＰＣ総台数」を令和６年５月１日現在の児童生徒数で除して算出した値であ
注４）「普通教室の大型提示装置整備率」は、大型提示装置を設置している普通教室の総数を普通教室の総数で除して算出した値である。
注５）「普通教室の校内ＬＡＮ整備率」は、校内ＬＡＮを整備する普通教室の総数を普通教室の総数で除して算出した値である。
注６）「普通教室の無線ＬＡＮ整備率」は、無線ＬＡＮを整備する普通教室の総数を普通教室の総数で除して算出した値である。

（令和７年３月１日現在）

普通教室の校内LAN整備率 %	普通教室の無線LAN整備率 %	普通教室の移動通信システム（LTE等）整備率 %	移動系通信を利用している学校の内、無線LAN整備済みの普通教室の数 室	無線LAN又は移動系通信によりインターネット接続を行う普通教室の割合 %	回線速度の契約理論値 ベストエフォート型 %	回線速度の契約理論値 ギャランティ型 %
100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0

る。

○市区町村（設置者）別「コンピュータの設置状況」及び「インターネット接続状況」の実態（特別支援学校）

（令和７年３月１日現在）

市　区　町　村　別 （特別支援学校）	教員数 人	授業を担当している教員数 人	指導者用PC台数 台	指導者用PC整備率 %	教員の校務用PC台数 台	教員の校務用PC整備率 %	統合型校務支援システム整備率 %	遠隔教育実施率 %	遠隔教育を実施している学校のうち、「合同授業型」の遠隔授業の実施率 %	遠隔教育を実施している学校のうち、「教師支援型」の遠隔授業の実施率 %	遠隔教育を実施している学校のうち、「教科・科目充実型」の遠隔授業の実施率 %	遠隔教育を実施している学校のうち、個々の児童生徒の状況に応じた遠隔教育の実施率 %
長野県	1,638	1,378	1,613	98.5	1,913	116.8	100.0	77.8	57.1	35.7	0.0	85.7
須坂市	27	21	16	59.3	33	122.2	100.0	100.0	0.0	0.0	0.0	100.0
合　計	1,665	1,399	1,629	97.8	1,946	116.9	100.0	78.9	53.3	33.3	0.0	86.7

注１）「教員」とは、校長、副校長、教頭、主幹教諭、指導教諭、教諭、助教諭、養護教諭、養護助教諭、栄養教諭、常勤講師、再任用職員（フルタイム）をいう。
注２）「授業を担当している教員」とは、各教科等の授業を定期的に担当している教員をいう。授業を一時的・臨時的に担当する教員は含まない。
注３）「指導者用ＰＣ」とは、教員が使用するために配備されたものをいう。教職員が主として校務用に利用しているコンピュータ（校務用コンピュータ）は含まない。
注４）「指導者用ＰＣ整備率」とは指導者用ＰＣの総数を教員の総数で除して算出した値である。
注５）「教員の校務用ＰＣ」とは、主として教員が校務に使用するコンピュータのことをいう。
注６）「教員の校務用ＰＣ整備率」は、校務用ＰＣの総数を総教員数で除して算出した値である。
注７）「統合型校務支援システム」は、教務系（成績処理、出欠管理、時数等）・保健系（健康診断票、保健室管理等）、指導要録等の学籍関係、学校事務系など統合して
　　機能を有しているシステムをいう。
注８）「遠隔教育」は、遠隔システムを活用した同時双方向型で行う教育をいう。（「『遠隔教育の推進に向けた施策方針』の策定について（通知）」（文部科学省、平成30年9月20日））
注９）「合同授業型」とは、教師が児童生徒等に対面で授業を行う複数の教室等を遠隔により接続することで、児童生徒が多様な意見や考えに触れたり、協働して学習に取り組んだり
　　する機会の充実を図る遠隔教育の形態をいう。
注10）「教師支援型」とは、外部人材等の専門家と、児童生徒や教師がいる教室等を遠隔により接続することで、児童生徒の学習活動の質を高めるとともに、
　　教師の資質向上を図る遠隔教育の形態をいう。
注11）「教科・科目充実型」とは、学校教育法施行規則第77条の２（中学校等）、第88条の３（高等学校等）に基づき、当該教科の免許状を保有する教師による
　　授業を遠隔により提供することで、生徒の多様な科目選択を可能とすること等により、学習機会の充実を図るものをいう。なお、小学校での活用は想定されない。
注12）遠隔教育を実施している学校のうち、「教科・科目充実型」の遠隔教育の実施率は、「教科・科目充実型」の遠隔授業を実施している学校の総数を、
　　遠隔教育を実施していると答えた学校の総数から、遠隔教育を実施していると答えた小学校の総数を引いた数で除した値である。
注13）「個々の児童生徒の状況に応じた遠隔教育」とは、外国人児童生徒等への日本語指導、病気療養児・不登校児童生徒等に対する学習指導等の
　　個々の児童生徒の状況に応じた遠隔教育の形態をいう。

○市区町村（設置者）別「コンピュータの設置状況」及び「インターネット接続状況」の実態（合計）

（令和７年３月１日現在）

市区町村別 （合計）	学校数 校	児童生徒数 人	普通教室数 室	学習者用PC総台数 台	児童生徒一人当たりの学習者用PC台数 台／人	普通教室の大型提示装置整備率 %	普通教室の校内LAN整備率 %	普通教室の無線LAN整備率 %	普通教室の移動通信システム（LTE等）整備率 %	移動系通信を利用している学校の内、無線LAN整備済みの普通教室の数 室	無線LAN又は移動系通信によりインターネット接続を行う普通教室の割合 %	回線速度の契約理論値 ベストエフォート型 %	回線速度の契約理論値 ギャランティ型 %
岐阜県	84	39,079	1,824	48,912	1.3	81.7	100.0	100.0	***	***	100.0	0.0	100.0
岐阜市	71	28,955	1,257	29,417	1.0	100.0	100.0	3.6	99.0	33	100.0	0.0	100.0
大垣市	28	11,927	515	11,969	1.0	98.6	94.4	86.8	100.0	447	100.0	100.0	0.0
高山市	31	6,267	348	6,769	1.1	90.5	97.4	89.7	***	***	89.7	100.0	0.0
多治見市	21	7,361	304	7,815	1.1	100.0	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
関市	27	7,185	369	7,964	1.1	83.2	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
中津川市	29	5,537	290	5,679	1.0	92.1	99.7	98.3	1.0	3	98.3	100.0	0.0
美濃市	7	1,269	76	1,435	1.1	96.1	98.7	96.1	***	***	96.1	100.0	0.0
瑞浪市	10	2,442	124	2,504	1.0	97.6	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
羽島市	13	5,236	223	5,616	1.1	95.5	99.6	99.6	***	***	99.6	100.0	0.0
恵那市	22	3,328	190	3,527	1.1	98.4	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
美濃加茂市	11	5,217	225	5,274	1.0	100.0	100.0	100.0	***	***	100.0	0.0	100.0
土岐市	14	3,892	184	3,928	1.0	97.8	99.5	99.5	***	***	99.5	100.0	0.0
各務原市	26	11,307	482	11,984	1.1	94.2	99.8	97.3	***	***	97.3	100.0	0.0
可児市	16	7,829	350	8,079	1.0	94.0	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
山県市	12	1,592	94	1,610	1.0	100.0	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
瑞穂市	10	5,077	210	5,257	1.0	99.0	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
飛騨市	9	1,460	93	1,466	1.0	78.5	97.8	97.8	***	***	97.8	100.0	0.0
本巣市	11	2,511	142	2,646	1.1	66.9	100.0	100.0	***	***	100.0	90.9	9.1
郡上市	25	2,801	203	2,810	1.0	87.7	100.0	99.5	***	***	99.5	0.0	100.0
下呂市	15	1,937	123	2,131	1.1	87.8	100.0	100.0	4.1	5	100.0	93.3	6.7
海津市	9	1,949	105	2,282	1.2	98.1	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
岐南町	4	2,135	90	2,135	1.0	92.2	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
笠松町	4	1,561	69	1,727	1.1	100.0	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
養老町	9	1,715	90	2,140	1.2	82.2	98.9	98.9	***	***	98.9	100.0	0.0
垂井町	9	1,908	97	2,201	1.2	99.0	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
関ケ原町	2	333	19	408	1.2	100.0	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
神戸町	5	1,296	67	1,300	1.0	91.0	98.5	98.5	***	***	98.5	100.0	0.0
輪之内町	4	721	42	721	1.0	100.0	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
安八町	4	996	52	1,006	1.0	88.5	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
揖斐川町	10	1,085	75	1,202	1.1	92.0	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
大野町	10	1,721	88	2,349	1.4	93.2	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
池田町	5	1,702	81	1,702	1.0	97.5	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
北方町	2	1,540	68	1,548	1.0	98.5	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
坂祝町	2	661	30	681	1.0	83.3	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
富加町	1	347	15	362	1.0	93.3	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
川辺町	4	781	46	797	1.0	89.1	100.0	100.0	***	***	100.0	0.0	100.0
七宗町	4	162	22	183	1.1	86.4	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
八百津町	6	638	47	825	1.3	87.2	100.0	100.0	100.0	47	100.0	0.0	100.0
白川町	6	346	40	443	1.3	92.5	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
東白川村	2	117	10	184	1.6	100.0	100.0	100.0	100.0	10	100.0	100.0	0.0
御嵩町	5	1,161	65	1,328	1.1	86.2	95.4	95.4	***	***	95.4	100.0	0.0
白川村	1	118	11	120	1.0	100.0	100.0	100.0	***	***	100.0	0.0	100.0
養基小学校養基保育所組	1	194	10	256	1.3	70.0	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
大垣市安八郡安八町組	1	294	13	294	1.0	84.6	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
可児市御嵩町中学校組	1	163	9	165	1.0	100.0	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
美濃加茂市富加町中学	1	333	13	385	1.2	92.3	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
合計	604	186,186	8,900	203,536	1.1	91.8	99.4	84.9	20.5	545	99.2	66.2	33.8

注１）「児童生徒数」は、令和６年５月１日現在の児童生徒数。
注２）「学習者用ＰＣ」とは、教育用ＰＣのうち、児童生徒が使用するために配備されたものをいう。
注３）「児童生徒一人当たりの学習者用PC台数」は、「学習者用ＰＣ総台数」を令和６年５月１日現在の児童生徒数で除して算出した値である。
注４）「普通教室の大型提示装置整備率」は、大型提示装置を設置している普通教室の総数を普通教室の総数で除して算出した値である。
注５）「普通教室の校内ＬＡＮ整備率」は、校内ＬＡＮを整備する普通教室の総数を普通教室の総数で除して算出した値である。
注６）「普通教室の無線ＬＡＮ整備率」は、無線ＬＡＮを整備する普通教室の総数を普通教室の総数で除して算出した値である。

○市区町村（設置者）別「コンピュータの設置状況」及び「インターネット接続状況」の実態（合計）

（令和７年３月１日現在）

市　区　町　村　別 （　合　計　）	教員数 人	授業を担当している教員数 人	指導者用PC台数 台	指導者用PC整備率 %	教員の校務用PC台数 台	教員の校務用PC整備率 %	統合型校務支援システム整備率 %	遠隔教育実施率 %	遠隔教育を実施している学校のうち、「合同授業型」の遠隔授業の実施率 %	遠隔教育を実施している学校のうち、「教師支援型」の遠隔授業の実施率 %	遠隔教育を実施している学校のうち、「教科・科目充実型」の遠隔授業の実施率 %	遠隔教育を実施している学校のうち、個々の児童生徒の状況に応じた遠隔教育の実施率 %
岐阜県	4,578	4,197	4,962	108.4	5,666	123.8	100.0	58.3	40.8	32.7	0.0	71.4
岐阜市	2,001	1,742	3,602	180.0	2,512	125.5	100.0	98.6	94.3	97.1	0.0	94.3
大垣市	750	658	1,035	138.0	929	123.9	100.0	67.9	57.9	52.6	0.0	89.5
高山市	536	452	536	100.0	644	120.1	100.0	71.0	54.5	31.8	0.0	54.5
多治見市	480	414	545	113.5	564	117.5	100.0	76.2	37.5	50.0	0.0	81.3
関市	614	539	1,092	177.9	810	131.9	100.0	51.9	57.1	64.3	0.0	42.9
中津川市	487	417	557	114.4	666	136.8	100.0	34.5	80.0	30.0	0.0	100.0
美濃市	140	116	226	161.4	178	127.1	100.0	57.1	25.0	50.0	0.0	50.0
瑞浪市	193	170	320	165.8	256	132.6	100.0	50.0	40.0	20.0	0.0	40.0
羽島市	340	288	384	112.9	367	107.9	100.0	46.2	16.7	33.3	0.0	100.0
恵那市	311	259	512	164.6	398	128.0	100.0	63.6	64.3	71.4	0.0	35.7
美濃加茂市	345	303	400	115.9	418	121.2	100.0	27.3	66.7	33.3	0.0	33.3
土岐市	295	259	355	120.3	371	125.8	100.0	50.0	14.3	14.3	0.0	71.4
各務原市	737	652	1,404	190.5	1,014	137.6	100.0	42.3	72.7	72.7	0.0	45.5
可児市	503	456	564	112.1	588	116.9	100.0	37.5	83.3	50.0	0.0	50.0
山県市	175	137	269	153.7	294	168.0	100.0	75.0	88.9	55.6	0.0	55.6
瑞穂市	330	274	639	193.6	362	109.7	100.0	100.0	0.0	0.0	0.0	100.0
飛騨市	138	117	180	130.4	178	129.0	100.0	66.7	83.3	50.0	0.0	50.0
本巣市	221	185	193	87.3	310	140.3	100.0	45.5	40.0	40.0	0.0	60.0
郡上市	341	285	463	135.8	486	142.5	100.0	52.0	69.2	15.4	0.0	53.8
下呂市	192	161	233	121.4	222	115.6	100.0	66.7	60.0	60.0	0.0	70.0
海津市	160	132	227	141.9	249	155.6	100.0	88.9	37.5	75.0	0.0	87.5
岐南町	127	112	251	197.6	137	107.9	100.0	25.0	0.0	0.0	0.0	100.0
笠松町	104	84	89	85.6	119	114.4	100.0	0.0	***	***	***	***
養老町	153	128	238	155.6	186	121.6	100.0	88.9	87.5	0.0	0.0	25.0
垂井町	146	126	173	118.5	190	130.1	100.0	44.4	75.0	75.0	0.0	0.0
関ケ原町	30	24	115	383.3	59	196.7	100.0	100.0	0.0	0.0	0.0	100.0
神戸町	98	84	122	124.5	136	138.8	100.0	20.0	100.0	100.0	0.0	0.0
輪之内町	79	64	128	162.0	86	108.9	100.0	25.0	100.0	100.0	0.0	0.0
安八町	81	70	120	148.1	130	160.5	100.0	50.0	50.0	50.0	0.0	100.0
揖斐川町	134	113	146	109.0	178	132.8	100.0	80.0	75.0	50.0	0.0	50.0
大野町	155	131	257	165.8	195	125.8	100.0	20.0	100.0	50.0	0.0	50.0
池田町	116	105	131	112.9	163	140.5	100.0	40.0	50.0	50.0	0.0	100.0
北方町	102	91	126	123.5	118	115.7	100.0	100.0	0.0	50.0	0.0	100.0
坂祝町	48	40	59	122.9	63	131.3	100.0	100.0	0.0	0.0	0.0	100.0
富加町	23	22	20	87.0	30	130.4	100.0	0.0	***	***	***	***
川辺町	75	64	68	90.7	69	92.0	100.0	0.0	***	***	***	***
七宗町	43	33	33	76.7	56	130.2	100.0	100.0	100.0	100.0	0.0	100.0
八百津町	80	65	146	182.5	103	128.8	100.0	100.0	100.0	0.0	0.0	0.0
白川町	67	55	157	234.3	111	165.7	100.0	100.0	100.0	50.0	0.0	66.7
東白川村	21	17	43	204.8	28	133.3	100.0	100.0	100.0	0.0	0.0	0.0
御嵩町	92	81	110	119.6	103	112.0	100.0	40.0	50.0	0.0	0.0	50.0
白川村	21	16	25	119.0	50	238.1	100.0	100.0	100.0	100.0	0.0	0.0
養基小学校養基保育所	16	13	23	143.8	21	131.3	100.0	100.0	0.0	0.0	***	100.0
大垣市安八郡安八町組	27	22	44	163.0	27	100.0	100.0	100.0	0.0	0.0	0.0	100.0
可児市御嵩町中学校組	15	12	17	113.3	18	120.0	100.0	100.0	0.0	0.0	0.0	100.0
美濃加茂市富加町中学	33	19	33	100.0	35	106.1	100.0	0.0	***	***	***	***
合　　計	15,753	13,804	21,372	135.7	19,893	126.3	100.0	62.3	62.5	51.6	0.0	69.1

注１）「教員」とは、校長、副校長、教頭、主幹教諭、指導教諭、教諭、助教諭、養護教諭、養護助教諭、栄養教諭、常勤講師、再任用職員（フルタイム）をいう。
注２）「授業を担当している教員」とは、各教科等の授業を定期的に担当している教員をいう。授業を一時的・臨時的に担当する教員は含まない。
注３）「指導者用ＰＣ」とは、教員が使用するために配備されたものをいう。教職員が主として校務用に利用しているコンピュータ（校務用コンピュータ）は含まない。
注４）「指導者用ＰＣ整備率」とは指導者用ＰＣの総数を教員の総数で除して算出した値である。
注５）「教員の校務用ＰＣ」とは、主として教員が校務に使用するコンピュータのことをいう。
注６）「教員の校務用ＰＣ整備率」は、校務用ＰＣの総数を総教員数で除して算出した値である。
注７）「統合型校務支援システム」は、教務系（成績処理、出欠管理、時数等）・保健系（健康診断票、保健室管理等）、指導要録等の学籍関係、学校事務系など統合して
　　機能を有しているシステムをいう。
注８）「遠隔教育」は、遠隔システムを活用した同時双方向型で行う教育をいう。（「『遠隔教育の推進に向けた施策方針』の策定について（通知）」（文部科学省、平成30年9月20日））
注９）「合同授業型」とは、教師が児童生徒等に対面で授業を行う複数の教室等を遠隔により接続することで、児童生徒が多様な意見や考えに触れたり、協働して学習に取り組んだり
　　する機会の充実を図る遠隔教育の形態をいう。
注10）「教師支援型」とは、外部人材等の専門家と、児童生徒や教師がいる教室等を遠隔により接続することで、児童生徒の学習活動の質を高めるとともに、
　　教師の資質向上を図る遠隔教育の形態をいう。
注11）「教科・科目充実型」とは、学校教育法施行規則第77条の２（中学校等）、第88条の３（高等学校等）に基づき、当該教科の免許状を保有する教師による

授業を遠隔により提供することで、生徒の多様な科目選択を可能とすること等により、学習機会の充実を図るものをいう。なお、小学校での活用は想定されない。

注12）遠隔教育を実施している学校のうち、「教科・科目充実型」の遠隔教育の実施率は、「教科・科目充実型」の遠隔授業を実施している学校の総数を、遠隔教育を実施していると答えた学校の総数から、遠隔教育を実施していると答えた小学校の総数を引いた数で除した値である。

注13）「個々の児童生徒の状況に応じた遠隔教育」とは、外国人児童生徒等への日本語指導、病気療養児・不登校児童生徒等に対する学習指導等の個々の児童生徒の状況に応じた遠隔教育の形態をいう。

○市区町村（設置者）別「コンピュータの設置状況」及び「インターネット接続状況」の実態（小学校）

（令和７年３月１日現在）

市区町村別 （小学校）	学校数 校	児童生徒数 人	普通教室数 室	学習者用PC総台数 台	児童生徒一人当たりの学習者用PC台数 台／人	普通教室の大型提示装置整備率 %	普通教室の校内LAN整備率 %	普通教室の無線LAN整備率 %	普通教室の移動通信システム（LTE等）整備率 %	移動系通信を利用している学校の内、無線LAN整備済みの普通教室の数 室	無線LAN又は移動系通信によりインターネット接続を行う普通教室の割合 %	回線速度の契約理論値 ベストエフォート型 %	回線速度の契約理論値 ギャランティ型 %
岐阜市	46	18,623	821	18,802	1.0	100.0	100.0	3.0	100.0	25	100.0	0.0	100.0
大垣市	18	7,723	341	7,756	1.0	98.2	100.0	99.1	100.0	338	100.0	100.0	0.0
高山市	19	4,005	233	4,331	1.1	90.6	97.0	91.4	***	***	91.4	100.0	0.0
多治見市	13	4,761	202	5,080	1.1	100.0	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
関市	17	3,998	235	3,991	1.0	91.1	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
中津川市	16	3,551	190	3,606	1.0	96.3	99.5	98.4	***	***	98.4	100.0	0.0
美濃市	5	805	52	908	1.1	94.2	98.1	94.2	***	***	94.2	100.0	0.0
瑞浪市	7	1,632	87	1,671	1.0	97.7	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
羽島市	8	3,308	148	3,406	1.0	94.6	99.3	99.3	***	***	99.3	100.0	0.0
恵那市	14	2,119	128	2,261	1.1	97.7	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
美濃加茂市	9	3,543	162	3,591	1.0	100.0	100.0	100.0	***	***	100.0	0.0	100.0
土岐市	8	2,496	119	2,496	1.0	97.5	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
各務原市	17	7,443	323	7,701	1.0	96.0	100.0	96.9	***	***	96.9	100.0	0.0
可児市	11	5,185	248	5,240	1.0	93.5	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
山県市	9	1,008	69	1,022	1.0	100.0	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
瑞穂市	7	3,334	146	3,457	1.0	98.6	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
飛騨市	6	953	68	958	1.0	91.2	98.5	98.5	***	***	98.5	100.0	0.0
本巣市	7	1,572	92	1,625	1.0	59.8	100.0	100.0	***	***	100.0	85.7	14.3
郡上市	17	1,800	146	1,808	1.0	87.7	100.0	99.3	***	***	99.3	0.0	100.0
下呂市	9	1,174	84	1,259	1.1	89.3	100.0	100.0	6.0	5	100.0	88.9	11.1
海津市	6	1,186	72	1,338	1.1	98.6	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
岐南町	3	1,431	63	1,431	1.0	96.8	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
笠松町	3	1,028	49	1,108	1.1	100.0	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
養老町	7	1,028	64	1,304	1.3	75.0	98.4	98.4	***	***	98.4	100.0	0.0
垂井町	7	1,181	68	1,446	1.2	100.0	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
関ケ原町	1	195	11	231	1.2	100.0	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
神戸町	4	842	50	846	1.0	92.0	98.0	98.0	***	***	98.0	100.0	0.0
輪之内町	3	452	30	452	1.0	100.0	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
安八町	3	744	41	754	1.0	90.2	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
揖斐川町	7	651	54	699	1.1	90.7	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
大野町	7	1,096	58	1,486	1.4	96.6	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
池田町	4	1,013	56	1,013	1.0	96.4	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
坂祝町	1	453	20	467	1.0	90.0	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
富加町	1	347	15	362	1.0	93.3	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
川辺町	3	519	32	533	1.0	100.0	100.0	100.0	***	***	100.0	0.0	100.0
七宗町	2	103	15	119	1.2	86.7	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
八百津町	4	419	35	532	1.3	85.7	100.0	100.0	100.0	35	100.0	0.0	100.0
白川町	4	209	28	261	1.2	89.3	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
東白川村	1	69	7	107	1.6	100.0	100.0	100.0	100.0	7	100.0	100.0	0.0
御嵩町	3	875	47	935	1.1	91.5	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
養基小学校養基保育所	1	194	10	256	1.3	70.0	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
合計	338	93,068	4,719	96,649	1.0	95.1	99.7	82.2	25.6	410	99.1	76.0	24.0

注１）「児童生徒数」は、令和６年５月１日現在の児童生徒数。
注２）「学習者用ＰＣ」とは、教育用ＰＣのうち、児童生徒が使用するために配備されたものをいう。
注３）「児童生徒一人当たりの学習者用PC台数」は、「学習者用ＰＣ総台数」を令和６年５月１日現在の児童生徒数で除して算出した値である。
注４）「普通教室の大型提示装置整備率」は、大型提示装置を設置している普通教室の総数を普通教室の総数で除して算出した値である。
注５）「普通教室の校内ＬＡＮ整備率」は、校内ＬＡＮを整備する普通教室の総数を普通教室の総数で除して算出した値である。
注６）「普通教室の無線ＬＡＮ整備率」は、無線ＬＡＮを整備する普通教室の総数を普通教室の総数で除して算出した値である。

○市区町村（設置者）別「コンピュータの設置状況」及び「インターネット接続状況」の実態（小学校）

（令和７年３月１日現在）

市　区　町　村　別 （　小　学　校　）	教員数 人	授業を担当している教員数 人	指導者用PC台数 台	指導者用PC整備率 %	教員の校務用PC台数 台	教員の校務用PC整備率 %	統合型校務支援システム整備率 %	遠隔教育実施率 %	遠隔教育を実施している学校のうち、「合同授業型」の遠隔授業の実施率 %	遠隔教育を実施している学校のうち、「教師支援型」の遠隔授業の実施率 %	遠隔教育を実施している学校のうち、「教科・科目充実型」の遠隔授業の実施率 %	遠隔教育を実施している学校のうち、個々の児童生徒の状況に応じた遠隔教育の実施率 %
岐阜市	1,166	1,010	2,315	198.5	1,492	128.0	100.0	100.0	93.5	97.8	***	93.5
大垣市	450	398	600	133.3	567	126.0	100.0	61.1	54.5	45.5	***	100.0
高山市	324	271	349	107.7	391	120.7	100.0	68.4	46.2	46.2	***	53.8
多治見市	280	249	339	121.1	354	126.4	100.0	92.3	50.0	50.0	***	83.3
関市	346	307	691	199.7	486	140.5	100.0	29.4	100.0	80.0	***	40.0
中津川市	276	241	336	121.7	383	138.8	100.0	31.3	80.0	40.0	***	100.0
美濃市	94	74	170	180.9	121	128.7	100.0	60.0	33.3	66.7	***	33.3
瑞浪市	126	110	206	163.5	172	136.5	100.0	71.4	40.0	20.0	***	40.0
羽島市	211	173	222	105.2	230	109.0	100.0	37.5	0.0	33.3	***	100.0
恵那市	191	158	370	193.7	250	130.9	100.0	50.0	57.1	85.7	***	14.3
美濃加茂市	237	207	271	114.3	291	122.8	100.0	33.3	66.7	33.3	***	33.3
土岐市	171	152	221	129.2	220	128.7	100.0	75.0	16.7	16.7	***	66.7
各務原市	444	390	873	196.6	618	139.2	100.0	41.2	85.7	85.7	***	28.6
可児市	327	299	373	114.1	394	120.5	100.0	45.5	80.0	60.0	***	60.0
山県市	120	93	189	157.5	194	161.7	100.0	66.7	100.0	33.3	***	33.3
瑞穂市	208	176	391	188.0	234	112.5	100.0	100.0	0.0	0.0	***	100.0
飛騨市	86	72	102	118.6	121	140.7	100.0	66.7	100.0	50.0	***	25.0
本巣市	136	110	115	84.6	197	144.9	100.0	14.3	0.0	100.0	***	0.0
郡上市	220	182	307	139.5	321	145.9	100.0	47.1	87.5	12.5	***	25.0
下呂市	112	95	138	123.2	131	117.0	100.0	77.8	85.7	57.1	***	57.1
海津市	101	84	127	125.7	151	149.5	100.0	83.3	60.0	80.0	***	80.0
岐南町	84	71	189	225.0	94	111.9	100.0	33.3	0.0	0.0	***	100.0
笠松町	70	55	61	87.1	83	118.6	100.0	0.0	***	***	***	***
養老町	102	83	96	94.1	117	114.7	100.0	100.0	85.7	0.0	***	28.6
垂井町	96	81	115	119.8	122	127.1	100.0	42.9	66.7	66.7	***	0.0
関ケ原町	16	12	55	343.8	32	200.0	100.0	100.0	0.0	0.0	***	100.0
神戸町	66	56	59	89.4	96	145.5	100.0	25.0	100.0	100.0	***	0.0
輪之内町	47	40	86	183.0	56	119.1	100.0	33.3	100.0	100.0	***	0.0
安八町	62	54	82	132.3	90	145.2	100.0	33.3	0.0	0.0	***	100.0
揖斐川町	89	75	101	113.5	116	130.3	100.0	85.7	66.7	66.7	***	50.0
大野町	106	87	155	146.2	122	115.1	100.0	0.0	***	***	***	***
池田町	76	65	91	119.7	123	161.8	100.0	25.0	100.0	100.0	***	100.0
坂祝町	30	25	36	120.0	36	120.0	100.0	100.0	0.0	0.0	***	100.0
富加町	23	22	20	87.0	30	130.4	100.0	0.0	***	***	***	***
川辺町	52	44	47	90.4	64	123.1	100.0	0.0	***	***	***	***
七宗町	23	18	18	78.3	28	121.7	100.0	100.0	100.0	100.0	***	100.0
八百津町	53	43	101	190.6	63	118.9	100.0	100.0	100.0	0.0	***	0.0
白川町	43	34	118	274.4	69	160.5	100.0	100.0	100.0	50.0	***	50.0
東白川村	10	8	26	260.0	15	150.0	100.0	100.0	100.0	0.0	***	0.0
御嵩町	61	53	78	127.9	70	114.8	100.0	33.3	0.0	0.0	***	100.0
養基小学校養基保育所	16	13	23	143.8	21	131.3	100.0	100.0	0.0	0.0	***	100.0
合　　計	6,751	5,790	10,262	152.0	8,765	129.8	100.0	60.7	69.3	56.6	***	63.9

注１）「教員」とは、校長、副校長、教頭、主幹教諭、指導教諭、教諭、助教諭、養護教諭、養護助教諭、栄養教諭、常勤講師、再任用職員（フルタイム）をいう。
注２）「授業を担当している教員」とは、各教科等の授業を定期的に担当している教員をいう。授業を一時的・臨時的に担当する教員は含まない。
注３）「指導者用ＰＣ」とは、教員が使用するために配備されたものをいう。教職員が主として校務用に利用しているコンピュータ（校務用コンピュータ）は含まない。
注４）「指導者用ＰＣ整備率」とは指導者用ＰＣの総数を教員の総数で除して算出した値である。
注５）「教員の校務用ＰＣ」とは、主として教員が校務に使用するコンピュータのことをいう。
注６）「教員の校務用ＰＣ整備率」は、校務用ＰＣの総数を総教員数で除して算出した値である。
注７）「統合型校務支援システム」は、教務系（成績処理、出欠管理、時数等）・保健系（健康診断票、保健室管理等）、指導要録等の学籍関係、学校事務系など統合して
　　機能を有しているシステムをいう。
注８）「遠隔教育」は、遠隔システムを活用した同時双方向型で行う教育をいう。（「『遠隔教育の推進に向けた施策方針』の策定について（通知）」（文部科学省、平成30年9月20日））
注９）「合同授業型」とは、教師が児童生徒等に対面で授業を行う複数の教室等を遠隔により接続することで、児童生徒が多様な意見や考えに触れたり、協働して学習に取り組んだり
　　する機会の充実を図る遠隔教育の形態をいう。
注10）「教師支援型」とは、外部人材等の専門家と、児童生徒や教師がいる教室等を遠隔により接続することで、児童生徒の学習活動の質を高めるとともに、
　　教師の資質向上を図る遠隔教育の形態をいう。
注11）「教科・科目充実型」とは、学校教育法施行規則第77条の２（中学校等）、第88条の３（高等学校等）に基づき、当該教科の免許状を保有する教師による
　　授業を遠隔により提供することで、生徒の多様な科目選択を可能とすること等により、学習機会の充実を図るものをいう。なお、小学校での活用は想定されない。
注12）遠隔教育を実施している学校のうち、「教科・科目充実型」の遠隔教育の実施率は、「教科・科目充実型」の遠隔授業を実施している学校の総数を、
　　遠隔教育を実施していると答えた学校の総数から、遠隔教育を実施していると答えた小学校の総数を引いた数で除した値である。
注13）「個々の児童生徒の状況に応じた遠隔教育」とは、外国人児童生徒等への日本語指導、病気療養児・不登校児童生徒等に対する学習指導等の
　　個々の児童生徒の状況に応じた遠隔教育の形態をいう。

○市区町村（設置者）別「コンピュータの設置状況」及び「インターネット接続状況」の実態（中学校）

（令和７年３月１日現在）

市区町村別 （中学校）	学校数 校	児童生徒数 人	普通教室数 室	学習者用PC総台数 台	児童生徒一人当たりの学習者用PC台数 台／人	普通教室の大型提示装置整備率 %	普通教室の校内LAN整備率 %	普通教室の無線LAN整備率 %	普通教室の移動通信システム（LTE等）整備率 %	移動系通信を利用している学校の内、無線LAN整備済みの普通教室の数 室	無線LAN又は移動系通信によりインターネット接続を行う普通教室の割合 %	回線速度の契約理論値 ベストエフォート型 %	回線速度の契約理論値 ギャランティ型 %
岐阜市	23	9,607	379	9,660	1.0	100.0	100.0	2.1	100.0	8	100.0	0.0	100.0
大垣市	9	3,930	161	3,941	1.0	99.4	82.0	67.7	100.0	109	100.0	100.0	0.0
高山市	12	2,262	115	2,438	1.1	90.4	98.3	86.1	***	***	86.1	100.0	0.0
多治見市	8	2,600	102	2,735	1.1	100.0	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
関市	9	2,378	110	2,468	1.0	62.7	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
中津川市	12	1,904	92	1,908	1.0	90.2	100.0	97.8	3.3	3	97.8	100.0	0.0
美濃市	2	464	24	527	1.1	100.0	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
瑞浪市	3	810	37	833	1.0	97.3	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
羽島市	4	1,785	64	2,006	1.1	100.0	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
恵那市	8	1,209	62	1,266	1.0	100.0	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
美濃加茂市	2	1,674	63	1,683	1.0	100.0	100.0	100.0	***	***	100.0	0.0	100.0
土岐市	6	1,396	65	1,432	1.0	98.5	98.5	98.5	***	***	98.5	100.0	0.0
各務原市	8	3,810	150	4,230	1.1	96.0	99.3	98.0	***	***	98.0	100.0	0.0
可児市	5	2,644	102	2,839	1.1	95.1	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
山県市	3	584	25	588	1.0	100.0	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
瑞穂市	3	1,743	64	1,800	1.0	100.0	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
飛騨市	3	507	25	508	1.0	44.0	96.0	96.0	***	***	96.0	100.0	0.0
本巣市	3	896	40	976	1.1	77.5	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
郡上市	8	1,001	57	1,002	1.0	87.7	100.0	100.0	***	***	100.0	0.0	100.0
下呂市	6	763	39	872	1.1	84.6	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
海津市	3	763	33	944	1.2	97.0	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
岐南町	1	704	27	704	1.0	81.5	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
笠松町	1	533	20	619	1.2	100.0	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
養老町	2	687	26	836	1.2	100.0	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
垂井町	2	727	29	755	1.0	96.6	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
関ケ原町	1	138	8	177	1.3	100.0	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
神戸町	1	454	17	454	1.0	88.2	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
輪之内町	1	269	12	269	1.0	100.0	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
安八町	1	252	11	252	1.0	81.8	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
揖斐川町	3	434	21	503	1.2	95.2	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
大野町	3	625	30	863	1.4	86.7	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
池田町	1	689	25	689	1.0	100.0	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
坂祝町	1	208	10	214	1.0	70.0	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
川辺町	1	262	14	264	1.0	64.3	100.0	100.0	***	***	100.0	0.0	100.0
七宗町	2	59	7	64	1.1	85.7	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
八百津町	2	219	12	293	1.3	91.7	100.0	100.0	100.0	12	100.0	0.0	100.0
白川町	2	137	12	182	1.3	100.0	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
東白川村	1	48	3	77	1.6	100.0	100.0	100.0	100.0	3	100.0	100.0	0.0
御嵩町	2	286	18	393	1.4	72.2	83.3	83.3	***	***	83.3	100.0	0.0
大垣市安八郡安八町組	1	294	13	294	1.0	84.6	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
可児市御嵩町中学校組	1	163	9	165	1.0	100.0	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
美濃加茂市富加町中学	1	333	13	385	1.2	92.3	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
合計	171	50,251	2,146	53,108	1.1	93.2	98.3	79.1	26.0	135	98.8	78.9	21.1

注１）「児童生徒数」は、令和６年５月１日現在の児童生徒数。
注２）「学習者用ＰＣ」とは、教育用ＰＣのうち、児童生徒が使用するために配備されたものをいう。
注３）「児童生徒一人当たりの学習者用PC台数」は、「学習者用ＰＣ総台数」を令和６年５月１日現在の児童生徒数で除して算出した値である。
注４）「普通教室の大型提示装置整備率」は、大型提示装置を設置している普通教室の総数を普通教室の総数で除して算出した値である。
注５）「普通教室の校内ＬＡＮ整備率」は、校内ＬＡＮを整備する普通教室の総数を普通教室の総数で除して算出した値である。
注６）「普通教室の無線ＬＡＮ整備率」は、無線ＬＡＮを整備する普通教室の総数を普通教室の総数で除して算出した値である。

○市区町村（設置者）別「コンピュータの設置状況」及び「インターネット接続状況」の実態（中学校）

（令和７年３月１日現在）

市　区　町　村　別 （　中　学　校　）	教員数 人	授業を担当している教員数 人	指導者用PC台数 台	指導者用PC整備率 %	教員の校務用PC台数 台	教員の校務用PC整備率 %	統合型校務支援システム整備率 %	遠隔教育実施率 %	遠隔教育を実施している学校のうち、「合同授業型」の遠隔授業の実施率 %	遠隔教育を実施している学校のうち、「教師支援型」の遠隔授業の実施率 %	遠隔教育を実施している学校のうち、「教科・科目充実型」の遠隔授業の実施率 %	遠隔教育を実施している学校のうち、個々の児童生徒の状況に応じた遠隔教育の実施率 %
岐阜市	694	607	1,167	168.2	873	125.8	100.0	100.0	95.7	95.7	0.0	95.7
大垣市	274	240	404	147.4	331	120.8	100.0	88.9	62.5	62.5	0.0	75.0
高山市	212	181	187	88.2	253	119.3	100.0	75.0	66.7	11.1	0.0	55.6
多治見市	200	165	206	103.0	210	105.0	100.0	50.0	0.0	50.0	0.0	75.0
関市	200	169	301	150.5	233	116.5	100.0	100.0	33.3	55.6	0.0	44.4
中津川市	189	156	219	115.9	263	139.2	100.0	41.7	80.0	20.0	0.0	100.0
美濃市	46	42	56	121.7	57	123.9	100.0	50.0	0.0	0.0	0.0	100.0
瑞浪市	67	60	114	170.1	84	125.4	100.0	0.0	***	***	***	***
羽島市	107	98	137	128.0	115	107.5	100.0	50.0	0.0	50.0	0.0	100.0
恵那市	120	101	142	118.3	148	123.3	100.0	87.5	71.4	57.1	0.0	57.1
美濃加茂市	108	96	129	119.4	127	117.6	100.0	0.0	***	***	***	***
土岐市	124	107	134	108.1	151	121.8	100.0	16.7	0.0	0.0	0.0	100.0
各務原市	264	235	518	196.2	359	136.0	100.0	50.0	50.0	50.0	0.0	75.0
可児市	176	157	191	108.5	194	110.2	100.0	20.0	100.0	0.0	0.0	0.0
山県市	55	44	80	145.5	100	181.8	100.0	100.0	66.7	100.0	0.0	100.0
瑞穂市	122	98	248	203.3	128	104.9	100.0	100.0	0.0	0.0	0.0	100.0
飛騨市	52	45	78	150.0	57	109.6	100.0	66.7	50.0	50.0	0.0	100.0
本巣市	67	60	64	95.5	84	125.4	100.0	100.0	33.3	0.0	0.0	100.0
郡上市	121	103	156	128.9	165	136.4	100.0	62.5	40.0	20.0	0.0	100.0
下呂市	80	66	95	118.8	91	113.8	100.0	50.0	0.0	66.7	0.0	100.0
海津市	59	48	100	169.5	98	166.1	100.0	100.0	0.0	66.7	0.0	100.0
岐南町	43	41	62	144.2	43	100.0	100.0	0.0	***	***	***	***
笠松町	34	29	28	82.4	36	105.9	100.0	0.0	***	***	***	***
養老町	51	45	142	278.4	69	135.3	100.0	50.0	100.0	0.0	0.0	0.0
垂井町	50	45	58	116.0	68	136.0	100.0	50.0	100.0	100.0	0.0	0.0
関ケ原町	14	12	60	428.6	27	192.9	100.0	100.0	0.0	0.0	0.0	100.0
神戸町	32	28	63	196.9	40	125.0	100.0	0.0	***	***	***	***
輪之内町	32	24	42	131.3	30	93.8	100.0	0.0	***	***	***	***
安八町	19	16	38	200.0	40	210.5	100.0	100.0	100.0	100.0	0.0	100.0
揖斐川町	45	38	45	100.0	62	137.8	100.0	66.7	100.0	0.0	0.0	50.0
大野町	49	44	102	208.2	73	149.0	100.0	66.7	100.0	50.0	0.0	50.0
池田町	40	40	40	100.0	40	100.0	100.0	100.0	0.0	0.0	0.0	100.0
坂祝町	18	15	23	127.8	27	150.0	100.0	100.0	0.0	0.0	0.0	100.0
川辺町	23	20	21	91.3	5	21.7	100.0	0.0	***	***	***	***
七宗町	20	15	15	75.0	28	140.0	100.0	100.0	100.0	100.0	0.0	100.0
八百津町	27	22	45	166.7	40	148.1	100.0	100.0	100.0	0.0	0.0	0.0
白川町	24	21	39	162.5	42	175.0	100.0	100.0	100.0	50.0	0.0	100.0
東白川村	11	9	17	154.5	13	118.2	100.0	100.0	100.0	0.0	0.0	0.0
御嵩町	31	28	32	103.2	33	106.5	100.0	50.0	100.0	0.0	0.0	0.0
大垣市安八郡安八町組	27	22	44	163.0	27	100.0	100.0	100.0	0.0	0.0	0.0	100.0
可児市御嵩町中学校組	15	12	17	113.3	18	120.0	100.0	100.0	0.0	0.0	0.0	100.0
美濃加茂市富加町中学	33	19	33	100.0	35	106.1	100.0	0.0	***	***	***	***
合　　計	3,975	3,423	5,692	143.2	4,917	123.7	100.0	67.8	59.5	50.0	0.0	77.6

注１）「教員」とは、校長、副校長、教頭、主幹教諭、指導教諭、教諭、助教諭、養護教諭、養護助教諭、栄養教諭、常勤講師、再任用職員（フルタイム）をいう。
注２）「授業を担当している教員」とは、各教科等の授業を定期的に担当している教員をいう。授業を一時的・臨時的に担当する教員は含まない。
注３）「指導者用ＰＣ」とは、教員が使用するために配備されたものをいう。教職員が主として校務用に利用しているコンピュータ（校務用コンピュータ）は含まない。
注４）「指導者用ＰＣ整備率」とは指導者用ＰＣの総数を教員の総数で除して算出した値である。
注５）「教員の校務用ＰＣ」とは、主として教員が校務に使用するコンピュータのことをいう。
注６）「教員の校務用ＰＣ整備率」は、校務用ＰＣの総数を総教員数で除して算出した値である。
注７）「統合型校務支援システム」は、教務系（成績処理、出欠管理、時数等）・保健系（健康診断票、保健室管理等）、指導要録等の学籍関係、学校事務系など統合して
　　機能を有しているシステムをいう。
注８）「遠隔教育」は、遠隔システムを活用した同時双方向型で行う教育をいう。（「『遠隔教育の推進に向けた施策方針』の策定について（通知）」（文部科学省、平成30年9月20日））
注９）「合同授業型」とは、教師が児童生徒等に対面で授業を行う複数の教室等を遠隔により接続することで、児童生徒が多様な意見や考えに触れたり、協働して学習に取り組んだり
　　する機会の充実を図る遠隔教育の形態をいう。
注10）「教師支援型」とは、外部人材等の専門家と、児童生徒や教師がいる教室等を遠隔により接続することで、児童生徒の学習活動の質を高めるとともに、
　　教師の資質向上を図る遠隔教育の形態をいう。
注11）「教科・科目充実型」とは、学校教育法施行規則第77条の２（中学校等）、第88条の３（高等学校等）に基づき、当該教科の免許状を保有する教師による
　　授業を遠隔により提供することで、生徒の多様な科目選択を可能とすること等により、学習機会の充実を図るものをいう。なお、小学校での活用は想定されない。
注12）遠隔教育を実施している学校のうち、「教科・科目充実型」の遠隔教育の実施率は、「教科・科目充実型」の遠隔授業を実施している学校の総数を、
　　遠隔教育を実施していると答えた学校の総数から、遠隔教育を実施していると答えた小学校の総数を引いた数で除した値である。
注13）「個々の児童生徒の状況に応じた遠隔教育」とは、外国人児童生徒等への日本語指導、病気療養児・不登校児童生徒等に対する学習指導等の
　　個々の児童生徒の状況に応じた遠隔教育の形態をいう。

○市区町村（設置者）別「コンピュータの設置状況」及び「インターネット接続状況」の実態（義務教育学校）

市　区　町　村　別 （義務教育学校）	学校数 校	児童生徒数 人	普通教室数 室	学習者用PC総台数 台	児童生徒一人当たりの学習者用PC台数 台／人	普通教室の大型提示装置整備率 %
大垣市	1	274	13	272	1.0	100.0
羽島市	1	143	11	204	1.4	81.8
本巣市	1	43	10	45	1.0	90.0
北方町	2	1,540	68	1,548	1.0	98.5
白川村	1	118	11	120	1.0	100.0
合　計	6	2,118	113	2,189	1.0	96.5

注１）「児童生徒数」は、令和６年５月１日現在の児童生徒数。
注２）「学習者用ＰＣ」とは、教育用ＰＣのうち、児童生徒が使用するために配備されたものをいう。
注３）「児童生徒一人当たりの学習者用PC台数」は、「学習者用ＰＣ総台数」を令和６年５月１日現在の児童生徒数で除して算出した値であ
注４）「普通教室の大型提示装置整備率」は、大型提示装置を設置している普通教室の総数を普通教室の総数で除して算出した値である。
注５）「普通教室の校内ＬＡＮ整備率」は、校内ＬＡＮを整備する普通教室の総数を普通教室の総数で除して算出した値である。
注６）「普通教室の無線ＬＡＮ整備率」は、無線ＬＡＮを整備する普通教室の総数を普通教室の総数で除して算出した値である。

（令和７年３月１日現在）

普通教室の校内LAN整備率 %	普通教室の無線LAN整備率 %	普通教室の移動通信システム（LTE等）整備率 %	移動系通信を利用している学校の内、無線LAN整備済みの普通教室の数 室	無線LAN又は移動系通信によりインターネット接続を行う普通教室の割合 %	回線速度の契約理論値 ベストエフォート型 %	回線速度の契約理論値 ギャランティ型 %
100.0	0.0	100.0	0	100.0	100.0	0.0
100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
100.0	100.0	***	***	100.0	0.0	100.0
100.0	88.5	11.5	0	100.0	83.3	16.7

る。

○市区町村（設置者）別「コンピュータの設置状況」及び「インターネット接続状況」の実態（義務教育学校）

（令和７年３月１日現在）

市　区　町　村　別 （義務教育学校）	教員数 人	授業を担当している教員数 人	指導者用PC台数 台	指導者用PC整備率 %	教員の校務用PC台数 台	教員の校務用PC整備率 %	統合型校務支援システム整備率 %	遠隔教育実施率 %	遠隔教育を実施している学校のうち、「合同授業型」の遠隔授業の実施率 %	遠隔教育を実施している学校のうち、「教師支援型」の遠隔授業の実施率 %	遠隔教育を実施している学校のうち、「教科・科目充実型」の遠隔授業の実施率 %	遠隔教育を実施している学校のうち、個々の児童生徒の状況に応じた遠隔教育の実施率 %
大垣市	26	20	31	119.2	31	119.2	100.0	0.0	***	***	***	***
羽島市	22	17	25	113.6	22	100.0	100.0	100.0	100.0	0.0	0.0	100.0
本巣市	18	15	14	77.8	29	161.1	100.0	100.0	100.0	100.0	0.0	0.0
北方町	102	91	126	123.5	118	115.7	100.0	100.0	0.0	50.0	0.0	100.0
白川村	21	16	25	119.0	50	238.1	100.0	100.0	100.0	100.0	0.0	0.0
合　計	189	159	221	116.9	250	132.3	100.0	83.3	60.0	60.0	0.0	60.0

注１）「教員」とは、校長、副校長、教頭、主幹教諭、指導教諭、教諭、助教諭、養護教諭、養護助教諭、栄養教諭、常勤講師、再任用職員（フルタイム）をいう。
注２）「授業を担当している教員」とは、各教科等の授業を定期的に担当している教員をいう。授業を一時的・臨時的に担当する教員は含まない。
注３）「指導者用ＰＣ」とは、教員が使用するために配備されたものをいう。教職員が主として校務用に利用しているコンピュータ（校務用コンピュータ）は含まない。
注４）「指導者用ＰＣ整備率」とは指導者用ＰＣの総数を教員の総数で除して算出した値である。
注５）「教員の校務用ＰＣ」とは、主として教員が校務に使用するコンピュータのことをいう。
注６）「教員の校務用ＰＣ整備率」は、校務用ＰＣの総数を総教員数で除して算出した値である。
注７）「統合型校務支援システム」は、教務系（成績処理、出欠管理、時数等）・保健系（健康診断票、保健室管理等）、指導要録等の学籍関係、学校事務系など統合して
　　機能を有しているシステムをいう。
注８）「遠隔教育」は、遠隔システムを活用した同時双方向型で行う教育をいう。（「『遠隔教育の推進に向けた施策方針』の策定について（通知）」（文部科学省、平成30年9月20日））
注９）「合同授業型」とは、教師が児童生徒等に対面で授業を行う複数の教室等を遠隔により接続することで、児童生徒が多様な意見や考えに触れたり、協働して学習に取り組んだり
　　する機会の充実を図る遠隔教育の形態をいう。
注10）「教師支援型」とは、外部人材等の専門家と、児童生徒や教師がいる教室等を遠隔により接続することで、児童生徒の学習活動の質を高めるとともに、
　　教師の資質向上を図る遠隔教育の形態をいう。
注11）「教科・科目充実型」とは、学校教育法施行規則第77条の２（中学校等）、第88条の３（高等学校等）に基づき、当該教科の免許状を保有する教師による
　　授業を遠隔により提供することで、生徒の多様な科目選択を可能とすること等により、学習機会の充実を図るものをいう。なお、小学校での活用は想定されない。
注12）遠隔教育を実施している学校のうち、「教科・科目充実型」の遠隔教育の実施率は、「教科・科目充実型」の遠隔授業を実施している学校の総数を、
　　遠隔教育を実施していると答えた学校の総数から、遠隔教育を実施していると答えた小学校の総数を引いた数で除した値である。
注13）「個々の児童生徒の状況に応じた遠隔教育」とは、外国人児童生徒等への日本語指導、病気療養児・不登校児童生徒等に対する学習指導等の
　　個々の児童生徒の状況に応じた遠隔教育の形態をいう。

○市区町村（設置者）別「コンピュータの設置状況」及び「インターネット接続状況」の実態（高等学校）

（令和７年３月１日現在）

市区町村別（高等学校）	学校数	学校数（専門学科・総合学科単独及び複数学科設置校）	児童生徒数	児童生徒数（専門学科・総合学科単独及び複数学科設置校）	普通教室数	普通教室数（専門学科・総合学科単独及び複数学科設置校）	学習者用PC総台数	学習者用PC総台数（専門学科・総合学科単独及び複数学科設置校）	児童生徒一人当たりの学習者用PC台数	児童生徒一人当たりの学習者用PC台数（専門学科・総合学科単独及び複数学科設置校）	普通教室の大型提示装置整備率	普通教室の大型提示装置整備率（専門学科・総合学科単独及び複数学科設置校）	普通教室の校内LAN整備率	普通教室の校内LAN整備率（専門学科・総合学科単独及び複数学科設置校）	普通教室の無線LAN整備率	普通教室の無線LAN整備率（専門学科・総合学科単独及び複数学科設置校）	普通教室の移動通信システム（LTE等）整備率	普通教室の移動通信システム（LTE等）整備率（専門学科・総合学科単独及び複数学科設置校）	移動系通信を利用している学校の内、無線LAN整備済みの普通教室の数	移動系通信を利用している学校の内、無線LAN整備済みの普通教室の数（専門学科・総合学科単独及び複数学科設置校）	無線LAN又は移動系通信によりインターネット接続を行う普通教室の割合	無線LAN又は移動系通信によりインターネット接続を行う普通教室の割合（専門学科・総合学科単独及び複数学科設置校）	回線速度の契約理論値ベストエフォート型	回線速度の契約理論値ベストエフォート型（専門学科・総合学科単独及び複数学科設置校）	回線速度の契約理論値ギャランティ型	回線速度の契約理論値ギャランティ型（専門学科・総合学科単独及び複数学科設置校）
	校	校	人	人	室	室	台	台	台／人	台／人	%	%	%	%	%	%	%	%	室	室	%	%	%	%	%	%
岐阜県	63	38	36,697	21,487	1,213	697	45,658	28,615	1.2	1.3	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	***	***	***	***	100.0	100.0	0.0	0.0	100.0	100.0
岐阜市	1	1	472	472	12	12	696	696	1.5	1.5	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	***	***	***	***	100.0	100.0	0.0	0.0	100.0	100.0
関市	1	1	809	809	24	24	1,505	1,505	1.9	1.9	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	***	***	***	***	100.0	100.0	100.0	100.0	0.0	0.0
中津川市	1	1	82	82	8	8	165	165	2.0	2.0	12.5	12.5	100.0	100.0	100.0	100.0	***	***	***	***	100.0	100.0	100.0	100.0	0.0	0.0
合計	66	41	38,060	22,850	1,257	741	48,024	30,981	1.3	1.4	99.4	99.1	100.0	100.0	100.0	100.0	***	***	***	***	100.0	100.0	3.0	4.9	97.0	95.1

注１）「児童生徒数」は、令和６年５月１日現在の児童生徒数。
注２）「学習者用ＰＣ」とは、教育用ＰＣのうち、児童生徒が使用するために配備されたものをいう。
注３）「児童生徒一人当たりの学習者用PC台数」は、「学習者用ＰＣ総台数」を令和６年５月１日現在の児童生徒数で除して算出した値である。
注４）「普通教室の大型提示装置整備率」は、大型提示装置を設置している普通教室の総数を普通教室の総数で除して算出した値である。
注５）「普通教室の校内ＬＡＮ整備率」は、校内ＬＡＮを整備する普通教室の総数を普通教室の総数で除して算出した値である。
注６）「普通教室の無線ＬＡＮ整備率」は、無線ＬＡＮを整備する普通教室の総数を普通教室の総数で除して算出した値である。

○市区町村（設置者）別「コンピュータの設置状況」及び「インターネット接続状況」の実態（高等学校）

（令和７年３月１日現在）

市区町村別（高等学校）	教員数	教員数（専門学科・総合学科単独及び複数学科設置校）	授業を担当している教員数	授業を担当している教員数（専門学科・総合学科単独及び複数学科設置校）	指導者用PC台数	指導者用PC台数（専門学科・総合学科単独及び複数学科設置校）	指導者用PC整備率	指導者用PC整備率（専門学科・総合学科単独及び複数学科設置校）	教員の校務用PC台数	教員の校務用PC台数（専門学科・総合学科単独及び複数学科設置校）	教員の校務用PC整備率	教員の校務用PC整備率（専門学科・総合学科単独及び複数学科設置校）	統合型校務支援システム整備率	統合型校務支援システム整備率（専門学科・総合学科単独及び複数学科設置校）	遠隔教育実施率	遠隔教育実施率（専門学科・総合学科単独及び複数学科設置校）	遠隔教育を実施している学校のうち、「合同授業型」の遠隔授業の実施率	遠隔教育を実施している学校のうち、「合同授業型」の遠隔授業の実施率（専門学科・総合学	遠隔教育を実施している学校のうち、「教師支援型」の遠隔授業の実施率	遠隔教育を実施している学校のうち、「教師支援型」の遠隔授業の実施率（専門学科・総合学	遠隔教育を実施している学校のうち、「教科・科目充実型」の遠隔授業の実施率	遠隔教育を実施している学校のうち、「教科・科目充実型」の遠隔授業の実施率（専門学	遠隔教育を実施している学校のうち、個々の児童生徒の状況に応じた遠隔教育の実施率	遠隔教育を実施している学校のうち、個々の児童生徒の状況に応じた遠隔教育の実施率（専門学
	人	人	人	人	台	台	%	%	台	台	%	%	%	%	%	%	%	%	%	%	%	%	%	%
岐阜県	3,143	1,975	2,851	1,780	4,409	2,792	140.3	141.4	4,029	2,577	128.2	130.5	100.0	100.0	55.6	55.3	31.4	23.8	31.4	19.0	0.0	0.0	65.7	66.7
岐阜市	37	37	34	34	6	6	16.2	16.2	40	40	108.1	108.1	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	0.0	0.0	100.0	100.0
関市	68	68	63	63	100	100	147.1	147.1	91	91	133.8	133.8	100.0	100.0	0.0	0.0	***	***	***	***	***	***	***	***
中津川市	22	22	20	20	2	2	9.1	9.1	20	20	90.9	90.9	100.0	100.0	0.0	0.0	***	***	***	***	***	***	***	***
合計	3,270	2,102	2,968	1,897	4,517	2,900	138.1	138.0	4,180	2,728	127.8	129.8	100.0	100.0	54.5	53.7	33.3	27.3	33.3	22.7	0.0	0.0	66.7	68.2

注１）「教員」とは、校長、副校長、教頭、主幹教諭、指導教諭、教諭、助教諭、養護教諭、養護助教諭、栄養教諭、常勤講師、再任用職員（フルタイム）をいう。
注２）「授業を担当している教員」とは、各教科等の授業を定期的に担当している教員をいう。授業を一時的・臨時的に担当する教員は含まない。
注３）「指導者用ＰＣ」とは、教員が使用するために配備されたものをいう。教職員が主として校務用に利用しているコンピュータ（校務用コンピュータ）は含まない。
注４）「指導者用ＰＣ整備率」とは指導者用ＰＣの総数を教員の総数で除して算出した値である。
注５）「教員の校務用ＰＣ」とは、主として教員が校務に使用するコンピュータのことをいう。
注６）「教員の校務用ＰＣ整備率」は、校務用ＰＣの総数を総教員数で除して算出した値である。
注７）「統合型校務支援システム」は、教務系（成績処理、出欠管理、時数等）・保健系（健康診断票、保健室管理等）、指導要録等の学籍関係、学校事務系など統合して機能を有しているシステムをいう。
注８）「遠隔教育」は、遠隔システムを活用した同時双方向型で行う教育をいう。（「『遠隔教育の推進に向けた施策方針』の策定について（通知）」（文部科学省、平成30年9月20日））
注９）「合同授業型」とは、教師が児童生徒等に対面で授業を行う複数の教室等を遠隔により接続することで、児童生徒が多様な意見や考えに触れたり、協働して学習に取り組んだりする機会の充実を図る遠隔教育の形態をいう。
注10）「教師支援型」とは、外部人材等の専門家と、児童生徒や教師がいる教室等を遠隔により接続することで、児童生徒の学習活動の質を高めるとともに、教師の資質向上を図る遠隔教育の形態をいう。
注11）「教科・科目充実型」とは、学校教育法施行規則第77条の２（中学校等）、第88条の３（高等学校等）に基づき、当該教科の免許状を保有する教師による授業を遠隔により提供することで、生徒の多様な科目選択を可能とすること等により、学習機会の充実を図るものをいう。なお、小学校での活用は想定されない。
注12）遠隔教育を実施している学校のうち、「教科・科目充実型」の遠隔教育の実施率は、「教科・科目充実型」の遠隔授業を実施している学校の総数を、遠隔教育を実施していると答えた学校の総数から、遠隔教育を実施していると答えた小学校の総数を引いた数で除した値である。
注13）「個々の児童生徒の状況に応じた遠隔教育」とは、外国人児童生徒等への日本語指導、病気療養児・不登校児童生徒等に対する学習指導等の個々の児童生徒の状況に応じた遠隔教育の形態をいう。

○市区町村（設置者）別「コンピュータの設置状況」及び「インターネット接続状況」の実態（中等教育学校）

市　区　町　村　別 （中等教育学校）	学校数 校	児童生徒数 人	普通教室数 室	学習者用PC総台数 台	児童生徒一人当たりの学習者用PC台数 台／人	普通教室の大型提示装置整備率 %
合　計	***	***	***	***	***	***

注１）「児童生徒数」は、令和６年５月１日現在の児童生徒数。
注２）「学習者用ＰＣ」とは、教育用ＰＣのうち、児童生徒が使用するために配備されたものをいう。
注３）「児童生徒一人当たりの学習者用PC台数」は、「学習者用ＰＣ総台数」を令和６年５月１日現在の児童生徒数で除して算出した値であ
注４）「普通教室の大型提示装置整備率」は、大型提示装置を設置している普通教室の総数を普通教室の総数で除して算出した値である。
注５）「普通教室の校内ＬＡＮ整備率」は、校内ＬＡＮを整備する普通教室の総数を普通教室の総数で除して算出した値である。
注６）「普通教室の無線ＬＡＮ整備率」は、無線ＬＡＮを整備する普通教室の総数を普通教室の総数で除して算出した値である。

（令和７年３月１日現在）

普通教室の校内LAN整備率 %	普通教室の無線LAN整備率 %	普通教室の移動通信システム（LTE等）整備率 %	移動系通信を利用している学校の内、無線LAN整備済みの普通教室の数 室	無線LAN又は移動系通信によりインターネット接続を行う普通教室の割合 %	回線速度の契約理論値 ベストエフォート型 %	回線速度の契約理論値 ギャランティ型 %
***	***	***	***	***	***	***

る。

○市区町村（設置者）別「コンピュータの設置状況」及び「インターネット接続状況」の実態（中等教育学校）

（令和７年３月１日現在）

市　区　町　村　別 （中等教育学校）	教員数 人	授業を担当している教員数 人	指導者用PC台数 台	指導者用PC整備率 %	教員の校務用PC台数 台	教員の校務用PC整備率 %	統合型校務支援システム整備率 %	遠隔教育実施率 %	遠隔教育を実施している学校のうち、「合同授業型」の遠隔授業の実施率 %	遠隔教育を実施している学校のうち、「教師支援型」の遠隔授業の実施率 %	遠隔教育を実施している学校のうち、「教科・科目充実型」の遠隔授業の実施率 %	遠隔教育を実施している学校のうち、個々の児童生徒の状況に応じた遠隔教育の実施率 %
合　　計	***	***	***	***	***	***	***	***	***	***	***	***

注１）「教員」とは、校長、副校長、教頭、主幹教諭、指導教諭、教諭、助教諭、養護教諭、養護助教諭、栄養教諭、常勤講師、再任用職員（フルタイム）をいう。
注２）「授業を担当している教員」とは、各教科等の授業を定期的に担当している教員をいう。授業を一時的・臨時的に担当する教員は含まない。
注３）「指導者用ＰＣ」とは、教員が使用するために配備されたものをいう。教職員が主として校務用に利用しているコンピュータ（校務用コンピュータ）は含まない。
注４）「指導者用ＰＣ整備率」とは指導者用ＰＣの総数を教員の総数で除して算出した値である。
注５）「教員の校務用ＰＣ」とは、主として教員が校務に使用するコンピュータのことをいう。
注６）「教員の校務用ＰＣ整備率」は、校務用ＰＣの総数を総教員数で除して算出した値である。
注７）「統合型校務支援システム」は、教務系（成績処理、出欠管理、時数等）・保健系（健康診断票、保健室管理等）、指導要録等の学籍関係、学校事務系など統合して
　　機能を有しているシステムをいう。
注８）「遠隔教育」は、遠隔システムを活用した同時双方向型で行う教育をいう。（「『遠隔教育の推進に向けた施策方針』の策定について（通知）」（文部科学省、平成30年9月20日））
注９）「合同授業型」とは、教師が児童生徒等に対面で授業を行う複数の教室等を遠隔により接続することで、児童生徒が多様な意見や考えに触れたり、協働して学習に取り組んだり
　　する機会の充実を図る遠隔教育の形態をいう。
注10）「教師支援型」とは、外部人材等の専門家と、児童生徒や教師がいる教室等を遠隔により接続することで、児童生徒の学習活動の質を高めるとともに、
　　教師の資質向上を図る遠隔教育の形態をいう。
注11）「教科・科目充実型」とは、学校教育法施行規則第77条の２（中学校等）、第88条の３（高等学校等）に基づき、当該教科の免許状を保有する教師による
　　授業を遠隔により提供することで、生徒の多様な科目選択を可能とすること等により、学習機会の充実を図るものをいう。なお、小学校での活用は想定されない。
注12）遠隔教育を実施している学校のうち、「教科・科目充実型」の遠隔教育の実施率は、「教科・科目充実型」の遠隔授業を実施している学校の総数を、
　　遠隔教育を実施していると答えた学校の総数から、遠隔教育を実施していると答えた小学校の総数を引いた数で除した値である。
注13）「個々の児童生徒の状況に応じた遠隔教育」とは、外国人児童生徒等への日本語指導、病気療養児・不登校児童生徒等に対する学習指導等の
　　個々の児童生徒の状況に応じた遠隔教育の形態をいう。

○市区町村（設置者）別「コンピュータの設置状況」及び「インターネット接続状況」の実態（特別支援学校）

市　区　町　村　別 （特別支援学校）	学校数 校	児童生徒数 人	普通教室数 室	学習者用PC総台数 台	児童生徒一人当たりの学習者用PC台数 台／人	普通教室の大型提示装置整備率 %
岐阜県	21	2,382	611	3,254	1.4	45.3
岐阜市	1	253	45	259	1.0	100.0
各務原市	1	54	9	53	1.0	0.0
合　計	23	2,689	665	3,566	1.3	48.4

注１）「児童生徒数」は、令和６年５月１日現在の児童生徒数。
注２）「学習者用ＰＣ」とは、教育用ＰＣのうち、児童生徒が使用するために配備されたものをいう。
注３）「児童生徒一人当たりの学習者用PC台数」は、「学習者用ＰＣ総台数」を令和６年５月１日現在の児童生徒数で除して算出した値であ
注４）「普通教室の大型提示装置整備率」は、大型提示装置を設置している普通教室の総数を普通教室の総数で除して算出した値である。
注５）「普通教室の校内ＬＡＮ整備率」は、校内ＬＡＮを整備する普通教室の総数を普通教室の総数で除して算出した値である。
注６）「普通教室の無線ＬＡＮ整備率」は、無線ＬＡＮを整備する普通教室の総数を普通教室の総数で除して算出した値である。

（令和７年３月１日現在）

普通教室の校内LAN整備率 %	普通教室の無線LAN整備率 %	普通教室の移動通信システム（LTE等）整備率 %	移動系通信を利用している学校の内、無線LAN整備済みの普通教室の数 室	無線LAN又は移動系通信によりインターネット接続を行う普通教室の割合 %	回線速度の契約理論値 ベストエフォート型 %	回線速度の契約理論値 ギャランティ型 %
100.0	100.0	***	***	100.0	0.0	100.0
100.0	0.0	100.0	0	100.0	0.0	100.0
100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
100.0	93.2	6.8	0	100.0	4.3	95.7

る。

○市区町村（設置者）別「コンピュータの設置状況」及び「インターネット接続状況」の実態（特別支援学校）

（令和７年３月１日現在）

市　区　町　村　別 （特別支援学校）	教員数 人	授業を担当している教員数 人	指導者用PC台数 台	指導者用PC整備率 %	教員の校務用PC台数 台	教員の校務用PC整備率 %	統合型校務支援システム整備率 %	遠隔教育実施率 %	遠隔教育を実施している学校のうち、「合同授業型」の遠隔授業の実施率 %	遠隔教育を実施している学校のうち、「教師支援型」の遠隔授業の実施率 %	遠隔教育を実施している学校のうち、「教科・科目充実型」の遠隔授業の実施率 %	遠隔教育を実施している学校のうち、個々の児童生徒の状況に応じた遠隔教育の実施率 %
岐阜県	1,435	1,346	553	38.5	1,637	114.1	100.0	66.7	64.3	35.7	0.0	85.7
岐阜市	104	91	114	109.6	107	102.9	100.0	0.0	***	***	***	***
各務原市	29	27	13	44.8	37	127.6	100.0	0.0	***	***	***	***
合　　計	1,568	1,464	680	43.4	1,781	113.6	100.0	60.9	64.3	35.7	0.0	85.7

注１）「教員」とは、校長、副校長、教頭、主幹教諭、指導教諭、教諭、助教諭、養護教諭、養護助教諭、栄養教諭、常勤講師、再任用職員（フルタイム）をいう。
注２）「授業を担当している教員」とは、各教科等の授業を定期的に担当している教員をいう。授業を一時的・臨時的に担当する教員は含まない。
注３）「指導者用ＰＣ」とは、教員が使用するために配備されたものをいう。教職員が主として校務用に利用しているコンピュータ（校務用コンピュータ）は含まない。
注４）「指導者用ＰＣ整備率」とは指導者用ＰＣの総数を教員の総数で除して算出した値である。
注５）「教員の校務用ＰＣ」とは、主として教員が校務に使用するコンピュータのことをいう。
注６）「教員の校務用ＰＣ整備率」は、校務用ＰＣの総数を総教員数で除して算出した値である。
注７）「統合型校務支援システム」は、教務系（成績処理、出欠管理、時数等）・保健系（健康診断票、保健室管理等）、指導要録等の学籍関係、学校事務系など統合して
機能を有しているシステムをいう。
注８）「遠隔教育」は、遠隔システムを活用した同時双方向型で行う教育をいう。（「『遠隔教育の推進に向けた施策方針』の策定について（通知）」（文部科学省、平成30年9月20日））
注９）「合同授業型」とは、教師が児童生徒等に対面で授業を行う複数の教室等を遠隔により接続することで、児童生徒が多様な意見や考えに触れたり、協働して学習に取り組んだり
する機会の充実を図る遠隔教育の形態をいう。
注10）「教師支援型」とは、外部人材等の専門家と、児童生徒や教師がいる教室等を遠隔により接続することで、児童生徒の学習活動の質を高めるとともに、
教師の資質向上を図る遠隔教育の形態をいう。
注11）「教科・科目充実型」とは、学校教育法施行規則第77条の２（中学校等）、第88条の３（高等学校等）に基づき、当該教科の免許状を保有する教師による
授業を遠隔により提供することで、生徒の多様な科目選択を可能とすること等により、学習機会の充実を図るものをいう。なお、小学校での活用は想定されない。
注12）遠隔教育を実施している学校のうち、「教科・科目充実型」の遠隔教育の実施率は、「教科・科目充実型」の遠隔授業を実施している学校の総数を、
遠隔教育を実施していると答えた学校の総数から、遠隔教育を実施していると答えた小学校の総数を引いた数で除した値である。
注13）「個々の児童生徒の状況に応じた遠隔教育」とは、外国人児童生徒等への日本語指導、病気療養児・不登校児童生徒等に対する学習指導等の
個々の児童生徒の状況に応じた遠隔教育の形態をいう。

○市区町村（設置者）別「コンピュータの設置状況」及び「インターネット接続状況」の実態（合計）

（令和７年３月１日現在）

市区町村別 （合計）	学校数 校	児童生徒数 人	普通教室数 室	学習者用PC総台数 台	児童生徒一人当たりの学習者用PC台数 台／人	普通教室の大型提示装置整備率 %	普通教室の校内LAN整備率 %	普通教室の無線LAN整備率 %	普通教室の移動通信システム（LTE等）整備率 %	移動系通信を利用している学校の内、無線LAN整備済みの普通教室の数 室	無線LAN又は移動系通信によりインターネット接続を行う普通教室の割合 %	回線速度の契約理論値 ベストエフォート型 %	回線速度の契約理論値 ギャランティ型 %
静岡県	132	58,588	2,431	82,734	1.4	88.4	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
静岡市	125	44,936	1,879	47,175	1.0	91.8	100.0	100.0	1.1	21	100.0	100.0	0.0
浜松市	147	60,291	2,434	63,611	1.1	96.8	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
沼津市	42	11,830	529	12,849	1.1	97.9	99.6	99.6	***	***	99.6	100.0	0.0
熱海市	11	1,162	74	1,320	1.1	98.6	100.0	90.5	100.0	67	100.0	0.0	0.0
三島市	21	7,801	297	8,385	1.1	99.0	100.0	100.0	100.0	297	100.0	100.0	0.0
富士宮市	34	9,378	392	9,666	1.0	100.0	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
伊東市	12	3,266	144	3,516	1.1	100.0	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
島田市	19	7,201	311	7,421	1.0	97.1	100.0	100.0	***	***	100.0	0.0	100.0
富士市	42	18,955	755	20,662	1.1	100.0	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
磐田市	32	12,968	562	13,047	1.0	100.0	100.0	100.0	100.0	562	100.0	0.0	0.0
焼津市	22	9,645	392	10,083	1.0	98.0	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
掛川市	31	9,454	424	10,221	1.1	99.1	100.0	100.0	***	***	100.0	0.0	100.0
藤枝市	27	10,941	441	11,533	1.1	99.1	100.0	100.0	***	***	100.0	18.5	81.5
御殿場市	17	6,407	292	7,269	1.1	100.0	100.0	0.3	100.0	1	100.0	0.0	0.0
袋井市	16	7,532	341	8,293	1.1	97.7	100.0	100.0	100.0	341	100.0	100.0	0.0
下田市	8	1,046	62	1,402	1.3	88.7	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
裾野市	14	3,815	172	4,074	1.1	100.0	0.0	0.0	100.0	0	100.0	0.0	0.0
湖西市	11	4,149	179	4,633	1.1	100.0	100.0	100.0	***	***	100.0	0.0	100.0
伊豆市	10	1,420	83	1,817	1.3	98.8	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
御前崎市	6	1,941	92	2,204	1.1	100.0	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
菊川市	12	3,833	173	4,420	1.2	100.0	100.0	100.0	***	***	100.0	0.0	100.0
伊豆の国市	9	3,268	139	3,852	1.2	100.0	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
牧之原市	10	2,713	124	2,860	1.1	91.1	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
東伊豆町	4	469	26	576	1.2	96.2	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
河津町	2	372	18	396	1.1	88.9	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
南伊豆町	5	381	32	387	1.0	100.0	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
松崎町	2	259	13	377	1.5	84.6	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
西伊豆町	3	236	18	380	1.6	100.0	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
函南町	7	2,617	109	2,696	1.0	99.1	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
清水町	5	2,389	94	2,491	1.0	100.0	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
長泉町	5	3,899	146	4,297	1.1	99.3	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
小山町	8	1,267	67	1,365	1.1	98.5	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
吉田町	4	2,129	89	2,329	1.1	94.4	98.9	98.9	***	***	98.9	0.0	100.0
川根本町	2	248	22	250	1.0	100.0	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
森町	5	1,187	58	1,349	1.1	100.0	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
牧之原市菊川市学校組合	2	250	12	263	1.1	91.7	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
御前崎市牧之原市学校組	1	328	14	369	1.1	100.0	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
合計	865	318,571	13,440	360,572	1.1	95.6	98.7	96.5	13.1	1,289	100.0	87.5	12.5

注１）「児童生徒数」は、令和６年５月１日現在の児童生徒数。
注２）「学習者用ＰＣ」とは、教育用ＰＣのうち、児童生徒が使用するために配備されたものをいう。
注３）「児童生徒一人当たりの学習者用PC台数」は、「学習者用ＰＣ総台数」を令和６年５月１日現在の児童生徒数で除して算出した値である。
注４）「普通教室の大型提示装置整備率」は、大型提示装置を設置している普通教室の総数を普通教室の総数で除して算出した値である。
注５）「普通教室の校内ＬＡＮ整備率」は、校内ＬＡＮを整備する普通教室の総数を普通教室の総数で除して算出した値である。
注６）「普通教室の無線ＬＡＮ整備率」は、無線ＬＡＮを整備する普通教室の総数を普通教室の総数で除して算出した値である。

○市区町村（設置者）別「コンピュータの設置状況」及び「インターネット接続状況」の実態（合計）

（令和７年３月１日現在）

市　区　町　村　別 （　合　計　）	教員数 人	授業を担当している教員数 人	指導者用PC台数 台	指導者用PC整備率 %	教員の校務用PC台数 台	教員の校務用PC整備率 %	統合型校務支援システム整備率 %	遠隔教育実施率 %	遠隔教育を実施している学校のうち、「合同授業型」の遠隔授業の実施率 %	遠隔教育を実施している学校のうち、「教師支援型」の遠隔授業の実施率 %	遠隔教育を実施している学校のうち、「教科・科目充実型」の遠隔授業の実施率 %	遠隔教育を実施している学校のうち、個々の児童生徒の状況に応じた遠隔教育の実施率 %
静岡県	6,687	6,022	6,103	91.3	7,913	118.3	100.0	48.5	25.0	48.4	9.4	79.7
静岡市	2,926	2,585	3,331	113.8	3,244	110.9	99.2	63.2	59.5	50.6	0.0	82.3
浜松市	3,900	3,294	3,980	102.1	5,103	130.8	99.3	51.7	46.1	38.2	0.0	65.8
沼津市	818	713	959	117.2	998	122.0	100.0	57.1	66.7	41.7	0.0	66.7
熱海市	130	109	152	116.9	243	186.9	100.0	72.7	87.5	25.0	0.0	37.5
三島市	494	436	1,010	204.5	600	121.5	100.0	61.9	30.8	53.8	0.0	69.2
富士宮市	626	547	910	145.4	740	118.2	100.0	50.0	47.1	29.4	0.0	64.7
伊東市	239	205	413	172.8	351	146.9	100.0	41.7	60.0	80.0	0.0	0.0
島田市	465	419	419	90.1	498	107.1	100.0	47.4	55.6	33.3	0.0	100.0
富士市	1,148	1,044	1,182	103.0	1,284	111.8	100.0	47.6	60.0	45.0	0.0	60.0
磐田市	866	777	1,107	127.8	1,002	115.7	100.0	100.0	40.6	34.4	0.0	68.8
焼津市	590	539	674	114.2	676	114.6	100.0	31.8	28.6	14.3	0.0	71.4
掛川市	633	563	669	105.7	828	130.8	100.0	80.6	48.0	44.0	0.0	68.0
藤枝市	655	584	723	110.4	754	115.1	100.0	70.4	26.3	47.4	0.0	31.6
御殿場市	395	349	512	129.6	546	138.2	100.0	35.3	16.7	33.3	0.0	50.0
袋井市	499	455	656	131.5	656	131.5	100.0	100.0	50.0	43.8	0.0	93.8
下田市	122	98	104	85.2	148	121.3	100.0	0.0	***	***	***	***
裾野市	294	247	363	123.5	363	123.5	100.0	85.7	58.3	41.7	0.0	66.7
湖西市	271	241	391	144.3	386	142.4	100.0	54.5	50.0	0.0	0.0	50.0
伊豆市	146	121	164	112.3	223	152.7	100.0	100.0	60.0	40.0	0.0	80.0
御前崎市	132	117	168	127.3	204	154.5	100.0	66.7	50.0	0.0	0.0	100.0
菊川市	272	243	422	155.1	393	144.5	100.0	58.3	71.4	42.9	0.0	71.4
伊豆の国市	199	181	167	83.9	306	153.8	100.0	55.6	40.0	100.0	0.0	60.0
牧之原市	190	165	292	153.7	263	138.4	100.0	60.0	33.3	83.3	0.0	66.7
東伊豆町	51	41	85	166.7	56	109.8	100.0	0.0	***	***	***	***
河津町	35	29	28	80.0	41	117.1	100.0	0.0	***	***	***	***
南伊豆町	61	49	59	96.7	98	160.7	100.0	100.0	100.0	20.0	0.0	0.0
松崎町	27	22	76	281.5	40	148.1	100.0	50.0	100.0	0.0	0.0	0.0
西伊豆町	35	25	57	162.9	44	125.7	100.0	0.0	***	***	***	***
函南町	173	153	181	104.6	213	123.1	100.0	57.1	0.0	50.0	0.0	50.0
清水町	138	123	191	138.4	189	137.0	100.0	40.0	50.0	50.0	0.0	100.0
長泉町	207	187	272	131.4	291	140.6	100.0	40.0	50.0	50.0	0.0	50.0
小山町	111	90	146	131.5	146	131.5	100.0	75.0	83.3	33.3	0.0	83.3
吉田町	138	120	215	155.8	309	223.9	100.0	75.0	0.0	66.7	0.0	66.7
川根本町	41	36	75	182.9	47	114.6	100.0	100.0	50.0	50.0	0.0	0.0
森町	93	81	95	102.2	118	126.9	100.0	80.0	50.0	75.0	0.0	75.0
牧之原市菊川市学校組	25	20	40	160.0	38	152.0	100.0	100.0	50.0	0.0	0.0	100.0
御前崎市牧之原市学校	26	23	29	111.5	39	150.0	100.0	100.0	0.0	0.0	0.0	100.0
合　計	23,858	21,053	26,420	110.7	29,391	123.2	99.8	58.0	47.4	43.0	2.9	69.1

注１）「教員」とは、校長、副校長、教頭、主幹教諭、指導教諭、教諭、助教諭、養護教諭、養護助教諭、栄養教諭、常勤講師、再任用職員（フルタイム）をいう。
注２）「授業を担当している教員」とは、各教科等の授業を定期的に担当している教員をいう。授業を一時的・臨時的に担当する教員は含まない。
注３）「指導者用ＰＣ」とは、教員が使用するために配備されたものをいう。教職員が主として校務用に利用しているコンピュータ（校務用コンピュータ）は含まない。
注４）「指導者用ＰＣ整備率」とは指導者用ＰＣの総数を教員の総数で除して算出した値である。
注５）「教員の校務用ＰＣ」とは、主として教員が校務に使用するコンピュータのことをいう。
注６）「教員の校務用ＰＣ整備率」は、校務用ＰＣの総数を総教員数で除して算出した値である。
注７）「統合型校務支援システム」は、教務系（成績処理、出欠管理、時数等）・保健系（健康診断票、保健室管理等）、指導要録等の学籍関係、学校事務系など統合して
　　機能を有しているシステムをいう。
注８）「遠隔教育」は、遠隔システムを活用した同時双方向型で行う教育をいう。（「『遠隔教育の推進に向けた施策方針』の策定について（通知）」（文部科学省、平成30年9月20日））
注９）「合同授業型」とは、教師が児童生徒等に対面で授業を行う複数の教室等を遠隔により接続することで、児童生徒が多様な意見や考えに触れたり、協働して学習に取り組んだり
　　する機会の充実を図る遠隔教育の形態をいう。
注10）「教師支援型」とは、外部人材等の専門家と、児童生徒や教師がいる教室等を遠隔により接続することで、児童生徒の学習活動の質を高めるとともに、
　　教師の資質向上を図る遠隔教育の形態をいう。
注11）「教科・科目充実型」とは、学校教育法施行規則第77条の２（中学校等）、第88条の３（高等学校等）に基づき、当該教科の免許状を保有する教師による
　　授業を遠隔により提供することで、生徒の多様な科目選択を可能とすること等により、学習機会の充実を図るものをいう。なお、小学校での活用は想定されない。
注12）遠隔教育を実施している学校のうち、「教科・科目充実型」の遠隔教育の実施率は、「教科・科目充実型」の遠隔授業を実施している学校の総数を、
　　遠隔教育を実施していると答えた学校の総数から、遠隔教育を実施していると答えた小学校の総数を引いた数で除した値である。
注13）「個々の児童生徒の状況に応じた遠隔教育」とは、外国人児童生徒等への日本語指導、病気療養児・不登校児童生徒等に対する学習指導等の
　　個々の児童生徒の状況に応じた遠隔教育の形態をいう。

○市区町村（設置者）別「コンピュータの設置状況」及び「インターネット接続状況」の実態（小学校）

（令和７年３月１日現在）

市　区　町　村　別 （　小　学　校　）	学校数 校	児童生徒数 人	普通教室数 室	学習者用PC総台数 台	児童生徒一人当たりの学習者用PC台数 台／人	普通教室の大型提示装置整備率 %	普通教室の校内LAN整備率 %	普通教室の無線LAN整備率 %	普通教室の移動通信システム（LTE等）整備率 %	移動系通信を利用している学校の内、無線LAN整備済みの普通教室の数 室	無線LAN又は移動系通信によりインターネット接続を行う普通教室の割合 %	回線速度の契約理論値 ベストエフォート型 %	回線速度の契約理論値 ギャランティ型 %
静岡市	81	28,904	1,254	30,128	1.0	91.7	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
浜松市	97	39,348	1,648	41,620	1.1	97.0	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
沼津市	23	7,195	332	7,545	1.0	97.6	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
熱海市	7	715	50	829	1.2	100.0	100.0	90.0	100.0	45	100.0	0.0	0.0
三島市	14	5,024	200	5,287	1.1	99.0	100.0	100.0	100.0	200	100.0	100.0	0.0
富士宮市	21	6,040	259	6,198	1.0	100.0	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
伊東市	7	2,015	94	2,080	1.0	100.0	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
島田市	13	4,795	215	4,809	1.0	95.8	100.0	100.0	***	***	100.0	0.0	100.0
富士市	26	12,010	491	13,036	1.1	100.0	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
磐田市	22	8,524	389	8,547	1.0	100.0	100.0	100.0	100.0	389	100.0	0.0	0.0
焼津市	13	6,266	261	6,438	1.0	97.3	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
掛川市	22	6,289	293	6,707	1.1	99.3	100.0	100.0	***	***	100.0	0.0	100.0
藤枝市	17	7,168	300	7,510	1.0	98.7	100.0	100.0	***	***	100.0	23.5	76.5
御殿場市	11	4,128	200	4,686	1.1	100.0	100.0	0.5	100.0	1	100.0	0.0	0.0
袋井市	12	4,922	237	5,409	1.1	97.9	100.0	100.0	100.0	237	100.0	100.0	0.0
下田市	7	641	47	947	1.5	95.7	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
裾野市	9	2,468	117	2,649	1.1	100.0	0.0	0.0	100.0	0	100.0	0.0	0.0
湖西市	6	2,672	116	2,974	1.1	100.0	100.0	100.0	***	***	100.0	0.0	100.0
伊豆市	6	835	50	956	1.1	100.0	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
御前崎市	5	1,426	72	1,657	1.2	100.0	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
菊川市	9	2,557	122	3,018	1.2	100.0	100.0	100.0	***	***	100.0	0.0	100.0
伊豆の国市	6	2,124	94	2,381	1.1	100.0	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
牧之原市	8	1,819	91	1,938	1.1	87.9	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
東伊豆町	2	294	16	390	1.3	100.0	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
河津町	1	233	11	254	1.1	100.0	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
南伊豆町	3	227	22	231	1.0	100.0	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
松崎町	1	162	7	234	1.4	100.0	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
西伊豆町	2	129	14	246	1.9	100.0	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
函南町	5	1,721	74	1,748	1.0	100.0	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
清水町	3	1,562	64	1,570	1.0	100.0	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
長泉町	3	2,604	101	2,866	1.1	99.0	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
小山町	5	863	45	946	1.1	100.0	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
吉田町	3	1,353	58	1,498	1.1	93.1	98.3	98.3	***	***	98.3	0.0	100.0
森町	3	803	41	940	1.2	100.0	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
牧之原市菊川市学校組合	1	171	8	176	1.0	87.5	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
合　　計	474	168,007	7,393	178,448	1.1	97.2	98.4	95.6	16.1	872	100.0	84.5	15.5

注１）「児童生徒数」は、令和６年５月１日現在の児童生徒数。
注２）「学習者用ＰＣ」とは、教育用ＰＣのうち、児童生徒が使用するために配備されたものをいう。
注３）「児童生徒一人当たりの学習者用PC台数」は、「学習者用ＰＣ総台数」を令和６年５月１日現在の児童生徒数で除して算出した値である。
注４）「普通教室の大型提示装置整備率」は、大型提示装置を設置している普通教室の総数を普通教室の総数で除して算出した値である。
注５）「普通教室の校内ＬＡＮ整備率」は、校内ＬＡＮを整備する普通教室の総数を普通教室の総数で除して算出した値である。
注６）「普通教室の無線ＬＡＮ整備率」は、無線ＬＡＮを整備する普通教室の総数を普通教室の総数で除して算出した値である。

○市区町村（設置者）別「コンピュータの設置状況」及び「インターネット接続状況」の実態（小学校）

（令和７年３月１日現在）

市　区　町　村　別 （　小　学　校　）	教員数 人	授業を担当している教員数 人	指導者用PC台数 台	指導者用PC整備率 %	教員の校務用PC台数 台	教員の校務用PC整備率 %	統合型校務支援システム整備率 %	遠隔教育実施率 %	遠隔教育を実施している学校のうち、「合同授業型」の遠隔授業の実施率 %	遠隔教育を実施している学校のうち、「教師支援型」の遠隔授業の実施率 %	遠隔教育を実施している学校のうち、「教科・科目充実型」の遠隔授業の実施率 %	遠隔教育を実施している学校のうち、個々の児童生徒の状況に応じた遠隔教育の実施率 %
静岡市	1,765	1,539	1,922	108.9	1,952	110.6	100.0	67.9	61.8	52.7	***	83.6
浜松市	2,420	2,018	2,412	99.7	3,140	129.8	100.0	51.5	48.0	38.0	***	58.0
沼津市	454	395	533	117.4	544	119.8	100.0	65.2	66.7	46.7	***	73.3
熱海市	82	67	102	124.4	146	178.0	100.0	71.4	80.0	40.0	***	40.0
三島市	313	276	693	221.4	381	121.7	100.0	78.6	36.4	45.5	***	72.7
富士宮市	377	328	541	143.5	454	120.4	100.0	52.4	63.6	45.5	***	45.5
伊東市	139	119	255	183.5	208	149.6	100.0	42.9	66.7	100.0	***	0.0
島田市	304	272	290	95.4	327	107.6	100.0	46.2	50.0	33.3	***	100.0
富士市	672	611	678	100.9	742	110.4	100.0	53.8	64.3	50.0	***	64.3
磐田市	554	496	732	132.1	640	115.5	100.0	100.0	45.5	31.8	***	72.7
焼津市	362	332	411	113.5	404	111.6	100.0	38.5	20.0	20.0	***	80.0
掛川市	413	365	441	106.8	557	134.9	100.0	81.8	55.6	61.1	***	66.7
藤枝市	389	346	465	119.5	467	120.1	100.0	76.5	15.4	61.5	***	30.8
御殿場市	243	215	312	128.4	336	138.3	100.0	36.4	25.0	25.0	***	50.0
袋井市	329	297	438	133.1	438	133.1	100.0	100.0	50.0	50.0	***	100.0
下田市	94	73	79	84.0	101	107.4	100.0	0.0	***	***	***	***
裾野市	182	155	232	127.5	232	127.5	100.0	77.8	71.4	42.9	***	71.4
湖西市	160	143	241	150.6	225	140.6	100.0	66.7	75.0	0.0	***	25.0
伊豆市	76	63	85	111.8	128	168.4	100.0	100.0	66.7	50.0	***	83.3
御前崎市	99	87	129	130.3	164	165.7	100.0	60.0	66.7	0.0	***	100.0
菊川市	184	163	279	151.6	268	145.7	100.0	44.4	100.0	50.0	***	75.0
伊豆の国市	121	111	111	91.7	179	147.9	100.0	50.0	33.3	100.0	***	66.7
牧之原市	131	112	197	150.4	171	130.5	100.0	75.0	33.3	83.3	***	66.7
東伊豆町	27	22	53	196.3	27	100.0	100.0	0.0	***	***	***	***
河津町	19	16	13	68.4	21	110.5	100.0	0.0	***	***	***	***
南伊豆町	36	29	32	88.9	63	175.0	100.0	100.0	100.0	33.3	***	0.0
松崎町	11	9	33	300.0	18	163.6	100.0	100.0	100.0	0.0	***	0.0
西伊豆町	22	17	32	145.5	28	127.3	100.0	0.0	***	***	***	***
函南町	107	93	110	102.8	133	124.3	100.0	40.0	0.0	50.0	***	50.0
清水町	84	75	114	135.7	114	135.7	100.0	0.0	***	***	***	***
長泉町	130	116	163	125.4	169	130.0	100.0	0.0	***	***	***	***
小山町	67	55	86	128.4	86	128.4	100.0	80.0	75.0	50.0	***	75.0
吉田町	85	76	144	169.4	210	247.1	100.0	100.0	0.0	66.7	***	66.7
森町	58	51	63	108.6	75	129.3	100.0	100.0	33.3	100.0	***	66.7
牧之原市菊川市学校組合	12	10	16	133.3	15	125.0	100.0	100.0	100.0	0.0	***	100.0
合　　計	10,521	9,152	12,437	118.2	13,163	125.1	100.0	62.0	53.4	46.9	***	67.3

注１）「教員」とは、校長、副校長、教頭、主幹教諭、指導教諭、教諭、助教諭、養護教諭、養護助教諭、栄養教諭、常勤講師、再任用職員（フルタイム）をいう。
注２）「授業を担当している教員」とは、各教科等の授業を定期的に担当している教員をいう。授業を一時的・臨時的に担当する教員は含まない。
注３）「指導者用ＰＣ」とは、教員が使用するために配備されたものをいう。教職員が主として校務用に利用しているコンピュータ（校務用コンピュータ）は含まない。
注４）「指導者用ＰＣ整備率」とは指導者用ＰＣの総数を教員の総数で除して算出した値である。
注５）「教員の校務用ＰＣ」とは、主として教員が校務に使用するコンピュータのことをいう。
注６）「教員の校務用ＰＣ整備率」は、校務用ＰＣの総数を総教員数で除して算出した値である。
注７）「統合型校務支援システム」は、教務系（成績処理、出欠管理、時数等）・保健系（健康診断票、保健室管理等）、指導要録等の学籍関係、学校事務系など統合して
　　機能を有しているシステムをいう。
注８）「遠隔教育」は、遠隔システムを活用した同時双方向型で行う教育をいう。（「『遠隔教育の推進に向けた施策方針』の策定について（通知）」（文部科学省、平成30年9月20日））
注９）「合同授業型」とは、教師が児童生徒等に対面で授業を行う複数の教室等を遠隔により接続することで、児童生徒が多様な意見や考えに触れたり、協働して学習に取り組んだり
　　する機会の充実を図る遠隔教育の形態をいう。
注10）「教師支援型」とは、外部人材等の専門家と、児童生徒や教師がいる教室等を遠隔により接続することで、児童生徒の学習活動の質を高めるとともに、
　　教師の資質向上を図る遠隔教育の形態をいう。
注11）「教科・科目充実型」とは、学校教育法施行規則第77条の２（中学校等）、第88条の３（高等学校等）に基づき、当該教科の免許状を保有する教師による
　　授業を遠隔により提供することで、生徒の多様な科目選択を可能とすること等により、学習機会の充実を図るものをいう。なお、小学校での活用は想定されない。
注12）遠隔教育を実施している学校のうち、「教科・科目充実型」の遠隔教育の実施率は、「教科・科目充実型」の遠隔授業を実施している学校の総数を、
　　遠隔教育を実施していると答えた学校の総数から、遠隔教育を実施していると答えた小学校の総数を引いた数で除した値である。
注13）「個々の児童生徒の状況に応じた遠隔教育」とは、外国人児童生徒等への日本語指導、病気療養児・不登校児童生徒等に対する学習指導等の
　　個々の児童生徒の状況に応じた遠隔教育の形態をいう。

○市区町村（設置者）別「コンピュータの設置状況」及び「インターネット接続状況」の実態（中学校）

（令和７年３月１日現在）

市　区　町　村　別 （　中　学　校　）	学校数 校	児童生徒数 人	普通教室数 室	学習者用PC総台数 台	児童生徒一人当たりの学習者用PC台数 台／人	普通教室の大型提示装置整備率 %	普通教室の校内LAN整備率 %	普通教室の無線LAN整備率 %	普通教室の移動通信システム（LTE等）整備率 %	移動系通信を利用している学校の内、無線LAN整備済みの普通教室の数 室	無線LAN又は移動系通信によりインターネット接続を行う普通教室の割合 %	回線速度の契約理論値 ベストエフォート型 %	回線速度の契約理論値 ギャランティ型 %
静岡県	4	788	25	930	1.2	100.0	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
静岡市	42	14,395	577	14,946	1.0	91.2	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
浜松市	49	19,840	756	20,737	1.0	96.3	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
沼津市	18	4,034	179	4,702	1.2	98.3	98.9	98.9	***	***	98.9	100.0	0.0
熱海市	4	447	24	491	1.1	95.8	100.0	91.7	100.0	22	100.0	0.0	0.0
三島市	7	2,777	97	3,098	1.1	99.0	100.0	100.0	100.0	97	100.0	100.0	0.0
富士宮市	13	3,338	133	3,468	1.0	100.0	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
伊東市	5	1,251	50	1,436	1.1	100.0	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
島田市	6	2,406	96	2,612	1.1	100.0	100.0	100.0	***	***	100.0	0.0	100.0
富士市	15	6,267	236	6,764	1.1	100.0	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
磐田市	10	4,444	173	4,500	1.0	100.0	100.0	100.0	100.0	173	100.0	0.0	0.0
焼津市	9	3,379	131	3,645	1.1	99.2	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
掛川市	9	3,165	131	3,514	1.1	98.5	100.0	100.0	***	***	100.0	0.0	100.0
藤枝市	10	3,773	141	4,023	1.1	100.0	100.0	100.0	***	***	100.0	10.0	90.0
御殿場市	6	2,279	92	2,583	1.1	100.0	100.0	0.0	100.0	0	100.0	0.0	0.0
袋井市	4	2,610	104	2,884	1.1	97.1	100.0	100.0	100.0	104	100.0	100.0	0.0
下田市	1	405	15	455	1.1	66.7	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
裾野市	5	1,347	55	1,425	1.1	100.0	0.0	0.0	100.0	0	100.0	0.0	0.0
湖西市	5	1,477	63	1,659	1.1	100.0	100.0	100.0	***	***	100.0	0.0	100.0
伊豆市	3	492	21	700	1.4	100.0	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
御前崎市	1	515	20	547	1.1	100.0	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
菊川市	3	1,276	51	1,402	1.1	100.0	100.0	100.0	***	***	100.0	0.0	100.0
伊豆の国市	3	1,144	45	1,471	1.3	100.0	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
牧之原市	2	894	33	922	1.0	100.0	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
東伊豆町	2	175	10	186	1.1	90.0	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
河津町	1	139	7	142	1.0	71.4	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
南伊豆町	2	154	10	156	1.0	100.0	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
松崎町	1	97	6	143	1.5	66.7	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
西伊豆町	1	107	4	134	1.3	100.0	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
函南町	2	896	35	948	1.1	97.1	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
清水町	2	827	30	921	1.1	100.0	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
長泉町	2	1,295	45	1,431	1.1	100.0	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
小山町	3	404	22	419	1.0	95.5	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
吉田町	1	776	31	831	1.1	96.8	100.0	100.0	***	***	100.0	0.0	100.0
森町	2	384	17	409	1.1	100.0	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
牧之原市菊川市学校組	1	79	4	87	1.1	100.0	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
御前崎市牧之原市学校	1	328	14	369	1.1	100.0	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
合　計	255	88,404	3,483	95,090	1.1	97.0	98.4	95.7	15.6	396	99.9	85.7	14.3

注１）「児童生徒数」は、令和６年５月１日現在の児童生徒数。
注２）「学習者用ＰＣ」とは、教育用ＰＣのうち、児童生徒が使用するために配備されたものをいう。
注３）「児童生徒一人当たりの学習者用PC台数」は、「学習者用ＰＣ総台数」を令和６年５月１日現在の児童生徒数で除して算出した値である。
注４）「普通教室の大型提示装置整備率」は、大型提示装置を設置している普通教室の総数を普通教室の総数で除して算出した値である。
注５）「普通教室の校内ＬＡＮ整備率」は、校内ＬＡＮを整備する普通教室の総数を普通教室の総数で除して算出した値である。
注６）「普通教室の無線ＬＡＮ整備率」は、無線ＬＡＮを整備する普通教室の総数を普通教室の総数で除して算出した値である。

○市区町村（設置者）別「コンピュータの設置状況」及び「インターネット接続状況」の実態（中学校）

（令和７年３月１日現在）

市区町村別（中学校）	教員数	授業を担当している教員数	指導者用PC台数	指導者用PC整備率	教員の校務用PC台数	教員の校務用PC整備率	統合型校務支援システム整備率	遠隔教育実施率	遠隔教育を実施している学校のうち、「合同授業型」の遠隔授業の実施率	遠隔教育を実施している学校のうち、「教師支援型」の遠隔授業の実施率	遠隔教育を実施している学校のうち、「教科・科目充実型」の遠隔授業の実施率	遠隔教育を実施している学校のうち、個々の児童生徒の状況に応じた遠隔教育の実施率
	人	人	台	%	台	%	%	%	%	%	%	%
静岡県	59	50	39	66.1	65	110.2	100.0	25.0	0.0	0.0	0.0	100.0
静岡市	1,032	924	1,231	119.3	1,139	110.4	100.0	52.4	50.0	40.9	0.0	77.3
浜松市	1,408	1,208	1,486	105.5	1,845	131.0	100.0	51.0	44.0	40.0	0.0	80.0
沼津市	320	277	391	122.2	408	127.5	100.0	44.4	75.0	37.5	0.0	50.0
熱海市	48	42	50	104.2	97	202.1	100.0	75.0	100.0	0.0	0.0	33.3
三島市	181	160	317	175.1	219	121.0	100.0	28.6	0.0	100.0	0.0	50.0
富士宮市	249	219	369	148.2	286	114.9	100.0	46.2	16.7	0.0	0.0	100.0
伊東市	100	86	158	158.0	143	143.0	100.0	40.0	50.0	50.0	0.0	0.0
島田市	161	147	129	80.1	171	106.2	100.0	50.0	66.7	33.3	0.0	100.0
富士市	410	370	387	94.4	425	103.7	100.0	33.3	40.0	40.0	0.0	60.0
磐田市	312	281	375	120.2	362	116.0	100.0	100.0	30.0	40.0	0.0	60.0
焼津市	228	207	263	115.4	272	119.3	100.0	22.2	50.0	0.0	0.0	50.0
掛川市	220	198	228	103.6	271	123.2	100.0	77.8	28.6	0.0	0.0	71.4
藤枝市	266	238	258	97.0	287	107.9	100.0	60.0	50.0	16.7	0.0	33.3
御殿場市	152	134	200	131.6	210	138.2	100.0	33.3	0.0	50.0	0.0	50.0
袋井市	170	158	218	128.2	218	128.2	100.0	100.0	50.0	25.0	0.0	75.0
下田市	28	25	25	89.3	47	167.9	100.0	0.0	***	***	***	***
裾野市	112	92	131	117.0	131	117.0	100.0	100.0	40.0	40.0	0.0	60.0
湖西市	111	98	150	135.1	161	145.0	100.0	40.0	0.0	0.0	0.0	100.0
伊豆市	47	38	51	108.5	66	140.4	100.0	100.0	33.3	0.0	0.0	66.7
御前崎市	33	30	39	118.2	40	121.2	100.0	100.0	0.0	0.0	0.0	100.0
菊川市	88	80	143	162.5	125	142.0	100.0	100.0	33.3	33.3	0.0	66.7
伊豆の国市	78	70	56	71.8	127	162.8	100.0	66.7	50.0	100.0	0.0	50.0
牧之原市	59	53	95	161.0	92	155.9	100.0	0.0	***	***	***	***
東伊豆町	24	19	32	133.3	29	120.8	100.0	0.0	***	***	***	***
河津町	16	13	15	93.8	20	125.0	100.0	0.0	***	***	***	***
南伊豆町	25	20	27	108.0	35	140.0	100.0	100.0	100.0	0.0	0.0	0.0
松崎町	16	13	43	268.8	22	137.5	100.0	0.0	***	***	***	***
西伊豆町	13	8	25	192.3	16	123.1	100.0	0.0	***	***	***	***
函南町	66	60	71	107.6	80	121.2	100.0	100.0	0.0	50.0	0.0	50.0
清水町	54	48	77	142.6	75	138.9	100.0	100.0	50.0	50.0	0.0	100.0
長泉町	77	71	109	141.6	122	158.4	100.0	100.0	50.0	50.0	0.0	50.0
小山町	44	35	60	136.4	60	136.4	100.0	66.7	100.0	0.0	0.0	100.0
吉田町	53	44	71	134.0	99	186.8	100.0	0.0	***	***	***	***
森町	35	30	32	91.4	43	122.9	100.0	50.0	100.0	0.0	0.0	100.0
牧之原市菊川市学校組	13	10	24	184.6	23	176.9	100.0	100.0	0.0	0.0	0.0	100.0
御前崎市牧之原市学校	26	23	29	111.5	39	150.0	100.0	100.0	0.0	0.0	0.0	100.0
合計	6,334	5,579	7,404	116.9	7,870	124.3	100.0	53.7	43.8	31.4	0.0	68.6

注１）「教員」とは、校長、副校長、教頭、主幹教諭、指導教諭、教諭、助教諭、養護教諭、養護助教諭、栄養教諭、常勤講師、再任用職員（フルタイム）をいう。
注２）「授業を担当している教員」とは、各教科等の授業を定期的に担当している教員をいう。授業を一時的・臨時的に担当する教員は含まない。
注３）「指導者用ＰＣ」とは、教員が使用するために配備されたものをいう。教職員が主として校務用に利用しているコンピュータ（校務用コンピュータ）は含まない。
注４）「指導者用ＰＣ整備率」とは指導者用ＰＣの総数を教員の総数で除して算出した値である。
注５）「教員の校務用ＰＣ」とは、主として教員が校務に使用するコンピュータのことをいう。
注６）「教員の校務用ＰＣ整備率」は、校務用ＰＣの総数を総教員数で除して算出した値である。
注７）「統合型校務支援システム」は、教務系（成績処理、出欠管理、時数等）・保健系（健康診断票、保健室管理等）、指導要録等の学籍関係、学校事務系など統合して
　　機能を有しているシステムをいう。
注８）「遠隔教育」は、遠隔システムを活用した同時双方向型で行う教育をいう。（「『遠隔教育の推進に向けた施策方針』の策定について（通知）」（文部科学省、平成30年9月20日））
注９）「合同授業型」とは、教師が児童生徒等に対面で授業を行う複数の教室等を遠隔により接続することで、児童生徒が多様な意見や考えに触れたり、協働して学習に取り組んだり
　　する機会の充実を図る遠隔教育の形態をいう。
注10）「教師支援型」とは、外部人材等の専門家と、児童生徒や教師がいる教室等を遠隔により接続することで、児童生徒の学習活動の質を高めるとともに、
　　教師の資質向上を図る遠隔教育の形態をいう。
注11）「教科・科目充実型」とは、学校教育法施行規則第77条の２（中学校等）、第88条の３（高等学校等）に基づき、当該教科の免許状を保有する教師による
　　授業を遠隔により提供することで、生徒の多様な科目選択を可能とすること等により、学習機会の充実を図るものをいう。なお、小学校での活用は想定されない。
注12）遠隔教育を実施している学校のうち、「教科・科目充実型」の遠隔教育の実施率は、「教科・科目充実型」の遠隔授業を実施している学校の総数を、
　　遠隔教育を実施していると答えた学校の総数から、遠隔教育を実施していると答えた小学校の総数を引いた数で除した値である。
注13）「個々の児童生徒の状況に応じた遠隔教育」とは、外国人児童生徒等への日本語指導、病気療養児・不登校児童生徒等に対する学習指導等の
　　個々の児童生徒の状況に応じた遠隔教育の形態をいう。

○市区町村（設置者）別「コンピュータの設置状況」及び「インターネット接続状況」の実態（義務教育学校）

市　区　町　村　別 （義務教育学校）	学校数 校	児童生徒数 人	普通教室数 室	学習者用PC総台数 台	児童生徒一人当たりの学習者用PC台数 台／人	普通教室の大型提示装置整備率 %
伊豆市	1	93	12	161	1.7	91.7
川根本町	2	248	22	250	1.0	100.0
合　計	3	341	34	411	1.2	97.1

注１）「児童生徒数」は、令和６年５月１日現在の児童生徒数。
注２）「学習者用ＰＣ」とは、教育用ＰＣのうち、児童生徒が使用するために配備されたものをいう。
注３）「児童生徒一人当たりの学習者用PC台数」は、「学習者用ＰＣ総台数」を令和６年５月１日現在の児童生徒数で除して算出した値であ
注４）「普通教室の大型提示装置整備率」は、大型提示装置を設置している普通教室の総数を普通教室の総数で除して算出した値である。
注５）「普通教室の校内ＬＡＮ整備率」は、校内ＬＡＮを整備する普通教室の総数を普通教室の総数で除して算出した値である。
注６）「普通教室の無線ＬＡＮ整備率」は、無線ＬＡＮを整備する普通教室の総数を普通教室の総数で除して算出した値である。

（令和７年３月１日現在）

普通教室の校内LAN整備率 %	普通教室の無線LAN整備率 %	普通教室の移動通信システム（LTE等）整備率 %	移動系通信を利用している学校の内、無線LAN整備済みの普通教室の数 室	無線LAN又は移動系通信によりインターネット接続を行う普通教室の割合 %	回線速度の契約理論値 ベストエフォート型 %	回線速度の契約理論値 ギャランティ型 %
100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0

る。

○市区町村（設置者）別「コンピュータの設置状況」及び「インターネット接続状況」の実態（義務教育学校）

（令和７年３月１日現在）

市　区　町　村　別 （義務教育学校）	教員数 人	授業を担当している教員数 人	指導者用PC台数 台	指導者用PC整備率 %	教員の校務用PC台数 台	教員の校務用PC整備率 %	統合型校務支援システム整備率 %	遠隔教育実施率 %	遠隔教育を実施している学校のうち、「合同授業型」の遠隔授業の実施率 %	遠隔教育を実施している学校のうち、「教師支援型」の遠隔授業の実施率 %	遠隔教育を実施している学校のうち、「教科・科目充実型」の遠隔授業の実施率 %	遠隔教育を実施している学校のうち、個々の児童生徒の状況に応じた遠隔教育の実施率 %
伊豆市	23	20	28	121.7	29	126.1	100.0	100.0	100.0	100.0	0.0	100.0
川根本町	41	36	75	182.9	47	114.6	100.0	100.0	50.0	50.0	0.0	0.0
合　計	64	56	103	160.9	76	118.8	100.0	100.0	66.7	66.7	0.0	33.3

注１）「教員」とは、校長、副校長、教頭、主幹教諭、指導教諭、教諭、助教諭、養護教諭、養護助教諭、栄養教諭、常勤講師、再任用職員（フルタイム）をいう。
注２）「授業を担当している教員」とは、各教科等の授業を定期的に担当している教員をいう。授業を一時的・臨時的に担当する教員は含まない。
注３）「指導者用ＰＣ」とは、教員が使用するために配備されたものをいう。教職員が主として校務用に利用しているコンピュータ（校務用コンピュータ）は含まない。
注４）「指導者用ＰＣ整備率」とは指導者用ＰＣの総数を教員の総数で除して算出した値である。
注５）「教員の校務用ＰＣ」とは、主として教員が校務に使用するコンピュータのことをいう。
注６）「教員の校務用ＰＣ整備率」は、校務用ＰＣの総数を総教員数で除して算出した値である。
注７）「統合型校務支援システム」は、教務系（成績処理、出欠管理、時数等）・保健系（健康診断票、保健室管理等）、指導要録等の学籍関係、学校事務系など統合して
機能を有しているシステムをいう。
注８）「遠隔教育」は、遠隔システムを活用した同時双方向型で行う教育をいう。（「『遠隔教育の推進に向けた施策方針』の策定について（通知）」（文部科学省、平成30年9月20日））
注９）「合同授業型」とは、教師が児童生徒等に対面で授業を行う複数の教室等を遠隔により接続することで、児童生徒が多様な意見や考えに触れたり、協働して学習に取り組んだり
する機会の充実を図る遠隔教育の形態をいう。
注10）「教師支援型」とは、外部人材等の専門家と、児童生徒や教師がいる教室等を遠隔により接続することで、児童生徒の学習活動の質を高めるとともに、
教師の資質向上を図る遠隔教育の形態をいう。
注11）「教科・科目充実型」とは、学校教育法施行規則第77条の２（中学校等）、第88条の３（高等学校等）に基づき、当該教科の免許状を保有する教師による
授業を遠隔により提供することで、生徒の多様な科目選択を可能とすること等により、学習機会の充実を図るものをいう。なお、小学校での活用は想定されない。
注12）遠隔教育を実施している学校のうち、「教科・科目充実型」の遠隔教育の実施率は、「教科・科目充実型」の遠隔授業を実施している学校の総数を、
遠隔教育を実施していると答えた学校の総数から、遠隔教育を実施していると答えた小学校の総数を引いた数で除した値である。
注13）「個々の児童生徒の状況に応じた遠隔教育」とは、外国人児童生徒等への日本語指導、病気療養児・不登校児童生徒等に対する学習指導等の
個々の児童生徒の状況に応じた遠隔教育の形態をいう。

○市区町村（設置者）別「コンピュータの設置状況」及び「インターネット接続状況」の実態（高等学校）

（令和７年３月１日現在）

市区町村別（高等学校）	学校数	学校数（専門学科・総合学科単独及び複数学科設置校）	児童生徒数	児童生徒数（専門学科・総合学科単独及び複数学科設置校）	普通教室数	普通教室数（専門学科・総合学科単独及び複数学科設置校）	学習者用PC総台数	学習者用PC総台数（専門学科・総合学科単独及び複数学科設置校）	児童生徒一人当たりの学習者用PC台数	児童生徒一人当たりの学習者用PC台数（専門学科・総合学科単独及び複数学科設置校）	普通教室の大型提示装置整備率	普通教室の大型提示装置整備率（専門学科・総合学科単独及び複数学科設置校）	普通教室の校内LAN整備率	普通教室の校内LAN整備率（専門学科・総合学科単独及び複数学科設置校）	普通教室の無線LAN整備率	普通教室の無線LAN整備率（専門学科・総合学科単独及び複数学科設置校）	普通教室の移動通信システム（LTE等）整備率	普通教室の移動通信システム（LTE等）整備率（専門学科・総合学科単独及び複数学科設置校）	移動系通信を利用している学校の内、無線LAN整備済みの普通教室の数	移動系通信を利用している学校の内、無線LAN整備済みの普通教室の数（専門学科・総合学科単独及び複数学科設置校）	無線LAN又は移動系通信によりインターネット接続を行う普通教室の割合	無線LAN又は移動系通信によりインターネット接続を行う普通教室の割合（専門学科・総合学科単独及び複数学科設置校）	回線速度の契約理論値ベストエフォート型	回線速度の契約理論値ベストエフォート型（専門学科・総合学科単独及び複数学科設置校）	回線速度の契約理論値ギャランティ型	回線速度の契約理論値ギャランティ型（専門学科・総合学科単独及び複数学科設置校）
	校	校	人	人	室	室	台	台	台／人	台／人	%	%	%	%	%	%	%	%	室	室	%	%	%	%	%	%	%
静岡県	88	52	52,897	33,934	1,539	999	75,757	50,822	1.4	1.5	99.7	99.9	100.0	100.0	100.0	100.0	***	***	***	***	100.0	100.0	100.0	100.0	0.0	0.0
静岡市	2	2	1,637	1,637	48	48	2,101	2,101	1.3	1.3	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	43.8	43.8	21	21	100.0	100.0	100.0	100.0	0.0	0.0
浜松市	1	***	1,103	***	30	***	1,254	***	1.1	***	100.0	***	100.0	***	100.0	***	***	***	***	***	100.0	***	100.0	***	0.0	***
沼津市	1	***	601	***	18	***	602	***	1.0	***	100.0	***	100.0	***	100.0	***	***	***	***	***	100.0	***	100.0	***	0.0	***
富士市	1	1	678	678	28	28	862	862	1.3	1.3	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	***	***	***	***	100.0	100.0	100.0	100.0	0.0	0.0
合計	93	55	56,916	36,249	1,663	1,075	80,576	53,785	1.4	1.5	99.8	99.9	100.0	100.0	100.0	100.0	1.3	2.0	21	21	100.0	100.0	100.0	100.0	0.0	0.0

注１）「児童生徒数」は、令和６年５月１日現在の児童生徒数。
注２）「学習者用ＰＣ」とは、教育用ＰＣのうち、児童生徒が使用するために配備されたものをいう。
注３）「児童生徒一人当たりの学習者用PC台数」は、「学習者用ＰＣ総台数」を令和６年５月１日現在の児童生徒数で除して算出した値である。
注４）「普通教室の大型提示装置整備率」は、大型提示装置を設置している普通教室の総数を普通教室の総数で除して算出した値である。
注５）「普通教室の校内ＬＡＮ整備率」は、校内ＬＡＮを整備する普通教室の総数を普通教室の総数で除して算出した値である。
注６）「普通教室の無線ＬＡＮ整備率」は、無線ＬＡＮを整備する普通教室の総数を普通教室の総数で除して算出した値である。

○市区町村（設置者）別「コンピュータの設置状況」及び「インターネット接続状況」の実態（高等学校）

（令和７年３月１日現在）

市区町村別（高等学校）	教員数	教員数（専門学科・総合学科単独及び複数学科設置校）	授業を担当している教員数	授業を担当している教員数（専門学科・総合学科単独及び複数学科設置校）	指導者用PC台数	指導者用PC台数（専門学科・総合学科単独及び複数学科設置校）	指導者用PC整備率	指導者用PC整備率（専門学科・総合学科単独及び複数学科設置校）	教員の校務用PC台数	教員の校務用PC台数（専門学科・総合学科単独及び複数学科設置校）	教員の校務用PC整備率	教員の校務用PC整備率（専門学科・総合学科単独及び複数学科設置校）	統合型校務支援システム整備率	統合型校務支援システム整備率（専門学科・総合学科単独及び複数学科設置校）	遠隔教育実施率	遠隔教育実施率（専門学科・総合学科単独及び複数学科設置校）	遠隔教育を実施している学校のうち、「合同授業型」の遠隔授業の実施率	遠隔教育を実施している学校のうち、「合同授業型」の遠隔授業の実施率（専門学科・総合学	遠隔教育を実施している学校のうち、「教師支援型」の遠隔授業の実施率	遠隔教育を実施している学校のうち、「教師支援型」の遠隔授業の実施率（専門学科・総合学	遠隔教育を実施している学校のうち、「教科・科目充実型」の遠隔授業の実施率	遠隔教育を実施している学校のうち、「教科・科目充実型」の遠隔授業の実施率（専門学	遠隔教育を実施している学校のうち、個々の児童生徒の状況に応じた遠隔教育の実施率	遠隔教育を実施している学校のうち、個々の児童生徒の状況に応じた遠隔教育の実施率（専門学
	人	人	人	人	台	台	%	%	台	台	%	%	%	%	%	%	%	%	%	%	%	%	%	%
静岡県	3,988	2,684	3,651	2,484	4,690	3,199	117.6	119.2	4,900	3,188	122.9	118.8	100.0	100.0	54.5	50.0	16.7	15.4	47.9	38.5	12.5	11.5	79.2	84.6
静岡市	129	129	122	122	178	178	138.0	138.0	153	153	118.6	118.6	50.0	50.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	0.0	0.0	100.0	100.0
浜松市	72	***	68	***	82	***	113.9	***	118	***	163.9	***	0.0	***	100.0	***	0.0	***	0.0	***	0.0	***	100.0	***
沼津市	44	***	41	***	35	***	79.5	***	46	***	104.5	***	100.0	***	100.0	***	0.0	***	0.0	***	0.0	***	100.0	***
富士市	66	66	63	63	117	117	177.3	177.3	117	117	177.3	177.3	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
合計	4,299	2,879	3,945	2,669	5,102	3,494	118.7	121.4	5,334	3,458	124.1	120.1	97.8	98.2	57.0	52.7	20.8	24.1	47.2	41.4	11.3	10.3	79.2	82.8

注１）「教員」とは、校長、副校長、教頭、主幹教諭、指導教諭、教諭、助教諭、養護教諭、養護助教諭、栄養教諭、常勤講師、再任用職員（フルタイム）をいう。
注２）「授業を担当している教員」とは、各教科等の授業を定期的に担当している教員をいう。授業を一時的・臨時的に担当する教員は含まない。
注３）「指導者用ＰＣ」とは、教員が使用するために配備されたものをいう。教職員が主として校務用に利用しているコンピュータ（校務用コンピュータ）は含まない。
注４）「指導者用ＰＣ整備率」とは指導者用ＰＣの総数を教員の総数で除して算出した値である。
注５）「教員の校務用ＰＣ」とは、主として教員が校務に使用するコンピュータのことをいう。
注６）「教員の校務用ＰＣ整備率」は、校務用ＰＣの総数を総教員数で除して算出した値である。
注７）「統合型校務支援システム」は、教務系（成績処理、出欠管理、時数等）・保健系（健康診断票、保健室管理等）、指導要録等の学籍関係、学校事務系など統合して機能を有しているシステムをいう。
注８）「遠隔教育」は、遠隔システムを活用した同時双方向型で行う教育をいう。（「『遠隔教育の推進に向けた施策方針』の策定について（通知）」（文部科学省、平成30年9月20日））
注９）「合同授業型」とは、教師が児童生徒等に対面で授業を行う複数の教室等を遠隔により接続することで、児童生徒が多様な意見や考えに触れたり、協働して学習に取り組んだりする機会の充実を図る遠隔教育の形態をいう。
注10）「教師支援型」とは、外部人材等の専門家と、児童生徒や教師がいる教室等を遠隔により接続することで、児童生徒の学習活動の質を高めるとともに、教師の資質向上を図る遠隔教育の形態をいう。
注11）「教科・科目充実型」とは、学校教育法施行規則第77条の２（中学校等）、第88条の３（高等学校等）に基づき、当該教科の免許状を保有する教師による授業を遠隔により提供することで、生徒の多様な科目選択を可能とすること等により、学習機会の充実を図るものをいう。なお、小学校での活用は想定されない。
注12）遠隔教育を実施している学校のうち、「教科・科目充実型」の遠隔教育の実施率は、「教科・科目充実型」の遠隔授業を実施している学校の総数を、遠隔教育を実施していると答えた学校の総数から、遠隔教育を実施していると答えた小学校の総数を引いた数で除した値である。
注13）「個々の児童生徒の状況に応じた遠隔教育」とは、外国人児童生徒等への日本語指導、病気療養児・不登校児童生徒等に対する学習指導等の個々の児童生徒の状況に応じた遠隔教育の形態をいう。

○市区町村（設置者）別「コンピュータの設置状況」及び「インターネット接続状況」の実態（中等教育学校）

市　区　町　村　別 （中等教育学校）	学校数 校	児童生徒数 人	普通教室数 室	学習者用PC総台数 台	児童生徒一人当たりの学習者用PC台数 台／人	普通教室の大型提示装置整備率 %
合　計	***	***	***	***	***	***

注１）「児童生徒数」は、令和６年５月１日現在の児童生徒数。
注２）「学習者用ＰＣ」とは、教育用ＰＣのうち、児童生徒が使用するために配備されたものをいう。
注３）「児童生徒一人当たりの学習者用PC台数」は、「学習者用ＰＣ総台数」を令和６年５月１日現在の児童生徒数で除して算出した値であ
注４）「普通教室の大型提示装置整備率」は、大型提示装置を設置している普通教室の総数を普通教室の総数で除して算出した値である。
注５）「普通教室の校内ＬＡＮ整備率」は、校内ＬＡＮを整備する普通教室の総数を普通教室の総数で除して算出した値である。
注６）「普通教室の無線ＬＡＮ整備率」は、無線ＬＡＮを整備する普通教室の総数を普通教室の総数で除して算出した値である。

（令和７年３月１日現在）

普通教室の校内LAN整備率 %	普通教室の無線LAN整備率 %	普通教室の移動通信システム（LTE等）整備率 %	移動系通信を利用している学校の内、無線LAN整備済みの普通教室の数 室	無線LAN又は移動系通信によりインターネット接続を行う普通教室の割合 %	回線速度の契約理論値 ベストエフォート型 %	回線速度の契約理論値 ギャランティ型 %
***	***	***	***	***	***	***

る。

○市区町村（設置者）別「コンピュータの設置状況」及び「インターネット接続状況」の実態（中等教育学校）

（令和７年３月１日現在）

市　区　町　村　別 （中等教育学校）	教員数 人	授業を担当している教員数 人	指導者用PC台数 台	指導者用PC整備率 %	教員の校務用PC台数 台	教員の校務用PC整備率 %	統合型校務支援システム整備率 %	遠隔教育実施率 %	遠隔教育を実施している学校のうち、「合同授業型」の遠隔授業の実施率 %	遠隔教育を実施している学校のうち、「教師支援型」の遠隔授業の実施率 %	遠隔教育を実施している学校のうち、「教科・科目充実型」の遠隔授業の実施率 %	遠隔教育を実施している学校のうち、個々の児童生徒の状況に応じた遠隔教育の実施率 %
合　　計	***	***	***	***	***	***	***	***	***	***	***	***

注１）「教員」とは、校長、副校長、教頭、主幹教諭、指導教諭、教諭、助教諭、養護教諭、養護助教諭、栄養教諭、常勤講師、再任用職員（フルタイム）をいう。
注２）「授業を担当している教員」とは、各教科等の授業を定期的に担当している教員をいう。授業を一時的・臨時的に担当する教員は含まない。
注３）「指導者用ＰＣ」とは、教員が使用するために配備されたものをいう。教職員が主として校務用に利用しているコンピュータ（校務用コンピュータ）は含まない。
注４）「指導者用ＰＣ整備率」とは指導者用ＰＣの総数を教員の総数で除して算出した値である。
注５）「教員の校務用ＰＣ」とは、主として教員が校務に使用するコンピュータのことをいう。
注６）「教員の校務用ＰＣ整備率」は、校務用ＰＣの総数を総教員数で除して算出した値である。
注７）「統合型校務支援システム」は、教務系（成績処理、出欠管理、時数等）・保健系（健康診断票、保健室管理等）、指導要録等の学籍関係、学校事務系など統合して
　　機能を有しているシステムをいう。
注８）「遠隔教育」は、遠隔システムを活用した同時双方向型で行う教育をいう。（「『遠隔教育の推進に向けた施策方針』の策定について（通知）」（文部科学省、平成30年9月20日））
注９）「合同授業型」とは、教師が児童生徒等に対面で授業を行う複数の教室等を遠隔により接続することで、児童生徒が多様な意見や考えに触れたり、協働して学習に取り組んだり
　　する機会の充実を図る遠隔教育の形態をいう。
注10）「教師支援型」とは、外部人材等の専門家と、児童生徒や教師がいる教室等を遠隔により接続することで、児童生徒の学習活動の質を高めるとともに、
　　教師の資質向上を図る遠隔教育の形態をいう。
注11）「教科・科目充実型」とは、学校教育法施行規則第77条の２（中学校等）、第88条の３（高等学校等）に基づき、当該教科の免許状を保有する教師による
　　授業を遠隔により提供することで、生徒の多様な科目選択を可能とすること等により、学習機会の充実を図るものをいう。なお、小学校での活用は想定されない。
注12）遠隔教育を実施している学校のうち、「教科・科目充実型」の遠隔教育の実施率は、「教科・科目充実型」の遠隔授業を実施している学校の総数を、
　　遠隔教育を実施していると答えた学校の総数から、遠隔教育を実施していると答えた小学校の総数を引いた数で除した値である。
注13）「個々の児童生徒の状況に応じた遠隔教育」とは、外国人児童生徒等への日本語指導、病気療養児・不登校児童生徒等に対する学習指導等の
　　個々の児童生徒の状況に応じた遠隔教育の形態をいう。

○市区町村（設置者）別「コンピュータの設置状況」及び「インターネット接続状況」の実態（特別支援学校）

市　区　町　村　別 （特別支援学校）	学校数 校	児童生徒数 人	普通教室数 室	学習者用PC総台数 台	児童生徒一人当たりの学習者用PC台数 台／人	普通教室の大型提示装置整備率 %
静岡県	40	4,903	867	6,047	1.2	67.9
合　計	40	4,903	867	6,047	1.2	67.9

注１）「児童生徒数」は、令和６年５月１日現在の児童生徒数。
注２）「学習者用ＰＣ」とは、教育用ＰＣのうち、児童生徒が使用するために配備されたものをいう。
注３）「児童生徒一人当たりの学習者用PC台数」は、「学習者用ＰＣ総台数」を令和６年５月１日現在の児童生徒数で除して算出した値であ
注４）「普通教室の大型提示装置整備率」は、大型提示装置を設置している普通教室の総数を普通教室の総数で除して算出した値である。
注５）「普通教室の校内ＬＡＮ整備率」は、校内ＬＡＮを整備する普通教室の総数を普通教室の総数で除して算出した値である。
注６）「普通教室の無線ＬＡＮ整備率」は、無線ＬＡＮを整備する普通教室の総数を普通教室の総数で除して算出した値である。

（令和７年３月１日現在）

普通教室の校内LAN整備率 %	普通教室の無線LAN整備率 %	普通教室の移動通信システム（LTE等）整備率 %	移動系通信を利用している学校の内、無線LAN整備済みの普通教室の数 室	無線LAN又は移動系通信によりインターネット接続を行う普通教室の割合 %	回線速度の契約理論値 ベストエフォート型 %	回線速度の契約理論値 ギャランティ型 %
100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0

る。

○市区町村（設置者）別「コンピュータの設置状況」及び「インターネット接続状況」の実態（特別支援学校）

（令和７年３月１日現在）

市　区　町　村　別 （特別支援学校）	教員数 人	授業を担当している教員数 人	指導者用PC台数 台	指導者用PC整備率 %	教員の校務用PC台数 台	教員の校務用PC整備率 %	統合型校務支援システム整備率 %	遠隔教育実施率 %	遠隔教育を実施している学校のうち、「合同授業型」の遠隔授業の実施率 %	遠隔教育を実施している学校のうち、「教師支援型」の遠隔授業の実施率 %	遠隔教育を実施している学校のうち、「教科・科目充実型」の遠隔授業の実施率 %	遠隔教育を実施している学校のうち、個々の児童生徒の状況に応じた遠隔教育の実施率 %
静岡県	2,640	2,321	1,374	52.0	2,948	111.7	100.0	37.5	53.3	53.3	0.0	80.0
合　計	2,640	2,321	1,374	52.0	2,948	111.7	100.0	37.5	53.3	53.3	0.0	80.0

注１）「教員」とは、校長、副校長、教頭、主幹教諭、指導教諭、教諭、助教諭、養護教諭、養護助教諭、栄養教諭、常勤講師、再任用職員（フルタイム）をいう。
注２）「授業を担当している教員」とは、各教科等の授業を定期的に担当している教員をいう。授業を一時的・臨時的に担当する教員は含まない。
注３）「指導者用ＰＣ」とは、教員が使用するために配備されたものをいう。教職員が主として校務用に利用しているコンピュータ（校務用コンピュータ）は含まない。
注４）「指導者用ＰＣ整備率」とは指導者用ＰＣの総数を教員の総数で除して算出した値である。
注５）「教員の校務用ＰＣ」とは、主として教員が校務に使用するコンピュータのことをいう。
注６）「教員の校務用ＰＣ整備率」は、校務用ＰＣの総数を総教員数で除して算出した値である。
注７）「統合型校務支援システム」は、教務系（成績処理、出欠管理、時数等）・保健系（健康診断票、保健室管理等）、指導要録等の学籍関係、学校事務系など統合して
　　機能を有しているシステムをいう。
注８）「遠隔教育」は、遠隔システムを活用した同時双方向型で行う教育をいう。（「『遠隔教育の推進に向けた施策方針』の策定について（通知）」（文部科学省、平成30年9月20日））
注９）「合同授業型」とは、教師が児童生徒等に対面で授業を行う複数の教室等を遠隔により接続することで、児童生徒が多様な意見や考えに触れたり、協働して学習に取り組んだり
　　する機会の充実を図る遠隔教育の形態をいう。
注10）「教師支援型」とは、外部人材等の専門家と、児童生徒や教師がいる教室等を遠隔により接続することで、児童生徒の学習活動の質を高めるとともに、
　　教師の資質向上を図る遠隔教育の形態をいう。
注11）「教科・科目充実型」とは、学校教育法施行規則第77条の２（中学校等）、第88条の３（高等学校等）に基づき、当該教科の免許状を保有する教師による
　　授業を遠隔により提供することで、生徒の多様な科目選択を可能とすること等により、学習機会の充実を図るものをいう。なお、小学校での活用は想定されない。
注12）遠隔教育を実施している学校のうち、「教科・科目充実型」の遠隔教育の実施率は、「教科・科目充実型」の遠隔授業を実施している学校の総数を、
　　遠隔教育を実施していると答えた学校の総数から、遠隔教育を実施していると答えた小学校の総数を引いた数で除した値である。
注13）「個々の児童生徒の状況に応じた遠隔教育」とは、外国人児童生徒等への日本語指導、病気療養児・不登校児童生徒等に対する学習指導等の
　　個々の児童生徒の状況に応じた遠隔教育の形態をいう。

○市区町村（設置者）別「コンピュータの設置状況」及び「インターネット接続状況」の実態（合計）

（令和７年３月１日現在）

市区町村別 （合計）	学校数 校	児童生徒数 人	普通教室数 室	学習者用PC総台数 台	児童生徒一人当たりの学習者用PC台数 台／人	普通教室の大型提示装置整備率 %	普通教室の校内LAN整備率 %	普通教室の無線LAN整備率 %	普通教室の移動通信システム（LTE等）整備率 %	移動系通信を利用している学校の内、無線LAN整備済みの普通教室の数 室	無線LAN又は移動系通信によりインターネット接続を行う普通教室の割合 %	回線速度の契約理論値 ベストエフォート型 %	回線速度の契約理論値 ギャランティ型 %
愛知県	182	116,229	4,286	131,298	1.1	89.6	99.8	99.4	***	***	99.4	97.8	2.2
名古屋市	393	171,814	6,881	179,986	1.0	100.0	100.0	100.0	***	***	100.0	0.0	100.0
豊橋市	76	30,340	1,265	30,079	1.0	86.9	99.6	91.9	***	***	91.9	100.0	0.0
岡崎市	67	32,276	1,275	34,413	1.1	98.6	100.0	100.0	***	***	100.0	0.0	100.0
一宮市	61	29,468	1,167	31,813	1.1	97.7	99.7	98.4	***	***	98.4	1.6	98.4
瀬戸市	25	9,537	427	10,093	1.1	99.5	99.8	99.8	***	***	99.8	0.0	100.0
半田市	20	9,064	378	9,748	1.1	95.0	99.5	99.2	***	***	99.2	100.0	0.0
春日井市	54	24,401	966	26,498	1.1	100.0	100.0	100.0	***	***	100.0	0.0	100.0
豊川市	36	15,193	645	15,907	1.0	95.5	99.5	99.1	***	***	99.1	100.0	0.0
津島市	12	3,879	174	3,929	1.0	90.8	99.4	98.3	***	***	98.3	0.0	100.0
碧南市	12	5,948	231	6,235	1.0	99.1	99.1	99.1	***	***	99.1	100.0	0.0
刈谷市	22	12,905	532	12,949	1.0	95.9	100.0	99.8	***	***	99.8	100.0	0.0
豊田市	104	33,670	1,527	34,552	1.0	99.3	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
安城市	29	16,288	646	16,863	1.0	96.4	99.7	99.7	***	***	99.7	100.0	0.0
西尾市	35	14,695	627	15,553	1.1	98.4	99.8	99.8	***	***	99.8	100.0	0.0
蒲郡市	20	5,673	283	6,117	1.1	93.3	100.0	99.6	***	***	99.6	100.0	0.0
犬山市	14	5,166	225	5,358	1.0	97.3	92.4	92.4	***	***	92.4	100.0	0.0
常滑市	13	5,374	234	5,582	1.0	76.1	99.6	97.9	***	***	97.9	100.0	0.0
江南市	15	7,518	302	8,283	1.1	98.3	100.0	98.7	***	***	98.7	100.0	0.0
小牧市	25	11,538	473	12,332	1.1	97.5	99.8	99.4	***	***	99.4	100.0	0.0
稲沢市	32	10,324	442	10,717	1.0	95.2	100.0	99.8	***	***	99.8	100.0	0.0
新城市	19	2,938	182	3,169	1.1	90.7	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
東海市	18	10,129	403	10,729	1.1	100.0	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
大府市	13	8,508	337	8,610	1.0	98.8	100.0	99.7	***	***	99.7	100.0	0.0
知多市	15	6,503	276	6,832	1.1	97.8	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
知立市	10	5,780	225	5,968	1.0	98.2	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
尾張旭市	12	6,863	262	7,128	1.0	99.2	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
高浜市	7	4,466	172	4,733	1.1	98.8	13.4	0.0	100.0	0	100.0	0.0	0.0
岩倉市	7	3,402	139	3,409	1.0	95.0	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
豊明市	11	5,142	214	5,345	1.0	82.7	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
日進市	15	9,068	341	9,632	1.1	98.5	98.2	98.2	***	***	98.2	100.0	0.0
田原市	22	4,615	246	4,615	1.0	76.0	99.6	99.6	***	***	99.6	100.0	0.0
愛西市	18	4,209	232	4,276	1.0	89.2	97.0	97.0	100.0	225	100.0	100.0	0.0
清須市	12	5,842	232	6,297	1.1	100.0	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
北名古屋市	16	7,188	289	7,226	1.0	95.2	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
弥富市	11	3,206	156	3,240	1.0	87.8	99.4	97.4	***	***	97.4	0.0	100.0
みよし市	12	5,463	233	5,924	1.1	91.4	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
あま市	17	7,076	316	7,324	1.0	96.8	100.0	100.0	***	***	100.0	0.0	100.0
長久手市	9	6,549	239	6,816	1.0	95.0	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
東郷町	9	4,028	181	4,387	1.1	98.9	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
豊山町	4	1,443	61	1,667	1.2	86.9	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
大口町	4	2,195	89	2,197	1.0	65.2	98.9	98.9	***	***	98.9	0.0	100.0
扶桑町	6	2,888	114	2,981	1.0	93.9	99.1	99.1	***	***	99.1	100.0	0.0
大治町	4	3,062	113	3,175	1.0	96.5	97.3	97.3	***	***	97.3	100.0	0.0
蟹江町	7	2,649	113	2,703	1.0	98.2	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
飛島村	1	397	24	440	1.1	95.8	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
阿久比町	5	3,200	130	3,229	1.0	90.8	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
東浦町	10	4,197	174	4,343	1.0	92.5	98.3	98.3	***	***	98.3	100.0	0.0
南知多町	7	889	58	950	1.1	84.5	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
美浜町	7	1,341	80	1,501	1.1	92.5	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
武豊町	6	3,578	139	3,855	1.1	99.3	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
幸田町	9	4,295	192	4,470	1.0	77.6	95.3	89.6	***	***	89.6	100.0	0.0
設楽町	5	200	28	266	1.3	82.1	100.0	100.0	28.6	8	100.0	100.0	0.0
東栄町	2	149	13	229	1.5	84.6	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
豊根村	2	53	10	74	1.4	80.0	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
合計	1,579	712,811	28,999	756,045	1.1	95.5	99.2	98.6	1.4	233	99.2	58.8	41.2

注１）「児童生徒数」は、令和６年５月１日現在の児童生徒数。
注２）「学習者用ＰＣ」とは、教育用ＰＣのうち、児童生徒が使用するために配備されたものをいう。
注３）「児童生徒一人当たりの学習者用PC台数」は、「学習者用ＰＣ総台数」を令和６年５月１日現在の児童生徒数で除して算出した値である。
注４）「普通教室の大型提示装置整備率」は、大型提示装置を設置している普通教室の総数を普通教室の総数で除して算出した値である。
注５）「普通教室の校内ＬＡＮ整備率」は、校内ＬＡＮを整備する普通教室の総数を普通教室の総数で除して算出した値である。
注６）「普通教室の無線ＬＡＮ整備率」は、無線ＬＡＮを整備する普通教室の総数を普通教室の総数で除して算出した値である。

○市区町村（設置者）別「コンピュータの設置状況」及び「インターネット接続状況」の実態（合計）

（令和７年３月１日現在）

市区町村別（合計）	教員数	授業を担当している教員数	指導者用PC台数	指導者用PC整備率	教員の校務用PC台数	教員の校務用PC整備率	統合型校務支援システム整備率	遠隔教育実施率	遠隔教育を実施している学校のうち、「合同授業型」の遠隔授業の実施率	遠隔教育を実施している学校のうち、「教師支援型」の遠隔授業の実施率	遠隔教育を実施している学校のうち、「教科・科目充実型」の遠隔授業の実施率	遠隔教育を実施している学校のうち、個々の児童生徒の状況に応じた遠隔教育の実施率
	人	人	台	%	台	%	%	%	%	%	%	%
愛知県	10,671	9,795	14,873	139.4	14,260	133.6	100.0	59.9	37.6	23.9	0.9	72.5
名古屋市	11,158	9,663	12,101	108.5	11,744	105.3	100.0	16.5	40.0	36.9	0.0	56.9
豊橋市	2,187	1,913	1,972	90.2	2,244	102.6	97.4	82.9	65.1	55.6	0.0	61.9
岡崎市	2,061	1,788	3,907	189.6	2,513	121.9	100.0	73.1	20.4	79.6	0.0	32.7
一宮市	1,738	1,569	1,605	92.3	2,446	140.7	100.0	39.3	37.5	41.7	0.0	79.2
瀬戸市	726	651	1,254	172.7	823	113.4	100.0	76.0	84.2	21.1	0.0	47.4
半田市	616	539	1,037	168.3	909	147.6	100.0	40.0	37.5	62.5	0.0	62.5
春日井市	1,489	1,339	1,799	120.8	1,682	113.0	100.0	68.5	45.9	43.2	0.0	70.3
豊川市	988	899	941	95.2	1,398	141.5	100.0	8.3	66.7	0.0	0.0	66.7
津島市	297	257	305	102.7	397	133.7	100.0	33.3	50.0	50.0	0.0	25.0
碧南市	397	357	474	119.4	480	120.9	100.0	8.3	0.0	0.0	0.0	100.0
刈谷市	814	750	850	104.4	1,042	128.0	100.0	100.0	40.9	27.3	0.0	100.0
豊田市	2,387	2,089	3,599	150.8	3,124	130.9	100.0	100.0	26.0	47.1	0.0	41.3
安城市	989	887	1,216	123.0	1,274	128.8	100.0	41.4	66.7	25.0	0.0	41.7
西尾市	998	875	1,793	179.7	1,451	145.4	100.0	20.0	57.1	42.9	0.0	85.7
蒲郡市	449	402	634	141.2	616	137.2	100.0	40.0	37.5	12.5	0.0	50.0
犬山市	348	312	835	239.9	540	155.2	100.0	50.0	85.7	28.6	0.0	71.4
常滑市	342	301	598	174.9	462	135.1	100.0	53.8	28.6	28.6	0.0	42.9
江南市	476	428	460	96.6	581	122.1	100.0	46.7	71.4	42.9	0.0	57.1
小牧市	767	701	1,060	138.2	1,158	151.0	100.0	32.0	37.5	37.5	0.0	50.0
稲沢市	725	638	1,278	176.3	973	134.2	100.0	31.3	50.0	20.0	0.0	80.0
新城市	323	275	407	126.0	365	113.0	100.0	42.1	87.5	25.0	0.0	25.0
東海市	616	558	503	81.7	707	114.8	100.0	16.7	0.0	66.7	0.0	66.7
大府市	496	441	569	114.7	633	127.6	100.0	100.0	92.3	23.1	0.0	100.0
知多市	427	388	648	151.8	710	166.3	100.0	60.0	44.4	44.4	0.0	55.6
知立市	375	343	489	130.4	439	117.1	100.0	90.0	66.7	66.7	0.0	44.4
尾張旭市	386	356	600	155.4	459	118.9	100.0	0.0	***	***	***	***
高浜市	281	255	356	126.7	366	130.2	100.0	0.0	***	***	***	***
岩倉市	233	207	292	125.3	292	125.3	100.0	14.3	100.0	0.0	0.0	100.0
豊明市	358	330	287	80.2	474	132.4	100.0	27.3	66.7	33.3	0.0	66.7
日進市	527	474	691	131.1	701	133.0	100.0	0.0	***	***	***	***
田原市	382	334	489	128.0	480	125.7	100.0	40.9	44.4	11.1	0.0	66.7
愛西市	359	307	516	143.7	589	164.1	100.0	27.8	40.0	60.0	0.0	100.0
清須市	333	302	621	186.5	549	164.9	100.0	25.0	100.0	33.3	0.0	33.3
北名古屋市	453	411	555	122.5	589	130.0	100.0	43.8	71.4	71.4	0.0	71.4
弥富市	256	218	312	121.9	375	146.5	100.0	18.2	100.0	100.0	0.0	0.0
みよし市	351	310	710	202.3	506	144.2	100.0	66.7	25.0	25.0	0.0	87.5
あま市	486	441	560	115.2	572	117.7	100.0	29.4	20.0	20.0	0.0	60.0
長久手市	370	334	682	184.3	463	125.1	100.0	44.4	0.0	75.0	0.0	75.0
東郷町	291	259	405	139.2	364	125.1	100.0	22.2	100.0	50.0	0.0	50.0
豊山町	96	84	162	168.8	146	152.1	100.0	25.0	0.0	100.0	0.0	0.0
大口町	130	116	194	149.2	217	166.9	100.0	25.0	0.0	0.0	0.0	0.0
扶桑町	166	148	199	119.9	216	130.1	100.0	33.3	50.0	0.0	0.0	50.0
大治町	175	155	203	116.0	221	126.3	100.0	25.0	0.0	100.0	0.0	0.0
蟹江町	171	151	258	150.9	259	151.5	100.0	42.9	33.3	0.0	0.0	100.0
飛島村	38	34	65	171.1	65	171.1	100.0	100.0	0.0	100.0	0.0	0.0
阿久比町	185	166	201	108.6	218	117.8	100.0	0.0	***	***	***	***
東浦町	276	245	321	116.3	389	140.9	100.0	70.0	42.9	71.4	0.0	42.9
南知多町	108	88	169	156.5	107	99.1	100.0	71.4	40.0	60.0	0.0	80.0
美浜町	125	109	163	130.4	228	182.4	100.0	28.6	50.0	50.0	0.0	50.0
武豊町	211	189	275	130.3	293	138.9	100.0	50.0	33.3	66.7	0.0	100.0
幸田町	273	247	328	120.1	364	133.3	100.0	100.0	22.2	44.4	0.0	66.7
設楽町	57	53	54	94.7	87	152.6	100.0	60.0	33.3	33.3	0.0	66.7
東栄町	29	25	38	131.0	40	137.9	0.0	50.0	100.0	0.0	0.0	0.0
豊根村	28	24	32	114.3	35	125.0	100.0	50.0	100.0	100.0	0.0	100.0
合計	49,994	44,530	64,945	129.9	62,635	125.3	99.7	44.6	43.4	41.4	0.3	59.9

注１）「教員」とは、校長、副校長、教頭、主幹教諭、指導教諭、教諭、助教諭、養護教諭、養護助教諭、栄養教諭、常勤講師、再任用職員（フルタイム）をいう。
注２）「授業を担当している教員」とは、各教科等の授業を定期的に担当している教員をいう。授業を一時的・臨時的に担当する教員は含まない。
注３）「指導者用ＰＣ」とは、教員が使用するために配備されたものをいう。教職員が主として校務用に利用しているコンピュータ（校務用コンピュータ）は含まない。
注４）「指導者用ＰＣ整備率」とは指導者用ＰＣの総数を教員の総数で除して算出した値である。
注５）「教員の校務用ＰＣ」とは、主として教員が校務に使用するコンピュータのことをいう。
注６）「教員の校務用ＰＣ整備率」は、校務用ＰＣの総数を総教員数で除して算出した値である。
注７）「統合型校務支援システム」は、教務系（成績処理、出欠管理、時数等）・保健系（健康診断票、保健室管理等）、指導要録等の学籍関係、学校事務系など統合して
機能を有しているシステムをいう。
注８）「遠隔教育」は、遠隔システムを活用した同時双方向型で行う教育をいう。（「『遠隔教育の推進に向けた施策方針』の策定について（通知）」（文部科学省、平成30年9月20日））
注９）「合同授業型」とは、教師が児童生徒等に対面で授業を行う複数の教室等を遠隔により接続することで、児童生徒が多様な意見や考えに触れたり、協働して学習に取り組んだり
する機会の充実を図る遠隔教育の形態をいう。
注10）「教師支援型」とは、外部人材等の専門家と、児童生徒や教師がいる教室等を遠隔により接続することで、児童生徒の学習活動の質を高めるとともに、
教師の資質向上を図る遠隔教育の形態をいう。
注11）「教科・科目充実型」とは、学校教育法施行規則第77条の２（中学校等）、第88条の３（高等学校等）に基づき、当該教科の免許状を保有する教師による
授業を遠隔により提供することで、生徒の多様な科目選択を可能とすること等により、学習機会の充実を図るものをいう。なお、小学校での活用は想定されない。
注12）遠隔教育を実施している学校のうち、「教科・科目充実型」の遠隔教育の実施率は、「教科・科目充実型」の遠隔授業を実施している学校の総数を、
遠隔教育を実施していると答えた学校の総数から、遠隔教育を実施していると答えた小学校の総数を引いた数で除した値である。
注13）「個々の児童生徒の状況に応じた遠隔教育」とは、外国人児童生徒等への日本語指導、病気療養児・不登校児童生徒等に対する学習指導等の
個々の児童生徒の状況に応じた遠隔教育の形態をいう。

○市区町村（設置者）別「コンピュータの設置状況」及び「インターネット接続状況」の実態（小学校）

（令和７年３月１日現在）

市　区　町　村　別 （　小　学　校　）	学校数 校	児童生徒数 人	普通教室数 室	学習者用PC総台数 台	児童生徒一人当たりの学習者用PC台数 台／人	普通教室の大型提示装置整備率 %	普通教室の校内LAN整備率 %	普通教室の無線LAN整備率 %	普通教室の移動通信システム（LTE等）整備率 %	移動系通信を利用している学校の内、無線LAN整備済みの普通教室の数 室	無線LAN又は移動系通信によりインターネット接続を行う普通教室の割合 %	回線速度の契約理論値　ベストエフォート型 %	回線速度の契約理論値　ギャランティ型 %
名古屋市	261	108,388	4,609	112,972	1.0	100.0	100.0	100.0	***	***	100.0	0.0	100.0
豊橋市	52	19,092	837	19,311	1.0	88.9	99.4	87.7	***	***	87.7	100.0	0.0
岡崎市	47	21,093	901	22,421	1.1	98.1	100.0	100.0	***	***	100.0	0.0	100.0
一宮市	42	19,263	823	20,906	1.1	97.8	99.8	98.4	***	***	98.4	2.4	97.6
瀬戸市	16	6,235	288	6,523	1.0	99.3	100.0	100.0	***	***	100.0	0.0	100.0
半田市	14	5,892	259	6,163	1.0	94.2	99.2	98.8	***	***	98.8	100.0	0.0
春日井市	38	16,083	689	17,443	1.1	100.0	100.0	100.0	***	***	100.0	0.0	100.0
豊川市	26	9,948	452	10,476	1.1	94.2	99.8	99.3	***	***	99.3	100.0	0.0
津島市	8	2,414	120	2,433	1.0	89.2	100.0	98.3	***	***	98.3	0.0	100.0
碧南市	7	3,918	160	4,042	1.0	98.8	98.8	98.8	***	***	98.8	100.0	0.0
刈谷市	15	8,616	362	8,658	1.0	97.5	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
豊田市	75	21,842	1,049	22,411	1.0	99.8	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
安城市	21	10,790	466	11,086	1.0	95.3	99.6	99.6	***	***	99.6	100.0	0.0
西尾市	25	9,527	436	9,908	1.0	98.9	99.8	99.8	***	***	99.8	100.0	0.0
蒲郡市	13	3,666	191	3,904	1.1	93.2	100.0	99.5	***	***	99.5	100.0	0.0
犬山市	10	3,292	153	3,434	1.0	97.4	88.9	88.9	***	***	88.9	100.0	0.0
常滑市	9	3,522	164	3,675	1.0	75.0	99.4	97.6	***	***	97.6	100.0	0.0
江南市	10	4,950	214	5,291	1.1	97.7	100.0	98.1	***	***	98.1	100.0	0.0
小牧市	16	7,472	328	8,083	1.1	97.3	99.7	99.7	***	***	99.7	100.0	0.0
稲沢市	23	6,789	314	7,111	1.0	97.1	100.0	99.7	***	***	99.7	100.0	0.0
新城市	13	1,881	129	2,024	1.1	94.6	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
東海市	12	6,616	284	7,010	1.1	100.0	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
大府市	9	5,724	240	5,715	1.0	98.3	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
知多市	10	4,159	192	4,343	1.0	97.4	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
知立市	7	3,817	161	3,915	1.0	97.5	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
尾張旭市	9	4,602	186	4,745	1.0	98.9	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
高浜市	5	2,894	120	3,005	1.0	98.3	19.2	0.0	100.0	0	100.0	0.0	0.0
岩倉市	5	2,290	100	2,294	1.0	94.0	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
豊明市	8	3,419	154	3,536	1.0	76.0	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
日進市	10	6,192	244	6,630	1.1	98.8	98.0	98.0	***	***	98.0	100.0	0.0
田原市	18	3,034	184	3,034	1.0	80.4	99.5	99.5	***	***	99.5	100.0	0.0
愛西市	12	2,690	158	2,705	1.0	95.6	96.8	96.8	100.0	153	100.0	100.0	0.0
清須市	8	3,961	165	4,244	1.1	100.0	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
北名古屋市	10	4,784	204	4,806	1.0	95.6	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
弥富市	8	2,054	112	2,081	1.0	92.0	99.1	96.4	***	***	96.4	0.0	100.0
みよし市	8	3,651	157	3,967	1.1	92.4	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
あま市	12	4,678	224	4,831	1.0	96.9	100.0	100.0	***	***	100.0	0.0	100.0
長久手市	6	4,464	171	4,515	1.0	94.7	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
東郷町	6	2,634	129	2,910	1.1	98.4	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
豊山町	3	953	44	1,066	1.1	100.0	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
大口町	3	1,512	67	1,515	1.0	55.2	98.5	98.5	***	***	98.5	0.0	100.0
扶桑町	4	1,906	80	1,917	1.0	92.5	98.8	98.8	***	***	98.8	100.0	0.0
大治町	3	2,066	82	2,133	1.0	97.6	98.8	98.8	***	***	98.8	100.0	0.0
蟹江町	5	1,737	81	1,780	1.0	98.8	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
阿久比町	4	2,130	93	2,159	1.0	93.5	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
東浦町	7	2,779	123	2,810	1.0	91.9	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
南知多町	5	551	43	597	1.1	86.0	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
美浜町	5	874	58	953	1.1	93.1	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
武豊町	4	2,346	96	2,455	1.0	100.0	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
幸田町	6	2,832	136	2,960	1.0	71.3	94.9	89.7	***	***	89.7	100.0	0.0
設楽町	4	115	22	153	1.3	86.4	100.0	100.0	36.4	8	100.0	100.0	0.0
東栄町	1	91	8	133	1.5	87.5	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
豊根村	1	36	7	46	1.3	71.4	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
合　　計	959	386,264	17,069	403,238	1.0	96.6	99.1	98.2	1.7	161	98.9	54.5	45.5

注１）「児童生徒数」は、令和６年５月１日現在の児童生徒数。
注２）「学習者用ＰＣ」とは、教育用ＰＣのうち、児童生徒が使用するために配備されたものをいう。
注３）「児童生徒一人当たりの学習者用PC台数」は、「学習者用ＰＣ総台数」を令和６年５月１日現在の児童生徒数で除して算出した値である。
注４）「普通教室の大型提示装置整備率」は、大型提示装置を設置している普通教室の総数を普通教室の総数で除して算出した値である。
注５）「普通教室の校内ＬＡＮ整備率」は、校内ＬＡＮを整備する普通教室の総数を普通教室の総数で除して算出した値である。
注６）「普通教室の無線ＬＡＮ整備率」は、無線ＬＡＮを整備する普通教室の総数を普通教室の総数で除して算出した値である。

○市区町村（設置者）別「コンピュータの設置状況」及び「インターネット接続状況」の実態（小学校）

（令和７年３月１日現在）

市　区　町　村　別 （　小　学　校　）	教員数 人	授業を担当している教員数 人	指導者用PC台数 台	指導者用PC整備率 %	教員の校務用PC台数 台	教員の校務用PC整備率 %	統合型校務支援システム整備率 %	遠隔教育実施率 %	遠隔教育を実施している学校のうち、「合同授業型」の遠隔授業の実施率 %	遠隔教育を実施している学校のうち、「教師支援型」の遠隔授業の実施率 %	遠隔教育を実施している学校のうち、「教科・科目充実型」の遠隔授業の実施率 %	遠隔教育を実施している学校のうち、個々の児童生徒の状況に応じた遠隔教育の実施率 %
名古屋市	6,427	5,420	6,672	103.8	6,804	105.9	100.0	16.1	45.2	40.5	***	54.8
豊橋市	1,255	1,108	1,353	107.8	1,298	103.4	98.1	88.5	67.4	65.2	***	58.7
岡崎市	1,348	1,127	2,531	187.8	1,587	117.7	100.0	76.6	25.0	86.1	***	30.6
一宮市	1,109	999	1,136	102.4	1,577	142.2	100.0	35.7	40.0	53.3	***	93.3
瀬戸市	433	383	742	171.4	457	105.5	100.0	75.0	91.7	33.3	***	41.7
半田市	398	333	607	152.5	613	154.0	100.0	35.7	20.0	40.0	***	60.0
春日井市	938	842	1,159	123.6	1,049	111.8	100.0	71.1	44.4	55.6	***	81.5
豊川市	631	566	617	97.8	915	145.0	100.0	11.5	66.7	0.0	***	66.7
津島市	180	153	208	115.6	237	131.7	100.0	37.5	66.7	33.3	***	33.3
碧南市	246	218	292	118.7	293	119.1	100.0	14.3	0.0	0.0	***	100.0
刈谷市	509	468	549	107.9	645	126.7	100.0	100.0	33.3	13.3	***	100.0
豊田市	1,477	1,274	2,258	152.9	1,958	132.6	100.0	100.0	30.7	56.0	***	37.3
安城市	651	577	782	120.1	820	126.0	100.0	47.6	60.0	30.0	***	50.0
西尾市	613	538	1,167	190.4	938	153.0	100.0	24.0	50.0	33.3	***	83.3
蒲郡市	271	239	388	143.2	386	142.4	100.0	30.8	50.0	25.0	***	25.0
犬山市	227	204	480	211.5	343	151.1	100.0	70.0	85.7	28.6	***	71.4
常滑市	210	182	351	167.1	292	139.0	100.0	55.6	20.0	40.0	***	40.0
江南市	291	267	231	79.4	361	124.1	100.0	40.0	75.0	50.0	***	50.0
小牧市	475	430	678	142.7	723	152.2	100.0	37.5	33.3	33.3	***	66.7
稲沢市	469	407	857	182.7	646	137.7	100.0	13.0	66.7	33.3	***	100.0
新城市	202	175	258	127.7	229	113.4	100.0	61.5	87.5	25.0	***	25.0
東海市	383	346	330	86.2	441	115.1	100.0	25.0	0.0	66.7	***	66.7
大府市	325	287	360	110.8	405	124.6	100.0	100.0	100.0	33.3	***	100.0
知多市	271	246	400	147.6	448	165.3	100.0	70.0	57.1	42.9	***	42.9
知立市	239	217	318	133.1	288	120.5	100.0	85.7	50.0	66.7	***	50.0
尾張旭市	255	232	354	138.8	330	129.4	100.0	0.0	***	***	***	***
高浜市	180	163	234	130.0	243	135.0	100.0	0.0	***	***	***	***
岩倉市	152	134	189	124.3	189	124.3	100.0	20.0	100.0	0.0	***	100.0
豊明市	230	211	183	79.6	315	137.0	100.0	12.5	100.0	0.0	***	100.0
日進市	347	306	421	121.3	454	130.8	100.0	0.0	***	***	***	***
田原市	271	232	356	131.4	341	125.8	100.0	38.9	42.9	14.3	***	57.1
愛西市	222	188	308	138.7	312	140.5	100.0	8.3	0.0	100.0	***	100.0
清須市	223	201	453	203.1	371	166.4	100.0	37.5	100.0	33.3	***	33.3
北名古屋市	296	267	344	116.2	362	122.3	100.0	50.0	60.0	80.0	***	80.0
弥富市	162	137	206	127.2	252	155.6	100.0	25.0	100.0	100.0	***	0.0
みよし市	217	190	470	216.6	312	143.8	100.0	62.5	40.0	40.0	***	80.0
あま市	317	287	372	117.4	378	119.2	100.0	25.0	0.0	33.3	***	66.7
長久手市	244	220	451	184.8	301	123.4	100.0	33.3	0.0	50.0	***	50.0
東郷町	192	173	226	117.7	210	109.4	100.0	16.7	100.0	0.0	***	100.0
豊山町	62	53	110	177.4	98	158.1	100.0	33.3	0.0	100.0	***	0.0
大口町	89	79	142	159.6	145	162.9	100.0	0.0	***	***	***	***
扶桑町	107	95	123	115.0	130	121.5	100.0	25.0	100.0	0.0	***	0.0
大治町	116	102	140	120.7	155	133.6	100.0	33.3	0.0	100.0	***	0.0
蟹江町	112	100	186	166.1	189	168.8	100.0	40.0	50.0	0.0	***	100.0
阿久比町	126	110	136	107.9	150	119.0	100.0	0.0	***	***	***	***
東浦町	178	158	207	116.3	257	144.4	100.0	85.7	50.0	66.7	***	50.0
南知多町	66	51	94	142.4	88	133.3	100.0	80.0	50.0	75.0	***	75.0
美浜町	81	70	103	127.2	159	196.3	100.0	20.0	100.0	0.0	***	0.0
武豊町	125	109	163	130.4	185	148.0	100.0	50.0	50.0	50.0	***	100.0
幸田町	176	158	212	120.5	234	133.0	100.0	100.0	16.7	50.0	***	66.7
設楽町	39	36	53	135.9	63	161.5	100.0	50.0	50.0	0.0	***	50.0
東栄町	13	12	26	200.0	15	115.4	0.0	0.0	***	***	***	***
豊根村	13	12	11	84.6	18	138.5	100.0	0.0	***	***	***	***
合　　計	24,189	21,092	30,997	128.1	30,009	124.1	99.8	43.3	47.2	49.9	***	56.1

注１）「教員」とは、校長、副校長、教頭、主幹教諭、指導教諭、教諭、助教諭、養護教諭、養護助教諭、栄養教諭、常勤講師、再任用職員（フルタイム）をいう。
注２）「授業を担当している教員」とは、各教科等の授業を定期的に担当している教員をいう。授業を一時的・臨時的に担当する教員は含まない。
注３）「指導者用ＰＣ」とは、教員が使用するために配備されたものをいう。教職員が主として校務用に利用しているコンピュータ（校務用コンピュータ）は含まない。
注４）「指導者用ＰＣ整備率」とは指導者用ＰＣの総数を教員の総数で除して算出した値である。

注５）「教員の校務用ＰＣ」とは、主として教員が校務に使用するコンピュータのことをいう。
注６）「教員の校務用ＰＣ整備率」は、校務用ＰＣの総数を総教員数で除して算出した値である。
注７）「統合型校務支援システム」は、教務系（成績処理、出欠管理、時数等）・保健系（健康診断票、保健室管理等）、指導要録等の学籍関係、学校事務系など統合して
機能を有しているシステムをいう。
注８）「遠隔教育」は、遠隔システムを活用した同時双方向型で行う教育をいう。（「『遠隔教育の推進に向けた施策方針』の策定について（通知）」（文部科学省、平成30年9月20日））
注９）「合同授業型」とは、教師が児童生徒等に対面で授業を行う複数の教室等を遠隔により接続することで、児童生徒が多様な意見や考えに触れたり、協働して学習に取り組んだり
する機会の充実を図る遠隔教育の形態をいう。
注10）「教師支援型」とは、外部人材等の専門家と、児童生徒や教師がいる教室等を遠隔により接続することで、児童生徒の学習活動の質を高めるとともに、
教師の資質向上を図る遠隔教育の形態をいう。
注11）「教科・科目充実型」とは、学校教育法施行規則第77条の２（中学校等）、第88条の３（高等学校等）に基づき、当該教科の免許状を保有する教師による
授業を遠隔により提供することで、生徒の多様な科目選択を可能とすること等により、学習機会の充実を図るものをいう。なお、小学校での活用は想定されない。
注12）遠隔教育を実施している学校のうち、「教科・科目充実型」の遠隔教育の実施率は、「教科・科目充実型」の遠隔授業を実施している学校の総数を、
遠隔教育を実施していると答えた学校の総数から、遠隔教育を実施していると答えた小学校の総数を引いた数で除した値である。
注13）「個々の児童生徒の状況に応じた遠隔教育」とは、外国人児童生徒等への日本語指導、病気療養児・不登校児童生徒等に対する学習指導等の
個々の児童生徒の状況に応じた遠隔教育の形態をいう。

○市区町村（設置者）別「コンピュータの設置状況」及び「インターネット接続状況」の実態（中学校）

（令和７年３月１日現在）

市　区　町　村　別 （　中　学　校　）	学校数 校	児童生徒数 人	普通教室数 室	学習者用PC総台数 台	児童生徒一人当たりの学習者用PC台数 台／人	普通教室の大型提示装置整備率 %	普通教室の校内LAN整備率 %	普通教室の無線LAN整備率 %	普通教室の移動通信システム（LTE等）整備率 %	移動系通信を利用している学校の内、無線LAN整備済みの普通教室の数 室	無線LAN又は移動系通信によりインターネット接続を行う普通教室の割合 %	回線速度の契約理論値　ベストエフォート型 %	回線速度の契約理論値　ギャランティ型 %
名古屋市	112	50,046	1,740	52,031	1.0	100.0	100.0	100.0	***	***	100.0	0.0	100.0
豊橋市	22	10,299	360	10,311	1.0	91.9	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
岡崎市	20	11,183	374	11,992	1.1	99.7	100.0	100.0	***	***	100.0	0.0	100.0
一宮市	19	10,205	344	10,907	1.1	97.4	99.4	98.3	***	***	98.3	0.0	100.0
瀬戸市	7	3,242	126	3,472	1.1	100.0	99.2	99.2	***	***	99.2	0.0	100.0
半田市	6	3,172	119	3,585	1.1	96.6	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
春日井市	16	8,318	277	9,055	1.1	100.0	100.0	100.0	***	***	100.0	0.0	100.0
豊川市	10	5,245	193	5,431	1.0	98.4	99.0	98.4	***	***	98.4	100.0	0.0
津島市	4	1,465	54	1,496	1.0	94.4	98.1	98.1	***	***	98.1	0.0	100.0
碧南市	5	2,030	71	2,193	1.1	100.0	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
刈谷市	6	4,235	148	4,261	1.0	95.9	100.0	99.3	***	***	99.3	100.0	0.0
豊田市	28	11,742	447	12,094	1.0	100.0	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
安城市	8	5,498	180	5,777	1.1	99.4	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
西尾市	9	5,143	186	5,592	1.1	97.3	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
蒲郡市	7	2,007	92	2,213	1.1	93.5	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
犬山市	4	1,874	72	1,924	1.0	97.2	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
常滑市	4	1,852	70	1,907	1.0	78.6	100.0	98.6	***	***	98.6	100.0	0.0
江南市	5	2,568	88	2,992	1.2	100.0	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
小牧市	9	4,066	145	4,249	1.0	97.9	100.0	98.6	***	***	98.6	100.0	0.0
稲沢市	9	3,535	128	3,606	1.0	90.6	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
新城市	6	1,057	53	1,145	1.1	81.1	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
東海市	6	3,513	119	3,719	1.1	100.0	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
大府市	4	2,784	97	2,895	1.0	100.0	100.0	99.0	***	***	99.0	100.0	0.0
知多市	5	2,344	84	2,489	1.1	98.8	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
知立市	3	1,963	64	2,053	1.0	100.0	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
尾張旭市	3	2,261	76	2,383	1.1	100.0	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
高浜市	2	1,572	52	1,728	1.1	100.0	0.0	0.0	100.0	0	100.0	0.0	0.0
岩倉市	2	1,112	39	1,115	1.0	97.4	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
豊明市	3	1,723	60	1,809	1.0	100.0	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
日進市	5	2,876	97	3,002	1.0	97.9	99.0	99.0	***	***	99.0	100.0	0.0
田原市	4	1,581	62	1,581	1.0	62.9	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
愛西市	6	1,519	74	1,571	1.0	75.7	97.3	97.3	100.0	72	100.0	100.0	0.0
清須市	4	1,881	67	2,053	1.1	100.0	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
北名古屋市	6	2,404	85	2,420	1.0	94.1	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
弥富市	3	1,152	44	1,159	1.0	77.3	100.0	100.0	***	***	100.0	0.0	100.0
みよし市	4	1,812	76	1,957	1.1	89.5	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
あま市	5	2,398	92	2,493	1.0	96.7	100.0	100.0	***	***	100.0	0.0	100.0
長久手市	3	2,085	68	2,301	1.1	95.6	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
東郷町	3	1,394	52	1,477	1.1	100.0	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
豊山町	1	490	17	601	1.2	52.9	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
大口町	1	683	22	682	1.0	95.5	100.0	100.0	***	***	100.0	0.0	100.0
扶桑町	2	982	34	1,064	1.1	97.1	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
大治町	1	996	31	1,042	1.0	93.5	93.5	93.5	***	***	93.5	100.0	0.0
蟹江町	2	912	32	923	1.0	96.9	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
阿久比町	1	1,070	37	1,070	1.0	83.8	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
東浦町	3	1,418	51	1,533	1.1	94.1	94.1	94.1	***	***	94.1	100.0	0.0
南知多町	2	338	15	353	1.0	80.0	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
美浜町	2	467	22	548	1.2	90.9	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
武豊町	2	1,232	43	1,400	1.1	97.7	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
幸田町	3	1,463	56	1,510	1.0	92.9	96.4	89.3	***	***	89.3	100.0	0.0
設楽町	1	85	6	113	1.3	66.7	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
東栄町	1	58	5	96	1.7	80.0	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
豊根村	1	17	3	28	1.6	100.0	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
合　計	410	195,367	6,949	205,401	1.1	96.9	99.0	98.8	1.8	72	99.6	54.2	45.8

注１）「児童生徒数」は、令和６年５月１日現在の児童生徒数。
注２）「学習者用ＰＣ」とは、教育用ＰＣのうち、児童生徒が使用するために配備されたものをいう。
注３）「児童生徒一人当たりの学習者用PC台数」は、「学習者用ＰＣ総台数」を令和６年５月１日現在の児童生徒数で除して算出した値である。
注４）「普通教室の大型提示装置整備率」は、大型提示装置を設置している普通教室の総数を普通教室の総数で除して算出した値である。
注５）「普通教室の校内ＬＡＮ整備率」は、校内ＬＡＮを整備する普通教室の総数を普通教室の総数で除して算出した値である。
注６）「普通教室の無線ＬＡＮ整備率」は、無線ＬＡＮを整備する普通教室の総数を普通教室の総数で除して算出した値である。

○市区町村（設置者）別「コンピュータの設置状況」及び「インターネット接続状況」の実態（中学校）

（令和７年３月１日現在）

市　区　町　村　別 （　中　学　校　）	教員数 人	授業を担当している教員数 人	指導者用PC台数 台	指導者用PC整備率 %	教員の校務用PC台数 台	教員の校務用PC整備率 %	統合型校務支援システム整備率 %	遠隔教育実施率 %	遠隔教育を実施している学校のうち、「合同授業型」の遠隔授業の実施率 %	遠隔教育を実施している学校のうち、「教師支援型」の遠隔授業の実施率 %	遠隔教育を実施している学校のうち、「教科・科目充実型」の遠隔授業の実施率 %	遠隔教育を実施している学校のうち、個々の児童生徒の状況に応じた遠隔教育の実施率 %
名古屋市	3,350	2,991	3,787	113.0	3,485	104.0	100.0	13.4	26.7	40.0	0.0	60.0
豊橋市	777	662	507	65.3	780	100.4	100.0	72.7	56.3	31.3	0.0	75.0
岡崎市	713	661	1,376	193.0	926	129.9	100.0	65.0	7.7	61.5	0.0	38.5
一宮市	629	570	469	74.6	869	138.2	100.0	47.4	33.3	22.2	0.0	55.6
瀬戸市	232	211	430	185.3	284	122.4	100.0	71.4	60.0	0.0	0.0	80.0
半田市	218	206	430	197.2	296	135.8	100.0	50.0	66.7	100.0	0.0	66.7
春日井市	551	497	640	116.2	633	114.9	100.0	62.5	50.0	10.0	0.0	40.0
豊川市	357	333	324	90.8	483	135.3	100.0	0.0	***	***	***	***
津島市	117	104	97	82.9	160	136.8	100.0	25.0	0.0	100.0	0.0	0.0
碧南市	151	139	182	120.5	187	123.8	100.0	0.0	***	***	***	***
刈谷市	261	240	290	111.1	329	126.1	100.0	100.0	50.0	50.0	0.0	100.0
豊田市	834	748	1,256	150.6	1,067	127.9	100.0	100.0	10.7	21.4	0.0	50.0
安城市	338	310	434	128.4	454	134.3	100.0	25.0	100.0	0.0	0.0	0.0
西尾市	369	325	599	162.3	487	132.0	100.0	11.1	100.0	100.0	0.0	100.0
蒲郡市	178	163	246	138.2	230	129.2	100.0	57.1	25.0	0.0	0.0	75.0
犬山市	121	108	355	293.4	197	162.8	100.0	0.0	***	***	***	***
常滑市	132	119	247	187.1	170	128.8	100.0	50.0	50.0	0.0	0.0	50.0
江南市	185	161	229	123.8	220	118.9	100.0	60.0	66.7	33.3	0.0	66.7
小牧市	292	271	382	130.8	435	149.0	100.0	22.2	50.0	50.0	0.0	0.0
稲沢市	256	231	421	164.5	327	127.7	100.0	77.8	42.9	14.3	0.0	71.4
新城市	121	100	149	123.1	136	112.4	100.0	0.0	***	***	***	***
東海市	233	212	173	74.2	266	114.2	100.0	0.0	***	***	***	***
大府市	171	154	209	122.2	228	133.3	100.0	100.0	75.0	0.0	0.0	100.0
知多市	156	142	248	159.0	262	167.9	100.0	40.0	0.0	50.0	0.0	100.0
知立市	136	126	171	125.7	151	111.0	100.0	100.0	100.0	66.7	0.0	33.3
尾張旭市	131	124	246	187.8	129	98.5	100.0	0.0	***	***	***	***
高浜市	101	92	122	120.8	123	121.8	100.0	0.0	***	***	***	***
岩倉市	81	73	103	127.2	103	127.2	100.0	0.0	***	***	***	***
豊明市	128	119	104	81.3	159	124.2	100.0	66.7	50.0	50.0	0.0	50.0
日進市	180	168	270	150.0	247	137.2	100.0	0.0	***	***	***	***
田原市	111	102	133	119.8	139	125.2	100.0	50.0	50.0	0.0	0.0	100.0
愛西市	137	119	208	151.8	277	202.2	100.0	66.7	50.0	50.0	0.0	100.0
清須市	110	101	168	152.7	178	161.8	100.0	0.0	***	***	***	***
北名古屋市	157	144	211	134.4	227	144.6	100.0	33.3	100.0	50.0	0.0	50.0
弥富市	94	81	106	112.8	123	130.9	100.0	0.0	***	***	***	***
みよし市	134	120	240	179.1	194	144.8	100.0	75.0	0.0	0.0	0.0	100.0
あま市	169	154	188	111.2	194	114.8	100.0	40.0	50.0	0.0	0.0	50.0
長久手市	126	114	231	183.3	162	128.6	100.0	66.7	0.0	100.0	0.0	100.0
東郷町	99	86	179	180.8	154	155.6	100.0	33.3	100.0	100.0	0.0	0.0
豊山町	34	31	52	152.9	48	141.2	100.0	0.0	***	***	***	***
大口町	41	37	52	126.8	72	175.6	100.0	100.0	0.0	0.0	0.0	0.0
扶桑町	59	53	76	128.8	86	145.8	100.0	50.0	0.0	0.0	0.0	100.0
大治町	59	53	63	106.8	66	111.9	100.0	0.0	***	***	***	***
蟹江町	59	51	72	122.0	70	118.6	100.0	50.0	0.0	0.0	0.0	100.0
阿久比町	59	56	65	110.2	68	115.3	100.0	0.0	***	***	***	***
東浦町	98	87	114	116.3	132	134.7	100.0	33.3	0.0	100.0	0.0	0.0
南知多町	42	37	75	178.6	19	45.2	100.0	50.0	0.0	0.0	0.0	100.0
美浜町	44	39	60	136.4	69	156.8	100.0	50.0	0.0	100.0	0.0	100.0
武豊町	86	80	112	130.2	108	125.6	100.0	50.0	0.0	100.0	0.0	100.0
幸田町	97	89	116	119.6	130	134.0	100.0	100.0	33.3	33.3	0.0	66.7
設楽町	18	17	1	5.6	24	133.3	100.0	100.0	0.0	100.0	0.0	100.0
東栄町	16	13	12	75.0	25	156.3	0.0	100.0	100.0	0.0	0.0	0.0
豊根村	15	12	21	140.0	17	113.3	100.0	100.0	100.0	100.0	0.0	100.0
合　　計	13,363	12,036	17,051	127.6	16,405	122.8	99.8	40.7	36.5	32.9	0.0	61.7

注１）「教員」とは、校長、副校長、教頭、主幹教諭、指導教諭、教諭、助教諭、養護教諭、養護助教諭、栄養教諭、常勤講師、再任用職員（フルタイム）をいう。
注２）「授業を担当している教員」とは、各教科等の授業を定期的に担当している教員をいう。授業を一時的・臨時的に担当する教員は含まない。
注３）「指導者用ＰＣ」とは、教員が使用するために配備されたものをいう。教職員が主として校務用に利用しているコンピュータ（校務用コンピュータ）は含まない。
注４）「指導者用ＰＣ整備率」とは指導者用ＰＣの総数を教員の総数で除して算出した値である。

注５）「教員の校務用ＰＣ」とは、主として教員が校務に使用するコンピュータのことをいう。
注６）「教員の校務用ＰＣ整備率」は、校務用ＰＣの総数を総教員数で除して算出した値である。
注７）「統合型校務支援システム」は、教務系（成績処理、出欠管理、時数等）・保健系（健康診断票、保健室管理等）、指導要録等の学籍関係、学校事務系など統合して
機能を有しているシステムをいう。
注８）「遠隔教育」は、遠隔システムを活用した同時双方向型で行う教育をいう。（「『遠隔教育の推進に向けた施策方針』の策定について（通知）」（文部科学省、平成30年9月20日））
注９）「合同授業型」とは、教師が児童生徒等に対面で授業を行う複数の教室等を遠隔により接続することで、児童生徒が多様な意見や考えに触れたり、協働して学習に取り組んだり
する機会の充実を図る遠隔教育の形態をいう。
注10）「教師支援型」とは、外部人材等の専門家と、児童生徒や教師がいる教室等を遠隔により接続することで、児童生徒の学習活動の質を高めるとともに、
教師の資質向上を図る遠隔教育の形態をいう。
注11）「教科・科目充実型」とは、学校教育法施行規則第77条の２（中学校等）、第88条の３（高等学校等）に基づき、当該教科の免許状を保有する教師による
授業を遠隔により提供することで、生徒の多様な科目選択を可能とすること等により、学習機会の充実を図るものをいう。なお、小学校での活用は想定されない。
注12）遠隔教育を実施している学校のうち、「教科・科目充実型」の遠隔教育の実施率は、「教科・科目充実型」の遠隔授業を実施している学校の総数を、
遠隔教育を実施していると答えた学校の総数から、遠隔教育を実施していると答えた小学校の総数を引いた数で除した値である。
注13）「個々の児童生徒の状況に応じた遠隔教育」とは、外国人児童生徒等への日本語指導、病気療養児・不登校児童生徒等に対する学習指導等の
個々の児童生徒の状況に応じた遠隔教育の形態をいう。

○市区町村（設置者）別「コンピュータの設置状況」及び「インターネット接続状況」の実態（義務教育学校）

市　区　町　村　別 （義務教育学校）	学校数 校	児童生徒数 人	普通教室数 室	学習者用PC総台数 台	児童生徒一人当たりの学習者用PC台数 台／人	普通教室の大型提示装置整備率 %
西尾市	1	25	5	53	2.1	100.0
飛島村	1	397	24	440	1.1	95.8
合　計	2	422	29	493	1.2	96.6

注１）「児童生徒数」は、令和６年５月１日現在の児童生徒数。
注２）「学習者用ＰＣ」とは、教育用ＰＣのうち、児童生徒が使用するために配備されたものをいう。
注３）「児童生徒一人当たりの学習者用PC台数」は、「学習者用ＰＣ総台数」を令和６年５月１日現在の児童生徒数で除して算出した値であ
注４）「普通教室の大型提示装置整備率」は、大型提示装置を設置している普通教室の総数を普通教室の総数で除して算出した値である。
注５）「普通教室の校内ＬＡＮ整備率」は、校内ＬＡＮを整備する普通教室の総数を普通教室の総数で除して算出した値である。
注６）「普通教室の無線ＬＡＮ整備率」は、無線ＬＡＮを整備する普通教室の総数を普通教室の総数で除して算出した値である。

（令和７年３月１日現在）

普通教室の校内LAN整備率 %	普通教室の無線LAN整備率 %	普通教室の移動通信システム（LTE等）整備率 %	移動系通信を利用している学校の内、無線LAN整備済みの普通教室の数 室	無線LAN又は移動系通信によりインターネット接続を行う普通教室の割合 %	回線速度の契約理論値 ベストエフォート型 %	回線速度の契約理論値 ギャランティ型 %
100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0

る。

○市区町村（設置者）別「コンピュータの設置状況」及び「インターネット接続状況」の実態（義務教育学校）

（令和７年３月１日現在）

市　区　町　村　別 （義務教育学校）	教員数 人	授業を担当している教員数 人	指導者用PC台数 台	指導者用PC整備率 %	教員の校務用PC台数 台	教員の校務用PC整備率 %	統合型校務支援システム整備率 %	遠隔教育実施率 %	遠隔教育を実施している学校のうち、「合同授業型」の遠隔授業の実施率 %	遠隔教育を実施している学校のうち、「教師支援型」の遠隔授業の実施率 %	遠隔教育を実施している学校のうち、「教科・科目充実型」の遠隔授業の実施率 %	遠隔教育を実施している学校のうち、個々の児童生徒の状況に応じた遠隔教育の実施率 %
西尾市	16	12	27	168.8	26	162.5	100.0	0.0	***	***	***	***
飛島村	38	34	65	171.1	65	171.1	100.0	100.0	0.0	100.0	0.0	0.0
合　計	54	46	92	170.4	91	168.5	100.0	50.0	0.0	100.0	0.0	0.0

注１）「教員」とは、校長、副校長、教頭、主幹教諭、指導教諭、教諭、助教諭、養護教諭、養護助教諭、栄養教諭、常勤講師、再任用職員（フルタイム）をいう。
注２）「授業を担当している教員」とは、各教科等の授業を定期的に担当している教員をいう。授業を一時的・臨時的に担当する教員は含まない。
注３）「指導者用ＰＣ」とは、教員が使用するために配備されたものをいう。教職員が主として校務用に利用しているコンピュータ（校務用コンピュータ）は含まない。
注４）「指導者用ＰＣ整備率」とは指導者用ＰＣの総数を教員の総数で除して算出した値である。
注５）「教員の校務用ＰＣ」とは、主として教員が校務に使用するコンピュータのことをいう。
注６）「教員の校務用ＰＣ整備率」は、校務用ＰＣの総数を総教員数で除して算出した値である。
注７）「統合型校務支援システム」は、教務系（成績処理、出欠管理、時数等）・保健系（健康診断票、保健室管理等）、指導要録等の学籍関係、学校事務系など統合して
　　機能を有しているシステムをいう。
注８）「遠隔教育」は、遠隔システムを活用した同時双方向型で行う教育をいう。（「『遠隔教育の推進に向けた施策方針』の策定について（通知）」（文部科学省、平成30年9月20日））
注９）「合同授業型」とは、教師が児童生徒等に対面で授業を行う複数の教室等を遠隔により接続することで、児童生徒が多様な意見や考えに触れたり、協働して学習に取り組んだり
　　する機会の充実を図る遠隔教育の形態をいう。
注10）「教師支援型」とは、外部人材等の専門家と、児童生徒や教師がいる教室等を遠隔により接続することで、児童生徒の学習活動の質を高めるとともに、
　　教師の資質向上を図る遠隔教育の形態をいう。
注11）「教科・科目充実型」とは、学校教育法施行規則第77条の２（中学校等）、第88条の３（高等学校等）に基づき、当該教科の免許状を保有する教師による
　　授業を遠隔により提供することで、生徒の多様な科目選択を可能とすること等により、学習機会の充実を図るものをいう。なお、小学校での活用は想定されない。
注12）遠隔教育を実施している学校のうち、「教科・科目充実型」の遠隔教育の実施率は、「教科・科目充実型」の遠隔授業を実施している学校の総数を、
　　遠隔教育を実施していると答えた学校の総数から、遠隔教育を実施していると答えた小学校の総数を引いた数で除した値である。
注13）「個々の児童生徒の状況に応じた遠隔教育」とは、外国人児童生徒等への日本語指導、病気療養児・不登校児童生徒等に対する学習指導等の
　　個々の児童生徒の状況に応じた遠隔教育の形態をいう。

○市区町村（設置者）別「コンピュータの設置状況」及び「インターネット接続状況」の実態（高等学校）

（令和７年３月１日現在）

市区町村別（高等学校）	学校数	学校数（専門学科・総合学科単独及び複数学科設置校）	児童生徒数	児童生徒数（専門学科・総合学科単独及び複数学科設置校）	普通教室数	普通教室数（専門学科・総合学科単独及び複数学科設置校）	学習者用PC総台数	学習者用PC総台数（専門学科・総合学科単独及び複数学科設置校）	児童生徒一人当たりの学習者用PC台数	児童生徒一人当たりの学習者用PC台数（専門学科・総合学科単独及び複数学科設置校）	普通教室の大型提示装置整備率	普通教室の大型提示装置整備率（専門学科・総合学科単独及び複数学科設置校）	普通教室の校内LAN整備率	普通教室の校内LAN整備率（専門学科・総合学科単独及び複数学科設置校）	普通教室の無線LAN整備率	普通教室の無線LAN整備率（専門学科・総合学科単独及び複数学科設置校）	普通教室の移動通信システム（LTE等）整備率	普通教室の移動通信システム（LTE等）整備率（専門学科・総合学科単独及び複数学科設置校）	移動系通信を利用している学校の内、無線LAN整備済みの普通教室の数	移動系通信を利用している学校の内、無線LAN整備済みの普通教室の数（専門学科・総合学科単独及び複数学科設置校）	無線LAN又は移動系通信によりインターネット接続を行う普通教室の割合	無線LAN又は移動系通信によりインターネット接続を行う普通教室の割合（専門学科・総合学科単独及び複数学科設置校）	回線速度の契約理論値ベストエフォート型	回線速度の契約理論値ベストエフォート型（専門学科・総合学科単独及び複数学科設置校）	回線速度の契約理論値ギャランティ型	回線速度の契約理論値ギャランティ型（専門学科・総合学科単独及び複数学科設置校）
	校	校	人	人	室	室	台	台	台／人	台／人	%	%	%	%	%	%	%	%	室	室	%	%	%	%	%	%
愛知県	150	79	110,484	52,753	3,126	1,550	124,785	63,337	1.1	1.2	89.5	90.9	99.9	100.0	99.9	100.0	***	***	***	***	99.9	100.0	99.3	98.7	0.7	1.3
名古屋市	14	10	12,126	8,572	313	222	13,700	9,895	1.1	1.2	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	***	***	***	***	100.0	100.0	0.0	0.0	100.0	100.0
豊橋市	1	1	644	644	14	14	224	224	0.3	0.3	0.0	0.0	100.0	100.0	100.0	100.0	***	***	***	***	100.0	100.0	100.0	100.0	0.0	0.0
合計	165	90	123,254	61,969	3,453	1,786	138,709	73,456	1.1	1.2	90.1	91.3	99.9	100.0	99.9	100.0	***	***	***	***	99.9	100.0	90.9	87.8	9.1	12.2

注１）「児童生徒数」は、令和６年５月１日現在の児童生徒数。
注２）「学習者用ＰＣ」とは、教育用ＰＣのうち、児童生徒が使用するために配備されたものをいう。
注３）「児童生徒一人当たりの学習者用PC台数」は、「学習者用ＰＣ総台数」を令和６年５月１日現在の児童生徒数で除して算出した値である。
注４）「普通教室の大型提示装置整備率」は、大型提示装置を設置している普通教室の総数を普通教室の総数で除して算出した値である。
注５）「普通教室の校内ＬＡＮ整備率」は、校内ＬＡＮを整備する普通教室の総数を普通教室の総数で除して算出した値である。
注６）「普通教室の無線ＬＡＮ整備率」は、無線ＬＡＮを整備する普通教室の総数を普通教室の総数で除して算出した値である。

○市区町村（設置者）別「コンピュータの設置状況」及び「インターネット接続状況」の実態（高等学校）

（令和７年３月１日現在）

市区町村別（高等学校）	教員数	教員数（専門学科・総合学科単独及び複数学科設置校）	授業を担当している教員数	授業を担当している教員数（専門学科・総合学科単独及び複数学科設置校）	指導者用PC台数	指導者用PC台数（専門学科・総合学科単独及び複数学科設置校）	指導者用PC整備率	指導者用PC整備率（専門学科・総合学科単独及び複数学科設置校）	教員の校務用PC台数	教員の校務用PC台数（専門学科・総合学科単独及び複数学科設置校）	教員の校務用PC整備率	教員の校務用PC整備率（専門学科・総合学科単独及び複数学科設置校）	統合型校務支援システム整備率	統合型校務支援システム整備率（専門学科・総合学科単独及び複数学科設置校）	遠隔教育実施率	遠隔教育実施率（専門学科・総合学科単独及び複数学科設置校）	遠隔教育を実施している学校のうち、「合同授業型」の遠隔授業の実施率	遠隔教育を実施している学校のうち、「合同授業型」の遠隔授業の実施率（専門学科・総合学	遠隔教育を実施している学校のうち、「教師支援型」の遠隔授業の実施率	遠隔教育を実施している学校のうち、「教師支援型」の遠隔授業の実施率（専門学科・総合学	遠隔教育を実施している学校のうち、「教科・科目充実型」の遠隔授業の実施率	遠隔教育を実施している学校のうち、「教科・科目充実型」の遠隔授業の実施率（専門学	遠隔教育を実施している学校のうち、個々の児童生徒の状況に応じた遠隔教育の実施率	遠隔教育を実施している学校のうち、個々の児童生徒の状況に応じた遠隔教育の実施率（専門学
	人	人	人	人	台	台	%	%	台	台	%	%	%	%	%	%	%	%	%	%	%	%	%	%
愛知県	7,722	4,204	7,037	3,831	11,296	6,341	146.3	150.8	10,564	5,948	136.8	141.5	100.0	100.0	58.7	54.4	27.3	27.9	22.7	18.6	0.0	0.0	75.0	72.1
名古屋市	892	671	822	617	1,087	849	121.9	126.5	941	703	105.5	104.8	100.0	100.0	57.1	60.0	37.5	16.7	12.5	16.7	0.0	0.0	62.5	83.3
豊橋市	43	43	38	38	66	66	153.5	153.5	43	43	100.0	100.0	0.0	0.0	0.0	0.0	***	***	***	***	***	***	***	***
合計	8,657	4,918	7,897	4,486	12,449	7,256	143.8	147.5	11,548	6,694	133.4	136.1	99.4	98.9	58.2	54.4	28.1	26.5	21.9	18.4	0.0	0.0	74.0	73.5

注１）「教員」とは、校長、副校長、教頭、主幹教諭、指導教諭、教諭、助教諭、養護教諭、養護助教諭、栄養教諭、常勤講師、再任用職員（フルタイム）をいう。
注２）「授業を担当している教員」とは、各教科等の授業を定期的に担当している教員をいう。授業を一時的・臨時的に担当する教員は含まない。
注３）「指導者用ＰＣ」とは、教員が使用するために配備されたものをいう。教職員が主として校務用に利用しているコンピュータ（校務用コンピュータ）は含まない。
注４）「指導者用ＰＣ整備率」とは指導者用ＰＣの総数を教員の総数で除して算出した値である。
注５）「教員の校務用ＰＣ」とは、主として教員が校務に使用するコンピュータのことをいう。
注６）「教員の校務用ＰＣ整備率」は、校務用ＰＣの総数を総教員数で除して算出した値である。
注７）「統合型校務支援システム」は、教務系（成績処理、出欠管理、時数等）・保健系（健康診断票、保健室管理等）、指導要録等の学籍関係、学校事務系など統合して機能を有しているシステムをいう。
注８）「遠隔教育」は、遠隔システムを活用した同時双方向型で行う教育をいう。（「『遠隔教育の推進に向けた施策方針』の策定について（通知）」（文部科学省、平成30年9月20日））
注９）「合同授業型」とは、教師が児童生徒等に対面で授業を行う複数の教室等を遠隔により接続することで、児童生徒が多様な意見や考えに触れたり、協働して学習に取り組んだりする機会の充実を図る遠隔教育の形態をいう。
注10）「教師支援型」とは、外部人材等の専門家と、児童生徒や教師がいる教室等を遠隔により接続することで、児童生徒の学習活動の質を高めるとともに、教師の資質向上を図る遠隔教育の形態をいう。
注11）「教科・科目充実型」とは、学校教育法施行規則第77条の２（中学校等）、第88条の３（高等学校等）に基づき、当該教科の免許状を保有する教師による授業を遠隔により提供することで、生徒の多様な科目選択を可能とすること等により、学習機会の充実を図るものをいう。なお、小学校での活用は想定されない。
注12）遠隔教育を実施している学校のうち、「教科・科目充実型」の遠隔教育の実施率は、「教科・科目充実型」の遠隔授業を実施している学校の総数を、遠隔教育を実施していると答えた学校の総数から、遠隔教育を実施していると答えた小学校の総数を引いた数で除した値である。
注13）「個々の児童生徒の状況に応じた遠隔教育」とは、外国人児童生徒等への日本語指導、病気療養児・不登校児童生徒等に対する学習指導等の個々の児童生徒の状況に応じた遠隔教育の形態をいう。

○市区町村（設置者）別「コンピュータの設置状況」及び「インターネット接続状況」の実態（中等教育学校）

市　区　町　村　別 （中等教育学校）	学校数 校	児童生徒数 人	普通教室数 室	学習者用PC総台数 台	児童生徒一人当たりの学習者用PC台数 台／人	普通教室の大型提示装置整備率 %
合　計	***	***	***	***	***	***

注１）「児童生徒数」は、令和６年５月１日現在の児童生徒数。
注２）「学習者用ＰＣ」とは、教育用ＰＣのうち、児童生徒が使用するために配備されたものをいう。
注３）「児童生徒一人当たりの学習者用PC台数」は、「学習者用ＰＣ総台数」を令和６年５月１日現在の児童生徒数で除して算出した値であ
注４）「普通教室の大型提示装置整備率」は、大型提示装置を設置している普通教室の総数を普通教室の総数で除して算出した値である。
注５）「普通教室の校内ＬＡＮ整備率」は、校内ＬＡＮを整備する普通教室の総数を普通教室の総数で除して算出した値である。
注６）「普通教室の無線ＬＡＮ整備率」は、無線ＬＡＮを整備する普通教室の総数を普通教室の総数で除して算出した値である。

（令和７年３月１日現在）

普通教室の校内LAN整備率 %	普通教室の無線LAN整備率 %	普通教室の移動通信システム（LTE等）整備率 %	移動系通信を利用している学校の内、無線LAN整備済みの普通教室の数 室	無線LAN又は移動系通信によりインターネット接続を行う普通教室の割合 %	回線速度の契約理論値 ベストエフォート型 %	回線速度の契約理論値 ギャランティ型 %
***	***	***	***	***	***	***

る。

○市区町村（設置者）別「コンピュータの設置状況」及び「インターネット接続状況」の実態（中等教育学校）

（令和７年３月１日現在）

市　区　町　村　別 （中等教育学校）	教員数 人	授業を担当している教員数 人	指導者用PC台数 台	指導者用PC整備率 %	教員の校務用PC台数 台	教員の校務用PC整備率 %	統合型校務支援システム整備率 %	遠隔教育実施率 %	遠隔教育を実施している学校のうち、「合同授業型」の遠隔授業の実施率 %	遠隔教育を実施している学校のうち、「教師支援型」の遠隔授業の実施率 %	遠隔教育を実施している学校のうち、「教科・科目充実型」の遠隔授業の実施率 %	遠隔教育を実施している学校のうち、個々の児童生徒の状況に応じた遠隔教育の実施率 %
合　　計	***	***	***	***	***	***	***	***	***	***	***	***

注１）「教員」とは、校長、副校長、教頭、主幹教諭、指導教諭、教諭、助教諭、養護教諭、養護助教諭、栄養教諭、常勤講師、再任用職員（フルタイム）をいう。
注２）「授業を担当している教員」とは、各教科等の授業を定期的に担当している教員をいう。授業を一時的・臨時的に担当する教員は含まない。
注３）「指導者用ＰＣ」とは、教員が使用するために配備されたものをいう。教職員が主として校務用に利用しているコンピュータ（校務用コンピュータ）は含まない。
注４）「指導者用ＰＣ整備率」とは指導者用ＰＣの総数を教員の総数で除して算出した値である。
注５）「教員の校務用ＰＣ」とは、主として教員が校務に使用するコンピュータのことをいう。
注６）「教員の校務用ＰＣ整備率」は、校務用ＰＣの総数を総教員数で除して算出した値である。
注７）「統合型校務支援システム」は、教務系（成績処理、出欠管理、時数等）・保健系（健康診断票、保健室管理等）、指導要録等の学籍関係、学校事務系など統合して
　　機能を有しているシステムをいう。
注８）「遠隔教育」は、遠隔システムを活用した同時双方向型で行う教育をいう。（「『遠隔教育の推進に向けた施策方針』の策定について（通知）」（文部科学省、平成30年9月20日））
注９）「合同授業型」とは、教師が児童生徒等に対面で授業を行う複数の教室等を遠隔により接続することで、児童生徒が多様な意見や考えに触れたり、協働して学習に取り組んだり
　　する機会の充実を図る遠隔教育の形態をいう。
注10）「教師支援型」とは、外部人材等の専門家と、児童生徒や教師がいる教室等を遠隔により接続することで、児童生徒の学習活動の質を高めるとともに、
　　教師の資質向上を図る遠隔教育の形態をいう。
注11）「教科・科目充実型」とは、学校教育法施行規則第77条の２（中学校等）、第88条の３（高等学校等）に基づき、当該教科の免許状を保有する教師による
　　授業を遠隔により提供することで、生徒の多様な科目選択を可能とすること等により、学習機会の充実を図るものをいう。なお、小学校での活用は想定されない。
注12）遠隔教育を実施している学校のうち、「教科・科目充実型」の遠隔教育の実施率は、「教科・科目充実型」の遠隔授業を実施している学校の総数を、
　　遠隔教育を実施していると答えた学校の総数から、遠隔教育を実施していると答えた小学校の総数を引いた数で除した値である。
注13）「個々の児童生徒の状況に応じた遠隔教育」とは、外国人児童生徒等への日本語指導、病気療養児・不登校児童生徒等に対する学習指導等の
　　個々の児童生徒の状況に応じた遠隔教育の形態をいう。

○市区町村（設置者）別「コンピュータの設置状況」及び「インターネット接続状況」の実態（特別支援学校）

市　区　町　村　別 （特別支援学校）	学校数 校	児童生徒数 人	普通教室数 室	学習者用PC総台数 台	児童生徒一人当たりの学習者用PC台数 台／人	普通教室の大型提示装置整備率 %
愛知県	32	5,745	1,160	6,513	1.1	89.9
名古屋市	6	1,254	219	1,283	1.0	100.0
豊橋市	1	305	54	233	0.8	44.4
瀬戸市	2	60	13	98	1.6	100.0
刈谷市	1	54	22	30	0.6	68.2
豊田市	1	86	31	47	0.5	71.0
合　計	43	7,504	1,499	8,204	1.1	89.1

注１）「児童生徒数」は、令和６年５月１日現在の児童生徒数。
注２）「学習者用ＰＣ」とは、教育用ＰＣのうち、児童生徒が使用するために配備されたものをいう。
注３）「児童生徒一人当たりの学習者用PC台数」は、「学習者用ＰＣ総台数」を令和６年５月１日現在の児童生徒数で除して算出した値であ
注４）「普通教室の大型提示装置整備率」は、大型提示装置を設置している普通教室の総数を普通教室の総数で除して算出した値である。
注５）「普通教室の校内ＬＡＮ整備率」は、校内ＬＡＮを整備する普通教室の総数を普通教室の総数で除して算出した値である。
注６）「普通教室の無線ＬＡＮ整備率」は、無線ＬＡＮを整備する普通教室の総数を普通教室の総数で除して算出した値である。

（令和７年３月１日現在）

普通教室の校内LAN整備率 %	普通教室の無線LAN整備率 %	普通教室の移動通信システム（LTE等）整備率 %	移動系通信を利用している学校の内、無線LAN整備済みの普通教室の数 室	無線LAN又は移動系通信によりインターネット接続を行う普通教室の割合 %	回線速度の契約理論値 ベストエフォート型 %	回線速度の契約理論値 ギャランティ型 %
99.5	97.9	***	***	97.9	90.6	9.4
100.0	100.0	***	***	100.0	0.0	100.0
100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
100.0	100.0	***	***	100.0	0.0	100.0
100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
99.6	98.4	***	***	98.4	74.4	25.6

る。

○市区町村（設置者）別「コンピュータの設置状況」及び「インターネット接続状況」の実態（特別支援学校）

（令和７年３月１日現在）

市　区　町　村　別 （特別支援学校）	教員数 人	授業を担当している教員数 人	指導者用PC台数 台	指導者用PC整備率 %	教員の校務用PC台数 台	教員の校務用PC整備率 %	統合型校務支援システム整備率 %	遠隔教育実施率 %	遠隔教育を実施している学校のうち、「合同授業型」の遠隔授業の実施率 %	遠隔教育を実施している学校のうち、「教師支援型」の遠隔授業の実施率 %	遠隔教育を実施している学校のうち、「教科・科目充実型」の遠隔授業の実施率 %	遠隔教育を実施している学校のうち、個々の児童生徒の状況に応じた遠隔教育の実施率 %
愛知県	2,949	2,758	3,577	121.3	3,696	125.3	100.0	65.6	81.0	28.6	4.8	61.9
名古屋市	489	430	555	113.5	514	105.1	100.0	0.0	***	***	***	***
豊橋市	112	105	46	41.1	123	109.8	100.0	100.0	100.0	0.0	0.0	0.0
瀬戸市	61	57	82	134.4	82	134.4	100.0	100.0	100.0	0.0	0.0	0.0
刈谷市	44	42	11	25.0	68	154.5	100.0	100.0	100.0	100.0	0.0	100.0
豊田市	76	67	85	111.8	99	130.3	100.0	100.0	100.0	100.0	0.0	100.0
合　計	3,731	3,459	4,356	116.8	4,582	122.8	100.0	60.5	84.6	30.8	3.8	57.7

注１）「教員」とは、校長、副校長、教頭、主幹教諭、指導教諭、教諭、助教諭、養護教諭、養護助教諭、栄養教諭、常勤講師、再任用職員（フルタイム）をいう。
注２）「授業を担当している教員」とは、各教科等の授業を定期的に担当している教員をいう。授業を一時的・臨時的に担当する教員は含まない。
注３）「指導者用ＰＣ」とは、教員が使用するために配備されたものをいう。教職員が主として校務用に利用しているコンピュータ（校務用コンピュータ）は含まない。
注４）「指導者用ＰＣ整備率」とは指導者用ＰＣの総数を教員の総数で除して算出した値である。
注５）「教員の校務用ＰＣ」とは、主として教員が校務に使用するコンピュータのことをいう。
注６）「教員の校務用ＰＣ整備率」は、校務用ＰＣの総数を総教員数で除して算出した値である。
注７）「統合型校務支援システム」は、教務系（成績処理、出欠管理、時数等）・保健系（健康診断票、保健室管理等）、指導要録等の学籍関係、学校事務系など統合して
機能を有しているシステムをいう。
注８）「遠隔教育」は、遠隔システムを活用した同時双方向型で行う教育をいう。（「『遠隔教育の推進に向けた施策方針』の策定について（通知）」（文部科学省、平成30年9月20日））
注９）「合同授業型」とは、教師が児童生徒等に対面で授業を行う複数の教室等を遠隔により接続することで、児童生徒が多様な意見や考えに触れたり、協働して学習に取り組んだり
する機会の充実を図る遠隔教育の形態をいう。
注10）「教師支援型」とは、外部人材等の専門家と、児童生徒や教師がいる教室等を遠隔により接続することで、児童生徒の学習活動の質を高めるとともに、
教師の資質向上を図る遠隔教育の形態をいう。
注11）「教科・科目充実型」とは、学校教育法施行規則第77条の２（中学校等）、第88条の３（高等学校等）に基づき、当該教科の免許状を保有する教師による
授業を遠隔により提供することで、生徒の多様な科目選択を可能とすること等により、学習機会の充実を図るものをいう。なお、小学校での活用は想定されない。
注12）遠隔教育を実施している学校のうち、「教科・科目充実型」の遠隔教育の実施率は、「教科・科目充実型」の遠隔授業を実施している学校の総数を、
遠隔教育を実施していると答えた学校の総数から、遠隔教育を実施していると答えた小学校の総数を引いた数で除した値である。
注13）「個々の児童生徒の状況に応じた遠隔教育」とは、外国人児童生徒等への日本語指導、病気療養児・不登校児童生徒等に対する学習指導等の
個々の児童生徒の状況に応じた遠隔教育の形態をいう。

○市区町村（設置者）別「コンピュータの設置状況」及び「インターネット接続状況」の実態（合計）

（令和

市　区　町　村　別 （　合　計　）	学校数 校	児童生徒数 人	普通教室数 室	学習者用PC総台数 台	児童生徒一人当たりの学習者用PC台数 台／人	普通教室の大型提示装置整備率 %	普通教室の校内LAN整備率 %	普通教室の無線LAN整備率 %	普通教室の移動通信システム（LTE等）整備率 %	移動系通信を利用している学校の内、無線LAN整備済みの普通教室の数 室	無線LAN又は移動系通信によりインターネット接続を行う普通教室の割合 %	回線速度の契約理論値ベストエフォート型 %
三重県	75	36,542	1,477	51,978	1.4	95.9	99.4	99.4	***	***	99.4	98.7
津市	70	18,897	945	19,674	1.0	100.0	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0
四日市市	59	22,159	883	22,589	1.0	99.4	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0
伊勢市	32	8,469	407	8,896	1.1	100.0	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0
松阪市	47	11,471	569	11,859	1.0	100.0	100.0	100.0	100.0	569	100.0	100.0
桑名市	38	10,809	505	11,232	1.0	88.5	99.2	99.4	***	***	99.4	100.0
鈴鹿市	40	14,521	680	15,758	1.1	98.1	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0
名張市	19	5,608	298	5,685	1.0	100.0	100.0	100.0	100.0	298	100.0	0.0
尾鷲市	7	810	58	845	1.0	79.3	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0
亀山市	14	4,152	188	4,606	1.1	95.7	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0
鳥羽市	11	913	75	1,111	1.2	73.3	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0
熊野市	13	928	83	934	1.0	89.2	98.8	97.6	***	***	97.6	100.0
いなべ市	15	3,293	176	3,627	1.1	100.0	100.0	100.0	***	***	100.0	93.3
志摩市	13	2,425	136	2,593	1.1	77.2	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0
伊賀市	28	5,756	334	6,330	1.1	97.0	99.4	98.5	***	***	98.5	0.0
木曽岬町	2	343	19	415	1.2	100.0	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0
東員町	8	2,153	101	2,153	1.0	93.1	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0
菰野町	7	3,523	137	3,740	1.1	100.0	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0
朝日町	2	1,146	47	1,498	1.3	100.0	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0
川越町	3	1,327	54	1,366	1.0	94.4	94.4	94.4	***	***	94.4	100.0
多気町	6	807	51	850	1.1	98.0	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0
明和町	6	1,817	93	1,947	1.1	82.8	100.0	97.8	***	***	97.8	100.0
大台町	6	487	41	568	1.2	92.7	97.6	97.6	***	***	97.6	100.0
玉城町	5	1,320	57	1,546	1.2	77.2	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0
度会町	2	539	29	644	1.2	79.3	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0
大紀町	6	321	36	375	1.2	86.1	88.9	88.9	***	***	88.9	100.0
南伊勢町	5	362	39	532	1.5	71.8	97.4	82.1	100.0	32	100.0	100.0
紀北町	12	669	66	788	1.2	90.9	83.3	81.8	***	***	81.8	100.0
御浜町	7	508	47	543	1.1	83.0	95.7	95.7	***	***	95.7	100.0
紀宝町	7	721	63	868	1.2	87.3	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0
多気郡多気町松阪市学	1	331	15	352	1.1	86.7	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0
合　計	566	163,127	7,709	185,902	1.1	95.9	99.5	99.4	11.8	899	99.4	91.3

注１）「児童生徒数」は、令和６年５月１日現在の児童生徒数。
注２）「学習者用ＰＣ」とは、教育用ＰＣのうち、児童生徒が使用するために配備されたものをいう。
注３）「児童生徒一人当たりの学習者用PC台数」は、「学習者用ＰＣ総台数」を令和６年５月１日現在の児童生徒数で除して算出した値である。
注４）「普通教室の大型提示装置整備率」は、大型提示装置を設置している普通教室の総数を普通教室の総数で除して算出した値である。
注５）「普通教室の校内ＬＡＮ整備率」は、校内ＬＡＮを整備する普通教室の総数を普通教室の総数で除して算出した値である。
注６）「普通教室の無線ＬＡＮ整備率」は、無線ＬＡＮを整備する普通教室の総数を普通教室の総数で除して算出した値である。

7年3月1日現在）

回線速度の契約理論値ギャランティ型
%
1.3
0.0
0.0
0.0
0.0
0.0
0.0
100.0
0.0
0.0
0.0
0.0
6.7
0.0
100.0
0.0
0.0
0.0
0.0
0.0
0.0
0.0
0.0
0.0
0.0
0.0
0.0
0.0
0.0
0.0
0.0
0.0
8.7

○市区町村（設置者）別「コンピュータの設置状況」及び「インターネット接続状況」の実態（合計）

（令和７年３月１日現在）

市　区　町　村　別 （　合　計　）	教員数 人	授業を担当している教員数 人	指導者用PC台数 台	指導者用PC整備率 %	教員の校務用PC台数 台	教員の校務用PC整備率 %	統合型校務支援システム整備率 %	遠隔教育実施率 %	遠隔教育を実施している学校のうち、「合同授業型」の遠隔授業の実施率 %	遠隔教育を実施している学校のうち、「教師支援型」の遠隔授業の実施率 %	遠隔教育を実施している学校のうち、「教科・科目充実型」の遠隔授業の実施率 %	遠隔教育を実施している学校のうち、個々の児童生徒の状況に応じた遠隔教育の実施率 %
三重県	3,602	3,297	8,316	230.9	5,340	148.3	100.0	82.7	40.3	30.6	1.6	83.9
津市	1,509	1,280	1,313	87.0	1,656	109.7	100.0	100.0	57.1	32.9	0.0	72.9
四日市市	1,447	1,228	1,701	117.6	1,796	124.1	100.0	67.8	40.0	42.5	20.0	77.5
伊勢市	648	547	1,434	221.3	886	136.7	100.0	50.0	31.3	31.3	0.0	81.3
松阪市	987	818	1,116	113.1	1,024	103.7	0.0	74.5	48.6	28.6	0.0	82.9
桑名市	829	707	973	117.4	896	108.1	94.7	34.2	30.8	69.2	0.0	69.2
鈴鹿市	991	843	1,321	133.3	1,444	145.7	100.0	100.0	45.0	25.0	0.0	92.5
名張市	429	368	527	122.8	476	111.0	0.0	26.3	40.0	20.0	0.0	40.0
尾鷲市	103	82	126	122.3	139	135.0	0.0	28.6	50.0	50.0	0.0	100.0
亀山市	299	256	406	135.8	372	124.4	100.0	85.7	58.3	33.3	0.0	50.0
鳥羽市	135	109	168	124.4	145	107.4	100.0	45.5	60.0	40.0	0.0	40.0
熊野市	156	123	163	104.5	168	107.7	0.0	23.1	66.7	33.3	0.0	33.3
いなべ市	269	219	386	143.5	357	132.7	100.0	13.3	50.0	0.0	0.0	100.0
志摩市	200	169	145	72.5	316	158.0	53.8	38.5	20.0	20.0	0.0	100.0
伊賀市	551	463	619	112.3	714	129.6	100.0	67.9	36.8	36.8	0.0	78.9
木曽岬町	30	22	73	243.3	35	116.7	0.0	50.0	0.0	0.0	0.0	100.0
東員町	164	135	167	101.8	182	111.0	100.0	25.0	0.0	0.0	0.0	100.0
菰野町	208	180	371	178.4	259	124.5	100.0	100.0	0.0	0.0	0.0	100.0
朝日町	66	57	101	153.0	91	137.9	100.0	100.0	50.0	100.0	0.0	100.0
川越町	82	72	94	114.6	92	112.2	100.0	100.0	100.0	100.0	0.0	100.0
多気町	103	73	24	23.3	126	122.3	100.0	66.7	75.0	50.0	0.0	0.0
明和町	144	118	224	155.6	187	129.9	100.0	100.0	100.0	33.3	0.0	50.0
大台町	82	67	130	158.5	122	148.8	0.0	83.3	60.0	20.0	0.0	80.0
玉城町	109	91	127	116.5	125	114.7	100.0	60.0	66.7	66.7	0.0	33.3
度会町	46	38	63	137.0	60	130.4	100.0	100.0	100.0	50.0	0.0	100.0
大紀町	70	51	91	130.0	102	145.7	100.0	33.3	50.0	0.0	0.0	50.0
南伊勢町	60	44	114	190.0	105	175.0	100.0	80.0	75.0	50.0	0.0	50.0
紀北町	133	96	101	75.9	176	132.3	0.0	41.7	40.0	20.0	0.0	100.0
御浜町	81	65	99	122.2	93	114.8	0.0	42.9	66.7	66.7	0.0	33.3
紀宝町	84	72	112	133.3	129	153.6	0.0	57.1	50.0	50.0	0.0	50.0
多気郡多気町松阪市学	29	27	5	17.2	37	127.6	100.0	100.0	100.0	0.0	0.0	100.0
合　計	13,646	11,717	20,610	151.0	17,650	129.3	77.4	67.7	47.0	33.9	2.4	76.8

注１）「教員」とは、校長、副校長、教頭、主幹教諭、指導教諭、教諭、助教諭、養護教諭、養護助教諭、栄養教諭、常勤講師、再任用職員（フルタイム）をいう。
注２）「授業を担当している教員」とは、各教科等の授業を定期的に担当している教員をいう。授業を一時的・臨時的に担当する教員は含まない。
注３）「指導者用ＰＣ」とは、教員が使用するために配備されたものをいう。教職員が主として校務用に利用しているコンピュータ（校務用コンピュータ）は含まない。
注４）「指導者用ＰＣ整備率」とは指導者用ＰＣの総数を教員の総数で除して算出した値である。
注５）「教員の校務用ＰＣ」とは、主として教員が校務に使用するコンピュータのことをいう。
注６）「教員の校務用ＰＣ整備率」は、校務用ＰＣの総数を総教員数で除して算出した値である。
注７）「統合型校務支援システム」は、教務系（成績処理、出欠管理、時数等）・保健系（健康診断票、保健室管理等）、指導要録等の学籍関係、学校事務系など統合して
　　機能を有しているシステムをいう。
注８）「遠隔教育」は、遠隔システムを活用した同時双方向型で行う教育をいう。（「『遠隔教育の推進に向けた施策方針』の策定について（通知）」（文部科学省、平成30年9月20日））
注９）「合同授業型」とは、教師が児童生徒等に対面で授業を行う複数の教室等を遠隔により接続することで、児童生徒が多様な意見や考えに触れたり、協働して学習に取り組んだり
　　する機会の充実を図る遠隔教育の形態をいう。
注10）「教師支援型」とは、外部人材等の専門家と、児童生徒や教師がいる教室等を遠隔により接続することで、児童生徒の学習活動の質を高めるとともに、
　　教師の資質向上を図る遠隔教育の形態をいう。
注11）「教科・科目充実型」とは、学校教育法施行規則第77条の２（中学校等）、第88条の３（高等学校等）に基づき、当該教科の免許状を保有する教師による
　　授業を遠隔により提供することで、生徒の多様な科目選択を可能とすること等により、学習機会の充実を図るものをいう。なお、小学校での活用は想定されない。
注12）遠隔教育を実施している学校のうち、「教科・科目充実型」の遠隔教育の実施率は、「教科・科目充実型」の遠隔授業を実施している学校の総数を、
　　遠隔教育を実施していると答えた学校の総数から、遠隔教育を実施していると答えた小学校の総数を引いた数で除した値である。
注13）「個々の児童生徒の状況に応じた遠隔教育」とは、外国人児童生徒等への日本語指導、病気療養児・不登校児童生徒等に対する学習指導等の
　　個々の児童生徒の状況に応じた遠隔教育の形態をいう。

○市区町村（設置者）別「コンピュータの設置状況」及び「インターネット接続状況」の実態（小学校）

市　区　町　村　別 （　小　学　校　）	学校数 校	児童生徒数 人	普通教室数 室	学習者用PC総台数 台	児童生徒一人当たりの学習者用PC台数 台／人	普通教室の大型提示装置整備率 %	普通教室の校内LAN整備率 %	普通教室の無線LAN整備率 %	普通教室の移動通信システム（LTE等）整備率 %	移動系通信を利用している学校の内、無線LAN整備済みの普通教室の数 室	無線LAN又は移動系通信によりインターネット接続を行う普通教室の割合 %
津市	49	12,491	666	13,120	1.1	100.0	100.0	100.0	***	***	100.0
四日市市	37	14,684	618	14,802	1.0	99.2	100.0	100.0	***	***	100.0
伊勢市	22	5,478	286	5,510	1.0	100.0	100.0	100.0	***	***	100.0
松阪市	36	7,501	414	7,502	1.0	100.0	100.0	100.0	100.0	414	100.0
桑名市	28	7,005	368	7,125	1.0	88.6	98.9	99.2	***	***	99.2
鈴鹿市	30	9,523	477	10,431	1.1	97.5	100.0	100.0	***	***	100.0
名張市	14	3,650	205	3,619	1.0	100.0	100.0	100.0	100.0	205	100.0
尾鷲市	5	488	42	490	1.0	73.8	100.0	100.0	***	***	100.0
亀山市	11	2,772	141	3,102	1.1	95.7	100.0	100.0	***	***	100.0
鳥羽市	7	584	48	667	1.1	83.3	100.0	100.0	***	***	100.0
熊野市	8	621	56	624	1.0	91.1	98.2	96.4	***	***	96.4
いなべ市	11	2,160	127	2,279	1.1	100.0	100.0	100.0	***	***	100.0
志摩市	7	1,525	85	1,584	1.0	87.1	100.0	100.0	***	***	100.0
伊賀市	18	3,717	228	4,065	1.1	95.6	99.1	98.7	***	***	98.7
木曽岬町	1	205	11	239	1.2	100.0	100.0	100.0	***	***	100.0
東員町	6	1,455	74	1,455	1.0	97.3	100.0	100.0	***	***	100.0
菰野町	5	2,320	96	2,471	1.1	100.0	100.0	100.0	***	***	100.0
朝日町	1	693	30	940	1.4	100.0	100.0	100.0	***	***	100.0
川越町	2	867	37	891	1.0	91.9	91.9	91.9	***	***	91.9
多気町	5	688	44	695	1.0	97.7	100.0	100.0	***	***	100.0
明和町	5	1,227	64	1,318	1.1	87.5	100.0	96.9	***	***	96.9
大台町	4	306	28	334	1.1	96.4	96.4	96.4	***	***	96.4
玉城町	4	854	42	1,033	1.2	95.2	100.0	100.0	***	***	100.0
度会町	1	336	18	401	1.2	83.3	100.0	100.0	***	***	100.0
大紀町	4	204	28	244	1.2	82.1	85.7	85.7	***	***	85.7
南伊勢町	3	242	23	333	1.4	82.6	95.7	69.6	100.0	16	100.0
紀北町	8	418	44	514	1.2	88.6	81.8	81.8	***	***	81.8
御浜町	4	325	31	350	1.1	90.3	100.0	100.0	***	***	100.0
紀宝町	5	492	43	629	1.3	95.3	100.0	100.0	***	***	100.0
合　　計	341	82,831	4,374	86,767	1.0	96.6	99.5	99.2	14.7	635	99.4

注１）「児童生徒数」は、令和６年５月１日現在の児童生徒数。
注２）「学習者用ＰＣ」とは、教育用ＰＣのうち、児童生徒が使用するために配備されたものをいう。
注３）「児童生徒一人当たりの学習者用PC台数」は、「学習者用ＰＣ総台数」を令和６年５月１日現在の児童生徒数で除して算出した値である。
注４）「普通教室の大型提示装置整備率」は、大型提示装置を設置している普通教室の総数を普通教室の総数で除して算出した値である。
注５）「普通教室の校内ＬＡＮ整備率」は、校内ＬＡＮを整備する普通教室の総数を普通教室の総数で除して算出した値である。
注６）「普通教室の無線ＬＡＮ整備率」は、無線ＬＡＮを整備する普通教室の総数を普通教室の総数で除して算出した値である。

（令和７年３月１日現在）

回線速度の契約理論値ベストエフォート型 %	回線速度の契約理論値ギャランティ型 %
100.0	0.0
100.0	0.0
100.0	0.0
100.0	0.0
100.0	0.0
100.0	0.0
0.0	100.0
100.0	0.0
100.0	0.0
100.0	0.0
100.0	0.0
100.0	0.0
100.0	0.0
0.0	100.0
100.0	0.0
100.0	0.0
100.0	0.0
100.0	0.0
100.0	0.0
100.0	0.0
100.0	0.0
100.0	0.0
100.0	0.0
100.0	0.0
100.0	0.0
100.0	0.0
100.0	0.0
100.0	0.0
100.0	0.0
100.0	0.0
90.6	9.4

○市区町村（設置者）別「コンピュータの設置状況」及び「インターネット接続状況」の実態（小学校）

（令和７年３月１日現在）

市　区　町　村　別 （　小　学　校　）	教員数 人	授業を担当している教員数 人	指導者用PC台数 台	指導者用PC整備率 %	教員の校務用PC台数 台	教員の校務用PC整備率 %	統合型校務支援システム整備率 %	遠隔教育実施率 %	遠隔教育を実施している学校のうち、「合同授業型」の遠隔授業の実施率 %	遠隔教育を実施している学校のうち、「教師支援型」の遠隔授業の実施率 %	遠隔教育を実施している学校のうち、「教科・科目充実型」の遠隔授業の実施率 %	遠隔教育を実施している学校のうち、個々の児童生徒の状況に応じた遠隔教育の実施率 %
津市	967	809	840	86.9	1,063	109.9	100.0	100.0	65.3	36.7	***	67.3
四日市市	910	761	1,051	115.5	1,106	121.5	100.0	67.6	52.0	28.0	***	68.0
伊勢市	426	352	876	205.6	566	132.9	100.0	45.5	40.0	40.0	***	70.0
松阪市	643	527	736	114.5	679	105.6	0.0	72.2	53.8	30.8	***	80.8
桑名市	544	446	621	114.2	591	108.6	96.4	32.1	44.4	77.8	***	55.6
鈴鹿市	646	540	877	135.8	966	149.5	100.0	100.0	43.3	16.7	***	90.0
名張市	275	234	328	119.3	307	111.6	0.0	21.4	33.3	0.0	***	66.7
尾鷲市	68	53	88	129.4	98	144.1	0.0	20.0	100.0	100.0	***	100.0
亀山市	203	172	281	138.4	265	130.5	100.0	81.8	77.8	44.4	***	33.3
鳥羽市	84	69	100	119.0	102	121.4	100.0	42.9	33.3	33.3	***	66.7
熊野市	93	71	78	83.9	104	111.8	0.0	12.5	0.0	0.0	***	100.0
いなべ市	170	136	249	146.5	224	131.8	100.0	9.1	0.0	0.0	***	100.0
志摩市	105	92	84	80.0	155	147.6	100.0	0.0	***	***	***	***
伊賀市	349	296	382	109.5	456	130.7	100.0	66.7	41.7	41.7	***	83.3
木曽岬町	17	12	37	217.6	22	129.4	0.0	0.0	***	***	***	***
東員町	110	90	116	105.5	127	115.5	100.0	16.7	0.0	0.0	***	100.0
菰野町	135	116	247	183.0	160	118.5	100.0	100.0	0.0	0.0	***	100.0
朝日町	38	33	44	115.8	53	139.5	100.0	100.0	0.0	100.0	***	100.0
川越町	52	45	62	119.2	60	115.4	100.0	100.0	100.0	100.0	***	100.0
多気町	86	59	19	22.1	101	117.4	100.0	60.0	66.7	66.7	***	0.0
明和町	95	78	147	154.7	138	145.3	100.0	100.0	100.0	40.0	***	40.0
大台町	46	39	83	180.4	79	171.7	0.0	75.0	66.7	0.0	***	66.7
玉城町	71	59	83	116.9	89	125.4	100.0	50.0	50.0	100.0	***	50.0
度会町	29	25	31	106.9	30	103.4	100.0	100.0	100.0	0.0	***	100.0
大紀町	42	29	38	90.5	62	147.6	100.0	50.0	50.0	0.0	***	50.0
南伊勢町	37	27	65	175.7	52	140.5	100.0	66.7	50.0	100.0	***	50.0
紀北町	74	55	54	73.0	103	139.2	0.0	25.0	0.0	0.0	***	100.0
御浜町	45	36	54	120.0	51	113.3	0.0	75.0	66.7	66.7	***	33.3
紀宝町	56	48	74	132.1	84	150.0	0.0	60.0	66.7	66.7	***	33.3
合　　計	6,416	5,309	7,745	120.7	7,893	123.0	74.8	62.8	53.3	35.0	***	70.6

注１）「教員」とは、校長、副校長、教頭、主幹教諭、指導教諭、教諭、助教諭、養護教諭、養護助教諭、栄養教諭、常勤講師、再任用職員（フルタイム）をいう。
注２）「授業を担当している教員」とは、各教科等の授業を定期的に担当している教員をいう。授業を一時的・臨時的に担当する教員は含まない。
注３）「指導者用ＰＣ」とは、教員が使用するために配備されたものをいう。教職員が主として校務用に利用しているコンピュータ（校務用コンピュータ）は含まない。
注４）「指導者用ＰＣ整備率」とは指導者用ＰＣの総数を教員の総数で除して算出した値である。
注５）「教員の校務用ＰＣ」とは、主として教員が校務に使用するコンピュータのことをいう。
注６）「教員の校務用ＰＣ整備率」は、校務用ＰＣの総数を総教員数で除して算出した値である。
注７）「統合型校務支援システム」は、教務系（成績処理、出欠管理、時数等）・保健系（健康診断票、保健室管理等）、指導要録等の学籍関係、学校事務系など統合して
　　機能を有しているシステムをいう。
注８）「遠隔教育」は、遠隔システムを活用した同時双方向型で行う教育をいう。（「『遠隔教育の推進に向けた施策方針』の策定について（通知）」（文部科学省、平成30年9月20日））
注９）「合同授業型」とは、教師が児童生徒等に対面で授業を行う複数の教室等を遠隔により接続することで、児童生徒が多様な意見や考えに触れたり、協働して学習に取り組んだり
　　する機会の充実を図る遠隔教育の形態をいう。
注10）「教師支援型」とは、外部人材等の専門家と、児童生徒や教師がいる教室等を遠隔により接続することで、児童生徒の学習活動の質を高めるとともに、
　　教師の資質向上を図る遠隔教育の形態をいう。
注11）「教科・科目充実型」とは、学校教育法施行規則第77条の２（中学校等）、第88条の３（高等学校等）に基づき、当該教科の免許状を保有する教師による
　　授業を遠隔により提供することで、生徒の多様な科目選択を可能とすること等により、学習機会の充実を図るものをいう。なお、小学校での活用は想定されない。
注12）遠隔教育を実施している学校のうち、「教科・科目充実型」の遠隔教育の実施率は、「教科・科目充実型」の遠隔授業を実施している学校の総数を、
　　遠隔教育を実施していると答えた学校の総数から、遠隔教育を実施していると答えた小学校の総数を引いた数で除した値である。
注13）「個々の児童生徒の状況に応じた遠隔教育」とは、外国人児童生徒等への日本語指導、病気療養児・不登校児童生徒等に対する学習指導等の
　　個々の児童生徒の状況に応じた遠隔教育の形態をいう。

○市区町村（設置者）別「コンピュータの設置状況」及び「インターネット接続状況」の実態（中学校）

（令和

市　区　町　村　別 （　中　学　校　）	学校数 校	児童生徒数 人	普通教室数 室	学習者用PC総台数 台	児童生徒一人当たりの学習者用PC台数 台／人	普通教室の大型提示装置整備率 %	普通教室の校内LAN整備率 %	普通教室の無線LAN整備率 %	普通教室の移動通信システム（LTE等）整備率 %	移動系通信を利用している学校の内、無線LAN整備済みの普通教室の数 室	無線LAN又は移動系通信によりインターネット接続を行う普通教室の割合 %	回線速度の契約理論値ベストエフォート型 %
津市	20	6,181	266	6,312	1.0	100.0	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0
四日市市	22	7,475	265	7,787	1.0	100.0	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0
伊勢市	10	2,991	121	3,386	1.1	100.0	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0
松阪市	11	3,970	155	4,357	1.1	100.0	100.0	100.0	100.0	155	100.0	100.0
桑名市	10	3,804	137	4,107	1.1	88.3	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0
鈴鹿市	10	4,998	203	5,327	1.1	99.5	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0
名張市	5	1,958	93	2,066	1.1	100.0	100.0	100.0	100.0	93	100.0	0.0
尾鷲市	2	322	16	355	1.1	93.8	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0
亀山市	3	1,380	47	1,504	1.1	95.7	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0
鳥羽市	4	329	27	444	1.3	55.6	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0
熊野市	5	307	27	310	1.0	85.2	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0
いなべ市	4	1,133	49	1,348	1.2	100.0	100.0	100.0	***	***	100.0	75.0
志摩市	6	900	51	1,009	1.1	60.8	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0
伊賀市	10	2,039	106	2,265	1.1	100.0	100.0	98.1	***	***	98.1	0.0
木曽岬町	1	138	8	176	1.3	100.0	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0
東員町	2	698	27	698	1.0	81.5	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0
菰野町	2	1,203	41	1,269	1.1	100.0	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0
朝日町	1	453	17	558	1.2	100.0	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0
川越町	1	460	17	475	1.0	100.0	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0
多気町	1	119	7	155	1.3	100.0	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0
明和町	1	590	29	629	1.1	72.4	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0
大台町	2	181	13	234	1.3	84.6	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0
玉城町	1	466	15	513	1.1	26.7	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0
度会町	1	203	11	243	1.2	72.7	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0
大紀町	2	117	8	131	1.1	100.0	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0
南伊勢町	2	120	16	199	1.7	56.3	100.0	100.0	100.0	16	100.0	100.0
紀北町	4	251	22	274	1.1	95.5	86.4	81.8	***	***	81.8	100.0
御浜町	3	183	16	193	1.1	68.8	87.5	87.5	***	***	87.5	100.0
紀宝町	2	229	20	239	1.0	70.0	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0
多気郡多気町松阪市学	1	331	15	352	1.1	86.7	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0
合　　計	149	43,529	1,845	46,915	1.1	94.3	99.7	99.6	14.3	264	99.6	89.3

注１）「児童生徒数」は、令和６年５月１日現在の児童生徒数。
注２）「学習者用ＰＣ」とは、教育用ＰＣのうち、児童生徒が使用するために配備されたものをいう。
注３）「児童生徒一人当たりの学習者用PC台数」は、「学習者用ＰＣ総台数」を令和６年５月１日現在の児童生徒数で除して算出した値である。
注４）「普通教室の大型提示装置整備率」は、大型提示装置を設置している普通教室の総数を普通教室の総数で除して算出した値である。
注５）「普通教室の校内ＬＡＮ整備率」は、校内ＬＡＮを整備する普通教室の総数を普通教室の総数で除して算出した値である。
注６）「普通教室の無線ＬＡＮ整備率」は、無線ＬＡＮを整備する普通教室の総数を普通教室の総数で除して算出した値である。

7年3月1日現在）

回線速度の契約理論値ギャランティ型
%
0.0
0.0
0.0
0.0
0.0
0.0
100.0
0.0
0.0
0.0
0.0
25.0
0.0
100.0
0.0
0.0
0.0
0.0
0.0
0.0
0.0
0.0
0.0
0.0
0.0
0.0
0.0
0.0
0.0
0.0
0.0
10.7

○市区町村（設置者）別「コンピュータの設置状況」及び「インターネット接続状況」の実態（中学校）

（令和７年３月１日現在）

市　区　町　村　別 （　中　学　校　）	教員数 人	授業を担当している教員数 人	指導者用PC台数 台	指導者用PC整備率 %	教員の校務用PC台数 台	教員の校務用PC整備率 %	統合型校務支援システム整備率 %	遠隔教育実施率 %	遠隔教育を実施している学校のうち、「合同授業型」の遠隔授業の実施率 %	遠隔教育を実施している学校のうち、「教師支援型」の遠隔授業の実施率 %	遠隔教育を実施している学校のうち、「教科・科目充実型」の遠隔授業の実施率 %	遠隔教育を実施している学校のうち、個々の児童生徒の状況に応じた遠隔教育の実施率 %
津市	517	452	454	87.8	564	109.1	100.0	100.0	40.0	25.0	0.0	85.0
四日市市	537	467	650	121.0	690	128.5	100.0	68.2	20.0	66.7	20.0	93.3
伊勢市	222	195	558	251.4	320	144.1	100.0	60.0	16.7	16.7	0.0	100.0
松阪市	344	291	380	110.5	345	100.3	0.0	81.8	33.3	22.2	0.0	88.9
桑名市	285	261	352	123.5	305	107.0	90.0	40.0	0.0	50.0	0.0	100.0
鈴鹿市	345	303	444	128.7	478	138.6	100.0	100.0	50.0	50.0	0.0	100.0
名張市	154	134	199	129.2	169	109.7	0.0	40.0	50.0	50.0	0.0	0.0
尾鷲市	35	29	38	108.6	41	117.1	0.0	50.0	0.0	0.0	0.0	100.0
亀山市	96	84	125	130.2	107	111.5	100.0	100.0	0.0	0.0	0.0	100.0
鳥羽市	51	40	68	133.3	43	84.3	100.0	50.0	100.0	50.0	0.0	0.0
熊野市	63	52	85	134.9	64	101.6	0.0	40.0	100.0	50.0	0.0	0.0
いなべ市	99	83	137	138.4	133	134.3	100.0	25.0	100.0	0.0	0.0	100.0
志摩市	95	77	61	64.2	161	169.5	0.0	83.3	20.0	20.0	0.0	100.0
伊賀市	202	167	237	117.3	258	127.7	100.0	70.0	28.6	28.6	0.0	71.4
木曽岬町	13	10	36	276.9	13	100.0	0.0	100.0	0.0	0.0	0.0	100.0
東員町	54	45	51	94.4	55	101.9	100.0	50.0	0.0	0.0	0.0	100.0
菰野町	73	64	124	169.9	99	135.6	100.0	100.0	0.0	0.0	0.0	100.0
朝日町	28	24	57	203.6	38	135.7	100.0	100.0	100.0	100.0	0.0	100.0
川越町	30	27	32	106.7	32	106.7	100.0	100.0	100.0	100.0	0.0	100.0
多気町	17	14	5	29.4	25	147.1	100.0	100.0	100.0	0.0	0.0	0.0
明和町	49	40	77	157.1	49	100.0	100.0	100.0	100.0	0.0	0.0	100.0
大台町	36	28	47	130.6	43	119.4	0.0	100.0	50.0	50.0	0.0	100.0
玉城町	38	32	44	115.8	36	94.7	100.0	100.0	100.0	0.0	0.0	0.0
度会町	17	13	32	188.2	30	176.5	100.0	100.0	100.0	100.0	0.0	100.0
大紀町	28	22	53	189.3	40	142.9	100.0	0.0	***	***	***	***
南伊勢町	23	17	49	213.0	53	230.4	100.0	100.0	100.0	0.0	0.0	50.0
紀北町	59	41	47	79.7	73	123.7	0.0	75.0	66.7	33.3	0.0	100.0
御浜町	36	29	45	125.0	42	116.7	0.0	0.0	***	***	***	***
紀宝町	28	24	38	135.7	45	160.7	0.0	50.0	0.0	0.0	0.0	100.0
多気郡多気町松阪市学	29	27	5	17.2	37	127.6	100.0	100.0	100.0	0.0	0.0	100.0
合　　計	3,603	3,092	4,530	125.7	4,388	121.8	71.8	71.1	38.7	34.0	2.8	84.9

注１）「教員」とは、校長、副校長、教頭、主幹教諭、指導教諭、教諭、助教諭、養護教諭、養護助教諭、栄養教諭、常勤講師、再任用職員（フルタイム）をいう。
注２）「授業を担当している教員」とは、各教科等の授業を定期的に担当している教員をいう。授業を一時的・臨時的に担当する教員は含まない。
注３）「指導者用ＰＣ」とは、教員が使用するために配備されたものをいう。教職員が主として校務用に利用しているコンピュータ（校務用コンピュータ）は含まない。
注４）「指導者用ＰＣ整備率」とは指導者用ＰＣの総数を教員の総数で除して算出した値である。
注５）「教員の校務用ＰＣ」とは、主として教員が校務に使用するコンピュータのことをいう。
注６）「教員の校務用ＰＣ整備率」は、校務用ＰＣの総数を総教員数で除して算出した値である。
注７）「統合型校務支援システム」は、教務系（成績処理、出欠管理、時数等）・保健系（健康診断票、保健室管理等）、指導要録等の学籍関係、学校事務系など統合して
　　機能を有しているシステムをいう。
注８）「遠隔教育」は、遠隔システムを活用した同時双方向型で行う教育をいう。（「『遠隔教育の推進に向けた施策方針』の策定について（通知）」（文部科学省、平成30年9月20日））
注９）「合同授業型」とは、教師が児童生徒等に対面で授業を行う複数の教室等を遠隔により接続することで、児童生徒が多様な意見や考えに触れたり、協働して学習に取り組んだり
　　する機会の充実を図る遠隔教育の形態をいう。
注10）「教師支援型」とは、外部人材等の専門家と、児童生徒や教師がいる教室等を遠隔により接続することで、児童生徒の学習活動の質を高めるとともに、
　　教師の資質向上を図る遠隔教育の形態をいう。
注11）「教科・科目充実型」とは、学校教育法施行規則第77条の２（中学校等）、第88条の３（高等学校等）に基づき、当該教科の免許状を保有する教師による
　　授業を遠隔により提供することで、生徒の多様な科目選択を可能とすること等により、学習機会の充実を図るものをいう。なお、小学校での活用は想定されない。
注12）遠隔教育を実施している学校のうち、「教科・科目充実型」の遠隔教育の実施率は、「教科・科目充実型」の遠隔授業を実施している学校の総数を、
　　遠隔教育を実施していると答えた学校の総数から、遠隔教育を実施していると答えた小学校の総数を引いた数で除した値である。
注13）「個々の児童生徒の状況に応じた遠隔教育」とは、外国人児童生徒等への日本語指導、病気療養児・不登校児童生徒等に対する学習指導等の
　　個々の児童生徒の状況に応じた遠隔教育の形態をいう。

○市区町村（設置者）別「コンピュータの設置状況」及び「インターネット接続状況」の実態（義務教育学校）

市　区　町　村　別 （義務教育学校）	学校数 校	児童生徒数 人	普通教室数 室	学習者用PC総台数 台	児童生徒一人当たりの学習者用PC台数 台／人	普通教室の大型提示装置整備率 %
津市	1	225	13	242	1.1	100.0
合　計	1	225	13	242	1.1	100.0

注１）「児童生徒数」は、令和６年５月１日現在の児童生徒数。
注２）「学習者用ＰＣ」とは、教育用ＰＣのうち、児童生徒が使用するために配備されたものをいう。
注３）「児童生徒一人当たりの学習者用PC台数」は、「学習者用ＰＣ総台数」を令和６年５月１日現在の児童生徒数で除して算出した値であ
注４）「普通教室の大型提示装置整備率」は、大型提示装置を設置している普通教室の総数を普通教室の総数で除して算出した値である。
注５）「普通教室の校内ＬＡＮ整備率」は、校内ＬＡＮを整備する普通教室の総数を普通教室の総数で除して算出した値である。
注６）「普通教室の無線ＬＡＮ整備率」は、無線ＬＡＮを整備する普通教室の総数を普通教室の総数で除して算出した値である。

（令和７年３月１日現在）

普通教室の校内LAN整備率 %	普通教室の無線LAN整備率 %	普通教室の移動通信システム（LTE等）整備率 %	移動系通信を利用している学校の内、無線LAN整備済みの普通教室の数 室	無線LAN又は移動系通信によりインターネット接続を行う普通教室の割合 %	回線速度の契約理論値 ベストエフォート型 %	回線速度の契約理論値 ギャランティ型 %
100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0

る。

○市区町村（設置者）別「コンピュータの設置状況」及び「インターネット接続状況」の実態（義務教育学校）

（令和７年３月１日現在）

市　区　町　村　別 （義務教育学校）	教員数 人	授業を担当している教員数 人	指導者用PC台数 台	指導者用PC整備率 %	教員の校務用PC台数 台	教員の校務用PC整備率 %	統合型校務支援システム整備率 %	遠隔教育実施率 %	遠隔教育を実施している学校のうち、「合同授業型」の遠隔授業の実施率 %	遠隔教育を実施している学校のうち、「教師支援型」の遠隔授業の実施率 %	遠隔教育を実施している学校のうち、「教科・科目充実型」の遠隔授業の実施率 %	遠隔教育を実施している学校のうち、個々の児童生徒の状況に応じた遠隔教育の実施率 %
津市	25	19	19	76.0	29	116.0	100.0	100.0	0.0	0.0	0.0	100.0
合　計	25	19	19	76.0	29	116.0	100.0	100.0	0.0	0.0	0.0	100.0

注１）「教員」とは、校長、副校長、教頭、主幹教諭、指導教諭、教諭、助教諭、養護教諭、養護助教諭、栄養教諭、常勤講師、再任用職員（フルタイム）をいう。
注２）「授業を担当している教員」とは、各教科等の授業を定期的に担当している教員をいう。授業を一時的・臨時的に担当する教員は含まない。
注３）「指導者用ＰＣ」とは、教員が使用するために配備されたものをいう。教職員が主として校務用に利用しているコンピュータ（校務用コンピュータ）は含まない。
注４）「指導者用ＰＣ整備率」とは指導者用ＰＣの総数を教員の総数で除して算出した値である。
注５）「教員の校務用ＰＣ」とは、主として教員が校務に使用するコンピュータのことをいう。
注６）「教員の校務用ＰＣ整備率」は、校務用ＰＣの総数を総教員数で除して算出した値である。
注７）「統合型校務支援システム」は、教務系（成績処理、出欠管理、時数等）・保健系（健康診断票、保健室管理等）、指導要録等の学籍関係、学校事務系など統合して
　　機能を有しているシステムをいう。
注８）「遠隔教育」は、遠隔システムを活用した同時双方向型で行う教育をいう。（「『遠隔教育の推進に向けた施策方針』の策定について（通知）」（文部科学省、平成30年9月20日））
注９）「合同授業型」とは、教師が児童生徒等に対面で授業を行う複数の教室等を遠隔により接続することで、児童生徒が多様な意見や考えに触れたり、協働して学習に取り組んだり
　　する機会の充実を図る遠隔教育の形態をいう。
注10）「教師支援型」とは、外部人材等の専門家と、児童生徒や教師がいる教室等を遠隔により接続することで、児童生徒の学習活動の質を高めるとともに、
　　教師の資質向上を図る遠隔教育の形態をいう。
注11）「教科・科目充実型」とは、学校教育法施行規則第77条の２（中学校等）、第88条の３（高等学校等）に基づき、当該教科の免許状を保有する教師による
　　授業を遠隔により提供することで、生徒の多様な科目選択を可能とすること等により、学習機会の充実を図るものをいう。なお、小学校での活用は想定されない。
注12）遠隔教育を実施している学校のうち、「教科・科目充実型」の遠隔教育の実施率は、「教科・科目充実型」の遠隔授業を実施している学校の総数を、
　　遠隔教育を実施していると答えた学校の総数から、遠隔教育を実施していると答えた小学校の総数を引いた数で除した値である。
注13）「個々の児童生徒の状況に応じた遠隔教育」とは、外国人児童生徒等への日本語指導、病気療養児・不登校児童生徒等に対する学習指導等の
　　個々の児童生徒の状況に応じた遠隔教育の形態をいう。

○市区町村（設置者）別「コンピュータの設置状況」及び「インターネット接続状況」の実態（高等学校）

（令和７年３月１日現在）

市区町村別（高等学校）	学校数	学校数（専門学科・総合学科単独及び複数学科設置校）	児童生徒数	児童生徒数（専門学科・総合学科単独及び複数学科設置校）	普通教室数	普通教室数（専門学科・総合学科単独及び複数学科設置校）	学習者用PC総台数	学習者用PC総台数（専門学科・総合学科単独及び複数学科設置校）	児童生徒一人当たりの学習者用PC台数	児童生徒一人当たりの学習者用PC台数（専門学科・総合学科単独及び複数学科設置校）	普通教室の大型提示装置整備率	普通教室の大型提示装置整備率（専門学科・総合学科単独及び複数学科設置校）	普通教室の校内LAN整備率	普通教室の校内LAN整備率（専門学科・総合学科単独及び複数学科設置校）	普通教室の無線LAN整備率	普通教室の無線LAN整備率（専門学科・総合学科単独及び複数学科設置校）	普通教室の移動通信システム（LTE等）整備率	普通教室の移動通信システム（LTE等）整備率（専門学科・総合学科単独及び複数学科設置校）	移動系通信を利用している学校の内、無線LAN整備済みの普通教室の数	移動系通信を利用している学校の内、無線LAN整備済みの普通教室の数（専門学科・総合学科単独及び複数学科設置校）	無線LAN又は移動系通信によりインターネット接続を行う普通教室の割合	無線LAN又は移動系通信によりインターネット接続を行う普通教室の割合（専門学科・総合学科単独及び複数学科設置校）	回線速度の契約理論値ベストエフォート型	回線速度の契約理論値ベストエフォート型（専門学科・総合学科単独及び複数学科設置校）	回線速度の契約理論値ギャランティ型	回線速度の契約理論値ギャランティ型（専門学科・総合学科単独及び複数学科設置校）
	校	校	人	人	室	室	台	台	台／人	台／人	%	%	%	%	%	%	%	%	室	室	%	%	%	%	%	%	%
三重県	57	39	34,728	24,685	1,016	707	50,023	34,801	1.4	1.4	98.8	99.3	99.1	100.0	99.1	100.0	***	***	***	***	99.1	100.0	98.2	100.0	1.8	0.0
合計	57	39	34,728	24,685	1,016	707	50,023	34,801	1.4	1.4	98.8	99.3	99.1	100.0	99.1	100.0	***	***	***	***	99.1	100.0	98.2	100.0	1.8	0.0

注１）「児童生徒数」は、令和６年５月１日現在の児童生徒数。
注２）「学習者用ＰＣ」とは、教育用ＰＣのうち、児童生徒が使用するために配備されたものをいう。
注３）「児童生徒一人当たりの学習者用PC台数」は、「学習者用ＰＣ総台数」を令和６年５月１日現在の児童生徒数で除して算出した値である。
注４）「普通教室の大型提示装置整備率」は、大型提示装置を設置している普通教室の総数を普通教室の総数で除して算出した値である。
注５）「普通教室の校内ＬＡＮ整備率」は、校内ＬＡＮを整備する普通教室の総数を普通教室の総数で除して算出した値である。
注６）「普通教室の無線ＬＡＮ整備率」は、無線ＬＡＮを整備する普通教室の総数を普通教室の総数で除して算出した値である。

○市区町村（設置者）別「コンピュータの設置状況」及び「インターネット接続状況」の実態（高等学校）

（令和７年３月１日現在）

市区町村別（高等学校）	教員数	教員数（専門学科・総合学科単独及び複数学科設置校）	授業を担当している教員数	授業を担当している教員数（専門学科・総合学科単独及び複数学科設置校）	指導者用PC台数	指導者用PC台数（専門学科・総合学科単独及び複数学科設置校）	指導者用PC整備率	指導者用PC整備率（専門学科・総合学科単独及び複数学科設置校）	教員の校務用PC台数	教員の校務用PC台数（専門学科・総合学科単独及び複数学科設置校）	教員の校務用PC整備率	教員の校務用PC整備率（専門学科・総合学科単独及び複数学科設置校）	統合型校務支援システム整備率	統合型校務支援システム整備率（専門学科・総合学科単独及び複数学科設置校）	遠隔教育実施率	遠隔教育実施率（専門学科・総合学科単独及び複数学科設置校）	遠隔教育を実施している学校のうち、「合同授業型」の遠隔授業の実施率	遠隔教育を実施している学校のうち、「合同授業型」の遠隔授業の実施率（専門学科・総合学	遠隔教育を実施している学校のうち、「教師支援型」の遠隔授業の実施率	遠隔教育を実施している学校のうち、「教師支援型」の遠隔授業の実施率（専門学科・総合学	遠隔教育を実施している学校のうち、「教科・科目充実型」の遠隔授業の実施率	遠隔教育を実施している学校のうち、「教科・科目充実型」の遠隔授業の実施率（専門学	遠隔教育を実施している学校のうち、個々の児童生徒の状況に応じた遠隔教育の実施率	遠隔教育を実施している学校のうち、個々の児童生徒の状況に応じた遠隔教育の実施率（専門学
	人	人	人	人	台	台	%	%	台	台	%	%	%	%	%	%	%	%	%	%	%	%	%	%
三重県	2,527	1,822	2,306	1,662	6,113	4,305	241.9	236.3	3,979	3,046	157.5	167.2	100.0	100.0	82.5	82.1	36.2	40.6	36.2	46.9	0.0	0.0	89.4	90.6
合計	2,527	1,822	2,306	1,662	6,113	4,305	241.9	236.3	3,979	3,046	157.5	167.2	100.0	100.0	82.5	82.1	36.2	40.6	36.2	46.9	0.0	0.0	89.4	90.6

注１）「教員」とは、校長、副校長、教頭、主幹教諭、指導教諭、教諭、助教諭、養護教諭、養護助教諭、栄養教諭、常勤講師、再任用職員（フルタイム）をいう。
注２）「授業を担当している教員」とは、各教科等の授業を定期的に担当している教員をいう。授業を一時的・臨時的に担当する教員は含まない。
注３）「指導者用ＰＣ」とは、教員が使用するために配備されたものをいう。教職員が主として校務用に利用しているコンピュータ（校務用コンピュータ）は含まない。
注４）「指導者用ＰＣ整備率」とは指導者用ＰＣの総数を教員の総数で除して算出した値である。
注５）「教員の校務用ＰＣ」とは、主として教員が校務に使用するコンピュータのことをいう。
注６）「教員の校務用ＰＣ整備率」は、校務用ＰＣの総数を総教員数で除して算出した値である。
注７）「統合型校務支援システム」は、教務系（成績処理、出欠管理、時数等）・保健系（健康診断票、保健室管理等）、指導要録等の学籍関係、学校事務系など統合して機能を有しているシステムをいう。
注８）「遠隔教育」は、遠隔システムを活用した同時双方向型で行う教育をいう。（「『遠隔教育の推進に向けた施策方針』の策定について（通知）」（文部科学省、平成30年9月20日））
注９）「合同授業型」とは、教師が児童生徒等に対面で授業を行う複数の教室等を遠隔により接続することで、児童生徒が多様な意見や考えに触れたり、協働して学習に取り組んだりする機会の充実を図る遠隔教育の形態をいう。
注10）「教師支援型」とは、外部人材等の専門家と、児童生徒や教師がいる教室等を遠隔により接続することで、児童生徒の学習活動の質を高めるとともに、教師の資質向上を図る遠隔教育の形態をいう。
注11）「教科・科目充実型」とは、学校教育法施行規則第77条の２（中学校等）、第88条の３（高等学校等）に基づき、当該教科の免許状を保有する教師による授業を遠隔により提供することで、生徒の多様な科目選択を可能とすること等により、学習機会の充実を図るものをいう。なお、小学校での活用は想定されない。
注12）遠隔教育を実施している学校のうち、「教科・科目充実型」の遠隔教育の実施率は、「教科・科目充実型」の遠隔授業を実施している学校の総数を、遠隔教育を実施していると答えた学校の総数から、遠隔教育を実施していると答えた小学校の総数を引いた数で除した値である。
注13）「個々の児童生徒の状況に応じた遠隔教育」とは、外国人児童生徒等への日本語指導、病気療養児・不登校児童生徒等に対する学習指導等の個々の児童生徒の状況に応じた遠隔教育の形態をいう。

○市区町村（設置者）別「コンピュータの設置状況」及び「インターネット接続状況」の実態（中等教育学校）

市　区　町　村　別 （中等教育学校）	学校数 校	児童生徒数 人	普通教室数 室	学習者用PC総台数 台	児童生徒一人当たりの学習者用PC台数 台／人	普通教室の大型提示装置整備率 %
合　計	***	***	***	***	***	***

注１）「児童生徒数」は、令和６年５月１日現在の児童生徒数。
注２）「学習者用ＰＣ」とは、教育用ＰＣのうち、児童生徒が使用するために配備されたものをいう。
注３）「児童生徒一人当たりの学習者用PC台数」は、「学習者用ＰＣ総台数」を令和６年５月１日現在の児童生徒数で除して算出した値であ
注４）「普通教室の大型提示装置整備率」は、大型提示装置を設置している普通教室の総数を普通教室の総数で除して算出した値である。
注５）「普通教室の校内ＬＡＮ整備率」は、校内ＬＡＮを整備する普通教室の総数を普通教室の総数で除して算出した値である。
注６）「普通教室の無線ＬＡＮ整備率」は、無線ＬＡＮを整備する普通教室の総数を普通教室の総数で除して算出した値である。

（令和７年３月１日現在）

普通教室の校内LAN整備率 %	普通教室の無線LAN整備率 %	普通教室の移動通信システム（LTE等）整備率 %	移動系通信を利用している学校の内、無線LAN整備済みの普通教室の数 室	無線LAN又は移動系通信によりインターネット接続を行う普通教室の割合 %	回線速度の契約理論値 ベストエフォート型 %	回線速度の契約理論値 ギャランティ型 %
***	***	***	***	***	***	***

る。

○市区町村（設置者）別「コンピュータの設置状況」及び「インターネット接続状況」の実態（中等教育学校）

（令和７年３月１日現在）

市　区　町　村　別 （中等教育学校）	教員数 人	授業を担当している教員数 人	指導者用PC台数 台	指導者用PC整備率 %	教員の校務用PC台数 台	教員の校務用PC整備率 %	統合型校務支援システム整備率 %	遠隔教育実施率 %	遠隔教育を実施している学校のうち、「合同授業型」の遠隔授業の実施率 %	遠隔教育を実施している学校のうち、「教師支援型」の遠隔授業の実施率 %	遠隔教育を実施している学校のうち、「教科・科目充実型」の遠隔授業の実施率 %	遠隔教育を実施している学校のうち、個々の児童生徒の状況に応じた遠隔教育の実施率 %
合　　計	***	***	***	***	***	***	***	***	***	***	***	***

注１）「教員」とは、校長、副校長、教頭、主幹教諭、指導教諭、教諭、助教諭、養護教諭、養護助教諭、栄養教諭、常勤講師、再任用職員（フルタイム）をいう。
注２）「授業を担当している教員」とは、各教科等の授業を定期的に担当している教員をいう。授業を一時的・臨時的に担当する教員は含まない。
注３）「指導者用ＰＣ」とは、教員が使用するために配備されたものをいう。教職員が主として校務用に利用しているコンピュータ（校務用コンピュータ）は含まない。
注４）「指導者用ＰＣ整備率」とは指導者用ＰＣの総数を教員の総数で除して算出した値である。
注５）「教員の校務用ＰＣ」とは、主として教員が校務に使用するコンピュータのことをいう。
注６）「教員の校務用ＰＣ整備率」は、校務用ＰＣの総数を総教員数で除して算出した値である。
注７）「統合型校務支援システム」は、教務系（成績処理、出欠管理、時数等）・保健系（健康診断票、保健室管理等）、指導要録等の学籍関係、学校事務系など統合して
　　機能を有しているシステムをいう。
注８）「遠隔教育」は、遠隔システムを活用した同時双方向型で行う教育をいう。（「『遠隔教育の推進に向けた施策方針』の策定について（通知）」（文部科学省、平成30年9月20日））
注９）「合同授業型」とは、教師が児童生徒等に対面で授業を行う複数の教室等を遠隔により接続することで、児童生徒が多様な意見や考えに触れたり、協働して学習に取り組んだり
　　する機会の充実を図る遠隔教育の形態をいう。
注10）「教師支援型」とは、外部人材等の専門家と、児童生徒や教師がいる教室等を遠隔により接続することで、児童生徒の学習活動の質を高めるとともに、
　　教師の資質向上を図る遠隔教育の形態をいう。
注11）「教科・科目充実型」とは、学校教育法施行規則第77条の２（中学校等）、第88条の３（高等学校等）に基づき、当該教科の免許状を保有する教師による
　　授業を遠隔により提供することで、生徒の多様な科目選択を可能とすること等により、学習機会の充実を図るものをいう。なお、小学校での活用は想定されない。
注12）遠隔教育を実施している学校のうち、「教科・科目充実型」の遠隔教育の実施率は、「教科・科目充実型」の遠隔授業を実施している学校の総数を、
　　遠隔教育を実施していると答えた学校の総数から、遠隔教育を実施していると答えた小学校の総数を引いた数で除した値である。
注13）「個々の児童生徒の状況に応じた遠隔教育」とは、外国人児童生徒等への日本語指導、病気療養児・不登校児童生徒等に対する学習指導等の
　　個々の児童生徒の状況に応じた遠隔教育の形態をいう。

○市区町村（設置者）別「コンピュータの設置状況」及び「インターネット接続状況」の実態（特別支援学校）

市　区　町　村　別 （特別支援学校）	学校数 校	児童生徒数 人	普通教室数 室	学習者用PC総台数 台	児童生徒一人当たりの学習者用PC台数 台／人	普通教室の大型提示装置整備率 %
三重県	18	1,814	461	1,955	1.1	89.6
合　計	18	1,814	461	1,955	1.1	89.6

注１）「児童生徒数」は、令和６年５月１日現在の児童生徒数。
注２）「学習者用ＰＣ」とは、教育用ＰＣのうち、児童生徒が使用するために配備されたものをいう。
注３）「児童生徒一人当たりの学習者用PC台数」は、「学習者用ＰＣ総台数」を令和６年５月１日現在の児童生徒数で除して算出した値であ
注４）「普通教室の大型提示装置整備率」は、大型提示装置を設置している普通教室の総数を普通教室の総数で除して算出した値である。
注５）「普通教室の校内ＬＡＮ整備率」は、校内ＬＡＮを整備する普通教室の総数を普通教室の総数で除して算出した値である。
注６）「普通教室の無線ＬＡＮ整備率」は、無線ＬＡＮを整備する普通教室の総数を普通教室の総数で除して算出した値である。

（令和７年３月１日現在）

普通教室の校内LAN整備率 %	普通教室の無線LAN整備率 %	普通教室の移動通信システム（LTE等）整備率 %	移動系通信を利用している学校の内、無線LAN整備済みの普通教室の数 室	無線LAN又は移動系通信によりインターネット接続を行う普通教室の割合 %	回線速度の契約理論値 ベストエフォート型 %	回線速度の契約理論値 ギャランティ型 %
100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0

る。

○市区町村（設置者）別「コンピュータの設置状況」及び「インターネット接続状況」の実態（特別支援学校）

（令和７年３月１日現在）

市　区　町　村　別 （特別支援学校）	教員数 人	授業を担当している教員数 人	指導者用PC台数 台	指導者用PC整備率 %	教員の校務用PC台数 台	教員の校務用PC整備率 %	統合型校務支援システム整備率 %	遠隔教育実施率 %	遠隔教育を実施している学校のうち、「合同授業型」の遠隔授業の実施率 %	遠隔教育を実施している学校のうち、「教師支援型」の遠隔授業の実施率 %	遠隔教育を実施している学校のうち、「教科・科目充実型」の遠隔授業の実施率 %	遠隔教育を実施している学校のうち、個々の児童生徒の状況に応じた遠隔教育の実施率 %
三重県	1,075	991	2,203	204.9	1,361	126.6	100.0	83.3	53.3	13.3	6.7	66.7
合　計	1,075	991	2,203	204.9	1,361	126.6	100.0	83.3	53.3	13.3	6.7	66.7

注１）「教員」とは、校長、副校長、教頭、主幹教諭、指導教諭、教諭、助教諭、養護教諭、養護助教諭、栄養教諭、常勤講師、再任用職員（フルタイム）をいう。
注２）「授業を担当している教員」とは、各教科等の授業を定期的に担当している教員をいう。授業を一時的・臨時的に担当する教員は含まない。
注３）「指導者用ＰＣ」とは、教員が使用するために配備されたものをいう。教職員が主として校務用に利用しているコンピュータ（校務用コンピュータ）は含まない。
注４）「指導者用ＰＣ整備率」とは指導者用ＰＣの総数を教員の総数で除して算出した値である。
注５）「教員の校務用ＰＣ」とは、主として教員が校務に使用するコンピュータのことをいう。
注６）「教員の校務用ＰＣ整備率」は、校務用ＰＣの総数を総教員数で除して算出した値である。
注７）「統合型校務支援システム」は、教務系（成績処理、出欠管理、時数等）・保健系（健康診断票、保健室管理等）、指導要録等の学籍関係、学校事務系など統合して
　　機能を有しているシステムをいう。
注８）「遠隔教育」は、遠隔システムを活用した同時双方向型で行う教育をいう。（「『遠隔教育の推進に向けた施策方針』の策定について（通知）」（文部科学省、平成30年9月20日））
注９）「合同授業型」とは、教師が児童生徒等に対面で授業を行う複数の教室等を遠隔により接続することで、児童生徒が多様な意見や考えに触れたり、協働して学習に取り組んだり
　　する機会の充実を図る遠隔教育の形態をいう。
注10）「教師支援型」とは、外部人材等の専門家と、児童生徒や教師がいる教室等を遠隔により接続することで、児童生徒の学習活動の質を高めるとともに、
　　教師の資質向上を図る遠隔教育の形態をいう。
注11）「教科・科目充実型」とは、学校教育法施行規則第77条の２（中学校等）、第88条の３（高等学校等）に基づき、当該教科の免許状を保有する教師による
　　授業を遠隔により提供することで、生徒の多様な科目選択を可能とすること等により、学習機会の充実を図るものをいう。なお、小学校での活用は想定されない。
注12）遠隔教育を実施している学校のうち、「教科・科目充実型」の遠隔教育の実施率は、「教科・科目充実型」の遠隔授業を実施している学校の総数を、
　　遠隔教育を実施していると答えた学校の総数から、遠隔教育を実施していると答えた小学校の総数を引いた数で除した値である。
注13）「個々の児童生徒の状況に応じた遠隔教育」とは、外国人児童生徒等への日本語指導、病気療養児・不登校児童生徒等に対する学習指導等の
　　個々の児童生徒の状況に応じた遠隔教育の形態をいう。

○市区町村（設置者）別「コンピュータの設置状況」及び「インターネット接続状況」の実態（合計）

市　区　町　村　別 （　合　計　）	学校数 校	児童生徒数 人	普通教室数 室	学習者用PC総台数 台	児童生徒一人当たりの学習者用PC台数 台／人	普通教室の大型提示装置整備率 %	普通教室の校内LAN整備率 %	普通教室の無線LAN整備率 %
滋賀県	65	31,637	1,375	34,709	1.1	94.3	97.4	95.9
大津市	55	26,559	1,101	27,245	1.0	99.8	100.0	100.0
彦根市	24	8,852	421	9,404	1.1	97.9	100.0	100.0
長浜市	35	8,948	453	9,893	1.1	91.4	99.6	99.3
近江八幡市	16	6,743	301	7,006	1.0	96.7	100.0	100.0
草津市	20	12,079	485	12,188	1.0	96.1	99.2	99.0
守山市	13	8,347	342	8,513	1.0	92.4	100.0	100.0
栗東市	12	6,183	266	6,653	1.1	100.0	100.0	100.0
甲賀市	27	6,628	361	7,291	1.1	97.2	98.3	98.3
野洲市	9	4,182	184	4,445	1.1	97.3	100.0	100.0
湖南市	13	4,370	216	4,898	1.1	95.8	100.0	100.0
高島市	19	2,940	183	3,013	1.0	95.6	96.7	0.0
東近江市	31	9,067	452	9,065	1.0	91.8	99.8	99.8
米原市	15	3,027	163	3,591	1.2	95.7	100.0	100.0
日野町	6	1,576	85	1,655	1.1	90.6	97.6	97.6
竜王町	3	929	43	930	1.0	97.7	100.0	100.0
愛荘町	6	2,127	91	2,413	1.1	100.0	100.0	100.0
豊郷町	3	637	31	781	1.2	96.8	100.0	100.0
甲良町	3	452	26	483	1.1	84.6	100.0	100.0
多賀町	3	653	34	689	1.1	100.0	100.0	100.0
合　計	378	145,936	6,613	154,865	1.1	95.9	99.1	96.1

注１）「児童生徒数」は、令和６年５月１日現在の児童生徒数。
注２）「学習者用ＰＣ」とは、教育用ＰＣのうち、児童生徒が使用するために配備されたものをいう。
注３）「児童生徒一人当たりの学習者用PC台数」は、「学習者用ＰＣ総台数」を令和６年５月１日現在の児童生徒数で除して算出した値である。
注４）「普通教室の大型提示装置整備率」は、大型提示装置を設置している普通教室の総数を普通教室の総数で除して算出した値である。
注５）「普通教室の校内ＬＡＮ整備率」は、校内ＬＡＮを整備する普通教室の総数を普通教室の総数で除して算出した値である。
注６）「普通教室の無線ＬＡＮ整備率」は、無線ＬＡＮを整備する普通教室の総数を普通教室の総数で除して算出した値である。

（令和７年３月１日現在）

普通教室の移動通信システム（LTE等）整備率	移動系通信を利用している学校の内、無線LAN整備済みの普通教室の数	無線LAN又は移動系通信によりインターネット接続を行う普通教室の割合	回線速度の契約理論値 ベストエフォート型	回線速度の契約理論値 ギャランティ型
%	室	%	%	%
1.9	18	96.5	0.0	100.0
***	***	100.0	100.0	0.0
***	***	100.0	100.0	0.0
***	***	99.3	100.0	0.0
***	***	100.0	100.0	0.0
***	***	99.0	100.0	0.0
***	***	100.0	100.0	0.0
***	***	100.0	0.0	100.0
***	***	98.3	100.0	0.0
***	***	100.0	100.0	0.0
***	***	100.0	100.0	0.0
100.0	0	100.0	0.0	0.0
***	***	99.8	100.0	0.0
***	***	100.0	100.0	0.0
***	***	97.6	100.0	0.0
***	***	100.0	100.0	0.0
***	***	100.0	100.0	0.0
***	***	100.0	66.7	33.3
***	***	100.0	100.0	0.0
***	***	100.0	100.0	0.0
3.2	18	99.0	78.3	21.7

○市区町村（設置者）別「コンピュータの設置状況」及び「インターネット接続状況」の実態（合計）

（令和７年３月１日現在）

市　区　町　村　別 （　合　計　）	教員数 人	授業を担当している教員数 人	指導者用PC台数 台	指導者用PC整備率 %	教員の校務用PC台数 台	教員の校務用PC整備率 %	統合型校務支援システム整備率 %	遠隔教育実施率 %	遠隔教育を実施している学校のうち、「合同授業型」の遠隔授業の実施率 %	遠隔教育を実施している学校のうち、「教師支援型」の遠隔授業の実施率 %	遠隔教育を実施している学校のうち、「教科・科目充実型」の遠隔授業の実施率 %	遠隔教育を実施している学校のうち、個々の児童生徒の状況に応じた遠隔教育の実施率 %
滋賀県	3,392	3,035	4,550	134.1	3,644	107.4	100.0	30.8	45.0	40.0	0.0	70.0
大津市	1,766	1,507	1,692	95.8	1,867	105.7	100.0	38.2	28.6	66.7	0.0	61.9
彦根市	654	554	869	132.9	722	110.4	100.0	87.5	61.9	66.7	0.0	66.7
長浜市	738	606	1,003	135.9	935	126.7	100.0	54.3	36.8	42.1	0.0	78.9
近江八幡市	470	400	574	122.1	530	112.8	100.0	50.0	62.5	50.0	0.0	62.5
草津市	737	646	884	119.9	854	115.9	100.0	65.0	46.2	61.5	0.0	53.8
守山市	491	434	507	103.3	537	109.4	100.0	23.1	33.3	33.3	0.0	66.7
栗東市	379	286	878	231.7	483	127.4	100.0	50.0	66.7	0.0	0.0	100.0
甲賀市	562	475	905	161.0	914	162.6	100.0	48.1	76.9	46.2	0.0	53.8
野洲市	275	241	327	118.9	322	117.1	100.0	55.6	60.0	40.0	0.0	80.0
湖南市	335	283	371	110.7	435	129.9	100.0	23.1	66.7	66.7	0.0	66.7
高島市	296	243	487	164.5	353	119.3	100.0	63.2	41.7	41.7	0.0	41.7
東近江市	703	597	1,215	172.8	888	126.3	100.0	38.7	50.0	33.3	0.0	75.0
米原市	272	225	494	181.6	349	128.3	100.0	40.0	33.3	66.7	0.0	83.3
日野町	132	112	89	67.4	161	122.0	100.0	50.0	33.3	100.0	0.0	66.7
竜王町	73	64	82	112.3	95	130.1	100.0	66.7	50.0	50.0	0.0	100.0
愛荘町	161	143	477	296.3	198	123.0	100.0	50.0	33.3	100.0	0.0	66.7
豊郷町	63	53	77	122.2	47	74.6	100.0	0.0	***	***	***	***
甲良町	61	50	76	124.6	80	131.1	100.0	66.7	50.0	50.0	0.0	50.0
多賀町	56	45	60	107.1	78	139.3	100.0	100.0	66.7	66.7	0.0	33.3
合　計	11,616	9,999	15,617	134.4	13,492	116.2	100.0	46.3	48.6	51.4	0.0	66.3

注１）「教員」とは、校長、副校長、教頭、主幹教諭、指導教諭、教諭、助教諭、養護教諭、養護助教諭、栄養教諭、常勤講師、再任用職員（フルタイム）をいう。
注２）「授業を担当している教員」とは、各教科等の授業を定期的に担当している教員をいう。授業を一時的・臨時的に担当する教員は含まない。
注３）「指導者用ＰＣ」とは、教員が使用するために配備されたものをいう。教職員が主として校務用に利用しているコンピュータ（校務用コンピュータ）は含まない。
注４）「指導者用ＰＣ整備率」とは指導者用ＰＣの総数を教員の総数で除して算出した値である。
注５）「教員の校務用ＰＣ」とは、主として教員が校務に使用するコンピュータのことをいう。
注６）「教員の校務用ＰＣ整備率」は、校務用ＰＣの総数を総教員数で除して算出した値である。
注７）「統合型校務支援システム」は、教務系（成績処理、出欠管理、時数等）・保健系（健康診断票、保健室管理等）、指導要録等の学籍関係、学校事務系など統合して機能を有しているシステムをいう。
注８）「遠隔教育」は、遠隔システムを活用した同時双方向型で行う教育をいう。（「『遠隔教育の推進に向けた施策方針』の策定について（通知）」（文部科学省、平成30年9月20日））
注９）「合同授業型」とは、教師が児童生徒等に対面で授業を行う複数の教室等を遠隔により接続することで、児童生徒が多様な意見や考えに触れたり、協働して学習に取り組んだりする機会の充実を図る遠隔教育の形態をいう。
注10）「教師支援型」とは、外部人材等の専門家と、児童生徒や教師がいる教室等を遠隔により接続することで、児童生徒の学習活動の質を高めるとともに、教師の資質向上を図る遠隔教育の形態をいう。
注11）「教科・科目充実型」とは、学校教育法施行規則第77条の２（中学校等）、第88条の３（高等学校等）に基づき、当該教科の免許状を保有する教師による授業を遠隔により提供することで、生徒の多様な科目選択を可能とすること等により、学習機会の充実を図るものをいう。なお、小学校での活用は想定されない。
注12）遠隔教育を実施している学校のうち、「教科・科目充実型」の遠隔教育の実施率は、「教科・科目充実型」の遠隔授業を実施している学校の総数を、遠隔教育を実施していると答えた学校の総数から、遠隔教育を実施していると答えた小学校の総数を引いた数で除した値である。
注13）「個々の児童生徒の状況に応じた遠隔教育」とは、外国人児童生徒等への日本語指導、病気療養児・不登校児童生徒等に対する学習指導等の個々の児童生徒の状況に応じた遠隔教育の形態をいう。

○市区町村（設置者）別「コンピュータの設置状況」及び「インターネット接続状況」の実態（小学校）

市　区　町　村　別 （　小　学　校　）	学校数 校	児童生徒数 人	普通教室数 室	学習者用PC総台数 台	児童生徒一人当たりの学習者用PC台数 台／人	普通教室の大型提示装置整備率 %	普通教室の校内LAN整備率 %	普通教室の無線LAN整備率 %
大津市	37	17,858	759	17,929	1.0	99.9	100.0	100.0
彦根市	17	5,849	287	6,072	1.0	97.2	100.0	100.0
長浜市	23	5,508	290	6,172	1.1	91.7	100.0	99.7
近江八幡市	12	4,562	217	4,772	1.0	95.9	100.0	100.0
草津市	14	8,297	343	8,344	1.0	95.9	99.1	98.8
守山市	9	5,520	225	5,681	1.0	89.3	100.0	100.0
栗東市	9	4,161	191	4,485	1.1	100.0	100.0	100.0
甲賀市	21	4,410	258	4,661	1.1	96.5	98.1	98.1
野洲市	6	2,766	126	2,980	1.1	100.0	100.0	100.0
湖南市	9	2,925	152	3,288	1.1	94.1	100.0	100.0
高島市	13	1,834	130	1,817	1.0	94.6	96.2	0.0
東近江市	22	5,915	316	5,912	1.0	91.5	99.7	99.7
米原市	9	2,001	113	2,273	1.1	96.5	100.0	100.0
日野町	5	1,042	63	1,076	1.0	90.5	96.8	96.8
竜王町	2	591	29	591	1.0	96.6	100.0	100.0
愛荘町	4	1,378	61	1,593	1.2	100.0	100.0	100.0
豊郷町	2	417	23	527	1.3	100.0	100.0	100.0
甲良町	2	294	18	295	1.0	83.3	100.0	100.0
多賀町	2	465	25	465	1.0	100.0	100.0	100.0
合　　計	218	75,793	3,626	78,933	1.0	96.0	99.6	96.1

注１）「児童生徒数」は、令和６年５月１日現在の児童生徒数。
注２）「学習者用ＰＣ」とは、教育用ＰＣのうち、児童生徒が使用するために配備されたものをいう。
注３）「児童生徒一人当たりの学習者用PC台数」は、「学習者用ＰＣ総台数」を令和６年５月１日現在の児童生徒数で除して算出した値である。
注４）「普通教室の大型提示装置整備率」は、大型提示装置を設置している普通教室の総数を普通教室の総数で除して算出した値である。
注５）「普通教室の校内ＬＡＮ整備率」は、校内ＬＡＮを整備する普通教室の総数を普通教室の総数で除して算出した値である。
注６）「普通教室の無線ＬＡＮ整備率」は、無線ＬＡＮを整備する普通教室の総数を普通教室の総数で除して算出した値である。

（令和７年３月１日現在）

普通教室の移動通信システム（LTE等）整備率	移動系通信を利用している学校の内、無線LAN整備済みの普通教室の数	無線LAN又は移動系通信によりインターネット接続を行う普通教室の割合	回線速度の契約理論値 ベストエフォート型	回線速度の契約理論値 ギャランティ型
%	室	%	%	%
***	***	100.0	100.0	0.0
***	***	100.0	100.0	0.0
***	***	99.7	100.0	0.0
***	***	100.0	100.0	0.0
***	***	98.8	100.0	0.0
***	***	100.0	100.0	0.0
***	***	100.0	0.0	100.0
***	***	98.1	100.0	0.0
***	***	100.0	100.0	0.0
***	***	100.0	100.0	0.0
100.0	0	100.0	0.0	0.0
***	***	99.7	100.0	0.0
***	***	100.0	100.0	0.0
***	***	96.8	100.0	0.0
***	***	100.0	100.0	0.0
***	***	100.0	100.0	0.0
***	***	100.0	50.0	50.0
***	***	100.0	100.0	0.0
***	***	100.0	100.0	0.0
3.6	0	99.6	95.1	4.9

○市区町村（設置者）別「コンピュータの設置状況」及び「インターネット接続状況」の実態（小学校）

（令和７年３月１日現在）

市　区　町　村　別 （　小　学　校　）	教員数 人	授業を担当している教員数 人	指導者用PC台数 台	指導者用PC整備率 %	教員の校務用PC台数 台	教員の校務用PC整備率 %	統合型校務支援システム整備率 %	遠隔教育実施率 %	遠隔教育を実施している学校のうち、「合同授業型」の遠隔授業の実施率 %	遠隔教育を実施している学校のうち、「教師支援型」の遠隔授業の実施率 %	遠隔教育を実施している学校のうち、「教科・科目充実型」の遠隔授業の実施率 %	遠隔教育を実施している学校のうち、個々の児童生徒の状況に応じた遠隔教育の実施率 %
大津市	1,109	934	1,085	97.8	1,180	106.4	100.0	48.6	33.3	66.7	***	66.7
彦根市	412	343	464	112.6	495	120.1	100.0	88.2	73.3	60.0	***	66.7
長浜市	421	345	583	138.5	549	130.4	100.0	60.9	42.9	35.7	***	85.7
近江八幡市	312	259	400	128.2	365	117.0	100.0	58.3	57.1	57.1	***	57.1
草津市	476	407	671	141.0	538	113.0	100.0	85.7	50.0	66.7	***	50.0
守山市	308	275	313	101.6	336	109.1	100.0	33.3	33.3	33.3	***	66.7
栗東市	253	195	586	231.6	322	127.3	100.0	44.4	75.0	0.0	***	100.0
甲賀市	377	312	614	162.9	620	164.5	100.0	57.1	83.3	50.0	***	50.0
野洲市	175	147	208	118.9	206	117.7	100.0	83.3	60.0	40.0	***	80.0
湖南市	207	173	235	113.5	278	134.3	100.0	33.3	66.7	66.7	***	66.7
高島市	192	155	348	181.3	223	116.1	100.0	69.2	55.6	33.3	***	33.3
東近江市	449	365	832	185.3	565	125.8	100.0	31.8	57.1	28.6	***	71.4
米原市	167	141	313	187.4	213	127.5	100.0	33.3	33.3	100.0	***	66.7
日野町	96	79	51	53.1	112	116.7	100.0	60.0	33.3	100.0	***	66.7
竜王町	44	39	40	90.9	53	120.5	100.0	100.0	50.0	50.0	***	100.0
愛荘町	102	90	323	316.7	126	123.5	100.0	50.0	50.0	100.0	***	50.0
豊郷町	38	31	46	121.1	45	118.4	100.0	0.0	***	***	***	***
甲良町	34	26	44	129.4	46	135.3	100.0	50.0	0.0	0.0	***	100.0
多賀町	35	28	25	71.4	50	142.9	100.0	100.0	50.0	100.0	***	50.0
合　　計	5,207	4,344	7,181	137.9	6,322	121.4	100.0	56.0	54.1	53.3	***	64.8

注１）「教員」とは、校長、副校長、教頭、主幹教諭、指導教諭、教諭、助教諭、養護教諭、養護助教諭、栄養教諭、常勤講師、再任用職員（フルタイム）をいう。
注２）「授業を担当している教員」とは、各教科等の授業を定期的に担当している教員をいう。授業を一時的・臨時的に担当する教員は含まない。
注３）「指導者用ＰＣ」とは、教員が使用するために配備されたものをいう。教職員が主として校務用に利用しているコンピュータ（校務用コンピュータ）は含まない。
注４）「指導者用ＰＣ整備率」とは指導者用ＰＣの総数を教員の総数で除して算出した値である。
注５）「教員の校務用ＰＣ」とは、主として教員が校務に使用するコンピュータのことをいう。
注６）「教員の校務用ＰＣ整備率」は、校務用ＰＣの総数を総教員数で除して算出した値である。
注７）「統合型校務支援システム」は、教務系（成績処理、出欠管理、時数等）・保健系（健康診断票、保健室管理等）、指導要録等の学籍関係、学校事務系など統合して
　　機能を有しているシステムをいう。
注８）「遠隔教育」は、遠隔システムを活用した同時双方向型で行う教育をいう。（「『遠隔教育の推進に向けた施策方針』の策定について（通知）」（文部科学省、平成30年9月20日））
注９）「合同授業型」とは、教師が児童生徒等に対面で授業を行う複数の教室等を遠隔により接続することで、児童生徒が多様な意見や考えに触れたり、協働して学習に取り組んだり
　　する機会の充実を図る遠隔教育の形態をいう。
注10）「教師支援型」とは、外部人材等の専門家と、児童生徒や教師がいる教室等を遠隔により接続することで、児童生徒の学習活動の質を高めるとともに、
　　教師の資質向上を図る遠隔教育の形態をいう。
注11）「教科・科目充実型」とは、学校教育法施行規則第77条の２（中学校等）、第88条の３（高等学校等）に基づき、当該教科の免許状を保有する教師による
　　授業を遠隔により提供することで、生徒の多様な科目選択を可能とすること等により、学習機会の充実を図るものをいう。なお、小学校での活用は想定されない。
注12）遠隔教育を実施している学校のうち、「教科・科目充実型」の遠隔教育の実施率は、「教科・科目充実型」の遠隔授業を実施している学校の総数を、
　　遠隔教育を実施していると答えた学校の総数から、遠隔教育を実施していると答えた小学校の総数を引いた数で除した値である。
注13）「個々の児童生徒の状況に応じた遠隔教育」とは、外国人児童生徒等への日本語指導、病気療養児・不登校児童生徒等に対する学習指導等の
　　個々の児童生徒の状況に応じた遠隔教育の形態をいう。

○市区町村（設置者）別「コンピュータの設置状況」及び「インターネット接続状況」の実態（中学校）

市　区　町　村　別 （　中　学　校　）	学校数 校	児童生徒数 人	普通教室数 室	学習者用PC総台数 台	児童生徒一人当たりの学習者用PC台数 台／人	普通教室の大型提示装置整備率 %	普通教室の校内LAN整備率 %	普通教室の無線LAN整備率 %
滋賀県	3	716	18	726	1.0	100.0	100.0	100.0
大津市	18	8,701	342	9,316	1.1	99.7	100.0	100.0
彦根市	7	3,003	134	3,332	1.1	99.3	100.0	100.0
長浜市	10	2,997	134	3,240	1.1	91.0	98.5	98.5
近江八幡市	4	2,181	84	2,234	1.0	98.8	100.0	100.0
草津市	6	3,782	142	3,844	1.0	96.5	99.3	99.3
守山市	4	2,827	117	2,832	1.0	98.3	100.0	100.0
栗東市	3	2,022	75	2,168	1.1	100.0	100.0	100.0
甲賀市	6	2,218	103	2,630	1.2	99.0	99.0	99.0
野洲市	3	1,416	58	1,465	1.0	91.4	100.0	100.0
湖南市	4	1,445	64	1,610	1.1	100.0	100.0	100.0
高島市	6	1,106	53	1,196	1.1	98.1	98.1	0.0
東近江市	9	3,152	136	3,153	1.0	92.6	100.0	100.0
米原市	6	1,026	50	1,318	1.3	94.0	100.0	100.0
日野町	1	534	22	579	1.1	90.9	100.0	100.0
竜王町	1	338	14	339	1.0	100.0	100.0	100.0
愛荘町	2	749	30	820	1.1	100.0	100.0	100.0
豊郷町	1	220	8	254	1.2	87.5	100.0	100.0
甲良町	1	158	8	188	1.2	87.5	100.0	100.0
多賀町	1	188	9	224	1.2	100.0	100.0	100.0
合　　計	96	38,779	1,601	41,468	1.1	97.1	99.7	96.4

注１）「児童生徒数」は、令和６年５月１日現在の児童生徒数。
注２）「学習者用ＰＣ」とは、教育用ＰＣのうち、児童生徒が使用するために配備されたものをいう。
注３）「児童生徒一人当たりの学習者用PC台数」は、「学習者用ＰＣ総台数」を令和６年５月１日現在の児童生徒数で除して算出した値である。
注４）「普通教室の大型提示装置整備率」は、大型提示装置を設置している普通教室の総数を普通教室の総数で除して算出した値である。
注５）「普通教室の校内ＬＡＮ整備率」は、校内ＬＡＮを整備する普通教室の総数を普通教室の総数で除して算出した値である。
注６）「普通教室の無線ＬＡＮ整備率」は、無線ＬＡＮを整備する普通教室の総数を普通教室の総数で除して算出した値である。

（令和７年３月１日現在）

普通教室の移動通信システム（LTE等）整備率	移動系通信を利用している学校の内、無線LAN整備済みの普通教室の数	無線LAN又は移動系通信によりインターネット接続を行う普通教室の割合	回線速度の契約理論値 ベストエフォート型	回線速度の契約理論値 ギャランティ型
%	室	%	%	%
***	***	100.0	0.0	100.0
***	***	100.0	100.0	0.0
***	***	100.0	100.0	0.0
***	***	98.5	100.0	0.0
***	***	100.0	100.0	0.0
***	***	99.3	100.0	0.0
***	***	100.0	100.0	0.0
***	***	100.0	0.0	100.0
***	***	99.0	100.0	0.0
***	***	100.0	100.0	0.0
***	***	100.0	100.0	0.0
100.0	0	100.0	0.0	0.0
***	***	100.0	100.0	0.0
***	***	100.0	100.0	0.0
***	***	100.0	100.0	0.0
***	***	100.0	100.0	0.0
***	***	100.0	100.0	0.0
***	***	100.0	100.0	0.0
***	***	100.0	100.0	0.0
***	***	100.0	100.0	0.0
3.3	0	99.8	93.3	6.7

○市区町村（設置者）別「コンピュータの設置状況」及び「インターネット接続状況」の実態（中学校）

（令和７年３月１日現在）

市　区　町　村　別 （　中　学　校　）	教員数 人	授業を担当している教員数 人	指導者用PC台数 台	指導者用PC整備率 %	教員の校務用PC台数 台	教員の校務用PC整備率 %	統合型校務支援システム整備率 %	遠隔教育実施率 %	遠隔教育を実施している学校のうち、「合同授業型」の遠隔授業の実施率 %	遠隔教育を実施している学校のうち、「教師支援型」の遠隔授業の実施率 %	遠隔教育を実施している学校のうち、「教科・科目充実型」の遠隔授業の実施率 %	遠隔教育を実施している学校のうち、個々の児童生徒の状況に応じた遠隔教育の実施率 %
滋賀県	40	33	71	177.5	37	92.5	100.0	0.0	***	***	***	***
大津市	657	573	607	92.4	687	104.6	100.0	16.7	0.0	66.7	0.0	33.3
彦根市	242	211	405	167.4	227	93.8	100.0	85.7	33.3	83.3	0.0	66.7
長浜市	257	213	356	138.5	315	122.6	100.0	40.0	25.0	75.0	0.0	75.0
近江八幡市	158	141	174	110.1	165	104.4	100.0	25.0	100.0	0.0	0.0	100.0
草津市	261	239	213	81.6	316	121.1	100.0	16.7	0.0	0.0	0.0	100.0
守山市	183	159	194	106.0	201	109.8	100.0	0.0	***	***	***	***
栗東市	126	91	292	231.7	161	127.8	100.0	66.7	50.0	0.0	0.0	100.0
甲賀市	185	163	291	157.3	294	158.9	100.0	16.7	0.0	0.0	0.0	100.0
野洲市	100	94	119	119.0	116	116.0	100.0	0.0	***	***	***	***
湖南市	128	110	136	106.3	157	122.7	100.0	0.0	***	***	***	***
高島市	104	88	139	133.7	130	125.0	100.0	50.0	0.0	66.7	0.0	66.7
東近江市	254	232	383	150.8	323	127.2	100.0	55.6	40.0	40.0	0.0	80.0
米原市	105	84	181	172.4	136	129.5	100.0	50.0	33.3	33.3	0.0	100.0
日野町	36	33	38	105.6	49	136.1	100.0	0.0	***	***	***	***
竜王町	29	25	42	144.8	42	144.8	100.0	0.0	***	***	***	***
愛荘町	59	53	154	261.0	72	122.0	100.0	50.0	0.0	100.0	0.0	100.0
豊郷町	25	22	31	124.0	2	8.0	100.0	0.0	***	***	***	***
甲良町	27	24	32	118.5	34	125.9	100.0	100.0	100.0	100.0	0.0	0.0
多賀町	21	17	35	166.7	28	133.3	100.0	100.0	100.0	0.0	0.0	0.0
合　　計	2,997	2,605	3,893	129.9	3,492	116.5	100.0	33.3	31.3	53.1	0.0	71.9

注１）「教員」とは、校長、副校長、教頭、主幹教諭、指導教諭、教諭、助教諭、養護教諭、養護助教諭、栄養教諭、常勤講師、再任用職員（フルタイム）をいう。
注２）「授業を担当している教員」とは、各教科等の授業を定期的に担当している教員をいう。授業を一時的・臨時的に担当する教員は含まない。
注３）「指導者用ＰＣ」とは、教員が使用するために配備されたものをいう。教職員が主として校務用に利用しているコンピュータ（校務用コンピュータ）は含まない。
注４）「指導者用ＰＣ整備率」とは指導者用ＰＣの総数を教員の総数で除して算出した値である。
注５）「教員の校務用ＰＣ」とは、主として教員が校務に使用するコンピュータのことをいう。
注６）「教員の校務用ＰＣ整備率」は、校務用ＰＣの総数を総教員数で除して算出した値である。
注７）「統合型校務支援システム」は、教務系（成績処理、出欠管理、時数等）・保健系（健康診断票、保健室管理等）、指導要録等の学籍関係、学校事務系など統合して機能を有しているシステムをいう。
注８）「遠隔教育」は、遠隔システムを活用した同時双方向型で行う教育をいう。（「『遠隔教育の推進に向けた施策方針』の策定について（通知）」（文部科学省、平成30年9月20日））
注９）「合同授業型」とは、教師が児童生徒等に対面で授業を行う複数の教室等を遠隔により接続することで、児童生徒が多様な意見や考えに触れたり、協働して学習に取り組んだりする機会の充実を図る遠隔教育の形態をいう。
注10）「教師支援型」とは、外部人材等の専門家と、児童生徒や教師がいる教室等を遠隔により接続することで、児童生徒の学習活動の質を高めるとともに、教師の資質向上を図る遠隔教育の形態をいう。
注11）「教科・科目充実型」とは、学校教育法施行規則第77条の２（中学校等）、第88条の３（高等学校等）に基づき、当該教科の免許状を保有する教師による授業を遠隔により提供することで、生徒の多様な科目選択を可能とすること等により、学習機会の充実を図るものをいう。なお、小学校での活用は想定されない。
注12）遠隔教育を実施している学校のうち、「教科・科目充実型」の遠隔教育の実施率は、「教科・科目充実型」の遠隔授業を実施している学校の総数を、遠隔教育を実施していると答えた学校の総数から、遠隔教育を実施していると答えた小学校の総数を引いた数で除した値である。
注13）「個々の児童生徒の状況に応じた遠隔教育」とは、外国人児童生徒等への日本語指導、病気療養児・不登校児童生徒等に対する学習指導等の個々の児童生徒の状況に応じた遠隔教育の形態をいう。

○市区町村（設置者）別「コンピュータの設置状況」及び「インターネット接続状況」の実態（義務教育学校）

市　区　町　村　別 （義務教育学校）	学校数 校	児童生徒数 人	普通教室数 室	学習者用PC総台数 台	児童生徒一人当たりの学習者用PC台数 台／人	普通教室の大型提示装置整備率 %
長浜市	2	443	29	481	1.1	89.7
合　計	2	443	29	481	1.1	89.7

注１）「児童生徒数」は、令和６年５月１日現在の児童生徒数。
注２）「学習者用ＰＣ」とは、教育用ＰＣのうち、児童生徒が使用するために配備されたものをいう。
注３）「児童生徒一人当たりの学習者用PC台数」は、「学習者用ＰＣ総台数」を令和６年５月１日現在の児童生徒数で除して算出した値であ
注４）「普通教室の大型提示装置整備率」は、大型提示装置を設置している普通教室の総数を普通教室の総数で除して算出した値である。
注５）「普通教室の校内ＬＡＮ整備率」は、校内ＬＡＮを整備する普通教室の総数を普通教室の総数で除して算出した値である。
注６）「普通教室の無線ＬＡＮ整備率」は、無線ＬＡＮを整備する普通教室の総数を普通教室の総数で除して算出した値である。

（令和７年３月１日現在）

普通教室の校内LAN整備率 %	普通教室の無線LAN整備率 %	普通教室の移動通信システム（LTE等）整備率 %	移動系通信を利用している学校の内、無線LAN整備済みの普通教室の数 室	無線LAN又は移動系通信によりインターネット接続を行う普通教室の割合 %	回線速度の契約理論値 ベストエフォート型 %	回線速度の契約理論値 ギャランティ型 %
100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0

る。

○市区町村（設置者）別「コンピュータの設置状況」及び「インターネット接続状況」の実態（義務教育学校）

（令和７年３月１日現在）

市　区　町　村　別 （義務教育学校）	教員数 人	授業を担当している教員数 人	指導者用PC台数 台	指導者用PC整備率 %	教員の校務用PC台数 台	教員の校務用PC整備率 %	統合型校務支援システム整備率 %	遠隔教育実施率 %	遠隔教育を実施している学校のうち、「合同授業型」の遠隔授業の実施率 %	遠隔教育を実施している学校のうち、「教師支援型」の遠隔授業の実施率 %	遠隔教育を実施している学校のうち、「教科・科目充実型」の遠隔授業の実施率 %	遠隔教育を実施している学校のうち、個々の児童生徒の状況に応じた遠隔教育の実施率 %
長浜市	60	48	64	106.7	71	118.3	100.0	50.0	0.0	0.0	0.0	0.0
合　計	60	48	64	106.7	71	118.3	100.0	50.0	0.0	0.0	0.0	0.0

注１）「教員」とは、校長、副校長、教頭、主幹教諭、指導教諭、教諭、助教諭、養護教諭、養護助教諭、栄養教諭、常勤講師、再任用職員（フルタイム）をいう。
注２）「授業を担当している教員」とは、各教科等の授業を定期的に担当している教員をいう。授業を一時的・臨時的に担当する教員は含まない。
注３）「指導者用ＰＣ」とは、教員が使用するために配備されたものをいう。教職員が主として校務用に利用しているコンピュータ（校務用コンピュータ）は含まない。
注４）「指導者用ＰＣ整備率」とは指導者用ＰＣの総数を教員の総数で除して算出した値である。
注５）「教員の校務用ＰＣ」とは、主として教員が校務に使用するコンピュータのことをいう。
注６）「教員の校務用ＰＣ整備率」は、校務用ＰＣの総数を総教員数で除して算出した値である。
注７）「統合型校務支援システム」は、教務系（成績処理、出欠管理、時数等）・保健系（健康診断票、保健室管理等）、指導要録等の学籍関係、学校事務系など統合して
　　機能を有しているシステムをいう。
注８）「遠隔教育」は、遠隔システムを活用した同時双方向型で行う教育をいう。（「『遠隔教育の推進に向けた施策方針』の策定について（通知）」（文部科学省、平成30年9月20日））
注９）「合同授業型」とは、教師が児童生徒等に対面で授業を行う複数の教室等を遠隔により接続することで、児童生徒が多様な意見や考えに触れたり、協働して学習に取り組んだり
　　する機会の充実を図る遠隔教育の形態をいう。
注10）「教師支援型」とは、外部人材等の専門家と、児童生徒や教師がいる教室等を遠隔により接続することで、児童生徒の学習活動の質を高めるとともに、
　　教師の資質向上を図る遠隔教育の形態をいう。
注11）「教科・科目充実型」とは、学校教育法施行規則第77条の２（中学校等）、第88条の３（高等学校等）に基づき、当該教科の免許状を保有する教師による
　　授業を遠隔により提供することで、生徒の多様な科目選択を可能とすること等により、学習機会の充実を図るものをいう。なお、小学校での活用は想定されない。
注12）遠隔教育を実施している学校のうち、「教科・科目充実型」の遠隔教育の実施率は、「教科・科目充実型」の遠隔授業を実施している学校の総数を、
　　遠隔教育を実施していると答えた学校の総数から、遠隔教育を実施していると答えた小学校の総数を引いた数で除した値である。
注13）「個々の児童生徒の状況に応じた遠隔教育」とは、外国人児童生徒等への日本語指導、病気療養児・不登校児童生徒等に対する学習指導等の
　　個々の児童生徒の状況に応じた遠隔教育の形態をいう。

○市区町村（設置者）別「コンピュータの設置状況」及び「インターネット接続状況」の実態（高等学校）

（令和７年３月１日現在）

市区町村別（高等学校）	学校数	学校数（専門学科・総合学科単独及び複数学科設置校）	児童生徒数	児童生徒数（専門学科・総合学科単独及び複数学科設置校）	普通教室数	普通教室数（専門学科・総合学科単独及び複数学科設置校）	学習者用PC総台数	学習者用PC総台数（専門学科・総合学科単独及び複数学科設置校）	児童生徒一人当たりの学習者用PC台数	児童生徒一人当たりの学習者用PC台数（専門学科・総合学科単独及び複数学科設置校）	普通教室の大型提示装置整備率	普通教室の大型提示装置整備率（専門学科・総合学科単独及び複数学科設置校）	普通教室の校内LAN整備率	普通教室の校内LAN整備率（専門学科・総合学科単独及び複数学科設置校）	普通教室の無線LAN整備率	普通教室の無線LAN整備率（専門学科・総合学科単独及び複数学科設置校）	普通教室の移動通信システム（LTE等）整備率	普通教室の移動通信システム（LTE等）整備率（専門学科・総合学科単独及び複数学科設置校）	移動系通信を利用している学校の内、無線LAN整備済みの普通教室の数	移動系通信を利用している学校の内、無線LAN整備済みの普通教室の数（専門学科・総合学科単独及び複数学科設置校）	無線LAN又は移動系通信によりインターネット接続を行う普通教室の割合	無線LAN又は移動系通信によりインターネット接続を行う普通教室の割合（専門学科・総合学科単独及び複数学科設置校）	回線速度の契約理論値ベストエフォート型	回線速度の契約理論値ベストエフォート型（専門学科・総合学科単独及び複数学科設置校）	回線速度の契約理論値ギャランティ型	回線速度の契約理論値ギャランティ型（専門学科・総合学科単独及び複数学科設置校）
	校	校	人	人	室	室	台	台	台／人	台／人	%	%	%	%	%	%	%	室	室	%	%	%	%	%	%	%
滋賀県	46	22	28,547	14,134	897	439	31,932	16,843	1.1	1.2	92.1	91.6	98.0	99.5	95.8	96.6	2.9	***	18	***	96.7	96.6	0.0	0.0	100.0	100.0
合計	46	22	28,547	14,134	897	439	31,932	16,843	1.1	1.2	92.1	91.6	98.0	99.5	95.8	96.6	2.9	***	18	***	96.7	96.6	0.0	0.0	100.0	100.0

注１）「児童生徒数」は、令和６年５月１日現在の児童生徒数。
注２）「学習者用ＰＣ」とは、教育用ＰＣのうち、児童生徒が使用するために配備されたものをいう。
注３）「児童生徒一人当たりの学習者用PC台数」は、「学習者用ＰＣ総台数」を令和６年５月１日現在の児童生徒数で除して算出した値である。
注４）「普通教室の大型提示装置整備率」は、大型提示装置を設置している普通教室の総数を普通教室の総数で除して算出した値である。
注５）「普通教室の校内ＬＡＮ整備率」は、校内ＬＡＮを整備する普通教室の総数を普通教室の総数で除して算出した値である。
注６）「普通教室の無線ＬＡＮ整備率」は、無線ＬＡＮを整備する普通教室の総数を普通教室の総数で除して算出した値である。

○市区町村（設置者）別「コンピュータの設置状況」及び「インターネット接続状況」の実態（高等学校）

（令和７年３月１日現在）

市区町村別（高等学校）	教員数	教員数（専門学科・総合学科単独及び複数学科設置校）	授業を担当している教員数	授業を担当している教員数（専門学科・総合学科単独及び複数学科設置校）	指導者用PC台数	指導者用PC台数（専門学科・総合学科単独及び複数学科設置校）	指導者用PC整備率	指導者用PC整備率（専門学科・総合学科単独及び複数学科設置校）	教員の校務用PC台数	教員の校務用PC台数（専門学科・総合学科単独及び複数学科設置校）	教員の校務用PC整備率	教員の校務用PC整備率（専門学科・総合学科単独及び複数学科設置校）	統合型校務支援システム整備率	統合型校務支援システム整備率（専門学科・総合学科単独及び複数学科設置校）	遠隔教育実施率	遠隔教育実施率（専門学科・総合学科単独及び複数学科設置校）	遠隔教育を実施している学校のうち、「合同授業型」の遠隔授業の実施率	遠隔教育を実施している学校のうち、「合同授業型」の遠隔授業の実施率（専門学科・総合学	遠隔教育を実施している学校のうち、「教師支援型」の遠隔授業の実施率	遠隔教育を実施している学校のうち、「教師支援型」の遠隔授業の実施率（専門学科・総合学	遠隔教育を実施している学校のうち、「教科・科目充実型」の遠隔授業の実施率	遠隔教育を実施している学校のうち、「教科・科目充実型」の遠隔授業の実施率（専門学	遠隔教育を実施している学校のうち、個々の児童生徒の状況に応じた遠隔教育の実施率	遠隔教育を実施している学校のうち、個々の児童生徒の状況に応じた遠隔教育の実施率（専門学
	人	人	人	人	台	台	%	%	台	台	%	%	%	%	%	%	%	%	%	%	%	%	%	%
滋賀県	2,127	1,107	1,942	1,018	3,104	1,721	145.9	155.5	2,431	1,294	114.3	116.9	100.0	100.0	21.7	22.7	30.0	20.0	40.0	20.0	0.0	0.0	60.0	60.0
合計	2,127	1,107	1,942	1,018	3,104	1,721	145.9	155.5	2,431	1,294	114.3	116.9	100.0	100.0	21.7	22.7	30.0	20.0	40.0	20.0	0.0	0.0	60.0	60.0

注１）「教員」とは、校長、副校長、教頭、主幹教諭、指導教諭、教諭、助教諭、養護教諭、養護助教諭、栄養教諭、常勤講師、再任用職員（フルタイム）をいう。
注２）「授業を担当している教員」とは、各教科等の授業を定期的に担当している教員をいう。授業を一時的・臨時的に担当する教員は含まない。
注３）「指導者用ＰＣ」とは、教員が使用するために配備されたものをいう。教職員が主として校務用に利用しているコンピュータ（校務用コンピュータ）は含まない。
注４）「指導者用ＰＣ整備率」とは指導者用ＰＣの総数を教員の総数で除して算出した値である。
注５）「教員の校務用ＰＣ」とは、主として教員が校務に使用するコンピュータのことをいう。
注６）「教員の校務用ＰＣ整備率」は、校務用ＰＣの総数を総教員数で除して算出した値である。
注７）「統合型校務支援システム」は、教務系（成績処理、出欠管理、時数等）・保健系（健康診断票、保健室管理等）、指導要録等の学籍関係、学校事務系など統合して機能を有しているシステムをいう。
注８）「遠隔教育」は、遠隔システムを活用した同時双方向型で行う教育をいう。（「『遠隔教育の推進に向けた施策方針』の策定について（通知）」（文部科学省、平成30年9月20日））
注９）「合同授業型」とは、教師が児童生徒等に対面で授業を行う複数の教室等を遠隔により接続することで、児童生徒が多様な意見や考えに触れたり、協働して学習に取り組んだりする機会の充実を図る遠隔教育の形態をいう。
注10）「教師支援型」とは、外部人材等の専門家と、児童生徒や教師がいる教室等を遠隔により接続することで、児童生徒の学習活動の質を高めるとともに、教師の資質向上を図る遠隔教育の形態をいう。
注11）「教科・科目充実型」とは、学校教育法施行規則第77条の２（中学校等）、第88条の３（高等学校等）に基づき、当該教科の免許状を保有する教師による授業を遠隔により提供することで、生徒の多様な科目選択を可能とすること等により、学習機会の充実を図るものをいう。なお、小学校での活用は想定されない。
注12）遠隔教育を実施している学校のうち、「教科・科目充実型」の遠隔教育の実施率は、「教科・科目充実型」の遠隔授業を実施している学校の総数を、遠隔教育を実施していると答えた学校の総数から、遠隔教育を実施していると答えた小学校の総数を引いた数で除した値である。
注13）「個々の児童生徒の状況に応じた遠隔教育」とは、外国人児童生徒等への日本語指導、病気療養児・不登校児童生徒等に対する学習指導等の個々の児童生徒の状況に応じた遠隔教育の形態をいう。

○市区町村（設置者）別「コンピュータの設置状況」及び「インターネット接続状況」の実態（中等教育学校）

市　区　町　村　別 （中等教育学校）	学校数 校	児童生徒数 人	普通教室数 室	学習者用PC総台数 台	児童生徒一人当たりの学習者用PC台数 台／人	普通教室の大型提示装置整備率 %
合　計	***	***	***	***	***	***

注１）「児童生徒数」は、令和６年５月１日現在の児童生徒数。
注２）「学習者用ＰＣ」とは、教育用ＰＣのうち、児童生徒が使用するために配備されたものをいう。
注３）「児童生徒一人当たりの学習者用PC台数」は、「学習者用ＰＣ総台数」を令和６年５月１日現在の児童生徒数で除して算出した値であ
注４）「普通教室の大型提示装置整備率」は、大型提示装置を設置している普通教室の総数を普通教室の総数で除して算出した値である。
注５）「普通教室の校内ＬＡＮ整備率」は、校内ＬＡＮを整備する普通教室の総数を普通教室の総数で除して算出した値である。
注６）「普通教室の無線ＬＡＮ整備率」は、無線ＬＡＮを整備する普通教室の総数を普通教室の総数で除して算出した値である。

（令和７年３月１日現在）

普通教室の校内LAN整備率 %	普通教室の無線LAN整備率 %	普通教室の移動通信システム（LTE等）整備率 %	移動系通信を利用している学校の内、無線LAN整備済みの普通教室の数 室	無線LAN又は移動系通信によりインターネット接続を行う普通教室の割合 %	回線速度の契約理論値 ベストエフォート型 %	回線速度の契約理論値 ギャランティ型 %
***	***	***	***	***	***	***

る。

○市区町村（設置者）別「コンピュータの設置状況」及び「インターネット接続状況」の実態（中等教育学校）

（令和７年３月１日現在）

市　区　町　村　別 （中等教育学校）	教員数 人	授業を担当している教員数 人	指導者用PC台数 台	指導者用PC整備率 %	教員の校務用PC台数 台	教員の校務用PC整備率 %	統合型校務支援システム整備率 %	遠隔教育実施率 %	遠隔教育を実施している学校のうち、「合同授業型」の遠隔授業の実施率 %	遠隔教育を実施している学校のうち、「教師支援型」の遠隔授業の実施率 %	遠隔教育を実施している学校のうち、「教科・科目充実型」の遠隔授業の実施率 %	遠隔教育を実施している学校のうち、個々の児童生徒の状況に応じた遠隔教育の実施率 %
合　　計	***	***	***	***	***	***	***	***	***	***	***	***

注１）「教員」とは、校長、副校長、教頭、主幹教諭、指導教諭、教諭、助教諭、養護教諭、養護助教諭、栄養教諭、常勤講師、再任用職員（フルタイム）をいう。
注２）「授業を担当している教員」とは、各教科等の授業を定期的に担当している教員をいう。授業を一時的・臨時的に担当する教員は含まない。
注３）「指導者用ＰＣ」とは、教員が使用するために配備されたものをいう。教職員が主として校務用に利用しているコンピュータ（校務用コンピュータ）は含まない。
注４）「指導者用ＰＣ整備率」とは指導者用ＰＣの総数を教員の総数で除して算出した値である。
注５）「教員の校務用ＰＣ」とは、主として教員が校務に使用するコンピュータのことをいう。
注６）「教員の校務用ＰＣ整備率」は、校務用ＰＣの総数を総教員数で除して算出した値である。
注７）「統合型校務支援システム」は、教務系（成績処理、出欠管理、時数等）・保健系（健康診断票、保健室管理等）、指導要録等の学籍関係、学校事務系など統合して
　　機能を有しているシステムをいう。
注８）「遠隔教育」は、遠隔システムを活用した同時双方向型で行う教育をいう。（「『遠隔教育の推進に向けた施策方針』の策定について（通知）」（文部科学省、平成30年9月20日））
注９）「合同授業型」とは、教師が児童生徒等に対面で授業を行う複数の教室等を遠隔により接続することで、児童生徒が多様な意見や考えに触れたり、協働して学習に取り組んだり
　　する機会の充実を図る遠隔教育の形態をいう。
注10）「教師支援型」とは、外部人材等の専門家と、児童生徒や教師がいる教室等を遠隔により接続することで、児童生徒の学習活動の質を高めるとともに、
　　教師の資質向上を図る遠隔教育の形態をいう。
注11）「教科・科目充実型」とは、学校教育法施行規則第77条の２（中学校等）、第88条の３（高等学校等）に基づき、当該教科の免許状を保有する教師による
　　授業を遠隔により提供することで、生徒の多様な科目選択を可能とすること等により、学習機会の充実を図るものをいう。なお、小学校での活用は想定されない。
注12）遠隔教育を実施している学校のうち、「教科・科目充実型」の遠隔教育の実施率は、「教科・科目充実型」の遠隔授業を実施している学校の総数を、
　　遠隔教育を実施していると答えた学校の総数から、遠隔教育を実施していると答えた小学校の総数を引いた数で除した値である。
注13）「個々の児童生徒の状況に応じた遠隔教育」とは、外国人児童生徒等への日本語指導、病気療養児・不登校児童生徒等に対する学習指導等の
　　個々の児童生徒の状況に応じた遠隔教育の形態をいう。

○市区町村（設置者）別「コンピュータの設置状況」及び「インターネット接続状況」の実態（特別支援学校）

市　区　町　村　別 （特別支援学校）	学校数 校	児童生徒数 人	普通教室数 室	学習者用PC総台数 台	児童生徒一人当たりの学習者用PC台数 台／人	普通教室の大型提示装置整備率 %
滋賀県	16	2,374	460	2,051	0.9	98.5
合　計	16	2,374	460	2,051	0.9	98.5

注１）「児童生徒数」は、令和６年５月１日現在の児童生徒数。
注２）「学習者用ＰＣ」とは、教育用ＰＣのうち、児童生徒が使用するために配備されたものをいう。
注３）「児童生徒一人当たりの学習者用PC台数」は、「学習者用ＰＣ総台数」を令和６年５月１日現在の児童生徒数で除して算出した値であ
注４）「普通教室の大型提示装置整備率」は、大型提示装置を設置している普通教室の総数を普通教室の総数で除して算出した値である。
注５）「普通教室の校内ＬＡＮ整備率」は、校内ＬＡＮを整備する普通教室の総数を普通教室の総数で除して算出した値である。
注６）「普通教室の無線ＬＡＮ整備率」は、無線ＬＡＮを整備する普通教室の総数を普通教室の総数で除して算出した値である。

（令和７年３月１日現在）

普通教室の校内LAN整備率 %	普通教室の無線LAN整備率 %	普通教室の移動通信システム（LTE等）整備率 %	移動系通信を利用している学校の内、無線LAN整備済みの普通教室の数 室	無線LAN又は移動系通信によりインターネット接続を行う普通教室の割合 %	回線速度の契約理論値 ベストエフォート型 %	回線速度の契約理論値 ギャランティ型 %
96.1	96.1	***	***	96.1	0.0	100.0
96.1	96.1	***	***	96.1	0.0	100.0

る。

○市区町村（設置者）別「コンピュータの設置状況」及び「インターネット接続状況」の実態（特別支援学校）

（令和７年３月１日現在）

市　区　町　村　別 （特別支援学校）	教員数 人	授業を担当している教員数 人	指導者用PC台数 台	指導者用PC整備率 %	教員の校務用PC台数 台	教員の校務用PC整備率 %	統合型校務支援システム整備率 %	遠隔教育実施率 %	遠隔教育を実施している学校のうち、「合同授業型」の遠隔授業の実施率 %	遠隔教育を実施している学校のうち、「教師支援型」の遠隔授業の実施率 %	遠隔教育を実施している学校のうち、「教科・科目充実型」の遠隔授業の実施率 %	遠隔教育を実施している学校のうち、個々の児童生徒の状況に応じた遠隔教育の実施率 %
滋賀県	1,225	1,060	1,375	112.2	1,176	96.0	100.0	62.5	60.0	40.0	0.0	80.0
合　計	1,225	1,060	1,375	112.2	1,176	96.0	100.0	62.5	60.0	40.0	0.0	80.0

注１）「教員」とは、校長、副校長、教頭、主幹教諭、指導教諭、教諭、助教諭、養護教諭、養護助教諭、栄養教諭、常勤講師、再任用職員（フルタイム）をいう。
注２）「授業を担当している教員」とは、各教科等の授業を定期的に担当している教員をいう。授業を一時的・臨時的に担当する教員は含まない。
注３）「指導者用ＰＣ」とは、教員が使用するために配備されたものをいう。教職員が主として校務用に利用しているコンピュータ（校務用コンピュータ）は含まない。
注４）「指導者用ＰＣ整備率」とは指導者用ＰＣの総数を教員の総数で除して算出した値である。
注５）「教員の校務用ＰＣ」とは、主として教員が校務に使用するコンピュータのことをいう。
注６）「教員の校務用ＰＣ整備率」は、校務用ＰＣの総数を総教員数で除して算出した値である。
注７）「統合型校務支援システム」は、教務系（成績処理、出欠管理、時数等）・保健系（健康診断票、保健室管理等）、指導要録等の学籍関係、学校事務系など統合して
　　機能を有しているシステムをいう。
注８）「遠隔教育」は、遠隔システムを活用した同時双方向型で行う教育をいう。（「『遠隔教育の推進に向けた施策方針』の策定について（通知）」（文部科学省、平成30年9月20日））
注９）「合同授業型」とは、教師が児童生徒等に対面で授業を行う複数の教室等を遠隔により接続することで、児童生徒が多様な意見や考えに触れたり、協働して学習に取り組んだり
　　する機会の充実を図る遠隔教育の形態をいう。
注10）「教師支援型」とは、外部人材等の専門家と、児童生徒や教師がいる教室等を遠隔により接続することで、児童生徒の学習活動の質を高めるとともに、
　　教師の資質向上を図る遠隔教育の形態をいう。
注11）「教科・科目充実型」とは、学校教育法施行規則第77条の２（中学校等）、第88条の３（高等学校等）に基づき、当該教科の免許状を保有する教師による
　　授業を遠隔により提供することで、生徒の多様な科目選択を可能とすること等により、学習機会の充実を図るものをいう。なお、小学校での活用は想定されない。
注12）遠隔教育を実施している学校のうち、「教科・科目充実型」の遠隔教育の実施率は、「教科・科目充実型」の遠隔授業を実施している学校の総数を、
　　遠隔教育を実施していると答えた学校の総数から、遠隔教育を実施していると答えた小学校の総数を引いた数で除した値である。
注13）「個々の児童生徒の状況に応じた遠隔教育」とは、外国人児童生徒等への日本語指導、病気療養児・不登校児童生徒等に対する学習指導等の
　　個々の児童生徒の状況に応じた遠隔教育の形態をいう。

○市区町村（設置者）別「コンピュータの設置状況」及び「インターネット接続状況」の実態（合計）

市　区　町　村　別 （　合　計　）	学校数 校	児童生徒数 人	普通教室数 室	学習者用PC総台数 台	児童生徒一人当たりの学習者用PC台数 台／人	普通教室の大型提示装置整備率 %	普通教室の校内LAN整備率 %	普通教室の無線LAN整備率 %	普通教室の移動通信システム（LTE等）整備率 %	移動系通信を利用している学校の内、無線LAN整備済みの普通教室の数 室
京都府	72	31,502	1,506	36,741	1.2	75.1	99.6	99.3	3.7	55
京都市	241	89,843	3,884	92,027	1.0	100.0	100.0	100.0	***	***
福知山市	23	5,843	273	6,510	1.1	100.0	100.0	100.0	***	***
舞鶴市	25	5,646	295	5,765	1.0	97.3	100.0	100.0	***	***
綾部市	16	2,050	131	2,076	1.0	95.4	100.0	100.0	***	***
宇治市	32	12,580	507	13,464	1.1	96.8	100.0	100.0	***	***
宮津市	7	830	63	873	1.1	98.4	100.0	100.0	11.1	7
亀岡市	21	6,610	345	6,716	1.0	86.4	96.8	96.8	***	***
城陽市	15	5,086	238	6,068	1.2	97.9	100.0	99.6	***	***
向日市	9	4,486	170	4,895	1.1	91.2	99.4	98.2	***	***
長岡京市	14	6,586	309	6,599	1.0	72.5	92.2	92.2	***	***
八幡市	12	4,638	230	5,492	1.2	90.4	100.0	71.7	***	***
京田辺市	12	6,327	241	6,432	1.0	96.3	100.0	100.0	***	***
京丹後市	22	3,440	200	3,746	1.1	98.5	100.0	100.0	***	***
南丹市	12	2,011	121	2,363	1.2	86.8	99.2	99.2	***	***
木津川市	18	7,563	322	8,673	1.1	98.4	100.0	98.8	***	***
大山崎町	3	1,313	54	1,468	1.1	100.0	100.0	100.0	***	***
久御山町	4	945	53	1,031	1.1	98.1	100.0	100.0	***	***
井手町	3	382	29	443	1.2	58.6	100.0	100.0	100.0	29
宇治田原町	3	604	37	773	1.3	73.0	100.0	100.0	***	***
精華町	8	2,955	140	3,140	1.1	89.3	100.0	100.0	***	***
京丹波町	8	637	60	740	1.2	90.0	98.3	98.3	100.0	59
伊根町	3	114	19	193	1.7	94.7	94.7	94.7	***	***
与謝野町	8	1,180	91	1,642	1.4	87.9	94.5	94.5	***	***
与謝野町宮津市中学校組	1	215	13	289	1.3	100.0	100.0	100.0	***	***
相楽東部広域連合	5	276	35	345	1.3	91.4	100.0	97.1	20.0	7
合　計	597	203,662	9,366	218,504	1.1	92.8	99.5	98.6	1.7	157

注１）「児童生徒数」は、令和６年５月１日現在の児童生徒数。
注２）「学習者用ＰＣ」とは、教育用ＰＣのうち、児童生徒が使用するために配備されたものをいう。
注３）「児童生徒一人当たりの学習者用PC台数」は、「学習者用ＰＣ総台数」を令和６年５月１日現在の児童生徒数で除して算出した値である。
注４）「普通教室の大型提示装置整備率」は、大型提示装置を設置している普通教室の総数を普通教室の総数で除して算出した値である。
注５）「普通教室の校内ＬＡＮ整備率」は、校内ＬＡＮを整備する普通教室の総数を普通教室の総数で除して算出した値である。
注６）「普通教室の無線ＬＡＮ整備率」は、無線ＬＡＮを整備する普通教室の総数を普通教室の総数で除して算出した値である。

（令和７年３月１日現在）

無線LAN又は移動系通信によりインターネット接続を行う普通教室の割合 %	回線速度の契約理論値 ベストエフォート型 %	回線速度の契約理論値 ギャランティ型 %
99.3	0.0	100.0
100.0	100.0	0.0
100.0	0.0	100.0
100.0	100.0	0.0
100.0	100.0	0.0
100.0	100.0	0.0
100.0	85.7	14.3
96.8	0.0	100.0
99.6	100.0	0.0
98.2	100.0	0.0
92.2	100.0	0.0
71.7	100.0	0.0
100.0	0.0	100.0
100.0	100.0	0.0
99.2	75.0	25.0
98.8	100.0	0.0
100.0	100.0	0.0
100.0	100.0	0.0
100.0	100.0	0.0
100.0	0.0	100.0
100.0	100.0	0.0
100.0	0.0	0.0
94.7	100.0	0.0
94.5	100.0	0.0
100.0	100.0	0.0
97.1	100.0	0.0
98.6	77.1	22.9

○市区町村（設置者）別「コンピュータの設置状況」及び「インターネット接続状況」の実態（合計）

（令和７年３月１日現在）

市　区　町　村　別 （　合　計　）	教員数 人	授業を担当している教員数 人	指導者用PC台数 台	指導者用PC整備率 %	教員の校務用PC台数 台	教員の校務用PC整備率 %	統合型校務支援システム整備率 %	遠隔教育実施率 %	遠隔教育を実施している学校のうち、「合同授業型」の遠隔授業の実施率 %	遠隔教育を実施している学校のうち、「教師支援型」の遠隔授業の実施率 %	遠隔教育を実施している学校のうち、「教科・科目充実型」の遠隔授業の実施率 %	遠隔教育を実施している学校のうち、個々の児童生徒の状況に応じた遠隔教育の実施率 %
京都府	3,921	3,413	7,067	180.2	7,318	186.6	100.0	61.1	45.5	22.7	9.1	77.3
京都市	7,032	5,732	10,643	151.4	10,409	148.0	100.0	33.6	49.4	44.4	0.0	71.6
福知山市	505	371	522	103.4	560	110.9	100.0	26.1	16.7	33.3	0.0	66.7
舞鶴市	497	353	677	136.2	600	120.7	100.0	44.0	63.6	27.3	0.0	45.5
綾部市	243	174	302	124.3	316	130.0	100.0	37.5	83.3	33.3	0.0	0.0
宇治市	834	652	1,279	153.4	979	117.4	100.0	31.3	80.0	30.0	0.0	20.0
宮津市	107	76	136	127.1	142	132.7	100.0	85.7	66.7	66.7	0.0	100.0
亀岡市	566	433	585	103.4	564	99.6	100.0	28.6	33.3	66.7	0.0	50.0
城陽市	367	296	463	126.2	452	123.2	100.0	20.0	33.3	0.0	0.0	66.7
向日市	277	230	372	134.3	323	116.6	100.0	55.6	40.0	0.0	0.0	60.0
長岡京市	442	362	5,304	1200.0	5,304	1200.0	0.0	7.1	0.0	0.0	0.0	100.0
八幡市	341	275	492	144.3	513	150.4	100.0	33.3	25.0	25.0	0.0	75.0
京田辺市	377	311	664	176.1	432	114.6	100.0	8.3	0.0	100.0	0.0	0.0
京丹後市	362	276	495	136.7	493	136.2	100.0	50.0	63.6	45.5	33.3	36.4
南丹市	217	173	311	143.3	289	133.2	100.0	58.3	57.1	71.4	0.0	57.1
木津川市	485	392	652	134.4	671	138.4	100.0	55.6	10.0	60.0	0.0	60.0
大山崎町	92	76	104	113.0	104	113.0	100.0	0.0	***	***	***	***
久御山町	86	71	162	188.4	107	124.4	0.0	50.0	50.0	0.0	0.0	50.0
井手町	57	39	53	93.0	61	107.0	0.0	100.0	0.0	100.0	0.0	100.0
宇治田原町	49	40	123	251.0	128	261.2	0.0	66.7	100.0	50.0	0.0	50.0
精華町	204	162	264	129.4	238	116.7	100.0	25.0	100.0	50.0	0.0	100.0
京丹波町	111	77	148	133.3	172	155.0	100.0	50.0	25.0	50.0	0.0	25.0
伊根町	35	23	59	168.6	53	151.4	100.0	66.7	100.0	100.0	0.0	50.0
与謝野町	146	100	184	126.0	205	140.4	100.0	50.0	50.0	25.0	0.0	75.0
与謝野町宮津市中学校組	25	22	41	164.0	36	144.0	100.0	100.0	100.0	0.0	0.0	100.0
相楽東部広域連合	69	45	75	108.7	69	100.0	100.0	40.0	0.0	0.0	0.0	100.0
合　計	17,447	14,174	31,177	178.7	30,538	175.0	96.0	39.2	48.7	39.3	4.5	64.1

注１）「教員」とは、校長、副校長、教頭、主幹教諭、指導教諭、教諭、助教諭、養護教諭、養護助教諭、栄養教諭、常勤講師、再任用職員（フルタイム）をいう。
注２）「授業を担当している教員」とは、各教科等の授業を定期的に担当している教員をいう。授業を一時的・臨時的に担当する教員は含まない。
注３）「指導者用ＰＣ」とは、教員が使用するために配備されたものをいう。教職員が主として校務用に利用しているコンピュータ（校務用コンピュータ）は含まない。
注４）「指導者用ＰＣ整備率」とは指導者用ＰＣの総数を教員の総数で除して算出した値である。
注５）「教員の校務用ＰＣ」とは、主として教員が校務に使用するコンピュータのことをいう。
注６）「教員の校務用ＰＣ整備率」は、校務用ＰＣの総数を総教員数で除して算出した値である。
注７）「統合型校務支援システム」は、教務系（成績処理、出欠管理、時数等）・保健系（健康診断票、保健室管理等）、指導要録等の学籍関係、学校事務系など統合して
　　機能を有しているシステムをいう。
注８）「遠隔教育」は、遠隔システムを活用した同時双方向型で行う教育をいう。（「『遠隔教育の推進に向けた施策方針』の策定について（通知）」（文部科学省、平成30年9月20日））
注９）「合同授業型」とは、教師が児童生徒等に対面で授業を行う複数の教室等を遠隔により接続することで、児童生徒が多様な意見や考えに触れたり、協働して学習に取り組んだり
　　する機会の充実を図る遠隔教育の形態をいう。
注10）「教師支援型」とは、外部人材等の専門家と、児童生徒や教師がいる教室等を遠隔により接続することで、児童生徒の学習活動の質を高めるとともに、
　　教師の資質向上を図る遠隔教育の形態をいう。
注11）「教科・科目充実型」とは、学校教育法施行規則第77条の２（中学校等）、第88条の３（高等学校等）に基づき、当該教科の免許状を保有する教師による
　　授業を遠隔により提供することで、生徒の多様な科目選択を可能とすること等により、学習機会の充実を図るものをいう。なお、小学校での活用は想定されない。
注12）遠隔教育を実施している学校のうち、「教科・科目充実型」の遠隔教育の実施率は、「教科・科目充実型」の遠隔授業を実施している学校の総数を、
　　遠隔教育を実施していると答えた学校の総数から、遠隔教育を実施していると答えた小学校の総数を引いた数で除した値である。
注13）「個々の児童生徒の状況に応じた遠隔教育」とは、外国人児童生徒等への日本語指導、病気療養児・不登校児童生徒等に対する学習指導等の
　　個々の児童生徒の状況に応じた遠隔教育の形態をいう。

○市区町村（設置者）別「コンピュータの設置状況」及び「インターネット接続状況」の実態（小学校）

市　区　町　村　別 （　小　学　校　）	学校数 校	児童生徒数 人	普通教室数 室	学習者用PC総台数 台	児童生徒一人当たりの学習者用PC台数 台／人	普通教室の大型提示装置整備率 %	普通教室の校内LAN整備率 %	普通教室の無線LAN整備率 %	普通教室の移動通信システム（LTE等）整備率 %
京都市	150	54,695	2,310	55,910	1.0	100.0	100.0	100.0	***
福知山市	14	3,915	193	4,236	1.1	100.0	100.0	100.0	***
舞鶴市	18	3,705	217	3,802	1.0	96.3	100.0	100.0	***
綾部市	10	1,336	92	1,358	1.0	94.6	100.0	100.0	***
宇治市	22	8,268	353	8,791	1.1	96.9	100.0	100.0	***
宮津市	5	580	49	591	1.0	98.0	100.0	100.0	14.3
亀岡市	14	4,050	221	4,046	1.0	92.3	100.0	100.0	***
城陽市	10	3,342	164	3,977	1.2	98.8	100.0	99.4	***
向日市	6	3,086	137	3,353	1.1	94.2	100.0	99.3	***
長岡京市	10	4,493	222	4,493	1.0	71.6	93.2	93.2	***
八幡市	8	2,995	158	3,563	1.2	91.8	100.0	69.6	***
京田辺市	9	4,323	182	4,365	1.0	95.1	100.0	100.0	***
京丹後市	16	2,302	146	2,411	1.0	97.9	100.0	100.0	***
南丹市	7	1,299	79	1,451	1.1	92.4	100.0	100.0	***
木津川市	13	5,192	240	5,915	1.1	99.6	100.0	98.3	***
大山崎町	2	911	39	1,010	1.1	100.0	100.0	100.0	***
久御山町	3	595	39	622	1.0	97.4	100.0	100.0	***
井手町	2	244	21	303	1.2	42.9	100.0	100.0	100.0
宇治田原町	2	392	23	520	1.3	91.3	100.0	100.0	***
精華町	5	1,979	99	2,064	1.0	89.9	100.0	100.0	***
京丹波町	5	424	43	431	1.0	95.3	97.7	97.7	100.0
伊根町	2	81	13	139	1.7	100.0	100.0	100.0	***
与謝野町	6	854	69	1,167	1.4	85.5	100.0	100.0	***
相楽東部広域連合	3	168	23	189	1.1	100.0	100.0	100.0	30.4
合　　計	342	109,229	5,132	114,707	1.1	96.4	99.7	98.6	1.5

注１）「児童生徒数」は、令和６年５月１日現在の児童生徒数。
注２）「学習者用ＰＣ」とは、教育用ＰＣのうち、児童生徒が使用するために配備されたものをいう。
注３）「児童生徒一人当たりの学習者用PC台数」は、「学習者用ＰＣ総台数」を令和６年５月１日現在の児童生徒数で除して算出した値である。
注４）「普通教室の大型提示装置整備率」は、大型提示装置を設置している普通教室の総数を普通教室の総数で除して算出した値である。
注５）「普通教室の校内ＬＡＮ整備率」は、校内ＬＡＮを整備する普通教室の総数を普通教室の総数で除して算出した値である。
注６）「普通教室の無線ＬＡＮ整備率」は、無線ＬＡＮを整備する普通教室の総数を普通教室の総数で除して算出した値である。

（令和７年３月１日現在）

移動系通信を利用している学校の内、無線LAN整備済みの普通教室の数 室	無線LAN又は移動系通信によりインターネット接続を行う普通教室の割合 %	回線速度の契約理論値 ベストエフォート型 %	回線速度の契約理論値 ギャランティ型 %
***	100.0	100.0	0.0
***	100.0	0.0	100.0
***	100.0	100.0	0.0
***	100.0	100.0	0.0
***	100.0	100.0	0.0
7	100.0	80.0	20.0
***	100.0	0.0	100.0
***	99.4	100.0	0.0
***	99.3	100.0	0.0
***	93.2	100.0	0.0
***	69.6	100.0	0.0
***	100.0	0.0	100.0
***	100.0	100.0	0.0
***	100.0	71.4	28.6
***	98.3	100.0	0.0
***	100.0	100.0	0.0
***	100.0	100.0	0.0
21	100.0	100.0	0.0
***	100.0	0.0	100.0
***	100.0	100.0	0.0
42	100.0	0.0	0.0
***	100.0	100.0	0.0
***	100.0	100.0	0.0
7	100.0	100.0	0.0
77	98.7	87.5	12.5

○市区町村（設置者）別「コンピュータの設置状況」及び「インターネット接続状況」の実態（小学校）

（令和７年３月１日現在）

市　区　町　村　別 （　小　学　校　）	教員数 人	授業を担当している教員数 人	指導者用PC台数 台	指導者用PC整備率 %	教員の校務用PC台数 台	教員の校務用PC整備率 %	統合型校務支援システム整備率 %	遠隔教育実施率 %	遠隔教育を実施している学校のうち、「合同授業型」の遠隔授業の実施率 %	遠隔教育を実施している学校のうち、「教師支援型」の遠隔授業の実施率 %	遠隔教育を実施している学校のうち、「教科・科目充実型」の遠隔授業の実施率 %	遠隔教育を実施している学校のうち、個々の児童生徒の状況に応じた遠隔教育の実施率 %
京都市	3,428	2,805	4,734	138.1	4,848	141.4	100.0	34.0	52.9	47.1	***	68.6
福知山市	295	216	294	99.7	331	112.2	100.0	28.6	25.0	50.0	***	50.0
舞鶴市	308	223	436	141.6	397	128.9	100.0	38.9	57.1	14.3	***	28.6
綾部市	152	105	170	111.8	183	120.4	100.0	50.0	80.0	20.0	***	0.0
宇治市	523	398	788	150.7	621	118.7	100.0	27.3	100.0	16.7	***	16.7
宮津市	73	51	101	138.4	90	123.3	100.0	80.0	75.0	75.0	***	100.0
亀岡市	314	224	310	98.7	314	100.0	100.0	28.6	50.0	75.0	***	25.0
城陽市	221	179	288	130.3	272	123.1	100.0	30.0	33.3	0.0	***	66.7
向日市	177	147	220	124.3	207	116.9	100.0	66.7	50.0	0.0	***	50.0
長岡京市	276	217	3,428	1242.0	3,428	1242.0	0.0	0.0	***	***	***	***
八幡市	210	163	307	146.2	308	146.7	100.0	25.0	0.0	0.0	***	100.0
京田辺市	249	201	466	187.1	281	112.9	100.0	11.1	0.0	100.0	***	0.0
京丹後市	230	170	325	141.3	276	120.0	100.0	50.0	62.5	50.0	***	50.0
南丹市	123	94	163	132.5	156	126.8	100.0	71.4	60.0	100.0	***	60.0
木津川市	328	262	392	119.5	414	126.2	100.0	46.2	16.7	83.3	***	33.3
大山崎町	58	47	63	108.6	63	108.6	100.0	0.0	***	***	***	***
久御山町	54	43	50	92.6	67	124.1	0.0	33.3	0.0	0.0	***	100.0
井手町	35	20	34	97.1	40	114.3	0.0	100.0	0.0	100.0	***	100.0
宇治田原町	29	23	91	313.8	74	255.2	0.0	100.0	100.0	50.0	***	50.0
精華町	131	99	162	123.7	133	101.5	100.0	20.0	100.0	100.0	***	100.0
京丹波町	67	44	85	126.9	87	129.9	100.0	40.0	50.0	50.0	***	0.0
伊根町	24	15	46	191.7	29	120.8	100.0	100.0	100.0	100.0	***	50.0
与謝野町	107	69	120	112.1	136	127.1	100.0	50.0	33.3	33.3	***	100.0
相楽東部広域連合	41	23	39	95.1	47	114.6	100.0	33.3	0.0	0.0	***	100.0
合　　計	7,453	5,838	13,112	175.9	12,802	171.8	95.0	36.3	53.2	46.8	***	56.5

注１）「教員」とは、校長、副校長、教頭、主幹教諭、指導教諭、教諭、助教諭、養護教諭、養護助教諭、栄養教諭、常勤講師、再任用職員（フルタイム）をいう。
注２）「授業を担当している教員」とは、各教科等の授業を定期的に担当している教員をいう。授業を一時的・臨時的に担当する教員は含まない。
注３）「指導者用ＰＣ」とは、教員が使用するために配備されたものをいう。教職員が主として校務用に利用しているコンピュータ（校務用コンピュータ）は含まない。
注４）「指導者用ＰＣ整備率」とは指導者用ＰＣの総数を教員の総数で除して算出した値である。
注５）「教員の校務用ＰＣ」とは、主として教員が校務に使用するコンピュータのことをいう。
注６）「教員の校務用ＰＣ整備率」は、校務用ＰＣの総数を総教員数で除して算出した値である。
注７）「統合型校務支援システム」は、教務系（成績処理、出欠管理、時数等）・保健系（健康診断票、保健室管理等）、指導要録等の学籍関係、学校事務系など統合して
　　機能を有しているシステムをいう。
注８）「遠隔教育」は、遠隔システムを活用した同時双方向型で行う教育をいう。（「『遠隔教育の推進に向けた施策方針』の策定について（通知）」（文部科学省、平成30年9月20日））
注９）「合同授業型」とは、教師が児童生徒等に対面で授業を行う複数の教室等を遠隔により接続することで、児童生徒が多様な意見や考えに触れたり、協働して学習に取り組んだり
　　する機会の充実を図る遠隔教育の形態をいう。
注10）「教師支援型」とは、外部人材等の専門家と、児童生徒や教師がいる教室等を遠隔により接続することで、児童生徒の学習活動の質を高めるとともに、
　　教師の資質向上を図る遠隔教育の形態をいう。
注11）「教科・科目充実型」とは、学校教育法施行規則第77条の２（中学校等）、第88条の３（高等学校等）に基づき、当該教科の免許状を保有する教師による
　　授業を遠隔により提供することで、生徒の多様な科目選択を可能とすること等により、学習機会の充実を図るものをいう。なお、小学校での活用は想定されない。
注12）遠隔教育を実施している学校のうち、「教科・科目充実型」の遠隔教育の実施率は、「教科・科目充実型」の遠隔授業を実施している学校の総数を、
　　遠隔教育を実施していると答えた学校の総数から、遠隔教育を実施していると答えた小学校の総数を引いた数で除した値である。
注13）「個々の児童生徒の状況に応じた遠隔教育」とは、外国人児童生徒等への日本語指導、病気療養児・不登校児童生徒等に対する学習指導等の
　　個々の児童生徒の状況に応じた遠隔教育の形態をいう。

○市区町村（設置者）別「コンピュータの設置状況」及び「インターネット接続状況」の実態（中学校）

市　区　町　村　別 （　中　学　校　）	学校数 校	児童生徒数 人	普通教室数 室	学習者用PC総台数 台	児童生徒一人当たりの学習者用PC台数 台／人	普通教室の大型提示装置整備率 %	普通教室の校内LAN整備率 %	普通教室の無線LAN整備率 %	普通教室の移動通信システム（LTE等）整備率 %	移動系通信を利用している学校の内、無線LAN整備済みの普通教室の数 室
京都府	4	582	25	1,412	2.4	76.0	84.0	84.0	***	***
京都市	64	25,565	997	26,129	1.0	100.0	100.0	100.0	***	***
福知山市	9	1,928	80	2,274	1.2	100.0	100.0	100.0	***	***
舞鶴市	7	1,941	78	1,963	1.0	100.0	100.0	100.0	***	***
綾部市	6	714	39	718	1.0	97.4	100.0	100.0	***	***
宇治市	10	4,312	154	4,673	1.1	96.8	100.0	100.0	***	***
宮津市	2	250	14	282	1.1	100.0	100.0	100.0	***	***
亀岡市	5	2,110	98	2,217	1.1	69.4	88.8	88.8	***	***
城陽市	5	1,744	74	2,091	1.2	95.9	100.0	100.0	***	***
向日市	3	1,400	33	1,542	1.1	78.8	97.0	93.9	***	***
長岡京市	4	2,093	87	2,106	1.0	74.7	89.7	89.7	***	***
八幡市	4	1,643	72	1,929	1.2	87.5	100.0	76.4	***	***
京田辺市	3	2,004	59	2,067	1.0	100.0	100.0	100.0	***	***
京丹後市	6	1,138	54	1,335	1.2	100.0	100.0	100.0	***	***
南丹市	5	712	42	912	1.3	76.2	97.6	97.6	***	***
木津川市	5	2,371	82	2,758	1.2	95.1	100.0	100.0	***	***
大山崎町	1	402	15	458	1.1	100.0	100.0	100.0	***	***
久御山町	1	350	14	409	1.2	100.0	100.0	100.0	***	***
井手町	1	138	8	140	1.0	100.0	100.0	100.0	100.0	8
宇治田原町	1	212	14	253	1.2	42.9	100.0	100.0	***	***
精華町	3	976	41	1,076	1.1	87.8	100.0	100.0	***	***
京丹波町	3	213	17	309	1.5	76.5	100.0	100.0	100.0	17
伊根町	1	33	6	54	1.6	83.3	83.3	83.3	***	***
与謝野町	2	326	22	475	1.5	95.5	77.3	77.3	***	***
与謝野町宮津市中学校組	1	215	13	289	1.3	100.0	100.0	100.0	***	***
相楽東部広域連合	2	108	12	156	1.4	75.0	100.0	91.7	***	***
合　　計	158	53,480	2,150	58,027	1.1	94.5	98.5	97.6	1.2	25

注１）「児童生徒数」は、令和６年５月１日現在の児童生徒数。
注２）「学習者用ＰＣ」とは、教育用ＰＣのうち、児童生徒が使用するために配備されたものをいう。
注３）「児童生徒一人当たりの学習者用PC台数」は、「学習者用ＰＣ総台数」を令和６年５月１日現在の児童生徒数で除して算出した値である。
注４）「普通教室の大型提示装置整備率」は、大型提示装置を設置している普通教室の総数を普通教室の総数で除して算出した値である。
注５）「普通教室の校内ＬＡＮ整備率」は、校内ＬＡＮを整備する普通教室の総数を普通教室の総数で除して算出した値である。
注６）「普通教室の無線ＬＡＮ整備率」は、無線ＬＡＮを整備する普通教室の総数を普通教室の総数で除して算出した値である。

（令和７年３月１日現在）

無線LAN又は移動系通信によりインターネット接続を行う普通教室の割合 %	回線速度の契約理論値 ベストエフォート型 %	回線速度の契約理論値 ギャランティ型 %
84.0	0.0	100.0
100.0	100.0	0.0
100.0	0.0	100.0
100.0	100.0	0.0
100.0	100.0	0.0
100.0	100.0	0.0
100.0	100.0	0.0
88.8	0.0	100.0
100.0	100.0	0.0
93.9	100.0	0.0
89.7	100.0	0.0
76.4	100.0	0.0
100.0	0.0	100.0
100.0	100.0	0.0
97.6	80.0	20.0
100.0	100.0	0.0
100.0	100.0	0.0
100.0	100.0	0.0
100.0	100.0	0.0
100.0	0.0	100.0
100.0	100.0	0.0
100.0	0.0	0.0
83.3	100.0	0.0
77.3	100.0	0.0
100.0	100.0	0.0
91.7	100.0	0.0
97.6	85.2	14.8

○市区町村（設置者）別「コンピュータの設置状況」及び「インターネット接続状況」の実態（中学校）

（令和７年３月１日現在）

市　区　町　村　別 （　中　学　校　）	教員数 人	授業を担当している教員数 人	指導者用PC台数 台	指導者用PC整備率 %	教員の校務用PC台数 台	教員の校務用PC整備率 %	統合型校務支援システム整備率 %	遠隔教育実施率 %	遠隔教育を実施している学校のうち、「合同授業型」の遠隔授業の実施率 %	遠隔教育を実施している学校のうち、「教師支援型」の遠隔授業の実施率 %	遠隔教育を実施している学校のうち、「教科・科目充実型」の遠隔授業の実施率 %	遠隔教育を実施している学校のうち、個々の児童生徒の状況に応じた遠隔教育の実施率 %
京都府	77	64	149	193.5	132	171.4	100.0	100.0	0.0	25.0	0.0	75.0
京都市	1,984	1,656	2,627	132.4	2,596	130.8	100.0	21.9	42.9	35.7	0.0	71.4
福知山市	210	155	228	108.6	229	109.0	100.0	22.2	0.0	0.0	0.0	100.0
舞鶴市	189	130	241	127.5	203	107.4	100.0	57.1	75.0	50.0	0.0	75.0
綾部市	91	69	132	145.1	133	146.2	100.0	16.7	100.0	100.0	0.0	0.0
宇治市	311	254	491	157.9	358	115.1	100.0	40.0	50.0	50.0	0.0	25.0
宮津市	34	25	35	102.9	52	152.9	100.0	100.0	50.0	50.0	0.0	100.0
亀岡市	184	161	212	115.2	177	96.2	100.0	20.0	0.0	0.0	0.0	100.0
城陽市	146	117	175	119.9	180	123.3	100.0	0.0	***	***	***	***
向日市	100	83	152	152.0	116	116.0	100.0	33.3	0.0	0.0	0.0	100.0
長岡京市	166	145	1,876	1130.1	1,876	1130.1	0.0	25.0	0.0	0.0	0.0	100.0
八幡市	131	112	185	141.2	205	156.5	100.0	50.0	50.0	50.0	0.0	50.0
京田辺市	128	110	198	154.7	151	118.0	100.0	0.0	***	***	***	***
京丹後市	132	106	170	128.8	217	164.4	100.0	50.0	66.7	33.3	33.3	0.0
南丹市	94	79	148	157.4	133	141.5	100.0	40.0	50.0	0.0	0.0	50.0
木津川市	157	130	260	165.6	257	163.7	100.0	80.0	0.0	25.0	0.0	100.0
大山崎町	34	29	41	120.6	41	120.6	100.0	0.0	***	***	***	***
久御山町	32	28	112	350.0	40	125.0	0.0	100.0	100.0	0.0	0.0	0.0
井手町	22	19	19	86.4	21	95.5	0.0	100.0	0.0	100.0	0.0	100.0
宇治田原町	20	17	32	160.0	54	270.0	0.0	0.0	***	***	***	***
精華町	73	63	102	139.7	105	143.8	100.0	33.3	100.0	0.0	0.0	100.0
京丹波町	44	33	63	143.2	85	193.2	100.0	66.7	0.0	50.0	0.0	50.0
伊根町	11	8	13	118.2	24	218.2	100.0	0.0	***	***	***	***
与謝野町	39	31	64	164.1	69	176.9	100.0	50.0	100.0	0.0	0.0	0.0
与謝野町宮津市中学校組	25	22	41	164.0	36	144.0	100.0	100.0	100.0	0.0	0.0	100.0
相楽東部広域連合	28	22	36	128.6	22	78.6	100.0	50.0	0.0	0.0	0.0	100.0
合　計	4,462	3,668	7,802	174.9	7,512	168.4	95.6	33.5	39.6	32.1	1.9	66.0

注１）「教員」とは、校長、副校長、教頭、主幹教諭、指導教諭、教諭、助教諭、養護教諭、養護助教諭、栄養教諭、常勤講師、再任用職員（フルタイム）をいう。
注２）「授業を担当している教員」とは、各教科等の授業を定期的に担当している教員をいう。授業を一時的・臨時的に担当する教員は含まない。
注３）「指導者用ＰＣ」とは、教員が使用するために配備されたものをいう。教職員が主として校務用に利用しているコンピュータ（校務用コンピュータ）は含まない。
注４）「指導者用ＰＣ整備率」とは指導者用ＰＣの総数を教員の総数で除して算出した値である。
注５）「教員の校務用ＰＣ」とは、主として教員が校務に使用するコンピュータのことをいう。
注６）「教員の校務用ＰＣ整備率」は、校務用ＰＣの総数を総教員数で除して算出した値である。
注７）「統合型校務支援システム」は、教務系（成績処理、出欠管理、時数等）・保健系（健康診断票、保健室管理等）、指導要録等の学籍関係、学校事務系など統合して
　　機能を有しているシステムをいう。
注８）「遠隔教育」は、遠隔システムを活用した同時双方向型で行う教育をいう。（「『遠隔教育の推進に向けた施策方針』の策定について（通知）」（文部科学省、平成30年9月20日））
注９）「合同授業型」とは、教師が児童生徒等に対面で授業を行う複数の教室等を遠隔により接続することで、児童生徒が多様な意見や考えに触れたり、協働して学習に取り組んだり
　　する機会の充実を図る遠隔教育の形態をいう。
注10）「教師支援型」とは、外部人材等の専門家と、児童生徒や教師がいる教室等を遠隔により接続することで、児童生徒の学習活動の質を高めるとともに、
　　教師の資質向上を図る遠隔教育の形態をいう。
注11）「教科・科目充実型」とは、学校教育法施行規則第77条の２（中学校等）、第88条の３（高等学校等）に基づき、当該教科の免許状を保有する教師による
　　授業を遠隔により提供することで、生徒の多様な科目選択を可能とすること等により、学習機会の充実を図るものをいう。なお、小学校での活用は想定されない。
注12）遠隔教育を実施している学校のうち、「教科・科目充実型」の遠隔教育の実施率は、「教科・科目充実型」の遠隔授業を実施している学校の総数を、
　　遠隔教育を実施していると答えた学校の総数から、遠隔教育を実施していると答えた小学校の総数を引いた数で除した値である。
注13）「個々の児童生徒の状況に応じた遠隔教育」とは、外国人児童生徒等への日本語指導、病気療養児・不登校児童生徒等に対する学習指導等の
　　個々の児童生徒の状況に応じた遠隔教育の形態をいう。

○市区町村（設置者）別「コンピュータの設置状況」及び「インターネット接続状況」の実態（義務教育学校）

市　区　町　村　別 （義務教育学校）	学校数 校	児童生徒数 人	普通教室数 室	学習者用PC総台数 台	児童生徒一人当たりの学習者用PC台数 台／人	普通教室の大型提示装置整備率 %
京都市	8	3,231	165	3,322	1.0	100.0
亀岡市	2	450	26	453	1.0	100.0
合　計	10	3,681	191	3,775	1.0	100.0

注１）「児童生徒数」は、令和６年５月１日現在の児童生徒数。
注２）「学習者用ＰＣ」とは、教育用ＰＣのうち、児童生徒が使用するために配備されたものをいう。
注３）「児童生徒一人当たりの学習者用PC台数」は、「学習者用ＰＣ総台数」を令和６年５月１日現在の児童生徒数で除して算出した値であ
注４）「普通教室の大型提示装置整備率」は、大型提示装置を設置している普通教室の総数を普通教室の総数で除して算出した値である。
注５）「普通教室の校内ＬＡＮ整備率」は、校内ＬＡＮを整備する普通教室の総数を普通教室の総数で除して算出した値である。
注６）「普通教室の無線ＬＡＮ整備率」は、無線ＬＡＮを整備する普通教室の総数を普通教室の総数で除して算出した値である。

（令和７年３月１日現在）

普通教室の校内LAN整備率 %	普通教室の無線LAN整備率 %	普通教室の移動通信システム（LTE等）整備率 %	移動系通信を利用している学校の内、無線LAN整備済みの普通教室の数 室	無線LAN又は移動系通信によりインターネット接続を行う普通教室の割合 %	回線速度の契約理論値 ベストエフォート型 %	回線速度の契約理論値 ギャランティ型 %
100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
100.0	100.0	***	***	100.0	0.0	100.0
100.0	100.0	***	***	100.0	80.0	20.0

る。

○市区町村（設置者）別「コンピュータの設置状況」及び「インターネット接続状況」の実態（義務教育学校）

（令和７年３月１日現在）

市　区　町　村　別 （義務教育学校）	教員数 人	授業を担当している教員数 人	指導者用PC台数 台	指導者用PC整備率 %	教員の校務用PC台数 台	教員の校務用PC整備率 %	統合型校務支援システム整備率 %	遠隔教育実施率 %	遠隔教育を実施している学校のうち、「合同授業型」の遠隔授業の実施率 %	遠隔教育を実施している学校のうち、「教師支援型」の遠隔授業の実施率 %	遠隔教育を実施している学校のうち、「教科・科目充実型」の遠隔授業の実施率 %	遠隔教育を実施している学校のうち、個々の児童生徒の状況に応じた遠隔教育の実施率 %
京都市	318	258	442	139.0	438	137.7	100.0	62.5	60.0	80.0	0.0	60.0
亀岡市	68	48	63	92.6	73	107.4	100.0	50.0	0.0	100.0	0.0	100.0
合　計	386	306	505	130.8	511	132.4	100.0	60.0	50.0	83.3	0.0	66.7

注１）「教員」とは、校長、副校長、教頭、主幹教諭、指導教諭、教諭、助教諭、養護教諭、養護助教諭、栄養教諭、常勤講師、再任用職員（フルタイム）をいう。
注２）「授業を担当している教員」とは、各教科等の授業を定期的に担当している教員をいう。授業を一時的・臨時的に担当する教員は含まない。
注３）「指導者用ＰＣ」とは、教員が使用するために配備されたものをいう。教職員が主として校務用に利用しているコンピュータ（校務用コンピュータ）は含まない。
注４）「指導者用ＰＣ整備率」とは指導者用ＰＣの総数を教員の総数で除して算出した値である。
注５）「教員の校務用ＰＣ」とは、主として教員が校務に使用するコンピュータのことをいう。
注６）「教員の校務用ＰＣ整備率」は、校務用ＰＣの総数を総教員数で除して算出した値である。
注７）「統合型校務支援システム」は、教務系（成績処理、出欠管理、時数等）・保健系（健康診断票、保健室管理等）、指導要録等の学籍関係、学校事務系など統合して
機能を有しているシステムをいう。
注８）「遠隔教育」は、遠隔システムを活用した同時双方向型で行う教育をいう。（「『遠隔教育の推進に向けた施策方針』の策定について（通知）」（文部科学省、平成30年9月20日））
注９）「合同授業型」とは、教師が児童生徒等に対面で授業を行う複数の教室等を遠隔により接続することで、児童生徒が多様な意見や考えに触れたり、協働して学習に取り組んだり
する機会の充実を図る遠隔教育の形態をいう。
注10）「教師支援型」とは、外部人材等の専門家と、児童生徒や教師がいる教室等を遠隔により接続することで、児童生徒の学習活動の質を高めるとともに、
教師の資質向上を図る遠隔教育の形態をいう。
注11）「教科・科目充実型」とは、学校教育法施行規則第77条の２（中学校等）、第88条の３（高等学校等）に基づき、当該教科の免許状を保有する教師による
授業を遠隔により提供することで、生徒の多様な科目選択を可能とすること等により、学習機会の充実を図るものをいう。なお、小学校での活用は想定されない。
注12）遠隔教育を実施している学校のうち、「教科・科目充実型」の遠隔教育の実施率は、「教科・科目充実型」の遠隔授業を実施している学校の総数を、
遠隔教育を実施していると答えた学校の総数から、遠隔教育を実施していると答えた小学校の総数を引いた数で除した値である。
注13）「個々の児童生徒の状況に応じた遠隔教育」とは、外国人児童生徒等への日本語指導、病気療養児・不登校児童生徒等に対する学習指導等の
個々の児童生徒の状況に応じた遠隔教育の形態をいう。

○市区町村（設置者）別「コンピュータの設置状況」及び「インターネット接続状況」の実態（高等学校）

（令和７年３月１日現在）

市区町村別（高等学校）	学校数	学校数（専門学科・総合学科単独及び複数学科設置校）	児童生徒数	児童生徒数（専門学科・総合学科単独及び複数学科設置校）	普通教室数	普通教室数（専門学科・総合学科単独及び複数学科設置校）	学習者用PC総台数	学習者用PC総台数（専門学科・総合学科単独及び複数学科設置校）	児童生徒一人当たりの学習者用PC台数	児童生徒一人当たりの学習者用PC台数（専門学科・総合学科単独及び複数学科設置校）	普通教室の大型提示装置整備率	普通教室の大型提示装置整備率（専門学科・総合学科単独及び複数学科設置校）	普通教室の校内LAN整備率	普通教室の校内LAN整備率（専門学科・総合学科単独及び複数学科設置校）	普通教室の無線LAN整備率	普通教室の無線LAN整備率（専門学科・総合学科単独及び複数学科設置校）	普通教室の移動通信システム（LTE等）整備率	普通教室の移動通信システム（LTE等）整備率（専門学科・総合学科単独及び複数学科設置校）	移動系通信を利用している学校の内、無線LAN整備済みの普通教室の数	移動系通信を利用している学校の内、無線LAN整備済みの普通教室の数（専門学科・総合学科単独及び複数学科設置校）	無線LAN又は移動系通信によりインターネット接続を行う普通教室の割合	無線LAN又は移動系通信によりインターネット接続を行う普通教室の割合（専門学科・総合学科単独及び複数学科設置校）	回線速度の契約理論値ベストエフォート型	回線速度の契約理論値ベストエフォート型（専門学科・総合学科単独及び複数学科設置校）	回線速度の契約理論値ギャランティ型	回線速度の契約理論値ギャランティ型（専門学科・総合学科単独及び複数学科設置校）
	校	校	人	人	室	室	台	台	台／人	台／人	%	%	%	%	%	%	%	%	室	室	%	%	%	%	%	%	%
京都府	53	31	29,118	15,884	1,019	586	33,280	18,882	1.1	1.2	90.5	89.9	99.8	100.0	99.3	99.8	2.2	3.8	22	22	99.3	99.8	0.0	0.0	100.0	100.0
京都市	10	8	5,124	4,175	174	128	5,360	4,332	1.0	1.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	***	***	***	***	100.0	100.0	100.0	100.0	0.0	0.0
合計	63	39	34,242	20,059	1,193	714	38,640	23,214	1.1	1.2	91.9	91.7	99.8	100.0	99.4	99.9	1.8	3.1	22	22	99.4	99.9	15.9	20.5	84.1	79.5

注１）「児童生徒数」は、令和６年５月１日現在の児童生徒数。
注２）「学習者用ＰＣ」とは、教育用ＰＣのうち、児童生徒が使用するために配備されたものをいう。
注３）「児童生徒一人当たりの学習者用PC台数」は、「学習者用ＰＣ総台数」を令和６年５月１日現在の児童生徒数で除して算出した値である。
注４）「普通教室の大型提示装置整備率」は、大型提示装置を設置している普通教室の総数を普通教室の総数で除して算出した値である。
注５）「普通教室の校内ＬＡＮ整備率」は、校内ＬＡＮを整備する普通教室の総数を普通教室の総数で除して算出した値である。
注６）「普通教室の無線ＬＡＮ整備率」は、無線ＬＡＮを整備する普通教室の総数を普通教室の総数で除して算出した値である。

○市区町村（設置者）別「コンピュータの設置状況」及び「インターネット接続状況」の実態（高等学校）

（令和７年３月１日現在）

市区町村別（高等学校）	教員数	教員数（専門学科・総合学科単独及び複数学科設置校）	授業を担当している教員数	授業を担当している教員数（専門学科・総合学科単独及び複数学科設置校）	指導者用PC台数	指導者用PC台数（専門学科・総合学科単独及び複数学科設置校）	指導者用PC整備率	指導者用PC整備率（専門学科・総合学科単独及び複数学科設置校）	教員の校務用PC台数	教員の校務用PC台数（専門学科・総合学科単独及び複数学科設置校）	教員の校務用PC整備率	教員の校務用PC整備率（専門学科・総合学科単独及び複数学科設置校）	統合型校務支援システム整備率	統合型校務支援システム整備率（専門学科・総合学科単独及び複数学科設置校）	遠隔教育実施率	遠隔教育実施率（専門学科・総合学科単独及び複数学科設置校）	遠隔教育を実施している学校のうち、「合同授業型」の遠隔授業の実施率	遠隔教育を実施している学校のうち、「合同授業型」の遠隔授業の実施率（専門学科・総合学	遠隔教育を実施している学校のうち、「教師支援型」の遠隔授業の実施率	遠隔教育を実施している学校のうち、「教師支援型」の遠隔授業の実施率（専門学科・総合学	遠隔教育を実施している学校のうち、「教科・科目充実型」の遠隔授業の実施率	遠隔教育を実施している学校のうち、「教科・科目充実型」の遠隔授業の実施率（専門学	遠隔教育を実施している学校のうち、個々の児童生徒の状況に応じた遠隔教育の実施率	遠隔教育を実施している学校のうち、個々の児童生徒の状況に応じた遠隔教育の実施率（専門学
	人	人	人	人	台	台	%	%	台	台	%	%	%	%	%	%	%	%	%	%	%	%	%	%
京都府	2,575	1,520	2,307	1,357	5,147	3,231	199.9	212.6	4,868	3,193	189.0	210.1	100.0	100.0	54.7	61.3	37.9	36.8	27.6	21.1	13.8	15.8	75.9	78.9
京都市	575	458	536	427	1,588	1,318	276.2	287.8	1,573	1,307	273.6	285.4	100.0	100.0	50.0	37.5	20.0	33.3	20.0	33.3	0.0	0.0	80.0	66.7
合計	3,150	1,978	2,843	1,784	6,735	4,549	213.8	230.0	6,441	4,500	204.5	227.5	100.0	100.0	54.0	56.4	35.3	36.4	26.5	22.7	11.8	13.6	76.5	77.3

注１）「教員」とは、校長、副校長、教頭、主幹教諭、指導教諭、教諭、助教諭、養護教諭、養護助教諭、栄養教諭、常勤講師、再任用職員（フルタイム）をいう。
注２）「授業を担当している教員」とは、各教科等の授業を定期的に担当している教員をいう。授業を一時的・臨時的に担当する教員は含まない。
注３）「指導者用ＰＣ」とは、教員が使用するために配備されたものをいう。教職員が主として校務用に利用しているコンピュータ（校務用コンピュータ）は含まない。
注４）「指導者用ＰＣ整備率」とは指導者用ＰＣの総数を教員の総数で除して算出した値である。
注５）「教員の校務用ＰＣ」とは、主として教員が校務に使用するコンピュータのことをいう。
注６）「教員の校務用ＰＣ整備率」は、校務用ＰＣの総数を総教員数で除して算出した値である。
注７）「統合型校務支援システム」は、教務系（成績処理、出欠管理、時数等）・保健系（健康診断票、保健室管理等）、指導要録等の学籍関係、学校事務系など統合して機能を有しているシステムをいう。
注８）「遠隔教育」は、遠隔システムを活用した同時双方向型で行う教育をいう。（「『遠隔教育の推進に向けた施策方針』の策定について（通知）」（文部科学省、平成30年9月20日））
注９）「合同授業型」とは、教師が児童生徒等に対面で授業を行う複数の教室等を遠隔により接続することで、児童生徒が多様な意見や考えに触れたり、協働して学習に取り組んだりする機会の充実を図る遠隔教育の形態をいう。
注10）「教師支援型」とは、外部人材等の専門家と、児童生徒や教師がいる教室等を遠隔により接続することで、児童生徒の学習活動の質を高めるとともに、教師の資質向上を図る遠隔教育の形態をいう。
注11）「教科・科目充実型」とは、学校教育法施行規則第77条の２（中学校等）、第88条の３（高等学校等）に基づき、当該教科の免許状を保有する教師による授業を遠隔により提供することで、生徒の多様な科目選択を可能とすること等により、学習機会の充実を図るものをいう。なお、小学校での活用は想定されない。
注12）遠隔教育を実施している学校のうち、「教科・科目充実型」の遠隔教育の実施率は、「教科・科目充実型」の遠隔授業を実施している学校の総数を、遠隔教育を実施していると答えた学校の総数から、遠隔教育を実施していると答えた小学校の総数を引いた数で除した値である。
注13）「個々の児童生徒の状況に応じた遠隔教育」とは、外国人児童生徒等への日本語指導、病気療養児・不登校児童生徒等に対する学習指導等の個々の児童生徒の状況に応じた遠隔教育の形態をいう。

○市区町村（設置者）別「コンピュータの設置状況」及び「インターネット接続状況」の実態（中等教育学校）

市　区　町　村　別 （中等教育学校）	学校数 校	児童生徒数 人	普通教室数 室	学習者用PC総台数 台	児童生徒一人当たりの学習者用PC台数 台／人	普通教室の大型提示装置整備率 %
合　計	***	***	***	***	***	***

注１）「児童生徒数」は、令和６年５月１日現在の児童生徒数。
注２）「学習者用ＰＣ」とは、教育用ＰＣのうち、児童生徒が使用するために配備されたものをいう。
注３）「児童生徒一人当たりの学習者用PC台数」は、「学習者用ＰＣ総台数」を令和６年５月１日現在の児童生徒数で除して算出した値であ
注４）「普通教室の大型提示装置整備率」は、大型提示装置を設置している普通教室の総数を普通教室の総数で除して算出した値である。
注５）「普通教室の校内ＬＡＮ整備率」は、校内ＬＡＮを整備する普通教室の総数を普通教室の総数で除して算出した値である。
注６）「普通教室の無線ＬＡＮ整備率」は、無線ＬＡＮを整備する普通教室の総数を普通教室の総数で除して算出した値である。

（令和７年３月１日現在）

普通教室の校内LAN整備率 %	普通教室の無線LAN整備率 %	普通教室の移動通信システム（LTE等）整備率 %	移動系通信を利用している学校の内、無線LAN整備済みの普通教室の数 室	無線LAN又は移動系通信によりインターネット接続を行う普通教室の割合 %	回線速度の契約理論値 ベストエフォート型 %	回線速度の契約理論値 ギャランティ型 %
***	***	***	***	***	***	***

る。

○市区町村（設置者）別「コンピュータの設置状況」及び「インターネット接続状況」の実態（中等教育学校）

（令和７年３月１日現在）

市　区　町　村　別 （中等教育学校）	教員数 人	授業を担当している教員数 人	指導者用PC台数 台	指導者用PC整備率 %	教員の校務用PC台数 台	教員の校務用PC整備率 %	統合型校務支援システム整備率 %	遠隔教育実施率 %	遠隔教育を実施している学校のうち、「合同授業型」の遠隔授業の実施率 %	遠隔教育を実施している学校のうち、「教師支援型」の遠隔授業の実施率 %	遠隔教育を実施している学校のうち、「教科・科目充実型」の遠隔授業の実施率 %	遠隔教育を実施している学校のうち、個々の児童生徒の状況に応じた遠隔教育の実施率 %
合　　計	***	***	***	***	***	***	***	***	***	***	***	***

注１）「教員」とは、校長、副校長、教頭、主幹教諭、指導教諭、教諭、助教諭、養護教諭、養護助教諭、栄養教諭、常勤講師、再任用職員（フルタイム）をいう。
注２）「授業を担当している教員」とは、各教科等の授業を定期的に担当している教員をいう。授業を一時的・臨時的に担当する教員は含まない。
注３）「指導者用ＰＣ」とは、教員が使用するために配備されたものをいう。教職員が主として校務用に利用しているコンピュータ（校務用コンピュータ）は含まない。
注４）「指導者用ＰＣ整備率」とは指導者用ＰＣの総数を教員の総数で除して算出した値である。
注５）「教員の校務用ＰＣ」とは、主として教員が校務に使用するコンピュータのことをいう。
注６）「教員の校務用ＰＣ整備率」は、校務用ＰＣの総数を総教員数で除して算出した値である。
注７）「統合型校務支援システム」は、教務系（成績処理、出欠管理、時数等）・保健系（健康診断票、保健室管理等）、指導要録等の学籍関係、学校事務系など統合して
　　機能を有しているシステムをいう。
注８）「遠隔教育」は、遠隔システムを活用した同時双方向型で行う教育をいう。（「『遠隔教育の推進に向けた施策方針』の策定について（通知）」（文部科学省、平成30年9月20日））
注９）「合同授業型」とは、教師が児童生徒等に対面で授業を行う複数の教室等を遠隔により接続することで、児童生徒が多様な意見や考えに触れたり、協働して学習に取り組んだり
　　する機会の充実を図る遠隔教育の形態をいう。
注10）「教師支援型」とは、外部人材等の専門家と、児童生徒や教師がいる教室等を遠隔により接続することで、児童生徒の学習活動の質を高めるとともに、
　　教師の資質向上を図る遠隔教育の形態をいう。
注11）「教科・科目充実型」とは、学校教育法施行規則第77条の２（中学校等）、第88条の３（高等学校等）に基づき、当該教科の免許状を保有する教師による
　　授業を遠隔により提供することで、生徒の多様な科目選択を可能とすること等により、学習機会の充実を図るものをいう。なお、小学校での活用は想定されない。
注12）遠隔教育を実施している学校のうち、「教科・科目充実型」の遠隔教育の実施率は、「教科・科目充実型」の遠隔授業を実施している学校の総数を、
　　遠隔教育を実施していると答えた学校の総数から、遠隔教育を実施していると答えた小学校の総数を引いた数で除した値である。
注13）「個々の児童生徒の状況に応じた遠隔教育」とは、外国人児童生徒等への日本語指導、病気療養児・不登校児童生徒等に対する学習指導等の
　　個々の児童生徒の状況に応じた遠隔教育の形態をいう。

○市区町村（設置者）別「コンピュータの設置状況」及び「インターネット接続状況」の実態（特別支援学校）

市　区　町　村　別 （特別支援学校）	学校数 校	児童生徒数 人	普通教室数 室	学習者用PC総台数 台	児童生徒一人当たりの学習者用PC台数 台／人	普通教室の大型提示装置整備率 %
京都府	15	1,802	462	2,049	1.1	41.1
京都市	9	1,228	238	1,306	1.1	100.0
合　計	24	3,030	700	3,355	1.1	61.1

注１）「児童生徒数」は、令和６年５月１日現在の児童生徒数。
注２）「学習者用ＰＣ」とは、教育用ＰＣのうち、児童生徒が使用するために配備されたものをいう。
注３）「児童生徒一人当たりの学習者用PC台数」は、「学習者用ＰＣ総台数」を令和６年５月１日現在の児童生徒数で除して算出した値であ
注４）「普通教室の大型提示装置整備率」は、大型提示装置を設置している普通教室の総数を普通教室の総数で除して算出した値である。
注５）「普通教室の校内ＬＡＮ整備率」は、校内ＬＡＮを整備する普通教室の総数を普通教室の総数で除して算出した値である。
注６）「普通教室の無線ＬＡＮ整備率」は、無線ＬＡＮを整備する普通教室の総数を普通教室の総数で除して算出した値である。

（令和７年３月１日現在）

普通教室の校内LAN整備率 %	普通教室の無線LAN整備率 %	普通教室の移動通信システム（LTE等）整備率 %	移動系通信を利用している学校の内、無線LAN整備済みの普通教室の数 室	無線LAN又は移動系通信によりインターネット接続を行う普通教室の割合 %	回線速度の契約理論値 ベストエフォート型 %	回線速度の契約理論値 ギャランティ型 %
100.0	100.0	7.1	33	100.0	0.0	100.0
100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
100.0	100.0	4.7	33	100.0	37.5	62.5

る。

○市区町村（設置者）別「コンピュータの設置状況」及び「インターネット接続状況」の実態（特別支援学校）

（令和７年３月１日現在）

市　区　町　村　別 （特別支援学校）	教員数 人	授業を担当している教員数 人	指導者用PC台数 台	指導者用PC整備率 %	教員の校務用PC台数 台	教員の校務用PC整備率 %	統合型校務支援システム整備率 %	遠隔教育実施率 %	遠隔教育を実施している学校のうち、「合同授業型」の遠隔授業の実施率 %	遠隔教育を実施している学校のうち、「教師支援型」の遠隔授業の実施率 %	遠隔教育を実施している学校のうち、「教科・科目充実型」の遠隔授業の実施率 %	遠隔教育を実施している学校のうち、個々の児童生徒の状況に応じた遠隔教育の実施率 %
京都府	1,269	1,042	1,771	139.6	2,318	182.7	100.0	73.3	81.8	9.1	0.0	81.8
京都市	727	477	1,252	172.2	954	131.2	100.0	66.7	50.0	33.3	0.0	100.0
合　計	1,996	1,519	3,023	151.5	3,272	163.9	100.0	70.8	70.6	17.6	0.0	88.2

注１）「教員」とは、校長、副校長、教頭、主幹教諭、指導教諭、教諭、助教諭、養護教諭、養護助教諭、栄養教諭、常勤講師、再任用職員（フルタイム）をいう。
注２）「授業を担当している教員」とは、各教科等の授業を定期的に担当している教員をいう。授業を一時的・臨時的に担当する教員は含まない。
注３）「指導者用ＰＣ」とは、教員が使用するために配備されたものをいう。教職員が主として校務用に利用しているコンピュータ（校務用コンピュータ）は含まない。
注４）「指導者用ＰＣ整備率」とは指導者用ＰＣの総数を教員の総数で除して算出した値である。
注５）「教員の校務用ＰＣ」とは、主として教員が校務に使用するコンピュータのことをいう。
注６）「教員の校務用ＰＣ整備率」は、校務用ＰＣの総数を総教員数で除して算出した値である。
注７）「統合型校務支援システム」は、教務系（成績処理、出欠管理、時数等）・保健系（健康診断票、保健室管理等）、指導要録等の学籍関係、学校事務系など統合して
　　機能を有しているシステムをいう。
注８）「遠隔教育」は、遠隔システムを活用した同時双方向型で行う教育をいう。（「『遠隔教育の推進に向けた施策方針』の策定について（通知）」（文部科学省、平成30年9月20日））
注９）「合同授業型」とは、教師が児童生徒等に対面で授業を行う複数の教室等を遠隔により接続することで、児童生徒が多様な意見や考えに触れたり、協働して学習に取り組んだり
　　する機会の充実を図る遠隔教育の形態をいう。
注10）「教師支援型」とは、外部人材等の専門家と、児童生徒や教師がいる教室等を遠隔により接続することで、児童生徒の学習活動の質を高めるとともに、
　　教師の資質向上を図る遠隔教育の形態をいう。
注11）「教科・科目充実型」とは、学校教育法施行規則第77条の２（中学校等）、第88条の３（高等学校等）に基づき、当該教科の免許状を保有する教師による
　　授業を遠隔により提供することで、生徒の多様な科目選択を可能とすること等により、学習機会の充実を図るものをいう。なお、小学校での活用は想定されない。
注12）遠隔教育を実施している学校のうち、「教科・科目充実型」の遠隔教育の実施率は、「教科・科目充実型」の遠隔授業を実施している学校の総数を、
　　遠隔教育を実施していると答えた学校の総数から、遠隔教育を実施していると答えた小学校の総数を引いた数で除した値である。
注13）「個々の児童生徒の状況に応じた遠隔教育」とは、外国人児童生徒等への日本語指導、病気療養児・不登校児童生徒等に対する学習指導等の
　　個々の児童生徒の状況に応じた遠隔教育の形態をいう。

○市区町村（設置者）別「コンピュータの設置状況」及び「インターネット接続状況」の実態（合計）

（令和７年３月１日現在）

市区町村別 （合計）	学校数 校	児童生徒数 人	普通教室数 室	学習者用PC総台数 台	児童生徒一人当たりの学習者用PC台数 台／人	普通教室の大型提示装置整備率 %	普通教室の校内LAN整備率 %	普通教室の無線LAN整備率 %	普通教室の移動通信システム（LTE等）整備率 %	移動系通信を利用している学校の内、無線LAN整備済みの普通教室の数 室	無線LAN又は移動系通信によりインターネット接続を行う普通教室の割合 %	回線速度の契約理論値 ベストエフォート型 %	回線速度の契約理論値 ギャランティ型 %
大阪府	201	116,487	4,491	140,821	1.2	84.2	98.3	95.1	***	***	95.1	99.5	0.5
大阪市	418	163,489	7,782	167,589	1.0	77.2	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
堺市	139	60,175	2,664	72,131	1.2	94.0	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
岸和田市	36	14,716	660	16,189	1.1	89.5	99.8	99.7	***	***	99.7	100.0	0.0
豊中市	55	32,045	1,359	33,429	1.0	100.0	100.0	100.0	100.0	1,359	100.0	100.0	0.0
池田市	14	7,458	327	7,765	1.0	85.9	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
吹田市	54	30,551	1,174	31,415	1.0	83.6	99.9	99.9	***	***	99.9	100.0	0.0
泉大津市	11	5,104	241	5,154	1.0	83.8	97.1	96.7	***	***	96.7	100.0	0.0
高槻市	59	24,825	1,162	25,156	1.0	76.2	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
貝塚市	15	6,223	276	6,698	1.1	94.6	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
守口市	20	8,701	416	8,902	1.0	95.0	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
枚方市	63	28,675	1,349	30,521	1.1	83.2	98.6	98.6	100.0	1,330	100.0	100.0	0.0
茨木市	46	23,115	935	26,279	1.1	93.4	100.0	100.0	***	***	100.0	28.3	71.7
八尾市	42	18,413	812	20,764	1.1	87.4	100.0	100.0	***	***	100.0	0.0	100.0
泉佐野市	18	6,687	337	7,296	1.1	74.5	99.7	99.4	***	***	99.4	100.0	0.0
富田林市	24	7,128	407	8,269	1.2	83.5	98.5	98.5	***	***	98.5	100.0	0.0
寝屋川市	35	14,923	661	15,203	1.0	100.0	100.0	100.0	100.0	661	100.0	100.0	0.0
河内長野市	20	6,065	299	6,505	1.1	99.0	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
松原市	22	7,338	432	7,464	1.0	81.7	98.6	97.0	***	***	97.0	100.0	0.0
大東市	20	7,617	354	8,836	1.2	91.5	98.6	98.6	***	***	98.6	100.0	0.0
和泉市	30	14,518	641	15,743	1.1	91.3	99.8	99.8	***	***	99.8	100.0	0.0
箕面市	22	12,614	439	12,682	1.0	93.6	97.7	94.8	***	***	94.8	100.0	0.0
柏原市	17	4,367	216	5,005	1.1	93.1	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
羽曳野市	19	7,219	340	7,299	1.0	99.7	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
門真市	19	6,399	326	7,224	1.1	96.9	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
摂津市	15	6,173	274	6,532	1.1	96.0	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
高石市	10	4,130	175	4,246	1.0	91.4	99.4	98.3	***	***	98.3	100.0	0.0
藤井寺市	10	4,318	227	4,893	1.1	86.8	99.6	88.5	***	***	88.5	100.0	0.0
東大阪市	75	30,231	1,409	34,385	1.1	83.3	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
泉南市	14	4,279	228	4,471	1.0	89.0	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
四條畷市	9	3,812	180	4,059	1.1	89.4	98.9	98.9	***	***	98.9	100.0	0.0
交野市	13	5,917	242	5,967	1.0	94.6	99.6	0.0	100.0	0	100.0	0.0	0.0
大阪狭山市	10	4,770	199	4,782	1.0	93.0	99.0	96.5	***	***	96.5	100.0	0.0
阪南市	12	3,296	178	3,541	1.1	73.6	98.9	98.9	***	***	98.9	0.0	100.0
島本町	6	2,851	127	2,937	1.0	76.4	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
豊能町	6	757	63	985	1.3	65.1	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
能勢町	1	419	18	463	1.1	100.0	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
忠岡町	3	1,126	49	1,203	1.1	95.9	95.9	95.9	***	***	95.9	100.0	0.0
熊取町	8	3,391	154	3,771	1.1	94.8	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
田尻町	2	662	34	751	1.1	88.2	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
岬町	4	707	48	732	1.0	93.8	97.9	97.9	***	***	97.9	100.0	0.0
太子町	3	909	46	1,000	1.1	84.8	93.5	93.5	***	***	93.5	100.0	0.0
河南町	3	1,021	47	1,105	1.1	100.0	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
千早赤阪村	3	246	24	275	1.1	91.7	100.0	95.8	***	***	95.8	100.0	0.0
合計	1,626	713,867	31,822	780,437	1.1	85.7	99.5	98.2	11.3	3,350	99.0	94.5	5.5

注１）「児童生徒数」は、令和６年５月１日現在の児童生徒数。
注２）「学習者用ＰＣ」とは、教育用ＰＣのうち、児童生徒が使用するために配備されたものをいう。
注３）「児童生徒一人当たりの学習者用PC台数」は、「学習者用ＰＣ総台数」を令和６年５月１日現在の児童生徒数で除して算出した値である。
注４）「普通教室の大型提示装置整備率」は、大型提示装置を設置している普通教室の総数を普通教室の総数で除して算出した値である。
注５）「普通教室の校内ＬＡＮ整備率」は、校内ＬＡＮを整備する普通教室の総数を普通教室の総数で除して算出した値である。
注６）「普通教室の無線ＬＡＮ整備率」は、無線ＬＡＮを整備する普通教室の総数を普通教室の総数で除して算出した値である。

○市区町村（設置者）別「コンピュータの設置状況」及び「インターネット接続状況」の実態（合計）

（令和７年３月１日現在）

市　区　町　村　別 （　合　計　）	教員数 人	授業を担当している教員数 人	指導者用PC台数 台	指導者用PC整備率 %	教員の校務用PC台数 台	教員の校務用PC整備率 %	統合型校務支援システム整備率 %	遠隔教育実施率 %	遠隔教育を実施している学校のうち、「合同授業型」の遠隔授業の実施率 %	遠隔教育を実施している学校のうち、「教師支援型」の遠隔授業の実施率 %	遠隔教育を実施している学校のうち、「教科・科目充実型」の遠隔授業の実施率 %	遠隔教育を実施している学校のうち、個々の児童生徒の状況に応じた遠隔教育の実施率 %
大阪府	13,323	12,119	11,112	83.4	15,377	115.4	100.0	51.7	50.0	30.8	8.7	77.9
大阪市	12,294	10,205	18,319	149.0	18,319	149.0	100.0	57.2	44.8	40.2	0.0	79.9
堺市	4,338	3,670	4,811	110.9	5,431	125.2	100.0	29.5	26.8	48.8	0.0	65.9
岸和田市	1,114	951	919	82.5	1,209	108.5	100.0	33.3	58.3	66.7	0.0	41.7
豊中市	2,030	1,446	4,232	208.5	2,956	145.6	100.0	63.6	37.1	45.7	0.0	97.1
池田市	546	475	884	161.9	546	100.0	100.0	50.0	14.3	28.6	0.0	85.7
吹田市	1,884	1,666	2,046	108.6	1,884	100.0	100.0	42.6	34.8	13.0	0.0	73.9
泉大津市	356	300	378	106.2	400	112.4	100.0	36.4	75.0	75.0	0.0	75.0
高槻市	1,831	1,599	2,439	133.2	2,408	131.5	100.0	93.2	40.0	34.5	0.0	76.4
貝塚市	457	386	651	142.5	707	154.7	0.0	20.0	66.7	33.3	0.0	66.7
守口市	653	561	1,864	285.5	789	120.8	100.0	85.0	58.8	29.4	0.0	82.4
枚方市	2,015	1,742	3,044	151.1	2,281	113.2	100.0	100.0	42.9	47.6	0.0	84.1
茨木市	1,509	1,303	2,015	133.5	2,015	133.5	100.0	41.3	26.3	36.8	0.0	89.5
八尾市	1,316	1,136	1,626	123.6	1,427	108.4	100.0	69.0	31.0	62.1	0.0	75.9
泉佐野市	543	454	581	107.0	610	112.3	100.0	55.6	20.0	10.0	0.0	100.0
富田林市	603	517	706	117.1	796	132.0	100.0	100.0	25.0	29.2	0.0	100.0
寝屋川市	1,052	902	1,637	155.6	1,416	134.6	100.0	100.0	25.7	22.9	0.0	82.9
河内長野市	499	426	469	94.0	597	119.6	100.0	85.0	94.1	94.1	0.0	47.1
松原市	596	520	495	83.1	599	100.5	100.0	50.0	27.3	18.2	0.0	90.9
大東市	598	503	701	117.2	642	107.4	100.0	65.0	61.5	15.4	0.0	84.6
和泉市	1,035	844	1,110	107.2	1,110	107.2	100.0	66.7	35.0	25.0	0.0	90.0
箕面市	863	621	1,614	187.0	1,094	126.8	100.0	100.0	50.0	13.6	0.0	95.5
柏原市	389	334	405	104.1	406	104.4	100.0	29.4	60.0	20.0	0.0	80.0
羽曳野市	551	480	1,884	341.9	748	135.8	100.0	47.4	44.4	66.7	0.0	77.8
門真市	528	447	710	134.5	729	138.1	100.0	63.2	58.3	25.0	0.0	58.3
摂津市	457	395	647	141.6	486	106.3	100.0	53.3	25.0	50.0	0.0	62.5
高石市	279	240	333	119.4	383	137.3	100.0	30.0	33.3	66.7	0.0	0.0
藤井寺市	333	286	494	148.3	466	139.9	100.0	20.0	50.0	100.0	0.0	50.0
東大阪市	2,283	1,921	2,912	127.6	2,908	127.4	100.0	16.0	58.3	33.3	0.0	58.3
泉南市	352	295	371	105.4	399	113.4	0.0	64.3	66.7	44.4	0.0	55.6
四條畷市	278	249	297	106.8	321	115.5	100.0	33.3	0.0	0.0	0.0	100.0
交野市	389	352	476	122.4	545	140.1	100.0	100.0	15.4	7.7	0.0	92.3
大阪狭山市	317	281	484	152.7	395	124.6	100.0	100.0	100.0	100.0	0.0	100.0
阪南市	280	239	330	117.9	328	117.1	100.0	50.0	50.0	50.0	0.0	66.7
島本町	210	186	221	105.2	285	135.7	100.0	83.3	60.0	20.0	0.0	100.0
豊能町	110	87	209	190.0	200	181.8	100.0	33.3	50.0	50.0	0.0	100.0
能勢町	55	48	60	109.1	73	132.7	100.0	100.0	100.0	100.0	0.0	0.0
忠岡町	88	77	80	90.9	96	109.1	100.0	33.3	0.0	0.0	0.0	100.0
熊取町	226	199	258	114.2	261	115.5	100.0	50.0	50.0	50.0	0.0	50.0
田尻町	55	46	73	132.7	73	132.7	100.0	0.0	***	***	***	***
岬町	82	68	89	108.5	94	114.6	100.0	75.0	66.7	66.7	0.0	66.7
太子町	74	65	67	90.5	87	117.6	100.0	0.0	***	***	***	***
河南町	80	68	104	130.0	104	130.0	100.0	0.0	***	***	***	***
千早赤阪村	52	42	120	230.8	66	126.9	100.0	66.7	100.0	0.0	0.0	50.0
合　計	56,923	48,751	72,277	127.0	72,066	126.6	98.2	56.2	43.4	38.4	2.5	79.2

注１）「教員」とは、校長、副校長、教頭、主幹教諭、指導教諭、教諭、助教諭、養護教諭、養護助教諭、栄養教諭、常勤講師、再任用職員（フルタイム）をいう。
注２）「授業を担当している教員」とは、各教科等の授業を定期的に担当している教員をいう。授業を一時的・臨時的に担当する教員は含まない。
注３）「指導者用ＰＣ」とは、教員が使用するために配備されたものをいう。教職員が主として校務用に利用しているコンピュータ（校務用コンピュータ）は含まない。
注４）「指導者用ＰＣ整備率」とは指導者用ＰＣの総数を教員の総数で除して算出した値である。
注５）「教員の校務用ＰＣ」とは、主として教員が校務に使用するコンピュータのことをいう。
注６）「教員の校務用ＰＣ整備率」は、校務用ＰＣの総数を総教員数で除して算出した値である。
注７）「統合型校務支援システム」は、教務系（成績処理、出欠管理、時数等）・保健系（健康診断票、保健室管理等）、指導要録等の学籍関係、学校事務系など統合して
機能を有しているシステムをいう。
注８）「遠隔教育」は、遠隔システムを活用した同時双方向型で行う教育をいう。（「『遠隔教育の推進に向けた施策方針』の策定について（通知）」（文部科学省、平成30年9月20日））
注９）「合同授業型」とは、教師が児童生徒等に対面で授業を行う複数の教室等を遠隔により接続することで、児童生徒が多様な意見や考えに触れたり、協働して学習に取り組んだり
する機会の充実を図る遠隔教育の形態をいう。
注10）「教師支援型」とは、外部人材等の専門家と、児童生徒や教師がいる教室等を遠隔により接続することで、児童生徒の学習活動の質を高めるとともに、
教師の資質向上を図る遠隔教育の形態をいう。
注11）「教科・科目充実型」とは、学校教育法施行規則第77条の２（中学校等）、第88条の３（高等学校等）に基づき、当該教科の免許状を保有する教師による
授業を遠隔により提供することで、生徒の多様な科目選択を可能とすること等により、学習機会の充実を図るものをいう。なお、小学校での活用は想定されない。
注12）遠隔教育を実施している学校のうち、「教科・科目充実型」の遠隔教育の実施率は、「教科・科目充実型」の遠隔授業を実施している学校の総数を、
遠隔教育を実施していると答えた学校の総数から、遠隔教育を実施していると答えた小学校の総数を引いた数で除した値である。
注13）「個々の児童生徒の状況に応じた遠隔教育」とは、外国人児童生徒等への日本語指導、病気療養児・不登校児童生徒等に対する学習指導等の
個々の児童生徒の状況に応じた遠隔教育の形態をいう。

○市区町村（設置者）別「コンピュータの設置状況」及び「インターネット接続状況」の実態（小学校）

（令和７年３月１日現在）

市区町村別 （小学校）	学校数 校	児童生徒数 人	普通教室数 室	学習者用PC総台数 台	児童生徒一人当たりの学習者用PC台数 台／人	普通教室の大型提示装置整備率 %	普通教室の校内LAN整備率 %	普通教室の無線LAN整備率 %	普通教室の移動通信システム（LTE等）整備率 %	移動系通信を利用している学校の内、無線LAN整備済みの普通教室の数 室	無線LAN又は移動系通信によりインターネット接続を行う普通教室の割合 %	回線速度の契約理論値 ベストエフォート型 %	回線速度の契約理論値 ギャランティ型 %
大阪市	287	111,440	5,569	114,255	1.0	78.5	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
堺市	92	39,074	1,783	47,105	1.2	97.3	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
岸和田市	24	9,130	436	9,994	1.1	90.8	99.8	99.5	***	***	99.5	100.0	0.0
豊中市	38	21,318	955	22,050	1.0	100.0	100.0	100.0	100.0	955	100.0	100.0	0.0
池田市	9	4,675	203	4,886	1.0	90.1	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
吹田市	36	21,320	823	21,941	1.0	85.9	99.9	99.9	***	***	99.9	100.0	0.0
泉大津市	8	3,379	177	3,427	1.0	82.5	96.0	95.5	***	***	95.5	100.0	0.0
高槻市	41	16,592	810	16,821	1.0	77.8	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
貝塚市	10	3,902	183	4,145	1.1	95.6	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
守口市	12	5,416	274	5,423	1.0	95.3	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
枚方市	44	18,998	973	19,626	1.0	85.2	99.8	99.8	100.0	971	100.0	100.0	0.0
茨木市	32	15,538	663	17,760	1.1	96.1	100.0	100.0	***	***	100.0	34.4	65.6
八尾市	27	12,093	567	13,568	1.1	85.0	100.0	100.0	***	***	100.0	0.0	100.0
泉佐野市	13	4,486	246	4,974	1.1	82.5	99.6	99.2	***	***	99.2	100.0	0.0
富田林市	16	4,782	277	5,517	1.2	87.0	97.8	97.8	***	***	97.8	100.0	0.0
寝屋川市	23	9,916	457	10,100	1.0	100.0	100.0	100.0	100.0	457	100.0	100.0	0.0
河内長野市	13	4,035	215	4,255	1.1	98.6	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
松原市	15	4,868	295	4,964	1.0	89.8	98.3	96.3	***	***	96.3	100.0	0.0
大東市	12	5,020	226	5,941	1.2	94.2	99.6	99.6	***	***	99.6	100.0	0.0
和泉市	20	8,789	412	9,624	1.1	92.5	99.8	99.8	***	***	99.8	100.0	0.0
箕面市	14	8,553	319	8,598	1.0	92.5	96.9	94.0	***	***	94.0	100.0	0.0
柏原市	10	2,896	152	3,285	1.1	92.8	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
羽曳野市	13	4,449	230	4,508	1.0	99.6	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
門真市	13	4,162	223	4,704	1.1	98.7	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
摂津市	10	4,177	195	4,277	1.0	97.4	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
高石市	7	2,848	130	2,936	1.0	94.6	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
藤井寺市	7	2,861	156	3,280	1.1	84.6	100.0	84.0	***	***	84.0	100.0	0.0
東大阪市	49	18,533	915	20,510	1.1	82.2	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
泉南市	10	2,771	166	2,881	1.0	91.0	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
四條畷市	6	2,553	129	2,698	1.1	93.8	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
交野市	9	4,033	176	4,081	1.0	94.3	100.0	0.0	100.0	0	100.0	0.0	0.0
大阪狭山市	7	3,274	143	3,286	1.0	92.3	99.3	97.2	***	***	97.2	100.0	0.0
阪南市	8	2,072	124	2,186	1.1	81.5	98.4	98.4	***	***	98.4	0.0	100.0
島本町	4	1,939	91	2,020	1.0	75.8	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
豊能町	4	481	46	655	1.4	58.7	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
忠岡町	2	736	35	769	1.0	97.1	97.1	97.1	***	***	97.1	100.0	0.0
熊取町	5	2,268	111	2,520	1.1	98.2	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
田尻町	1	435	22	475	1.1	95.5	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
岬町	3	474	36	475	1.0	91.7	97.2	97.2	***	***	97.2	100.0	0.0
太子町	2	615	28	645	1.0	85.7	89.3	89.3	***	***	89.3	100.0	0.0
河南町	2	651	32	705	1.1	100.0	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
千早赤阪村	2	150	18	179	1.2	88.9	100.0	94.4	***	***	94.4	100.0	0.0
合計	960	395,702	19,021	422,049	1.1	87.3	99.8	98.6	13.5	2,383	99.5	94.1	5.9

注１）「児童生徒数」は、令和６年５月１日現在の児童生徒数。
注２）「学習者用ＰＣ」とは、教育用ＰＣのうち、児童生徒が使用するために配備されたものをいう。
注３）「児童生徒一人当たりの学習者用PC台数」は、「学習者用ＰＣ総台数」を令和６年５月１日現在の児童生徒数で除して算出した値である。
注４）「普通教室の大型提示装置整備率」は、大型提示装置を設置している普通教室の総数を普通教室の総数で除して算出した値である。
注５）「普通教室の校内ＬＡＮ整備率」は、校内ＬＡＮを整備する普通教室の総数を普通教室の総数で除して算出した値である。
注６）「普通教室の無線ＬＡＮ整備率」は、無線ＬＡＮを整備する普通教室の総数を普通教室の総数で除して算出した値である。

○市区町村（設置者）別「コンピュータの設置状況」及び「インターネット接続状況」の実態（小学校）

（令和７年３月１日現在）

市　区　町　村　別 （　小　学　校　）	教員数 人	授業を担当している教員数 人	指導者用PC台数 台	指導者用PC整備率 %	教員の校務用PC台数 台	教員の校務用PC整備率 %	統合型校務支援システム整備率 %	遠隔教育実施率 %	遠隔教育を実施している学校のうち、「合同授業型」の遠隔授業の実施率 %	遠隔教育を実施している学校のうち、「教師支援型」の遠隔授業の実施率 %	遠隔教育を実施している学校のうち、「教科・科目充実型」の遠隔授業の実施率 %	遠隔教育を実施している学校のうち、個々の児童生徒の状況に応じた遠隔教育の実施率 %
大阪市	7,805	6,361	12,146	155.6	12,146	155.6	100.0	54.7	42.7	35.0	***	82.2
堺市	2,570	2,147	2,871	111.7	3,277	127.5	100.0	28.3	38.5	46.2	***	65.4
岸和田市	656	554	554	84.5	718	109.5	100.0	37.5	66.7	77.8	***	22.2
豊中市	1,292	938	2,724	210.8	1,839	142.3	100.0	73.7	35.7	50.0	***	100.0
池田市	324	280	547	168.8	324	100.0	100.0	44.4	25.0	50.0	***	75.0
吹田市	1,255	1,111	1,363	108.6	1,255	100.0	100.0	44.4	25.0	18.8	***	75.0
泉大津市	239	204	262	109.6	280	117.2	100.0	37.5	66.7	66.7	***	66.7
高槻市	1,169	1,005	1,616	138.2	1,567	134.0	100.0	90.2	37.8	37.8	***	75.7
貝塚市	271	225	402	148.3	413	152.4	0.0	20.0	50.0	50.0	***	100.0
守口市	379	326	1,039	274.1	443	116.9	100.0	83.3	50.0	30.0	***	90.0
枚方市	1,313	1,135	1,931	147.1	1,479	112.6	100.0	100.0	43.2	43.2	***	81.8
茨木市	976	833	1,332	136.5	1,332	136.5	100.0	50.0	31.3	43.8	***	87.5
八尾市	824	705	1,014	123.1	880	106.8	100.0	74.1	25.0	80.0	***	90.0
泉佐野市	357	309	382	107.0	412	115.4	100.0	61.5	12.5	12.5	***	100.0
富田林市	380	326	472	124.2	509	133.9	100.0	100.0	31.3	43.8	***	100.0
寝屋川市	679	578	1,059	156.0	886	130.5	100.0	100.0	26.1	26.1	***	82.6
河内長野市	308	261	294	95.5	369	119.8	100.0	100.0	92.3	100.0	***	46.2
松原市	383	331	308	80.4	375	97.9	100.0	60.0	22.2	22.2	***	100.0
大東市	368	314	389	105.7	390	106.0	100.0	58.3	85.7	28.6	***	71.4
和泉市	606	510	666	109.9	665	109.7	100.0	70.0	28.6	21.4	***	92.9
箕面市	554	390	1,025	185.0	693	125.1	100.0	100.0	57.1	7.1	***	100.0
柏原市	227	197	246	108.4	241	106.2	100.0	40.0	50.0	25.0	***	100.0
羽曳野市	330	291	1,159	351.2	445	134.8	100.0	38.5	60.0	40.0	***	60.0
門真市	330	283	458	138.8	471	142.7	100.0	69.2	66.7	22.2	***	66.7
摂津市	291	249	407	139.9	313	107.6	100.0	60.0	16.7	33.3	***	66.7
高石市	189	161	219	115.9	254	134.4	100.0	14.3	0.0	100.0	***	0.0
藤井寺市	217	194	339	156.2	311	143.3	100.0	14.3	0.0	100.0	***	100.0
東大阪市	1,319	1,118	1,658	125.7	1,658	125.7	100.0	16.3	62.5	25.0	***	62.5
泉南市	225	187	279	124.0	252	112.0	0.0	70.0	57.1	42.9	***	57.1
四條畷市	176	156	198	112.5	217	123.3	100.0	33.3	0.0	0.0	***	100.0
交野市	260	230	319	122.7	362	139.2	100.0	100.0	11.1	11.1	***	100.0
大阪狭山市	210	184	336	160.0	212	101.0	100.0	100.0	100.0	100.0	***	100.0
阪南市	176	150	204	115.9	211	119.9	100.0	50.0	50.0	75.0	***	50.0
島本町	134	117	140	104.5	181	135.1	100.0	75.0	100.0	33.3	***	100.0
豊能町	68	55	107	157.4	114	167.6	100.0	25.0	100.0	100.0	***	100.0
忠岡町	57	50	53	93.0	62	108.8	100.0	0.0	***	***	***	***
熊取町	142	125	163	114.8	159	112.0	100.0	40.0	0.0	50.0	***	50.0
田尻町	28	25	40	142.9	40	142.9	100.0	0.0	***	***	***	***
岬町	55	46	62	112.7	67	121.8	100.0	66.7	100.0	50.0	***	50.0
太子町	46	39	54	117.4	54	117.4	100.0	0.0	***	***	***	***
河南町	49	42	61	124.5	61	124.5	100.0	0.0	***	***	***	***
千早赤阪村	27	20	98	363.0	42	155.6	100.0	100.0	100.0	0.0	***	50.0
合　　計	27,264	22,762	38,996	143.0	35,979	132.0	97.9	57.2	42.3	39.9	***	80.9

注１）「教員」とは、校長、副校長、教頭、主幹教諭、指導教諭、教諭、助教諭、養護教諭、養護助教諭、栄養教諭、常勤講師、再任用職員（フルタイム）をいう。
注２）「授業を担当している教員」とは、各教科等の授業を定期的に担当している教員をいう。授業を一時的・臨時的に担当する教員は含まない。
注３）「指導者用ＰＣ」とは、教員が使用するために配備されたものをいう。教職員が主として校務用に利用しているコンピュータ（校務用コンピュータ）は含まない。
注４）「指導者用ＰＣ整備率」とは指導者用ＰＣの総数を教員の総数で除して算出した値である。
注５）「教員の校務用ＰＣ」とは、主として教員が校務に使用するコンピュータのことをいう。
注６）「教員の校務用ＰＣ整備率」は、校務用ＰＣの総数を総教員数で除して算出した値である。
注７）「統合型校務支援システム」は、教務系（成績処理、出欠管理、時数等）・保健系（健康診断票、保健室管理等）、指導要録等の学籍関係、学校事務系など統合して
　　機能を有しているシステムをいう。
注８）「遠隔教育」は、遠隔システムを活用した同時双方向型で行う教育をいう。（「『遠隔教育の推進に向けた施策方針』の策定について（通知）」（文部科学省、平成30年9月20日））
注９）「合同授業型」とは、教師が児童生徒等に対面で授業を行う複数の教室等を遠隔により接続することで、児童生徒が多様な意見や考えに触れたり、協働して学習に取り組んだり
　　する機会の充実を図る遠隔教育の形態をいう。
注10）「教師支援型」とは、外部人材等の専門家と、児童生徒や教師がいる教室等を遠隔により接続することで、児童生徒の学習活動の質を高めるとともに、
　　教師の資質向上を図る遠隔教育の形態をいう。
注11）「教科・科目充実型」とは、学校教育法施行規則第77条の２（中学校等）、第88条の３（高等学校等）に基づき、当該教科の免許状を保有する教師による
　　授業を遠隔により提供することで、生徒の多様な科目選択を可能とすること等により、学習機会の充実を図るものをいう。なお、小学校での活用は想定されない。
注12）遠隔教育を実施している学校のうち、「教科・科目充実型」の遠隔教育の実施率は、「教科・科目充実型」の遠隔授業を実施している学校の総数を、
　　遠隔教育を実施していると答えた学校の総数から、遠隔教育を実施していると答えた小学校の総数を引いた数で除した値である。
注13）「個々の児童生徒の状況に応じた遠隔教育」とは、外国人児童生徒等への日本語指導、病気療養児・不登校児童生徒等に対する学習指導等の
　　個々の児童生徒の状況に応じた遠隔教育の形態をいう。

○市区町村（設置者）別「コンピュータの設置状況」及び「インターネット接続状況」の実態（中学校）

（令和７年３月１日現在）

市区町村別 （中学校）	学校数 校	児童生徒数 人	普通教室数 室	学習者用PC総台数 台	児童生徒一人当たりの学習者用PC台数 台／人	普通教室の大型提示装置整備率 %	普通教室の校内LAN整備率 %	普通教室の無線LAN整備率 %	普通教室の移動通信システム（LTE等）整備率 %	移動系通信を利用している学校の内、無線LAN整備済みの普通教室の数 室	無線LAN又は移動系通信によりインターネット接続を行う普通教室の割合 %	回線速度の契約理論値 ベストエフォート型 %	回線速度の契約理論値 ギャランティ型 %
大阪府	3	837	39	888	1.1	100.0	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
大阪市	130	51,202	2,176	52,474	1.0	73.9	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
堺市	43	19,921	755	23,478	1.2	98.1	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
岸和田市	11	4,715	203	5,052	1.1	85.7	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
豊中市	16	9,614	357	10,222	1.1	100.0	100.0	100.0	100.0	357	100.0	100.0	0.0
池田市	4	2,317	97	2,393	1.0	80.4	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
吹田市	18	9,231	351	9,474	1.0	78.1	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
泉大津市	3	1,725	64	1,727	1.0	87.5	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
高槻市	18	8,233	352	8,335	1.0	72.4	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
貝塚市	4	2,084	81	2,292	1.1	93.8	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
守口市	7	2,515	103	2,711	1.1	95.1	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
枚方市	19	9,677	376	10,895	1.1	77.9	95.5	95.5	100.0	359	100.0	100.0	0.0
茨木市	14	7,577	272	8,519	1.1	86.8	100.0	100.0	***	***	100.0	14.3	85.7
八尾市	14	5,922	221	6,686	1.1	95.0	100.0	100.0	***	***	100.0	0.0	100.0
泉佐野市	5	2,201	91	2,322	1.1	52.7	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
富田林市	8	2,346	130	2,752	1.2	76.2	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
寝屋川市	12	5,007	204	5,103	1.0	100.0	100.0	100.0	100.0	204	100.0	100.0	0.0
河内長野市	7	2,030	84	2,250	1.1	100.0	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
松原市	7	2,470	137	2,500	1.0	64.2	99.3	98.5	***	***	98.5	100.0	0.0
大東市	8	2,597	128	2,895	1.1	86.7	96.9	96.9	***	***	96.9	100.0	0.0
和泉市	9	4,920	195	5,305	1.1	89.2	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
箕面市	8	4,061	120	4,084	1.0	96.7	100.0	96.7	***	***	96.7	100.0	0.0
柏原市	7	1,471	64	1,720	1.2	93.8	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
羽曳野市	5	2,288	84	2,303	1.0	100.0	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
門真市	6	2,237	103	2,520	1.1	93.2	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
摂津市	5	1,996	79	2,255	1.1	92.4	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
高石市	3	1,282	45	1,310	1.0	82.2	97.8	93.3	***	***	93.3	100.0	0.0
藤井寺市	3	1,457	71	1,613	1.1	91.5	98.6	98.6	***	***	98.6	100.0	0.0
東大阪市	23	9,446	388	11,230	1.2	87.4	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
泉南市	4	1,508	62	1,590	1.1	83.9	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
四條畷市	3	1,259	51	1,361	1.1	78.4	96.1	96.1	***	***	96.1	100.0	0.0
交野市	4	1,884	66	1,886	1.0	95.5	98.5	0.0	100.0	0	100.0	0.0	0.0
大阪狭山市	3	1,496	56	1,496	1.0	94.6	98.2	94.6	***	***	94.6	100.0	0.0
阪南市	4	1,224	54	1,355	1.1	55.6	100.0	100.0	***	***	100.0	0.0	100.0
島本町	2	912	36	917	1.0	77.8	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
豊能町	2	276	17	330	1.2	82.4	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
忠岡町	1	390	14	434	1.1	92.9	92.9	92.9	***	***	92.9	100.0	0.0
熊取町	3	1,123	43	1,251	1.1	86.0	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
田尻町	1	227	12	276	1.2	75.0	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
岬町	1	233	12	257	1.1	100.0	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
太子町	1	294	18	355	1.2	83.3	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
河南町	1	370	15	400	1.1	100.0	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
千早赤阪村	1	96	6	96	1.0	100.0	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
合計	451	192,671	7,832	207,312	1.1	83.7	99.6	98.7	12.8	920	99.7	93.3	6.7

注１）「児童生徒数」は、令和６年５月１日現在の児童生徒数。
注２）「学習者用ＰＣ」とは、教育用ＰＣのうち、児童生徒が使用するために配備されたものをいう。
注３）「児童生徒一人当たりの学習者用PC台数」は、「学習者用ＰＣ総台数」を令和６年５月１日現在の児童生徒数で除して算出した値である。
注４）「普通教室の大型提示装置整備率」は、大型提示装置を設置している普通教室の総数を普通教室の総数で除して算出した値である。
注５）「普通教室の校内ＬＡＮ整備率」は、校内ＬＡＮを整備する普通教室の総数を普通教室の総数で除して算出した値である。
注６）「普通教室の無線ＬＡＮ整備率」は、無線ＬＡＮを整備する普通教室の総数を普通教室の総数で除して算出した値である。

○市区町村（設置者）別「コンピュータの設置状況」及び「インターネット接続状況」の実態（中学校）

（令和７年３月１日現在）

市　区　町　村　別 （　中　学　校　）	教員数 人	授業を担当している教員数 人	指導者用PC台数 台	指導者用PC整備率 %	教員の校務用PC台数 台	教員の校務用PC整備率 %	統合型校務支援システム整備率 %	遠隔教育実施率 %	遠隔教育を実施している学校のうち、「合同授業型」の遠隔授業の実施率 %	遠隔教育を実施している学校のうち、「教師支援型」の遠隔授業の実施率 %	遠隔教育を実施している学校のうち、「教科・科目充実型」の遠隔授業の実施率 %	遠隔教育を実施している学校のうち、個々の児童生徒の状況に応じた遠隔教育の実施率 %
大阪府	71	49	46	64.8	57	80.3	100.0	33.3	0.0	100.0	0.0	100.0
大阪市	4,372	3,764	6,049	138.4	6,049	138.4	100.0	62.3	49.4	50.6	0.0	75.3
堺市	1,447	1,244	1,615	111.6	1,800	124.4	100.0	30.2	7.7	53.8	0.0	69.2
岸和田市	398	341	353	88.7	431	108.3	100.0	27.3	33.3	33.3	0.0	100.0
豊中市	654	469	1,363	208.4	998	152.6	100.0	37.5	33.3	33.3	0.0	83.3
池田市	166	147	257	154.8	166	100.0	100.0	50.0	0.0	0.0	0.0	100.0
吹田市	629	555	683	108.6	629	100.0	100.0	38.9	57.1	0.0	0.0	71.4
泉大津市	117	96	116	99.1	120	102.6	100.0	33.3	100.0	100.0	0.0	100.0
高槻市	662	594	823	124.3	841	127.0	100.0	100.0	44.4	27.8	0.0	77.8
貝塚市	158	139	213	134.8	261	165.2	0.0	0.0	***	***	***	***
守口市	213	179	617	289.7	262	123.0	100.0	85.7	66.7	16.7	0.0	66.7
枚方市	702	607	1,113	158.5	802	114.2	100.0	100.0	42.1	57.9	0.0	89.5
茨木市	533	470	683	128.1	683	128.1	100.0	21.4	0.0	0.0	0.0	100.0
八尾市	450	396	557	123.8	501	111.3	100.0	57.1	50.0	25.0	0.0	37.5
泉佐野市	186	145	199	107.0	198	106.5	100.0	40.0	50.0	0.0	0.0	100.0
富田林市	223	191	234	104.9	287	128.7	100.0	100.0	12.5	0.0	0.0	100.0
寝屋川市	373	324	578	155.0	530	142.1	100.0	100.0	25.0	16.7	0.0	83.3
河内長野市	191	165	175	91.6	228	119.4	100.0	57.1	100.0	75.0	0.0	50.0
松原市	213	189	187	87.8	224	105.2	100.0	28.6	50.0	0.0	0.0	50.0
大東市	230	189	312	135.7	252	109.6	100.0	75.0	33.3	0.0	0.0	100.0
和泉市	373	292	383	102.7	384	102.9	100.0	55.6	40.0	40.0	0.0	80.0
箕面市	309	231	589	190.6	401	129.8	100.0	100.0	37.5	25.0	0.0	87.5
柏原市	162	137	159	98.1	165	101.9	100.0	14.3	100.0	0.0	0.0	0.0
羽曳野市	171	146	582	340.4	232	135.7	100.0	80.0	25.0	100.0	0.0	100.0
門真市	198	164	252	127.3	258	130.3	100.0	50.0	33.3	33.3	0.0	33.3
摂津市	166	146	240	144.6	173	104.2	100.0	40.0	50.0	100.0	0.0	50.0
高石市	90	79	114	126.7	129	143.3	100.0	66.7	50.0	50.0	0.0	0.0
藤井寺市	116	92	155	133.6	155	133.6	100.0	33.3	100.0	100.0	0.0	0.0
東大阪市	785	645	1,024	130.4	1,024	130.4	100.0	8.7	50.0	50.0	0.0	50.0
泉南市	127	108	92	72.4	147	115.7	0.0	50.0	100.0	50.0	0.0	50.0
四條畷市	102	93	99	97.1	104	102.0	100.0	33.3	0.0	0.0	0.0	100.0
交野市	129	122	157	121.7	183	141.9	100.0	100.0	25.0	0.0	0.0	75.0
大阪狭山市	107	97	148	138.3	183	171.0	100.0	100.0	100.0	100.0	0.0	100.0
阪南市	104	89	126	121.2	117	112.5	100.0	50.0	50.0	0.0	0.0	100.0
島本町	76	69	81	106.6	104	136.8	100.0	100.0	0.0	0.0	0.0	100.0
豊能町	42	32	102	242.9	86	204.8	100.0	50.0	0.0	0.0	0.0	100.0
忠岡町	31	27	27	87.1	34	109.7	100.0	100.0	0.0	0.0	0.0	100.0
熊取町	84	74	95	113.1	102	121.4	100.0	66.7	100.0	50.0	0.0	50.0
田尻町	27	21	33	122.2	33	122.2	100.0	0.0	***	***	***	***
岬町	27	22	27	100.0	27	100.0	100.0	100.0	0.0	100.0	0.0	100.0
太子町	28	26	13	46.4	33	117.9	100.0	0.0	***	***	***	***
河南町	31	26	43	138.7	43	138.7	100.0	0.0	***	***	***	***
千早赤阪村	25	22	22	88.0	24	96.0	100.0	0.0	***	***	***	***
合　　計	15,298	13,013	20,736	135.5	19,460	127.2	98.2	55.2	42.6	39.0	0.0	76.7

注１）「教員」とは、校長、副校長、教頭、主幹教諭、指導教諭、教諭、助教諭、養護教諭、養護助教諭、栄養教諭、常勤講師、再任用職員（フルタイム）をいう。
注２）「授業を担当している教員」とは、各教科等の授業を定期的に担当している教員をいう。授業を一時的・臨時的に担当する教員は含まない。
注３）「指導者用ＰＣ」とは、教員が使用するために配備されたものをいう。教職員が主として校務用に利用しているコンピュータ（校務用コンピュータ）は含まない。
注４）「指導者用ＰＣ整備率」とは指導者用ＰＣの総数を教員の総数で除して算出した値である。
注５）「教員の校務用ＰＣ」とは、主として教員が校務に使用するコンピュータのことをいう。
注６）「教員の校務用ＰＣ整備率」は、校務用ＰＣの総数を総教員数で除して算出した値である。
注７）「統合型校務支援システム」は、教務系（成績処理、出欠管理、時数等）・保健系（健康診断票、保健室管理等）、指導要録等の学籍関係、学校事務系など統合して
機能を有しているシステムをいう。
注８）「遠隔教育」は、遠隔システムを活用した同時双方向型で行う教育をいう。（「『遠隔教育の推進に向けた施策方針』の策定について（通知）」（文部科学省、平成30年9月20日））
注９）「合同授業型」とは、教師が児童生徒等に対面で授業を行う複数の教室等を遠隔により接続することで、児童生徒が多様な意見や考えに触れたり、協働して学習に取り組んだり
する機会の充実を図る遠隔教育の形態をいう。
注10）「教師支援型」とは、外部人材等の専門家と、児童生徒や教師がいる教室等を遠隔により接続することで、児童生徒の学習活動の質を高めるとともに、
教師の資質向上を図る遠隔教育の形態をいう。
注11）「教科・科目充実型」とは、学校教育法施行規則第77条の２（中学校等）、第88条の３（高等学校等）に基づき、当該教科の免許状を保有する教師による
授業を遠隔により提供することで、生徒の多様な科目選択を可能とすること等により、学習機会の充実を図るものをいう。なお、小学校での活用は想定されない。
注12）遠隔教育を実施している学校のうち、「教科・科目充実型」の遠隔教育の実施率は、「教科・科目充実型」の遠隔授業を実施している学校の総数を、
遠隔教育を実施していると答えた学校の総数から、遠隔教育を実施していると答えた小学校の総数を引いた数で除した値である。
注13）「個々の児童生徒の状況に応じた遠隔教育」とは、外国人児童生徒等への日本語指導、病気療養児・不登校児童生徒等に対する学習指導等の
個々の児童生徒の状況に応じた遠隔教育の形態をいう。

○市区町村（設置者）別「コンピュータの設置状況」及び「インターネット接続状況」の実態（義務教育学校）

市　区　町　村　別 （義務教育学校）	学校数 校	児童生徒数 人	普通教室数 室	学習者用PC総台数 台	児童生徒一人当たりの学習者用PC台数 台／人	普通教室の大型提示装置整備率 %
大阪市	1	847	37	860	1.0	73.0
豊中市	1	1,113	47	1,157	1.0	100.0
池田市	1	466	27	486	1.0	74.1
貝塚市	1	237	12	261	1.1	83.3
守口市	1	770	39	768	1.0	92.3
八尾市	1	398	24	510	1.3	75.0
和泉市	1	809	34	814	1.0	88.2
羽曳野市	1	482	26	488	1.0	100.0
東大阪市	2	1,678	88	1,847	1.1	73.9
能勢町	1	419	18	463	1.1	100.0
合　計	11	7,219	352	7,654	1.1	84.4

注１）「児童生徒数」は、令和６年５月１日現在の児童生徒数。
注２）「学習者用ＰＣ」とは、教育用ＰＣのうち、児童生徒が使用するために配備されたものをいう。
注３）「児童生徒一人当たりの学習者用PC台数」は、「学習者用ＰＣ総台数」を令和６年５月１日現在の児童生徒数で除して算出した値であ
注４）「普通教室の大型提示装置整備率」は、大型提示装置を設置している普通教室の総数を普通教室の総数で除して算出した値である。
注５）「普通教室の校内ＬＡＮ整備率」は、校内ＬＡＮを整備する普通教室の総数を普通教室の総数で除して算出した値である。
注６）「普通教室の無線ＬＡＮ整備率」は、無線ＬＡＮを整備する普通教室の総数を普通教室の総数で除して算出した値である。

（令和７年３月１日現在）

普通教室の校内LAN整備率 %	普通教室の無線LAN整備率 %	普通教室の移動通信システム（LTE等）整備率 %	移動系通信を利用している学校の内、無線LAN整備済みの普通教室の数 室	無線LAN又は移動系通信によりインターネット接続を行う普通教室の割合 %	回線速度の契約理論値 ベストエフォート型 %	回線速度の契約理論値 ギャランティ型 %
100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
100.0	100.0	100.0	47	100.0	100.0	0.0
100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
100.0	100.0	***	***	100.0	0.0	100.0
100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
100.0	100.0	13.4	47	100.0	90.9	9.1

る。

○市区町村（設置者）別「コンピュータの設置状況」及び「インターネット接続状況」の実態（義務教育学校）

（令和７年３月１日現在）

市　区　町　村　別 （義務教育学校）	教員数 人	授業を担当している教員数 人	指導者用PC台数 台	指導者用PC整備率 %	教員の校務用PC台数 台	教員の校務用PC整備率 %	統合型校務支援システム整備率 %	遠隔教育実施率 %	遠隔教育を実施している学校のうち、「合同授業型」の遠隔授業の実施率 %	遠隔教育を実施している学校のうち、「教師支援型」の遠隔授業の実施率 %	遠隔教育を実施している学校のうち、「教科・科目充実型」の遠隔授業の実施率 %	遠隔教育を実施している学校のうち、個々の児童生徒の状況に応じた遠隔教育の実施率 %
大阪市	117	80	124	106.0	124	106.0	100.0	100.0	0.0	0.0	0.0	100.0
豊中市	84	39	145	172.6	119	141.7	100.0	100.0	100.0	0.0	0.0	100.0
池田市	56	48	80	142.9	56	100.0	100.0	100.0	0.0	0.0	0.0	100.0
貝塚市	28	22	36	128.6	33	117.9	0.0	100.0	100.0	0.0	0.0	0.0
守口市	61	56	208	341.0	84	137.7	100.0	100.0	100.0	100.0	0.0	100.0
八尾市	42	35	55	131.0	46	109.5	100.0	100.0	0.0	0.0	0.0	100.0
和泉市	56	42	61	108.9	61	108.9	100.0	100.0	100.0	0.0	0.0	100.0
羽曳野市	50	43	143	286.0	71	142.0	100.0	0.0	***	***	***	***
東大阪市	125	108	160	128.0	160	128.0	100.0	50.0	0.0	100.0	0.0	0.0
能勢町	55	48	60	109.1	73	132.7	100.0	100.0	100.0	100.0	0.0	0.0
合　計	674	521	1,072	159.1	827	122.7	90.9	81.8	55.6	33.3	0.0	66.7

注１）「教員」とは、校長、副校長、教頭、主幹教諭、指導教諭、教諭、助教諭、養護教諭、養護助教諭、栄養教諭、常勤講師、再任用職員（フルタイム）をいう。
注２）「授業を担当している教員」とは、各教科等の授業を定期的に担当している教員をいう。授業を一時的・臨時的に担当する教員は含まない。
注３）「指導者用ＰＣ」とは、教員が使用するために配備されたものをいう。教職員が主として校務用に利用しているコンピュータ（校務用コンピュータ）は含まない。
注４）「指導者用ＰＣ整備率」とは指導者用ＰＣの総数を教員の総数で除して算出した値である。
注５）「教員の校務用ＰＣ」とは、主として教員が校務に使用するコンピュータのことをいう。
注６）「教員の校務用ＰＣ整備率」は、校務用ＰＣの総数を総教員数で除して算出した値である。
注７）「統合型校務支援システム」は、教務系（成績処理、出欠管理、時数等）・保健系（健康診断票、保健室管理等）、指導要録等の学籍関係、学校事務系など統合して
　　機能を有しているシステムをいう。
注８）「遠隔教育」は、遠隔システムを活用した同時双方向型で行う教育をいう。（「『遠隔教育の推進に向けた施策方針』の策定について（通知）」（文部科学省、平成30年9月20日））
注９）「合同授業型」とは、教師が児童生徒等に対面で授業を行う複数の教室等を遠隔により接続することで、児童生徒が多様な意見や考えに触れたり、協働して学習に取り組んだり
　　する機会の充実を図る遠隔教育の形態をいう。
注10）「教師支援型」とは、外部人材等の専門家と、児童生徒や教師がいる教室等を遠隔により接続することで、児童生徒の学習活動の質を高めるとともに、
　　教師の資質向上を図る遠隔教育の形態をいう。
注11）「教科・科目充実型」とは、学校教育法施行規則第77条の２（中学校等）、第88条の３（高等学校等）に基づき、当該教科の免許状を保有する教師による
　　授業を遠隔により提供することで、生徒の多様な科目選択を可能とすること等により、学習機会の充実を図るものをいう。なお、小学校での活用は想定されない。
注12）遠隔教育を実施している学校のうち、「教科・科目充実型」の遠隔教育の実施率は、「教科・科目充実型」の遠隔授業を実施している学校の総数を、
　　遠隔教育を実施していると答えた学校の総数から、遠隔教育を実施していると答えた小学校の総数を引いた数で除した値である。
注13）「個々の児童生徒の状況に応じた遠隔教育」とは、外国人児童生徒等への日本語指導、病気療養児・不登校児童生徒等に対する学習指導等の
　　個々の児童生徒の状況に応じた遠隔教育の形態をいう。

○市区町村（設置者）別「コンピュータの設置状況」及び「インターネット接続状況」の実態（高等学校）

（令和７年３月１日現在）

市区町村別（高等学校）	学校数	学校数（専門学科・総合学科単独及び複数学科設置校）	児童生徒数（専門学科・総合学科単独及び複数学科設置校）	普通教室数（専門学科・総合学科単独及び複数学科設置校）	学習者用PC総台数（専門学科・総合学科単独及び複数学科設置校）	児童生徒一人当たりの学習者用PC台数（専門学科・総合学科単独及び複数学科設置校）	普通教室の大型提示装置整備率	普通教室の大型提示装置整備率（専門学科・総合学科単独及び複数学科設置校）	普通教室の校内LAN整備率	普通教室の校内LAN整備率（専門学科・総合学科単独及び複数学科設置校）	普通教室の無線LAN整備率	普通教室の無線LAN整備率（専門学科・総合学科単独及び複数学科設置校）	普通教室の移動通信システム（LTE等）整備率	普通教室の移動通信システム（LTE等）整備率（専門学科・総合学科単独及び複数学科設置校）	移動系通信を利用している学校の内、無線LAN整備済みの普通教室の数	移動系通信を利用している学校の内、無線LAN整備済みの普通教室の数（専門学科・総合学科単独及び複数学科設置校）	無線LAN又は移動系通信によりインターネット接続を行う普通教室の割合	無線LAN又は移動系通信によりインターネット接続を行う普通教室の割合（専門学科・総合学科単独及び複数学科設置校）	回線速度の契約理論値ベストエフォート型	回線速度の契約理論値ベストエフォート型（専門学科・総合学科単独及び複数学科設置校）	回線速度の契約理論値ギャランティ型	回線速度の契約理論値ギャランティ型（専門学科・総合学科単独及び複数学科設置校）
	校	校	人	人	室	室	台	台	台／人	台／人	%	%	%	%	%	%	室	室	%	%	%	%	%	%
大阪府	151	80	106,052	53,777	3,045	1,578	128,289	67,099	1.2	1.2	97.7	97.9	100.0	100.0	99.9	100.0	***	***	***	***	99.9	100.0	100.0	100.0	0.0	0.0
堺市	1	1	705	705	24	24	1,037	1,037	1.5	1.5	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	***	***	***	***	100.0	100.0	100.0	100.0	0.0	0.0
岸和田市	1	1	871	871	21	21	1,143	1,143	1.3	1.3	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	***	***	***	***	100.0	100.0	100.0	100.0	0.0	0.0
東大阪市	1	1	574	574	18	18	798	798	1.4	1.4	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	***	***	***	***	100.0	100.0	100.0	100.0	0.0	0.0
合計	154	83	108,202	55,927	3,108	1,641	131,267	70,077	1.2	1.3	97.8	98.0	100.0	100.0	99.9	100.0	***	***	***	***	99.9	100.0	100.0	100.0	0.0	0.0

注１）「児童生徒数」は、令和６年５月１日現在の児童生徒数。
注２）「学習者用ＰＣ」とは、教育用ＰＣのうち、児童生徒が使用するために配備されたものをいう。
注３）「児童生徒一人当たりの学習者用PC台数」は、「学習者用ＰＣ総台数」を令和６年５月１日現在の児童生徒数で除して算出した値である。
注４）「普通教室の大型提示装置整備率」は、大型提示装置を設置している普通教室の総数を普通教室の総数で除して算出した値である。
注５）「普通教室の校内ＬＡＮ整備率」は、校内ＬＡＮを整備する普通教室の総数を普通教室の総数で除して算出した値である。
注６）「普通教室の無線ＬＡＮ整備率」は、無線ＬＡＮを整備する普通教室の総数を普通教室の総数で除して算出した値である。

○市区町村（設置者）別「コンピュータの設置状況」及び「インターネット接続状況」の実態（高等学校）

（令和７年３月１日現在）

市区町村別（高等学校）	教員数	教員数（専門学科・総合学科単独及び複数学科設置校）	授業を担当している教員数	授業を担当している教員数（専門学科・総合学科単独及び複数学科設置校）	指導者用PC台数	指導者用PC台数（専門学科・総合学科単独及び複数学科設置校）	指導者用PC整備率	指導者用PC整備率（専門学科・総合学科単独及び複数学科設置校）	教員の校務用PC台数	教員の校務用PC台数（専門学科・総合学科単独及び複数学科設置校）	教員の校務用PC整備率	教員の校務用PC整備率（専門学科・総合学科単独及び複数学科設置校）	統合型校務支援システム整備率	統合型校務支援システム整備率（専門学科・総合学科単独及び複数学科設置校）	遠隔教育実施率	遠隔教育実施率（専門学科・総合学科単独及び複数学科設置校）	遠隔教育を実施している学校のうち、「合同授業型」の遠隔授業の実施率	遠隔教育を実施している学校のうち、「合同授業型」の遠隔授業の実施率（専門学科・総合学	遠隔教育を実施している学校のうち、「教師支援型」の遠隔授業の実施率	遠隔教育を実施している学校のうち、「教師支援型」の遠隔授業の実施率（専門学科・総合学	遠隔教育を実施している学校のうち、「教科・科目充実型」の遠隔授業の実施率	遠隔教育を実施している学校のうち、「教科・科目充実型」の遠隔授業の実施率（専門学	遠隔教育を実施している学校のうち、個々の児童生徒の状況に応じた遠隔教育の実施率	遠隔教育を実施している学校のうち、個々の児童生徒の状況に応じた遠隔教育の実施率（専門学
	人	人	人	人	台	台	%	%	台	台	%	%	%	%	%	%	%	%	%	%	%	%	%	%
大阪府	8,347	4,833	7,622	4,408	9,169	4,948	109.8	102.4	10,733	6,066	128.6	125.5	100.0	100.0	51.0	48.8	44.2	41.0	29.9	28.2	2.6	2.6	76.6	84.6
堺市	97	97	89	89	93	93	95.9	95.9	104	104	107.2	107.2	100.0	100.0	0.0	0.0	***	***	***	***	***	***	***	***
岸和田市	60	60	56	56	12	12	20.0	20.0	60	60	100.0	100.0	100.0	100.0	0.0	0.0	***	***	***	***	***	***	***	***
東大阪市	54	54	50	50	70	70	129.6	129.6	66	66	122.2	122.2	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	0.0	0.0	0.0	0.0	100.0	100.0
合計	8,558	5,044	7,817	4,603	9,344	5,123	109.2	101.6	10,963	6,296	128.1	124.8	100.0	100.0	50.6	48.2	44.9	42.5	29.5	27.5	2.6	2.5	76.9	85.0

注１）「教員」とは、校長、副校長、教頭、主幹教諭、指導教諭、教諭、助教諭、養護教諭、養護助教諭、栄養教諭、常勤講師、再任用職員（フルタイム）をいう。
注２）「授業を担当している教員」とは、各教科等の授業を定期的に担当している教員をいう。授業を一時的・臨時的に担当する教員は含まない。
注３）「指導者用ＰＣ」とは、教員が使用するために配備されたものをいう。教職員が主として校務用に利用しているコンピュータ（校務用コンピュータ）は含まない。
注４）「指導者用ＰＣ整備率」とは指導者用ＰＣの総数を教員の総数で除して算出した値である。
注５）「教員の校務用ＰＣ」とは、主として教員が校務に使用するコンピュータのことをいう。
注６）「教員の校務用ＰＣ整備率」は、校務用ＰＣの総数を総教員数で除して算出した値である。
注７）「統合型校務支援システム」は、教務系（成績処理、出欠管理、時数等）・保健系（健康診断票、保健室管理等）、指導要録等の学籍関係、学校事務系など統合して機能を有しているシステムをいう。
注８）「遠隔教育」は、遠隔システムを活用した同時双方向型で行う教育をいう。（「『遠隔教育の推進に向けた施策方針』の策定について（通知）」（文部科学省、平成30年9月20日））
注９）「合同授業型」とは、教師が児童生徒等に対面で授業を行う複数の教室等を遠隔により接続することで、児童生徒が多様な意見や考えに触れたり、協働して学習に取り組んだりする機会の充実を図る遠隔教育の形態をいう。
注10）「教師支援型」とは、外部人材等の専門家と、児童生徒や教師がいる教室等を遠隔により接続することで、児童生徒の学習活動の質を高めるとともに、教師の資質向上を図る遠隔教育の形態をいう。
注11）「教科・科目充実型」とは、学校教育法施行規則第77条の２（中学校等）、第88条の３（高等学校等）に基づき、当該教科の免許状を保有する教師による授業を遠隔により提供することで、生徒の多様な科目選択を可能とすること等により、学習機会の充実を図るものをいう。なお、小学校での活用は想定されない。
注12）遠隔教育を実施している学校のうち、「教科・科目充実型」の遠隔教育の実施率は、「教科・科目充実型」の遠隔授業を実施している学校の総数を、遠隔教育を実施していると答えた学校の総数から、遠隔教育を実施していると答えた小学校の総数を引いた数で除した値である。
注13）「個々の児童生徒の状況に応じた遠隔教育」とは、外国人児童生徒等への日本語指導、病気療養児・不登校児童生徒等に対する学習指導等の個々の児童生徒の状況に応じた遠隔教育の形態をいう。

○市区町村（設置者）別「コンピュータの設置状況」及び「インターネット接続状況」の実態（中等教育学校）

市　区　町　村　別 （中等教育学校）	学校数 校	児童生徒数 人	普通教室数 室	学習者用PC総台数 台	児童生徒一人当たりの学習者用PC台数 台／人	普通教室の大型提示装置整備率 %
合　計	***	***	***	***	***	***

注１）「児童生徒数」は、令和６年５月１日現在の児童生徒数。
注２）「学習者用ＰＣ」とは、教育用ＰＣのうち、児童生徒が使用するために配備されたものをいう。
注３）「児童生徒一人当たりの学習者用PC台数」は、「学習者用ＰＣ総台数」を令和６年５月１日現在の児童生徒数で除して算出した値であ
注４）「普通教室の大型提示装置整備率」は、大型提示装置を設置している普通教室の総数を普通教室の総数で除して算出した値である。
注５）「普通教室の校内ＬＡＮ整備率」は、校内ＬＡＮを整備する普通教室の総数を普通教室の総数で除して算出した値である。
注６）「普通教室の無線ＬＡＮ整備率」は、無線ＬＡＮを整備する普通教室の総数を普通教室の総数で除して算出した値である。

（令和７年３月１日現在）

普通教室の校内LAN整備率 %	普通教室の無線LAN整備率 %	普通教室の移動通信システム（LTE等）整備率 %	移動系通信を利用している学校の内、無線LAN整備済みの普通教室の数 室	無線LAN又は移動系通信によりインターネット接続を行う普通教室の割合 %	回線速度の契約理論値 ベストエフォート型 %	回線速度の契約理論値 ギャランティ型 %
***	***	***	***	***	***	***

る。

○市区町村（設置者）別「コンピュータの設置状況」及び「インターネット接続状況」の実態（中等教育学校）

（令和７年３月１日現在）

市　区　町　村　別 （中等教育学校）	教員数 人	授業を担当している教員数 人	指導者用PC台数 台	指導者用PC整備率 %	教員の校務用PC台数 台	教員の校務用PC整備率 %	統合型校務支援システム整備率 %	遠隔教育実施率 %	遠隔教育を実施している学校のうち、「合同授業型」の遠隔授業の実施率 %	遠隔教育を実施している学校のうち、「教師支援型」の遠隔授業の実施率 %	遠隔教育を実施している学校のうち、「教科・科目充実型」の遠隔授業の実施率 %	遠隔教育を実施している学校のうち、個々の児童生徒の状況に応じた遠隔教育の実施率 %
合　　計	***	***	***	***	***	***	***	***	***	***	***	***

注１）「教員」とは、校長、副校長、教頭、主幹教諭、指導教諭、教諭、助教諭、養護教諭、養護助教諭、栄養教諭、常勤講師、再任用職員（フルタイム）をいう。
注２）「授業を担当している教員」とは、各教科等の授業を定期的に担当している教員をいう。授業を一時的・臨時的に担当する教員は含まない。
注３）「指導者用ＰＣ」とは、教員が使用するために配備されたものをいう。教職員が主として校務用に利用しているコンピュータ（校務用コンピュータ）は含まない。
注４）「指導者用ＰＣ整備率」とは指導者用ＰＣの総数を教員の総数で除して算出した値である。
注５）「教員の校務用ＰＣ」とは、主として教員が校務に使用するコンピュータのことをいう。
注６）「教員の校務用ＰＣ整備率」は、校務用ＰＣの総数を総教員数で除して算出した値である。
注７）「統合型校務支援システム」は、教務系（成績処理、出欠管理、時数等）・保健系（健康診断票、保健室管理等）、指導要録等の学籍関係、学校事務系など統合して
　　機能を有しているシステムをいう。
注８）「遠隔教育」は、遠隔システムを活用した同時双方向型で行う教育をいう。（「『遠隔教育の推進に向けた施策方針』の策定について（通知）」（文部科学省、平成30年9月20日））
注９）「合同授業型」とは、教師が児童生徒等に対面で授業を行う複数の教室等を遠隔により接続することで、児童生徒が多様な意見や考えに触れたり、協働して学習に取り組んだり
　　する機会の充実を図る遠隔教育の形態をいう。
注10）「教師支援型」とは、外部人材等の専門家と、児童生徒や教師がいる教室等を遠隔により接続することで、児童生徒の学習活動の質を高めるとともに、
　　教師の資質向上を図る遠隔教育の形態をいう。
注11）「教科・科目充実型」とは、学校教育法施行規則第77条の２（中学校等）、第88条の３（高等学校等）に基づき、当該教科の免許状を保有する教師による
　　授業を遠隔により提供することで、生徒の多様な科目選択を可能とすること等により、学習機会の充実を図るものをいう。なお、小学校での活用は想定されない。
注12）遠隔教育を実施している学校のうち、「教科・科目充実型」の遠隔教育の実施率は、「教科・科目充実型」の遠隔授業を実施している学校の総数を、
　　遠隔教育を実施していると答えた学校の総数から、遠隔教育を実施していると答えた小学校の総数を引いた数で除した値である。
注13）「個々の児童生徒の状況に応じた遠隔教育」とは、外国人児童生徒等への日本語指導、病気療養児・不登校児童生徒等に対する学習指導等の
　　個々の児童生徒の状況に応じた遠隔教育の形態をいう。

○市区町村（設置者）別「コンピュータの設置状況」及び「インターネット接続状況」の実態（特別支援学校）

市　区　町　村　別 （特別支援学校）	学校数 校	児童生徒数 人	普通教室数 室	学習者用PC総台数 台	児童生徒一人当たりの学習者用PC台数 台／人	普通教室の大型提示装置整備率 %
大阪府	47	9,598	1,407	11,644	1.2	54.4
堺市	3	475	102	511	1.1	3.9
合　計	50	10,073	1,509	12,155	1.2	51.0

注１）「児童生徒数」は、令和６年５月１日現在の児童生徒数。
注２）「学習者用ＰＣ」とは、教育用ＰＣのうち、児童生徒が使用するために配備されたものをいう。
注３）「児童生徒一人当たりの学習者用PC台数」は、「学習者用ＰＣ総台数」を令和６年５月１日現在の児童生徒数で除して算出した値であ
注４）「普通教室の大型提示装置整備率」は、大型提示装置を設置している普通教室の総数を普通教室の総数で除して算出した値である。
注５）「普通教室の校内ＬＡＮ整備率」は、校内ＬＡＮを整備する普通教室の総数を普通教室の総数で除して算出した値である。
注６）「普通教室の無線ＬＡＮ整備率」は、無線ＬＡＮを整備する普通教室の総数を普通教室の総数で除して算出した値である。

（令和７年３月１日現在）

普通教室の校内LAN整備率 %	普通教室の無線LAN整備率 %	普通教室の移動通信システム（LTE等）整備率 %	移動系通信を利用している学校の内、無線LAN整備済みの普通教室の数 室	無線LAN又は移動系通信によりインターネット接続を行う普通教室の割合 %	回線速度の契約理論値 ベストエフォート型 %	回線速度の契約理論値 ギャランティ型 %
94.5	84.7	***	***	84.7	97.9	2.1
100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
94.8	85.8	***	***	85.8	98.0	2.0

る。

○市区町村（設置者）別「コンピュータの設置状況」及び「インターネット接続状況」の実態（特別支援学校）

（令和７年３月１日現在）

市　区　町　村　別 （特別支援学校）	教員数 人	授業を担当している教員数 人	指導者用PC台数 台	指導者用PC整備率 %	教員の校務用PC台数 台	教員の校務用PC整備率 %	統合型校務支援システム整備率 %	遠隔教育実施率 %	遠隔教育を実施している学校のうち、「合同授業型」の遠隔授業の実施率 %	遠隔教育を実施している学校のうち、「教師支援型」の遠隔授業の実施率 %	遠隔教育を実施している学校のうち、「教科・科目充実型」の遠隔授業の実施率 %	遠隔教育を実施している学校のうち、個々の児童生徒の状況に応じた遠隔教育の実施率 %
大阪府	4,905	4,448	1,897	38.7	4,587	93.5	100.0	55.3	69.2	30.8	26.9	80.8
堺市	224	190	232	103.6	250	111.6	100.0	66.7	0.0	50.0	0.0	50.0
合　計	5,129	4,638	2,129	41.5	4,837	94.3	100.0	56.0	64.3	32.1	25.0	78.6

注１）「教員」とは、校長、副校長、教頭、主幹教諭、指導教諭、教諭、助教諭、養護教諭、養護助教諭、栄養教諭、常勤講師、再任用職員（フルタイム）をいう。
注２）「授業を担当している教員」とは、各教科等の授業を定期的に担当している教員をいう。授業を一時的・臨時的に担当する教員は含まない。
注３）「指導者用ＰＣ」とは、教員が使用するために配備されたものをいう。教職員が主として校務用に利用しているコンピュータ（校務用コンピュータ）は含まない。
注４）「指導者用ＰＣ整備率」とは指導者用ＰＣの総数を教員の総数で除して算出した値である。
注５）「教員の校務用ＰＣ」とは、主として教員が校務に使用するコンピュータのことをいう。
注６）「教員の校務用ＰＣ整備率」は、校務用ＰＣの総数を総教員数で除して算出した値である。
注７）「統合型校務支援システム」は、教務系（成績処理、出欠管理、時数等）・保健系（健康診断票、保健室管理等）、指導要録等の学籍関係、学校事務系など統合して
機能を有しているシステムをいう。
注８）「遠隔教育」は、遠隔システムを活用した同時双方向型で行う教育をいう。（「『遠隔教育の推進に向けた施策方針』の策定について（通知）」（文部科学省、平成30年9月20日））
注９）「合同授業型」とは、教師が児童生徒等に対面で授業を行う複数の教室等を遠隔により接続することで、児童生徒が多様な意見や考えに触れたり、協働して学習に取り組んだり
する機会の充実を図る遠隔教育の形態をいう。
注10）「教師支援型」とは、外部人材等の専門家と、児童生徒や教師がいる教室等を遠隔により接続することで、児童生徒の学習活動の質を高めるとともに、
教師の資質向上を図る遠隔教育の形態をいう。
注11）「教科・科目充実型」とは、学校教育法施行規則第77条の２（中学校等）、第88条の３（高等学校等）に基づき、当該教科の免許状を保有する教師による
授業を遠隔により提供することで、生徒の多様な科目選択を可能とすること等により、学習機会の充実を図るものをいう。なお、小学校での活用は想定されない。
注12）遠隔教育を実施している学校のうち、「教科・科目充実型」の遠隔教育の実施率は、「教科・科目充実型」の遠隔授業を実施している学校の総数を、
遠隔教育を実施していると答えた学校の総数から、遠隔教育を実施していると答えた小学校の総数を引いた数で除した値である。
注13）「個々の児童生徒の状況に応じた遠隔教育」とは、外国人児童生徒等への日本語指導、病気療養児・不登校児童生徒等に対する学習指導等の
個々の児童生徒の状況に応じた遠隔教育の形態をいう。

○市区町村（設置者）別「コンピュータの設置状況」及び「インターネット接続状況」の実態（合計）

（令和７年３月１日現在）

市　区　町　村　別 （　合　計　）	学校数 校	児童生徒数 人	普通教室数 室	学習者用PC総台数 台	児童生徒一人当たりの学習者用PC台数 台／人	普通教室の大型提示装置整備率 %	普通教室の校内LAN整備率 %	普通教室の無線LAN整備率 %	普通教室の移動通信システム（LTE等）整備率 %	移動系通信を利用している学校の内、無線LAN整備済みの普通教室の数 室	無線LAN又は移動系通信によりインターネット接続を行う普通教室の割合 %	回線速度の契約理論値 ベストエフォート型 %	回線速度の契約理論値 ギャランティ型 %
兵庫県	166	85,733	3,387	98,155	1.1	100.0	100.0	100.0	0.7	24	100.0	1.2	98.8
神戸市	261	110,049	4,545	115,564	1.1	92.1	98.5	97.3	***	***	97.3	100.0	0.0
姫路市	106	42,912	1,717	43,790	1.0	100.0	100.0	100.0	***	***	100.0	72.6	27.4
尼崎市	63	31,355	1,283	33,532	1.1	92.8	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
明石市	43	26,036	982	27,102	1.0	89.9	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
西宮市	63	37,876	1,382	40,746	1.1	90.9	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
洲本市	18	2,582	163	2,600	1.0	100.0	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
芦屋市	11	5,971	218	5,977	1.0	100.0	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
伊丹市	27	16,863	631	17,581	1.0	100.0	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
相生市	10	1,929	116	1,958	1.0	100.0	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
豊岡市	31	5,595	300	6,591	1.2	100.0	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
加古川市	39	19,678	772	21,140	1.1	89.2	100.0	100.0	100.0	772	100.0	100.0	0.0
赤穂市	15	3,076	175	3,231	1.1	100.0	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
西脇市	12	2,699	130	3,025	1.1	86.9	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
宝塚市	36	16,696	676	16,776	1.0	100.0	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
三木市	20	4,994	250	5,052	1.0	88.4	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
高砂市	16	6,651	296	6,965	1.0	89.9	100.0	100.0	100.0	296	100.0	100.0	0.0
川西市	24	10,893	452	11,003	1.0	86.5	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
小野市	13	3,734	181	4,384	1.2	93.4	94.5	94.5	5.5	0	100.0	100.0	0.0
三田市	29	8,663	412	8,954	1.0	87.9	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
加西市	16	2,840	160	3,137	1.1	100.0	100.0	100.0	***	***	100.0	0.0	100.0
丹波篠山市	20	2,942	202	3,268	1.1	82.7	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
養父市	12	1,451	98	1,564	1.1	100.0	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
丹波市	26	4,490	281	4,506	1.0	100.0	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
南あわじ市	18	2,897	158	3,028	1.0	100.0	100.0	100.0	100.0	158	100.0	100.0	0.0
朝来市	13	2,071	124	2,497	1.2	96.8	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
淡路市	16	2,923	163	3,573	1.2	100.0	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
宍粟市	18	2,357	160	2,616	1.1	100.0	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
加東市	10	2,732	143	2,732	1.0	100.0	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
たつの市	21	5,554	280	5,662	1.0	100.0	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
猪名川町	8	2,289	111	2,527	1.1	90.1	100.0	100.0	***	***	100.0	0.0	100.0
多可町	8	1,190	72	1,376	1.2	100.0	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
稲美町	7	2,469	104	2,738	1.1	96.2	100.0	100.0	100.0	104	100.0	100.0	0.0
播磨町	6	3,103	122	3,329	1.1	100.0	100.0	100.0	100.0	122	100.0	100.0	0.0
市川町	5	692	52	692	1.0	100.0	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
福崎町	6	1,557	96	1,589	1.0	100.0	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
神河町	4	674	43	772	1.1	100.0	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
太子町	6	2,877	125	3,070	1.1	100.0	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
上郡町	4	793	46	882	1.1	100.0	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
佐用町	8	820	62	1,118	1.4	100.0	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
香美町	11	969	76	973	1.0	97.4	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
新温泉町	8	782	68	1,080	1.4	100.0	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
南あわじ市洲本市組合	2	424	23	464	1.1	100.0	100.0	100.0	100.0	23	100.0	100.0	0.0
播磨高原広域事務組合	2	76	9	107	1.4	100.0	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
合　計	1,258	492,957	20,846	527,426	1.1	95.1	99.6	99.4	7.2	1,499	99.4	82.7	17.3

注１）「児童生徒数」は、令和６年５月１日現在の児童生徒数。
注２）「学習者用ＰＣ」とは、教育用ＰＣのうち、児童生徒が使用するために配備されたものをいう。
注３）「児童生徒一人当たりの学習者用PC台数」は、「学習者用ＰＣ総台数」を令和６年５月１日現在の児童生徒数で除して算出した値である。
注４）「普通教室の大型提示装置整備率」は、大型提示装置を設置している普通教室の総数を普通教室の総数で除して算出した値である。
注５）「普通教室の校内ＬＡＮ整備率」は、校内ＬＡＮを整備する普通教室の総数を普通教室の総数で除して算出した値である。
注６）「普通教室の無線ＬＡＮ整備率」は、無線ＬＡＮを整備する普通教室の総数を普通教室の総数で除して算出した値である。

○市区町村（設置者）別「コンピュータの設置状況」及び「インターネット接続状況」の実態（合計）

（令和７年３月１日現在）

市区町村別（合計）	教員数	授業を担当している教員数	指導者用PC台数	指導者用PC整備率	教員の校務用PC台数	教員の校務用PC整備率	統合型校務支援システム整備率	遠隔教育実施率	遠隔教育を実施している学校のうち、「合同授業型」の遠隔授業の実施率	遠隔教育を実施している学校のうち、「教師支援型」の遠隔授業の実施率	遠隔教育を実施している学校のうち、「教科・科目充実型」の遠隔授業の実施率	遠隔教育を実施している学校のうち、個々の児童生徒の状況に応じた遠隔教育の実施率
	人	人	台	%	台	%	%	%	%	%	%	%
兵庫県	8,760	7,968	10,436	119.1	11,640	132.9	100.0	36.7	47.5	55.7	4.9	55.7
神戸市	8,389	7,026	9,898	118.0	9,902	118.0	100.0	53.6	54.3	37.1	0.0	62.9
姫路市	2,852	2,448	3,013	105.6	3,514	123.2	100.0	44.3	63.8	51.1	0.0	55.3
尼崎市	2,058	1,769	2,061	100.1	2,189	106.4	100.0	36.5	47.8	52.2	0.0	65.2
明石市	1,584	1,357	1,941	122.5	2,232	140.9	100.0	93.0	92.5	20.0	0.0	35.0
西宮市	2,248	1,952	1,846	82.1	2,560	113.9	100.0	41.3	50.0	65.4	0.0	53.8
洲本市	289	238	377	130.4	396	137.0	100.0	77.8	71.4	35.7	0.0	57.1
芦屋市	348	296	461	132.5	459	131.9	100.0	100.0	81.8	90.9	0.0	81.8
伊丹市	1,091	944	1,063	97.4	1,122	102.8	96.3	55.6	66.7	53.3	0.0	66.7
相生市	177	151	174	98.3	180	101.7	100.0	70.0	71.4	42.9	0.0	28.6
豊岡市	559	460	855	153.0	785	140.4	100.0	51.6	56.3	12.5	0.0	75.0
加古川市	1,255	1,085	1,422	113.3	1,505	119.9	100.0	59.0	56.5	30.4	0.0	65.2
赤穂市	302	251	313	103.6	321	106.3	100.0	86.7	61.5	46.2	0.0	84.6
西脇市	219	192	395	180.4	319	145.7	100.0	83.3	40.0	30.0	0.0	60.0
宝塚市	1,121	957	1,744	155.6	1,225	109.3	100.0	5.6	50.0	0.0	0.0	50.0
三木市	428	368	451	105.4	535	125.0	100.0	100.0	0.0	0.0	0.0	95.0
高砂市	437	387	470	107.6	550	125.9	100.0	93.8	46.7	33.3	0.0	86.7
川西市	745	654	948	127.2	867	116.4	100.0	54.2	38.5	53.8	0.0	76.9
小野市	319	264	328	102.8	383	120.1	100.0	76.9	80.0	70.0	0.0	0.0
三田市	642	553	717	111.7	730	113.7	96.6	41.4	58.3	41.7	0.0	33.3
加西市	282	244	393	139.4	314	111.3	100.0	81.3	38.5	46.2	0.0	61.5
丹波篠山市	353	294	341	96.6	538	152.4	100.0	80.0	43.8	31.3	0.0	81.3
養父市	189	159	227	120.1	293	155.0	100.0	100.0	50.0	33.3	0.0	41.7
丹波市	456	395	373	81.8	534	117.1	100.0	100.0	73.1	38.5	0.0	76.9
南あわじ市	277	234	382	137.9	372	134.3	100.0	61.1	63.6	63.6	33.3	45.5
朝来市	219	188	335	153.0	240	109.6	100.0	46.2	33.3	16.7	0.0	100.0
淡路市	270	231	595	220.4	463	171.5	100.0	31.3	40.0	20.0	0.0	40.0
宍粟市	306	244	331	108.2	401	131.0	100.0	0.0	***	***	***	***
加東市	232	199	291	125.4	291	125.4	100.0	100.0	10.0	10.0	0.0	80.0
たつの市	464	371	582	125.4	502	108.2	100.0	57.1	83.3	33.3	0.0	75.0
猪名川町	182	150	215	118.1	250	137.4	100.0	100.0	50.0	37.5	0.0	87.5
多可町	146	110	201	137.7	198	135.6	100.0	50.0	25.0	25.0	0.0	50.0
稲美町	163	140	180	110.4	200	122.7	100.0	57.1	50.0	0.0	0.0	75.0
播磨町	208	172	394	189.4	246	118.3	100.0	100.0	50.0	33.3	0.0	100.0
市川町	85	69	209	245.9	115	135.3	100.0	60.0	100.0	33.3	0.0	0.0
福崎町	130	112	172	132.3	193	148.5	100.0	33.3	50.0	0.0	0.0	100.0
神河町	72	59	44	61.1	95	131.9	100.0	50.0	50.0	50.0	0.0	50.0
太子町	213	186	228	107.0	226	106.1	100.0	0.0	***	***	***	***
上郡町	85	72	85	100.0	106	124.7	100.0	75.0	66.7	100.0	0.0	100.0
佐用町	119	97	161	135.3	169	142.0	100.0	62.5	60.0	0.0	0.0	80.0
香美町	143	116	255	178.3	211	147.6	100.0	36.4	75.0	25.0	0.0	25.0
新温泉町	110	91	140	127.3	227	206.4	100.0	100.0	50.0	50.0	0.0	37.5
南あわじ市洲本市組合	46	41	64	139.1	64	139.1	100.0	0.0	***	***	***	***
播磨高原広域事務組合	23	23	40	173.9	35	152.2	100.0	50.0	100.0	0.0	0.0	100.0
合計	38,596	33,317	45,151	117.0	47,697	123.6	99.8	54.0	55.8	39.8	1.5	61.9

注１）「教員」とは、校長、副校長、教頭、主幹教諭、指導教諭、教諭、助教諭、養護教諭、養護助教諭、栄養教諭、常勤講師、再任用職員（フルタイム）をいう。
注２）「授業を担当している教員」とは、各教科等の授業を定期的に担当している教員をいう。授業を一時的・臨時的に担当する教員は含まない。
注３）「指導者用ＰＣ」とは、教員が使用するために配備されたものをいう。教職員が主として校務用に利用しているコンピュータ（校務用コンピュータ）は含まない。
注４）「指導者用ＰＣ整備率」とは指導者用ＰＣの総数を教員の総数で除して算出した値である。
注５）「教員の校務用ＰＣ」とは、主として教員が校務に使用するコンピュータのことをいう。
注６）「教員の校務用ＰＣ整備率」は、校務用ＰＣの総数を総教員数で除して算出した値である。
注７）「統合型校務支援システム」は、教務系（成績処理、出欠管理、時数等）・保健系（健康診断票、保健室管理等）、指導要録等の学籍関係、学校事務系など統合して機能を有しているシステムをいう。
注８）「遠隔教育」は、遠隔システムを活用した同時双方向型で行う教育をいう。（「『遠隔教育の推進に向けた施策方針』の策定について（通知）」（文部科学省、平成30年9月20日））
注９）「合同授業型」とは、教師が児童生徒等に対面で授業を行う複数の教室等を遠隔により接続することで、児童生徒が多様な意見や考えに触れたり、協働して学習に取り組んだりする機会の充実を図る遠隔教育の形態をいう。
注10）「教師支援型」とは、外部人材等の専門家と、児童生徒や教師がいる教室等を遠隔により接続することで、児童生徒の学習活動の質を高めるとともに、教師の資質向上を図る遠隔教育の形態をいう。
注11）「教科・科目充実型」とは、学校教育法施行規則第77条の２（中学校等）、第88条の３（高等学校等）に基づき、当該教科の免許状を保有する教師による授業を遠隔により提供することで、生徒の多様な科目選択を可能とすること等により、学習機会の充実を図るものをいう。なお、小学校での活用は想定されない。
注12）遠隔教育を実施している学校のうち、「教科・科目充実型」の遠隔教育の実施率は、「教科・科目充実型」の遠隔授業を実施している学校の総数を、遠隔教育を実施していると答えた学校の総数から、遠隔教育を実施していると答えた小学校の総数を引いた数で除した値である。
注13）「個々の児童生徒の状況に応じた遠隔教育」とは、外国人児童生徒等への日本語指導、病気療養児・不登校児童生徒等に対する学習指導等の個々の児童生徒の状況に応じた遠隔教育の形態をいう。

○市区町村（設置者）別「コンピュータの設置状況」及び「インターネット接続状況」の実態（小学校）

（令和７年３月１日現在）

市　区　町　村　別 （　小　学　校　）	学校数 校	児童生徒数 人	普通教室数 室	学習者用PC総台数 台	児童生徒一人当たりの学習者用PC台数 台／人	普通教室の大型提示装置整備率 %	普通教室の校内LAN整備率 %	普通教室の無線LAN整備率 %	普通教室の移動通信システム（LTE等）整備率 %	移動系通信を利用している学校の内、無線LAN整備済みの普通教室の数 室	無線LAN又は移動系通信によりインターネット接続を行う普通教室の割合 %	回線速度の契約理論値 ベストエフォート型 %	回線速度の契約理論値 ギャランティ型 %
神戸市	162	68,961	2,929	70,474	1.0	94.3	98.7	97.4	***	***	97.4	100.0	0.0
姫路市	66	25,857	1,105	26,295	1.0	100.0	100.0	100.0	***	***	100.0	78.8	21.2
尼崎市	41	19,705	823	20,676	1.0	98.1	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
明石市	28	17,346	687	17,658	1.0	89.2	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
西宮市	40	25,138	952	26,122	1.0	91.7	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
洲本市	13	1,663	123	1,674	1.0	100.0	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
芦屋市	8	4,407	161	4,319	1.0	100.0	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
伊丹市	17	10,905	423	11,162	1.0	100.0	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
相生市	7	1,274	74	1,281	1.0	100.0	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
豊岡市	22	3,602	215	4,259	1.2	100.0	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
加古川市	26	12,474	517	13,372	1.1	90.3	100.0	100.0	100.0	517	100.0	100.0	0.0
赤穂市	10	1,990	125	2,032	1.0	100.0	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
西脇市	8	1,743	92	1,796	1.0	88.0	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
宝塚市	23	11,446	475	11,423	1.0	100.0	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
三木市	13	3,252	175	3,272	1.0	88.0	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
高砂市	10	4,314	207	4,485	1.0	91.3	100.0	100.0	100.0	207	100.0	100.0	0.0
川西市	16	7,174	316	7,281	1.0	89.2	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
小野市	8	2,371	120	2,694	1.1	92.5	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
三田市	20	5,822	300	5,821	1.0	87.3	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
加西市	11	1,870	115	2,073	1.1	100.0	100.0	100.0	***	***	100.0	0.0	100.0
丹波篠山市	14	1,879	130	1,995	1.1	90.8	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
養父市	8	829	65	868	1.0	100.0	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
丹波市	20	2,918	200	2,928	1.0	100.0	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
南あわじ市	14	1,866	118	1,866	1.0	100.0	100.0	100.0	100.0	118	100.0	100.0	0.0
朝来市	9	1,369	89	1,645	1.2	95.5	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
淡路市	11	1,936	114	2,270	1.2	100.0	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
宍粟市	11	1,472	107	1,627	1.1	100.0	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
加東市	7	1,448	85	1,448	1.0	100.0	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
たつの市	16	3,677	207	3,702	1.0	100.0	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
猪名川町	6	1,426	80	1,576	1.1	87.5	100.0	100.0	***	***	100.0	0.0	100.0
多可町	5	734	51	807	1.1	100.0	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
稲美町	5	1,649	75	1,820	1.1	97.3	100.0	100.0	100.0	75	100.0	100.0	0.0
播磨町	4	2,082	91	2,182	1.0	100.0	100.0	100.0	100.0	91	100.0	100.0	0.0
市川町	4	438	40	438	1.0	100.0	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
福崎町	4	1,011	72	1,043	1.0	100.0	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
神河町	3	416	30	460	1.1	100.0	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
太子町	4	1,866	84	2,014	1.1	100.0	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
上郡町	3	500	33	502	1.0	100.0	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
佐用町	4	533	41	672	1.3	100.0	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
香美町	8	599	56	601	1.0	96.4	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
新温泉町	6	485	50	648	1.3	100.0	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
南あわじ市洲本市組合	1	302	14	302	1.0	100.0	100.0	100.0	100.0	14	100.0	100.0	0.0
播磨高原広域事務組合	1	52	8	67	1.3	100.0	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
合　　計	717	260,801	11,774	269,650	1.0	95.4	99.7	99.4	8.7	1,022	99.4	95.7	4.3

注１）「児童生徒数」は、令和６年５月１日現在の児童生徒数。
注２）「学習者用ＰＣ」とは、教育用ＰＣのうち、児童生徒が使用するために配備されたものをいう。
注３）「児童生徒一人当たりの学習者用PC台数」は、「学習者用ＰＣ総台数」を令和６年５月１日現在の児童生徒数で除して算出した値である。
注４）「普通教室の大型提示装置整備率」は、大型提示装置を設置している普通教室の総数を普通教室の総数で除して算出した値である。
注５）「普通教室の校内ＬＡＮ整備率」は、校内ＬＡＮを整備する普通教室の総数を普通教室の総数で除して算出した値である。
注６）「普通教室の無線ＬＡＮ整備率」は、無線ＬＡＮを整備する普通教室の総数を普通教室の総数で除して算出した値である。

○市区町村（設置者）別「コンピュータの設置状況」及び「インターネット接続状況」の実態（小学校）

（令和７年３月１日現在）

市　区　町　村　別 （　小　学　校　）	教員数 人	授業を担当している教員数 人	指導者用PC台数 台	指導者用PC整備率 %	教員の校務用PC台数 台	教員の校務用PC整備率 %	統合型校務支援システム整備率 %	遠隔教育実施率 %	遠隔教育を実施している学校のうち、「合同授業型」の遠隔授業の実施率 %	遠隔教育を実施している学校のうち、「教師支援型」の遠隔授業の実施率 %	遠隔教育を実施している学校のうち、「教科・科目充実型」の遠隔授業の実施率 %	遠隔教育を実施している学校のうち、個々の児童生徒の状況に応じた遠隔教育の実施率 %
神戸市	4,506	3,671	5,358	118.9	5,362	119.0	100.0	50.0	58.0	48.1	***	60.5
姫路市	1,568	1,326	1,640	104.6	1,962	125.1	100.0	50.0	72.7	57.6	***	54.5
尼崎市	1,185	994	1,084	91.5	1,224	103.3	100.0	36.6	60.0	53.3	***	73.3
明石市	954	798	1,291	135.3	1,260	132.1	100.0	92.9	88.5	11.5	***	26.9
西宮市	1,345	1,157	1,066	79.3	1,523	113.2	100.0	47.5	47.4	57.9	***	47.4
洲本市	194	157	256	132.0	259	133.5	100.0	84.6	81.8	27.3	***	63.6
芦屋市	245	208	316	129.0	324	132.2	100.0	100.0	87.5	100.0	***	87.5
伊丹市	665	575	638	95.9	670	100.8	100.0	64.7	72.7	54.5	***	63.6
相生市	114	97	111	97.4	109	95.6	100.0	85.7	83.3	33.3	***	16.7
豊岡市	359	297	599	166.9	514	143.2	100.0	36.4	62.5	12.5	***	75.0
加古川市	732	625	848	115.8	902	123.2	100.0	61.5	56.3	18.8	***	62.5
赤穂市	199	161	178	89.4	204	102.5	100.0	100.0	70.0	60.0	***	80.0
西脇市	140	121	237	169.3	202	144.3	100.0	75.0	66.7	33.3	***	50.0
宝塚市	701	591	1,137	162.2	767	109.4	100.0	4.3	100.0	0.0	***	0.0
三木市	266	221	273	102.6	325	122.2	100.0	100.0	0.0	0.0	***	100.0
高砂市	263	234	286	108.7	331	125.9	100.0	90.0	55.6	44.4	***	100.0
川西市	463	403	591	127.6	550	118.8	100.0	50.0	37.5	75.0	***	75.0
小野市	171	142	181	105.8	216	126.3	100.0	87.5	85.7	71.4	***	0.0
三田市	408	347	455	111.5	456	111.8	100.0	35.0	57.1	42.9	***	28.6
加西市	160	137	233	145.6	184	115.0	100.0	90.9	50.0	60.0	***	50.0
丹波篠山市	199	163	215	108.0	320	160.8	100.0	71.4	50.0	50.0	***	80.0
養父市	108	90	120	111.1	167	154.6	100.0	100.0	75.0	50.0	***	12.5
丹波市	302	256	248	82.1	349	115.6	100.0	100.0	80.0	40.0	***	70.0
南あわじ市	193	160	270	139.9	259	134.2	100.0	57.1	50.0	75.0	***	37.5
朝来市	138	117	260	188.4	147	106.5	100.0	44.4	25.0	25.0	***	100.0
淡路市	166	141	403	242.8	308	185.5	100.0	36.4	50.0	25.0	***	25.0
宍粟市	179	146	227	126.8	244	136.3	100.0	0.0	***	***	***	***
加東市	133	111	149	112.0	149	112.0	100.0	100.0	14.3	14.3	***	71.4
たつの市	303	245	367	121.1	337	111.2	100.0	62.5	80.0	40.0	***	80.0
猪名川町	117	94	153	130.8	170	145.3	100.0	100.0	33.3	33.3	***	100.0
多可町	89	64	137	153.9	112	125.8	100.0	40.0	50.0	50.0	***	0.0
稲美町	103	85	118	114.6	125	121.4	100.0	40.0	0.0	0.0	***	100.0
播磨町	135	112	258	191.1	163	120.7	100.0	100.0	50.0	25.0	***	100.0
市川町	56	47	156	278.6	81	144.6	100.0	75.0	100.0	33.3	***	0.0
福崎町	81	65	88	108.6	104	128.4	100.0	50.0	50.0	0.0	***	100.0
神河町	47	38	34	72.3	61	129.8	100.0	33.3	100.0	100.0	***	0.0
太子町	137	116	141	102.9	135	98.5	100.0	0.0	***	***	***	***
上郡町	58	46	51	87.9	70	120.7	100.0	66.7	50.0	100.0	***	100.0
佐用町	62	51	84	135.5	92	148.4	100.0	25.0	100.0	0.0	***	0.0
香美町	95	75	167	175.8	138	145.3	100.0	50.0	75.0	25.0	***	25.0
新温泉町	72	59	96	133.3	164	227.8	100.0	100.0	50.0	66.7	***	33.3
南あわじ市洲本市組合	24	22	37	154.2	36	150.0	100.0	0.0	***	***	***	***
播磨高原広域事務組合	13	13	25	192.3	20	153.8	100.0	100.0	100.0	0.0	***	100.0
合　　計	17,448	14,578	20,582	118.0	21,095	120.9	100.0	57.2	61.5	43.4	***	59.0

注１）「教員」とは、校長、副校長、教頭、主幹教諭、指導教諭、教諭、助教諭、養護教諭、養護助教諭、栄養教諭、常勤講師、再任用職員（フルタイム）をいう。
注２）「授業を担当している教員」とは、各教科等の授業を定期的に担当している教員をいう。授業を一時的・臨時的に担当する教員は含まない。
注３）「指導者用ＰＣ」とは、教員が使用するために配備されたものをいう。教職員が主として校務用に利用しているコンピュータ（校務用コンピュータ）は含まない。
注４）「指導者用ＰＣ整備率」とは指導者用ＰＣの総数を教員の総数で除して算出した値である。
注５）「教員の校務用ＰＣ」とは、主として教員が校務に使用するコンピュータのことをいう。
注６）「教員の校務用ＰＣ整備率」は、校務用ＰＣの総数を総教員数で除して算出した値である。
注７）「統合型校務支援システム」は、教務系（成績処理、出欠管理、時数等）・保健系（健康診断票、保健室管理等）、指導要録等の学籍関係、学校事務系など統合して
機能を有しているシステムをいう。
注８）「遠隔教育」は、遠隔システムを活用した同時双方向型で行う教育をいう。（「『遠隔教育の推進に向けた施策方針』の策定について（通知）」（文部科学省、平成30年9月20日））
注９）「合同授業型」とは、教師が児童生徒等に対面で授業を行う複数の教室等を遠隔により接続することで、児童生徒が多様な意見や考えに触れたり、協働して学習に取り組んだり
する機会の充実を図る遠隔教育の形態をいう。
注10）「教師支援型」とは、外部人材等の専門家と、児童生徒や教師がいる教室等を遠隔により接続することで、児童生徒の学習活動の質を高めるとともに、
教師の資質向上を図る遠隔教育の形態をいう。
注11）「教科・科目充実型」とは、学校教育法施行規則第77条の２（中学校等）、第88条の３（高等学校等）に基づき、当該教科の免許状を保有する教師による
授業を遠隔により提供することで、生徒の多様な科目選択を可能とすること等により、学習機会の充実を図るものをいう。なお、小学校での活用は想定されない。
注12）遠隔教育を実施している学校のうち、「教科・科目充実型」の遠隔教育の実施率は、「教科・科目充実型」の遠隔授業を実施している学校の総数を、
遠隔教育を実施していると答えた学校の総数から、遠隔教育を実施していると答えた小学校の総数を引いた数で除した値である。
注13）「個々の児童生徒の状況に応じた遠隔教育」とは、外国人児童生徒等への日本語指導、病気療養児・不登校児童生徒等に対する学習指導等の
個々の児童生徒の状況に応じた遠隔教育の形態をいう。

○市区町村（設置者）別「コンピュータの設置状況」及び「インターネット接続状況」の実態（中学校）

（令和７年３月１日現在）

市　区　町　村　別 （　中　学　校　）	学校数 校	児童生徒数 人	普通教室数 室	学習者用PC総台数 台	児童生徒一人当たりの学習者用PC台数 台／人	普通教室の大型提示装置整備率 %	普通教室の校内LAN整備率 %	普通教室の無線LAN整備率 %	普通教室の移動通信システム（LTE等）整備率 %	移動系通信を利用している学校の内、無線LAN整備済みの普通教室の数 室	無線LAN又は移動系通信によりインターネット接続を行う普通教室の割合 %	回線速度の契約理論値 ベストエフォート型 %	回線速度の契約理論値 ギャランティ型 %
兵庫県	1	208	6	241	1.2	100.0	100.0	100.0	100.0	6	100.0	100.0	0.0
神戸市	83	33,139	1,165	34,963	1.1	94.6	97.7	96.2	***	***	96.2	100.0	0.0
姫路市	33	12,928	445	13,165	1.0	100.0	100.0	100.0	***	***	100.0	66.7	33.3
尼崎市	18	9,362	336	9,998	1.1	88.4	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
明石市	13	7,843	260	7,972	1.0	93.5	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
西宮市	19	10,525	346	12,052	1.1	90.8	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
洲本市	5	919	40	926	1.0	100.0	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
芦屋市	3	1,564	57	1,658	1.1	100.0	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
伊丹市	8	5,220	178	5,257	1.0	100.0	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
相生市	3	655	42	677	1.0	100.0	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
豊岡市	9	1,993	85	2,332	1.2	100.0	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
加古川市	11	6,759	223	7,256	1.1	92.4	100.0	100.0	100.0	223	100.0	100.0	0.0
赤穂市	5	1,086	50	1,199	1.1	100.0	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
西脇市	4	956	38	1,229	1.3	84.2	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
宝塚市	12	5,218	193	5,321	1.0	100.0	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
三木市	6	1,709	67	1,746	1.0	88.1	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
高砂市	6	2,337	89	2,480	1.1	86.5	100.0	100.0	100.0	89	100.0	100.0	0.0
川西市	7	3,692	126	3,695	1.0	82.5	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
小野市	4	1,325	51	1,652	1.2	98.0	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
三田市	8	2,827	104	3,119	1.1	89.4	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
加西市	4	911	33	999	1.1	100.0	100.0	100.0	***	***	100.0	0.0	100.0
丹波篠山市	5	1,006	57	1,253	1.2	80.7	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
養父市	3	429	21	482	1.1	100.0	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
丹波市	6	1,572	81	1,578	1.0	100.0	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
南あわじ市	4	1,031	40	1,162	1.1	100.0	100.0	100.0	100.0	40	100.0	100.0	0.0
朝来市	4	702	35	852	1.2	100.0	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
淡路市	5	987	49	1,303	1.3	100.0	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
宍粟市	7	885	53	989	1.1	100.0	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
加東市	2	740	28	740	1.0	100.0	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
たつの市	5	1,877	73	1,960	1.0	100.0	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
猪名川町	2	863	31	951	1.1	96.8	100.0	100.0	***	***	100.0	0.0	100.0
多可町	3	456	21	569	1.2	100.0	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
稲美町	2	820	29	918	1.1	93.1	100.0	100.0	100.0	29	100.0	100.0	0.0
播磨町	2	1,021	31	1,147	1.1	100.0	100.0	100.0	100.0	31	100.0	100.0	0.0
市川町	1	254	12	254	1.0	100.0	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
福崎町	2	546	24	546	1.0	100.0	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
神河町	1	258	13	312	1.2	100.0	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
太子町	2	1,011	41	1,056	1.0	100.0	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
上郡町	1	293	13	380	1.3	100.0	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
佐用町	4	287	21	446	1.6	100.0	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
香美町	3	370	20	372	1.0	100.0	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
新温泉町	2	297	18	432	1.5	100.0	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
南あわじ市洲本市組合	1	122	9	162	1.3	100.0	100.0	100.0	100.0	9	100.0	100.0	0.0
播磨高原広域事務組合	1	24	1	40	1.7	100.0	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
合　　計	330	127,027	4,655	135,841	1.1	94.8	99.4	99.1	9.2	427	99.1	94.8	5.2

注１）「児童生徒数」は、令和６年５月１日現在の児童生徒数。
注２）「学習者用ＰＣ」とは、教育用ＰＣのうち、児童生徒が使用するために配備されたものをいう。
注３）「児童生徒一人当たりの学習者用PC台数」は、「学習者用ＰＣ総台数」を令和６年５月１日現在の児童生徒数で除して算出した値である。
注４）「普通教室の大型提示装置整備率」は、大型提示装置を設置している普通教室の総数を普通教室の総数で除して算出した値である。
注５）「普通教室の校内ＬＡＮ整備率」は、校内ＬＡＮを整備する普通教室の総数を普通教室の総数で除して算出した値である。
注６）「普通教室の無線ＬＡＮ整備率」は、無線ＬＡＮを整備する普通教室の総数を普通教室の総数で除して算出した値である。

○市区町村（設置者）別「コンピュータの設置状況」及び「インターネット接続状況」の実態（中学校）

（令和７年３月１日現在）

市　区　町　村　別 （　中　学　校　）	教員数 人	授業を担当している教員数 人	指導者用PC台数 台	指導者用PC整備率 %	教員の校務用PC台数 台	教員の校務用PC整備率 %	統合型校務支援システム整備率 %	遠隔教育実施率 %	遠隔教育を実施している学校のうち、「合同授業型」の遠隔授業の実施率 %	遠隔教育を実施している学校のうち、「教師支援型」の遠隔授業の実施率 %	遠隔教育を実施している学校のうち、「教科・科目充実型」の遠隔授業の実施率 %	遠隔教育を実施している学校のうち、個々の児童生徒の状況に応じた遠隔教育の実施率 %
兵庫県	18	15	25	138.9	23	127.8	100.0	100.0	0.0	100.0	0.0	0.0
神戸市	2,471	2,109	2,819	114.1	2,819	114.1	100.0	56.6	46.8	17.0	0.0	66.0
姫路市	922	802	947	102.7	1,082	117.4	100.0	27.3	55.6	22.2	0.0	55.6
尼崎市	621	544	608	97.9	685	110.3	100.0	33.3	33.3	50.0	0.0	33.3
明石市	523	462	541	103.4	727	139.0	100.0	92.3	100.0	25.0	0.0	41.7
西宮市	686	615	503	73.3	746	108.7	100.0	26.3	60.0	80.0	0.0	60.0
洲本市	95	81	121	127.4	137	144.2	100.0	60.0	33.3	66.7	0.0	33.3
芦屋市	103	88	145	140.8	135	131.1	100.0	100.0	66.7	66.7	0.0	66.7
伊丹市	333	290	337	101.2	348	104.5	100.0	25.0	0.0	50.0	0.0	100.0
相生市	63	54	63	100.0	71	112.7	100.0	33.3	0.0	100.0	0.0	100.0
豊岡市	200	163	256	128.0	271	135.5	100.0	88.9	50.0	12.5	0.0	75.0
加古川市	427	380	470	110.1	496	116.2	100.0	45.5	40.0	60.0	0.0	80.0
赤穂市	103	90	135	131.1	117	113.6	100.0	60.0	33.3	0.0	0.0	100.0
西脇市	79	71	158	200.0	117	148.1	100.0	100.0	0.0	25.0	0.0	75.0
宝塚市	382	333	565	147.9	418	109.4	100.0	8.3	0.0	0.0	0.0	100.0
三木市	139	127	154	110.8	180	129.5	100.0	100.0	0.0	0.0	0.0	83.3
高砂市	174	153	184	105.7	219	125.9	100.0	100.0	33.3	16.7	0.0	66.7
川西市	250	223	295	118.0	281	112.4	100.0	71.4	40.0	20.0	0.0	80.0
小野市	117	95	117	100.0	132	112.8	100.0	50.0	50.0	100.0	0.0	0.0
三田市	211	187	229	108.5	227	107.6	100.0	50.0	50.0	25.0	0.0	25.0
加西市	85	74	107	125.9	88	103.5	100.0	50.0	0.0	0.0	0.0	100.0
丹波篠山市	112	93	118	105.4	162	144.6	100.0	100.0	40.0	0.0	0.0	80.0
養父市	55	46	84	152.7	83	150.9	100.0	100.0	0.0	0.0	0.0	100.0
丹波市	154	139	125	81.2	185	120.1	100.0	100.0	50.0	33.3	0.0	100.0
南あわじ市	84	74	112	133.3	113	134.5	100.0	75.0	100.0	33.3	33.3	66.7
朝来市	81	71	75	92.6	93	114.8	100.0	50.0	50.0	0.0	0.0	100.0
淡路市	104	90	192	184.6	155	149.0	100.0	20.0	0.0	0.0	0.0	100.0
宍粟市	127	98	104	81.9	157	123.6	100.0	0.0	***	***	***	***
加東市	56	50	88	157.1	88	157.1	100.0	100.0	0.0	0.0	0.0	100.0
たつの市	161	126	215	133.5	165	102.5	100.0	40.0	100.0	0.0	0.0	50.0
猪名川町	65	56	62	95.4	80	123.1	100.0	100.0	100.0	50.0	0.0	50.0
多可町	57	46	64	112.3	86	150.9	100.0	66.7	0.0	0.0	0.0	100.0
稲美町	60	55	62	103.3	75	125.0	100.0	100.0	100.0	0.0	0.0	50.0
播磨町	73	60	136	186.3	83	113.7	100.0	100.0	50.0	50.0	0.0	100.0
市川町	29	22	53	182.8	34	117.2	100.0	0.0	***	***	***	***
福崎町	49	47	84	171.4	89	181.6	100.0	0.0	***	***	***	***
神河町	25	21	10	40.0	34	136.0	100.0	100.0	0.0	0.0	0.0	100.0
太子町	76	70	87	114.5	91	119.7	100.0	0.0	***	***	***	***
上郡町	27	26	34	125.9	36	133.3	100.0	100.0	100.0	100.0	0.0	100.0
佐用町	57	46	77	135.1	77	135.1	100.0	100.0	50.0	0.0	0.0	100.0
香美町	48	41	88	183.3	73	152.1	100.0	0.0	***	***	***	***
新温泉町	38	32	44	115.8	63	165.8	100.0	100.0	50.0	0.0	0.0	50.0
南あわじ市洲本市組合	22	19	27	122.7	28	127.3	100.0	0.0	***	***	***	***
播磨高原広域事務組合	10	10	15	150.0	15	150.0	100.0	0.0	***	***	***	***
合　　計	9,572	8,294	10,735	112.2	11,384	118.9	100.0	53.0	46.3	24.6	0.6	68.0

注１）「教員」とは、校長、副校長、教頭、主幹教諭、指導教諭、教諭、助教諭、養護教諭、養護助教諭、栄養教諭、常勤講師、再任用職員（フルタイム）をいう。
注２）「授業を担当している教員」とは、各教科等の授業を定期的に担当している教員をいう。授業を一時的・臨時的に担当する教員は含まない。
注３）「指導者用ＰＣ」とは、教員が使用するために配備されたものをいう。教職員が主として校務用に利用しているコンピュータ（校務用コンピュータ）は含まない。
注４）「指導者用ＰＣ整備率」とは指導者用ＰＣの総数を教員の総数で除して算出した値である。
注５）「教員の校務用ＰＣ」とは、主として教員が校務に使用するコンピュータのことをいう。
注６）「教員の校務用ＰＣ整備率」は、校務用ＰＣの総数を総教員数で除して算出した値である。
注７）「統合型校務支援システム」は、教務系（成績処理、出欠管理、時数等）・保健系（健康診断票、保健室管理等）、指導要録等の学籍関係、学校事務系など統合して
機能を有しているシステムをいう。
注８）「遠隔教育」は、遠隔システムを活用した同時双方向型で行う教育をいう。（「『遠隔教育の推進に向けた施策方針』の策定について（通知）」（文部科学省、平成30年9月20日））
注９）「合同授業型」とは、教師が児童生徒等に対面で授業を行う複数の教室等を遠隔により接続することで、児童生徒が多様な意見や考えに触れたり、協働して学習に取り組んだり
する機会の充実を図る遠隔教育の形態をいう。
注10）「教師支援型」とは、外部人材等の専門家と、児童生徒や教師がいる教室等を遠隔により接続することで、児童生徒の学習活動の質を高めるとともに、
教師の資質向上を図る遠隔教育の形態をいう。
注11）「教科・科目充実型」とは、学校教育法施行規則第77条の２（中学校等）、第88条の３（高等学校等）に基づき、当該教科の免許状を保有する教師による
授業を遠隔により提供することで、生徒の多様な科目選択を可能とすること等により、学習機会の充実を図るものをいう。なお、小学校での活用は想定されない。
注12）遠隔教育を実施している学校のうち、「教科・科目充実型」の遠隔教育の実施率は、「教科・科目充実型」の遠隔授業を実施している学校の総数を、
遠隔教育を実施していると答えた学校の総数から、遠隔教育を実施していると答えた小学校の総数を引いた数で除した値である。
注13）「個々の児童生徒の状況に応じた遠隔教育」とは、外国人児童生徒等への日本語指導、病気療養児・不登校児童生徒等に対する学習指導等の
個々の児童生徒の状況に応じた遠隔教育の形態をいう。

○市区町村（設置者）別「コンピュータの設置状況」及び「インターネット接続状況」の実態（義務教育学校）

市　区　町　村　別 （義務教育学校）	学校数 校	児童生徒数 人	普通教室数 室	学習者用PC総台数 台	児童生徒一人当たりの学習者用PC台数 台／人	普通教室の大型提示装置整備率 %
神戸市	2	899	44	896	1.0	100.0
姫路市	3	1,910	86	1,943	1.0	100.0
西宮市	1	363	17	545	1.5	94.1
加古川市	1	397	15	452	1.1	100.0
養父市	1	193	12	214	1.1	100.0
加東市	1	544	30	544	1.0	100.0
合　計	9	4,306	204	4,594	1.1	99.5

注１）「児童生徒数」は、令和６年５月１日現在の児童生徒数。
注２）「学習者用ＰＣ」とは、教育用ＰＣのうち、児童生徒が使用するために配備されたものをいう。
注３）「児童生徒一人当たりの学習者用PC台数」は、「学習者用ＰＣ総台数」を令和６年５月１日現在の児童生徒数で除して算出した値であ
注４）「普通教室の大型提示装置整備率」は、大型提示装置を設置している普通教室の総数を普通教室の総数で除して算出した値である。
注５）「普通教室の校内ＬＡＮ整備率」は、校内ＬＡＮを整備する普通教室の総数を普通教室の総数で除して算出した値である。
注６）「普通教室の無線ＬＡＮ整備率」は、無線ＬＡＮを整備する普通教室の総数を普通教室の総数で除して算出した値である。

（令和７年３月１日現在）

普通教室の校内LAN整備率 %	普通教室の無線LAN整備率 %	普通教室の移動通信システム（LTE等）整備率 %	移動系通信を利用している学校の内、無線LAN整備済みの普通教室の数 室	無線LAN又は移動系通信によりインターネット接続を行う普通教室の割合 %	回線速度の契約理論値 ベストエフォート型 %	回線速度の契約理論値 ギャランティ型 %
100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
100.0	100.0	***	***	100.0	33.3	66.7
100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
100.0	100.0	100.0	15	100.0	100.0	0.0
100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
100.0	100.0	7.4	15	100.0	77.8	22.2

る。

○市区町村（設置者）別「コンピュータの設置状況」及び「インターネット接続状況」の実態（義務教育学校）

（令和７年３月１日現在）

市　区　町　村　別 （義務教育学校）	教員数 人	授業を担当している教員数 人	指導者用PC台数 台	指導者用PC整備率 %	教員の校務用PC台数 台	教員の校務用PC整備率 %	統合型校務支援システム整備率 %	遠隔教育実施率 %	遠隔教育を実施している学校のうち、「合同授業型」の遠隔授業の実施率 %	遠隔教育を実施している学校のうち、「教師支援型」の遠隔授業の実施率 %	遠隔教育を実施している学校のうち、「教科・科目充実型」の遠隔授業の実施率 %	遠隔教育を実施している学校のうち、個々の児童生徒の状況に応じた遠隔教育の実施率 %
神戸市	92	86	86	93.5	86	93.5	100.0	50.0	100.0	0.0	0.0	100.0
姫路市	148	126	178	120.3	204	137.8	100.0	66.7	0.0	50.0	0.0	50.0
西宮市	38	29	27	71.1	48	126.3	100.0	100.0	100.0	100.0	0.0	100.0
加古川市	46	39	54	117.4	55	119.6	100.0	100.0	100.0	0.0	0.0	0.0
養父市	26	23	23	88.5	43	165.4	100.0	100.0	0.0	0.0	0.0	100.0
加東市	43	38	54	125.6	54	125.6	100.0	100.0	0.0	0.0	0.0	100.0
合　　計	393	341	422	107.4	490	124.7	100.0	77.8	42.9	28.6	0.0	71.4

注１）「教員」とは、校長、副校長、教頭、主幹教諭、指導教諭、教諭、助教諭、養護教諭、養護助教諭、栄養教諭、常勤講師、再任用職員（フルタイム）をいう。
注２）「授業を担当している教員」とは、各教科等の授業を定期的に担当している教員をいう。授業を一時的・臨時的に担当する教員は含まない。
注３）「指導者用ＰＣ」とは、教員が使用するために配備されたものをいう。教職員が主として校務用に利用しているコンピュータ（校務用コンピュータ）は含まない。
注４）「指導者用ＰＣ整備率」とは指導者用ＰＣの総数を教員の総数で除して算出した値である。
注５）「教員の校務用ＰＣ」とは、主として教員が校務に使用するコンピュータのことをいう。
注６）「教員の校務用ＰＣ整備率」は、校務用ＰＣの総数を総教員数で除して算出した値である。
注７）「統合型校務支援システム」は、教務系（成績処理、出欠管理、時数等）・保健系（健康診断票、保健室管理等）、指導要録等の学籍関係、学校事務系など統合して
機能を有しているシステムをいう。
注８）「遠隔教育」は、遠隔システムを活用した同時双方向型で行う教育をいう。（「『遠隔教育の推進に向けた施策方針』の策定について（通知）」（文部科学省、平成30年9月20日））
注９）「合同授業型」とは、教師が児童生徒等に対面で授業を行う複数の教室等を遠隔により接続することで、児童生徒が多様な意見や考えに触れたり、協働して学習に取り組んだり
する機会の充実を図る遠隔教育の形態をいう。
注10）「教師支援型」とは、外部人材等の専門家と、児童生徒や教師がいる教室等を遠隔により接続することで、児童生徒の学習活動の質を高めるとともに、
教師の資質向上を図る遠隔教育の形態をいう。
注11）「教科・科目充実型」とは、学校教育法施行規則第77条の２（中学校等）、第88条の３（高等学校等）に基づき、当該教科の免許状を保有する教師による
授業を遠隔により提供することで、生徒の多様な科目選択を可能とすること等により、学習機会の充実を図るものをいう。なお、小学校での活用は想定されない。
注12）遠隔教育を実施している学校のうち、「教科・科目充実型」の遠隔教育の実施率は、「教科・科目充実型」の遠隔授業を実施している学校の総数を、
遠隔教育を実施していると答えた学校の総数から、遠隔教育を実施していると答えた小学校の総数を引いた数で除した値である。
注13）「個々の児童生徒の状況に応じた遠隔教育」とは、外国人児童生徒等への日本語指導、病気療養児・不登校児童生徒等に対する学習指導等の
個々の児童生徒の状況に応じた遠隔教育の形態をいう。

○市区町村（設置者）別「コンピュータの設置状況」及び「インターネット接続状況」の実態（高等学校）

（令和７年３月１日現在）

市区町村別（高等学校）	学校数	学校数（専門学科・総合学科単独及び複数学科設置校）	児童生徒数	児童生徒数（専門学科・総合学科単独及び複数学科設置校）	普通教室数	普通教室数（専門学科・総合学科単独及び複数学科設置校）	学習者用PC総台数	学習者用PC総台数（専門学科・総合学科単独及び複数学科設置校）	児童生徒一人当たりの学習者用PC台数	児童生徒一人当たりの学習者用PC台数（専門学科・総合学科単独及び複数学科設置校）	普通教室の大型提示装置整備率	普通教室の大型提示装置整備率（専門学科・総合学科単独及び複数学科設置校）	普通教室の校内LAN整備率	普通教室の校内LAN整備率（専門学科・総合学科単独及び複数学科設置校）	普通教室の無線LAN整備率	普通教室の無線LAN整備率（専門学科・総合学科単独及び複数学科設置校）	普通教室の移動通信システム（LTE等）整備率	普通教室の移動通信システム（LTE等）整備率（専門学科・総合学科単独及び複数学科設置校）	移動系通信を利用している学校の内、無線LAN整備済みの普通教室の数	移動系通信を利用している学校の内、無線LAN整備済みの普通教室の数（専門学科・総合学科単独及び複数学科設置校）	無線LAN又は移動系通信によりインターネット接続を行う普通教室の割合	無線LAN又は移動系通信によりインターネット接続を行う普通教室の割合（専門学科・総合学科単独及び複数学科設置校）	回線速度の契約理論値ベストエフォート型	回線速度の契約理論値ベストエフォート型（専門学科・総合学科単独及び複数学科設置校）	回線速度の契約理論値ギャランティ型	回線速度の契約理論値ギャランティ型（専門学科・総合学科単独及び複数学科設置校）
	校	校	人	人	室	室	台	台	台／人	台／人	%	%	%	%	%	%	%	%	室	室	%	%	%	%	%	%
兵庫県	136	66	80,572	40,927	2,602	1,297	90,397	48,241	1.1	1.2	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	0.7	1.4	18	18	100.0	100.0	0.7	1.5	99.3	98.5
神戸市	8	5	5,718	4,068	171	111	7,678	5,686	1.3	1.4	98.2	100.0	100.0	100.0	98.2	100.0	***	***	***	***	98.2	100.0	100.0	100.0	0.0	0.0
姫路市	3	1	2,139	712	59	23	2,309	746	1.1	1.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	***	***	***	***	100.0	100.0	33.3	100.0	66.7	0.0
尼崎市	3	2	2,222	1,990	103	78	2,792	2,502	1.3	1.3	75.7	67.9	100.0	100.0	100.0	100.0	***	***	***	***	100.0	100.0	100.0	100.0	0.0	0.0
明石市	1	1	804	804	21	21	1,414	1,414	1.8	1.8	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	***	***	***	***	100.0	100.0	100.0	100.0	0.0	0.0
西宮市	2	1	1,789	952	45	24	1,966	1,022	1.1	1.1	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	***	***	***	***	100.0	100.0	100.0	100.0	0.0	0.0
伊丹市	1	1	705	705	23	23	1,129	1,129	1.6	1.6	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	***	***	***	***	100.0	100.0	100.0	100.0	0.0	0.0
合計	154	77	93,949	50,158	3,024	1,577	107,685	60,740	1.1	1.2	99.1	98.4	100.0	100.0	99.9	100.0	0.6	1.1	18	18	99.9	100.0	11.0	15.6	89.0	84.4

注１）「児童生徒数」は、令和６年５月１日現在の児童生徒数。
注２）「学習者用ＰＣ」とは、教育用ＰＣのうち、児童生徒が使用するために配備されたものをいう。
注３）「児童生徒一人当たりの学習者用PC台数」は、「学習者用ＰＣ総台数」を令和６年５月１日現在の児童生徒数で除して算出した値である。
注４）「普通教室の大型提示装置整備率」は、大型提示装置を設置している普通教室の総数を普通教室の総数で除して算出した値である。
注５）「普通教室の校内ＬＡＮ整備率」は、校内ＬＡＮを整備する普通教室の総数を普通教室の総数で除して算出した値である。
注６）「普通教室の無線ＬＡＮ整備率」は、無線ＬＡＮを整備する普通教室の総数を普通教室の総数で除して算出した値である。

○市区町村（設置者）別「コンピュータの設置状況」及び「インターネット接続状況」の実態（高等学校）

（令和７年３月１日現在）

市区町村別（高等学校）	教員数	教員数（専門学科・総合学科単独及び複数学科設置校）	授業を担当している教員数（専門学科・総合学科単独及び複数学科設置校）	指導者用PC台数	指導者用PC台数（専門学科・総合学科単独及び複数学科設置校）	指導者用PC整備率	指導者用PC整備率（専門学科・総合学科単独及び複数学科設置校）	教員の校務用PC台数	教員の校務用PC台数（専門学科・総合学科単独及び複数学科設置校）	教員の校務用PC整備率	教員の校務用PC整備率（専門学科・総合学科単独及び複数学科設置校）	統合型校務支援システム整備率	統合型校務支援システム整備率（専門学科・総合学科単独及び複数学科設置校）	遠隔教育実施率	遠隔教育実施率（専門学科・総合学科単独及び複数学科設置校）	遠隔教育を実施している学校のうち、「合同授業型」の遠隔授業の実施率	遠隔教育を実施している学校のうち、「合同授業型」の遠隔授業の実施率（専門学科・総合学	遠隔教育を実施している学校のうち、「教師支援型」の遠隔授業の実施率	遠隔教育を実施している学校のうち、「教師支援型」の遠隔授業の実施率（専門学科・総合学	遠隔教育を実施している学校のうち、「教科・科目充実型」の遠隔授業の実施率	遠隔教育を実施している学校のうち、「教科・科目充実型」の遠隔授業の実施率（専門学	遠隔教育を実施している学校のうち、個々の児童生徒の状況に応じた遠隔教育の実施率	遠隔教育を実施している学校のうち、個々の児童生徒の状況に応じた遠隔教育の実施率（専門学
	人	人	人	人	台	台	%	%	台	台	%	%	%	%	%	%	%	%	%	%	%	%	%
兵庫県	6,279	3,417	5,746	3,139	8,168	4,420	130.1	129.4	8,622	4,889	137.3	143.1	100.0	100.0	35.3	33.3	52.1	40.9	66.7	72.7	6.3	9.1	52.1	50.0
神戸市	526	364	487	338	793	538	150.8	147.8	793	538	150.8	147.8	100.0	100.0	62.5	60.0	60.0	100.0	40.0	66.7	0.0	0.0	40.0	0.0
姫路市	142	47	131	44	168	55	118.3	117.0	182	57	128.2	121.3	100.0	100.0	66.7	0.0	0.0	***	50.0	***	0.0	***	50.0	***
尼崎市	195	154	181	144	315	263	161.5	170.8	224	180	114.9	116.9	100.0	100.0	66.7	50.0	0.0	0.0	50.0	0.0	0.0	0.0	100.0	100.0
明石市	62	62	57	57	85	85	137.1	137.1	190	190	306.5	306.5	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	0.0	0.0	100.0	100.0
西宮市	117	60	106	55	238	186	203.4	310.0	174	78	148.7	130.0	100.0	100.0	0.0	0.0	***	***	***	***	***	***	***	***
伊丹市	54	54	48	48	49	49	90.7	90.7	65	65	120.4	120.4	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	0.0	0.0	0.0	0.0
合計	7,375	4,158	6,756	3,825	9,816	5,596	133.1	134.6	10,250	5,997	139.0	144.2	100.0	100.0	38.3	36.4	50.8	50.0	64.4	71.4	5.1	7.1	52.5	46.4

注１）「教員」とは、校長、副校長、教頭、主幹教諭、指導教諭、教諭、助教諭、養護教諭、養護助教諭、栄養教諭、常勤講師、再任用職員（フルタイム）をいう。
注２）「授業を担当している教員」とは、各教科等の授業を定期的に担当している教員をいう。授業を一時的・臨時的に担当する教員は含まない。
注３）「指導者用ＰＣ」とは、教員が使用するために配備されたものをいう。教職員が主として校務用に利用しているコンピュータ（校務用コンピュータ）は含まない。
注４）「指導者用ＰＣ整備率」とは指導者用ＰＣの総数を教員の総数で除して算出した値である。
注５）「教員の校務用ＰＣ」とは、主として教員が校務に使用するコンピュータのことをいう。
注６）「教員の校務用ＰＣ整備率」は、校務用ＰＣの総数を総教員数で除して算出した値である。
注７）「統合型校務支援システム」は、教務系（成績処理、出欠管理、時数等）・保健系（健康診断票、保健室管理等）、指導要録等の学籍関係、学校事務系など統合して機能を有しているシステムをいう。
注８）「遠隔教育」は、遠隔システムを活用した同時双方向型で行う教育をいう。（「『遠隔教育の推進に向けた施策方針』の策定について（通知）」（文部科学省、平成30年9月20日））
注９）「合同授業型」とは、教師が児童生徒等に対面で授業を行う複数の教室等を遠隔により接続することで、児童生徒が多様な意見や考えに触れたり、協働して学習に取り組んだりする機会の充実を図る遠隔教育の形態をいう。
注10）「教師支援型」とは、外部人材等の専門家と、児童生徒や教師がいる教室等を遠隔により接続することで、児童生徒の学習活動の質を高めるとともに、教師の資質向上を図る遠隔教育の形態をいう。
注11）「教科・科目充実型」とは、学校教育法施行規則第77条の２（中学校等）、第88条の３（高等学校等）に基づき、当該教科の免許状を保有する教師による授業を遠隔により提供することで、生徒の多様な科目選択を可能とすること等により、学習機会の充実を図るものをいう。なお、小学校での活用は想定されない。
注12）遠隔教育を実施している学校のうち、「教科・科目充実型」の遠隔教育の実施率は、「教科・科目充実型」の遠隔授業を実施している学校の総数を、遠隔教育を実施していると答えた学校の総数から、遠隔教育を実施していると答えた小学校の総数を引いた数で除した値である。
注13）「個々の児童生徒の状況に応じた遠隔教育」とは、外国人児童生徒等への日本語指導、病気療養児・不登校児童生徒等に対する学習指導等の個々の児童生徒の状況に応じた遠隔教育の形態をいう。

○市区町村（設置者）別「コンピュータの設置状況」及び「インターネット接続状況」の実態（中等教育学校）

市　区　町　村　別 （中等教育学校）	学校数 校	児童生徒数 人	普通教室数 室	学習者用PC総台数 台	児童生徒一人当たりの学習者用PC台数 台／人	普通教室の大型提示装置整備率 %
兵庫県	1	461	24	501	1.1	100.0
合　計	1	461	24	501	1.1	100.0

注１）「児童生徒数」は、令和６年５月１日現在の児童生徒数。
注２）「学習者用ＰＣ」とは、教育用ＰＣのうち、児童生徒が使用するために配備されたものをいう。
注３）「児童生徒一人当たりの学習者用PC台数」は、「学習者用ＰＣ総台数」を令和６年５月１日現在の児童生徒数で除して算出した値であ
注４）「普通教室の大型提示装置整備率」は、大型提示装置を設置している普通教室の総数を普通教室の総数で除して算出した値である。
注５）「普通教室の校内ＬＡＮ整備率」は、校内ＬＡＮを整備する普通教室の総数を普通教室の総数で除して算出した値である。
注６）「普通教室の無線ＬＡＮ整備率」は、無線ＬＡＮを整備する普通教室の総数を普通教室の総数で除して算出した値である。

（令和７年３月１日現在）

普通教室の校内LAN整備率 %	普通教室の無線LAN整備率 %	普通教室の移動通信システム（LTE等）整備率 %	移動系通信を利用している学校の内、無線LAN整備済みの普通教室の数 室	無線LAN又は移動系通信によりインターネット接続を行う普通教室の割合 %	回線速度の契約理論値 ベストエフォート型 %	回線速度の契約理論値 ギャランティ型 %
100.0	100.0	***	***	100.0	0.0	100.0
100.0	100.0	***	***	100.0	0.0	100.0

る。

○市区町村（設置者）別「コンピュータの設置状況」及び「インターネット接続状況」の実態（中等教育学校）

（令和７年３月１日現在）

市　区　町　村　別 （中等教育学校）	教員数 人	授業を担当している教員数 人	指導者用PC台数 台	指導者用PC整備率 %	教員の校務用PC台数 台	教員の校務用PC整備率 %	統合型校務支援システム整備率 %	遠隔教育実施率 %	遠隔教育を実施している学校のうち、「合同授業型」の遠隔授業の実施率 %	遠隔教育を実施している学校のうち、「教師支援型」の遠隔授業の実施率 %	遠隔教育を実施している学校のうち、「教科・科目充実型」の遠隔授業の実施率 %	遠隔教育を実施している学校のうち、個々の児童生徒の状況に応じた遠隔教育の実施率 %
兵庫県	40	34	42	105.0	38	95.0	100.0	0.0	***	***	***	***
合　計	40	34	42	105.0	38	95.0	100.0	0.0	***	***	***	***

注１）「教員」とは、校長、副校長、教頭、主幹教諭、指導教諭、教諭、助教諭、養護教諭、養護助教諭、栄養教諭、常勤講師、再任用職員（フルタイム）をいう。
注２）「授業を担当している教員」とは、各教科等の授業を定期的に担当している教員をいう。授業を一時的・臨時的に担当する教員は含まない。
注３）「指導者用ＰＣ」とは、教員が使用するために配備されたものをいう。教職員が主として校務用に利用しているコンピュータ（校務用コンピュータ）は含まない。
注４）「指導者用ＰＣ整備率」とは指導者用ＰＣの総数を教員の総数で除して算出した値である。
注５）「教員の校務用ＰＣ」とは、主として教員が校務に使用するコンピュータのことをいう。
注６）「教員の校務用ＰＣ整備率」は、校務用ＰＣの総数を総教員数で除して算出した値である。
注７）「統合型校務支援システム」は、教務系（成績処理、出欠管理、時数等）・保健系（健康診断票、保健室管理等）、指導要録等の学籍関係、学校事務系など統合して
　　機能を有しているシステムをいう。
注８）「遠隔教育」は、遠隔システムを活用した同時双方向型で行う教育をいう。（「『遠隔教育の推進に向けた施策方針』の策定について（通知）」（文部科学省、平成30年9月20日））
注９）「合同授業型」とは、教師が児童生徒等に対面で授業を行う複数の教室等を遠隔により接続することで、児童生徒が多様な意見や考えに触れたり、協働して学習に取り組んだり
　　する機会の充実を図る遠隔教育の形態をいう。
注10）「教師支援型」とは、外部人材等の専門家と、児童生徒や教師がいる教室等を遠隔により接続することで、児童生徒の学習活動の質を高めるとともに、
　　教師の資質向上を図る遠隔教育の形態をいう。
注11）「教科・科目充実型」とは、学校教育法施行規則第77条の２（中学校等）、第88条の３（高等学校等）に基づき、当該教科の免許状を保有する教師による
　　授業を遠隔により提供することで、生徒の多様な科目選択を可能とすること等により、学習機会の充実を図るものをいう。なお、小学校での活用は想定されない。
注12）遠隔教育を実施している学校のうち、「教科・科目充実型」の遠隔教育の実施率は、「教科・科目充実型」の遠隔授業を実施している学校の総数を、
　　遠隔教育を実施していると答えた学校の総数から、遠隔教育を実施していると答えた小学校の総数を引いた数で除した値である。
注13）「個々の児童生徒の状況に応じた遠隔教育」とは、外国人児童生徒等への日本語指導、病気療養児・不登校児童生徒等に対する学習指導等の
　　個々の児童生徒の状況に応じた遠隔教育の形態をいう。

○市区町村（設置者）別「コンピュータの設置状況」及び「インターネット接続状況」の実態（特別支援学校）

市　区　町　村　別 （特別支援学校）	学校数 校	児童生徒数 人	普通教室数 室	学習者用PC総台数 台	児童生徒一人当たりの学習者用PC台数 台／人	普通教室の大型提示装置整備率 %
兵庫県	28	4,492	755	7,016	1.6	100.0
神戸市	6	1,332	236	1,553	1.2	45.3
姫路市	1	78	22	78	1.0	100.0
尼崎市	1	66	21	66	1.0	38.1
明石市	1	43	14	58	1.3	42.9
西宮市	1	61	22	61	1.0	36.4
伊丹市	1	33	7	33	1.0	100.0
加古川市	1	48	17	60	1.3	5.9
宝塚市	1	32	8	32	1.0	100.0
三木市	1	33	8	34	1.0	100.0
川西市	1	27	10	27	1.0	50.0
小野市	1	38	10	38	1.0	80.0
三田市	1	14	8	14	1.0	87.5
加西市	1	59	12	65	1.1	100.0
丹波篠山市	1	57	15	20	0.4	20.0
合　　計	47	6,413	1,165	9,155	1.4	82.8

注１）「児童生徒数」は、令和６年５月１日現在の児童生徒数。
注２）「学習者用ＰＣ」とは、教育用ＰＣのうち、児童生徒が使用するために配備されたものをいう。
注３）「児童生徒一人当たりの学習者用PC台数」は、「学習者用ＰＣ総台数」を令和６年５月１日現在の児童生徒数で除して算出した値である
注４）「普通教室の大型提示装置整備率」は、大型提示装置を設置している普通教室の総数を普通教室の総数で除して算出した値である。
注５）「普通教室の校内ＬＡＮ整備率」は、校内ＬＡＮを整備する普通教室の総数を普通教室の総数で除して算出した値である。
注６）「普通教室の無線ＬＡＮ整備率」は、無線ＬＡＮを整備する普通教室の総数を普通教室の総数で除して算出した値である。

（令和７年３月１日現在）

普通教室の校内LAN整備率	普通教室の無線LAN整備率	普通教室の移動通信システム（LTE等）整備率	移動系通信を利用している学校の内、無線LAN整備済みの普通教室の数	無線LAN又は移動系通信によりインターネット接続を行う普通教室の割合	回線速度の契約理論値 ベストエフォート型	回線速度の契約理論値 ギャランティ型
%	%	%	室	%	%	%
100.0	100.0	***	***	100.0	0.0	100.0
100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
100.0	100.0	100.0	17	100.0	100.0	0.0
100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
0.0	0.0	100.0	0	100.0	0.0	0.0
100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
100.0	100.0	***	***	100.0	0.0	100.0
100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
99.1	99.1	2.3	17	100.0	37.0	63.0

る。

○市区町村（設置者）別「コンピュータの設置状況」及び「インターネット接続状況」の実態（特別支援学校）

（令和７年３月１日現在）

市　区　町　村　別 （特別支援学校）	教員数 人	授業を担当している教員数 人	指導者用PC台数 台	指導者用PC整備率 %	教員の校務用PC台数 台	教員の校務用PC整備率 %	統合型校務支援システム整備率 %	遠隔教育実施率 %	遠隔教育を実施している学校のうち、「合同授業型」の遠隔授業の実施率 %	遠隔教育を実施している学校のうち、「教師支援型」の遠隔授業の実施率 %	遠隔教育を実施している学校のうち、「教科・科目充実型」の遠隔授業の実施率 %	遠隔教育を実施している学校のうち、個々の児童生徒の状況に応じた遠隔教育の実施率 %
兵庫県	2,423	2,173	2,201	90.8	2,957	122.0	100.0	42.9	33.3	8.3	0.0	75.0
神戸市	794	673	842	106.0	842	106.0	100.0	100.0	50.0	50.0	0.0	83.3
姫路市	72	63	80	111.1	84	116.7	100.0	100.0	100.0	100.0	0.0	100.0
尼崎市	57	50	54	94.7	56	98.2	100.0	0.0	***	***	***	***
明石市	45	40	24	53.3	55	122.2	100.0	100.0	100.0	100.0	0.0	100.0
西宮市	62	45	12	19.4	69	111.3	100.0	100.0	0.0	100.0	0.0	100.0
伊丹市	39	31	39	100.0	39	100.0	0.0	100.0	100.0	0.0	0.0	100.0
加古川市	50	41	50	100.0	52	104.0	100.0	100.0	100.0	100.0	0.0	100.0
宝塚市	38	33	42	110.5	40	105.3	100.0	0.0	***	***	***	***
三木市	23	20	24	104.3	30	130.4	100.0	100.0	0.0	0.0	0.0	100.0
川西市	32	28	62	193.8	36	112.5	100.0	0.0	***	***	***	***
小野市	31	27	30	96.8	35	112.9	100.0	100.0	100.0	0.0	0.0	0.0
三田市	23	19	33	143.5	47	204.3	0.0	100.0	100.0	100.0	0.0	100.0
加西市	37	33	53	143.2	42	113.5	100.0	100.0	0.0	0.0	0.0	100.0
丹波篠山市	42	38	8	19.0	56	133.3	100.0	100.0	0.0	0.0	0.0	100.0
合　計	3,768	3,314	3,554	94.3	4,440	117.8	95.7	59.6	46.4	32.1	0.0	82.1

注１）「教員」とは、校長、副校長、教頭、主幹教諭、指導教諭、教諭、助教諭、養護教諭、養護助教諭、栄養教諭、常勤講師、再任用職員（フルタイム）をいう。
注２）「授業を担当している教員」とは、各教科等の授業を定期的に担当している教員をいう。授業を一時的・臨時的に担当する教員は含まない。
注３）「指導者用ＰＣ」とは、教員が使用するために配備されたものをいう。教職員が主として校務用に利用しているコンピュータ（校務用コンピュータ）は含まない。
注４）「指導者用ＰＣ整備率」とは指導者用ＰＣの総数を教員の総数で除して算出した値である。
注５）「教員の校務用ＰＣ」とは、主として教員が校務に使用するコンピュータのことをいう。
注６）「教員の校務用ＰＣ整備率」は、校務用ＰＣの総数を総教員数で除して算出した値である。
注７）「統合型校務支援システム」は、教務系（成績処理、出欠管理、時数等）・保健系（健康診断票、保健室管理等）、指導要録等の学籍関係、学校事務系など統合して機能を有しているシステムをいう。
注８）「遠隔教育」は、遠隔システムを活用した同時双方向型で行う教育をいう。（「『遠隔教育の推進に向けた施策方針』の策定について（通知）」（文部科学省、平成30年9月20日））
注９）「合同授業型」とは、教師が児童生徒等に対面で授業を行う複数の教室等を遠隔により接続することで、児童生徒が多様な意見や考えに触れたり、協働して学習に取り組んだりする機会の充実を図る遠隔教育の形態をいう。
注10）「教師支援型」とは、外部人材等の専門家と、児童生徒や教師がいる教室等を遠隔により接続することで、児童生徒の学習活動の質を高めるとともに、教師の資質向上を図る遠隔教育の形態をいう。
注11）「教科・科目充実型」とは、学校教育法施行規則第77条の２（中学校等）、第88条の３（高等学校等）に基づき、当該教科の免許状を保有する教師による授業を遠隔により提供することで、生徒の多様な科目選択を可能とすること等により、学習機会の充実を図るものをいう。なお、小学校での活用は想定されない。
注12）遠隔教育を実施している学校のうち、「教科・科目充実型」の遠隔教育の実施率は、「教科・科目充実型」の遠隔授業を実施している学校の総数を、遠隔教育を実施していると答えた学校の総数から、遠隔教育を実施していると答えた小学校の総数を引いた数で除した値である。
注13）「個々の児童生徒の状況に応じた遠隔教育」とは、外国人児童生徒等への日本語指導、病気療養児・不登校児童生徒等に対する学習指導等の個々の児童生徒の状況に応じた遠隔教育の形態をいう。

○市区町村（設置者）別「コンピュータの設置状況」及び「インターネット接続状況」の実態（合計）

（令和７年３月１日現在）

市区町村別 （合計）	学校数 校	児童生徒数 人	普通教室数 室	学習者用PC総台数 台	児童生徒一人当たりの学習者用PC台数 台／人	普通教室の大型提示装置整備率 %	普通教室の校内LAN整備率 %	普通教室の無線LAN整備率 %	普通教室の移動通信システム（LTE等）整備率 %	移動系通信を利用している学校の内、無線LAN整備済みの普通教室の数 室	無線LAN又は移動系通信によりインターネット接続を行う普通教室の割合 %	回線速度の契約理論値 ベストエフォート型 %	回線速度の契約理論値 ギャランティ型 %
奈良県	42	21,913	904	27,319	1.2	82.3	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
奈良市	65	22,621	1,060	23,014	1.0	88.4	99.6	99.6	***	***	99.6	0.0	100.0
大和高田市	12	4,029	194	4,992	1.2	83.5	100.0	88.7	***	***	88.7	100.0	0.0
大和郡山市	16	5,406	258	6,045	1.1	92.2	99.6	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
天理市	13	3,901	200	4,109	1.1	79.5	99.5	99.5	***	***	99.5	100.0	0.0
橿原市	21	8,346	367	8,431	1.0	88.0	99.5	99.5	***	***	99.5	100.0	0.0
桜井市	15	3,715	195	3,861	1.0	88.7	96.4	96.4	***	***	96.4	100.0	0.0
五條市	8	1,560	87	1,784	1.1	72.4	95.4	95.4	***	***	95.4	87.5	12.5
御所市	11	1,076	87	1,087	1.0	88.5	97.7	51.7	27.6	24	51.7	100.0	0.0
生駒市	20	9,307	366	9,385	1.0	88.0	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
香芝市	14	6,913	279	6,966	1.0	97.5	93.5	93.5	6.1	0	99.6	100.0	0.0
葛城市	7	3,469	150	3,475	1.0	94.0	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
宇陀市	10	1,522	117	1,944	1.3	71.8	96.6	96.6	***	***	96.6	100.0	0.0
山添村	3	177	13	283	1.6	100.0	100.0	100.0	***	***	100.0	0.0	100.0
平群町	4	1,104	58	1,178	1.1	79.3	98.3	98.3	100.0	57	100.0	100.0	0.0
三郷町	3	1,593	50	1,767	1.1	100.0	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
斑鳩町	5	2,295	108	2,313	1.0	81.5	87.0	92.6	***	***	92.6	100.0	0.0
安堵町	2	349	20	395	1.1	100.0	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
川西町	1	388	19	461	1.2	100.0	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
三宅町	1	232	13	275	1.2	100.0	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
田原本町	7	2,173	99	2,211	1.0	92.9	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
曽爾村	1	64	11	67	1.0	81.8	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
御杖村	2	38	12	72	1.9	83.3	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
高取町	2	381	26	455	1.2	61.5	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
明日香村	2	345	24	370	1.1	87.5	79.2	79.2	100.0	19	100.0	100.0	0.0
上牧町	5	1,267	70	1,443	1.1	72.9	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
王寺町	2	2,192	87	2,192	1.0	96.6	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
広陵町	7	3,081	133	3,127	1.0	92.5	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
河合町	4	932	54	1,106	1.2	63.0	92.6	92.6	100.0	50	100.0	0.0	100.0
吉野町	2	217	20	221	1.0	85.0	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
大淀町	4	917	54	1,061	1.2	72.2	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
下市町	1	181	14	284	1.6	64.3	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
黒滝村	2	19	7	50	2.6	85.7	100.0	100.0	***	***	100.0	0.0	100.0
天川村	1	63	12	75	1.2	100.0	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
野迫川村	1	14	10	14	1.0	10.0	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
十津川村	3	148	25	173	1.2	64.0	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
下北山村	1	31	9	40	1.3	100.0	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
上北山村	1	11	6	19	1.7	100.0	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
川上村	1	45	9	50	1.1	100.0	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
東吉野村	2	48	11	57	1.2	100.0	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
川西町・三宅町式下中	1	320	19	411	1.3	63.2	94.7	89.5	***	***	89.5	100.0	0.0
合計	325	112,403	5,257	122,582	1.1	86.2	98.7	97.6	3.4	150	98.2	76.8	23.2

注１）「児童生徒数」は、令和６年５月１日現在の児童生徒数。
注２）「学習者用ＰＣ」とは、教育用ＰＣのうち、児童生徒が使用するために配備されたものをいう。
注３）「児童生徒一人当たりの学習者用PC台数」は、「学習者用ＰＣ総台数」を令和６年５月１日現在の児童生徒数で除して算出した値である。
注４）「普通教室の大型提示装置整備率」は、大型提示装置を設置している普通教室の総数を普通教室の総数で除して算出した値である。
注５）「普通教室の校内ＬＡＮ整備率」は、校内ＬＡＮを整備する普通教室の総数を普通教室の総数で除して算出した値である。
注６）「普通教室の無線ＬＡＮ整備率」は、無線ＬＡＮを整備する普通教室の総数を普通教室の総数で除して算出した値である。

○市区町村（設置者）別「コンピュータの設置状況」及び「インターネット接続状況」の実態（合計）

（令和７年３月１日現在）

市　区　町　村　別 （　合　計　）	教員数 人	授業を担当している教員数 人	指導者用PC台数 台	指導者用PC整備率 %	教員の校務用PC台数 台	教員の校務用PC整備率 %	統合型校務支援システム整備率 %	遠隔教育実施率 %	遠隔教育を実施している学校のうち、「合同授業型」の遠隔授業の実施率 %	遠隔教育を実施している学校のうち、「教師支援型」の遠隔授業の実施率 %	遠隔教育を実施している学校のうち、「教科・科目充実型」の遠隔授業の実施率 %	遠隔教育を実施している学校のうち、個々の児童生徒の状況に応じた遠隔教育の実施率 %
奈良県	2,506	2,203	3,485	139.1	2,754	109.9	100.0	59.5	48.0	52.0	4.0	52.0
奈良市	1,697	1,500	2,580	152.0	2,599	153.2	100.0	55.4	58.3	52.8	0.0	72.2
大和高田市	348	300	435	125.0	433	124.4	100.0	50.0	33.3	16.7	0.0	66.7
大和郡山市	427	359	489	114.5	457	107.0	100.0	62.5	30.0	70.0	0.0	70.0
天理市	326	265	428	131.3	433	132.8	100.0	30.8	25.0	75.0	0.0	75.0
橿原市	581	501	623	107.2	704	121.2	100.0	76.2	56.3	50.0	0.0	68.8
桜井市	313	257	352	112.5	396	126.5	100.0	26.7	100.0	75.0	0.0	75.0
五條市	163	138	217	133.1	226	138.7	87.5	0.0	***	***	***	***
御所市	172	137	224	130.2	218	126.7	100.0	100.0	81.8	45.5	0.0	27.3
生駒市	584	512	657	112.5	655	112.2	100.0	100.0	100.0	100.0	0.0	100.0
香芝市	443	390	478	107.9	483	109.0	100.0	85.7	16.7	33.3	0.0	75.0
葛城市	243	201	419	172.4	280	115.2	100.0	42.9	66.7	33.3	0.0	33.3
宇陀市	174	139	285	163.8	284	163.2	100.0	30.0	33.3	33.3	0.0	100.0
山添村	43	26	36	83.7	31	72.1	66.7	66.7	50.0	0.0	0.0	50.0
平群町	96	80	118	122.9	110	114.6	100.0	75.0	66.7	66.7	0.0	100.0
三郷町	133	98	75	56.4	158	118.8	100.0	100.0	100.0	0.0	0.0	66.7
斑鳩町	161	138	242	150.3	205	127.3	100.0	60.0	0.0	0.0	0.0	100.0
安堵町	37	31	47	127.0	43	116.2	100.0	0.0	***	***	***	***
川西町	29	22	27	93.1	29	100.0	100.0	0.0	***	***	***	***
三宅町	24	19	24	100.0	18	75.0	100.0	0.0	***	***	***	***
田原本町	158	137	167	105.7	186	117.7	100.0	14.3	0.0	0.0	0.0	100.0
曽爾村	23	18	40	173.9	37	160.9	100.0	100.0	0.0	100.0	0.0	0.0
御杖村	24	19	39	162.5	27	112.5	100.0	100.0	100.0	0.0	100.0	0.0
高取町	35	29	47	134.3	87	248.6	100.0	50.0	0.0	0.0	0.0	100.0
明日香村	34	26	66	194.1	65	191.2	100.0	50.0	0.0	0.0	0.0	100.0
上牧町	110	87	171	155.5	99	90.0	0.0	40.0	100.0	0.0	0.0	50.0
王寺町	139	114	143	102.9	147	105.8	100.0	100.0	0.0	0.0	0.0	100.0
広陵町	203	174	203	100.0	235	115.8	100.0	42.9	33.3	66.7	0.0	66.7
河合町	84	65	96	114.3	99	117.9	100.0	50.0	0.0	100.0	0.0	100.0
吉野町	33	26	143	433.3	42	127.3	100.0	100.0	0.0	100.0	0.0	50.0
大淀町	91	73	134	147.3	165	181.3	100.0	25.0	0.0	0.0	0.0	100.0
下市町	30	23	30	100.0	50	166.7	0.0	100.0	0.0	0.0	0.0	100.0
黒滝村	16	12	35	218.8	25	156.3	100.0	0.0	***	***	***	***
天川村	22	16	25	113.6	33	150.0	100.0	100.0	100.0	100.0	0.0	0.0
野迫川村	20	16	17	85.0	31	155.0	100.0	100.0	100.0	0.0	0.0	0.0
十津川村	38	27	57	150.0	55	144.7	100.0	100.0	66.7	100.0	0.0	66.7
下北山村	21	18	26	123.8	26	123.8	0.0	100.0	100.0	0.0	0.0	0.0
上北山村	13	10	10	76.9	17	130.8	0.0	100.0	100.0	100.0	100.0	0.0
川上村	28	14	28	100.0	34	121.4	0.0	0.0	***	***	***	***
東吉野村	24	16	37	154.2	31	129.2	0.0	50.0	100.0	100.0	0.0	100.0
川西町・三宅町式下中	28	23	33	117.9	33	117.9	100.0	100.0	0.0	100.0	0.0	0.0
合　　計	9,674	8,259	12,788	132.2	12,040	124.5	96.0	58.2	55.0	53.4	3.7	67.7

注１）「教員」とは、校長、副校長、教頭、主幹教諭、指導教諭、教諭、助教諭、養護教諭、養護助教諭、栄養教諭、常勤講師、再任用職員（フルタイム）をいう。
注２）「授業を担当している教員」とは、各教科等の授業を定期的に担当している教員をいう。授業を一時的・臨時的に担当する教員は含まない。
注３）「指導者用ＰＣ」とは、教員が使用するために配備されたものをいう。教職員が主として校務用に利用しているコンピュータ（校務用コンピュータ）は含まない。
注４）「指導者用ＰＣ整備率」とは指導者用ＰＣの総数を教員の総数で除して算出した値である。
注５）「教員の校務用ＰＣ」とは、主として教員が校務に使用するコンピュータのことをいう。
注６）「教員の校務用ＰＣ整備率」は、校務用ＰＣの総数を総教員数で除して算出した値である。
注７）「統合型校務支援システム」は、教務系（成績処理、出欠管理、時数等）・保健系（健康診断票、保健室管理等）、指導要録等の学籍関係、学校事務系など統合して
　　機能を有しているシステムをいう。
注８）「遠隔教育」は、遠隔システムを活用した同時双方向型で行う教育をいう。（「『遠隔教育の推進に向けた施策方針』の策定について（通知）」（文部科学省、平成30年9月20日））
注９）「合同授業型」とは、教師が児童生徒等に対面で授業を行う複数の教室等を遠隔により接続することで、児童生徒が多様な意見や考えに触れたり、協働して学習に取り組んだり
　　する機会の充実を図る遠隔教育の形態をいう。
注10）「教師支援型」とは、外部人材等の専門家と、児童生徒や教師がいる教室等を遠隔により接続することで、児童生徒の学習活動の質を高めるとともに、
　　教師の資質向上を図る遠隔教育の形態をいう。
注11）「教科・科目充実型」とは、学校教育法施行規則第77条の２（中学校等）、第88条の３（高等学校等）に基づき、当該教科の免許状を保有する教師による
　　授業を遠隔により提供することで、生徒の多様な科目選択を可能とすること等により、学習機会の充実を図るものをいう。なお、小学校での活用は想定されない。
注12）遠隔教育を実施している学校のうち、「教科・科目充実型」の遠隔教育の実施率は、「教科・科目充実型」の遠隔授業を実施している学校の総数を、
　　遠隔教育を実施していると答えた学校の総数から、遠隔教育を実施していると答えた小学校の総数を引いた数で除した値である。
注13）「個々の児童生徒の状況に応じた遠隔教育」とは、外国人児童生徒等への日本語指導、病気療養児・不登校児童生徒等に対する学習指導等の
　　個々の児童生徒の状況に応じた遠隔教育の形態をいう。

○市区町村（設置者）別「コンピュータの設置状況」及び「インターネット接続状況」の実態（小学校）

（令和

市　区　町　村　別 （　小　学　校　）	学校数 校	児童生徒数 人	普通教室数 室	学習者用PC総台数 台	児童生徒一人当たりの学習者用PC台数 台／人	普通教室の大型提示装置整備率 %	普通教室の校内LAN整備率 %	普通教室の無線LAN整備率 %	普通教室の移動通信システム（LTE等）整備率 %	移動系通信を利用している学校の内、無線LAN整備済みの普通教室の数 室	無線LAN又は移動系通信によりインターネット接続を行う普通教室の割合 %	回線速度の契約理論値ベストエフォート型 %
奈良市	42	14,784	752	14,992	1.0	88.4	99.6	99.6	***	***	99.6	0.0
大和高田市	8	2,280	128	2,770	1.2	80.5	100.0	88.3	***	***	88.3	100.0
大和郡山市	11	3,528	186	4,003	1.1	98.9	99.5	100.0	***	***	100.0	100.0
天理市	9	2,675	144	2,807	1.0	79.2	99.3	99.3	***	***	99.3	100.0
橿原市	15	5,513	266	5,585	1.0	86.1	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0
桜井市	11	2,458	134	2,574	1.0	94.8	97.8	97.8	***	***	97.8	100.0
五條市	4	965	52	1,066	1.1	82.7	92.3	100.0	***	***	100.0	100.0
御所市	7	710	63	712	1.0	95.2	96.8	52.4	23.8	15	52.4	100.0
生駒市	12	6,337	260	6,392	1.0	87.7	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0
香芝市	10	4,551	197	4,556	1.0	96.4	90.9	90.9	8.6	0	99.5	100.0
葛城市	5	2,371	107	2,376	1.0	93.5	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0
宇陀市	6	986	79	1,180	1.2	78.5	98.7	98.7	***	***	98.7	100.0
山添村	1	85	6	124	1.5	100.0	100.0	100.0	***	***	100.0	0.0
平群町	3	755	44	791	1.0	79.5	97.7	97.7	100.0	43	100.0	100.0
三郷町	2	1,074	36	1,157	1.1	100.0	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0
斑鳩町	3	1,516	76	1,533	1.0	85.5	90.8	90.8	***	***	90.8	100.0
安堵町	1	232	13	230	1.0	100.0	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0
川西町	1	388	19	461	1.2	100.0	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0
三宅町	1	232	13	275	1.2	100.0	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0
田原本町	5	1,459	72	1,456	1.0	93.1	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0
御杖村	1	28	8	42	1.5	75.0	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0
高取町	1	244	15	283	1.2	86.7	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0
明日香村	1	233	14	250	1.1	100.0	85.7	85.7	100.0	12	100.0	100.0
上牧町	3	835	48	921	1.1	68.8	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0
広陵町	5	2,164	99	2,162	1.0	91.9	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0
河合町	2	629	40	727	1.2	57.5	90.0	90.0	100.0	36	100.0	0.0
吉野町	1	130	11	134	1.0	100.0	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0
大淀町	3	565	38	659	1.2	60.5	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0
黒滝村	1	10	3	25	2.5	100.0	100.0	100.0	***	***	100.0	0.0
十津川村	2	98	19	98	1.0	68.4	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0
東吉野村	1	31	7	40	1.3	100.0	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0
合　　計	178	57,866	2,949	60,381	1.0	88.0	98.4	97.1	4.4	106	97.9	74.0

注１）「児童生徒数」は、令和６年５月１日現在の児童生徒数。
注２）「学習者用ＰＣ」とは、教育用ＰＣのうち、児童生徒が使用するために配備されたものをいう。
注３）「児童生徒一人当たりの学習者用PC台数」は、「学習者用ＰＣ総台数」を令和６年５月１日現在の児童生徒数で除して算出した値である。
注４）「普通教室の大型提示装置整備率」は、大型提示装置を設置している普通教室の総数を普通教室の総数で除して算出した値である。
注５）「普通教室の校内ＬＡＮ整備率」は、校内ＬＡＮを整備する普通教室の総数を普通教室の総数で除して算出した値である。
注６）「普通教室の無線ＬＡＮ整備率」は、無線ＬＡＮを整備する普通教室の総数を普通教室の総数で除して算出した値である。

7年3月1日現在）

回線速度の契約理論値ギャランティ型
%
100.0
0.0
0.0
0.0
0.0
0.0
0.0
0.0
0.0
0.0
0.0
100.0
0.0
0.0
0.0
0.0
0.0
0.0
0.0
0.0
0.0
0.0
0.0
0.0
0.0
100.0
0.0
0.0
100.0
0.0
0.0
26.0

○市区町村（設置者）別「コンピュータの設置状況」及び「インターネット接続状況」の実態（小学校）

（令和７年３月１日現在）

市　区　町　村　別 （　小　学　校　）	教員数 人	授業を担当している教員数 人	指導者用PC台数 台	指導者用PC整備率 %	教員の校務用PC台数 台	教員の校務用PC整備率 %	統合型校務支援システム整備率 %	遠隔教育実施率 %	遠隔教育を実施している学校のうち、「合同授業型」の遠隔授業の実施率 %	遠隔教育を実施している学校のうち、「教師支援型」の遠隔授業の実施率 %	遠隔教育を実施している学校のうち、「教科・科目充実型」の遠隔授業の実施率 %	遠隔教育を実施している学校のうち、個々の児童生徒の状況に応じた遠隔教育の実施率 %
奈良市	1,079	949	1,570	145.5	1,590	147.4	100.0	64.3	55.6	51.9	***	66.7
大和高田市	203	169	262	129.1	262	129.1	100.0	50.0	25.0	25.0	***	50.0
大和郡山市	275	224	300	109.1	273	99.3	100.0	72.7	37.5	62.5	***	75.0
天理市	224	177	257	114.7	300	133.9	100.0	44.4	25.0	75.0	***	75.0
橿原市	375	322	408	108.8	453	120.8	100.0	73.3	54.5	54.5	***	72.7
桜井市	210	170	244	116.2	274	130.5	100.0	36.4	100.0	75.0	***	75.0
五條市	84	70	125	148.8	124	147.6	100.0	0.0	***	***	***	***
御所市	108	85	125	115.7	139	128.7	100.0	100.0	100.0	42.9	***	28.6
生駒市	373	326	414	111.0	411	110.2	100.0	100.0	100.0	100.0	***	100.0
香芝市	281	242	308	109.6	321	114.2	100.0	90.0	11.1	11.1	***	88.9
葛城市	167	131	300	179.6	187	112.0	100.0	40.0	100.0	50.0	***	0.0
宇陀市	105	85	145	138.1	180	171.4	100.0	33.3	50.0	50.0	***	100.0
山添村	24	10	10	41.7	11	45.8	100.0	100.0	0.0	0.0	***	100.0
平群町	70	57	80	114.3	79	112.9	100.0	66.7	50.0	100.0	***	100.0
三郷町	89	63	45	50.6	104	116.9	100.0	100.0	100.0	0.0	***	100.0
斑鳩町	98	87	162	165.3	149	152.0	100.0	66.7	0.0	0.0	***	100.0
安堵町	20	16	26	130.0	22	110.0	100.0	0.0	***	***	***	***
川西町	29	22	27	93.1	29	100.0	100.0	0.0	***	***	***	***
三宅町	24	19	24	100.0	18	75.0	100.0	0.0	***	***	***	***
田原本町	105	91	106	101.0	119	113.3	100.0	20.0	0.0	0.0	***	100.0
御杖村	12	9	20	166.7	16	133.3	100.0	100.0	100.0	0.0	***	0.0
高取町	20	17	23	115.0	44	220.0	100.0	100.0	0.0	0.0	***	100.0
明日香村	20	15	42	210.0	32	160.0	100.0	0.0	***	***	***	***
上牧町	68	53	107	157.4	49	72.1	0.0	0.0	***	***	***	***
広陵町	135	114	137	101.5	153	113.3	100.0	60.0	33.3	66.7	***	66.7
河合町	49	36	62	126.5	52	106.1	100.0	50.0	0.0	100.0	***	100.0
吉野町	18	14	63	350.0	21	116.7	100.0	100.0	0.0	100.0	***	0.0
大淀町	62	47	95	153.2	129	208.1	100.0	0.0	***	***	***	***
黒滝村	7	4	18	257.1	11	157.1	100.0	0.0	***	***	***	***
十津川村	26	19	38	146.2	41	157.7	100.0	100.0	100.0	100.0	***	50.0
東吉野村	12	8	11	91.7	15	125.0	0.0	100.0	100.0	100.0	***	100.0
合　　計	4,372	3,651	5,554	127.0	5,608	128.3	97.8	60.7	56.5	54.6	***	72.2

注１）「教員」とは、校長、副校長、教頭、主幹教諭、指導教諭、教諭、助教諭、養護教諭、養護助教諭、栄養教諭、常勤講師、再任用職員（フルタイム）をいう。
注２）「授業を担当している教員」とは、各教科等の授業を定期的に担当している教員をいう。授業を一時的・臨時的に担当する教員は含まない。
注３）「指導者用ＰＣ」とは、教員が使用するために配備されたものをいう。教職員が主として校務用に利用しているコンピュータ（校務用コンピュータ）は含まない。
注４）「指導者用ＰＣ整備率」とは指導者用ＰＣの総数を教員の総数で除して算出した値である。
注５）「教員の校務用ＰＣ」とは、主として教員が校務に使用するコンピュータのことをいう。
注６）「教員の校務用ＰＣ整備率」は、校務用ＰＣの総数を総教員数で除して算出した値である。
注７）「統合型校務支援システム」は、教務系（成績処理、出欠管理、時数等）・保健系（健康診断票、保健室管理等）、指導要録等の学籍関係、学校事務系など統合して
　　機能を有しているシステムをいう。
注８）「遠隔教育」は、遠隔システムを活用した同時双方向型で行う教育をいう。（「『遠隔教育の推進に向けた施策方針』の策定について（通知）」（文部科学省、平成30年9月20日））
注９）「合同授業型」とは、教師が児童生徒等に対面で授業を行う複数の教室等を遠隔により接続することで、児童生徒が多様な意見や考えに触れたり、協働して学習に取り組んだり
　　する機会の充実を図る遠隔教育の形態をいう。
注10）「教師支援型」とは、外部人材等の専門家と、児童生徒や教師がいる教室等を遠隔により接続することで、児童生徒の学習活動の質を高めるとともに、
　　教師の資質向上を図る遠隔教育の形態をいう。
注11）「教科・科目充実型」とは、学校教育法施行規則第77条の２（中学校等）、第88条の３（高等学校等）に基づき、当該教科の免許状を保有する教師による
　　授業を遠隔により提供することで、生徒の多様な科目選択を可能とすること等により、学習機会の充実を図るものをいう。なお、小学校での活用は想定されない。
注12）遠隔教育を実施している学校のうち、「教科・科目充実型」の遠隔教育の実施率は、「教科・科目充実型」の遠隔授業を実施している学校の総数を、
　　遠隔教育を実施していると答えた学校の総数から、遠隔教育を実施していると答えた小学校の総数を引いた数で除した値である。
注13）「個々の児童生徒の状況に応じた遠隔教育」とは、外国人児童生徒等への日本語指導、病気療養児・不登校児童生徒等に対する学習指導等の
　　個々の児童生徒の状況に応じた遠隔教育の形態をいう。

○市区町村（設置者）別「コンピュータの設置状況」及び「インターネット接続状況」の実態（中学校）

（令和

市　区　町　村　別 （　中　学　校　）	学校数 校	児童生徒数 人	普通教室数 室	学習者用PC総台数 台	児童生徒一人当たりの学習者用PC台数 台／人	普通教室の大型提示装置整備率 %	普通教室の校内LAN整備率 %	普通教室の無線LAN整備率 %	普通教室の移動通信システム（LTE等）整備率 %	移動系通信を利用している学校の内、無線LAN整備済みの普通教室の数 室	無線LAN又は移動系通信によりインターネット接続を行う普通教室の割合 %	回線速度の契約理論値ベストエフォート型 %
奈良県	2	383	10	389	1.0	100.0	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0
奈良市	22	7,003	281	7,158	1.0	87.2	99.6	99.6	***	***	99.6	0.0
大和高田市	3	1,156	51	1,377	1.2	86.3	100.0	86.3	***	***	86.3	100.0
大和郡山市	5	1,878	72	2,042	1.1	75.0	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0
天理市	4	1,226	56	1,302	1.1	80.4	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0
橿原市	6	2,833	101	2,846	1.0	93.1	98.0	98.0	***	***	98.0	100.0
桜井市	4	1,257	61	1,287	1.0	75.4	93.4	93.4	***	***	93.4	100.0
五條市	3	535	31	632	1.2	61.3	100.0	87.1	***	***	87.1	100.0
御所市	4	366	24	375	1.0	70.8	100.0	50.0	37.5	9	50.0	100.0
生駒市	8	2,970	106	2,993	1.0	88.7	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0
香芝市	4	2,362	82	2,410	1.0	100.0	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0
葛城市	2	1,098	43	1,099	1.0	95.3	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0
宇陀市	4	536	38	764	1.4	57.9	92.1	92.1	***	***	92.1	100.0
山添村	1	60	3	144	2.4	100.0	100.0	100.0	***	***	100.0	0.0
平群町	1	349	14	387	1.1	78.6	100.0	100.0	100.0	14	100.0	100.0
三郷町	1	519	14	610	1.2	100.0	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0
斑鳩町	2	779	32	780	1.0	71.9	78.1	96.9	***	***	96.9	100.0
安堵町	1	117	7	165	1.4	100.0	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0
田原本町	2	714	27	755	1.1	92.6	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0
御杖村	1	10	4	30	3.0	100.0	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0
高取町	1	137	11	172	1.3	27.3	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0
明日香村	1	112	10	120	1.1	70.0	70.0	70.0	100.0	7	100.0	0.0
上牧町	2	432	22	522	1.2	81.8	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0
広陵町	2	917	34	965	1.1	94.1	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0
河合町	2	303	14	379	1.3	78.6	100.0	100.0	100.0	14	100.0	0.0
吉野町	1	87	9	87	1.0	66.7	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0
大淀町	1	352	16	402	1.1	100.0	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0
黒滝村	1	9	4	25	2.8	75.0	100.0	100.0	***	***	100.0	0.0
十津川村	1	50	6	75	1.5	50.0	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0
東吉野村	1	17	4	17	1.0	100.0	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0
川西町・三宅町式下中	1	320	19	411	1.3	63.2	94.7	89.5	***	***	89.5	100.0
合　　計	94	28,887	1,206	30,720	1.1	84.2	98.3	96.8	3.9	44	97.0	72.0

注１）「児童生徒数」は、令和６年５月１日現在の児童生徒数。
注２）「学習者用ＰＣ」とは、教育用ＰＣのうち、児童生徒が使用するために配備されたものをいう。
注３）「児童生徒一人当たりの学習者用PC台数」は、「学習者用ＰＣ総台数」を令和６年５月１日現在の児童生徒数で除して算出した値である。
注４）「普通教室の大型提示装置整備率」は、大型提示装置を設置している普通教室の総数を普通教室の総数で除して算出した値である。
注５）「普通教室の校内ＬＡＮ整備率」は、校内ＬＡＮを整備する普通教室の総数を普通教室の総数で除して算出した値である。
注６）「普通教室の無線ＬＡＮ整備率」は、無線ＬＡＮを整備する普通教室の総数を普通教室の総数で除して算出した値である。

7年3月1日現在）

回線速度の契約理論値ギャランティ型
%
0.0
100.0
0.0
0.0
0.0
0.0
0.0
0.0
0.0
0.0
0.0
0.0
100.0
0.0
0.0
0.0
0.0
0.0
0.0
0.0
0.0
0.0
0.0
100.0
0.0
0.0
100.0
0.0
0.0
0.0
28.0

○市区町村（設置者）別「コンピュータの設置状況」及び「インターネット接続状況」の実態（中学校）

（令和７年３月１日現在）

市　区　町　村　別 （　中　学　校　）	教員数 人	授業を担当している教員数 人	指導者用PC台数 台	指導者用PC整備率 %	教員の校務用PC台数 台	教員の校務用PC整備率 %	統合型校務支援システム整備率 %	遠隔教育実施率 %	遠隔教育を実施している学校のうち、「合同授業型」の遠隔授業の実施率 %	遠隔教育を実施している学校のうち、「教師支援型」の遠隔授業の実施率 %	遠隔教育を実施している学校のうち、「教科・科目充実型」の遠隔授業の実施率 %	遠隔教育を実施している学校のうち、個々の児童生徒の状況に応じた遠隔教育の実施率 %
奈良県	24	20	34	141.7	25	104.2	100.0	100.0	100.0	100.0	0.0	0.0
奈良市	551	488	942	171.0	942	171.0	100.0	40.9	66.7	55.6	0.0	88.9
大和高田市	96	85	116	120.8	121	126.0	100.0	33.3	100.0	0.0	0.0	100.0
大和郡山市	152	135	189	124.3	184	121.1	100.0	40.0	0.0	100.0	0.0	50.0
天理市	102	88	171	167.6	133	130.4	100.0	0.0	***	***	***	***
橿原市	206	179	215	104.4	251	121.8	100.0	83.3	60.0	40.0	0.0	60.0
桜井市	103	87	108	104.9	122	118.4	100.0	0.0	***	***	***	***
五條市	66	58	72	109.1	77	116.7	100.0	0.0	***	***	***	***
御所市	64	52	99	154.7	79	123.4	100.0	100.0	50.0	50.0	0.0	25.0
生駒市	211	186	243	115.2	244	115.6	100.0	100.0	100.0	100.0	0.0	100.0
香芝市	162	148	170	104.9	162	100.0	100.0	75.0	33.3	100.0	0.0	33.3
葛城市	76	70	119	156.6	93	122.4	100.0	50.0	0.0	0.0	0.0	100.0
宇陀市	69	54	140	202.9	104	150.7	100.0	25.0	0.0	0.0	0.0	100.0
山添村	10	7	24	240.0	9	90.0	100.0	100.0	100.0	0.0	0.0	0.0
平群町	26	23	38	146.2	31	119.2	100.0	100.0	100.0	0.0	0.0	100.0
三郷町	44	35	30	68.2	54	122.7	100.0	100.0	100.0	0.0	0.0	0.0
斑鳩町	63	51	80	127.0	56	88.9	100.0	50.0	0.0	0.0	0.0	100.0
安堵町	17	15	21	123.5	21	123.5	100.0	0.0	***	***	***	***
田原本町	53	46	61	115.1	67	126.4	100.0	0.0	***	***	***	***
御杖村	12	10	19	158.3	11	91.7	100.0	100.0	100.0	0.0	100.0	0.0
高取町	15	12	24	160.0	43	286.7	100.0	0.0	***	***	***	***
明日香村	14	11	24	171.4	33	235.7	100.0	100.0	0.0	0.0	0.0	100.0
上牧町	42	34	64	152.4	50	119.0	0.0	100.0	100.0	0.0	0.0	50.0
広陵町	68	60	66	97.1	82	120.6	100.0	0.0	***	***	***	***
河合町	35	29	34	97.1	47	134.3	100.0	50.0	0.0	100.0	0.0	100.0
吉野町	15	12	80	533.3	21	140.0	100.0	100.0	0.0	100.0	0.0	100.0
大淀町	29	26	39	134.5	36	124.1	100.0	100.0	0.0	0.0	0.0	100.0
黒滝村	9	8	17	188.9	14	155.6	100.0	0.0	***	***	***	***
十津川村	12	8	19	158.3	14	116.7	100.0	100.0	0.0	100.0	0.0	100.0
東吉野村	12	8	26	216.7	16	133.3	0.0	0.0	***	***	***	***
川西町・三宅町式下中	28	23	33	117.9	33	117.9	100.0	100.0	0.0	100.0	0.0	0.0
合　　計	2,386	2,068	3,317	139.0	3,175	133.1	96.8	52.1	59.2	57.1	2.0	67.3

注１）「教員」とは、校長、副校長、教頭、主幹教諭、指導教諭、教諭、助教諭、養護教諭、養護助教諭、栄養教諭、常勤講師、再任用職員（フルタイム）をいう。
注２）「授業を担当している教員」とは、各教科等の授業を定期的に担当している教員をいう。授業を一時的・臨時的に担当する教員は含まない。
注３）「指導者用ＰＣ」とは、教員が使用するために配備されたものをいう。教職員が主として校務用に利用しているコンピュータ（校務用コンピュータ）は含まない。
注４）「指導者用ＰＣ整備率」とは指導者用ＰＣの総数を教員の総数で除して算出した値である。
注５）「教員の校務用ＰＣ」とは、主として教員が校務に使用するコンピュータのことをいう。
注６）「教員の校務用ＰＣ整備率」は、校務用ＰＣの総数を総教員数で除して算出した値である。
注７）「統合型校務支援システム」は、教務系（成績処理、出欠管理、時数等）・保健系（健康診断票、保健室管理等）、指導要録等の学籍関係、学校事務系など統合して
　　機能を有しているシステムをいう。
注８）「遠隔教育」は、遠隔システムを活用した同時双方向型で行う教育をいう。（「『遠隔教育の推進に向けた施策方針』の策定について（通知）」（文部科学省、平成30年9月20日））
注９）「合同授業型」とは、教師が児童生徒等に対面で授業を行う複数の教室等を遠隔により接続することで、児童生徒が多様な意見や考えに触れたり、協働して学習に取り組んだり
　　する機会の充実を図る遠隔教育の形態をいう。
注10）「教師支援型」とは、外部人材等の専門家と、児童生徒や教師がいる教室等を遠隔により接続することで、児童生徒の学習活動の質を高めるとともに、
　　教師の資質向上を図る遠隔教育の形態をいう。
注11）「教科・科目充実型」とは、学校教育法施行規則第77条の２（中学校等）、第88条の３（高等学校等）に基づき、当該教科の免許状を保有する教師による
　　授業を遠隔により提供することで、生徒の多様な科目選択を可能とすること等により、学習機会の充実を図るものをいう。なお、小学校での活用は想定されない。
注12）遠隔教育を実施している学校のうち、「教科・科目充実型」の遠隔教育の実施率は、「教科・科目充実型」の遠隔授業を実施している学校の総数を、
　　遠隔教育を実施していると答えた学校の総数から、遠隔教育を実施していると答えた小学校の総数を引いた数で除した値である。
注13）「個々の児童生徒の状況に応じた遠隔教育」とは、外国人児童生徒等への日本語指導、病気療養児・不登校児童生徒等に対する学習指導等の
　　個々の児童生徒の状況に応じた遠隔教育の形態をいう。

○市区町村（設置者）別「コンピュータの設置状況」及び「インターネット接続状況」の実態（義務教育学校）

市　区　町　村　別 （義務教育学校）	学校数 校	児童生徒数 人	普通教室数 室	学習者用PC総台数 台	児童生徒一人当たりの学習者用PC台数 台／人	普通教室の大型提示装置整備率 %
曽爾村	1	64	11	67	1.0	81.8
王寺町	2	2,192	87	2,192	1.0	96.6
下市町	1	181	14	284	1.6	64.3
天川村	1	63	12	75	1.2	100.0
野迫川村	1	14	10	14	1.0	10.0
下北山村	1	31	9	40	1.3	100.0
上北山村	1	11	6	19	1.7	100.0
川上村	1	45	9	50	1.1	100.0
合　計	9	2,601	158	2,741	1.1	88.0

注１）「児童生徒数」は、令和６年５月１日現在の児童生徒数。
注２）「学習者用ＰＣ」とは、教育用ＰＣのうち、児童生徒が使用するために配備されたものをいう。
注３）「児童生徒一人当たりの学習者用PC台数」は、「学習者用ＰＣ総台数」を令和６年５月１日現在の児童生徒数で除して算出した値であ
注４）「普通教室の大型提示装置整備率」は、大型提示装置を設置している普通教室の総数を普通教室の総数で除して算出した値である。
注５）「普通教室の校内ＬＡＮ整備率」は、校内ＬＡＮを整備する普通教室の総数を普通教室の総数で除して算出した値である。
注６）「普通教室の無線ＬＡＮ整備率」は、無線ＬＡＮを整備する普通教室の総数を普通教室の総数で除して算出した値である。

（令和７年３月１日現在）

普通教室の校内LAN整備率 %	普通教室の無線LAN整備率 %	普通教室の移動通信システム（LTE等）整備率 %	移動系通信を利用している学校の内、無線LAN整備済みの普通教室の数 室	無線LAN又は移動系通信によりインターネット接続を行う普通教室の割合 %	回線速度の契約理論値 ベストエフォート型 %	回線速度の契約理論値 ギャランティ型 %
100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0

る。

○市区町村（設置者）別「コンピュータの設置状況」及び「インターネット接続状況」の実態（義務教育学校）

（令和７年３月１日現在）

市　区　町　村　別 （義務教育学校）	教員数 人	授業を担当している教員数 人	指導者用PC台数 台	指導者用PC整備率 %	教員の校務用PC台数 台	教員の校務用PC整備率 %	統合型校務支援システム整備率 %	遠隔教育実施率 %	遠隔教育を実施している学校のうち、「合同授業型」の遠隔授業の実施率 %	遠隔教育を実施している学校のうち、「教師支援型」の遠隔授業の実施率 %	遠隔教育を実施している学校のうち、「教科・科目充実型」の遠隔授業の実施率 %	遠隔教育を実施している学校のうち、個々の児童生徒の状況に応じた遠隔教育の実施率 %
曽爾村	23	18	40	173.9	37	160.9	100.0	100.0	0.0	100.0	0.0	0.0
王寺町	139	114	143	102.9	147	105.8	100.0	100.0	0.0	0.0	0.0	100.0
下市町	30	23	30	100.0	50	166.7	0.0	100.0	0.0	0.0	0.0	100.0
天川村	22	16	25	113.6	33	150.0	100.0	100.0	100.0	100.0	0.0	0.0
野迫川村	20	16	17	85.0	31	155.0	100.0	100.0	100.0	0.0	0.0	0.0
下北山村	21	18	26	123.8	26	123.8	0.0	100.0	100.0	0.0	0.0	0.0
上北山村	13	10	10	76.9	17	130.8	0.0	100.0	100.0	100.0	100.0	0.0
川上村	28	14	28	100.0	34	121.4	0.0	0.0	***	***	***	***
合　　計	296	229	319	107.8	375	126.7	55.6	88.9	50.0	37.5	12.5	37.5

注１）「教員」とは、校長、副校長、教頭、主幹教諭、指導教諭、教諭、助教諭、養護教諭、養護助教諭、栄養教諭、常勤講師、再任用職員（フルタイム）をいう。
注２）「授業を担当している教員」とは、各教科等の授業を定期的に担当している教員をいう。授業を一時的・臨時的に担当する教員は含まない。
注３）「指導者用ＰＣ」とは、教員が使用するために配備されたものをいう。教職員が主として校務用に利用しているコンピュータ（校務用コンピュータ）は含まない。
注４）「指導者用ＰＣ整備率」とは指導者用ＰＣの総数を教員の総数で除して算出した値である。
注５）「教員の校務用ＰＣ」とは、主として教員が校務に使用するコンピュータのことをいう。
注６）「教員の校務用ＰＣ整備率」は、校務用ＰＣの総数を総教員数で除して算出した値である。
注７）「統合型校務支援システム」は、教務系（成績処理、出欠管理、時数等）・保健系（健康診断票、保健室管理等）、指導要録等の学籍関係、学校事務系など統合して
　　機能を有しているシステムをいう。
注８）「遠隔教育」は、遠隔システムを活用した同時双方向型で行う教育をいう。（「『遠隔教育の推進に向けた施策方針』の策定について（通知）」（文部科学省、平成30年9月20日））
注９）「合同授業型」とは、教師が児童生徒等に対面で授業を行う複数の教室等を遠隔により接続することで、児童生徒が多様な意見や考えに触れたり、協働して学習に取り組んだり
　　する機会の充実を図る遠隔教育の形態をいう。
注10）「教師支援型」とは、外部人材等の専門家と、児童生徒や教師がいる教室等を遠隔により接続することで、児童生徒の学習活動の質を高めるとともに、
　　教師の資質向上を図る遠隔教育の形態をいう。
注11）「教科・科目充実型」とは、学校教育法施行規則第77条の２（中学校等）、第88条の３（高等学校等）に基づき、当該教科の免許状を保有する教師による
　　授業を遠隔により提供することで、生徒の多様な科目選択を可能とすること等により、学習機会の充実を図るものをいう。なお、小学校での活用は想定されない。
注12）遠隔教育を実施している学校のうち、「教科・科目充実型」の遠隔教育の実施率は、「教科・科目充実型」の遠隔授業を実施している学校の総数を、
　　遠隔教育を実施していると答えた学校の総数から、遠隔教育を実施していると答えた小学校の総数を引いた数で除した値である。
注13）「個々の児童生徒の状況に応じた遠隔教育」とは、外国人児童生徒等への日本語指導、病気療養児・不登校児童生徒等に対する学習指導等の
　　個々の児童生徒の状況に応じた遠隔教育の形態をいう。

○市区町村（設置者）別「コンピュータの設置状況」及び「インターネット接続状況」の実態（高等学校）

（令和７年３月１日現在）

市区町村別（高等学校）	学校数	学校数（専門学科・総合学科単独及び複数学科設置校）	児童生徒数	児童生徒数（専門学科・総合学科単独及び複数学科設置校）	普通教室数	普通教室数（専門学科・総合学科単独及び複数学科設置校）	学習者用PC総台数	学習者用PC総台数（専門学科・総合学科単独及び複数学科設置校）	児童生徒一人当たりの学習者用PC台数	児童生徒一人当たりの学習者用PC台数（専門学科・総合学科単独及び複数学科設置校）	普通教室の大型提示装置整備率	普通教室の大型提示装置整備率（専門学科・総合学科単独及び複数学科設置校）	普通教室の校内LAN整備率	普通教室の校内LAN整備率（専門学科・総合学科単独及び複数学科設置校）	普通教室の無線LAN整備率	普通教室の無線LAN整備率（専門学科・総合学科単独及び複数学科設置校）	普通教室の移動通信システム（LTE等）整備率	普通教室の移動通信システム（LTE等）整備率（専門学科・総合学科単独及び複数学科設置校）	移動系通信を利用している学校の内、無線LAN整備済みの普通教室の数	移動系通信を利用している学校の内、無線LAN整備済みの普通教室の数（専門学科・総合学科単独及び複数学科設置校）	無線LAN又は移動系通信によりインターネット接続を行う普通教室の割合	無線LAN又は移動系通信によりインターネット接続を行う普通教室の割合（専門学科・総合学科単独及び複数学科設置校）	回線速度の契約理論値ベストエフォート型	回線速度の契約理論値ベストエフォート型（専門学科・総合学科単独及び複数学科設置校）	回線速度の契約理論値ギャランティ型	回線速度の契約理論値ギャランティ型（専門学科・総合学科単独及び複数学科設置校）
	校	校	人	人	室	室	台	台	台／人	台／人	%	%	%	%	%	%	%	%	室	室	%	%	%	%	%	%	%
奈良県	30	19	20,001	10,124	601	342	25,236	14,208	1.3	1.4	97.3	97.4	100.0	100.0	100.0	100.0	***	***	***	***	100.0	100.0	100.0	100.0	0.0	0.0
奈良市	1	1	834	834	27	27	864	864	1.0	1.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	***	***	***	***	100.0	100.0	0.0	0.0	100.0	100.0
大和高田市	1	1	593	593	15	15	845	845	1.4	1.4	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	***	***	***	***	100.0	100.0	100.0	100.0	0.0	0.0
五條市	1	1	60	60	4	4	86	86	1.4	1.4	25.0	25.0	100.0	100.0	100.0	100.0	***	***	***	***	100.0	100.0	0.0	0.0	100.0	100.0
山添村	1	1	32	32	4	4	15	15	0.5	0.5	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	***	***	***	***	100.0	100.0	0.0	0.0	100.0	100.0
合計	34	23	21,520	11,643	651	392	27,046	16,018	1.3	1.4	97.1	96.9	100.0	100.0	100.0	100.0	***	***	***	***	100.0	100.0	91.2	87.0	8.8	13.0

注１）「児童生徒数」は、令和６年５月１日現在の児童生徒数。
注２）「学習者用ＰＣ」とは、教育用ＰＣのうち、児童生徒が使用するために配備されたものをいう。
注３）「児童生徒一人当たりの学習者用PC台数」は、「学習者用ＰＣ総台数」を令和６年５月１日現在の児童生徒数で除して算出した値である。
注４）「普通教室の大型提示装置整備率」は、大型提示装置を設置している普通教室の総数を普通教室の総数で除して算出した値である。
注５）「普通教室の校内ＬＡＮ整備率」は、校内ＬＡＮを整備する普通教室の総数を普通教室の総数で除して算出した値である。
注６）「普通教室の無線ＬＡＮ整備率」は、無線ＬＡＮを整備する普通教室の総数を普通教室の総数で除して算出した値である。

○市区町村（設置者）別「コンピュータの設置状況」及び「インターネット接続状況」の実態（高等学校）

（令和７年３月１日現在）

市区町村別（高等学校）	教員数	教員数（専門学科・総合学科単独及び複数学科設置校）	授業を担当している教員数	授業を担当している教員数（専門学科・総合学科単独及び複数学科設置校）	指導者用PC台数	指導者用PC台数（専門学科・総合学科単独及び複数学科設置校）	指導者用PC整備率	指導者用PC整備率（専門学科・総合学科単独及び複数学科設置校）	教員の校務用PC台数	教員の校務用PC台数（専門学科・総合学科単独及び複数学科設置校）	教員の校務用PC整備率	教員の校務用PC整備率（専門学科・総合学科単独及び複数学科設置校）	統合型校務支援システム整備率	統合型校務支援システム整備率（専門学科・総合学科単独及び複数学科設置校）	遠隔教育実施率	遠隔教育実施率（専門学科・総合学科単独及び複数学科設置校）	遠隔教育を実施している学校のうち、「合同授業型」の遠隔授業の実施率	遠隔教育を実施している学校のうち、「合同授業型」の遠隔授業の実施率（専門学科・総合学	遠隔教育を実施している学校のうち、「教師支援型」の遠隔授業の実施率	遠隔教育を実施している学校のうち、「教師支援型」の遠隔授業の実施率（専門学科・総合学	遠隔教育を実施している学校のうち、「教科・科目充実型」の遠隔授業の実施率	遠隔教育を実施している学校のうち、「教科・科目充実型」の遠隔授業の実施率（専門学	遠隔教育を実施している学校のうち、個々の児童生徒の状況に応じた遠隔教育の実施率	遠隔教育を実施している学校のうち、個々の児童生徒の状況に応じた遠隔教育の実施率（専門学
	人	人	人	人	台	台	%	%	台	台	%	%	%	%	%	%	%	%	%	%	%	%	%	%
奈良県	1,525	909	1,407	840	2,364	1,399	155.0	153.9	1,691	1,035	110.9	113.9	100.0	100.0	53.3	42.1	37.5	62.5	62.5	62.5	6.3	0.0	43.8	37.5
奈良市	67	67	63	63	68	68	101.5	101.5	67	67	100.0	100.0	100.0	100.0	0.0	0.0	***	***	***	***	***	***	***	***
大和高田市	49	49	46	46	57	57	116.3	116.3	50	50	102.0	102.0	100.0	100.0	100.0	100.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	100.0	100.0
五條市	13	13	10	10	20	20	153.8	153.8	25	25	192.3	192.3	0.0	0.0	0.0	0.0	***	***	***	***	***	***	***	***
山添村	9	9	9	9	2	2	22.2	22.2	11	11	122.2	122.2	0.0	0.0	0.0	0.0	***	***	***	***	***	***	***	***
合計	1,663	1,047	1,535	968	2,511	1,546	151.0	147.7	1,844	1,188	110.9	113.5	94.1	91.3	50.0	39.1	35.3	55.6	58.8	55.6	5.9	0.0	47.1	44.4

注１）「教員」とは、校長、副校長、教頭、主幹教諭、指導教諭、教諭、助教諭、養護教諭、養護助教諭、栄養教諭、常勤講師、再任用職員（フルタイム）をいう。
注２）「授業を担当している教員」とは、各教科等の授業を定期的に担当している教員をいう。授業を一時的・臨時的に担当する教員は含まない。
注３）「指導者用ＰＣ」とは、教員が使用するために配備されたものをいう。教職員が主として校務用に利用しているコンピュータ（校務用コンピュータ）は含まない。
注４）「指導者用ＰＣ整備率」とは指導者用ＰＣの総数を教員の総数で除して算出した値である。
注５）「教員の校務用ＰＣ」とは、主として教員が校務に使用するコンピュータのことをいう。
注６）「教員の校務用ＰＣ整備率」は、校務用ＰＣの総数を総教員数で除して算出した値である。
注７）「統合型校務支援システム」は、教務系（成績処理、出欠管理、時数等）・保健系（健康診断票、保健室管理等）、指導要録等の学籍関係、学校事務系など統合して機能を有しているシステムをいう。
注８）「遠隔教育」は、遠隔システムを活用した同時双方向型で行う教育をいう。（「『遠隔教育の推進に向けた施策方針』の策定について（通知）」（文部科学省、平成30年9月20日））
注９）「合同授業型」とは、教師が児童生徒等に対面で授業を行う複数の教室等を遠隔により接続することで、児童生徒が多様な意見や考えに触れたり、協働して学習に取り組んだりする機会の充実を図る遠隔教育の形態をいう。
注10）「教師支援型」とは、外部人材等の専門家と、児童生徒や教師がいる教室等を遠隔により接続することで、児童生徒の学習活動の質を高めるとともに、教師の資質向上を図る遠隔教育の形態をいう。
注11）「教科・科目充実型」とは、学校教育法施行規則第77条の２（中学校等）、第88条の３（高等学校等）に基づき、当該教科の免許状を保有する教師による授業を遠隔により提供することで、生徒の多様な科目選択を可能とすること等により、学習機会の充実を図るものをいう。なお、小学校での活用は想定されない。
注12）遠隔教育を実施している学校のうち、「教科・科目充実型」の遠隔教育の実施率は、「教科・科目充実型」の遠隔授業を実施している学校の総数を、遠隔教育を実施していると答えた学校の総数から、遠隔教育を実施していると答えた小学校の総数を引いた数で除した値である。
注13）「個々の児童生徒の状況に応じた遠隔教育」とは、外国人児童生徒等への日本語指導、病気療養児・不登校児童生徒等に対する学習指導等の個々の児童生徒の状況に応じた遠隔教育の形態をいう。

○市区町村（設置者）別「コンピュータの設置状況」及び「インターネット接続状況」の実態（中等教育学校）

市　区　町　村　別 （中等教育学校）	学校数 校	児童生徒数 人	普通教室数 室	学習者用PC総台数 台	児童生徒一人当たりの学習者用PC台数 台／人	普通教室の大型提示装置整備率 %
合　計	***	***	***	***	***	***

注１）「児童生徒数」は、令和６年５月１日現在の児童生徒数。
注２）「学習者用ＰＣ」とは、教育用ＰＣのうち、児童生徒が使用するために配備されたものをいう。
注３）「児童生徒一人当たりの学習者用PC台数」は、「学習者用ＰＣ総台数」を令和６年５月１日現在の児童生徒数で除して算出した値であ
注４）「普通教室の大型提示装置整備率」は、大型提示装置を設置している普通教室の総数を普通教室の総数で除して算出した値である。
注５）「普通教室の校内ＬＡＮ整備率」は、校内ＬＡＮを整備する普通教室の総数を普通教室の総数で除して算出した値である。
注６）「普通教室の無線ＬＡＮ整備率」は、無線ＬＡＮを整備する普通教室の総数を普通教室の総数で除して算出した値である。

（令和７年３月１日現在）

普通教室の校内LAN整備率 %	普通教室の無線LAN整備率 %	普通教室の移動通信システム（LTE等）整備率 %	移動系通信を利用している学校の内、無線LAN整備済みの普通教室の数 室	無線LAN又は移動系通信によりインターネット接続を行う普通教室の割合 %	回線速度の契約理論値 ベストエフォート型 %	回線速度の契約理論値 ギャランティ型 %
***	***	***	***	***	***	***

る。

○市区町村（設置者）別「コンピュータの設置状況」及び「インターネット接続状況」の実態（中等教育学校）

（令和７年３月１日現在）

市　区　町　村　別 （中等教育学校）	教員数 人	授業を担当している教員数 人	指導者用PC台数 台	指導者用PC整備率 %	教員の校務用PC台数 台	教員の校務用PC整備率 %	統合型校務支援システム整備率 %	遠隔教育実施率 %	遠隔教育を実施している学校のうち、「合同授業型」の遠隔授業の実施率 %	遠隔教育を実施している学校のうち、「教師支援型」の遠隔授業の実施率 %	遠隔教育を実施している学校のうち、「教科・科目充実型」の遠隔授業の実施率 %	遠隔教育を実施している学校のうち、個々の児童生徒の状況に応じた遠隔教育の実施率 %
合　　計	***	***	***	***	***	***	***	***	***	***	***	***

注１）「教員」とは、校長、副校長、教頭、主幹教諭、指導教諭、教諭、助教諭、養護教諭、養護助教諭、栄養教諭、常勤講師、再任用職員（フルタイム）をいう。
注２）「授業を担当している教員」とは、各教科等の授業を定期的に担当している教員をいう。授業を一時的・臨時的に担当する教員は含まない。
注３）「指導者用ＰＣ」とは、教員が使用するために配備されたものをいう。教職員が主として校務用に利用しているコンピュータ（校務用コンピュータ）は含まない。
注４）「指導者用ＰＣ整備率」とは指導者用ＰＣの総数を教員の総数で除して算出した値である。
注５）「教員の校務用ＰＣ」とは、主として教員が校務に使用するコンピュータのことをいう。
注６）「教員の校務用ＰＣ整備率」は、校務用ＰＣの総数を総教員数で除して算出した値である。
注７）「統合型校務支援システム」は、教務系（成績処理、出欠管理、時数等）・保健系（健康診断票、保健室管理等）、指導要録等の学籍関係、学校事務系など統合して
　　機能を有しているシステムをいう。
注８）「遠隔教育」は、遠隔システムを活用した同時双方向型で行う教育をいう。（「『遠隔教育の推進に向けた施策方針』の策定について（通知）」（文部科学省、平成30年9月20日））
注９）「合同授業型」とは、教師が児童生徒等に対面で授業を行う複数の教室等を遠隔により接続することで、児童生徒が多様な意見や考えに触れたり、協働して学習に取り組んだり
　　する機会の充実を図る遠隔教育の形態をいう。
注10）「教師支援型」とは、外部人材等の専門家と、児童生徒や教師がいる教室等を遠隔により接続することで、児童生徒の学習活動の質を高めるとともに、
　　教師の資質向上を図る遠隔教育の形態をいう。
注11）「教科・科目充実型」とは、学校教育法施行規則第77条の２（中学校等）、第88条の３（高等学校等）に基づき、当該教科の免許状を保有する教師による
　　授業を遠隔により提供することで、生徒の多様な科目選択を可能とすること等により、学習機会の充実を図るものをいう。なお、小学校での活用は想定されない。
注12）遠隔教育を実施している学校のうち、「教科・科目充実型」の遠隔教育の実施率は、「教科・科目充実型」の遠隔授業を実施している学校の総数を、
　　遠隔教育を実施していると答えた学校の総数から、遠隔教育を実施していると答えた小学校の総数を引いた数で除した値である。
注13）「個々の児童生徒の状況に応じた遠隔教育」とは、外国人児童生徒等への日本語指導、病気療養児・不登校児童生徒等に対する学習指導等の
　　個々の児童生徒の状況に応じた遠隔教育の形態をいう。

○市区町村（設置者）別「コンピュータの設置状況」及び「インターネット接続状況」の実態（特別支援学校）

市　区　町　村　別 （特別支援学校）	学校数 校	児童生徒数 人	普通教室数 室	学習者用PC総台数 台	児童生徒一人当たりの学習者用PC台数 台／人	普通教室の大型提示装置整備率 %
奈良県	10	1,529	293	1,694	1.1	50.9
合　計	10	1,529	293	1,694	1.1	50.9

注１）「児童生徒数」は、令和６年５月１日現在の児童生徒数。
注２）「学習者用ＰＣ」とは、教育用ＰＣのうち、児童生徒が使用するために配備されたものをいう。
注３）「児童生徒一人当たりの学習者用PC台数」は、「学習者用ＰＣ総台数」を令和６年５月１日現在の児童生徒数で除して算出した値であ
注４）「普通教室の大型提示装置整備率」は、大型提示装置を設置している普通教室の総数を普通教室の総数で除して算出した値である。
注５）「普通教室の校内ＬＡＮ整備率」は、校内ＬＡＮを整備する普通教室の総数を普通教室の総数で除して算出した値である。
注６）「普通教室の無線ＬＡＮ整備率」は、無線ＬＡＮを整備する普通教室の総数を普通教室の総数で除して算出した値である。

（令和７年３月１日現在）

普通教室の校内LAN整備率 %	普通教室の無線LAN整備率 %	普通教室の移動通信システム（LTE等）整備率 %	移動系通信を利用している学校の内、無線LAN整備済みの普通教室の数 室	無線LAN又は移動系通信によりインターネット接続を行う普通教室の割合 %	回線速度の契約理論値 ベストエフォート型 %	回線速度の契約理論値 ギャランティ型 %
100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0

る。

○市区町村（設置者）別「コンピュータの設置状況」及び「インターネット接続状況」の実態（特別支援学校）

（令和７年３月１日現在）

市　区　町　村　別 （特別支援学校）	教員数 人	授業を担当している教員数 人	指導者用PC台数 台	指導者用PC整備率 %	教員の校務用PC台数 台	教員の校務用PC整備率 %	統合型校務支援システム整備率 %	遠隔教育実施率 %	遠隔教育を実施している学校のうち、「合同授業型」の遠隔授業の実施率 %	遠隔教育を実施している学校のうち、「教師支援型」の遠隔授業の実施率 %	遠隔教育を実施している学校のうち、「教科・科目充実型」の遠隔授業の実施率 %	遠隔教育を実施している学校のうち、個々の児童生徒の状況に応じた遠隔教育の実施率 %
奈良県	957	776	1,087	113.6	1,038	108.5	100.0	70.0	57.1	14.3	0.0	85.7
合　計	957	776	1,087	113.6	1,038	108.5	100.0	70.0	57.1	14.3	0.0	85.7

注１）「教員」とは、校長、副校長、教頭、主幹教諭、指導教諭、教諭、助教諭、養護教諭、養護助教諭、栄養教諭、常勤講師、再任用職員（フルタイム）をいう。
注２）「授業を担当している教員」とは、各教科等の授業を定期的に担当している教員をいう。授業を一時的・臨時的に担当する教員は含まない。
注３）「指導者用ＰＣ」とは、教員が使用するために配備されたものをいう。教職員が主として校務用に利用しているコンピュータ（校務用コンピュータ）は含まない。
注４）「指導者用ＰＣ整備率」とは指導者用ＰＣの総数を教員の総数で除して算出した値である。
注５）「教員の校務用ＰＣ」とは、主として教員が校務に使用するコンピュータのことをいう。
注６）「教員の校務用ＰＣ整備率」は、校務用ＰＣの総数を総教員数で除して算出した値である。
注７）「統合型校務支援システム」は、教務系（成績処理、出欠管理、時数等）・保健系（健康診断票、保健室管理等）、指導要録等の学籍関係、学校事務系など統合して
　　機能を有しているシステムをいう。
注８）「遠隔教育」は、遠隔システムを活用した同時双方向型で行う教育をいう。（「『遠隔教育の推進に向けた施策方針』の策定について（通知）」（文部科学省、平成30年9月20日））
注９）「合同授業型」とは、教師が児童生徒等に対面で授業を行う複数の教室等を遠隔により接続することで、児童生徒が多様な意見や考えに触れたり、協働して学習に取り組んだり
　　する機会の充実を図る遠隔教育の形態をいう。
注10）「教師支援型」とは、外部人材等の専門家と、児童生徒や教師がいる教室等を遠隔により接続することで、児童生徒の学習活動の質を高めるとともに、
　　教師の資質向上を図る遠隔教育の形態をいう。
注11）「教科・科目充実型」とは、学校教育法施行規則第77条の２（中学校等）、第88条の３（高等学校等）に基づき、当該教科の免許状を保有する教師による
　　授業を遠隔により提供することで、生徒の多様な科目選択を可能とすること等により、学習機会の充実を図るものをいう。なお、小学校での活用は想定されない。
注12）遠隔教育を実施している学校のうち、「教科・科目充実型」の遠隔教育の実施率は、「教科・科目充実型」の遠隔授業を実施している学校の総数を、
　　遠隔教育を実施していると答えた学校の総数から、遠隔教育を実施していると答えた小学校の総数を引いた数で除した値である。
注13）「個々の児童生徒の状況に応じた遠隔教育」とは、外国人児童生徒等への日本語指導、病気療養児・不登校児童生徒等に対する学習指導等の
　　個々の児童生徒の状況に応じた遠隔教育の形態をいう。

○市区町村（設置者）別「コンピュータの設置状況」及び「インターネット接続状況」の実態（合計）

（令和

市区町村別 （合計）	学校数 校	児童生徒数 人	普通教室数 室	学習者用PC総台数 台	児童生徒一人当たりの学習者用PC台数 台／人	普通教室の大型提示装置整備率 %	普通教室の校内LAN整備率 %	普通教室の無線LAN整備率 %	普通教室の移動通信システム（LTE等）整備率 %	移動系通信を利用している学校の内、無線LAN整備済みの普通教室の数 室	無線LAN又は移動系通信によりインターネット接続を行う普通教室の割合 %	回線速度の契約理論値ベストエフォート型 %
和歌山県	51	21,316	947	26,232	1.2	97.6	99.7	98.4	1.1	10	98.4	100.0
和歌山市	71	24,090	1,077	24,398	1.0	98.5	100.0	99.9	***	***	99.9	100.0
海南市	19	2,806	166	3,565	1.3	97.6	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0
橋本市	19	3,883	245	3,975	1.0	97.1	99.6	99.6	***	***	99.6	100.0
有田市	8	1,628	94	1,839	1.1	100.0	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0
御坊市	10	1,344	85	1,628	1.2	90.6	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0
田辺市	39	4,598	301	4,672	1.0	99.0	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0
新宮市	10	1,683	97	1,855	1.1	91.8	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0
紀の川市	21	3,964	241	4,195	1.1	100.0	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0
岩出市	8	4,206	182	4,767	1.1	97.3	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0
紀美野町	5	371	31	470	1.3	96.8	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0
かつらぎ町	7	997	65	1,141	1.1	95.4	98.5	98.5	***	***	98.5	100.0
九度山町	4	197	25	237	1.2	68.0	100.0	100.0	***	***	100.0	50.0
高野町	4	137	15	138	1.0	100.0	100.0	100.0	100.0	15	100.0	100.0
湯浅町	6	704	46	757	1.1	100.0	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0
広川町	6	450	37	567	1.3	62.2	97.3	89.2	***	***	89.2	100.0
有田川町	11	1,962	107	2,144	1.1	94.4	99.1	99.1	***	***	99.1	100.0
美浜町	3	390	22	537	1.4	100.0	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0
日高町	3	739	36	749	1.0	100.0	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0
由良町	2	250	16	356	1.4	100.0	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0
印南町	8	510	45	632	1.2	91.1	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0
みなべ町	8	838	60	1,026	1.2	90.0	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0
日高川町	11	546	60	761	1.4	86.7	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0
白浜町	13	1,136	89	1,627	1.4	100.0	100.0	100.0	100.0	89	100.0	100.0
上富田町	6	1,301	72	1,309	1.0	81.9	100.0	100.0	***	***	100.0	83.3
すさみ町	2	174	16	272	1.6	93.8	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0
那智勝浦町	10	806	69	889	1.1	92.8	100.0	100.0	***	***	100.0	80.0
太地町	2	136	14	175	1.3	85.7	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0
古座川町	5	153	22	200	1.3	86.4	100.0	100.0	22.7	5	100.0	80.0
北山村	2	36	6	40	1.1	100.0	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0
串本町	13	676	76	748	1.1	89.5	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0
御坊市日高川町中学校組	1	165	9	213	1.3	66.7	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0
合計	388	82,192	4,373	92,114	1.1	96.4	99.8	99.5	2.7	119	99.5	98.5

注１）「児童生徒数」は、令和６年５月１日現在の児童生徒数。
注２）「学習者用ＰＣ」とは、教育用ＰＣのうち、児童生徒が使用するために配備されたものをいう。
注３）「児童生徒一人当たりの学習者用PC台数」は、「学習者用ＰＣ総台数」を令和６年５月１日現在の児童生徒数で除して算出した値である。
注４）「普通教室の大型提示装置整備率」は、大型提示装置を設置している普通教室の総数を普通教室の総数で除して算出した値である。
注５）「普通教室の校内ＬＡＮ整備率」は、校内ＬＡＮを整備する普通教室の総数を普通教室の総数で除して算出した値である。
注６）「普通教室の無線ＬＡＮ整備率」は、無線ＬＡＮを整備する普通教室の総数を普通教室の総数で除して算出した値である。

7年3月1日現在）

回線速度の契約理論値ギャランティ型
%
0.0
0.0
0.0
0.0
0.0
0.0
0.0
0.0
0.0
0.0
0.0
0.0
50.0
0.0
0.0
0.0
0.0
0.0
0.0
0.0
0.0
0.0
0.0
0.0
0.0
0.0
0.0
0.0
0.0
16.7
0.0
20.0
0.0
20.0
0.0
0.0
0.0
1.5

○市区町村（設置者）別「コンピュータの設置状況」及び「インターネット接続状況」の実態（合計）

（令和７年３月１日現在）

市　区　町　村　別 （　合　計　）	教員数 人	授業を担当している教員数 人	指導者用PC台数 台	指導者用PC整備率 %	教員の校務用PC台数 台	教員の校務用PC整備率 %	統合型校務支援システム整備率 %	遠隔教育実施率 %	遠隔教育を実施している学校のうち、「合同授業型」の遠隔授業の実施率 %	遠隔教育を実施している学校のうち、「教師支援型」の遠隔授業の実施率 %	遠隔教育を実施している学校のうち、「教科・科目充実型」の遠隔授業の実施率 %	遠隔教育を実施している学校のうち、個々の児童生徒の状況に応じた遠隔教育の実施率 %
和歌山県	2,600	2,302	2,910	111.9	3,020	116.2	100.0	27.5	35.7	50.0	7.1	71.4
和歌山市	1,746	1,480	2,937	168.2	1,951	111.7	100.0	47.9	38.2	38.2	0.0	88.2
海南市	289	230	413	142.9	377	130.4	100.0	57.9	27.3	54.5	0.0	81.8
橋本市	368	310	406	110.3	412	112.0	100.0	26.3	40.0	60.0	0.0	40.0
有田市	151	126	180	119.2	230	152.3	100.0	100.0	62.5	37.5	0.0	75.0
御坊市	157	115	137	87.3	211	134.4	100.0	20.0	50.0	0.0	0.0	100.0
田辺市	524	405	498	95.0	581	110.9	100.0	56.4	59.1	36.4	0.0	50.0
新宮市	166	131	258	155.4	280	168.7	100.0	60.0	83.3	16.7	0.0	33.3
紀の川市	364	303	664	182.4	484	133.0	100.0	66.7	64.3	64.3	0.0	50.0
岩出市	283	246	359	126.9	447	158.0	100.0	50.0	50.0	25.0	0.0	100.0
紀美野町	56	43	104	185.7	83	148.2	100.0	40.0	50.0	50.0	0.0	0.0
かつらぎ町	105	87	182	173.3	114	108.6	100.0	57.1	25.0	25.0	0.0	75.0
九度山町	45	36	52	115.6	57	126.7	50.0	75.0	0.0	0.0	0.0	100.0
高野町	32	25	44	137.5	43	134.4	100.0	100.0	100.0	25.0	0.0	50.0
湯浅町	82	68	122	148.8	123	150.0	100.0	66.7	100.0	75.0	0.0	50.0
広川町	66	54	66	100.0	85	128.8	100.0	16.7	0.0	0.0	0.0	100.0
有田川町	169	137	184	108.9	275	162.7	100.0	54.5	83.3	33.3	0.0	66.7
美浜町	41	33	45	109.8	73	178.0	100.0	100.0	33.3	0.0	0.0	100.0
日高町	60	50	48	80.0	101	168.3	100.0	33.3	0.0	0.0	0.0	100.0
由良町	28	23	36	128.6	56	200.0	100.0	100.0	0.0	0.0	0.0	100.0
印南町	92	69	76	82.6	118	128.3	100.0	75.0	66.7	33.3	0.0	33.3
みなべ町	104	83	130	125.0	140	134.6	100.0	87.5	85.7	42.9	0.0	71.4
日高川町	113	83	99	87.6	154	136.3	100.0	36.4	25.0	0.0	0.0	100.0
白浜町	159	123	170	106.9	204	128.3	100.0	100.0	53.8	76.9	0.0	23.1
上富田町	113	92	94	83.2	147	130.1	100.0	66.7	50.0	50.0	0.0	50.0
すさみ町	26	21	47	180.8	56	215.4	100.0	0.0	***	***	***	***
那智勝浦町	125	98	125	100.0	137	109.6	100.0	60.0	83.3	66.7	0.0	16.7
太地町	26	22	55	211.5	33	126.9	50.0	0.0	***	***	***	***
古座川町	52	38	61	117.3	55	105.8	100.0	100.0	80.0	60.0	0.0	0.0
北山村	14	12	20	142.9	13	92.9	100.0	50.0	100.0	0.0	0.0	100.0
串本町	130	101	158	121.5	182	140.0	100.0	15.4	0.0	100.0	0.0	50.0
御坊市日高川町中学校	16	14	21	131.3	25	156.3	100.0	0.0	***	***	***	***
合　　計	8,302	6,960	10,701	128.9	10,267	123.7	99.2	51.0	52.5	42.9	1.5	62.1

注１）「教員」とは、校長、副校長、教頭、主幹教諭、指導教諭、教諭、助教諭、養護教諭、養護助教諭、栄養教諭、常勤講師、再任用職員（フルタイム）をいう。
注２）「授業を担当している教員」とは、各教科等の授業を定期的に担当している教員をいう。授業を一時的・臨時的に担当する教員は含まない。
注３）「指導者用ＰＣ」とは、教員が使用するために配備されたものをいう。教職員が主として校務用に利用しているコンピュータ（校務用コンピュータ）は含まない。
注４）「指導者用ＰＣ整備率」とは指導者用ＰＣの総数を教員の総数で除して算出した値である。
注５）「教員の校務用ＰＣ」とは、主として教員が校務に使用するコンピュータのことをいう。
注６）「教員の校務用ＰＣ整備率」は、校務用ＰＣの総数を総教員数で除して算出した値である。
注７）「統合型校務支援システム」は、教務系（成績処理、出欠管理、時数等）・保健系（健康診断票、保健室管理等）、指導要録等の学籍関係、学校事務系など統合して
　　機能を有しているシステムをいう。
注８）「遠隔教育」は、遠隔システムを活用した同時双方向型で行う教育をいう。（「『遠隔教育の推進に向けた施策方針』の策定について（通知）」（文部科学省、平成30年9月20日））
注９）「合同授業型」とは、教師が児童生徒等に対面で授業を行う複数の教室等を遠隔により接続することで、児童生徒が多様な意見や考えに触れたり、協働して学習に取り組んだり
　　する機会の充実を図る遠隔教育の形態をいう。
注10）「教師支援型」とは、外部人材等の専門家と、児童生徒や教師がいる教室等を遠隔により接続することで、児童生徒の学習活動の質を高めるとともに、
　　教師の資質向上を図る遠隔教育の形態をいう。
注11）「教科・科目充実型」とは、学校教育法施行規則第77条の２（中学校等）、第88条の３（高等学校等）に基づき、当該教科の免許状を保有する教師による
　　授業を遠隔により提供することで、生徒の多様な科目選択を可能とすること等により、学習機会の充実を図るものをいう。なお、小学校での活用は想定されない。
注12）遠隔教育を実施している学校のうち、「教科・科目充実型」の遠隔教育の実施率は、「教科・科目充実型」の遠隔授業を実施している学校の総数を、
　　遠隔教育を実施していると答えた学校の総数から、遠隔教育を実施していると答えた小学校の総数を引いた数で除した値である。
注13）「個々の児童生徒の状況に応じた遠隔教育」とは、外国人児童生徒等への日本語指導、病気療養児・不登校児童生徒等に対する学習指導等の
　　個々の児童生徒の状況に応じた遠隔教育の形態をいう。

○市区町村（設置者）別「コンピュータの設置状況」及び「インターネット接続状況」の実態（小学校）

（令和

市　区　町　村　別 （　小　学　校　）	学校数 校	児童生徒数 人	普通教室数 室	学習者用PC総台数 台	児童生徒一人当たりの学習者用PC台数 台／人	普通教室の大型提示装置整備率 %	普通教室の校内LAN整備率 %	普通教室の無線LAN整備率 %	普通教室の移動通信システム（LTE等）整備率 %	移動系通信を利用している学校の内、無線LAN整備済みの普通教室の数 室	無線LAN又は移動系通信によりインターネット接続を行う普通教室の割合 %	回線速度の契約理論値ベストエフォート型 %
和歌山市	51	15,723	755	15,740	1.0	97.9	100.0	99.9	***	***	99.9	100.0
海南市	12	1,891	119	2,338	1.2	96.6	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0
橋本市	14	2,679	174	2,696	1.0	97.1	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0
有田市	7	1,018	69	1,171	1.2	100.0	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0
御坊市	6	947	64	1,028	1.1	87.5	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0
田辺市	25	3,002	208	3,046	1.0	99.0	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0
新宮市	5	1,137	62	1,212	1.1	96.8	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0
紀の川市	15	2,627	173	2,682	1.0	100.0	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0
岩出市	6	2,854	128	3,271	1.1	96.9	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0
紀美野町	3	228	20	294	1.3	95.0	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0
かつらぎ町	5	672	47	803	1.2	93.6	97.9	97.9	***	***	97.9	100.0
九度山町	2	110	12	128	1.2	83.3	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0
高野町	3	89	12	90	1.0	100.0	100.0	100.0	100.0	12	100.0	100.0
湯浅町	5	433	34	466	1.1	100.0	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0
広川町	4	290	25	330	1.1	64.0	100.0	88.0	***	***	88.0	100.0
有田川町	7	1,325	76	1,411	1.1	94.7	98.7	98.7	***	***	98.7	100.0
美浜町	2	268	16	368	1.4	100.0	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0
日高町	2	501	25	506	1.0	100.0	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0
由良町	1	157	10	221	1.4	100.0	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0
印南町	4	349	31	379	1.1	90.3	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0
みなべ町	5	547	43	636	1.2	90.7	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0
日高川町	7	408	45	530	1.3	86.7	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0
白浜町	9	753	67	1,085	1.4	100.0	100.0	100.0	100.0	67	100.0	100.0
上富田町	5	899	55	908	1.0	100.0	100.0	100.0	***	***	100.0	80.0
すさみ町	1	116	9	126	1.1	100.0	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0
那智勝浦町	6	528	47	594	1.1	89.4	100.0	100.0	***	***	100.0	83.3
太地町	1	104	9	113	1.1	77.8	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0
古座川町	3	76	14	76	1.0	85.7	100.0	100.0	***	***	100.0	66.7
北山村	1	26	3	27	1.0	100.0	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0
串本町	9	460	57	501	1.1	89.5	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0
合　　計	226	40,217	2,409	42,776	1.1	96.3	99.9	99.8	3.3	79	99.8	98.7

注１）「児童生徒数」は、令和６年５月１日現在の児童生徒数。
注２）「学習者用ＰＣ」とは、教育用ＰＣのうち、児童生徒が使用するために配備されたものをいう。
注３）「児童生徒一人当たりの学習者用PC台数」は、「学習者用ＰＣ総台数」を令和６年５月１日現在の児童生徒数で除して算出した値である。
注４）「普通教室の大型提示装置整備率」は、大型提示装置を設置している普通教室の総数を普通教室の総数で除して算出した値である。
注５）「普通教室の校内ＬＡＮ整備率」は、校内ＬＡＮを整備する普通教室の総数を普通教室の総数で除して算出した値である。
注６）「普通教室の無線ＬＡＮ整備率」は、無線ＬＡＮを整備する普通教室の総数を普通教室の総数で除して算出した値である。

7年3月1日現在）

回線速度の契約理論値ギャランティ型
%
0.0
0.0
0.0

○市区町村（設置者）別「コンピュータの設置状況」及び「インターネット接続状況」の実態（小学校）

（令和７年３月１日現在）

市　区　町　村　別 （　小　学　校　）	教員数 人	授業を担当している教員数 人	指導者用PC台数 台	指導者用PC整備率 %	教員の校務用PC台数 台	教員の校務用PC整備率 %	統合型校務支援システム整備率 %	遠隔教育実施率 %	遠隔教育を実施している学校のうち、「合同授業型」の遠隔授業の実施率 %	遠隔教育を実施している学校のうち、「教師支援型」の遠隔授業の実施率 %	遠隔教育を実施している学校のうち、「教科・科目充実型」の遠隔授業の実施率 %	遠隔教育を実施している学校のうち、個々の児童生徒の状況に応じた遠隔教育の実施率 %
和歌山市	1,106	922	1,977	178.8	1,221	110.4	100.0	49.0	40.0	48.0	***	84.0
海南市	186	148	248	133.3	245	131.7	100.0	83.3	30.0	60.0	***	80.0
橋本市	239	195	251	105.0	262	109.6	100.0	28.6	50.0	75.0	***	25.0
有田市	109	87	104	95.4	189	173.4	100.0	100.0	71.4	28.6	***	71.4
御坊市	99	72	84	84.8	138	139.4	100.0	33.3	50.0	0.0	***	100.0
田辺市	321	248	305	95.0	370	115.3	100.0	60.0	60.0	40.0	***	46.7
新宮市	91	67	136	149.5	156	171.4	100.0	60.0	66.7	0.0	***	33.3
紀の川市	243	200	475	195.5	344	141.6	100.0	66.7	60.0	50.0	***	60.0
岩出市	182	155	208	114.3	247	135.7	100.0	33.3	50.0	0.0	***	100.0
紀美野町	34	25	55	161.8	54	158.8	100.0	66.7	50.0	50.0	***	0.0
かつらぎ町	68	54	129	189.7	77	113.2	100.0	60.0	33.3	33.3	***	66.7
九度山町	21	17	24	114.3	23	109.5	50.0	100.0	0.0	0.0	***	100.0
高野町	19	15	23	121.1	25	131.6	100.0	100.0	100.0	33.3	***	33.3
湯浅町	54	43	78	144.4	84	155.6	100.0	80.0	100.0	75.0	***	50.0
広川町	40	33	40	100.0	52	130.0	100.0	0.0	***	***	***	***
有田川町	108	88	129	119.4	169	156.5	100.0	71.4	100.0	40.0	***	60.0
美浜町	26	20	22	84.6	48	184.6	100.0	100.0	0.0	0.0	***	100.0
日高町	39	32	28	71.8	66	169.2	100.0	0.0	***	***	***	***
由良町	16	13	12	75.0	24	150.0	100.0	100.0	0.0	0.0	***	100.0
印南町	47	37	37	78.7	51	108.5	100.0	100.0	100.0	25.0	***	25.0
みなべ町	65	51	85	130.8	90	138.5	100.0	80.0	100.0	50.0	***	50.0
日高川町	74	56	45	60.8	99	133.8	100.0	14.3	0.0	0.0	***	100.0
白浜町	108	81	126	116.7	139	128.7	100.0	100.0	33.3	88.9	***	0.0
上富田町	83	65	58	69.9	109	131.3	100.0	60.0	66.7	66.7	***	33.3
すさみ町	14	12	27	192.9	32	228.6	100.0	0.0	***	***	***	***
那智勝浦町	73	55	71	97.3	77	105.5	100.0	83.3	100.0	80.0	***	0.0
太地町	15	13	25	166.7	19	126.7	100.0	0.0	***	***	***	***
古座川町	26	19	40	153.8	32	123.1	100.0	100.0	100.0	66.7	***	0.0
北山村	8	6	8	100.0	4	50.0	100.0	100.0	100.0	0.0	***	100.0
串本町	85	65	107	125.9	118	138.8	100.0	22.2	0.0	100.0	***	50.0
合　　計	3,599	2,894	4,957	137.7	4,564	126.8	99.6	58.4	56.8	47.7	***	55.3

注１）「教員」とは、校長、副校長、教頭、主幹教諭、指導教諭、教諭、助教諭、養護教諭、養護助教諭、栄養教諭、常勤講師、再任用職員（フルタイム）をいう。
注２）「授業を担当している教員」とは、各教科等の授業を定期的に担当している教員をいう。授業を一時的・臨時的に担当する教員は含まない。
注３）「指導者用ＰＣ」とは、教員が使用するために配備されたものをいう。教職員が主として校務用に利用しているコンピュータ（校務用コンピュータ）は含まない。
注４）「指導者用ＰＣ整備率」とは指導者用ＰＣの総数を教員の総数で除して算出した値である。
注５）「教員の校務用ＰＣ」とは、主として教員が校務に使用するコンピュータのことをいう。
注６）「教員の校務用ＰＣ整備率」は、校務用ＰＣの総数を総教員数で除して算出した値である。
注７）「統合型校務支援システム」は、教務系（成績処理、出欠管理、時数等）・保健系（健康診断票、保健室管理等）、指導要録等の学籍関係、学校事務系など統合して
　　機能を有しているシステムをいう。
注８）「遠隔教育」は、遠隔システムを活用した同時双方向型で行う教育をいう。（「『遠隔教育の推進に向けた施策方針』の策定について（通知）」（文部科学省、平成30年9月20日））
注９）「合同授業型」とは、教師が児童生徒等に対面で授業を行う複数の教室等を遠隔により接続することで、児童生徒が多様な意見や考えに触れたり、協働して学習に取り組んだり
　　する機会の充実を図る遠隔教育の形態をいう。
注10）「教師支援型」とは、外部人材等の専門家と、児童生徒や教師がいる教室等を遠隔により接続することで、児童生徒の学習活動の質を高めるとともに、
　　教師の資質向上を図る遠隔教育の形態をいう。
注11）「教科・科目充実型」とは、学校教育法施行規則第77条の２（中学校等）、第88条の３（高等学校等）に基づき、当該教科の免許状を保有する教師による
　　授業を遠隔により提供することで、生徒の多様な科目選択を可能とすること等により、学習機会の充実を図るものをいう。なお、小学校での活用は想定されない。
注12）遠隔教育を実施している学校のうち、「教科・科目充実型」の遠隔教育の実施率は、「教科・科目充実型」の遠隔授業を実施している学校の総数を、
　　遠隔教育を実施していると答えた学校の総数から、遠隔教育を実施していると答えた小学校の総数を引いた数で除した値である。
注13）「個々の児童生徒の状況に応じた遠隔教育」とは、外国人児童生徒等への日本語指導、病気療養児・不登校児童生徒等に対する学習指導等の
　　個々の児童生徒の状況に応じた遠隔教育の形態をいう。

○市区町村（設置者）別「コンピュータの設置状況」及び「インターネット接続状況」の実態（中学校）

（令和

市　区　町　村　別 （　中　学　校　）	学校数 校	児童生徒数 人	普通教室数 室	学習者用PC総台数 台	児童生徒一人当たりの学習者用PC台数 台／人	普通教室の大型提示装置整備率 %	普通教室の校内LAN整備率 %	普通教室の無線LAN整備率 %	普通教室の移動通信システム（LTE等）整備率 %	移動系通信を利用している学校の内、無線LAN整備済みの普通教室の数 室	無線LAN又は移動系通信によりインターネット接続を行う普通教室の割合 %	回線速度の契約理論値 ベストエフォート型 %
和歌山県	5	961	30	1,251	1.3	100.0	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0
和歌山市	18	6,823	271	6,845	1.0	100.0	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0
海南市	7	915	47	1,227	1.3	100.0	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0
橋本市	5	1,204	71	1,279	1.1	97.2	98.6	98.6	***	***	98.6	100.0
有田市	1	610	25	668	1.1	100.0	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0
御坊市	4	397	21	600	1.5	100.0	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0
田辺市	14	1,596	93	1,626	1.0	98.9	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0
新宮市	5	546	35	643	1.2	82.9	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0
紀の川市	6	1,337	68	1,513	1.1	100.0	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0
岩出市	2	1,352	54	1,496	1.1	98.1	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0
紀美野町	2	143	11	176	1.2	100.0	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0
かつらぎ町	2	325	18	338	1.0	100.0	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0
九度山町	2	87	13	109	1.3	53.8	100.0	100.0	***	***	100.0	0.0
高野町	1	48	3	48	1.0	100.0	100.0	100.0	100.0	3	100.0	100.0
湯浅町	1	271	12	291	1.1	100.0	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0
広川町	2	160	12	237	1.5	58.3	91.7	91.7	***	***	91.7	100.0
有田川町	4	637	31	733	1.2	93.5	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0
美浜町	1	122	6	169	1.4	100.0	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0
日高町	1	238	11	243	1.0	100.0	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0
由良町	1	93	6	135	1.5	100.0	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0
印南町	4	161	14	253	1.6	92.9	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0
みなべ町	3	291	17	390	1.3	88.2	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0
日高川町	4	138	15	231	1.7	86.7	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0
白浜町	4	383	22	542	1.4	100.0	100.0	100.0	100.0	22	100.0	100.0
上富田町	1	402	17	401	1.0	23.5	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0
すさみ町	1	58	7	146	2.5	85.7	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0
那智勝浦町	4	278	22	295	1.1	100.0	100.0	100.0	***	***	100.0	75.0
太地町	1	32	5	62	1.9	100.0	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0
古座川町	2	77	8	124	1.6	87.5	100.0	100.0	62.5	5	100.0	100.0
北山村	1	10	3	13	1.3	100.0	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0
串本町	4	216	19	247	1.1	89.5	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0
御坊市日高川町中学校組	1	165	9	213	1.3	66.7	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0
合　　計	114	20,076	996	22,544	1.1	95.2	99.8	99.8	3.0	30	99.8	97.4

注１）「児童生徒数」は、令和６年５月１日現在の児童生徒数。
注２）「学習者用ＰＣ」とは、教育用ＰＣのうち、児童生徒が使用するために配備されたものをいう。
注３）「児童生徒一人当たりの学習者用PC台数」は、「学習者用ＰＣ総台数」を令和６年５月１日現在の児童生徒数で除して算出した値である。
注４）「普通教室の大型提示装置整備率」は、大型提示装置を設置している普通教室の総数を普通教室の総数で除して算出した値である。
注５）「普通教室の校内ＬＡＮ整備率」は、校内ＬＡＮを整備する普通教室の総数を普通教室の総数で除して算出した値である。
注６）「普通教室の無線ＬＡＮ整備率」は、無線ＬＡＮを整備する普通教室の総数を普通教室の総数で除して算出した値である。

7年3月1日現在）

回線速度の契約理論値ギャランティ型
%
0.0
0.0
0.0
0.0
0.0
0.0
0.0
0.0
0.0
0.0
0.0
0.0
100.0
0.0
0.0
0.0
0.0
0.0
0.0
0.0
0.0
0.0
0.0
0.0
0.0
0.0
0.0
0.0
0.0
0.0
25.0
0.0
0.0
0.0
0.0
0.0
2.6

○市区町村（設置者）別「コンピュータの設置状況」及び「インターネット接続状況」の実態（中学校）

（令和７年３月１日現在）

市　区　町　村　別 （　中　学　校　）	教員数 人	授業を担当している教員数 人	指導者用PC台数 台	指導者用PC整備率 %	教員の校務用PC台数 台	教員の校務用PC整備率 %	統合型校務支援システム整備率 %	遠隔教育実施率 %	遠隔教育を実施している学校のうち、「合同授業型」の遠隔授業の実施率 %	遠隔教育を実施している学校のうち、「教師支援型」の遠隔授業の実施率 %	遠隔教育を実施している学校のうち、「教科・科目充実型」の遠隔授業の実施率 %	遠隔教育を実施している学校のうち、個々の児童生徒の状況に応じた遠隔教育の実施率 %
和歌山県	58	44	76	131.0	66	113.8	100.0	60.0	66.7	33.3	0.0	100.0
和歌山市	530	459	869	164.0	604	114.0	100.0	44.4	25.0	12.5	0.0	100.0
海南市	103	82	165	160.2	132	128.2	100.0	14.3	0.0	0.0	0.0	100.0
橋本市	129	115	155	120.2	150	116.3	100.0	20.0	0.0	0.0	0.0	100.0
有田市	42	39	76	181.0	41	97.6	100.0	100.0	0.0	100.0	0.0	100.0
御坊市	58	43	53	91.4	73	125.9	100.0	0.0	***	***	***	***
田辺市	203	157	193	95.1	211	103.9	100.0	50.0	57.1	28.6	0.0	57.1
新宮市	75	64	122	162.7	124	165.3	100.0	60.0	100.0	33.3	0.0	33.3
紀の川市	121	103	189	156.2	140	115.7	100.0	66.7	75.0	100.0	0.0	25.0
岩出市	101	91	151	149.5	200	198.0	100.0	100.0	50.0	50.0	0.0	100.0
紀美野町	22	18	49	222.7	29	131.8	100.0	0.0	***	***	***	***
かつらぎ町	37	33	53	143.2	37	100.0	100.0	50.0	0.0	0.0	0.0	100.0
九度山町	24	19	28	116.7	34	141.7	50.0	50.0	0.0	0.0	0.0	100.0
高野町	13	10	21	161.5	18	138.5	100.0	100.0	100.0	0.0	0.0	100.0
湯浅町	28	25	44	157.1	39	139.3	100.0	0.0	***	***	***	***
広川町	26	21	26	100.0	33	126.9	100.0	50.0	0.0	0.0	0.0	100.0
有田川町	61	49	55	90.2	106	173.8	100.0	25.0	0.0	0.0	0.0	100.0
美浜町	15	13	23	153.3	25	166.7	100.0	100.0	100.0	0.0	0.0	100.0
日高町	21	18	20	95.2	35	166.7	100.0	100.0	0.0	0.0	0.0	100.0
由良町	12	10	24	200.0	32	266.7	100.0	100.0	0.0	0.0	0.0	100.0
印南町	45	32	39	86.7	67	148.9	100.0	50.0	0.0	50.0	0.0	50.0
みなべ町	39	32	45	115.4	50	128.2	100.0	100.0	66.7	33.3	0.0	100.0
日高川町	39	27	54	138.5	55	141.0	100.0	75.0	33.3	0.0	0.0	100.0
白浜町	51	42	44	86.3	65	127.5	100.0	100.0	100.0	50.0	0.0	75.0
上富田町	30	27	36	120.0	38	126.7	100.0	100.0	0.0	0.0	0.0	100.0
すさみ町	12	9	20	166.7	24	200.0	100.0	0.0	***	***	***	***
那智勝浦町	52	43	54	103.8	60	115.4	100.0	25.0	0.0	0.0	0.0	100.0
太地町	11	9	30	272.7	14	127.3	0.0	0.0	***	***	***	***
古座川町	26	19	21	80.8	23	88.5	100.0	100.0	50.0	50.0	0.0	0.0
北山村	6	6	12	200.0	9	150.0	100.0	0.0	***	***	***	***
串本町	45	36	51	113.3	64	142.2	100.0	0.0	***	***	***	***
御坊市日高川町中学校	16	14	21	131.3	25	156.3	100.0	0.0	***	***	***	***
合　　計	2,051	1,709	2,819	137.4	2,623	127.9	98.2	47.4	46.3	29.6	0.0	77.8

注１）「教員」とは、校長、副校長、教頭、主幹教諭、指導教諭、教諭、助教諭、養護教諭、養護助教諭、栄養教諭、常勤講師、再任用職員（フルタイム）をいう。
注２）「授業を担当している教員」とは、各教科等の授業を定期的に担当している教員をいう。授業を一時的・臨時的に担当する教員は含まない。
注３）「指導者用ＰＣ」とは、教員が使用するために配備されたものをいう。教職員が主として校務用に利用しているコンピュータ（校務用コンピュータ）は含まない。
注４）「指導者用ＰＣ整備率」とは指導者用ＰＣの総数を教員の総数で除して算出した値である。
注５）「教員の校務用ＰＣ」とは、主として教員が校務に使用するコンピュータのことをいう。
注６）「教員の校務用ＰＣ整備率」は、校務用ＰＣの総数を総教員数で除して算出した値である。
注７）「統合型校務支援システム」は、教務系（成績処理、出欠管理、時数等）・保健系（健康診断票、保健室管理等）、指導要録等の学籍関係、学校事務系など統合して
　　機能を有しているシステムをいう。
注８）「遠隔教育」は、遠隔システムを活用した同時双方向型で行う教育をいう。（「『遠隔教育の推進に向けた施策方針』の策定について（通知）」（文部科学省、平成30年9月20日））
注９）「合同授業型」とは、教師が児童生徒等に対面で授業を行う複数の教室等を遠隔により接続することで、児童生徒が多様な意見や考えに触れたり、協働して学習に取り組んだり
　　する機会の充実を図る遠隔教育の形態をいう。
注10）「教師支援型」とは、外部人材等の専門家と、児童生徒や教師がいる教室等を遠隔により接続することで、児童生徒の学習活動の質を高めるとともに、
　　教師の資質向上を図る遠隔教育の形態をいう。
注11）「教科・科目充実型」とは、学校教育法施行規則第77条の２（中学校等）、第88条の３（高等学校等）に基づき、当該教科の免許状を保有する教師による
　　授業を遠隔により提供することで、生徒の多様な科目選択を可能とすること等により、学習機会の充実を図るものをいう。なお、小学校での活用は想定されない。
注12）遠隔教育を実施している学校のうち、「教科・科目充実型」の遠隔教育の実施率は、「教科・科目充実型」の遠隔授業を実施している学校の総数を、
　　遠隔教育を実施していると答えた学校の総数から、遠隔教育を実施していると答えた小学校の総数を引いた数で除した値である。
注13）「個々の児童生徒の状況に応じた遠隔教育」とは、外国人児童生徒等への日本語指導、病気療養児・不登校児童生徒等に対する学習指導等の
　　個々の児童生徒の状況に応じた遠隔教育の形態をいう。

○市区町村（設置者）別「コンピュータの設置状況」及び「インターネット接続状況」の実態（義務教育学校）

市　区　町　村　別 （義務教育学校）	学校数 校	児童生徒数 人	普通教室数 室	学習者用PC総台数 台	児童生徒一人当たりの学習者用PC台数 台／人	普通教室の大型提示装置整備率 %
和歌山市	1	767	30	765	1.0	100.0
合　計	1	767	30	765	1.0	100.0

注１）「児童生徒数」は、令和６年５月１日現在の児童生徒数。
注２）「学習者用ＰＣ」とは、教育用ＰＣのうち、児童生徒が使用するために配備されたものをいう。
注３）「児童生徒一人当たりの学習者用PC台数」は、「学習者用ＰＣ総台数」を令和６年５月１日現在の児童生徒数で除して算出した値であ
注４）「普通教室の大型提示装置整備率」は、大型提示装置を設置している普通教室の総数を普通教室の総数で除して算出した値である。
注５）「普通教室の校内ＬＡＮ整備率」は、校内ＬＡＮを整備する普通教室の総数を普通教室の総数で除して算出した値である。
注６）「普通教室の無線ＬＡＮ整備率」は、無線ＬＡＮを整備する普通教室の総数を普通教室の総数で除して算出した値である。

（令和７年３月１日現在）

普通教室の校内LAN整備率 %	普通教室の無線LAN整備率 %	普通教室の移動通信システム（LTE等）整備率 %	移動系通信を利用している学校の内、無線LAN整備済みの普通教室の数 室	無線LAN又は移動系通信によりインターネット接続を行う普通教室の割合 %	回線速度の契約理論値 ベストエフォート型 %	回線速度の契約理論値 ギャランティ型 %
100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0

る。

○市区町村（設置者）別「コンピュータの設置状況」及び「インターネット接続状況」の実態（義務教育学校）

（令和７年３月１日現在）

市　区　町　村　別 （義務教育学校）	教員数 人	授業を担当している教員数 人	指導者用PC台数 台	指導者用PC整備率 %	教員の校務用PC台数 台	教員の校務用PC整備率 %	統合型校務支援システム整備率 %	遠隔教育実施率 %	遠隔教育を実施している学校のうち、「合同授業型」の遠隔授業の実施率 %	遠隔教育を実施している学校のうち、「教師支援型」の遠隔授業の実施率 %	遠隔教育を実施している学校のうち、「教科・科目充実型」の遠隔授業の実施率 %	遠隔教育を実施している学校のうち、個々の児童生徒の状況に応じた遠隔教育の実施率 %
和歌山市	47	39	85	180.9	55	117.0	100.0	100.0	100.0	0.0	0.0	100.0
合　　計	47	39	85	180.9	55	117.0	100.0	100.0	100.0	0.0	0.0	100.0

注１）「教員」とは、校長、副校長、教頭、主幹教諭、指導教諭、教諭、助教諭、養護教諭、養護助教諭、栄養教諭、常勤講師、再任用職員（フルタイム）をいう。
注２）「授業を担当している教員」とは、各教科等の授業を定期的に担当している教員をいう。授業を一時的・臨時的に担当する教員は含まない。
注３）「指導者用ＰＣ」とは、教員が使用するために配備されたものをいう。教職員が主として校務用に利用しているコンピュータ（校務用コンピュータ）は含まない。
注４）「指導者用ＰＣ整備率」とは指導者用ＰＣの総数を教員の総数で除して算出した値である。
注５）「教員の校務用ＰＣ」とは、主として教員が校務に使用するコンピュータのことをいう。
注６）「教員の校務用ＰＣ整備率」は、校務用ＰＣの総数を総教員数で除して算出した値である。
注７）「統合型校務支援システム」は、教務系（成績処理、出欠管理、時数等）・保健系（健康診断票、保健室管理等）、指導要録等の学籍関係、学校事務系など統合して
　　機能を有しているシステムをいう。
注８）「遠隔教育」は、遠隔システムを活用した同時双方向型で行う教育をいう。（「『遠隔教育の推進に向けた施策方針』の策定について（通知）」（文部科学省、平成30年9月20日））
注９）「合同授業型」とは、教師が児童生徒等に対面で授業を行う複数の教室等を遠隔により接続することで、児童生徒が多様な意見や考えに触れたり、協働して学習に取り組んだり
　　する機会の充実を図る遠隔教育の形態をいう。
注10）「教師支援型」とは、外部人材等の専門家と、児童生徒や教師がいる教室等を遠隔により接続することで、児童生徒の学習活動の質を高めるとともに、
　　教師の資質向上を図る遠隔教育の形態をいう。
注11）「教科・科目充実型」とは、学校教育法施行規則第77条の２（中学校等）、第88条の３（高等学校等）に基づき、当該教科の免許状を保有する教師による
　　授業を遠隔により提供することで、生徒の多様な科目選択を可能とすること等により、学習機会の充実を図るものをいう。なお、小学校での活用は想定されない。
注12）遠隔教育を実施している学校のうち、「教科・科目充実型」の遠隔教育の実施率は、「教科・科目充実型」の遠隔授業を実施している学校の総数を、
　　遠隔教育を実施していると答えた学校の総数から、遠隔教育を実施していると答えた小学校の総数を引いた数で除した値である。
注13）「個々の児童生徒の状況に応じた遠隔教育」とは、外国人児童生徒等への日本語指導、病気療養児・不登校児童生徒等に対する学習指導等の
　　個々の児童生徒の状況に応じた遠隔教育の形態をいう。

○市区町村（設置者）別「コンピュータの設置状況」及び「インターネット接続状況」の実態（高等学校）

（令和７年３月１日現在）

市区町村別（高等学校）	学校数	学校数（専門学科・総合学科単独及び複数学科設置校）	児童生徒数	児童生徒数（専門学科・総合学科単独及び複数学科設置校）	普通教室数	普通教室数（専門学科・総合学科単独及び複数学科設置校）	学習者用PC総台数	学習者用PC総台数（専門学科・総合学科単独及び複数学科設置校）	児童生徒一人当たりの学習者用PC台数	児童生徒一人当たりの学習者用PC台数（専門学科・総合学科単独及び複数学科設置校）	普通教室の大型提示装置整備率	普通教室の大型提示装置整備率（専門学科・総合学科単独及び複数学科設置校）	普通教室の校内LAN整備率	普通教室の校内LAN整備率（専門学科・総合学科単独及び複数学科設置校）	普通教室の無線LAN整備率	普通教室の無線LAN整備率（専門学科・総合学科単独及び複数学科設置校）	普通教室の移動通信システム（LTE等）整備率	普通教室の移動通信システム（LTE等）整備率（専門学科・総合学科単独及び複数学科設置校）	移動系通信を利用している学校の内、無線LAN整備済みの普通教室の数	移動系通信を利用している学校の内、無線LAN整備済みの普通教室の数（専門学科・総合学科単独及び複数学科設置校）	無線LAN又は移動系通信によりインターネット接続を行う普通教室の割合	無線LAN又は移動系通信によりインターネット接続を行う普通教室の割合（専門学科・総合学科単独及び複数学科設置校）	回線速度の契約理論値ベストエフォート型	回線速度の契約理論値ベストエフォート型（専門学科・総合学科単独及び複数学科設置校）	回線速度の契約理論値ギャランティ型	回線速度の契約理論値ギャランティ型（専門学科・総合学科単独及び複数学科設置校）
	校	校	人	人	室	室	台	台	台／人	台／人	%	%	%	%	%	%	%	%	室	室	%	%	%	%	%	%
和歌山県	36	25	18,714	14,729	589	457	23,112	18,381	1.2	1.2	99.8	99.8	99.8	99.8	99.7	99.6	1.7	2.2	10	10	99.7	99.6	100.0	100.0	0.0	0.0
和歌山市	1	1	777	777	21	21	1,048	1,048	1.3	1.3	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	***	***	***	***	100.0	100.0	100.0	100.0	0.0	0.0
合計	37	26	19,491	15,506	610	478	24,160	19,429	1.2	1.3	99.8	99.8	99.8	99.8	99.7	99.6	1.6	2.1	10	10	99.7	99.6	100.0	100.0	0.0	0.0

注１）「児童生徒数」は、令和６年５月１日現在の児童生徒数。
注２）「学習者用ＰＣ」とは、教育用ＰＣのうち、児童生徒が使用するために配備されたものをいう。
注３）「児童生徒一人当たりの学習者用PC台数」は、「学習者用ＰＣ総台数」を令和６年５月１日現在の児童生徒数で除して算出した値である。
注４）「普通教室の大型提示装置整備率」は、大型提示装置を設置している普通教室の総数を普通教室の総数で除して算出した値である。
注５）「普通教室の校内ＬＡＮ整備率」は、校内ＬＡＮを整備する普通教室の総数を普通教室の総数で除して算出した値である。
注６）「普通教室の無線ＬＡＮ整備率」は、無線ＬＡＮを整備する普通教室の総数を普通教室の総数で除して算出した値である。

○市区町村（設置者）別「コンピュータの設置状況」及び「インターネット接続状況」の実態（高等学校）

（令和７年３月１日現在）

市区町村別（高等学校）	教員数	教員数（専門学科・総合学科単独及び複数学科設置校）	授業を担当している教員数	授業を担当している教員数（専門学科・総合学科単独及び複数学科設置校）	指導者用PC台数	指導者用PC台数（専門学科・総合学科単独及び複数学科設置校）	指導者用PC整備率	指導者用PC整備率（専門学科・総合学科単独及び複数学科設置校）	教員の校務用PC台数	教員の校務用PC台数（専門学科・総合学科単独及び複数学科設置校）	教員の校務用PC整備率	教員の校務用PC整備率（専門学科・総合学科単独及び複数学科設置校）	統合型校務支援システム整備率	統合型校務支援システム整備率（専門学科・総合学科単独及び複数学科設置校）	遠隔教育実施率	遠隔教育実施率（専門学科・総合学科単独及び複数学科設置校）	遠隔教育を実施している学校のうち、「合同授業型」の遠隔授業の実施率	遠隔教育を実施している学校のうち、「合同授業型」の遠隔授業の実施率（専門学科・総合学	遠隔教育を実施している学校のうち、「教師支援型」の遠隔授業の実施率	遠隔教育を実施している学校のうち、「教師支援型」の遠隔授業の実施率（専門学科・総合学	遠隔教育を実施している学校のうち、「教科・科目充実型」の遠隔授業の実施率	遠隔教育を実施している学校のうち、「教科・科目充実型」の遠隔授業の実施率（専門学	遠隔教育を実施している学校のうち、個々の児童生徒の状況に応じた遠隔教育の実施率	遠隔教育を実施している学校のうち、個々の児童生徒の状況に応じた遠隔教育の実施率（専門学
	人	人	人	人	台	台	%	%	台	台	%	%	%	%	%	%	%	%	%	%	%	%	%	%
和歌山県	1,644	1,292	1,486	1,175	1,807	1,429	109.9	110.6	1,973	1,511	120.0	117.0	100.0	100.0	13.9	16.0	0.0	0.0	60.0	50.0	20.0	25.0	20.0	25.0
和歌山市	63	63	60	60	6	6	9.5	9.5	71	71	112.7	112.7	100.0	100.0	0.0	0.0	***	***	***	***	***	***	***	***
合計	1,707	1,355	1,546	1,235	1,813	1,435	106.2	105.9	2,044	1,582	119.7	116.8	100.0	100.0	13.5	15.4	0.0	0.0	60.0	50.0	20.0	25.0	20.0	25.0

注１）「教員」とは、校長、副校長、教頭、主幹教諭、指導教諭、教諭、助教諭、養護教諭、養護助教諭、栄養教諭、常勤講師、再任用職員（フルタイム）をいう。
注２）「授業を担当している教員」とは、各教科等の授業を定期的に担当している教員をいう。授業を一時的・臨時的に担当する教員は含まない。
注３）「指導者用ＰＣ」とは、教員が使用するために配備されたものをいう。教職員が主として校務用に利用しているコンピュータ（校務用コンピュータ）は含まない。
注４）「指導者用ＰＣ整備率」とは指導者用ＰＣの総数を教員の総数で除して算出した値である。
注５）「教員の校務用ＰＣ」とは、主として教員が校務に使用するコンピュータのことをいう。
注６）「教員の校務用ＰＣ整備率」は、校務用ＰＣの総数を総教員数で除して算出した値である。
注７）「統合型校務支援システム」は、教務系（成績処理、出欠管理、時数等）・保健系（健康診断票、保健室管理等）、指導要録等の学籍関係、学校事務系など統合して機能を有しているシステムをいう。
注８）「遠隔教育」は、遠隔システムを活用した同時双方向型で行う教育をいう。（「『遠隔教育の推進に向けた施策方針』の策定について（通知）」（文部科学省、平成30年9月20日））
注９）「合同授業型」とは、教師が児童生徒等に対面で授業を行う複数の教室等を遠隔により接続することで、児童生徒が多様な意見や考えに触れたり、協働して学習に取り組んだりする機会の充実を図る遠隔教育の形態をいう。
注10）「教師支援型」とは、外部人材等の専門家と、児童生徒や教師がいる教室等を遠隔により接続することで、児童生徒の学習活動の質を高めるとともに、教師の資質向上を図る遠隔教育の形態をいう。
注11）「教科・科目充実型」とは、学校教育法施行規則第77条の２（中学校等）、第88条の３（高等学校等）に基づき、当該教科の免許状を保有する教師による授業を遠隔により提供することで、生徒の多様な科目選択を可能とすること等により、学習機会の充実を図るものをいう。なお、小学校での活用は想定されない。
注12）遠隔教育を実施している学校のうち、「教科・科目充実型」の遠隔教育の実施率は、「教科・科目充実型」の遠隔授業を実施している学校の総数を、遠隔教育を実施していると答えた学校の総数から、遠隔教育を実施していると答えた小学校の総数を引いた数で除した値である。
注13）「個々の児童生徒の状況に応じた遠隔教育」とは、外国人児童生徒等への日本語指導、病気療養児・不登校児童生徒等に対する学習指導等の個々の児童生徒の状況に応じた遠隔教育の形態をいう。

○市区町村（設置者）別「コンピュータの設置状況」及び「インターネット接続状況」の実態（中等教育学校）

市　区　町　村　別 （中等教育学校）	学校数 校	児童生徒数 人	普通教室数 室	学習者用PC総台数 台	児童生徒一人当たりの学習者用PC台数 台／人	普通教室の大型提示装置整備率 %
合　計	***	***	***	***	***	***

注１）「児童生徒数」は、令和６年５月１日現在の児童生徒数。
注２）「学習者用ＰＣ」とは、教育用ＰＣのうち、児童生徒が使用するために配備されたものをいう。
注３）「児童生徒一人当たりの学習者用PC台数」は、「学習者用ＰＣ総台数」を令和６年５月１日現在の児童生徒数で除して算出した値であ
注４）「普通教室の大型提示装置整備率」は、大型提示装置を設置している普通教室の総数を普通教室の総数で除して算出した値である。
注５）「普通教室の校内ＬＡＮ整備率」は、校内ＬＡＮを整備する普通教室の総数を普通教室の総数で除して算出した値である。
注６）「普通教室の無線ＬＡＮ整備率」は、無線ＬＡＮを整備する普通教室の総数を普通教室の総数で除して算出した値である。

（令和７年３月１日現在）

普通教室の校内LAN整備率 %	普通教室の無線LAN整備率 %	普通教室の移動通信システム（LTE等）整備率 %	移動系通信を利用している学校の内、無線LAN整備済みの普通教室の数 室	無線LAN又は移動系通信によりインターネット接続を行う普通教室の割合 %	回線速度の契約理論値 ベストエフォート型 %	回線速度の契約理論値 ギャランティ型 %
***	***	***	***	***	***	***

る。

○市区町村（設置者）別「コンピュータの設置状況」及び「インターネット接続状況」の実態（中等教育学校）

（令和７年３月１日現在）

市　区　町　村　別 （中等教育学校）	教員数 人	授業を担当している教員数 人	指導者用PC台数 台	指導者用PC整備率 %	教員の校務用PC台数 台	教員の校務用PC整備率 %	統合型校務支援システム整備率 %	遠隔教育実施率 %	遠隔教育を実施している学校のうち、「合同授業型」の遠隔授業の実施率 %	遠隔教育を実施している学校のうち、「教師支援型」の遠隔授業の実施率 %	遠隔教育を実施している学校のうち、「教科・科目充実型」の遠隔授業の実施率 %	遠隔教育を実施している学校のうち、個々の児童生徒の状況に応じた遠隔教育の実施率 %
合　　計	***	***	***	***	***	***	***	***	***	***	***	***

注１）「教員」とは、校長、副校長、教頭、主幹教諭、指導教諭、教諭、助教諭、養護教諭、養護助教諭、栄養教諭、常勤講師、再任用職員（フルタイム）をいう。
注２）「授業を担当している教員」とは、各教科等の授業を定期的に担当している教員をいう。授業を一時的・臨時的に担当する教員は含まない。
注３）「指導者用ＰＣ」とは、教員が使用するために配備されたものをいう。教職員が主として校務用に利用しているコンピュータ（校務用コンピュータ）は含まない。
注４）「指導者用ＰＣ整備率」とは指導者用ＰＣの総数を教員の総数で除して算出した値である。
注５）「教員の校務用ＰＣ」とは、主として教員が校務に使用するコンピュータのことをいう。
注６）「教員の校務用ＰＣ整備率」は、校務用ＰＣの総数を総教員数で除して算出した値である。
注７）「統合型校務支援システム」は、教務系（成績処理、出欠管理、時数等）・保健系（健康診断票、保健室管理等）、指導要録等の学籍関係、学校事務系など統合して
　　機能を有しているシステムをいう。
注８）「遠隔教育」は、遠隔システムを活用した同時双方向型で行う教育をいう。（「『遠隔教育の推進に向けた施策方針』の策定について（通知）」（文部科学省、平成30年9月20日））
注９）「合同授業型」とは、教師が児童生徒等に対面で授業を行う複数の教室等を遠隔により接続することで、児童生徒が多様な意見や考えに触れたり、協働して学習に取り組んだり
　　する機会の充実を図る遠隔教育の形態をいう。
注10）「教師支援型」とは、外部人材等の専門家と、児童生徒や教師がいる教室等を遠隔により接続することで、児童生徒の学習活動の質を高めるとともに、
　　教師の資質向上を図る遠隔教育の形態をいう。
注11）「教科・科目充実型」とは、学校教育法施行規則第77条の２（中学校等）、第88条の３（高等学校等）に基づき、当該教科の免許状を保有する教師による
　　授業を遠隔により提供することで、生徒の多様な科目選択を可能とすること等により、学習機会の充実を図るものをいう。なお、小学校での活用は想定されない。
注12）遠隔教育を実施している学校のうち、「教科・科目充実型」の遠隔教育の実施率は、「教科・科目充実型」の遠隔授業を実施している学校の総数を、
　　遠隔教育を実施していると答えた学校の総数から、遠隔教育を実施していると答えた小学校の総数を引いた数で除した値である。
注13）「個々の児童生徒の状況に応じた遠隔教育」とは、外国人児童生徒等への日本語指導、病気療養児・不登校児童生徒等に対する学習指導等の
　　個々の児童生徒の状況に応じた遠隔教育の形態をいう。

○市区町村（設置者）別「コンピュータの設置状況」及び「インターネット接続状況」の実態（特別支援学校）

市　区　町　村　別 （特別支援学校）	学校数 校	児童生徒数 人	普通教室数 室	学習者用PC総台数 台	児童生徒一人当たりの学習者用PC台数 台／人	普通教室の大型提示装置整備率 %
和歌山県	10	1,641	328	1,869	1.1	93.3
合　計	10	1,641	328	1,869	1.1	93.3

注１）「児童生徒数」は、令和６年５月１日現在の児童生徒数。
注２）「学習者用ＰＣ」とは、教育用ＰＣのうち、児童生徒が使用するために配備されたものをいう。
注３）「児童生徒一人当たりの学習者用PC台数」は、「学習者用ＰＣ総台数」を令和６年５月１日現在の児童生徒数で除して算出した値であ
注４）「普通教室の大型提示装置整備率」は、大型提示装置を設置している普通教室の総数を普通教室の総数で除して算出した値である。
注５）「普通教室の校内ＬＡＮ整備率」は、校内ＬＡＮを整備する普通教室の総数を普通教室の総数で除して算出した値である。
注６）「普通教室の無線ＬＡＮ整備率」は、無線ＬＡＮを整備する普通教室の総数を普通教室の総数で除して算出した値である。

（令和７年３月１日現在）

普通教室の校内LAN整備率 %	普通教室の無線LAN整備率 %	普通教室の移動通信システム（LTE等）整備率 %	移動系通信を利用している学校の内、無線LAN整備済みの普通教室の数 室	無線LAN又は移動系通信によりインターネット接続を行う普通教室の割合 %	回線速度の契約理論値 ベストエフォート型 %	回線速度の契約理論値 ギャランティ型 %
99.4	96.0	***	***	96.0	100.0	0.0
99.4	96.0	***	***	96.0	100.0	0.0

る。

○市区町村（設置者）別「コンピュータの設置状況」及び「インターネット接続状況」の実態（特別支援学校）

（令和７年３月１日現在）

市　区　町　村　別 （特別支援学校）	教員数 人	授業を担当している教員数 人	指導者用PC台数 台	指導者用PC整備率 %	教員の校務用PC台数 台	教員の校務用PC整備率 %	統合型校務支援システム整備率 %	遠隔教育実施率 %	遠隔教育を実施している学校のうち、「合同授業型」の遠隔授業の実施率 %	遠隔教育を実施している学校のうち、「教師支援型」の遠隔授業の実施率 %	遠隔教育を実施している学校のうち、「教科・科目充実型」の遠隔授業の実施率 %	遠隔教育を実施している学校のうち、個々の児童生徒の状況に応じた遠隔教育の実施率 %
和歌山県	898	772	1,027	114.4	981	109.2	100.0	60.0	50.0	50.0	0.0	100.0
合　計	898	772	1,027	114.4	981	109.2	100.0	60.0	50.0	50.0	0.0	100.0

注１）「教員」とは、校長、副校長、教頭、主幹教諭、指導教諭、教諭、助教諭、養護教諭、養護助教諭、栄養教諭、常勤講師、再任用職員（フルタイム）をいう。
注２）「授業を担当している教員」とは、各教科等の授業を定期的に担当している教員をいう。授業を一時的・臨時的に担当する教員は含まない。
注３）「指導者用ＰＣ」とは、教員が使用するために配備されたものをいう。教職員が主として校務用に利用しているコンピュータ（校務用コンピュータ）は含まない。
注４）「指導者用ＰＣ整備率」とは指導者用ＰＣの総数を教員の総数で除して算出した値である。
注５）「教員の校務用ＰＣ」とは、主として教員が校務に使用するコンピュータのことをいう。
注６）「教員の校務用ＰＣ整備率」は、校務用ＰＣの総数を総教員数で除して算出した値である。
注７）「統合型校務支援システム」は、教務系（成績処理、出欠管理、時数等）・保健系（健康診断票、保健室管理等）、指導要録等の学籍関係、学校事務系など統合して
　　機能を有しているシステムをいう。
注８）「遠隔教育」は、遠隔システムを活用した同時双方向型で行う教育をいう。（「『遠隔教育の推進に向けた施策方針』の策定について（通知）」（文部科学省、平成30年9月20日））
注９）「合同授業型」とは、教師が児童生徒等に対面で授業を行う複数の教室等を遠隔により接続することで、児童生徒が多様な意見や考えに触れたり、協働して学習に取り組んだり
　　する機会の充実を図る遠隔教育の形態をいう。
注10）「教師支援型」とは、外部人材等の専門家と、児童生徒や教師がいる教室等を遠隔により接続することで、児童生徒の学習活動の質を高めるとともに、
　　教師の資質向上を図る遠隔教育の形態をいう。
注11）「教科・科目充実型」とは、学校教育法施行規則第77条の２（中学校等）、第88条の３（高等学校等）に基づき、当該教科の免許状を保有する教師による
　　授業を遠隔により提供することで、生徒の多様な科目選択を可能とすること等により、学習機会の充実を図るものをいう。なお、小学校での活用は想定されない。
注12）遠隔教育を実施している学校のうち、「教科・科目充実型」の遠隔教育の実施率は、「教科・科目充実型」の遠隔授業を実施している学校の総数を、
　　遠隔教育を実施していると答えた学校の総数から、遠隔教育を実施していると答えた小学校の総数を引いた数で除した値である。
注13）「個々の児童生徒の状況に応じた遠隔教育」とは、外国人児童生徒等への日本語指導、病気療養児・不登校児童生徒等に対する学習指導等の
　　個々の児童生徒の状況に応じた遠隔教育の形態をいう。

○市区町村（設置者）別「コンピュータの設置状況」及び「インターネット接続状況」の実態（合計）

市　区　町　村　別 （　合　計　）	学校数 校	児童生徒数 人	普通教室数 室	学習者用PC総台数 台	児童生徒一人当たりの学習者用PC台数 台／人	普通教室の大型提示装置整備率 %	普通教室の校内LAN整備率 %	普通教室の無線LAN整備率 %	普通教室の移動通信システム（LTE等）整備率 %
鳥取県	34	10,953	563	13,902	1.3	97.7	100.0	100.0	***
鳥取市	57	13,438	762	14,768	1.1	100.0	100.0	100.0	***
米子市	34	11,274	545	11,245	1.0	86.6	99.6	99.6	***
倉吉市	15	3,306	195	3,535	1.1	100.0	100.0	100.0	***
境港市	9	2,402	129	2,403	1.0	98.4	99.2	99.2	23.3
岩美町	4	721	43	759	1.1	97.7	100.0	100.0	***
若桜町	2	106	13	124	1.2	92.3	100.0	100.0	***
智頭町	2	363	24	478	1.3	95.8	100.0	100.0	***
八頭町	5	1,114	61	1,245	1.1	100.0	100.0	100.0	***
三朝町	2	413	27	465	1.1	96.3	100.0	100.0	***
湯梨浜町	4	1,355	75	1,397	1.0	90.7	100.0	100.0	***
琴浦町	7	1,200	80	1,319	1.1	90.0	100.0	100.0	***
北栄町	4	1,149	67	1,271	1.1	95.5	100.0	100.0	***
日吉津村	1	228	14	228	1.0	100.0	100.0	100.0	***
大山町	7	1,064	68	1,061	1.0	70.6	100.0	100.0	***
南部町	5	731	46	744	1.0	95.7	100.0	100.0	***
伯耆町	6	794	55	943	1.2	100.0	100.0	100.0	***
日南町	2	167	12	169	1.0	100.0	100.0	100.0	***
日野町	1	109	10	129	1.2	100.0	100.0	100.0	100.0
江府町	1	128	11	146	1.1	100.0	100.0	100.0	***
米子市日吉津村中学校組	1	435	18	429	1.0	100.0	100.0	100.0	***
合　計	203	51,450	2,818	56,760	1.1	95.3	99.9	99.9	1.4

注１）「児童生徒数」は、令和６年５月１日現在の児童生徒数。
注２）「学習者用ＰＣ」とは、教育用ＰＣのうち、児童生徒が使用するために配備されたものをいう。
注３）「児童生徒一人当たりの学習者用PC台数」は、「学習者用ＰＣ総台数」を令和６年５月１日現在の児童生徒数で除して算出した値である。
注４）「普通教室の大型提示装置整備率」は、大型提示装置を設置している普通教室の総数を普通教室の総数で除して算出した値である。
注５）「普通教室の校内ＬＡＮ整備率」は、校内ＬＡＮを整備する普通教室の総数を普通教室の総数で除して算出した値である。
注６）「普通教室の無線ＬＡＮ整備率」は、無線ＬＡＮを整備する普通教室の総数を普通教室の総数で除して算出した値である。

（令和７年３月１日現在）

移動系通信を利用している学校の内、無線LAN整備済みの普通教室の数 室	無線LAN又は移動系通信によりインターネット接続を行う普通教室の割合 %	回線速度の契約理論値 ベストエフォート型 %	回線速度の契約理論値 ギャランティ型 %
***	100.0	0.0	100.0
***	100.0	100.0	0.0
***	99.6	100.0	0.0
***	100.0	0.0	100.0
30	99.2	100.0	0.0
***	100.0	100.0	0.0
***	100.0	100.0	0.0
***	100.0	100.0	0.0
***	100.0	100.0	0.0
***	100.0	100.0	0.0
***	100.0	75.0	25.0
***	100.0	100.0	0.0
***	100.0	75.0	25.0
***	100.0	100.0	0.0
***	100.0	85.7	14.3
***	100.0	100.0	0.0
***	100.0	100.0	0.0
***	100.0	100.0	0.0
10	100.0	100.0	0.0
***	100.0	100.0	0.0
***	100.0	100.0	0.0
40	99.9	74.4	25.6

○市区町村（設置者）別「コンピュータの設置状況」及び「インターネット接続状況」の実態（合計）

（令和７年３月１日現在）

市　区　町　村　別 （　合　計　）	教員数 人	授業を担当している教員数 人	指導者用PC台数 台	指導者用PC整備率 %	教員の校務用PC台数 台	教員の校務用PC整備率 %	統合型校務支援システム整備率 %	遠隔教育実施率 %	遠隔教育を実施している学校のうち、「合同授業型」の遠隔授業の実施率 %	遠隔教育を実施している学校のうち、「教師支援型」の遠隔授業の実施率 %	遠隔教育を実施している学校のうち、「教科・科目充実型」の遠隔授業の実施率 %	遠隔教育を実施している学校のうち、個々の児童生徒の状況に応じた遠隔教育の実施率 %
鳥取県	1,708	1,526	2,392	140.0	2,629	153.9	73.5	55.9	42.1	52.6	0.0	68.4
鳥取市	1,208	1,034	1,435	118.8	1,684	139.4	100.0	50.9	58.6	24.1	0.0	69.0
米子市	946	744	813	85.9	998	105.5	100.0	52.9	44.4	33.3	0.0	88.9
倉吉市	335	281	431	128.7	457	136.4	100.0	6.7	0.0	0.0	0.0	100.0
境港市	191	166	215	112.6	233	122.0	100.0	55.6	0.0	0.0	0.0	100.0
岩美町	71	60	124	174.6	117	164.8	100.0	0.0	***	***	***	***
若桜町	25	21	26	104.0	25	100.0	100.0	100.0	100.0	0.0	0.0	0.0
智頭町	41	35	65	158.5	67	163.4	100.0	100.0	100.0	100.0	0.0	100.0
八頭町	109	92	225	206.4	162	148.6	100.0	20.0	100.0	0.0	0.0	100.0
三朝町	44	39	53	120.5	70	159.1	100.0	100.0	50.0	50.0	0.0	100.0
湯梨浜町	121	103	190	157.0	205	169.4	100.0	75.0	33.3	66.7	0.0	66.7
琴浦町	125	107	186	148.8	194	155.2	100.0	57.1	25.0	25.0	0.0	100.0
北栄町	99	88	179	180.8	159	160.6	100.0	0.0	***	***	***	***
日吉津村	19	17	2	10.5	33	173.7	100.0	100.0	100.0	0.0	***	100.0
大山町	108	94	133	123.1	173	160.2	100.0	42.9	33.3	33.3	0.0	66.7
南部町	78	64	108	138.5	136	174.4	100.0	60.0	33.3	33.3	0.0	100.0
伯耆町	88	75	155	176.1	117	133.0	100.0	100.0	33.3	50.0	0.0	66.7
日南町	26	22	52	200.0	52	200.0	100.0	50.0	100.0	100.0	0.0	100.0
日野町	23	19	53	230.4	37	160.9	100.0	100.0	0.0	100.0	0.0	0.0
江府町	23	19	51	221.7	44	191.3	100.0	100.0	100.0	100.0	0.0	0.0
米子市日吉津村中学校	31	28	31	100.0	39	125.8	100.0	0.0	***	***	***	***
合　　計	5,419	4,634	6,919	127.7	7,631	140.8	95.6	50.2	47.1	36.3	0.0	75.5

注１）「教員」とは、校長、副校長、教頭、主幹教諭、指導教諭、教諭、助教諭、養護教諭、養護助教諭、栄養教諭、常勤講師、再任用職員（フルタイム）をいう。
注２）「授業を担当している教員」とは、各教科等の授業を定期的に担当している教員をいう。授業を一時的・臨時的に担当する教員は含まない。
注３）「指導者用ＰＣ」とは、教員が使用するために配備されたものをいう。教職員が主として校務用に利用しているコンピュータ（校務用コンピュータ）は含まない。
注４）「指導者用ＰＣ整備率」とは指導者用ＰＣの総数を教員の総数で除して算出した値である。
注５）「教員の校務用ＰＣ」とは、主として教員が校務に使用するコンピュータのことをいう。
注６）「教員の校務用ＰＣ整備率」は、校務用ＰＣの総数を総教員数で除して算出した値である。
注７）「統合型校務支援システム」は、教務系（成績処理、出欠管理、時数等）・保健系（健康診断票、保健室管理等）、指導要録等の学籍関係、学校事務系など統合して
機能を有しているシステムをいう。
注８）「遠隔教育」は、遠隔システムを活用した同時双方向型で行う教育をいう。（「『遠隔教育の推進に向けた施策方針』の策定について（通知）」（文部科学省、平成30年9月20日））
注９）「合同授業型」とは、教師が児童生徒等に対面で授業を行う複数の教室等を遠隔により接続することで、児童生徒が多様な意見や考えに触れたり、協働して学習に取り組んだり
する機会の充実を図る遠隔教育の形態をいう。
注10）「教師支援型」とは、外部人材等の専門家と、児童生徒や教師がいる教室等を遠隔により接続することで、児童生徒の学習活動の質を高めるとともに、
教師の資質向上を図る遠隔教育の形態をいう。
注11）「教科・科目充実型」とは、学校教育法施行規則第77条の２（中学校等）、第88条の３（高等学校等）に基づき、当該教科の免許状を保有する教師による
授業を遠隔により提供することで、生徒の多様な科目選択を可能とすること等により、学習機会の充実を図るものをいう。なお、小学校での活用は想定されない。
注12）遠隔教育を実施している学校のうち、「教科・科目充実型」の遠隔教育の実施率は、「教科・科目充実型」の遠隔授業を実施している学校の総数を、
遠隔教育を実施していると答えた学校の総数から、遠隔教育を実施していると答えた小学校の総数を引いた数で除した値である。
注13）「個々の児童生徒の状況に応じた遠隔教育」とは、外国人児童生徒等への日本語指導、病気療養児・不登校児童生徒等に対する学習指導等の
個々の児童生徒の状況に応じた遠隔教育の形態をいう。

○市区町村（設置者）別「コンピュータの設置状況」及び「インターネット接続状況」の実態（小学校）

市　区　町　村　別 （　小　学　校　）	学校数 校	児童生徒数 人	普通教室数 室	学習者用PC総台数 台	児童生徒一人当たりの学習者用PC台数 台／人	普通教室の大型提示装置整備率 %	普通教室の校内LAN整備率 %
鳥取市	39	8,454	509	9,323	1.1	100.0	100.0
米子市	23	7,753	393	7,724	1.0	86.5	99.7
倉吉市	10	2,181	135	2,339	1.1	100.0	100.0
境港市	6	1,598	95	1,599	1.0	98.9	98.9
岩美町	3	470	32	492	1.0	96.9	100.0
若桜町	1	74	8	80	1.1	100.0	100.0
智頭町	1	245	16	310	1.3	93.8	100.0
八頭町	4	723	43	747	1.0	100.0	100.0
三朝町	1	271	17	309	1.1	100.0	100.0
湯梨浜町	3	917	54	954	1.0	87.0	100.0
琴浦町	5	763	56	849	1.1	91.1	100.0
北栄町	2	751	40	812	1.1	95.0	100.0
日吉津村	1	228	14	228	1.0	100.0	100.0
大山町	4	726	45	723	1.0	60.0	100.0
南部町	3	466	30	478	1.0	96.7	100.0
伯耆町	4	505	38	549	1.1	100.0	100.0
日南町	1	106	7	106	1.0	100.0	100.0
合　　計	111	26,231	1,532	27,622	1.1	94.2	99.9

注１）「児童生徒数」は、令和６年５月１日現在の児童生徒数。
注２）「学習者用ＰＣ」とは、教育用ＰＣのうち、児童生徒が使用するために配備されたものをいう。
注３）「児童生徒一人当たりの学習者用PC台数」は、「学習者用ＰＣ総台数」を令和６年５月１日現在の児童生徒数で除して算出した値である。
注４）「普通教室の大型提示装置整備率」は、大型提示装置を設置している普通教室の総数を普通教室の総数で除して算出した値である。
注５）「普通教室の校内ＬＡＮ整備率」は、校内ＬＡＮを整備する普通教室の総数を普通教室の総数で除して算出した値である。
注６）「普通教室の無線ＬＡＮ整備率」は、無線ＬＡＮを整備する普通教室の総数を普通教室の総数で除して算出した値である。

（令和７年３月１日現在）

普通教室の無線LAN整備率 %	普通教室の移動通信システム（LTE等）整備率 %	移動系通信を利用している学校の内、無線LAN整備済みの普通教室の数 室	無線LAN又は移動系通信によりインターネット接続を行う普通教室の割合 %	回線速度の契約理論値 ベストエフォート型 %	回線速度の契約理論値 ギャランティ型 %
100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
99.7	***	***	99.7	100.0	0.0
100.0	***	***	100.0	0.0	100.0
98.9	31.6	30	98.9	100.0	0.0
100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
100.0	***	***	100.0	66.7	33.3
100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
100.0	***	***	100.0	50.0	50.0
100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
100.0	***	***	100.0	75.0	25.0
100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
99.9	2.0	30	99.9	88.3	11.7

○市区町村（設置者）別「コンピュータの設置状況」及び「インターネット接続状況」の実態（小学校）

（令和７年３月１日現在）

市　区　町　村　別 （　小　学　校　）	教員数 人	授業を担当している教員数 人	指導者用PC台数 台	指導者用PC整備率 %	教員の校務用PC台数 台	教員の校務用PC整備率 %	統合型校務支援システム整備率 %	遠隔教育実施率 %	遠隔教育を実施している学校のうち、「合同授業型」の遠隔授業の実施率 %	遠隔教育を実施している学校のうち、「教師支援型」の遠隔授業の実施率 %	遠隔教育を実施している学校のうち、「教科・科目充実型」の遠隔授業の実施率 %	遠隔教育を実施している学校のうち、個々の児童生徒の状況に応じた遠隔教育の実施率 %
鳥取市	723	606	900	124.5	1,003	138.7	100.0	48.7	63.2	21.1	***	63.2
米子市	631	465	479	75.9	625	99.0	100.0	52.2	33.3	50.0	***	83.3
倉吉市	207	169	256	123.7	286	138.2	100.0	10.0	0.0	0.0	***	100.0
境港市	127	109	136	107.1	154	121.3	100.0	50.0	0.0	0.0	***	100.0
岩美町	46	39	78	169.6	76	165.2	100.0	0.0	***	***	***	***
若桜町	12	11	15	125.0	12	100.0	100.0	100.0	100.0	0.0	***	0.0
智頭町	22	19	23	104.5	42	190.9	100.0	100.0	100.0	100.0	***	100.0
八頭町	70	56	130	185.7	120	171.4	100.0	25.0	100.0	0.0	***	100.0
三朝町	25	23	29	116.0	40	160.0	100.0	100.0	100.0	100.0	***	100.0
湯梨浜町	75	65	96	128.0	113	150.7	100.0	66.7	50.0	50.0	***	50.0
琴浦町	80	67	126	157.5	132	165.0	100.0	40.0	0.0	0.0	***	100.0
北栄町	58	52	86	148.3	98	169.0	100.0	0.0	***	***	***	***
日吉津村	19	17	2	10.5	33	173.7	100.0	100.0	100.0	0.0	***	100.0
大山町	64	58	81	126.6	108	168.8	100.0	50.0	50.0	0.0	***	100.0
南部町	46	36	59	128.3	78	169.6	100.0	66.7	50.0	50.0	***	100.0
伯耆町	54	45	106	196.3	73	135.2	100.0	100.0	50.0	50.0	***	50.0
日南町	11	9	35	318.2	27	245.5	100.0	100.0	100.0	100.0	***	100.0
合　　計	2,270	1,846	2,637	116.2	3,020	133.0	100.0	47.7	50.9	32.1	***	75.5

注１）「教員」とは、校長、副校長、教頭、主幹教諭、指導教諭、教諭、助教諭、養護教諭、養護助教諭、栄養教諭、常勤講師、再任用職員（フルタイム）をいう。
注２）「授業を担当している教員」とは、各教科等の授業を定期的に担当している教員をいう。授業を一時的・臨時的に担当する教員は含まない。
注３）「指導者用ＰＣ」とは、教員が使用するために配備されたものをいう。教職員が主として校務用に利用しているコンピュータ（校務用コンピュータ）は含まない。
注４）「指導者用ＰＣ整備率」とは指導者用ＰＣの総数を教員の総数で除して算出した値である。
注５）「教員の校務用ＰＣ」とは、主として教員が校務に使用するコンピュータのことをいう。
注６）「教員の校務用ＰＣ整備率」は、校務用ＰＣの総数を総教員数で除して算出した値である。
注７）「統合型校務支援システム」は、教務系（成績処理、出欠管理、時数等）・保健系（健康診断票、保健室管理等）、指導要録等の学籍関係、学校事務系など統合して
機能を有しているシステムをいう。
注８）「遠隔教育」は、遠隔システムを活用した同時双方向型で行う教育をいう。（「『遠隔教育の推進に向けた施策方針』の策定について（通知）」（文部科学省、平成30年9月20日））
注９）「合同授業型」とは、教師が児童生徒等に対面で授業を行う複数の教室等を遠隔により接続することで、児童生徒が多様な意見や考えに触れたり、協働して学習に取り組んだり
する機会の充実を図る遠隔教育の形態をいう。
注10）「教師支援型」とは、外部人材等の専門家と、児童生徒や教師がいる教室等を遠隔により接続することで、児童生徒の学習活動の質を高めるとともに、
教師の資質向上を図る遠隔教育の形態をいう。
注11）「教科・科目充実型」とは、学校教育法施行規則第77条の２（中学校等）、第88条の３（高等学校等）に基づき、当該教科の免許状を保有する教師による
授業を遠隔により提供することで、生徒の多様な科目選択を可能とすること等により、学習機会の充実を図るものをいう。なお、小学校での活用は想定されない。
注12）遠隔教育を実施している学校のうち、「教科・科目充実型」の遠隔教育の実施率は、「教科・科目充実型」の遠隔授業を実施している学校の総数を、
遠隔教育を実施していると答えた学校の総数から、遠隔教育を実施していると答えた小学校の総数を引いた数で除した値である。
注13）「個々の児童生徒の状況に応じた遠隔教育」とは、外国人児童生徒等への日本語指導、病気療養児・不登校児童生徒等に対する学習指導等の
個々の児童生徒の状況に応じた遠隔教育の形態をいう。

○市区町村（設置者）別「コンピュータの設置状況」及び「インターネット接続状況」の実態（中学校）

市　区　町　村　別 （　中　学　校　）	学校数 校	児童生徒数 人	普通教室数 室	学習者用PC総台数 台	児童生徒一人当たりの学習者用PC台数 台／人	普通教室の大型提示装置整備率 %	普通教室の校内LAN整備率 %
鳥取県	1	10	4	23	2.3	100.0	100.0
鳥取市	14	4,240	202	4,581	1.1	100.0	100.0
米子市	11	3,521	152	3,521	1.0	86.8	99.3
倉吉市	5	1,125	60	1,196	1.1	100.0	100.0
境港市	3	804	34	804	1.0	97.1	100.0
岩美町	1	251	11	267	1.1	100.0	100.0
若桜町	1	32	5	44	1.4	80.0	100.0
智頭町	1	118	8	168	1.4	100.0	100.0
八頭町	1	391	18	498	1.3	100.0	100.0
三朝町	1	142	10	156	1.1	90.0	100.0
湯梨浜町	1	438	21	443	1.0	100.0	100.0
琴浦町	2	437	24	470	1.1	87.5	100.0
北栄町	2	398	27	459	1.2	96.3	100.0
大山町	3	338	23	338	1.0	91.3	100.0
南部町	2	265	16	266	1.0	93.8	100.0
伯耆町	2	289	17	394	1.4	100.0	100.0
日南町	1	61	5	63	1.0	100.0	100.0
米子市日吉津村中学校組	1	435	18	429	1.0	100.0	100.0
合　計	53	13,295	655	14,120	1.1	95.4	99.8

注１）「児童生徒数」は、令和６年５月１日現在の児童生徒数。
注２）「学習者用ＰＣ」とは、教育用ＰＣのうち、児童生徒が使用するために配備されたものをいう。
注３）「児童生徒一人当たりの学習者用PC台数」は、「学習者用ＰＣ総台数」を令和６年５月１日現在の児童生徒数で除して算出した値である。
注４）「普通教室の大型提示装置整備率」は、大型提示装置を設置している普通教室の総数を普通教室の総数で除して算出した値である。
注５）「普通教室の校内ＬＡＮ整備率」は、校内ＬＡＮを整備する普通教室の総数を普通教室の総数で除して算出した値である。
注６）「普通教室の無線ＬＡＮ整備率」は、無線ＬＡＮを整備する普通教室の総数を普通教室の総数で除して算出した値である。

（令和７年３月１日現在）

普通教室の無線LAN整備率 %	普通教室の移動通信システム（LTE等）整備率 %	移動系通信を利用している学校の内、無線LAN整備済みの普通教室の数 室	無線LAN又は移動系通信によりインターネット接続を行う普通教室の割合 %	回線速度の契約理論値 ベストエフォート型 %	回線速度の契約理論値 ギャランティ型 %
100.0	***	***	100.0	0.0	100.0
100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
99.3	***	***	99.3	100.0	0.0
100.0	***	***	100.0	0.0	100.0
100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
99.8	***	***	99.8	88.7	11.3

○市区町村（設置者）別「コンピュータの設置状況」及び「インターネット接続状況」の実態（中学校）

（令和７年３月１日現在）

市　区　町　村　別 （　中　学　校　）	教員数 人	授業を担当している教員数 人	指導者用PC台数 台	指導者用PC整備率 %	教員の校務用PC台数 台	教員の校務用PC整備率 %	統合型校務支援システム整備率 %	遠隔教育実施率 %	遠隔教育を実施している学校のうち、「合同授業型」の遠隔授業の実施率 %	遠隔教育を実施している学校のうち、「教師支援型」の遠隔授業の実施率 %	遠隔教育を実施している学校のうち、「教科・科目充実型」の遠隔授業の実施率 %	遠隔教育を実施している学校のうち、個々の児童生徒の状況に応じた遠隔教育の実施率 %
鳥取県	8	6	11	137.5	20	250.0	100.0	0.0	***	***	***	***
鳥取市	387	342	405	104.7	542	140.1	100.0	50.0	28.6	42.9	0.0	100.0
米子市	315	279	334	106.0	373	118.4	100.0	54.5	66.7	0.0	0.0	100.0
倉吉市	128	112	175	136.7	171	133.6	100.0	0.0	***	***	***	***
境港市	64	57	79	123.4	79	123.4	100.0	66.7	0.0	0.0	0.0	100.0
岩美町	25	21	46	184.0	41	164.0	100.0	0.0	***	***	***	***
若桜町	13	10	11	84.6	13	100.0	100.0	100.0	100.0	0.0	0.0	0.0
智頭町	19	16	42	221.1	25	131.6	100.0	100.0	100.0	100.0	0.0	100.0
八頭町	39	36	95	243.6	42	107.7	100.0	0.0	***	***	***	***
三朝町	19	16	24	126.3	30	157.9	100.0	100.0	0.0	0.0	0.0	100.0
湯梨浜町	46	38	94	204.3	92	200.0	100.0	100.0	0.0	100.0	0.0	100.0
琴浦町	45	40	60	133.3	62	137.8	100.0	100.0	50.0	50.0	0.0	100.0
北栄町	41	36	93	226.8	61	148.8	100.0	0.0	***	***	***	***
大山町	44	36	52	118.2	65	147.7	100.0	33.3	0.0	100.0	0.0	0.0
南部町	32	28	49	153.1	58	181.3	100.0	50.0	0.0	0.0	0.0	100.0
伯耆町	34	30	49	144.1	44	129.4	100.0	100.0	0.0	50.0	0.0	100.0
日南町	15	13	17	113.3	25	166.7	100.0	0.0	***	***	***	***
米子市日吉津村中学校	31	28	31	100.0	39	125.8	100.0	0.0	***	***	***	***
合　　計	1,305	1,144	1,667	127.7	1,782	136.6	100.0	47.2	36.0	32.0	0.0	92.0

注１）「教員」とは、校長、副校長、教頭、主幹教諭、指導教諭、教諭、助教諭、養護教諭、養護助教諭、栄養教諭、常勤講師、再任用職員（フルタイム）をいう。
注２）「授業を担当している教員」とは、各教科等の授業を定期的に担当している教員をいう。授業を一時的・臨時的に担当する教員は含まない。
注３）「指導者用ＰＣ」とは、教員が使用するために配備されたものをいう。教職員が主として校務用に利用しているコンピュータ（校務用コンピュータ）は含まない。
注４）「指導者用ＰＣ整備率」とは指導者用ＰＣの総数を教員の総数で除して算出した値である。
注５）「教員の校務用ＰＣ」とは、主として教員が校務に使用するコンピュータのことをいう。
注６）「教員の校務用ＰＣ整備率」は、校務用ＰＣの総数を総教員数で除して算出した値である。
注７）「統合型校務支援システム」は、教務系（成績処理、出欠管理、時数等）・保健系（健康診断票、保健室管理等）、指導要録等の学籍関係、学校事務系など統合して機能を有しているシステムをいう。
注８）「遠隔教育」は、遠隔システムを活用した同時双方向型で行う教育をいう。（「『遠隔教育の推進に向けた施策方針』の策定について（通知）」（文部科学省、平成30年9月20日））
注９）「合同授業型」とは、教師が児童生徒等に対面で授業を行う複数の教室等を遠隔により接続することで、児童生徒が多様な意見や考えに触れたり、協働して学習に取り組んだりする機会の充実を図る遠隔教育の形態をいう。
注10）「教師支援型」とは、外部人材等の専門家と、児童生徒や教師がいる教室等を遠隔により接続することで、児童生徒の学習活動の質を高めるとともに、教師の資質向上を図る遠隔教育の形態をいう。
注11）「教科・科目充実型」とは、学校教育法施行規則第77条の２（中学校等）、第88条の３（高等学校等）に基づき、当該教科の免許状を保有する教師による授業を遠隔により提供することで、生徒の多様な科目選択を可能とすること等により、学習機会の充実を図るものをいう。なお、小学校での活用は想定されない。
注12）遠隔教育を実施している学校のうち、「教科・科目充実型」の遠隔教育の実施率は、「教科・科目充実型」の遠隔授業を実施している学校の総数を、遠隔教育を実施していると答えた学校の総数から、遠隔教育を実施していると答えた小学校の総数を引いた数で除した値である。
注13）「個々の児童生徒の状況に応じた遠隔教育」とは、外国人児童生徒等への日本語指導、病気療養児・不登校児童生徒等に対する学習指導等の個々の児童生徒の状況に応じた遠隔教育の形態をいう。

○市区町村（設置者）別「コンピュータの設置状況」及び「インターネット接続状況」の実態（義務教育学校）

市　区　町　村　別 （義務教育学校）	学校数 校	児童生徒数 人	普通教室数 室	学習者用PC総台数 台	児童生徒一人当たりの学習者用PC台数 台／人	普通教室の大型提示装置整備率 %
鳥取市	4	744	51	864	1.2	100.0
日野町	1	109	10	129	1.2	100.0
江府町	1	128	11	146	1.1	100.0
合　計	6	981	72	1,139	1.2	100.0

注１）「児童生徒数」は、令和６年５月１日現在の児童生徒数。
注２）「学習者用ＰＣ」とは、教育用ＰＣのうち、児童生徒が使用するために配備されたものをいう。
注３）「児童生徒一人当たりの学習者用PC台数」は、「学習者用ＰＣ総台数」を令和６年５月１日現在の児童生徒数で除して算出した値であ
注４）「普通教室の大型提示装置整備率」は、大型提示装置を設置している普通教室の総数を普通教室の総数で除して算出した値である。
注５）「普通教室の校内ＬＡＮ整備率」は、校内ＬＡＮを整備する普通教室の総数を普通教室の総数で除して算出した値である。
注６）「普通教室の無線ＬＡＮ整備率」は、無線ＬＡＮを整備する普通教室の総数を普通教室の総数で除して算出した値である。

（令和７年３月１日現在）

普通教室の校内LAN整備率 %	普通教室の無線LAN整備率 %	普通教室の移動通信システム（LTE等）整備率 %	移動系通信を利用している学校の内、無線LAN整備済みの普通教室の数 室	無線LAN又は移動系通信によりインターネット接続を行う普通教室の割合 %	回線速度の契約理論値 ベストエフォート型 %	回線速度の契約理論値 ギャランティ型 %
100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
100.0	100.0	100.0	10	100.0	100.0	0.0
100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
100.0	100.0	13.9	10	100.0	100.0	0.0

る。

○市区町村（設置者）別「コンピュータの設置状況」及び「インターネット接続状況」の実態（義務教育学校）

（令和７年３月１日現在）

市　区　町　村　別 （義務教育学校）	教員数 人	授業を担当している教員数 人	指導者用PC台数 台	指導者用PC整備率 %	教員の校務用PC台数 台	教員の校務用PC整備率 %	統合型校務支援システム整備率 %	遠隔教育実施率 %	遠隔教育を実施している学校のうち、「合同授業型」の遠隔授業の実施率 %	遠隔教育を実施している学校のうち、「教師支援型」の遠隔授業の実施率 %	遠隔教育を実施している学校のうち、「教科・科目充実型」の遠隔授業の実施率 %	遠隔教育を実施している学校のうち、個々の児童生徒の状況に応じた遠隔教育の実施率 %
鳥取市	98	86	130	132.7	139	141.8	100.0	75.0	100.0	0.0	0.0	33.3
日野町	23	19	53	230.4	37	160.9	100.0	100.0	0.0	100.0	0.0	0.0
江府町	23	19	51	221.7	44	191.3	100.0	100.0	100.0	100.0	0.0	0.0
合　　計	144	124	234	162.5	220	152.8	100.0	83.3	80.0	40.0	0.0	20.0

注１）「教員」とは、校長、副校長、教頭、主幹教諭、指導教諭、教諭、助教諭、養護教諭、養護助教諭、栄養教諭、常勤講師、再任用職員（フルタイム）をいう。
注２）「授業を担当している教員」とは、各教科等の授業を定期的に担当している教員をいう。授業を一時的・臨時的に担当する教員は含まない。
注３）「指導者用ＰＣ」とは、教員が使用するために配備されたものをいう。教職員が主として校務用に利用しているコンピュータ（校務用コンピュータ）は含まない。
注４）「指導者用ＰＣ整備率」とは指導者用ＰＣの総数を教員の総数で除して算出した値である。
注５）「教員の校務用ＰＣ」とは、主として教員が校務に使用するコンピュータのことをいう。
注６）「教員の校務用ＰＣ整備率」は、校務用ＰＣの総数を総教員数で除して算出した値である。
注７）「統合型校務支援システム」は、教務系（成績処理、出欠管理、時数等）・保健系（健康診断票、保健室管理等）、指導要録等の学籍関係、学校事務系など統合して
機能を有しているシステムをいう。
注８）「遠隔教育」は、遠隔システムを活用した同時双方向型で行う教育をいう。（「『遠隔教育の推進に向けた施策方針』の策定について（通知）」（文部科学省、平成30年9月20日））
注９）「合同授業型」とは、教師が児童生徒等に対面で授業を行う複数の教室等を遠隔により接続することで、児童生徒が多様な意見や考えに触れたり、協働して学習に取り組んだり
する機会の充実を図る遠隔教育の形態をいう。
注10）「教師支援型」とは、外部人材等の専門家と、児童生徒や教師がいる教室等を遠隔により接続することで、児童生徒の学習活動の質を高めるとともに、
教師の資質向上を図る遠隔教育の形態をいう。
注11）「教科・科目充実型」とは、学校教育法施行規則第77条の２（中学校等）、第88条の３（高等学校等）に基づき、当該教科の免許状を保有する教師による
授業を遠隔により提供することで、生徒の多様な科目選択を可能とすること等により、学習機会の充実を図るものをいう。なお、小学校での活用は想定されない。
注12）遠隔教育を実施している学校のうち、「教科・科目充実型」の遠隔教育の実施率は、「教科・科目充実型」の遠隔授業を実施している学校の総数を、
遠隔教育を実施していると答えた学校の総数から、遠隔教育を実施していると答えた小学校の総数を引いた数で除した値である。
注13）「個々の児童生徒の状況に応じた遠隔教育」とは、外国人児童生徒等への日本語指導、病気療養児・不登校児童生徒等に対する学習指導等の
個々の児童生徒の状況に応じた遠隔教育の形態をいう。

○市区町村（設置者）別「コンピュータの設置状況」及び「インターネット接続状況」の実態（高等学校）

（令和７年３月１日現在）

市区町村別（高等学校）	学校数	学校数（専門学科・総合学科単独及び複数学科設置校）	児童生徒数	児童生徒数（専門学科・総合学科単独及び複数学科設置校）	普通教室数	普通教室数（専門学科・総合学科単独及び複数学科設置校）	学習者用PC総台数	学習者用PC総台数（専門学科・総合学科単独及び複数学科設置校）	児童生徒一人当たりの学習者用PC台数	児童生徒一人当たりの学習者用PC台数（専門学科・総合学科単独及び複数学科設置校）	普通教室の大型提示装置整備率	普通教室の大型提示装置整備率（専門学科・総合学科単独及び複数学科設置校）	普通教室の校内LAN整備率	普通教室の校内LAN整備率（専門学科・総合学科単独及び複数学科設置校）	普通教室の無線LAN整備率	普通教室の無線LAN整備率（専門学科・総合学科単独及び複数学科設置校）	普通教室の移動通信システム（LTE等）整備率	普通教室の移動通信システム（LTE等）整備率（専門学科・総合学科単独及び複数学科設置校）	移動系通信を利用している学校の内、無線LAN整備済みの普通教室の数	移動系通信を利用している学校の内、無線LAN整備済みの普通教室の数（専門学科・総合学科単独及び複数学科設置校）	無線LAN又は移動系通信によりインターネット接続を行う普通教室の割合	無線LAN又は移動系通信によりインターネット接続を行う普通教室の割合（専門学科・総合学科単独及び複数学科設置校）	回線速度の契約理論値ベストエフォート型	回線速度の契約理論値ベストエフォート型（専門学科・総合学科単独及び複数学科設置校）	回線速度の契約理論値ギャランティ型	回線速度の契約理論値ギャランティ型（専門学科・総合学科単独及び複数学科設置校）
	校	校	人	人	室	室	台	台	台／人	台／人	%	%	%	%	%	%	%	%	室	室	%	%	%	%	%	%	%
鳥取県	24	15	10,208	5,095	323	180	12,803	6,890	1.3	1.4	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	***	***	***	***	100.0	100.0	0.0	0.0	100.0	100.0
合計	24	15	10,208	5,095	323	180	12,803	6,890	1.3	1.4	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	***	***	***	***	100.0	100.0	0.0	0.0	100.0	100.0

注１）「児童生徒数」は、令和６年５月１日現在の児童生徒数。
注２）「学習者用ＰＣ」とは、教育用ＰＣのうち、児童生徒が使用するために配備されたものをいう。
注３）「児童生徒一人当たりの学習者用PC台数」は、「学習者用ＰＣ総台数」を令和６年５月１日現在の児童生徒数で除して算出した値である。
注４）「普通教室の大型提示装置整備率」は、大型提示装置を設置している普通教室の総数を普通教室の総数で除して算出した値である。
注５）「普通教室の校内ＬＡＮ整備率」は、校内ＬＡＮを整備する普通教室の総数を普通教室の総数で除して算出した値である。
注６）「普通教室の無線ＬＡＮ整備率」は、無線ＬＡＮを整備する普通教室の総数を普通教室の総数で除して算出した値である。

○市区町村（設置者）別「コンピュータの設置状況」及び「インターネット接続状況」の実態（高等学校）

（令和７年３月１日現在）

市区町村別（高等学校）	教員数	教員数（専門学科・総合学科単独及び複数学科設置校）	授業を担当している教員数	授業を担当している教員数（専門学科・総合学科単独及び複数学科設置校）	指導者用PC台数	指導者用PC台数（専門学科・総合学科単独及び複数学科設置校）	指導者用PC整備率	指導者用PC整備率（専門学科・総合学科単独及び複数学科設置校）	教員の校務用PC台数	教員の校務用PC台数（専門学科・総合学科単独及び複数学科設置校）	教員の校務用PC整備率	教員の校務用PC整備率（専門学科・総合学科単独及び複数学科設置校）	統合型校務支援システム整備率	統合型校務支援システム整備率（専門学科・総合学科単独及び複数学科設置校）	遠隔教育実施率	遠隔教育実施率（専門学科・総合学科単独及び複数学科設置校）	遠隔教育を実施している学校のうち、「合同授業型」の遠隔授業の実施率	遠隔教育を実施している学校のうち、「合同授業型」の遠隔授業の実施率（専門学科・総合学	遠隔教育を実施している学校のうち、「教師支援型」の遠隔授業の実施率	遠隔教育を実施している学校のうち、「教師支援型」の遠隔授業の実施率（専門学科・総合学	遠隔教育を実施している学校のうち、「教科・科目充実型」の遠隔授業の実施率	遠隔教育を実施している学校のうち、「教科・科目充実型」の遠隔授業の実施率（専門学	遠隔教育を実施している学校のうち、個々の児童生徒の状況に応じた遠隔教育の実施率	遠隔教育を実施している学校のうち、個々の児童生徒の状況に応じた遠隔教育の実施率（専門学
	人	人	人	人	台	台	%	%	台	台	%	%	%	%	%	%	%	%	%	%	%	%	%	%
鳥取県	1,120	661	1,011	583	1,832	1,047	163.6	158.4	1,769	1,072	157.9	162.2	100.0	100.0	58.3	53.3	42.9	50.0	57.1	50.0	0.0	0.0	64.3	62.5
合計	1,120	661	1,011	583	1,832	1,047	163.6	158.4	1,769	1,072	157.9	162.2	100.0	100.0	58.3	53.3	42.9	50.0	57.1	50.0	0.0	0.0	64.3	62.5

注１）「教員」とは、校長、副校長、教頭、主幹教諭、指導教諭、教諭、助教諭、養護教諭、養護助教諭、栄養教諭、常勤講師、再任用職員（フルタイム）をいう。
注２）「授業を担当している教員」とは、各教科等の授業を定期的に担当している教員をいう。授業を一時的・臨時的に担当する教員は含まない。
注３）「指導者用ＰＣ」とは、教員が使用するために配備されたものをいう。教職員が主として校務用に利用しているコンピュータ（校務用コンピュータ）は含まない。
注４）「指導者用ＰＣ整備率」とは指導者用ＰＣの総数を教員の総数で除して算出した値である。
注５）「教員の校務用ＰＣ」とは、主として教員が校務に使用するコンピュータのことをいう。
注６）「教員の校務用ＰＣ整備率」は、校務用ＰＣの総数を総教員数で除して算出した値である。
注７）「統合型校務支援システム」は、教務系（成績処理、出欠管理、時数等）・保健系（健康診断票、保健室管理等）、指導要録等の学籍関係、学校事務系など統合して機能を有しているシステムをいう。
注８）「遠隔教育」は、遠隔システムを活用した同時双方向型で行う教育をいう。（「『遠隔教育の推進に向けた施策方針』の策定について（通知）」（文部科学省、平成30年9月20日））
注９）「合同授業型」とは、教師が児童生徒等に対面で授業を行う複数の教室等を遠隔により接続することで、児童生徒が多様な意見や考えに触れたり、協働して学習に取り組んだりする機会の充実を図る遠隔教育の形態をいう。
注10）「教師支援型」とは、外部人材等の専門家と、児童生徒や教師がいる教室等を遠隔により接続することで、児童生徒の学習活動の質を高めるとともに、教師の資質向上を図る遠隔教育の形態をいう。
注11）「教科・科目充実型」とは、学校教育法施行規則第77条の２（中学校等）、第88条の３（高等学校等）に基づき、当該教科の免許状を保有する教師による授業を遠隔により提供することで、生徒の多様な科目選択を可能とすること等により、学習機会の充実を図るものをいう。なお、小学校での活用は想定されない。
注12）遠隔教育を実施している学校のうち、「教科・科目充実型」の遠隔教育の実施率は、「教科・科目充実型」の遠隔授業を実施している学校の総数を、遠隔教育を実施していると答えた学校の総数から、遠隔教育を実施していると答えた小学校の総数を引いた数で除した値である。
注13）「個々の児童生徒の状況に応じた遠隔教育」とは、外国人児童生徒等への日本語指導、病気療養児・不登校児童生徒等に対する学習指導等の個々の児童生徒の状況に応じた遠隔教育の形態をいう。

○市区町村（設置者）別「コンピュータの設置状況」及び「インターネット接続状況」の実態（中等教育学校）

市　区　町　村　別 （中等教育学校）	学校数 校	児童生徒数 人	普通教室数 室	学習者用PC総台数 台	児童生徒一人当たりの学習者用PC台数 台／人	普通教室の大型提示装置整備率 %
合　計	***	***	***	***	***	***

注１）「児童生徒数」は、令和６年５月１日現在の児童生徒数。
注２）「学習者用ＰＣ」とは、教育用ＰＣのうち、児童生徒が使用するために配備されたものをいう。
注３）「児童生徒一人当たりの学習者用PC台数」は、「学習者用ＰＣ総台数」を令和６年５月１日現在の児童生徒数で除して算出した値であ
注４）「普通教室の大型提示装置整備率」は、大型提示装置を設置している普通教室の総数を普通教室の総数で除して算出した値である。
注５）「普通教室の校内ＬＡＮ整備率」は、校内ＬＡＮを整備する普通教室の総数を普通教室の総数で除して算出した値である。
注６）「普通教室の無線ＬＡＮ整備率」は、無線ＬＡＮを整備する普通教室の総数を普通教室の総数で除して算出した値である。

（令和７年３月１日現在）

普通教室の校内LAN整備率 %	普通教室の無線LAN整備率 %	普通教室の移動通信システム（LTE等）整備率 %	移動系通信を利用している学校の内、無線LAN整備済みの普通教室の数 室	無線LAN又は移動系通信によりインターネット接続を行う普通教室の割合 %	回線速度の契約理論値 ベストエフォート型 %	回線速度の契約理論値 ギャランティ型 %
***	***	***	***	***	***	***

る。

○市区町村（設置者）別「コンピュータの設置状況」及び「インターネット接続状況」の実態（中等教育学校）

（令和７年３月１日現在）

市　区　町　村　別 （中等教育学校）	教員数 人	授業を担当している教員数 人	指導者用PC台数 台	指導者用PC整備率 %	教員の校務用PC台数 台	教員の校務用PC整備率 %	統合型校務支援システム整備率 %	遠隔教育実施率 %	遠隔教育を実施している学校のうち、「合同授業型」の遠隔授業の実施率 %	遠隔教育を実施している学校のうち、「教師支援型」の遠隔授業の実施率 %	遠隔教育を実施している学校のうち、「教科・科目充実型」の遠隔授業の実施率 %	遠隔教育を実施している学校のうち、個々の児童生徒の状況に応じた遠隔教育の実施率 %
合　　計	***	***	***	***	***	***	***	***	***	***	***	***

注１）「教員」とは、校長、副校長、教頭、主幹教諭、指導教諭、教諭、助教諭、養護教諭、養護助教諭、栄養教諭、常勤講師、再任用職員（フルタイム）をいう。
注２）「授業を担当している教員」とは、各教科等の授業を定期的に担当している教員をいう。授業を一時的・臨時的に担当する教員は含まない。
注３）「指導者用ＰＣ」とは、教員が使用するために配備されたものをいう。教職員が主として校務用に利用しているコンピュータ（校務用コンピュータ）は含まない。
注４）「指導者用ＰＣ整備率」とは指導者用ＰＣの総数を教員の総数で除して算出した値である。
注５）「教員の校務用ＰＣ」とは、主として教員が校務に使用するコンピュータのことをいう。
注６）「教員の校務用ＰＣ整備率」は、校務用ＰＣの総数を総教員数で除して算出した値である。
注７）「統合型校務支援システム」は、教務系（成績処理、出欠管理、時数等）・保健系（健康診断票、保健室管理等）、指導要録等の学籍関係、学校事務系など統合して
　　機能を有しているシステムをいう。
注８）「遠隔教育」は、遠隔システムを活用した同時双方向型で行う教育をいう。（「『遠隔教育の推進に向けた施策方針』の策定について（通知）」（文部科学省、平成30年9月20日））
注９）「合同授業型」とは、教師が児童生徒等に対面で授業を行う複数の教室等を遠隔により接続することで、児童生徒が多様な意見や考えに触れたり、協働して学習に取り組んだり
　　する機会の充実を図る遠隔教育の形態をいう。
注10）「教師支援型」とは、外部人材等の専門家と、児童生徒や教師がいる教室等を遠隔により接続することで、児童生徒の学習活動の質を高めるとともに、
　　教師の資質向上を図る遠隔教育の形態をいう。
注11）「教科・科目充実型」とは、学校教育法施行規則第77条の２（中学校等）、第88条の３（高等学校等）に基づき、当該教科の免許状を保有する教師による
　　授業を遠隔により提供することで、生徒の多様な科目選択を可能とすること等により、学習機会の充実を図るものをいう。なお、小学校での活用は想定されない。
注12）遠隔教育を実施している学校のうち、「教科・科目充実型」の遠隔教育の実施率は、「教科・科目充実型」の遠隔授業を実施している学校の総数を、
　　遠隔教育を実施していると答えた学校の総数から、遠隔教育を実施していると答えた小学校の総数を引いた数で除した値である。
注13）「個々の児童生徒の状況に応じた遠隔教育」とは、外国人児童生徒等への日本語指導、病気療養児・不登校児童生徒等に対する学習指導等の
　　個々の児童生徒の状況に応じた遠隔教育の形態をいう。

○市区町村（設置者）別「コンピュータの設置状況」及び「インターネット接続状況」の実態（特別支援学校）

市　区　町　村　別 （特別支援学校）	学校数 校	児童生徒数 人	普通教室数 室	学習者用PC総台数 台	児童生徒一人当たりの学習者用PC台数 台／人	普通教室の大型提示装置整備率 %
鳥取県	9	735	236	1,076	1.5	94.5
合　計	9	735	236	1,076	1.5	94.5

注１）「児童生徒数」は、令和６年５月１日現在の児童生徒数。
注２）「学習者用ＰＣ」とは、教育用ＰＣのうち、児童生徒が使用するために配備されたものをいう。
注３）「児童生徒一人当たりの学習者用PC台数」は、「学習者用ＰＣ総台数」を令和６年５月１日現在の児童生徒数で除して算出した値であ
注４）「普通教室の大型提示装置整備率」は、大型提示装置を設置している普通教室の総数を普通教室の総数で除して算出した値である。
注５）「普通教室の校内ＬＡＮ整備率」は、校内ＬＡＮを整備する普通教室の総数を普通教室の総数で除して算出した値である。
注６）「普通教室の無線ＬＡＮ整備率」は、無線ＬＡＮを整備する普通教室の総数を普通教室の総数で除して算出した値である。

（令和７年３月１日現在）

普通教室の校内LAN整備率 %	普通教室の無線LAN整備率 %	普通教室の移動通信システム（LTE等）整備率 %	移動系通信を利用している学校の内、無線LAN整備済みの普通教室の数 室	無線LAN又は移動系通信によりインターネット接続を行う普通教室の割合 %	回線速度の契約理論値 ベストエフォート型 %	回線速度の契約理論値 ギャランティ型 %
100.0	100.0	***	***	100.0	0.0	100.0
100.0	100.0	***	***	100.0	0.0	100.0

る。

○市区町村（設置者）別「コンピュータの設置状況」及び「インターネット接続状況」の実態（特別支援学校）

（令和７年３月１日現在）

市　区　町　村　別 （特別支援学校）	教員数 人	授業を担当している教員数 人	指導者用PC台数 台	指導者用PC整備率 %	教員の校務用PC台数 台	教員の校務用PC整備率 %	統合型校務支援システム整備率 %	遠隔教育実施率 %	遠隔教育を実施している学校のうち、「合同授業型」の遠隔授業の実施率 %	遠隔教育を実施している学校のうち、「教師支援型」の遠隔授業の実施率 %	遠隔教育を実施している学校のうち、「教科・科目充実型」の遠隔授業の実施率 %	遠隔教育を実施している学校のうち、個々の児童生徒の状況に応じた遠隔教育の実施率 %
鳥取県	580	509	549	94.7	840	144.8	0.0	55.6	40.0	40.0	0.0	80.0
合　計	580	509	549	94.7	840	144.8	0.0	55.6	40.0	40.0	0.0	80.0

注１）「教員」とは、校長、副校長、教頭、主幹教諭、指導教諭、教諭、助教諭、養護教諭、養護助教諭、栄養教諭、常勤講師、再任用職員（フルタイム）をいう。
注２）「授業を担当している教員」とは、各教科等の授業を定期的に担当している教員をいう。授業を一時的・臨時的に担当する教員は含まない。
注３）「指導者用ＰＣ」とは、教員が使用するために配備されたものをいう。教職員が主として校務用に利用しているコンピュータ（校務用コンピュータ）は含まない。
注４）「指導者用ＰＣ整備率」とは指導者用ＰＣの総数を教員の総数で除して算出した値である。
注５）「教員の校務用ＰＣ」とは、主として教員が校務に使用するコンピュータのことをいう。
注６）「教員の校務用ＰＣ整備率」は、校務用ＰＣの総数を総教員数で除して算出した値である。
注７）「統合型校務支援システム」は、教務系（成績処理、出欠管理、時数等）・保健系（健康診断票、保健室管理等）、指導要録等の学籍関係、学校事務系など統合して
機能を有しているシステムをいう。
注８）「遠隔教育」は、遠隔システムを活用した同時双方向型で行う教育をいう。（「『遠隔教育の推進に向けた施策方針』の策定について（通知）」（文部科学省、平成30年9月20日））
注９）「合同授業型」とは、教師が児童生徒等に対面で授業を行う複数の教室等を遠隔により接続することで、児童生徒が多様な意見や考えに触れたり、協働して学習に取り組んだり
する機会の充実を図る遠隔教育の形態をいう。
注10）「教師支援型」とは、外部人材等の専門家と、児童生徒や教師がいる教室等を遠隔により接続することで、児童生徒の学習活動の質を高めるとともに、
教師の資質向上を図る遠隔教育の形態をいう。
注11）「教科・科目充実型」とは、学校教育法施行規則第77条の２（中学校等）、第88条の３（高等学校等）に基づき、当該教科の免許状を保有する教師による
授業を遠隔により提供することで、生徒の多様な科目選択を可能とすること等により、学習機会の充実を図るものをいう。なお、小学校での活用は想定されない。
注12）遠隔教育を実施している学校のうち、「教科・科目充実型」の遠隔教育の実施率は、「教科・科目充実型」の遠隔授業を実施している学校の総数を、
遠隔教育を実施していると答えた学校の総数から、遠隔教育を実施していると答えた小学校の総数を引いた数で除した値である。
注13）「個々の児童生徒の状況に応じた遠隔教育」とは、外国人児童生徒等への日本語指導、病気療養児・不登校児童生徒等に対する学習指導等の
個々の児童生徒の状況に応じた遠隔教育の形態をいう。

○市区町村（設置者）別「コンピュータの設置状況」及び「インターネット接続状況」の実態（合計）

市　区　町　村　別 （　合　計　）	学校数 校	児童生徒数 人	普通教室数 室	学習者用PC総台数 台	児童生徒一人当たりの学習者用PC台数 台／人	普通教室の大型提示装置整備率 %	普通教室の校内LAN整備率 %	普通教室の無線LAN整備率 %
島根県	48	15,498	719	17,437	1.1	96.5	100.0	99.7
松江市	50	15,397	722	15,885	1.0	96.8	100.0	100.0
浜田市	23	3,498	219	3,504	1.0	78.5	99.5	99.5
出雲市	48	14,449	670	15,188	1.1	91.8	100.0	100.0
益田市	24	3,246	216	3,248	1.0	94.0	100.0	100.0
大田市	21	2,234	161	2,317	1.0	89.4	100.0	100.0
安来市	22	2,570	172	2,730	1.1	90.7	100.0	100.0
江津市	11	1,425	98	1,429	1.0	92.9	100.0	100.0
雲南市	21	2,492	179	2,718	1.1	97.2	100.0	100.0
奥出雲町	11	703	79	756	1.1	73.4	93.7	69.6
飯南町	6	259	40	288	1.1	72.5	97.5	97.5
川本町	2	185	13	250	1.4	100.0	100.0	100.0
美郷町	4	274	26	338	1.2	92.3	100.0	100.0
邑南町	11	652	62	658	1.0	72.6	100.0	100.0
津和野町	6	366	39	390	1.1	100.0	100.0	100.0
吉賀町	8	317	40	329	1.0	87.5	100.0	100.0
海士町	3	164	21	184	1.1	85.7	100.0	100.0
西ノ島町	2	152	13	167	1.1	100.0	100.0	100.0
知夫村	2	33	12	40	1.2	66.7	100.0	100.0
隠岐の島町	11	951	80	1,007	1.1	70.0	100.0	90.0
合　計	334	64,865	3,581	68,863	1.1	91.8	99.8	99.0

注１）「児童生徒数」は、令和６年５月１日現在の児童生徒数。
注２）「学習者用ＰＣ」とは、教育用ＰＣのうち、児童生徒が使用するために配備されたものをいう。
注３）「児童生徒一人当たりの学習者用PC台数」は、「学習者用ＰＣ総台数」を令和６年５月１日現在の児童生徒数で除して算出した値である。
注４）「普通教室の大型提示装置整備率」は、大型提示装置を設置している普通教室の総数を普通教室の総数で除して算出した値である。
注５）「普通教室の校内ＬＡＮ整備率」は、校内ＬＡＮを整備する普通教室の総数を普通教室の総数で除して算出した値である。
注６）「普通教室の無線ＬＡＮ整備率」は、無線ＬＡＮを整備する普通教室の総数を普通教室の総数で除して算出した値である。

（令和７年３月１日現在）

普通教室の移動通信システム（LTE等）整備率	移動系通信を利用している学校の内、無線LAN整備済みの普通教室の数	無線LAN又は移動系通信によりインターネット接続を行う普通教室の割合	回線速度の契約理論値 ベストエフォート型	回線速度の契約理論値 ギャランティ型
%	室	%	%	%
***	***	99.7	100.0	0.0
***	***	100.0	100.0	0.0
***	***	99.5	0.0	100.0
***	***	100.0	0.0	100.0
***	***	100.0	4.2	95.8
***	***	100.0	100.0	0.0
***	***	100.0	100.0	0.0
***	***	100.0	100.0	0.0
***	***	100.0	0.0	100.0
89.9	55	89.9	100.0	0.0
***	***	97.5	100.0	0.0
***	***	100.0	100.0	0.0
***	***	100.0	100.0	0.0
***	***	100.0	100.0	0.0
***	***	100.0	100.0	0.0
***	***	100.0	100.0	0.0
***	***	100.0	100.0	0.0
***	***	100.0	100.0	0.0
***	***	90.0	100.0	0.0
2.0	55	99.4	65.2	34.8

○市区町村（設置者）別「コンピュータの設置状況」及び「インターネット接続状況」の実態（合計）

（令和７年３月１日現在）

市　区　町　村　別 （　合　計　）	教員数 人	授業を担当している教員数 人	指導者用PC台数 台	指導者用PC整備率 %	教員の校務用PC台数 台	教員の校務用PC整備率 %	統合型校務支援システム整備率 %	遠隔教育実施率 %	遠隔教育を実施している学校のうち、「合同授業型」の遠隔授業の実施率 %	遠隔教育を実施している学校のうち、「教師支援型」の遠隔授業の実施率 %	遠隔教育を実施している学校のうち、「教科・科目充実型」の遠隔授業の実施率 %	遠隔教育を実施している学校のうち、個々の児童生徒の状況に応じた遠隔教育の実施率 %
島根県	2,200	2,011	2,753	125.1	2,948	134.0	100.0	52.1	44.0	52.0	24.0	64.0
松江市	1,153	992	2,190	189.9	1,338	116.0	100.0	22.0	72.7	18.2	50.0	63.6
浜田市	359	297	463	129.0	456	127.0	100.0	60.9	28.6	28.6	25.0	85.7
出雲市	1,055	917	1,065	100.9	1,413	133.9	100.0	31.3	33.3	13.3	16.7	66.7
益田市	365	299	324	88.8	437	119.7	62.5	41.7	80.0	40.0	0.0	40.0
大田市	254	205	331	130.3	340	133.9	100.0	61.9	53.8	46.2	0.0	38.5
安来市	292	241	307	105.1	475	162.7	100.0	63.6	64.3	21.4	20.0	71.4
江津市	163	137	195	119.6	194	119.0	100.0	45.5	60.0	40.0	0.0	80.0
雲南市	301	252	446	148.2	405	134.6	100.0	14.3	33.3	0.0	0.0	100.0
奥出雲町	128	102	163	127.3	151	118.0	0.0	18.2	50.0	50.0	0.0	100.0
飯南町	64	55	95	148.4	114	178.1	0.0	100.0	100.0	33.3	0.0	66.7
川本町	26	20	24	92.3	72	276.9	100.0	0.0	***	***	***	***
美郷町	48	36	89	185.4	105	218.8	100.0	0.0	***	***	***	***
邑南町	110	85	119	108.2	140	127.3	100.0	27.3	33.3	0.0	0.0	100.0
津和野町	70	57	71	101.4	103	147.1	0.0	66.7	75.0	25.0	0.0	50.0
吉賀町	79	61	121	153.2	134	169.6	37.5	25.0	50.0	0.0	0.0	50.0
海士町	33	25	75	227.3	50	151.5	0.0	66.7	100.0	50.0	0.0	50.0
西ノ島町	24	19	27	112.5	23	95.8	0.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
知夫村	17	15	28	164.7	19	111.8	0.0	100.0	100.0	0.0	0.0	0.0
隠岐の島町	132	110	150	113.6	205	155.3	0.0	72.7	75.0	50.0	0.0	37.5
合　計	6,873	5,936	9,036	131.5	9,122	132.7	83.5	42.2	56.7	33.3	17.7	63.1

注１）「教員」とは、校長、副校長、教頭、主幹教諭、指導教諭、教諭、助教諭、養護教諭、養護助教諭、栄養教諭、常勤講師、再任用職員（フルタイム）をいう。
注２）「授業を担当している教員」とは、各教科等の授業を定期的に担当している教員をいう。授業を一時的・臨時的に担当する教員は含まない。
注３）「指導者用ＰＣ」とは、教員が使用するために配備されたものをいう。教職員が主として校務用に利用しているコンピュータ（校務用コンピュータ）は含まない。
注４）「指導者用ＰＣ整備率」とは指導者用ＰＣの総数を教員の総数で除して算出した値である。
注５）「教員の校務用ＰＣ」とは、主として教員が校務に使用するコンピュータのことをいう。
注６）「教員の校務用ＰＣ整備率」は、校務用ＰＣの総数を総教員数で除して算出した値である。
注７）「統合型校務支援システム」は、教務系（成績処理、出欠管理、時数等）・保健系（健康診断票、保健室管理等）、指導要録等の学籍関係、学校事務系など統合して機能を有しているシステムをいう。
注８）「遠隔教育」は、遠隔システムを活用した同時双方向型で行う教育をいう。（「『遠隔教育の推進に向けた施策方針』の策定について（通知）」（文部科学省、平成30年9月20日））
注９）「合同授業型」とは、教師が児童生徒等に対面で授業を行う複数の教室等を遠隔により接続することで、児童生徒が多様な意見や考えに触れたり、協働して学習に取り組んだりする機会の充実を図る遠隔教育の形態をいう。
注10）「教師支援型」とは、外部人材等の専門家と、児童生徒や教師がいる教室等を遠隔により接続することで、児童生徒の学習活動の質を高めるとともに、教師の資質向上を図る遠隔教育の形態をいう。
注11）「教科・科目充実型」とは、学校教育法施行規則第77条の２（中学校等）、第88条の３（高等学校等）に基づき、当該教科の免許状を保有する教師による授業を遠隔により提供することで、生徒の多様な科目選択を可能とすること等により、学習機会の充実を図るものをいう。なお、小学校での活用は想定されない。
注12）遠隔教育を実施している学校のうち、「教科・科目充実型」の遠隔教育の実施率は、「教科・科目充実型」の遠隔授業を実施している学校の総数を、遠隔教育を実施していると答えた学校の総数から、遠隔教育を実施していると答えた小学校の総数を引いた数で除した値である。
注13）「個々の児童生徒の状況に応じた遠隔教育」とは、外国人児童生徒等への日本語指導、病気療養児・不登校児童生徒等に対する学習指導等の個々の児童生徒の状況に応じた遠隔教育の形態をいう。

○市区町村（設置者）別「コンピュータの設置状況」及び「インターネット接続状況」の実態（小学校）

市　区　町　村　別 （　小　学　校　）	学校数 校	児童生徒数 人	普通教室数 室	学習者用PC総台数 台	児童生徒一人当たりの学習者用PC台数 台／人	普通教室の大型提示装置整備率 %	普通教室の校内LAN整備率 %	普通教室の無線LAN整備率 %
松江市	32	9,433	468	9,771	1.0	97.9	100.0	100.0
浜田市	15	2,279	151	2,284	1.0	77.5	99.3	99.3
出雲市	33	9,663	467	9,839	1.0	91.2	100.0	100.0
益田市	15	2,089	150	2,087	1.0	96.0	100.0	100.0
大田市	15	1,437	114	1,475	1.0	90.4	100.0	100.0
安来市	17	1,653	128	1,780	1.1	90.6	100.0	100.0
江津市	7	944	70	944	1.0	100.0	100.0	100.0
雲南市	15	1,610	127	1,753	1.1	97.6	100.0	100.0
奥出雲町	9	459	62	465	1.0	80.6	91.9	62.9
飯南町	4	161	29	159	1.0	65.5	96.6	96.6
川本町	1	126	8	160	1.3	100.0	100.0	100.0
美郷町	2	162	16	171	1.1	100.0	100.0	100.0
邑南町	8	428	47	434	1.0	76.6	100.0	100.0
津和野町	4	235	29	253	1.1	100.0	100.0	100.0
吉賀町	5	228	28	226	1.0	89.3	100.0	100.0
海士町	2	104	16	105	1.0	93.8	100.0	100.0
西ノ島町	1	104	8	99	1.0	100.0	100.0	100.0
知夫村	1	24	6	24	1.0	66.7	100.0	100.0
隠岐の島町	7	646	55	665	1.0	78.2	100.0	85.5
合　計	193	31,785	1,979	32,694	1.0	91.5	99.6	98.3

注１）「児童生徒数」は、令和６年５月１日現在の児童生徒数。
注２）「学習者用ＰＣ」とは、教育用ＰＣのうち、児童生徒が使用するために配備されたものをいう。
注３）「児童生徒一人当たりの学習者用PC台数」は、「学習者用ＰＣ総台数」を令和６年５月１日現在の児童生徒数で除して算出した値である。
注４）「普通教室の大型提示装置整備率」は、大型提示装置を設置している普通教室の総数を普通教室の総数で除して算出した値である。
注５）「普通教室の校内ＬＡＮ整備率」は、校内ＬＡＮを整備する普通教室の総数を普通教室の総数で除して算出した値である。
注６）「普通教室の無線ＬＡＮ整備率」は、無線ＬＡＮを整備する普通教室の総数を普通教室の総数で除して算出した値である。

（令和７年３月１日現在）

普通教室の移動通信システム（LTE等）整備率	移動系通信を利用している学校の内、無線LAN整備済みの普通教室の数	無線LAN又は移動系通信によりインターネット接続を行う普通教室の割合	回線速度の契約理論値 ベストエフォート型	回線速度の契約理論値 ギャランティ型
%	室	%	%	%
***	***	100.0	100.0	0.0
***	***	99.3	0.0	100.0
***	***	100.0	0.0	100.0
***	***	100.0	6.7	93.3
***	***	100.0	100.0	0.0
***	***	100.0	100.0	0.0
***	***	100.0	100.0	0.0
***	***	100.0	0.0	100.0
87.1	39	87.1	100.0	0.0
***	***	96.6	100.0	0.0
***	***	100.0	100.0	0.0
***	***	100.0	100.0	0.0
***	***	100.0	100.0	0.0
***	***	100.0	100.0	0.0
***	***	100.0	100.0	0.0
***	***	100.0	100.0	0.0
***	***	100.0	100.0	0.0
***	***	100.0	100.0	0.0
***	***	100.0	100.0	0.0
***	***	85.5	100.0	0.0
2.7	39	99.1	59.5	40.5

○市区町村（設置者）別「コンピュータの設置状況」及び「インターネット接続状況」の実態（小学校）

（令和７年３月１日現在）

市　区　町　村　別 （　小　学　校　）	教員数 人	授業を担当している教員数 人	指導者用PC台数 台	指導者用PC整備率 %	教員の校務用PC台数 台	教員の校務用PC整備率 %	統合型校務支援システム整備率 %	遠隔教育実施率 %	遠隔教育を実施している学校のうち、「合同授業型」の遠隔授業の実施率 %	遠隔教育を実施している学校のうち、「教師支援型」の遠隔授業の実施率 %	遠隔教育を実施している学校のうち、「教科・科目充実型」の遠隔授業の実施率 %	遠隔教育を実施している学校のうち、個々の児童生徒の状況に応じた遠隔教育の実施率 %
松江市	648	552	1,202	185.5	770	118.8	100.0	28.1	66.7	11.1	***	55.6
浜田市	219	180	291	132.9	280	127.9	100.0	66.7	30.0	30.0	***	90.0
出雲市	659	575	665	100.9	886	134.4	100.0	27.3	55.6	22.2	***	55.6
益田市	216	179	201	93.1	268	124.1	100.0	46.7	100.0	42.9	***	28.6
大田市	166	130	220	132.5	216	130.1	100.0	60.0	44.4	44.4	***	55.6
安来市	193	155	199	103.1	343	177.7	100.0	52.9	66.7	11.1	***	55.6
江津市	100	83	114	114.0	117	117.0	100.0	57.1	75.0	50.0	***	75.0
雲南市	188	156	288	153.2	255	135.6	100.0	6.7	100.0	0.0	***	100.0
奥出雲町	90	72	113	125.6	105	116.7	0.0	11.1	100.0	0.0	***	100.0
飯南町	37	31	54	145.9	77	208.1	0.0	100.0	100.0	25.0	***	50.0
川本町	15	11	13	86.7	40	266.7	100.0	0.0	***	***	***	***
美郷町	25	19	44	176.0	59	236.0	100.0	0.0	***	***	***	***
邑南町	74	55	79	106.8	97	131.1	100.0	37.5	33.3	0.0	***	100.0
津和野町	42	34	40	95.2	66	157.1	0.0	75.0	100.0	33.3	***	33.3
吉賀町	46	35	84	182.6	80	173.9	60.0	20.0	100.0	0.0	***	0.0
海士町	22	17	40	181.8	34	154.5	0.0	100.0	100.0	50.0	***	50.0
西ノ島町	13	10	17	130.8	13	100.0	0.0	100.0	100.0	100.0	***	100.0
知夫村	9	8	9	100.0	9	100.0	0.0	100.0	100.0	0.0	***	0.0
隠岐の島町	82	71	86	104.9	118	143.9	0.0	71.4	80.0	40.0	***	20.0
合　　計	2,844	2,373	3,759	132.2	3,833	134.8	84.5	40.9	67.1	27.8	***	57.0

注１）「教員」とは、校長、副校長、教頭、主幹教諭、指導教諭、教諭、助教諭、養護教諭、養護助教諭、栄養教諭、常勤講師、再任用職員（フルタイム）をいう。
注２）「授業を担当している教員」とは、各教科等の授業を定期的に担当している教員をいう。授業を一時的・臨時的に担当する教員は含まない。
注３）「指導者用ＰＣ」とは、教員が使用するために配備されたものをいう。教職員が主として校務用に利用しているコンピュータ（校務用コンピュータ）は含まない。
注４）「指導者用ＰＣ整備率」とは指導者用ＰＣの総数を教員の総数で除して算出した値である。
注５）「教員の校務用ＰＣ」とは、主として教員が校務に使用するコンピュータのことをいう。
注６）「教員の校務用ＰＣ整備率」は、校務用ＰＣの総数を総教員数で除して算出した値である。
注７）「統合型校務支援システム」は、教務系（成績処理、出欠管理、時数等）・保健系（健康診断票、保健室管理等）、指導要録等の学籍関係、学校事務系など統合して
　　機能を有しているシステムをいう。
注８）「遠隔教育」は、遠隔システムを活用した同時双方向型で行う教育をいう。（「『遠隔教育の推進に向けた施策方針』の策定について（通知）」（文部科学省、平成30年9月20日））
注９）「合同授業型」とは、教師が児童生徒等に対面で授業を行う複数の教室等を遠隔により接続することで、児童生徒が多様な意見や考えに触れたり、協働して学習に取り組んだり
　　する機会の充実を図る遠隔教育の形態をいう。
注10）「教師支援型」とは、外部人材等の専門家と、児童生徒や教師がいる教室等を遠隔により接続することで、児童生徒の学習活動の質を高めるとともに、
　　教師の資質向上を図る遠隔教育の形態をいう。
注11）「教科・科目充実型」とは、学校教育法施行規則第77条の２（中学校等）、第88条の３（高等学校等）に基づき、当該教科の免許状を保有する教師による
　　授業を遠隔により提供することで、生徒の多様な科目選択を可能とすること等により、学習機会の充実を図るものをいう。なお、小学校での活用は想定されない。
注12）遠隔教育を実施している学校のうち、「教科・科目充実型」の遠隔教育の実施率は、「教科・科目充実型」の遠隔授業を実施している学校の総数を、
　　遠隔教育を実施していると答えた学校の総数から、遠隔教育を実施していると答えた小学校の総数を引いた数で除した値である。
注13）「個々の児童生徒の状況に応じた遠隔教育」とは、外国人児童生徒等への日本語指導、病気療養児・不登校児童生徒等に対する学習指導等の
　　個々の児童生徒の状況に応じた遠隔教育の形態をいう。

○市区町村（設置者）別「コンピュータの設置状況」及び「インターネット接続状況」の実態（中学校）

市　区　町　村　別 （　中　学　校　）	学校数 校	児童生徒数 人	普通教室数 室	学習者用PC総台数 台	児童生徒一人当たりの学習者用PC台数 台／人	普通教室の大型提示装置整備率 %	普通教室の校内LAN整備率 %	普通教室の無線LAN整備率 %
松江市	15	4,692	194	4,751	1.0	94.8	100.0	100.0
浜田市	8	1,219	68	1,220	1.0	80.9	100.0	100.0
出雲市	15	4,786	203	5,349	1.1	93.1	100.0	100.0
益田市	9	1,157	66	1,161	1.0	89.4	100.0	100.0
大田市	6	797	47	842	1.1	87.2	100.0	100.0
安来市	5	917	44	950	1.0	90.9	100.0	100.0
江津市	4	481	28	485	1.0	75.0	100.0	100.0
雲南市	6	882	52	965	1.1	96.2	100.0	100.0
奥出雲町	2	244	17	291	1.2	47.1	100.0	94.1
飯南町	2	98	11	129	1.3	90.9	100.0	100.0
川本町	1	59	5	90	1.5	100.0	100.0	100.0
美郷町	2	112	10	167	1.5	80.0	100.0	100.0
邑南町	3	224	15	224	1.0	60.0	100.0	100.0
津和野町	2	131	10	137	1.0	100.0	100.0	100.0
吉賀町	3	89	12	103	1.2	83.3	100.0	100.0
海士町	1	60	5	79	1.3	60.0	100.0	100.0
西ノ島町	1	48	5	68	1.4	100.0	100.0	100.0
知夫村	1	9	6	16	1.8	66.7	100.0	100.0
隠岐の島町	4	305	25	342	1.1	52.0	100.0	100.0
合　計	90	16,310	823	17,369	1.1	88.0	100.0	99.9

注１）「児童生徒数」は、令和６年５月１日現在の児童生徒数。
注２）「学習者用ＰＣ」とは、教育用ＰＣのうち、児童生徒が使用するために配備されたものをいう。
注３）「児童生徒一人当たりの学習者用PC台数」は、「学習者用ＰＣ総台数」を令和６年５月１日現在の児童生徒数で除して算出した値である。
注４）「普通教室の大型提示装置整備率」は、大型提示装置を設置している普通教室の総数を普通教室の総数で除して算出した値である。
注５）「普通教室の校内ＬＡＮ整備率」は、校内ＬＡＮを整備する普通教室の総数を普通教室の総数で除して算出した値である。
注６）「普通教室の無線ＬＡＮ整備率」は、無線ＬＡＮを整備する普通教室の総数を普通教室の総数で除して算出した値である。

（令和７年３月１日現在）

普通教室の移動通信システム（LTE等）整備率	移動系通信を利用している学校の内、無線LAN整備済みの普通教室の数	無線LAN又は移動系通信によりインターネット接続を行う普通教室の割合	回線速度の契約理論値 ベストエフォート型	回線速度の契約理論値 ギャランティ型
%	室	%	%	%
***	***	100.0	100.0	0.0
***	***	100.0	0.0	100.0
***	***	100.0	0.0	100.0
***	***	100.0	0.0	100.0
***	***	100.0	100.0	0.0
***	***	100.0	100.0	0.0
***	***	100.0	100.0	0.0
***	***	100.0	0.0	100.0
100.0	16	100.0	100.0	0.0
***	***	100.0	100.0	0.0
***	***	100.0	100.0	0.0
***	***	100.0	100.0	0.0
***	***	100.0	100.0	0.0
***	***	100.0	100.0	0.0
***	***	100.0	100.0	0.0
***	***	100.0	100.0	0.0
***	***	100.0	100.0	0.0
***	***	100.0	100.0	0.0
***	***	100.0	100.0	0.0
2.1	16	100.0	57.3	42.7

○市区町村（設置者）別「コンピュータの設置状況」及び「インターネット接続状況」の実態（中学校）

（令和７年３月１日現在）

市区町村別（中学校）	教員数	授業を担当している教員数	指導者用PC台数	指導者用PC整備率	教員の校務用PC台数	教員の校務用PC整備率	統合型校務支援システム整備率	遠隔教育実施率	遠隔教育を実施している学校のうち、「合同授業型」の遠隔授業の実施率	遠隔教育を実施している学校のうち、「教師支援型」の遠隔授業の実施率	遠隔教育を実施している学校のうち、「教科・科目充実型」の遠隔授業の実施率	遠隔教育を実施している学校のうち、個々の児童生徒の状況に応じた遠隔教育の実施率
	人	人	台	%	台	%	%	%	%	%	%	%
松江市	398	341	760	191.0	443	111.3	100.0	6.7	100.0	0.0	0.0	100.0
浜田市	140	117	172	122.9	176	125.7	100.0	50.0	25.0	25.0	25.0	75.0
出雲市	396	342	400	101.0	527	133.1	100.0	40.0	0.0	0.0	16.7	83.3
益田市	149	120	123	82.6	169	113.4	0.0	33.3	33.3	33.3	0.0	66.7
大田市	88	75	111	126.1	124	140.9	100.0	66.7	75.0	50.0	0.0	0.0
安来市	99	86	108	109.1	132	133.3	100.0	100.0	60.0	40.0	20.0	100.0
江津市	63	54	81	128.6	77	122.2	100.0	25.0	0.0	0.0	0.0	100.0
雲南市	113	96	158	139.8	150	132.7	100.0	33.3	0.0	0.0	0.0	100.0
奥出雲町	38	30	50	131.6	46	121.1	0.0	50.0	0.0	100.0	0.0	100.0
飯南町	27	24	41	151.9	37	137.0	0.0	100.0	100.0	50.0	0.0	100.0
川本町	11	9	11	100.0	32	290.9	100.0	0.0	***	***	***	***
美郷町	23	17	45	195.7	46	200.0	100.0	0.0	***	***	***	***
邑南町	36	30	40	111.1	43	119.4	100.0	0.0	***	***	***	***
津和野町	28	23	31	110.7	37	132.1	0.0	50.0	0.0	0.0	0.0	100.0
吉賀町	33	26	37	112.1	54	163.6	0.0	33.3	0.0	0.0	0.0	100.0
海士町	11	8	35	318.2	16	145.5	0.0	0.0	***	***	***	***
西ノ島町	11	9	10	90.9	10	90.9	0.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
知夫村	8	7	19	237.5	10	125.0	0.0	100.0	100.0	0.0	0.0	0.0
隠岐の島町	50	39	64	128.0	87	174.0	0.0	75.0	66.7	66.7	0.0	66.7
合計	1,722	1,453	2,296	133.3	2,216	128.7	72.2	40.0	41.7	30.6	11.1	75.0

注１）「教員」とは、校長、副校長、教頭、主幹教諭、指導教諭、教諭、助教諭、養護教諭、養護助教諭、栄養教諭、常勤講師、再任用職員（フルタイム）をいう。
注２）「授業を担当している教員」とは、各教科等の授業を定期的に担当している教員をいう。授業を一時的・臨時的に担当する教員は含まない。
注３）「指導者用ＰＣ」とは、教員が使用するために配備されたものをいう。教職員が主として校務用に利用しているコンピュータ（校務用コンピュータ）は含まない。
注４）「指導者用ＰＣ整備率」とは指導者用ＰＣの総数を教員の総数で除して算出した値である。
注５）「教員の校務用ＰＣ」とは、主として教員が校務に使用するコンピュータのことをいう。
注６）「教員の校務用ＰＣ整備率」は、校務用ＰＣの総数を総教員数で除して算出した値である。
注７）「統合型校務支援システム」は、教務系（成績処理、出欠管理、時数等）・保健系（健康診断票、保健室管理等）、指導要録等の学籍関係、学校事務系など統合して
　　機能を有しているシステムをいう。
注８）「遠隔教育」は、遠隔システムを活用した同時双方向型で行う教育をいう。（「『遠隔教育の推進に向けた施策方針』の策定について（通知）」（文部科学省、平成30年9月20日））
注９）「合同授業型」とは、教師が児童生徒等に対面で授業を行う複数の教室等を遠隔により接続することで、児童生徒が多様な意見や考えに触れたり、協働して学習に取り組んだり
　　する機会の充実を図る遠隔教育の形態をいう。
注10）「教師支援型」とは、外部人材等の専門家と、児童生徒や教師がいる教室等を遠隔により接続することで、児童生徒の学習活動の質を高めるとともに、
　　教師の資質向上を図る遠隔教育の形態をいう。
注11）「教科・科目充実型」とは、学校教育法施行規則第77条の２（中学校等）、第88条の３（高等学校等）に基づき、当該教科の免許状を保有する教師による
　　授業を遠隔により提供することで、生徒の多様な科目選択を可能とすること等により、学習機会の充実を図るものをいう。なお、小学校での活用は想定されない。
注12）遠隔教育を実施している学校のうち、「教科・科目充実型」の遠隔教育の実施率は、「教科・科目充実型」の遠隔授業を実施している学校の総数を、
　　遠隔教育を実施していると答えた学校の総数から、遠隔教育を実施していると答えた小学校の総数を引いた数で除した値である。
注13）「個々の児童生徒の状況に応じた遠隔教育」とは、外国人児童生徒等への日本語指導、病気療養児・不登校児童生徒等に対する学習指導等の
　　個々の児童生徒の状況に応じた遠隔教育の形態をいう。

○市区町村（設置者）別「コンピュータの設置状況」及び「インターネット接続状況」の実態（義務教育学校）

市　区　町　村　別 （義務教育学校）	学校数 校	児童生徒数 人	普通教室数 室	学習者用PC総台数 台	児童生徒一人当たりの学習者用PC台数 台／人	普通教室の大型提示装置整備率 %
松江市	2	1,001	48	1,034	1.0	93.8
合　計	2	1,001	48	1,034	1.0	93.8

注１）「児童生徒数」は、令和６年５月１日現在の児童生徒数。
注２）「学習者用ＰＣ」とは、教育用ＰＣのうち、児童生徒が使用するために配備されたものをいう。
注３）「児童生徒一人当たりの学習者用PC台数」は、「学習者用ＰＣ総台数」を令和６年５月１日現在の児童生徒数で除して算出した値であ
注４）「普通教室の大型提示装置整備率」は、大型提示装置を設置している普通教室の総数を普通教室の総数で除して算出した値である。
注５）「普通教室の校内ＬＡＮ整備率」は、校内ＬＡＮを整備する普通教室の総数を普通教室の総数で除して算出した値である。
注６）「普通教室の無線ＬＡＮ整備率」は、無線ＬＡＮを整備する普通教室の総数を普通教室の総数で除して算出した値である。

（令和７年３月１日現在）

普通教室の校内LAN整備率 %	普通教室の無線LAN整備率 %	普通教室の移動通信システム（LTE等）整備率 %	移動系通信を利用している学校の内、無線LAN整備済みの普通教室の数 室	無線LAN又は移動系通信によりインターネット接続を行う普通教室の割合 %	回線速度の契約理論値 ベストエフォート型 %	回線速度の契約理論値 ギャランティ型 %
100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0

る。

○市区町村（設置者）別「コンピュータの設置状況」及び「インターネット接続状況」の実態（義務教育学校）

（令和７年３月１日現在）

市　区　町　村　別 （義務教育学校）	教員数 人	授業を担当している教員数 人	指導者用PC台数 台	指導者用PC整備率 %	教員の校務用PC台数 台	教員の校務用PC整備率 %	統合型校務支援システム整備率 %	遠隔教育実施率 %	遠隔教育を実施している学校のうち、「合同授業型」の遠隔授業の実施率 %	遠隔教育を実施している学校のうち、「教師支援型」の遠隔授業の実施率 %	遠隔教育を実施している学校のうち、「教科・科目充実型」の遠隔授業の実施率 %	遠隔教育を実施している学校のうち、個々の児童生徒の状況に応じた遠隔教育の実施率 %
松江市	71	65	154	216.9	87	122.5	100.0	50.0	100.0	100.0	100.0	100.0
合　　計	71	65	154	216.9	87	122.5	100.0	50.0	100.0	100.0	100.0	100.0

注１）「教員」とは、校長、副校長、教頭、主幹教諭、指導教諭、教諭、助教諭、養護教諭、養護助教諭、栄養教諭、常勤講師、再任用職員（フルタイム）をいう。
注２）「授業を担当している教員」とは、各教科等の授業を定期的に担当している教員をいう。授業を一時的・臨時的に担当する教員は含まない。
注３）「指導者用ＰＣ」とは、教員が使用するために配備されたものをいう。教職員が主として校務用に利用しているコンピュータ（校務用コンピュータ）は含まない。
注４）「指導者用ＰＣ整備率」とは指導者用ＰＣの総数を教員の総数で除して算出した値である。
注５）「教員の校務用ＰＣ」とは、主として教員が校務に使用するコンピュータのことをいう。
注６）「教員の校務用ＰＣ整備率」は、校務用ＰＣの総数を総教員数で除して算出した値である。
注７）「統合型校務支援システム」は、教務系（成績処理、出欠管理、時数等）・保健系（健康診断票、保健室管理等）、指導要録等の学籍関係、学校事務系など統合して
　　機能を有しているシステムをいう。
注８）「遠隔教育」は、遠隔システムを活用した同時双方向型で行う教育をいう。（「『遠隔教育の推進に向けた施策方針』の策定について（通知）」（文部科学省、平成30年9月20日））
注９）「合同授業型」とは、教師が児童生徒等に対面で授業を行う複数の教室等を遠隔により接続することで、児童生徒が多様な意見や考えに触れたり、協働して学習に取り組んだり
　　する機会の充実を図る遠隔教育の形態をいう。
注10）「教師支援型」とは、外部人材等の専門家と、児童生徒や教師がいる教室等を遠隔により接続することで、児童生徒の学習活動の質を高めるとともに、
　　教師の資質向上を図る遠隔教育の形態をいう。
注11）「教科・科目充実型」とは、学校教育法施行規則第77条の２（中学校等）、第88条の３（高等学校等）に基づき、当該教科の免許状を保有する教師による
　　授業を遠隔により提供することで、生徒の多様な科目選択を可能とすること等により、学習機会の充実を図るものをいう。なお、小学校での活用は想定されない。
注12）遠隔教育を実施している学校のうち、「教科・科目充実型」の遠隔教育の実施率は、「教科・科目充実型」の遠隔授業を実施している学校の総数を、
　　遠隔教育を実施していると答えた学校の総数から、遠隔教育を実施していると答えた小学校の総数を引いた数で除した値である。
注13）「個々の児童生徒の状況に応じた遠隔教育」とは、外国人児童生徒等への日本語指導、病気療養児・不登校児童生徒等に対する学習指導等の
　　個々の児童生徒の状況に応じた遠隔教育の形態をいう。

○市区町村（設置者）別「コンピュータの設置状況」及び「インターネット接続状況」の実態（高等学校）

（令和７年３月１日現在）

市区町村別（高等学校）	学校数	学校数（専門学科・総合学科単独及び複数学科設置校）	児童生徒数	児童生徒数（専門学科・総合学科単独及び複数学科設置校）	普通教室数	普通教室数（専門学科・総合学科単独及び複数学科設置校）	学習者用PC総台数	学習者用PC総台数（専門学科・総合学科単独及び複数学科設置校）	児童生徒一人当たりの学習者用PC台数	児童生徒一人当たりの学習者用PC台数（専門学科・総合学科単独及び複数学科設置校）	普通教室の大型提示装置整備率	普通教室の大型提示装置整備率（専門学科・総合学科単独及び複数学科設置校）	普通教室の校内LAN整備率	普通教室の校内LAN整備率（専門学科・総合学科単独及び複数学科設置校）	普通教室の無線LAN整備率	普通教室の無線LAN整備率（専門学科・総合学科単独及び複数学科設置校）	普通教室の移動通信システム（LTE等）整備率	普通教室の移動通信システム（LTE等）整備率（専門学科・総合学科単独及び複数学科設置校）	移動系通信を利用している学校の内、無線LAN整備済みの普通教室の数	移動系通信を利用している学校の内、無線LAN整備済みの普通教室の数（専門学科・総合学科単独及び複数学科設置校）	無線LAN又は移動系通信によりインターネット接続を行う普通教室の割合	無線LAN又は移動系通信によりインターネット接続を行う普通教室の割合（専門学科・総合学科単独及び複数学科設置校）	回線速度の契約理論値ベストエフォート型	回線速度の契約理論値ベストエフォート型（専門学科・総合学科単独及び複数学科設置校）	回線速度の契約理論値ギャランティ型	回線速度の契約理論値ギャランティ型（専門学科・総合学科単独及び複数学科設置校）
	校	校	人	人	室	室	台	台	台／人	台／人	%	%	%	%	%	%	%	%	室	室	%	%	%	%	%	%
島根県	36	23	14,448	9,904	433	310	16,311	12,679	1.1	1.3	97.9	100.0	100.0	100.0	99.5	99.4	***	***	***	***	99.5	99.4	100.0	100.0	0.0	0.0
松江市	1	1	271	271	12	12	329	329	1.2	1.2	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	***	***	***	***	100.0	100.0	100.0	100.0	0.0	0.0
合計	37	24	14,719	10,175	445	322	16,640	13,008	1.1	1.3	98.0	100.0	100.0	100.0	99.6	99.4	***	***	***	***	99.6	99.4	100.0	100.0	0.0	0.0

注１）「児童生徒数」は、令和６年５月１日現在の児童生徒数。
注２）「学習者用ＰＣ」とは、教育用ＰＣのうち、児童生徒が使用するために配備されたものをいう。
注３）「児童生徒一人当たりの学習者用PC台数」は、「学習者用ＰＣ総台数」を令和６年５月１日現在の児童生徒数で除して算出した値である。
注４）「普通教室の大型提示装置整備率」は、大型提示装置を設置している普通教室の総数を普通教室の総数で除して算出した値である。
注５）「普通教室の校内ＬＡＮ整備率」は、校内ＬＡＮを整備する普通教室の総数を普通教室の総数で除して算出した値である。
注６）「普通教室の無線ＬＡＮ整備率」は、無線ＬＡＮを整備する普通教室の総数を普通教室の総数で除して算出した値である。

○市区町村（設置者）別「コンピュータの設置状況」及び「インターネット接続状況」の実態（高等学校）

（令和７年３月１日現在）

市区町村別（高等学校）	教員数	教員数（専門学科・総合学科単独及び複数学科設置校）	授業を担当している教員数	授業を担当している教員数（専門学科・総合学科単独及び複数学科設置校）	指導者用PC台数	指導者用PC台数（専門学科・総合学科単独及び複数学科設置校）	指導者用PC整備率	指導者用PC整備率（専門学科・総合学科単独及び複数学科設置校）	教員の校務用PC台数	教員の校務用PC台数（専門学科・総合学科単独及び複数学科設置校）	教員の校務用PC整備率	教員の校務用PC整備率（専門学科・総合学科単独及び複数学科設置校）	統合型校務支援システム整備率	統合型校務支援システム整備率（専門学科・総合学科単独及び複数学科設置校）	遠隔教育実施率	遠隔教育実施率（専門学科・総合学科単独及び複数学科設置校）	遠隔教育を実施している学校のうち、「合同授業型」の遠隔授業の実施率	遠隔教育を実施している学校のうち、「合同授業型」の遠隔授業の実施率（専門学科・総合学	遠隔教育を実施している学校のうち、「教師支援型」の遠隔授業の実施率	遠隔教育を実施している学校のうち、「教師支援型」の遠隔授業の実施率（専門学科・総合学	遠隔教育を実施している学校のうち、「教科・科目充実型」の遠隔授業の実施率	遠隔教育を実施している学校のうち、「教科・科目充実型」の遠隔授業の実施率（専門学	遠隔教育を実施している学校のうち、個々の児童生徒の状況に応じた遠隔教育の実施率	遠隔教育を実施している学校のうち、個々の児童生徒の状況に応じた遠隔教育の実施率（専門学
	人	人	人	人	台	台	%	%	台	台	%	%	%	%	%	%	%	%	%	%	%	%	%	%
島根県	1,425	1,025	1,310	941	1,730	1,285	121.4	125.4	1,926	1,385	135.2	135.1	100.0	100.0	44.4	39.1	25.0	33.3	43.8	66.7	12.5	22.2	56.3	33.3
松江市	36	36	34	34	74	74	205.6	205.6	38	38	105.6	105.6	100.0	100.0	0.0	0.0	***	***	***	***	***	***	***	***
合計	1,461	1,061	1,344	975	1,804	1,359	123.5	128.1	1,964	1,423	134.4	134.1	100.0	100.0	43.2	37.5	25.0	33.3	43.8	66.7	12.5	22.2	56.3	33.3

注１）「教員」とは、校長、副校長、教頭、主幹教諭、指導教諭、教諭、助教諭、養護教諭、養護助教諭、栄養教諭、常勤講師、再任用職員（フルタイム）をいう。
注２）「授業を担当している教員」とは、各教科等の授業を定期的に担当している教員をいう。授業を一時的・臨時的に担当する教員は含まない。
注３）「指導者用ＰＣ」とは、教員が使用するために配備されたものをいう。教職員が主として校務用に利用しているコンピュータ（校務用コンピュータ）は含まない。
注４）「指導者用ＰＣ整備率」とは指導者用ＰＣの総数を教員の総数で除して算出した値である。
注５）「教員の校務用ＰＣ」とは、主として教員が校務に使用するコンピュータのことをいう。
注６）「教員の校務用ＰＣ整備率」は、校務用ＰＣの総数を総教員数で除して算出した値である。
注７）「統合型校務支援システム」は、教務系（成績処理、出欠管理、時数等）・保健系（健康診断票、保健室管理等）、指導要録等の学籍関係、学校事務系など統合して機能を有しているシステムをいう。
注８）「遠隔教育」は、遠隔システムを活用した同時双方向型で行う教育をいう。（「『遠隔教育の推進に向けた施策方針』の策定について（通知）」（文部科学省、平成30年9月20日））
注９）「合同授業型」とは、教師が児童生徒等に対面で授業を行う複数の教室等を遠隔により接続することで、児童生徒が多様な意見や考えに触れたり、協働して学習に取り組んだりする機会の充実を図る遠隔教育の形態をいう。
注10）「教師支援型」とは、外部人材等の専門家と、児童生徒や教師がいる教室等を遠隔により接続することで、児童生徒の学習活動の質を高めるとともに、教師の資質向上を図る遠隔教育の形態をいう。
注11）「教科・科目充実型」とは、学校教育法施行規則第77条の２（中学校等）、第88条の３（高等学校等）に基づき、当該教科の免許状を保有する教師による授業を遠隔により提供することで、生徒の多様な科目選択を可能とすること等により、学習機会の充実を図るものをいう。なお、小学校での活用は想定されない。
注12）遠隔教育を実施している学校のうち、「教科・科目充実型」の遠隔教育の実施率は、「教科・科目充実型」の遠隔授業を実施している学校の総数を、遠隔教育を実施していると答えた学校の総数から、遠隔教育を実施していると答えた小学校の総数を引いた数で除した値である。
注13）「個々の児童生徒の状況に応じた遠隔教育」とは、外国人児童生徒等への日本語指導、病気療養児・不登校児童生徒等に対する学習指導等の個々の児童生徒の状況に応じた遠隔教育の形態をいう。

○市区町村（設置者）別「コンピュータの設置状況」及び「インターネット接続状況」の実態（中等教育学校）

市　区　町　村　別 （中等教育学校）	学校数 校	児童生徒数 人	普通教室数 室	学習者用PC総台数 台	児童生徒一人当たりの学習者用PC台数 台／人	普通教室の大型提示装置整備率 %
合　計	***	***	***	***	***	***

注１）「児童生徒数」は、令和６年５月１日現在の児童生徒数。
注２）「学習者用ＰＣ」とは、教育用ＰＣのうち、児童生徒が使用するために配備されたものをいう。
注３）「児童生徒一人当たりの学習者用PC台数」は、「学習者用ＰＣ総台数」を令和６年５月１日現在の児童生徒数で除して算出した値であ
注４）「普通教室の大型提示装置整備率」は、大型提示装置を設置している普通教室の総数を普通教室の総数で除して算出した値である。
注５）「普通教室の校内ＬＡＮ整備率」は、校内ＬＡＮを整備する普通教室の総数を普通教室の総数で除して算出した値である。
注６）「普通教室の無線ＬＡＮ整備率」は、無線ＬＡＮを整備する普通教室の総数を普通教室の総数で除して算出した値である。

（令和７年３月１日現在）

普通教室の校内LAN整備率 %	普通教室の無線LAN整備率 %	普通教室の移動通信システム（LTE等）整備率 %	移動系通信を利用している学校の内、無線LAN整備済みの普通教室の数 室	無線LAN又は移動系通信によりインターネット接続を行う普通教室の割合 %	回線速度の契約理論値 ベストエフォート型 %	回線速度の契約理論値 ギャランティ型 %
***	***	***	***	***	***	***

る。

○市区町村（設置者）別「コンピュータの設置状況」及び「インターネット接続状況」の実態（中等教育学校）

（令和７年３月１日現在）

市　区　町　村　別 （中等教育学校）	教員数 人	授業を担当している教員数 人	指導者用PC台数 台	指導者用PC整備率 %	教員の校務用PC台数 台	教員の校務用PC整備率 %	統合型校務支援システム整備率 %	遠隔教育実施率 %	遠隔教育を実施している学校のうち、「合同授業型」の遠隔授業の実施率 %	遠隔教育を実施している学校のうち、「教師支援型」の遠隔授業の実施率 %	遠隔教育を実施している学校のうち、「教科・科目充実型」の遠隔授業の実施率 %	遠隔教育を実施している学校のうち、個々の児童生徒の状況に応じた遠隔教育の実施率 %
合　　計	***	***	***	***	***	***	***	***	***	***	***	***

注１）「教員」とは、校長、副校長、教頭、主幹教諭、指導教諭、教諭、助教諭、養護教諭、養護助教諭、栄養教諭、常勤講師、再任用職員（フルタイム）をいう。
注２）「授業を担当している教員」とは、各教科等の授業を定期的に担当している教員をいう。授業を一時的・臨時的に担当する教員は含まない。
注３）「指導者用ＰＣ」とは、教員が使用するために配備されたものをいう。教職員が主として校務用に利用しているコンピュータ（校務用コンピュータ）は含まない。
注４）「指導者用ＰＣ整備率」とは指導者用ＰＣの総数を教員の総数で除して算出した値である。
注５）「教員の校務用ＰＣ」とは、主として教員が校務に使用するコンピュータのことをいう。
注６）「教員の校務用ＰＣ整備率」は、校務用ＰＣの総数を総教員数で除して算出した値である。
注７）「統合型校務支援システム」は、教務系（成績処理、出欠管理、時数等）・保健系（健康診断票、保健室管理等）、指導要録等の学籍関係、学校事務系など統合して
　　機能を有しているシステムをいう。
注８）「遠隔教育」は、遠隔システムを活用した同時双方向型で行う教育をいう。（「『遠隔教育の推進に向けた施策方針』の策定について（通知）」（文部科学省、平成30年9月20日））
注９）「合同授業型」とは、教師が児童生徒等に対面で授業を行う複数の教室等を遠隔により接続することで、児童生徒が多様な意見や考えに触れたり、協働して学習に取り組んだり
　　する機会の充実を図る遠隔教育の形態をいう。
注10）「教師支援型」とは、外部人材等の専門家と、児童生徒や教師がいる教室等を遠隔により接続することで、児童生徒の学習活動の質を高めるとともに、
　　教師の資質向上を図る遠隔教育の形態をいう。
注11）「教科・科目充実型」とは、学校教育法施行規則第77条の２（中学校等）、第88条の３（高等学校等）に基づき、当該教科の免許状を保有する教師による
　　授業を遠隔により提供することで、生徒の多様な科目選択を可能とすること等により、学習機会の充実を図るものをいう。なお、小学校での活用は想定されない。
注12）遠隔教育を実施している学校のうち、「教科・科目充実型」の遠隔教育の実施率は、「教科・科目充実型」の遠隔授業を実施している学校の総数を、
　　遠隔教育を実施していると答えた学校の総数から、遠隔教育を実施していると答えた小学校の総数を引いた数で除した値である。
注13）「個々の児童生徒の状況に応じた遠隔教育」とは、外国人児童生徒等への日本語指導、病気療養児・不登校児童生徒等に対する学習指導等の
　　個々の児童生徒の状況に応じた遠隔教育の形態をいう。

○市区町村（設置者）別「コンピュータの設置状況」及び「インターネット接続状況」の実態（特別支援学校）

市　区　町　村　別 （特別支援学校）	学校数 校	児童生徒数 人	普通教室数 室	学習者用PC総台数 台	児童生徒一人当たりの学習者用PC台数 台／人	普通教室の大型提示装置整備率 %
島根県	12	1,050	286	1,126	1.1	94.4
合　計	12	1,050	286	1,126	1.1	94.4

注１）「児童生徒数」は、令和６年５月１日現在の児童生徒数。
注２）「学習者用ＰＣ」とは、教育用ＰＣのうち、児童生徒が使用するために配備されたものをいう。
注３）「児童生徒一人当たりの学習者用PC台数」は、「学習者用ＰＣ総台数」を令和６年５月１日現在の児童生徒数で除して算出した値であ
注４）「普通教室の大型提示装置整備率」は、大型提示装置を設置している普通教室の総数を普通教室の総数で除して算出した値である。
注５）「普通教室の校内ＬＡＮ整備率」は、校内ＬＡＮを整備する普通教室の総数を普通教室の総数で除して算出した値である。
注６）「普通教室の無線ＬＡＮ整備率」は、無線ＬＡＮを整備する普通教室の総数を普通教室の総数で除して算出した値である。

（令和７年３月１日現在）

普通教室の校内LAN整備率 %	普通教室の無線LAN整備率 %	普通教室の移動通信システム（LTE等）整備率 %	移動系通信を利用している学校の内、無線LAN整備済みの普通教室の数 室	無線LAN又は移動系通信によりインターネット接続を行う普通教室の割合 %	回線速度の契約理論値 ベストエフォート型 %	回線速度の契約理論値 ギャランティ型 %
100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0

る。

○市区町村（設置者）別「コンピュータの設置状況」及び「インターネット接続状況」の実態（特別支援学校）

（令和７年３月１日現在）

市　区　町　村　別 （特別支援学校）	教員数 人	授業を担当している教員数 人	指導者用PC台数 台	指導者用PC整備率 %	教員の校務用PC台数 台	教員の校務用PC整備率 %	統合型校務支援システム整備率 %	遠隔教育実施率 %	遠隔教育を実施している学校のうち、「合同授業型」の遠隔授業の実施率 %	遠隔教育を実施している学校のうち、「教師支援型」の遠隔授業の実施率 %	遠隔教育を実施している学校のうち、「教科・科目充実型」の遠隔授業の実施率 %	遠隔教育を実施している学校のうち、個々の児童生徒の状況に応じた遠隔教育の実施率 %
島根県	775	701	1,023	132.0	1,022	131.9	100.0	75.0	77.8	66.7	44.4	77.8
合　計	775	701	1,023	132.0	1,022	131.9	100.0	75.0	77.8	66.7	44.4	77.8

注１）「教員」とは、校長、副校長、教頭、主幹教諭、指導教諭、教諭、助教諭、養護教諭、養護助教諭、栄養教諭、常勤講師、再任用職員（フルタイム）をいう。
注２）「授業を担当している教員」とは、各教科等の授業を定期的に担当している教員をいう。授業を一時的・臨時的に担当する教員は含まない。
注３）「指導者用ＰＣ」とは、教員が使用するために配備されたものをいう。教職員が主として校務用に利用しているコンピュータ（校務用コンピュータ）は含まない。
注４）「指導者用ＰＣ整備率」とは指導者用ＰＣの総数を教員の総数で除して算出した値である。
注５）「教員の校務用ＰＣ」とは、主として教員が校務に使用するコンピュータのことをいう。
注６）「教員の校務用ＰＣ整備率」は、校務用ＰＣの総数を総教員数で除して算出した値である。
注７）「統合型校務支援システム」は、教務系（成績処理、出欠管理、時数等）・保健系（健康診断票、保健室管理等）、指導要録等の学籍関係、学校事務系など統合して
機能を有しているシステムをいう。
注８）「遠隔教育」は、遠隔システムを活用した同時双方向型で行う教育をいう。（「『遠隔教育の推進に向けた施策方針』の策定について（通知）」（文部科学省、平成30年9月20日））
注９）「合同授業型」とは、教師が児童生徒等に対面で授業を行う複数の教室等を遠隔により接続することで、児童生徒が多様な意見や考えに触れたり、協働して学習に取り組んだり
する機会の充実を図る遠隔教育の形態をいう。
注10）「教師支援型」とは、外部人材等の専門家と、児童生徒や教師がいる教室等を遠隔により接続することで、児童生徒の学習活動の質を高めるとともに、
教師の資質向上を図る遠隔教育の形態をいう。
注11）「教科・科目充実型」とは、学校教育法施行規則第77条の２（中学校等）、第88条の３（高等学校等）に基づき、当該教科の免許状を保有する教師による
授業を遠隔により提供することで、生徒の多様な科目選択を可能とすること等により、学習機会の充実を図るものをいう。なお、小学校での活用は想定されない。
注12）遠隔教育を実施している学校のうち、「教科・科目充実型」の遠隔教育の実施率は、「教科・科目充実型」の遠隔授業を実施している学校の総数を、
遠隔教育を実施していると答えた学校の総数から、遠隔教育を実施していると答えた小学校の総数を引いた数で除した値である。
注13）「個々の児童生徒の状況に応じた遠隔教育」とは、外国人児童生徒等への日本語指導、病気療養児・不登校児童生徒等に対する学習指導等の
個々の児童生徒の状況に応じた遠隔教育の形態をいう。

○市区町村（設置者）別「コンピュータの設置状況」及び「インターネット接続状況」の実態（合計）

市区町村別 （合計）	学校数 校	児童生徒数 人	普通教室数 室	学習者用PC総台数 台	児童生徒一人当たりの学習者用PC台数 台／人	普通教室の大型提示装置整備率 %	普通教室の校内LAN整備率 %	普通教室の無線LAN整備率 %	普通教室の移動通信システム（LTE等）整備率 %	移動系通信を利用している学校の内、無線LAN整備済みの普通教室の数 室	無線LAN又は移動系通信によりインターネット接続を行う普通教室の割合 %
岡山県	69	35,524	1,344	41,971	1.2	91.3	99.9	99.9	***	***	99.9
岡山市	126	52,287	2,280	54,247	1.0	98.1	99.3	99.1	1.2	28	99.1
倉敷市	93	38,940	1,646	44,343	1.1	97.1	100.0	100.0	***	***	100.0
津山市	35	7,213	408	7,582	1.1	81.4	98.3	97.3	***	***	97.3
玉野市	23	3,678	217	4,221	1.1	94.9	100.0	100.0	***	***	100.0
笠岡市	21	2,732	159	3,073	1.1	98.1	100.0	99.4	2.5	3	100.0
井原市	19	2,363	148	2,694	1.1	96.6	100.0	100.0	***	***	100.0
総社市	17	5,935	258	5,991	1.0	94.6	100.0	100.0	***	***	100.0
高梁市	22	1,544	126	1,610	1.0	100.0	100.0	100.0	***	***	100.0
新見市	20	1,529	130	1,657	1.1	97.7	99.2	99.2	***	***	99.2
備前市	16	1,790	123	1,866	1.0	99.2	100.0	100.0	***	***	100.0
瀬戸内市	12	2,610	141	2,614	1.0	100.0	100.0	100.0	***	***	100.0
赤磐市	17	3,591	202	3,631	1.0	98.0	100.0	100.0	***	***	100.0
真庭市	26	2,948	181	3,227	1.1	90.6	100.0	100.0	***	***	100.0
美作市	13	1,569	119	1,782	1.1	77.3	100.0	100.0	***	***	100.0
浅口市	10	2,131	104	2,370	1.1	100.0	100.0	100.0	***	***	100.0
和気町	5	764	44	793	1.0	93.2	100.0	100.0	***	***	100.0
早島町	2	1,251	50	1,291	1.0	100.0	100.0	100.0	***	***	100.0
里庄町	3	977	43	982	1.0	100.0	100.0	100.0	***	***	100.0
矢掛町	8	834	65	902	1.1	96.9	98.5	98.5	***	***	98.5
新庄村	2	50	7	62	1.2	100.0	100.0	100.0	***	***	100.0
鏡野町	6	923	62	1,043	1.1	100.0	100.0	100.0	***	***	100.0
勝央町	3	928	40	1,007	1.1	100.0	100.0	100.0	***	***	100.0
奈義町	2	429	24	430	1.0	100.0	100.0	100.0	***	***	100.0
西粟倉村	2	117	12	124	1.1	91.7	100.0	100.0	***	***	100.0
久米南町	4	214	29	215	1.0	89.7	100.0	100.0	***	***	100.0
美咲町	5	832	56	892	1.1	82.1	100.0	100.0	***	***	100.0
吉備中央町	10	614	64	686	1.1	92.2	100.0	98.4	***	***	98.4
笠岡市矢掛町中学校組合	1	68	4	129	1.9	100.0	100.0	100.0	***	***	100.0
合計	592	174,385	8,086	191,435	1.1	95.1	99.7	99.5	0.4	31	99.6

注１）「児童生徒数」は、令和６年５月１日現在の児童生徒数。
注２）「学習者用ＰＣ」とは、教育用ＰＣのうち、児童生徒が使用するために配備されたものをいう。
注３）「児童生徒一人当たりの学習者用PC台数」は、「学習者用ＰＣ総台数」を令和６年５月１日現在の児童生徒数で除して算出した値である。
注４）「普通教室の大型提示装置整備率」は、大型提示装置を設置している普通教室の総数を普通教室の総数で除して算出した値である。
注５）「普通教室の校内ＬＡＮ整備率」は、校内ＬＡＮを整備する普通教室の総数を普通教室の総数で除して算出した値である。
注６）「普通教室の無線ＬＡＮ整備率」は、無線ＬＡＮを整備する普通教室の総数を普通教室の総数で除して算出した値である。

（令和７年３月１日現在）

回線速度の契約理論値ベストエフォート型 %	回線速度の契約理論値ギャランティ型 %
0.0	100.0
100.0	0.0
0.0	100.0
100.0	0.0
0.0	100.0
100.0	0.0
100.0	0.0
100.0	0.0
100.0	0.0
100.0	0.0
0.0	100.0
100.0	0.0
100.0	0.0
100.0	0.0
100.0	0.0
0.0	100.0
0.0	100.0
0.0	100.0
100.0	0.0
100.0	0.0
100.0	0.0
100.0	0.0
100.0	0.0
100.0	0.0
100.0	0.0
100.0	0.0
0.0	100.0
10.0	90.0
100.0	0.0
60.8	39.2

○市区町村（設置者）別「コンピュータの設置状況」及び「インターネット接続状況」の実態（合計）

（令和７年３月１日現在）

市　区　町　村　別 （　合　計　）	教員数 人	授業を担当している教員数 人	指導者用PC台数 台	指導者用PC整備率 %	教員の校務用PC台数 台	教員の校務用PC整備率 %	統合型校務支援システム整備率 %	遠隔教育実施率 %	遠隔教育を実施している学校のうち、「合同授業型」の遠隔授業の実施率 %	遠隔教育を実施している学校のうち、「教師支援型」の遠隔授業の実施率 %	遠隔教育を実施している学校のうち、「教科・科目充実型」の遠隔授業の実施率 %	遠隔教育を実施している学校のうち、個々の児童生徒の状況に応じた遠隔教育の実施率 %
岡山県	3,921	3,522	7,621	194.4	7,782	198.5	100.0	81.2	48.2	51.8	1.8	83.9
岡山市	3,557	3,002	3,520	99.0	4,907	138.0	98.4	27.0	38.2	29.4	30.0	64.7
倉敷市	2,784	2,291	4,326	155.4	3,150	113.1	100.0	34.4	50.0	18.8	0.0	75.0
津山市	642	504	650	101.2	896	139.6	100.0	42.9	46.7	66.7	0.0	53.3
玉野市	395	304	914	231.4	679	171.9	100.0	56.5	69.2	61.5	0.0	100.0
笠岡市	290	230	363	125.2	530	182.8	100.0	81.0	64.7	29.4	0.0	70.6
井原市	286	225	463	161.9	371	129.7	100.0	52.6	60.0	80.0	0.0	80.0
総社市	430	363	493	114.7	576	134.0	100.0	52.9	88.9	33.3	0.0	66.7
高梁市	257	180	604	235.0	511	198.8	90.9	59.1	61.5	53.8	0.0	30.8
新見市	225	162	528	234.7	468	208.0	100.0	80.0	50.0	37.5	0.0	81.3
備前市	226	171	381	168.6	313	138.5	100.0	43.8	71.4	28.6	0.0	57.1
瀬戸内市	245	193	294	120.0	311	126.9	100.0	33.3	25.0	50.0	0.0	75.0
赤磐市	315	251	376	119.4	427	135.6	100.0	58.8	70.0	20.0	0.0	40.0
真庭市	322	238	460	142.9	550	170.8	100.0	73.1	68.4	26.3	0.0	57.9
美作市	221	156	284	128.5	333	150.7	100.0	69.2	88.9	11.1	0.0	55.6
浅口市	220	158	321	145.9	268	121.8	100.0	60.0	100.0	33.3	0.0	50.0
和気町	95	61	186	195.8	131	137.9	100.0	100.0	100.0	0.0	0.0	40.0
早島町	81	71	186	229.6	113	139.5	100.0	100.0	50.0	100.0	0.0	100.0
里庄町	71	61	130	183.1	106	149.3	100.0	100.0	66.7	33.3	0.0	100.0
矢掛町	119	94	240	201.7	171	143.7	100.0	75.0	83.3	83.3	0.0	66.7
新庄村	18	12	25	138.9	27	150.0	100.0	100.0	100.0	0.0	0.0	0.0
鏡野町	102	77	186	182.4	150	147.1	0.0	50.0	66.7	0.0	0.0	100.0
勝央町	70	57	65	92.9	103	147.1	100.0	100.0	100.0	0.0	0.0	0.0
奈義町	38	31	66	173.7	54	142.1	100.0	100.0	50.0	50.0	0.0	100.0
西粟倉村	22	14	32	145.5	54	245.5	100.0	100.0	50.0	0.0	0.0	50.0
久米南町	52	38	51	98.1	65	125.0	100.0	75.0	100.0	33.3	0.0	0.0
美咲町	150	99	201	134.0	126	84.0	100.0	40.0	50.0	50.0	0.0	100.0
吉備中央町	127	84	165	129.9	180	141.7	0.0	70.0	71.4	42.9	0.0	42.9
笠岡市矢掛町中学校組合	11	8	36	327.3	24	218.2	100.0	100.0	0.0	0.0	0.0	100.0
合　計	15,292	12,657	23,167	151.5	23,376	152.9	96.6	52.5	59.2	38.6	3.1	67.5

注１）「教員」とは、校長、副校長、教頭、主幹教諭、指導教諭、教諭、助教諭、養護教諭、養護助教諭、栄養教諭、常勤講師、再任用職員（フルタイム）をいう。
注２）「授業を担当している教員」とは、各教科等の授業を定期的に担当している教員をいう。授業を一時的・臨時的に担当する教員は含まない。
注３）「指導者用ＰＣ」とは、教員が使用するために配備されたものをいう。教職員が主として校務用に利用しているコンピュータ（校務用コンピュータ）は含まない。
注４）「指導者用ＰＣ整備率」とは指導者用ＰＣの総数を教員の総数で除して算出した値である。
注５）「教員の校務用ＰＣ」とは、主として教員が校務に使用するコンピュータのことをいう。
注６）「教員の校務用ＰＣ整備率」は、校務用ＰＣの総数を総教員数で除して算出した値である。
注７）「統合型校務支援システム」は、教務系（成績処理、出欠管理、時数等）・保健系（健康診断票、保健室管理等）、指導要録等の学籍関係、学校事務系など統合して
　　機能を有しているシステムをいう。
注８）「遠隔教育」は、遠隔システムを活用した同時双方向型で行う教育をいう。（「『遠隔教育の推進に向けた施策方針』の策定について（通知）」（文部科学省、平成30年9月20日））
注９）「合同授業型」とは、教師が児童生徒等に対面で授業を行う複数の教室等を遠隔により接続することで、児童生徒が多様な意見や考えに触れたり、協働して学習に取り組んだり
　　する機会の充実を図る遠隔教育の形態をいう。
注10）「教師支援型」とは、外部人材等の専門家と、児童生徒や教師がいる教室等を遠隔により接続することで、児童生徒の学習活動の質を高めるとともに、
　　教師の資質向上を図る遠隔教育の形態をいう。
注11）「教科・科目充実型」とは、学校教育法施行規則第77条の２（中学校等）、第88条の３（高等学校等）に基づき、当該教科の免許状を保有する教師による
　　授業を遠隔により提供することで、生徒の多様な科目選択を可能とすること等により、学習機会の充実を図るものをいう。なお、小学校での活用は想定されない。
注12）遠隔教育を実施している学校のうち、「教科・科目充実型」の遠隔教育の実施率は、「教科・科目充実型」の遠隔授業を実施している学校の総数を、
　　遠隔教育を実施していると答えた学校の総数から、遠隔教育を実施していると答えた小学校の総数を引いた数で除した値である。
注13）「個々の児童生徒の状況に応じた遠隔教育」とは、外国人児童生徒等への日本語指導、病気療養児・不登校児童生徒等に対する学習指導等の
　　個々の児童生徒の状況に応じた遠隔教育の形態をいう。

○市区町村（設置者）別「コンピュータの設置状況」及び「インターネット接続状況」の実態（小学校）

市区町村別（小学校）	学校数	児童生徒数	普通教室数	学習者用PC総台数	児童生徒一人当たりの学習者用PC台数	普通教室の大型提示装置整備率	普通教室の校内LAN整備率	普通教室の無線LAN整備率	普通教室の移動通信システム（LTE等）整備率	移動系通信を利用している学校の内、無線LAN整備済みの普通教室の数	無線LAN又は移動系通信によりインターネット接続を行う普通教室の割合
	校	人	室	台	台／人	%	%	%	%	室	%
岡山市	87	34,630	1,590	35,995	1.0	97.5	99.1	98.8	***	***	98.8
倉敷市	60	25,388	1,068	28,795	1.1	97.8	100.0	100.0	***	***	100.0
津山市	27	4,822	298	5,097	1.1	81.9	98.3	97.0	***	***	97.0
玉野市	14	2,239	143	2,358	1.1	97.9	100.0	100.0	***	***	100.0
笠岡市	14	1,812	124	2,035	1.1	98.4	100.0	99.2	2.4	2	100.0
井原市	13	1,441	104	1,651	1.1	96.2	100.0	100.0	***	***	100.0
総社市	13	3,846	178	3,887	1.0	92.1	100.0	100.0	***	***	100.0
高梁市	14	981	88	1,001	1.0	100.0	100.0	100.0	***	***	100.0
新見市	15	971	97	1,024	1.1	96.9	99.0	99.0	***	***	99.0
備前市	10	1,152	86	1,185	1.0	98.8	100.0	100.0	***	***	100.0
瀬戸内市	9	1,677	104	1,681	1.0	100.0	100.0	100.0	***	***	100.0
赤磐市	12	2,456	151	2,480	1.0	98.7	100.0	100.0	***	***	100.0
真庭市	20	1,969	137	2,041	1.0	90.5	100.0	100.0	***	***	100.0
美作市	8	1,050	84	1,119	1.1	73.8	100.0	100.0	***	***	100.0
浅口市	7	1,393	72	1,470	1.1	100.0	100.0	100.0	***	***	100.0
和気町	3	507	32	507	1.0	100.0	100.0	100.0	***	***	100.0
早島町	1	871	35	870	1.0	100.0	100.0	100.0	***	***	100.0
里庄町	2	663	31	668	1.0	100.0	100.0	100.0	***	***	100.0
矢掛町	7	580	54	608	1.0	96.3	98.1	98.1	***	***	98.1
新庄村	1	33	4	34	1.0	100.0	100.0	100.0	***	***	100.0
鏡野町	5	617	47	696	1.1	100.0	100.0	100.0	***	***	100.0
勝央町	2	624	26	676	1.1	100.0	100.0	100.0	***	***	100.0
奈義町	1	290	16	290	1.0	100.0	100.0	100.0	***	***	100.0
西粟倉村	1	65	8	65	1.0	100.0	100.0	100.0	***	***	100.0
久米南町	3	139	23	140	1.0	87.0	100.0	100.0	***	***	100.0
美咲町	2	281	19	334	1.2	68.4	100.0	100.0	***	***	100.0
吉備中央町	9	416	55	475	1.1	90.9	100.0	98.2	***	***	98.2
合計	360	90,913	4,674	97,182	1.1	95.8	99.5	99.3	0.1	2	99.3

注１）「児童生徒数」は、令和６年５月１日現在の児童生徒数。
注２）「学習者用ＰＣ」とは、教育用ＰＣのうち、児童生徒が使用するために配備されたものをいう。
注３）「児童生徒一人当たりの学習者用PC台数」は、「学習者用ＰＣ総台数」を令和６年５月１日現在の児童生徒数で除して算出した値である。
注４）「普通教室の大型提示装置整備率」は、大型提示装置を設置している普通教室の総数を普通教室の総数で除して算出した値である。
注５）「普通教室の校内ＬＡＮ整備率」は、校内ＬＡＮを整備する普通教室の総数を普通教室の総数で除して算出した値である。
注６）「普通教室の無線ＬＡＮ整備率」は、無線ＬＡＮを整備する普通教室の総数を普通教室の総数で除して算出した値である。

（令和７年３月１日現在）

回線速度の契約理論値ベストエフォート型 %	回線速度の契約理論値ギャランティ型 %
100.0	0.0
0.0	100.0
100.0	0.0
0.0	100.0
100.0	0.0
100.0	0.0
100.0	0.0
100.0	0.0
100.0	0.0
0.0	100.0
100.0	0.0
100.0	0.0
100.0	0.0
100.0	0.0
0.0	100.0
0.0	100.0
0.0	100.0
100.0	0.0
100.0	0.0
100.0	0.0
100.0	0.0
100.0	0.0
100.0	0.0
100.0	0.0
100.0	0.0
0.0	100.0
11.1	88.9
70.8	29.2

○市区町村（設置者）別「コンピュータの設置状況」及び「インターネット接続状況」の実態（小学校）

（令和７年３月１日現在）

市　区　町　村　別 （　小　学　校　）	教員数 人	授業を担当している教員数 人	指導者用PC台数 台	指導者用PC整備率 %	教員の校務用PC台数 台	教員の校務用PC整備率 %	統合型校務支援システム整備率 %	遠隔教育実施率 %	遠隔教育を実施している学校のうち、「合同授業型」の遠隔授業の実施率 %	遠隔教育を実施している学校のうち、「教師支援型」の遠隔授業の実施率 %	遠隔教育を実施している学校のうち、「教科・科目充実型」の遠隔授業の実施率 %	遠隔教育を実施している学校のうち、個々の児童生徒の状況に応じた遠隔教育の実施率 %
岡山市	2,237	1,864	2,239	100.1	3,165	141.5	98.9	27.6	37.5	29.2	***	58.3
倉敷市	1,615	1,301	2,597	160.8	1,875	116.1	100.0	43.3	53.8	15.4	***	76.9
津山市	434	335	387	89.2	560	129.0	100.0	48.1	53.8	69.2	***	53.8
玉野市	227	161	514	226.4	376	165.6	100.0	57.1	87.5	75.0	***	100.0
笠岡市	183	143	257	140.4	331	180.9	100.0	85.7	83.3	33.3	***	66.7
井原市	178	137	309	173.6	230	129.2	100.0	46.2	66.7	66.7	***	66.7
総社市	271	232	293	108.1	343	126.6	100.0	46.2	100.0	33.3	***	66.7
高梁市	158	110	301	190.5	313	198.1	100.0	57.1	62.5	25.0	***	12.5
新見市	152	109	381	250.7	304	200.0	100.0	73.3	45.5	27.3	***	81.8
備前市	138	105	229	165.9	181	131.2	100.0	50.0	80.0	40.0	***	60.0
瀬戸内市	164	126	199	121.3	207	126.2	100.0	33.3	0.0	33.3	***	66.7
赤磐市	207	163	238	115.0	281	135.7	100.0	58.3	100.0	14.3	***	14.3
真庭市	222	162	262	118.0	367	165.3	100.0	75.0	60.0	26.7	***	66.7
美作市	135	95	192	142.2	197	145.9	100.0	50.0	75.0	0.0	***	75.0
浅口市	141	98	224	158.9	176	124.8	100.0	71.4	100.0	20.0	***	40.0
和気町	57	34	115	201.8	58	101.8	100.0	100.0	100.0	0.0	***	0.0
早島町	51	45	120	235.3	66	129.4	100.0	100.0	0.0	100.0	***	100.0
里庄町	45	39	77	171.1	68	151.1	100.0	100.0	50.0	50.0	***	100.0
矢掛町	92	73	172	187.0	137	148.9	100.0	85.7	83.3	83.3	***	66.7
新庄村	9	6	10	111.1	11	122.2	100.0	100.0	100.0	0.0	***	0.0
鏡野町	70	56	133	190.0	106	151.4	0.0	40.0	100.0	0.0	***	100.0
勝央町	42	34	36	85.7	60	142.9	100.0	100.0	100.0	0.0	***	0.0
奈義町	23	19	30	130.4	30	130.4	100.0	100.0	100.0	100.0	***	100.0
西粟倉村	12	8	17	141.7	33	275.0	100.0	100.0	100.0	0.0	***	0.0
久米南町	36	27	34	94.4	43	119.4	100.0	100.0	100.0	33.3	***	0.0
美咲町	39	25	40	102.6	29	74.4	100.0	0.0	***	***	***	***
吉備中央町	107	68	145	135.5	150	140.2	0.0	66.7	83.3	50.0	***	50.0
合　　計	7,045	5,575	9,551	135.6	9,697	137.6	95.8	50.3	65.7	34.3	***	60.2

注１）「教員」とは、校長、副校長、教頭、主幹教諭、指導教諭、教諭、助教諭、養護教諭、養護助教諭、栄養教諭、常勤講師、再任用職員（フルタイム）をいう。
注２）「授業を担当している教員」とは、各教科等の授業を定期的に担当している教員をいう。授業を一時的・臨時的に担当する教員は含まない。
注３）「指導者用ＰＣ」とは、教員が使用するために配備されたものをいう。教職員が主として校務用に利用しているコンピュータ（校務用コンピュータ）は含まない。
注４）「指導者用ＰＣ整備率」とは指導者用ＰＣの総数を教員の総数で除して算出した値である。
注５）「教員の校務用ＰＣ」とは、主として教員が校務に使用するコンピュータのことをいう。
注６）「教員の校務用ＰＣ整備率」は、校務用ＰＣの総数を総教員数で除して算出した値である。
注７）「統合型校務支援システム」は、教務系（成績処理、出欠管理、時数等）・保健系（健康診断票、保健室管理等）、指導要録等の学籍関係、学校事務系など統合して
　　機能を有しているシステムをいう。
注８）「遠隔教育」は、遠隔システムを活用した同時双方向型で行う教育をいう。（「『遠隔教育の推進に向けた施策方針』の策定について（通知）」（文部科学省、平成30年9月20日））
注９）「合同授業型」とは、教師が児童生徒等に対面で授業を行う複数の教室等を遠隔により接続することで、児童生徒が多様な意見や考えに触れたり、協働して学習に取り組んだり
　　する機会の充実を図る遠隔教育の形態をいう。
注10）「教師支援型」とは、外部人材等の専門家と、児童生徒や教師がいる教室等を遠隔により接続することで、児童生徒の学習活動の質を高めるとともに、
　　教師の資質向上を図る遠隔教育の形態をいう。
注11）「教科・科目充実型」とは、学校教育法施行規則第77条の２（中学校等）、第88条の３（高等学校等）に基づき、当該教科の免許状を保有する教師による
　　授業を遠隔により提供することで、生徒の多様な科目選択を可能とすること等により、学習機会の充実を図るものをいう。なお、小学校での活用は想定されない。
注12）遠隔教育を実施している学校のうち、「教科・科目充実型」の遠隔教育の実施率は、「教科・科目充実型」の遠隔授業を実施している学校の総数を、
　　遠隔教育を実施していると答えた学校の総数から、遠隔教育を実施していると答えた小学校の総数を引いた数で除した値である。
注13）「個々の児童生徒の状況に応じた遠隔教育」とは、外国人児童生徒等への日本語指導、病気療養児・不登校児童生徒等に対する学習指導等の
　　個々の児童生徒の状況に応じた遠隔教育の形態をいう。

○市区町村（設置者）別「コンピュータの設置状況」及び「インターネット接続状況」の実態（中学校）

市区町村別（中学校）	学校数	児童生徒数	普通教室数	学習者用PC総台数	児童生徒一人当たりの学習者用PC台数	普通教室の大型提示装置整備率	普通教室の校内LAN整備率	普通教室の無線LAN整備率	普通教室の移動通信システム（LTE等）整備率	移動系通信を利用している学校の内、無線LAN整備済みの普通教室の数	無線LAN又は移動系通信によりインターネット接続を行う普通教室の割合
	校	人	室	台	台／人	%	%	%	%	室	%
岡山県	3	954	24	1,123	1.2	100.0	100.0	100.0	***	***	100.0
岡山市	37	16,817	641	17,253	1.0	99.4	99.7	99.7	4.4	28	99.7
倉敷市	26	12,686	476	14,226	1.1	98.3	100.0	100.0	***	***	100.0
津山市	8	2,391	110	2,485	1.0	80.0	98.2	98.2	***	***	98.2
玉野市	7	1,106	58	1,131	1.0	87.9	100.0	100.0	***	***	100.0
笠岡市	7	920	35	1,038	1.1	97.1	100.0	100.0	2.9	1	100.0
井原市	5	835	40	911	1.1	97.5	100.0	100.0	***	***	100.0
総社市	3	1,902	67	1,909	1.0	100.0	100.0	100.0	***	***	100.0
高梁市	6	527	31	545	1.0	100.0	100.0	100.0	***	***	100.0
新見市	5	558	33	633	1.1	100.0	100.0	100.0	***	***	100.0
備前市	5	608	33	630	1.0	100.0	100.0	100.0	***	***	100.0
瀬戸内市	3	933	37	933	1.0	100.0	100.0	100.0	***	***	100.0
赤磐市	5	1,135	51	1,151	1.0	96.1	100.0	100.0	***	***	100.0
真庭市	6	979	44	1,186	1.2	90.9	100.0	100.0	***	***	100.0
美作市	5	519	35	663	1.3	85.7	100.0	100.0	***	***	100.0
浅口市	3	738	32	900	1.2	100.0	100.0	100.0	***	***	100.0
和気町	2	257	12	286	1.1	75.0	100.0	100.0	***	***	100.0
早島町	1	380	15	421	1.1	100.0	100.0	100.0	***	***	100.0
里庄町	1	314	12	314	1.0	100.0	100.0	100.0	***	***	100.0
矢掛町	1	254	11	294	1.2	100.0	100.0	100.0	***	***	100.0
新庄村	1	17	3	28	1.6	100.0	100.0	100.0	***	***	100.0
鏡野町	1	306	15	347	1.1	100.0	100.0	100.0	***	***	100.0
勝央町	1	304	14	331	1.1	100.0	100.0	100.0	***	***	100.0
奈義町	1	139	8	140	1.0	100.0	100.0	100.0	***	***	100.0
西粟倉村	1	52	4	59	1.1	75.0	100.0	100.0	***	***	100.0
久米南町	1	75	6	75	1.0	100.0	100.0	100.0	***	***	100.0
美咲町	1	154	8	155	1.0	100.0	100.0	100.0	***	***	100.0
吉備中央町	1	198	9	211	1.1	100.0	100.0	100.0	***	***	100.0
笠岡市矢掛町中学校組合	1	68	4	129	1.9	100.0	100.0	100.0	***	***	100.0
合計	148	46,126	1,868	49,507	1.1	96.9	99.8	99.8	1.6	29	99.8

注１）「児童生徒数」は、令和６年５月１日現在の児童生徒数。
注２）「学習者用ＰＣ」とは、教育用ＰＣのうち、児童生徒が使用するために配備されたものをいう。
注３）「児童生徒一人当たりの学習者用PC台数」は、「学習者用ＰＣ総台数」を令和６年５月１日現在の児童生徒数で除して算出した値である。
注４）「普通教室の大型提示装置整備率」は、大型提示装置を設置している普通教室の総数を普通教室の総数で除して算出した値である。
注５）「普通教室の校内ＬＡＮ整備率」は、校内ＬＡＮを整備する普通教室の総数を普通教室の総数で除して算出した値である。
注６）「普通教室の無線ＬＡＮ整備率」は、無線ＬＡＮを整備する普通教室の総数を普通教室の総数で除して算出した値である。

（令和７年３月１日現在）

回線速度の契約理論値ベストエフォート型 %	回線速度の契約理論値ギャランティ型 %
0.0	100.0
100.0	0.0
0.0	100.0
100.0	0.0
0.0	100.0
100.0	0.0
100.0	0.0
100.0	0.0
100.0	0.0
100.0	0.0
0.0	100.0
100.0	0.0
100.0	0.0
100.0	0.0
100.0	0.0
0.0	100.0
0.0	100.0
0.0	100.0
100.0	0.0
100.0	0.0
100.0	0.0
100.0	0.0
100.0	0.0
100.0	0.0
100.0	0.0
100.0	0.0
0.0	100.0
0.0	100.0
100.0	0.0
66.9	33.1

○市区町村（設置者）別「コンピュータの設置状況」及び「インターネット接続状況」の実態（中学校）

（令和７年３月１日現在）

市区町村別（中学校）	教員数	授業を担当している教員数	指導者用PC台数	指導者用PC整備率	教員の校務用PC台数	教員の校務用PC整備率	統合型校務支援システム整備率	遠隔教育実施率	遠隔教育を実施している学校のうち、「合同授業型」の遠隔授業の実施率	遠隔教育を実施している学校のうち、「教師支援型」の遠隔授業の実施率	遠隔教育を実施している学校のうち、「教科・科目充実型」の遠隔授業の実施率	遠隔教育を実施している学校のうち、個々の児童生徒の状況に応じた遠隔教育の実施率
	人	人	台	%	台	%	%	%	%	%	%	%
岡山県	67	56	169	252.2	106	158.2	100.0	100.0	66.7	66.7	0.0	66.7
岡山市	1,229	1,057	1,167	95.0	1,598	130.0	97.3	24.3	44.4	22.2	22.2	77.8
倉敷市	967	823	1,493	154.4	1,013	104.8	100.0	19.2	40.0	40.0	0.0	60.0
津山市	208	169	263	126.4	336	161.5	100.0	25.0	0.0	50.0	0.0	50.0
玉野市	116	96	256	220.7	176	151.7	100.0	57.1	50.0	50.0	0.0	100.0
笠岡市	107	87	106	99.1	199	186.0	100.0	71.4	20.0	20.0	0.0	80.0
井原市	90	73	130	144.4	120	133.3	100.0	80.0	50.0	100.0	0.0	100.0
総社市	127	109	158	124.4	182	143.3	100.0	66.7	50.0	0.0	0.0	50.0
高梁市	81	56	240	296.3	125	154.3	100.0	83.3	60.0	100.0	0.0	60.0
新見市	73	53	147	201.4	164	224.7	100.0	100.0	60.0	60.0	0.0	80.0
備前市	76	57	135	177.6	116	152.6	100.0	40.0	50.0	0.0	0.0	50.0
瀬戸内市	81	67	95	117.3	104	128.4	100.0	33.3	100.0	100.0	0.0	100.0
赤磐市	108	88	138	127.8	146	135.2	100.0	60.0	0.0	33.3	0.0	100.0
真庭市	100	76	198	198.0	183	183.0	100.0	66.7	100.0	25.0	0.0	25.0
美作市	86	61	92	107.0	136	158.1	100.0	100.0	100.0	20.0	0.0	40.0
浅口市	79	60	97	122.8	92	116.5	100.0	33.3	100.0	100.0	0.0	100.0
和気町	38	27	71	186.8	73	192.1	100.0	100.0	100.0	0.0	0.0	100.0
早島町	30	26	66	220.0	47	156.7	100.0	100.0	100.0	100.0	0.0	100.0
里庄町	26	22	53	203.8	38	146.2	100.0	100.0	100.0	0.0	0.0	100.0
矢掛町	27	21	68	251.9	34	125.9	100.0	0.0	***	***	***	***
新庄村	9	6	15	166.7	16	177.8	100.0	100.0	100.0	0.0	0.0	0.0
鏡野町	32	21	53	165.6	44	137.5	0.0	100.0	0.0	0.0	0.0	100.0
勝央町	28	23	29	103.6	43	153.6	100.0	100.0	100.0	0.0	0.0	0.0
奈義町	15	12	36	240.0	24	160.0	100.0	100.0	0.0	0.0	0.0	100.0
西粟倉村	10	6	15	150.0	21	210.0	100.0	100.0	0.0	0.0	0.0	100.0
久米南町	16	11	17	106.3	22	137.5	100.0	0.0	***	***	***	***
美咲町	16	12	53	331.3	35	218.8	100.0	0.0	***	***	***	***
吉備中央町	20	16	20	100.0	30	150.0	0.0	100.0	0.0	0.0	0.0	0.0
笠岡市矢掛町中学校組合	11	8	36	327.3	24	218.2	100.0	100.0	0.0	0.0	0.0	100.0
合計	3,873	3,199	5,416	139.8	5,247	135.5	98.0	48.0	53.5	39.4	2.8	70.4

注１）「教員」とは、校長、副校長、教頭、主幹教諭、指導教諭、教諭、助教諭、養護教諭、養護助教諭、栄養教諭、常勤講師、再任用職員（フルタイム）をいう。
注２）「授業を担当している教員」とは、各教科等の授業を定期的に担当している教員をいう。授業を一時的・臨時的に担当する教員は含まない。
注３）「指導者用ＰＣ」とは、教員が使用するために配備されたものをいう。教職員が主として校務用に利用しているコンピュータ（校務用コンピュータ）は含まない。
注４）「指導者用ＰＣ整備率」とは指導者用ＰＣの総数を教員の総数で除して算出した値である。
注５）「教員の校務用ＰＣ」とは、主として教員が校務に使用するコンピュータのことをいう。
注６）「教員の校務用ＰＣ整備率」は、校務用ＰＣの総数を総教員数で除して算出した値である。
注７）「統合型校務支援システム」は、教務系（成績処理、出欠管理、時数等）・保健系（健康診断票、保健室管理等）、指導要録等の学籍関係、学校事務系など統合して
機能を有しているシステムをいう。
注８）「遠隔教育」は、遠隔システムを活用した同時双方向型で行う教育をいう。（「『遠隔教育の推進に向けた施策方針』の策定について（通知）」（文部科学省、平成30年9月20日））
注９）「合同授業型」とは、教師が児童生徒等に対面で授業を行う複数の教室等を遠隔により接続することで、児童生徒が多様な意見や考えに触れたり、協働して学習に取り組んだり
する機会の充実を図る遠隔教育の形態をいう。
注10）「教師支援型」とは、外部人材等の専門家と、児童生徒や教師がいる教室等を遠隔により接続することで、児童生徒の学習活動の質を高めるとともに、
教師の資質向上を図る遠隔教育の形態をいう。
注11）「教科・科目充実型」とは、学校教育法施行規則第77条の２（中学校等）、第88条の３（高等学校等）に基づき、当該教科の免許状を保有する教師による
授業を遠隔により提供することで、生徒の多様な科目選択を可能とすること等により、学習機会の充実を図るものをいう。なお、小学校での活用は想定されない。
注12）遠隔教育を実施している学校のうち、「教科・科目充実型」の遠隔教育の実施率は、「教科・科目充実型」の遠隔授業を実施している学校の総数を、
遠隔教育を実施していると答えた学校の総数から、遠隔教育を実施していると答えた小学校の総数を引いた数で除した値である。
注13）「個々の児童生徒の状況に応じた遠隔教育」とは、外国人児童生徒等への日本語指導、病気療養児・不登校児童生徒等に対する学習指導等の
個々の児童生徒の状況に応じた遠隔教育の形態をいう。

○市区町村（設置者）別「コンピュータの設置状況」及び「インターネット接続状況」の実態（義務教育学校）

市　区　町　村　別 （義務教育学校）	学校数 校	児童生徒数 人	普通教室数 室	学習者用PC総台数 台	児童生徒一人当たりの学習者用PC台数 台／人	普通教室の大型提示装置整備率 %
岡山市	1	390	23	403	1.0	100.0
総社市	1	187	13	195	1.0	100.0
美咲町	2	397	29	403	1.0	86.2
合　計	4	974	65	1,001	1.0	93.8

注１）「児童生徒数」は、令和６年５月１日現在の児童生徒数。
注２）「学習者用ＰＣ」とは、教育用ＰＣのうち、児童生徒が使用するために配備されたものをいう。
注３）「児童生徒一人当たりの学習者用PC台数」は、「学習者用ＰＣ総台数」を令和６年５月１日現在の児童生徒数で除して算出した値であ
注４）「普通教室の大型提示装置整備率」は、大型提示装置を設置している普通教室の総数を普通教室の総数で除して算出した値である。
注５）「普通教室の校内ＬＡＮ整備率」は、校内ＬＡＮを整備する普通教室の総数を普通教室の総数で除して算出した値である。
注６）「普通教室の無線ＬＡＮ整備率」は、無線ＬＡＮを整備する普通教室の総数を普通教室の総数で除して算出した値である。

（令和７年３月１日現在）

普通教室の校内LAN整備率 %	普通教室の無線LAN整備率 %	普通教室の移動通信システム（LTE等）整備率 %	移動系通信を利用している学校の内、無線LAN整備済みの普通教室の数 室	無線LAN又は移動系通信によりインターネット接続を行う普通教室の割合 %	回線速度の契約理論値 ベストエフォート型 %	回線速度の契約理論値 ギャランティ型 %
100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
100.0	100.0	***	***	100.0	0.0	100.0
100.0	100.0	***	***	100.0	50.0	50.0

る。

○市区町村（設置者）別「コンピュータの設置状況」及び「インターネット接続状況」の実態（義務教育学校）

（令和７年３月１日現在）

市　区　町　村　別 （義務教育学校）	教員数 人	授業を担当している教員数 人	指導者用PC台数 台	指導者用PC整備率 %	教員の校務用PC台数 台	教員の校務用PC整備率 %	統合型校務支援システム整備率 %	遠隔教育実施率 %	遠隔教育を実施している学校のうち、「合同授業型」の遠隔授業の実施率 %	遠隔教育を実施している学校のうち、「教師支援型」の遠隔授業の実施率 %	遠隔教育を実施している学校のうち、「教科・科目充実型」の遠隔授業の実施率 %	遠隔教育を実施している学校のうち、個々の児童生徒の状況に応じた遠隔教育の実施率 %
岡山市	46	40	30	65.2	58	126.1	100.0	100.0	0.0	100.0	100.0	100.0
総社市	32	22	42	131.3	51	159.4	100.0	100.0	100.0	100.0	0.0	100.0
美咲町	95	62	108	113.7	62	65.3	100.0	100.0	50.0	50.0	0.0	100.0
合　　計	173	124	180	104.0	171	98.8	100.0	100.0	50.0	75.0	25.0	100.0

注１）「教員」とは、校長、副校長、教頭、主幹教諭、指導教諭、教諭、助教諭、養護教諭、養護助教諭、栄養教諭、常勤講師、再任用職員（フルタイム）をいう。
注２）「授業を担当している教員」とは、各教科等の授業を定期的に担当している教員をいう。授業を一時的・臨時的に担当する教員は含まない。
注３）「指導者用ＰＣ」とは、教員が使用するために配備されたものをいう。教職員が主として校務用に利用しているコンピュータ（校務用コンピュータ）は含まない。
注４）「指導者用ＰＣ整備率」とは指導者用ＰＣの総数を教員の総数で除して算出した値である。
注５）「教員の校務用ＰＣ」とは、主として教員が校務に使用するコンピュータのことをいう。
注６）「教員の校務用ＰＣ整備率」は、校務用ＰＣの総数を総教員数で除して算出した値である。
注７）「統合型校務支援システム」は、教務系（成績処理、出欠管理、時数等）・保健系（健康診断票、保健室管理等）、指導要録等の学籍関係、学校事務系など統合して
機能を有しているシステムをいう。
注８）「遠隔教育」は、遠隔システムを活用した同時双方向型で行う教育をいう。（「『遠隔教育の推進に向けた施策方針』の策定について（通知）」（文部科学省、平成30年9月20日））
注９）「合同授業型」とは、教師が児童生徒等に対面で授業を行う複数の教室等を遠隔により接続することで、児童生徒が多様な意見や考えに触れたり、協働して学習に取り組んだり
する機会の充実を図る遠隔教育の形態をいう。
注10）「教師支援型」とは、外部人材等の専門家と、児童生徒や教師がいる教室等を遠隔により接続することで、児童生徒の学習活動の質を高めるとともに、
教師の資質向上を図る遠隔教育の形態をいう。
注11）「教科・科目充実型」とは、学校教育法施行規則第77条の２（中学校等）、第88条の３（高等学校等）に基づき、当該教科の免許状を保有する教師による
授業を遠隔により提供することで、生徒の多様な科目選択を可能とすること等により、学習機会の充実を図るものをいう。なお、小学校での活用は想定されない。
注12）遠隔教育を実施している学校のうち、「教科・科目充実型」の遠隔教育の実施率は、「教科・科目充実型」の遠隔授業を実施している学校の総数を、
遠隔教育を実施していると答えた学校の総数から、遠隔教育を実施していると答えた小学校の総数を引いた数で除した値である。
注13）「個々の児童生徒の状況に応じた遠隔教育」とは、外国人児童生徒等への日本語指導、病気療養児・不登校児童生徒等に対する学習指導等の
個々の児童生徒の状況に応じた遠隔教育の形態をいう。

○市区町村（設置者）別「コンピュータの設置状況」及び「インターネット接続状況」の実態（高等学校）

（令和７年３月１日現在）

市区町村別（高等学校）	学校数	学校数（専門学科・総合学科単独及び複数学科設置校）	児童生徒数	児童生徒数（専門学科・総合学科単独及び複数学科設置校）	普通教室数	普通教室数（専門学科・総合学科単独及び複数学科設置校）	学習者用PC総台数	学習者用PC総台数（専門学科・総合学科単独及び複数学科設置校）	児童生徒一人当たりの学習者用PC台数	児童生徒一人当たりの学習者用PC台数（専門学科・総合学科単独及び複数学科設置校）	普通教室の大型提示装置整備率	普通教室の大型提示装置整備率（専門学科・総合学科単独及び複数学科設置校）	普通教室の校内LAN整備率	普通教室の校内LAN整備率（専門学科・総合学科単独及び複数学科設置校）	普通教室の無線LAN整備率	普通教室の無線LAN整備率（専門学科・総合学科単独及び複数学科設置校）	普通教室の移動通信システム（LTE等）整備率	普通教室の移動通信システム（LTE等）整備率（専門学科・総合学科単独及び複数学科設置校）	移動系通信を利用している学校の内、無線LAN整備済みの普通教室の数	移動系通信を利用している学校の内、無線LAN整備済みの普通教室の数（専門学科・総合学科単独及び複数学科設置校）	無線LAN又は移動系通信によりインターネット接続を行う普通教室の割合	無線LAN又は移動系通信によりインターネット接続を行う普通教室の割合（専門学科・総合学科単独及び複数学科設置校）	回線速度の契約理論値ベストエフォート型	回線速度の契約理論値ベストエフォート型（専門学科・総合学科単独及び複数学科設置校）	回線速度の契約理論値ギャランティ型	回線速度の契約理論値ギャランティ型（専門学科・総合学科単独及び複数学科設置校）
	校	校	人	人	室	室	台	台	台／人	台／人	%	%	%	%	%	%	%	%	室	室	%	%	%	%	%	%	%
岡山県	51	37	31,628	21,049	903	637	36,946	25,874	1.2	1.2	99.3	99.5	100.0	100.0	100.0	100.0	***	***	***	***	100.0	100.0	0.0	0.0	100.0	100.0
岡山市	1	1	450	450	26	26	596	596	1.3	1.3	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	***	***	***	***	100.0	100.0	100.0	100.0	0.0	0.0
倉敷市	6	5	599	457	54	44	1,029	857	1.7	1.9	96.3	95.5	100.0	100.0	100.0	100.0	***	***	***	***	100.0	100.0	0.0	0.0	100.0	100.0
玉野市	2	1	333	280	16	12	732	647	2.2	2.3	93.8	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	***	***	***	***	100.0	100.0	0.0	0.0	100.0	100.0
井原市	1	***	87	***	4	***	132	***	1.5	***	100.0	***	100.0	***	100.0	***	***	***	***	***	100.0	***	100.0	***	0.0	***
高梁市	2	***	36	***	7	***	64	***	1.8	***	100.0	***	100.0	***	100.0	***	***	***	***	***	100.0	***	100.0	***	0.0	***
備前市	1	***	30	***	4	***	51	***	1.7	***	100.0	***	100.0	***	100.0	***	***	***	***	***	100.0	***	0.0	***	100.0	***
合計	64	44	33,163	22,236	1,014	719	39,550	27,974	1.2	1.3	99.1	99.3	100.0	100.0	100.0	100.0	***	***	***	***	100.0	100.0	6.3	2.3	93.8	97.7

注１）「児童生徒数」は、令和６年５月１日現在の児童生徒数。
注２）「学習者用ＰＣ」とは、教育用ＰＣのうち、児童生徒が使用するために配備されたものをいう。
注３）「児童生徒一人当たりの学習者用PC台数」は、「学習者用ＰＣ総台数」を令和６年５月１日現在の児童生徒数で除して算出した値である。
注４）「普通教室の大型提示装置整備率」は、大型提示装置を設置している普通教室の総数を普通教室の総数で除して算出した値である。
注５）「普通教室の校内ＬＡＮ整備率」は、校内ＬＡＮを整備する普通教室の総数を普通教室の総数で除して算出した値である。
注６）「普通教室の無線ＬＡＮ整備率」は、無線ＬＡＮを整備する普通教室の総数を普通教室の総数で除して算出した値である。

○市区町村（設置者）別「コンピュータの設置状況」及び「インターネット接続状況」の実態（高等学校）

（令和７年３月１日現在）

市区町村別（高等学校）	教員数	教員数（専門学科・総合学科単独及び複数学科設置校）	授業を担当している教員数（専門学科・総合学科単独及び複数学科設置校）	授業を担当している教員数（専門学科・総合学科単独及び複数学科設置校）	指導者用PC台数	指導者用PC台数（専門学科・総合学科単独及び複数学科設置校）	指導者用PC整備率	指導者用PC整備率（専門学科・総合学科単独及び複数学科設置校）	教員の校務用PC台数	教員の校務用PC台数（専門学科・総合学科単独及び複数学科設置校）	教員の校務用PC整備率	教員の校務用PC整備率（専門学科・総合学科単独及び複数学科設置校）	統合型校務支援システム整備率	統合型校務支援システム整備率（専門学科・総合学科単独及び複数学科設置校）	遠隔教育実施率	遠隔教育実施率（専門学科・総合学科単独及び複数学科設置校）	遠隔教育を実施している学校のうち、「合同授業型」の遠隔授業の実施率	遠隔教育を実施している学校のうち、「合同授業型」の遠隔授業の実施率（専門学科・総合学	遠隔教育を実施している学校のうち、「教師支援型」の遠隔授業の実施率	遠隔教育を実施している学校のうち、「教師支援型」の遠隔授業の実施率（専門学科・総合学	遠隔教育を実施している学校のうち、「教科・科目充実型」の遠隔授業の実施率	遠隔教育を実施している学校のうち、「教科・科目充実型」の遠隔授業の実施率（専門学	遠隔教育を実施している学校のうち、個々の児童生徒の状況に応じた遠隔教育の実施率	遠隔教育を実施している学校のうち、個々の児童生徒の状況に応じた遠隔教育の実施率（専門学
	人	人	人	人	台	台	%	%	台	台	%	%	%	%	%	%	%	%	%	%	%	%	%	%
岡山県	2,675	1,891	2,432	1,712	5,637	3,928	210.7	207.7	5,674	4,059	212.1	214.6	100.0	100.0	82.4	83.8	45.2	48.4	54.8	51.6	2.4	0.0	83.3	80.6
岡山市	45	45	41	41	84	84	186.7	186.7	86	86	191.1	191.1	100.0	100.0	0.0	0.0	***	***	***	***	***	***	***	***
倉敷市	116	95	94	76	190	145	163.8	152.6	159	129	137.1	135.8	100.0	100.0	16.7	20.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	100.0	100.0
玉野市	52	40	47	37	144	128	276.9	320.0	127	107	244.2	267.5	100.0	100.0	50.0	100.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	100.0	100.0
井原市	18	***	15	***	24	***	133.3	***	21	***	116.7	***	100.0	***	0.0	***	***	***	***	***	***	***	***	***
高梁市	18	***	14	***	63	***	350.0	***	73	***	405.6	***	0.0	***	0.0	***	***	***	***	***	***	***	***	***
備前市	12	***	9	***	17	***	141.7	***	16	***	133.3	***	100.0	***	0.0	***	***	***	***	***	***	***	***	***
合計	2,936	2,071	2,652	1,866	6,159	4,285	209.8	206.9	6,156	4,381	209.7	211.5	96.9	100.0	68.8	75.0	43.2	45.5	52.3	48.5	2.3	0.0	84.1	81.8

注１）「教員」とは、校長、副校長、教頭、主幹教諭、指導教諭、教諭、助教諭、養護教諭、養護助教諭、栄養教諭、常勤講師、再任用職員（フルタイム）をいう。
注２）「授業を担当している教員」とは、各教科等の授業を定期的に担当している教員をいう。授業を一時的・臨時的に担当する教員は含まない。
注３）「指導者用ＰＣ」とは、教員が使用するために配備されたものをいう。教職員が主として校務用に利用しているコンピュータ（校務用コンピュータ）は含まない。
注４）「指導者用ＰＣ整備率」とは指導者用ＰＣの総数を教員の総数で除して算出した値である。
注５）「教員の校務用ＰＣ」とは、主として教員が校務に使用するコンピュータのことをいう。
注６）「教員の校務用ＰＣ整備率」は、校務用ＰＣの総数を総教員数で除して算出した値である。
注７）「統合型校務支援システム」は、教務系（成績処理、出欠管理、時数等）・保健系（健康診断票、保健室管理等）、指導要録等の学籍関係、学校事務系など統合して機能を有しているシステムをいう。
注８）「遠隔教育」は、遠隔システムを活用した同時双方向型で行う教育をいう。（「『遠隔教育の推進に向けた施策方針』の策定について（通知）」（文部科学省、平成30年9月20日））
注９）「合同授業型」とは、教師が児童生徒等に対面で授業を行う複数の教室等を遠隔により接続することで、児童生徒が多様な意見や考えに触れたり、協働して学習に取り組んだりする機会の充実を図る遠隔教育の形態をいう。
注10）「教師支援型」とは、外部人材等の専門家と、児童生徒や教師がいる教室等を遠隔により接続することで、児童生徒の学習活動の質を高めるとともに、教師の資質向上を図る遠隔教育の形態をいう。
注11）「教科・科目充実型」とは、学校教育法施行規則第77条の２（中学校等）、第88条の３（高等学校等）に基づき、当該教科の免許状を保有する教師による授業を遠隔により提供することで、生徒の多様な科目選択を可能とすること等により、学習機会の充実を図るものをいう。なお、小学校での活用は想定されない。
注12）遠隔教育を実施している学校のうち、「教科・科目充実型」の遠隔教育の実施率は、「教科・科目充実型」の遠隔授業を実施している学校の総数を、遠隔教育を実施していると答えた学校の総数から、遠隔教育を実施していると答えた小学校の総数を引いた数で除した値である。
注13）「個々の児童生徒の状況に応じた遠隔教育」とは、外国人児童生徒等への日本語指導、病気療養児・不登校児童生徒等に対する学習指導等の個々の児童生徒の状況に応じた遠隔教育の形態をいう。

○市区町村（設置者）別「コンピュータの設置状況」及び「インターネット接続状況」の実態（中等教育学校）

市　区　町　村　別 （中等教育学校）	学校数 校	児童生徒数 人	普通教室数 室	学習者用PC総台数 台	児童生徒一人当たりの学習者用PC台数 台／人	普通教室の大型提示装置整備率 %
岡山県	1	939	28	1,121	1.2	100.0
合　計	1	939	28	1,121	1.2	100.0

注１）「児童生徒数」は、令和６年５月１日現在の児童生徒数。
注２）「学習者用ＰＣ」とは、教育用ＰＣのうち、児童生徒が使用するために配備されたものをいう。
注３）「児童生徒一人当たりの学習者用PC台数」は、「学習者用ＰＣ総台数」を令和６年５月１日現在の児童生徒数で除して算出した値であ
注４）「普通教室の大型提示装置整備率」は、大型提示装置を設置している普通教室の総数を普通教室の総数で除して算出した値である。
注５）「普通教室の校内ＬＡＮ整備率」は、校内ＬＡＮを整備する普通教室の総数を普通教室の総数で除して算出した値である。
注６）「普通教室の無線ＬＡＮ整備率」は、無線ＬＡＮを整備する普通教室の総数を普通教室の総数で除して算出した値である。

（令和７年３月１日現在）

普通教室の校内LAN整備率 %	普通教室の無線LAN整備率 %	普通教室の移動通信システム（LTE等）整備率 %	移動系通信を利用している学校の内、無線LAN整備済みの普通教室の数 室	無線LAN又は移動系通信によりインターネット接続を行う普通教室の割合 %	回線速度の契約理論値 ベストエフォート型 %	回線速度の契約理論値 ギャランティ型 %
100.0	100.0	***	***	100.0	0.0	100.0
100.0	100.0	***	***	100.0	0.0	100.0

る。

○市区町村（設置者）別「コンピュータの設置状況」及び「インターネット接続状況」の実態（中等教育学校）

（令和７年３月１日現在）

市　区　町　村　別 （中等教育学校）	教員数 人	授業を担当している教員数 人	指導者用PC台数 台	指導者用PC整備率 %	教員の校務用PC台数 台	教員の校務用PC整備率 %	統合型校務支援システム整備率 %	遠隔教育実施率 %	遠隔教育を実施している学校のうち、「合同授業型」の遠隔授業の実施率 %	遠隔教育を実施している学校のうち、「教師支援型」の遠隔授業の実施率 %	遠隔教育を実施している学校のうち、「教科・科目充実型」の遠隔授業の実施率 %	遠隔教育を実施している学校のうち、個々の児童生徒の状況に応じた遠隔教育の実施率 %
岡山県	65	59	104	160.0	109	167.7	100.0	100.0	100.0	100.0	0.0	100.0
合　計	65	59	104	160.0	109	167.7	100.0	100.0	100.0	100.0	0.0	100.0

注１）「教員」とは、校長、副校長、教頭、主幹教諭、指導教諭、教諭、助教諭、養護教諭、養護助教諭、栄養教諭、常勤講師、再任用職員（フルタイム）をいう。
注２）「授業を担当している教員」とは、各教科等の授業を定期的に担当している教員をいう。授業を一時的・臨時的に担当する教員は含まない。
注３）「指導者用ＰＣ」とは、教員が使用するために配備されたものをいう。教職員が主として校務用に利用しているコンピュータ（校務用コンピュータ）は含まない。
注４）「指導者用ＰＣ整備率」とは指導者用ＰＣの総数を教員の総数で除して算出した値である。
注５）「教員の校務用ＰＣ」とは、主として教員が校務に使用するコンピュータのことをいう。
注６）「教員の校務用ＰＣ整備率」は、校務用ＰＣの総数を総教員数で除して算出した値である。
注７）「統合型校務支援システム」は、教務系（成績処理、出欠管理、時数等）・保健系（健康診断票、保健室管理等）、指導要録等の学籍関係、学校事務系など統合して
　　機能を有しているシステムをいう。
注８）「遠隔教育」は、遠隔システムを活用した同時双方向型で行う教育をいう。（「『遠隔教育の推進に向けた施策方針』の策定について（通知）」（文部科学省、平成30年9月20日））
注９）「合同授業型」とは、教師が児童生徒等に対面で授業を行う複数の教室等を遠隔により接続することで、児童生徒が多様な意見や考えに触れたり、協働して学習に取り組んだり
　　する機会の充実を図る遠隔教育の形態をいう。
注10）「教師支援型」とは、外部人材等の専門家と、児童生徒や教師がいる教室等を遠隔により接続することで、児童生徒の学習活動の質を高めるとともに、
　　教師の資質向上を図る遠隔教育の形態をいう。
注11）「教科・科目充実型」とは、学校教育法施行規則第77条の２（中学校等）、第88条の３（高等学校等）に基づき、当該教科の免許状を保有する教師による
　　授業を遠隔により提供することで、生徒の多様な科目選択を可能とすること等により、学習機会の充実を図るものをいう。なお、小学校での活用は想定されない。
注12）遠隔教育を実施している学校のうち、「教科・科目充実型」の遠隔教育の実施率は、「教科・科目充実型」の遠隔授業を実施している学校の総数を、
　　遠隔教育を実施していると答えた学校の総数から、遠隔教育を実施していると答えた小学校の総数を引いた数で除した値である。
注13）「個々の児童生徒の状況に応じた遠隔教育」とは、外国人児童生徒等への日本語指導、病気療養児・不登校児童生徒等に対する学習指導等の
　　個々の児童生徒の状況に応じた遠隔教育の形態をいう。

○市区町村（設置者）別「コンピュータの設置状況」及び「インターネット接続状況」の実態（特別支援学校）

市　区　町　村　別 （特別支援学校）	学校数 校	児童生徒数 人	普通教室数 室	学習者用PC総台数 台	児童生徒一人当たりの学習者用PC台数 台／人	普通教室の大型提示装置整備率 %
岡山県	14	2,003	389	2,781	1.4	71.5
倉敷市	1	267	48	293	1.1	68.8
合　計	15	2,270	437	3,074	1.4	71.2

注１）「児童生徒数」は、令和６年５月１日現在の児童生徒数。
注２）「学習者用ＰＣ」とは、教育用ＰＣのうち、児童生徒が使用するために配備されたものをいう。
注３）「児童生徒一人当たりの学習者用PC台数」は、「学習者用ＰＣ総台数」を令和６年５月１日現在の児童生徒数で除して算出した値であ
注４）「普通教室の大型提示装置整備率」は、大型提示装置を設置している普通教室の総数を普通教室の総数で除して算出した値である。
注５）「普通教室の校内ＬＡＮ整備率」は、校内ＬＡＮを整備する普通教室の総数を普通教室の総数で除して算出した値である。
注６）「普通教室の無線ＬＡＮ整備率」は、無線ＬＡＮを整備する普通教室の総数を普通教室の総数で除して算出した値である。

（令和７年３月１日現在）

普通教室の校内LAN整備率 %	普通教室の無線LAN整備率 %	普通教室の移動通信システム（LTE等）整備率 %	移動系通信を利用している学校の内、無線LAN整備済みの普通教室の数 室	無線LAN又は移動系通信によりインターネット接続を行う普通教室の割合 %	回線速度の契約理論値 ベストエフォート型 %	回線速度の契約理論値 ギャランティ型 %
99.7	99.7	***	***	99.7	0.0	100.0
100.0	100.0	***	***	100.0	0.0	100.0
99.8	99.8	***	***	99.8	0.0	100.0

る。

○市区町村（設置者）別「コンピュータの設置状況」及び「インターネット接続状況」の実態（特別支援学校）

（令和７年３月１日現在）

市　区　町　村　別 （特別支援学校）	教員数 人	授業を担当している教員数 人	指導者用PC台数 台	指導者用PC整備率 %	教員の校務用PC台数 台	教員の校務用PC整備率 %	統合型校務支援システム整備率 %	遠隔教育実施率 %	遠隔教育を実施している学校のうち、「合同授業型」の遠隔授業の実施率 %	遠隔教育を実施している学校のうち、「教師支援型」の遠隔授業の実施率 %	遠隔教育を実施している学校のうち、「教科・科目充実型」の遠隔授業の実施率 %	遠隔教育を実施している学校のうち、個々の児童生徒の状況に応じた遠隔教育の実施率 %
岡山県	1,114	975	1,711	153.6	1,893	169.9	100.0	71.4	50.0	30.0	0.0	90.0
倉敷市	86	73	46	53.5	103	119.8	100.0	0.0	***	***	***	***
合　計	1,200	1,048	1,757	146.4	1,996	166.3	100.0	66.7	50.0	30.0	0.0	90.0

注１）「教員」とは、校長、副校長、教頭、主幹教諭、指導教諭、教諭、助教諭、養護教諭、養護助教諭、栄養教諭、常勤講師、再任用職員（フルタイム）をいう。
注２）「授業を担当している教員」とは、各教科等の授業を定期的に担当している教員をいう。授業を一時的・臨時的に担当する教員は含まない。
注３）「指導者用ＰＣ」とは、教員が使用するために配備されたものをいう。教職員が主として校務用に利用しているコンピュータ（校務用コンピュータ）は含まない。
注４）「指導者用ＰＣ整備率」とは指導者用ＰＣの総数を教員の総数で除して算出した値である。
注５）「教員の校務用ＰＣ」とは、主として教員が校務に使用するコンピュータのことをいう。
注６）「教員の校務用ＰＣ整備率」は、校務用ＰＣの総数を総教員数で除して算出した値である。
注７）「統合型校務支援システム」は、教務系（成績処理、出欠管理、時数等）・保健系（健康診断票、保健室管理等）、指導要録等の学籍関係、学校事務系など統合して
機能を有しているシステムをいう。
注８）「遠隔教育」は、遠隔システムを活用した同時双方向型で行う教育をいう。（「『遠隔教育の推進に向けた施策方針』の策定について（通知）」（文部科学省、平成30年9月20日））
注９）「合同授業型」とは、教師が児童生徒等に対面で授業を行う複数の教室等を遠隔により接続することで、児童生徒が多様な意見や考えに触れたり、協働して学習に取り組んだり
する機会の充実を図る遠隔教育の形態をいう。
注10）「教師支援型」とは、外部人材等の専門家と、児童生徒や教師がいる教室等を遠隔により接続することで、児童生徒の学習活動の質を高めるとともに、
教師の資質向上を図る遠隔教育の形態をいう。
注11）「教科・科目充実型」とは、学校教育法施行規則第77条の２（中学校等）、第88条の３（高等学校等）に基づき、当該教科の免許状を保有する教師による
授業を遠隔により提供することで、生徒の多様な科目選択を可能とすること等により、学習機会の充実を図るものをいう。なお、小学校での活用は想定されない。
注12）遠隔教育を実施している学校のうち、「教科・科目充実型」の遠隔教育の実施率は、「教科・科目充実型」の遠隔授業を実施している学校の総数を、
遠隔教育を実施していると答えた学校の総数から、遠隔教育を実施していると答えた小学校の総数を引いた数で除した値である。
注13）「個々の児童生徒の状況に応じた遠隔教育」とは、外国人児童生徒等への日本語指導、病気療養児・不登校児童生徒等に対する学習指導等の
個々の児童生徒の状況に応じた遠隔教育の形態をいう。

○市区町村（設置者）別「コンピュータの設置状況」及び「インターネット接続状況」の実態（合計）

市　区　町　村　別 （　合　計　）	学校数 校	児童生徒数 人	普通教室数 室	学習者用PC総台数 台	児童生徒一人当たりの学習者用PC台数 台／人	普通教室の大型提示装置整備率 %	普通教室の校内LAN整備率 %	普通教室の無線LAN整備率 %	普通教室の移動通信システム（LTE等）整備率 %
広島県	101	38,862	1,720	45,568	1.2	95.5	100.0	100.0	***
広島市	212	97,260	3,866	108,457	1.1	100.0	100.0	100.0	***
呉市	60	13,835	675	13,997	1.0	93.3	100.0	100.0	***
竹原市	11	1,201	90	1,287	1.1	100.0	100.0	100.0	***
三原市	30	5,823	328	6,429	1.1	97.3	100.0	100.0	***
尾道市	40	8,365	460	9,724	1.2	85.2	100.0	100.0	***
福山市	102	35,269	1,645	35,341	1.0	78.2	100.0	100.0	***
府中市	10	2,223	135	2,452	1.1	83.7	100.0	100.0	***
三次市	33	3,328	234	3,349	1.0	99.1	100.0	100.0	***
庄原市	22	2,030	153	2,040	1.0	85.6	100.0	100.0	7.2
大竹市	6	1,750	76	1,826	1.0	71.1	100.0	100.0	***
東広島市	48	15,910	714	20,473	1.3	97.8	99.4	99.4	***
廿日市市	27	9,314	399	10,121	1.1	90.7	99.7	98.5	***
安芸高田市	13	1,659	108	1,900	1.1	97.2	100.0	100.0	***
江田島市	10	1,030	79	1,091	1.1	75.9	97.5	97.5	***
府中町	7	4,475	166	4,619	1.0	100.0	100.0	100.0	***
海田町	6	2,584	107	2,761	1.1	88.8	99.1	99.1	***
熊野町	6	1,799	85	2,004	1.1	98.8	98.8	98.8	***
坂町	4	1,043	54	1,115	1.1	100.0	100.0	100.0	***
安芸太田町	5	287	31	289	1.0	90.3	100.0	100.0	***
北広島町	11	1,052	93	1,100	1.0	89.2	100.0	100.0	***
大崎上島町	4	260	28	284	1.1	92.9	100.0	100.0	***
世羅町	7	988	65	1,186	1.2	92.3	100.0	100.0	***
神石高原町	7	435	45	448	1.0	93.3	100.0	100.0	***
合　計	782	250,782	11,356	277,861	1.1	93.5	99.9	99.9	0.1

注１）「児童生徒数」は、令和６年５月１日現在の児童生徒数。
注２）「学習者用ＰＣ」とは、教育用ＰＣのうち、児童生徒が使用するために配備されたものをいう。
注３）「児童生徒一人当たりの学習者用PC台数」は、「学習者用ＰＣ総台数」を令和６年５月１日現在の児童生徒数で除して算出した値である。
注４）「普通教室の大型提示装置整備率」は、大型提示装置を設置している普通教室の総数を普通教室の総数で除して算出した値である。
注５）「普通教室の校内ＬＡＮ整備率」は、校内ＬＡＮを整備する普通教室の総数を普通教室の総数で除して算出した値である。
注６）「普通教室の無線ＬＡＮ整備率」は、無線ＬＡＮを整備する普通教室の総数を普通教室の総数で除して算出した値である。

（令和７年３月１日現在）

移動系通信を利用している学校の内、無線LAN整備済みの普通教室の数 室	無線LAN又は移動系通信によりインターネット接続を行う普通教室の割合 %	回線速度の契約理論値 ベストエフォート型 %	回線速度の契約理論値 ギャランティ型 %
***	100.0	97.0	3.0
***	100.0	100.0	0.0
***	100.0	100.0	0.0
***	100.0	100.0	0.0
***	100.0	0.0	100.0
***	100.0	2.5	97.5
***	100.0	100.0	0.0
***	100.0	100.0	0.0
***	100.0	100.0	0.0
11	100.0	90.9	9.1
***	100.0	100.0	0.0
***	99.4	100.0	0.0
***	98.5	100.0	0.0
***	100.0	100.0	0.0
***	97.5	100.0	0.0
***	100.0	100.0	0.0
***	99.1	100.0	0.0
***	98.8	100.0	0.0
***	100.0	100.0	0.0
***	100.0	100.0	0.0
***	100.0	100.0	0.0
***	100.0	100.0	0.0
***	100.0	0.0	100.0
***	100.0	100.0	0.0
11	99.9	89.6	10.4

○市区町村（設置者）別「コンピュータの設置状況」及び「インターネット接続状況」の実態（合計）

（令和７年３月１日現在）

市　区　町　村　別 （　合　計　）	教員数 人	授業を担当している教員数 人	指導者用PC台数 台	指導者用PC整備率 %	教員の校務用PC台数 台	教員の校務用PC整備率 %	統合型校務支援システム整備率 %	遠隔教育実施率 %	遠隔教育を実施している学校のうち、「合同授業型」の遠隔授業の実施率 %	遠隔教育を実施している学校のうち、「教師支援型」の遠隔授業の実施率 %	遠隔教育を実施している学校のうち、「教科・科目充実型」の遠隔授業の実施率 %	遠隔教育を実施している学校のうち、個々の児童生徒の状況に応じた遠隔教育の実施率 %
広島県	4,350	3,762	11,756	270.3	5,990	137.7	100.0	45.5	50.0	39.1	17.4	63.0
広島市	6,654	5,488	11,347	170.5	9,264	139.2	96.2	34.4	45.2	30.1	0.0	56.2
呉市	1,114	872	1,490	133.8	1,531	137.4	98.3	35.0	42.9	38.1	0.0	52.4
竹原市	165	127	308	186.7	224	135.8	0.0	81.8	88.9	55.6	0.0	44.4
三原市	507	380	702	138.5	675	133.1	100.0	100.0	26.7	26.7	0.0	100.0
尾道市	727	571	1,001	137.7	1,050	144.4	100.0	60.0	62.5	41.7	0.0	70.8
福山市	2,423	1,940	2,858	118.0	2,916	120.3	0.0	61.8	49.2	31.7	27.3	68.3
府中市	253	177	275	108.7	306	120.9	100.0	90.0	55.6	55.6	0.0	77.8
三次市	421	310	566	134.4	545	129.5	100.0	48.5	68.8	31.3	0.0	62.5
庄原市	263	199	162	61.6	423	160.8	100.0	40.9	66.7	33.3	0.0	55.6
大竹市	132	113	171	129.5	171	129.5	50.0	16.7	100.0	100.0	0.0	100.0
東広島市	1,119	888	1,626	145.3	1,710	152.8	100.0	91.7	70.5	59.1	8.3	38.6
廿日市市	650	531	1,289	198.3	835	128.5	100.0	18.5	40.0	60.0	0.0	60.0
安芸高田市	211	151	566	268.2	298	141.2	100.0	61.5	75.0	25.0	0.0	37.5
江田島市	152	102	257	169.1	233	153.3	100.0	70.0	71.4	85.7	33.3	71.4
府中町	241	211	379	157.3	321	133.2	100.0	85.7	50.0	50.0	0.0	66.7
海田町	171	148	213	124.6	245	143.3	100.0	50.0	33.3	66.7	0.0	100.0
熊野町	146	124	216	147.9	162	111.0	100.0	0.0	***	***	***	***
坂町	93	70	136	146.2	140	150.5	100.0	50.0	100.0	100.0	100.0	0.0
安芸太田町	62	44	76	122.6	95	153.2	100.0	20.0	100.0	100.0	0.0	0.0
北広島町	171	126	205	119.9	226	132.2	100.0	54.5	100.0	16.7	0.0	33.3
大崎上島町	53	36	82	154.7	60	113.2	0.0	75.0	33.3	66.7	0.0	33.3
世羅町	110	81	209	190.0	181	164.5	0.0	42.9	66.7	33.3	0.0	100.0
神石高原町	86	62	104	120.9	115	133.7	100.0	42.9	66.7	33.3	0.0	33.3
合　　計	20,274	16,513	35,994	177.5	27,716	136.7	82.6	50.1	54.1	39.5	9.6	61.2

注１）「教員」とは、校長、副校長、教頭、主幹教諭、指導教諭、教諭、助教諭、養護教諭、養護助教諭、栄養教諭、常勤講師、再任用職員（フルタイム）をいう。
注２）「授業を担当している教員」とは、各教科等の授業を定期的に担当している教員をいう。授業を一時的・臨時的に担当する教員は含まない。
注３）「指導者用ＰＣ」とは、教員が使用するために配備されたものをいう。教職員が主として校務用に利用しているコンピュータ（校務用コンピュータ）は含まない。
注４）「指導者用ＰＣ整備率」とは指導者用ＰＣの総数を教員の総数で除して算出した値である。
注５）「教員の校務用ＰＣ」とは、主として教員が校務に使用するコンピュータのことをいう。
注６）「教員の校務用ＰＣ整備率」は、校務用ＰＣの総数を総教員数で除して算出した値である。
注７）「統合型校務支援システム」は、教務系（成績処理、出欠管理、時数等）・保健系（健康診断票、保健室管理等）、指導要録等の学籍関係、学校事務系など統合して
　　機能を有しているシステムをいう。
注８）「遠隔教育」は、遠隔システムを活用した同時双方向型で行う教育をいう。（「『遠隔教育の推進に向けた施策方針』の策定について（通知）」（文部科学省、平成30年9月20日））
注９）「合同授業型」とは、教師が児童生徒等に対面で授業を行う複数の教室等を遠隔により接続することで、児童生徒が多様な意見や考えに触れたり、協働して学習に取り組んだり
　　する機会の充実を図る遠隔教育の形態をいう。
注10）「教師支援型」とは、外部人材等の専門家と、児童生徒や教師がいる教室等を遠隔により接続することで、児童生徒の学習活動の質を高めるとともに、
　　教師の資質向上を図る遠隔教育の形態をいう。
注11）「教科・科目充実型」とは、学校教育法施行規則第77条の２（中学校等）、第88条の３（高等学校等）に基づき、当該教科の免許状を保有する教師による
　　授業を遠隔により提供することで、生徒の多様な科目選択を可能とすること等により、学習機会の充実を図るものをいう。なお、小学校での活用は想定されない。
注12）遠隔教育を実施している学校のうち、「教科・科目充実型」の遠隔教育の実施率は、「教科・科目充実型」の遠隔授業を実施している学校の総数を、
　　遠隔教育を実施していると答えた学校の総数から、遠隔教育を実施していると答えた小学校の総数を引いた数で除した値である。
注13）「個々の児童生徒の状況に応じた遠隔教育」とは、外国人児童生徒等への日本語指導、病気療養児・不登校児童生徒等に対する学習指導等の
　　個々の児童生徒の状況に応じた遠隔教育の形態をいう。

○市区町村（設置者）別「コンピュータの設置状況」及び「インターネット接続状況」の実態（小学校）

市　区　町　村　別 （　小　学　校　）	学校数 校	児童生徒数 人	普通教室数 室	学習者用PC総台数 台	児童生徒一人当たりの学習者用PC台数 台／人	普通教室の大型提示装置整備率 %	普通教室の校内LAN整備率 %	普通教室の無線LAN整備率 %	普通教室の移動通信システム（LTE等）整備率 %
広島市	140	60,667	2,577	68,464	1.1	100.0	100.0	100.0	***
呉市	34	8,472	441	8,480	1.0	95.7	100.0	100.0	***
竹原市	7	615	49	657	1.1	100.0	100.0	100.0	***
三原市	20	3,798	231	4,249	1.1	97.0	100.0	100.0	***
尾道市	23	5,468	321	6,076	1.1	83.8	100.0	100.0	***
福山市	69	22,840	1,172	22,836	1.0	76.0	100.0	100.0	***
府中市	6	794	56	897	1.1	87.5	100.0	100.0	***
三次市	21	2,276	161	2,288	1.0	98.8	100.0	100.0	***
庄原市	15	1,352	112	1,357	1.0	83.9	100.0	100.0	9.8
大竹市	3	1,175	53	1,213	1.0	75.5	100.0	100.0	***
東広島市	33	10,986	526	14,228	1.3	97.7	99.4	99.4	***
廿日市市	17	6,382	293	6,930	1.1	93.9	99.7	98.3	***
安芸高田市	7	1,069	74	1,175	1.1	95.9	100.0	100.0	***
江田島市	6	678	53	738	1.1	71.7	100.0	100.0	***
府中町	5	3,251	126	3,313	1.0	100.0	100.0	100.0	***
海田町	4	1,834	75	1,972	1.1	93.3	98.7	98.7	***
熊野町	4	1,182	61	1,326	1.1	100.0	98.4	98.4	***
坂町	3	697	39	769	1.1	100.0	100.0	100.0	***
安芸太田町	3	197	22	198	1.0	95.5	100.0	100.0	***
北広島町	7	591	57	614	1.0	91.2	100.0	100.0	***
大崎上島町	3	177	20	176	1.0	100.0	100.0	100.0	***
世羅町	4	640	45	762	1.2	91.1	100.0	100.0	***
神石高原町	5	272	37	285	1.0	97.3	100.0	100.0	***
合　　計	439	135,413	6,601	149,003	1.1	93.0	99.9	99.8	0.2

注１）「児童生徒数」は、令和６年５月１日現在の児童生徒数。
注２）「学習者用ＰＣ」とは、教育用ＰＣのうち、児童生徒が使用するために配備されたものをいう。
注３）「児童生徒一人当たりの学習者用PC台数」は、「学習者用ＰＣ総台数」を令和６年５月１日現在の児童生徒数で除して算出した値である。
注４）「普通教室の大型提示装置整備率」は、大型提示装置を設置している普通教室の総数を普通教室の総数で除して算出した値である。
注５）「普通教室の校内ＬＡＮ整備率」は、校内ＬＡＮを整備する普通教室の総数を普通教室の総数で除して算出した値である。
注６）「普通教室の無線ＬＡＮ整備率」は、無線ＬＡＮを整備する普通教室の総数を普通教室の総数で除して算出した値である。

（令和７年３月１日現在）

移動系通信を利用している学校の内、無線LAN整備済みの普通教室の数 室	無線LAN又は移動系通信によりインターネット接続を行う普通教室の割合 %	回線速度の契約理論値 ベストエフォート型 %	回線速度の契約理論値 ギャランティ型 %
***	100.0	100.0	0.0
***	100.0	100.0	0.0
***	100.0	100.0	0.0
***	100.0	0.0	100.0
***	100.0	0.0	100.0
***	100.0	100.0	0.0
***	100.0	100.0	0.0
***	100.0	100.0	0.0
11	100.0	93.3	6.7
***	100.0	100.0	0.0
***	99.4	100.0	0.0
***	98.3	100.0	0.0
***	100.0	100.0	0.0
***	100.0	100.0	0.0
***	100.0	100.0	0.0
***	98.7	100.0	0.0
***	98.4	100.0	0.0
***	100.0	100.0	0.0
***	100.0	100.0	0.0
***	100.0	100.0	0.0
***	100.0	100.0	0.0
***	100.0	0.0	100.0
***	100.0	100.0	0.0
11	99.8	89.1	10.9

○市区町村（設置者）別「コンピュータの設置状況」及び「インターネット接続状況」の実態（小学校）

（令和７年３月１日現在）

市　区　町　村　別 （　小　学　校　）	教員数 人	授業を担当している教員数 人	指導者用PC台数 台	指導者用PC整備率 %	教員の校務用PC台数 台	教員の校務用PC整備率 %	統合型校務支援システム整備率 %	遠隔教育実施率 %	遠隔教育を実施している学校のうち、「合同授業型」の遠隔授業の実施率 %	遠隔教育を実施している学校のうち、「教師支援型」の遠隔授業の実施率 %	遠隔教育を実施している学校のうち、「教科・科目充実型」の遠隔授業の実施率 %	遠隔教育を実施している学校のうち、個々の児童生徒の状況に応じた遠隔教育の実施率 %
広島市	3,963	3,147	6,779	171.1	5,455	137.6	100.0	33.6	51.1	31.9	***	48.9
呉市	655	498	709	108.2	844	128.9	100.0	23.5	25.0	25.0	***	75.0
竹原市	82	60	157	191.5	112	136.6	0.0	71.4	100.0	40.0	***	40.0
三原市	322	233	436	135.4	412	128.0	100.0	100.0	35.0	30.0	***	100.0
尾道市	449	352	548	122.0	553	123.2	100.0	60.9	78.6	57.1	***	78.6
福山市	1,573	1,246	1,858	118.1	1,895	120.5	0.0	59.4	48.8	29.3	***	73.2
府中市	89	71	114	128.1	132	148.3	100.0	83.3	60.0	40.0	***	60.0
三次市	241	175	311	129.0	295	122.4	100.0	42.9	66.7	33.3	***	66.7
庄原市	167	122	120	71.9	250	149.7	100.0	13.3	100.0	50.0	***	50.0
大竹市	77	68	85	110.4	98	127.3	66.7	0.0	***	***	***	***
東広島市	731	594	1,057	144.6	1,115	152.5	100.0	97.0	78.1	71.9	***	37.5
廿日市市	400	343	844	211.0	528	132.0	100.0	23.5	25.0	75.0	***	50.0
安芸高田市	123	88	301	244.7	175	142.3	100.0	57.1	75.0	25.0	***	50.0
江田島市	90	57	172	191.1	133	147.8	100.0	66.7	100.0	75.0	***	100.0
府中町	172	148	275	159.9	215	125.0	100.0	80.0	50.0	75.0	***	50.0
海田町	117	102	110	94.0	136	116.2	100.0	75.0	33.3	66.7	***	100.0
熊野町	90	74	135	150.0	102	113.3	100.0	0.0	***	***	***	***
坂町	65	47	89	136.9	93	143.1	100.0	33.3	100.0	100.0	***	0.0
安芸太田町	34	24	46	135.3	55	161.8	100.0	0.0	***	***	***	***
北広島町	89	63	116	130.3	123	138.2	100.0	71.4	100.0	20.0	***	20.0
大崎上島町	39	25	60	153.8	38	97.4	0.0	66.7	50.0	100.0	***	0.0
世羅町	66	48	125	189.4	102	154.5	0.0	50.0	100.0	50.0	***	100.0
神石高原町	53	38	71	134.0	75	141.5	100.0	40.0	100.0	0.0	***	50.0
合　　計	9,687	7,623	14,518	149.9	12,936	133.5	80.9	48.7	59.3	42.5	***	61.2

注１）「教員」とは、校長、副校長、教頭、主幹教諭、指導教諭、教諭、助教諭、養護教諭、養護助教諭、栄養教諭、常勤講師、再任用職員（フルタイム）をいう。
注２）「授業を担当している教員」とは、各教科等の授業を定期的に担当している教員をいう。授業を一時的・臨時的に担当する教員は含まない。
注３）「指導者用ＰＣ」とは、教員が使用するために配備されたものをいう。教職員が主として校務用に利用しているコンピュータ（校務用コンピュータ）は含まない。
注４）「指導者用ＰＣ整備率」とは指導者用ＰＣの総数を教員の総数で除して算出した値である。
注５）「教員の校務用ＰＣ」とは、主として教員が校務に使用するコンピュータのことをいう。
注６）「教員の校務用ＰＣ整備率」は、校務用ＰＣの総数を総教員数で除して算出した値である。
注７）「統合型校務支援システム」は、教務系（成績処理、出欠管理、時数等）・保健系（健康診断票、保健室管理等）、指導要録等の学籍関係、学校事務系など統合して
　　機能を有しているシステムをいう。
注８）「遠隔教育」は、遠隔システムを活用した同時双方向型で行う教育をいう。（「『遠隔教育の推進に向けた施策方針』の策定について（通知）」（文部科学省、平成30年9月20日））
注９）「合同授業型」とは、教師が児童生徒等に対面で授業を行う複数の教室等を遠隔により接続することで、児童生徒が多様な意見や考えに触れたり、協働して学習に取り組んだり
　　する機会の充実を図る遠隔教育の形態をいう。
注10）「教師支援型」とは、外部人材等の専門家と、児童生徒や教師がいる教室等を遠隔により接続することで、児童生徒の学習活動の質を高めるとともに、
　　教師の資質向上を図る遠隔教育の形態をいう。
注11）「教科・科目充実型」とは、学校教育法施行規則第77条の２（中学校等）、第88条の３（高等学校等）に基づき、当該教科の免許状を保有する教師による
　　授業を遠隔により提供することで、生徒の多様な科目選択を可能とすること等により、学習機会の充実を図るものをいう。なお、小学校での活用は想定されない。
注12）遠隔教育を実施している学校のうち、「教科・科目充実型」の遠隔教育の実施率は、「教科・科目充実型」の遠隔授業を実施している学校の総数を、
　　遠隔教育を実施していると答えた学校の総数から、遠隔教育を実施していると答えた小学校の総数を引いた数で除した値である。
注13）「個々の児童生徒の状況に応じた遠隔教育」とは、外国人児童生徒等への日本語指導、病気療養児・不登校児童生徒等に対する学習指導等の
　　個々の児童生徒の状況に応じた遠隔教育の形態をいう。

○市区町村（設置者）別「コンピュータの設置状況」及び「インターネット接続状況」の実態（中学校）

市　区　町　村　別 （　中　学　校　）	学校数 校	児童生徒数 人	普通教室数 室	学習者用PC総台数 台	児童生徒一人当たりの学習者用PC台数 台／人	普通教室の大型提示装置整備率 %	普通教室の校内LAN整備率 %	普通教室の無線LAN整備率 %	普通教室の移動通信システム（LTE等）整備率 %
広島県	3	834	27	951	1.1	100.0	100.0	100.0	***
広島市	63	28,317	1,006	32,318	1.1	100.0	100.0	100.0	***
呉市	24	4,644	206	4,675	1.0	90.8	100.0	100.0	***
竹原市	2	326	15	346	1.1	100.0	100.0	100.0	***
三原市	10	2,025	97	2,180	1.1	97.9	100.0	100.0	***
尾道市	16	2,853	132	3,608	1.3	91.7	100.0	100.0	***
福山市	30	11,076	412	11,116	1.0	84.7	100.0	100.0	***
府中市	2	412	23	477	1.2	91.3	100.0	100.0	***
三次市	12	1,052	73	1,061	1.0	100.0	100.0	100.0	***
庄原市	7	678	41	683	1.0	90.2	100.0	100.0	***
大竹市	3	575	23	613	1.1	60.9	100.0	100.0	***
東広島市	15	4,924	188	6,245	1.3	97.9	99.5	99.5	***
廿日市市	10	2,932	106	3,191	1.1	82.1	100.0	99.1	***
安芸高田市	6	590	34	725	1.2	100.0	100.0	100.0	***
江田島市	4	352	26	353	1.0	84.6	92.3	92.3	***
府中町	2	1,224	40	1,306	1.1	100.0	100.0	100.0	***
海田町	2	750	32	789	1.1	78.1	100.0	100.0	***
熊野町	2	617	24	678	1.1	95.8	100.0	100.0	***
坂町	1	346	15	346	1.0	100.0	100.0	100.0	***
安芸太田町	2	90	9	91	1.0	77.8	100.0	100.0	***
北広島町	3	305	21	318	1.0	90.5	100.0	100.0	***
大崎上島町	1	83	8	108	1.3	75.0	100.0	100.0	***
世羅町	3	348	20	424	1.2	95.0	100.0	100.0	***
神石高原町	2	163	8	163	1.0	75.0	100.0	100.0	***
合　　計	225	65,516	2,586	72,765	1.1	94.0	99.9	99.8	***

注１）「児童生徒数」は、令和６年５月１日現在の児童生徒数。
注２）「学習者用ＰＣ」とは、教育用ＰＣのうち、児童生徒が使用するために配備されたものをいう。
注３）「児童生徒一人当たりの学習者用PC台数」は、「学習者用ＰＣ総台数」を令和６年５月１日現在の児童生徒数で除して算出した値である。
注４）「普通教室の大型提示装置整備率」は、大型提示装置を設置している普通教室の総数を普通教室の総数で除して算出した値である。
注５）「普通教室の校内ＬＡＮ整備率」は、校内ＬＡＮを整備する普通教室の総数を普通教室の総数で除して算出した値である。
注６）「普通教室の無線ＬＡＮ整備率」は、無線ＬＡＮを整備する普通教室の総数を普通教室の総数で除して算出した値である。

（令和７年３月１日現在）

移動系通信を利用している学校の内、無線LAN整備済みの普通教室の数 室	無線LAN又は移動系通信によりインターネット接続を行う普通教室の割合 %	回線速度の契約理論値 ベストエフォート型 %	回線速度の契約理論値 ギャランティ型 %
***	100.0	100.0	0.0
***	100.0	100.0	0.0
***	100.0	100.0	0.0
***	100.0	100.0	0.0
***	100.0	0.0	100.0
***	100.0	0.0	100.0
***	100.0	100.0	0.0
***	100.0	100.0	0.0
***	100.0	100.0	0.0
***	100.0	85.7	14.3
***	100.0	100.0	0.0
***	99.5	100.0	0.0
***	99.1	100.0	0.0
***	100.0	100.0	0.0
***	92.3	100.0	0.0
***	100.0	100.0	0.0
***	100.0	100.0	0.0
***	100.0	100.0	0.0
***	100.0	100.0	0.0
***	100.0	100.0	0.0
***	100.0	100.0	0.0
***	100.0	100.0	0.0
***	100.0	0.0	100.0
***	100.0	100.0	0.0
***	99.8	86.7	13.3

○市区町村（設置者）別「コンピュータの設置状況」及び「インターネット接続状況」の実態（中学校）

（令和７年３月１日現在）

市　区　町　村　別 （　中　学　校　）	教員数 人	授業を担当している教員数 人	指導者用PC台数 台	指導者用PC整備率 %	教員の校務用PC台数 台	教員の校務用PC整備率 %	統合型校務支援システム整備率 %	遠隔教育実施率 %	遠隔教育を実施している学校のうち、「合同授業型」の遠隔授業の実施率 %	遠隔教育を実施している学校のうち、「教師支援型」の遠隔授業の実施率 %	遠隔教育を実施している学校のうち、「教科・科目充実型」の遠隔授業の実施率 %	遠隔教育を実施している学校のうち、個々の児童生徒の状況に応じた遠隔教育の実施率 %
広島県	63	53	143	227.0	73	115.9	100.0	33.3	100.0	100.0	0.0	100.0
広島市	1,947	1,665	3,574	183.6	2,882	148.0	100.0	38.1	37.5	29.2	0.0	66.7
呉市	391	315	686	175.4	511	130.7	100.0	54.2	53.8	46.2	0.0	38.5
竹原市	36	30	68	188.9	52	144.4	0.0	100.0	50.0	100.0	0.0	50.0
三原市	185	147	266	143.8	263	142.2	100.0	100.0	10.0	20.0	0.0	100.0
尾道市	267	211	443	165.9	486	182.0	100.0	62.5	40.0	20.0	0.0	60.0
福山市	734	601	845	115.1	894	121.8	0.0	63.3	47.4	36.8	31.6	57.9
府中市	32	29	59	184.4	55	171.9	100.0	100.0	50.0	100.0	0.0	100.0
三次市	180	135	255	141.7	250	138.9	100.0	58.3	71.4	28.6	0.0	57.1
庄原市	96	77	42	43.8	173	180.2	100.0	100.0	57.1	28.6	0.0	57.1
大竹市	55	45	86	156.4	73	132.7	33.3	33.3	100.0	100.0	0.0	100.0
東広島市	388	294	569	146.6	595	153.4	100.0	80.0	50.0	25.0	8.3	41.7
廿日市市	250	188	445	178.0	307	122.8	100.0	10.0	100.0	0.0	0.0	100.0
安芸高田市	88	63	265	301.1	123	139.8	100.0	66.7	75.0	25.0	0.0	25.0
江田島市	62	45	85	137.1	100	161.3	100.0	75.0	33.3	100.0	33.3	33.3
府中町	69	63	104	150.7	106	153.6	100.0	100.0	50.0	0.0	0.0	100.0
海田町	54	46	103	190.7	109	201.9	100.0	0.0	***	***	***	***
熊野町	56	50	81	144.6	60	107.1	100.0	0.0	***	***	***	***
坂町	28	23	47	167.9	47	167.9	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	0.0
安芸太田町	28	20	30	107.1	40	142.9	100.0	50.0	100.0	100.0	0.0	0.0
北広島町	50	39	62	124.0	56	112.0	100.0	0.0	***	***	***	***
大崎上島町	14	11	22	157.1	22	157.1	0.0	100.0	0.0	0.0	0.0	100.0
世羅町	44	33	84	190.9	79	179.5	0.0	33.3	0.0	0.0	0.0	100.0
神石高原町	33	24	33	100.0	40	121.2	100.0	50.0	0.0	100.0	0.0	0.0
合　　計	5,150	4,207	8,397	163.0	7,396	143.6	83.1	54.7	46.3	35.8	7.3	59.3

注１）「教員」とは、校長、副校長、教頭、主幹教諭、指導教諭、教諭、助教諭、養護教諭、養護助教諭、栄養教諭、常勤講師、再任用職員（フルタイム）をいう。
注２）「授業を担当している教員」とは、各教科等の授業を定期的に担当している教員をいう。授業を一時的・臨時的に担当する教員は含まない。
注３）「指導者用ＰＣ」とは、教員が使用するために配備されたものをいう。教職員が主として校務用に利用しているコンピュータ（校務用コンピュータ）は含まない。
注４）「指導者用ＰＣ整備率」とは指導者用ＰＣの総数を教員の総数で除して算出した値である。
注５）「教員の校務用ＰＣ」とは、主として教員が校務に使用するコンピュータのことをいう。
注６）「教員の校務用ＰＣ整備率」は、校務用ＰＣの総数を総教員数で除して算出した値である。
注７）「統合型校務支援システム」は、教務系（成績処理、出欠管理、時数等）・保健系（健康診断票、保健室管理等）、指導要録等の学籍関係、学校事務系など統合して
　　機能を有しているシステムをいう。
注８）「遠隔教育」は、遠隔システムを活用した同時双方向型で行う教育をいう。（「『遠隔教育の推進に向けた施策方針』の策定について（通知）」（文部科学省、平成30年9月20日））
注９）「合同授業型」とは、教師が児童生徒等に対面で授業を行う複数の教室等を遠隔により接続することで、児童生徒が多様な意見や考えに触れたり、協働して学習に取り組んだり
　　する機会の充実を図る遠隔教育の形態をいう。
注10）「教師支援型」とは、外部人材等の専門家と、児童生徒や教師がいる教室等を遠隔により接続することで、児童生徒の学習活動の質を高めるとともに、
　　教師の資質向上を図る遠隔教育の形態をいう。
注11）「教科・科目充実型」とは、学校教育法施行規則第77条の２（中学校等）、第88条の３（高等学校等）に基づき、当該教科の免許状を保有する教師による
　　授業を遠隔により提供することで、生徒の多様な科目選択を可能とすること等により、学習機会の充実を図るものをいう。なお、小学校での活用は想定されない。
注12）遠隔教育を実施している学校のうち、「教科・科目充実型」の遠隔教育の実施率は、「教科・科目充実型」の遠隔授業を実施している学校の総数を、
　　遠隔教育を実施していると答えた学校の総数から、遠隔教育を実施していると答えた小学校の総数を引いた数で除した値である。
注13）「個々の児童生徒の状況に応じた遠隔教育」とは、外国人児童生徒等への日本語指導、病気療養児・不登校児童生徒等に対する学習指導等の
　　個々の児童生徒の状況に応じた遠隔教育の形態をいう。

○市区町村（設置者）別「コンピュータの設置状況」及び「インターネット接続状況」の実態（義務教育学校）

市　区　町　村　別 （義務教育学校）	学校数 校	児童生徒数 人	普通教室数 室	学習者用PC総台数 台	児童生徒一人当たりの学習者用PC台数 台／人	普通教室の大型提示装置整備率 %
呉市	1	268	16	268	1.0	93.8
竹原市	2	260	26	284	1.1	100.0
福山市	2	761	43	761	1.0	65.1
府中市	2	1,017	56	1,078	1.1	76.8
北広島町	1	156	15	168	1.1	80.0
合　計	8	2,462	156	2,559	1.0	79.5

注１）「児童生徒数」は、令和６年５月１日現在の児童生徒数。
注２）「学習者用ＰＣ」とは、教育用ＰＣのうち、児童生徒が使用するために配備されたものをいう。
注３）「児童生徒一人当たりの学習者用PC台数」は、「学習者用ＰＣ総台数」を令和６年５月１日現在の児童生徒数で除して算出した値であ
注４）「普通教室の大型提示装置整備率」は、大型提示装置を設置している普通教室の総数を普通教室の総数で除して算出した値である。
注５）「普通教室の校内ＬＡＮ整備率」は、校内ＬＡＮを整備する普通教室の総数を普通教室の総数で除して算出した値である。
注６）「普通教室の無線ＬＡＮ整備率」は、無線ＬＡＮを整備する普通教室の総数を普通教室の総数で除して算出した値である。

（令和７年３月１日現在）

普通教室の校内LAN整備率 %	普通教室の無線LAN整備率 %	普通教室の移動通信システム（LTE等）整備率 %	移動系通信を利用している学校の内、無線LAN整備済みの普通教室の数 室	無線LAN又は移動系通信によりインターネット接続を行う普通教室の割合 %	回線速度の契約理論値 ベストエフォート型 %	回線速度の契約理論値 ギャランティ型 %
100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0

る。

○市区町村（設置者）別「コンピュータの設置状況」及び「インターネット接続状況」の実態（義務教育学校）

（令和７年３月１日現在）

市　区　町　村　別 （義務教育学校）	教員数 人	授業を担当している教員数 人	指導者用PC台数 台	指導者用PC整備率 %	教員の校務用PC台数 台	教員の校務用PC整備率 %	統合型校務支援システム整備率 %	遠隔教育実施率 %	遠隔教育を実施している学校のうち、「合同授業型」の遠隔授業の実施率 %	遠隔教育を実施している学校のうち、「教師支援型」の遠隔授業の実施率 %	遠隔教育を実施している学校のうち、「教科・科目充実型」の遠隔授業の実施率 %	遠隔教育を実施している学校のうち、個々の児童生徒の状況に応じた遠隔教育の実施率 %
呉市	26	20	33	126.9	31	119.2	100.0	0.0	***	***	***	***
竹原市	47	37	83	176.6	60	127.7	0.0	100.0	100.0	50.0	0.0	50.0
福山市	69	51	106	153.6	75	108.7	0.0	100.0	100.0	0.0	0.0	50.0
府中市	132	77	102	77.3	119	90.2	100.0	100.0	50.0	50.0	0.0	100.0
北広島町	32	24	27	84.4	47	146.9	100.0	100.0	100.0	0.0	0.0	100.0
合　計	306	209	351	114.7	332	108.5	50.0	87.5	85.7	28.6	0.0	71.4

注１）「教員」とは、校長、副校長、教頭、主幹教諭、指導教諭、教諭、助教諭、養護教諭、養護助教諭、栄養教諭、常勤講師、再任用職員（フルタイム）をいう。
注２）「授業を担当している教員」とは、各教科等の授業を定期的に担当している教員をいう。授業を一時的・臨時的に担当する教員は含まない。
注３）「指導者用ＰＣ」とは、教員が使用するために配備されたものをいう。教職員が主として校務用に利用しているコンピュータ（校務用コンピュータ）は含まない。
注４）「指導者用ＰＣ整備率」とは指導者用ＰＣの総数を教員の総数で除して算出した値である。
注５）「教員の校務用ＰＣ」とは、主として教員が校務に使用するコンピュータのことをいう。
注６）「教員の校務用ＰＣ整備率」は、校務用ＰＣの総数を総教員数で除して算出した値である。
注７）「統合型校務支援システム」は、教務系（成績処理、出欠管理、時数等）・保健系（健康診断票、保健室管理等）、指導要録等の学籍関係、学校事務系など統合して
　　機能を有しているシステムをいう。
注８）「遠隔教育」は、遠隔システムを活用した同時双方向型で行う教育をいう。（「『遠隔教育の推進に向けた施策方針』の策定について（通知）」（文部科学省、平成30年9月20日））
注９）「合同授業型」とは、教師が児童生徒等に対面で授業を行う複数の教室等を遠隔により接続することで、児童生徒が多様な意見や考えに触れたり、協働して学習に取り組んだり
　　する機会の充実を図る遠隔教育の形態をいう。
注10）「教師支援型」とは、外部人材等の専門家と、児童生徒や教師がいる教室等を遠隔により接続することで、児童生徒の学習活動の質を高めるとともに、
　　教師の資質向上を図る遠隔教育の形態をいう。
注11）「教科・科目充実型」とは、学校教育法施行規則第77条の２（中学校等）、第88条の３（高等学校等）に基づき、当該教科の免許状を保有する教師による
　　授業を遠隔により提供することで、生徒の多様な科目選択を可能とすること等により、学習機会の充実を図るものをいう。なお、小学校での活用は想定されない。
注12）遠隔教育を実施している学校のうち、「教科・科目充実型」の遠隔教育の実施率は、「教科・科目充実型」の遠隔授業を実施している学校の総数を、
　　遠隔教育を実施していると答えた学校の総数から、遠隔教育を実施していると答えた小学校の総数を引いた数で除した値である。
注13）「個々の児童生徒の状況に応じた遠隔教育」とは、外国人児童生徒等への日本語指導、病気療養児・不登校児童生徒等に対する学習指導等の
　　個々の児童生徒の状況に応じた遠隔教育の形態をいう。

○市区町村（設置者）別「コンピュータの設置状況」及び「インターネット接続状況」の実態（高等学校）

（令和７年３月１日現在）

市区町村別（高等学校）	学校数	学校数（専門学科・総合学科単独及び複数学科設置校）	児童生徒数	児童生徒数（専門学科・総合学科単独及び複数学科設置校）	普通教室数	普通教室数（専門学科・総合学科単独及び複数学科設置校）	学習者用PC総台数	学習者用PC総台数（専門学科・総合学科単独及び複数学科設置校）	児童生徒一人当たりの学習者用PC台数	児童生徒一人当たりの学習者用PC台数（専門学科・総合学科単独及び複数学科設置校）	普通教室の大型提示装置整備率	普通教室の大型提示装置整備率（専門学科・総合学科単独及び複数学科設置校）	普通教室の校内LAN整備率	普通教室の校内LAN整備率（専門学科・総合学科単独及び複数学科設置校）	普通教室の無線LAN整備率	普通教室の無線LAN整備率（専門学科・総合学科単独及び複数学科設置校）	普通教室の移動通信システム（LTE等）整備率	普通教室の移動通信システム（LTE等）整備率（専門学科・総合学科単独及び複数学科設置校）	移動系通信を利用している学校の内、無線LAN整備済みの普通教室の数	移動系通信を利用している学校の内、無線LAN整備済みの普通教室の数（専門学科・総合学科単独及び複数学科設置校）	無線LAN又は移動系通信によりインターネット接続を行う普通教室の割合	無線LAN又は移動系通信によりインターネット接続を行う普通教室の割合（専門学科・総合学科単独及び複数学科設置校）	回線速度の契約理論値ベストエフォート型	回線速度の契約理論値ベストエフォート型（専門学科・総合学科単独及び複数学科設置校）	回線速度の契約理論値ギャランティ型	回線速度の契約理論値ギャランティ型（専門学科・総合学科単独及び複数学科設置校）
	校	校	人	人	室	室	台	台	台／人	台／人	%	%	%	%	%	%	%	%	室	室	%	%	%	%	%	%
広島県	80	32	35,676	16,060	1,119	530	41,921	19,228	1.2	1.2	97.1	96.0	100.0	100.0	100.0	100.0	***	***	***	***	100.0	100.0	97.5	93.8	2.5	6.3
広島市	7	3	7,012	3,319	188	70	6,315	2,326	0.9	0.7	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	***	***	***	***	100.0	100.0	100.0	100.0	0.0	0.0
呉市	1	1	451	451	12	12	574	574	1.3	1.3	50.0	50.0	100.0	100.0	100.0	100.0	***	***	***	***	100.0	100.0	100.0	100.0	0.0	0.0
尾道市	1	***	44	***	7	***	40	***	0.9	***	28.6	***	100.0	***	100.0	***	***	***	***	***	100.0	***	100.0	***	0.0	***
福山市	1	***	592	***	18	***	628	***	1.1	***	100.0	***	100.0	***	100.0	***	***	***	***	***	100.0	***	100.0	***	0.0	***
合計	90	36	43,775	19,830	1,344	612	49,478	22,128	1.1	1.1	96.8	95.6	100.0	100.0	100.0	100.0	***	***	***	***	100.0	100.0	97.8	94.4	2.2	5.6

注１）「児童生徒数」は、令和６年５月１日現在の児童生徒数。
注２）「学習者用ＰＣ」とは、教育用ＰＣのうち、児童生徒が使用するために配備されたものをいう。
注３）「児童生徒一人当たりの学習者用PC台数」は、「学習者用ＰＣ総台数」を令和６年５月１日現在の児童生徒数で除して算出した値である。
注４）「普通教室の大型提示装置整備率」は、大型提示装置を設置している普通教室の総数を普通教室の総数で除して算出した値である。
注５）「普通教室の校内ＬＡＮ整備率」は、校内ＬＡＮを整備する普通教室の総数を普通教室の総数で除して算出した値である。
注６）「普通教室の無線ＬＡＮ整備率」は、無線ＬＡＮを整備する普通教室の総数を普通教室の総数で除して算出した値である。

○市区町村（設置者）別「コンピュータの設置状況」及び「インターネット接続状況」の実態（高等学校）

（令和７年３月１日現在）

市区町村別（高等学校）	教員数	教員数（専門学科・総合学科単独及び複数学科設置校）	授業を担当している教員数	授業を担当している教員数（専門学科・総合学科単独及び複数学科設置校）	指導者用PC台数	指導者用PC台数（専門学科・総合学科単独及び複数学科設置校）	指導者用PC整備率	指導者用PC整備率（専門学科・総合学科単独及び複数学科設置校）	教員の校務用PC台数	教員の校務用PC台数（専門学科・総合学科単独及び複数学科設置校）	教員の校務用PC整備率	教員の校務用PC整備率（専門学科・総合学科単独及び複数学科設置校）	統合型校務支援システム整備率	統合型校務支援システム整備率（専門学科・総合学科単独及び複数学科設置校）	遠隔教育実施率	遠隔教育実施率（専門学科・総合学科単独及び複数学科設置校）	遠隔教育を実施している学校のうち、「合同授業型」の遠隔授業の実施率	遠隔教育を実施している学校のうち、「合同授業型」の遠隔授業の実施率（専門学科・総合学	遠隔教育を実施している学校のうち、「教師支援型」の遠隔授業の実施率	遠隔教育を実施している学校のうち、「教師支援型」の遠隔授業の実施率（専門学科・総合学	遠隔教育を実施している学校のうち、「教科・科目充実型」の遠隔授業の実施率	遠隔教育を実施している学校のうち、「教科・科目充実型」の遠隔授業の実施率（専門学	遠隔教育を実施している学校のうち、個々の児童生徒の状況に応じた遠隔教育の実施率	遠隔教育を実施している学校のうち、個々の児童生徒の状況に応じた遠隔教育の実施率（専門学
	人	人	人	人	台	台	%	%	台	台	%	%	%	%	%	%	%	%	%	%	%	%	%	%
広島県	2,942	1,491	2,619	1,341	8,517	4,186	289.5	280.8	4,302	2,106	146.2	141.2	100.0	100.0	40.0	31.3	40.6	40.0	37.5	30.0	25.0	20.0	59.4	70.0
広島市	460	205	423	188	734	329	159.6	160.5	624	283	135.7	138.0	0.0	0.0	14.3	0.0	0.0	***	0.0	***	0.0	***	100.0	***
呉市	42	42	39	39	62	62	147.6	147.6	145	145	345.2	345.2	0.0	0.0	0.0	0.0	***	***	***	***	***	***	***	***
尾道市	11	***	8	***	10	***	90.9	***	11	***	100.0	***	100.0	***	0.0	***	***	***	***	***	***	***	***	***
福山市	47	***	42	***	49	***	104.3	***	52	***	110.6	***	0.0	***	100.0	***	0.0	***	100.0	***	0.0	***	100.0	***
合計	3,502	1,738	3,131	1,568	9,372	4,577	267.6	263.3	5,134	2,534	146.6	145.8	90.0	88.9	37.8	27.8	38.2	40.0	38.2	30.0	23.5	20.0	61.8	70.0

注１）「教員」とは、校長、副校長、教頭、主幹教諭、指導教諭、教諭、助教諭、養護教諭、養護助教諭、栄養教諭、常勤講師、再任用職員（フルタイム）をいう。
注２）「授業を担当している教員」とは、各教科等の授業を定期的に担当している教員をいう。授業を一時的・臨時的に担当する教員は含まない。
注３）「指導者用ＰＣ」とは、教員が使用するために配備されたものをいう。教職員が主として校務用に利用しているコンピュータ（校務用コンピュータ）は含まない。
注４）「指導者用ＰＣ整備率」とは指導者用ＰＣの総数を教員の総数で除して算出した値である。
注５）「教員の校務用ＰＣ」とは、主として教員が校務に使用するコンピュータのことをいう。
注６）「教員の校務用ＰＣ整備率」は、校務用ＰＣの総数を総教員数で除して算出した値である。
注７）「統合型校務支援システム」は、教務系（成績処理、出欠管理、時数等）・保健系（健康診断票、保健室管理等）、指導要録等の学籍関係、学校事務系など統合して機能を有しているシステムをいう。
注８）「遠隔教育」は、遠隔システムを活用した同時双方向型で行う教育をいう。（「『遠隔教育の推進に向けた施策方針』の策定について（通知）」（文部科学省、平成30年9月20日））
注９）「合同授業型」とは、教師が児童生徒等に対面で授業を行う複数の教室等を遠隔により接続することで、児童生徒が多様な意見や考えに触れたり、協働して学習に取り組んだりする機会の充実を図る遠隔教育の形態をいう。
注10）「教師支援型」とは、外部人材等の専門家と、児童生徒や教師がいる教室等を遠隔により接続することで、児童生徒の学習活動の質を高めるとともに、教師の資質向上を図る遠隔教育の形態をいう。
注11）「教科・科目充実型」とは、学校教育法施行規則第77条の２（中学校等）、第88条の３（高等学校等）に基づき、当該教科の免許状を保有する教師による授業を遠隔により提供することで、生徒の多様な科目選択を可能とすること等により、学習機会の充実を図るものをいう。なお、小学校での活用は想定されない。
注12）遠隔教育を実施している学校のうち、「教科・科目充実型」の遠隔教育の実施率は、「教科・科目充実型」の遠隔授業を実施している学校の総数を、遠隔教育を実施していると答えた学校の総数から、遠隔教育を実施していると答えた小学校の総数を引いた数で除した値である。
注13）「個々の児童生徒の状況に応じた遠隔教育」とは、外国人児童生徒等への日本語指導、病気療養児・不登校児童生徒等に対する学習指導等の個々の児童生徒の状況に応じた遠隔教育の形態をいう。

○市区町村（設置者）別「コンピュータの設置状況」及び「インターネット接続状況」の実態（中等教育学校）

市　区　町　村　別 （中等教育学校）	学校数 校	児童生徒数 人	普通教室数 室	学習者用PC総台数 台	児童生徒一人当たりの学習者用PC台数 台／人	普通教室の大型提示装置整備率 %
広島市	1	687	24	767	1.1	100.0
合　計	1	687	24	767	1.1	100.0

注１）「児童生徒数」は、令和６年５月１日現在の児童生徒数。
注２）「学習者用ＰＣ」とは、教育用ＰＣのうち、児童生徒が使用するために配備されたものをいう。
注３）「児童生徒一人当たりの学習者用PC台数」は、「学習者用ＰＣ総台数」を令和６年５月１日現在の児童生徒数で除して算出した値であ
注４）「普通教室の大型提示装置整備率」は、大型提示装置を設置している普通教室の総数を普通教室の総数で除して算出した値である。
注５）「普通教室の校内ＬＡＮ整備率」は、校内ＬＡＮを整備する普通教室の総数を普通教室の総数で除して算出した値である。
注６）「普通教室の無線ＬＡＮ整備率」は、無線ＬＡＮを整備する普通教室の総数を普通教室の総数で除して算出した値である。

（令和７年３月１日現在）

普通教室の校内LAN整備率 %	普通教室の無線LAN整備率 %	普通教室の移動通信システム（LTE等）整備率 %	移動系通信を利用している学校の内、無線LAN整備済みの普通教室の数 室	無線LAN又は移動系通信によりインターネット接続を行う普通教室の割合 %	回線速度の契約理論値 ベストエフォート型 %	回線速度の契約理論値 ギャランティ型 %
100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0

る。

○市区町村（設置者）別「コンピュータの設置状況」及び「インターネット接続状況」の実態（中等教育学校）

（令和７年３月１日現在）

市　区　町　村　別 （中等教育学校）	教員数 人	授業を担当している教員数 人	指導者用PC台数 台	指導者用PC整備率 %	教員の校務用PC台数 台	教員の校務用PC整備率 %	統合型校務支援システム整備率 %	遠隔教育実施率 %	遠隔教育を実施している学校のうち、「合同授業型」の遠隔授業の実施率 %	遠隔教育を実施している学校のうち、「教師支援型」の遠隔授業の実施率 %	遠隔教育を実施している学校のうち、「教科・科目充実型」の遠隔授業の実施率 %	遠隔教育を実施している学校のうち、個々の児童生徒の状況に応じた遠隔教育の実施率 %
広島市	46	40	47	102.2	69	150.0	0.0	0.0	***	***	***	***
合　計	46	40	47	102.2	69	150.0	0.0	0.0	***	***	***	***

注１）「教員」とは、校長、副校長、教頭、主幹教諭、指導教諭、教諭、助教諭、養護教諭、養護助教諭、栄養教諭、常勤講師、再任用職員（フルタイム）をいう。
注２）「授業を担当している教員」とは、各教科等の授業を定期的に担当している教員をいう。授業を一時的・臨時的に担当する教員は含まない。
注３）「指導者用ＰＣ」とは、教員が使用するために配備されたものをいう。教職員が主として校務用に利用しているコンピュータ（校務用コンピュータ）は含まない。
注４）「指導者用ＰＣ整備率」とは指導者用ＰＣの総数を教員の総数で除して算出した値である。
注５）「教員の校務用ＰＣ」とは、主として教員が校務に使用するコンピュータのことをいう。
注６）「教員の校務用ＰＣ整備率」は、校務用ＰＣの総数を総教員数で除して算出した値である。
注７）「統合型校務支援システム」は、教務系（成績処理、出欠管理、時数等）・保健系（健康診断票、保健室管理等）、指導要録等の学籍関係、学校事務系など統合して
　　機能を有しているシステムをいう。
注８）「遠隔教育」は、遠隔システムを活用した同時双方向型で行う教育をいう。（「『遠隔教育の推進に向けた施策方針』の策定について（通知）」（文部科学省、平成30年9月20日））
注９）「合同授業型」とは、教師が児童生徒等に対面で授業を行う複数の教室等を遠隔により接続することで、児童生徒が多様な意見や考えに触れたり、協働して学習に取り組んだり
　　する機会の充実を図る遠隔教育の形態をいう。
注10）「教師支援型」とは、外部人材等の専門家と、児童生徒や教師がいる教室等を遠隔により接続することで、児童生徒の学習活動の質を高めるとともに、
　　教師の資質向上を図る遠隔教育の形態をいう。
注11）「教科・科目充実型」とは、学校教育法施行規則第77条の２（中学校等）、第88条の３（高等学校等）に基づき、当該教科の免許状を保有する教師による
　　授業を遠隔により提供することで、生徒の多様な科目選択を可能とすること等により、学習機会の充実を図るものをいう。なお、小学校での活用は想定されない。
注12）遠隔教育を実施している学校のうち、「教科・科目充実型」の遠隔教育の実施率は、「教科・科目充実型」の遠隔授業を実施している学校の総数を、
　　遠隔教育を実施していると答えた学校の総数から、遠隔教育を実施していると答えた小学校の総数を引いた数で除した値である。
注13）「個々の児童生徒の状況に応じた遠隔教育」とは、外国人児童生徒等への日本語指導、病気療養児・不登校児童生徒等に対する学習指導等の
　　個々の児童生徒の状況に応じた遠隔教育の形態をいう。

○市区町村（設置者）別「コンピュータの設置状況」及び「インターネット接続状況」の実態（特別支援学校）

市　区　町　村　別 （特別支援学校）	学校数 校	児童生徒数 人	普通教室数 室	学習者用PC総台数 台	児童生徒一人当たりの学習者用PC台数 台／人	普通教室の大型提示装置整備率 %
広島県	18	2,352	574	2,696	1.1	92.0
広島市	1	577	71	593	1.0	100.0
合　計	19	2,929	645	3,289	1.1	92.9

注１）「児童生徒数」は、令和６年５月１日現在の児童生徒数。
注２）「学習者用ＰＣ」とは、教育用ＰＣのうち、児童生徒が使用するために配備されたものをいう。
注３）「児童生徒一人当たりの学習者用PC台数」は、「学習者用ＰＣ総台数」を令和６年５月１日現在の児童生徒数で除して算出した値であ
注４）「普通教室の大型提示装置整備率」は、大型提示装置を設置している普通教室の総数を普通教室の総数で除して算出した値である。
注５）「普通教室の校内ＬＡＮ整備率」は、校内ＬＡＮを整備する普通教室の総数を普通教室の総数で除して算出した値である。
注６）「普通教室の無線ＬＡＮ整備率」は、無線ＬＡＮを整備する普通教室の総数を普通教室の総数で除して算出した値である。

（令和７年３月１日現在）

普通教室の校内LAN整備率 %	普通教室の無線LAN整備率 %	普通教室の移動通信システム（LTE等）整備率 %	移動系通信を利用している学校の内、無線LAN整備済みの普通教室の数 室	無線LAN又は移動系通信によりインターネット接続を行う普通教室の割合 %	回線速度の契約理論値 ベストエフォート型 %	回線速度の契約理論値 ギャランティ型 %
100.0	100.0	***	***	100.0	94.4	5.6
100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
100.0	100.0	***	***	100.0	94.7	5.3

る。

○市区町村（設置者）別「コンピュータの設置状況」及び「インターネット接続状況」の実態（特別支援学校）

（令和７年３月１日現在）

市　区　町　村　別 （特別支援学校）	教員数 人	授業を担当している教員数 人	指導者用PC台数 台	指導者用PC整備率 %	教員の校務用PC台数 台	教員の校務用PC整備率 %	統合型校務支援システム整備率 %	遠隔教育実施率 %	遠隔教育を実施している学校のうち、「合同授業型」の遠隔授業の実施率 %	遠隔教育を実施している学校のうち、「教師支援型」の遠隔授業の実施率 %	遠隔教育を実施している学校のうち、「教科・科目充実型」の遠隔授業の実施率 %	遠隔教育を実施している学校のうち、個々の児童生徒の状況に応じた遠隔教育の実施率 %
広島県	1,345	1,090	3,096	230.2	1,615	120.1	100.0	72.2	69.2	38.5	0.0	69.2
広島市	238	213	213	89.5	234	98.3	100.0	100.0	0.0	0.0	0.0	100.0
合　計	1,583	1,303	3,309	209.0	1,849	116.8	100.0	73.7	64.3	35.7	0.0	71.4

注１）「教員」とは、校長、副校長、教頭、主幹教諭、指導教諭、教諭、助教諭、養護教諭、養護助教諭、栄養教諭、常勤講師、再任用職員（フルタイム）をいう。
注２）「授業を担当している教員」とは、各教科等の授業を定期的に担当している教員をいう。授業を一時的・臨時的に担当する教員は含まない。
注３）「指導者用ＰＣ」とは、教員が使用するために配備されたものをいう。教職員が主として校務用に利用しているコンピュータ（校務用コンピュータ）は含まない。
注４）「指導者用ＰＣ整備率」とは指導者用ＰＣの総数を教員の総数で除して算出した値である。
注５）「教員の校務用ＰＣ」とは、主として教員が校務に使用するコンピュータのことをいう。
注６）「教員の校務用ＰＣ整備率」は、校務用ＰＣの総数を総教員数で除して算出した値である。
注７）「統合型校務支援システム」は、教務系（成績処理、出欠管理、時数等）・保健系（健康診断票、保健室管理等）、指導要録等の学籍関係、学校事務系など統合して
　　機能を有しているシステムをいう。
注８）「遠隔教育」は、遠隔システムを活用した同時双方向型で行う教育をいう。（「『遠隔教育の推進に向けた施策方針』の策定について（通知）」（文部科学省、平成30年9月20日））
注９）「合同授業型」とは、教師が児童生徒等に対面で授業を行う複数の教室等を遠隔により接続することで、児童生徒が多様な意見や考えに触れたり、協働して学習に取り組んだり
　　する機会の充実を図る遠隔教育の形態をいう。
注10）「教師支援型」とは、外部人材等の専門家と、児童生徒や教師がいる教室等を遠隔により接続することで、児童生徒の学習活動の質を高めるとともに、
　　教師の資質向上を図る遠隔教育の形態をいう。
注11）「教科・科目充実型」とは、学校教育法施行規則第77条の２（中学校等）、第88条の３（高等学校等）に基づき、当該教科の免許状を保有する教師による
　　授業を遠隔により提供することで、生徒の多様な科目選択を可能とすること等により、学習機会の充実を図るものをいう。なお、小学校での活用は想定されない。
注12）遠隔教育を実施している学校のうち、「教科・科目充実型」の遠隔教育の実施率は、「教科・科目充実型」の遠隔授業を実施している学校の総数を、
　　遠隔教育を実施していると答えた学校の総数から、遠隔教育を実施していると答えた小学校の総数を引いた数で除した値である。
注13）「個々の児童生徒の状況に応じた遠隔教育」とは、外国人児童生徒等への日本語指導、病気療養児・不登校児童生徒等に対する学習指導等の
　　個々の児童生徒の状況に応じた遠隔教育の形態をいう。

○市区町村（設置者）別「コンピュータの設置状況」及び「インターネット接続状況」の実態（合計）

市　区　町　村　別 （　合　計　）	学校数 校	児童生徒数 人	普通教室数 室	学習者用PC総台数 台	児童生徒一人当たりの学習者用PC台数 台／人	普通教室の大型提示装置整備率 %	普通教室の校内LAN整備率 %	普通教室の無線LAN整備率 %
山口県	69	23,904	1,342	30,023	1.3	98.0	99.2	98.9
下関市	66	16,905	835	17,353	1.0	89.1	99.5	99.5
宇部市	36	11,159	520	11,615	1.0	86.9	100.0	100.0
山口市	49	13,933	686	17,397	1.2	92.4	99.0	98.0
萩市	30	2,270	180	2,492	1.1	91.1	100.0	100.0
防府市	28	8,838	414	9,092	1.0	89.1	96.6	93.5
下松市	10	4,608	204	4,913	1.1	89.7	100.0	100.0
岩国市	44	8,582	460	9,079	1.1	92.6	100.0	100.0
光市	16	2,934	169	2,933	1.0	98.8	87.0	3.0
長門市	16	1,802	129	1,930	1.1	89.9	100.0	100.0
柳井市	14	1,964	123	2,170	1.1	96.7	100.0	100.0
美祢市	16	1,072	94	1,144	1.1	93.6	100.0	100.0
周南市	40	9,486	476	9,971	1.1	94.5	100.0	100.0
山陽小野田市	19	4,383	226	4,949	1.1	87.2	100.0	100.0
周防大島町	10	545	58	622	1.1	84.5	100.0	100.0
和木町	2	578	24	869	1.5	91.7	100.0	100.0
上関町	3	84	12	84	1.0	83.3	100.0	100.0
田布施町	5	884	52	920	1.0	94.2	100.0	100.0
平生町	3	642	42	751	1.2	83.3	100.0	100.0
阿武町	3	153	14	201	1.3	92.9	100.0	85.7
合　計	479	114,726	6,060	128,508	1.1	92.4	99.0	96.3

注１）「児童生徒数」は、令和６年５月１日現在の児童生徒数。
注２）「学習者用ＰＣ」とは、教育用ＰＣのうち、児童生徒が使用するために配備されたものをいう。
注３）「児童生徒一人当たりの学習者用PC台数」は、「学習者用ＰＣ総台数」を令和６年５月１日現在の児童生徒数で除して算出した値である。
注４）「普通教室の大型提示装置整備率」は、大型提示装置を設置している普通教室の総数を普通教室の総数で除して算出した値である。
注５）「普通教室の校内ＬＡＮ整備率」は、校内ＬＡＮを整備する普通教室の総数を普通教室の総数で除して算出した値である。
注６）「普通教室の無線ＬＡＮ整備率」は、無線ＬＡＮを整備する普通教室の総数を普通教室の総数で除して算出した値である。

（令和７年３月１日現在）

普通教室の移動通信システム（LTE等）整備率	移動系通信を利用している学校の内、無線LAN整備済みの普通教室の数	無線LAN又は移動系通信によりインターネット接続を行う普通教室の割合	回線速度の契約理論値 ベストエフォート型	回線速度の契約理論値 ギャランティ型
%	室	%	%	%
0.5	6	99.0	86.2	13.8
0.5	4	99.5	100.0	0.0
***	***	100.0	100.0	0.0
***	***	98.0	100.0	0.0
***	***	100.0	100.0	0.0
100.0	387	100.0	100.0	0.0
***	***	100.0	100.0	0.0
***	***	100.0	100.0	0.0
100.0	5	100.0	0.0	0.0
***	***	100.0	100.0	0.0
100.0	123	100.0	100.0	0.0
***	***	100.0	100.0	0.0
***	***	100.0	100.0	0.0
***	***	100.0	10.5	89.5
***	***	100.0	100.0	0.0
***	***	100.0	100.0	0.0
***	***	100.0	100.0	0.0
***	***	100.0	100.0	0.0
***	***	100.0	100.0	0.0
100.0	12	100.0	0.0	0.0
12.1	537	99.5	94.2	5.8

○市区町村（設置者）別「コンピュータの設置状況」及び「インターネット接続状況」の実態（合計）

（令和７年３月１日現在）

市　区　町　村　別 （　合　計　）	教員数 人	授業を担当している教員数 人	指導者用PC台数 台	指導者用PC整備率 %	教員の校務用PC台数 台	教員の校務用PC整備率 %	統合型校務支援システム整備率 %	遠隔教育実施率 %	遠隔教育を実施している学校のうち、「合同授業型」の遠隔授業の実施率 %	遠隔教育を実施している学校のうち、「教師支援型」の遠隔授業の実施率 %	遠隔教育を実施している学校のうち、「教科・科目充実型」の遠隔授業の実施率 %	遠隔教育を実施している学校のうち、個々の児童生徒の状況に応じた遠隔教育の実施率 %
山口県	3,322	3,128	5,394	162.4	5,269	158.6	100.0	43.5	60.0	53.3	0.0	53.3
下関市	1,295	1,123	1,378	106.4	1,671	129.0	100.0	100.0	78.8	21.2	0.0	30.3
宇部市	782	667	827	105.8	919	117.5	100.0	38.9	71.4	57.1	0.0	64.3
山口市	1,058	914	2,456	232.1	1,207	114.1	100.0	89.8	75.0	50.0	0.0	56.8
萩市	312	261	362	116.0	453	145.2	100.0	80.0	70.8	45.8	0.0	45.8
防府市	627	544	643	102.6	689	109.9	100.0	64.3	27.8	61.1	0.0	27.8
下松市	285	252	382	134.0	341	119.6	100.0	100.0	80.0	60.0	0.0	40.0
岩国市	742	629	1,729	233.0	877	118.2	100.0	100.0	65.9	88.6	0.0	86.4
光市	289	243	286	99.0	322	111.4	100.0	93.8	66.7	73.3	0.0	33.3
長門市	215	182	419	194.9	265	123.3	100.0	100.0	93.8	75.0	0.0	62.5
柳井市	196	164	231	117.9	232	118.4	100.0	64.3	77.8	33.3	0.0	55.6
美祢市	183	147	243	132.8	256	139.9	100.0	100.0	62.5	56.3	0.0	68.8
周南市	734	632	999	136.1	876	119.3	100.0	87.5	48.6	42.9	0.0	71.4
山陽小野田市	333	290	439	131.8	382	114.7	100.0	63.2	91.7	50.0	0.0	58.3
周防大島町	102	81	134	131.4	138	135.3	100.0	100.0	70.0	0.0	0.0	60.0
和木町	40	35	73	182.5	40	100.0	100.0	100.0	0.0	100.0	0.0	0.0
上関町	23	17	23	100.0	50	217.4	100.0	100.0	100.0	0.0	0.0	0.0
田布施町	84	68	99	117.9	123	146.4	100.0	20.0	100.0	100.0	0.0	0.0
平生町	58	50	62	106.9	61	105.2	100.0	33.3	0.0	100.0	0.0	100.0
阿武町	29	26	54	186.2	43	148.3	100.0	100.0	66.7	66.7	0.0	33.3
合　　計	10,709	9,453	16,233	151.6	14,214	132.7	100.0	77.9	68.4	50.7	0.0	53.4

注１）「教員」とは、校長、副校長、教頭、主幹教諭、指導教諭、教諭、助教諭、養護教諭、養護助教諭、栄養教諭、常勤講師、再任用職員（フルタイム）をいう。
注２）「授業を担当している教員」とは、各教科等の授業を定期的に担当している教員をいう。授業を一時的・臨時的に担当する教員は含まない。
注３）「指導者用ＰＣ」とは、教員が使用するために配備されたものをいう。教職員が主として校務用に利用しているコンピュータ（校務用コンピュータ）は含まない。
注４）「指導者用ＰＣ整備率」とは指導者用ＰＣの総数を教員の総数で除して算出した値である。
注５）「教員の校務用ＰＣ」とは、主として教員が校務に使用するコンピュータのことをいう。
注６）「教員の校務用ＰＣ整備率」は、校務用ＰＣの総数を総教員数で除して算出した値である。
注７）「統合型校務支援システム」は、教務系（成績処理、出欠管理、時数等）・保健系（健康診断票、保健室管理等）、指導要録等の学籍関係、学校事務系など統合して機能を有しているシステムをいう。
注８）「遠隔教育」は、遠隔システムを活用した同時双方向型で行う教育をいう。（「『遠隔教育の推進に向けた施策方針』の策定について（通知）」（文部科学省、平成30年9月20日））
注９）「合同授業型」とは、教師が児童生徒等に対面で授業を行う複数の教室等を遠隔により接続することで、児童生徒が多様な意見や考えに触れたり、協働して学習に取り組んだりする機会の充実を図る遠隔教育の形態をいう。
注10）「教師支援型」とは、外部人材等の専門家と、児童生徒や教師がいる教室等を遠隔により接続することで、児童生徒の学習活動の質を高めるとともに、教師の資質向上を図る遠隔教育の形態をいう。
注11）「教科・科目充実型」とは、学校教育法施行規則第77条の２（中学校等）、第88条の３（高等学校等）に基づき、当該教科の免許状を保有する教師による授業を遠隔により提供することで、生徒の多様な科目選択を可能とすること等により、学習機会の充実を図るものをいう。なお、小学校での活用は想定されない。
注12）遠隔教育を実施している学校のうち、「教科・科目充実型」の遠隔教育の実施率は、「教科・科目充実型」の遠隔授業を実施している学校の総数を、遠隔教育を実施していると答えた学校の総数から、遠隔教育を実施していると答えた小学校の総数を引いた数で除した値である。
注13）「個々の児童生徒の状況に応じた遠隔教育」とは、外国人児童生徒等への日本語指導、病気療養児・不登校児童生徒等に対する学習指導等の個々の児童生徒の状況に応じた遠隔教育の形態をいう。

○市区町村（設置者）別「コンピュータの設置状況」及び「インターネット接続状況」の実態（小学校）

市　区　町　村　別 （　小　学　校　）	学校数 校	児童生徒数 人	普通教室数 室	学習者用PC総台数 台	児童生徒一人当たりの学習者用PC台数 台／人	普通教室の大型提示装置整備率 %	普通教室の校内LAN整備率 %	普通教室の無線LAN整備率 %
下関市	42	10,898	552	10,978	1.0	89.3	99.3	99.3
宇部市	24	7,435	365	7,691	1.0	88.2	100.0	100.0
山口市	31	9,283	473	11,279	1.2	92.6	98.7	97.9
萩市	17	1,426	117	1,480	1.0	94.0	100.0	100.0
防府市	17	5,971	286	5,950	1.0	89.9	97.6	93.4
下松市	7	3,041	144	3,191	1.0	86.8	100.0	100.0
岩国市	30	5,608	314	5,705	1.0	92.0	100.0	100.0
光市	11	1,907	114	1,904	1.0	98.2	97.4	4.4
長門市	11	1,141	91	1,241	1.1	92.3	100.0	100.0
柳井市	11	1,231	89	1,384	1.1	97.8	100.0	100.0
美祢市	11	644	68	666	1.0	91.2	100.0	100.0
周南市	27	6,151	325	6,199	1.0	92.9	100.0	100.0
山陽小野田市	12	2,880	149	3,135	1.1	95.3	100.0	100.0
周防大島町	8	352	45	362	1.0	80.0	100.0	100.0
和木町	1	385	16	612	1.6	87.5	100.0	100.0
上関町	2	53	8	53	1.0	87.5	100.0	100.0
田布施町	4	555	38	581	1.0	92.1	100.0	100.0
平生町	2	403	26	439	1.1	88.5	100.0	100.0
阿武町	2	95	9	117	1.2	88.9	100.0	77.8
合　　計	270	59,459	3,229	62,967	1.1	91.2	99.4	95.5

注１）「児童生徒数」は、令和６年５月１日現在の児童生徒数。
注２）「学習者用ＰＣ」とは、教育用ＰＣのうち、児童生徒が使用するために配備されたものをいう。
注３）「児童生徒一人当たりの学習者用PC台数」は、「学習者用ＰＣ総台数」を令和６年５月１日現在の児童生徒数で除して算出した値である。
注４）「普通教室の大型提示装置整備率」は、大型提示装置を設置している普通教室の総数を普通教室の総数で除して算出した値である。
注５）「普通教室の校内ＬＡＮ整備率」は、校内ＬＡＮを整備する普通教室の総数を普通教室の総数で除して算出した値である。
注６）「普通教室の無線ＬＡＮ整備率」は、無線ＬＡＮを整備する普通教室の総数を普通教室の総数で除して算出した値である。

（令和７年３月１日現在）

普通教室の移動通信システム（LTE等）整備率	移動系通信を利用している学校の内、無線LAN整備済みの普通教室の数	無線LAN又は移動系通信によりインターネット接続を行う普通教室の割合	回線速度の契約理論値 ベストエフォート型	回線速度の契約理論値 ギャランティ型
%	室	%	%	%
0.5	3	99.3	100.0	0.0
***	***	100.0	100.0	0.0
***	***	97.9	100.0	0.0
***	***	100.0	100.0	0.0
100.0	267	100.0	100.0	0.0
***	***	100.0	100.0	0.0
***	***	100.0	100.0	0.0
100.0	5	100.0	0.0	0.0
***	***	100.0	100.0	0.0
100.0	89	100.0	100.0	0.0
***	***	100.0	100.0	0.0
***	***	100.0	100.0	0.0
***	***	100.0	16.7	83.3
***	***	100.0	100.0	0.0
***	***	100.0	100.0	0.0
***	***	100.0	100.0	0.0
***	***	100.0	100.0	0.0
***	***	100.0	100.0	0.0
100.0	7	100.0	0.0	0.0
15.5	371	99.6	96.1	3.9

○市区町村（設置者）別「コンピュータの設置状況」及び「インターネット接続状況」の実態（小学校）

（令和７年３月１日現在）

市区町村別（小学校）	教員数	授業を担当している教員数	指導者用PC台数	指導者用PC整備率	教員の校務用PC台数	教員の校務用PC整備率	統合型校務支援システム整備率	遠隔教育実施率	遠隔教育を実施している学校のうち、「合同授業型」の遠隔授業の実施率	遠隔教育を実施している学校のうち、「教師支援型」の遠隔授業の実施率	遠隔教育を実施している学校のうち、「教科・科目充実型」の遠隔授業の実施率	遠隔教育を実施している学校のうち、個々の児童生徒の状況に応じた遠隔教育の実施率
	人	人	台	%	台	%	%	%	%	%	%	%
下関市	790	678	830	105.1	1,021	129.2	100.0	100.0	81.0	21.4	***	31.0
宇部市	507	426	559	110.3	557	109.9	100.0	45.8	81.8	63.6	***	63.6
山口市	671	575	1,414	210.7	735	109.5	100.0	93.5	75.9	55.2	***	62.1
萩市	164	144	201	122.6	262	159.8	100.0	76.5	84.6	30.8	***	46.2
防府市	398	342	400	100.5	436	109.5	100.0	58.8	40.0	60.0	***	30.0
下松市	183	160	255	139.3	203	110.9	100.0	100.0	85.7	71.4	***	28.6
岩国市	447	383	1,093	244.5	542	121.3	100.0	100.0	70.0	90.0	***	83.3
光市	185	155	177	95.7	228	123.2	100.0	90.9	60.0	70.0	***	10.0
長門市	135	115	269	199.3	168	124.4	100.0	100.0	90.9	63.6	***	45.5
柳井市	134	110	163	121.6	159	118.7	100.0	63.6	85.7	28.6	***	42.9
美祢市	116	95	161	138.8	161	138.8	100.0	100.0	63.6	54.5	***	63.6
周南市	447	381	602	134.7	541	121.0	100.0	88.9	58.3	45.8	***	62.5
山陽小野田市	199	174	270	135.7	233	117.1	100.0	66.7	100.0	50.0	***	62.5
周防大島町	73	58	88	120.5	96	131.5	100.0	100.0	87.5	0.0	***	50.0
和木町	23	21	23	100.0	23	100.0	100.0	100.0	0.0	100.0	***	0.0
上関町	13	9	13	100.0	28	215.4	100.0	100.0	100.0	0.0	***	0.0
田布施町	57	43	71	124.6	92	161.4	100.0	25.0	100.0	100.0	***	0.0
平生町	36	30	38	105.6	38	105.6	100.0	0.0	***	***	***	***
阿武町	16	14	34	212.5	27	168.8	100.0	100.0	50.0	50.0	***	50.0
合計	4,594	3,913	6,661	145.0	5,550	120.8	100.0	84.1	74.4	50.2	***	50.7

注１）「教員」とは、校長、副校長、教頭、主幹教諭、指導教諭、教諭、助教諭、養護教諭、養護助教諭、栄養教諭、常勤講師、再任用職員（フルタイム）をいう。
注２）「授業を担当している教員」とは、各教科等の授業を定期的に担当している教員をいう。授業を一時的・臨時的に担当する教員は含まない。
注３）「指導者用ＰＣ」とは、教員が使用するために配備されたものをいう。教職員が主として校務用に利用しているコンピュータ（校務用コンピュータ）は含まない。
注４）「指導者用ＰＣ整備率」とは指導者用ＰＣの総数を教員の総数で除して算出した値である。
注５）「教員の校務用ＰＣ」とは、主として教員が校務に使用するコンピュータのことをいう。
注６）「教員の校務用ＰＣ整備率」は、校務用ＰＣの総数を総教員数で除して算出した値である。
注７）「統合型校務支援システム」は、教務系（成績処理、出欠管理、時数等）・保健系（健康診断票、保健室管理等）、指導要録等の学籍関係、学校事務系など統合して
　　機能を有しているシステムをいう。
注８）「遠隔教育」は、遠隔システムを活用した同時双方向型で行う教育をいう。（「『遠隔教育の推進に向けた施策方針』の策定について（通知）」（文部科学省、平成30年9月20日））
注９）「合同授業型」とは、教師が児童生徒等に対面で授業を行う複数の教室等を遠隔により接続することで、児童生徒が多様な意見や考えに触れたり、協働して学習に取り組んだり
　　する機会の充実を図る遠隔教育の形態をいう。
注10）「教師支援型」とは、外部人材等の専門家と、児童生徒や教師がいる教室等を遠隔により接続することで、児童生徒の学習活動の質を高めるとともに、
　　教師の資質向上を図る遠隔教育の形態をいう。
注11）「教科・科目充実型」とは、学校教育法施行規則第77条の２（中学校等）、第88条の３（高等学校等）に基づき、当該教科の免許状を保有する教師による
　　授業を遠隔により提供することで、生徒の多様な科目選択を可能とすること等により、学習機会の充実を図るものをいう。なお、小学校での活用は想定されない。
注12）遠隔教育を実施している学校のうち、「教科・科目充実型」の遠隔教育の実施率は、「教科・科目充実型」の遠隔授業を実施している学校の総数を、
　　遠隔教育を実施していると答えた学校の総数から、遠隔教育を実施していると答えた小学校の総数を引いた数で除した値である。
注13）「個々の児童生徒の状況に応じた遠隔教育」とは、外国人児童生徒等への日本語指導、病気療養児・不登校児童生徒等に対する学習指導等の
　　個々の児童生徒の状況に応じた遠隔教育の形態をいう。

○市区町村（設置者）別「コンピュータの設置状況」及び「インターネット接続状況」の実態（中学校）

市　区　町　村　別 （　中　学　校　）	学校数 校	児童生徒数 人	普通教室数 室	学習者用PC総台数 台	児童生徒一人当たりの学習者用PC台数 台／人	普通教室の大型提示装置整備率 %	普通教室の校内LAN整備率 %	普通教室の無線LAN整備率 %
山口県	1	102	5	108	1.1	100.0	100.0	100.0
下関市	23	5,530	261	5,754	1.0	90.0	100.0	100.0
宇部市	12	3,724	155	3,924	1.1	83.9	100.0	100.0
山口市	18	4,650	213	6,118	1.3	92.0	99.5	98.1
萩市	13	844	63	1,012	1.2	85.7	100.0	100.0
防府市	11	2,867	128	3,142	1.1	87.5	94.5	93.8
下松市	3	1,567	60	1,722	1.1	96.7	100.0	100.0
岩国市	14	2,974	146	3,374	1.1	93.8	100.0	100.0
光市	5	1,027	55	1,029	1.0	100.0	65.5	0.0
長門市	5	661	38	689	1.0	84.2	100.0	100.0
柳井市	3	733	34	786	1.1	94.1	100.0	100.0
美祢市	5	428	26	478	1.1	100.0	100.0	100.0
周南市	13	3,335	151	3,772	1.1	98.0	100.0	100.0
山陽小野田市	7	1,503	77	1,814	1.2	71.4	100.0	100.0
周防大島町	2	193	13	260	1.3	100.0	100.0	100.0
和木町	1	193	8	257	1.3	100.0	100.0	100.0
上関町	1	31	4	31	1.0	75.0	100.0	100.0
田布施町	1	329	14	339	1.0	100.0	100.0	100.0
平生町	1	239	16	312	1.3	75.0	100.0	100.0
阿武町	1	58	5	84	1.4	100.0	100.0	100.0
合　　計	140	30,988	1,472	35,005	1.1	90.4	98.2	95.4

注１）「児童生徒数」は、令和６年５月１日現在の児童生徒数。
注２）「学習者用ＰＣ」とは、教育用ＰＣのうち、児童生徒が使用するために配備されたものをいう。
注３）「児童生徒一人当たりの学習者用PC台数」は、「学習者用ＰＣ総台数」を令和６年５月１日現在の児童生徒数で除して算出した値である。
注４）「普通教室の大型提示装置整備率」は、大型提示装置を設置している普通教室の総数を普通教室の総数で除して算出した値である。
注５）「普通教室の校内ＬＡＮ整備率」は、校内ＬＡＮを整備する普通教室の総数を普通教室の総数で除して算出した値である。
注６）「普通教室の無線ＬＡＮ整備率」は、無線ＬＡＮを整備する普通教室の総数を普通教室の総数で除して算出した値である。

（令和７年３月１日現在）

普通教室の移動通信システム（LTE等）整備率	移動系通信を利用している学校の内、無線LAN整備済みの普通教室の数	無線LAN又は移動系通信によりインターネット接続を行う普通教室の割合	回線速度の契約理論値 ベストエフォート型	回線速度の契約理論値 ギャランティ型
%	室	%	%	%
***	***	100.0	100.0	0.0
0.4	1	100.0	100.0	0.0
***	***	100.0	100.0	0.0
***	***	98.1	100.0	0.0
***	***	100.0	100.0	0.0
100.0	120	100.0	100.0	0.0
***	***	100.0	100.0	0.0
***	***	100.0	100.0	0.0
100.0	0	100.0	0.0	0.0
***	***	100.0	100.0	0.0
100.0	34	100.0	100.0	0.0
***	***	100.0	100.0	0.0
***	***	100.0	100.0	0.0
***	***	100.0	0.0	100.0
***	***	100.0	100.0	0.0
***	***	100.0	100.0	0.0
***	***	100.0	100.0	0.0
***	***	100.0	100.0	0.0
***	***	100.0	100.0	0.0
100.0	5	100.0	0.0	0.0
15.1	160	99.7	94.7	5.3

○市区町村（設置者）別「コンピュータの設置状況」及び「インターネット接続状況」の実態（中学校）

（令和７年３月１日現在）

市　区　町　村　別 （　中　学　校　）	教員数 人	授業を担当している教員数 人	指導者用PC台数 台	指導者用PC整備率 %	教員の校務用PC台数 台	教員の校務用PC整備率 %	統合型校務支援システム整備率 %	遠隔教育実施率 %	遠隔教育を実施している学校のうち、「合同授業型」の遠隔授業の実施率 %	遠隔教育を実施している学校のうち、「教師支援型」の遠隔授業の実施率 %	遠隔教育を実施している学校のうち、「教科・科目充実型」の遠隔授業の実施率 %	遠隔教育を実施している学校のうち、個々の児童生徒の状況に応じた遠隔教育の実施率 %
山口県	12	10	10	83.3	10	83.3	100.0	0.0	***	***	***	***
下関市	461	403	441	95.7	588	127.5	100.0	100.0	73.9	21.7	0.0	30.4
宇部市	275	241	268	97.5	362	131.6	100.0	25.0	33.3	33.3	0.0	66.7
山口市	387	339	1,042	269.3	472	122.0	100.0	83.3	73.3	40.0	0.0	46.7
萩市	148	117	161	108.8	191	129.1	100.0	84.6	54.5	63.6	0.0	45.5
防府市	229	202	243	106.1	253	110.5	100.0	72.7	12.5	62.5	0.0	25.0
下松市	102	92	127	124.5	138	135.3	100.0	100.0	66.7	33.3	0.0	66.7
岩国市	295	246	636	215.6	335	113.6	100.0	100.0	57.1	85.7	0.0	92.9
光市	104	88	109	104.8	94	90.4	100.0	100.0	80.0	80.0	0.0	80.0
長門市	80	67	150	187.5	97	121.3	100.0	100.0	100.0	100.0	0.0	100.0
柳井市	62	54	68	109.7	73	117.7	100.0	66.7	50.0	50.0	0.0	100.0
美祢市	67	52	82	122.4	95	141.8	100.0	100.0	60.0	60.0	0.0	80.0
周南市	287	251	397	138.3	335	116.7	100.0	84.6	27.3	36.4	0.0	90.9
山陽小野田市	134	116	169	126.1	149	111.2	100.0	57.1	75.0	50.0	0.0	50.0
周防大島町	29	23	46	158.6	42	144.8	100.0	100.0	0.0	0.0	0.0	100.0
和木町	17	14	50	294.1	17	100.0	100.0	100.0	0.0	100.0	0.0	0.0
上関町	10	8	10	100.0	22	220.0	100.0	100.0	100.0	0.0	0.0	0.0
田布施町	27	25	28	103.7	31	114.8	100.0	0.0	***	***	***	***
平生町	22	20	24	109.1	23	104.5	100.0	100.0	0.0	100.0	0.0	100.0
阿武町	13	12	20	153.8	16	123.1	100.0	100.0	100.0	100.0	0.0	0.0
合　　計	2,761	2,380	4,081	147.8	3,343	121.1	100.0	82.1	58.3	51.3	0.0	59.1

注１）「教員」とは、校長、副校長、教頭、主幹教諭、指導教諭、教諭、助教諭、養護教諭、養護助教諭、栄養教諭、常勤講師、再任用職員（フルタイム）をいう。
注２）「授業を担当している教員」とは、各教科等の授業を定期的に担当している教員をいう。授業を一時的・臨時的に担当する教員は含まない。
注３）「指導者用ＰＣ」とは、教員が使用するために配備されたものをいう。教職員が主として校務用に利用しているコンピュータ（校務用コンピュータ）は含まない。
注４）「指導者用ＰＣ整備率」とは指導者用ＰＣの総数を教員の総数で除して算出した値である。
注５）「教員の校務用ＰＣ」とは、主として教員が校務に使用するコンピュータのことをいう。
注６）「教員の校務用ＰＣ整備率」は、校務用ＰＣの総数を総教員数で除して算出した値である。
注７）「統合型校務支援システム」は、教務系（成績処理、出欠管理、時数等）・保健系（健康診断票、保健室管理等）、指導要録等の学籍関係、学校事務系など統合して機能を有しているシステムをいう。
注８）「遠隔教育」は、遠隔システムを活用した同時双方向型で行う教育をいう。（「『遠隔教育の推進に向けた施策方針』の策定について（通知）」（文部科学省、平成30年9月20日））
注９）「合同授業型」とは、教師が児童生徒等に対面で授業を行う複数の教室等を遠隔により接続することで、児童生徒が多様な意見や考えに触れたり、協働して学習に取り組んだりする機会の充実を図る遠隔教育の形態をいう。
注10）「教師支援型」とは、外部人材等の専門家と、児童生徒や教師がいる教室等を遠隔により接続することで、児童生徒の学習活動の質を高めるとともに、教師の資質向上を図る遠隔教育の形態をいう。
注11）「教科・科目充実型」とは、学校教育法施行規則第77条の２（中学校等）、第88条の３（高等学校等）に基づき、当該教科の免許状を保有する教師による授業を遠隔により提供することで、生徒の多様な科目選択を可能とすること等により、学習機会の充実を図るものをいう。なお、小学校での活用は想定されない。
注12）遠隔教育を実施している学校のうち、「教科・科目充実型」の遠隔教育の実施率は、「教科・科目充実型」の遠隔授業を実施している学校の総数を、遠隔教育を実施していると答えた学校の総数から、遠隔教育を実施していると答えた小学校の総数を引いた数で除した値である。
注13）「個々の児童生徒の状況に応じた遠隔教育」とは、外国人児童生徒等への日本語指導、病気療養児・不登校児童生徒等に対する学習指導等の個々の児童生徒の状況に応じた遠隔教育の形態をいう。

○市区町村（設置者）別「コンピュータの設置状況」及び「インターネット接続状況」の実態（義務教育学校）

市　区　町　村　別 （義務教育学校）	学校数 校	児童生徒数 人	普通教室数 室	学習者用PC総台数 台	児童生徒一人当たりの学習者用PC台数 台／人	普通教室の大型提示装置整備率 %
合　計	***	***	***	***	***	***

注１）「児童生徒数」は、令和６年５月１日現在の児童生徒数。
注２）「学習者用ＰＣ」とは、教育用ＰＣのうち、児童生徒が使用するために配備されたものをいう。
注３）「児童生徒一人当たりの学習者用PC台数」は、「学習者用ＰＣ総台数」を令和６年５月１日現在の児童生徒数で除して算出した値であ
注４）「普通教室の大型提示装置整備率」は、大型提示装置を設置している普通教室の総数を普通教室の総数で除して算出した値である。
注５）「普通教室の校内ＬＡＮ整備率」は、校内ＬＡＮを整備する普通教室の総数を普通教室の総数で除して算出した値である。
注６）「普通教室の無線ＬＡＮ整備率」は、無線ＬＡＮを整備する普通教室の総数を普通教室の総数で除して算出した値である。

（令和７年３月１日現在）

普通教室の校内LAN整備率 %	普通教室の無線LAN整備率 %	普通教室の移動通信システム（LTE等）整備率 %	移動系通信を利用している学校の内、無線LAN整備済みの普通教室の数 室	無線LAN又は移動系通信によりインターネット接続を行う普通教室の割合 %	回線速度の契約理論値 ベストエフォート型 %	回線速度の契約理論値 ギャランティ型 %
***	***	***	***	***	***	***

る。

○市区町村（設置者）別「コンピュータの設置状況」及び「インターネット接続状況」の実態（義務教育学校）

（令和７年３月１日現在）

市　区　町　村　別 （義務教育学校）	教員数 人	授業を担当している教員数 人	指導者用PC台数 台	指導者用PC整備率 %	教員の校務用PC台数 台	教員の校務用PC整備率 %	統合型校務支援システム整備率 %	遠隔教育実施率 %	遠隔教育を実施している学校のうち、「合同授業型」の遠隔授業の実施率 %	遠隔教育を実施している学校のうち、「教師支援型」の遠隔授業の実施率 %	遠隔教育を実施している学校のうち、「教科・科目充実型」の遠隔授業の実施率 %	遠隔教育を実施している学校のうち、個々の児童生徒の状況に応じた遠隔教育の実施率 %
合　　計	***	***	***	***	***	***	***	***	***	***	***	***

注１）「教員」とは、校長、副校長、教頭、主幹教諭、指導教諭、教諭、助教諭、養護教諭、養護助教諭、栄養教諭、常勤講師、再任用職員（フルタイム）をいう。
注２）「授業を担当している教員」とは、各教科等の授業を定期的に担当している教員をいう。授業を一時的・臨時的に担当する教員は含まない。
注３）「指導者用ＰＣ」とは、教員が使用するために配備されたものをいう。教職員が主として校務用に利用しているコンピュータ（校務用コンピュータ）は含まない。
注４）「指導者用ＰＣ整備率」とは指導者用ＰＣの総数を教員の総数で除して算出した値である。
注５）「教員の校務用ＰＣ」とは、主として教員が校務に使用するコンピュータのことをいう。
注６）「教員の校務用ＰＣ整備率」は、校務用ＰＣの総数を総教員数で除して算出した値である。
注７）「統合型校務支援システム」は、教務系（成績処理、出欠管理、時数等）・保健系（健康診断票、保健室管理等）、指導要録等の学籍関係、学校事務系など統合して
機能を有しているシステムをいう。
注８）「遠隔教育」は、遠隔システムを活用した同時双方向型で行う教育をいう。（「『遠隔教育の推進に向けた施策方針』の策定について（通知）」（文部科学省、平成30年9月20日））
注９）「合同授業型」とは、教師が児童生徒等に対面で授業を行う複数の教室等を遠隔により接続することで、児童生徒が多様な意見や考えに触れたり、協働して学習に取り組んだり
する機会の充実を図る遠隔教育の形態をいう。
注10）「教師支援型」とは、外部人材等の専門家と、児童生徒や教師がいる教室等を遠隔により接続することで、児童生徒の学習活動の質を高めるとともに、
教師の資質向上を図る遠隔教育の形態をいう。
注11）「教科・科目充実型」とは、学校教育法施行規則第77条の２（中学校等）、第88条の３（高等学校等）に基づき、当該教科の免許状を保有する教師による
授業を遠隔により提供することで、生徒の多様な科目選択を可能とすること等により、学習機会の充実を図るものをいう。なお、小学校での活用は想定されない。
注12）遠隔教育を実施している学校のうち、「教科・科目充実型」の遠隔教育の実施率は、「教科・科目充実型」の遠隔授業を実施している学校の総数を、
遠隔教育を実施していると答えた学校の総数から、遠隔教育を実施していると答えた小学校の総数を引いた数で除した値である。
注13）「個々の児童生徒の状況に応じた遠隔教育」とは、外国人児童生徒等への日本語指導、病気療養児・不登校児童生徒等に対する学習指導等の
個々の児童生徒の状況に応じた遠隔教育の形態をいう。

○市区町村（設置者）別「コンピュータの設置状況」及び「インターネット接続状況」の実態（高等学校）

（令和７年３月１日現在）

市区町村別（高等学校）	学校数	学校数（専門学科・総合学科単独及び複数学科設置校）	児童生徒数	児童生徒数（専門学科・総合学科単独及び複数学科設置校）	普通教室数	普通教室数（専門学科・総合学科単独及び複数学科設置校）	学習者用PC総台数	学習者用PC総台数（専門学科・総合学科単独及び複数学科設置校）	児童生徒一人当たりの学習者用PC台数	児童生徒一人当たりの学習者用PC台数（専門学科・総合学科単独及び複数学科設置校）	普通教室の大型提示装置整備率	普通教室の大型提示装置整備率（専門学科・総合学科単独及び複数学科設置校）	普通教室の校内LAN整備率	普通教室の校内LAN整備率（専門学科・総合学科単独及び複数学科設置校）	普通教室の無線LAN整備率	普通教室の無線LAN整備率（専門学科・総合学科単独及び複数学科設置校）	普通教室の移動通信システム（LTE等）整備率	普通教室の移動通信システム（LTE等）整備率（専門学科・総合学科単独及び複数学科設置校）	移動系通信を利用している学校の内、無線LAN整備済みの普通教室の数	移動系通信を利用している学校の内、無線LAN整備済みの普通教室の数（専門学科・総合学科単独及び複数学科設置校）	無線LAN又は移動系通信によりインターネット接続を行う普通教室の割合	無線LAN又は移動系通信によりインターネット接続を行う普通教室の割合（専門学科・総合学科単独及び複数学科設置校）	回線速度の契約理論値ベストエフォート型	回線速度の契約理論値ベストエフォート型（専門学科・総合学科単独及び複数学科設置校）	回線速度の契約理論値ギャランティ型	回線速度の契約理論値ギャランティ型（専門学科・総合学科単独及び複数学科設置校）
	校	校	人	人	室	室	台	台	台／人	台／人	%	%	%	%	%	%	%	%	室	室	%	%	%	%	%	%	%
山口県	54	37	21,215	15,716	781	585	26,649	20,631	1.3	1.3	99.9	99.8	100.0	100.0	99.6	99.7	0.9	0.5	6	3	99.7	99.7	82.0	77.8	18.0	22.2
下関市	1	1	477	477	22	22	621	621	1.3	1.3	72.7	72.7	100.0	100.0	100.0	100.0	***	***	***	***	100.0	100.0	100.0	100.0	0.0	0.0
合計	55	38	21,692	16,193	803	607	27,270	21,252	1.3	1.3	99.1	98.8	100.0	100.0	99.6	99.7	0.9	0.5	6	3	99.8	99.7	82.4	78.4	17.6	21.6

注１）「児童生徒数」は、令和６年５月１日現在の児童生徒数。
注２）「学習者用ＰＣ」とは、教育用ＰＣのうち、児童生徒が使用するために配備されたものをいう。
注３）「児童生徒一人当たりの学習者用PC台数」は、「学習者用ＰＣ総台数」を令和６年５月１日現在の児童生徒数で除して算出した値である。
注４）「普通教室の大型提示装置整備率」は、大型提示装置を設置している普通教室の総数を普通教室の総数で除して算出した値である。
注５）「普通教室の校内ＬＡＮ整備率」は、校内ＬＡＮを整備する普通教室の総数を普通教室の総数で除して算出した値である。
注６）「普通教室の無線ＬＡＮ整備率」は、無線ＬＡＮを整備する普通教室の総数を普通教室の総数で除して算出した値である。

○市区町村（設置者）別「コンピュータの設置状況」及び「インターネット接続状況」の実態（高等学校）

（令和７年３月１日現在）

市区町村別（高等学校）	教員数	教員数（専門学科・総合学科単独及び複数学科設置校）	授業を担当している教員数	授業を担当している教員数（専門学科・総合学科単独及び複数学科設置校）	指導者用PC台数	指導者用PC台数（専門学科・総合学科単独及び複数学科設置校）	指導者用PC整備率	指導者用PC整備率（専門学科・総合学科単独及び複数学科設置校）	教員の校務用PC台数	教員の校務用PC台数（専門学科・総合学科単独及び複数学科設置校）	教員の校務用PC整備率	教員の校務用PC整備率（専門学科・総合学科単独及び複数学科設置校）	統合型校務支援システム整備率	統合型校務支援システム整備率（専門学科・総合学科単独及び複数学科設置校）	遠隔教育実施率	遠隔教育実施率（専門学科・総合学科単独及び複数学科設置校）	遠隔教育を実施している学校のうち、「合同授業型」の遠隔授業の実施率	遠隔教育を実施している学校のうち、「合同授業型」の遠隔授業の実施率（専門学科・総合学	遠隔教育を実施している学校のうち、「教師支援型」の遠隔授業の実施率	遠隔教育を実施している学校のうち、「教師支援型」の遠隔授業の実施率（専門学科・総合学	遠隔教育を実施している学校のうち、「教科・科目充実型」の遠隔授業の実施率	遠隔教育を実施している学校のうち、「教科・科目充実型」の遠隔授業の実施率（専門学	遠隔教育を実施している学校のうち、個々の児童生徒の状況に応じた遠隔教育の実施率	遠隔教育を実施している学校のうち、個々の児童生徒の状況に応じた遠隔教育の実施率（専門学
	人	人	人	人	台	台	%	%	台	台	%	%	%	%	%	%	%	%	%	%	%	%	%	%
山口県	2,067	1,600	1,933	1,500	3,078	2,436	148.9	152.3	3,334	2,487	161.3	155.4	100.0	100.0	38.9	37.8	66.7	64.3	61.9	71.4	0.0	0.0	42.9	42.9
下関市	44	44	42	42	107	107	243.2	243.2	62	62	140.9	140.9	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
合計	2,111	1,644	1,975	1,542	3,185	2,543	150.9	154.7	3,396	2,549	160.9	155.0	100.0	100.0	40.0	39.5	68.2	66.7	59.1	66.7	0.0	0.0	40.9	40.0

注１）「教員」とは、校長、副校長、教頭、主幹教諭、指導教諭、教諭、助教諭、養護教諭、養護助教諭、栄養教諭、常勤講師、再任用職員（フルタイム）をいう。
注２）「授業を担当している教員」とは、各教科等の授業を定期的に担当している教員をいう。授業を一時的・臨時的に担当する教員は含まない。
注３）「指導者用ＰＣ」とは、教員が使用するために配備されたものをいう。教職員が主として校務用に利用しているコンピュータ（校務用コンピュータ）は含まない。
注４）「指導者用ＰＣ整備率」とは指導者用ＰＣの総数を教員の総数で除して算出した値である。
注５）「教員の校務用ＰＣ」とは、主として教員が校務に使用するコンピュータのことをいう。
注６）「教員の校務用ＰＣ整備率」は、校務用ＰＣの総数を総教員数で除して算出した値である。
注７）「統合型校務支援システム」は、教務系（成績処理、出欠管理、時数等）・保健系（健康診断票、保健室管理等）、指導要録等の学籍関係、学校事務系など統合して機能を有しているシステムをいう。
注８）「遠隔教育」は、遠隔システムを活用した同時双方向型で行う教育をいう。（「『遠隔教育の推進に向けた施策方針』の策定について（通知）」（文部科学省、平成30年9月20日））
注９）「合同授業型」とは、教師が児童生徒等に対面で授業を行う複数の教室等を遠隔により接続することで、児童生徒が多様な意見や考えに触れたり、協働して学習に取り組んだりする機会の充実を図る遠隔教育の形態をいう。
注10）「教師支援型」とは、外部人材等の専門家と、児童生徒や教師がいる教室等を遠隔により接続することで、児童生徒の学習活動の質を高めるとともに、教師の資質向上を図る遠隔教育の形態をいう。
注11）「教科・科目充実型」とは、学校教育法施行規則第77条の２（中学校等）、第88条の３（高等学校等）に基づき、当該教科の免許状を保有する教師による授業を遠隔により提供することで、生徒の多様な科目選択を可能とすること等により、学習機会の充実を図るものをいう。なお、小学校での活用は想定されない。
注12）遠隔教育を実施している学校のうち、「教科・科目充実型」の遠隔教育の実施率は、「教科・科目充実型」の遠隔授業を実施している学校の総数を、遠隔教育を実施していると答えた学校の総数から、遠隔教育を実施していると答えた小学校の総数を引いた数で除した値である。
注13）「個々の児童生徒の状況に応じた遠隔教育」とは、外国人児童生徒等への日本語指導、病気療養児・不登校児童生徒等に対する学習指導等の個々の児童生徒の状況に応じた遠隔教育の形態をいう。

○市区町村（設置者）別「コンピュータの設置状況」及び「インターネット接続状況」の実態（中等教育学校）

市　区　町　村　別 （中等教育学校）	学校数 校	児童生徒数 人	普通教室数 室	学習者用PC総台数 台	児童生徒一人当たりの学習者用PC台数 台／人	普通教室の大型提示装置整備率 %
山口県	1	575	18	831	1.4	100.0
合　計	1	575	18	831	1.4	100.0

注１）「児童生徒数」は、令和６年５月１日現在の児童生徒数。
注２）「学習者用ＰＣ」とは、教育用ＰＣのうち、児童生徒が使用するために配備されたものをいう。
注３）「児童生徒一人当たりの学習者用PC台数」は、「学習者用ＰＣ総台数」を令和６年５月１日現在の児童生徒数で除して算出した値であ
注４）「普通教室の大型提示装置整備率」は、大型提示装置を設置している普通教室の総数を普通教室の総数で除して算出した値である。
注５）「普通教室の校内ＬＡＮ整備率」は、校内ＬＡＮを整備する普通教室の総数を普通教室の総数で除して算出した値である。
注６）「普通教室の無線ＬＡＮ整備率」は、無線ＬＡＮを整備する普通教室の総数を普通教室の総数で除して算出した値である。

（令和７年３月１日現在）

普通教室の校内LAN整備率 %	普通教室の無線LAN整備率 %	普通教室の移動通信システム（LTE等）整備率 %	移動系通信を利用している学校の内、無線LAN整備済みの普通教室の数 室	無線LAN又は移動系通信によりインターネット接続を行う普通教室の割合 %	回線速度の契約理論値 ベストエフォート型 %	回線速度の契約理論値 ギャランティ型 %
100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0

る。

○市区町村（設置者）別「コンピュータの設置状況」及び「インターネット接続状況」の実態（中等教育学校）

（令和７年３月１日現在）

市　区　町　村　別 （中等教育学校）	教員数 人	授業を担当している教員数 人	指導者用PC台数 台	指導者用PC整備率 %	教員の校務用PC台数 台	教員の校務用PC整備率 %	統合型校務支援システム整備率 %	遠隔教育実施率 %	遠隔教育を実施している学校のうち、「合同授業型」の遠隔授業の実施率 %	遠隔教育を実施している学校のうち、「教師支援型」の遠隔授業の実施率 %	遠隔教育を実施している学校のうち、「教科・科目充実型」の遠隔授業の実施率 %	遠隔教育を実施している学校のうち、個々の児童生徒の状況に応じた遠隔教育の実施率 %
山口県	58	57	74	127.6	74	127.6	100.0	100.0	0.0	100.0	0.0	0.0
合　計	58	57	74	127.6	74	127.6	100.0	100.0	0.0	100.0	0.0	0.0

注１）「教員」とは、校長、副校長、教頭、主幹教諭、指導教諭、教諭、助教諭、養護教諭、養護助教諭、栄養教諭、常勤講師、再任用職員（フルタイム）をいう。
注２）「授業を担当している教員」とは、各教科等の授業を定期的に担当している教員をいう。授業を一時的・臨時的に担当する教員は含まない。
注３）「指導者用ＰＣ」とは、教員が使用するために配備されたものをいう。教職員が主として校務用に利用しているコンピュータ（校務用コンピュータ）は含まない。
注４）「指導者用ＰＣ整備率」とは指導者用ＰＣの総数を教員の総数で除して算出した値である。
注５）「教員の校務用ＰＣ」とは、主として教員が校務に使用するコンピュータのことをいう。
注６）「教員の校務用ＰＣ整備率」は、校務用ＰＣの総数を総教員数で除して算出した値である。
注７）「統合型校務支援システム」は、教務系（成績処理、出欠管理、時数等）・保健系（健康診断票、保健室管理等）、指導要録等の学籍関係、学校事務系など統合して
　　機能を有しているシステムをいう。
注８）「遠隔教育」は、遠隔システムを活用した同時双方向型で行う教育をいう。（「『遠隔教育の推進に向けた施策方針』の策定について（通知）」（文部科学省、平成30年9月20日））
注９）「合同授業型」とは、教師が児童生徒等に対面で授業を行う複数の教室等を遠隔により接続することで、児童生徒が多様な意見や考えに触れたり、協働して学習に取り組んだり
　　する機会の充実を図る遠隔教育の形態をいう。
注10）「教師支援型」とは、外部人材等の専門家と、児童生徒や教師がいる教室等を遠隔により接続することで、児童生徒の学習活動の質を高めるとともに、
　　教師の資質向上を図る遠隔教育の形態をいう。
注11）「教科・科目充実型」とは、学校教育法施行規則第77条の２（中学校等）、第88条の３（高等学校等）に基づき、当該教科の免許状を保有する教師による
　　授業を遠隔により提供することで、生徒の多様な科目選択を可能とすること等により、学習機会の充実を図るものをいう。なお、小学校での活用は想定されない。
注12）遠隔教育を実施している学校のうち、「教科・科目充実型」の遠隔教育の実施率は、「教科・科目充実型」の遠隔授業を実施している学校の総数を、
　　遠隔教育を実施していると答えた学校の総数から、遠隔教育を実施していると答えた小学校の総数を引いた数で除した値である。
注13）「個々の児童生徒の状況に応じた遠隔教育」とは、外国人児童生徒等への日本語指導、病気療養児・不登校児童生徒等に対する学習指導等の
　　個々の児童生徒の状況に応じた遠隔教育の形態をいう。

○市区町村（設置者）別「コンピュータの設置状況」及び「インターネット接続状況」の実態（特別支援学校）

市　区　町　村　別 （特別支援学校）	学校数 校	児童生徒数 人	普通教室数 室	学習者用PC総台数 台	児童生徒一人当たりの学習者用PC台数 台／人	普通教室の大型提示装置整備率 %
山口県	13	2,012	538	2,435	1.2	95.2
合　計	13	2,012	538	2,435	1.2	95.2

注１）「児童生徒数」は、令和６年５月１日現在の児童生徒数。
注２）「学習者用ＰＣ」とは、教育用ＰＣのうち、児童生徒が使用するために配備されたものをいう。
注３）「児童生徒一人当たりの学習者用PC台数」は、「学習者用ＰＣ総台数」を令和６年５月１日現在の児童生徒数で除して算出した値であ
注４）「普通教室の大型提示装置整備率」は、大型提示装置を設置している普通教室の総数を普通教室の総数で除して算出した値である。
注５）「普通教室の校内ＬＡＮ整備率」は、校内ＬＡＮを整備する普通教室の総数を普通教室の総数で除して算出した値である。
注６）「普通教室の無線ＬＡＮ整備率」は、無線ＬＡＮを整備する普通教室の総数を普通教室の総数で除して算出した値である。

（令和７年３月１日現在）

普通教室の校内LAN整備率 %	普通教室の無線LAN整備率 %	普通教室の移動通信システム（LTE等）整備率 %	移動系通信を利用している学校の内、無線LAN整備済みの普通教室の数 室	無線LAN又は移動系通信によりインターネット接続を行う普通教室の割合 %	回線速度の契約理論値 ベストエフォート型 %	回線速度の契約理論値 ギャランティ型 %
98.0	97.8	***	***	97.8	100.0	0.0
98.0	97.8	***	***	97.8	100.0	0.0

る。

○市区町村（設置者）別「コンピュータの設置状況」及び「インターネット接続状況」の実態（特別支援学校）

（令和７年３月１日現在）

市　区　町　村　別 （特別支援学校）	教員数 人	授業を担当している教員数 人	指導者用PC台数 台	指導者用PC整備率 %	教員の校務用PC台数 台	教員の校務用PC整備率 %	統合型校務支援システム整備率 %	遠隔教育実施率 %	遠隔教育を実施している学校のうち、「合同授業型」の遠隔授業の実施率 %	遠隔教育を実施している学校のうち、「教師支援型」の遠隔授業の実施率 %	遠隔教育を実施している学校のうち、「教科・科目充実型」の遠隔授業の実施率 %	遠隔教育を実施している学校のうち、個々の児童生徒の状況に応じた遠隔教育の実施率 %
山口県	1,185	1,128	2,232	188.4	1,851	156.2	100.0	61.5	50.0	25.0	0.0	87.5
合　計	1,185	1,128	2,232	188.4	1,851	156.2	100.0	61.5	50.0	25.0	0.0	87.5

注１）「教員」とは、校長、副校長、教頭、主幹教諭、指導教諭、教諭、助教諭、養護教諭、養護助教諭、栄養教諭、常勤講師、再任用職員（フルタイム）をいう。
注２）「授業を担当している教員」とは、各教科等の授業を定期的に担当している教員をいう。授業を一時的・臨時的に担当する教員は含まない。
注３）「指導者用ＰＣ」とは、教員が使用するために配備されたものをいう。教職員が主として校務用に利用しているコンピュータ（校務用コンピュータ）は含まない。
注４）「指導者用ＰＣ整備率」とは指導者用ＰＣの総数を教員の総数で除して算出した値である。
注５）「教員の校務用ＰＣ」とは、主として教員が校務に使用するコンピュータのことをいう。
注６）「教員の校務用ＰＣ整備率」は、校務用ＰＣの総数を総教員数で除して算出した値である。
注７）「統合型校務支援システム」は、教務系（成績処理、出欠管理、時数等）・保健系（健康診断票、保健室管理等）、指導要録等の学籍関係、学校事務系など統合して
機能を有しているシステムをいう。
注８）「遠隔教育」は、遠隔システムを活用した同時双方向型で行う教育をいう。（「『遠隔教育の推進に向けた施策方針』の策定について（通知）」（文部科学省、平成30年9月20日））
注９）「合同授業型」とは、教師が児童生徒等に対面で授業を行う複数の教室等を遠隔により接続することで、児童生徒が多様な意見や考えに触れたり、協働して学習に取り組んだり
する機会の充実を図る遠隔教育の形態をいう。
注10）「教師支援型」とは、外部人材等の専門家と、児童生徒や教師がいる教室等を遠隔により接続することで、児童生徒の学習活動の質を高めるとともに、
教師の資質向上を図る遠隔教育の形態をいう。
注11）「教科・科目充実型」とは、学校教育法施行規則第77条の２（中学校等）、第88条の３（高等学校等）に基づき、当該教科の免許状を保有する教師による
授業を遠隔により提供することで、生徒の多様な科目選択を可能とすること等により、学習機会の充実を図るものをいう。なお、小学校での活用は想定されない。
注12）遠隔教育を実施している学校のうち、「教科・科目充実型」の遠隔教育の実施率は、「教科・科目充実型」の遠隔授業を実施している学校の総数を、
遠隔教育を実施していると答えた学校の総数から、遠隔教育を実施していると答えた小学校の総数を引いた数で除した値である。
注13）「個々の児童生徒の状況に応じた遠隔教育」とは、外国人児童生徒等への日本語指導、病気療養児・不登校児童生徒等に対する学習指導等の
個々の児童生徒の状況に応じた遠隔教育の形態をいう。

○市区町村（設置者）別「コンピュータの設置状況」及び「インターネット接続状況」の実態（合計）

市　区　町　村　別 （　合　計　）	学校数 校	児童生徒数 人	普通教室数 室	学習者用PC総台数 台	児童生徒一人当たりの学習者用PC台数 台／人	普通教室の大型提示装置整備率 %	普通教室の校内LAN整備率 %	普通教室の無線LAN整備率 %	普通教室の移動通信システム（LTE等）整備率 %	移動系通信を利用している学校の内、無線LAN整備済みの普通教室の数 室
徳島県	47	16,464	806	19,558	1.2	79.5	99.8	99.5	***	***
徳島市	46	17,641	769	18,856	1.1	94.0	100.0	100.0	***	***
鳴門市	18	3,339	191	3,456	1.0	94.8	100.0	100.0	***	***
小松島市	13	2,009	134	2,250	1.1	100.0	100.0	100.0	***	***
阿南市	30	4,909	297	4,919	1.0	93.6	100.0	100.0	***	***
吉野川市	14	2,304	146	2,956	1.3	100.0	100.0	100.0	***	***
阿波市	14	2,179	143	2,192	1.0	100.0	100.0	100.0	***	***
美馬市	14	1,652	110	1,995	1.2	98.2	100.0	100.0	***	***
三好市	18	1,211	130	1,253	1.0	86.2	100.0	100.0	***	***
勝浦町	3	264	22	283	1.1	72.7	100.0	100.0	***	***
上勝町	2	69	13	97	1.4	100.0	100.0	100.0	***	***
佐那河内村	2	116	11	116	1.0	100.0	100.0	100.0	***	***
石井町	7	1,863	94	2,140	1.1	100.0	100.0	100.0	***	***
神山町	3	207	21	262	1.3	90.5	100.0	100.0	***	***
那賀町	6	350	36	349	1.0	100.0	100.0	100.0	***	***
牟岐町	2	137	13	209	1.5	100.0	100.0	100.0	***	***
美波町	6	268	32	269	1.0	93.8	100.0	100.0	***	***
海陽町	5	390	43	428	1.1	100.0	100.0	100.0	***	***
松茂町	4	1,046	51	1,288	1.2	98.0	100.0	100.0	2.0	1
北島町	4	2,089	90	2,398	1.1	100.0	100.0	100.0	***	***
藍住町	6	3,103	135	3,181	1.0	83.7	98.5	96.3	***	***
板野町	5	815	46	1,079	1.3	100.0	100.0	100.0	***	***
上板町	5	726	47	900	1.2	100.0	100.0	100.0	***	***
つるぎ町	4	371	30	395	1.1	93.3	100.0	100.0	***	***
東みよし町	6	935	60	1,219	1.3	98.3	100.0	100.0	***	***
合　計	284	64,457	3,470	72,048	1.1	91.5	99.9	99.7	0.0	1

注１）「児童生徒数」は、令和６年５月１日現在の児童生徒数。
注２）「学習者用ＰＣ」とは、教育用ＰＣのうち、児童生徒が使用するために配備されたものをいう。
注３）「児童生徒一人当たりの学習者用PC台数」は、「学習者用ＰＣ総台数」を令和６年５月１日現在の児童生徒数で除して算出した値である。
注４）「普通教室の大型提示装置整備率」は、大型提示装置を設置している普通教室の総数を普通教室の総数で除して算出した値である。
注５）「普通教室の校内ＬＡＮ整備率」は、校内ＬＡＮを整備する普通教室の総数を普通教室の総数で除して算出した値である。
注６）「普通教室の無線ＬＡＮ整備率」は、無線ＬＡＮを整備する普通教室の総数を普通教室の総数で除して算出した値である。

（令和７年３月１日現在）

無線LAN又は移動系通信によりインターネット接続を行う普通教室の割合 %	回線速度の契約理論値 ベストエフォート型 %	回線速度の契約理論値 ギャランティ型 %
99.5	93.6	6.4
100.0	100.0	0.0
100.0	100.0	0.0
100.0	100.0	0.0
100.0	100.0	0.0
100.0	100.0	0.0
100.0	100.0	0.0
100.0	100.0	0.0
100.0	100.0	0.0
100.0	100.0	0.0
100.0	100.0	0.0
100.0	100.0	0.0
100.0	100.0	0.0
100.0	100.0	0.0
100.0	100.0	0.0
100.0	100.0	0.0
100.0	100.0	0.0
100.0	100.0	0.0
100.0	100.0	0.0
100.0	100.0	0.0
100.0	100.0	0.0
100.0	100.0	0.0
100.0	100.0	0.0
100.0	100.0	0.0
96.3	100.0	0.0
100.0	100.0	0.0
100.0	100.0	0.0
100.0	100.0	0.0
100.0	100.0	0.0
99.7	98.9	1.1

○市区町村（設置者）別「コンピュータの設置状況」及び「インターネット接続状況」の実態（合計）

（令和７年３月１日現在）

市　区　町　村　別 （　合　計　）	教員数 人	授業を担当している教員数 人	指導者用PC台数 台	指導者用PC整備率 %	教員の校務用PC台数 台	教員の校務用PC整備率 %	統合型校務支援システム整備率 %	遠隔教育実施率 %	遠隔教育を実施している学校のうち、「合同授業型」の遠隔授業の実施率 %	遠隔教育を実施している学校のうち、「教師支援型」の遠隔授業の実施率 %	遠隔教育を実施している学校のうち、「教科・科目充実型」の遠隔授業の実施率 %	遠隔教育を実施している学校のうち、個々の児童生徒の状況に応じた遠隔教育の実施率 %
徳島県	2,088	1,974	2,806	134.4	2,657	127.3	100.0	57.4	55.6	55.6	0.0	63.0
徳島市	1,251	1,132	2,076	165.9	1,558	124.5	100.0	54.3	24.0	36.0	0.0	60.0
鳴門市	301	263	542	180.1	370	122.9	100.0	55.6	80.0	60.0	0.0	90.0
小松島市	208	182	368	176.9	302	145.2	100.0	100.0	84.6	46.2	0.0	30.8
阿南市	475	393	512	107.8	597	125.7	100.0	50.0	26.7	53.3	0.0	53.3
吉野川市	231	199	282	122.1	344	148.9	100.0	28.6	75.0	25.0	0.0	50.0
阿波市	239	215	317	132.6	321	134.3	100.0	28.6	25.0	25.0	0.0	75.0
美馬市	182	159	349	191.8	255	140.1	100.0	85.7	25.0	66.7	0.0	50.0
三好市	195	156	242	124.1	286	146.7	100.0	66.7	66.7	33.3	0.0	75.0
勝浦町	41	28	54	131.7	53	129.3	100.0	33.3	100.0	100.0	0.0	100.0
上勝町	25	20	27	108.0	34	136.0	100.0	100.0	100.0	50.0	0.0	0.0
佐那河内村	23	20	52	226.1	32	139.1	100.0	100.0	50.0	100.0	0.0	100.0
石井町	156	135	174	111.5	180	115.4	100.0	28.6	50.0	0.0	0.0	50.0
神山町	37	28	48	129.7	52	140.5	100.0	100.0	33.3	33.3	0.0	33.3
那賀町	68	56	72	105.9	91	133.8	100.0	50.0	33.3	33.3	0.0	66.7
牟岐町	30	25	61	203.3	42	140.0	100.0	100.0	100.0	100.0	0.0	0.0
美波町	55	47	87	158.2	95	172.7	100.0	100.0	100.0	33.3	0.0	33.3
海陽町	78	68	116	148.7	136	174.4	100.0	100.0	100.0	100.0	0.0	100.0
松茂町	81	72	82	101.2	111	137.0	100.0	100.0	75.0	100.0	0.0	25.0
北島町	137	125	135	98.5	160	116.8	100.0	0.0	***	***	***	***
藍住町	185	170	176	95.1	247	133.5	100.0	66.7	25.0	25.0	0.0	75.0
板野町	80	68	104	130.0	106	132.5	100.0	40.0	0.0	0.0	0.0	100.0
上板町	75	65	120	160.0	107	142.7	100.0	60.0	33.3	66.7	0.0	100.0
つるぎ町	55	45	64	116.4	77	140.0	100.0	75.0	66.7	0.0	0.0	33.3
東みよし町	90	75	140	155.6	119	132.2	100.0	100.0	66.7	83.3	0.0	100.0
合　計	6,386	5,720	9,006	141.0	8,332	130.5	100.0	59.9	52.9	50.0	0.0	60.6

注１）「教員」とは、校長、副校長、教頭、主幹教諭、指導教諭、教諭、助教諭、養護教諭、養護助教諭、栄養教諭、常勤講師、再任用職員（フルタイム）をいう。
注２）「授業を担当している教員」とは、各教科等の授業を定期的に担当している教員をいう。授業を一時的・臨時的に担当する教員は含まない。
注３）「指導者用ＰＣ」とは、教員が使用するために配備されたものをいう。教職員が主として校務用に利用しているコンピュータ（校務用コンピュータ）は含まない。
注４）「指導者用ＰＣ整備率」とは指導者用ＰＣの総数を教員の総数で除して算出した値である。
注５）「教員の校務用ＰＣ」とは、主として教員が校務に使用するコンピュータのことをいう。
注６）「教員の校務用ＰＣ整備率」は、校務用ＰＣの総数を総教員数で除して算出した値である。
注７）「統合型校務支援システム」は、教務系（成績処理、出欠管理、時数等）・保健系（健康診断票、保健室管理等）、指導要録等の学籍関係、学校事務系など統合して
　　機能を有しているシステムをいう。
注８）「遠隔教育」は、遠隔システムを活用した同時双方向型で行う教育をいう。（「『遠隔教育の推進に向けた施策方針』の策定について（通知）」（文部科学省、平成30年9月20日））
注９）「合同授業型」とは、教師が児童生徒等に対面で授業を行う複数の教室等を遠隔により接続することで、児童生徒が多様な意見や考えに触れたり、協働して学習に取り組んだり
　　する機会の充実を図る遠隔教育の形態をいう。
注10）「教師支援型」とは、外部人材等の専門家と、児童生徒や教師がいる教室等を遠隔により接続することで、児童生徒の学習活動の質を高めるとともに、
　　教師の資質向上を図る遠隔教育の形態をいう。
注11）「教科・科目充実型」とは、学校教育法施行規則第77条の２（中学校等）、第88条の３（高等学校等）に基づき、当該教科の免許状を保有する教師による
　　授業を遠隔により提供することで、生徒の多様な科目選択を可能とすること等により、学習機会の充実を図るものをいう。なお、小学校での活用は想定されない。
注12）遠隔教育を実施している学校のうち、「教科・科目充実型」の遠隔教育の実施率は、「教科・科目充実型」の遠隔授業を実施している学校の総数を、
　　遠隔教育を実施していると答えた学校の総数から、遠隔教育を実施していると答えた小学校の総数を引いた数で除した値である。
注13）「個々の児童生徒の状況に応じた遠隔教育」とは、外国人児童生徒等への日本語指導、病気療養児・不登校児童生徒等に対する学習指導等の
　　個々の児童生徒の状況に応じた遠隔教育の形態をいう。

○市区町村（設置者）別「コンピュータの設置状況」及び「インターネット接続状況」の実態（小学校）

市　区　町　村　別 （　小　学　校　）	学校数 校	児童生徒数 人	普通教室数 室	学習者用PC総台数 台	児童生徒一人当たりの学習者用PC台数 台／人	普通教室の大型提示装置整備率 %	普通教室の校内LAN整備率 %	普通教室の無線LAN整備率 %	普通教室の移動通信システム（LTE等）整備率 %
徳島市	30	11,228	518	11,848	1.1	91.1	100.0	100.0	***
鳴門市	12	2,213	137	2,285	1.0	94.9	100.0	100.0	***
小松島市	11	1,287	101	1,448	1.1	100.0	100.0	100.0	***
阿南市	21	3,258	208	3,265	1.0	95.2	100.0	100.0	***
吉野川市	10	1,540	104	1,983	1.3	100.0	100.0	100.0	***
阿波市	10	1,406	101	1,419	1.0	100.0	100.0	100.0	***
美馬市	8	1,061	74	1,342	1.3	100.0	100.0	100.0	***
三好市	13	779	99	801	1.0	86.9	100.0	100.0	***
勝浦町	2	179	17	185	1.0	76.5	100.0	100.0	***
上勝町	1	47	8	59	1.3	100.0	100.0	100.0	***
佐那河内村	1	73	8	73	1.0	100.0	100.0	100.0	***
石井町	5	1,237	68	1,433	1.2	100.0	100.0	100.0	***
神山町	2	138	16	159	1.2	87.5	100.0	100.0	***
那賀町	3	232	22	232	1.0	100.0	100.0	100.0	***
牟岐町	1	87	8	120	1.4	100.0	100.0	100.0	***
美波町	3	167	17	168	1.0	88.2	100.0	100.0	***
海陽町	3	251	30	251	1.0	100.0	100.0	100.0	***
松茂町	3	679	36	881	1.3	97.2	100.0	100.0	2.8
北島町	3	1,456	68	1,641	1.1	100.0	100.0	100.0	***
藍住町	4	2,129	96	2,132	1.0	80.2	97.9	97.9	***
板野町	4	547	34	706	1.3	100.0	100.0	100.0	***
上板町	4	461	35	630	1.4	100.0	100.0	100.0	***
つるぎ町	2	229	19	253	1.1	94.7	100.0	100.0	***
東みよし町	4	595	41	835	1.4	97.6	100.0	100.0	***
合　　計	160	31,279	1,865	34,149	1.1	94.3	99.9	99.9	0.1

注１）「児童生徒数」は、令和６年５月１日現在の児童生徒数。
注２）「学習者用ＰＣ」とは、教育用ＰＣのうち、児童生徒が使用するために配備されたものをいう。
注３）「児童生徒一人当たりの学習者用PC台数」は、「学習者用ＰＣ総台数」を令和６年５月１日現在の児童生徒数で除して算出した値である。
注４）「普通教室の大型提示装置整備率」は、大型提示装置を設置している普通教室の総数を普通教室の総数で除して算出した値である。
注５）「普通教室の校内ＬＡＮ整備率」は、校内ＬＡＮを整備する普通教室の総数を普通教室の総数で除して算出した値である。
注６）「普通教室の無線ＬＡＮ整備率」は、無線ＬＡＮを整備する普通教室の総数を普通教室の総数で除して算出した値である。

（令和７年３月１日現在）

移動系通信を利用している学校の内、無線LAN整備済みの普通教室の数 室	無線LAN又は移動系通信によりインターネット接続を行う普通教室の割合 %	回線速度の契約理論値 ベストエフォート型 %	回線速度の契約理論値 ギャランティ型 %
***	100.0	100.0	0.0
***	100.0	100.0	0.0
***	100.0	100.0	0.0
***	100.0	100.0	0.0
***	100.0	100.0	0.0
***	100.0	100.0	0.0
***	100.0	100.0	0.0
***	100.0	100.0	0.0
***	100.0	100.0	0.0
***	100.0	100.0	0.0
***	100.0	100.0	0.0
***	100.0	100.0	0.0
***	100.0	100.0	0.0
***	100.0	100.0	0.0
***	100.0	100.0	0.0
***	100.0	100.0	0.0
***	100.0	100.0	0.0
1	100.0	100.0	0.0
***	100.0	100.0	0.0
***	97.9	100.0	0.0
***	100.0	100.0	0.0
***	100.0	100.0	0.0
***	100.0	100.0	0.0
***	100.0	100.0	0.0
1	99.9	100.0	0.0

○市区町村（設置者）別「コンピュータの設置状況」及び「インターネット接続状況」の実態（小学校）

（令和７年３月１日現在）

市　区　町　村　別 （　小　学　校　）	教員数 人	授業を担当している教員数 人	指導者用PC台数 台	指導者用PC整備率 %	教員の校務用PC台数 台	教員の校務用PC整備率 %	統合型校務支援システム整備率 %	遠隔教育実施率 %	遠隔教育を実施している学校のうち、「合同授業型」の遠隔授業の実施率 %	遠隔教育を実施している学校のうち、「教師支援型」の遠隔授業の実施率 %	遠隔教育を実施している学校のうち、「教科・科目充実型」の遠隔授業の実施率 %	遠隔教育を実施している学校のうち、個々の児童生徒の状況に応じた遠隔教育の実施率 %
徳島市	752	676	1,412	187.8	886	117.8	100.0	46.7	28.6	28.6	***	64.3
鳴門市	190	164	355	186.8	239	125.8	100.0	58.3	85.7	42.9	***	85.7
小松島市	153	130	279	182.4	218	142.5	100.0	100.0	90.9	54.5	***	27.3
阿南市	315	256	337	107.0	399	126.7	100.0	52.4	36.4	54.5	***	45.5
吉野川市	152	128	173	113.8	209	137.5	100.0	20.0	50.0	50.0	***	50.0
阿波市	160	143	213	133.1	217	135.6	100.0	40.0	25.0	25.0	***	75.0
美馬市	104	91	203	195.2	138	132.7	100.0	87.5	28.6	57.1	***	42.9
三好市	135	105	173	128.1	203	150.4	100.0	61.5	75.0	37.5	***	62.5
勝浦町	31	21	44	141.9	35	112.9	100.0	50.0	100.0	100.0	***	100.0
上勝町	13	10	14	107.7	17	130.8	100.0	100.0	100.0	0.0	***	0.0
佐那河内村	11	11	31	281.8	15	136.4	100.0	100.0	100.0	100.0	***	100.0
石井町	108	94	121	112.0	124	114.8	100.0	20.0	100.0	0.0	***	0.0
神山町	25	19	27	108.0	34	136.0	100.0	100.0	50.0	50.0	***	0.0
那賀町	35	29	44	125.7	50	142.9	100.0	33.3	0.0	0.0	***	100.0
牟岐町	16	13	35	218.8	23	143.8	100.0	100.0	100.0	100.0	***	0.0
美波町	30	25	49	163.3	51	170.0	100.0	100.0	100.0	66.7	***	33.3
海陽町	50	44	65	130.0	83	166.0	100.0	100.0	100.0	100.0	***	100.0
松茂町	54	48	55	101.9	73	135.2	100.0	100.0	66.7	100.0	***	33.3
北島町	90	81	88	97.8	103	114.4	100.0	0.0	***	***	***	***
藍住町	116	107	103	88.8	164	141.4	100.0	50.0	50.0	50.0	***	50.0
板野町	51	44	57	111.8	69	135.3	100.0	50.0	0.0	0.0	***	100.0
上板町	53	45	85	160.4	75	141.5	100.0	75.0	33.3	66.7	***	100.0
つるぎ町	31	25	27	87.1	34	109.7	100.0	50.0	0.0	0.0	***	100.0
東みよし町	58	49	87	150.0	72	124.1	100.0	100.0	75.0	75.0	***	100.0
合　　計	2,733	2,358	4,077	149.2	3,531	129.2	100.0	58.1	57.0	49.5	***	58.1

注１）「教員」とは、校長、副校長、教頭、主幹教諭、指導教諭、教諭、助教諭、養護教諭、養護助教諭、栄養教諭、常勤講師、再任用職員（フルタイム）をいう。
注２）「授業を担当している教員」とは、各教科等の授業を定期的に担当している教員をいう。授業を一時的・臨時的に担当する教員は含まない。
注３）「指導者用ＰＣ」とは、教員が使用するために配備されたものをいう。教職員が主として校務用に利用しているコンピュータ（校務用コンピュータ）は含まない。
注４）「指導者用ＰＣ整備率」とは指導者用ＰＣの総数を教員の総数で除して算出した値である。
注５）「教員の校務用ＰＣ」とは、主として教員が校務に使用するコンピュータのことをいう。
注６）「教員の校務用ＰＣ整備率」は、校務用ＰＣの総数を総教員数で除して算出した値である。
注７）「統合型校務支援システム」は、教務系（成績処理、出欠管理、時数等）・保健系（健康診断票、保健室管理等）、指導要録等の学籍関係、学校事務系など統合して
　　機能を有しているシステムをいう。
注８）「遠隔教育」は、遠隔システムを活用した同時双方向型で行う教育をいう。（「『遠隔教育の推進に向けた施策方針』の策定について（通知）」（文部科学省、平成30年9月20日））
注９）「合同授業型」とは、教師が児童生徒等に対面で授業を行う複数の教室等を遠隔により接続することで、児童生徒が多様な意見や考えに触れたり、協働して学習に取り組んだり
　　する機会の充実を図る遠隔教育の形態をいう。
注10）「教師支援型」とは、外部人材等の専門家と、児童生徒や教師がいる教室等を遠隔により接続することで、児童生徒の学習活動の質を高めるとともに、
　　教師の資質向上を図る遠隔教育の形態をいう。
注11）「教科・科目充実型」とは、学校教育法施行規則第77条の２（中学校等）、第88条の３（高等学校等）に基づき、当該教科の免許状を保有する教師による
　　授業を遠隔により提供することで、生徒の多様な科目選択を可能とすること等により、学習機会の充実を図るものをいう。なお、小学校での活用は想定されない。
注12）遠隔教育を実施している学校のうち、「教科・科目充実型」の遠隔教育の実施率は、「教科・科目充実型」の遠隔授業を実施している学校の総数を、
　　遠隔教育を実施していると答えた学校の総数から、遠隔教育を実施していると答えた小学校の総数を引いた数で除した値である。
注13）「個々の児童生徒の状況に応じた遠隔教育」とは、外国人児童生徒等への日本語指導、病気療養児・不登校児童生徒等に対する学習指導等の
　　個々の児童生徒の状況に応じた遠隔教育の形態をいう。

○市区町村（設置者）別「コンピュータの設置状況」及び「インターネット接続状況」の実態（中学校）

市　区　町　村　別 （　中　学　校　）	学校数 校	児童生徒数 人	普通教室数 室	学習者用PC総台数 台	児童生徒一人当たりの学習者用PC台数 台／人	普通教室の大型提示装置整備率 %	普通教室の校内LAN整備率 %	普通教室の無線LAN整備率 %	普通教室の移動通信システム（LTE等）整備率 %	移動系通信を利用している学校の内、無線LAN整備済みの普通教室の数 室
徳島県	3	373	17	466	1.2	100.0	100.0	100.0	***	***
徳島市	15	5,476	227	6,036	1.1	100.0	100.0	100.0	***	***
鳴門市	6	1,126	54	1,171	1.0	94.4	100.0	100.0	***	***
小松島市	2	722	33	802	1.1	100.0	100.0	100.0	***	***
阿南市	9	1,651	89	1,654	1.0	89.9	100.0	100.0	***	***
吉野川市	4	764	42	973	1.3	100.0	100.0	100.0	***	***
阿波市	4	773	42	773	1.0	100.0	100.0	100.0	***	***
美馬市	6	591	36	653	1.1	94.4	100.0	100.0	***	***
三好市	5	432	31	452	1.0	83.9	100.0	100.0	***	***
勝浦町	1	85	5	98	1.2	60.0	100.0	100.0	***	***
上勝町	1	22	5	38	1.7	100.0	100.0	100.0	***	***
佐那河内村	1	43	3	43	1.0	100.0	100.0	100.0	***	***
石井町	2	626	26	707	1.1	100.0	100.0	100.0	***	***
神山町	1	69	5	103	1.5	100.0	100.0	100.0	***	***
那賀町	3	118	14	117	1.0	100.0	100.0	100.0	***	***
牟岐町	1	50	5	89	1.8	100.0	100.0	100.0	***	***
美波町	3	101	15	101	1.0	100.0	100.0	100.0	***	***
海陽町	2	139	13	177	1.3	100.0	100.0	100.0	***	***
松茂町	1	367	15	407	1.1	100.0	100.0	100.0	***	***
北島町	1	633	22	757	1.2	100.0	100.0	100.0	***	***
藍住町	2	974	39	1,049	1.1	92.3	100.0	92.3	***	***
板野町	1	268	12	373	1.4	100.0	100.0	100.0	***	***
上板町	1	265	12	270	1.0	100.0	100.0	100.0	***	***
つるぎ町	2	142	11	142	1.0	90.9	100.0	100.0	***	***
東みよし町	2	340	19	384	1.1	100.0	100.0	100.0	***	***
合　　計	79	16,150	792	17,835	1.1	96.8	100.0	99.6	***	***

注１）「児童生徒数」は、令和６年５月１日現在の児童生徒数。
注２）「学習者用ＰＣ」とは、教育用ＰＣのうち、児童生徒が使用するために配備されたものをいう。
注３）「児童生徒一人当たりの学習者用PC台数」は、「学習者用ＰＣ総台数」を令和６年５月１日現在の児童生徒数で除して算出した値である。
注４）「普通教室の大型提示装置整備率」は、大型提示装置を設置している普通教室の総数を普通教室の総数で除して算出した値である。
注５）「普通教室の校内ＬＡＮ整備率」は、校内ＬＡＮを整備する普通教室の総数を普通教室の総数で除して算出した値である。
注６）「普通教室の無線ＬＡＮ整備率」は、無線ＬＡＮを整備する普通教室の総数を普通教室の総数で除して算出した値である。

（令和７年３月１日現在）

無線LAN又は移動系通信によりインターネット接続を行う普通教室の割合 %	回線速度の契約理論値 ベストエフォート型 %	回線速度の契約理論値 ギャランティ型 %
100.0	100.0	0.0
100.0	100.0	0.0
100.0	100.0	0.0
100.0	100.0	0.0
100.0	100.0	0.0
100.0	100.0	0.0
100.0	100.0	0.0
100.0	100.0	0.0
100.0	100.0	0.0
100.0	100.0	0.0
100.0	100.0	0.0
100.0	100.0	0.0
100.0	100.0	0.0
100.0	100.0	0.0
100.0	100.0	0.0
100.0	100.0	0.0
100.0	100.0	0.0
100.0	100.0	0.0
100.0	100.0	0.0
100.0	100.0	0.0
100.0	100.0	0.0
100.0	100.0	0.0
100.0	100.0	0.0
100.0	100.0	0.0
100.0	100.0	0.0
100.0	100.0	0.0
92.3	100.0	0.0
100.0	100.0	0.0
100.0	100.0	0.0
100.0	100.0	0.0
100.0	100.0	0.0
99.6	100.0	0.0

○市区町村（設置者）別「コンピュータの設置状況」及び「インターネット接続状況」の実態（中学校）

（令和７年３月１日現在）

市　区　町　村　別 （　中　学　校　）	教員数 人	授業を担当している教員数 人	指導者用PC台数 台	指導者用PC整備率 %	教員の校務用PC台数 台	教員の校務用PC整備率 %	統合型校務支援システム整備率 %	遠隔教育実施率 %	遠隔教育を実施している学校のうち、「合同授業型」の遠隔授業の実施率 %	遠隔教育を実施している学校のうち、「教師支援型」の遠隔授業の実施率 %	遠隔教育を実施している学校のうち、「教科・科目充実型」の遠隔授業の実施率 %	遠隔教育を実施している学校のうち、個々の児童生徒の状況に応じた遠隔教育の実施率 %
徳島県	42	36	48	114.3	45	107.1	100.0	0.0	***	***	***	***
徳島市	429	389	587	136.8	573	133.6	100.0	66.7	20.0	40.0	0.0	60.0
鳴門市	111	99	187	168.5	131	118.0	100.0	50.0	66.7	100.0	0.0	100.0
小松島市	55	52	89	161.8	84	152.7	100.0	100.0	50.0	0.0	0.0	50.0
阿南市	160	137	175	109.4	198	123.8	100.0	44.4	0.0	50.0	0.0	75.0
吉野川市	79	71	109	138.0	135	170.9	100.0	50.0	100.0	0.0	0.0	50.0
阿波市	79	72	104	131.6	104	131.6	100.0	0.0	***	***	***	***
美馬市	78	68	146	187.2	117	150.0	100.0	83.3	20.0	80.0	0.0	60.0
三好市	60	51	69	115.0	83	138.3	100.0	80.0	50.0	25.0	0.0	100.0
勝浦町	10	7	10	100.0	18	180.0	100.0	0.0	***	***	***	***
上勝町	12	10	13	108.3	17	141.7	100.0	100.0	100.0	100.0	0.0	0.0
佐那河内村	12	9	21	175.0	17	141.7	100.0	100.0	0.0	100.0	0.0	100.0
石井町	48	41	53	110.4	56	116.7	100.0	50.0	0.0	0.0	0.0	100.0
神山町	12	9	21	175.0	18	150.0	100.0	100.0	0.0	0.0	0.0	100.0
那賀町	33	27	28	84.8	41	124.2	100.0	66.7	50.0	50.0	0.0	50.0
牟岐町	14	12	26	185.7	19	135.7	100.0	100.0	100.0	100.0	0.0	0.0
美波町	25	22	38	152.0	44	176.0	100.0	100.0	100.0	0.0	0.0	33.3
海陽町	28	24	51	182.1	53	189.3	100.0	100.0	100.0	100.0	0.0	100.0
松茂町	27	24	27	100.0	38	140.7	100.0	100.0	100.0	100.0	0.0	0.0
北島町	47	44	47	100.0	57	121.3	100.0	0.0	***	***	***	***
藍住町	69	63	73	105.8	83	120.3	100.0	100.0	0.0	0.0	0.0	100.0
板野町	29	24	47	162.1	37	127.6	100.0	0.0	***	***	***	***
上板町	22	20	35	159.1	32	145.5	100.0	0.0	***	***	***	***
つるぎ町	24	20	37	154.2	43	179.2	100.0	100.0	100.0	0.0	0.0	0.0
東みよし町	32	26	53	165.6	47	146.9	100.0	100.0	50.0	100.0	0.0	100.0
合　　計	1,537	1,357	2,094	136.2	2,090	136.0	100.0	62.0	44.9	46.9	0.0	65.3

注１）「教員」とは、校長、副校長、教頭、主幹教諭、指導教諭、教諭、助教諭、養護教諭、養護助教諭、栄養教諭、常勤講師、再任用職員（フルタイム）をいう。
注２）「授業を担当している教員」とは、各教科等の授業を定期的に担当している教員をいう。授業を一時的・臨時的に担当する教員は含まない。
注３）「指導者用ＰＣ」とは、教員が使用するために配備されたものをいう。教職員が主として校務用に利用しているコンピュータ（校務用コンピュータ）は含まない。
注４）「指導者用ＰＣ整備率」とは指導者用ＰＣの総数を教員の総数で除して算出した値である。
注５）「教員の校務用ＰＣ」とは、主として教員が校務に使用するコンピュータのことをいう。
注６）「教員の校務用ＰＣ整備率」は、校務用ＰＣの総数を総教員数で除して算出した値である。
注７）「統合型校務支援システム」は、教務系（成績処理、出欠管理、時数等）・保健系（健康診断票、保健室管理等）、指導要録等の学籍関係、学校事務系など統合して
　　機能を有しているシステムをいう。
注８）「遠隔教育」は、遠隔システムを活用した同時双方向型で行う教育をいう。（「『遠隔教育の推進に向けた施策方針』の策定について（通知）」（文部科学省、平成30年9月20日））
注９）「合同授業型」とは、教師が児童生徒等に対面で授業を行う複数の教室等を遠隔により接続することで、児童生徒が多様な意見や考えに触れたり、協働して学習に取り組んだり
　　する機会の充実を図る遠隔教育の形態をいう。
注10）「教師支援型」とは、外部人材等の専門家と、児童生徒や教師がいる教室等を遠隔により接続することで、児童生徒の学習活動の質を高めるとともに、
　　教師の資質向上を図る遠隔教育の形態をいう。
注11）「教科・科目充実型」とは、学校教育法施行規則第77条の２（中学校等）、第88条の３（高等学校等）に基づき、当該教科の免許状を保有する教師による
　　授業を遠隔により提供することで、生徒の多様な科目選択を可能とすること等により、学習機会の充実を図るものをいう。なお、小学校での活用は想定されない。
注12）遠隔教育を実施している学校のうち、「教科・科目充実型」の遠隔教育の実施率は、「教科・科目充実型」の遠隔授業を実施している学校の総数を、
　　遠隔教育を実施していると答えた学校の総数から、遠隔教育を実施していると答えた小学校の総数を引いた数で除した値である。
注13）「個々の児童生徒の状況に応じた遠隔教育」とは、外国人児童生徒等への日本語指導、病気療養児・不登校児童生徒等に対する学習指導等の
　　個々の児童生徒の状況に応じた遠隔教育の形態をいう。

○市区町村（設置者）別「コンピュータの設置状況」及び「インターネット接続状況」の実態（義務教育学校）

市　区　町　村　別 （義務教育学校）	学校数 校	児童生徒数 人	普通教室数 室	学習者用PC総台数 台	児童生徒一人当たりの学習者用PC台数 台／人	普通教室の大型提示装置整備率 %
合　計	***	***	***	***	***	***

注１）「児童生徒数」は、令和６年５月１日現在の児童生徒数。
注２）「学習者用ＰＣ」とは、教育用ＰＣのうち、児童生徒が使用するために配備されたものをいう。
注３）「児童生徒一人当たりの学習者用PC台数」は、「学習者用ＰＣ総台数」を令和６年５月１日現在の児童生徒数で除して算出した値であ
注４）「普通教室の大型提示装置整備率」は、大型提示装置を設置している普通教室の総数を普通教室の総数で除して算出した値である。
注５）「普通教室の校内ＬＡＮ整備率」は、校内ＬＡＮを整備する普通教室の総数を普通教室の総数で除して算出した値である。
注６）「普通教室の無線ＬＡＮ整備率」は、無線ＬＡＮを整備する普通教室の総数を普通教室の総数で除して算出した値である。

（令和７年３月１日現在）

普通教室の校内LAN整備率 %	普通教室の無線LAN整備率 %	普通教室の移動通信システム（LTE等）整備率 %	移動系通信を利用している学校の内、無線LAN整備済みの普通教室の数 室	無線LAN又は移動系通信によりインターネット接続を行う普通教室の割合 %	回線速度の契約理論値 ベストエフォート型 %	回線速度の契約理論値 ギャランティ型 %
***	***	***	***	***	***	***

る。

○市区町村（設置者）別「コンピュータの設置状況」及び「インターネット接続状況」の実態（義務教育学校）

（令和７年３月１日現在）

市　区　町　村　別 （義務教育学校）	教員数 人	授業を担当している教員数 人	指導者用PC台数 台	指導者用PC整備率 %	教員の校務用PC台数 台	教員の校務用PC整備率 %	統合型校務支援システム整備率 %	遠隔教育実施率 %	遠隔教育を実施している学校のうち、「合同授業型」の遠隔授業の実施率 %	遠隔教育を実施している学校のうち、「教師支援型」の遠隔授業の実施率 %	遠隔教育を実施している学校のうち、「教科・科目充実型」の遠隔授業の実施率 %	遠隔教育を実施している学校のうち、個々の児童生徒の状況に応じた遠隔教育の実施率 %
合　　計	***	***	***	***	***	***	***	***	***	***	***	***

注１）「教員」とは、校長、副校長、教頭、主幹教諭、指導教諭、教諭、助教諭、養護教諭、養護助教諭、栄養教諭、常勤講師、再任用職員（フルタイム）をいう。
注２）「授業を担当している教員」とは、各教科等の授業を定期的に担当している教員をいう。授業を一時的・臨時的に担当する教員は含まない。
注３）「指導者用ＰＣ」とは、教員が使用するために配備されたものをいう。教職員が主として校務用に利用しているコンピュータ（校務用コンピュータ）は含まない。
注４）「指導者用ＰＣ整備率」とは指導者用ＰＣの総数を教員の総数で除して算出した値である。
注５）「教員の校務用ＰＣ」とは、主として教員が校務に使用するコンピュータのことをいう。
注６）「教員の校務用ＰＣ整備率」は、校務用ＰＣの総数を総教員数で除して算出した値である。
注７）「統合型校務支援システム」は、教務系（成績処理、出欠管理、時数等）・保健系（健康診断票、保健室管理等）、指導要録等の学籍関係、学校事務系など統合して
機能を有しているシステムをいう。
注８）「遠隔教育」は、遠隔システムを活用した同時双方向型で行う教育をいう。（「『遠隔教育の推進に向けた施策方針』の策定について（通知）」（文部科学省、平成30年9月20日））
注９）「合同授業型」とは、教師が児童生徒等に対面で授業を行う複数の教室等を遠隔により接続することで、児童生徒が多様な意見や考えに触れたり、協働して学習に取り組んだり
する機会の充実を図る遠隔教育の形態をいう。
注10）「教師支援型」とは、外部人材等の専門家と、児童生徒や教師がいる教室等を遠隔により接続することで、児童生徒の学習活動の質を高めるとともに、
教師の資質向上を図る遠隔教育の形態をいう。
注11）「教科・科目充実型」とは、学校教育法施行規則第77条の２（中学校等）、第88条の３（高等学校等）に基づき、当該教科の免許状を保有する教師による
授業を遠隔により提供することで、生徒の多様な科目選択を可能とすること等により、学習機会の充実を図るものをいう。なお、小学校での活用は想定されない。
注12）遠隔教育を実施している学校のうち、「教科・科目充実型」の遠隔教育の実施率は、「教科・科目充実型」の遠隔授業を実施している学校の総数を、
遠隔教育を実施していると答えた学校の総数から、遠隔教育を実施していると答えた小学校の総数を引いた数で除した値である。
注13）「個々の児童生徒の状況に応じた遠隔教育」とは、外国人児童生徒等への日本語指導、病気療養児・不登校児童生徒等に対する学習指導等の
個々の児童生徒の状況に応じた遠隔教育の形態をいう。

○市区町村（設置者）別「コンピュータの設置状況」及び「インターネット接続状況」の実態（高等学校）

（令和７年３月１日現在）

市区町村別（高等学校）	学校数	学校数（専門学科・総合学科単独及び複数学科設置校）	児童生徒数	児童生徒数（専門学科・総合学科単独及び複数学科設置校）	普通教室数	普通教室数（専門学科・総合学科単独及び複数学科設置校）	学習者用PC総台数	学習者用PC総台数（専門学科・総合学科単独及び複数学科設置校）	児童生徒一人当たりの学習者用PC台数	児童生徒一人当たりの学習者用PC台数（専門学科・総合学科単独及び複数学科設置校）	普通教室の大型提示装置整備率	普通教室の大型提示装置整備率（専門学科・総合学科単独及び複数学科設置校）	普通教室の校内LAN整備率	普通教室の校内LAN整備率（専門学科・総合学科単独及び複数学科設置校）	普通教室の無線LAN整備率	普通教室の無線LAN整備率（専門学科・総合学科単独及び複数学科設置校）	普通教室の移動通信システム（LTE等）整備率	普通教室の移動通信システム（LTE等）整備率（専門学科・総合学科単独及び複数学科設置校）	移動系通信を利用している学校の内、無線LAN整備済みの普通教室の数	移動系通信を利用している学校の内、無線LAN整備済みの普通教室の数（専門学科・総合学科単独及び複数学科設置校）	無線LAN又は移動系通信によりインターネット接続を行う普通教室の割合	無線LAN又は移動系通信によりインターネット接続を行う普通教室の割合（専門学科・総合学科単独及び複数学科設置校）	回線速度の契約理論値ベストエフォート型	回線速度の契約理論値ベストエフォート型（専門学科・総合学科単独及び複数学科設置校）	回線速度の契約理論値ギャランティ型	回線速度の契約理論値ギャランティ型（専門学科・総合学科単独及び複数学科設置校）
	校	校	人	人	室	室	台	台	台／人	台／人	%	%	%	%	%	%	%	%	室	室	%	%	%	%	%	%	%
徳島県	32	23	14,266	10,150	514	385	17,039	12,525	1.2	1.2	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	***	***	***	***	100.0	100.0	100.0	100.0	0.0	0.0
徳島市	1	1	937	937	24	24	972	972	1.0	1.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	***	***	***	***	100.0	100.0	100.0	100.0	0.0	0.0
合計	33	24	15,203	11,087	538	409	18,011	13,497	1.2	1.2	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	***	***	***	***	100.0	100.0	100.0	100.0	0.0	0.0

注１）「児童生徒数」は、令和６年５月１日現在の児童生徒数。
注２）「学習者用ＰＣ」とは、教育用ＰＣのうち、児童生徒が使用するために配備されたものをいう。
注３）「児童生徒一人当たりの学習者用PC台数」は、「学習者用ＰＣ総台数」を令和６年５月１日現在の児童生徒数で除して算出した値である。
注４）「普通教室の大型提示装置整備率」は、大型提示装置を設置している普通教室の総数を普通教室の総数で除して算出した値である。
注５）「普通教室の校内ＬＡＮ整備率」は、校内ＬＡＮを整備する普通教室の総数を普通教室の総数で除して算出した値である。
注６）「普通教室の無線ＬＡＮ整備率」は、無線ＬＡＮを整備する普通教室の総数を普通教室の総数で除して算出した値である。

○市区町村（設置者）別「コンピュータの設置状況」及び「インターネット接続状況」の実態（高等学校）

（令和７年３月１日現在）

市区町村別（高等学校）	教員数	教員数（専門学科・総合学科単独及び複数学科設置校）	授業を担当している教員数	授業を担当している教員数（専門学科・総合学科単独及び複数学科設置校）	指導者用PC台数	指導者用PC台数（専門学科・総合学科単独及び複数学科設置校）	指導者用PC整備率	指導者用PC整備率（専門学科・総合学科単独及び複数学科設置校）	教員の校務用PC台数	教員の校務用PC台数（専門学科・総合学科単独及び複数学科設置校）	教員の校務用PC整備率	教員の校務用PC整備率（専門学科・総合学科単独及び複数学科設置校）	統合型校務支援システム整備率	統合型校務支援システム整備率（専門学科・総合学科単独及び複数学科設置校）	遠隔教育実施率	遠隔教育実施率（専門学科・総合学科単独及び複数学科設置校）	遠隔教育を実施している学校のうち、「合同授業型」の遠隔授業の実施率	遠隔教育を実施している学校のうち、「合同授業型」の遠隔授業の実施率（専門学科・総合学	遠隔教育を実施している学校のうち、「教師支援型」の遠隔授業の実施率	遠隔教育を実施している学校のうち、「教師支援型」の遠隔授業の実施率（専門学科・総合学	遠隔教育を実施している学校のうち、「教科・科目充実型」の遠隔授業の実施率	遠隔教育を実施している学校のうち、「教科・科目充実型」の遠隔授業の実施率（専門学	遠隔教育を実施している学校のうち、個々の児童生徒の状況に応じた遠隔教育の実施率	遠隔教育を実施している学校のうち、個々の児童生徒の状況に応じた遠隔教育の実施率（専門学
	人	人	人	人	台	台	%	%	台	台	%	%	%	%	%	%	%	%	%	%	%	%	%	%
徳島県	1,361	1,011	1,285	958	1,830	1,335	134.5	132.0	1,722	1,288	126.5	127.4	100.0	100.0	59.4	60.9	42.1	50.0	57.9	64.3	0.0	0.0	47.4	42.9
徳島市	70	70	67	67	77	77	110.0	110.0	99	99	141.4	141.4	100.0	100.0	100.0	100.0	0.0	0.0	100.0	100.0	0.0	0.0	0.0	0.0
合計	1,431	1,081	1,352	1,025	1,907	1,412	133.3	130.6	1,821	1,387	127.3	128.3	100.0	100.0	60.6	62.5	40.0	46.7	60.0	66.7	0.0	0.0	45.0	40.0

注１）「教員」とは、校長、副校長、教頭、主幹教諭、指導教諭、教諭、助教諭、養護教諭、養護助教諭、栄養教諭、常勤講師、再任用職員（フルタイム）をいう。
注２）「授業を担当している教員」とは、各教科等の授業を定期的に担当している教員をいう。授業を一時的・臨時的に担当する教員は含まない。
注３）「指導者用ＰＣ」とは、教員が使用するために配備されたものをいう。教職員が主として校務用に利用しているコンピュータ（校務用コンピュータ）は含まない。
注４）「指導者用ＰＣ整備率」とは指導者用ＰＣの総数を教員の総数で除して算出した値である。
注５）「教員の校務用ＰＣ」とは、主として教員が校務に使用するコンピュータのことをいう。
注６）「教員の校務用ＰＣ整備率」は、校務用ＰＣの総数を総教員数で除して算出した値である。
注７）「統合型校務支援システム」は、教務系（成績処理、出欠管理、時数等）・保健系（健康診断票、保健室管理等）、指導要録等の学籍関係、学校事務系など統合して機能を有しているシステムをいう。
注８）「遠隔教育」は、遠隔システムを活用した同時双方向型で行う教育をいう。（「『遠隔教育の推進に向けた施策方針』の策定について（通知）」（文部科学省、平成30年9月20日））
注９）「合同授業型」とは、教師が児童生徒等に対面で授業を行う複数の教室等を遠隔により接続することで、児童生徒が多様な意見や考えに触れたり、協働して学習に取り組んだりする機会の充実を図る遠隔教育の形態をいう。
注10）「教師支援型」とは、外部人材等の専門家と、児童生徒や教師がいる教室等を遠隔により接続することで、児童生徒の学習活動の質を高めるとともに、教師の資質向上を図る遠隔教育の形態をいう。
注11）「教科・科目充実型」とは、学校教育法施行規則第77条の２（中学校等）、第88条の３（高等学校等）に基づき、当該教科の免許状を保有する教師による授業を遠隔により提供することで、生徒の多様な科目選択を可能とすること等により、学習機会の充実を図るものをいう。なお、小学校での活用は想定されない。
注12）遠隔教育を実施している学校のうち、「教科・科目充実型」の遠隔教育の実施率は、「教科・科目充実型」の遠隔授業を実施している学校の総数を、遠隔教育を実施していると答えた学校の総数から、遠隔教育を実施していると答えた小学校の総数を引いた数で除した値である。
注13）「個々の児童生徒の状況に応じた遠隔教育」とは、外国人児童生徒等への日本語指導、病気療養児・不登校児童生徒等に対する学習指導等の個々の児童生徒の状況に応じた遠隔教育の形態をいう。

○市区町村（設置者）別「コンピュータの設置状況」及び「インターネット接続状況」の実態（中等教育学校）

市　区　町　村　別 （中等教育学校）	学校数 校	児童生徒数 人	普通教室数 室	学習者用PC総台数 台	児童生徒一人当たりの学習者用PC台数 台／人	普通教室の大型提示装置整備率 %
徳島県	1	812	24	898	1.1	100.0
合　計	1	812	24	898	1.1	100.0

注１）「児童生徒数」は、令和６年５月１日現在の児童生徒数。
注２）「学習者用ＰＣ」とは、教育用ＰＣのうち、児童生徒が使用するために配備されたものをいう。
注３）「児童生徒一人当たりの学習者用PC台数」は、「学習者用ＰＣ総台数」を令和６年５月１日現在の児童生徒数で除して算出した値であ
注４）「普通教室の大型提示装置整備率」は、大型提示装置を設置している普通教室の総数を普通教室の総数で除して算出した値である。
注５）「普通教室の校内ＬＡＮ整備率」は、校内ＬＡＮを整備する普通教室の総数を普通教室の総数で除して算出した値である。
注６）「普通教室の無線ＬＡＮ整備率」は、無線ＬＡＮを整備する普通教室の総数を普通教室の総数で除して算出した値である。

（令和７年３月１日現在）

普通教室の校内LAN整備率 %	普通教室の無線LAN整備率 %	普通教室の移動通信システム（LTE等）整備率 %	移動系通信を利用している学校の内、無線LAN整備済みの普通教室の数 室	無線LAN又は移動系通信によりインターネット接続を行う普通教室の割合 %	回線速度の契約理論値 ベストエフォート型 %	回線速度の契約理論値 ギャランティ型 %
100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0

る。

○市区町村（設置者）別「コンピュータの設置状況」及び「インターネット接続状況」の実態（中等教育学校）

（令和７年３月１日現在）

市　区　町　村　別 （中等教育学校）	教員数 人	授業を担当している教員数 人	指導者用PC台数 台	指導者用PC整備率 %	教員の校務用PC台数 台	教員の校務用PC整備率 %	統合型校務支援システム整備率 %	遠隔教育実施率 %	遠隔教育を実施している学校のうち、「合同授業型」の遠隔授業の実施率 %	遠隔教育を実施している学校のうち、「教師支援型」の遠隔授業の実施率 %	遠隔教育を実施している学校のうち、「教科・科目充実型」の遠隔授業の実施率 %	遠隔教育を実施している学校のうち、個々の児童生徒の状況に応じた遠隔教育の実施率 %
徳島県	66	62	72	109.1	72	109.1	100.0	100.0	0.0	0.0	0.0	100.0
合　計	66	62	72	109.1	72	109.1	100.0	100.0	0.0	0.0	0.0	100.0

注１）「教員」とは、校長、副校長、教頭、主幹教諭、指導教諭、教諭、助教諭、養護教諭、養護助教諭、栄養教諭、常勤講師、再任用職員（フルタイム）をいう。
注２）「授業を担当している教員」とは、各教科等の授業を定期的に担当している教員をいう。授業を一時的・臨時的に担当する教員は含まない。
注３）「指導者用ＰＣ」とは、教員が使用するために配備されたものをいう。教職員が主として校務用に利用しているコンピュータ（校務用コンピュータ）は含まない。
注４）「指導者用ＰＣ整備率」とは指導者用ＰＣの総数を教員の総数で除して算出した値である。
注５）「教員の校務用ＰＣ」とは、主として教員が校務に使用するコンピュータのことをいう。
注６）「教員の校務用ＰＣ整備率」は、校務用ＰＣの総数を総教員数で除して算出した値である。
注７）「統合型校務支援システム」は、教務系（成績処理、出欠管理、時数等）・保健系（健康診断票、保健室管理等）、指導要録等の学籍関係、学校事務系など統合して
　　機能を有しているシステムをいう。
注８）「遠隔教育」は、遠隔システムを活用した同時双方向型で行う教育をいう。（「『遠隔教育の推進に向けた施策方針』の策定について（通知）」（文部科学省、平成30年9月20日））
注９）「合同授業型」とは、教師が児童生徒等に対面で授業を行う複数の教室等を遠隔により接続することで、児童生徒が多様な意見や考えに触れたり、協働して学習に取り組んだり
　　する機会の充実を図る遠隔教育の形態をいう。
注10）「教師支援型」とは、外部人材等の専門家と、児童生徒や教師がいる教室等を遠隔により接続することで、児童生徒の学習活動の質を高めるとともに、
　　教師の資質向上を図る遠隔教育の形態をいう。
注11）「教科・科目充実型」とは、学校教育法施行規則第77条の２（中学校等）、第88条の３（高等学校等）に基づき、当該教科の免許状を保有する教師による
　　授業を遠隔により提供することで、生徒の多様な科目選択を可能とすること等により、学習機会の充実を図るものをいう。なお、小学校での活用は想定されない。
注12）遠隔教育を実施している学校のうち、「教科・科目充実型」の遠隔教育の実施率は、「教科・科目充実型」の遠隔授業を実施している学校の総数を、
　　遠隔教育を実施していると答えた学校の総数から、遠隔教育を実施していると答えた小学校の総数を引いた数で除した値である。
注13）「個々の児童生徒の状況に応じた遠隔教育」とは、外国人児童生徒等への日本語指導、病気療養児・不登校児童生徒等に対する学習指導等の
　　個々の児童生徒の状況に応じた遠隔教育の形態をいう。

○市区町村（設置者）別「コンピュータの設置状況」及び「インターネット接続状況」の実態（特別支援学校）

市　区　町　村　別 （特別支援学校）	学校数 校	児童生徒数 人	普通教室数 室	学習者用PC総台数 台	児童生徒一人当たりの学習者用PC台数 台／人	普通教室の大型提示装置整備率 %
徳島県	11	1,013	251	1,155	1.1	34.3
合　計	11	1,013	251	1,155	1.1	34.3

注１）「児童生徒数」は、令和６年５月１日現在の児童生徒数。
注２）「学習者用ＰＣ」とは、教育用ＰＣのうち、児童生徒が使用するために配備されたものをいう。
注３）「児童生徒一人当たりの学習者用PC台数」は、「学習者用ＰＣ総台数」を令和６年５月１日現在の児童生徒数で除して算出した値であ
注４）「普通教室の大型提示装置整備率」は、大型提示装置を設置している普通教室の総数を普通教室の総数で除して算出した値である。
注５）「普通教室の校内ＬＡＮ整備率」は、校内ＬＡＮを整備する普通教室の総数を普通教室の総数で除して算出した値である。
注６）「普通教室の無線ＬＡＮ整備率」は、無線ＬＡＮを整備する普通教室の総数を普通教室の総数で除して算出した値である。

（令和７年３月１日現在）

普通教室の校内LAN整備率 %	普通教室の無線LAN整備率 %	普通教室の移動通信システム（LTE等）整備率 %	移動系通信を利用している学校の内、無線LAN整備済みの普通教室の数 室	無線LAN又は移動系通信によりインターネット接続を行う普通教室の割合 %	回線速度の契約理論値 ベストエフォート型 %	回線速度の契約理論値 ギャランティ型 %
99.2	98.4	***	***	98.4	72.7	27.3
99.2	98.4	***	***	98.4	72.7	27.3

る。

○市区町村（設置者）別「コンピュータの設置状況」及び「インターネット接続状況」の実態（特別支援学校）

（令和７年３月１日現在）

市　区　町　村　別 （特別支援学校）	教員数 人	授業を担当している教員数 人	指導者用PC台数 台	指導者用PC整備率 %	教員の校務用PC台数 台	教員の校務用PC整備率 %	統合型校務支援システム整備率 %	遠隔教育実施率 %	遠隔教育を実施している学校のうち、「合同授業型」の遠隔授業の実施率 %	遠隔教育を実施している学校のうち、「教師支援型」の遠隔授業の実施率 %	遠隔教育を実施している学校のうち、「教科・科目充実型」の遠隔授業の実施率 %	遠隔教育を実施している学校のうち、個々の児童生徒の状況に応じた遠隔教育の実施率 %
徳島県	619	591	856	138.3	818	132.1	100.0	63.6	100.0	57.1	0.0	100.0
合　計	619	591	856	138.3	818	132.1	100.0	63.6	100.0	57.1	0.0	100.0

注１）「教員」とは、校長、副校長、教頭、主幹教諭、指導教諭、教諭、助教諭、養護教諭、養護助教諭、栄養教諭、常勤講師、再任用職員（フルタイム）をいう。
注２）「授業を担当している教員」とは、各教科等の授業を定期的に担当している教員をいう。授業を一時的・臨時的に担当する教員は含まない。
注３）「指導者用ＰＣ」とは、教員が使用するために配備されたものをいう。教職員が主として校務用に利用しているコンピュータ（校務用コンピュータ）は含まない。
注４）「指導者用ＰＣ整備率」とは指導者用ＰＣの総数を教員の総数で除して算出した値である。
注５）「教員の校務用ＰＣ」とは、主として教員が校務に使用するコンピュータのことをいう。
注６）「教員の校務用ＰＣ整備率」は、校務用ＰＣの総数を総教員数で除して算出した値である。
注７）「統合型校務支援システム」は、教務系（成績処理、出欠管理、時数等）・保健系（健康診断票、保健室管理等）、指導要録等の学籍関係、学校事務系など統合して
　　機能を有しているシステムをいう。
注８）「遠隔教育」は、遠隔システムを活用した同時双方向型で行う教育をいう。（「『遠隔教育の推進に向けた施策方針』の策定について（通知）」（文部科学省、平成30年9月20日））
注９）「合同授業型」とは、教師が児童生徒等に対面で授業を行う複数の教室等を遠隔により接続することで、児童生徒が多様な意見や考えに触れたり、協働して学習に取り組んだり
　　する機会の充実を図る遠隔教育の形態をいう。
注10）「教師支援型」とは、外部人材等の専門家と、児童生徒や教師がいる教室等を遠隔により接続することで、児童生徒の学習活動の質を高めるとともに、
　　教師の資質向上を図る遠隔教育の形態をいう。
注11）「教科・科目充実型」とは、学校教育法施行規則第77条の２（中学校等）、第88条の３（高等学校等）に基づき、当該教科の免許状を保有する教師による
　　授業を遠隔により提供することで、生徒の多様な科目選択を可能とすること等により、学習機会の充実を図るものをいう。なお、小学校での活用は想定されない。
注12）遠隔教育を実施している学校のうち、「教科・科目充実型」の遠隔教育の実施率は、「教科・科目充実型」の遠隔授業を実施している学校の総数を、
　　遠隔教育を実施していると答えた学校の総数から、遠隔教育を実施していると答えた小学校の総数を引いた数で除した値である。
注13）「個々の児童生徒の状況に応じた遠隔教育」とは、外国人児童生徒等への日本語指導、病気療養児・不登校児童生徒等に対する学習指導等の
　　個々の児童生徒の状況に応じた遠隔教育の形態をいう。

○市区町村（設置者）別「コンピュータの設置状況」及び「インターネット接続状況」の実態（合計）

市　区　町　村　別 （　合　計　）	学校数 校	児童生徒数 人	普通教室数 室	学習者用PC総台数 台	児童生徒一人当たりの学習者用PC台数 台／人	普通教室の大型提示装置整備率 %	普通教室の校内LAN整備率 %	普通教室の無線LAN整備率 %
香川県	39	18,419	850	20,700	1.1	71.8	98.1	97.3
高松市	74	32,605	1,377	34,284	1.1	92.1	97.8	97.5
丸亀市	22	8,738	403	9,035	1.0	84.4	98.0	94.5
坂出市	12	3,006	157	3,196	1.1	94.9	93.6	93.6
善通寺市	10	2,130	116	2,232	1.0	100.0	100.0	100.0
観音寺市	15	3,881	214	4,032	1.0	85.0	98.6	98.6
さぬき市	10	2,669	135	3,181	1.2	94.1	99.3	98.5
東かがわ市	6	1,508	79	1,736	1.2	91.1	100.0	96.2
三豊市	25	4,166	257	4,366	1.0	79.0	97.7	97.3
土庄町	4	750	47	834	1.1	100.0	95.7	95.7
小豆島町	5	748	53	780	1.0	84.9	100.0	98.1
三木町	5	2,192	98	2,231	1.0	94.9	100.0	100.0
直島町	2	164	11	202	1.2	100.0	100.0	100.0
宇多津町	3	1,396	59	1,427	1.0	91.5	100.0	100.0
綾川町	6	1,648	85	1,689	1.0	98.8	98.8	98.8
琴平町	4	449	39	582	1.3	76.9	89.7	79.5
多度津町	5	1,496	60	1,572	1.1	96.7	100.0	100.0
まんのう町	7	1,318	75	1,497	1.1	77.3	100.0	100.0
三豊市観音寺市学校組合	1	355	15	375	1.1	100.0	100.0	100.0
合　計	255	87,638	4,130	93,951	1.1	86.2	98.0	97.2

注１）「児童生徒数」は、令和６年５月１日現在の児童生徒数。
注２）「学習者用ＰＣ」とは、教育用ＰＣのうち、児童生徒が使用するために配備されたものをいう。
注３）「児童生徒一人当たりの学習者用PC台数」は、「学習者用ＰＣ総台数」を令和６年５月１日現在の児童生徒数で除して算出した値である。
注４）「普通教室の大型提示装置整備率」は、大型提示装置を設置している普通教室の総数を普通教室の総数で除して算出した値である。
注５）「普通教室の校内ＬＡＮ整備率」は、校内ＬＡＮを整備する普通教室の総数を普通教室の総数で除して算出した値である。
注６）「普通教室の無線ＬＡＮ整備率」は、無線ＬＡＮを整備する普通教室の総数を普通教室の総数で除して算出した値である。

（令和７年３月１日現在）

普通教室の移動通信システム（LTE等）整備率	移動系通信を利用している学校の内、無線LAN整備済みの普通教室の数	無線LAN又は移動系通信によりインターネット接続を行う普通教室の割合	回線速度の契約理論値 ベストエフォート型	回線速度の契約理論値 ギャランティ型
%	室	%	%	%
***	***	97.3	100.0	0.0
***	***	97.5	98.6	1.4
***	***	94.5	100.0	0.0
100.0	147	100.0	100.0	0.0
***	***	100.0	100.0	0.0
2.8	6	98.6	100.0	0.0
100.0	133	100.0	100.0	0.0
***	***	96.2	100.0	0.0
***	***	97.3	96.0	4.0
***	***	95.7	100.0	0.0
***	***	98.1	100.0	0.0
***	***	100.0	100.0	0.0
***	***	100.0	50.0	50.0
***	***	100.0	100.0	0.0
***	***	98.8	100.0	0.0
***	***	79.5	100.0	0.0
***	***	100.0	100.0	0.0
***	***	100.0	100.0	0.0
***	***	100.0	100.0	0.0
7.2	286	97.5	98.8	1.2

○市区町村（設置者）別「コンピュータの設置状況」及び「インターネット接続状況」の実態（合計）

（令和７年３月１日現在）

市　区　町　村　別 （　合　計　）	教員数 人	授業を担当している教員数 人	指導者用PC台数 台	指導者用PC整備率 %	教員の校務用PC台数 台	教員の校務用PC整備率 %	統合型校務支援システム整備率 %	遠隔教育実施率 %	遠隔教育を実施している学校のうち、「合同授業型」の遠隔授業の実施率 %	遠隔教育を実施している学校のうち、「教師支援型」の遠隔授業の実施率 %	遠隔教育を実施している学校のうち、「教科・科目充実型」の遠隔授業の実施率 %	遠隔教育を実施している学校のうち、個々の児童生徒の状況に応じた遠隔教育の実施率 %
香川県	2,124	1,983	2,386	112.3	2,676	126.0	100.0	53.8	38.1	42.9	4.8	76.2
高松市	2,157	1,958	3,529	163.6	2,481	115.0	100.0	60.8	57.8	24.4	0.0	82.2
丸亀市	600	547	1,066	177.7	666	111.0	100.0	27.3	83.3	16.7	0.0	33.3
坂出市	247	226	272	110.1	288	116.6	100.0	50.0	50.0	16.7	0.0	66.7
善通寺市	190	173	268	141.1	252	132.6	100.0	10.0	0.0	100.0	0.0	100.0
観音寺市	336	288	458	136.3	451	134.2	86.7	60.0	33.3	44.4	0.0	55.6
さぬき市	214	192	300	140.2	294	137.4	100.0	40.0	0.0	50.0	0.0	100.0
東かがわ市	137	121	145	105.8	173	126.3	100.0	0.0	***	***	***	***
三豊市	421	358	528	125.4	604	143.5	100.0	40.0	20.0	20.0	0.0	70.0
土庄町	72	67	90	125.0	116	161.1	0.0	75.0	100.0	66.7	0.0	0.0
小豆島町	94	80	97	103.2	101	107.4	20.0	40.0	0.0	50.0	0.0	100.0
三木町	160	142	174	108.8	180	112.5	0.0	40.0	100.0	100.0	0.0	0.0
直島町	24	18	37	154.2	43	179.2	100.0	100.0	100.0	0.0	0.0	0.0
宇多津町	93	83	104	111.8	125	134.4	100.0	100.0	100.0	33.3	0.0	100.0
綾川町	132	118	170	128.8	202	153.0	100.0	16.7	0.0	0.0	0.0	100.0
琴平町	68	56	100	147.1	93	136.8	0.0	50.0	0.0	50.0	0.0	100.0
多度津町	124	105	156	125.8	238	191.9	100.0	80.0	25.0	25.0	0.0	75.0
まんのう町	115	96	159	138.3	167	145.2	100.0	28.6	0.0	100.0	0.0	0.0
三豊市観音寺市学校組合	36	26	39	108.3	43	119.4	100.0	100.0	100.0	100.0	0.0	100.0
合　計	7,344	6,637	10,078	137.2	9,193	125.2	92.5	48.6	47.6	33.9	1.9	71.0

注１）「教員」とは、校長、副校長、教頭、主幹教諭、指導教諭、教諭、助教諭、養護教諭、養護助教諭、栄養教諭、常勤講師、再任用職員（フルタイム）をいう。
注２）「授業を担当している教員」とは、各教科等の授業を定期的に担当している教員をいう。授業を一時的・臨時的に担当する教員は含まない。
注３）「指導者用ＰＣ」とは、教員が使用するために配備されたものをいう。教職員が主として校務用に利用しているコンピュータ（校務用コンピュータ）は含まない。
注４）「指導者用ＰＣ整備率」とは指導者用ＰＣの総数を教員の総数で除して算出した値である。
注５）「教員の校務用ＰＣ」とは、主として教員が校務に使用するコンピュータのことをいう。
注６）「教員の校務用ＰＣ整備率」は、校務用ＰＣの総数を総教員数で除して算出した値である。
注７）「統合型校務支援システム」は、教務系（成績処理、出欠管理、時数等）・保健系（健康診断票、保健室管理等）、指導要録等の学籍関係、学校事務系など統合して
　　機能を有しているシステムをいう。
注８）「遠隔教育」は、遠隔システムを活用した同時双方向型で行う教育をいう。（「『遠隔教育の推進に向けた施策方針』の策定について（通知）」（文部科学省、平成30年9月20日））
注９）「合同授業型」とは、教師が児童生徒等に対面で授業を行う複数の教室等を遠隔により接続することで、児童生徒が多様な意見や考えに触れたり、協働して学習に取り組んだり
　　する機会の充実を図る遠隔教育の形態をいう。
注10）「教師支援型」とは、外部人材等の専門家と、児童生徒や教師がいる教室等を遠隔により接続することで、児童生徒の学習活動の質を高めるとともに、
　　教師の資質向上を図る遠隔教育の形態をいう。
注11）「教科・科目充実型」とは、学校教育法施行規則第77条の２（中学校等）、第88条の３（高等学校等）に基づき、当該教科の免許状を保有する教師による
　　授業を遠隔により提供することで、生徒の多様な科目選択を可能とすること等により、学習機会の充実を図るものをいう。なお、小学校での活用は想定されない。
注12）遠隔教育を実施している学校のうち、「教科・科目充実型」の遠隔教育の実施率は、「教科・科目充実型」の遠隔授業を実施している学校の総数を、
　　遠隔教育を実施していると答えた学校の総数から、遠隔教育を実施していると答えた小学校の総数を引いた数で除した値である。
注13）「個々の児童生徒の状況に応じた遠隔教育」とは、外国人児童生徒等への日本語指導、病気療養児・不登校児童生徒等に対する学習指導等の
　　個々の児童生徒の状況に応じた遠隔教育の形態をいう。

○市区町村（設置者）別「コンピュータの設置状況」及び「インターネット接続状況」の実態（小学校）

市　区　町　村　別 （　小　学　校　）	学校数 校	児童生徒数 人	普通教室数 室	学習者用PC総台数 台	児童生徒一人当たりの学習者用PC台数 台／人	普通教室の大型提示装置整備率 %	普通教室の校内LAN整備率 %
高松市	49	21,226	955	22,208	1.0	94.1	98.1
丸亀市	16	5,844	289	6,083	1.0	81.7	99.0
坂出市	9	1,968	111	2,120	1.1	97.3	96.4
善通寺市	8	1,427	83	1,435	1.0	100.0	100.0
観音寺市	10	2,689	153	2,822	1.0	85.0	98.0
さぬき市	7	1,715	97	1,984	1.2	91.8	99.0
東かがわ市	3	988	51	1,131	1.1	96.1	100.0
三豊市	19	2,845	187	2,895	1.0	88.2	96.8
土庄町	2	478	29	498	1.0	100.0	100.0
小豆島町	4	497	40	497	1.0	80.0	100.0
三木町	4	1,442	74	1,440	1.0	95.9	100.0
直島町	1	110	7	118	1.1	100.0	100.0
宇多津町	2	934	41	964	1.0	95.1	100.0
綾川町	5	1,121	65	1,122	1.0	98.5	98.5
琴平町	3	293	30	386	1.3	80.0	86.7
多度津町	4	990	42	1,066	1.1	95.2	100.0
まんのう町	6	847	60	990	1.2	71.7	100.0
合　　計	152	45,414	2,314	47,759	1.1	91.1	98.3

注１）「児童生徒数」は、令和６年５月１日現在の児童生徒数。
注２）「学習者用ＰＣ」とは、教育用ＰＣのうち、児童生徒が使用するために配備されたものをいう。
注３）「児童生徒一人当たりの学習者用PC台数」は、「学習者用ＰＣ総台数」を令和６年５月１日現在の児童生徒数で除して算出した値である。
注４）「普通教室の大型提示装置整備率」は、大型提示装置を設置している普通教室の総数を普通教室の総数で除して算出した値である。
注５）「普通教室の校内ＬＡＮ整備率」は、校内ＬＡＮを整備する普通教室の総数を普通教室の総数で除して算出した値である。
注６）「普通教室の無線ＬＡＮ整備率」は、無線ＬＡＮを整備する普通教室の総数を普通教室の総数で除して算出した値である。

（令和７年３月１日現在）

普通教室の無線LAN整備率 %	普通教室の移動通信システム（LTE等）整備率 %	移動系通信を利用している学校の内、無線LAN整備済みの普通教室の数 室	無線LAN又は移動系通信によりインターネット接続を行う普通教室の割合 %	回線速度の契約理論値 ベストエフォート型 %	回線速度の契約理論値 ギャランティ型 %
97.8	***	***	97.8	100.0	0.0
94.1	***	***	94.1	100.0	0.0
96.4	100.0	107	100.0	100.0	0.0
100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
98.0	2.0	3	98.0	100.0	0.0
97.9	100.0	95	100.0	100.0	0.0
94.1	***	***	94.1	100.0	0.0
96.3	***	***	96.3	100.0	0.0
100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
100.0	***	***	100.0	0.0	100.0
100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
98.5	***	***	98.5	100.0	0.0
73.3	***	***	73.3	100.0	0.0
100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
97.1	9.1	205	97.4	99.3	0.7

○市区町村（設置者）別「コンピュータの設置状況」及び「インターネット接続状況」の実態（小学校）

（令和７年３月１日現在）

市　区　町　村　別 （　小　学　校　）	教員数 人	授業を担当している教員数 人	指導者用PC台数 台	指導者用PC整備率 %	教員の校務用PC台数 台	教員の校務用PC整備率 %	統合型校務支援システム整備率 %	遠隔教育実施率 %	遠隔教育を実施している学校のうち、「合同授業型」の遠隔授業の実施率 %	遠隔教育を実施している学校のうち、「教師支援型」の遠隔授業の実施率 %	遠隔教育を実施している学校のうち、「教科・科目充実型」の遠隔授業の実施率 %	遠隔教育を実施している学校のうち、個々の児童生徒の状況に応じた遠隔教育の実施率 %
高松市	1,329	1,188	2,264	170.4	1,524	114.7	100.0	63.3	54.8	22.6	***	83.9
丸亀市	376	343	716	190.4	415	110.4	100.0	25.0	75.0	25.0	***	50.0
坂出市	162	149	173	106.8	184	113.6	100.0	55.6	60.0	20.0	***	60.0
善通寺市	129	115	210	162.8	185	143.4	100.0	12.5	0.0	100.0	***	100.0
観音寺市	215	183	310	144.2	291	135.3	80.0	50.0	40.0	60.0	***	40.0
さぬき市	136	120	189	139.0	194	142.6	100.0	57.1	0.0	50.0	***	100.0
東かがわ市	74	68	72	97.3	95	128.4	100.0	0.0	***	***	***	***
三豊市	272	227	354	130.1	420	154.4	100.0	31.6	16.7	16.7	***	66.7
土庄町	38	35	45	118.4	47	123.7	0.0	50.0	100.0	0.0	***	0.0
小豆島町	64	53	65	101.6	71	110.9	25.0	50.0	0.0	50.0	***	100.0
三木町	105	94	122	116.2	128	121.9	0.0	50.0	100.0	100.0	***	0.0
直島町	14	11	23	164.3	23	164.3	100.0	100.0	100.0	0.0	***	0.0
宇多津町	60	51	69	115.0	81	135.0	100.0	100.0	100.0	50.0	***	100.0
綾川町	93	82	118	126.9	141	151.6	100.0	20.0	0.0	0.0	***	100.0
琴平町	43	34	71	165.1	68	158.1	0.0	33.3	0.0	100.0	***	100.0
多度津町	87	69	119	136.8	166	190.8	100.0	75.0	33.3	0.0	***	100.0
まんのう町	80	66	108	135.0	119	148.8	100.0	33.3	0.0	100.0	***	0.0
合　　計	3,277	2,888	5,028	153.4	4,152	126.7	90.8	46.7	46.5	32.4	***	71.8

注１）「教員」とは、校長、副校長、教頭、主幹教諭、指導教諭、教諭、助教諭、養護教諭、養護助教諭、栄養教諭、常勤講師、再任用職員（フルタイム）をいう。
注２）「授業を担当している教員」とは、各教科等の授業を定期的に担当している教員をいう。授業を一時的・臨時的に担当する教員は含まない。
注３）「指導者用ＰＣ」とは、教員が使用するために配備されたものをいう。教職員が主として校務用に利用しているコンピュータ（校務用コンピュータ）は含まない。
注４）「指導者用ＰＣ整備率」とは指導者用ＰＣの総数を教員の総数で除して算出した値である。
注５）「教員の校務用ＰＣ」とは、主として教員が校務に使用するコンピュータのことをいう。
注６）「教員の校務用ＰＣ整備率」は、校務用ＰＣの総数を総教員数で除して算出した値である。
注７）「統合型校務支援システム」は、教務系（成績処理、出欠管理、時数等）・保健系（健康診断票、保健室管理等）、指導要録等の学籍関係、学校事務系など統合して
　　機能を有しているシステムをいう。
注８）「遠隔教育」は、遠隔システムを活用した同時双方向型で行う教育をいう。（「『遠隔教育の推進に向けた施策方針』の策定について（通知）」（文部科学省、平成30年9月20日））
注９）「合同授業型」とは、教師が児童生徒等に対面で授業を行う複数の教室等を遠隔により接続することで、児童生徒が多様な意見や考えに触れたり、協働して学習に取り組んだり
　　する機会の充実を図る遠隔教育の形態をいう。
注10）「教師支援型」とは、外部人材等の専門家と、児童生徒や教師がいる教室等を遠隔により接続することで、児童生徒の学習活動の質を高めるとともに、
　　教師の資質向上を図る遠隔教育の形態をいう。
注11）「教科・科目充実型」とは、学校教育法施行規則第77条の２（中学校等）、第88条の３（高等学校等）に基づき、当該教科の免許状を保有する教師による
　　授業を遠隔により提供することで、生徒の多様な科目選択を可能とすること等により、学習機会の充実を図るものをいう。なお、小学校での活用は想定されない。
注12）遠隔教育を実施している学校のうち、「教科・科目充実型」の遠隔教育の実施率は、「教科・科目充実型」の遠隔授業を実施している学校の総数を、
　　遠隔教育を実施していると答えた学校の総数から、遠隔教育を実施していると答えた小学校の総数を引いた数で除した値である。
注13）「個々の児童生徒の状況に応じた遠隔教育」とは、外国人児童生徒等への日本語指導、病気療養児・不登校児童生徒等に対する学習指導等の
　　個々の児童生徒の状況に応じた遠隔教育の形態をいう。

○市区町村（設置者）別「コンピュータの設置状況」及び「インターネット接続状況」の実態（中学校）

市　区　町　村　別 （　中　学　校　）	学校数 校	児童生徒数 人	普通教室数 室	学習者用PC総台数 台	児童生徒一人当たりの学習者用PC台数 台／人	普通教室の大型提示装置整備率 %	普通教室の校内LAN整備率 %	普通教室の無線LAN整備率 %
香川県	1	277	9	190	0.7	100.0	100.0	100.0
高松市	24	10,594	401	11,204	1.1	86.8	97.0	96.8
丸亀市	6	2,894	114	2,952	1.0	91.2	95.6	95.6
坂出市	3	1,038	46	1,076	1.0	89.1	87.0	87.0
善通寺市	2	703	33	797	1.1	100.0	100.0	100.0
観音寺市	5	1,192	61	1,210	1.0	85.2	100.0	100.0
さぬき市	3	954	38	1,197	1.3	100.0	100.0	100.0
東かがわ市	3	520	28	605	1.2	82.1	100.0	100.0
三豊市	6	1,321	70	1,471	1.1	54.3	100.0	100.0
土庄町	2	272	18	336	1.2	100.0	88.9	88.9
小豆島町	1	251	13	283	1.1	100.0	100.0	92.3
三木町	1	750	24	791	1.1	91.7	100.0	100.0
直島町	1	54	4	84	1.6	100.0	100.0	100.0
宇多津町	1	462	18	463	1.0	83.3	100.0	100.0
綾川町	1	527	20	567	1.1	100.0	100.0	100.0
琴平町	1	156	9	196	1.3	66.7	100.0	100.0
多度津町	1	506	18	506	1.0	100.0	100.0	100.0
まんのう町	1	471	15	507	1.1	100.0	100.0	100.0
三豊市観音寺市学校組合	1	355	15	375	1.1	100.0	100.0	100.0
合　計	64	23,297	954	24,810	1.1	87.2	97.4	97.2

注１）「児童生徒数」は、令和６年５月１日現在の児童生徒数。
注２）「学習者用ＰＣ」とは、教育用ＰＣのうち、児童生徒が使用するために配備されたものをいう。
注３）「児童生徒一人当たりの学習者用PC台数」は、「学習者用ＰＣ総台数」を令和６年５月１日現在の児童生徒数で除して算出した値である。
注４）「普通教室の大型提示装置整備率」は、大型提示装置を設置している普通教室の総数を普通教室の総数で除して算出した値である。
注５）「普通教室の校内ＬＡＮ整備率」は、校内ＬＡＮを整備する普通教室の総数を普通教室の総数で除して算出した値である。
注６）「普通教室の無線ＬＡＮ整備率」は、無線ＬＡＮを整備する普通教室の総数を普通教室の総数で除して算出した値である。

（令和７年３月１日現在）

普通教室の移動通信システム（LTE等）整備率	移動系通信を利用している学校の内、無線LAN整備済みの普通教室の数	無線LAN又は移動系通信によりインターネット接続を行う普通教室の割合	回線速度の契約理論値 ベストエフォート型	回線速度の契約理論値 ギャランティ型
%	室	%	%	%
***	***	100.0	100.0	0.0
***	***	96.8	100.0	0.0
***	***	95.6	100.0	0.0
100.0	40	100.0	100.0	0.0
***	***	100.0	100.0	0.0
4.9	3	100.0	100.0	0.0
100.0	38	100.0	100.0	0.0
***	***	100.0	100.0	0.0
***	***	100.0	83.3	16.7
***	***	88.9	100.0	0.0
***	***	92.3	100.0	0.0
***	***	100.0	100.0	0.0
***	***	100.0	100.0	0.0
***	***	100.0	100.0	0.0
***	***	100.0	100.0	0.0
***	***	100.0	100.0	0.0
***	***	100.0	100.0	0.0
***	***	100.0	100.0	0.0
***	***	100.0	100.0	0.0
9.1	81	97.8	98.4	1.6

○市区町村（設置者）別「コンピュータの設置状況」及び「インターネット接続状況」の実態（中学校）

（令和７年３月１日現在）

市　区　町　村　別 （　中　学　校　）	教員数 人	授業を担当している教員数 人	指導者用PC台数 台	指導者用PC整備率 %	教員の校務用PC台数 台	教員の校務用PC整備率 %	統合型校務支援システム整備率 %	遠隔教育実施率 %	遠隔教育を実施している学校のうち、「合同授業型」の遠隔授業の実施率 %	遠隔教育を実施している学校のうち、「教師支援型」の遠隔授業の実施率 %	遠隔教育を実施している学校のうち、「教科・科目充実型」の遠隔授業の実施率 %	遠隔教育を実施している学校のうち、個々の児童生徒の状況に応じた遠隔教育の実施率 %
香川県	22	20	20	90.9	21	95.5	100.0	0.0	***	***	***	***
高松市	762	708	1,200	157.5	892	117.1	100.0	54.2	61.5	30.8	0.0	84.6
丸亀市	224	204	350	156.3	251	112.1	100.0	33.3	100.0	0.0	0.0	0.0
坂出市	85	77	99	116.5	104	122.4	100.0	33.3	0.0	0.0	0.0	100.0
善通寺市	61	58	58	95.1	67	109.8	100.0	0.0	***	***	***	***
観音寺市	121	105	148	122.3	160	132.2	100.0	80.0	25.0	25.0	0.0	75.0
さぬき市	78	72	111	142.3	100	128.2	100.0	0.0	***	***	***	***
東かがわ市	63	53	73	115.9	78	123.8	100.0	0.0	***	***	***	***
三豊市	149	131	174	116.8	184	123.5	100.0	66.7	25.0	25.0	0.0	75.0
土庄町	34	32	45	132.4	69	202.9	0.0	100.0	100.0	100.0	0.0	0.0
小豆島町	30	27	32	106.7	30	100.0	0.0	0.0	***	***	***	***
三木町	55	48	52	94.5	52	94.5	0.0	0.0	***	***	***	***
直島町	10	7	14	140.0	20	200.0	100.0	100.0	100.0	0.0	0.0	0.0
宇多津町	33	32	35	106.1	44	133.3	100.0	100.0	100.0	0.0	0.0	100.0
綾川町	39	36	52	133.3	61	156.4	100.0	0.0	***	***	***	***
琴平町	25	22	29	116.0	25	100.0	0.0	100.0	0.0	0.0	0.0	100.0
多度津町	37	36	37	100.0	72	194.6	100.0	100.0	0.0	100.0	0.0	0.0
まんのう町	35	30	51	145.7	48	137.1	100.0	0.0	***	***	***	***
三豊市観音寺市学校組	36	26	39	108.3	43	119.4	100.0	100.0	100.0	100.0	0.0	100.0
合　　計	1,899	1,724	2,619	137.9	2,321	122.2	92.2	48.4	54.8	32.3	0.0	67.7

注１）「教員」とは、校長、副校長、教頭、主幹教諭、指導教諭、教諭、助教諭、養護教諭、養護助教諭、栄養教諭、常勤講師、再任用職員（フルタイム）をいう。
注２）「授業を担当している教員」とは、各教科等の授業を定期的に担当している教員をいう。授業を一時的・臨時的に担当する教員は含まない。
注３）「指導者用ＰＣ」とは、教員が使用するために配備されたものをいう。教職員が主として校務用に利用しているコンピュータ（校務用コンピュータ）は含まない。
注４）「指導者用ＰＣ整備率」とは指導者用ＰＣの総数を教員の総数で除して算出した値である。
注５）「教員の校務用ＰＣ」とは、主として教員が校務に使用するコンピュータのことをいう。
注６）「教員の校務用ＰＣ整備率」は、校務用ＰＣの総数を総教員数で除して算出した値である。
注７）「統合型校務支援システム」は、教務系（成績処理、出欠管理、時数等）・保健系（健康診断票、保健室管理等）、指導要録等の学籍関係、学校事務系など統合して
　　機能を有しているシステムをいう。
注８）「遠隔教育」は、遠隔システムを活用した同時双方向型で行う教育をいう。（「『遠隔教育の推進に向けた施策方針』の策定について（通知）」（文部科学省、平成30年9月20日））
注９）「合同授業型」とは、教師が児童生徒等に対面で授業を行う複数の教室等を遠隔により接続することで、児童生徒が多様な意見や考えに触れたり、協働して学習に取り組んだり
　　する機会の充実を図る遠隔教育の形態をいう。
注10）「教師支援型」とは、外部人材等の専門家と、児童生徒や教師がいる教室等を遠隔により接続することで、児童生徒の学習活動の質を高めるとともに、
　　教師の資質向上を図る遠隔教育の形態をいう。
注11）「教科・科目充実型」とは、学校教育法施行規則第77条の２（中学校等）、第88条の３（高等学校等）に基づき、当該教科の免許状を保有する教師による
　　授業を遠隔により提供することで、生徒の多様な科目選択を可能とすること等により、学習機会の充実を図るものをいう。なお、小学校での活用は想定されない。
注12）遠隔教育を実施している学校のうち、「教科・科目充実型」の遠隔教育の実施率は、「教科・科目充実型」の遠隔授業を実施している学校の総数を、
　　遠隔教育を実施していると答えた学校の総数から、遠隔教育を実施していると答えた小学校の総数を引いた数で除した値である。
注13）「個々の児童生徒の状況に応じた遠隔教育」とは、外国人児童生徒等への日本語指導、病気療養児・不登校児童生徒等に対する学習指導等の
　　個々の児童生徒の状況に応じた遠隔教育の形態をいう。

○市区町村（設置者）別「コンピュータの設置状況」及び「インターネット接続状況」の実態（義務教育学校）

市　区　町　村　別 （義務教育学校）	学校数 校	児童生徒数 人	普通教室数 室	学習者用PC総台数 台	児童生徒一人当たりの学習者用PC台数 台／人	普通教室の大型提示装置整備率 %
合　計	***	***	***	***	***	***

注１）「児童生徒数」は、令和６年５月１日現在の児童生徒数。
注２）「学習者用ＰＣ」とは、教育用ＰＣのうち、児童生徒が使用するために配備されたものをいう。
注３）「児童生徒一人当たりの学習者用PC台数」は、「学習者用ＰＣ総台数」を令和６年５月１日現在の児童生徒数で除して算出した値であ
注４）「普通教室の大型提示装置整備率」は、大型提示装置を設置している普通教室の総数を普通教室の総数で除して算出した値である。
注５）「普通教室の校内ＬＡＮ整備率」は、校内ＬＡＮを整備する普通教室の総数を普通教室の総数で除して算出した値である。
注６）「普通教室の無線ＬＡＮ整備率」は、無線ＬＡＮを整備する普通教室の総数を普通教室の総数で除して算出した値である。

（令和７年３月１日現在）

普通教室の校内LAN整備率 %	普通教室の無線LAN整備率 %	普通教室の移動通信システム（LTE等）整備率 %	移動系通信を利用している学校の内、無線LAN整備済みの普通教室の数 室	無線LAN又は移動系通信によりインターネット接続を行う普通教室の割合 %	回線速度の契約理論値 ベストエフォート型 %	回線速度の契約理論値 ギャランティ型 %
***	***	***	***	***	***	***

る。

○市区町村（設置者）別「コンピュータの設置状況」及び「インターネット接続状況」の実態（義務教育学校）

（令和７年３月１日現在）

市　区　町　村　別 （義務教育学校）	教員数 人	授業を担当している教員数 人	指導者用PC台数 台	指導者用PC整備率 %	教員の校務用PC台数 台	教員の校務用PC整備率 %	統合型校務支援システム整備率 %	遠隔教育実施率 %	遠隔教育を実施している学校のうち、「合同授業型」の遠隔授業の実施率 %	遠隔教育を実施している学校のうち、「教師支援型」の遠隔授業の実施率 %	遠隔教育を実施している学校のうち、「教科・科目充実型」の遠隔授業の実施率 %	遠隔教育を実施している学校のうち、個々の児童生徒の状況に応じた遠隔教育の実施率 %
合　　計	***	***	***	***	***	***	***	***	***	***	***	***

注１）「教員」とは、校長、副校長、教頭、主幹教諭、指導教諭、教諭、助教諭、養護教諭、養護助教諭、栄養教諭、常勤講師、再任用職員（フルタイム）をいう。
注２）「授業を担当している教員」とは、各教科等の授業を定期的に担当している教員をいう。授業を一時的・臨時的に担当する教員は含まない。
注３）「指導者用ＰＣ」とは、教員が使用するために配備されたものをいう。教職員が主として校務用に利用しているコンピュータ（校務用コンピュータ）は含まない。
注４）「指導者用ＰＣ整備率」とは指導者用ＰＣの総数を教員の総数で除して算出した値である。
注５）「教員の校務用ＰＣ」とは、主として教員が校務に使用するコンピュータのことをいう。
注６）「教員の校務用ＰＣ整備率」は、校務用ＰＣの総数を総教員数で除して算出した値である。
注７）「統合型校務支援システム」は、教務系（成績処理、出欠管理、時数等）・保健系（健康診断票、保健室管理等）、指導要録等の学籍関係、学校事務系など統合して
機能を有しているシステムをいう。
注８）「遠隔教育」は、遠隔システムを活用した同時双方向型で行う教育をいう。（「『遠隔教育の推進に向けた施策方針』の策定について（通知）」（文部科学省、平成30年9月20日））
注９）「合同授業型」とは、教師が児童生徒等に対面で授業を行う複数の教室等を遠隔により接続することで、児童生徒が多様な意見や考えに触れたり、協働して学習に取り組んだり
する機会の充実を図る遠隔教育の形態をいう。
注10）「教師支援型」とは、外部人材等の専門家と、児童生徒や教師がいる教室等を遠隔により接続することで、児童生徒の学習活動の質を高めるとともに、
教師の資質向上を図る遠隔教育の形態をいう。
注11）「教科・科目充実型」とは、学校教育法施行規則第77条の２（中学校等）、第88条の３（高等学校等）に基づき、当該教科の免許状を保有する教師による
授業を遠隔により提供することで、生徒の多様な科目選択を可能とすること等により、学習機会の充実を図るものをいう。なお、小学校での活用は想定されない。
注12）遠隔教育を実施している学校のうち、「教科・科目充実型」の遠隔教育の実施率は、「教科・科目充実型」の遠隔授業を実施している学校の総数を、
遠隔教育を実施していると答えた学校の総数から、遠隔教育を実施していると答えた小学校の総数を引いた数で除した値である。
注13）「個々の児童生徒の状況に応じた遠隔教育」とは、外国人児童生徒等への日本語指導、病気療養児・不登校児童生徒等に対する学習指導等の
個々の児童生徒の状況に応じた遠隔教育の形態をいう。

○市区町村（設置者）別「コンピュータの設置状況」及び「インターネット接続状況」の実態（高等学校）

（令和７年３月１日現在）

市区町村別（高等学校）	学校数	学校数（専門学科・総合学科単独及び複数学科設置校）	児童生徒数	児童生徒数（専門学科・総合学科単独及び複数学科設置校）	普通教室数	普通教室数（専門学科・総合学科単独及び複数学科設置校）	学習者用PC総台数	学習者用PC総台数（専門学科・総合学科単独及び複数学科設置校）	児童生徒一人当たりの学習者用PC台数	児童生徒一人当たりの学習者用PC台数（専門学科・総合学科単独及び複数学科設置校）	普通教室の大型提示装置整備率	普通教室の大型提示装置整備率（専門学科・総合学科単独及び複数学科設置校）	普通教室の校内LAN整備率	普通教室の校内LAN整備率（専門学科・総合学科単独及び複数学科設置校）	普通教室の無線LAN整備率	普通教室の無線LAN整備率（専門学科・総合学科単独及び複数学科設置校）	普通教室の移動通信システム（LTE等）整備率	普通教室の移動通信システム（LTE等）整備率（専門学科・総合学科単独及び複数学科設置校）	移動系通信を利用している学校の内、無線LAN整備済みの普通教室の数	移動系通信を利用している学校の内、無線LAN整備済みの普通教室の数（専門学科・総合学科単独及び複数学科設置校）	無線LAN又は移動系通信によりインターネット接続を行う普通教室の割合	無線LAN又は移動系通信によりインターネット接続を行う普通教室の割合（専門学科・総合学科単独及び複数学科設置校）	回線速度の契約理論値ベストエフォート型	回線速度の契約理論値ベストエフォート型（専門学科・総合学科単独及び複数学科設置校）	回線速度の契約理論値ギャランティ型	回線速度の契約理論値ギャランティ型（専門学科・総合学科単独及び複数学科設置校）
	校	校	人	人	室	室	台	台	台／人	台／人	%	%	%	%	%	%	%	%	室	室	%	%	%	%	%	%	%
香川県	29	17	17,016	9,063	608	336	18,881	10,853	1.1	1.2	69.6	65.5	97.4	97.6	97.0	97.6	***	***	***	***	97.0	97.6	100.0	100.0	0.0	0.0
高松市	1	1	785	785	21	21	872	872	1.1	1.1	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	***	***	***	***	100.0	100.0	0.0	0.0	100.0	100.0
合計	30	18	17,801	9,848	629	357	19,753	11,725	1.1	1.2	70.6	67.5	97.5	97.8	97.1	97.8	***	***	***	***	97.1	97.8	96.7	94.4	3.3	5.6

注１）「児童生徒数」は、令和６年５月１日現在の児童生徒数。
注２）「学習者用ＰＣ」とは、教育用ＰＣのうち、児童生徒が使用するために配備されたものをいう。
注３）「児童生徒一人当たりの学習者用PC台数」は、「学習者用ＰＣ総台数」を令和６年５月１日現在の児童生徒数で除して算出した値である。
注４）「普通教室の大型提示装置整備率」は、大型提示装置を設置している普通教室の総数を普通教室の総数で除して算出した値である。
注５）「普通教室の校内ＬＡＮ整備率」は、校内ＬＡＮを整備する普通教室の総数を普通教室の総数で除して算出した値である。
注６）「普通教室の無線ＬＡＮ整備率」は、無線ＬＡＮを整備する普通教室の総数を普通教室の総数で除して算出した値である。

○市区町村（設置者）別「コンピュータの設置状況」及び「インターネット接続状況」の実態（高等学校）

（令和７年３月１日現在）

市区町村別（高等学校）	教員数	教員数（専門学科・総合学科単独及び複数学科設置校）	授業を担当している教員数	授業を担当している教員数（専門学科・総合学科単独及び複数学科設置校）	指導者用PC台数	指導者用PC台数（専門学科・総合学科単独及び複数学科設置校）	指導者用PC整備率	指導者用PC整備率（専門学科・総合学科単独及び複数学科設置校）	教員の校務用PC台数	教員の校務用PC台数（専門学科・総合学科単独及び複数学科設置校）	教員の校務用PC整備率	教員の校務用PC整備率（専門学科・総合学科単独及び複数学科設置校）	統合型校務支援システム整備率	統合型校務支援システム整備率（専門学科・総合学科単独及び複数学科設置校）	遠隔教育実施率	遠隔教育実施率（専門学科・総合学科単独及び複数学科設置校）	遠隔教育を実施している学校のうち、「合同授業型」の遠隔授業の実施率	遠隔教育を実施している学校のうち、「合同授業型」の遠隔授業の実施率（専門学科・総合学	遠隔教育を実施している学校のうち、「教師支援型」の遠隔授業の実施率	遠隔教育を実施している学校のうち、「教師支援型」の遠隔授業の実施率（専門学科・総合学	遠隔教育を実施している学校のうち、「教科・科目充実型」の遠隔授業の実施率	遠隔教育を実施している学校のうち、「教科・科目充実型」の遠隔授業の実施率（専門学	遠隔教育を実施している学校のうち、個々の児童生徒の状況に応じた遠隔教育の実施率	遠隔教育を実施している学校のうち、個々の児童生徒の状況に応じた遠隔教育の実施率（専門学
	人	人	人	人	台	台	%	%	台	台	%	%	%	%	%	%	%	%	%	%	%	%	%	%
香川県	1,440	870	1,353	818	1,696	1,131	117.8	130.0	1,812	1,138	125.8	130.8	100.0	100.0	55.2	41.2	37.5	42.9	50.0	71.4	0.0	0.0	75.0	57.1
高松市	66	66	62	62	65	65	98.5	98.5	65	65	98.5	98.5	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
合計	1,506	936	1,415	880	1,761	1,196	116.9	127.8	1,877	1,203	124.6	128.5	100.0	100.0	56.7	44.4	41.2	50.0	47.1	62.5	0.0	0.0	70.6	50.0

注１）「教員」とは、校長、副校長、教頭、主幹教諭、指導教諭、教諭、助教諭、養護教諭、養護助教諭、栄養教諭、常勤講師、再任用職員（フルタイム）をいう。
注２）「授業を担当している教員」とは、各教科等の授業を定期的に担当している教員をいう。授業を一時的・臨時的に担当する教員は含まない。
注３）「指導者用ＰＣ」とは、教員が使用するために配備されたものをいう。教職員が主として校務用に利用しているコンピュータ（校務用コンピュータ）は含まない。
注４）「指導者用ＰＣ整備率」とは指導者用ＰＣの総数を教員の総数で除して算出した値である。
注５）「教員の校務用ＰＣ」とは、主として教員が校務に使用するコンピュータのことをいう。
注６）「教員の校務用ＰＣ整備率」は、校務用ＰＣの総数を総教員数で除して算出した値である。
注７）「統合型校務支援システム」は、教務系（成績処理、出欠管理、時数等）・保健系（健康診断票、保健室管理等）、指導要録等の学籍関係、学校事務系など統合して機能を有しているシステムをいう。
注８）「遠隔教育」は、遠隔システムを活用した同時双方向型で行う教育をいう。（「『遠隔教育の推進に向けた施策方針』の策定について（通知）」（文部科学省、平成30年9月20日））
注９）「合同授業型」とは、教師が児童生徒等に対面で授業を行う複数の教室等を遠隔により接続することで、児童生徒が多様な意見や考えに触れたり、協働して学習に取り組んだりする機会の充実を図る遠隔教育の形態をいう。
注10）「教師支援型」とは、外部人材等の専門家と、児童生徒や教師がいる教室等を遠隔により接続することで、児童生徒の学習活動の質を高めるとともに、教師の資質向上を図る遠隔教育の形態をいう。
注11）「教科・科目充実型」とは、学校教育法施行規則第77条の２（中学校等）、第88条の３（高等学校等）に基づき、当該教科の免許状を保有する教師による授業を遠隔により提供することで、生徒の多様な科目選択を可能とすること等により、学習機会の充実を図るものをいう。なお、小学校での活用は想定されない。
注12）遠隔教育を実施している学校のうち、「教科・科目充実型」の遠隔教育の実施率は、「教科・科目充実型」の遠隔授業を実施している学校の総数を、遠隔教育を実施していると答えた学校の総数から、遠隔教育を実施していると答えた小学校の総数を引いた数で除した値である。
注13）「個々の児童生徒の状況に応じた遠隔教育」とは、外国人児童生徒等への日本語指導、病気療養児・不登校児童生徒等に対する学習指導等の個々の児童生徒の状況に応じた遠隔教育の形態をいう。

○市区町村（設置者）別「コンピュータの設置状況」及び「インターネット接続状況」の実態（中等教育学校）

市　区　町　村　別 （中等教育学校）	学校数 校	児童生徒数 人	普通教室数 室	学習者用PC総台数 台	児童生徒一人当たりの学習者用PC台数 台／人	普通教室の大型提示装置整備率 %
合　計	***	***	***	***	***	***

注１）「児童生徒数」は、令和６年５月１日現在の児童生徒数。
注２）「学習者用ＰＣ」とは、教育用ＰＣのうち、児童生徒が使用するために配備されたものをいう。
注３）「児童生徒一人当たりの学習者用PC台数」は、「学習者用ＰＣ総台数」を令和６年５月１日現在の児童生徒数で除して算出した値であ
注４）「普通教室の大型提示装置整備率」は、大型提示装置を設置している普通教室の総数を普通教室の総数で除して算出した値である。
注５）「普通教室の校内ＬＡＮ整備率」は、校内ＬＡＮを整備する普通教室の総数を普通教室の総数で除して算出した値である。
注６）「普通教室の無線ＬＡＮ整備率」は、無線ＬＡＮを整備する普通教室の総数を普通教室の総数で除して算出した値である。

（令和７年３月１日現在）

普通教室の校内LAN整備率 %	普通教室の無線LAN整備率 %	普通教室の移動通信システム（LTE等）整備率 %	移動系通信を利用している学校の内、無線LAN整備済みの普通教室の数 室	無線LAN又は移動系通信によりインターネット接続を行う普通教室の割合 %	回線速度の契約理論値 ベストエフォート型 %	回線速度の契約理論値 ギャランティ型 %
***	***	***	***	***	***	***

る。

○市区町村（設置者）別「コンピュータの設置状況」及び「インターネット接続状況」の実態（中等教育学校）

（令和７年３月１日現在）

市　区　町　村　別 （中等教育学校）	教員数 人	授業を担当している教員数 人	指導者用PC台数 台	指導者用PC整備率 %	教員の校務用PC台数 台	教員の校務用PC整備率 %	統合型校務支援システム整備率 %	遠隔教育実施率 %	遠隔教育を実施している学校のうち、「合同授業型」の遠隔授業の実施率 %	遠隔教育を実施している学校のうち、「教師支援型」の遠隔授業の実施率 %	遠隔教育を実施している学校のうち、「教科・科目充実型」の遠隔授業の実施率 %	遠隔教育を実施している学校のうち、個々の児童生徒の状況に応じた遠隔教育の実施率 %
合　　計	***	***	***	***	***	***	***	***	***	***	***	***

注１）「教員」とは、校長、副校長、教頭、主幹教諭、指導教諭、教諭、助教諭、養護教諭、養護助教諭、栄養教諭、常勤講師、再任用職員（フルタイム）をいう。
注２）「授業を担当している教員」とは、各教科等の授業を定期的に担当している教員をいう。授業を一時的・臨時的に担当する教員は含まない。
注３）「指導者用ＰＣ」とは、教員が使用するために配備されたものをいう。教職員が主として校務用に利用しているコンピュータ（校務用コンピュータ）は含まない。
注４）「指導者用ＰＣ整備率」とは指導者用ＰＣの総数を教員の総数で除して算出した値である。
注５）「教員の校務用ＰＣ」とは、主として教員が校務に使用するコンピュータのことをいう。
注６）「教員の校務用ＰＣ整備率」は、校務用ＰＣの総数を総教員数で除して算出した値である。
注７）「統合型校務支援システム」は、教務系（成績処理、出欠管理、時数等）・保健系（健康診断票、保健室管理等）、指導要録等の学籍関係、学校事務系など統合して
　　機能を有しているシステムをいう。
注８）「遠隔教育」は、遠隔システムを活用した同時双方向型で行う教育をいう。（「『遠隔教育の推進に向けた施策方針』の策定について（通知）」（文部科学省、平成30年9月20日））
注９）「合同授業型」とは、教師が児童生徒等に対面で授業を行う複数の教室等を遠隔により接続することで、児童生徒が多様な意見や考えに触れたり、協働して学習に取り組んだり
　　する機会の充実を図る遠隔教育の形態をいう。
注10）「教師支援型」とは、外部人材等の専門家と、児童生徒や教師がいる教室等を遠隔により接続することで、児童生徒の学習活動の質を高めるとともに、
　　教師の資質向上を図る遠隔教育の形態をいう。
注11）「教科・科目充実型」とは、学校教育法施行規則第77条の２（中学校等）、第88条の３（高等学校等）に基づき、当該教科の免許状を保有する教師による
　　授業を遠隔により提供することで、生徒の多様な科目選択を可能とすること等により、学習機会の充実を図るものをいう。なお、小学校での活用は想定されない。
注12）遠隔教育を実施している学校のうち、「教科・科目充実型」の遠隔教育の実施率は、「教科・科目充実型」の遠隔授業を実施している学校の総数を、
　　遠隔教育を実施していると答えた学校の総数から、遠隔教育を実施していると答えた小学校の総数を引いた数で除した値である。
注13）「個々の児童生徒の状況に応じた遠隔教育」とは、外国人児童生徒等への日本語指導、病気療養児・不登校児童生徒等に対する学習指導等の
　　個々の児童生徒の状況に応じた遠隔教育の形態をいう。

○市区町村（設置者）別「コンピュータの設置状況」及び「インターネット接続状況」の実態（特別支援学校）

市　区　町　村　別 （特別支援学校）	学校数 校	児童生徒数 人	普通教室数 室	学習者用PC総台数 台	児童生徒一人当たりの学習者用PC台数 台／人	普通教室の大型提示装置整備率 %
香川県	9	1,126	233	1,629	1.4	76.4
合　計	9	1,126	233	1,629	1.4	76.4

注１）「児童生徒数」は、令和６年５月１日現在の児童生徒数。
注２）「学習者用ＰＣ」とは、教育用ＰＣのうち、児童生徒が使用するために配備されたものをいう。
注３）「児童生徒一人当たりの学習者用PC台数」は、「学習者用ＰＣ総台数」を令和６年５月１日現在の児童生徒数で除して算出した値であ
注４）「普通教室の大型提示装置整備率」は、大型提示装置を設置している普通教室の総数を普通教室の総数で除して算出した値である。
注５）「普通教室の校内ＬＡＮ整備率」は、校内ＬＡＮを整備する普通教室の総数を普通教室の総数で除して算出した値である。
注６）「普通教室の無線ＬＡＮ整備率」は、無線ＬＡＮを整備する普通教室の総数を普通教室の総数で除して算出した値である。

（令和７年３月１日現在）

普通教室の校内LAN整備率 %	普通教室の無線LAN整備率 %	普通教室の移動通信システム（LTE等）整備率 %	移動系通信を利用している学校の内、無線LAN整備済みの普通教室の数 室	無線LAN又は移動系通信によりインターネット接続を行う普通教室の割合 %	回線速度の契約理論値 ベストエフォート型 %	回線速度の契約理論値 ギャランティ型 %
100.0	97.9	***	***	97.9	100.0	0.0
100.0	97.9	***	***	97.9	100.0	0.0

る。

○市区町村（設置者）別「コンピュータの設置状況」及び「インターネット接続状況」の実態（特別支援学校）

（令和７年３月１日現在）

市　区　町　村　別 （特別支援学校）	教員数 人	授業を担当している教員数 人	指導者用PC台数 台	指導者用PC整備率 %	教員の校務用PC台数 台	教員の校務用PC整備率 %	統合型校務支援システム整備率 %	遠隔教育実施率 %	遠隔教育を実施している学校のうち、「合同授業型」の遠隔授業の実施率 %	遠隔教育を実施している学校のうち、「教師支援型」の遠隔授業の実施率 %	遠隔教育を実施している学校のうち、「教科・科目充実型」の遠隔授業の実施率 %	遠隔教育を実施している学校のうち、個々の児童生徒の状況に応じた遠隔教育の実施率 %
香川県	662	610	670	101.2	843	127.3	100.0	55.6	40.0	20.0	20.0	80.0
合　計	662	610	670	101.2	843	127.3	100.0	55.6	40.0	20.0	20.0	80.0

注１）「教員」とは、校長、副校長、教頭、主幹教諭、指導教諭、教諭、助教諭、養護教諭、養護助教諭、栄養教諭、常勤講師、再任用職員（フルタイム）をいう。
注２）「授業を担当している教員」とは、各教科等の授業を定期的に担当している教員をいう。授業を一時的・臨時的に担当する教員は含まない。
注３）「指導者用ＰＣ」とは、教員が使用するために配備されたものをいう。教職員が主として校務用に利用しているコンピュータ（校務用コンピュータ）は含まない。
注４）「指導者用ＰＣ整備率」とは指導者用ＰＣの総数を教員の総数で除して算出した値である。
注５）「教員の校務用ＰＣ」とは、主として教員が校務に使用するコンピュータのことをいう。
注６）「教員の校務用ＰＣ整備率」は、校務用ＰＣの総数を総教員数で除して算出した値である。
注７）「統合型校務支援システム」は、教務系（成績処理、出欠管理、時数等）・保健系（健康診断票、保健室管理等）、指導要録等の学籍関係、学校事務系など統合して
機能を有しているシステムをいう。
注８）「遠隔教育」は、遠隔システムを活用した同時双方向型で行う教育をいう。（「『遠隔教育の推進に向けた施策方針』の策定について（通知）」（文部科学省、平成30年9月20日））
注９）「合同授業型」とは、教師が児童生徒等に対面で授業を行う複数の教室等を遠隔により接続することで、児童生徒が多様な意見や考えに触れたり、協働して学習に取り組んだり
する機会の充実を図る遠隔教育の形態をいう。
注10）「教師支援型」とは、外部人材等の専門家と、児童生徒や教師がいる教室等を遠隔により接続することで、児童生徒の学習活動の質を高めるとともに、
教師の資質向上を図る遠隔教育の形態をいう。
注11）「教科・科目充実型」とは、学校教育法施行規則第77条の２（中学校等）、第88条の３（高等学校等）に基づき、当該教科の免許状を保有する教師による
授業を遠隔により提供することで、生徒の多様な科目選択を可能とすること等により、学習機会の充実を図るものをいう。なお、小学校での活用は想定されない。
注12）遠隔教育を実施している学校のうち、「教科・科目充実型」の遠隔教育の実施率は、「教科・科目充実型」の遠隔授業を実施している学校の総数を、
遠隔教育を実施していると答えた学校の総数から、遠隔教育を実施していると答えた小学校の総数を引いた数で除した値である。
注13）「個々の児童生徒の状況に応じた遠隔教育」とは、外国人児童生徒等への日本語指導、病気療養児・不登校児童生徒等に対する学習指導等の
個々の児童生徒の状況に応じた遠隔教育の形態をいう。

○市区町村（設置者）別「コンピュータの設置状況」及び「インターネット接続状況」の実態（合計）

市　区　町　村　別 （　合　計　）	学校数 校	児童生徒数 人	普通教室数 室	学習者用PC総台数 台	児童生徒一人当たりの学習者用PC台数 台／人	普通教室の大型提示装置整備率 %	普通教室の校内LAN整備率 %	普通教室の無線LAN整備率 %	普通教室の移動通信システム（LTE等）整備率 %
愛媛県	66	26,099	1,086	33,233	1.3	100.0	100.0	100.0	0.8
松山市	82	36,850	1,462	40,005	1.1	99.5	100.0	100.0	***
今治市	41	9,710	475	9,762	1.0	99.4	100.0	100.0	***
宇和島市	33	4,139	251	4,239	1.0	97.6	95.2	34.7	100.0
八幡浜市	16	1,813	123	2,397	1.3	100.0	100.0	100.0	100.0
新居浜市	28	8,580	385	8,642	1.0	99.0	100.0	100.0	100.0
西条市	35	7,758	423	7,893	1.0	100.0	100.0	100.0	***
大洲市	20	2,824	152	2,905	1.0	99.3	100.0	100.0	***
伊予市	13	2,738	134	3,120	1.1	82.8	100.0	100.0	***
四国中央市	26	5,760	298	7,048	1.2	100.0	100.0	100.0	***
西予市	17	2,138	128	2,288	1.1	99.2	97.7	97.7	***
東温市	9	2,531	118	2,892	1.1	95.8	99.2	98.3	***
上島町	7	281	34	285	1.0	100.0	100.0	100.0	***
久万高原町	11	340	53	445	1.3	90.6	100.0	100.0	100.0
松前町	6	2,517	99	2,978	1.2	99.0	100.0	100.0	***
砥部町	5	1,539	66	1,827	1.2	100.0	100.0	100.0	***
内子町	11	986	83	1,009	1.0	77.1	100.0	100.0	***
伊方町	8	351	40	520	1.5	97.5	100.0	100.0	***
松野町	3	185	16	244	1.3	68.8	100.0	100.0	***
鬼北町	8	500	50	502	1.0	100.0	100.0	100.0	***
愛南町	11	931	70	980	1.1	100.0	100.0	100.0	***
篠山小中学校組合	2	13	4	21	1.6	100.0	100.0	100.0	***
合　計	458	118,583	5,550	133,235	1.1	98.5	99.7	97.0	14.8

注１）「児童生徒数」は、令和６年５月１日現在の児童生徒数。
注２）「学習者用ＰＣ」とは、教育用ＰＣのうち、児童生徒が使用するために配備されたものをいう。
注３）「児童生徒一人当たりの学習者用PC台数」は、「学習者用ＰＣ総台数」を令和６年５月１日現在の児童生徒数で除して算出した値である。
注４）「普通教室の大型提示装置整備率」は、大型提示装置を設置している普通教室の総数を普通教室の総数で除して算出した値である。
注５）「普通教室の校内ＬＡＮ整備率」は、校内ＬＡＮを整備する普通教室の総数を普通教室の総数で除して算出した値である。
注６）「普通教室の無線ＬＡＮ整備率」は、無線ＬＡＮを整備する普通教室の総数を普通教室の総数で除して算出した値である。

（令和７年３月１日現在）

移動系通信を利用している学校の内、無線LAN整備済みの普通教室の数 室	無線LAN又は移動系通信によりインターネット接続を行う普通教室の割合 %	回線速度の契約理論値 ベストエフォート型 %	回線速度の契約理論値 ギャランティ型 %
9	100.0	100.0	0.0
***	100.0	100.0	0.0
***	100.0	100.0	0.0
87	100.0	100.0	0.0
123	100.0	0.0	0.0
385	100.0	0.0	100.0
***	100.0	100.0	0.0
***	100.0	100.0	0.0
***	100.0	100.0	0.0
***	100.0	100.0	0.0
***	97.7	100.0	0.0
***	98.3	100.0	0.0
***	100.0	100.0	0.0
53	100.0	100.0	0.0
***	100.0	100.0	0.0
***	100.0	100.0	0.0
***	100.0	100.0	0.0
***	100.0	100.0	0.0
***	100.0	100.0	0.0
***	100.0	100.0	0.0
***	100.0	90.9	9.1
***	100.0	100.0	0.0
657	99.9	93.4	6.6

○市区町村（設置者）別「コンピュータの設置状況」及び「インターネット接続状況」の実態（合計）

（令和７年３月１日現在）

市　区　町　村　別 （　合　計　）	教員数 人	授業を担当している教員数 人	指導者用PC台数 台	指導者用PC整備率 %	教員の校務用PC台数 台	教員の校務用PC整備率 %	統合型校務支援システム整備率 %	遠隔教育実施率 %	遠隔教育を実施している学校のうち、「合同授業型」の遠隔授業の実施率 %	遠隔教育を実施している学校のうち、「教師支援型」の遠隔授業の実施率 %	遠隔教育を実施している学校のうち、「教科・科目充実型」の遠隔授業の実施率 %	遠隔教育を実施している学校のうち、個々の児童生徒の状況に応じた遠隔教育の実施率 %
愛媛県	3,161	2,944	4,506	142.5	4,651	147.1	100.0	65.2	53.5	62.8	18.6	48.8
松山市	2,149	1,920	2,773	129.0	2,758	128.3	100.0	67.1	52.7	43.6	0.0	50.9
今治市	756	650	1,250	165.3	1,149	152.0	100.0	61.0	60.0	40.0	0.0	76.0
宇和島市	406	342	634	156.2	579	142.6	100.0	60.6	75.0	50.0	0.0	40.0
八幡浜市	202	166	230	113.9	248	122.8	100.0	68.8	72.7	54.5	0.0	72.7
新居浜市	582	508	1,077	185.1	711	122.2	100.0	67.9	31.6	68.4	0.0	68.4
西条市	666	566	826	124.0	999	150.0	100.0	60.0	71.4	28.6	0.0	52.4
大洲市	256	212	471	184.0	314	122.7	100.0	55.0	36.4	18.2	0.0	72.7
伊予市	220	187	374	170.0	273	124.1	100.0	61.5	50.0	12.5	0.0	50.0
四国中央市	466	404	727	156.0	518	111.2	100.0	100.0	100.0	96.2	0.0	57.7
西予市	217	179	241	111.1	262	120.7	100.0	52.9	44.4	22.2	0.0	88.9
東温市	192	171	254	132.3	294	153.1	100.0	44.4	50.0	25.0	0.0	25.0
上島町	60	47	75	125.0	94	156.7	100.0	100.0	85.7	71.4	0.0	57.1
久万高原町	81	59	153	188.9	155	191.4	100.0	72.7	87.5	25.0	0.0	37.5
松前町	164	147	225	137.2	222	135.4	100.0	50.0	33.3	0.0	0.0	100.0
砥部町	110	95	209	190.0	149	135.5	100.0	100.0	60.0	0.0	0.0	60.0
内子町	136	109	179	131.6	174	127.9	100.0	63.6	42.9	57.1	0.0	57.1
伊方町	74	57	149	201.4	109	147.3	100.0	87.5	71.4	57.1	0.0	28.6
松野町	28	21	42	150.0	42	150.0	100.0	100.0	66.7	0.0	0.0	66.7
鬼北町	83	65	113	136.1	132	159.0	100.0	100.0	87.5	37.5	0.0	37.5
愛南町	119	99	214	179.8	215	180.7	100.0	100.0	63.6	36.4	0.0	27.3
篠山小中学校組合	8	7	12	150.0	17	212.5	100.0	100.0	100.0	0.0	0.0	0.0
合　計	10,136	8,955	14,734	145.4	14,065	138.8	100.0	68.3	62.0	47.6	6.2	54.6

注１）「教員」とは、校長、副校長、教頭、主幹教諭、指導教諭、教諭、助教諭、養護教諭、養護助教諭、栄養教諭、常勤講師、再任用職員（フルタイム）をいう。
注２）「授業を担当している教員」とは、各教科等の授業を定期的に担当している教員をいう。授業を一時的・臨時的に担当する教員は含まない。
注３）「指導者用ＰＣ」とは、教員が使用するために配備されたものをいう。教職員が主として校務用に利用しているコンピュータ（校務用コンピュータ）は含まない。
注４）「指導者用ＰＣ整備率」とは指導者用ＰＣの総数を教員の総数で除して算出した値である。
注５）「教員の校務用ＰＣ」とは、主として教員が校務に使用するコンピュータのことをいう。
注６）「教員の校務用ＰＣ整備率」は、校務用ＰＣの総数を総教員数で除して算出した値である。
注７）「統合型校務支援システム」は、教務系（成績処理、出欠管理、時数等）・保健系（健康診断票、保健室管理等）、指導要録等の学籍関係、学校事務系など統合して
　　機能を有しているシステムをいう。
注８）「遠隔教育」は、遠隔システムを活用した同時双方向型で行う教育をいう。（「『遠隔教育の推進に向けた施策方針』の策定について（通知）」（文部科学省、平成30年9月20日））
注９）「合同授業型」とは、教師が児童生徒等に対面で授業を行う複数の教室等を遠隔により接続することで、児童生徒が多様な意見や考えに触れたり、協働して学習に取り組んだり
　　する機会の充実を図る遠隔教育の形態をいう。
注10）「教師支援型」とは、外部人材等の専門家と、児童生徒や教師がいる教室等を遠隔により接続することで、児童生徒の学習活動の質を高めるとともに、
　　教師の資質向上を図る遠隔教育の形態をいう。
注11）「教科・科目充実型」とは、学校教育法施行規則第77条の２（中学校等）、第88条の３（高等学校等）に基づき、当該教科の免許状を保有する教師による
　　授業を遠隔により提供することで、生徒の多様な科目選択を可能とすること等により、学習機会の充実を図るものをいう。なお、小学校での活用は想定されない。
注12）遠隔教育を実施している学校のうち、「教科・科目充実型」の遠隔教育の実施率は、「教科・科目充実型」の遠隔授業を実施している学校の総数を、
　　遠隔教育を実施していると答えた学校の総数から、遠隔教育を実施していると答えた小学校の総数を引いた数で除した値である。
注13）「個々の児童生徒の状況に応じた遠隔教育」とは、外国人児童生徒等への日本語指導、病気療養児・不登校児童生徒等に対する学習指導等の
　　個々の児童生徒の状況に応じた遠隔教育の形態をいう。

○市区町村（設置者）別「コンピュータの設置状況」及び「インターネット接続状況」の実態（小学校）

市　区　町　村　別 （　小　学　校　）	学校数 校	児童生徒数 人	普通教室数 室	学習者用PC総台数 台	児童生徒一人当たりの学習者用PC台数 台／人	普通教室の大型提示装置整備率 %	普通教室の校内LAN整備率 %	普通教室の無線LAN整備率 %	普通教室の移動通信システム（LTE等）整備率 %
松山市	53	24,802	1,039	26,537	1.1	99.5	100.0	100.0	***
今治市	26	6,417	342	6,460	1.0	99.4	100.0	100.0	***
宇和島市	27	2,735	194	2,833	1.0	96.9	94.3	16.0	100.0
八幡浜市	12	1,134	92	1,530	1.3	100.0	100.0	100.0	100.0
新居浜市	16	5,572	257	5,612	1.0	98.4	100.0	100.0	100.0
西条市	25	5,114	308	5,210	1.0	100.0	100.0	100.0	***
大洲市	12	1,781	108	1,836	1.0	99.1	100.0	100.0	***
伊予市	9	1,792	94	1,936	1.1	95.7	100.0	100.0	***
四国中央市	19	3,706	212	4,561	1.2	100.0	100.0	100.0	***
西予市	12	1,348	90	1,449	1.1	98.9	100.0	100.0	***
東温市	7	1,673	85	1,924	1.2	95.3	100.0	100.0	***
上島町	4	192	22	196	1.0	100.0	100.0	100.0	***
久万高原町	9	218	41	248	1.1	90.2	100.0	100.0	100.0
松前町	3	1,679	69	1,903	1.1	100.0	100.0	100.0	***
砥部町	4	1,029	47	1,225	1.2	100.0	100.0	100.0	***
内子町	7	612	54	612	1.0	75.9	100.0	100.0	***
伊方町	5	213	28	303	1.4	100.0	100.0	100.0	***
松野町	2	122	12	135	1.1	83.3	100.0	100.0	***
鬼北町	6	328	38	329	1.0	100.0	100.0	100.0	***
愛南町	8	608	54	654	1.1	100.0	100.0	100.0	***
篠山小中学校組合	1	3	1	9	3.0	100.0	100.0	100.0	***
合　　計	267	61,078	3,187	65,502	1.1	98.6	99.7	94.9	18.3

注１）「児童生徒数」は、令和６年５月１日現在の児童生徒数。
注２）「学習者用ＰＣ」とは、教育用ＰＣのうち、児童生徒が使用するために配備されたものをいう。
注３）「児童生徒一人当たりの学習者用PC台数」は、「学習者用ＰＣ総台数」を令和６年５月１日現在の児童生徒数で除して算出した値である。
注４）「普通教室の大型提示装置整備率」は、大型提示装置を設置している普通教室の総数を普通教室の総数で除して算出した値である。
注５）「普通教室の校内ＬＡＮ整備率」は、校内ＬＡＮを整備する普通教室の総数を普通教室の総数で除して算出した値である。
注６）「普通教室の無線ＬＡＮ整備率」は、無線ＬＡＮを整備する普通教室の総数を普通教室の総数で除して算出した値である。

（令和７年３月１日現在）

移動系通信を利用している学校の内、無線LAN整備済みの普通教室の数 室	無線LAN又は移動系通信によりインターネット接続を行う普通教室の割合 %	回線速度の契約理論値 ベストエフォート型 %	回線速度の契約理論値 ギャランティ型 %
***	100.0	100.0	0.0
***	100.0	100.0	0.0
31	100.0	100.0	0.0
92	100.0	0.0	0.0
257	100.0	0.0	100.0
***	100.0	100.0	0.0
***	100.0	100.0	0.0
***	100.0	100.0	0.0
***	100.0	100.0	0.0
***	100.0	100.0	0.0
***	100.0	100.0	0.0
41	100.0	100.0	0.0
***	100.0	100.0	0.0
***	100.0	100.0	0.0
***	100.0	100.0	0.0
***	100.0	100.0	0.0
***	100.0	100.0	0.0
***	100.0	100.0	0.0
***	100.0	100.0	0.0
***	100.0	100.0	0.0
421	100.0	93.7	6.3

○市区町村（設置者）別「コンピュータの設置状況」及び「インターネット接続状況」の実態（小学校）

（令和７年３月１日現在）

市　区　町　村　別 （　小　学　校　）	教員数 人	授業を担当している教員数 人	指導者用PC台数 台	指導者用PC整備率 %	教員の校務用PC台数 台	教員の校務用PC整備率 %	統合型校務支援システム整備率 %	遠隔教育実施率 %	遠隔教育を実施している学校のうち、「合同授業型」の遠隔授業の実施率 %	遠隔教育を実施している学校のうち、「教師支援型」の遠隔授業の実施率 %	遠隔教育を実施している学校のうち、「教科・科目充実型」の遠隔授業の実施率 %	遠隔教育を実施している学校のうち、個々の児童生徒の状況に応じた遠隔教育の実施率 %
松山市	1,359	1,209	1,747	128.6	1,744	128.3	100.0	71.7	60.5	39.5	***	50.0
今治市	469	402	773	164.8	699	149.0	100.0	53.8	71.4	28.6	***	78.6
宇和島市	286	234	475	166.1	397	138.8	100.0	66.7	77.8	44.4	***	33.3
八幡浜市	136	112	157	115.4	164	120.6	100.0	58.3	57.1	57.1	***	57.1
新居浜市	339	296	679	200.3	420	123.9	100.0	81.3	30.8	84.6	***	61.5
西条市	434	376	532	122.6	636	146.5	100.0	52.0	76.9	38.5	***	38.5
大洲市	154	128	272	176.6	182	118.2	100.0	50.0	33.3	33.3	***	66.7
伊予市	141	117	267	189.4	179	127.0	100.0	44.4	75.0	0.0	***	25.0
四国中央市	302	261	527	174.5	336	111.3	100.0	100.0	100.0	94.7	***	68.4
西予市	136	111	156	114.7	163	119.9	100.0	50.0	66.7	33.3	***	83.3
東温市	126	110	161	127.8	193	153.2	100.0	42.9	33.3	33.3	***	33.3
上島町	35	27	36	102.9	51	145.7	100.0	100.0	75.0	50.0	***	50.0
久万高原町	58	42	103	177.6	114	196.6	100.0	77.8	100.0	28.6	***	28.6
松前町	97	88	122	125.8	122	125.8	100.0	33.3	0.0	0.0	***	100.0
砥部町	72	63	144	200.0	91	126.4	100.0	100.0	50.0	0.0	***	75.0
内子町	83	66	110	132.5	102	122.9	100.0	71.4	60.0	80.0	***	40.0
伊方町	45	34	99	220.0	58	128.9	100.0	80.0	50.0	75.0	***	25.0
松野町	18	14	24	133.3	27	150.0	100.0	100.0	100.0	0.0	***	50.0
鬼北町	57	43	77	135.1	90	157.9	100.0	100.0	100.0	16.7	***	16.7
愛南町	80	67	137	171.3	128	160.0	100.0	100.0	62.5	50.0	***	12.5
篠山小中学校組合	2	2	5	250.0	6	300.0	100.0	100.0	100.0	0.0	***	0.0
合　　計	4,429	3,802	6,603	149.1	5,902	133.3	100.0	68.5	68.3	47.0	***	49.7

注１）「教員」とは、校長、副校長、教頭、主幹教諭、指導教諭、教諭、助教諭、養護教諭、養護助教諭、栄養教諭、常勤講師、再任用職員（フルタイム）をいう。
注２）「授業を担当している教員」とは、各教科等の授業を定期的に担当している教員をいう。授業を一時的・臨時的に担当する教員は含まない。
注３）「指導者用ＰＣ」とは、教員が使用するために配備されたものをいう。教職員が主として校務用に利用しているコンピュータ（校務用コンピュータ）は含まない。
注４）「指導者用ＰＣ整備率」とは指導者用ＰＣの総数を教員の総数で除して算出した値である。
注５）「教員の校務用ＰＣ」とは、主として教員が校務に使用するコンピュータのことをいう。
注６）「教員の校務用ＰＣ整備率」は、校務用ＰＣの総数を総教員数で除して算出した値である。
注７）「統合型校務支援システム」は、教務系（成績処理、出欠管理、時数等）・保健系（健康診断票、保健室管理等）、指導要録等の学籍関係、学校事務系など統合して
機能を有しているシステムをいう。
注８）「遠隔教育」は、遠隔システムを活用した同時双方向型で行う教育をいう。（「『遠隔教育の推進に向けた施策方針』の策定について（通知）」（文部科学省、平成30年9月20日））
注９）「合同授業型」とは、教師が児童生徒等に対面で授業を行う複数の教室等を遠隔により接続することで、児童生徒が多様な意見や考えに触れたり、協働して学習に取り組んだり
する機会の充実を図る遠隔教育の形態をいう。
注10）「教師支援型」とは、外部人材等の専門家と、児童生徒や教師がいる教室等を遠隔により接続することで、児童生徒の学習活動の質を高めるとともに、
教師の資質向上を図る遠隔教育の形態をいう。
注11）「教科・科目充実型」とは、学校教育法施行規則第77条の２（中学校等）、第88条の３（高等学校等）に基づき、当該教科の免許状を保有する教師による
授業を遠隔により提供することで、生徒の多様な科目選択を可能とすること等により、学習機会の充実を図るものをいう。なお、小学校での活用は想定されない。
注12）遠隔教育を実施している学校のうち、「教科・科目充実型」の遠隔教育の実施率は、「教科・科目充実型」の遠隔授業を実施している学校の総数を、
遠隔教育を実施していると答えた学校の総数から、遠隔教育を実施していると答えた小学校の総数を引いた数で除した値である。
注13）「個々の児童生徒の状況に応じた遠隔教育」とは、外国人児童生徒等への日本語指導、病気療養児・不登校児童生徒等に対する学習指導等の
個々の児童生徒の状況に応じた遠隔教育の形態をいう。

○市区町村（設置者）別「コンピュータの設置状況」及び「インターネット接続状況」の実態（中学校）

市　区　町　村　別 （　中　学　校　）	学校数 校	児童生徒数 人	普通教室数 室	学習者用PC総台数 台	児童生徒一人当たりの学習者用PC台数 台／人	普通教室の大型提示装置整備率 %	普通教室の校内LAN整備率 %	普通教室の無線LAN整備率 %	普通教室の移動通信システム（LTE等）整備率 %
松山市	29	12,048	423	13,468	1.1	99.5	100.0	100.0	***
今治市	15	3,293	133	3,302	1.0	99.2	100.0	100.0	***
宇和島市	6	1,404	57	1,406	1.0	100.0	98.2	98.2	100.0
八幡浜市	4	679	31	867	1.3	100.0	100.0	100.0	100.0
新居浜市	12	3,008	128	3,030	1.0	100.0	100.0	100.0	100.0
西条市	10	2,644	115	2,683	1.0	100.0	100.0	100.0	***
大洲市	8	1,043	44	1,069	1.0	100.0	100.0	100.0	***
伊予市	4	946	40	1,184	1.3	52.5	100.0	100.0	***
四国中央市	7	2,054	86	2,487	1.2	100.0	100.0	100.0	***
西予市	5	790	38	839	1.1	100.0	92.1	92.1	***
東温市	2	858	33	968	1.1	97.0	97.0	93.9	***
上島町	3	89	12	89	1.0	100.0	100.0	100.0	***
久万高原町	2	122	12	197	1.6	91.7	100.0	100.0	100.0
松前町	3	838	30	1,075	1.3	96.7	100.0	100.0	***
砥部町	1	510	19	602	1.2	100.0	100.0	100.0	***
内子町	4	374	29	397	1.1	79.3	100.0	100.0	***
伊方町	3	138	12	217	1.6	91.7	100.0	100.0	***
松野町	1	63	4	109	1.7	25.0	100.0	100.0	***
鬼北町	2	172	12	173	1.0	100.0	100.0	100.0	***
愛南町	3	323	16	326	1.0	100.0	100.0	100.0	***
篠山小中学校組合	1	10	3	12	1.2	100.0	100.0	100.0	***
合　　計	125	31,406	1,277	34,500	1.1	97.3	99.6	99.5	17.9

注１）「児童生徒数」は、令和６年５月１日現在の児童生徒数。
注２）「学習者用ＰＣ」とは、教育用ＰＣのうち、児童生徒が使用するために配備されたものをいう。
注３）「児童生徒一人当たりの学習者用PC台数」は、「学習者用ＰＣ総台数」を令和６年５月１日現在の児童生徒数で除して算出した値である。
注４）「普通教室の大型提示装置整備率」は、大型提示装置を設置している普通教室の総数を普通教室の総数で除して算出した値である。
注５）「普通教室の校内ＬＡＮ整備率」は、校内ＬＡＮを整備する普通教室の総数を普通教室の総数で除して算出した値である。
注６）「普通教室の無線ＬＡＮ整備率」は、無線ＬＡＮを整備する普通教室の総数を普通教室の総数で除して算出した値である。

（令和７年３月１日現在）

移動系通信を利用している学校の内、無線LAN整備済みの普通教室の数 室	無線LAN又は移動系通信によりインターネット接続を行う普通教室の割合 %	回線速度の契約理論値 ベストエフォート型 %	回線速度の契約理論値 ギャランティ型 %
***	100.0	100.0	0.0
***	100.0	100.0	0.0
56	100.0	100.0	0.0
31	100.0	0.0	0.0
128	100.0	0.0	100.0
***	100.0	100.0	0.0
***	100.0	100.0	0.0
***	100.0	100.0	0.0
***	100.0	100.0	0.0
***	92.1	100.0	0.0
***	93.9	100.0	0.0
***	100.0	100.0	0.0
12	100.0	100.0	0.0
***	100.0	100.0	0.0
***	100.0	100.0	0.0
***	100.0	100.0	0.0
***	100.0	100.0	0.0
***	100.0	100.0	0.0
***	100.0	100.0	0.0
***	100.0	66.7	33.3
***	100.0	100.0	0.0
227	99.6	89.3	10.7

○市区町村（設置者）別「コンピュータの設置状況」及び「インターネット接続状況」の実態（中学校）

（令和７年３月１日現在）

市　区　町　村　別 （　中　学　校　）	教員数 人	授業を担当している教員数 人	指導者用PC台数 台	指導者用PC整備率 %	教員の校務用PC台数 台	教員の校務用PC整備率 %	統合型校務支援システム整備率 %	遠隔教育実施率 %	遠隔教育を実施している学校のうち、「合同授業型」の遠隔授業の実施率 %	遠隔教育を実施している学校のうち、「教師支援型」の遠隔授業の実施率 %	遠隔教育を実施している学校のうち、「教科・科目充実型」の遠隔授業の実施率 %	遠隔教育を実施している学校のうち、個々の児童生徒の状況に応じた遠隔教育の実施率 %
松山市	790	711	1,026	129.9	1,014	128.4	100.0	58.6	35.3	52.9	0.0	52.9
今治市	287	248	477	166.2	450	156.8	100.0	73.3	45.5	54.5	0.0	72.7
宇和島市	120	108	159	132.5	182	151.7	100.0	33.3	50.0	100.0	0.0	100.0
八幡浜市	66	54	73	110.6	84	127.3	100.0	100.0	100.0	50.0	0.0	100.0
新居浜市	243	212	398	163.8	291	119.8	100.0	50.0	33.3	33.3	0.0	83.3
西条市	232	190	294	126.7	363	156.5	100.0	80.0	62.5	12.5	0.0	75.0
大洲市	102	84	199	195.1	132	129.4	100.0	62.5	40.0	0.0	0.0	80.0
伊予市	79	70	107	135.4	94	119.0	100.0	100.0	25.0	25.0	0.0	75.0
四国中央市	164	143	200	122.0	182	111.0	100.0	100.0	100.0	100.0	0.0	28.6
西予市	81	68	85	104.9	99	122.2	100.0	60.0	0.0	0.0	0.0	100.0
東温市	66	61	93	140.9	101	153.0	100.0	50.0	100.0	0.0	0.0	0.0
上島町	25	20	39	156.0	43	172.0	100.0	100.0	100.0	100.0	0.0	66.7
久万高原町	23	17	50	217.4	41	178.3	100.0	50.0	0.0	0.0	0.0	100.0
松前町	67	59	103	153.7	100	149.3	100.0	66.7	50.0	0.0	0.0	100.0
砥部町	38	32	65	171.1	58	152.6	100.0	100.0	100.0	0.0	0.0	0.0
内子町	53	43	69	130.2	72	135.8	100.0	50.0	0.0	0.0	0.0	100.0
伊方町	29	23	50	172.4	51	175.9	100.0	100.0	100.0	33.3	0.0	33.3
松野町	10	7	18	180.0	15	150.0	100.0	100.0	0.0	0.0	0.0	100.0
鬼北町	26	22	36	138.5	42	161.5	100.0	100.0	50.0	100.0	0.0	100.0
愛南町	39	32	77	197.4	87	223.1	100.0	100.0	66.7	0.0	0.0	66.7
篠山小中学校組合	6	5	7	116.7	11	183.3	100.0	100.0	100.0	0.0	0.0	0.0
合　　計	2,546	2,209	3,625	142.4	3,512	137.9	100.0	69.6	52.9	41.4	0.0	67.8

注１）「教員」とは、校長、副校長、教頭、主幹教諭、指導教諭、教諭、助教諭、養護教諭、養護助教諭、栄養教諭、常勤講師、再任用職員（フルタイム）をいう。
注２）「授業を担当している教員」とは、各教科等の授業を定期的に担当している教員をいう。授業を一時的・臨時的に担当する教員は含まない。
注３）「指導者用ＰＣ」とは、教員が使用するために配備されたものをいう。教職員が主として校務用に利用しているコンピュータ（校務用コンピュータ）は含まない。
注４）「指導者用ＰＣ整備率」とは指導者用ＰＣの総数を教員の総数で除して算出した値である。
注５）「教員の校務用ＰＣ」とは、主として教員が校務に使用するコンピュータのことをいう。
注６）「教員の校務用ＰＣ整備率」は、校務用ＰＣの総数を総教員数で除して算出した値である。
注７）「統合型校務支援システム」は、教務系（成績処理、出欠管理、時数等）・保健系（健康診断票、保健室管理等）、指導要録等の学籍関係、学校事務系など統合して
機能を有しているシステムをいう。
注８）「遠隔教育」は、遠隔システムを活用した同時双方向型で行う教育をいう。（「『遠隔教育の推進に向けた施策方針』の策定について（通知）」（文部科学省、平成30年9月20日））
注９）「合同授業型」とは、教師が児童生徒等に対面で授業を行う複数の教室等を遠隔により接続することで、児童生徒が多様な意見や考えに触れたり、協働して学習に取り組んだり
する機会の充実を図る遠隔教育の形態をいう。
注10）「教師支援型」とは、外部人材等の専門家と、児童生徒や教師がいる教室等を遠隔により接続することで、児童生徒の学習活動の質を高めるとともに、
教師の資質向上を図る遠隔教育の形態をいう。
注11）「教科・科目充実型」とは、学校教育法施行規則第77条の２（中学校等）、第88条の３（高等学校等）に基づき、当該教科の免許状を保有する教師による
授業を遠隔により提供することで、生徒の多様な科目選択を可能とすること等により、学習機会の充実を図るものをいう。なお、小学校での活用は想定されない。
注12）遠隔教育を実施している学校のうち、「教科・科目充実型」の遠隔教育の実施率は、「教科・科目充実型」の遠隔授業を実施している学校の総数を、
遠隔教育を実施していると答えた学校の総数から、遠隔教育を実施していると答えた小学校の総数を引いた数で除した値である。
注13）「個々の児童生徒の状況に応じた遠隔教育」とは、外国人児童生徒等への日本語指導、病気療養児・不登校児童生徒等に対する学習指導等の
個々の児童生徒の状況に応じた遠隔教育の形態をいう。

○市区町村（設置者）別「コンピュータの設置状況」及び「インターネット接続状況」の実態（義務教育学校）

市　区　町　村　別 （義務教育学校）	学校数 校	児童生徒数 人	普通教室数 室	学習者用PC総台数 台	児童生徒一人当たりの学習者用PC台数 台／人	普通教室の大型提示装置整備率 %
合　計	***	***	***	***	***	***

注１）「児童生徒数」は、令和６年５月１日現在の児童生徒数。
注２）「学習者用ＰＣ」とは、教育用ＰＣのうち、児童生徒が使用するために配備されたものをいう。
注３）「児童生徒一人当たりの学習者用PC台数」は、「学習者用ＰＣ総台数」を令和６年５月１日現在の児童生徒数で除して算出した値であ
注４）「普通教室の大型提示装置整備率」は、大型提示装置を設置している普通教室の総数を普通教室の総数で除して算出した値である。
注５）「普通教室の校内ＬＡＮ整備率」は、校内ＬＡＮを整備する普通教室の総数を普通教室の総数で除して算出した値である。
注６）「普通教室の無線ＬＡＮ整備率」は、無線ＬＡＮを整備する普通教室の総数を普通教室の総数で除して算出した値である。

（令和７年３月１日現在）

普通教室の校内LAN整備率 %	普通教室の無線LAN整備率 %	普通教室の移動通信システム（LTE等）整備率 %	移動系通信を利用している学校の内、無線LAN整備済みの普通教室の数 室	無線LAN又は移動系通信によりインターネット接続を行う普通教室の割合 %	回線速度の契約理論値 ベストエフォート型 %	回線速度の契約理論値 ギャランティ型 %
***	***	***	***	***	***	***

る。

○市区町村（設置者）別「コンピュータの設置状況」及び「インターネット接続状況」の実態（義務教育学校）

（令和７年３月１日現在）

市　区　町　村　別 （義務教育学校）	教員数 人	授業を担当している教員数 人	指導者用PC台数 台	指導者用PC整備率 %	教員の校務用PC台数 台	教員の校務用PC整備率 %	統合型校務支援システム整備率 %	遠隔教育実施率 %	遠隔教育を実施している学校のうち、「合同授業型」の遠隔授業の実施率 %	遠隔教育を実施している学校のうち、「教師支援型」の遠隔授業の実施率 %	遠隔教育を実施している学校のうち、「教科・科目充実型」の遠隔授業の実施率 %	遠隔教育を実施している学校のうち、個々の児童生徒の状況に応じた遠隔教育の実施率 %
合　　計	***	***	***	***	***	***	***	***	***	***	***	***

注１）「教員」とは、校長、副校長、教頭、主幹教諭、指導教諭、教諭、助教諭、養護教諭、養護助教諭、栄養教諭、常勤講師、再任用職員（フルタイム）をいう。
注２）「授業を担当している教員」とは、各教科等の授業を定期的に担当している教員をいう。授業を一時的・臨時的に担当する教員は含まない。
注３）「指導者用ＰＣ」とは、教員が使用するために配備されたものをいう。教職員が主として校務用に利用しているコンピュータ（校務用コンピュータ）は含まない。
注４）「指導者用ＰＣ整備率」とは指導者用ＰＣの総数を教員の総数で除して算出した値である。
注５）「教員の校務用ＰＣ」とは、主として教員が校務に使用するコンピュータのことをいう。
注６）「教員の校務用ＰＣ整備率」は、校務用ＰＣの総数を総教員数で除して算出した値である。
注７）「統合型校務支援システム」は、教務系（成績処理、出欠管理、時数等）・保健系（健康診断票、保健室管理等）、指導要録等の学籍関係、学校事務系など統合して
機能を有しているシステムをいう。
注８）「遠隔教育」は、遠隔システムを活用した同時双方向型で行う教育をいう。（「『遠隔教育の推進に向けた施策方針』の策定について（通知）」（文部科学省、平成30年9月20日））
注９）「合同授業型」とは、教師が児童生徒等に対面で授業を行う複数の教室等を遠隔により接続することで、児童生徒が多様な意見や考えに触れたり、協働して学習に取り組んだり
する機会の充実を図る遠隔教育の形態をいう。
注10）「教師支援型」とは、外部人材等の専門家と、児童生徒や教師がいる教室等を遠隔により接続することで、児童生徒の学習活動の質を高めるとともに、
教師の資質向上を図る遠隔教育の形態をいう。
注11）「教科・科目充実型」とは、学校教育法施行規則第77条の２（中学校等）、第88条の３（高等学校等）に基づき、当該教科の免許状を保有する教師による
授業を遠隔により提供することで、生徒の多様な科目選択を可能とすること等により、学習機会の充実を図るものをいう。なお、小学校での活用は想定されない。
注12）遠隔教育を実施している学校のうち、「教科・科目充実型」の遠隔教育の実施率は、「教科・科目充実型」の遠隔授業を実施している学校の総数を、
遠隔教育を実施していると答えた学校の総数から、遠隔教育を実施していると答えた小学校の総数を引いた数で除した値である。
注13）「個々の児童生徒の状況に応じた遠隔教育」とは、外国人児童生徒等への日本語指導、病気療養児・不登校児童生徒等に対する学習指導等の
個々の児童生徒の状況に応じた遠隔教育の形態をいう。

○市区町村（設置者）別「コンピュータの設置状況」及び「インターネット接続状況」の実態（高等学校）

（令和７年３月１日現在）

市区町村別（高等学校）	学校数	学校数（専門学科・総合学科単独及び複数学科設置校）	児童生徒数	児童生徒数（専門学科・総合学科単独及び複数学科設置校）	普通教室数	普通教室数（専門学科・総合学科単独及び複数学科設置校）	学習者用PC総台数	学習者用PC総台数（専門学科・総合学科単独及び複数学科設置校）	児童生徒一人当たりの学習者用PC台数	児童生徒一人当たりの学習者用PC台数（専門学科・総合学科単独及び複数学科設置校）	普通教室の大型提示装置整備率	普通教室の大型提示装置整備率（専門学科・総合学科単独及び複数学科設置校）	普通教室の校内LAN整備率	普通教室の校内LAN整備率（専門学科・総合学科単独及び複数学科設置校）	普通教室の無線LAN整備率	普通教室の無線LAN整備率（専門学科・総合学科単独及び複数学科設置校）	普通教室の移動通信システム（LTE等）整備率	普通教室の移動通信システム（LTE等）整備率（専門学科・総合学科単独及び複数学科設置校）	移動系通信を利用している学校の内、無線LAN整備済みの普通教室の数	移動系通信を利用している学校の内、無線LAN整備済みの普通教室の数（専門学科・総合学科単独及び複数学科設置校）	無線LAN又は移動系通信によりインターネット接続を行う普通教室の割合	無線LAN又は移動系通信によりインターネット接続を行う普通教室の割合（専門学科・総合学科単独及び複数学科設置校）	回線速度の契約理論値ベストエフォート型	回線速度の契約理論値ベストエフォート型（専門学科・総合学科単独及び複数学科設置校）	回線速度の契約理論値ギャランティ型	回線速度の契約理論値ギャランティ型（専門学科・総合学科単独及び複数学科設置校）
	校	校	人	人	室	室	台	台	台／人	台／人	%	%	%	%	%	%	%	%	室	室	%	%	%	%	%	%
愛媛県	53	34	22,487	14,136	673	444	28,531	19,234	1.3	1.4	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	1.3	2.0	9	9	100.0	100.0	100.0	100.0	0.0	0.0
合計	53	34	22,487	14,136	673	444	28,531	19,234	1.3	1.4	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	1.3	2.0	9	9	100.0	100.0	100.0	100.0	0.0	0.0

注１）「児童生徒数」は、令和６年５月１日現在の児童生徒数。
注２）「学習者用ＰＣ」とは、教育用ＰＣのうち、児童生徒が使用するために配備されたものをいう。
注３）「児童生徒一人当たりの学習者用PC台数」は、「学習者用ＰＣ総台数」を令和６年５月１日現在の児童生徒数で除して算出した値である。
注４）「普通教室の大型提示装置整備率」は、大型提示装置を設置している普通教室の総数を普通教室の総数で除して算出した値である。
注５）「普通教室の校内ＬＡＮ整備率」は、校内ＬＡＮを整備する普通教室の総数を普通教室の総数で除して算出した値である。
注６）「普通教室の無線ＬＡＮ整備率」は、無線ＬＡＮを整備する普通教室の総数を普通教室の総数で除して算出した値である。

○市区町村（設置者）別「コンピュータの設置状況」及び「インターネット接続状況」の実態（高等学校）

（令和７年３月１日現在）

市区町村別（高等学校）	教員数	教員数（専門学科・総合学科単独及び複数学科設置校）	授業を担当している教員数	授業を担当している教員数（専門学科・総合学科単独及び複数学科設置校）	指導者用PC台数	指導者用PC台数（専門学科・総合学科単独及び複数学科設置校）	指導者用PC整備率	指導者用PC整備率（専門学科・総合学科単独及び複数学科設置校）	教員の校務用PC台数	教員の校務用PC台数（専門学科・総合学科単独及び複数学科設置校）	教員の校務用PC整備率	教員の校務用PC整備率（専門学科・総合学科単独及び複数学科設置校）	統合型校務支援システム整備率	統合型校務支援システム整備率（専門学科・総合学科単独及び複数学科設置校）	遠隔教育実施率	遠隔教育実施率（専門学科・総合学科単独及び複数学科設置校）	遠隔教育を実施している学校のうち、「合同授業型」の遠隔授業の実施率	遠隔教育を実施している学校のうち、「合同授業型」の遠隔授業の実施率（専門学科・総合学	遠隔教育を実施している学校のうち、「教師支援型」の遠隔授業の実施率	遠隔教育を実施している学校のうち、「教師支援型」の遠隔授業の実施率（専門学科・総合学	遠隔教育を実施している学校のうち、「教科・科目充実型」の遠隔授業の実施率	遠隔教育を実施している学校のうち、「教科・科目充実型」の遠隔授業の実施率（専門学	遠隔教育を実施している学校のうち、個々の児童生徒の状況に応じた遠隔教育の実施率	遠隔教育を実施している学校のうち、個々の児童生徒の状況に応じた遠隔教育の実施率（専門学
	人	人	人	人	台	台	%	%	台	台	%	%	%	%	%	%	%	%	%	%	%	%	%	%
愛媛県	2,158	1,486	1,999	1,384	2,985	2,148	138.3	144.5	3,219	2,305	149.2	155.1	100.0	100.0	62.3	61.8	45.5	42.9	60.6	66.7	21.2	9.5	42.4	57.1
合計	2,158	1,486	1,999	1,384	2,985	2,148	138.3	144.5	3,219	2,305	149.2	155.1	100.0	100.0	62.3	61.8	45.5	42.9	60.6	66.7	21.2	9.5	42.4	57.1

注１）「教員」とは、校長、副校長、教頭、主幹教諭、指導教諭、教諭、助教諭、養護教諭、養護助教諭、栄養教諭、常勤講師、再任用職員（フルタイム）をいう。
注２）「授業を担当している教員」とは、各教科等の授業を定期的に担当している教員をいう。授業を一時的・臨時的に担当する教員は含まない。
注３）「指導者用ＰＣ」とは、教員が使用するために配備されたものをいう。教職員が主として校務用に利用しているコンピュータ（校務用コンピュータ）は含まない。
注４）「指導者用ＰＣ整備率」とは指導者用ＰＣの総数を教員の総数で除して算出した値である。
注５）「教員の校務用ＰＣ」とは、主として教員が校務に使用するコンピュータのことをいう。
注６）「教員の校務用ＰＣ整備率」は、校務用ＰＣの総数を総教員数で除して算出した値である。
注７）「統合型校務支援システム」は、教務系（成績処理、出欠管理、時数等）・保健系（健康診断票、保健室管理等）、指導要録等の学籍関係、学校事務系など統合して機能を有しているシステムをいう。
注８）「遠隔教育」は、遠隔システムを活用した同時双方向型で行う教育をいう。（「『遠隔教育の推進に向けた施策方針』の策定について（通知）」（文部科学省、平成30年9月20日））
注９）「合同授業型」とは、教師が児童生徒等に対面で授業を行う複数の教室等を遠隔により接続することで、児童生徒が多様な意見や考えに触れたり、協働して学習に取り組んだりする機会の充実を図る遠隔教育の形態をいう。
注10）「教師支援型」とは、外部人材等の専門家と、児童生徒や教師がいる教室等を遠隔により接続することで、児童生徒の学習活動の質を高めるとともに、教師の資質向上を図る遠隔教育の形態をいう。
注11）「教科・科目充実型」とは、学校教育法施行規則第77条の２（中学校等）、第88条の３（高等学校等）に基づき、当該教科の免許状を保有する教師による授業を遠隔により提供することで、生徒の多様な科目選択を可能とすること等により、学習機会の充実を図るものをいう。なお、小学校での活用は想定されない。
注12）遠隔教育を実施している学校のうち、「教科・科目充実型」の遠隔教育の実施率は、「教科・科目充実型」の遠隔授業を実施している学校の総数を、遠隔教育を実施していると答えた学校の総数から、遠隔教育を実施していると答えた小学校の総数を引いた数で除した値である。
注13）「個々の児童生徒の状況に応じた遠隔教育」とは、外国人児童生徒等への日本語指導、病気療養児・不登校児童生徒等に対する学習指導等の個々の児童生徒の状況に応じた遠隔教育の形態をいう。

○市区町村（設置者）別「コンピュータの設置状況」及び「インターネット接続状況」の実態（中等教育学校）

市　区　町　村　別 （中等教育学校）	学校数 校	児童生徒数 人	普通教室数 室	学習者用PC総台数 台	児童生徒一人当たりの学習者用PC台数 台／人	普通教室の大型提示装置整備率 %
愛媛県	3	2,123	70	2,579	1.2	100.0
合　計	3	2,123	70	2,579	1.2	100.0

注１）「児童生徒数」は、令和６年５月１日現在の児童生徒数。
注２）「学習者用ＰＣ」とは、教育用ＰＣのうち、児童生徒が使用するために配備されたものをいう。
注３）「児童生徒一人当たりの学習者用PC台数」は、「学習者用ＰＣ総台数」を令和６年５月１日現在の児童生徒数で除して算出した値であ
注４）「普通教室の大型提示装置整備率」は、大型提示装置を設置している普通教室の総数を普通教室の総数で除して算出した値である。
注５）「普通教室の校内ＬＡＮ整備率」は、校内ＬＡＮを整備する普通教室の総数を普通教室の総数で除して算出した値である。
注６）「普通教室の無線ＬＡＮ整備率」は、無線ＬＡＮを整備する普通教室の総数を普通教室の総数で除して算出した値である。

（令和７年３月１日現在）

普通教室の校内LAN整備率 %	普通教室の無線LAN整備率 %	普通教室の移動通信システム（LTE等）整備率 %	移動系通信を利用している学校の内、無線LAN整備済みの普通教室の数 室	無線LAN又は移動系通信によりインターネット接続を行う普通教室の割合 %	回線速度の契約理論値 ベストエフォート型 %	回線速度の契約理論値 ギャランティ型 %
100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0

る。

○市区町村（設置者）別「コンピュータの設置状況」及び「インターネット接続状況」の実態（中等教育学校）

（令和７年３月１日現在）

市　区　町　村　別 （中等教育学校）	教員数 人	授業を担当している教員数 人	指導者用PC台数 台	指導者用PC整備率 %	教員の校務用PC台数 台	教員の校務用PC整備率 %	統合型校務支援システム整備率 %	遠隔教育実施率 %	遠隔教育を実施している学校のうち、「合同授業型」の遠隔授業の実施率 %	遠隔教育を実施している学校のうち、「教師支援型」の遠隔授業の実施率 %	遠隔教育を実施している学校のうち、「教科・科目充実型」の遠隔授業の実施率 %	遠隔教育を実施している学校のうち、個々の児童生徒の状況に応じた遠隔教育の実施率 %
愛媛県	168	157	200	119.0	242	144.0	100.0	66.7	50.0	100.0	50.0	100.0
合　計	168	157	200	119.0	242	144.0	100.0	66.7	50.0	100.0	50.0	100.0

注１）「教員」とは、校長、副校長、教頭、主幹教諭、指導教諭、教諭、助教諭、養護教諭、養護助教諭、栄養教諭、常勤講師、再任用職員（フルタイム）をいう。
注２）「授業を担当している教員」とは、各教科等の授業を定期的に担当している教員をいう。授業を一時的・臨時的に担当する教員は含まない。
注３）「指導者用ＰＣ」とは、教員が使用するために配備されたものをいう。教職員が主として校務用に利用しているコンピュータ（校務用コンピュータ）は含まない。
注４）「指導者用ＰＣ整備率」とは指導者用ＰＣの総数を教員の総数で除して算出した値である。
注５）「教員の校務用ＰＣ」とは、主として教員が校務に使用するコンピュータのことをいう。
注６）「教員の校務用ＰＣ整備率」は、校務用ＰＣの総数を総教員数で除して算出した値である。
注７）「統合型校務支援システム」は、教務系（成績処理、出欠管理、時数等）・保健系（健康診断票、保健室管理等）、指導要録等の学籍関係、学校事務系など統合して
　　機能を有しているシステムをいう。
注８）「遠隔教育」は、遠隔システムを活用した同時双方向型で行う教育をいう。（「『遠隔教育の推進に向けた施策方針』の策定について（通知）」（文部科学省、平成30年9月20日））
注９）「合同授業型」とは、教師が児童生徒等に対面で授業を行う複数の教室等を遠隔により接続することで、児童生徒が多様な意見や考えに触れたり、協働して学習に取り組んだり
　　する機会の充実を図る遠隔教育の形態をいう。
注10）「教師支援型」とは、外部人材等の専門家と、児童生徒や教師がいる教室等を遠隔により接続することで、児童生徒の学習活動の質を高めるとともに、
　　教師の資質向上を図る遠隔教育の形態をいう。
注11）「教科・科目充実型」とは、学校教育法施行規則第77条の２（中学校等）、第88条の３（高等学校等）に基づき、当該教科の免許状を保有する教師による
　　授業を遠隔により提供することで、生徒の多様な科目選択を可能とすること等により、学習機会の充実を図るものをいう。なお、小学校での活用は想定されない。
注12）遠隔教育を実施している学校のうち、「教科・科目充実型」の遠隔教育の実施率は、「教科・科目充実型」の遠隔授業を実施している学校の総数を、
　　遠隔教育を実施していると答えた学校の総数から、遠隔教育を実施していると答えた小学校の総数を引いた数で除した値である。
注13）「個々の児童生徒の状況に応じた遠隔教育」とは、外国人児童生徒等への日本語指導、病気療養児・不登校児童生徒等に対する学習指導等の
　　個々の児童生徒の状況に応じた遠隔教育の形態をいう。

○市区町村（設置者）別「コンピュータの設置状況」及び「インターネット接続状況」の実態（特別支援学校）

市　区　町　村　別 （特別支援学校）	学校数 校	児童生徒数 人	普通教室数 室	学習者用PC総台数 台	児童生徒一人当たりの学習者用PC台数 台／人	普通教室の大型提示装置整備率 %
愛媛県	10	1,489	343	2,123	1.4	100.0
合　計	10	1,489	343	2,123	1.4	100.0

注１）「児童生徒数」は、令和６年５月１日現在の児童生徒数。
注２）「学習者用ＰＣ」とは、教育用ＰＣのうち、児童生徒が使用するために配備されたものをいう。
注３）「児童生徒一人当たりの学習者用PC台数」は、「学習者用ＰＣ総台数」を令和６年５月１日現在の児童生徒数で除して算出した値であ
注４）「普通教室の大型提示装置整備率」は、大型提示装置を設置している普通教室の総数を普通教室の総数で除して算出した値である。
注５）「普通教室の校内ＬＡＮ整備率」は、校内ＬＡＮを整備する普通教室の総数を普通教室の総数で除して算出した値である。
注６）「普通教室の無線ＬＡＮ整備率」は、無線ＬＡＮを整備する普通教室の総数を普通教室の総数で除して算出した値である。

（令和７年３月１日現在）

普通教室の校内LAN整備率 %	普通教室の無線LAN整備率 %	普通教室の移動通信システム（LTE等）整備率 %	移動系通信を利用している学校の内、無線LAN整備済みの普通教室の数 室	無線LAN又は移動系通信によりインターネット接続を行う普通教室の割合 %	回線速度の契約理論値 ベストエフォート型 %	回線速度の契約理論値 ギャランティ型 %
100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0

る。

○市区町村（設置者）別「コンピュータの設置状況」及び「インターネット接続状況」の実態（特別支援学校）

（令和７年３月１日現在）

市　区　町　村　別 （特別支援学校）	教員数 人	授業を担当している教員数 人	指導者用PC台数 台	指導者用PC整備率 %	教員の校務用PC台数 台	教員の校務用PC整備率 %	統合型校務支援システム整備率 %	遠隔教育実施率 %	遠隔教育を実施している学校のうち、「合同授業型」の遠隔授業の実施率 %	遠隔教育を実施している学校のうち、「教師支援型」の遠隔授業の実施率 %	遠隔教育を実施している学校のうち、「教科・科目充実型」の遠隔授業の実施率 %	遠隔教育を実施している学校のうち、個々の児童生徒の状況に応じた遠隔教育の実施率 %
愛媛県	835	788	1,321	158.2	1,190	142.5	100.0	80.0	87.5	62.5	0.0	62.5
合　計	835	788	1,321	158.2	1,190	142.5	100.0	80.0	87.5	62.5	0.0	62.5

注１）「教員」とは、校長、副校長、教頭、主幹教諭、指導教諭、教諭、助教諭、養護教諭、養護助教諭、栄養教諭、常勤講師、再任用職員（フルタイム）をいう。
注２）「授業を担当している教員」とは、各教科等の授業を定期的に担当している教員をいう。授業を一時的・臨時的に担当する教員は含まない。
注３）「指導者用ＰＣ」とは、教員が使用するために配備されたものをいう。教職員が主として校務用に利用しているコンピュータ（校務用コンピュータ）は含まない。
注４）「指導者用ＰＣ整備率」とは指導者用ＰＣの総数を教員の総数で除して算出した値である。
注５）「教員の校務用ＰＣ」とは、主として教員が校務に使用するコンピュータのことをいう。
注６）「教員の校務用ＰＣ整備率」は、校務用ＰＣの総数を総教員数で除して算出した値である。
注７）「統合型校務支援システム」は、教務系（成績処理、出欠管理、時数等）・保健系（健康診断票、保健室管理等）、指導要録等の学籍関係、学校事務系など統合して
　　機能を有しているシステムをいう。
注８）「遠隔教育」は、遠隔システムを活用した同時双方向型で行う教育をいう。（「『遠隔教育の推進に向けた施策方針』の策定について（通知）」（文部科学省、平成30年9月20日））
注９）「合同授業型」とは、教師が児童生徒等に対面で授業を行う複数の教室等を遠隔により接続することで、児童生徒が多様な意見や考えに触れたり、協働して学習に取り組んだり
　　する機会の充実を図る遠隔教育の形態をいう。
注10）「教師支援型」とは、外部人材等の専門家と、児童生徒や教師がいる教室等を遠隔により接続することで、児童生徒の学習活動の質を高めるとともに、
　　教師の資質向上を図る遠隔教育の形態をいう。
注11）「教科・科目充実型」とは、学校教育法施行規則第77条の２（中学校等）、第88条の３（高等学校等）に基づき、当該教科の免許状を保有する教師による
　　授業を遠隔により提供することで、生徒の多様な科目選択を可能とすること等により、学習機会の充実を図るものをいう。なお、小学校での活用は想定されない。
注12）遠隔教育を実施している学校のうち、「教科・科目充実型」の遠隔教育の実施率は、「教科・科目充実型」の遠隔授業を実施している学校の総数を、
　　遠隔教育を実施していると答えた学校の総数から、遠隔教育を実施していると答えた小学校の総数を引いた数で除した値である。
注13）「個々の児童生徒の状況に応じた遠隔教育」とは、外国人児童生徒等への日本語指導、病気療養児・不登校児童生徒等に対する学習指導等の
　　個々の児童生徒の状況に応じた遠隔教育の形態をいう。

○市区町村（設置者）別「コンピュータの設置状況」及び「インターネット接続状況」の実態（合計）

（令和７年３月１日現在）

市　区　町　村　別 （　合　計　）	学校数 校	児童生徒数 人	普通教室数 室	学習者用PC総台数 台	児童生徒一人当たりの学習者用PC台数 台／人	普通教室の大型提示装置整備率 %	普通教室の校内LAN整備率 %	普通教室の無線LAN整備率 %	普通教室の移動通信システム（LTE等）整備率 %	移動系通信を利用している学校の内、無線LAN整備済みの普通教室の数 室	無線LAN又は移動系通信によりインターネット接続を行う普通教室の割合 %	回線速度の契約理論値 ベストエフォート型 %	回線速度の契約理論値 ギャランティ型 %
高知県	50	11,830	802	16,323	1.4	77.3	100.0	100.0	6.7	54	100.0	100.0	0.0
高知市	60	20,469	1,003	21,843	1.1	83.3	99.0	99.0	***	***	99.0	100.0	0.0
室戸市	9	474	50	527	1.1	92.0	100.0	100.0	100.0	50	100.0	100.0	0.0
安芸市	9	799	65	893	1.1	87.7	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
南国市	18	3,234	186	3,483	1.1	89.2	97.3	96.8	***	***	96.8	100.0	0.0
土佐市	12	1,576	108	1,986	1.3	88.9	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
須崎市	13	1,014	83	1,127	1.1	90.4	96.4	95.2	***	***	95.2	100.0	0.0
宿毛市	12	1,204	89	1,334	1.1	82.0	100.0	97.8	***	***	97.8	100.0	0.0
土佐清水市	5	500	45	512	1.0	100.0	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
四万十市	16	2,136	137	2,261	1.1	87.6	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
香南市	11	2,351	137	2,412	1.0	94.9	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
香美市	10	1,565	115	1,565	1.0	78.3	93.9	93.9	100.0	108	100.0	100.0	0.0
東洋町	4	66	18	127	1.9	55.6	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
奈半利町	2	146	12	202	1.4	91.7	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
田野町	2	141	12	207	1.5	83.3	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
安田町	2	127	10	196	1.5	100.0	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
北川村	2	49	11	92	1.9	100.0	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
馬路村	4	50	15	92	1.8	93.3	93.3	93.3	***	***	93.3	100.0	0.0
芸西村	2	245	15	296	1.2	93.3	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
本山町	3	171	18	242	1.4	77.8	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
大豊町	1	123	12	165	1.3	75.0	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
土佐町	2	222	13	279	1.3	92.3	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
大川村	1	31	6	66	2.1	100.0	100.0	100.0	100.0	6	100.0	100.0	0.0
いの町	12	1,183	94	1,188	1.0	85.1	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
仁淀川町	5	196	28	268	1.4	89.3	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
中土佐町	5	297	24	390	1.3	95.8	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
佐川町	6	733	51	847	1.2	96.1	98.0	98.0	***	***	98.0	100.0	0.0
越知町	2	228	11	255	1.1	100.0	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
梼原町	2	191	12	240	1.3	91.7	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
日高村	3	208	19	215	1.0	100.0	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
津野町	4	327	24	383	1.2	91.7	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
四万十町	14	904	94	965	1.1	97.9	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
大月町	2	178	15	250	1.4	73.3	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
三原村	2	58	10	64	1.1	100.0	100.0	100.0	100.0	10	100.0	100.0	0.0
黒潮町	9	531	56	553	1.0	82.1	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
日高村佐川町学校組合	2	129	12	156	1.2	100.0	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
合　計	318	53,686	3,412	62,004	1.2	84.6	99.2	99.1	6.9	228	99.3	100.0	0.0

注１）「児童生徒数」は、令和６年５月１日現在の児童生徒数。
注２）「学習者用ＰＣ」とは、教育用ＰＣのうち、児童生徒が使用するために配備されたものをいう。
注３）「児童生徒一人当たりの学習者用PC台数」は、「学習者用ＰＣ総台数」を令和６年５月１日現在の児童生徒数で除して算出した値である。
注４）「普通教室の大型提示装置整備率」は、大型提示装置を設置している普通教室の総数を普通教室の総数で除して算出した値である。
注５）「普通教室の校内ＬＡＮ整備率」は、校内ＬＡＮを整備する普通教室の総数を普通教室の総数で除して算出した値である。
注６）「普通教室の無線ＬＡＮ整備率」は、無線ＬＡＮを整備する普通教室の総数を普通教室の総数で除して算出した値である。

○市区町村（設置者）別「コンピュータの設置状況」及び「インターネット接続状況」の実態（合計）

（令和７年３月１日現在）

市　区　町　村　別 （　合　計　）	教員数 人	授業を担当している教員数 人	指導者用PC台数 台	指導者用PC整備率 %	教員の校務用PC台数 台	教員の校務用PC整備率 %	統合型校務支援システム整備率 %	遠隔教育実施率 %	遠隔教育を実施している学校のうち、「合同授業型」の遠隔授業の実施率 %	遠隔教育を実施している学校のうち、「教師支援型」の遠隔授業の実施率 %	遠隔教育を実施している学校のうち、「教科・科目充実型」の遠隔授業の実施率 %	遠隔教育を実施している学校のうち、個々の児童生徒の状況に応じた遠隔教育の実施率 %
高知県	2,019	1,829	2,496	123.6	4,879	241.7	100.0	66.0	33.3	27.3	42.4	51.5
高知市	1,530	1,280	2,964	193.7	1,861	121.6	100.0	58.3	48.6	31.4	15.4	77.1
室戸市	87	67	197	226.4	146	167.8	100.0	66.7	66.7	33.3	0.0	33.3
安芸市	115	78	239	207.8	162	140.9	100.0	66.7	100.0	50.0	0.0	50.0
南国市	295	241	317	107.5	408	138.3	100.0	50.0	55.6	33.3	0.0	44.4
土佐市	165	132	358	217.0	243	147.3	100.0	33.3	25.0	25.0	0.0	75.0
須崎市	144	111	205	142.4	182	126.4	100.0	76.9	100.0	30.0	0.0	20.0
宿毛市	152	119	221	145.4	209	137.5	100.0	41.7	60.0	40.0	0.0	40.0
土佐清水市	60	49	102	170.0	110	183.3	100.0	60.0	66.7	33.3	0.0	33.3
四万十市	221	178	376	170.1	413	186.9	100.0	62.5	20.0	30.0	0.0	70.0
香南市	216	175	229	106.0	267	123.6	100.0	54.5	66.7	16.7	0.0	66.7
香美市	152	125	233	153.3	180	118.4	100.0	70.0	71.4	42.9	0.0	71.4
東洋町	28	19	43	153.6	73	260.7	100.0	0.0	***	***	***	***
奈半利町	23	18	40	173.9	46	200.0	100.0	0.0	***	***	***	***
田野町	25	18	50	200.0	41	164.0	100.0	0.0	***	***	***	***
安田町	25	19	32	128.0	31	124.0	100.0	0.0	***	***	***	***
北川村	18	14	47	261.1	67	372.2	100.0	100.0	50.0	0.0	0.0	100.0
馬路村	27	21	51	188.9	102	377.8	100.0	50.0	100.0	50.0	0.0	50.0
芸西村	28	21	49	175.0	61	217.9	100.0	100.0	50.0	50.0	0.0	100.0
本山町	33	22	52	157.6	46	139.4	100.0	66.7	50.0	50.0	0.0	100.0
大豊町	22	17	63	286.4	44	200.0	100.0	0.0	***	***	***	***
土佐町	27	20	65	240.7	31	114.8	100.0	0.0	***	***	***	***
大川村	18	15	24	133.3	19	105.6	100.0	100.0	100.0	0.0	0.0	0.0
いの町	174	126	188	108.0	208	119.5	100.0	58.3	28.6	28.6	0.0	85.7
仁淀川町	48	39	154	320.8	65	135.4	100.0	100.0	80.0	20.0	0.0	100.0
中土佐町	46	34	88	191.3	69	150.0	100.0	40.0	50.0	50.0	0.0	50.0
佐川町	91	74	264	290.1	133	146.2	100.0	33.3	100.0	0.0	0.0	100.0
越知町	25	21	48	192.0	37	148.0	100.0	50.0	0.0	0.0	0.0	100.0
梼原町	27	20	37	137.0	39	144.4	100.0	100.0	50.0	100.0	0.0	100.0
日高村	33	22	130	393.9	106	321.2	100.0	66.7	100.0	0.0	0.0	50.0
津野町	49	36	88	179.6	72	146.9	100.0	100.0	50.0	50.0	0.0	50.0
四万十町	143	89	176	123.1	222	155.2	100.0	21.4	0.0	33.3	0.0	66.7
大月町	27	22	36	133.3	43	159.3	100.0	50.0	100.0	0.0	0.0	0.0
三原村	22	18	36	163.6	30	136.4	100.0	100.0	50.0	0.0	0.0	100.0
黒潮町	94	74	101	107.4	135	143.6	100.0	55.6	40.0	20.0	0.0	80.0
日高村佐川町学校組合	24	17	43	179.2	26	108.3	100.0	0.0	***	***	***	***
合　　計	6,233	5,180	9,842	157.9	10,806	173.4	100.0	56.3	52.5	30.7	18.2	62.6

注１）「教員」とは、校長、副校長、教頭、主幹教諭、指導教諭、教諭、助教諭、養護教諭、養護助教諭、栄養教諭、常勤講師、再任用職員（フルタイム）をいう。
注２）「授業を担当している教員」とは、各教科等の授業を定期的に担当している教員をいう。授業を一時的・臨時的に担当する教員は含まない。
注３）「指導者用ＰＣ」とは、教員が使用するために配備されたものをいう。教職員が主として校務用に利用しているコンピュータ（校務用コンピュータ）は含まない。
注４）「指導者用ＰＣ整備率」とは指導者用ＰＣの総数を教員の総数で除して算出した値である。
注５）「教員の校務用ＰＣ」とは、主として教員が校務に使用するコンピュータのことをいう。
注６）「教員の校務用ＰＣ整備率」は、校務用ＰＣの総数を総教員数で除して算出した値である。
注７）「統合型校務支援システム」は、教務系（成績処理、出欠管理、時数等）・保健系（健康診断票、保健室管理等）、指導要録等の学籍関係、学校事務系など統合して
　　機能を有しているシステムをいう。
注８）「遠隔教育」は、遠隔システムを活用した同時双方向型で行う教育をいう。（「『遠隔教育の推進に向けた施策方針』の策定について（通知）」（文部科学省、平成30年9月20日））
注９）「合同授業型」とは、教師が児童生徒等に対面で授業を行う複数の教室等を遠隔により接続することで、児童生徒が多様な意見や考えに触れたり、協働して学習に取り組んだり
　　する機会の充実を図る遠隔教育の形態をいう。
注10）「教師支援型」とは、外部人材等の専門家と、児童生徒や教師がいる教室等を遠隔により接続することで、児童生徒の学習活動の質を高めるとともに、
　　教師の資質向上を図る遠隔教育の形態をいう。
注11）「教科・科目充実型」とは、学校教育法施行規則第77条の２（中学校等）、第88条の３（高等学校等）に基づき、当該教科の免許状を保有する教師による
　　授業を遠隔により提供することで、生徒の多様な科目選択を可能とすること等により、学習機会の充実を図るものをいう。なお、小学校での活用は想定されない。
注12）遠隔教育を実施している学校のうち、「教科・科目充実型」の遠隔教育の実施率は、「教科・科目充実型」の遠隔授業を実施している学校の総数を、
　　遠隔教育を実施していると答えた学校の総数から、遠隔教育を実施していると答えた小学校の総数を引いた数で除した値である。
注13）「個々の児童生徒の状況に応じた遠隔教育」とは、外国人児童生徒等への日本語指導、病気療養児・不登校児童生徒等に対する学習指導等の
　　個々の児童生徒の状況に応じた遠隔教育の形態をいう。

○市区町村（設置者）別「コンピュータの設置状況」及び「インターネット接続状況」の実態（小学校）

（令和７年３月１日現在）

市区町村別 （小学校）	学校数 校	児童生徒数 人	普通教室数 室	学習者用PC総台数 台	児童生徒一人当たりの学習者用PC台数 台／人	普通教室の大型提示装置整備率 %	普通教室の校内LAN整備率 %	普通教室の無線LAN整備率 %	普通教室の移動通信システム（LTE等）整備率 %	移動系通信を利用している学校の内、無線LAN整備済みの普通教室の数 室	無線LAN又は移動系通信によりインターネット接続を行う普通教室の割合 %	回線速度の契約理論値 ベストエフォート型 %	回線速度の契約理論値 ギャランティ型 %
高知市	39	13,996	701	14,462	1.0	86.2	98.6	98.6	***	***	98.6	100.0	0.0
室戸市	5	310	33	320	1.0	87.9	100.0	100.0	100.0	33	100.0	100.0	0.0
安芸市	8	541	51	624	1.2	84.3	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
南国市	13	2,289	131	2,359	1.0	93.9	97.7	96.9	***	***	96.9	100.0	0.0
土佐市	9	1,159	82	1,494	1.3	92.7	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
須崎市	8	686	57	746	1.1	91.2	94.7	94.7	***	***	94.7	100.0	0.0
宿毛市	7	775	62	843	1.1	82.3	100.0	98.4	***	***	98.4	100.0	0.0
土佐清水市	4	326	27	326	1.0	100.0	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
四万十市	13	1,464	110	1,531	1.0	87.3	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
香南市	7	1,616	97	1,606	1.0	99.0	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
香美市	7	1,094	81	1,094	1.0	85.2	93.8	93.8	100.0	76	100.0	100.0	0.0
東洋町	2	45	12	75	1.7	41.7	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
奈半利町	1	102	7	126	1.2	100.0	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
田野町	1	102	8	138	1.4	75.0	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
安田町	1	98	6	146	1.5	100.0	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
北川村	1	34	7	57	1.7	100.0	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
馬路村	2	33	8	46	1.4	87.5	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
芸西村	1	174	10	189	1.1	100.0	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
本山町	2	108	13	144	1.3	84.6	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
土佐町	1	154	8	155	1.0	100.0	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
いの町	7	840	64	844	1.0	92.2	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
仁淀川町	3	115	18	152	1.3	94.4	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
中土佐町	3	186	18	234	1.3	94.4	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
佐川町	4	493	38	541	1.1	97.4	97.4	97.4	***	***	97.4	100.0	0.0
越知町	1	147	7	160	1.1	100.0	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
梼原町	1	131	8	149	1.1	100.0	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
日高村	2	144	13	149	1.0	100.0	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
津野町	2	208	15	230	1.1	93.3	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
四万十町	11	624	74	670	1.1	97.3	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
大月町	1	104	10	146	1.4	70.0	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
三原村	1	41	6	41	1.0	100.0	100.0	100.0	100.0	6	100.0	100.0	0.0
黒潮町	7	363	43	384	1.1	83.7	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
日高村佐川町学校組合	1	88	9	96	1.1	100.0	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
合計	176	28,590	1,834	30,277	1.1	89.1	98.8	98.7	6.5	115	99.0	100.0	0.0

注１）「児童生徒数」は、令和６年５月１日現在の児童生徒数。
注２）「学習者用ＰＣ」とは、教育用ＰＣのうち、児童生徒が使用するために配備されたものをいう。
注３）「児童生徒一人当たりの学習者用PC台数」は、「学習者用ＰＣ総台数」を令和６年５月１日現在の児童生徒数で除して算出した値である。
注４）「普通教室の大型提示装置整備率」は、大型提示装置を設置している普通教室の総数を普通教室の総数で除して算出した値である。
注５）「普通教室の校内ＬＡＮ整備率」は、校内ＬＡＮを整備する普通教室の総数を普通教室の総数で除して算出した値である。
注６）「普通教室の無線ＬＡＮ整備率」は、無線ＬＡＮを整備する普通教室の総数を普通教室の総数で除して算出した値である。

○市区町村（設置者）別「コンピュータの設置状況」及び「インターネット接続状況」の実態（小学校）

（令和７年３月１日現在）

市　区　町　村　別 （　小　学　校　）	教員数 人	授業を担当している教員数 人	指導者用PC台数 台	指導者用PC整備率 %	教員の校務用PC台数 台	教員の校務用PC整備率 %	統合型校務支援システム整備率 %	遠隔教育実施率 %	遠隔教育を実施している学校のうち、「合同授業型」の遠隔授業の実施率 %	遠隔教育を実施している学校のうち、「教師支援型」の遠隔授業の実施率 %	遠隔教育を実施している学校のうち、「教科・科目充実型」の遠隔授業の実施率 %	遠隔教育を実施している学校のうち、個々の児童生徒の状況に応じた遠隔教育の実施率 %
高知市	912	764	1,853	203.2	1,058	116.0	100.0	56.4	50.0	40.9	***	72.7
室戸市	43	31	73	169.8	64	148.8	100.0	60.0	100.0	33.3	***	33.3
安芸市	73	53	181	247.9	105	143.8	100.0	75.0	100.0	50.0	***	50.0
南国市	206	164	219	106.3	279	135.4	100.0	46.2	66.7	33.3	***	16.7
土佐市	114	89	267	234.2	168	147.4	100.0	33.3	33.3	33.3	***	66.7
須崎市	83	60	120	144.6	121	145.8	100.0	75.0	100.0	50.0	***	33.3
宿毛市	89	66	131	147.2	127	142.7	100.0	28.6	50.0	50.0	***	50.0
土佐清水市	39	31	69	176.9	67	171.8	100.0	50.0	50.0	50.0	***	50.0
四万十市	156	122	301	192.9	338	216.7	100.0	61.5	25.0	25.0	***	62.5
香南市	134	110	143	106.7	166	123.9	100.0	42.9	100.0	33.3	***	66.7
香美市	98	82	154	157.1	118	120.4	100.0	57.1	100.0	25.0	***	50.0
東洋町	12	7	20	166.7	40	333.3	100.0	0.0	***	***	***	***
奈半利町	10	7	31	310.0	32	320.0	100.0	0.0	***	***	***	***
田野町	13	9	34	261.5	17	130.8	100.0	0.0	***	***	***	***
安田町	14	11	14	100.0	13	92.9	100.0	0.0	***	***	***	***
北川村	10	7	24	240.0	36	360.0	100.0	100.0	100.0	0.0	***	100.0
馬路村	12	8	23	191.7	56	466.7	100.0	0.0	***	***	***	***
芸西村	15	12	27	180.0	26	173.3	100.0	100.0	100.0	100.0	***	100.0
本山町	19	11	35	184.2	30	157.9	100.0	100.0	50.0	50.0	***	100.0
土佐町	13	10	38	292.3	15	115.4	100.0	0.0	***	***	***	***
いの町	93	68	95	102.2	112	120.4	100.0	57.1	50.0	50.0	***	75.0
仁淀川町	25	20	87	348.0	35	140.0	100.0	100.0	100.0	0.0	***	100.0
中土佐町	24	17	51	212.5	36	150.0	100.0	66.7	50.0	50.0	***	50.0
佐川町	55	41	142	258.2	90	163.6	100.0	50.0	100.0	0.0	***	100.0
越知町	14	12	20	142.9	20	142.9	100.0	0.0	***	***	***	***
梼原町	10	7	15	150.0	18	180.0	100.0	100.0	0.0	100.0	***	100.0
日高村	19	12	51	268.4	88	463.2	100.0	50.0	100.0	0.0	***	0.0
津野町	23	17	37	160.9	30	130.4	100.0	100.0	50.0	100.0	***	50.0
四万十町	101	59	121	119.8	153	151.5	100.0	18.2	0.0	50.0	***	50.0
大月町	13	11	16	123.1	22	169.2	100.0	100.0	100.0	0.0	***	0.0
三原村	11	8	12	109.1	12	109.1	100.0	100.0	0.0	0.0	***	100.0
黒潮町	64	51	71	110.9	93	145.3	100.0	42.9	33.3	33.3	***	100.0
日高村佐川町学校組合	11	8	23	209.1	12	109.1	100.0	0.0	***	***	***	***
合　　計	2,528	1,985	4,498	177.9	3,597	142.3	100.0	51.7	62.6	38.5	***	61.5

注１）「教員」とは、校長、副校長、教頭、主幹教諭、指導教諭、教諭、助教諭、養護教諭、養護助教諭、栄養教諭、常勤講師、再任用職員（フルタイム）をいう。
注２）「授業を担当している教員」とは、各教科等の授業を定期的に担当している教員をいう。授業を一時的・臨時的に担当する教員は含まない。
注３）「指導者用ＰＣ」とは、教員が使用するために配備されたものをいう。教職員が主として校務用に利用しているコンピュータ（校務用コンピュータ）は含まない。
注４）「指導者用ＰＣ整備率」とは指導者用ＰＣの総数を教員の総数で除して算出した値である。
注５）「教員の校務用ＰＣ」とは、主として教員が校務に使用するコンピュータのことをいう。
注６）「教員の校務用ＰＣ整備率」は、校務用ＰＣの総数を総教員数で除して算出した値である。
注７）「統合型校務支援システム」は、教務系（成績処理、出欠管理、時数等）・保健系（健康診断票、保健室管理等）、指導要録等の学籍関係、学校事務系など統合して
　　機能を有しているシステムをいう。
注８）「遠隔教育」は、遠隔システムを活用した同時双方向型で行う教育をいう。（「『遠隔教育の推進に向けた施策方針』の策定について（通知）」（文部科学省、平成30年9月20日））
注９）「合同授業型」とは、教師が児童生徒等に対面で授業を行う複数の教室等を遠隔により接続することで、児童生徒が多様な意見や考えに触れたり、協働して学習に取り組んだり
　　する機会の充実を図る遠隔教育の形態をいう。
注10）「教師支援型」とは、外部人材等の専門家と、児童生徒や教師がいる教室等を遠隔により接続することで、児童生徒の学習活動の質を高めるとともに、
　　教師の資質向上を図る遠隔教育の形態をいう。
注11）「教科・科目充実型」とは、学校教育法施行規則第77条の２（中学校等）、第88条の３（高等学校等）に基づき、当該教科の免許状を保有する教師による
　　授業を遠隔により提供することで、生徒の多様な科目選択を可能とすること等により、学習機会の充実を図るものをいう。なお、小学校での活用は想定されない。
注12）遠隔教育を実施している学校のうち、「教科・科目充実型」の遠隔教育の実施率は、「教科・科目充実型」の遠隔授業を実施している学校の総数を、
　　遠隔教育を実施していると答えた学校の総数から、遠隔教育を実施していると答えた小学校の総数を引いた数で除した値である。
注13）「個々の児童生徒の状況に応じた遠隔教育」とは、外国人児童生徒等への日本語指導、病気療養児・不登校児童生徒等に対する学習指導等の
　　個々の児童生徒の状況に応じた遠隔教育の形態をいう。

○市区町村（設置者）別「コンピュータの設置状況」及び「インターネット接続状況」の実態（中学校）

（令和７年３月１日現在）

市区町村別（中学校）	学校数	児童生徒数	普通教室数	学習者用PC総台数	児童生徒一人当たりの学習者用PC台数	普通教室の大型提示装置整備率	普通教室の校内LAN整備率	普通教室の無線LAN整備率	普通教室の移動通信システム（LTE等）整備率	移動系通信を利用している学校の内、無線LAN整備済みの普通教室の数	無線LAN又は移動系通信によりインターネット接続を行う普通教室の割合	回線速度の契約理論値 ベストエフォート型	回線速度の契約理論値 ギャランティ型
	校	人	室	台	台／人	%	%	%	%	室	%	%	%
高知県	3	520	61	756	1.5	96.7	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
高知市	17	5,287	230	6,037	1.1	78.7	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
室戸市	4	164	17	207	1.3	100.0	100.0	100.0	100.0	17	100.0	100.0	0.0
安芸市	1	258	14	269	1.0	100.0	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
南国市	5	945	55	1,124	1.2	78.2	96.4	96.4	***	***	96.4	100.0	0.0
土佐市	3	417	26	492	1.2	76.9	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
須崎市	5	328	26	381	1.2	88.5	100.0	96.2	***	***	96.2	100.0	0.0
宿毛市	5	429	27	491	1.1	81.5	100.0	96.3	***	***	96.3	100.0	0.0
土佐清水市	1	174	18	186	1.1	100.0	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
四万十市	3	672	27	730	1.1	88.9	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
香南市	4	735	40	806	1.1	85.0	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
香美市	3	471	34	471	1.0	61.8	94.1	94.1	100.0	32	100.0	100.0	0.0
東洋町	2	21	6	52	2.5	83.3	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
奈半利町	1	44	5	76	1.7	80.0	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
田野町	1	39	4	69	1.8	100.0	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
安田町	1	29	4	50	1.7	100.0	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
北川村	1	15	4	35	2.3	100.0	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
馬路村	2	17	7	46	2.7	100.0	85.7	85.7	***	***	85.7	100.0	0.0
芸西村	1	71	5	107	1.5	80.0	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
本山町	1	63	5	98	1.6	60.0	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
土佐町	1	68	5	124	1.8	80.0	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
いの町	5	343	30	344	1.0	70.0	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
仁淀川町	2	81	10	116	1.4	80.0	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
中土佐町	2	111	6	156	1.4	100.0	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
佐川町	2	240	13	306	1.3	92.3	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
越知町	1	81	4	95	1.2	100.0	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
梼原町	1	60	4	91	1.5	75.0	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
日高村	1	64	6	66	1.0	100.0	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
津野町	2	119	9	153	1.3	88.9	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
四万十町	3	280	20	295	1.1	100.0	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
大月町	1	74	5	104	1.4	80.0	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
三原村	1	17	4	23	1.4	100.0	100.0	100.0	100.0	4	100.0	100.0	0.0
黒潮町	2	168	13	169	1.0	76.9	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
日高村佐川町学校組合	1	41	3	60	1.5	100.0	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
合計	89	12,446	747	14,585	1.2	83.5	99.3	99.1	7.4	53	99.3	100.0	0.0

注１）「児童生徒数」は、令和６年５月１日現在の児童生徒数。
注２）「学習者用ＰＣ」とは、教育用ＰＣのうち、児童生徒が使用するために配備されたものをいう。
注３）「児童生徒一人当たりの学習者用PC台数」は、「学習者用ＰＣ総台数」を令和６年５月１日現在の児童生徒数で除して算出した値である。
注４）「普通教室の大型提示装置整備率」は、大型提示装置を設置している普通教室の総数を普通教室の総数で除して算出した値である。
注５）「普通教室の校内ＬＡＮ整備率」は、校内ＬＡＮを整備する普通教室の総数を普通教室の総数で除して算出した値である。
注６）「普通教室の無線ＬＡＮ整備率」は、無線ＬＡＮを整備する普通教室の総数を普通教室の総数で除して算出した値である。

○市区町村（設置者）別「コンピュータの設置状況」及び「インターネット接続状況」の実態（中学校）

（令和７年３月１日現在）

市　区　町　村　別 （　中　学　校　）	教員数 人	授業を担当している教員数 人	指導者用PC台数 台	指導者用PC整備率 %	教員の校務用PC台数 台	教員の校務用PC整備率 %	統合型校務支援システム整備率 %	遠隔教育実施率 %	遠隔教育を実施している学校のうち、「合同授業型」の遠隔授業の実施率 %	遠隔教育を実施している学校のうち、「教師支援型」の遠隔授業の実施率 %	遠隔教育を実施している学校のうち、「教科・科目充実型」の遠隔授業の実施率 %	遠隔教育を実施している学校のうち、個々の児童生徒の状況に応じた遠隔教育の実施率 %
高知県	45	43	58	128.9	97	215.6	100.0	33.3	0.0	0.0	0.0	100.0
高知市	424	346	772	182.1	495	116.7	100.0	64.7	36.4	9.1	18.2	90.9
室戸市	44	36	124	281.8	82	186.4	100.0	75.0	33.3	33.3	0.0	33.3
安芸市	42	25	58	138.1	57	135.7	100.0	0.0	***	***	***	***
南国市	89	77	98	110.1	129	144.9	100.0	60.0	33.3	33.3	0.0	100.0
土佐市	51	43	91	178.4	75	147.1	100.0	33.3	0.0	0.0	0.0	100.0
須崎市	61	51	85	139.3	61	100.0	100.0	80.0	100.0	0.0	0.0	0.0
宿毛市	63	53	90	142.9	82	130.2	100.0	60.0	66.7	33.3	0.0	33.3
土佐清水市	21	18	33	157.1	43	204.8	100.0	100.0	100.0	0.0	0.0	0.0
四万十市	65	56	75	115.4	75	115.4	100.0	66.7	0.0	50.0	0.0	100.0
香南市	82	65	86	104.9	101	123.2	100.0	75.0	33.3	0.0	0.0	66.7
香美市	54	43	79	146.3	62	114.8	100.0	100.0	33.3	66.7	0.0	100.0
東洋町	16	12	23	143.8	33	206.3	100.0	0.0	***	***	***	***
奈半利町	13	11	9	69.2	14	107.7	100.0	0.0	***	***	***	***
田野町	12	9	16	133.3	24	200.0	100.0	0.0	***	***	***	***
安田町	11	8	18	163.6	18	163.6	100.0	0.0	***	***	***	***
北川村	8	7	23	287.5	31	387.5	100.0	100.0	0.0	0.0	0.0	100.0
馬路村	15	13	28	186.7	46	306.7	100.0	100.0	100.0	50.0	0.0	50.0
芸西村	13	9	22	169.2	35	269.2	100.0	100.0	0.0	0.0	0.0	100.0
本山町	14	11	17	121.4	16	114.3	100.0	0.0	***	***	***	***
土佐町	14	10	27	192.9	16	114.3	100.0	0.0	***	***	***	***
いの町	81	58	93	114.8	96	118.5	100.0	60.0	0.0	0.0	0.0	100.0
仁淀川町	23	19	67	291.3	30	130.4	100.0	100.0	50.0	50.0	0.0	100.0
中土佐町	22	17	37	168.2	33	150.0	100.0	0.0	***	***	***	***
佐川町	36	33	122	338.9	43	119.4	100.0	0.0	***	***	***	***
越知町	11	9	28	254.5	17	154.5	100.0	100.0	0.0	0.0	0.0	100.0
梼原町	17	13	22	129.4	21	123.5	100.0	100.0	100.0	100.0	0.0	100.0
日高村	14	10	79	564.3	18	128.6	100.0	100.0	100.0	0.0	0.0	100.0
津野町	26	19	51	196.2	42	161.5	100.0	100.0	50.0	0.0	0.0	50.0
四万十町	42	30	55	131.0	69	164.3	100.0	33.3	0.0	0.0	0.0	100.0
大月町	14	11	20	142.9	21	150.0	100.0	0.0	***	***	***	***
三原村	11	10	24	218.2	18	163.6	100.0	100.0	100.0	0.0	0.0	100.0
黒潮町	30	23	30	100.0	42	140.0	100.0	100.0	50.0	0.0	0.0	50.0
日高村佐川町学校組合	13	9	20	153.8	14	107.7	100.0	0.0	***	***	***	***
合　　計	1,497	1,207	2,480	165.7	2,056	137.3	100.0	59.6	43.4	18.9	3.8	73.6

注１）「教員」とは、校長、副校長、教頭、主幹教諭、指導教諭、教諭、助教諭、養護教諭、養護助教諭、栄養教諭、常勤講師、再任用職員（フルタイム）をいう。
注２）「授業を担当している教員」とは、各教科等の授業を定期的に担当している教員をいう。授業を一時的・臨時的に担当する教員は含まない。
注３）「指導者用ＰＣ」とは、教員が使用するために配備されたものをいう。教職員が主として校務用に利用しているコンピュータ（校務用コンピュータ）は含まない。
注４）「指導者用ＰＣ整備率」とは指導者用ＰＣの総数を教員の総数で除して算出した値である。
注５）「教員の校務用ＰＣ」とは、主として教員が校務に使用するコンピュータのことをいう。
注６）「教員の校務用ＰＣ整備率」は、校務用ＰＣの総数を総教員数で除して算出した値である。
注７）「統合型校務支援システム」は、教務系（成績処理、出欠管理、時数等）・保健系（健康診断票、保健室管理等）、指導要録等の学籍関係、学校事務系など統合して
　　機能を有しているシステムをいう。
注８）「遠隔教育」は、遠隔システムを活用した同時双方向型で行う教育をいう。（「『遠隔教育の推進に向けた施策方針』の策定について（通知）」（文部科学省、平成30年9月20日））
注９）「合同授業型」とは、教師が児童生徒等に対面で授業を行う複数の教室等を遠隔により接続することで、児童生徒が多様な意見や考えに触れたり、協働して学習に取り組んだり
　　する機会の充実を図る遠隔教育の形態をいう。
注10）「教師支援型」とは、外部人材等の専門家と、児童生徒や教師がいる教室等を遠隔により接続することで、児童生徒の学習活動の質を高めるとともに、
　　教師の資質向上を図る遠隔教育の形態をいう。
注11）「教科・科目充実型」とは、学校教育法施行規則第77条の２（中学校等）、第88条の３（高等学校等）に基づき、当該教科の免許状を保有する教師による
　　授業を遠隔により提供することで、生徒の多様な科目選択を可能とすること等により、学習機会の充実を図るものをいう。なお、小学校での活用は想定されない。
注12）遠隔教育を実施している学校のうち、「教科・科目充実型」の遠隔教育の実施率は、「教科・科目充実型」の遠隔授業を実施している学校の総数を、
　　遠隔教育を実施していると答えた学校の総数から、遠隔教育を実施していると答えた小学校の総数を引いた数で除した値である。
注13）「個々の児童生徒の状況に応じた遠隔教育」とは、外国人児童生徒等への日本語指導、病気療養児・不登校児童生徒等に対する学習指導等の
　　個々の児童生徒の状況に応じた遠隔教育の形態をいう。

○市区町村（設置者）別「コンピュータの設置状況」及び「インターネット接続状況」の実態（義務教育学校）

市　区　町　村　別 （義務教育学校）	学校数 校	児童生徒数 人	普通教室数 室	学習者用PC総台数 台	児童生徒一人当たりの学習者用PC台数 台／人	普通教室の大型提示装置整備率 %
高知市	2	195	21	230	1.2	81.0
大豊町	1	123	12	165	1.3	75.0
大川村	1	31	6	66	2.1	100.0
合　計	4	349	39	461	1.3	82.1

注１）「児童生徒数」は、令和６年５月１日現在の児童生徒数。
注２）「学習者用ＰＣ」とは、教育用ＰＣのうち、児童生徒が使用するために配備されたものをいう。
注３）「児童生徒一人当たりの学習者用PC台数」は、「学習者用ＰＣ総台数」を令和６年５月１日現在の児童生徒数で除して算出した値であ
注４）「普通教室の大型提示装置整備率」は、大型提示装置を設置している普通教室の総数を普通教室の総数で除して算出した値である。
注５）「普通教室の校内ＬＡＮ整備率」は、校内ＬＡＮを整備する普通教室の総数を普通教室の総数で除して算出した値である。
注６）「普通教室の無線ＬＡＮ整備率」は、無線ＬＡＮを整備する普通教室の総数を普通教室の総数で除して算出した値である。

（令和７年３月１日現在）

普通教室の校内LAN整備率 %	普通教室の無線LAN整備率 %	普通教室の移動通信システム（LTE等）整備率 %	移動系通信を利用している学校の内、無線LAN整備済みの普通教室の数 室	無線LAN又は移動系通信によりインターネット接続を行う普通教室の割合 %	回線速度の契約理論値 ベストエフォート型 %	回線速度の契約理論値 ギャランティ型 %
100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
100.0	100.0	100.0	6	100.0	100.0	0.0
100.0	100.0	15.4	6	100.0	100.0	0.0

る。

○市区町村（設置者）別「コンピュータの設置状況」及び「インターネット接続状況」の実態（義務教育学校）

（令和７年３月１日現在）

市　区　町　村　別 （義務教育学校）	教員数 人	授業を担当している教員数 人	指導者用PC台数 台	指導者用PC整備率 %	教員の校務用PC台数 台	教員の校務用PC整備率 %	統合型校務支援システム整備率 %	遠隔教育実施率 %	遠隔教育を実施している学校のうち、「合同授業型」の遠隔授業の実施率 %	遠隔教育を実施している学校のうち、「教師支援型」の遠隔授業の実施率 %	遠隔教育を実施している学校のうち、「教科・科目充実型」の遠隔授業の実施率 %	遠隔教育を実施している学校のうち、個々の児童生徒の状況に応じた遠隔教育の実施率 %
高知市	40	32	79	197.5	47	117.5	100.0	50.0	100.0	0.0	0.0	0.0
大豊町	22	17	63	286.4	44	200.0	100.0	0.0	***	***	***	***
大川村	18	15	24	133.3	19	105.6	100.0	100.0	100.0	0.0	0.0	0.0
合　　計	80	64	166	207.5	110	137.5	100.0	50.0	100.0	0.0	0.0	0.0

注１）「教員」とは、校長、副校長、教頭、主幹教諭、指導教諭、教諭、助教諭、養護教諭、養護助教諭、栄養教諭、常勤講師、再任用職員（フルタイム）をいう。
注２）「授業を担当している教員」とは、各教科等の授業を定期的に担当している教員をいう。授業を一時的・臨時的に担当する教員は含まない。
注３）「指導者用ＰＣ」とは、教員が使用するために配備されたものをいう。教職員が主として校務用に利用しているコンピュータ（校務用コンピュータ）は含まない。
注４）「指導者用ＰＣ整備率」とは指導者用ＰＣの総数を教員の総数で除して算出した値である。
注５）「教員の校務用ＰＣ」とは、主として教員が校務に使用するコンピュータのことをいう。
注６）「教員の校務用ＰＣ整備率」は、校務用ＰＣの総数を総教員数で除して算出した値である。
注７）「統合型校務支援システム」は、教務系（成績処理、出欠管理、時数等）・保健系（健康診断票、保健室管理等）、指導要録等の学籍関係、学校事務系など統合して
機能を有しているシステムをいう。
注８）「遠隔教育」は、遠隔システムを活用した同時双方向型で行う教育をいう。（「『遠隔教育の推進に向けた施策方針』の策定について（通知）」（文部科学省、平成30年9月20日））
注９）「合同授業型」とは、教師が児童生徒等に対面で授業を行う複数の教室等を遠隔により接続することで、児童生徒が多様な意見や考えに触れたり、協働して学習に取り組んだり
する機会の充実を図る遠隔教育の形態をいう。
注10）「教師支援型」とは、外部人材等の専門家と、児童生徒や教師がいる教室等を遠隔により接続することで、児童生徒の学習活動の質を高めるとともに、
教師の資質向上を図る遠隔教育の形態をいう。
注11）「教科・科目充実型」とは、学校教育法施行規則第77条の２（中学校等）、第88条の３（高等学校等）に基づき、当該教科の免許状を保有する教師による
授業を遠隔により提供することで、生徒の多様な科目選択を可能とすること等により、学習機会の充実を図るものをいう。なお、小学校での活用は想定されない。
注12）遠隔教育を実施している学校のうち、「教科・科目充実型」の遠隔教育の実施率は、「教科・科目充実型」の遠隔授業を実施している学校の総数を、
遠隔教育を実施していると答えた学校の総数から、遠隔教育を実施していると答えた小学校の総数を引いた数で除した値である。
注13）「個々の児童生徒の状況に応じた遠隔教育」とは、外国人児童生徒等への日本語指導、病気療養児・不登校児童生徒等に対する学習指導等の
個々の児童生徒の状況に応じた遠隔教育の形態をいう。

○市区町村（設置者）別「コンピュータの設置状況」及び「インターネット接続状況」の実態（高等学校）

（令和７年３月１日現在）

市区町村別（高等学校）	学校数	学校数（専門学科・総合学科単独及び複数学科設置校）	児童生徒数	児童生徒数（専門学科・総合学科単独及び複数学科設置校）	普通教室数	普通教室数（専門学科・総合学科単独及び複数学科設置校）	学習者用PC総台数	学習者用PC総台数（専門学科・総合学科単独及び複数学科設置校）	児童生徒一人当たりの学習者用PC台数	児童生徒一人当たりの学習者用PC台数（専門学科・総合学科単独及び複数学科設置校）	普通教室の大型提示装置整備率	普通教室の大型提示装置整備率（専門学科・総合学科単独及び複数学科設置校）	普通教室の校内LAN整備率	普通教室の校内LAN整備率（専門学科・総合学科単独及び複数学科設置校）	普通教室の無線LAN整備率	普通教室の無線LAN整備率（専門学科・総合学科単独及び複数学科設置校）	普通教室の移動通信システム（LTE等）整備率	普通教室の移動通信システム（LTE等）整備率（専門学科・総合学科単独及び複数学科設置校）	移動系通信を利用している学校の内、無線LAN整備済みの普通教室の数	移動系通信を利用している学校の内、無線LAN整備済みの普通教室の数（専門学科・総合学科単独及び複数学科設置校）	無線LAN又は移動系通信によりインターネット接続を行う普通教室の割合	無線LAN又は移動系通信によりインターネット接続を行う普通教室の割合（専門学科・総合学科単独及び複数学科設置校）	回線速度の契約理論値ベストエフォート型	回線速度の契約理論値ベストエフォート型（専門学科・総合学科単独及び複数学科設置校）	回線速度の契約理論値ギャランティ型	回線速度の契約理論値ギャランティ型（専門学科・総合学科単独及び複数学科設置校）
	校	校	人	人	室	室	台	台	台／人	台／人	%	%	%	%	%	%	%	%	室	室	%	%	%	%	%	%
高知県	33	17	10,692	7,122	546	351	14,574	9,539	1.4	1.3	86.1	82.9	100.0	100.0	100.0	100.0	4.8	5.7	26	20	100.0	100.0	100.0	100.0	0.0	0.0
高知市	1	1	856	856	24	24	972	972	1.1	1.1	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	***	***	***	***	100.0	100.0	100.0	100.0	0.0	0.0
合計	34	18	11,548	7,978	570	375	15,546	10,511	1.3	1.3	86.7	84.0	100.0	100.0	100.0	100.0	4.6	5.3	26	20	100.0	100.0	100.0	100.0	0.0	0.0

注１）「児童生徒数」は、令和６年５月１日現在の児童生徒数。
注２）「学習者用ＰＣ」とは、教育用ＰＣのうち、児童生徒が使用するために配備されたものをいう。
注３）「児童生徒一人当たりの学習者用PC台数」は、「学習者用ＰＣ総台数」を令和６年５月１日現在の児童生徒数で除して算出した値である。
注４）「普通教室の大型提示装置整備率」は、大型提示装置を設置している普通教室の総数を普通教室の総数で除して算出した値である。
注５）「普通教室の校内ＬＡＮ整備率」は、校内ＬＡＮを整備する普通教室の総数を普通教室の総数で除して算出した値である。
注６）「普通教室の無線ＬＡＮ整備率」は、無線ＬＡＮを整備する普通教室の総数を普通教室の総数で除して算出した値である。

○市区町村（設置者）別「コンピュータの設置状況」及び「インターネット接続状況」の実態（高等学校）

（令和７年３月１日現在）

市区町村別（高等学校）	教員数	教員数（専門学科・総合学科単独及び複数学科設置校）	授業を担当している教員数	授業を担当している教員数（専門学科・総合学科単独及び複数学科設置校）	指導者用PC台数	指導者用PC台数（専門学科・総合学科単独及び複数学科設置校）	指導者用PC整備率	指導者用PC整備率（専門学科・総合学科単独及び複数学科設置校）	教員の校務用PC台数	教員の校務用PC台数（専門学科・総合学科単独及び複数学科設置校）	教員の校務用PC整備率	教員の校務用PC整備率（専門学科・総合学科単独及び複数学科設置校）	統合型校務支援システム整備率	統合型校務支援システム整備率（専門学科・総合学科単独及び複数学科設置校）	遠隔教育実施率	遠隔教育実施率（専門学科・総合学科単独及び複数学科設置校）	遠隔教育を実施している学校のうち、「合同授業型」の遠隔授業の実施率	遠隔教育を実施している学校のうち、「合同授業型」の遠隔授業の実施率（専門学科・総合学	遠隔教育を実施している学校のうち、「教師支援型」の遠隔授業の実施率	遠隔教育を実施している学校のうち、「教師支援型」の遠隔授業の実施率（専門学科・総合学	遠隔教育を実施している学校のうち、「教科・科目充実型」の遠隔授業の実施率	遠隔教育を実施している学校のうち、「教科・科目充実型」の遠隔授業の実施率（専門学	遠隔教育を実施している学校のうち、個々の児童生徒の状況に応じた遠隔教育の実施率	遠隔教育を実施している学校のうち、個々の児童生徒の状況に応じた遠隔教育の実施率（専門学
	人	人	人	人	台	台	%	%	台	台	%	%	%	%	%	%	%	%	%	%	%	%	%	%
高知県	1,440	926	1,315	856	1,821	1,131	126.5	122.1	3,450	2,264	239.6	244.5	100.0	100.0	63.6	41.2	14.3	28.6	38.1	57.1	66.7	42.9	38.1	28.6
高知市	70	70	65	65	154	154	220.0	220.0	169	169	241.4	241.4	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	0.0	0.0	100.0	100.0
合計	1,510	996	1,380	921	1,975	1,285	130.8	129.0	3,619	2,433	239.7	244.3	100.0	100.0	64.7	44.4	18.2	37.5	40.9	62.5	63.6	37.5	40.9	37.5

注１）「教員」とは、校長、副校長、教頭、主幹教諭、指導教諭、教諭、助教諭、養護教諭、養護助教諭、栄養教諭、常勤講師、再任用職員（フルタイム）をいう。
注２）「授業を担当している教員」とは、各教科等の授業を定期的に担当している教員をいう。授業を一時的・臨時的に担当する教員は含まない。
注３）「指導者用ＰＣ」とは、教員が使用するために配備されたものをいう。教職員が主として校務用に利用しているコンピュータ（校務用コンピュータ）は含まない。
注４）「指導者用ＰＣ整備率」とは指導者用ＰＣの総数を教員の総数で除して算出した値である。
注５）「教員の校務用ＰＣ」とは、主として教員が校務に使用するコンピュータのことをいう。
注６）「教員の校務用ＰＣ整備率」は、校務用ＰＣの総数を総教員数で除して算出した値である。
注７）「統合型校務支援システム」は、教務系（成績処理、出欠管理、時数等）・保健系（健康診断票、保健室管理等）、指導要録等の学籍関係、学校事務系など統合して機能を有しているシステムをいう。
注８）「遠隔教育」は、遠隔システムを活用した同時双方向型で行う教育をいう。（「『遠隔教育の推進に向けた施策方針』の策定について（通知）」（文部科学省、平成30年9月20日））
注９）「合同授業型」とは、教師が児童生徒等に対面で授業を行う複数の教室等を遠隔により接続することで、児童生徒が多様な意見や考えに触れたり、協働して学習に取り組んだりする機会の充実を図る遠隔教育の形態をいう。
注10）「教師支援型」とは、外部人材等の専門家と、児童生徒や教師がいる教室等を遠隔により接続することで、児童生徒の学習活動の質を高めるとともに、教師の資質向上を図る遠隔教育の形態をいう。
注11）「教科・科目充実型」とは、学校教育法施行規則第77条の２（中学校等）、第88条の３（高等学校等）に基づき、当該教科の免許状を保有する教師による授業を遠隔により提供することで、生徒の多様な科目選択を可能とすること等により、学習機会の充実を図るものをいう。なお、小学校での活用は想定されない。
注12）遠隔教育を実施している学校のうち、「教科・科目充実型」の遠隔教育の実施率は、「教科・科目充実型」の遠隔授業を実施している学校の総数を、遠隔教育を実施していると答えた学校の総数から、遠隔教育を実施していると答えた小学校の総数を引いた数で除した値である。
注13）「個々の児童生徒の状況に応じた遠隔教育」とは、外国人児童生徒等への日本語指導、病気療養児・不登校児童生徒等に対する学習指導等の個々の児童生徒の状況に応じた遠隔教育の形態をいう。

○市区町村（設置者）別「コンピュータの設置状況」及び「インターネット接続状況」の実態（中等教育学校）

市　区　町　村　別 （中等教育学校）	学校数 校	児童生徒数 人	普通教室数 室	学習者用PC総台数 台	児童生徒一人当たりの学習者用PC台数 台／人	普通教室の大型提示装置整備率 %
合　計	***	***	***	***	***	***

注１）「児童生徒数」は、令和６年５月１日現在の児童生徒数。
注２）「学習者用ＰＣ」とは、教育用ＰＣのうち、児童生徒が使用するために配備されたものをいう。
注３）「児童生徒一人当たりの学習者用PC台数」は、「学習者用ＰＣ総台数」を令和６年５月１日現在の児童生徒数で除して算出した値であ
注４）「普通教室の大型提示装置整備率」は、大型提示装置を設置している普通教室の総数を普通教室の総数で除して算出した値である。
注５）「普通教室の校内ＬＡＮ整備率」は、校内ＬＡＮを整備する普通教室の総数を普通教室の総数で除して算出した値である。
注６）「普通教室の無線ＬＡＮ整備率」は、無線ＬＡＮを整備する普通教室の総数を普通教室の総数で除して算出した値である。

（令和７年３月１日現在）

普通教室の校内LAN整備率 %	普通教室の無線LAN整備率 %	普通教室の移動通信システム（LTE等）整備率 %	移動系通信を利用している学校の内、無線LAN整備済みの普通教室の数 室	無線LAN又は移動系通信によりインターネット接続を行う普通教室の割合 %	回線速度の契約理論値 ベストエフォート型 %	回線速度の契約理論値 ギャランティ型 %
***	***	***	***	***	***	***

る。

○市区町村（設置者）別「コンピュータの設置状況」及び「インターネット接続状況」の実態（中等教育学校）

（令和７年３月１日現在）

市　区　町　村　別 （中等教育学校）	教員数 人	授業を担当している教員数 人	指導者用PC台数 台	指導者用PC整備率 %	教員の校務用PC台数 台	教員の校務用PC整備率 %	統合型校務支援システム整備率 %	遠隔教育実施率 %	遠隔教育を実施している学校のうち、「合同授業型」の遠隔授業の実施率 %	遠隔教育を実施している学校のうち、「教師支援型」の遠隔授業の実施率 %	遠隔教育を実施している学校のうち、「教科・科目充実型」の遠隔授業の実施率 %	遠隔教育を実施している学校のうち、個々の児童生徒の状況に応じた遠隔教育の実施率 %
合　　計	***	***	***	***	***	***	***	***	***	***	***	***

注１）「教員」とは、校長、副校長、教頭、主幹教諭、指導教諭、教諭、助教諭、養護教諭、養護助教諭、栄養教諭、常勤講師、再任用職員（フルタイム）をいう。
注２）「授業を担当している教員」とは、各教科等の授業を定期的に担当している教員をいう。授業を一時的・臨時的に担当する教員は含まない。
注３）「指導者用ＰＣ」とは、教員が使用するために配備されたものをいう。教職員が主として校務用に利用しているコンピュータ（校務用コンピュータ）は含まない。
注４）「指導者用ＰＣ整備率」とは指導者用ＰＣの総数を教員の総数で除して算出した値である。
注５）「教員の校務用ＰＣ」とは、主として教員が校務に使用するコンピュータのことをいう。
注６）「教員の校務用ＰＣ整備率」は、校務用ＰＣの総数を総教員数で除して算出した値である。
注７）「統合型校務支援システム」は、教務系（成績処理、出欠管理、時数等）・保健系（健康診断票、保健室管理等）、指導要録等の学籍関係、学校事務系など統合して
　　機能を有しているシステムをいう。
注８）「遠隔教育」は、遠隔システムを活用した同時双方向型で行う教育をいう。（「『遠隔教育の推進に向けた施策方針』の策定について（通知）」（文部科学省、平成30年9月20日））
注９）「合同授業型」とは、教師が児童生徒等に対面で授業を行う複数の教室等を遠隔により接続することで、児童生徒が多様な意見や考えに触れたり、協働して学習に取り組んだり
　　する機会の充実を図る遠隔教育の形態をいう。
注10）「教師支援型」とは、外部人材等の専門家と、児童生徒や教師がいる教室等を遠隔により接続することで、児童生徒の学習活動の質を高めるとともに、
　　教師の資質向上を図る遠隔教育の形態をいう。
注11）「教科・科目充実型」とは、学校教育法施行規則第77条の２（中学校等）、第88条の３（高等学校等）に基づき、当該教科の免許状を保有する教師による
　　授業を遠隔により提供することで、生徒の多様な科目選択を可能とすること等により、学習機会の充実を図るものをいう。なお、小学校での活用は想定されない。
注12）遠隔教育を実施している学校のうち、「教科・科目充実型」の遠隔教育の実施率は、「教科・科目充実型」の遠隔授業を実施している学校の総数を、
　　遠隔教育を実施していると答えた学校の総数から、遠隔教育を実施していると答えた小学校の総数を引いた数で除した値である。
注13）「個々の児童生徒の状況に応じた遠隔教育」とは、外国人児童生徒等への日本語指導、病気療養児・不登校児童生徒等に対する学習指導等の
　　個々の児童生徒の状況に応じた遠隔教育の形態をいう。

○市区町村（設置者）別「コンピュータの設置状況」及び「インターネット接続状況」の実態（特別支援学校）

市　区　町　村　別 （特別支援学校）	学校数 校	児童生徒数 人	普通教室数 室	学習者用PC総台数 台	児童生徒一人当たりの学習者用PC台数 台／人	普通教室の大型提示装置整備率 %
高知県	14	618	195	993	1.6	46.7
高知市	1	135	27	142	1.1	37.0
合　計	15	753	222	1,135	1.5	45.5

注１）「児童生徒数」は、令和６年５月１日現在の児童生徒数。
注２）「学習者用ＰＣ」とは、教育用ＰＣのうち、児童生徒が使用するために配備されたものをいう。
注３）「児童生徒一人当たりの学習者用PC台数」は、「学習者用ＰＣ総台数」を令和６年５月１日現在の児童生徒数で除して算出した値であ
注４）「普通教室の大型提示装置整備率」は、大型提示装置を設置している普通教室の総数を普通教室の総数で除して算出した値である。
注５）「普通教室の校内ＬＡＮ整備率」は、校内ＬＡＮを整備する普通教室の総数を普通教室の総数で除して算出した値である。
注６）「普通教室の無線ＬＡＮ整備率」は、無線ＬＡＮを整備する普通教室の総数を普通教室の総数で除して算出した値である。

（令和７年３月１日現在）

普通教室の校内LAN整備率 %	普通教室の無線LAN整備率 %	普通教室の移動通信システム（LTE等）整備率 %	移動系通信を利用している学校の内、無線LAN整備済みの普通教室の数 室	無線LAN又は移動系通信によりインターネット接続を行う普通教室の割合 %	回線速度の契約理論値 ベストエフォート型 %	回線速度の契約理論値 ギャランティ型 %
100.0	100.0	14.4	28	100.0	100.0	0.0
100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
100.0	100.0	12.6	28	100.0	100.0	0.0

る。

○市区町村（設置者）別「コンピュータの設置状況」及び「インターネット接続状況」の実態（特別支援学校）

（令和７年３月１日現在）

市　区　町　村　別 （特別支援学校）	教員数 人	授業を担当している教員数 人	指導者用PC台数 台	指導者用PC整備率 %	教員の校務用PC台数 台	教員の校務用PC整備率 %	統合型校務支援システム整備率 %	遠隔教育実施率 %	遠隔教育を実施している学校のうち、「合同授業型」の遠隔授業の実施率 %	遠隔教育を実施している学校のうち、「教師支援型」の遠隔授業の実施率 %	遠隔教育を実施している学校のうち、「教科・科目充実型」の遠隔授業の実施率 %	遠隔教育を実施している学校のうち、個々の児童生徒の状況に応じた遠隔教育の実施率 %
高知県	534	471	617	115.5	1,332	249.4	100.0	78.6	72.7	9.1	0.0	72.7
高知市	84	73	106	126.2	92	109.5	100.0	0.0	***	***	***	***
合　　計	618	544	723	117.0	1,424	230.4	100.0	73.3	72.7	9.1	0.0	72.7

注１）「教員」とは、校長、副校長、教頭、主幹教諭、指導教諭、教諭、助教諭、養護教諭、養護助教諭、栄養教諭、常勤講師、再任用職員（フルタイム）をいう。
注２）「授業を担当している教員」とは、各教科等の授業を定期的に担当している教員をいう。授業を一時的・臨時的に担当する教員は含まない。
注３）「指導者用ＰＣ」とは、教員が使用するために配備されたものをいう。教職員が主として校務用に利用しているコンピュータ（校務用コンピュータ）は含まない。
注４）「指導者用ＰＣ整備率」とは指導者用ＰＣの総数を教員の総数で除して算出した値である。
注５）「教員の校務用ＰＣ」とは、主として教員が校務に使用するコンピュータのことをいう。
注６）「教員の校務用ＰＣ整備率」は、校務用ＰＣの総数を総教員数で除して算出した値である。
注７）「統合型校務支援システム」は、教務系（成績処理、出欠管理、時数等）・保健系（健康診断票、保健室管理等）、指導要録等の学籍関係、学校事務系など統合して
　　機能を有しているシステムをいう。
注８）「遠隔教育」は、遠隔システムを活用した同時双方向型で行う教育をいう。（「『遠隔教育の推進に向けた施策方針』の策定について（通知）」（文部科学省、平成30年9月20日））
注９）「合同授業型」とは、教師が児童生徒等に対面で授業を行う複数の教室等を遠隔により接続することで、児童生徒が多様な意見や考えに触れたり、協働して学習に取り組んだり
　　する機会の充実を図る遠隔教育の形態をいう。
注10）「教師支援型」とは、外部人材等の専門家と、児童生徒や教師がいる教室等を遠隔により接続することで、児童生徒の学習活動の質を高めるとともに、
　　教師の資質向上を図る遠隔教育の形態をいう。
注11）「教科・科目充実型」とは、学校教育法施行規則第77条の２（中学校等）、第88条の３（高等学校等）に基づき、当該教科の免許状を保有する教師による
　　授業を遠隔により提供することで、生徒の多様な科目選択を可能とすること等により、学習機会の充実を図るものをいう。なお、小学校での活用は想定されない。
注12）遠隔教育を実施している学校のうち、「教科・科目充実型」の遠隔教育の実施率は、「教科・科目充実型」の遠隔授業を実施している学校の総数を、
　　遠隔教育を実施していると答えた学校の総数から、遠隔教育を実施していると答えた小学校の総数を引いた数で除した値である。
注13）「個々の児童生徒の状況に応じた遠隔教育」とは、外国人児童生徒等への日本語指導、病気療養児・不登校児童生徒等に対する学習指導等の
　　個々の児童生徒の状況に応じた遠隔教育の形態をいう。

○市区町村（設置者）別「コンピュータの設置状況」及び「インターネット接続状況」の実態（合計）

（令和７年３月１日現在）

市区町村別 （合計）	学校数 校	児童生徒数 人	普通教室数 室	学習者用PC総台数 台	児童生徒一人当たりの学習者用PC台数 台／人	普通教室の大型提示装置整備率 %	普通教室の校内LAN整備率 %	普通教室の無線LAN整備率 %	普通教室の移動通信システム（LTE等）整備率 %	移動系通信を利用している学校の内、無線LAN整備済みの普通教室の数 室	無線LAN又は移動系通信によりインターネット接続を行う普通教室の割合 %	回線速度の契約理論値 ベストエフォート型 %	回線速度の契約理論値 ギャランティ型 %
福岡県	120	71,961	2,634	81,702	1.1	82.9	99.2	96.6	***	***	96.6	100.0	0.0
北九州市	198	67,282	2,900	78,484	1.2	89.1	98.5	96.8	0.3	0	97.0	100.0	0.0
福岡市	229	127,500	5,224	135,406	1.1	100.0	100.0	100.0	0.3	17	100.0	100.0	0.0
大牟田市	29	7,390	385	8,069	1.1	85.7	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
久留米市	64	26,119	1,223	28,344	1.1	89.5	97.7	97.7	***	***	97.7	100.0	0.0
直方市	15	4,404	211	4,993	1.1	93.8	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
飯塚市	29	9,808	419	10,839	1.1	100.0	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
田川市	12	3,373	170	3,531	1.0	100.0	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
柳川市	25	4,567	245	4,707	1.0	93.9	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
八女市	23	4,247	231	4,396	1.0	98.7	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
筑後市	15	4,304	166	4,443	1.0	93.4	100.0	100.0	***	***	100.0	0.0	100.0
大川市	10	1,984	111	2,195	1.1	79.3	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
行橋市	17	5,753	262	5,746	1.0	98.9	99.2	99.2	***	***	99.2	100.0	0.0
豊前市	14	1,614	107	1,987	1.2	89.7	99.1	99.1	7.5	8	99.1	100.0	0.0
中間市	10	2,683	131	3,064	1.1	87.8	97.7	97.7	***	***	97.7	100.0	0.0
小郡市	13	5,157	249	5,466	1.1	85.1	99.6	99.6	***	***	99.6	100.0	0.0
筑紫野市	16	9,094	370	9,272	1.0	87.6	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
春日市	18	10,754	487	11,630	1.1	67.8	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
大野城市	15	9,488	346	9,567	1.0	88.4	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
宗像市	21	8,412	375	8,418	1.0	98.4	100.0	100.0	0.8	3	100.0	100.0	0.0
太宰府市	11	6,418	297	6,741	1.1	76.8	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
古賀市	11	5,237	245	5,496	1.0	100.0	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
福津市	10	7,207	287	7,439	1.0	90.2	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
うきは市	9	2,135	116	2,231	1.0	94.0	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
宮若市	6	1,958	88	2,085	1.1	87.5	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
嘉麻市	11	2,477	151	2,568	1.0	96.0	97.4	97.4	98.0	144	100.0	90.9	9.1
朝倉市	17	3,845	206	4,240	1.1	95.6	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
みやま市	11	2,365	125	2,426	1.0	87.2	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
糸島市	23	9,230	385	9,435	1.0	93.2	100.0	91.9	***	***	91.9	100.0	0.0
那珂川市	12	4,783	217	5,098	1.1	85.7	100.0	94.5	100.0	205	100.0	0.0	100.0
宇美町	8	3,236	161	3,504	1.1	61.5	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
篠栗町	6	2,737	135	2,835	1.0	100.0	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
志免町	6	4,344	190	4,557	1.0	97.4	100.0	100.0	***	***	100.0	0.0	100.0
須恵町	5	3,070	137	3,076	1.0	100.0	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
新宮町	8	4,172	185	4,482	1.1	97.8	98.9	98.9	19.5	36	98.9	100.0	0.0
久山町	3	997	41	1,111	1.1	100.0	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
粕屋町	6	4,918	168	5,268	1.1	82.7	97.0	97.0	***	***	97.0	100.0	0.0
芦屋町	4	990	51	1,111	1.1	96.1	98.0	98.0	***	***	98.0	100.0	0.0
水巻町	7	2,108	91	2,174	1.0	98.9	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
岡垣町	7	2,587	105	2,821	1.1	94.3	99.0	99.0	***	***	99.0	100.0	0.0
遠賀町	5	1,522	71	1,599	1.1	84.5	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
小竹町	4	372	34	434	1.2	94.1	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
鞍手町	7	1,044	64	1,335	1.3	100.0	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
桂川町	3	942	45	1,096	1.2	100.0	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
筑前町	6	2,664	122	2,723	1.0	100.0	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
東峰村	2	100	12	360	3.6	75.0	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
大刀洗町	5	1,417	83	1,522	1.1	77.1	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
大木町	4	1,279	60	1,298	1.0	98.3	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
広川町	4	1,685	67	1,754	1.0	85.1	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
香春町	1	740	27	926	1.3	100.0	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
添田町	5	532	41	563	1.1	92.7	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
糸田町	2	709	37	779	1.1	83.8	91.9	91.9	***	***	91.9	100.0	0.0
川崎町	5	1,015	56	1,084	1.1	92.9	98.2	98.2	***	***	98.2	100.0	0.0
大任町	3	442	30	469	1.1	90.0	100.0	100.0	***	***	100.0	66.7	33.3
赤村	2	226	18	280	1.2	100.0	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
福智町	7	1,709	95	1,871	1.1	98.9	97.9	97.9	***	***	97.9	100.0	0.0
苅田町	8	3,185	141	3,302	1.0	96.5	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
みやこ町	10	1,100	86	1,323	1.2	91.9	98.8	97.7	***	***	97.7	100.0	0.0
吉富町	1	330	17	452	1.4	100.0	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
上毛町	5	644	41	735	1.1	95.1	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
築上町	10	1,069	78	1,494	1.4	100.0	100.0	98.7	***	***	98.7	100.0	0.0
吉富町外一市中学校組合	1	339	11	380	1.1	81.8	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
久留米市外三市町高等学	1	176	15	377	2.1	93.3	100.0	100.0	***	***	100.0	0.0	100.0
古賀高等学校組合	1	605	15	638	1.1	100.0	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
合計	1,176	484,554	20,893	527,751	1.1	91.8	99.4	98.6	2.1	413	98.8	97.1	2.9

注１）「児童生徒数」は、令和６年５月１日現在の児童生徒数。
注２）「学習者用ＰＣ」とは、教育用ＰＣのうち、児童生徒が使用するために配備されたものをいう。
注３）「児童生徒一人当たりの学習者用PC台数」は、「学習者用ＰＣ総台数」を令和６年５月１日現在の児童生徒数で除して算出した値である。
注４）「普通教室の大型提示装置整備率」は、大型提示装置を設置している普通教室の総数を普通教室の総数で除して算出した値である。
注５）「普通教室の校内ＬＡＮ整備率」は、校内ＬＡＮを整備する普通教室の総数を普通教室の総数で除して算出した値である。
注６）「普通教室の無線ＬＡＮ整備率」は、無線ＬＡＮを整備する普通教室の総数を普通教室の総数で除して算出した値である。

○市区町村（設置者）別「コンピュータの設置状況」及び「インターネット接続状況」の実態（合計）

（令和７年３月１日現在）

市　区　町　村　別 （　合　計　）	教員数 人	授業を担当している教員数 人	指導者用PC台数 台	指導者用PC整備率 %	教員の校務用PC台数 台	教員の校務用PC整備率 %	統合型校務支援システム整備率 %	遠隔教育実施率 %	遠隔教育を実施している学校のうち、「合同授業型」の遠隔授業の実施率 %	遠隔教育を実施している学校のうち、「教師支援型」の遠隔授業の実施率 %	遠隔教育を実施している学校のうち、「教科・科目充実型」の遠隔授業の実施率 %	遠隔教育を実施している学校のうち、個々の児童生徒の状況に応じた遠隔教育の実施率 %
福岡県	6,517	5,866	9,860	151.3	8,295	127.3	100.0	62.5	37.3	38.7	0.0	81.3
北九州市	5,246	4,129	6,622	126.2	7,548	143.9	100.0	93.4	48.1	45.4	0.0	74.6
福岡市	8,621	7,032	9,304	107.9	9,859	114.4	100.0	98.7	49.1	44.7	22.5	88.5
大牟田市	577	480	616	106.8	760	131.7	100.0	3.4	0.0	100.0	0.0	100.0
久留米市	1,885	1,556	2,393	126.9	2,481	131.6	100.0	87.5	25.0	28.6	0.0	82.1
直方市	345	275	361	104.6	499	144.6	100.0	20.0	33.3	100.0	0.0	33.3
飯塚市	700	576	1,290	184.3	844	120.6	0.0	100.0	10.3	100.0	20.0	41.4
田川市	288	227	409	142.0	326	113.2	100.0	25.0	66.7	33.3	0.0	66.7
柳川市	390	299	500	128.2	427	109.5	100.0	48.0	58.3	50.0	0.0	50.0
八女市	389	303	515	132.4	514	132.1	100.0	43.5	30.0	0.0	0.0	80.0
筑後市	310	253	358	115.5	362	116.8	100.0	46.7	57.1	85.7	0.0	42.9
大川市	166	137	197	118.7	253	152.4	0.0	0.0	***	***	***	***
行橋市	422	349	442	104.7	484	114.7	100.0	17.6	33.3	100.0	0.0	33.3
豊前市	196	147	363	185.2	246	125.5	100.0	64.3	66.7	33.3	0.0	66.7
中間市	229	173	318	138.9	294	128.4	0.0	10.0	0.0	100.0	0.0	100.0
小郡市	383	315	415	108.4	417	108.9	100.0	92.3	33.3	41.7	0.0	66.7
筑紫野市	586	486	719	122.7	685	116.9	0.0	31.3	40.0	80.0	0.0	100.0
春日市	693	579	800	115.4	800	115.4	100.0	72.2	61.5	46.2	0.0	92.3
大野城市	553	452	405	73.2	576	104.2	100.0	60.0	66.7	33.3	0.0	66.7
宗像市	598	485	485	81.1	485	81.1	100.0	42.9	88.9	0.0	0.0	11.1
太宰府市	429	352	448	104.4	513	119.6	0.0	45.5	20.0	40.0	0.0	100.0
古賀市	403	340	338	83.9	530	131.5	100.0	100.0	0.0	0.0	0.0	100.0
福津市	424	361	564	133.0	562	132.5	100.0	70.0	42.9	42.9	0.0	71.4
うきは市	181	141	205	113.3	245	135.4	100.0	55.6	40.0	100.0	0.0	80.0
宮若市	142	111	207	145.8	203	143.0	100.0	83.3	0.0	60.0	0.0	40.0
嘉麻市	271	220	272	100.4	367	135.4	90.9	45.5	20.0	60.0	0.0	100.0
朝倉市	342	259	388	113.5	397	116.1	94.1	29.4	20.0	0.0	0.0	80.0
みやま市	215	157	279	129.8	288	134.0	100.0	36.4	50.0	25.0	0.0	75.0
糸島市	635	531	876	138.0	812	127.9	100.0	69.6	75.0	75.0	0.0	56.3
那珂川市	357	291	573	160.5	398	111.5	0.0	0.0	***	***	***	***
宇美町	221	181	359	162.4	359	162.4	100.0	87.5	28.6	42.9	0.0	85.7
篠栗町	203	167	206	101.5	271	133.5	100.0	33.3	0.0	0.0	0.0	50.0
志免町	281	242	344	122.4	428	152.3	100.0	33.3	50.0	50.0	0.0	100.0
須恵町	195	171	194	99.5	218	111.8	100.0	40.0	50.0	50.0	0.0	50.0
新宮町	277	218	378	136.5	321	115.9	12.5	75.0	66.7	33.3	0.0	66.7
久山町	73	60	91	124.7	108	147.9	0.0	33.3	100.0	100.0	0.0	100.0
粕屋町	327	271	565	172.8	536	163.9	0.0	16.7	100.0	0.0	0.0	100.0
芦屋町	74	60	90	121.6	88	118.9	0.0	100.0	25.0	100.0	0.0	0.0
水巻町	144	121	200	138.9	144	100.0	28.6	0.0	***	***	***	***
岡垣町	170	143	136	80.0	204	120.0	0.0	28.6	50.0	50.0	0.0	50.0
遠賀町	109	87	96	88.1	130	119.3	0.0	20.0	0.0	100.0	0.0	0.0
小竹町	52	38	105	201.9	81	155.8	100.0	50.0	50.0	100.0	0.0	50.0
鞍手町	106	81	161	151.9	165	155.7	0.0	42.9	66.7	0.0	0.0	33.3
桂川町	87	72	94	108.0	106	121.8	100.0	100.0	100.0	33.3	0.0	0.0
筑前町	173	139	167	96.5	237	137.0	100.0	50.0	100.0	33.3	0.0	33.3
東峰村	27	20	62	229.6	60	222.2	0.0	100.0	0.0	100.0	0.0	0.0
大刀洗町	120	105	130	108.3	147	122.5	0.0	80.0	25.0	50.0	0.0	75.0
大木町	82	69	86	104.9	132	161.0	100.0	75.0	66.7	0.0	0.0	33.3
広川町	108	88	118	109.3	138	127.8	0.0	50.0	50.0	0.0	0.0	100.0
香春町	59	50	41	69.5	166	281.4	100.0	100.0	100.0	0.0	0.0	0.0
添田町	122	62	94	77.0	78	63.9	0.0	40.0	0.0	0.0	0.0	100.0
糸田町	60	49	37	61.7	63	105.0	100.0	50.0	0.0	0.0	0.0	100.0
川崎町	97	81	107	110.3	145	149.5	0.0	20.0	100.0	0.0	0.0	100.0
大任町	48	38	28	58.3	58	120.8	100.0	33.3	100.0	100.0	0.0	0.0
赤村	35	26	34	97.1	46	131.4	0.0	50.0	100.0	0.0	0.0	0.0
福智町	172	135	219	127.3	168	97.7	14.3	28.6	100.0	100.0	0.0	50.0

苅田町	219	182	238	108.7	260	118.7	100.0	37.5	33.3	33.3	0.0	33.3
みやこ町	148	116	341	230.4	217	146.6	0.0	50.0	40.0	20.0	0.0	60.0
吉富町	22	18	1	4.5	28	127.3	100.0	0.0	***	***	***	***
上毛町	73	51	114	156.2	98	134.2	100.0	100.0	80.0	60.0	0.0	40.0
築上町	120	92	284	236.7	284	236.7	100.0	90.0	100.0	77.8	0.0	100.0
吉富町外一市中学校組	26	21	54	207.7	28	107.7	100.0	0.0	***	***	***	***
久留米市外三市町高等	21	19	25	119.0	40	190.5	100.0	100.0	0.0	0.0	0.0	100.0
古賀高等学校組合	41	38	55	134.1	58	141.5	100.0	100.0	0.0	100.0	0.0	100.0
合　　計	36,585	30,193	45,776	125.1	46,080	126.0	85.3	69.2	45.0	45.2	6.0	75.4

注１）「教員」とは、校長、副校長、教頭、主幹教諭、指導教諭、教諭、助教諭、養護教諭、養護助教諭、栄養教諭、常勤講師、再任用職員（フルタイム）をいう。
注２）「授業を担当している教員」とは、各教科等の授業を定期的に担当している教員をいう。授業を一時的・臨時的に担当する教員は含まない。
注３）「指導者用ＰＣ」とは、教員が使用するために配備されたものをいう。教職員が主として校務用に利用しているコンピュータ（校務用コンピュータ）は含まない。
注４）「指導者用ＰＣ整備率」とは指導者用ＰＣの総数を教員の総数で除して算出した値である。
注５）「教員の校務用ＰＣ」とは、主として教員が校務に使用するコンピュータのことをいう。
注６）「教員の校務用ＰＣ整備率」は、校務用ＰＣの総数を総教員数で除して算出した値である。
注７）「統合型校務支援システム」は、教務系（成績処理、出欠管理、時数等）・保健系（健康診断票、保健室管理等）、指導要録等の学籍関係、学校事務系など統合して
機能を有しているシステムをいう。
注８）「遠隔教育」は、遠隔システムを活用した同時双方向型で行う教育をいう。（「『遠隔教育の推進に向けた施策方針』の策定について（通知）」（文部科学省、平成30年9月20日））
注９）「合同授業型」とは、教師が児童生徒等に対面で授業を行う複数の教室等を遠隔により接続することで、児童生徒が多様な意見や考えに触れたり、協働して学習に取り組んだり
する機会の充実を図る遠隔教育の形態をいう。
注10）「教師支援型」とは、外部人材等の専門家と、児童生徒や教師がいる教室等を遠隔により接続することで、児童生徒の学習活動の質を高めるとともに、
教師の資質向上を図る遠隔教育の形態をいう。
注11）「教科・科目充実型」とは、学校教育法施行規則第77条の２（中学校等）、第88条の３（高等学校等）に基づき、当該教科の免許状を保有する教師による
授業を遠隔により提供することで、生徒の多様な科目選択を可能とすること等により、学習機会の充実を図るものをいう。なお、小学校での活用は想定されない。
注12）遠隔教育を実施している学校のうち、「教科・科目充実型」の遠隔教育の実施率は、「教科・科目充実型」の遠隔授業を実施している学校の総数を、
遠隔教育を実施していると答えた学校の総数から、遠隔教育を実施していると答えた小学校の総数を引いた数で除した値である。
注13）「個々の児童生徒の状況に応じた遠隔教育」とは、外国人児童生徒等への日本語指導、病気療養児・不登校児童生徒等に対する学習指導等の
個々の児童生徒の状況に応じた遠隔教育の形態をいう。

○市区町村（設置者）別「コンピュータの設置状況」及び「インターネット接続状況」の実態（小学校）

（令和７年３月１日現在）

市　区　町　村　別 （　小　学　校　）	学校数 校	児童生徒数 人	普通教室数 室	学習者用PC総台数 台	児童生徒一人当たりの学習者用PC台数 台／人	普通教室の大型提示装置整備率 %	普通教室の校内LAN整備率 %	普通教室の無線LAN整備率 %	普通教室の移動通信システム（LTE等）整備率 %	移動系通信を利用している学校の内、無線LAN整備済みの普通教室の数 室	無線LAN又は移動系通信によりインターネット接続を行う普通教室の割合 %	回線速度の契約理論値 ベストエフォート型 %	回線速度の契約理論値 ギャランティ型 %
北九州市	126	43,306	1,897	49,989	1.2	89.0	99.4	96.8	0.4	0	97.3	100.0	0.0
福岡市	146	82,772	3,344	87,410	1.1	100.0	100.0	100.0	0.3	11	100.0	100.0	0.0
大牟田市	19	4,773	234	5,017	1.1	91.9	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
久留米市	44	16,647	814	17,913	1.1	89.9	98.4	98.4	***	***	98.4	100.0	0.0
直方市	11	2,861	155	3,308	1.2	94.8	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
飯塚市	19	6,619	297	7,245	1.1	100.0	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
田川市	9	2,235	118	2,338	1.0	100.0	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
柳川市	19	3,002	187	3,130	1.0	99.5	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
八女市	13	2,796	147	2,885	1.0	98.6	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
筑後市	12	2,943	146	2,958	1.0	92.5	100.0	100.0	***	***	100.0	0.0	100.0
大川市	8	1,323	86	1,490	1.1	73.3	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
行橋市	11	3,986	187	3,982	1.0	100.0	99.5	99.5	***	***	99.5	100.0	0.0
豊前市	10	1,107	80	1,347	1.2	87.5	98.8	98.8	10.0	8	98.8	100.0	0.0
中間市	6	1,721	91	1,917	1.1	83.5	96.7	96.7	***	***	96.7	100.0	0.0
小郡市	8	3,507	176	3,652	1.0	85.8	99.4	99.4	***	***	99.4	100.0	0.0
筑紫野市	11	6,086	271	6,077	1.0	83.0	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
春日市	12	7,056	337	7,625	1.1	61.4	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
大野城市	10	6,401	247	6,446	1.0	85.8	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
宗像市	14	5,606	260	5,612	1.0	97.7	100.0	100.0	1.2	3	100.0	100.0	0.0
太宰府市	7	4,201	204	4,218	1.0	68.6	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
古賀市	8	3,481	167	3,658	1.1	100.0	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
福津市	7	5,032	213	5,194	1.0	90.1	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
うきは市	7	1,401	82	1,413	1.0	95.1	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
宮若市	4	1,291	62	1,369	1.1	88.7	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
嘉麻市	5	629	48	663	1.1	87.5	91.7	91.7	100.0	44	100.0	100.0	0.0
朝倉市	11	2,548	140	2,760	1.1	96.4	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
みやま市	7	1,576	90	1,596	1.0	88.9	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
糸島市	16	6,319	270	6,472	1.0	91.5	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
那珂川市	8	3,135	153	3,316	1.1	83.7	100.0	96.1	100.0	147	100.0	0.0	100.0
宇美町	5	2,161	112	2,317	1.1	44.6	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
篠栗町	4	1,801	95	1,879	1.0	100.0	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
志免町	4	2,854	131	3,014	1.1	96.9	100.0	100.0	***	***	100.0	0.0	100.0
須恵町	3	2,080	97	2,086	1.0	100.0	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
新宮町	5	2,681	126	2,925	1.1	96.8	98.4	98.4	***	***	98.4	100.0	0.0
久山町	2	686	32	754	1.1	100.0	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
粕屋町	4	3,242	105	3,545	1.1	86.7	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
芦屋町	3	664	39	668	1.0	97.4	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
水巻町	5	1,438	67	1,485	1.0	98.5	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
岡垣町	5	1,733	72	1,861	1.1	93.1	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
遠賀町	3	985	46	984	1.0	87.0	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
小竹町	3	248	23	259	1.0	100.0	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
鞍手町	6	671	49	886	1.3	100.0	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
桂川町	2	638	36	758	1.2	100.0	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
筑前町	4	1,826	85	1,867	1.0	100.0	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
東峰村	1	59	8	180	3.1	75.0	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
大刀洗町	4	965	63	1,022	1.1	69.8	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
大木町	3	826	45	841	1.0	97.8	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
広川町	3	1,139	49	1,186	1.0	79.6	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
添田町	4	330	32	360	1.1	90.6	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
糸田町	1	463	24	526	1.1	75.0	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
川崎町	4	668	42	721	1.1	92.9	97.6	97.6	***	***	97.6	100.0	0.0
大任町	2	306	19	311	1.0	100.0	100.0	100.0	***	***	100.0	50.0	50.0
赤村	1	152	10	180	1.2	100.0	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
福智町	4	698	50	761	1.1	100.0	96.0	96.0	***	***	96.0	100.0	0.0
苅田町	6	2,126	102	2,268	1.1	98.0	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
みやこ町	6	727	59	789	1.1	89.8	98.3	96.6	***	***	96.6	100.0	0.0
吉富町	1	330	17	452	1.4	100.0	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
上毛町	4	439	32	463	1.1	93.8	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
築上町	8	702	59	989	1.4	100.0	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
合　　計	698	267,998	12,229	287,337	1.1	92.3	99.7	99.2	1.9	213	99.4	96.5	3.5

注１）「児童生徒数」は、令和６年５月１日現在の児童生徒数。
注２）「学習者用ＰＣ」とは、教育用ＰＣのうち、児童生徒が使用するために配備されたものをいう。
注３）「児童生徒一人当たりの学習者用PC台数」は、「学習者用ＰＣ総台数」を令和６年５月１日現在の児童生徒数で除して算出した値である。
注４）「普通教室の大型提示装置整備率」は、大型提示装置を設置している普通教室の総数を普通教室の総数で除して算出した値である。
注５）「普通教室の校内ＬＡＮ整備率」は、校内ＬＡＮを整備する普通教室の総数を普通教室の総数で除して算出した値である。
注６）「普通教室の無線ＬＡＮ整備率」は、無線ＬＡＮを整備する普通教室の総数を普通教室の総数で除して算出した値である。

○市区町村（設置者）別「コンピュータの設置状況」及び「インターネット接続状況」の実態（小学校）

（令和７年３月１日現在）

市　区　町　村　別 （　小　学　校　）	教員数 人	授業を担当している教員数 人	指導者用PC台数 台	指導者用PC整備率 %	教員の校務用PC台数 台	教員の校務用PC整備率 %	統合型校務支援システム整備率 %	遠隔教育実施率 %	遠隔教育を実施している学校のうち、「合同授業型」の遠隔授業の実施率 %	遠隔教育を実施している学校のうち、「教師支援型」の遠隔授業の実施率 %	遠隔教育を実施している学校のうち、「教科・科目充実型」の遠隔授業の実施率 %	遠隔教育を実施している学校のうち、個々の児童生徒の状況に応じた遠隔教育の実施率 %
北九州市	2,914	2,227	3,636	124.8	4,274	146.7	100.0	92.9	51.3	57.3	***	77.8
福岡市	4,635	3,726	4,893	105.6	5,355	115.5	100.0	100.0	45.2	47.9	***	87.0
大牟田市	306	252	283	92.5	427	139.5	100.0	5.3	0.0	100.0	***	100.0
久留米市	1,095	867	1,358	124.0	1,442	131.7	100.0	90.9	25.0	27.5	***	77.5
直方市	237	180	257	108.4	359	151.5	100.0	27.3	33.3	100.0	***	33.3
飯塚市	441	352	845	191.6	531	120.4	0.0	100.0	5.3	100.0	***	47.4
田川市	176	127	294	167.0	195	110.8	100.0	11.1	0.0	100.0	***	100.0
柳川市	257	188	320	124.5	285	110.9	100.0	52.6	60.0	60.0	***	50.0
八女市	212	166	260	122.6	287	135.4	100.0	30.8	50.0	0.0	***	50.0
筑後市	215	172	262	121.9	267	124.2	100.0	58.3	57.1	85.7	***	42.9
大川市	117	96	112	95.7	180	153.8	0.0	0.0	***	***	***	***
行橋市	275	220	286	104.0	317	115.3	100.0	0.0	***	***	***	***
豊前市	130	93	226	173.8	169	130.0	100.0	50.0	100.0	40.0	***	60.0
中間市	138	94	201	145.7	164	118.8	0.0	16.7	0.0	100.0	***	100.0
小郡市	246	210	261	106.1	267	108.5	100.0	87.5	42.9	14.3	***	71.4
筑紫野市	371	306	492	132.6	455	122.6	0.0	27.3	33.3	66.7	***	100.0
春日市	454	362	519	114.3	519	114.3	100.0	66.7	87.5	75.0	***	100.0
大野城市	367	279	294	80.1	362	98.6	100.0	50.0	60.0	40.0	***	80.0
宗像市	376	295	295	78.5	295	78.5	100.0	42.9	100.0	0.0	***	0.0
太宰府市	269	212	275	102.2	323	120.1	0.0	28.6	50.0	50.0	***	100.0
古賀市	255	210	238	93.3	345	135.3	100.0	100.0	0.0	0.0	***	100.0
福津市	292	242	369	126.4	416	142.5	100.0	71.4	40.0	40.0	***	60.0
うきは市	124	96	140	112.9	175	141.1	100.0	42.9	66.7	100.0	***	100.0
宮若市	89	70	151	169.7	137	153.9	100.0	100.0	0.0	75.0	***	25.0
嘉麻市	71	56	61	85.9	104	146.5	100.0	40.0	0.0	100.0	***	100.0
朝倉市	204	148	243	119.1	244	119.6	90.9	36.4	0.0	0.0	***	100.0
みやま市	124	96	176	141.9	173	139.5	100.0	42.9	66.7	33.3	***	66.7
糸島市	402	332	517	128.6	484	120.4	100.0	68.8	72.7	81.8	***	54.5
那珂川市	225	176	346	153.8	252	112.0	0.0	0.0	***	***	***	***
宇美町	143	117	176	123.1	207	144.8	100.0	100.0	40.0	60.0	***	80.0
篠栗町	125	101	102	81.6	166	132.8	100.0	50.0	0.0	0.0	***	50.0
志免町	176	147	198	112.5	270	153.4	100.0	50.0	50.0	50.0	***	100.0
須恵町	123	108	117	95.1	136	110.6	100.0	66.7	50.0	50.0	***	50.0
新宮町	165	121	198	120.0	176	106.7	0.0	60.0	66.7	33.3	***	66.7
久山町	49	38	51	104.1	66	134.7	0.0	50.0	100.0	100.0	***	100.0
粕屋町	216	170	384	177.8	332	153.7	0.0	0.0	***	***	***	***
芦屋町	50	39	58	116.0	58	116.0	0.0	100.0	33.3	100.0	***	0.0
水巻町	93	77	134	144.1	93	100.0	0.0	0.0	***	***	***	***
岡垣町	108	93	74	68.5	136	125.9	0.0	20.0	100.0	0.0	***	100.0
遠賀町	64	49	47	73.4	79	123.4	0.0	0.0	***	***	***	***
小竹町	36	25	53	147.2	53	147.2	100.0	66.7	50.0	100.0	***	50.0
鞍手町	81	59	127	156.8	131	161.7	0.0	50.0	66.7	0.0	***	33.3
桂川町	60	49	71	118.3	62	103.3	100.0	100.0	100.0	50.0	***	0.0
筑前町	118	92	110	93.2	150	127.1	100.0	50.0	100.0	50.0	***	50.0
東峰村	15	9	31	206.7	30	200.0	0.0	100.0	0.0	100.0	***	0.0
大刀洗町	82	69	89	108.5	105	128.0	0.0	75.0	33.3	66.7	***	66.7
大木町	56	45	61	108.9	90	160.7	100.0	100.0	66.7	0.0	***	33.3
広川町	70	55	77	110.0	92	131.4	0.0	33.3	100.0	0.0	***	100.0
添田町	76	41	73	96.1	53	69.7	0.0	25.0	0.0	0.0	***	100.0
糸田町	32	25	24	75.0	35	109.4	100.0	0.0	***	***	***	***
川崎町	65	52	82	126.2	108	166.2	0.0	25.0	100.0	0.0	***	100.0
大任町	30	23	21	70.0	34	113.3	100.0	0.0	***	***	***	***
赤村	17	14	20	117.6	23	135.3	0.0	100.0	100.0	0.0	***	0.0
福智町	75	59	111	148.0	102	136.0	25.0	50.0	100.0	100.0	***	50.0
苅田町	142	110	162	114.1	180	126.8	100.0	50.0	33.3	33.3	***	33.3
みやこ町	84	65	274	326.2	132	157.1	0.0	50.0	33.3	33.3	***	33.3

吉富町	22	18	1	4.5	28	127.3	100.0	0.0	***	***	***	***
上毛町	52	35	86	165.4	68	130.8	100.0	100.0	100.0	75.0	***	25.0
築上町	84	61	188	223.8	188	223.8	100.0	87.5	100.0	100.0	***	100.0
合　　計	17,526	13,816	20,810	118.7	22,186	126.6	83.0	69.2	47.0	51.8	***	74.1

注１）「教員」とは、校長、副校長、教頭、主幹教諭、指導教諭、教諭、助教諭、養護教諭、養護助教諭、栄養教諭、常勤講師、再任用職員（フルタイム）をいう。
注２）「授業を担当している教員」とは、各教科等の授業を定期的に担当している教員をいう。授業を一時的・臨時的に担当する教員は含まない。
注３）「指導者用ＰＣ」とは、教員が使用するために配備されたものをいう。教職員が主として校務用に利用しているコンピュータ（校務用コンピュータ）は含まない。
注４）「指導者用ＰＣ整備率」とは指導者用ＰＣの総数を教員の総数で除して算出した値である。
注５）「教員の校務用ＰＣ」とは、主として教員が校務に使用するコンピュータのことをいう。
注６）「教員の校務用ＰＣ整備率」は、校務用ＰＣの総数を総教員数で除して算出した値である。
注７）「統合型校務支援システム」は、教務系（成績処理、出欠管理、時数等）・保健系（健康診断票、保健室管理等）、指導要録等の学籍関係、学校事務系など統合して
　　機能を有しているシステムをいう。
注８）「遠隔教育」は、遠隔システムを活用した同時双方向型で行う教育をいう。（「『遠隔教育の推進に向けた施策方針』の策定について（通知）」（文部科学省、平成30年9月20日））
注９）「合同授業型」とは、教師が児童生徒等に対面で授業を行う複数の教室等を遠隔により接続することで、児童生徒が多様な意見や考えに触れたり、協働して学習に取り組んだり
　　する機会の充実を図る遠隔教育の形態をいう。
注10）「教師支援型」とは、外部人材等の専門家と、児童生徒や教師がいる教室等を遠隔により接続することで、児童生徒の学習活動の質を高めるとともに、
　　教師の資質向上を図る遠隔教育の形態をいう。
注11）「教科・科目充実型」とは、学校教育法施行規則第77条の２（中学校等）、第88条の３（高等学校等）に基づき、当該教科の免許状を保有する教師による
　　授業を遠隔により提供することで、生徒の多様な科目選択を可能とすること等により、学習機会の充実を図るものをいう。なお、小学校での活用は想定されない。
注12）遠隔教育を実施している学校のうち、「教科・科目充実型」の遠隔教育の実施率は、「教科・科目充実型」の遠隔授業を実施している学校の総数を、
　　遠隔教育を実施していると答えた学校の総数から、遠隔教育を実施していると答えた小学校の総数を引いた数で除した値である。
注13）「個々の児童生徒の状況に応じた遠隔教育」とは、外国人児童生徒等への日本語指導、病気療養児・不登校児童生徒等に対する学習指導等の
　　個々の児童生徒の状況に応じた遠隔教育の形態をいう。

○市区町村（設置者）別「コンピュータの設置状況」及び「インターネット接続状況」の実態（中学校）

（令和７年３月１日現在）

市区町村別 （中学校）	学校数 校	児童生徒数 人	普通教室数 室	学習者用PC総台数 台	児童生徒一人当たりの学習者用PC台数 台／人	普通教室の大型提示装置整備率 %	普通教室の校内LAN整備率 %	普通教室の無線LAN整備率 %	普通教室の移動通信システム（LTE等）整備率 %	移動系通信を利用している学校の内、無線LAN整備済みの普通教室の数 室	無線LAN又は移動系通信によりインターネット接続を行う普通教室の割合 %	回線速度の契約理論値 ベストエフォート型 %	回線速度の契約理論値 ギャランティ型 %
福岡県	4	1,188	31	1,363	1.1	100.0	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
北九州市	63	22,059	819	25,677	1.2	91.3	100.0	99.8	***	***	99.8	100.0	0.0
福岡市	70	39,156	1,411	40,743	1.0	100.0	100.0	100.0	0.4	6	100.0	100.0	0.0
大牟田市	9	2,484	121	2,917	1.2	85.1	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
久留米市	17	7,764	314	8,394	1.1	87.3	95.2	95.2	***	***	95.2	100.0	0.0
直方市	4	1,543	56	1,685	1.1	91.1	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
飯塚市	10	3,189	122	3,594	1.1	100.0	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
田川市	3	1,138	52	1,193	1.0	100.0	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
柳川市	6	1,565	58	1,577	1.0	75.9	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
八女市	8	1,263	66	1,319	1.0	100.0	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
筑後市	3	1,361	20	1,485	1.1	100.0	100.0	100.0	***	***	100.0	0.0	100.0
大川市	2	661	25	705	1.1	100.0	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
行橋市	6	1,767	75	1,764	1.0	96.0	98.7	98.7	***	***	98.7	100.0	0.0
豊前市	4	507	27	640	1.3	96.3	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
中間市	4	962	40	1,147	1.2	97.5	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
小郡市	5	1,650	73	1,814	1.1	83.6	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
筑紫野市	5	3,008	99	3,195	1.1	100.0	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
春日市	6	3,698	150	4,005	1.1	82.0	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
大野城市	5	3,087	99	3,121	1.0	94.9	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
宗像市	6	2,766	106	2,766	1.0	100.0	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
太宰府市	4	2,217	93	2,523	1.1	94.6	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
古賀市	3	1,756	78	1,838	1.0	100.0	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
福津市	3	2,175	74	2,245	1.0	90.5	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
うきは市	2	734	34	818	1.1	91.2	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
宮若市	2	667	26	716	1.1	84.6	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
嘉麻市	2	356	21	358	1.0	100.0	100.0	100.0	100.0	21	100.0	100.0	0.0
朝倉市	6	1,297	66	1,480	1.1	93.9	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
みやま市	4	789	35	830	1.1	82.9	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
糸島市	7	2,911	115	2,963	1.0	97.4	100.0	73.0	***	***	73.0	100.0	0.0
那珂川市	4	1,648	64	1,782	1.1	90.6	100.0	90.6	100.0	58	100.0	0.0	100.0
宇美町	3	1,075	49	1,187	1.1	100.0	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
篠栗町	2	936	40	956	1.0	100.0	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
志免町	2	1,490	59	1,543	1.0	98.3	100.0	100.0	***	***	100.0	0.0	100.0
須恵町	2	990	40	990	1.0	100.0	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
新宮町	3	1,491	59	1,557	1.0	100.0	100.0	100.0	61.0	36	100.0	100.0	0.0
久山町	1	311	9	357	1.1	100.0	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
粕屋町	2	1,676	63	1,723	1.0	76.2	92.1	92.1	***	***	92.1	100.0	0.0
芦屋町	1	326	12	443	1.4	91.7	91.7	91.7	***	***	91.7	100.0	0.0
水巻町	2	670	24	689	1.0	100.0	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
岡垣町	2	854	33	960	1.1	97.0	97.0	97.0	***	***	97.0	100.0	0.0
遠賀町	2	537	25	615	1.1	80.0	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
小竹町	1	124	11	175	1.4	81.8	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
鞍手町	1	373	15	449	1.2	100.0	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
桂川町	1	304	9	338	1.1	100.0	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
筑前町	2	838	37	856	1.0	100.0	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
東峰村	1	41	4	180	4.4	75.0	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
大刀洗町	1	452	20	500	1.1	100.0	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
大木町	1	453	15	457	1.0	100.0	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
広川町	1	546	18	568	1.0	100.0	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
添田町	1	202	9	203	1.0	100.0	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
糸田町	1	246	13	253	1.0	100.0	76.9	76.9	***	***	76.9	100.0	0.0
川崎町	1	347	14	363	1.0	92.9	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
大任町	1	136	11	158	1.2	72.7	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
赤村	1	74	8	100	1.4	100.0	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
福智町	2	398	19	497	1.2	94.7	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
苅田町	2	1,059	39	1,034	1.0	92.3	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
みやこ町	4	373	27	534	1.4	96.3	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
上毛町	1	205	9	272	1.3	100.0	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
築上町	2	367	19	505	1.4	100.0	100.0	94.7	***	***	94.7	100.0	0.0
吉富町外一市中学校組合	1	339	11	380	1.1	81.8	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
合計	325	132,599	5,091	143,499	1.1	94.7	99.5	98.7	2.5	121	98.8	97.5	2.5

注１）「児童生徒数」は、令和６年５月１日現在の児童生徒数。
注２）「学習者用ＰＣ」とは、教育用ＰＣのうち、児童生徒が使用するために配備されたものをいう。
注３）「児童生徒一人当たりの学習者用PC台数」は、「学習者用ＰＣ総台数」を令和６年５月１日現在の児童生徒数で除して算出した値である。
注４）「普通教室の大型提示装置整備率」は、大型提示装置を設置している普通教室の総数を普通教室の総数で除して算出した値である。
注５）「普通教室の校内ＬＡＮ整備率」は、校内ＬＡＮを整備する普通教室の総数を普通教室の総数で除して算出した値である。
注６）「普通教室の無線ＬＡＮ整備率」は、無線ＬＡＮを整備する普通教室の総数を普通教室の総数で除して算出した値である。

○市区町村（設置者）別「コンピュータの設置状況」及び「インターネット接続状況」の実態（中学校）

（令和７年３月１日現在）

市　区　町　村　別 （　中　学　校　）	教員数 人	授業を担当している教員数 人	指導者用PC台数 台	指導者用PC整備率 %	教員の校務用PC台数 台	教員の校務用PC整備率 %	統合型校務支援システム整備率 %	遠隔教育実施率 %	遠隔教育を実施している学校のうち、「合同授業型」の遠隔授業の実施率 %	遠隔教育を実施している学校のうち、「教師支援型」の遠隔授業の実施率 %	遠隔教育を実施している学校のうち、「教科・科目充実型」の遠隔授業の実施率 %	遠隔教育を実施している学校のうち、個々の児童生徒の状況に応じた遠隔教育の実施率 %
福岡県	59	49	84	142.4	71	120.3	100.0	50.0	0.0	0.0	0.0	100.0
北九州市	1,594	1,294	2,017	126.5	2,326	145.9	100.0	93.7	45.8	27.1	0.0	66.1
福岡市	2,689	2,236	2,796	104.0	3,035	112.9	100.0	100.0	55.7	41.4	22.9	92.9
大牟田市	205	170	257	125.4	255	124.4	100.0	0.0	***	***	***	***
久留米市	567	483	663	116.9	730	128.7	100.0	76.5	15.4	23.1	0.0	92.3
直方市	108	95	104	96.3	140	129.6	100.0	0.0	***	***	***	***
飯塚市	259	224	445	171.8	313	120.8	0.0	100.0	20.0	100.0	20.0	30.0
田川市	112	100	115	102.7	131	117.0	100.0	66.7	100.0	0.0	0.0	50.0
柳川市	133	111	180	135.3	142	106.8	100.0	33.3	50.0	0.0	0.0	50.0
八女市	139	109	192	138.1	193	138.8	100.0	50.0	25.0	0.0	0.0	100.0
筑後市	95	81	96	101.1	95	100.0	100.0	0.0	***	***	***	***
大川市	49	41	85	173.5	73	149.0	0.0	0.0	***	***	***	***
行橋市	147	129	156	106.1	167	113.6	100.0	50.0	33.3	100.0	0.0	33.3
豊前市	66	54	137	207.6	77	116.7	100.0	100.0	25.0	25.0	0.0	75.0
中間市	91	79	117	128.6	130	142.9	0.0	0.0	***	***	***	***
小郡市	137	105	154	112.4	150	109.5	100.0	100.0	20.0	80.0	0.0	60.0
筑紫野市	215	180	227	105.6	230	107.0	0.0	40.0	50.0	100.0	0.0	100.0
春日市	239	217	281	117.6	281	117.6	100.0	83.3	20.0	0.0	0.0	80.0
大野城市	186	173	111	59.7	214	115.1	100.0	80.0	75.0	25.0	0.0	50.0
宗像市	202	176	176	87.1	176	87.1	100.0	33.3	50.0	0.0	0.0	50.0
太宰府市	160	140	173	108.1	190	118.8	0.0	75.0	0.0	33.3	0.0	100.0
古賀市	148	130	100	67.6	185	125.0	100.0	100.0	0.0	0.0	0.0	100.0
福津市	132	119	195	147.7	146	110.6	100.0	66.7	50.0	50.0	0.0	100.0
うきは市	57	45	65	114.0	70	122.8	100.0	100.0	0.0	100.0	0.0	50.0
宮若市	53	41	56	105.7	66	124.5	100.0	50.0	0.0	0.0	0.0	100.0
嘉麻市	43	35	39	90.7	54	125.6	100.0	100.0	50.0	0.0	0.0	100.0
朝倉市	138	111	145	105.1	153	110.9	100.0	16.7	100.0	0.0	0.0	0.0
みやま市	91	61	103	113.2	115	126.4	100.0	25.0	0.0	0.0	0.0	100.0
糸島市	233	199	359	154.1	328	140.8	100.0	71.4	80.0	60.0	0.0	60.0
那珂川市	132	115	227	172.0	146	110.6	0.0	0.0	***	***	***	***
宇美町	78	64	183	234.6	152	194.9	100.0	66.7	0.0	0.0	0.0	100.0
篠栗町	78	66	104	133.3	105	134.6	100.0	0.0	***	***	***	***
志免町	105	95	146	139.0	158	150.5	100.0	0.0	***	***	***	***
須恵町	72	63	77	106.9	82	113.9	100.0	0.0	***	***	***	***
新宮町	112	97	180	160.7	145	129.5	33.3	100.0	66.7	33.3	0.0	66.7
久山町	24	22	40	166.7	42	175.0	0.0	0.0	***	***	***	***
粕屋町	111	101	181	163.1	204	183.8	0.0	50.0	100.0	0.0	0.0	100.0
芦屋町	24	21	32	133.3	30	125.0	0.0	100.0	0.0	100.0	0.0	0.0
水巻町	51	44	66	129.4	51	100.0	100.0	0.0	***	***	***	***
岡垣町	62	50	62	100.0	68	109.7	0.0	50.0	0.0	100.0	0.0	0.0
遠賀町	45	38	49	108.9	51	113.3	0.0	50.0	0.0	100.0	0.0	0.0
小竹町	16	13	52	325.0	28	175.0	100.0	0.0	***	***	***	***
鞍手町	25	22	34	136.0	34	136.0	0.0	0.0	***	***	***	***
桂川町	27	23	23	85.2	44	163.0	100.0	100.0	100.0	0.0	0.0	0.0
筑前町	55	47	57	103.6	87	158.2	100.0	50.0	100.0	0.0	0.0	0.0
東峰村	12	11	31	258.3	30	250.0	0.0	100.0	0.0	100.0	0.0	0.0
大刀洗町	38	36	41	107.9	42	110.5	0.0	100.0	0.0	0.0	0.0	100.0
大木町	26	24	25	96.2	42	161.5	100.0	0.0	***	***	***	***
広川町	38	33	41	107.9	46	121.1	0.0	100.0	0.0	0.0	0.0	100.0
添田町	46	21	21	45.7	25	54.3	0.0	100.0	0.0	0.0	0.0	100.0
糸田町	28	24	13	46.4	28	100.0	100.0	100.0	0.0	0.0	0.0	100.0
川崎町	32	29	25	78.1	37	115.6	0.0	0.0	***	***	***	***
大任町	18	15	7	38.9	24	133.3	100.0	100.0	100.0	100.0	0.0	0.0
赤村	18	12	14	77.8	23	127.8	0.0	0.0	***	***	***	***
福智町	44	39	55	125.0	62	140.9	0.0	0.0	***	***	***	***
苅田町	77	72	76	98.7	80	103.9	100.0	0.0	***	***	***	***

みやこ町	64	51	67	104.7	85	132.8	0.0	50.0	50.0	0.0	0.0	100.0
上毛町	21	16	28	133.3	30	142.9	100.0	100.0	0.0	0.0	0.0	100.0
築上町	36	31	96	266.7	96	266.7	100.0	100.0	100.0	0.0	0.0	100.0
吉富町外一市中学校組合	26	21	54	207.7	28	107.7	100.0	0.0	***	***	***	***
合　　計	9,888	8,303	11,735	118.7	12,341	124.8	84.0	70.5	43.2	35.8	7.9	75.5

注１）「教員」とは、校長、副校長、教頭、主幹教諭、指導教諭、教諭、助教諭、養護教諭、養護助教諭、栄養教諭、常勤講師、再任用職員（フルタイム）をいう。
注２）「授業を担当している教員」とは、各教科等の授業を定期的に担当している教員をいう。授業を一時的・臨時的に担当する教員は含まない。
注３）「指導者用ＰＣ」とは、教員が使用するために配備されたものをいう。教職員が主として校務用に利用しているコンピュータ（校務用コンピュータ）は含まない。
注４）「指導者用ＰＣ整備率」とは指導者用ＰＣの総数を教員の総数で除して算出した値である。
注５）「教員の校務用ＰＣ」とは、主として教員が校務に使用するコンピュータのことをいう。
注６）「教員の校務用ＰＣ整備率」は、校務用ＰＣの総数を総教員数で除して算出した値である。
注７）「統合型校務支援システム」は、教務系（成績処理、出欠管理、時数等）・保健系（健康診断票、保健室管理等）、指導要録等の学籍関係、学校事務系など統合して
機能を有しているシステムをいう。
注８）「遠隔教育」は、遠隔システムを活用した同時双方向型で行う教育をいう。（「『遠隔教育の推進に向けた施策方針』の策定について（通知）」（文部科学省、平成30年9月20日））
注９）「合同授業型」とは、教師が児童生徒等に対面で授業を行う複数の教室等を遠隔により接続することで、児童生徒が多様な意見や考えに触れたり、協働して学習に取り組んだり
する機会の充実を図る遠隔教育の形態をいう。
注10）「教師支援型」とは、外部人材等の専門家と、児童生徒や教師がいる教室等を遠隔により接続することで、児童生徒の学習活動の質を高めるとともに、
教師の資質向上を図る遠隔教育の形態をいう。
注11）「教科・科目充実型」とは、学校教育法施行規則第77条の２（中学校等）、第88条の３（高等学校等）に基づき、当該教科の免許状を保有する教師による
授業を遠隔により提供することで、生徒の多様な科目選択を可能とすること等により、学習機会の充実を図るものをいう。なお、小学校での活用は想定されない。
注12）遠隔教育を実施している学校のうち、「教科・科目充実型」の遠隔教育の実施率は、「教科・科目充実型」の遠隔授業を実施している学校の総数を、
遠隔教育を実施していると答えた学校の総数から、遠隔教育を実施していると答えた小学校の総数を引いた数で除した値である。
注13）「個々の児童生徒の状況に応じた遠隔教育」とは、外国人児童生徒等への日本語指導、病気療養児・不登校児童生徒等に対する学習指導等の
個々の児童生徒の状況に応じた遠隔教育の形態をいう。

○市区町村（設置者）別「コンピュータの設置状況」及び「インターネット接続状況」の実態（義務教育学校）

市　区　町　村　別 （義務教育学校）	学校数 校	児童生徒数 人	普通教室数 室	学習者用PC総台数 台	児童生徒一人当たりの学習者用PC台数 台／人	普通教室の大型提示装置整備率 %
八女市	2	188	18	192	1.0	94.4
宗像市	1	40	9	40	1.0	100.0
嘉麻市	3	1,437	79	1,453	1.0	100.0
香春町	1	740	27	926	1.3	100.0
福智町	1	613	26	613	1.0	100.0
合　計	8	3,018	159	3,224	1.1	99.4

注１）「児童生徒数」は、令和６年５月１日現在の児童生徒数。
注２）「学習者用ＰＣ」とは、教育用ＰＣのうち、児童生徒が使用するために配備されたものをいう。
注３）「児童生徒一人当たりの学習者用PC台数」は、「学習者用ＰＣ総台数」を令和６年５月１日現在の児童生徒数で除して算出した値であ
注４）「普通教室の大型提示装置整備率」は、大型提示装置を設置している普通教室の総数を普通教室の総数で除して算出した値である。
注５）「普通教室の校内ＬＡＮ整備率」は、校内ＬＡＮを整備する普通教室の総数を普通教室の総数で除して算出した値である。
注６）「普通教室の無線ＬＡＮ整備率」は、無線ＬＡＮを整備する普通教室の総数を普通教室の総数で除して算出した値である。

（令和７年３月１日現在）

普通教室の校内LAN整備率 %	普通教室の無線LAN整備率 %	普通教室の移動通信システム（LTE等）整備率 %	移動系通信を利用している学校の内、無線LAN整備済みの普通教室の数 室	無線LAN又は移動系通信によりインターネット接続を行う普通教室の割合 %	回線速度の契約理論値 ベストエフォート型 %	回線速度の契約理論値 ギャランティ型 %
100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
100.0	100.0	100.0	79	100.0	66.7	33.3
100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
100.0	100.0	49.7	79	100.0	87.5	12.5

る。

○市区町村（設置者）別「コンピュータの設置状況」及び「インターネット接続状況」の実態（義務教育学校）

（令和７年３月１日現在）

市　区　町　村　別 （義務教育学校）	教員数 人	授業を担当している教員数 人	指導者用PC台数 台	指導者用PC整備率 %	教員の校務用PC台数 台	教員の校務用PC整備率 %	統合型校務支援システム整備率 %	遠隔教育実施率 %	遠隔教育を実施している学校のうち、「合同授業型」の遠隔授業の実施率 %	遠隔教育を実施している学校のうち、「教師支援型」の遠隔授業の実施率 %	遠隔教育を実施している学校のうち、「教科・科目充実型」の遠隔授業の実施率 %	遠隔教育を実施している学校のうち、個々の児童生徒の状況に応じた遠隔教育の実施率 %
八女市	38	28	63	165.8	34	89.5	100.0	100.0	0.0	0.0	0.0	100.0
宗像市	20	14	14	70.0	14	70.0	100.0	100.0	100.0	0.0	0.0	0.0
嘉麻市	147	122	158	107.5	192	130.6	100.0	33.3	0.0	100.0	0.0	100.0
香春町	59	50	41	69.5	166	281.4	100.0	100.0	100.0	0.0	0.0	0.0
福智町	53	37	53	100.0	4	7.5	0.0	0.0	***	***	***	***
合　　計	317	251	329	103.8	410	129.3	87.5	62.5	40.0	20.0	0.0	60.0

注１）「教員」とは、校長、副校長、教頭、主幹教諭、指導教諭、教諭、助教諭、養護教諭、養護助教諭、栄養教諭、常勤講師、再任用職員（フルタイム）をいう。
注２）「授業を担当している教員」とは、各教科等の授業を定期的に担当している教員をいう。授業を一時的・臨時的に担当する教員は含まない。
注３）「指導者用ＰＣ」とは、教員が使用するために配備されたものをいう。教職員が主として校務用に利用しているコンピュータ（校務用コンピュータ）は含まない。
注４）「指導者用ＰＣ整備率」とは指導者用ＰＣの総数を教員の総数で除して算出した値である。
注５）「教員の校務用ＰＣ」とは、主として教員が校務に使用するコンピュータのことをいう。
注６）「教員の校務用ＰＣ整備率」は、校務用ＰＣの総数を総教員数で除して算出した値である。
注７）「統合型校務支援システム」は、教務系（成績処理、出欠管理、時数等）・保健系（健康診断票、保健室管理等）、指導要録等の学籍関係、学校事務系など統合して
　　機能を有しているシステムをいう。
注８）「遠隔教育」は、遠隔システムを活用した同時双方向型で行う教育をいう。（「『遠隔教育の推進に向けた施策方針』の策定について（通知）」（文部科学省、平成30年9月20日））
注９）「合同授業型」とは、教師が児童生徒等に対面で授業を行う複数の教室等を遠隔により接続することで、児童生徒が多様な意見や考えに触れたり、協働して学習に取り組んだり
　　する機会の充実を図る遠隔教育の形態をいう。
注10）「教師支援型」とは、外部人材等の専門家と、児童生徒や教師がいる教室等を遠隔により接続することで、児童生徒の学習活動の質を高めるとともに、
　　教師の資質向上を図る遠隔教育の形態をいう。
注11）「教科・科目充実型」とは、学校教育法施行規則第77条の２（中学校等）、第88条の３（高等学校等）に基づき、当該教科の免許状を保有する教師による
　　授業を遠隔により提供することで、生徒の多様な科目選択を可能とすること等により、学習機会の充実を図るものをいう。なお、小学校での活用は想定されない。
注12）遠隔教育を実施している学校のうち、「教科・科目充実型」の遠隔教育の実施率は、「教科・科目充実型」の遠隔授業を実施している学校の総数を、
　　遠隔教育を実施していると答えた学校の総数から、遠隔教育を実施していると答えた小学校の総数を引いた数で除した値である。
注13）「個々の児童生徒の状況に応じた遠隔教育」とは、外国人児童生徒等への日本語指導、病気療養児・不登校児童生徒等に対する学習指導等の
　　個々の児童生徒の状況に応じた遠隔教育の形態をいう。

○市区町村（設置者）別「コンピュータの設置状況」及び「インターネット接続状況」の実態（高等学校）

（令和７年３月１日現在）

市区町村別（高等学校）	学校数	学校数（専門学科・総合学科単独及び複数学科設置校）	児童生徒数	児童生徒数（専門学科・総合学科単独及び複数学科設置校）	普通教室数	普通教室数（専門学科・総合学科単独及び複数学科設置校）	学習者用PC総台数	学習者用PC総台数（専門学科・総合学科単独及び複数学科設置校）	児童生徒一人当たりの学習者用PC台数	児童生徒一人当たりの学習者用PC台数（専門学科・総合学科単独及び複数学科設置校）	普通教室の大型提示装置整備率	普通教室の大型提示装置整備率（専門学科・総合学科単独及び複数学科設置校）	普通教室の校内LAN整備率	普通教室の校内LAN整備率（専門学科・総合学科単独及び複数学科設置校）	普通教室の無線LAN整備率	普通教室の無線LAN整備率（専門学科・総合学科単独及び複数学科設置校）	普通教室の移動通信システム（LTE等）整備率	普通教室の移動通信システム（LTE等）整備率（専門学科・総合学科単独及び複数学科設置校）	移動系通信を利用している学校の内、無線LAN整備済みの普通教室の数	移動系通信を利用している学校の内、無線LAN整備済みの普通教室の数（専門学科・総合学科単独及び複数学科設置校）	無線LAN又は移動系通信によりインターネット接続を行う普通教室の割合	無線LAN又は移動系通信によりインターネット接続を行う普通教室の割合（専門学科・総合学科単独及び複数学科設置校）	回線速度の契約理論値ベストエフォート型	回線速度の契約理論値ベストエフォート型（専門学科・総合学科単独及び複数学科設置校）	回線速度の契約理論値ギャランティ型	回線速度の契約理論値ギャランティ型（専門学科・総合学科単独及び複数学科設置校）
	校	校	人	人	室	室	台	台	台／人	台／人	%	%	%	%	%	%	%	%	室	室	%	%	%	%	%	%	%
福岡県	94	47	66,932	31,867	1,920	874	75,600	36,912	1.1	1.2	98.6	99.0	99.9	100.0	99.9	100.0	***	***	***	***	99.9	100.0	100.0	100.0	0.0	0.0
北九州市	1	1	584	584	15	15	768	768	1.3	1.3	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	***	***	***	***	100.0	100.0	100.0	100.0	0.0	0.0
福岡市	4	3	3,599	2,659	114	90	5,078	3,932	1.4	1.5	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	***	***	***	***	100.0	100.0	100.0	100.0	0.0	0.0
久留米市	2	1	1,422	715	38	20	1,580	815	1.1	1.1	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	***	***	***	***	100.0	100.0	100.0	100.0	0.0	0.0
嘉麻市	1	1	55	55	3	3	94	94	1.7	1.7	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	***	***	***	***	100.0	100.0	100.0	100.0	0.0	0.0
久留米市外三市町高等学	1	1	176	176	15	15	377	377	2.1	2.1	93.3	93.3	100.0	100.0	100.0	100.0	***	***	***	***	100.0	100.0	0.0	0.0	100.0	100.0
古賀高等学校組合	1	1	605	605	15	15	638	638	1.1	1.1	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	***	***	***	***	100.0	100.0	100.0	100.0	0.0	0.0
合計	104	55	73,373	36,661	2,120	1,032	84,135	43,536	1.1	1.2	98.7	99.0	100.0	100.0	100.0	100.0	***	***	***	***	100.0	100.0	99.0	98.2	1.0	1.8

注１）「児童生徒数」は、令和６年５月１日現在の児童生徒数。
注２）「学習者用ＰＣ」とは、教育用ＰＣのうち、児童生徒が使用するために配備されたものをいう。
注３）「児童生徒一人当たりの学習者用PC台数」は、「学習者用ＰＣ総台数」を令和６年５月１日現在の児童生徒数で除して算出した値である。
注４）「普通教室の大型提示装置整備率」は、大型提示装置を設置している普通教室の総数を普通教室の総数で除して算出した値である。
注５）「普通教室の校内ＬＡＮ整備率」は、校内ＬＡＮを整備する普通教室の総数を普通教室の総数で除して算出した値である。
注６）「普通教室の無線ＬＡＮ整備率」は、無線ＬＡＮを整備する普通教室の総数を普通教室の総数で除して算出した値である。

○市区町村（設置者）別「コンピュータの設置状況」及び「インターネット接続状況」の実態（高等学校）

（令和７年３月１日現在）

市区町村別（高等学校）	教員数	教員数（専門学科・総合学科単独及び複数学科設置校）	授業を担当している教員数（専門学科・総合学科単独及び複数学科設置校）	指導者用PC台数	指導者用PC台数（専門学科・総合学科単独及び複数学科設置校）	指導者用PC整備率	指導者用PC整備率（専門学科・総合学科単独及び複数学科設置校）	教員の校務用PC台数	教員の校務用PC台数（専門学科・総合学科単独及び複数学科設置校）	教員の校務用PC整備率	教員の校務用PC整備率（専門学科・総合学科単独及び複数学科設置校）	統合型校務支援システム整備率	統合型校務支援システム整備率（専門学科・総合学科単独及び複数学科設置校）	遠隔教育実施率	遠隔教育実施率（専門学科・総合学科単独及び複数学科設置校）	遠隔教育を実施している学校のうち、「合同授業型」の遠隔授業の実施率	遠隔教育を実施している学校のうち、「合同授業型」の遠隔授業の実施率（専門学科・総合学	遠隔教育を実施している学校のうち、「教師支援型」の遠隔授業の実施率	遠隔教育を実施している学校のうち、「教師支援型」の遠隔授業の実施率（専門学科・総合学	遠隔教育を実施している学校のうち、「教科・科目充実型」の遠隔授業の実施率	遠隔教育を実施している学校のうち、「教科・科目充実型」の遠隔授業の実施率（専門学	遠隔教育を実施している学校のうち、個々の児童生徒の状況に応じた遠隔教育の実施率	遠隔教育を実施している学校のうち、個々の児童生徒の状況に応じた遠隔教育の実施率（専門学
	人	人	人	人	台	台	%	%	台	台	%	%	%	%	%	%	%	%	%	%	%	%	%
福岡県	4,670	2,414	4,185	2,159	7,159	3,511	153.3	145.4	6,009	3,219	128.7	133.3	100.0	100.0	61.7	55.3	32.8	26.9	43.1	50.0	0.0	0.0	79.3	73.1
北九州市	48	48	45	45	75	75	156.3	156.3	87	87	181.3	181.3	100.0	100.0	100.0	100.0	0.0	0.0	100.0	100.0	0.0	0.0	100.0	100.0
福岡市	382	318	297	237	647	482	169.4	151.6	486	411	127.2	129.2	100.0	100.0	25.0	33.3	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	100.0	100.0
久留米市	108	55	98	50	244	109	225.9	198.2	167	80	154.6	145.5	100.0	100.0	100.0	100.0	50.0	100.0	50.0	0.0	0.0	0.0	100.0	100.0
嘉麻市	10	10	7	7	14	14	140.0	140.0	17	17	170.0	170.0	0.0	0.0	0.0	0.0	***	***	***	***	***	***	***	***
久留米市外三市町高等	21	21	19	19	25	25	119.0	119.0	40	40	190.5	190.5	100.0	100.0	100.0	100.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	100.0	100.0
古賀高等学校組合	41	41	38	38	55	55	134.1	134.1	58	58	141.5	141.5	100.0	100.0	100.0	100.0	0.0	0.0	100.0	100.0	0.0	0.0	100.0	100.0
合計	5,280	2,907	4,689	2,555	8,219	4,271	155.7	146.9	6,864	3,912	130.0	134.6	99.0	98.2	61.5	56.4	31.3	25.8	43.8	48.4	0.0	0.0	81.3	77.4

注１）「教員」とは、校長、副校長、教頭、主幹教諭、指導教諭、教諭、助教諭、養護教諭、養護助教諭、栄養教諭、常勤講師、再任用職員（フルタイム）をいう。
注２）「授業を担当している教員」とは、各教科等の授業を定期的に担当している教員をいう。授業を一時的・臨時的に担当する教員は含まない。
注３）「指導者用ＰＣ」とは、教員が使用するために配備されたものをいう。教職員が主として校務用に利用しているコンピュータ（校務用コンピュータ）は含まない。
注４）「指導者用ＰＣ整備率」とは指導者用ＰＣの総数を教員の総数で除して算出した値である。
注５）「教員の校務用ＰＣ」とは、主として教員が校務に使用するコンピュータのことをいう。
注６）「教員の校務用ＰＣ整備率」は、校務用ＰＣの総数を総教員数で除して算出した値である。
注７）「統合型校務支援システム」は、教務系（成績処理、出欠管理、時数等）・保健系（健康診断票、保健室管理等）、指導要録等の学籍関係、学校事務系など統合して機能を有しているシステムをいう。
注８）「遠隔教育」は、遠隔システムを活用した同時双方向型で行う教育をいう。（「『遠隔教育の推進に向けた施策方針』の策定について（通知）」（文部科学省、平成30年9月20日））
注９）「合同授業型」とは、教師が児童生徒等に対面で授業を行う複数の教室等を遠隔により接続することで、児童生徒が多様な意見や考えに触れたり、協働して学習に取り組んだりする機会の充実を図る遠隔教育の形態をいう。
注10）「教師支援型」とは、外部人材等の専門家と、児童生徒や教師がいる教室等を遠隔により接続することで、児童生徒の学習活動の質を高めるとともに、教師の資質向上を図る遠隔教育の形態をいう。
注11）「教科・科目充実型」とは、学校教育法施行規則第77条の２（中学校等）、第88条の３（高等学校等）に基づき、当該教科の免許状を保有する教師による授業を遠隔により提供することで、生徒の多様な科目選択を可能とすること等により、学習機会の充実を図るものをいう。なお、小学校での活用は想定されない。
注12）遠隔教育を実施している学校のうち、「教科・科目充実型」の遠隔教育の実施率は、「教科・科目充実型」の遠隔授業を実施している学校の総数を、遠隔教育を実施していると答えた学校の総数から、遠隔教育を実施していると答えた小学校の総数を引いた数で除した値である。
注13）「個々の児童生徒の状況に応じた遠隔教育」とは、外国人児童生徒等への日本語指導、病気療養児・不登校児童生徒等に対する学習指導等の個々の児童生徒の状況に応じた遠隔教育の形態をいう。

○市区町村（設置者）別「コンピュータの設置状況」及び「インターネット接続状況」の実態（中等教育学校）

市　区　町　村　別 （中等教育学校）	学校数 校	児童生徒数 人	普通教室数 室	学習者用PC総台数 台	児童生徒一人当たりの学習者用PC台数 台／人	普通教室の大型提示装置整備率 %
福岡県	1	482	2	697	1.4	100.0
合　計	1	482	2	697	1.4	100.0

注１）「児童生徒数」は、令和６年５月１日現在の児童生徒数。
注２）「学習者用ＰＣ」とは、教育用ＰＣのうち、児童生徒が使用するために配備されたものをいう。
注３）「児童生徒一人当たりの学習者用PC台数」は、「学習者用ＰＣ総台数」を令和６年５月１日現在の児童生徒数で除して算出した値であ
注４）「普通教室の大型提示装置整備率」は、大型提示装置を設置している普通教室の総数を普通教室の総数で除して算出した値である。
注５）「普通教室の校内ＬＡＮ整備率」は、校内ＬＡＮを整備する普通教室の総数を普通教室の総数で除して算出した値である。
注６）「普通教室の無線ＬＡＮ整備率」は、無線ＬＡＮを整備する普通教室の総数を普通教室の総数で除して算出した値である。

（令和７年３月１日現在）

普通教室の校内LAN整備率 %	普通教室の無線LAN整備率 %	普通教室の移動通信システム（LTE等）整備率 %	移動系通信を利用している学校の内、無線LAN整備済みの普通教室の数 室	無線LAN又は移動系通信によりインターネット接続を行う普通教室の割合 %	回線速度の契約理論値 ベストエフォート型 %	回線速度の契約理論値 ギャランティ型 %
100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0

る。

○市区町村（設置者）別「コンピュータの設置状況」及び「インターネット接続状況」の実態（中等教育学校）

（令和７年３月１日現在）

市　区　町　村　別 （中等教育学校）	教員数 人	授業を担当している教員数 人	指導者用PC台数 台	指導者用PC整備率 %	教員の校務用PC台数 台	教員の校務用PC整備率 %	統合型校務支援システム整備率 %	遠隔教育実施率 %	遠隔教育を実施している学校のうち、「合同授業型」の遠隔授業の実施率 %	遠隔教育を実施している学校のうち、「教師支援型」の遠隔授業の実施率 %	遠隔教育を実施している学校のうち、「教科・科目充実型」の遠隔授業の実施率 %	遠隔教育を実施している学校のうち、個々の児童生徒の状況に応じた遠隔教育の実施率 %
福岡県	52	40	216	415.4	48	92.3	100.0	0.0	***	***	***	***
合　　計	52	40	216	415.4	48	92.3	100.0	0.0	***	***	***	***

注１）「教員」とは、校長、副校長、教頭、主幹教諭、指導教諭、教諭、助教諭、養護教諭、養護助教諭、栄養教諭、常勤講師、再任用職員（フルタイム）をいう。
注２）「授業を担当している教員」とは、各教科等の授業を定期的に担当している教員をいう。授業を一時的・臨時的に担当する教員は含まない。
注３）「指導者用ＰＣ」とは、教員が使用するために配備されたものをいう。教職員が主として校務用に利用しているコンピュータ（校務用コンピュータ）は含まない。
注４）「指導者用ＰＣ整備率」とは指導者用ＰＣの総数を教員の総数で除して算出した値である。
注５）「教員の校務用ＰＣ」とは、主として教員が校務に使用するコンピュータのことをいう。
注６）「教員の校務用ＰＣ整備率」は、校務用ＰＣの総数を総教員数で除して算出した値である。
注７）「統合型校務支援システム」は、教務系（成績処理、出欠管理、時数等）・保健系（健康診断票、保健室管理等）、指導要録等の学籍関係、学校事務系など統合して
　　機能を有しているシステムをいう。
注８）「遠隔教育」は、遠隔システムを活用した同時双方向型で行う教育をいう。（「『遠隔教育の推進に向けた施策方針』の策定について（通知）」（文部科学省、平成30年9月20日））
注９）「合同授業型」とは、教師が児童生徒等に対面で授業を行う複数の教室等を遠隔により接続することで、児童生徒が多様な意見や考えに触れたり、協働して学習に取り組んだり
　　する機会の充実を図る遠隔教育の形態をいう。
注10）「教師支援型」とは、外部人材等の専門家と、児童生徒や教師がいる教室等を遠隔により接続することで、児童生徒の学習活動の質を高めるとともに、
　　教師の資質向上を図る遠隔教育の形態をいう。
注11）「教科・科目充実型」とは、学校教育法施行規則第77条の２（中学校等）、第88条の３（高等学校等）に基づき、当該教科の免許状を保有する教師による
　　授業を遠隔により提供することで、生徒の多様な科目選択を可能とすること等により、学習機会の充実を図るものをいう。なお、小学校での活用は想定されない。
注12）遠隔教育を実施している学校のうち、「教科・科目充実型」の遠隔教育の実施率は、「教科・科目充実型」の遠隔授業を実施している学校の総数を、
　　遠隔教育を実施していると答えた学校の総数から、遠隔教育を実施していると答えた小学校の総数を引いた数で除した値である。
注13）「個々の児童生徒の状況に応じた遠隔教育」とは、外国人児童生徒等への日本語指導、病気療養児・不登校児童生徒等に対する学習指導等の
　　個々の児童生徒の状況に応じた遠隔教育の形態をいう。

○市区町村（設置者）別「コンピュータの設置状況」及び「インターネット接続状況」の実態（特別支援学校）

市　区　町　村　別 （特別支援学校）	学校数 校	児童生徒数 人	普通教室数 室	学習者用PC総台数 台	児童生徒一人当たりの学習者用PC台数 台／人	普通教室の大型提示装置整備率 %
福岡県	21	3,359	681	4,042	1.2	37.7
北九州市	8	1,333	169	2,050	1.5	79.3
福岡市	9	1,973	355	2,175	1.1	100.0
大牟田市	1	133	30	135	1.0	40.0
久留米市	1	286	57	457	1.6	89.5
合　計	40	7,084	1,292	8,859	1.3	62.6

注１）「児童生徒数」は、令和６年５月１日現在の児童生徒数。
注２）「学習者用ＰＣ」とは、教育用ＰＣのうち、児童生徒が使用するために配備されたものをいう。
注３）「児童生徒一人当たりの学習者用PC台数」は、「学習者用ＰＣ総台数」を令和６年５月１日現在の児童生徒数で除して算出した値であ
注４）「普通教室の大型提示装置整備率」は、大型提示装置を設置している普通教室の総数を普通教室の総数で除して算出した値である。
注５）「普通教室の校内ＬＡＮ整備率」は、校内ＬＡＮを整備する普通教室の総数を普通教室の総数で除して算出した値である。
注６）「普通教室の無線ＬＡＮ整備率」は、無線ＬＡＮを整備する普通教室の総数を普通教室の総数で除して算出した値である。

（令和７年３月１日現在）

普通教室の校内LAN整備率 %	普通教室の無線LAN整備率 %	普通教室の移動通信システム（LTE等）整備率 %	移動系通信を利用している学校の内、無線LAN整備済みの普通教室の数 室	無線LAN又は移動系通信によりインターネット接続を行う普通教室の割合 %	回線速度の契約理論値 ベストエフォート型 %	回線速度の契約理論値 ギャランティ型 %
96.9	87.1	***	***	87.1	100.0	0.0
81.1	81.1	***	***	81.1	100.0	0.0
100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
95.9	90.7	***	***	90.7	100.0	0.0

る。

○市区町村（設置者）別「コンピュータの設置状況」及び「インターネット接続状況」の実態（特別支援学校）

（令和７年３月１日現在）

市　区　町　村　別 （特別支援学校）	教員数 人	授業を担当している教員数 人	指導者用PC台数 台	指導者用PC整備率 %	教員の校務用PC台数 台	教員の校務用PC整備率 %	統合型校務支援システム整備率 %	遠隔教育実施率 %	遠隔教育を実施している学校のうち、「合同授業型」の遠隔授業の実施率 %	遠隔教育を実施している学校のうち、「教師支援型」の遠隔授業の実施率 %	遠隔教育を実施している学校のうち、「教科・科目充実型」の遠隔授業の実施率 %	遠隔教育を実施している学校のうち、個々の児童生徒の状況に応じた遠隔教育の実施率 %
福岡県	1,736	1,592	2,401	138.3	2,167	124.8	100.0	71.4	60.0	26.7	0.0	86.7
北九州市	690	563	894	129.6	861	124.8	100.0	100.0	25.0	0.0	0.0	87.5
福岡市	915	773	968	105.8	983	107.4	100.0	100.0	66.7	22.2	22.2	77.8
大牟田市	66	58	76	115.2	78	118.2	100.0	0.0	***	***	***	***
久留米市	115	108	128	111.3	142	123.5	100.0	100.0	100.0	100.0	0.0	100.0
合　計	3,522	3,094	4,467	126.8	4,231	120.1	100.0	82.5	54.5	21.2	6.1	84.8

注１）「教員」とは、校長、副校長、教頭、主幹教諭、指導教諭、教諭、助教諭、養護教諭、養護助教諭、栄養教諭、常勤講師、再任用職員（フルタイム）をいう。
注２）「授業を担当している教員」とは、各教科等の授業を定期的に担当している教員をいう。授業を一時的・臨時的に担当する教員は含まない。
注３）「指導者用ＰＣ」とは、教員が使用するために配備されたものをいう。教職員が主として校務用に利用しているコンピュータ（校務用コンピュータ）は含まない。
注４）「指導者用ＰＣ整備率」とは指導者用ＰＣの総数を教員の総数で除して算出した値である。
注５）「教員の校務用ＰＣ」とは、主として教員が校務に使用するコンピュータのことをいう。
注６）「教員の校務用ＰＣ整備率」は、校務用ＰＣの総数を総教員数で除して算出した値である。
注７）「統合型校務支援システム」は、教務系（成績処理、出欠管理、時数等）・保健系（健康診断票、保健室管理等）、指導要録等の学籍関係、学校事務系など統合して
　　機能を有しているシステムをいう。
注８）「遠隔教育」は、遠隔システムを活用した同時双方向型で行う教育をいう。（「『遠隔教育の推進に向けた施策方針』の策定について（通知）」（文部科学省、平成30年9月20日））
注９）「合同授業型」とは、教師が児童生徒等に対面で授業を行う複数の教室等を遠隔により接続することで、児童生徒が多様な意見や考えに触れたり、協働して学習に取り組んだり
　　する機会の充実を図る遠隔教育の形態をいう。
注10）「教師支援型」とは、外部人材等の専門家と、児童生徒や教師がいる教室等を遠隔により接続することで、児童生徒の学習活動の質を高めるとともに、
　　教師の資質向上を図る遠隔教育の形態をいう。
注11）「教科・科目充実型」とは、学校教育法施行規則第77条の２（中学校等）、第88条の３（高等学校等）に基づき、当該教科の免許状を保有する教師による
　　授業を遠隔により提供することで、生徒の多様な科目選択を可能とすること等により、学習機会の充実を図るものをいう。なお、小学校での活用は想定されない。
注12）遠隔教育を実施している学校のうち、「教科・科目充実型」の遠隔教育の実施率は、「教科・科目充実型」の遠隔授業を実施している学校の総数を、
　　遠隔教育を実施していると答えた学校の総数から、遠隔教育を実施していると答えた小学校の総数を引いた数で除した値である。
注13）「個々の児童生徒の状況に応じた遠隔教育」とは、外国人児童生徒等への日本語指導、病気療養児・不登校児童生徒等に対する学習指導等の
　　個々の児童生徒の状況に応じた遠隔教育の形態をいう。

○市区町村（設置者）別「コンピュータの設置状況」及び「インターネット接続状況」の実態（合計）

市　区　町　村　別 （　合　計　）	学校数 校	児童生徒数 人	普通教室数 室	学習者用PC総台数 台	児童生徒一人当たりの学習者用PC台数 台／人	普通教室の大型提示装置整備率 %	普通教室の校内LAN整備率 %	普通教室の無線LAN整備率 %	普通教室の移動通信システム（LTE等）整備率 %
佐賀県	50	19,748	846	23,288	1.2	90.5	100.0	100.0	***
佐賀市	53	17,572	858	18,080	1.0	100.0	100.0	100.0	***
唐津市	50	9,220	509	10,334	1.1	97.8	90.4	71.9	91.7
鳥栖市	12	6,390	310	6,553	1.0	100.0	100.0	100.0	***
多久市	3	1,262	74	1,438	1.1	98.6	100.0	100.0	***
伊万里市	20	4,382	240	4,362	1.0	100.0	100.0	100.0	***
武雄市	19	3,753	207	3,758	1.0	100.0	100.0	100.0	***
鹿島市	10	2,225	120	2,372	1.1	90.0	100.0	100.0	***
小城市	12	3,654	192	3,836	1.0	96.9	100.0	100.0	100.0
嬉野市	13	1,901	109	2,329	1.2	92.7	99.1	96.3	***
神埼市	10	2,296	98	3,266	1.4	99.0	100.0	100.0	***
吉野ヶ里町	4	1,377	53	1,555	1.1	98.1	100.0	100.0	***
基山町	3	1,396	79	1,561	1.1	87.3	97.5	97.5	***
上峰町	2	886	41	965	1.1	100.0	100.0	100.0	***
みやき町	7	2,070	105	2,218	1.1	100.0	100.0	100.0	***
玄海町	1	369	22	379	1.0	100.0	100.0	100.0	***
有田町	6	1,512	81	1,766	1.2	98.8	100.0	100.0	***
大町町	1	383	26	421	1.1	92.3	100.0	100.0	***
江北町	2	819	45	839	1.0	100.0	100.0	100.0	***
白石町	9	1,544	104	1,544	1.0	100.0	100.0	74.0	26.0
太良町	4	511	37	656	1.3	81.1	100.0	100.0	***
合　計	291	83,270	4,156	91,520	1.1	96.6	98.7	95.8	16.5

注１）「児童生徒数」は、令和６年５月１日現在の児童生徒数。
注２）「学習者用ＰＣ」とは、教育用ＰＣのうち、児童生徒が使用するために配備されたものをいう。
注３）「児童生徒一人当たりの学習者用PC台数」は、「学習者用ＰＣ総台数」を令和６年５月１日現在の児童生徒数で除して算出した値である。
注４）「普通教室の大型提示装置整備率」は、大型提示装置を設置している普通教室の総数を普通教室の総数で除して算出した値である。
注５）「普通教室の校内ＬＡＮ整備率」は、校内ＬＡＮを整備する普通教室の総数を普通教室の総数で除して算出した値である。
注６）「普通教室の無線ＬＡＮ整備率」は、無線ＬＡＮを整備する普通教室の総数を普通教室の総数で除して算出した値である。

（令和７年３月１日現在）

移動系通信を利用している学校の内、無線LAN整備済みの普通教室の数 室	無線LAN又は移動系通信によりインターネット接続を行う普通教室の割合 %	回線速度の契約理論値 ベストエフォート型 %	回線速度の契約理論値 ギャランティ型 %
***	100.0	100.0	0.0
***	100.0	100.0	0.0
343	96.3	63.2	36.8
***	100.0	100.0	0.0
***	100.0	100.0	0.0
***	100.0	25.0	75.0
***	100.0	100.0	0.0
***	100.0	100.0	0.0
192	100.0	100.0	0.0
***	96.3	100.0	0.0
***	100.0	100.0	0.0
***	100.0	100.0	0.0
***	97.5	100.0	0.0
***	100.0	100.0	0.0
***	100.0	0.0	100.0
***	100.0	100.0	0.0
***	100.0	100.0	0.0
***	100.0	100.0	0.0
***	100.0	100.0	0.0
0	100.0	100.0	0.0
***	100.0	100.0	0.0
535	99.4	88.8	11.2

○市区町村（設置者）別「コンピュータの設置状況」及び「インターネット接続状況」の実態（合計）

（令和７年３月１日現在）

市　区　町　村　別 （　合　計　）	教員数 人	授業を担当している教員数 人	指導者用PC台数 台	指導者用PC整備率 %	教員の校務用PC台数 台	教員の校務用PC整備率 %	統合型校務支援システム整備率 %	遠隔教育実施率 %	遠隔教育を実施している学校のうち、「合同授業型」の遠隔授業の実施率 %	遠隔教育を実施している学校のうち、「教師支援型」の遠隔授業の実施率 %	遠隔教育を実施している学校のうち、「教科・科目充実型」の遠隔授業の実施率 %	遠隔教育を実施している学校のうち、個々の児童生徒の状況に応じた遠隔教育の実施率 %
佐賀県	2,376	2,143	3,835	161.4	2,967	124.9	100.0	52.0	34.6	53.8	3.8	80.8
佐賀市	1,374	1,209	2,519	183.3	1,837	133.7	100.0	35.8	52.6	15.8	0.0	73.7
唐津市	895	764	1,133	126.6	1,085	121.2	100.0	54.0	51.9	29.6	18.2	74.1
鳥栖市	478	418	567	118.6	604	126.4	100.0	66.7	0.0	12.5	0.0	75.0
多久市	134	123	161	120.1	161	120.1	100.0	100.0	33.3	33.3	0.0	33.3
伊万里市	418	368	532	127.3	615	147.1	100.0	100.0	100.0	0.0	0.0	100.0
武雄市	340	288	767	225.6	435	127.9	100.0	63.2	16.7	50.0	0.0	91.7
鹿島市	192	164	182	94.8	251	130.7	100.0	90.0	66.7	22.2	50.0	66.7
小城市	312	270	373	119.6	442	141.7	100.0	50.0	66.7	50.0	0.0	50.0
嬉野市	195	172	364	186.7	314	161.0	100.0	53.8	57.1	57.1	66.7	57.1
神埼市	200	167	376	188.0	284	142.0	100.0	20.0	0.0	100.0	0.0	0.0
吉野ヶ里町	103	98	115	111.7	135	131.1	100.0	50.0	50.0	50.0	0.0	100.0
基山町	109	94	172	157.8	124	113.8	100.0	100.0	100.0	0.0	0.0	66.7
上峰町	73	55	98	134.2	86	117.8	100.0	100.0	0.0	0.0	0.0	100.0
みやき町	179	156	305	170.4	236	131.8	100.0	14.3	0.0	100.0	0.0	0.0
玄海町	37	31	70	189.2	50	135.1	0.0	100.0	100.0	100.0	0.0	100.0
有田町	132	109	187	141.7	148	112.1	100.0	0.0	***	***	***	***
大町町	41	33	76	185.4	94	229.3	100.0	100.0	0.0	0.0	0.0	100.0
江北町	64	57	87	135.9	72	112.5	100.0	50.0	100.0	0.0	0.0	100.0
白石町	176	146	183	104.0	245	139.2	100.0	77.8	28.6	0.0	0.0	85.7
太良町	57	44	139	243.9	120	210.5	100.0	0.0	***	***	***	***
合　　計	7,885	6,909	12,241	155.2	10,305	130.7	99.7	54.0	49.7	29.9	8.5	77.1

注１）「教員」とは、校長、副校長、教頭、主幹教諭、指導教諭、教諭、助教諭、養護教諭、養護助教諭、栄養教諭、常勤講師、再任用職員（フルタイム）をいう。
注２）「授業を担当している教員」とは、各教科等の授業を定期的に担当している教員をいう。授業を一時的・臨時的に担当する教員は含まない。
注３）「指導者用ＰＣ」とは、教員が使用するために配備されたものをいう。教職員が主として校務用に利用しているコンピュータ（校務用コンピュータ）は含まない。
注４）「指導者用ＰＣ整備率」とは指導者用ＰＣの総数を教員の総数で除して算出した値である。
注５）「教員の校務用ＰＣ」とは、主として教員が校務に使用するコンピュータのことをいう。
注６）「教員の校務用ＰＣ整備率」は、校務用ＰＣの総数を総教員数で除して算出した値である。
注７）「統合型校務支援システム」は、教務系（成績処理、出欠管理、時数等）・保健系（健康診断票、保健室管理等）、指導要録等の学籍関係、学校事務系など統合して
　　機能を有しているシステムをいう。
注８）「遠隔教育」は、遠隔システムを活用した同時双方向型で行う教育をいう。（「『遠隔教育の推進に向けた施策方針』の策定について（通知）」（文部科学省、平成30年9月20日））
注９）「合同授業型」とは、教師が児童生徒等に対面で授業を行う複数の教室等を遠隔により接続することで、児童生徒が多様な意見や考えに触れたり、協働して学習に取り組んだり
　　する機会の充実を図る遠隔教育の形態をいう。
注10）「教師支援型」とは、外部人材等の専門家と、児童生徒や教師がいる教室等を遠隔により接続することで、児童生徒の学習活動の質を高めるとともに、
　　教師の資質向上を図る遠隔教育の形態をいう。
注11）「教科・科目充実型」とは、学校教育法施行規則第77条の２（中学校等）、第88条の３（高等学校等）に基づき、当該教科の免許状を保有する教師による
　　授業を遠隔により提供することで、生徒の多様な科目選択を可能とすること等により、学習機会の充実を図るものをいう。なお、小学校での活用は想定されない。
注12）遠隔教育を実施している学校のうち、「教科・科目充実型」の遠隔教育の実施率は、「教科・科目充実型」の遠隔授業を実施している学校の総数を、
　　遠隔教育を実施していると答えた学校の総数から、遠隔教育を実施していると答えた小学校の総数を引いた数で除した値である。
注13）「個々の児童生徒の状況に応じた遠隔教育」とは、外国人児童生徒等への日本語指導、病気療養児・不登校児童生徒等に対する学習指導等の
　　個々の児童生徒の状況に応じた遠隔教育の形態をいう。

○市区町村（設置者）別「コンピュータの設置状況」及び「インターネット接続状況」の実態（小学校）

市　区　町　村　別 （　小　学　校　）	学校数 校	児童生徒数 人	普通教室数 室	学習者用PC総台数 台	児童生徒一人当たりの学習者用PC台数 台／人	普通教室の大型提示装置整備率 %	普通教室の校内LAN整備率 %
佐賀市	35	12,017	619	12,407	1.0	100.0	100.0
唐津市	31	6,215	361	6,805	1.1	97.5	88.9
鳥栖市	8	4,323	232	4,406	1.0	100.0	100.0
伊万里市	13	2,763	163	2,751	1.0	100.0	100.0
武雄市	14	2,532	152	2,535	1.0	100.0	100.0
鹿島市	8	1,500	89	1,567	1.0	88.8	100.0
小城市	8	2,431	139	2,577	1.1	99.3	100.0
嬉野市	9	1,265	74	1,484	1.2	93.2	98.6
神埼市	7	1,520	83	1,946	1.3	98.8	100.0
吉野ヶ里町	2	923	40	1,017	1.1	97.5	100.0
基山町	2	1,006	60	1,034	1.0	86.7	96.7
上峰町	1	567	27	607	1.1	100.0	100.0
みやき町	4	1,460	66	1,550	1.1	100.0	100.0
有田町	4	1,008	57	1,189	1.2	100.0	100.0
江北町	1	569	31	576	1.0	100.0	100.0
白石町	8	994	77	994	1.0	100.0	100.0
太良町	2	330	20	395	1.2	75.0	100.0
合　　計	157	41,423	2,290	43,840	1.1	98.3	98.1

注１）「児童生徒数」は、令和６年５月１日現在の児童生徒数。
注２）「学習者用ＰＣ」とは、教育用ＰＣのうち、児童生徒が使用するために配備されたものをいう。
注３）「児童生徒一人当たりの学習者用PC台数」は、「学習者用ＰＣ総台数」を令和６年５月１日現在の児童生徒数で除して算出した値である。
注４）「普通教室の大型提示装置整備率」は、大型提示装置を設置している普通教室の総数を普通教室の総数で除して算出した値である。
注５）「普通教室の校内ＬＡＮ整備率」は、校内ＬＡＮを整備する普通教室の総数を普通教室の総数で除して算出した値である。
注６）「普通教室の無線ＬＡＮ整備率」は、無線ＬＡＮを整備する普通教室の総数を普通教室の総数で除して算出した値である。

（令和７年３月１日現在）

普通教室の無線LAN整備率 %	普通教室の移動通信システム（LTE等）整備率 %	移動系通信を利用している学校の内、無線LAN整備済みの普通教室の数 室	無線LAN又は移動系通信によりインターネット接続を行う普通教室の割合 %	回線速度の契約理論値 ベストエフォート型 %	回線速度の契約理論値 ギャランティ型 %
100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
74.2	90.3	251	95.0	54.5	45.5
100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
100.0	***	***	100.0	38.5	61.5
100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
100.0	100.0	139	100.0	100.0	0.0
98.6	***	***	98.6	100.0	0.0
100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
96.7	***	***	96.7	100.0	0.0
100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
100.0	***	***	100.0	0.0	100.0
100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
64.9	35.1	0	100.0	100.0	0.0
100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
94.6	21.5	390	99.1	87.6	12.4

○市区町村（設置者）別「コンピュータの設置状況」及び「インターネット接続状況」の実態（小学校）

（令和７年３月１日現在）

市　区　町　村　別 （　小　学　校　）	教員数 人	授業を担当している教員数 人	指導者用PC台数 台	指導者用PC整備率 %	教員の校務用PC台数 台	教員の校務用PC整備率 %	統合型校務支援システム整備率 %	遠隔教育実施率 %	遠隔教育を実施している学校のうち、「合同授業型」の遠隔授業の実施率 %	遠隔教育を実施している学校のうち、「教師支援型」の遠隔授業の実施率 %	遠隔教育を実施している学校のうち、「教科・科目充実型」の遠隔授業の実施率 %	遠隔教育を実施している学校のうち、個々の児童生徒の状況に応じた遠隔教育の実施率 %
佐賀市	882	774	1,704	193.2	1,190	134.9	100.0	40.0	57.1	7.1	***	78.6
唐津市	540	478	715	132.4	681	126.1	100.0	51.6	68.8	43.8	***	68.8
鳥栖市	326	275	369	113.2	400	122.7	100.0	62.5	0.0	20.0	***	60.0
伊万里市	259	228	326	125.9	377	145.6	100.0	100.0	100.0	0.0	***	100.0
武雄市	226	193	508	224.8	288	127.4	100.0	64.3	11.1	55.6	***	88.9
鹿島市	128	107	126	98.4	166	129.7	100.0	87.5	71.4	28.6	***	57.1
小城市	204	176	241	118.1	292	143.1	100.0	50.0	75.0	50.0	***	50.0
嬉野市	125	110	217	173.6	191	152.8	100.0	44.4	25.0	25.0	***	75.0
神埼市	126	105	245	194.4	183	145.2	100.0	28.6	0.0	100.0	***	0.0
吉野ヶ里町	61	57	69	113.1	80	131.1	100.0	100.0	50.0	50.0	***	100.0
基山町	71	62	126	177.5	83	116.9	100.0	100.0	100.0	0.0	***	50.0
上峰町	48	31	82	170.8	46	95.8	100.0	100.0	0.0	0.0	***	100.0
みやき町	109	92	168	154.1	143	131.2	100.0	25.0	0.0	100.0	***	0.0
有田町	80	69	153	191.3	89	111.3	100.0	0.0	***	***	***	***
江北町	42	37	42	100.0	42	100.0	100.0	0.0	***	***	***	***
白石町	128	105	128	100.0	163	127.3	100.0	75.0	16.7	0.0	***	83.3
太良町	31	24	81	261.3	64	206.5	100.0	0.0	***	***	***	***
合　　計	3,386	2,923	5,300	156.5	4,478	132.3	100.0	54.8	53.5	26.7	***	74.4

注１）「教員」とは、校長、副校長、教頭、主幹教諭、指導教諭、教諭、助教諭、養護教諭、養護助教諭、栄養教諭、常勤講師、再任用職員（フルタイム）をいう。
注２）「授業を担当している教員」とは、各教科等の授業を定期的に担当している教員をいう。授業を一時的・臨時的に担当する教員は含まない。
注３）「指導者用ＰＣ」とは、教員が使用するために配備されたものをいう。教職員が主として校務用に利用しているコンピュータ（校務用コンピュータ）は含まない。
注４）「指導者用ＰＣ整備率」とは指導者用ＰＣの総数を教員の総数で除して算出した値である。
注５）「教員の校務用ＰＣ」とは、主として教員が校務に使用するコンピュータのことをいう。
注６）「教員の校務用ＰＣ整備率」は、校務用ＰＣの総数を総教員数で除して算出した値である。
注７）「統合型校務支援システム」は、教務系（成績処理、出欠管理、時数等）・保健系（健康診断票、保健室管理等）、指導要録等の学籍関係、学校事務系など統合して
機能を有しているシステムをいう。
注８）「遠隔教育」は、遠隔システムを活用した同時双方向型で行う教育をいう。（「『遠隔教育の推進に向けた施策方針』の策定について（通知）」（文部科学省、平成30年9月20日））
注９）「合同授業型」とは、教師が児童生徒等に対面で授業を行う複数の教室等を遠隔により接続することで、児童生徒が多様な意見や考えに触れたり、協働して学習に取り組んだり
する機会の充実を図る遠隔教育の形態をいう。
注10）「教師支援型」とは、外部人材等の専門家と、児童生徒や教師がいる教室等を遠隔により接続することで、児童生徒の学習活動の質を高めるとともに、
教師の資質向上を図る遠隔教育の形態をいう。
注11）「教科・科目充実型」とは、学校教育法施行規則第77条の２（中学校等）、第88条の３（高等学校等）に基づき、当該教科の免許状を保有する教師による
授業を遠隔により提供することで、生徒の多様な科目選択を可能とすること等により、学習機会の充実を図るものをいう。なお、小学校での活用は想定されない。
注12）遠隔教育を実施している学校のうち、「教科・科目充実型」の遠隔教育の実施率は、「教科・科目充実型」の遠隔授業を実施している学校の総数を、
遠隔教育を実施していると答えた学校の総数から、遠隔教育を実施していると答えた小学校の総数を引いた数で除した値である。
注13）「個々の児童生徒の状況に応じた遠隔教育」とは、外国人児童生徒等への日本語指導、病気療養児・不登校児童生徒等に対する学習指導等の
個々の児童生徒の状況に応じた遠隔教育の形態をいう。

○市区町村（設置者）別「コンピュータの設置状況」及び「インターネット接続状況」の実態（中学校）

市　区　町　村　別 （　中　学　校　）	学校数 校	児童生徒数 人	普通教室数 室	学習者用PC総台数 台	児童生徒一人当たりの学習者用PC台数 台／人	普通教室の大型提示装置整備率 %	普通教室の校内LAN整備率 %
佐賀県	5	1,453	40	1,593	1.1	100.0	100.0
佐賀市	18	5,555	239	5,673	1.0	100.0	100.0
唐津市	19	3,005	148	3,529	1.2	98.6	93.9
鳥栖市	4	2,067	78	2,147	1.0	100.0	100.0
伊万里市	6	1,449	64	1,446	1.0	100.0	100.0
武雄市	5	1,221	55	1,223	1.0	100.0	100.0
鹿島市	2	725	31	805	1.1	93.5	100.0
小城市	4	1,223	53	1,259	1.0	90.6	100.0
嬉野市	4	636	35	845	1.3	91.4	100.0
神埼市	3	776	15	1,320	1.7	100.0	100.0
吉野ヶ里町	2	454	13	538	1.2	100.0	100.0
基山町	1	390	19	527	1.4	89.5	100.0
上峰町	1	319	14	358	1.1	100.0	100.0
みやき町	3	610	39	668	1.1	100.0	100.0
有田町	2	504	24	577	1.1	95.8	100.0
江北町	1	250	14	263	1.1	100.0	100.0
白石町	1	550	27	550	1.0	100.0	100.0
太良町	2	181	17	261	1.4	88.2	100.0
合　　計	83	21,368	925	23,582	1.1	98.2	99.0

注１）「児童生徒数」は、令和６年５月１日現在の児童生徒数。
注２）「学習者用ＰＣ」とは、教育用ＰＣのうち、児童生徒が使用するために配備されたものをいう。
注３）「児童生徒一人当たりの学習者用PC台数」は、「学習者用ＰＣ総台数」を令和６年５月１日現在の児童生徒数で除して算出した値である。
注４）「普通教室の大型提示装置整備率」は、大型提示装置を設置している普通教室の総数を普通教室の総数で除して算出した値である。
注５）「普通教室の校内ＬＡＮ整備率」は、校内ＬＡＮを整備する普通教室の総数を普通教室の総数で除して算出した値である。
注６）「普通教室の無線ＬＡＮ整備率」は、無線ＬＡＮを整備する普通教室の総数を普通教室の総数で除して算出した値である。

（令和７年３月１日現在）

普通教室の無線LAN整備率 %	普通教室の移動通信システム（LTE等）整備率 %	移動系通信を利用している学校の内、無線LAN整備済みの普通教室の数 室	無線LAN又は移動系通信によりインターネット接続を行う普通教室の割合 %	回線速度の契約理論値 ベストエフォート型 %	回線速度の契約理論値 ギャランティ型 %
100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
66.2	95.3	92	99.3	75.0	25.0
100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
100.0	***	***	100.0	0.0	100.0
100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
100.0	100.0	53	100.0	100.0	0.0
91.4	***	***	91.4	100.0	0.0
100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
100.0	***	***	100.0	0.0	100.0
100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
94.3	21.0	145	99.6	84.7	15.3

○市区町村（設置者）別「コンピュータの設置状況」及び「インターネット接続状況」の実態（中学校）

（令和７年３月１日現在）

市　区　町　村　別 （　中　学　校　）	教員数 人	授業を担当している教員数 人	指導者用PC台数 台	指導者用PC整備率 %	教員の校務用PC台数 台	教員の校務用PC整備率 %	統合型校務支援システム整備率 %	遠隔教育実施率 %	遠隔教育を実施している学校のうち、「合同授業型」の遠隔授業の実施率 %	遠隔教育を実施している学校のうち、「教師支援型」の遠隔授業の実施率 %	遠隔教育を実施している学校のうち、「教科・科目充実型」の遠隔授業の実施率 %	遠隔教育を実施している学校のうち、個々の児童生徒の状況に応じた遠隔教育の実施率 %
佐賀県	95	81	176	185.3	110	115.8	100.0	80.0	0.0	0.0	0.0	100.0
佐賀市	492	435	815	165.7	647	131.5	100.0	27.8	40.0	40.0	0.0	60.0
唐津市	355	286	418	117.7	404	113.8	100.0	57.9	27.3	9.1	18.2	81.8
鳥栖市	152	143	198	130.3	204	134.2	100.0	75.0	0.0	0.0	0.0	100.0
伊万里市	135	119	165	122.2	202	149.6	100.0	100.0	100.0	0.0	0.0	100.0
武雄市	114	95	259	227.2	147	128.9	100.0	60.0	33.3	33.3	0.0	100.0
鹿島市	64	57	56	87.5	85	132.8	100.0	100.0	50.0	0.0	50.0	100.0
小城市	108	94	132	122.2	150	138.9	100.0	50.0	50.0	50.0	0.0	50.0
嬉野市	70	62	147	210.0	123	175.7	100.0	75.0	100.0	100.0	66.7	33.3
神埼市	74	62	131	177.0	101	136.5	100.0	0.0	***	***	***	***
吉野ヶ里町	42	41	46	109.5	55	131.0	100.0	0.0	***	***	***	***
基山町	38	32	46	121.1	41	107.9	100.0	100.0	100.0	0.0	0.0	100.0
上峰町	25	24	16	64.0	40	160.0	100.0	100.0	0.0	0.0	0.0	100.0
みやき町	70	64	137	195.7	93	132.9	100.0	0.0	***	***	***	***
有田町	52	40	34	65.4	59	113.5	100.0	0.0	***	***	***	***
江北町	22	20	45	204.5	30	136.4	100.0	100.0	100.0	0.0	0.0	100.0
白石町	48	41	55	114.6	82	170.8	100.0	100.0	100.0	0.0	0.0	100.0
太良町	26	20	58	223.1	56	215.4	100.0	0.0	***	***	***	***
合　　計	1,982	1,716	2,934	148.0	2,629	132.6	100.0	51.8	46.5	18.6	11.6	83.7

注１）「教員」とは、校長、副校長、教頭、主幹教諭、指導教諭、教諭、助教諭、養護教諭、養護助教諭、栄養教諭、常勤講師、再任用職員（フルタイム）をいう。
注２）「授業を担当している教員」とは、各教科等の授業を定期的に担当している教員をいう。授業を一時的・臨時的に担当する教員は含まない。
注３）「指導者用ＰＣ」とは、教員が使用するために配備されたものをいう。教職員が主として校務用に利用しているコンピュータ（校務用コンピュータ）は含まない。
注４）「指導者用ＰＣ整備率」とは指導者用ＰＣの総数を教員の総数で除して算出した値である。
注５）「教員の校務用ＰＣ」とは、主として教員が校務に使用するコンピュータのことをいう。
注６）「教員の校務用ＰＣ整備率」は、校務用ＰＣの総数を総教員数で除して算出した値である。
注７）「統合型校務支援システム」は、教務系（成績処理、出欠管理、時数等）・保健系（健康診断票、保健室管理等）、指導要録等の学籍関係、学校事務系など統合して
　　機能を有しているシステムをいう。
注８）「遠隔教育」は、遠隔システムを活用した同時双方向型で行う教育をいう。（「『遠隔教育の推進に向けた施策方針』の策定について（通知）」（文部科学省、平成30年9月20日））
注９）「合同授業型」とは、教師が児童生徒等に対面で授業を行う複数の教室等を遠隔により接続することで、児童生徒が多様な意見や考えに触れたり、協働して学習に取り組んだり
　　する機会の充実を図る遠隔教育の形態をいう。
注10）「教師支援型」とは、外部人材等の専門家と、児童生徒や教師がいる教室等を遠隔により接続することで、児童生徒の学習活動の質を高めるとともに、
　　教師の資質向上を図る遠隔教育の形態をいう。
注11）「教科・科目充実型」とは、学校教育法施行規則第77条の２（中学校等）、第88条の３（高等学校等）に基づき、当該教科の免許状を保有する教師による
　　授業を遠隔により提供することで、生徒の多様な科目選択を可能とすること等により、学習機会の充実を図るものをいう。なお、小学校での活用は想定されない。
注12）遠隔教育を実施している学校のうち、「教科・科目充実型」の遠隔教育の実施率は、「教科・科目充実型」の遠隔授業を実施している学校の総数を、
　　遠隔教育を実施していると答えた学校の総数から、遠隔教育を実施していると答えた小学校の総数を引いた数で除した値である。
注13）「個々の児童生徒の状況に応じた遠隔教育」とは、外国人児童生徒等への日本語指導、病気療養児・不登校児童生徒等に対する学習指導等の
　　個々の児童生徒の状況に応じた遠隔教育の形態をいう。

○市区町村（設置者）別「コンピュータの設置状況」及び「インターネット接続状況」の実態（義務教育学校）

市　区　町　村　別 （義務教育学校）	学校数 校	児童生徒数 人	普通教室数 室	学習者用PC総台数 台	児童生徒一人当たりの学習者用PC台数 台／人	普通教室の大型提示装置整備率 %
多久市	3	1,262	74	1,438	1.1	98.6
伊万里市	1	170	13	165	1.0	100.0
玄海町	1	369	22	379	1.0	100.0
大町町	1	383	26	421	1.1	92.3
合　計	6	2,184	135	2,403	1.1	97.8

注１）「児童生徒数」は、令和６年５月１日現在の児童生徒数。
注２）「学習者用ＰＣ」とは、教育用ＰＣのうち、児童生徒が使用するために配備されたものをいう。
注３）「児童生徒一人当たりの学習者用PC台数」は、「学習者用ＰＣ総台数」を令和６年５月１日現在の児童生徒数で除して算出した値であ
注４）「普通教室の大型提示装置整備率」は、大型提示装置を設置している普通教室の総数を普通教室の総数で除して算出した値である。
注５）「普通教室の校内ＬＡＮ整備率」は、校内ＬＡＮを整備する普通教室の総数を普通教室の総数で除して算出した値である。
注６）「普通教室の無線ＬＡＮ整備率」は、無線ＬＡＮを整備する普通教室の総数を普通教室の総数で除して算出した値である。

（令和７年３月１日現在）

普通教室の校内LAN整備率 %	普通教室の無線LAN整備率 %	普通教室の移動通信システム（LTE等）整備率 %	移動系通信を利用している学校の内、無線LAN整備済みの普通教室の数 室	無線LAN又は移動系通信によりインターネット接続を行う普通教室の割合 %	回線速度の契約理論値 ベストエフォート型 %	回線速度の契約理論値 ギャランティ型 %
100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
100.0	100.0	***	***	100.0	0.0	100.0
100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
100.0	100.0	***	***	100.0	83.3	16.7

る。

○市区町村（設置者）別「コンピュータの設置状況」及び「インターネット接続状況」の実態（義務教育学校）

（令和７年３月１日現在）

市　区　町　村　別 （義務教育学校）	教員数 人	授業を担当している教員数 人	指導者用PC台数 台	指導者用PC整備率 %	教員の校務用PC台数 台	教員の校務用PC整備率 %	統合型校務支援システム整備率 %	遠隔教育実施率 %	遠隔教育を実施している学校のうち、「合同授業型」の遠隔授業の実施率 %	遠隔教育を実施している学校のうち、「教師支援型」の遠隔授業の実施率 %	遠隔教育を実施している学校のうち、「教科・科目充実型」の遠隔授業の実施率 %	遠隔教育を実施している学校のうち、個々の児童生徒の状況に応じた遠隔教育の実施率 %
多久市	134	123	161	120.1	161	120.1	100.0	100.0	33.3	33.3	0.0	33.3
伊万里市	24	21	41	170.8	36	150.0	100.0	100.0	100.0	0.0	0.0	100.0
玄海町	37	31	70	189.2	50	135.1	0.0	100.0	100.0	100.0	0.0	100.0
大町町	41	33	76	185.4	94	229.3	100.0	100.0	0.0	0.0	0.0	100.0
合　計	236	208	348	147.5	341	144.5	83.3	100.0	50.0	33.3	0.0	66.7

注１）「教員」とは、校長、副校長、教頭、主幹教諭、指導教諭、教諭、助教諭、養護教諭、養護助教諭、栄養教諭、常勤講師、再任用職員（フルタイム）をいう。
注２）「授業を担当している教員」とは、各教科等の授業を定期的に担当している教員をいう。授業を一時的・臨時的に担当する教員は含まない。
注３）「指導者用ＰＣ」とは、教員が使用するために配備されたものをいう。教職員が主として校務用に利用しているコンピュータ（校務用コンピュータ）は含まない。
注４）「指導者用ＰＣ整備率」とは指導者用ＰＣの総数を教員の総数で除して算出した値である。
注５）「教員の校務用ＰＣ」とは、主として教員が校務に使用するコンピュータのことをいう。
注６）「教員の校務用ＰＣ整備率」は、校務用ＰＣの総数を総教員数で除して算出した値である。
注７）「統合型校務支援システム」は、教務系（成績処理、出欠管理、時数等）・保健系（健康診断票、保健室管理等）、指導要録等の学籍関係、学校事務系など統合して
機能を有しているシステムをいう。
注８）「遠隔教育」は、遠隔システムを活用した同時双方向型で行う教育をいう。（「『遠隔教育の推進に向けた施策方針』の策定について（通知）」（文部科学省、平成30年9月20日））
注９）「合同授業型」とは、教師が児童生徒等に対面で授業を行う複数の教室等を遠隔により接続することで、児童生徒が多様な意見や考えに触れたり、協働して学習に取り組んだり
する機会の充実を図る遠隔教育の形態をいう。
注10）「教師支援型」とは、外部人材等の専門家と、児童生徒や教師がいる教室等を遠隔により接続することで、児童生徒の学習活動の質を高めるとともに、
教師の資質向上を図る遠隔教育の形態をいう。
注11）「教科・科目充実型」とは、学校教育法施行規則第77条の２（中学校等）、第88条の３（高等学校等）に基づき、当該教科の免許状を保有する教師による
授業を遠隔により提供することで、生徒の多様な科目選択を可能とすること等により、学習機会の充実を図るものをいう。なお、小学校での活用は想定されない。
注12）遠隔教育を実施している学校のうち、「教科・科目充実型」の遠隔教育の実施率は、「教科・科目充実型」の遠隔授業を実施している学校の総数を、
遠隔教育を実施していると答えた学校の総数から、遠隔教育を実施していると答えた小学校の総数を引いた数で除した値である。
注13）「個々の児童生徒の状況に応じた遠隔教育」とは、外国人児童生徒等への日本語指導、病気療養児・不登校児童生徒等に対する学習指導等の
個々の児童生徒の状況に応じた遠隔教育の形態をいう。

○市区町村（設置者）別「コンピュータの設置状況」及び「インターネット接続状況」の実態（高等学校）

（令和７年３月１日現在）

市区町村別（高等学校）	学校数	学校数（専門学科・総合学科単独及び複数学科設置校）	児童生徒数	児童生徒数（専門学科・総合学科単独及び複数学科設置校）	普通教室数	普通教室数（専門学科・総合学科単独及び複数学科設置校）	学習者用PC総台数	学習者用PC総台数（専門学科・総合学科単独及び複数学科設置校）	児童生徒一人当たりの学習者用PC台数	児童生徒一人当たりの学習者用PC台数（専門学科・総合学科単独及び複数学科設置校）	普通教室の大型提示装置整備率	普通教室の大型提示装置整備率（専門学科・総合学科単独及び複数学科設置校）	普通教室の校内LAN整備率	普通教室の校内LAN整備率（専門学科・総合学科単独及び複数学科設置校）	普通教室の無線LAN整備率	普通教室の無線LAN整備率（専門学科・総合学科単独及び複数学科設置校）	普通教室の移動通信システム（LTE等）整備率	普通教室の移動通信システム（LTE等）整備率（専門学科・総合学科単独及び複数学科設置校）	移動系通信を利用している学校の内、無線LAN整備済みの普通教室の数	移動系通信を利用している学校の内、無線LAN整備済みの普通教室の数（専門学科・総合学科単独及び複数学科設置校）	無線LAN又は移動系通信によりインターネット接続を行う普通教室の割合	無線LAN又は移動系通信によりインターネット接続を行う普通教室の割合（専門学科・総合学科単独及び複数学科設置校）	回線速度の契約理論値ベストエフォート型	回線速度の契約理論値ベストエフォート型（専門学科・総合学科単独及び複数学科設置校）	回線速度の契約理論値ギャランティ型	回線速度の契約理論値ギャランティ型（専門学科・総合学科単独及び複数学科設置校）
	校	校	人	人	室	室	台	台	台／人	台／人	%	%	%	%	%	%	%	%	室	室	%	%	%	%	%	%	%
佐賀県	35	21	17,024	9,896	492	281	19,863	12,204	1.2	1.2	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	***	***	***	***	100.0	100.0	100.0	100.0	0.0	0.0
合計	35	21	17,024	9,896	492	281	19,863	12,204	1.2	1.2	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	***	***	***	***	100.0	100.0	100.0	100.0	0.0	0.0

注１）「児童生徒数」は、令和６年５月１日現在の児童生徒数。
注２）「学習者用ＰＣ」とは、教育用ＰＣのうち、児童生徒が使用するために配備されたものをいう。
注３）「児童生徒一人当たりの学習者用PC台数」は、「学習者用ＰＣ総台数」を令和６年５月１日現在の児童生徒数で除して算出した値である。
注４）「普通教室の大型提示装置整備率」は、大型提示装置を設置している普通教室の総数を普通教室の総数で除して算出した値である。
注５）「普通教室の校内ＬＡＮ整備率」は、校内ＬＡＮを整備する普通教室の総数を普通教室の総数で除して算出した値である。
注６）「普通教室の無線ＬＡＮ整備率」は、無線ＬＡＮを整備する普通教室の総数を普通教室の総数で除して算出した値である。

○市区町村（設置者）別「コンピュータの設置状況」及び「インターネット接続状況」の実態（高等学校）

（令和７年３月１日現在）

市区町村別（高等学校）	教員数	教員数（専門学科・総合学科単独及び複数学科設置校）	授業を担当している教員数	授業を担当している教員数（専門学科・総合学科単独及び複数学科設置校）	指導者用PC台数	指導者用PC台数（専門学科・総合学科単独及び複数学科設置校）	指導者用PC整備率	指導者用PC整備率（専門学科・総合学科単独及び複数学科設置校）	教員の校務用PC台数	教員の校務用PC台数（専門学科・総合学科単独及び複数学科設置校）	教員の校務用PC整備率	教員の校務用PC整備率（専門学科・総合学科単独及び複数学科設置校）	統合型校務支援システム整備率	統合型校務支援システム整備率（専門学科・総合学科単独及び複数学科設置校）	遠隔教育実施率	遠隔教育実施率（専門学科・総合学科単独及び複数学科設置校）	遠隔教育を実施している学校のうち、「合同授業型」の遠隔授業の実施率	遠隔教育を実施している学校のうち、「合同授業型」の遠隔授業の実施率（専門学科・総合学	遠隔教育を実施している学校のうち、「教師支援型」の遠隔授業の実施率	遠隔教育を実施している学校のうち、「教師支援型」の遠隔授業の実施率（専門学科・総合学	遠隔教育を実施している学校のうち、「教科・科目充実型」の遠隔授業の実施率	遠隔教育を実施している学校のうち、「教科・科目充実型」の遠隔授業の実施率（専門学	遠隔教育を実施している学校のうち、個々の児童生徒の状況に応じた遠隔教育の実施率	遠隔教育を実施している学校のうち、個々の児童生徒の状況に応じた遠隔教育の実施率（専門学
	人	人	人	人	台	台	%	%	台	台	%	%	%	%	%	%	%	%	%	%	%	%	%	%
佐賀県	1,505	911	1,374	836	2,637	1,752	175.2	192.3	1,958	1,252	130.1	137.4	100.0	100.0	48.6	42.9	35.3	44.4	64.7	77.8	0.0	0.0	76.5	88.9
合計	1,505	911	1,374	836	2,637	1,752	175.2	192.3	1,958	1,252	130.1	137.4	100.0	100.0	48.6	42.9	35.3	44.4	64.7	77.8	0.0	0.0	76.5	88.9

注１）「教員」とは、校長、副校長、教頭、主幹教諭、指導教諭、教諭、助教諭、養護教諭、養護助教諭、栄養教諭、常勤講師、再任用職員（フルタイム）をいう。
注２）「授業を担当している教員」とは、各教科等の授業を定期的に担当している教員をいう。授業を一時的・臨時的に担当する教員は含まない。
注３）「指導者用ＰＣ」とは、教員が使用するために配備されたものをいう。教職員が主として校務用に利用しているコンピュータ（校務用コンピュータ）は含まない。
注４）「指導者用ＰＣ整備率」とは指導者用ＰＣの総数を教員の総数で除して算出した値である。
注５）「教員の校務用ＰＣ」とは、主として教員が校務に使用するコンピュータのことをいう。
注６）「教員の校務用ＰＣ整備率」は、校務用ＰＣの総数を総教員数で除して算出した値である。
注７）「統合型校務支援システム」は、教務系（成績処理、出欠管理、時数等）・保健系（健康診断票、保健室管理等）、指導要録等の学籍関係、学校事務系など統合して機能を有しているシステムをいう。
注８）「遠隔教育」は、遠隔システムを活用した同時双方向型で行う教育をいう。（「『遠隔教育の推進に向けた施策方針』の策定について（通知）」（文部科学省、平成30年9月20日））
注９）「合同授業型」とは、教師が児童生徒等に対面で授業を行う複数の教室等を遠隔により接続することで、児童生徒が多様な意見や考えに触れたり、協働して学習に取り組んだりする機会の充実を図る遠隔教育の形態をいう。
注10）「教師支援型」とは、外部人材等の専門家と、児童生徒や教師がいる教室等を遠隔により接続することで、児童生徒の学習活動の質を高めるとともに、教師の資質向上を図る遠隔教育の形態をいう。
注11）「教科・科目充実型」とは、学校教育法施行規則第77条の２（中学校等）、第88条の３（高等学校等）に基づき、当該教科の免許状を保有する教師による授業を遠隔により提供することで、生徒の多様な科目選択を可能とすること等により、学習機会の充実を図るものをいう。なお、小学校での活用は想定されない。
注12）遠隔教育を実施している学校のうち、「教科・科目充実型」の遠隔教育の実施率は、「教科・科目充実型」の遠隔授業を実施している学校の総数を、遠隔教育を実施していると答えた学校の総数から、遠隔教育を実施していると答えた小学校の総数を引いた数で除した値である。
注13）「個々の児童生徒の状況に応じた遠隔教育」とは、外国人児童生徒等への日本語指導、病気療養児・不登校児童生徒等に対する学習指導等の個々の児童生徒の状況に応じた遠隔教育の形態をいう。

○市区町村（設置者）別「コンピュータの設置状況」及び「インターネット接続状況」の実態（中等教育学校）

市　区　町　村　別 （中等教育学校）	学校数 校	児童生徒数 人	普通教室数 室	学習者用PC総台数 台	児童生徒一人当たりの学習者用PC台数 台／人	普通教室の大型提示装置整備率 %
合　計	***	***	***	***	***	***

注１）「児童生徒数」は、令和６年５月１日現在の児童生徒数。
注２）「学習者用ＰＣ」とは、教育用ＰＣのうち、児童生徒が使用するために配備されたものをいう。
注３）「児童生徒一人当たりの学習者用PC台数」は、「学習者用ＰＣ総台数」を令和６年５月１日現在の児童生徒数で除して算出した値であ
注４）「普通教室の大型提示装置整備率」は、大型提示装置を設置している普通教室の総数を普通教室の総数で除して算出した値である。
注５）「普通教室の校内ＬＡＮ整備率」は、校内ＬＡＮを整備する普通教室の総数を普通教室の総数で除して算出した値である。
注６）「普通教室の無線ＬＡＮ整備率」は、無線ＬＡＮを整備する普通教室の総数を普通教室の総数で除して算出した値である。

（令和７年３月１日現在）

普通教室の校内LAN整備率 %	普通教室の無線LAN整備率 %	普通教室の移動通信システム（LTE等）整備率 %	移動系通信を利用している学校の内、無線LAN整備済みの普通教室の数 室	無線LAN又は移動系通信によりインターネット接続を行う普通教室の割合 %	回線速度の契約理論値 ベストエフォート型 %	回線速度の契約理論値 ギャランティ型 %
***	***	***	***	***	***	***

る。

○市区町村（設置者）別「コンピュータの設置状況」及び「インターネット接続状況」の実態（中等教育学校）

（令和７年３月１日現在）

市　区　町　村　別 （中等教育学校）	教員数 人	授業を担当している教員数 人	指導者用PC台数 台	指導者用PC整備率 %	教員の校務用PC台数 台	教員の校務用PC整備率 %	統合型校務支援システム整備率 %	遠隔教育実施率 %	遠隔教育を実施している学校のうち、「合同授業型」の遠隔授業の実施率 %	遠隔教育を実施している学校のうち、「教師支援型」の遠隔授業の実施率 %	遠隔教育を実施している学校のうち、「教科・科目充実型」の遠隔授業の実施率 %	遠隔教育を実施している学校のうち、個々の児童生徒の状況に応じた遠隔教育の実施率 %
合　　計	***	***	***	***	***	***	***	***	***	***	***	***

注１）「教員」とは、校長、副校長、教頭、主幹教諭、指導教諭、教諭、助教諭、養護教諭、養護助教諭、栄養教諭、常勤講師、再任用職員（フルタイム）をいう。
注２）「授業を担当している教員」とは、各教科等の授業を定期的に担当している教員をいう。授業を一時的・臨時的に担当する教員は含まない。
注３）「指導者用ＰＣ」とは、教員が使用するために配備されたものをいう。教職員が主として校務用に利用しているコンピュータ（校務用コンピュータ）は含まない。
注４）「指導者用ＰＣ整備率」とは指導者用ＰＣの総数を教員の総数で除して算出した値である。
注５）「教員の校務用ＰＣ」とは、主として教員が校務に使用するコンピュータのことをいう。
注６）「教員の校務用ＰＣ整備率」は、校務用ＰＣの総数を総教員数で除して算出した値である。
注７）「統合型校務支援システム」は、教務系（成績処理、出欠管理、時数等）・保健系（健康診断票、保健室管理等）、指導要録等の学籍関係、学校事務系など統合して
　　機能を有しているシステムをいう。
注８）「遠隔教育」は、遠隔システムを活用した同時双方向型で行う教育をいう。（「『遠隔教育の推進に向けた施策方針』の策定について（通知）」（文部科学省、平成30年9月20日））
注９）「合同授業型」とは、教師が児童生徒等に対面で授業を行う複数の教室等を遠隔により接続することで、児童生徒が多様な意見や考えに触れたり、協働して学習に取り組んだり
　　する機会の充実を図る遠隔教育の形態をいう。
注10）「教師支援型」とは、外部人材等の専門家と、児童生徒や教師がいる教室等を遠隔により接続することで、児童生徒の学習活動の質を高めるとともに、
　　教師の資質向上を図る遠隔教育の形態をいう。
注11）「教科・科目充実型」とは、学校教育法施行規則第77条の２（中学校等）、第88条の３（高等学校等）に基づき、当該教科の免許状を保有する教師による
　　授業を遠隔により提供することで、生徒の多様な科目選択を可能とすること等により、学習機会の充実を図るものをいう。なお、小学校での活用は想定されない。
注12）遠隔教育を実施している学校のうち、「教科・科目充実型」の遠隔教育の実施率は、「教科・科目充実型」の遠隔授業を実施している学校の総数を、
　　遠隔教育を実施していると答えた学校の総数から、遠隔教育を実施していると答えた小学校の総数を引いた数で除した値である。
注13）「個々の児童生徒の状況に応じた遠隔教育」とは、外国人児童生徒等への日本語指導、病気療養児・不登校児童生徒等に対する学習指導等の
　　個々の児童生徒の状況に応じた遠隔教育の形態をいう。

○市区町村（設置者）別「コンピュータの設置状況」及び「インターネット接続状況」の実態（特別支援学校）

市　区　町　村　別 （特別支援学校）	学校数 校	児童生徒数 人	普通教室数 室	学習者用PC総台数 台	児童生徒一人当たりの学習者用PC台数 台／人	普通教室の大型提示装置整備率 %
佐賀県	10	1,271	314	1,832	1.4	74.5
合　計	10	1,271	314	1,832	1.4	74.5

注１）「児童生徒数」は、令和６年５月１日現在の児童生徒数。
注２）「学習者用ＰＣ」とは、教育用ＰＣのうち、児童生徒が使用するために配備されたものをいう。
注３）「児童生徒一人当たりの学習者用PC台数」は、「学習者用ＰＣ総台数」を令和６年５月１日現在の児童生徒数で除して算出した値であ
注４）「普通教室の大型提示装置整備率」は、大型提示装置を設置している普通教室の総数を普通教室の総数で除して算出した値である。
注５）「普通教室の校内ＬＡＮ整備率」は、校内ＬＡＮを整備する普通教室の総数を普通教室の総数で除して算出した値である。
注６）「普通教室の無線ＬＡＮ整備率」は、無線ＬＡＮを整備する普通教室の総数を普通教室の総数で除して算出した値である。

（令和７年３月１日現在）

普通教室の校内LAN整備率 %	普通教室の無線LAN整備率 %	普通教室の移動通信システム（LTE等）整備率 %	移動系通信を利用している学校の内、無線LAN整備済みの普通教室の数 室	無線LAN又は移動系通信によりインターネット接続を行う普通教室の割合 %	回線速度の契約理論値 ベストエフォート型 %	回線速度の契約理論値 ギャランティ型 %
100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0

る。

○市区町村（設置者）別「コンピュータの設置状況」及び「インターネット接続状況」の実態（特別支援学校）

（令和７年３月１日現在）

市　区　町　村　別 （特別支援学校）	教員数 人	授業を担当している教員数 人	指導者用PC台数 台	指導者用PC整備率 %	教員の校務用PC台数 台	教員の校務用PC整備率 %	統合型校務支援システム整備率 %	遠隔教育実施率 %	遠隔教育を実施している学校のうち、「合同授業型」の遠隔授業の実施率 %	遠隔教育を実施している学校のうち、「教師支援型」の遠隔授業の実施率 %	遠隔教育を実施している学校のうち、「教科・科目充実型」の遠隔授業の実施率 %	遠隔教育を実施している学校のうち、個々の児童生徒の状況に応じた遠隔教育の実施率 %
佐賀県	776	688	1,022	131.7	899	115.9	100.0	50.0	60.0	60.0	20.0	80.0
合　計	776	688	1,022	131.7	899	115.9	100.0	50.0	60.0	60.0	20.0	80.0

注１）「教員」とは、校長、副校長、教頭、主幹教諭、指導教諭、教諭、助教諭、養護教諭、養護助教諭、栄養教諭、常勤講師、再任用職員（フルタイム）をいう。
注２）「授業を担当している教員」とは、各教科等の授業を定期的に担当している教員をいう。授業を一時的・臨時的に担当する教員は含まない。
注３）「指導者用ＰＣ」とは、教員が使用するために配備されたものをいう。教職員が主として校務用に利用しているコンピュータ（校務用コンピュータ）は含まない。
注４）「指導者用ＰＣ整備率」とは指導者用ＰＣの総数を教員の総数で除して算出した値である。
注５）「教員の校務用ＰＣ」とは、主として教員が校務に使用するコンピュータのことをいう。
注６）「教員の校務用ＰＣ整備率」は、校務用ＰＣの総数を総教員数で除して算出した値である。
注７）「統合型校務支援システム」は、教務系（成績処理、出欠管理、時数等）・保健系（健康診断票、保健室管理等）、指導要録等の学籍関係、学校事務系など統合して
　　機能を有しているシステムをいう。
注８）「遠隔教育」は、遠隔システムを活用した同時双方向型で行う教育をいう。（「『遠隔教育の推進に向けた施策方針』の策定について（通知）」（文部科学省、平成30年9月20日））
注９）「合同授業型」とは、教師が児童生徒等に対面で授業を行う複数の教室等を遠隔により接続することで、児童生徒が多様な意見や考えに触れたり、協働して学習に取り組んだり
　　する機会の充実を図る遠隔教育の形態をいう。
注10）「教師支援型」とは、外部人材等の専門家と、児童生徒や教師がいる教室等を遠隔により接続することで、児童生徒の学習活動の質を高めるとともに、
　　教師の資質向上を図る遠隔教育の形態をいう。
注11）「教科・科目充実型」とは、学校教育法施行規則第77条の２（中学校等）、第88条の３（高等学校等）に基づき、当該教科の免許状を保有する教師による
　　授業を遠隔により提供することで、生徒の多様な科目選択を可能とすること等により、学習機会の充実を図るものをいう。なお、小学校での活用は想定されない。
注12）遠隔教育を実施している学校のうち、「教科・科目充実型」の遠隔教育の実施率は、「教科・科目充実型」の遠隔授業を実施している学校の総数を、
　　遠隔教育を実施していると答えた学校の総数から、遠隔教育を実施していると答えた小学校の総数を引いた数で除した値である。
注13）「個々の児童生徒の状況に応じた遠隔教育」とは、外国人児童生徒等への日本語指導、病気療養児・不登校児童生徒等に対する学習指導等の
　　個々の児童生徒の状況に応じた遠隔教育の形態をいう。

○市区町村（設置者）別「コンピュータの設置状況」及び「インターネット接続状況」の実態（合計）

市　区　町　村　別 （　合　計　）	学校数 校	児童生徒数 人	普通教室数 室	学習者用PC総台数 台	児童生徒一人当たりの学習者用PC台数 台／人	普通教室の大型提示装置整備率 %	普通教室の校内LAN整備率 %	普通教室の無線LAN整備率 %	普通教室の移動通信システム（LTE等）整備率 %
長崎県	76	24,912	1,165	32,085	1.3	82.9	100.0	99.7	1.5
長崎市	105	26,289	1,332	28,822	1.1	97.7	100.0	100.0	***
佐世保市	70	18,184	892	20,441	1.1	98.3	100.0	100.0	100.0
島原市	15	3,338	181	3,626	1.1	83.4	99.4	98.9	***
諫早市	42	10,751	507	10,870	1.0	96.4	98.0	97.8	***
大村市	21	9,457	375	9,683	1.0	100.0	100.0	100.0	***
平戸市	23	2,017	155	2,017	1.0	91.0	100.0	98.7	***
松浦市	16	1,578	128	1,993	1.3	85.2	99.2	3.1	100.0
対馬市	26	1,840	170	2,054	1.1	90.6	8.8	0.0	100.0
壱岐市	22	1,878	160	1,928	1.0	83.1	100.0	98.8	***
五島市	20	2,107	144	2,238	1.1	83.3	98.6	98.6	***
西海市	14	1,729	108	1,915	1.1	98.1	100.0	100.0	***
雲仙市	24	2,979	199	3,392	1.1	88.9	100.0	100.0	***
南島原市	23	2,767	174	3,063	1.1	84.5	95.4	94.3	100.0
長与町	8	3,415	145	3,534	1.0	97.2	100.0	97.2	***
時津町	6	2,478	118	2,482	1.0	89.8	94.9	94.9	***
東彼杵町	3	495	31	565	1.1	100.0	100.0	100.0	***
川棚町	4	981	52	1,155	1.2	94.2	100.0	100.0	***
波佐見町	4	1,165	59	1,502	1.3	96.6	100.0	100.0	***
小値賀町	3	115	15	136	1.2	100.0	100.0	100.0	***
佐々町	3	1,399	56	1,441	1.0	100.0	100.0	100.0	***
新上五島町	13	876	76	1,320	1.5	96.1	100.0	100.0	***
合　計	541	120,750	6,242	136,262	1.1	92.5	97.1	94.6	22.1

注１）「児童生徒数」は、令和６年５月１日現在の児童生徒数。
注２）「学習者用ＰＣ」とは、教育用ＰＣのうち、児童生徒が使用するために配備されたものをいう。
注３）「児童生徒一人当たりの学習者用PC台数」は、「学習者用ＰＣ総台数」を令和６年５月１日現在の児童生徒数で除して算出した値である。
注４）「普通教室の大型提示装置整備率」は、大型提示装置を設置している普通教室の総数を普通教室の総数で除して算出した値である。
注５）「普通教室の校内ＬＡＮ整備率」は、校内ＬＡＮを整備する普通教室の総数を普通教室の総数で除して算出した値である。
注６）「普通教室の無線ＬＡＮ整備率」は、無線ＬＡＮを整備する普通教室の総数を普通教室の総数で除して算出した値である。

（令和７年３月１日現在）

移動系通信を利用している学校の内、無線LAN整備済みの普通教室の数 室	無線LAN又は移動系通信によりインターネット接続を行う普通教室の割合 %	回線速度の契約理論値 ベストエフォート型 %	回線速度の契約理論値 ギャランティ型 %
18	99.7	100.0	0.0
***	100.0	100.0	0.0
892	100.0	100.0	0.0
***	98.9	100.0	0.0
***	97.8	100.0	0.0
***	100.0	100.0	0.0
***	98.7	100.0	0.0
4	100.0	0.0	0.0
0	100.0	0.0	0.0
***	98.8	100.0	0.0
***	98.6	100.0	0.0
***	100.0	0.0	100.0
***	100.0	100.0	0.0
164	100.0	100.0	0.0
***	97.2	100.0	0.0
***	94.9	100.0	0.0
***	100.0	100.0	0.0
***	100.0	100.0	0.0
***	100.0	100.0	0.0
***	100.0	100.0	0.0
***	100.0	100.0	0.0
***	100.0	100.0	0.0
1,078	99.5	97.2	2.8

○市区町村（設置者）別「コンピュータの設置状況」及び「インターネット接続状況」の実態（合計）

（令和７年３月１日現在）

市　区　町　村　別 （　合　計　）	教員数 人	授業を担当している教員数 人	指導者用PC台数 台	指導者用PC整備率 %	教員の校務用PC台数 台	教員の校務用PC整備率 %	統合型校務支援システム整備率 %	遠隔教育実施率 %	遠隔教育を実施している学校のうち、「合同授業型」の遠隔授業の実施率 %	遠隔教育を実施している学校のうち、「教師支援型」の遠隔授業の実施率 %	遠隔教育を実施している学校のうち、「教科・科目充実型」の遠隔授業の実施率 %	遠隔教育を実施している学校のうち、個々の児童生徒の状況に応じた遠隔教育の実施率 %
長崎県	3,258	2,932	4,472	137.3	5,573	171.1	100.0	48.7	59.5	45.9	16.2	45.9
長崎市	2,064	1,765	2,725	132.0	2,630	127.4	99.0	43.8	45.7	19.6	0.0	60.9
佐世保市	1,415	1,205	1,990	140.6	1,909	134.9	100.0	81.4	42.1	31.6	0.0	77.2
島原市	281	246	350	124.6	469	166.9	100.0	53.3	37.5	62.5	0.0	75.0
諫早市	805	703	822	102.1	1,062	131.9	100.0	38.1	43.8	31.3	0.0	62.5
大村市	576	508	1,011	175.5	664	115.3	100.0	85.7	44.4	38.9	0.0	61.1
平戸市	274	216	338	123.4	331	120.8	100.0	34.8	50.0	62.5	0.0	75.0
松浦市	217	181	375	172.8	618	284.8	100.0	75.0	58.3	25.0	0.0	50.0
対馬市	308	251	332	107.8	342	111.0	100.0	23.1	50.0	83.3	0.0	0.0
壱岐市	260	212	419	161.2	433	166.5	100.0	31.8	100.0	14.3	0.0	28.6
五島市	262	215	444	169.5	373	142.4	100.0	90.0	66.7	33.3	14.3	66.7
西海市	180	149	402	223.3	511	283.9	100.0	71.4	70.0	20.0	0.0	60.0
雲仙市	329	277	635	193.0	536	162.9	100.0	41.7	70.0	30.0	0.0	60.0
南島原市	308	258	349	113.3	453	147.1	100.0	26.1	50.0	66.7	0.0	16.7
長与町	225	195	351	156.0	325	144.4	100.0	62.5	0.0	0.0	0.0	100.0
時津町	173	151	399	230.6	226	130.6	100.0	33.3	0.0	100.0	0.0	50.0
東彼杵町	53	47	98	184.9	73	137.7	100.0	33.3	100.0	100.0	0.0	0.0
川棚町	80	66	62	77.5	99	123.8	100.0	50.0	0.0	0.0	0.0	100.0
波佐見町	87	74	134	154.0	129	148.3	100.0	75.0	66.7	33.3	0.0	100.0
小値賀町	30	24	83	276.7	41	136.7	100.0	100.0	100.0	66.7	0.0	100.0
佐々町	83	78	172	207.2	140	168.7	100.0	100.0	0.0	66.7	0.0	66.7
新上五島町	152	121	170	111.8	217	142.8	0.0	53.8	71.4	57.1	0.0	14.3
合　計	11,420	9,874	16,133	141.3	17,154	150.2	97.4	52.7	51.2	35.8	5.5	60.4

注１）「教員」とは、校長、副校長、教頭、主幹教諭、指導教諭、教諭、助教諭、養護教諭、養護助教諭、栄養教諭、常勤講師、再任用職員（フルタイム）をいう。
注２）「授業を担当している教員」とは、各教科等の授業を定期的に担当している教員をいう。授業を一時的・臨時的に担当する教員は含まない。
注３）「指導者用ＰＣ」とは、教員が使用するために配備されたものをいう。教職員が主として校務用に利用しているコンピュータ（校務用コンピュータ）は含まない。
注４）「指導者用ＰＣ整備率」とは指導者用ＰＣの総数を教員の総数で除して算出した値である。
注５）「教員の校務用ＰＣ」とは、主として教員が校務に使用するコンピュータのことをいう。
注６）「教員の校務用ＰＣ整備率」は、校務用ＰＣの総数を総教員数で除して算出した値である。
注７）「統合型校務支援システム」は、教務系（成績処理、出欠管理、時数等）・保健系（健康診断票、保健室管理等）、指導要録等の学籍関係、学校事務系など統合して
　　機能を有しているシステムをいう。
注８）「遠隔教育」は、遠隔システムを活用した同時双方向型で行う教育をいう。（「『遠隔教育の推進に向けた施策方針』の策定について（通知）」（文部科学省、平成30年9月20日））
注９）「合同授業型」とは、教師が児童生徒等に対面で授業を行う複数の教室等を遠隔により接続することで、児童生徒が多様な意見や考えに触れたり、協働して学習に取り組んだり
　　する機会の充実を図る遠隔教育の形態をいう。
注10）「教師支援型」とは、外部人材等の専門家と、児童生徒や教師がいる教室等を遠隔により接続することで、児童生徒の学習活動の質を高めるとともに、
　　教師の資質向上を図る遠隔教育の形態をいう。
注11）「教科・科目充実型」とは、学校教育法施行規則第77条の２（中学校等）、第88条の３（高等学校等）に基づき、当該教科の免許状を保有する教師による
　　授業を遠隔により提供することで、生徒の多様な科目選択を可能とすること等により、学習機会の充実を図るものをいう。なお、小学校での活用は想定されない。
注12）遠隔教育を実施している学校のうち、「教科・科目充実型」の遠隔教育の実施率は、「教科・科目充実型」の遠隔授業を実施している学校の総数を、
　　遠隔教育を実施していると答えた学校の総数から、遠隔教育を実施していると答えた小学校の総数を引いた数で除した値である。
注13）「個々の児童生徒の状況に応じた遠隔教育」とは、外国人児童生徒等への日本語指導、病気療養児・不登校児童生徒等に対する学習指導等の
　　個々の児童生徒の状況に応じた遠隔教育の形態をいう。

○市区町村（設置者）別「コンピュータの設置状況」及び「インターネット接続状況」の実態（小学校）

市　区　町　村　別 （　小　学　校　）	学校数 校	児童生徒数 人	普通教室数 室	学習者用PC総台数 台	児童生徒一人当たりの学習者用PC台数 台／人	普通教室の大型提示装置整備率 %	普通教室の校内LAN整備率 %	普通教室の無線LAN整備率 %	普通教室の移動通信システム（LTE等）整備率 %
長崎市	67	17,429	952	18,955	1.1	97.9	100.0	100.0	***
佐世保市	44	12,057	620	13,677	1.1	98.1	100.0	100.0	100.0
島原市	10	2,219	132	2,454	1.1	80.3	99.2	99.2	***
諫早市	28	7,272	362	7,372	1.0	99.4	98.9	98.6	***
大村市	15	6,416	270	6,452	1.0	100.0	100.0	100.0	***
平戸市	15	1,315	108	1,320	1.0	95.4	100.0	100.0	***
松浦市	9	1,016	86	1,291	1.3	87.2	98.8	4.7	100.0
対馬市	15	1,203	114	1,367	1.1	93.0	6.1	0.0	100.0
壱岐市	18	1,213	126	1,261	1.0	84.9	100.0	100.0	***
五島市	11	1,330	91	1,396	1.0	79.1	98.9	98.9	***
西海市	9	1,136	79	1,195	1.1	97.5	100.0	100.0	***
雲仙市	17	1,999	149	2,134	1.1	89.3	100.0	100.0	***
南島原市	15	1,807	126	1,890	1.0	87.3	94.4	93.7	100.0
長与町	5	2,369	103	2,417	1.0	98.1	100.0	97.1	***
時津町	4	1,669	83	1,669	1.0	89.2	95.2	95.2	***
東彼杵町	2	325	22	389	1.2	100.0	100.0	100.0	***
川棚町	3	653	38	742	1.1	94.7	100.0	100.0	***
波佐見町	3	773	45	1,012	1.3	95.6	100.0	100.0	***
小値賀町	2	75	10	79	1.1	100.0	100.0	100.0	***
佐々町	2	939	39	981	1.0	100.0	100.0	100.0	***
新上五島町	9	548	55	843	1.5	98.2	100.0	100.0	***
合　　計	303	63,763	3,610	68,896	1.1	95.2	96.5	94.0	26.2

注１）「児童生徒数」は、令和６年５月１日現在の児童生徒数。
注２）「学習者用ＰＣ」とは、教育用ＰＣのうち、児童生徒が使用するために配備されたものをいう。
注３）「児童生徒一人当たりの学習者用PC台数」は、「学習者用ＰＣ総台数」を令和６年５月１日現在の児童生徒数で除して算出した値である。
注４）「普通教室の大型提示装置整備率」は、大型提示装置を設置している普通教室の総数を普通教室の総数で除して算出した値である。
注５）「普通教室の校内ＬＡＮ整備率」は、校内ＬＡＮを整備する普通教室の総数を普通教室の総数で除して算出した値である。
注６）「普通教室の無線ＬＡＮ整備率」は、無線ＬＡＮを整備する普通教室の総数を普通教室の総数で除して算出した値である。

（令和７年３月１日現在）

移動系通信を利用している学校の内、無線LAN整備済みの普通教室の数 室	無線LAN又は移動系通信によりインターネット接続を行う普通教室の割合 %	回線速度の契約理論値 ベストエフォート型 %	回線速度の契約理論値 ギャランティ型 %
***	100.0	100.0	0.0
620	100.0	100.0	0.0
***	99.2	100.0	0.0
***	98.6	100.0	0.0
***	100.0	100.0	0.0
***	100.0	100.0	0.0
4	100.0	0.0	0.0
0	100.0	0.0	0.0
***	100.0	100.0	0.0
***	98.9	100.0	0.0
***	100.0	0.0	100.0
***	100.0	100.0	0.0
118	100.0	100.0	0.0
***	97.1	100.0	0.0
***	95.2	100.0	0.0
***	100.0	100.0	0.0
***	100.0	100.0	0.0
***	100.0	100.0	0.0
***	100.0	100.0	0.0
***	100.0	100.0	0.0
***	100.0	100.0	0.0
742	99.6	96.8	3.2

○市区町村（設置者）別「コンピュータの設置状況」及び「インターネット接続状況」の実態（小学校）

（令和７年３月１日現在）

市　区　町　村　別 （　小　学　校　）	教員数 人	授業を担当している教員数 人	指導者用PC台数 台	指導者用PC整備率 %	教員の校務用PC台数 台	教員の校務用PC整備率 %	統合型校務支援システム整備率 %	遠隔教育実施率 %	遠隔教育を実施している学校のうち、「合同授業型」の遠隔授業の実施率 %	遠隔教育を実施している学校のうち、「教師支援型」の遠隔授業の実施率 %	遠隔教育を実施している学校のうち、「教科・科目充実型」の遠隔授業の実施率 %	遠隔教育を実施している学校のうち、個々の児童生徒の状況に応じた遠隔教育の実施率 %
長崎市	1,304	1,112	1,696	130.1	1,659	127.2	100.0	44.8	50.0	26.7	***	56.7
佐世保市	890	746	1,235	138.8	1,180	132.6	100.0	77.3	47.1	41.2	***	73.5
島原市	181	158	245	135.4	321	177.3	100.0	40.0	50.0	25.0	***	75.0
諫早市	520	452	528	101.5	684	131.5	100.0	39.3	45.5	27.3	***	63.6
大村市	383	338	684	178.6	448	117.0	100.0	80.0	50.0	50.0	***	41.7
平戸市	169	132	222	131.4	212	125.4	100.0	26.7	50.0	75.0	***	75.0
松浦市	121	101	210	173.6	387	319.8	100.0	66.7	83.3	16.7	***	16.7
対馬市	172	139	181	105.2	193	112.2	100.0	33.3	40.0	80.0	***	0.0
壱岐市	193	154	352	182.4	330	171.0	100.0	33.3	100.0	16.7	***	16.7
五島市	142	116	313	220.4	203	143.0	100.0	100.0	72.7	36.4	***	54.5
西海市	115	96	256	222.6	336	292.2	100.0	66.7	66.7	16.7	***	83.3
雲仙市	225	187	416	184.9	326	144.9	100.0	41.2	85.7	28.6	***	57.1
南島原市	193	159	196	101.6	264	136.8	100.0	33.3	60.0	60.0	***	20.0
長与町	140	126	250	178.6	190	135.7	100.0	40.0	0.0	0.0	***	100.0
時津町	112	101	279	249.1	161	143.8	100.0	50.0	0.0	100.0	***	50.0
東彼杵町	32	28	66	206.3	44	137.5	100.0	50.0	100.0	100.0	***	0.0
川棚町	54	45	42	77.8	66	122.2	100.0	33.3	0.0	0.0	***	100.0
波佐見町	57	48	103	180.7	89	156.1	100.0	66.7	50.0	50.0	***	100.0
小値賀町	16	13	39	243.8	24	150.0	100.0	100.0	100.0	50.0	***	100.0
佐々町	55	52	139	252.7	102	185.5	100.0	100.0	0.0	100.0	***	50.0
新上五島町	95	74	112	117.9	137	144.2	0.0	55.6	80.0	40.0	***	20.0
合　　計	5,169	4,377	7,564	146.3	7,356	142.3	97.0	52.1	55.7	38.0	***	55.7

注１）「教員」とは、校長、副校長、教頭、主幹教諭、指導教諭、教諭、助教諭、養護教諭、養護助教諭、栄養教諭、常勤講師、再任用職員（フルタイム）をいう。
注２）「授業を担当している教員」とは、各教科等の授業を定期的に担当している教員をいう。授業を一時的・臨時的に担当する教員は含まない。
注３）「指導者用ＰＣ」とは、教員が使用するために配備されたものをいう。教職員が主として校務用に利用しているコンピュータ（校務用コンピュータ）は含まない。
注４）「指導者用ＰＣ整備率」とは指導者用ＰＣの総数を教員の総数で除して算出した値である。
注５）「教員の校務用ＰＣ」とは、主として教員が校務に使用するコンピュータのことをいう。
注６）「教員の校務用ＰＣ整備率」は、校務用ＰＣの総数を総教員数で除して算出した値である。
注７）「統合型校務支援システム」は、教務系（成績処理、出欠管理、時数等）・保健系（健康診断票、保健室管理等）、指導要録等の学籍関係、学校事務系など統合して
機能を有しているシステムをいう。
注８）「遠隔教育」は、遠隔システムを活用した同時双方向型で行う教育をいう。（「『遠隔教育の推進に向けた施策方針』の策定について（通知）」（文部科学省、平成30年9月20日））
注９）「合同授業型」とは、教師が児童生徒等に対面で授業を行う複数の教室等を遠隔により接続することで、児童生徒が多様な意見や考えに触れたり、協働して学習に取り組んだり
する機会の充実を図る遠隔教育の形態をいう。
注10）「教師支援型」とは、外部人材等の専門家と、児童生徒や教師がいる教室等を遠隔により接続することで、児童生徒の学習活動の質を高めるとともに、
教師の資質向上を図る遠隔教育の形態をいう。
注11）「教科・科目充実型」とは、学校教育法施行規則第77条の２（中学校等）、第88条の３（高等学校等）に基づき、当該教科の免許状を保有する教師による
授業を遠隔により提供することで、生徒の多様な科目選択を可能とすること等により、学習機会の充実を図るものをいう。なお、小学校での活用は想定されない。
注12）遠隔教育を実施している学校のうち、「教科・科目充実型」の遠隔教育の実施率は、「教科・科目充実型」の遠隔授業を実施している学校の総数を、
遠隔教育を実施していると答えた学校の総数から、遠隔教育を実施していると答えた小学校の総数を引いた数で除した値である。
注13）「個々の児童生徒の状況に応じた遠隔教育」とは、外国人児童生徒等への日本語指導、病気療養児・不登校児童生徒等に対する学習指導等の
個々の児童生徒の状況に応じた遠隔教育の形態をいう。

○市区町村（設置者）別「コンピュータの設置状況」及び「インターネット接続状況」の実態（中学校）

市　区　町　村　別 （　中　学　校　）	学校数 校	児童生徒数 人	普通教室数 室	学習者用PC総台数 台	児童生徒一人当たりの学習者用PC台数 台／人	普通教室の大型提示装置整備率 %	普通教室の校内LAN整備率 %	普通教室の無線LAN整備率 %	普通教室の移動通信システム（LTE等）整備率 %
長崎県	3	1,076	27	1,264	1.2	100.0	100.0	100.0	***
長崎市	37	8,157	362	8,855	1.1	97.0	100.0	100.0	***
佐世保市	24	6,084	261	6,700	1.1	98.9	100.0	100.0	100.0
島原市	5	1,119	49	1,172	1.0	91.8	100.0	98.0	***
諫早市	14	3,479	145	3,498	1.0	89.0	95.9	95.9	***
大村市	6	3,041	105	3,231	1.1	100.0	100.0	100.0	***
平戸市	8	702	47	697	1.0	80.9	100.0	95.7	***
松浦市	7	562	42	702	1.2	81.0	100.0	0.0	100.0
対馬市	11	637	56	687	1.1	85.7	14.3	0.0	100.0
壱岐市	4	665	34	667	1.0	76.5	100.0	94.1	***
五島市	9	777	53	842	1.1	90.6	98.1	98.1	***
西海市	5	593	29	720	1.2	100.0	100.0	100.0	***
雲仙市	7	980	50	1,258	1.3	88.0	100.0	100.0	***
南島原市	8	960	48	1,173	1.2	77.1	97.9	95.8	100.0
長与町	3	1,046	42	1,117	1.1	95.2	100.0	97.6	***
時津町	2	809	35	813	1.0	91.4	94.3	94.3	***
東彼杵町	1	170	9	176	1.0	100.0	100.0	100.0	***
川棚町	1	328	14	413	1.3	92.9	100.0	100.0	***
波佐見町	1	392	14	490	1.3	100.0	100.0	100.0	***
小値賀町	1	40	5	57	1.4	100.0	100.0	100.0	***
佐々町	1	460	17	460	1.0	100.0	100.0	100.0	***
新上五島町	4	328	21	477	1.5	90.5	100.0	100.0	***
合　　計	162	32,405	1,465	35,469	1.1	93.4	96.0	92.2	27.8

注１）「児童生徒数」は、令和６年５月１日現在の児童生徒数。
注２）「学習者用ＰＣ」とは、教育用ＰＣのうち、児童生徒が使用するために配備されたものをいう。
注３）「児童生徒一人当たりの学習者用PC台数」は、「学習者用ＰＣ総台数」を令和６年５月１日現在の児童生徒数で除して算出した値である。
注４）「普通教室の大型提示装置整備率」は、大型提示装置を設置している普通教室の総数を普通教室の総数で除して算出した値である。
注５）「普通教室の校内ＬＡＮ整備率」は、校内ＬＡＮを整備する普通教室の総数を普通教室の総数で除して算出した値である。
注６）「普通教室の無線ＬＡＮ整備率」は、無線ＬＡＮを整備する普通教室の総数を普通教室の総数で除して算出した値である。

（令和７年３月１日現在）

移動系通信を利用している学校の内、無線LAN整備済みの普通教室の数 室	無線LAN又は移動系通信によりインターネット接続を行う普通教室の割合 %	回線速度の契約理論値 ベストエフォート型 %	回線速度の契約理論値 ギャランティ型 %
***	100.0	100.0	0.0
***	100.0	100.0	0.0
261	100.0	100.0	0.0
***	98.0	100.0	0.0
***	95.9	100.0	0.0
***	100.0	100.0	0.0
***	95.7	100.0	0.0
0	100.0	0.0	0.0
0	100.0	0.0	0.0
***	94.1	100.0	0.0
***	98.1	100.0	0.0
***	100.0	0.0	100.0
***	100.0	100.0	0.0
46	100.0	100.0	0.0
***	97.6	100.0	0.0
***	94.3	100.0	0.0
***	100.0	100.0	0.0
***	100.0	100.0	0.0
***	100.0	100.0	0.0
***	100.0	100.0	0.0
***	100.0	100.0	0.0
***	100.0	100.0	0.0
307	99.0	96.5	3.5

○市区町村（設置者）別「コンピュータの設置状況」及び「インターネット接続状況」の実態（中学校）

（令和７年３月１日現在）

市区町村別（中学校）	教員数	授業を担当している教員数	指導者用PC台数	指導者用PC整備率	教員の校務用PC台数	教員の校務用PC整備率	統合型校務支援システム整備率	遠隔教育実施率	遠隔教育を実施している学校のうち、「合同授業型」の遠隔授業の実施率	遠隔教育を実施している学校のうち、「教師支援型」の遠隔授業の実施率	遠隔教育を実施している学校のうち、「教科・科目充実型」の遠隔授業の実施率	遠隔教育を実施している学校のうち、個々の児童生徒の状況に応じた遠隔教育の実施率
	人	人	台	%	台	%	%	%	%	%	%	%
長崎県	63	54	87	138.1	82	130.2	100.0	66.7	100.0	50.0	0.0	50.0
長崎市	707	603	842	119.1	895	126.6	100.0	43.2	37.5	6.3	0.0	68.8
佐世保市	500	439	706	141.2	684	136.8	100.0	91.7	31.8	13.6	0.0	81.8
島原市	100	88	105	105.0	148	148.0	100.0	80.0	25.0	100.0	0.0	75.0
諫早市	285	251	294	103.2	378	132.6	100.0	35.7	40.0	40.0	0.0	60.0
大村市	193	170	327	169.4	216	111.9	100.0	100.0	33.3	16.7	0.0	100.0
平戸市	105	84	116	110.5	119	113.3	100.0	50.0	50.0	50.0	0.0	75.0
松浦市	96	80	165	171.9	231	240.6	100.0	85.7	33.3	33.3	0.0	83.3
対馬市	136	112	151	111.0	149	109.6	100.0	9.1	100.0	100.0	0.0	0.0
壱岐市	67	58	67	100.0	103	153.7	100.0	25.0	100.0	0.0	0.0	100.0
五島市	120	99	131	109.2	170	141.7	100.0	77.8	57.1	28.6	14.3	85.7
西海市	65	53	146	224.6	175	269.2	100.0	80.0	75.0	25.0	0.0	25.0
雲仙市	104	90	219	210.6	210	201.9	100.0	42.9	33.3	33.3	0.0	66.7
南島原市	115	99	153	133.0	189	164.3	100.0	12.5	0.0	100.0	0.0	0.0
長与町	85	69	101	118.8	135	158.8	100.0	100.0	0.0	0.0	0.0	100.0
時津町	61	50	120	196.7	65	106.6	100.0	0.0	***	***	***	***
東彼杵町	21	19	32	152.4	29	138.1	100.0	0.0	***	***	***	***
川棚町	26	21	20	76.9	33	126.9	100.0	100.0	0.0	0.0	0.0	100.0
波佐見町	30	26	31	103.3	40	133.3	100.0	100.0	100.0	0.0	0.0	100.0
小値賀町	14	11	44	314.3	17	121.4	100.0	100.0	100.0	100.0	0.0	100.0
佐々町	28	26	33	117.9	38	135.7	100.0	100.0	0.0	0.0	0.0	100.0
新上五島町	57	47	58	101.8	80	140.4	0.0	50.0	50.0	100.0	0.0	0.0
合計	2,978	2,549	3,948	132.6	4,186	140.6	97.5	56.2	40.7	27.5	1.1	73.6

注１）「教員」とは、校長、副校長、教頭、主幹教諭、指導教諭、教諭、助教諭、養護教諭、養護助教諭、栄養教諭、常勤講師、再任用職員（フルタイム）をいう。
注２）「授業を担当している教員」とは、各教科等の授業を定期的に担当している教員をいう。授業を一時的・臨時的に担当する教員は含まない。
注３）「指導者用ＰＣ」とは、教員が使用するために配備されたものをいう。教職員が主として校務用に利用しているコンピュータ（校務用コンピュータ）は含まない。
注４）「指導者用ＰＣ整備率」とは指導者用ＰＣの総数を教員の総数で除して算出した値である。
注５）「教員の校務用ＰＣ」とは、主として教員が校務に使用するコンピュータのことをいう。
注６）「教員の校務用ＰＣ整備率」は、校務用ＰＣの総数を総教員数で除して算出した値である。
注７）「統合型校務支援システム」は、教務系（成績処理、出欠管理、時数等）・保健系（健康診断票、保健室管理等）、指導要録等の学籍関係、学校事務系など統合して
機能を有しているシステムをいう。
注８）「遠隔教育」は、遠隔システムを活用した同時双方向型で行う教育をいう。（「『遠隔教育の推進に向けた施策方針』の策定について（通知）」（文部科学省、平成30年9月20日））
注９）「合同授業型」とは、教師が児童生徒等に対面で授業を行う複数の教室等を遠隔により接続することで、児童生徒が多様な意見や考えに触れたり、協働して学習に取り組んだり
する機会の充実を図る遠隔教育の形態をいう。
注10）「教師支援型」とは、外部人材等の専門家と、児童生徒や教師がいる教室等を遠隔により接続することで、児童生徒の学習活動の質を高めるとともに、
教師の資質向上を図る遠隔教育の形態をいう。
注11）「教科・科目充実型」とは、学校教育法施行規則第77条の２（中学校等）、第88条の３（高等学校等）に基づき、当該教科の免許状を保有する教師による
授業を遠隔により提供することで、生徒の多様な科目選択を可能とすること等により、学習機会の充実を図るものをいう。なお、小学校での活用は想定されない。
注12）遠隔教育を実施している学校のうち、「教科・科目充実型」の遠隔教育の実施率は、「教科・科目充実型」の遠隔授業を実施している学校の総数を、
遠隔教育を実施していると答えた学校の総数から、遠隔教育を実施していると答えた小学校の総数を引いた数で除した値である。
注13）「個々の児童生徒の状況に応じた遠隔教育」とは、外国人児童生徒等への日本語指導、病気療養児・不登校児童生徒等に対する学習指導等の
個々の児童生徒の状況に応じた遠隔教育の形態をいう。

○市区町村（設置者）別「コンピュータの設置状況」及び「インターネット接続状況」の実態（義務教育学校）

市　区　町　村　別 （義務教育学校）	学校数 校	児童生徒数 人	普通教室数 室	学習者用PC総台数 台	児童生徒一人当たりの学習者用PC台数 台／人	普通教室の大型提示装置整備率 %
佐世保市	2	43	11	64	1.5	100.0
合　計	2	43	11	64	1.5	100.0

注１）「児童生徒数」は、令和６年５月１日現在の児童生徒数。
注２）「学習者用ＰＣ」とは、教育用ＰＣのうち、児童生徒が使用するために配備されたものをいう。
注３）「児童生徒一人当たりの学習者用PC台数」は、「学習者用ＰＣ総台数」を令和６年５月１日現在の児童生徒数で除して算出した値であ
注４）「普通教室の大型提示装置整備率」は、大型提示装置を設置している普通教室の総数を普通教室の総数で除して算出した値である。
注５）「普通教室の校内ＬＡＮ整備率」は、校内ＬＡＮを整備する普通教室の総数を普通教室の総数で除して算出した値である。
注６）「普通教室の無線ＬＡＮ整備率」は、無線ＬＡＮを整備する普通教室の総数を普通教室の総数で除して算出した値である。

（令和７年３月１日現在）

普通教室の校内LAN整備率 %	普通教室の無線LAN整備率 %	普通教室の移動通信システム（LTE等）整備率 %	移動系通信を利用している学校の内、無線LAN整備済みの普通教室の数 室	無線LAN又は移動系通信によりインターネット接続を行う普通教室の割合 %	回線速度の契約理論値 ベストエフォート型 %	回線速度の契約理論値 ギャランティ型 %
100.0	100.0	100.0	11	100.0	100.0	0.0
100.0	100.0	100.0	11	100.0	100.0	0.0

る。

○市区町村（設置者）別「コンピュータの設置状況」及び「インターネット接続状況」の実態（義務教育学校）

（令和７年３月１日現在）

市　区　町　村　別 （義務教育学校）	教員数 人	授業を担当している教員数 人	指導者用PC台数 台	指導者用PC整備率 %	教員の校務用PC台数 台	教員の校務用PC整備率 %	統合型校務支援システム整備率 %	遠隔教育実施率 %	遠隔教育を実施している学校のうち、「合同授業型」の遠隔授業の実施率 %	遠隔教育を実施している学校のうち、「教師支援型」の遠隔授業の実施率 %	遠隔教育を実施している学校のうち、「教科・科目充実型」の遠隔授業の実施率 %	遠隔教育を実施している学校のうち、個々の児童生徒の状況に応じた遠隔教育の実施率 %
佐世保市	25	20	49	196.0	45	180.0	100.0	50.0	100.0	100.0	0.0	100.0
合　　計	25	20	49	196.0	45	180.0	100.0	50.0	100.0	100.0	0.0	100.0

注１）「教員」とは、校長、副校長、教頭、主幹教諭、指導教諭、教諭、助教諭、養護教諭、養護助教諭、栄養教諭、常勤講師、再任用職員（フルタイム）をいう。
注２）「授業を担当している教員」とは、各教科等の授業を定期的に担当している教員をいう。授業を一時的・臨時的に担当する教員は含まない。
注３）「指導者用ＰＣ」とは、教員が使用するために配備されたものをいう。教職員が主として校務用に利用しているコンピュータ（校務用コンピュータ）は含まない。
注４）「指導者用ＰＣ整備率」とは指導者用ＰＣの総数を教員の総数で除して算出した値である。
注５）「教員の校務用ＰＣ」とは、主として教員が校務に使用するコンピュータのことをいう。
注６）「教員の校務用ＰＣ整備率」は、校務用ＰＣの総数を総教員数で除して算出した値である。
注７）「統合型校務支援システム」は、教務系（成績処理、出欠管理、時数等）・保健系（健康診断票、保健室管理等）、指導要録等の学籍関係、学校事務系など統合して
　　機能を有しているシステムをいう。
注８）「遠隔教育」は、遠隔システムを活用した同時双方向型で行う教育をいう。（「『遠隔教育の推進に向けた施策方針』の策定について（通知）」（文部科学省、平成30年9月20日））
注９）「合同授業型」とは、教師が児童生徒等に対面で授業を行う複数の教室等を遠隔により接続することで、児童生徒が多様な意見や考えに触れたり、協働して学習に取り組んだり
　　する機会の充実を図る遠隔教育の形態をいう。
注10）「教師支援型」とは、外部人材等の専門家と、児童生徒や教師がいる教室等を遠隔により接続することで、児童生徒の学習活動の質を高めるとともに、
　　教師の資質向上を図る遠隔教育の形態をいう。
注11）「教科・科目充実型」とは、学校教育法施行規則第77条の２（中学校等）、第88条の３（高等学校等）に基づき、当該教科の免許状を保有する教師による
　　授業を遠隔により提供することで、生徒の多様な科目選択を可能とすること等により、学習機会の充実を図るものをいう。なお、小学校での活用は想定されない。
注12）遠隔教育を実施している学校のうち、「教科・科目充実型」の遠隔教育の実施率は、「教科・科目充実型」の遠隔授業を実施している学校の総数を、
　　遠隔教育を実施していると答えた学校の総数から、遠隔教育を実施していると答えた小学校の総数を引いた数で除した値である。
注13）「個々の児童生徒の状況に応じた遠隔教育」とは、外国人児童生徒等への日本語指導、病気療養児・不登校児童生徒等に対する学習指導等の
　　個々の児童生徒の状況に応じた遠隔教育の形態をいう。

○市区町村（設置者）別「コンピュータの設置状況」及び「インターネット接続状況」の実態（高等学校）

（令和７年３月１日現在）

市区町村別（高等学校）	学校数	学校数（専門学科・総合学科単独及び複数学科設置校）	児童生徒数	児童生徒数（専門学科・総合学科単独及び複数学科設置校）	普通教室数	普通教室数（専門学科・総合学科単独及び複数学科設置校）	学習者用PC総台数	学習者用PC総台数（専門学科・総合学科単独及び複数学科設置校）	児童生徒一人当たりの学習者用PC台数	児童生徒一人当たりの学習者用PC台数（専門学科・総合学科単独及び複数学科設置校）	普通教室の大型提示装置整備率	普通教室の大型提示装置整備率（専門学科・総合学科単独及び複数学科設置校）	普通教室の校内LAN整備率	普通教室の校内LAN整備率（専門学科・総合学科単独及び複数学科設置校）	普通教室の無線LAN整備率	普通教室の無線LAN整備率（専門学科・総合学科単独及び複数学科設置校）	普通教室の移動通信システム（LTE等）整備率	普通教室の移動通信システム（LTE等）整備率（専門学科・総合学科単独及び複数学科設置校）	移動系通信を利用している学校の内、無線LAN整備済みの普通教室の数	移動系通信を利用している学校の内、無線LAN整備済みの普通教室の数（専門学科・総合学科単独及び複数学科設置校）	無線LAN又は移動系通信によりインターネット接続を行う普通教室の割合	無線LAN又は移動系通信によりインターネット接続を行う普通教室の割合（専門学科・総合学科単独及び複数学科設置校）	回線速度の契約理論値ベストエフォート型	回線速度の契約理論値ベストエフォート型（専門学科・総合学科単独及び複数学科設置校）	回線速度の契約理論値ギャランティ型	回線速度の契約理論値ギャランティ型（専門学科・総合学科単独及び複数学科設置校）
	校	校	人	人	室	室	台	台	台／人	台／人	%	%	%	%	%	%	%	%	室	室	%	%	%	%	%	%
長崎県	56	37	22,075	15,734	751	537	28,692	20,737	1.3	1.3	99.3	99.3	100.0	100.0	100.0	100.0	2.4	***	18	***	100.0	100.0	100.0	100.0	0.0	0.0
長崎市	1	1	703	703	18	18	1,012	1,012	1.4	1.4	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	***	***	***	***	100.0	100.0	100.0	100.0	0.0	0.0
合計	57	38	22,778	16,437	769	555	29,704	21,749	1.3	1.3	99.3	99.3	100.0	100.0	100.0	100.0	2.3	***	18	***	100.0	100.0	100.0	100.0	0.0	0.0

注１）「児童生徒数」は、令和６年５月１日現在の児童生徒数。
注２）「学習者用ＰＣ」とは、教育用ＰＣのうち、児童生徒が使用するために配備されたものをいう。
注３）「児童生徒一人当たりの学習者用PC台数」は、「学習者用ＰＣ総台数」を令和６年５月１日現在の児童生徒数で除して算出した値である。
注４）「普通教室の大型提示装置整備率」は、大型提示装置を設置している普通教室の総数を普通教室の総数で除して算出した値である。
注５）「普通教室の校内ＬＡＮ整備率」は、校内ＬＡＮを整備する普通教室の総数を普通教室の総数で除して算出した値である。
注６）「普通教室の無線ＬＡＮ整備率」は、無線ＬＡＮを整備する普通教室の総数を普通教室の総数で除して算出した値である。

○市区町村（設置者）別「コンピュータの設置状況」及び「インターネット接続状況」の実態（高等学校）

（令和７年３月１日現在）

市区町村別（高等学校）	教員数	教員数（専門学科・総合学科単独及び複数学科設置校）	授業を担当している教員数	授業を担当している教員数（専門学科・総合学科単独及び複数学科設置校）	指導者用PC台数	指導者用PC台数（専門学科・総合学科単独及び複数学科設置校）	指導者用PC整備率	指導者用PC整備率（専門学科・総合学科単独及び複数学科設置校）	教員の校務用PC台数	教員の校務用PC台数（専門学科・総合学科単独及び複数学科設置校）	教員の校務用PC整備率	教員の校務用PC整備率（専門学科・総合学科単独及び複数学科設置校）	統合型校務支援システム整備率	統合型校務支援システム整備率（専門学科・総合学科単独及び複数学科設置校）	遠隔教育実施率	遠隔教育実施率（専門学科・総合学科単独及び複数学科設置校）	遠隔教育を実施している学校のうち、「合同授業型」の遠隔授業の実施率	遠隔教育を実施している学校のうち、「合同授業型」の遠隔授業の実施率（専門学科・総合学	遠隔教育を実施している学校のうち、「教師支援型」の遠隔授業の実施率	遠隔教育を実施している学校のうち、「教師支援型」の遠隔授業の実施率（専門学科・総合学	遠隔教育を実施している学校のうち、「教科・科目充実型」の遠隔授業の実施率	遠隔教育を実施している学校のうち、「教科・科目充実型」の遠隔授業の実施率（専門学	遠隔教育を実施している学校のうち、個々の児童生徒の状況に応じた遠隔教育の実施率	遠隔教育を実施している学校のうち、個々の児童生徒の状況に応じた遠隔教育の実施率（専門学
	人	人	人	人	台	台	%	%	台	台	%	%	%	%	%	%	%	%	%	%	%	%	%	%
長崎県	2,165	1,578	1,941	1,416	3,256	2,443	150.4	154.8	4,120	2,981	190.3	188.9	100.0	100.0	39.3	32.4	36.4	41.7	59.1	66.7	27.3	8.3	36.4	41.7
長崎市	53	53	50	50	187	187	352.8	352.8	76	76	143.4	143.4	0.0	0.0	0.0	0.0	***	***	***	***	***	***	***	***
合計	2,218	1,631	1,991	1,466	3,443	2,630	155.2	161.3	4,196	3,057	189.2	187.4	98.2	97.4	38.6	31.6	36.4	41.7	59.1	66.7	27.3	8.3	36.4	41.7

注１）「教員」とは、校長、副校長、教頭、主幹教諭、指導教諭、教諭、助教諭、養護教諭、養護助教諭、栄養教諭、常勤講師、再任用職員（フルタイム）をいう。
注２）「授業を担当している教員」とは、各教科等の授業を定期的に担当している教員をいう。授業を一時的・臨時的に担当する教員は含まない。
注３）「指導者用ＰＣ」とは、教員が使用するために配備されたものをいう。教職員が主として校務用に利用しているコンピュータ（校務用コンピュータ）は含まない。
注４）「指導者用ＰＣ整備率」とは指導者用ＰＣの総数を教員の総数で除して算出した値である。
注５）「教員の校務用ＰＣ」とは、主として教員が校務に使用するコンピュータのことをいう。
注６）「教員の校務用ＰＣ整備率」は、校務用ＰＣの総数を総教員数で除して算出した値である。
注７）「統合型校務支援システム」は、教務系（成績処理、出欠管理、時数等）・保健系（健康診断票、保健室管理等）、指導要録等の学籍関係、学校事務系など統合して機能を有しているシステムをいう。
注８）「遠隔教育」は、遠隔システムを活用した同時双方向型で行う教育をいう。（「『遠隔教育の推進に向けた施策方針』の策定について（通知）」（文部科学省、平成30年9月20日））
注９）「合同授業型」とは、教師が児童生徒等に対面で授業を行う複数の教室等を遠隔により接続することで、児童生徒が多様な意見や考えに触れたり、協働して学習に取り組んだりする機会の充実を図る遠隔教育の形態をいう。
注10）「教師支援型」とは、外部人材等の専門家と、児童生徒や教師がいる教室等を遠隔により接続することで、児童生徒の学習活動の質を高めるとともに、教師の資質向上を図る遠隔教育の形態をいう。
注11）「教科・科目充実型」とは、学校教育法施行規則第77条の２（中学校等）、第88条の３（高等学校等）に基づき、当該教科の免許状を保有する教師による授業を遠隔により提供することで、生徒の多様な科目選択を可能とすること等により、学習機会の充実を図るものをいう。なお、小学校での活用は想定されない。
注12）遠隔教育を実施している学校のうち、「教科・科目充実型」の遠隔教育の実施率は、「教科・科目充実型」の遠隔授業を実施している学校の総数を、遠隔教育を実施していると答えた学校の総数から、遠隔教育を実施していると答えた小学校の総数を引いた数で除した値である。
注13）「個々の児童生徒の状況に応じた遠隔教育」とは、外国人児童生徒等への日本語指導、病気療養児・不登校児童生徒等に対する学習指導等の個々の児童生徒の状況に応じた遠隔教育の形態をいう。

○市区町村（設置者）別「コンピュータの設置状況」及び「インターネット接続状況」の実態（中等教育学校）

市　区　町　村　別 （中等教育学校）	学校数 校	児童生徒数 人	普通教室数 室	学習者用PC総台数 台	児童生徒一人当たりの学習者用PC台数 台／人	普通教室の大型提示装置整備率 %
合　計	***	***	***	***	***	***

注１）「児童生徒数」は、令和６年５月１日現在の児童生徒数。
注２）「学習者用ＰＣ」とは、教育用ＰＣのうち、児童生徒が使用するために配備されたものをいう。
注３）「児童生徒一人当たりの学習者用PC台数」は、「学習者用ＰＣ総台数」を令和６年５月１日現在の児童生徒数で除して算出した値であ
注４）「普通教室の大型提示装置整備率」は、大型提示装置を設置している普通教室の総数を普通教室の総数で除して算出した値である。
注５）「普通教室の校内ＬＡＮ整備率」は、校内ＬＡＮを整備する普通教室の総数を普通教室の総数で除して算出した値である。
注６）「普通教室の無線ＬＡＮ整備率」は、無線ＬＡＮを整備する普通教室の総数を普通教室の総数で除して算出した値である。

（令和７年３月１日現在）

普通教室の校内LAN整備率 %	普通教室の無線LAN整備率 %	普通教室の移動通信システム（LTE等）整備率 %	移動系通信を利用している学校の内、無線LAN整備済みの普通教室の数 室	無線LAN又は移動系通信によりインターネット接続を行う普通教室の割合 %	回線速度の契約理論値 ベストエフォート型 %	回線速度の契約理論値 ギャランティ型 %
***	***	***	***	***	***	***

る。

○市区町村（設置者）別「コンピュータの設置状況」及び「インターネット接続状況」の実態（中等教育学校）

（令和７年３月１日現在）

市　区　町　村　別 （中等教育学校）	教員数 人	授業を担当している教員数 人	指導者用PC台数 台	指導者用PC整備率 %	教員の校務用PC台数 台	教員の校務用PC整備率 %	統合型校務支援システム整備率 %	遠隔教育実施率 %	遠隔教育を実施している学校のうち、「合同授業型」の遠隔授業の実施率 %	遠隔教育を実施している学校のうち、「教師支援型」の遠隔授業の実施率 %	遠隔教育を実施している学校のうち、「教科・科目充実型」の遠隔授業の実施率 %	遠隔教育を実施している学校のうち、個々の児童生徒の状況に応じた遠隔教育の実施率 %
合　　計	***	***	***	***	***	***	***	***	***	***	***	***

注１）「教員」とは、校長、副校長、教頭、主幹教諭、指導教諭、教諭、助教諭、養護教諭、養護助教諭、栄養教諭、常勤講師、再任用職員（フルタイム）をいう。
注２）「授業を担当している教員」とは、各教科等の授業を定期的に担当している教員をいう。授業を一時的・臨時的に担当する教員は含まない。
注３）「指導者用ＰＣ」とは、教員が使用するために配備されたものをいう。教職員が主として校務用に利用しているコンピュータ（校務用コンピュータ）は含まない。
注４）「指導者用ＰＣ整備率」とは指導者用ＰＣの総数を教員の総数で除して算出した値である。
注５）「教員の校務用ＰＣ」とは、主として教員が校務に使用するコンピュータのことをいう。
注６）「教員の校務用ＰＣ整備率」は、校務用ＰＣの総数を総教員数で除して算出した値である。
注７）「統合型校務支援システム」は、教務系（成績処理、出欠管理、時数等）・保健系（健康診断票、保健室管理等）、指導要録等の学籍関係、学校事務系など統合して
　　機能を有しているシステムをいう。
注８）「遠隔教育」は、遠隔システムを活用した同時双方向型で行う教育をいう。（「『遠隔教育の推進に向けた施策方針』の策定について（通知）」（文部科学省、平成30年9月20日））
注９）「合同授業型」とは、教師が児童生徒等に対面で授業を行う複数の教室等を遠隔により接続することで、児童生徒が多様な意見や考えに触れたり、協働して学習に取り組んだり
　　する機会の充実を図る遠隔教育の形態をいう。
注10）「教師支援型」とは、外部人材等の専門家と、児童生徒や教師がいる教室等を遠隔により接続することで、児童生徒の学習活動の質を高めるとともに、
　　教師の資質向上を図る遠隔教育の形態をいう。
注11）「教科・科目充実型」とは、学校教育法施行規則第77条の２（中学校等）、第88条の３（高等学校等）に基づき、当該教科の免許状を保有する教師による
　　授業を遠隔により提供することで、生徒の多様な科目選択を可能とすること等により、学習機会の充実を図るものをいう。なお、小学校での活用は想定されない。
注12）遠隔教育を実施している学校のうち、「教科・科目充実型」の遠隔教育の実施率は、「教科・科目充実型」の遠隔授業を実施している学校の総数を、
　　遠隔教育を実施していると答えた学校の総数から、遠隔教育を実施していると答えた小学校の総数を引いた数で除した値である。
注13）「個々の児童生徒の状況に応じた遠隔教育」とは、外国人児童生徒等への日本語指導、病気療養児・不登校児童生徒等に対する学習指導等の
　　個々の児童生徒の状況に応じた遠隔教育の形態をいう。

○市区町村（設置者）別「コンピュータの設置状況」及び「インターネット接続状況」の実態（特別支援学校）

市　区　町　村　別 （特別支援学校）	学校数 校	児童生徒数 人	普通教室数 室	学習者用PC総台数 台	児童生徒一人当たりの学習者用PC台数 台／人	普通教室の大型提示装置整備率 %
長崎県	17	1,761	387	2,129	1.2	49.9
合　計	17	1,761	387	2,129	1.2	49.9

注１）「児童生徒数」は、令和６年５月１日現在の児童生徒数。
注２）「学習者用ＰＣ」とは、教育用ＰＣのうち、児童生徒が使用するために配備されたものをいう。
注３）「児童生徒一人当たりの学習者用PC台数」は、「学習者用ＰＣ総台数」を令和６年５月１日現在の児童生徒数で除して算出した値であ
注４）「普通教室の大型提示装置整備率」は、大型提示装置を設置している普通教室の総数を普通教室の総数で除して算出した値である。
注５）「普通教室の校内ＬＡＮ整備率」は、校内ＬＡＮを整備する普通教室の総数を普通教室の総数で除して算出した値である。
注６）「普通教室の無線ＬＡＮ整備率」は、無線ＬＡＮを整備する普通教室の総数を普通教室の総数で除して算出した値である。

（令和７年３月１日現在）

普通教室の校内LAN整備率 %	普通教室の無線LAN整備率 %	普通教室の移動通信システム（LTE等）整備率 %	移動系通信を利用している学校の内、無線LAN整備済みの普通教室の数 室	無線LAN又は移動系通信によりインターネット接続を行う普通教室の割合 %	回線速度の契約理論値 ベストエフォート型 %	回線速度の契約理論値 ギャランティ型 %
100.0	99.0	***	***	99.0	100.0	0.0
100.0	99.0	***	***	99.0	100.0	0.0

る。

○市区町村（設置者）別「コンピュータの設置状況」及び「インターネット接続状況」の実態（特別支援学校）

（令和７年３月１日現在）

市　区　町　村　別 （特別支援学校）	教員数 人	授業を担当している教員数 人	指導者用PC台数 台	指導者用PC整備率 %	教員の校務用PC台数 台	教員の校務用PC整備率 %	統合型校務支援システム整備率 %	遠隔教育実施率 %	遠隔教育を実施している学校のうち、「合同授業型」の遠隔授業の実施率 %	遠隔教育を実施している学校のうち、「教師支援型」の遠隔授業の実施率 %	遠隔教育を実施している学校のうち、「教科・科目充実型」の遠隔授業の実施率 %	遠隔教育を実施している学校のうち、個々の児童生徒の状況に応じた遠隔教育の実施率 %
長崎県	1,030	937	1,129	109.6	1,371	133.1	100.0	76.5	92.3	23.1	0.0	61.5
合　計	1,030	937	1,129	109.6	1,371	133.1	100.0	76.5	92.3	23.1	0.0	61.5

注１）「教員」とは、校長、副校長、教頭、主幹教諭、指導教諭、教諭、助教諭、養護教諭、養護助教諭、栄養教諭、常勤講師、再任用職員（フルタイム）をいう。
注２）「授業を担当している教員」とは、各教科等の授業を定期的に担当している教員をいう。授業を一時的・臨時的に担当する教員は含まない。
注３）「指導者用ＰＣ」とは、教員が使用するために配備されたものをいう。教職員が主として校務用に利用しているコンピュータ（校務用コンピュータ）は含まない。
注４）「指導者用ＰＣ整備率」とは指導者用ＰＣの総数を教員の総数で除して算出した値である。
注５）「教員の校務用ＰＣ」とは、主として教員が校務に使用するコンピュータのことをいう。
注６）「教員の校務用ＰＣ整備率」は、校務用ＰＣの総数を総教員数で除して算出した値である。
注７）「統合型校務支援システム」は、教務系（成績処理、出欠管理、時数等）・保健系（健康診断票、保健室管理等）、指導要録等の学籍関係、学校事務系など統合して
　　機能を有しているシステムをいう。
注８）「遠隔教育」は、遠隔システムを活用した同時双方向型で行う教育をいう。（「『遠隔教育の推進に向けた施策方針』の策定について（通知）」（文部科学省、平成30年9月20日））
注９）「合同授業型」とは、教師が児童生徒等に対面で授業を行う複数の教室等を遠隔により接続することで、児童生徒が多様な意見や考えに触れたり、協働して学習に取り組んだり
　　する機会の充実を図る遠隔教育の形態をいう。
注10）「教師支援型」とは、外部人材等の専門家と、児童生徒や教師がいる教室等を遠隔により接続することで、児童生徒の学習活動の質を高めるとともに、
　　教師の資質向上を図る遠隔教育の形態をいう。
注11）「教科・科目充実型」とは、学校教育法施行規則第77条の２（中学校等）、第88条の３（高等学校等）に基づき、当該教科の免許状を保有する教師による
　　授業を遠隔により提供することで、生徒の多様な科目選択を可能とすること等により、学習機会の充実を図るものをいう。なお、小学校での活用は想定されない。
注12）遠隔教育を実施している学校のうち、「教科・科目充実型」の遠隔教育の実施率は、「教科・科目充実型」の遠隔授業を実施している学校の総数を、
　　遠隔教育を実施していると答えた学校の総数から、遠隔教育を実施していると答えた小学校の総数を引いた数で除した値である。
注13）「個々の児童生徒の状況に応じた遠隔教育」とは、外国人児童生徒等への日本語指導、病気療養児・不登校児童生徒等に対する学習指導等の
　　個々の児童生徒の状況に応じた遠隔教育の形態をいう。

○市区町村（設置者）別「コンピュータの設置状況」及び「インターネット接続状況」の実態（合計）

（令和７年３月１日現在）

市区町村別（合計）	学校数	児童生徒数	普通教室数	学習者用PC総台数	児童生徒一人当たりの学習者用PC台数	普通教室の大型提示装置整備率	普通教室の校内LAN整備率	普通教室の無線LAN整備率	普通教室の移動通信システム（LTE等）整備率	移動系通信を利用している学校の内、無線LAN整備済みの普通教室の数	無線LAN又は移動系通信によりインターネット接続を行う普通教室の割合	回線速度の契約理論値 ベストエフォート型	回線速度の契約理論値 ギャランティ型
	校	人	室	台	台／人	%	%	%	%	室	%	%	%
熊本県	74	29,331	1,381	36,951	1.3	98.3	99.9	99.9	***	***	99.9	100.0	0.0
熊本市	139	61,194	2,495	61,850	1.0	100.0	100.0	2.0	98.0	0	100.0	100.0	0.0
八代市	40	8,976	476	8,976	1.0	93.5	100.0	100.0	***	***	100.0	2.5	97.5
人吉市	9	2,281	119	2,262	1.0	96.6	100.0	99.2	***	***	99.2	100.0	0.0
荒尾市	13	3,833	179	3,929	1.0	98.9	86.0	22.9	100.0	41	100.0	100.0	0.0
水俣市	11	1,527	91	1,529	1.0	96.7	100.0	98.9	***	***	98.9	100.0	0.0
玉名市	21	4,794	237	5,045	1.1	89.9	99.6	95.8	100.0	227	100.0	100.0	0.0
山鹿市	13	3,661	186	3,867	1.1	99.5	88.2	0.0	100.0	0	100.0	0.0	0.0
菊池市	15	3,661	196	3,765	1.0	95.4	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
宇土市	10	2,951	145	3,045	1.0	94.5	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
上天草市	15	1,476	101	1,640	1.1	92.1	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
宇城市	17	4,437	216	4,838	1.1	97.7	98.6	98.6	***	***	98.6	0.0	100.0
阿蘇市	8	1,707	96	1,798	1.1	95.8	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
天草市	30	4,976	278	5,447	1.1	98.9	100.0	100.0	2.2	6	100.0	100.0	0.0
合志市	12	7,482	317	7,824	1.0	99.4	100.0	99.7	***	***	99.7	100.0	0.0
美里町	5	443	35	572	1.3	97.1	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
玉東町	3	479	25	479	1.0	100.0	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
南関町	5	551	39	554	1.0	100.0	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
長洲町	5	1,122	46	1,408	1.3	100.0	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
和水町	4	615	36	715	1.2	86.1	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
大津町	9	3,720	137	3,898	1.0	100.0	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
菊陽町	8	4,462	197	4,612	1.0	97.5	100.0	99.0	***	***	99.0	100.0	0.0
南小国町	4	241	23	246	1.0	100.0	100.0	100.0	100.0	23	100.0	100.0	0.0
小国町	2	392	22	399	1.0	95.5	100.0	100.0	100.0	22	100.0	100.0	0.0
産山村	1	88	12	115	1.3	100.0	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
高森町	3	404	31	476	1.2	100.0	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
西原村	3	603	38	604	1.0	92.1	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
南阿蘇村	4	643	38	677	1.1	97.4	100.0	100.0	21.1	8	100.0	100.0	0.0
御船町	7	1,518	75	1,577	1.0	96.0	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
嘉島町	3	1,172	48	1,179	1.0	100.0	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
益城町	7	3,378	138	3,380	1.0	99.3	98.6	0.0	100.0	0	100.0	0.0	0.0
甲佐町	5	824	48	828	1.0	89.6	100.0	100.0	100.0	48	100.0	0.0	0.0
山都町	8	745	56	775	1.0	100.0	98.2	98.2	***	***	98.2	100.0	0.0
氷川町	4	612	38	655	1.1	84.2	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
芦北町	8	960	61	1,195	1.2	100.0	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
津奈木町	2	272	15	298	1.1	93.3	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
錦町	4	917	49	948	1.0	98.0	98.0	98.0	***	***	98.0	100.0	0.0
多良木町	5	616	47	623	1.0	95.7	100.0	100.0	34.0	16	100.0	100.0	0.0
湯前町	2	250	17	342	1.4	100.0	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
水上村	1	145	13	183	1.3	100.0	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
相良村	3	284	18	326	1.1	100.0	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
五木村	2	37	7	64	1.7	100.0	100.0	100.0	***	***	100.0	0.0	100.0
山江村	3	318	18	586	1.8	100.0	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
球磨村	1	156	17	157	1.0	100.0	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
あさぎり町	6	1,173	70	1,420	1.2	77.1	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
苓北町	5	431	33	464	1.1	100.0	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
氷川町及び八代市中学校	1	119	10	125	1.1	100.0	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
合計	560	169,977	7,970	182,646	1.1	97.8	99.3	63.3	41.5	391	99.9	85.5	14.5

注１）「児童生徒数」は、令和６年５月１日現在の児童生徒数。
注２）「学習者用ＰＣ」とは、教育用ＰＣのうち、児童生徒が使用するために配備されたものをいう。
注３）「児童生徒一人当たりの学習者用PC台数」は、「学習者用ＰＣ総台数」を令和６年５月１日現在の児童生徒数で除して算出した値である。
注４）「普通教室の大型提示装置整備率」は、大型提示装置を設置している普通教室の総数を普通教室の総数で除して算出した値である。
注５）「普通教室の校内ＬＡＮ整備率」は、校内ＬＡＮを整備する普通教室の総数を普通教室の総数で除して算出した値である。
注６）「普通教室の無線ＬＡＮ整備率」は、無線ＬＡＮを整備する普通教室の総数を普通教室の総数で除して算出した値である。

○市区町村（設置者）別「コンピュータの設置状況」及び「インターネット接続状況」の実態（合計）

（令和７年３月１日現在）

市　区　町　村　別 （　合　計　）	教員数 人	授業を担当している教員数 人	指導者用PC台数 台	指導者用PC整備率 %	教員の校務用PC台数 台	教員の校務用PC整備率 %	統合型校務支援システム整備率 %	遠隔教育実施率 %	遠隔教育を実施している学校のうち、「合同授業型」の遠隔授業の実施率 %	遠隔教育を実施している学校のうち、「教師支援型」の遠隔授業の実施率 %	遠隔教育を実施している学校のうち、「教科・科目充実型」の遠隔授業の実施率 %	遠隔教育を実施している学校のうち、個々の児童生徒の状況に応じた遠隔教育の実施率 %
熊本県	3,581	3,159	5,230	146.0	5,944	166.0	100.0	58.1	53.5	41.9	18.6	65.1
熊本市	4,114	3,376	7,921	192.5	5,189	126.1	100.0	85.6	57.1	42.9	13.5	64.7
八代市	742	619	785	105.8	835	112.5	100.0	45.0	66.7	33.3	0.0	55.6
人吉市	198	155	253	127.8	237	119.7	100.0	33.3	100.0	0.0	0.0	100.0
荒尾市	280	233	271	96.8	299	106.8	100.0	53.8	14.3	28.6	0.0	71.4
水俣市	169	130	227	134.3	225	133.1	100.0	36.4	100.0	25.0	0.0	25.0
玉名市	383	304	539	140.7	477	124.5	100.0	52.4	81.8	27.3	0.0	36.4
山鹿市	308	249	345	112.0	379	123.1	100.0	84.6	72.7	27.3	0.0	81.8
菊池市	303	235	264	87.1	327	107.9	100.0	73.3	54.5	36.4	0.0	63.6
宇土市	232	195	215	92.7	253	109.1	100.0	30.0	66.7	0.0	0.0	33.3
上天草市	189	136	227	120.1	251	132.8	100.0	60.0	88.9	33.3	0.0	66.7
宇城市	349	297	362	103.7	395	113.2	100.0	52.9	22.2	66.7	33.3	77.8
阿蘇市	153	125	216	141.2	259	169.3	100.0	87.5	42.9	42.9	0.0	100.0
天草市	524	384	550	105.0	559	106.7	100.0	36.7	63.6	54.5	0.0	54.5
合志市	445	394	524	117.8	514	115.5	100.0	75.0	44.4	44.4	0.0	100.0
美里町	60	44	121	201.7	135	225.0	100.0	80.0	25.0	75.0	0.0	50.0
玉東町	40	30	84	210.0	125	312.5	100.0	33.3	100.0	100.0	0.0	0.0
南関町	69	55	100	144.9	97	140.6	100.0	80.0	100.0	100.0	0.0	50.0
長洲町	89	69	92	103.4	97	109.0	100.0	40.0	50.0	0.0	0.0	50.0
和水町	64	50	72	112.5	113	176.6	100.0	75.0	66.7	100.0	0.0	100.0
大津町	242	200	244	100.8	282	116.5	100.0	66.7	66.7	50.0	0.0	83.3
菊陽町	297	242	363	122.2	337	113.5	100.0	62.5	80.0	60.0	0.0	100.0
南小国町	41	29	68	165.9	61	148.8	100.0	100.0	50.0	50.0	0.0	75.0
小国町	37	30	76	205.4	53	143.2	100.0	100.0	100.0	100.0	0.0	100.0
産山村	22	17	44	200.0	57	259.1	100.0	100.0	100.0	100.0	0.0	100.0
高森町	55	41	127	230.9	79	143.6	100.0	100.0	100.0	66.7	0.0	100.0
西原村	64	50	96	150.0	68	106.3	100.0	66.7	100.0	50.0	0.0	100.0
南阿蘇村	78	57	153	196.2	183	234.6	100.0	25.0	0.0	0.0	0.0	100.0
御船町	112	94	155	138.4	142	126.8	100.0	85.7	66.7	16.7	0.0	16.7
嘉島町	76	64	86	113.2	93	122.4	100.0	66.7	0.0	50.0	0.0	50.0
益城町	234	186	403	172.2	245	104.7	100.0	14.3	100.0	0.0	0.0	0.0
甲佐町	76	59	121	159.2	107	140.8	100.0	80.0	75.0	0.0	0.0	50.0
山都町	103	80	125	121.4	178	172.8	100.0	50.0	100.0	50.0	0.0	50.0
氷川町	71	50	106	149.3	84	118.3	100.0	100.0	50.0	0.0	0.0	50.0
芦北町	107	85	105	98.1	147	137.4	100.0	62.5	40.0	40.0	0.0	60.0
津奈木町	29	23	25	86.2	38	131.0	100.0	50.0	0.0	100.0	0.0	100.0
錦町	82	66	98	119.5	108	131.7	100.0	50.0	100.0	50.0	0.0	0.0
多良木町	67	54	112	167.2	86	128.4	100.0	100.0	60.0	20.0	0.0	40.0
湯前町	28	21	57	203.6	51	182.1	100.0	100.0	100.0	50.0	0.0	0.0
水上村	25	20	48	192.0	34	136.0	100.0	100.0	0.0	0.0	0.0	100.0
相良村	32	25	42	131.3	53	165.6	100.0	66.7	50.0	0.0	0.0	50.0
五木村	18	13	40	222.2	26	144.4	100.0	0.0	***	***	***	***
山江村	32	24	23	71.9	51	159.4	100.0	100.0	66.7	66.7	0.0	100.0
球磨村	31	23	22	71.0	51	164.5	100.0	100.0	0.0	0.0	0.0	100.0
あさぎり町	101	81	186	184.2	164	162.4	100.0	66.7	50.0	0.0	0.0	75.0
苓北町	60	40	53	88.3	77	128.3	100.0	60.0	100.0	0.0	0.0	33.3
氷川町及び八代市中学	18	11	29	161.1	21	116.7	100.0	0.0	***	***	***	***
合　　計	14,430	11,924	21,405	148.3	19,586	135.7	100.0	64.8	60.1	40.5	9.5	64.5

注１）「教員」とは、校長、副校長、教頭、主幹教諭、指導教諭、教諭、助教諭、養護教諭、養護助教諭、栄養教諭、常勤講師、再任用職員（フルタイム）をいう。
注２）「授業を担当している教員」とは、各教科等の授業を定期的に担当している教員をいう。授業を一時的・臨時的に担当する教員は含まない。
注３）「指導者用ＰＣ」とは、教員が使用するために配備されたものをいう。教職員が主として校務用に利用しているコンピュータ（校務用コンピュータ）は含まない。
注４）「指導者用ＰＣ整備率」とは指導者用ＰＣの総数を教員の総数で除して算出した値である。
注５）「教員の校務用ＰＣ」とは、主として教員が校務に使用するコンピュータのことをいう。
注６）「教員の校務用ＰＣ整備率」は、校務用ＰＣの総数を総教員数で除して算出した値である。
注７）「統合型校務支援システム」は、教務系（成績処理、出欠管理、時数等）・保健系（健康診断票、保健室管理等）、指導要録等の学籍関係、学校事務系など統合して
　　機能を有しているシステムをいう。
注８）「遠隔教育」は、遠隔システムを活用した同時双方向型で行う教育をいう。（「『遠隔教育の推進に向けた施策方針』の策定について（通知）」（文部科学省、平成30年9月20日））
注９）「合同授業型」とは、教師が児童生徒等に対面で授業を行う複数の教室等を遠隔により接続することで、児童生徒が多様な意見や考えに触れたり、協働して学習に取り組んだり
　　する機会の充実を図る遠隔教育の形態をいう。
注10）「教師支援型」とは、外部人材等の専門家と、児童生徒や教師がいる教室等を遠隔により接続することで、児童生徒の学習活動の質を高めるとともに、
　　教師の資質向上を図る遠隔教育の形態をいう。
注11）「教科・科目充実型」とは、学校教育法施行規則第77条の２（中学校等）、第88条の３（高等学校等）に基づき、当該教科の免許状を保有する教師による

授業を遠隔により提供することで、生徒の多様な科目選択を可能とすること等により、学習機会の充実を図るものをいう。なお、小学校での活用は想定されない。

注12）遠隔教育を実施している学校のうち、「教科・科目充実型」の遠隔教育の実施率は、「教科・科目充実型」の遠隔授業を実施している学校の総数を、遠隔教育を実施していると答えた学校の総数から、遠隔教育を実施していると答えた小学校の総数を引いた数で除した値である。

注13）「個々の児童生徒の状況に応じた遠隔教育」とは、外国人児童生徒等への日本語指導、病気療養児・不登校児童生徒等に対する学習指導等の個々の児童生徒の状況に応じた遠隔教育の形態をいう。

○市区町村（設置者）別「コンピュータの設置状況」及び「インターネット接続状況」の実態（小学校）

（令和７年３月１日現在）

市区町村別（小学校）	学校数	児童生徒数	普通教室数	学習者用PC総台数	児童生徒一人当たりの学習者用PC台数	普通教室の大型提示装置整備率	普通教室の校内LAN整備率	普通教室の無線LAN整備率	普通教室の移動通信システム（LTE等）整備率	移動系通信を利用している学校の内、無線LAN整備済みの普通教室の数	無線LAN又は移動系通信によりインターネット接続を行う普通教室の割合	回線速度の契約理論値 ベストエフォート型	回線速度の契約理論値 ギャランティ型
	校	人	室	台	台／人	%	%	%	%	室	%	%	%
熊本市	92	39,938	1,710	40,140	1.0	100.0	100.0	0.0	100.0	0	100.0	0.0	0.0
八代市	24	5,959	316	5,958	1.0	96.8	100.0	100.0	***	***	100.0	0.0	100.0
人吉市	6	1,473	83	1,415	1.0	97.6	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
荒尾市	10	2,561	134	2,576	1.0	99.3	81.3	7.5	100.0	10	100.0	100.0	0.0
水俣市	7	1,000	64	1,005	1.0	98.4	100.0	98.4	***	***	98.4	100.0	0.0
玉名市	15	3,257	168	3,270	1.0	95.2	100.0	99.4	100.0	167	100.0	100.0	0.0
山鹿市	8	2,411	128	2,420	1.0	99.2	87.5	0.0	100.0	0	100.0	0.0	0.0
菊池市	10	2,398	134	2,443	1.0	97.8	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
宇土市	7	1,962	105	2,000	1.0	100.0	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
上天草市	11	957	74	1,049	1.1	90.5	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
宇城市	12	2,897	152	3,171	1.1	99.3	100.0	100.0	***	***	100.0	0.0	100.0
阿蘇市	5	1,137	67	1,132	1.0	100.0	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
天草市	17	3,160	185	3,498	1.1	100.0	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
合志市	8	5,098	224	5,270	1.0	100.0	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
美里町	3	273	21	300	1.1	100.0	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
玉東町	2	321	17	321	1.0	100.0	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
南関町	4	372	31	378	1.0	100.0	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
長洲町	4	778	32	827	1.1	100.0	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
和水町	2	420	23	431	1.0	100.0	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
大津町	7	2,447	110	2,531	1.0	100.0	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
菊陽町	6	2,999	143	3,080	1.0	96.5	100.0	98.6	***	***	98.6	100.0	0.0
南小国町	3	163	19	167	1.0	100.0	100.0	100.0	100.0	19	100.0	100.0	0.0
小国町	1	266	15	270	1.0	93.3	100.0	100.0	100.0	15	100.0	100.0	0.0
高森町	1	213	11	240	1.1	100.0	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
西原村	2	396	27	396	1.0	96.3	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
南阿蘇村	3	410	30	442	1.1	96.7	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
御船町	6	1,031	56	1,048	1.0	100.0	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
嘉島町	2	837	36	843	1.0	100.0	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
益城町	5	2,283	105	2,285	1.0	99.0	98.1	0.0	100.0	0	100.0	0.0	0.0
甲佐町	4	530	36	532	1.0	94.4	100.0	100.0	100.0	36	100.0	0.0	0.0
山都町	5	473	38	499	1.1	100.0	97.4	97.4	***	***	97.4	100.0	0.0
氷川町	3	456	30	475	1.0	86.7	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
芦北町	5	595	39	736	1.2	100.0	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
津奈木町	1	183	10	197	1.1	90.0	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
錦町	3	601	34	628	1.0	97.1	97.1	97.1	***	***	97.1	100.0	0.0
多良木町	4	368	35	375	1.0	100.0	100.0	100.0	45.7	16	100.0	100.0	0.0
湯前町	1	151	12	243	1.6	100.0	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
相良村	2	177	12	204	1.2	100.0	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
五木村	1	23	4	40	1.7	100.0	100.0	100.0	***	***	100.0	0.0	100.0
山江村	2	214	11	249	1.2	100.0	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
あさぎり町	5	730	50	942	1.3	100.0	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
苓北町	4	269	25	291	1.1	100.0	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
合計	323	92,187	4,556	94,317	1.0	98.9	99.0	54.5	51.2	263	99.9	82.7	17.3

注１）「児童生徒数」は、令和６年５月１日現在の児童生徒数。
注２）「学習者用ＰＣ」とは、教育用ＰＣのうち、児童生徒が使用するために配備されたものをいう。
注３）「児童生徒一人当たりの学習者用PC台数」は、「学習者用ＰＣ総台数」を令和６年５月１日現在の児童生徒数で除して算出した値である。
注４）「普通教室の大型提示装置整備率」は、大型提示装置を設置している普通教室の総数を普通教室の総数で除して算出した値である。
注５）「普通教室の校内ＬＡＮ整備率」は、校内ＬＡＮを整備する普通教室の総数を普通教室の総数で除して算出した値である。
注６）「普通教室の無線ＬＡＮ整備率」は、無線ＬＡＮを整備する普通教室の総数を普通教室の総数で除して算出した値である。

○市区町村（設置者）別「コンピュータの設置状況」及び「インターネット接続状況」の実態（小学校）

（令和７年３月１日現在）

市　区　町　村　別 （　小　学　校　）	教員数 人	授業を担当している教員数 人	指導者用PC台数 台	指導者用PC整備率 %	教員の校務用PC台数 台	教員の校務用PC整備率 %	統合型校務支援システム整備率 %	遠隔教育実施率 %	遠隔教育を実施している学校のうち、「合同授業型」の遠隔授業の実施率 %	遠隔教育を実施している学校のうち、「教師支援型」の遠隔授業の実施率 %	遠隔教育を実施している学校のうち、「教科・科目充実型」の遠隔授業の実施率 %	遠隔教育を実施している学校のうち、個々の児童生徒の状況に応じた遠隔教育の実施率 %
熊本市	2,500	2,041	4,741	189.6	3,243	129.7	100.0	89.1	58.5	50.0	***	69.5
八代市	422	349	452	107.1	457	108.3	100.0	41.7	70.0	40.0	***	50.0
人吉市	123	100	147	119.5	151	122.8	100.0	16.7	100.0	0.0	***	100.0
荒尾市	189	153	194	102.6	200	105.8	100.0	50.0	0.0	20.0	***	80.0
水俣市	98	75	120	122.4	124	126.5	100.0	42.9	100.0	33.3	***	0.0
玉名市	250	191	294	117.6	303	121.2	100.0	53.3	100.0	25.0	***	25.0
山鹿市	183	155	200	109.3	219	119.7	100.0	87.5	57.1	42.9	***	71.4
菊池市	186	145	157	84.4	201	108.1	100.0	60.0	66.7	16.7	***	66.7
宇土市	148	123	143	96.6	165	111.5	100.0	14.3	0.0	0.0	***	100.0
上天草市	126	86	140	111.1	163	129.4	100.0	72.7	87.5	37.5	***	62.5
宇城市	225	188	240	106.7	265	117.8	100.0	50.0	33.3	66.7	***	66.7
阿蘇市	93	75	126	135.5	152	163.4	100.0	80.0	50.0	75.0	***	100.0
天草市	293	217	337	115.0	371	126.6	100.0	47.1	62.5	62.5	***	50.0
合志市	287	255	323	112.5	324	112.9	100.0	75.0	66.7	50.0	***	100.0
美里町	33	24	54	163.6	80	242.4	100.0	100.0	33.3	66.7	***	33.3
玉東町	24	18	39	162.5	57	237.5	100.0	50.0	100.0	100.0	***	0.0
南関町	51	39	81	158.8	70	137.3	100.0	75.0	100.0	100.0	***	33.3
長洲町	60	46	63	105.0	65	108.3	100.0	25.0	100.0	0.0	***	0.0
和水町	33	26	38	115.2	63	190.9	100.0	50.0	0.0	100.0	***	100.0
大津町	158	129	154	97.5	191	120.9	100.0	71.4	80.0	60.0	***	80.0
菊陽町	203	167	265	130.5	233	114.8	100.0	66.7	100.0	75.0	***	100.0
南小国町	28	19	47	167.9	42	150.0	100.0	100.0	33.3	33.3	***	66.7
小国町	20	17	44	220.0	24	120.0	100.0	100.0	100.0	100.0	***	100.0
高森町	18	14	39	216.7	24	133.3	100.0	100.0	100.0	100.0	***	100.0
西原村	41	31	73	178.0	42	102.4	100.0	50.0	100.0	100.0	***	100.0
南阿蘇村	50	37	102	204.0	121	242.0	100.0	33.3	0.0	0.0	***	100.0
御船町	80	67	124	155.0	107	133.8	100.0	83.3	80.0	20.0	***	0.0
嘉島町	51	43	61	119.6	64	125.5	100.0	50.0	0.0	100.0	***	0.0
益城町	168	128	273	162.5	166	98.8	100.0	20.0	100.0	0.0	***	0.0
甲佐町	55	40	87	158.2	77	140.0	100.0	75.0	100.0	0.0	***	33.3
山都町	58	44	71	122.4	94	162.1	100.0	60.0	100.0	66.7	***	66.7
氷川町	55	36	87	158.2	66	120.0	100.0	100.0	66.7	0.0	***	33.3
芦北町	60	46	52	86.7	80	133.3	100.0	60.0	33.3	33.3	***	33.3
津奈木町	14	11	10	71.4	18	128.6	100.0	100.0	0.0	100.0	***	100.0
錦町	54	44	68	125.9	69	127.8	100.0	33.3	100.0	0.0	***	0.0
多良木町	47	36	92	195.7	56	119.1	100.0	100.0	50.0	25.0	***	25.0
湯前町	14	11	40	285.7	22	157.1	100.0	100.0	100.0	0.0	***	0.0
相良村	19	14	30	157.9	33	173.7	100.0	50.0	100.0	0.0	***	0.0
五木村	8	5	10	125.0	14	175.0	100.0	0.0	***	***	***	***
山江村	18	12	16	88.9	33	183.3	100.0	100.0	100.0	100.0	***	100.0
あさぎり町	70	53	134	191.4	129	184.3	100.0	80.0	50.0	0.0	***	75.0
苓北町	45	27	32	71.1	56	124.4	100.0	75.0	100.0	0.0	***	33.3
合　　計	6,658	5,337	9,800	147.2	8,434	126.7	100.0	66.9	64.4	44.9	***	61.1

注１）「教員」とは、校長、副校長、教頭、主幹教諭、指導教諭、教諭、助教諭、養護教諭、養護助教諭、栄養教諭、常勤講師、再任用職員（フルタイム）をいう。
注２）「授業を担当している教員」とは、各教科等の授業を定期的に担当している教員をいう。授業を一時的・臨時的に担当する教員は含まない。
注３）「指導者用ＰＣ」とは、教員が使用するために配備されたものをいう。教職員が主として校務用に利用しているコンピュータ（校務用コンピュータ）は含まない。
注４）「指導者用ＰＣ整備率」とは指導者用ＰＣの総数を教員の総数で除して算出した値である。
注５）「教員の校務用ＰＣ」とは、主として教員が校務に使用するコンピュータのことをいう。
注６）「教員の校務用ＰＣ整備率」は、校務用ＰＣの総数を総教員数で除して算出した値である。
注７）「統合型校務支援システム」は、教務系（成績処理、出欠管理、時数等）・保健系（健康診断票、保健室管理等）、指導要録等の学籍関係、学校事務系など統合して
　　機能を有しているシステムをいう。
注８）「遠隔教育」は、遠隔システムを活用した同時双方向型で行う教育をいう。（「『遠隔教育の推進に向けた施策方針』の策定について（通知）」（文部科学省、平成30年9月20日））
注９）「合同授業型」とは、教師が児童生徒等に対面で授業を行う複数の教室等を遠隔により接続することで、児童生徒が多様な意見や考えに触れたり、協働して学習に取り組んだり
　　する機会の充実を図る遠隔教育の形態をいう。
注10）「教師支援型」とは、外部人材等の専門家と、児童生徒や教師がいる教室等を遠隔により接続することで、児童生徒の学習活動の質を高めるとともに、
　　教師の資質向上を図る遠隔教育の形態をいう。
注11）「教科・科目充実型」とは、学校教育法施行規則第77条の２（中学校等）、第88条の３（高等学校等）に基づき、当該教科の免許状を保有する教師による
　　授業を遠隔により提供することで、生徒の多様な科目選択を可能とすること等により、学習機会の充実を図るものをいう。なお、小学校での活用は想定されない。
注12）遠隔教育を実施している学校のうち、「教科・科目充実型」の遠隔教育の実施率は、「教科・科目充実型」の遠隔授業を実施している学校の総数を、
　　遠隔教育を実施していると答えた学校の総数から、遠隔教育を実施していると答えた小学校の総数を引いた数で除した値である。
注13）「個々の児童生徒の状況に応じた遠隔教育」とは、外国人児童生徒等への日本語指導、病気療養児・不登校児童生徒等に対する学習指導等の
　　個々の児童生徒の状況に応じた遠隔教育の形態をいう。

○市区町村（設置者）別「コンピュータの設置状況」及び「インターネット接続状況」の実態（中学校）

（令和７年３月１日現在）

市　区　町　村　別 （　中　学　校　）	学校数 校	児童生徒数 人	普通教室数 室	学習者用PC総台数 台	児童生徒一人当たりの学習者用PC台数 台／人	普通教室の大型提示装置整備率 %	普通教室の校内LAN整備率 %	普通教室の無線LAN整備率 %	普通教室の移動通信システム（LTE等）整備率 %	移動系通信を利用している学校の内、無線LAN整備済みの普通教室の数 室	無線LAN又は移動系通信によりインターネット接続を行う普通教室の割合 %	回線速度の契約理論値 ベストエフォート型 %	回線速度の契約理論値 ギャランティ型 %
熊本県	4	665	46	866	1.3	100.0	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
熊本市	43	19,600	722	19,752	1.0	100.0	100.0	0.0	100.0	0	100.0	0.0	0.0
八代市	15	2,923	139	2,923	1.0	85.6	100.0	100.0	***	***	100.0	6.7	93.3
人吉市	3	808	36	847	1.0	94.4	100.0	97.2	***	***	97.2	100.0	0.0
荒尾市	3	1,272	45	1,353	1.1	97.8	100.0	68.9	100.0	31	100.0	100.0	0.0
水俣市	4	527	27	524	1.0	92.6	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
玉名市	6	1,537	69	1,775	1.2	76.8	98.6	87.0	100.0	60	100.0	100.0	0.0
山鹿市	5	1,250	58	1,447	1.2	100.0	89.7	0.0	100.0	0	100.0	0.0	0.0
菊池市	5	1,263	62	1,322	1.0	90.3	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
宇土市	3	989	40	1,045	1.1	80.0	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
上天草市	4	519	27	591	1.1	96.3	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
宇城市	5	1,540	64	1,667	1.1	93.8	95.3	95.3	***	***	95.3	0.0	100.0
阿蘇市	3	570	29	666	1.2	86.2	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
天草市	13	1,816	93	1,949	1.1	96.8	100.0	100.0	6.5	6	100.0	100.0	0.0
合志市	4	2,384	93	2,554	1.1	97.8	100.0	98.9	***	***	98.9	100.0	0.0
美里町	2	170	14	272	1.6	92.9	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
玉東町	1	158	8	158	1.0	100.0	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
南関町	1	179	8	176	1.0	100.0	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
長洲町	1	344	14	581	1.7	100.0	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
和水町	2	195	13	284	1.5	61.5	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
大津町	2	1,273	27	1,367	1.1	100.0	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
菊陽町	2	1,463	54	1,532	1.0	100.0	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
南小国町	1	78	4	79	1.0	100.0	100.0	100.0	100.0	4	100.0	100.0	0.0
小国町	1	126	7	129	1.0	100.0	100.0	100.0	100.0	7	100.0	100.0	0.0
高森町	1	150	9	166	1.1	100.0	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
西原村	1	207	11	208	1.0	81.8	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
南阿蘇村	1	233	8	235	1.0	100.0	100.0	100.0	100.0	8	100.0	100.0	0.0
御船町	1	487	19	529	1.1	84.2	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
嘉島町	1	335	12	336	1.0	100.0	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
益城町	2	1,095	33	1,095	1.0	100.0	100.0	0.0	100.0	0	100.0	0.0	0.0
甲佐町	1	294	12	296	1.0	75.0	100.0	100.0	100.0	12	100.0	0.0	0.0
山都町	3	272	18	276	1.0	100.0	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
氷川町	1	156	8	180	1.2	75.0	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
芦北町	3	365	22	459	1.3	100.0	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
津奈木町	1	89	5	101	1.1	100.0	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
錦町	1	316	15	320	1.0	100.0	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
多良木町	1	248	12	248	1.0	83.3	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
湯前町	1	99	5	99	1.0	100.0	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
相良村	1	107	6	122	1.1	100.0	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
五木村	1	14	3	24	1.7	100.0	100.0	100.0	***	***	100.0	0.0	100.0
山江村	1	104	7	337	3.2	100.0	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
あさぎり町	1	443	20	478	1.1	20.0	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
苓北町	1	162	8	173	1.1	100.0	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
氷川町及び八代市中学校	1	119	10	125	1.1	100.0	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
合　　計	158	46,944	1,942	49,666	1.1	94.7	99.5	56.7	49.6	128	99.7	81.3	18.7

注１）「児童生徒数」は、令和６年５月１日現在の児童生徒数。
注２）「学習者用ＰＣ」とは、教育用ＰＣのうち、児童生徒が使用するために配備されたものをいう。
注３）「児童生徒一人当たりの学習者用PC台数」は、「学習者用ＰＣ総台数」を令和６年５月１日現在の児童生徒数で除して算出した値である。
注４）「普通教室の大型提示装置整備率」は、大型提示装置を設置している普通教室の総数を普通教室の総数で除して算出した値である。
注５）「普通教室の校内ＬＡＮ整備率」は、校内ＬＡＮを整備する普通教室の総数を普通教室の総数で除して算出した値である。
注６）「普通教室の無線ＬＡＮ整備率」は、無線ＬＡＮを整備する普通教室の総数を普通教室の総数で除して算出した値である。

○市区町村（設置者）別「コンピュータの設置状況」及び「インターネット接続状況」の実態（中学校）

（令和７年３月１日現在）

市　区　町　村　別 （　中　学　校　）	教員数 人	授業を担当している教員数 人	指導者用PC台数 台	指導者用PC整備率 %	教員の校務用PC台数 台	教員の校務用PC整備率 %	統合型校務支援システム整備率 %	遠隔教育実施率 %	遠隔教育を実施している学校のうち、「合同授業型」の遠隔授業の実施率 %	遠隔教育を実施している学校のうち、「教師支援型」の遠隔授業の実施率 %	遠隔教育を実施している学校のうち、「教科・科目充実型」の遠隔授業の実施率 %	遠隔教育を実施している学校のうち、個々の児童生徒の状況に応じた遠隔教育の実施率 %
熊本県	58	43	76	131.0	63	108.6	100.0	75.0	0.0	33.3	0.0	66.7
熊本市	1,439	1,182	2,866	199.2	1,735	120.6	100.0	76.7	51.5	27.3	12.1	54.5
八代市	278	233	295	106.1	323	116.2	100.0	53.3	62.5	25.0	0.0	62.5
人吉市	75	55	106	141.3	86	114.7	100.0	66.7	100.0	0.0	0.0	100.0
荒尾市	91	80	77	84.6	99	108.8	100.0	66.7	50.0	50.0	0.0	50.0
水俣市	71	55	107	150.7	101	142.3	100.0	25.0	100.0	0.0	0.0	100.0
玉名市	133	113	245	184.2	174	130.8	100.0	50.0	33.3	33.3	0.0	66.7
山鹿市	125	94	145	116.0	160	128.0	100.0	80.0	100.0	0.0	0.0	100.0
菊池市	117	90	107	91.5	126	107.7	100.0	100.0	40.0	60.0	0.0	60.0
宇土市	84	72	72	85.7	88	104.8	100.0	66.7	100.0	0.0	0.0	0.0
上天草市	63	50	87	138.1	88	139.7	100.0	25.0	100.0	0.0	0.0	100.0
宇城市	124	109	122	98.4	130	104.8	100.0	60.0	0.0	66.7	33.3	100.0
阿蘇市	60	50	90	150.0	107	178.3	100.0	100.0	33.3	0.0	0.0	100.0
天草市	231	167	213	92.2	188	81.4	100.0	23.1	66.7	33.3	0.0	66.7
合志市	158	139	201	127.2	190	120.3	100.0	75.0	0.0	33.3	0.0	100.0
美里町	27	20	67	248.1	55	203.7	100.0	50.0	0.0	100.0	0.0	100.0
玉東町	16	12	45	281.3	68	425.0	100.0	0.0	***	***	***	***
南関町	18	16	19	105.6	27	150.0	100.0	100.0	100.0	100.0	0.0	100.0
長洲町	29	23	29	100.0	32	110.3	100.0	100.0	0.0	0.0	0.0	100.0
和水町	31	24	34	109.7	50	161.3	100.0	100.0	100.0	100.0	0.0	100.0
大津町	84	71	90	107.1	91	108.3	100.0	50.0	0.0	0.0	0.0	100.0
菊陽町	94	75	98	104.3	104	110.6	100.0	50.0	0.0	0.0	0.0	100.0
南小国町	13	10	21	161.5	19	146.2	100.0	100.0	100.0	100.0	0.0	100.0
小国町	17	13	32	188.2	29	170.6	100.0	100.0	100.0	100.0	0.0	100.0
高森町	18	13	42	233.3	25	138.9	100.0	100.0	100.0	0.0	0.0	100.0
西原村	23	19	23	100.0	26	113.0	100.0	100.0	100.0	0.0	0.0	100.0
南阿蘇村	28	20	51	182.1	62	221.4	100.0	0.0	***	***	***	***
御船町	32	27	31	96.9	35	109.4	100.0	100.0	0.0	0.0	0.0	100.0
嘉島町	25	21	25	100.0	29	116.0	100.0	100.0	0.0	0.0	0.0	100.0
益城町	66	58	130	197.0	79	119.7	100.0	0.0	***	***	***	***
甲佐町	21	19	34	161.9	30	142.9	100.0	100.0	0.0	0.0	0.0	100.0
山都町	45	36	54	120.0	84	186.7	100.0	33.3	100.0	0.0	0.0	0.0
氷川町	16	14	19	118.8	18	112.5	100.0	100.0	0.0	0.0	0.0	100.0
芦北町	47	39	53	112.8	67	142.6	100.0	66.7	50.0	50.0	0.0	100.0
津奈木町	15	12	15	100.0	20	133.3	100.0	0.0	***	***	***	***
錦町	28	22	30	107.1	39	139.3	100.0	100.0	100.0	100.0	0.0	0.0
多良木町	20	18	20	100.0	30	150.0	100.0	100.0	100.0	0.0	0.0	100.0
湯前町	14	10	17	121.4	29	207.1	100.0	100.0	100.0	100.0	0.0	0.0
相良村	13	11	12	92.3	20	153.8	100.0	100.0	0.0	0.0	0.0	100.0
五木村	10	8	30	300.0	12	120.0	100.0	0.0	***	***	***	***
山江村	14	12	7	50.0	18	128.6	100.0	100.0	0.0	0.0	0.0	100.0
あさぎり町	31	28	52	167.7	35	112.9	100.0	0.0	***	***	***	***
苓北町	15	13	21	140.0	21	140.0	100.0	0.0	***	***	***	***
氷川町及び八代市中学	18	11	29	161.1	21	116.7	100.0	0.0	***	***	***	***
合　　計	3,935	3,207	5,939	150.9	4,833	122.8	100.0	62.7	51.5	30.3	5.1	70.7

注１）「教員」とは、校長、副校長、教頭、主幹教諭、指導教諭、教諭、助教諭、養護教諭、養護助教諭、栄養教諭、常勤講師、再任用職員（フルタイム）をいう。
注２）「授業を担当している教員」とは、各教科等の授業を定期的に担当している教員をいう。授業を一時的・臨時的に担当する教員は含まない。
注３）「指導者用ＰＣ」とは、教員が使用するために配備されたものをいう。教職員が主として校務用に利用しているコンピュータ（校務用コンピュータ）は含まない。
注４）「指導者用ＰＣ整備率」とは指導者用ＰＣの総数を教員の総数で除して算出した値である。
注５）「教員の校務用ＰＣ」とは、主として教員が校務に使用するコンピュータのことをいう。
注６）「教員の校務用ＰＣ整備率」は、校務用ＰＣの総数を総教員数で除して算出した値である。
注７）「統合型校務支援システム」は、教務系（成績処理、出欠管理、時数等）・保健系（健康診断票、保健室管理等）、指導要録等の学籍関係、学校事務系など統合して
機能を有しているシステムをいう。
注８）「遠隔教育」は、遠隔システムを活用した同時双方向型で行う教育をいう。（「『遠隔教育の推進に向けた施策方針』の策定について（通知）」（文部科学省、平成30年9月20日））
注９）「合同授業型」とは、教師が児童生徒等に対面で授業を行う複数の教室等を遠隔により接続することで、児童生徒が多様な意見や考えに触れたり、協働して学習に取り組んだり
する機会の充実を図る遠隔教育の形態をいう。
注10）「教師支援型」とは、外部人材等の専門家と、児童生徒や教師がいる教室等を遠隔により接続することで、児童生徒の学習活動の質を高めるとともに、
教師の資質向上を図る遠隔教育の形態をいう。
注11）「教科・科目充実型」とは、学校教育法施行規則第77条の２（中学校等）、第88条の３（高等学校等）に基づき、当該教科の免許状を保有する教師による
授業を遠隔により提供することで、生徒の多様な科目選択を可能とすること等により、学習機会の充実を図るものをいう。なお、小学校での活用は想定されない。
注12）遠隔教育を実施している学校のうち、「教科・科目充実型」の遠隔教育の実施率は、「教科・科目充実型」の遠隔授業を実施している学校の総数を、
遠隔教育を実施していると答えた学校の総数から、遠隔教育を実施していると答えた小学校の総数を引いた数で除した値である。
注13）「個々の児童生徒の状況に応じた遠隔教育」とは、外国人児童生徒等への日本語指導、病気療養児・不登校児童生徒等に対する学習指導等の
個々の児童生徒の状況に応じた遠隔教育の形態をいう。

○市区町村（設置者）別「コンピュータの設置状況」及び「インターネット接続状況」の実態（義務教育学校）

市　区　町　村　別 （義務教育学校）	学校数 校	児童生徒数 人	普通教室数 室	学習者用PC総台数 台	児童生徒一人当たりの学習者用PC台数 台／人	普通教室の大型提示装置整備率 %
産山村	1	88	12	115	1.3	100.0
高森町	1	41	11	70	1.7	100.0
水上村	1	145	13	183	1.3	100.0
球磨村	1	156	17	157	1.0	100.0
合　計	4	430	53	525	1.2	100.0

注１）「児童生徒数」は、令和６年５月１日現在の児童生徒数。
注２）「学習者用ＰＣ」とは、教育用ＰＣのうち、児童生徒が使用するために配備されたものをいう。
注３）「児童生徒一人当たりの学習者用PC台数」は、「学習者用ＰＣ総台数」を令和６年５月１日現在の児童生徒数で除して算出した値であ
注４）「普通教室の大型提示装置整備率」は、大型提示装置を設置している普通教室の総数を普通教室の総数で除して算出した値である。
注５）「普通教室の校内ＬＡＮ整備率」は、校内ＬＡＮを整備する普通教室の総数を普通教室の総数で除して算出した値である。
注６）「普通教室の無線ＬＡＮ整備率」は、無線ＬＡＮを整備する普通教室の総数を普通教室の総数で除して算出した値である。

（令和７年３月１日現在）

普通教室の校内LAN整備率 %	普通教室の無線LAN整備率 %	普通教室の移動通信システム（LTE等）整備率 %	移動系通信を利用している学校の内、無線LAN整備済みの普通教室の数 室	無線LAN又は移動系通信によりインターネット接続を行う普通教室の割合 %	回線速度の契約理論値 ベストエフォート型 %	回線速度の契約理論値 ギャランティ型 %
100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0

る。

○市区町村（設置者）別「コンピュータの設置状況」及び「インターネット接続状況」の実態（義務教育学校）

（令和７年３月１日現在）

市　区　町　村　別 （義務教育学校）	教員数 人	授業を担当している教員数 人	指導者用PC台数 台	指導者用PC整備率 %	教員の校務用PC台数 台	教員の校務用PC整備率 %	統合型校務支援システム整備率 %	遠隔教育実施率 %	遠隔教育を実施している学校のうち、「合同授業型」の遠隔授業の実施率 %	遠隔教育を実施している学校のうち、「教師支援型」の遠隔授業の実施率 %	遠隔教育を実施している学校のうち、「教科・科目充実型」の遠隔授業の実施率 %	遠隔教育を実施している学校のうち、個々の児童生徒の状況に応じた遠隔教育の実施率 %
産山村	22	17	44	200.0	57	259.1	100.0	100.0	100.0	100.0	0.0	100.0
高森町	19	14	46	242.1	30	157.9	100.0	100.0	100.0	100.0	0.0	100.0
水上村	25	20	48	192.0	34	136.0	100.0	100.0	0.0	0.0	0.0	100.0
球磨村	31	23	22	71.0	51	164.5	100.0	100.0	0.0	0.0	0.0	100.0
合　計	97	74	160	164.9	172	177.3	100.0	100.0	50.0	50.0	0.0	100.0

注１）「教員」とは、校長、副校長、教頭、主幹教諭、指導教諭、教諭、助教諭、養護教諭、養護助教諭、栄養教諭、常勤講師、再任用職員（フルタイム）をいう。
注２）「授業を担当している教員」とは、各教科等の授業を定期的に担当している教員をいう。授業を一時的・臨時的に担当する教員は含まない。
注３）「指導者用ＰＣ」とは、教員が使用するために配備されたものをいう。教職員が主として校務用に利用しているコンピュータ（校務用コンピュータ）は含まない。
注４）「指導者用ＰＣ整備率」とは指導者用ＰＣの総数を教員の総数で除して算出した値である。
注５）「教員の校務用ＰＣ」とは、主として教員が校務に使用するコンピュータのことをいう。
注６）「教員の校務用ＰＣ整備率」は、校務用ＰＣの総数を総教員数で除して算出した値である。
注７）「統合型校務支援システム」は、教務系（成績処理、出欠管理、時数等）・保健系（健康診断票、保健室管理等）、指導要録等の学籍関係、学校事務系など統合して
機能を有しているシステムをいう。
注８）「遠隔教育」は、遠隔システムを活用した同時双方向型で行う教育をいう。（「『遠隔教育の推進に向けた施策方針』の策定について（通知）」（文部科学省、平成30年9月20日））
注９）「合同授業型」とは、教師が児童生徒等に対面で授業を行う複数の教室等を遠隔により接続することで、児童生徒が多様な意見や考えに触れたり、協働して学習に取り組んだり
する機会の充実を図る遠隔教育の形態をいう。
注10）「教師支援型」とは、外部人材等の専門家と、児童生徒や教師がいる教室等を遠隔により接続することで、児童生徒の学習活動の質を高めるとともに、
教師の資質向上を図る遠隔教育の形態をいう。
注11）「教科・科目充実型」とは、学校教育法施行規則第77条の２（中学校等）、第88条の３（高等学校等）に基づき、当該教科の免許状を保有する教師による
授業を遠隔により提供することで、生徒の多様な科目選択を可能とすること等により、学習機会の充実を図るものをいう。なお、小学校での活用は想定されない。
注12）遠隔教育を実施している学校のうち、「教科・科目充実型」の遠隔教育の実施率は、「教科・科目充実型」の遠隔授業を実施している学校の総数を、
遠隔教育を実施していると答えた学校の総数から、遠隔教育を実施していると答えた小学校の総数を引いた数で除した値である。
注13）「個々の児童生徒の状況に応じた遠隔教育」とは、外国人児童生徒等への日本語指導、病気療養児・不登校児童生徒等に対する学習指導等の
個々の児童生徒の状況に応じた遠隔教育の形態をいう。

○市区町村（設置者）別「コンピュータの設置状況」及び「インターネット接続状況」の実態（高等学校）

（令和７年３月１日現在）

市区町村別（高等学校）	学校数	学校数（専門学科・総合学科単独及び複数学科設置校）	児童生徒数	児童生徒数（専門学科・総合学科単独及び複数学科設置校）	普通教室数	普通教室数（専門学科・総合学科単独及び複数学科設置校）	学習者用PC総台数	学習者用PC総台数（専門学科・総合学科単独及び複数学科設置校）	児童生徒一人当たりの学習者用PC台数	児童生徒一人当たりの学習者用PC台数（専門学科・総合学科単独及び複数学科設置校）	普通教室の大型提示装置整備率	普通教室の大型提示装置整備率（専門学科・総合学科単独及び複数学科設置校）	普通教室の校内LAN整備率	普通教室の校内LAN整備率（専門学科・総合学科単独及び複数学科設置校）	普通教室の無線LAN整備率	普通教室の無線LAN整備率（専門学科・総合学科単独及び複数学科設置校）	普通教室の移動通信システム（LTE等）整備率	普通教室の移動通信システム（LTE等）整備率（専門学科・総合学科単独及び複数学科設置校）	移動系通信を利用している学校の内、無線LAN整備済みの普通教室の数	移動系通信を利用している学校の内、無線LAN整備済みの普通教室の数（専門学科・総合学科単独及び複数学科設置校）	無線LAN又は移動系通信によりインターネット接続を行う普通教室の割合	無線LAN又は移動系通信によりインターネット接続を行う普通教室の割合（専門学科・総合学科単独及び複数学科設置校）	回線速度の契約理論値ベストエフォート型	回線速度の契約理論値ベストエフォート型（専門学科・総合学科単独及び複数学科設置校）	回線速度の契約理論値ギャランティ型	回線速度の契約理論値ギャランティ型（専門学科・総合学科単独及び複数学科設置校）
	校	校	人	人	室	室	台	台	台／人	台／人	%	%	%	%	%	%	%	%	室	室	%	%	%	%	%	%	%
熊本県	50	35	26,580	17,249	886	608	33,404	23,032	1.3	1.3	99.5	99.3	100.0	100.0	100.0	100.0	***	***	***	***	100.0	100.0	100.0	100.0	0.0	0.0
熊本市	2	2	1,515	1,515	42	42	1,806	1,806	1.2	1.2	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	***	***	***	***	100.0	100.0	100.0	100.0	0.0	0.0
合計	52	37	28,095	18,764	928	650	35,210	24,838	1.3	1.3	99.6	99.4	100.0	100.0	100.0	100.0	***	***	***	***	100.0	100.0	100.0	100.0	0.0	0.0

注１）「児童生徒数」は、令和６年５月１日現在の児童生徒数。
注２）「学習者用ＰＣ」とは、教育用ＰＣのうち、児童生徒が使用するために配備されたものをいう。
注３）「児童生徒一人当たりの学習者用PC台数」は、「学習者用ＰＣ総台数」を令和６年５月１日現在の児童生徒数で除して算出した値である。
注４）「普通教室の大型提示装置整備率」は、大型提示装置を設置している普通教室の総数を普通教室の総数で除して算出した値である。
注５）「普通教室の校内ＬＡＮ整備率」は、校内ＬＡＮを整備する普通教室の総数を普通教室の総数で除して算出した値である。
注６）「普通教室の無線ＬＡＮ整備率」は、無線ＬＡＮを整備する普通教室の総数を普通教室の総数で除して算出した値である。

○市区町村（設置者）別「コンピュータの設置状況」及び「インターネット接続状況」の実態（高等学校）

（令和７年３月１日現在）

市区町村別（高等学校）	教員数	教員数（専門学科・総合学科単独及び複数学科設置校）	授業を担当している教員数	授業を担当している教員数（専門学科・総合学科単独及び複数学科設置校）	指導者用PC台数	指導者用PC台数（専門学科・総合学科単独及び複数学科設置校）	指導者用PC整備率	指導者用PC整備率（専門学科・総合学科単独及び複数学科設置校）	教員の校務用PC台数	教員の校務用PC台数（専門学科・総合学科単独及び複数学科設置校）	教員の校務用PC整備率	教員の校務用PC整備率（専門学科・総合学科単独及び複数学科設置校）	統合型校務支援システム整備率	統合型校務支援システム整備率（専門学科・総合学科単独及び複数学科設置校）	遠隔教育実施率	遠隔教育実施率（専門学科・総合学科単独及び複数学科設置校）	遠隔教育を実施している学校のうち、「合同授業型」の遠隔授業の実施率	遠隔教育を実施している学校のうち、「合同授業型」の遠隔授業の実施率（専門学科・総合学	遠隔教育を実施している学校のうち、「教師支援型」の遠隔授業の実施率	遠隔教育を実施している学校のうち、「教師支援型」の遠隔授業の実施率（専門学科・総合学	遠隔教育を実施している学校のうち、「教科・科目充実型」の遠隔授業の実施率	遠隔教育を実施している学校のうち、「教科・科目充実型」の遠隔授業の実施率（専門学	遠隔教育を実施している学校のうち、個々の児童生徒の状況に応じた遠隔教育の実施率	遠隔教育を実施している学校のうち、個々の児童生徒の状況に応じた遠隔教育の実施率（専門学
	人	人	人	人	台	台	%	%	台	台	%	%	%	%	%	%	%	%	%	%	%	%	%	%
熊本県	2,407	1,698	2,171	1,545	3,381	2,474	140.5	145.7	3,933	2,908	163.4	171.3	100.0	100.0	50.0	51.4	48.0	44.4	56.0	55.6	32.0	22.2	60.0	55.6
熊本市	115	115	106	106	190	190	165.2	165.2	140	140	121.7	121.7	100.0	100.0	100.0	100.0	50.0	50.0	50.0	50.0	50.0	50.0	100.0	100.0
合計	2,522	1,813	2,277	1,651	3,571	2,664	141.6	146.9	4,073	3,048	161.5	168.1	100.0	100.0	51.9	54.1	48.1	45.0	55.6	55.0	33.3	25.0	63.0	60.0

注１）「教員」とは、校長、副校長、教頭、主幹教諭、指導教諭、教諭、助教諭、養護教諭、養護助教諭、栄養教諭、常勤講師、再任用職員（フルタイム）をいう。
注２）「授業を担当している教員」とは、各教科等の授業を定期的に担当している教員をいう。授業を一時的・臨時的に担当する教員は含まない。
注３）「指導者用ＰＣ」とは、教員が使用するために配備されたものをいう。教職員が主として校務用に利用しているコンピュータ（校務用コンピュータ）は含まない。
注４）「指導者用ＰＣ整備率」とは指導者用ＰＣの総数を教員の総数で除して算出した値である。
注５）「教員の校務用ＰＣ」とは、主として教員が校務に使用するコンピュータのことをいう。
注６）「教員の校務用ＰＣ整備率」は、校務用ＰＣの総数を総教員数で除して算出した値である。
注７）「統合型校務支援システム」は、教務系（成績処理、出欠管理、時数等）・保健系（健康診断票、保健室管理等）、指導要録等の学籍関係、学校事務系など統合して機能を有しているシステムをいう。
注８）「遠隔教育」は、遠隔システムを活用した同時双方向型で行う教育をいう。（「『遠隔教育の推進に向けた施策方針』の策定について（通知）」（文部科学省、平成30年9月20日））
注９）「合同授業型」とは、教師が児童生徒等に対面で授業を行う複数の教室等を遠隔により接続することで、児童生徒が多様な意見や考えに触れたり、協働して学習に取り組んだりする機会の充実を図る遠隔教育の形態をいう。
注10）「教師支援型」とは、外部人材等の専門家と、児童生徒や教師がいる教室等を遠隔により接続することで、児童生徒の学習活動の質を高めるとともに、教師の資質向上を図る遠隔教育の形態をいう。
注11）「教科・科目充実型」とは、学校教育法施行規則第77条の２（中学校等）、第88条の３（高等学校等）に基づき、当該教科の免許状を保有する教師による授業を遠隔により提供することで、生徒の多様な科目選択を可能とすること等により、学習機会の充実を図るものをいう。なお、小学校での活用は想定されない。
注12）遠隔教育を実施している学校のうち、「教科・科目充実型」の遠隔教育の実施率は、「教科・科目充実型」の遠隔授業を実施している学校の総数を、遠隔教育を実施していると答えた学校の総数から、遠隔教育を実施していると答えた小学校の総数を引いた数で除した値である。
注13）「個々の児童生徒の状況に応じた遠隔教育」とは、外国人児童生徒等への日本語指導、病気療養児・不登校児童生徒等に対する学習指導等の個々の児童生徒の状況に応じた遠隔教育の形態をいう。

○市区町村（設置者）別「コンピュータの設置状況」及び「インターネット接続状況」の実態（中等教育学校）

市　区　町　村　別 （中等教育学校）	学校数 校	児童生徒数 人	普通教室数 室	学習者用PC総台数 台	児童生徒一人当たりの学習者用PC台数 台／人	普通教室の大型提示装置整備率 %
合　計	***	***	***	***	***	***

注１）「児童生徒数」は、令和６年５月１日現在の児童生徒数。
注２）「学習者用ＰＣ」とは、教育用ＰＣのうち、児童生徒が使用するために配備されたものをいう。
注３）「児童生徒一人当たりの学習者用PC台数」は、「学習者用ＰＣ総台数」を令和６年５月１日現在の児童生徒数で除して算出した値であ
注４）「普通教室の大型提示装置整備率」は、大型提示装置を設置している普通教室の総数を普通教室の総数で除して算出した値である。
注５）「普通教室の校内ＬＡＮ整備率」は、校内ＬＡＮを整備する普通教室の総数を普通教室の総数で除して算出した値である。
注６）「普通教室の無線ＬＡＮ整備率」は、無線ＬＡＮを整備する普通教室の総数を普通教室の総数で除して算出した値である。

（令和７年３月１日現在）

普通教室の校内LAN整備率 %	普通教室の無線LAN整備率 %	普通教室の移動通信システム（LTE等）整備率 %	移動系通信を利用している学校の内、無線LAN整備済みの普通教室の数 室	無線LAN又は移動系通信によりインターネット接続を行う普通教室の割合 %	回線速度の契約理論値 ベストエフォート型 %	回線速度の契約理論値 ギャランティ型 %
***	***	***	***	***	***	***

る。

○市区町村（設置者）別「コンピュータの設置状況」及び「インターネット接続状況」の実態（中等教育学校）

（令和７年３月１日現在）

市　区　町　村　別 （中等教育学校）	教員数 人	授業を担当している教員数 人	指導者用PC台数 台	指導者用PC整備率 %	教員の校務用PC台数 台	教員の校務用PC整備率 %	統合型校務支援システム整備率 %	遠隔教育実施率 %	遠隔教育を実施している学校のうち、「合同授業型」の遠隔授業の実施率 %	遠隔教育を実施している学校のうち、「教師支援型」の遠隔授業の実施率 %	遠隔教育を実施している学校のうち、「教科・科目充実型」の遠隔授業の実施率 %	遠隔教育を実施している学校のうち、個々の児童生徒の状況に応じた遠隔教育の実施率 %
合　　計	***	***	***	***	***	***	***	***	***	***	***	***

注１）「教員」とは、校長、副校長、教頭、主幹教諭、指導教諭、教諭、助教諭、養護教諭、養護助教諭、栄養教諭、常勤講師、再任用職員（フルタイム）をいう。
注２）「授業を担当している教員」とは、各教科等の授業を定期的に担当している教員をいう。授業を一時的・臨時的に担当する教員は含まない。
注３）「指導者用ＰＣ」とは、教員が使用するために配備されたものをいう。教職員が主として校務用に利用しているコンピュータ（校務用コンピュータ）は含まない。
注４）「指導者用ＰＣ整備率」とは指導者用ＰＣの総数を教員の総数で除して算出した値である。
注５）「教員の校務用ＰＣ」とは、主として教員が校務に使用するコンピュータのことをいう。
注６）「教員の校務用ＰＣ整備率」は、校務用ＰＣの総数を総教員数で除して算出した値である。
注７）「統合型校務支援システム」は、教務系（成績処理、出欠管理、時数等）・保健系（健康診断票、保健室管理等）、指導要録等の学籍関係、学校事務系など統合して
　　機能を有しているシステムをいう。
注８）「遠隔教育」は、遠隔システムを活用した同時双方向型で行う教育をいう。（「『遠隔教育の推進に向けた施策方針』の策定について（通知）」（文部科学省、平成30年9月20日））
注９）「合同授業型」とは、教師が児童生徒等に対面で授業を行う複数の教室等を遠隔により接続することで、児童生徒が多様な意見や考えに触れたり、協働して学習に取り組んだり
　　する機会の充実を図る遠隔教育の形態をいう。
注10）「教師支援型」とは、外部人材等の専門家と、児童生徒や教師がいる教室等を遠隔により接続することで、児童生徒の学習活動の質を高めるとともに、
　　教師の資質向上を図る遠隔教育の形態をいう。
注11）「教科・科目充実型」とは、学校教育法施行規則第77条の２（中学校等）、第88条の３（高等学校等）に基づき、当該教科の免許状を保有する教師による
　　授業を遠隔により提供することで、生徒の多様な科目選択を可能とすること等により、学習機会の充実を図るものをいう。なお、小学校での活用は想定されない。
注12）遠隔教育を実施している学校のうち、「教科・科目充実型」の遠隔教育の実施率は、「教科・科目充実型」の遠隔授業を実施している学校の総数を、
　　遠隔教育を実施していると答えた学校の総数から、遠隔教育を実施していると答えた小学校の総数を引いた数で除した値である。
注13）「個々の児童生徒の状況に応じた遠隔教育」とは、外国人児童生徒等への日本語指導、病気療養児・不登校児童生徒等に対する学習指導等の
　　個々の児童生徒の状況に応じた遠隔教育の形態をいう。

○市区町村（設置者）別「コンピュータの設置状況」及び「インターネット接続状況」の実態（特別支援学校）

市　区　町　村　別 （特別支援学校）	学校数 校	児童生徒数 人	普通教室数 室	学習者用PC総台数 台	児童生徒一人当たりの学習者用PC台数 台／人	普通教室の大型提示装置整備率 %
熊本県	20	2,086	449	2,681	1.3	95.8
熊本市	2	141	21	152	1.1	100.0
八代市	1	94	21	95	1.0	95.2
合　計	23	2,321	491	2,928	1.3	95.9

注１）「児童生徒数」は、令和６年５月１日現在の児童生徒数。
注２）「学習者用ＰＣ」とは、教育用ＰＣのうち、児童生徒が使用するために配備されたものをいう。
注３）「児童生徒一人当たりの学習者用PC台数」は、「学習者用ＰＣ総台数」を令和６年５月１日現在の児童生徒数で除して算出した値であ
注４）「普通教室の大型提示装置整備率」は、大型提示装置を設置している普通教室の総数を普通教室の総数で除して算出した値である。
注５）「普通教室の校内ＬＡＮ整備率」は、校内ＬＡＮを整備する普通教室の総数を普通教室の総数で除して算出した値である。
注６）「普通教室の無線ＬＡＮ整備率」は、無線ＬＡＮを整備する普通教室の総数を普通教室の総数で除して算出した値である。

（令和７年３月１日現在）

普通教室の校内LAN整備率 %	普通教室の無線LAN整備率 %	普通教室の移動通信システム（LTE等）整備率 %	移動系通信を利用している学校の内、無線LAN整備済みの普通教室の数 室	無線LAN又は移動系通信によりインターネット接続を行う普通教室の割合 %	回線速度の契約理論値 ベストエフォート型 %	回線速度の契約理論値 ギャランティ型 %
99.8	99.8	***	***	99.8	100.0	0.0
100.0	42.9	57.1	0	100.0	100.0	0.0
100.0	100.0	***	***	100.0	0.0	100.0
99.8	97.4	2.4	0	99.8	95.5	4.5

る。

○市区町村（設置者）別「コンピュータの設置状況」及び「インターネット接続状況」の実態（特別支援学校）

（令和７年３月１日現在）

市　区　町　村　別 （特別支援学校）	教員数 人	授業を担当している教員数 人	指導者用PC台数 台	指導者用PC整備率 %	教員の校務用PC台数 台	教員の校務用PC整備率 %	統合型校務支援システム整備率 %	遠隔教育実施率 %	遠隔教育を実施している学校のうち、「合同授業型」の遠隔授業の実施率 %	遠隔教育を実施している学校のうち、「教師支援型」の遠隔授業の実施率 %	遠隔教育を実施している学校のうち、「教科・科目充実型」の遠隔授業の実施率 %	遠隔教育を実施している学校のうち、個々の児童生徒の状況に応じた遠隔教育の実施率 %
熊本県	1,116	945	1,773	158.9	1,948	174.6	100.0	75.0	73.3	20.0	0.0	73.3
熊本市	60	47	124	206.7	71	118.3	100.0	100.0	100.0	0.0	0.0	0.0
八代市	42	37	38	90.5	55	131.0	100.0	0.0	***	***	***	***
合　　計	1,218	1,029	1,935	158.9	2,074	170.3	100.0	73.9	76.5	17.6	0.0	64.7

注１）「教員」とは、校長、副校長、教頭、主幹教諭、指導教諭、教諭、助教諭、養護教諭、養護助教諭、栄養教諭、常勤講師、再任用職員（フルタイム）をいう。
注２）「授業を担当している教員」とは、各教科等の授業を定期的に担当している教員をいう。授業を一時的・臨時的に担当する教員は含まない。
注３）「指導者用ＰＣ」とは、教員が使用するために配備されたものをいう。教職員が主として校務用に利用しているコンピュータ（校務用コンピュータ）は含まない。
注４）「指導者用ＰＣ整備率」とは指導者用ＰＣの総数を教員の総数で除して算出した値である。
注５）「教員の校務用ＰＣ」とは、主として教員が校務に使用するコンピュータのことをいう。
注６）「教員の校務用ＰＣ整備率」は、校務用ＰＣの総数を総教員数で除して算出した値である。
注７）「統合型校務支援システム」は、教務系（成績処理、出欠管理、時数等）・保健系（健康診断票、保健室管理等）、指導要録等の学籍関係、学校事務系など統合して
機能を有しているシステムをいう。
注８）「遠隔教育」は、遠隔システムを活用した同時双方向型で行う教育をいう。（「『遠隔教育の推進に向けた施策方針』の策定について（通知）」（文部科学省、平成30年9月20日））
注９）「合同授業型」とは、教師が児童生徒等に対面で授業を行う複数の教室等を遠隔により接続することで、児童生徒が多様な意見や考えに触れたり、協働して学習に取り組んだり
する機会の充実を図る遠隔教育の形態をいう。
注10）「教師支援型」とは、外部人材等の専門家と、児童生徒や教師がいる教室等を遠隔により接続することで、児童生徒の学習活動の質を高めるとともに、
教師の資質向上を図る遠隔教育の形態をいう。
注11）「教科・科目充実型」とは、学校教育法施行規則第77条の２（中学校等）、第88条の３（高等学校等）に基づき、当該教科の免許状を保有する教師による
授業を遠隔により提供することで、生徒の多様な科目選択を可能とすること等により、学習機会の充実を図るものをいう。なお、小学校での活用は想定されない。
注12）遠隔教育を実施している学校のうち、「教科・科目充実型」の遠隔教育の実施率は、「教科・科目充実型」の遠隔授業を実施している学校の総数を、
遠隔教育を実施していると答えた学校の総数から、遠隔教育を実施していると答えた小学校の総数を引いた数で除した値である。
注13）「個々の児童生徒の状況に応じた遠隔教育」とは、外国人児童生徒等への日本語指導、病気療養児・不登校児童生徒等に対する学習指導等の
個々の児童生徒の状況に応じた遠隔教育の形態をいう。

○市区町村（設置者）別「コンピュータの設置状況」及び「インターネット接続状況」の実態（合計）

市　区　町　村　別 （　合　計　）	学校数 校	児童生徒数 人	普通教室数 室	学習者用PC総台数 台	児童生徒一人当たりの学習者用PC台数 台／人	普通教室の大型提示装置整備率 %	普通教室の校内LAN整備率 %	普通教室の無線LAN整備率 %
大分県	59	23,063	1,213	26,717	1.2	82.4	100.0	100.0
大分市	84	37,302	1,552	40,255	1.1	100.0	100.0	100.0
別府市	21	7,111	327	7,220	1.0	89.3	90.2	82.3
中津市	31	6,732	336	7,115	1.1	100.0	100.0	100.0
日田市	30	4,623	280	5,090	1.1	86.4	100.0	100.0
佐伯市	30	4,172	250	4,443	1.1	95.6	100.0	100.0
臼杵市	18	2,265	160	2,397	1.1	100.0	100.0	100.0
津久見市	7	822	49	928	1.1	91.8	100.0	100.0
竹田市	15	1,076	99	1,252	1.2	100.0	100.0	100.0
豊後高田市	17	1,498	110	1,592	1.1	99.1	100.0	100.0
杵築市	13	1,802	106	2,369	1.3	79.2	100.0	100.0
宇佐市	31	3,794	264	4,045	1.1	81.4	100.0	100.0
豊後大野市	18	2,008	137	2,123	1.1	94.2	100.0	100.0
由布市	13	2,597	142	2,877	1.1	82.4	100.0	100.0
国東市	11	1,443	91	1,462	1.0	93.4	100.0	100.0
姫島村	2	79	10	111	1.4	100.0	100.0	100.0
日出町	7	2,269	96	2,480	1.1	89.6	99.0	99.0
九重町	7	570	50	607	1.1	94.0	100.0	100.0
玖珠町	8	939	66	963	1.0	92.4	100.0	100.0
合　計	422	104,165	5,338	114,046	1.1	91.9	99.4	98.9

注１）「児童生徒数」は、令和６年５月１日現在の児童生徒数。
注２）「学習者用ＰＣ」とは、教育用ＰＣのうち、児童生徒が使用するために配備されたものをいう。
注３）「児童生徒一人当たりの学習者用PC台数」は、「学習者用ＰＣ総台数」を令和６年５月１日現在の児童生徒数で除して算出した値である。
注４）「普通教室の大型提示装置整備率」は、大型提示装置を設置している普通教室の総数を普通教室の総数で除して算出した値である。
注５）「普通教室の校内ＬＡＮ整備率」は、校内ＬＡＮを整備する普通教室の総数を普通教室の総数で除して算出した値である。
注６）「普通教室の無線ＬＡＮ整備率」は、無線ＬＡＮを整備する普通教室の総数を普通教室の総数で除して算出した値である。

（令和７年３月１日現在）

普通教室の移動通信システム（LTE等）整備率	移動系通信を利用している学校の内、無線LAN整備済みの普通教室の数	無線LAN又は移動系通信によりインターネット接続を行う普通教室の割合	回線速度の契約理論値 ベストエフォート型	回線速度の契約理論値 ギャランティ型
%	室	%	%	%
***	***	100.0	100.0	0.0
***	***	100.0	100.0	0.0
***	***	82.3	100.0	0.0
***	***	100.0	100.0	0.0
***	***	100.0	100.0	0.0
***	***	100.0	100.0	0.0
***	***	100.0	100.0	0.0
***	***	100.0	100.0	0.0
***	***	100.0	100.0	0.0
***	***	100.0	100.0	0.0
***	***	100.0	100.0	0.0
***	***	100.0	100.0	0.0
***	***	100.0	100.0	0.0
***	***	100.0	100.0	0.0
***	***	100.0	100.0	0.0
***	***	100.0	100.0	0.0
***	***	99.0	100.0	0.0
***	***	100.0	100.0	0.0
***	***	100.0	100.0	0.0
***	***	98.9	100.0	0.0

○市区町村（設置者）別「コンピュータの設置状況」及び「インターネット接続状況」の実態（合計）

（令和７年３月１日現在）

市　区　町　村　別 （　合　計　）	教員数 人	授業を担当している教員数 人	指導者用PC台数 台	指導者用PC整備率 %	教員の校務用PC台数 台	教員の校務用PC整備率 %	統合型校務支援システム整備率 %	遠隔教育実施率 %	遠隔教育を実施している学校のうち、「合同授業型」の遠隔授業の実施率 %	遠隔教育を実施している学校のうち、「教師支援型」の遠隔授業の実施率 %	遠隔教育を実施している学校のうち、「教科・科目充実型」の遠隔授業の実施率 %	遠隔教育を実施している学校のうち、個々の児童生徒の状況に応じた遠隔教育の実施率 %
大分県	2,942	2,583	3,671	124.8	3,981	135.3	100.0	50.8	53.3	50.0	13.3	70.0
大分市	2,196	1,892	4,380	199.5	2,500	113.8	100.0	69.0	56.9	60.3	0.0	41.4
別府市	461	391	486	105.4	526	114.1	100.0	71.4	46.7	86.7	0.0	60.0
中津市	497	401	889	178.9	634	127.6	100.0	54.8	88.2	29.4	0.0	41.2
日田市	430	329	556	129.3	563	130.9	100.0	70.0	61.9	42.9	0.0	42.9
佐伯市	425	330	456	107.3	529	124.5	100.0	46.7	78.6	28.6	0.0	35.7
臼杵市	248	201	291	117.3	395	159.3	100.0	55.6	60.0	30.0	0.0	60.0
津久見市	83	64	88	106.0	133	160.2	100.0	28.6	0.0	50.0	0.0	50.0
竹田市	158	119	183	115.8	207	131.0	100.0	73.3	90.9	36.4	0.0	45.5
豊後高田市	195	153	225	115.4	277	142.1	100.0	100.0	82.4	17.6	0.0	76.5
杵築市	173	130	367	212.1	319	184.4	100.0	30.8	75.0	25.0	0.0	25.0
宇佐市	386	304	694	179.8	555	143.8	100.0	51.6	37.5	56.3	0.0	62.5
豊後大野市	237	185	459	193.7	305	128.7	100.0	33.3	66.7	16.7	0.0	33.3
由布市	225	190	379	168.4	333	148.0	100.0	46.2	50.0	33.3	0.0	33.3
国東市	158	122	164	103.8	237	150.0	100.0	36.4	75.0	50.0	0.0	50.0
姫島村	19	15	53	278.9	38	200.0	100.0	50.0	0.0	100.0	0.0	0.0
日出町	145	124	172	118.6	188	129.7	100.0	14.3	0.0	0.0	0.0	100.0
九重町	83	64	104	125.3	105	126.5	100.0	71.4	60.0	60.0	0.0	40.0
玖珠町	107	86	155	144.9	158	147.7	100.0	100.0	75.0	25.0	0.0	37.5
合　計	9,168	7,683	13,772	150.2	11,983	130.7	100.0	58.3	62.2	45.9	4.0	50.0

注１）「教員」とは、校長、副校長、教頭、主幹教諭、指導教諭、教諭、助教諭、養護教諭、養護助教諭、栄養教諭、常勤講師、再任用職員（フルタイム）をいう。
注２）「授業を担当している教員」とは、各教科等の授業を定期的に担当している教員をいう。授業を一時的・臨時的に担当する教員は含まない。
注３）「指導者用ＰＣ」とは、教員が使用するために配備されたものをいう。教職員が主として校務用に利用しているコンピュータ（校務用コンピュータ）は含まない。
注４）「指導者用ＰＣ整備率」とは指導者用ＰＣの総数を教員の総数で除して算出した値である。
注５）「教員の校務用ＰＣ」とは、主として教員が校務に使用するコンピュータのことをいう。
注６）「教員の校務用ＰＣ整備率」は、校務用ＰＣの総数を総教員数で除して算出した値である。
注７）「統合型校務支援システム」は、教務系（成績処理、出欠管理、時数等）・保健系（健康診断票、保健室管理等）、指導要録等の学籍関係、学校事務系など統合して
　　機能を有しているシステムをいう。
注８）「遠隔教育」は、遠隔システムを活用した同時双方向型で行う教育をいう。（「『遠隔教育の推進に向けた施策方針』の策定について（通知）」（文部科学省、平成30年9月20日））
注９）「合同授業型」とは、教師が児童生徒等に対面で授業を行う複数の教室等を遠隔により接続することで、児童生徒が多様な意見や考えに触れたり、協働して学習に取り組んだり
　　する機会の充実を図る遠隔教育の形態をいう。
注10）「教師支援型」とは、外部人材等の専門家と、児童生徒や教師がいる教室等を遠隔により接続することで、児童生徒の学習活動の質を高めるとともに、
　　教師の資質向上を図る遠隔教育の形態をいう。
注11）「教科・科目充実型」とは、学校教育法施行規則第77条の２（中学校等）、第88条の３（高等学校等）に基づき、当該教科の免許状を保有する教師による
　　授業を遠隔により提供することで、生徒の多様な科目選択を可能とすること等により、学習機会の充実を図るものをいう。なお、小学校での活用は想定されない。
注12）遠隔教育を実施している学校のうち、「教科・科目充実型」の遠隔教育の実施率は、「教科・科目充実型」の遠隔授業を実施している学校の総数を、
　　遠隔教育を実施していると答えた学校の総数から、遠隔教育を実施していると答えた小学校の総数を引いた数で除した値である。
注13）「個々の児童生徒の状況に応じた遠隔教育」とは、外国人児童生徒等への日本語指導、病気療養児・不登校児童生徒等に対する学習指導等の
　　個々の児童生徒の状況に応じた遠隔教育の形態をいう。

○市区町村（設置者）別「コンピュータの設置状況」及び「インターネット接続状況」の実態（小学校）

市　区　町　村　別 （　小　学　校　）	学校数 校	児童生徒数 人	普通教室数 室	学習者用PC総台数 台	児童生徒一人当たりの学習者用PC台数 台／人	普通教室の大型提示装置整備率 %	普通教室の校内LAN整備率 %
大分市	55	24,383	1,062	26,481	1.1	100.0	100.0
別府市	14	4,634	231	4,709	1.0	92.2	86.1
中津市	21	4,463	233	4,489	1.0	100.0	100.0
日田市	18	2,950	189	2,985	1.0	89.4	100.0
佐伯市	18	2,665	176	2,669	1.0	94.3	100.0
臼杵市	13	1,435	118	1,437	1.0	100.0	100.0
津久見市	5	499	34	601	1.2	94.1	100.0
竹田市	11	696	71	733	1.1	100.0	100.0
豊後高田市	11	1,023	76	1,046	1.0	98.7	100.0
杵築市	10	1,139	77	1,481	1.3	83.1	100.0
宇佐市	24	2,444	196	2,441	1.0	86.2	100.0
豊後大野市	11	1,278	90	1,303	1.0	96.7	100.0
由布市	10	1,758	102	1,915	1.1	83.3	100.0
国東市	7	730	55	743	1.0	98.2	100.0
姫島村	1	54	7	70	1.3	100.0	100.0
日出町	5	1,503	69	1,548	1.0	87.0	100.0
九重町	6	364	38	383	1.1	94.7	100.0
玖珠町	6	591	47	594	1.0	93.6	100.0
合　　計	246	52,609	2,871	55,628	1.1	95.6	98.9

注１）「児童生徒数」は、令和６年５月１日現在の児童生徒数。
注２）「学習者用ＰＣ」とは、教育用ＰＣのうち、児童生徒が使用するために配備されたものをいう。
注３）「児童生徒一人当たりの学習者用PC台数」は、「学習者用ＰＣ総台数」を令和６年５月１日現在の児童生徒数で除して算出した値である。
注４）「普通教室の大型提示装置整備率」は、大型提示装置を設置している普通教室の総数を普通教室の総数で除して算出した値である。
注５）「普通教室の校内ＬＡＮ整備率」は、校内ＬＡＮを整備する普通教室の総数を普通教室の総数で除して算出した値である。
注６）「普通教室の無線ＬＡＮ整備率」は、無線ＬＡＮを整備する普通教室の総数を普通教室の総数で除して算出した値である。

（令和７年３月１日現在）

普通教室の無線LAN整備率 %	普通教室の移動通信システム（LTE等）整備率 %	移動系通信を利用している学校の内、無線LAN整備済みの普通教室の数 室	無線LAN又は移動系通信によりインターネット接続を行う普通教室の割合 %	回線速度の契約理論値 ベストエフォート型 %	回線速度の契約理論値 ギャランティ型 %
100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
81.0	***	***	81.0	100.0	0.0
100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
98.5	***	***	98.5	100.0	0.0

○市区町村（設置者）別「コンピュータの設置状況」及び「インターネット接続状況」の実態（小学校）

（令和７年３月１日現在）

市　区　町　村　別 （　小　学　校　）	教員数 人	授業を担当している教員数 人	指導者用PC台数 台	指導者用PC整備率 %	教員の校務用PC台数 台	教員の校務用PC整備率 %	統合型校務支援システム整備率 %	遠隔教育実施率 %	遠隔教育を実施している学校のうち、「合同授業型」の遠隔授業の実施率 %	遠隔教育を実施している学校のうち、「教師支援型」の遠隔授業の実施率 %	遠隔教育を実施している学校のうち、「教科・科目充実型」の遠隔授業の実施率 %	遠隔教育を実施している学校のうち、個々の児童生徒の状況に応じた遠隔教育の実施率 %
大分市	1,342	1,149	2,876	214.3	1,536	114.5	100.0	65.5	63.9	50.0	***	38.9
別府市	294	248	321	109.2	343	116.7	100.0	92.9	53.8	100.0	***	53.8
中津市	310	250	572	184.5	396	127.7	100.0	42.9	77.8	22.2	***	33.3
日田市	251	190	318	126.7	338	134.7	100.0	77.8	71.4	42.9	***	35.7
佐伯市	238	191	263	110.5	311	130.7	100.0	61.1	90.9	27.3	***	27.3
臼杵市	163	128	188	115.3	267	163.8	100.0	46.2	66.7	33.3	***	50.0
津久見市	53	39	60	113.2	93	175.5	100.0	20.0	0.0	100.0	***	0.0
竹田市	107	78	121	113.1	141	131.8	100.0	72.7	100.0	12.5	***	37.5
豊後高田市	122	95	136	111.5	171	140.2	100.0	100.0	90.9	9.1	***	72.7
杵築市	114	82	245	214.9	207	181.6	100.0	30.0	100.0	33.3	***	33.3
宇佐市	267	210	474	177.5	392	146.8	100.0	45.8	36.4	72.7	***	54.5
豊後大野市	141	112	269	190.8	185	131.2	100.0	36.4	75.0	25.0	***	25.0
由布市	156	129	264	169.2	234	150.0	100.0	50.0	60.0	20.0	***	40.0
国東市	84	64	79	94.0	124	147.6	100.0	57.1	75.0	50.0	***	50.0
姫島村	10	7	28	280.0	20	200.0	100.0	0.0	***	***	***	***
日出町	96	79	106	110.4	124	129.2	100.0	20.0	0.0	0.0	***	100.0
九重町	63	47	82	130.2	83	131.7	100.0	66.7	75.0	50.0	***	25.0
玖珠町	69	54	99	143.5	107	155.1	100.0	100.0	83.3	16.7	***	16.7
合　　計	3,880	3,152	6,501	167.6	5,072	130.7	100.0	59.8	70.1	42.9	***	41.5

注１）「教員」とは、校長、副校長、教頭、主幹教諭、指導教諭、教諭、助教諭、養護教諭、養護助教諭、栄養教諭、常勤講師、再任用職員（フルタイム）をいう。
注２）「授業を担当している教員」とは、各教科等の授業を定期的に担当している教員をいう。授業を一時的・臨時的に担当する教員は含まない。
注３）「指導者用ＰＣ」とは、教員が使用するために配備されたものをいう。教職員が主として校務用に利用しているコンピュータ（校務用コンピュータ）は含まない。
注４）「指導者用ＰＣ整備率」とは指導者用ＰＣの総数を教員の総数で除して算出した値である。
注５）「教員の校務用ＰＣ」とは、主として教員が校務に使用するコンピュータのことをいう。
注６）「教員の校務用ＰＣ整備率」は、校務用ＰＣの総数を総教員数で除して算出した値である。
注７）「統合型校務支援システム」は、教務系（成績処理、出欠管理、時数等）・保健系（健康診断票、保健室管理等）、指導要録等の学籍関係、学校事務系など統合して
　　機能を有しているシステムをいう。
注８）「遠隔教育」は、遠隔システムを活用した同時双方向型で行う教育をいう。（「『遠隔教育の推進に向けた施策方針』の策定について（通知）」（文部科学省、平成30年9月20日））
注９）「合同授業型」とは、教師が児童生徒等に対面で授業を行う複数の教室等を遠隔により接続することで、児童生徒が多様な意見や考えに触れたり、協働して学習に取り組んだり
　　する機会の充実を図る遠隔教育の形態をいう。
注10）「教師支援型」とは、外部人材等の専門家と、児童生徒や教師がいる教室等を遠隔により接続することで、児童生徒の学習活動の質を高めるとともに、
　　教師の資質向上を図る遠隔教育の形態をいう。
注11）「教科・科目充実型」とは、学校教育法施行規則第77条の２（中学校等）、第88条の３（高等学校等）に基づき、当該教科の免許状を保有する教師による
　　授業を遠隔により提供することで、生徒の多様な科目選択を可能とすること等により、学習機会の充実を図るものをいう。なお、小学校での活用は想定されない。
注12）遠隔教育を実施している学校のうち、「教科・科目充実型」の遠隔教育の実施率は、「教科・科目充実型」の遠隔授業を実施している学校の総数を、
　　遠隔教育を実施していると答えた学校の総数から、遠隔教育を実施していると答えた小学校の総数を引いた数で除した値である。
注13）「個々の児童生徒の状況に応じた遠隔教育」とは、外国人児童生徒等への日本語指導、病気療養児・不登校児童生徒等に対する学習指導等の
　　個々の児童生徒の状況に応じた遠隔教育の形態をいう。

○市区町村（設置者）別「コンピュータの設置状況」及び「インターネット接続状況」の実態（中学校）

市　区　町　村　別 （　中　学　校　）	学校数 校	児童生徒数 人	普通教室数 室	学習者用PC総台数 台	児童生徒一人当たりの学習者用PC台数 台／人	普通教室の大型提示装置整備率 %	普通教室の校内LAN整備率 %	普通教室の無線LAN整備率 %
大分県	1	359	13	408	1.1	100.0	100.0	100.0
大分市	28	12,021	452	12,774	1.1	100.0	100.0	100.0
別府市	7	2,477	96	2,511	1.0	82.3	100.0	85.4
中津市	10	2,269	103	2,626	1.2	100.0	100.0	100.0
日田市	12	1,673	91	2,105	1.3	80.2	100.0	100.0
佐伯市	12	1,507	74	1,774	1.2	98.6	100.0	100.0
臼杵市	5	830	42	960	1.2	100.0	100.0	100.0
津久見市	2	323	15	327	1.0	86.7	100.0	100.0
竹田市	4	380	28	519	1.4	100.0	100.0	100.0
豊後高田市	6	475	34	546	1.1	100.0	100.0	100.0
杵築市	3	663	29	888	1.3	69.0	100.0	100.0
宇佐市	7	1,350	68	1,604	1.2	67.6	100.0	100.0
豊後大野市	7	730	47	820	1.1	89.4	100.0	100.0
由布市	3	839	40	962	1.1	80.0	100.0	100.0
国東市	3	437	22	441	1.0	95.5	100.0	100.0
姫島村	1	25	3	41	1.6	100.0	100.0	100.0
日出町	2	766	27	932	1.2	96.3	96.3	96.3
九重町	1	206	12	224	1.1	91.7	100.0	100.0
玖珠町	1	332	17	346	1.0	88.2	100.0	100.0
合　　計	115	27,662	1,213	30,808	1.1	92.8	99.9	98.8

注１）「児童生徒数」は、令和６年５月１日現在の児童生徒数。
注２）「学習者用ＰＣ」とは、教育用ＰＣのうち、児童生徒が使用するために配備されたものをいう。
注３）「児童生徒一人当たりの学習者用PC台数」は、「学習者用ＰＣ総台数」を令和６年５月１日現在の児童生徒数で除して算出した値である。
注４）「普通教室の大型提示装置整備率」は、大型提示装置を設置している普通教室の総数を普通教室の総数で除して算出した値である。
注５）「普通教室の校内ＬＡＮ整備率」は、校内ＬＡＮを整備する普通教室の総数を普通教室の総数で除して算出した値である。
注６）「普通教室の無線ＬＡＮ整備率」は、無線ＬＡＮを整備する普通教室の総数を普通教室の総数で除して算出した値である。

（令和７年３月１日現在）

普通教室の移動通信システム（LTE等）整備率	移動系通信を利用している学校の内、無線LAN整備済みの普通教室の数	無線LAN又は移動系通信によりインターネット接続を行う普通教室の割合	回線速度の契約理論値 ベストエフォート型	回線速度の契約理論値 ギャランティ型
%	室	%	%	%
***	***	100.0	100.0	0.0
***	***	100.0	100.0	0.0
***	***	85.4	100.0	0.0
***	***	100.0	100.0	0.0
***	***	100.0	100.0	0.0
***	***	100.0	100.0	0.0
***	***	100.0	100.0	0.0
***	***	100.0	100.0	0.0
***	***	100.0	100.0	0.0
***	***	100.0	100.0	0.0
***	***	100.0	100.0	0.0
***	***	100.0	100.0	0.0
***	***	100.0	100.0	0.0
***	***	100.0	100.0	0.0
***	***	100.0	100.0	0.0
***	***	100.0	100.0	0.0
***	***	96.3	100.0	0.0
***	***	100.0	100.0	0.0
***	***	100.0	100.0	0.0
***	***	98.8	100.0	0.0

○市区町村（設置者）別「コンピュータの設置状況」及び「インターネット接続状況」の実態（中学校）

（令和７年３月１日現在）

市　区　町　村　別 （　中　学　校　）	教員数 人	授業を担当している教員数 人	指導者用PC台数 台	指導者用PC整備率 %	教員の校務用PC台数 台	教員の校務用PC整備率 %	統合型校務支援システム整備率 %	遠隔教育実施率 %	遠隔教育を実施している学校のうち、「合同授業型」の遠隔授業の実施率 %	遠隔教育を実施している学校のうち、「教師支援型」の遠隔授業の実施率 %	遠隔教育を実施している学校のうち、「教科・科目充実型」の遠隔授業の実施率 %	遠隔教育を実施している学校のうち、個々の児童生徒の状況に応じた遠隔教育の実施率 %
大分県	26	22	27	103.8	31	119.2	100.0	0.0	***	***	***	***
大分市	798	694	1,386	173.7	902	113.0	100.0	75.0	42.9	76.2	0.0	42.9
別府市	167	143	165	98.8	183	109.6	100.0	28.6	0.0	0.0	0.0	100.0
中津市	187	151	317	169.5	238	127.3	100.0	80.0	100.0	37.5	0.0	50.0
日田市	179	139	238	133.0	225	125.7	100.0	58.3	42.9	42.9	0.0	57.1
佐伯市	187	139	193	103.2	218	116.6	100.0	25.0	33.3	33.3	0.0	66.7
臼杵市	85	73	103	121.2	128	150.6	100.0	80.0	50.0	25.0	0.0	75.0
津久見市	30	25	28	93.3	40	133.3	100.0	50.0	0.0	0.0	0.0	100.0
竹田市	51	41	62	121.6	66	129.4	100.0	75.0	66.7	100.0	0.0	66.7
豊後高田市	73	58	89	121.9	106	145.2	100.0	100.0	66.7	33.3	0.0	83.3
杵築市	59	48	122	206.8	112	189.8	100.0	33.3	0.0	0.0	0.0	0.0
宇佐市	119	94	220	184.9	163	137.0	100.0	71.4	40.0	20.0	0.0	80.0
豊後大野市	96	73	190	197.9	120	125.0	100.0	28.6	50.0	0.0	0.0	50.0
由布市	69	61	115	166.7	99	143.5	100.0	33.3	0.0	100.0	0.0	0.0
国東市	50	38	55	110.0	65	130.0	100.0	0.0	***	***	***	***
姫島村	9	8	25	277.8	18	200.0	100.0	100.0	0.0	100.0	0.0	0.0
日出町	49	45	66	134.7	64	130.6	100.0	0.0	***	***	***	***
九重町	20	17	22	110.0	22	110.0	100.0	100.0	0.0	100.0	0.0	100.0
玖珠町	28	24	40	142.9	40	142.9	100.0	100.0	100.0	100.0	0.0	100.0
合　　計	2,282	1,893	3,463	151.8	2,840	124.5	100.0	58.3	49.3	50.7	0.0	58.2

注１）「教員」とは、校長、副校長、教頭、主幹教諭、指導教諭、教諭、助教諭、養護教諭、養護助教諭、栄養教諭、常勤講師、再任用職員（フルタイム）をいう。
注２）「授業を担当している教員」とは、各教科等の授業を定期的に担当している教員をいう。授業を一時的・臨時的に担当する教員は含まない。
注３）「指導者用ＰＣ」とは、教員が使用するために配備されたものをいう。教職員が主として校務用に利用しているコンピュータ（校務用コンピュータ）は含まない。
注４）「指導者用ＰＣ整備率」とは指導者用ＰＣの総数を教員の総数で除して算出した値である。
注５）「教員の校務用ＰＣ」とは、主として教員が校務に使用するコンピュータのことをいう。
注６）「教員の校務用ＰＣ整備率」は、校務用ＰＣの総数を総教員数で除して算出した値である。
注７）「統合型校務支援システム」は、教務系（成績処理、出欠管理、時数等）・保健系（健康診断票、保健室管理等）、指導要録等の学籍関係、学校事務系など統合して
　　機能を有しているシステムをいう。
注８）「遠隔教育」は、遠隔システムを活用した同時双方向型で行う教育をいう。（「『遠隔教育の推進に向けた施策方針』の策定について（通知）」（文部科学省、平成30年9月20日））
注９）「合同授業型」とは、教師が児童生徒等に対面で授業を行う複数の教室等を遠隔により接続することで、児童生徒が多様な意見や考えに触れたり、協働して学習に取り組んだり
　　する機会の充実を図る遠隔教育の形態をいう。
注10）「教師支援型」とは、外部人材等の専門家と、児童生徒や教師がいる教室等を遠隔により接続することで、児童生徒の学習活動の質を高めるとともに、
　　教師の資質向上を図る遠隔教育の形態をいう。
注11）「教科・科目充実型」とは、学校教育法施行規則第77条の２（中学校等）、第88条の３（高等学校等）に基づき、当該教科の免許状を保有する教師による
　　授業を遠隔により提供することで、生徒の多様な科目選択を可能とすること等により、学習機会の充実を図るものをいう。なお、小学校での活用は想定されない。
注12）遠隔教育を実施している学校のうち、「教科・科目充実型」の遠隔教育の実施率は、「教科・科目充実型」の遠隔授業を実施している学校の総数を、
　　遠隔教育を実施していると答えた学校の総数から、遠隔教育を実施していると答えた小学校の総数を引いた数で除した値である。
注13）「個々の児童生徒の状況に応じた遠隔教育」とは、外国人児童生徒等への日本語指導、病気療養児・不登校児童生徒等に対する学習指導等の
　　個々の児童生徒の状況に応じた遠隔教育の形態をいう。

○市区町村（設置者）別「コンピュータの設置状況」及び「インターネット接続状況」の実態（義務教育学校）

市　区　町　村　別 （義務教育学校）	学校数 校	児童生徒数 人	普通教室数 室	学習者用PC総台数 台	児童生徒一人当たりの学習者用PC台数 台／人	普通教室の大型提示装置整備率 %
大分市	1	898	38	1,000	1.1	100.0
国東市	1	276	14	278	1.0	71.4
玖珠町	1	16	2	23	1.4	100.0
合　計	3	1,190	54	1,301	1.1	92.6

注１）「児童生徒数」は、令和６年５月１日現在の児童生徒数。
注２）「学習者用ＰＣ」とは、教育用ＰＣのうち、児童生徒が使用するために配備されたものをいう。
注３）「児童生徒一人当たりの学習者用PC台数」は、「学習者用ＰＣ総台数」を令和６年５月１日現在の児童生徒数で除して算出した値であ
注４）「普通教室の大型提示装置整備率」は、大型提示装置を設置している普通教室の総数を普通教室の総数で除して算出した値である。
注５）「普通教室の校内ＬＡＮ整備率」は、校内ＬＡＮを整備する普通教室の総数を普通教室の総数で除して算出した値である。
注６）「普通教室の無線ＬＡＮ整備率」は、無線ＬＡＮを整備する普通教室の総数を普通教室の総数で除して算出した値である。

（令和７年３月１日現在）

普通教室の校内LAN整備率 %	普通教室の無線LAN整備率 %	普通教室の移動通信システム（LTE等）整備率 %	移動系通信を利用している学校の内、無線LAN整備済みの普通教室の数 室	無線LAN又は移動系通信によりインターネット接続を行う普通教室の割合 %	回線速度の契約理論値 ベストエフォート型 %	回線速度の契約理論値 ギャランティ型 %
100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0

る。

○市区町村（設置者）別「コンピュータの設置状況」及び「インターネット接続状況」の実態（義務教育学校）

（令和７年３月１日現在）

市　区　町　村　別 （義務教育学校）	教員数 人	授業を担当している教員数 人	指導者用PC台数 台	指導者用PC整備率 %	教員の校務用PC台数 台	教員の校務用PC整備率 %	統合型校務支援システム整備率 %	遠隔教育実施率 %	遠隔教育を実施している学校のうち、「合同授業型」の遠隔授業の実施率 %	遠隔教育を実施している学校のうち、「教師支援型」の遠隔授業の実施率 %	遠隔教育を実施している学校のうち、「教科・科目充実型」の遠隔授業の実施率 %	遠隔教育を実施している学校のうち、個々の児童生徒の状況に応じた遠隔教育の実施率 %
大分市	56	49	118	210.7	62	110.7	100.0	100.0	100.0	100.0	0.0	100.0
国東市	24	20	30	125.0	48	200.0	100.0	0.0	***	***	***	***
玖珠町	10	8	16	160.0	11	110.0	100.0	100.0	0.0	0.0	0.0	100.0
合　　計	90	77	164	182.2	121	134.4	100.0	66.7	50.0	50.0	0.0	100.0

注１）「教員」とは、校長、副校長、教頭、主幹教諭、指導教諭、教諭、助教諭、養護教諭、養護助教諭、栄養教諭、常勤講師、再任用職員（フルタイム）をいう。
注２）「授業を担当している教員」とは、各教科等の授業を定期的に担当している教員をいう。授業を一時的・臨時的に担当する教員は含まない。
注３）「指導者用ＰＣ」とは、教員が使用するために配備されたものをいう。教職員が主として校務用に利用しているコンピュータ（校務用コンピュータ）は含まない。
注４）「指導者用ＰＣ整備率」とは指導者用ＰＣの総数を教員の総数で除して算出した値である。
注５）「教員の校務用ＰＣ」とは、主として教員が校務に使用するコンピュータのことをいう。
注６）「教員の校務用ＰＣ整備率」は、校務用ＰＣの総数を総教員数で除して算出した値である。
注７）「統合型校務支援システム」は、教務系（成績処理、出欠管理、時数等）・保健系（健康診断票、保健室管理等）、指導要録等の学籍関係、学校事務系など統合して
機能を有しているシステムをいう。
注８）「遠隔教育」は、遠隔システムを活用した同時双方向型で行う教育をいう。（「『遠隔教育の推進に向けた施策方針』の策定について（通知）」（文部科学省、平成30年9月20日））
注９）「合同授業型」とは、教師が児童生徒等に対面で授業を行う複数の教室等を遠隔により接続することで、児童生徒が多様な意見や考えに触れたり、協働して学習に取り組んだり
する機会の充実を図る遠隔教育の形態をいう。
注10）「教師支援型」とは、外部人材等の専門家と、児童生徒や教師がいる教室等を遠隔により接続することで、児童生徒の学習活動の質を高めるとともに、
教師の資質向上を図る遠隔教育の形態をいう。
注11）「教科・科目充実型」とは、学校教育法施行規則第77条の２（中学校等）、第88条の３（高等学校等）に基づき、当該教科の免許状を保有する教師による
授業を遠隔により提供することで、生徒の多様な科目選択を可能とすること等により、学習機会の充実を図るものをいう。なお、小学校での活用は想定されない。
注12）遠隔教育を実施している学校のうち、「教科・科目充実型」の遠隔教育の実施率は、「教科・科目充実型」の遠隔授業を実施している学校の総数を、
遠隔教育を実施していると答えた学校の総数から、遠隔教育を実施していると答えた小学校の総数を引いた数で除した値である。
注13）「個々の児童生徒の状況に応じた遠隔教育」とは、外国人児童生徒等への日本語指導、病気療養児・不登校児童生徒等に対する学習指導等の
個々の児童生徒の状況に応じた遠隔教育の形態をいう。

○市区町村（設置者）別「コンピュータの設置状況」及び「インターネット接続状況」の実態（高等学校）

（令和７年３月１日現在）

市区町村別（高等学校）	学校数	学校数（専門学科・総合学科単独及び複数学科設置校）	児童生徒数	児童生徒数（専門学科・総合学科単独及び複数学科設置校）	普通教室数	普通教室数（専門学科・総合学科単独及び複数学科設置校）	学習者用PC総台数	学習者用PC総台数（専門学科・総合学科単独及び複数学科設置校）	児童生徒一人当たりの学習者用PC台数	児童生徒一人当たりの学習者用PC台数（専門学科・総合学科単独及び複数学科設置校）	普通教室の大型提示装置整備率	普通教室の大型提示装置整備率（専門学科・総合学科単独及び複数学科設置校）	普通教室の校内LAN整備率	普通教室の校内LAN整備率（専門学科・総合学科単独及び複数学科設置校）	普通教室の無線LAN整備率	普通教室の無線LAN整備率（専門学科・総合学科単独及び複数学科設置校）	普通教室の移動通信システム（LTE等）整備率	普通教室の移動通信システム（LTE等）整備率（専門学科・総合学科単独及び複数学科設置校）	移動系通信を利用している学校の内、無線LAN整備済みの普通教室の数	移動系通信を利用している学校の内、無線LAN整備済みの普通教室の数（専門学科・総合学科単独及び複数学科設置校）	無線LAN又は移動系通信によりインターネット接続を行う普通教室の割合	無線LAN又は移動系通信によりインターネット接続を行う普通教室の割合（専門学科・総合学科単独及び複数学科設置校）	回線速度の契約理論値ベストエフォート型	回線速度の契約理論値ベストエフォート型（専門学科・総合学科単独及び複数学科設置校）	回線速度の契約理論値ギャランティ型	回線速度の契約理論値ギャランティ型（専門学科・総合学科単独及び複数学科設置校）
	校	校	人	人	室	室	台	台	台／人	台／人	%	%	%	%	%	%	%	%	室	室	%	%	%	%	%	%	%
大分県	40	23	21,103	12,221	748	424	24,554	14,583	1.2	1.2	95.2	94.8	100.0	100.0	100.0	100.0	***	***	***	***	100.0	100.0	100.0	100.0	0.0	0.0
合計	40	23	21,103	12,221	748	424	24,554	14,583	1.2	1.2	95.2	94.8	100.0	100.0	100.0	100.0	***	***	***	***	100.0	100.0	100.0	100.0	0.0	0.0

注１）「児童生徒数」は、令和６年５月１日現在の児童生徒数。
注２）「学習者用ＰＣ」とは、教育用ＰＣのうち、児童生徒が使用するために配備されたものをいう。
注３）「児童生徒一人当たりの学習者用PC台数」は、「学習者用ＰＣ総台数」を令和６年５月１日現在の児童生徒数で除して算出した値である。
注４）「普通教室の大型提示装置整備率」は、大型提示装置を設置している普通教室の総数を普通教室の総数で除して算出した値である。
注５）「普通教室の校内ＬＡＮ整備率」は、校内ＬＡＮを整備する普通教室の総数を普通教室の総数で除して算出した値である。
注６）「普通教室の無線ＬＡＮ整備率」は、無線ＬＡＮを整備する普通教室の総数を普通教室の総数で除して算出した値である。

○市区町村（設置者）別「コンピュータの設置状況」及び「インターネット接続状況」の実態（高等学校）

（令和７年３月１日現在）

市区町村別（高等学校）	教員数	教員数（専門学科・総合学科単独及び複数学科設置校）	授業を担当している教員数	授業を担当している教員数（専門学科・総合学科単独及び複数学科設置校）	指導者用PC台数	指導者用PC台数（専門学科・総合学科単独及び複数学科設置校）	指導者用PC整備率	指導者用PC整備率（専門学科・総合学科単独及び複数学科設置校）	教員の校務用PC台数	教員の校務用PC台数（専門学科・総合学科単独及び複数学科設置校）	教員の校務用PC整備率	教員の校務用PC整備率（専門学科・総合学科単独及び複数学科設置校）	統合型校務支援システム整備率	統合型校務支援システム整備率（専門学科・総合学科単独及び複数学科設置校）	遠隔教育実施率	遠隔教育実施率（専門学科・総合学科単独及び複数学科設置校）	遠隔教育を実施している学校のうち、「合同授業型」の遠隔授業の実施率	遠隔教育を実施している学校のうち、「合同授業型」の遠隔授業の実施率（専門学科・総合学	遠隔教育を実施している学校のうち、「教師支援型」の遠隔授業の実施率	遠隔教育を実施している学校のうち、「教師支援型」の遠隔授業の実施率（専門学科・総合学	遠隔教育を実施している学校のうち、「教科・科目充実型」の遠隔授業の実施率	遠隔教育を実施している学校のうち、「教科・科目充実型」の遠隔授業の実施率（専門学	遠隔教育を実施している学校のうち、個々の児童生徒の状況に応じた遠隔教育の実施率	遠隔教育を実施している学校のうち、個々の児童生徒の状況に応じた遠隔教育の実施率（専門学
	人	人	人	人	台	台	%	%	台	台	%	%	%	%	%	%	%	%	%	%	%	%	%	%
大分県	1,916	1,161	1,711	1,033	2,488	1,545	129.9	133.1	2,751	1,746	143.6	150.4	100.0	100.0	40.0	39.1	37.5	33.3	62.5	55.6	25.0	33.3	50.0	33.3
合計	1,916	1,161	1,711	1,033	2,488	1,545	129.9	133.1	2,751	1,746	143.6	150.4	100.0	100.0	40.0	39.1	37.5	33.3	62.5	55.6	25.0	33.3	50.0	33.3

注１）「教員」とは、校長、副校長、教頭、主幹教諭、指導教諭、教諭、助教諭、養護教諭、養護助教諭、栄養教諭、常勤講師、再任用職員（フルタイム）をいう。
注２）「授業を担当している教員」とは、各教科等の授業を定期的に担当している教員をいう。授業を一時的・臨時的に担当する教員は含まない。
注３）「指導者用ＰＣ」とは、教員が使用するために配備されたものをいう。教職員が主として校務用に利用しているコンピュータ（校務用コンピュータ）は含まない。
注４）「指導者用ＰＣ整備率」とは指導者用ＰＣの総数を教員の総数で除して算出した値である。
注５）「教員の校務用ＰＣ」とは、主として教員が校務に使用するコンピュータのことをいう。
注６）「教員の校務用ＰＣ整備率」は、校務用ＰＣの総数を総教員数で除して算出した値である。
注７）「統合型校務支援システム」は、教務系（成績処理、出欠管理、時数等）・保健系（健康診断票、保健室管理等）、指導要録等の学籍関係、学校事務系など統合して機能を有しているシステムをいう。
注８）「遠隔教育」は、遠隔システムを活用した同時双方向型で行う教育をいう。（「『遠隔教育の推進に向けた施策方針』の策定について（通知）」（文部科学省、平成30年9月20日））
注９）「合同授業型」とは、教師が児童生徒等に対面で授業を行う複数の教室等を遠隔により接続することで、児童生徒が多様な意見や考えに触れたり、協働して学習に取り組んだりする機会の充実を図る遠隔教育の形態をいう。
注10）「教師支援型」とは、外部人材等の専門家と、児童生徒や教師がいる教室等を遠隔により接続することで、児童生徒の学習活動の質を高めるとともに、教師の資質向上を図る遠隔教育の形態をいう。
注11）「教科・科目充実型」とは、学校教育法施行規則第77条の２（中学校等）、第88条の３（高等学校等）に基づき、当該教科の免許状を保有する教師による授業を遠隔により提供することで、生徒の多様な科目選択を可能とすること等により、学習機会の充実を図るものをいう。なお、小学校での活用は想定されない。
注12）遠隔教育を実施している学校のうち、「教科・科目充実型」の遠隔教育の実施率は、「教科・科目充実型」の遠隔授業を実施している学校の総数を、遠隔教育を実施していると答えた学校の総数から、遠隔教育を実施していると答えた小学校の総数を引いた数で除した値である。
注13）「個々の児童生徒の状況に応じた遠隔教育」とは、外国人児童生徒等への日本語指導、病気療養児・不登校児童生徒等に対する学習指導等の個々の児童生徒の状況に応じた遠隔教育の形態をいう。

○市区町村（設置者）別「コンピュータの設置状況」及び「インターネット接続状況」の実態（中等教育学校）

市　区　町　村　別 （中等教育学校）	学校数 校	児童生徒数 人	普通教室数 室	学習者用PC総台数 台	児童生徒一人当たりの学習者用PC台数 台／人	普通教室の大型提示装置整備率 %
合　計	***	***	***	***	***	***

注１）「児童生徒数」は、令和６年５月１日現在の児童生徒数。
注２）「学習者用ＰＣ」とは、教育用ＰＣのうち、児童生徒が使用するために配備されたものをいう。
注３）「児童生徒一人当たりの学習者用PC台数」は、「学習者用ＰＣ総台数」を令和６年５月１日現在の児童生徒数で除して算出した値であ
注４）「普通教室の大型提示装置整備率」は、大型提示装置を設置している普通教室の総数を普通教室の総数で除して算出した値である。
注５）「普通教室の校内ＬＡＮ整備率」は、校内ＬＡＮを整備する普通教室の総数を普通教室の総数で除して算出した値である。
注６）「普通教室の無線ＬＡＮ整備率」は、無線ＬＡＮを整備する普通教室の総数を普通教室の総数で除して算出した値である。

（令和７年３月１日現在）

普通教室の校内LAN整備率 %	普通教室の無線LAN整備率 %	普通教室の移動通信システム（LTE等）整備率 %	移動系通信を利用している学校の内、無線LAN整備済みの普通教室の数 室	無線LAN又は移動系通信によりインターネット接続を行う普通教室の割合 %	回線速度の契約理論値 ベストエフォート型 %	回線速度の契約理論値 ギャランティ型 %
***	***	***	***	***	***	***

る。

○市区町村（設置者）別「コンピュータの設置状況」及び「インターネット接続状況」の実態（中等教育学校）

（令和７年３月１日現在）

市　区　町　村　別 （中等教育学校）	教員数 人	授業を担当している教員数 人	指導者用PC台数 台	指導者用PC整備率 %	教員の校務用PC台数 台	教員の校務用PC整備率 %	統合型校務支援システム整備率 %	遠隔教育実施率 %	遠隔教育を実施している学校のうち、「合同授業型」の遠隔授業の実施率 %	遠隔教育を実施している学校のうち、「教師支援型」の遠隔授業の実施率 %	遠隔教育を実施している学校のうち、「教科・科目充実型」の遠隔授業の実施率 %	遠隔教育を実施している学校のうち、個々の児童生徒の状況に応じた遠隔教育の実施率 %
合　　計	***	***	***	***	***	***	***	***	***	***	***	***

注１）「教員」とは、校長、副校長、教頭、主幹教諭、指導教諭、教諭、助教諭、養護教諭、養護助教諭、栄養教諭、常勤講師、再任用職員（フルタイム）をいう。
注２）「授業を担当している教員」とは、各教科等の授業を定期的に担当している教員をいう。授業を一時的・臨時的に担当する教員は含まない。
注３）「指導者用ＰＣ」とは、教員が使用するために配備されたものをいう。教職員が主として校務用に利用しているコンピュータ（校務用コンピュータ）は含まない。
注４）「指導者用ＰＣ整備率」とは指導者用ＰＣの総数を教員の総数で除して算出した値である。
注５）「教員の校務用ＰＣ」とは、主として教員が校務に使用するコンピュータのことをいう。
注６）「教員の校務用ＰＣ整備率」は、校務用ＰＣの総数を総教員数で除して算出した値である。
注７）「統合型校務支援システム」は、教務系（成績処理、出欠管理、時数等）・保健系（健康診断票、保健室管理等）、指導要録等の学籍関係、学校事務系など統合して
　　機能を有しているシステムをいう。
注８）「遠隔教育」は、遠隔システムを活用した同時双方向型で行う教育をいう。（「『遠隔教育の推進に向けた施策方針』の策定について（通知）」（文部科学省、平成30年9月20日））
注９）「合同授業型」とは、教師が児童生徒等に対面で授業を行う複数の教室等を遠隔により接続することで、児童生徒が多様な意見や考えに触れたり、協働して学習に取り組んだり
　　する機会の充実を図る遠隔教育の形態をいう。
注10）「教師支援型」とは、外部人材等の専門家と、児童生徒や教師がいる教室等を遠隔により接続することで、児童生徒の学習活動の質を高めるとともに、
　　教師の資質向上を図る遠隔教育の形態をいう。
注11）「教科・科目充実型」とは、学校教育法施行規則第77条の２（中学校等）、第88条の３（高等学校等）に基づき、当該教科の免許状を保有する教師による
　　授業を遠隔により提供することで、生徒の多様な科目選択を可能とすること等により、学習機会の充実を図るものをいう。なお、小学校での活用は想定されない。
注12）遠隔教育を実施している学校のうち、「教科・科目充実型」の遠隔教育の実施率は、「教科・科目充実型」の遠隔授業を実施している学校の総数を、
　　遠隔教育を実施していると答えた学校の総数から、遠隔教育を実施していると答えた小学校の総数を引いた数で除した値である。
注13）「個々の児童生徒の状況に応じた遠隔教育」とは、外国人児童生徒等への日本語指導、病気療養児・不登校児童生徒等に対する学習指導等の
　　個々の児童生徒の状況に応じた遠隔教育の形態をいう。

○市区町村（設置者）別「コンピュータの設置状況」及び「インターネット接続状況」の実態（特別支援学校）

市　区　町　村　別 （特別支援学校）	学校数 校	児童生徒数 人	普通教室数 室	学習者用PC総台数 台	児童生徒一人当たりの学習者用PC台数 台／人	普通教室の大型提示装置整備率 %
大分県	18	1,601	452	1,755	1.1	60.6
合　計	18	1,601	452	1,755	1.1	60.6

注１）「児童生徒数」は、令和６年５月１日現在の児童生徒数。
注２）「学習者用ＰＣ」とは、教育用ＰＣのうち、児童生徒が使用するために配備されたものをいう。
注３）「児童生徒一人当たりの学習者用PC台数」は、「学習者用ＰＣ総台数」を令和６年５月１日現在の児童生徒数で除して算出した値であ
注４）「普通教室の大型提示装置整備率」は、大型提示装置を設置している普通教室の総数を普通教室の総数で除して算出した値である。
注５）「普通教室の校内ＬＡＮ整備率」は、校内ＬＡＮを整備する普通教室の総数を普通教室の総数で除して算出した値である。
注６）「普通教室の無線ＬＡＮ整備率」は、無線ＬＡＮを整備する普通教室の総数を普通教室の総数で除して算出した値である。

（令和７年３月１日現在）

普通教室の校内LAN整備率 %	普通教室の無線LAN整備率 %	普通教室の移動通信システム（LTE等）整備率 %	移動系通信を利用している学校の内、無線LAN整備済みの普通教室の数 室	無線LAN又は移動系通信によりインターネット接続を行う普通教室の割合 %	回線速度の契約理論値 ベストエフォート型 %	回線速度の契約理論値 ギャランティ型 %
100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0

る。

○市区町村（設置者）別「コンピュータの設置状況」及び「インターネット接続状況」の実態（特別支援学校）

（令和７年３月１日現在）

市　区　町　村　別 （特別支援学校）	教員数 人	授業を担当している教員数 人	指導者用PC台数 台	指導者用PC整備率 %	教員の校務用PC台数 台	教員の校務用PC整備率 %	統合型校務支援システム整備率 %	遠隔教育実施率 %	遠隔教育を実施している学校のうち、「合同授業型」の遠隔授業の実施率 %	遠隔教育を実施している学校のうち、「教師支援型」の遠隔授業の実施率 %	遠隔教育を実施している学校のうち、「教科・科目充実型」の遠隔授業の実施率 %	遠隔教育を実施している学校のうち、個々の児童生徒の状況に応じた遠隔教育の実施率 %
大分県	1,000	850	1,156	115.6	1,199	119.9	100.0	77.8	71.4	35.7	0.0	92.9
合　計	1,000	850	1,156	115.6	1,199	119.9	100.0	77.8	71.4	35.7	0.0	92.9

注１）「教員」とは、校長、副校長、教頭、主幹教諭、指導教諭、教諭、助教諭、養護教諭、養護助教諭、栄養教諭、常勤講師、再任用職員（フルタイム）をいう。
注２）「授業を担当している教員」とは、各教科等の授業を定期的に担当している教員をいう。授業を一時的・臨時的に担当する教員は含まない。
注３）「指導者用ＰＣ」とは、教員が使用するために配備されたものをいう。教職員が主として校務用に利用しているコンピュータ（校務用コンピュータ）は含まない。
注４）「指導者用ＰＣ整備率」とは指導者用ＰＣの総数を教員の総数で除して算出した値である。
注５）「教員の校務用ＰＣ」とは、主として教員が校務に使用するコンピュータのことをいう。
注６）「教員の校務用ＰＣ整備率」は、校務用ＰＣの総数を総教員数で除して算出した値である。
注７）「統合型校務支援システム」は、教務系（成績処理、出欠管理、時数等）・保健系（健康診断票、保健室管理等）、指導要録等の学籍関係、学校事務系など統合して
　　機能を有しているシステムをいう。
注８）「遠隔教育」は、遠隔システムを活用した同時双方向型で行う教育をいう。（「『遠隔教育の推進に向けた施策方針』の策定について（通知）」（文部科学省、平成30年9月20日））
注９）「合同授業型」とは、教師が児童生徒等に対面で授業を行う複数の教室等を遠隔により接続することで、児童生徒が多様な意見や考えに触れたり、協働して学習に取り組んだり
　　する機会の充実を図る遠隔教育の形態をいう。
注10）「教師支援型」とは、外部人材等の専門家と、児童生徒や教師がいる教室等を遠隔により接続することで、児童生徒の学習活動の質を高めるとともに、
　　教師の資質向上を図る遠隔教育の形態をいう。
注11）「教科・科目充実型」とは、学校教育法施行規則第77条の２（中学校等）、第88条の３（高等学校等）に基づき、当該教科の免許状を保有する教師による
　　授業を遠隔により提供することで、生徒の多様な科目選択を可能とすること等により、学習機会の充実を図るものをいう。なお、小学校での活用は想定されない。
注12）遠隔教育を実施している学校のうち、「教科・科目充実型」の遠隔教育の実施率は、「教科・科目充実型」の遠隔授業を実施している学校の総数を、
　　遠隔教育を実施していると答えた学校の総数から、遠隔教育を実施していると答えた小学校の総数を引いた数で除した値である。
注13）「個々の児童生徒の状況に応じた遠隔教育」とは、外国人児童生徒等への日本語指導、病気療養児・不登校児童生徒等に対する学習指導等の
　　個々の児童生徒の状況に応じた遠隔教育の形態をいう。

○市区町村（設置者）別「コンピュータの設置状況」及び「インターネット接続状況」の実態（合計）

市　区　町　村　別 （　合　計　）	学校数 校	児童生徒数 人	普通教室数 室	学習者用PC総台数 台	児童生徒一人当たりの学習者用PC台数 台／人	普通教室の大型提示装置整備率 %	普通教室の校内LAN整備率 %	普通教室の無線LAN整備率 %	普通教室の移動通信システム（LTE等）整備率 %	移動系通信を利用している学校の内、無線LAN整備済みの普通教室の数 室	無線LAN又は移動系通信によりインターネット接続を行う普通教室の割合 %
宮崎県	52	22,347	1,065	27,717	1.2	71.8	100.0	100.0	***	***	100.0
宮崎市	73	31,407	1,332	33,951	1.1	97.9	99.9	99.5	***	***	99.5
都城市	56	14,024	653	14,132	1.0	94.8	99.5	99.4	***	***	99.4
延岡市	42	8,609	450	8,704	1.0	84.0	100.0	100.0	***	***	100.0
日南市	24	3,420	192	3,480	1.0	92.7	100.0	100.0	***	***	100.0
小林市	21	3,202	187	3,359	1.0	95.7	98.4	98.4	***	***	98.4
日向市	22	4,724	236	4,735	1.0	100.0	100.0	100.0	2.1	5	100.0
串間市	10	1,203	82	1,204	1.0	97.6	100.0	100.0	***	***	100.0
西都市	14	2,084	131	2,092	1.0	94.7	100.0	100.0	***	***	100.0
えびの市	9	1,179	77	1,319	1.1	85.7	100.0	100.0	***	***	100.0
三股町	7	2,874	123	2,871	1.0	99.2	100.0	100.0	***	***	100.0
高原町	6	607	37	634	1.0	94.6	100.0	100.0	***	***	100.0
国富町	7	1,297	68	1,468	1.1	98.5	100.0	100.0	***	***	100.0
綾町	2	567	28	626	1.1	100.0	100.0	100.0	***	***	100.0
高鍋町	4	1,569	67	1,611	1.0	97.0	100.0	100.0	***	***	100.0
新富町	6	1,386	69	1,408	1.0	98.6	98.6	98.6	100.0	68	100.0
西米良村	2	82	10	104	1.3	100.0	100.0	100.0	***	***	100.0
木城町	1	478	22	520	1.1	100.0	100.0	100.0	***	***	100.0
川南町	7	1,146	76	1,178	1.0	89.5	100.0	100.0	***	***	100.0
都農町	5	786	45	781	1.0	86.7	93.3	93.3	***	***	93.3
門川町	4	1,424	65	1,546	1.1	92.3	100.0	100.0	***	***	100.0
諸塚村	3	84	10	106	1.3	100.0	80.0	80.0	***	***	80.0
椎葉村	6	161	24	165	1.0	100.0	100.0	100.0	***	***	100.0
美郷町	3	239	34	305	1.3	76.5	94.1	94.1	***	***	94.1
高千穂町	7	747	50	819	1.1	92.0	100.0	94.0	***	***	94.0
日之影町	4	202	21	253	1.3	100.0	100.0	100.0	***	***	100.0
五ヶ瀬町	5	188	26	186	1.0	80.8	96.2	96.2	***	***	96.2
合　　計	402	106,036	5,180	115,274	1.1	90.0	99.7	99.5	1.4	73	99.5

注１）「児童生徒数」は、令和６年５月１日現在の児童生徒数。
注２）「学習者用ＰＣ」とは、教育用ＰＣのうち、児童生徒が使用するために配備されたものをいう。
注３）「児童生徒一人当たりの学習者用PC台数」は、「学習者用ＰＣ総台数」を令和６年５月１日現在の児童生徒数で除して算出した値である。
注４）「普通教室の大型提示装置整備率」は、大型提示装置を設置している普通教室の総数を普通教室の総数で除して算出した値である。
注５）「普通教室の校内ＬＡＮ整備率」は、校内ＬＡＮを整備する普通教室の総数を普通教室の総数で除して算出した値である。
注６）「普通教室の無線ＬＡＮ整備率」は、無線ＬＡＮを整備する普通教室の総数を普通教室の総数で除して算出した値である。

（令和７年３月１日現在）

回線速度の契約理論値 ベストエフォート型 %	回線速度の契約理論値 ギャランティ型 %
100.0	0.0
100.0	0.0
100.0	0.0
100.0	0.0
100.0	0.0
100.0	0.0
100.0	0.0
100.0	0.0
100.0	0.0
100.0	0.0
100.0	0.0
100.0	0.0
100.0	0.0
100.0	0.0
100.0	0.0
100.0	0.0
100.0	0.0
100.0	0.0
100.0	0.0
100.0	0.0
100.0	0.0
100.0	0.0
100.0	0.0
100.0	0.0
100.0	0.0
100.0	0.0
100.0	0.0
100.0	0.0
100.0	0.0
100.0	0.0

○市区町村（設置者）別「コンピュータの設置状況」及び「インターネット接続状況」の実態（合計）

（令和７年３月１日現在）

市　区　町　村　別 （　合　計　）	教員数 人	授業を担当している教員数 人	指導者用PC台数 台	指導者用PC整備率 %	教員の校務用PC台数 台	教員の校務用PC整備率 %	統合型校務支援システム整備率 %	遠隔教育実施率 %	遠隔教育を実施している学校のうち、「合同授業型」の遠隔授業の実施率 %	遠隔教育を実施している学校のうち、「教師支援型」の遠隔授業の実施率 %	遠隔教育を実施している学校のうち、「教科・科目充実型」の遠隔授業の実施率 %	遠隔教育を実施している学校のうち、個々の児童生徒の状況に応じた遠隔教育の実施率 %
宮崎県	2,989	2,618	3,210	107.4	3,610	120.8	75.0	55.8	37.9	27.6	0.0	86.2
宮崎市	2,130	1,809	4,954	232.6	5,357	251.5	100.0	39.7	24.1	31.0	0.0	75.9
都城市	1,065	895	2,024	190.0	1,279	120.1	100.0	50.0	50.0	46.4	0.0	42.9
延岡市	723	594	637	88.1	786	108.7	100.0	42.9	50.0	44.4	0.0	33.3
日南市	346	281	413	119.4	445	128.6	100.0	16.7	100.0	0.0	0.0	0.0
小林市	315	248	974	309.2	433	137.5	100.0	23.8	100.0	0.0	0.0	0.0
日向市	383	321	423	110.4	427	111.5	100.0	27.3	83.3	0.0	0.0	16.7
串間市	142	121	136	95.8	155	109.2	100.0	80.0	100.0	25.0	0.0	25.0
西都市	218	184	219	100.5	232	106.4	100.0	35.7	40.0	60.0	0.0	40.0
えびの市	142	120	208	146.5	177	124.6	100.0	44.4	50.0	25.0	0.0	50.0
三股町	203	177	197	97.0	205	101.0	100.0	28.6	100.0	50.0	0.0	0.0
高原町	76	64	113	148.7	102	134.2	100.0	50.0	66.7	33.3	0.0	0.0
国富町	124	100	226	182.3	218	175.8	100.0	0.0	***	***	***	***
綾町	48	42	77	160.4	60	125.0	100.0	100.0	100.0	50.0	0.0	50.0
高鍋町	106	89	139	131.1	127	119.8	100.0	0.0	***	***	***	***
新富町	130	104	119	91.5	129	99.2	100.0	16.7	0.0	0.0	0.0	0.0
西米良村	22	18	39	177.3	26	118.2	100.0	100.0	0.0	50.0	0.0	50.0
木城町	38	32	65	171.1	62	163.2	100.0	100.0	0.0	100.0	0.0	0.0
川南町	115	96	116	100.9	124	107.8	100.0	57.1	50.0	25.0	0.0	50.0
都農町	76	61	67	88.2	87	114.5	100.0	60.0	100.0	33.3	0.0	66.7
門川町	100	86	117	117.0	129	129.0	100.0	0.0	***	***	***	***
諸塚村	27	19	42	155.6	52	192.6	100.0	33.3	100.0	0.0	0.0	100.0
椎葉村	46	32	56	121.7	58	126.1	100.0	100.0	100.0	66.7	0.0	16.7
美郷町	67	56	82	122.4	72	107.5	100.0	100.0	100.0	0.0	0.0	0.0
高千穂町	84	71	138	164.3	136	161.9	100.0	0.0	***	***	***	***
日之影町	35	26	46	131.4	57	162.9	100.0	25.0	100.0	100.0	0.0	100.0
五ヶ瀬町	43	31	63	146.5	70	162.8	100.0	20.0	100.0	100.0	0.0	100.0
合　計	9,793	8,295	14,900	152.1	14,615	149.2	96.8	41.3	54.2	34.3	0.0	49.4

注１）「教員」とは、校長、副校長、教頭、主幹教諭、指導教諭、教諭、助教諭、養護教諭、養護助教諭、栄養教諭、常勤講師、再任用職員（フルタイム）をいう。
注２）「授業を担当している教員」とは、各教科等の授業を定期的に担当している教員をいう。授業を一時的・臨時的に担当する教員は含まない。
注３）「指導者用ＰＣ」とは、教員が使用するために配備されたものをいう。教職員が主として校務用に利用しているコンピュータ（校務用コンピュータ）は含まない。
注４）「指導者用ＰＣ整備率」とは指導者用ＰＣの総数を教員の総数で除して算出した値である。
注５）「教員の校務用ＰＣ」とは、主として教員が校務に使用するコンピュータのことをいう。
注６）「教員の校務用ＰＣ整備率」は、校務用ＰＣの総数を総教員数で除して算出した値である。
注７）「統合型校務支援システム」は、教務系（成績処理、出欠管理、時数等）・保健系（健康診断票、保健室管理等）、指導要録等の学籍関係、学校事務系など統合して
　　機能を有しているシステムをいう。
注８）「遠隔教育」は、遠隔システムを活用した同時双方向型で行う教育をいう。（「『遠隔教育の推進に向けた施策方針』の策定について（通知）」（文部科学省、平成30年9月20日））
注９）「合同授業型」とは、教師が児童生徒等に対面で授業を行う複数の教室等を遠隔により接続することで、児童生徒が多様な意見や考えに触れたり、協働して学習に取り組んだり
　　する機会の充実を図る遠隔教育の形態をいう。
注10）「教師支援型」とは、外部人材等の専門家と、児童生徒や教師がいる教室等を遠隔により接続することで、児童生徒の学習活動の質を高めるとともに、
　　教師の資質向上を図る遠隔教育の形態をいう。
注11）「教科・科目充実型」とは、学校教育法施行規則第77条の２（中学校等）、第88条の３（高等学校等）に基づき、当該教科の免許状を保有する教師による
　　授業を遠隔により提供することで、生徒の多様な科目選択を可能とすること等により、学習機会の充実を図るものをいう。なお、小学校での活用は想定されない。
注12）遠隔教育を実施している学校のうち、「教科・科目充実型」の遠隔教育の実施率は、「教科・科目充実型」の遠隔授業を実施している学校の総数を、
　　遠隔教育を実施していると答えた学校の総数から、遠隔教育を実施していると答えた小学校の総数を引いた数で除した値である。
注13）「個々の児童生徒の状況に応じた遠隔教育」とは、外国人児童生徒等への日本語指導、病気療養児・不登校児童生徒等に対する学習指導等の
　　個々の児童生徒の状況に応じた遠隔教育の形態をいう。

○市区町村（設置者）別「コンピュータの設置状況」及び「インターネット接続状況」の実態（小学校）

市　区　町　村　別 （　小　学　校　）	学校数 校	児童生徒数 人	普通教室数 室	学習者用PC総台数 台	児童生徒一人当たりの学習者用PC台数 台／人	普通教室の大型提示装置整備率 %	普通教室の校内LAN整備率 %	普通教室の無線LAN整備率 %	普通教室の移動通信システム（LTE等）整備率 %
宮崎市	47	21,532	952	23,062	1.1	97.8	99.9	99.4	***
都城市	37	9,321	466	9,358	1.0	96.6	100.0	100.0	***
延岡市	26	5,723	305	5,785	1.0	85.9	100.0	100.0	***
日南市	15	2,240	134	2,295	1.0	97.8	100.0	100.0	***
小林市	12	2,082	126	2,195	1.1	97.6	97.6	97.6	***
日向市	14	3,074	165	3,083	1.0	100.0	100.0	100.0	1.2
串間市	9	793	65	794	1.0	96.9	100.0	100.0	***
西都市	8	1,337	91	1,340	1.0	93.4	100.0	100.0	***
えびの市	5	746	50	868	1.2	94.0	100.0	100.0	***
三股町	6	1,893	94	1,890	1.0	98.9	100.0	100.0	***
高原町	4	406	26	423	1.0	100.0	100.0	100.0	***
国富町	4	868	50	930	1.1	98.0	100.0	100.0	***
綾町	1	347	17	405	1.2	100.0	100.0	100.0	***
高鍋町	2	991	45	1,031	1.0	95.6	100.0	100.0	***
新富町	3	906	46	928	1.0	100.0	100.0	100.0	100.0
西米良村	1	57	7	71	1.2	100.0	100.0	100.0	***
川南町	5	727	54	750	1.0	92.6	100.0	100.0	***
都農町	4	536	33	534	1.0	90.9	90.9	90.9	***
門川町	3	930	46	1,050	1.1	89.1	100.0	100.0	***
諸塚村	2	58	9	59	1.0	100.0	77.8	77.8	***
椎葉村	5	113	20	117	1.0	100.0	100.0	100.0	***
高千穂町	5	489	36	547	1.1	88.9	100.0	91.7	***
日之影町	3	121	16	167	1.4	100.0	100.0	100.0	***
五ヶ瀬町	4	120	21	121	1.0	85.7	100.0	100.0	***
合　　計	225	55,410	2,874	57,803	1.0	95.8	99.7	99.4	1.7

注１）「児童生徒数」は、令和６年５月１日現在の児童生徒数。
注２）「学習者用ＰＣ」とは、教育用ＰＣのうち、児童生徒が使用するために配備されたものをいう。
注３）「児童生徒一人当たりの学習者用PC台数」は、「学習者用ＰＣ総台数」を令和６年５月１日現在の児童生徒数で除して算出した値である。
注４）「普通教室の大型提示装置整備率」は、大型提示装置を設置している普通教室の総数を普通教室の総数で除して算出した値である。
注５）「普通教室の校内ＬＡＮ整備率」は、校内ＬＡＮを整備する普通教室の総数を普通教室の総数で除して算出した値である。
注６）「普通教室の無線ＬＡＮ整備率」は、無線ＬＡＮを整備する普通教室の総数を普通教室の総数で除して算出した値である。

（令和７年３月１日現在）

移動系通信を利用している学校の内、無線LAN整備済みの普通教室の数 室	無線LAN又は移動系通信によりインターネット接続を行う普通教室の割合 %	回線速度の契約理論値 ベストエフォート型 %	回線速度の契約理論値 ギャランティ型 %
***	99.4	100.0	0.0
***	100.0	100.0	0.0
***	100.0	100.0	0.0
***	100.0	100.0	0.0
***	97.6	100.0	0.0
2	100.0	100.0	0.0
***	100.0	100.0	0.0
***	100.0	100.0	0.0
***	100.0	100.0	0.0
***	100.0	100.0	0.0
***	100.0	100.0	0.0
***	100.0	100.0	0.0
***	100.0	100.0	0.0
***	100.0	100.0	0.0
46	100.0	100.0	0.0
***	100.0	100.0	0.0
***	100.0	100.0	0.0
***	90.9	100.0	0.0
***	100.0	100.0	0.0
***	77.8	100.0	0.0
***	100.0	100.0	0.0
***	91.7	100.0	0.0
***	100.0	100.0	0.0
***	100.0	100.0	0.0
48	99.4	100.0	0.0

○市区町村（設置者）別「コンピュータの設置状況」及び「インターネット接続状況」の実態（小学校）

（令和７年３月１日現在）

市　区　町　村　別 （　小　学　校　）	教員数 人	授業を担当している教員数 人	指導者用PC台数 台	指導者用PC整備率 %	教員の校務用PC台数 台	教員の校務用PC整備率 %	統合型校務支援システム整備率 %	遠隔教育実施率 %	遠隔教育を実施している学校のうち、「合同授業型」の遠隔授業の実施率 %	遠隔教育を実施している学校のうち、「教師支援型」の遠隔授業の実施率 %	遠隔教育を実施している学校のうち、「教科・科目充実型」の遠隔授業の実施率 %	遠隔教育を実施している学校のうち、個々の児童生徒の状況に応じた遠隔教育の実施率 %
宮崎市	1,389	1,147	3,162	227.6	3,489	251.2	100.0	31.9	26.7	40.0	***	80.0
都城市	678	552	1,303	192.2	793	117.0	100.0	48.6	55.6	44.4	***	44.4
延岡市	442	362	387	87.6	486	110.0	100.0	38.5	60.0	20.0	***	40.0
日南市	213	168	235	110.3	266	124.9	100.0	20.0	100.0	0.0	***	0.0
小林市	189	141	595	314.8	266	140.7	100.0	25.0	100.0	0.0	***	0.0
日向市	239	196	279	116.7	261	109.2	100.0	35.7	100.0	0.0	***	0.0
串間市	101	80	95	94.1	109	107.9	100.0	77.8	100.0	28.6	***	14.3
西都市	127	104	162	127.6	121	95.3	100.0	12.5	0.0	100.0	***	0.0
えびの市	80	67	86	107.5	105	131.3	100.0	80.0	50.0	25.0	***	50.0
三股町	138	115	132	95.7	140	101.4	100.0	33.3	100.0	50.0	***	0.0
高原町	51	42	80	156.9	62	121.6	100.0	50.0	100.0	0.0	***	0.0
国富町	71	59	160	225.4	145	204.2	100.0	0.0	***	***	***	***
綾町	27	25	57	211.1	34	125.9	100.0	100.0	100.0	0.0	***	0.0
高鍋町	57	49	83	145.6	70	122.8	100.0	0.0	***	***	***	***
新富町	81	60	69	85.2	76	93.8	100.0	0.0	***	***	***	***
西米良村	13	9	22	169.2	14	107.7	100.0	100.0	0.0	100.0	***	0.0
川南町	77	61	73	94.8	79	102.6	100.0	60.0	66.7	33.3	***	33.3
都農町	53	42	45	84.9	58	109.4	100.0	50.0	100.0	50.0	***	50.0
門川町	63	53	83	131.7	84	133.3	100.0	0.0	***	***	***	***
諸塚村	16	12	28	175.0	34	212.5	100.0	0.0	***	***	***	***
椎葉村	34	24	42	123.5	45	132.4	100.0	100.0	100.0	60.0	***	0.0
高千穂町	57	45	99	173.7	94	164.9	100.0	0.0	***	***	***	***
日之影町	24	17	32	133.3	42	175.0	100.0	0.0	***	***	***	***
五ヶ瀬町	33	23	51	154.5	57	172.7	100.0	25.0	100.0	100.0	***	100.0
合　　計	4,253	3,453	7,360	173.1	6,930	162.9	100.0	36.9	66.3	33.7	***	36.1

注１）「教員」とは、校長、副校長、教頭、主幹教諭、指導教諭、教諭、助教諭、養護教諭、養護助教諭、栄養教諭、常勤講師、再任用職員（フルタイム）をいう。
注２）「授業を担当している教員」とは、各教科等の授業を定期的に担当している教員をいう。授業を一時的・臨時的に担当する教員は含まない。
注３）「指導者用ＰＣ」とは、教員が使用するために配備されたものをいう。教職員が主として校務用に利用しているコンピュータ（校務用コンピュータ）は含まない。
注４）「指導者用ＰＣ整備率」とは指導者用ＰＣの総数を教員の総数で除して算出した値である。
注５）「教員の校務用ＰＣ」とは、主として教員が校務に使用するコンピュータのことをいう。
注６）「教員の校務用ＰＣ整備率」は、校務用ＰＣの総数を総教員数で除して算出した値である。
注７）「統合型校務支援システム」は、教務系（成績処理、出欠管理、時数等）・保健系（健康診断票、保健室管理等）、指導要録等の学籍関係、学校事務系など統合して
　　機能を有しているシステムをいう。
注８）「遠隔教育」は、遠隔システムを活用した同時双方向型で行う教育をいう。（「『遠隔教育の推進に向けた施策方針』の策定について（通知）」（文部科学省、平成30年9月20日））
注９）「合同授業型」とは、教師が児童生徒等に対面で授業を行う複数の教室等を遠隔により接続することで、児童生徒が多様な意見や考えに触れたり、協働して学習に取り組んだり
　　する機会の充実を図る遠隔教育の形態をいう。
注10）「教師支援型」とは、外部人材等の専門家と、児童生徒や教師がいる教室等を遠隔により接続することで、児童生徒の学習活動の質を高めるとともに、
　　教師の資質向上を図る遠隔教育の形態をいう。
注11）「教科・科目充実型」とは、学校教育法施行規則第77条の２（中学校等）、第88条の３（高等学校等）に基づき、当該教科の免許状を保有する教師による
　　授業を遠隔により提供することで、生徒の多様な科目選択を可能とすること等により、学習機会の充実を図るものをいう。なお、小学校での活用は想定されない。
注12）遠隔教育を実施している学校のうち、「教科・科目充実型」の遠隔教育の実施率は、「教科・科目充実型」の遠隔授業を実施している学校の総数を、
　　遠隔教育を実施していると答えた学校の総数から、遠隔教育を実施していると答えた小学校の総数を引いた数で除した値である。
注13）「個々の児童生徒の状況に応じた遠隔教育」とは、外国人児童生徒等への日本語指導、病気療養児・不登校児童生徒等に対する学習指導等の
　　個々の児童生徒の状況に応じた遠隔教育の形態をいう。

○市区町村（設置者）別「コンピュータの設置状況」及び「インターネット接続状況」の実態（中学校）

市　区　町　村　別 （　中　学　校　）	学校数 校	児童生徒数 人	普通教室数 室	学習者用PC総台数 台	児童生徒一人当たりの学習者用PC台数 台／人	普通教室の大型提示装置整備率 %	普通教室の校内LAN整備率 %	普通教室の無線LAN整備率 %	普通教室の移動通信システム（LTE等）整備率 %	移動系通信を利用している学校の内、無線LAN整備済みの普通教室の数 室
宮崎県	2	360	9	366	1.0	100.0	100.0	100.0	***	***
宮崎市	26	9,875	380	10,889	1.1	98.2	100.0	100.0	***	***
都城市	19	4,703	187	4,774	1.0	90.4	98.4	97.9	***	***
延岡市	15	2,868	139	2,901	1.0	79.1	100.0	100.0	***	***
日南市	9	1,180	58	1,185	1.0	81.0	100.0	100.0	***	***
小林市	9	1,120	61	1,164	1.0	91.8	100.0	100.0	***	***
日向市	8	1,650	71	1,652	1.0	100.0	100.0	100.0	4.2	3
串間市	1	410	17	410	1.0	100.0	100.0	100.0	***	***
西都市	6	747	40	752	1.0	97.5	100.0	100.0	***	***
えびの市	4	433	27	451	1.0	70.4	100.0	100.0	***	***
三股町	1	981	29	981	1.0	100.0	100.0	100.0	***	***
高原町	2	201	11	211	1.0	81.8	100.0	100.0	***	***
国富町	3	429	18	538	1.3	100.0	100.0	100.0	***	***
綾町	1	220	11	221	1.0	100.0	100.0	100.0	***	***
高鍋町	2	578	22	580	1.0	100.0	100.0	100.0	***	***
新富町	3	480	23	480	1.0	95.7	95.7	95.7	100.0	22
西米良村	1	25	3	33	1.3	100.0	100.0	100.0	***	***
川南町	2	419	22	428	1.0	81.8	100.0	100.0	***	***
都農町	1	250	12	247	1.0	75.0	100.0	100.0	***	***
門川町	1	494	19	496	1.0	100.0	100.0	100.0	***	***
諸塚村	1	26	1	47	1.8	100.0	100.0	100.0	***	***
椎葉村	1	48	4	48	1.0	100.0	100.0	100.0	***	***
高千穂町	2	258	14	272	1.1	100.0	100.0	100.0	***	***
日之影町	1	81	5	86	1.1	100.0	100.0	100.0	***	***
五ヶ瀬町	1	68	5	65	1.0	60.0	80.0	80.0	***	***
合　　計	122	27,904	1,188	29,277	1.0	92.3	99.6	99.5	2.2	25

注１）「児童生徒数」は、令和６年５月１日現在の児童生徒数。
注２）「学習者用ＰＣ」とは、教育用ＰＣのうち、児童生徒が使用するために配備されたものをいう。
注３）「児童生徒一人当たりの学習者用PC台数」は、「学習者用ＰＣ総台数」を令和６年５月１日現在の児童生徒数で除して算出した値である。
注４）「普通教室の大型提示装置整備率」は、大型提示装置を設置している普通教室の総数を普通教室の総数で除して算出した値である。
注５）「普通教室の校内ＬＡＮ整備率」は、校内ＬＡＮを整備する普通教室の総数を普通教室の総数で除して算出した値である。
注６）「普通教室の無線ＬＡＮ整備率」は、無線ＬＡＮを整備する普通教室の総数を普通教室の総数で除して算出した値である。

（令和７年３月１日現在）

無線LAN又は移動系通信によりインターネット接続を行う普通教室の割合 %	回線速度の契約理論値 ベストエフォート型 %	回線速度の契約理論値 ギャランティ型 %
100.0	100.0	0.0
100.0	100.0	0.0
97.9	100.0	0.0
100.0	100.0	0.0
100.0	100.0	0.0
100.0	100.0	0.0
100.0	100.0	0.0
100.0	100.0	0.0
100.0	100.0	0.0
100.0	100.0	0.0
100.0	100.0	0.0
100.0	100.0	0.0
100.0	100.0	0.0
100.0	100.0	0.0
100.0	100.0	0.0
100.0	100.0	0.0
100.0	100.0	0.0
100.0	100.0	0.0
100.0	100.0	0.0
100.0	100.0	0.0
100.0	100.0	0.0
100.0	100.0	0.0
100.0	100.0	0.0
100.0	100.0	0.0
100.0	100.0	0.0
100.0	100.0	0.0
80.0	100.0	0.0
99.6	100.0	0.0

○市区町村（設置者）別「コンピュータの設置状況」及び「インターネット接続状況」の実態（中学校）

（令和７年３月１日現在）

市　区　町　村　別 （　中　学　校　）	教員数 人	授業を担当している教員数 人	指導者用PC台数 台	指導者用PC整備率 %	教員の校務用PC台数 台	教員の校務用PC整備率 %	統合型校務支援システム整備率 %	遠隔教育実施率 %	遠隔教育を実施している学校のうち、「合同授業型」の遠隔授業の実施率 %	遠隔教育を実施している学校のうち、「教師支援型」の遠隔授業の実施率 %	遠隔教育を実施している学校のうち、「教科・科目充実型」の遠隔授業の実施率 %	遠隔教育を実施している学校のうち、個々の児童生徒の状況に応じた遠隔教育の実施率 %
宮崎県	21	17	13	61.9	25	119.0	100.0	50.0	0.0	0.0	0.0	100.0
宮崎市	741	662	1,792	241.8	1,868	252.1	100.0	53.8	21.4	21.4	0.0	71.4
都城市	387	343	721	186.3	486	125.6	100.0	52.6	40.0	50.0	0.0	40.0
延岡市	270	223	241	89.3	289	107.0	100.0	46.7	28.6	71.4	0.0	28.6
日南市	133	113	178	133.8	179	134.6	100.0	11.1	100.0	0.0	0.0	0.0
小林市	126	107	379	300.8	167	132.5	100.0	22.2	100.0	0.0	0.0	0.0
日向市	144	125	144	100.0	166	115.3	100.0	12.5	0.0	0.0	0.0	100.0
串間市	41	41	41	100.0	46	112.2	100.0	100.0	100.0	0.0	0.0	100.0
西都市	91	80	57	62.6	111	122.0	100.0	66.7	50.0	50.0	0.0	50.0
えびの市	62	53	122	196.8	72	116.1	100.0	0.0	***	***	***	***
三股町	65	62	65	100.0	65	100.0	100.0	0.0	***	***	***	***
高原町	25	22	33	132.0	40	160.0	100.0	50.0	0.0	100.0	0.0	0.0
国富町	53	41	66	124.5	73	137.7	100.0	0.0	***	***	***	***
綾町	21	17	20	95.2	26	123.8	100.0	100.0	100.0	100.0	0.0	100.0
高鍋町	49	40	56	114.3	57	116.3	100.0	0.0	***	***	***	***
新富町	49	44	50	102.0	53	108.2	100.0	33.3	0.0	0.0	0.0	0.0
西米良村	9	9	17	188.9	12	133.3	100.0	100.0	0.0	0.0	0.0	100.0
川南町	38	35	43	113.2	45	118.4	100.0	50.0	0.0	0.0	0.0	100.0
都農町	23	19	22	95.7	29	126.1	100.0	100.0	100.0	0.0	0.0	100.0
門川町	37	33	34	91.9	45	121.6	100.0	0.0	***	***	***	***
諸塚村	11	7	14	127.3	18	163.6	100.0	100.0	100.0	0.0	0.0	100.0
椎葉村	12	8	14	116.7	13	108.3	100.0	100.0	100.0	100.0	0.0	100.0
高千穂町	27	26	39	144.4	42	155.6	100.0	0.0	***	***	***	***
日之影町	11	9	14	127.3	15	136.4	100.0	100.0	100.0	100.0	0.0	100.0
五ヶ瀬町	10	8	12	120.0	13	130.0	100.0	0.0	***	***	***	***
合　　計	2,456	2,144	4,187	170.5	3,955	161.0	100.0	41.0	40.0	38.0	0.0	56.0

注１）「教員」とは、校長、副校長、教頭、主幹教諭、指導教諭、教諭、助教諭、養護教諭、養護助教諭、栄養教諭、常勤講師、再任用職員（フルタイム）をいう。
注２）「授業を担当している教員」とは、各教科等の授業を定期的に担当している教員をいう。授業を一時的・臨時的に担当する教員は含まない。
注３）「指導者用ＰＣ」とは、教員が使用するために配備されたものをいう。教職員が主として校務用に利用しているコンピュータ（校務用コンピュータ）は含まない。
注４）「指導者用ＰＣ整備率」とは指導者用ＰＣの総数を教員の総数で除して算出した値である。
注５）「教員の校務用ＰＣ」とは、主として教員が校務に使用するコンピュータのことをいう。
注６）「教員の校務用ＰＣ整備率」は、校務用ＰＣの総数を総教員数で除して算出した値である。
注７）「統合型校務支援システム」は、教務系（成績処理、出欠管理、時数等）・保健系（健康診断票、保健室管理等）、指導要録等の学籍関係、学校事務系など統合して
　　機能を有しているシステムをいう。
注８）「遠隔教育」は、遠隔システムを活用した同時双方向型で行う教育をいう。（「『遠隔教育の推進に向けた施策方針』の策定について（通知）」（文部科学省、平成30年9月20日））
注９）「合同授業型」とは、教師が児童生徒等に対面で授業を行う複数の教室等を遠隔により接続することで、児童生徒が多様な意見や考えに触れたり、協働して学習に取り組んだり
　　する機会の充実を図る遠隔教育の形態をいう。
注10）「教師支援型」とは、外部人材等の専門家と、児童生徒や教師がいる教室等を遠隔により接続することで、児童生徒の学習活動の質を高めるとともに、
　　教師の資質向上を図る遠隔教育の形態をいう。
注11）「教科・科目充実型」とは、学校教育法施行規則第77条の２（中学校等）、第88条の３（高等学校等）に基づき、当該教科の免許状を保有する教師による
　　授業を遠隔により提供することで、生徒の多様な科目選択を可能とすること等により、学習機会の充実を図るものをいう。なお、小学校での活用は想定されない。
注12）遠隔教育を実施している学校のうち、「教科・科目充実型」の遠隔教育の実施率は、「教科・科目充実型」の遠隔授業を実施している学校の総数を、
　　遠隔教育を実施していると答えた学校の総数から、遠隔教育を実施していると答えた小学校の総数を引いた数で除した値である。
注13）「個々の児童生徒の状況に応じた遠隔教育」とは、外国人児童生徒等への日本語指導、病気療養児・不登校児童生徒等に対する学習指導等の
　　個々の児童生徒の状況に応じた遠隔教育の形態をいう。

○市区町村（設置者）別「コンピュータの設置状況」及び「インターネット接続状況」の実態（義務教育学校）

市　区　町　村　別 （義務教育学校）	学校数 校	児童生徒数 人	普通教室数 室	学習者用PC総台数 台	児童生徒一人当たりの学習者用PC台数 台／人	普通教室の大型提示装置整備率 %
延岡市	1	18	6	18	1.0	100.0
木城町	1	478	22	520	1.1	100.0
美郷町	3	239	34	305	1.3	76.5
合　計	5	735	62	843	1.1	87.1

注１）「児童生徒数」は、令和６年５月１日現在の児童生徒数。
注２）「学習者用ＰＣ」とは、教育用ＰＣのうち、児童生徒が使用するために配備されたものをいう。
注３）「児童生徒一人当たりの学習者用PC台数」は、「学習者用ＰＣ総台数」を令和６年５月１日現在の児童生徒数で除して算出した値であ
注４）「普通教室の大型提示装置整備率」は、大型提示装置を設置している普通教室の総数を普通教室の総数で除して算出した値である。
注５）「普通教室の校内ＬＡＮ整備率」は、校内ＬＡＮを整備する普通教室の総数を普通教室の総数で除して算出した値である。
注６）「普通教室の無線ＬＡＮ整備率」は、無線ＬＡＮを整備する普通教室の総数を普通教室の総数で除して算出した値である。

（令和７年３月１日現在）

普通教室の校内LAN整備率 %	普通教室の無線LAN整備率 %	普通教室の移動通信システム（LTE等）整備率 %	移動系通信を利用している学校の内、無線LAN整備済みの普通教室の数 室	無線LAN又は移動系通信によりインターネット接続を行う普通教室の割合 %	回線速度の契約理論値 ベストエフォート型 %	回線速度の契約理論値 ギャランティ型 %
100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
94.1	94.1	***	***	94.1	100.0	0.0
96.8	96.8	***	***	96.8	100.0	0.0

る。

○市区町村（設置者）別「コンピュータの設置状況」及び「インターネット接続状況」の実態（義務教育学校）

（令和７年３月１日現在）

市　区　町　村　別 （義務教育学校）	教員数 人	授業を担当している教員数 人	指導者用PC台数 台	指導者用PC整備率 %	教員の校務用PC台数 台	教員の校務用PC整備率 %	統合型校務支援システム整備率 %	遠隔教育実施率 %	遠隔教育を実施している学校のうち、「合同授業型」の遠隔授業の実施率 %	遠隔教育を実施している学校のうち、「教師支援型」の遠隔授業の実施率 %	遠隔教育を実施している学校のうち、「教科・科目充実型」の遠隔授業の実施率 %	遠隔教育を実施している学校のうち、個々の児童生徒の状況に応じた遠隔教育の実施率 %
延岡市	11	9	9	81.8	11	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	0.0	0.0
木城町	38	32	65	171.1	62	163.2	100.0	100.0	0.0	100.0	0.0	0.0
美郷町	67	56	82	122.4	72	107.5	100.0	100.0	100.0	0.0	0.0	0.0
合　　計	116	97	156	134.5	145	125.0	100.0	100.0	80.0	40.0	0.0	0.0

注１）「教員」とは、校長、副校長、教頭、主幹教諭、指導教諭、教諭、助教諭、養護教諭、養護助教諭、栄養教諭、常勤講師、再任用職員（フルタイム）をいう。
注２）「授業を担当している教員」とは、各教科等の授業を定期的に担当している教員をいう。授業を一時的・臨時的に担当する教員は含まない。
注３）「指導者用ＰＣ」とは、教員が使用するために配備されたものをいう。教職員が主として校務用に利用しているコンピュータ（校務用コンピュータ）は含まない。
注４）「指導者用ＰＣ整備率」とは指導者用ＰＣの総数を教員の総数で除して算出した値である。
注５）「教員の校務用ＰＣ」とは、主として教員が校務に使用するコンピュータのことをいう。
注６）「教員の校務用ＰＣ整備率」は、校務用ＰＣの総数を総教員数で除して算出した値である。
注７）「統合型校務支援システム」は、教務系（成績処理、出欠管理、時数等）・保健系（健康診断票、保健室管理等）、指導要録等の学籍関係、学校事務系など統合して
機能を有しているシステムをいう。
注８）「遠隔教育」は、遠隔システムを活用した同時双方向型で行う教育をいう。（「『遠隔教育の推進に向けた施策方針』の策定について（通知）」（文部科学省、平成30年9月20日））
注９）「合同授業型」とは、教師が児童生徒等に対面で授業を行う複数の教室等を遠隔により接続することで、児童生徒が多様な意見や考えに触れたり、協働して学習に取り組んだり
する機会の充実を図る遠隔教育の形態をいう。
注10）「教師支援型」とは、外部人材等の専門家と、児童生徒や教師がいる教室等を遠隔により接続することで、児童生徒の学習活動の質を高めるとともに、
教師の資質向上を図る遠隔教育の形態をいう。
注11）「教科・科目充実型」とは、学校教育法施行規則第77条の２（中学校等）、第88条の３（高等学校等）に基づき、当該教科の免許状を保有する教師による
授業を遠隔により提供することで、生徒の多様な科目選択を可能とすること等により、学習機会の充実を図るものをいう。なお、小学校での活用は想定されない。
注12）遠隔教育を実施している学校のうち、「教科・科目充実型」の遠隔教育の実施率は、「教科・科目充実型」の遠隔授業を実施している学校の総数を、
遠隔教育を実施していると答えた学校の総数から、遠隔教育を実施していると答えた小学校の総数を引いた数で除した値である。
注13）「個々の児童生徒の状況に応じた遠隔教育」とは、外国人児童生徒等への日本語指導、病気療養児・不登校児童生徒等に対する学習指導等の
個々の児童生徒の状況に応じた遠隔教育の形態をいう。

○市区町村（設置者）別「コンピュータの設置状況」及び「インターネット接続状況」の実態（高等学校）

（令和７年３月１日現在）

市区町村別（高等学校）	学校数	学校数（専門学科・総合学科単独及び複数学科設置校）	児童生徒数	児童生徒数（専門学科・総合学科単独及び複数学科設置校）	普通教室数	普通教室数（専門学科・総合学科単独及び複数学科設置校）	学習者用PC総台数	学習者用PC総台数（専門学科・総合学科単独及び複数学科設置校）	児童生徒一人当たりの学習者用PC台数	児童生徒一人当たりの学習者用PC台数（専門学科・総合学科単独及び複数学科設置校）	普通教室の大型提示装置整備率	普通教室の大型提示装置整備率（専門学科・総合学科単独及び複数学科設置校）	普通教室の校内LAN整備率	普通教室の校内LAN整備率（専門学科・総合学科単独及び複数学科設置校）	普通教室の無線LAN整備率	普通教室の無線LAN整備率（専門学科・総合学科単独及び複数学科設置校）	普通教室の移動通信システム（LTE等）整備率	普通教室の移動通信システム（LTE等）整備率（専門学科・総合学科単独及び複数学科設置校）	移動系通信を利用している学校の内、無線LAN整備済みの普通教室の数	移動系通信を利用している学校の内、無線LAN整備済みの普通教室の数（専門学科・総合学科単独及び複数学科設置校）	無線LAN又は移動系通信によりインターネット接続を行う普通教室の割合	無線LAN又は移動系通信によりインターネット接続を行う普通教室の割合（専門学科・総合学科単独及び複数学科設置校）	回線速度の契約理論値ベストエフォート型	回線速度の契約理論値ベストエフォート型（専門学科・総合学科単独及び複数学科設置校）	回線速度の契約理論値ギャランティ型	回線速度の契約理論値ギャランティ型（専門学科・総合学科単独及び複数学科設置校）
	校	校	人	人	室	室	台	台	台／人	台／人	%	%	%	%	%	%	%	%	室	室	%	%	%	%	%	%	%
宮崎県	36	32	20,407	18,395	701	645	25,420	23,662	1.2	1.3	94.4	94.3	100.0	100.0	100.0	100.0	***	***	***	***	100.0	100.0	100.0	100.0	0.0	0.0	0.0
合計	36	32	20,407	18,395	701	645	25,420	23,662	1.2	1.3	94.4	94.3	100.0	100.0	100.0	100.0	***	***	***	***	100.0	100.0	100.0	100.0	0.0	0.0	0.0

注１）「児童生徒数」は、令和６年５月１日現在の児童生徒数。
注２）「学習者用ＰＣ」とは、教育用ＰＣのうち、児童生徒が使用するために配備されたものをいう。
注３）「児童生徒一人当たりの学習者用PC台数」は、「学習者用ＰＣ総台数」を令和６年５月１日現在の児童生徒数で除して算出した値である。
注４）「普通教室の大型提示装置整備率」は、大型提示装置を設置している普通教室の総数を普通教室の総数で除して算出した値である。
注５）「普通教室の校内ＬＡＮ整備率」は、校内ＬＡＮを整備する普通教室の総数を普通教室の総数で除して算出した値である。
注６）「普通教室の無線ＬＡＮ整備率」は、無線ＬＡＮを整備する普通教室の総数を普通教室の総数で除して算出した値である。

○市区町村（設置者）別「コンピュータの設置状況」及び「インターネット接続状況」の実態（高等学校）

（令和７年３月１日現在）

市区町村別（高等学校）	教員数	教員数（専門学科・総合学科単独及び複数学科設置校）	授業を担当している教員数	授業を担当している教員数（専門学科・総合学科単独及び複数学科設置校）	指導者用PC台数	指導者用PC台数（専門学科・総合学科単独及び複数学科設置校）	指導者用PC整備率	指導者用PC整備率（専門学科・総合学科単独及び複数学科設置校）	教員の校務用PC台数	教員の校務用PC台数（専門学科・総合学科単独及び複数学科設置校）	教員の校務用PC整備率	教員の校務用PC整備率（専門学科・総合学科単独及び複数学科設置校）	統合型校務支援システム整備率	統合型校務支援システム整備率（専門学科・総合学科単独及び複数学科設置校）	遠隔教育実施率	遠隔教育実施率（専門学科・総合学科単独及び複数学科設置校）	遠隔教育を実施している学校のうち、「合同授業型」の遠隔授業の実施率	遠隔教育を実施している学校のうち、「合同授業型」の遠隔授業の実施率（専門学科・総合学	遠隔教育を実施している学校のうち、「教師支援型」の遠隔授業の実施率	遠隔教育を実施している学校のうち、「教師支援型」の遠隔授業の実施率（専門学科・総合学	遠隔教育を実施している学校のうち、「教科・科目充実型」の遠隔授業の実施率	遠隔教育を実施している学校のうち、「教科・科目充実型」の遠隔授業の実施率（専門学	遠隔教育を実施している学校のうち、個々の児童生徒の状況に応じた遠隔教育の実施率	遠隔教育を実施している学校のうち、個々の児童生徒の状況に応じた遠隔教育の実施率（専門学
	人	人	人	人	台	台	%	%	台	台	%	%	%	%	%	%	%	%	%	%	%	%	%	%
宮崎県	1,972	1,785	1,743	1,575	2,342	2,128	118.8	119.2	2,349	2,140	119.1	119.9	100.0	100.0	44.4	40.6	18.8	23.1	37.5	38.5	0.0	0.0	81.3	76.9
合計	1,972	1,785	1,743	1,575	2,342	2,128	118.8	119.2	2,349	2,140	119.1	119.9	100.0	100.0	44.4	40.6	18.8	23.1	37.5	38.5	0.0	0.0	81.3	76.9

注１）「教員」とは、校長、副校長、教頭、主幹教諭、指導教諭、教諭、助教諭、養護教諭、養護助教諭、栄養教諭、常勤講師、再任用職員（フルタイム）をいう。
注２）「授業を担当している教員」とは、各教科等の授業を定期的に担当している教員をいう。授業を一時的・臨時的に担当する教員は含まない。
注３）「指導者用ＰＣ」とは、教員が使用するために配備されたものをいう。教職員が主として校務用に利用しているコンピュータ（校務用コンピュータ）は含まない。
注４）「指導者用ＰＣ整備率」とは指導者用ＰＣの総数を教員の総数で除して算出した値である。
注５）「教員の校務用ＰＣ」とは、主として教員が校務に使用するコンピュータのことをいう。
注６）「教員の校務用ＰＣ整備率」は、校務用ＰＣの総数を総教員数で除して算出した値である。
注７）「統合型校務支援システム」は、教務系（成績処理、出欠管理、時数等）・保健系（健康診断票、保健室管理等）、指導要録等の学籍関係、学校事務系など統合して機能を有しているシステムをいう。
注８）「遠隔教育」は、遠隔システムを活用した同時双方向型で行う教育をいう。（「『遠隔教育の推進に向けた施策方針』の策定について（通知）」（文部科学省、平成30年9月20日））
注９）「合同授業型」とは、教師が児童生徒等に対面で授業を行う複数の教室等を遠隔により接続することで、児童生徒が多様な意見や考えに触れたり、協働して学習に取り組んだりする機会の充実を図る遠隔教育の形態をいう。
注10）「教師支援型」とは、外部人材等の専門家と、児童生徒や教師がいる教室等を遠隔により接続することで、児童生徒の学習活動の質を高めるとともに、教師の資質向上を図る遠隔教育の形態をいう。
注11）「教科・科目充実型」とは、学校教育法施行規則第77条の２（中学校等）、第88条の３（高等学校等）に基づき、当該教科の免許状を保有する教師による授業を遠隔により提供することで、生徒の多様な科目選択を可能とすること等により、学習機会の充実を図るものをいう。なお、小学校での活用は想定されない。
注12）遠隔教育を実施している学校のうち、「教科・科目充実型」の遠隔教育の実施率は、「教科・科目充実型」の遠隔授業を実施している学校の総数を、遠隔教育を実施していると答えた学校の総数から、遠隔教育を実施していると答えた小学校の総数を引いた数で除した値である。
注13）「個々の児童生徒の状況に応じた遠隔教育」とは、外国人児童生徒等への日本語指導、病気療養児・不登校児童生徒等に対する学習指導等の個々の児童生徒の状況に応じた遠隔教育の形態をいう。

○市区町村（設置者）別「コンピュータの設置状況」及び「インターネット接続状況」の実態（中等教育学校）

市　区　町　村　別 （中等教育学校）	学校数 校	児童生徒数 人	普通教室数 室	学習者用PC総台数 台	児童生徒一人当たりの学習者用PC台数 台／人	普通教室の大型提示装置整備率 %
宮崎県	1	215	6	273	1.3	100.0
合　計	1	215	6	273	1.3	100.0

注１）「児童生徒数」は、令和６年５月１日現在の児童生徒数。
注２）「学習者用ＰＣ」とは、教育用ＰＣのうち、児童生徒が使用するために配備されたものをいう。
注３）「児童生徒一人当たりの学習者用PC台数」は、「学習者用ＰＣ総台数」を令和６年５月１日現在の児童生徒数で除して算出した値であ
注４）「普通教室の大型提示装置整備率」は、大型提示装置を設置している普通教室の総数を普通教室の総数で除して算出した値である。
注５）「普通教室の校内ＬＡＮ整備率」は、校内ＬＡＮを整備する普通教室の総数を普通教室の総数で除して算出した値である。
注６）「普通教室の無線ＬＡＮ整備率」は、無線ＬＡＮを整備する普通教室の総数を普通教室の総数で除して算出した値である。

（令和７年３月１日現在）

普通教室の校内LAN整備率 %	普通教室の無線LAN整備率 %	普通教室の移動通信システム（LTE等）整備率 %	移動系通信を利用している学校の内、無線LAN整備済みの普通教室の数 室	無線LAN又は移動系通信によりインターネット接続を行う普通教室の割合 %	回線速度の契約理論値 ベストエフォート型 %	回線速度の契約理論値 ギャランティ型 %
100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0

る。

○市区町村（設置者）別「コンピュータの設置状況」及び「インターネット接続状況」の実態（中等教育学校）

（令和７年３月１日現在）

市　区　町　村　別 （中等教育学校）	教員数 人	授業を担当している教員数 人	指導者用PC台数 台	指導者用PC整備率 %	教員の校務用PC台数 台	教員の校務用PC整備率 %	統合型校務支援システム整備率 %	遠隔教育実施率 %	遠隔教育を実施している学校のうち、「合同授業型」の遠隔授業の実施率 %	遠隔教育を実施している学校のうち、「教師支援型」の遠隔授業の実施率 %	遠隔教育を実施している学校のうち、「教科・科目充実型」の遠隔授業の実施率 %	遠隔教育を実施している学校のうち、個々の児童生徒の状況に応じた遠隔教育の実施率 %
宮崎県	36	30	40	111.1	44	122.2	100.0	100.0	100.0	100.0	0.0	100.0
合　計	36	30	40	111.1	44	122.2	100.0	100.0	100.0	100.0	0.0	100.0

注１）「教員」とは、校長、副校長、教頭、主幹教諭、指導教諭、教諭、助教諭、養護教諭、養護助教諭、栄養教諭、常勤講師、再任用職員（フルタイム）をいう。
注２）「授業を担当している教員」とは、各教科等の授業を定期的に担当している教員をいう。授業を一時的・臨時的に担当する教員は含まない。
注３）「指導者用ＰＣ」とは、教員が使用するために配備されたものをいう。教職員が主として校務用に利用しているコンピュータ（校務用コンピュータ）は含まない。
注４）「指導者用ＰＣ整備率」とは指導者用ＰＣの総数を教員の総数で除して算出した値である。
注５）「教員の校務用ＰＣ」とは、主として教員が校務に使用するコンピュータのことをいう。
注６）「教員の校務用ＰＣ整備率」は、校務用ＰＣの総数を総教員数で除して算出した値である。
注７）「統合型校務支援システム」は、教務系（成績処理、出欠管理、時数等）・保健系（健康診断票、保健室管理等）、指導要録等の学籍関係、学校事務系など統合して
　　機能を有しているシステムをいう。
注８）「遠隔教育」は、遠隔システムを活用した同時双方向型で行う教育をいう。（「『遠隔教育の推進に向けた施策方針』の策定について（通知）」（文部科学省、平成30年9月20日））
注９）「合同授業型」とは、教師が児童生徒等に対面で授業を行う複数の教室等を遠隔により接続することで、児童生徒が多様な意見や考えに触れたり、協働して学習に取り組んだり
　　する機会の充実を図る遠隔教育の形態をいう。
注10）「教師支援型」とは、外部人材等の専門家と、児童生徒や教師がいる教室等を遠隔により接続することで、児童生徒の学習活動の質を高めるとともに、
　　教師の資質向上を図る遠隔教育の形態をいう。
注11）「教科・科目充実型」とは、学校教育法施行規則第77条の２（中学校等）、第88条の３（高等学校等）に基づき、当該教科の免許状を保有する教師による
　　授業を遠隔により提供することで、生徒の多様な科目選択を可能とすること等により、学習機会の充実を図るものをいう。なお、小学校での活用は想定されない。
注12）遠隔教育を実施している学校のうち、「教科・科目充実型」の遠隔教育の実施率は、「教科・科目充実型」の遠隔授業を実施している学校の総数を、
　　遠隔教育を実施していると答えた学校の総数から、遠隔教育を実施していると答えた小学校の総数を引いた数で除した値である。
注13）「個々の児童生徒の状況に応じた遠隔教育」とは、外国人児童生徒等への日本語指導、病気療養児・不登校児童生徒等に対する学習指導等の
　　個々の児童生徒の状況に応じた遠隔教育の形態をいう。

○市区町村（設置者）別「コンピュータの設置状況」及び「インターネット接続状況」の実態（特別支援学校）

市　区　町　村　別 （特別支援学校）	学校数 校	児童生徒数 人	普通教室数 室	学習者用PC総台数 台	児童生徒一人当たりの学習者用PC台数 台／人	普通教室の大型提示装置整備率 %
宮崎県	13	1,365	349	1,658	1.2	25.2
合　計	13	1,365	349	1,658	1.2	25.2

注１）「児童生徒数」は、令和６年５月１日現在の児童生徒数。
注２）「学習者用ＰＣ」とは、教育用ＰＣのうち、児童生徒が使用するために配備されたものをいう。
注３）「児童生徒一人当たりの学習者用PC台数」は、「学習者用ＰＣ総台数」を令和６年５月１日現在の児童生徒数で除して算出した値であ
注４）「普通教室の大型提示装置整備率」は、大型提示装置を設置している普通教室の総数を普通教室の総数で除して算出した値である。
注５）「普通教室の校内ＬＡＮ整備率」は、校内ＬＡＮを整備する普通教室の総数を普通教室の総数で除して算出した値である。
注６）「普通教室の無線ＬＡＮ整備率」は、無線ＬＡＮを整備する普通教室の総数を普通教室の総数で除して算出した値である。

（令和７年３月１日現在）

普通教室の校内LAN整備率 %	普通教室の無線LAN整備率 %	普通教室の移動通信システム（LTE等）整備率 %	移動系通信を利用している学校の内、無線LAN整備済みの普通教室の数 室	無線LAN又は移動系通信によりインターネット接続を行う普通教室の割合 %	回線速度の契約理論値 ベストエフォート型 %	回線速度の契約理論値 ギャランティ型 %
100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0

る。

○市区町村（設置者）別「コンピュータの設置状況」及び「インターネット接続状況」の実態（特別支援学校）

（令和７年３月１日現在）

市　区　町　村　別 （特別支援学校）	教員数 人	授業を担当している教員数 人	指導者用PC台数 台	指導者用PC整備率 %	教員の校務用PC台数 台	教員の校務用PC整備率 %	統合型校務支援システム整備率 %	遠隔教育実施率 %	遠隔教育を実施している学校のうち、「合同授業型」の遠隔授業の実施率 %	遠隔教育を実施している学校のうち、「教師支援型」の遠隔授業の実施率 %	遠隔教育を実施している学校のうち、「教科・科目充実型」の遠隔授業の実施率 %	遠隔教育を実施している学校のうち、個々の児童生徒の状況に応じた遠隔教育の実施率 %
宮崎県	960	828	815	84.9	1,192	124.2	0.0	84.6	63.6	9.1	0.0	90.9
合　計	960	828	815	84.9	1,192	124.2	0.0	84.6	63.6	9.1	0.0	90.9

注１）「教員」とは、校長、副校長、教頭、主幹教諭、指導教諭、教諭、助教諭、養護教諭、養護助教諭、栄養教諭、常勤講師、再任用職員（フルタイム）をいう。
注２）「授業を担当している教員」とは、各教科等の授業を定期的に担当している教員をいう。授業を一時的・臨時的に担当する教員は含まない。
注３）「指導者用ＰＣ」とは、教員が使用するために配備されたものをいう。教職員が主として校務用に利用しているコンピュータ（校務用コンピュータ）は含まない。
注４）「指導者用ＰＣ整備率」とは指導者用ＰＣの総数を教員の総数で除して算出した値である。
注５）「教員の校務用ＰＣ」とは、主として教員が校務に使用するコンピュータのことをいう。
注６）「教員の校務用ＰＣ整備率」は、校務用ＰＣの総数を総教員数で除して算出した値である。
注７）「統合型校務支援システム」は、教務系（成績処理、出欠管理、時数等）・保健系（健康診断票、保健室管理等）、指導要録等の学籍関係、学校事務系など統合して
　　機能を有しているシステムをいう。
注８）「遠隔教育」は、遠隔システムを活用した同時双方向型で行う教育をいう。（「『遠隔教育の推進に向けた施策方針』の策定について（通知）」（文部科学省、平成30年9月20日））
注９）「合同授業型」とは、教師が児童生徒等に対面で授業を行う複数の教室等を遠隔により接続することで、児童生徒が多様な意見や考えに触れたり、協働して学習に取り組んだり
　　する機会の充実を図る遠隔教育の形態をいう。
注10）「教師支援型」とは、外部人材等の専門家と、児童生徒や教師がいる教室等を遠隔により接続することで、児童生徒の学習活動の質を高めるとともに、
　　教師の資質向上を図る遠隔教育の形態をいう。
注11）「教科・科目充実型」とは、学校教育法施行規則第77条の２（中学校等）、第88条の３（高等学校等）に基づき、当該教科の免許状を保有する教師による
　　授業を遠隔により提供することで、生徒の多様な科目選択を可能とすること等により、学習機会の充実を図るものをいう。なお、小学校での活用は想定されない。
注12）遠隔教育を実施している学校のうち、「教科・科目充実型」の遠隔教育の実施率は、「教科・科目充実型」の遠隔授業を実施している学校の総数を、
　　遠隔教育を実施していると答えた学校の総数から、遠隔教育を実施していると答えた小学校の総数を引いた数で除した値である。
注13）「個々の児童生徒の状況に応じた遠隔教育」とは、外国人児童生徒等への日本語指導、病気療養児・不登校児童生徒等に対する学習指導等の
　　個々の児童生徒の状況に応じた遠隔教育の形態をいう。

○市区町村（設置者）別「コンピュータの設置状況」及び「インターネット接続状況」の実態（合計）

（令和７年３月１日現在）

市　区　町　村　別 （　合　計　）	学校数 校	児童生徒数 人	普通教室数 室	学習者用PC総台数 台	児童生徒一人当たりの学習者用PC台数 台／人	普通教室の大型提示装置整備率 %	普通教室の校内LAN整備率 %	普通教室の無線LAN整備率 %	普通教室の移動通信システム（LTE等）整備率 %	移動系通信を利用している学校の内、無線LAN整備済みの普通教室の数 室	無線LAN又は移動系通信によりインターネット接続を行う普通教室の割合 %	回線速度の契約理論値 ベストエフォート型 %	回線速度の契約理論値 ギャランティ型 %
鹿児島県	77	27,602	1,513	33,131	1.2	75.7	100.0	100.0	***	***	100.0	97.4	2.6
鹿児島市	120	49,923	2,198	51,840	1.0	96.8	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
鹿屋市	36	9,763	493	10,937	1.1	89.2	94.9	94.9	***	***	94.9	97.2	2.8
枕崎市	8	1,218	75	1,321	1.1	90.7	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
阿久根市	10	1,189	90	1,212	1.0	87.8	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
出水市	21	4,728	252	5,005	1.1	96.8	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
指宿市	15	3,190	173	3,261	1.0	93.1	91.3	91.3	***	***	91.3	100.0	0.0
西之表市	11	1,065	85	1,103	1.0	91.8	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
垂水市	8	739	52	771	1.0	100.0	100.0	92.3	13.5	3	100.0	100.0	0.0
薩摩川内市	34	7,582	386	8,164	1.1	94.8	98.4	96.6	***	***	96.6	100.0	0.0
日置市	20	3,672	209	3,694	1.0	96.7	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
曽於市	20	2,258	147	2,327	1.0	100.0	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
霧島市	48	11,501	588	12,310	1.1	76.9	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
いちき串木野市	13	1,791	101	2,092	1.2	97.0	99.0	99.0	***	***	99.0	100.0	0.0
南さつま市	12	2,213	135	2,220	1.0	98.5	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
志布志市	21	2,426	179	2,436	1.0	98.3	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
奄美市	32	3,362	229	3,656	1.1	80.8	99.6	68.6	***	***	68.6	100.0	0.0
南九州市	19	2,224	154	2,791	1.3	100.0	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
伊佐市	16	1,518	135	1,939	1.3	91.9	100.0	100.0	6.7	9	100.0	100.0	0.0
姶良市	22	7,265	353	7,265	1.0	94.3	99.4	99.4	***	***	99.4	100.0	0.0
三島村	4	64	21	72	1.1	100.0	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
十島村	7	114	36	113	1.0	91.7	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
さつま町	7	1,290	61	1,350	1.0	86.9	70.5	70.5	***	***	70.5	100.0	0.0
長島町	12	796	72	798	1.0	91.7	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
湧水町	7	525	50	525	1.0	100.0	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
大崎町	7	882	66	890	1.0	100.0	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
東串良町	3	547	32	718	1.3	90.6	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
錦江町	8	384	41	485	1.3	90.2	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
南大隅町	4	341	25	411	1.2	84.0	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
肝付町	10	970	71	1,074	1.1	98.6	100.0	32.4	100.0	23	100.0	0.0	0.0
中種子町	8	533	44	617	1.2	97.7	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
南種子町	9	468	45	539	1.2	88.9	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
屋久島町	13	969	79	1,123	1.2	97.5	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
大和村	5	89	21	93	1.0	95.2	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
宇検村	8	136	29	142	1.0	100.0	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
瀬戸内町	18	577	64	628	1.1	90.6	100.0	100.0	7.8	5	100.0	100.0	0.0
龍郷町	10	577	56	575	1.0	89.3	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
喜界町	3	468	33	523	1.1	78.8	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
徳之島町	13	887	79	943	1.1	100.0	100.0	100.0	***	***	100.0	84.6	15.4
天城町	9	469	50	470	1.0	92.0	100.0	94.0	20.0	10	94.0	100.0	0.0
伊仙町	11	606	59	619	1.0	91.5	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
和泊町	6	535	44	533	1.0	95.5	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
知名町	7	471	44	470	1.0	97.7	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
与論町	4	484	36	557	1.2	63.9	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
合　計	756	158,411	8,705	171,743	1.1	90.1	99.2	97.7	1.2	50	98.3	99.3	0.7

注１）「児童生徒数」は、令和６年５月１日現在の児童生徒数。
注２）「学習者用ＰＣ」とは、教育用ＰＣのうち、児童生徒が使用するために配備されたものをいう。
注３）「児童生徒一人当たりの学習者用PC台数」は、「学習者用ＰＣ総台数」を令和６年５月１日現在の児童生徒数で除して算出した値である。
注４）「普通教室の大型提示装置整備率」は、大型提示装置を設置している普通教室の総数を普通教室の総数で除して算出した値である。
注５）「普通教室の校内ＬＡＮ整備率」は、校内ＬＡＮを整備する普通教室の総数を普通教室の総数で除して算出した値である。
注６）「普通教室の無線ＬＡＮ整備率」は、無線ＬＡＮを整備する普通教室の総数を普通教室の総数で除して算出した値である。

○市区町村（設置者）別「コンピュータの設置状況」及び「インターネット接続状況」の実態（合計）

（令和７年３月１日現在）

市区町村別（合計）	教員数	授業を担当している教員数	指導者用PC台数	指導者用PC整備率	教員の校務用PC台数	教員の校務用PC整備率	統合型校務支援システム整備率	遠隔教育実施率	遠隔教育を実施している学校のうち、「合同授業型」の遠隔授業の実施率	遠隔教育を実施している学校のうち、「教師支援型」の遠隔授業の実施率	遠隔教育を実施している学校のうち、「教科・科目充実型」の遠隔授業の実施率	遠隔教育を実施している学校のうち、個々の児童生徒の状況に応じた遠隔教育の実施率
	人	人	台	%	台	%	%	%	%	%	%	%
鹿児島県	3,759	3,395	3,934	104.7	4,650	123.7	100.0	36.4	50.0	25.0	0.0	71.4
鹿児島市	3,351	2,879	3,470	103.6	3,463	103.3	100.0	35.8	69.8	46.5	7.7	39.5
鹿屋市	765	637	1,197	156.5	995	130.1	100.0	30.6	72.7	27.3	0.0	81.8
枕崎市	125	100	149	119.2	130	104.0	100.0	37.5	0.0	66.7	0.0	100.0
阿久根市	147	116	146	99.3	152	103.4	100.0	50.0	60.0	20.0	0.0	60.0
出水市	423	349	401	94.8	449	106.1	100.0	100.0	81.0	57.1	50.0	71.4
指宿市	280	232	268	95.7	312	111.4	100.0	26.7	50.0	25.0	0.0	75.0
西之表市	148	105	104	70.3	156	105.4	100.0	54.5	66.7	66.7	0.0	16.7
垂水市	95	71	103	108.4	123	129.5	100.0	100.0	100.0	12.5	0.0	37.5
薩摩川内市	645	531	932	144.5	816	126.5	100.0	44.1	40.0	26.7	0.0	53.3
日置市	335	276	240	71.6	353	105.4	100.0	0.0	***	***	***	***
曽於市	234	189	318	135.9	312	133.3	100.0	60.0	83.3	25.0	0.0	41.7
霧島市	952	798	972	102.1	1,207	126.8	97.9	33.3	93.8	31.3	0.0	25.0
いちき串木野市	188	152	146	77.7	260	138.3	100.0	38.5	80.0	80.0	0.0	20.0
南さつま市	222	181	223	100.5	236	106.3	100.0	58.3	28.6	85.7	0.0	57.1
志布志市	282	223	250	88.7	258	91.5	100.0	42.9	66.7	22.2	0.0	33.3
奄美市	385	309	430	111.7	410	106.5	100.0	50.0	56.3	43.8	0.0	31.3
南九州市	246	193	428	174.0	334	135.8	100.0	89.5	64.7	41.2	0.0	47.1
伊佐市	220	174	353	160.5	263	119.5	100.0	31.3	100.0	60.0	0.0	20.0
姶良市	530	453	474	89.4	566	106.8	100.0	40.9	66.7	33.3	0.0	44.4
三島村	46	37	57	123.9	54	117.4	0.0	100.0	100.0	100.0	75.0	75.0
十島村	81	65	53	65.4	89	109.9	0.0	100.0	100.0	0.0	0.0	14.3
さつま町	133	114	153	115.0	146	109.8	100.0	85.7	50.0	50.0	0.0	66.7
長島町	139	100	122	87.8	141	101.4	100.0	83.3	80.0	20.0	0.0	20.0
湧水町	97	71	109	112.4	100	103.1	100.0	0.0	***	***	***	***
大崎町	113	82	133	117.7	122	108.0	100.0	42.9	66.7	66.7	0.0	33.3
東串良町	51	40	58	113.7	61	119.6	100.0	0.0	***	***	***	***
錦江町	72	53	114	158.3	115	159.7	100.0	100.0	100.0	87.5	0.0	50.0
南大隅町	48	35	67	139.6	61	127.1	75.0	50.0	100.0	50.0	0.0	50.0
肝付町	130	103	129	99.2	128	98.5	100.0	50.0	80.0	80.0	0.0	60.0
中種子町	77	57	151	196.1	118	153.2	100.0	100.0	50.0	87.5	0.0	12.5
南種子町	81	54	55	67.9	98	121.0	100.0	22.2	50.0	50.0	0.0	0.0
屋久島町	147	111	149	101.4	164	111.6	100.0	53.8	71.4	57.1	0.0	42.9
大和村	39	24	35	89.7	49	125.6	100.0	60.0	100.0	33.3	0.0	0.0
宇検村	53	39	64	120.8	62	117.0	100.0	100.0	75.0	87.5	0.0	12.5
瀬戸内町	109	83	124	113.8	124	113.8	100.0	88.9	100.0	56.3	28.6	37.5
龍郷町	97	73	101	104.1	108	111.3	100.0	90.0	66.7	66.7	0.0	22.2
喜界町	48	38	79	164.6	91	189.6	100.0	0.0	***	***	***	***
徳之島町	132	106	140	106.1	163	123.5	100.0	69.2	77.8	55.6	0.0	22.2
天城町	85	64	74	87.1	109	128.2	100.0	55.6	100.0	40.0	0.0	0.0
伊仙町	107	76	108	100.9	115	107.5	100.0	72.7	75.0	37.5	0.0	0.0
和泊町	73	58	84	115.1	92	126.0	100.0	50.0	100.0	66.7	0.0	33.3
知名町	77	58	68	88.3	107	139.0	100.0	14.3	0.0	0.0	0.0	100.0
与論町	55	44	87	158.2	84	152.7	100.0	25.0	0.0	0.0	0.0	100.0
合計	15,422	12,948	16,852	109.3	17,946	116.4	98.3	48.3	71.2	45.2	8.2	42.2

注１）「教員」とは、校長、副校長、教頭、主幹教諭、指導教諭、教諭、助教諭、養護教諭、養護助教諭、栄養教諭、常勤講師、再任用職員（フルタイム）をいう。
注２）「授業を担当している教員」とは、各教科等の授業を定期的に担当している教員をいう。授業を一時的・臨時的に担当する教員は含まない。
注３）「指導者用ＰＣ」とは、教員が使用するために配備されたものをいう。教職員が主として校務用に利用しているコンピュータ（校務用コンピュータ）は含まない。
注４）「指導者用ＰＣ整備率」とは指導者用ＰＣの総数を教員の総数で除して算出した値である。
注５）「教員の校務用ＰＣ」とは、主として教員が校務に使用するコンピュータのことをいう。
注６）「教員の校務用ＰＣ整備率」は、校務用ＰＣの総数を総教員数で除して算出した値である。
注７）「統合型校務支援システム」は、教務系（成績処理、出欠管理、時数等）・保健系（健康診断票、保健室管理等）、指導要録等の学籍関係、学校事務系など統合して機能を有しているシステムをいう。
注８）「遠隔教育」は、遠隔システムを活用した同時双方向型で行う教育をいう。（「『遠隔教育の推進に向けた施策方針』の策定について（通知）」（文部科学省、平成30年9月20日））
注９）「合同授業型」とは、教師が児童生徒等に対面で授業を行う複数の教室等を遠隔により接続することで、児童生徒が多様な意見や考えに触れたり、協働して学習に取り組んだりする機会の充実を図る遠隔教育の形態をいう。
注10）「教師支援型」とは、外部人材等の専門家と、児童生徒や教師がいる教室等を遠隔により接続することで、児童生徒の学習活動の質を高めるとともに、教師の資質向上を図る遠隔教育の形態をいう。
注11）「教科・科目充実型」とは、学校教育法施行規則第77条の２（中学校等）、第88条の３（高等学校等）に基づき、当該教科の免許状を保有する教師による授業を遠隔により提供することで、生徒の多様な科目選択を可能とすること等により、学習機会の充実を図るものをいう。なお、小学校での活用は想定されない。
注12）遠隔教育を実施している学校のうち、「教科・科目充実型」の遠隔教育の実施率は、「教科・科目充実型」の遠隔授業を実施している学校の総数を、遠隔教育を実施していると答えた学校の総数から、遠隔教育を実施していると答えた小学校の総数を引いた数で除した値である。
注13）「個々の児童生徒の状況に応じた遠隔教育」とは、外国人児童生徒等への日本語指導、病気療養児・不登校児童生徒等に対する学習指導等の個々の児童生徒の状況に応じた遠隔教育の形態をいう。

○市区町村（設置者）別「コンピュータの設置状況」及び「インターネット接続状況」の実態（小学校）

（令和７年３月１日現在）

市区町村別（小学校）	学校数	児童生徒数	普通教室数	学習者用PC総台数	児童生徒一人当たりの学習者用PC台数	普通教室の大型提示装置整備率	普通教室の校内LAN整備率	普通教室の無線LAN整備率	普通教室の移動通信システム（LTE等）整備率	移動系通信を利用している学校の内、無線LAN整備済みの普通教室の数	無線LAN又は移動系通信によりインターネット接続を行う普通教室の割合	回線速度の契約理論値 ベストエフォート型	回線速度の契約理論値 ギャランティ型
	校	人	室	台	台／人	%	%	%	%	室	%	%	%
鹿児島市	78	31,763	1,534	32,698	1.0	96.8	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
鹿屋市	23	6,137	332	6,719	1.1	96.1	99.4	99.4	***	***	99.4	95.7	4.3
枕崎市	4	811	50	842	1.0	92.0	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
阿久根市	7	781	64	792	1.0	87.5	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
出水市	13	2,760	165	2,806	1.0	97.0	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
指宿市	9	1,766	113	1,954	1.1	93.8	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
西之表市	10	710	69	748	1.1	89.9	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
垂水市	7	469	42	468	1.0	100.0	100.0	90.5	16.7	3	100.0	100.0	0.0
薩摩川内市	23	4,712	260	5,024	1.1	97.7	97.7	97.7	***	***	97.7	100.0	0.0
日置市	14	2,259	141	2,286	1.0	95.7	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
曽於市	17	1,464	114	1,463	1.0	100.0	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
霧島市	34	7,148	423	7,650	1.1	83.0	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
いちき串木野市	8	1,112	70	1,301	1.2	97.1	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
南さつま市	7	1,146	75	1,149	1.0	97.3	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
志布志市	16	1,611	137	1,619	1.0	97.8	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
奄美市	20	2,229	159	2,391	1.1	79.2	99.4	58.5	***	***	58.5	100.0	0.0
南九州市	16	1,457	125	1,821	1.2	100.0	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
伊佐市	14	1,043	108	1,347	1.3	89.8	100.0	100.0	8.3	9	100.0	100.0	0.0
姶良市	17	4,804	260	4,806	1.0	94.6	99.6	99.6	***	***	99.6	100.0	0.0
さつま町	6	802	38	869	1.1	94.7	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
長島町	7	541	49	544	1.0	91.8	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
湧水町	5	328	36	327	1.0	100.0	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
大崎町	6	571	52	578	1.0	100.0	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
東串良町	2	362	24	478	1.3	95.8	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
錦江町	6	221	31	261	1.2	90.3	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
南大隅町	2	190	14	194	1.0	85.7	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
肝付町	5	617	44	638	1.0	97.7	100.0	43.2	100.0	19	100.0	0.0	0.0
中種子町	7	351	36	434	1.2	97.2	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
南種子町	8	332	38	363	1.1	89.5	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
屋久島町	9	678	61	730	1.1	96.7	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
大和村	4	63	16	65	1.0	93.8	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
宇検村	4	98	16	102	1.0	100.0	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
瀬戸内町	10	384	39	398	1.0	92.3	100.0	100.0	7.7	3	100.0	100.0	0.0
龍郷町	7	396	42	395	1.0	85.7	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
喜界町	2	306	23	328	1.1	82.6	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
徳之島町	8	611	55	629	1.0	100.0	100.0	100.0	***	***	100.0	75.0	25.0
天城町	6	319	37	320	1.0	89.2	100.0	91.9	27.0	10	91.9	100.0	0.0
伊仙町	8	382	44	396	1.0	95.5	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
和泊町	4	362	32	361	1.0	100.0	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
知名町	5	328	32	324	1.0	100.0	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
与論町	3	322	26	364	1.1	50.0	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
合計	461	82,746	5,026	86,982	1.1	94.1	99.8	97.9	1.5	44	98.4	99.3	0.7

注１）「児童生徒数」は、令和６年５月１日現在の児童生徒数。
注２）「学習者用ＰＣ」とは、教育用ＰＣのうち、児童生徒が使用するために配備されたものをいう。
注３）「児童生徒一人当たりの学習者用PC台数」は、「学習者用ＰＣ総台数」を令和６年５月１日現在の児童生徒数で除して算出した値である。
注４）「普通教室の大型提示装置整備率」は、大型提示装置を設置している普通教室の総数を普通教室の総数で除して算出した値である。
注５）「普通教室の校内ＬＡＮ整備率」は、校内ＬＡＮを整備する普通教室の総数を普通教室の総数で除して算出した値である。
注６）「普通教室の無線ＬＡＮ整備率」は、無線ＬＡＮを整備する普通教室の総数を普通教室の総数で除して算出した値である。

○市区町村（設置者）別「コンピュータの設置状況」及び「インターネット接続状況」の実態（小学校）

（令和７年３月１日現在）

市　区　町　村　別 （　小　学　校　）	教員数 人	授業を担当している教員数 人	指導者用PC台数 台	指導者用PC整備率 %	教員の校務用PC台数 台	教員の校務用PC整備率 %	統合型校務支援システム整備率 %	遠隔教育実施率 %	遠隔教育を実施している学校のうち、「合同授業型」の遠隔授業の実施率 %	遠隔教育を実施している学校のうち、「教師支援型」の遠隔授業の実施率 %	遠隔教育を実施している学校のうち、「教科・科目充実型」の遠隔授業の実施率 %	遠隔教育を実施している学校のうち、個々の児童生徒の状況に応じた遠隔教育の実施率 %
鹿児島市	2,024	1,722	2,084	103.0	2,080	102.8	100.0	38.5	73.3	46.7	***	43.3
鹿屋市	459	379	674	146.8	609	132.7	100.0	43.5	70.0	30.0	***	80.0
枕崎市	66	54	89	134.8	69	104.5	100.0	25.0	0.0	100.0	***	100.0
阿久根市	96	74	93	96.9	99	103.1	100.0	42.9	66.7	33.3	***	66.7
出水市	228	183	213	93.4	240	105.3	100.0	100.0	84.6	53.8	***	69.2
指宿市	156	126	140	89.7	169	108.3	100.0	22.2	50.0	50.0	***	50.0
西之表市	114	76	76	66.7	121	106.1	100.0	60.0	66.7	66.7	***	16.7
垂水市	73	52	78	106.8	96	131.5	100.0	100.0	100.0	14.3	***	28.6
薩摩川内市	386	314	610	158.0	453	117.4	100.0	52.2	41.7	25.0	***	50.0
日置市	201	157	142	70.6	209	104.0	100.0	0.0	***	***	***	***
曽於市	173	135	184	106.4	214	123.7	100.0	70.6	83.3	25.0	***	41.7
霧島市	570	472	582	102.1	753	132.1	100.0	47.1	93.8	31.3	***	25.0
いちき串木野市	104	82	94	90.4	155	149.0	100.0	50.0	100.0	75.0	***	25.0
南さつま市	108	85	106	98.1	113	104.6	100.0	28.6	0.0	100.0	***	50.0
志布志市	198	154	165	83.3	188	94.9	100.0	43.8	85.7	28.6	***	14.3
奄美市	229	180	247	107.9	233	101.7	100.0	60.0	58.3	50.0	***	25.0
南九州市	183	140	318	173.8	253	138.3	100.0	87.5	64.3	50.0	***	35.7
伊佐市	168	128	258	153.6	194	115.5	100.0	28.6	100.0	75.0	***	25.0
姶良市	351	297	319	90.9	370	105.4	100.0	52.9	66.7	33.3	***	44.4
さつま町	89	74	85	95.5	101	113.5	100.0	83.3	60.0	40.0	***	60.0
長島町	86	58	58	67.4	77	89.5	100.0	71.4	60.0	40.0	***	40.0
湧水町	67	47	85	126.9	69	103.0	100.0	0.0	***	***	***	***
大崎町	85	58	101	118.8	91	107.1	100.0	50.0	66.7	66.7	***	33.3
東串良町	31	24	37	119.4	39	125.8	100.0	0.0	***	***	***	***
錦江町	49	34	66	134.7	69	140.8	100.0	100.0	100.0	83.3	***	33.3
南大隅町	22	16	28	127.3	39	177.3	100.0	50.0	100.0	100.0	***	100.0
肝付町	65	51	68	104.6	62	95.4	100.0	60.0	66.7	66.7	***	66.7
中種子町	59	42	101	171.2	93	157.6	100.0	100.0	42.9	85.7	***	0.0
南種子町	63	39	54	85.7	78	123.8	100.0	25.0	50.0	50.0	***	0.0
屋久島町	100	73	98	98.0	113	113.0	100.0	66.7	83.3	50.0	***	50.0
大和村	28	16	24	85.7	36	128.6	100.0	75.0	100.0	33.3	***	0.0
宇検村	27	17	34	125.9	34	125.9	100.0	100.0	75.0	100.0	***	25.0
瀬戸内町	60	39	60	100.0	66	110.0	100.0	90.0	100.0	55.6	***	44.4
龍郷町	69	49	70	101.4	76	110.1	100.0	85.7	66.7	50.0	***	16.7
喜界町	31	24	33	106.5	45	145.2	100.0	0.0	***	***	***	***
徳之島町	84	67	87	103.6	91	108.3	100.0	62.5	100.0	40.0	***	20.0
天城町	54	40	49	90.7	63	116.7	100.0	66.7	100.0	25.0	***	0.0
伊仙町	75	53	77	102.7	80	106.7	100.0	75.0	83.3	33.3	***	0.0
和泊町	44	34	52	118.2	46	104.5	100.0	75.0	100.0	66.7	***	33.3
知名町	51	39	44	86.3	75	147.1	100.0	0.0	***	***	***	***
与論町	37	29	42	113.5	44	118.9	100.0	33.3	0.0	0.0	***	100.0
合　　計	7,163	5,733	7,825	109.2	8,105	113.2	100.0	52.7	74.9	46.5	***	37.4

注１）「教員」とは、校長、副校長、教頭、主幹教諭、指導教諭、教諭、助教諭、養護教諭、養護助教諭、栄養教諭、常勤講師、再任用職員（フルタイム）をいう。
注２）「授業を担当している教員」とは、各教科等の授業を定期的に担当している教員をいう。授業を一時的・臨時的に担当する教員は含まない。
注３）「指導者用ＰＣ」とは、教員が使用するために配備されたものをいう。教職員が主として校務用に利用しているコンピュータ（校務用コンピュータ）は含まない。
注４）「指導者用ＰＣ整備率」とは指導者用ＰＣの総数を教員の総数で除して算出した値である。
注５）「教員の校務用ＰＣ」とは、主として教員が校務に使用するコンピュータのことをいう。
注６）「教員の校務用ＰＣ整備率」は、校務用ＰＣの総数を総教員数で除して算出した値である。
注７）「統合型校務支援システム」は、教務系（成績処理、出欠管理、時数等）・保健系（健康診断票、保健室管理等）、指導要録等の学籍関係、学校事務系など統合して
　　機能を有しているシステムをいう。
注８）「遠隔教育」は、遠隔システムを活用した同時双方向型で行う教育をいう。（「『遠隔教育の推進に向けた施策方針』の策定について（通知）」（文部科学省、平成30年9月20日））
注９）「合同授業型」とは、教師が児童生徒等に対面で授業を行う複数の教室等を遠隔により接続することで、児童生徒が多様な意見や考えに触れたり、協働して学習に取り組んだり
　　する機会の充実を図る遠隔教育の形態をいう。
注10）「教師支援型」とは、外部人材等の専門家と、児童生徒や教師がいる教室等を遠隔により接続することで、児童生徒の学習活動の質を高めるとともに、
　　教師の資質向上を図る遠隔教育の形態をいう。
注11）「教科・科目充実型」とは、学校教育法施行規則第77条の２（中学校等）、第88条の３（高等学校等）に基づき、当該教科の免許状を保有する教師による
　　授業を遠隔により提供することで、生徒の多様な科目選択を可能とすること等により、学習機会の充実を図るものをいう。なお、小学校での活用は想定されない。
注12）遠隔教育を実施している学校のうち、「教科・科目充実型」の遠隔教育の実施率は、「教科・科目充実型」の遠隔授業を実施している学校の総数を、
　　遠隔教育を実施していると答えた学校の総数から、遠隔教育を実施していると答えた小学校の総数を引いた数で除した値である。
注13）「個々の児童生徒の状況に応じた遠隔教育」とは、外国人児童生徒等への日本語指導、病気療養児・不登校児童生徒等に対する学習指導等の
　　個々の児童生徒の状況に応じた遠隔教育の形態をいう。

○市区町村（設置者）別「コンピュータの設置状況」及び「インターネット接続状況」の実態（中学校）

（令和７年３月１日現在）

市区町村別（中学校）	学校数	児童生徒数	普通教室数	学習者用PC総台数	児童生徒一人当たりの学習者用PC台数	普通教室の大型提示装置整備率	普通教室の校内LAN整備率	普通教室の無線LAN整備率	普通教室の移動通信システム（LTE等）整備率	移動系通信を利用している学校の内、無線LAN整備済みの普通教室の数	無線LAN又は移動系通信によりインターネット接続を行う普通教室の割合	回線速度の契約理論値 ベストエフォート型	回線速度の契約理論値 ギャランティ型
	校	人	室	台	台／人	%	%	%	%	室	%	%	%
鹿児島県	1	165	6	352	2.1	100.0	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
鹿児島市	39	16,210	600	16,480	1.0	96.5	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
鹿屋市	12	3,125	146	3,533	1.1	72.6	84.2	84.2	***	***	84.2	100.0	0.0
枕崎市	4	407	25	479	1.2	88.0	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
阿久根市	3	408	26	420	1.0	88.5	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
出水市	6	1,429	66	1,511	1.1	95.5	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
指宿市	5	945	45	981	1.0	88.9	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
西之表市	1	355	16	355	1.0	100.0	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
垂水市	1	270	10	303	1.1	100.0	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
薩摩川内市	10	2,470	103	2,746	1.1	87.4	100.0	93.2	***	***	93.2	100.0	0.0
日置市	5	1,177	54	1,179	1.0	98.1	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
曽於市	3	794	33	864	1.1	100.0	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
霧島市	13	3,593	144	3,900	1.1	70.1	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
いちき串木野市	5	679	31	791	1.2	96.8	96.8	96.8	***	***	96.8	100.0	0.0
南さつま市	3	570	21	574	1.0	100.0	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
志布志市	5	815	42	817	1.0	100.0	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
奄美市	12	1,133	70	1,265	1.1	84.3	100.0	91.4	***	***	91.4	100.0	0.0
南九州市	3	767	29	970	1.3	100.0	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
伊佐市	2	475	27	592	1.2	100.0	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
姶良市	5	2,461	93	2,459	1.0	93.5	98.9	98.9	***	***	98.9	100.0	0.0
さつま町	1	488	23	481	1.0	73.9	21.7	21.7	***	***	21.7	100.0	0.0
長島町	5	255	23	254	1.0	91.3	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
湧水町	2	197	14	198	1.0	100.0	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
大崎町	1	311	14	312	1.0	100.0	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
東串良町	1	185	8	240	1.3	75.0	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
錦江町	2	163	10	224	1.4	90.0	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
南大隅町	2	151	11	217	1.4	81.8	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
肝付町	4	333	21	408	1.2	100.0	100.0	19.0	100.0	4	100.0	0.0	0.0
中種子町	1	182	8	183	1.0	100.0	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
南種子町	1	136	7	176	1.3	85.7	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
屋久島町	4	291	18	393	1.4	100.0	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
大和村	1	26	5	28	1.1	100.0	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
宇検村	4	38	13	40	1.1	100.0	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
瀬戸内町	8	193	25	230	1.2	88.0	100.0	100.0	8.0	2	100.0	100.0	0.0
龍郷町	3	181	14	180	1.0	100.0	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
喜界町	1	162	10	195	1.2	70.0	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
徳之島町	5	276	24	314	1.1	100.0	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
天城町	3	150	13	150	1.0	100.0	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
伊仙町	3	224	15	223	1.0	80.0	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
和泊町	2	173	12	172	1.0	83.3	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
知名町	2	143	12	146	1.0	91.7	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
与論町	1	162	10	193	1.2	100.0	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
合計	195	42,668	1,897	45,528	1.1	90.7	97.7	96.2	1.2	6	97.0	100.0	0.0

注１）「児童生徒数」は、令和６年５月１日現在の児童生徒数。
注２）「学習者用ＰＣ」とは、教育用ＰＣのうち、児童生徒が使用するために配備されたものをいう。
注３）「児童生徒一人当たりの学習者用PC台数」は、「学習者用ＰＣ総台数」を令和６年５月１日現在の児童生徒数で除して算出した値である。
注４）「普通教室の大型提示装置整備率」は、大型提示装置を設置している普通教室の総数を普通教室の総数で除して算出した値である。
注５）「普通教室の校内ＬＡＮ整備率」は、校内ＬＡＮを整備する普通教室の総数を普通教室の総数で除して算出した値である。
注６）「普通教室の無線ＬＡＮ整備率」は、無線ＬＡＮを整備する普通教室の総数を普通教室の総数で除して算出した値である。

○市区町村（設置者）別「コンピュータの設置状況」及び「インターネット接続状況」の実態（中学校）

（令和７年３月１日現在）

市区町村別（中学校）	教員数	授業を担当している教員数	指導者用PC台数	指導者用PC整備率	教員の校務用PC台数	教員の校務用PC整備率	統合型校務支援システム整備率	遠隔教育実施率	遠隔教育を実施している学校のうち、「合同授業型」の遠隔授業の実施率	遠隔教育を実施している学校のうち、「教師支援型」の遠隔授業の実施率	遠隔教育を実施している学校のうち、「教科・科目充実型」の遠隔授業の実施率	遠隔教育を実施している学校のうち、個々の児童生徒の状況に応じた遠隔教育の実施率
	人	人	台	%	台	%	%	%	%	%	%	%
鹿児島県	19	15	10	52.6	19	100.0	100.0	0.0	***	***	***	***
鹿児島市	1,165	1,008	1,215	104.3	1,199	102.9	100.0	30.8	66.7	41.7	8.3	25.0
鹿屋市	260	215	415	159.6	334	128.5	100.0	8.3	100.0	0.0	0.0	100.0
枕崎市	59	46	60	101.7	61	103.4	100.0	50.0	0.0	50.0	0.0	100.0
阿久根市	51	42	53	103.9	53	103.9	100.0	66.7	50.0	0.0	0.0	50.0
出水市	138	116	132	95.7	145	105.1	100.0	100.0	83.3	66.7	66.7	66.7
指宿市	87	72	82	94.3	98	112.6	100.0	40.0	50.0	0.0	0.0	100.0
西之表市	34	29	28	82.4	35	102.9	100.0	0.0	***	***	***	***
垂水市	22	19	25	113.6	27	122.7	100.0	100.0	100.0	0.0	0.0	100.0
薩摩川内市	221	186	262	118.6	287	129.9	100.0	30.0	33.3	33.3	0.0	66.7
日置市	110	96	84	76.4	115	104.5	100.0	0.0	***	***	***	***
曽於市	61	54	134	219.7	98	160.7	100.0	0.0	***	***	***	***
霧島市	317	268	316	99.7	373	117.7	92.3	0.0	***	***	***	***
いちき串木野市	84	70	52	61.9	105	125.0	100.0	20.0	0.0	100.0	0.0	0.0
南さつま市	56	47	56	100.0	60	107.1	100.0	100.0	33.3	66.7	0.0	33.3
志布志市	84	69	85	101.2	70	83.3	100.0	40.0	0.0	0.0	0.0	100.0
奄美市	156	129	183	117.3	177	113.5	100.0	33.3	50.0	25.0	0.0	50.0
南九州市	63	53	110	174.6	81	128.6	100.0	100.0	66.7	0.0	0.0	100.0
伊佐市	52	46	95	182.7	69	132.7	100.0	50.0	100.0	0.0	0.0	0.0
姶良市	179	156	155	86.6	196	109.5	100.0	0.0	***	***	***	***
さつま町	44	40	68	154.5	45	102.3	100.0	100.0	0.0	100.0	0.0	100.0
長島町	53	42	64	120.8	64	120.8	100.0	100.0	100.0	0.0	0.0	0.0
湧水町	30	24	24	80.0	31	103.3	100.0	0.0	***	***	***	***
大崎町	28	24	32	114.3	31	110.7	100.0	0.0	***	***	***	***
東串良町	20	16	21	105.0	22	110.0	100.0	0.0	***	***	***	***
錦江町	23	19	48	208.7	46	200.0	100.0	100.0	100.0	100.0	0.0	100.0
南大隅町	26	19	39	150.0	22	84.6	50.0	50.0	100.0	0.0	0.0	0.0
肝付町	51	40	47	92.2	52	102.0	100.0	25.0	100.0	100.0	0.0	0.0
中種子町	18	15	50	277.8	25	138.9	100.0	100.0	100.0	100.0	0.0	100.0
南種子町	18	15	1	5.6	20	111.1	100.0	0.0	***	***	***	***
屋久島町	47	38	51	108.5	51	108.5	100.0	25.0	0.0	100.0	0.0	0.0
大和村	11	8	11	100.0	13	118.2	100.0	0.0	***	***	***	***
宇検村	26	22	30	115.4	28	107.7	100.0	100.0	75.0	75.0	0.0	0.0
瀬戸内町	49	44	64	130.6	58	118.4	100.0	87.5	100.0	57.1	28.6	28.6
龍郷町	28	24	31	110.7	32	114.3	100.0	100.0	66.7	100.0	0.0	33.3
喜界町	17	14	46	270.6	46	270.6	100.0	0.0	***	***	***	***
徳之島町	48	39	53	110.4	72	150.0	100.0	80.0	50.0	75.0	0.0	25.0
天城町	31	24	25	80.6	46	148.4	100.0	33.3	100.0	100.0	0.0	0.0
伊仙町	32	23	31	96.9	35	109.4	100.0	66.7	50.0	50.0	0.0	0.0
和泊町	29	24	32	110.3	46	158.6	100.0	0.0	***	***	***	***
知名町	26	19	24	92.3	32	123.1	100.0	50.0	0.0	0.0	0.0	100.0
与論町	18	15	45	250.0	40	222.2	100.0	0.0	***	***	***	***
合計	3,891	3,284	4,389	112.8	4,459	114.6	99.0	39.5	64.9	46.8	9.1	42.9

注１）「教員」とは、校長、副校長、教頭、主幹教諭、指導教諭、教諭、助教諭、養護教諭、養護助教諭、栄養教諭、常勤講師、再任用職員（フルタイム）をいう。
注２）「授業を担当している教員」とは、各教科等の授業を定期的に担当している教員をいう。授業を一時的・臨時的に担当する教員は含まない。
注３）「指導者用ＰＣ」とは、教員が使用するために配備されたものをいう。教職員が主として校務用に利用しているコンピュータ（校務用コンピュータ）は含まない。
注４）「指導者用ＰＣ整備率」とは指導者用ＰＣの総数を教員の総数で除して算出した値である。
注５）「教員の校務用ＰＣ」とは、主として教員が校務に使用するコンピュータのことをいう。
注６）「教員の校務用ＰＣ整備率」は、校務用ＰＣの総数を総教員数で除して算出した値である。
注７）「統合型校務支援システム」は、教務系（成績処理、出欠管理、時数等）・保健系（健康診断票、保健室管理等）、指導要録等の学籍関係、学校事務系など統合して
機能を有しているシステムをいう。
注８）「遠隔教育」は、遠隔システムを活用した同時双方向型で行う教育をいう。（「『遠隔教育の推進に向けた施策方針』の策定について（通知）」（文部科学省、平成30年9月20日））
注９）「合同授業型」とは、教師が児童生徒等に対面で授業を行う複数の教室等を遠隔により接続することで、児童生徒が多様な意見や考えに触れたり、協働して学習に取り組んだり
する機会の充実を図る遠隔教育の形態をいう。
注10）「教師支援型」とは、外部人材等の専門家と、児童生徒や教師がいる教室等を遠隔により接続することで、児童生徒の学習活動の質を高めるとともに、
教師の資質向上を図る遠隔教育の形態をいう。
注11）「教科・科目充実型」とは、学校教育法施行規則第77条の２（中学校等）、第88条の３（高等学校等）に基づき、当該教科の免許状を保有する教師による
授業を遠隔により提供することで、生徒の多様な科目選択を可能とすること等により、学習機会の充実を図るものをいう。なお、小学校での活用は想定されない。
注12）遠隔教育を実施している学校のうち、「教科・科目充実型」の遠隔教育の実施率は、「教科・科目充実型」の遠隔授業を実施している学校の総数を、
遠隔教育を実施していると答えた学校の総数から、遠隔教育を実施していると答えた小学校の総数を引いた数で除した値である。
注13）「個々の児童生徒の状況に応じた遠隔教育」とは、外国人児童生徒等への日本語指導、病気療養児・不登校児童生徒等に対する学習指導等の
個々の児童生徒の状況に応じた遠隔教育の形態をいう。

○市区町村（設置者）別「コンピュータの設置状況」及び「インターネット接続状況」の実態（義務教育学校）

市　区　町　村　別 （義務教育学校）	学校数 校	児童生徒数 人	普通教室数 室	学習者用PC総台数 台	児童生徒一人当たりの学習者用PC台数 台／人	普通教室の大型提示装置整備率 %
出水市	1	103	9	105	1.0	100.0
薩摩川内市	1	400	23	394	1.0	95.7
日置市	1	236	14	229	1.0	100.0
南さつま市	2	497	39	497	1.0	100.0
三島村	4	64	21	72	1.1	100.0
十島村	7	114	36	113	1.0	91.7
肝付町	1	20	6	28	1.4	100.0
合　計	17	1,434	148	1,438	1.0	97.3

注１）「児童生徒数」は、令和６年５月１日現在の児童生徒数。
注２）「学習者用ＰＣ」とは、教育用ＰＣのうち、児童生徒が使用するために配備されたものをいう。
注３）「児童生徒一人当たりの学習者用PC台数」は、「学習者用ＰＣ総台数」を令和６年５月１日現在の児童生徒数で除して算出した値であ
注４）「普通教室の大型提示装置整備率」は、大型提示装置を設置している普通教室の総数を普通教室の総数で除して算出した値である。
注５）「普通教室の校内ＬＡＮ整備率」は、校内ＬＡＮを整備する普通教室の総数を普通教室の総数で除して算出した値である。
注６）「普通教室の無線ＬＡＮ整備率」は、無線ＬＡＮを整備する普通教室の総数を普通教室の総数で除して算出した値である。

（令和７年３月１日現在）

普通教室の校内LAN整備率 %	普通教室の無線LAN整備率 %	普通教室の移動通信システム（LTE等）整備率 %	移動系通信を利用している学校の内、無線LAN整備済みの普通教室の数 室	無線LAN又は移動系通信によりインターネット接続を行う普通教室の割合 %	回線速度の契約理論値 ベストエフォート型 %	回線速度の契約理論値 ギャランティ型 %
100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
100.0	0.0	100.0	0	100.0	0.0	0.0
100.0	95.9	4.1	0	100.0	100.0	0.0

る。

○市区町村（設置者）別「コンピュータの設置状況」及び「インターネット接続状況」の実態（義務教育学校）

（令和７年３月１日現在）

市　区　町　村　別 （義務教育学校）	教員数 人	授業を担当している教員数 人	指導者用PC台数 台	指導者用PC整備率 %	教員の校務用PC台数 台	教員の校務用PC整備率 %	統合型校務支援システム整備率 %	遠隔教育実施率 %	遠隔教育を実施している学校のうち、「合同授業型」の遠隔授業の実施率 %	遠隔教育を実施している学校のうち、「教師支援型」の遠隔授業の実施率 %	遠隔教育を実施している学校のうち、「教科・科目充実型」の遠隔授業の実施率 %	遠隔教育を実施している学校のうち、個々の児童生徒の状況に応じた遠隔教育の実施率 %
出水市	20	16	19	95.0	21	105.0	100.0	100.0	100.0	0.0	0.0	100.0
薩摩川内市	38	31	60	157.9	76	200.0	100.0	0.0	***	***	***	***
日置市	24	23	14	58.3	29	120.8	100.0	0.0	***	***	***	***
南さつま市	58	49	61	105.2	63	108.6	100.0	100.0	50.0	100.0	0.0	100.0
三島村	46	37	57	123.9	54	117.4	0.0	100.0	100.0	100.0	75.0	75.0
十島村	81	65	53	65.4	89	109.9	0.0	100.0	100.0	0.0	0.0	14.3
肝付町	14	12	14	100.0	14	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	0.0	100.0
合　計	281	233	278	98.9	346	123.1	35.3	88.2	93.3	46.7	20.0	53.3

注１）「教員」とは、校長、副校長、教頭、主幹教諭、指導教諭、教諭、助教諭、養護教諭、養護助教諭、栄養教諭、常勤講師、再任用職員（フルタイム）をいう。
注２）「授業を担当している教員」とは、各教科等の授業を定期的に担当している教員をいう。授業を一時的・臨時的に担当する教員は含まない。
注３）「指導者用ＰＣ」とは、教員が使用するために配備されたものをいう。教職員が主として校務用に利用しているコンピュータ（校務用コンピュータ）は含まない。
注４）「指導者用ＰＣ整備率」とは指導者用ＰＣの総数を教員の総数で除して算出した値である。
注５）「教員の校務用ＰＣ」とは、主として教員が校務に使用するコンピュータのことをいう。
注６）「教員の校務用ＰＣ整備率」は、校務用ＰＣの総数を総教員数で除して算出した値である。
注７）「統合型校務支援システム」は、教務系（成績処理、出欠管理、時数等）・保健系（健康診断票、保健室管理等）、指導要録等の学籍関係、学校事務系など統合して機能を有しているシステムをいう。
注８）「遠隔教育」は、遠隔システムを活用した同時双方向型で行う教育をいう。（「『遠隔教育の推進に向けた施策方針』の策定について（通知）」（文部科学省、平成30年9月20日））
注９）「合同授業型」とは、教師が児童生徒等に対面で授業を行う複数の教室等を遠隔により接続することで、児童生徒が多様な意見や考えに触れたり、協働して学習に取り組んだりする機会の充実を図る遠隔教育の形態をいう。
注10）「教師支援型」とは、外部人材等の専門家と、児童生徒や教師がいる教室等を遠隔により接続することで、児童生徒の学習活動の質を高めるとともに、教師の資質向上を図る遠隔教育の形態をいう。
注11）「教科・科目充実型」とは、学校教育法施行規則第77条の２（中学校等）、第88条の３（高等学校等）に基づき、当該教科の免許状を保有する教師による授業を遠隔により提供することで、生徒の多様な科目選択を可能とすること等により、学習機会の充実を図るものをいう。なお、小学校での活用は想定されない。
注12）遠隔教育を実施している学校のうち、「教科・科目充実型」の遠隔教育の実施率は、「教科・科目充実型」の遠隔授業を実施している学校の総数を、遠隔教育を実施していると答えた学校の総数から、遠隔教育を実施していると答えた小学校の総数を引いた数で除した値である。
注13）「個々の児童生徒の状況に応じた遠隔教育」とは、外国人児童生徒等への日本語指導、病気療養児・不登校児童生徒等に対する学習指導等の個々の児童生徒の状況に応じた遠隔教育の形態をいう。

○市区町村（設置者）別「コンピュータの設置状況」及び「インターネット接続状況」の実態（高等学校）

（令和７年３月１日現在）

市区町村別（高等学校）	学校数	学校数（専門学科・総合学科単独及び複数学科設置校）	児童生徒数	児童生徒数（専門学科・総合学科単独及び複数学科設置校）	普通教室数	普通教室数（専門学科・総合学科単独及び複数学科設置校）	学習者用PC総台数	学習者用PC総台数（専門学科・総合学科単独及び複数学科設置校）	児童生徒一人当たりの学習者用PC台数	児童生徒一人当たりの学習者用PC台数（専門学科・総合学科単独及び複数学科設置校）	普通教室の大型提示装置整備率	普通教室の大型提示装置整備率（専門学科・総合学科単独及び複数学科設置校）	普通教室の校内LAN整備率	普通教室の校内LAN整備率（専門学科・総合学科単独及び複数学科設置校）	普通教室の無線LAN整備率	普通教室の無線LAN整備率（専門学科・総合学科単独及び複数学科設置校）	普通教室の移動通信システム（LTE等）整備率	普通教室の移動通信システム（LTE等）整備率（専門学科・総合学科単独及び複数学科設置校）	移動系通信を利用している学校の内、無線LAN整備済みの普通教室の数	移動系通信を利用している学校の内、無線LAN整備済みの普通教室の数（専門学科・総合学科単独及び複数学科設置校）	無線LAN又は移動系通信によりインターネット接続を行う普通教室の割合	無線LAN又は移動系通信によりインターネット接続を行う普通教室の割合（専門学科・総合学科単独及び複数学科設置校）	回線速度の契約理論値ベストエフォート型	回線速度の契約理論値ベストエフォート型（専門学科・総合学科単独及び複数学科設置校）	回線速度の契約理論値ギャランティ型	回線速度の契約理論値ギャランティ型（専門学科・総合学科単独及び複数学科設置校）
	校	校	人	人	室	室	台	台	台／人	台／人	%	%	%	%	%	%	%	%	室	室	%	%	%	%	%	%	%
鹿児島県	61	42	24,663	16,360	884	609	29,381	19,258	1.2	1.2	63.7	58.5	100.0	100.0	100.0	100.0	***	***	***	***	100.0	100.0	96.7	95.2	3.3	4.8
鹿児島市	3	2	1,950	1,253	64	46	2,662	1,875	1.4	1.5	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	***	***	***	***	100.0	100.0	100.0	100.0	0.0	0.0
鹿屋市	1	1	501	501	15	15	685	685	1.4	1.4	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	***	***	***	***	100.0	100.0	100.0	100.0	0.0	0.0
出水市	1	1	436	436	12	12	583	583	1.3	1.3	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	***	***	***	***	100.0	100.0	100.0	100.0	0.0	0.0
指宿市	1	1	479	479	15	15	326	326	0.7	0.7	100.0	100.0	0.0	0.0	0.0	0.0	***	***	***	***	0.0	0.0	100.0	100.0	0.0	0.0
霧島市	1	1	760	760	21	21	760	760	1.0	1.0	0.0	0.0	100.0	100.0	100.0	100.0	***	***	***	***	100.0	100.0	100.0	100.0	0.0	0.0
合計	68	48	28,789	19,789	1,011	718	34,397	23,487	1.2	1.2	66.2	61.8	98.5	97.9	98.5	97.9	***	***	***	***	98.5	97.9	97.1	95.8	2.9	4.2

注１）「児童生徒数」は、令和６年５月１日現在の児童生徒数。
注２）「学習者用ＰＣ」とは、教育用ＰＣのうち、児童生徒が使用するために配備されたものをいう。
注３）「児童生徒一人当たりの学習者用PC台数」は、「学習者用ＰＣ総台数」を令和６年５月１日現在の児童生徒数で除して算出した値である。
注４）「普通教室の大型提示装置整備率」は、大型提示装置を設置している普通教室の総数を普通教室の総数で除して算出した値である。
注５）「普通教室の校内ＬＡＮ整備率」は、校内ＬＡＮを整備する普通教室の総数を普通教室の総数で除して算出した値である。
注６）「普通教室の無線ＬＡＮ整備率」は、無線ＬＡＮを整備する普通教室の総数を普通教室の総数で除して算出した値である。

○市区町村（設置者）別「コンピュータの設置状況」及び「インターネット接続状況」の実態（高等学校）

（令和７年３月１日現在）

市区町村別（高等学校）	教員数	教員数（専門学科・総合学科単独及び複数学科設置校）	授業を担当している教員数	授業を担当している教員数（専門学科・総合学科単独及び複数学科設置校）	指導者用PC台数	指導者用PC台数（専門学科・総合学科単独及び複数学科設置校）	指導者用PC整備率	指導者用PC整備率（専門学科・総合学科単独及び複数学科設置校）	教員の校務用PC台数	教員の校務用PC台数（専門学科・総合学科単独及び複数学科設置校）	教員の校務用PC整備率	教員の校務用PC整備率（専門学科・総合学科単独及び複数学科設置校）	統合型校務支援システム整備率	統合型校務支援システム整備率（専門学科・総合学科単独及び複数学科設置校）	遠隔教育実施率	遠隔教育実施率（専門学科・総合学科単独及び複数学科設置校）	遠隔教育を実施している学校のうち、「合同授業型」の遠隔授業の実施率	遠隔教育を実施している学校のうち、「合同授業型」の遠隔授業の実施率（専門学科・総合学	遠隔教育を実施している学校のうち、「教師支援型」の遠隔授業の実施率	遠隔教育を実施している学校のうち、「教師支援型」の遠隔授業の実施率（専門学科・総合学	遠隔教育を実施している学校のうち、「教科・科目充実型」の遠隔授業の実施率	遠隔教育を実施している学校のうち、「教科・科目充実型」の遠隔授業の実施率（専門学	遠隔教育を実施している学校のうち、個々の児童生徒の状況に応じた遠隔教育の実施率	遠隔教育を実施している学校のうち、個々の児童生徒の状況に応じた遠隔教育の実施率（専門学
	人	人	人	人	台	台	%	%	台	台	%	%	%	%	%	%	%	%	%	%	%	%	%	%
鹿児島県	2,365	1,684	2,147	1,534	2,585	1,816	109.3	107.8	2,934	2,105	124.1	125.0	100.0	100.0	29.5	19.0	27.8	50.0	27.8	12.5	0.0	0.0	77.8	75.0
鹿児島市	162	108	149	98	171	120	105.6	111.1	184	129	113.6	119.4	100.0	100.0	33.3	50.0	0.0	0.0	100.0	100.0	0.0	0.0	100.0	100.0
鹿屋市	46	46	43	43	108	108	234.8	234.8	52	52	113.0	113.0	100.0	100.0	0.0	0.0	***	***	***	***	***	***	***	***
出水市	37	37	34	34	37	37	100.0	100.0	43	43	116.2	116.2	100.0	100.0	100.0	100.0	0.0	0.0	100.0	100.0	0.0	0.0	100.0	100.0
指宿市	37	37	34	34	46	46	124.3	124.3	45	45	121.6	121.6	100.0	100.0	0.0	0.0	***	***	***	***	***	***	***	***
霧島市	65	65	58	58	74	74	113.8	113.8	81	81	124.6	124.6	100.0	100.0	0.0	0.0	***	***	***	***	***	***	***	***
合計	2,712	1,977	2,465	1,801	3,021	2,201	111.4	111.3	3,339	2,455	123.1	124.2	100.0	100.0	29.4	20.8	25.0	40.0	35.0	30.0	0.0	0.0	80.0	80.0

注１）「教員」とは、校長、副校長、教頭、主幹教諭、指導教諭、教諭、助教諭、養護教諭、養護助教諭、栄養教諭、常勤講師、再任用職員（フルタイム）をいう。
注２）「授業を担当している教員」とは、各教科等の授業を定期的に担当している教員をいう。授業を一時的・臨時的に担当する教員は含まない。
注３）「指導者用ＰＣ」とは、教員が使用するために配備されたものをいう。教職員が主として校務用に利用しているコンピュータ（校務用コンピュータ）は含まない。
注４）「指導者用ＰＣ整備率」とは指導者用ＰＣの総数を教員の総数で除して算出した値である。
注５）「教員の校務用ＰＣ」とは、主として教員が校務に使用するコンピュータのことをいう。
注６）「教員の校務用ＰＣ整備率」は、校務用ＰＣの総数を総教員数で除して算出した値である。
注７）「統合型校務支援システム」は、教務系（成績処理、出欠管理、時数等）・保健系（健康診断票、保健室管理等）、指導要録等の学籍関係、学校事務系など統合して機能を有しているシステムをいう。
注８）「遠隔教育」は、遠隔システムを活用した同時双方向型で行う教育をいう。（「『遠隔教育の推進に向けた施策方針』の策定について（通知）」（文部科学省、平成30年9月20日））
注９）「合同授業型」とは、教師が児童生徒等に対面で授業を行う複数の教室等を遠隔により接続することで、児童生徒が多様な意見や考えに触れたり、協働して学習に取り組んだりする機会の充実を図る遠隔教育の形態をいう。
注10）「教師支援型」とは、外部人材等の専門家と、児童生徒や教師がいる教室等を遠隔により接続することで、児童生徒の学習活動の質を高めるとともに、教師の資質向上を図る遠隔教育の形態をいう。
注11）「教科・科目充実型」とは、学校教育法施行規則第77条の２（中学校等）、第88条の３（高等学校等）に基づき、当該教科の免許状を保有する教師による授業を遠隔により提供することで、生徒の多様な科目選択を可能とすること等により、学習機会の充実を図るものをいう。なお、小学校での活用は想定されない。
注12）遠隔教育を実施している学校のうち、「教科・科目充実型」の遠隔教育の実施率は、「教科・科目充実型」の遠隔授業を実施している学校の総数を、遠隔教育を実施していると答えた学校の総数から、遠隔教育を実施していると答えた小学校の総数を引いた数で除した値である。
注13）「個々の児童生徒の状況に応じた遠隔教育」とは、外国人児童生徒等への日本語指導、病気療養児・不登校児童生徒等に対する学習指導等の個々の児童生徒の状況に応じた遠隔教育の形態をいう。

○市区町村（設置者）別「コンピュータの設置状況」及び「インターネット接続状況」の実態（中等教育学校）

市　区　町　村　別 （中等教育学校）	学校数 校	児童生徒数 人	普通教室数 室	学習者用PC総台数 台	児童生徒一人当たりの学習者用PC台数 台／人	普通教室の大型提示装置整備率 %
合　計	***	***	***	***	***	***

注１）「児童生徒数」は、令和６年５月１日現在の児童生徒数。
注２）「学習者用ＰＣ」とは、教育用ＰＣのうち、児童生徒が使用するために配備されたものをいう。
注３）「児童生徒一人当たりの学習者用PC台数」は、「学習者用ＰＣ総台数」を令和６年５月１日現在の児童生徒数で除して算出した値であ
注４）「普通教室の大型提示装置整備率」は、大型提示装置を設置している普通教室の総数を普通教室の総数で除して算出した値である。
注５）「普通教室の校内ＬＡＮ整備率」は、校内ＬＡＮを整備する普通教室の総数を普通教室の総数で除して算出した値である。
注６）「普通教室の無線ＬＡＮ整備率」は、無線ＬＡＮを整備する普通教室の総数を普通教室の総数で除して算出した値である。

（令和７年３月１日現在）

普通教室の校内LAN整備率 %	普通教室の無線LAN整備率 %	普通教室の移動通信システム（LTE等）整備率 %	移動系通信を利用している学校の内、無線LAN整備済みの普通教室の数 室	無線LAN又は移動系通信によりインターネット接続を行う普通教室の割合 %	回線速度の契約理論値 ベストエフォート型 %	回線速度の契約理論値 ギャランティ型 %
***	***	***	***	***	***	***

る。

○市区町村（設置者）別「コンピュータの設置状況」及び「インターネット接続状況」の実態（中等教育学校）

（令和７年３月１日現在）

市　区　町　村　別 （中等教育学校）	教員数 人	授業を担当している教員数 人	指導者用PC台数 台	指導者用PC整備率 %	教員の校務用PC台数 台	教員の校務用PC整備率 %	統合型校務支援システム整備率 %	遠隔教育実施率 %	遠隔教育を実施している学校のうち、「合同授業型」の遠隔授業の実施率 %	遠隔教育を実施している学校のうち、「教師支援型」の遠隔授業の実施率 %	遠隔教育を実施している学校のうち、「教科・科目充実型」の遠隔授業の実施率 %	遠隔教育を実施している学校のうち、個々の児童生徒の状況に応じた遠隔教育の実施率 %
合　　計	***	***	***	***	***	***	***	***	***	***	***	***

注１）「教員」とは、校長、副校長、教頭、主幹教諭、指導教諭、教諭、助教諭、養護教諭、養護助教諭、栄養教諭、常勤講師、再任用職員（フルタイム）をいう。
注２）「授業を担当している教員」とは、各教科等の授業を定期的に担当している教員をいう。授業を一時的・臨時的に担当する教員は含まない。
注３）「指導者用ＰＣ」とは、教員が使用するために配備されたものをいう。教職員が主として校務用に利用しているコンピュータ（校務用コンピュータ）は含まない。
注４）「指導者用ＰＣ整備率」とは指導者用ＰＣの総数を教員の総数で除して算出した値である。
注５）「教員の校務用ＰＣ」とは、主として教員が校務に使用するコンピュータのことをいう。
注６）「教員の校務用ＰＣ整備率」は、校務用ＰＣの総数を総教員数で除して算出した値である。
注７）「統合型校務支援システム」は、教務系（成績処理、出欠管理、時数等）・保健系（健康診断票、保健室管理等）、指導要録等の学籍関係、学校事務系など統合して
　　機能を有しているシステムをいう。
注８）「遠隔教育」は、遠隔システムを活用した同時双方向型で行う教育をいう。（「『遠隔教育の推進に向けた施策方針』の策定について（通知）」（文部科学省、平成30年9月20日））
注９）「合同授業型」とは、教師が児童生徒等に対面で授業を行う複数の教室等を遠隔により接続することで、児童生徒が多様な意見や考えに触れたり、協働して学習に取り組んだり
　　する機会の充実を図る遠隔教育の形態をいう。
注10）「教師支援型」とは、外部人材等の専門家と、児童生徒や教師がいる教室等を遠隔により接続することで、児童生徒の学習活動の質を高めるとともに、
　　教師の資質向上を図る遠隔教育の形態をいう。
注11）「教科・科目充実型」とは、学校教育法施行規則第77条の２（中学校等）、第88条の３（高等学校等）に基づき、当該教科の免許状を保有する教師による
　　授業を遠隔により提供することで、生徒の多様な科目選択を可能とすること等により、学習機会の充実を図るものをいう。なお、小学校での活用は想定されない。
注12）遠隔教育を実施している学校のうち、「教科・科目充実型」の遠隔教育の実施率は、「教科・科目充実型」の遠隔授業を実施している学校の総数を、
　　遠隔教育を実施していると答えた学校の総数から、遠隔教育を実施していると答えた小学校の総数を引いた数で除した値である。
注13）「個々の児童生徒の状況に応じた遠隔教育」とは、外国人児童生徒等への日本語指導、病気療養児・不登校児童生徒等に対する学習指導等の
　　個々の児童生徒の状況に応じた遠隔教育の形態をいう。

○市区町村（設置者）別「コンピュータの設置状況」及び「インターネット接続状況」の実態（特別支援学校）

市　区　町　村　別 （特別支援学校）	学校数 校	児童生徒数 人	普通教室数 室	学習者用PC総台数 台	児童生徒一人当たりの学習者用PC台数 台／人	普通教室の大型提示装置整備率 %
鹿児島県	15	2,774	623	3,398	1.2	92.6
合　計	15	2,774	623	3,398	1.2	92.6

注１）「児童生徒数」は、令和６年５月１日現在の児童生徒数。
注２）「学習者用ＰＣ」とは、教育用ＰＣのうち、児童生徒が使用するために配備されたものをいう。
注３）「児童生徒一人当たりの学習者用PC台数」は、「学習者用ＰＣ総台数」を令和６年５月１日現在の児童生徒数で除して算出した値であ
注４）「普通教室の大型提示装置整備率」は、大型提示装置を設置している普通教室の総数を普通教室の総数で除して算出した値である。
注５）「普通教室の校内ＬＡＮ整備率」は、校内ＬＡＮを整備する普通教室の総数を普通教室の総数で除して算出した値である。
注６）「普通教室の無線ＬＡＮ整備率」は、無線ＬＡＮを整備する普通教室の総数を普通教室の総数で除して算出した値である。

（令和７年３月１日現在）

普通教室の校内LAN整備率 %	普通教室の無線LAN整備率 %	普通教室の移動通信システム（LTE等）整備率 %	移動系通信を利用している学校の内、無線LAN整備済みの普通教室の数 室	無線LAN又は移動系通信によりインターネット接続を行う普通教室の割合 %	回線速度の契約理論値 ベストエフォート型 %	回線速度の契約理論値 ギャランティ型 %
100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0

る。

○市区町村（設置者）別「コンピュータの設置状況」及び「インターネット接続状況」の実態（特別支援学校）

（令和７年３月１日現在）

市　区　町　村　別 （特別支援学校）	教員数 人	授業を担当している教員数 人	指導者用PC台数 台	指導者用PC整備率 %	教員の校務用PC台数 台	教員の校務用PC整備率 %	統合型校務支援システム整備率 %	遠隔教育実施率 %	遠隔教育を実施している学校のうち、「合同授業型」の遠隔授業の実施率 %	遠隔教育を実施している学校のうち、「教師支援型」の遠隔授業の実施率 %	遠隔教育を実施している学校のうち、「教科・科目充実型」の遠隔授業の実施率 %	遠隔教育を実施している学校のうち、個々の児童生徒の状況に応じた遠隔教育の実施率 %
鹿児島県	1,375	1,233	1,339	97.4	1,697	123.4	100.0	66.7	90.0	20.0	0.0	60.0
合　計	1,375	1,233	1,339	97.4	1,697	123.4	100.0	66.7	90.0	20.0	0.0	60.0

注１）「教員」とは、校長、副校長、教頭、主幹教諭、指導教諭、教諭、助教諭、養護教諭、養護助教諭、栄養教諭、常勤講師、再任用職員（フルタイム）をいう。
注２）「授業を担当している教員」とは、各教科等の授業を定期的に担当している教員をいう。授業を一時的・臨時的に担当する教員は含まない。
注３）「指導者用ＰＣ」とは、教員が使用するために配備されたものをいう。教職員が主として校務用に利用しているコンピュータ（校務用コンピュータ）は含まない。
注４）「指導者用ＰＣ整備率」とは指導者用ＰＣの総数を教員の総数で除して算出した値である。
注５）「教員の校務用ＰＣ」とは、主として教員が校務に使用するコンピュータのことをいう。
注６）「教員の校務用ＰＣ整備率」は、校務用ＰＣの総数を総教員数で除して算出した値である。
注７）「統合型校務支援システム」は、教務系（成績処理、出欠管理、時数等）・保健系（健康診断票、保健室管理等）、指導要録等の学籍関係、学校事務系など統合して
　　機能を有しているシステムをいう。
注８）「遠隔教育」は、遠隔システムを活用した同時双方向型で行う教育をいう。（「『遠隔教育の推進に向けた施策方針』の策定について（通知）」（文部科学省、平成30年9月20日））
注９）「合同授業型」とは、教師が児童生徒等に対面で授業を行う複数の教室等を遠隔により接続することで、児童生徒が多様な意見や考えに触れたり、協働して学習に取り組んだり
　　する機会の充実を図る遠隔教育の形態をいう。
注10）「教師支援型」とは、外部人材等の専門家と、児童生徒や教師がいる教室等を遠隔により接続することで、児童生徒の学習活動の質を高めるとともに、
　　教師の資質向上を図る遠隔教育の形態をいう。
注11）「教科・科目充実型」とは、学校教育法施行規則第77条の２（中学校等）、第88条の３（高等学校等）に基づき、当該教科の免許状を保有する教師による
　　授業を遠隔により提供することで、生徒の多様な科目選択を可能とすること等により、学習機会の充実を図るものをいう。なお、小学校での活用は想定されない。
注12）遠隔教育を実施している学校のうち、「教科・科目充実型」の遠隔教育の実施率は、「教科・科目充実型」の遠隔授業を実施している学校の総数を、
　　遠隔教育を実施していると答えた学校の総数から、遠隔教育を実施していると答えた小学校の総数を引いた数で除した値である。
注13）「個々の児童生徒の状況に応じた遠隔教育」とは、外国人児童生徒等への日本語指導、病気療養児・不登校児童生徒等に対する学習指導等の
　　個々の児童生徒の状況に応じた遠隔教育の形態をいう。

○市区町村（設置者）別「コンピュータの設置状況」及び「インターネット接続状況」の実態（合計）

（令和７年３月１日現在）

市区町村別 （合計）	学校数 校	児童生徒数 人	普通教室数 室	学習者用PC総台数 台	児童生徒一人当たりの学習者用PC台数 台／人	普通教室の大型提示装置整備率 %	普通教室の校内LAN整備率 %	普通教室の無線LAN整備率 %	普通教室の移動通信システム（LTE等）整備率 %	移動系通信を利用している学校の内、無線LAN整備済みの普通教室の数 室	無線LAN又は移動系通信によりインターネット接続を行う普通教室の割合 %	回線速度の契約理論値 ベストエフォート型 %	回線速度の契約理論値 ギャランティ型 %
沖縄県	85	44,307	1,687	57,607	1.3	74.7	99.6	96.1	***	***	96.1	100.0	0.0
那覇市	54	26,684	1,138	27,718	1.0	93.8	99.8	99.4	5.1	56	99.6	100.0	0.0
宜野湾市	13	9,464	389	10,546	1.1	99.2	100.0	99.7	***	***	99.7	100.0	0.0
石垣市	28	4,861	261	4,909	1.0	96.2	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
浦添市	16	11,118	444	11,625	1.0	97.7	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
名護市	22	6,494	359	6,525	1.0	71.9	97.8	97.5	***	***	97.5	4.5	95.5
糸満市	18	6,628	313	6,617	1.0	92.0	100.0	99.4	***	***	99.4	100.0	0.0
沖縄市	24	13,964	587	14,006	1.0	96.1	99.8	99.8	***	***	99.8	100.0	0.0
豊見城市	12	7,605	322	7,924	1.0	99.4	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
うるま市	28	12,578	560	13,326	1.1	87.7	100.0	100.0	1.4	8	100.0	100.0	0.0
宮古島市	27	5,030	298	5,035	1.0	98.3	100.0	100.0	4.4	13	100.0	96.0	4.0
南城市	14	5,114	235	5,325	1.0	97.9	100.0	100.0	3.0	7	100.0	100.0	0.0
国頭村	6	342	35	380	1.1	88.6	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
大宜味村	2	203	14	223	1.1	100.0	100.0	100.0	***	***	100.0	0.0	100.0
東村	4	127	18	128	1.0	100.0	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
今帰仁村	4	871	49	916	1.1	87.8	95.9	95.9	***	***	95.9	100.0	0.0
本部町	7	1,182	62	1,269	1.1	87.1	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
恩納村	5	973	61	1,110	1.1	98.4	98.4	96.7	***	***	96.7	100.0	0.0
宜野座村	4	769	45	856	1.1	93.3	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
金武町	4	1,213	63	1,241	1.0	79.4	100.0	100.0	22.2	14	100.0	100.0	0.0
伊江村	3	376	24	428	1.1	91.7	62.5	62.5	70.8	8	100.0	100.0	0.0
読谷村	7	4,489	196	4,596	1.0	93.9	94.9	94.9	***	***	94.9	100.0	0.0
嘉手納町	3	1,377	62	1,539	1.1	88.7	100.0	98.4	***	***	98.4	100.0	0.0
北谷町	6	3,126	136	3,241	1.0	94.1	100.0	100.0	62.5	85	100.0	100.0	0.0
北中城村	3	1,783	74	1,804	1.0	89.2	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
中城村	4	2,066	90	2,101	1.0	95.6	97.8	76.7	***	***	76.7	100.0	0.0
西原町	6	3,403	149	3,506	1.0	100.0	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
与那原町	3	2,109	86	2,441	1.2	100.0	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
南風原町	6	4,847	198	5,077	1.0	81.8	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
渡嘉敷村	3	73	12	79	1.1	91.7	100.0	66.7	100.0	8	100.0	100.0	0.0
座間味村	6	76	22	109	1.4	86.4	100.0	100.0	22.7	5	100.0	100.0	0.0
粟国村	2	43	12	45	1.0	83.3	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
渡名喜村	2	13	7	13	1.0	100.0	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
南大東村	2	114	11	123	1.1	90.9	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
北大東村	2	47	11	49	1.0	100.0	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
伊平屋村	3	100	15	122	1.2	80.0	100.0	100.0	***	***	100.0	0.0	100.0
伊是名村	2	130	14	130	1.0	100.0	100.0	100.0	***	***	100.0	50.0	50.0
久米島町	8	624	54	623	1.0	87.0	90.7	88.9	***	***	88.9	100.0	0.0
八重瀬町	6	4,093	158	3,786	0.9	77.8	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
多良間村	2	92	13	103	1.1	100.0	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
竹富町	19	417	67	458	1.1	88.1	100.0	100.0	***	***	100.0	94.7	5.3
与那国町	5	164	20	173	1.1	100.0	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
合計	480	189,089	8,371	207,832	1.1	89.0	99.5	98.3	2.6	204	98.5	93.8	6.2

注１）「児童生徒数」は、令和６年５月１日現在の児童生徒数。
注２）「学習者用ＰＣ」とは、教育用ＰＣのうち、児童生徒が使用するために配備されたものをいう。
注３）「児童生徒一人当たりの学習者用PC台数」は、「学習者用ＰＣ総台数」を令和６年５月１日現在の児童生徒数で除して算出した値である。
注４）「普通教室の大型提示装置整備率」は、大型提示装置を設置している普通教室の総数を普通教室の総数で除して算出した値である。
注５）「普通教室の校内ＬＡＮ整備率」は、校内ＬＡＮを整備する普通教室の総数を普通教室の総数で除して算出した値である。
注６）「普通教室の無線ＬＡＮ整備率」は、無線ＬＡＮを整備する普通教室の総数を普通教室の総数で除して算出した値である。

○市区町村（設置者）別「コンピュータの設置状況」及び「インターネット接続状況」の実態（合計）

（令和７年３月１日現在）

市　区　町　村　別 （　合　計　）	教員数 人	授業を担当している教員数 人	指導者用PC台数 台	指導者用PC整備率 %	教員の校務用PC台数 台	教員の校務用PC整備率 %	統合型校務支援システム整備率 %	遠隔教育実施率 %	遠隔教育を実施している学校のうち、「合同授業型」の遠隔授業の実施率 %	遠隔教育を実施している学校のうち、「教師支援型」の遠隔授業の実施率 %	遠隔教育を実施している学校のうち、「教科・科目充実型」の遠隔授業の実施率 %	遠隔教育を実施している学校のうち、個々の児童生徒の状況に応じた遠隔教育の実施率 %
沖縄県	4,797	4,347	5,123	106.8	6,562	136.8	100.0	34.1	62.1	31.0	0.0	51.7
那覇市	1,707	1,408	1,819	106.6	1,623	95.1	100.0	42.6	47.8	34.8	0.0	69.6
宜野湾市	542	489	518	95.6	692	127.7	100.0	23.1	66.7	0.0	0.0	66.7
石垣市	438	343	382	87.2	502	114.6	100.0	50.0	85.7	14.3	0.0	21.4
浦添市	709	616	1,342	189.3	972	137.1	100.0	25.0	50.0	50.0	0.0	50.0
名護市	521	444	610	117.1	560	107.5	100.0	72.7	68.8	50.0	0.0	75.0
糸満市	473	404	562	118.8	478	101.1	100.0	38.9	57.1	57.1	0.0	85.7
沖縄市	837	747	973	116.2	973	116.2	95.8	54.2	53.8	38.5	0.0	61.5
豊見城市	477	421	400	83.9	580	121.6	100.0	50.0	100.0	50.0	0.0	83.3
うるま市	787	696	715	90.9	1,173	149.0	100.0	53.6	40.0	33.3	0.0	80.0
宮古島市	504	406	472	93.7	498	98.8	100.0	55.6	66.7	60.0	0.0	40.0
南城市	407	310	303	74.4	399	98.0	100.0	57.1	50.0	37.5	0.0	62.5
国頭村	62	44	44	71.0	84	135.5	100.0	83.3	60.0	20.0	0.0	40.0
大宜味村	25	19	152	608.0	151	604.0	100.0	0.0	***	***	***	***
東村	32	25	36	112.5	48	150.0	100.0	100.0	100.0	100.0	0.0	0.0
今帰仁村	80	68	94	117.5	88	110.0	100.0	100.0	75.0	75.0	0.0	25.0
本部町	111	93	99	89.2	189	170.3	100.0	42.9	100.0	0.0	0.0	0.0
恩納村	89	75	117	131.5	109	122.5	0.0	60.0	0.0	0.0	0.0	100.0
宜野座村	72	59	105	145.8	78	108.3	100.0	100.0	75.0	75.0	0.0	25.0
金武町	94	82	91	96.8	132	140.4	100.0	75.0	100.0	33.3	100.0	66.7
伊江村	43	33	56	130.2	78	181.4	100.0	100.0	33.3	66.7	0.0	33.3
読谷村	268	242	315	117.5	308	114.9	100.0	14.3	100.0	0.0	0.0	0.0
嘉手納町	86	77	169	196.5	120	139.5	100.0	33.3	0.0	0.0	0.0	0.0
北谷町	181	166	185	102.2	203	112.2	100.0	16.7	100.0	100.0	0.0	100.0
北中城村	104	94	87	83.7	110	105.8	100.0	100.0	100.0	33.3	0.0	66.7
中城村	124	110	153	123.4	192	154.8	75.0	75.0	33.3	33.3	0.0	100.0
西原町	207	181	220	106.3	234	113.0	100.0	50.0	33.3	33.3	0.0	66.7
与那原町	139	129	99	71.2	131	94.2	100.0	100.0	66.7	66.7	0.0	66.7
南風原町	277	250	483	174.4	300	108.3	100.0	66.7	100.0	50.0	0.0	50.0
渡嘉敷村	25	19	35	140.0	42	168.0	0.0	66.7	100.0	0.0	0.0	0.0
座間味村	38	31	75	197.4	62	163.2	16.7	100.0	100.0	66.7	0.0	50.0
粟国村	20	16	36	180.0	19	95.0	0.0	100.0	100.0	50.0	0.0	100.0
渡名喜村	13	9	8	61.5	13	100.0	0.0	50.0	0.0	100.0	0.0	0.0
南大東村	22	18	22	100.0	22	100.0	0.0	100.0	100.0	100.0	0.0	50.0
北大東村	18	15	17	94.4	19	105.6	0.0	50.0	0.0	100.0	0.0	100.0
伊平屋村	29	21	43	148.3	42	144.8	100.0	100.0	100.0	100.0	0.0	0.0
伊是名村	26	19	15	57.7	34	130.8	100.0	50.0	100.0	100.0	0.0	0.0
久米島町	97	72	108	111.3	101	104.1	100.0	37.5	66.7	66.7	0.0	33.3
八重瀬町	234	213	232	99.1	252	107.7	100.0	83.3	40.0	60.0	0.0	80.0
多良間村	22	16	19	86.4	19	86.4	0.0	50.0	100.0	100.0	0.0	100.0
竹富町	137	101	150	109.5	171	124.8	5.3	73.7	85.7	64.3	0.0	21.4
与那国町	42	30	47	111.9	47	111.9	0.0	100.0	100.0	60.0	0.0	100.0
合　計	14,916	12,958	16,531	110.8	18,410	123.4	90.0	51.5	66.4	44.9	1.0	54.7

注１）「教員」とは、校長、副校長、教頭、主幹教諭、指導教諭、教諭、助教諭、養護教諭、養護助教諭、栄養教諭、常勤講師、再任用職員（フルタイム）をいう。
注２）「授業を担当している教員」とは、各教科等の授業を定期的に担当している教員をいう。授業を一時的・臨時的に担当する教員は含まない。
注３）「指導者用ＰＣ」とは、教員が使用するために配備されたものをいう。教職員が主として校務用に利用しているコンピュータ（校務用コンピュータ）は含まない。
注４）「指導者用ＰＣ整備率」とは指導者用ＰＣの総数を教員の総数で除して算出した値である。
注５）「教員の校務用ＰＣ」とは、主として教員が校務に使用するコンピュータのことをいう。
注６）「教員の校務用ＰＣ整備率」は、校務用ＰＣの総数を総教員数で除して算出した値である。
注７）「統合型校務支援システム」は、教務系（成績処理、出欠管理、時数等）・保健系（健康診断票、保健室管理等）、指導要録等の学籍関係、学校事務系など統合して
　　機能を有しているシステムをいう。
注８）「遠隔教育」は、遠隔システムを活用した同時双方向型で行う教育をいう。（「『遠隔教育の推進に向けた施策方針』の策定について（通知）」（文部科学省、平成30年9月20日））
注９）「合同授業型」とは、教師が児童生徒等に対面で授業を行う複数の教室等を遠隔により接続することで、児童生徒が多様な意見や考えに触れたり、協働して学習に取り組んだり
　　する機会の充実を図る遠隔教育の形態をいう。
注10）「教師支援型」とは、外部人材等の専門家と、児童生徒や教師がいる教室等を遠隔により接続することで、児童生徒の学習活動の質を高めるとともに、
　　教師の資質向上を図る遠隔教育の形態をいう。
注11）「教科・科目充実型」とは、学校教育法施行規則第77条の２（中学校等）、第88条の３（高等学校等）に基づき、当該教科の免許状を保有する教師による
　　授業を遠隔により提供することで、生徒の多様な科目選択を可能とすること等により、学習機会の充実を図るものをいう。なお、小学校での活用は想定されない。
注12）遠隔教育を実施している学校のうち、「教科・科目充実型」の遠隔教育の実施率は、「教科・科目充実型」の遠隔授業を実施している学校の総数を、
　　遠隔教育を実施していると答えた学校の総数から、遠隔教育を実施していると答えた小学校の総数を引いた数で除した値である。
注13）「個々の児童生徒の状況に応じた遠隔教育」とは、外国人児童生徒等への日本語指導、病気療養児・不登校児童生徒等に対する学習指導等の
　　個々の児童生徒の状況に応じた遠隔教育の形態をいう。

○市区町村（設置者）別「コンピュータの設置状況」及び「インターネット接続状況」の実態（小学校）

（令和７年３月１日現在）

市区町村別（小学校）	学校数	児童生徒数	普通教室数	学習者用PC総台数	児童生徒一人当たりの学習者用PC台数	普通教室の大型提示装置整備率	普通教室の校内LAN整備率	普通教室の無線LAN整備率	普通教室の移動通信システム（LTE等）整備率	移動系通信を利用している学校の内、無線LAN整備済みの普通教室の数	無線LAN又は移動系通信によりインターネット接続を行う普通教室の割合	回線速度の契約理論値 ベストエフォート型	回線速度の契約理論値 ギャランティ型
	校	人	室	台	台／人	%	%	%	%	室	%	%	%
那覇市	36	18,041	804	18,613	1.0	96.4	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
宜野湾市	9	6,370	280	7,227	1.1	99.6	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
石垣市	19	3,224	188	3,218	1.0	95.7	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
浦添市	11	7,424	313	7,818	1.1	99.0	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
名護市	14	4,367	246	4,398	1.0	63.8	97.2	96.7	***	***	96.7	7.1	92.9
糸満市	11	4,496	221	4,437	1.0	95.0	100.0	99.1	***	***	99.1	100.0	0.0
沖縄市	16	9,372	448	9,393	1.0	94.9	99.8	99.8	***	***	99.8	100.0	0.0
豊見城市	8	5,203	231	5,449	1.0	99.1	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
うるま市	18	8,601	400	9,070	1.1	87.5	100.0	100.0	1.0	4	100.0	100.0	0.0
宮古島市	16	3,395	207	3,408	1.0	98.1	100.0	100.0	3.4	7	100.0	100.0	0.0
南城市	9	3,480	167	3,597	1.0	97.6	100.0	100.0	2.4	4	100.0	100.0	0.0
国頭村	5	224	26	246	1.1	92.3	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
大宜味村	1	134	9	135	1.0	100.0	100.0	100.0	***	***	100.0	0.0	100.0
東村	3	99	15	100	1.0	100.0	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
今帰仁村	3	572	36	574	1.0	88.9	94.4	94.4	***	***	94.4	100.0	0.0
本部町	4	786	43	874	1.1	81.4	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
恩納村	4	658	45	695	1.1	100.0	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
宜野座村	3	504	33	556	1.1	90.9	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
金武町	3	800	46	828	1.0	73.9	100.0	100.0	30.4	14	100.0	100.0	0.0
伊江村	2	245	17	295	1.2	94.1	47.1	47.1	100.0	8	100.0	0.0	0.0
読谷村	5	2,973	139	3,062	1.0	91.4	92.8	92.8	***	***	92.8	100.0	0.0
嘉手納町	2	960	44	1,053	1.1	88.6	100.0	97.7	***	***	97.7	100.0	0.0
北谷町	4	2,095	96	2,171	1.0	96.9	100.0	100.0	69.8	67	100.0	100.0	0.0
北中城村	2	1,242	53	1,263	1.0	90.6	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
中城村	3	1,524	71	1,573	1.0	94.4	97.2	97.2	***	***	97.2	100.0	0.0
西原町	4	2,275	105	2,304	1.0	100.0	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
与那原町	2	1,424	58	1,731	1.2	100.0	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
南風原町	4	3,362	142	3,505	1.0	78.9	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
渡嘉敷村	2	51	9	56	1.1	88.9	100.0	55.6	100.0	5	100.0	100.0	0.0
座間味村	3	45	13	55	1.2	84.6	100.0	100.0	23.1	3	100.0	100.0	0.0
粟国村	1	30	8	31	1.0	75.0	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
渡名喜村	1	10	4	10	1.0	100.0	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
南大東村	1	69	7	74	1.1	100.0	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
北大東村	1	36	8	38	1.1	100.0	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
伊平屋村	1	62	6	82	1.3	100.0	100.0	100.0	***	***	100.0	0.0	100.0
伊是名村	1	83	10	83	1.0	100.0	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
久米島町	6	394	44	395	1.0	86.4	88.6	86.4	***	***	86.4	100.0	0.0
八重瀬町	4	2,830	108	2,633	0.9	70.4	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
多良間村	1	57	8	65	1.1	100.0	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
竹富町	10	270	42	295	1.1	83.3	100.0	100.0	***	***	100.0	90.0	10.0
与那国町	3	106	14	106	1.0	100.0	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
合計	256	97,893	4,764	101,516	1.0	92.4	99.2	99.1	2.6	112	99.3	93.5	6.5

注１）「児童生徒数」は、令和６年５月１日現在の児童生徒数。
注２）「学習者用ＰＣ」とは、教育用ＰＣのうち、児童生徒が使用するために配備されたものをいう。
注３）「児童生徒一人当たりの学習者用PC台数」は、「学習者用ＰＣ総台数」を令和６年５月１日現在の児童生徒数で除して算出した値である。
注４）「普通教室の大型提示装置整備率」は、大型提示装置を設置している普通教室の総数を普通教室の総数で除して算出した値である。
注５）「普通教室の校内ＬＡＮ整備率」は、校内ＬＡＮを整備する普通教室の総数を普通教室の総数で除して算出した値である。
注６）「普通教室の無線ＬＡＮ整備率」は、無線ＬＡＮを整備する普通教室の総数を普通教室の総数で除して算出した値である。

○市区町村（設置者）別「コンピュータの設置状況」及び「インターネット接続状況」の実態（小学校）

（令和７年３月１日現在）

市　区　町　村　別 （　小　学　校　）	教員数 人	授業を担当している教員数 人	指導者用PC台数 台	指導者用PC整備率 %	教員の校務用PC台数 台	教員の校務用PC整備率 %	統合型校務支援システム整備率 %	遠隔教育実施率 %	遠隔教育を実施している学校のうち、「合同授業型」の遠隔授業の実施率 %	遠隔教育を実施している学校のうち、「教師支援型」の遠隔授業の実施率 %	遠隔教育を実施している学校のうち、「教科・科目充実型」の遠隔授業の実施率 %	遠隔教育を実施している学校のうち、個々の児童生徒の状況に応じた遠隔教育の実施率 %
那覇市	1,093	890	1,136	103.9	992	90.8	100.0	41.7	53.3	26.7	***	80.0
宜野湾市	351	319	339	96.6	462	131.6	100.0	33.3	66.7	0.0	***	66.7
石垣市	274	213	248	90.5	322	117.5	100.0	57.9	90.9	9.1	***	27.3
浦添市	434	381	894	206.0	572	131.8	100.0	27.3	33.3	33.3	***	66.7
名護市	323	271	384	118.9	344	106.5	100.0	71.4	70.0	40.0	***	80.0
糸満市	290	240	280	96.6	277	95.5	100.0	45.5	40.0	60.0	***	100.0
沖縄市	559	497	561	100.4	580	103.8	93.8	68.8	45.5	45.5	***	63.6
豊見城市	301	262	215	71.4	374	124.3	100.0	62.5	100.0	40.0	***	80.0
うるま市	504	442	459	91.1	753	149.4	100.0	61.1	45.5	45.5	***	81.8
宮古島市	308	247	277	89.9	295	95.8	100.0	43.8	71.4	42.9	***	42.9
南城市	236	191	190	80.5	242	102.5	100.0	44.4	75.0	25.0	***	25.0
国頭村	44	31	31	70.5	63	143.2	100.0	80.0	75.0	25.0	***	25.0
大宜味村	13	10	143	1100.0	142	1092.3	100.0	0.0	***	***	***	***
東村	23	17	27	117.4	38	165.2	100.0	100.0	100.0	100.0	***	0.0
今帰仁村	54	45	69	127.8	54	100.0	100.0	100.0	100.0	66.7	***	0.0
本部町	62	52	53	85.5	102	164.5	100.0	25.0	100.0	0.0	***	0.0
恩納村	65	53	81	124.6	73	112.3	0.0	50.0	0.0	0.0	***	100.0
宜野座村	46	37	83	180.4	56	121.7	100.0	100.0	100.0	66.7	***	33.3
金武町	62	53	59	95.2	88	141.9	100.0	66.7	100.0	0.0	***	50.0
伊江村	26	19	46	176.9	57	219.2	100.0	100.0	0.0	50.0	***	50.0
読谷村	160	142	210	131.3	198	123.8	100.0	20.0	100.0	0.0	***	0.0
嘉手納町	54	48	114	211.1	79	146.3	100.0	0.0	***	***	***	***
北谷町	115	104	117	101.7	134	116.5	100.0	25.0	100.0	100.0	***	100.0
北中城村	66	59	52	78.8	72	109.1	100.0	100.0	100.0	50.0	***	100.0
中城村	89	78	118	132.6	154	173.0	66.7	100.0	33.3	33.3	***	100.0
西原町	132	118	144	109.1	150	113.6	100.0	50.0	50.0	50.0	***	50.0
与那原町	85	79	70	82.4	81	95.3	100.0	100.0	100.0	50.0	***	50.0
南風原町	182	162	312	171.4	195	107.1	100.0	75.0	100.0	66.7	***	66.7
渡嘉敷村	16	11	27	168.8	34	212.5	0.0	50.0	100.0	0.0	***	0.0
座間味村	17	14	34	200.0	29	170.6	33.3	100.0	100.0	66.7	***	66.7
粟国村	10	8	20	200.0	11	110.0	0.0	100.0	100.0	100.0	***	100.0
渡名喜村	7	4	4	57.1	7	100.0	0.0	0.0	***	***	***	***
南大東村	12	9	12	100.0	12	100.0	0.0	100.0	100.0	100.0	***	100.0
北大東村	9	7	8	88.9	10	111.1	0.0	100.0	0.0	100.0	***	100.0
伊平屋村	12	9	22	183.3	17	141.7	100.0	100.0	100.0	100.0	***	0.0
伊是名村	14	10	10	71.4	16	114.3	100.0	100.0	100.0	100.0	***	0.0
久米島町	73	51	86	117.8	72	98.6	100.0	33.3	50.0	50.0	***	0.0
八重瀬町	152	140	153	100.7	169	111.2	100.0	75.0	33.3	66.7	***	66.7
多良間村	11	8	7	63.6	5	45.5	0.0	0.0	***	***	***	***
竹富町	71	48	72	101.4	92	129.6	10.0	60.0	83.3	66.7	***	16.7
与那国町	21	15	24	114.3	24	114.3	0.0	100.0	100.0	100.0	***	100.0
合　　計	6,376	5,394	7,191	112.8	7,447	116.8	89.5	55.5	68.3	43.7	***	58.5

注１）「教員」とは、校長、副校長、教頭、主幹教諭、指導教諭、教諭、助教諭、養護教諭、養護助教諭、栄養教諭、常勤講師、再任用職員（フルタイム）をいう。
注２）「授業を担当している教員」とは、各教科等の授業を定期的に担当している教員をいう。授業を一時的・臨時的に担当する教員は含まない。
注３）「指導者用ＰＣ」とは、教員が使用するために配備されたものをいう。教職員が主として校務用に利用しているコンピュータ（校務用コンピュータ）は含まない。
注４）「指導者用ＰＣ整備率」とは指導者用ＰＣの総数を教員の総数で除して算出した値である。
注５）「教員の校務用ＰＣ」とは、主として教員が校務に使用するコンピュータのことをいう。
注６）「教員の校務用ＰＣ整備率」は、校務用ＰＣの総数を総教員数で除して算出した値である。
注７）「統合型校務支援システム」は、教務系（成績処理、出欠管理、時数等）・保健系（健康診断票、保健室管理等）、指導要録等の学籍関係、学校事務系など統合して
　　機能を有しているシステムをいう。
注８）「遠隔教育」は、遠隔システムを活用した同時双方向型で行う教育をいう。（「『遠隔教育の推進に向けた施策方針』の策定について（通知）」（文部科学省、平成30年9月20日））
注９）「合同授業型」とは、教師が児童生徒等に対面で授業を行う複数の教室等を遠隔により接続することで、児童生徒が多様な意見や考えに触れたり、協働して学習に取り組んだり
　　する機会の充実を図る遠隔教育の形態をいう。
注10）「教師支援型」とは、外部人材等の専門家と、児童生徒や教師がいる教室等を遠隔により接続することで、児童生徒の学習活動の質を高めるとともに、
　　教師の資質向上を図る遠隔教育の形態をいう。
注11）「教科・科目充実型」とは、学校教育法施行規則第77条の２（中学校等）、第88条の３（高等学校等）に基づき、当該教科の免許状を保有する教師による
　　授業を遠隔により提供することで、生徒の多様な科目選択を可能とすること等により、学習機会の充実を図るものをいう。なお、小学校での活用は想定されない。
注12）遠隔教育を実施している学校のうち、「教科・科目充実型」の遠隔教育の実施率は、「教科・科目充実型」の遠隔授業を実施している学校の総数を、
　　遠隔教育を実施していると答えた学校の総数から、遠隔教育を実施していると答えた小学校の総数を引いた数で除した値である。
注13）「個々の児童生徒の状況に応じた遠隔教育」とは、外国人児童生徒等への日本語指導、病気療養児・不登校児童生徒等に対する学習指導等の
　　個々の児童生徒の状況に応じた遠隔教育の形態をいう。

○市区町村（設置者）別「コンピュータの設置状況」及び「インターネット接続状況」の実態（中学校）

（令和７年３月１日現在）

市区町村別（中学校）	学校数	児童生徒数	普通教室数	学習者用PC総台数	児童生徒一人当たりの学習者用PC台数	普通教室の大型提示装置整備率	普通教室の校内LAN整備率	普通教室の無線LAN整備率	普通教室の移動通信システム（LTE等）整備率	移動系通信を利用している学校の内、無線LAN整備済みの普通教室の数	無線LAN又は移動系通信によりインターネット接続を行う普通教室の割合	回線速度の契約理論値 ベストエフォート型	回線速度の契約理論値 ギャランティ型
	校	人	室	台	台／人	%	%	%	%	室	%	%	%
沖縄県	4	793	21	812	1.0	100.0	71.4	71.4	***	***	71.4	100.0	0.0
那覇市	18	8,643	334	9,105	1.1	87.4	99.4	97.9	17.4	56	98.5	100.0	0.0
宜野湾市	4	3,094	109	3,319	1.1	98.2	100.0	99.1	***	***	99.1	100.0	0.0
石垣市	9	1,637	73	1,691	1.0	97.3	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
浦添市	5	3,694	131	3,807	1.0	94.7	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
名護市	8	2,127	113	2,127	1.0	89.4	99.1	99.1	***	***	99.1	0.0	100.0
糸満市	7	2,132	92	2,180	1.0	84.8	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
沖縄市	8	4,592	139	4,613	1.0	100.0	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
豊見城市	4	2,402	91	2,475	1.0	100.0	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
うるま市	10	3,977	160	4,256	1.1	88.1	100.0	100.0	2.5	4	100.0	100.0	0.0
宮古島市	11	1,635	91	1,627	1.0	98.9	100.0	100.0	6.6	6	100.0	90.0	10.0
南城市	5	1,634	68	1,728	1.1	98.5	100.0	100.0	4.4	3	100.0	100.0	0.0
国頭村	1	118	9	134	1.1	77.8	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
大宜味村	1	69	5	88	1.3	100.0	100.0	100.0	***	***	100.0	0.0	100.0
東村	1	28	3	28	1.0	100.0	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
今帰仁村	1	299	13	342	1.1	84.6	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
本部町	3	396	19	395	1.0	100.0	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
恩納村	1	315	16	415	1.3	93.8	93.8	87.5	***	***	87.5	100.0	0.0
宜野座村	1	265	12	300	1.1	100.0	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
金武町	1	413	17	413	1.0	94.1	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
伊江村	1	131	7	133	1.0	85.7	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
読谷村	2	1,516	57	1,534	1.0	100.0	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
嘉手納町	1	417	18	486	1.2	88.9	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
北谷町	2	1,031	40	1,070	1.0	87.5	100.0	100.0	45.0	18	100.0	100.0	0.0
北中城村	1	541	21	541	1.0	85.7	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
中城村	1	542	19	528	1.0	100.0	100.0	0.0	***	***	0.0	100.0	0.0
西原町	2	1,128	44	1,202	1.1	100.0	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
与那原町	1	685	28	710	1.0	100.0	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
南風原町	2	1,485	56	1,572	1.1	89.3	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
渡嘉敷村	1	22	3	23	1.0	100.0	100.0	100.0	100.0	3	100.0	100.0	0.0
座間味村	3	31	9	54	1.7	88.9	100.0	100.0	22.2	2	100.0	100.0	0.0
粟国村	1	13	4	14	1.1	100.0	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
渡名喜村	1	3	3	3	1.0	100.0	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
南大東村	1	45	4	49	1.1	75.0	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
北大東村	1	11	3	11	1.0	100.0	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
伊平屋村	2	38	9	40	1.1	66.7	100.0	100.0	***	***	100.0	0.0	100.0
伊是名村	1	47	4	47	1.0	100.0	100.0	100.0	***	***	100.0	0.0	100.0
久米島町	2	230	10	228	1.0	90.0	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
八重瀬町	2	1,263	50	1,153	0.9	94.0	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
多良間村	1	35	5	38	1.1	100.0	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
竹富町	9	147	25	163	1.1	96.0	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
与那国町	2	58	6	67	1.2	100.0	100.0	100.0	***	***	100.0	100.0	0.0
合計	143	47,682	1,941	49,521	1.0	93.1	99.5	98.1	4.8	92	98.2	90.6	9.4

注１）「児童生徒数」は、令和６年５月１日現在の児童生徒数。
注２）「学習者用ＰＣ」とは、教育用ＰＣのうち、児童生徒が使用するために配備されたものをいう。
注３）「児童生徒一人当たりの学習者用PC台数」は、「学習者用ＰＣ総台数」を令和６年５月１日現在の児童生徒数で除して算出した値である。
注４）「普通教室の大型提示装置整備率」は、大型提示装置を設置している普通教室の総数を普通教室の総数で除して算出した値である。
注５）「普通教室の校内ＬＡＮ整備率」は、校内ＬＡＮを整備する普通教室の総数を普通教室の総数で除して算出した値である。
注６）「普通教室の無線ＬＡＮ整備率」は、無線ＬＡＮを整備する普通教室の総数を普通教室の総数で除して算出した値である。

○市区町村（設置者）別「コンピュータの設置状況」及び「インターネット接続状況」の実態（中学校）

（令和７年３月１日現在）

市　区　町　村　別 （　中　学　校　）	教員数 人	授業を担当している教員数 人	指導者用PC台数 台	指導者用PC整備率 %	教員の校務用PC台数 台	教員の校務用PC整備率 %	統合型校務支援システム整備率 %	遠隔教育実施率 %	遠隔教育を実施している学校のうち、「合同授業型」の遠隔授業の実施率 %	遠隔教育を実施している学校のうち、「教師支援型」の遠隔授業の実施率 %	遠隔教育を実施している学校のうち、「教科・科目充実型」の遠隔授業の実施率 %	遠隔教育を実施している学校のうち、個々の児童生徒の状況に応じた遠隔教育の実施率 %
沖縄県	48	40	64	133.3	48	100.0	100.0	0.0	***	***	***	***
那覇市	614	518	683	111.2	631	102.8	100.0	44.4	37.5	50.0	0.0	50.0
宜野湾市	191	170	179	93.7	230	120.4	100.0	0.0	***	***	***	***
石垣市	164	130	134	81.7	180	109.8	100.0	33.3	66.7	33.3	0.0	0.0
浦添市	275	235	448	162.9	400	145.5	100.0	20.0	100.0	100.0	0.0	0.0
名護市	198	173	226	114.1	216	109.1	100.0	75.0	66.7	66.7	0.0	66.7
糸満市	183	164	282	154.1	201	109.8	100.0	28.6	100.0	50.0	0.0	50.0
沖縄市	278	250	412	148.2	393	141.4	100.0	25.0	100.0	0.0	0.0	50.0
豊見城市	176	159	185	105.1	206	117.0	100.0	25.0	100.0	100.0	0.0	100.0
うるま市	283	254	256	90.5	420	148.4	100.0	40.0	25.0	0.0	0.0	75.0
宮古島市	196	159	195	99.5	203	103.6	100.0	72.7	62.5	75.0	0.0	37.5
南城市	171	119	113	66.1	157	91.8	100.0	80.0	25.0	50.0	0.0	100.0
国頭村	18	13	13	72.2	21	116.7	100.0	100.0	0.0	0.0	0.0	100.0
大宜味村	12	9	9	75.0	9	75.0	100.0	0.0	***	***	***	***
東村	9	8	9	100.0	10	111.1	100.0	100.0	100.0	100.0	0.0	0.0
今帰仁村	26	23	25	96.2	34	130.8	100.0	100.0	0.0	100.0	0.0	100.0
本部町	49	41	46	93.9	87	177.6	100.0	66.7	100.0	0.0	0.0	0.0
恩納村	24	22	36	150.0	36	150.0	0.0	100.0	0.0	0.0	0.0	100.0
宜野座村	26	22	22	84.6	22	84.6	100.0	100.0	0.0	100.0	0.0	0.0
金武町	32	29	32	100.0	44	137.5	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
伊江村	17	14	10	58.8	21	123.5	100.0	100.0	100.0	100.0	0.0	0.0
読谷村	108	100	105	97.2	110	101.9	100.0	0.0	***	***	***	***
嘉手納町	32	29	55	171.9	41	128.1	100.0	100.0	0.0	0.0	0.0	0.0
北谷町	66	62	68	103.0	69	104.5	100.0	0.0	***	***	***	***
北中城村	38	35	35	92.1	38	100.0	100.0	100.0	100.0	0.0	0.0	0.0
中城村	35	32	35	100.0	38	108.6	100.0	0.0	***	***	***	***
西原町	75	63	76	101.3	84	112.0	100.0	50.0	0.0	0.0	0.0	100.0
与那原町	54	50	29	53.7	50	92.6	100.0	100.0	0.0	100.0	0.0	100.0
南風原町	95	88	171	180.0	105	110.5	100.0	50.0	100.0	0.0	0.0	0.0
渡嘉敷村	9	8	8	88.9	8	88.9	0.0	100.0	100.0	0.0	0.0	0.0
座間味村	21	17	41	195.2	33	157.1	0.0	100.0	100.0	66.7	0.0	33.3
粟国村	10	8	16	160.0	8	80.0	0.0	100.0	100.0	0.0	0.0	100.0
渡名喜村	6	5	4	66.7	6	100.0	0.0	100.0	0.0	100.0	0.0	0.0
南大東村	10	9	10	100.0	10	100.0	0.0	100.0	100.0	100.0	0.0	0.0
北大東村	9	8	9	100.0	9	100.0	0.0	0.0	***	***	***	***
伊平屋村	17	12	21	123.5	25	147.1	100.0	100.0	100.0	100.0	0.0	0.0
伊是名村	12	9	5	41.7	18	150.0	100.0	0.0	***	***	***	***
久米島町	24	21	22	91.7	29	120.8	100.0	50.0	100.0	100.0	0.0	100.0
八重瀬町	82	73	79	96.3	83	101.2	100.0	100.0	50.0	50.0	0.0	100.0
多良間村	11	8	12	109.1	14	127.3	0.0	100.0	100.0	100.0	0.0	100.0
竹富町	66	53	78	118.2	79	119.7	0.0	88.9	87.5	62.5	0.0	25.0
与那国町	21	15	23	109.5	23	109.5	0.0	100.0	100.0	0.0	0.0	100.0
合　　計	3,791	3,257	4,281	112.9	4,449	117.4	85.3	53.1	64.5	52.6	1.3	48.7

注１）「教員」とは、校長、副校長、教頭、主幹教諭、指導教諭、教諭、助教諭、養護教諭、養護助教諭、栄養教諭、常勤講師、再任用職員（フルタイム）をいう。
注２）「授業を担当している教員」とは、各教科等の授業を定期的に担当している教員をいう。授業を一時的・臨時的に担当する教員は含まない。
注３）「指導者用ＰＣ」とは、教員が使用するために配備されたものをいう。教職員が主として校務用に利用しているコンピュータ（校務用コンピュータ）は含まない。
注４）「指導者用ＰＣ整備率」とは指導者用ＰＣの総数を教員の総数で除して算出した値である。
注５）「教員の校務用ＰＣ」とは、主として教員が校務に使用するコンピュータのことをいう。
注６）「教員の校務用ＰＣ整備率」は、校務用ＰＣの総数を総教員数で除して算出した値である。
注７）「統合型校務支援システム」は、教務系（成績処理、出欠管理、時数等）・保健系（健康診断票、保健室管理等）、指導要録等の学籍関係、学校事務系など統合して
　　機能を有しているシステムをいう。
注８）「遠隔教育」は、遠隔システムを活用した同時双方向型で行う教育をいう。（「『遠隔教育の推進に向けた施策方針』の策定について（通知）」（文部科学省、平成30年9月20日））
注９）「合同授業型」とは、教師が児童生徒等に対面で授業を行う複数の教室等を遠隔により接続することで、児童生徒が多様な意見や考えに触れたり、協働して学習に取り組んだり
　　する機会の充実を図る遠隔教育の形態をいう。
注10）「教師支援型」とは、外部人材等の専門家と、児童生徒や教師がいる教室等を遠隔により接続することで、児童生徒の学習活動の質を高めるとともに、
　　教師の資質向上を図る遠隔教育の形態をいう。
注11）「教科・科目充実型」とは、学校教育法施行規則第77条の２（中学校等）、第88条の３（高等学校等）に基づき、当該教科の免許状を保有する教師による
　　授業を遠隔により提供することで、生徒の多様な科目選択を可能とすること等により、学習機会の充実を図るものをいう。なお、小学校での活用は想定されない。
注12）遠隔教育を実施している学校のうち、「教科・科目充実型」の遠隔教育の実施率は、「教科・科目充実型」の遠隔授業を実施している学校の総数を、
　　遠隔教育を実施していると答えた学校の総数から、遠隔教育を実施していると答えた小学校の総数を引いた数で除した値である。
注13）「個々の児童生徒の状況に応じた遠隔教育」とは、外国人児童生徒等への日本語指導、病気療養児・不登校児童生徒等に対する学習指導等の
　　個々の児童生徒の状況に応じた遠隔教育の形態をいう。

○市区町村（設置者）別「コンピュータの設置状況」及び「インターネット接続状況」の実態（義務教育学校）

市　区　町　村　別 （義務教育学校）	学校数 校	児童生徒数 人	普通教室数 室	学習者用PC総台数 台	児童生徒一人当たりの学習者用PC台数 台／人	普通教室の大型提示装置整備率 %
合　計	***	***	***	***	***	***

注１）「児童生徒数」は、令和６年５月１日現在の児童生徒数。
注２）「学習者用ＰＣ」とは、教育用ＰＣのうち、児童生徒が使用するために配備されたものをいう。
注３）「児童生徒一人当たりの学習者用PC台数」は、「学習者用ＰＣ総台数」を令和６年５月１日現在の児童生徒数で除して算出した値であ
注４）「普通教室の大型提示装置整備率」は、大型提示装置を設置している普通教室の総数を普通教室の総数で除して算出した値である。
注５）「普通教室の校内ＬＡＮ整備率」は、校内ＬＡＮを整備する普通教室の総数を普通教室の総数で除して算出した値である。
注６）「普通教室の無線ＬＡＮ整備率」は、無線ＬＡＮを整備する普通教室の総数を普通教室の総数で除して算出した値である。

（令和７年３月１日現在）

普通教室の校内LAN整備率 %	普通教室の無線LAN整備率 %	普通教室の移動通信システム（LTE等）整備率 %	移動系通信を利用している学校の内、無線LAN整備済みの普通教室の数 室	無線LAN又は移動系通信によりインターネット接続を行う普通教室の割合 %	回線速度の契約理論値 ベストエフォート型 %	回線速度の契約理論値 ギャランティ型 %
***	***	***	***	***	***	***

る。

○市区町村（設置者）別「コンピュータの設置状況」及び「インターネット接続状況」の実態（義務教育学校）

（令和７年３月１日現在）

市　区　町　村　別 （義務教育学校）	教員数 人	授業を担当している教員数 人	指導者用PC台数 台	指導者用PC整備率 %	教員の校務用PC台数 台	教員の校務用PC整備率 %	統合型校務支援システム整備率 %	遠隔教育実施率 %	遠隔教育を実施している学校のうち、「合同授業型」の遠隔授業の実施率 %	遠隔教育を実施している学校のうち、「教師支援型」の遠隔授業の実施率 %	遠隔教育を実施している学校のうち、「教科・科目充実型」の遠隔授業の実施率 %	遠隔教育を実施している学校のうち、個々の児童生徒の状況に応じた遠隔教育の実施率 %
合　　計	***	***	***	***	***	***	***	***	***	***	***	***

注１）「教員」とは、校長、副校長、教頭、主幹教諭、指導教諭、教諭、助教諭、養護教諭、養護助教諭、栄養教諭、常勤講師、再任用職員（フルタイム）をいう。
注２）「授業を担当している教員」とは、各教科等の授業を定期的に担当している教員をいう。授業を一時的・臨時的に担当する教員は含まない。
注３）「指導者用ＰＣ」とは、教員が使用するために配備されたものをいう。教職員が主として校務用に利用しているコンピュータ（校務用コンピュータ）は含まない。
注４）「指導者用ＰＣ整備率」とは指導者用ＰＣの総数を教員の総数で除して算出した値である。
注５）「教員の校務用ＰＣ」とは、主として教員が校務に使用するコンピュータのことをいう。
注６）「教員の校務用ＰＣ整備率」は、校務用ＰＣの総数を総教員数で除して算出した値である。
注７）「統合型校務支援システム」は、教務系（成績処理、出欠管理、時数等）・保健系（健康診断票、保健室管理等）、指導要録等の学籍関係、学校事務系など統合して
機能を有しているシステムをいう。
注８）「遠隔教育」は、遠隔システムを活用した同時双方向型で行う教育をいう。（「『遠隔教育の推進に向けた施策方針』の策定について（通知）」（文部科学省、平成30年9月20日））
注９）「合同授業型」とは、教師が児童生徒等に対面で授業を行う複数の教室等を遠隔により接続することで、児童生徒が多様な意見や考えに触れたり、協働して学習に取り組んだり
する機会の充実を図る遠隔教育の形態をいう。
注10）「教師支援型」とは、外部人材等の専門家と、児童生徒や教師がいる教室等を遠隔により接続することで、児童生徒の学習活動の質を高めるとともに、
教師の資質向上を図る遠隔教育の形態をいう。
注11）「教科・科目充実型」とは、学校教育法施行規則第77条の２（中学校等）、第88条の３（高等学校等）に基づき、当該教科の免許状を保有する教師による
授業を遠隔により提供することで、生徒の多様な科目選択を可能とすること等により、学習機会の充実を図るものをいう。なお、小学校での活用は想定されない。
注12）遠隔教育を実施している学校のうち、「教科・科目充実型」の遠隔教育の実施率は、「教科・科目充実型」の遠隔授業を実施している学校の総数を、
遠隔教育を実施していると答えた学校の総数から、遠隔教育を実施していると答えた小学校の総数を引いた数で除した値である。
注13）「個々の児童生徒の状況に応じた遠隔教育」とは、外国人児童生徒等への日本語指導、病気療養児・不登校児童生徒等に対する学習指導等の
個々の児童生徒の状況に応じた遠隔教育の形態をいう。

○市区町村（設置者）別「コンピュータの設置状況」及び「インターネット接続状況」の実態（高等学校）

（令和７年３月１日現在）

市区町村別（高等学校）	学校数	学校数（専門学科・総合学科単独及び複数学科設置校）	児童生徒数	児童生徒数（専門学科・総合学科単独及び複数学科設置校）	普通教室数	普通教室数（専門学科・総合学科単独及び複数学科設置校）	学習者用PC総台数	学習者用PC総台数（専門学科・総合学科単独及び複数学科設置校）	児童生徒一人当たりの学習者用PC台数	児童生徒一人当たりの学習者用PC台数（専門学科・総合学科単独及び複数学科設置校）	普通教室の大型提示装置整備率	普通教室の大型提示装置整備率（専門学科・総合学科単独及び複数学科設置校）	普通教室の校内LAN整備率	普通教室の校内LAN整備率（専門学科・総合学科単独及び複数学科設置校）	普通教室の無線LAN整備率	普通教室の無線LAN整備率（専門学科・総合学科単独及び複数学科設置校）	普通教室の移動通信システム（LTE等）整備率	普通教室の移動通信システム（LTE等）整備率（専門学科・総合学科単独及び複数学科設置校）	移動系通信を利用している学校の内、普通教室の数	移動系通信を利用している学校の内、無線LAN整備済みの普通教室の数（専門学科・総合学科単独及び複数学科設置校）	無線LAN又は移動系通信によりインターネット接続を行う普通教室の割合	無線LAN又は移動系通信によりインターネット接続を行う普通教室の割合（専門学科・総合学科単独及び複数学科設置校）	回線速度の契約理論値ベストエフォート型	回線速度の契約理論値ベストエフォート型（専門学科・総合学科単独及び複数学科設置校）	回線速度の契約理論値ギャランティ型	回線速度の契約理論値ギャランティ型（専門学科・総合学科単独及び複数学科設置校）
	校	校	人	人	室	室	台	台	台／人	台／人	%	%	%	%	%	%	%	%	室	室	%	%	%	%	%	%
沖縄県	59	35	40,960	22,136	1,134	651	54,219	31,794	1.3	1.4	97.5	95.7	100.0	100.0	99.8	99.7	***	***	***	***	99.8	99.7	100.0	100.0	0.0	0.0
合計	59	35	40,960	22,136	1,134	651	54,219	31,794	1.3	1.4	97.5	95.7	100.0	100.0	99.8	99.7	***	***	***	***	99.8	99.7	100.0	100.0	0.0	0.0

注１）「児童生徒数」は、令和６年５月１日現在の児童生徒数。
注２）「学習者用ＰＣ」とは、教育用ＰＣのうち、児童生徒が使用するために配備されたものをいう。
注３）「児童生徒一人当たりの学習者用PC台数」は、「学習者用ＰＣ総台数」を令和６年５月１日現在の児童生徒数で除して算出した値である。
注４）「普通教室の大型提示装置整備率」は、大型提示装置を設置している普通教室の総数を普通教室の総数で除して算出した値である。
注５）「普通教室の校内ＬＡＮ整備率」は、校内ＬＡＮを整備する普通教室の総数を普通教室の総数で除して算出した値である。
注６）「普通教室の無線ＬＡＮ整備率」は、無線ＬＡＮを整備する普通教室の総数を普通教室の総数で除して算出した値である。

○市区町村（設置者）別「コンピュータの設置状況」及び「インターネット接続状況」の実態（高等学校）

（令和７年３月１日現在）

市区町村別（高等学校）	教員数	教員数（専門学科・総合学科単独及び複数学科設置校）	授業を担当している教員数	授業を担当している教員数（専門学科・総合学科単独及び複数学科設置校）	指導者用PC台数	指導者用PC台数（専門学科・総合学科単独及び複数学科設置校）	指導者用PC整備率	指導者用PC整備率（専門学科・総合学科単独及び複数学科設置校）	教員の校務用PC台数	教員の校務用PC台数（専門学科・総合学科単独及び複数学科設置校）	教員の校務用PC整備率	教員の校務用PC整備率（専門学科・総合学科単独及び複数学科設置校）	統合型校務支援システム整備率	統合型校務支援システム整備率（専門学科・総合学科単独及び複数学科設置校）	遠隔教育実施率	遠隔教育実施率（専門学科・総合学科単独及び複数学科設置校）	遠隔教育を実施している学校のうち、「合同授業型」の遠隔授業の実施率	遠隔教育を実施している学校のうち、「合同授業型」の遠隔授業の実施率（専門学科・総合学	遠隔教育を実施している学校のうち、「教師支援型」の遠隔授業の実施率	遠隔教育を実施している学校のうち、「教師支援型」の遠隔授業の実施率（専門学科・総合学	遠隔教育を実施している学校のうち、「教科・科目充実型」の遠隔授業の実施率	遠隔教育を実施している学校のうち、「教科・科目充実型」の遠隔授業の実施率（専門学	遠隔教育を実施している学校のうち、個々の児童生徒の状況に応じた遠隔教育の実施率	遠隔教育を実施している学校のうち、個々の児童生徒の状況に応じた遠隔教育の実施率（専門学
	人	人	人	人	台	台	%	%	台	台	%	%	%	%	%	%	%	%	%	%	%	%	%	%
沖縄県	3,221	1,980	2,911	1,789	3,730	2,385	115.8	120.5	4,639	3,040	144.0	153.5	100.0	100.0	23.7	25.7	64.3	66.7	57.1	66.7	0.0	0.0	21.4	33.3
合計	3,221	1,980	2,911	1,789	3,730	2,385	115.8	120.5	4,639	3,040	144.0	153.5	100.0	100.0	23.7	25.7	64.3	66.7	57.1	66.7	0.0	0.0	21.4	33.3

注１）「教員」とは、校長、副校長、教頭、主幹教諭、指導教諭、教諭、助教諭、養護教諭、養護助教諭、栄養教諭、常勤講師、再任用職員（フルタイム）をいう。
注２）「授業を担当している教員」とは、各教科等の授業を定期的に担当している教員をいう。授業を一時的・臨時的に担当する教員は含まない。
注３）「指導者用ＰＣ」とは、教員が使用するために配備されたものをいう。教職員が主として校務用に利用しているコンピュータ（校務用コンピュータ）は含まない。
注４）「指導者用ＰＣ整備率」とは指導者用ＰＣの総数を教員の総数で除して算出した値である。
注５）「教員の校務用ＰＣ」とは、主として教員が校務に使用するコンピュータのことをいう。
注６）「教員の校務用ＰＣ整備率」は、校務用ＰＣの総数を総教員数で除して算出した値である。
注７）「統合型校務支援システム」は、教務系（成績処理、出欠管理、時数等）・保健系（健康診断票、保健室管理等）、指導要録等の学籍関係、学校事務系など統合して機能を有しているシステムをいう。
注８）「遠隔教育」は、遠隔システムを活用した同時双方向型で行う教育をいう。（「『遠隔教育の推進に向けた施策方針』の策定について（通知）」（文部科学省、平成30年9月20日））
注９）「合同授業型」とは、教師が児童生徒等に対面で授業を行う複数の教室等を遠隔により接続することで、児童生徒が多様な意見や考えに触れたり、協働して学習に取り組んだりする機会の充実を図る遠隔教育の形態をいう。
注10）「教師支援型」とは、外部人材等の専門家と、児童生徒や教師がいる教室等を遠隔により接続することで、児童生徒の学習活動の質を高めるとともに、教師の資質向上を図る遠隔教育の形態をいう。
注11）「教科・科目充実型」とは、学校教育法施行規則第77条の２（中学校等）、第88条の３（高等学校等）に基づき、当該教科の免許状を保有する教師による授業を遠隔により提供することで、生徒の多様な科目選択を可能とすること等により、学習機会の充実を図るものをいう。なお、小学校での活用は想定されない。
注12）遠隔教育を実施している学校のうち、「教科・科目充実型」の遠隔教育の実施率は、「教科・科目充実型」の遠隔授業を実施している学校の総数を、遠隔教育を実施していると答えた学校の総数から、遠隔教育を実施していると答えた小学校の総数を引いた数で除した値である。
注13）「個々の児童生徒の状況に応じた遠隔教育」とは、外国人児童生徒等への日本語指導、病気療養児・不登校児童生徒等に対する学習指導等の個々の児童生徒の状況に応じた遠隔教育の形態をいう。

○市区町村（設置者）別「コンピュータの設置状況」及び「インターネット接続状況」の実態（中等教育学校）

市　区　町　村　別 （中等教育学校）	学校数 校	児童生徒数 人	普通教室数 室	学習者用PC総台数 台	児童生徒一人当たりの学習者用PC台数 台／人	普通教室の大型提示装置整備率 %
合　計	***	***	***	***	***	***

注１）「児童生徒数」は、令和６年５月１日現在の児童生徒数。
注２）「学習者用ＰＣ」とは、教育用ＰＣのうち、児童生徒が使用するために配備されたものをいう。
注３）「児童生徒一人当たりの学習者用PC台数」は、「学習者用ＰＣ総台数」を令和６年５月１日現在の児童生徒数で除して算出した値であ
注４）「普通教室の大型提示装置整備率」は、大型提示装置を設置している普通教室の総数を普通教室の総数で除して算出した値である。
注５）「普通教室の校内ＬＡＮ整備率」は、校内ＬＡＮを整備する普通教室の総数を普通教室の総数で除して算出した値である。
注６）「普通教室の無線ＬＡＮ整備率」は、無線ＬＡＮを整備する普通教室の総数を普通教室の総数で除して算出した値である。

（令和７年３月１日現在）

普通教室の校内LAN整備率 %	普通教室の無線LAN整備率 %	普通教室の移動通信システム（LTE等）整備率 %	移動系通信を利用している学校の内、無線LAN整備済みの普通教室の数 室	無線LAN又は移動系通信によりインターネット接続を行う普通教室の割合 %	回線速度の契約理論値 ベストエフォート型 %	回線速度の契約理論値 ギャランティ型 %
***	***	***	***	***	***	***

る。

○市区町村（設置者）別「コンピュータの設置状況」及び「インターネット接続状況」の実態（中等教育学校）

（令和７年３月１日現在）

市　区　町　村　別 （中等教育学校）	教員数 人	授業を担当している教員数 人	指導者用PC台数 台	指導者用PC整備率 %	教員の校務用PC台数 台	教員の校務用PC整備率 %	統合型校務支援システム整備率 %	遠隔教育実施率 %	遠隔教育を実施している学校のうち、「合同授業型」の遠隔授業の実施率 %	遠隔教育を実施している学校のうち、「教師支援型」の遠隔授業の実施率 %	遠隔教育を実施している学校のうち、「教科・科目充実型」の遠隔授業の実施率 %	遠隔教育を実施している学校のうち、個々の児童生徒の状況に応じた遠隔教育の実施率 %
合　　計	***	***	***	***	***	***	***	***	***	***	***	***

注１）「教員」とは、校長、副校長、教頭、主幹教諭、指導教諭、教諭、助教諭、養護教諭、養護助教諭、栄養教諭、常勤講師、再任用職員（フルタイム）をいう。
注２）「授業を担当している教員」とは、各教科等の授業を定期的に担当している教員をいう。授業を一時的・臨時的に担当する教員は含まない。
注３）「指導者用ＰＣ」とは、教員が使用するために配備されたものをいう。教職員が主として校務用に利用しているコンピュータ（校務用コンピュータ）は含まない。
注４）「指導者用ＰＣ整備率」とは指導者用ＰＣの総数を教員の総数で除して算出した値である。
注５）「教員の校務用ＰＣ」とは、主として教員が校務に使用するコンピュータのことをいう。
注６）「教員の校務用ＰＣ整備率」は、校務用ＰＣの総数を総教員数で除して算出した値である。
注７）「統合型校務支援システム」は、教務系（成績処理、出欠管理、時数等）・保健系（健康診断票、保健室管理等）、指導要録等の学籍関係、学校事務系など統合して
　　機能を有しているシステムをいう。
注８）「遠隔教育」は、遠隔システムを活用した同時双方向型で行う教育をいう。（「『遠隔教育の推進に向けた施策方針』の策定について（通知）」（文部科学省、平成30年9月20日））
注９）「合同授業型」とは、教師が児童生徒等に対面で授業を行う複数の教室等を遠隔により接続することで、児童生徒が多様な意見や考えに触れたり、協働して学習に取り組んだり
　　する機会の充実を図る遠隔教育の形態をいう。
注10）「教師支援型」とは、外部人材等の専門家と、児童生徒や教師がいる教室等を遠隔により接続することで、児童生徒の学習活動の質を高めるとともに、
　　教師の資質向上を図る遠隔教育の形態をいう。
注11）「教科・科目充実型」とは、学校教育法施行規則第77条の２（中学校等）、第88条の３（高等学校等）に基づき、当該教科の免許状を保有する教師による
　　授業を遠隔により提供することで、生徒の多様な科目選択を可能とすること等により、学習機会の充実を図るものをいう。なお、小学校での活用は想定されない。
注12）遠隔教育を実施している学校のうち、「教科・科目充実型」の遠隔教育の実施率は、「教科・科目充実型」の遠隔授業を実施している学校の総数を、
　　遠隔教育を実施していると答えた学校の総数から、遠隔教育を実施していると答えた小学校の総数を引いた数で除した値である。
注13）「個々の児童生徒の状況に応じた遠隔教育」とは、外国人児童生徒等への日本語指導、病気療養児・不登校児童生徒等に対する学習指導等の
　　個々の児童生徒の状況に応じた遠隔教育の形態をいう。

○市区町村（設置者）別「コンピュータの設置状況」及び「インターネット接続状況」の実態（特別支援学校）

市　区　町　村　別 （特別支援学校）	学校数 校	児童生徒数 人	普通教室数 室	学習者用PC総台数 台	児童生徒一人当たりの学習者用PC台数 台／人	普通教室の大型提示装置整備率 %
沖縄県	22	2,554	532	2,576	1.0	25.0
合　計	22	2,554	532	2,576	1.0	25.0

注１）「児童生徒数」は、令和６年５月１日現在の児童生徒数。
注２）「学習者用ＰＣ」とは、教育用ＰＣのうち、児童生徒が使用するために配備されたものをいう。
注３）「児童生徒一人当たりの学習者用PC台数」は、「学習者用ＰＣ総台数」を令和６年５月１日現在の児童生徒数で除して算出した値であ
注４）「普通教室の大型提示装置整備率」は、大型提示装置を設置している普通教室の総数を普通教室の総数で除して算出した値である。
注５）「普通教室の校内ＬＡＮ整備率」は、校内ＬＡＮを整備する普通教室の総数を普通教室の総数で除して算出した値である。
注６）「普通教室の無線ＬＡＮ整備率」は、無線ＬＡＮを整備する普通教室の総数を普通教室の総数で除して算出した値である。

（令和７年３月１日現在）

普通教室の校内LAN整備率 %	普通教室の無線LAN整備率 %	普通教室の移動通信システム（LTE等）整備率 %	移動系通信を利用している学校の内、無線LAN整備済みの普通教室の数 室	無線LAN又は移動系通信によりインターネット接続を行う普通教室の割合 %	回線速度の契約理論値 ベストエフォート型 %	回線速度の契約理論値 ギャランティ型 %
100.0	89.3	***	***	89.3	100.0	0.0
100.0	89.3	***	***	89.3	100.0	0.0

る。

○市区町村（設置者）別「コンピュータの設置状況」及び「インターネット接続状況」の実態（特別支援学校）

（令和７年３月１日現在）

市　区　町　村　別 （特別支援学校）	教員数 人	授業を担当している教員数 人	指導者用PC台数 台	指導者用PC整備率 %	教員の校務用PC台数 台	教員の校務用PC整備率 %	統合型校務支援システム整備率 %	遠隔教育実施率 %	遠隔教育を実施している学校のうち、「合同授業型」の遠隔授業の実施率 %	遠隔教育を実施している学校のうち、「教師支援型」の遠隔授業の実施率 %	遠隔教育を実施している学校のうち、「教科・科目充実型」の遠隔授業の実施率 %	遠隔教育を実施している学校のうち、個々の児童生徒の状況に応じた遠隔教育の実施率 %
沖縄県	1,528	1,396	1,329	87.0	1,875	122.7	100.0	68.2	60.0	6.7	0.0	80.0
合　　計	1,528	1,396	1,329	87.0	1,875	122.7	100.0	68.2	60.0	6.7	0.0	80.0

注１）「教員」とは、校長、副校長、教頭、主幹教諭、指導教諭、教諭、助教諭、養護教諭、養護助教諭、栄養教諭、常勤講師、再任用職員（フルタイム）をいう。
注２）「授業を担当している教員」とは、各教科等の授業を定期的に担当している教員をいう。授業を一時的・臨時的に担当する教員は含まない。
注３）「指導者用ＰＣ」とは、教員が使用するために配備されたものをいう。教職員が主として校務用に利用しているコンピュータ（校務用コンピュータ）は含まない。
注４）「指導者用ＰＣ整備率」とは指導者用ＰＣの総数を教員の総数で除して算出した値である。
注５）「教員の校務用ＰＣ」とは、主として教員が校務に使用するコンピュータのことをいう。
注６）「教員の校務用ＰＣ整備率」は、校務用ＰＣの総数を総教員数で除して算出した値である。
注７）「統合型校務支援システム」は、教務系（成績処理、出欠管理、時数等）・保健系（健康診断票、保健室管理等）、指導要録等の学籍関係、学校事務系など統合して
　　機能を有しているシステムをいう。
注８）「遠隔教育」は、遠隔システムを活用した同時双方向型で行う教育をいう。（「『遠隔教育の推進に向けた施策方針』の策定について（通知）」（文部科学省、平成30年9月20日））
注９）「合同授業型」とは、教師が児童生徒等に対面で授業を行う複数の教室等を遠隔により接続することで、児童生徒が多様な意見や考えに触れたり、協働して学習に取り組んだり
　　する機会の充実を図る遠隔教育の形態をいう。
注10）「教師支援型」とは、外部人材等の専門家と、児童生徒や教師がいる教室等を遠隔により接続することで、児童生徒の学習活動の質を高めるとともに、
　　教師の資質向上を図る遠隔教育の形態をいう。
注11）「教科・科目充実型」とは、学校教育法施行規則第77条の２（中学校等）、第88条の３（高等学校等）に基づき、当該教科の免許状を保有する教師による
　　授業を遠隔により提供することで、生徒の多様な科目選択を可能とすること等により、学習機会の充実を図るものをいう。なお、小学校での活用は想定されない。
注12）遠隔教育を実施している学校のうち、「教科・科目充実型」の遠隔教育の実施率は、「教科・科目充実型」の遠隔授業を実施している学校の総数を、
　　遠隔教育を実施していると答えた学校の総数から、遠隔教育を実施していると答えた小学校の総数を引いた数で除した値である。
注13）「個々の児童生徒の状況に応じた遠隔教育」とは、外国人児童生徒等への日本語指導、病気療養児・不登校児童生徒等に対する学習指導等の
　　個々の児童生徒の状況に応じた遠隔教育の形態をいう。